明治三十九年四月二十日印刷
明治三十九年四月廿三日發行

百家說林續編中卷

編輯兼發行者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
合資會社吉川弘文館
右代表者　吉川半七

印刷者　東京市京橋區築地三丁目十一番地
野村宗十郎

印刷所　東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社東京築地活版製造所

發行所　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
合資會社吉川弘文館

百家說林續編中卷畢

は、き子に、旅させよといへることわざこそありけれ、そはおのれがまゝにうつりやすきこゝろを、たへしのばするをしへなるべし、今かりてによろづことたりぬる旅にして、うみをながめ、山を見はるき、花をたをり、もみぢをかざす旅ばかり、こゝろゆくものなむ又なかりける、かれ小杉秀成ぬしは、(秀成故ありてこの時頃父が本生の氏を名のりし頃也)箱根のいでゆ、あたみの湯あみにゆくこと、としのはにおちざりきとなむきける、其たびごとにをとこもじのにき、をむなもじのにきくさ〳〵のふみかきすさばれたりき、玄かはあれどこたびは足のけの病にて、いで立旅にしあれば、たゞまのあたり見たること、きゝたること、たび路のこゝろやりばかりに、よろづことそぎてさとびこともてかい玄るしてこゝろ見むとて、ものせられたる、此いそ山千どりにぞ有ける、げにうまや路のすゝろにおもしろく、かなしく、をか玄く、うるはしくあはれにさへおもひて、めもうつら〳〵見もてゆくまゝに、いつか見はたしけるも、なほあかず口おしく、今玄ばしもとおもふに、あまれるかみさへありければ、そのあかぬこゝろばかりを、せめてのすさびに、いさゝかかいしるすものは、下野人、日下田足穂なりけり、

を盡していむかひくとも、何ごとかはあらむ、あたち人をあまたうしなひたるも、かへす〳〵ゑこの夷がゆゑなるぞかしなど、こゝろ高にあげつらひつつ、後つひに打わらひて、こはいましだちにいひてかひなきことなりけり、思ふことはやゝもすれば、いはまほしくてなどかたらへるを、かたはら聞したるいづこいかなる人ならむ、「ひとふしもあればをらるゝゑば山に何をいはまの水のおとする」と高らかに打ずんじたる、諷諭のこゝろざし、相知らぬどちとは見ゆれど、いとたのもしくおぼゆ、またわかき男の子の、菅の小笠ふかくものしたる、又わかき女の衣のこし打あげ、あかきひもしてむすびつゝ、ゑろきはぎいましばしと思ふまであらはしたる、顔は笠にかくれてまほにも見えざる、かの男女手たづさはりつゝ、何ごとをかさゝめきゆく、をり〳〵後のかたかへりみするさまなるは、あとに殘るこゝろやあらんとおぼゆ、おくれさきだちたる旅人、みな目とゞめて、そのいふことききかまほしげなり、をりをり風のつたへてもれくるをきけば、かゝる道行は淨瑠璃にこそきけ、みづからかゝらむとは思ひがけけりや、げに夢ごゝちにはべるなど、さゝやくをきけば、うべこそあとの方をばゑば〳〵かへり見するなれと、おぼえたり、あるはつゝゑりうたひ、あるはさるがくのうたひものなど、ゑつゝゆく、いとさま〳〵なりけり、

いそ山千鳥 終

木になしてありきても、利うべきたよりもあらず、あぢきなの世の中やなど、一人がいへば、また一人の、さればこなたにも、いかにも高くうらばやとはすれど、よの中の高さくらべに打まけて、他のもののみ高きこゝちするを、いかにかはせんなど、うめぎゆくめり、また法師どち、ふかき笠打きつゝ、合羽といふもの、裾引をりたるに、白きはゞきものしたるが、これも世の中のもの、價の、いやがうへに高くなりゆくをなげき談りつゝ、(當年諸價騰貴例年に稀にして人に對する毎に先之を云ひしことなればかくは玄るしつるなり)吾徒の續經の布施をも、いかでならはむとはすれど、えさしもなしあへず、あやにくに、はしかもころりも行れぬを、これや吾れらが徒の、年をえぬとかいふらむ、佛の如意得諸寶と解き給ひしも、今の世にては、たゞそら言のやうにおぼえぬるなど、かたりゆく、また雲助男の子が、すくかご、(すくかご中古あたといふものに似たり今は猶俗に從ふ)といふものかつぎたるに、そのかつがれたるは、長き刀をよこたへ、ひたひがみのあとすこしすりたる、髮いとながくいかめしきが、雲助

とかたりつゝゆくをきけば、雲助の、今かくもの、あたへ貴きに、やつがれらかく役にいではべりても、家の内のもの三人口、やしなひはべらむこと、いとかたうはべる、かくては今一とせがほどには、いやしきものゝ、いかゞなりゆくらむなどいふを、かつがれたる侍の、今の世の中は、上ミ中下モともに、鼎の内に烹ふるゝ魚のやうなるを、かくなりゆくことも、かの醜き夷といふもの、近づけたるにおこりしことぞかし、(秀成追云此はこれ當時の論のみ今にしては削るべし)神はいかり、世は亂れなんとするを、みかどの大みこゝろになやみおはしますと思へば、人とあるもの、一ト日片時もやすゐすべくもあらず、この頃長門國のことも、をとつとしの常陸の國のまが事も、みないきどほりのあまりといふものなり、そのいきどほりを言にあらはし、行ヒになせるは、やがてつみせられぬる、いくばくの人かは、されど神國のいみじきことは、つみせられてもなほ、同じ志の人のおひすがひいでゝ、つくることなきは、貴き國風なりけり、あはれこのつみせられたるいく千萬の人もて、國を守らせなんには、四方の夷のかず

ませむごにせんと、うたふ斗りなるをとめはあらずかし、またいひはうづたかくもりたるに、あはせものそへてもていづるもあり、こゝにてわらぐつなどかへ、荷などゆひ直すもあり、かごといふものにのりたるは、おりておくまりたるかたにものするもあり、かの雲助男の子は、そのすくにていとよくはやるといふ茶屋のまへ、またはしつかたにおける榻などにこし打かけゐて、よき市人など、あるは女たび人などを見て、かごにのり給へ、いづこまであたへ安くまゐりはべらむなどいふ、また晝食の酒すごしたる旅人は、かのをとめどもに打たはふれつゝ、いかにぞやこよひはこゝにやどかしてむや、かうあね子の酌にて、こゝちよくゑひたるに、足もすくみがてになりたるはや、などいへば、やど屋はものしはべらねど、君ゆゑはやどかしまゐらせまほしうはべる、されどこゝにとめまゐらせては、某の宿のみおもひ人にうらみられはべらんになど、まけじことい ふめり、

○旅人

たび人は、その品いとおほく、公事にて上り下りするも、私事なるも、あるは國々の社にまうづる、またあきなひの爲なる、くさ／＼あるべし、公事の旅なるは例の御用とかいふ文字、たけきことにおぼえて、荷にも何にもゑるしつゝ、杖拂とかいふめるをさへ、先にたゝせ、その供人など肩おしはり、ひぢもちいかめしうてゆく、さらぬも鎧の唐櫃先にたて、馬引せなどし、供人多くゐたるもあり、近き頃は、御國人の、西洋人といふもののまねして、いはゆるいひ氣といふに成りて、そゞろきゆくもおほかり、また馬に荷をつけつゝ、おのがどちはかちよりゆくもあり、荷つけたる馬に乘りて、いとねむたげに、いま馬よりおちんとするを、見るもほと／＼しきこゝちするもあり、また何事なるらむこゑ高やかにのゝじりつゝ、きその夜のはいたくすけるかたにて、ふつにねさせぬまゝに、けふはいとねむくなど打わらへば、一人がそれこそは、そなたに打つけなるもの也、けふの晝食にうまきものこゝらものしてよなど、打たはぶれつゝゆくもあり、またあふごなど肩にものしたるが、二人三人打つれ立たるが、このとし頃のやうに、ものゝ價貴くては、足をすり

より、上り下りとも、七まち八町、あるは十まちなどもいでむかふることゝす、申の時頃より、そのどぢみなつどひて、鬪引きて、たれは何番と、そのついでを定むめり、かくて旅人を見て、はせいでつゝ、腰かゞめて當宿みとまりにてはべるにやととふ、旅人のさなりといへば、某何屋にてはべる、みやどこひねぎはべるなどいふ、旅人の定宿あり、何屋なりなどいへば、もだありつゝ退く、またいせまうでやまとめぐりなど見えたる類の、そのむれおほかるをば、ことにつのりて、何屋にてはべる、みやどもひろく淸らかにはべる、よろづのまかなひも心盡しはべらむになど、しきりにものするを、旅人はうるさくおぼえて、時いまだ早きをさきのすくまで行むなどいへば、さきのすくまでは、某里とはいへども、御朱印所などありて、道法(ミチノリ)もいたくのびはべるを、今よりおそかりなん、あすのみたちはいか斗りも早うなしまゐらせんに、いかでこよひは吾家にとて、先き立ゆきてしふることとなり、案内しらぬ旅人は、思の外によからぬ宿に引るゝもあり、また道のほどにて、某の宿には某屋がよきなどきゝてこしまゝに、そを定宿也などいへば、かの宿引のしかのたまふ某屋は、あやにくにこよひさし合はべる、あるは御用宿にてはべるなどいひあざむく、かれらつねにたびゆく人をよく見馴れて、たび馴れたるも、馴れざるも、すべてよく見知りてものする事なり、

〇茶屋

茶屋は、大かた旅宿に同じくて、また異なり、もの流す板のまへに、明障子ものし、あるはその上つかたにかぎをものして、鰭の廣物狹物引かけたるは、わだつみの都にはりつけといふ刑罰ものしたるやう也と、人のいひけるはうべなりけり、ほたりのこもにつゝまれて、文字太く酒の名しるしたるを、二つ三つ重ねたる、すべて旅ゆく人に見するためなり、白いものぬりたるをとめども、二人三人などおくもあり、旅人の通るごとに、しばしいこひ給へ、みきもよろしきがあり、みさかなもはべるなどよびたつることなり、旅人のこし打かくれば、けぶり草の火をけ、また宇治山の木のめのしるなどさしいでゝ、みきひとつとあとらふるに、みさかなは何よけん、あはびさゞへをかたひよけんなどいへども、大君き

て外は、大方下の品ながら、そのうちにも猶きざみきざみはあるべし、箱根より東なるは、一夜に二人三人の客にもまはるとか、近きころ西なるにも同じさまなるがありといふ、白須賀、御油、赤坂など、みづからいでゝ、こよひはよびてたまへ、みもとにあらせてたまへなど、しひていふ習ひなりとぞ、齢は十四五より廿七八、卅におよびていたくさだすぎたるもあり、春のあらしにはなさへおつといふやまひあらぬはをさ〳〵あらざるよし、そをいまだいたくやまぬを、飼ふ鷹のとやまへといひ、そを過したるを、とやすぎといふ、そのとやすぎなるは、神のほぐらのくらがへといふわざにも、價よしといふなり、下の品なる晝は、間所の淸まはり、ともし火の油のごひなどものするを、中の品より上なるは、かのあじか島にゆきたらむやうに、そのどち枕ならべてふしたるが、きその夜わかきたび人にいでたるは、ことにうまいするさまなり、山城の宇治山の木の芽引たるは、そのひるいねすることをさへなしあへずて、あるじが妻のおもゝちあしきにわびあへるさましたり、ばくにかちたる馬方をの子、役にいでたる助郷丁、また近き郷のわかうどなど、地の客ととなへて、客の上の品とす、旅行人には、賤しからぬわたりにも、酌とらせなどしつゝ、ゑひこゝろのすさびに、枕とらするもあれど、そはとまりまらうど、稱へて、下の品と定む、宿によりては、けしうはあらぬもあれど、ものいひさがなく、よろづはしたなきことどものおほかるは、もとよりさることゝしてゆるさん人はゆるすにもあるべし、このをとめども申の時頃より、髮けづりしろいものぬりて、まらうどをまてり、たび人によばるゝときは、その間所にいでゝ、たゞちに火桶のもとなどにすわり、まらうどのけぶり草とりてくゆらす、二人三人などそのむしろにいづるときは、おのがとち互に、その徒のしりうごとなどいひあへりつゝ、おのれらが心をやりて、客のこゝろなぐさむべきもの語などは、ふつになしえず、かくて枕とりては、いびき高うするもおほかりとぞ、

○宿引

宿引は、宿毎に抱へおくもあり、また小宿などいふには、あるじのみづからいづるもあり、そのすくに

ふ、肩における手のごひと、ふどしの色はひと玄くたそがれのいろにかよひ、顏と體の色は赤く、巳の時の色に同じく、髮は玄、の頭に、手足は松の木に似たり、齡は廿三四より四十あまりなるもあり、かの問屋場の裏に、小家作れるにおほくつどへり、また木賃宿といふに住るもあり、夏冬おほかたはだかにてあるがおほし、されど冬いと寒く成りては、かれが詞にぼつこといへるをまどへると、そん料ぶとんといふものをいとよく着たるもあり、飯はどんぶりといふものに盛りたるを食ひ、酒は茶椀につぎてのむ、ばくに勝てば小屋に在り、ばくにまけては役(エダチ)にいづ、常に小屋にのみあるをこれが長とし、長持をかつぐを上の品とし、駕籠をかつぐを中の品とし、一人持のものをかつぐを、これが詞に平人(ヒラビト)かつぎととなへて、下の品とす、これがいづるもとおほくは、かの助郷といふにいづる丁などの、ばく打わざにふけりて、つひにこの雲助におち入がありとぞ、またをり／＼はいやしからぬが、なりくだりたるもあるめり、これがつねにいふことに、先づ祖より雲助といふものあらず、雲助が子の雲助もあらずといへり、げにさることなるべしある人いふ諸侯と雲助の交りと同じことなりと云、そをいかにといふに、雲助のそのどち互によぶに、薩州といひ、加州因州などよべは也といふ、をかしきことなり、

○飯盛

いにしへは驛にくゞつめといふものありて、首に箱をかけ、人形をつかひて、旅人の心をなぐさめつつ、その夜の伽をもするもの也、いまはさるわざもせず、みすぢのいとかきならすわざさへ、はか／＼しうなしうるはまれ也とぞ、伊勢物語に、女のみづから飯のかいとりたるを見て、こゝろざしあさくなりし男もあるを、この遊びものは、いひのかいとるが、やがてこれが名にはおへるなりけり、品川とするがの國府はことなり、その外は大かた同じさまなれど、そのうちにも上(ミ)中下(モ)の品はありて、まづ岡崎、宮などは、上の品なるべく、桑名は黑字といひ、赤字といふ、黑字は上の品、赤字は下の品也、くろ字とは、その家の名をきりかけだつものに、墨にて玄るし、赤字とは、赤きすみもてかいつけたるをいふなり、藤澤、戸塚、四箇市、中の品なるべし、さ

さまして、もとの間所になほかのけぶりぐさくゆらせなどしたる、ひるのつかれさへいづちにかうしなひたるこゝちすめり、盃ひとつとりたるはことにいひしらぬこゝちす、しばしありて夕食ものす、さらといふにいまあみのうちよりとおぼえたるを、さしみといふものにしたるなど、海つ道のかひあるさまなり、主人いでゝおろそかにはべる、よろしうきこしめせなどいふ、かよひにいでたる女に、あすはいづこまで行むとす、何ばかりありやなどいふもあり、またこのすくによき遊びめありやなどいふに、よろしきもはべる、よびてまゐらせんやなど、くさぐさとひこたへなどしつゝ、いざきこしめせ、今一椀きこしめせなどいふ、いかにおのれらは信濃國よりこし人とか見ゆらむ、いひ櫃のそうじにこしやうにおぼゆらんなど、いとかしましきこと也、またねくら法師の、みりようぢはいかゞはべるとて、間所毎にいひありくをよび入れて、足腰などものせさするもあり、かくしつゝ君達は上りにおはしますにや、下りにてましますにやなどいひつゝ、やゝものいひ馴るゝを、まらうども詞がたきとして、いましいづくの生れにやなどいふがはじめにて、國々のことなど、またそのめのしひたることをさへかたらせてきくに、こゝちよくねむりつきて、はて〴〵はめくら法師のみ、とはずがたりにものいへど、そのかへしことさへせずなりぬるもおほし、かくするほどに、かの下女みとこまいらせんとて、もてくる夜の物、おほくはしりのあたりひやゝかにおぼゆるもゆるすべけれど、かの紙食ふ蟲に似たるが、かくれすめるをば、たびねのならひとはいへど、たへがたうおぼゆ、かく夜のもの敷きつゝ、あすの立の時をとひ、あぶらさしそへ、ふすま引立ゆく、たび人はその一ト日のつかれにうまいしたり、けぶり草の火もてきたるにおどろきて見れば、戸のひまあかうなれり、かほ洗ふとて、まづ心にかゝる空打見、互に天氣のことなどいふめり、なほ人により、その品により、やどにもよりて、くさ〴〵なるべし、

○雲助

雲助とは、浮雲のゆくへさだめぬをもてなづけたるなるべし、この男の子等、肩にしびねおこりたると、股によこねといふもの、あとなきはあらずとい

や申の頃より家人、婢など外に立ちて、旅人の通るを見て、みやどとり給へ、みゆもわきはべるなどいひつゝ、京見にゆくたび人、伊勢まうでのわかうどどもの、むらがりゆくをば、かの下女等道なかまでいでむかひつゝ、袖をさへとりて、ゑひてものするもおほかるを、その女のおろかに見ゆるには、わかきたび人どもの、足もとたゆみて引れむとするもあるを、つれだちたるもののいましばしゆかむをなどいひつゝ、はて〳〵は打つれたるどち、ものあらがひするもあり、いきほひある家に仕ふる人どもは、こは〳〵しうものなどいひのゝじり、あだし人のあひやどりするをさへとゞめつゝ、ともすればあるじをよべなど、いひおどしなどはなのあたりひこめかすもあぢきなきことなり、また酒肴ものして、酙取るものめせといふもあり、はじめより宿のあたひさだめあらそひつゝ、やどれるなどは、晝もをぐらき片つかたの間所にをらすめり、宇治山の木のめの代とりいでゝ、まづあたへたるは、いはゆる大黄ざいといふものよりいとよくきくものなりとか、あるは法師のまらうどのやどれる、やがて家人などいで、いかゞ仕らむ御精進に仕らむやなどいふを、あだし人のきく耳をはぢて、さなりといふもあり、またかの親鸞の徒にまがへてくるしからずといふもおほかり、されどこゝろきゝたるは、問ふまでもあらずもていだすもあるべし、かくてまづたびゞとの宿につきてあがりがまちに腰打かくと、まかだちらたらひに湯をものして足あらはせ、まづ茶などいだしおきて、その間所には通らすめり、笠などその伴なるをひとつにゆひ、わらぐづとりをさめつゝ、ややたび人のあゆひとき、けぶり草ひとつふたつものしたる頃、みゆもよろしうはべるこなたになど引ゆく、引れてゆけば、桶に水たゝへ、ひさごそへ、小だらひ、鹽などそのかたつかたにあり、やがてゆに入る、かの女どもみゆはいかゞはべる、あつくは水まゐらせん、ぬるくはたきはべらむ、ゆるやかにいりたまへなどいふ、わかきたび人のざれたると見ては、みあか仕らむみせなかに手をふれまほしうなどいふを、そは願ふにかなふわざかな、されどさてはあすのたちのものうくならんをなど、さるごうことといひつゝ、手のごひの布など洗ひて、ゑばしゆげを

丁どもをも、おのが召仕ふ下部をものするにひとしく、國々の諸侯の家人、またおほかたの吏どもの、馬人繼ぐとてこゝに來るを、なめしげにまたせおきて、ものとも思はぬおももちなる、すべていとけにくきかたなり、さはいふもの、、さばかりならではいともそこばくなる馬人のとりまかなひは、えしもなしあへぬわざなめり、

○旅宿

いにしへはいはゆる草枕にて、野にも臥、山にもいこひけむを、貴人は帳の幕など馬につけて、そをもてとりかこみつゝ、一夜をあかしたるものなるを、治れる御代のたふとさは、其草枕も名のみとはなれりしなり、かくてはたごやといふは、かのとばかりの幡を納めたる籠を、はたごといふよりうつりたる名也、今は本陣といひ、脇本陣など、くさ〲となへたり、またちかき頃難波講、大船講、關東講など名づけて、その目印を軒にかけたる、また某家中定宿、某用達などしるしてかけたるもあり、本陣は門を建、玄關などいふものつくりて、いかめしうかまへたるを、なべてはまづ這入のかたを廣く板敷にして、馬荷乘物など置にたよりとせり、上段とゝなへたる、床、わき床、違ひ棚、あかり床などいふものをとりつけたるおほし、間所をわかち、その間所の中間を、廊下といふになして、湯殿厠などにゆくたよりとせり、間所いみじうきらびやかにつくりたるも、懸物の繪などむげに拙く、襖の文字などあやしくて、めのとまる斗りなるはあらざりけり、庭は狹きを池のこゝろ淺く、石など所せきまでおきならべなどして、ゆほびかならぬこゝちす、あるは庭の向なる物置の小家、此方に向けるかたのみ、土藏のやうにものして、腰にかはらなどをさへとりつけたる、あなたはたゞの小家なるもおほし、されどかの佛の前の盛物にくらべては、客人の見るかたをつくろひたるはまさりたるにやあらむ、湯殿と厠と隣りたる、大かたの習のごとなれど、けがしき所と、身を淸むる所と、あひならびてひしきはひがことならむかし、こゝなるともし火つくるものに、某屋としるゝ火用心などかいつけたる、よき書とおぼゆるはまた稀なり、かくて未の貝ふく頃より、障子とりはらひ、いたくきよまはりて、まらうどをまてり、や

いそ山千鳥

堀秀成著

〇問屋場

問屋場は、いにしへ早馬所といひ、そをつかさどるを、早馬吏といふ、問屋といふ名は、もと湊より轉りたる名なるべし、川水の海におつる所を湊といひ、すべて舟の着く所を津といふ、その津にて荷を取扱ふ家を津屋とはいへる也、さてこの津屋の津を、假字に鬪と書きけむを、その鬪の字を、草書に問と書き誤りて、ついに問屋とはなれるにもあるべし、およそ宿の眞中にかまへたるも、上下二所にも構へおきて、一ト月を半にわかちて交替もあり、その構へは高くつくりて、立て肩のほどなるも、むなぢ斗りなるも、また馬の上より直におるゝにたよりよろしきもあり、品川と、駿河の府と、大津には衡をかけて、荷の重サ輕サを改む、その外なるにもはかりをば公より渡れたるを、常はなげしなどにかけおくことゝす、さて諚書といふもの、また其時の有司の名など志るしたるを、かべにはり置き、かのけしかる文字なる御用留とかものしたるを釘にかけたり、四角なる火桶のふちの燒けたる、さて硯箱算ばんといふものなどとりあらけたり、その構の庭は、道幅よりひろく、馬のはこ、わらぐつなど、いとむづかしく見ゆ、さてこゝに問屋年寄などいふ驛吏、さては帳附、馬差などいふ男子ども集へり、常は帳附といふものにゆだねおくめるを、いきほひある吏などの通るときは、かの驛吏ども皆いでゝとかくものすることなり、驛吏はその驛に由緒ある家などいふめるがつかさどることなり、帳附といふはさるわざにかなへるものゝ、書などいさゝかはしりがきし、かの算道のうへなどもおぼつかなからぬが、給金といふものとりてものすることなり、この帳附は小宿ととなふる家の主などなるがおほしとぞ、さがなごといはゞ、馬をも人をも筆の頭もて呑とかいふらむわざなどは、いみじうさかしきかたなれども、おほくの人にものし馴れて、いはゆるすれからしたりとかいふたぐひなるがおほかりとぞ、雲助といふものをばさらにもいはず、郷どもよりいづる助郷の

いそ山千鳥目錄

あとをしもとゞむべきにはあらねども
　　こゝろなくさのいそ千鳥かな

名目すべて云ならはす所の俗名によれり

ことしやよひばかり、伊豆國あたみの郷にゆあみすとて、そこにありける頃、いとつれ〴〵しさに、何事をかかきこころみむと、文机するゑてそのかくべき事思ひめぐらすに、病をさむる爲に勞かはしきわざをいとひて、かく身をやすくものするほどなれば、思をこらして考などすべきにもあらず、さればみづからこゝろなぐさむべきたはれぶみ、かきてむとおもふに、いにし年、上毛國草津のいでゆにものして、その繁昌記といふものかけるを、今それにむかへて、こゝのをもかゝばやと思ひしかどよく思へばこの郷は、かの草津などのごとく、めざましくはなやきたる事もあらねば、ありのまゝにかけらむに、何のめづらかなるふしもなかんめり、さればいくたびかゆきかひせしものから、こたびもまたすきこしいはゆるひむかしの海つ道の、驛路のありさま、まのあたり見しまゝに、さとびたるわざをもいとはず書むとて、一日二日ゆあみのいとまにかいつけて、さて見ればたはれ書とはいへども、わろひれたることとさへ打まじりて、かりにも人に見すべきものとしもおぼえず、かいやりすてたるを、ある人いへらく、書どもの中に、道〴〵しきすぢをうるはしくかけるは、見るにおのづから心もをさまりてはおぼゆれど、雨夜のつれ〴〵、ものむつかしきをりなどの心やりには、道の記のふみ、あるは歌物語、さてはいまひときはくだりては、俗たるわざ、つゝましきことさへ、とりまじへたるたはれぶみこそ、中〳〵に心なぐさむるよすかにはなれ、いまし何くれとかきあらはしたる書どもの中に、さるたぐひあらむやといふに、かいやりすてたりしこのふみのこと思ひいでゝ、反故のうちより見いでつゝ、草津繁昌記と共に、その人におくらむとて、かく中のきよかきはものしたるなり、人きゝわろきすぢさへ打あらはして、かいつけたるは、いともつゝましきわざなりや、

慶應二年十二月　　藤原秀成

秀成云、此書この頃取出し見るに一篇の文體、雅語に俗語をまじへたるは固よりそをこの一小册の體とせるものから、をりをり古言さへ打まじへなどして、いはゆる源三位の卿がものしたりといふけしきものゝ類をまぬかれず、今一たびかき改めばやとはおもへど、かゝる要なきものにいはゆる貴重の光陰をつひやすべくもあらず、そのまゝさておきぬ、此小册もし見む人あらばと今其由こゝにしるしおきぬ　　明治の十四年の夏

仰天人にはぢずと申古語および右私より申上候義を題辭にて御歌をも賜はり候間何卒守り可申と日々心懸候處扱々思ひ候如く行はれ不申事而已にて存ながら因循いたし候事共多く聊以御政闇義不仕とも文字に相背候事日々御座候されば心付候義を存分に仕候得者必狂人の如くに相成御役を辭候より外は無之と申ものに付和を不失扱又己をも正歟いたし可申と色色心懸候得共一向に出來不申當惑仕候折柄風と前文の章を存出し季路冉有の君に仕へかたは如何樣なるものに有之候哉と疑念仕候間 先生の 御敎示をかふぶり候はゞ疑もたちまちに解け又稽古の一端にも可相成哉と相存候事も有之候間御多事に被爲在候に何とも奉恐入候得共一寸御返事被仰付候樣奉願候

私至て弱年より刑名の御役相勤め日々惡黨斗を相手に仕候故歟性質疑ひ深意味有之候歟又は度々人に被欺候て後日に驚歎仕候事も不少故歟或は稀に推察の當り候事も有之候故歟俗に申廻り氣と申もの多こまり申候頃日風と廻り 氣は至て 損なるものかと 心付事々物々相ためし候處扱々損なるものには相違無之夫より僞をむかへず信せざるをおもんはからずと申聖語により候はゞ日々の御奉公突合等も大に心安く可有之と奉存候得共彼先覺と申義出來不申候故至て愚なるものに相成こまり申候さればとて先覺の場を學び可申といたし候得共專ら僞りをむかへ信せざるをおもんはかり不申候ては難成樣に相成候間先覺の場は暫さし置僞むかへずと信せざるをおもんはからずとの二ヶ條のみ先づ稽古いたし度候處いづかたより參り候はゞ右二ヶ條の守られ候樣には相成可申哉爭ひの心を捨方歟又は虚言を不申樣仕可申歟御敎示可被下候

遊藝園隨筆 終

谷の宿々の外ﾚに同樣の小屋を建て道路に迷ひ候ものを被差置たり夫に尙餓死のものあり四月中旬より天氣相應に付麥作殊によろしく米價下落いたし候間人氣大に靜まりぬ

○四月二日、前將軍家西城へ御移被遊上樣西城より御本丸え御引移なり、五日より上樣御禮被爲受候事正月の如し御引移當日は羽目之間におゐて兩御所樣え御目見有之 上之被爲入候には さして 常に替りたることもなかりしが、前將軍家の西城え被爲移候節者席々之面々いづれも落涙いたす御移替相濟芙蓉之間におゐて御老中列座にて御役人え熨斗被下之御勝手方諸役人いづれも 芙蓉之 間諸 番頭等 菊の間之由也

○十三日、大御所樣初て御入に付布衣以上之諸役人え御能拜見被仰付之御料理被下之三汁九菜也

○予ある時文人佐藤逸齋に逢ひて達意の文章を官事の閑あらむ時學ばんと欲す何より歟學候べくと問ひしに意を達せんには國學をもて記したりとも事足申べし、必ず韓文をもてするにはおよび申まじ官のことの閑暇ならんにはおこたらず通鑑綱目をよみ可申溫史は委し過よろしからずと申たり終日吏事を談ずると申にてさしあひ似たりおもしろき事也

○佐藤大道翁へ遣し候書翰の下書

扨論語に仲由冉求は大臣といふべくやと季子然の奉りし章のことに御座候其譯は夫子の彼二子を評せられしをおしひろめ相勘候得者君と父とを弑する大逆無道の外は君の惡を匡正いたし候事はさて置道ならぬことにても從べしとのことにはあらざるかと被存さなくて政事には冉有季路と仰られ又由は堂にのぼりていまだ室にいらずともみえ候へばいかに候ともみちならぬことに隨ふべくとも不敎其上政は正也と申せば曲たることのあるべき理無之譯に有之候得共季子 然の章の 本文斗にては 道におゐて 不穩など心付候事も因循し王且神宗の天書のこと陳まへらせざりし樣のことはありかちの如く相見申候いかゞ御座候哉此ところ解達仕候はゞ甚歟心得違も出來可申歟と懸念仕候義に御座候頃日私官途のこゝろ得者起請文前書之内 何役にても 御爲第一にと 存聊以御政闇義仕 間敷と有之候ヶ條 にこもり候間 何卒夫 にても守り申度と存じ候に付水府え其事の御書相願候處俯

右之通有之君に事奉る身にては右之語守候はゞ汗牛の書にもまさるべくとおもひ候まゝかくは申せし也然るに水府におゐて三月廿八日登城いたし執政の衆中え御存意可被述との事あり御家來之面々傾申せしかど御聞入無之某の存意藤田虎之助御使者にて參り御尋ねあり思召は尤の事ながら此節可被仰述旨も不存候まゝ存ずる旨審に御答申其序前書御染筆のこと申せしに四月八日御城府輕部源太左衞門を以一同に絹へ俯仰天人々不愧と申孟子之語を記し賜りぬ尙今日（四月二日）虎之助を以被仰下候は實は某が申せし如く認賜るべき處側向之もの共例なきよしにて止まいらせしかば右之ごとく遊ばし候かども望乞ふ旨の尤に思召武士の本意たるべくとて遂に御爲第一にと存御政闇義不仕と申辭書にも御歌をなし賜ひ虎之助に右等の譯其外某え兼て御逢被遊度思召之由眞田豆州とも噂被遊候由など審に被記被賜たりしよしにて虎之助より拜見候間右之御直書をも同人に乞て御歌一同納置ぬ御直文のことこゝに記し不申候はおもふ旨もあれば也審には本書によりて知べし

○寶暦の頃御廣敷の小役人に原武太夫といふものあり三絃堪能の名人にぞありける其こと蓮光院樣の御聽に達し御廣敷におゐて三絃被仰付彼もの麻上下にて着用して三絃ひきたりとぞ事畢て賜ふものも不少しに一品はをのがもとにとゞめ殘物どもはことごとく朋友にわかちくれ申せしは某賤しといへ共武士也然るに三絃堪能のこと聞へて別段のことありてははや武士はこれまで也とて夫より直に隱居せしよし明口飛彈守物語也其席に筒井伊賀守も居りて同人の實祖父久世長門守は其武太夫が弟子にて傳書も今に持傳へたりと三絃の傳書に候得共おもしろきこと多きよし左もあるべし

○去申年四月より六月七月の頃まで雨天勝冷氣にて諸作物悉不出來也米價追々に引上て三月の中旬頃は百八拾二三匁以上なりしが去る巳年凶年に引續候事故御府內之町人共殊に困究し夫に遠國の流民共も加りて日々行倒死するもの五十人に不減辻番の受負人棺を損料にてかりたりなど申位のことなりよつて筋違橋御門外御城際に御救小屋數軒を御取建あつてそこに凍餒のもの四五千人をおかれ又品川板橋千住四

山左衛門尉時服三ッ金貳枚御目付羽太新左衛門え二ッ貳枚某え同斷被下之某が家にしては葵章之御時服賜りしも某を以て初とす今日は黑色にてきくの文ある綸子の服下し賜ひぬ綸子の布衣の侍以下之面々にては例賜ひしことなし某當時の御役仰被りし故也難有御事也右に付實母幷に養方の父母其外弟共え夫々分ち與ふ

○四月二日御移替に付のしめ麻上下にて正六ッ時過登城上樣御道具の御注進にて御黑書院御勝手え廻り御目見畢ぬ大御所樣西城え御引移之間も同所にて同斷御目見也某が家は大御所樣御代に御目見以上にも相成布衣をも被仰付山海の御厚恩のことなど常にころにありし故にや御姿見奉り是や御本丸にての御目見之終にやと存ぜしかば覺えず落涙いたす終日恐悅の御事には候得共ものかなしく存候昨日虎之間にて御馬印拜見いたす金十本骨之扇銀くつわ半月の御馬印也

○四月八日加賀守殿家來岡田左太夫より文通來る夫々加賀守殿直書にて封じ御書物幷直書之文通來る二月十三日附にて御同人病死後之事故落涙ながら開封候處左之通

別封致返却候其外數通は封じ候て致火中候御放念有之度候格別被骨折右御精力にて拙相勤□□□□

雀躍□謝候不盡

右之通有之前に記し候ごとく去月九日に御病氣之處如此樣子にてはとくに死は決心ありしこと分明なりと御心の程感伏いたす頻に落涙にて讀事も成かね候別封も御同人の直書にて譯書等被遊御心ありて也秘すべきことも多ければ不記之

○大鹽平八郞去る廿七日大坂油懸町美濃屋五郞兵衞宅にて子格之助一同自害いたし燒死之旨屆來る面體等燒爛候由疑敷事也

○九日午後より青山久保町敎覺院え參る同寺は加賀守殿菩提所也

大久保加賀守殿法號　彰道院殿欽承良顯大居士

實忌日天保八年三月九日官邊は三月十九日也

○水戶殿家來大久保甚五左衞門え水戶殿に左之通染筆之こと相願

誓詞別文に

御爲第一にと存少も御政闇義不仕

守え申越候旨にて同人より大學頭え物語候由也平八郎は王陽明派の學者にて謀叛の念などあるべくもおもはれずよしあればとて狂人の事故何程の事かあるべきなど申候て其日は歸りぬ同廿六日登城せしに同日御城へ大阪よりの飛脚到來いたし大鹽平八郎宅より出火いたし大筒火矢等を以て燒立候に付取鎭方夫々手配有之候旨申參り候由にて御老中方も退出七ツ半時過に相成其節駿河守物語に早大阪は落城し堀伊賀守は京都へ迯參り跡部山城守は百目筒に當り首徵塵に碎候由事々敷物語大造の事に候得共某存せしは平八郎者浪人ものにて其上白晝に自燒いたし取懸候にて最早大事之難成事は明也當時昇平之御時故人武事不鍛練大造に申立候事不足信候間恐懼之御取計有之國體に拘候ては以之外之由等內々水野越前守殿へ申せし旨ありしに彼人も心附も候はゞ必可申上旨等具に被仰聞たり是は文化のはじめ魯西亞の賊船カラフトにて亂妨の節今にも東海より上陸いたし陸奥迄切取候樣に都下のものは申せし故實に至て纔の事にて彼平家の人々鳥の羽音に驚きたるためしもあれば決して治世肉食の人のみだりなること申せしを受可からざること也內々決し居人々の驚きたる樣取沙汰之樣子等笑ひおもひしに果て其後の注進にて二十人餘りのもの共騷立飢民共大勢引連出候得共跡部山城守に出合忽に敗亡せしよし分り候也

○廿九日加賀守殿え參り大阪のこと容易に入御聽候はゞ御病氣に障り不可然旨申上候處彼地藏屋敷の家來より注進の旨もありて御聽に達せしよし承る

○加賀守殿三月九日頃之由內實卒去同廿日同十九日夜卒去之旨被仰出候右に付爲悔參る歸り懸風烈しく半にもいたらぬさくらの散りし樣を見て

中々に今は神をもかこつ也花散せしはこゝろなきかと

よの中のこゝろをしらは天津空ちり行花をしばしとゞめよ

老中の卒去は例三日の遏密に候得共松平隱岐守室文姬君樣去る十六日逝去同廿二日迄鳴物停止中に付別段の被仰出無之候

○三月廿八日松平伯耆守殿よりして明廿九日登城候樣例之奉書御同朋頭岡田啓阿彌を以て御渡同日登城候處芙蓉の間に於て老衆列坐若年寄侍坐ありて傳奏屋敷惣御修復幷評定所御修復中見廻相勤候に付相役勤被仰付候旨伯耆守殿仰を傳らる相懸小普請奉行遠

○佐野儒士の話、阿波にて祖谷山の邊深山幽谷に村里多し村といふことを名といふ其所にて然るべき者を名主とよぶ下の民を名子といふ東大寺の古文書に村を名といふことあるにかなへり又諸侯を大名といふも名主の大なる心成べしとぞ

我此考常にあり暗合すよつて記置人のわれが說を笑ふものもある也

○申十月十七日安國殿へ奉る祈願之大定爲後日記之

大久保加賀守近頃口中痛にてや、快方之由に候處近頃又々不宜候由 加賀守は精忠の 執政にて同人長く老中の職に あらんには 社稷の大幸に可有之歟水野出羽守政を取り候て文政已來十有餘年之中に綱紀大に敗れ候處加賀守深く 國家のことを患ひ晨夜の勞を積候によつて人氣大に振ひ綱紀再び正しからんとす然るに彼の人不幸にして病ひし死には國脈の長短に拘らんこと必定す昔文天祥の戰に臨みし宋朝の忠臣天祥のためにかはり死せんことを欲するもの少なからず今天下淸平とは乍申加賀守 若病ひし 死候はんには 天祥の囚につき候と同じかるべきにや臣聖謨微軀を以て彼の人の命にかはらんことを求め乞事おこなるには似たれ共臣死して國家に損益なし母ありといへ共既に君に奉仕忠志を遂候はんには縱ひ死とも御孝道には違ひ候義は候まじよつて伏て願くは 神明若加賀守病氣不治の病候はんには彼の病にかはり某をもて死に至らせ給ひて長く加賀守 國家の政を執候はんことを祈求奉候もの也仕候もの之身を君に奉り候は常にて君のために替り死候ものは其例不少大臣のために替り死候ものは不承大臣のために死して其節を得候はんや又得ざらんやの事は不奉存候得共臣死して國家損益に不拘彼人死して 國脈の長短に拘國脈の長短に拘候事にて死なんには忠にも近く候はんやと身替りの事神明に奉願は如右願はくは天下蒼生のためをしも被思召且は國家のために願意の程御聽受のあらんこと奉願候然り敬白

○二月廿四日林大學頭方に參りとひ計ることのありて夕かた迄居たりしに大學頭申せしは大阪町與力の隱居大鹽平八郎謀反いたせし由彼地の町奉行跡部山城守よりして內々御勘定奉行矢部駿河守方へ申參りたり是は山城守同心平山助次郎義平八郎巧候趣山城守え同十七日申聞候に付同人も覺悟いたし其段駿河

ひて聞え奉れる成べし是につきて此ごろ彼わたりに遊びたる門人の道の記を示して柏原より今の道一里計をへて西の山中に大なる谷川有梓川といふ里ありて同じく梓とよぶ梓の杣は諸名所集近江とあるにあへるを契冲師の吐懐篇に

梓山みのゝ中道絶しよりわが身にあまの來るとしりにき

といふ曾丹集の歌を引て美濃にあることさだかなりとみゆたゞし此邊の東南の嶺〱近江美濃引つゞきたればまがへるにやいかゞおもへるととへり予こたへて此曾丹集の歌をもて見ればげにも美濃なるべけれど梓山をへて美濃にいればかくはよまれしにや今正に近江にあれば疑なく古説に從べしといへり予先に吐懐篇に補註を加えしかども其所を玄らずされば論せざりき是等のたぐひも諸國に有べきことなれども其地に至らざれば玄らずせんかたなし又不審なることあり後京極の御歌に

遙かなる三上の山をめにかけていく瀬わたりぬやすの川浪

とあるは道の記の御歌なれば違ふべくもあらぬを三上山はたゞちに野洲川の東岸にのぞめりしこれも三上山を遙に御覽じ來らせ給へて野洲川に臨ませ給ふとうけ給ふらん歟然らば梓山みのゝ中道とつゞくに準ふべし位山はなべての名所集に飛驒と記せるを六帖に

衣手のいろまさりつゝ信のなる位の山は君がまに〱

といふうたあり契冲あざりの吐懐篇に此歌によれば飛驒にあらざることと明けしもしは伊勢物語のかふちの國いこまを見ればといへるも伊駒は大和勿論なれども西の方は河内にもかゝればかくはかけるやうに信濃ながら飛驒にもわたるにやさりとも大かたにつかば猶信濃とぞ申べきと判せらる然るに此ごろ飛驒高山加藤氏の書音に位山當國大野郡宮村にありて東信濃境まで十二里南美濃境まで十七里西美濃境郡上越前加賀迄各十二里計北も中境まで十四里にして國の中央にある山なりあるひは信濃とも美濃とも記せる書あるはいかにやと思ひ美濃といへる書は予いまだ見ず何を證に出せるにや凡古今屬國のたがへる類ひは右にもいへるごとくなれどかくのごとく正しく國の眞中にあれば六帖の歌もおそらくは都人の聞たがへ成べしむかしとても聞たがへ有べければ一首のうたをもて現在の地理には爭がたし

候此ヶ條當時も如斯被遊候樣にと奉恐察候得共いかにも御目之御放し難被遊義も數多有之候間御辛苦も御尤と奉存候得共成丈御用少少被遊候樣仕度と申上候義に御座候　御用向御取懸切　一日萬機の　御身柄にては御尤に御坐候得共御保養のためたとへば毎朝御乘馬被遊候とか御弓を被遊候とか何歟御氣を被轉候義御奉公と被思召毎朝何にても御慰に相成御こなれに相成候義を被遊月々に三四度宛は御下家敷などに御遊山必無之候ては不相成右御遊山の事などは御勤向之御たるみに相見え候樣に候得共夫は不存もの丶申分にて矢張御奉公之御一ッにて所謂無用之用と歟申ものに可有之歟繩を張候ものたるみは素無之筈に候得共其たるみ無之樣仕候得者卽座斷絕仕り繩張者出來不申候に付たるみにてこそ繩を張り候義者出來申候左に候得者時々の御遊山の類は閣下の御身に被爲取候而者第一に御用向歟と奉存候に付月に兩三度位は御勤めの御心得にて更に御用向を御忘御保養御坐候樣仕度奉存候私存込候處にてはいか樣にも被遊今十四五年も御政務を御執御國力を大丈夫に御養被遊候樣仕度奉存候間何卒當時より御用向を三分一にも御ひまに被遊小事には一向に御貪着無之只々御人撰の義のみ第一に被遊行末を所謂琴を彈じて單父治ると□□被爲至日々何の御用も無之太平を御樂しみ被爲在候樣仕度ものと日々奉存候少々の御不快にて數日御登城不被遊候に付如何被爲在候哉と甚心痛仕候に付不顧禁諱且は身分超過之義共申上候樣にて奉恐入候得共內々奉申上候以上

○閑田耕筆抄書古歌にて國郡の境論定めしなど申こともあれはこゝろへの違ひて猥に引用候へなば如何と此事をば記しぬ

俗諺に歌人は居ながら名所を知るといへるは古歌により古記文によりて知之よし成べしされども古今に國郡の違ひもすくなからず高槻むかしは山城にて萬葉集黑人の歌に

とく來てもみてましものを山城の高槻村の散にけるかも

とあるを今は攝津に屬し木曾はもと美濃に屬せしを後は信濃にて中世の歌にも信濃なる木曾路のさくら咲にけりなどよまる又山城の北極大布施大悲山は其佛具の銘には皆丹波の桑田郡と記されたるよし名所にはあらねど類すべし又古今變改はなけれども貴人の聞たがへ給ひしもあらん伊吹山は近江なれども八雲御抄には美濃と記し給へり大山にて美濃にも薄りたればたま〳〵其下にかよへる官人も美濃とおも

ね無之第三に聊以て御遊山ヶ間敷義無之御用向斗に御取懸にて私共懶惰之性質にては恐入候斗之義に御坐候以上之三ヶ條は世人之感佩仕候も尤なる事にて私共におゐても實に御別段の御事と奉存罷在然るに右を御案じ申上候は諸葛亮之夙興夜寐罰二十以上親監焉と申候も至て美事に有之候得共病を生じ大漢之天下再興不致候は王命とは乍申又其身よりして招き候義も可有之哉にて可賞とは難申歟に候

加賀守殿翌年三月九日死去也舊五月廿日夜宋史司馬溫公の傳をよみしに光自見言行計縱欲以身殉社稷躬親庶務不舍晝夜賓客見其體羸擧諸葛亮食少事煩以爲戒光曰死生命也爲之益力病革不復自覺諄々如夢中語然皆朝廷天下事也是年九月薨といふに至りて某が加賀守殿へ申せしは溫公の客の溫公と申せしと符合し加賀殿の溫公と同じく無間も失給しは昔も今も同じ事にてかくも似たる事のありぬと珍敷も覺へ又其時のことおもひ出して悲しくも候へばこゝに記るしぬ

○當時の官途はいにしへの戰場にて戰場のもの死を不恐は　之義然るに病を恐れ寛裕に可被遊とは全くの諂諛辨佞のものゝ申分にて難御取用筋の樣に相察候哉に候得共左には有之間敷一身を以て天下の安危に拘り候ものは戰場に望み候てもいか樣とも仕り身を大切に仕り候義と相見え既に宋文天祥の本末にても被相察候義に御坐候閣下の御事は御代々御精忠の御譜代にて藩翰譜にも御家の大功を別段に五ヶ條擧有之諸家の譜に相見不申義に御座候殊に御別段の御方と世上之もの奉稱嘉有之候輩者必寛政の初めに御復被遊恐悦之御事といづれも申居候義に御坐候間御一身之御動靜に寄天下の御安危に拘り候段は無紛義に御坐候間前文に相認候三ヶ條には少し御心を御用被遊少事にて御任可然義は御家來にも被仰付候樣被遊私義御家來之内に別懇にいたし候もの無之候に付不存候得共罷出度々面會仕候御公用人共何れも溫順實直之人物に相見候間其手許に被召仕候もの共も同樣に有之候と奉存候に付其内より御擇有之候はゞ數多可有之と奉存候に付　小事は御祐筆に御ゆだね有之候とも權をさへ御貸不被遊候はゞ御子細も有之間敷歟頃日の御政事諸役人はじめ悉御用向をたてかけ物無いづれも御内慮を得候て銘銘の逃場をこしらへ蹈込出精仕身に引受候もの無之候に付御油斷被遊候と上勞して下逸する之場に可相成哉と奉存候に付御祐筆其外諸役人へ小事は成丈御ゆだね有之如何の廉斗り御取締被遊候方可然奉存

ひを更に御改所謂魂を御入替有之候て可然筋に候得共小子におゐては矢張青樓の花を御弄有之候ひき御行ひを其儘御行ひ有之度ものと奉存候世の人之物語に青樓之遊びを成し候ものは雨の夜雪のあしたも辛苦を不厭父母兄弟の論をも不顧只々妓女のこゝろを得候ひなんの外他事なしと承候彼廓の世にことなるは火災は人の所患然るに火災をよろこび父母の衣をも典して金錢を抛候を以て深切の至りと仕候由かゝることを改め給ざらむことと望みぬるはおこなることやと存候併溺の場心得候て泳の妙を得苦の思ひを忘れて樂しみの極を得候と承る溺と泳と一物苦と樂しみもとより別事には候はず然るを世の人其意をして變せしめ其心をして新ならんことを欲す實に迷へるの甚ものとや可申然るに氷炭の異なるにをなじき君子小子の行ひことなる事をもて同事と申せしはいかにと申さんにはをこなる事の樣には候得共得と味候へばことごとく一物にこそ候へ其譯いかんとなれば雨雪を不厭こゝろもて君に仕まつらんにいかなる辛苦をかいとひ可申哉いか樣なる謗議の候ひて縱令父母妻子の歎ありとも不顧只々私をわすれて君の御ためのみをこそ存計らば忠臣とも可申歟辛苦艱難のみをもて君のために微忠の一端を得たりとおもひ候はばいかなることにてもことごとく樂しみにこそ候はめかく論じ候はゞ足下の只今迄の御心のまゝに此末をも行ひ給ひてことごとく親と君とに事へ奉り給ひなば天下の忠臣孝子とこそは人も申し實にいにしへに恥ざるべし某よつて君の御こゝろいれかへ玉はんことをこそ御ねがひ不申只過にし辛苦のことをもて忠と孝とに用ひ玉はんことを欲し候へぬ

○頃日御不快に被爲在御風邪御一通りとは乍申御寒氣御往來有之候者御宿疾の樣にて速急之御登城無覺束被爲在候との御事右者御家來之物語迄之義にて乍憚安心も仕兼候に付尙又牧野備前守に承り合候處御家來の物語と相替り候儀も無之候に付先づ安心仕廿八日林大學頭に承り候處追々御快方との事に御坐候間漸く安心仕候義に御坐候閣下御身分御大切之義者不及申義にて乍憚御勤向其外世上にて奉議候事共少も懸念仕候義無之候處私は世上之もの奉感伏候義に甚懸念仕候義に御坐候第一都て之事御直裁にて少も御家來の手に御懸不被遊第二に御祐筆の手に御ゆだ

事と申者衰世の大害に御坐候間第一は公儀へ御不忠第二は世上の衰微に相成第三は御評判に拘り第四は御不隱德にて御二代目よりは殃も同樣に相成申候右者古之事にも及び不申近く田沼主殿頭殿之御跡周防守殿御身分等明證に御坐候扨又上に好み候もの有之候得ば下には必甚敷もの有之候と申聖語の如く御勝手向の義に付利のために無理の御政事をも被成諸役人へ如何之御聲懸有之少々にても賄賂を御招有之候と下々にては主人を賣り金子を貪り取言語を絶し候義多出來候間其事のつまりは無理なる御政道多慾深きもの金錢を以御役替いたし其身のたのしみを成候民をいため候に陷り候義にてともに利慾不道を成候義に付其風俗世間にみち／＼候て甚敷申候得ば國脈の長短にも可拘と被爲存候に付つゐ御忠義の第一をすゝめ被爲申候得者御身上よろしき樣に御所念替可有之義にて御身上よろしき樣被成候第一をおし究候得者御手許を御詰不被成候ては不相成御手許を御詰被成候には第一に大奥向の御和合と御家來の御德を感戴仕候に限り申候御手許御詰被成候には先づ御樂しみを御止まずきものをば被召上候よりはじまり候義にて此二箇條小事に候得共いやなる事に御坐候間上下和睦いたし不申候ては難相成事と奉存候其源をば申し候はゞ御身を極御難儀に被成候て御家來に御示し被成候得者被仰付無之候而も行可申と奉存候扨々右の如くにてはおもしろからぬ事に候得共おもしろきの極りは隋の煬帝おもしろからぬの極りは漢之文帝に可有御坐候歟おもしろからぬ極りの出來候を不被存候ては天下に稱譽有之候程のおもしろみには出來申間敷と奉存候

右者私儀段々御懇命被成下狂氣めきたる不遜之事を申上候品に寄御用も有之候哉に御沙汰有之何斗か難有且は何卒不日に天下の賢相に被爲成候樣仕度不顧恐奉申上候牛溲馬勃は穢之極り水蛭蝱蟲は小之至りに候得共名醫は貯置人の命を助候と承り候今私も先づ牛溲水蛭に類し候至穢至小の義をば申上候間宜御取捨被爲在何卒天下御療治の御一助と被成候樣仕度奉存候

○足下北里の花南樓之月を弄して風流の極を成給ひたりと承る然るに忽其節を改て溫良の行ひを成給はんとの御事乍憚御尤に候一通の論に候はゞ以前の行

調役被仰付候節者備後守殿伊賀守殿大炊頭殿大和守殿に御坐候處備後守殿は已前之通に候得共殘三軒は菓子も釆女煉羊かんあるへい類にていづれも驚入候結搆猪口も出候得共多分は水晶出しコップにて酒を給候樣相成餘も右に準じ候夫故同心共等之會合莫大之由每度大和守殿御歎息に成候義に御坐候世の風俗にもつれ可申候得共御師匠の傳達より御新役にては少々宛宜いたし又者放任にて氣受のため別段之取斗有之其御弟子にては則御師傳と心得同類一事を申候得は當時いづ方にても日々入湯被仰候義已前者越前守殿思召附にて御役所に限り候處追々超過および候樣なる廉々も可有御坐超過の次第御新役にては寺社御奉行の格と被心得其上御身上の大きく御勝手方御役方とは御家來も相違いたし候故御勝手方を御役儀之節御役威にて取ひじき入用を相增候類の儀も可有之夫等の事共終に御役格に成行候義にて纔十箇年前後にて如斯に御坐候間寬政のいにしへより此末三十年を推斗候得者如何樣にて可有之歟以前者壹萬石貳萬石にても久敷御役被成候處當時は六七萬石にても久敷は御勤被成不申御小にては其御人躰有之候ても

御斷被成候樣之御手續に風聞承り及び申候浮費のため御役御勤出來不申候樣にてはいかにも歎息の至りに御坐候御新役當坐之御入用五千兩と申樣なる事故成程御不勝手にては參り不申譯に御坐候然れ共御役被仰付候義に付御家來共も必死に相成御家中は假令口扶持等に相成候ても先づ七八箇年は御勤續其內大坂御城代被仰付候得者御國替御同樣之御入用にて御城代四五年にて所司代に被爲成是亦御同樣の儀に御坐候間寺社奉行より御老中迄之內年數凡二十箇年に滿不申候內御勝手は如洗御困窮に成行右二十箇年の內には無餘儀高利之金無利なる金をも御借受不被成候ては必難成道理に付利に利を加へ候得者忽三十萬兩位の御借財は出來申候三十萬兩の御借財一割にて利を斗被遣候ても安き米にては三ッ物成の十萬石之御物成無之候ては不相成候間御老中に被爲成候とも金の利而已にても御幕方出來不申候に付町人共は利に長候もの故御油斷有之候と奸商共いつか御勝手の義引受取斗內實宰相の權町人の手に陷り古人の給を彼に仰被申樣なる類に成行候故彼町人申候得者無理なる事にても御聞受不被成候而者不相成其無理なる

ることを欲し聖典をもて身を律せんは遙かに遠きことにあるらめ近く卑き常世が作ものがたりに耻ざらんほどにこゝろを置なば身の患何條あることやあらんとおもひぬかゝるいやしきことにても身の益すくなからずましていにしへの書に明なる人のこゝろはさぞや安かりなんと浦山しくもあはれにはおもひぬ

○寺社奉行の御勤向之義第一に天下の御爲に相成候樣元を尋究候はゞ御儉約にて御物入無之樣被成候義に可有之其譯は當時御勤向之御入用を以寺社御奉行所之格式を思召候はゞ大なる相違に可有之候御家來の突合等にも嘸々數多可有之候得共右者相辨不申事に付暫差置聞見る內調度の御取扱にて可申上候清水次郎助樣勤務中文化之頃は寺社御奉行にて被下候菓子之類一通りの餅菓子を歸宅の節半紙卷に包み候て罷歸り勿論酒も日々被下候義和泉守殿之外は無之事之由然るに私義文政六未年調役當分助被仰付候節御筆頭越前守殿に有之候處晝幷夜食共今に見合候ては至て御手輕之事にて日々酒は被下候得共肴之類は少少宛手鹽皿へ盛切にて相濟役人共罷出給候義は無之

壹人にては甚寂寞に御坐候ひき右の次第に付菓子も麁末なる干菓子並の羊かんまんぢう位に有之右者和泉守殿御弟子筋之由伯耆守殿は二筆にて候得共右京大夫殿弟子筋之由晝夜食とも御手輕にて菓子はあまり不宜大まんぢう並之羊かん斗に御坐候尤二軒共酒は引盃にて伯耆守殿にてはつま見肴に猪口一ッさて役人出候ても初の內は調役に出候肴を給候斗にて貳度目に吸物出候節調役の替り持出し候を役人に贈餘も右に準じ候越前守殿御弟子本多遠江守殿は越前守殿之通にて役人相手に出候義有之伯耆守殿御弟子備後守殿者伯耆守殿通にて菓子に聊之干菓子を被加酒之節者伯耆守殿同樣にて引盃には候得共最初よりどんぶりへ磁器の猪口三ッ四ッ浮して御差出有之晝後に切飯は御用多を以夜食延引いたし候旨斷および候得者燒飯出候遠江守殿には夫等之義も無之右晝後の燒飯は清水治郎助物語に最初は調役共引ヶ置き節者晝飯之節中かさに少宛飯を盛紙などをかぶせ後刻の兵糧と申差置夕刻給候義有之候處役人見兼初て周防守殿にて燒飯出候由左もあるべき歟中務大輔殿にて切飯之義曾て無之然る處未年に助役御免文政十亥年に

身分を不顧身分不相應之至不屆に付此上及吟味又は御仕置可申付處格別之宥免を以佐吉加兵衞は札差取放百日手鎖定吉加十郎も同斷長之助文之助は三十日手鎖申付候也尤能裝束類幷別莊に補理有之候能舞臺取上加兵衞義も別莊之内舞臺體に補理置候分是又取上

淺草御藏前
札差

行事共

前書之通定吉外五人之もの共に申渡候趣相心得可成仲ヶ間之もの共義右體身分をも不顧奢に長じ又者家業體之義者支配人共に任せ置不取締之趣於相聞者格別嚴重に取計候間精々心得違無之樣一同へも可申聞

右申渡趣一同格別申付る

右

町役人共

右之通申渡候間其旨可存候

五月

○六月十九日夜一頻雨ふりたりしは深夜如夢に覺たり同廿日退出より新家榮之助飯田町もちの木坂へ轉宅の賀として參りしに所々に昨夜か曉かはしらず毛ふりたりとて拾得たるもの數根をみする長サ五六寸より六七寸にて白くして黃を帶たり夫より歸り懸牛込北おかち丁へ參り候間みちすがら家來に爲拾候に又數根を得たりよつてこゝに記し右之毛は則是也

○われいまだ四十にも不及して布衣之士に召加られ小田原の侍從よりして日々に尋問ひ給ふことも不少同僚のものもこゝろよからぬ樣なれば官にあるのこゝろいかゞあるらんと既に前にも記せしことのある也夫に附て風とおもひしは佐野源左衞門常世とかいふものゝ罪なきに罪かふぶりてかたいなかに貧しく暮し時賴が微行せし時雪中に薪もなかりしさま散樂の曲にみえたり其ことのあるかなきかはさて置ぬ散樂のこと素より君子の議論あるべくもあらぬいかにもあさはかなるものにしあれど彼常世が西明寺殿に答へまいらせしことをみるにおのが寃罪もて罪せられしことは露のうらみもいはで鎌倉殿の御事の候はんには破れ腹卷に瘦たる馬にまたがりて第一番にこそ走參らんとは申たりいにしへの賢人君子に耻ざ

狂直のこと驚入ぬ 此話六月九日御勘定所に而主計申せしに大草能登傍よりその人は有德院樣の御小納戸なりと申たり

○建曆元年七月洪水漫天土民愁歎きせん事をば存て一人奉向本尊祈改念に云

時によりすくれは民の歎なり　八大龍王あめやめ玉へ

○札差共御咎、天保七申年五月御懸大久保加賀守殿

申渡

淺草猿屋町
家持札差
佐吉父隱居
定吉
佐吉
同人弟
長之助
文之助
同所天王町
家持札差
加兵衞
同人倅
加十郎

其方共之內定吉始佐吉長之助文之助迄も能を好み召仕迄も謠稽古いたし南本所番場町佐吉所持地面へ借添いたし座敷續へ能舞臺補理定吉は小鼓を打長之助は太鼓佐吉文之助は仕手脇いたし裝束の石帶へは自分紋所を附每月能相催能いたし候もの又は素人に而も業の宜ものは差加見物に參り候ものへ挨拶に出候節定吉佐吉等も繼上下着能にのみ打懸罷在加兵衞義渡世向は支配人に萬事相任能狂言を好み別莊坐敷の疊懸上候得者舞臺に相成候樣補理折々狂言相催佐吉方に能有之節は相加り跡裝束に候とて錦繡をまとひ加十郎は放蕩ものにて多分の金銀遊興に遣捨妻呼迎候節は待受出迎ひ等多人數寄集料理向祝儀差出候義夥敷其當坐日々客を招き大行成いたし方は上御鷹匠に紛敷姿に相成野邊等遊步行候段先年町觸候趣も近年一統花美の風義に成行おのづから無用費多く困窮に至り其外町人男女衣類の義に付度々御觸又は婚禮之節不相應に美麗成道具相用金銀之金具蒔繪之道具堅令停止相背候もの有之者急度被仰付之との町觸相背町人之

遊藝園随筆

川路聖謨

自天保七年正月至同八年十二月

○予去年十一月二十八日御勘定吟味役の命かふふり候よりして御役に付其外御爲のことたらんと存せしは小田原の侍從に付て申さることもなかりし、既に草案に記せるもの月々に壹冊宛に及びぬ（是は下役共に申付がたく某悉に淨書せし分也）としいまだ四十にも及ばず（吟味役被仰付候は三十五歳也）格別の選擧にあひし身にしあれば人の陰言申ことも少なからずまた鯁直をむねとし侍れば世にいれられざることも不少候まゝこゝろして左遷のことなきよふにせよなどいふ人も友どちのうちに少なからずこはわが身にとりていかにも親切にして辱なきこと共也然あれど予輕きものよりして布衣以上の御役人に加へられ既に家柄舊家の面々と座を同しひざをならべて人がましくものいひながら自家のことおもひはかりて默止居らんにはもの、夫の戰にのぞみて命をおしむとおなじかるべきにやこゝろにとりて耻べきことなく言官にありて言をいふもて左遷せんは何條おそるゝことやあらんと只々身は淸恪謹愼をこゝろがけ候へば御役のことに附てはいにしへの人の矢の如くなるとも申し愚と申せしのことなどをもかゞみになして朝夕つかへまいらせぬ此ぞ素より臣たるもの、常にはあれどとし經ぬるうちにこのこゝろの動なん時此書をみてみづから諫めんと云におもひのまゝを記しぬ　申六月

○榊原主計頭（七十一歳）幼年の頃弓の師にて懇意にいたし能勢河内守某狂猥なる人にぞありけりある執政の人人參り夜更るまで話いたし居候まゝ飯田町邊は物騷なりはや歸り候へと申されしに丸の内こそ物騷なれ其餘のところは物騷ならずと申せしかば彼の人不思議におもひ何故と申されにしに丸の内には盜賊多し夫故と答ける丸の内の盜賊あるべうもあらずと申せしかば玄からず晝も横行になりおそろしき事の由申せしかばか、ることと火附盜賊改のものよりも申出ず疑敷ことのよし被申候得者君はいまだしろしめさずやかくのたもふ御人よりしてものとりにて其餘至て横行なる盜賊多しと申せしよしよくこそ申し候へぬ

おほくてくるしからぬ文車のふみとむかし人はいへれど今の世のさかしらひとのものせるは淺茅が原のあさはかなることをも秋の野山のにしきあやなしいさゝ小川のいさゝめことを高師の濱の浪のあだなるさまに書ちらしたるぞおほかるさる文どもはくるしからぬのみこそあれみるめのうらのかひあらむやは今此天朝墨談を見るにもはら手かくことを論ひてその道にふれたるもの、有やうをつばらにしるし吾大御國のいみじきことゝ異國々のさかなきことのけぢめを最中の月のあきらかに説さとされたりされはおほくてくるしからぬはさらなり是らのふみは車のたへぬばかりあらなむとこそおぼゆれ

安政六年五月　最上久成しるす

無染齋門人　木村壽員書之

天地の間にあらゆるもの神靈ならざるはなし中にも人は天地の正しき氣を直に受得かみを內外に倶るか故に靈長とはいふなり禽獸の如く飛行自在の怪しき通力のなきも天地の正しきを得たれはなりされば此靈長相應の通力神妙の術は唯筆道にあり筆を執て文字を爲せば正に心中の清濁淨穢を見はす敬み恐み恥べし〳〵故に太祖一品尊圓親王は藝の外心の術そと示し給へり然るに今世專ら異風の字體行はれ人の眼を悅ばしめ又興する類ひ多し所謂傀儡倡優を愛するにひとしからむか如斯信こゝろを失へること歎くべきわざならずやこゝに予が門弟五十嵐篤好國に仕へて暇なき身なれども太祖よりの御筆意を深く信じ厚く仰奉り予に因み學ぶこと數十年更に怠慢なし予其信こゝろにめでゝ彼より問に應じておのづから御傳を洩すこと屢なりしが猶も奧旨を探り索る志の切なるを感じ其人に傳へよとの太祖の御遺し言は此人あるゆゑならむと去る天保元年仲冬御傳悉く授しかば實に暗夜に日光を拜したる如く胸中明朗になりしと歡喜の涙にくれたりしかして後日々の切瑳月々の琢磨怠らずや、大旨を得るに似たりしゆゑ己れこゝろに得つる程をかいつゞり見せよと令しゝかば翌二年仲夏此五とぢを書つゞりて予に添削を乞ふ閲するに首尾悉く道にかなひ前代未見の著述たりかくも太祖の御意を得てしことよと感喜淺からず往來同志の門弟に示し習學のたより且惑を辨へしめむと頓て留めおきぬ

龍池院宮尊朝親王御傳流第七世

高田源祐久述

天保二辛卯五月

書のうへのみの事ならず天地自然の道に法をとり給ひしものにて此道則治國平天下の道なり、太祖尊圓親王ねもこゝろにさとし置給へり世に懸幅屏風などを書ちらし是を上なきわざとおもへるたぐひとは大にことなり然るに無爲にして品高ききは目も及ばねばからぶりのわれはかほなる癖ある手をおもしろく覺えもてはやしぬるまゝに形ばかりなる石刻を春の夜の一時にもかふるばかりにぞ成にける、そが中に肉筆ならでは知りがたきところありと心付たる人々も我國に勝れたるがある事を知らでひたすらから人のをもとむるからに是を得がたしと歎きわたりいよいよますますひがみもてゆけば世人も是に雷同してつひにおのが國に勝れたる御をしへのある事を知らぬ世となしはてぬ、しかはあれど大直日神ましませば近き比漸々我くにの勝れたることをきゝ知り筆道も外ならぬ事を知る人も出來ぬるがうれしさにこゝにかゝる尊き御をしへぞ傳りたるといひしらせまほしうそゝるこゝろとゞめがたくなむ

筆とれば筆にとられ物かけば蚓にさへ笑るゝ此篤好にしもいかなる神の幸にかありけむ、去年嚴冬高田のうしその人に傳へよとある御をしへなればとて尊圓親王より神傳へにつたへ來し筆の道を傳へ給はりぬいとも尊くたゞかしこみにかしこみ居たりけるに此ごろ師篤好が心に得たる處を同志の者にしめすこゝろにて書しるして見せよとの給へるまゝに難波津の何はしらねど淺香山あさきこゝろのまゝをしるしたるになむ

天保二年六月　　　五十嵐篤好

天朝墨談卷五畢

年山紀聞に曰、和歌に缺字、宣胤卿日記永正四年閏十月一日云自濃州左衞門督基音卿狀到來先日返事也有歌

心ある君にとはれて三とせふる
あつまの旅のうきもわすれつ

定家卿の御自筆の歌にも此體ありとて玄るされたり貴人に對ひてはかゝる事も心得あるべきなり

富士谷大人の詠草予が持たるを或人ことぐく類題にして富士谷家集といふものにせむといへり予其人にいへりけるは詠草の歌たとへば萩のうた露のうた月のうた並びたる所に其時の情によりて一歌にてあかざれば三四首もよみ續けて一ツの情をいひたる所まゝあり、是を萩露月と分ちて各その部へ入るゝ時はきれぐに成りて作者の本意を失ふ事なりそのうへその年月にて其人の身の上にありし事ども思ひ合され言外にこめたる情も知られて感る事あるものなれば家集とある時は詠草のまゝにありたきものなりといひ入たりし、色紙卷物などに古歌を書くにも此心得必あるべきことなりかし、此頃藝苑譜を見れば曰、詩を選するに數首ある詩を節畧して載すること唐土人もする事なれども誤りぞ數首ある詩は第一首を起句とし終の詩を結句として作るものなれば何首ありても皆載べし、」といへり、予が思ふ處にひとし

我國は天の正帶にあたり寒暑ほどよく四季正しき國にて天地の結びすぐれたれば萬物の靈もすぐれたり故に唐人も君子國と稱せし事皆人の知る所なり、其事は續日本紀に記されたり左にあぐ（文武天皇慶雲元年粟田眞人唐國より歸朝せるところ）秋七月正四位下粟田朝臣眞人自㆓唐國㆒至初至㆑唐時有㆑人來問曰（中略）問答畧了唐人謂㆓我使㆒曰亟聞海東有㆓大倭國㆒謂㆓之君子國㆒人民豐樂禮義敦行今看㆓使人儀容㆒大淨豈不㆑信乎語畢而去、」此眞人の事新唐書日本傳曰、長安元年其王文武立改元曰大寶遣朝臣眞人粟田貢方物朝臣眞人猶唐尙書也冠進德冠頂有華蘤四披紫袍帛帶眞人好學能文進止有容武后宴之麟德殿、」眞人が容姿進退までも勝れたる事見るべし、此外我國のことを異邦に稱譽せし事異稱日本傳に多く出たり彼書にて見るべしかく勝れたる國なれば手かく事も其初彼に學ぶといへどもかれよりも勝れぬるは國がらの自然のことにて其をしへ只手

き筆のゆくへもうちわすれたるものから見るものきくものにつきて思ひうる事もあらむかし

夏は北おもての屋よし池の心ひろくほりなし水草しげからで魚などのかきつらねゆくが見ゆるいと涼し水は清きこそよけれもろこしの何がしを學びて黒くけがしたらむはあやしかりぬべし集るとはあらねど螢もつどひて

秋は西といはまほしけれど入日かげきら〳〵とさし入りたるはいとさびしく筆も硯もなげやりつべきこゝちしてまし山高く築きもみづべき木などうゑたらむもあながちなるべきにや　みじかき日はともかくも過してともしびのもとにて手習ひたるぞよき蟋蟀のかたへさらず夜すがら鳴きたるに時雨のさとふり過ぐるなど

冬は南おもてなるべしいとよわき日かげの雪にはやされてくま〴〵まであかう見ゆるよ遠き山々など見はるかす高き屋もよし

○雜事

物の結び目に墨を引く事心得あり、江家次第曰（除目の所）引結目上並成大臣卷二大間一（加懸紙加封）次結二固成文一結レ之上引レ墨文等也竪筆端書之横筆端時不快云々」結目に墨をひくは其所に心氣をとゞむるなり故に人密かに解見る事能ざる也されば筆端を横にしては心氣とゞまらざるゆゑ不快といへるなるべし

枕の草紙に云く（主上の御前にて清少納言うたかけるところ）しろきしきしおしたゝみて是に只今おぼえむふることひとつづつかけとおふせらる、（中略）「としふればよはひは老ぬしかはあれど花をし見れば物思ひもなし、といふ事を君をし見ればとかきなしたるを御らんじてたゞこの心ばへとものゆかしがりつるぞと仰せらる、ついでに、圓融院の御時御前にてさうしに歌ひとつかけと殿上人におふせられけるをいみじうかきにく、すまひ申人々ありける、さらに手のあしさよさ歌のをりにあはざらむをもしらじとおふせられければわびて皆かきける中に只今の關白殿の三位の中將と聞えける時、「しほのみついつものうらのいつも〳〵君をばふかくおもふはやわが、といふうたのすゑを頼むはやわがと書給へりけるをなむいみじくめでさせ給ひけると仰せらる、もすゞろにあせあゆるこゝちぞしける

かたくなしていふべき事かは莊嚴によりていよ〳〵心も淸淨になるものなりすべて天地の間にあるもの無用の物と見ゆるが多けれど其無用がこと〴〵く有用なればこそ天是を生じ給へその理りは凡知をもて知るべき事にあらず、たとへば鳥の翼は空を飛行する爲めのものなれば黑白翠紅の文彩は無用のものにて衆鳥鳶鳥の如くにてもあるべきに其ものそのものによりて天是に文彩を與へ給ふは何の用ぞや能くおもひ見給ふべしと答へぬ

〇書齋

書齋は靜なる處をよしとす麒麟抄曰、凡書學人常居二樓臺一靜二心腑一鎭翫二翰墨一下略、」是は必樓臺をよしといへるにはあらず靜かなる所をよろしとするなり同書に宗弘禪師手習の詩をあげたり、其詩曰、先須レ靜レ心餘莫二追尋一春花秋月或浮或沈、」常に心をしづめ春花秋月をも心裏にうかめてうや〳〵しくみやびに手習ふべし事ありていかに騷々しき中にて物書くことありとも少しもたぢろがぬやう心氣の治りは常の鍛煉にある事なり然れども心氣だに治ればよしとて成るべき事をもせざるはなが〳〵なるべし、梅が枝の卷に（源氏君もの書給ふ所前にも此處の全文を出したり）例のしん殿にはなれおはしましてかき給ふ、」是閑寂なる所に居て書給ふなりかばかり勝れたる人にても大事の品は靜かなる處に居てものし給ふ事見るべしされど餘り靜かにてさびしからむもあしかるべし女房など二人三人くちをしからぬ限りさむらはむぞよろしかるべき、かしこにいへるさまおもふべし

或人曰ふみ見手習ふには南の屋は眼いたみ北の屋は氣つかる靑葉を見るよしといへりさもあるべし、軒近くはみつえさししげりにしげりゆく木のいと高くはあらぬよし見るに心うきたつものぞかし常磐木は遠きよしふとやかなる松五本ばかり高やかに立なみたるを仰ぎ見やりたるいとよし月のくまとなるがにく、覺ゆるもなか〳〵にをかし軒に立てる木は桐よしふくつけきまでひろごりて日影をさふるよ雨にも音きゝたるいとよし

春は軒ぢかく梅うゑたる東向の屋よしうら〳〵と照れる日かげに梅のうちかをりたる待人の香になどうちずゞじつゝ手習ひたるこゝちいとよし花盛なる頃は野に山にあくがれて千代も經ぬべしとまどひある

七叟の坐こゝにあり略く

垣下の人々の坐略す

何事もみやびにあるべきなり、藝苑譜曰、凡そ文房の具奢侈は禁ずべし分に應じて物ずきはあるべし大様塗物蒔繪物をよしとす世にいふさびもの物數奇に過ぎたる物はむさくきたなし貴人及び巨豪などはまだしも可ならむか中等以下の資産あるもの又は窮儒貧生などはさび物を用ゆべからず飲食の器は猶更此心得あるべし、」枕の草紙に曰人の家につきづきしきものゝ條 硯きたなげに塵ばみ墨のかたつかたにしどけなくすりひらめかしろうおほきに成たるがさ、しなどしたるこそ心もとなしと覺ゆれ萬の調度はさるものにて女は鏡硯こそ心のほど見ゆるなンめれ、おきくちのはざめに塵居など打捨てたる樣こよなしかし、男はましてふづくゑ清げにおしのごひて重ねならずはふたつかけごの硯のいとつき〴〵しう、まきゑのさまもわざとならねどをかしうて墨筆のさまなども人の目とむばかりしたてたるこそをかしけれ、とあれどかかれど同じ事とてくろばこのふたもかたしおちたる硯わづかに墨のゐたるちりの此世にははらひがたげなるに水うちながしてあをしのがめの口おちてくびのかぎり穴のほど見えて人わろきなどもつれなく人の前にさし出づかし」或人曰筆硯などこそあれ机のうへは美麗なりともそれにてあしき手の能くなるものかは間のうち机上は塵ばみきたなげなりとも心だに清淨なればよきなりといふ人ありいかにと問ふ、答曰げに心を根元とする事はいふもさらなれどしか

太上天皇、「月も猶長柄にくちし橋柱有とやこゝにすみわたるらむ、（按云此御時の文臺は今時の文臺のさまのやうに聞え侍る、或人云今ヤウノ文臺ハ足利ノ末宗祇ノ比連歌ノ用ニナシタリト思ヘリ濫觴タシカナラズ云々後深草院建長二年ニ撰上ナリ太上天皇ハ後嵯峨院ノ御事ナルベシ）明月記建永二年三月七日條云、御二幸賀茂社一有二歌合一以二榊枝一爲二文臺一枝本向二御社方一以二木葉面一可レ爲レ上之由有レ仰其儀了又幸二上御社一有二歌合一以二松枝一爲二文臺一云云（按云此珍ラシキ事也三輪社ナラバ杉住吉社ハ松稲荷社モ杉北野社ハ紅梅松ノ類ヲ可用歟）續拾遺集中納言に侍ける時賀茂社にまうで侍りけるついでに榊の枝を折りて歌講じ侍りける後ほどへてかもの季保が許につかはしける、後土御門内大臣、「千はやぶる神に頼をかけ置きし榊の枝のをりぞわすれぬ」（私云是モ文臺トハナケレドモ明月記ノ趣ニ似タリ）猶くはしくは本書にて見べし、さて此明月記の文は年山紀聞にも出されてそれには社頭の文臺と題せられたり明月記も續拾遺も社頭にての事なれば必社頭にて用ゆる例なる歟安藤ぬし所見ありて社頭の文臺と題せられしにやそれはともあれ、いとすがく〳〵しく覺ゆるわざなり、むかし是は時にとりてかりの事と見えたり此もとは延喜式に木工寮の所据案（シモト）以檜爲之長五尺三寸廣三尺四寸高二尺五寸とありて江家次第に公卿勅使進發并路次儀のところ次着二直會殿一入自北戸着西披座南面兼居二使以下酒肴一結二黒木一爲レ机以檜木葉付机等脚編葉敷面作二小筥一盛二菓子肴物一とあるは式にいへる据案にて明月記にいへる木の枝を用ゆる事は此むもとづくゑの意なるべし据案を結びづくゑともいふよしなりされば木の枝をかりに用ゆる時も此名をかりて榊の結びづくゑ紅葉の結び机などいはゞ名もいとみやびなるべしむかしは何にてもかり用ひ歌などを居うる時は文臺といへるなり、承安二年尚齒會の繪卷物の文に曰、次に講者のわらうだを宮内のかみのまへにおかす又文臺蒔繪硯箱蓋をおくかのまへにむかへたり侍これをとる宮内のかみわがかたにむかへるたよりなきよしをいひて座の上のかたへおしやる、次に和歌をおく序につきて清輔先置南のすのこしきを經て文臺のほとりによりてひざまつきて歌をおきて本の座にかへる上下略是に硯筥のふたを文臺といへるにておもひみるべし其用ひやうは圖にて知らる只

ついかさね、ついたてなどのついはつきの音便にてつきかさね、つきたてといふ事なるそのつきにひとしく、すべて物をやすくすみやかにする事をつきといへる也日本紀に急居を菟岐于と訓るにても知るべしつくゑはこゝにもかしこにも意のまゝにもてゆきてつきすうるものゆゑつきすゑといふを約めてつくゑといふなるべし然れば何にても居るものゆゑ書案、置物案、研案などいへり、机案の名延喜式に多く見えたり又眞淵大人の古器考に圖をもしるしてくはしくいはれたり、延喜式木工寮の所に曰、研案　太政大臣案長四尺五寸廣一尺七寸高二尺三寸　左右大臣案　長三尺五寸廣一尺六寸高二尺一寸三位准此　四位五位案長三尺二寸廣一尺二寸高一尺七寸」是は公事ある時執筆の料と見えたり是等は朝庭にて儀式の物なれば常に用ふべきさまにもあらず詩歌を書くにも手習するにも机によりて書く事は勝手よきまゝにとり用ひたるにて貴人の前はいふもさらなり私のすさみにも下におきて書くが常の事と見えたり、葵巻に　葵のうへうせましゝ後源氏君のこもり居給ひしさまをいへるところ　御帳のまへに御硯などうちちらして手習ひすて給へるを」胡蝶巻に　玉かづらの君のかたへ源氏君渡り給へる所玉かづらの君のさま　手習ひなとしてうちとけ給へりけるをおきあがり給ひてはぢらひ給へる顔の色あひいとをかし」是等みな下におきて書けるさまなり狭衣物語大和物語などの繪本にも皆下におきて手習ひする圖あり、されど机によりて書く事も見えたり調度歌合といふものに机がよめるうた　袖かけて硯をならしかく文と人にすみつくえともならなむ」是はまさしく机によりて物かけるさまなり手習机の寸法昔のあともあれど畢竟人々の身に應じ宜きほどに作るべし是等は古き跡をのみ守るべき事ならずかし、さて又文臺の事是も手かくものは心得居てよかるべき事になむ文臺考といふものに古今のさま圖をも出してくはしくしるしたり其中一二を此處に出す、山槐記曰、治承二年六月十七日今夜有二内御作文一中略召文臺土高坏上置朝餉御硯筥蓋（識者説云是上古ヨリノ文臺ト云ヘル如此也硯ノ蓋ヲウツムケテ高坏ニ載スルナリト云）、弘仁内裏式云九月五日菊花宴曰内藏寮立文臺鋪虎皮立臺上居革箱（按ルニ此文臺トアルハ山槐記ニ所記ノモノト異ナルヤウナリ几案ノ類ノヤウニ見ユルナリ）續後撰秋中云九月十三夜十首歌合昔の長柄の橋はじらにて作りたる文臺にて講せられ侍りし時、名所月

第七親王讀書閣一同賦二弓勢月初三一應ㇾ教、源順　先朝第七親王讀書閣去年以來筆硯生ㇾ塵匣中水龜含二冬冰一而徒咽下略」かくあると枕の草紙にあをしのがめ此文下に出せり　といへるにて知るべし龜は形もよくことに壽をめづるものなれば貴人も用給ひしなるべしされども常に用ゆるには前に出したる類聚雜要抄の圖にある水入の如く嘴ほそくさし出たるは水を出すに少しくも多くもこゝろのまゝになりていとよし猶人人の好みに隨ふべきなり

○文鎭

江家次第曰外記政の所　史生取ㇾ文置二案上一以二鐵尺一置ㇾ上退申云、」今手習ふ童子のもたるけさんといふもの是に似たり、けさんといふ名はけうさんとまぎれたるか、けうさんは同書曰直物所除目の時召名の中失錯等あるを直すところなり　次置ㇾ刀執ㇾ筆書ㇾ之次刺二先取ㇾ刀削ㇾ之若摩穿所有以紙酟之下亦同　夾竿一」夾竿けうさんといふ此所頭書曰夾竿長三寸以ㇾ竹作ㇾ之以ㇾ絲結ㇾ之或以二紙捻一結ㇾ之兩說也とあり是は竹にて作りて紙をはさみおくものなり、枕草紙にも御さうしにけふさんして云々といへるもよみきりたる所をけうさんにはさみおけるなり又けさんは堺竿歟此名ものに見たる事なけれど紙に界引きてものかく事あり源氏にけかけてといへり折目付て書くを折堺といへる事江家次第に見ゆ白界をひくを竿界といへる事も物に見えたりされば界ひくために用ふる具にてけさんといへるを紙のおさへにもかり用ひたるなるべし文鎭は何にてもうるはしき物をとり用ひたるよろしかるべし輕き重き長き短きさまざまもちたるよし

○机　文臺

和名抄曰、書案俗云不美都久惠」和訓栞に曰、つくゑ　机案をいふ坏居の義きすの反くなり今專らに文机を稱りされど飮食の具を本とす日本紀にも百机飮食をもとりのつくゑものとよめり古事記に百取机代物に作る儀式帳に机代二百十前とみゆ式に切案高案大案など見えたり源氏にみそのつくゑおきもの、つくゑ建武年中に白木のつくゑなどいへり、」つくゑは神代卷保食神月夜見尊に饗し給ふ所に出たればもと飮食の具なる事は勿論なり萬葉の歌にもそのさまによめりされどもつくゑといふは、つきするの約にてあるべけれど坏居の義にてはあるまじく、これは

吹ニ硯塵一有レ節用ニ楊枝一則受ニ無實一仍詠レ之和歌曰、「都にて硯の塵も吹かざりし節の楊枝もつかはざりしが」とあり、是はまた少し違ひたりさまぐ＼にいひ傳へしなるべし高島正與も此文おだやかならず信じがたしといへり硯面の塵を吹かざる事も硯面に物かくまじき事もその事のもとは知るべからねど古くよりいむなる事といひ傳へたる事なれば今もいむべき事になむ、觀鵞百譚曰、上代は硯を左に置紙を右に置て習ひしなり證據ある事なり今こゝに署之、」といへり此上代といへるは和漢いづれの事にや我國の古へ常に硯を左に置きしといふ事ありや管見の知る事にあらず、されども源氏物語などのさまを見るに勝手あしき左に置きたるさまには見えす廣きもの或は卷物などを書くには左に置て書たるなるべし閑田次筆に出たる古書の寫し小野道風の像といへるには硯を左に置きたり又或書に机の事をいへるに筆返しを一方に付て一方にはつけず卷物を流して書くため也といへり書きたる所を卷けば墨うつるものゆゑ右の方を流して書くなるべし然れば硯は左にあるべきなり是等は其物によりての事なり常の事にはあらず師曰硯は紙の長短により左右紙先其得手をよろしきにおくべきなりとの給へり

〇水滴

水入はいにしへとてもさまぐ＼の形なるがありけるなるべけれど大かたは硯瓶とあり又龜の形したるを用ひたりと見ゆ、和名抄曰、水滴器　御覽寺目錄云水滴器今按和名須美數理賀米」延喜式曰圖書寮　凡行幸從駕御研案一具研一口筆十管銀小瓶一口墨四挺雜色紙數不定」末摘花卷に源氏君戯れに御自の顔に紅粉をつけ給へるを紫上のごひ給ふところ　御硯のかめの水にみちの國紙をぬらしてのごひ給へば」榮花物語に石蔭の卷　御まへのなでしこを人のをりてもて參りたるを宮の御まへの御すゞりがめにさゝせ給へるを東宮とりちらさせ給へば」是等にて見れば口廣き瓶をも用ひしとみゆ水瓶の事古書に所々に見えたり是は乜などにて汲みけるなるべし水はいかに淸き水といふとも濁りあるものなれば瓶に入て置けば濁りは沈みて上はいと〳〵淸くすむものなるを乜などにて汲みとらばいとよろしかるべしされども日々に新なる水を用ゆべきなり、夜鶴庭訓抄に曰、硯瓶ハ一銀、二茶碗、三貝、四銅、」龜の形なりける事は本朝文粹曰、七月三日陪ニ

て宜しからずはむくの葉にて硯面を磨りて用ゆべししばしは墨こまやかにおる、ものなり夏は堅き硯を用ひ冬は少し柔らかなるを用ゆべし寒夜など堅きすゞり墨合ひがたくば肌などにて少しあたゝめて用ゆべし堅き硯にても裏をすきたるは柔らかに當りて墨の磨味よきものなり只硯は度々洗ふべし夏はいよ〳〵しげく洗ふべきなり、好古小録に小研匣といふものを圖せり後三年繪巻物にも出たるよししるせり平家物語に云く、平大納言ときたゞのきやうその時いまだ左衞門のかみにておはしけるが云々ふところよりこすゞりたゝふがみとり出し一筆かいて大衆の中へおくられ云々、」今樂人の篳篥の箱に用ゆるものなり墨汁を貯へて旅用にせしなり、萬葉集巻十六(鹿のうた)我耳者御墨坩(上下略)」かくあるにて見れば古くより硯ならでも墨汁を貯置きて物書きし事もありけらし旅の用にのみせりともいふべからず硯の面の塵を吹くまじといふ事は古くよりいへることなり麒麟抄にも出たり、夫木集に仲正、「僞りの名をのみたてゝあひみぬは硯のうへのちりや吹きけむ、」是にてみれば古くよりいひ傳へたる事と見えたれども

何ゆゑにあしといふ其ことのもとは知られず又硯の面に物かくをいむこと橋姫の巻曰(宇治の八宮姫君だちにことならはし給ふところ)「姫君御硯をやをらひきよせて手習ひのやうにかきまぜ給ふをこれにかき給へ硯にはかきつけざゝなりとて紙を奉り給へばはぢらひてかき給ふ、」かくあるにて見ればもはらいみあへりし事ときこゆ此處湖月抄の注に河海抄をひきて菅家の御日記にも硯の面に不書とありといへるをあげたり是も古き諺と聞えたり、今世に「見る石のおもてに物もかゝざりきたけの楊枝も遣はざりしに」といふ歌を、菅神都を出給ふ時の御作といへどたしかなる傳もなければ御詠ともきはめがたし、或人曰硯面に物かくは人を譏言することをいへり人前にて密に見する時のしわざなり、たけの楊枝とは長き楊枝なり貴人の前にては長き楊枝を遣ふは無禮なり一首の意は人を譏する事もせず又無禮なる事もせざりしにとうち歎き給ひしなりといへり此說おもしろきやうなれども猶此うたにつきて設けたる說なるべし、菅家傳記拾遺抄曰、或說云在㆓配所㆒吟㆑詩詠㆓和歌㆒以㆓紙筆㆒爲㆓忘憂友㆒雖㆑然悲涙最難㆑盡我遭㆓無實讒㆒世諺云

重硯筥下重様

す此硯の形も異なる事なく おだやかなるを見るべし、江談抄名物の條に硯の銘、露 鶏冠木とあり是等いかなる形なりけむ知るべからず又古硯とて强ち尊むべからず形に吉凶の差別ある事なり心すべしただめづべきは石質こまやかにてしかも堅く古墨もて磨るに馴合よく又墨水早く乾かざる硯なりか丶る硯をこそ名硯とはいふべけれ古硯名物にはいかばかりよき硯もあるべけれど得らるべきにもあらねば赤間關の上品雨端石王寺鳳足金砂等を取交じへ夏冬によりて用てよろしかるべし此五品を試るに赤間關は品高くうるはしけれどうとく覺え雨端は品くだりなごやかなれどなつかしきかたはまさりて覺ゆ石王寺はを丶しく鳳足はめ丶し金砂はうときが如くにてうとからずひゞきさへ清亮としてすが〱しさも覺ゆかし枕の草紙にくきもの丶條にすみつかぬ硯といへりげに馴合うとき硯はいとにく丶うちもわりつべきこ丶ちぞする旅などにてものかくに硯面あらくし

重硯筥上重様

筆臺伏輪單功百疋硯筥敷物細（イ油）絹承平四年中宮御賀御調度被用之懸子下入之云々

深五寸蓋高一寸 内五寸

高一寸二分　弘八分半　弘六分半

高寸二分

此間四寸二分

九袖長一尺四分厚二分 押イ 軸カ 六イ

彫弘三分半

此間弘二寸二分　深四分半　尺筥之置所也

九長一尺一寸七分半　但硯筥ニ久津呂木一分也

厚二分　上之カトニハ皆巻ニ入銀筋　長一尺二寸七分イ

弘一尺一寸三分 イ

小刀　墨　筆　筆

高局

尺袋口形

中ヲツカヒニシテ筥ニ悶付テ左右ヲ開也

又尺筥ト云

尺袋

長一尺二寸　弘二寸一分　厚四分半　紫檀地

已上廻墨ハ銀筋金也

長一尺　弘九分半　厚二分　牙又紫檀用之

五寸ニ如此切（イ打）目　五寸ニ牙ニハ繪計ニ書

紫檀ニハ繪ヲ摺螺鈿

峯がたなどさま〲みやびなるもあれどかたち異なるはうち見にはめづらかにこそあらめ用ゆるには不便なるべし只常ざまの硯ぞあくことなくてよろしかるべき七十一番歌合の繪にも只常の形の硯をぞかゝれたる類聚雜要抄に出たる重硯筥の圖寫して左に出

合に硯士のうた、「かきのから月かげ見れば土佐石の星のひかりはすくなかりけり、「逢ふことは猶かたければ硯石金剛ゑやうもかなはざりけり」此詞書にいはく、しやくわう寺は白みがたくてきりにくき、」延喜式に猿頭硯、猿膝研といふありいかなる形なりけむ、好古小錄に東大寺古陶猿頭硯の所に朝野羣載に猿頭硯と瓶とを尾張國へおふせて進上らせし事をひきて延喜式にいへる猿頭硯も石研にはあらざるべし古昔は瓦陶の研を用て石研はまれなりしよしといへり、さては此歌合のうたをもひきて此時始めて土佐石王寺の硯材の事みゆ今は諸國に石材出て乏からずとて雨端鳳足月輪金砂など數品を記せり雅遊漫錄にも硯材の出る所をゑるしたり其中に日向うどの濱より出るは自然の硯の形なるよしいへり硯などは後世ほどよき材は見出るなるべし桂林漫錄好古日錄等に古硯古墨の事ども多く出たりその書にて見るべし木硯のことも出たり今も竹硯を輕くてよしとて旅の用にするものありいかゞあらむ硯といへば石ぞ宜しかるべき他物は乾きやすくてあしかるべし文字も石にこそ雙びたゝなれ、和名抄にも石を第一とすといへり、麒麟抄に以二瓦硯一爲レ本とあるは瓦硯は公事に用ひ給ふものゆゑなるべし公事に用給ふ事右筆用心抄に見えたり、茅窓漫錄に大雅堂の所持せし舶來の澄泥研の圖とて出せり犬などの頭の形したりいと奇なる形なり其所にいはく朝野羣載に見えたる猿頭硯兼良公藤河記に見えたる龍尾硯の類ならむといへり猿頭といへる名につきての説にて證とはゑがたし此圖のさま官物に用給ふべきさまともおもへらず好古日錄等に圖を出せる松蔭の硯忠

重硯筥形

蒔料金廿三兩、漆七合、磨料六百疋、裏塗三疋、口白料三斤、畢功六十疋、螺鈿料八百六十疋、同掘料七十疋、同堺料書料九十疋、

料木三寸半板六(イ八)尺弘一尺二寸木道料六十疋

（成が舟に乗せてゆくに挾衣の君の書給へる扇のありけるを姫君見給ふところ）御扇の枕がみにありけるが手にさはりたるもこゝろさわぎせられて先とりて見れば涙にくもりてはかぐ〳〵しうも見えず墨ばかりぞつや〳〵としてたゞ今かき給へるさまなるに云々、」月日經たれども墨色うるはしく潤澤ありてぬれたるやうなれば只今書たるがいまだかわかざるを見るやうにありし也 是はよき墨よき紙ならではつや〳〵とは見えざる事なれども第一は手のよしあしによるなり同じ墨紙を用ひても手あしくては美しき光澤は出ざるなり 是筆遣ひ かたあたりなるゆゑなり能書は皮肉骨具足りたるゆゑ潤澤を含む也恰肉顏を見るが如し是其術至り心氣充滿たるよりして文字に精靈の入れるなりさき〴〵いへるが如し、さて又時によりては墨ならぬものにて書きたるもをかしかるべし 北邊隨筆に 堤中納言 物語にたゝう紙に草の汁して歌かける事のあるを出されたり此物語いまだ見ざれは その時の さま知られねど旅などより おこさむ歌草のしるあるは花などのゑるにて書きておこせたらむはいとあはれにをかしかりぬべき事になむ、前に出したる元亨釋書にいへる石墨の事本草綱目曰（五色石脂之條） 黑石脂（別錄曰一名石墨） 一名石涅時珍曰此乃石脂之黑者亦可爲墨其性粘レ舌與二石炭一不レ同南人謂二之畵眉石一許氏說文云 黛畵眉石也、」 本草綱目啓蒙曰（黑石脂之條） 一名黑石（品字箋） 大和本草黑土ヲ載ス卽チ黑石脂也云城州山科ノ 東牛尾山 觀音堂ノ後ニアリト 此土黑シ乾ケバ微青色ヲ帶ブ又此外處々ニアリ天台山嵐山水尾貴船幡枝大原吉田澁谷鷹ケ峯等ニアリ砂ヲ去リ石筆ニ造ル（下略）」 大和本草曰、 黑土 山州山科ノ東牛尾山觀音堂ノ後ニ黑キ土アリ青色ヲオブネバクシテ細シ筆ニ浸シテ字ヲ書クベシ僧是ヲ用テ佛經ヲ寫ス膠ヲ不用清潔ナル故ナリ（下略、）」 是等も心得居てよかるべき事になむ

○硯

和名抄曰、硯 書譜云用硯之法石爲二第一一 瓦爲二第二一（硯音五甸反訓須美須利」） すみすりを畧してすゞりといふなるべし新撰字鏡曰、 研硏甓硯（四形同牛堅五屆二反平又五見反去善也礦也熟也窮也止支彌加久精也） 是にはときみがくとありてすゞりといふ事なし、また歌に見る石とよむ事は文字の旁と篇を分けていへるなるべしされども朝夕に見る石なれば文字によらずとも見る石といはむ難なかるべし、七十一番歌

も短くなりてこそ始のほどは紙にて包みて持たるよし紙はいとかたき紙よしむく〱と毛おひて落ぬれば墨にまじりてあし、金箔をおきたるは手のあぶらとほらざるためなり見るも美麗にしてよし墨は力を入れずゆるやかにたゞしくするべし彼餓鬼にすらせ忘るべかず墨のゆがみたるは心見えなるものなり狹衣物語に曰、狹衣の君がかき給ふ處墨こまやかにおしすりつゝかき給ふ、」墨のすりやうにもさま〲心得あり別て貴人の前にては心得あることなり、續古事談曰、宇治左府内覽臣にておはしける時入道大納言光頼卿職事にて院より御使に參りて物を申されけるにあまり題目多く重りければ左府仰せられけり事しげくなりぬもくろくやありぬべきとて御簾の内より硯紙を取出て給ひたりければ紙おしをりて少しもうち案ぜずかゝれけるが餘りにたやすかりけるを御覽じてめして是を見給ひけるに書きざま誠にめでたかりければしきりに御感ありて返し給ひつ光頼座を立て後仰られけるはあはれ職事や又世にかゝる者出來なむやゆゝしき君の御たからかなと仰られてたゞし一の人などの御前にて御硯給ひてつかふやうぞいまだならはざりけると仰られけり、」古今著聞集に曰、後白河院御熊野詣に藤代の宿につかせおはしましたりけるに國司松煙をつみて御前におきたりけり花山院左府中山太政入道殿其時右大將にて御前に候はせ給ひたりけるに此墨いか程の物ぞ心見よと勅定ありければおとゞ右大將にすゝめ申されければ硯を引よせて墨をとりてすらせ給ひけりその樣除目の執筆の定なりけり左府見とがめてしきりに感歎のけしき有けり、」江家次第曰、磨ㇾ墨事除目薄墨叙位濃墨云々一度磨之不再磨凡爲令水皆爲墨久磨之是等の事も心得おくべし猶墨のすりやう筆に墨をふくませやうなどこまかなるところまでもくはしき御傳あり門に入りて知るべし、昆陽漫錄曰、書史會要曰南海商人船自其國還國王第與照書稱ニ野人若愚ニ又左大臣藤原道長書又治部卿源從魚書凡皆二王之迹而若愚章草特妙中土能書者亦鮮能及紙墨光滑左大臣乃國之上相治部九卿之一也ト按ズルニ清異錄ニ云前に出したる與能善書ことなしるせりこれを略す是には紙墨光滑とあり前に出したる繭紙の所には澤ありといへり吾國の國がらとて萬のものうるはしく光澤あること他邦にすぐれたるを見るべし、狹衣物語に曰飛鳥井の姫君を道

よくかゝれ書の名は寒葉齋といへり書譜のうち和漢雜畵の自序に是は畵の事なれども文字のうへにてもかくあるべき事なればぬき出たるなり夫書のよきとふは一ッには心の高き二ッには筆のいたれる三ッにはよく物の心をかいとる是なり中略其三ッがひとつだも易からなくに上下略」心の高きとは己れおもひあがりて世を見下す事にはあらずまたから人の心高上なるべしといへるはいかなる事にかゝらず我國にて心高しといふは高産靈神の御靈を得て天地にひとしき位をいふべし筆の至れるとは筆のゆく所おのづから天地の法則にかなへるをいふ是則心の高きより出る事なりよく物の心を書きとるとは人物鳥獸草木はもとより山の心水の心をもよく知りて其心を書きとる也、かく萬物の心を知る事は天地の心をゑらではかなはざるなり是も又心の高きより成る事なりかくあれば其物々に魂入りて活きて見ゆる也文字にても同事なり是天の御心の萬事に應ずる處ぞかしさき〴〵にいへるをてらして見べし、されば此三ッは離れ〴〵にはなるまじき事なるを三ッが一ッだにやすからぬといへるは少し心ゆかずかし、さて古墨の事好古小錄に出たり江州武佐墨梨家烟など圖を出せり梨家烟は南良興福寺妙喜院に墨摸あり大師唐より將來する所といへり我友高島正興此梨家烟の殘墨を藏せり試るに漆のごとし正興曰此墨は彼妙喜院の墨摸を以て當時南良にて作りし物なるべし古雅なること愛するに堪へたりとて其記を作りて是にそへて秘めもたり墨はいかにも古きよしされどもゑめりぬれば膠氣ぬけてあしくなるなり漆にてぬりたる箱に入置き時々ぬぐひたるよしと入木抄にの給へり錦に包み墨漆のものに入れおくよしともものに見えたり、又遊學往來曰若紙古墨不ㇾ付入ニ白水ニ可ㇾ摺ㇾ之又色紙蒔畵之上墨不ㇾ付入ニ糯粉ニ可ㇾ摺也、」筆墨之所持之様共能々裹ㇾ綿常可ㇾ令ニ隨身ニ松烟者以ニ新蘭ニ可ㇾ裹ㇾ之若朽者石鍋湯洗ㇾ之塗ㇾ膠干ㇾ之可ㇾ用、」墨は手のあぶらしみてあしくなるものゆゑむかしは墨柄といふものにさしはさみてすりしなり此圖麒麟抄に出たり形さま〴〵あり雅遊漫錄に出したる形は菊池之則がもてるのと同じ蒔繪して美しきもの也是は墨の大小によりてあひがたくいとたよりあしきものなりさまはいやしけれど今童の用る竹にてはさむものはいとたよりよきものなり、それ

天朝墨談卷五

○墨

和訓栞に云く、すみ　墨をよむはそみの轉染の義也といへり江州丹波の制尤ふるし其色淡墨にて麁薄なりし新續古今集に熊野より歸まうでくと聞てよき墨や侍ると尋ける古今著聞集に後白河院熊野詣に藤代の宿にて國司松烟を積て御前に置たりと見えたり爲重の歌、「あふ事を松にかけたる藤代の墨の名ゑるきかちの玉づさ、」　朝野羣載に伊與國墨讃岐國墨新猿樂記には淡路墨と見えたり我邦の製高麗の僧傳へし事推古紀に見えて南都正倉院の古墨にも新羅柳家上墨と書せり下略、」　墨すりて沫立に耳のあかを入る事は大雙紙に見えたり炭は墨より出たる語なるべし下略」此染の義とてそみの轉といへる說はいかゞあらむ、また炭は墨より出でしとは誤れり炭は其名神武天皇の御卷に見えたり墨はいと後に唐土より渡りしものなれば前後の違なり墨は炭と同言なり炭を抹にして膠にてかため墨を作りしものなれば全く同物なり今もよき墨こそあれあし墨は炭の抹（本ノマヽ）也また油煙も松煙も煙りといへば品違ひたれども物に付たる所にては炭なりすでに鍋炭といへるにて知るべし墨をする時沫立に耳のあかを入るゝ事大雙紙にありとも淸からざるわざなり沫立は墨新しき歟又は墨の形厚きゆゑなるべし厚からば少し斜にして手前の角よりすり又取直して向を手前にしてするべきなり如斯すれば大かた沫立ことなしもしそれにても沫立たば硯も墨も取かへて他の硯墨にてするべき也耳のあかを入るゝはいかにも淸からざる事なりかし墨は昔はもはら松の烟にて造りし物と見えたり、和名抄曰、墨　蔣魴曰墨音目和名須美以松烟和膠合成也」延喜式曰圖書寮　凡造墨長功日燒得烟一石五升煮烟一斗五升二日二夜乃得熟中功短功亦同　成墨九十三廷長五寸廣八分料膠一斤」凡年料所造墨四百挺長五寸廣八分　絹七尺八寸餝墨料　綿八兩拭墨料」今はさま〴〵よき墨を造り出すまゝにさま〴〵の物の油をたきて作れり、建綾足大人の詠草に、故梅園の石液墨を得て、「ゑなさかる越の石氣の煙もてつくれる墨をけふ得つるかも、紅花油などをもて作れるもあれど石液はいとめづらし此うしは書をも

たく後の事にはあらずさて筆柄は世に南京陶などをめづる人もあれどものか、むには竹葦の類ひに玄く物はなし陶はおもく木柄はあた、まり覺てよろしからず、藝苑譜にいへる金銀管もめでたきはいふもさらなれど用ゆるにはいかゞあらむさて又巴かきたるはたゞ紋にしたる事なるべけれど草花などはかゝで巴をしもかきたるは心にくし巴は旋り〳〵て盡きざるかたちなればいと〳〵めでたきぞかし、本朝文粹曰（大江朝綱後江相公に奉る書のうち）抑義實文華是君家之舊物春風秋月亦君家之老奴也斑竹筆大樣墨爲レ充二新用一各一雙謹奉レ之（上下略）」是も竹軸なりいにしへより專ら竹軸を用ひしなるべし此朝綱といへる人は能書なり、江談抄曰天暦御時野道風與二江朝綱一常成二手書相論一之時兩人議曰給二主上御判一互可レ決二勝劣一云々仍申二請御判一之處主上被レ仰云朝綱之書劣二於道風一事譬如三道風劣二朝綱之才一」如斯道風朝臣にもあらそふてかきなりけれども世に知る人すくなきは歎くべき事なりかし、江家次第曰（除目の所）硯、筆墨、墨一廷、筆二管、續飯、續板、小瓶、小刀等云々」執筆以二私硯墨筆（故實件筆可用白管）小刀一給二外記一令二入替一硯（不用唐硯）筆（不用丹管斑竹等）」除目行はる、時白管を用ひらる、は只生質のま、なるを賞し用らる、の表歟唐硯を用給はざるも心ありての事なるべし漢籍詩經に靜女其孌貽二我彤管一とある彤管は赤軸の筆の事にて女史專ら此彤管を用ひ赤心を表したるよしものに見えたりと菊池之則いへり、我國むかしより誓詞を書くには必赤軸の筆を用ふるならひなるもありきこゝろをあらはすなるべし、東鑑曰（治承六年頼朝公伊勢大神宮へ奉り給ふ御願書の中）抑東州御領如レ元久不レ可レ有二相違一留由任二二宮注文一染二丹筆一天奉レ免畢」此丹筆も同じこゝろばへなるべし唯誠心をうつし出すべきことになむ雲葉集に行成卿、

「千とせまであととまる筆の跡なれば
　かく人がらやひともしのばむ

天朝墨談卷四畢

レ之與ニ尊屬近親一同署若不レ解レ書指爲レ記」今も山里の者爪判とて指のさきにて墨をつくるものあり古風の殘りたるなるべしさて筆を貯ふる事遊學往來曰（天台沙門玄惠撰）筆持樣夏者不レ指レ笠冬者可レ入レ笠常以ニ鹽湯一洗レ之爲レ成ニ毛和一也」常にさやといふものをここに笠といへるもめづらし、才葉抄曰筆は未染墨新筆とて文字を書は帶とけひろげてあしきなり墨をぬりて乾て少し墨枕あるが能や」あたらしき筆は濃き墨にてしば〳〵手習してさて休めおくべしかき味よくなるなり能く遣ひなれて意にかなひたる筆のそこなはれゆくは何よりもをしまる、ものなりと師常にの給へり、枕の草紙に曰（人の家につき〳〵しきもの、條）人の硯を引よせて手習をも文をもかくにその筆なつかひ給ひそといはれたらむこそいとわびしかるべけれうちおかむも人わろし猶つかふもあやにくなりさおぼゆる事もしりたれば人のするもいはで見るに手などよくもあらぬ人のさすがに物か、まほしうするがいとよくつかひかためたる筆をあやしのやうに水がちにさしぬらしてこはものやりとかなにほそびつのふたなどにかきちらしてよこざまになげおきたれば水にかしらはさしいれてふせるもにくき事ぞかしされどさいはむやは」此一條は常々心得居べき事になむ筆柄の事藝苑譜曰、宇士新物數奇の筆牀形頗る宜し夫よりは調度掛をやつしたる筆筒尤宜し是も黑漆又は朱漆にして金泥にて蝶鳥を書きたる甚古雅にて宜し筆管は蕭繹がいひし金銀管は吾ともがらの事にあらず黑漆よし朱漆是に次ぐ此地にある夜叉竹及び世にいふ豐後竹火色さはし篦などの矢竹もよし右夜叉竹以下の諸管には金泥にて二三字ほど銘をかくか太き管ならば蝶鳥をちらし書くべし」是に管とかけるはからぶりなりつか或はぢくといふべし又黑漆よし朱漆是に次ぐといへるもいかゞあらむ朱漆には所謂あることとなり是等の事ども次々にいふを見るべし、明石巻に云（惟光源氏の君へ道にて筆奉る所）懐にまうけたるつかみじかき筆など御車とゞむる所にてたてまつる」柄みじかきは旅のさまなり須磨の記といふ物にも見えたり綾小路俊量卿記（五節の郢曲）（此歌の事平家物語にも出でたり）しろうすやうこぜんしの紙まきあげの筆巴かいたる筆のぢくやれことうとう」是は五節の舞のうたなり筆のつかといふは古けれどもぢくといふもい

ほしといふもの也それをわざとひぢをはり拳をよぢかへし筆を眞直くに立つる時は性にもとる也是はなほしといふべからず御流にては唯天然にもとらぬ事を尊ぶなり、さて又時によりては筆ならぬ物にて書きたるが中々をかしくめでたきこともある也枕の草紙に頭中将より清少納言のかたへ試に詩を書きておこされしところ」青きうすやうにいと清げに書給へるを心ときめきゑつるさまに　もあらざりけり蘭省花時錦帳下とかきて末はいかに〳〵とあるをいかゞはすべからむ御まへのおはしまさば御らんぜさすべきを是が末知りがほにたど〳〵しきまんなにかきたらむも見ぐるしなど思ひまはすほどもなくせめまどはせばたゞ其おくにすびつのきえたるすみのあるして草の庵をたれか尋むとかきつけてとらせつれど下略頭中将いたくめでゝ清女を草の庵りとあだ名してほめられたることあり」かかる時硯とりいでてかきたらむはなか〳〵心おとりせらるべしすびつの炭してかきたる心ゑらひいとめでたし、伊勢物語に狩の使の條に續松の墨してかきたる所あり彼物語を見て味ふべし猶物語どもに多く見えたり、蓮如上人の御筆草といふも筆なき所にて草をとりて筆に用ひ給ひしなるべし、本草綱目に蓏草とあるもの、よし北邊隨筆にゑるせり、本草綱目曰穀之部禹餘糧之條張華博物志言扶海洲上有二蓏草一其實喰レ之如二大麥一名二自然穀一亦名二禹餘糧一下略」本草啓蒙曰小野蘭山著　集解　藤生ノ禹餘糧ハ土伏苓也草生ノ禹餘糧ハ蓏草也一名自然穀コウボウムギ又オニセキシャウトモ云」元亨釋書曰釋圓仁姓壬生氏中略天長十年年四十身疲眼昏思二命不レ久於二叡山北磵一結二草菴一屛居中略於レ是以二石墨草筆一書二妙法華一」此草筆とあるも蓏草を用ひられたるかさならずとも便りよき草をとりて筆としてかゝれたるなるべし又アダンといふものあり筆となしてふとき字はかゝるべし、品物識名曰、アダンクサアダン　石䈅漳州府志　䈅の字字書に見えず葦の字あり是歟葦柳當陸別名也」とあり予が見たるもの圖のごとし右等の外猶取用ひて筆とすべきものあらむ心をつくべし又書を成し得ざる者は指を以て墨を付くることあり、令曰戸令弃妻七出之條夫手書與

色白茶なり毛強くふとし草根とみえたり

けぬ所を示したるなるべし加藤清正を鬼將軍といひし如くの意なるべし墨は力を入るれば能くおりてあしきゆゑ力を用ひずよわ〳〵とすれといふ事を餓鬼にすらせといへるなるべしといへり師も此説をよしとの給ひ猶曰く是は滑稽にたとへいひたるなり鬼にとらせとは心氣滿れば形容其座に充滿したるにたとへたる歟墨は力を入れず弱々といかにも惜むがごとくするべしとのたとへかとの給へり、彼獻之が話も此鬼にとらせといへるにておもひ見るべし右筆用心抄曰、令レ取ニ於筆力士ニ墨令レ磨ニ於餓人ニ云々」とあるは彼鬼餓鬼といへるを雅ならずとしてかく書きたるものなるべけれど中々に鬼餓鬼といへるが古雅なるにはゑかず古く云傳へたる事と聞えたり弘法大師執筆法に單鈎を第一にあげ次に雙鈎をあげ給ひて曰、但小指力微是は雙鈎にて小指とは名指小指の二指をさしていへるなり不レ堪ニ久任ニ凡爲ニ此執ニ執は勢の省文にて形勢の事なる歟其掌自虛偶中ニ其虛ニ粗亦輕快既知ニ其理ニ須レ詣ニ其徵ニ固不レ若ニ單指單鈎のことなり力齊可ニ以長久不レ困於ニ單指ニ手有レ所レ便則亦從ニ其所ニ便取レ令ニ流轉ニ矣」大師も單鈎を第一に出し給ひ其便なる事を說給へり猶本文を見て知るべし、

太祖尊圓親王の示し給へるも單鈎にて五指の扱ひ自由なる事くはしく傳はりたりゑかれども此單鈎にて能く其筆のはたらき自由なる所の味ひを會得したるうへは雙鈎にても握筆にても其にかゝはる事ならず大字を書く時は單鈎にては大筆は持がたかるべければ雙鈎或は握筆にても書くべきなり五指の扱ひ筆のはたらき自由なる味ひ會得する事は單鈎ならでは知られまじきなり、唐人韓方明曰單鈎は力不足して神氣なしといへり是も猶筆力は指頭にありと思へるよりの說と聞ゆいとあさまし此人はかゝる事はいはじを傳への誤りたるにやあらむ御傳のうちに筆顯童子と申奉る神の御名あり童子といへるを深く味ふべしひね〳〵しくさかしだちたる御心おはします神にはあらじ只わらべしくすなほにおはします神なるべし此神の御心にそむかぬやうに筆は遣ふべき事にこそあなかしこ、直筆といふ事からぶりにては側筆に對へていへれば筆を眞すぐに立る事なるべきか、御流にて直筆といへるはさにはあらず筆をとる事すなほなるをいふ手は筆をとりてさし出たる所少し斜なるが生れつき也その生れのまゝなるがな

らねども又後背よりぬき取らむとしてもぬきとる事能はざるをいへるにて執筆の味ひを示す物語りなりといへり、かくては我思ひ居たりしとはいひたくたがひたりけり然れども此物語執筆の味ひをいかに心得べきにや強からず弱からぬ程を示すといふ事なるべけれど此話にてはいかでか其味ひを知らむ元よりさばかりのことにはあらじ此頃或書を見しかばから人東坡此事を評して曰、逸少所㆔以重㆓其不㆒㆑可㆑取獨以㆔其小兒用㆑意精卒然掩㆑之而出㆓其不意㆒也」といへり此說はおもしろく覺ゆ、又忘筌集に此事をいへるは、逸少所㆔以重㆓其不㆒㆑可㆑取小兒之用㆑意精聽㆓筆之所㆒㆑之而不㆑失㆓法度㆒之謂也故取㆑筆不㆑得也何謂㆓執筆之緊㆒乎、」此說もおもしろし、逸少の心裏今知るべきにあらねば其事實におきての當否はいかゞありとも執筆の味ひは只指頭にあらぬ事を知るべし、御流の筆拳の法はいにしへより口づから傳へ又手をもちてしたしくその味ひをしめしつき〴〵に傳へ來し法則にて其味ひ書記す事能はざるものなり、物に記して傳へたることもある也誤らずとも書は言を盡さずとか聞けりされば撥鐙の說馬具のあぶみなりといひ或は鐙は燈也といひ或は形容の事にはあらず文字に飛騰の勢ひ顯はるゝをいふなど人々の心々にもいはれたり、かゝることは彼國其世の鐙の製をも辨ひ其世の馬術をも能く知らでは解しがたき事なるべしたとへ撥鐙といへる事は解し得たりとも執筆の味ひを知る事能はざればかひなきわざなり、漢籍莊子天道篇に輪人が桓公に說ける辭に、斲㆑輪徐則甘而不㆑固疾則苦而不㆑入不㆑徐不㆑疾得㆓之於手㆒而應㆓於心㆒口不㆑能㆑言有㆑數存㆓焉於其間㆒臣不㆑能㆔以喩㆓臣之子㆒臣之子亦不㆑能㆑受㆓之於臣㆒」といへる如く筆拳の味ひ書のうへにてはいかでか知るべからむ口づから傳へてすら傳へがたし然るを掌中卵を入るゝといふ事も只掌中虛なる事とのみ心得、深き趣意あるさとしとも知り得ざるほどにていかでか眞道を得べけむや觀鵞百譚に曰、執筆の法の實指の二字を苦緊とおもふ故に和朝の筆法を說く人筆を鬼にとらせ墨を餓鬼にすらせよと敎へ傳ふる事久し下略廣澤ぬし此たとへを苦緊の事と思はれたるは非なるべし我友菊池之則曰、かたくとる事にはあらず鬼のやうなる勢にて筆をとれといふ事にて氣のぬ

以上五重まで緩々と懸て姿は柳葉に結て眞の物に可レ使行には秋毛を心に立て上には冬毛の和成を懸交て姿は如笋草には妻鹿の夏毛を以て可レ結也佐理者眞物に者兎毛を心にも上にも懸て筆を長く好結也行物には秋毛を心に立て兎毛を薄く懸て上には冬毛の和成を懸たり草には冬毛を以て一向に結也行成は眞物には兎毛を以心に立中には毛の和成を懸上には又兎毛を懸たり行の物には秋毛を心に立上に冬毛を立たり草には一向に冬毛にてゆる〳〵と結なり」右筆用心抄にいへる筆の名のうち、雀頭、雞距、雞舌、若荀、柳葉」是等も形によりての名と聞えたり猶人々の好によるべし又紙にもよるべきなり能々心を用ふべし師曰筆は長短剛柔人々によりて違ふなり手習ひするうちにわが意に協ひたる筆出來るものなりとのたまへり、夜鶴庭訓抄に曰、筆は第一兎の毛よし大なるにてちゐさき文字か丶れちゐさきにて大文字か丶るをろく（本ノマヽ）つふ愛あり但し書きたる物ぞすこしもゑよわく見ゆる所あれど我手がらによるべし詮にきらふはわが手いたらぬ時の事也」是は大筆にて小字か丶れ小筆にて大字か丶る丶がよき筆なりといへるにて筆を試る事にて大筆にて小字をかき小筆にて大字を書くべきにはあらねどもしさる事ありともそれはわが手がらによるべしといへるなり篤好さきに此事を師に問ひまつりしかば師、もとより意に應せざる筆は如何なる能筆たりとも快からざるは同じされぼこそ筆を吟味し帶刀を吟味せずやゑかし事に望みては鈍刀も一切たり山崎闇齋翁の鐵炮切の刀は與がる麁物のよし彼銘に刀のちからにあらず翁の勇なり云々」と書入れて返し給はりぬ然れば筆を撰ぶべきは勿論なれども又事に望みてはいかなる筆にてもいとはざる事にて筆力は心氣にあることを知るべきなり是によりておもへば能書筆をえらばずといへる諺もひたぶるに誤りとはいひがたくなむわれさきつとしから人王獻之がもの書き居たりしを人ありて傍より其筆をとらむとしたりけるにとること能はざりしといふ物語をき丶けるゆゑ、それは獻之が運筆心氣滿々たるものゆゑ髮を入るばかりのすきもなくて傍より奪はむと守り居たれども遂に奪ふ事能はざりしなるべしと思ひをりぬ或書家に此事をいかなる事ぞと問ひしかば筆をとる事强か

者御筆波夜斯（上下略）」調度歌合といふものに御硯のうの毛の筆ぞかきつけゝる、」鶴岡放生會職人歌合に筆生が歌、水茎の岡べにわれは家居せむ月に卯の毛の末をそろへて」如斯兎毛鹿毛といへるが物に多く見えたりされど猶さま〴〵の毛をも用ひたり、麒麟抄曰、大筆結毛事羊毛木筆藁筆笋筆皮ノムケ葉ノ開タル時ガ吉也總テ強物ヲ以テ結テ可書也、」右筆用心抄曰、凡筆者可隨主之好也而以柔毛強結以強毛柔結亦以強毛籠于心柔毛掛表可結之亦夏毛冬毛秋毫狸毛鴨毛狐毛藁筆竹筆木筆等任意隨好可用之但藁筆竹筆等者大字用之歟或以狐毛籠于心以兎毛掛上結之最上也樂府紫毫筆是也但剛弱之筆且可依料紙也能々可思案之、上」蓑毛には今は專ら馬毛を用ふ當歳二歳の毛を用ふ當歳は柔らか過たり二歳の毛を能く製して（毛の油をぬくに過不及あり程よき味ひを自得すべし）用ふれば御流に可也と筆生心月堂高橋故源右衛門（加州金澤之人）もいへり七十一番歌合に筆ゆひが歌、筆つかにきりつゞめたるさゝ竹の長き夜ゑらず月を見るかな、」なびくほどいかゞゆはまし我爲は夏毛の筆のこゝろごはさを、」惣て獸の毛は夏はふとくこはく秋の末に至りては柔く毫先いと細くなるものなり是を心得ずして筆結ぶは拙し良工は夏秋の毛をとり合せて結ぶなり尤よし同歌合詞がきにいはく、うの毛は毛のうらおもて見えぬが大事にて候、」毛にうらおもてあり表は丸く裏は平らかなり裏をうらとし表をおもてとして結ぶを良工とすかたよりなる筆は書き味甚あし、師高橋故源右衛門に此表裏の覺ありやと問ひ給ひしかば源右衛門答けらく年六十にしてぞはじめて自然と口中に覺ぬるといへり毛に表裏ある事を知りたりともその表裏をそろへる事あたはざればかひなし源右衛門は自然と其術を得たり是志のふかきよりして妙に至れる也、米庵墨談に曰、道風佐理行成三蹟用筆の結樣の傳を見るに眞筆は雀頭行筆は雞爪草筆は柳葉の形にて剛柔三體に從ひ家々の工夫にて少しの違ひあり、」此三蹟用筆の傳何に出たるにや我邊鄙に住めば書籍にともしくかゝる珍書を見る事かたく朝夕に歎きわたる處也麒麟抄に出たる三蹟用筆の傳は是とは異なりいかがあらむ、麒麟抄には、道風の好は紫毫（サチケ）筆と云末代難有和らか成ところを薄く懸て又兔の毛を薄く懸て

あるべし見得る事あらば後よりも書加へてむ

○筆

ふでは文手也、ふみをふといへるは文庫文車をふぐらふぐるまといへるに同じ古くふんでともいへり是はふみでといふべきを和らげていへるなり中古の詞遣ひのさまなり、和名抄に曰筆布美天　郭知玄云古者以藁爲筆和名和良不美天書訖以刀刻於板矣」書訖云々とは額など板に書きて刻する事と聞えたり此處落字もある歟姓氏錄に曰、筆氏、燕相國衞漏公之後也善作筆預於十一流因茲賜筆姓」和訓栞に云く、空海歸朝の時異朝の筆工福氏某從ひ來れり其子孫多くして皆福を稱すとぞ、」福氏の事何に出たるにや、性靈集曰、奉獻筆表一首大師より嵯峨天皇へ奉り給へる也狸毛筆四管眞書一行書一草書一寫書一右伏奉昨日進上且敎下筆生坂井名清川造得奉進上空海於海西所聽見如此其中大小長短强柔齋尖者隨字勢麤細惣取捨而已簡毛之法纏紙之要染墨藏用並皆傳授訖空海自家試看新作者不減唐家但恐星好各別不允聖愛自外八分小書之樣蹋書臨書之式雖未見作得具足口授耳謹附清川奉進不宣謹進」此表にも次に出したるにも福氏の事見えず、さて字勢によりて筆もさま〴〵なることを知るべし又星好各別とは漢籍に有好風星有好雨星人心之不同如星之不同といふ事あるをの給へるにて大御心にかなはずや侍らむとの給へるなり筆は其人々の心にかなひたるさまに結ばせて用ふべき事見るべし同書曰、春宮獻筆啓一首　狸毛　筆右伏奉今月十五日令旨即敎下筆生槻本小泉且造得奉進上良工先利其刀能書必用好筆刻鏤隨用改刀臨池逐字變筆字有篆隸八分之異眞行草藁之別臨寫殊規大小非一對物隨事其體衆多卒然不能惣造伏願鑒察要用者且附村國益滿謹隨狀進謹進」能書はいよ〳〵筆をえらび給ふ事見るべし毛は柔らかにしてはじきあるよしと師のたまへり昔はもはら兎の毛鹿の毛を用ひたりと見ゆ師曰兎毛は良工ならでは結びがたし又其筆にて書く人も稀なるべし書得ては甚面白き風情ありとの給へり書得るとは毫頭の運びに無理なく書得るをいふ也無理に引きまげにじりつけて書く事にはあらず、延喜式曰圖書寮凡造筆長功日兎毛十一管狸毛上同鹿毛三十管下略、」萬葉集第十六鹿の歌に吾毛等

にものせさせ給ひ梨地高蒔繪の御文匣に眞紅の御總付の紐なる由新井璵君美の書きおかれし書に見ゆか樣の事申すは恐あれども今の唐土めかす人吾國の故實知ざるが歎かはしきによりてあらかたに記しおくものぞ、」師常によき紙よき筆得たるばかり嬉しきものはあらじとのたまへり、枕の草紙に、世の中のはらだたしうむづかしうかた時あるべきこゝちもせでいづちも〳〵いきうせなばやとおもふに只の紙のいと白う淸らなるよき筆白きしきしみちの國紙など得つればかくとてもしばしありぬべかりけりとなむ覺えはべる、」といへりげにいにしへ今人の情はかはらざるもの也けり

○草紙

右筆用心抄曰、手習雙紙之事車雙紙或角紙若者香砂竹等以下可用意」雙紙の事麒麟抄にさま〳〵出たり觀音殿虎屛風唐之妻戶などいふ名あり紙或は檜の板にて作る各其形によりての名なり金漆にて塗とありそのうや〳〵しき事おもふべし金漆のうへにて手習せば筆のかへり命毛の運よく見えてよろしかるべし又藥入といふものありすゞしの絹を張りて下へ手を入れ寫すなり其外角紙の仕樣等さま〳〵出たりくはしくは彼書にて見るべし是等にて見るにも手習草紙はかたき紙の肌細かにて筆はこびよき紙にて習ふべきことなり柔らかなる紙にては筆滯りて表裏緩急等の味ひ學びがたかるべしされども時々は杉原など柔らかなる紙にても書きさま〳〵の紙にて習ひたるよろしかるべし又すき寫しにして習ふもよし薄きがんぴ紙に（加賀國能美郡中島村といふ所よりも漉出す淸き紙なり）荏の油をひき風にさらし油氣をぬき手本のうへにあつれは能く下の字すきとほりて見ゆるなりもし油氣ありて墨をはじきうけざる時は靑菜にてぬぐふべし猶さま〳〵工夫して手習草紙を作るべし古人もさま〳〵にものして手習ひし給ひしなり白紙にて手習すればおのづから一字たりとも大事にかゝる、ゆゑ大によし黑くなりたるうへがうへに書くときはおのづから麁畧にかき流すやうになりてよからざる也白紙にて手習する事吾儕にては費に堪へざるが如くなれどもそれはいかにも工夫あるべき事になむ、明衡消息往來に曰（是は前條紙の所にかくべきをおとしたるなり）但馬黑川紙絕句一兩首有之云云、」此外諸國の名產にて古人の賞したる紙猶多く

のさけるに女車の山路をゆくの色紙形ありそれをおぼし忘れて歌讀どもに給はらざりければ道風書きもてゆきて此所の歌なしと申す天皇是はいかにせむ今日になりてはにはかに誰にかよますべきと仰せられてゑばしおぼしめしめぐらして藤原伊衡といふ殿上人の少將にて有けるをめして仰せられて曰く只今伊勢御息所のもとに行きてかゝる事なむ侍る此うたよみてやられなむやといふべしとあり（御使いきてものいへヌ間略す）程久しうなりて後紫の薄樣に歌をかきて結びて同じいろのうすやうにつゝみて女の装束を具して押出したり」是等のさまいかにうるはしくみやびなりけむ枕の草紙に（行成卿より清少納言のかたへ御おこせ給へるところ）頭辨の御もとよりとてとのもづかさ繪などやうなる物をゑろきゑきしにつゝみて梅の花のいみじく咲たるにつけてもて來たるゑにやあらむといそぎとりいれて見ればへいたんといふ物を二ッならべてつゝみたるなりけりそへたるたて文にけもんのやうにかきて進上へいたん一つゝみ例によりて進上如件少納言殿にとて月日かきてみまなのなりゆきとておくに此をのこはみづからまゐらむとするをひるはかたちわろしとてまゐらぬなりといみじくをかしげにかき給ひたり御前に參りて御らんぜさすればめでたくもかゝれたるかなをかしうゑたりなどほめさせ給ひて御文はとらせ給ひつ（中略）返しをいみじうあかきうすやうにみづからまうでこぬ下部はいとれいだうなりとなむ見ゆるとてめでたき紅梅につけて奉るを（下略）」行成卿はいみじき手かきにておはしければいかに美しく書給ひけむこは戯の贈答なり萬葉集にもかゝる贈答あり古人のみやび思ふべし文の事紙の事物語ぶみ歌合などに猶多くあれどさまではとてあげす只かゝる敬々しくみやびざまに習ふべしいやしきさまにななならひそ、藝苑譜に曰（播磨清絢著）詩文を書くには帛を用ゆるがよし紙を用ゆるならば貫之行成よろし奉書美濃紙せんくは西の内などは全幅の紙に地をして用ふべし其詳なることは已に孔雀樓筆記に出す紙を用ふるならば重ねにして用ふべし重ねの色の取合は時宜によるべし松重藤重萩の經青秘色海松色蝦手紅葉鳥子重ねなど尤宜し柳色は用捨すべし、御服は勿論大臣親王などに限りたる色も憚るべし朝鮮へ下さるゝ御書鳥子二枚重ねに金泥にて松竹を書き總金砂子の紙

ろ料紙ハ女房ノ許ハ多薄様、後々ハ檀紙也」右京太夫集に九月つくるの所返しうへしろき菊の薄やうにかきて云々、」是は九月ゆゑ菊がさねなり面白裏蘇芳を白菊といふ同集に又三位中將これもりのうへのもとよりもみぢにつけてあをもみぢの薄やうに、」是は紅葉につけられたる故もみぢがさねを用ひ給ひしなるべし面青裏朽葉を青もみぢといふ、紫式部日記に小少將の君より時雨ふり日も暮るゝに立かへりおこせたる御のさまをいへるところくらうなりにたるに立かへりいたうかすめたるこぜんしに、雲間なくながむる空もかきくらしいかに忍ぶる時雨なるらむ」かくそのをり／＼に随ひさま／＼に紙をえりて書くべき事なりされぱまた草木の花葉などに書きたるも折にあひてはあはれふかくをかしさもまさりて覺ゆることあり、狹衣物語に五月四日のところ軒のあやめを一すぢひき落していそぎかきてはしたもの、をかしげなるして追ひて奉る云々、しらぬ間のあやめはそれと見えずとも蓬がもとはすぎずもあらなむ、とぞかきたる」枕の草紙に、ぼだいといふ寺にけちえん八かうせしがきゝに詣でたるに人のもとよりとくかへり給へいとさう／＼しといひたればはちすの花びらに、もと

めてもかゝる蓮の露をおきてうき世に又はかへるものかは、とかきてやりつ、」和泉式部物語には鳥の羽にかきたる事あり大和物語には梅の花にかきたる事ありかゝるたぐひ物語どもに多く見えたり今も七夕には梶の葉にかくなり如斯さま／＼に味ひある事なれは源氏をはじめ物がたりどもを見て古人の意を知るべき事になむ、滿佐須計裝束抄曰是は前條御の所にかくべきをわすれてこゝにしるすふみをつゝむ事女御まいりむことりなどのふみは結びてつゝむ事そらにいひがたし本を見るべし、大臣辭退のふみいるゝはこをつゝむやう、これも本を見るべしつゝみて具したりだんし四枚を二枚づつうへしたにあてゝつゝみてだんしをほそくたゝみてうへのかさねのもとにひきときざまにかたかきに結ぶべし、」是は結び文のうへをつゝみたり又箱に入れて箱の上をつゝめりいたくかしこめるなるべし結びたる上をつゝめることは今昔物語に、今は昔延喜天皇の御子の宮の御袴ぎの料に御屏風をつくらせ給ふその色紙形に可書歌を歌讀どもに讀て奉れと仰けれは皆讀て奉りたりけるを小野道風と云手書きにかゝしめ給ひけるに春の帖に櫻の花

者を呼よせて紅葉がさねの薄樣のとる手もくゆるばかりにこがれたるに言を盡くしてぞ聞えける、」おもて黄うら蘇芳を黄もみぢといふさて是も香をしめたり堀川院艶書合に、返しくれなゐの七重がさねに下繪にあしでかきてかねの桔梗のえだにつけたり、」みなうすやう下繪してぞ御かへしはめでたくかざりたりける、」是等にいへる下繪はそのをりかきたるものなれば必いひやる事につきたるこゝろばへある下繪をかゝせたるものなるべし蘆手を下繪にかくこと前にもいへり、愚得隨筆附考曰 平貞丈著これは蘆手の所に出すべきをおとしたり幸ひこゝにあしでの事あれば出しぬ 此圖は逍遙院内府實隆公の記したまひし五月雨記に見えたる香包の繪圖なり

表

裏

是は、「あしびきの山櫻戸をあけおきて我まつ人を誰かとゞむる」といふ和歌を蘆手に書きたるなり、此を以て其他をも准じ知るべし。貞丈大人は是をあしでなりといはれたれども是は蘆手にはあらず是を下繪にかきては本文とまぎれぬべし是は繪歌のさまなりしかし待つといふ所に松の繪をかきたるは歌繪の體にあらざる事前にもいへるがごとし是は前に出したる源氏の注にやといへば矢を繪にかきわといふに輪をかくとある意なりそれと歌繪と交りたるものなれば是また別に一種のものとすべし薄やうはたゞさへえんなるに下繪したるなど風流を盡くせりといふべし、禁祕抄に云 中巻御書の事といへるとこ

りの紙にさか木にゆふつけなどかう〴〵しくしなしてまゐらせ給ふ」同巻に源氏君文かき給ふ所からの紙どもいれさせ給ふみづしあけさせ給ひてなべてならぬをえりいでつゝ筆なども心ことにひきつくろひ給へるけしきえんなるを云々」明石巻に源氏の君より明石の君への御文のさまこのくるみ色の紙にえならずひきつくろひて」源氏の注孟津に云く高麗の紙なりくるみ色はうら白く表薄香色なる紙なり後拾遺の詞がきにもくるみ色の紙に書きてとありといへり此事枕の草紙にも出たりそれにはくるみいろといふしきしのあつこえたるにとあり、同巻に前條のつゞきにて源氏君より明石の君への文のさま此度はいといたうなよびたる薄やうにいとうつくしげに書給へり若き人のめでざらむもいとあまりうもれいたからむ、」前條ははじめて遣さる、文ゆゑひきつくろひたまへるなり是は二度の文ゆゑなよび給へるなり同巻に源氏君より齋宮君への文只今の空をいかに御らんずらむ、「ふりみだれひまなき空になき人のあまがけるらむ宿ぞかなしき、空色の紙のくもらはしきに書給へり、」齋宮の母御息所のうせ給ひし頃のことにて冬のはじめなれば時節の空のけしきに合ひたる紙を用ひられて

歌の意をふかめられたり、同巻に前の御文の御返しにび色の紙のいとかうばしうえんなるに云々、」齋宮君よりの御文なり、にび色は服者の色なり是等にても其時の事がらによりて紙の色あひにも意を用ふべき事なるを知るべし繪合巻に秋好の君より朱雀院へはなだのからの紙につゝみて云々、」をとめの巻に五節の君より源氏君へ奉れる返りごと青ずりの紙よくとりあへてまぎらはしかいたるこすみ薄墨さうがちにうちまぜ亂れたるも人のほどにつけてはをかしと御らんず、」藤のうら葉の巻に玉かづらの君へ大將兵部卿宮左兵衛督等よりおうせたる文どものさまをいへるところ紙の色すみつきしめたるにほひもさま〴〵なるを、」かく紙にも香氣をしめたるみやびをおもふべし、同巻に夕霧君惟光が女のもとへ遣れし文「みどりのうすやうのこのましきかさねなるに、」おもて薄青うら紫を若みどりといふ、梅が枝巻に源氏の君より齋院への御返りごと御使たづねとゞめさせ給ひていたうしは給ふ紅梅がさねのからのほそながそへたる女のさうぞくかづけ給ふ御返もその色の紙にておまへの花を折らせてつけさせ給ふ、」その色の紙とは紅梅がさねの薄やうなりと孟津にいへり、太平記に曰高師直女のかたへ遣しける文のやうをいへるところ兼好といひける能書の遁世

るわざなるべし南良紙といへるは薄き紙なりけむかし枕の草紙に（行成卿の文のさまをいへる所）藏人所のかうやがみひきかさねて云々、」注書春曙抄に曰弄花抄云紙屋の人初ていろ紙をすき出せるなり云々北野のかみや川にてすきし紙なりといへり前に出せる梅がえの巻にかんやのしきしの色あひ花やかなるにとあるもおなじ紙なるべし、古今著聞集に云く、季經卿泰覺法印がもとへ瓜をつかはして此瓜くひて是がかはりに此般若かきてとてれうし一兩巻おくりたりける返事に、なめ見つる五の色の味ひもきはだの紙ににがく成りぬる」今も經巻は黄なる紙を用ひたり蟲にくはせじとなるべし惣じてものかゝむには紙をえらぶべきなり新しき紙は墨つきあし、よくからして遣ふべしされど餘りかれ過ぎたるもあし、かたき紙はうとく柔らかなるはにじむ檀紙は柔らかなれども墨づきいとよし蠟打灰汁打などいへる紙は筆はしりよくもの書くにいとおもしろし質かたく肌細密にて筆のはこびやすくしかもうとからずなごやかなる紙ぞいとよろしかるべき色はだへなど心を用ゆべきなり、狭衣物語に（五月五日狭衣の君所々へ御遣はさるゝところ）所々にふみかき給ふ

色々の紙の色はだへなどえならぬあまたとりちらして、」梅が枝の巻に（明石姫君入内の御料のさうしども源氏の君かき給ふところ前にも出したり）からの紙のいとすくみたるにさうに書給へる勝れてめでたしと見給ふにこまの紙のはだこまかになごうなつかしきが色などは花やかならでなまめきたるにおほどかなる女手のうるはしう云々又こゝのかむやのしきしのいろあひ花やかなるにみだれたるさうの歌を筆にまかせて云々、」さうの手はからの紙のすくみたるにかき女手は肌なつかしく色などなまめきたる紙にかき又亂れたるさうの歌は色あひはなやかなる紙にかけり是かゝむとおもふ手によりて紙の色はだへをもえらびたる所心をつけて見べし源氏物語にいへる紙のこと前々ひける文中にも出たれども猶またいはむ若紫巻に（源氏の君紫のうへに手習をしへ給へる所）むさし野といへばかこたれぬと紫の紙にかい給へる墨づきのいとことなるをとりて云々、」古歌に「知らねどもむさし野といへばかこたれぬよしやさこそはむらさきのゆゑといふ歌の句なり紫の紙にかき給ひしとり合風流おもふべし榊の巻に（紫のうへより源氏の君へ）御返りしろきしきしに云々」同巻に（源氏君より齋院のかたへ）からのあさみど

ず、昆陽漫錄に云く、正字通ニ云ク日本國出松皮紙トコノ松皮紙ハ今ノ松皮紙ノコトナルヤ昔ハ別ニ松皮紙ト云ヘルモノアルニヤ、」是に今の松皮紙といへるはいかなるものにやそれをだに得ばいにしへを考ふるのはしともなりぬべくなむ、日本書紀推古天皇の御卷に云く、十八年春三月高麗王貢ニ上僧曇徵法定一曇徵知ニ五經一且能作ニ彩色及紙墨一」先達大かた是ぞ我國にて紙墨を作りし始なりといへれども是はたゞ此僧能く紙墨を作りしにて是を始とは極めがたし書籍渡りて數百年の後なれば是より前に紙墨は作りけるなるべしされど此僧に習ひて彌よき紙などもつくり出しけむ其作るわざは彼に習ふといへども此國にて作れるは又此國の風そなはりてうるはしくみづ〳〵しき紙墨も作り出るなりけり、延喜式曰圖書寮凡年料所造紙二萬張廣二尺二寸長一尺二寸料紙麻小二千六百斤一千五百六十斤穀皮一千四十斤斐皮並諸國所進藁五百圍下略、」同式曰内記凡宣命文者皆以黃紙書之但奉伊勢太神宮文以縹紙書賀茂社以紅紙書、」朝野羣載曰陰陽道の條御曆の料麻紙十枚下中務紙屋紙三百六十張調上紙二千九百卅一張兎毛筆廿四管鹿毛筆九十八管上墨三廷中墨十二廷」麻紙はいかなる紙にや始に御曆標

紙料とあり、和訓栞に云く、すきかへし天工開物に還魂紙とみゆ本朝にては清和の帝崩じ給ひし時女御藤原多美子生前に賜ふ所の御筆の手書を漉改させて經典を書かせられし事史に見えたり此を始とす十訓抄には反古色紙といひ東鑑には薄墨色紙と見えたり或は宿紙といふ是なりといへり、」ぬなは草紙に云く多田義寬著宿紙は正字熟紙にて一熟したる漉回しの意なり熟紙の字延喜式に出たり淸てよむがために宿紙ととなへたるが終に通字と成りたり云々宿紙は俗にいふ薄墨といふ紙なり古來は禁中御用の反古を甲斐川といふ所にて水にひたし打叩て漉あらため上るゆゑ其川を紙屋川ともいへり北野の社と平野の社との間にある川なり今はわざとうす〳〵と墨を加へてあらたにすくなり西洞院松原通の紙漉の職なり、」好古小錄にも宿紙はすきかへしなりといへり七十一番歌合に紙すきがうた、「すきかへし薄墨染の夕暮もゑら紙いろに月ぞいでぬる「わすらるゝ我身よいかに南良紙の薄き契りは結はざりしを、薄墨はすきかへしの色なりたとへことさらに灰などを入れて薄墨になしたるも其もとはすきかへしをにせてす

に至りぬあさましく歎くべき事ならずや、鈴蟲巻曰（女三の宮尼に成り給ひて後持佛の供養せさせ給ふとき御持經を源氏の君かゝせ給ふところ）からの紙はもろくて朝夕の御手ならしにもいかゞとてかんやの人をめしてことに仰事給ひて心ことに淸らにすかせ給へるに中略けかけたるかねの筋よりも墨つきのうへにかゞやくさまなどもいとなむめづらかなりけるぢくへうし箱のさまなどいへばさらなりかし、」源氏物語に唐の紙といへるところあまた見ゆればいかばかりよき紙もありけるなるべけれど國がらとていともろかりけるならむ、新唐書日本傳曰、唐建中元年使者眞人興能獻方物眞人蓋因官而氏者也興能善書其紙似繭而澤人莫識」建中は光仁天皇の御世にあたる大師入唐とは廿五年前なり唐には能書顔眞卿あり繭とは或書に曰、王羲之書蘭亭記用蠶繭紙鼠鬚筆遒美勁健絶代更无」學語篇曰、繭紙日本紙」橘窓茶話曰（對馬芳洲雨森東伯陽甫著）韓文註云建中初日本使者興能獻二方物一興能善レ書其紙似レ繭而澤人莫二能識一蓋芳野紙類也歟、」韓文註とは唐韓昌黎集第九繭淨雪難レ如といふ所の注をひけるなりこゝに芳野紙の類歟といへるも學語篇にヒキアハセと訓じたるもともにあたらずまゆ紙とは檀紙をいへるよしなり其はだへ皺ありて繭の如くなればなるべし又檀紙をみちの國紙といへる事源氏物語に所々に見えたり又まゆみの紙ともいへり、加茂保憲女集に云くしづのをだまきくりかへしいやしき心一つを千くさになしていひあつめたれば中略近江の海の水莖も盡きぬべく書きあつめばみちのくのまゆみの紙もすきあふまじく云々」といへりかゝればまゆみの紙といへるを畧してまゆ紙といへるにてもあるべし然ればとなへは同じけれども其意は違へり其はともあれ興能の書かれたる紙は檀紙にてありけるなるべしヒキアハセ芳野紙の類ひにてはあらずかし近く水戸の城下より出せる松皮紙といふ紙は甚下品なるものにて用ふべき所もなけれど其紙の包紙に記したる事は物知りの書けるにてもあるべければ左にあぐ、宛委餘篇潛確類書並云日本出松皮紙而今我紙品絶無此物世或以繭紙充之其狀碟砢似松皮也然考王陳二氏所類次蓋謂直以松皮製者耳余試令工人造之智巧所至果能成之其質堅靭色澤自然藏之不生蠹入水不潰爛亦可稱佳品矣、」かくはいへれど直に松皮を以て造るべき事ともおもはれ

天朝墨談巻四

○紙

和訓栞に曰、かみ　紙は書見の義なるべし云々我邦の紙を異朝に稱せし事まゝ見えたり唐玄宗の時多く書を集め日本國の紙に書きし事松窓雜錄に見ゆ」此書き見るの畧といへる說は拙し此かみといふ事はかしこき御說ありていとかしこければこゝにいはず源氏物語にからの紙といへるはいかなる紙にやありけむ、和名抄に曰、紙（和名加美）紙有色紙檀紙穀紙屋紙阿苔紙斐薄紙等名後漢和帝時蔡倫所造也」是等の紙にやありけむ今世に竪四尺ばかり橫二尺ばかりなる藤紙といへるものはいと薄くあら〳〵しきものにて此紙につやゝかなる墨にてものかきたらむはいと似げなかるべし、孔雀樓筆記曰（播磨清絢著）生紙は唐土にて凶禮に用ゆ韓文公生紙に舊作を書きて人に見せらるゝに其無禮をいひわけせられし書牘あり吾國にて藤紙を公の事式正の事要用の事に用ひず只詩文などを書くに用ふ其詩文唐土にて生紙を用ひざれば生紙は決して用ふまじきことぞ生紙のしかも片紙に壽詩賀文などを書く事ます〳〵僻事なるべし（中略）吾國の紙を用ふべし況や吾國の紙は萬國にすぐれて上品なるをや是をすてゝ外國の紙を用ふるは決してひがことゝいふべし、寧王は唐の睿宗の嫡子にて玄宗の兄ぞ天下は固より寧王の天下たり寧王泰伯の風を高くして天下を玄宗に授け給ふ此ゆゑに玄宗寧王における尊敬親愛を極めらる玄宗自筆の書を寧王に奉らるゝに吾國の紙を以て書給ふといふことあり人の知りたることぞ吾國の雅人は家鷄野鷺の誘を免かれず詩を書くには上品の奉書に布目を打て紙の四周に二三分ほど金を打て用ゆ甚宜し上品の美濃紙に雲母をひきたるもよし價の貴き品をいはゞ貫之紙行成紙最よろし北地の五色鳥子五色奉書など精妙甚し然ども是は進奉の外には人間へ落ず金銭を以て得べきにあらず（中略）西の內といふ紙ありこれを水打にするか又は雲母引たるを用れば是又淸雅甚し」此淸絢といふ人の心の高き事感ずるに堪へたり藤紙はいといやしき紙なるを今の世には上なき紙ともてはやし墨工も藤紙に移りよきやう工夫して墨を造る

にもあれ漢にもあれ常に雅文をこと〻するものは情をのぶるには雅言のかたが便りよく俗文は却て便りあしくいかにかくべしやと案ずれど急におもひ得がたきま〻にふと雅言を書き交ゆるにて全く物しり顔作らむとの心にもあらねど思はずせらる〻ものなりかしされば深く憎むべきことにはあらねど見るにはいといやしくにく〻おもはる〻ものなれば心すべきことになむ、かにかくに文ばかりをかしきものはあらじさしむかひてはさすがにうち出むもはづかしくさりとてひきこめてはえやむまじき事をもかきやりぬれば見る人もさこそとおしはかりて返事おこせたるいとうれし人に忘られじといたくつ〻める事もこま〴〵と書きてふんじて夏の蟲にをなどかきてやりつるを人まに見て火に入れぬればかげもとまらずなりぬふと落ちりては見とがめられことなしび爭ふもくるしきものから又をかしきふしともなるべかンめり、枕の草紙人の家につき〴〵しきもの〻條に云く、めづらしといふべき事にはあらねど文こそ猶めでたき物なれはるかなる世界に（遠所の朋友親類などにても）ある人のいみじくおぼつかなくいかならむとおもふに文を見れば只今さしむかひたるやうにおぼゆるいみじき事なりかし、我思ふ事を書きやりつればあしこ迄も行つかざるらめど心ゆくこ〻ちこそすれ、文といふ事なからましかばいかにいぶせくれふたがる心ちせまし萬の事おもひ〳〵て其人のもとへとてこま〴〵とかきておきつればおぼつかなさをもなぐさむこ〻ちするにまして返事見つれば命をのぶべかめるげにことわりにや」げにかくほども心ゆくものになむ池の水鳥もいねわびてうち羽ぶきつ〻鳴かはすをき〻明したるあした妻戶おしあけたれば庭も離もおしなべて雪いと高うふりうづみたるに今も猶ふればけふ來む人をとうちずンじつ〻文かくに墨のふと氷りて末がれにかきなされたるもにくきものから

天朝墨談巻三畢

かにたゞしきかた、薄やう重ねはゑんなる方、結び文はゑたしきかた、ひねり文はなれ〳〵しくてかりそめなるかた、せんじがきは踈きかたと見えたりいづれにも其かきざまはいふもさらなりすべてうるはしくみやびにて見る人の心にゑみぬべくあるべきことなり、枕の草紙に（行成卿より清少納言のかたへ後朝の文おこし給ひし所かの夜をこめて鳥の空音はとよみしときのなり）藏人所のかうや紙ひきかさねて後のあしたは殘り多かるこゝちなむする夜をとほして昔物語もきこえ明さむとせしをとりの聲にもよほされてといといみじうきよげにうらうへに事おほくかき給へるいとめでたし（中略此間に贈答あり）とありし文どもをはじめのは僧都の君のぬかをさへつきてとり給ひてき」かゝるをりの文にしあればいかにいみじう書き給ひけむ僧都の君よひとり給ひしなり源氏物語は作り物語なれば只其事を見るのみなるを是は實事なればゆかしうさへ思はるゝに三賢と稱へまつるそのひとりなる行成卿の事にしあればいとゞめでたう覺えて只には見過しがたくてなむ、常夏卷に（近江君より女御への文のさまをいへるところ）あしがきのまぢかきほどには（中略）あなかしこやかしこやとてんがちにてうらにはまことやくれにも參りこむ云々みなせ川にをとて又はしにかくぞ「草わかみひたちの海のいかゞさきいかであひみむたごの浦波、此近江君は物語の狂言に書きたるものにていとさし過ぎ詞多き人なり此歌も何とも聞えざる歌也文にうら書又はしがきする事はたかき人にむかひてはなめしきわざなるを此君のかき散らしたるさま也、貴人に對てはいかにも詞少にて愼て書くべし少も聞にくき詞など用ふべからず是は俗文の書簡にも心得ある事なり、藝苑譜に云く（播磨清絢著）俗牘に目出度又は珍重などとかくべき所を恭喜奉り候恭喜仕候など書く人あり甚書くまじき事ぞ恭喜は狂氣と音同じさきの人忌諱多くは意外の不敬になるべし」是にいへるごとく秋暑甚候などかくは愁傷と似たる音にてよろしからずかうやうの事能く心を用ふべしと常に高先生ものたまへり、又同書曰、吾國の書狀手紙はいかにも通俗を本とすべし書狀手紙を唐士めかすは正文を得かゝぬ人の事ぞ正文を書く人の俗牘に唐士めける言葉多きはます〳〵誤といふべし」平生用の書狀に源氏などの消息文めきたる詞を書き交ゆるも是と同じ事にて甚心見えなるもの也、ゑかし和

せばにうらうへかきみだりたるをうちかへし久しう見るこそ何事ならむとよそにて見やりたるもをかしけれ」是等はむすび文なり、寄生巻に 薫君より中の君への文のさま 例のうはべはいとけざやかなるたてぶみにて」枕の草紙に あはれなるもの、條初瀬に詣たるところ きよげなるたてぶみなど持たせたる男のすきやうのものうちおきて」是等はたてぶみなり初瀬寺へもて來たるは願文なるべし、須磨巻に 御息所伊勢より須磨なる源氏君の御もとへ遣されし文のところ もの哀と覺しけるまゝにうちおき／＼かき給へる白きからの紙四五枚ばかりを巻つゞけて墨つきなど見どころあり」是は追ひ／＼に巻そへ給ひし體なり又今鯉口といふ文のしたゝめは、源氏等にいへる薄やう重ねなり次下の紙の部に出せり又ひねりといふ文の事は、夕霧巻に 落葉宮の母御息所病おもくおはしける頃夕霧の大將より宮へ遣されし文の返事御息所かき給ふところ 心ちのかきみだりくるゝやうにし給ふを目をおししぼりてあやしき鳥の跡のやうにかき給ふ 文詞略 とかきさしておしひねりていだし給ひてふし給ひぬるまゝに云々」かげろふ日記 女君のかたなる人にけそうして右馬頭の來たりしところ 硯紙とこひたり出したればかきておしひねりて入れていぬ」是等にて見ればかりそめにおしひねりたるものと見えたり、日本書紀曰 いづれの御巻なりけむ今わすれたり 取二短籍一卜二謀反之事一」續日本紀曰 聖武天皇天平二年正月 令レ探二短籍書一以二仁義智禮信五字一隨二其字一而賜レ物得レ仁者絁也義者絲也禮者綿也智者布也信者段常布也」此書紀幷續紀に短籍とかけるは江家次第西宮記北山抄等に短尺短册短策などかけると同じものにて短き紙に物かけるをいへるなるべし 今歌かく短册といへるものは後に寸尺など定られたる由ものに見えたり 此書紀等にいへるは今歌の探題などするやうなる體に聞えたり然るを紀にひねりぶみと訓じたるにてもひねりぶみはかりそめなる事知るべし、常夏巻に 近江君より女御の御かたへ文奉りし御返し女御の侍女中納言といへるがかくところ せんじがきめきてはいとをしからむとてたゞ御文めきてかく」枕の草紙に うらやましきもの、條 手よくかき歌よくよみて物のをりにもまづとり出らるゝ人よき人の御前に女房いとあまたさぶらふに心にくき所へ遣すべき仰せがきなどを誰も鳥の跡などのやうにはなどかあらむ、されど下などにあるをわざとめして御硯おろしてかゝせ給ふうらやまし」せんじがきは詞をいひて人にかゝする也仰せがきは旨趣をのべて人にかゝするなるべし源氏物語等の様を見渡すにたてぶみはすくよ

るべし」といへりかくまで心を用ひたる事見るべし、をとめの巻に（源氏君より朝顔の君除服の御禊の時遣はされし文）「かけきやは川瀬の波も立帰り君がみそぎの藤のやつれを、紫の紙たてぶみすくよかにて藤の花につけ給へり」蜻蛉日記に（女君より高明公の室へ文参らせ給ふところ）淺花だなる紙に書て檜の葉ゑげうつきたる枝にたてぶみにしてつけたり」たてぶみはいかさまにつくるものにや大和物語の繪本に文を柳の枝につけてもてゆく所と菊につけてもて來たる所との圖あり只ひき結びなり、宇津保物語に櫻の花に文を絲にてつけたる圖もあり此繪本どもは古書といふべきものにもあらねど古き圖を寫したるならむ榮花物語拔萃といふ物は繪どものさま古き調度などの圖もありて據あるものと見ゆそれにも洲濱の臺に草に文結ひつけたる圖あり同じさまなり、かゝることまでも我國のみやびなる事を見るべし公にさゝぐる訟へごとの文などかしこみたるは文挿といふものにはさみて奉りしなり、大鏡に（左大臣時平公なかしさえれんぜさせ給はぬさがおはしければ、笑ひ給ふべき事をして右大臣其日の政をしたまひしところ右大臣は菅神の御事なり）この吏ふむばさみにふみはさみていちじるくふるまひて此おとゞに奉るとていとたかやかにならして侍りけるにおとゞふみもえとらずしてわなゝきてやがて笑ひてけふは筋なし右のおとゞにまかせ申とだにいひやり給はざりければそれにこそすがはらのおとゞの心のまゝにまつりごち給ひけれ」竹取物語（車持の御子の玉の枝作りし工等祿給はらむとて出來たるところ）一人のをとこふみばさみに文をはさみて申す」今昔物語（堀河の空宅妖怪の話）淺黄上下着たる翁の文挿に文をさして目の上にさゝげひらみて橋のもとに寄來てひざまづき居たり」此ふばさみ有職の書にも見えたり書杖など書けり又文箱に入るる事もなきにはあらず、伊勢物語に（是は人のもとへ遣はすにはあらねど藤原のとしゆきといふ人女の文をいたくめでもたる所塗籠の御本に）をとこいたうめでてふみばこに入れてもてありくとぞいふなる」源氏若菜の上の巻にも明石の入道より願文など文箱に入れておこせたる所ありさて又文にさまぐの體あり若紫の巻に（源氏君より尼君への文の中に紫のうへの方への御文のさま）ちひさくひきむすびて（ちひさきは幼き人への文なればなるべし）」枕の草紙に（屋はといへる條）いと白きみちの國紙ゑろき色紙のむすべたるうへにひきわたしけるすみのふと氷りにければすそうすになりたるをあげたればいとほそくまきて結びたるまきめはこまごまとくぼみたるにすみのいとくろううすくだり

梓の君が使をなどいへる歌多し木草に文つくる事次次にいへるを見るべし、萬葉集巻二吉野宮に御幸なりし時弓削皇子より額田王へ贈り給ひしうたのところ従二吉野一折二取蘿生松柯一遣時額田王奉レ入歌一首「みよし野の玉松が枝ははしきかも君が御言をもちてかよはく、此歌松が枝に玉をつけられたるならば端作にゑかあるべし、さもなきを玉松がえとよみ給ひしは松を愛しみほめてのたまへるなり是は松の枝につけ給ひしなるべし御文をつけ給ひしといふ事見えれば是はたゞ御詞の事也と先達の説なれども必歌にまれ文にまれつけられたるなるべしかげろふ日記に苔生ひたる松が枝に文をつけられたる事見ゆるも是等にならひ給へるにやあらむ後世になりてはさまぐ〜の木草につけて歌の意を深めたり、夕顔巻に光源氏君より軒端荻の君へ遣はさるゝ御文のところ「ほのかにも軒端の荻を結ばすは露のかごとを何にかけまし、高やかなる荻につけて云々、野分巻に野分の風吹きしあした夕霧の中將明石の姫君のかたにてかたぐ〜へ文かき給ふ所ことぐ〜しからぬ紙や侍る御局の硯とこひ給へば、みづしによりて紙ひとまき御硯のふたにとりおろして奉れば云々、紫の薄やうなりけり墨心とゞめておしすり筆のさきうち見つゝこまやかにかきやすらひ給へるさまいとよしされどあやしくさだまりてにくき

御口つきこそものし給へ「風さわぎ村雲まよふ夕べにもわするゝまなくわすられぬ君、吹みだりたるかるかやにつけ給へれば人々かたのゝ少將は紙のいろにこそとゝのへ侍りけれときこゆさばかりの色もおもひわかざりけりや云々」かたのゝ少將といふは古き物語なりそれに紙の色につくることあるなるべし此物語名ばかりとゞまりて本なければいかなることゝも知りがたし必紙の色と同じ色の物につくるならひにもあらじ只其歌の意にかなふものにつくる事と見えたり情をふかめむとてのわざなるべし、藤袴巻に玉かづらの君へ螢兵部卿より文遣はさるゝところいふがひなき世は聞えむかたなきを「朝日さす光りを見ても玉笹の葉分の霜をけたずもあらなむ、おぼしだにゑらばなぐさむかたもありぬべくなむとていとかじけたる下をれの霜も落さずもて參る御使さへぞうちあひたるや」此處の注源注拾遺に云、いとかじけたる下をれの笹にうちあひてやせ〳〵にさゝやかなる使といふなるべしとぶらひの使には泣顔なるを遣したるがよしと世にもいふごとく物思ひにわびはつるよしを傳ふる使に肥ふとりてこゝちよげならむはうちあはざ

ぬいにしへもなし、」一説に文の音轉なりといへり、」或人此一説を信じて文の音フンなるをフミといへる也公音キンをキミ蟬はセンなるをセミといふ同格なりといへり此說うけがたし蟬は彼が鳴く聲にておひし名なりきみは文字の渡らざる前よりある詞なりンといふ所をニといへるは例あり錢をセニ蘭をラニなどいへるは全く字音なりふみは是等のたぐひにあらず文字といふもの渡り來て後その文字の德を能味ひてふみとつけたる名なり文字といふものは經にも（千年萬年の末までも）緯にも（千里萬里の外までも）ゆくものにてさてその文字のうちにはさま〴〵の事のをさまりてあるをいへる名なり、ふは經るの意なりみは草木の實の意也經見の意と見たるは少し違へり、みづぐきといふは我國上古聲の目じるしにしたるもの、名也出雲の大社にみづぐきの神事といふ祭り上古よりありとかや古語拾遺の序を見て我國にいにしへ文字なかりしとおもふは誤り也かし、こは只今の如く便利なる文字のなかりし事也日本紀の跋に、聖德太子始以漢字附神代之文字傍とあるはより所ありての事なるべし元よりみづぐきといふ古き名もあるぞかし此名源氏物語（前にあげたる梅がえの巻）にも見え又後世にいたりては歌にもあまた見えたりそれは筆の事にもいひ文字の事にもいへり、玉梓といふは和訓栞に云く（圓珠庵雜記の說に同じ）たまづさ、書簡をいふ玉梓の義萬葉集に見えたり、又玉梓の使とも見ゆ弓をあづさとのみよみ矢はやるの訓なれば思ふ心を文していひやるをたとへてほむる詞を加へて玉梓といふなるべし」圓珠庵雜記のうち玉梓の所頭書に宣長云く、上古には人のもとへ使をやるには梓の木に玉をつけたるをもたせて使のしるしとせし也玉梓の使と常にいふは此事也」前の說もおほ〳〵しく此說もたしかなる證書をもひかれず依りて此ふたつの說につきて篤好おもひ得たる事あり試にいはむいにしへは文をもてゆくに今の如く文箱に入れてもて行く事はをさ〳〵せず木の枝につけてもてゆきたる也梓は弓に作る木にて此方のものを彼方へやる功ある木故文のとゞこほりなくおもふかたへゆきとゞかむ事をねがふ心にて必梓の枝につくる事なりしなるべし（梓ならぬ他の木にもつけしなるべし、されど梓につくるが本意なるゆゑ他の木につけしをも玉梓の使とはいひしならむ）玉はほめていへるならむ必玉をつけたるにてはあらじ、萬葉集中玉

詩歌よし又往來といふ物多し風月往來十二月往來かな往來明衡消息往來庭訓往來など猶數多くありされども消息文を學ぶはよろしからず詩歌を學ぶべしと太祖入木抄にのたまひおかれたり、手本紙は金泥にて界ひきたるもうるはしきものなれども界ひきたるはよろしからず、性靈集書劉庭芝集奉獻表一首、牋紙上劉庭芝集四卷、右隨二先日命一書得奉進緣下山窟無中好筆上再三諮索閒然無レ應弱翰强書雖二郢輪巧思一而鉛刀盡レ妙乎太不レ勝レ意深以悚歎若使繋二麒足於釜竈一籠二鵬翼於焚籠一責二其滅沒一課二之垂天一豈不レ難哉六言詩者紙上無レ界任レ意下於二庭芝集一者拘以二界狹一容レ毫無レ地、雜擬樣詩字勢狂逸狹路何堪所以從二之地勢一筆迹亦變聞二之師一曰鑒者不レ寫寫者不レ鑒鑒者與來則書遺二其奇逸一寫者終日矻々快二之調句一余於二海西一頗閑二骨法一雖レ未二盡墨一稍覺二規矩一然猶願二定水之澄淨一不レ顧二飛雲之奇體一棄二置心表一不レ齒二鑒寫一天綸忽降强以揮レ翰恐心翰空費不レ允二聖心一珍素重汗被レ拋二醬蓋一本及樣詩共五卷副以奉進伏乞垂レ檢謹勒二上三部一信滿奉進不宣謹進」界ひきたる紙は窮屈にてよからざる事見るべし師も常に折界すらよろしからずとの給へりされば手本紙は淸らかなる紙に金砂子をまき金泥にて花鳥雲水など下繪かきたるを卷物にえたるにえくはあらじかし、さて卷物などのうらに砂子まく事金はよし銀はまくまじきなり年經ぬればさび出て表にとほるものぞ心すべし、卷物の褾紙をそでといひ緒は帶といふ事延喜式に見ゆ物語どもにはへうしといへり、太祖のはいふもさらなり宮の御代のほん卷たるもをりたるも軸へうしなどいとうるはしくかざりたるをもたるこゝちたとしへなく嬉し、心なく人のかしてたべなどいふいとにくしかにかくにいひまぎらはして取かくすべかゝめるさるかたにはこゝろきたなきもをかし、又心なき人の只よきものと思ひてもたるを夜の錦の心ちしてかう／＼のものとかへて給はらむやといへばいとゞひめかくして見せだにせずなりぬるはいと口をし

○ふみ　水埜　玉梓

ふみのこと和訓栞に云く（谷川士清著）ふみ、文書をいふ日本紀に經典をもよめり經見の義なるべし、通茂公、「うつしおく筆になにかはますかゞみ手にとりて見

るは、吾幼より二王幷米家の古法帖を得て一日もおちず是を學び書論に比べよみ味ひ手習ひする事四十餘年功積りてや、會得する所あり只歎かしきは墨汁を筆にふくまする事と筆の運びのときゆるきの味ひは絶て知るべからず今はひたすら眞蹟を見む事を希ふのみ也」といへり此人は天の下の一ッのものと人皆もおもひ仰ぐめれば自らも思ひ上りものしたらむとも誰か難つくべきさるをかく知らざるを知らざるとしてかゝれたるは賞すべき事ならずやげに運筆のときゆるき味ひこそ大事なれ是を會得せずして其餘の事は玄りたりともかの西行が作りけむ人の如くなるべし市河ぬしの歎うべなるかな我こゝにおいて唐法帖をもて手習ふ人の能書に至るべき道はふつになき事と思極めたり、かしこきかも御流は古賢の傳へ明らかに今に傳りて記しとゞめがたき事共は口づから手づからの傳さへありて車を並べても寛にゆくべき大道也學ぶ人の拙ければこそ、よく御をしへを我物にして天地の法則にかなはゞ古の賢き人だちにも勝らざらめやも、羲之の聖教序とてもてはやす法帖は集書とて羲之の書きたる文字を集めたるもの、よし也此外集古字とて古人の書を拾ひ集めて今人の文章を書きたるものからの墨帖に多きよしなり碑文などを彫らむとするに當時能書なき時はすべなくて古人の書を集めてものする事は是すらあやしきわざなれどもさもあるべし是を法帖とて尊み學ぶ人はいかなる心得ぞやいと／＼あやしきわざになむ前にもいへる如く書は其文章の意によりて其風ある事にて一編にて各別なるものなり其上一編は始より終りまで心氣貫きたるものにて一編則一字の如きものなるを彼所此處より拾ひもて來て一編を作りなすはたとへば冠扁旁おの／＼拾ひ集めて一字を作るにことならず甚あやまりならずやそれを法帖といひて是によりて法をとる時は我書も一字／＼斷々になるべしこゝろすべき事なり、古人の筆跡得がたしといへども是を得むと願ふ心深き時は意外の事にて手に入る事あるもの也神の幸ひ給ふなるべし色紙短冊手本の切何にても求め置て幾たびも／＼取出して見るべし度毎におもしろき所見ゆるもの也さすれば我手習もすゝみ又わがすゝむに隨ひて古筆の妙なる所も見ゆる也、ほんは卷物にて朗詠などの

尊朝親王は慶長二年までおはしまし尊純親王は承應二年までおはしましたり然ば新井氏は程近き事なるに近き代に至りては云々とかゝれたるは是等の御筆跡を見ざりしにやあらむ

○手本

法帖などいへる事なし、てほんとも只ほんともいへり源氏宇津保等前にあげたるうちにも所々に出たればこゝにはあげず唐の法帖といふものは大かたは白字故是を學ぶに甚學びにくし我國に出來たる三國筆海全書本朝名公墨寶御手鑑などみな黑字なり是を學ぶに大に學び易しされどもいづれも精神なきものなれば只形をみるばかり也師曰故情意先生尊圓親王の御筆跡古今集眞名序をかご寫しにして薄墨にぬりたる物を見て手習ひし給ひしかば自らは覺給はざりけれども弟子の墨色に移りていつしかと門人皆墨色薄くなれり誠に大事のことなりと物語り給ひき是にて思へば猩々翁は墨黑く書給ひしかど弟子皆薄墨になりたるは書の墨色の移りたるなるべしと師のたまへり斯の如き物なるを黑白相反したる石ずりといふものを學びてよき墨色とならむやは、既にから人米元章曰石刻不レ可レ學但自書使二人刻一レ之已非二己書一也といへるものをや然るを東江書話曰、石刻ばかり學候ては影をうつし候物ゆゑ筆意も難知樣に思召候との儀是は足下被仰下候に不及見影知形などと申事中華人も前々其論は致したる所にて候中略墨帖を習候間に諸名家の論譜を讀て古人の心をむかへ知る事に候中略石刻にて影のみ殘りたると思ふ字を寫して却て精神の入る道理もしれ其外中華にての書家の仕方のこらずしれる事にて候如此鑒識明らかに成候に随て古人の場へもすゝみやすくなり候下略」かくいへるは唐樣學ぶ人の常のことにてそれは師傳もなく肉筆も亦得がたければせむすべなくてまげじ玉しひにいへるなりからぶみ墨池篇等にも筆法の事くはしくしるされて浮沈緩急の事もつばらに見えたれども師傳なくては其味ひを我ものにする事かたく又肉筆の本ならでは知るべからざる事ども多し影を見るはおろか今の江戸の錦繪は眞にせまりたりと見ゆれども猶肉顏を見るとは遙に違へるを思ふべし此處を學び盡してつひに知るべからずと思ひ定められたるは市河ぬし也著されたる米庵墨談にいへ

の詔の書諸といふ事より始まれりといふ也吾朝にも古より天子詔勅に御書といふ事ありしなれば其由來事は久しきことにや、天子の御押今はたゞ後深草帝此かたの物のみ世には傳はれり人臣の押字の今世に殘れる中に參議藤原佐理卿の押字を以て其首となすべし此人村上冷泉圓融花山一條五代の朝庭に歴仕せし人なれば其比より此事既にありしなるべし是を判と名づけし事も其義詳ならず但し有司の判署する所なれば斯く名づけしにやあらむ異朝の所謂押字は己が名をも字をも用ふ又別に文字を撰用ひし人もありけり彼佐理卿の押字は理の字にて藤原行成は成の字を用ひ大江匡房卿は匡の字を用られたり源賴朝卿の用られし所も賴の字とぞ見えたる室町殿の時に及て世を知給ひし初御判始といふ事を行はる是政を親し給ふ事の始なるべし御名の字を草に書きなさるゝ事なり或は又別の字をも撰ばる紀傳の儒家より選進せらるゝ所にや鹿苑院殿普廣院殿の兩代には共に義の字を用られし是名の字用られし所なるべし勝定院殿は慈の字を用られたり是別の字を撰れし所なるべしいにしへの人は判をしるさるゝ時に又名の字署せらるゝ事はなかりき是判には名の字を用ひられしといふ事の一の證とやすべき近き代に至りては判に其名の字用るといふ事もなく又判の上に其名を署する事になりたり世の末ざまになれるに隨ひてかゝる事も其故實を知る人まれになりしによれるなるべし」判の事は此説にて大かた知られたり青蓮院御代々の遊しものに判の下に親王記之と書給ひしもの多しさすれば全く御名を草書し給ひしものにて今の書判といふものとはその用ひかた大に違ひたり篤好が藏する本のうち御名の所二つ摹して此處に出す

尊朝親王御筆跡御名書

尊圓親王御筆跡の卷物に尊純親王御奥書の御名書

ゐは此うたを心得兼られし也是は蘆手を下繪にかきてそのうへに文かくことなり、堀河院艶書合に、返しくれなゐの七重がさねに下繪にあしでかきてかねのき、やうの枝につけたり「戀路をばふみだに見じと思ふ身に何かはか、るなみだなるらむ、とある如く濃紅などにて古歌などを蘆手に下繪に書きて其うへに此歌をかける也と見ゆ、慈鎮和尚の歌は此體をいへる也又同隨筆に藤貞幹ぬしの所藏永暦元年四月二日司農少卿伊行のか、れたる蘆手也といふものを出されたり其圖（前頁ニ掲出）

此圖十丈園より世尊寺伊行朝臣朗詠集料紙下繪摹本とておこせたるに同じもの也、是にては朗詠は伊行朝臣の筆にて下繪は誰が書しとも知るべからず此圖全く蘆手とはいはれず歌繪と蘆手とをとり合て又一種此體のものをも書きしなるべし古人の意を探り見るに今より昔の事を學ぶ如きものにあらねば是は蘆手これは水手是は歌繪ときは／＼しくわけていへるにはあらじおのがさま／＼めづらしく書出でたるを世の人おのづから蘆手とも歌繪とも名づけしにてそのはじめ蘆手を書初しよりさま／＼に移りたるものゆゑ大かたはあしで／＼といひ習ひたるものなるべしいづれにも蘆手は手が主にて繪にはあらず前に出せるうつぼ物語にも宮の御手本に男手女でかたかなあしでとならべいひたるにても蘆手は手が主なる事知られたりかくいひ／＼て見れば菊池之則がもたる龍山公の御筆の卷物は全く蘆手なりといひてもいはるべし是を本として蘆手をならひ書かまほしき事なりしかし是を學ばゝやゝもせば俗になるべしいかにも氣象高く風流にかくべきものなり

○御書　判

公式令の詔書式論奏式に詔書又は論奏その品により年月日の所に何日といふ文字或は可或は聞といふ字を天子御みづからか、せ給ふ事を御書とあり草字にて書のやうにか、せ給ふ事にや知るべからず禁秘抄詔書の條には此事を御書とはなくて、日ノ書樣其日ヲ月ノ下ニ書也他字ヨリハ墨黒ク聊大ニ書也とあり又今下ざまにも判とて文字を草書にて繪のやうにかくは古くよりの事とみえたり、同文通考曰（新井白石著）異朝にて押字花押などいふもの吾朝にしては判とぞいひける我國にて是を用られし始末詳異朝の押字は天子

の葉の中に文字をかくなり水石鳥などのかたにも書きなすなり中峯和尚の笹葉がきといふ文字の體篠の葉に似たるが如きなり」蘆の葉の中にかくといへると笹葉がきとは是又別に一種のものなるべし水石鳥などの形にもかくといへるはさもあるべし、榮花物語に足高き鳥の立てるなどあしでのやうに見えてとやうにいへる事あり（いづれの巻にか今忘れたり）前に水手の所にいへる如く何のかたにもかけるなるべし、玉葉集に「夕暮に難波あたりを來てみれば只薄墨のあしでなりけり、此歌あしでのやうかくもあるべしと思はるゝ歌なり、梅が枝の巻に、あしでのさうしどもぞこゝろ〴〵にはかなうおかしき宰相中將のは水のいきほひゆたかにかきなしそゝけたるあしのおひざまなど難波の浦にかよひてこなたかなたゆきまじりていたうすみたる所あり又いといかめしうひきかへて文字（湖月抄傍注文字にて岩なかける也）やういしなどのたゝずまひこのみかき給へるひらもあめりめもおよばずこれはいとまいりぬべきものかなとけうじめで給ふ」此文にても考ふべし水も蘆も石もみな文字にて書きたるさまに聞ゆされぱさま〴〵にかき試みて作るべきものなればいとま入りぬべきものかなとの給へるなるべし、東三條院瞿麥合に（左の洲濱に）るりのつぼに花さしたる臺の敷ものにあしでにてぬへる「なでしこの花のかげさす河べにはみどりの色も見えずぞありける、是は此歌を流るゝ水のかたへに草花のあるごとくにかけるなるべし、圓融院扇合に、青色にすはうかさねて織ものに蘆手にかける「めづらしき聲ならなくに時鳥こゝらのとしをあかずもあるかな、是は此歌を雲間などに鳥の飛ぶやうにかけるなるべし、同書に、赤色の扇に住よしのかたを繪にかきてあしでにかける「住よしの松の風をしこめたれは扇の風はいつかたえせむ、是は住吉のかたを繪に書きて此歌を汀のかたに蘆の生ひたるやうにかけるなるべし是等より歌繪ともまぎれたるなるべし、北邊隨筆に蘆手の說ありその所に、拾玉集に（慈鎭和尚）夕まぐれ難波わたりをゆく雁やあしでのうへにかける玉づさ、とある歌を思ふに蘆手のうへにかけるとあるは雁字をこと物とせられたる事しるしもし世にいふあしでの如くならばやがて蘆手とこそよまるべけれ此歌などはいと心にくき讀ざま也」といはれた

どもには蘆手とのみありて水手といへるはをさ〳〵みえず此撫子合にくらべて見れば蘆手〳〵といへる中には必水手もあるべくおぼゆ蘆手とは惣名にいひ來れるなるべし此故に蘆手と歌繪と又まぎれたりと見ゆ、歌繪の事は或人ほの〴〵と明石の浦のといへる歌にて人丸の像をかきたるなどの類なりといへり是はゑかにはあらじ蘆手水手の類とすべし歌繪といへるは繪が主なり蘆手水手は手が主なるにて辨ふべし、又源氏湖月抄に歌繪とはやといへは矢を繪にかきわといふに輪をかく也とあれど如斯書きたるならば繪歌とこそいふべけれそのうへ風流ならざる事にてもてはやすべき事ともおもはれず是は又別に一種のものなるべし、歌繪とは歌一首を繪と文字とにてかきたるものあり是なる事必せり、榮花物語根合の卷に、心のゆきてなどいふ歌をかねのくのちひさきを作りて歌繪にて櫻のさきこぼれたるかたをかきたり玉と貫ける青柳などいとをかし云々花の鏡となる水はとていとをしげなるかねを池におしたる人もあり」これは古今集の歌三首なり心のゆきては「山高み雲井に見ゆる櫻花心のゆきてをらぬ日ぞなき、といふ歌をかける也高根に櫻の咲ける所を繪にかき心のゆきてといふことを文字にて入れたるなるべし玉と貫けるは「淺みどり絲よりかけて白露を玉にもぬける春の柳か、といふ歌也柳を繪にかき玉にもぬけるといふことをもじにて入れたるなるべし、花の鏡は「年毎に花の鏡となる水はちりかゝるをやくもるといふらむ、といふ歌也池に花の散りたる所を繪にかき花の鏡となる水はといふことを文字にて入れたるなるべし先年京師の十丈園といふ繪師より或御家に傳ふる所の葦手太刀といへるは歌繪といふべきものかとて鞘に蒔たる繪を寫しおこせたり是歌繪なり其圖左に出す、萬葉集「わかの浦に汐みち來ればかたをなみあし邊をさして田鶴鳴わたる、といふ歌をかける也又金澤なる或人の家に持傳へたる古き蒔繪の料紙箱に新古今集「大荒木の森の木の間をもり兼て人だのめなる秋の夜の月、といふ歌を蒔たり縮寫して左に出す

歌繪といへるは是なる事疑なしいと〳〵みやびなるもの也是等に習ひて今もかくべき事になむさて蘆手のことは、花鳥餘情曰（源氏物語の注書なり）あしでの色葉は蘆

山公の御筆跡也といひ傳へたる巻物あり歌三十首ありてしどろもどろに書きたり又その歌の意の繪のやうに書きたるもあり柳のうたは柳のなびくさまにかきなし橋の歌ははしのかたにかきなしたるものなり左字倒字等筆にまかせその自由いふばかりなし其中三首縮寫してこゝに出す

此故郷の板井のし水み草ゐてとある所は全く水手といふものなるべしすはまの洲崎などに書かむには必かうやうにあるべき也是になづらへておもへば蘆手はそゝけたる蘆のやうにかきなしたるものなるべし、此み草ゐて月さへすまずなりにけるかなといふ所より家長朝臣の春雨にの歌の書きざまは蘆手也といひてもいはれぬべきかいにしへの能書達このあきふかきといふ歌の如く筆にまかせて何の形にも書きなしたるものなるべければ群山の形にかけるは山手といひ村雲の形にかけるは雲手といひ柳のやうにかけるは柳手ともいふべき事なるべし、然るに蘆手をはじめて書出したるものゆゑ其餘何のかたにかけるをも蘆手とはいひ習ひたるならむ既に此撫子合には水手と蘆手とかきわけあれど其餘の物語

すらとうるはしくゑんなるかきざまは得知らざりけむかし

○蘆手水手　歌繪

かくかな書の自由に勝れたるよりかきのすゝみに蘆手水手歌繪などいふ事をさへかき出たり蘆手の事是ぞとさだかにはいひがたし先達の説もさま〴〵にて一定せず扨又先達みなあしで歌繪をのみいひて水手の事をいはれたるは見えず今まづ水手歌繪よりいはむ、東三條院瞿麥合に、右のすはませゆひてなでしこおほくうゑたりそのませにはひたるいもづるの葉に、「萬世に見るともあかむ色なれや我離なる撫子の花、かねもり このすはまのこゝろ葉にみづてにて、「常夏の花もみぎはに咲ぬれば秋まで色は深く見えけり、よしのぶ「久しくも匂ふべきかな秋なれど猶常夏の花といひつゝ、かねもり たなばた彦星雲のうへにあり又釣したるかたなどありすはまのすさきにみづてにて、「ちぎりけむ心ぞ長きたなばたのきてはうちふす常夏の花、是にてみれば水手は文字の尾などを長くひきなして水の流るゝやうに書きなしたるものとぞおもはる、我友菊池之則が家に近衞龍

きしにかきて山吹につけたるは玄のて眞の手といふ事なるべし春の玄青き玄きしにかきて松につけたるはさうにて夏の玄赤き玄きしにかきて卯の花につけたるはかなはじめにはをとこにてもあらずをんなにてもあらずあめつちぞ其次に男手はなちがきにかきておなじもじをさま〴〵にかへてかけり此あめつちといへるは前に出せるあめつちの歌の事也「わがかきてはるにつたふるみつせきもすみかはりてや見えむとすらむ、女でにて「まだ玄らぬ紅葉とまどふそかぶらし千どりのあともとまらざりけりさしつぎに、「飛ぶ鳥にあとあるものと玄らすれば雲ぢはふかくふみかよひなむ、次にかたかな「いにしへもいまゆくさきもみち〳〵におもふこゝろあり忘るなよきみ、あしで「そこ清くすむともみえてゆく水の袖にもめにもたえずもあるかな、といと大きにかきて一まきにしたり是は次にいへるあしでの事のためにもと長けれどあげたるなり」大鏡巻二に、大貳にもおとらぬ女手かきにておはすめる」是等によりて見ればはじめより終りまでかなのみにてかきたるをのみ女手といふにもあらじ、今世にても文字を少し交じへかながちにかくを女文章などいふ也是なるべし前に出したる梅が枝の

巻に、女手を心に入れて習ひし盛りに云々といへるさまも女文の事と見えたりさてこゝに同じ文字をさま〴〵にかへてかけりとあるは手本なればことさらに同字をいくつも書きて體をかへられたる也師より木村壽員に給はりし徹山大とこの手跡今川の手本には一文字數十あるをこと〴〵くかきかへられたり、同じさまなるはなし是等は手本なる故なりさるを今世唐様とて手かく人等變體を用ふるをよしとて文章など一篇の中に同字あればこと〴〵く變體をかきたるあり中々にくるしく見ゆ是はたゞかろく心得べしおのづから變體の文字かゝればさもありなむ此文字は前にありしとてそれを見合せて其體をかへむとせば筆勢失せ心氣續かずなるべし上の字の勢にて下の字を産み出すものなれば中々變體を考へて書くなどゆるきものにてはなきなりされば筆勢の餘りにては古人もかゝざるめづらかなる字形もおのづからいでくる物ぞかしかなはわきて筆ずくなにかろくかきなすものなりまゐらせ候をり〳〵とかくにて知るべしと師さとし給へりから人天下に獨歩と稱したりし懷素といへども我國のかなのごとくすら

と楷書にかくも假名といふものなれども大かたはい●ろなど點書少く書くをかなとはいへるなり箒木巻に（儒者の女のことをいへる所）消息文にもかんなといふものをかきまぜずむべ〳〵しくいひまはし」梅が枝巻に（此文前に出したれば　こゝには略していだしぬ）かんなのみなむ今の世はいときはなくなりたる」などいへるはまさしくいろなどかけるをかなといへる也さて此もじのいと筆すくなにて萬とゞこほる事なくかきなされ自在をなして世に此もじの用大なる事いふべからず是もと唐もじをとれるものながらそれよりはいとのきて活らきをなせることいふばかりなし又今世の俗文といふもの漢文にもあらず和文にもあらずしかも日用を達し天下に益ある事はかりなし是漢風にからめられず文字を我物にして自由の働をなせるなり中古往來消息などいへるものは一個の風ありておもしろき文體なるを今世俗文中にゆくりなく尺牘めきたる詞を交へなどするはなか〳〵にいやしくこそ、かたかなといふは文字の片方をとりたるものゆゑの名也是は此國にて作り出せしものなり狹衣物語の注書下紐といふものに大和假名といへりさて是は何の風情もなきものにて

只便利なるために作りたるものなれば艶書などには書くべくもあらぬものなれども物語などにかたかなにてかけりとある所はことさらに心して用たるものなり狹衣物語に入道の宮の扇に狹衣の君片かなにて歌を書き給ふ所あり是は入道の宮なるゆゑ艶だたじとて心して書き給ひしなるべし、漢字にかくを男●もじともをとこでともまなともいへりかなにてかくを女もじともをんなでともいへり、枕の草紙に云く時柄（といふ人の手のわろきをいへるところ）手もいみじうまなもかんなもあしうかくを人も笑ひなどすれば」物のしやうやるとてこれがやうに仕るべしとかきたるまんなのやうもじの世にしらずあやしきを見つけて」土佐日記に安部仲麿（がもろこしにて月を見てよめりし歌のことをいへるところ）かの國人きゝしるまじう覺えたれども事の心を男もじにさまをかき出してこの詞つたへたる人にいひしらせければ心をや聞きえたりけむいと思の外になむめでける」宇津保物語國ゆづりの巻に、男手も女でもならひ給ふめれ」同巻に又、宮の御てほんもて參るとてなむこれは若宮の御れうにとのたまはせしかばならはせ給ひつべくも侍らねどめし侍りしかばなむ云々きばみたるし

も聞とりがたし、順集の歌の列あやまりたるにやさて是は四十八字ありてえ二つあり其歌は、「えもいはて戀のみまさる我身かないつとやいはにおふる松がえ、「えもせかぬ涙の川のはて〳〵やしひて戀しき山はつくはえ、かく二首ともにえの音によまれたれど是は誤りにてえと延なるべし上古かな遣ひに衣延の別ありてたゞしかりし事或貴人の考あり衣延辨といふ御著述ありそれにくはし今はもはら高野大師のいろは歌を手習のはじめにする事とはなりぬ是は四十八字にて延なし　北邊隨筆曰、あがりての世には人の聲五十ありけらしそのゝち二つはやう〳〵にうせてあめつちの歌の頃は四十八になりぬ．それ又一つうせたる世にいろはの歌は出きたり云々といへり是は大人ふと思ひ誤り給ひしなるべし、人の聲は天地の聲なれば天地のあらむかぎりはうせゆくべきものにはあらず、お二つう二つえ三つい三つ各輕重はあれども同音なればかな足らずても聲に害はなかりしなるべしたとへば岡はをかとかくべきをおかとかきたりとも誰かはおの音にいふべき、口にはをの音にいはるゝが自然の事にてい三つう二つえ三つもわれ人しらず〳〵いひてあるなりかなにかゝむにはいかにも正しくかくべき事なれどもかなによりて聲をそこなふといふ事はなし、聲は主なればなりされば聲のうするといふ事はもとよりあるべくもあらぬ事なりかし　いろはと名つけしは首の詞をとりていへるなり此名ものに見えたるは壬生集のうたに「淡路島難波をかけて見渡せは波のいろはのあしでなりけり、此いろは御流にてはいと重き事にて容易にかく事なし神を得ざればかく事あたはざるなりいとも尊き所謂ある事なりさてはこのいろはぞ一音一字にて字義をからず聲のまゝなるものなりける手習始には儀式ありて長生殿の詩を書く事東鑑に見えたり貞應三年四月の所廿八日甲午有ニ若君御手習始之儀一陰陽權助國道朝臣擇ニ申日次一今日時己未　其儀兼被レ上ニ南面御簾三間一御硯一面蒔鶴御手本作日自京都參著等置文臺　置ニ御座一未吉時　前奧州着ニ布衣ニ被レ參若君出御宰相中將布衣　被レ候レ傍順レ之參進開ニ御硯蓋一摺レ墨染レ筆被レ進取レ之習始給長生殿詩云々」是は祝して此詩を習はじめ給ふにて只式のみなるべしさてうへ〳〵には今も猶かゝる儀式あるなるべし下々にても手習はじめにはいかにもいや〳〵しくしひて習そめさすべきことになむ

○かな　まな　をんなで　かたかな　をとこで

かなといふ名は假名と書きてかり名の義也中古の物語などにかんなともいへり字義にかゝはらずかりに名づくるの義なり一音一字にかくを大かたは假名といへど萬葉集に一音に二字をあて或は義訓し或は隱語のごとくかけるなどもおしこめてかなといふべきなり萬葉集の書法妙といふへし然れは色を伊呂

でたるものは菅家故實、菅家傳拾遺、菅家寔錄、荏柄天神緣起、是等に集めたる御傳を拜し奉りて涙をこぼさゞる人は筆を折り硯をくだきてやむべきのみ

右にひき出たることゞもをよく味ひて御流の正しく尊き事を知るべし少しもおのがさかしらをまじへず御をしへに隨ひ天地の正しく素直なる法則のまにまに淸く潔きこゝろをもて書くべきなりしかる時は天地の神とひとしきに至る此處よく〳〵會得あるべきことになむ

天朝墨談卷二畢

天朝墨談卷三

○いろは

手習ふはじめに難波津淺香山の歌をしける事は古今集の序に見えたり、若紫卷に紫のうへの事を尼君の文にいへるところまだ難波津をだにはか〲しうつゞけ侍らざめればなむとて歌あり其次に源氏の君よりの御文にかの御はなちがきなむ猶見給へまほしきとて例の中なるには「あさか山あさくも人を思はぬになど山の井のかけはなるらむ」此歌に淺香山とよめるは前に難波津といへる首尾にてこれまさしくかの二歌を手習のはじめにしけるなりはなちがきとは童の手習に一字〲つぶ〲と放ちてかけるをいへるなり北邊隨筆に富士谷御杖先生の隨筆なり難波津淺香山の後はあめつちほしそらといふことを手習ふ人のはじめとしけるにやもじの數四十八なり云々といへりその天地のうたは源順が家集に歌の履冠に置てよめり、そのあめつちは、あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろこけひといぬうへすゑゆわさるおふせよえのえをなれゐて」此歌末のかた何と

かきたるはいとゞかしこし只金銀のくまどりて或は鶴など繪にかきたるぞよろしかるべき、藝苑談曰播磨清絢著吾伯仲二兄ともにもの書きたる扇をつひに持たれず通俗の書帖を世にいふから樣に書かれず先太父先人以來の家學蓋し斯の如し」此人はよく心得たる人と見えたり近世高名なりし三井親和といひける人はよき手にて師の父君情意大人江戸にてしたしくし給ひし人なり誰かはじめけむ此人の篆書或はかな文を絹に染て親和染とて世にもてはやせしかば妓女などの下着にさへなしたりけり情意大人是を聞てあはれ親和後なかるべしとの給へりしとなむさばかりにもあるまじけれど清絢ぬしにたぐへては愼なきつみのがれがたくなむ近世手かくといはるゝほどの人みな著述あれども十が八九まで唐土の書をひきて論はれたり其說大かた墨池編を出でず書はもと彼土にはじまりし事なればしかあるも理なれど我國人學びとりたる上にては又我國の風ある事にて我國筆道の古書どもを見ればさかしだちたる事はなくいとみやびたる事ども多かり此うまし味ひは大和魂かたからむ人ならでは知りがたからむかし御流の傳書はおきて世にある我國筆道古書の名とてわがきけるは、

臨池集　墨池集　入木抄
寶樓抄　翰墨抄　筆注抄
麒麟抄　翰達集　入木改元書
以呂波御印書　金玉傳抄　高野奧義抄
鳥羽玉問答集　夜鶴抄　筆體抄
右筆用心抄

此外猶あるべし是は我がきけるかぎり也誤もあらむか知らず志深き人は尋求て見べきなりされば是等の書をはじめすべて筆道の書に出たる事は大方はひき出でず、本朝文粹のうち寬弘九年北野の宮に御幣等を供する文大江匡衡作「右天滿自在天神或鹽ニ梅於天下ニ輔ニ導一人ニ或日ニ月於天上ニ照ニ臨萬民ニ就レ中文道之大祖風月之本主也翰林之人尤可ニ夙夜勤勞ニ下略」寬弘は延喜より百年ばかり末にて此文中匡衡六十餘とあれば延喜の頃も猶近き人にてさばかりの大儒のかく尊み奉り給ひしを見ればいとも〳〵かしこき事になむ、天滿宮は筆道を守ります大神にてましませば坐し、御世の事ども國史等を見て知るべし拔出

ば跡べにもなるものなれば人に物書きてよと乞ふは甚無禮なる事なりかし古今著聞集に曰、知足院入道殿法性寺殿と久安の頃より御中心よからずおはしまじける時法性寺殿まゐらせ給ひたりけるに試み申されむれうにや四枚屏風を一帖召寄せさせ給ひて是に物書きて給へと申されたりけるに、御硯引よせさせ給ひて墨をしばしすらせ給ひて中にもちひさかりける筆をとらせ給ひて紫蓋峯之嵐踈と云句を大文字にて四枚に書きみてさせ給ひて參らせられたりければ禪閤御覽じて是は重寶也とてやがて寶藏に收られけるとぞ」御中心よからずいましける故法性寺殿いかゞの給へると試むために無禮なる事をいひかけ給ひし也法性寺殿いなともの給はず小き筆をとりて殊更に大文字に書給ひしは 小き筆にて大文字をかくことは名人のわざなり 入道殿の無禮の返報に驚し奉り給ひし也されば入道殿さすがに打もおかず寶藏に收給ひしなるべし手かく人貴人よりのもとめならばすべなしひとしなみの人のいはむにはかくまじき事なるを近世の手かく人だちは屏風かくをほまれのやうに覺えたりあやしき事になむ筆道に志深からむ人は文字を敬ふ事神

のごとくすべきなりされば屏風などにはかくまじき事なりかし、枕の草紙に曰 きら〱しきものゝ條 こんげんろくの御屏風こそをかしうおぼゆる名なれかんしよの御屏風はをかしくぞ聞えたる月次の御屏風もをかし」是等文字をかゝれたるやうに聞ゆれどさにはあらず、注書春曙抄に云くこんげんろくの御屏風は坤元祿の山河などのさまを繪にかきし屏風なり、かんしよの御屏風は漢書にしるしたる事どもを繪に書きし屏風也月次は年中行事也といへり、十二支の屏風地獄繪の屏風など物に見えたり文章をかきたる屏風もあれど大かたは繪なり延喜式内匠寮式にも屏風一帖 高五尺畫雁并草木之類 とあり、額の事は前にいへるが如し其外旌旗二字札竪もの横もの、かきやう又卷もの色紙短冊扇に詩歌ちらし書き等其外萬の物にものかく事其物々によりて心得ある事御傳にくはし、ことごとに妙なる味ひあり御傳なくてはしらるまじき事どもなり、さてものかきたる扇はもつまじきことなり貴きわたりこそあれいやしきわなみは簀子に足さし出て蚊打拂ふが扇のやくのやうにてあればものかきたるをもたむは不敬なることならずや歌など

よし池水の黒きは玄ば〳〵硯を洗ひしよしなりと或人言へり是も諾がたし惣て故事によりて名となる事はその ことの勝れたる處をいふものなれば池水の黒くなりし事をこそ名にはいふべけれ池に臨む事は張芝ならずともわれ人もすべきことにてこゝをほめて臨池とはいふまじき事ぞかし御流にて臨池といへるは深き心ありての名なるよし也、もろこしにても同じことなるべしさるをかの張芝が故事にとりなしたるものならむかゝる事は漢籍にも猶多からむ我國にても古書どもの中にかゝる事多し靈異記に狐といふ名は昔狐女に化りて子を産みしことありて來つ寐といふ事なりなどいへるも見えたり斯る事古書に猶多くあり是みな古人の手段所謂ある事ならむ、道風朝臣が大師の書をそしり給ひしかば中風になりて手ふるへりといふ事は古今著聞集に出て其外諸書に見えたれどもふるひ書くことも筆法にある事なれば是も中風といへるはことさらに作り出て紛はしたるものなる事玄るし、前にいへる應天門の額の事も是にておもふべし又入木といへる名も大師の故事はあれど猶それならぬ事をさとるべし道に志深く神を得むと思はむものはかゝる事にも深く心を用ひて古人の手段愼み深き所を知るべき事にこそ、今かく説を立て論ふ事先達の説をなみするの罪さり處なけれど其事實においての當否はともあれ只筆學の爲め心をみがかむとてのわざなりさるかたにおもひゆるしてよ、今の世の掛物といふもの物語文などにも見えたる事なし今とてもうへが上なるわたりには用させ給はぬものなるべし似たる事は萬葉集巻六に、春二月諸大夫等集左少辨巨勢宿奈麻呂朝臣家宴歌一首、海原之遠渡乎遊士之遊乎將見登莫津左比曾來之、右一首書白紙懸著屋壁也題云蓬萊仙媛所嚢蘰爲風流秀才之士矣斯凡客不所望見哉（嚢蘰二字は誤字なるべしと略解にいへり）是は今の世の懸物とは違ひてその時に臨みてふとおもひよりてせし事と見ゆいとみやびたるわざなりかし、屛風の事后の宮の御賀などことゝある時かゝせらるゝ事歌の集をはじめ物語などにも多く見えたり大かた十二月々次の繪うたなりかゝるをりのよそほひに物するはまれなる事にておほかたは風をふせぐためのものにて女房の局などに立る事物語におほく見えたり、されば寐間などに立る時ともすれ

恐れ給ふべしや是は猶有精靈とありしなるべしさなくては上に入木之巾風勢無盡といへるにも適はざるこゝちす」弘法大師應天門の額を書き給ひし時應字の頭の一點を書落し給ひ御門にかけて後下より筆を投上げて點をうち給ひけるに筆法にかなひたりければ君臣皆感じたりしといふ事大師の傳をはじめ扶桑畧記等にも見えてむかしよりかく傳へし事なるを論はむはいとかしこくさかしらなるわざなれども篤好おもふに是は心ありてことさらにかくいひなしたるものなるべしいかにとなれば應字を書くに最初の一點を忘るべきやうはさらにさらにあらじたとへもし大師は忘れ給ふとも書き給ひし卽ち御門に懸くべきにもあらず一日二日もうちおきて見給ひしなるべく又官々の人だち天皇も見そなはして後御門にかけしなるべければ點を忘れてうたざりしながら御門に懸けしとはかへすがへすなき事也是は前にいへるごとく額字には所謂ありて點なき字にも點を添る事あるものなれば此應天門の額も點數の足らざりけむ故にさらに一點を加へられしなるべしそれは文字に無き點を加ふる事故いとかたきわざなれば御門にかけてよくよく見て點をうつべき所を此所と見定て後額をおろして一點を加へ給ひしならむ、倂し筆を投上げて書き給ひたるにてもあるべし權者のわざなればはかり知るべきにあらずされども感ずべき事にはあらざるなりさるわざは傘のうへを鷄卵をはしらせ茶碗を投げて空に絲輪をつまむなどいやしきわざと同じさまに覺ゆ大師の筆力勝れたるこそ尊けれかゝる事は中々に心おとりせらるゝぞかし、しかのみならず御門の額を書き給はむには愼みに愼みてかき給ふべきにかゝるわざはし給ふべき事とも覺えず額をおろさせてかゝむ事何ばかりかたきわざにもあらぬものをや五筆和尙といへる事も是に准へておもふべし誠の道にはあやしくめづらしき事も何もなく只常の事に妙なる所ありと知るべし妙の字我國にてたへと訓みたり又雪など極めて白きものをたへといふ是れ色どりなくして勝れたるをいふなり、古歌に「物につきてなせる哀は數ならず只そのまゝの秋のゆふ暮、とよめるごとく自然の處に妙あるぞかし、臨池といふ名はから人張芝が傳に張芝臨〻池學〻書池水盡黑といへる故事よりいへる名の

正三位前太宰大貳參議佐理卿朱雀院御宇天慶七年誕生一條院長德四年七月卅日薨五十五 此時行成卿廿八 正三位太宰權帥 權大納言 行成卿 圓融院 御宇天祿二年誕生後一條院萬壽三年二月薨五十六 此三賢尤可逐其跡候哉中古法性寺殿弘誓院殿後京極殿此等當世之風流尤可亘候 就中行成卿 以後此一流家風可爲手跡之家候仍賢聖障子銘年中行事諸寺諸社之額諷誦願文色紙形他家之偏 執不可有之 者歟假 名者伏見院 宸筆以後艷書草子等非此風流者更不被見候」 尺素往來には 後成恩寺關白兼良公御作 將亦和漢古今名譽墨跡所望候於二漢朝之能書一者王羲之虞世南顏魯公黃魯直趙子昂張即之歐陽伯機等入木之勢雖二殊勝候一在家人々不相應事候於二吾朝一者天皇大師 兩御筆幷 光明皇后 北野天神 以下權者手跡者非二凡人所一レ及候道風 佐理 行成稱二之三賢一候哉文昌保時時文文時亞レ之云々法 性寺 忠通 後京極 良經 兩殿下超二於四輩一均二於三賢一者也弘誓院摸樣面白候野跡者雖レ沈二身於本朝一得レ播二名於唐國一之自歎 雖二傍若無人一不レ如下權跡子孫永扇二于門風一苗裔共繼二于家業一歟行能定成經朝以來彼一流尤繁昌 公界之 書役一圓領掌焉遣二異國一之牒狀大嘗會之屏風幷賢聖障子等是也色紙形寺社額及諷誦願文等就レ不レ接二他 家之筆一世擧號二家樣一諸人競求學者也誰 敢成二偏執一哉假字者後宇多伏見兩上皇 洞院實泰 公禪林寺 有忠 卿幷東北院覺圓僧正特其名聞候歟仍艷書冊子單尺以下連歌懷紙等無レ不二此風情一者哉近日者和字漢字共以二青蓮院尊圓 王御筆一爲二規摸一而 都鄙 翫レ之梵字者 遍智院宮小河僧正天然御堪能無雙御筆跡候」 本朝文粹のうち行成卿美福門 の額を 修餝ゑ 給ひし時の祭 文に曰大江以言作 維寬弘四年歲次丁未正月朔參儀正三位行兵部卿兼左大辨侍從播磨權守藤原朝臣行成一心奉レ請二弘法大師尊像一敬擎二香花之奠一驚覺而言某 蒙二去月其日宣旨一偁可レ修二飾美福門額字一者今件門額是大師之手書也題署之後載禮久矣制草之上露點 雖レ消入木之中風勢無レ盡所レ存筋骨似レ有二精靈一今蒙二明詔一而欲レ下レ墨則疑有下黷二聖跡一之冥譴上更憚二聖 跡一而將レ閣レ筆恐拘レ辭下明 詔之朝章上晉退非レ心胡尾失レ步下 畧」是等を見ても額字の不容易ことを辨へ古人の愼み深き事を知るべしさて此文中所存筋骨似有精靈とある似の字は寫誤なるべし似たりといふときは精靈無き意に落つめり精靈なきものならば何故にかくまでおぢ

書き得べきものにはあらざる也半繪とてなかば繪のやうにかくことも古書に見えたり、江談抄曰、入道帥談曰安嘉門額者髪逆示生之童乃着靴沓之體也昔渡行件門前之者時々依被踏伏縭人登行摺損中央云々予問曰件額等誰人手跡答云南面者弘法大師東面者嵯峨帝北面者橘逸勢云々就中皇嘉門額殊有靈害人之由見祕記云々又大極殿額者敏行中將手跡也但火災以前誰人書乎」古今著聞集曰、大内十二門の額南面三門は弘法大師西面三門は大内記小野美材北の三門は但馬守橘逸勢各勅を承て垂露の點をくだしける東面三門は嵯峨天皇書かせおはしましける中略此門ども或は燒失しあるひは顛倒してわづかに安嘉待賢門のみぞ侍りける實や此安嘉門の額はむかし人をとりけるおそろしかりける事かな」皇嘉門は南面なれば大師也安嘉門は北面なれば逸勢卿なり拾芥抄にて見れば嵯峨天皇北面の門の額か、せ給ふとありいづれにても額の文字の人をとりしといふ事妙なり妙手に至りては精靈の入りたるものなればいかに物おそろしく見えけむ人をとりしといひ傳へたるもうべならずや味ふべし、同書に近江國の或寺魔妨をなして既に荒廢せむとしけるに寺僧歎きて三位入道行能に額を書て給へと乞ひて賜りて其寺にかけたりければ其後魔の妨なかりしといふ話も出たり此外額の事につきてあやしき事どものありし話數條あり麒麟抄などにも額をかくはかたきわざなるよしくはしくあり額は斯のごときものにて參詣の人門に至りて額を仰げばまづ尊信の心おこりぬかづかる、ものなるを近世の手かきだちみだりに書きちらして却て嘲哢の心を發さしむるはいともあさましくおそりある事ならずや、諺にいへる盲蛇におそれざるの類か惣て門額などは其所の山川の風景をもよく見て夫に隨ひて額字は書くべきわざなるを數百里の遠國よりあとらひやるま、に書きなた、めておこせるはいかなる事にかあらむ予が藏する尊朝親王御筆跡手本のうち（此文尺素往來を略したるが如くにてまた事によりては尺素よりくはしきところもあり誰が作とも知られずもしくは親王の御作にもやあらむ）手跡者宋朝之名人王羲之張即之近來趙子昂伯機等筆勢雖可然於本朝者不相應候歟從四位上木工頭道風朝臣寛平五年誕生弘法大師御入宅以後五十九年歟村上天皇康保三年十一月卒七十一此時佐理卿廿三雖沈身本朝得播名唐國述懷之句殆可謂傍若無人歟

聞とめて（紫式部が才學ある事を殿上人きゝ知りてなど物知りたる顔もせぬぞといへる事なり）「いちといふもじをだに かきわたし侍らずいと手づつにあさましく侍りよみし文などいひけむものめにもとゞめずなりて侍りしにいよ〳〵かゝる事（日本紀の局とあだ名せし事也）聞侍りしかばいかに人も傳へきゝて憎むらんとはづかしさに御屛風の紙にかきたることをだに よまぬ顔をし侍りし」是は手の事にはあらねど愼の深きがめでたさに出したるなりかゝる博識多才にて おほやけにもほめ給ひし人なればかくまでにはあらじともわらふ人もあるまじきをかくいたく愼める事めでたしとも めでたし、今の世の女は男子の中に立まじり唐籍よみ繪がき詩作りていとゑたりがほなるさへありにくむべし〳〵加州倶利伽羅山 長樂寺の門額は倶利伽羅山とかけり利字の點の事語り傳へて曰是は志津摩の門人是水といふ人のかけるにて加賀國にては利字は憚るべき文字なるゆゑ旁を短く書たりけるを志津摩見てかくては和字の如くなりとて又更に此點を加へられしと言傳へたり篤好おもふに是は和字の如く見ゆるゆゑの事にはあらじ 額字には吉凶の傳あり故に點なき文字に點をそへ或は點を省きなどする事所謂ある事なり此額も所謂ありて點をそへられたるなるべし然るを書法の傳ありて如此點を加へしなどかしこだちてはいはずして和字の如く見ゆる故にと答られしはいと殊勝なる事なりかし、とかくわが知りたる事は見せ盡さむとするものぞよく〳〵愼むべし、麒麟抄曰（行成卿の息行經卿長和四年に集め給ひしよし也、此書後人の偽作なりと筆意斷にもいへり、げに賴みがたき事どもあれど又おもしろき事どもゝあり、一二の疑はしきを見て偽書なりとして是を捨るは志淺きに似たり、よく考見て取捨すべき事なりかし）道風は四國下向之時船中にして誰とも不知老翁の 白張を着たるが 船中に來て額の板を持來て書て給らむといふ龍神宮と云此程者船も不走翁も不歸何事ぞと恠時に翁申て云此神と言字の下に祝の點を打給らむと云道風如所望打給へば直に翁は額をとりてうせぬ船も行畢ぬ」鎌倉建長寺の山號巨福山の額巨の字に如斯點ありこの額王義之の筆といふ事にて此點をまじなひ點と申傳へたりと案内者がいへるよし冠空上人の書き殘し給ひしものに見えたり、額には祝のてん火ふせのてんなどといふ今俗間にもいひ傳へたる多し皆所謂ある事なり、そも〳〵神社佛閣などの額は靈威神變萬德圓滿の相をあらはすべきものにておほよその手かきの

舞の名にして劍をば持ず婦人空手にて立て舞ふ也たとへば和國の踊りといふものに似たるべし、文獻通考に劍器古武舞之曲名其舞用女妓雄壯空手而舞とかやうに正しき證文ある事なり擊劍の事にはあらず勿論漢の鴻門會などの類にはあらざる也然かるに唐土和朝ともに舞劍を見てさとると心得る人甚多しさにはあらず張旭婦人の雄壯なるが舞を空手にてよくまふを見て筆法の神を得たると也、知愼曾て作れる紫薇字樣の上層に此事を書きたりといへども見咎る人なし意を得神を得るを聞と見るとにいひわけたる所に心を用ゆべき物歟」此から人張旭が詞廣澤ぬしはいかゞ解せられたるにや紫薇字樣の上層には空手而壯舞女子之雄象とあるのみなり、篤好おもふに是は運筆剛柔の事なるべし公主と擔夫と路を爭ふといへるは柔らかなるとつよきとこもごも交りて公主と擔夫と道を爭ふごとくにあるべしとの意なるべしされば只男女道を爭ふにても宜といふべけれどもさにはあらず公主は柔らかなれども貴きゆゑ擔夫にまけず擔夫は賤しけれども剛き故公主にまけず剛柔と貴賤とを組あはせてかたをちならぬ味ひを示したるなるべし、公孫氏劍器を舞ふといへるは柔らかなるうちに剛きを含み剛きうちに柔きを持たる事なるべし道を爭ふは剛柔を二人してするなり劍器を舞ふは剛柔を一人してする也是運筆の味ひにて一畵一畵剛柔相交りしかも剛は柔にかたず柔は剛にまけずして又一點のうちにも剛柔相含む事ならむ此二ッにて運筆剛柔の味ひを盡せりといふべし、徒然草に曰、手などつたなからずはしりがき中略男はよけれ、」手のわろき人のはゞからず文かきちらすはよし見ぐるしとて人にかゝするはうるさし、」手かく事むねとする事はなくとも是をならふべし學問にたよりあらむためなり、」徒然草中手の事をいへるは此三ヶ條なり兼好法師は高名の人にて手も能書なりしよしなれども此三ヶ條「はしりがき「書ちらす「むねとする事はなくともといへる事どもよろしとも覺えぬいひざまになむ是はたゞ我道心のおもむけにていへる事なるべし手學のためにはよしなき事なり、此草紙は人もてはやすものなれば斷りおくぞかし此人の詞とて前に出したる和論語にいへる趣はよし、紫式部日記にいはく、やうやう人のいふも

も飛上り〳〵してつひに枝に飛つきてはひ上りたるを見て我手學もかくのごとし思ひ止むべきにあらずと志をおこして修行し給ひつひに能書になり給ひしといへり、是も一わたりよき說なり皆人一年二年にて能書にならむとおもふ故うみて止むなり手學は只終身の業なるべし、太祖親王も手は日々の行事との給へるものをや又篤好がおもへるは蛙の柳に飛びつきたるを柳のたをやかにうけたるを見て筆法をさとり給ひしにてはなきかとおもへり此考を師に聞えしかばしばし考へ給ひて筆法にてはこゝにあたれるにやとて指して掌にかきてさとし給ひぬ誠におもしろきことどもなり、しかし此二說は學者のためにしるしおくなりこは天地自然の道なることを感得し給ひしなるべし、我近村佐加野村と岩坪村の間三町ばかりあり五月五日には兩村のものども村端へ出て石礫をうちあふ也土佐光長が書きたる年中行事の繪卷物に出たる印地といふ事の遺風なるべし此礫をうつもの石を投てば其石の向ふへ行至りて土に落るまでふりあげたる手をさめずつとさし出してあるなり吾是を見て笑ひていひけるはさまでならずとも石をはなちたらば手ををさめてよといひければ其者曰此手を早くをさむれば石の行ことよわくなりて三間ばかり此方にて落るなりつとさし出して居れば石の勢ひ強くしてよく遠きに至るなりといへり、予おもへらくものかくに引捨る處筆の餘勢紙をはなれて猶ながく行は此礫打の理にひとし心氣の餘勢うち切りなるものにてはなしよく〳〵味ふべし、世人ともすれば何がしの手跡を長崎にて唐人に見せたれば賞したりなどいふ事あり淺はかなる事なるべし長崎へ來たる唐人は大かた商人なれば何ばかりのものが來たるべきたとへ心あるもの來たりともさばかりの事なるべし唯天地を鏡として照し見る時は遠き國へもてゆくにもおよばずいと明らかに知らるべきものをや、觀鵞百譚に曰、張旭自謂らく始聞㆘公主與㆓擔夫㆒爭㆖㆑路而得㆓筆法之意㆒後見㆔公孫氏舞㆓劍器㆒而得㆓其神㆒と其本文かくのごとし公主は帝の御女にてまします擔夫は柴を擔ひ板を負ふ下人也皇女は美麗柔順尊貴の至りなり擔夫は醜惡剛狠卑賤の至りなり此兩人路を爭ひたりといふ事を聞て筆法の意を得たりとなり、又劍器は擊劍の事にはあらず武

咲ちるを見鳥の飛ぶを見てもふと發明せらるゝ事もあるものぞかし、寛政年間出羽米澤の人源周義伯彊といふ人の著筆意斷といふ書三巻あり近來板木焼失せりといへりをしむべし筆道は唯一の神道と同じとて論はれたる見識高くいとおもしろき書なり然ども我國の事をいへる所々上古の事に明らかならざるが如く見ゆる所もあり又論説にも今少しいかにぞやと覺ゆるふしもまゝありされども其志賞すべき事ども多し其書に曰、近來和漢の書家者流の筆意といふをきくにみな古人の筆勢筆力を書似せたるを筆意を得たりとすたとへば米元章が筆意を得たり文徴明が筆意を得たりといふこれらは手癖筆癖を摸寫し得たりといふべし何ぞ筆意といはむや、其論ずる所も又まち／＼にして終に歸一の説なし往聖の筆意といふは玄からず古今能書幾千萬ありと云とも一以て是をつらぬきいさゝかもかはる事なし、たとへば筆をとりて料紙にのぞみたる意はわれらごときの凡愚心も聖人の御心と同じものになるを云故に字體の肥瘦清濁は和漢の差別をえらばず其人々の好む所に隨ひ只意をして至誠ならしむるを本とす、至誠にして筆をくだせば一點一書の末までも精神すなはち入なり是を筆意を得たりといふ」筆勢筆力を書似せたるを云々といへるはかなはず是は次にいへる癖を似せたるなり前後文を同じうせじとてかくかゝれたるなるべけれど筆勢も筆力も筆意を得たる心氣より出る事なれば此所は只筆癖を似せてといふべきなり、又字體の肥瘦云々好む所に隨ひといへるを除くべし肥瘦濁清も好む所に隨ふべきことにあらず只天地の理りにかなふべきなり此詞を除く時は此箇條誠におもしろし聖人の心と同じとは則天地と同じものになるをいふ此時の樂しさいふべからざるものなり、猶此書中論ふべき事多けれども此所に畧しぬ、同書に物に感じて妙に入るといへる所に道風朝臣の柳蛙佐理卿の梅花行成卿の瀑布みな感る所有るもの也といへり梅花瀑布の事いかなることにて何に出たりや知らず柳蛙の事は世人普くいふなる事にて其話は道風朝臣手を學び給ひけるに其わざの進ざるにうみておもひくづほれ歸りまた道にて柳の枝に蛙の飛つかむとするをあやしと立とまりて見居給ひしにはじめの程は枝におよばずして落たりしが幾度も幾度

はいともをさなく何のをかしきふしもなきやうにてよく〳〵見れば見るまゝにあはれまさりてたぐひなきもの也諸道ともに斯のごとくなるべし、師の鎗術の師金岩大次郎といへる人は（此人鎗術の妙を得られし人にてその語數多あり）我鎗術を常にあかべた流といはれたり、尊圓親王の御筆跡を拜し奉りてはさてもおへたる書樣かなかくてこそ日本一の御能書なれと度々ほめられしと師物語り給へり、一道に勝れたる人の眼は明らかなるものなりかしすべてかみがかみなる品はなまさかしき目より見えぬものなりわれ先つとし其名世にとゞろける書家に神代卷の語をぬき出て是神語也敬て書きてたべと誂ひたりしかば此語は不風流なる語故書きがたしといひおこせたり餘りあさましさにものもいはれずてやみぬ、かけまくもかしこき神典を不風流などとおもへるたふれものが手かきたりともかの白雲先生は雲井のよそに見てうち笑ひ給ひてむ師常に只へたにかくべしと敎へ給ひ上手らしく書くなといさめ給へり、若菜上の卷に（紫の上の手習し給ひたるを源氏君の見給ふところ）うちとけたりつる御手習を硯のしたにさし入れ給へれど見つけ給ひてひきかへし見給ふ手などのいとわざとも上手と見えでらう〳〵しくうつくしげにかき給へり」前にあげたる梅が枝の卷に紫のうへは手よくかき給ふよし見えてこゝに上手と見えでとあるを引合て心得べしわざと上手めくは能筆にはあらざるなり、同卷に源氏君かなを筆のゆくにまかせてしどろもどろにみだれがき給へるといへるは堪能の上の自然のわざなるをなまなまの手してかきちらすはあさましき事なり、むかし人誰がいへるものゝ中にものかゝばよめるやうにかけといさめられたるもなま〳〵にて上手らしくかきちらす人のためなるべし或人手いと上手らしくて常のゆきかひの文さへよめぬもじがちなりしを或人戯に文字ひとつ切ぬきて此もじよみえ侍らず示し給はらむといひやりたりければかくてはわれもよみえ侍らずもとの所へ入れて給はれといひおこせたりとなむ、おのれ會得したりとおもへる事も打かへし見ればおちえぬ事あるものなり筆力筆勢など誰もいふ事なれど其筆力とはいかに筆勢とはなにをいふぞと尋られたるときはいかに答へてむと常に工夫すべし草木の花の

いづれもあらぬことどもなり、觀鵞百譚に云く（廣澤知愼の著なり）王元美いへらく筆陣の圖に白雲先生義之に筆法を授くとあり白雲何人ぞといふ事を知らず又筆跡も傳らず傳記もなし囈語なりと囈語は寐言なり白雲といふは元來なきよし也」から人王元美が白雲先生を寐言なりといへるはいとおもしろし廣澤ぬしのなきよし也といへるはくちをしき事なり、白雲先生より授かりたればこそ義之は能書にてありけれあなかしこ（から人釋亞棲論書曰凡書通卽變王變白雲體歐變右軍體とあり、かくては白雲先生の筆跡もありしさまに聞ゆ、されども王元美が寐言なりといへるぞ勝りておもしろくおぼゆ）白雲先生の事悟知して會得有るべし（此筆陣の圖を僞書なりといふ說もあれど何はともあれ白雲先生といへること妙也）橘窓茶話曰（芳洲雨森東伯陽甫著）或曰筆法有二陰陽一有レ起有レ落有レ行可レ惜御家躰無二此等法一所二以不レ唐也」是は御家流の事をいへりと聞えたり、此人市中の手習子屋などの手跡を見てかくおもはれたるなるべし論ふにも足らざる事なれども高名なる人の詞なればまどふ人もあらむかとてこゝに出したるなり、此外手學の事を論はれたる所數條ありいづれもよろしとは見えず手のことにはうとかりし人なりけむ、先哲叢談曰、雜華集（無隱禪師の集なりとあり）又載云々鶴臺與二南塘先生一書曰本邦之書自下尊圓王以二婉媚脆弱一而成中一家上後世書家無下不レ被二其毒一者上也」此鶴臺といふ人物えりにて書法にもくはしかりし人と見えたり、されどもひたぶるに唐風にのみ惑はれて我國の事は知らざりし人と見えたり、親王の書は前にいへる如く其物々によりて御書風かはれり天の靈の其物に應ずる所謂にて千變萬化はかるべからざるものなり此人は只かたかどを見てかくのみと思はれしならむ一家を成すなどいとうらせばくもいはれたり、何事にまれ其門に入りて奧を極めて後こそ其事を論はめ只かたはしを見聞きてかうやうにいへるは其人の慮りの淺きさへ見えてあさましきわざならずやすべてかやうにいへる事近來の著書に多し、山跡玉しひをもて照らし見て明らむべしゆめまどふ事なかれ、或人尊朝親王の書は俚びたりといひ又或人尊圓親王は行草は見事なれども眞はよからずといへり是皆我目ひがみたる故也、我歌道の師富士谷ぬし歌に五級を立てられたり一の級は詞工みなくをさなげにて心は深く思ひやらる、歌、二の級は詞つよくをかしさもたぐひなき歌是は人力の極なり（已下略）といへり、一の級はうち見に

淺はなだの紙をつぎて同じ色のこきもんのからのきのへうしおなじき玉の軸だんのからくみのひもなどなまめかしうて巻毎の御手のすぢをかへつゝいみじうかきつくさせ給へる、おほとなぶらみじかくまゐりて御らんずるにつきせぬものかな此頃の人はたゞかたそばを氣色ばむにこそありけれなどめで給ふ、やがてこれはとゞめ奉り給ふ」巻ごとに御手のすぢをかへ給ふ事妙に至りたるわざにて自由はかりなし當時はたゞかたそばをかく也とていたく此巻物をほめ給へるなり、げに太祖尊圓親王の御手跡ををろがみ奉るに一ッ〳〵に御手のすぢかはりたりいかなる事にかと思ひ居たりしが今此源氏物語を見てげにとおもひしられたり、前にいへる天の御心の萬事に應ずるとは則此事なれどもかゝるためしを見得る度ことに御傳の尊さ思ひしられてうち歎かるるぞかし、若菜上巻に（朱雀院源氏君のことをいひ出てほめ給ふ御こと葉）うるはしだちてはか〴〵しきかたに見ればいつくしくあざやかにめも及ばぬこゝちするを又うちとけてたはむれごとをもいひみだれあそべばそのかたにつけては似るものなくあいきやうづきなつかしくうつくしき事のならびなきこそ世にありがたけれ」是は源氏の君をほめての給へる詞にて筆道のことにはあらねど文字のすがたもかくの如くあるべき事なれば引出たり、文字も皮肉骨倶り精靈入る時は八體にひとしきものなればなり是たゞ姿のうへのことならず心のあらはるゝ處なり能々おもひみるべし、字府忘筌集に云く（佐々木專念翁門人荒木是水著からぶみ内閣字府の注書なり）專念老仙曰此書中之論雖レ有二數多一畢竟欲レ使下文字一正直上者也所三以使二正直一者在二於點畫一也故一點失レ處則若三美女無二一目一一畫失レ處則若三壯夫無二一肱一」文字を正直ならしむるは點畫にありとは專ら形のうへの正直をいへるにてあかぬわざなり、文字を正直ならしむるは心にあり心正直なれば文字正直なり正直は天地の法則なり心天地の法則にかなひ神を得るに至りては字形斜になりたるも則正直とすべし、前條梅がえの巻に筆にまかせてしどろもどろに亂れがき給へりといへるも御手の殊に勝れさせ給ひたるをいへるなれば正直といふは形のうへにてはなきことを知るべし、此忘筌集のうちに猶論ふべき事どもあれども後にもとてはぶきぬ意前筆後の説など二説をあげられたるが

くうちみだれて筆のしりくはへて思ひめぐらし給へるさまあくよなくめでたし、白き赤きなどけちえんなるひらは筆とり直しようゐし給へるさまさへみしらむ人はげにめでぬべき御ありさまなり」枕の草紙にげなきもの、條に、あしき手を赤き紙にかきたるといへりこゝにひとし、げに白き赤き黄なるなどけちえんなる紙にあしき手してものかゝばいと〳〵にげなかるべし、「兵部卿宮わたり給ふと聞ゆれば中略かの御さうしもたせて渡り給へるなりけりやがて御らんずればすぐれてしもあらぬ御手をたゞかたかどにいといたう筆すみたるけしきありてかきなし給へり、歌もことさらめきそばみたるふることゞもをえりてたゞ三くだりばかりにもじすくなにこのましくぞかき給へる」此兵部卿宮の御手はいたく勝れたるにはあらねどつくろひたることなく筆すみたるなり、「おとゞ御らんじおどろきぬかう迄は思給へずこそありつれさらに筆なげすつべしやとねたがり給ふかゝる御中におもなく下す筆のほどさりともとなむ思ひ給ふるなどたはぶれ給ふかき給へるさうしども、かくし給ふべきならねばとうで給ひてかたみに御らんず、からの紙のいとすくみたるにさうにかき給へる勝れてめでたしと見給ふにこまの紙のはだこまかになごうなつかしきが色などは花やかならでなまめきたるにおほどかなる女手のうるはしう心とゞめてかき給へるたとふべきかたなし見給ふ人の涙さへみづくきに流れそふ心ちしてあくよあるまじきに又こゝのかんやのしきしの色あひ花やかなるに亂れたるさうの歌を筆にまかせて亂れかき給へるさま見所限りなし、しどろもどろにあいきやうづき見まほしければ更に殘りどもにめも見やり給はず左衞門督のはこと〴〵しうかしこげなるすぢをのみこのみてかきたれど筆のおきてすまぬこゝちしていたはりくはへたるけしきなり、歌などもことさらめきてえりかきたり中略此左衞門督の御手は殊更にかしこだちてつくろひたるかきざまにてありしなり、「けふはまた手のことゞもをの給ひくらしてさま〴〵のつぎがみの本どもえりいださせ給へるついでに御子の侍從して宮にさぶらふ本どもとりに遣す、嵯峨の帝の古萬葉集をえらびかゝせ給へる四卷、延喜のみかどの古今和歌集をからの

はいとけしきふかうなまめきたるすぢはありしかどよわき所ありて匂ひぞすくなかりし、院の内侍のかみこそ今の世の上手にはおはすれど餘りそばれてくせぞそひたゝめる、さはありともかの君と前齋院とこゝにとこそはかき給はめとゆるしきこえたまへば此かずにはまばゆくやと聞え給へばいたうなすぐし給ひそ、にこやかなるかたのなつかしさはことなるものをまんなのすゝみたるほどにかんなはしどけなきもじこそまじるめれとて」こゝにさま〴〵と手の事をいへるに心をつけて見べし弱きところありて匂少しといへるなどよく思ふべし、今世に筆力つよしなどいふは只筆をにじりつけたるやうなる所をいへどさにはあらず、墨色潤澤をふくみしたゝるやうにて匂ひあるをつよしとはいふなり是則精靈ありて活きたるゆゑなり。「またかゝぬさうしどもつくり加へ表紙ひもなどいみじうせさせ給ふ兵部卿宮左衞門督などにものせむ自らひとよろひはかくべし氣色ばみいますかりともえかきならべじやとわれぼめをし給ふ墨筆ならびなくえり出て」いかなる能書にても墨筆をえらび給ふ事見るべし、「例のところ〴〵にたゞならぬ御せうそこあれば人々かたき事に覺してあるはかへさひ申給もあればまめやかに聞え給ふこまの紙のうすやうだちたるがせめてなまめかしきを此物好みするわかき人々心見むとて宰相中將式部卿の宮兵衞督うちの大殿の頭中將などにあしでうたしを思ひ〳〵にかけとの給へばみな心心にいどむべかゝめり例のしんでんにはなれおはしましてかき給ふ」閑寂なる所に居て書き給ふなり、「花ざかり過て淺みどりなる空うらゝかなるにふる事どもなどおもひすまし給ひて」神世の尊き事をはじめいにしへのかしこき事どもをおもひまして御心をすまし書き給ひしなり、「御心のゆくかぎりさうのもたゞのも女手をいみじう書つくし給ふ」御心のゆくかぎりとは少しもとゞこほる事なくすら〳〵とかき給ふ御心すが〳〵しくおぼされしなり、師常にの給へる心氣の滯らぬとは此事なるべし、「おまへに人しげからず女房二三人ばかり墨などすらせ給ひてゆゑある古き集の歌などいかにぞやなどえり出給ふにくちをしからぬ限りさぶらふみすあけわたしてけうそくのうへにさうし打置はし近

ひとりかく論らひぬるはなか〳〵にひが〳〵しと人笑ふべし𛁈かはあれど吾は世に知る人稀なるにていとゞ池田ぬしの人がらいかばかりめでたかりけむと𛁈たはるゝぞかし、箒木巻に雨夜の品定めのところ繪所に上手おほかれど云々上手はいと勢ひことにわるものは及ばぬ所おほかめる手をかきたるにもふかき事はなくてこゝかしこてん長にはしりがきそこはかとなく氣色ばめるはうち見るにかど〳〵しくけしきだちたれど猶誠のすぢを細やかに書きえたるはうはべの筆きえて見ゆれど今一たびとりならべて見れば猶じちになむよりける」和論語曰、藤經朝卿曰人毎に筆とりて書く事なれど皆筆にとられてかくゆゑにその精靈なくして夢路をたどるこゝちこそすれ」是等にて知るべし此精靈の入る事を知らず只形をつくろふは筆にとらるゝにてあさましきわざならずや、梅が枝巻に明石の姫君入内のとき源氏君さうしどもえらせ給ふ所なりこゝは手の事を長々と論ひたる文章故所々に思よれる事どもをあげてしるし、それをはさみて書つゞけたり、中には不用のこともあれど省きては文意解しがたき所もあれば大かたははぶかずさうしの箱どもに入るべき双紙どものやがて本にも𛁈給ふべきをえらせ給ふいにしへのかみなききはの御手どもの世になを殘したまへるたぐひのもいとおほくさぶらふ、萬の事昔には劣りざまにあさくなり行く世の末なれどかんなのみなむ今の世はいときはなくなりたるふるきあとは定れるやうにはあれどひろき心ゆたかならず一すぢにかよひてなむありけるたへにをかしきことはとよりてこそかき出るひと〴〵有けれど」假名は後世ほど見事になりしとなり是は後に出來し物なればさもあるべきなり此後世といへるは延喜天暦の頃の事なり其頃ぞ朝庭にも能書多くまし〳〵けるその後漸におとろへ來にけるを憤りまして大祖尊圓親王ますらを心ふりおこし此道をおこし給へるなり、「女でを心に入れてならひし盛りにこともなき手本多くつどへたりし中に中宮の母御息所の心にもいれずはしりがい給へりし一くだりばかりわざとならぬを得てきはことに覺えし、はやさてあるまじき名をもたて聞えてしぞかしくやしき事に思ひ𛁈み給へりしかどさしもあらざりけり、宮にかくうしろみ仕ふまつることを心深うおはせしかばなき御かげにも見なほし給ふらむみやの御手はこまかにをかしげなれどかどやおくれたらむとうちさゝめきてきこえ給ふ故入道の宮の御手

る事どもを書連ねてはてに神也人也吾不知之眞臥龍也といふ處をいともくづして書き給ひたるを見れば眞に臥龍が神變不測の處見るやうに思はるゝ也此源本中御肉筆を拜し奉りなばいかばかりものすごき程ならむとぞ思はるゝ摺卷にものしたるさへかばかり精靈は見ゆる物をや是は心氣のはたらき自然に筆の運に移りてわれしらずかゝれたる事にてさらに〳〵に求めたる事にはあらずもし孔明の讃辭をかくとて始より神變不測のさまを心すべしと求めて異やうなる文字に書きなさば贋孔明となるべし見る人いかで是を感ぜむよく〳〵おもひおもふべきことになむ

天朝墨談巻一畢

天朝墨談巻二

○手（なほ前のつづきなり）

ある貴人本阿彌光悦に當世の能書は誰々なりやと問ひ給ひしかば光悦かしこまりてまづ指をひとつをり次に當時にてはまづ加賀の松齋八幡の坊主もよく書候とて指三つをりたりけり貴人最初にをりたる指は誰なるぞと問ひ給ひしかば是は光悦にて候と聞えたりしとかや、光悦は尊鎮親王の御弟子なり（觀鷲百譚に龍山公の御弟子といへるはいかなる事にやしらず）池田松齋瀧本坊二人は尊朝親王の御弟子なり松齋は浪人にて加賀國に來居たりし人にて仕を好まずつひに行へ知れずなりぬる人也松齋光悦惺々翁三人は當時世に三筆と稱し中にも松齋はくまめやかなる手なりければ世にその名を知る人少し、光悦惺々翁はいづれもひとふしある手故大かたの人能書なりけりと知りぬるを思へばつくり出ても一ふしあるさまにかけるをばをかしと用ひすなほなるは勝れたるも人好まざるは世の習ひなるにわれ

き心にてあればもとめてせざれどもおのづからそのもの〳〵に應ずるは天の御心のすなほなるゆゑなりかし、さればかりにも虚はかくまじきことなるをすなほなるはえなしと思へるよりしてさま〳〵につくろひ書くはあさましき事にあらずや、文字にてこそ其けぢめ分ちがたからめ前にいへる如く文字は聲を寫し出すものなれば是を聲にあてゝ見るときはそのあさましさいちじるかるべしまづ今世からやうとてかどだちあらびたるは腹立聲をきくこゝちす又文字のさまたをれぬべくよろぼはせて長くすぢかひに引捨てことやうにふとくことやうにほそくなどかきたるはなま醉人の足もとしどろにて舌よゝみながら口やまず或はむつかり或は笑ひ諷うたひなどするを見る心ちす、又筆ざかひもなく墨ぐろにかきたるはひふをもわかぬ蟹の子が舌だみたるにやあらむ殊更にすみがれにかきたるはしこつ翁がかれたる聲なるべし又いたくいたはりてぬる〳〵と引廻したるはおもねり人の作り聲をして心になき事どもをことよくいひなすをきくこゝちぞする、誠の道を聞得てはかゝる文字やうは見るもいとうるさくしのびえざるものになむ、或人大道直如髪といへる詩を書きたるに髪の字を草書にてしどろもどろに亂れかきたり直き譬にいひたる髪をかく亂れ書きたるは餘り心なきことにていとあさましきわざならずや、又或人は川の字を書くに淀川などゆるき流の川を書くにはおだやかにかき天龍川など急流の名をかくには川字に節をあらせて岩にせかるゝさまをかゝれたり是は又心を用ひたるが中々にいやしきなり、さるきは〳〵しきものにはあらず只自然なるべきなり古人の書にいとことやうなる文字の稀にあるは自然の事にてさらに〳〵作り出たるにてはなし惺々翁のかゝれたる風の字まれには凮斯のごとくなるがあるは雲出點といふものにや筆をぬく時自然となりいづるものなりもとより心氣の滿々たる餘勢なるべし、しかるを其門人達は風字十あれば大かた十ながら此さまにかゝれたるはかのつくりごとにていとあさまし、風每にしかあるべきものにもあらずかし近く出羽國秋田人何がしが家に持傳へたる尊圓親王の御筆跡とてすりまきにものして出したる中にから人孔明が讚辭を書き給ひし所彼が智のいと勝れた

記なり藤原兼家公通ひ給ひしにまたほかに通ひ給ふところいできて女君うらめしと思したる頃のところ　二三日ばかりありて曉がたに門をたゝくときありさなゝめりとおもふにうくてあけさせねば例のいへとおぼしき所にものしたりつとめてなほもあらじと思ひて「歎きつゝ獨ぬる夜の明くるまはいかに久しきものとかはしる、と例よりひきつくろひてかきてうつろひたる菊にさしたり」移ひたる菊にさしたるは公の心のうつりたるをたとへて歌の餘情を助けたるものならむ、さて公の戸たゝき給へるを恨めしきまゝに明けさせずしてかへし參せ給ひしかど今朝となりておもへば餘りなりけりといとほしくなりていひわけのために此歌を遣れしなり、歌の前になほもあらじと思ひてといへるにて知るべし、さればあだ〳〵しくはしりがきなどにしてはあはれもさめぬべしひきつくろひて書給ひしにていとゞあはれも深かゝりしなるべし　此うた拾遺集に出たりかのはし書にてみれば事のさま違へりそれよろしきに似たれど今は此日記のうへにていへ總角卷に匂ふ宮宇治の中君にあひそめ給ひたる三日の夜薫君より大姫君のこゝろづよくあひ給はぬを恨みて遣れる也し文　よべ參らむと思給へしかど宮づかへのらうも玄るしなげなめる世に思ふ給へうらみてなむ今夜はざうやくもやと思ひ給ふれどとのゐ所のはしたなげに

侍りしみだりごこちいとゞやすからでやすらはれ侍るとみちのくに紙におひつきかき給ひて云々」おひつきかくとは先のくだりを追ひて同じさまにつゞけてかくことなり是は恨み給へる文ゆゑちらし書きなどにも玄給はずあぢきなきさまに書き給へるなるべし、されば其情によりておのづからかきざまもかはること知るべし如斯さま〴〵に其時の情あらはるゝものなればをゝしくもめゝしくももの〳〵しくも愛々しくもをかしくもあはれにもさま〴〵にあるべきを文字は唯飛騰の勢ひあるをのみよしとおもへる人もあるは誤れるなるべし、詔詞などはいともうや〳〵しかるべし官を辭する表などはうれはしくもかなしくも其事がらによるべし、論奏などはをかしくもの〳〵しくもあるべし、願文などはいともあはれなるべし早春内宴の詩の序などはうやうやしくて悦びのこゝろ見ゆべし花のゑんなどは花やかなるべし月の宴などは淋しかるべし神社佛閣の額はいともかう〴〵しかるべし猶そのもの〳〵によりてさま〴〵なるべし常に机上はもとより間のうちをけがさず清まはりて天地のまゝなるすが〳〵し

び書きたり「心あてにそれかとぞ見る白露のひかりそへたる夕顔の花、そこはかとなくかきまぎらはしたるもあてはかにゆゑづきたればいと思の外にをかしうおぼえ給ふ」五條わたりのあやしき所に夕顔君忍び居給ふなれば心してそこはかとなくかきまぎらはしたるがなか〳〵をかしかりしなり、同巻に（夕顔君うせにし後源氏君御病の頃空蟬君よりおこせたる文の返事に）「空蟬の世はうきものと志りにしをまた言の葉にかゝるいのちよ、はかなしやと御手もうちわなゝかるゝにみだれかき給へるいとゞうつくしげなり」御病にて御手ふるひて亂れがき給ひたるなれど御心の風流にいませばなかなかにうつくしかりしなり、若紫巻に（紫のうへ幼くおはしゝ時源氏君より遣されし御文のやうないへるところ）ことさらをさなくかきなし給へるもいみじうをかしげなればやがて御手本にと人々聞ゆ」をさなき人にはをさなくかきて其人の心に入るやうにし給ひし也稚き人には物語するにもをさなくいひきかせねば心に入らぬが如し、さて聲は調子あるものゆゑたとへば同じかなしといへる詞にても聲の調子にていとも〳〵かなしく聞え又さもあらず一わたりのかなしさとも聞え情の淺深よく聞わかる物なるを文字にかなしと書きたる所にては其けぢめ見えがたし、それは餘念に覆はるゝゆゑ也天地にひとしき清く潔き誠心をもちて書く時は心の誠實筆端に顯れ文字に精靈入るゆゑ其時の情墨色に見ゆるなり、されば是を活筆といふ、橋姫巻に（柏木のゑもん今はの時女三の宮へとて侍從のかたへ遣しける文のやうをいへるところ）みちのくに紙五六まいにつぶ〳〵とあやしき鳥の跡のやうにかきたり」病おもく今はのきはにかなしき事のかぎりくれまどひながらかきつゞけたる文のさまをいへり、取かへばや物語に（中納言といふは實は女なるを男の形につくりて中納言までになりし人なり、それを友だちなりけるひと中納言は女なりけりと見あらはして契りを結びてかへりし後朝の文の返事する所）返事せざらむもわが身いとあやしかるべければ例のすく〳〵しうちかきて（男に成りて居給へるゆゑわざとすく〴〵しう例の如く男ぶりて書き給ひしなり）「人毎に志ぬる〳〵とき、つゝもぬるきは君が命とぞ見る、とことさらにかきたる筆のたちどかきざまめもおよばずぞ今朝はいとゞ見なさるゝや」女と見あらはして契りを結びし後朝なれば今までとは格別に見なされしにてあるべけれども女君も逢ひそめ給ひし後朝なれば其情文字にあらはれしさまを見るやうにかけり、猶彼物語を見て味ふべし、蜻蛉日記に（右大將道綱の母君の日

によりきよが文おこせたりけるにまだてもかゝずといはせたればたゞ鳥のあとを見むといひたるに」猶此末に出せる源氏物語のうちにも鳥の跡といへる所々ありおなじさまなり、うつぼ物語藤原君の巻に文かきたる手のあしきをいへるところ見給へばおにのめをつぶしかけたるやうなる手にて」たとへもこそあれ是は餘りめづらしきたとへなればこゝに出したる也胡蝶巻に柏木の君もんが文のさまをいへるところかきざまいまめかしうそぼれたり」常夏巻に近江の君より女御の御かたへの文のさま青き𛁈きし一かさねにいとさうがちにいかれる手の其筋とも見えずたゞよひたるかきざましもじ長にわりなくよしばめりくだりのほどはしざまにすぢかひてたふれぬべくみゆるをうち𛀙みつゝ見てさすがにいとほそくちいさくまき結びてなでしこの花につけたり此文を女御御らんじて官女中納言にの給へること葉さうのもじはえみしらねばにやあらむ本末なくも見ゆるかなとて給へり」みゆきの巻に末摘花の君の文のさま御手はむかしだにありしをいとわりなう𛁈ゞかみ𛀙りふかうつようかたうかき給へり、おとゞにくきものゝをかしさはえねんじ給はで云々」是等はかきざまあしくて哀もさめぬる事をいへり椎本巻に宇治の八宮の姫君のかたへ匂宮より遣されし文のさまをいへるところなげのはしりがい給へる御筆遣ひ言の葉もをかしきさまになまめき給へる御けはひをあまたは見しり給はねどこれこそはめでたきなめれと見給ひながら云々」此はしりがきといへるは心はづかしきかたへ遣す文のやうに心を入れて書給ふにはあらで只すら〳〵とかき給ひしをいへるなり、榊巻に御息所伊勢へ下り給ふ道より源氏君へ御返しの文のさまをいへるところことそぎてかき給へるしも御手いとよし〳〵しくなまめきたるにあはれなる氣をすこしそへたまへらましかばとおぼす」此御息所の御手はいとよかりしかども哀げなる所のなかりしを源氏君はあかず思しめされしなり是則此御息所の御本性なり、博士の女軒端の荻柏木の𛀙もん末摘花近江の君等皆其本性のもじのうへに見ゆるさまなり、かの物語を見て味ひ知るべし箒木巻に源氏君より空蟬の君へ遣されし文のやうをいへる所歌ありて目もおよばぬ御かきざまも目もきりて心えぬすくせ打そへりける身をおもひつゞけてふし給へり」御筆の目もあやなるにいとゞ哀ふかゝりしなり、ゆふがほの巻に夕顔君の侍女扇に歌かきて源氏君へ奉りしところ扇御らんずればもてならしたる移り香いと𛀙み深うなつかしうてをかしうすさ

はらかなにてかきけむを此君は猶もじがちに書給ひたるはふるめいたる玄わざといへるなり、狹衣物語に今姬君の扇に歌かき置き給へるを狹衣君見給ふところかきざまさへうらうへかみしもひとしうて一にたらぬ歌をやがて扇のひまもなくかきなされたるもじやう玄りふかうわけおかれたるなどすべてかゝるはまだ見ざりつるをさまかはりてうちおきがたうぞおぼされける母しろうち見おこせてきらく〵しくあそばしつべう侍るめり今様の手はさうがちにこくうすき墨つきまぎらはしてうちよろぼひて侍りつる是はつよきもじ遣ひむかしやうに侍るざは見しらせ給へりやといふにぞえたへでうち笑はせ給ひぬる、」是は前條と同じこゝろばへなり箒木卷に雨夜の品定のところちりもつかじと身をもてなし文をかけどおほどかにことえりをし墨つきほのかに心もとなく思はせつ、云々いとよくもてかくすなりけり、」同じ卷に博士の女が事をいへるところせうそこ文にもかむなといふものを書きまぜずむべ〳〵しくいひまはし云々、」同卷に上のつゞきにて評のところまんなをはしりがきてさるまじきどちの女ぶみになかば過ぎて書すくめたるあなうたて此かたのたをやかならましかばと見ゆかし、」是等女の文のかきざまを論はれたるなり夕顏卷に軒端の荻の君の文の事をいへる處手はあしげなるをまぎらはしざればみてかいたるさま玄ななし」玉かづらの卷に末摘花の君のふみの事御手のすぢことにおうよりにたり」此君は今やうの事を玄り給はず古代にのみおはせば御手も古風なりしなり若菜上卷に明石の入道よりおこせたる文を明石の上姬君へ御らんぜさするところ上略むつかしくあやしき跡なれど云々此文の言葉いとうたてこはくにくげなるさまを云々是より下は源氏の君へきこえさすること葉なりいとあやしきぼんじとかいふやうなるあとにはべめれど御らんじとゞむべきふしもやまじり侍るとてなむ。」入道の手もあしくはあらずいとよかりし事は此下に源氏君のほめ給ふ詞ありされども入道なれば言葉もこはぐ〳〵しく手もさるさまにてかゝるうや〳〵しき御方々の見給ふべきさまにはあらぬを明石上の心しての給へるなり、梵字のやうなりとは手のさまのあしきをいへるなりさて又鳥の跡とはから人蒼頡が故事よりいへる事なれどもこゝの物語文などにはいとけなき手あるは病などにてすら〳〵とかゝず一字〳〵つぶ〳〵と書きたるを鳥の跡といへり赤染衛門家集にむすめのもと

き所を海としもいひ筆は逆になりて物をかきなすさてその鉾のさきにてなりたる島に二柱の神天くだりまして萬物をうみまし〻ことなど思ひあはすればいとそゞろ寒うなるこ〻ちしておもひよりたる事ども〻あれどこもまたいとかしこければこ〻にはしるさず何事もしいづればその人の心見ゆるものなる中にも此手かくわざばかりその人がらはもとより心のくま〻でも見ゆるものはあらじ是をいかなるゆゑぞといふに筆道は天地の正しく直き法則具足たる物なればぞかし少しにても邪なる心あればその邪墨色に顯る〻なり此處みづからも覆ふ事あたはずせむかたなしいと〳〵かしこきわざなりけりされば只心の誠をうつし出すべきなりさらばとて餘りすぐよかならむはなかなかなるべし時により人にしたがひさま〴〵に活らきあるべきなりはかなき歌一首かきたらむにもする〳〵とたをやかに匂ひありてかきなさばいとあはれふかく見ゆべしいかばかりよき歌なりとも木の枝のをれたるやうにかきなさば哀もさめてあさましかりぬべしされば むかしものがたりにもまづ手の事をこそいはれたれ、狹衣物語に（春宮より源氏の宮への御文のさま）硯の水もいたう氷りけると見えて筆がれにかきなされたるもじやうなどこそこまかにをかしげならねど筆のながれなどはいとあてにをかしき御手なりかしと見給ふ、」此御文は紙も氷重にて氷りたる竹の枝につけ給ひしなれば墨も氷りたる處に風流ある文なれども筆がれにかきたるはこまかなる處ゆきとゞかねばをかしからずといへるなりされぱいづくまでも筆のかれざるやううるはしくみづみづしくかくべきなり。末摘花卷に（末摘花の君の文のやうをいへることば）紫の紙の年經にければはえおくれふるめいたるに御手はさすがにもじつよう中さたのすぢにてかみ下ひとしくかい給へり見るかひなう打おき給ふ、」みちのくに紙のあつこえたるに匂ひばかりはふかくしめ給へりいとようかきおふせたり歌も（歌略）さてもあさましの口つきや是こそは手づからの御ことのかぎりなゝめれ侍從こそはとり直すべかゝめれまた筆のしりとるはかせぞなかるべきといふがひなくおぼす、」上下ひとしうそろへてかき給ひしも又叮嚀にかきおふせ給ひしも女の文にては心おとりせられかひなしとなり、かなといふもの出來て後は女の文にはも

の制法もこれみな先蹤よりゑるしおきたる書を以てとりおこなふ其上無筆にしては公儀の役と、のひがたし片言のみ人中にていひちらすれば其身一分の恥辱のみならず主人まで人が見さぐる也書を學ぶ人に近づき一句一言をも耳にはさみ身の寶とすべし一切萬物の事は書學の兩道より起れりされば學問は朝家の寶書筆は萬人の燈といへるは聖人の格言ぞや先萬事をさしおき手習と學文を仕ならはせよ若親の教訓をきかずは此方へ參らせよ某をしふべしとの給ひける有がたき御教訓かなと感涙を流し立歸り此旨くはしく申聞かせければ彼せがれ承りとゞけそれより手習學文を勵み後には畠山殿の御内にて河井額母佐とて比類なき者にて有けるとかや、」

か、れば人としては學ばずはあるべからざるものになむ、さても手習ふわざばかり心のゆくものはあらじ春秋のうつりゆくもしらで過ぬめり、花もやうやう盛り過ぬる頃春雨ふりつゞきてをさ／＼人も來ねば例のほんひらきて手習ひたるに永き日もはや入相の鐘聞ゆれば龍池の柳色はなどかきすさびつ、つれづれなるも忘れはてぬ。いとあつき日池の面をながめて水無三伏夏などかきすさびたるに涼しき風のさと吹來たるもをかし、また寐ぬ人を空にしるかななどかなのうつりに心を入れて手習ゑたればいたくうんじてやり戸ひきあけて外のかたを見れば入方の月ゑろうすみわたりてをちこちにひゞきたる砧の音も聞えずなりぬかけひの水も結ぼほれて下をれの音のみする雪の夜かこかなる室にともし火あかくたて、からの大和のふることゞも手習ひをれば炭のゑばゑばゑろうなるをさしそへつ、鳥の驚かすをもゑらで明しぬるもあまりなりや、

○手

我國のいにしへ瑞ぐきといふものありて聲の目ゑるしにゑたりしかば唐もじ渡り來て後其もじをも猶いにしへの名をもて瑞ぐきといへりしこと物語文にも歌にも多くあり是は天朝の墨談なればみづくき物語ともいふべしさて筆持てものかくことはいと後に唐國より渡り參こしことなれども二柱の御神天の浮橋のうへに立して天の逆鉾をもて蒼海原をかきなし給へりといへるに其さまよく似たり此事はかしこき御傳あれば恐りありてくはしくはいはず硯の深

は上りやすきものと師ものの給へり手習ひといふことは源氏物語にあまた所見えたれども其さまをいへるは葵の巻に葵のうへ、うせまし、後のさまをいへる所、御帳のまへに御硯などうちちらして手ならひすて給へるをとりて目をおししぼりつゝ見給ふ若き人々はかなしき中にもほほゑむもあるべし哀なるふることども唐のも大和のもかきけがしつゝさうにも、まなにもさまぐ\めづらしきさまに書きまぜ給へり、」須磨巻に、いろいろの紙をつぎつゝ手ならひをし給ひめづらしきさまなるからのあやなどにさまぐ\の繪どもをかきすさび給へる、」枕草紙に中宮の御詞村上の御時宣耀殿の女御ときこえけるは小一條の左大臣殿の御むすめにおはしましければたれかはしりきこえざらむまた姫君におはしけるとき父おとゞのをしへ聞えさせ給ひけるは一には御手をならひ給へつぎにはきんの御ことをいかで人にひきまさむとおぼせさて古今の歌二十巻をみなうかべさせ給はむを御がくもんにはせさせ給へとなむ聞えさせ給ひける、」九條殿遺誡曰九條前右大臣師輔公凡成長頗知二物情一之時朝讀二書傳一次學二手跡一其後許二諸遊戯一但鷹犬博奕重所二禁過一矣、」

竹馬抄曰治部大輔義將朝臣わかき友だちのよき手跡にて消息かきかはしなどするに他人の手をかりて口筆をだにはかぐ\しくえせぬもいふがひなきにあまつさへ女のかたへの文などの時人の手をやとひ侍るほどに忍ぶべきこともあらはになり侍るはいかゞ口をしからぬや、」いにしへももはら手習ふ事をむねとしけること見るべし後世にても新武者物語曰、管領畠山入道徳本家臣の河井甚六を召て宣ひけるは汝が子は今年いくつになるぞ藝は何を仕つくるぞととひ給へば幼少より弓を好み中に依て稽古仕り年は十六に成候と申徳本聞給ひ手は習はぬかと仰られければ書筆は無得手に候と申徳本それは然るべからずよくよく物の道理を辨へ候へ高もひくきも物をかゝぬものは盲目にひとし先物かくと學文より一切の藝は發ると思ふべし無筆にて諸藝を稽古するは車ありて牛のなきが如し學問をして物の理をあきらめぬれば弓法にても兵術にても家々に秘書ありそれを求めてみづからあきらむる時はたとひ功を盡し習はねどもはやくとりつく事なりやすし無學にして藝をととのへむとすれば愚なるによりてその道にうとし世

事火の乾けるにつくがごとし色欲は求得て却ておのれをそこなひやぶる天德は無量刧にも盡きず妙の妙なるもの也、」同書曰、尊鎭親王曰神明は人の心にあり用ゆると不用とによる云々一念うちにあれば物生ず惡も又是に同じ物毎願ふに顯れずといふことなし速なれば速に至り、ゆるければゆるく至るは天の心なり、」是は少し心得がたき書きやうなれどもすべて神明は人心にあるものなり故に何事もせむと思へばならざる事はなきを志なきゆゑ何事も出來ざるなりとの給へる意に聞えたり此親王は靑蓮院の宮御代のうちの御能書にて渡らせ給へは神明は我心にある事を自得し給ひてかくさとし給へるなるべし、

故無染齋大人門人田中惣兵衛といふ人の淸書に加筆し給ふとて惣兵衛にの給ひけるは是は田中惣兵衛といふ位が備りたり、かくては上達せず田中の惣ま（金澤の俗童子を呼ぶに、名のかしら字をとりて何まとよぶ之、まはさまの略なるべし、したしみていふ詞之）にもなり又惣左衞門にもなりせねば手は上らぬぞとの給へり又或時弟子にしめし給ふは自己の位を覺ゆるに至らざれは其道を得たりといふものにあらず諸道みな同じ自己の位を知らず恥をしらざるものは必邪曲を以みづから至れりと思ひ人にほこる是未熟の證しなりとの給へり、いとかしこき御さとしどもならずや、

文字の形をのみ學び天地の法則にかなふ理りを辨へずしては幾年學びたりともいたづら事なるべし、さらばとて其理をのみ穿鑿して形に心を用ざるも非也事理一様に兼學ぶべきなり、しかれども初にはまづその形を學びて事を習ふべし、習ひ得るに隨ひて自ら天理にかなひ心に得るにまかせ事理一様に兼學ぶべきなり斯執行せば形成るに隨ひ心氣充滿し畢竟妙意を悟るにいたるべきなり、たとへば小兒の成長するに隨ひて相應の智も倶るが如く天の用は地によりて活動く理り、よく〳〵おもふべき也さて又をさなきもの、手習ふはじめには文字やせぬやうに書がよきなるべし源氏物語若紫の巻に（紫のうへのいとけなき時、手習し給へるもじのやうをいへるところ、以下源氏物語を引けるところあまたなれば源氏物語といふ事を省きてたゞ何の巻としるす、）いとわかけれど生さき見えてふくよかにかい給へり故尼君のにぞ似たりけるいまめかしき手本習はゞいとようかいたまひてむと見給ふ、」ふくよかに書く手

や能書なりけるもうべなるかなその心氣のすはりを見よ或人此論ひをうちゑみつゝ聞をりてさて物語けらく、むかしかしらいとつやゝかにかゞやきて蠅もとゞまりあへまじく見ゆる男の髮ゑげくおひそはりぬべき藥ぞとて都に出てめせ〳〵と賣りあるきけるに皆あざみ笑ひて買ふ人さらにあらざりけりとか聞侍りぬるとてうち笑へり、いか成こゝろにてかいひけむゑらずかし和論語曰、後伏見院勅曰夫入木道は執行の功にあり世の人の傳にかゝりて功に等閑なる故に其至れるに至らず筆道の奥儀を知るといふは執行にある事なり、なべての人の賢きより賢きにうつるも又如斯、その心のすなほならむ事を思へば外の姿格式はおのづから能なるが如し手跡の執行も又々斯のごとし世の諺に一理を見れば萬に至るといふことと誠なるかな、」とあり是によりてみればいかばかりの傳を受たりとも奥儀を知りたりとはいふべからず執行を積みて此處なりけりと心裏に發明して我物になりたるうへならでは知りたりといふものにはあらざるべし同書曰、小野道風朝臣曰夫書をよくする事は師の心の外をもとめずすなほに執行して日を經て自然ゑる事ありはじめより傳て知るの法なし人その心に誠を得て天地の間を知るに知りがたからず誠の外より天地の間にひとしからむ事なし、」鳥羽玉靈抄集曰（行成卿の撰なり今世に流布せるは僞書なりといへり、げにいかにぞやおぼゆる事どもゝ多かれど又おもしろき事もあり、見る人取捨すべし）都自三能習二一字一者愚習二千字一、」此愚にといへる所をよく味ふべし師執行の心得は日々新なりといふ意をよめとの給へりけるに「日毎〳〵筆とるたびに童べのうひ山ぶみのこゝろわするな、」とよみて奉りぬ、とかくかしこだちては天地のおのづからなる性に戻るぞかし、わきてをさなきほどに、ゑみにし事は年たけて去りがたきものにしあれば始より癖なくすなほなる手を習ふべきなり師常に曰とかく師のくせをまづまねびとるものにしあれば人に物教ふるはいと〳〵かたきわざなり我癖を移さぬやうにすべし淸書に加筆するは病を療するがごとくにて其人其位によりての事也手本も其ほど〳〵につきて其樣ある事なりとの給へり、さればゆめ〳〵くせ〳〵しき手をなまなびそ和論語曰、菅道眞公曰世の人色欲をこのめるやうに心のひまなく道を思ひ修しなば、その天德の己に入り來る

てなれる人なれば、むかし今かはる事はなきなり今の櫻いにしへの櫻より色香淺しといはむや亦問曰さらば今世道風朝臣佐理卿などいへるばかりの手かきなきはいかに答曰おのれ知らずとて世になしとは決がたかるべし、さる人は名を好ざるゆゑ世に知る人も少きならむ、いかなる所にか能筆の人あらむとも知るべからず又近世から學び盛りになりて中々に深き旨をばさとらずして只うはべをのみもてはやし賤きものまでもからふみをよみかしこぶれば、からとしいへば木のはしにてもよきやうに思ひて表裏浮沉のけぢめもなく寛急清濁の味ひも見えぬ石摺といふものをうへなきたからともてはやし是を學ぶゆゑ、おのれも表裏寛急のわきもなく筆はよられながら引廻しぬればあらぬさまになりたるを筆勢と心得是を見る人もよしといひあしといひ、ほむるもそしるも皆私の心々にて誠の事にあらずかくなりにたれば能筆の出來ざるもうべなる歟吉野初瀬の花の種なりとも日蔭に植おかば色香淺くなるべし天地より賜りし靈は古へ人にかはらねど植そだつる事のあしければなり既に尊圓親王は、いにしへにぬけ出ましゝにあらずや大直日神幸ひまして近き年ごろ我國の道やう／＼盛に成りにたれば此親王の御をしへも又盛りにならむ事疑ひなし然ばいにしへに勝れる能書も出來べきなり、すでにから國人何がしとやらむさへいち早くこの親王の御流を學びたりとて石摺にものしておこせたりとぞ

○手習

嵯峨天皇をはじめ奉りいにしへに其名きこゆるかぞへあへずなむおのがゑゞ立たるおもむけ／＼にてさま／＼に書出給へる柏實のぬけ出たるがおほかるを思ひわたすに北野の大御神などは申すもかしこし、その外筆道にその名とゞろきしも皆御心のいといと勝れ給へるにぞありける、さればいにしへ人の手の跡を學ばむには、まづその人の志を學ぶべし志を學ばずして手をまねぶは根をうゑずして花を咲さむとするがごとけむ紙もて作りたる花のこゝちすべし、むかし行成卿と實方朝臣と殿上にて口論をゑ給ひ實方朝臣腹たちて行成卿の冠を取りて庭になげすて給ひしに行成卿靜に殿司をよびて冠を取よせ着してのち左道におはする公達かなとの給ひしとか

の形いかれるごとくにて筆の末ことさらにあらぬかたへひきはなし、あるはゆがみたをれぬべくいとあれたる筆遣ひををかしとおもふめれど、いともいやしく見るにくるしくなむちからなき蛙筆とやいはむ又大和ぶりとてはいたくいたはりて、ほそくふとく書ませぬる〳〵と筆ひきまはし、かしこゝ、蜘のいかけたるごとくまぎらはし書たるをいとうつくしなど人もいふめれど見るもうるさくなむ骨なき蚓書とやいはむ又近き世に雲の聲なる名のみとゞろけるがかきちらしたるはうち見には目さむる心ちすれど再見ればいといやしげに覺え三度見ればいよいよ心おとりせられ、すべてかたそばみ小く見えていと賤しく見るたびごとに心おとりせらるゝぞかし、うべなるかなけがれたる心もて人目をかざりつくろひ書たるものなればなり、かゝる手をめではやしもてればその人さへ心おとりせらるゝ物ぞかし、和論語曰、義承曰（将軍義滿公之六男也梶井大僧正）人の手跡を見るに昔の人の筆跡は打見には何ともなく文字しどけなげにしてしかもよく筆の道にかなひぬ昔の人の心もかくの如くにや今時の人の手跡はうち見には淸げにさわさわとしてよく馴見るほどつくろひのみおほくそのさま賤し今時の人の心もかくのごとくにや、とかくいへば萬の事古き世は勝れ今の世はおとりざまにのみなりぬるがごと聞ゆめれどさにはあらず、今の日月いにしへの日月にあらずこそさもあらめ思兼神思ひ慮り鈿目神神明憑談して天の岩戸開けしよりかはる事なき大御光に照らされぬる世の中の、などおとりゆくべき古人もいにしへをしたひ當世をいとひたる詞あまた物に見ゆるは其人の心に歎く事ありていへるなるべし、されば時にあへる人はいにしへに勝れりといへるも見ゆめり或人予に問曰、尊圓親王より筆道の傳書傳り猶口傳もこと〳〵く傳りたりときゝぬしかはあれど言葉をもて傳ふる事はおのづからたがひめいできぬべし末遠く傳へゆくまゝにあらぬ事にもなりなむ、いかにとゝへり予答曰尊圓親王私の意をもて立給ひし道ならばこそさもあらめ、こは天地の法則をもて立給ひし道なれば天地のあらむかぎりはたがふ事なし手のかゝれぬは性に戻る故ぞかし、されば天地よりうけしまゝの素直なる性に立かへれとの御をしへなり天地の神の結びに

尊應准三后
尊傳親王
尊鎮親王
尊朝親王
尊純親王
尊證親王

以下略之

冠空徹山上人雪洞和尚
生國参州播頭郡吉良莊饗庭住
黒野源内正友三男

高田久左衞門英與
加州金澤之住
後改名與左衞門無染齋情意先生と稱す

高田與八郎祐久
高田英與子息

徹山上人所謂ありて金澤に來給ひ、つひにこゝにて終り給ひしなり依て太祖よりの尊き御傳をはじめ尊朝親王の御敎成信大人重吉大人等のゑるしおき給ひし事どもことごとく師家に傳れり

○古今筆跡

いにしへ人の手の跡ばかりえがたきものはあらじ新撰六帖に「はてはまたゑみのすみかのむかしふみはらへば塵と見るぞこひしき、」げにゑみの住家となりはてゝちりとなりゆくならひなるに火の災にかゝりてうせはてぬるさへあれば、ふるき世の人のは年ふるまゝになくなりて、はづかにとまれるは貴人の御手にひめられ、あるは佛の御ものとなしはてなどいやしき身はひとめだに見る事さへあへぬさまにのみ成行ぬるものなれば、ゑみの住家におちとゞまれらむ只一もじばかりなりとも乏しまさらめやもあがれる世にその名きこえし筆の跡まれまれおちとどまれるがあなるを、いかばかり目驚くものならむと思ひたるに何のこともなくまめやかなるものなればはへなきこゝちするを再見ればいとおもしろく覺え三度見ればいよいよ味ひ出來りいと大く見えていとも尊くいひゑらぬ匂ひ加はりぬ、かくて見るたびごとに尊さ彌まさりあくよなく覺ゆ、うべなるかな一點一畫もことごとく天地の法則をそなへ淸く潔き御心をもちて書給ひしものなればぞかし玄旨法印のうた、「その人のこゝろもさぞと賴むかな正しき筆の跡を見るにも、今の世人ことさへぐ唐ぶりとてはいかめしく筆とりもち紙をせしと書ちらし文字

世に御家流と稱ふるは尊圓親王の御流なり然るを別に尊圓流といふ名を立ていふものあり其本元を辨へざる誤りなり、されど今世に御傳を知らで御家流と稱ふるものあり是は親王の御筆跡とは大に違ひたり、それは神靈ある事を知らざるゆゑなり瀧本流といふも大橋流といふも何も皆御家流より出たるものなり親王は前にいへる如く王羲之を學び給ひ其骨髓を得給へり、されば眞の唐樣といふは此事なり又眞の和樣といふも是なり今世に行はるゝ唐樣は唐樣にあらず和樣は和樣にあらず皆おのれ〳〵が私事にてしかも他をそしりおのれほこりがなるは、あさましき事ぞかし神を得るに至りては天地の間唯一なるものなり此親王は舍人親王をゑたひ給ひ神道を尊び給ひて神道筆道同じ法りなる事をさとし給ひゑかもいと武くまし〳〵てさばかり勢ひたけかりつる北條家をいたくいましめ仰遣されし御文などありとぞ、かく御心のぬけ出まし〳〵しゆゑ御手も勝れさせおはしましゝにこそ、さるを世に御手の勝れさせ給へるをのみたゝへ奉るはあかぬわざになむ和論語曰、尊圓親王曰人と生れて一ッの能のなきものは畜類に劣れり畜類もそのおのれがなすわざあり草木猶功能多し人として能なきは天是をすてゝなきがごとくす心あらむものはづかしきことならずや、」いと〳〵かしこけれど太祖尊圓親王よりわが師高田先生まで御傳流の系圖をこゝに記す

○大乘院宮一品尊圓親王
（伏見院第五皇子也御幼名尊彦と申奉る御母は播磨内侍と號す後平朝臣の女也永仁六年八月朔日あれまし延文元年九月廿三日神さりましぬ）

祐助親王
尊道親王
慈濟大僧正
道圓親王
義圓准三后
義快准三后

清原安兵衛尉成信（大和大納言殿家臣稻垣新丞といふ人なり紀州之產）
田島瀨左衛門尉清原重吉（紀州元祖大納言殿家臣後仕松平左京大夫賴純公）
雲空祖龍上人諦玉和尙（參州吉良無量山專長寺第十四世）
黑野傳四郎孝輝（參州吉良荻原邑之住人）

惶誠恐謹言

梵字悉曇字母幷釋義一巻

古今文字讚二巻　　古今篆隷文體一巻

梁武帝草書評一巻　　王右軍蘭亭碑一巻

曇一律師碑銘一巻草書　　大廣智三藏影讚一巻

弘仁五年閏七月八日　　沙門空海進

同書進李邕眞迹屏風一帖表一首、右沙門空海聞道之興廢人之時非時物之貴賤師之別不別故能就報待ニ慮氏ニ而方彰美玉曲ニ賢王ニ而照ㇾ車自ㇾ古有ㇾ之今亦不ㇾ然矣空海久閲ニ翰墨ニ志深ニ盡一ニ安禪餘隙時探ニ六書之祕奥ニ持觀之暇數檢ニ古人之至意ニ伏惟大上天皇脫躧多ㇾ閑超然坐亡九丹寫ニ其一ニ八體篤ニ其風ニ空海以ㇾ得ニ此妙迹ニ時充ニ披翫ニ隆匠不ㇾ及ニ四隨ニ而功夫施ニ於一時ニ謹以ニ桑門之祕迹ニ敢奉ニ獻姑射之遊日ニ謹隨ㇾ狀奉進沙門空海誠惶誠恐謹進

右表二編味ふべし文字の德大なる事を知りていさゝかも不敬すべからず又書を學ぶにはもはら古人の意を知るべきなり能書の筆跡を見て憂を忘れうちゑまるゝは此處に思ひをとゞめて大かた古人の意を檢知るに至るのゆゑなり猶末に表三編を出す其外德宗皇帝眞跡等を獻じ給ひし表等筆道の事によりたる數編あり、ことごとくに引出づべくおもひしかど此集を見るに他事の表等の中にも筆道のためにとるべき事ども多かれば是ばかりかはとて畧ぬ本書につきて見べし

或人問曰義之が衞夫人より筆法を傳し時は何を傳りたるにや筆法は後世に至りてこそ委く論說もあれ義之の頃は未委しからざるやうにおもはるしかるに義之の書はことごとく筆法調ひ、たぐひなき能書なりけるはいかなる所謂ぞいぶかしといへり予答へけらくはわが御傳によりて是をおもひみるに筆法の事多端なりといへども皆注釋にてその根元は天地の法則といふ一言にて一以貫之の道なり浮沉清濁緩急表裏等の運筆心氣の運びもみな天地の法則より外に出ざる事なれば義之は一言を傳りて普く通じられたるなるべし後世の人此處解しかねてことごとくに注釋したるをくはしくなりしと思ひ給ふべけれどなかなかに力の不及よりして詞多に成りたるなりと答へぬ

○御流

ひしに輿に乘じて覺えず吟詠し給ひしなり、その妙境に入り給ひしこゝろいかばかり樂しかりけむ、天慈宥其罪過幸甚幸甚、謹所書屛風及秀句本隨表奉進輕黷聖覽伏增流汗、沙門空海誠惶誠恐謹言

弘仁七年八月十五日沙門空海上表

蒼嶺白雲觀念人等閑絕却草行眞心遊佛會不遊筆不顧揚波尒許春豈謂明皇交染翰鵠頭龍爪爲君陳祥雲濃淡御邸出瑞草秋冬感帝仁青山翠岳見翔鳳花苑瓊林望走驎更有懸針與倒韮切思相伴竭丹宸龍管臨池調漆墨烏光忽照點豪賓暴風驟雨莫來汙此是君王所愛珍松巖數霧菴中濕恐汙望晴經月旬晝虎畫龍都不似心寒心暑幾逡巡」、此表にの給へるところ筆道の極意なり、よくよく味ふべしさてまた此文の趣にても彼嵯峨天皇との爭ひの話は虛なる事を知るべし同書獻梵字幷雜文表一首、沙門空海言空海聞帝道感天則秘錄必顯皇風動地則靈文聿興故能龍卦龜文待黃犧以標用鳳書虎字候白姬以呈體於焉結繩廢而三墳燦爛刻木寢以五典欝興明皇因之而弘風揚化蒼生仰之而知往察來不出戶庭萬里對目不因聖智三才窮數稽古溫故自我垂範非書而何矣況復悉曇之妙章梵書之字母體凝先佛理含種智字絡生終用斷羣迷所以三世覺滿尊而爲師十方薩埵重逾身命滿界之寶半偈雖報累刧之障一念易斷文字之義用大哉遠哉伏惟皇帝陛下貫三表號減五稱首道邁規矩明齊烏兎露沉文下六合無爲風動琴上一人垂拱玉燭調和金鏡照耀所謂輪瑞之運于今見矣空海人是瓦礫每仰金仙之風器謝巢許久臥堯帝之雲窟觀餘暇時學印度之文茶湯坐來乍閱振旦之書每見蒼史古篆右軍今隸敎光韭葉杜氏草勢未嘗不野心忘憂山情含笑諺曰奴口甘郎舌甜敢因斯義欲獻久矣然猶狼藉汙穢還恐觸塵聖眼徽誠潛達先聞于天伏奉布勢海口勅欣踊繕裝古今文字讚右軍蘭亭碑及梵字悉曇等書都一十卷敢以奉進伏乞天慈不嫌涓滴一覽飛塵伏願陛下一披梵字入梵天之護森羅再閱神書神人之衛逼側達水遙浦忽入封壃嵩山負岫來受正朔常住之字加持不壞之體遂古之民擊耕于今辰矣龍瑞紀官永豫姑射鳳祥名職放曠金閣輕黷旒扆伏深戰越沙門空海誠

不明二病理一何預二書評一又作レ詩者以レ學二古體一爲レ妙不下以レ寫二古詩一爲上レ能書亦以レ擬二古意一爲レ善不下以レ似二古跡一爲上レ巧所以振レ古能書百家體別也蔡維大笑鐘繇深歎良有レ以也、」　蔡雍が書る字は笑ふが如く見え、鐘繇かもじは歎くが如く見えしといふことなるべし、「空海儻遇二解書先生一粗聞二口決一雖レ然所レ志道別不二曾留一レ心今賴二霹靂之震響一拔二心地之蟄字一折二六書之萃楚一摘二八體之英華一學二轉筆於斵態一擬二超翰乎草聖一想二山水一而擺撥法二老少一而終始君臣風化之道含二上下畫一夫婦義貞之行藏二陰陽點一、」　君は臣をあはれみ臣は君にしたがひ正しうして親しき味ひ上下の書に含み夫婦したしうして亂れず正しき味ひ陰陽の點にをさめたりとの給へるなり誠におもしろき所なり心をとゞめて能見べし上下陰陽は文章にいへるなり點畫みな此意をふくめるなり初書は君の如くにて次書をあはれみたる意あるべし次書は臣の如くにて初書にそむかず、したがひ敬ひたる意あるべし又初點は夫の如く次點は婦の如くしたしうして離れ〳〵ならずしかも亂れず正しかるべし如斯點々書々君臣夫婦のむつまじく結びあひたるごとくにて他より讒言を入るべきやうもなきが如くなるべきなり、「客主揖讓弟昆友悌三才變化四序生殺尊卑愛敬大小次第隣里和平寰區肅恭此等深義悉縕二字字一、」　如斯天地間にあらゆる事をふくみたるものなれば天地の法則にしたがふわざにて治國平天下の道も外ならぬ事を知るべし、「雖三功謝二書池一竊庶二幾雅趣一又夫右軍累レ功猶未レ得二其妙一衆藝弄レ沙始巳會二其極一自外凡庸何解二點畫之奧一、」　右軍は義之の事也衆藝は華嚴五十五知識の一にて萬藝に達し就中梵文に達したる人にて衆藝童子といふ人なり十千童子に伴ひて砂を翫し人なりと物に見えたり、さて此所にいへる意は義之は功を累ねしかども未妙を得ず衆藝童子は砂を弄てありしかども其極に會へりといへるにて極意は心術悟知にありといふ事をさとし給へるなるべし、義之妙を得ざるにはあらざるべけれど生涯功を積て猶いまだあかず思はれけむをかくはの給へるなるべし、「何況空海耳聞二其義一心不レ存レ理空費二筆墨一忝汙二珍屏一一悚一懼心魂飛越堯曦流レ光葵藿自感對レ山握レ管觸レ物有レ興自然之應不レ覺吟詠輒抽二十韻一敢書二于後一伏乞」、　此屏風を書給

る人のそらごとなるべしかゝる事にまどふことなかれ或人曰是は大國小國のけちめのごとく書たれどもさにはあらず我國人の方勁に難く優美に易き質なるを見て書替給へるなりといへれども此物語のうへになき事なれば、ひきつけの說といふべし扨又優美に易き質を見て書かへ給へりとは大師は我國人なる事を忘れたる說なり書替給ふまでもなく元より優美なる質いませしなり我國は人はもとより山河草木までもいとうやく／＼しく優美なるは神の結びのうまし國なればぞかししかも忠良にていとたけきことは古今の事どもをきゝて知るべし日本武尊はいとも／＼たけくまし／＼けれども熊曾建を討給ひし時たをやめにまぎれいませしを見れば御かたちはいと／＼優美にいましゝ也御うたなどを見奉れば御心もいと優美に坐しなり、かく優美なる中に武をもちたるこそ眞の强しといふべけれ文字の心もかくあるべき事になむ、性靈集（大師の御作文を集めたるなり）勅賜屛風書了卽獻表幷詩、「沙門空海言去六月二十七日。主殿助布勢海將二五彩吳綾錦綠五尺屛風四帖一到二山房一來奉二宣聖旨一令下空海一書中兩卷古今詩人秀句上者忽奉二天命一驚悚

雖レ喩空海聞物類殊レ形事羣分レ體舟車別レ用文武異レ才若當二其能事一則通快用失二其宜一雖レ勞無レ益空海元躭二觀牛之念一久絕二返鵲之書一達夜數息誰勞二穿被一終日修心何能二墨池一人非二曹喜一謬對二漢主之邸一欲レ辭不レ能强揮二龍管一古人筆論云書者散也非下但以二結裹一爲上レ能必須下遊二心境物一散中逸懷抱上取二法四時一象二形萬類一以レ此爲レ妙矣」、字形のつゝまやかなるのみをよしとはせず心を四方に遊ばし思をさはやかにしてかくべし、さて春夏秋冬終始榮枯ありてめぐり／＼て盡ざるに法をとり鳥獸草木風雲雷電等萬物に象りて文字を書くべしとしめし給へるなり、「是故蒼公風心擬二鳥跡一而揮レ翰王少意氣想二龍爪一而染レ筆蛇字起二唐綜一蟲書發二秋婦一軒聖雲氣之興務仙風韭之感垂露懸針之體鶴頭偃波之形騏驎鸞鳳之名瑞草芝英之相如レ是六十餘體者並皆人心感レ物而作也」、是は唐國の故事どもなり我國にては道風朝臣の柳蛙に感じて筆法を得給ひしにひとし如斯なりければこそ字々精靈有て活てありけれ、「或曰筆論筆經譬如二詩家之格律一詩是有下調レ聲避レ病之制上書亦有下除レ病會レ理道上詩人不レ解二聲病一誰編二詩什一書者

といひ、それにふる、をけがれといふ男女の中離るるをかる、といふなどかるもからもかれも同意の言にて、はたらきなきをいひて神の結びなきゆゑなり此結びなき事をいたくいまれたるものにて死りたるものをいむ事神代の巻にくはしく今も世にいみあへり、されば萬物活々したるなり墨は漆の如く光澤ありてうるはしく紙は淸くうるはしく薄やうなど色々に染なし重ねて匂はせたるその風流またいはむかたなし、されば文字もみづ／＼しく活々したるゆゑいと／＼めでたくいと／＼勝れたるなり古今著聞集卷七能書の部に曰、尺牘の書疏は千里の面目なり凡六文は體のすがたをあらはす輩鷲鸞反鵲のいきほひをならふ人わづかに一字の跡を殘してはるかに萬代のほまれをいたす、もろ／＼の藝能の中に手跡誠に勝れたり嵯峨天皇と弘法大師とつねに御手跡をあらそはせ給ひけりある時御手本あまた取出させ給ひて大師に見せ參らせられけり其中に殊勝の一卷有けるを天皇仰ごと有けるは是は唐人の手跡也其名を知らずいかにもかくは學びかたし目出度重寶なりとしきりに秘藏有けるを大師よく／＼いはせ參らせてのち是は空海がつかうまつりて候物をと奏させ給たりければ天皇さらに御信用なし大きに御不審ありていかでかさる事あらむ當時か、るやうに甚異する也よしたて、及べからずと勅定有ければ大師御不審誠に其いはれ候軸をはなちてあはせめを御叡覽候べしと申させ給ひければ則はなちて御覽ずるに其年其月靑龍寺において書之沙門空海と記しせられたり天皇此時御信仰有て誠に吾には勝られたりけりそれにとりいかにかく當時の勢ひにはふつとかはりたるぞと尋ね仰られければ其事は國によりて書替て候也唐土は大國なれば所に相應して勢ひかくのごとし日本は小國なればそれにしたがひて當時のやうをつかうまつり候也と申され給ひければ天皇大にはぢさせ給ひて其後は御手跡あらそひもなかりけり」此物語いといぶかし大國にても小國にてもそれに應じて書替給はむことはあるまじき事なり、いかなる一小島の上にありとも仰ぐ所は天なり踏む所は地也一地球とみる時はその別あるべき事かは大師などは元より天地にみち／＼て書給へる筆跡なればかつてかつてさる事はあるべからず是等は必何の心をも得ざ

べきかは、されば唐樣和樣といふ名はあるまじき事ぞかし只優美なるを和樣といひかどだちたるを唐樣といはむなどは論の外なり筆道につきて此名目をいふべきことなきなり

○我國之手跡

天朝の手跡唐國に勝れたりと尊圓親王の給ひおかれたり廣澤ぬしの觀鵞百譚に天朝の書を後漢の時に彼國にて稱揚せし事をゑるされ東江ぬしの書話にも天朝の書の勝れたるを唐人も稱美せし事ありとてそのことゞもをのせられたり本朝文粹に（管三品御作小野道風朝臣奏狀の）ちう身猶雖ㇾ沈ニ本朝ニ隔ニ萬里之波濤ニ名是得ㇾ播ニ唐國ニ、みづからかくいへるにて見れば唐國に稱譽せし事朝庭にもゑろゑめし、數々ありけるなるべし我國は天地の神の結びのうまし國にしあれば萬の事萬國に勝れたるは、いふもさらなれどわきて手かくわざのいと〳〵勝れたるを何ゆゑぞと思ふに天朝は聲さやかなること（聲の勝れたる事は本居ぬしの説漢字三音考にくはし）萬國にいとのきて勝れたり器物を打てその音を聞くにその物々によりて清濁の音あるが如く人の心萬國に勝れたるがゆゑにその聲きよくさやかにして、いと勝れたるなり文字は其聲をうつし出すものゆゑ手も又勝れたるは理りぞかし、から國といふ名は萬葉集にから國のからしといはれしは遣唐使の辛苦を思ひていへるなるべく、そのもとは只遙かなる意もて、からとは名付けむなれども神典に青山をから山にすからしとあるからは枯れたる事にて今も潤澤なき物をからといひ、それよりして實なきものをからといふ唐國のものはすべて潤澤少し漆などの潤澤なきを見よ、さればから國といふ名はかゝる所謂ぞといはむもあへなむかし我國のものはすべて潤澤ありてうるはし、このうるはしといふ詞則潤はしにて潤澤ある事なり、されば古語にみづの御舍みづの御手などほめ詞にみづといへるは潤澤ある事にて萬葉に青葉ゑげれる山をみづ山といへり今も初夏の若葉出たる梢をみづえといひ若くうるはしきをみづ〳〵しといへるも皆潤澤ある事にて潤澤ある物は活々としたるものにて活々としたる物はそのはたらき限りなきものゆゑ、ほめ詞ともなれるなり活々したるは神の結びの勝れたるゆゑぞかし草木の花咲實なることなくなるをかる、といひ死ぬをまかるといひ死骸をから

といはゞ皆唐様なるべし今書く文字はもと唐國の人に學びてかけるものなれば唐様ならざるはあるべきものかは又和様といはゞ皆和様なるべし我國の人のかゝむに和様ならざるはあるべしやは、さればふるき文に此名見えたることなし源氏物語など手の事數多くいはれたれども一所もからざまに書たりなどといへるは見えず萬葉集に歌のてにをはのてしといふ所に義之とかきててしと訓れたるは、から人王義之が事にて手をよくする人故義之と書ててしと稱へたるなり是にても専ら義之の手を學びたる事しるし太祖尊圓の皇子は義之の手をめで給ひ深きむねをさとりてつひに神を得給ひしなり皇子はかけまくもかしこき人間の種ならぬきはにしましませば、いとも尊くうや／＼しくみやびやかにさくら花匂へるごときさまに書出給へるは我大御國の萬國に勝れたるおのづからの神の結びになむ、さればこそうるはしきさまは貴人の冠装束して笏とりて立給へるごとくに見え又狩衣ばかりしどけなくうちかけてなよびたるおほきみすがたなるあり武き物部のやなぐひおひて弓はらふり立たる如くあるは、たをやめの袖うちはへて花の下に遊べるがごとく、なまめきたるそのさま千萬に書なし給ひけれ月の前ゆく雲のごとく春日にもゆるかげろふのごとく手にもとられずいひしらずなむさるきは、おきていやしき人にてもおのづから我國の風そなはりて全くかうぶりにえならぬはやむごとなきわざなりかし近世ある儒者書會に唐土西湖の水を壺に入て持て出てものかゝれしとかや是はもはら人を驚さむの心にはあらじ唐ぶりの文字かゝむには唐の紙ならではふさはず唐の紙には唐筆唐墨ならではうつりあしかるべし唐墨すらむには唐硯ならではよくあはじかし、されば此四つのものは皆唐のを用ひられたるべけれど猶唐人の手跡にたぐへては何となく味ひたがひたれば唐の水をもてこそとて遠く求められたるなるべし此人は世に勝れたる人なりければ世人の思ひよらぬ水の事まで心をつけられしと見ゆ、されど墨紙筆等は猶はしぞかし此中のあるじたる我身日本人なるをいかにせむ我國の墨紙筆をもちても唐人の書きたらば唐風あるべし筆墨はたゞかりものにて心をうつすものなれば我國人のかゝむに大和風ならぬもじのある

天朝墨談巻一

越中　五十嵐篤好　著

○文字

手かくわざばかりをかしきものはあらじ本居ぬしの文字といふもの參わたり來てなか〳〵なりと論はれたるもさるものから此翁は例のかたをちにいはれたるなり異國とても天照らす大御光のてらしましますす天地のうちなるを、いかでかそは〳〵しくいひあばむべきいづれも神のちはひになれることのかなたにはやくいできける也清少納言の枕の草紙に過にしかた戀しきものとてをりから哀なりし人の文雨などのふりてつれ〳〵なる日さがし出たるといへる如く、とありしかゝりしと思ひ出られては涙もさしくまれぬめり知らぬ昔の人にても其姿さへ見ゆるやうにおもはるゝものぞかし、されば千年の後の人に哀とおもはせ千里の外の人とも對ひ居て語るが如くならしむるものは文字なり此すさびなくば何にこゝろをなぐさめてむいさら江に玄がらむ木葉のせきとめてやるかたなき思ひをかき流しやるはたゞこの筆歷がいさをならじやは和論語曰、菅原茂長卿は昔今見ぬ人のかたみには一筆の跡のみぞ又なきかたみ只其人のおもかげなれ、ことになつかしきはなれにし筆の跡見る度に身を知る雨の袖にふりかゝる事誰もかくある事にや藤兼嗣公曰自他の用ありて書翰とりかはすにおのれかゝずはいふにやたらず書くほどのものはあしくとも、おのれかくべし人の手してかゝする事あるべからずよくもあしくも手習ふ事は人間界の通力なる事を知らぬはむげにくちをしきことなり兼好曰我手あしきとて人をも賴みてかゝする事はよからぬ事なり惡筆をもはゞからで書ぬるはよし元物かくことは人々の心靈の外にあらはれぬるなれば、なきあとの形見後世のおもかげにはかきおく筆の跡のみなり」、とあり人として學ばずはあるべからざるものなりかし、手してするわざはしも多かるを、てといへばものかくわざなるをもても此道の尊き事をおもふべし

○和樣唐樣

世に和樣唐樣といふは、あさましき名なりかし唐樣

卷五

天朝墨談標目終

天朝墨談標目

卷一

卷二

卷三

卷四

天朝墨談序

沙夫志幾毳止茂斯起鴨玉雄琴廼美豆美豆志紀美味音野羽玉乃夜音能遠音爾裳所聞來婆紐解放弖立走世武乎奈麻與美乃甲斐國幡薄穗坂牧從牽駒廼耳振立禮杼嵐吹枯野之原乃佐夜既留音能微所聞喚鷄耳宇既怒倍久那毛安類阿那沙夫志阿那止茂斯玉雄琴廼美豆美豆志起美味音宇麻毘登乃瑞能御手茂知亮亮爾揆鳴婆荒金乃地仁響紀久方乃天仁茂所聞弖麻芝乎取毛不見傳置布留之都都塵高久宇頭毛理氣良久伊殿此佐夜既留枯野刈退武燒鎌乃敏鎌欲得此積連留塵打拂武天津菅曾廼佐幾波良比我裳

天保二年六月　篤好

の名義○むすめ、むすこ、せがれの名義、文通のしるし、封皮にメと書考○勤仕の女中に、老女、中老、おはした、おすゑ、おまかないといふ名目の考○中昔宮女の合部屋、局の名義○上古より近き昔まても女の他行には必袋を持し事○むかしは位高き女も自衣服を縫裁し事○中昔宮女の淫弊、紫式部、清少納言が事○婦女の心に覺おきて益になるべき事のくさ〴〵

▲右者後編の標目その大方をゑるす撿證の古圖もあまたあり清書の時は說の增補によりて標目を更條脚の前後するもあるめりこゝにはたゞ心にたもつをゑるしつ

およそ著述をなすに五ッの富を得ざれば雄篇を出しがたし、一には學才に富、二には藏書に富、三には記憶に富、四には青年に富、五には閑靜に富此五ッの中に於ておのれたゞ一ッ少しく閑靜を得るのみ鹽米を問ざるを以て此作あり、もとより孤陋の著述、管見の辨說なれば舛謬最多かるべし、玉人の玉を磨く隨て磨ば隨て光を出す著述の稿を換るは玉人の玉を磨くが如しゑば〳〵稿をかへざれば全澤をなさす吾が此片瓦の作も稿一脫ゑてのち讀み(ヨミ)ればこ心ゆかざる所多かれど續きて後編をも書終んに心闊く且它に著述もあれば疎漏は後に補ひなんとて稿を換す玆に前編の筆を拭ふ

俗稱　岩瀨涼仙　著

歷世女裝考卷之四前編之部終

○歴世女裝考後編目錄

○婦女の齒を染る由緣の考○八百年前の中昔の比及齒くろめの事種々○公卿の齒を染玉ふ由緣○武士の齒を染し風俗の來歴○鐵漿を、かねといひ、ふし水とも、うきすの水ともいひし事○中昔の比及は女子六七歲の比よりはぐろめ初たる事○近古十三歲をかね初とする故實○今の如く眉を拂ふは上古よりの風儀なる事○上古の畵眉墨にて作る事、西土のひきまゆ○和漢燕脂の起原○中昔のころ面脂と口脂と二種ありし考○上古の女の假粧の考○今もいふ、ぼうぼう眉といふ名義の考、ぼう〳〵の文字○和漢のむかし頬脂つけたる事、近昔のほゝべに、赤子の額紅點事○べにといふ和訓の考、べにをおいろといふ由緣○鉛粉は持統天皇の御時を始とするは非なる考證○八百年前鉛粉の形の考證、おしろいの古名、異名○清少納言おしろいを濃くつけし事○西土の婦女おしろいのつけやう○天竺にて釋迦如來の在世べにおしろいありし事○西土にて燕脂、鉛粉、膏澤の神の名○爪にべにをさす事、西土にて婦女指甲を紅く染る風俗○上古の女衣服の事、手足の飾の事○布、錦、絹、木綿織の始原○呉服物といふ名義、小袖といふ名義○振袖の起立の考、袖几帳といふ事○上古に於須比といふ女の被り物の事○領巾、裙帶といふ女の身に飾る物の事○上古より中昔の末までも女は下輩も常に赤裳を着たる事○被衣、裃、かいどり、つぼそうぞく、あづまからげの事○腰卷、湯卷の故實、ゆまき、ふたのといふ名義○女の膝へかくる赤鳥といふ物の事、赤まへだれ古くありし事○婦女衣服の文様古今の沿革の考○今いふ、地赤、地黑、茶屋つじ、本つじの名義の考○惣もやうに文字入の考、中もやう、裾もやうの起立○女帶古今の沿革、下げ帶、腰帶の起立○醒齋翁が、骨董集に出されし、蟲の垂絹の補遺○女の雨衣着る始り、綿帽子、頭巾くさ〴〵の辨說○中昔韈子を足袋ともいひし事、近古婦女の韈子○古今婦女の笠の種類くさ〴〵の考證、今の日傘の起立○婦女の履古今の變格、輿の代りに婦女人に負る、古風

○婦人雜事之部

○古今婚禮の變格、產養の異同○北の方、御新造、おかみさま、かゝあ、などの類、女の稱呼くさ〴〵

りしか、なに、まれ和名抄にみえたれば千年以上より婦女の黒歯したる事慥なれば今錦殿蓬窻婦女として必歯を染るはいと〳〵古き風にぞありける、猶七八百年まへにありぬる歯黒めの事どもはつぎ〳〵にいはまし

いようつくしとての御歌なれば歯を眉の先におくは不審とぞおもはるゝ、さて又御歌に「波那美波斯比比斯那須」一ッの比を衍文とすることさもあるべし、はなみを歯並はもちろんなり、ひしなすを契冲眞淵兩大人の說をわろしとせられて菱如とあるは論なけれど「菱は鉾の如く甚く尖りて刺突物故に歯の鋭にたとへ玉へるなり」といひ其前にも「丸邇てふ地名を鰐魚に取りて此魚の歯のすぐれて利由なり」といはれたるはいかゞあらん姫の歯菱の如く尖り鰐魚の歯のごとくあればいかでか麗美孃子とて天皇の御意にかなふべきかの路にて口つきを御らんじたる時こは鬼娘かとて逃さり玉はんされば歯並は菱の尖りたるを賦せ玉ひたるにはあらじ「波那美波斯、比斯那須」とは歯並は菱の如く光澤なりとて黒歯したるつや、かなる歯を菱に準へて稱美玉ひたるにはあらざるか然おもふよしは此應神天皇の御世西土は西晉の始祖武帝が世にて日本をさして黒歯といひたる件の漢籍どもは此武帝が時より以前の物なれば應神天皇の御世にも黒歯する風俗はありしならんされば此矢河枝姫もはぐろめしつらんとぞおもはるゝ、是則「比斯那斯」を黒歯ならんとするの本據なりさて山海經は（巻九に黒歯國の事みゆ）夏の禹王が作と西土にて古くいひつたふるは信がたけれどまづ禹王が作とすれば御國は鸕鷀草葺不合尊の御世なり此頃に作りたりといふ山海經を證とすれば黒歯は神代よりの風俗ともいふべけれどさにはあらじとおもふ一證あり此應神天皇より御四代前景行天皇の御時熊曾、建といふ二人王命にしたがはざるを王子小碓命御父景行天皇の命によりて御一人にてかの二人を討に行せ玉ふに御歳十六の時なりければいまだ御ン鬚は生ざりけんそれゆゑにや（此王子のちに日本武尊と申御身のたけ一丈と古事記に見ゆ）女子の服飾に易玉ふ事を古事記景行天皇の巻に御髮をも乙女のさまにゆひかへ玉ふ事などまでは巨細にしるしあれど黒歯し玉ふことはみえず依ておもふに此時かの者を欺得て討玉ひしはかれが女をあつめて酒宴する席へつらなり玉ひしを乙女とおもひて戯れたる時の事なれば此比及の婦女はぐろめする風俗ならば必はぐろめし玉ふ事をも古事記にあるべきをさらにみえざるを以て推量すればまへにいひたる漢籍どもに黒歯といひしは今の如く天下翕然の風俗にはあらざ

初にこそあることなれ左右に是を孃子の歯にしては俄に出たるこゝちぞするたとひ上は一ッ御歌ならんにても歯は、なほ俄なり且斯の助辭も甚穩ならず決て助辭を置べき處には非るをや」以上本居大人の説なり、そも〱本居宣長大人は天下にゆるされたる博達にて此大人の著書の爲に御國學びに於て益を得ること趙璧を得て闇夜を照すが如しおのれ百樹此大人を師とせざりしを常に悔此ゆゑに此大人の著述は我かならず拜して讀、其多かる中にも件の古事記傳は學力を竭されたる物なれば一言半句といへども金玉の響あれば誰か感伏せざらんや然るに我が淺學の布皷をならして博達の雷門を過んは甚愚魯けれどかの「歯並は菱如」の説に於て竊に謂く、そも〱應神天皇の件の御歌は山城國宇治郡木幡村の衢にて丸邇と云所の比布禮の意美といふ人の女矢河枝姫といふ美人に行遇ひ玉ひしによびとゞめ玉ふて名も住所も問ひ玉ふて明日還幸の時は汝が家に入御と詔ひて入御ありし時御肴に奉りたる蟹によそへてはるばるこゝにいたりまし玄ことをも、きのふかしこにて姫にゆきあひ玉ひしことをものたまふて姫の麗美を稱玉ひし御歌なり、さてきのふ姫が天皇にゆきあひたる時のすがたを古書にあて、推量するに白き衣赤き裳髪は垂髪べにもおしろいもなき世なれば赤土を頬にぬりて假粧とし（上古の粧ひはべにおしろいの所にくはしくいふべし）他行の時なればかならず淤須比（此事うちかけの所にくはしくいふべし）といふ物の布にて作りたるをかぶりて顔はほのかにてありしならん、さて件の御歌に姫が歯のことを先とし眉を後に詔ひたるを前に玄るしたる如く大人不審せられしかどおのれ淺學ながら心をふかめておもひはかるに天皇路にて姫にゆきあひ玉ひ姫がゆき過たるうしろすがたのたゞならぬに御目とまりてよびとゞめさせ玉ひし時ふりかへりたる淤須比のはざまよりみえし口もと歯並も美しくさて住家など問はせ玉ふ時は眉を濃くひきたるをもよく御らんじつけいよいよ美人なれば入坐玉はんおほせもありしならんさるからにきのふ御らんじたるまゝに次第して「みちにあは玄しをとめ、うしろでは、をだてろかも、はなみは玄、ひゝしなす、まよかきこに、かきたれ」と第一にうしろすがた第二に口もと第三にまゆいづれも艶しかりしゆゑ今日こゝへ入坐てよくみればいよ

夷傳、淮南子、魏志東夷傳、これらみな隣の國の古書どもなり此書どもに黑齒とあれば本朝の上古齒を染たる事疑ひなし然るに國史の古書にみえざるはいといぶかし若は下輩のみ齒を染て上輩に移ざりしゆゑ國史にみえざるかされば彼國より通商するにつけ下輩どもの黑齒をみたるを傳聞して日月の照す所日本のみ黑齒なりとてあれにもこれにもいひけるか扶桑國考には豐後國の伊波比洋の西南に姫島と云島あり黑齒之國といひしは疑なく是也とて小串重威が 豐後杵築の人とあり 姫島考をも引りされどよくおもへば東夷傳はさら也外の書にも他の國にならべて黑齒之邦と海の賦にもいへれば一小島をいひしにはあるべからず、こは女裝の横道なれば深くたどらず、さて上古に齒を染たる一證ともおもふ一條あり試に玄る○古事記に應神天皇 人皇十六代 近淡海國越幸時木幡の村に到坐其道衢にて比布禮の意富美が娘、矢河枝比賣といふ麗美孃子を見玉ふて家など問せ玉ふて其明日比布禮が家に入坐て御酒盞を矢河枝比賣に玉ふ時の御歌に 長歌也上略 「美知爾阿波志斯、袁登賣、宇斯呂傳波 百云うしろすがたなり 袁陀弖呂迦母、柳こしをいふ 波那美波志、歯ならひ也 比比斯那須 中略 麻用賀岐許邇、加岐多禮」 まゆをこくつくるなり 下畧、さて此「波那美波志比比斯那須」といふ言を本居大人が古事記傳 巻三十の四十二丁 に註して曰「波那美波志は齒並喙にて齒の並生たる嘴といふことなり、比比斯那須は菱如なり 比の字一ツは若くは衍か 中畧、さて此二句は次の一句を隔て和邇の序なりそは丸邇てふ地名を鰐魚に取て此魚の齒の勝て利由なり 中略 菱は云々鉾の如く甚く尖りて刺突物なる故に齒の鋭に譬給へるなり 中略 契冲此二句を齒並者如椎として斯は助辭なり齒並のうつくしきことを椎をならべたるが如しとなり、詩云、齒如二瓠犀一これ似たることなり、と云て此孃子の齒のこと、したるは非なり又師も 百云師とは眞淵也 同其意にて志比比は下の比は濁りて美に通ひて椎實かと云れたるもわろし先是若此孃子の齒をほめて詔るならば眉書の次にこそあるべけれ此に在てはいかゞ也其故は先づ眉と齒とを云むに次第も眉は先に齒は後にあるべく又たとひ其れは齒を先に詔ふとも若然らば先なる方にこそ序の詞はあるべきことなるに先なるには序なくてふとたゞ齒並はと詔ひいで、返りて後なる眉に長き序は

縄向後、繫之後世は易之に綵絹を以てす、頭𦈢と名縄之遺狀也」とありされば頭𦈢は、もとゆひとも訓べけれど今いふまげゆひの方に近し綵絹を以てすといへば也、ともかくも古き物にみえたる元結とあるは組絲の物にて飾なり雅亮裝束抄に紙ひねりといへるぞ實用の物にて今の元結なるべき○さて此書、鏡を始

正德二年の和漢三才圖會に此圖あり今より百五六十年前の元結もたけ長も今とかはらざるを見るべし是賣り物のさまなり

金でい

へり金中は朱

雨てんのかんざしに櫛もさしたるやうにみゆ

是は耳にかれの輪をはめ玉をかざる唐土女上古よりの風俗なり

○此圖は友人所藏の畫軸彩色絹本美人柳下に獨立たる圖欵識なけれど明畫といふ髮の風丸髷に似て且はれ元結のさまもありゆゑに髮のうへのみ摸しのせつ

通編畫圖

百樹男京水百鶴筆

とし櫛より次第して油元結にいたりぬれば頭の上の事はもらしつるもあれどさておきつ是より假粧の事をいはんには燕脂鉛粉をさきとせんなれど齒を染て女成りするは古今の通儀女子の祝ひ事なればまづはくろめをいふべし

○御齒黑の起原

和名抄（容飾の部）黑齒、文選註云、黑齒國在二東海中一其土俗、以レ草染レ齒故曰二黑齒一、俗云波久路女今婦人有二齒黑具一故取レ之」とありこゝに今といひしは此和名抄を作りたる延長年中の事なれば今より九百廿餘年前女は齒を染たる事明し其以前何の世にはぐろめする事起立けん抄物どもにもみえず然ればおのれ淺學ながら其源を究んとおもふにまづ右、和名抄にひきたる文選の注をみるに（六臣註巻五）左大冲が呉都賦に「烏滸、狼䑋、夫南、西屠、儋耳黑齒之酋」とあるを劉注に「夫南は特有二巧才一、衆夷不レ同、西屠、以レ草染レ齒染レ白作レ黑云々」又同書木玄虛が海賦に「或汎二汎悠々於黑齒之邦一」とあるを李註に「至二東南一有二裸人國、黑齒之民一」といへり此外日本に屬て黑齒といひしは、山海經、呂氏春秋、史記趙世家、漢書東

聲き、まさり大かたの空もうつゝなるに待にかならず出る月哉とことわりし窓ふたかたに明めり北にうたゝ寐して炎夏わづらはしからず竹の簀這ひ出て螢をかぞふるもはしたなし中略れいの男等機車みつ輪もて來てくゐぜのかたはらにしつらひけり文七といふもの元結こく所になりぬるなり俳句、文七にふまるな庭のかたつむり」文こゝにをはる おもふに其角がかくいひしをもて文七は元祿間の髻匠の名ともおもはるれどさにはあらず戯子中村仲藏が自筆の日記に友人柳亭種彦翁が所藏全二巻 宇都宮の戯場はて、鳥山へいたる下に「此所は紙の名所にてむかし文七といひし紙すきありて是がすきたるを元結にせしと所の人にきけり」斯いひしは今より七十年前安永中の事なり、又本朝世事談享保十九年板 巻三に「摎元結寛文の比始る文七は紙の名なり」…とあり是らを證として文七は紙の名と決むべし蓋し紙すきの文七寶永のころ江戸に出店して所々の空地をかりて元結つくりしゆゑ其角が文七といふもの元結こく所といひしもしるべからずともかくも紙の名なる事明し、因云其角が住しは茅場町今字を植木店といふ所なり徂徠先生も此所に住り其角が句に

「梅が香や隣は荻生惣ゑもん」と徂徠が俗稱をそのまま下の句となし梅に好文木の異名あるを以て儒者に準へ香の一言に稱美をふくめ荻生惣に鶯をひゞかせ梅香隔レ歳在二隣家一といふ白樂天を襲ひたる手段奇々妙々實に蕉門の喬木誰か肩を並ぶべきされば其遺墨も芭蕉と響を同すれ惜哉寶永四年二月此地に終る年四十九歳、隣の梅よりは十六年はやくちりぬ徂徠は行年六十三享保七年没す ○今のたけながといふ物近きむかしは平元結といへりそれを髷へむすびてはねそらしたるをはねもとゆひとて飾としたるなり正保中の板、俳書山の井季吟翁撰「柳髪のはね元結か三日の月」と三日月にみたてたるにてそらしたるさまみゆ今の元結を浮世元結といひけん貞享三年板大坂一代女巻一「なげ島田かくしむすびの浮世もとゆひ」と娘のさまにいへり又同五年板□□盛衰記巻三髪のかざりの品々をいふ所に「平髻、しのび髻」とあり此外元祿前後うきよさうしどもに、元結、ひらもとゆひ、はね元結の事あまたみえたり○西土にも元結あり事物紀原に二儀實錄を引たるを和解す「燧人の時爲髻但し髮を以て相纏て物にて繫縛こと無し女禍之女に至て羊毛を以爲

りてまいり玉ふ事はたゆふと、のなんつかふまつり玉ひしを北のかた（太夫にてありしたれ人にや北のかたなり）うせ玉ふて中略物の中よりはべりけるを（もとゆひのよりさしたるが物の中にのこりありし也）み玉へるにもあはれなる事おほくなどきこえ玉へるに歌ほしわぶる袖のなかにやありつらんこれをぞたまのをにはよらまし」此歌上の句に、ほしわぶる（なみだの）袖のなかにやありつらんとありて下の句に、緒には縷ましよらん、とあるにて八百年前も實用の元結は紙を縷たるに水をふくませつよくよりをかけて日にほしてつかひたる事としらるる是を水引とて髪をゆひあるひは物もく、りしなり、又雅亮装束抄（下巻）をとこになるあひだの事といふ條に「もとゆひ、くし、二まいがうちときぐし一まい、かうがい云々、かみひねりふたすぢ」とあるもとゆひは絲の物かみひねりは水引なり是を紅白にしたるは後の事なり紅白になりしより水引と元結と二ッの物になりたり、三光院内府記（西三條實澄公の御記寫本）水引結物之事と云條に「懐紙短冊等は紅白の水引一筋を以て結之女房鬢の水引同前候」とありされば紅白の水引は三百年前よりありへし物ぞ、春臺獨語（春臺先生は延寶八年の生六十八にて延享四年沒せり、此書は享保十四年五十歳の時の作近古の見聞をしるす寫本）「寛永の比までは婦女細き麻繩にて髪を束て其上を黒き絹にて巻しにその、ち麻繩をやめて紙縷にてゆふ越前の國より粉紙にて元結紙といふ物を造り出して海内の婦女みなこれを用ゆそれよりきぬにてまく事やみぬ吾が父まさしく是をみしとてかたりき」又春雨草（自序に正德二年辛卯古稀叟順可とあり寫本）二の巻在京中の事をいひし條に「今日は久庵老人案内にて出る中略大和大路の繩手を通りし時名物とて元結をもとむ老人申に寛文の末までは此堤の下の畠に元結のしごき場ありて堤の上にて女が賣りしに今は元結の名物とて諸國にしられたりと申さる一把六錢づ、にてもとむ」とあり（延寶板雍州府志に元結の作り方今におなじ）是等を證とすれば今のやうなる元結は二百年來の物也○文七元結といふ名の義は其角が類柑子（上巻）北の窓といふ文章に「わが栖北隣に蘆荻しげくをひて笹阿めなる地あり茅場町といふ名にふれて昔は海邊なりしを今榮ゆく家作りして山王權現の御旅所とさだめ藥師ほどけ立せ玉ふに堂の上ばかりたゞほのかに繪にかけるとみゆ空地は水をためて池めかし深草ひく人しなければ蓼の花穗に立のび、なもみ箒木色つきわたる、雨風につけても蟲の

を忩むる物なりあるひはめしものまたは髮などかを忩むるにもちふ」とありちかき世にいたりても遊女さへ小袖にも髮にも伽羅をとめたる事浮夜草子どもにあまたみえて三都の風なり延寶五年江戸板繪合後集俳書「すゞみの床机ゆふべ待らじ附句亂し髮禿に匂ひとめさせて」又享保二年京板娶入島臺巻三「待女郎は醫者どの、内方大内のお物師つとめた果とてむかしわすれぬ留木のたもと髮までをかほらせ」これらの它猶また物にみえたり、さておもふにびん付油なかりしむかしは髮の枯れざる爲につけたる水油に匂ひ入りもありつらんさるにても髮に臭氣あるべければ留木も忩たるなるべし遊女などの留木忩たるも百三十年前は伽羅の價廉かりつるゆゑならんびん付油の極製になりし以來髮に留木する事書見さらになし衣服の留木もきかざるは伽羅の料たうとくなりしゆゑにや

○元結　文七元結の名義、はれもとゆひ

元結は髮ゆふに必用の物なれば上古にもありつらんが淺學には見あたらず萬葉集に元結をよみいれたる歌あまたあれど糸なるも紙縷なるもあるべし、和名抄容飾具部に「髻、和名毛度由比以レ組束レ髮也」とあれば糸なるが元結の本義なりされども女の元結はむかしも飾と實用との二ツあり今も長かもじの繪元結は飾、常に用ふる文七元結は實用なり飾なるは人の目につき實用なるは人の目につかずされば中昔の物語のるゐに元ゆひとあるはみな飾の元結なれば今の文七元結の考證にはなしがたし、紫式部日記中宮御産の條に「おものまいるとて女房八人ひとつ色にさうそきてかみあげ忩ろきもとゆひして御はんもてつゞきまいる中略宮の内待いとものゝ忩くあざやかなるやうだいに、もとゆひはへにしたる、かみのさかりば、つねよりもあらまほしきさまして云々」とあり是はむかしも御産より七日の内萬の物皆白きを用るゆゑ髮上げしたる元結は今の文七元結のやうなる物ともおもはるれどさにはあらじ俗にいはゞ今の丈長やうの物の飾り元結ならん、又枕のさうし季吟本巻八むねつぶるゝ物、「もとゆひよる」とある傍註に、きれん事を氣つかふゆゑにやとあればむかしは實用の元結は紙縷にて自作に忩たる物なるべし猶それと委實（タシカ）なるは小大君集小大君とは三條院に仕へし女藏人左近也「宮の御もとゆひ、よ

ひにいひたてするは元祿時代の餘風なるべし、新智惠海享保九年板中の巻「匂ひ伽羅の油秘方、唐臘八兩、松脂三兩、甘菘二兩、丁子七分、白檀一兩、茴香四分、肉桂三兩、靑木香三分、まんていかと胡麻の油加減してよく煎じつめきぬ袋にて漉しこゝやかうりうのう三分合せ煉る」とありまんていかとは猪の油の蠻名なり享保のころまではゐの油をつかひしとみえたり獸の油頭に塗る事神佛のおそれなからんやそれを公然として板本にのせしはいかにぞや前に引たる日本靈異記に猪の油を髮につけたる女を行基菩薩の目に頭に血を蒙たる女といはれたり今の髮の油にはまんていかはもとより松やにもなしときくさもあらんかし○すき油も古くありし物とみえて元祿十二年板初音草噺大鏡はやる物をいひたてる所に「荻野澤の丞がすき油女形なり水木(ミヅキ)辰の介女形が紋たばこ」とあり辰の介が紋 是也 其物を商ひたるをいへり、又俳諧菊枕寶永二年板「湯あがりの縮に匂ふすき油付網の魚とてかね親の文」さて西土は太古より髮を上ゆふ國なれば髮の油もいと古し詩經衛風伯兮之章「自伯之東首如飛蓬豈無膏沐誰適爲容」こゝに膏とあるは乃髮の油なりまして後の世にいたりては匂ひびん付匂ひ水油も書見あり、此章句を俗解ば伯が東へ旅立しのちは髮もよくはゆはずとりみだしをるなり膏してうつくしくゆひ沐などすべけれど誰を適(ツマ)として爲容さる事せば人目もわろしと愼ふかき婦德を擧て女子に敎ふる章句なり此詩經に似たるは御國の萬葉集の歌なり巻十の歌に「君なくは何身かざらん櫛笥なる玉の小櫛もとらんとおもはし」約せずして意おなじ近くは正德の比井上通女丸龜家中和漢のまなびありし女「東路の旅寐の夫にみせばやな鏡もちりに曇る夜の月」是は學者ゆゑかの章句によそへよみけん心なき婦人は旅寐の夫が事たらぬうきめをもおもひやらず安く家に在て爲容はさら也るすを幸として心のまゝなる遊樂するもあるめりさる女中の爲にもとて油のついでに詩經を解ぬ老ぬれば子どもの木のぼりするを傍にで見るやうなる事いと多きぞかし

○髮に伽羅をとめる

中昔の物語どもに衣服はさらなり髮にも香をとむる事書見いと多し後の世にいたりてもこかなり東山殿の比の物娶入記寫本に「ひとりのかうろこれはにほひ

○元祿年中の江戸板横本、諸藝口寫に此圖あり年號は後の狡商けづりて新板にまがへし物とみゆれど元祿二三年の板なる證文中に見えたり、此圖は芝宇田川町花露屋喜左衛門異名をせむし喜左衛門といひし者の油みせのいひたてをする所に畫けり、此みせの事、むかし〳〵物語、世事談にもみえたり今も芝神明前にその名殘れるは是もめでたし

こゝにのす、浮世物眞似諸藝口寫此書全三冊横本江戸板（刻年の考は擧たる圖中にあり）全部すべて時鳴ありつる物賣りのいひたてあるひは見世物などの口上をそのまゝに記したる物なりその中にいとめづらしきはふきや町にて見せたるべらばうといふ見世物ありて圖あり、たてたる幟に大坂下りべらばうとありて異體の男唐装束をなし手に唐團扇を持床机にかゝりたるさまをゑがけり容貌おろかげにみゆ因て按に此みせ物のありしころ人の魯鈍なるをべらばうといひたるがつひには行語（ハヤリコトバ）となりしとみえて元祿間の草子どもに見證あり近年駱駄のみせ物ありし頃物の長大にして便用ならざる物をらくだといへりされどらくだは偏て普からずべらばうは萬事に通ずるゆゑ百五六十年、來歴して今猶市街の萬戸べらばうといふ詞をいはざる日はなし人外なる踦人の名斯世俗の一語となりて猶幾とせの、ちへもつたふべきは人事の一奇事といふべしべらばうの圖考は骨董集三編にいふべし、さて右の書にせむし喜左衛門が店の油のいひたてに「おやかたせむしの義は代々いづれも樣の御ひいきにあづかりきやらの油といへばせむし〳〵とおふせくださる（中略）芝宇田川町に小家なれどもかやうに居宅をかまへ代はかはれども名題はかはらず花の露や喜左衛門でござる油は白ひ黒ひかんかたひやはらかひあるひはこはく山吹ねりいづれも牛蠟和蠟をつかはず唐蠟をするひ仕り匂ひはりうのうゑやかうはくばいと申て白き梅の花（中略）さて又ねりまする油にやしほ、まんていかをつかはず松やにゝ、くすべを入ずゑらゑぼり極上でねり上げます（中略）御用とござりませうづなら極上匂ひ入びん付五兩入が三匁匂ひ入らずが一匁五分まつた一兩が廿四文半兩が十二文小貝が六文」（下略）とありおもふに今賣藥香具るゐの商

人らはいぶかるめれど寛文以上はさら也以下にいたりても今より百四五年以前寶永正德あたりの板本の繪どもをみるに俗に其日かせぎといふ男のやうなるはみな髮の根もとをゆふのみなりそれも苧繩にて幾度も用ふ女も然り（委しくは元結の條にいふべし）百姓は藁にて髮をゆひしゆゑわらでたばねても男一匹といふ譬あり是らは書面にみえたり○おのれが茶友に藥店の隱居宗香とて天保元年に行年八十七歲の翁にて頗好事もありけるゆゑ藥種屋にて伽羅の油を賣りしといふよしききつたへありやと問ければ翁いはく吾家は悴にて四代藥種屋なり吾父は寶永二年の生れにて七十七にて天明元年に沒せり吾若年の比父が語りしは今伽羅の油とて一ッの家業となりしが元來は我が店にても賣たる物なりときゝ其はじめは或武家の中間松脂と地蠟とを度々買ひにこられしゆゑなにの藥につかひ玉ふと尋ければこれをとらかして部屋のものらがびん付油につかふのなりといひしがそのゝち匂ひをすこしいれて伽羅の油と名付藥種屋仲間に賣るものありしゆゑわがみせにてもうりたるによくもうれざりしよしそのゝち香具屋にて上製の油をうりはじめ藥種屋のはすたりたりと父がはなしなり藥種屋にてうりし物なるゆゑ一兩目二兩目の名あり今其名の殘りしは兩替町の下村ばかり也と宗香かたりしは天保元年の事なりき亡兄醒齋翁所藏せられし正保年中下村が店のびなんかつらの引札（半紙一枚）今にあり目標も名も今にかはらずめでたき舊家ゆゑ兩目の名も殘りしならん店前におしろい凸のかんばんありてそのうへにびなんかつらのたばねたるをのせおくをみてむかしをゑのびしが今はみえず、本朝世事談（享保十九年江戸板）「伽羅の油は正保、慶安の頃より京室町髭の久吉賣はじむ其後京三條の宇賀繩手五十嵐江戸にては芝のせむし喜左衞門うる」とありその鋪の、物にみえたる兩圖を

○元祿八年大坂板井原西鶴作俗つれ〴〵艸といふ草子に此圖あり、世事談に京三條宇賀繩手五十嵐とは是なるべし今も江戸兩國橋のとほりに同名の油見世あり百五十年來永續の家名いとめでたし

り二年三年に付切るもありそれをさへ伽羅の油付る人とて笑ひそしる然る所に前髪のある若衆は多く付る右の目薬貝に一ッの油を大かた二タ月ほどに付切る或人の子息十五六歳の若衆右のやうなる貝に一ぱいの油を一ヶ月に付切しとて取り沙汰するほど也それゆゑ伽羅の油付るは耻のやうにして髪の結やう見事なるは伽羅の油の庇ならんと見とがめて笑ふ人あれば多くは付ざるなど、誓文をたて、爭ふ事あり今は（按に享保中）大なる貝に一ッの油を二三度に付るゆゑ江戸中に伽羅の油賣所多し女中猶以付る也」（以上、びん付油一條全文）おもふに伽羅の油は寛永の中比下輩の手より起り廿年の後、明暦にいたりては遊女などはつけたりけん玉海集（明暦二年板俳書）「薫れるは伽羅の油か花の露」又箕山大鏡（京人呑舟軒箕山作自序に延寶二年とあり）「びん付油松脂煉は鬢枯てあし、蠟ねりを用ゆべし」又續畸人傳の中、松岡恕菴の傳中に東涯蠟燭の流を奴僕に與ふかたはらの人これを問ひけるに先生曰びんつけの爲なりと答ふ事をしるせり按に先生は寶暦を盛んに歷たる人なれば京にてびん付商ふ店もある時なれど質素の家にてはらうそくのながれにて私に製ても用ひしとみえたり以國體の古朴なりしぞしらる、前に引たる貞享五年板□□盛衰記に、女の頭の上の物十六品ありとて數へし中に、髪の油、びん付、といへれば此比及は、地女の容色を飾るものはびん付を用ひしとみえたりされば今のごとく婦として貴賤の必用にはあらざりけん世間娘氣質（正徳末京板一）「むかしは女のきやらの油つくるといふは遊女の外なかりし云々」又翁草（巻五、天明六年板）「伽羅の油昔は藥種屋にて商ひ男の髪ばかりに少しつけ女はさねかつらといふ物にて日々〱に梳けるゆゑ臭氣もいでず奇麗なりしに四五十年（按に元文の比なさしてか）以來男女ともに頻りに油を用ひ元結も以前は貴賤とも紙縷にてすましけるを今の風俗になるにしたがひ油元結の店も次第〱に出來たり」又我衣（前にも引り寫本の物）「伽羅の油寛文年中糀町へ谷島主水といふ女形油見世を出す日本橋室町一丁目へ若衆方、中村數馬油みせを出す淺草虎屋市之進は少しのち也其頃武士は（按にこゝに其比とは寛文なるべし）油つけれども町人百姓は不用正徳までは蛤貝に一兩入三兩入曲物に五兩入上油一兩に付代二十二文極上匂ひ油一兩代三十六文黑油四十文此上はなし」とあり、こゝに髪の油町人百姓は不用とあるを今の若

「兇哉彼頭に血を蒙たる女遠く引棄よ女大に恥て出罷云々」本書漢文とあり按に往古は天皇の供御にも獸肉を奉りし事國史にみえたれば下賤らが獸肉を喰ふは常なるべければ右の女も手にちかき猪の油を垂髪につけたりけん它の女も又然らん是髩つけ油の萠千百餘年外にあり、因云古今著聞集巻二釋教部中に天平勝寶二年行基沒すとあり按に行基大德は泉州の人百濟國の王の胤聖武帝の御時の人也天平七年に大僧正となる是大僧正の權輿也遷化のゝちは大菩薩の號を賜ふ

○塗髩膏の沿革

髩に塗膏のはじまり瞭然なる撿證はえざれども其事のみえたる近古の書どもを集て考ふるに寛永年中武家に仕へて奴と唱へし者頬髯を生したてゝ上へかきあげ面貌に剛俠を示す事はやりけるにその髯のたれさがらざる爲に蠟燭の流れたるに松脂をいれて膏に作りたるを髯につけたるぞ今のびん付の權輿なるべき蓋奴がひげを作る事はかの淀御に仕へたる女のお菊物語寫本にみえたれば慶長の間よりありたる事なりさて奴がひげにつけし事は落穗集大道寺友山翁寛文中の筆記寫本巻十に寛永の末正保の間の事を云下に「伽羅の油は前髪立の、兒小姓は格別其外は上下共に年若き男の髪に油付る事をばなまぬるき義にいたし候、となり按にかくいはれしは寛永あたりの事ときこゆ其時代にはもみあげの按にひげに上へ頬もみあぐる事髭は鎗持にも有之候へどもまづは、徒、若黨、中間、小者類にあまた有之候其輩蠟燭のながれをとき松脂を加へ伽羅の油と名付用ひ候其節も伽羅の油入用候へば薬種屋へ申つかはしとゝのへ候今時の如くなる伽羅の油店これなく候云々」とあり、又むかし〳〵物語此書は新見傳左衛門正朝入道法入翁行年八十歳のとき享保十七子年九月見聞の往事を筆記せられし物也寫本にて流布せしに去々年或人八十翁物語と題して藏板せらる「むかしは按にこゝにむかしといひしは此時より六十年前寛文あたりなるべし伽羅の油一生付ざる人多し付る人もびんのはへ下り又はさかゆき立ていまだのびる人少しつゝ付し也女など伽羅油つける事ゆめ〳〵なしざるによつて伽羅の油賣る所湯島天神前に一ヶ所神田明神前に一ヶ所又龜屋とて一ヶ所芝にせむしとて一ヶ所麴町に二ヶ所牛込に笹屋とて一ヶ所江戸中六ヶ所ならでは賣所なしたよりに誂などしてとゝのへあるひは京師へ誂などしてとゝのふそれも今のやうなる大貝にてはあらず小さき目藥貝ほどに入て賣るびんへ付る人右の目藥貝ほどの一ぱいの油を一ヶ年に付切る人もあ

ひたるはびん付油いできても八十年前まではありける事其比の書にあまた見えたり此五味子を一名美軟石ともいへり能狂言烏帽子折の髪を結する所の詞に「此筒のなかにびなんせきがござる」又北條五代記卷三に「髪はびなんせきにてたかくつけあげ玉へり」などみえたれば古くありへし物とみえたり、近世著聞集萬治二年板「昔鬢付油なき時代は男女とも美軟石のぬめりをとりて髪をゆひし也」とあり又びなんかつらともいへり、俳書二た車正保三年板雜舟撰「春風に岸の柳のあらひ髪付、びなんかつらは乳母が歳玉」又鹽尻享保の比尾張の人天野信景といふ博學なる翁の作寫本百卷の物寫本なれば卷目さだかならずおのれみたるは卷十に天文以前の武士の風俗をいへる下に「又五味葛をもて今の男女盛に髪をかたむ是も中世よりせし事とぞみえたる頃日は三州某の谷びなんかつら取つくしけるとぞ京師難波東都はさら也所々の都會および田舍の末々まで婦人是を用ひざるはなしとかや是も一時の妖草といふべきにや」といはれたる此作者天野信景翁は行年七十三にて享保十八年癸丑九月八日卒られし人なれば寛文元年の生れ也依ておもふに百卷ある物の第十卷に此頃とあるはおそらくは此翁盛りに世をへたる元祿の末より正德あたりの事なるべし此頃及はびん付油もつぱらありし時なれどびなんかつらのはやりしは古風の殘れるならん、物類稱呼卷三「さねかつら大坂にて、びじんさう、東國にてびなんかつら、出雲にてとろゝかつら、伊勢邊にて、くつば、土佐にて、ふのりかつら」とあれば諸國にても用ひしとみえたり今の女中はびん付の外にすき油ぎん出しの重寶あれば五味葛の名は百人一首に知るのみならん享保十一年不角撰百入染一名俳諧百人一首とて百人一首の句をたちいれたる句集の中に、三條右ロ臣を「花はいざ野郎帽子もさねかつら」是もさねかつらのはやりし一證とすべし此外にも撿證あまたあれど例のうるさし

○びんつけ油の權輿

人王四十六代孝謙天皇の御世天平勝寶の年間諸樂ナラの藥師寺の沙門景戒が作りたる日本靈異記卷中に「故京の元興寺村にて行基大德、だいとくとは上人といふが如し の弟子信嚴ナシ法會を修行基大德を請ひ奉りて七日于是說法あり道俗集りて法を聞聽衆の中に有一女子髮に猪油を塗たるが居中法を聞く大德これをみ玉ふて嘖言く我甚

といへりよきいましめぞかし、琵琶記に蔡伯皆が妻髪を賣て親を葬し事孝と貞とかの張春兒と美名を並ぶべし、楊貴妃外傳に楊貴妃妒媚つのり玄宗にしりぞけられし時玄宗の心をとりなほさんとて髪を截ていひけるやう妾が身にある物はのこらず君の賜なり獨り髪の毛のみは父母の賜なれば是を奉るとてさゝげければ玄宗貴妃が髪を見て心とけます〳〵貴妃に惑溺したるよししるせり、又全唐詩話巻二に唐の世貞元年中太原といふ所の妓歐陽詹といふ女情人と婚を約しけるに情人都へかへる時いひけるは吾家にかへらば相迎んとて家に歸しのち更に音信なかりければ妓これをおもひて不已つひに疾となりて甚しかりし時其髻を及箱に藏め女弟に謂く歐陽生いたらば可以爲信となすべしとて一詩をそへ絶筆て逝ぬとありかやうの事西土にはめづらしとみえて它の書にも此事みえたりされば情の爲に及髪事西土にては千年のむかしもありし事也○そも〳〵びんつけ油といふ物いできしのちは髷の形種々ありてその中には西土にそのまゝ似たるもありそれらは書見も古圖もうつしおきつれどうるさければ皆棄つ、髪の事はこゝに終る」

○水油の古名、さねかづら

神代に燈火あれば油ありし事明し髪は油を得ざれば枯る物ゆゑ神代も水油はつけたりけんされど物にはみえず人王にいたりては中昔のはじめ和名抄容色の部に「澤釋名曰人髪恒枯悴以此令濡澤也俗用脂緜二字和名阿布良和太」とあり、釋名といふ書は漢の劉熙が作ゆゑ和漢とも脂を緜に濡してつかふ事の古きをしるべし今も市中に男の髪結といふ者壺めく物に緜をいれ水油をひたしてつかふ此千年以前にありける澤なり後世には匂ひ入の水油もありしとみえて今物語六百餘年の古書に「待賢門院の堀川、上西門院の兵衞、をとゝひなりけり夜ふかくなるまでさうしをみけるにともし火のつきたりけるにあぶらわたをさしたりければ世にかうばしくにほひけるを堀川、ともし火はたき物にこそ似たりけれといひたりければ、兵衞、てうじがしらの香や匂ふらん、とつけたりいとおもしろかりけり」とあり士清翁が和訓栞に此事を引て「寒夜の節會などに丁子の油をわたにひたして顔手などにもぬるをいへり」とあれどこゝなるは髪の油なるしるしあり近世にいたりては五味子藤のやうに蔓のもの也をみじかく切て筒に水を入れて刺浸おけば粘汁出るを今のぎん出しといふ油をつかふやうに用

にてまへうしろみる事もなく男のはてのやうに育つ」正徳に昔といひしも六十年前の正保の間なるべければいよ〳〵竹馬を實とすべし此事骨董集にもみゆ

○婦人貞操の爲に髮を截る

夫うせて妻髮を截は古今の通義なり又貞操義心の爲にする事今も往々聞ゆむかしもさる事あり、古事談此書は兼顯卿の作なれば古書也寫本に流布す前集卷の一に「昔惟成の許に按に花山院の御時の人也文書の雲客等來集の日只四壁あるのみにて市に餉を交易して店屋ものなくはせたえなり甘葛煎を相具して指出せり又侍なし妻惟成が妻は半者體（ハシタモノ・テイ）に成て出けり惟成が雜色たりし時花逍遙に一條一種物しけるに按に持寄弁當の事惟成には飯を宛たりけるに用意はなかりけれど出にけりしかるに飯の外に雉子酒をもそへて長櫃に納仕丁に擔したるを花の下に取出ければ人々感聲喧々たり其夜惟成妻と臥、手をいれて下髮を探に皆切之たり此時驚問妻曰太上大臣と申人の御炊に切髮を交易てかの長櫃を仕丁してになは令（シメ）たるなりと云り妻敢て歎愁の氣なく常の如く咲へり本書漢文摘要和解とあり西土にも駢事あり、世說賢媛之部に「陶侃少くして大志あり家酷貧し母の湛氏と同居す同郡の范逵といふ孝廉從者あまたつれて陶侃が家に宿りけり時に氷雪積日侃が室如懸磬なれば衆客の食にも窘ければ侃が母頭の髮長くて地に委ほどなればこれを截て二ッの髲髲一作髢となして賣數斛の米となし柱を斫て薪と爲薦を剉て馬草と爲精食を設く從者まで乏き所なし」摘要和解、按に明智光秀浪居の比友來りし時光秀が妻髮を賣て酒にかへしを實跡として物にみえたれど恐く件の惟成陶侃らが事によりたるそらごとなるべし新續古今集俳諧歌部「あひしれりける女のをとこに髮切られたりと聞てつかはしける、大藏卿胤材、歌「千早振かみもなしとかいふなるをゆふばかりだに殘らずや君」とあるは二たみちかけし女はじめの男に髮切られたるならんこは今もあるめり又いみじき貞の爲にせし事西土にあり、輟畊錄卷廿夫婦同棺の條に「軍士李青が妻春兒年廿夫疾革し顧て妻に謂吾殆汝其善事後人春兒これをきゝて髮を截て信を誓ひ再適ざるを示す夫死て囑匠人棺を大に造せ自縊死せり里人大に憐夫と同棺にして葬りぬ」とあり、此輟畊錄の作者曰「此事至正宗朝戊子歲に有し事也此張春兒は寒微（マヅシ）く生長て禮節に閑けれども尙夫婦の大義を知ること如此世の名門巨族を顧に動衣冠を以自眩夫の骨未寒有求匹之念蔚者是等の人は張春兒を見て少は夫婦の義心を知れ」

れ一風おこればその風三四十年も變ざりしに百年以來は十年を不期五十年來は三年を不待然なるにかたはづしの二百年かはらざるは女裝中の美事也

○櫛巻といふ髮
此圖安永七年江戸板鈴木春信畫繪本貞操草にあり上下二册の內櫛巻の女七人あり此圖も主人と下女と櫛巻なり此頃京の繪本にもくし巻みゆれば三都にはやりしと見えたり

○貞享年中女の頭に飾物十六品

貞享五年京板□□盛衰記巻三「今の女むかしなかつた事どもを仕出して身をたしなむ物の道具數々なり首筋より上ばかりに入用の物十六品あり、まづ、髮の油、鬢付、（もとき按に髮の油とびん付を二ッにかぞへしは此ころ髮の油といふはみな水油のみなりしゆゑびん付を別とす）長かもじ、小まくら、平髻（今のたけながなり）しのび髻、かうがい（こゝにかんざしをかぞへざるにて今より百五六十年前はくじらぞうげなどのかうがいのみにてかんざしはさゝざりしをしるべし）さし櫛（此ころはたいまいのさし櫛いまだなしかざりある木ぐしなり）前髮たて（くじら也）、紅粉、白粉、歯黒、黛、きはすみ、おもり頭巾、留針、うきよつゞら笠（いまだ日傘世になし）あらましさへ此通ぞかし

○十八九の乙女竹馬にのりて遊びし古風

近年物の流行の變速するは世人の知達になりしゆゑかむかしは女兒の智恵づくもいとおそかりけん一代女（貞享三年大坂板巻一）に「此四十年跡までは女の子十八九までも竹馬にのり門に遊び男子も定て廿五にて元服せしにかくもせはしくかはる世や」とあり按に此四十年跡までと貞享三年にいひしは正保の間をさしていひつるならん是より今二百年前の女の兒は十八九にて竹馬の遊びをなしたる事いと愚げなり今の女兒は七ツ八ツにてもさる遊びはしらざるが如し又廿五を男の元服の定式とせしは市風なるべけれど今にくらぶれば十年遲以二百年前の國體をしるべしこは髮の事にあらねど物の流行遲速の辨に因てしるしつ又一證あり正徳年中（大坂板）伊呂芝居（巻二）盆踊の女兒のさまをいふ所に「昔は人の心もこうたうにて娘の子十八九

○今の髻の狀は古風なる證

新撰字經（此書は今より千年にちかき字書なり）に髻鬘を不久太女利と訓たり後のものには壒嚢抄に髭鬆をふくだむとよめり、うつほ物語（國のゆづりのまき）「みぐしおほとのこもりふくだめたれどいとけちかくうつくしげなり」又源氏紅葉賀「ゑどけなくうちふくだめ玉へるびんぐき」又枕のさうし（巻二）「髪は風にふきまよはされてうちふくだみたる」など皆是寝起たる所にいへればふくだむ膨脹撓のよしにてすべらかしの髪を枕にゑきてねるゆゑにびんのふくれたる癖のつく也後世には殊にびんをふくらめて飾となしけん女中心得書（東山殿比の聞書）に「びんのふくらめはすこしたるべしはり出たるはいやし心あるべし」とあれば四百年前のすべらかしさへすこしびんを出したる也女重寶記に「鬢もおしいだす事すぎたるは鳥かぶときたるやうにて見にくし」とあれば元祿のむかしもびんは出したれどかのびんさし流行て甚しくなりしがや、すたれ今の市風の髻は復古と云べし

○おばこ結、櫛卷

今の市婦等蛇盤たるやうの狀をなして髪を結ぶをおばこむすびといふその名義はおもひえざれど西土に似たる事あり、娜嬛記（巻上）採蘭雜志を引たるを和解す「魏宮庭に一綠蛇あり毎日甄后梳粧時此綠蛇盤髻の形を結后異之蛇の盤に效て爲結巧なること天工を奪ふ故后の髻毎日不同號て靈蛇髻と爲宮人これを擬れども十に一二を得ず」とありおばこむすびはのらくら女の結ふりなれば靈蛇髻の名ぞふさはしかるべき

○古語に一兎街に走ば萬戸追之といへれど識志ある者豈一兎に狂走せん、物の流行するも兎の街を走が如し安永の間櫛卷といふ髪の風流傳廣く三都におよべりそのもとは武野俗談に「寶暦中淺草寺内お福茶や（今いふ二十間）にみなとやお六とて名だいの女ありて髪も上手にて櫛をさかしまに巻こみて結けり是を櫛巻とて世上の女ゆふ事となれり」とあり明和中祇德が句に、櫛卷に春の柳や三日の月、又柳樽（三編）櫛卷は娶の身持のくづし初」これらにて其流行ゑたるを志るべしおのれ此書を作るにつけてむかしの女風をおもひいだすに二百年前はなに、もあ

おばこ結び　今市中下輩の妻に此風あり

ビンブク髮の毛にて〇かくの如き物を三ッ作り用ふ」とあり

○兒髻、文金髻

日本書紀崇神天皇の御卷に「是時廐戸皇子（聖德太子なり）束髮於額而隨軍後」とある細註に「古俗年少兒、年十五六間束髮於額、十七八間分爲角子今亦然之」とある此支註は養老四年の時なり、束髮於額とあるを、ひさごはなにすと訓せてあるは童髮を瓢のかたちにひたひに下げてゆふ事今も聖德太子の畫像にて玄るべし、角子とは乃兒髻なり右の文を證として兒髻は千百餘年前よりありしを玄るべしかやうに古き風なるゆゑに堂上の公達御元服以前の童形の御平日は兒髻なりされば女童にはゆふべきにはあらざるを女童のゆふよしを按にいまだ潮花ひらかざるほどは男童をうつして角子にゆは玄め男にも應對をゆるし事の輕便に玄たがひ玉ふゆゑにやよしあるあたりにみゆされば此風下輩にうつらずいと／＼めでたきふりにぞありける○今も文金とて島田を高くゆふはうち見るにも人品よき風なり是も下輩へうつらず此風は泡影記（此書は元祿元年より延享元年まで三十七年の筆記寫本自序に武陽隱子五行子とあり、全部漢文）「髩髻を揚結を文金と稱す元文丙辰年より（元文元年）世人好之」とあれば文金の島田は今より百二十年まへよりありへし風なり

○びんみの
安永八年板、當世かもじ雛形といふ書に此圖ありされば近世にもありし物なり古くは須惠と名づく

の卷に九尺のかつら又枕の草子に七尺のかつらのあかく(毛のかれてあかきなり)なりたるといひしもみなかもじなりかづらをかもじといふは湯卷をゆもじ内方をうもじなど、片名をとりてよぶ事東山殿比の女言なり文字には髮と書く和名抄に「髮和名加都良釋名に云髮少者所以被助其髮也」とあれば千年以上よりありし物也又別に鬘といふは神代には男女とも時の草かつらを髻にかけて飾とし又は絲にてもあるひは玉をつなぎてもかつらにしたる事、日本紀、古事紀、萬葉の歌にも見えたり委しくは本居大人が古事紀傳(卷六)黑御鬘の解にみえたり又かつらを中昔はえびかつらともいへり、源氏初音の卷花ちる里のことを「御ぐしなどもいたくさかりすぎにけり、やさしきかたにあらねどえびかつらしてぞつくろひ玉ふべき」とあり此註に伊弉諾尊黑御鬘の事によりてかつらをえびといふといへり又中昔は時の生花を糸につらぬき男の冠にかけし事もありて歌などにもみえたり、かつらは西土にても古し詩經鄘風君子偕老篇に「鬒髮如レ雲不レ屑レ髢」又左傳(卷卅)魯哀公十七年に衞の莊公城上より已氏が妻の髮の美なるを見て使髡て呂姜(哀公が夫人)の髢と爲といふ事みえたり杜註に髢、髮也とあり髢は和漢古くありしをしるべし三禮圖にも髢の事くさ〴〵みえたり

○びんみのを髮に入る事

和名抄容飾の具部に「釋名云假髮和名須惠以レ此假二覆髮上一」とあるは今いふ鬢蓑なり此假髮といふ物西土にてもいと古くよりありし事和名抄に引たる漢の劉熙が釋名の外書見多けれどさのみはひくもうるさし同書假髮の次に蔽髮と出して「釋名云蔽髮和名比太飛蔽レ髮前爲飾」此すゑ、ひたひをもちふる事雅亮裝束抄五節の舞姫の所にみえたり、此ひたひ後世にはびんぶくといひけるか女房裝束着用次第圖にみえたるをこゝに出す正字通に「假髩用二鐵絲一爲レ圈編以レ髮名曰レ髩」とあり、周の世には編と云漢の世には簂といひけるよし正字通にいへり今も鐵絲圈にて作りたるびんみのあり和漢千古同物なるは妙也

○袢ビンブク之體とあり、此圖は東山殿時代の物なり本書は寫本にて彩色の物なり着つけ白織文ひし形うらかけ地赤もやうあやなどにあふひこゝには全身を省略す、髮なば着こめることは中昔の物語どもにも又は古書にもあまた見えたり

一々髷と髱との名を志るしたる圖二十二種ある中にびんさしを入れたる圖二ッあり因ておもふに天明にいたりてはびんさし志て髱を張出し髪の風京に流行たるが江戸の市婦にうつり寛政享和の比及までも婦としてびんさしならざるはなかりしに四十年前の文化にいたりびんさしをすて、びんをちいさくふ

○安永八年京板、當世かもじ雛形といふ書に此圖あり是びんさしを入れたる結風なり上に題して曰山がたくりびんにそぎづとひやうご

全圖を略して出す天明七年江戸板勝川春章筆繪本千代の友に此圖あり是もびんさしを入れてゆひたる髪なり、天明寛政のころびんさし入れざる女なし

くらめゆふをおとしばらげと唱へて、京よりうつり京は安永の末に此一風ありきをり／＼は市婦にもみえしが今は世上翕然として此風なるは復古しともいふべし今の乙女たちはびんさしいれたるさま珍しからんとてその圖をこゝにのせつ但しかたはづしには今もびんさしあり西土の上古にも髱を張出してゆふ風ありしとみえて事物紀原巻三に曰「馮鑑後事云晋永嘉中以レ髪爲ニ歩搖之狀一名曰レ鬢以爲ニ禮容一即今纏髮、特髻乃其遺象」とあり然れば西土にもびんを張てゆふ風ありしなり

○かもじの事

かもじの本名はかつらといふ前に引たる源氏末摘花

くりかたのものありて今もすたらずはじめていできし時は珍しと人々いひけるが其後卜也翁の隨筆(寛政中の作)賤のをだ巻(寫本)をみればたぼさしは近古ありける物なり、をだまきに「延享の頃(按にをだまきを作りたる寛政より五十年ばかりまへ今よりは百年まへ)女のたぼさしといふ物初てはやりいで、京より下りしを母をはじめ召仕ふ女どもまでめづらしがりてもてはやしぬ鯨にて作りたる物なり」とありて圖を出し傍註に「此物今すたれて誰ゑりたる人もなし」とありてちひさく圖をいだしたるに寸法をゑるさずゆゑに大小辨じがたかりしに一日或貴人よりおほせに是は昔のたぼさしなるよし時代の考證あらば記してよとありしがをだ巻のづにたがはざればうつしとゞめし圖左のごとし

○延享年中たぼさしの圖
鯨細工

横の張り四寸
惣長サ六寸
此所はゞ五分
此所にすこしそりあり髮の根もとへ結つけしなるべし
中は高く左右の張り上へ反る

○按に元文延享の頃かもめたぼとてえりのあたりまではり出す結やう流行たる事物に見えたり此たぼさし長サ六寸あるを以て其たぼの長かりしを知るべし

○びんさし

今を去ること六十餘年前天明より寛政にわたり婦人の髮にびんさしとて鯨又はべつかふなどにて鍋のつるのやうなる物を作り是に髩の毛をかきなでびんを張り出して結ふ風はやりし事今六十以上の人の知る所なり大坂の俳諧師匠伊原西鶴が貞享の比の遺稿を元祿八年に板行したる俗つれ〴〵(巻四)に振袖の女をゑがき髮の風着服足袋はき物にいたるまで一々に系を引て細に傍註したる中に前髮の所に系を引て「ふきまへ髮くぢらのひれのまがりたる物を入て髮のうごかぬやうに」とあり、野群談(享保二年大坂自笑其磧合作)巻二「當世の女しゆは厨、糸つむもはゞひろの笄定紋のかんざし水牛の髩あげ針線入りのはね元結」とあり享保のころもつとあげといふ物ありしとみえたり是びんさしの萠なり、さてびんつけ油はじまりしよりのちの草子どもにある(延寶より元祿にわたりては江戸に菱川師宣が繪本寶永より元文にわたりては京に西川祐信が繪本)婦女の圖にびんを張出したるはさらになし近き明和安永にいたりて鈴木春信(江戸長谷川町に住す)が繪本多かれど是にもみえず然るに安永八年の京板に當世かもじ雛形とて(全一册)婦人の半身をゑがき種々の髮の風を圖して

○天和四年江戸板師宣繪本子の日の松にみえたる北里の遊女道中の圖なり此頃は髮のかざり更になし髮をさげたるも見ゆ帶のはゞ四寸ばかりとみゆわらひをうるあそび女さへかくの如しむかしはかく質朴なりしをおもふべし

○享保八年京板西川祐信繪本百人女郎に此圖あり吉原の遊女見世付のさまなり下にあげたる圖の天和四年よりおよそ三十年後なり此頃にいたりてはやゝ花美にうつり袿をなし髮にも櫛かんざしの飾りあれども今にくらぶれば飯焚の下女にもおとれり

〇蜀山翁所藏春畫の卷物に此圖あり奥書左の如し依て按に兵庫は唐輪の變風なるべし

慶長十六辛亥年八月中旬

〇此圖は今弘化四年より五十八年前寛政二年家兄の作られたる物の本に家兄自畫の圖を寫せり、天明、寛政の比北廓の妓みな此髪なりき是を横兵庫といへり

横兵庫

〇此圖は菱川師宣筆天和三年江戸板の繪本にあり、なげ島田とてはやりしはこれならんか

よけれ」とあり又前にも引たる女用訓豪圖彙に御所風と傍註したる圖右の説に符合す

女用訓蒙圖彙に此圖をのせて御所風とあり是今より凡百五十年前御所の垂髮せぬほどの女中の結風なるべし

○たぼの名義

本居大人が玉勝間八巻に曰「今の世女の髮ゆひてうしろと左右へはりいだしたる所をつとゝいふをあづまにてはたをといへり順集に、わすれずもおもほゆるかな朝な〳〵ねしくろ髮のねくたれのたわ」うつほ物語藏開の巻　たゞおぼとのこもりなば御ぐしにたわつきなんす、金葉集戀の一　朝寝髮誰が手枕に、たわつけてけさはかたみにふりこしてみゆ、などありたわたをおなじ言なり但しいにしへの枕のあたりたる所におのづからできたるをいひ今のはことさらに作るなり今按に金葉集のは津守國基の歌なり右にいへるごとく髮のたわみてくせのつきたるなり今江戸にてはたぼといふ」以上一條の全文　此説にてたぼはたわの轉語にて髮のくせのつきて膨脹たる古言なるをしるべし、異本枕のさうし似氣無物の條に「したかみたわつきたる人のあふひつけたる」とあり按にたわは撓の義なり、契冲法師の河社に「今も山里のもの、山のひくくてたわみたるやうの所をいふ詞なり」とあり、和訓栞にも大和に鳥こへのたわといふ所ありといへりしかればたぼ本名はたわにてびんの撓みたるを名づけてよぶ名也又つとゝいふはかみのつとひ出たる名なるべしびんごの尾の道邊には今も坂をたをといふとある人いへり

○たぼさしの起立

今より四十年ばかり以前にたぼさしといふ物いできて市婦らおほかたは是を用ひて重寶とし追々輕便つ

○元祿元年板女用訓蒙圖彙に此圖あり

兵庫曲

島田曲

本書右の如く面體なし

町足利家の營中より起りて今において下輩に移らざるはいみじくめでたき髪の風にぞありける、さてその起りは足利義政公（東山殿ト云）の北の方妙善院殿の女中衆の事を書たる簾中舊記（群書類從巻四百十四武家之部）に女中衆の髪の事をいふ條に「みやつかへなどせぬ時（按に御前へいでず部屋にをる時なり）またみちなどゆく時かもじ長くてわろきときは（按にむかしは平日もさげ髪なるゆゑかくいふなり）したのゆひたる所を右のかたにわなのあるやうに髪をわげてさて下のゆひたる所にべちのひつさきにてゆひつくるなり、ぬる時もよし」とあり、是垂髪を假に片外にむすびおくをいへるなり是ぞかたはづしの權輿なるべき、又元祿元年の板女用訓蒙圖彙（巻三髪の風の條）の「かうがいわげは下髪せし奉公人などそのつとめをしまひうち／＼の局などに入りてくつろぎ又はおのがしゞうちよる頃身持むづかしきゆゑぐる／＼とまはしてかうがいにて假にしめおきたるなり其様おもしろしとて常のゆひ振になりたるなりすゑの世には下髪せぬきはの人柄もなべてかうがいわげをするなりむかしは遊女も下げ髪したるとかや」とあり按に此文かの簾中舊記を勸說したるやうなれど此比及はいまだ簾中舊記は流布あるべからず古老の傳をかきたるなるべければ是も片外のはじまりの一證とすべしされどその圖をみれば今のかたはづしと事は同くして形容は異なり依ておもふに今のかたはづしは簾中舊記の說を本據とすべし

かうがい髷

是笄なり

元祿元年板、女用訓蒙圖彙に此圖ありかうがいを髷にあらはして刺事此結風よりはじまる今よりおよそ百五十餘年のむかしなり此頃の搔枝は、鯨、象牙などなり今は髪第一のかざりとなりぬ

○椎茸たぼの權輿

序文に明和乙酉の歲（二年なり）とありて作者の名は三橋老人とあり寫本全五巻書名を寢覺草といふ隨筆三の巻に「ある老女の物語に御奉公せし比京都より下れし女中方の髪を葵たぼとて名もおもしろく見つきもよきゆゑ朋輩しゆうつしゆひけるが今はいづかたにてもゆはる、やうになりしは名もめでたきゆゑなるべしと語りき此老女貞享二年の生れなり是を今の俚言に椎茸たぼとは髪の黑きを乾たる椎茸に準つらんが見立もあしく名もいやしげなりあふひたぼにてこそ

を添て高尾なるべけれど幾代目なるや畫師の傳も示せと云しは小袖にもかんざしにももみぢの紋あるゆゑなり落欵に寶永乙酉春大和繪師里水圖之とあり高尾は十代目繪師はもろのぶ門人なりと考證を記しおくれり

○元祿九年丙子五月江戸板女寶藏一名女重寶記卷一に、此圖ありてかたはらに妾女とあり上の圖は寶永二年也寛文中の一賤妓が創意の髮の風五十餘年世の人もてはやしたるは是もかの島田にるいする女裝中の一奇之

○丸髷

髮に結ぶりの名ありしよりおよそ百年のゝち伽羅の油といふ物いできてのちは髮のゆひぶりにさま〴〵の形も名もありしかど今世に行れるは、かたはづし、まるまげ、ゑまだの三樣なりされどかたはづしは下輩に用なし島田は齒を染て用なし（他國の田舍には老女の島田なるもありとぞ）上下老若に亘りていと重寶なるは丸髷なり此まるまげをかつ山のくづしとするはひが事なり、きのふはむかし（寫本江戸作序に元文二年）卷二に「今のまるわげはかんゑよりゆひはじむ」とあり（かんしよとかなにてあればさとしがたし）續連珠（延寶四年）（板俳書）「丸わげか渦まく影の柳髮　卜琴」、「藤かつらしてや丸曲柳髮　可道」などあり然れば丸曲も百八十餘年前よりありへし風なりされど古圖にはすくなし丸髷西土は（いと古し）唐書五行志に「元和末婦人爲圓鬟、推髻不設髩飾」こゝに圓鬟とは丸まげときこゆ、又酉陽雜俎續集（卷三）「坊正（人名ナリ）叩門五六有丸髻婉童啓迎云々」丸髻とあるは乃丸髷なり西土書にもまゝみえたり

○片外の權輿

髩つけ油なかりしむかしはかの筋髷も兵庫もみなむすび髮なり片外も元來は結髮なりそも〳〵髮の油いできしのち髮のゆひぶり書見あまたあれど大かたは戲場あるひは淫里の風をいやしき市婦等が推稱て流行せたるなりその中に獨片外のみは四百年前京都室

二階をかり切札所と云て七日潔齋してめぐりけるとき古老のつたへにき丶ぬ今の丸曲をかつ山のくづしといふはひが事なり丸曲はかん云よよりゆひはじめしなり」又、川岡雜談寫本明和九年江戸作上巻「北廓京町二丁目山本勘右衞門抱に勝山といふ遊女あり貞享以前の比なるべし此女いやしき川竹の身なれども敷島の道に心ふかく又佛法を信じ無常迅速の浮世を觀じ其殊勝なる女なり髮の結やう一流をなして世に多く是を學びかつ山と名付く」とあり順禮を學びて母の菩提を吊しも佛法を信じたるゆゑなるべし

〇勝山順禮之古圖　縮寫
人物の丈一尺ばかり極彩色いろつけはこ丶に略す畫名なし

亡兄骨董集梓行せられし(文化十一年甲戌冬)翌年ある貴人より此圖の畵軸を示して畵様の説を問せ玉ひしかど考證勝山が傳のみしるし圖はうつしとゞめけるその丶ち前に引たる二書を得て此圖のさまを氷解せられき是かのきのふはむかしといふは珍書なるゆゑなりおもふに勝山は世に奴とよばれて俠婦とのみおもひぬるに花街に在ながら母の菩提の爲に順禮を學びたるはいみじき孝女なりいやしきあそびめなれど孝心にめで丶其圖をうつしてこ丶に殘しつ

〇勝山髷之詳圖
こ丶には頭のみ全圖は略す
此圖は天保二年辛卯の三月廿二日但馬國の人某より畵軸に書

やことさら花わちがへのもん所までおくられし人は久しきちいんしゆなり又のべさわの何とやらんいふ人も世のつねならず又けんびしの紋をつけむろ町あたりの一もとはよし野さまちいんなりしが少してのあしき事ありてこそのいつやらんよりたかをさまにあはれしが此人はとかくたかをさまをうけねばどうでも口のきかれぬ事じやにさりとては所のさたもこしきをたゝいたやうにいひこなしみかぎりはてしなり此人々の心入とてたかをさまの御とふらひにしるしなど取おこなひ僧をくやう

淺草三谷月光山春慶院地内萬治高尾之墓
總體御影石總丈地より六尺餘臺は半埋れあり碑身幅一尺三寸四分
もん所さし渡四寸七寳の内にもみぢ、此後の たか尾九代はすみ切角の内に紅葉を用ふ

按に此高尾十九を一期としたれば妓となりて物の心をしりつるは僅に四五年なるべし然るに種々の奇談あるは皆後の人の傅會なり弱年の一女子なにをかなさん遺墨遺器を愛するは好事の餘興論ずべからず、此高尾が塚とて別所に一碑あるは沒日もたがへり其碑の來由は醒齋遺稿百樹補訂の高尾考にいはまし

碑面右の横蓮はり上げ左りの横蓮ばかり

し佛をたてなどしへれどしゝてのちの事いかにせんと語りけり」とあり按に高尾が笑を買たるは富人なるべし其輩が力を戮て建たる墓なれば石棺にもしつらんそはともあれ右の文にても高尾が乃死の虚説なるをしるべし

さて髮の一風をおこしたる勝山は俠氣ありしものとみえて異名を奴かつ山とて世に名の高かりし事諸書に散見す、その中に稱すべきは昨日昔（寫本序に元文二年秋台麓之隱士淇水とあり）卷二「萬治のころ奴勝山とて髮の一風にも伊達の名をえしがおもひの外親に孝心にて流れにありし比母はてしときゝて順禮のすがたをこしらへ揚屋の

十一日花桴敬白」とあり（極月十一日は高尾が七の待夜なり）此文の委實なる證據として三又の船中に害せられしといふ古來の妄説を折衷べし、さて又かの三谷の高德寺に垣一重隔たる月光山春慶院（おなじ淨土宗）に今現にたかをが墓あり（門内わづかゆきて左のかたにあり）みかげ石の四方塔にて遊女などが身にはふさはしからぬ墓なるもいぶかしく且又三浦屋が菩提所は榧寺なるにたかををここにかくしたるもいぶかしければ醒齋（京傳）高尾考の企ありし頃（今より四十餘年前なり）春慶院の檀家なる舊林齋（淺草田町ぬひはくやにて畫師）に案内させ醒翁おのれを伴ひて春慶院にいたり布施などしてかの墓の由縁を尋けるに住職いひけるやうむかし此寺に常念佛ありしころ寺のちかくに三浦屋の別莊ありかのたかを病ありて保養の爲別莊にありて（今も三浦長屋とて名のみは殘る）病おもくなりし比わが身のゝちは朝な夕な枕にかよふかねのねの寺へかくし玉はれとの遺言によりてこゝに葬りたるよし寺説に傳へ候たかをが持し物なども寺にありしときゝしが今は一ツも殘り申さず候わが代にいたりて墓所地凹にて大雨の時はひくき墓は水のこゆるほどなれば總檀家へ申合せ墓をもとりのけ土を入れける時たかをがのもとりのけたるに下は石棺にてありしがかやうにけつかうにしたるわけは寺説にもつたへ申さずと語れり是を聞て醒翁もとやかくと評論せられしが檢究すべき書見もなくてうちおきしに是も一證を得たり件の管物語の下の卷に「いざゝせ玉へとてもみぢの茶やのもとへよりて茶などたべとかく語るにあるじのかゝがいひけるは、とのがたの御見物も此春は何の見所も御ざなしみなさまも御ぞんじか此所のにしき高尾さまは冬とししなされ、よし野さま、ときはさま、くるわを出させ玉ひてより所もいかふさびぬ此茶やなどももみぢさまの御世の時は所せきまで御きやくのござりてにぎはひしにことしの春はよろづむかしにかはりきのどくとおもふにもたかをさまの事わすれずなつかしやと袖をしぼる（中略）きこへるふかまたちのれき／＼ありながらとくにもうけ玉はん事じやとそれさへあるに御わづらひの内とてもひきとり御養生とてもあらず御氣しよくがようなられたらうけ玉ひなんあしさうならばいやじやと日よりをみられし事たのもしげなき事ならず

に染草の元政上人俗たりし時高尾が情人なりしに船中の及死をき丶て出家なしたりとあるは上人が身延紀行をしらざるは論なし上人は慶安元年廿六にて出家の時高尾は八歲也おそらくは農夫長助が家にありつらん上人は明曆元年三十三歲にて深草瑞光寺の開祖となり玉ひ寛文八年四十六にて寂し玉へり高尾が事の傳會はみな此るゐにて心ある人の書とゞめしは一ツもなしされば口碑の孟浪を折衷すべき高尾が實傳を得ざるゆゑ未成の高尾考（高尾十一代の實傳）むなしく箱にあり然るに天保十三年仲秋黴書一本を得たり高屛風管物語と題し全二卷萬治三年江戶板序文なし作者は頗る學もありて明曆の舊廓萬治の新廓にも遊び友なる人は高尾が情人にて作者もよしある人げなる事文中にみえたり一部すべて當時の娼妓の事のみにて板橋雜記に似たり…部の發端に「書初て硯の海のもしほ草萬治三年の春のはじめよりそろ〳〵とのべ出しけり」とありて全部の終りに曰「おもひある身のくせとして夜の日もあはぬま丶に硯に對ひて心にうつりゆくこしかたの事どももそこはかとなく書付ればなに事もつまる所は管なりけり、中はみなはうごなれども高屛風ほねを折つ丶仕立こそすれ」と筆をとゞめたるにて書名の心も炳然なり、さて下の卷に此作者の友なる秋の鹿といふ人（按に此名は文中のかり名なるべし）高尾にかよひしうち高尾病死のことを「たかをの紅葉ちりはてたりとて秋の鹿がなげくなん色こそかはれおなじうき身にこそとおもひやられてかれがまふづるさんや高德寺といふしやうどでらに行てみれば香をたき花をたてづきやうしてとむらひをなすなんいと哀れにてわれも一しゆのことばをつゞりてかの佛前にそなへかうでんなしける其ことばに曰」とありて長き文あり末にいたり「ことし萬治二年のとしの秋の末つかたより紅葉の色も霜にいためるけしきのれいならずしてぶらかはせしまにいやまさり顏なれば藥の事もてあつかへどもいささかもしるしとてもあらず日にましよはりもてゆくほどにつひにしはすのはじめの五日に御とし十九とるやにしてなくなり玉ふからをばにしきの袋にいれてあさぢが原のそこ〳〵におさめ今あらためて、てんよめうしんといふ萬治二年己亥極月

そも〳〵丹前風と申は（中略）風呂屋ありし時勝山といへ
る湯女すぐれて情もふかく形とりなり髪のふりよろ
づにつけて世の人にかはりて一流これよりはじめも
てはやして北廓へ出世して不思議の御方までおもは
れためしなき女にはべり」又享保五年庄司富勝（甚左衛門子孫）
が作の（写本）洞房語園（同名の板本あり是は別本なり）巻三「承應明暦の比
新町山本芳順家に勝山といふ太夫ありし元は神田丹
後殿前紀伊國風呂市郎兵衛方に居し風呂屋女なりし
が其頃風呂屋御國禁になりしゆゑ勝山も親里へかへ
りしが又芳順方へつとめたり髪は白き元結にて片曲
のだてゆひ勝山風とて今にすたらず揚屋は多左衛門
にて初ていづる、家々の名とりども勝山みんと兩側
に群り居たりけふはじめての道中なれども八文字を
ふみて通りし粧ひ器量おしたて又並なくみえしと
ぞ全盛は其比廓第一ときこえたり手跡も女にはめづ
らしき能書なり勝山がよみし歌に、いもせ山ながる
る川のうす氷とけてぞいとゞ袖はぬれける（下略）▲さて
此勝山は世にきこえたる萬治高尾が紅葉と二月の花
をあらそひし事は前に引たる萬治三年板の管物語に
詳なりその因によりてこゝに高尾が實傳を擧て船中
の白刄に死たりといふ妄説を折衷（クジク）

按に明暦三年の大火に元葭原類焼して地を千足に
許され草莽を開て萬治二年の春新廓全く成就なし
青樓鱗次として軒を並ぶ此時に當りて三浦屋に二
代目の高尾あり是を萬治高尾とて高尾十一代中の
名妓とす其出生は下野國鹽原の庄中鹽釜村（同名上中
下三村あり）農夫長助が女なり（此家今ありとぞ）高尾十一代のうち
に獨り此高尾のみ世に推稱せらるゝは一貴顯の事
に出、巷傳に曰高尾或貴顯に寵せられ身を贖れた
れども節を情人に守りて随ず終には船中の白刄に
死せりといふは因是一犬虚に吼て萬犬實をつたへ
たる妄説なり然れども衆口金を鑠を以て具眼の徒
も雷同して實跡とす既に享和二年かの鹽原の里人
高尾が出生の地とて其所に建たる鴻儒某の碑文に
「遂遇害於三叉水」と妄説を碑に殘して千古に傳ふ
るに至る是高尾に實傳の書なきゆゑ巷説によられ
たるなるべし亡兄醒齋翁嘗巷傳の妄説折衷せばや
とて高尾考の企ありしゆゑ彼が事のみえたる物數
本參考せられしかど皆牽强傅會の説のみにて取べ
き事さらになし秘記のるゐにもさる事みえず或書

宿の島田たちにし髮もゆう君保友」又元祿九年板女重寶記按に此書新古二板あり巻の一に髮の風をならべいふ所に「町風は京も田舍も島田かうがい髷の二いろ上﨟も下﨟もいふ事七八十年此方におよべり」とあり、按に元祿九年より八十年前は寛永四年也此比及にはいまだ島田の名も圖も物にみえずされど右に引たる寛文五年の保友が夷曲などを參考すれば島田髷の起れるは今よりおほかた二百年前なるべし其風今に盛にして錦殿蓬窓島田ならざるなきはいと〳〵めでたき髮の風にぞありける元祿の間には、大島田、やつし島田、しめつけ島田、なげ島田など皆狀によるの名なり此它にも、玉むすび、吹あげ、つり船猶さま〴〵の髮の風はやりし事物にみえたれどうるさければもらしつ髮に狀をつくるはびん付油といふ物起立しゆゑなりびん付のはじまりは次にいふべし

歷世女裝考巻之三終

歷世女裝考巻之四

○勝山といふ髮の結風

勝山といふ髮の髻今も其名は殘りつれど髷の狀は當世なり古き形狀は圖をみてしるべし此髻は二百年前承應の間江都に名高かりし湯女勝山が結はじめたる髷也此勝山湯女風呂國禁ありてのち北廓に入りかの高尾と時を同うしてその名ます〳〵聞ゆ萬治三年江戸板高屛風管物語上巻に北廓の茶屋の老婆遊客に妓どもを指て名ををしゆる所「さて巴の御もんをめしたる御ンとしのほどはたちばかりの御ン方はたぜんのせうさんとて京田舍に名高き勝山さまとこそ申なれ中略みどりなる髮をば手がはりにゆひなし玉ふ」とあり此かつ山が結風はやりつたへしとみえて萬治三年より廿五年のち天和三年江戸板浮世物眞似口寫横本巻上花の露屋喜左衞門が芝宇田川町とあり店にて伽羅の油いひ立の詞に「まつた女中のだて風は、兵庫、つのぐる、あるひはしまだかつ山りう」とあり又勝山が廓に在し萬治二年より廿四年のち天和二年大坂西鶴作一代男巻一に

しとみえて元祿八年板大坂人俳諧師伊原西鶴が作俗つれ〳〵巻四吉野山花見の所に「歳は四十四五なる奥按ずるに此比は市中富商の妻をすべて奥さまといふ京大坂の詞也むかしを今に兵庫曲をかしげに中略ぬり笠にめつきのくわんをうたせいただきなしに赤いしめ緒よろづいやなるとりなり」此文にて兵庫髷のすたれたる事明し然れども天明の比までも遊女には此風のこりて上職のものらおほかたは横兵庫ならざるはなかりしに是も今は島田になりて兵庫は影もみえずなりぬ、兵庫の髮の狀四の巻に圖あり

〇島田髷の始原

兵庫の後島田といふ結風おこる此ふり慶長より明暦あたりまでの雜書どもには名も圖もみえざれど寛文の中ころより起りしならん萬治二年板淺井了意が作東海道名所記巻三大井川の條に曰「島田よりこゝまでかゝれどつひに歌袋の緒がとけぬといふ馬かたきゝて島田の事ならば髮をゆふたる事をよみ玉へかしといふ是に心つきて「はたごやの女はちりのつくも髮せめて島田に結よしもがな」とよみたりげにげに春元の句に、名にゆふやげにも島田の柳髮といへる面影はべるとてたどり〳〵男の騎たる馬のしりにつきてゆく」とあり前に引たる貞享三年の婦人養草に、髮に島田兵庫などいふは遊女のある所の名をかりていふとある說に符合す又享保十九年板菊岡沾凉が作世事談巻五「島田といふは東海道島田宿の女つねに此髮の風を結ひけるそれゆゑに此名あり」といへり按に寶永七年板寛潤平家物語巻一に正保慶安の比東海道の茶汲女の名高きをならべいふ所に「鈴下嶺の、おふり、坂の下の、お竹、關の、小萬、桑名の、おしゆん」などならべいへれば島田にもさるものありて髮の一風をゆひはやらしもしるべからずなにゝも田舍の女がゆひはじめたる髮の風二百年すたらず天下翕然として島田なるは女裝中の一奇事なりむかし島田宿に遊女ありし事は盛衰記巻廿又平家物語長門本巻十にも若殿原打つれて島田の宿の遊君に遊ぶ事みえたり昔は海道におほかたは遊女ありしとみえて更科日記に此書の作者孝標朝臣の女足柄山にやどりし時遊女二人傘をさして來りうたうたひし事みえたり、曾我物語には虎を海道一の遊君といへり寛文五年板古今夷曲集に「大井川ながれをたて、住

げざりけり」とあるにて賤の女まですべらかしなりし事明し下輩もさげ髮の風俗世々に傳はりし證は天和三年大坂西鶴作一代男（巻三）下の闕稻荷町の遊女の事を「上方のしなしありてとりみださず髮さげながらおほかたはうちかけ」とあり田舍のはかなき妓さへ垂髮にしたるをもて其他をしるべし、已往物語（親見翁享保年中八十餘歳にて寛永以來江戸の風俗をかゝれたる物寫本にて流布しけるに弘化二年、八十翁物語としてある人上梓す）「むかしは正月五節供惣じて祝ひ日には何程の小身にても家の主人麻上下を着し召仕ふ侍も上下を着す（中略）五節供は内室髮を下げ針妙も髮をさげ十歳以上の子供親の如くその衣服をきせるそれのみならず神佛參詣には髮を下げる云々」とありこゝにむかしとあるは此書を作られたる享保より六十年ばかりのむかし萬治寛文あたりの事なるべし前に出したる圖を照しみて下輩もさげ髮したるをしるべし

○兵庫といふ髮の風

今俗にいふ兒髷又は唐子髷ともいふを上古は、ひさごはな、といひ中昔には、あげまき、といへるは皆男の兒の髮の結風の名なり女の兒の、目ざし、ふりわけ髮、うなゐはなりなどいふは髮の毛のさまにて結ぶりの名にはあらざる事、勿論なりされば前にいへる寶髻を女の髮の髷の起立とすべし次に筋髷次に唐輪の名ありしこと前にいへり、さて慶長の末寛永の比にいたり唐輪一變して兵庫といふ髷の名あり狀は圖をみてしるべし此髷は攝津國兵庫の遊女より結ひはじめたる髷なり寛永八年板の俳書犬子集（前句）（重頼）「兵庫の者よたゞごめんなれ（附句）けがをしてゆく女房の髮の曲」又慶安元年板峯續集（前句）（正信）「娶にほし聞ば兵庫よ泊り船（附句）名に結びたる靑柳の髮」又婦人養草（貞享三年板儒者藤井懶齋翁作）巻一「當時（貞享二年をいひけるか）髮のゆひやうの名を島田兵庫などいふは遊女の在る所の名をかりていふなりとぞ」とあり此兵庫髷寛永の比及より盛にしておよそ六十年ばかりの間都も鄙も中人以下の女はみなゆひたる髷なれば其事の書見いと多し抄錄にはとゞめあれどうるさければ不引けだし吉原大全といふ書に（明和五年板巻の三）元葭原の比兵庫屋といふ遊女屋より起りたる髮の風とあるは兵庫の遊女屋妓をつれて江戸へ下りて妓樓をひらきたる比其妓の髮の風它の妓にもうつりしならん、さて此結ひ風元祿にいたりては、島田、勝山の二風にへされて稍々すたれ

にわだかまるほどの長さなればうちおどろかれつ、あれ見よと從者をよぶこゑかれき、つけん障子の內へ逃入りけるに黒髮はそこにあまりて引きけりのちに此事を里の翁に語りければ此島にはさる女ままありとかたりき」とあり(島とは八丈也)和漢三才圖會(正德三年)(板容飾の部)「髮(カモジ)は大抵長者三尺許琉球國の髮は五六尺」とありこれはかのひねりつぎたるにはあるべからず通商にするほどなればあまたの髮にてあまたの女の髮の毛なるべし今もさる女あるめりかの八丈も然らんかし、さて八丈島の髮長姬に似たる事西土にもあり元人伊世珍作(津逮秘書に納)瑯嬛記(卷上)「輕雲(女の名)鬢髮甚長毎梳頭立於榻上髮猶拂地云々」とあり、件の事どもの他和漢に髮の長かりし書見、抄錄しおきたれど文も髮と倶に長ければ皆棄て不引

○下輩の下げ髮

往古は貴賤とも常に下げ髮なる事前にもいへるが如し枕のさうしみじかくてありぬべき物の段に「げす女の髮うるはしくみじかくてありぬべし」とあるも下主女のさげ髮をいへるなり後世になりても平家物語(卷二)鬼界島の事を「男は烏帽子も着ず女は髮もさ

此圖の事實は本文にあり

忠臣吉房卿の筆記ありし、吉野拾遺巻三「南都諸大寺を巡禮して御たから物どもあなたこなた、をがみはべりし時心にしみてたふとく日數のうつるもしらずさまよひけり中にもありがたくおそろしぐおぼえしは興福寺寶藏の内にまろき箱ありその中にたけ一丈あまりなる髮ありそのいろひすひをあざむく黑髮つやゝかにしてなぞらふべき物なし是は光明皇后の御ぐしなりとぞさらに今やうの髮に似ずかゝる物もありけるにやとおぼえはべり七百餘年のむかしの御すがたを今みるやうの心ちになんはべり御かたちのうるはしきはむかしよりの書どもにかひがひしく記しとゞめつれば今さらのぶべき事にもあらず觀音さつたのさいたんなりといふ事かの緣起にもくはしやん事なき御事なるべし」一條の全文かやうに記し玉ひたる吉房卿は佛道を信じ玉ひて入道ありしの御髮の事は見玉ひしをそのまゝしるしたるにて露ばかりも文をかざりたるにはあるべからず今髮の毛一丈の女あらば人なにとかいはんしかし今も髮の毛すぐれて長き女ありしよし物にみえたりすゐにいふべし○謹按に光明皇后は聖武天皇の皇后孝謙天皇の御ㇵ母なり聖武天皇は孝謙天皇の御世天平寶字八年五月御年五十六にて崩御あり光明皇后は天平九年崩玉へり御年六十聖武帝の御陵佐保へ合葬し奉るかの一丈の御髮は御在世に御法體ありし御遺髮なるべく寺院に殘るは深く佛道を信じ玉ひしゆゑ由緣事なるべし、さて百四五十年のちかきむかしまでも貴賤となくたれ髮なれば長きを稱美したるなり、富士人穴草子寛永九年板「又こゝに女ありけるが河原さいの髮の長さ百丈ばかりにおやして髮のうらは火焰のもゆる女あり是は人の髮の長きをうらみたる女なりゆめゆめかやうの事をおもふべからずつみふかき事なり」とあり今は髮をゆひあぐるが上下の常なれば髮の長きも短きも心にとむる人なしその心よりは一丈の髮は妖物ともいはましされど今もまれには髮の長きあり寛政の頃或人の筆記せられたる寫本豆島見聞私記圖本の部「ある日こゝかしこと見めぐりて山の麓の村を通りし時間荒なる垣ごしにふと見いれたれば時しも五月なりければ單衣着たる若き女あたりには染絲乾てある椽に立ながら自らけづりてゐたるが黑髮椽

りあまりたらんとみゆ坐したる髪のすべしたまりてみゆるが立あゆまば一尺もひかれなんとなり又同書よもぎふの巻に此するゑつむ花年頃めしつかひたる侍從といふ女にわかる、所「かたみにそへ玉ふべきみなれころも、、もしほなれたればとしへぬるゑるし見せ玉ふべきものなくて御くしのおちたりけるをかつらに夊玉へるが九尺よばかりにていときよらなるをおかしげなるはこにいれて、くぬえかう小袖にとめるたき物なりのいとかうばしき一つぼぐして賜ふ」とありおもふにおち髪なれば短ぞあるべき然るに九尺とあるはつなぎたる物ならん夊かおもはるは觀進聖職人歌合今より三百餘年前、文安の比の物髮捻の繪の歌に「花かつらおち髪ならばひろひおきひねりつぎてもうらましものを」猶かつらの條にもいふべし、又枕のさうしみじかくてありぬべき物のくだり「げす女の髪うるはしうみじかくてありぬべし」又うらやましき物の條「髪長くうるはしう、さがりばなどめでたき人」とある髪のたけ長きを稱美する事をおもふべしされば物にもかき載つるならん榮花物語初花の巻寛弘五年「宮はうへの御つぼねにおはします、御てならひなどせさせ歌などにやとぞ、たゞ今の御とし廿ばかりにこそおはしませど、いとわか

うぞおはしますもとよりさ、やかにおはしますめり中略おなじやうなる事なれどえもいはずこまやかにめでたくて御ゝたけに二尺ばかりあまらせ玉へり」又同書寛弘七年「大姫君はたゞ今十七八ばかりにて御くしこまやかにいみじううつくしげにて御たけに四五寸ばかりあまり玉へり中略中の姫君は後に上東門院後一條院の御母十五六にて大姫君よりはすこしおほきやかにていと夊うとくにもの〳〵しうあなきよげの人やとみえ玉ひて、御ぐしはたけに三寸ばかりたらぬほどにていみじうふさやかにたのもしげにみえたり」猶長くのびんとたのもしき也又宇治大納言物語に「一條院の御時堀川右口臣女御上東門院の臥せ玉へるありさまを見玉ふ所「見たてまつらせ玉へば中略御ぐしいとうるはしうめでたくて御たけに二尺ばかりあまり玉へりいまはたちばかりにやされどわかくさかりにきよげにみえさせ玉ふ」とあり按に右に引たる榮花には十五六にて「御ぐしはたけに三寸ばかりたらぬ」といひこ、には「御たけに二尺ばかりあまり玉へり今はたちばかりにや」とあれば五年がほどに御髪二尺七寸のび玉ひしなりかやうの事今はあるべからず又南朝の

ひ玉ふべしうへ〳〵にみやつかへ玉ふる女中の心得にもとてぞ

○むかしの女は髪の丈長かりし證據

古事記應神天皇の卷に髪長姫の名あり本居大人の古事記傳に「髪長比賣の名の義は字の如くなるべし」とありて別に説なしされば此髪長姫の髪いかばかり長かりけん神代には人身の長高かりし事一の卷にいへり髪も長かりしとみえて古事記神代の卷に大穴牟遲神を八十神憎み玉ひて殺さんとたくみ玉ふて寐ましたる時かの神の髪の毛を臥し玉ひたる室の每椽に結着たる事みえたり古事記傳卷十に說ありてそのまゝ髪の毛の長しとせりされば女はなをさら長かりけんかし、さて八百年の中昔になりても女の髪今にくらぶれば甚長く身の長にあまれり、つら〳〵おもふにむかしは水油のみつけて油の事次にいふべしかきたらしおくゆゑ生延やすく今はをさなきより油にかためてちゞめ結ゆゑむかしよりは長からぬにやあらんかしむかしの長かりしはうつほ物語藏びらきの卷上の上御産より七日目の所、此書は源順が作といふ說もあれば今よりおよそ九百年にちかき古書也「女御君きこえ玉ふ夕さりは御ゆどのすべしおき玉へ御くしかきとかんときこえ玉へばおき玉へり中略女御君かんのおどゝ、かいわけつゝけづりあり玉ふいとおほくうつくしげにて八しやくばかりあり云々」とあり此書中此外にも髪の長き事みゆさのみはとて不引髪をかきとかしたるを八尺ばかりといへば髪にあらざる事明かなり此物語も源氏のやうなる作り物語なれど其世には髪の丈八尺の女もありつるゆゑに物したるなめりさればほかのもおして知るべし住吉物語上の卷に正月十日姫たちさが野のに遊ぶ所、此書は源氏よりまへの物「中の君おり玉へりさが野にて車より下る紅梅のうへにこきあやのうちぎ着玉へりさしあゆみ玉へるさまいとあてやかに髪はうちぎのすそにひとしかりけり三の君おり玉へり中略姫君三の君のいもととみにもおり玉はぬをいかに人をばおろしまいらせてとせめければ中略おり玉へり櫻かさねの御ぞにくれなゐのひとへばかまふみしたきあゆみ玉へるすがた髪はうちぎのすそにゆたかにあまれり」とあり、又源氏すゑつむ花の卷雪のあした源氏の君すゑつむ花のすがたをよく〳〵み玉ふ所すゑつむ花十八歳「まづゐたけのたかう、をぜなかにみえ玉ふさればよとむねつぶれぬかしらつき髪のかゝりしもうつくしげにて、めでたしとおもひきこゆる人々にもをさ〳〵おとるまじううちきのすそにたまりてひかれたるほど尺ばか

りて細註に「せついんには鼠などをる事あり此ゆゑにまづ內をうかゞふなり」とあるにてすべらかしのあつかひをしれり古きむかしもさにこそあるらめ今の女中はかもじかけたる時御前を下りて私事に立居しげきにはかもじの末を袖に入れ玉ふ事ありこれも東山殿ころの女中にありし事にていと古き風なり

○落髮を燒捨る

公事根元（今より四百五十餘年前の書）「十一月下の午日藏人御ぐしのけづりくづを玉はりて主殿寮にむかひてやくなり此外ことなる事なし」とあり是帝あるひは皇子皇女の御髮の梳屑なるべし是をやきすつるはいかゞにおもはるれど髮の毛は多年を歷されば消ざる物ゆゑ灰となして埋もし流しもしたるなるべし今俗に剪たる爪火に入れば爪のぬし氣ちがひになるといふはそらことなりいかんとなれは毛も爪も氣脈のあまりなりさる事あらばいかで御髮を燒べき

○髮を洗ふをすますといふ古言

今物を洗ふをすますといふ女詞いと古し、うつほ物語（樓の上の卷下の上）「七月七日、いぬ宮御ぐしすまさせ玉ふとて、ろうの南なる山ゐのしりひきたるに（泉を引たる庭、內の細き流れ）はまゆかし（かど丸のしやうぎ）水のうへにたて、、ないしのかみ、もろともにおはす、それもすまし（髮を）ためり、人もみえぬかたなれどほふせふ、ひかせ、玉へり」とありさればすますといふ詞は八九百年前よりありしをしるるべし七月七日に油の物をあらへばよくおつる事妙なるゆゑ（おのれこゝろみていふ）髮を洗ひ玉ひしならんおなじ物語のうちに七夕に宮女加茂川にいでて髮あらふ事藤原の君の卷にみゆ、さてこゝにほふせふとあるは今の幕のやうなる物なり（唐土にもある物にて書見多し）女が髮あらふには肌もあらはなるゆゑ步障を引たるなめり（ほふせふとよぶは音便なり）、赤染衞門集（卷一）はやうすみしところにかしらあらひにいきて「ふるさとのいた井のなかはすみながらわがみづからぞあくかれにける」ト灰汁にいひかけたれば水灰汁にてもあらひしならん、伊勢が集にも井水に沐歌みえたり是びんつけ油なき世なれば也

○髮あらふ吉日

論衡（第廿四）譏日篇（唐土の古書）「沐書曰子日沐令人愛之卯日沐令人白頭」とあり女中はかならず子の日に髮あら

●是はむかしのごふくやなり
あり、みせたなとは棚に物をならべてみせおくの名なり今市中にてみせともたなともいふはむかしみせたなといひし名の二つにわかれたるなり

髪道具を納るが本義なるから臥髪をいる、はよしあり、さてれんだいといふ物吾淺學には見證なきゆゑ或故實家にたづねたる書翰に「貴人長かつらにて御歩行の時はかもじのすゑをうちみだれの箱にうけ着坐の時はかつらをのばしゑりぞく事おそばにはべる女房の心得なりされば うち臥玉ふ時うちみだれの箱におき玉ふる事もあるべきことなり、さてれんだいと申するは簾臺と書つたへて形は衣桁に似て茶人の風呂さき屏風ほどの物にて袿又は帶など假に掛置ものにて候閨の枕べにおくべき物といふ傳へは覺悟不仕候」と答へき、依ておもふに今用ふる枕屏風も長かもじその外身につく物を假に掛る物にて高さは一尺五六寸なるが本義なるべし

○すべらかしにて厠へ入る

おのれ此書をつゞるにつけておもひけるやうむかしは貴賤とも下げ髪を常とすされば厠に入るをりはと偶と心にかゝり女房の書どもあれこれ捜索しにありげなる、阿佛尼が乳母草子にもみえざりしに前にも引たる女中心得の書を得て發明せり「御隱所へ（かはやの事）御ともの時はかいどりをばとらせ申かもじをば御帶へはさみまいらすべし夜ならば手ゑよくをもちてまづ主よりさきへ入り内を視まはしその、ちわれはとほくなくちかくなくひかへてよきなり、とあ

○此圖は天和二年大坂板西鶴作の一代男といふさうしの卷の三にみえたる繪也此外に三人ならびたる女もみなさげ髮なり本文を按ずれば妾奉公する女茶屋などにて目見えする所なりおもふに今より百五六十年ばかり以前までは町家の女たりともあらたまる席へはさげ髮にしたる事とみえたり、一代男の書中に島原の遊女がさげ髮したる所もみゆむかしかゝる風俗なりしは世々の風のうちつゞきて殘れるが常となりたるなめりしかるに今下げ髮するはよしあるあたりの式正にのみ殘りしは昌平にひさしきにつれてよろづの事輕便にうつりて下げ髮の不便なるはおのづからすたりびん付油のいできしより髮の風さま〴〵になりしは國澤のしるしといとめでたくぞおぼゆる

○此櫛の圖二の卷の所へ出すべきを餘地なかりしゆゑ此所にのす

二寸三分

●長き櫛は今より九十年ばかり前おのれが母の若かりし比さしたる物とて今猶家にありべつかふの挽ぬきなり、小櫛は上品の水牛にて寸法圖の如くあつさは峰にて一分つよく末は一分によはし古色のさま二百年外の物とみゆ今かやうのさし櫛市中にはやるはむかしにかへりしといふべくみゆるゆゑにこゝにいだせり

山東菴所藏

○此圖は學友桂園翁がもたる文安の比の物なるかゞみわりの繪卷にみえたる京の四條の町家にて物うるさまなり是をみせ棚と本文にあり物うる女も物かふ女もさげ髮なり今とはいたく風俗のかはれるをしるべし此所の全圖は骨董集二編の下に

はされて、すこしうちふくだみたるが、かたにかゝりたるまことにめでたし」とありそのすがた見るが如し、こゝに髮のふくだみたるとは髮に癖のつく事なり此詞古き物語どもにもあまたみゆふくだむはふくれ、たはむの義なり本居大人の玉かつま卷の八に考說つまびらかなり

○すべらかしにて夜寢、枕屏風の本義、

むかしは女商人さへすべらかしなるは下に出す圖をみて知るべしさて宮女など寢には髮を枕にしきかひて臥たるさま古き書卷どもにみゆ、うちあがりたるあたりにては臥玉ふ枕もとにうちみだしの箱俗にはみだれ箱をおきて髮を入れて臥玉ふ事もありしとみえて古書卷に其圖を見たる事ありしが女裝考の企いまだなかりし比なればいたづらに見すぐしたるゆゑ書卷の名さへわすれたれば古書卷をうつしもたる繪師たちへたづねしかど摸本もなくさだかにおぼへし人もなかりきそのゝち文明年中の武家の女中むきの事どもの記錄を拔書したる物とみゆる女中心得之書寫本全二卷に「かもじをさげていね玉ふ時はまくらのもとへうちみだれを箱也おきそれにかもじをおくべしまくらびやうぶ、れんだいにもかくるなり」とあるはおほかたは三百年前をいひつるならんうちみだれの箱は理

●たち君、ことばがき「ずは御らんぜよけしからずや
今より四百年餘前下す女

○此圖は文安寶德の間の物なりと言つたふ七十一番職人歌合の繪なり、たち君とは今俗にいへば切見世のあそび女、つじ君とは夜鷹又はやほつともいふ女なりむかしはかゝるいやしくはかなき女さへさげ髮なれば其他をもおしてしるべしされどいやしくてしげく身をはたらかす女は心のまゝに髮をむすびおく圖もおなじ物にみゆ
●つじ君、ことばかき、やど・ふいらせ給へ

なり支註に、一品已下五位已上寶髻を去る、とあり此寶髻の事を令義解に、寶髻とは金玉を以て餝物なり是乃神代の餘風なりといへるは神代は男女とも髻に珠を飾る事前にいへるが如しさて此寶髻の形狀は

●百樹按に此圖、女官服章にあり寫本の物

釵子
かんざし
寶髻
ひんそぎ
むかしの名、さがりば
のちの名、大びん
元結の名古今同じ▲

▲但しむかしはうすやうの紙をたゝみてむすぶ後世は繪元結なり
●髪のすゑよりかもじ三所水引にてむすぶ

安齋隨筆赤鳥の卷に「上ッ代の結髪といふは垂髪を頂の上へとりあげて瘤の如くにしてそれを結て釵子を刺なり」といはれたり、雅亮裝束抄に釵子の刺樣くはしくみえたれども寶髻の事はみえずたゞ釵子につけてある紐を頭にいふゑかたをくはしくゑるしあるをおもへば寶髻なりし事推てゑらるゝと後の物ながらさいしをかざりたる圖をこゝに出して、榮花、源氏、枕のさうし、式部が日記などにも「さいしさして云々」とあるそのさま寶髻のゆひぶりをもゑらしむ

右の圖ある女官服章といふ書の奥書に寶曆十三年癸未五月廿七日平貞丈とありて或縉紳家の御本を寫されたるよし也書中の事どもは室町殿比といふ貞丈先生の註釋ありされぱかの寶髻の形狀の一證とすべし

○むかしのすべらかしのさま、髪のふくだむむかしの垂髪のさまは古書にてもゑらるれど七八百年前の宮女を今目前に見る心地するは枕のさうし季吟本卷の二「きよげなる人の、よるは風のさはぎにねさめつれば、ひさしふねおきたるまゝに、かゞみうちみて、もやすこしゐざりいでたる、かみは風に吹まよ

みえたり（されども祝義の時は下げ髮なる事次にいふべし、）さて右の井筒女之助といふ名はかぶき狂言などにて女中たちも知れる名なれば話柄にもとて唐輪の考證のついでに實傳をゑるしつ〇件の事どもをおもひわたしてつら／＼考るにかの髮上ヶのさまを「からゑをおかしげにかきたるやうなる」と紫式部がいひたるその形狀はこゝに出す古圖の唐輪にやありけんかし是は又も管見の强言にこそあれ

〇亡兄醒齋翁、骨董集の上編、三線鼓弓の古製、といふ條の檢證の圖に髮を唐輪にゆひ振袖を着て將几に腰かけ三線をひく圖の傍註に「寬永正保の比の古書なり三線の古製をみるべし、美少年の男子の體也」と云れたるその圖は踊りの繪の中より拔寫れたる物にて原本の全圖は拔うつされたる圖とおなじさまなるもの八人大小あるひは脇差ばかりなるも、ありて美少年のさまにみゆるゆゑに踊りの三線ひく（三人あり）拔圖をも美少年の男子の體といはれたるは一時の論失なり、愚按にはおそらくは寬永の比、京の六條に廓ありし時遊女等が盆踊の圖なるべし然おもふよしは箕山が大鏡（寫本寬永の比の京のくるわの事をむねとしてかきたる物）に廓中の踊の事を「太夫天神のこらず髮はつつこみ大振袖いづれも美少年の如く云々」とあり又大小は眞劒にあらず踊道具也日次記事に「凡七月街市に、太鼓、團扇、大小木刀、加伊羅木（さや、の事）三尺手巾、奇特頭巾、作り鬚、金箔紋所、を賣る是盆踊必用之具也」（本書漢文）とあるにて右の圖の大小は踊り道具なる事明し人物は遊女なるべく髮は唐輪なり、此考證に引たる書は醒齋翁骨董集にも他の事には引れたれどわすれて偶然女を男子とあやまり玉ひしなり、是は此書に用なけれど唐輪の筆のつひでにゑるして亡兄が爲に骨董集を補ふ

〇寶髻といふ髻

唐土は國の開闢より女も卷髮風俗なるゆゑ歷世に髮の結ひやうに名ある事彼國の書どもに散見する處枚擧に遑あらず御國は神の御代より女は垂髮なるから髮のゆひやうに名ありし事さらになし然るに人王六十代醍醐天皇の御世にいたりて結髮するに寶髻といふ名始て延喜式（衣服令ノ下）にみえたりされど宮女皆寶髻なるにはあらず內親王、內命婦禮服の時は寶髻

すぐれたる渡り奉公人ありけりかの人のかたち女人の出立にて髪を長く生しからわにゆひ其唐輪の中に不斷平針をさしこみておきたる也是は人にから輪をとられまじき爲なりとぞ、傳聞に井筒女之助は境若狹といひて吉川廣家の家來なるが浪人して攝州有馬郡の内三輪といふ所に久しく住たりときゝ一生おちどなきかひ〴〵しき武士なりはう〴〵渡りありき後は雲州に下り堀尾帯刀吉晴の家來となり雲州にて病死なりときこえし」とあり又七の巻に「喧嘩口論を起しわたくしの意趣に命を捨ることとせんなき事なりむかし井筒女之助といふ侍ありそのかたち女人の出立なり髪を長くはやしから輪にゆひ着るゐなども女人むきの小袖なり不斷刀脇差も幼少なる人の如く鍔際にてこよりにてとめてさしたるとなり此心はたとへ人に頭をうたるゝとも一生わたくしの意趣にては死ぬまじとの心もちなりしかるゆゑ常は男をやめてつまる所は主の御用に命を捨んとの心にて女人のごとくに形をなし女之助とも名つきたる也ときこえし親は境備後といふて吉川駿河守元春の家來なり女之助若き名は境又平といひし人也藝州沼田郡新庄といふ所より出生ときく右の境備後より今の境宗右衛門正次までは四代也ときこえし」とあり是に徴據ば天文の間にかの筋曲といひしを天正にいたりては唐輪ととなへて中人以下の女は常にゆひしと

○唐輪髷之古圖

此圖は岩佐又兵衛が筆なりとて或人のもたる摸本なるをこゝには全圖を略しつ本幅は極彩色にていかさま岩佐が眞跡と見ゆとぞ此畫人は慶長元和を盛にへたる人なれば唐輪の髪のさま證とすべし此畫人を俗には浮世又平と云つたふ

たみえたるは今もいふ唐輪の事なるべし是等を一ツの證として較れば中昔の結髪の狀は唐輪なりけんかし是はおのれが淺學の强言なれば取にたらざれどもおもひよりたれば是に志るして諸君のをしへをまつ○唐輪といふ髻の名日本紀に角子を（男の子にいふ）あげまきからわと訓太平記（抄錄巻目を脱せり）「年十五六許なる小兒の髮唐輪にあげたる」又東山殿前後の記錄どもにもからわといふ名みえたれど皆男の兒のみにいへり、耳底記（烏丸光廣卿細川玄旨と問答の書）「元服以前の童の髮は常に切事なし長にあまるとも生しおく也是を結ふ時は髮の元を取揃へ頂上のほどへ上げて結之其末を二ツに分け額の上に丸く輪に唐輪に結之也」とあり（是古より男兒の髮の風なる事前にいへるが如し）さて女も便宜によりてはからわにゆ

雲髻とあり

○同書の内

包搭

○清俗奇聞　乞巧奠の所の圖、侍女三人ありこゝにはぶく
圖の如くひたひをおほひてかざりとする物、

此髮もからわに似たり

ひしも古代ありしとみえて東鑑（巻十七）正治三年五月十四日の下「坂額女如童上髮云々」とあり是唐輪なるべしいとのちの物ながら天文年中の書奇異雑談（巻五）「唐には男女諸人髮をながゝらしめて髮をつかねて髮の根に四五寸なる釵をよこにさして髮を釵にかけてくる〳〵とまきておしかふでおくなり日本にいやしき女の筋曲といふごとくなり」とありこゝに筋曲とはからわときこゆ志かれば三百年前より女もからわにゆふ事はありしがその瞭然は天正の間なる（天文より四十年のち）小松軍記（群書類從本）に陣中へ軍士の妻食物を持ゆくさまをいふ所に「粕毛の髮を唐曲に結て云々」とあり又松田一樂入道秀任寛文七年作武者物語抄（寛文九年上木全七冊巻一の）「古き侍の物語に曰、井筒女之助と云て武遍世に

とあり、蠆は蜂の如く螫蟲なり和名、佐曾利といふ乏かれども和名抄には蠮螉を佐曾利とあり、字彙に「蠮螉は土蜂」和名抄に蠮蠮に誤るとあり、本草綱目を見れば

○蠆蟲之圖
物類品隲巻之五に此圖あり
蟲の大さ圖の如し

蠆は山中の石の下などに住む虫といへれば蠮螉も蠆の種類ゆゑ佐曾利と和名に訓けんかし新撰字鏡には螫を「佐須、又、佐曾利」とあり蠆も螫蟲ゆゑに佐曾利と訓てもよしなきにあらず、和漢三才圖會巻五十二に「水蠆俗にいふ太以古无之形畧蟷螂に似たり云々」といへり蠆の種類なるべし是髮の風には用なけれど偶と筆のついでに乏るす、さて巻髮如蠆といふを詩經箋註に「蠆螫蟲也尾末揵然似婦人髮末上曲巻然云々」とあり然ればこゝに出せる宋書の髮の風も、巻髮如蠆、といひしに畧似たり又、予が髮曲局とあるにも遠からず、又禮記内則子事父母といふ所に「櫛、笄、總と云註に、總は髮を束て餘を垂す也」とあり是又蠆の形ありされば西土にも上古の髮の風を世々につたへて大同小異あるのみならんか

○宋人李戴筆、絹幅落欵あり畫院家の鑑識もありて眞跡とぞ、全圖は此美人庭中の松下に立て手に團扇を持、牡丹花下に猫

金泥
朱
鈴金泥
服 薄紫 モヤウ 胡粉

蝶を捕へたるを視る侍女一人あり小童二人一人は猫を指す一人手を擧て笑ふ着色建幅
寫山樓摸本

事文類聚後集巻十二宮粧の條にも又清人褚稼軒が堅瓠三集巻一にも歴世の髮の髻の名あまたある中に、雲鬟、双鬟などの名は、唐、宋、元、明の詩にもあま

は冠りしうへのきぬきではおまへにいでず」とあるも御前を恐て正しくするなり田中大秀が竹取物語の解に右の文を引て曰「縣居私云眞淵なり落凹物にあこぎか一人していそがしきには髮を卷あげてわざするに主の前へ出るにはかきおろして出し事あり又いせ物語に高安地名の女の髮を卷あげたるめしもる時なりなど種々を分ていはゞうるはしく髮上するは晴なりたれて居るは常なり卷上るは私なりと云れが眞淵たるにて心得べし」といへり前に引たる吹上の卷に「女は髮あげてからきぬきではおまへにいでず」とあれどもおなじ物語のうちにおまへにいづるにもみなすべらかしなり同時の物語どもにもおまへに出る時ことさらに髮あげする事みえざるは不審、たゞ御陪膳の時はかならず髮あげする事はあまたみえたり但し吹上にも御陪膳をいへるか

○結髮したる髮の形狀の考

古書に結髮とある註釋に髮をあげたる其髮の形狀はしかじかなりと辨たる物おのれが管見にはさらに見あたらざるゆゑ斯やありけんと考へつれど固淺學の陋說取にたらざれども姑くしるして諸賢の敎を俟

○紫式部日記に中宮彰子後に上東門院と申奉る關白道長公の御むすめ也敦良親王を產玉ふ寬弘六年八月十日也のちに後朱雀院御誕生は中宮の御父關白道長公の御もと也條に帝一條院御誕生ありし若宮にはじめて御對面の爲道長公の御もとへ行幸ありし下の文に「行幸はたつのときと、まだあかつきより人々けさうし心つかひす中略北みなみのつまにみすをかけへだて、女房女中のゐたる、南のはしらもとよりすだれをすこしひきあげて內侍二人、いづその日のかみあげうるはしきすがた、からゑをおかしげにかきたるやうなり」下略榮花物語にもこゝの事をかきて文句も大方おなじゆゑに引ずこゝに髮あげしたるさまを「からゑをおかしげにかきたるやうなり」とは紫式部が目擊所をかきたるにて髮あげのさまの物にみえたるは此文句のみなり、さて唐繪に比したる此比及西土は北宋の淳化年中なり寫山樓文晁翁には宋畫の模本あるべしと尋ね問けるに果して示されたる模本を寫しおきたるを畧してこゝに出す式部がからゑのやうといひたるに此圖をてらしみれば結髮の狀のおほかたぞしらる、さて西土の大古の髮のさまは詩經小雅都人士章「彼君子女、卷髮如ㇾ蠆」同次の章に「終ㇾ朝采ㇾ綠不ㇾ盈二一匊一、吾髮、曲局薄言歸沐」

す一ト本の髪を上ぐ女藏人四人以上傳供ス」本書漢文とあるにても御陪膳には髪あげするよしをしるべし猶引べき書あれどうるさければすてつこゝに髪あぐる髪のさまに考へあり下にいふべし髪あげに兩義ある事斯の如し

○神代よりの髪の風一變したる事

神代の女の髪の風はまへにもいへる如く天照大御神の御髪も御髻を一ッ結てうしろへたらし玉ふる狀神代巻を證とすべし此風後にもつたはりたる事は人皇十五代神功皇后三韓を征し玉はんとて筑紫の浦にて御勝利を神祇に祈玉ひ驗あらば此髪分れて兩となれとて御髪を解玉ひ海に濯ぎ玉ひしかば髪おのづから分れて兩と爲しをそのまゝ髻となし玉ひて假に男の貌となり玉ひし事日本紀の神功皇后の巻に詳なり是にても女の髪はひともとにゆひ男は兩に綰結神代の風の不變ぞしらるゝ此男女の髪の風斯てあり歴し事天七地五の神代より人皇三十九代天智天皇の御代まで不變しに天武天皇の御代にいたりて一變せし事は日本紀天武巻下巻に白鳳十一年三月の詔曰「自今以後男女悉結髪」とあり本居大人が古事記傳巻七に天照大御神假に丈夫の御装束を爲賜事の註に右の文を引て曰上代に結といひしは本を一ッにあつめ擧て結て其末は後へ垂したりけんを彼詔に結よとあるは頭上に結綰て髻となすをいふなるべし」とあり是日本にて女の髪を結ふ起原なり、さて右の御制ありてのち二年たちて「男女四十以上髪之結不結任意」と在て又二年たちて十五年の詔に「婦女垂髪于脊猶如故」とあり、おもふに此比及天變地妖うちつゞき且又御惱の事などもありしゆゑ神代よりの髪の風をあらため玉ひしをかしこみ玉ひて再故に復玉ひけんかし本居大人が玉がつま巻十四の説此後十九年たちて文武天皇の御代慶雲二年十二月の詔に「令天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髻髪」とあれども垂髪する人もまじれる御制なれば紛れもして其世の習ひのまゝには改らざりけんかし中昔の物語書にみえたるやう皆すべし髻にて髪あげするは唯大宮禁中にてことゝある時のわざなり本居の説いと〳〵正しくは慶雲の時の御制を用しなるべし、然ば榮花物語吹上の巻に神南の胤松といふ大百姓むすめが産たる帝の御胤なる源氏の君をやしなひ奉るとて假に大内の樣をうつしかしづく所の文に「女は髪上げて唐衣きては御前にいでず男

つゞきまいる中略もとゆひはへにしたる髪のさがりばつねよりもあらまほしきさましてあふぎにはづれたるかたはらめなどいときよらにはべりしかな」

按に貴人の御產ありては七日の間はよろづの物みな白きを用ゆる事往古より東山殿ころまでも然なる事その比の記錄にみえたりこゝなるも白き衣裳の女中八人が黑髪のざかりば映やかなりとそのさまを稱たるなり

源氏空蟬の巻空蟬と軒端の荻と碁を打所軒端の荻の貌を「髪はいとふさやかにてながくはあらねどさがりばかたのほど、いときよげなり」又枕のさうし、榮花にもさがりば見ゆ

○髪あげ

髪あげといふ事古書どもにあまた見ゆ結髪に兩義あり一ッは男をさだむる時かの振分髪を一ッに結集擧てその末は脊後へたらしおくその義は男の元服と同然なり是上代よりの風儀なり日本書紀の允恭紀今より千四百餘年まへ七年の下に「皇后聞之恨曰妾初自結髪陪後宮既經多年」とあり前にも引たる萬葉に「うなひはなりは髪あげつらんか」とある歌も伊勢物語の「君ならずして誰かあぐべき」の歌も婚を約して結髪する證とすべし、漢土も文選蘇子卿古詩「結髪爲夫婦、李善が註に、結髪始成人也」とあり和漢駢事なり、さて又男せずともその年頃になりぬれば髪あげする事もありしとみえて竹取物語に「此ちごやしなふほどにすぐすぐとおほきになりまさる三月ばかりになるほどによきほどなる人になりぬれば髪あげなどさだして、髪あげせさせ、裳きす」もぎは女のはかまぎなり髪あげざる歳のほどにもはかまぎする事あり、さて又髪あげ今一ッは宮女たち御陪膳の時はかならず垂髪を結ひあげて櫛をもさす事ありかやうにするよしはすべらかしにては御膳の具へ髪の毛のふりかかりけがさんをはゞかるゆゑなりまへの櫛の條にもいへるが如し此前の條に引たる紫式部日記にも「おものまいるとて女房八人云々」とありて「かみあげたる女房は」たれ〳〵と名を玄るして「れいはおものまいるとて髪あぐる事をするを、かゝるをりとてさりぬべき人〴〵をえらせ玉へり云々」又枕のさうし「おもの・をりになりて　みくしあげまいりて藏人どもまかなひの髪あげて」又江家次第嘉保、康和の比の書今より七百五十餘年前の物巻十七立太子の條「幼宮時は女房陪膳を爲

りあげられびんそぎの髪をふりかけて顔をかくさんとおもへどそれも見にくからんと心づかへしたるなり此文にて一ッは顔へふりかくす物なるをしるべし同書巻十一に「ひたひ髪長やかにおもやうよき人云云」とあるをも一證とすべし、さてびんそぎする風俗元祿年中までもありし事は髪の風の圖を出したる所にあるをみるべし○此ひたひ髪を剪たらしたるがやゝともすれば面へみだれかゝる物ゆゑ耳へはさむを耳はさみとていやしき事にいへり、源氏はゝきぎの巻に「おかしきにすゝめるかたなくてもよかるべしとみえたるにまめ〲しきすぢをたて、耳はさみがちに、ひさうなき家とうじのひとへうちとけたる云々、とあり是は女の品定する馬頭源氏君へ申上ることばなり此所を本居大人が源氏の註に「古への女はみな髪をたれたるにひたひ髪とて左右に耳より前へもたるゝ事なるをかたちをつくろはぬ女は耳より前へたりたる髪をうるさくむづかしくおもひて耳にはさむをいふある物語に、わかけれどすこしもはぢらひたる事なくみゝはさみをして云々といへり此物語題號に正三位とあれども此名はうけがたし」とあり又同書の横笛の巻に「うへもおほとなぶらちかくとりよさせ玉ひてみゝはさみしてそゝくりつくろひていだきゐ玉へり云々」とありこは夕霧大臣の北の臺若君の心ちなやみ玉ふ時なればすがたもつくろひ玉はで額髪をも耳はさみし玉ひたるなりこれらにて中昔の比びんそぎしたる事をおもふべしいとちかき寛政のころも市中の女どもびん切とてひたひ髪を切かけたる風はやりし事ありしが今はさるふりのものをみず國によりては今にもありとぞ、さて又今女の子の耳よりまへなる毛を生したらすを俗に奴といふを石などの遊びなどする時ふりかかるをうるさがりて耳にかきはさむをみるをりあり物よめばかゝるさまをみてもかの耳はさみをおもひ出して遠きむかしをしのぶぞかし、まして月花をや

○髪のさがりば

びんそぎしてそのひとふさの髪の毛をさがりばといふ髻剪の異名ともいはゞいふべし、紫式部日記（中宮御産の條）「おものまいるとて女房八人ひとついろにさうぞきてかみあげしろきもとゆひしてしろき御はんもて

そぎはてゝ、ちひろといはひきこえ玉ふ」とあり此時紫の上十四歳の夏なり同年の冬源氏と新枕ある事同卷にみえたり源氏は紫式部が胸間より出し作り物語なれど當時の事物をうつしかきたる物なれば今より九百年前は男もたざるほどは禿なる證とすべし此風近き比までも殘れる事前に出したる圖を見て乄るべし○振分髪にてあるを男をさだむれば髪上げして髻曾岐といふ事をなす簾中舊記（此書は今より三百五十七年前明應年中の物也）びんをそぐは十六からなりそぎはじむるはその男そぐなりごばんのうへにてそぐなり（百樹云ごばんのうへとは碁盤の上に乙女を立せて髪をそぐをいふ）びんの髪わくるはひたひのすみのとほりよりみゝのとほりたるべし（百云そぐべき髪の所をいふ）かみのうすきは耳をこしてもわくるなりあごの下たをまはして一方のひたひのすみよりわきめをこしてわけたるかたのひたひのすみにくらぶべし但髪すくなくばわきめにくらぶべし」とあり此文を推ば髻剪乄たる髪の毛の長は大概かねざし二尺前後なるべしかやうにびんの毛を截垂す風俗七八百年前の中昔よりありし事なり

○額髪を剪垂、耳はさみ

前にも引たる源氏葵の卷紫の上髪そぎの所に「いとながき人もひたひかみはすこしみじかくぞあめる」とあるは髪のたけは長くとも切たらす額の髪毛は短きものぞといふことなり是乃髻截なり、濱松中納言物語（今より五百五十餘年前永仁のころの物）卷四に「ゐたけのほどに御ぐしひまなうか、れたるもみえたるひたひのほどふさやかにそぎかけられたるもはづれてみえたるかほつきの花やかに云々」とあり今、源氏繪とて宮女の態をゑがくにかきたらしたる髻の毛のほかに髪すぢを面にかけてゑがくはかの額髪をびんそぎしたる形貌なり此びんそぎする事に兩義あり一ッは面貌の飾のため一ッは人に顔をあはす時かほをかくすべき扇も持ざるをりは、此びんそぎ乄たる毛を顔へふり掛て顔をかくすためなり、清少納言が枕の草子（季吟本卷九）に「かしこきかげとさゝげたる扇をさへとり玉へるに、ふりかくべき髪のあやしきさへおもふにすべてまことにさるけしきやつきてみゆらめ」とあり是は清少納言始て中宮へ（のちに上東門院と申）宮仕へに出し時中宮の御兄伊周公に俗にいへばなぶられしゆゑはづかしくて扇に顔かくしたるその扇もみせよと伊周公にと

て是は髪を切なれば深曾岐とはいひそめけん」一條全文此御ゞ說いと詳なり江戸市中にて霜月十五日を小兒の祝日とする事は一年の内に大吉日七ッあり霜月十五日は其一ッなる事前にいへるが如くなるゆゑなり京都は髪置の祝ひ霜月朔日大坂は心にまかせて日をえらむ帶ときの祝ひは京も大坂もせずとなには人いへり

○振分髪

小兒男女とも三ッより五ッ六ッのほどになりて髪の毛肩あたりにたる、比までをうなゐ子といふそれすぎて十三四以上になりて髪や、長くなり帶にいたるまでをうなゐはなり、又わらは、ともいふは女のみの名なり此名目のみえたる書ども今よしあるあたりにて禮式のときわらはといふ御ぐしになし玉ふは古風の殘れるなり下に引く源氏わらわの名目あり新撰字鏡に「髫、髮至肩垂貌、宇奈井」とあり愚按髫は髦の誤字なるべし詩經鄘風柏舟の篇に、髧たる彼兩髦、とあり毛傳に肩に垂る髪といへり髫は髪を剃拂ふ字なり和名抄に「髫髮和名、宇奈爲」とあり、うなゐの後をうなゐはなりといふ證は萬葉卷十六「橘之光有長屋爾吾率宿之宇奈爲放髮擧都良武香」又振分髪は同卷七「未通女等之放髮乎木綿山雲莫蒙家當將見」伊勢物語に「くらへこしふりわけ髪も肩すぎぬ君ならずして誰かあぐべき」此歌の心を俗に解ば、おまへもわたしもうなゐにてありし時は髪の長をも比來しぬるに吾はもはや振分髪も肩をすぎぬれば定る男に髪上げさせんに君ならずして誰にか髪上させん、との心なりむかしは男をさだめざるほどは十七八にてもふりわけ髪なり男を定むれば其男に髪をあげさす猶くはしくは髪あげの所にいふべし振分髪の間は成長につれて髪ものび安ければ一年のうちに二度ばかりはのびみだれたるを剪そろゆるよし岷江入楚中院通勝卿源氏の註書紫の上髪そぎの下にみえたり、源氏の本文にあふひのまき源氏の君紫の上をともなひて加茂のあふひまつりみにゆかんとするところ「姫君のいとうつくしげにつくろひたて、おはするをうちゑみ奉り玉ふ君はいざ玉へもろともにみんよとて、おぐしのつねよりもきよらかにみゆるを、かきなで玉ひて、ひさしうそぎ玉はざめるを、けふはよき日ならんかしとて、こよみのはかせめしてときとはせなどし玉ふほど、女房紫につかふ童女を源たはむれに女房といふこれにも髪そぎさすいでねとてわらはすがたどもおかしげなる髪とものすそ、はなやかにそぎわたして、うきもんのはかまにか、れるほどけさやかにみゆ、君のおぐしはわれそがむとて、うたてところせうもあるかな、いかにおひやらんとすらんと、そぎわづらひ玉ふ、いとながき人もひたひ髪はすこしみじかくぞあめるをむげにおくれたるすぢのなきや、あまりなさけなからんとて

もとは俗にいふひのはかま竹取物語竹とりのおきなかくやひめをやしなふところに「此ちごやしなふほどにすく／＼とおほきになりまさる、三月ばかりになるほどによきほどなる人になりぬればかみあけなどさだしてかみあげさせ裳ぎす」とありおもふに三月を三年とし姫君を三歳と玄たる文意ときこゆ三歳の裳ぎ古書どもにあまたみゆさのみ引んはうるさし女の兒の魚味は管見記竹林院左□臣公衡公の御記永享三年十一月廿八日の條に「息女三歳有魚味并、深髪事」とあり今兒どもの祝ひをするに中人以下は霜月十五日に限れども他國は然らずとぞ霜月十五日に定たるよしは陰陽師の書に年中の最上吉日は、正月十一日、二月九日、四月五日、五月三日、六月朔日、七月廿五日、八月廿二日、九月廿日、十月十八日、十一月十五日、十二月十二日とあり然は此内いづれも用ふべき事也と貞丈雜記にみえたりむかしはおほかた祝ひ事は其兒の誕生日なり

○深剪、髮剪

中昔の書どもに、深曾岐、髮曾岐といふ事あまたみえたりそのよしを書面に校れば二歳までは髮を剃り三歳の春より髮を生し其子の誕生日に髮置の祝ひをなす此時裳着もありさてかきたらしおく髮や、生ひのびて帶のあたりにとゞくほどにいたれば其兒の歳のほどにはか、はらず髮の末を剪整るを加美曾岐とて祝ふ切といふことばを忌て、そぐといふ一年に二度ばかりそぐなり斯爲は髮の末ひとしくて見つきよからん爲あるひは毛脚をそろへて生延さんためなり後水尾院宸作年中行事寫本慶長の頃の物「三歳の時髮置あり霜月師走の内云々九歳の時紐おとしあり身の長によりあるひはいそがれて春などもあり」是はかしこきあたりの御事なれど上を學ぶ下の風も推て玄るべし又或貴人寶曆の頃の御作玉函叢說寫本也巻の一深曾岐の事といふ條に「萬葉十三卷に歳乃八歳叫鑽髮乃吾同子叫過とあるを同書八の卷の八年兒之片生乃時從とあるにあはせみれば八年兒は髮もはや頸の末にたる、ばかりなれば其末を頸の程にそろへ切たりとみえたりこれはおくれたる筋なくひとしくのばさん料なるべし此風後代までもつたはりたれど五歳にする事となれるは元服なども後の代はいとはやくすなり其うへに後漢書鄧皇后紀に曰、后年五歳大傅婦人愛之自爲翦髮とあれば是を本にて五歳にはなりしも玄らずまたふかそぎと名付たる事は中頃より東山童女の十六なるは髻そぎすといへばそれにむかへ

めず又三ツまで綿入を着せず冬も袷をかさねて着する事は綿入れは熱氣を包みて不漏ゆゑきせざるなり古人小兒を育るに心を用ふる事斯の如し」とあり此說宜なり唐國にてもしかなり、五雜組（巻十五）事の部に曰「保嬰論に云若小兒の安を要せば須く三分の饑と寒とを帶しむべし此格言也」といへり今魚市場の犬に毛澤の美はなく寺院の狗に毛澤のあしきはなしこれ熱性の犬熱物の魚を喰ふとくらはざるとのゆゑなるべし又被を重ねて朝寐すれば起て心よからずこれ氣血を句蒸するに過るゆゑなるべしこれらにおもひくらぶれば今乳のみ子に魚味を喰せ綿衣はさらなり頭巾をさへかぶらすはむかしにたがへりこは舐犢の愛より古風のすたれたるなるべし何をか舐犢の愛といふ老牛犢を愛して朝夕舐て終にはねぶり殺すをいふ、ばうは誰が子じやといへば父を指す父よろこびて、を、かしこいものじや御はうびやりませうと甘物を喰せつひには蟲氣をひきいだす是舐犢の愛といふべし（舐犢の愛といふ事後漢書楊彪が傳に見えたり）或翁謂けるやう犬猫たりともちひさきほどは愛らしきものなりまして我子の二ツ三ツの頃は愛に溺れやすし兒心にも親のおぼる、心をしりて心に欲所と欲せざる所心にまかせざればまづ聲をあげて啼泣これ悲しきにあらず愛するを知て親を欺くのなり親はあざむかれるをしらず實に悲むとおもひてかれが欲するにまかせて行儀を敎ず是卑賤の子を養育おほかたはかくのごとし始に啼時その欺をしりて強く叱るべししかればます〳〵啼是實に悲しみてなくのなり啼ま、にすておけば止ときありかやうにする事兩三度におよべばかれ欺き啼ず自ら敎の門に入るべし君子は子を見て親を知ると古語にも云へりと翁いへりき若き女中たち子をやしなふこ、ろえにもがなとて筆のつひでにしるしつ○件のごとく鎌倉時代にも今と同く袴着を祝ひし事は此時代より遙以前にあり歴し風儀なり、住吉物語（源氏物語より前のものに大納言に申大將しことば）「をさなきものどもにはかまぎつかうまつらんとおもひはべるに」とあり、又榮花物語（村菊の巻）長和五年（今より八百三十一年前）の所に「ひめ君御とし三ツにならせ玉へば四月に御はかまぎの事あるべし今よりつくもところにちひさき御ゝ具どもいみじうせさせ玉ふ」とあり男女ともはかまぎは三歳なる證據とすべし蓋し女には裳着ともいへり

しおのれ竊に謂此比いまだ佛道本朝に入ざれば僧具の剃刀あるべきよしなし頭を剃るには剃刀を除て外に物なし依て思ふに「剃其髮」とある剃の字は、鬀、刷の字などにてありしを古く寫し誤り傳へ來りしにはあらざるか、鬀も刷もきると訓べし、又日本紀の天武紀に天武天皇大海皇子とて東宮たりし御時御父天智天皇の疑をうけ玉ひしに赤心をあらはし玉はん爲に鬢を剃除玉ひたる事みえたり此頃は佛法渡りてのち百四五十年たちし時なれば僧具の剃刀ありつらん萬葉集（巻十六）に「法師等之鬢乃剃杭馬繫痛勿引曾僧半甘」の歌あり是を證とすれば元正天皇の御代靈龜、養老の比には剃刀ありて僧は鬢をそりし事明し（頭は薙髮なり）、さて今の如く男女剃刀をつかふ事は天正（二百七十年前）比より以來の風儀と云るべし

○髮置、袴着、喰初

東鑑纂補に仁治二年六月十七日癸酉、若君御前、御生髮也前武州着布衣令參仕給、毛利藏人泰光、左衛門大夫定範以下父母兼備諸大夫侍候（中略）殊及結構之儀云々」とありこゝに若君とは鎌倉四代賴經卿の御子なり御生髮とは俗にいふ髮置なり（まへにも申たるごとく二歳までは髮をそり三歳より髮をおく事男女同やうなり）さて又東鑑（巻卅四）仁治二年十一月廿一日の所に「今日若君御前御袴着魚味也（中略）着始綿衣給」とあり前に引たる如く此年二月十七日生髮ありて同年十一月廿一日袴着の祝ひあり此若君といふは前にも申ごとく鎌倉四代賴經卿の御子後に五代目賴嗣卿なり延應元年十一月廿一日鎌倉に生れ玉ふ仁治二年十一月廿一日は三歳正當の誕生日ゆゑ袴着の祝ひありしなるべし袴着の日より長絹の袴ばかりを着はじめ玉ひて兒姿になり玉ふ、又玉藥にも「承久二年四月十六日皇太子始て魚味を供ず御年三歳」とあり「魚味也」とは出生以來此日を始として魚を喰すを魚味の祝といふ魚の喰初なりむかしは三歳になりて始て魚味をゆるす風儀なる譯は次にいふべし、又「着始綿衣給」とは生てより冬も綿衣をきせず三歳になりて始て綿衣を着する女の兒も三歳より始て魚味綿衣なる事男の兒におなじ是子を養育る古昔の風儀なり、安齋隨筆の說に小兒は脾胃を健にするを以て養生とす魚類は厚味ゆゑ脾胃に泥まんをおそる又小兒は火氣盛なるゆゑ魚肉は膏脂て熱物なるゆゑ火氣を添んを恐るゆゑに三歳までは魚味を食せし

○ちやん〳〵、おけし、はんかふ

今俗にちやん〳〵とて小兒の髪を頭の左右へ殘しおくは禮記内則の爲鬌とあるにおなじければ古風なる事勿論なり又おけしとて頂にあるは罌子粟の實の形に似たるゆゑの名なるべし清人は皆芥子坊主なれども その以前明人の作りたる譯語全一冊に「髧頭爲輕便婦人至嫁養髮」とあれば女子は十三四まではおけしとみえたりけだし明國同一の風にはあらず○さて又小兒の耳の脇に毛をのこすをはんかふといひしを近年はやつこといふ田舎にてはそりかけといふ奴はきこえたれどもはんかふの名義曉しがたかりしに、攝陽落穗集寫本寛政の比大坂人詩因作「攝州有馬郡唐櫃村に限りて半甲といふ事あり出生の小兒の額と耳の脇に髪をおきてうしろへはおかず是をからひつ村の半甲といふ近年見ぐるしとて然せざりし小兒ありしに危難にて死せり村人等懼て舊例の如くにすとぞ、小兒の月代剃のこしたるを浪花にて半甲そりといへど唐櫃村の事はゑる人稀なり」一條全文此書にてはんかふの名義瞭然たり、此後一日文政五年壬午の春とおぼゆ有馬なる温泉のほとりの人とて吾が草堂へ尋來りて書畵帖を出して一筆を乞へり此人京に在りて書を學びしよし頗る文字もある口氣なりしかばかの唐櫃村の事を語りて然るやいなやとたづねければいかにも實說なりかの半甲の貌はとて席上に作りたる圖を縮てこゝに出す

攝州有馬郡唐櫃村の兒曹半甲剃之圖
按ずるに此髪の風關東にもみゆかの村の古風他國にも移りしならん

○剃刀再考

古事記の垂仁天皇記玉垣宮上卷に天皇の后の御兄なる沙本毘古王天皇に叛き稻城に籠しに后も罪をおそれみて倶に城に籠り玉ひしを天皇、后は助んとて力士に命じ后を奪しめ玉はんとありしを后ゑりて捕られじとかまふ所の文に「爾其后豫知其情悉剃其髪以髪覆其頭云々」とあり本居翁が古事記傳卷廿四の此所の解に「髪を以とは剃落したる御髪を以といふ事なるべし」とあり此比及剃刀といふ物の有り無しの考な

○亡兄醒齋京傳翁の著されたる骨董集初編名古屋帶の所に此圖を出して寛永以前の繪なりとあり是則萬葉集に賦たる放髮、伊勢物語のふりわけ髮なり
猶委しくは次にいふべし此圖を古書に參據して案ずるに二百年以上に在し十六七の女子の態なり全圖はかの骨董集にあり

○帶は絲打の名古屋帶なり

○矮狗を牽く

○貞享二年江戸板、秋夜茶呑物語といふそうしに此圖あり
按にこれ十三四なる女子のさまなり寛文より元文あたりまで七十年ばかりの間の浮世艸子どもに禿なる圖あまたみえたれどこゝには其一ツを出す

十三四歳の女子

はかぶろの髮のふりの名のみにてそのさまはみえねど紫式部が筆にはその容貌見るがごとし、源氏若紫の巻に源氏の君瘧（おこりの事）祈禱の爲に北山の聖の坊にいたりし時紫の上をはじめて垣間見玉ふ所に「きよげなるおとな侍女（なり）ふたりさてはわらばへぞいでいりあそぶなかに十ばかりにやあらんとみえて（紫の上、後に源氏の妻）しろききぬやまぶきなどのなれたるきてはしりきたる（中略）かみはあふぎをひろげたるやうにゆらゆらとしてかほはいとあかくすりなしたてり（しやしなひたる雀子をにがしたるをかなしがりてなきたるかほつきなり）」此文に左の圖をてらして今中國の禿兒に千年の古風の殘れるをしるべし

今中國にてかぶろに玄おくにはおほかたは圓く中剃をするよしは頭熱をもらす爲なるべしむかしもかの目ざしのほどは中剃玄つらんとおもふ事あり、うつぼ物語（くらびらきの巻上の上）に四歳の姫君のさまを「いとちひさくをかしげなるびはを（手遊のびはなるべし）かきいだきてまへにゐ玉へば、いとうつくしとおもひ玉ふて（ないしのかみ）かみかきやり玉ひて（ないしのかみのことば）つきいとうつくしげなり、此君（姫君なり）びはをふとをかしくらう〳〵しくをかしくひき玉ひつゝ、」とあり文意を味ふにないしのかみ姫君をひざへのせてめざしの髪を撫ながら「つきいとうつくしげなり」とあるつきとは中剃のやうなり、さおもはるは「かみかきやり玉ひて」といふ詞につゞけばなり此比及の物に中剃をつきといひたる對證をえざれば强てはいひがたし後の物には西行が撰集抄に、月代（今俗にさかいきとよむ）又平家の時代時忠卿月代をそりたるさま見にくかりしよし兼實公の玉海（治承年中の書）安元二年七月の所にみえたり○さて又前にもいひしごとく今も中國にては女の子は十歳ばかりまでは禿にてあるは千年以前より（萬葉にみゆるゆゑ千年以前といふ）の古風の殘れるなればいと〳〵めでたき事なり萬葉集の歌に

○此圖古き繪巻にみえたり源氏若紫の巻に紫の上の十歳なるを「髪は扇をひろげたるやうにゆらゆらとして」とあるは此圖にて解すべしまた此圖は源氏にて古き風あるを知るべし

ツをあぐ（目ざしに兩大人の說あるゆゑにことさらにさごろもを引く）契冲阿闍梨の圓珠菴雜記に右の狹衣の文のめざしの事を「云々あれば髮のみじかきにつけて名つけたりとおぼしきなり」とあるを眞淵大人の標註に「めざしはちひさき子のひたひ髮のみじかくて目をさすごとく前へたれてあれば云なるべし」とあり此兩大人の說にてめざしの名義をしるべしおのれ先年俗にいふ大和めぐりして京にしばらく杖をとゞめし比舞子を招しに一人は切禿にて目ざしなりしがうち見もいとあいらしかりし中國は今も此風あり女の子はおほかたは十歲ほどまでは目ざしなりとき〻ぬ關東も元祿あたりまでは繪にみえたり○さて眞淵大人が萬葉考別記の說に「そも〳〵幼きほどは目ざしともいひて額髮の目をさすばかり生下り、それすぎて肩あたりへ下る末をきりて放てあるを放髮とも童放ともうなゐ兒ともいへり」とあり猶古書どもを見わたして考るに髫（和名抄）といふは五六歲までそれすぎて男もつまで髮上げ（此事下にくはしくいふべし）せざる間を髫放といふこれ則今いふ禿なり此かぶろといふ名目中昔の物にはみえず、源平盛衰記に「入道殿（清盛なり）の計にて十四五もしくは十七八の童の髮を額のまはりに切つ〻三百人召仕れける童にもあらず法師にもあらず何もの、貌やらん（中略）入道殿の禿と聞へければ京中に又もなき高家の者也」とあり右の文に童にもあらずとは此頃及の男子は十二三までは髻を一ツにゆひて背後へたらしおきその〻ちは總角（今云ちごわげ）にゆひあぐる又法師にもあらずとはむかしは法師と入道との差別あり法師は今の山伏すがた入道は今の僧形なりゆゑに、童にもあらず、法師にもあらず、と譯たる文意を味ふに男の子にして女の子のやうに截垂しおく風はなかりしゆゑ是を禿といひしならん此後建久六年民部卿家歌合に「いつのまに花の白雪つもるらんかぶろにみえし山のいたゞき」とあり東鑑（卷八其外にも）垂髮とあるは喝食（男の子にてはなし髮なるをいふ）なるべし案るにかぶろは髮を被せおくの名なるべしゆゑに男女とも髮をうちかぶりたるをかぶろといひしならんまへにもいへるごとく今も中國にはかの目さしを生ひのばし十歲比まで女の子はかぶろなりとぞ關東も元祿寶永のあたりまでもかぶろなりしとみえて繪にあまたみゆ今はかぶろの名のみ妓廓に殘れり

○禿に中剃する事

びて尼ならば髮さきを切べき程なりと三ッになる女の兒の切禿のさまを紫式部が例の妙筆にて目前するがごとく玄るしたるにて則其世に(八百年前)ありしさまなり、さて又今産剃の時産髮少し殘しおくも往古よりの風なり、和名抄に「髻和名須々之呂、小兒剪髮所餘也」とあり然れば今頂後に殘す胎髮はす、玄ろといふべし西土にも産剃して胎髮を殘すは御國に同事禮記內則に「子生(中略)三月末擇レ日剪レ髮爲レ鬌男角女羈」とあり西土は生てより三ケ月たちて産剃をなすに鬌をなすとは胎髮を殘す事也禮記の註に、男は角、女は羈といふ事の解文多し圖に作れば左のごとし

禮記內則爲鬌之圖

男ハ角

女ハ羈

案に禮記の本文に「擇レ日剪レ之」とあれば西土も胎毛は剪しとみえたり(禮記を作りし比はいまだ弘法西土に入らざれば僧尼のつかふ剃刀を忌しにはあらず)爲鬌に男は角といふは今俗にいふちやんちやんなり女は羈といふ形狀の頂後に一撮殘すは今市中にても男女にかぎらず此風なりさてうぶ毛をのこすに角と羈とにて男女形をかへしは西土も稚きほどは女なるか男なるか瞥眼玄れざるゆゑ殘したる毛の二ッと三ッとにてはやく玄る、やうの目標なるべし又は二ッは陽三ッは陰の義にもあるべし御國も神代はさらなり往昔の兒曹女は髻をむすびてたらし男は總角にゆひしを今も唐子髻といふは和漢不契の駢事なり

○目刺といふ小兒の髮、禿

中昔の風俗に女の兒の三歲より髮を生しおくに前髮をば眉のすこし上のほどに截そろへてかきたらしおくを目さし姿とて三歲より十歲以上までの額つきなり古來より髫の字をめざしと訓せたれど髫は小兒の垂髮の事なりされぱうなゐ(小兒のたれ髮)の字に髫髮と書なり(新撰字鏡和名抄に見ゆ)說文に「髳髮垂レ眉也」とあれば目ざしは髳の字なるべし、狹衣(卷三)、(此書は紫式部がむすめ後一條院のめのとなりし大貳三位が作源氏物語より二十年ばかり後の物也)「三歲になり玉ふ女宮さまを「めざしなる御ぐしをせちにかきやりつ、むつれあそび玉ふ」此めざしといふ詞此書の前後の物にもみえたれどその一

れば老婆にむかひ呪事たりとも親にもいはずわがままに毛をはさみしは吾があやまり也立腹はゆるし玉へ、いや腹はたち申さねど咒のわけをおき、申さんとてなり、さればその事なり今年は巳のとしなりあの子は四ッなり されば巳に四すとて 甚だ忌しきゆゑ歳をまつりかへねば惡しされど六十をこへたる男の夫婦そくさいなる人三月きのえねの日巳に四す子の髪の毛をすこしはさみてやれば歳をまつりかへずともその子災なく無病にして六十にあやかり長壽なりとき、たりきのふはきのえねなればよびて咒やらんとおもひしに遊にきたりしはあの子のゆくすゑも幸ひあるべきしるしなり然れども此事を親たちへ語らざりしはわがあやまりくれぐれもゆるし玉へと詫ければ老婆色をなほして、やれやれありがたうござりますと頭をさげて禮をいふ童の母は立聞したりとみえて立いで禮をのべ内でかへりましたらあなたのおこゝろざしはなしてきかせませう本店にも四ッのむすめがござりますおまじなひはきのへねでなければきゝませぬか、さやうさ、やれやれをしい事をいたしましたといはるゝほど心に僞言の罪おそろしくて

立さりけり、こは今より十四年以前天保四年癸巳の三月の事なりき今おもふに路上の樹に草鞋の掛りあるを見て戯れに掛け〱したるに終には是を草鞋天王とて祭りしに祈願の應驗ありしと五雜組にみえたりさればおのれが孟浪の咒も眞實としてたのめば神も幸ひし玉ひけんかの咒してやりし童無事に成長して美人なれば富家の娶となり（今年十八歳） 家内むつまじく榮ゆとき、ぬ（此娶の實家は今吾が近隣に居ず） おのれ人の子の髪の毛を源氏の瑣々たる疑惑ゆゑに私に剪しは書に淫ずる過なりしゆゑ懺悔につみをけさん爲今こゝに記しつ

○さて三歳より髪を生す證據は源氏薄雲の巻に「この春よりおふす御ぐしあまそぎのほどにてゆらゆらとめでたくつらつきまみのかほれるほどいへばさらなり」かくいふは澪標の巻にて三月十六日明石の上姫君を誕玉ひたるが、薄雲の巻にては三歳なるをその十二月源氏の本妻紫の上の住玉ふ二條の院へ明石の上の誕たる源氏のたねの姫君を引取養育玉ふ所の文なり「この春よりおふすとあるにて三歳の春より髪を生す證とすべしあまそぎのほどとは春より生したる 髪の十二月になりぬればふさふさとおひの

みそりに用なし產剃はことさら祝ひ事なれば僧具の剃刀は用ひずけしきといふ物（はさみ也）にて產毛を、はさみたる也さて生ればはさむ事二歲までなりかやうにするは小兒は熱を以て育事天性なれば盛んなる熱をもらさん爲に二歲までは髮を生しおかず火も熱氣をもらさゞれば消を見て知るべしさて三歲の春より髮を生す是を髮置とて祝ふ（此時魚味の祝義といふ事あり髮置の條にくはしくいふべし）二歲までは髮を剃といふ證據は源氏橫笛の卷に薰の大將の二歲の時を「かしらはつゆくさしてことさらにいろどりたらんこゝちして」とあり、露艸は萬葉に月艸ともありて上古は染物とす近くは繪の具の藍紙にも作る物なり右の本文に「つゆくさしてことさらにいろどり」云々とあるを今にくらぶれば小兒のそりたてのかしらのあを〳〵としたるやうにおもはるかのけしきにて剪なば枯艸むら〳〵殘りてあを〳〵とみゆべきやうはあらじもしやはかみそりを用ひしかとおもひまどひて湖月はさらなり源氏の抄どもをみしに剃刀の事みえず、　さて是につけてをかしきはなしあり我が近隣に四歲になるうつくしき女の童ありある日常の如くあそびにきたりしをみればつむりの毛よき剪ころなりければ廊下つたふ書齋へつれきたり物などとらせてすかしつゝ呪してやらんとてかしらのうしろの毛をかのつゆ艸の試に心して少しはさみけるにいろ白なるわらべなればはさみしあとあを〳〵として露草の疑ひ露の如く消けりをりしも客きたりたるに紛れて童のかへりしはしらざりけりさてあくる日かの童の門を過し時童の祖母末の孫を抱きて門に立てありしがおのれをよびとゞめ少しいかりをふくみたるかほにていふやう、きのふお花がつむりの毛少しはさみたるやうなれば母いぶかりたづねしにお花が申には呪してやるとてあなたがはさみしよしお歲には似あはざる　おいたづら也　然し呪とあればわけある事かはしらねどまじなひなればとて親にもことはりなく毛をはさみ玉ひしはいかゞなりよもや戲れ事にはあるまじと詰問れ至極の道理なれば其實を語りて詫んとはおもひしが目に一丁字を辨ぜざる　老婆に對ひ　源氏物語　にといはんも痴愚しく且耳にも入らじとおもひまづあれへとて此老婆が舖に老婆と倶に腰かけゝれば抱し核子の啼出したるを老婆姉むすめをよびていだかす其間におもひつき

に行幸のあとゝてある也」是七日にあたる日なれば産剃の日限今におなじ

○此中宮は關白道長公の御女なり此物語の本文に「うちより御つかひとあるは一條院より中宮の御産所への御つかひ也されば親の許にて王子を産玉ひしを今に比て女中達いぶかしくおもひ玉はんもあるめり此よしは下に出す婚姻の事の下にいふべし又此比及は産剃にも今の如く剃刀は用ひずその事の義は次の巻にいはん

歴世女装考巻二終

歴世女装考巻三

○産剃に剃刀を用ひざる事、胎髪を少しそり殘す事

往古はさらなり近きむかしまでも僧尼の外たゞ人の剃刀つかふ事なしいかんとなればむかしは貴賤とも髪は惣髪鬚は生へ次だい女の眉毛は鑷子にて拔たるゆゑ男女とも剃刀の入用さらになし且又剃刀は僧尼のつかふ物ゆゑ忌てつかはざりしならん僧尼の物なるから 剃刀は 和名抄にも佛具の 部にあり、又圓光大師傳に大師の母御大なる剃刀を呑と夢みて生れたる兒なれば名僧にならんといひし事みえたり是も剃刀は僧尼の外つかはざる物の一證とすべし、又類聚雜要巻四に立后の御假粧具の內にも、鋏子、鑷子、耳夫はあれど剃刀はなし、又和事始巻一に剃刀は信長殿月代に用ひはじめたりと博學なる貝原先生もいへり、さて今の如く人皆剃刀をつかひて男は月代をそり鬚をそり女は眉毛を剃風俗となりたるは百五六十年以前の事なりむかしはさる事なきゆゑたゞ人はか

に左右へ綰櫛もて貫きとめ、糸につなぎたる玉をまとひて飾とする事櫛の條にいへる如く伊邪那岐尊左右の御髻に湯津津間櫛を刺せ玉ひ御髻に黒御鬘を掛け玉ひしにて御髪の形狀を推量すべし、さて又神代の女の髪は今の世の式正とする垂髪に少しも違ことなし、其證據は神代卷上冊に天照大神御弟の素戔嗚尊國を奪んの志ありときこしめして軍の用意の爲に俄に男の姿になり玉ひし事を「結髪爲髻縛裳爲袴便以八坂瓊之吾百箇御統纏其髻鬘及腕又背負千箭靭」下略とあり、髪を結て髻と爲、とあるにて常には垂髪なる事明く男の髪の結ひあぐる風もゑらる五百箇御統はかの玉の鬘なり、及腕に纏とあれば腕にも玉をまとひてかざりとする事をゑるべし此文のつゞきに素戔嗚尊の左りの結右の結といふ詞あり髪を左右にわがねゆふ事いと灼然なり、さて神代の女の髪をたらしおく風人王となりてもかはらざりし證據は人王十二代景行天皇の王子小碓命後日本武のみことい申御歳十六の時御父の命によりて王命に隨ざる熊曾武を欺き討んとて乙女に扮玉ふ所に古事記「如童女之髪梳垂其結髪」とあり按に御歳十六ゆゑいまだ髭おひ玉はざりしゆゑ乙女に似せ玉ひしならん又日本書紀神功皇后三韓、新羅、高麗、百濟を三韓といふ總名朝鮮を征し玉はんとて官軍を出し玉ひし時筑紫の橿日の浦にて御髻を解せ玉ひ海に臨て曰吾神祇に被教皇祖の靈に賴滄海に浮渉り躬西征せんと欲す是以今頭を海水に濯若有驗分爲兩卽海に入れて洗之に自分皇后便に分結て爲髻中略假に男貌になり玉ふ」本文和解摘要是たらし玉ひし髪をあらためて双綰の男容になし玉ひ男と見せて三韓を征し玉ひし也綸などにはちこわげにかきたき事なれどさありては此皇后とみえまじ是等の故事にて往古の男女の髪の形狀をゑるべく今の下げ髪は神代よりの風なるをも通曉べし扨次に中昔の髪の風の事どもをいふべし

○剃胎髪

今の世出生の小兒は貴賤とも出生より七日にあたる日胎髪を剃事古き風儀なり今を去事八百五十年のむかし寛弘五年八月十日一條院の中宮彰子のちに上東門院王子を産玉ふ敦成親王後一條院第七日にあたらせ玉ふ日御產剃ありし事を榮花物語初花の卷に「うちより御つかひあさぎりもはれぬにまいれり若宮御出生の王子也の御こひしさにこそはあらめとおしはからるその日にぞ若宮の御ぐしはじめてたてまつらせ玉ふ「うぶぞりなり一本には「そがせらる」とありことさら

髮の具のうちなり」とあり（此事他の隨筆にも見ゆ）おのれ文化十三年上京の時加茂の季鷹大人にしば〳〵對話しつるにある時話右の事におよびけるに大人謂やう閑窓自語にかゝれたる如くかんざしへみゝかきを付たるは宗直ぬしの創意なり、然るに其頃北野に開張ありしにさかしき商人宗直の創意を襲ひ梅ばちの紋にみゝかきある銀ながしのかんざしを北野の社内にて賣けるに人々もてはやしたるよりみゝかきある簪世にはやり今はかんざしといへば耳掻ある物になれり今げいこどもがさすべつかふのかんざしもし唐人がみば日本の女は耳の穴ひろしとおもふべしと大笑ひしたる事ありき件の說どもに據ば簪に耳掻ありし肇は享保三四年の事なるべし耳掻は理髮の具といはれしはうべなり、類聚雜要抄（卷四）大治二年立后御調度のうち理髮（かみゆひ）道具の具の内にみゝかきの圖ありこゝにうつす

銀

長四寸五分

耳決とあり

○新渡の簪

▲全質銅金鍍寸法圖の如くにて裏表同樣

▲金線

▲蝶彩色

耳掻なり

山東菴所藏

今は西土にもかんざしにみゝかきあり耳掻ある簪の書にみえたるは清人李王逌が蚓菴瑣語にあるを和解す「遙桑林の中を見ば一絕色少女向地て若有所覓者生往問女曰金空耳簪を失生代爲覓とて得之草中」とあり按にたゞ簪とはいはず金空耳簪とことはりたるをおもへば御國の今の如くかんざしにはかならずみみかきあるにはあるべからずとおもはる

○和漢の首飾猶あまた抄錄おきつれどさのみはとて棄つ次に歷世の髮の風の沿革をいふべし

○神代の髮の風

およそ事物の古今に沿革する中に獨、女の髮の風のみ神代にたがはず垂髮を式正とするは綰元結の鶴龜も千歲を契る緣の黑髮いろかへぬ萬代の姿實に慶事神の御國の驗なりけるぞいと〳〵たふとかりけるそも〳〵神代の髮の風は男は髻をば一ッに結て二ッ

つくりはじめけるに徐々職人の作るやうになりしとそのみたちにつかへたる老婦がいへり、西土は甚古し漢の世に華勝といふ晋にいたりて立春の日宮女たちへ綵勝を賜ふ事あり剪綵作るゆゑ綵勝といふよし、事物異名録巻十六服飾部厲荃が作にみえたり○今のまげいは●●●●ひといふ物は安永の間踊子と唱へて酒宴の席へまねかれ酌をとる小女子、橘町にあまた住けるに席へ出るには美服の振袖にて人柄よきをかれらが旨趣とす其中に有名、をどり子緋縮緬の丸ぐげのすゑに金絲の紕をつけたるを島田の髷へむすびてかざりとなしけるに紙の平もとゆひよりは美にして艶なれば踊り子ども皆丸縫のまげゆひなりしゆゑ良家の女子も見學びつひには世上にはやりしと亡兄醒齋翁語られきさすれば髷へ綵裁を掛る事は今より七十年前よりの一風なりそのゝち天明にいたり丸ぐけすたり小帛のまゝを掛る便利になりてより都會はさらなり山家海村の婦女も綵帛の纈(マゲユヒ)ならざるはなし是今の時粧なり此物西土にては、擷子捜神記巻七または、頭纈(マゲユヒ)事物紀原巻三といふ、舜水朱子談綺下巻衣服部に「掠頭は絹にて廣さ一寸ほどの帶の如くにして後より額へまはして又引かへして髻へ巻おく物なり」とあり此書は明人舜水先生御國へ歸化して明朝の風俗をかたられしを記したる物なればまげゆはひは橘町よりはるかさきに明にはありけり

○釵子に耳搔を作り添し肇

簪に耳かきのあるは前にしるしたる如くいと古しかんざしの耳搔は近し、閑窓自語寛政の比某卿の御隨筆なるよし物にみえたり「或人かたられし今の世をうなのさすかんざしは享保のはじめまではなかりけりとぞそれよりかんかうるに繪草子などをみるにもその頃まではかんざし髪搔のたぐひをすべてさゝず然れば近頃の物なるべし又ふるき人の物語りを聞に享保の頃までは女のこどもなどは花すゝきなどの形ちしたるしろかねのかんざしをさしけるしかるに御厨所預故若狭守宗直わかゝりしより好事のものにて耳搔を其花のうへにつけてつくらしめかんざしみゝかき通用たよりありとおもひて人におくりしにたよりあるものなればよろこぼひてしだいにつくりそへ色々にこのみをくはへ今は貴賤となくしろかねにてつくりさしもてあそぶ事にはなれり、それかんざしは髪のかざりみゝかきは理

もめんの布子なりし事鴻儒の大家として父子二代節儉なりし事齊家の德行尊ふべし、仁齋先生は寛永六年の生れ寶永二年沒せらる享年七十八其長子東涯先生は寛文十年生る仁齋卅二の時元文元年沒せらる享年六十七、先哲叢談巻四に右兩先生の傳詳なれど沒年みえざるゆゑ女裝によしなけれど筆のついでに志るす

○歩搖簪

寛政の間ぴら〳〵のかんざしとて花の折枝などに鎖を幾すぢもさげ其するゑには鳥蝶あるひは鈴のるゐ一品の物を鎖毎に付たる銀のかんざしはやりし事ありて振袖きるほどの乙女はびら〳〵ならざるはなかりしゆゑ其比の千柳點に「ぴら〳〵にぴら〳〵からむ由良助」寛政八年泉岳寺義七開帳 文化にいたりてふつとすたり俤ばかりは箱せこかんざしといふ物に殘りしも今はまれなり此ぴら〳〵西土はいと古し、釋名後漢の人列照が作「步搖上有垂珠步則搖也」又晉書輿服志に「皇后首飾假髮步搖」とあり楊貴妃もさしたりとみえて樂天が長恨歌にもあり近くは清人の物にもあまたみえたり此步搖はぴら〳〵のかんざしなり和漢約せずして同物なるも奇といふべし、前に引たる我衣にみえたる正德の花かんざしにたんざくやくさげたるはぴら〳〵のかんざしの權輿とすべし

清俗奇聞所載歩搖簪

清朝にて少女のさすよし書中に見ゆ銀細工なるべし

○後刺、靑龍刀のかんざし

今うしろざしとて簪を耳の後にさす事五十年前寛政間よりの風なり其以前書にも畵にもみえず西土はいと古し、字彙釵の字の註に敏欽定が情詩を引て「何以慰別離耳後玳瑁釵」とあり和漢駢事なり、三十年前靑龍刀のかんざし歌妓どもさしはやらせし事あり簪には似氣なき物とおもひしに西土にも搜神記巻七に晉の惠帝元康中に宮中の婦人瑇瑁の屬にて、斧、鉞、戈、戟のるゐを作りて當笄事みえたり

○裁細工の花かんざし、まげゆはひ、まへざし

裁あるひは紙細工の花かんざし今もつはら用ふ京製なるはすぐれて美工なれど價は廉く樸にして雅なり此物今より四五十年前某の御館に仕へたる女中偶然

の如し
正德のころのかんざし

さしたる人物をのせざるは梓工をはぶくゆゑ也しふをかゝぬは銀なるべ

○寛永比及より元祿中まで八十年可の間江戸にて上梓の浮世草子は甚稀也寫本にて傳ふる隨筆物にはおほかたは圖なしたゞ菱川師宣出て延寶より元祿の間まで浮世の時粧を畵たる繪本どもあまたあれど師宣が在世には（およそ三十年）浮世文章の作者なかりしゆゑ時粧のさまを考べき證すくなしゆゑに前にあげたるは皆京大坂の風俗なりされど物の流行は天の左遷に順ふ物ゆゑ都浪花の女風もおほかたは東ゑたるなるべしさればかんざしさす風も然らんかし、つら／＼おもふにびん付油といふ物（そのはじめは髮の油の條にいふべし）世に出てのち髮のゆひぶりもくさ／＼あればむかしのすべらかしよりはかしらも痒からんに師宣が天和元祿あたりの書などには北廓の遊女すら櫛も笄もかんざしもみえずかしらの痒き時は爪もてかきしや高尾など爪もてかしらいかゞなりけん遊女などさへかんざしさゝざりしはいぶかし、さて件の書どもをよみわたして按ずるに今の如く人みなかんざしをさす風になりしはおほかた元文あたりよりの事とおもひしにはたして一證をえたり、我衣（此書は元祿以來の雜事を古老に聞あつめたる寫本の隨筆安永の比を盛に歷たる江戸人曳尾庵作）「花簪は元文寛保の頃舞子など銀の梅の枝に銀のたんざくをつけたるをさすゆき、すれば音のするやうにこしらへたる物なり其頃世にはやる」とあり然れば常の簪もさしたること明し是今より百年のむかしなりけり

○南天の木の釵子

續畸人傳にのせたる松岡恕庵が傳に東涯先生若かりし時より白き木綿の布子に白きもめんのはかまなりしとぞ一日恕庵東涯先生のもとへゆきし時蠟燭の流れを奴僕に與ふ傍の人これを問ひしに髩付の爲也と答へられしとぞ、又ある時南天樹の太き幹を取出して僕をよびこれはよき南天なればかんざしにけづりてむすめどもにとらせよといはれしとあり（本文の要をとる）按るに、先生のかくいはれしは四十歳ばかりの元祿末の比なるべし然りとすれば當世に玳瑁もある時なり然るに南天の木の釵子をむすめにさゝする事平日白

にゑたる事みゆ挿頭花と書てかざしとよむは義訓なり本字は翳なり、體源抄に「舞人着冠必有挿頭用其時花」とあり大内の花の宴には公卿の人々花をかざし玉ふ事諸書にみゆのちには剪綵花をも用ふる事もみえたり西土も生花又は剪綵花をも男女髪に挿事陔餘叢考巻卅一簪花の條に諸書を引てあまたの故事を記せり抄録には全文をとゞめつれどこゝにはうるさし又天竺國にても佛在世の時からは周の穆王の時日本ハ、ウガヤフキアヘズノミコトノ御時ナリ生花もつくり花もかんざしする事、慧林音義第十八翻譯名義集第七などに花かんざしを天竺ことばに「麼羅」とは華鬘なりといひ又釋迦如來叔母に示されたる大愛道比丘經にもみえたれば花かんざしをさすは三國古今の風也

○今の如く簪をさしたる起原

寛永以來寛文の末まで五十年ばかりの間の書軸板本のるゐの女繪どもには首飾一品もみえず、延寶、天和、貞享、元祿此間三十四年菱川師宣が繪本あまたあれど遊女すら髪のかざりなし櫛はさしたる事書にはまれにみえたれど繪にはみえず貞享五年板此年元祿と改元好色盛衰記巻三に「今の女むかしなかつた事どもを仕出し身をたしなむ物道具數々なり首筋より上ばかりに入用の物ども十六品ありまづ、髪の油、髩付、長かもじ、小まくら、平髷、ゑのびもとゆひ、かうがい、さし櫛、まへ髪立、紅粉、白粉、歯黒、きはずみ、おもり頭巾、留針、浮世つゞら笠、あらましさへ此通りぞかし」かくかぞへたてし中にもかんざしはいはず然ども是より二年前貞享三年板一代女巻三前なるも此書も大坂の板に「琴のつれびき遊しける時かの猫をゑかけ、るに何の用捨もなく奥様のおぐしにかきつきかんざしに小まくらおとせば」とありおもふにこゝにかんざしといひしはめづらし此書は一人の女さまぐ\に世をわたる一代をゑるしたる物なれど全部五冊の文中此一本のかんざしのみにてさし繪にもかんざしみえざれば證とゑがたく此後廿七年たちて正德三年板本朝廿四貞巻三辻にて盆踊の所「現をぬかし心をうかして踊る子どものさし櫛かんざし首に掛たる丹前帯」とあり、おもふに踊に出る乙女ゆゑ常にはさゝぬ櫛もかんざしもさしかざりつらんしか思ふよしは正德六年板とある此年享保と改元繪本園若草京板大本全三冊西川祐信筆にあまたの婦女を書たる中に櫛笄はのこらずさしたるさまをゑがきかんざしさしたるは四人みゆそのかんざし左

作以玳瑁爲脚號て鳳釵と曰」とあり、又字彙に「釵婦人岐笄」とあり又白樂天が長恨歌に「鈿合金釵寄將去釵留一股合一扇」とありて釵子は岐の一股を留め鈿合のかんざしは一扇を玄宗の使へ楊貴妃がわたしたといふことなり又剪燈新話（上冊）金鳳釵記にも一對の金の鳳凰の釵子を一隻おとして鏗然と作聲事を書たれば今のかんざしに異事なし又清人褚稼軒が堅瓠三集（巻一）に梁の武帝白樂天らが釵子の詩あるひは南史を引て婦女らが首の飾に金釵子十二行さす事をいへり（此餘さいしの事のからの物にあまた見えたれどうるさし）されば西土にてはむかしより今にいたるまで釵子をかしらのかざりとする事件の如し西土は太古より髮を結ふ女風なれば種々の首飾あり御國は今の如く天下翕然として縮髮風になりしは僅に二百年以來の風俗なれば釵子などさす事はやう〳〵百年以來の事也

〇兩てんのかんざし

もやう一對のかんざしをさす事は享保あたりの繪にもみえ近き寛政の間もはやりしが今はすたれてさる物をみず此兩てん西土は古くよりありし物なり名を鈿合といふ古書はさら也清の徐震が女才子書（乾隆十五年板）美人宋琬が傳に燕の鈿合の釵の一隻をおとしたる事を玄るせり友人雙松舘主人清作の鈿合を藏す圖の如し

清朝乾隆年間製　雙松舘所藏
二本一對の物こゝには　其一ッを圖す大さ圖の如し

鳳鳥は金、雲は銀いづれも鍍金打出し細工兩面同様脚は玳瑁雲の中に管ありてさしこみ留る
尾の玉れり物青し首冠れり物珊瑚まがひ甚美麗也

右は双松主人の父翁寛政の頃長崎に遊びたる時娘への土産なりしとぞおのれが視たるは文化のはじめなりき中華古今註に秦の始皇の時鳳頭の釵玳瑁を脚とすとあるによりて清人右の如き鈿合を作り賣たるか

〇花かんざし

花の枝を髮に挿は往昔男女の風なり、萬葉集（巻一長歌）「山神乃、奉御調等、春部者、花挿頭持、秋立者、黄葉頭刺理」（下略）又源氏紅葉の賀にも源氏の君紅葉をかざし

くなりしゆゑ也けり

○さいしといふ髪のかざり

紫式部日記に「うすもの、うはぎ、かどりのも、からきぬ、さいしさして志ろきもとゆひ志たり」又いふ「御まかなひ宰相の君とりつぐ女房もさいしもとゆひなどしたり」とあり此外にもさいしといふ言古き物どもにあまたみえたりこゝにはその一ッを引く、さて此さいしといふ首飾文字には釵子とありてむかしより和訓のなき物なり此さいしは七八百年の中昔の比及よりや女の髪のかざりとなしけん新撰字鏡にも和名抄にも釵子といふ物みえず後の物にはさひしとのみ名はみえたれど形状は志られず雅亮装

釵子の圖 ●さいしをよみくせにて、かいし、おしやくともいふ
よく東山殿の比の物に見ゆ

表

銀にて作之

裏

笄

二本一對さいしにそふる物なり銀にて作る

束抄には五節の舞の下仕の女にさいしを着てやる仕方を委くかきたる文をみれば紐ありて髪に結びつける物也然るに東山殿比の記録女房飾抄に寫本圖あり右のさいしを髪にかざるには垂髪のつむりのまん中へ小枕をいれて瘤だつ物をこしらへこれにさいしを結びつけるなり結びやうは雅亮装束抄に五せちの所くはしくみえたり髪の毛を瘤だつ形ちに作るを寶髻と名づく是髪のゆひ風に名あるのはじめなり猶くはしくは髪の風の部にいふべし

○唐國の釵子

簪の字を今のかんざしの字にあてるはまへに引きたるごとく和名抄の和訓に本據所なれども今のかんざしとは品異されどかんざしは簪の字にて通用すれば別に文字はいらぬやうなるものなれど今のかんざしの本字は釵子也此さいしをも又とりちがへてさいしにもあらぬを七八百年前より件の圖の物をさいしといへり釵子は今のかんざしの本名なるよしは西土晉の世の人崔豹が作古今註中冊にみえたるを和解す「釵子は蓋古の笄の遺象也秦の穆公に至りては以象牙爲之敬王は以玳瑁爲之秦の始皇は又金銀にて鳳頭を

ふことにて木の枝のさしたるさまを枝ざしといひ目の物をさしてみるさまをまなこざしといふたぐひなりされば額のきはより頂きのかたへ髮生のぼり、させる所のさまをいふ言なりしかるを人みなたゞ笄と心得られたるから往古の女の髮に笄させる事はなきに考わずらひてくさ〴〵強たる註あるなり」とありされども首飾物をもかんざしとしもいへる事あり古今集（雑の戀の上に）「五節のあしたかんざしの玉のおちたりけるをたがならんととふらひてよめる河原左口臣、ぬしやたれとへどしら玉いはなくにさらばなべてやあはれとおもはん」とあり（按に五節の舞姫は五人を定式とすその内にて誰がおとしたるかんざしの玉ぞと也）五節の舞姫がかんざしさす事の證は雅亮裝束抄（巻上）五節所の事といふ條に「ゑりくし、まきくし、かんざしをぐして五せち所ごとに、おきまはるなり」同（巻に）姫君のさうぞくといふ條に「とらの日（中略）すゑ（今いふかもじの事）ひたひ、かみあげまうく、かんざし、さいし四筋あるを、本所にまうく、からくし、したくし、ゑりくし、をぐし、しかい、これらは、くら人かたに、まうく」とあり前にもいへる如く和名抄に簪の字加無左之と訓せたれど此かむざしは冠の紐を係る釘のやうなる物の名なり然るに後の世にいたりては右に引たる古今集にも裝束抄にもかんざしとあるを古今の歌のはしかきに「かんざしの玉のおちたりけるを」といひしに據て考れば今の花かんざしのやうなる物にやありけん確證を得ざれば強てはいひがたし○さて前に引たる本居大人が源氏を註したる玉の小櫛に「かんざしとは髮のさしざまといふ事といはれしはげにさる事にて往古はさら也近き三百年前までも髮すぢを、かんざしといへり貴船本地（文明の頃のお伽草子さいしき繪入寫本）下の卷に父がむすめを折檻する所「御たけにあまりたるかんざしを手にからみしやけんのゆかにひきふせて」又富士人穴草子（東山殿比のお伽さうし寛永九年板全二册）上卷女をほめる詞に「三十二相ぐそくしてたけなるかんざしはせいたいがたていたに、こうろぎのすみをながしたるごとくなり」（蟲のこうろぎの墨に髮のつやをたとへたる也、せいたいは板へながしてつくる物とぞ）按に三百年前までも今のやうなるかんざしといふ目につく髮のかざりなかりしゆゑ髮筋のことを古言のまゝにかんざしと云ても紛れざりし也今はあの娘のかんざしはちゞれてあると云ばべつかふのまへざしの焦てあるかと思ふめり是簪といふ物いできて其名も廣

此開帳の時好事の人々御寶物どもを美稱する中に此御簪の事を論じていひけるやう天皇の御頭に挿せ玉ふ物なれば黄金にてこそあるべけれ然るに品下りたる銀なるはいぶかしとて疑訝人ありしがおのれ竊に謂此御かんざし銀なるゆゑいよ〳〵尊しいかんとなれば銀は天武天皇の御時白鳳三年の春對馬國より始て白銀を獻ず其後三十二年たちて元明天皇の御時慶雲五年武藏國より始て銅を獻ず依之和銅と改元あり其後四十年たちて孝謙天皇御即位（御歳三十二）ありし天平勝寶元年五月陸奥國小田郡より始て黄金を奉る此時大伴家持（萬葉卷十八）「須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾金花佐久」と賦り銀は金より七十五年前に世に出しゆゑ帝の御簪にも作りつらんが金は右の如く孝謙天皇御即位の元年に始て世に出し物なれば御かんざしにも造るほどに浩用つかふ事はあるまじされば件の御簪銀にてあることそいよ〳〵たふとけれ金にてあれば信がたきに似たり○因云神代に白銅鏡あり然るに銅始て世に出たるゆゑ和銅と改元さへありしを以てみれば銅なかりし神代の鏡は何物にて造りしやと疑惑すべけれど神代の事どもは人理を以て窺測べからず鐵は神代よりありし物ゆゑ鐵鏡なりしといふ説あれど粃謬なりと先哲もいへり

○髪筋をかんざしといひし事

和名抄（冠帽の具の部）に「簪（和名加無左之）挿冠釘也」とある此簪は冠の紐を係て落ぬやうにしておく物なりといへり然れば今のかんざしとは異りさて又今より七八百年の中昔に至りてかんざしといふ名目あり、濱松中納言物語（源氏物語よりは前のものなり）に大貳の女の容貌をいふ所に「いろくまなく白きにこぼれかゝるひたい髪のたへま〳〵かんざしなどこゝこそわろけれと目だつところなくをかしうすべてかをりなつかしげなり」又源氏若紫の巻に紫の上を源氏垣間見玉ふ所「こちやといへば（紫の上の叔母のあま君紫のうへにこゝにゐやといへば）ついゐたりつらつきいとらうたけにてまゆのわたりうちけふり（まゆげうすくはへて見ゆ）いはけなくかいやりたるひたひつきかんざしいみじううつくしねびゆかんさまゆかしき人かなとめとまり玉ふ」とあり（此卷には此外にもかんざしとあり）此かんざしといふ詞を本居大人の玉の小櫛（卷六）に註して曰「かんざしとは髪のさしざまとい

▲これをかんざしと名づく

裝束圖式に見ゆ

集「かうがいの反たがるのは誰に似る付、極暑はおそきかまくらの道」鎌倉見物の旅の女中菅笠の下なる笄日の照と頭熱にて反りたらんとの句なり笄のうすかりし證とすべし

おなじ繪本中にゑがきたる人物の髪のかざりのみぬきうつしてこゝに出す今のやうなるかたちのかんざしさしたる女は一人も繪にみえず

もみぢは雨てんにゑがきあり

○孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人天保二年に開板せられたる梅園奇賞に載たる和州法隆寺の寶物孝謙天皇の御簪とて其圖ありしかれども質も寸法も記さゞるゆゑ紙障にうつる月の梅いとあかぬこゝちして眞物を見たく思ひしのべるは女装考の企ありしゆゑなりされど淵玉なればいかゞはせんとおもひたへてうちすぎけるに天保十二年の春江戸本所回向院にて法隆寺聖徳太子の御開帳ありて種々の御寶物もありと聞てかの御簪はありやなしやと飢たる狗の肉林に入るおもひにて參詣しけるに群をなす凡夫の塵埃太子はいかに見玉ふらんとおもひつゝ拜をなしさて寶物陳列ある所にいたりおしゆく人の後につきて一種づゝにいひたてゝさしをしふるをきゝて拜しなかに、是は人王四十六代の帝孝謙天皇と申奉る女の天子さまのさゝせ玉ひし御かんざしなりひとたび拜する輩は頭の惱をまぬかる近ふよりて拜をとげ玉へまたとごはいはかなひませぬぞやとこゑをかしくよばゝるをきゝてさてこそと嬉しく玉の枝をたづねえし心ちはしつれどおしあふ群集の後にありてよく拜れざればむなしくかへり次の日人よりさきにと朝早く往てをがみしにかの梅園奇賞にある圖に露もたがはずたゞ脚岐少し挾きのみにて物は銀にぞありける此ときいひたてする人にゆるしを乞ひちかくよりて臨寫したる圖左の如し

孝謙天皇御簪銀製寸法如圖　南都法隆寺寶物之一

模様は平なるに毛彫したるにて雲中に鳳凰の舞ふかたちと見えけるが手に採て見ざれば千百餘年の古色に昏眼して視さだめがたくありし

をも付たるは理なり（秋齋閑語巻四にいへる説はうけがたし）但し今の如く釵に耳掻を付はじめたる起立は簪の條にいふべし前にもいひたる詩經偕老篇に「鬒髮如雲、玉之瑱、象之揥、（註に揥所以摘髮、女子著髮男子佩之）」とあり笄は和漢千古約せずして同物同用なるを知るべし始は竹にて作りたる物ゆゑ其字も竹に從ふなり西土にても後世笄は金銀瑇瑁など貴人は用ふ其狀も今の笄に同樣なるべくおもふよしは史記趙世家に趙襄子吾姉の夫代王を招きて酒酣厨人に使銅の枓めくものを操て代王を擊殺兵を興して代の地を平時車を以て姉を（代王が妻）迎へしに夫代王の最後を聞て天に呼て大に泣、磨笄自殺、代の人其貞死を憐死たる地を磨笄之山と名目（本文摘要）とあり此文に磨とあれば此笄金銀の物なるべし途中にての事なれば髮に刺たる事は勿論なり先の尖たる物なれば咽を刺は自害すべしこゝを以て笄の形狀和漢古今相同をしるべし

○笄を髮の飾に揷はじめたる起原

前にも引たる元祿三年の板人倫訓蒙圖彙の櫛挽の所に「挍槩又これを商ふ、竹、角、象牙、鯨のひれをもつて造る」とあるを以てかうがいはかざりにさゝざりしをしり且又質素なりしをもしるべし、さて元祿中頃にいたり笄髷といふ髮の風京より起り諸國にうつれり其結ふりは笄を髮の根もとにさしこれに髮を巻つけて狀をなすなり（下の髮の風の圖の所にあるをみるべし）笄は髮を理物なるを始て髮に刺物になりしは此笄髷おこりしよりの一變なり、江戸土產（元祿十年板俳書不角撰）「あまり嬉しくふるふ盃付、笄の鯨も寄んお目のしほ」是笄髷を句に作りたるにて笄も鯨なる事明し此後十五年たちては稍々飾りに揷物となりしや眞葛原（享保六年板鷺水撰俳書）「あらひ髮にはさゝぬかうがい付、照のよき縮にすかすお湯の肌」前句の笄を玳瑁として、照のよきと附たれば享保ごろ（今より百廿年ばかり）よりかざりにもさしたりけんしかれども皆一枚甲のひきぬきにて薄き物なり俳書十七回（享保八年板淡々撰）

百人女﨟品定享保八年京板西川祐信繪本に此圖あり髮の風は元祿年中の笄髷の變風なり笄髷の圖は髮の部に出す

今より百廿四年前なり

はん此柱」は槇柱のやうに人にもゆづらず快意冬ごもりをする家をすてたる槇柱の姫にもまされりと自祝の心をもふくめたる句なるべし此といふ一字を眼目としてまきばしらの故事を言外にきかせたるは奇々妙々なり九京可起蕉翁可願乎否○槇柱の文句に「はしらのひわれたるはざまにかうがいのさきしてをしいれ玉ふ」とある文句とかの大治二年（式部が源氏を作りしより百二十餘年のち也）立后の時のかうがいの圖とあはせみれば八九百年前の笄の形狀目前するが如し○さて詩經の註にある如く男子佩之とある掃本朝の今も同じ事にて男は笄を腰の物に刺なりむかしも宇津保物語祭の使の巻に今宮あて宮月を見玉ひて比巴さうの琴ひき玉ふをなかたゞの侍從垣間見て白蓮の花ひらに笄の尖して歌を書て奉りし事みえたり是は垣間見の庭なれば腰刀の笄なるべし又大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時實方中將に冠うちおとされし時いかりの色もなくゑづかに冠をつけ守り刀よりかうがいぬきて髻つくろひし事十訓抄、寢覺記にもみえたり（案に實方行成を打しは清少納言實方をすてゝ行成にうつりし遺恨也帝ものかげより行成のしづかなるを御らじて行成はめしつかふべき者なりとて官位すゝみ實方はこの濫行によりて歌枕みよとてみちのくへ流れかしこにてをはれり）軍用記（四巻寫本室町殿時代の物）「笄は髪掻也烏帽子をかぶり甲をかぶるゆゑ頭の息こもりてかゆくなる物なり其時手にてはかゝれずかうがいにてかくなり笄すぐにてとゞかぬ所はすこしおしまげてかくなり依之笄をば鐵にて作らず赤銅にて作るなり曲り易きゆゑなり此外先の尖りたる物ゆゑそれ相應の所用多し」とあり是男子笄を佩るの實用なりそれは戰國の時今の太平は笄に龍獅子の金紋あるは千代萬歲のゑるしなりけり○右の軍用記に笄は鞘巻にさす物にてさやまきは長さ六七寸より八九寸までなりといへり（此寸法は劔身の事なるべし）書中に鞘巻の圖あり左の如し

軍用記に所載鞘巻の圖

小圖なれどもかうがいに耳かきのあるさまぞや

集古十種に所載
東山義政公の短刀の圖にそへたる笄の圖

總體銀竹高彫

兩圖とも笄に耳掻あり笄は髪を掻物なればみゝかき

○繪入源氏物語槇柱の巻に此圖あり

伊勢貞丈先生の説に繪入の源氏の畵と九册の榮花物語のさしゑは東山殿比の繪巻物を模したるものなりと安齋隨筆にみえたり

はことさら入用ある物なり、和泉式部集に「加茂に參りけるにわらうづにあしをくはれて紙をまきたりければ神主忠頼、千早振かみをばあしにまく物か 式部、これをぞゑものやしろとはいふ」と和泉式部が連歌ゑたるもふところの紙をいだして足の指をまきたるならん、この連歌は金葉集にもみえたり、又阿佛尼が乳母の草子にも女のふところ紙を持事みえたりされば右にいふ「かうがいのさきして」とあるもはな紙のあひだにありしかうがいにて紫式部が時世の女はかならず持物ゆゑに文句に照應なく突然たるならんこはおのれがおろかなるすゐりやうなれば取にたらざれどもおもひよりしま丶ゑるす○さて又おもひつきたる事ありはせをが句に「冬ごもり又よりそはん此柱」といふ句は件の槇柱の故事におもひよせたるならん（はせをは季吟うしの門人にて源氏はよくよみし人也）槇柱の件の文に「雪ふりぬべき空のけしきも心ぼそう見ゆる夕べなり」とあるは冬ごもりの景物也「常によりゐ玉ふひがしおもてのはしらを人にゆづるこ丶ちゑ玉ふもあはれにて」とあり蕉翁が句意は、もはや雪ふりぬべきそらじや「冬ごもりしていざよりそ

あるは加美賀岐の音便なりと和訓栞〔伊勢人谷川士清作〕にいへり、説文に簪首笄也とあれば西土では簪も笄も一ツ物とす笄は本字笄なり御國にて古書に髮搔とも書たれば此物の本用は今の毛筋立の如くにつかひあるひは髮の內の痒きを搔物と云たるなり、類聚雜要抄に大治二年〔今より七百餘年まへ〕立后の御道具のうちに平髮搔細搔とありて、圖あるをこゝに臨す質は銀、象牙、水牛など也又簾中舊配〔東山殿の時の女中衆の事の書〕「まゆ作る物丸きはゑんいれさきすぐなるはかうがい」とありて圖あり前にあげたる大治のころの圖と此東山殿のころの圖と年歷へだつ事およそ三百五十年也、さて笄に一ツの考あり、源氏槇柱の巻に髭黑の大將の北の方を父式部卿の宮の方へひきうつし玉ふ時姫君を母君具して家を出玉ふ時姫君住馴し家をふりすて、ゆくをなげき玉ふ下の文に「日もくれぬ雪ふりぬべき空のけしきも心ぼそうみゆる夕べなり〔中略〕つねによりゐ玉ふひがしおもてのはしらを人にゆづるこゝちし玉ふもあはれにてひめ君ひはだいろの紙のかさねいさゝかにかきてはしらのひわれたるはさまにかうがいのさき云てをしいれ玉ふ歌、今はとてやどかれぬともなれきつるまきのはしらはわれをわするな、えもかきやらでなき玉ふ」とあり、さておもふに此文の前に櫛笥などとりあつかひし事みえず然るに「かうがいのさきして」と突然たる文句は源氏の文格にあらず因ておもふに此笄は姫君の懷中にありし物にて紫式部が頃は女は常にかうがいをばふところに持物なるから「かうがいのさきして」と文に照應もなくかきたるかとおもはる笄を懷にもちたらんと推量するよしはむかしの女も今とおなじくかしらの痒き時爪して搔くはいやしく且無禮なれば髮搔をかうがいとさへ古く訓たる物なれば下賤は論なしよしある女は懷中に髮搔もたでやあるべき此外に俗にいふはな紙は他行のふところにははなすまじ女

大治年中の物

ひらかうがい

ほそこうがい

東山時代の物

しからず人の旅立にはかならず櫛と扇をおくる事とす、落久保物語（源氏より前の物巻の四に）四ッの若播磨へ下り玉ふ時北の方より（おこくぼの君なり）はなむけの所に「北の方いゝとよくしたる扇二十かひずりたる、くしまきゑの箱に、しろきもの（おしろいの事）いれてこゝの人のかたらひけるしてかたみにみ玉へとてとらす」又源氏にも（夕顔の巻）伊豫介妻を筑紫へ下す時源氏より妻へ櫛と扇をとらす事みえたり抄に櫛を旅立の人におくるは髪の千筋にみだるゝやうなる路も櫛もてときわくる如くさゝはりなく通るべしと祝ふ意なるべし扇は又あふの心なりといへり、後撰集（鳥飼の立野が歌）「難波潟なにゝもあらずみをつくしふるき心のしるしばかりぞ」これも櫛をおくる歌なり（立野は醍醐天皇の御時の遊女なり大江の玉淵がむすめなるよし大和物語にみゆ）右の如くなればつむりの物を人にやる事くるしからず姑の櫛かうがいははやく娶にゆづり玉へよ○西土の櫛の始原は明人謝方紹が古今始原に、赫胥氏木梳竹櫛を作り舜が妹、女媧氏釵を作り櫛を作り髻を作るとあり註に以レ荊爲レ釵以レ竹爲レ櫛と有西土も太古は質朴なる事かくの如し（妻を荊妻といふはいばらのかんざしをさす女と卑下のことばなり）

○神代の髮の飾、櫛

神代には男女とも蔓草を頭にまとひてかざりとなす名て加豆良といふ又尊人は玉を絲にてつなぎたるを頭にも手にも足にもまとひてかざりとなしたる事（日本紀古事記）にあまた所みえたり（本文を引んはくだくし）神代にも珠を作る人あり事神代の卷に見えたれば今の硝子細工の如くして珠玉を作りしなるべし此珠をかざりとする外に頭のかざりはなかりしに人王の御代となりては女も冠着たる事天武天皇十一年の條、續日本紀、和名抄（装束の部）源氏鈴蟲の卷にもみゆ今の世の雛人形に女の冠着はゆゑなきにあらずと本居大人もいへり（古事記傳卷の八黑御鬘の註）○さて神代の櫛は飾にあらざるは櫛の條にいへるが如し櫛の外に笄といふ物神典にみえず、和名抄（冠帽の部）に簪和名加無左之挿冠釘也又蒼頡篇云簪は笄也」とあれば笄もかんざしと訓べきなり又おなじつゞきの所に櫟鬢厰（中略）或曰櫟鬢和名加美賀岐鬢髮を導櫟する所以とあれば此櫟鬢といふ物今いふ毛筋立なり此加美賀岐の外にかうがいと和訓する物和名抄にはみえず然れば千年以上にかうがいといふ名目なかりしとみえたり此後二百年ばかりたちては源氏をはじめ古き物がたりどもにかうがいと

生れあひぬる有がたさは申もいと〳〵かしこし・

○櫛をかんざしともいひし事

源氏繪合の巻に「朱雀院より梅壺へ御繪奉らせ玉ふ御返事に むかしの 御かんざし はしをいさゝかをりて」とあり是はむかし梅壺齋宮にて（俗にいふおものいみ）伊勢へ下り給ひし時 別れの櫛とて 帝御てづから齋宮の御頭へさし玉ひしむかしの櫛のはしを（木櫛を定式とす）かきとりて歌にそへ玉ひたる也、又同書若菜の巻上女三の宮御裳着に中宮より櫛の箱奉らせ 玉ふ所の 秋好の歌に「さしながらむかしを今につたふれば玉の小櫛も神さびにけり朱雀院御らんじつけてげにおもたゞしきかんさしなれば御かへしも昔のあはれはさしおきて」右いづれも櫛をかんざんとしもいへり是は髮にも刺物なるから髮刺をかんざしといふは音便なり紫式部が比及には女のさす簪といふ物さらになきゆゑかんざしの名目まがふ事なし

○櫛を投て親子の縁を斷る、櫛は人に贈ぬ物といふ事

投櫛を忌事は伊邪那岐命の御事を縁として千年以前より忌たるよしは前にいへるが如し後世になりては投櫛を拾へば其人おや子のえんもきる、といひならはせりとみえたり、東鑑建長二年六月廿四日「今日佐介に住居者俄に自害企聞者競集り其家を圍繞て其死骸を視る其譯は此家の聟日來同宅令が田舍に下りけり、聟の父聟の妻に通艶言不許容、父おもふやう令投櫛之時これを取者は骨肉も皆變て他人となるの由稱之とて、父潜に女子の居所に到り屛上より櫛を投入しかばかの息女不意而取之仍父已に他人に准とて志を遂欲時に、不圖聟田舍より歸り其砌に入り來間息女悲に不堪自害に及たる也（本書漢文）こは今より六百餘年前の實事なりされば櫛はいたづらにも投まじき物ぞかし○八百年のむかしは皇女伊勢又は加茂へも齋宮に下り玉ふとき帝御手親櫛を齋宮の御額へ挿し玉ふ是を別の櫛と名目、源氏物語にも見ゆ（この櫛は齋宮京を出玉ひて其日のおとまりまでさし玉ひてのちは御身をはなたず持玉ふよし又櫛はつげにてちいさく寸法までも古書に見えたれど引はうるさし）わかれの櫛といふよしは齋宮に立せ玉ふうちはふたゝび京へかへり玉はざる御制ゆゑの名なり此事と前に引たる息女が自害の櫛の事に據て櫛は人におくらざる物、つむりの物を人にやれば縁がきれるなど今もいふなるべしされどもむかしは

えたり、さて二枚櫛は北廓雜記元文年中江戸人の作寫本卷三「今の風は元文をいふ髪は油がため櫛はあしだの歯のごとくなるを二三枚さしかんざしとていろ〳〵のもやうをしたるを七八本さしちらし」とあり是今より百年ばかりまへの北廓の妓態今にかはらざるをしるべし西土は遊女ならぬも髪のかざり大壯なり、明人田藝蘅が留青日札六婆三姑之條下「大家婦女、金もちのむすめ赴人筵席、ふるまひによばる金玉珠翠、首飾甚多、かしらの飾いろ〳〵あり一首大幾如合抱、かしらのかざりひとかかへほどあり中略及上轎時、かごにのるとき幾不能入簾輿、かしらのかざりかごにつかへてこまる中略也坐久頭重不堪其苦眩暈扶歸」とありこれに比れば遊女の二枚櫛八本釵はすくなしといふべし、又劉績が霏雪錄に公風といふ小鳥人に馴易好で婦人の釵上に集るといへりいかに小鳥なりともとまるとあるは髪のかざりの合抱あるといふに符合す

○櫛占

新撰六帖夫木抄にも出る信實朝臣の歌「あふ事をとふや夕げのうらまさにつげのをぐしもしるし見せなん」此歌を歌林拾葉集に出して註に「此歌は古記に云兒女子黄楊の櫛を持、女三人三辻に三おそらくは四のあやり向て問之又午歲の女は午日問之今按に三度此歌を誦、堺を作りこゝまでとかぎりをさだむ散米櫛の歯を鳴事三度の後堺の内へ來る人の言語を聞て吉凶を推中略櫛占といふ事如斯」本文漢字此櫛占千年以上よりありし事なるべし、然おもふよしは、萬葉集卷十六卜部平母八十乃衢毛占雖問君乎相見多時不知毛」此衢占とは櫛占とし もきこゆ但し同書に、石占、足占ありそれか又和泉式部集「さし櫛のはこにかきて、きま〳〵に神をぞいのる、さしくしのさしはなる、が心ほそさに」これも櫛占ときこゆ古書には、橋占、文占、歌占あり、又世事談菊岡沾凉作享和十八年板卷五「辻占は泉州堺より事起る彼地湯屋町市の町といふ所の辻を占の辻といふ中略古へ安部の晴明此所を過て後世の爲にとて占の書を埋たりと云傳ふ此辻に出て吉凶を占にたがふ事なし是辻占の起源にして普く諸國に此事をなす」以上一條の全文こゝに辻占とのみいひしは櫛占にやおのれ總角の比人に母の謂しは、我が若かりし頃は寶暦中比櫛占といふ事をせしに近來は賣卜の人辻にも立ほどなれば今の若き女中は櫛占の名さへしらぬは物事自由になりしゆゑなりと語られき噫嘻國澤日昌にして百遑足ざる事なき萬歲不朽の時世に

へるをその時の寛文傾城ども見てさしはじめつるよし尊子八千代遊女予にかたりき」とあり此説に據ば遊女等櫛をさしはじめたるは今より百八十餘年前の事なり、さて二枚櫛は大坂の湯女よりさしはじめたりとおもふ事はそゞろ物語寛永十八年板全一冊珍書也蜀山翁所藏をはじめ是にるゐする物を參考せしに天正十八年大坂にて風呂屋といふ事いできて湯女とて女ども入り來る客の垢をすり髮をあらふ此頃の男はみな茶せん髮にてびん付油なき世なれば湯に入れば必ず髮をあらふゆゑに髮あらひ女ともよべり髮をあらへば結ひもするゆゑ常に櫛をさす此湯女寛永の中比にいたりては容色を飾浴客等が酒のあひてをもなし櫛一枚は常なるゆゑ塗櫛を二枚さして客の多きをみせ且かざりとも湯女のしるしとも志たるなりけり然して稍々色を賣にいたり大湯女小湯女の名目ありて今も有馬の溫泉に此名のこれり大ゆなは酌をとり小ゆなは垢をすり髮をあらふこは慶安承應の間なりかくて追々湯女の淫風浪花はさらなり兩都にも起り此風の爲に坤廓の花もちりがてなればかれが風を移てしまばらの遊女等も飾に櫛を二枚させりとぞこれらの事ども物にみえつるは、傾城何何書名はぶく元祿十六年大坂板卷の二湯女の事を「郡内のきる物に黑き半襟なげ島田に二ッ櫛」又元祿曾我物語巻二額風呂の小三、扇風呂の萩、湊風呂の近など元祿中頃浪花にて名高き湯女ども」又俳諧二番鷄元祿十五年板「下妻と八重に打合春の風付二枚さしたる櫛は鍋取り」談海慶長十年より寛文八年までの私記寫本巻八に「慶安元年風呂屋國禁ありて十年後明暦三年の大火に一變して風呂屋再興す」とあり是にて江戸も湯女の盛なりしをしるべし慶長の末錢瓶橋のほとりに始めて淺湯風呂ありし事落穗集にみゆ○因云むかしは貴人をむかへて遊興ある時は馳走の爲風呂をたてしとみえて室町殿ころの記錄どもにあまたみえたりおもふにふろはおほかたは女中のあづかる事ゆゑ馳走になるべき事もやありけん、源平盛衰記巻卅九千壽伊王が事といふくだり重衡鎌倉にて「一日湯ひき玉ふ程に及びて廿ばかりかと見ゆる女の目結の帷子白き裳著たりけるが湯殿の戸少開て無左右內へも不入中將重衡いかなる人ぞと問玉ふ兵衛佐殿御垢に參れと仰つるなり中略新き櫛取具して水懸洗ひ梳などして奉る」とあり、是も風呂の馳走にて湯女の態もみゆむかしは風呂といへば鹽湯なるが常なりそれゆゑに井水を燂したるをば水風呂又は行水といふ其名今の常言となりたる也鹽湯なる事室町ころの記錄にみ

しに今みればよこぐしのみだれ髮ながら手づから飯をもるをみればあいそがつきてことばもかはさず門口より歸りしとなりされば つらくしは 横櫛のやうにぞおもはる、姑くゐるして大方の敎を俟つ、又大鏡（文德天皇より後一條帝までの事どもを記たる物）「一品宮（三條院の皇女禎子）の、 のぼらせ玉へりけるに辨のめのとの御供に候がさしぐしを左にさゝれたりければ、あこより（あことは子どもをよぶ詞なり乳母ゆゑたはむれてえ）などくしはあしくさしたるぞとこそおふせられけれ」とあり是横 櫛なりされど 此よこぐしは 故實ある事にて私にさすにはあらず右にさすべきをわすれて左りにさしたるゆゑ三條院見とがめ玉ひて、などあしくは、とのたまひたるなり（物忌といふ物を櫛に付てよこにさす事あり是は物忌の二字を紙に書て細くたゝみたるを櫛に結ひ付る俗にいへばまよけの守り也物忌とは鬼の名なるよし古書にみえたり又玉海にも齋のこと佛法による事のよし書玉へり）雅亮裝束抄（上巻）五節の舞姬下に舞姬櫛を横に刺事（物忌を櫛に付ゆゑによこにさす也）の所に櫛の事を「長さ六七寸ばかりはのたけ五分ばかりをみねの方へよくそらしあげてなかをさしたるとぞ申す」とあり「そらしあげて」とはみねにならひて齒を挽事也頭につれてさしよき爲なるべし西土は唐人の句に「鬢插玉梳新月曲眼含珠淚曉花濃」又宋の秦少章が「斜插犀梳雲半吐」又御國の横櫛を清朝にて詩に賦りたるは外國竹枝（照代叢書甲集に收む）「綰髮塗牙已嫁郞瑁梳横椋坐蘭房」又明人王折が三才圖會緯の下の織婦横櫛なれば西土には古くよりありけんかこゝにては明和以前の繪には所見なしともかくもよこぐしはいやしげにて心のねもみゆるぞかし

○博識の聞へ高き學友靜盧翁が著たる梅園日記（去年發販）巻の一さし櫛とある一條に辨の乳母が横櫛も五節の舞姬がよこぐしも引れたれどおのれも先年抄錄しおきたればこゝに引いでつ此書は刻におくれぬれば勸說に似て六日のあやめを引つ

○二枚櫛、湯女の事

二枚櫛を刺事は遊女のみの態なれば辨ずるはよしなけれど筆のついでに記す事跡合考（延寶三年柏崎永以作寫本見しは四の巻）「古老の傳に惣じて驛亭の類は其邊戰場となりては勝利方の大將首實撿する時はかならず女どもが其首をあらふ事也（中略）遊女が二枚櫛さすは一枚は首あらひの時用ゆる櫛なり」とあり勝たる時用とあれば二ッ櫛は吉器といふべし、又一說に箕山大鏡（延寶六年大坂の人箕山作寫本）「六條の時（今の島原六條にありし時をいふ）名家亞ロの御髮に 櫛をさゝせ玉

○朝鮮べつかふ、ばづの事

照義の話に朝鮮べつかふといふは朝鮮にて産する水牛の角の肉付の際はよく瓏(スキ)て瑇瑁のやうにみゆるゆゑ是にて櫛笄を作り眞甲に僞はすゆゑに朝鮮べつかふといふなりか、る事を創製は安永のはじめなり（今より七十餘年前）その、ち朝鮮の水牛渡りすくなくなり價も高くなりしゆゑ天明の頃より和の常の牛の角を用ゆ是も肉付のきはは瓏ゆゑなり職人是を地板と唱ふそののち天明の中頃に至りて（六十年計り前）馬の爪をもつかふ是を職人ばづと唱ふ馬爪の略言なり道に石なく平坦なる所につかはる、馬の爪は殊に瓏も照もよく牛の角に勝る（江戸練馬の馬の爪上とす）是を内の肉とし外は眞の腹甲を皮として笄などに作る事になりたるが近年は細工上手になりて笄など四角なる所のみつ、みしを本末とも六方をつ、むゆゑに素人には眞僞わかちがたし然れどおほかたは二年ほどにて照もつやもぬけて馬爪の馬脚あらはる又爪甲といふは爪にはあらず眞甲のへりの所の甲なり　おほかたはさしこみ形物に作るに用ゆ又腹甲といふは眞甲の瑇瑁の腹の所なり瑇瑁は全體の甲いづれも三十六枚あり（甲の数此説是）日に近き事六七度なる大熱國巴丹眞臘あたりに産する物なりさるゆゑにや熱をこのみ露ほどの潤を繼合す所へふくませあたゝめたる鐵のはさみにかけてはさめばつぎたる所もみえぬやうになるなりと照義老人いへり、今より六十年ばかりまへ天明の頃はべつかふのをれかはんと路上を呼あるきたるは今七十餘の人は云りなん今はさる者なし以玳瑁の價の貴躍を云るべし

○横櫛

今市中にていやしき女櫛を斜に挿を横櫛と唱てよしある女中は假にもせぬ事なりよこぐしなるは心ねもそれと云られていやしげなりむかしもさる例あり、大和物語（此書は八百年あまりまへの物也）風吹ばの歌の下に「女のがりいきたりけり（業平なり）ひさしくいかざりければつゝましくてたてり、さてかいまめばわれにはよくてみえしか、いとあやしきさまのきぬきて、大ぐしをつらくしにさしかけてをり、てづからいひもりをりけり、いといみじとおもひてきにけるまゝいらず、なりにけり」とありこゝにつらくしとあるは横面櫛にて乃横に大なる黄楊の櫛を刺て居たるにはあらぬか文意を推は業平此女にあひし時はうつくしくよそほひをかざり

たる次の日 舊友玳瑁樓照義老人のもとに至りて 中橋のほとりに住す眞顔門人にて俳諧歌の外書畫を好み又古刀の鑑定をよくす今年七十九歳雅趣ありて篤實の翁なり 右の 書面の事を語りて接合事の起立おぼへありやと尋しに翁謂やう我家は今に三代玳瑁の職を業とす父は元文元年の生れにて享和十年酉のとし七十七にて身まかりぬ 父がはなしにき丶しは享保の中比長崎より江戶に來りし田國の六部べつかふ職の者にゆかりありて杖をとゞめしうち病に臥し日を經て全快したる禮謝にとてべつかふをつぐ事ををしへしよりはじめて櫛笄のをれたるをつぐ事をしりのちには弟子にもつたへ世にひろまりしがいまだ今の如く切拔つぐ事はしらざりしに元文年中にいたり職人の中によせつぐものいできて追々ひろまりしがいまだ今のやうに鋏拐をはめて繼事はしらざりしゆゑけふは誰が所にてつぐ日なりとてそこにあつまりかはるがはる鋏を握りて繼ぎ、たがひに助けあひけるに仲間の内に一人他の力を借ず人よりは多く細工をなす者ありし故其術を尋しに秘して敎ず然るにこの職人賭に身をはたし細工道具を箱に納 錠封して質入れし京へ上りしのち絕て音信なきゆゑ職人どもいひあはせかの質物をうけ出し箱をひらきてはじめて道具の便利なるをしりけると父が聞つたへしとてかたれりその丶ち父が廿四五の頃寶曆十一二年なるべし 班なしの 松葉かんざしとて

掛目一匁五分

長サ六七寸

今にくらべては甚細きかんざしを四五本作り問屋へみせける內を一本手みせに京へものぼせしに江戶京とも追々註文ありて松葉かんざしはやり銀にても作れり是かんざしに形ち物いできしはじめなりと父がいへりと照よし翁かたれりさすれば和漢三才圖會にみえたる如く正德年中に歯など接事大坂にはありしが江戶にはうつらざりしを享保にいたりて其術江戶につたはり元文中にいたりて班なしに集接術弘りしは今より百年前の事なりそもそも此玳瑁といふ物珠玉の如く集接事のならざる物ならば今の世の櫛笄も引拔の一枚甲ならんよせつがる丶物なるから美麗を飾とし婦人身に屬重價第一の物とぞなりける鳴呼玳瑁婦人を惱といふべしさて又かんざしに形の飾り物とて流行しは松葉なりしに今はさしごみといふ便利ありて鶯は梅に初音をうたひ蝶は菊に翅を動すあり是も國澤の餘滴ぞかし

○象牙の櫛、類聚雜要巻の四にこの圖あり大治五年中宮立后の御料具の一つなり傍註に櫛の大さ幅一寸八分竪の寸法みえず髪上げの時用ふとあり、本文に「以牙令作令進給了」とあり是象牙の櫛なり前に引たる延喜式の象牙の櫛を髪あげの時ゆるし玉ふとあるに符合す

○頼朝卿の室政子御の櫛
鎌倉志巻の一に此圖を載て曰「十二の手箱一合小道具はなし箱の内に圖の如くなる櫛三十あり」と云、百樹按にかくいびしは此書の作者河井友水が此櫛をみたる延寶四年の事なり(本文)櫛の徑三寸八分餘高さ一寸二分厚さ二分櫛の背に淺くほりたる穴十三あり元は青貝をいれたる物にて今ぬけたる跡あり間青貝のみゆるもあり穴のくばり皆三二三二三と有木はイスといふ」とあり好事家此櫛を模作たるが流傳して政子形と唱へ世にはやりしは寛政の比なりき是より市中のさし櫛一變して今にいたるは政子が產出したる孫むこなり

○或家の所藏眞鍮の櫛
初代安親作小緣金鍍水仙陰彫透し兩面同じ櫛の寸法圖の如し、奇品なれば爰にのせつ金工名譜を按るに安親と名つきしは四代あり此櫛の作人安親は奈良利長の門人辰政が弟子也本國は羽州庄内の產土屋彌五八といへり入道して東雨と號し延享元年甲子九月廿七日沒行年七十五淺草誓願寺中林宗寺に墓あり彫物の名人なるは世にしる所也

○享保八年京板西川祐信筆繪本百人女郎に此圖あり島原の太夫同新造とあり、今弘化四年より百二十四年前より櫛は二枚さしぬれども外には髪のかざりなし笄を賣る女すらかくの如し以てむかしの質素を知るべし此書中に東都北里の遊女の圖もあれど二枚櫛をゑがゝず依ておもふに北里の二枚櫛はのちに京風のうつりしならんか

浮世草子にあまたみえたれど例のうるさければ不引

○瑇瑁を班なしに作る起立

瑇瑁を（瑁に作るは非なり）通じて鼈甲といふは誤なり鼈はすつぽんの事なりされどたいまいといひては通用わろしやはりべつかふにてありぬべし瑇瑁は四ツの肉翅を以て手足とす下の圖をみて志るべし雄を瑇瑁といひ雌を觜蠵といふ（本草）南海に出る物といへり本草記聞の説には「蠵龜に能似て頭に觜あり鷹のくちばしの如し前足長く後足短し皆鱗あり爪あり背甲は龜の如し甲段々に重りて十三枚あり舶來なるは片々なるのみ又全體なるも舶來す」といへり此物は日に近き事五六度（高さの事）なる大熱國、巴丹、眞臘あたりに生ずるよし物産家いへり、和漢三才圖會（正徳二年板巻四十六介甲の部）瑇瑁の下に「近頃工人繼櫛齒折者聊不見其痕但炙温接之耳」とありおもふに寺島良安翁此書を作りし頃今の如くべつかふの透所のみ斷截接合事あらば右の文の下へ其事をいふべきにいはざるは折たるをつぐ事のみにて今の職術は志らざりしとみえたり然ればきりよせてつぐ事は何れの比及にやあらん其源を尋ぬべしと正徳（今より百三十年ばかりまへ）以來の書どもを俗にいふぢごくさがしに尋けるにありげにおもひしにはなくでおもひの外なる俗書にて一證をえたり嬉しかりしゆゑ抄錄に年月を記しおきつるは今より廿七年前文政四年巳の十月九日の夜燈下によみたる書にぞありける、其書は小兒養育質氣（安永二年板全五巻作者大坂永井堂龜友）巻三に「こゝに東都十軒店のほとりに龜屋九四郎とて（案に此名は龜の櫛といふ意にて作者の私構なるべし）べつかふの櫛細工の上手瑇瑁の照りによき所を二分三分ほどのかけをもつぎよせ少しもみえぬやうに仕立商ふ名細工人（中略）二月晦日に京へ上り少しの志るべをたのみて覺し職をはじめけるが廣ひ京にまねする者のない鼈甲の細工ゆゑ人に志られ小間物問丸の大商人ども九四郎が細工を稱美志ける」とあり是を視

和漢三才圖彙所載瑇瑁圖
俗にいふべつかふ甲一枚の大さ女扇ほどなるを大とし小なるもありとぞ

全甲眞物を見てうつしおきたれど大かた是に同じ

中の事どもあまたみえたれど髪のかざりにたいまいを用ひし事更にみえず案るにたいまいを髪のかざり物に作りはじめしは髪の結ひ風いできてのちびんつけ油といふ物もいできたるよりの事なるべし髪の結ひぶり、びん付油のはじまり下にいふべし笑委集天和年中の作寫本巻の十二に「七がいでたつ๑やうぞくには馬上のさま はだには羽二重白小袖郡内のごばん島あさぎの糸にて縫たる定紋の三ッ柏五所につけ桃色の裏付て一尺五寸の大振袖を上にかさね横巾ひろき紫帯二重にきりゝと引まはしうしろにてひきむすび黒髪島田とかやにゆひあげ銀ふくりんに蒔繪かきたる玳瑁の櫛にて前髪をおさへ紅粉を以て面をいろどりさもあてやかにいでたちけり」とあり、これにて玳瑁の櫛をかざりにさしたる時代を๑るべし此書俗作なれど萬治をさる事遠からぬ人の實記之本文に七とあるは人のしるお七之馬上の事は天和二年三月なりけるよし此むすめの事どもの一擧本書につまびらか也 こゝに袖の長一尺五寸を大振袖といふよしは昔は袖のたけみじかゝりしゆゑなり振袖の起立沿革の事どもは衣服の部にいふべし、さてむかしはべつかふの價廉かりし證據は、諸艶大鏡大坂の西鶴作天和二年板三の巻大坂の蓮葉女の宿屋のめしもり也事を「べつかふのさし櫛が本蒔繪にて三匁五分でできるなど、はしたなく申せしはきいて戀もさめぬべし」とあり此比及は一枚甲の挽拔なりその櫛に本蒔繪๑たるが三匁五分なり本の字あるを以てまき๑を二匁とすればべつかふひきぬきの櫛一枚一匁五分也、又賢女心の鏡其碩作延享板抄録巻次を脱せり姑が娶の髪ゆふをみて「われは此年まで髪の中に小枕の外は蒔繪の木櫛に黒き笄をくちらなるべし さして花をやりしに娶のあたまをみれば透玳瑁の笄をさし笄の外にかんざしとやらいふ物何の用に立事ぞ」とあり是は此作者が此姑を六十四五として花をやりし元祿の初めの質素をいはせて時に當る延享の婦女を風諫したる文なり元祿と延享の間五十年ばかり 以て花美に移りしを๑るべし此時より廿年ばかり後寶暦にいたりては稍々侈靡になりしとみえて俳人容儀寶暦十三年京板 芝居見物の所に「つい七兩ほどの櫛をふみくだいて๑まひけふのはれになんの此櫛さす事があると取込の中での夫婦いざかひ」とありおもふに七兩のべつかふの櫛なるべし是も作者が時世の風をかきし也右に引たる書の天和二年べつかふの櫛一匁五分なりしに八十年ばかり後寶暦に至りて七兩の櫛あり驕奢太平を追ふとは宜也けり猶べつかふの櫛笄の事天和あたりより以來の

こに風流とあるは俗にいへばおもひつきのかざり物といふ事（風流の事百練抄巻十五にも見ゆ）なり安察火桶とは大なる火鉢の事これを錦にて押櫛を炭とみせ白物を灰と見せたるが櫛は廿枚入りしとなり是は五節の舞姫に公卿たちおの／＼風流をつくし引出物として帝の御前ちかきあたりへかざりおき舞はて丶のち舞姫にとらするなり雅亮裝束抄五節の事といふ下にも「ふりうこ丶ろこ丶ろにあり」と見ゆ、さて定家卿の風流にて櫛を炭とみせ玉ひしは黑ぬりの櫛なるべし火桶なれば朱塗もありて火と見せ玉ひしならんさればぬりくしも六百年以上よりありし物なり又青貝の櫛も古し、落久保物語（巻四）に「貝すりたるくし」とあるは靑貝の櫛なり此外にも見ゆ○因云五節の舞といふ事は大內にて毎年十一月中の丑の日より辰の日まで四日の間御儀式あり辰の日は公卿の家々の未だ男せぬ未通女を選ばせ玉ひて舞をせさせ玉ふ是を豐明の節會と云

○瑇瑁の櫛（俗にいふべつかふ）

瑇瑁の櫛笄御國の古書には所見なし但し裝束の石帶に用ひしは古くみえたり瑇瑁の瑇の字玳に作るは俗字なりと字書にみゆおもふに毒の字に从を唐土にて忌しか、さて異本枕の草紙に「さうふのさしくし」とあるは玳瑁の櫛げにきこゆれどいまだ考證をえず又新撰六帖（光後）「河の瀨に浮たる龜のさし櫛ぞ見し世ながらのゑるしなりける」とよみたるも玳瑁の櫛ときこゆれど然らず是は西土晉の世の干寶が作の搜神記（巻十四に）に見えたる故事をよみたる歌にてちひさき龜のうきたるは刺櫛のやうなりとの心なり其故事とは漢の靈帝の時江家といふ所の黃氏の人の母盤中に浴して久しく不起變じて黿と爲婢驚き走りて家人に告るその間に黿轉て深淵に入りぬ其後時々出るを見るに初浴せし時一銀釵を簪けるに猶其頭にあり於是黃氏累世敢黿肉を不食」（以上搜神記一條の全文を和解す）此釵の故事もあれば浮たる龜も櫛のやうに見ゆるとの心の歌ときこゆ（此歌の事學友山崎美成ぬしが著たる天保十年の頃板本三養雜記巻の三にみえたれどもおのれも先年抄錄しおきたるがかの書におくれたれば六日のあやめ也けり）玳瑇の櫛笄西土には秦漢以來あり事諸書に散見漢の武帝の時宮女頭の飾、鳳頭の釵、孔雀の搔頭（今いふ花かうがい）雲頭の篦瑇瑁にて爲之と粧臺記にもみえたり、又格致鏡原に晉の東宮舊事を引て「太子納妃有瑇瑁梳三枚象牙梳三枚あり」とあり（猶あれど引もうるさし）御國は中昔以來四百年前京都室町家の舊記どもに女

あしわけのさはる小船に紅のふかき心をよするとをゑれ、返しあしわけて心よせける小船ともくれなゐふかきいろにてぞゑる」こゝに「あしわけをぶねむすびたるくし」とあるは蘆分小船を描金ゑたる櫛ときこゆ然おもふよしは枕のさうしうれしき物のくだりに「さしぐしむすばせておかしげなるも又うれしおもふ人はおもふ人にやるのは也我身よりまさりてうれし」とあり此むすばせてとあるも作らせたる櫛の事ときこゆ推量するに三位以上象牙の刺櫛なれば三位以下は木櫛なるべき事論に及ばずされど無地の木櫛にはあるべからず塗もしまきゑもゑつらん、むすぶとは結構の文字にて物を作る事にや淺學なればおもひ得ず、又雅亮裝束抄巻上五節所の事といふ下に「ゑりくし、まさくし」とあるは彫物ゑたる木櫛蒔繪ゑたる木櫛と聞ゆともかくも今さすまきゑの櫛は七八百年來あり歴し物也元服法式永祿年中の物寫本「櫛は三ッ一具なり中略御櫛二ッ、解、簾、細桐、蒔繪也解はとかし簾はすき櫛なり細はびん櫛なり」とあり、今もいふ三ッ櫛の名古き事なりこゝに簾とあるは今もいふ唐櫛又すきぐしともの事なるべし簾といふよしは齒をば竹にて作りて簾に似たるゆゑの名なるべし唐櫛とは此物始は唐土より渡りしゆゑ也、正字通に「竹篦除髮垢者」とあり又近くありしまきゑのくしは、諸艶大鏡貞享元年大坂板西鶴作巻の四大坂の湯女どもなじみの客の紋所をまきゑにゑたる櫛をいくまいもこしらへおきて客の來るをみてその客のもん所の櫛をさす事をいへり、又一代女同人、貞享三年板巻の三大坂新町の遊女ら蒔繪の紋櫛をさす事はやりしをいへり、又俗つれゞ同作巻四に庵形の木櫛に切金入りの折菊を蒔繪にゑたる櫛を町の富家のむすめがさすことをいへり江戸にても享保の比まきゑ櫛流行しと古老語れり又櫛の峯に銀のふくりんを懸たるに蒔繪したる物はやり明和に至てはまきゑすたれ竪は一寸五六分横六寸斗りの甲のべつかふの櫛はやりしとぞ横長のくしはやりたるは根なし艸にも見ゆ天明より後文化まで四十五年の間はまきゑのくし世にすたり近來むかしにかへりて蒔繪の木櫛はやるは民歸樸といふべし

○塗櫛、青貝の櫛

○塗櫛も古し、明月記定家卿の日記也寫本にて流布す建暦三年十一月十二日の所に今より六百餘年まへなり「今日風流櫛構出贈之按察火桶細註押錦以櫛爲炭以白物爲灰櫛廿枚入之下略」とありこ

に刺ざりし事、竹、角、象牙、鯨と有にて知るべし本文に校櫱とあるは誤字なり猶かうがいの條にくはし又一代女大坂伊原西鶴作貞享三年板巻三暗物女後年の名は提重といふ者のさまを「顔に白粉眉にはおき墨尺長の平髷を疊にかけて梅花香の雫をふくませ象牙のさし櫛大きくよろづ氣をつけて拵へ」とあり、これ今より百八十餘年可(バカリ)のむかしはいまだべつかふの櫛はなかりしゆゑに笑を賣女すら象牙の櫛をさすを「よろづ氣を付て」とはいひしなり是は大坂江戸も此頃及ざうげのくしなる事まへに引たるにてしるべし吉原の妓天明の比は正月二日の禮にはみなざうげの櫛笄なりしはおのれが目睫所也むかしは今のやうに女として必ず櫛をさしたるにはあらじとみえて、延寶、天和、貞享、元祿此間廿二年ばかりの間浮世繪師菱川師宣が肉筆にも板本にも女の櫛をさしたるをゑがゝず元祿ののち廿年可を歴て正德にいたりては西川祐信が女繪に櫛をさしたる圖往々見ゆ是より廿年ばかりのち元文以來の繪には猶更しげくみえ明和にいたりては三都の市中翕然櫛をさす風俗になりし事其頃の繪どもにてしらる因て思ふに今の如く市中の女としては櫛をさす事となりしは八十年以來の風俗也櫛をさすは亂る髮をかきつくろはん爲の私事なればさすは無禮なりさればこそ武家にては櫛をさゝぬを禮儀とすれ前に引たる延喜式に「櫛を用を聽」とあるにても櫛をさすの私なるをしるべし然れども今市中の婦女は櫛を禮儀の物となして娶入り道具の一ッにかぞへるは僻事なれど時勢の風なればさてありぬべし頭のかざりむかしにまさるやうになりしことのもとは次にいふべし○西土にて象牙を頭の飾りとせし事は、詩經偕老篇の註に象揥、女子は首に著男子は佩之とあれば後の物には櫛もみえたるをかきぬき置たれどさのみはとて棄つ

○蒔繪の櫛、三ッ櫛

蒔繪は唐土に描金といひて描はゑがくとよむ字也和漢ともいと古くよりありし物也さて古言に玉といふはすべて其物を美稱詞なれば萬葉集に、玉櫛、玉小櫛など賦しは玉もてかざり又はまきゑなどしたる櫛をいひしにや木櫛を玉とはほめまじと思はる建禮門院に仕へたる女房右京太夫家集に「やしまのおとゝとかやこのころはきこゆめるその人の中納言と聞えしころごせちにくしをこひきこへしたりしをたぶとてくれなゐのうすやうにあしわけをぶねをむすびたるくしさしたるが、なのめならぬにかきてをしつけられたる、歌

歴世女裝考巻二

○象牙の櫛

今市中の婦女もつぱら象牙の櫛を刺す、是は和漢とも甚古し御國は延喜式の彈正式千年にちかき書「凡内命婦三位已上聽用象牙櫛云云」とあり案に當時今の如く瑇瑁の櫛あらば象牙を重くはせまじ三位已上ざうげの櫛を聽し玉へば三位以下は木櫛なる事推てしるべしこゝに櫛をゆるすとあるは平日櫛をさすにはあらず帝へ御倍膳の時のみ櫛を刺なりこれ世々の御制也倍膳の時是にあづかる女中のみ垂髪をむすびあげて額へ櫛を刺なりかやうにする義はすべらかしにては髪の毛御膳具へふれて穢やせん又は髪の毛ふりかゝりたるを手してかきやれば其手けがるゝゆゑ櫛もてかきつくろはん爲にもあるめり、江家次第大江匡房卿延久以後の御儀式の記立太子の下「幼宮時女房四人爲倍膳上一本髪女藏人四人以上傳供」とあり、又禁秘御抄順徳院宸作、案るに河海抄に此御記を引て建暦御記とあるは此帝御即位の時なるべし按に此御記は建保六年に成たる物也考證文多ければ省く御膳の事の下に「女房上髪三位已上釵子許暑氣頃凡不聽上髪」とあり案に髪をすべらかしおくは常也それを上げゆふは御はいぜんの時なりさなくとも髪をあぐる時あり猶くはしくは髪のふりのところにいふべし案に今貴門に仕ふる女中の表使といふ者のみ櫛を刺も右の事の遺風にやあらん、又源氏すゑつむ花の巻に末摘花のめしつかふ女中のさまを源氏すき見して「さすがに櫛をしたれて、さしたるひたひつき、ないけうばう、ないしどころのほどに、かゝるものどものあるはやとおかし」孟註に、さすがは法度をそむかざるなり明註に、倍膳に候ずる櫛をさすこと本儀也又枕の草子あさましき物といふくだり「さしぐしみがくほどに物にさへてをれたる」とあり磨くとあれば象牙の櫛なるべし、又類聚雜要抄に大治五年中宮立后中宮より后になり玉ふ俗のよめ入り御料具の中に御櫛品々ある内に象牙の櫛もあり此等の事どもに據て千年以前も今とおなじやうに象牙の櫛をさしたるをしるべし、いと近くは俳諧かくれ笠延寶三年集同五年板「いざ取りて鹿の音聞ん塗り足駄付象牙の小櫛髪筋の露」又人倫訓蒙圖彙元禄三年板職人之部櫛挽の圖に「櫛は伊須黄楊等其外諸の唐木、象牙、玳瑁を以て造り蒔繪金具を以て彩り各下細工人あり唐櫛は唐より渡る其外大坂長町にて造る又梳槊是を商ふ也、竹、角、象牙、鯨のひれを以て造る」とありかくいひしは今より弘化四丁未百五十三年以前なり當時はいまだ笄を飾

女も木櫛さしたる事清少納言が枕のさうし（季吟本の一つき〳〵に引も同本ぞ出）「七日は（正月なり）ゆきまのわかな、あをやかにつみいで、（中略）くるまきよげにしたて、みにゆく、中のみかどの、としきみひきいる、ほど、かしらどもひとところに、まろびあひてさしくしもおち、よういせねば、をれなゝどしてわらふもまたおかし」かくあるは宮女三四人も乗たらん物見車を御門の梱へのりかけがたりと引おろしたるはづみに女中どち額をうちあはしてさしたる櫛のおちたるも心づかでひざにしきて折れたるなどをかしけれど車の内なれば笑ひを悃ゆるも又一興なりしとなり、さしぐしもおち、をれなんどしてトいふ文句にて宮女も木櫛さしたるをしるべし又定家卿と同時なる（明月記による）信實朝臣が作の今物語五節の（冬の末也）夜（舞姫に引出物の）木櫛を火びつにたくさん燃したる事みえたり、さて貴重には沈香の櫛もありけり栄花（はつ花の巻）に「しろかねの箱のふたにかゞみをいれ、ぢんのくし、白かねのかうがいをいれて」とあり（沈の櫛といふ事猶古書に散見す）○さて又古言に玉といへるは何にもあれその物を美稱辭なり、萬葉（巻四）「乙女子が玉くしげなる玉櫛のいぶかし今も妹にあはざれば」又玉もて飾れるを乃、玉としもいへり夫木抄（櫛の歌）「心をばなに、おきてか白露の玉の小櫛をさして見すらん」下に出せる政子御前の櫛の形状此歌によく似たり○（今のべつかうのくしの事次に出す）

歴世女装考巻一　終

ばかりの頭骨あらはれ出しに歯の長さ一寸八分若宮小路の渡邊氏その歯一枚かきとりてどくろは本の所へ埋しとぞ」又諸國風土記寫本寛政十二年無爲菴作奥州義經腰掛松の條に「半田村百姓善右衛門が地に古塚ありしを享保二三年の頃ゆゑありて掘崩しけるに人の頭骨出たりさしわたし三尺四寸上歯四十五枚下歯三十六枚歯の長さ一寸四分其歯一枚かの家に殘したるを茶友岩本寛矩その家に一宿して見たりと語れり」又見聞奇談寫本十五巻元文二年の作自序に九華山人とあり巻之三「頃日官事はてゝ飛驒よりかへりし人の物語に飛驒國大原郡の内の山霖雨に崩れ大石道へおちたる其跡に石棺あり山賤ども打よりて開きみれば骸骨あり頭の大さ四斗樽ほどなり骨々にも大きく太刀一振半朽飾も碎て見わけがたく日くれなりしかば棄置かへりしと山賤がはなしを村長聞て翌朝村長かの山賤どもをつれて其所に至り見るに石棺に蓋して元のごとし不思議におもひそのまゝ埋めさせたりとその村長が語りきこは去年五月の事なりしとぞ吾が聞しは享保十七年三月十五日なり」とあり是等みな上古の人の死骨なる事うたがひなしされば上古の人の長大なりし證據とすべし

○黄楊の櫛、沈の櫛、玉櫛

櫛は和漢とも木にて作りはじめたる物なるゆゑその字も从木、梳はあらぐし、枇はときぐし、篦はすきぐしなり此字のみ从竹よしは歯は竹にて作るゆゑ也唐より始たる物ゆゑ今も是をば唐櫛といふ櫛の字は櫛の總名なりと字彙に見えたり○そもそも上古は柞の木にて櫛を作りたるは前にいへるがごとし今は貴賤ともに髪ゆふには黄楊の櫛を用ふ賤の女は刺櫛にもするは今、日本國中の風なり此つげのくしは千年まへより賤の女のさしたる物なり、萬葉集巻三「志加の海人(苅)はめかり鹽やきいとま(暇)なみ(無)くしげ(髪)のをぐし(櫛笥小櫛)とりも見なくに」これはいとまなきゆゑ亂れたる髪もつくろひせざるよしにてときぐしの事なり此歌を取直して伊勢物語八十七段「あしの屋のなだの鹽やきいとまなみつげ(黄楊)のをぐし(小櫛)もさゝずき(來)にけり」これはさし櫛又萬葉巻九「君なくばなぞ身かざらんくしげなるつげのをくしもとらんとおもはず」此他、基俊集、夫木抄爲家の歌にもつげのをぐしとよみたるあり又建長八年今よりは六百餘年まへ百首歌合後九條内□臣「あふ事のつげのさし櫛さしもやはあだなる夢に心ひくべき」賤の女らがつげのくしをむかしよりさしたる事かくの如し又大内の宮

京水筆

地を掘てえうぞ大人の枯骨を出す

との生れ玉ふ所を視玉ひしほどの間ありしも櫛の大さにて實にとぞおもはるゝ又黃泉段のところに、櫛を引かきてなげうち玉へば生笋なりとおもひて醜女が拔食しもおのづから櫛の形ち見ゆ但しなげ玉へば神通にてそのまゝ其物となりしなり

○櫛に據て神代の人の體量の考

古事記に據りておもふやう櫛の齒に火を燭してかの屍を視玉ふ間ありし此櫛大きからんその櫛を刺玉ふ御頭も御身長も推てしらるおよそ種植にする草るゐ初生は花も果も大なるがごとく國の開闢し間の人はかならず長大ならんは天地自然の理ならめとおもひしに果して常陸風土記（此書は今より千百四十年前和同年中諸國より其國の風土記をたてまつりし一ツなり）那賀郡の條に「岡あり大櫛と名づく上古、人あり體極長大岳壟に身居て蜃を操食（中略）其大人の踐跡長さ三十餘步廣廿四步（本書漢文）」とあり日本武尊は御身長一丈（古事記に見ゆ）御歳十六の時叔母御の小袖を借着して乙女の扮して他所へ行玉ふ事あり（同書に見ゆ此事おはぐろの部にくはしくいふべし）此をばごの身のたけも推てしるべし此尊の第二の皇子足仲彥命（仲哀天皇）御身のたけ十丈又大帶彥淤斯呂和氣命御たけ一丈二尺脛四尺一寸（垂仁紀）又反正天皇御たけ九尺二寸御齒の長さ一寸二分（皇代紀）これらにおもひ比ぶれば伊弉諾尊も火々出見尊も御たけ一丈の餘もありけんかしされば御髻に刺せ玉ふ櫛の大かりしをもおもひやらるさる中に獨り少彥名命は鷦鷯の羽を衣となしたるを大己貴命掌中におきて翫玉ひしは當時の人妖なるべし（日本書紀）上代には樹にも百丈七十丈なる大樹ありし事國史に見ゆ（さのみはとて不引）○天竺の劫初の米は大さ四寸ありしと起世經に見ゆ、釋迦如來身のたけ一丈六尺神農は八尺七寸黃帝は九尺に逾孔子は九尺六寸（周尺を今尺にして七尺六寸八分）これらの書見を以て和漢の上古の人の大かりしをしるべし又上古の人の大きかりし證據の殘りしは新著聞集（雜事之編）「阿州勝浦郡大原浦千代が丸觀音堂修復の時長九尺八寸橫四尺餘深さ二尺九寸の石櫃を掘出せり開きみれば骸骨一具あり頭の廻り三尺七寸額より腮まで一尺七寸齒長さ一寸五分左りの奥齒より右の奥齒まで一尺四寸外に劒二口あり一口は長さ五尺五寸巾三寸一口は六尺八寸巾二寸五分鋒の身一本長三尺巾七寸矢根廿五本各長一尺二寸元祿十五年壬午四月廿四日の事なり」とあり、鳥のさひづりといふ物にも（寫本全廿卷）此事をしるして寸法時日たがはず此骨に肉有はいかはかりの大人ならん又新著聞集（同條）「延寶三年鎌倉深澤洪水にて崩れわたり三尺

ふる伊須は島物にてその材木を視るにいづれも家作をこぼちたるやうの物なり櫛挽等にたづねしかどその本をしるものなし○さて津間櫛といふ名義本居大人は歯のしげくつまりし櫛のごとくいはれしは海内に立ならぶべき人のなき博士の説なれば然あるべけれど竊におもへらく歯のつまるは櫛の常體なりけだし梳に對てつま櫛といはんも穏ならずおのれは神中抄に「つまは妻の義か」といふ説に從事愚按に妻櫛といふ義は左右の髩に相對て双つ刺物なれば也此櫛一枚にては奇にて用をなさずそれいかんとなれば上代の男は髻をば一ッに結て双にわけ左右へ綰たるを櫛にて刺貫て宿おくなりこれを髩といふ（猶くはしくは髪の風の部にいはん）されば件の黄泉段にもはじめは左リのびんづらの櫛をなげ玉ひ二度目は右のびんづらの櫛をなげ玉へり（猶左右に櫛のあると神代に見えたれどさのみはうるさし）必一對なればならぬ物ゆゑに夫婦に儀て夫婦櫛といひけんかしつまとは夫婦互によぶ名なり、萬葉集（巻十）七夕の長歌に「稚草の妻手枕（中略）夫乃子我」（下略）とあるにてもしるべし○さて此櫛の形狀は本居大人の説に「櫛は本串と同し名なり黄泉段に火を燭し玉ふを思へば上代の櫛の歯はやゝ長かりしかば串と同類ぞかし」といはれしは千古を貫く妙説なりかの屍をいざなぎの命の視玉ひしも子の生るゝ所をほゝで見の尊の視玉ひしも櫛の火なれば此櫛長く大きかりし事推てしらるれば大槩は心につもりぬれど灼然したる證なきゆゑおもひわづらひけるに一日學友來りて物語のついで櫛の事をかたりしにいふやう前年西遊せし時南都の達識穂井田忠友翁の宅にて（同人撰）「觀古雜帖（寫本）」といふ物を視し中に一古寺の寶物とて神代の櫛を視て摸寫たるを一覽して心に忘ずしか〴〵なりしときゝてうれしくその儘席上にて闇記の圖を寫させたるを下に出す此圖をみればむかしは櫛をかんざしともいひしはうべなり髪をとかすべき物にあらず因ておもふに神代にも解梳は別に有けんかし

長さ九寸餘幅二寸五分餘、木にて作りたる物作りさま古朴なり木の質辨じがたしとぞ

此圖を視れば伊弉諾尊櫛の男柱をかきとりて火に燭し玉ひて伊弉冊尊の屍を照し視玉ひしも彦火々出見尊のうがやふきあへずのみ

おくらぬ物といふよしは下にしるす○さて件の黄泉段に「湯津津間櫛」とあるを同書の八俣遠呂智の條には湯津爪櫛とあり本居大人が古事記傳巻九に「爪櫛の爪は櫛の齒の繁く間の堅くせまれるをいへり古の櫛は爪の形したりとも妻櫛の意なりとも云は誤なりといひ又櫛は本串と同じ名なり黄泉段に火を燭し玉ふを思へば上代の櫛の齒はやゝ長かりしかば串と同類ぞかしといひ又湯津は清淨の義又は木の名などいふはあたらずといひ又同巻なる巻十一天稚彦が雉を射所の湯津桂の解には湯津は五百箇にて枝の繁をいふといはれたり」以上摘要此說に據ば湯津津間又爪櫛といふは何にて作りたる質かはしられねど齒はしげくせまりて今の櫛よりは長き物なりといふ解なりそも〳〵本居大人は博達のおもひを古事記傳にふかめたる大家なれば其說におのれが淺學の黄口をもて間然すべきにはあらねど竊に謂く件の如くいざなぎの命の櫛の齒を火に燭し玉ひたるのみにあらず豊玉姫鸕鷀茸不合尊を産玉ふとき御夫の火々出見尊櫛を火に燃して視玉ひし事あり神代巻下櫛の火に燃るをもて木なる事論をまたずすでに湯津桂といふ木もありしをや、神中抄に「或人云ゆつは湯津桂の木にて作之つげの櫛の如しつまは妻の義か」とあり本居大人は此說を信ざる事前のごとし新撰字經には「柞は奈良の木又志比」とあり、和名抄木部柞四聲字苑云柞和名由志漢語抄に云波々曾木の名堪作梳也」とあり湯と志とは音近きゆゑに湯津の津を後年には由之といひけんかし延喜式内藏寮千年の古書に天子の御櫛の事を「年中所造御梳三百六十枚中略皆用由志木」とあり此後さしすせその齒音にうつりてゆすの本ともいへり、梁塵愚案抄下巻大芹の催馬樂歌の解に「ゆしはゆすの木、櫛にひく物なり」又七拾一番職人歌合今より四百年ばかりまへ櫛挽の歌に「いかにせんあふことかたきゆすの木のわれぞひかれぬ人の心を」又本草に「柞、其木心理皆白色堅忍中略今作梳者是也」とありこれらに據ば柞は和漢ともに梳材梳は櫛と同字なる事和漢同し柞を近くは國によりて、はゝそ、くしの木ともいふ本草啓蒙しかれば今僞黄楊とする櫛は柞にて神代の湯津津間櫛も柞木櫛なるめりとぞおもはるゝこは吾が陋見の說なれば取るにたらずといへども姑く記して識達の教を俟つ○今櫛に作る伊須といふ木あり、和漢三才圖會には本字不詳葉の狀によりて瓢樹といふといへれど今器材に用

○九冊の榮花物語わかばへの巻の圖中に此さまあり

○西土の鏡の起原

事物紀原（巻八）に玄中記を引て鏡は堯の臣尹壽作りはじむといひ又黄帝內傳を引て黄帝既王母と王屋に會して大鏡十二面を鑄て月に隨ひてこれを用ゆ則鏡は黄帝に肇れり堯の時はじめて作りしにはあらずといへりされば鏡は和漢ともに太古よりありけるゆゑ其故事もいと多けれどうるさければもらしぬ

○櫛の始原、擲櫛を忌縁、湯津津間櫛の考

人あれば髪あり髪あれば櫛もあるべしされば櫛は鏡よりはさきにありし物とぞおもはるゝ、神代に櫛の事の日本紀古事記に見えしは、伊邪那岐命（男神）伊邪那美命（女神）と御合て女神の御腹に御子三十五人產玉ひて（按るに多產は神通なり人理をもつて推べからず）遂に神避坐玉ひしかば出雲國と伯伎國の堺比婆之山に葬し奉りしにいざなぎの命御妻のいざなみの命を慕ひ玉ひて黄泉に至り玉ひて御妻の屍を視玉ふに闇かりければ左りの御髻に刺せ玉ひたる湯津津間櫛の男柱を一箇取闕て一ッ火に燭て女神の、屍を細に視玉ひさて還り玉ふ時泉津醜女（冥土の鬼魅をいふ）命を追かけゝれば命黒御鬘（玉をいとにてつなぎたる物なり男女髪のかざりとす神代の風也）を投棄玉ひしかば醜女生蒲子（今いふぶどう）とおもひて摭ひ食の間に逃行玉ひしに猶又追しかば其右の御髻に刺せ玉ひし湯津津間櫛を引闕てなげうち玉へば生笋なりとおもひて抜食間に逃行玉ひし事古事記（神代之巻）黄泉段にみえたりこゝには摘要してしるす是ぞ櫛といふ物の神典に見えたる始なりけるされば伊邪那岐命よりは猶前世より櫛はありし物なる事明し

○右の黄泉段にて命の刺せ玉ふ櫛を投棄玉ひし事を日本紀に自註して曰「今世の人夜忌片火又夜忌擲櫛此其縁」とあり斯註したるは養老四年のときなれば今も擲櫛を忌事千百三十餘年前よりの風儀なり（櫛は人に

鏡臺之圖

惣なし地青貝入り蒔繪、本書傍註に、鏡徑一尺裏鴛鴦唐艸かがみの緒長さ五寸五分總三寸五分

類聚雜要卷四に此圖あり是は今より七百十三年前大治五年二月廿一日藤の聖子、中宮より后に立玉ふ時の御調度の一ッなり俗にいへばよめ入り道具なり（い）是は糸にて組たる物羅紐と云かゞみのひもなむすびとめる物なり（ろ）羅納と云（は）此脚本書かくのごとく脚を二重にゑがきたるは心得ず傳寫のあやまりを古くつたへしならんか（に）是は本書には鏡の枕錦にてつゝむとあり

按にかゞみの守りなるべし鏡にまもり掛る事古書に所見多し形も筒守りなり

水晶

（い）

（ろ）

（は）

（に）

かゞみを掛ざるさま

永祿年中の寫本元服法式に此鏡臺の圖あり依ておもふに前に出したる大治年中の鏡臺と形おなじければ大治より四百餘年の後永祿の頃までもかしこきあたりの鏡臺は右の如くありしと見えたり

○右はかがみかけたる裏

此あし右に同しこゝに略す

○鏡面

此かゞ見枕羅納のしたに入る是も筒守りなるべし

○元祿元年板女用訓蒙圖彙に此圖あり大は鏡臺とあり小は鏡架とあり此形は百五十餘年來今にかはらず

（とく〳〵つまびらかにしるせり）〇さて椰の葉をかゞみのはこに入るゝよしいかなるゆゑともおもひえざれば書によりて捜索しに古き物にはあたらず、俗談志（巻四 菊岡沾涼作 延享中板本）に「伊豆權現は豆州加茂郡に在神木椰の木凡三圍高さ十丈ばかり葉厚く堅に筋あり此葉を所持すれは災難を遁るとて守袋に納む又女人鏡にゑけば則夫婦中むつましきとなり」（一條全文）とあるにて椰の葉の事氷解たりき鴛鴦のつるぎ羽をかゞみにゑくはふうふむつましくはなれざる事をし鳥のごとくあらんのよしなりおもふにかの鵲に倣ひて鴛鴦をかゞみのもやうになさばよかりなんいまださるものを見ず

〇鏡臺

神代に鏡架もありつらん物にはみえず前に引たる神代巻の天岩屋戸の段に眞賢木の中枝に八尺鏡を取繫たるは假のかゞみたてともいふべし、和名抄（容飾の部）に鏡に並べて「鏡臺和名加々見加介」とあり（此書は今より九百年以前源ノ順朝臣の作なり）此かゞみかけの形狀の大槩を知るべきは和名抄より百五六十年ばかり後の物なる類聚雜要（巻四）に見えたる大治五年二月廿一日中宮立后の（中宮よりきさきになり玉ふ）御時の御鏡臺の圖ありこゝに臨したるを見て千年にもなるべきかゞみかけのかたちをゑるべし、さて和名加々美加介なるを今のやうにきやうだいといひしも古し、源氏物語（すゑつむ花の巻）（下に引くはみな源氏とのみいふ）「御びんくきのゑどけなきをつくろひ玉ふ、わりのうふるめきたるきやうだいからくしげか、げのはこなどとりいでたり」とあるきやうだいは臣下の物なればかの立后のとは作りざまの精粗はあるべけれど大かたはたがふべからず（大治五年立后より源氏は百年ばかりのち）さて又今引出しのある櫛箱の上にかゞみたてを作り付たるはいと便利にて近來の物げにみゆれども榮花物語（繪入九冊の本）（下に引くは榮花とのみいふ）わかばへのまきの繪に櫛箱のうへにかゞみたてあるをゑがけり此繪入の榮花は室町殿間の物なるよし安齋隨筆に考證していはれたれば今の鏡たて付の櫛箱は三百年の以前よりありし物なり又ひらくもた、むも自在なるかゞみたては寶永七年板（今より百三十八年まへ）誰が身上に川崎氏の妻の句とて「住よしの鳥居は月の鏡立と」あり〇西土の鏡臺は事物紀原（器用の部）鏡の次に鏡臺とありて魏の時宮中よりありたるものといへり他の物にも見えたれどさのみはとてひかず

歌なりわすれしとあれば懐中鏡なるべし男もくわいちゆうかゞみもてば女はさら也、又枕のさうし 季吟本巻二「きよげなる人のよるは風のさはぎにねさめつればひさゑう ねおきたるまゝにかゞみうちみて」これは大内の女房宿直の時のさまなれば手近く鏡臺などあるべきやうなし枕のもとに おきし懐中鏡にやありけんかし後の物にみえたる中に玉海 六百餘年前治承の頃の物寫本 建久二年六月の條に鼻紙の間に鏡をいれて持事みえたりこれらを徵とすれば古き小鏡は懐中鏡なるべし西土にも懐中鏡あり、槐西雜志 清人紀昀作全四冊巾箱本 巻三に「新婦拜神懐中鏡忽墮地裂爲二」とあり地に墮て爲二ゑにてかゞみの薄き事明し因ておもふに是硝子鏡也清朝にて懐中する硝子鏡の圖前に出せり

○鏡を照して面を見ず

晉書殷仲文傳に仲文誅せらるゝ條の文に「仲文、時照鏡不見其面數日遇禍」とあり鏡を見ても面のうつらざりしとなりおもふにまへにもいへる如く鏡は靈威ある物ゆゑ然る事もありけんかしおのれ若かりし頃母の話にある御舘に仕し間磨せたるかゞみをそのまゝ奩にいれおきしに婢あやまりて踏越しをゑらずそのあしたひらきみれば黑く曇りてありしゆゑたづねけるにふみこえし婢月のさはりにてありしと語れき此かゞみ今猶家にあり陰に南天を鑄付たる常並の物なれど頗る靈あるに似たり且母の遺器なれば秘藏すとにかくかゞみは心すべき物ぞ

○鏡臺に守を掛る、梛の葉、鴛鴦の羽

雅亮裝束抄 巻一 に鏡臺に守を掛る事見えたり此書の作者雅亮朝臣は治承の間の人なり 山槐記による されば今より六百餘年のむかし鏡に守りをかくるもかゞみは女の護身物なればなり、鏡奩に、梛の葉、をし鳥のつるぎ羽 なんてんの葉の事前にいへり などいるも守りをかくる心にて近きむかしよりの俗習なり、俳諧連山集 寛永十五年撰正保元年板行「梛の枯葉に殘るすがた見 付句 虫干に母のうはきをくりかへし」俳諧毛吹草 寛永「ゑだの葉を梛にもちひの鏡かな 宗房、 此宗房とははせをが最初の名なり 俳諧夏の日 享保廿年「翌から人に逢ぬ奉公 付 梛の葉は鏡の裏の忘草、河東謠曲 水調子結句に「曇らぬ月の面影は梛の枯葉の名ばかりに鏡の裏に殘るらんなぎはかゞみにのこるらん」此曲は俳諧師岩本乾什が作にて東都北廓妓の萬字屋玉菊が一周忌追善の曲なり句々玉をつられて妙なり玉菊は享保十三年三月廿九日曉廿五歳にて身まかりしよし其年のたまつりにいたみの句をあつめて刻したり、袖さうしといふ物になきからをかくしたる寺までもい

物有ことなし夫婦はじめて身の影なりしを知定懐慚愧けり」とありこの事を一ッの話として寶物集此書は清盛公の爲に俊寛らとともに配流せられたる平判官康頼治承二年春歸洛の後作りし物ぞ 卷の四に書たるを本據として作りたる鏡破の繪卷學友桺園所藏 といふ物あり東山殿頃の物 その中に都の四條なる見せ棚のまへに立て百姓が鏡を買ふ所の詞書に「四條通へゆきけるに商人品々のうり物かざりおきけるうちに鏡はそのころ熊野よりひろまり都にばかりこそあれ翁いかでゑるべきなればとりてみればはなはだひかりて丸き物なり」下略 とあり此繪卷をや本據とゑけん松山外百番鏡の謡にうたひも東山殿のころの物なり「此松の山家と申所は我住里とは申ながら无佛世界のところにて男はあれどもゑぼしをきずむがしは百姓も常にゑぼしをきたる故にいふ 女なればとてはこれおしろいの事もつけずいろをかざる事もあまねう鏡など丶申物もゑらず候」とあり、又土産の鏡とて能狂言續狂言記二の卷にもありいづれも田舎にて鏡といふ物をはじめてみておのれが影のうつれるを人ありとおもひて愕然事をおもしろく作りたる物なり越後の魚沼郡に、松山の庄といふ所あり松山かゞみのうたひは此地の事と里人いへり 右の事どもを徵とすれば今より三百年あまりのむかしは田舎はさらなり都とても賤き女などは鏡持たるは稀なりけん案に此比及の女は貴賤とも垂髪にて今のごとく髪にかたちを作り結ふ事なくいやしき女は容易はべにおしろいもえがたくてべにおしろいのはじまりびん付油の事もつき〲にくはしく辨ず けゑやうにうときゆゑ鏡はさのみ入用なくて事濟けるゆゑか三百年前鏡の稀なりし事件の如しゑかるに今の都會は百物備はらざるなく鏡などば筵上陳列ても賣ほどなれば市中の婢さへ鏡に對早苗取りたる指におしろいをときて泥のはねたる顏にぬりつけ麥飯くひたる唇にべにをさすなど昌平萬歲の時世に生れ繁花の饒澤を蒙るありがたさを露忘るべからず繁花の地に生れし人はいふもさらなりけり

○懷中鏡

今ある古鏡の小なるはむかしの懷中鏡なるべしゑかおもふよしはむかしのよしある女は今のごとくものまうでのさきにてもかほつくる事古書に散見されば懷にかゞみもちつらん和泉式部集下の卷「人のおきたりけるかゞみのはこをかへしやるとて、かげだにもとまらざりけります鏡はこのかぎりはいふかひもなし」これは男のおきわすれたるかゞみをかへす

ても磨しとみえて七拾一番職人歌合かゞみとぎの月の歌「水かねやざくろのすます影なれや鏡とみゆる月のおもては」此歌の繪にはかゞみとぐ人のそばに石榴をゑがけり、後奈良院宸記天文四年の條に「二月十四日晴復夜雨中略彼岸櫻進上今日鏡磨參」とあり天文四年は今弘化四未より三百三年前なり二月十四日とあればかたばみ草もざくろもなき時なり此かゞみとぎなにしてか磨けん不審さて右の歌どもを徵とすれば四五百年以前は酢醬草石榴子あるを待て鏡を磨つらんかくてはいと不自由なる事なりとおもはるれどよくおもへば四五百年以前の女の鏡を所持するはよしあるあたりのみにてしもさまの女はかゞみといふものしらざるが如し此事下に委くいふべしさるからに鏡もつ女もすくなかりしゆゑかたばみざくろにて事すみたるなンめりかゞみとぎの事家兄の骨董集にもあり、さて人倫訓蒙圖彙元祿二年板かゞみとぎの條に「鏡磨にはすゞかねのしやりといふに水銀を合せて砥の粉をまじへ梅酢にてとぐなり」とあり又のちみよ草寫本全五巻正德二年壬辰の霜月筆を石花菴の窗下に拭ふと序文にあり巻二「母のはなしに我がをさなかりし寬永の頃はかゞみはざくろの汁にてとぎしにその、ちは梅の酢にて年中みがく

これも世のかしこくなりし一ッなりといはれし」とあり、つらく〵おもふに昌平の國澤につれて女も假粧をたしなみ鏡も世に多くなりしゆゑ鏡磨も心つきてざくろを梅酢になしたるなるべし世の中のかしこくなるも安居に鼓腹するゆゑぞかしむかし世の中に鏡のすくなかりし證據つぎをよみてしるべし

○松山鏡

雜譬喩經釋迦の時の佛書巻の下にみえたるを和解す「昔佛の國長者の子新に婦をむかへしにある時夫婦に語曰卿厨中に入りて蒲萄酒を取來れ共に飮んと婦往て甕を開き自身の影のうつるを視て謂更に女人ありて此甕中にかくしおくとおもひ還りて其夫にいふやう汝自婦人ありてかめの中に藏著ながら我を迎ふと大に恚ければ夫いぶかしく厨に入りかめをひらき己が影を見て逆てその婦を恚て謂汝こそかめの中に男を藏おくなれと夫婦相忿恚自呼爲實いひあらそひ諠譁して不止時に梵士來り吡丘尼も來り此事をきゝかめを見るにそのかげうつるをみて佯りてけんくわするとして去る時に道人來り甕を視て曰我汝等が爲に甕中人を當出とて大石を取りてかめを打壞ければ酒ながれ盡て

しきものはさる事なかりしに今はちんもち仕候と札をさへ出して物事自由なれば九尺貳間をおのが家とする夫婦ぐらしのものすらそなへをかざりて初春をいはふは玄づけき　御代の國澤に浴するゆゑなり此一ッにても國恩わするべからず、鏡餅の事猶又引べき書あれど食物沿革考にいふべし

○鵲の鏡、鶴の鏡

古鏡の陰に何とも玄れざる鳥のかたちを鑄付たる物和のにも漢のにもあり此鳥は鵲なり、神異經（此書東方朔が作といふ古説を打て清人姚際垣が古今僞書考に論辨せりともかくも西土の古書なり）に見えしを和解す「昔漢に夫婦あり夫他國に行とて別る、時妻の手ならしたりける鏡を破て二片となし一片を懐にし一片を妻にのこして再會べきの信とす其妻人に通じけるに夫がのこしたる信の鏡の一片化して鵲となり遙に飛て夫の前にいたり再片鏡となる夫乃知之これより後人因て鏡を鑄るに鵲を鏡の脊に爲」とあり流傳廣き故事と見えて、淵鑑類凾（巻の三百八、十服飾の部）佩文韻府（巻の八十二、敬韻の部）格致鏡原（巻の五十二香奩器物の部）等にも見えたり又此故事をよみたる古歌も多しその一ッ、散木奇歌集（後頼戀）「ますかゞみうらづたひするかさゝぎに心かろさの程をみるかな」とあり、集古十種（古銅の部）に古鏡の圖百八十八枚ありその中に鵲のかゞみ四十一面ありていづれも和漢の古鏡と見ゆ又古鏡に鶴の摸樣つけたるも本據あり、拾遺集（賀の部伊勢）「かゞみいさせはべりけるうらにつるのかたをいつけさせはべりて「ちとせともなにかいのらんうらにすむたづのうへをぞ見るべかりける」とあり又百年ばかりこなたのかゞみに南天燭を鑄付たるもの多し是を橘菴漫筆に易の卦象にあてて辨じたるは鑿說に似たりさやうのむづかしき事にはあらず南天を難轉と名詮して難を轉ずる祝事なりゆゑに娵入の轎にもなんてんの葉をいるるなり此物を食物のかひしきにするは南天燭は毒を消し氣力を益と本草に見えたるゆゑこれは毒でなしとする信の心にて南天をつかうなり

○むかしの鏡磨

むかしはかゞみをとぐに酢漿草の汁を用ゆ、夫木抄鏡草の歌に（爲家卿）「かたばみのそばにおひたるかゞみ草露さへ月に影みがきつゝ」又鶴岡職人盡歌合（かゞみとぎの戀の歌）に「露ふかきかたばみ草をたもとにて玄ばりかくればおもかげもなしと、あり又石榴子の酢に

性つき粧飾を愛自雲鬟を梳毎に就面双鏡を以て細照稍一絲有亂髪ば必侍婢を呼て分理」とあり西土の柄鏡は合せかゞみにも便利ゆゑなるべし

○八ッ花形の鏡、鏡の異名

鏡は菱の花を視て作りはじめし物といふ事西土の書に散見す即鏡の異名を菱花といふ、古菱、紫班、紫珍、鸞頭、百錬、壽光、散文、白崎これみな鏡の異名なり菱花は即八ッ花形なり、橘菴漫筆に「攝州今宮の社の什物の鏡は菱花の眞鏡なり裏に文字あるをみれば和鏡なり書風奈良七代の頃とおもはる」といへり（奈良七代とは奈良に都ありし四十四代元正天皇より五十二代桓武天皇の間なり）さればいづれ千餘年以上の古鏡なるべしその文字も圖もかきもらせるは遺感事なりけり西土の鏡譜といふ書には八ッ花形のも大小ありしとおぼへしが若年の頃見しゆゑわすれたり今みまくおもへれど學友に藏ちたる人なし

○からのかゞみ、鏡餅

一條院の御世の間なる物語書どもにからのかゞみといふ詞あまた見ゆ其一に清少納言が枕の草子（巻二心ときめきする物のくだり）「からのかゞみのすこしくらきみたる」とあり此比及は唐國の便いと易かりしゆゑ萬の調度大かたは唐物を用ひしゆゑ唐の鏡も世におほかりしならん今も神佛の什物にこれは某の持玉ひしといふ鏡おほかたは唐物なるがおほしされど千年以前の和鏡は唐物にまぎれやすく具眼ねば鑑定がたしこゝに出す鏡の圖をみて志るべし

○因云今いふ鏡餅といふ物いと古くよりありし物なり、濱松中納言物語巻四「もちひかゞみ」とあり、源氏物語（初音の巻正月の所）「こゝかしこにむれゐつはがためのいはひしてもちひかゞみをさへとりよせてちとせのかげに志るきとしのうちのいはひ事ともして」又源仲正家集（仲正は頼政の父なり）元日の戀「千代までも影をならべて逢見んといはふ鏡のもちひざらめや」用ひ餅にいひかけたり「影をならべて」とあれば今いふおそなへのごとくかさねもしならべもしつらんもちひとは餅の事形圓きから餅鏡といひしを今はかゞみもちといふ正月かゞみもちをかざりいはふ事八百年のむかしも件のごとし又正月廿日かゞみびらきとて女中の祝ふは初顔いはふとの心にて東山殿比の營中の女中の志そめしことなり恐きあたりのみにていや

妙法院、御室にもあるよし日蔭艸にいへり（此書は山城の、北岩倉大雲寺中、不二坊の側に藤房卿遁世の髮塚ありその因縁によりて不二坊に住したる妙宏といふ僧かの蘐が澤にほり出したる鏡の終末藤房卿の傳も蔭書を引てつまびらかに辨じ圖をものせて全一册となし文化十二年に藏板したるものなり）右の鏡銘まへに引し櫟蔭先生の說には尊の字を謹の字とせられしは闇記の失なるべし○さてはじめ日蔭艸を見ざるゆゑ右の鏡銘唐國の書にありなんとてこれかれ索し中に淵函類鑑（巻百八十鏡部）に似たる銘あり漢の李尤が鑑の銘に「鑄ㇾ銅爲ㇾ鑑整二飾容顏一修二爾法服一正二爾衣冠一」とあり前にいへる銘にも衣冠を整とあり由此つら〳〵おもふに柄鏡は衣冠を着てのち冠あるひは襟など照し視るにたよりよきために柄付に作りたる物なるべし東山殿御飾記（群書類從巻三百六十一遊戲の部）大永五年の東山殿書院の飾の條に圖あるをこゝに指摘

○柱飾鏡といふ傍註あり

百樹云床の左りの柱なり床の飾圖は畧す

此圖にても柄鏡は衣冠を正す物なるよしぞしらる、且又和漢とも古き柄鏡にはおほかた柄に孔あるも座右に掛おくためなるべし右に飾とあれば唐鏡のよしありげなる物なるべし

○今のごとく鏡はかならず柄ある物となりし時代を考るにおのれが藏する寛永の間の書に浴後の美少年湯女とみゆるに髮をゆはせながら柄鏡を採りて顏を視るさまの圖あり又正徳二年の和漢三才圖會の鏡の所の圖に圓鏡と柄あるかゞみと二ッならべて書けり又元文三年（正徳二年より二十七年のち）西川祐信が筆の繪本貞操草に島田にゆひたる娘圓鏡と柄鏡にてあはせかゞみする圖ありこれを參考するに今のごとく鏡といへば柄ある物になりしは僅に百年以來の事なるべし古き柄つきのかゞみはみなちひさしこれをば髩鏡といひ圓きを紐鏡といへり（鈕ありて紐あるゆゑの名）佐夜中山集（寛文四年板俳書）「若き時持ものとてやびんかゞみ」附句「伽羅の油もかくし女房」（此頃は髮の油といふ物いまだ世にひろく用ひずゆゑに此句あり髮の油のはじまりは髮の油の部にくはしくしるす）落葉集「ひもかゞみとくとたのみし閨のうち」附おくりし伽羅としるき袖の香」○因云本朝のむかしは貴賤とも髮は垂しゆゑ合せ鏡する事はなかりしならん西土は太古より髮を取あげゆひて其狀の名さへあまたあれば合せかゞみもしつらん近くは女才子書（乾隆十五年板本朝寳曆元年）巻三小蓮といふ美人の傳に「小蓮

○唐物硝子鏡、たて二寸七分、よこ一寸七分金質瑇瑁細工かゞみ硝子繪やう彫あげ圖の如く轉柱をあぐれば内にびいどろかがみあり按に今市中にてひさぐびいどろかゞみはかゝる唐物を摸し作りはじめたるならん是も五六十年以來の新製にて今は下葺萬家の重寶たり

山東菴所藏

右は集古十種古銅部中、山城國大原、古知谷、阿彌陀寺藏古銅の　三十面之一
　本書に大さ圖の如しとあり

山東庵所藏

○和物柄鏡大さ圖の如し古色四五百年の物とみゆ
●拾遺集に伊勢が鏡いさせて鶴の形いさせ侍りてといひしはかゝる物にやありけん

是等の外一覽したる諸家の所藏和漢の古鏡を臨寫たる圖中方
　鏡柄鏡あるひはおのれ藏する萬治高尾がもちたるびん鏡など出すべけれどこゝに餘地なくてはぶく

鏡背

鏡面

興國四年辛巳三月吉日
寶祚長久　兼藤三位資通卿公冥福
當塗王經一字三禮一品一錢千部
藤從一位宣房卿公福壽
不二行者投翁敬白

右は押原推移錄巻下に見えたる圖なり此鏡は後醍醐天皇に仕へ玉ひし藤房卿の遺器也、其事實は本文に詳なり、寸法徑三寸八分、柄の長二寸八分、柄の幅上にて五分下にて六分とあり此鏡を掘出したる長光寺施板も同之

たのあした後德大寺左口臣のもとに申つかはしける法印澄憲歌、　見し人の影もなければます鏡むなしき事を今やえるらん、とあり今もなき人の鏡を淡島の神へおさむる事あるは古風の殘りたるなり○かの卿の鏡の事を條說はくだ〳〵しけれど又いふ、圖にみえたる鏡銘に「整衣冠尊瞻視」とあるは朱晦庵敬齋箴の語なるよしいひ此鏡は唐物にて南都東大寺、

徒然に熱海温泉圖彙といふ物を（江戸にかへりて板本とす）作るをりからそこらの古跡をたづねし時同所の温泉寺（妙心寺派なり）にいたり住職に縁起を叩しに山主謂るやう此寺は頼朝卿の建立にて中興の祖は南朝の賢臣萬里小路藤房卿法名授翁とて此寺の住職たりしにこゝより本山妙心寺の二世に登り玉ひしと語りさらば禪師の遺物などあるめり拜せ玉へと乞ひければみせたる物、禪師自畫自讃の肖像、袈裟（金らん）數珠（唐物のめなう）などみたる事あり庭中に禪師自植の松とて在ける古木は高浪ありし時枯たりとてのちに同じたねなる若木を植そえしとぞ（古木はたくはへありときゝてこひえて香合に作らせ今に秘藏す）さておもふに供養の爲なれば此寺などにもかの品々を埋玉ひしもしるべからず熱海に藤房卿の古跡ありとはおもひよらざるから好事の爲にしるしぬ○そも／＼藤房卿の遁世は南朝建武元年（北朝は元弘二年）時に歳三十九なり、太平記巻十三、藤房卿遁世之事といふ條に遁世の時の歌とて「住すつる山をうき世の人とはゞ嵐や庭の松にこたへん」件にいへる舊跡の事どもをおもひいだせば遁世のゝち兩朝の亂を避玉ひて東國に飛錫し玉ひ跡を所々に殘し玉ひし事とぞしらるゝ、吉野拾遺（巻一）に「刑部卿義助朝臣越前國鷹巢山に城廓を搆へけるに山の案内をしらん爲山ふかくわけ入りしに松の葉にて葺たる庵あり立よりみれば木の葉を集てむしろとなしたいらなる石の上に法華經をおけるのみほかに何もなししばしありてやせおとろへたる僧いほりにかへりけり此僧藤房卿なりけるにふたゝび尋ねければかの石に歌あり、こゝもまたうき世の人のとひくればそらゆく雲にやどもとめてん」とありてゆくへしれざりけるよししるせりされば北國にもこゝかしこかくれおはせしと見えたり圖に出したる藤房卿の鏡の面に興國四年とあるは南朝の年號にて北朝の歷應二年なりされば今より（弘化四年）五百餘年以前にも柄付の鏡ありしをしるべし盖さらしな日記なるは柄付に鑄させて長谷の觀音へ奉納したるかがみこゝなるは藤房卿の父君の手ならし玉ひたるかがみをもて摸し鑄させてその冥福の爲に觀音の像と倶に所々へ埋め玉ひしなめり（しかおもふよしは件の三枚のかゞみ同樣なるゆゑぞ）鏡を冥福の供養とするはむかしの風儀なり、續拾遺和歌集（寫本雜の下）「公守朝臣母身まかりてのち朝夕なれける鏡に梵字を書て供養し侍りける導師にまかりてま

内に山あり里人長光山といふ山のふもとに澤あり菊が澤といふ明和四年丁亥正月廿八日長光山の霪霖雨の爲に崩れかの菊が澤より掘出したるもの、銅の塔高サ七寸内に觀世音を安置す、柄鏡一面下に圖を出す古錢二十六品數九百七十六文皆もろこし宋の世の錢也ありさて件の柄鏡の陰(ウラ)に不二行者授翁とあるはすなはち藤房卿なり世を遁れ玉ひて此地に隱れおはせし事は日蔭艸といふ草子にみえたり、抑此卿は後醍醐天皇に仕へて博學の賢相たりしゆゑ天皇の御失德をしばしば諫玉ひしかど不容ゆゑ遁世し玉ひて終る所をしらざるよし太平記、三楠實錄にもみえたりさてかの長光寺にちかき玉田村の境に不二菴前といふ所あり慶安二年の水帳にもみえたり菊が澤にて掘出したる鏡の陰に不二行者とあるに符合すれば藤房卿此地に隱れ玉ひし事明けし」以上推移錄の本文を摘要す○百樹案に日光驛程見聞雜記多記櫟蔭先生作板本鹿沼驛の條に件の藤房卿の柄鏡の事ありて推移錄の說におなじその細註に「予が十四五歲のころ下總國龜有といふ所にて是叉瓶を掘出しけるに內に銅塔ありて觀音の像一體經文古鏡古錢あり塔は高さ七八寸もあるべし經はことごとくこなになりしをつくねて沙利塔の內に納めおけり古鏡も全して銘に「整衣冠謹瞻視」と陽文に鑄付たり藤房卿の物なりとて先考の許に持來りて示す者ありし外に藤房卿といへる慥なる證據もありしが久しき事にもあり年もゆかぬ時なりければ心をとめて見もせず唯鏡の銘のみを覺居しなり大抵下野にて掘出したる時と同し頃にもあるべし誠に歷年土中に埋しか、る靈物人間に現る事神佛の加護にもあるべし不思議なりし事なり藤房卿後に京都妙心寺の二世授翁宗弼禪師と號す以上細註の全文とあり櫟蔭先生の見られしもかの菊が澤より出現の柄鏡と同種の物なり、又集古十種銅器の部に柄鏡の圖ありて大坂商家吉田道可所藏とある其圖とかの押原推移錄にのせたる圖と同書に引たる日蔭艸にものせたる圖とあはせみるに大さも銘も露たがふ事なしされば藤房卿父君の菩提の爲に件の鏡を幾枚も鑄てぼだいの爲なる事の考下にいふべし所々の靈場に瘞玉ひし物のおよそ五百年可年歷の考へ下にいふべし土中に在し物今世に出し鏡三枚なり菊が澤のと、大坂のと、櫟蔭先生の見たるの也何地にうづめ玉ひしもしるべからず然おもふに一ッの話あり○天保元年七月百樹季子京水を從て豆州熱海の溫泉に浴して廿日あまり旅寢の

月平」と月によみかけたれば圓き事明し西土にもまろきを本形とす（博古圖、寳鏡開始鏡譜に據る）ゑかれども古き方鏡あるは用ひかたありて造りし物とぞおもはるゝ、西京雜記（巻三）に「漢有方鏡影倒見」といひしは機鏡なるべし、延喜式の内匠寮式（今より千年ばかりのむかし延喜の頃朝廷の御式をかきたる書なり）に「御鏡一面方七寸」とありて御鏡を鑄る、熟銅、炭、帛、布、油、鑄師、磨師の人數をも委しくゑるしあり是は帝の御鏡なり方鏡も古くありしをゑるべし

○柄鏡

柄のつきたる鏡を唐土にては柄鏡といひていと古くよりありし物なり、淵鑑類函（巻三百八十鏡の部）に李氏錄を引て「舞鏡には有柄漢武帝時舞人所執鏡也」とあり、五雜組（巻十二）にも「大中橋の民陳某修宅垣中にて長柄の小鏡を得たり云々」とあり（以上漢文をよみやすくす）和漢とも鏡に柄を作る事の考へ下にいふべし○さてむかしは神佛に鏡を供養することありいと古きは、肥前風土記に「昔息長足姫尊（神功皇后）松浦山に在て遙に圓形を覽玉ひて勅祈曰天神地祇、爲我助福乃用御鏡此處に安置其鏡化爲石山に在り名て曰鏡宮」とありかやうに神に鏡を奉りて祈のゑるしとするはかの天岩戸の御時に鏡をつくりて奉りたる故實に據なるべし（今も神前にかゞみをたつるは岩戸の故實にならふよしなり又神まつりの時賢木を根こぎにしたるを引くも岩戸の時根こぎのさか木を岩戸の前にたてたる吉事にもとづくなり）中昔（七八百年前）の比及にいたりては佛法盛なりしゆゑ佛にも鏡を供養する事となりてそれには大かた柄鏡を新に鑄て奉納する事とみえたり、更科日記（此書は從四位上菅原孝標がむすめ信濃國に在し時以前旅行せしときの事どもを心におぼえたもちたるをしるしたるものなりさるからにむさしの國を通りし道すぢにたがふ事どもあるはわすれたるなんめり信濃にてかきたる物ゆゑさらしな日記といふ猶數巻ありし物のわづかに一巻世にのこれるなるべし作者は祐子内親王の侍女なれば今より八百餘年前の古書なり）長谷寺へ孝標が女（さらしな日記の作者なり）かゞみを奉納する處の文に「はゞ一尺の鏡をいさせてえいてまいらせぬ（中略）たてまつりしかゞみをひきさげて」とあり案に神佛へたてまつるに柄を作るは建おくに便利ためなんめりさて柄鏡のことにつけて一ッの話あり事長けれど好事の人の話柄にゑるす

○下野國都賀郡鹿沼の村長に山口四郎左衞門安良といふ人篤實にして學を好む（現存の人なり）前年押原推移錄といふ書を開板すその下の巻に萬里小路中納言藤房卿の遺器柄鏡の圖を出して作者の說あるをこゝに摘要てゑるす○「下野國都賀郡、西見野村長光寺の境

及、草那藝劍を授玉ひて爲天下主ゑるしとゑ玉ふ詔命に、古事記本文「此之鏡者專爲我前御魂而如拜吾前伊都岐奉(下略)とあり此事日本紀には小異あり俗にいへばこのかゞみはわがたましひなればわれなきのちにもわれとおもひていつきまつれとなり天照御神は女神にて御座ゆゑ陰に象る鏡を御魂とせさせ玉ひしなるべし此故實に本據て鏡を女の魂といひ守りともいふなり西土にても古鏡は可辟邪魅禳火災ともするよし五雜組(卷十八)にみえたり右のごとく鏡は女のたましひなれば我が鏡たりとも裾にもかけざるやう清淨にすべき物ぞかし清少納言が(今弘化四年丁未よりおよそ八百年のむかし一條院の御時の宮女なり)枕の草子に「よろづのてうどはさるものにて女はかゞみすゞりこそこゝろのねみゆるなめれ」といへるは八百年のむかしもたま〳〵鏡を磨ばおしろいに水をつけて拭ひ硯は七夕にのみ洗ふ事とおもひ墨もゆがめてすりへらすなど清少納言がころにもありしにや○さて件の事どもを以て鏡は神代よりありし物にて女中の用具の中にて第一尊むべき物なるをゑるべし鏡は魔除にもなる物ゆゑにや禁中には簾にも掛御船にもかけし事、榮花物語にみえたり○西土にて鏡の始原は堯の時はじめて鏡を鑄たるよし、事物紀原にみえたり、されば鏡の故事は和漢の書にあまた散見を抄錄おきしがこゝには事のよしあるをのみ取出つぎ〳〵にかきのせつ

○因云北窻瑣譚(前編卷三)に「尾張國名古屋の入口前津といふ所の人に白翁といへるが古鏡を藏する內に神代の鏡もありて蠟黑摺たるを五ッ六ッ見たり云云」とあり神代の鏡と鑑定たるはよしあるべけれど其形狀もいはず圖ものせざるは遺感なりおのれ此書を作り古圖をも載んとおもふゆゑ古鏡を藏する人たちにはたよりもとめて乞ひ見しに神代の物とおもふは一枚も見ず、集古十種古銅部に古鏡百八十八枚の圖あれども是ぞ神代の物とおもはるゝは一枚もみえず稀なる物を件の書にかの翁の所藏に神代の鏡五六枚ありしといひしはいかなる狀にかありけん見まほしけれど淵中の珠なればせんすべなし

○方鏡(四角なるかゞみ)

鏡は月に象る物ゆゑ圓を本形とすされば、萬葉集(卷七)(今より千年ばかりむかしの歌集)の歌に「眞寸鏡可照月乎」(同書卷八)銅鏡淸

歴世女裝考卷之一

江戸　岩瀨百樹　編撰

○鏡の始原

およそ女中の燕脂鉛粉を顔に粧ふは敢て好色の爲にはあらず是禮儀なり祝事なりされぱこそよしあるあたりに仕へ玉ふ女中は年老ても朝夕假粧し玉ふなれ賤き市中の女も不幸あれば素顔を禮儀とし或は後家となりては尼になるゐするゆゑ貴賤ともけゑやうをせざるを定例とすされば假粧を祝事とし素顔を不吉とす是御國のみならず唐國共に古今の通儀なりさるからに女としてべにおしろいをつけざるは忌はしき事ぞかしそのけゑやうするに第一の必用なるは鏡なりゆゑに鏡は女の守りとも女の魂ともいふは俗言にあらず緣故ある事なりそも〳〵鏡といふ物は日本開闢のはじめよりありし物とみえて、神代卷上を按に國常立尊の御子に天鏡尊といふ御名あり鏡といふ物あればこそ御名にも號つらめさて鏡といふ物のみえしは、同書同卷に「伊弉諾尊宙を御べき珍子を生んとて左りの御手に白銅鏡を持玉ふ則化出神有是を大日孁尊と謂右の御手に白銅鏡を持玉ふ則化出神有是を月弓尊と謂又廻首顧眄之間則化神有す是を素戔嗚尊と謂す」（こゝに、おほひるめのみことゝ申は天照大御神なり月弓のみことゝは海神なり）是鏡といふ物の國史に見えたる始なりけり又鏡を作るといふ事の見えたるは、古事記に天照大御神（女神也）弟命の須佐之男命勇猛にしてさま〳〵の惡態ゑてやみ玉はざるを御姉の大御神畏玉ひて天石屋戸を閉てさしこもり坐ければ世界常闇となりて萬妖おこりしゆゑ八百萬神天安河原に集り思金神に令思事計大御神を出したてまつらんために天宇受賣命に可笑技をさせんとて其御幣に用ふる種々の物を造る中に、古事記本文に曰「科伊許理度賣命令作鏡」とあり（古語拾遺には次の度に鑄たるは其狀美麗とあり）さて其時天香久山の賢樹を根こぎにしてかの石屋戸前に建て其中枝にかの命が作りたる御鏡を掛たる事（日本紀古事記）に詳なり是を八尺鏡と申奉る（八咫とも）御鏡の形狀大さなど古人の說あれど鄙筆には甚恐ば爰にゑるさず此神鏡をば天照大御神御身を離去玉はざる傳國の神寶とせさせ玉ひしにや、古事記御天降段に御孫の瓊々杵尊に八尺勾璁、鏡

歷世女裝考前編目錄終

歴世女装考前編之部目錄

湯女としてたがふべからず湯女の事は寛永十八年板そぞろ物語に「湯女といひてなまめける女ども廿人卅人並居て風呂に入りくる客のあかをかき髪をそゝぐ其外に容色たぐひなく心さまやさしき女房ども湯よ茶よとて持參りたはふれうき世がたりす」と見え申候枕席にもあづかり盛んなりし事は明暦萬治の比の物にもあまた見え申候依之繪にもうつし候事と存候

●以上眞顔へのこたへ也

忌諱に觸んとおもふ事は棄てゑるさゞるもおほし○およそ女裝の書にみゆる、事は同くして諸書に散見し物は異ずして類證のおほきもありそれらももらさずかの考料抄にはうつしおきつれど書となすには引證の多端はよむにうるさく且は紙葉の多を厭ひ省たる事いと多し○檢證の古圖もあまたうつしおけるがこゝには詮用の圖のみを出せり蓋し新圖を載たるは兒女の眼を驅のみ○此書全部の書體和漢雅俗の言辭を混淆て俗にいふ鵼文章なるはおのれ淺學なるゆゑなりゑかのみならず杜撰の説管見の辨嗚呼大方の笑をいかゞはせん

弘化四年丁未二月廿五日　江戶　岩瀨百樹

○寬永中湯女繪縮圖

此圖の事は附言にいへり眞顏翁が問に答云
古畵一覽いたし候いかさま眼下には地女なるか遊女なるかその着別わかちがたく候へども人物の風にて考候へば時代は寬永中婦人は其比の湯女なるべし然おもふよしは垂髮の乙女が小袖の模樣に丸の内に湫の篆字をゑがきたゐは湯女を髮あらひ女とも古く唱候ゆゑかみあらふと訓沐の字を模樣にしたるは是は髮あらひ女と人に曉す繪師の氣轉とみえ申候蓋又寬永の比丸盡しのもやうはやりし事は書見多候ゆゑ其比及の髮洗ひ女らがかゝるもやうの物着たるらんもしるべからずいづれ

▲繪やう極彩色帶はいづれも糸組と見ゆ所謂名護屋帶なり▲女のかゝる笠きるは古圖にあまた見ゆ此人物は地女なるべし▲地あさぎもやう、あゐ、帶、あゐと朱、一段づゝ

▲小袖かのこつぶし、丸もやう朱、おびあさぎ糸目金でい、たび紫

▲地あさぎ、櫻金ト銀でい葉朱、おび朱糸目、金でい、たび白、扇金地、ほれ朱

遡しゆゑ書名に歴世の二字を加ふ
○吾が寡陋の積置たる料材なれば書と爲にいたりて考證の引據尙あるべしとて俄にこれかれの書を捜索んとするに寒家書に乏しくて藏しも三度の類火に過半うしなひしゆゑ藏ざる書は學友に借あるひは西土の書の稀なる物は轉借して返すべき期に迫れば燈下に披て鷄におどろかされたるもたび／＼なりき
○さて頃日一婢を買しに南總の漁者の女とききて漁獵の事など尋問に詳も答ずなにゝもあれ海濱に珍き話はなきやと强てたづねければまづ涙かきやりていふやう妾が祖翁年老たるゆゑ漁はならざるに魚籃を造るを手業としけるが去年三月節供の日自ら造たる籃を提て近隣の兒曹と倶に潮干の貝を拾ひに出けるに其所得は、蓼螺、拳螺、沙噀、比目の類なり遠く進ば歩々に隨て得ゆゑ年老の慾ふかきまゝに一ツも多く拾はんとてや兒曹たちはよきほどに拾て歸りしに祖翁はかへらずしかるに惡風俄に起り潮水立どころに至りしゆゑ船を出してぢゞさまを助んとすれども節供の遊びに出て男は一人も家にをらず遂にぢゝさまは魚の餌となりぬ慾をかはかずよき程に貝をひろひて兒輩とともに歸らばとて母も歎候ぬと泫然に語れりおのれこれをきゝて按を拍て顧く吾がこの著述も考證多からんを貪りて筆の命毛短きをわするゝはかの老夫が潮干の貝を拾ひしにおなじと發明して群籍の渉獵を玆にやめ學の淺瀨に筆を濡しつされば文の海にひろひもらしぬる文貝もあまたあるべく或は澳の玉藻のひとふさ礒によりたるをみて其原をしらず珍しとてひろひしもありなんかし○そも／＼此書の全部うるさく假字を下あるひは引たる漢文の物の文多は假字をまじへて讀下の文になし少く指摘たるはのこらずかなをつけあるひは事を解に无下に俗言を用ふるなど總て書物に疎き女兒儕にも讀易く通曉やすきやうにとての所爲なり陋作爭か識者の觀を俟ん○中古の女裝は當時の物語書どもに甚多し實記は論なけれど竹取源氏のるゐ作り物語は確證にはなしがたきに似たれどもそのころの人其世の風俗をうつしかきたるものなれば證據とす○書を讀て抄錄せし時筆の閙にまどひて卷次をかきおとせるもあれば引用臨て再本書に據べけれど其書手に遠くてそのまゝにおくもあり○近き世の女裝

歴世女装考附言

今弘化四年丁未より廿九年前文政二年己卯の春友人北川眞顔翁より彩色の古畵なる女の圖の掛軸をもたせおこせる書翰に此繪に讃をたのまれつれど遊女なるや常なみの女なるや見さだめがたくて筆を下しがたし說をきかせよといひおこせけりつら〳〵其繪をみけるに今に比ぶれば髮の結ざま衣服なども甚異なり（下に圖を出すみてしるべし）むかしはかくぞありけるかなと目を新になしけり其圖は寛永間の湯女なりければ其考證を記し圖は摸しとりてかへしぬさて圖にむかひておもふやう近古の比及すら女装の今と異る事かくの如し猶むかしに追ひ遡ばいかにかあらんとその、ち古圖に遇ばかならず臨し古書を涉獵て其さまの考證をしるしつるに遂には廿四五葉ばかりの著述めく物になりぬさて一日年來したしき醫師來りて謂けるやう、或御ゝ許の御ゝ女今年十三にてお鐵漿初したまひしにその母御余におほせけるは足下は京山にしたしきときく女の鐵漿つけるはいつころよりの事ぞ又べにおしろいの始れるなど京山にたづねみよとのおほせなりいなやといひけるに名をさし玉ひたる御尋ゆゑうちもおかれず遠くは和名抄をはじめとし近くは室町殿間の物にみえしを書抄てさし上けるに是もまた著述めく物にぞなりける因ておもへらく韃櫜以來海內蕩平なる事二百有餘年萬民逸樂して文運もまた日を追て盛なれば雋篇雄作も陸續上梓て百遈備らざるはなし然るに獨り女装の沿革を商榷て古の質樸を擧て時粧の侈靡を省棄させあるひは容飾具其物其事の起原など古書に徵て研究たる書なければおのれ淺學ながら其書を綴ば世教の萬一にもならんいでやとおもひおこしてまづ女装考といふ書名を儲しは文政五年にぞありける（今より廿三年まへ）斯てのちは事の閑あるに書を操る時女装に係る事あれば必撮抄おくを假に女装考料抄と名付し物今既に廿五卷におよびぬ（半紙十一行一卷廿葉前後）然れども年々はかなき草子の作を書肆等に乞れ隨て編すれば隨て需め督促て他の操筆にいとまなきま、女装の料材をば空しく積おきしにおのれ今年古稀のうへ九つを重算ぬればかくては骨も料材と倶に朽なんとてかのはかなきさうしは抛棄おきて此書を綴るにいたれり蓋おもひ企し始は七八百年許の中昔を限りとしつれど太古の女装にも追

歴世女装考序

わか友山東庵のあるしは、むかし某の侍従に、つかへたりし比より書読事を好て、今齢八十をこゆるまて、手に筆をはなたす、目を冊子にさらして世の中に有とある唐やまとのふみとも、ひろくよみ深くかうかへて、ほと〳〵ものしりの名をえたる翁になむありける、さるからに年来へたてなくむつひかはしつるに、ある日とひ来てひとつの抄を取出て、こはおのれはやくよりおもひまうけてかけるなりとて見せたりけれと、紙のかすおほかれはとみによみをはるへくもあらぬまゝにとゝめおきつ、かくておほやけにつかふるいとまゝより〳〵ひらき見れは、遠き神つ代の昔より、今に至るまての女のさま、髪の飾、釵子より始て、身のよそひ何くれの物とも、あるかきり〳〵のしなを、ゑにもうつして事のおこりを論ひ、紀記萬葉はさらにもいはす、古き物語あるは家々の記ともまたから國のふることとまて、こと〳〵く其本據をひき出て、昔今とうつりこし世世のさまを委曲にかうかへたゞし、いと細微に集たる書になむ有ける、そも〳〵近き頃は古學盛におこなはれて種々めてたき書とも、いやつき〳〵にこそ出来めれと、いまたかゝる女のうへにふれたるものを集めしるしたるは、をさ〳〵見えさゝめるを、かく論しつとへしは、いみしき翁のいさをにこそ、されは是を見つ、上代の素樸にみやひなりしすかたをも、今の驕奢になりもて来つる様をもをとめらかおもひとりたらむには、自然身のこゝろ掟とも成て、むかしにかへるたよりとも成ぬへけれは、いて板にゑりて我家にもつたへ、世の人にも見せはやとおもふをりゑも、山東庵にゑたしきなにかしの翁、其よしを聞ていとめてたきわさなりとて共にちからをあはせかくはかりものしたる成けり、されは此ついてにおのれにはしかきせよと、こはるゝをいなむへくもあらねは、いさゝかそのよしゑるすになむ

弘化四年丁未三月　菅原祐之

國に歸る浪華より土州に渡る船中にて死す

○松林山人　崎陽の人なり江戸に來り淺草東仲町に住す松林才次郎と稱す書法沈氏を宗とす花卉翎毛最妙なり〔加藤氏書入に松林門人晩翠は淺草元鳥越に住居せる寺澤友幸三世の友幸にして手習の師なり著色花鳥をよくす文化十年十一月廿三日死本所多田藥師寺中に墓りあゝ鈴木芙蓉などは松林を殊の外稱美したりき予昔松林の全唐紙に墨牡丹をかけるを見て墨の濃淡奇絶の筆意有しと覺ゆ〕

○應擧源氏始藤氏　今世京師の畫家幾百家なるをしらず然れども源應擧の糟粕を食はざる者一人もなし實に應擧は近世の名手なり其舊套を脫して新意を出し人物花卉に至るまで件々工夫あり實に千古卓絶と稱すべし其門に出る者各俊傑の士なり長澤芦雪吳月溪源暉其外岸氏なり〔喜多村氏書入に明和五人物志に藤應擧字仲選號僊齋　四條麩屋町東え入町圓山主水〕

○曾我蕭白　勢州の人なり京攝の間に橫行す世人狂人を以て目す其畫變化自在なり草書の如きは藁に墨つけてかきまはしたる如きものあり又精密なるものに至ては餘人の企及もぶのにあらず名は輝雄又輝鷹蛇足軒と號す

文政七年甲申十月十九日夜燈下校　　筠庭信節識

〔加藤氏書入〕

小鸞　武内氏名は千賀字左琴長門人住平安初學圓山應瑞寫邦俗美人又善作秘戲圖後師我岸翁愛其格作人物山水龍虎　畫乘要畧下

閑川昆信　左近貞德門人山崎專助　江戸住　古備

西川團右衛門　京師住　西川孫右衛門祐信　近世の名手　古備

津田半之丞　京師住此末江戸にあり狩野宮內此末は京師にあり　昌運筆記

近世逸人畫史終

臥遊の二字を題す猗蘭侯跋語あり稀有のものといふべし

○古澗和尙　京師淨福寺の住持たり丹靑に巧なり最大圖を作るに妙なり今存するは京師妙心寺の涅槃像等なり又草書に七福神及び大黑の像あり世に古澗の大黑と稱す其大圖に至ては餘人の企て及ぶ所にあらず

○石圃元振　伊勢久居の人なり書風は淸人伊孚九による雅致にして品高し池大雅に伯仲すべし小景の山水に名あり

○韓天壽〔喜多村氏書入に明和五、人物志に韓天壽字大年號醉晋、了頓辻子、中川長四郎〕木孔恭と同じく書をたしむさして稱すべきものにもあらず小景の山水を作る偶四君子などあり伊孚九を摸擬す最風致あり

○三谷五平　東亭と號す浪華尼ヶ崎の賈人なり其書法の出る所を知らず花卉翎毛および墨竹に巧なり性放逸にして小事に拘らず池大雅柳玉奎の徒と交る或年炎暑にくるしみて屋形船の中に起居し三伏を凌ぎし事あり其放逸此の如し又遊里に通ひ立花太夫千町太夫を根引し妻妾とす後洛東に遷居して住めり八十餘にして死す其病革なるの日浪華の知音兩三輩訪ひければ大に歡び其机邊にある李善注文選一帙を酒肴に換へけると云風致想ふべし東亭死後に二妓は東山某寺に入て薙髮す一人を知鶴といひ次を知仙といひけると

○津田北海　名は應奎字は奎文尾藩の士なり書法沈氏より出づ花卉翎毛山水に巧なり通稱織部

○宮本武藏　肥州小笠原侯の臣なり劒法の名最も高し繪事のことは知る者稀なり其書風は長谷川家に出づ二天と云印章を用ゐる

○東谷山人　下總銚子浦の人なり幼にして東武に來り通油町某家に奉公す性繪事を好み造次の間も書事を忘れず或年建氏凌岱書本修行の爲め崎陽に至るこの時東谷行李を擔ひ共に崎陽に至り熊斐に學び後一家をなす

○梅里山人　武陵本庄の人〔江戸の本所〕寺島氏中鄕橋邊人等の號あり其書北州を宗とす山水最奇絕なり

○高陽山人　土州の人なり本藩の史臣たり世人書家を以て目す江戸田所街に寓す中山淸右衞門と稱す其書人物に妙なり山水花鳥之に次ぐ晚年狂氣して本

細知愼の門人畫は山本養徳の門人なり後連綿畫といふものを工夫せり香海椎臺碎仙等の號あり

○英一蝶　始め多賀潮湖京師の人なり父は伯菴江戸に寓居す〔加藤氏書入に父は石川主殿頭家中の醫士にて多賀白雲といふ觀嵩月話古備三十四〕始め畫を狩野永眞に學ぶ後一家をなす其名一時に高し故ありて配流せらる其罪をしらずまち〳〵の浮說あれども取るに足らず其配流中寫す所といひ伊勢山田久保一志正治大夫の家に三十六歌仙の像あり始め十八枚には多賀潮湖の名あり是は配流中寫して大神宮に奉納して歸島の事を祈れり殘十八枚は赦に逢ひて後東都に在て寫す所英一蝶の欵字ありされば一蝶は歸島後の名なる事明かなり

○謝蕪村〔喜多村氏書入に明和五年人物志に謝長庚字は春星號三菓亭、四條烏丸東え入る町與謝蕪村とあり〕丹後與謝の人なり京師に住す俳名一時に高し畫は其出る所を知らず元明諸大家の精粹をとれり又狂畫多し今世人の玩弄するものを見るに十に八九は僞作なり或人の話に下毛日光山下鉢石齋藤氏の家に源平盛衰記狂畫の卷軸二卷ありと是は天明中行脚のみぎり暫くこの家に逗留せしが其家の主人盛衰記をよむ蕪村其傍に横臥して其よむ所を寫す終に數十紙に及べりと此翁沒後その妻黠性なるものにて此事を知り下毛日光山に下り齋藤氏に乞ひ求めて京師に歸り大によき價を得たりとぞ

○梅亭　大津の人なり九老山人と號す姓は紀氏にて名は敏其畫法出る所を知らざれども花卉翎毛に巧なり又狂畫あり愛すべし其圖抱腹すべきもの多し晩年十六羅漢をうつし石山寺に奉納すとて工夫しける果さずして死す惜むべし其彩本伊勢山田箕輪氏にあり余遊勢の日目擊せしが筆力勁健古人に恥ざる所あり

○芭蕉桃靑　畫偈あり東都杉風の舊菴に六七紙あり多くは畫賛なり草畫多し伊勢宇治中川氏の家に其奥に畫ける守武神主の肖像あり實に稀有のものなり鳳尾の印章あり余遊勢の日見る所なり

○南郭　先生敎授の時繪事をなせり其畫風雪舟流より出づ其畫世に稀なり周雪といふ欵字あり秋山玉山が服翁墨竹の記あり又毎年六月二十一日東海寺中小林院にて二三軸を展觀す

○佐久間洞巖　仙臺侯の史臣なり繪事に長ぜり或年松與象潟の圖を作りて物徂徠に贈る徠翁其卷首に

の畫必光琳の印章を簽す通稱平林立德又白井宗賢と改む鶴岡逸人金牛山人等數號あり

○僧佛頂　何許の人といふ事を知らず江戸深川藍川町に住す拈華の暇繪事をなせり偶橐堆の中にあり何人の寫す所を知らざれば橐堆となるもの多し哮吼子又蟠窟主人等の欵字あり芭蕉桃青始め此師に參禪す因て奧の細道中に下毛雲巖寺に佛頂師の菴室の遺趾を吊せし事を載す

○高田敬輔　江州日野杉の上の人なり製茶をもて活業とす幼にして繪事を好めり因て水口侯に仕ふ侯狩野永眞をして是が師たらしむ後壯歲におよび故里に歸省して愈此業をつとむ善畫の聞えあり富峰及び鮎魚鯉魚等の畫は人の珍玩する所なり後淨福寺の古磵和尚に就き大畫法を學べり竹陰齋眉間毫翁の數號あり男を三徑といふ父に繼ぎて家聲をおとさず

○源芙蓉の妻　蘿井女といふ又來禽と號す畫をよくす山水および花卉翎毛に巧なり知る人稀なり

○三好正慶　何許の產といふを知らず京攝の間に任俠にて知らる世人奴の小萬と綽名す俠名一時に高し又繪事をよくす小景の山水に巧なり其法清人伊孚九より出づ畫品最高し晚年郡山の柳里恭の家に食客たり八十餘歲にして死す其畫の落欵には三好氏女正慶八十餘歲などあり

○玉瀾　池大雅の妻なり通稱を阿町といふ畫を郡山の柳里恭に學ぶ小景の山水に巧なり玉瀾の玉字は柳先生の玉奎の一字をたまふなりと

○僧月僊　尾州の人なり伊勢山田寂照寺の住持たり始め東都緣山の學寮にあり繪事を櫻井山興に學べり後其舊套を脫して自ら一家をなせり其畫法諸家の華を採る世人其畫を渴望する事旱天の雨の如し或人の話に此師戲場を見る時も小童に筆紙をもたせ演戲中見るべき所あれば卽寫せしとぞ

○僧東海　名は寶鼎水戸祇園寺の住持たり畫を櫻井山興に學ぶ花鳥人物に巧なり又戲に河豚魚を寫す因て東海の河豚とて珍玩す

○森川許六　江州彥根の士なり五老井と號す俳諧に名あり傍繪事をなせり其畫法土佐より出づ狂畫多し芭蕉翁畫を許六に學べり每に畫は我が師なり俳諧は我が弟子也といへり

○大川椿海　上總八日市場の人書畫に巧なり書は

都の人其書法雪舟および周文を慕ふ山水最よし人物これに次ぐ其門に出るもの僧鸞山月僊桃源及び唐等なり男を雪鮮名は絢字は孟素といふよく家法を守る〔虚心曰く天明年間淺草額堂の樊噲の額を畫く〕

○良雪　關氏自然齋と號す東武の人其書風雪舟及び牧溪を宗とす淡墨山水最人物に長ぜり〔加藤氏書入に眞蹟布袋賛淨月大僧正其畫印文曰三樂、古畫備考、米儀、畫を關貝雪に學び後に凉眠に學び又羽倉漆藏に學ぶ、古畫備考〕

○白心　何許の人を知らず又姓字も詳ならず猫兒をうつすをもて名あり市中を漫行して其書を求るもの、爲に寫す俗獸鼠の呪と云秋津州白心と落欵せり

○嵩之　佐脇氏名は道賢字は子嶽果々觀と號す書を英一蝶に學ぶ

○嵩雪　名は貫多中嶽堂と號し倉次と稱す書を父に學びよく家風を守る女を英之といふ書をよくす

○嵩谷　高久氏名は一雄屠龍翁と號す書を古嵩の後に學び一家をなす〔喜多村氏書入に文化元年甲子八月廿三日嵩谷没七十五歳葬淺草西福寺〕

○滕英瓊　大久保氏南寧と號し彦左衞門と稱す東都幕府の士書法沈氏を宗とす著色花卉翎毛に長ず

○阿保壽　小河原氏字は子昌中臺と號し又鵲巢と號す東都麹町の人書を源君岳に學び其蘊奥を得たり又繪事を好み書風元明諸大家を宗とし花卉翎毛山水人物を畫く偶西園雅集の圖あり頗風致あり

○月岡雪鼎　京師の人信天翁と號じ丹下と稱す時世粧および春書に巧なり源應擧高田敬輔も此門より出づ〔虚心曰く浮世繪類考には敬輔の門人とす考ふべし〕明和某年京師池魚の災あり洛中洛外盡く烏有となる偶一典舗の倉庫依然たり人皆是を訝る火消て後其戸を開き見るに其摠中に一小筐あり即月岡氏の春畫なり如何して置きけるか店の主人も知らず是より月岡氏の春書は火伏のやうに人は云なしければ京師の人みな渇望す因て其價を十倍せり笑ふべし

○僧圓空　佐州の人なり今釋迦と稱す此僧ゑばゑば佛法を蝦夷地に擴充せんと欲し其地に入り國人を敎諭すゑば〳〵吏の爲めに界を出たさる因て今釋迦と綽名す傍繪事に志あり墨畫の四君子および佛像等を寫す偶市街にて閲す珍玩すべきものなり此僧の印章は自薪刀をもて彫たるよし印章讀難し

○何帛〔喜多村氏書入に帛幡也帛法也莊子に何帛以治天下〕相州鎌倉の人なり繪事を尾形光琳に學べり出藍の譽あり最花卉に長ず光琳沒後印章をもて盡く此人に付與す因て此人の寫す所

餘なり世人墨梅を渇望す晩に東都に來り神田佐久間町に寓居す遂に書家を以て終ふ

○大原呑響　平安の人大原氏名は翼墨齋と號す左金吾と稱す書法一家山水および人物花鳥最巧なり奥の松前に客として門人多し其中藩士柿崎氏名あり波響と號す

○石希聰　江州の人鳥羽氏京師に寓す名は希聰字は叡父葛七郎と稱す小景の山水を寫す最風致あり

○村田龍亭　平安の人名は景雲雄助と稱す著色花鳥に巧なり

○謝菴　丹羽氏名は喜言字は彰甫尾州の人山水及び花鳥をよくす

○清狂　尾州の人一に千壽と號す西邑小景山水人物又狂書あり

○僧維明　京師相國寺の僧名は周奎墨梅專門

○餘夙夜　青木氏名は俊明字は夙夜春塘と號す書を池大雅に學びよく其法を得たり山水及び人物をよくす又八岳山人と號す

○蓬平　名は正夷書を池大雅に學び諸國に遊び上毛沼田に寓す山水最よし人物これに次ぐ

○赤猫齋　平安の人名は全暇書法光琳を宗とす又自己の狂書絶妙なり

○奉時道人　浪花の人松本氏書を謝蕪村に學びよく其山水の法を得たり又戲れに煙管を以て墨を洒き蟾蜍を寫す

○竹石道人　讃岐の人名は長徵〔長町氏名徵字琴翁琴軒ト號ス〕山水および墨竹に長ぜり

○雲泉　北越新潟の人姓は釧名は龍字は仲孚磊々居士と號す其書法出る所を知らず最山水に長ぜり

○僧王鄰　淡海の人名は正邃京師山科に寓す墨竹專門なり

○破笠　小川氏名は觀字は尙行卯觀子と號し又夢中庵と號す東都の人俳諧をよくし又繪事をよくす其法土佐より出づ芭蕉翁の肖像をうつす著色花鳥最精致なり又漆器を作る世に破笠細工と稱ふ其製最古雅愛すべし

○福王雪岑　白鳳軒と號す茂右衛門と稱す始書を英一蝶に學び後土佐を慕ふ最よく狂言圖を作るを以て人に知らる

○櫻井山興　雪志と號す又雪館一に三江に作る東

○晁有輝　名は豐興晩に柏亭と號す本姓は朝岡久兵衞と稱す、東都幕府の士なり書を宋紫石に學ぶ花鳥墨竹あり

○滕景龍　藤田氏名は口字は瑞雲錦江と號す宇內と稱す庄內の士書を宋紫石に學ぶ著色花卉翎毛墨竹あり

○南嶽　岡部氏名は貞起左傳二と稱す福井の士墨竹專門なり

○岷山　岡氏名は煥字は子章利源太と稱す藝州の士なり

○天民　名は鑑字は公鑑瓊浦の人淸水氏東都櫻田久保町に住す著色花鳥人物最よし墨畫の鶴あり世に天民の癡鶴と稱す

○鏑木梅溪　名は世融彌十郎と稱す瓊浦の人江戶芝に寓す著色花鳥最巧なり

○楊伯民　瓊浦の人淸水氏頑翁と號し又掬翠軒と號す小景の山水墨竹あり又彫蟲をよくす又瓊浦に楊伯頌なる者あり山水をよくす

○若芝　瓊浦の人名は芝字は蘭溪紫陽山人と號す山水著色花鳥をよくす傍ら鐔を製す世に若芝鐔と稱す男を若元字を蘭榮と云

○崑陵山人　姓は原名は陽東都に寓居す墨竹をよくす晩に上總の八日市場に住居す

○皷岳山人　伊齋氏名は淨濤書を熊斐に學ぶ墨竹最巧なり著色花卉翎毛之に次ぐ

○春菴　瓊浦の人渡邊氏名は寛熊斐同時の人なり花鳥山水墨竹最巧なり

○劉安生　本姓は簗氏名は安生字は玄育焚道人と號す又壽山と號す藝州侯の侍醫芝三島街に寓居す蘭墨竹に妙なり

○岑昪　山本氏名は鼎字は眞卿梧嶺と號し宅助と稱す土州長岡の人書を應擧および月湖に學び後一家をなす著色花卉翎毛墨竹をよくす安永十年伊勢宇治に死す

○寒巖　本姓馬氏北山名は孟熈字は文奎俗稱權之助書法を父馬道良にうけ後元明諸大家の精華を把る最山水人物に巧なり寛政中に死す

○雪下園　井川氏本姓は橘名は貢字は君錫源兵衞と稱し鳴門漁父又四國老猨淑眞齋等の數號あり阿州德島の人始京師に住し揮筆をもて教授す墨梅は其緒

○山崎龍女　江戸下谷の人畫を菱川師宣に學び其畫風一工夫ありて奇趣あり業平の涅槃像の奇圖を作る實に女子の英傑なるものなり

○狙仙　森氏名は守象、崎陽の人浪華に住す猨を寫して畫名一時に鳴る世に狙仙の猿と稱して渴望する者多し其初め瓊浦にあるの日獵者に托して一猨を買ひ得たり是を庭樹につなぎ置て其傍に横臥し紙筆を出し寫すこと數遍にして一日絹本に淨寫せり然して來舶の某氏の鑑を乞ふ某氏曰惜むべし此猿は人家の養育の形にて山中自在の趣に非ずと言はれければ又山中に入り切磋すること兩三年終に其眞面目を得たりと

○三熊思孝　名は正觀京師鳴瀧村の人專ら好みて櫻花の寫生をなす終に其眞を得たり或人一絹本を乞ひ求めて裝潢し壁間に展しければ雙蝴蝶常に往來して狂ひ飛びけるとなりされば花を寫すに眞に逼れば自然の香氣を生ずるものか女を海棠と云畫を能くす

○鏡川子　馬淵氏助九郎と稱す一に南國郡司と號す土州の人藩士其畫法沈氏を宗とす著色の花卉あり最よく墨畫の蘇鐵を寫す墨竹あり

○瑟々　織田氏の女平安の人畫を三熊海棠に學びて櫻花の寫生をなす

○星嶽山人　名は養字は子浩上毛の人江戸に寓す性放逸高邁小事を屑とせず其畫も磊落にして氣韻最高し小景山水を好みて寫す墨梅墨竹之に次ぐ後流落して北廓に入り幇間となる

○渡邊湊水　名は從東武麻布の人玄對瑛の父なり始瓊浦にありて畫を某氏に學ぶ其法沈氏を宗とす著色花鳥墨梅墨竹に巧なり

○伊藤蘭嵎　名は長賢字は才藏一に應聾と號す仁齋翁の弟五子なり後に紀藩の文學となり講書の暇繪事を好み善く蘭竹を寫す風致あり

○英湘雲　其筆意一蝶に髣髴たり余この頃雲中の鐘馗を得たり余以爲一蝶の別名なるべしと觀氏嵩月翁に示す翁曰く是別人にして一蝶にあらずと然らば此履歴如何翁曰く知らずと余今に此疑團を解せず因て此に書付其印章を示す

高八分

英氏

○宋紫石　名は君赫雪溪と號す楠木氏東都の人書を清人宋紫石に學びて後一家をなす著色花卉翎毛最よし門人多し、滕景龍晁有輝董九如の輩皆此門より出づ

○諸葛監　字は子文靜齋と號す俗稱清水文次郎東都兩國米澤町の人其書風專ら清人南陽晋を準則とす着色花卉翎毛墨竹山水最よし伊勢外宮文庫の襖表は源應擧の墨竹裏は諸葛氏の著色岩石に孔雀なり余勢遊の時目擊せし所なり

○董九如　字は仲魚廣川居士と號す又黃芦園鞏門等の數號あり井戸甚助と稱す東都幕府の士なり書を宋紫石に學びて後一家をなす著色花卉翎毛墨竹其品最高し

○片山伊與女　京師の尚古館渤海春吾の女なり〔喜多村氏書入に渤海氏名麗渤海春吾娘春吾は學者の名保字は子亨北門と號す大宮今出川下る町〕其書風出所を知らず墨蘭墨竹氣韻最高標又傍彫蟲の技に長ず依て世人は彫蟲をもて能く知る

○大貳探元　法橋に叙せらる薩州の人なり書を狩野探幽に學び墨畫の山水磊落にして氣韻生動自高趣あり或人の話に探元或時東都の邸より發足し本國に歸る途中高元岱と薩陀嶺に邂逅す先づ寒暖無事を陳べ終りて一酒樓に入り一酌す酒酣にして探元紙墨を取出し薩陀より見たる富嶽を圖す高元岱卽筆を揮出て其上に題辭を加へ卽侯への土產とすべしとて江戸の邸に持來り侯に奉る侯大に歡び是二絕と稱すべし惜むらく三絕に一絕をかくと言れしとなり〔加藤氏曰く畫法採幽を學ぶ至て達者なる畫筆力自在實に探幽門人中探山よりも上品守景の次なるべし、探元著三曉菴談話記三巻黑川眞賴氏所藏のよし〕

○友禪　平安の人其姓名詳ならず其書風洒落にして比肩するものなし今世染家にて友禪染と稱するものあり其書名高かりし事これ等にても知るべし某氏の珍藏に鼠の娶入の圖あり最奇絕の細書なり先其位地は一紙の上に大松樹を寫し傍倉庫の屋根計りを松樹の間に見せ其牕中よりの行列なり其鼠の趣異にして分明なり實に奇と稱すべし友禪は寶永年中の人

○菱川師宣　晚年友松と號し吉兵衞と稱す房州小湊の人江戸に寓居す書を以て活計とす時世粧及び春書に巧なり其書風洒落にして其品位高し同時に宮川長春なる者あり時世粧を書く其品およばず

淨心院回祿し堂宇盡く烏有となる大雅この事を知り直に高野山に至り清淨心院の玄關にかゝり某は京師の畫工池野秋平と申者にて候此度御座敷向の唐紙張付等奉納のために寫してまゐらせんといひければ取次の者ゑか〳〵の事を院主に申院主元より畫工渴望の事なれば早速喚入れ近付に成り畫の次第を盡く賴み池大雅も大ひに悦び然らば明日より直に取かゝるべしとて書きけるが其人物恰好首大に足細くして大に異體なれば院主大にあきれ茫然たり又唐紙一枚に松樹一株に茅屋を寫し其屋の窓の中頃に人物ありて山水に對する圖を作りけるが是も人物の首牕一ぱいに見えければ院主ます〳〵あきれ斷りをいはんと思量する折から浪花の買人來り合せゑか〳〵の事を聞て竊に窺ひ見るにまぎれもなき池大雅なれば院主に告て曰く今世有名なる池大雅の畫金錢幾許を出すとも容易に得がたき事なりと院主もはじめて驚き喜びて盡くふすま張付を畫かゝせたり今高野山の寶物になる

○福原五岳　名は絢字は素元平安の人なり畫を池大雅に學び其蘊奥を得たり生涯師風を守りて他風に移らず

○長禹功　長谷川氏宗仁と稱す平安に寓す始浮屠にして買山といふ最山水に長ぜり

○勝野范古　柳溪と號し二藏と稱す瓊浦の人平安に寓す墨竹に名あり世に范古の此君と稱す

因に云同時江戸に範古といふ者あり專ら墨竹を寫す書品卑し

○熊斐　名は斐字は淇澹繡江と號す熊代氏俗稱彥之進長崎の譯官なり畫を淸人に學びて筆力强勁虎墨竹最宜し又著色花卉翎毛を能くす男を斐文といひ繡山と號す能く家風を守りておとさず

○建部凌岱　字は孟喬寒葉齋と號し又長江と號す〔喜多村氏書入に京にては三條堀川東へ入る町江戸にては淺草寺雷門の傍○加藤氏書入に奉納建備神社 請華篇には京衣棚押小路下る所東側表札建凌臺と出置候とあり〕東都の人京師及び江戸に寓す書を熊斐に學びて後一家を爲す最出藍の譽あり著色花卉翎毛を善くし又墨竹を善くす旁俳諧を好み專ら伊勢風を唱ふ晩年加茂翁に從ひて大に國學を發揮す又片歌といふものを工夫して唱ふ或縉紳家より片歌道守の名を賜ふ然れども和する者まれにして流行せず

近世逸人畫史

荏土　無帚散人　著

〔加藤氏書入に帚は帚字なるべし此人老樗とも號す老樗軒は墓所一覽の作者なり〕

○祇園南海　名は瑜字は伯玉鐵冠道人と號す俗稱は與一、紀州藩の文學なり、博覽强記なるは世人の知る所也其沾滓の暇繪事を好み著色の花卉翎毛山水人物を善くし最山水に長じ又墨竹に長ぜり、其書法唐宋元明の諸大家により其山水の意匠唐六如に髣髴たり必頭捧書額あるもの多し、男を尙濂といふ字は師猿餐霞と號ず又書をなさず墨梅墨竹あり

○柳澤淇園　名は里恭字は公美玉桂と號す又玉奎、和州郡山の大夫なり、性放逸不均にして一時の名賢と周旋來往し業を物茂卿に詢ふ又傍書事を好めり最山水墨竹に長ぜり其書畫の風姿は文衡山に髣髴たり固より客を好み三敎九流の徒常に其門に充てり或時一乞士の書を乞ふ者あり僕大に叱す先生此事を聞て卽其乞士を呼ばしめ其好む所を寫して與ふと其風致想ふべし

○彭百川　名は眞洞一に八仙と號す　伊勢の人京師に寓す書をもて業とす著色の花卉翎毛山水人物あり旁俳諧に長じ書賛あり性磊落なり歎字は觀と書す

○滕若冲　名は世鈞〔一本に世字如字に作る〕一に斗米庵と號す〔喜多村筠庭氏の書入に明和五年板平安人物誌に滕汝鈞字景和號若冲、高倉錦小路上る町〕京師の人なり其書風の出る所を知らず墨色他に異なり善く鷄を寫す世に若冲の鷄と稱す著色最も精し

○鉅鹿民部　名は皓字は子明始の名は質幸民部と稱す一號凌雲閣主人〔喜多村氏書入に平安人物誌に魏皓字は子明號君山高倉竹屋町上る町鉅鹿民部〕長崎の人なり京師に寓す其書は緒餘といへども著色の花卉最もよし世に明樂と稱するものこの人を權輿とす

○望月玉蟾　與五郎と稱す京師の人、其書風始め雲谷流を宗とす後に池大雅柳玉桂の輩と漢書を工夫し唐宋元明諸家の精華を摘取し書趣最も高し

○池野無名　字は貸成始の名は勤大雅堂と號す又竹居秋平と稱す〔大和人物誌に池野秋平智恩院袋町〕京師の人東山に靜居す書畫の名一時に高し其書風唐宋諸大家および淸人伊孚九に則る其畸行は人の知る所なり源芙蓉韓大年の輩と三山に登る因て三岳道者の號あり又廮富嶽に登り不二山の圖を作る最異圖多し或人の云高野山淸

近世逸人畫史目錄終

近世逸人畫史目錄

○春波樓藏版目錄

一銅版天球の圖　一同地球の圖
一銅版 日本和蘭 風景畫
一西遊旅譚　五冊　右は出來
一春波樓書譜 西洋畫傳、和蘭奇巧天文地理等の分をして觀る者をして煩しからざらしむ 近刻

○西洋畫傳部

規矩術を以て、山水遠近の法、樓閣屋舍の圖、幷に法則、人物面部の法、花鳥禽獸に至るまで寫生の圖を作て彩色畫の具の法を誌し、蠟油の法及び筆の製しかた三面の法を顯はし陰陽を以て濃淡をなす事、圖形を以て示し日本の山水及び和蘭の山水の圖をあらはし、木版と銅版とに刻す

○和蘭奇巧部

天文測量の道具の造りやうを圖を以示す及び其外銅版の彫る法、押す法、水をめぐらす法、萬力、總て彼國にて造る奇器、各々國益になる、風車水車の類、悉く圖を顯はして秘傳を示す

○天文地理部

天の旋りて一年をなす事、日輪の眞形、月の眞形、五星の眞形、土木小星の圖、彗星の旋りて尾を引いて長短をなす圖、寒暖の圖、雪雨の圖、雷電の圖、地震の圖潮の圖、冷際の圖、地球の圖、海の圖、萬國の圖、及び人物の圖、風土物產、悉く圖形を以て示す

一東都芝愛宕山祠左の方に相州七里濱の額一面掛る
一同芝神明宮の左方に鐵鉋洲より芝浦を望むの額一面掛る
一京都祇園社內の神樂場に駿州薩陀富士の額一面掛る
一大阪生玉本地堂の正面に和蘭陀人物及び七里濱額二面掛る
一豫州宇和島和靈明神社に播州舞子が濱の額一面掛る

右先生西洋法を以て圖するものなり
寬政己未秋七月佳節

司馬江漢門人誌

D'sipel.

は、必ず其理を解すべからず、右に云三面の法あり、了解して見るべし一面は潔白にして、是日の正に照す處なり、一面は淡くして、日の斜に照す處なり、一面は濃して是日の景にして暗し其濃淡を刻するには經(スジ)びきして經の一重なるは淡く經の二重なるは濃かとす、予壯年のとき源内平賀氏なる者話けるに往年阿蘭人彼國の銅版數百枚舶し來り日本にて是を鬻かん事を示す其頃の人思ひ淺く敢て之を奇巧とせず、終に蘭人に反す、日本人彼國にて、板を銅にして刻す事を知らざりしに夫よりして始めて知れり然に銅板に刻するの術を捜考る者なかりしに阿蘭書ボイスと云人の著す書中に銅刻を作るの技巧の法式あり、向我、玄澤大槻氏と謀りて、之を譯し、天明癸卯歳竟に此製作を考へ日本始て草創するものなり、然ども彼國の技巧を造る者、亞細亞の人と、情を異にす、其精妙及ぶべからず、予天資愚頑、且年五十に過ぬ、氣力漸く衰ふ此に於て阿蘭奇巧の部に、銅刻の法式を載て世の好む者に授け、示さんと欲すといふ事玄かり

一、西洋の畫法は理を究めたれば之を望み見る者容易に見るべからず望視るの法あり、故にや彼國皆額となして掛物とす假に望むといへど、畫を正面に立置きて、畫中に天地の界あり、是望む處の中心とし則ち五六尺を去りて、看るべし、遠近前後を能分ちて、眞を失なはず、小畫に至りては鏡に移し見る彼國の法なり

一、彼諸國の政道にして聖賢或は、名譽の人の顔面を摸して後世に傳ふ、存生の狀を寫照して銅版に刻する者多し是を觀るに其人に應對するが如し和漢の畫像は眞を寫すの法にあらざれば聖像を圖して顔面を畫く者己が意に隨ふ、故に畫工各々、其圖形を異にす眞像を傳へざれば、聖像にはあるまじ、草花を寫すに其花に似ざれば、其物にはあるまじ

一、和漢の畫法にては決して眞を畫く事能はず其所以は丸圓の物を畫くに輪を描て彈丸の形ちとす中心の堆き處を、巧む事能ず、正面の像を畫くと雖も、鼻の中心の高き處を描事あたわず畫元筆描より起りたるにあらず、日の陰より起る西洋畫を作るの法は西洋畫傳の部に著す

畫談畢

一、西畫は蠟油を以て膠に換故に水に入りても損せず世俗之を油畫と云ふ、畫法は我日本にても往々摸製する者ありといへど其眞を得ざる者多し、余曩崎陽に遊ぶ阿蘭人イサアク、チッシンギなる者余に畫帖を贈れり、コンスト、シキルド、ブーク、と云る書なり、爰に於て漸にして佳境に入、今に至りては縱横にして、意の趣く處筆之に應ず山水花鳥人物禽獸畫せざると云事なし憶に畫は博覽多識にして文字を記憶する如きに非ず、譬ば鴻雁の屬より、小雀に至り目啄兩翼足に至事まで、其趣きと形狀とを異にして、其情を別にす、羽毛の文彩、亦復然り、文字は惟墨を以て畫をなす而已、其形をなさず、西洋諸國書を以て、文字の上とす、惟畫と字國用を爲して、翫弄の爲に設るに非ず

一、世の人西洋畫を惟浮畫と覺へたる輩多し捧腹にたへざる事と云べし如何となれば畫は每々云ふ如く寫眞に非ざれば妙と爲るにたらず、又畫とするにたらず、其寫眞と云は、山水花鳥牛羊木石昆蟲の類を畫くに每ゞ見新にして、畫中の品物悉く飛動するが如し、是は西洋風にあらざれば能はざる事也、故に寫眞を爲者より彼和漢の畫を見れば誠に小兒の戲れに幾ふして、畫と爲にたらず、世の人其畫と爲にたらざるものを平常眼に觸る故忽超然たる西洋の妙畫を見て却て一種の畫となし、別に浮畫など云は、言を解さゞる甚きと謂べし

一、西洋書中に畫圖あり皆銅版畫也畫を以て文字と用を同して草木の書あり、(本草の類なり)圖形にあらざれば其眞を辨せず、奇器を造るに圖形に非ざれば其器械を巧む事能ず、彼國の書は寫眞にして三面の法ありて、物の陰陽を以て作るが故に銅に刻すといへど濃淡を施す事難し、故にや昔しの蘭書に、アンブルシッドにニヨウス、此書は彼國の本草なり、今の銅版の術を巧まざる、以前の書物にして、圖形甚粗率眞物に似ず故に蘭學の社中多くは、醫術の爲に學ぶ者、或は書を知らざるの徒は時々謬る事あり阿蘭陀書、ヨンス、トンス(生類の譜なり)を始め近來齎來る書中の畫は銅版の法に鏤めたるものにて其精妙を悉せり宛然として眞に逼る然に傳記を翻譯するには難く大牛畫圖を以て考へ捜索れば其意に通曉する事多し、是畫法の妙要なる事を知るべし、然に和漢の畫法をも知ざる者に

西洋畫談

一、西洋は唐日本より西にある國土をさして云也世界を經度にして量ときは三千里程もあるべし、海路を渡りては一萬餘里程あり、其遐き國土を歐羅巴と名け、世界の一大洲にして日本の如き國、數千あり、其中にチーデルランドと云國、七州併て一國なり、其一州を阿蘭陀(ホルランド)と云なり、彼西洋諸國の畫法は皆同風にして之を蘭舶齎し來りて、日本に今ある者多し、故に之を呼て阿蘭陀畫とも云、扨彼西洋諸國の畫法は寫眞にして其法を異にす、和風漢流の畫を作る者は、甚だ奇怪の事として學べきとも不レ思爲べきの手だてなく、畫と云ものには非ず、細工にして作るものと云者あり愚なる事也、細工とは精妙なる微細の物を云、和漢ともに細畫は皆細工にして、毛髮鬚髭の如き一毛宛描たるあり、西洋の畫法にて毛髮を描には一筆にして之を望むに細毛の如し、背ては筆勢筆意に拘らず、筆は元畫を作るの器なり、牛を畫て牛の意を取ずして筆意のみあらば一點の墨も牛なり譬ば醫の病を治するに藥を以てす、藥は則粉丹なり醫は筆なり、病は畫也、醫の良藥を以て之を治せんとするに病の發起する處を知らざるが如し、畫も亦同理西畫は只能造化の意をとるのみ、和漢の畫は、翫物にして用を爲ず、且て西畫の法に至りては濃淡を以て陰陽凸凹遠近深淺をなす者にて、其眞情を摸せり文字と用を同ふする事、文字を以て誌すと雖其形狀に至りては畫に非ざれば之を辨じがたし故に彼國の書籍は畫圖を以て說き知らせるもの多し、豈和漢の畫の如く、酒邊の一興翫弄戲技をなすの比ならんや、眞に實用の技にして治術の具なり、譬ば人魚骨奇藥にして蘭書中に傳記あり、印度亞の海島安貝那(アンボイナ)と云島捕へ獲者にして、其島の人其生る形狀を摸寫し、其物は藥汁の內に貯へたり、安貝那は波爾杜瓦爾領して後、阿蘭陀爰を領す、特に人魚の圖と貯へたる物とを觀、色澤と形狀とは、粉丹を以て彩り分て、文章に述ぶ夫貯へる物は年月を經ぬれば、其眞を失ひたれば畫畫に非ざれば其物を知る事能はず（人魚の說は大槻氏著す六物新誌に詳也）是書は眞にあらざれば、用を爲ざる也

西洋畫談序

知㆓於人㆒固難知㆑人亦不㆑易夫事不㆑精則不㆑至㆑知㆓於人㆒知不㆑明則不㆑足㆓以知㆑人矣事粗而聞過者不㆑可㆑謂㆔之知㆓於人㆒矣其不㆑察㆓其事㆒而妄議者固不㆑能㆑知㆑人也我爲㆑童初見㆓江漢先生㆒心偉㆓其爲㆑人于㆑今八九年知㆔得其所㆓以偉㆒焉其性則豁達不㆑拘而貴㆑實賤㆑虚學好㆓窮理㆒善辨㆓天地㆒矣其心則枕㆓籍大凷㆒起㆓臥宇宙㆒不㆑生㆑生不㆑死㆑死矣其事則蓋幼好㆑畫丁壯之間或爲㆓國畫㆒或爲㆓西華㆒然咸非㆑所㆑安會得㆓西洋畫帖和蘭人某者之手㆒而觀㆑之也其理絶深而大適㆗其志㆖盡棄㆓其技㆒而學㆑焉則增覺㆓故技之淺㆒斷乎不㆑爲㆑譬㆑諸猶㆘釣者初得㆓細淺㆒後向㆑深而引㆑巨也則棄㆗初得者㆖歟其鐫㆓銅版㆒作㆓諸奇器㆒皆草㆓創吾東華㆒者學好㆓究理㆒自出則毋㆑論㆔有㆓用于世㆒矣其性之心既如㆑彼其事亦如㆑此可㆑不㆑謂㆑偉哉然其妄議者如㆑雲然間西洋畫談成其徒來謁曰之書寔吾師之碎金片玉不㆑足㆔以煩㆓吾子㆒雖㆑然當代舍㆓吾子㆒其誰也願得㆓一言㆒以披㆓世妄議者㆒我於㆑是乎筆㆓其所㆑知以爲㆑序

寛政己未秋八月朔

柳齋和氣通撰

俗ならねば印行の本といへども おのづから俗ならず予が著述のごときは詩にまれ歌にまれをさく〳〵婦幼の讀易を旨とす歌に濁點を施すは物かは眞名にはすべて假名を附したり譬ば詩草を人に呈するに句讀を施すは非禮也ゑかれども刊行の詩集には訓點を施しつ又假名付など唱るものあるが如しこれらいかでか編者の志なる べきとにも かくにも俗に遠きは書賈において利なしとぞこゝをもて俗間刊行の著編には作者の意を枉ること多かり閲者ゑらざれば難せらる予拜して敎を受といへども已ことを得ざるをもて正なくも陳するのみもし彼雜志を閲するもの更にこの條々をあはし見ば予が他の功を竊まで聊勸たるをゑらん 又いふ先板昔語質屋庫と題せし册子にも悞ありき孔明が陣大鼓の段に諸葛孔明異傳の後に附したる宋の張敬夫が諸葛忠武侯傳及隋の文中子が説明の王世貞が説等くさ〴〵引ことありこれらみな載ずして止ぬ又俵藤太が龍宮入の説は全く故事談より出て粟津冠者が龍宮に入りしとあるに根づきたる物語なるにこれは忘れて引ざりき又將門の段に藤六のことを論じたるも悞あり藤六のことは大系圖に見えて長頁、弘經、輔相無官號藤六とあり又袋草紙に藤六輔相は中納言長頁孫とあり長頁より年序を推ときは藤六は將門と同時の人なるべきよし靜盧子いへり

因にいふこのごろ卯花園漫錄とかいふ草紙いく卷あるかはゑらねどはつかにその一卷を閲せしに多く古人の説を書あつめてみな書名を引たりそが中に予が雨談に記せしことなど載られたるがこれのみ書名を引ず編者自説のやうに書なしたり知ざるものは予が隨筆なりと思ふもあらん歟よりてこゝにことわるのみ

烹雜の記前集卷下終

しなどてこれをば引れざるにや

同巻十二獸追考の段 日本後紀巻六延暦廿三年八月壬子暴雨大風中院西樓倒打殺牛　天皇生年在丑歎曰朕不利云云 解再按するに類聚國史巻三十四帝王不豫の部にこのことを收たり但その文これとおなじ今流布の日本後紀は類聚國史を抄錄せしもの歟

同巻風俗或問の段 月額は云云太平記巻五大塔宮熊野落の時云云 解再按するに年山紀聞に玉海を引て月額の事をしるされ又安齋翁の秋草にも玉海沙石集撰集抄太平記等を引て月額の事を辨證せられたるにみな忘れてこゝに引ざりき但秋草にさかやきを逆氣の義也とあるのみ愚案にあはず

同巻島子考或問の段 兼顯卿の古事談を撰れし比までは浦島子傳といふもの世にありしなるべし 解云この春不圖群書類從目錄を披閲せしに巻の百三十五の中に浦島子傳及續浦島子傳ありしかればこの書今亡びたるにはあらずいまだ予が見ざるのみそのゝち廬子よりも又群書類從の事をもて告られたり

同巻熱田春敲門の段 熱田大神宮南門の額は云云熱田神官丹波丹州の家に有 尾張名護屋なる古文云南門當レ作二東門一丹波丹州當レ作二田島丹波一春敲門は南門にあらず春敲の二字を考ても東門なるよしはしらるべけれ田島丹波ぬしは本姓尾張氏也この家に件の額あり居住の地によりて今は田島と稱す御所といふ所熱田にありこの處の住人熱田の社家也代々五郎丸といふ御所五郎丸是也この外にも種々傳來の事ありといへり

〔さはとぶり追攷ハコフグこれ大和本草所謂皮籠海豚と同物なるべし此魚長崎の海にも有とぞ又同書にクサイと云魚見ゆその形狀トコヒレに似たり大和本草附錄の部を併せ見るべし
亦按ずるに前にあげつらい奉りたる平城天皇の一名を安殿と唱奉るよしは乳母の姓を取り玉へるにはあるべからず安殿は大極殿のことゝ又西の安殿向の安殿内の安殿外の安殿など唱るもありみなやすみどのゝことなふ書紀に見えたり〕

右先板燕石雜志に悞るもの通計四十箇條更にこれを補ひ訖ぬ前にもいへるごとく予が著述は只速に成をもて利とすなれば人に校正を請ふ遑はあらずしかれどももし悞あるときは人必これを告只その用べきものと用べからざるものとはひとりこゝろにえらむのみ悞ときは必改むこれ生平の樂事なりある人又難じて云先板巻五の下に曾祖の詠歌を載たるに和歌の書法をしらざる歟假名に濁點を施せしはいかにぞやといへりことわりはさることなれども今刊行の著編には書賈の好に任すること多かり歌書は見る人

備書の手に悞たる
同巻我來也の段この事原小説に出たり類書纂要は引ところの書名を出さずこれ明人の癖之　盧云我來也は宋の沈俶が諧史に出たり又類書纂要を明人とあるは誤なりこの書二種あり撰者は明の璩崑玉と淸の周魯なりこゝに引ものは周氏の書なれば淸人なり解陳して云璩崑玉が纂要には古今の二字を冠したり予兩書ともに藏弆すこは一時の失也
同巻伊豆海の段輟畊錄云廣東采珠人云云　盧云蜑の珠とりのことは輟畊錄より前に宋の范大成が桂海虞衡志に出たり
巻五下六郷橋の段六郷の橋は元錄年間度々の出水にてうち壞されしかば終に船わたしになりぬその圖説東海道名所記大和名所鑑等に見えたり　解再び按するに元祿十七年の春由之軒政房といふもの丶著したる誰袖海と題せる草紙の巻の三に云六郷の渡こゝも三月より九月までは土橋かゝる云云これに由て觀るときは六郷の船わたしになりしは元祿のはじめ歟さらずは天和貞享の比にてもあるべしある人の所藏寶永年間の道中記には六郷橋の圖ありといふこれ假橋なるべし但大和名所鑑なる六郷橋には欄干ありこれは假橋にはあらざるに似たりなほ考ふべし
同巻西江月段東坡赤壁懷古念奴嬌之詞云云　盧云念ニ奴嬌一と點されたるは誤也堪詞名解に念奴嬌一名百字令一名壺中天念奴天寶中名妓善歌とありすべてこの條疑あり他日考て見せ奉るべし
同巻連歌の段連歌の式は建保年間爲相卿の作り給ふ物なれば云云　盧云健保は建治に作るべし公卿補任を按するに爲相卿は弘長三年癸亥の生れなれば建保に後るゝこと四十餘年なり但建治とするも疑ひなきにあらず建治四年是年改元弘安に作り給へるとても十六歳のとき也連歌の式作り給はん事いかゞ猶考給ふべし
同巻鐘聲追考の段蓮漏は唐の世にいで來しものなれば云云　盧云蓮漏（ミヅトケイ）は唐にはじまるにあらず晉の惠遠はじめて製せるよし國史補に見えたり又按するに漏刻に水を用る事は初學記に梁漏刻經云、漏刻之作、蓋肇ニ於軒轅日一宣ニ乎夏禹之代一とあればその來ること久し漏とあるは卽水を用る事也說文に漏以レ銅盛レ水、刻レ節晝夜百刻とあり又周禮挈壺氏注に以レ水守レ壺者爲ニ沃漏一とありこの條すべて穿鑿足ざるに似たり〇同段太平記云云大塔宮云云赤地の錦の鎧直衣のまだ巳時なるを透間もなく召れ云云　盧云巳時云云のことは太平記より前に見ゆ源平盛衰記巻十五に足利又太郎は西の岸に打出て云云鎧は緋威に金物を打未巳時とぞ見え

爲二其昔時此賊之首一、猶二健訟者所云鄧思賢一耳、この説によれば國俗の所謂すりはシヨウリの音轉じたるにやあらんこは甚しき僻案なれども小李とスリの音相似たるは一奇とすべし解陳じて云杜騙をカタリと見たるは不圖俗語藪を訛り見たる也但箆須利小李等の説は暗合なるべし老人雜話に天正の比小賊よく人の刀に著たる目貫笄をぬきとるものありこれをヌキといふといへりこれに由て觀るときは目貫かうがいをぬきとりしかばその賊をぬきといひしが後々にはすりちがひつゝ懷なる物をとる故にすりといふすりに本文はあるべからず益なき辨なれど姑藁を存す

同卷團頭の段（水滸傳云云一面七斤半團頭鐵葉護身枷とあるは鐵の鍱鋄を打たる首枷之）盧云鐵葉護身枷は鐵の枷なるべしその故は七斤半とあるにてしらる斤數に定あるものを木にて製するときは輕重はかりがたければなり猶考給へ予も考べし解陳じて云只鐵の枷と見るときは葉字の義明ならず證文かさねて考ふべしかくてこの篇刻成る比盧子又云件の枷は木なり鐵にあらず三才圖會によりて予が説の非なるをしりぬといへり」（忘れたるをこゝにいはん兎の物語の繪卷物は淨辨といふものゝ作之）

繪詞の中ところ〲に歌あり「さとり入る心の山のおくにこそ人にしられぬかくれ家もあれ」「うづめたゞ庭には松の落葉してわがすむ宿と人にしらすな」奥に淨辨としるしつ出羽の秋田なる茂木氏件の繪まき物を城下の骨董店にて閲せしよし廣貫卷の十二に載たり

同卷猿蟹合戰の段に（有波斯常曰云云）盧云有二波斯一常と點すべし波斯は波斯國なり傭書のあやまりにや○おなじ段に（因にいふ云云戴石屏詩云云）盧云戴石屏詩と點すべし宋戴復古號二石屏一小傳見二宋詩鈔宋詩紀事等一

同卷舌切雀の段盧云この比の物ながら廣新聞に舌切雀に似たる事あり

同卷兎大手柄の段（兎にうたれたる狸は彈三郎狸が親なるよし佐渡の俗説に云云）解再按するに佐渡には狸と兎の外たえて獸なし故に彼土俗この物かたりは本州より出たりといふにやあらん彈三郎たぬきの親也といふは傳聞の悞なるべし又按するにこの段古事記を引べかりしにおもひもらしたりき大己貴命鰐をたすけて兎を懲し給ふ段考ふべしこれこの物語の父母ならん歟

同卷浦島の子の段に列子を引くべかりしに遺忘せり列子湯問篇（五背）禺彊注張氏引二大荒經一曰、北極之神名二禺彊一、靈龜爲二之使一うら島の子の釣たる龜化して仙女となりしといふは全くこれによれり

卷五上羽川珍重の段（藤浪氏の妻は珍重の姪なり）藤浪當レ作二藤沼一

難じて云 菜は 蔬魚ともに 通稱する 言なり必野菜に限るにあらず 宋趙與旹賓退錄云、 靖州圖經載、 其俗居レ喪不レ食二酒食鹽酪一、而以レ魚爲レ蔬、 今湖北多然、謂二之魚菜一不二特靖一也」 國俗の魚を菜と稱するはこの意なり 解陳じて云魚菜ともに 和訓。なりさかなといふときは魚蔬ともにうちまかしていふこと勿論也但あはせ物をさいと音に唱ふる事此にはふるく聞しらぬことなり異邦の俗はしかなるべし○おなじ段に（太平記に云云鬼味噌とは番椒味噌の事にや） この段芥子味噌とあるべきを悞て番椒味噌とせり故に盧子彈せられて云 太平記のころ番椒のあるべきやうなし大和本草に番椒古書に見えず 近代の書に出たり秀吉公伐二朝鮮一時彼國より種子をとり來る故に高麗胡椒といふとあり餘にふかく考んとて淺き所に あやまたれたり○おなじ段に（河社に兼盛集を引て旅人はずりもはたこも云云といふ歌をもて籠ノ字を當たり又學語篇には須利と出して梵語なるよし注したれど出處詳ならず彼すりちがひつゝゆくさまにて物とらんとするなればすりとはいふなり） 盧云須利はもし梵語雜名に出しにや余もたりしかども燒にき翻譯名義集に 朱利草秦言レ賊と見えたり○おなじ段に（念秧杜騙を胡麻の蠅と名づけたるはその賊なるや否見わきがたきを胡麻の上なる蠅に譬たるなり云云又云云和名かどはかしとはその門を迷して他所へ誘引の義ならん） 盧云杜騙のことは おのれ あるものにしるしおきつ近日稿を脫せば見せ奉るべし又云門迷しの事はいかゞあるべきふるくかといふ語のあるを轉じたるにや後撰集春中に藤原與風「山かせの花の香かとふふもとには春の霞ぞほだしなりける岩瀨伯慶子云ごまのはへは護摩の灰なり百年前東西の道中にて高野聖に出たちて弘法の護摩の灰也とて强賣せしものありしより道中の小賊にこの名を負したり元祿前後の 繪草紙にも 護摩の灰とあり胡麻の蠅とするはいかゞあるべき或人云杜騙と連用してカタリと訓するは誤ならん騙は局騙と連用して律書に見えたり京攝の間にていふ僞もたせの事也杜騙はその騙の防かたの事也杜は塞也律書に杜騙新書二卷あり〔解云江湖歷覽杜騙新書四卷浙江夔裏張應兪が著すところ也予寫本にて もたりしが失ひにき同書に勾引光棍とあるは此にいふごまのはへ、かどはかしの類なり〕又按するに清沈天易清律注云、局猶二圈套一也、裝二成圈套一使乙人自入二其中一而不甲レ得レ不レ與レ之、曰二局騙一、又按清葉盛水東日記云、蜀人以二交子貿易一藏二腰間一盜善以二小刄一取レ之、稠二人中一如二己物一云云此卽今京師小李之類、小李云者、意

いで來る故に白雲と名けたるのみ

同巻關東の段 十訓抄に匡房卿わかゝりしとき藏人にて内裡をよろぼひあるきけるを云云相坂の關のあなたもまた見れば云云 序云この段匡房卿の事とせしは 十訓著聞等の悞なり匡衡の事なり匡衡家集後拾遺集古本今昔物語集等に見えたり

同巻俗字考の段 唐蕭炅不識字、嘗以伏臘爲伏獵、又一日張九齡送芋、刺稱蹲鴟、蕭以爲鴟鶚、云云、これは五雜俎の文なり 解再按するにこの世話顏氏家訓に見えたり但その事異同ありかさねてこゝに考證す 顏之推云、江南有二一權貴一、讀三誤本蜀都賦注解二蹲鴟芋一也、乃爲二羊字一、人饋二羊肉一答書云、損二惠蹲鴟一、擧レ朝驚駭不レ解二事義一、久後尋レ迹方知、家訓上巻三十二背 これ同時代の物かたり也五雜俎蕭炅が事とせしは別に出所あるべし亦復考索すべきになん

同巻正儀義隆の段 義隆朝臣を鎌倉大草紙櫻雲記等に義陸に作る溷合の記に義則とす 解再按するに鎌倉管領九代記にも義則に作る義隆義陸義則同人異名なり 例せば 源義經の 名をしば〳〵呼更られたるごとく當時忌諱の事ありて足利家にて改られたるにや 又按ずるに實は義則なるべし將軍義敎のノリと唱の觸るゝゆゑに呼かえられたるにはあらぬ歟

同巻八幡太郎の段 奥羽軍記十訓抄等に貞任等義家朝臣の武勇をほめて八幡太郎と名づけし事 解かさねていふ書紀 成務紀に 川上梟帥 が討る、とき小臼皇子を 美奉りて 日本武尊と まうせしを嫁りて奥羽軍記に 八幡太郎の 事をいへるにやしかれども義家の童名は淵源ありて 詳見于原本 日本武尊とはいと異なり

同巻淺草事實の段 駒形駒掛の辨のくだりにいはく云云 解再按するに 中山道鹽名 田驛の東に 駒形坂 といふありこの 地の鎭守の神社を 駒形大明神 と號すしかれば 淺草の 駒形堂の古名駒掛にはあらで別に緣故あるならんなほ考べし

同巻わがをる町の段 牛込駒込は云云 解再按するに上總の長柄郡に牛こみといふ所あり不入斗、幸治、中里、八斗、五井、古所、剃金、牛込、濱名驛、 と相連る房總志料 巻之四上總附錄之部 に見えたりこの牛込もむかし牧の迹にや可レ考

同巻俗字解の段 許叔重釋云云又與與同云云 偹書全く訓點を誤れり故に盧子彈せられて云許叔重が釋と點すべし說文の撰者許愼が 字叔重なり 後漢書に 傳あり ㄅ與同と點すべし○おなじ段に 𢀳は㯓の草之ませは則云云 盧云按するに和漢名數に𢀳は盤と見えたりさも盤の極省歟

巻四關東方言の段 さいは菜蔬の義なるべきに魚類をもすべて菜といふはこゝろえがたし云云 或

じ又爾雅の川の下を案ずる通同のことは注疏にもなし但說文云川貫通流水也是より出たり ○同段に 子六月村と書てこそだて村とよむ村ありとぞ　盧云按するに秉穂錄に云美濃に六月村ありそだち村とよぶ元來育字なるが悞て二字になりたるなるべし○同段に 古歌に物の名も所によりてかはるなり云々　盧云古歌當レ作ニ連歌ニ莵玖波集十四雜連歌草の名も所によりてかはる也「難波の蘆はいせの濱荻 救濟法師

同巻苗字の段 文德實錄云、嵯峨天皇誕生有乳母、姓神野、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、云云、これより前後かゝる制度聞えず　解再按するに　孝謙天皇の諱を阿閉とまうし　桓武天皇の御一名を山部とまうし　平城天皇の御一名を安殿とまうし　淳和天皇の御一名を大伴とまうせしもみなその乳母の姓なるべし

巻ノ二時代不同の歌合の段 おほふべき袖こそなけれ世の中に寒けき民の冬のよな〳〵 十訓抄に云云　盧云古本十訓抄及月清集には下の句まづしき民のさむきよな〳〵とあり月清集には三の句世の中のとあり

同巻房錢の段 竈錢のうき世をはなす雪見かな　其角或說に云云按ずるに竈錢は房錢を悞る歟其角が詠草には假字にてヤド錢と書たるヤをマに悞り眞名に竈と書て云云　ある人云　やと錢を片假名にてヤト錢とあらばマトともよみたがふべしもしひらかなにて書たらばまをやに悞るべうもあらず且五元集は其角が自筆の詠草を板するよし旨原が序にいへり子が說誣たるにあらずやといへり解陳じて云ひらかなのまの字下の結びを失へばヤにちかしヤの字の下を結べばまになる也しかればひらかな也ともヤをまに悞るまじきにあらず又五元集は其角が自筆のまゝに板したりとも年序いと後の事なれば文字のおぼつかなきをば補ひたることもあるべし其角も悞字を書しことあり譬ば門戶の閾を樹木の檻に書たる類これ也さはれ愚が解を得たりといふにはあらずなほ注すべきよしあれども事長ければ別にしるすべし

同巻鬼神論の段 村岡五郎貞通又今昔物語に村岡五郎平貞文 これは別人なるべし　解再按するに村岡五郎平良文は高望王の季子にて從五位下鎭守府將軍たり著聞集今昔物語等に所謂平貞通も又村岡五郎と稱す良文の子孫なるべし

巻ノ三鬼神餘論の段 白癜病源論云ーー一云白電之貢婆太今俗はしらくもといふ云云又歷易病源論云ーー奈萬豆波太　序云白癜に白くもにあらず白なまづ也歷易はなまづなれどもしろからぬをいふならん解陳じて云癜は癜風斑片なり紫白の二種あり白に又二種あり世俗のしらくもといふは白なまづの種類也頭髮の中へ

付させたり路にて往來の大小名に逢とき美事なる馬なれば立戻り誰の馬にてあるぞとたづぬれば彼馬とりそのまゝ烏帽子をかぶり足拍子を踏みこの鹿毛と申するはあかいちよつかい革袴茨かくれの鐵兜鷄のとつさか立烏帽子何がし慶次の馬にて候と幸若を舞てとほりける人のたづぬる毎にかくのごとし」これにて粗幸若の舞ざましれたりなほ考ふべし

○先板の訛舛

予が曩に著したる燕石雜志は例の倉卒の間に草したりければ悞れる事少からずしかれども刊刻速になりしかばいかにともすべなくて默止しつかくて彼篇世に出たるころ友人靜廬子閱せんと請ふ予がいへらく子は和漢の奇才なり見るに隨て悞ることあらばわが爲にこれを正しね解は至愚なれども非を飾ることをば得せずこを辭する事なかれといへば廬子點頭て考正すこと二十餘條更に雌黃を施してこれを還さるそが中におのが追て考得たると暗合するもあり又うち驚されたる條も多かり又友人たれかれにひとつふたつ難ぜられたる條もありけり人その悞を告るときは聖者だもこれを幸とす解は小人なり且孤陋にして聞こと博からずいかでかこれを幸とせざるべきよりて今自他の批評を併記してもて遺忘に備ふさはれ大傳馬町の馬ノ字を脫し弱冠を弱官に悞るがごときは人僉見るに隨てその悞なるをしるべければこれらをば漏らしつ

卷ノ一漢壽亭候印の段（その圖好古日錄に見えたり同書に宣和集に載する所云云）備書悞て宣和集の下古印史の三字を脫せり當レ作二宣和集古印史一同卷怪刀禰の段（水鏡　欽明天皇の段に云野干なきつれと申侍りしは云云）靜廬子云　水鏡の說は日本靈異記に見えたり○おなじ段に（帥大納言經信卿申ていはく白龍之魚、勢懸預諸之寮網、寮網一本作獵網）　廬云按するに寮は一本寮に作るを是とす魚勢を句とすべし是は經信卿文選の文を暗誦し給へる也西征賦に彼白龍之魚服、掛二豫且之密網一とありさて魚勢とあるは經信卿暗記の失也解再按に莊子外物篇云、仲尼曰、神龜能見二夢於元君一而不レ能レ避二余且之網一云云（この比喩左傳及淮南子の注にも見えたり）

同卷物の名の段（津は舶の通ずる所なれば通歟萬葉集に川をつとよみたり）解再按するに阮藉莊論云通謂二之川一回謂二之淵一　本邦にて川字を通と訓せし事これに本つけり津の訓もその義おな

り又仰くべしよりてはじめに後妻打のことを錄して今昔人氣の清濁を童男童女に諭すのみ亦是おのが老婆心と見なしね 忘れたり曾呂利咄卷ノ二に 教月上人筑紫にてある女房うはなり 打しけるによみて遣せし歌有り「世の中に女の心直ならば女牛の角やぢやう木ならまし

○浮瀬

大坂に浮瀬といふ酒樓ありこゝには白菊君不識などいふ大酒盃有てよく飲ものはその名を簿にとゞめ亭主引出物してこれを賀すといふ按するに浮は罰盃なり今俗の酒をしひるといふにおなじ瀨は助字也晏氏春秋卷ノ三ノ下雜ノ下第六景公酒を呑、田桓子侍、晏子を望見て公に復て曰、請浮ニ晏子一、公曰何故ぞや、無宇對曰、云云晏子坐り、酌者觴を奉て進之曰、君命浮レ子、晏子曰何故ぞや、田桓子曰云云、今子緇布之衣、麋鹿之裘を衣つ、棧軫之車にして駕ニ駑馬一以朝、是則君之賜を隱す也故浮レ子、晏子避レ席曰、云云 又劉向説苑臣術篇に載たり文與此同 浮字の義これにて明にしらるべし彼酒樓は大酒盃を置て酒をしひる故に浮瀨と名つけたるなるべし又江戸の酒客輿に乘じて狐つりといふ戲をするに浮そ／＼狐を浮そと囃すこの浮字も罰盃の義にて狐に酒をしひんといふにおなじ又茶を多く喫たる夜いもねられぬを世俗茶に浮さるゝといふこの浮の字もその義おなじ茶にしひられたりといふべきを浮さるゝといふ也

○幸稚

幸若丸句節舞踏に妙なるよし軍記に見えたり其餘波諸國にある歟江戸人はしらざるもの多かりしかるに今も筑後山門郡大江村なる農家に代々幸若の舞を傳たるあり又その近邊永田といふ所にも彼派わかれて大夫かゝり何かゝり この名を忘る などいふありて酒宴の席月祭日祭などいふをりには必招きてもて囃しつゝ興する舞なるに今幸若の舞といへば扇拍子にてうたふめりこれを舞とこゝろえたるは僻事なるべしこの大江にはむかしより傳もてる烏帽子裝束ありふりたる幕を張り鼓うちならして立舞と聞り職人繪盡に載たる舞々の畫像おもひあはすればよくこれにかなへりとぞ西原主話談せらる解按ずるに遠からぬ世の武辨物語に前田何がしが馬取のをのこ幸若を舞こと見えたりこゝに抄して後勘に備ふ武林錄卷ノ六に云前田何がしは松風といふ名馬をもてり京にて夏のころ毎夕川へ冷しに出しけり馬取の腰に烏帽子を

綽約氷姿似紫雲清
歌妙舞更能文倩行
孝道無雙侶聲譽
京華得上聞

名擅青樓第一人天
生百藝妙通神憐
余長作天涯客碧海
蒼花欲問津

江戸有名妓荻扇者美
有姿容涉獵文藝家有
老親更能曲盡孝道余來
崎陽十餘年矣嬌麗靜
美風流跌宕之輩雖
不乏人獨難其孝而能
文也余聞之不勝神往
因賦二絶郵寄云

苕溪費晴湖

て節を失ひ淺ましく命を惜ことはあるまじき事にこそおよそ世間の婦幼かゝる物語を聞くにつけてもいとあひかたき今の　おん時を仰べし泰平の良民はよく理義を知る故に男子はおのづから男子魂あり婦人はおのづから婦人の情ありもし彼妻敵撃んとおもひし男と後妻打したる女とおの〱その意持をもて忠孝節義にかけたらましかばさそな頼もしかるべきに恥べきを恥ずして忍るべきを得忍ばざるはみな戰國の蔽風なり昇平既に久しうして市井の愚夫愚婦われらごときの狠狽物も道のはしをこゝろ得るのみならず遊行女にも孝をもて賞せられたるものありけり二十餘年前北里五明樓なる花扇とかいひし遊女老母に孝行なりとてその事を板して巻に賣ものありし予このころは弱冠なりしかばその事としも聞ものから耳の底にはとめざりしに友人南野ぬし嘆賞のあまり彼孝女傳と題せる小紙二頁を藏たりしかるにこの比の商舶費晴湖崎陽にありこの孝娼妓が事を傳聞て感佩し漫にこれを賛したる詩草をある人藏弆せしかば南野ぬし又これを乞て表裝し彼花扇が艶簡さへに帖の末にものしつゝ煙花三絶と題して今に秘藏せられしかば予嚢に主人に借りて弟子琴梧して影寫にうつさせしを因にこゝに載す元來彼遊女は心ざま風流にして書をよくせしとぞこれをば世の人よくしるらめどその孝行に至てはいまだしらざるものもあるべし予はその風流と能書を取らず孝の一字に愛るのみむかし名たゝる遊女はやく世を觀じて佛の道に入り或は歌をよくして集にえらみ入られ或は貴人に召れて今に名の聞えたるも少からねど媚を獻じ欲を鬻ものの孝をもて賞せられその名異國にさへ聞えたりけんこは未曾有の美談ならずや予嘗孝子の行狀記とて巻を賣あるく呼び聲を聞ときは必子どもにこれを購せこれを讀する毎にいふやう汝等よくおもへ彼も人の子なり汝等も又人の子なれど心ざまの及ざることは雲壌のたがひあり彼歌舞伎の番付なんど賣ものゝ呼聲を聞ときは草履はきもあへず走り出て呼とゞむるものもありこは一時の樂を取るのみこの孝行記と日をおなじくして見ることとなせそよく藏よといはざることなし彼莊周が言を聞ずや道在二屎溺一とはかゝる遊女をいふに似たりもしこの圖を覩この說を聞ば羞て貌を改る女子もあらんこれ併昇平淳化の餘澤な

妻へ申達し驚入候何分にも御詫言可レ申と申もあり左様に弱け出し候へば一生の恥也とて成程御尤心得相待可レ申條何日何時待入候と返事有レ之もあり其以後男の分は一切不レ搆最前申遣す時左右方の使一度男にて其後男出合事不レ有レ之法也扨其日限に至り離別の妻乗物に乗り供の女は何程大勢にても皆歩行にて括袴を著襷を掛髮を亂し又はかぶり物をし或は鉢卷などし甲斐々々敷出立にて手々にゑなひを持腰にも差押かけて門を開せ臺所より亂入當るを幸に打合鍋釜障子を打こはすその時刻を考新妻の仲人と待女郎に來りし女中と先妻の婚禮の時待女郎仕たる女中と同時に出合眞中へおさへて扱ひ樣々詞を盡して歸す供の女共働の善惡樣々有り昔は騷動打に二度三度憑れて出ぬはなし七十年ばかり以前に八十許の婆ありしが我等のわかき時分は騷動打に十六度憑れて出しとて語りし百年ばかりこなたには透とこのこと相止たり

見るべし戰國には婦人といへども俠氣なることかくの如しこは妻敵撃と同日の談なり女は柔和溫順なるをよしとすべしされば武士の妻たるもの難に臨

どもすべて一家のとゝのはざることまたく主人の不德によればいとも恥べきことにあらずや縱娶ていく日もあらずいまだ教るに遑なくともその妻の淫なるをしらば速に出しやるべし更に奸夫を引容るゝ日を待にしも及べからず予嘗疑ふ孔子三世妻を出すとこの說由來既に久し夫聖賢の德をもて妻子しば〳〵和合せず祖孫おの〳〵その妻を出さばその家とゝのひたりとはいひがたしいにしへ楊墨道に塞り言を設て孔子を誣たるも多かり見るべし墨子に晏氏の言に託し白公の事をもていたく孔子を誣たれば孔叢子に詰墨篇あり（宋の葉氏が攷古質疑に又詰墨を補へり）おもふに孔子出妻の說もし墨者の誣言にあらずは必道家の僻說なるべし妻子の和合せざるすら君子はふかくこれを羞况てその妻を竊るゝが爲に祿を返し產を破らば何をもて丈夫といはん是よりなほ甚しきものあり元龜天正の比所謂後妻打これなり（後妻或は嫐に作る又これを騷動打といへり）そのこといとくはしうふるき草紙に見えたれば乃左方に抄錄す

昔々物語に云百二三十年以前昔（元龜天正の比をいふ）は女の騷動打といふことありしよし女も昔は侍の妻勇氣を差挾し故ならん嫐打といふも同じ譬ば妻を離別して五日十日或はその一箇月の中又新妻を呼たるとき最初の妻より必騷動打企る功者なる親類の女と打寄談合して是非騷動打仕らずはなるまじきと談合極りたる時男の分は曾非ニ搆事一扱手前の爲たとへば五三人有レ之女に親類の方より若き達者なる女をすぐりて借り人數二十人も三十人も五十人も百人も身代に依て相應に拵て新妻の方へ使を遣すこの使は家の老たる者を出し口上は御覺可レ有レ之候騷動打何月何日何時に可レ參候女持參の道具は木刀なりとも棒なりともしなひなり共道具の名申遣す棒木刀は大きに怪我有り候故大かたしなひ也新妻の方にても老僕出合承て新

もあらず言を兒孫に加んとして漫にその端をひらきつ

予少かりしとき好事なりきこの故に元祿前後坊刊の草紙を市に涉獵て多くこれを藏つゝ弄賣して人に誇り或は古器古書畵すべて今世に稀なるものを見ればこれを愛玩せざることなしかくてやゝ壯年を過るころあるゆふべ不圖文中子を披閲するに王仲淹（王通字仲淹隋の大業中の人諡して文仲子といふその著す所の書十篇門人これを文中子と名づく阮逸取りてこれに注せり）有ㇾ言曰、昔之好ㇾ古者聚ㇾ道、今好ㇾ古者聚ㇾ物、予忽この語に慚愧してその夜さりいも寢られず明るに及て藏る所のふるき草紙やうのもの古書古器なんどをとり出てみな悉沽却しつ但地理のこと書るものと當時の風俗をしるよすがになるべき草紙のみ僅に殘しとゞめつゝ是より好事の遊びをせず予が讀書に益ありと思ひしことぐさ〳〵なれどこれらはもとも幸甚しとおもへりさはれかばかりの教經書中になからんや（書曰、玩物喪志、又老子曰、不貴難得之貨、使民不爲盜、卽此意）しかるにいとするしなる文中子を閲して忽地に身の非を覺し事はいかにぞといふに譬ば書をならふものそのはじめ物を寫眞にせんと思ひて鳥にまれ獸にまれそのものを見つゝ圖すればひとつも似ずよく似せたる畵本を見て寫せばおのづから似ることあり凡夫の學問も亦これに準ふべし聖人の旨を窺んと思ふものはじめ四書五經を讀誦することしば〳〵なれども得る所なしさて二隔も三隔もするしずしなる諸子百家の書を見るときに日來記憶する聖語に思ひあはして忽地感悟することあり故に聖賢の人に教給へるに博く譬を取ざることなし予が小說稗史といへども得捨ざるはかゝる故にこそ

○後妻打（孝女花扇附ス）

つら〳〵戰國の俠氣を推量るに勇を好ども理に暗く智を貴めども奸多し目前の恥を恥として始終の勝をおもはずそが中にもおのづから賢不肖ありといへども大かたはたがふ事なし二百年前には妻敵擊といふことありて妻を人に竊れたるもの或は仕を辭し或は產を破り國々を偏歷して奸夫淫婦を擊果すを男子なりとおもひしとぞこれ則目前の恥を恥として始終の勝をおもはず毛を吹て疵を求め恥に恥をかさぬるもの歟父讐不㆓與共戴ㇾ天、兄弟讐不ㇾ反ㇾ兵、交游讐不ㇾ同ㇾ國と曲禮には見えたれど妻敵擊といふことはいまだ本文を見も及ばず富貴貧賤その差ありといへ

左京亮二云云八年二月更爲二左京亮一承和四年上請改レ姓爲二興世朝臣一云云按するに新罪人は當に新羅人に作るべし沙良眞熊の沙の下に門の字あるべし熊恐らくは能字の悞ならんかく推量して讀ときはやうやくに語をなして新羅人沙門良眞能彈二新羅琴一と讀得る也又還爲二左京亮一の還字は遷の悞左京は右京の悞ならんもしゑからざれば下の文に八年二月更爲二左京亮一とあるに齟齬す疑ふべし上請改レ姓爲二興世朝臣一この段上字の下に表字を脱せり宜レ爲四上表請三改レ姓爲二興世朝臣一この餘の悞脱毛擧に遑あらず只その端を擧て讀者に曉らしむ又卷十二十七面天皇崩御の段の結句に在位已短、天之降レ命蓋有レ數歟、于レ時春秋世有レ二こは特に甚しき悞字なり春秋世の世は當に三十に作るべし卅を世に寫しあやまりしをやがて悞字の隨に點したるものなり

天皇の春秋三十有二にならせ給ふとまうすことなるによしや傳寫の手に悞て卅を世に作ればとてそが隨に點しては何の事とも得解せず春秋の世といふ世あらんや又その世の二ツあるといふよしあらんやこの印本決して見林の校合せられしにはあらざるべし三代實錄は彼翁の校合なり悞脱ありといへども文德實錄より見れば善とすべし

予嘗國史を讀に只善本なきに苦むゑかれども書紀より下三代實錄に至て刊刻既に成るから予が如き貧書生も輙く國史を窺ふことを得たり亦是昇平の餘澤にして生平の樂事これに過ずこの餘未刊の古記錄人間に散在するもの多くは坊賈のゑいれ本なれば誤脱最讀べからずその讀べからざるを讀果せるこれを讀書の功とこそいはめもし書を讀て倦ことなく苦學年を積ことあらば必至る所あらんいと嗚呼なる言にはあれど予は二十餘歳より青雲の念を絕てをさ〱塵埃に玄同し樂推して身を終らんことをねがへりさるからに世の譏を誘ことも少からずわれを知るものは戲作のうへにありわれを知ざるものも又戲作のうへにあり筆に畊し意に織て餘あれば史書を購のみ戲作は人に益なくともわれには損益相半すわれもし漫戲の書を編ずは何の餘財ありて架に幾卷の書を置べきゑかれども學て人の爲にする語曰古之學者爲己今之學者爲人漫戲の意匠に羞るの故に今なほ庭の訓を闕人は四十を超てこそ志の定るものなれ孟子曰我四十不動心わが齡はや半百に遠く

也といふ宋の王逵が明文あり今童蒙の爲に國字をまじえてこゝに錄す蠡海集に曰牛と羊と共に丑未の位に居れり牛の色は蒼し雜色ありといへども蒼が多し春陽の生氣に近きが故に死を聞ときは則觳觫す羊の色は白し雜色有といへども白が多し秋陰の殺氣に近きが故に死を聞ときは則懼れず凡草木牛噉を經るの餘は必重茂る羊噉を經るの餘は必悴槁る諺にこれあり曰牛食は澆が如く羊食は燒が如し信矣是蓋生殺の氣然ことを致せり（十四の面に見えたり文義をしらまくほしとおもふものは本文を照ろべし）この說孟子の一章を注すべし孟子梁惠王篇に齊宣王羊をもて牛に易よといひし段を按するに王の意小をもて大に易るにあらず又牛を見て未羊を見ざる故にあらず牛は死を聞ていたく懼るゝが爲に忍びず故にいふ不レ忍二其觳觫一（朱子曰觳觫恐懼貌也）若三無レ罪而就二死地一、故以レ羊易レ之也、これ羊は死を聞て懼ざるものなれば牛に易といひし也もし玄からずは豕をもて牛に易とも妨なけんさはれ孟子は牛と羊の性を說かず只いふ見レ牛未レ見レ羊也、君子之於二禽獸一也、見二其生一不レ忍レ見二其死一、聞二其聲一不レ忍レ食二其肉一、是以君子遠二庖厨一也、これ仁者の言所謂その君をして堯舜になすもの也嗚呼なる所爲なれど童蒙の爲に注しつ

○實錄の悞脫（讀書の益附ス）

文德天皇實錄十卷（合爲三本）寶永六年春二月に書賈刊行す此印本殊更に悞脫多かり刊行をさ〳〵書賈の手に成ものから俗儒漫に訓點を施して蛇足の爲にこれを讀きつこゝをもてます〳〵得て讀べからず右大臣基經公の序のをはりに松下見林翁小書して此序菅贈大相國代二基經公一、御文章第七有レ之、云奉二家君敎一所レ製也、見林云と記されたれど恐らくは見林校合の本にはあるべからず特に甚しく悞れるをひとつ二ついはん卷一に（十四面）嘉祥三年春三月己巳云云詔二佐渡國一放二還配流罪人一金判福貴滿とあり按するに金判當に金刺に作るべし金刺は流人の氏也福貴滿は名也點のつけやうわろし放二還配流罪人金刺福貴滿一と點すべし三代實錄卷七の二十七葉に金刺舍人貞長といふ者見えたり是も金刺は氏也舍人は姓也こゝには舍人の兩字を脫せしが又罪人なれば姓を除れたるにや（上冊に述たる非人罪人の辨これと併考ふべし）又同書卷三嘉祥三年十一月己卯從四位下治部大輔興世朝臣書主卒書主右京人云云新罪人沙良眞熊彈二新羅琴一書主相隨傳習云云天長八年還爲二

は天狗の本説をしらざる歟天狗の和名はあまのざこがみなりなんどいとほこりかに評したるつや／＼こころ得がたき事也かしさりとても予が説を得たりといふにはあらず彼が翼を短としてもしわが鼻の長きを説ばわれ又天狗といはれなん怪力亂神君子は語らずこは只燈下の戲墨にして童子の夜話を助るのみ

或ひと問云子はすべて妖怪を天狗といひ又破戒無慙邪智慳貪の道俗を天狗といふこと五百年前のはやり言なりとす抑何に由てこれをしるやといふ予答て云當時の筆記はかならず當時の言葉をもてしるすもの也縱數百年以前の事をしるすとも言葉は今の言葉をもてせざることなしこゝをもて天狗の説の起る時勢をしるべし豈天狗のみならんや不義殘忍なるもの、官爵姓名に惡字を冠て唱ることも又五百餘年前の流行言葉也譬ば頼長公を宇治の惡左府といふがごとしこの人兄の公と不和にして保元兵亂の棟梁たれば也又源爲朝二十八騎の從卒の中に透間主計惡七別當あり（惡字の義未考之）保元元年七月十一日の合戰に齋藤實盛に擊とらる（以上保元物語）又中納言兼右衞門督藤原信頼を惡右衞門督と唱ふこの平治反逆の首領たるによつて也又源義平を惡源太と唱ふこの人叔父の帶刀先生義賢を擊滅したる故也（以上平治物語）又上總七兵衞景清を惡七兵衞と唱ふこの人叔父の法師を殺せし故也（平語及小説）又鶴岡別當公曉を惡禪師と唱ふ叔父の右大臣を擊たるによつて也（北條九代記）この外にも惡字をうけて呼るゝもの有といへども世に聞えたるはこの數人に過ず亦是當時のはやり言也是より前後なほ甚しき惡人はあれど惡字を被ざるは時勢のたがひある故也このゝち夥の年序を經て剛強なるものを惡と唱る事になりつこれ中華剛強なるものを鬼と唱たるが轉じ來れるなるべし譬は桃井直常を鬼桃井と唱たるが如きも後々には惡と唱ふ赤井惡右衞門の如きこれのみ又勇敢敵なきものを暴といふ俗荒に作る三浦荒二郎の類これ也惡も暴もその義おなじ亦是時俗の變也吾曹たらんもの活眼をもて書を讀ねもし死眼もて書を讀ば瞽者の市を過るがごとし數扁披閲して口よくこれを誦するといへども何の益かあらん

○羊をもて牛に易

牛の性はその死を聞ときはいたくおそるゝもの也又羊の性はその死を聞といへどもあへて懼れざるもの

怪一夜中於二人家一千餘宇一書二三字一未來不云云、非二短慮之所一覃、尤爲二奇怪一、これは中葉の俗のいふ物の怪なり

故事談卷三に云貞觀七年比、染殿文德ノ后清和ノ御母公忠仁公ノ御女ナリ后、爲二天狗一被レ惱稍經二數月一、諸有驗僧侶、無二敢能降者一、天狗致レ言曰、云云、〔致レ言云一本作放二言之一〕これは中葉にいふ物の怪今俗のいふ死靈つきものなり同卷に叡山の平燈大德は阿彌陀房の阿闍梨靜眞の師なり池上阿闍梨皇慶の祖師なり或日朝に河屋厠ナリに居たりけるが足駄ばかりを踏脱て暗レ跡ぬ弟子共天狗などの取たるやらんとて暫は求けれども云々これは今俗もいふ天狗かくしにおなじ

又同卷に關東北條が孫小女十二歲絕入俄にしたりければ然るべき驗者などもなくて折節忠快僧都の經廻鎌倉の時なりければ請ていのらせんとしけるに小女天狗付て種々の事をいひければ云々これは今俗のいふ狐つきの類也狐を神として祭れる事は既に續故事談に見えたるよし曩に予が燕石雜志にいへり今は天狗をも神として不動金毘羅の使者と稱す天狗地狗の說おもひあはすべし以上天狗と稱するよしの等からざるをしるべし上古はすべての怪物を鬼といひけり書紀以下三代實錄に至る文宜く考ふべしこの、ちはへんぐゑといふ又物の怪といひけり源氏物語榮花物がたり等考ふべしその、ち天狗といふこれ古今同稱異名也この餘聖財集續故事談宗祇諸國物語編者宗祇にあらず善惡因果物語等に見えたる天狗の事は諦忍が書に引用したればこ、に抄せず又義經記秋の夜長物語奇異雜談集本朝怪談故事等考ふべし

予曩にたま〳〵天狗名義考を閱せしに引ところ佛書多かり編者法師なればなるべししかるに本文に天狗の名目なきも牽强附會してその事とし却愚管抄保元物語平家物語故事談東鑑太平記等の文をばひとつもこれを引ず豈穿鑿麁漏なるにあらずや且先代舊事本紀に服狹雄尊猛氣、滿二胸腹一、餘化二吐物一、成二天狗神一、姬神而威强、其軀人身、頭獸首、鼻長、耳長牙長獸、云云といふ段を引證してこれ日本天狗の元祖なりといへるはいかにぞや近來先代舊事本紀一名大成經又舊事本紀といふと題する書は美濃の黑瀧の潮音和尙とかいふ天狗いさ、か昔より傳たる抄物に取つけて七十二卷を僞撰しこれいにしへ聖德太子の撰せ給ふ舊事本紀なりとて四十卷ばかり刊行したるがかれ既に僞書なるよしを看破せられやがて板をば燒失れしものなるに此僞書をもて第一の引證とし剩谷響集を詣りて運敞

ふよしは今も浮薄にゑて虚亂々々(キヨロキヨロ)するものを譏て狐つきといふが如し故に野干天狗又狐天狗又天狗地狗なんどならべていへりこれ當時僧家のはやり言葉なるべし因にいふ愚管抄を世には慈鎭の作なりといへれどこの段殊に疑ひあり慈鎭の作にはあらざるよし山岡妙阿いへり予一考あれどこゝにあづからぬことなれば贅せず 又沙石集に無住法師云天狗といふ事聖教の慥なる文には見えず先德の魔鬼と釋せる是にや日本の人のいひ習したるばかり也只鬼類にこそ佛法者の中に破戒無慙のもの多くこの報を受るなるべし云云又云天狗人に託して云慈悲ある人はおそろしくしていかにも犯しがたしいかなる善事を行すれども我相憍慢ある人はあはれ我伴黨よと思ふ故に心安く覺ゆとなん大乘の行者もつはら無所得を以方便とし我相人相を離れ空無相の觀心の用意これを心に懸る眞實の道人なるべし諦忍が書にもこの文をば引たり これらをさをさ僧徒の我慢を押たる言葉也、現學て行ざるものの爲には才をもて天狗とすべし富て奢るもの、爲には貨をもて天狗とすべし片言を信ずるもの、爲には讒者を天狗とすべし聲色に溺るゝもの、爲には美人を天狗とすべし酒食に命を隕すもの、爲には美膳を天狗とすべし人我事々みな天狗あり由斷すべからず

又按するに天狗を修驗山伏の體に唱はじめたるは太平記を本とす天狗越後勢を催段又貞和五年四條河原田樂能の段を考ふべし

平家物語に入道相國盛清薨ぜられし比六はらの南にあたつて人ならば二三十人ばかりがこゑしてうれしや水なるは瀧の水といふ拍子を出いてまひおどりどつと笑ふ聲しける去ぬる正月には治承五年 上皇高倉天皇かくれさせ給ひて天下諒闇になりぬはつか一兩月を隔て入道相國薨ぜられぬ心なきあやしの者もいかゞうれひざるべきいかさまこれは天狗の所爲といふさたにて平家のはやりをの兵百餘人わらふこゑに付てこれをたづぬるに 院の御所法住寺殿には此三个年は院もわたらせ給はず御所あづかり備前の前司基宗といふ者ありかの基宗が相ゑつたる者共酒をもち來りあつまりのみけるがかゝる折ふしに音なせそとてのみけるが次第にえひてかやうには舞おどりける也六はらの兵ども是を聞付はつと推よせ酒えひ共二三十人からめとつて六波羅へ將て參る源平盛衰記文與此同 これは今俗のいふあやかしのつきし也

東鑑天福二年三月十日記云、去二月比、南部天狗現

唐山池州の山鬼
廣西通志載身のたけ二丈面のひろさ三尺餘さばき髮鳥のくちばし背の二のつばさあり笑ふときはその舌たれて腹にいたる

白鶴童
この圖唐山の繪雙陸金剛起馬に見えたり

山陰の天狗
博聞錄に云かたち狸の如くにしてかうべ白し蛇をくらふ

杜子美所謂猛獸天狗
色は獅子のごとくくろきさるに似たり一とたびいかれば萬夫敵なし

發すべし大凡畫工の物を圖するに水火をもて難とし鬼神をもて易しとす故いかにとなれば水火は人常に見る所なれば一點たがふことあればこれを拙しとすこゝをもて圖しかたし鬼神は人の見るものならねば杜撰也といへども咎るものなしこゝをもて圖し易しと草木子にいへりこの言實に玄かなるべし角あるものは上牙なきに惡鬼の畫像を見れば角あるに上牙あれど見て咎るものは稀なり又笑ふべしさて道俗相議て天狗つきと唱又天狗といふよしは愚管抄巻六に文學は行はあれど學はなき上人なりあさましく人をのり惡口のものにて天狗をまつるなど人にいはれけり云云又云かゝるさかしき人もなくはさは不思議もとげられて一旦この國は邪魔にせられなんずるはとあさましくこそこの天狗つきどもは仲國夫妻兼仲が妻淨土寺の二位などをいふ之赦免せられていまに生て侍る也又云野干天狗とて人につき候物の申ことを信じてかゝる事出き候べしやは云々同書巻五にこの院後白河天皇の木曾義仲と御戰ひは天狗の院の寵臣等をいふ鼓判官などをいふ歟玄わざ疑ひなきこと云々これらみな佞人讒者を指て天狗といへり但文學を評せし段に天狗を祭るといひしは强慢を譏れる也又天狗つきとい

たし大刀を佩せしは修驗者に擬したるなり故いかにとなれば大凡役行者の流を汲むものは吉野葛城三熊野羽黑なんどすべて靈山へ登るをもて身の勤とするものなれば和名をおこなひ人とも又山わらはともいへば俗に山伏と唱つゝ山に緣あるものなれば魑魅罔兩に撮合して天狗の圖をば作せし也かゝれば天狗のすがた畫は謎々といふものにひとし譬ば漢の時畫者雷公を圖するに連鼓を負したるよし王充がいへる如く今古和漢その俗同じ（論衡卷六雷虛篇王充曰圖畫之工圖雷公之狀纍々如連鼓之形又一人若力士之容謂之雷公使之左手引連鼓右手推椎若擊之狀其意以爲雷聲隆隆者連鼓相扣擊之意也云云明淸の俗畫工雷公を圖するを見るに力士のごとし鳥の喙にして二の翼ありしかして連鼓を背上に負へりその狀夜叉飛天の如く頗此方にて圖する天狗に似たり）さはれ天狗の畫像を見るに衣被の上に二翼生出たり彼もし肉翅にあらざりせば飛行に便なかるべきにこれが衣被はいかにして裁縫やらんなしかたかるべきわざにこそ毛女といふものおのが毛衣を人に獲られて飛行する事得かなはねば遂にその人の妻となりて子ども生たる後に彼毛衣をとり復して飛去たるよしを搜神記に載せ又　本邦にても駿河の漁者三穗の松原にて天人の羽と衣いふ物を獲たるよし猿樂の謠曲に作したれば天狗の翼も被はづし自由なるものにや一笑を

天狗圖

莳景琴三山の神山海經卷五の二十六葉に圖說出たり

陰山の天狗山海經卷二廿四葉に出づその名定かならざるものといへどもかたちの似たるはこれを圖すこの餘天狗星夜叉飛天及堵山の神天愚等あり今ことごとく圖せず本文につきて考ふべし

國俗所云天狗陰山の天狗はかたち狸のごとくにしてかしら白しそのこえ榴榴といふがごとし或はいふ豹のごとし保元物語義經記太平記等の說によつて世俗潤色せりこれ夜叉飛天の變像なり

かゝ山にて鬼に瘤をとらしたる翁が事粗この物語に似たり」

第五證保元物語及太平記に所謂天狗は寃鬼なり保元物語巻三にこの君崇德天皇怨念によりて生ながら天狗の姿にならせ給ひける云云同書同巻に又云人の夢に　讃岐院を輿に乘奉り爲義判官子共相具し先陣仕り平馬助忠正後陣にて法住寺殿へ渡御あるに西の門より入奉らんとするに爲義申けるは門々をば不動明王大威德の固給ひて入りかたしと申せばさらば淸盛が許へ入れ進らせよと仰せければ西八條へなし奉るに云々こゝには天狗といふよしはなけれど前の文と併見るべし又太平記巻廿五貞和の比往來の禪僧夕立の雨を仁和寺の六本杉の下に避て怪異を見たる段に夜痛く深て月淸明たるを見れば愛宕の山比叡の嶽の方より四方輿に乘けるもの虚空に集て此六本杉を指てぞ並居たる云々座中の人々を見れば上座に　先帝後醍醐の御外戚峯の僧正春雅香染の衣に袈裟かけて眼は如二日月一光りわたり觜長くして鳶の如くなるが水晶の珠數爪操て坐給へりその次に南都の智敎上人淨土寺の忠圓僧正左右に著坐之給へり皆古見奉りし形にて有ながら眼の光常に替て左右の脇より長翅生出たり往來の僧これを見て怪しや我は天狗道に落ぬるか將天狗の我眼に遮る歟と肝心も身にそはで目もはなたず守り居たる程に又空中より五緒の車の鮮なるに乘て來る客あり榻を蹈て下るを見れば兵部卿親王のいまだ法體にて御座ありし御貌なり先に座して待奉る天狗共皆席を去て蹲踞す云々この兩說は人の死後怨念によりて天狗となりたるよしをいへり

右證する所の諸說一定ならずもしその好む所によりてその說に泥み天狗は如此々々の物なりなんどいはば却天狗の天狗たる所以を解さゞるに似たり今俗のいふ天狗は星にあらず獸にあらず寃鬼にあらず五六百年前に僧徒のいひ出せし譬諭にて佛說に夜叉飛天を天狗といふに本づきて魍魅罔兩を天狗といひ又轉じて放慢慳貪破戒無慙の道俗を天狗つき又直に天狗と名つけてあざみ笑ひしよりやがて天狗道などいふことは出來にたりこは當時の流行言葉なるが今に至ていひ止まず書者その形狀を圖するに至て人身鳥喙にして左右の脇に翼を添たり翼は則飛天夜叉を象れるものにして加るに兜巾を戴せ篠被に金剛杖をも

出たり愚管抄卷七藤氏のうへを評せられたる段にこれは一定大菩薩の御はからひか天狗地狗の又ゑわざかと疑ふべし云云同書卷六に兼仲と申候し者の妻もかゝる事申出候けりそれも物くるはしきうつは物の候に必狐天狗など申物は又候ことなれば云云或は天狗地狗とならべ出し或は狐と天狗とを一對とすこれによりて觀るときは地狗は狐の事なるべし權僧正慈圓は法性寺忠通公のおん子にて建久の比天台座主たり嘉祿元年九月廿五日入寂諡して慈鎭と號す愚管抄は彼慈鎭の著述なりといひ傳ふ碩學宏才當時に高かりし僧なれば天狗地狗の說必正しき出處あるべし

第三證山海經に載る所の天愚は山神也又獸也同書卷十八五面堵山神山神也天愚居之是多怪風雨其上有水、焉、名曰天𪊩音鞭又卷二二十四背陰山有獸焉、其狀如狸郭璞曰或作豹而白首、名曰天狗其音如榴々可以禦禍、又博聞錄云、山陰有獸狀如貍首白噉蛇、名之天狗、又杜子美天狗賦云、夫何天狗嶙峋兮、氣獨神秀、色似猨猊小如猿狖忽不樂、雖萬夫不敢前兮、非胡人焉能知去就博聞錄以下運敵谷響集及中山三柳醍醐隨筆引之唐山にて天狗と名けたる獸は或は狸に類し或は獅子に似て小なること猿狖のごとくなるときは名のみ同くてその物異なり譬ば雷と雷獸の如し

第四證唐山池州の山魅に一種此にていふ天狗の形狀に似たるものありその物人に類して身長二丈許面の闊きこと三尺餘長はこれに倍して披髮なり鳥喙にして二翼ありといふもし果して實ならば此方にいふ天狗と甚よく相似たりよりて左に引證す

廣西通志云、池州近山地牧童十餘人聚而戲、或歌或舞、吹笛情方洽、忽見山半一人約長二丈面闊三尺餘、長倍之、披髮鳥喙、背有二翼俯觀群童爲樂嬉然而笑、少間垂舌長過腹、群童大驚皆反走、其人能夷語連呼曰合合合勿驚勿去乃歌舞吹笛以樂令群童復聚吹笛歌舞焉、其人喜拊手大笑、聲振林樾已而復垂舌如故、久之乃去遂不復見結毦錄既載是文

又馮夢龍古今談概曰、有術者哭云、吾見爲天狗所殺矣、云云又元伊世珍𨚍嬛記曰、君子國有鳳凰嶺出天狗一名胎詹、又唐李綽尙書故實に十歲の兒天狗のごとくなるものに攫れたる物かたりありこの三ケの故事は既に桂林漫錄に載たり今畧之

〔因に云宇治拾遺物語卷ノ一第四段に見えたる大

これ何物ぞ姑く置て論ずる事なかれいさゝか舊記を參考してもて世の童子等に曉らしむ

第一證天狗は元來星の名なり和名安麻通止菟彌又安麻津記通年書紀　舒明紀九年春二月丙辰、朔戊寅、大星從レ東流レ西、便有レ聲似レ雷云云於是僧旻僧曰、非ニ流星一、是天狗也、扶桑略記作九年丁酉 當今流布の書紀には天狗をアマツキツネと傍訓せりトヽネキツネ音通へばなるべし又史記天官書二十九面云、天狗狀如ニ大奔星一孟康曰、星有尾旁有短彗、下有如狗形者亦太白之精有レ聲其下止レ地類レ狗、所レ墮及ニ炎火一、云云、呉楚七國の反くとき吠て梁野を過るといふものこれ也或はいふこの星いまだ地に墜ざるものは流星なり 又晉書穆帝升平四年十月云云通鑑大全宗欽宗靖康元年六月云云唐書昭宗の天復元年五月云云佛祖通載宋理宗端平二年云云すべて天狗星の墮たるよしを載たり崎陽の西川如見が怪異辨斷及尾陽の諦忍が天狗名義考にこれを引たれば今本文を錄せず 又太平記卷五相摸入道田樂を弄事といふ段に何くより來たるともしらぬ新座本座の田樂共十餘人忽然として坐席に列てぞ舞歌ひける暫有て拍子を替て舞聲を聞ば天王寺のヨウレイホシを見ばやとぞ拍子ける云云城入道取る物も取あへず大刀を取てその酒宴の席に臨み中門をあらやかに歩ける跫を聞化者は搔消やうに失せ相摸入道は前後もしらず醉臥たり燈を挑させて遊宴の座席を見るに誠に天狗の集りけるよと覺て踏汚たる疊の上に禽獸の足跡多し云云これは今俗もいふ天狗に似たれどこの妖怪が天王寺の妖靈星を見ばやと歌ひしとあるに就ておもふに是則天狗星の地に墜て人間に血食するにやあらんずらん元の至正元年天狗星地に墜て人間に血食せしよし草木子卷三四十六背に見えたり本文を標錄す併考ふべし〔草木子卷三云元至正元年當ニ天下正昇平一司天監奏天狗星墜レ地血ニ食人間一五千日始ニ於楚一遍及ニ齊趙一云云宜下與ニ下文一併見上〕

第二證佛說に所云天狗は夜叉飛天なり、地藏經に夜叉天狗とあるを先達見出して物にしるせしかば人僉天狗は彼經文より出たりといふそは又偏見ならずや五百年來世にいふ天狗は果して地藏經より出たるや否證据なくは定かにはいひがたし但佛者の說ところ天狗あり地狗あり地狗は狐の事にや書紀に天狗をあまつきつねと訓たるに由ときは天狗とは夜叉を指地狗は妖狐を指といはんも誣たりとせじしかれども予はいまだ本文を得考ず只見る所は僧正慈鎭の記に

るをえびすの神の像とせばます〳〵非なり貫之の像をもて菅家の神像とし孔子の像を閻魔にしたるもありとかいへばかゝる悞世に多かり

夷の假名はえびすなりしかるを中葉よりゑびすと書これ悞なりいにしへはえみしといへりみとひとしとすと相通なればやがてえびすといふ書紀　垂仁紀に江美志又愛瀰詩私記に江美須　敏達紀に毛人を江比須大毛人云云とあれど惠美志とも惠美須とも書るものを見ず藻鹽草に海老主とあるも海老の假名えび也（和名鈔に鰕和名衣比注俗用海老二字）よろしく元の假名を用ふべし前にも辨ずるごとくえびすとは京洛より邊鄙を指雅より俗を指ことばにていまだ見なれざるものなれば得不レ見の義なるべしよしや常に見るものといへどもわれに異なるものをばいやしめてえみすといふ譬ば邊土の浮浪人官もなく爵もなく只その强勢をたのみて横行し動すれば國司の命に叛ものを朝廷より俘囚と呼し給へり奥の阿陪賴時が類その身富といへども俘囚なりこれらの浮浪人いまだ囚とはならねども犯すときは必囚となるべきものなればこれをいやしめて俘囚といふ漢土にて北狄を北虜とも又只虜とのみいへるもおなじこゝろなりいまだ虜とせざれども境を犯すときは必虜とすべきものなればいやしめて虜と呼べり俘も虜も和訓えびす也彼常に見るものといへども奇異なるをいやしめてえびすといふよしをこれに準てしるべししかるに物子は孔子の像に賛して日本夷人物茂卿と書たりこは甚き悞にて非禮のかぎりなるよし曩に安齋翁の隨筆及村田の翁時文摘紕に論じられたりき人のしるところなれども姑く童子等が爲にいふのみ

〇天狗（以惡見名附）

天狗の事先達粗これを辨じたりしかれども物子が天狗說尾張の僧諦忍が天狗名義考平賀生が天狗辨の若き或はその文洒落に過て事實を撈るに足らず或は牽强附會して却穿鑿に疎かり解は孤陋にして聞こと博にあらぬど、今管見をもて諸說を折衷し世の童子等が惑を解のみ抑天狗と名るもの和漢一ならず星なり夜叉飛天なり山神なり獸なり山魅也寃鬼なり但當今和俗のをさ〳〵天狗と唱るものはなほ天魔といふがごとししかるにその說ところを聞けば善に福し惡に禍す魔羅波旬（釋迦の時魔王の名なり翻譯名義集考べし）と同じからずしからば

として世をすくひ給ふよしをよめるにや　歌のこゝろは千載集に慈圓の「おほけなくうき世の民におほふかなわかたつそまにすみ染の袖」とよみ給へるに似たり

房總志料巻三に上總の夷灊郡山田村に時雨臺といふ處あり山上に不動を安す近ころ彼處の農夫相川某といふもの山麓を發ことありしに高六寸許なる銅像を掘出せりその體甚古質にして重六百四十量あり何の像なるよしをしらずその形頭に幞頭やうのものを戴き直衣に袴を著し左脚を些斜にせり前年雪舟の圖したるえびすの古畫を見たりしに甚相似たり右の掌の中に穴あり竿など著し穴と見ゆえびすの像なる事疑ひなし側に高き森あり森の中に　日の神をまつれりといふおもふに彼神祠中のものなるべしその圖をこゝに載といへり今圖説共に抄録す これはえびすの像にはあらぬなるべし羅山先生の說に因ときは金毘羅の像ならん彼山上に不動を安すとあるをもて推量するにはじめは不動と金毘羅とならびて立るなるべし七福神考にも大黒の袋を負像を取て大己貴命とせば愛比須は金毘羅神たるべきかいかにとなれば金毘羅の像日光山にありて烏帽子に袴を著て夷居體なり叡山にあるも又おなじと羅山先生の記に見えたるよしいへりかゝれば房總志料に載たるえびすの像も金毘羅ならん歟但件の像を金毘羅とするも審ならず金毘羅は天竺耆闍崛山の神王なるよし讃岐の南月堂三等が金毘羅靈驗記に增一阿含經、天台妙文句、法苑珠林、大寶積經、金毘羅天童子經等を引てつばらにこれを考證せり烏帽子袴は　本邦の平服也これを天竺の金毘羅とする事その故をしらず但金毘羅は三輪の神なりといふ說あるによれるにやされはこそ七福神考にも大黒を大己貴命とするときは愛比須は金毘羅神也といへるならめ佛說の外に金毘羅と稱する神ありやこゝろ得がたしそはとまれかくまれ原金毘羅の像な

その無用なるをもて壽きが如くこれ眞の福神にあらずや世俗は福の福たる所以をしらず福をもて富の義とす誤れるに似たり凡人間生涯の福といふは榮枯得失の交を脱れて無事なるにしくものなししかるに今彼が福とする所を捨て我欲する富を祈らばこれ甚しき惑ひにあらずや大黑を大國玉命にすればこの神久しく大八洲を管領し給ひたるゆゑに　天孫に返しまゐらする時一旦は拒給ひしが理の拒むべからざるを知覺して故なく返しまゐらし世を避て始終の福を全くし給ひしかばこれも眞の福神なり又布袋和尚のごとき德をつゝみ光を埋み生涯乞食して無智無欲になはりしかばこれも眞の福和尚なりこの餘毘沙門天辨財天福祿壽星に至りてはくはしう七福神考に見えたれば今こゝに贅せず　又當今えびすの神像を観るに釣竿を右にし鯛を左に抱き無目籠を傍に置て巖に尻をかけたりはじめこの像を作れるものゝこゝろはしらねど釣竿と鯛をもて據とするときは　彦火火出見尊に似たり書紀の神代卷を按ずるに兄火闌降命は自海の幸有す弟　彦火々出見尊は自山の幸有けり始兄弟二人相謂曰試に幸を易んと欲ふとて遂相易之各其利を得給はず兄悔之弟の弓箭を還して己が鈎を丐弟は既兄の鈎を失ひ給ひつ訪覓に由なし故別に新鈎を作りて兄に與へ給ふに肯受ずして故鈎を責れり故彦火々出見尊憂苦甚深行海畔に吟給ひつ時に鹽土老翁に逢ぬ老翁問曰何故にか此に在して愁給ふや對給ふに事之本末を以す老翁曰勿復憂吾當レ爲レ汝計レ之乃作二無目籠一內二　彦火々出見尊於籠之中一沈二之于海一卽自然可怜小汀あり於是籠を棄て遊行忽海神之宮に至給ふといふ段に海神因問二其來意一時　彦火々出見尊對二以情之委曲一海神乃集二大小之魚一逼問之僉曰レ不レ識唯赤女赤女鯛魚名也比有二口疾一而不レ來固召之探二其口一果得二失鈎一云云

見るべし今のえびすの神像の釣竿を右にし鯛魚を左にし無目籠を傍におきたるすべて　彦火々出見尊失ひ給ひし鈎を索て海神の宮に赴き赤女の口中を探りて失たる鈎を獲給ひし形勢に似たり且　彦火々出見尊は弟にてましませども兄火闌降を超て大八洲を御したればこれ天稟の福神にこそをはするなれことのやうはよく稱ふに似たれども　彦火々出見尊にするときはえびすと唱るによしなし余が臆度をもてこれを辨するときはえびすの神は蛭兒なるべし安心法師がえびすの神の世をすくはんとちかひ給ひしよしを詠たるは何に本つきたるをしらずもし事勝神一名は鹽土老翁　彦火々出見尊をたすけ奉りしかば彼神を指て世をすくふえびすの神とよみたる歟又　彦火々出見尊天下しろしめして世をひろく惠せ給ひしかば彼　尊をえびすの神

日本紀通證に拾玉集の慈鎮の歌を引たり「西の海に風こゝろせよ西の宮あづまにのみやえひすさふらふ、又大己貴子事代主神遊行在二於出雲國三穂之崎一以レ釣レ魚爲レ樂（神代巻）又或説云三十四代 推古天皇九年三月聖徳太子始二市賣買術一誓二蛭兒一爲二商賣鎮護神一後世以二愛比須一崇二福神一自レ是始（年代記）又西宮に鎮坐の事神記の舊傳なるべし定家卿の假名遣には恵比須の字多し俘囚人四夷海邊人を和俗すべてヱビスといふ蛭兒を指てヱビスといふ事上古にはこれなき事分明なり（以上七福神考摘要）

解按するに中葉より夷の神と唱るものは蛭兒と 彦火々出見尊とこれ也慈鎮の歌に夷さふらふ（侍に三郎をかけたり）とよみたまへるが如きは蛭兒なるべし神代巻云伊弉諾尊伊弉冊尊已生二大八洲國及山川草木一於是生二日神一次生二月神一次生二蛭兒一雖二已三歳一脚猶不レ立故載二之於天磐櫲樟船一而順風放棄これ日神は第一にをはします月神は第二蛭兒は三郎なり故に夷三郎と稱すさて蛭兒をえびすと稱するよしはこの神尪弱不具にて三歳になるまで脚のたち給はざればなり、すべて物の異なるを指てえびすといふこれ天朝の古言なり、安齋翁の隨筆に華を正とし四夷を異とす故に夷蠻狄戎みなえびすと訓す、匠人紙を裁ときに角の折こみたるをゑらずして裁漏せばその角出て餘紙と異なるを世俗えびす紙といふもおなじこゝろ也といへり「因云えびす紙は漢にこれを閃刀紙といふ名物六帖第三帖引二本草一戴レ之」今按するに世俗すべて物の圓からず方ならざるを指ていびつといふ亦是えびすの義也（いとえと通す又ふるくはすつかよはしていへり）むかし東をえびすといふよしは奥羽は邊鄙近塞の地なれば京樣をゑらず華に比ればそのざま異なる故にあづまえびすといへりこは奥羽のみにあらず八隅の國々いへばさら也近江にも夷長をおかれしよし國史に見えたり（文徳實錄巻十の十六面天安二年夏五月己卯の條下を考ふべし）かゝれば蛭兒の尪弱不具なるをもてえびすとは稱するなり又この神天磐櫲樟船に乘られて順風放棄られ遠き島峯を宿としつそのざま同胞の神たちには異なる故にえびすとまうさんも亦そのよしあり蛭兒の釣を好み給ふといふ事は紀に見えねども既に海濱に漂流し給はゞ又海の幸を獲給ひけん且尪弱不具なるによりてはやく世を避給へば榮枯得失につきて一切煩ひなし莊子に所謂櫟社の樹

衣を張或は伸或は縮めなどすることを小師の王闕を箴刺するに比てかの衣張の竹籤を箴刺といふならんこは僻案かはしらねども稱ふことはよく稱へるにあらずや俗或は籤に作るその義をしらず又簇に作る簇は蠶箔也とて蠶のすだれなり亦是その義にあらず又按するに籤は字書に見えず簽の譌か簽は鏡簽と熟して鏡の奩なりその義いよ〳〵遠し○和名しいしとはしきのしの中略なるべけれど漢字に當るときは箴刺と書べししいしを音便にてしんしと唱ふこの類常に多かり

烹雜の記前集巻上終

烹雜の記前集巻下

○夷三郎

えびすの神の事世にはさま〴〵にいふめり近ころ七福神考といふものに諸説をあげて詳に考證せらるしかれどもなほかうがへ漏せる事もあるにや西宮澳夷社は太田の所變なり蓋乘ニ蛭兒吟心ニ而現ニ漁翁ニ傳受（神代記）これは　彦火々出見尊の海濱にさまよひ給ふ時に事勝神亦名は鹽土翁と現じ導せし事ありこの說古記にあればにや云々又蛭兒吟心の時感じて出現まします太田命を夷とし馮夷（河伯の名）とし磯に釣し現る、時澳の別稱とす世間愛比須と蛭兒と混同せり蛭兒は夷社にして愛比須は蛭兒吟心の時に出現の神太田命の所變也（神社啓蒙）又平康頼流人たりし時硫黃島を去ること五十町に離山あり紫岳と號す彼山に夷三郎の祠あり岩殿と稱す康頼こゝに祝詞せし事あり（源平盛衰記）又安心法師が歌に「世をすくふえびすの神の誓ひにはもらさじ物を數ならぬ身も（廣田社二十四番歌合）又藻鹽草にも西宮海老主世を救ふとよむとありこれ歌合の事をいへり云云

序して云人生靜天之性也感ニ於物ニ而動性之欲也」これは元來老子の語にして文子（巻一 道原篇五面）に出たり文子には性之害とあるよし仁齋先生はいひにけれど今世に行る、和刻の文子には性之欲とあり且朱子の經書に序したる啻老說佛語を取れるのみならず俗語といへども必とれり（宋儒の文章には多く俗語あり）大學章句に朱子云間嘗竊取ニ程子之意ニ以補レ之云云この間嘗は俗語なり（百回本の水滸傳十七回に見えたり聖歎本には間常に作る嘗常ともに生平の義なり又同書第一回に如常とあるもおなじ）しかるに間嘗をコノコロカッテと訓むはわろしつねづねといふ事也朱子つねづね程子の意を取て其文を補ふといふことなるに嘗をカッテと訓するは俗語に疎き誤なるよし鳥山石丈子もいへり今按するに是のみならず朱子の孟子に序したる千變萬化只說レ從ニ心上ニ來とある來字をキタルと訓むはあやまりなるべしこの來字又俗語にて哩ノ字とおなじく通用す（水滸傳に來とあるところを金瓶梅には哩に作れり考ふべし）水滸傳第三回に掙不レ起來とある來ノ字これなりこの餘いくばくもあり枚擧に遑あらず。俗語に所云來字の義はこの方の俗語にそれよこれよなどいふよの字と等し、しかれば來ノ字に意あるにあらずこれらの議論をこちたく物せんは嗚呼がましき所爲なるべければさてやみつよりておもふに今の草紙物かたりなどいふものなりとも勸懲のこゝろ正しくは辭のいやしきはさらなりその意をば惡むべからず

かさねていふ禮記は漢儒の繕寫せしものなりこの故に粗老子の語を載たり朱子の文章禮記を引こと多かりこゝをもて朱子又老子の語を取れるにやあらん語錄の類は俗語多かりこれ通じ易きをもつて也又程朱の老莊に本つかれしよしは近頃錦城先生の九經談に考證せらる極て精細也九經談卷ノ一總論第八條を照るべし

○箴刺

或ひと今の染坊のきぬを張るしいしといふ字を予に問予たまたま國語に見る所あるをもて箴刺と書べきよしを答たりき國語卷ノ一周語上（四背）云瞽獻レ典（注略）史獻レ書（注略）師箴（箴之林切○小師也箴箴刺王闕以正得失○刺七賜切俗作刻）云云こゝにいふ師は小師とて朝廷の理亂得失を正す尤重き職也王闕を箴刺すとは天子の得失を伸もし縮もしてこれをためなほすの義なればこの方の染坊等が籤を削りて

目屋須美朱口黒目ギチヤウボラといふとぞ叮嚀に話談せらる予獲がたきの物を愛するにあらねども造化の變これをしらずばあるべからず今圖説を幷してこゝに臨す

〇その罪を惡てその人を惡ず

予いと少かりしとき竹田出雲が作したる假名手本忠臣藏といふ淨瑠理本を閲せしに君子はその罪を憎でその人を憎ずといふことを書たりこはこゝろ得ぬことを見るものかな罪と人といづれかわかたん公冶長縲紲の中にありしかれどもその罪にあらざれば孔子これを惡み給はず公冶長もし實に罪あらば聖人いかで許嫁し給はんや孟子羿を評して罪ありとすこの故にこれを笑へり羿もし實に罪なくば孟子決して笑ふべからず小人はその好むところに絆されて罪ありとしりつゝもその人を憎ざることもあらめ君子においてこの理あらんやと思ひながらをり／＼博物の客に如此々々の語は本据ありやと問に或はなしと答或は只笑て答ざるもありきかくて年長てゆくりなく孔叢子を披閲せしにそのことあり但その罪とはなし孔叢子にはその意を惡てその人を惡ずとあり罪とせしは作者暗記の失歟もしくは竹田出雲は孔叢子を見たることなくて暗合したるかもしらず

孔叢子上ノ卷論書第二云孔子曰可哉古之聽レ訟者惡二其意一不レ惡二其人一求レ所二以生一之不レ得レ所二以生一乃刑レ之君必與レ衆共焉今之聽レ訟者不レ惡二其意一而惡二其人一求レ所二以殺一是反二古之道一也見つべし罪を意とするときは聞え易し孔叢子は僞書也といへば聖人の語にあらざるかはしらねども意味極て深長なり書は必しも博く覽されば生涯惑ひ解がたしとこのときやうやく思ひおこしつ

附ていふ孟子梁惠王の上篇に見えたる挾二泰山一以超二北海一の譬は元來墨子に出たり墨子には挾を挈に作る又北海を河濟に作る只この三字異なるのみ墨子卷ノ二兼愛の中篇云今天下之士君子曰然乃若二兼愛一則善矣雖レ然不レ可レ行之物也譬若下挈二太山一越中河濟上云云孟子は故に楊墨を惡つしかれどもたま／＼墨子の辭を取れりこれもその意を惡みてその辭を惡ざるなるべし朱子又ふかく老佛を惡つしかれども經書に注するに動れば老說佛語を取れり（朱子の佛語を取りたるよしはつばらに櫻陰腐談に擧たれば今こゝに贅せず）朱晦菴詩經に

毒の分あり六根は眼耳鼻舌身意に縁六入は色聲香味觸法に因る皆三毒貪嗔癡の惡業あり故に三六共に十八の數と成る也又九地にしてこれを兩にすれば亦其十八の數なり（右小兒輩の爲に引ところの文悉國字に寫す文義を味んとならば原文を照べし）か、ればば佛說は只理のみ姑虛實を問ざれ

○魚化石

風流をもて友かき結ぶ棱江主人鰡の頭の石に化たるを藏弆す請てこれを見るに未曾有の奇品なりこれを見れば魚頭なりこれを敲けば果して石なり主人のいふわれこの石を筑後柳川某家に獲たり彼家の傳來詳ならずといへども恐らくは雲根志に載する所の田尻氏の弆藏せるものなるべしわれ曩に米元章が嗜欲に傳染して只管奇石を聚んと思ひしころ志を費し辛くしてこの石を獲たりき固より雲根志に所見あれば十餘年前有一年田尻氏消息してか、る石を今も弆藏せらる、やと問はせしに今はなしと答たりきしからばこの魚化石は雲根志に載たる所の物也けりとおもひ決めたり卷懷食鏡に志久知(シクチ)の俚呼を朱口といへり同書鰡の條下を考るに江鮒も洲走と同物のやうにしるしたれども九州にては別種とす方言に江鮒赤

魚頭正面

棱江主人ノ云筑後ノ柳川君山がいふ柳川ノ近鄕本鄕といふ所の鄕士田尻宗助といふ人魚頭の石に化せしを藏む此邊にてはシクチといふ魚なりとぞシクチは伊勢鯉に似たる魚也大サ二尺餘の魚半より尾の方は朽失て半より頭のかたは石と化せり甚堅して面目口鬣鮮明たる石なり胴中より折口の所骨肉あらはれ出て其まゝ石と化せるかたち無類の奇石也と雲根志第三編卷ノ三變化の類に見えたり

又香月牛山が卷懷食鏡に志久知啓蒙按此物河鰡之類也其口脣赤俗呼爲朱口其性味同海鰡

右西原棱江
弆藏幷考證

此あたり玲瓏として瑪瑙の如し

鰓の内ゼンゴなどいふもの極めて鮮なり

とほしたりやうやくにわれにかへりて枕にかよふ鐘聲を僂れば曉るにちかしわれいまだ佛學せざれば佛說の忝きを志らずこの故に浮屠家に媚ることもなきにいかなればかゝる夢をみたりけんと思ふに去年の八月十二日家兄なくなり給ひしより年は改れども袖におく露いまだ乾ずまだ時ならぬ雪霜の頭にも降そめつべしかゝる歎きのかずそひて今この夢をむすべる也むかし小野篁の生ながら冥府にゆきかひ給ひたる笙崫の日藏の燋熱地獄を見給ひたるその事妄誕にちかしといへども夢としいはゞ誣べからずけふよりしてわれは信ず白氏が三夢記寓言にあらず于時己未ノ暮春十九日家廟を拜志て自記し訖この日は祖父の亡日なり

自評すらく人の夢は神と物と交るにあらず乃魂と物と接るなり目を開けば陽となりて魂その位に居る目を閉れば陰となりて魂その位を離る則時ありてか物と接るかゝる故に寢ては夢生ず神は則中に處て將帥の如く一身の主たり中臣の祓考ふべし離れてこれを外にするときは死すかゝるゆゑに方術家に神を出すときはその生も死するが如し莊子齊物論南郭子綦隱几而坐仰天而噓嗒焉似喪其耦云云とは則これ也然れども若夫化して二となり三五となりてこれ彼皆よく動靜するものあるときは則又純皆神なるにあらず或は魂と魄と兼たり間形を煉り生を養ふこと初て成ことありて返ることあたはざれば則死す出て滯ることあるときは病又驗べし故にいふ夢は乃魂と物と接るなり況夢之事皓首頽年といへどもいまだ嘗みづからもて老たりとせず凡歷る所多く少壯時のこと也亦驗べし蓋夢は少陽の氣なれば也以上宋の王逵が說に本づく蠡海集考ふべし唐の段成式が酉陽雜俎に云李鉉が李子正辨にいふ至精の夢は則夢中の身也人見るべし劉幽求が妻を見るごときは夢中の身也則知りぬ夢は一事をもて推べからず愚者は夢少し獨人に至て問のみにあらず騶皂百夕一夢なし巻八の十二面を照べし又按するに酉陽雜俎巻三貝編に地獄一百三十六角の生死は善と無記と也といへり志かして錄する所靑出死地獄黑繩地獄號叫地獄燋熱地獄八寒地獄のみ蓋佛說に地獄の數一百三十六とするものは天一地六の數ならん又十八地獄の說あるも三六十八陰の數なり宋の王逵が云釋氏に十八地獄の說あり人口に膾灸すること久し其義いまだ詳ならず然れども釋氏に六根六入三

食物を携來て少許外姑にたてまつりみづからこれをたうべつゝ歡ぶこと限なし予その故を問ば外姑のいはく大凡娑婆なる父母妻子兒孫等亡者の爲に善行を修し常に好て施すときはその錢必冥府に歸しそのこゝろざす所の亡者の有となるしかれども冥官法度を出して常にはその錢を取ることを許されず只けふのごとき一切放赦の日を待てわかち與へ給ふなり吾儕幸にうけ給はりてこのことを主れりさはれわが主るところはわらはべのうへのみ但亡者には錢を弄ことを許さられず故に割符をもてこれに換るといふ予これを聞てふかく感佩し且おもへらくわが胞兄弟はやく二親を喪ひにければ口碑に傳る祖先のうへなど聞漏せしも少からず家兄のみ考妣の物がたりに傳へも聞給ひけんこれさへ去年の八月四十の秋の露と消給へばむかしの事を問よしもなし日來このことといとたう心苦しく思ひたるに今ゆくりなくこゝに來つれば親胞兄弟はさら也その面影だに見もしらぬ祖父祖母にさへあひ奉らばねがふにえがたきさいはひならんと思へば今さらになつかしくまた外姑に對てわが親胞兄弟は何處にをはするあはし給ひてんやといへば外姑答てこの事容易からずといへどもあはんと思はゞゆきてたづねよ路なほ遙なりとて叮嚀に指南せられしかばやがて外姑に辭しわかれひたと走ること數十町にして路いと狹く忽地に暗くなりて日のくれたるごとし時に前面に物ありてゆるし玉へゆるし給へと叫びしかば胷まづうち騒ぎながらその聲を鄕導にしてゆきてこれを見れば身長六尺あまりなるいとおどろ〱しき盲法師が嚮に予を誘引來れる亡友をうつ俯に踏すえ汝何の爲に陽人を伴ひ來れる今もしこれを忽にせば必地府の制度を亂さんとくいへいはずやと罵つゝ打懲すにぞありけるいと痛しく思ふものから影護てよりもつかずこなたに闚窺をる程に忽地袂を引ものありけり驚つゝ見かへれば外姑也聲をひくめてよからず〱汝速に歸るべしもし歸らずば彼友ます〱笞をうけん人を苦むるは善根にあらずと〱といそがしたりわれいまだ親胞兄弟に環會奉らずこゝよりむなしく歸らんは遺憾きといふべうもあらねど何ともすべなくて又外姑に導れ舊來し路へかへると思へば夢さめにき胸は頻りにうち騒ぎてひやゝかなる汗衣のうらを

のみおよそこの兩辰に生るゝものは生涯痘を病ことなし病といへども極てかろしと方書に見えたりわれ年來これを驗るに實に古人の說のごとしと眞しやかにいひこしらへたりこの老女八月十五日をもて生れにきよりて今その說を聞てふかくこれを信じ且歡びて任甲に告甲なほ忘らぬおもゝちしてをさ／＼醫師を稱にければ年來の狐疑頓に解て痘をおそろしとおもふ事なければ夜さへうしろやすく寢て夢に神とたたかふことなし今に至りてこの老女痘を病ず身も又隨てすくよかなりとぞ

○夢に冥土

十あまり三とせさきの春予夢に冥府に遊びしことありけり覺てそのよしを書とゞめ破篋の底に藏めたりしを今玆の夏紙魚を拂ふとてゆくりなく撈り出せりよりてみづから繕寫して世の童子等に示すのみ癡人面前夢を不レ說われ又秘して何にかはせん

寛政十一年己未ノ春三月十七日このゆふべ予夢に冥府に遊びつ覺ての後も記憶せり一片花飛で春を減却す峰の白雲晴ながら愁を拂ふ山下風はなし物思へばながむる空も霞こめて世は春ながらこもりゐつ詞かたきもがなと思ふ折亡友某甲忽然と來にけり予あやしみて子は曩に身まかり給ひぬと聞たるに今訪ることこゝろ得がたしいかなる故やあると問ば友のいはくその事に侍りけふなん冥府放赦の日なれば吾們たま／＼遊行を許さるいざ給へ黄泉の光景を見せまゐらせんといふ予遽しくこれと共にゆく程に前程いくそばくそを忘らず又絕て東西を忘らず遂に忽地友に後れてます／＼こゝち惑ひにけり山を踰水を渉りゆき／＼て見かへれば道次に官舍あり門前に莚布わたしたる上坐に嫗ひとりみつわぐみてをりちかくなる隨(まゝ)にこれを見れば荊婦が養母會田氏なり（外姑は寛政七年四月廿九日沒したり）忘らぬ里にまどひ來て忘れる人にあひぬるはいと憑しきものなるに況これは荊婦の母なり海月の骨にあふこゝちして別離の情を述るほどに童子の或は五ッ六ッばかりなる或は七ッ八ッなる或は十あまりなるうちつれたちてこゝに來て額をつき何事やらんいひしかば外姑うち點頭つゝ木牌の四五寸ばかりなるをあまたとり出て或は四五枚或は一二枚彼童子等にわかち與へしかば童子等おの／＼これを得て走去り少選(シバラク)して餅果子なんどくさ／＼の

は後にこそ來めといひしに一點たがはずこたみ彼孫女のもがさやむを見よ世に疱瘡神といふもの、をはしますこと疑ひなしとていとかしがましくの、しりけりこは怪談に渉れども予が親しく覩もし聞もしつることぞかし草木子に鬼は人の影なりといへり物あれば必影あり既に世にこの病あれば彼鬼なしとも誣かたけれどありと決んはなしとするにしかず唐山にもよくこれに似たることありけり彼處にては疱瘡神を痲娘々（マデヤウ）といふとぞ左に考證す

耳食錄云痘神何神也姑勿二深考一或曰居二峨眉山一姐妹三人身着二痲衣一蓋女仙之流主二人間痘疹之疾一人呼爲二痲娘々一云神甚靈驗而嚴二于小節一病レ痘之家爲レ位奉レ之言語稍不レ撿衣物稍不レ潔及誠敬少懈者病者輒作二神言語一呵二譴之一雖二私隱一無レ不二昭揭一其甚者痘或レ不レ治爲レ得二罪於神一也靈異之跡不レ可二勝紀一然亦非二妄禍レ人者一吾鄉陳君洪書兒時以レ痘死置二於東廂一其母撫而哭レ之坐二於戶限一倦而假寐見二三痲衣婦人入レ室視レ兒驚曰向幾レ誤此望都宰也可二放還一言畢出レ戶去母驚覺兒已甦矣後果仕二望都縣令一罷レ官歸今猶在由レ是觀レ之痘殤者非二盡神之爲一政也其亦數之前定者歟」

解按するに耳食錄十卷合冊五卷一帙清の乾隆中の人撫州の樂宮譜字元淑號蓮裳が編述する所なりこの書今より十年ばかり前に舶齎せり今なほ罕なりといふ或藏弆せられしを借抄してもて異聞を廣むかゝる怪談はいとうけがたき事なれども前にしるしたるわが鄉のことをもて推ときは亦誣がたし神は心也鬼は氣也鬼神は固より我にあり鬼神の我に降にあらずわがこゝろ鬼神を來たすのみ怪むに足らず予が相識れる坊賈の叔母齡五十にあまれどもいまだ痘を病ずとてこゝろにふかくこれを懼るさる故に痘の流行する年には杜して必遠くも出ず寐るときはその夢に痘鬼と鬪ふことありその艱苦いうべうもあらずしかれども勝負なしこれを憂ことにおもひほそりつゝその侄甲にいへらく吾儕もし夢に疱瘡神に負ることあらば彼病にて死んといふ甲叮嚀に理を推て諭せども諾ずかゝりしかば甲又これを憂ひつゝ近ころをり〳〵療治を請ふ醫師ちかきわたりにありしかば竊にこれと相謀り有一日彼醫師して叔母にいはするやう世に痘を病ざるものあり正月一日と八月十五日に生れたる男女これ

又土産の藥草二十四種あり精く採らば三十種五十種にも及ぶべしまたく廿四種に限るにあらずとかいへればこゝに錄せず但本州の黃連極めて佳故にをさをさこれを鬻く細辛も又よしといふ
いぬる年佐渡の相川なる夏海子に訪れしころ親しく彼處の風土をきゝつ又さらでも豫より先達の記しおかれたる書どもひとまき二卷藏たればこれらよりあさりつゝわが淺はかなる考さへ姑くかきもしるしたりこは九牛が一毛なめれど後の人亦續ことありてこの足ざるを補はゞ故よりおのがねがひにこそ

○痲娘々

痘鬼の事は曩に燕石雜志に載つしかるになほおもひ漏せし事あればこゝに述七年ばかりさきの春なべて童子等の痘を病ことありけりこの年の夏五月わが宅より二三十步東のかたに住ひたる傭夫の婦有一日晝寐したるが忽地に覺てその隣の人に物かたりつるを後に聞けば彼婦のいへらくさても奇しき夢をこそ見つれいづちより來ぬるとはしらねど六十あまりなる媼のふるびたりける青茶染の布子を着たるがつとむかひなる長生ぬしの門より入てあがり框に尻をかけ茶を乞つゝ喫ことおよそ三度にして退出にけりさて左り右なる耳房の門をさし張きくして與生ぬしの背門より入らんとしてしばらく躊躇いないなこゝは後にこそ來めとひとりごち北の巷をさしてかへると思ふ折商人の呼び聲に覺されにきこはよき夢ならんやわろき夢ならんやと問に占するものはなくてみなあざみ笑ひにけりかゝりし程に彼長生が女兒痘瘡をやみつひとかろらかにして酒湯といふものそゝぎかくるころ又その妹痘瘡にて臥したりさて季なる男兒さへやむにみな恙なく肥たちぬ又與生が孫女とし十三になるまでもかさを患ず今茲はこの疫のことよなう行れぬれば祖父も祖母もいかにいかにと思ひおそりたりけるにこのたびも又のがれにけりかくてぞ人みな曩に傭夫が婦のゆめ見たりといひつる媼は世にいふ疱瘡神なるべしとやうやくに曉りしが與生が孫女はなかひとゝせありて年十五の春彌生のころ痘瘡いとかろくておこたり果しつこの時もまた人みなさきの事などいひ出て媼が茶を乞て三たびこれを喫たりしは長生が三たりのむすめらが痘瘡やむべき象なりき又與生が背門を張つゝこゝへ

龍宮の鷄

或のいへらく龍宮鷄とは佐渡の方言えこれ鬼頭魚の奇品なるものなり頭に冠ありて鷄に似たり横肚に小なる方點高起て刻鏤る如し乾枯したるものは堅硬して海馬に似たり今按ずるに全體その色薄紅にして火魚の如し實におこしの種類なるべし

琴嶺興繼寫

鉦敲魚

この魚は佐渡のみにあらず相豆の海中に多かり或いへらく魚の形大小一ならず大なるものは尺許に至るもあり鱗なしその色薄黒に青と黄を帶て光澤あり横肚は水色の中に薄紅を帶たり鰺の如し兩面に黒圓紋ありこの魚脂ありて味美なり相豆の海中冬春の交多くこれを獲る漁戸これを的魚といふ又賀陀比と呼ぶとぞ

今按ずるにこれ江戸にていふ加々美多比の奇品なるべし

○椰子 今按ずるに藻玉は一名藤榼子一名猪腰子この物蠻國に生ず本草綱目啓蒙卷ノ十四の上榼藤子の條下を考ふべし蛸舟は相摸の江島にていふ鰹の烏帽子の類なるべし又按ずるに本草綱目啓蒙卷ノ一の十背椰子の條下に椰子通名ヤシホ又津輕にてはタウヨシノミトいふよし見えたり

又花卉鳥獸は○黒萩小倉村にあり他所にあるは葉短し○白蒿小伯村及西三河村にあり○雪剖草方言未詳銀山にあり又他所にもあり○福壽草小川村達者村の邊特に多かり○人參草長江栗ノ口大野等の村にあり○鷲の巣二見北狭岩屋口關願深浦澤崎大杉等の村々にあり○寄鯨稀にあり○玳瑁このもの元文三年のころ獲たりし事ありとぞ海龜は常にあれども玳瑁はそのゝち聞えず○海獺○海豹稀にあり○葦鹿北海の俗トドといふ○山獸は狸と兎のみなり狢ありといへども狸に混雜して慥ならずとなん○雪なだれ形海月に類すその色潔白にして雪の解るがごとしこの物稀にあり土俗これを雪なだれといふこれ大和本草に所云北海に雪魚あり方一丈餘その形鰈のごとしその肉白くして雪のごとく脂なく好て海上に睡るといへりこれなるべきよしある物にしるされたり

又佐渡に十七口と稱する奇石あり所云十七口は○赤玉石赤玉村にあり○玄やう玄んばう石眞受川村にあり眞受一本眞之に作る○木葉石關村にあり○鮎石羽茂本郷にあり○石鐘乳戸地村にあり○溫石北鵜島村にあり○砥石新穗村にあり○葡萄石内海府邊にあり○黒曜石和泉村にあり○燧石土俗せんべい石といふ又さめがい石といふ西三河村にあり○石腸○無名異銀山にあり○水晶銀山にあり○紫石處々にあり○矢根石處々にありといへども奇品はまれなり○雷斧石稀にありこの餘奇品稀にあり○菊銘石處々にあり

箱フグ

海すゞめに似てかたちもつとも四角なり

赤玉石

その色内は赤く外はもゝいろ也

雷斧石

本は薄萠黄也末は白く光りあり雷斧石には種類多し

鯛ノ智源八

鯛に似て極めてちひさく鱗は甚するどし

木葉石

石の色かちの如し朽葉のかたち鮮なり

黒ヨウ石

くろくしてもつともつやあり

禿骨畢列（とこひ）れ魚

十四童琴嶺寫

解按ずるに方言とこひれとは長鬣魚の義にや又鋭鰭の義にやことさと通ずこの物鮫の種類ならん歟目は黄なり頭より脊に至てすべて薄青色也鰭の端は褐色にてその餘は水色に薄黒を帶て斑に點あり鰓の端少許紅或記云此魚全體文鯔魚に似たり六の稜あり稜に小なる刺あり刺毎に細脈龜甲の紋の如しその質堅硬乾枯たるものは年を經れども壞れず經ること久しければ褐色に變ず漁人肉を食ふことをしらず只乾腊として玩物に供ろのみ長大なるものは長尺餘なり上下の長鬣これをひらけば雨傘の如し他魚とおなじからずといふ

佐渡に三十種の異魚ありといふ予嚢に燕石雜志を編るときその三四種を載たりしがいまだ形を見ざりきしかるに彼編刻成のころ 相川の夏海子件の 異魚の乾たるを贈れり凡四品 こゝにおいてその圖を載ざるを遺憾とす故に今これを圖す所云三十種の異魚は○とこひれ文鰩魚に似たり六ノ稜及小キ刺あり○針千本かたちしほさえふぐといふものに似て全身に刺あり○箱河豚海すゞめといふものに似たり〔追考和名鈔鯸鮧和名布久閉犯之則怒怒則腹脹浮出水上者也、これ江戸の俗のしほさえふぐと唱るもの也〕○鯛の聟源八鯛に似て極てちひさし○鮫の守り魚にあらず海ほうづきといふものゝ如し又そのかたち藤まめに似たり ○鉦たゝき鏡鯛に似たり○かうごり未詳石伏の事にや 石伏の一名をゴリといふこのもの二種あり海河ともにあり眞物は腹の下にひれありて杜父魚に似て小なり聲ありて 夜鳴くひれにはりあり 海なるはやわらかにして 河なるはするどきよし 山海名產圖會にいへりカウゴリは河石伏なるべし〔石伏は鮖なり和名鈔に鮖音夷和名伊師布之性伏沈在石間者也〕 ○瘤鯛佐渡にてかんたひといふこれにや未詳 ○海馬佐渡ならでもあり大きなるは稀なり○龍宮雞鬼頭魚の奇品也 この類三十種ありとぞ餘はいまだ詳ならずこれらを本草に考なば漢名のしらるゝも又能毒もあるべけれど今倉卒の間に錄するをもて漏せり他日考たゞすべし トコヒレ鉦たゝき龍宮雞はある人所藏の畫幅を臨寫す 又海中に生ずる異草四種あり○雪海苔土呼は未詳 ○蔓藻海藻なり○海松○海柳

又海濱に稀に流れよるもの四種○藻玉○蛸船○巨葭

針千本

かたちはしほさへふぐの如にして摠身の刺は栗のいがの如し

白石英

白きこと水晶の如し

鮫ノ守

海藻の類歟その色飴の如くかたち藤豆に似たり

銅クサリ

石の色青くしてところ〴〵金色也すりはがせるごとし

矢根石

佐渡ならでも出羽その餘處々に出づ

カニツカ

蟹のぬけたるがそのはさみ涙にゆりよせられいくつともなくつきて蓮花の如しこれは佐渡ならでもあり今童蒙の爲にこゝに圖す

れ給ひきこれを哀んや彼を悪んやこゝに且く輪囘の理をもて説ときは義時　三皇を遠き嶋々へ遷し奉りしより八代武家の執權として朝憲を恣にすしかるに高時先例にまかして　後醍醐天皇を隠岐國へ遷し奉りしかばいくほどもなく族滅せらる成敗は時を得ると得ざるにあり時を得るときは拙策もあたる事あり時を失へば智謀も行れず高時が智の短きにあらずはじめ義時偭をつくれり

佐渡の方言に風は東より吹を山瀬といふ辰のかたより吹を出しといふ巳より吹をうちといふ南をくだり未より吹をわかさ申より吹をひかた酉を眞西戌より吹を下西亥より吹をたば北は正丑より吹をあひ寅より吹を中の手といふこれをしる歌

卯は山瀬辰だし巳うち午くだり
未わかさに申ひかた風
酉眞西戌はしも西亥たば風北は
眞丑あひ寅は中の手

この餘方言いと多かり○露草をめくすり花といふ○瞿麥をところてん花といふ○芹をばいたといふ○かねほりを大工といふ江戸にていふ大工を番匠といふなり○土官の女兒を美人といふ又びいさまといふびいは美人の轉語なり　又あにねといふあにねは姉なり○愛子を勘藏といふ勘藏は甘草なりあまく育るといふ義にや百年あまりむかしの小歌にかんざうれんやとてあまちやちやそだてといひしとぞ今按ずるにれんやは寝よなりあまちやちやはあまやかすなり○夜具をやぶつといふ夜物なり○石斑魚(アイナメ)を四十といふ四十此云之々曾　乾魚商人を四十物商といふ四十物此云安邊毛乃○もいをはちめといふ魚にめの字を添て唱るおほかり赤目黒目めくろさめめばるひらめ等なり○あふらめ舊注不詳この物種類多し沖あふらめ磯あふらめわたりあふらめなどくさ〲あり○氷をしみといふ○醉狂闘諍をすべておごるといふ○心苦しきことをてきないといふ江戸にてせつないといふがごとし○ものいふことをしやべりことといふ○ちよとあひたいといふことをしそらくあひたいといふ○酒の間するを水をとるといふ○木履をげらといふ相川にては下駄といふいま按ずるにげらは下駄の訛りなるべし○刺織にする木綿のふりたる裂をさきくさといふ注は前にいへり○人に酒殽など贈てゆきて拜するをつとひらきといふ今按ずるにつとは苞苴の義なるべし○八幡村より出る女商人をやはらあねこといふ今按ずるにやはらは八幡の訛りなるべし○船の歇る所を澗といふ小木湊に内澗外澗の稱あり舊注に澗の字土俗通用す字彙に㵎は争訟之聲なりその義にかなはず　右佐渡の方言ある物に見えたるをいさゝか抄録し且自注を増すもの也この餘いくばくもあるべし

御持佛（阿彌陀如來）　順徳天皇の尊像（池ノ藏人これを作り奉りしといふ）佐渡八景　順徳天皇御製のうつし等あり相傳ていふ　帝遺勅にわが骸をば眞野山に瘞めて南面せしめよ南は華洛のかたなればいとなつかしく思へばと宣ひけりさる故にや御廟は南向なりゑかのみならず山陵の松のいとふりたるが南へさしたる枝特に長し又御廟のほとりに石碑あり苔むし文字磨滅して定かならず又御廟より上二町許に船石と唱る巨石ありこれは帝のめさせ給ひし御船の化石なりといひ傳ふ石のかたち粗船に似たり

和泉より四里ばかり東に梅津といふ村ありこゝに眞法院（眞言宗）といふ寺ありこの寺の庭に一株の老梅ありて苔梅と名けたり傳ていふむかし　順徳天皇此ところに行幸ありしときもたせ給ひし梅の枝を土中へさゝせ給ひしが枝葉としく〳〵に繁りつ五百餘年の後までも春毎に花さけりその樹の幹は四尺あまりあるべし四方に石垣をゑたり幹の半まで青氈をもて包るが如くいと厚く苔むしたれば幹とも見えず苔より上なる枝は四方にひらきて花笠に似たり花は白く又薄紅なり梢の花のうつらふころ苔の中ところ〳〵に苔を生じてさながら苔に花さくが如しよりてこれを苔梅と名く又二見村なる農夫の庭に老梅あり名つけて鶯宿梅といふ花は八重也匂ひ究て高しこの梅もおなじ帝の植させ給ひしといふ但餘木に異なることは花一輪に實は必三ッ四ッとまれり頗奇とすべし他處よりその穗を乞とりて接木にし或は實植などにするものあれどもたえて花さき榮る事なし　帝の植させ給ひしといふこと誣べからず（苔梅船石等のこと佐渡風土後記に見えたり）

嘗地圖を按ずるに眞野山の西は入江にて尾河内川眞野川國府川石田川等そのながれみな越の海に入るこの邊を戀が浦といふ　順徳天皇の御船こゝに着せ給ひしとぞこの荒磯につかせ給ひていとゞしく華洛を戀しくおぼしめされたれば戀が浦といふにやあらん「いざゝらば磯うつ浪にことゝはんおきのかたには何事かある、又海へさすがを落し給ひて詠せ給うける「東の間も身をはなさじとおもひしに水の底にもさや思ふらん、みなこの時の御製なるよし里老の口碑に傳へたり抑この帝は文の道に長給ひてゑかも歌をよくあそばしたりさせるおん悞なしといへども時の不正にあはせ給ひて魂を波瀾に漂し屍を荆棘に包

はこの邊いたく荒て半兵衞といふ農夫の宿所になりぬ又六尺に九尺あまりなるいと愛たき石ありこの處の地ぬしむかしより件の石を鎮守と稱して祝ひまつれりもし悞てそのほとりを穢すことあれば闔宅の男女忽地眼病を患ふといふ今なほしかり又彼半兵衞が地境南のかたに新九郎といふ農夫ありこれが田圃の中に空地ありて堂所と呼びなしたり是も　同帝の御願として一宇の堂を建立し給ひ一軀の靈佛を置せ給ひしが堂の傍なる松の梢に龍燈のあがりしとぞ今なほ龍燈松と唱ふ彼堂は僅に舊趾を存すれども今なほ獨松のみあり又龍燈もをり〳〵のぼりて彼松にかゝるとぞ又　帝宿願の旨をはしますとて和泉の四隅に木佛四軀をおかせ給ひしかば東の觀音西の彌陀南の藥師北の天神といひけり觀音は和泉の本興寺（日蓮宗）にありその餘は詳ならず御長二尺餘木佛立像の正觀音なりこの餘　帝の建立し給ひしといふ靈佛所所にあり

順德天皇の山陵は國分寺（國分寺村にあり）これを守奉る御廟守は眞輪寺といふ末寺なり（雜太郡眞野村）當寺は建暦五年の建立にして本尊は知證の作なり寺寶に　順德天皇の

佐渡國雜太郡眞野山

解云百練鈔增鏡東鑑紹運錄等みな　帝の葬地をしるさず但百練鈔紹運錄に遺骨を大原の法華堂に葬るよしいへりもしこれに由ときは土俗の所云　帝を南面に葬ること疑べし山陵志に既に件の諸抄錄を引たり

水掻ありて腹はすこし白し水鳥の足は大かた後へよりてつくものなれどこの鳥はわきてその足臀にありて尾はいと短し今つばらにこゝに圖す舊説に善知鳥は親をうとふといひ子をやすかたといふといへり一書に此鳥砂中にかくして子をうむなり獵師おやのまねをしてうとふ〳〵といへばやすかたとこたへてはひ出るといへりこれによりて、みちのくの外が濱なるよぶ子鳥なくてふ聲はうとふやすかたといふ歌はいできにたれどいとおぼつかなきことなりこの鳥は荒磯の中にて安かるべき干潟をたづねて子をうむゆゑに親を出崎に比てうとふといひ子を干潟に喩てやすかたといふといはゞおだやかに聞ゆべし云かれども邊境近塞のことは傳聞の悞多かり今推量をもて說べからず秘藏抄に

ますらをのえむひな鳥をうらふれて
　涙をあかく落すよな鳥

これによりて善知鳥の異名をよな鳥といふその子をえむひな鳥といふよし注に見えたりこれ又悞なるべし一書にこれをことわりて云えんひな鳥とはその名にはあらじ將レ獲雛の義歟云からずは ますらをのえんひな鳥とつゞくことといかゞよな鳥のなは助字にて涙をあかくおとすよ鳥とよめる歟只うとふのことを詠るのみにて異名にはあらざるべしといへり又一說によな鳥は善知鳥の異名なりこの鳥子を捕られ友をとらるゝときは必よゝとなく故によな鳥といふといへり人のかなしきときにこそよゝともなかめ鳥のかなしむ時よゝとなくといふはいよ〳〵受がたき事なりむかしより外が濱にてはうとふとも呼つらめみやこ人はその名だに云かと云らざる鳥にやありけんなほ考べし

順德天皇佐渡へ遷されさせ給ひしときはじめは眞野といふ里にをはしましきそののち八幡へうつらせ給ふとなん眞野と八幡は二里ばかり隔てその間に越の松原あり一名はそはずの森といふこの里過よの御製は八幡に御坐せし時よませ給ふといふこゝにて皇子三はしら生れさせ給ひしを後に神に祝ひまつりて一ノ宮二ノ宮三ノ宮と稱し今なほ在中にあり八幡より北にあたりて和泉といふ所は　順德帝御在世の時の御料所たるよしをいひ傳ふこゝへをり〳〵御幸ありしとかやいこはせ給ひし迹也といふ芝山などあり今

市橋摂津　神明春日の両社同所に相並て立せ給ふこれを相川の三社と稱せり土俗の説に善知鳥の神社は周景王のおん女を祭るといへり（縁起甚しき怪談なれば錄するに堪ず）こは妄誕なるべし異朝の公主を祀ることありともいかで神明春日を左右に玄たてまつるの理あらんや祭る神こそ定かならね善知鳥は出崎といふがごとし陸奥の方

善知鳥

羽は薄黒色なりこの鳥いけるときはつやありて頭のかたるりこんに光るといふ
腹の毛尻のかたは少し白き所あり足は尻の左右より出たり尾は甚短し
足は青く裏のかた白し水かきはうすくろし
目のふち圓坐あり目の下よりたれたる毛白し長さ壹寸餘もあるべし
背の色黄に黒色を帯たり横におちいりたるすぢ四すぢか五すぢばかりあり肉つきの處はうすあかくして鷄冠に似たり

言に海濱の出崎をうとふといふ外濱なる水鳥に背は太くて眼下肉つきの處高く出たるあり故にこれをもうとふといふ彼鳥の背に喩て出崎をうとふといふが出崎に比て彼鳥をうとふといふ歟何にまれさし出たる處をうとふといふは東國の方言なり美濃の御嶽驛の東にうとふ村あり信濃にうとふ阪ありいまは鳥頭と書これらみなさし出たる處なればうとふといふなるべしさてうとふを善知鳥と書よしは此鳥甚しく人をおそれ又よくその友を愛すもしその一隻を獵師に捕るゝことあればもろ鳥そのほとりを翔めぐりて鳴こと甚く涙を落す事雨の如しとなん故に善智の二字を當たる歟又鵃とも書りその義詳ならず予曩に善知鳥の寫眞一張を獲たりそののち又善知鳥の腸を脫て乾たるを見しに前に獲たりし圖と大かた違ず鳥の大サ小鴨に類して羽はうす黒色なり羽の色すべて雉子鴿といふものに似たり背は太くして前尖り横に〔図〕如此陥たる處ありてすぢの如し背よりつゞきて眼下肉つきの所高くさし出たるがその色本は薄紅すゑは黄に黒色を帯たり鵞にすこし似たるやうなれども大に同じからず眼下に白毛垂て髯の如く足に

大凡都會の女兒輩この圖を見この説を聞かば特にこゝにこゝろせよ天地の廣き限なしといへどもかくまでからく世をわたる女子亦多からんやこれ犯せる罪あるにあらずその地に生れあひたると生れあはざるのみ亦あはれむべし彼さき草のつゞれきぬをわが身に着て驕を省かば何をか苦しと思ふべき身を苦しむればこゝろ安く身安ければ心苦しむこれ只さとり易のみ

白粉も紅脂をもしらぬしづのめの
花はこゝろにさき草の衣

ふ上野以西にてはほゥいィといふハイとは鉢米を入れ給へといふ事也ハとホと通ずればホイといふもおなじこゝろなるべし

因にいふ近属四方硯とかいふ物を閲せしにいと愛たき考多かりそが中に非人といふ濫觴なりとて三代實錄を引て云ク有レ勅賜ニ非人逸勢男龍劒實山等本姓ニ聽レ入レ京これ當時非人といふ濫觴なるべし本刑の人を非人といふよりその人孫迄を非人といふ今の非人といふものにいかで勅ありて賜ことあらんやこゝに載て考證の一に備るのみといはれしはこゝろ得かたし實錄に所謂非人逸勢の非は罪字の悞にて印行のとき网を脱せしものなりすべて印本の三代實錄は脱文特に多く悞字も又少からず補任などの事その餘許多漏したりこれ善本を獲ずして刊行したれば也むかし犯人を非人といひしこと外に見及ばざること也文德實錄には（嘉祥三年五月壬辰の條下）流人橘朝臣逸勢とありさて今いふ非人は人にあらずといふ義にはあらず非當レ作レ悲彼等元來悲田院垣外の徒なれば悲人といふなり

佐渡ノ國雜太郡相川の鎮守を善知鳥（ウトウ）大明神と號す祠官

きことにあらずや當時の分野（アリサマ）おもひやるべし

解再按するにさき草は刺草にてとうれは胴着を誂れるなるべし江戸より送る舊衣を刺て着用するをもて刺草といふなり草は草稿の草の如く刺衣したちといふ義ならん歟

相川の人平夏海曩に予に語ていへらく佐渡にて乞兒をホイトといふ也古老傳へていふ承久三年の夏　順德天皇本州へ遷され給ひしときみやこ人のちく〳〵にはいたく落魄えたるもありて嗟來の食だも辭せざりしかば漁翁山妻これを憐ざるなしこれより乞兒をホイトといふホイトとは布衣徒の義なりといへり解按するにこれ牽强附會の言なり信するに足らずホイトとは乞兒をいふこは佐渡に限る言葉にあらず今も中山道及紀路にて乞兒をホイトといふ高野山に杜鵑の歸り後れたるが木の節穴などにかゞまり居てやゝ寒くなる時は得動かず餌も元來えせぬを雀がつどひて餌を與へ來るとしの春に及ぶまで養ふなりいと不思議なることにてこれを雀のホイトといふほいととは乞兒の事也雀の爲の食客といふことゝぞこれを醫生和田氏に聞るよし閑田次筆にいへり又按ずるに江戸にて囉齊（モノモラヒ）をはつち坊といふハチとはホイトといふが如しハとホと通じチとトと通ず江戸にて比丘比丘尼の乞兒して人の門に立ときは必ハイィといい

己夏六月廿二日 順德天皇を佐渡ノ國へ遷し奉る北條義時が所行なり○龜山天皇の文永八年辛未冬十月廿八日僧日蓮を佐渡ノ國へ流す宗門建立の事によつて也○後宇多天皇の弘安四年辛巳秋七月二日佐介修理亮時光を佐渡ノ國へ流す ○伏見天皇の 永仁元年癸巳夏四月平左衞門尉宗綱を佐渡ノ國へ流す 宗綱は 頼綱入道果圓が 長男なり父と弟飯沼安房判官と相謀りて北條貞時に叛くよしを告訴せしによつてなり 永仁六年 戊戌春二月 冷泉院入道爲兼卿を佐渡ノ國へ流す北條貞時が 所行なり ○後醍醐天皇の 正中元年甲子春二月七日 權中納言資朝卿を佐渡ノ國へ流す北條高時が所行也この此餘のこと毛擧に遑あらず 文祿のはじめよりこがねの花さきそめしかばいとめでたき嶋峯となりつ且泰平淳化の時にあへる事久しければ人のこゝろもあらき波風とともに和ぎて文の道にさへわき入るもの彼處にいと多かりとなんしかれども所としてはなほ辛き活業するもありけり嘗彼處の風俗を粗記したる物を閲せしに 漁獵せざる 村民は耕作の 暇毎に薪を伐或は莛臥坐草履草鞋笘などを織り蓑笠を縫ひ石を鑿木を挽竹細工するもあり 或は索を綯ひ葛根を掘り山稼をするもあり鹽を燒もあり日傭に出海船水主の飛乘するもあり種々の商物するもあり婦女子は木綿を織、 さき草を 刺縫柴を 樵磯菜を 摘もあり姫津の女子は糸を繰り漁索を綯ひ湊町の女子は日傭を挣に役夫とひとしく旅客の 行李鎗挾筥合羽籠を擔ふとなんおよそ賤婦は三十三歳に至るまで眉を剃らず髮をゆはで只押つかねておくのみ紅脂紅粉を施さず櫛笄等絶てなし帶にはかならず帶平といふものを挾り稀には 挾ざるもあり 女子もをさ〳〵薪を伐薪を擔萱を脊負野蔬魚類を擔ひて賣あるくもあり又海濱なる女子は 男子とともに 綱引を 業とす 市中の女子も準てしるべし常には手拭を鉢卷にし或は神社の祭祀の 日或は 遊山翫水の とき紫の帽子を細く疊て額より頂へかけてこれを戴帽子は紫に限るにもあらず黑きも白きもあるべし衣裳はかならず紅花を水染にしたる木綿をうらきぬとす二布もこれにおなじ但舊家と茶店のみ二布は白しといふ又賤婦はさき織といふものを裓とす又とうねといふものを布もて縫て着たるもあり、 さき織といふ物は江戸にていやしきもの、脱捨たる木綿のつゞりきぬを本州へ船積にして送り來るを買て着用すこれをさき草といふ彼さき草を山苧をもてひたと編つゞり道服の如くにして常に着るなり(以上摘要) 今をもて古を推量るに承久の擾亂正中の 苛法萬民の 父母としてかゝる荒磯に遷され給ひ槐門の貴族としてうき嶋守に身をよしつゝ生て華洛へ得もかへらず旅魂誰家に落給ひけんいと痛

は毎日に降ながら積ことおほからず里の深雪は五尺ばかり山路は一丈にも及べり簷垂氷は二尺より五尺に至り寒風つよく吹ときは席薦を吹あぐる如く雪は透間より入て席上に積り湯は速に水となり硯の水は晝だも凍る戸外に雪覆あるをもて白晝といへどもいと闇しよりて明るに早く暮る丶に遅ければ冬の夜いとゞ長くぞ覺る本州東南の海のつきたる鷲崎村より梅津村までを内海府といふこのわたりなる村民は波濤より出る朝日のみ見て太山にのみ沒る夕陽を見る又西北の海につきたる願村より小田村（原本小河村に作るおそらくは非ならん今地圖によつて改之）までを外海府といふこゝにをる村民は山より昇る朝日のみ見て海に沈る夕陽のみ見る月もこれに準へてしるべし（解按するに内海府外海府共に加茂郡に屬す願村と鷲崎の間をヘシキ野といふ）

同書に云佐渡の海上に巖かさなりたるあり赤松そのうへに生出で蓬萊の嶋臺といふものめきたるいくばくもありいと大きやかなる巖奇妙の崛などくさ〴〵ありはじめは目をおどろかしぬるも後には飽こゝちす唐畫の山水見るやうにおぼえてやわらぎたる景色にはあらず山路をゆくに險しき阪ひとつふたつこえて今は平地に出る歟と思ふにさはなくて又高き坂ありこれを登り果れば又そが上に高き阪ありこの故に他郷の人は路に退屈して疲勞る丶こと甚し海は西北の果をしらず白波のかたまれる如くに走るを土俗うさぎと唱ふ風ある日には必このうさぎ見ゆれど烈風激浪甚しきときには見えず只浪の音百千の霹靂の落るごとくにおぼえていとすさまじ地震ときは舂くがごとくすべて魂をいたましむること多かり本州の山嶽赤やかに冗たる多きは金氣によれり（以上摘要）

佐渡はいとおどろ〴〵しき荒磯なるよしふるく物にもいへりさればいにしへの制度に罪のいと重きをばこゝへ配流せらる丶もありけり（聖武天皇の天平十四年壬午冬十月十七日戊子河邊臣東女を佐渡の國へ流す正四位下鹽燒王が反逆の事によつてなり○孝謙天皇の天平寶字元年丁酉秋七月安宿王を佐渡ノ國へ流す中臣朝臣眞麻呂私に廢立を謀るによつて也○冷泉天皇の安和二年己巳夏四月藤原千晴（千晴一作千晴秀郷の二子也）佐渡國へ流す左府高明公と同意たるによつてなり○鳥羽天皇の天仁元年戊子春二月源ノ朝臣義綱を佐渡ノ國へ流す舍弟義光に誣られて無實の罪を得たれば也○後白河天皇の保元元年丙子夏五月廿五日盛則入道を佐渡ノ國へ流す新院隨從の武士たるによつて也○高倉天皇の安元二年甲午冬十二月晦日山本兵衛尉義經を佐渡ノ國へ流す治承元年丁酉夏六月二日新判官資行を佐渡ノ國へ流す平家をかたむけんとせしによつて也○順德天皇の建暦二年壬申夏六月八日伊達四郎某を佐渡ノ國へ流す荻生右馬允と鬪諍の罪によつてなり承久三年辛

くは多をさはと訓したり（さはといひやまといふみな物の多き義なり今も物の多きをやま／＼といふさはやまとかされて繁多の義なるを世俗あて字に澤山と書しよりこれを音に唱てたくさんといふかくてはその義を失へるなり）これより能登越中越後へ渡るに湊いと多かりこの中越後を順路とす佐渡の小木より午のかた越後の今町へ水行二十八里辰巳の方柏崎へ水路二十二里出雲崎へ水行十八里卯辰のかた寺泊へ水行十八里寅卯の方新潟へ水行二十四里瀬波へ水行三十七里寅のかた粟嶋へ水行二十五里粟嶋より馬落崎へ水行七里粟嶋より丑の方鳶嶋へ水行三十五里鳶嶋より鳥海へ水行十三里あり又未申の方岩瀬へ水行五十三里北條須へ五十三里七尾へ五十里申の方牛津へ四十四里萩へ四十里立刀へ三十八里鹽津へ三十五里酉の方高井へ水行三十九里和島へ水行四十九里みな小木よりこれを數ふ（つばらに圖中に見えたり）又佐渡の澤崎より同國二見崎へ水行六里水津崎より鷲崎へ水行八里ありかくの如く渡海の港口多きゆゑに多湊と名く又本州に雜太郡あり（和名鈔に國府この郡にあり）雜は假字にて多の義なり太と渡と通ずこれ則和泉に和泉郡あり河内に河内郡あり駿河に駿河郡あり能登に能登郡あり加賀に加賀郡あり出羽に出羽郡あるが如く佐渡雜太文字異なりといへどもその義おなじ佐渡へわたるはいと難義なるよし南谿子が東遊記にもいへり一書に神學類聚鈔を引て佐渡は賴戸の義なり又圃にあはしては田の多き故に多田の義歟と云るされたるは受がたし（因にいふ三十年許むかしの小歌に佐渡は四十九里波の上とうたひしは和島より小木の湊へわたるをいふ歟海上四十九里あり）又按するに古記に挾門に作れり亦これ假字なり一說に海中に離れたる國なれば離所の略かといへれどかゝる嶋峯は佐渡のみならんや離所とするは受がたき說なり〔追考伊勢國桑名より乾の方三里許に多度といふ所あり多度太神宮立せ給ふ多度こゝにはタドと唱ふ、タト、サハト、サトその義同じ〕

一書に佐渡の風土は晴天稀にして風雪忽地に起り驟雨玄ば／＼至るこの故に虹おほかり夏は夕立なくて常に急雨あり雷は夏稀にして冬おほしと土俗はいへれど冬雷のなき年もあり露霜ともにすくなきは風の吹はらふ故にやと思ふにたま／＼風の吹ざる日も露霜はすけなし風は日として吹ざることなし霧は夏に多く雪は金比山より降そめて消るに遲し相川の東に白子山といふあり季秋の中旬よりこの山に雪ありこゝに降ること二三度にして里にも降るといふ雪

窪にも道灌山といふあり江戸總鹿子巻ノ一ノ山の部に道灌山は西のくぼにあり持資入道の舊趾也といふ山ノ上に稲荷の禿倉ありこの山の鎮守也とぞ云々これを紫一本には塚の部に收めて道灌塚と出せり僅に二三里を隔て道灌といふ山二ツあるを見れば好事のもの丶附會せしにはあらぬ歟疑ふべし予をもてこれをいへばいまだ徵とするに足らず
いぬる己巳の年にやありけん日暮里なる修性院とかいふ寺の庭にやんごとなきかたざまの　おん歌を石に彫て立たり此ころ予彼處に遊びつ立よりてこれを見れば

　たれとなく咲そふ花のかげに來て
　　　　　げに日くらしの里ぞにきはふ

從一位資ーとか丶せ給へりあづまの人の需に應ずるよし詞書ありいとたうとくいとめでたし江戸にてかゝる歌塚はいまだ見ざる所なり日暮の里の名はこれよりや定るべからん

○多湊（サハト）ぶりほいと善知鳥　附非人

佐渡はさはとの中略也。さは多也。とはみなとの上略也
とを字の如くわたる義にしてもかなへりこのころ諸國名義考といふ書を刊行せしと聞つわれいまだ見ればこゝに贅せず　ふる

佐渡ノ小木ヨリ越前敦賀ヘ百二十二リ

烹雜の記前集卷上

荏土瀧澤解編纂

○新堀山

日暮の里は江戸名所記（全部七卷寛文二年五月の印本）卷ノ一第十五條に新堀村と出せり又江戸古鹿子（元祿四年九月の印本）紫一本（天和三年寫本）等みな新堀としるして日暮里と書ることとなし但紫一本の上ノ卷新堀の條下編者の自注に所の者今は日暮里といふといへりかゝれば天和のころはや日暮里と書るにやあらん新堀日暮里音訓相似たれば也かくてその文字稍俗ならずなりにければやがて訓に唱て日くらしの里といふしかるに今俗は里の字を省きて日くらしとのみ唱るもありかくては舊名の新堀の義に稱はず上野下野は元來上毛野下毛野なるを中葉より毛ノ字を略されたり毛は草なり彼處は郊原山澤多くていと草ふかき地方なれば上毛野下毛野と呼せ給へる也國々の名二字に定りて上野下野と書に至てもなほ毛の字を添て唱たり（和名類聚鈔國郡の部考ふべし）これ毛の唱を省ざるゆゑに今なほ古意を失れずこれらに由ても日暮里を日くらしとのみ唱るは省略に過たるをしるべししかればふるくは新堀なるを後に日暮里と書かえてより日くらしの里と唱ふこは此ころのことなるを入江翁の繋舟松の碑銘に山曰二道灌一里曰二日暮一可三以徵一と書れたるは別に考る所ある歟こゝろ得がたし日暮里青雲寺の上なる山を今俗は道灌山と唱ふめれどこれもふるくは新後山といへり江戸總鹿子（延寶四年三月刊行）卷ノ一ノ山の部に新堀山は谷中のうしろにあり是又道灌の舊趾なるよしいへり山中に諏訪權現の宮あり云々今按するに新堀を日暮里と唱はじめしころ好事のもの道灌の事をさへとりよして新堀山を道灌山といひしにや紫一本に道灌山は谷中感應寺のうしろ七面明神の山つゞきなる城山のこと也岩淵といふ所は江戸より岩附への道也そこに常勝寺といふ寺あり道灌の菩提所也又小日向金剛寺といふ寺に道灌の御影あり道灌山より東北を見れば限りなく云々こゝにいふ道灌山は天和以來の稱呼歟ふるくは物に見えず或はいふ件の道灌山は持資入道の事にあらず關の道灌といふもの此に處れりなどいふめりいづれも證文を引ざれば徵としがたし又西

崖略

この書はをさく〳〵、童蒙の爲にすなれば、かき流したる水ぐきの、ふりにしかたを見するにも、淺きを汲て、深きに渉らず、まいて唐山の書籍を引に、多くは國字をまじえ寫したる所もあり、此となく彼となく、ひとつに綴よせたれば、名つけて烹雜の記とやいはん、さはれもろこし人の筆のすさびにせし、侯鯖錄といふものには、似るべうもあらぬかし、この書これのみに止るにあらねど、時の後れん事をおそれて、今僅に兩卷を刊行す、これは書賈が所爲なれば、予が知ることにあらず、後集續集、遠からず草を起すべし、

予が著述每年に、只速なるをもて利とす、さればこの編のごとき、本月はじめの四日、にはかにおもひくはたつことあり、よりて八かの日より筆をとりそめて、五日がほどに、はや廿四五頁を稿じ果たりしが、あまりに物々しくて、童蒙にはえきこえじとおもふ所もあれば、これらをばみな拔捨て、更にあはあはしき事ども、おもひ出せるまゝに書つけつゝ、十五日に至て、一卷に滿たり、かゝれば一遍も草稿を更ず、只てにをはのうち重りたる、或は文字を脫したるあれば、いやが上にはりかけて、果は敷紙といふものに、似たるくだりもありけり、この故に一日も、机のほとりに粘のなくては、骨のはなるゝここちぞする、かくまでに遽しく、文作るものいにしへもありや、いまだ物に志るせるを見ねば、わがうへ誰かは實事とせん、固より敎となるものならねば、後々までは懸念せず、なき力瘤出さんとて、まだ見ぬ書のみあさりくらさば、山のとね見て綯ふ如く、いたづらに日ころへなん、只あさ糸のあさはかにも、短き才に綴ることの、かく速なるよしを、しる人はゆるしもせん歟、曩に著したる燕石雜志は、をもひの外に悞おほかり、よりて友たちの誰かれ、或はとほき縣の文人に、打驚されたる條もあり、さらでも備書に悞れ、或は漏らせし事を、後にみづから考得たるもあれば、今この編の後に附、われもし彼書を著ずは、わが悞を誰かは告ん、告ずはしらであるべきに、ゆくりなき幸なるかな、この書もさこそあらまほしけれ、文化八年辛未仲秋もちの夜、月光を著作堂の西廂に引て校しをはりつ、　簑笠漁隱

烹雜の記前集目錄

上卷

下卷

烹雜の記前集目錄果

抑患二貫中氏之痞一耶痞乎默乎吁戲乎噫得レ無レ箴二後之戲謔一乎於レ是乎銘二于石一

文化六年己巳春二月

鵬齋龜田　興撰幷書

掖齋狩谷望之　篆額

翁名解(トク)字瑣吉一稱馬琴曲亭其別號也姓瀧澤氏江戶人世仕二某藩一爲二武弁之家一父諱興義(オキノリ)性長二技擊一而射御之術無レ不三悉究二其奥一矣有二子數人一翁其季也翁以二多病一故去而隱レ市其所レ著詭詞冊子巧寫二憂樂愁啼嬉笑怒罵之光景一使乙閭人稚子估客村農不甲能レ不レ爲二解頤酸鼻千般萬般之態一是以名噪二一時一坊賈提レ利者獲二翁之新著一以爲二居奇一而得二其贏餘一者有レ年矣今玆坊賈等與二翁嗣子興繼一相謀而建レ之蓋欲レ水思レ源之誼也云

鵬齋興再識

曲亭翁烹雜記成、書肆柏榮堂、寫下鵬齋先生所二爲作一曲亭瘞筆之銘上移欲レ充二之序一、來請二余書一、余嘗辱二二老之知一、余之拙書亦二老之所レ知也、故不二肯辭一、書以與レ之、

文化辛未初冬

京山樵者

烹雜記方成先レ是書賈柏榮堂嘗觀二稿本一請レ刊レ之未レ許而竊取二鵬齋先生所レ撰瘞筆塚銘一充二之序一以登二梨棗一及二刻成一余則始知レ之召詰レ之則曰是書首篇載二新堀山玫證一寫二彼碑一充レ序乃有二其緣一也余漫然不二深咎一之又不二敢拒一也題二數行一而還レ之

簑笠陳人解識

瘞筆銘

曲亭翁者稗官者流也善飾二亡根之事一以醒二里耳一綴二鑿空之話一以振二恆心一雖二戲謔似一レ弄レ世頗寓二勸懲一焉其所レ著傳奇小說大小凡二百餘種皆隨二時尙一以標二其異一追二世態一而悉二其變一今年新二於去年一明年新二於今年一是以詞中構二無數之幻緣一紙上現二邊無之化境一一創一奇百創百奇漏二天機一者爲レ不レ尠矣其無邊無數之寓言雖三悉出二翁一人之意匠一假二毛穎氏之資一者二十年於此一噫毛穎氏亦甚勞矣夫稗官脞記者鄙事也毛穎氏勞二鄙事一而費二其精一々費則頭禿頭禿則人弃レ之既假二其資一而弃レ之則其精蘊而鬱矣豈得レ無レ祟耶於レ是欲下瘞二枯管一而祀上レ之中山途遙言歸未レ迨因留殯二于東都之郊一擧レ之以二布囊一斂レ之以二瓦甎一庶幾永安二于茲一冢在於谷中新堀之山上一乃建二之石一而勒二其銘一不レ亡レ勞也銘曰

若二寃氣一則無レ不レ之也無レ不レ化也汝化矣則將二奚處奚歸一乎問レ之無レ聲叩レ之無レ音汝傚二毘耶氏之默一耶

る、此條名にしおふ拙齋井蛙の拙見いふかひなく論ずるにたらずといへども童蒙もしこれを實事とおもはゞ終身の害ならん、よりて一言を加ふるなり、凡そ皇朝の經典といふは

國史　書紀以下の六國史なり、書中代々の天皇の詔旨聖斷をみ奉れば其政教仁德誠に仰ぐべし、又賢臣良弼の狀迹德行後代の軌範とすべきもの多し

令　天下の法書なり、淡海公以下奉勅の撰、義解は右大臣夏野公、これよりさき天智の朝廷令廿二卷をえらばる近江の令といふ、今傳はらず

律　刑書なり、天下の人もし罪を犯すときはこれによりて決罰す、こも淡海公以下の撰なり

式　朝廷の禮儀をさだめかゝせられたる書なり、弘仁貞觀延喜冬嗣公忠平公奉勅の撰なり

格　令にもれたることを時務にしたがひ別勅を下して制を立られしなり、こも冬嗣氏宗時平公等奉勅の撰なり、今殘缺わづかに存せり

國史をよみて前皇のかしこき道をしり令律によりて國政を經緯し四海にのつとり國民をやすんずべきなり、本朝にかゝるふみあることをしらず、今は修齊平治みながら學によるはいみじきひがことなりそも〳〵伊勢源氏は中世婬亂驕奢の弊風をかきたる書なればとるべきにあらねども其ころの時俗をしらんに誠にただに目にみるがごとつばらにしらるればやむことを得ずして通熟するのみ、かけまくもかしこけれど王廷の權おとろへ政刑霸朝よりいづるやうになれることは專ら詞華風流にながれたまひ百官も從がつて職掌を怠りぬるよりなりけり、さはいへど無下に好色幽玄をすつるときはたゞ野にのみす、みて吉野山の櫻を雲ともおぼえず、龍田川の紅葉をにしきともあやまたず、月にかなしみ妻をあはれむこゝろもなくては人の面にして人なるべからず、しかあればおのおの立たる一ことを主張して其餘力にはかならずこの道にもこゝろをとむるがうべなれども井蛙の見によりて伊勢源氏を本朝の經典とおもはゞ文盲のそしりをまぬかるべからずといふ

本書據宮内省圖書寮御所藏松岡本令書寫之

後松日記卷之二十一　終

ん、ふるき書巻にも細長を着たるなめりとおもふもみえず、兒の料のごとくにて大きくぬひてきたるにや、さてはやごとなき女の着たまはんになまめかしくうちあひてもあらざるべし、雅亮にれいの衣の大くびなきなりとあるは例の衣とは表衣のことにや下衣の事にやそも玄るべからず、名を一にして其物かはるべくおもほへず、ろくに給ふも兒のを給はりてはなに、かせん、さて先達にとへど長女のきたることをさへ玄らぬ人多かればいふかひなくてふるき書をかきあつめて後考をまつのみ

〔明義明治廿年一月清水義壽長野縣ノ人 好古會員ノ問ニ據テ先考着述此段ヲ再三再次熟考スルニ童男女ノ着ル細長ハ方領ニシテ表ノ衣ノ製ナルヿ園大暦及前ニ圖スル體制ナルベク更ニ贅言ニ及バズ、長女ノ小掛ノ上ニ着ル細長ハ蠻領ニシテ大頸ナク雅亮抄ニシカ記セリ細ク長ク縫テ上ニ打掛ケタルナルベシ、去レバ枕ノ双紙ニ衣ノ名ニ細長ハサモイヒツベシトハ見ヘタリ、上ゲ首ノ衣ニ大クビナキ製ハ未ダ見ズ〕

細長考目錄

○細長西宮記 枕册子 扶桑略記 雅亮裝束抄　○童男女着細長宇津保物語 狹衣物語 桃華蘂葉 胡曹抄 源氏物語 園大暦 義政公著袴記　○長女着細長宇 源 落久保物語 狹　○細長色々薄色織物ぅ　櫻色綾ぅ　紫袷ぅ　綾ぅ 西 江次第　銀綾ぅ　无文櫻源　白薄物ぅ　櫻源　唐綾撫子重ぅ　紅梅重源 枕　薄蘇芳唐綾ぅ　山吹源　櫻色ぅ　藤源　鳥子重雅　紅打宇治拾遺　織物江 狹　紅染打江　白江　○祿賜細長西 源

江 狹 雅 扶 宇 枕 宇治

○内藤中書君山田阿波介え遣りたる再問をかへされて

先往被遣候山田阿波介えの御難問何歟山田方えは差遣がたくと申戻し越候則二册返上仕候御落手可被下候甚延引恐入候山田其外も大衰微中にて拜見候ても分り不申候よし公卿はじめ淺學淺業のみに御座候御一笑可被成候下略、六月四日　中書拜

行義公

○高島拙齋が點取和歌詠草のおくに和歌の說數〳〵かきける中に古今伊勢源氏は本朝の經典なり、又戀歌を了解して天下身をおさめ伊勢源氏を了解してほまれを得るなど書ける文盲を難して押紙して書け

一重」又立后云、執政祿、或大夫執之付前駈大臣、白大褂一重加織物細長」　枕冊子云春曙抄巻八殿の御かたより祿は出させたまふ、女のさうぞくに紅梅のほそ長そへたり」狹衣物語云三の下とりあへたるにしたがひつゝ細長小袿どもをし出させ給へる皆かづけ渡させ給ひけり」又云をかしきほどにしばしあそびて人々まかで給ふにおりもの、細長小袿などやうの物どもたまはせけり」宇治拾遺見上、雅亮抄束抄見上、

細長之圖

右細長之圖文政十年三月、右大將君着御高倉前大納言殿調進也、御着袴以前なれば御袴は調進なし、委敷圖は別にあり

考ふるに細長の名は延喜延長をはじめとす、これより上にありしや淺見しらず、細長にも二の樣あり、ひとつはおさなき間の衣なり、今一はおとなになりてもやんごとなき女はきるなり、其體製兒の料は園大暦に寸法みえたり、又今も產衣の料あるはさりぬべき折にちごのまじらひ給ふ時着たまふればめにちかく見書圖にものしたるもあれば誰もしるらん、昔物語におとなの女のきたまへる又ろくに給へりしなどぞいかゞは裁縫しけるなら

綾見上」又菊の宴ニ云、くに〱の司どもに女のよそひ、さてはさくらいろのほそながはかまなど給はせて」又春日まうで云、まひ人には女のさうぞく一よそひづゝたまふ、べいじうにはさくらいろのほそなが一かさねあはせのはかま一ぐづゝたまふ」又藏開上の二云、源中納言の北の方の御もとよりあかいろの織物の唐衣唐裳摺裳綾の細長みへがさねの袴そへたる女のさうぞく」源氏物語末つむ花無文櫻見上」又竹川云、げにたゞ人にてみ奉らばにげなくぞみえ給ふ、さくらの細長山ぶきなどのをりにあひたるいろあひのなつかしきほどにかさなりたるすそまで」又梅枝云宰相の中將御つかひたづねとゞめさせ給ひていたうゑそし給ふ、紅梅かさねのからの細長そへたる女のさうぞくかづけ給ふ」又玉蔓云、櫻細長　山吹細長見上」又胡蝶云、とりには櫻の細長てふには山吹かさねたまはる、かねてしもとりあへたる樣なり、略中將の君には藤のほそながそへて女のさうぞくかづけたまふ」狹衣物語、櫻萠木見上」雅亮裝束抄云、びんぎの所をろくの所としてはしらにくり形をうちてあしづをのつなを引まはしてやう〱のろくをかくるなり、ろくには鳥の子がさねの細長大うちき赤ぶすまなどいふものなり、とりの子重といふはおもてゑろくて中へはうすこうばいにて裏は黄なる衣なり、ほそながといふはれいのきぬの大くびなきなり」宇治拾遺云卷七小野宮殿の大饗に九條殿の御おくり物にゑ給ひたりける女の裝束にそへられたりける紅のうちたる細長をこゝろなかりけるおまへのとりはづしてやり水におとし入」

祿賜細長事　西宮記見上　延喜十六年、扶桑畧記見上、うつぼ物語國讓下正本藏開下うへ人には織物のほそながあはせの袴などさま〲なり」源氏物語竹川云、いかにもてないたまふぞとゝみにうけひかず、こうちきかさなりたる細長の人がなつかしうゑみたるをとりあへたるまゝにかづけ給ふ」又若菜上云、女のさうぞくに細長そへてかづけ給ふ」又寄生云、四位六人は女のさうぞくに細長そへて五位十人は三へがさねのからぎぬ」又胡蝶見上、西宮記天皇御元服云、母后御座時又有祿云々、大臣女裝、納言綾細長袴、參議小袿袴、殿上疋絹云々」又臨時八云藤花宴略賜祿、納言女裝、源氏小袿、四位細長」江家次第大臣家大饗云、次尊者祿女裝束一具、加綾若織物若紅染打細長」又御元服云給祿略大納言以下三位宰相白細長

らにておはす」源氏物語若菜下云、明石女御あえかにみえ給ふさくらの細長にみぐしの左右よりこぼれかゝりて柳のいとのさま玄たり、略むらさきの上はえびぞめにやあらん色こき小袿うすはうのほそながに御ぐしのたまれるほど」又若菜上云、几丁のきはすこし入りたる程にうちき姿にて立たまへる人あり女三略紅梅にやあらんこきうすきすぎ〳〵にあまたかさなりたるけぢめはなやかに草紙の妻の様にみえて櫻の織ものの細ながなるべし御ぐしのすそまで」又行幸卷云、ひたちの宮の御方略あをにびの細長一かさね落ぐりとかや何とかやむかしの人のめでたく玄ける色あひしたるあはせの袴一具むらさきの玄らきりみゆるあられ地の小うちきと玉かつらもぎの料」落久保物語云、此たびぞ北の方君達にもたいめんあり、こき綾のうちき女郎花の細長き給へり」狭衣物語二の下源氏宮御まへにさくらの織物の御衣どもの上少し匂ひて裏は色々にうちかさねたるうへにくれなゐのうちたる櫻萠木のほそながや山吹の二重織物の小袿などの所せくものこはごは玄げなるをいかなるにかたを〳〵と

色々細長　薄色織物　紫袷　白薄物　櫻色　櫻櫻　萠木　紅打
濃紫織物　銀ノ綾　唐綾撫子　綾　山吹　鳥子

重　薄蘇芳唐綾　藤　うつぼ物語國讓下正本藏開下云、大將うたてあるゐじんにこそはとの給ふほどにうちよりあやかいねりのいとくろらかなる一かさねうす色の織物の細長一かさね三へがさねの袴ひとへ」同卷云、宮はむかしの御かたちにことにおとり給はず全文見上」又樓の上云、かいねりのあやのきぬ一かさねうすいろのおり物のほそ長のはかまひとへ山ぶきの綾のみへがさねにぞきたまはんとて」又云、衣ばこ一よろひにからあやのなでしこのうちきこむらさきのおりもの、ほそなが三へがさねのはかま」又吹上上正本下云、ゑふひぞうどもよりはじめてくにのすけにはこきむらさきのあはせのほそなが一かさねあはせの袴ひとへそれより下はひとへなるものなど給はらぬ人なし」又云、その日のあるじつねよりもこゝろことなり、君たちからの花ふれうの綾のなほしあやのかとりの玄たがさねうすもの、あを色のさしぬき玄ろがねのあやのほそながひとかさねづゝたてまつり」又樓の上正本下の上白薄物細長見上」又云、からあやのなでしこかさねの細長ふたあゐのおり物のから衣うす物の地ずりの裳はかまひとぐ大將の御返とて」又樓の上正本上の上薄蘇芳唐

にすゞろなる名どもをつけけんいとあやし、衣の名に細長をばさもいひつべし」雅亮裝束抄云、びんぎの所をろくのところとして略ほそながといふはれいのきぬのおほくびなきなり

考ふるに細長の名延喜延長をもてはじめとす、これより上代にみえたるか淺見いまだ所見せず

童男童女著細長事　うつぼ物語樓の上下の上、いぬみやゑろいうすものの細長にふたあゐの小うちきをたまひてたけは三尺の几丁にたらぬほどなり御ぐしは絲をよりかけたるやうにて「又樓の上上の上、まろと二宮とはならべてみ侍しかしとの給ふまゝになきたまひぬべければことゞゝにまぎらはし給へばいとくろうつやゝかなる御衣にうすすはうの唐あやの御細長にはえてきよらにいよゝゝうつくしげになりまさり給ふ」源氏物語末摘花云、二條院におはしたればむらさきの君いともうつくしきかたおひにて紅はかうなつかしきもありけりとみゆるにむもんの櫻のほそ長なよゝかに着なしてなにこゝろもなくて」又玉かつら云、櫻のほそ長につやゝかなるかいねりとりそへて姫君の御料なり、略くもりなくあかきに山吹の細長はかのにしのたいに奉れたまふを」狹衣物語云三の中、飛鳥の姫君いとあまたが中にすはうの織物のほそ長きてかみは肩の程よりもすぎて」園大暦云、延慶四年二月廿五日兒御衣調進事、略白御細長二具表白小龜甲綾練張裏平絹練張中倍無之二領重之、无差別綾單文如常一領重之、御紐組結之、六尺五寸以上一具如此、御身長四尺五寸御身弘六寸五分御丈頸上四寸三分下四寸七分御袖引立一尺七寸御袖弘六寸、御襪褓三帖略、」桃華蘂葉云、建暦元年四月十日姬君眞菜始、略白二重織物細長同織物小袖二重、用細長之時不用袙袴是例也」胡曹抄云、皇太子直衣篇細長白織物幼童時」義政公御着袴記云、於管領御祝次第寢殿にてうき織物の二御服をめす、其後御前張の大口細長御地白唐織物御紋石たゝみ龜のこう

長女着細長事　うつぼ物語國讓下正本藏開下云、君よべおとゞのつゝませておはしたるあやかいねりおりものほそ長など着たまひてことし四十に三つたらねどいとあてはかにこめきてらうたげなるかほしてかみたけに二尺ばかりあまりたまへり」同卷云、宮はむかしの御かたちにことにおとり給はず、あやかいねりのこきうすき織物の細長など奉りて御火をけきよ

シ、汗衫謂下襲　儀式倭名鈔　延喜式本朝文粋　小右記　○童女汗衫西宮記　枕冊子大和物語源氏物語　宇津保物語榮花物語　天徳内裡歌合　○汗衫色々、櫻重天徳歌合源氏　柳重天徳源氏　桃花　櫻源氏枕　女郎花源氏　蘇芳源氏桃花　紅梅源氏台記　白重枕　躑躅枕雅亮　青朽葉枕　朽葉枕　白橡榮花　赤色榮花　五重三重榮花雅亮　蒲萄榮花　織物台記雅亮　二倍織物雅　綾　雅亮平絹雅亮青摺榮花枕　黑凶服

源氏　○汗衫着次第雅亮雜要　○宿直裝束枕雅亮榮花台記　○同付袙表袴下袴　裁縫雅亮雜要

今按汗衫之圖

○細長　西宮記云臨時三御庚申御遊、延喜十六年七月七日、略給祿了雜色保忠朝臣火色單細長、非參議四位白單」扶桑略記云、延長二年三月十四日壬子、勅召僧正問先日所讀儀軌疑、所施僧正褂衣二領御細長一重」枕冊子云春曙抄七きぬなど

汗衫ノ裁縫西宮記ノ比ハ上クビニテ中ゴロノハタリクビナルベシトマヘニカウガヘシガ雅亮ニカリ衣ノクビノヤウニサストアレバタリクビニテハナカリケリ、頸ヲバ二ヘニ折テ背中ノホドニオシサゲテ衵ノヨクミユルヤウニノケテキセテオビヲシテマヘハ左右ノワキノ下ヨリ後ニヒカスルナリ、マヘヲヒクニ裏ノミユメレバ面合ニ引ヤリテヒカス、雅亮ト雜要抄トヲヨクカウガヘミレバ裁縫モキセ樣モ大カタシラルベケレバヤガテ畫圖ニモノスベシ

宿直裝束トイフハ上ノ袴ハキズハリ袴ニヒトヘウチ衣衵ヲキテ其上ニカザミヲ着トヂ付テオビモセヌヲ云ナリ、ナホ打トケテオノガドチキル時ハ衵姿ナリ

御巫猿女ノ裝束　儀式云中務錄唱名縫殿屬賜之、御巫猿女各四人、各綠袍一領、（綠表帛裡、別三丈）綿二屯兩面帶一條、（長一丈九尺廣五寸）汗衫一領、（三丈）綠裙一腰、（綠表帛裡、別三丈）裙腰料縹帛一條、（長一丈九尺）綿二屯、下裙一腰、（裙三丈、腰一丈五尺）袴一腰、（三丈）綿一屯、縹帶一條、（長六尺、廣四寸五分）細布髮髻（カウソエ）一條、（長二丈）緋帔（ウチカケ）一條、（緋表帛裡、別一丈五尺）細布衫一領、（長三尺）線襪一兩、（長三尺）線鞋一兩云々コヽニ汗衫トアルモ下襲ヲイフナリ、ミドリノ袍ノ下ニカサネキルナリ、サテ文政大嘗會ノ圖卷ヲミレバコノ色目トハヤヽタガヒテ汗衫二領表生絹裏花田ソノ體製マタク狩衣ノ樣ニテ尻ハ長ケレドマヘハ短ク、大頸モ下ヒロニ付タリ入紐モアリ、雅亮雜要抄ノ文ニハアハズ、半臂ニハ忘緒モ具シタリ、下襲ニハシリモアリ、表袴ニハ小幅ナシ、（コヤ雅亮等ニヨレルトミエタリ）濃打袴コキヒトヘ石帶ハ犀角丸鞆ナリ、袴ヲノゾキテハ男ノ料ニカハル事ナシ、總角ニハハサ形ヲツケアフギハ女ノ料ニテ書ヲカキ造花絲ヲモ付タリ、西宮記ノ內親王ノ御裝束ノ色目ナドニヨレルニヤ外ニヨリドコロモアルニヤ淺見シラズ

カザミ細長ノ事等オボツカナキフシブシ多カレバスギニシコロ竹屋故三位ノ君ニモトヒ奉リコタビマタ山田阿州ニモトヘドフルキフミヲ多クモミヌ人ニヤサルベキ人ニモ聞エアハサヌニヤオモヒワキタル事モナキケシキナリ、オノレモトヨリ淺學ナレドヨニシル人ノナケレバヤムコトヲ得ズシテ臆說ヲカキ付ヌ、ヤガテコノ序ニ細長ヲモ書集ベ

マデ常ノ衣定ニ付也、端袖ハ男表衣ノ様ニ面ヲ二倍ニ中折テ付之、打袖長四尺袖ノ弘常定、腋開弘八寸下袙長四尺二寸、單打衣參、御覽同前表袴長四尺五寸下袴長八尺參料、一丈御覽料」雅亮裝束抄云、カザミ、シリ一丈五尺マヘ一丈二尺ヱリ一尺ニシテ三寸ヲイダシテオビニス、オホクビノスソ六寸イダシテヒロキヲ下ニス、マヘヨリオホクビハカミヒロニスベシ、ソデノヒロサフタノニテ二尺一寸クビノ高サ二寸クビノナガサ三尺カリ衣ノクビノヤウニサスナリ、セヨリ頸ヲイダス、ハタ袖オモテ斗ヲナヲシソデニス、ウチタレ二尺三寸、ウヘノ袴、タケ四尺三寸コノナシ、アシツギ一尺二寸スソノヒロサ一尺三寸ヒロキガヨキナリ、コシ一丈二尺、アコメ、タケ四尺一寸ウチタレ一尺三寸、身ノヒロサ一尺三寸ワキ七寸ニアクベシ、カサ子ノハカマ、長サ九尺五寸セコマタニヌフ、コシ一丈三尺ミノヲヒトノヲ□一尺一寸ニオリテ大カタ一尺七寸ニヌフベシ」又云、カザミノナガサタチヤウアリ、ウヘノハカマノマタノ小ノナシ、アコメウチキヌヒトヘワキアクベシ、ソレガキセヨキナリ、ワキアカヌアコメノナガキナドニアヒテミジカクキセナシ、ワラハノスガタヲヨクスルヲ上ズトハイフナリ」又云、カザミノ左ノハタ袖ノタモトノスヂヲ五六寸バカリホコロバス人アリユダチト名ヅケタリモツテノ外ノビガコトナリ、ヌヒフタグベシ、カザミニユダチヲアクルコトハ左ノ脇ノヌヒメノマヘヲタモトマデホコロバカシテクミニテヒモヲツクルナリ、コノ儀ツ子ナラズ、ノリユミノイテニ入タル宰相ノ中將ノ五セチヲタテマツラムニアクベシトゾ申ツタヘタル」考フルニ童女ノ汗衫ヲキルコトオノレミシトコロハ西宮記天德歌合ゾハジメナリケル、サレドオトコモ元服以前ワキアケヲ着レバ女モ亦千ハヤブルカミ代ヨリ腋アケヲキタルトシルベシ、カザミハ則ワキアケナリ、イマノ代ニイタルマデ高キモイヤシキモ都モヒナモ元服以前ワキチカクコノ謂也

汗衫ヲキルニ時代ニヨリテ三ノカハリメアリ、西宮記ニミユル所ハ總角ヲユヒテ半臂下襲表袴下袴平オビ内親王ハウルハシキ玉ノオビヲサシ給フトミエタリ、夫ヨリ後ノヨハミヅラハユハズ髮長ウサゲテ袙ウチ衣單表ノハカマカサネノ袴平オビニテゾアリケル、扨永暦平治ニイタリテハ袙ノ上ニ表衣ヲ着ソノ上ニ汗衫ヲキタルナリサハイヘド雅亮雜要抄ニハ、、

面合ニ折テ右ヲ上ニシテ折目ヲ二三寸許引遣テ前後ヲ身形ニ下ザマニ引取帶ヲセサズ、前ノスソハ左右ノ裔ノ脇ノ下ヨリ後ザマニ引ヤリテ袙脇縫目ノ末ハ汗衫下ヨリ可見也、後帶シノ下ハ外ザマニ二重ニ折テ右ヲバ左ヘ背ノ縫目ノ程マデ折遣リ左ヲバ右ヘ三寸バカリ折遣テ帶ニ鋏之、ソノ折返タル中ニ童ノ髮ヲバ入ナリ、サリナガラモ背縫目ヲバウルハシク可着ナリ、前ノ左右並後ノスソヲバ上ノ定ニ二重折ナガラ可引ナリ、右ノ端袖ハ外ヘ可返、左ノ端袖ハウルハシクテ袙ノ袖口見許裔ヨリ下ザマニホコロビヲ八寸許裁テトヂムルナリ、脇ハ袙ノワキト引カサネテ後ザマニ搔出テウシロヨリ可見ナリ

宿直裝束　枕冊子云、なまめかしきもの、をかしげなる童女のうへの袴などわざとにはあらでほころびがちなるかざみ計をきて」榮花物語初花云やどり木やすらひなどいふが少さくはあらぬが髮長う樣體をかしげにて汗衫ばかりおぞきせしめたまへる上の袴はきず、其姿ありさま」雅亮裝束抄云、童ノ宿直裝束トイフコトアリ、常ニ人シラズ、打衣單カサネタル、五ツ袙ニ張袴ツネノゴトシ、其上ニカザミヲキルナリ、頸ノヲリヤウハタ袖ノ返シヤウツネノゴトクシテ帶ヲセデカラ衣ノ樣ニキセテ後ノ脇ノモトウラウヘマヘノワキノモトウラウヘヲニ袙トヂツクルナリ、常ニ人トヂドコロシラズ秘スベシ、ウヘノ袴ヲキズ帶セヌ故ニトノヰ裝ゾクトイフナリ、聟トリノ所顯ナドセザランサキニアルベキナリ」台記別記云、久安六年正月廿一日、童女尋常袙上着汗衫、不着表袴、不用帶汗衫尻前懸肩、從雜役

汗衫及表袴袙等裁縫　類聚雜要抄云、童女裝束事
汗衫尻長一丈五尺御覽日料、一丈二尺參日料、廣二尺六分、二幅片方弘一尺三分前長、一丈一尺三分御覽日料、九尺參日料、セテ縫之、弘身大頸チ合凡下重前ノ定彫八寸下五寸三分ニ出シテ弘方ヲ大頸下ニ付後弘一尺五寸ニ裁テ三寸五分ノ物ヲ出テ頸帶ニ用之、袖弘四尺五寸但彫八寸裁テ後ニ三寸五分ノ物ヲ出也、彫四寸タモト六寸五分身弘一尺三寸、一方也前ハ身大頸ヲハカラヒテ縫登横頸弘二寸長二尺八寸單頸弘四寸八分長袖程ニ付袖幅一尺三寸端袖弘六寸七分腋開ル弘九寸五分帶長五尺七寸弘二寸五分單頸ハ袖マデ付下、登頸ハ單頸ヲハヅシテ下ザマニ付下ス、下セバナル樣ニ凡三重ノ物ヲ表二重ヲバ上頸ニテ下ノ單衣ヲバ別ニ放テ袖程

の衣はをよくおし入てわきのぬひめのまへのかたをとりてうしろのをば身におし付てまへをうへにうしろざまにひきなすやうにゆひこめさせておびをあててうらうへかくすべし、おびをむすばせてのちかざみをとりてくびをとざまおしなしてきす、からぎぬきたるやうによくおしさげてかたをよくおしさげてまへをひろげてひきちがへておさへさせておびをとりて後にまはりてかざみのしりのわきのもとをうへざまにかへしておびをゆふべし、左をばおほく三寸ばかりかへすべしうらうへにみゆべきなり、さてのちまへにまはりてかざみのまへをうはがへをうへざまにおしあげておびのむすびめをかくしておびにはさむなり、衣たがへもかくしてまへをば左右おもあはせにしてわきの衣たよりうしろへひきのべてひかすべし、かざみのまへはもとよりおもあはせにおりたるものなり、さながらまへをちがへて帯をあて、すべきにおびのむすびめもかくさんれう又たたみながら衣たるはうしろにひかれてまへのひろごればひろげてあて、うへざまにおしかへしたるかたがた秘説なり、さてのちかざみのみぎのはた袖をう

へざまにおりかへしてあこめうちぎぬひとへのそでぐちをみせてかゐなたはむほどをよくおして手をもたげさせてすきあふぎをもたす、袖のうへをもよくおしてそでのはたをはねさすべし、左の袖は身にかゐなをひきそへさせてはたらかさず、かざみのはたそではひきたれたり」類聚雑要抄云、童女装束着事、先下袴ニ表袴ヲカサ子テ次童着事如常、下袴腰ハ左ニ結之表袴腰ハ右ニ自常ハツヨク結之、末ヲウルハシク引重テ股立ノ縫目ヲ表ニシテ引弘ゲテ足ヲ可踏立也、下ノ袴腰ヲバ表袴ノ下ヨリシソヘ末ヲウルハシク可引出也、次袙ニ單重ヲ著テ頸ヲシナヤカニ取居テ打衣ハ本重タリ帯ヲセサズ右ヲ上カヘニシテ前ノ帯シヲ能チガヘテ後ヲ前ザマニ身形ニ能押マハシテ帯ヲセサズ、凡肩先ヨリ下ザマニ、帯シノモトマデ身形ニ可着也、帯ノ下ノ尻ハ小フクラムベシ、袙ノ腋ノ縫目ノ末ハ能裔ヘアゲテヒロゴルベキナリ、帯ノ下ノ際ノ腋縫目ヲ取テ帯ニ落マジク下ザマニ鉸ナリ、ソハ末ノアマリヒロゴリテ吉ナリ、可必鉸也、是秘説ナリ、鉸トテハ人ノシレバ袙長ト謂テハサムナリ帯ニ筋用之、袙汗衫ノ料ナリ次汗衫ヲ著頸ヲ外ザマニ折テ背中ノ程ニ押下テ袙ヲミセテ着テ左右前ヲ中ヨリ表ザマニ

り、かざみをもあまたをめらかし、かさねのはかまををめらかし、かさねうちぎぬかざみのうら袴のすそにでいしてゑを書たむこと常のことなり、かざみのおもてのふたへおり物こそめどをきことなれども中納言時忠の五せち出したりし御らんにけんすん門院よりありしこそもえぎのかざみにむらさきの絲もてりんだうおりたりしか」又云、ひろぎぬのかざみうへの袴うちぎぬ又常のことなり、これもいくへもかさねたみゑもかきいろ〳〵心なり、ずらうのなどはひらぎぬにてあるべきなり」又云、このわらはのさうぞくのやう、むことり女御まいり五せち女御の所あらはしなどの さうぞく、 かざみの おもてのおりものかさねいつへ三へうらたみゑをかくことつねのことなり、うへのはかまのおもてかさねのはかまあやくれなゐうち三重五重することつねの事なり、あこめ五三二又常のことなり、ひらぎぬのうちさうぞくこの定に數あること常の事なり、たゞし女御まいりむことりなどにはひらぎぬのうちさうぞくあるべからず、五せちにとりておほかたはくに、いださんわらはのさうぞくはひらぎぬにてあるべきなり、人によるべきことなり

●●●●●汗衫着次第　雅亮裝束抄云、まづはり袴をうへのはかまにかさねこしをきんずる人の右に結ばんずる定におもひあて、うへのはかまにつらぬきてすそよりひき出す、やがて腰もうへのはかまの右のかたよりすそへひきいだしたり、かくてかさねのはかまとはいふなり、それをとりてわらはの袴をぬがせてきす、うへのはかまかさねながらきすればまづはり袴のこしをゆふ、すそより出たるをかみへひきあげずしてたかのもとをししたるほどにむすぶやうにむすべばくり出しなどせねどもこれを秘するなり、さてうへの袴は左をうはがへにしてこしをひきまはして左の後に片かぎに結ていたくさがりたらば腰におしかふべし、さてのちはり袴のすそをひろくひろげてもゝだちのぬひめをうへになしてうへの袴をもこの定にしてまたのをふますべし、あこめをとりてうしろにまはりて打衣ひとへとりかさねてくびをみつにをりすゑてひとへもきぬもくちをみせて右をゑたがへにてきすべし、くびをよくひきちがへてまへを押へさせてゑたおびをとりてうしろにまはりてわき

云、よきわらはのこまやかににばめるかざみのつまかしらつきなどほの見えたり、をかしけれど猶目おどろかるゝいろなり」枕冊子云、玄げい舍東宮にまゐり給ふ程の事などいかゞはめでたからざらん、略わらは二人下仕四人してもて参るなり、略櫻のかざみもえぎ紅梅などいみじくかざみながく玄り引てとりすまゐらす」又云、あてなるもの、うすいろに白重のかざみ」又云、女院玄げい玄やの人やがてはらからなりけり、辰の日のあをずりのからぎぬかざみをきせ給へり」又云、かざみは春はつゝじ櫻夏は青朽葉くちば」榮花物語はつ花云、業遠のわらはにあをき玄ろつるばみのかざみをきせたり、おかしとおもひたるに藤宰相のわらははにはあか色のかざみをきせ、略宰相中將のもいつへのかざみをはりはゑびぞめをみえにてぞきせたる、あこめ皆こきうすきこゝろ〳〵なり」又云、をみのよ(かしづきィ)は宰相の五せちにわらはのかざみおとなのから衣に皆青ずりをして」狹衣物語三の下云、わらははおなじいろにてうへの袴かざみなど女房の裳からぎぬなどのおなじ心にて」台記別記云、久安六年正月十九日入内略童女二人、紅梅織物汗衫、紅打衣、萌木衣三領、紅單、蘇芳織物表袴、紅打袴」桃華蘂葉云、女房夏冬裝束、忠順記永曆二年正月廿九日中納言中將嫁取、今夜女房已下裝束略童二人裏濃蘇芳袙五龜甲文青單濃蘇芳、表着濃打袙裏濃蘇芳汗衫濃袴泥繪扇」又云同記永曆二年二月二日今日中納言殿渡御第四日也、是日人々改略童表着白三裏紅青薄色紅單紅打袙柳汗衫紅袴扇散薄」又云、廣季記平治元年七月一日六條攝政迎信賴妹給、略童女二人裝束同單重袙濃引倍木濃蘇芳織物、表着同色汗衫濃張袴泥繪扇」雅亮裝束抄云、わらはのさうぞく、まいりのよはいかさまにもつゝじのかざみ、おもてあやうへのはかまおもてたゞきぬ玄ろくはりてやうしてこきうちうらをつく、あこめすはうふたつあをきひとへこきうちぎぬこきはりばかまなり」又云、わらは御覽の日は參らずかくるゝなり、御覽ずるところも其夜は姫君のぼらずやすみの日といふなり、御らんずる所々のわらは下仕斗まいるなり、さうぞく、かざみのおもてうへのはかまのおもておりものなり、かさねの袴うちぎぬあこめのおもて綾なり、あこめの數こゝろにあるべし、常はふたへひとへな

裝束尋常朝服淺鈍色半臂柳色汗衫深鈍色表袴襪汗衫童女表衣　西宮記臨時四云、齋宮齋院童女、總角青麴塵汗衫半臂下襲表袴白柳帶」同記云臨時八女親王對面、總角着汗衫半臂下襲表袴玉帶等」大和物語云、桂のみこに式部卿の宮すみたまひける時その宮にさぶらひけるうなゐなんこの男宮をいとめでたしとおもひかけ奉りけるをも略かざみの袖にほたるをとらへてつゝみて」宇津保物語沖白波云、宮あこ宮は御ふみ奉り、中納言手をすりてこひとりたり、おとな三十人ばかりもからぎぬきてうなゐ八人かざみうへのはかまきたり」又俊蔭云、うちにこたちうなゐどもかさねのも、からぎぬかざみどもきてゐなみたり、汗衫色々柳重 櫻重 女郎花 蘇芳 紅梅 青白橡 白重 青摺 躑躅 青朽葉 朽葉 赤色 五重 蒲萄 濃蘇芳 三重 織物 黒凶服」天德内裡歌合云、うなひ四人青色に柳かさねにて北の方よりかきたつ、略うなひ六人あか色に櫻かさねきて南の方より御前にかき立、略すはまとりいる、日は四月朔日つとめてになりて左は夏のかざみにて出たり、右は同じ冬のながらにてとり入る」源氏物語繪合云、わらは六人あかいろに櫻がさねのかざみ袙は紅に藤かさねの織物なり、略わらは青色にさくらのかざみ山ぶきがさねのあこめ着たり、みな御まへにかきたつ」又野分卷云、わらはべおろさせ給ひて虫のこどもに露かはせ給ふなりけり、略をみなべしのかざみなどやうの時にあひたるさまにて四五人ばかりつれて」又若菜下云、わらははかたちすぐれたる四人あかいろにさくらのかざみ薄色のおり物のあこめこきうきもんのうへのはかま紅のうちたるさまもてなしすぐれたるかぎりをめしたり、女御の御方にも略あをいろにすはうのかざみ唐綾の上のはかまあこめは山吹なるからのきを同じさまにとゝのへたり、あかしの御方のはことぐ〳〵しからで紅梅ふたり櫻ふたりあをしのかぎりにて袙濃くうすく打めなどえならできせたまへり、宮の御方にもかくつどひ給ふべく聞給ひてわらはべのすがたばかりはことにつくろはせ給へり、あをにに柳のかざみえびぞめのあこめなどことにこのましきさまにはあらねど」又葵卷云、あてきはいまは我をこそ思ふべき人なめれとのたまへばいみじうなく、ほどなきあこめ人よりはくろうそめてくろきかざみくはん草色のはかまなどきたるもをかしきすがたなり」又柏木卷

匠が車より紅の衣を出したるを撿非違使が糺したれば大そらに照る日の色をとよめるにてえたゞさず又よにもいみじとおもひけん撰集にも入られたり、こは内匠は上を輕んじ撿非違使は職掌を怠りぬる罪あさからぬを延喜に風流にあやまちたることこれを見てもしるべし

年ごろおぼつかなくおもひわたりし事をとひ侍りしに押紙していらへおこせたまへり、いと〳〵うれしくかしこみながらうちみれば大かた初學のさかしらしたるとか芝の浦わの蜑のさえづりとかおもひおとしけむふかくも考へず、事しもなげに筆のまに〳〵かきすさび給へるなりけり、いふかひなくて恨めしさにおのれ臆説を書て再度きこえうごかしはべりぬ、こたびは今少しおもひめぐらし此臆説をたゞし誠に敎示し給はゞ又なくうれしかるべくなん、なかなかにものし給はば

むめの花なにぞと問しその春に

[illegible] またも宮人あはんとすらん

かくいふは弘化五年む月の四日、芝の浦をばや、入て三縁山のもりの下にすめる、赤羽の天狗なり

〇汗衫二品考　汗衫（謂下襲）、儀式云、踐祚大嘗祭中、風俗歌人兩國男女各二十人、裝束男細布摺袍各一領、襖子汗衫半臂各一領、白絁綿袴一腰、（略）女各領巾一條、襠一領、長袖衣一領、汗衫一領、小襖子一領、裳一腰、袴一腰、下袴一腰」又云、稻實公紵靑摺單衣一領、紅花染汗衫一領、白絹綿袴一腰、支子染襖子一領、調布袴一腰」又云、又御巫猿女各四人、各綠袍一領、綿二屯、兩面帶一條、汗衫一領、（三文）綠裙一腰」延喜縫殿寮式云、年中御服、春季、（略）半臂十領、（略）汗衫十領、（藍四領、葡萄六領、十一月一領、十二月二領並用白）料、白絹六疋五丈（別四丈一尺）絲一兩一分（別三銖）袷褐單褐各十領（並紅）」又云、夏季、（略）半臂十領、（紫五領、藍五領、九月一領用白）料、縑（略）汗衫十領、（色同半臂）料、縑六疋五丈（別四丈一尺）絲一兩一分（別三銖）袷褐單褐各十領（並紅）」又云、五月料、（略）汗衫十領、（略）六月料、汗衫十領」倭名類聚鈔云半臂、（略）汗衫、唐令云諸給時服夏則汗衫一領、（衫音所銜反、衣名也）」本朝文粹云、善相公意見、請禁奢侈事、（略）臣伏見貞觀元慶之代親王公卿皆以生筑紫絹爲夏汗衫曝絁爲表袴東絁爲襪染絁爲履裏、而今諸司史生皆爲白縑爲汗衫白絹爲表袴」小右記云故殿御記云應和四年三月十四日賭射、（略）左近府生佐伯眞茂重服奉仕、射手其

ず、よく討論し灼然たるに至りてこれを今日に施行せざれば亦益なきものなり、（こはから學も同じかるべし）方今有識の家古の禮制にあづからず、中世以來の冠帽衣服の規摸宮室調度の體製をとなへて專らこれに力をつくすといへどもこは古を學ぶの一端にして國家を治るの用にたらず、いかになれば其古實といふもの實は先王の法服にはあらでや、下りての世の驕奢風流の弊俗なり、さはいへど今はこれに因准せざればかなはざるによて其奢侈よりおこり風流より出たることをよく學びしりたるがいみじき博士識達なればおのれも元よりこれにならふといへどもひそかにおもへば學者の意見必こゝに於てすべからず、前皇のかしこきみこゝろにたて給へる禮制の外は心のまに〳〵するとも國政の損害にはなるべからず、（さはいへど宮室衣服調度古の規則を失ふべからず、今案をもて簡便にしたがふことなかれ）抑も授位任官は朝廷の大事愛憎情のまに〳〵選叙貢擧し官人其任にあたらざれば害政しば〳〵行はれて天下安かるべからず、されば別勅といふとも甚しき事なきをよしとすべし、かくいひては又上をそしるの罪をおはせ有識服色の家をもいひ破りぬる勘事を加へ給ふべけれど正保に魚屋八兵衞が御火葬を申とゞめ奉りしより今もこれにならひてたまふは魚屋が忠貞廉潔の大功ならずや、町人商家賤陋の身といへども道を思ふの深切なるよりこゝにいたれるなり、（御火葬は持統天皇にはじまり代々これにならひ給ふもの多し）まして吾國學の士もこの志にならはざるときは有識も亦茶道活花のたはぶれに類すべし、されば弊風を流例と安むじおかんは本意にあらずとは我頑愚の見なるべくや明斷をこはん

當時有識の家專延喜をとなへ給へども考ふるに孝德天皇禮制を下し給ひ天智天皇又一へんして（近江の令十二巻を撰ばる）政刑大に行はれ百姓其德に服さゞるものなし、又文武のみよにいたりて禮儀文物全く備はりぬればこのみよに因准すべし、延喜に至りては天下の權藤氏にうつり朝廷は奢侈風流にながれ禮制すたれたり、（朝拜なども行はれず）縫殿寮式の年中御服の料をみれば誠に質素なれども實にいかゞありけん、はや村上天德の歌合其驕奢風流後世またおよぶべからざるをみて延喜のころ思ひやるべし、善相公の意見を見てもつばらにしるべし、かの女藏人內

考ふるに蚊屋の名上代に聞えたれども中世みえず、こは御帳の内に寢給へば蚊のいるべくもあらぬなるべし、下人は蚊遣火し或は扇もて打はらひ又蚊帳つくりてねたるもあるべし、そは御驗記にもみえたり、ひとの國にも高士傳に黄昌夏多蚊、貧無幬幬作蚊幬、されば後漢の末には有ぬなるべし、釣樣御驗記には上のみえねばしりがたし、足利の世にはうるはしくは棹をもてつりたるなり、されば蚊屋の幅ごとに耳を付たり、今も本には如此すべし〔九月になれば棹なくてつる例なり、委しくは我蚊帳つり考にあり〕

足利家の比將軍義滿公をはじめ堂上がたにても二歳三さいの御小兒叙位任官の御例有之候、小兒元服以前なにを恪勤あるべきや甚不審この事に御座候、選叙令を考ふるに凡授位者年廿五以上、唯以蔭出身者廿一以上とみゆ、廿一は既に正丁に入るの年廿五は得考位を授ふべき年いたれるなり、今は位を授はりぬれども位田もなく官に被任候ても職掌むなしきに似たれば畢竟名のみに候得共萬事復古の御時節舊制に從はれず、中ごろ嬰兒をいつくしみあやまち給へる弊風に御因准あるは頗遺憾の至に奉存候、方今搢紳家蔭をとり給ふ事諸王と同じく五位を授はれば十二三歳元服の後叙位任官して名實共に正しくしたまふとも令の制よりははるかにすゝみ給へるなるべし、但當時の制其理ある事や外に先蹤も候哉伺度候

足利義滿公、貞治五年十二月七日、叙從五位下九歳、同六年十二月三日、叙正五位下十歳、同年同月七日任左馬頭十歳、應安元年四月十五日、元服十一歳、今出川公彥公、永正四年、叙爵二歳、同十一年、元服九歳、此以後其例多シ畧之、

〔朱書〕此條御尤の事ながら延喜式以來格式有之、畢竟父祖の蔭を以て追々可樣になり時の　思召にて宣下ある事強て申さば上をそしるに當り候はず歟、流例と心得候方よろしく候はんか

延喜式以來の格式おのれしりはべらずつばらに敎へたまへかし又強く論じぬれば上をそしるにあたるによて流例とこゝろ得べしとの事ふかくかしこみはべりぬ、しかあれど學者の道を論ずるは上を誹るの謂にはあらざるべし、先皇の道を學び國史律令をよむともよく討論せざれば灼然たるに至ら

故儀同殿にもとひ奉りて御說をうけ給はりしが、又明說もおはしまさむかと思ひてものしけるが本意なき御いらへなりけり

蚊帳の製作つり樣足利家のころ武家の手ぶりは其比の舊記所見御座候て委敷相分りをり候、堂上方の記類には延喜式の分さらに所見御座なく候いかゞ

〔朱書〕蚊帳製作さだまりたること無之、ゑかし春日權現驗記に蚊帳をつりたる體みえ候へばふるきものとぞんじ候

蚊帳のふるきよに聞えしことをわづかに春日驗記をもて證と玄たまふいと淺うものし給へり、おのれ何くれとかうがへ抄出したれば筆の序にきこえん、日本書紀云、應神天皇四十一年春二月、是月阿知使等自呉至筑紫、略既而率其三婦女以至津國、及于武庫而天皇崩之不及、即献于大鷦鷯尊、是女人等之後今呉衣縫蚊屋衣縫是也」〔蚊屋姓ニナリ又郡名ニナリタリ通證可見合〕又云、舒明天皇二年春正月丁卯朔戊寅、又娶吉備國、蚊屋釆女生蚊屋皇子」太神宮延暦儀式帳云、太神正殿裝束、內蚊屋生絁御帳二條、高各一丈三尺(寸イ)弘各十二幅」又云、荒祭宮正殿裝束、御床一具、蚊屋一條、長七尺六寸、弘十二條內蚊屋二條長七尺、弘二幅」又云、瀧原並宮神遷奉御裝束、正殿生絹蚊屋一條、長五尺、弘十二幅天井蚊屋一條、長五尺、弘一幅」又卷下云、新造宮御裝束用物、蚊屋帷二帳、一張十四幅、一張七幅、高一丈四寸」延喜太神宮式云、荒祭宮裝束、蚊屋一條、長七尺六寸、廣十二幅、內蚊屋一條、長七尺、廣二幅」又云、瀧原並宮裝束、正殿絹蚊屋二條、一條長五丈、廣十幅、一條長五尺四寸、廣二幅」年中恒例記云、今月中吉日に御蚊帳つり初らるゝなり、伊勢同名兩人參り候てつりはじめ候、每日のあげ下しは女中上﨟または同朋の御役にて候、七ッうち候へば必御蚊帳おろし申され候、つり始候時三御盃まいり候てかけにて伊勢同苗頂戴之也」貞助雜記云、殿中御蚊帳つりはじめ申事は蚊出來申時分陰陽頭に申御蚊帳つり申候日次勘文進之候、略蚊八月中に撤却日次陰陽頭勘文進上」宗吾記云、御蚊帳水色、角水引は段子棹黑漆鈎赤銅、略女中の御蚊帳は二ッつられ候、一は水引角共に赤段子水色棹黑漆鈎滅金、一ッは梅染水引角黑き繻子棹黑しかぎ赤銅〔水色に臆說あり、武家の書には此外にも所見あり畧す〕

二重狩衣三重五重も所見候、いかゞの製作に可有之哉伺度候

〔朱書〕二重三重五重狩衣のこと何の書に有之哉承り不申ひねり重の外ぞんじ不申候

二重三重五重のかり衣こもしり給はぬとか、さらば證文をきこえ侍らん、雲井花云、次に大樹略佐佐木備前五郎左衞門尉高久二重のかり衣調度役、相國寺堂供養記云衞府侍十八人略、朝日孫右衞門尉藤原滿時二重狩衣、馬青黒鞍」安東平次右衞門尉平滿康二重狩衣」齋藤筑前五郎左衞門尉藤原種基二重狩衣」増鏡あすか川云、堀川少將基俊から織物うら山吹の三重のかりぎぬ柳だすきをあをくおれるなかに」又云、もとしの少將此たびはさくらもえぎの五重のかり衣紅の匂ひの五衣」考ふるに三重五重狩衣にもかぎらず女房の衣にもあり、げにひねりがさねのことなるべし

結かり衣は袖くゝりにいろ〳〵のかたを結びたるにて候哉、増かゞみあすか川の文にてはさくらの花ゆく水などをむすび付物にしたる樣にも見え申候、いかゞ哉

〔朱書〕結かり衣は花などを結びて風流にむすび付たる事と存候、袖くゝりにては無之哉と存候

此御答こそさもとおぼえ侍れ、増鏡にきくの折枝を結びつけたる事もみえにき

増鏡あすか川馬頭たかよし隆親の子にや ろくたひの赤いろのかりぎぬ玉のくゝりを入、ろくたいはいかゞ

〔朱書〕綠苔は色目のことゝ存候、ろくたいの赤色とはいか樣の事かぞんじ不申玉のくゝりは袖くゝりに玉の緒をさしたることゝ存候、雅亮の抄に舞人の袴に玉の緒をさしたる事みえ候おなじ事ならん

綠苔の色目なることは雁衣抄にもみえたればおのれもしりて侍り、しかるをろくたいの赤色また同條に紫のろくたいの半尻などみえたるによてとひはべりしなり

ケ長水干明月記所々にみえ候、いかゞの製に候哉

〔朱書〕ケ長水干はぞんじ不申候、高倉山科御兩家え御たづね可然候

ケ長水干の類古書にみえたる事必高倉山科御兩家のあづかり給ふことにもあらず、唯有識の家こそしり給ふべけれとおもひてとひ侍りしなり、日野

と見得申候へば矢張小袿などの製にて大くび無之ものに候哉伺度候

〔朱書〕小袿は大くびなきものに候、細長は童形の服に候、水干狩衣などは同じ様なるものに候、前後とも長き物に候、小袿の上に細長をきることいか様なる事歟承り不申候

細長は童形の服なることはおのれももとよりしりて侍り、止事なきは童男童女通用して着給ふものなり、其裁縫圖大曆に寸法もみえたり、いまもやんごとなきあたりにては必着用したまへば繪圖にものしたるもありて覺束なきふしもなし、水干の體製にして後に髮置あり袖くゝり鶴結龜結長ひもにもかざりあり、こはちごの料なればなるべし、おとなしき女房の小袿のうへにきる細長はちごのとは裁ぬひかはりめあるべくやと思ふによてとひはべりしが其小袿の上に細長きることをさへしりたまはではいふかひなくてやみぬべきなり、されどそらごとを聞えじとおもひ給はんが片腹いたければ其證文を聞えむ、源氏物語若菜下云、（明石中宮女御の時）あえかにみえ給ふさくらの細長に御ぐしの左右よりこぼれかゝりて柳の糸のさましたり、略紫のうへはえびぞめにやあらん色こき小袿うすはうの細長に御ぐしのたまれるほど」又若菜上云、几帳のきはすこし入りたる程にうちき姿にて（女三位）立たまへる人あり略、紅梅にやあらん濃き薄きすぎ〳〵にあまたかさなりたるけぢめはなやかに草紙の妻の樣にみえて櫻の織物の細長なるべしみぐしのすそまで」又行幸卷云、常陸の宮の御方は略あをにびの細長一かさねおちぐりとかやなにとかや昔の人のめでたくしける色あひしたる袷の袴一具紫のしらきりみゆるあられ地の御小うちきと（こは玉かつら着裳の料におくれるなり）」落久保物語云、このたびぞ北方君達にもたいめんありこきあやのうちき女郎花の細長きたまへり」これら皆長女のきたる例なり、又祿に女の裝束に細長をそへて給ふことは新儀式西宮北山以下の記類源氏等の冊子にもあまたあり、ちごのきるさゝやかなる細長を給はりてなに、かせんおとなしき女のきる細長なるべし、しかるを細長は童形の服とのみこゝろえ給ふはいとあさくもものし給ふものかな

又汗衫に二の義あり、一つは後世の下襲をいふ、ひとつは童女のきるをいふ、其下襲を汗衫といひしことは儀式一に貞觀儀式といふ延喜式倭名鈔本朝文粋善相公の意見の文等をみてつばらに知るべし、皆半臂汗衫とつゞけてかけり、又後に下襲を汗衫と書たる事は小右記に有
童女の汗衫をもて其服とすることは西宮記天德歌合大和物語うつぼ物語源氏枕榮花狹衣台記雜要抄雅亮桃花蘂葉等あまりにくだ〳〵しければ別にものしてこゝにはかゝぬなり
考ふるに汗衫の體製先哲の説皆水干のごとしといふ、夫より御巫猿女もあげくびの闕腋の樣なるものをきにけん、大嘗會調度圖にのせたるもさこそみえけれ、げに西宮記の汗衫の具をみればまたく男の裝束の樣なれば上首の衣を着しかもしるべからず、その後童女の專らきたるはたりくびにやあらん、「垂首ナラント書タレドモ雅亮ニ狩衣ノ首ノ樣ニサストアレバ上首トミユ、下ヲ見合スベシ」雅亮抄雜要抄を考ふるに首かみの入紐をさすことはみえず、くびをとざまにおし折面あはせにしてまへをよくひきちがへなどせよとあり、首かみの細襟は內ざまにも外ざまにもすべき樣なし、又入紐をさしたらば前をよく引ちがふべくもあらず、さればたり首とはしらるべし、承安五節の圖も後と左のそばをみせたる畵なれど垂首とはさだかにしらるゝなり
童子の裝束ひのさうぞくのうるはしきは鬢頰をゆひ結樣雅亮にあり、はさ形をつくわきあけの袍半臂下襲衵單をきて表袴大口角のおびをさしさくを持したうづ絲鞋をはくなり、こは朝服にあたるべけれどわらはの朝會に預ることなければ朝服とはいはぬなるべし、无位は制服といへどものちの世是をいはず宿直裝束は童直衣ともいふ、さげひづら紫の村濃のもとゆひわきあけの袍雜袍なりあこめひとへさし貫下袴をきるなり、又うちにもまゐらす尋常にはふるくは直衣後のよには水干止事なきは細長なほ打とけては衵姿にてあるべし、されば童昇殿に汗衫をきたる事おのれはゆめしりはべらぬなり
止事なき女房小袿の上に細長着用いたし候事源氏物語等に所見御座候、童體着用の細長とは裁縫格別に候はん歟、雅亮抄にれいの衣の大くびなきものなり

右申云左の歌は古今集讀人しらず
今もかもさき匂ふらんたちばなの
　小島がさきの山ぶきの花
こは春の部山ぶきのうたなるを君に似るの一ことをかへて戀の歌にしたまへるはさすがに翁のしわざにて力もいらずたやすくしつべけれどうゐまなびがかくよみたらば盜みもて出たるとて人やとがめん、又いづくにこひの心ならんと立花の小じまが崎より宇治のわたりたづねまどへどさらに戀のこゝろなし、唯山ぶきをみて何をか口遊たまへる一ことなめるをいかなる深き心かあるとおちこちくまなく求ていたうかうじにたるは人わろく腹立しや
判者曰く右のうたよく聞えたり、ろなう可爲勝
又曰歌合の論中に宇治わたりへめぐりたるはこれ天狗の本性をあらはしたるところなり人間のわざにあらざることしるべし

後松日記卷之二十終

後松日記卷之二十一

〇京江問答並再問　朱答山田河波介

童女着用汗衫の裁縫類聚雜要抄雅亮抄等に所見御座候得共不明白候何卒書圖にても委敷相伺度候

〔朱書〕
裁縫闕腋の袍に同じ物にて候、攝官家の童昇殿の時着之、また新甞の時御巫猿女等着之、貴賤によりて織物平緒等の差別あり

攝官家とは攝關家の事にやいとめづらかにも書たまへるかな、さる名目も侍る哉、又童殿上の時汗衫をきることゝ淺見さらに所見なし證文を敎示したまへふして希ふべし

そも〳〵童子は闕腋の袍を着元服の後縫腋を着し童女は汗衫を着やんごとなきは細長をきる、皆わきあけの衣なり、初笄して後唐衣裳をきる、これにておとなになるなりされば笄するを着裳ともいふ、それこの汗衫をのぞきて童なにをかきん、しかるを新甞の御巫猿女等のきるものとめづらしげに書給へるはいかにぞや其意を得はべらず

つらき身にあるべきかはとおもひゑる
　おなじ心のいかでこふらん

右　片戀
なにをそのおもひでにして戀死なん
　あはれとだにも人はいはずて

判曰

左　待空戀
のこる夜も鳥より後にまちえたる
　ならひなければなくなくぞぬる

右
おとづれをきけばはかなくそれならで
　板戸にあしきよはの松風

判曰

左　寄瀧戀
いははしる瀧津やま川とこなめに
　たゆることなくあふよしもがな

右　寄川戀
よしの川よしやうき名も流せとも
　そをだになかの契とおもはん

判曰

左　寄霞戀
はるゝべきかたこそなけれねぬる夜の
　ゆめより霞む春のあけぼの

右　寄獸戀
あき風にひとり伏猪の床あれて
　難面人をゆめにだにみず

判曰

左　おきてわかれし
今はたゞそでの氷となりにけり
　おきてわかれしおふの下つゆ

右　旅戀
つれなさの人の心のはてもみず
　わかるゝたびは行そらぞなき

判曰

左　春のくれに人をおもふ
今もかも小島がさきに匂ふらん
　君に似るてふやまぶきの花

右勝　寄名所戀
こり須磨に又も恨みむつれなさは
　松にゑぐれの甲斐はなくとも

情かあらんこと樣にもよまれたるものかな、そもそも何某がチンフンカンにちかしといへる萬葉集にのみ僻して戈かも年おひ給へればおのづから情もうとくなりぬるこゝろのまに〳〵よみいで給へるひがことなるべし、後世の書ながら光源氏の物語などをみてあはれなるふし〳〵なさけのくまぐまを深くたどりおもひめぐらし給はゞおかしき歌もできぬべきをさすがに戈らべはたけたかくして情のおくれたれば玉の盞底なきこゝちす、かくいひてはおのれすいたる方に心入ると人やおもはん、されどこは人倫のつねにして必ず男女の間とのみおもひ給ふべからず、すべてまめなるこゝろを本として世にはまじろふべきことなり

判曰右のうた人のことよらでうれしかりしか、さてかきたえやみぬればそはさしむかひてはさすがにうしともいひはなたれず心のほかの情をかけけるなめりとおもへるはかの軒端の荻の一よの後のこゝろの內よりもあはれふかくて左よりは多可勝

左　逢戀

假そめのたのめと人やおもふらん

なきてわたりしみよしのゝ里

右　忍不逢戀

東路のみちのおくなる戈のぶ山

戈のびてだにもあはぬなりけり

判曰

左　思高戀

我こひはくも井にたかきあしびきの

山の戈づくをそでにかけつゝ

右　恨戀

風さはぐまくづが原の夕露に

そでのみぬるゝ身をいかにせん

判曰

左　知身戀

これぞこのうき身戈らるゝ妻なるを

つらしと人をおもひけるかな

右　忍戀

いかにして戈のびはつべき戀しさの

やむ藥をも求めこしがな

判曰

左　知身戀

判者曰右方申如く相おもふ中はたとへばよの中のうれはしさもかたみにいさめなぐさめ家の内まづしく乏しきをもうしともおもひたらず心をつくして後見し終には世になりいで或は老ひがめる親など物して朝夕筋なきことをの丶しり腹立さいなむをも露うしともおもはず孝養しやうやくものきよげに賑はゝしくなりもてゆき鴛鴦の衾の中にいとらうたけなるみどり子さへ出來てかしづき生ふしたてうらなくおもひかはせる年月の中のむつびはげに千尋の海にもたぐへつべし、おもはぬ人をおもふしばしの心いられにくらべてかへりてすくなしとよめるはいかゞならん、されば歌のさまは幽玄ならずとも以右可爲勝

左持　被忘戀

風の聲虫の音をだにきかじやは
　などみし秋をわすれはてたる

右

まちみんもいまはかひなし去共と
　たのむ月日も杉立る門

判曰左風聲虫の音はとりいでたれ共さしてふかくおもひ入たるけしきもなし、右さりともとたのめし月日のむなしきはいか斗かはわびしからん、されど右に心よせたりと左方いはんもかたはらいたければ歌のさまの優なるをかよはして先持とさだむべし

左持　しらぬ人

おもひつゝぬればあやしなそれとだに
　しらぬ人をもゆめにみてけり

右　初戀

はかなくもみしよりそでのぬるゝかな
　さてはこゝろにおもひありけん

判者曰左右させる歌にもあらず持となす

左　舊戀

かれしその昔ばかりはしたはぬや
　我さへうとく今はなりけむ

右勝　僞戀

うれしさのそのことのはやうき人の
　こゝろの外のなさけなりけん

右申曰戀歌は年月をふるとも猶わすれがたくとよみたまふべきを我さへうとくなりはてゝはなにの

れば感情うごかず數ならぬみの、を山のあはれなる御ことのはにはいかでかそでも玄ぐれざらん、この心をよくさとりて戀歌はよむべきを翁の歌其際にはいかならんと是には甲をぬぎ槍を逆しまにするの心なく、一いくさせましとおもへど翁のこゝろもいれずよみ置ためるにおのれふかく考へこゝろをくだきよみ出てつがはんはや一等下れりと人のいふべければおのれもとくよみ置たるをおもひいで、左右と玄たるは東夷のむかふみず歌よみ天狗の玄わざなりけらし

左勝　初逢戀

初尾花むすびそめける夕つゆに
　秋てふ風はふかずもあらなん

右

幾年かせきの清水にぬれわびて
　けふ越初るあふさかの山

右申曰初尾花むすびそめけるうれしさはたとしへなくてかたみにわくるこゝろもあらざるべきにまだきに秋風をおもひうたがひたるはかへりて淺く又おこがましくさしすごしたりとやいはん、吹かずもあらなんなど無下に淺う聞なさるゝなり

判者曰右方難じ申處理あり、右の歌年月をせきの清水にぬれわびたるいとあはれにおもひやらるれど歌合の習なり、かつは歌のさまの幽玄なれば以左爲勝

左　相思戀

おもはぬをおもひしほどにくらぶれは
　思ふをおもふことぞすくなき

右勝

みくま野のちひろの海にたぐへばや
　かたみに思ふこゝろふかさは

左方申云右の歌すこぶる不幽玄

右方申曰おもはぬを思ふはあやにくにさしそふこひのならひなれば據なきにはあらず、されど相思實の情は去年よりは今年きのふよりけふはまさりてかたみに老行末までおもひかはすべきことをこそよみたまふべけれ、思ふ事すくなきとは題意にかなはずこはよみそんじとやいふべからん、深養父がつらきぞながき契なりけりとよみたるとは其おもむきたがふべきなり

○たはれ言　紀傳明經の博士もわがくにのまねびもあるは討論しあるは著作の書をみても其優劣しらるべし、まして射騎刀槍以下の伎術射は體容中不によ騎はよく駿鶩を御して駈逐周旋し刀槍以下はうち合つき合ねぢあひてさう負すれば其强弱能不掲焉なれども歌のみはおのがこゝろをたねとしてよみいだせるわづかに三十一字の言葉なれば人のわざばかり愛たきをも何ともおもひたらずこゝろふかく工なるをばねぢけがましといひやすし、いかにすなをなるをは何のふしもなしとおとしめ我よみいでたるをいふかひなきをもたけたかく艶なりとおもひあはれにもおかしくもおぼへてたとへば歌合にまけぬれば判者のふかきこゝろをしらぬなどいひてさらにわろしとおもはぬをうたよみ天狗といふ、こはかの貫之朝臣ぞ遠祖なめる、されど貫之のうしはさすがに上代の質朴にして人まろ赤人には所おきてその後の六人をなんそしり給ひける、いまのよの人はさしておもひわきたることもなくてみづから天狗になりたる中にはいふかひなき木葉天狗も多かるべし、おのれうたよめども萬葉の古調もしらず二條冷泉の門にもいらず勅撰家集もみず、たゞおのれがこゝろを本として讀いづるは則人まろ赤人のよに撰集家集もなく二條冷泉もなかりしいにしへによれるなりと傍人なきがごとくはないと高うしてすぎぬるに此ごろ事によりて眞淵が家集をみればうたのさますなをにしてたけ高く上代の手ぶりまことにことものなり、長歌はさらにいまの世の人の及ぶべくもあらず、後代の歌の聖人まろと位を同じうすべし、こゝにいたりておのれがはなひしけてくちおしうおもひながら戀の部をみるにわづかに十四首あり、そのうたすなをなるのみにして情おくれたり、そも〳〵こひの歌は岩木のごときつれなきをもつゆの言の葉をもて女郎花の風になびかしめ伏柴のこるなげきにはわすられぬるもおもひいださせ終に夫妻のちぎりあるべき、されば人情の深切を本としてよむべけれど詞調幽玄ならざれば感情うごかずや、加茂の基久が女に「おもひかねいはんとすればかきくれてなみだの外にことのはもなし、といひやり給へるは情はかぎりなくふかけれども下の句のむげにえんならざ

者下官無覺悟候、但ケ樣ノ儀ハ本朝ノ典式ニ掛リ
候儀公ニ難申述候咄ト可被存候

避諱例　續日本紀云、元明天皇和銅七年六月己巳、若帶日子姓爲觸國諱、改因居地賜之國造人姓」又云、桓武天皇延曆四年五月丁酉、詔曰又臣子之禮必避君諱、比者先帝御名及朕之諱公私觸犯、猶不忍聞、自今以後宜並改避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山」、日本後紀云、平城天皇大同元年七月戊戌、改紀伊國安諦郡爲在田郡、以詞涉天皇諱也」類聚國史云、嵯峨天皇大同四年九月乙巳、改伊豫國神野郡爲新居郡、以觸上諱也」又云、淳和天皇弘仁十四年四月壬子、改大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱也」續日本後紀云、仁明天皇天長十年七月癸巳、天下諸國人民姓名及郡鄕山川等號、有觸諱者皆令改易」職員令云、治部省卿一人略諱謂諱避也、言皇祖以下名號諱而避之也」唐六典云、禮部郎中、略凡上表疏牋啓及判策文章如平闕之式、略若寫經史群書及撰錄舊事、其文犯國諱者、皆爲字不成宣秀御敎書按云速水見聞私記所注　難書者

帝御諱同訓同諱之　大臣名字同訓

光仁天皇　御諱白壁　改姓白髮部爲眞髮部

桓武天皇　山部　同山部爲山

嵯峨天皇　賀美能　改神野郡爲新居郡

淳和天皇　大伴　改大伴姓爲伴

考ふるに御諱をさくる事國史にみゆる處はそのことばの御諱にふるゝ事をさけたるなり、もとより連言ならざるはさくる限にあらず、中古にいたりて專ら文字を憚りてことばのふれ犯をさけず、されど宣秀の說によりて今は言葉のふるゝをも文字をもさくべきにや、又省末書の事は淺見未だ覺悟せず、いかなる古文書にあるにやそれもしらず、唯六典の說に依るのみ、ひとの國もふるくは、君臣同名春秋不非禮不諱嫌名二名不偏諱などみえしが世下れるまに〱和漢一に諱憚る事甚しく成たるなるべし、又藤井某が說御七代の間避之云々、是も證文あるやしらず、令によれば御三代の間さくべし、又近體和歌にとふ人をよまざるは桃園院御諱遐仁なればなり、げに御まへにてとふ人もなしなどよみて講ぜられんは魂消ぬべきわざなるべし、曲禮云卒哭乃諱、敬鬼神之名也、諱辟也、生者不相避名、衞侯名惡、大夫有名惡、君臣同名春秋不非禮不諱嫌名、二名不偏諱、略詩書不諱、臨文不諱

るまつらかつらとみしものをかざし折までなりにけるかな」、略なかたゞして、「かざしとる袖のぬるるはえら波の桂川よりをれるなりけり、とのたまへり、使の君かくきこえ給ふ、「みなかみにかざしつるかな桂川けふひとなみのこゝちのみして、略春宮よりきこえ給へり、「今年よりつむべきものかちはやぶるかもの祭にかざすあふひは」、源氏物語須磨巻云、おりて御馬のくちをとる、「ひきつれて葵かざしゝその上をおもへばつらしかものみづかき」、十訓抄云、一條院御即位ノ時實方中將臨時ノ祭ノ試樂ニ遲ク參リテ挿頭花不給追ッテ舞人ニ加ハルトテ竹ノ臺ニ進ミヨリテ吳竹ノ枝ヲ折リテサシタリケル、目出度ヨシ人々譽合ヒケリ、是ヨリ後試樂ノカザシニハ竹ノ枝ヲサストカヤ、諸司挿頭了列見定考ノ時冠ニ挿頭ノ花ヲ給フナリ

相撲人　江家次第相撲召合云、次一番（左先出着葵華、取劔衣置北圓座、進立櫻樹下、次右出着瓠華、次次番員方先進之）」又云、位袍官人以上、位袍番長以下靑袍懸緒並着平胡籙絲鞋等、左挿桔梗華、右挿女郞華」西宮記相撲云相撲取、（左着藿花、右着瓠花、）

大嘗會　續日本後紀云、天長十年十一月己巳、悠紀献屛風四十帖、主基献御挿頭華二机和琴二机厨子十基、略江家次第大嘗會云献挿頭、（撿挍納言以下率主基行事大夫等昇御挿頭倭琴等案、五位以上六人舁一案、入自光範門經右仗南頭昇自中階立之於南榮、挿頭在西從下退出、）文政大嘗會略之（出臺勘文）

花宴　西宮記臨時（原書欠文）云康保三年三月十一日于時月明風和侍臣折花挿公卿以下冠」北山抄云、康保三年三月三日有曲水宴、御祓訖立御倚子東又庇、略同月十一日殿庭櫻花盛開、御又庇倚子略于時月明風和、侍臣折花挿公卿以下冠略

挿頭花のことはかざしの臺の考にものしたればかさねてこゝにはかゝぬなり

○避諱　文政元年五月御觸、御諱相避且臨文省末書之儀爾來各覺悟之事候、雖然至中古而有不避之輩、自今以往不拘異說、從國史職員令竝唐六典之文一不可犯國諱之由更被仰出候事

日野中納言資愛卿え伺候御返簡

一御諱相避之事　省末之儀下官　憖成無所見候、於官家從來ル古文書ニモ其例有之候不成字ト申時ハ字ノ成者終ノ書ニテ字ノ成就ニ相成候得バ省末書ニ無相違ト存候、但急度省末書ト物ニ相見エ候儀

史傳奉之、挿冠左方納言以下執之、納言櫻華參議款冬挿冠右方、以上作花 辨少納言料史取之、以柳着時華挿冠後 或此間以肴物一折敷居諸卿前」公事根源抄列見云、挿頭の花を上卿以下の冠にさす、大臣は藤の花納言は櫻花參議山吹みなつくり花なり、非參議以下は時の花をさす」又定考云、かざしの花を上卿已下のかんむりにさす、大臣はゑらぎく納言は黄ぎく參議は龍膽その外はみな時のはなをさす、つくり花にあらず、大かたは二月の列見におなじ

祭使舞人諸社行幸及試樂　江家次第石淸水臨時祭云、陪從發歌笛聲立挿頭華臺、藏人取之立長橋東端 置螺盃銅盞、盃在盞上、藏人取之置挿頭華臺頭如常」又云、五位藏人着挿頭華臺下、公卿以下次第就挿頭華臺下、五位藏人次第傳之使、挿左方第一上給之 舞人以下、挿右方華上、公卿等候殿上、公卿數少侍臣給之 陪從料、殿上四位以下給之 五位藏人料、分挿頭華者不謂位階、取最末人、侍臣不足時取數人料給之」又賀茂臨時祭試樂云、立定舞人進出、出駿河歌之間出、卷纓吳竹挿頭」又云、次給挿頭華、五位藏人一人跪長橋下取挿頭華次第獻之、上達部突片膝挿笏取華渡座挿使冠、左方 舞人同之、右 又同臨時祭云次賜挿頭華、五位藏人賦之、公卿並侍臣取之、來座前賜之」源氏物語若菜下云、山あゐにすれる竹の節は松の緑に見えまがひかざしの花のいろいろは秋の草に異なるけぢめわかれて」雅亮裝束抄云、かざしの花はぢんにてさす、さすべき所をかぶりにかねて、はなちてまいる」餝抄云、挿頭、臨時祭於禁裏賜之、諸社御幸行啓或於社頭賜之、或於仙洞賜之、先院隱岐 八幡御幸自鳥羽南殿有御出立、卽於御所賜之、行幸之時於社頭賜之也」又云、試樂日挿頭事、仁安二十廿三日日吉御幸試樂、殿記曰少將隆房挿頭指右事也、而左如何、後日大納言殿仰曰使指左而爲違指右也、試樂日指左有何事乎」物具裝束抄云、挿頭花事、臨時祭之時、使藤舞人櫻陪從人長款冬大嘗會辰巳節會納言櫻 參議款冬」禪閤抄云、使花左手取花本、花末向右持之、爲挿使左故也、舞人花末向左持之、爲挿舞人右故也」後拾遺和歌集云、おなじ御時 後冷泉 藏人にてはべりけるに世中かはりて前の藏人にて侍けるを當時に臨時の祭の舞人にまかりて試樂の日よめる、橘俊宗、「おもひきや衣のいろはみどりにてみよまで竹をかざすべしとは」、うつぼ物語祭使云、かくて殿より祭の使いでたち給ふ、略 ちちおとゞの使の中將かざし奉り給ふとて、「二葉な

考時大臣白菊(金薹)納言黄菊參議龍膽辨少納言時花同列見儀、臨時宸宴時除御之外可挿後方、踏歌綿花者立冠額、童挿總角、臨時祭藤花(挿左方巾子)舞人櫻花、(挿右方)試樂日挿小竹、陪從山菅近衞使次將無挿頭、四月祭時近代以桂爲挿頭」古今和歌集云、梅花を折てよめる、　東三條左のおほひまうち君、「鶯のかさにぬふてふ梅の花をりてかざゝん老かくるやと

御賀　續日本後紀云、嘉祥二年十月癸卯、嵯峨太皇太后遣使奉賀天皇四十寶算也、其献物黑漆平文厨子十基、(盛彩帛)机二前、就中一前御挿頭、(造沉香山以鈍金爲鶴令御挿頭花」)又云、同年十一月壬申、皇太子上表奉賀　天皇四十寶算、(略)其献物机二前、(一前居御挿頭花、一前置鈍金御杖、)」新儀式天皇御算賀云第六間立御挿頭机」又同條云、奏樂終頃、第一親王進挿頭机下執花勝而跪奉之歸座、大臣仰參議以時花賜王卿已下挿頭」うつぼ物語菊宴云(后宮の御賀)よろづのたからものなどきようにしいれてもてつらねまゐり給ふ、御かざしないしのかむの殿松のえだに鶴するて、「おのれだによはひ久しきあしたづのねの日の松のかげにかくるゝ」、源氏物語紅葉賀云、いろ〳〵にちりかふ木のはのなかより青海波のかゝやきいでたるさまいとおそろしきまでみゆ、かざしのもみぢいたうちりすぎてかほのにほひにけおされたるこゝちすればおまへなる菊ををりて左大將さしかへ給ふ

踏歌綿花挿頭　西宮記踏歌云、祿料綿十連、綿花料綿二屯、絲三兩、又云内藏寮被綿作物所、奉所綿花白杖(前四五日召内藏寮綿一屯糸三兩、給彼所令造進)又臨時八云踏歌綿花者立冠額、(全文見上)」源氏物語初音云、あをいろのなえばめるにえらがさねのいろあひなにのかざりかはみゆる、かざしの綿はにほひもなきものなれど所からにやおもえろくこゝろゆき命のぶるほどなり」又たけかは云藏人少將はみたまふらんかしとおもひやりてえづこゝろなし、にほひもなくみぐるしき綿花もかざす人がらに見わかれてさまも聲もいとをかしくぞありける

列見定考　西宮記列見云、挿頭、(大辨以下取之、上卿挿左方巾子藤類、餘右方、辨已下以時花挿巾子後、公卿料春秋異也)又定考云、挿頭、(大辨取上卿料挿冠間左方巾子、辨少納言取已下公卿料、大臣白菊、納言黄菊參議龍膽、右方辨少納言以時花挿冠後)」江家次第列見云、挿頭(大辨以下執、上卿挿左方、自餘右方)」又云、大辨以下秉挿頭(上卿藤)」又云、此間大辨以下献挿頭華日上料大辨取之、(春藤華秋白菊)

もしつべくや、過させ給ひにし少將の君はことさらに撰ばせたまひて騎射の師にせさせたまひしらぬ火のつくしまでゐて行かせたまへればかのわたりにもおのが傳へをもて三の騎射いる人ぞおゝかりける、そも〳〵ひとり文武の兩の道をかねて禮を講じ古實をとなへ古を稽へいまに施し行ふものおのれ行義が外に誰かはあらん、先師の流れをくみ父のあとをつぎ家の風を露おとさず（あるは國學あるは有識又衣文武家の禮法弓馬の故實軍旅兵馬刀劍甲冑已下器械製作おの〳〵一家をたて、其道に堪能の人は多かるべし、ひとりあはせて通得せるはあらじと思ふなり）服色のことははかなきこゝろに思ひつきぬる事をうへなき御あたりにも用ひさせ給へる事すくなからねば夫より下はいはでもしるべし、すべて刀劍甲冑尋常の衣服に至るまでいにしへぶりの行はるゝことは時世の勢のしからしむる所なれどもかつはおのれがさきがけたるによりぬるなるべし、また先賢未發の說に國家のために益ありとおぼゆることもあまたあり何くれと書あつめぬるふみも百卷ばかりはものしたればいまつゆの命はかなく消ぬるともおしからず名ごりなき身にもあらざるべし、幸に父君も七十あまり七とせまでおはしましぬればほど〳〵に孝をもつくし奉りき、妻はとくうせぬれどおのこ子三人ものしぬ太郎明義はこのごろ都にのぼせて有識の家服色の門にまじらはせぬれど父おほぢの面ぶせなることしいづべくともおもほへず文くらには一萬二千ばかりの書あり、鎧腹卷太刀刀已下の戎具も人なみにはまさり樣にものしぬ、かくては我身にあかぬ事もあらじかしとおもへどよの中はなほこゝろにかなはずくちおしとおもふ筋々多しや、もとより宿世のいふかひなければ及ばぬきわに至らんことはかたかるべければこはうしともおもふべからず、身におふべき事をおこたりてえぬこそまことにくちおしきかぎりなりけれ、そはまづ紀傳明經の學を極めず詩章の才にとまず手をかきえず音律雅樂をしらず、此外にいま一ふし二ふしこゝろにあかぬ事あれどおこがましければばかゝぬなり、（から學をせざりしことは若かりしとき皇朝の學のみをことなる大事とこゝろがけけるあやまりなり、おのれもし漢學をかれしらば今ひときわ光まさるべきを）

○挿頭花　西宮記臨時八云、挿頭花事、藤花、大嘗會及可然時帝王所刺給也、方（挿左）祭使並列見之時、大臣藤花左方巾子內、雖納言當日上卿尙挿左方、其納言者用櫻花、參議者山吹（皆挿右方至非參議辨已下者以時花挿巾子後）八月定

一結かゝりに色々の形をむすび付たるにて御座候哉、増鏡の文にてはさくらの花のちりかかるところゆく水などをむすび付ものに𛀙たる様にもみえ申候いかゞ

一増鏡あすか川馬頭たかとし隆親の子にやろくたいの赤色のかり衣玉のくゝりを入右ろくたいいかゞ

一ヶ長水干、明月記所々にみえ申候、いかゞの製作に候や

一蚊帳製作並つり様足利家の比武家の手ぶりはくわ敷其比の舊記御座候て相わかり居申候、堂上家の記類には延喜式に其名のみえ候より外更に所見無御座候、蚊やり火計にて𛀙のぎたるにや、足利家比にいたりては堂上家の記類にも必定これあり候はん奉伺候

一足利家の比將軍義滿公をはじめ堂上の御家にても二歳三歳の御小兒叙位任官の御例はじまり當時も有之候、小兒元服以前なにを格勤あるべき哉不審此事に御座候、令を考ふるに、凡授位者年廿五以上、唯以蔭出身者廿一以上とみゆ、廿一は既に正丁に入るの年廿五は考を得位を授ふべきの時なり、今は位を授はりぬれども位田もなく官に被任候ても職掌もむなしきに似たれば畢竟名のみに候得共萬事復古の御時節舊制に從はれず、中ごろ嬰兒をいつくしみあやまりたる弊風に因准したまふは頗遺憾の至に御座候、方今搢紳家蔭をとる事諸王と同じく從五位下を授はれば十二三歳元服の後叙位任官して名實共に正しく𛀙たまふ共令の制よりははるかにすゝみ給へるなり、但當時の制其理ある事哉うかゞひ度候

足利義滿公　貞治五年十二月七日叙從五位下九歳、同六年十二月三日叙正五位下十歳、同七日任左馬頭、應安元年四月十五日元服十一

今出川公彥公　永正四年叙爵二歳、同十一年元服九歳、此以後諸家其例多し略之

○秋の長き夜老のねざめにこしかたゆく末おもひつづくればおのれ弓矢をとりては犬追物を再興し、こは天保のはじめ遠藤但馬守殿ときこえあはせ奉りて再興しはべるなり、それよりやうやくにひろまりいまは小笠原家にも射させたまへど再興はおのれにはじまれるなり　歩射の禮はやんごとなき君達にもせさせ奉りける中に彥根中將の君會津中將君高松侍從の君とひと日くさ鹿射たるなんのちのよがたりに

も忠仁公の嗣子に昭宣公をしたり、されど公卿補任云、貞觀十二年九月二日叔父忠仁公薨、有猶子之儀、居喪之禮如父子、」三代實錄云貞觀十四年九月二日、太政大臣從一位藤原良房薨略十月十日丁未、正三位守右大臣兼行左近衞大將藤原朝臣基經、抗表辭故太政大臣忠仁公封邑略但先臣臨終誡臣曰略吾既無男汝即猶子、宜述吾志莫忘吾言云々、この表の文をみても、後世の養子の事狀にてはなし、たゞ猶子にて父のごとくつかへ子の如くいつくしみを受て封邑家財をうけ、居喪の禮私に父子の如くしたまへるなるべし、三代實錄に服解のことみえればなり

古男子なくして廢家となれる例勝計すべからず、貴族他子を養ひ、世嗣とせざるに一議あるべし、百姓に養子をゆるす又一説あり、こゝろあての臆説なれば、かき侍らず　今は封建の世なれば家門興廢なき樣にまゝに養子をゆるし、其封を襲しめ給ふもまたむべなる事にや古の代百姓大學に入り策試を以て貢擧せられ才伎によりて官に任ず、漸登用せられ高官にいたり封邑を授ふ、されば繼嗣に法を設け男なければ其家絶しめ四位以下は庶子あれども立る事をえず本貫にかへし戸口を增しめたまふなり

後陽成院皇子信尋公近衞信尹公の子となり給ひまた同皇子昭良公一條内基公の子となり給ひて其家を嗣給ひぬる事は其時世の勢の止事を得給はぬ事もありしにや、令條には内親王女王の臣下に降嫁し給ふ事をさへゆるされざるにまさしく臣下を父とし臣家を繼給ふ事はあさましといふもさらなりけり

嵯峨天皇の皇女源潔姫忠仁公に嫁し給へり、こは源姓を賜はりたれば難なしとす、嵯峨天皇は儉約を好み給ふにより て潔姫を内親王に立封戸を給ふことを止めたまひ姓を賜はり臣下に適しめ忠仁公をして養しめたまへるなるべし九條右丞相等の内親王を娶り給ひしは令の制にはあはざるなり

○内藤安房守殿より山田阿波介え可問事可申遣旨中書殿え可申越候旨に付則ちしたゝめ遣す

一童女着用汗衫の裁縫類聚雜要抄雅亮抄等に所見御座候へ共不明白候何卒書圖にて委敷伺度候

一止事なき女房小袿のうへに細長着用之儀源氏物語等に所見御座候童體着用の細長とは體製格別に候はん歟、雅亮抄にれいの衣の大くびなき物なりとみえ申候へば矢はり小袿などの樣にて大くびこれなき衣に候はん歟奉伺候

一二重狩衣三重五重も所見御座候、いかゞの製作に御座あるべく候哉

子者、聽養四等以上親於昭穆合者、卽經本屬除附云々、（除附とは生れし所の貫を除き養家の籍に附なり）こは四等同姓の親を養ふ事をゆるされたるなり、この令は天下の戶口の爲にして繼嗣令の繼嗣を立るの條には預らざるにや、天下の百姓にゆるさるゝ事を貴族功臣にゆるされざるものはいかにぞや、又喪葬令假寧令等をみるに養父母服五月假卅日此兩條は職事官人の爲に制を立られたるなれば官人も亦他子を養ふ事なしとはみえず、されど繼嗣令選叙令にのせざれば養父の蔭を賫て叙位任官することは得ずとすべし、又戶令遺財分法の條に養子亦同とあれば庶子と同じく一分を受べし、されば世嗣となるにはあらで終身養父母につかへ收養の恩にむくひ遺財一分を得て五月の服をきるものなるべし、（亡父の實子妻妾なき時は田宅資財奴婢全く受べし）又實子のごとく嗣子となりて社稷をまもり養父の蔭をもて位を授ふ事古もありしとせんや、實にその例もありしにや明辨を請べき事

又戶令無子者の條長胤義知在滿の三哲挍合の本また吾所傳の本にも於昭穆合者の下卽經本屬除附の上に雖㆓異姓㆒聽㆓收養㆒卽從㆓本姓㆒の十字を補ふ、こは法曹至要抄の錯亂の文を今の養子の證文にいとよくしつべければ頗る蛇足を加へて先哲も大に誤りたるなり、そは戶婚律云、卽養異姓男者徒一年、與者笞五十、注云異姓之男本非族類、違法收養以故徒一年、養者不坐云々、律にかく罪あれば、令に異姓を收養し我姓にしたがはしむるの制なきことしるべし、この十字は、唐律戶婚上曰其遺棄小兒年三歲以下雖異姓聽收養、卽從本姓、疏議曰、其小兒年三歲以下、本姓父母遺棄、若不聽收養、卽性命將絕、故雖異姓仍聽收養卽從其姓、如是遺失於後來識認、合還本姓失兒之家量酬乳哺之直云々、此文を混じてあやまりたること明らけし、本姓の父母收養にたえずしてすてあるはあやまちて失ひたる子三歲已下なるはひろひとりて養ひ、我姓にしたがへしめたるなり、性命絕べく本姓の父母をしらねば止事を得ざるなり

一考ふる忠仁公御子なし昭宣公（基經、長良の子）子のごとくし給へるを紹運要略には養子とかけり、知譜拙記に

けの色は赤色とみえぬ、雅亮抄の外に无位赤色をきる證文承り申度候事　此說によりて无位の殿上を聽さるゝものなべて赤色とこゝろえて難なからんか、選叙令を考ふるに蔭によつて位を授ふもの一位の嫡子は五位なればこは赤色をきんも難なしとすべし、二位以下の子は六位以下に叙すべき身の赤色はあたらずとせん、蔭位の當色より以下の色を服用すべきか又此類ぞ黃衣を着べきもの歟、此等證文あるべきか承りたく候事　又一世の源氏の列次は西宮記に四位の上とみえたれども政事要略延長に五位の上と勅を以て定め給へれば服色は緋をきべきにや、要略にも服色は論ぜず外に證文可有之歟、但西宮記續世繼餝抄等の無品親王黃衣を着する例は令式の意にあはざれば用ゆるにたらず　當時搢紳家初位に五位を授ふ例なれば赤色を着たまふ事さらに難なしとすべきにや

黃は服色令に緑紺縹桑黃と次第せり賤色なる事しるべし、承和七年小野篁隱岐よりかへり入京被黃衣拜謝云々、無位庶人の當色たるをもて止事を得ず着たるなるべし、源氏物語須磨のうつろひにもくらゐなければばかとりの直衣は奉りぬれど黃衣を着給へるとはかゝず、維光良清の類實は黃衣をきるべきものなるべけれど朝參せねばこれも當色はきざるとみえたり

一無子者人の子を養ひ世嗣と致候事當時堂上にも武家の如く公に申告て定らるゝ事有之候哉、堂上服假令に家財を受るもの假五十日服十三月と有てしかと嗣子となり承重の文はみえず、もとより他姓の子姓を改め養父の姓に從がふ制もなし、當時無子時いかゞし給ふらん、實子分とて公に申牒せず、私に人の子を養ひ家を嗣しめ給ふともきけり　又服假令に養家は父母の外服假無之とみえたり武家の制とかはり頗る感心すべし、於武家は却て養家を重じ傍親も定式を受け實家は父母の外半減をうくたゞ義を重んずる斗にて人倫の道には闕るに似たり

一立繼嗣事、繼嗣令に三位以上は嫡子嫡孫庶子庶孫を立四位已下は唯立嫡子と見えたり、養子の制なければ嫡庶の男なきは其家こゝに亡ぶるなり、武家にても十七歲已下にて卒しぬれば養子をゆるされず其家皆廢絕す　人倫の道必子あるべきに子なきものは天既に其家を滅すの時至れるなればくゆるにたらず、古の制主人亡すればその田宅資財家人奴婢に至るまで妻妾女子にも處分すれば終身其身を安んずるに足るものなり　しかるに戸令をみるに曰凡無

舞退出、諸陣隊伍從退散、次大將入便所解仗脫甲不復守衞兵士皆吉服命者先隨脫甲、謂之小具足、至此戎衣之具悉撤服吉服皆以退去留守之臣解陣、一從常儀次主人更出寢殿先是武備器械悉安便所、撤床几鋪茵室禮復尋常近習扈從留守之臣出一拜申慶賀、主人慰勞、留守以次各退出、次親疎會集稱萬歲宴樂極歡、

右征行凱旋撿首之式、諸家所傳兵家所知事從輕卒禮制不具、或以言通吉爲美事、或出閫有庖刀之咒、是古人之質而今人之意不在此乎、以言兆吉凶本朝之古風、方今亦可效之頃日奉或侯之問通考古今之史書試稿之以俟識者之校正、又書體戲摸揩紳家記類、須得一笑而已

○太郎明義京にありて有識の家に問ふべき事を書ておこせと聞えたればいひ遣しける

一剰闕とは員の外に剰任する事と覺悟仕候、或は左右ある官たとへば右の員を闕き左に剰任する事ども承り候、いかゞ心得可申哉

一三代實錄貞觀十四年十月七日甲辰、鳥囓拔內竪傳點籌木この事所々にみゆ、傳點籌木いかゞ

一皇太子の御禮服衣服令にも儀式にも綬玉珮を載られず、親王の條に至て綬玉珮を佩とあり、儀式には加とあり玄かれども三位以上は綬玉珮を佩び四位五位は綬計をおぶべき制なれば皇太子の綬玉珮を除き給ふべき理なし、集解に既に其論を起しぬれども盡さゞれば明辨を請はん、服色管見に玉珮二琉なるべしとかきたまへれど覺束なし臣下のごとく玉珮と短綬と右左にたれたまふべし

一無位の黃衣をきる事は持統天皇七年に始りて庶人の制服の色なるに西宮記に無品親王孫王源氏公卿の子孫も无位の間黃衣をきる由書給へるより誤て代々の記文无位としいへば親王を初め奉り皆黃衣をきたる事みえたれども延喜彈正式に無品親王着紫孫王は五位に准じ諸王は纁を用ゆべきよしみえたり、黃をきるの制なし又續日本紀に四世五世六位の王に纁をきせたまひ又慶雲三年には五世の王にも淺紫をゆるしたまへる事ありき、衣服令に諸王は五位以上淺紫をきる定なれば親王は无品といへども紫とは詳に玄るべきなり、されば彈正式によりて无品親王は紫無位の孫王は五位に准じて緋諸王は纁と心得べきにや、准五位とは王の五位に准ずれば紫なりさて臣下といへども蔭によるべきもの天下の百姓と同じく黃をきるの理なかるべし、雅亮抄に童殿上のわきあ

出當御前蹲踞、一獻大將擧坏銚子起進入酒此間不膝行逡巡以介者也鐵尾鐵尾馬尾擬三献肴打鮑二献鐵尾加酒以提子酒入銚子也鐵尾馬尾看勝栗三献鐵尾々々馬尾看昆布二人入鐵尾馬尾、謂酌酒之樣肴、取打勝慶之意也次撤膳案等、或有司等有賜坏酒之事行大流小流之儀一曰出軍之酒、必大將獨飲云々繁劇之間可從此說此間若奏樂皇帝破陣樂必不終曲待征行貝音、即止次大將自執旗授旗差後世令輕卒差旗故可授旗奉行或於御前授之公若授節旗者必大將身可授之旗差賜旗捧持自中門出付旗竿、次諸臣小拜出就陣列、次大將出近習扈從於庭上着沓持弓打弦一度擬人討之意、又出妻戸時有庖刀兕若公使來慰勞大將奉命拜舞謝恩、〔軍防令云、凡有所征討計行人滿三千以上、兵馬發日侍從充使宣勅慰勞發遣〕公使歸參復命、次發貝音、大將諸軍騎馬、旗差下旗手、次槌鼓且行且槌下從步次陣列征行向北勿行、勿顧後、若敵在北地者向東南行、而後北折若授節鉞者參公授之直赴任不得反入於家〔軍防令云、凡大將出征皆授節刀、不得反宿於家」、大唐六典曰、凡大將出征皆告廟授斧鉞、辭齊大公廟辭訖不反宿於家〕其媒反首從所住之家、未媒反前所居住也在都內者先遣兵士破其門戶而後進發若留守拒防之即斬其首奠軍神

●●●首實撿式

大將出着床几　近臣扈從、諸臣侍座、次奏者出揖蹲踞、次首舁出以白布帷裹之居臺、兵士二人舁之斬首者相從出候其側、首舁士披帷左手執髻右手載頤以右側奉覽不正向大將執弓起兩三步立以首方爲射向杖弓左眼見之、奏者曰敵將某官某朝臣之首先是負罪除名者不稱官姓、稱賊首某麿姓某討取斬首者有位官稱某官某朝臣首舁覆帷退出其退去也恐懼戰栗如不能步大將復座、兵士鳴弦、次首級以次實撿畢其儀一同上、但大將不起座次供酒九献、一如出陣之儀此間於便所敵將首供酒二盃四献酌酒沃口、每二献終破坏捨地肴以昆布帶敷以笹葉、膳離前緣置坏表尻銚子用左流常伏盃數竹葉喫昆布帶大忌、蓋此因緣也次發貝聲三度、凱樂每度先發之次搥鼓度每平聲、始三下次二下次一下、其急聲頻下次凱樂大將先發諸軍應之、次搥鐘凱樂即止、此間或賜祿刀劔衣被馬又令軍監錄事造勳簿、宜對衆詳定其優劣、〔軍防令云、凡大將出征克捷以後諸軍未散之前、即須對衆詳定勳功」、大唐六典曰既捷及軍未散皆會衆、而書勞與其費用執俘折馘之數、皆露布以聞〕次諸軍以次退出各就陣所、嚴整備守非常、次大將入休所

●●●歸陣式

若公使迎郊外慰勞、軍監錄事豫設幄鋪座〔軍防令云凱旋之日奏遣使郊勞」、大唐六典曰元帥凱旋之日天子遣使郊勞〕公使來著座、宣公命曰云々、大將奉命拜舞謝恩、公使歸復命、大將歸家其授節刀者不反入於家、先詣朝復命、反納節刀爾後歸家、縱雖不授節刀以命征之、及郊外慰勞等亦先復命謝恩而歸家、〔軍防令義解云凡大將軍授節而出不得更復反入於家、其至皈時亦同〕留守之臣各迎其所、次大將着寢殿座、近習扈從、諸臣出小拜賀凱旋曰云々、大將謝勞賞功、諸臣侍坐、旗差反献旗、一准授儀、次供酒九献、一同出陣之儀、肴先勝栗次打鮑次昆布取勝相悅之意或賜盃酒有司有功之兵士、此間奏樂二曲還城樂太平樂次行勳賞或他日行之授位封土賜物、須據勳簿爲差等、勿以私愛憎褒貶任情、次諸兵有司拜

一今の世の人のことぐさに御時節柄といふ事あり、御時節とは貧窮にして用途たらざる時をいふからとはこれがために儉約吝嗇の法を用ゆるをいふなり、そも〱元和御一統の後御德化の及ばざる所なく政刑の行はれざる所なければ兵革おこらず奸盜犯すこと能はず弓をふくろにし劔をさやにし食にあき枕を高うするみよに生れて困窮貧苦するは尊大驕奢の弊風にならひわが不覺悟なるによりてなり、しかるを名を御時節に託し冠婚已下の禮儀を闕如し贈賻を薄し衣服を混一にし臣下の俸祿をけづりこゝろよしとするは其罪淺しとすべからず、ある人おのれに言て曰く御時節柄おのれ對ていはく元和以來二百餘年天下太平禮樂可興歡樂可極時也と予がこの言をきゝてあへていはず

一天候不順五穀不登或は祝融おこつて第宅貲財を燒亡す、これ國家の疾病生涯にこの災にあはんこと一兩度は常例とすべし、されば天をも恨むべからずみづからをもくゆべからず、速に義倉をひらき凶荒を救ひ窮民を賑はし此時しも非常の節儉を用ひ早くこれを復すべし復訖らば平日に從がへ節儉は年を限りてすべし平日に混ずることなかれ、これを平日にせば凶災に充るものなかるべし凶災は天より下す處その病はげしといへどもいやすにかたからず尊大驕奢の弊風は內より生ずる病にして治しがたく宿病傳子病になりやすし愼むべし恐るべし

○出陣之式　兼日喚諸臣具告征討之事狀且問意見公命未下者也、其公命既下及應外冠等不問意見議合戰之策、定陣列隊伍補留守之任卜發軍之日、次令錄事造簿二通、一通、先鋒次鋒左右廂後援粮尹歷名、一通、留守之任本城及二三郭諸門守衞歷名、諸臣奉命罷出、又造新令二通施行、一通征行之間令、一通留守間之令、三軍之內若有隨便前日可發者、辭見承命而發、〔軍防令云、凡征行者皆不得將婦女自隨」、又云、其往還在路不得前後零疊使侵犯百姓及損害田苗斫伐桑漆之類」、又云、凡大將出征臨軍對寇大毅以下不從軍令、及有稽違闕乏軍事死罪以下並聽大將酙酌專決〕次大將齋戒告考祖之墓、若祈神祇請克捷、當日吉時發參集貝聲先是可發食飯及裝甲之貝音、殿下先發諸陣應之漸轉及遠諸臣參集侍所　諸軍各陣列、此間大將於便所着甲帶仗或於中門帶仗、先是浴南天湯以太布拭有親戚辭別之儀、次大將出寢殿拜軍神介者不拜啻稽顙〔曲禮云介者不拜、爲其拜而蓌拜、注曰蓌拜則失容節、蓌猶詐也〕着座南面若東面床几施鋪皮近習士扈從有御後此內有胄持弓持等次召諸臣、當御前小拜蹲踞奉命獻賀侍坐、次供案、次供膳謂之肴組具酒坏三次銚子提子二人持

一天皇は鳳輦葱花輦皇后は腰輿に御して人をもてかゝしめたまふ、親王大臣以下車にのりて牛をもてひかしむ、五位六位の侍は馬にのる皆獸の力をもて往來する也、罪人のあんだにのるはこの條にろんぜず鎌倉のころ泰時朝臣が北條に下るみの笠をきて馬にのりしとみゆ、天下執權の身かくのごとし、かの好色をもて稱せられにし在五の中將も馬にてぞあづまに下り給ひける、しかるを我ともがらの卑しきかぎりの身も今はつねに肩輿にのり人にかゝしめて往來す潛上无禮これを禁めずしてなにをか禁むべき、かくやんごとなき人も馬にのり簑笠をきて旅行する程ならば國財のたる事いはでもしるべし

一天皇の行幸にはゆるして人にみせしめ給ふ若大言登高者使下云々、いまのようへのならせ給ふ時侯家はかたく門戸をとぢ少のあはひもあれば板をうちわれめすき間にも板をうちそへ窓は戸をさしたる上におほひをし通御の時には主人出て門内に平伏す、但遠所の御成にはしかせず溝樋の口まで板にておほひ御見渡しの限りかくのごとくしてはやならせ給ふべければ往來の人をとゞめ過させ給ひてもとみにはゆるさずその嚴なること限なし、又市中は其家の男共は路邊に蹲踞し女は床の上に坐しながら奉見、又御宮參には武家もすべて奉見事をゆるし給へり、常は隨身なども召具し給はで鹵簿のうちとけ給へればにや其制區々なるはいかなるか、されどうへの御手ぶりはとまれかくまれ諸侯家はかくはあるまじきを猶我領國にては此御手ぶりうつりて尊大なるは弊風なり、常に巡行して肅清風俗勸課農桑賞孝義問百年國司郡司の職掌をつとむべし、是等も有司に預らしむるはよろしとすべからず

一年料をあまし國用をたらすの道こまかに事をとらば當時の手ぶりにしても一國家の貧窮を救はん事はいと安かるべきなり、そは質素儉約の法によらずしてはなしがたし、こゝに論じぬるは風俗を一變しておのづから國財をあまし豐饒にして專禮制を具へ或鼓腹の樂を極め太平の化にほこらしめんといふ也、そはとまれかくまれ聚斂苛政をもて二年三年の用途をあますとも臣下つかれ百姓くるしみては終に又貧窮に復すべし、いよ〳〵苛政を行はゞわざはい必身におよぶべきなり

すべし、土着の武士はもとより商人にもとむる事なかれ

一飲食の費も古に百倍すべし不時の珍味を賞し或は調味に奇術をつくし又古は一器に一種をもりたるを今は汁の實も二三種平一つにも三種も五種も盛たり菜數少なきに似て古にまされり、されば一坏に兩種を過す無益の珍味を供用する事をとゞめ商人の手に求めしものをいやしめ國產を貴び或は射獵網引園中の手作を賞翫すべし、菓子も木菓子をむねと賞翫すべし

一吉凶を賀弔するも主人しらずかたみに有司のする處なり、されば懇意の間に至つては內外かさねておくるもの多し、或は年始を賀し寒暑をとふ使者も來り主人みづから來るもあり、使者は有司の命ずる處にて主人しらざればなり、又昭穆巳下の忌日に靈墓に代參を遣すこも主人みづから事をとらざるもあり多は用人のしるところなり弊風とすべし、又進物を白木臺にすえ或ははこ入折詰にす、この白木臺てふものは豐臣氏のはじめられたるといふ、今天下の材これに費ゆるも少なしとすべからずこも古にならひ使手づからさゝげ渡受取べし、（今は筥入臺据にする故若黨或は才料てふものにいださしむ）衣服は衣筥又は廣蓋につみ食物は外居食籠を用ひ或は木草に付籠ものも木草につくべし、祿物は衣服は纏頭し疋絹は腰にさし、すべて白木臺折筥をつくることをとゞむべし（折筥は便なることもあり、臺は必とゞむべし）

一萬にみづからせざる故弓矢の家に生れながら弓矢以下の器械調度の製作寸法をしらざるもの多し、たとへば手づなの長さは七尺五寸なれども六尺にても事たるものなり、今はすべて町手綱を用ゆる故殊の外長し、あないもしらで長きを好むもの多し長ければ前輪にうちかけたるがおちぬれば又しても馬の足にかゝりなどしてあやまちあり、ある君天の下の政せさせ給ひしとき下帯の寸を短く定め給ひていまに越中とかやの御名をつたふ、もし手綱にしたまはゞいみじかりぬべきをいふかひなかりけり、その外旅行の時具足櫃長櫃の類旗竿傘袋の類に革覆をかくるもの多し是等皆布木綿にて事たりぬべきなり、刀劍甲冑等の餝裝も實用と貴賤とを考へ作るべし無益の費をのぞくべし

數十町にあまれるもの多し、か丶る大廈都下に充滿しゝかもしばく祝融の災にか丶りて灰燼となれば又もとのごとく大營をゝたまへば終に天下の材つきんとするに至る、されば木竹瓦石をはじめ萬の物價直いやますも止事をえざるなり、かく作りたれども客人を招請する時表の座敷にてはうとうとしくて志淺きに似たれば必奥の住居に請じて饗應す、されば表書院などは年始式日に家臣の禮を受るより外には用なけれど疊もふるびぬれば表をかへ障子もはりかへ屋根もふきかへ柱もくされば根つぎをし壁もぬりかへ不用の間に費ゆる事そくばくなり、されば古に效ひ表書院一殿にて事を足らすべし、其様は（南面による） 夜は母屋にいね晝は東庇に出居南庇を客人の座とし（母屋五間ならば二間にすみ三間は客亭とすべし） 西庇を近習の候所とし北庇を塗籠（納戸なり） 又女房の候所とすべし、妻室の居所も又是にならひ一殿に限るべし、母屋を夫妻の寢所とし東庇を放出の座とし南庇を客人の座とし北びさしをぬり籠女房の侍所とすべし、かく簡便にする時は恪勤の人も多きに及ばず木竹土石をあますのみにあらず日用の燈燭にいたるまで其用途の減ずる事そこばくなり

一今の世儉約といへば先綿服の令を下す、是貴人に益ありて凡人に損多しかよはしてよきほどにすべきなり、もとより尊卑上下の別衣冠にあらずして何をもてせん、ゝかるに太平以來貴賤押並て小袖上下てふものを通用して其別なし、只布帛紬木綿等の品あるのみ、もし公侯貴人木綿を着給はゞ家人奴婢なにをきんや上下混一禮制具はらざるに似たり、衣服を惡して美を黻冕に盡すべければ必褻服に美を好むべきにはあらねどかのやぶれたる袍をきて耻ざるも實はやむことを得ざるにて後人是にならふべき事にはあらざるべし、飛鳥走獸も羽毛の美をもて貴びぬれば美麗を貴ぶは天のゝからしむる處なり、無益の翫物にだに國財を費さずば其程々の衣冠をきて上下を別つとも天下の綾羅布帛の乏しきには至るべからず、いま儉約の事始には綿服を令するによりてたちまち財を出してこれを商家に求むさらに益なし、たゞ古にならひてわが妻妾に織らせ染させ裁ぬひさせて服用

近習の士にあづからしむべし

一臣下を內臣外臣二にわくる故人數多くして事たらずともに歷代恩顧の士皆一列にせば事の辨ずる事流水のごとくならん、たとへば客人來らば奏者直に主人にいふべし、客人昇殿せば奏者引て席につかしめ近習宮仕すべし、主人出逢ばかねて陪膳益送すべし、今の世賓客來る時は主人に告るまでや、手をふるなり、奏者先用人にいひ用人近習をもて主人にいはしむ、或は用人先客人にあふて其事狀を問て主人に達す、（いま侯家の樣年始の賀をいひ寒暑の安否を問又參觀辭別の時みづからものすれども主人あはざるを例とす、尊大の弊風よりかたみに親族朋友の信を失ふものなり）若主人いであふ時は更に奥の座敷に請じ入主人出る時は用人引導し近習扈從し警蹕を稱せざるばかりおさおさ天皇出御の御けはひに似たり、尊大僭上いましむべし、さはいへど遠侍には二三十人近習も廿人ばかり分番宿直させて非常の機變に備ふべし、（人數は主人の尊卑によるべし）その外軍務の士は皆士着にしておのづから筋骨強健ならしむべし、今の世の風は主人かりにも外臣にまみえず行駕に供するもの斗ぞしたしく主人の面貌もしれどその外はさだかにしらざるも多し、かく疎々しくては戰場亂軍の間機變に應じがたく命に代らんにも便なし弊風の甚しきものなり、されば士着の士をも時々めしつどへ射騎刀槍の伎藝を課試し優劣によりて物を賜ひ春の花秋の紅葉にも宴を設け詩草の才政刑治術の能不を察し擧用黜陟し上下和睦して萬事簡便の法を用ゆべし

一第宅は上古の風にならひて殿一宇に居住して事をたらすべし、親王攝關大臣以下寢殿ばかりにて事たりぬれば其古にならふべし、當世は無益の大造作なり、そは玄關あり廣間あり使者の間あり（しかも上下二間なり）內玄關あり中の口水屋口納戸口等あり大書院小書院對面所客座敷表座敷小座敷入來の間參上の間等ありこれを表といひて主人の常に出座する所にあらず、又おくにも書院客座敷居間寢所休息書齋數奇屋等數しらずつくりつゞけ廊渡殿まで疊を敷つめ床違棚付書院納戸搆（御帳臺なり）など內にも益なき手ぶりあり、その用材瓦石疊戸障子蘭藁紙等その費幾千萬ならん、古は四町をしめてつくれるを（二町四方なり）うへなき大院とす、今の侯家（尾紀等の御館を初

失費幾許なるによりてなり、止事を得ずして豪富に財をかりて一時の用途に充れどもつぐなふこと能はず、こゝに至りて質素儉約の法を下す、其令をみれば先綿服をきせしめ冠婚喪祭の禮を闕如し贈賻をとどめて信を失はしめ宴飮を禁じ樂を廢して風俗を野にしすべて人望にそむく、甚しきは代々住つきぬる東都の居をうつして領しゑる所の邊塞におらしむ親子兄弟再相見ることなく別情に膓を斷しめ祖宗の墳墓に春草を生じ落葉にうづめ孝道をかゝゑめ給へども今はた仁主をもとめてつかうべくもあらねばなく〳〵いなかの民となるも太平の化なり、ゑかあれど國に益なく家に損多くしてなほ倉廩空しく年料足らず七年の病に三年の艾を用ゆるが如くにて貧病をいやす事能はざるは無智拙策の極りといふべし、げに大人の事あり小人の事あれどもみづから耕し自ら蠶する古にもとづき王侯貴人后妃夫人も各自其職をつとめて職員を減省し戸口を增益し國中の產物をくらひ產物をき產物に仕し萬の物金錢をもて町人商家に求むることなき時は年料をあまし府庫を充しめ武備を全ふせん事手を反すが如くなるべし

○富國の法　そも〳〵國用たらず天下困窮する事は前にいひし尊大の弊風行はれて無益の費多きによりて也、もし英主あつてこの弊風をとゞめ給はゞ天下豐饒ならん、今の如くにて年を經世をかさねば終に國用つきぬべきなり、よろづ無益の手ぶりをとゞめ簡便の法にゑたがふべし、今の世行ひがたしといへども試にその大概をいはん

一職員は上古親王に文學家令扶大從小從大書吏小書吏わづかに七人にして事をとれり、三公已下も亦これに效ふ、（但文學なし）中世に至てや、增益す、鎌倉室町の世執權管領政所問注所侍所別當所司已下數多あり、將軍家は天下の政をとり給へば朝廷の諸司百寮にならひて職員をたて給ふも宜なり、其陪臣亦是に准ふはよろしとすべからず、家老用人內外を攝行し簡便にことをはからふべし、ゑかるを木工修理あるにならひて普請奉行作事奉行を置く類頗弊風なり、又衣服は婦人のゑる所なれば納戸役もおくべからず、賞賜の類も倂せて婦人に司どらゑむべし、但刀劔弓矢甲冑の類女子のゑる所にあらず王侯貴人といへどもみづからこれをゑりて

す、上判の人の名乘をうは書に書なり、但奉行之奉書などは本奉行書あげて日の下に判をするなり、此時はうはがきにも本奉行の官名字をかくなり、事に依て准之儀もあるべし、又宛所を二三人へも書時は前は上なり、奥は次第に下なり、又裏判を連判にするには是も奥は上判なり、裏の時奥といふは表よりすかしてみれば文の端の方なり」簡禮記云、連判連署大法、二人も三人も判するには日の下を下輩とし奥次第に賞翫なり、但執筆は位高くとも日の下に判形可有之、御下知狀にも日の下に本奉行人の判形とするなり

後松日記卷之十九終

後松日記卷之二十

○太平の化　天つ日の光世をしづめ給ひしよりこなた玉くしげ二百とせあまり四海の浪たゝずふく風は枝をならさず、かくてちとせの松の平らかにて秋津しまうごきなければ暴君汙吏も國家を失ひ給はず聚斂苛政の臣も職掌をしりぞけられず、下民百姓殘虐にくるしめ共いかだにのりていづこをさしてゆくべきかたもなくわらびを折て物ほしさをしのぶもはた甲斐なければみつしほのからきめをみる〳〵も春秋をおくり世をかさぬるは太平の化のしからしむるところなり、そも〳〵この太平の世にあふては王侯は玉樓瑤臺に宴飲し歌舞し翠帳紅閨に蘭枕を並べ春夢を結び庶人に至るまで一陶の酒に鼓腹のたのしみを極むべきを或は貧苦にせまり用途足らず文武の志をも空しくして身を終ふるはいふかひなきの甚しきものなり、そは年を經代を累ぬるまに〳〵尊大の弊風行はれてよろづにみづからせず有司に委任し有司は亦下吏に事をあづからしめて多端繁劇無益の

が中〳〵にえんになつかしかりけるなり
○一世源氏座次史料延長八年九月八日條　政事要略云吏部王記云延長八年八月二十九日、一世源氏等祇候、疑無位間應服直衣否、又疑殿上侍座次、源氏某明被聽昇殿彈正親王從容候氣色、上曰無位一世源氏出仕公庭之事近年無其例、仁和以前有此事、須問遇彼時之人、但昔嵯峨太上皇始賜源氏姓、欲使明朝臣對策、詔曰若及第賜三位、當其對策時可敍六位、則知不殊平人、或賜六位、爾時山田春興亦奉詔欲對策、未果其本意天皇崩、明朝臣賜四位不對策、春興守光麴塵直衣所未知也、又六位雖雜袍不能服直衣可相比定、又座次理應六位上、雖然就五位上四位下得適歟、抑須問先例、九月八日辰時、余詣左大臣宿所杜芳房、已刻依諸卿議被定无位一世源氏座次、可着四位下五位上
○加判　東鑑云、建長四年二月二十日甲戌、和泉前司行方武藤左衞門尉景頼爲使節上洛、是奥州相州當將軍被辭執權申上皇第一三宮之間可有御下向之由依申請也、其狀相州自染筆奥州被加判處也、他人不知之云々」又云、弘長元年三月二十日壬午雨降、今日評定衆召連署起請、常陸入道行日依不加判可離其衆、次引付衆進別紙起請、示新制事今日始施行之、引付結番被改之」蜷川親元記云、寛正六年五月二十七日癸酉、就、、、親元加判候畢」又云、文明五年八月十七日丙子、執當進上折敷錢、松田丹州え請取、飯尾加判」政所賦銘引付云、山徒法花院承舜申狀略被成御奉書畢、頭人加判」家中竹馬記云、賞翫の人とさほどなき人と兩人へ一札に調て狀を遣すこと有べし、假令人々御中と可書と進之候と可書と兩人ならば人々御中と書べし、賞翫の人を本とする故也、但異なる賞翫の方へとさなき方へと一札に調事は有べからず又加判の儀も可准之」將軍家譜云秀吉公秀吉下六條法令于諸士、大權現利家秀家輝元隆景加判其一曰略」又云秀吉又下九條法制于諸人、大權現利家秀家輝元隆景復加判
○連判　加賀守貞滿記云、連判事、名乘を書て名字官を可書なり、無官の人は名乘ゐぼしの名かくべし、次第は連署と同前又宛所とめ樣は前の如書狀上書此方の名を可書、連判の一の上首一人可書なり、但右筆一人書事も有之、法意は上首一人可書之也、」家中竹馬記云、連判並裏判の事、連判は奥を上判と

りのかけも本より難なき事なめれど今更に代々のためしをあらため紙捻にしたまふともしゐてめで奉るべき程の事ともおぼえず、執政の任質素をむねとしたまふは理なれども吾妻はあづまの手ぶりありてやむことを得ざる事多し、さしぬきも侍從以上紫とさだめ給へばよはひかたぶき宿德にものしたまふ人も淺黃は着たまはぬ類なり又執政の君かくあらため給はゞさるべき君達もこれに從がひ給はではかなはぬもものし給ふべし、さてはなだらかなりぬ御定めなるべしとおもひてとかう聞え奉りしがわが申せしまゝに組掛を用ひさせ給ひしはいと〳〵うれしかりけるなり

そも〳〵冠は纓と笄とをもてきたればべちに緒はなかりしなり、されば今もいにしへを好み給ふ人は緒なくて着給ふもあり、中ごろ額宛といふもの出來骨を入てかうぶりつゐにいまのごとかたくなり燕尾もかたくつくりてたゞうしろにさして下げたればやむ事をえずして緒をもてきる事にはなれるなり、そはかのまりにこゝろを入て櫻もよぎずみだれあそびし春の夕べなど冠の額のくつろぎたるもしらず烏帽子のゆがめるもかへりみざりしがこゝろうさに後鳥羽院のおきてさせ給ひて紫紅の組緒の齒(ヨヒ)のほどによそへなどして遊庭馬上には必掛緒することにはなれるなるべし、樂の家の人々は琴びはの緒を用ひておのおの家門のめいぼくとしたまふもありされば物部の家は弓弦をかけても難なかるべしとのたまへるもあれど例なきことはいかゞはせん、又馬の尾をよりてえぼしのかけをにすることもあり武家も用ゆるなりおのれ行義十あまり四のとし此みちに入てこなたよそぢあまりこの吾妻にてひのさうぞくにてもとのゐさうぞくにても裝束し給ふほどのとき一たびもあづからぬことなく其折かの折うへの御さうぞくよりはじめて下が下の　さうぞくまできゝしらぬことなければおのれがいひ出せることに更にうきたる事はあらじいま少しいひつゞくればあまりにほこりかにきこゆべければとゞめて

むらさきのくみ緒のいろはかはらずて
　ながきもみよのためしなるらん

その日我君もまうのぼり給へり、みうちきにはおのれと通明とさぶらひぬれど御うへの衣ののりうすくてなよゝかなれば御衣文うるはしからざりしがこきむらさきの御さしぬき紅の御下ばかまふくらかにふみくゝみ給ひていとよくうちふまひ給ふをみ奉ればかの弘徽殿の細殿わたりにたゝずみ給はんに衣のおとなひいちじるくてはびんなからんとかすみわたれる春の空にいとゞむかしおもひ出られてなよかなる

みゆ、古は飛鳥井難波の兩流は、略廷尉の人撿非違使別當以下當流の人はもえぎ糸の組たるべし、一足蹴て後用之、冠にも其組は兼用と云也」西三條裝束抄云、組掛、本儀紙捻ナリ、紫ノ組掛ハ後鳥羽院蹴鞠御好ユヘ建久年中ヨリ初テ出來ル事也、サレド建久以來モ蹴鞠ノ時ナラデハ用ヒザル事ニテ侍ルヲ近代ハ尋常用ユル事ニナレリ

考ふるに上古の冠は五位以上は羅六位以下は幔をもてふくろのごとくぬひて髻のところにてとりよせてうるはしくひだをとりなどして纓をもてむすびてぬけじ料に笄をさして留たるなるべし、いまの冠の巾子にうるしにて筋をたて又糸もて筋をつくるは古のひだありしをうつせるなり、纓を中をとり細めてむすびしが後には便に細いともてむすび纓も細糸より下げたるが今の上緒になりたるべし、さて中古にいたりて髻斗にては無下にうるはしからぬによりて巾子てふものをつくりて髻にさし前には額宛といふものをあてゝ礒をつくりてかうぶりたるなり、この額宛を用る事淺深秘抄まではみえ纓をむすぶことと江次第まではみえたり、さていつしかいまのごとかたくなりぬれば纓もやうなくなり、たゞ笄をつらぬきてとめたるなるべし、されど年老て髮おちほそりてはこれ斗にてはおぼつかなくて掛緒をせしなるべし、管見記このこゝろみえたり、又なをしにはむねと組かけを用ひ神事にしたがふ時は必紙捻をもちゆるなり、台記にみえたり

掛緒のことば　　ことし恭廟の御七とせの御法の日例のごとうへは御なをしを着御したまひ上達部已下四位までは衣冠にて豫參し給ひ五位の諸大夫はかちより御まへに參り給ふ、うつぼの衣冠なれば冠の緒侍從より上なるは皆紫の組掛を用ひさせ給ふこと代代の御手ぶりになん、國持溜詰御老中高家は五位の侍從まで皆紫の組掛なりされはおのれにとはせ給へるには組かけを用ひさせ給ふ事と聞え奉りしを又執政の任は必紙捻を用ひさせ給ふ事とおもひあやまりかつ御法の日など風流を用ひ給ふべき事にもあらじなどなまさかしうおもひとりて其よし聞え奉りしは其殿の内の宿老にて衣文の道にもかゝづらひあまたの年月を經しものなり、よりてさもやしたまふべきよしほのきゝてげに冠には紙よ

譜代侍從以上之御方々高家は五位侍從まで都て組掛
御用の事に御座候

前文御答申上候證文

衣文備忘（公邊御衣文掛の衆覺書也、）
一御紙捻掛緒は御束帶並御襲衣冠之節上ゲ候事也、
一御掛緒之儀高倉家え相尋申候處御衣冠の節御冠の
御掛緒御組掛上可申事也、御直衣にても同樣也、但
御衣冠に御單被爲召候節は御紙捻上可然の旨答有之
候都て御冠の掛緒は御紙捻本儀也御組掛は畧儀也
一御單被爲召候節御冠に御紙捻上ゲ候と申事は襲御
衣冠の節の儀也、又、文昭院樣御年忌の節御直衣被
爲　召候節御單御襲も被爲　召候、此時は御組掛上
ゲ候御例も有之候、（中略）又御衣冠と斗被仰出候節も御
上の御裝束は御衣冠御直衣兩樣の內着御也、御衣冠
御直衣雖着御襲被爲召候事極りたる儀也、御衣冠着
御御紙捻上え御直衣着御御組紙上の當時の例也、」東
武裝束抄云、襲衣冠着用、（略）先冠掛緒紙捻　柳營直衣
ニ組掛位袍ニ紙捻上樣ハ束帶ニ同ジ、不襲衣冠着用
（略）先冠懸緒公卿ヨリ侍從マデ組掛也、四品以下紙」
里粟問答（問淸水御館里見左馬太郎　答高倉家雜掌粟津大和守）　衣冠之次第　冠束帶
と同樣、但紫之組掛
答飛鳥井家難波家ヨリ被免候人ハ此通　無左人は
紙捻、右之書面差出候」
紙捻掛緒並組掛　台記、保延二年十一月二十五日
予可蒙任大臣宣旨也、仍早旦參着東三條殿裝束（直衣冠用紙捻）
（基結、昨日爲大原野祭上卿之間爲精進用タルチ不改云々）」管見記、延慶二年十一月二十
六日云節會、（略）爲候淸暑堂宴徘徊正廳北榮登廊戶西
外、此間（太政大臣信、袍大龜甲柳下襲、雜色長布衣自身又有冠掛依老歟）」百練抄、寶治元年
四月二日於仙洞有蹴鞠、左大臣始令候給、於北對撤
下袴着大口無冠懸、自御所被下錦革襪、殿下令候實
子給云々」後妙華寺殿記云、永正三年九月前內府（逍遙）
（院實隆公）問冠懸事用組事鞠足之外無之歟、惣而組懸事出所
如何、答鞠足之外無之、出所未勘得」蔭戒記、永享
二年十一月九日右大將直衣始、御直衣紅打出衣紫組
御冠掛」陽龍記（長賴記）應永二年三月二十九日內晴御會
始、公卿、園前中納言（比巴冠掛）　藤中納言（青鈍冠掛拭不二條樣、卿相替）
左衞門督（組冠掛）　左大辨宰相（紅冠掛）、殿上人、雅緣朝臣
冠掛、基親朝臣（紙捻冠掛）、豊光（組冠掛）」　雲井花（以下原本缺
文）」遊庭秘抄云、烏帽子掛の事、此事當家一流のと
もがら並門下の人々鞠の座敷にてもあらはにしるく

用候事の趣申出候者も有之由承及申候に付猶亦爲念御近例の處夫々問合申候處大久保加賀守御勤役中水野越前守樣土井大炊頭樣御勤役中紫組掛被成御用紙捻被成御用候儀は無之趣御衣文方より申越候間部樣井上樣御勤役中　御法事の節私手先より組掛調進之儀も御座候間是亦御用の事相違無之と奉存候

大久保加賀守樣御衣文方　山本啓助

水野越前守樣　田口惣右衛門

土井大炊頭樣　田中太次右衛門

「水野越前守樣御勤役中御書下ケ、惣右衛門へ惣テ御法事書付ニ衣冠但下襲無之ト出候節ハ內衣ノ上ニ直ニ袍ヲ上ケ候事此時ハ紫ノ組掛ノ事文政管絃ノ節ハ單衣冠ト有之ヽヽヽ冠掛緒紙より可用事、右ハ下野殿加賀殿被申候自分留候事故心得ニ申付置候」

山本啓助書面　拜見仕候益御安泰被成御座奉恐賀候、然ば掛緒之儀御問合被下承知仕候、先代勤役中、御法事等之節衣冠着用被致候得ば必紫組掛相用申候、勿論御同勤樣方何れも御同樣に御座候、襲衣冠の節も組掛かと奉存候得共是は只今聢と御答も申上兼候得共襲無之節は前文之通紙捻用候事は一切無御座候、左樣御承知可被下候下外用事略之、正月廿二日

一文政六年　營中管絃の節御衣冠に衣單御着用に相成候に付御冠掛緒紙捻御檜扇被成御持候事の趣大久保加賀守樣え申上候處加賀守樣思召には組掛不相用候ては侍從以上勅免の眉目無之且侍從四品の差別にも拘り候事故猶參向の堂上えも相尋可申聞旨御內々被仰付候に付亡父清左衛門より廣橋一位殿え相伺申候處兼々清左衛門覺悟の通直衣衣冠も衣單襲候晴之時は紙捻懸緒檜扇相用候、下官甘露寺等も其分に候、併九條殿門流は衣單重候ても多組掛被用候間、今度參向の內にも組掛被用候人も可有之との御答に付其段加賀守樣え申上候、其節關東御一統紙捻御用に相用候、參向の堂上の內德大寺殿綾小路前中納言殿組掛花園殿は琴の緒其餘は惣て紙捻に御座候、且、公方樣御烏帽子直衣衣單御襲有之紫の組掛　內府樣右同斷御掛緒無之　水戸樣御三卿樣紙捻紀州樣御組掛被成御用候

一前文中上通下襲無之衣冠組掛普通之儀に付外樣御

節御再興是迄賜素服と有之候得共喪服黑染袍狩衣を被下候素服は不被下、文化度より素服喪服兩樣共賜之、天保兩度同樣に御座候
錫紵並喪服は布黑染勿論に候、素服の制は如形小忌と申樣なる裁縫にて白布なり、吉服にても喪服にても着用の上に又素服或當色を着用候事倚廬供奉の公卿殿上人以下吉服の束帶の上に賜ひ候素服を着橡　宣下の後更に亮陰服を賜る、賜本所素服と有之方は吉服の上に白布の拜領の素服を着し倚廬渡御の後又御葬後喪服を賜候、又　院中にて本所の賜素服人々御葬送の當日喪服共々賜之喪服の上に素服着用候、如是次第故前々より素服と有之候は當時の喪服の事と相見え候、方今素服と稱候品は吉服喪服に不拘喪事に隨從の者へは賜之候、於地下は當色と稱候、素の字儀色の黑白の論は差置文化以來御凶事に被用之候儀に御座候、御中越の素服と申候品は記文の通布黑染勿論にて當時の喪服に相當候樣に存候、乍去此度にても、准后敏宮御素服着御と申儀も有之是は布黑染御小褂裏無布柑子色御袴裏無、左候得ば素服と稱し黑染も被用候、男子の服にても素服と稱し候て素服を不用只布黑染の喪服のみ着用候儀も有之近年鷹司入道准后薨去の節御葬主以下喪服斗素服なし、又三條前內府薨去の節は喪服素服共被用其外家々不一通區々に候、尙御勘考有之度有增御答まで得貴意候

〇衣冠掛緒之事　靑山下野守樣より御尋に付忰重三郎より御答申上候書面

御衣冠御襲無之節は御冠懸緒侍從以上紫組掛を被成御用候事普通の事に御座候、尤組掛は蹴鞠より出候事にて飛鳥井難波兩家の門弟に相成右兩家の執奏にて　勅許を被蒙御用に相成候儀に御座候得ば畢竟畧儀に御座候間御束帶又直衣衣冠にても衣單を襲候程の晴の時は必紙捻を被成御用候事に御座候、前文申上候通御襲無之御衣冠之節は組掛普通の儀に御座候得共一體紙捻之方本儀に御座候間御法事等の節紙捻御用に相成候ても御不當の事には無御座と奉存候

右之書面次郎太郎歸宅後一覽仕候處相違の儀も無御座候間別段私よりは不申上候」

一御老中樣　御法事之節衣冠御冠掛緒必紙捻被成御

天皇崩じたまひぬれば大臣等璽劒節符を東宮に奉るといへども皇太子哀情にしのびたまはず卽位のみところなくして旬月を經れば猶令と稱し啓といひて天下主おはしまさぬに似たれば臣下再三請ひ奉りやむことを得玉はず諒闇の間に卽位したまふ、後世は璽劒を奉るを踐祚といふ、（踐祚と卽位と事實名稱別になれり）たちまちに新帝となり給ひ詔勅と唱へ奏といふ、諒闇闋て吉月良辰をえらび大に賀禮を整へ卽位し給ふ、いにしへ桓武のみかど光仁天皇の諒闇終りぬる明年賀正の禮を停め給ひしとは可否我ともがらの議すべき所にあらじかし（桓武詔曰禮制有限周忌云畢、元會之旦事須賀正、但朕乍除諒闇哀感尙深、霜露既變更增陟岵之悲、風景惟新彌切循陔之變、來年元正宜停賀禮云々）考ふるに朝拜卽位はまことに天下の大禮なり、いまは朝拜はたへぬれば卽位の禮をだに大に行ふべし、若諒闇の間にこれを行ひ給はゞ萬に事そぎて心ゆかぬけしきにて天下の大禮かくるに似たるべし、されば諒闇畢て行ひ給ふも止事を得ざるなるべし、文武の百司玉の冠に綾羅をかざりつかふまつりまた関東をはじめ大小の諸侯使をさして慶賀をさゝげ奉れば誠に名ごりなきよの中となりぬべければこたび明年二月諒闇おはりぬれども秋にいたりて卽位の禮を行ひ給ふはかの大同の昔にかよひたまへる聖斷なりと仰ぎ尊び奉るなり

今は天皇の御葬送に方相もたゝず楯幡もたゝず行樂もせず轜輿にだに奉らず、人臣のごと御車にて牛にひかせて送り奉る、鹵簿とゝのはずして天子の尊をうしなふものなり、是をきくごとに魂寒からざる事なし、死を稱すること天皇を崩と稱し皇后大后を薨と稱せしを天平勝寶に大后を崩と稱し延暦に皇后を崩と稱せしより三后も亦崩と稱する例になせり、皇太子以下三位以上を薨と稱し四位五位を卒と稱し庶人を死と稱す、其逝去他界遠行等の異稱は禮家のしるところにあらず、但書紀に日本武尊を崩と稱せしは別勅に天子に擬せしめたまへるにて後代の例とすること能はず、弘化三年十二月松岡丹治行義謹識

○三上和州え素服の事いひやりたる返書

此度素服白布にて出來黑色に可有之處如何の御調に候哉御不審之趣承知仕候、則御申越の御引書共拜見仕候、仰之通黑色橡ふしかね等古來制法に御座候、素服制の儀文化十年度、後櫻町院御凶事の

し喪葬令義解錫紵細布卽用淺墨染也云々、抑天皇といへども考妣の御爲には深墨染を着御し傍親の御爲には淺墨染を服御し給ふべければ義解委しからざるに似たり、但義解の比重服も亦淺墨染をきしもの歟、西宮記等疑ふべきことあり、（本書をみるべし）又仁徳紀に素服烏之とあるを書紀通證には烏を爲の誤字とす、かくのごとくすれば文章は讀安けれど改めざれば讀ざるにもあらず、素服を御弟の爲にいと烏く染給ひ哀をあげ哭ひ給ふとよむときは其意味大に深かるべし、上古烏字を用ゆる例烏裝横刀烏油腰帯烏皮舃の類多し、烏帽は今に用ゆ、其錫紵色目は古書區々なり、たゞ天保弘化の服御を本とすべし

心喪の御服諒闇の御さうぞくともいふ、本殿に還御ましませばこれを着御す、无文御冠（垂纓又縄纓ともみゆ、錫紵の御冠無差別ともあり）御引直衣黒ぞめ平絹御袴柑子色御小袖は鈍色御末廣は骨は黒つやなし（又は白橋）鈍色地紙（又は花田）

王公以下庶人の着し素服其體製しるべからず、をしはかりには黒布をもて位襖の如く裁縫したるものか、（錫紵わきあけなり、下も襴は加へざるべし）臣これを汗衫の上に着たるなり、さて遺詔して素服をとゞめたまひ後世はたゞ大行天皇親昵の公卿侍臣或は倚廬に出入する近臣に賜ふて着せしめ給ふものは當色なれば諸司の小忌の如く前後短かく成たるより左經記に議して袍の上にきたり、後世凶服あるは位袍の上にきる事になれり、又私の喪にも喪服をきるなり、色は黒染なるを素を白とおもひて白布を用ゆるは皇朝の古風をしらぬなりけり、（素はあさの事をいふことば前につぶさなり）喪服をきる時は無文冠（巻纓又縄纓）黒染布袍（是則素服なり、後世はこの上に又素服をきる）同じ半臂下襲表袴（裏柑子色）單（柑子色）を用ゆべし、愚昧記の説によれば袍は黒染絹半臂以下鈍色の平絹を用ゆるなり、されど天皇既布を着御し給ふ臣子の道おなじければ絹をきてはやすかるまじきなり、牛角帯黒造劔（白革装束）赤沓、（王公、黒革）父母の喪には黒布冠（縄纓）黒布表衣（直衣を褻服とする人は袍の如く裁縫すべし、かり衣直垂を尋常にきる人は又それを服用すべし）縄帯黒布袴なるべし、五旬の後はいろいさゝかあさくするもくるしからず、其まゝきるもこゝろのまゝなるべし、輕服は無文冠（巻纓）黒橡あるは淺墨染麁絹の表衣鈍色或は淺黄のきぬ袴を用ゆべし

女房も重服には黒染布小袿同裳かうじ色の袴輕服には淺墨染小袿にび色の衣同じ裳萱草色の袴なるべし、（以上本書に古書を抄出したり、是をみてしるべし）

てもこれにおなじ

遺詔して停素服擧哀百官釐務如常せさせ給ふことは持統天皇に初れり、されど遺詔なければ素服擧哀例の事なり、さて山陵國忌荷前等の事も遺詔の例とせり、今は時勢のやむことを得ず、こゝにいたるも口おしきなりけり

薄葬從儉約と遺詔したまふことは推古天皇崩じ給ひし時五穀不登百姓甚飢たれば興陵勿厚葬とて竹田皇子の陵に合葬せさせ給ふ、持統天皇も停素服擧哀百官釐務如常喪葬務從儉約と遺詔したまふ、元正嵯峨淳和の帝も同じく遺詔あり、淳和天皇は國忌荷前をもとゞめたまへり、聖武の帝は佛道に入給へば葬送の儀佛を用させ給ふ、嵯峨の帝は別に送終とて儉約の制をたて給へり、これ皆聖武の遺詔にして人民を煩はし給はぬ御いつくしみより出たることなれば頗御美事なれども萬乘の君かくのみ葬を薄し喪を廢し情を奪て簡便に從がはしめ給はゞ天下の百姓たれか喪をつとむるものあらん終に孝道を失ひ愼終追遠の禮永くすたれぬべし、しかるを後世效ふて遺詔の例とたまふはいかにぞや（我ともがらに至るまで遺訓によりて葬送は儉約に從ふともよしとすべし、從て居喪の禮を失ひ哀をわすれんはつみあさからぬなり）

天皇崩すれば衞府先着甲帶仗して內裏を警衞しまた三關を固守して人を擁滯し民を煩はす、こは大行天皇の御德化及ばず儲嗣の御器もいかゞあらんとき止事を得ずしてこゝに至りしを喪禮の一つとおもひたまへるにや、今の世はもとより露斗の御うたがひもあるまじきに必此事をせさせ給ふはいみじき御ひがごとにてはべるべし、これをばせさせ給はず素服して擧哀の禮をば再興せさせ給ふべきことなり

天皇倚廬におはします間凶服をふくす、これを素服といふ、又錫紵といふ、錫は五音集韻に思積切音昔、細布也、禮雜記加灰錫也、注取緦以爲布、又灰治之則曰錫、言錫然滑易也、儀禮大射儀冪用錫若絺、注錫細布也、疏謂之錫、治其布使之滑易也云々、此文をもて考れば錫は細布の滑易なる則金鐵の間錫の質柔弱なれば其義をとるもの歟、紵も亦麻布なり錫紵を服すとは麻の御衣を着御したまふ御事なり、素服は日本紀にあさものみそと訓ず、（日本紀仁德紀素服みゆ、是はじめなり）釋名素朴素也、已織供用不復加巧飾也、しかれば素は織出せるまゝなる布をいふべし。（素は縞の樣なれどこゝは布と心得べ）

なりけり

倚廬は正殿をさけ延暦には西廂に居たまひ大同には東庇にうつろひ給ひ嘉祥には宜陽殿の東庭に設け給ふ、（宜陽殿の東ひさしにさしかけ作らせたまへるなるべし、こは倚廬の儀にあたれるなり）板敷を切下げあしのすだれ布の帽額おろそかなるおましにいをやすくね玉はず美膳を停て御かゆをまゐらせ墨染にやつれ給ふ、萬乘の聖主といへども御父母の爲にはかくのごとしかたじけなくあはれなりけり

王公以下庶人の喪に居る禮制草土に枕伏する事すべてことなる事なし、庇の板をはなちて土殿にし、（榮花物語に土殿の事みゆ、又源氏物語に下れるひさしとみえたり）藤衣を着調度食器もくろくぬりて用ゆ、律を考ふるに父母の喪をかくして哀をあげざるものは徒二年身自嫁娶するものは徒二年にして離ち子をうむものは（十三月の間に懷妊するをいふ、服闋てうむといへども服の内に妊めるものはおなじ）徒口年釋服從吉一年半哀を忘れて樂を作しあるは人になさしめてきくものは一年半雜戲をなすものは杖八十吉席に交り預るものは杖六十以外の喪輕重くだ〳〵しければもらしつ（以上のことすべて本書につぶさに古書を抄出したり）

君父母及夫本主の爲に一年と令に定められたれども國史をみるに三年喪に居し孝子もあり父母の喪には官を解き任を停められたれば心のまに〳〵年月を經んもうべなるにや、女はまして供奉の身にあらざれば終身たゞ亡夫の冢墓につかへて世事をかへりみずとも國家の爲に損害なしとすべし、されば父母の喪には假日を玉ふの制なし、古にも情を奪て職に從ふ制もあれど服解して數月を經あるは終に復任せざるも多し、五旬の忌すぎぬれば必除服の宣下をかうぶり出仕復任する事はや、後のよの手ぶりなるべし、又女は（釆女刀自女官女孺）五旬の後も除服の宣下をかうぶらぬよし後水尾院年中行事にみえたり

父母の喪ならぬには假日を賜はり其假の間はこもり居假訖れば出仕して職に從ふなり、（凶服不入公門吉服をきて職に從ひ家に歸てはまた服制をおはる義制令にみゆ）又父母の喪に五旬を限りいみ籠りゐる事はいつのよより初りけるにやかの釋氏のさかりに成にしより七々忌などいふこと出來て御忌にこもるとて親族近習の男女房さるべき僧侶もこもりて壇たて、念佛唱名し經よみなどして御はてにいたりぬれば皆まかでちる、后も本家に出給へば女御更衣もおのがさま〲なり給ふなり、されば後撰集にいまはとて飛わかるめる村鳥のなどよめり、わたくし樣に

小角一百口幡四百竿金鉦鐃鼓各二面楯七枚とあれば天子はこれに倍すべし、香輿火輿御前火等もあるべし、群臣すべて陪從すべし、但新帝皇太子の御葬所に會し給ふをみず、（天武の御葬には皇太子も供奉せられしなるべし）崩薨の事きわまりなば吉事次第畧儀等にかきたる手ぶりにすべし、げに葬は藏なりながらはすべて人のみざらん様にすべし、さればたゞふしたるまゝにてけがれたるものあればとりすてさりぬべき衣おほひなどしてさて入棺すべし沐浴もすべからず、秘めぬべき所をあらはにして必はづかしむべからず、故衣を撤して新衣にあらため玉をふくましめ名あるたち帶金銀珠玉の類おさむることなかれ、（ふしながらおさむべし、端座合掌せしむるにおよはず、又端座して死したらば座棺を用ゆべし更にふさすべからず）今のよの手ぶりは魚などを調味する時のごとそゝぎ流し前もしりへものこりなくあらふ、むつまじき限の人のする事ながらいかゞは心の外ならざらん、又そのとかうものする人のこゝちもたゞにやはあるべき誠にやくなき事なり、されどこの沐浴の事も左經記にみえたり（後一條院の御事の時なり）垂仁天皇殉をとゞめて土物にかへ死をもて生をやぶることをいましめ給へるは誠に仁慈のいたり後代是に效ふ天皇の御めぐみ千歳のたまものなり、新君に又つかへて忠をつくすむべなるべし、されど故君に又なく寵をえて時めきぬるも新主任用せざれば一朝に時を失ひいきほひおとろへてかたへの人にもあなづられかろめられついになき御かげを耻かしむるにいたるべし、又さばかり心ふかく契りかはすともまだきに夫におくれしかもこのよにかゝるたのみもなきが中〳〵にながらへばついには貞操を失はん、げに忠孝節義も行末まではかたきならひにてけふをかぎりにとぢめんはかへりて安かるべければ殉も亦理なしとすべからず、（制をおかして死にしたがへといふにはあらず、ひとへに殉を非としがたきをいふのみなり）火葬し奉る事は持統天皇をはじめとす、文武元明元正すべて御火葬なり、葬司に御竈を作る司を任じここに火葬して御骨をひろひ又別所に移して山陵をつくる、元明天皇は遺詔して其御火葬の所に山陵をつくらせ給へり、又火葬ならざるも多し、（後世御火葬にはあらざれども寺門にまかせ給へれば御火屋を設け荼毘し火葬の手振をまぬかれたまはず）また宇治稚彦皇子淳和天皇は粉葬して陵墓を封せず、陵墓なくては臣子仰ぐ處をしらざるべし、こやあまりになごりなきわざ

神祭を廢すること能はず天位を曠うすること能はずやむことをえずして吉に就たまへどみこゝろの中安からねば猶一年の間は喪の如く愼ませたまふを心喪といふ、又諒闇といふ、まへにもいひしごと心喪のことのみをいふにはあらず 上古は人民淳素にして天位を曠し百官務を釐めず旬月を經あるは冢宰にきかしめても事の煩なかりしを世下れるまゝに一日萬機百官職掌をかくこと能はず奪情して以日易月の制を立て給ひ十三日にして錫紵をぬぎ本殿に還御し百官も從て吉服を服し諸國は符のいたるまに〳〵吉にしたがへども心喪の制を詔して宴飲作樂美服を停めたまへば素服は釋げ共たゞ緇の皂衣をのみきるなり、綾羅錦綺をのぞき緇縑の類を用ひ美色を停めて皂橡青鈍鈍柑子萱草淺紅等を用ゆるなり この心喪の制は光仁の帝崩御の時桓武天皇詔曰略其諸國釋服者待祓使到祓潔國內然後乃釋不得飲酒作樂着雜彩云々後には飲酒を宴飲に作り雜彩を美服につくれり 聖武天皇の崩じ給ひし時一年殺生を停めたまひしも此心なるべし、以日易月文德實錄以下に見ゆ

。。殯宮もかりの宮又かりもがりとよめり、古事記天若日子崩りませし時喪屋を作るといふこのことなるべし 書紀にまさしく殯宮を設し事は仲哀天皇崩せし時豊浦の宮に殯し給へることをしるされたるがはじめなれども神武天皇崩じたまひて後十九ケ月を經て葬し奉ればこの間正宮に御座しますべくもあらず殯宮に移し奉りしとしるべし、さはいへど上古は宮室もその主失玉へばあらしすつれば殯宮なきもしれず 殯宮の體制いまだしらざれ共こゝろあてにおもへばいまの龕薦堂これに比すべし正宮一字にしてめぐりに大垣あるべし、されば大あらき共いふなり、なき御からを御棺におさめ槨に入れて殯宮にうつし奉り饌を供し哭泣し誄白し奏樂などして生時につかうまつるごとくして情をつくすなり、この殯官他所に立たることもあれど官北あるは南庭に設くるを尋常とすべし、元明天皇よりこなた殯宮をつくらず、この禮を廢しとく葬し奉るは簡便に從がふものなり、但この殯禮を設くることは天皇に限りて王以下つくる事をえず、孝德天皇制をくだしたまへるなり

。。。葬送の禮も上古の事はしりがたし、聖武天皇の御葬は佛法により給へば本朝の古禮としりがたし、こも心あてにおもへば殯宮におはしまし、御槨を轜輿にのせ奉り供奉の輿丁にかゝせて方相氏は前に有て行べし、喪葬令をみるに親王一品皷一百面大角五十口

せさせ給へど神の祟によりて止ことをえたまはず八月にして吉に從がひ給ふ、天應元年十二月崩じ延暦元年八月吉に就たまふ

諒闇とは天皇の喪をいふなり、綏靖天皇紀云至四十八歳神日本磐余彦天皇崩、時神渟名川耳尊孝性純深悲慕無已、特留心於喪葬之事焉、其庶兄手研耳尊行年巳長久歴朝機、故亦委事而親之、然其王略遂以諒闇之際威福自由、略至於山陵事畢略神渟名川耳尊欲以射殺手研耳尊云々、後世以日易月の制によりて服をぬぎ喪の禮はとゞめ給へども心喪の間を猶諒闇といふなり

諒闇、論語朱熹注天子居喪之名、未詳其義、孔安國尙書注陰默也、居憂信默三年不言、禮記鄭玄注作諒闇、言居倚廬、諒古作梁、楣謂之梁闇、三代實錄不云服喪三年而云諒闇三年、此釋服心喪之文也云々、是晉杜預が說によるなり、考ふるに信默の義とする時は不言の二字重詞也、諒古作梁、一變爲亮、再變爲諒云々、も甚まはりくどし、杜預が心喪は義通せるに似たれどもいまだ心喪の制きこえず、既諒闇の名あり用ゆること能はず、そもそも亮陰は天下の大儀古今の通稱也、朱熹が未詳其義亦ゆるしがたきに似たり、故におのれ臆說を發す亮諒共に信也陰闇共に暗なり、天子居喪百官廢務則天下諒闇らし、されば深草の諒闇に康秀が照日のくれしとよめり、又哀情の深切なるを以て心中朦々明らかならず故に亮陰といひ諒闇につくる、皇朝みものおもひと訓せり、庶人はおもひにゐるといふ今俗天皇に諒闇を稱し庶人に朦中といふ義通せりとすべし

諒闇の間は諸儀式は行はれず神祭はしたまへども天子自ら事を取給はず諸司をして祭らしめ給ふ、本書をみてつばらにしるべし

着素服舉哀とは素服は天皇をはじめ奉り王公百官國司郡司天下の百姓みな布のすみ染をきることなり、舉哀る事は王公は殯宮或は殿の前百寮は建禮門の前儀式には王公百官皆應天門の内とみえたり諸國は廳前に會集して日每に三度限るに三日舉哀の禮をせしことなり、素服のこと下にしるす

誄といふは戀慕哀情にたえず生時の善行を讃美してくり言をいふ事なり周禮注司農曰誄、謂積累生時德行、文選注誄者累也、言人死後累其德行云々かるに後にはたゞ御諡を奉る事のみになれり、されば誄諡とつゞけていふなり、こも本書に書紀以下抄出したり

る、ことし帝かくれさせ給ひぬ、うちつゞきて女院もはかなくならせたまふ、我君さへうせさせ給へば籠り居侍るに大かたよの中あはれにてふるき書みても其筋にのみ目も心もつくまゝに上は神武の崩ませしより天保弘化の諒闇にいたり又后の宮をはじめ王公庶人の禮をも書集めて類聚儀式に加んとするに月日はすぎやすくて君の御はてにもなりぬれば何くれと事しげきに書さして止ぬるなり、いでや喪葬は禮の大事とはおもへど新玉の春などはげにいま〳〵しくて又しも筆を染べき心地もせねば其まゝ清書しつるは必誤も多かるべし、おのれから書をみねばづくさゞることも少なからじ、むかし凶儀を主りしは土師の宿禰いまこの書をかけるは恥の首かも穴かしこ

丹治行義

こは本書のはしがきなり、本書は七八巻になりぬればうるさくてみる人もあるまじければべちに大むねをこゝにしるすなり

謹て考ふるに磐余彥天皇春三月崩じ給ひて明年九月葬し奉れば殯宮に御座す事十九ヶ月此間庶兄手研耳命逆謀すれども諒闇の間刑罰を行ふ事を得たまはず山陵の事畢て殺之給へるをみれば一年半の喪としるべし、いにしへ殯宮に御座す間日々に擧哀慟哭して哀情を盡し斂葬既畢而平日に復すなり、天武天皇崩りませし時は殯宮に御座すこと三年朱鳥三年九月崩持統二年十一月葬正朔節日にあふ毎に皇太子公卿百寮を率ひて先殯宮に詣て慟哭し誄白しあるは奠を進め歌舞を奏し僧尼もともに發哀し蝦夷は調を負ふて誄し哭し山陵は皇太子自ら公卿百寮國司國造百姓男女と共に築きて葬し奉り給ふ、皇朝三年の喪は此時ぞ行ひたまひける、されば服紀はその上たしかならず、神武天皇は十九月綏靖天皇は十八月にして御葬訖れば此間を服紀亮陰とすべし、其後更に定りなし、こは繼體の天皇哀情既盡て斂葬し訖るを期とせしなれば其哀感の淺深によりて旬月の多少あるもうべなるべし、さて後ぞ一年とさだめ給へるなり、喪葬令云凡服紀者爲君謂天子也父母及夫本主一年云々、しかあれど文武天皇は遺詔して擧哀三日凶服一月としたまひ稱德の諒闇には遺詔なければ例によりて一年と詔のらせ給へど七々齋畢て服をぬぎ吉に從がひ給へり、このことしさいあるべし光仁の御門崩じ給ひし時凶服六月と定めたまひしを又一年に

西朝例　前漢書六十八霍光金日磾傳云、受皇帝信璽行璽大行前、（孟康曰漢初有三璽、天子之璽自佩、行璽信璽在符節臺、大行前昭帝柩前也、韋昭曰大行不反之辭也」）後漢書孝安皇帝紀曰、又作策命曰惟延平元年秋八月癸丑、皇太后曰咨長安侯祜、孝和皇帝懿德巍々光于四海、大行皇帝不永天年、（前書音義曰禮有大行人有小行人主謚號官也、韋昭云大行者不反之辭也、天子崩未有謚故稱大行也、穀梁傳曰大行受大名、風俗通曰天子新崩未有謚故且稱大行皇帝、義兩通」）史記李斯傳曰、胡亥喟然歎曰今大行未發、喪禮未終、豈宜以此事干丞相哉」文選宋文皇帝元皇后哀策文（顔延年）曰惟元嘉十七年七月二十六日大行皇后崩于顯陽殿（周書曰謚者行之迹是以大行受大名細行受細名風俗通曰皇帝新崩未有定謚故總其名曰大行皇帝行下孟反）

○喪葬私論　送終居喪の禮は孝道のとぢめにて聖人これをおしへ王者制を立給ふ、いその上ふるきよの事をおもへば天皇崩りませば天下素服をきかなしみをあげ誄白し慟哭し萬機の政を廢し殯宮につかへて哀戚の情を盡せしなりけり、垂仁天皇殉をとゞめ死をもて生をやぶることを禁めたまひ推古のみかど薄葬を遺詔したまひて人民を煩はす事を停めたまへるよりくれ竹の代々を經るまゝにやうやく簡便にのみしたがひゆき中つ世に至りてはよはひかたぶきぬればかけまくもかしこき天皇も御位をさりて出家したまひ人臣皆官を辭し仕を致て佛道に入ざるはなくしてつゐに葬送の禮を釋氏に委任すれば皇朝の古風ひたぶるにすたれたるなり、又物部の家は戰國の間にありて哭泣擗踊してはかへりて國郡を失ひ祭祀を守ること能はず、この故に昨日敵のために父討るればけふは子戎衣をき兵馬をとゝのへ弔ふに戰をもてし奠るに首をもてせし名殘にて太平のいまも喪禮をおさむることなく唯忌服の制のみぞ嚴にありける、（服とはいへど凶服はきずたゞけがれをさくるのみなり）そもそも生は人のよみするところ死はにくむところ常にいみ憚るが人情なり、まして親などものしては其方の書みるさへおそろしきこゝちしつおぼつかなくて過る人多かるべし、おのれ行義藤衣着にけるころもとより數ならぬ身ながらもほどほどの心しらびはしつべきをかなしさにうちまぎれよろづに怠りぬる物からおさなき時よみはべりしむしろ戚めとかいひけんことをなましゐにさりぬべきことゝ、おもひ出て土庇にも居ず粥ばかりも喰ざりし、しかのみならずとく情を奪てつかうまつるべき仰言を賜はりぬれば五十日斗にて墨染もぬぎすてぬるは今おもへば罪ふかく口おしかりけ

追物をさへ再興しはべりしより小笠原兩家にもせさせ給ひて　うへも御覧ぜさせ給へり、まだいふべき事あれどみづからほこるはかしこければとゞめつ、かく故實のめに近く行はる、世と唯書圖の上にのみ考へ見るべき世とは其疎密天と地とのごとはるかに隔りぬべし、かくのみひらけにひらけぬればいまは町さやまきなどはいづくの所にも多かり、逆頬箙塗箙綾幽管弦袋の類尻鞘みせ鞘つら貫さへ町にものしたれば唯今打出んにも事かくまじきよの中になまじひなるふみを板にゑらせあまねく行ひ給ひてなき人の面をぶせしめそゑりをおひ家門をはづかしめ給ふはいかなるみこゝろにや、すぎ給ひにしよには束修の禮を設け其門に入てわづかに書をみる事を得、ことさらに秘め給ふは神明にちかひてゆるされしをいまはみこゝろのまに〳〵梓に上せて商人の手にまかせ給ふは淺ましといふにことばたらず、それ師生となりては可否は討論するとも誹謗するものはあらじこがねをもて商家に得ては誰か其非難をいふにはゞからん、貞春先生の舊恩をおもへばゑのびあへず筆をそめけるなり、必行義がいやしきことばを用ひさせ給へとは聞え奉らじ、唯なきみ祖を耻かしめ給はぬ様にせさせ給へといふあなかしこ

かく書はべりぬれどいさむる人もあればそも〳〵といふより下はかゝず、千賀の事をば少しかきくはへてはべりき

○先帝追而被奉　御謚號迄被稱、大行天皇之旨被仰出二月六日

皇朝例　　日本書紀云、持統天皇三年五月甲戌命土師宿禰根麻呂詔新羅弔使級飡金道那等曰太政官卿等奉敕奉宣、二年遣田中朝臣法麻呂等相告大行天皇喪時新羅言略」文德實錄云、嘉祥三年四月己酉、公卿上啓曰竊以略觀望相依百王之戶牖者也、大行皇帝明齊日月道括乾坤略」又云、天安二年八月甲子、夜葬大行　皇帝於田邑山陵、殯葬之禮一如仁明天皇故事」三代實錄云、天安二年九月三日辛酉略是日大行　皇帝晏駕之後始盈七日、遣使於近陵諸寺修功德、私云皇帝欠字之法違令條本書の體なりうつすなり」萬葉集卷一云、大行天皇幸于難波宮時歌　倭戀寐之不所宿爾情無此渚崎爾多津鳴倍之哉略」又云、大行天皇幸于吉野宮時歌　見吉野乃山下風之寒久爾爲當也今夜毛我獨宿牟」

くの功なり、數ならねど吾父故辰方伊藤の家風をつたへぬれども其一家にかたぶかず貞春先生の門にも入て古書をつたへ専ら古を心にかけ又やむ事なきあたりにも好古の君達おはしましていよ〳〵古の道の世にひろまり文政天保にいたりてはのこる所もあるまじげなり、さればなまさかしきは大人を物ともおぼへずひたぶるにもどきそしり參らすも多かりけり、しかるに此頃四季草軍用記など櫻木にゑらせて世に行ひたまふ、こは御家の秘抄にてあるべきをかく公に施行したまふことは卓越の見ともいふべけれど道におきては必しもみだりにしたまふべき事にもあらず、實に卓見にて世にゆるし給ふならば其ひが說をあらため正し明辨をそへたまはんはまだしも成べし、誠に貞丈の君わがともがらの及びがたき英雄にはものしたまへど時代の勢ひにてかしこき申ごとながらいまよりみればあさうつたなき御說のみ多かりける、就中朝廷の公事搢紳家の故實にはいと〳〵うとくやおはしましけん、（有識もそのよにはまだひろけぬころなり）弓馬の古實もみづからはせ射をし給はぬこゝろあての御說なれば朝夕犬笠掛をならはしてはまだしとおもふことすくなからず、軍用記鎧圖甲冑圖等の圖は古の製作には似もつかず打みるまゝに心うくおぼゆ、こも又大人の御とがにはあらじ、其よには軍器考圖式などや止ことなき書にてありけるなるべし、文化の比樂翁の君（白川左少將定信朝臣）神祠佛寺の寶物民間の所藏までたづね求めて集古十種を世に行ひしより人皆古製をわきまへしりたるなり、かくなりては軍器考圖式も鎧圖甲冑圖も更にやくなきものにぞ成ける、おのれほこりがにいふ樣なれども先古鎧をみし事既に十二領所謂秩父御嶽山社藏畠山重忠鎧同藏紫裾濃鎧鞍馬山毘沙門堂藏義經朝臣鎧同藏法師鎧二領安藝國嚴島明神社藏義家朝臣鎧同小櫻威鎧（傳曰爲朝朝臣鎧）小松重盛公鎧大內義隆鎧備前國上寺八幡宮藏佐々木盛綱鎧甲州菅田社藏小櫻威鎧雲州日御前社藏賴朝卿鎧等也、（胴丸はら巻はいはず）かくいにしへの物をも見て一領は函工につくらせ一領はみづからつくりて弓馬刀槍をもこゝろみてぞ甲冑の製作をは極めたりとおもへり、（予所藏鎧二領腹巻一領胴丸一領十三腰胡籙四腰其餘刀劍馬具つぶさにいふに及ばず、かくてもいまだきわめざる事多し、況や畫圖のうへにてをや）又止事なきあたりには少し古をこのみたまふは古製の鎧をつくらせ給はぬはなし、弓矢の道はたえて久しき犬

えたり、こは後には大人も玄りたまへることとなめれども御まなびの淺きこゝろか、せたまへるなるを今の人しも用意せぬがつみふかきなるべし」

野劔の條七丁
柄は白鮫をかく

細劔の柄は白鮫をかけ野劔の柄は薄金をかくるを普通とす、されば晝御座の御劔をはじめふるき野劔皆かくのごとし、（薄金に唐草などをほりたり）六位の黒漆の野劔又諒闇の野劔は必白さめをかく、餝抄にぞ尋常の野劔の條に鮫柄の例もみえたれどこも薄金が本なればことさらにことわりたるなるべし、（打さめは用ゆべし、されど少し品下りてみゆるものなり、又鎌倉八幡杏葉の劔は細劔なれどもうちさめをかけたり、これもれいとすべからず）本文に白鮫とかきたまへるは六位の黒漆をおもひ誤りたまへるにや

同條
鞘は紫檀地又は沉

こは細劔の鞘に混じておもひ誤り給へるなるべし、野劔のさやは沃懸地にして蒔畵あるは螺鈿の文あるを普通とす、木地の野劔は近衞の次將が行幸の供奉に帶すること見えたり、こは文官ならねば野劔をはくによりてこと更に用意したるなるべし普通の例とはすべからず

かく七條のうちわづかに紙四枚が中に御誤とおぼゆる事五ヶ條ぞありける、卷末にいたりてははたみそ斗もあるべし、中にはゆるし奉りがたき御說もあれどこと〴〵く論ぜんはものぐさければとゞめつ、こはおのれ行義が才のすゝめるにはあらじ時代のうつろひにて明和安永の博士は天保弘化の初學天保弘化の博士は又後のよの初學なるべし、さればその後たるものは先人の力によりて猶更に廣くまなびふかくたどりて先人のたらぬは補ひのこれるはあげてもしひが說あらば是を正し其臆說の世に流れぬ樣にこそ玄たまふべきをみだりに梓にゑらせてすぎ給ひにし面をはづかしめたまふことはなきみ魂も必やすかるまじと遠く推量り奉らるゝなり

そも〳〵太平の後足利家の手ぶり一變して武家の禮法弓馬の故實小笠原長時貞慶朝臣の流小池岩村が說世に行はれ吾先師水島卜也伊藤幸氏等これにつぎて普く師範して天が下に行はれざる所なし、（流派の名のかはれるはあれど事實は皆ひとしきなり）玄かるを君美朝臣貞丈先生古今の史書を通覽したまひ頑愚の臆說を破りこゝにいたりて此道やうやく一變し半は正に歸したる事まことにそくば

ぞ勤方によりてと書たまふべし、又朝拜に奏賀奏瑞の者に權に帶劔をさせたまふは威儀をと、のへんがためなるべし、かく其儀のとり〴〵にことなる事をこ、ろえさせ給はぬにや本文明辨ならず」

五丁表 柄を卷事は手だまりありてよろしき故に卷候なり

こは兵家擊劔者流のいふべき說にてはべるべし柄をまくこと更に手だまりのためにあらず柄のわれじ料に卷ことなり、さればさやをもまく、信州諏訪の社の寶物には石突まできたるもあり、さやに手だまりの用なきをもて御誤とはいはでもしらるべし、猶ふるきよには野劔長覆輪の類を專ら用ひしなり、そは柄木の上を薄金もてつゝみおほへるものなり、さて後にぞかわなどをきせて絲もてまきたるが專になりしは簡便に從ふなりけり、その絲は薄平なるをひねりなどはせでまきたれば鞢をさして握らんになにの手だまりにやなるべき、又いま樣の柄はゆがけさしては手のうちよくもおぼえはべらず」

同丁ウ 絲にて卷たるを絲卷太刀といふ、革にてまきたるを革卷太刀といふ、惣名を武太刀といふ

革卷の大刀といふ名いづれの書にみえしやおのれしりはべらず、されど革にて卷たるはげに革卷太刀といふべければはじめて名を下したまふとも難じ奉るべきにもあらず、惣名を武太刀といふとかきたまへるは猶おこなる樣なり、「山脇曰武太刀の名目東鑑建久元年十二月一日右大將家御拜賀也略粕屋藤太有季直衣折烏帽子持御劔武太刀この說によりてかきかへてやりにき」武事に用ゆれば武太刀といはんもことわりなれども劔に文武の字をおはせしことふるき書にみおよばずこは俗間に耳ちかからん料にかきたまへるなるべけれどかくさだかに書たまひてはかへりて初學びのおもひあやまるくさにやなるべき、烏帽子形鎌倉下緒聖柄の類證文なきことをさだかに書たまへること多し、かの寛永古實者の弊風のなごりにや、元よりそのよには大人の御說をかへさひ奉るもののなかりしによてさもとおもひたまへる事をばしるてさだめたまへるにや英雄人を欺くとかいふべき

六丁ウ 武正の時は大帷の上に單直垂をかさねて着す

こはなに、よりて單直垂とはかきたまひけん、足利の代武家の着たるは皆裏打なる事宗吾記をはじめとして諸書にみえたり、公方樣と公家は單直垂武家は皆うらうちなり はれの時うら打に大帷大口をかさぬることも諸書にみ

安永八年十一月廿五日　踐祚九
同日　九條尙實公爲攝政
同九年十二月四日　卽位十
天明元年正月一日　御元服十一
同五年二月十九日　帝御年十五改攝政爲關白
仁孝天皇
寛政十二年二月廿一日　降誕
文化十一年九月十六日　一條忠良公爲關白
同十四年九月廿一日　卽位十八
同　忠良公關白如舊

きさらぎの六日みかどかくれさせたまひて東宮踐祚したまふまだわかくおはしませば大おとゞ内のおとどなどや攝政の詔をかうぶらせたまはんといふことみやこにて多くさたしけるとぞこゝにてはさなんありけるなどいふ、おのれ考ふるにには安永のむかしをおもひあやまれるなるべし、すべらぎわかくおはしませども御元服ははやうありけり御とし十あまりむつにやならせたまはんたれか攝政し奉るにおよばんやとさだにいへども猶しもうたがふもの多かりければむかしいまの例をゑるしてみせけるなり

○伊勢どのにいひおくるべしとて書つけける、難刀劒問答並意見、或人安齋先生の刀劒問答をもち來りて此書の中にはおぼつかなくおぼえはべる御說もまじれる樣なりいかゞはべるやといふ、うちみれば例の板にゑらせたまへるにてぞありける、こは寶暦にか、せたまへる書なればまだしき御說多かり、か、る書は秘めおかせたまひて其門に入たるものにはみせたまひ御ひが說をばみづから其可否をあきらめときゝかせたまひてこそゑかるべき事ならん、すべて近き比御家の秘抄を板にえらせ世にあまねく施行したまふことはあるまじき事なめりとおもへば其御臆說の一二をろんじ意見をゑるしまゐらするなり、よくおもひめぐらし給ひてなき御かげをはづかしめたまはぬ樣にせさせ給へかし、
刀劒問答の內、第一條四丁裏勅授帶劒と申事候、文官とて武役にてなき衆は太刀をはくことならざる作法なれども勤方によりて御免を蒙りて大刀をはくことにて候
勅して帶劒を授ふことは納言以上にその高官を貴びて聽させ給ふことなり、文官にて官によりて帶けんするは中務の官人內舍人等がことなり、是を

同日　實頼公攝政
天祿元年九月廿三日　即位十二
同年十月廿日　伊尹公攝政
同三年正月三日　御元服
同年十月廿三日　辭攝政
同年十一月廿三日　兼通爲關白

近代

中御門院
元祿十四年十二月十七日降誕
寶永五年二月十七日　立太子八
同六年六月廿一日　受禪九
同　九條輔實公爲攝政
同七年十一月十一日　即位
正德元年正月一日　御元服十一
正德六年十一月一日　帝御歳十六　改攝政爲關白

櫻町院
享保五年正月一日　降誕
同十三年六月十一日　立太子
同十八年二月一日　御元服十四
同二十年三月廿一日　受禪十六
同年十月三日　即位
同　二條家久公爲關白

桃園院
寛保元年二月九日　降誕
延享四年六月十五日　御元服七
同年同月十六日　立太子
同年五月二日　受禪
同日　一條道香公爲攝政
同年九月廿一日　即位
寶曆五年二月十九日　寶算十五　改攝政爲關白

後桃園院
寶曆八年七月二日　降誕
明和五年二月十九日　立太子
同年八月九日　御元服
同七年十一月廿四日　受禪十三
同八年四月廿八日　即位十四
同　近衞内前公爲攝政
安永元年八月廿二日　改攝政爲關白

光格天皇
明和八年三月十五日　降誕

後松日記卷之十九

○復辟期年

清和天皇

嘉祥三年三月廿五日　降誕

同年十一月廿五日　立皇太子

天安二年八月廿七日　受禪

同年十一月七日　忠仁公良房攝政

同年同月同日　卽位

貞觀六年正月一日　御元服十五

同八年　改攝政爲關白不載三代實錄據大鏡

陽成天皇

貞觀十年十二月十六日　誕生

同十一年二月一日　立皇太子二

同十八年十一月廿九日　受禪九

同日　昭宣公基經攝政

元慶元年正月三日　卽位十

同年七月二日　上表辭攝政不聽

同四年十一月八日　辭攝政

同六年正月二日　御元服

醍醐天皇

仁和元年正月十八日　誕生

寛平五年四月三日　立皇太子九

同九年七月三日　御元服十三

同日　受禪

同十三日　卽位

攝政關白不載史書

朱雀天皇

延長元年七月廿四日　誕生

同年十一月廿一日　立皇太子

同八年九月廿三日　受禪八

同日　忠平公攝政

同年十一月廿二日　卽位

承平七年正月四日　御元服十五

同年　改攝政爲關白

圓融院

天德三年二月二日　降誕

同四年九月一日　立太子九

安和二年八月十三日　受禪十一

考ふるに刀子の緒は延喜式に絁を用ゆとみえたるは絁をたゝみて絲もてぬひて用ゆるなるべし、さて後は平組の緒を用ひしとしらる、横刀の緒も平緒なり、又尊氏將軍の御物楠氏の菊水の刀等古物皆平組なり、異製の物には丸緒もあれどろなう平組を本とはこゝろ得べきなり

引目下緒といふはひろ布わかめなどをひきほしにしたるをもんにそめたるなりといふ、又細筋をそめたるをもいふははけもてのひきめなりとぞ、いづれがよしともおのれはしらねど革下緒なることは古書にみえたり

布衣記に、鎌倉下緒とあるはいかなるものにや伊勢安齋の說に半下緒といふは下緒のはしに蛇口をつけて栗形に通してひとへに下たるものなり、これを鎌倉下緒ともいふとさだかにかきたまへどこはよりどころなき臆說なればなまくら下緒といふべし、おのれ思ふに半下緒は今の世脇差てふものに付る短き下緒をいふべし、この短き下緒古物にもあまたあり、長はち巻に對して半鉢巻といひ大弓に對して半弓といふの類勝計べからず、安齋翁の臆說の中にもさやまきの說又この說などやつたなきのかぎりなるべし、後に本多殿の下緒考をみたれば長谷川宗仁記にてうつかけは五分まだらに二重下緒のごとくなるべし、てうづかけまれきへかゝる所をわりてまれきをいれ候なりと云々、これは只調子掛を二重にとりてむすびてまれきを入ると書たるにて必二重下緒といふことゝはみえず、證とするにはたらじとおのれはおもふなり

足利家ごろは紅をむねともちひ將軍の御物は茶を用ひたまひまたは紅と茶との一寸斑あるは龜甲のうちませなど付させたまひしと見えたり、文政のころ恭廟の御物に紅と茶のだん付だまへり そのよには皆茶をば憚るべきよしみえたれど今の御物は茶とも聞へねばしゐてはゞかるべからず、時代にしたがひて用意すべきなるべし

文化六巳八月五日諏訪因幡守樣御家來遊座半右術門より井上群濃守樣へ無急渡問合之由

紅裏御免の儀御家により候儀に御座候哉御年齢に寄候儀に御座候哉紅の下緒御免無之候ては用ひ候儀不相成御規定に御座候哉陪臣までも相用候ても不苦事に御座候哉

御附札

紅裏年齢に寄御免有之事と存候紅下緒御免無之候ては無用のこと覺不申候得共目だち候品故用ひ候面々これまで不見懸候右兩樣治定は挨拶に及びがたく候

後松日記卷之十八終

職人盡繪

西行物語

同

犬追物繪　光茂

同

後三年合戰繪

蒙古襲來繪

職人盡

結様留様　酌並記云、下緒むすぶ事、人のきるものを着するごとくかさねて一結むすぶ、小刀はどの方へむすびめのあがる様に結び小刀のさやにかゝりて下へさがりたるが能なり、脇ざしは結目の下へさがりたるがよし、ちがへ様は刀と同前なり、下緒の色は定る法なし」武雑記云、御主の御走に參勤申候時遠路などへは刀の下緒をとめ申べし、とめ様は前へひきまはして腰の眞中にてとめるべし、自然太刀など帯候時も同前、又さげ太刀の時はさげ緒を其儘も置べし、後腰にかひ候人も候歟、夫は見ぐるしく候」御弓場始次第云下緒をからみ候事刀の小尻をまはしくりかたより上えとりて袴の腰と内衣の間へさげをの先をおし入ておくなり」、又云犬追物の時の下緒からみは小尻をわはしくり形の下を直に前へやりて袴の前腰と内衣の間へ押入て置也、常の馬乗る時もかくのごとくからむべし、又御走の時下緒からむもかやうにからむなり」貞孝朝臣相傳條條云、馬にのる時刀の下緒からむこと、刀の下より取て帯の下より上へをしかふなり、的のときは上より下へをしかふなり」風呂記云刀の下緒ながきとて結ぶこと忌事なり、穢たる時如此云々、當流同前なり」繪掛事云、主人の御腰物を持事、下緒を脇にとりそへて柄を上になしてたてにもつべし」故實雑集云、宿願ありて腰刀を神へ奉らば下緒をときて置まゐらすべきなり、下緒は子細あるものにて神へは穢なり」、奉射禮作法記錄云、刀の下緒留様は刀の上に脇に見えぬ様に押込なり、又刀の後へ取て帯にはさみてもおくなり

下緒古物　安藝國嚴島社藏尊氏將軍短刀緋平打　大坂商家藏義滿一作義昭將軍短刀紫平組　同楠正成朝臣菊水短刀藍媚茶平打長一尺六寸　同古短刀傳楠家物云々桐金具茶白打組長一尺六寸六分巾五分斗　千葉介常胤刀緋平打　大坂商家鳩丸短刀茶平組　飯塚正宗平組長一尺三分二重ノ寸ナルベシ　千葉介常胤提鞘紫丸組　後醍醐天皇御短刀紫平組　嚴島社藏輝元寄附西蓮刀紺平組　同毛利元清寄附國俊短刀半下緒太ヨリ糸　同輝元卿寄附地藏信國刀萌木白平組　同野村吉兵衞寄附天國短刀五色打交長一尺八寸二分巾五分　同輝元卿陣刀緋平組　同同助實刀萌黄平組　同隆元亂髮一文字萌木平組　同同行平短刀緋丸打長一尺二三寸　大坂商家藏義政公短刀珊瑚珠　八幡殿海老鞘巻藍革　福島家藏楠鐵刀茶丸打房アリ　永井家藏池田勝入篠雪淺黃紫打交

り、飯田の侍従はことに玄た、かにまきたる絲卷を用させ給へり、さるべきことども思はねばさきの日記に論じおきぬ

○刀子緒　延喜彈正式云、凡衞府舍人刀緒、左近衞緋絁右近衞緋纈左兵衞深綠　右兵衞深綠纈左門部淺縹　右門部淺縹纈」東鑑云寛元二年四月二十一日今日將軍若君御元服也、略次進物」略御刀鞘卷在下緒　相摸右近大夫將監時定以刀爲内捧之

●●●●下緒色製　延喜式見上　伊勢貞宗朝臣記云下緒のこと何も用候、但主人の不斷被用候色をば斟酌にても可然候歟、又紅の事は其扱に不及候て不苦候、次寸法の事刀に合候てよき程に仕候てさのみ長き下緒も不可然候　伊勢守貞親以來傳書云、下緒の事、主人不斷さげらる、をばその内の者は可有斟酌候、又紅の事は此扱にも不及候、誰々もさげ申候なり、」年中諸大名え御成記云、常の下緒の色紅淺黃紺などは不苦、此内紫をば用捨の方も在之皆茶の事は公方樣御用多分何も令斟酌也、但五分班の時は茶も不苦云々」、蜷川記云、下緒の事何も用候、但主人の不斷被用候色をば斟酌候ても可然候歟、又紅の事は　其扱にも不及候　不苦候、次に寸法の事刀に合せてよき程に仕候てさのみ長き下緒も不可然候」宗吾大册子云、公方樣の御腰物は略御さげ緒は茶の絲または紅と茶の絲にて一寸斑に龜の甲など打交も御座候つる、からくれなゐの御さげをは見申候はず候」正月御事始記云、下緒の事、主人不斷さげらる、をば其内の者は可有斟酌候、又紅の事は此扱にも不及候、誰々もさげ申候なり

●●●引目下緒　上覽抄云色裝次第、刀さやまきめぬきかうがいは玄やくどうなり、さげをはひきめ革也」御供古實云　さやまきにはひきめ下緒たるべし」酌並記云、ひきめ下緒のこと、是は必ゑびさやまきにさげたるなり、ゑびさやまきにあらねどもこゝはの時は必ひきめ下緒にてありしなり、ゑぼし上下のときちいさ刀にはさげられたり」宗吾大册子云、大かたびらの事、略刀はさやまき下緒ひきめ下緒火打袋さぐべからず

●●●鎌倉下緒　布衣記云太刀刀扇事、略次刀は鞘卷、下緒は鎌倉下緒也

●●●半下緒　宗吾大册子云、公方樣御打刀はいづれもさや袋に入候、略御さげをも半さげを打樣前におなじ

きこと丶せちにおもひ給ひてふみをおこせていさめさとさせ給へどもとよりそのことばにしたがふべくもあらねばあらがひ奉りしがまたも書をたまへど猶しもしたがはず、こは屋松問答とてかきつたへて其ころ好事の家しらざるはなかりしとかや、こはさきの日記にあり左府御轉任の後の年柳營にて御遊あり、うるはしき大饗なども行はれねばそのけしきばかりもせさせ給ふなるべし、都より下らせ給ふ上達部はなをし殿上人は宿衣樂所のものは布袴をなんきるよしなればこなたもみな御用意あり例なきことなればさまぐ\おもひめぐらし給ふべし、吾妻の手ぶりは衣冠といへば多くうつぼにて衣などかさぬることはしりたる人もなし、よりて御遊のあらましとてかくもあらまほしと思ふことをかきてさりぬべき御あたりにみせ奉りき、又父辰方は執政參政の門弟に衣單着たまふべきゆへよしを書てやりにき、さては衣一領にひとへをぞ着給ひける、うへのみさうぞくは忠明朝臣に聞え奉りしがやよひのことなれば上は衣二領をぞ着たまひけり、都の上達部は衣三領着たまへる人もおはしましけり、傳奏の君はうへの二領着たまへるよしをき丶て衣一領にぞせられしなりけり

相府御轉任のあくる年の御遊には夏なればすゞしの衣を着たまひし、ひとへはあるにまかせて多く練單にてぞありける

彦根中將の君も參りたまへり、今樣色のいだし袙腹白の下結をぞせられたり、こは執政の人にもいひあはせ給ひてなり、そのころは沼津侍從小田原侍從などぞものしたまひける、濱松の侍從はまだ都にやおはしましけん遠藤の君はわたくしに出したまへばさ丶やかにてぞありける

かくてのちはうつぼの衣冠は御法事にのみきることになりて釋奠の衣冠にもひとへをばかさねたまふなり、縫取の狩衣は松平下總守忠堯朝臣はじめて着たまひ、さてのちに南部甲斐守信候朝臣も着給へり練薄物狩衣は田沼玄蕃頭意正朝臣着たまひしより今は文紗に通じてきる樣になれり

衣冠に兵庫鎖の太刀をはくことは小田原侍從君京尹にてものしたまへる比文化讓國の時櫻町の御所え行幸の供奉に警衞の爲にとて殿下えも聞えあはせ給ひて用ひさせ給ひしことはべりき、近きころ御法事に濱松侍從君又外樣の人にもはかせ給へるもありけ

はる〳〵着御し給ふことになりにけり、さて柳の下襲は心喪の色なりとて調進せられざりしかばおのれらひがごといひ出たる樣なればくちおしうてか、る祝の折にも着し例をさだかに書て例の君達に奉りしを宗匠家もりきかせ給ひてなめげなりとてうちうちみけしきあしかりしとぞ、有文の玉の御帶から組の御平緒などもこの折ぞ調進ありけり

そも〳〵この御轉任の御儀式は搢紳家にては朝廷の公事節會行幸などの晴の事にはあらず、只左府の太政大臣に轉任せさせ給ふ詔命を受させ給ふばかりの事にてわたくしのよろこびなれば尋常の束帶まき畫の細劔丸鞆のおびさし給ふもことわりなり、吾妻の君達はあが君寬永よりこなた絕て久しき御前途を遂させ給ふ事にて都よりは三公納言をはじめてまろ人の下らせ給へばいかゞははれの儀ならざらん、されば下襲の下には袙をかさね馬瑙の帶あるは巡方など螺鈿のたちもあるにまかせては用ひさせ給ひ下がさねも柳櫻紅梅などにそめさせ給はんも難なかるべしとて故殿をはじめさるべき君達に申すゝめ奉りて着給ひしをみやこの人はなま心ゆかずおもへるけしきなりけり、そは吾妻の人に復古のさきをかけられたるがくちおしうにくゝおもへるなるべし、おのれは大國を領し藩鎭の職にゐて三位にだにのぼり給はず禁色をもゆり給はずゐをひろひて過させ給ふをみづからは耻かしともおもひ給はぬをいみじくくちおしくせめて色をだにうるはしくて奉らんとおもひはべるなりけり、ともすれば親王攝家の家司職事の服制とひとしきことのうちまじるがひとり腹だゝれて淚おとす時ぞ多かりける

外樣の君達四位より上の人は布衣白張すはうなどきせて召具しみづからは輿にのり給へり、それより玄もの人々は主はうるはしき束帶なれども召具は尋常の衣服なればうちあはずあさましげなり、されば寬永の御例にまかせてうつしむまなどにのり給ひて白はりの召具をもゆるさせ給はんが玄かるべからんとさるべき御あたりに書て奉りしがおこなはれ侍らざりしぞ本意なかりける、さて中少將の君達は小隨身を召具せさせ給ふべしと聞え奉りしも行はれざりけり

おのれらかくおもふことを屋代弘賢のうしあるまじ

進に相成候上は中立候つもり罷在候存念故勿論大ノ御文に相成り候て御宜候且御下襲表袴藤丸固文已上をめりなし檜扇はかざりなしと申事は先月及返答候間御示之通りにて御宜候御袍の處は右之義有之候間何卒〳〵よろしく御答希入候此度も後藤に相成候哉相知がたきよし左樣相成候ては甚困り先日よりだん〳〵勘考仕所々え相賴置候事故彌調進に相成候はゞ其節伺改と存大體に返答致置候且は右手傳一覽の上關東え遣し候事故餘り委細に書付がたく候に付御袍文の處は是迄の通と申遣し候故定めて御內談の事と存也

十一月十四日　永雅

一位殿

御烏帽子もすべて風折をなん着御したまひしがこは忠明の君おもひよりて御立烏帽子を御小直衣にも御直垂にもたてまつらせ給へり、足代の上にも將軍は直垂の時も立烏帽子をぞ用ひさせたまへりしをこや參遠の手ぶりの御名ごりにて今までは過させ給へるなるべし、その後御三家御三卿家にもたまはりて用ひさせたまひさて加州家にもゆるさせ給へり、薩州の宰相殿も琉人をゐて登營の時一日ぞ着たまひける

御小直衣着御の事も忠明の朝臣ぞせちに申行ひ給ふける、攝家のごと大臣にならせ給へる後着御したまふべく司直のうしも申あはせたまへり、もとは辰方ぞそゝのかし聞へたるなるべし、毛利家はそのかみ御卽位の御用途を奉り給へる賞によりて數〳〵賜へる中に小直衣をもゆるさせたまへば今も萩にては着用したまふことあるとぞ、そも〳〵この左大臣にならせ給へることは五十の御賀あるべくなど聞へし時に父辰方五十の御賀は御例よろしともおぼへ侍らず、そを行はせ給はんよりは左大臣に轉任し給はんがめでたくおはしますべしと司直のきみにぞたはぶれに申すゝめたてまつりしがやがて行はれぬるぞふしぎなりけり

太政大臣にならせ給へるときもみさうぞくの事忠明の君申あはせ給へり、父辰方は深紫の御袍御再興ありてしかるべからん御下襲は柳などにて侍るべしと申たり、おのれ行義は深紫は古ぶりにすぎたるべし、御いろは例のまゝにて雲に鶴の御文にて奉らん、こは親王の文なればうへなき袍の文なるべしといへり、此兩條をれいのごと高倉殿にいひやり給ひしかば深紫は八百年來御中絶の事故いかゞはべるべし、雲鶴はさらに御子細候まじとて調進たてまつられたり、さて後紅葉山の神影の御袍の文雲立涌なりとてこれをも調進せしめられて雲鶴と雲立涌とか

と相含居可被申候其餘御咄しの趣も被承之候
一御袍文の儀に付被示聞候趣是又被承之候右ハ大
ノ遠文の儀は勿論御相當の事と被存候則儀同殿え
も内々被相談候處尤御同意に候、後照念院殿裝束
抄等御勘文の由至極御尤被存候、然る處高倉家よ
りは是迄の通にて御宜旨御返答の趣は何と歟不審
に被存候に付内々高倉家え被相尋候處別紙寫の通
の御返書來り候、仍極密被懸御目候、尤高倉家え
は右の一件必噂無之樣との儀に候得共實に高倉家
御不都合に相成候ては御氣毒被存候故此方心得に
て内々被相尋候義に御座候右御返書の内には少々
御行屆被成かね候義に有之歟に被存候得共其元
樣にも御師家の事故格別に御世話被上候御樣子と
被察候故右御返書寫極密に懸御目候、右之趣に候
得ば何分其許樣御含を以其筋へ可然樣に尚又取繕
被成進候はゞ可然哉と被存候御再願之儀はいまだ
何等の御沙汰も無之候、若被出候はゞ隨分早速被
取扱候積に相含み居候、何分其御地の所宜御取繕
被進候はゞ御大切と被存候、尤高倉家御返書寫被
懸御目候儀御同家えは決して御沙汰無之樣被致度
候此段御答旁被申入候

十一月十五日

こは廣橋家の雜掌野村主馬なりの書取なり、宗匠家
より一位殿えの御返書

何卒〳〵御袍の處程よく御答希入度候御下襲遠文表袴藤
丸固文おめりなしとは申遣置候檜扇も餝なしと申遣し
候間是等は御示の通にて候下襲表袴等裏ふくさ張と返答
いたし置候くれ〴〵も御袍文の處よろしく御ふくみ御
昨夕は御書畏令拜見候彌々御安泰奉賀候抑明年
大樹公御轉任之節位袍文大小之事委細の御示承候
返答奉願候折角申遣し候ても又々後藤調進に相成候て
御勘例之趣にて尤よろしくと存候當時　大樹公御
は甚困入候右後藤は裝束司にても無之呉服所故實に〳〵
袍文丁子唐草に葵の丸文にて候實は先月御納戸
困り候事にて候御當りの處は尤大ノ御文にて候家傳抄
頭より以後藤を尋有之候得共右後藤手傳は書付相
の趣實は書付遣し候はんと存付候へども何分後藤より尋
渡候儀故先年の調進一件も有之委細には不及返答
故大體に返事もいたし候事に候猶拜面萬々可申上候先
候御袍は是までの通と實は申遣し候彌永雅方　調
は早々如此候也

ましける時より文武につきておのれらが説もすてさせたまはず久しく京尹にて居させたまへば内わたりの事も玄りたまひ大和魂もおはしまして此君は當時の良弼賢臣なり、はやう失たまへる天か下の患也攝家の文を用ひさせたまひては其門流にたぐひていさゝか御光のいふかひなきさまなりとのたまへば別にふるき畫などをかうがへてかつみの文になされたり、さて文政五年左大臣御轉任の日の御料にれいの手ぶりにて高倉殿に調進し給ふべくいひやり給へれどいかゞおもひわづらひ給へるにやこたびはまづれいのにてなどの給ひおほせ給へるによつて執政連署して仰言のよし京尹内藤紀伊守殿えいひやり給ひしかば兩傳奏をして仰せごとのまゝに調進せらるべきよしを高倉家へ申傳へられしには君もいなみがたくてかつみのもんの玄げく付たる御冠いとめでたくて調じ奉らせ給ひしより今の御冠を着御し給ふことにはなりにけるなり、柳營の服御は御元服の時調進ありしを例にて御官位の高くならせ給へるにも御齡のつもらせ給へるにも更によらずいとわかくおはしましゝ、時のまゝにて御袍の紋もちいさく御表袴は窠霰の浮文などにて

奉る事になん、弓矢とる物部は服色の古實までは玄り給はぬもことわりなれど太平の後二百とせにもなりぬるをなほしもたど／＼しくて打あはぬ御裝束奉らんは罪ふかゝるべしと父辰方忠明朝臣に聞へ奉りてこと更寛永よりこなた絕て久しき左大臣に轉任させ給ふ御事にて侍り、御宿德に御相當の御裝束御袍は大の遠文御下襲も同じく大文御表袴は八藤固織物にて侍るべしといひあはせ奉りしが、その事行はれてれいの手ぶりにて高倉殿え調進せらるべくいひやり給ひしに君（高倉）いかゞ思ひ給ひてか御袍の文は例のまゝにて玄かるべしといひおこせ給へり、こは本意なき事服色の故實はゆめ玄り給はぬ吾妻の君達さへいとことわりと心をえさせ給へるに宗匠家のいみじき御あやまりと思ひて廣橋故一位殿にみけしきとり奉りしが思の事高倉殿にみ心添られて御袍の文も遠文の大きやかにて調進し給へり、是ぞ服色の故實の行はるゝ始めなり、其時廣橋殿へ聞へ奉りしふみの返り事

當月三日附の御一封早速相達し被致一覽候、重文御冠の儀に付巨細御示しの趣具に被承之候、尚得

○うへなき御あたりの事かけ奉らんはかしこけれどおのれらいやしき民のかぎりながら家の風ふき傳へたるみち〳〵につけてははかなく思ひとりしことの公ざまに行はれぬるふし〳〵なきにしもあらずおのづからしり聞へたることも多かればしたりがほにいひ出かたり傳へんはおほけなくもかしこくも罪えぬべきこゝちすればこゝろにこめて年月うつろひ行ままに父辰方ははやう失せぬ、きこへあはせ奉りし人人もなき數に入給へるもありまたおはしますもいまはあらぬさまに成たまへるもありけり、だれもときはの松ならでおのれもやがてうせはべりなばすべて名ごりなくなりなんことのくちおしさにかしこさをもかへりみずふでをそむるなり過させたまひにし大君は恭廟服色をこのませたまひ復古の御こゝろやおはじましけむ、しげもんの御冠をかうぶらせ給はまほしうはやうおもほし給ひけり、文化十三年右大臣御轉任の時わが師高倉前大納言殿そのころは宰相にて御衣文につきて下らせたまへるたびのやどりに喜多村山城守殿中野播磨守殿後入道して石翁といふ參られてこのことをとはせたまへり、宰相の君しげもんのことは攝家再興せられしことなれば主上も御加冠の紋をもちひさせたまふ、大樹公にも攝家のうちに仰せこはれてもちひさせたまはゞ御子細候まじ、または別に文様をつくらせたまひてもしかるべくさぶらはんかなどさだかにものたまはざりけり、その時山田阿波介以文も宰相どのの御供にてものせしかばおのれ行義もこのことを論じき、五位以上有文冠令條の制いふに及ぶべからず、いまはその羅絶へたるによて代に文をしげくぬはせてきんことは五位以上こゝろのままになるべし、まして柳營の服御になにの御はゞかりかはべらんといへどいにしへの羅をもてつくらせ給はんはもとよりのことなれども今の縫物にしたるは攝家よりはじめたれば諸家にてはいかゞものし給はんとて以文もゆるさぬけしきなりしがにくさに有文冠考とていまの小菱の繡の繁文の冠は近衞内前公のつくり出させ給へるなれどももとより冠の制攝關家のあづかるべからざる故よしをしるして小田原侍從の君内藤忠明安房守君成島司直邦之丞後圖書頭の君などに奉りしが、其ころ執政のうちにてかゝることにつきてはこの侍從殿ぞこゝろも得させたまはん、わかくおはし

ひて入ぬれば池の面平らかにもとの様になりぬ、父はなげきかなしみ、まことに絶入ぬべくみえぬれば別當も從者もさまぐ\いひなぐさめ詫けるとなん、こは又なくかなしきわざなれば天女をもいとつらうおもひ奉れど前世のつみふかきむくひかこのむすめのかしづきにおこなひの打まぎれたるを佛のにくみ給へるにかあらんとなん人のものがたりせしをかい付たるなりけり、「歎つゝふすゐのかしらゆめならでかゝるうきめをたれかみにけむ、

○淺野がながとの國にゆきはべる馬のはなむけに君につかへ奉らせたまひてはなにごとも仰せごとに從がひたいまつり給ふべければいかなる野の末山のおくにまかりねとのたまふともいかゞはかへさび奉りたまはん、ましてこゝならずとも御あたりちかきところに家居たまはり侍らんはいと〱うれしき事にてはべるべし、されどこの吾妻の都に呉竹のよよをかさねてすみ給へればおのづからむさし野のくさのゆかりひろくなりたまへるをみながら引つれて旅立し給ふべくもあらねばかけきやは親子兄弟この世ながらのながきわかれをいかゞはかなしとおもひ給はざらん、中につきてなきみおやたちの御はかをむなしくとゞめおきて誰かは春のくさをとり冬がれの落葉をひろひて香華をもそなへはべらんとこやこゝろぐるしきひとふしにおもひ置給ふべし、すべてよの中のさだめなさばかくてさぶらへども老もて行くまゝに昔にかはる事のみ多くくちおしうはべれば萬につねなきよのならひとおもひとり給ふべくや、「あすか川かはるは常のよの中をひとりのうへとなげかずもがな

○濱松の侍從君はおほやけ政ごちたまひし時ひがめること多かりしとて御勘事をかうぶり給ひで駒場野のわたりにこもり居させ給へるとぞ、大かた月日の光をもみずおそれみかしこみ過させ給はん、かく罪にはあたりたまふともあだしこゝろもたせ給ふべき人にしおはしまさねば恩賜の御衣は必持たまひつらん、朝夕御移香を拜みやしたまふらんとおしはかり奉るは十三夜の月くまなくはれてこしかたゆく末人のうへも我みのうへもおもひのこさぬ夜のことなりけり、「朝な夕な君がころもの香ばかりをしのばんみとはおもひかけきや、

えければおそろしうてふたりいひあはせてなくより外のことなし、かくてよりむすめもいとものぐるほしうそゞろにうちながめてこゝろあくがれたる様なればいかゞはせん、さる様こそはあらめ佛のなさけなきことはよもしたまはじたゞ御まへにまゐらせて伊勢加茂のいつきの宮のごとつかへ奉らば天女もよろこび給はん、つゐには御ゆるしもなどかなからむ、親子のちぎりはこのよのみならずときけばなどいひあはせて奉りぬべく定めきこへぬればむすめもいとうれしとおもひてこゝちもさはやぎはてぬ、さはいへどいとあたらしくおしく悲しきありさまなるをいかゞせんすべなかりけり、その日となりぬればゆするなどして髮はたけにはまだいさゝかたらぬほどなるが所せきまでつやゝかにてみだれたるすぢもなきをけづるにつけてもかく朝夕ならはしてもなほあかずかなしきこゝちするをしばしもかけはなれなばいかゞはさう〳〵しう心ぼそからんとむねのみふたがりぬ、しゐてこゝろつようさうぞきたてゝみればけふはまためづらかにうつくしさまさりてみゆればげに末のよにはあたらしくて神のめすらんもことはりにぞかつはおぼえける、父母なく〳〵もろともにゐのかしらに詣て、別當にかくと案内すればべたうもあひてよきことにて侍りたゞ天女にまかせ奉り給ひねさのみなうしろめだうおもひたまひそといへば數〳〵たのみきこえて御まへにもなみだながらにぬかづきてかへりなんとするにむすめ池にとび入てうせぬ、こはいかにとあはてさわげどせんすべなし、父母うつじこゝろもうせてふしまろびこゑもをしまずなきぬ、別當もあきれて物もいはれず上下の人たゞ池をうちまもりてたてり、母はやがておきあがりて我もともに池にとびいらんとしけるを從者どもいだきとゞめぬ、別當もいみじういさめてむすめこはちぎりごとにて天女のめしけるなり、君は池にいりて死し給ひぬるともなにのかひかはあらん後のよまでくらきにまどひたまはんといへばせんかたなくてさらば今一度めをだにみせよかぎりの一言をもきかせよとなく〳〵いへばにはかに池のけしきかはりて浪たゞならずたちさわぎぬる中に在しながらのおもかげふとみえて、「歎なよしばしうきよに宿かりて龍の宮こに歸るわかれを、かくなんい

かなるゆふぐれにふたりさしむかひてむかし今の物語しつゝ女「よのうさはわすれながらもさら〳〵にむかしこひしきたま川のさと、おとこ、「玉川の里にこゝろはすましても光なきみとなるがわびしき、めのとにやかゝる山住をなまこゝろゆかずおもひゐにけんさし出て、「世には又つらきためしの多かるになにをうしとてそむくあやしさ、いま參りの童、「うき世とはなにおもふらん玉川の里のひかりときみをこそみれ、さとびたるこゝろうはこのありさまをもあらまほしうめでたるなるべし、はかなくてうへし若木の櫻は年を經てにほひをましやり水のほたるも夏ごとに光多くなればいみじうなぐさみぬるを妻なん過にしむすめのことわすれずともすればおもひいでゝうきふししげきよなりとも竹のこのよにかゝるたのみさへあらばと打なきつゝかたろふを誠になぐさめかねてこのちかきわたりのゐの頭の辨財天はいと〳〵あらたにおはしませばこれに願立て祈りきこえ給へかならずむなしかるまじといへばいとうれしとおもひてつぼさうぞくかい〳〵しうしてわらはひとりをぐしてかちよりぞ日ごとにまうでけるを神もあはれとやおもほしたまひけん、いちじるき御告をかうぶり奉りしよりたゞならずなりぬ、うれしきものからおぼつかなうおもひしに神の御めぐみをかうぶり奉りしなればつゆなやましきこともなくていと平らかに玉の女子をうみけり、はかなくうせしによりはこよなうらうたけにて今よりおひさき見えつゝひかるとはまことにこれをやいふべくおもへり、父母又なくかしづきておふしたつるに去年よりはことしきのふよりはけふはうつくしさのみまさればげに雲のうへまでおもひのぼらんもあくまじきありさまなるをもし玉だれのひまにおもひやりなきいなか人のみもつけばいみじきひがごとども、出來ぬべくおそろしきにたゞ深きまどのうちにぞおふしたてける、このかしづきに又なくうちまぎれておこなひの方名ごりなくおこたりぬるを佛やいかが見給ふらんともおぼしもかけざりけるこそ罪ふかかりけめ、かゝりけるほどにある夜の夢に辨財天いでおはしましてこのむすめ今はおのれにかへし得させよとのたまふ、ふたりながらおなじ樣に夜ごとにみてけり、はては天女のみけしきよからぬ樣にみ

○浮線綾非文名稱浮糸事　新野問答云、文永十一年二月七日龜山院布衣始、後西園寺相國(實兼公)記曰上皇出御裝束浮線綾白御狩衣文松唐草、正安三年二月八日後伏見院布衣始、竹林院左府(公衡公)記曰上皇着御御狩衣白襖浮線綾御狩衣龜甲浮文」、狹衣物語云(三ノ下一ゥ)丁御衣の袖口などはかくれもなし、すはうの御衣どものいとこきようりうすくにほひたるうへにからのふせん綾のしろき樣なるまがきの菊の枝ざしよりはじめうつろひたるにもいろ〳〵に織浮かされたるも例の事ぞかし

○ゐのかしら物語　今はむかしの物語にはあらで此頃のことになん、父母ものし給へるよにはさすがにときめきてなにをうしともおもひたらずほこりかにならへる人のうちつゞきてうせたまへる後やうやういきほひおとろへひとめもかれゆく樣になりぬればつらきことのみ多かるにひとりものせしいとろうたけなる女子さへはかなくなりぬればいまは身ひとつのうきよの中とぞおぼへける、さればつく波山のおくにもとおもひいれどもわれも、のこりのよはひいと多しましして妻はまだいとうらわかきに又なくうちたのみたるを見捨がたくもろともにはさる山ふかき住居をばすさまじとおもへるかはやまの障にてありしながらにあかしくらせどなぐさむべきよすがもなければたゞこゝちしづかにおこなひをもせまほしうて玉川のわたりにいさゝかしるよしありけるをおもひ出てこゝに茅屋さりぬべくつくらせてぞうつろひぬ、しん殿とかいふべき唯ひとつにてもろともにすみける、さては人の出入べきらう又下屋などばかりつくりつゞけたり、あしのすだれあじろ屏風などことさらに山賤めきてしつらふ、かみの一間は佛の御まし所にてになうかざり名香のかは百歩のほかもとくゆらせ誠の極樂おもひやらる、あかの具などもいときよげにものしてあさゆふつとめおこなひぬるはこのよのみならず後のよもいとたのもしげなり、庭には玉川の水すこしせきいれてやり水のすゞしげなるにはかなき木草もよしあるさまにうえなし赤木黑木のませ結などして竹あめる垣はしゐてひくうしたればむかひの山々川つらまでみわたさる、雪のあした月のゆふべかゝる所にすみてこそ物のあはれもげにしりそめぬべくおもはれたり、のどや

孔子に袞龍の章服を着せんことは孔門の夫子を尊榮する一僻なるべし、夫子まことに聖なりといへども一生不幸にしてなにの位にもものせず過ぎ給へれば袞冕の衣に書きはべらんには夫子の魂の畫工の夢にだに入て辭さまほしう思ひ給ふなるべし、もしこれをこゝろよしとしてほこりかならば夫子の聖德一等下るべきにや、されど唐土は德を以ては卑賤の民も帝位をおかすを常の例とする手ぶりなれば我國の學者の志らざる所なり、うづまさの廣隆寺聖德太子の御像によゝの天皇帝位になぞらへ奉り給ひて黃櫨染の御袍を奉らるゝことは皇太子の位にゐて攝政し給ひ用明の皇子にてものしたまへばこはことわりなりとすべし、人丸のごときは詞花婬風をさかりに志たるのみにて國家の爲に功臣といふにもあらず、さればほ贈位に及びたまふまじきをこは風流にすゝみ給へる御あやまちにて尊信のあまりに極位をも贈りたまへるなるべし、誠に風流の友にはたりぬべけれど國の爲には露ばかりの益ありしをきかず、其風流の友にはうるはしき束帶ならでかり衣などにて志かるべきにや、いまのよなべて直衣にかくことは今古集の序に三位とみえたるによれるなるべし、又あがれるよの人を今のよの一位の朝服に書きたるともさらに似つかはし、かくて人丸の神影ともみえはべるまじときこえ奉りしがもとより人麿を尊信し給へらんにはいとはらたゝしくきかせ給へらんかし

○楠正成朝臣も三位を贈られたれば正成卿と稱すべきをひと日正成朝臣を題にて歌よみけるを短册にものするとて正成のあそんと書たるを或人傳へみて贈三位の人をなど卿とはかゝぬぞと難じおこせたり、おのれおもふに楠氏の贈位管見いまだ正史にみ及ばず其年記をも詳にせず、よりて朝臣とはかきけるなり、凡名をとなふることは令以下にも其式ありてたとへば表啓の文にも三位已上の人をば藤原某朝臣とかくべきに古今集に人丸とばかりかゝれたるは貫之ぬしも人丸をば石見のおのことおもひ給へるによりてなるべし、おのれも正成をば河内の武士がなりのぼりて大夫判官などおもへば卿といはんこゝちのせぬまゝにせちに尊敬して朝臣とかけるなり、こはわがあやまちならんかも

一色を替候て略袖のくゝりとくびほどは赤皮なり

のほりはおくみの事に御座候、袖のくゝり本書も此のごとし

又　走水干

袴にきこみ候を走水干と唱へ申候よし先輩の説に御座候

又　瀧口水干狩衣

是は一種のものと相みえ申候、大概本書にて裁縫相分り申候

小素襖考　道照愚草云十八九のころまでもたけくまみ候はねば長小結あるべし

たけくまむとはたけたかく相なり候事と相みえ申候

一體筋は惣體かたより裾まで筋を織ることなれども

筋格子の類惣地に織候事普通のことに御座候得ども當時の熨斗目はこし計筋格子も織候間この首書を加へ候ことと相見え申候

藁の下々たるべし

下々は草履の事に御座候、古代下々ととなへ申候

野沓

これは切付の野沓に御座候、堂上の古實には晴のとき野沓を打不申候よしおもしろきことに御座候

引目革にて略馬具寸法記につゞら切付の時は鹽手くけ引目革たるべしとつ付の緒

つゞら切付は切付をつゞらにてつくり黒うるしにて家の紋をかき又織出したるもこれあり候、鹽手の緒はつゞら切付を用ひ候ほどのはれのときは引目革をくけて用ひ候ことに御座候、引目革は黒地に赤く∽如此文あるを稱し候よし伊勢氏の説に御座候、函工春田ははけの引めのよしにてすじをそめたるを申候よしに候、兩説の内安齋翁の方まされるかと奉存候、引目は引布にてあらめの類をひきてほしたる形に御座候

○人麿像の服　孔夫子に文宣王の諡を奉りしによりて衰冕の衣を着給へる像をかゝせたる例あれば人丸の朝臣にも享保八年二月一日正一位を贈られたれば一位の章服にかきてむべなるべくやと問はせたまへり、一位を贈られぬれば一位の服に書きはべらんはさらに論なき事にて侍り、されどおのれ考ふるに

ず、此うちにても、だちのとをしの、わりのあるべし

股立䝴通䝴割幅右一尺七八寸けまはしの內に有事と見え申候

同抄云長絹水干には色々の絲の菊とぢ生よりくゝり水干には菊とぢ有之候、いろ／＼の絲にて美れいに仕る事に相みえ候

雜事抄云水干之事浮線綾白水干繡龍

浮線綾に龍を縫ものにしたる也

明月記ヶ長水干

ヶ長のこと覺悟不仕候、一昨年日野亞相卿へ相うかゞひ申候處未詳但地のことと相みえ申候由御物語に御座候

同記曰建仁元略有道具親丶丶丶丶鞦摺の縫付也

不詳候、誤字も可有之候

同記曰紺葛水干紋丸文藤横瞿麥等

水干に藤なでしこ等の文を付たるなるべし

同記正治二年略褐水干糸級タリイ細白葛袴

此條本書もよめかね申候

同記同條曰略鰭袖褐に縫

鰭袖は端袖共書候、手先の袖を端袖と申手元の袖を奧袖と唱申候、はた袖を別の色にかへ申候事これあり、又襟と袖をかへ候こと有之、是をいろ繪ともとなへ申候、又䝴替り片身替り四䝴かわり六幅かはりも有之候

同記同條曰綾葛水干

綾葛當時つたはり不申候

同記建仁元略布經染紺水干

經絲をこんに染たるなるべし

繼世繼物語四滋目結水干

目結をしげく付たるに御座候、鎧直垂にも多相みえ申候、三目結四目結寄掛目結丹波目結等の名目も所見御座候

東鑑　佐與美水干

貲布としたゝめ申候、和名類聚鈔　貲布、唐韻云帋音與貲同布名也、唐式云貲布漢語鈔云佐與美乃沼能、今按貲布宜作帋布乎

古今著聞集　赤取染水干

取染はところ／＼に筋を染たるにて御座候證文手綱腹帶染樣之記

布衣記　水干の色紫萠木間也のほりはた袖一身に袖

候
装束抄云、保延五年二月略白綾狩襖立涌雲紅衣木蘭地奴袴
狩襖は狩衣の事に御座候、狩襖虫、白、比金、抔必襖の字をそへとなへ申候、元來襖は腋闕の裏あるものをとなへ申候、此説裏松殿にも臆説申上候
木蘭は黄に赤み黒みあるいろに御座候
寶治二年十月略堅織物奴袴
浮絲にては無之絲を引こめ織たるを固織物と申候、固織物に候得共八ッ藤浮織物に候得ば鳥襷普通に御座候、近來唐菱又木形色々再興御座候
永享九年九月略大帷麴塵色奴袴
麴塵はたて青ぬき黄絲にて織たるを申候、當時日野流にて着用御座候、青朽葉のさしぬきは則麴塵のさしぬきに御座候
萠木織物衣有繍花田織物指貫
風流の時は衣にぬひものを仕候、畢竟一日晴などに御座候、花田織物差貫公卿普通のさしぬきに御座候
桃華蘂葉狩衣事　袖絬毛抜形
若年の者袖絬毛抜形を相用申候、中にきく閉有之と無之と二通り御座候、これも雛形可奉入御覽候
或抄云、狩衣冬は織物略捻重也略縒くゝりたるべし
捻重は夏の衣又狩衣にも若き人多着用御座候、袖口の少しおくにてうら表とぢかさねはたをひねり申候、三重五重も有之候、竹屋故三位殿捻重考追て入　御覽可申候、鶴が岡社藏女房装束に有之候、先年右大將樣着御捻重の御袙下重等御出來の儀有之捻樣高倉山科兩家の口傳も有之候、○縒括は生の絲をより合せたるにて普通關東のかり衣布衣等すべてよりくゝりに御座候
遊庭秘抄、装束の事院親王略烏帽子なをしかんの御衣などをめさるべし
かんの御衣は甘の御衣とこたゝめ小直衣傍續のことをとなへ申候、くつろぎの御衣ともよみ申候、禁中諸法度にもいで申候
水干考　顯文紗兩面水干袖にむはらこき雀の居たるを縫ふ
ムハラ荊棘に雀の居たるを縫ものにしたるなるべし
寸法抄云　水干之事略廣さ一尺七八寸にすぐべから

衣抄云長絹と云は如箏絹也云々、たけのこの皮のうらのごとくつやある絹を可申候、近來日野亞相公關東御參向之時香長絹雁衣御着用有之候、青仁は靑丹の借字に御座候

雁衣抄云、布狩衣　通方抄云極熱之頃略予少年十二三歟故殿相具令參六條殿給、朽葉布狩衣結置之如松藤也着之云云

十二三歟十二三歲之儀、結置之如松藤也松藤を袖くゝりのより糸にてむすび付たるなり、右大將樣御幼年之時着御の御細長御狩衣等には鶴結龜むすび梅むすび水結などを結候を着御御座候、其むすび形所持仕罷在候

黑木賊　裏白　祝之時不可着之

黑木賊裏白の狩衣元服嫁娶等の時不可着と申事に御座候

同抄云布狩衣結之事、壯年之人靑村濃略置結ト云ハ毛拔形ノ形ニ絲ヲフセテ其中ニ或花枝或草

置結ハ前ニ認メ候木草花ナドヲ結絲ニテ結置タルニテ御座候、追テ雛形可奉尊覽候

折吹返之事

此事覺悟不仕候、當時の雁衣に見及不申候、追て京都へ問合可申上候

帶色之事　冬躑躅夏二藍略下襲人用之、問曰如柳櫻狩衣着之時云々

狩衣抄には總て問答有之候、此條柳櫻の狩衣を着用の時冬の下襲の帶うら返し可用かと問たる答に白襖の外裏返す事不存由答有之

雜事抄云、六十已後略袖のくゝりはおさなきもおとなしきも五だんに入小はりをつかふなり

五だんの大針五段の事に御座候

桔梗面薄色有花氣裏靑

靑花の氣あるなり、薄色にてあをみあるを申候

一日晴用之

一日晴とは祭の使行幸御幸等殊なる晴の日身のほどよりも美れいの品をみづからゆるし用ひ候ことを申候

唐紙色有所意っれに用水干

色の淺深等其人のこゝろまかせ候事

結狩衣色チ染鮑若ハ水ニテモ結ブ裏付色人ノ有所意

あはび結水結當時も傳はり候、追て雛形可入御覽

曰上皇着御御狩衣白襖浮線綾御狩衣龜甲浮文、以上所見如此御座候、浮線綾浮織物の證據に候、彼臥蝶丸を浮線綾と申候はゞ文永正安兩記何別出文候哉爲浮織物事顯然也

同抄云、若年之人用之間繁文也

間之字前に有之候、繁文は文を少さくして玄げく付たるを稱候

假名裝束抄云糸遊結かり衣幼少人柳櫻梅などにて

いとゆふむすぶとはことばをかさねて稱したるにて候はんか、實は結雁衣とか又は糸遊の雁衣と稱し可申候、是は柳櫻梅などを細き糸もてむすび付もの、樣に付たるにて候べし、増鏡あすか川云花山院の少將たゞ季はもろつぐの御子なり、櫻のむすびかり衣白き糸にて水をひまなくむすびたる上に櫻柳をそれも〳〵むすびて付たるなまめかしくえむなり、又けふりの末〳〵云寶治二年十月廿日ごろ紅葉御らんじがてら宇治に御幸し給ふ、略左兵衞佐親朝はむすびかり衣にきくを置物にしてむらさきすそごのさしぬき菊をぬひたり云々、花をむすび候事女のむねと仕候わざと相みえ申候、盛衰記清盛息女條に歌よみ連歌し繪かき花結あくまで御心になさけおはします人なり、又友時參重衡許條云此女房と申は略琵琶琴の上手にて繪かき花むすび歌よみ手うつくしく書給ひける云々、行義浪花にて梅にてふのゐたる又櫻花むすびたるを見はべりき、あふひかつらをむすびたるは所藏にもはべり

同抄云、單はたもとのくろみあひてわるし

にが色にうす色のうら付きたるは若き人薄色の衣もきなるも白きもかさねて着たるも薄色はくろみあひたるやうなりと云々、にがいろの狩衣に薄色のうらを付薄色の衣をきては若き人たもとの同じ樣に黑く相みえよろしからずとの儀なり、たもとは奥袖の身に付たる處を申候

同抄云、薄物と云は罪人などもきるものなり

罪人は藏人の誤字に御座候

長絹雁衣おとなしき人のきるものなり云々布狩衣

青仁

長絹は竹屋故三位殿御說曰生絹にて白若香の由に御座候、元來長絹は美絹を稱し候と覺悟仕候、狩

藤筑前五郎左衞門尉藤原種基二重狩衣、馬栗毛」增鏡卷五あすか川、文永五年正月にうるふあり、後の廿日あまりのほどに冷泉院にて舞御覽あり、略堀川の少將基俊から織もの裏山吹の三重のかりぎぬ略もととしの少將此たびはさくらもへきの五重のかり衣」雅亮裝束抄狩衣の條首書云わかき人は夏のかりぎぬはひねりかさねてをきるなり、みへなり共ひねりなり、いろによるべし

考ふるに二重のかりぎぬといふはうら表をあはせてはぬはでひねりかさねたるをいふべし、少しおくにていくへにてもとぢかさぬてはだをばひねりたるなり、こはもと女の夏の裝束にむねとせしことなるを男もひねりがさねにし風流にすゝみては狩衣にも又夏ならぬ時も着しことゝみえたり、衵の捻重のことは竹屋故三位殿の勘物はべりき、ふるきものは鶴岡の社に傳へたり

○濱松侍從君の御問　狩衣部類、餝抄、着白裏之間布衣帶事

間之字中古の俗言强而別儀無御座候何々の時と申處に相當り申候

衣笠內府雜抄、年少殿上人引刷布衣着時禁色云々

引刷はひくつくろふとよみ候てよろしくと奉存候、刷の字餝抄にも有之候、下卷細尻鞘之事、或書云布衣騎馬殊刷時御幸以下云々、又上卷白重之條、老若刷之時着也云々

宸翰裝束抄、若年之人浮織物浮線綾練薄物等用之

浮練綾は本は地の名、中古以來臥蝶の丸を稱し候、新野問答にのする處野宮家の說にて先よろしくと奉存候、新野問答云愚按に浮線綾とは常稱浮線綾丸候、これも五六百年以來いひあやまりたる事に候、實に臥蝶丸に候、蝶のふしたる形に候、それをあやまちて花形になりたるより浮線綾丸といひあやまりたると存候、察之候にかの臥蝶丸のうき織物を浮線蝶と稱し候より又いひあやまり固織物をも浮線蝶といひなし花形に失より浮線綾とおぼえてこの名出來被存候、浮線綾とはうきたる糸すぢの綾に候、これを文の名とするは無其謂候、

文永十一年二月七日龜山院布衣始、後西園寺相國記曰上皇出御、御裝束浮線綾白御狩衣文松唐艸、

正安三年二月八日後伏見院布衣始、竹林院右府記

ことさらに犯せるはゆるさじと詔のらせたまへるみこころにかよひて道のめいぼくとすべし
まことに無雙の弓取なりとも射獵をもせず犬なども射ず馬をもよくと丶のへずば時にあたりて不覺をとるべし、爲朝朝臣の大炊河原にて大庭景能が妻手にはせまはりたるを射そんじ給へるにてしるべし
いまのよ騎射いる人騎戰のことは露かけ給はず、ただ君の御覽ぜられんときうるはしく射てもの賜はらんなどをもはらにしてつよ弓あら馬などは、このみ給はず、されば遊戯にひとしといはる丶はくちおしからずや
時うつり世かはり武道もさま〴〵になれり、今は神のみよより傳はりし弓矢よりも蠻夷のつくり出せる鐵炮てふものぞ止事なき軍器となれり、こは誠に鋭器にて楯も物具もかけず通り猛卒勇士もこれにあたりては死をまぬかる丶こと能はず、もしこれを用ひずば必敗軍すべし、又後世の合戰は騎戰なしいま兵家のおしゆるところも戰にのぞみては騎兵もおり立て刀槍をまじゆるなり、兵家もとより騎戰の術を得ず騎士もまたしかり其術を得ずしてはいかゞはせん、さればかく定むるもやむことを得ざるなるべし、
おのれ行義性を虚弱にうけて身すこやかならず甲冑なよろひ兵仗を帯しかちより押行はたゝかはぬ先にまづつかれぬべくおもはる丶なり力おとれり唯たのむところは弓と馬のみ、いま太平のみよわが同士のたたかひはあるべくもあらず、もし外寇夷賊のことあらん洋中波濤の上にてこそ石火矢ぼんべんもおそれめ、陸にのぼらばとかうはかりてかの陣中にのり入かけたをしふみころし射ふせうちふせんこともかたかるまじうおもはる丶なり
さはいへど騎戰をのみせよといふにはあらじ、人はおのづから得る所あり身すこやかなれども馬上さらにかなはぬもあり是は歩兵とすべし、騎兵歩兵兩隊にしていにしへのごと用ゆべきなり

○二重狩衣付三重五重　雲井花云義詮將軍中殿御會出仕記沓のやく、うしろのかたはらに佐々木備前五郎左衛門尉高久二重の狩ぎぬ」相國寺堂供養記云、次衛府長騎馬總鞦下毛野武音　地紅狩衣卯金付菊紅葉赤地金襴袖單萠黄衣卯金、次衛府侍十人各騎馬總鞦、下絬帯劔、眞下新左衛門尉源詮廣花田狩衣、魚綾衣馬栗毛、鞍白覆輪、、、、、、、朝日孫右衛門尉藤原滿時二重狩衣、馬靑、黑鞍白覆輪安東平次右衛門尉平滿康二重狩衣、馬鴾毛齋

らべていへばもとより武備實用のものにはあらじまたく戯遊のわざなりといへり、思ふにこの愚童訓といふふみおのれはみねばいかにこゝろえてかきしかしらねど早業已下武備必用の技術ならん、そも〳〵武の必勝ははや業にあるべし水上の戰水練をしらではあるべからず、いにしへ柔術てふものなければ相撲をもて組打のならはしとせり、（盛衰記貞親教訓書等をみてしるべし）山獸を逐ひ野禽をかる進退周旋の妙をえずしてはなるべからず、競馬流鏑馬は弓馬の達者にあらざればなるべからず、皆武備必用の術ならずや、さてこれに酒宴亂舞を加へしこそ誠に面白けれ、いかにとなれば王公の遊宴には詩歌管絃をもてすべし物部の會合には弓馬をもてすべし、はて〳〵はえひすゝみ歌うたひ舞たのしむこそあくには德をもてし醉には酒をもてすといふもしるく道にあそぶは代々制を下し給ふ群飮佚遊にはあらぬなるべし、されば東鑑をみるに將軍家に盃酒をすゝむ必先犬笠掛の興あり次に歌よみなどして後こそまことの打とけたる宴には及びしなりけり、（こはさきにも日記に論じおけり）

いにしへ騎射といふは今の流鏑馬に露たがふことなし、武德殿の前の埒に三所に的をたつ、端午の宴には一尺五寸の的六日は六寸又五寸の的並に木工寮つくる所の板的なり、されば流鏑馬こそいにしへの世の騎射にて武の大事とせられたるなり、しかあれどこはたゞ一筋にはせゆくのみにて進退周旋の試練にたらず、よりて射獵をせさせ給へるなり、げに禽獸を逐ひて嶮巇の間をはせめぐり心のまに〳〵射とりたらんはこれにますならはしはあらじをやんごとなき人はかりくらに日をおくり給ふべくもあらず、さらぬも恪勤にいとまなければやむことを得ずして小牛犬などを射はじめけるなり、實に流鏑馬も武の要術なれども犬笠掛をも通はして稽古せずば進退節度をうしなふべきなり

流鏑馬の術東鑑にもはら秀鄕朝臣の秘法を傳へし事みえたり、諏訪大夫盛澄もこの流を傳へて名譽をあらはせり、又下河邊庄司北條五郎等しば〳〵口傳故實を論じたることみえたり、其術に達したるはかの盛澄河村義秀の類、いみじき罪科をもゆるさせ給へるはいにしへ天武のみよに騎兵歩兵の能得業者若死罪ありとも二等を減じ給ふべく己が才をたのんでこ

るにかゝるいにしへの手ぶりもしらぬ兵家はたゞいま樣の利用をのみいひたらんがつみ少なかるべし、なまさかしらにいにしへをかけて論じぬればおこなる說のみ出來るなるべし

○騎射流鏑馬以下之論　夫騎射は騎戰のならはしにしてかけまくもかしこけれど雄略天皇はかりしに出給ひて事代主神とともに轡をならべて鹿を逐ひたまひ皇極天皇も射獵を見給ひ天武の帝は馬的射をせさせ給ひ聖武天皇の神龜よりぞ代々の朝廷五月端午の節に必騎射を觀給ふ、しかして仁明天皇卽位の後五月は皇太后の御忌月たるをもてこの節を行ひ給ふにしのび給はず詔曰略五月之節宜從停廢、夫口絕窺覦理資武備、防閑奸究實屬戎昭、國之大事不可而闕、略公卿覆奏言、略但馬射之道於武尤要、冀北龍駒不調則難馭、西山猨臂資習增氣云々、つゐにとゞめはてさせ給はず四月にぞ行ひたまひける、いにしへの代馬射をもて武の大事としたまふことこれを見てしるべし

流鏑馬といふ名は續世繼かりがねの卷に白河院の鳥羽にて御覽せさせ給ひ源平盛衰記師通公の御母日吉の社に御願たてさせ給ひしときに百番のやぶさめをまゐらせんと申させ給ひしなどや此名のみえし始ならん、東鑑にいたりてしばしば射さしめ給ひしかばこの書の中にあまた所みえたるとぞ、鳥羽にて御覽ぜられしは神事にてはなかりけん、さて後は神の御前にて祭の時射し事のみぞすべてみえける、さらぬ所にていたるもみな神事のならはしなりけり、されば文安の下學集には神祇門にこれを入たり、競馬もおなじこは朝廷の武備おとろへて五月節に馬ゆみもみたまはず衞府が本府の試練も絕はてたれども神事をかきては神のみこゝろのかしこさによりてこれをば怠ること能はず、さればこゝの宮かしこの社ひなのはてまで神事流鏑馬のみぞのこれるなり、競馬走馬も武の調練なるがこも亦神事にのみのこれるをかよはしておもふべし、しかるを流鏑馬のみひとり神事に射ることをうたがふはまなびのあさきにやあらんかし、さて流鏑馬てふ名はいかなるゆへよしかいまのよ好事の家かゝる名義をむねと論ずればそれにゆづりておのれはしり侍らず、或人の說に八幡愚童訓に就中早態飛越水練相撲漁獵競馬流鏑馬酒宴亂舞とな

後松日記卷之十八

○此ごろある君達より甲冑製作辨といふ書をおこせ給ひてこはやくなきものか、又もの丶ふの道まねぶはしにもなるべくやと問はせ給へり、打みるにいにしへは鐵炮てふものもなければ合戰の手ぶりや丶ことなりいまはもはらその用意なくてはあらじとて今樣の製作をむねとろんじたり、げにさもありぬべきことなめればいとよきふみにて侍りぬべしと聞えてかへし奉りしがもとよりわがこ丶ろざすところとはことなればたゞかたはしをのみ見はべりし、中に天ぺんの穴は本鳥を出す料にあけたるものなりとて後三年合戰の畵また物語に天へんの穴より髻を取しことなどを證とせり、今は髮の結樣いにしへにかはればこの穴より髻を出すべき樣もなければさらに不用なりとて穴なきをよしとさだめたり、誠にこの說のごとくならば後三年の卷中こと〴〵く天ぺんより髻を出すべく又ほかの畵卷にも多くみゆべきをいかにぞやたゞひとつばかりかきけん、さて義貞記體源抄等に髮をみだし緣塗をきるよしあるはみしらぬにや物がたりにも甲をぬぎてもみだし引たてあるは大わらはになりなど書たるはおのれが說にあはねばしらぬがほするにやあらん、もとより兵家なれば合戰の道戎具凶器の製をばしりぬべけれど古の禮容章服の制をば露しらねばか丶る說のおこれるもうべなるべし、そも〳〵女は髮をたれてかたちをなす寶髻義髻等の名あり、男は髮の末をきりて冠あるは烏帽をきてかたちをなす燕寢といへども更にこれを放つことなし、髻をあらはして人にみゆる事をばいみじうはぢけるなり、（この說は去年久留米に在し時草茅危言といふ書をみて評せし中に男子の斷髮を弊風なりといひしをうちし條に委し）されば征戰に赴くときも天邊の穴より本鳥を出さんとはかけておもはぬことはいはでもしるべし、げに義貞記體源抄のごと髮をみだし烏帽をきその上に甲をかうぶるをつねの例とすべけれど百戰の間時にのぞみては心のまに〳〵髮もみださずゑぼしもきず甲ばかりかつ〳〵とりきて打出たるときしもおのづから天ぺんの穴より髻のあやまち出たるは尋常の例にはならぬなり、それはづべきことをばはぢて死に向ふとも禮容を失はぬこそ丈夫の常な

は淺木差貫はくちおしき樣に奉存候、關東にては文紗顯文紗練薄物のひとへかり衣に限り候樣に御座候得共近來南部甲斐守信侯朝臣織物縫取等の狩衣伺ずみにて着用有之松平下總守忠堯朝臣紗地縫取狩衣着用有之候例も御座候間、柳營資蔭の家柄は勿論格別の家にては織物狩衣四品にても年少の間は不苦普通の輩は先は不相成方にも可有之候、二重織物は倘更の義に可有之候、前文にも申上候通五位以上織狩衣不苦譯には御座候へども年長候以後着用の例いまだ無御座候

雲井の花に佐々木五郎左衞門尉高久二重の狩衣着用の事有之、右二重と申は裡打の事にては無之二重織物にて可有之しかれば四位五位にても着用いたしたるにて可有之哉猶亦承り度候

御再答拜見仕候畧然は雲井の花に佐々木五郎左衞門尉高久二重のかり衣着用の事御所見御座候に付御勘考の趣奉畏候、二重のかり衣と申儀は、相國寺堂供養記、次衞府長、下毛野武音　地紅狩衣印金付菊紅葉、次衞府侍十八人、眞下新左衞門尉源詮廣花田狩衣、、、、、、、、、、、、、朝日孫右衞門尉藤原滿時二重狩衣、安東平次右衞門尉平滿康二重狩衣、齋藤筑前五郎右衞門尉藤原種基二重狩衣、右之通有之候　衞府長衞府侍共に布衣をも着用仕候、衞府長は地紅に菊紅葉を印金に仕よしみえ又衞府侍の方はすべて色目ばかりにて紋樣相みえ不申候間もしは布狩衣に候哉共相考申候、二重と申儀不詳候、二重染にて豹文の類二色にて染たるにも哉候はん頗る臆說御一笑、また增鏡卷五あすか川文永五年正月にうるふあり、後の廿日あまりのほどに冷泉院にて舞御覽あり、略堀川の少將基俊から織物裏山吹の三重のかり衣、略もととしの少將此度はさくら萠木の五重のかり衣」右之通三重五重も有之候、雅亮裝束抄狩衣の條頭書にわかき人は夏のかり衣はひねりがさねをきるなり、三へなりともひねりなりいろによるべし云々、右によりて相考候へば三重五重とも捻重にしたるにて可有之候、二重も右に准じ可申候、雲井の花堂供養記等衞府侍沓取官人等に御座候へば一日晴にても二重織物着用の身がらには無之樣淺見奉存候以上

後松日記卷之十七終

太子に官の字をおはせ奉るべくもあらぬ樣なり
衣服令儀式等に武官禮冠を着禮服を服し金銀裝腰帶又將軍帶飾以金銀金銀裝橫刀又金裝橫刀などいへるは儀仗とさだむべくや兵仗とすべくや、西朝の班劍儀刀の類なるべくや考ふべし〔班劍宋朝會要云本漢朝服帶劍取一色班闌之義、開元禮義纂云漢制朝服帶劍、晉代之以木謂之班劍、宋齊謂之象劍、儀刀ニ儀實錄云儀刀自東晉多虞遂以木代之以備威儀卽衞刀也、宋朝會要云銀飾王公亦給〕
大儀之日近衞陣は龍像纛幡鷹像隊幡小幡は戟に緋と黃の幡を付たるなり、衞門は鷲像纛幡隊幡は近衞に同じ、兵衞は虎像纛幡熊像隊幡なり、軍防令の義解に將軍所載曰纛幡、隊長所載曰隊幡、兵士所載曰軍幡云々、こやもし儀仗のせいによらせたまへるにかかくさだめ給へれどもいまだ征行に纛幡をもちひしこともものに見えず
中比より朝廷搢紳家に風流幽玄てふ事の專になりしより大儀の禮も廢れまして武を學ぶ人はなくて詞花好色に月日をおくる流弊になり果てはなに、かは實の兵仗を帶すべからん、さればぞ武家のみよとは成にけるなり

○成島氏よりの問　四品の人體にて二重織物の狩衣着用不苦事とは存候へ共何ぞ舊記に其證相見え申候哉御記可被下候
四品の人體にて二重織物狩衣着用の先例舊記所見無御座候、元來二重織物狩衣西三條抄等にたまたま所見御座候得ども多くも相見え不申、尤も四位の着例淺見見當り不申候、近例も、西丸樣並親王家等には二重織物御狩衣半尻着御有之候得ども攝關家淸華已下には元服の時浮織物着用にて二重織物は見及不申候、武家にては四位の人は文紗の單狩衣に淺黃指貫着用仕候て侍從にても惣て裏打の狩衣は着用不相成御定に御座候、併年少の間紅梅小袖をも着用仕候程の人體殊に、公方樣御蔭をも被蒙候高家貴族は四位にても織物裏打狩衣無文紫差貫等着用被差聽候ても可然哉と奉存候尤少年に御座候へば浮織物相當に可有之候、二重織物には及び申間敷候
五位以上禁色を聽さる人も織物狩衣普通に着用仕候舊記所見明白に御座候、但浮織物等にて花田又

一二を論じはべらん、みる人可否を判りたまはゞおのれ其罪に伏し侍らん、そは先職員令云大副一人掌同伯、餘次官不注職掌者掌同長官、謂以下諸司多不注者、故立此例、文云不注、恐似注者不同長官、此有別掌者注、無別掌者不注、故下條云抄寫判文、其主典之職掌豈唯抄寫判文、餘皆准此條例、故特注其別掌、餘次官注職掌者亦皆准此云々、又下條云判事ノ下大屬二人掌抄寫判文謂唯爲抄寫別注、其餘撿出稽失等者一准神祇史少屬二人、掌同大屬云々

行義謹で考ふるにこの大少屬は判事の下に別に置てたゞ判文を抄寫するための書史なり、餘の主典の例にあらず、其刑部省におゐて受事上抄勘署文案檢出稽失讀申公文ことを掌るは刑部の大小錄なり、もし判事の下の屬にこれを掌らしめば刑部錄は何を以て職掌とせん、監物の下に別に史生を置主計主稅の算師の下には史生あるの類なり、下條太宰府に至て大典二人掌受事上抄勘署文案撿出稽失讀申公文云々、判事の下大令史一人掌抄寫判文云々、かく本文に職掌をつぶさにゑたる處にいたりては公御筆をさし置たまひて抄寫判文の下に解を加へ給はぬによりてまへの否なる事をおのれはゑりはべりぬるなり

又公式令詔書式の義解に謂詔書勅旨同是綸言、但臨時大事爲詔、尋常小事爲勅也云々、この臨時尋常の字もおだやかならず、只大小をもて詔勅をわかつべきなり、この證もくわしくいふへけれど判文抄字の論にひまいりてかしらいたければたれもしろべしとてもらしつまへにゑるせし宮衞令の義解は專ら弓箭をいへりげにいにしへの世水晶の筈金銅の鏃などもなかるべければ弓矢の類は儀仗兵仗の別なきにや、まことに衞士兵衞等が上番宿直に實用の弓箭刀槍ならでは御まもりのかひなきなり、ゑかるをこの義解によりて大禮の儀仗にも兵仗を用ゆるとはみる人のひがことなりけり、又宮衞令下の條に軍器戎仗といへる義解に弓箭刀矟を軍器とし皷吹幡鉦を戎仗としたまへるは取かへまほしくおもはるゝなり、すべて義解は文章を華餝してかゝせたまへれば御筆のまに〳〵あやまち給へる事少なからぬ樣なり、まへの詔勅の義解も大事小事と計にては御筆の勢ひ花やかならぬによりて臨時尋常の字を加へ給ひ、又義制令の留守人といへる處にも執契公卿と計かき給ひたらばおだやかなるべきを假令監國之太子若執契之公卿と五字の對にかき給へる類なり、されど公式令にも留守官給鈴契といふ注に留守官とは皇太子也とかき給へるはいかゞぞや、監國之太子に給鈴契は元よりなれども皇

候得共先年禁中より冷泉家難波家等えたまはり候事も御座候

袷衣

右は伊勢にて神官致仕の後着用いたし候品に候、是亦當地にても着用有之林大内記様も着用有之候、是は入道には無之樂等の節又遠山樂土殿左衛門尉事也はれの時直衣常に袷衣御着用有之候

○儀仗、兵仗　儀仗といふは威儀禮容に用ゆる幢幡戟矛の類をいふ、そは平頭不鋭にして征戰の料とは別製なるべし、孝徳天皇の賀正の禮を行ひたまひし時は文物そなはらで儀仗をも樹させ給はざりけん、文武天皇の大寶元年に正門樹烏形幢、左日像青龍朱雀幡、右月像玄武白虎幡、蕃夷使者陣列左右、文物之儀於是備云々この時はや儀仗を制せられしと志るべし、征戰凶器をかり用ひられしにはあらぬなるべし、志かるを宮衛令云凡儀仗軍器謂用之禮容爲儀仗、用之征伐爲軍器、即同實而殊號者也云々、この義解によりて君美の朝臣も軍器考に上代は儀仗兵仗と名はことなれどもそのものは同じと志るされたり、今の學者もさおもへる人多かりけり、げに義解にかくさだかにかゝれたればおもひあやまれるもむべなり、されど儀制令云凡儀戈者謂平頭戟也、用之威儀故曰儀戈云々、これ征戰の器にあらで儀仗の器ある一證とすべし、又まへにみえし銅烏幢以下も征伐の用ならざることいはでも志るべし、されば軍旗の外に儀仗の幡ある事明らかなりけり

かけまくもかしこけれど文武のひじりの帝征伐を事として旌旗刀槍非常の凶器を專らそなへ給ひしとはおのれ行よしはおもひはべらず、遠く西朝の手ぶりをもしろしめして文物を備へ千歳の禮制をたてさせ給へるなりけり、このみこゝろをあさくはをしはかり奉るべからず、されば律令もこのみよにゑらばせ給へるなり、恐らくは征伐の器仗より大禮の儀仗ぞさきにはとゝのひしなるべし、志かるを宮衛令の義解の一條によりて儀仗なしとおもへるはまなびのあさきといふべきなり、そも／＼玉の冠をかうぶり禮服を服し玉を佩て朝參行立せんに征伐凶器を用ひらるべくやよくおもふべし

凡義解にはおだやかならざる御說なきにしもあらず、そはわが才の右大臣殿に及ばずして其こゝろを得奉らぬかもしはおとゞの御あやまりかこゝろみに

に其儘おけば前足などにかゝりていみじきあやまちすべし、乘らざる時も前輪にかけんに一まきも二まきもせねばたれ下りてあやうきなり、すべて手綱は長きにわづらひ多くみぢかきに理あるなり、あるかしこき君の天の下をまつりごちたまひし時はだおびの長さを制して今に其名をのこし給へり、こもひめぬべき所をかくしだにせば事たりぬべけれどこは長くてもさせるがいなきものなるに手づなの長きはあやまち多きをこの制を下したまはぬはうらみすくながらじや

鞦はあかくそめたるをよしとす、紫は寮の御馬にかけらるればやんごとなきはとまれかくまれさらぬはむら濃すそご又山吹紺あさきはじなど入道は茶蒴木などを用ゆべし

房しりかいは五位以上にゆるされたれど軍陣にはさらぬ人も厚總かけたるよしものにはみえにき

腹帯は布を用ゆ、そめ樣手綱にならふべし、大事とおもふときは二重はるひを用ゆべし、此かけ樣ことなる秘事なり

泥障のこと、晴の時はさゝず、むま弓狩場陣中にもさゝず、旅行にはさすべし、軍陣にはさすもくるしからぬが、水わたるにはとるべし

あふりはなめし皮又は毛皮もこゝろにまかすべし、されどたゞ人のくまのあふりは僭上なるべし、いまのよむねと用ゆれども實は四位以上の料なり、又後の緒も鹽手にとむべし進退にうごかでよきなり、時にのぞみて敷皮に用ゆるもよし

○天野源助よりの問 明石藩中　隱居左兵衛督　從四位上少將　剃髮入道仕候得ば、裝束相用候節は素絹、奴袴、熨斗目麻上下の節、直綴、奴袴、

答　素絹も平相國入道抔も着用有之候間至極御尤に奉存候得共中古以來道服着用仕候間矢張道服差貫にて可然候、但入道以後は其寺門の服相用不苦儀に候得共近來　最樹院樣なども道服御着用有之禁中より裘代被進候て以後はれの時は裘代被遊御着用候紀州一位樣も道服御着用御座候、尤も入道以前道服着用の事足利家ころより例も有之候得共是は不宜樣奉存候御熨斗上下の節も御道服にて不苦樣奉存候、素絹直綴は全僧侶御同樣の思召に御座候へば前にも申上候通御剃髮の上は畢竟御得度の戒師の差圖次第にて可然儀に御座候得共當時の御隱居と申候は其譯にても無之候間私愚存には、束帯已下直垂等の節、道服差貫、熨斗め上下の節、道服差袴切袴なり又は引袴にても右之通りにて可然候

眞衣（マコロモ）又麻衣とも書候

右は堂上入道着用御座候格別故實の品には無御座

さるともがらは論ずるに及ばず
。鐙のこと常の舌長の鐙を用ゆるなり、ちり地くろぬり蒔畫したる青貝切金入たるも又鏡あぶみもみのほどこゝろ〳〵鞍橋に准すべし、沓こみをばあかくぬるべし、さらぬは入道の料なればなり、さうがんてふものは古きよにはきこえず、鐙は大きさなどよきほどにておもからぬが誰も〳〵ふみよかるべし
。轡の事、本には銜の字を用ゆべし、轡は手綱のことなればなり、杏葉轡鏡十文字いづれも難なし、紋轡足利の末のものには多し
古の轡はいと〳〵大きくてふくみも引手もふとし、角なるもあり又かねをねぢたるもあり、かのいけづきする墨などいふつよ馬をばいまのよの糸の様なるものにては乗得ることかたかるべし、馬により主にもよるべけれど細ばみは長陣旅行などにはもちゆべからず」。韉の事、下鞍ともいふ、武家にてはむねと葛を用ゆ、さては白なめし黄なめし紋を漆もてかくべし、又は虎皮鹿水豹等も用ゆべし、あたらしきはこはくてあしゝ、はれの時は憚るべし、大なめの切付は移等の具なれど用ゆるとも害なければ風流にもちひんは難なしとすべし
。野沓は金銅にてもぬりたるにても用ゆべし、晴なるときは付ぬことなれど武家にては其さたなし
。鞍のこと、鏡にても常の鹽手にても緒は革をくけてつくべし、取付の緒は軍陣旅行には必付べし、後の鹽手に付るなり、鹽手よりあまる分一尺二寸なり
。馬氈をば表敷といふ、獅子文革小櫻革などを用ゆべし、居木をおほふほどにす、輪にはかゝらぬなり
。力革のこと、褥とひとつものにても白革赤革黄なめしなどにてもこゝろにまかすべし、伏組はするに及ばず、すべてこはきはよろしからず
。手綱の事、布を段にても筋取染などにても引手ばかりをこと色にそめてすぢなどなきも心にまかすべし、長さは七尺五寸軍陣は八尺にしてよりて七尺五寸にして用ゆるなり、いまのよの手綱はことの外に長し、さればかの馬術者流片露雨露のけぢめ又吉凶の口傳もありとぞ、古にはすべてさせることもきこえず、左右の手して取らるゝほどならば用はたるべし、弓をも射刀槍をもとる時其まゝはなてば須彌の髮の邊におかるゝなり、いまのよの手綱をかゝる時

を着んとおもふなり、もし冷しくば何にてもきこみ侍らんとのたまひき、名家の人は八月中は先あさを着給ふならんかし

○鞍具管見人のとふによりてかいてやりにき　搢紳家の乗用ひらるゝ鞍具は五種あり、唐鞍和鞍移鞍御幸鞍水干鞍なり、これを晴褻にしたがひわがさうぞくにもよりて用ひらるゝなり、今は武家の人はしらでも耻ならねばもらしつべし、中比より武家の用ひしものさては我こゝろにこれこそは便利ならんとおもふことを人の問ふによりていさゝかものするなりけり、武家の鞍具は凡は水干鞍にてうつし御幸の具をもまじへ用ひしとみえたり、たとへば螺鈿の鞍に葛なめし等の切付をさしあるはふさ尻掛をかくるの類なり、そはうちあはぬ様なれどもけふを晴と出立んにはかいくら厚房も難とすべからず、又武家の公達といふともうるはしく束帯などをきる時は唐鞍にてもやまとくらにても五位の諸大夫はうつしなどにても用ひらるべし、されど尋常の時あるはしり給ふ國郡に下り又遠つ國の任に趣きなどする時輪鐙壺鐙透鞍覆錦表敷貫鞘など儀仗めきたるを用ひ給ふ事はひが事なるべくおもほゆるなり

鏡鞍といふは内は常のごとぬりて外をば山形より爪の先まで一面にゆ木の先をも銀又は金銅にてつゝめるなり、はれの時用ゆ白鞍といふもこの事なり

貝鞍といふは青貝もてなににても文を入たるなり、則螺鈿のくらといふも同じ

金貝の鞍といふは青貝と切金にて文を入たるなり、これをもらてんといふも難なかるべし

金伏輪といふは金銅もて山形より爪先まで伏輪をかけたるなり、馬はだの方はかけず　又古代のくらは伏輪なきもそのかたちに木を高くしておきたるが多し、銀ふくりんも其製前におなじ

梨子地黒塗蒔畫等すべて人のこゝろにまかすべし、たゞし我ごときのたゞ人は黒漆に紋まきて乗るべし、鞍橋の製作は古は輪の幅ひろくしてくらつぼいと深し、尤理ありといへども當世の馬術者流はかへりて好まず、たゞ足利家ごろの伊勢家辻等の作形をよしとす、これおさなきより花形のみをのりならひて騎戰のことは心にかけず山のかひいはほの上などは必ずかちよりせんとおもふによりてなりけり、

ば綾より平絹の方可然哉尤朝服の下へも麻を着候儀有之候義と被存候、此度參向の衆は何を被着可申候哉御推察如何可有之哉御問合申候、乍御面倒御答可被仰下候　八月

冷氣に付平絹御單に候はゞ練平絹にてもよろしく可有之哉

答　御書面の趣にて都て御宜奉存候、元來帷と申候物は一枚のものを稱し候故絹にても帷と申候て不苦候、（入帷御帳の帷の類、裏ある物をも稱し候得どもこれはべつに候）併禁中諸法度に公卿從端午殿上人從四月酉賀茂祭着用帷子と申候は麻帷にて可有之由竹屋故三位光棣卿又禁中諸法度白石先生の注にも相みえ申候

故長方問右帷子と稱し候は麻布の帷子に候哉生平絹の片びらに候哉の事竹屋殿答本式の下着にも（更衣の單と稱する）なり平絹にて製し大帷は麻布にて製するなり、又當時用ゆる內衣も帷は布なり、單と稱するは絹なり、然れば慶長の法度に注せられたる內衣の帷子も麻布の帷子にて可有之と存候、大帷布證文（布衣記）（宸輸裝束抄　一條家裝束抄　禮服記）　單絹證文（餝抄　雜事抄）　以上略之按に帷と單と裁縫聊相違もあるべけれども絹にて作を單と稱し布にて作れるを帷と稱する事右等の文にて考へ志るべし

禁中諸法度注、帷ハ片枚（ヒラ）ノ義ニテ裏ナキ單衣ノ稱ナリ、爰ニ帷子トアルハ布ノ片ビラノ事ナリ、右ノ兩說麻布に候得共若冷氣の節生平絹着御不苦儀に奉存候、室町家のころ絹の帷子所見御座候、其比の事に御座候得ば直垂素襖の下勿論の義に御座候、證文左に申上候

大名出仕記（室町家記録）生絹の帷子の事、是は依人可被着候、平人抔着申事は努々不可有之候

又云かたびらのこと、先五月五日には厚絹のかたびらを可着候、六月より越後布など可然候、右之通證文も御座候得共平絹の義は、着御等にかぎり可申候、自餘の輩直垂狩衣布衣等の下麻に限り可申候、束帶の下麻布勿論よろしく候、古書に汗取と申にも相當り可申候、平絹は先生シの方と存奉候

さて後日野前大納言殿下らせ給へるとき品川の驛にまゐりて問ひ奉りしかば京にても此事德大寺とも物語しける、德大寺は放生會後にもなりぬれば平絹のひとへを着べしとのたまひしとぞ、みづからは猶麻

今の手ぶりになりしなるべし、考ふるに古代專らきたる袴や、地におよぶほどなるもあり、又これをくくりてきるも常のことなり、足のつぶふしの邊まであるを小袴といふ、半袴といふは夫よりも猶みぢかきなるべし、宗吾記に長袴とみえたるもいまのよのごとながくはあらで五六寸ばかりもひきたるべし、裁縫の口傳に袴のたけは大髓の一の骨より踵までの寸をもちひあるは小袖のたけにせよともいふなりけり

禮服朝服の表袴中袴（大口をいふ）皆四幅にて足首をば出せるものなり、さしぬきの袴はつぶふしの邊にてくゝりてきるなり、さて上の御なをしの時は（御引直衣といふ）表の御はかまをばのぞかせ給ひ御さしぬきは着たまはで下の御袴のみにておはしませば長からではみやびならざればにや、女房の袴のごとはやうよりひかせたまへれど臣下は下袴をさしぬきに着こめたればひくことはあらじかし

○御衣文掛鵜殿氏より問（成島殿よりもこの問あり）上略　然ば參向の傳奏廿一日頃着の由に候、右に付着御御内衣の儀別紙御問合申候御下ケ札にてよろしく御答御示可被下候、是迄、大御所公五月御社參にて是も御帷子可被爲　召處冷氣にて平絹御單被爲　召候、此度は御帷可差上と存申候、先年御亡父樣へ御問合申置候趣も御座候に付別紙に認御問合申候、右御先格等の儀は御内々得御意候、尤其節初て御帷子指上候儀にて何れより相極り如何樣の評議にて定候哉書留無之、尤唯一例のみに付直に御帷子とも難定評議中に御座候、乍去兩三日以前私え被尋候向も有之候に付時候次第御帷子の心得に御座候得ども猶聢といたし候處承知仕度此段御問合申候、乍御面倒御下札にてよろしく候間御答可被下候以上　八月十二日

當月下旬傳奏參向有之候はゞ、着御内衣御帷子にて可然哉、御裝束は御立烏帽子御直垂にて候、若し冷氣に候はゞ白綾御單可指上哉、先年御亡父樣え御襟の儀にて御問合申候節、公卿は三襟に候得ども夏秋は二ッ暑中は一ッにてよろし、尤麻又は生平絹をも用候由日野殿被仰候、上樣には御二ッ襟にても御三襟にても思召次第の御儀九月は平絹のかたよろしく候併德大寺綾を被着候はんと日野殿被仰候由被仰聞候、左候へば暑强く候へば御麻にて宜儀冷氣に候得

ほしげなり、かゝる又なきおもゑろさにはつたなきことばもとゞめあへず茂盛ぬしにきこへ奉りける

丹　治　行　義

たぐひなきこゑもちとせのおひさのもゑるくぞまひのみこにみゆめる

○牛島なにがしが保呂衣のこと問ひたるにかいて遣しける

伊勢氏の說御うたがひの條々極めてことはりに侍り、三代實錄に小野春風がつくりし保呂は其體製いかゞありけん、又まことに介冑のうすきを助けしや實にはゑるべからず、壒囊抄等はもと三代實錄によりて書るなればゑゐて證とゑがたし、奥羽軍記保元平治以下のふみにも保呂をかけしことはみゆれど矢をふせぎて理ありしこともきこえず、又前にかうぶりて敵にむかふの說更に信ずべからず、前にかけて馳するときは前に風をうくる故必ひたとふきつくべきを前にひらめきふくろむべくおもひあやまれるははかなしともあさましともいふかぎりにあらざりけり、過にしころわが弱弓をもて絹布の類を射こゝろみしに平題にてだにかけず射通さるれば精兵の鋭鏃もて射たらんになにの滯かあるべき、今もし古ぶりの保呂をかけんとおもはゞろなう後にかけてはせひきせんにはためきあるはふくろみたらばみるめもいさましくわくらばに後より射かけたる矢のとまりたらばいみじきほろの幸ならんか、そも〳〵かゝるゑりがたき事をば大かたにしておきたるぞよき、ゑゐてゑらんとするときはかならず盲說のみおこるものなり、こと國の人もさこそ敎置けれ、かくまで古書を引かうがへ先哲の說をもかきあつめ給へればこの外にこと加ふべくもあらぬを猶うたがひたまへるはかへりて淺見に似たるべくおもはるゝなり、筆のついでにたはぶれに思ひつゞけける、

薄絹にいる矢とまらでゑなはそのなみだぞほろとおちぬべきなり

○直垂の袴の事　直垂素襖の袴古代は多く纔着にてきたるとみえたり、そは古書卷物肖像等に皆足首を出したる圖を書きしにてゑらるゝなり、されど前九年合戰書建保の職人盡烏帽子折のきたるは長袴なり、そのよにもありしにや總見院信長公加藤清正朝臣等の肖像はまたくいまの長袴なり、足利家の末には

てふか〱と可打入、扱ぬき出して馬のつら中にひらき出すべし、矢さしは少ひきかるべし、さて犬追物のごとく弓を打おこして行てさがりて弓を射かへすべし」遠笠掛の事的の勢云、小笠掛射樣の事、矢がまへを少さく出して廣々とかまへておほ手のねへ打入てぬきあげて出してひらきて矢筈を取て遠の時のごとく打おこしてひきて下かりて射るなり、弓たをしをすべし、引てさがることはふせ鳥を表したるものなり」笠掛日記云細川澄元の記射樣は矢がまへも高く打入も馬手の頸のもとへふか〱と打入こぶしをぬき上てさてひらき出してこれも髮中にておし合て矢筈をとり犬の時のごとくあげて弓をひきこしてさがりて可射なり、弓たをしをすべし」小笠掛武田云、小笠掛體配の事、遠笠掛よりは矢がまへをたふ〱と高くして馬の妻手の耳にこしてふか〱と可打入なり、扱ぬき出して馬の頭中にひらきまくべし、矢さしは少ひきかるべし、扱犬追物の如く弓を打おこしてさがりて弓を可射返、右のひぢの持樣遠笠掛同前なるべし

小笠掛の體配も遠笠掛におゐては替らず、たゞ矢がまへをたふ〱と高くして打入をふかくするのかわりめなり、ひらき出して矢さしは少しひきくてかみ中に押合て矢筈をとりて犬いるごとく打おこして行てさがりて射るなり、かゝるいさゝかのたがひめなれば大かた人のめにもつかでおる人もまれなるとか、眞葛原にても赤松越後守ひとりぞおりて射たるとなん、又或傳に弓の本を馬手にこしてやがて矢筈を取て馬をかゝせてさて弓手にかはして射る說あり、こはなにゝよりてすることにやあらん、打入とは馬手の鹽手の邊までふかく打入るをいふなり、弓を馬手にこす事にはさらに〱あらぬなりけり

○神無月の十あまり五日濱松侍從君の舞樂せさせ給ふを例のごと見にはべりて又の日きこへ奉りける

神無月の十あまり五日舞樂せさせ給ふを例のごとみはべりにまうでぬ　若君も立まじりて迦陵頻甘州などまはせたまふ、またいとおさなくらうたげにおはしますものからおのづからけだかき御あり樣のこと童に似給ふべくもあらず、飛かひまひつゝ入たまへるは誠にあかず今一かへりもとひきとゞめ奉らま

べし、武家の手ぶりにははにげなき様なれどもさすがに身をば用意して造らせ給ふなるべし

長伏輪の太刀をも野劔といふべし、東鑑文暦二年の條に野劔一腰（銀長伏輪在錦袋）とみえにき、柄もかねもてつゝみたればさやをつゝむことも難なき様なり、されどまへにもいひしごと冠服きる時必かくえたゝかにかまふるもやくなきことなり、拾遺君より御尋に付申上候

○帽子の事　鷹飼着用仕候儀は清涼抄（延喜の比の書）西宮記（西宮左大臣高明公の記）江次第（大江匡房卿の記）等にも相みえ申候間上代より有之候ことゝ奉存候　入道着用の儀は足利將軍家の比犬追物笠掛等の時入道にて射手撿見等仕候時着用のこと其ころの記錄に相見え申候、（眞鏡、書札雜々聞書）佛家にてはモウスと唱へ冬は必着用仕候、琵琶法師撿校の類も着用仕候、蟬丸の繪にも有之候えかしせみ丸の頃の義はえかとは相えり不申候、燕尾帽ととなへ申候も製作同様と奉存候

綿帽子は婦人に限らず相用候よし紹巴法橋の物語にも有之又甲州信玄入道黄綿帽子着用の事も相みえ申候、婦人の帽子も格別ふるくは相見え不申候

○小笠懸射様　笠掛の事云（持長朝臣の記）射様の事矢構も高く打入も馬手の平頸の本へ深くと打入こぶしをぬきあげて扨ひらき出してこれも髮中にておし合て矢はづを取犬の時のごとく弓を打おこして行てさがりて可射なり、弓たをしをすべし、手綱の取樣馬のすへ所本の笠かけにたかはず行てさがることはふせ鳥を表したるものなり

笠懸矢沙汰云、射樣の事矢がまへも高く打入て馬手の手くびのもとへふか〲と打入こぶしをあくまでひらき出してこれも髮中にて押合て矢筈をとり犬の時の如く弓を打おこしてさがりて可射なり、弓たをしをすべし、手綱の取樣馬のすえ所本笠掛にたがはずひきてさがることは伏鳥を表したるものなり、紐のとめ樣ゆがけの差樣大方式の笠かけに替るべからず」笠掛條々云、射樣の事矢がまへも高く打入てこぶしをぬき出しあくまでひらき出しても是も髮中にて押合て矢筈をとり犬の時の如く弓打おこして行てさがりて可射なり弓たをしをすべし」笠懸（體配並）射手出立の事云（多賀高忠山傳）同たいはいのこと、遠笠掛よりは矢がまへをたふ〲と高くして馬の馬手の耳に越

ば尋常に作れるなりけり、去年の御（文恭院殿）一めぐりの御法の日御あたりちかふ侍らひ給ふ中にはこと更にしたゝかにつくれるをはかせ給へるもおはしましけるとぞ、ことしも又兵庫くさりを用ひさせ給へるもおはしましけるとなん、また外様の君達にも此太刀をはかせ給へるもありとか、御身ちかうさぶらひて非常を守り奉り給ふ御かた〴〵のあるにまかせてかゝる太刀を佩かせ給ふは誠にまごゝろのせちなるにてさもあらまほしげなり、外様の君達のこと更につくり出て打あはぬ物具してほこりかならんはおのれはくみしがたくや

衣冠なればこそ警衛のなにのとて糸巻兵庫鏁をもはき給はめ、御百回忌より後の御法事にて束帯し給はば必細劔をはきたまはん、さて其日ばかり警衛の論に及びも給はざらんもいかゞはあらん、されどこの御あたりちかきは衣冠の日だにさるみこゝろばへもなくやはあるべき、外様の君達にいたりてはたゞ冠服の制のまに〳〵威儀をとゝのへて警衛よりは敬禮を専にし給はんがむべなるべし

足利のよにぞ糸もて柄鞘をまきあるは革錦をもて包める上を巻たるをぞ専用ひにける、（柄をまくことの此世に始りたるにはあらじ只専なりしをいふなり）それより上の代には狩野にもいくさの時も野劔をむねとははきけるなり、こや其よの尋常の劔にして必毛抜形を付ざるもあるべし、さて常においびぬればともすればさやの疵付そこなはれぬるによりて薄金もてつゝみ伏輪を通し或は足を鏁もてせしなどを長伏輪兵庫鏁ともいふ、これは武者は尋常にはき、やんごとなきもいくさの時は必はきけるなり、物語に金作の太刀はきてとかけるはこれを金造にしたるなるべし、そも〳〵柄鞘をかくしたゝかにつくることは軍旅にしたがひ年月をかさぬれどもいづくも〳〵そこなはせじ料にかまへたるなるべし、もとよりさやながら打あふべくもあらねばかのはせべの信連がごと身をだにこゝろしてつくりおかば衛府の太刀なりとも非常の變にふかくをとり給ふべくもあらじをたまさかにはき給ふ太刀の非常の用意をさやまでにおよぼし給ふはことはりなるべくもおのれはおもほへぬなりけり

松山侍従の君は狩衣直垂の時も野劔をもたせ給へるとなん、こは宗武卿の御おきてにならはせ給へる成

袴に襲ねきるものなり」化粧袴　半大口の事なり、別種とするは誤なり」鎖袴　袴にくさりを付たるなり、以上の三品は非常の料なり」
當時武家所用　長袴　半袴　馬乗袴　冬の料を夏も用ゆる古風なり」小袴　馬のりばかまの如くにて少しなりあるなり」本ノマヽ野袴　段子の類を用、裾ひろし芝摺とて裾に別裂を付る、又付ざるも心のまゝなり」踏込　すそのせまきをいふなり、此類夏冬通用なり」輕衫　踏込のごとくにて裾をことにせまくしたるなり」裁付　これは下に脚半を仕付たるなり」
○ひのさうぞくには細劔をはきなをし宿衣にもし帯劔する時は野劔を用ゆるなり、いまのよ武家の君達は衣冠に糸巻の太刀を帯び給ふも常のことなり、こは足利のよ專なりし太刀の名殘にて野劔をもち給はぬは　おはしませどこの太刀を持たまはぬ人はものし給はねばあるにまかせてはき給へるを公にも御覽じゆるしたまへるがつゐにためしに成にたるなるべし、もとより武家にむまれ給ひては弓馬合戰の道をこそ志り給はめ章服の制をばふかくも志りたまはでかゝる打あはぬもの、具せさせ給ふもかへりてあはれに尊とくおもほゆるなりけり
さてよの中ひらけにひらけ文物そなはりゆくまにまに野劔をつくらせ給ふも多くものしたまひかの管絃きこしめし給ひし時は直衣衣冠にきぬひとへかさね給ひあるはいだし袙などをさへ志たまへるもあれば糸巻の太刀は便なくて、万石をだに志らせ給はぬ人も野劔をつくらせ給へるもあればいまはいよ〳〵ふるきよの手ぶりにかなへるはなほいとめでたしといふべし
すぎにし文化御國讓りの時故小田原侍従の君其ころ所司代にてものし給ひて櫻町へ行幸の供奉に衣冠に兵庫鎖の太刀をはきたまへり、こはさきの祖より傳はりゆへよしある御はかしなれば警衛の料に必はかせ給ふべきよし關白殿にも聞へあはせ給ひてはかせたまへるとなん、又釋奠に今の祭酒また緋のころもを着たまはぬ時この太刀を持たせ給ひき、こは糸巻のいにしへぶりならず六位の黑漆の野劔もくちおしとておもひより給へるにやあらん、また鍋島紀伊守の君革包の糸巻をはかせ給へることはべりき、こも昔より傳へ給へるにて鞘を革もてつゝみて其上を

前書之通先例仕來に可有之候、不論文武官惣て勅授帶劒の人不及解劒勿論に候、或說喪事には解劒若は不帶劒と申儀も候

○御車副裝束　褐衣布帶卷纓　緌、黑漆劒革緒にて可然奉存候處弓箭ヲ帶候此弓箭之事古例無之と奉存候（石山緣起には畫き申候得ども證にも難仕候）

冠、細卷纓或燕尾斗緌　褐衣　布帶或石帶白布袴　太刀弓箭の事は無之候、關東にては御書面の趣に候共於官家は太刀弓帶の事は一向無之候、石山緣起に有之候共夫は別段のこと、存候、臣下の車副は人數は主人の官に從ひ衣體は平禮白張上下黃單藁沓尋常に候、御車副と稱候は、仙院又皇后等の事に候、〔此條亦無難歟、御禊服色部類殿下御車副寬治保安以來所載皆褐冠也、又物具裝束抄云冠緌褐衣襖袴菓脛巾、以上糸毛並庇車之時着之、平禮白張上下下袴亂緒、以上如木之時着之、烏帽子（コウヘイ）白張上下藁沓、以上細々常着之云々、御車副之稱仙院皇后ニ限ルベカラズ、御禊部類等有例、凡御字尊稱車副ノミナランヤ啻公文私稱ノ別而已〕

或人のもとにかいておくりける

○古代武家所用袴　袴長袴　直垂素襖の下をいふ、長ばかまの名も宗吾大双紙に見えたり」小袴　足くびの邊まであるはかまにて裾にくらを入たるなり、犬笠掛の時は多筋をそめて着用す、足利の末にいたりて世間物騷により素襖袴を着ず肩衣小袴をきたるよしみえたり、今の尋常の衣體の初なるべし、又水干の下にも着たるよし古書にみえたり」半袴　小袴のことなるべし、走衆古實大名出仕記等にみえたり」葛袴　白葛又紺を用ゆ、一日晴には末濃にもそめるなり、水干の下にきるものなり」四幅袴　走衆（からにての御供衆なり）肩衣四幅袴をきる事蜷川記義輝公御元服記等にみえたり、又輿舁犬追物の犬引等のきる料はや、ひざをすぐる程に短かくす、當時も輿舁にきする家もあり」革袴　袖細に（素襖の袖をほそくしたるなり）革袴を着たること義輝公御元服記騎馬記等にみえたり、裁縫は寸法雜々記にあり」いか袴　これも寸法雜々にあり」大口　晴の時直垂水干の袴にかさねてきるなり」前張　大口にて前をばことにこはき精好を用、童體の時細長などの衣もにきるなり」强袴　足利の比弓場始の射手葛袴の下にかさねきたるなり」半大口　鎧直垂の

に書圖にもうつし置候間及異論間敷候得共元來於武家は弦を我方にして外竹を人に向候は失禮にいたし必主貴人の方え對候時は弓を横たへ弦の方を向け候事禮儀に候、淺見諸書に隨身掛弓とは所見御座候得共其掛樣の事見當り不申依之書卷物等を見合候處多武峯緣起荏柄天神緣起東征傳等には弦を下にして掛候樣相見へ候、又招提寺繪傳記には弦を上にして弓と弦との間よりかけし樣見え申候間旁疑惑仕候、當時京都普通の作法並證文も御座候はゞ預御示敎度存候

裾を弓に掛候事近衞の第一主人の御後に參り末筈を主人左の方になし弦を下にし裾を掛左右の手の大指にて押へ弓共に握り持候事普通に候、先年高倉殿御參向云々の次第此儀一向不審に存候に付宗匠家え其趣御尋申入候處左樣に被傳候覺無之由間違に候、尤其節書圖に御寫おきの旨に候得共自然弦を我方にし竹を主人の方え向候樣有之候はゞ自今前書之通に御直し有之候樣存候、其時の傳寫に候哉粟津江州方に所持一見候處持手の處六ヶ敷候得共全弦は下に相成候樣に相見え候、裾を弓にかけ樣の事は近衞府の心得にて書物等に記し有之事一切見當不申候」

御參詣の儀畢て一員自拜の節弓箭を撤し拜し申候、尤介者不拜又帶弓箭候ては不舞踏抃所見も候へども於再拜は不得其證候弓を置候のみにて可然哉又胡籙をも撤し可申哉卷纓緌闕腋を着し候ては笏は把申まじく哉

此儀惣て先例之通と存候（供奉中に候はゞ不當とそんじ候）文官舞踏武官振弥唱萬歲と有之候へば帶弓箭拜をいたし候事記文不見當候、尤陣中不拜不揖とも有之間自拜にはおよぶ間敷候不拜而不叶時は陣を解候後の事弓箭を撤し可然候、（明證無之）弓箭をおび候時笏は取不申勿論に候」

於日光幣使奉幣の儀畢て自拜の時被解劍候、奉幣使帶劍の義は社によつて不同、かの帶劍考にも有之候得共當時加茂八幡春日等の義承知仕度候

下鴨御祖社は解劍其餘の社に於ては不解劍、一昨年、文恭院樣え御贈經の節花山院殿初中堂階下にて解劍昇堂有之候　勅授帶劍の人近衞大將解劍頗る珍事に御座候關東にて被抑留候儀と奉存候、

將監ヲ加フルコトナシトモスベカラズ、古ハ當時ノ如ク殿上地下各別ナラズ、或親王大臣ノ擧ニヨツテ聽殿上常ノ例也、如此ノ類其本主ノ爲ニ一員ニ加ハラザランヤ、抑若年寄ハ參政ノ重任ナリ地下ノ將監ニ比スルニ忍ビズ故ニ本文ノ儀ヲ用ユルナリ」

右普通御承知之通に候

牛角帶、是は犀角の代に可有之、牛角を用候儀書物に無之

〔牛角帶、餝抄ニ出又凶服抄ニミエタリ」

細劔、闕腋には不用之縫腋に用之、且細劔に尻鞘掛候事並壺胡籙に丸緒を引候事於官家無之候、平胡籙にても丸緒を引候事遠所行幸之外不用之

〔隨身ハ野劔革緒勿論ナレドモ若年寄ハ殿上ノ五位ニ准據セシメ位襖細劔強チ難ニ非ザルカ、節會內宴以下ノ公事春日平野等諸祭臨時祭試樂皆ヨ府將佐闕腋ニ細帶ヲ帶スル例不違勝計、加茂祭使ハ餝劔ヲ帶ス近例天保元四十八庭田右少將重基朝臣闕腋ニ餝劔ヲ帶セラル」

城內外の差別にて、細劔野劔の差別不覺悟に候、不拘宮城內外遠近闕腋の時は必野劔尻鞘勿論に候、公卿以下闕腋の時差別無之野劔尻鞘を掛候」

〔遠所ニ非ズシテ尻鞘ヲ入ハ五位以下ノ事ナリ、四位尻鞘ヲ入ハ青馬宴ニ馬頭ニ限ルナリ證文多シ、又當時年中行事北小路祥光朝臣ノ書詞ニ馬頭が四位ながらも玄かさやをかけたるすがためづらかにみゆ云々」

〔公卿闕腋ヲ着ス頗ル珍事ナリ、延喜彈正式云凡諸衞府五位以上通著朝服、其着胡籙幷立仗之日着位襖、但參議以上不在此例、又雜事抄云わきあけの事公卿は衞府官なれども着せず云々」

半臂を具し不申候事は略儀に御座候得共是は御傳授の品にも候間容易に着用も難仕不得止相略候哉と奉存候

半臂不被用儀大略勿論に候、乍去官家にても專ら被用候は寬政新內裡行幸以來の事再興五十年前後に候、關東は是迄御用ひ來無之故と存候、御傳授の有無にて御用無之とは不存候

御裾を弓に掛候時弦を我方にして持候樣先年高倉三位殿御參向の節於御旅館內藤安房守殿え傳授有之既

風もふき候得ばかけられ候よしに候、左候へば御供の衆もみのをめし候、御こしにゆたんかけられ候はねば御供衆もかさを御さし候

考ふるに雨ふる時前駈小舍人童等は必かさをさすべし、すべて長途をゆくには必みのをきるなるべし、東鑑泰時朝臣の北條に下りたまへるにもこれをぐしたまへればいにしへはさるべき人も武家はましてむねと着けるなるべし、いまの紙もてつくれる雨衣は無下に後のよのものなれば風雨つよからんにはみのならではえたゆまじきなりけり

○關東にて紅葉山並兩山等へ御參詣の節束帶着御有之候間庭上御裾の役若年寄衆闕腋を着し弓に掛候賜兵仗候大臣隨身上﨟弓に掛候は普通の儀に御座候若年寄は其身五位にて參政の重任を帶し候間殿上の將監等の加り候一員權隨身に相當り候儀と覺悟仕候、右裝束、冠 卷纓緌 位襖、下襲、單、表袴、大口、牛角帶、細太刀、 虎皮尻鞘 平緒、壺胡籙 丸緒 黑漆弓 弓は近來兵仗を帶候弓に候武家の手振不得止事候 右之通にて大概相當に可有之哉、劍の儀紅葉山は御城内にも候間細太刀相當に候得ば五位にても尻鞘を入候に不及哉と奉存候、又日光並兩山は遠所に候間野太刀尻鞘平緒にて可然哉と奉存候、此所分明に承知仕度奉存候

近衞の第一弓に裾を掛候事普通に候

太政大臣賜府生番長候といへども、外大臣同樣近衞弓に懸之、關白同斷番長以上を上﨟の隨身と稱し候、賜候隨身の外將監以下一員に被具候得共是は路頭斗召具止禁門外

御書面之通有之候哉於官家は當時殿上の將監等一員に被具候事無之

一員裝束　冠 卷纓緌　位袍　半臂　下襲　單　表袴　大口　石帶 五位犀角 六位烏犀　毛拔形野劍 五位蒔繪 六位黑漆　尻鞘 五位虎 六位水豹　平緒 紫、紺、公事ニヨル　平胡籙弓 五位蒔繪 六位黑漆　壺胡籙にても同事

〔源氏物語葵卷云大將のかりの隨身に殿上のざうのすることは常の事にもあらずめづらしき行幸などの折のわざなるをけふは右近の藏人のざうつかうまつれり云々、此事諸抄殿上ノ將監ノ一員ニ加ハリシ例ナキヲ以テ源氏中ノ難儀トス、行義考ニ攝關家一員ヲ具スル事不可勝計、忠仁公以來兼家公道長公等藤氏專權ノ世聽殿上

色下襲平塵劔蒔繪箙等、馬副四人令著檳榔蓑笠等、諸卿馬副不著、」曾我物語あさまのみかりの條云、にはかにかきくもりなる神おびたゞしく雨かきくれてふりければかまくら殿をはじめとしてみな〳〵とゞこほりけうをうしなひ花やかなりしすがたども

年中行事
印地打

圓光大師傳
三十五

圓光大師傳
花頂山御藏板
四十二

道成寺緣起

おもひの外にひきかへてちぐさのみのすげの小がさかはりはてたる村雨に袂は玄ほれすそはぬれ上下ともにつゆけきいろぶけうといふもあまりあり」條々聞書云、雨ふり候時は御輿にゆたんかけられ候事は公方様御輿には見及候はず候、御旅にて一段雨ふり

一遍上人画詞共十二巻

二

七

六

同上

同上

三

都のうちとみのかさをぬぎてやこよひ人にみゆらん」、夫木抄雜十四云、雪中の旅行を、權中納言師時卿、「旅なれぬ人にをしへよ雪ふらばみのうちかへせふゞきもぞする」、衣笠内大臣、「ますらおのみのにきらむとさはにおふるさゝめかるにもそではぬれけり」、みの、權僧正公朝、「あま衣みのきて家にいることは神やらひよりいむといふなり」、前中納言爲兼卿、「旅人のみのふきかへす朝嵐にむらさめむかひゆきぞつみぬる」題不知山すけみの、よみ人しらず、「わきもこが袖をたのめて足引の山すげみのをとらできにけり」、六帖題ふかみの、民部卿爲家、「かち人(リイ)の野分にあへるふかみのゝ毛をふくよこそくるしかりけれ」かくれみの、信實朝臣、「きまほしきよのうき時のかくれみのなにかは山のおくもゆかしき」、衣笠内大臣、「かくれみのうき名をかくす方もなしこゝろにおにをつくるみなれは」、家集五月雨さゝめのみの、權中納言定家卿、「旅人のさゝめの蓑をきてしより一日ぬがせぬさみだれのそら」、中院入道左大臣家元永元年歌合五月雨、八條入道太政大臣、「くちにける菅のをみのにをのづからふるさみだれのほどをしるかな」十六夜日記云、闇よりかきくらしつるあめ時雨にすぎてふりくらせばみちもいとあしくて心よりほかに笠ぬひのむまやといふところにくれはてねどとゞまる、「旅人はみのうちはらふ夕暮のあめにやどかるかさぬひのさと」、檜垣女集云、日ごろすべき事あれはせちにいでたつにあめさへわりなくふりまさるにとて女いでゐてかゝる雨にはいかでかなどいふに迎人みのかさなどありたゞとく／＼といそがせばまかり申もしあへぬまでいそぎ立てあめさうぞくなどしさしてさらば肥後のかたにおはするたよりあらばといふまゝにかくいひかく、「ふらばふれ三笠の山の近ければみの島まではさしてゆくらん」東鑑正治三年十月二日云、入夜觀清法眼參江間太郎殿館、申云、略有急事明曉欲下向北條兼介首途畢、就今告非搆出、稱耻貴房推察召出旅具至蓑笠等悉在此中等令見給云々」永承五年十月廿三日記云資房雨降、行幸上東門院御坐東北院寄御輿鳳覆雨皮、駕輿丁皆着蓑笠、次將等取笠」小右記長和四年十一月十九日云、今日從太政官移幸枇杷殿第、略今日諸卿著例裝束、余著平絹柳

する時は帯劒し女神には解劒すべし、過にし比加茂祭をみはべりしに勅使下鴨にては劒をとき上加茂にては帯劒のまゝ拝したまへり、されば尼御前のみまへには必とき給ふべしとこたへにき
○む月十あまり九日　君流鏑馬を御覧じたまひき、そはべちにものしぬ

後松日記卷之十六終

後松日記卷之十七

○蓑　舊事紀卷第三云、故所追避而降去、于時霖也、素戔嗚尊結束青草以爲蓑笠而乞宿於衆神、云汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我遂同距之」倭名類聚鈔云行旅具　蓑說文云蓑蘇禾反和名美能雨衣也」西宮記雷鳴陣云、大將已下帶弓箭候御前孫庇、略將監已下立御前向東着簑笠」北山抄大將儀云、雷鳴陣略尉以上候殿上之者帶弓箭候御後、衞門如此、近衞將監雖昇殿侍中之者着簑笠立庭中」拾遺和歌集雜賀云、しのびたる人のもとにつかはしける、平公誠、「かくれみのかくれかさをもえてしかなきたりと人にしられざるべく、」後拾遺和歌集雜五云、小倉の家にすみはべりけるころ雨のふりける日みのかる人のはべりければ山吹の枝を折てとらせてはべりけり、心もえでまかりすぎて又の日やま吹のこゝろもえざりしよしいひおこせて侍ける返事にいひつかはしける、中務卿兼明親王、「なゝへやへ花はさけども山吹のみのひとつだになきぞあやしき」、凡河内躬恒集云、しはすのつごもりの夜儺の鬼を、「おにすらも

したまふならん、誠にやくなき事にして簡便にしたがふがまさるべきなり、されど今は先歩卒に鐵炮弓長柄の三隊あり、兵士をあはせて四隊を一陣とす、この隊長の旗各一ながれさて軍將の旗一旒すべて五ながれにて馬印などはなくて事たりぬべし、今は家々に手ぶりの定りたることなればしゐて古に復すべくもあらねば實には簡にしたがふがむべなるべし

○纛幡といふは上に黑毛を大きくつくりて下に幡を付たるなり、隊の幡といふは上にほこをつくり下にはたをつく小幡も亦同じ、こは儀仗の製によりていふなり節といふも旄牛の尾もて作れるとあれば纛と同じかるべし、中ごろ專用ひしは吹流し旗なり、二幅を常とす、又三幅もあり、上に横手をいれそれに紐を付竿に結つく、元弘建武の比迄は是を用ひしとおぼゆれど楠氏の旗にははや袋耳なるもあり、夫より後は皆乳付はたなり、かの赤白をもて兩陣をわかつころは手長旗の棚引たるもよけれど家の紋をもて分つべきには空ひらめきては紋のさだかにみえであしかるべければ耳をつけたるなるべし

○矢合の鏑後世矢入の鏑ともいふ、陣面にす、みてかたみにかぶらを敵陣に射入る事なり、夫より戰をはじむ古の例なれど今は先炮卒を進めて敵合五六町にてはや打合すれば矢入の鏑を射べくもあらず、いかにとなれば精兵といふとも鏑矢は五六町を通じて敵陣に射入らるまじきなりけり、中々に射たり共遠なりして半途に落たらば見苦しかるべし、古も戰毎に必射たるともみえず、されば式をば設けおきて時にしたがひて用捨すべし

○ひと日水天宮にまうでぬ、鳥居の額に尼御前と書たり、こは平氏二位の尼君なめれば其頃のやまとことばのまに〳〵かきたるにてめでたかりける、此御前といふに二つあり、一は女の尊稱にて某御前尼御前わごぜなどいへり、これよりまへは某上某君とぞいひける、今も搢紳家にては女子を某君といひ宮家にては某宮吾妻にては某姬君と稱し奉るなり、又一は前驅の事をごぜといふ、こは上達部の召具せらるなり

○眞木和泉守來れり神拜の時帶劍の事をとふ、こは社によりて同じからず諸說區々なれども只男神を拜

○今の世少さ刀といふはつば刀にて古の打刀に替ることなけれど腰刀の替りに用ゆれば腰刀に鍔を加へしといふべきか

○馬手指といふはまへにいひし脇差の懐剱一種なり、脇刀の長うなりたるによりて首かくにもさすにもたよりのあしければ別につくりて右にさす故馬手指とはいふなり、こはうるはしきものならねば唯利用を宗としてかうがへつくるべきものなり

○楠正成朝臣の菊水の刀は笄斗裏指にさしたり、かの行成卿の殿上の狼籍に笄を用ひ給ひ八幡殿の刀もて瓜をきり給ひしを思へばもとは笄ばかりさしけるにや、嚴島尊氏將軍の御物は笄小刀をさしたり、それより後のものには笄に小刀をさし具したるとはみゆるなり、古物にも書にもあり

○少さ刀にも脇差にもこの兩刺をさす常のことなり、又長き刀にもさす事豊臣氏の比専らなりしといふ、されど前にいひし平右丞相の刀をはじめ笄小刀なければそを本とすべきか、げに寛永故實にや、聟入の引出物に笄小刀なきをば出さじ盲刀とていむなりとものにみえにき

○古の太刀はいと長し、そは騎戰にて鎗てふものもなければなり、世下れるまゝに騎戰のすたれしよりや、太刀もみぢかくなりにけるなり、元龜天正の比武道のいよ〳〵精しく成て長きはかへりて便利ならずとや光秀なども短くしてこそ用ひにけん、池田氏の笹の霰などもこゝろあてに思ひしよりは短かかりき

○古は馬標てふものもまとひなどいふものもなくてたゞ旗一流を用ひたるなり、そは騎兵の一隊のみなればなるべし、源氏は白平氏は赤さては中黒引兩裾濃など家々の紋を付てもさゝせたり、又兵もいまのよの差物てふものはなくて、旗のごと染たるを少さく切て袖につく是を笠印といふ、袖に付たるを笠印といふ、後代は袖印といふ、笠印は甲に付たるをいふかく幡一ながれにて一陣の玄るしはげにたるべきものなり、されど軍防令には將軍に纛幡隊長は隊幡兵士は小幡を立るよしみえたり、又儀仗の陣もかくは定められたり、されど戰場の實地に纛など用ひしかそは玄りはべらず、後世幡物印を嚴にとゝのへて、専軍威をあらはすとみえたり、豊臣氏抔の天質花麗を好み給ひしより凶器にも猶かくは

やあまれるをもちひたるより懐にいるべき料にはわきざしとてべちにつくりて用ひたると見ゆ、足利の世隠劔を用ひたる事、伊勢貞親の記にみえたり この腰刀を長うせしことは太刀をば從者にもたせて必身にそへねばこゝろもとなきまゝにせめてもと足利の末には今のよの脇差のごと殊の外に長うせしなりけり。

○太刀は鎊劔かざ劔代細劔はゑん地紫檀地螺鈿蒔繪などすべて金裝から鐔なれば儀仗の劒なり、衛府の太刀は野劔ともいふ、革緒又平鞘ともいふ 鐔はあふひつば柄もゑた、かにつくりたれば兵仗の劔なりけり、こは銀裝普通なれども晝御座の御劔は金裝なり、柳營の御はかしも亦金裝なればやんごとなき人は金裝を用ひたまふ事なるべし、されどなみ／＼には細劔は金裝野劔は銀裝六位は鳥裝とこゝろ得べし、桃花蘂葉にか三位以上は金四位五位は銀作とみえたれど令式にもかゝる制はみえずとおぼゆ、衣服令にも金銀裝横刀とみえ彈正式にもきざみちりばめる太刀の制はみえにき もの、ふは古は野太刀兵庫鏁を用ひたるなり、物語に金つくりの太刀とかきしは金裝の兵庫鏁なるべし、又野太刀には毛貫形を付ざるも有べし、東鑑にみゆ

又長覆輪もあるべし、普通の野劔は柄斗長伏輪なり、鞘をも長伏輪にして足なくさいにせぬも難あるべからず 足利家の比專柄鞘をまき糸巻太刀なり、革にてもまくなり 又革包錦囊もあり、將軍の御物も多くは革包なり、宗吾記に御さやぶくろに入候とあるは此革包のことなるべし、鬼丸太刀等の製なり

○打刀てふものは鐔刀ともいふ、長一尺二三寸ありて隻手打にうちあふ料なりしをや、長うなりて足利のよには太刀代りに是を用ひことさらによくつくりて宗と賞翫せしとみえたれど引手物には先太刀を引て後ぞうち刀を引べしとみえにき

○織田氏の比よりぞいまのごと刀脇差とて常に二刀を帶しぬるより古の太刀刀は名ごりなく成にたるとみえたり、この平公の御物瀧川家にあり、一益が甲州平治の賞に賜はりしとぞ、刀は二尺三四寸脇差は一尺五六寸ありしかとおぼゆ、鐵鐔龍子柄朱鞘二刀同じさまに作れるなり、又明智光秀が刀こは吾友田口氏の藏にあり、是も長二尺二三寸もとは長かりしを光秀がかくせしとぞ ぬり鮫龍子柄鞘は薄皮をきせてぬりたり、又東照宮御物銀座大黒某藏 池田勝入入道の刀永井家藏 すべて今ようの製に大かたかはる事なきにてゑるべし

まる是をいやさんには厭離穢土欣求淨土の藥法を用ひん、異端といへども善にすゝむ亦益ならずや、聖德皇太子を弑逆の徒といふ事は蘇我馬子はかの崇峻天皇を弑し奉りし逆賊なるを太子いかゞし給ひてかこれをころし給はず、かへりて親み善し給ふによりてなるべし、しかれども太子の聖德歷朝ごとに尊崇し給へばいま更に凡庸の議しがたき所なるべし

さて上代の事實後世に傳へて耻べきことあり、からぶみにも父は子の爲にかくし子は父の爲にかくすとか、抑皇朝に生れて好んで上代のまさな事をあらにしいふは罪淺からずとすべし

儒士の佛氏をにくんで佛を信ずれば神明にさかひ必災ひ身に及ぶといふ、かくのごとくならば崇峻の帝佛をにくんで馬子の爲に弑せられたまひ守屋の神祇を尊んで太子の爲に誅に伏せしはいかにぞや、神明いかなれば守屋をすてころして佛を皇國にさかんにしたまふらん、天道いかなれば善人にくみせざりけん疑ふべき事なり、東照宮よりこなた二百餘年寺門を尊崇したまへば方今私に寺院をのぞきすてん事は天下の制を犯すなり、この序にいま少しいはまほしき事あれども畢竟臆説にして何の益もあるまじければとゞめつ

○あがれるよには帶劔の人（中務及衞府又勅授帶劔の人）横刀のみをはきて刀子はさゝず、さればいまも搢紳家は更なり武家の君達もうるはしう裝束する時は刀子を帶したまふ事なし、中ごろ源平の武士などぞ刀を常にさしそへぬらん、さて後直垂すあふを專ら着にけるより刀のさしよければかへりて刀をのみ帶し太刀をば從者にもたせたり、鎌倉室町の世しかなりけらし、もとの軍旅には太刀刀子を帶する事軍防令をみてもしるべし

刀子にも制あり、そはまへの日記にぞ書にける、刀子は長五六寸にしてたゞさしころす料なれば刺刀ともいふ、さては敵の首をかき又腹きる事の出來しより自の腹をもきるものなり、かくみぢかくて懷のうちにもさゝるれば行成卿の殿上にて冠をうち落され給へるをとらせて着給へる時も刀の鞘もてびんをおさめ給ひ忠盛がやみ打にぬきしもたゞこの刀にて別に懷劔につくれるにてはなし、さてよの下れるままに刀の次第にながうなりて足利の世には一尺にや

事に預らずといへどもこの仰言をうけたまはりてまことに國君の見は庸儒の及ばざる所と深く感服し奉りぬ、げに國家の疾實なる時は儒敎をもて是を寫し虛なるをば釋敎をもてこれを補せん、そも／＼佛の皇朝にさかりなる事は敏達用明のみかどより既に千有餘年いまはた浮屠氏の爲に政を侵害せらるゝ事もなければしゐてこれをにくむもよしなし、あながちにこれをのぞかんとする時はかへりて大亂の病を生じ儒藥を用ゆるとも七年の病に三年の艾を用ゆるといふよりはまさりて千年の病を治する術あるべからず、儒士の僻案論ずるにもたらぬなり

令條にも僧尼には公驗をたまはり嚴に私度冒名を禁められ又食封を賜らず、もし別勅にかりにたまふは五年を限とし又園宅財物をたくはふる事を禁じ給へり、まことにかくのごとく田宅資財なければ勢ひにつのり濫行する事あるまじきを令に違ひみだりに封戸を賜はり私にも莊園をよせられしより山門のごときは皇威にもふくせず國家の大患となれり、織田氏の山門をやき豊臣氏の根來寺等を亡すはその大患をのぞけるなり　この比私度を禁め嚴に破戒を制し給ふは實にむべなるべし

僧は葬禮祭祀をつかさどりかつ耶蘇宗をあらたむ、かばかりにして租稅をみつぎせず課役をつとめず國家の爲に益なき事いはでもしるべし、しかも幾千萬といふ數をしられず、しかれば先私度を禁じ嚴に婬犯肉食飮酒をいましむべし、凡人間の欲は婬食にあり財をたくはへみそかに妻子を愛し樂をきわむ百千萬の比丘ひとりも破戒ならざるはなし、有司嚴に是を禁じ單身貧窮にしてもはら淨行修道をなさしめば宋世の衆生これをよくたもつ事能はずして僧は還俗せん事をおもひ俗は得度を欲すべからず、こゝにいたりて僧口日々に減じ寺門ます／＼おとろへなば良民增益して府庫の充るにおよぶべし、たまさかに浮世をあぢきなく思ひとりてねもごろに出家するものは道德をおさめて宗廟幽靈をまもるによしあるべし、これ釋敎をもて釋氏をうつ頗治術といふべきなり、儒敎のおよぼしがたく釋氏の方便も亦益あることあるべし、たとへば一文不通頑愚の卑俗胆氣剛强にして暴戾の病を生じ人畜を殺傷してこゝろよしとせんには因果宿報の良藥を用ひて治せん、婦女子の病或は妬嫉の嗔恚を生じあるは愛着の憂苦にせ

ここちす
ことしやよひの廿日あまり東宮御元服をさせ給ふべしとて日時の勘文も奉りけるに三位の局かくれさせたまへれば御元服のびにけり、こは今上の御生母なれば此御一めぐりを過して御元服はあるなるべし、あらはにのたまひ出さぬは大宮のおはしませばにや、はや二三日ばかりになりにたるを吾妻の手ぶりならばこの薨去の事をばとゞめ置て先御元服の儀をとげ行はるべきを露の間もつゝみたまはで大儀をのばさせたまへるはまことに私なき御美事なりけり
武家の手ぶりはかぎりとなりし後にしも官醫を請じ病おもく成ゆくさまを人にも告しらせ内々の事萬にとゝのへて後にうせぬるとはいひ出るなり、事うちあはねば月日をかさね甚しきは祿の減ぜんことを歎きて其季祿を賜はりて後失ぬるよしをいふもあり、弊風のさかりなる事論ずるにたらぬなり
○心喪とは除服の宣下はかうぶれどもみづからしのびがたきによりてこゝろ計は喪に居る禮をつくすゆへ心喪とはいふなりけり、しかるを新葬又新喪などともかきて事實もひがこゝろえしたるもあり、葬地をうつす事を改葬とはいへども喪葬に新古の稱はきき知らぬなり
○ある人送葬の時或侯家より賜はりしのしめ上下を着たり、いみじきひが事なるべし
○吾御藩のうちにて忌すぎぬる二三日ばかりに祿を襲べき仰言を給りぬるよろこびに鷄をおくれる人ありそをころして饗にすえかたみに心よく打くひ酒のみたるとか又つりしあみしにも行たる人ありともきけり、ひとの國にては三年の喪といふことさへあるに三月をだにすごさずいかなればかく名殘なき心にはなるらん、さりや此人々も三月の程には父母のふどころを出ざりけんになんぢに於てやすらはともゆるしがたくや
○儒者の佛をにくむ事は誠にあだがたきのごとし、聖德皇太子の佛に歸依し給ひしによりて太子を誣るに弑逆の罪をもてしこれをのゝしるに尊敬を失す、又ある侯家の寺門を廢し僧侶を追ひ銅佛を大炮に鑄あらためられしを專らむべなりとす、君このことばをいれたまはず儒佛も亦國家を治むるの藥種のみとのたまへり、おのれ行義不學からふみをみず治國の

過にし比禁中え奉らせ給ふみ使に重服の人を差れたる事はべりき、都にてはいとあるまじき事にやおぼしたりけん吾妻にそのよしいひおこせ給へれば服おはるまでのぼる事を得給はざりし人も多きに重服の人をさゝれたることはいみじき御あやまちなりけり、こはまへにもいひしごと忌すぎぬればよろづの事憚らぬによりて重服の人ともえらでさゝれたるなるべし

今は喪に居る人のしめ上下をきるなり、のしめは練緯織色なればことなる美服なり、年の始など一日晴にきるものなれば喪に居てかなしみをつくす孝子の衣服にあらず、當世の弊風まことになげくにたへたり

○沼津の君萩侯の姫君をめとりて婚儀をとゝのへさせ給ふべき時しも父君うせさせ給へり、御忌すぎぬればはやむかへさせ給ふべく御なか人たちもみうちの人々も聞え奉れども君さらにゆるしたまはずおぼしわづらひ給ひけるにやおのれにもこの事をとはせたまへり、武家の手ぶりは忌すぎぬれば婚禮元服まゝに行へども古の道には更に侍らじ、律にも喪にゐて子をうみ（喪に居て子生るゝともそのまへに娠めるはつみなし、喪終りて後生るゝとも喪の中に娠めるはつみあるなり）あるはを服ぬぎて吉に従ふ類其罪あり、されば所司嚴に糺彈をくわへ罪を科せし事なり、必いまの世の弊風にならひ給はずみこゝろざしをとげ給ふべしと聞へ奉りしが一期の程まことにつゝしみ禮をつくさせ給へりとぞ、かの姫君をも御はての月過してさてのち婚儀をとゝのへさせ給ひ御中うるはしくておはしますとぞ

毛利京兆の君御父の喪に墨染の衣を着給へり、（岡部内膳正の君もにびいろを着給へり、こは故父君聞へまゐらせられし也）新莊戸澤の君かくれさせ給へる時近習の人々みな墨ぞめをきたり、わが父君の失給へる時はおのれと通明明義又百里義備なども墨染のこきうすき程々に着たり、おのれ調度まではその用途にたへねば別にはつくらねど一めぐりの間はすべて花やかなるものは用ひざりし、又我父君は五月の朔日にぞうせ給ひける、朔日は祝の日なれば便なくやあらんこと日にかへ給へと人のいひたれどおのれさるこゝろもせずまことに失給へる日を用ゆるなり、されば月の朔日にも先さうじにて思ひ出えのび奉るも本意なる

て任をときて朝儀に預らねばなり、無文の冠に纓まきて墨ぞめの布の袍などにてあるべきを今は多かり衣にてうすぬりの烏帽子を着給ふ、これもはての日すぎぬれば墨ぞめ平絹直衣などにてあるべし、こは必除服の宣下をかうぶりて復任すればなりけり、父母ならぬには官はとかず假を給ふなり、こもすみぞめのなをしかり衣鈍色のさしぬき色は服の輕重により又こゝろざしふかくとりわきたるいつくしみなどをうけたるはこと更にこくそむるあり、除服の宣下をかうぶりて吉服に從ひ出仕するとも心喪して美服を着べからず、柑子萱草青鈍淺黃柳などの花やかならぬいろを用ゆべきなり

除服の宣下をかうぶらねば本服の間𦁬衣にやつれて居べきなり、されども假おはりぬれば吉服をきて出仕すべし、儀制令云凡凶服不入公門、其遭喪被起者朝參處亦依位色、在家依其服制云々、されば家にかへりてはまた藤衣を着る事なりけり

奪情從公とは武家にていふ忌御免なり、此宣下をかうぶれば其職をばつかうまつれども吉凶を吊賀せず、公私の宴會に預らず、やむことを得ざる時の爲に制をまうけられたるなるべし

かく朝廷縉紳家はいまにいたるまで古の道のすたれざるを武家のみぞ喪に居る禮をしらず、いかなればかく弊風の二百とせあまりも行はるゝ、ならんとなげくにたへたり、かの戰國の間は喪に居てかなしみをつくし禮をつくす時はかへりて社稷を危うすべければ止事をえざりしが流弊とはなりしなるべし、武家にては假といはず忌といふ、(この忌といふこともいにしへよりみえたり、假は任なき人にはとりあはぬ様なり)この忌のうちのみ假を給はりこもり居れども凶服も着ず釋氏によりてか魚肉をくはぬまでなり、忌終りぬれば出仕してよろづの事憚らず、たゞ神事に預らぬのみなり、もとより凶服もきねば服といふゆへよしもしらぬなるべし淺ましといふも更なりけり、おもふに武家のともがらやんごとなきは墨染布の直垂あるはかり衣さしぬき又夫より下は上下墨染の小袖父母ならぬにはにびいろはたにはあし絹などを着べし、假おはりぬれば除服の仰せはかうぶらずとも尋常にならひて吉服に從へども心喪して美服美膳をとゞめ宴遊に預らず服をおはるべきなりけり

るはまことのきわにはあらじといへばかくいひて我つたなきをあらはすはかへりて罪あさきなるべし、一巻の書をもゐて來ねばさるべき事はおもひいでず益なき事のみ書付らるゝなり

○凶服の事をとはるゝ事あまた度ありしかどいまいましさに其折々いひやりたるばかりにて書もとめざりしをこゝにても亦問るれば筆のつゐでに書付おくなり、そも〳〵天皇の御凶服を錫紵といふ、喪葬令云凡天皇爲二等以上親喪服錫紵云々、御父母の御喪日を以て月にかへさせたまへば十三日の間ぞ倚廬におはしまし錫紵を服し給ふ、そは无文の御冠縄纓黒橡のあさ布闕腋の御袍おなじき御半臂御下がさね御單御表の袴は表は黒布裏は柑子色の布大口ばかりぞ柑子色の生絹なり、大床をあらためて御こもを敷あしのすだれ布の帽額御調度もことさらにはぶきてかりそめにつくりてまゐらす、萬乘の君といへどもかくのごとし、あはれにかたじけなき御事なりけり、倚廬の御所の圖別にあり、そをみてしるべし さて錫紵をぬぎ給ひ常のおましに歸らせたまひて萬機の政はきこしめせども一期の間は御心喪あり美服を着給はず物の音などもとゞめさせ給ひみこゝろひとつは猶喪に居させ給ふによりて御心喪とは聞え奉るなり、平絹黒橡の御袍鈍色の御下襲御表袴御うらはかうじ色なり御單御引袴かうじ色平絹なり、大宮姫宮女房達もくろき御小褂御衣かうじ色の御袴くろき表着にび色の裳、御はての日すぎぬれば白橡の御小褂くわん草の御袴女房の表着小褂もにびいろ袴は萱草色すべてひら絹にて綾織物は更に着たまはぬなり、遺詔によりて天下素服を着しかなしみをあぐる事はとゞめさせたまへど御倚廬にさぶらふ上達部殿上人女房達には素服を賜ふなり、こも黒ぞめのあさ布なり、なべては東宮をはじめ奉り皆諒闇の装束を着給ふなり、そは无文卷纓の御冠黒つるばみの無文の綾の袍御はての日までは平絹なるべし にびいろの下重淺紅の單ににびいろの表袴又白もあり うらは淺紅上達部といへどもすべて平絹にて織物は着給はず、黒漆銀裝の太刀毛抜形なり、衛府の長召具せらるゝ人は其太刀をかり用ひ給ふ、又烏裝のせつもあり 班犀又は烏犀の帯殿上人は橡宣下にかうぶりて橡の袍黒つるばみにてはなし、あかぐろきいろなり さしぬきもにび色の平絹かり衣もにびいろ諒闇一年の間はかくのごときなり

私の喪には父母といへども束帶はきず、こは服解と

かく女の髪は長くてたどりもゑらるべければことさらに髪をあらひてそをゑるしにせよとたばかりしを盛遠奸通のはやくならんことのうれしさにゑづ心なくてふかくもおもひめぐらさでか、るあやまちはせしなりけり、女は髪を長うするによりて冠せず、これをかざるに金銀珠玉をもてするを寶髻といひ又尋常にはかつらをいれて自の髪よりは長うふさやかにしたるを令には義髻とかきたまへり、男は冠を着れば髪をもて禮容威儀をとゝのへかざらず、もとより長ければ冠の巾子に入るべくもあらぬによりてよきほどにして冠着たるなり、かけまくもかしこけれど千早振神のみよには冠てふものなければ斷髪ならざりしかしりはべらず、そは章服の制をも下したまひ文物そなはりぬる世の例とはしがたし、まして奸夫の濫行は證とするにたらぬなり、かく冠烏帽子を着て容をとゝのふれば髻をあらはすことをいみじうはぢて犬笠掛の時ゑぼしの落たるにも袖もて髻をかくせなどものにはみえにき、されば斷髪は更に弊風にはあらじ冠ゑぼしをきぬこそ誠に弊風なるをかく文によりて髪も父母の名ごりなどおもへるよりしゐて斷髪を弊風とは思ひあやまれるなるべし、女皇の寶冠をきたまひ又古冠は骨なく中古にいたりても巾子のやゝ大なることはもとよりしりはべりぬ

○又危言の中に吾妻の百官を名につくる事はよからじ朝敵逆賊の立し官を名に呼る、事やはあるべきとまことしやかにかきたるはそゞろにほゝえまるれどかりにも逆賊の立しといふ名を用ゆべくもあらず、こは我もくみすべくや中井積善から文のはかせにて本朝の書にはいとくらき人とみえたり

○又諸侯家の門をとぢてかたはらの小門をのみひらきおく事はいまはしき事なりとかきにき、げに晝はひらき夜はとづべきをひるも閉るはいまはしきなるべし、さておのれは玄闗の番士なり、こは外様のさぶらひの宿直所なれは遠侍といふべきを足利の世禪僧にゑたしみたれば書院玄闗などおのづから禪家の稱呼のうつれるなり、さて危言の説によりて門をひらきたらば上番の日はゑばしもうちとけらがましければさらでもあらんがむべなるべし、はたおもひいづる事ありけり、四十五十になりぬればはかなき名をもゑるらん人のあるべしとてすぎにしころたはぶれに「火の見ほどその名は高くきこゆべしありま玄蕃様の玄闗ばんでも、かく我ことをほこりの、ゑ

せりかたつかたによせていとちいさく藏人元康とかかせ給へるは御みづから遊ばしたるべし、えにしあればぞかゝる御物をみまつるうれしさにはよろこびの涙とゞめあへぬなりけり

○麾てふものもいにしへはなかりき、甲越の比よりぞ專らこれをもて諸軍を指揮したりとみえたり、その製作は柄は勝軍木黒塗紙は白紙又金銀朱ぬりの紙もあり又は白熊もあり、されば麾を白旄など書しもみえにき、吾君の遠つ御祖法印君のもたせたまへるにもはくまにてつくれるも侍りき

○こたび行義こゝに下りぬる事はこゝろの外なれど君の仰言なればいかゞはせん、もとより數ならぬみなれば旅のよそひもこと〴〵しうはしはべらねどよろづに今様の手ぶりを用ひたるぞくちをしかりける、中にも駕てふものにのりたるは心の外なり、かの詞花好色をもて稱せられ給ひし在五の中將も馬にてこそは吾妻に下り給ひけれ、しかるを弓矢とるみのくちおしくも宮根の山をだに馬にてはこさゞりけん耻かしといふも更なるべし、さて物具は尋常の革の帊かけたるに胴丸などをやいれてもたすべく思ひしかど鎧二領持ながら胴丸をゐてゆかんも口をしければ俄に辛櫃二合つくらせて手づから威せし鎧をぞもち下りける、こは畠山重忠の甲冑をうつしまた小松の内の大臣の鎧の製をも交えつくれるなり、唐櫃は大和大納言秀長卿のをうつして作らせ淺黄の布に家の紋付たる帊をぞかけたりける

○この比草茅危言といふ書をみはべりき、政事の可否をあげつらひたるはとり〴〵に用捨あるべし、そは我預らざる所なれば物ぐさくてよくもみざりき、其中に男子の斷髪なるが古風にたがひ搢紳家もいまは其弊風をまぬかれ給はずと書けり、そのかみ天照太神の男のみよそひをしたまひ小碓皇子の（日本武のみこと）おとめのすがたとなりて川上をさしたまひ近きよには袈裟御前が盛遠の强奸をまぬがれがたきによりて夫のいのちにかはらんとて髪を洗ひてふしたるを證とせり、おのれ考ふるに西宮記江次第雅亮抄等の御元服また元服の條にもみぐしの末をきる事あり其切たる髪をば冠（覺カ）者にみせしむるなどみえたりとおぼゆ、しかれば文學のころ男の髪は女のごと長うはあらざりしなり、烏羽玉のやみの夜にも男の髪はみぢ

くもかしこき東照宮の齒朶の御具足も、御かぶとは御ゆめにみさせ給ひし御甲の形とてこと樣なるものなり、それに金にて大なる齒朶を立させ給へるなり、其比君も臣もかゝる異樣なる甲をのみ着たれば多くは鍬形も打ざりけん、されば公にも鍬形の御制はなしとうけたまはりぬ、諸侯家もさなんあるべし、扨太平の後二百とせにあまりぬれば文物そなはり章服もいにしへに復るまに〳〵甲冑もむかしの手ぶりをたひて鎧腹卷胴丸抔をつくらせ給ふ君達も多かるによりて我同士の數ならぬ物部までも鍬形打たる甲も着まほしう成にたればいかゞあるべくなど人のとふにかくいにしへにも其手振の一樣ならねばものより顏に定むべき事にはあらねど公にも其制のさだかならぬかぎりは我はと思ふ人は用させ給はんも難なきなるべし

○龍頭の前立物はなべては用ひさせ給ふべからず、かの禮冠の徽も親王ぞ龍を用ひ給ふなる、袞龍の御衣といふは皇の御服なりけり、されどむかしより八幡殿をはじめ龍頭を用ひ給ふめればやんごとなき君達は難なかるべし、物語には无位にて用ひたる事も書けりさて龍頭とはいへども尾までまたくあるを立べし龍は頭のいかめしければそれを稱して龍頭とはいふなるべし、馬の面掛むながいもあれどたゞ尻掛といふたぐひのことばなり、さはいへど若君御元服の時井伊家より獻らるゝ御着せ長は星甲に龍の頭斗をうちたり、頭と足二つあり又ふるき世にも頭ばかり付たる事なきにしもあらぬ樣なり

○軍扇てふものは古きよには別につくらず、常のあふぎを戰場にももちけるなり、もとよりいにしへの扇は、紙も橋もいとようつくりたればおさ〳〵軍扇にかはるべからず、されば通はして持けるもむべなり、足利の代よりぞ軍扇の製はみゆ、そは橋は勝軍木を黑漆にしてねこまをすかしあるは八卦をほりたるもあり、表は日を出し裏には月星などを出す、やんごとなきは妻紅にし又裏をば花田に染たるもあり、うで拔をつけあるは革をとふすもあり、東照宮の大高の城に粮米を入させ給ひし時岩井某御馬にそひて走りぬるがいとあつうて汗の出たるを御覽ぜられ御軍扇を給へるをいまに持つたへはべり一日みる事を得たりき、ほねは白竹地紙も白し朱にて日を出

甲、次草鞋、次鎗之類、

甲は戰の期にのぞみてきる事なれどもこゝにかく次第ゑたるは太平のみよに鎧着の料又弓矢刀槍馬上のこゝろみなどせん時の料にかくかきつけたるなり

○さきの日記にも古今甲冑製作得失の論をかきしこと侍りき、その論も命をかけての戰なれば古樣をこのむにも及ばず、今をよしと定むるにもあらず、朝夕着こゝろみて進退周旋歩騎心にまかせ弓矢刀槍を用ゆるにわづらひなくみづからよしと心にやすんじ思ふを用ゆべくとは書にき、されどやごとなき君達の鎧着初の儀など晴なる折はみのほど〳〵の軍裝なくてはおのづから勇威もかろびてみゆべきなり、又着る次第も琴柱に膠して必先達の口傳を守るも益なし、たゞ數度着試みてみづから得たるまに〳〵着たるがよかるべし、すべてみづからは委しからでおぼつかなき說を信じて不覺の討死せん命はまことにおしからずや

○鎧直垂は必きるべきものなりやと人のとふに今の世は尋常の儀式にさへ放ち元烏にて麻の袖もつけぬ上下をきるよの中なれば軍中のみ烏帽子直垂のうるはしき裝束はことはりなき樣なれどもいくさも元より私事ならず公命によりて逆賊をうつことなればみの程の軍容を整ふべき事なるべし、君の御前に侍り又宿老達のまへにもさぶらひ或はみ使にて他の陣にもゆかんに元烏打亂したるまゝにて烏帽子をだに着ざらんは禮を失ふに似たり、されば我ともがら迄も布のひたゝれに引立烏帽子を着たらんがよかるべきなり、小具足の時は其上に陣羽織を着べし、人めにもたゝでいま樣には殊にゑかるべきなり、我みかきの内さなん定めさせ給へりとぞむべなりかし

○鍬形は後三年合戰の書には新羅殿ばかりうち給へる樣にかけり、兵具雜記に後三年の時しろしのかれといへるとみえにき げに君達の御料には必うつべきを物語にはさらぬ兵も打し事多くみえたり、又結城合戰の書にはなべて大鍬形を打し樣に書けり、唯時世の風のうつろひにて令式にも戎服に制をたて給はねば おのが心のまに〳〵せしとみえたり、慶元の間うるはしき鎧などきる事はなくて 細川澄元朝臣の肖像筋甲に鍬形をうちたり胴丸を着太刀をはけり、さすがに貴ぞくの古の風をつたへたまへるなるべし 甲も鍬形うつべき星甲筋甲などは着たまはず、掛ま

體源抄等によりて安齋翁のものせられし書圖あり、こはふるきふみによらせ給ひしなれば本に玄つべけれど便よからぬ所あれば我今おしゆるところはや、ことなり、さてこふて人のとふまゝに書付おくなり

先小袖 常の小袖を用ゆべけれどいまの小袖は袖も丈も大きくて便なし、ちいさくぬはすべし、脇をかくも心にまかすべし 次大口 左の足よりふみ入て常の袴きるごとくはくべし 次烏帽子 髪をみだしてきるなり 次鉢巻 後にて結びさぐべし、みぢかきはまへにてむすびはさむべし 次足袋 革足袋なり、左よりはく片ひもなればまきてはさむべし 次脛巾 左よりはく 次韘 右よりさす、紐のとめ様ふかきならひあるなり 次膝鎧 はかまの下にきる事なれどもいまのはい楯のかたく作りたるは着こめがたきもあり、そは袴の上に着べし 次右小手 前後のひもを取あはせてわきにてむすぶべし 次直垂 先はかまに左足よりふみ入てさて上をきるこしをゆひよつのくゝりをすべし、くゝり様ふらひあり 次臑當 むかしはすねあてをつけてさて立上をば袴にくゝりこめしとみゆ、足利の比より立上を出してつくるなり辨利よかるべし 次左小手 ひたゞれの袖の上にさす、又かたぬぎてもさす、ひたゞれの地あつきはかたぬぎたるによるべし 次咽輪 下り大きなるは鎧の上につけてもよし 次脇楯 先三穴の緒をゆひて腰緒をむすぶべし 次鎧 千檀 鳩尾 先高紐をかけて引合の緒をむすびくり締をしかとゆうべし 袖 肩上につけ置てきるなり、付様ならふべし 次表帶 前より廻し後にて取ちがへまへにてむすびはさむなり 次刀 表帶にさすなり、太刀の下にさす、又足間にいだす、又つる巻の中にいだす、いづれもこゝろにまかすべし 次太刀 帶取は一重にても二重廻しにてもまへの少し右にむすぶべし 次箙 征矢上差中刺もさし置てうけをかけをにておふ也 次面頰 上のひもを項にかくべし 次兜 戰にのぞみて着べし、緒の留様品々あり 次頰貫 打出る時妻戸の邊にてはくべし 次弓軍扇等

甲は戰の時にいたりてきるなり、夫までは甲持にもたせ又着せても置べし、甲着の役といふ左の籠手は直垂の上にさす事つねの事なり、又下にさすもあり、その時は是も手首にてくゝるべし、或肩にてくゝる甚惡し、尊氏將軍の肖像も手首にてくゝれるさまを書きたり、臑當のたて上を後三年合戰書蒙古の繪等には袴の内にくゝりこめたり、右の籠手も直垂の下にさせば臑當の立擧の内にあるもむべなるべし、袴のくゝりの落じ料には袴をくゝりてのちにすねあてを付たるが便なるべし

○腹巻胴丸きる事も大かた是に替る事なし、たゞ脇楯をのぞきてきる、はら巻は背板をあつるなり、背板はみづからはかけがたし人して付さすべし、下腹巻は只胴ばかりにて袖小手もつけぬなり

○當世具足着次第

先下着 木綿さらしぬの冬はきぬわた入 次亂髪鉢巻、次足袋 木めんかたくさして用ゆ 次脛半、次小袴 どん子の類 次胴着、次佩楯 かたくつくりたるは小ばかまの上につく 次臑當、次韘、次脇引、次胴 袖小手をつけ置着すべし 次表帶、次短刀 常のわき差を用る時は馬手指をさすべし 次陣刀 こしあてを用ゆ又は太刀あしをもちゆ 次指物 人にさゝすべし 次面頰 下りあるべし又はくろわを用ゆべし 次

をめし給ふべし、雲鶴はむ月の御料にてあるべしと聞ゆ、御立烏帽子に組掛をまはし掛にし御さしぬき腹白にくゝりてまかでぬ、（御よはひのほどは薄色にて亂緒なるべけれど御用意なければ也）
廿六日朝とく高良山にまゐりぬべく仰言あり、よし田のうしの馬をかりていそぎ行きぬ、かの朽葉の御かり衣薄色八藤の御さしぬき御立烏帽子を奉る、御參詣はて、蓮臺院もみえ奉る、くさ〲の御あるじさうじものなれどいみじうこゝろをつくしたり、さておのれをも御まへにめして御もの、おろし給はす、柳原にもまゐりぬべくの給ふ、君歸らせ給ひて後おのれも玉垂宮にまゐりぬ、雨ふりぬべき空のけしきなればいそぎ歸りにき、其夜ぞ柳原よりめしありて參りぬれば若宮よりの御文をみせさせ給へり、かけきやは佐倉の侍從君は溜詰にならせ給ひ濱松の侍從君はやまひのよしにてこもりおはします、扨江戶大坂の御城のわたりのしる所をば皆公にめし上給ふべく仰言ありしをもとゞめさせ給ふてもとのこと返し下し給ふとなん御書にあり、かゝる深き御いつくしみをかうぶり奉りてはいよ〲事にのぞみてかへん命もおしからざらましとよそに聞さへいと〲うれしきこゝちす、濱松の侍從はいかなる勘事をかうぶらせ給はんなどの給ふ、生田のうし浦井平作など侍らひて數々みものがたりあり、御まへにて御鷹の鴨などにさせておほみきたまふ、其後も折々事にふれて御前にさぶらひ御櫓多門の御武器などみせさせ給ひし事などさのみはくだ〲しければもらしつ
○過にしころ吾妻にてふるき御胴丸をえさせたまひて是をも御着背長にしたまふべければ所々つくろはせ御おどしかゆべき事をおのれに仰言ありければその樣を書て奉りしかどなほ雛形にものして御覽せさすべくの給ふによりて作りて奉る、御直垂御大口などの事をも書て奉る、御雛形つくるにはその調度なくていとがうしにき
○いまのよ額直といふは卽元服なり、額直せぬ前はまへがみの先を元鳥にはさみて後へたるゝなり、こは童の垂髮の遺風なるべし、されば元服の後はたるべくもあらじとひたの君のとはせ給ふに答へにき
○着鎧次第は八幡殿の着給ひし次第なりとて義貞記

せ給へる名殘をおもほし捨させ給はぬによりてなるべし、しかあればなにをかは物思ふべきに我心のうちぞ誠につみ深かりける、はや四とせになりぬ、父君におくれたいまつりしよりこなたとみに老くちぬるこゝちすれば兎の裘にみをやつしてのこりのよはひはこゝろのまに〳〵あらまほしうかつは思へどよにかゝづらへばこそ面たゞしき事もあり又うれしと思ふふし〳〵も多かりしを打つゞきて思ひの外なるうきめをみつ、まだみどり子のあしたつばかりなるをみ捨てこのよの外に行らん魂よいかならん必ずよみぢのさわりとおもひやらるればいまはの際にもうしろめたくなおもひおきそ、腹きたなき人手にはよもかけじ我こゝろひとつにおぼしたつべくと聞へにしもいふかひなくてこゝろつくしにあくがれ出ぬる後故郷のかたいきほひことにものし給ひときめき給ひしは我も年ごろなれきこえ奉りし御あたりなるをあるは勘事をかうぶりあるはまつりごとのつかさをさり給ひぬときけば我さへ面ふせなるこゝちしてあすか川淵瀬にかわるよの中のいとゞうち歎かるゝなりけり、さてつれ〳〵なるまゝにれいの日記を書付たるはなほながらへばまた此ころのしのばるべき折の料なり、もし人もみ付ばいみじう耻がましくや

後の九月の廿日にぞ久留米に下りつきぬ、旅のよそひながら君のおはします御殿に參りぬれば君は柳原に（御別業にて日々おはしますなり）おはしましぬ、あすとくまうのぼるべくなにがしの聞えぬればまかでぬ、歸さにはりまの君ひたの君などへ行て日くれぬるやどりにつきぬ

廿一日君は三社にまうでさせ給ひてのちに御前にめしたればみて奉りてまかでにき、過にし天保四年に下りし時こゝろへだてずむつびきこえしはこたびもかはらずとぶらひねもごろにせさせ給ふによろづの事たぐひてすみ付けるなり、廿五日の夜吉田のうしのもとに侍りて物語し夕食賜はりなどせしころ納殿のつかさより唯今なんまうのぼるべくせうそこしたればゆきぬ、あす高良山にまふでさせ給ふ御さうぞくおのれにみすべくみけしきありけるとてとり出、御狩衣は紫にて白く雲と鶴を縫とりたると朽葉の練薄物なり、まだ九月にて夏の限なればろなう練薄物

後松日記卷之十六

○つくしに下りて神無月もすぎぬれば大かた事ども打あひて日毎の手ぶりもさだまりおのづからこゝろ長閑になりにたればつれ〴〵とながめくらす日も多かりけるまに〳〵こしかた行末わが身の上人のうへもさま〴〵おもひつゞけらるゝなりけり、此旅のやどりは君よりぞたまふ、すべて六人ぞ住ける、一間は疊六ひらさては四枚三枚敷ける所とくりやをしめてひとり〳〵は居るなり、南おもては簀子を通して隔もなければ朝夕行かひかたみにうらなくむつびぬるものから人の心は面のごと同じからで或は酒くみかはししひすゝみては歌うたひ舞抃するもあり、又二人さしむかひこぶし打出さまになにとかやたけりいふはおのれとかたきの指とをあはせてうちのゝしりたる數にあひたるが勝たるなめり、まけわざにはくみたる酒を其儘のまするなり、わくらばにしづけき折は碁かこみ將棊さしなどす、老せぬ人は花をしみねどものおもひなげなり、おのれ行義かゝるまじらひはにげなきにあやしのこゝろぐせありて故郷の戀しさの筋々おもひ出らるゝのみにしもあらず、まづ宿世のいふ甲斐なきが打なげかるゝなりけり、そは上なき御あたりにも我はかなきこゝろにおもひとりし事を用ひさせ給ふ事も多かればあはれにかたじけなくもかしこくも思ふものから芳野の山しら雪のふるにかひなきこゝちするなり、はた我みかきの內にも廿とせあまりつかうまつり竹のまがきにうぐひすの五十の春もすぎぬれば今はかくてとぢめぬべくおもひしみにしを、かけきやはきさらぎの比御あたりちかくつかうまつる數に入させ給ひ九月にはしらせ給ふみくにに歸らせ給へば御み跡につゞきて下りぬべく仰せ言を給はりつゐに一きざみ進させ給ひ又折々に御前ちかく侍らへば人よりことに御いつくしみをかうぶり奉ればゆめかけても思はぬ身のおぼへよとかたじけなくもうれしくも面たゞしくもさま〴〵にてこのかしこさはつたなき筆には九の頭の牛の一毛ばかりもえかきやらずなん、こもすぎ給ひにし父君のよはひかたぶきかぎりの病に沈み給ひし其夜までも御あたりちかくつかうまつら

ものにて碁うちたまへる姫ぎみもあればさにやあらん、藏人の少將にはあらねどさるみけはひを垣間みしたらば花よりもげにまさりぬべきを色くろき賤の男なればかひなきこゝちす、なにとかや言おとしてゆきすぎぬべけれどおのれもその山かづとなに計かこよなかるべき、されば

さく花の木のもと玄めて住人の
　ちるをおしまぬことやあるべき

れいの柄短き筆とりいでゝふどころ紙にかい付て花のもとの小松にゆひ付ところ〳〵の花のかげにたちやすみ打ながめつゝ行、つゞら折のぼりて玄なの路のおばすて山ならでおぢ住山の花の中の芝生の上に莚玄かせてかれ飯とり出す、南のかたはるかにみわたさるゝところなり、ふじの高根もれいはみゆれど霞こめたり、この山の下の千町田に立おくれたる雁のゐたるは花に名殘をおしめるなるべし、むぎの青やかなる中に菜の花の黄にさきたるもめなれぬ錦とみわたさる、とかくして祐天寺にまうでぬ、この堂の前なる櫻もまことにさかりなり

なき人よいかゞ思はんさき匂ふ
　花みがてらの春の山ぶみ
かしこきこゝちすればとくまかでにき

後松日記卷之十五終

いらるべきなり、されば馬場のひろきは射手の方に利あり、せばきは犬に利あり、こたびの三番町の馬場いとながき所なるをいかなればことにせばくはしたまひけん、かの後世流を用ひたまひしにや、扨こそ犬とく犬塚に走り入て射にくきなるべし
こたびの犬追物先犬を養ふとて數十疋に公粮をたまひ射手は宿直を辭して稽古のみをし三百俵ばかりのしるところの人にも馬二疋をかはせ馬場の經營等よろづに公私の用途そくばくなりとぞ、こはみな其棟梁の人の古に心あさくこの事を後の世まで傳へんとも思はぬしわざにて　上覽事はてなば名遺なくやめ果てんと思ふなるべし、誠に騎戰のならはしにはこれにしくことあらじをすたれたる事さへ口おしきに一度再興して又絶なんはいかゞはくちおしからざらん、されば公私の用途費へぬ樣にしてもはら永久をはかるべし、しかるに先宿直を辭して恪勤を怠るこれわづらひの一なり、又犬は其射る時とりて事たるものなり、扨五六疋もあらば百疋二百疋の稽古も射らるべきなり、又三百俵ばかりの人に馬二疋をつなげとは何事ぞや、かゝる人はたとへば軍事に從ふとも乘替までには及ぶべからず、犬かさ掛も又しかり是皆實事にたどり少なくして誤れるなり、その外よくもしらねばまづ一二をいふのみ
○やよひの五日祐天寺にまうでぬ、けふもそらいとうらゝかにはれて山のはことに白くものかゝらぬはなくひとへも八重も色香をあらそふ比なればいたづらにとしふりぬる身もけふはものおもひわすれぬべき春なりけり、古川野邊を行て廣尾野にいづる橋あり、この橋のもとに山ざくらのいと大きやかなるがまことにさかりに咲匂へり、水ぐるまに水せきいれたるがあまりて白うおちくるひゞきにもろくもちりかゝるけしきよしの川もおもひやられていはんかたなし

梓弓春野の風もふかなくに
　おちくるたきや花さそふらん

ちる花の名殘とゞめず行水に
　しがらみかけてしばしだにみん

このむかひの家あるじにやあらん、さすがにはしゐして碁うちたり花の方を見やりだにせずごにこゝろ入たるなるべし、にくきこゝちすれど昔も花をのり

ある人來りて小笠原氏の稽古このごろはや、す、みてまことの犬をも射給ふがよき犬なく皆かたみて射られじよきいぬをえまほしと射手のきこえたまへるとかたりぬればよきいぬよりはよき射手はいかゞものしたまふらんよき射手のおはしまさばよき犬はいかほどもありぬべきをといへば例の口さがなしとて笑ふ、げに犬なればとて馬場中をはしりめぐりてさ射たまへ稽古したまへといふものにはあらず、縄よりもたやすくは走りいでず射手のすきをみて走りいづるもあり、又脊をそらして腹を土にするごとくおづ／＼はひ出て射手の前を過るとはやのがれたるとおもへて一筋に犬塚ににげ入るものなり、其時射手追つけて射べきをなま／＼の射手は犬をのばしやりて跡よりおふときははや犬いぬ塚にはしり入て合期せねばそのおづ／＼はひまわるめるをのがさじともの頭に打まはるゆゑいよ／＼出ずつゐにはかた犬となるなり、又犬塚まで追行たれども矢なきがくちおしさに犬塚よりなげ出させ抔して射ればのちには犬塚までも走らずまことのかた犬となればかの足利の世にかた犬の上手と聞えし小笠原刑部殿にもいられぬ樣になるべし、こはもとよりのかた犬にはあらじ射手のみなかた犬にするなりけり

射手は犬をみしるを第一なりと書にもみえにき、犬をよくみしるときは内外におのれひとりとはせまはしても無をすることあるべからず、先縄より出るも樣々あり出かたさだまり物頭さしてくるもあり、あるは筒をぬくといなや走りいづるもあり、（是は射たるを筒際のいぬといふ）又縄ぎわをば脊をそらしておづ／＼はひ出射手の前を過けづり際邊より走り出る犬多し、犬をよくみしりて其心しらびをしてまちたらばたやすく射とるべきを唯馬場中をさ射たまへとて走りまわるものぞとおもはゞ大なる誤なるべし

馬場の廣さかの後世の杜撰流は四十間あまりなり、その眞中に縄をふせて夫より出る犬のしかもかた犬にてけづり際邊迄ははひ出て俄に走り出る犬は我如きなま射手はとく追付て射あつる事かなふべからず、いかにとなれば削際より犬塚まで僅に十五杖しかるを三杖ものばしやりては追付いる所十杖ばかりなるべし、足利の流にせばけづり際より三十餘杖なり、其間を追ふうちには我ごときも二ッ目三ッ目も

だす事なり、犬も飛行所を射べし、はやくとも足をはこびてゆく所は中りたりともすつべし、書にもさこそはみえにき、すぎにし比三上の君長府の君の馬場にて射させたまひし時むまばの無下にせばければだく足にても射にけるをみたる人の犬をばだく〳〵にて射るものなりとおもひあやまれるもあるべし、こは我罪ともいふべき歟、されど門に入てこそ志るべきを餘所目にみて心得んはその人のおほけなきなりけり

こたび小笠原兩家に仰せごとありて犬追物を興行せさせ給ふ、まことに絶たるをつぎ廢れたるをおこさせ給ふかしこきみ心ばへにより弓矢の道もいよ〳〵盛になりぬべきことを誰かよろこび奉らざらん、おのれ行義つくしの民なればこの御ひゞきをもよそにきくのみなり、されど此犬のことはわかき時よりわりなく心にかくる事にてこの江戸にては正保に島津家にて射させ給ひしよりこなた二百年も絶ぬることを三上の君の馬場にて射たるや誠に再興の始なるべし、よりてこたび小笠原氏のせさせたまふこともゆか志う物おもはるゝなり、もとより台命をもて其家家にて志たまふことは我ともがらは恐れみかしこみてよそにだにこのありさまをきくことをこの時にしも生れあひぬる身の幸ともおもひてやみぬべきをひと日かい間みし侍りて猶あかず言くはへまほしうおもふはまことにつみえぬべき事なりかし

そも〳〵犬追物は鎌倉の代にはじまりたれどもそは時代はるかに遠くして其式さだかならず、足利のよに射たる手振ぞ書も多く傳はりぬればいとよく志らるゝなり、又寛永正保の比にやありけん犬追物はやすたれにたればあるは屛風畫にかきて志のび或は好事の人附會してえらびし杜撰の書あまたあり、こたび小笠原氏のせさせ給ふはいづれのよの流によらせ給ふらんまことに大君はじめて御覽せさせ給ふればこたびの式や後代のためしとも成ぬべければおぼろげの事にては恐おほく家の耻ともなりぬべければ遠くたづね深くたどりて後に一言もいふべきゆへよしなき樣に志たまはんがことわりなるべし、あはれ弓矢の家にむまれてかゝる仰言をかうぶり給ふは先のみおやにもまさりて又なき面目なめればこゝろをつくし給ふらんかし

り、れいのごと品川の驛に行て見え奉りぬ、君は立烏帽子こよりのかけを鈍色の被風いますこしこまやかなる御さしぬききたまひて白竹香染の扇をもちたまへり、御後の方や、のきて御劔をおかる銀裝黑漆にてやありけん、みもの語り數〳〵聞えうけたまはる程くれぬれば大殿油まゐりなどしてさてまかでぬ、御後の方くらかりければうちわすれて御太刀はよくもみざりき、そのみものかたり、地下は凶服を着ず中古以來の例なり、出納御厨子所は倚廬に侍ふによりてきる、こたび兩局申請てきたり、又攝家諸大夫も二人計はきるとぞ、こたび鷹司家の諸大夫は御諡號のみ使に供奉せしによりてみな着たり、今度の諒闇はことに御嚴重なり踐祚などあればその御よろこびに事つけて吉服をきることもあれどことしは神事などにも勅使の外は吉服をきざりき、攝家の勅使にさゝれ給ふときは前駈十人先例なり、今度は事そぎて五人そのほかもよろづことそがれたるとぞ、木村越後介がいはく御繩纓左より右より先例不同、こたび左よりに調進せしとぞ

○文月二十あまり七日　　大君隅田川のわたり逍遙したまひて水馬のわざみそなはせ給ふ、ことしは鎧きてわたせるもあり又まだいとわかきがかひ〳〵しうわたせしもありとぞ、御かへさに田安殿の濱のみたちに立よらせ給ふ、濱松の君古河の君佐くらの君も御ともに候らひたまひぬ、おのれはかゝるもゑらず下谷てふ所に行てたそがれ時に神田橋入りて歸りくるほどはや君のかへらせ給ふとてこと〳〵しう追のゝゑる、すべらぎの御幸には高きにのぼり大にものいふことをばいましめたまへど道のかたへにはひかゞまりてはみ奉ることをゆるさせたまへどあづまの御手ぶりは御みわたしのかぎりはたかきいやしき都てゐることなくものみるべき窓には戶のさゝせてその上にまたおほひなどすることなればおのれも馬引かへしてかたへの路に入かくれぬ、過させ給ふほどちとせをふるこゝちす、大君のわたらせ給ふ近きわたりに馬上ながらはなめげなれば下りぬ、あふりをときひきて夕風のすゞしきにねぶりたるにぞ少し慰にき

○犬追物は內にては馬をすえて射、外を追ふときはかけ足を出して追ふなり、足を出すとはかけ足をい

きせぬあきのよのつき

○同じ比物具など曝凉せし時　わが先師伊藤のうしは鎧二領をみたるとて故實を學ぶ面目と常に物語し給へるとぞ、げにそのよにはみる事さへかたくやありけん、又伊勢氏は僅に箙四腰をもちたるをいとほこりがにみづから書圖にものして四種の箙などいひたまへり、おのれ行よしはかく〲敷春日の里の玄るよしもなけれど唯こゝろざしの深さのみにて鎧二領（胴丸腹巻は數の外なり）箙十二腰（胡六をくはふれば十六こしなり）馬一疋をもちたり、されば弓矢の道におきては誰にかはところさらんや、そのかみみちのくの秀衡は鎧千領上馬千疋松浦の大夫は胡籙千腰をもちけるとぞ、この人々には多くおとれ候ともおのれも書をば萬にあまりてもちぬればかれにも玄ゐては耻ぬなり

○葉月十あまり三日乗馬上覽ありしとぞ、こはこと更につよ馬をのせさせたまへるにもあらず、三物作物射させ給へるにもあらず、唯君達の御馬屋にかふて常にのりならしたまへるを御前にてけみち拍子足をのり給へるのみなり、されどあやまちてすべりおりさせ給へるもあり、又まだきにおよすけていとよう乗たまへるはいみじうめでさせたまひ故おほぢ君のまごゝろにつとめさせたまへるをもおもほしいでたまへるなどねもごろに仰せごとをたまへるとぞ、大君かくまでものゝふの道のさかゆくべくおきてさせたまへることをよろこび奉りうれ玄みおもひて月をみてもくもらぬみよを祝ひ風のおとにもみづからをせめて數ならぬわかどちまでも文武の道をまなび侍りぬることはひとへに御めぐみの露のかゝれるなりけらし、こゝに大谷義もりこの事をよろこび月によせておもひをのべおこせたる返しせんとて何くれとおもへばかの富士のみ狩に頼家朝臣十二にてはじめて鹿を射とめ給へるを母政子は玄ゐてもめでず那須野のかりになにがしは弓手の物を射はづしたるとてたちまち髻をきりて高野山にのぼりしことなどをおもへば多くかはれるものゝふの道なりけりとあかぬこゝちするはれいのわが本性のかたくなしきなりけらし

　いにしへにまゆみ槻弓返りなば
　　あきの月をもさらに詠めじ

○今ことしもみ使にて日野前大納言殿下らせたまへ

次扇、次御馬進庭中大將覽之卽入東鑑文治之度令乘給、今日先發兵士應之依庭狹唯見而已黑漆錦華鳥文鞍鐙　水豹韉金銅野沓文錦花鳥　鏡轡、鏡鞍、面革表敷力革、紫裾濃總鞦、紺布白引兩手綱、赤引兩腹帶、白布差繩、次賜祿物下臈爲先　小童二人陣羽織鳴弦二人箙、以上兵士持出授之、搔副短刀、甲親太刀、以上大將自授之、次奏者出申禮畢、次大將入便所近臣相從、次鎧親以下各罷出、普通之儀脫戎衣服吉服供歸陣肴組有盃酌之事、賜鎧親等也今日其禮、元服袴着等盃酌數度也、數度是以唯有給祿物之事而已

人　數

主人　松岡重三郎　鎧親　永山繁治
搔副　古澤伊佐七　近習　小林彥左衛門
近習　栗原萬次郎　近習　山中庄橘
太刀持　平澤源太　兜持　青山一郎
軍扇持　加々美鉎太郎　弓持　伊藤芳彥
箙持　大谷小太郎　奏者　增尾又三郎
奏者　川端官司　奏者　伊東唯七
給仕　永井雄輔　中島小太郎
遲參平田馬之進　伊藤勝美
馬　河野鈴吉　富田富之助
小童以下八人甲冑松岡小次郎　日下部雄之進
鳴弦　岸田源右衛門　清水福太郎
陪膳　伊藤常太郎　山本民之亟
片岡達藏　伊藤鐵藏

○去年の秋月のあか、りける夜　過給ひにし、西城の大君に御あたりちかくつかうまつりたまひし人人女たちは更にもいはず數ならぬ下のしもまでも御めぐみのつゆにか、れるはほど／＼になき御あとをしのび奉らぬもあらじかし、又いまの、大君天の下をしろしめして御みづからまつりごち給ひ古の聖のみよにかへさせ給へばおもひの外にむもれ木の花さきたるも多かめれどおのづからなりしありてやんごとなきつかさをもとゞめさせたまひ或は門さ、せてこもりゐたまへるもありけり、か、る人々のこよひの月をながむらん心の內いかならむ、　おのれはつくし人のかぎりにてそのわたりにさへ磯うつ波の數ならねばすべて世の中にか、づらふこともなく中々にこ、ろやすけれど秋の夜の月かげはこしかた行すゑよろづにおもひいでられてあはれみにしむ物になん「世をうしとおもはぬ身さへながむればあはれつ

とりて客人も請せず後宴もせず五月十四日やんごとなき君達のゑたまふ儀式の稽古といひてぞきせそめたるなり、されどものみんとて人々あまた來あひたれば家の内外立ごみてきりをたてるほどの所もなかりけり、中にも桑名の君長府の君の君達もゑのびてものしたまひけり、まことに數ならぬ家の子の鎧きたるをかくやんごとなき君たちのわざとわたらせ給ひてみたまへるは武門の面目といふもさらなれば筆のついでにかきゑるして後のよにも傳ふるなりけり、さてこの鎧着初といふことは東鑑よりぞみえにき

鎧着初之式　主人出軍神を拜し三拜着座、近習扈從して後に候す、次供口祝打鮑、次置献物征矢○舁出二之間閾の外に立退 次甲親出太刀目錄を持て御前に置征矢の臺と平頭 謁見す、奏者導出名を唱ふ甲親退く、奏者太刀目錄を撤す、次征矢臺撤之、次置献物弓弦○舁出如前、去閾二尺許 次奏者太刀目錄を持出御前に置、弓弦と相並ぶ 少し東南に退き名を唱 介添出謁見退、奏者撤太刀目錄、次弓弦臺撤之、次甲親出口祝を賜ふ則侍座、次介添出同前、次撤口祝、次小童二人主人と同じく今日初て甲冑をきるものなり 青銅を持參し謁見、奏者二人導出名を申す、次主人入便宜所近習從ふ、下具を着、内衣白帷 烏帽子黑平絹 鉢卷白布 半大口白生平絹 脛巾白布文櫻立涌 足袋鶉薰革 短刀、此間物具を解て廣蓋に積む廣蓋三着用の便宜を考へつむなり 立床几其上加敷皮床几赤漆敷皮夏毛白毛チ少シフムホドニカク

次主人出着床几、近習劒持等從ふ、先是弓持箙持兜持等御後に列す、着用次第、先韘卷薰革右チ先ニス 次右籠手南都興福寺所藏義經朝臣小手摸 次膝鎧略之 次直垂白布文紫雉子尾裡淺木平絹紐花田 次左籠手、次臑當大立擧黑漆 次咽輪略之 次脇楯、次鎧藍革威、秩父御嶽山社藏畠山次郎忠重鎧之摸 袖鳩尾千檀等兼付之、其儀搔副之人鎧をもちて御左よりまゐらす、鎧親高紐をかけ表帶をむすぶ、引合操〻の緒等近習これを給ふ、次短刀黑漆螺鈿杏葉文金具赤銅唐鳥金文刃、田邊大道作 次太刀黑漆鹿鉛平文金具赤金鹿皮尻鞘刃、肥前忠吉作 弦卷帶取に付臨期不帶此劔帶金作熊皮尻鞘太刀、次箙逆頰箙、伊豫三島社藏淺利與一箙之摸征矢十四隻上差鏑矢中刺尖矢各一本 次兜筋甲二方白鞠五枚同毛、御嶽山畠山甲之摸 甲親之を着せしむ勸念の儀あり、次頰貫熊皮 次軍扇、次弓黑漆白藤

次大將起床几七足反閉拜軍神、三神各一拜 訖左廻復座、次小童二人於便所着甲冑出一拜侍坐主不拜唯稽顙 次鳴弦役二人物具烏帽子 鳴弦畢侍座、次居机陪膳物具下同之 次供肴組出陣肴組盛衝重 賜小童折敷 次銚子提子四人出二人大將前二人小童前 次勸盃九献毎盃三獻鼠尾馬尾但中盃之間加酒 次撤肴組机等、次諸士列坐、次發鯨波三聲毎度大將

婚禮年始等の式仕候てよろしくと存候

○故父君も倹約を好みたまひおのれもその庭の訓をたがへねば家居こそ身のほどよりはひろき様なれどもこは文武の道學びに會合の料なり、さればすべてきたなげにてなにの見所もなし、衣も更にうるはしき色あひ打めを好まず、朝食ゆふげには小ゆるぎの磯にわざとさかなもとめしこともなし、花のゆふべ雪の朝月のあかき夜雨のふるつれ〴〵にも友をさそひさけくみかはし糸竹のあそびせし事もなし、學文稽古のいとまにはたゞ弓馬の試練のみにしてわかくさかりにものせし時さへ隅田川に暑をさけし事もなければ吉原のよしのかりねに一夜のゆめもむすばざりけり、もとよりその用途に充べきほどの乏る所もなくて子むまるれどもさせる産養もせず髪置袴着元服は我道のむねとすべき事ながらなをしもそぎてそのよしばかりの事をだにせざりけり、おとゝせ太郎明忠(明忠改明義)十五になりぬ、鎧きんことをなん人なみ〳〵にや乏てまし鎧親には畑佐秋之助をやたのみきこえんとおもへどまだ大坂にものしたれば誰にかせん、(畑佐は大鹽亂妨の時頗武功あり公より賞をかうぶりし人なり)客人には文武に名譽の人を請じ後宴には破陣還城太平樂をやふかせてんなどうち〳〵おもひけるに父君衣更着の比よりわづらひ給ひて五月にうせたまひぬれば藤衣きにけるほどよろづの事とゞめぬ、その冬、院の帝かくれたまひて諒闇になりぬ、吾妻の人はこれにはかしこまりきこへねどおのればかりは藤衣たちかさねまほしうおもふにさしつゞきて、西城の大君もかくれさせたまへればさすがに事乏げくすぎぬるほどよの中かはりぬるこゝちして相乏りぬるあたりにも勘事をかうぶりこもりゐたるもあれば我はかぎりありて藤衣ぬぎ捨たれどかゝる折はすざまじからんとて去年もやみにき、ことしこそさわる事もあらじとおもひぬるむ月つごもりは御一めぐりの御法にて我殿もまゐりたまひぬれば事乏げし、きさらぎの末つかたよりれいのごと都より乏りぬる人々下りぬればかたみに行かよひなどして又事乏げし、う月にとおもひけるほどに我妻いとよはげになやみわたりぬ、いかゞはせん久乏うおもひたちぬることをさてやみなんもくちおしうはたもしはかなくなりぬるともこの武者ぶりをだにみせて心ゆかせてばやなどおもひ

帽子に候得共當時は大紋にても水干にても風折の方よろしくと奉存候立帽子は堂上は一統着用仕候得ども武家にては、乍恐公方樣御初御三家御三卿樣も實は近年御用御座候、既に加州にては從三位拜敍之後天保十一年正月元日より伺濟にて着用御座候間諸大夫の御方みだりに御着用は頗僭上と奉存候、且先頃小笠原家取調の書面密々見候處立烏帽子の儀みえ申候間甚不審に奉存候、もしや引立烏帽子の事にも候哉是は軍陣甲下の料に御座候間是又尋常の時着用不得其意候、畢竟犬笠掛も武術の調練に御座候間異風の裝束を好み候も無益の事と奉存候、掛緒は常の紙捻にてよろしく候、馬の尾をより候も先例有之事に御座候

水干（地何にてよろしく候哉　色々定も有之候哉）

地は矢張紋紗にて可然候、色は紫の外何にても不苦

又問　犬追物裝束、從五位下にても布衣にても同樣の裝束にてよろしく候哉又は諸大夫は何布衣は何無官にては何と申差別有之候哉、遠藤但馬守殿犬追物裝束には何を着用致され候哉御聞及も御座候はゞ致承知度候

犬追物裝束諸大夫にて何布衣にて何と申事故實には且て無之候、鎌倉足利の比常服にて射し事故有官無官を不論其比の常服多く素襖にて射候樣に相みえ申候、其内無止事人は裏打の直垂にても射る樣子又兒抔は水干にても射る由北山の兒の犬追物など先例も有之候、今般犬追物上覽の節古風により候得ば、御一統折烏帽子に素襖小袖にて可然候、若其身品により差別御立被成度候はゞ年始抔の通り諸大夫は大紋布衣は布衣其外素襖にて可然候、大紋は足利家の裏打に相當申候故諸大夫の御方御着用至極可然候、遠藤殿裝束色目別紙申上候

（これは寅卯犬追物の記にあり、長府侯も書てやりぬ）

○或人問　諸大名居城書院向黒緣上段の間臣下の禮を被受候節致着座不苦候哉又は古將軍家にても御入の爲かねて用意仕候事哉

諸國居城の上段にて臣下の禮を受候事は不苦儀と存候、御府内の屋敷書院上段の儀は格別の貴人招請の料に先は不相用臣下の禮を受候事も矢張下段にて可然候、尤奥向にては不及遠慮上段に致着座

御中らひなればこのひめ宮(幾佐宮)ともろともに難波津あさか山をもならひなどし給ひけんおとなにならせたまひてはかた〳〵にへだて給へるがこの御なやみをみあつかひたまへるほどに姫宮のいみじうねびまさりたまへるたぐひなきみありさまにやう〳〵御ひじりこゝろ失させたまひ月日ふるまゝにしのびがたくやなりまさり給ひけん、かゝる女をかしづきすえて朝夕みたらましかばげにかぎりの命も今すこしのびぬべくいづちも〳〵ぬすみゐて行まし、あさかの山の山のゐはわづらはしければ西の國へやなどこゝろひとつにおもひ立給ふ妹の宮(東明宮)の吾妻へ下らせたまふまぎれにとおもひまうけたまひてかの維光たつ良等ふたり斗をぐしてかひ〳〵しういでたちたまひ筑地のかげに立かくれてみこゝろしりの女房してかくと申させたまへばひめ宮はふかくもたどりたまはずまよひ出たまへるを宮かきおひてふしみの里までかちよりゆきたまひしとなん、白玉かなにぞなどかならずのたまひけんかし、さて御舟にて難波にわたりひめ路てふ所までゆきたまふてなにがしがやどりにてしばし休らひたまふ、都にはかゝるもしらず神にやとられたまひけんと足を空にてなきまどひ尋ね奉るにかくとしりはてぬればおどろ〳〵しくむさ(所司代與力同心)など遣してむかへ奉る、津田といふ所にてほたて貝をみたまひて入道宮、「はりまがたしかまのかち路ふみそめてうき名を津田のほたてくるしき、都にかへらせ給へばいみじういさめまゐらせ姫宮をば左にし奉りなどして今はおもひたえなんとばかりの御せうそこをだにきこえ傳ふる人しなければかたみにつくせぬ御おもひにしづみ給へるとなん、かゝるめづらかなることをかきつゞけて末の世につたへんはくちさがなき様なれど都人の物語せしまに〳〵筆をそめけるは人のいといそがしうすめる年のくれの事になんありける「かはらじのためしにいへどうきこひはしかまのかちのいろもかひなし、この事かくれなくよにきこへて後に公のかうじをかうぶらせたまひ御身もいたづらになりたまへるとなん

○松下圖書頭殿より問　犬追物裝束従五位下相當

烏帽子　立帽子宜候哉風折よろしく候哉　かけを何よろしく候哉

風折烏帽子御相當に御座候、五位にても足利家の風により候得ば裏打直垂素襖等の時家々の折烏

この卷はそのうたがはしきをかきて十あまりにとどめたるはかへりてこゝろふかきまねびのしわざなりけらし

○四位參議列次之事　三位ノ參議ノ下散二位三位ノ上ニ列ス年々ノ補略如此、和歌御會等ノ時モ同ジ 天保十一年正四位上藏人頭藤忠能三月廿三日任參議三十五人ヲ超越シ正二位源通理卿ノ上ニ列ス、現任當官ノ規摸ナルベシ、但朝拜ノ時ノミ散三位ノ下ニ列ス

三位參議四位參議無差別事　職原鈔云、公卿　攝政關白及三公是公也、散一位及二位以上是卿也、參議雖四位猶卿也、西宮記北山抄江家次第記類小朝拜以下ノ公事大臣家大饗等ノ條　王卿一列四位五位一列六位一列　又參議一列辨少納言一列」弘安禮節　遣大中納言、、、遣參議散二三位、、、以上三位參議四位參議無差別」餝抄及諸裝束抄下襲表袴之條同上」參議要抄　初任事、藏人頭者、、又借有文帶、又申檳榔毛車於執柄、若可然公卿」右服色以下三位參議四位參議無差別也

○しかまのかち　この頃みこときこへ奉るはあまたもさぶらひ給はず三人ばかりぞおはしましける、その中にあづまの御ゆかりしたしう（有栖川宮）ものしたまふて御いきほひことにおはしましけるもその御臺所（淨觀院殿）ときこへ給ひし姫宮のはやううせさせ給へばいまはさうざうしくなん、さし次に時めき給ふ（伏見宮貞敬親王）は、男女のみ子あまたものしたまひてそれ〳〵によすがさだめたまひ吾妻のやんごとなき御あたりのきたの方となりたまへるもありけり、故父宮（伏見宮邦賴親王）のよのすゑにむまれさせたまへるにやありけん、ことし二十斗にならせ給へる女宮（幾佐宮）ぞいと〳〵あてにうつくしうらうたげにてこれこそはかほよき人のかぎりなめりと我みこたちよりもいと〳〵かなしうしたまひて中〳〵のよすがはあたらしう内にや奉らましと思ひたまへど關白殿の御方（鷹司家祺子准后）のやんごとなくてものし給へば末に參りたまひてみこゝろひとつにはわりなくおもほし給ふともいかならん、なほあづまの大臣にやなどおもひわづらひ給ひけるに、（貞敬親王）みこいとあつしうなやみたまへり、もしかぎりにもあらましかば此君をいかゞはせんと御ほだしにてしゐていましばしもとおもひたまへどかぎりの道はいふかひなくて失させ給へり、このみ子に入道宮（勸修寺宮濟範親王）ぞおはしましける、もとよりちかき

尻鞘也」又云、雖相具布衣隨身主人并隨身不帶野劔例、平治元二十中山記曰關白春日詣余着布衣隨身童不相具、依卒爾貧將力不及之故也、又非榮花乎、新中將賴定朝臣又如予儀、少將兼雅隨身雖着染裝束不帶劔、仍又不被帶劔」又云、試樂之日舞人或帶野劔事、仁安二九十五殿記曰參花山院被仰曰日吉御幸試樂來月二十一日闕腋或帶野劔或帶細劔」蓬萊抄云、三月中午日石清水臨時祭事、今日人々裝束、公卿如常、殿上人束帶如常、舞人青摺略卷纓冠螺鈿野劔虎皮尻鞘紺地平緒糸鞋」助無智秘抄年中諸公事裝束抄、亦同之」又云、四月中午日警固事　衞府之侍臣卷纓懸緌帶野劔帶壺胡六」次將裝束抄云、行幸、卷纓緌闕腋袍巡方帶螺鈿野劔五位入尻鞘弓蒔繪　平胡籙」後照念院裝抄束云、螺鈿野劔事、行幸之時四位將用之、五位入尻鞘、遠所行幸時大將并公卿將或用之」年中諸公事裝束抄云、平野祭衞府官使闕腋袍巡方帶魚袋螺鈿野劔」又云、賀茂祭、馬寮使垂纓闕腋螺鈿野劔巡方帶」又云、放生會近衞卷纓老懸闕腋袍螺鈿野劔蒔繪弓平胡六靴」又云、行幸卷纓緌闕腋袍犀角巡方帶螺鈿野劔五位虎皮尻鞘ヲ入平緒平胡籙弓靴」物具裝束抄云、螺鈿野劔殿上人行幸日帶之、但華族壯年之公卿春日行幸等ニ用之常事也　蒔繪野劔大將直衣時或帶之、或雖束帶如御幸帶之、殿上人布衣同帶之」吉部秘訓抄云、仁安四年三月十三日高野御幸」左衞門權佐兼皇后宮大進藤原經房藏人院判官代卷纓冠緋袍兩面襖袴一斤染袙重白衣同單　蒔繪野劔」山槐記云、仁安二年二月十四日今日藏人右衞門權佐經房畏申也、權佐裝束冠袍、、帶劔野劔蒔獅子　平緒紺地孔雀丸」明月記云、建暦元年十月二十一日御禊行幸」少將爲家供奉裝束、闕腋袍巡方帶螺鈿野劔虎皮尻鞘紫緂平緒縫菊紅葉」隨身裝束四條記云、四位五位の三人隨身に候ずる時位袍とて闕腋の黑赤其位階に准ずるなり、皆具如左

冠卷纓緌　袍黑赤の內　下襲　單表袴　赤大口　石帶常の如し　太刀野太刀　平緒但太刀に虎の皮の尻鞘を入　弓塗　箙胡籙にもりて員なり、壺やなぐいなり矢六本に上さし一本丸緒等例の通

近衞隨身裝束左の如し

冠細纓　緌　褐衣宛帶　狩袴　單　太刀黑漆銀造野太刀なり、黑漆太刀といふ、革緒にてつくるなり　襪　沓　弓塗　箙壺胡六にもりておふなり

○萩の藩大和某が鎧の威毛をおこしてこれにおく書をこひぬればかきつけ遺しける

甲冑のおどし毛は數〱ありてたやすくつくすべからず、又その名を傳へてさだかにしりがたきもあり、その毛色をつたへていかゞいふべくしらぬも多かり、しかるを後のよ好事の人附會の說をいひ出て童蒙をまよはしむ罪あさからずとすべし、

ゆるさせ給ひて従下の四位にぞなりたまへり、その御位記を賜はりたまへる時はひのさうぞくをきてぞ賜はり給ひける、其次第をかきて奉る

授位記次第、時剋家司二人昇位記筥居臺安寢殿西頭御床上次御使等着座、次主人着座南面近習者持御劔候御後、御裝束黒橡袍躑躅下襲薄色袙丸鞆帶其餘尋常、次御使二人到位記筥下開筥取御位記口宣等置御臺上復座、次主人起座南進西折漸屈行而跪膝行着座、覽位記口宣等小拜復座、次讀者進出到御位記下捧持之讀袖書、連署不讀訖復座、次主人於使宜所帶劔蒔繪細太刀韋手平緒次主人降自南階向西方皇都之方也再拜舞踏畢昇殿着座、次家司等申慶、次主人退入家司等罷出

○隨身太刀之事遠藤但馬守君へ申進　府生番長近衞等其身六位に候間黒漆銀裝の野太刀革緒にて帶し候事古今通例の事に御座候、六位は必黒漆の鞘に御座候、扨關東にて御裾の役被成御勤候隨身は一員權隨身にて必殿上をゆり候、衞府の員外に加り候、右に相當可申候、御身は五位にて既に參政の御重任にも候得ば近來位袍御着用被成候は感服仕候儀に御座候、扨御太刀の儀近衞次將外衞の佐已下四五位の人朝廷參役之節は多く細太刀を用ひ行幸御幸の供奉祭使等遠所へ趣候時は野太刀平緒にて帶候事に御座候、既遠所行幸には近衞大將の重任にても野太刀を帶候ほどの儀に御座候得ば此度日光御宮御參詣の節は野太刀御相當の御儀と奉存候、則證例左に申上候

野太刀を衞府の劔とも稱し候は畢竟衞府尋常にこの太刀を帶候故の儀に御座候、衞府の細劔を帶候は節會等はれの時に御座候、尤加茂祭近衞使は洛外に候得共遠所に無之候故細劔をおび候由相みえ申候

衞府將佐及隨身帶野劔事　西宮記臨時之四公卿布袴時着革緒用之、衞府平緒革緒隨便用之、庇設饗雜役用野着云々」江家次第元日宴會云、衞府將佐闕腋螺鈿劔平緒銀魚袋、近衞帶劔不執笏昇殿上衞門權佐或着螺鈿野劔或着長劔」餝抄云、野劔蒔繪木地螺鈿蒔繪螺鈿尻鞘近衞次將外衞佐等常令持之、束帶出仕之時相具笏卒爾隨役之時多用此劔也、公卿將遠所行幸之時着蒔繪螺鈿野劔木地、次將行幸之時多用之、而近代次將或用蒔繪螺鈿野劔云々、且御禊嘉禎辨少將實雄入道相國末子用蒔繪螺鈿野劔云々、定有其例歟、可尋宿老、次將騎馬之時宿衣之崔着束帶用革緒野劔不具隨身、或具隨身常事也、修正御幸多如此、遠所使節之時入

錦の色合により高下の差別有之間敷候、併紅紫青等は上等にて紺地抔は其次にも御座候はんと奉存候、大將不苦と申候ば近衛大將には無之矢張一時一手の大將又一隊の將四位五位无位の人まで着用の先例多有之候得ば當時四位五位の國郡主着用すこしも不苦哉と奉存候、畢竟戎服の義に御座候得ばちと分外の美麗をも被免候事古來の例にて既に當時も出火旅行等には純子など頗立派なる踏込野袴の類私體までも着用仕候、まして戰場死生の際には花々敷出立候も古今の人情に可有之候、織田家豐臣家の比はもはや直垂着用無之多く小袴革袴など着用と奉存候、併豐臣太閤九州出陣の時赤地の錦直垂を着用の由太閤記に所見御座候、又大坂御陣の時佐竹の家士に澁井内膳と申者直垂着用の由東照宮被聞召佐竹は舊家故陪臣までも鎧直垂着用仕候段被遊御感候由同家にては眉目に申傳へ候と承及申候

○酒井右京亮の君大坂御城定番の台命をかうぶらせ給ひてのぼらせ給ふ、先神無月の十あまり五日に新製の甲冑を着給ひて首途の式をせさせ給ひき、よろづの事おのれに聞え付給へり、さればその次第をも書て奉りぬ、鎧の製作直垂巳下の器械のこりなくせさせ給ひあるは古きに事加へ給ひなどしたまひぬ、鎧をもおのれぞきせ奉りし、新製鎧着次第、吉時大將出寢殿、拜軍神而着御座給近臣扈從各供其職次老臣以下諸士着座、次供打鮑、貫首之人進御前申慶、次撤打鮑、次大將暫起座於便宜所着烏帽子大口等更出座先是立床几其上加敷皮此間撤具足餅解御物具居廣蓋、次戎裝既畢、次大將向神前反閉七足再拜但介者不拜唯稽顙而已訖復坐、次鳴弦武勇之人役之次申祝詞今度略之、次居机、次供肴組、次勸坏九献畢以坏之餘酒移入御銚子賜之長臣以下、先之立盃臺當御前相去一丈許老臣以下巡流且賜祿物各有差、次大將自取旗賜左右奉行、次發鯨波、次各退出

祝詞　令月乃吉日爾新製乃御甲冑遠着初給比天盛爾猛岐軍將止見奉奴　天神地祇乃相護里福倍賜不古止乎受保賜比天忠勤無懈藩鎮乃職無事無故久御座之天尚茂重任爾登用世亘禮給皿

○信濃の國飯山のわたりしらせ給ふ本多豐後守の君は文武の道に御こゝろざし深くおはし給ふ中にもいとみやびなる事をこのみ給へり、こたび參政の任を

なかりしを父祖の教を學ばずして日置に僻するの類多かりくちをしとすべし、必我家傳を用ひて宿直の間も弓馬の故實を談じ古老の言をきゝてよく得失を考ふるを物部の風俗とはすべきなり、今は流々秘するを手振とすれば衆と會合の席みだりに武道を談ずる事能はず、他事を談ずるによりて他事に心のうつるまに／＼武道のうとくなること必なるべし、こや誠に弊風なりけり

○御目附諏訪莊右衞門殿問　一鎧下に錦直垂着用之事、右堂上家官位淺深によりて差別有之候哉、武家にて鎌倉京都將軍家且豊臣織田抔着用先蹤等も有之哉古記錄抔に薩摩守忠度齋藤實盛は讓請にて着用の樣にも被存候如何候哉、錦の中にも色合によりて官位の差別も候事に哉、大將は不苦と申浮說候得共是は左右の大將を唱候事にて軍陣一時の大將分の事には有之間敷哉、但先蹤等も候事に哉

答　堂上家官位の淺深により候て錦直垂着用の差別舊記更に所見無御座候、元來直垂は武士尋常の服にて搢紳家御着用は無御座候處甲冑着用の時にいたりて武士にならひ着用有之事と奉存候、但直垂は元來宿直物に有之候、此儀は臆說も御座候得共今度の御問に預り不申故不申上候、扨着用之例、大塔宮赤地錦太平記增鏡等、三位中將通盛卿紫地錦盛衰記、三位重衡卿紫地錦盛衰記、又親長卿記長享元年權大納言殿金襴直垂、武家にて錦直垂着用の儀は四位五位无位の人も先蹤有之候、廷尉義經　赤地錦平家物語盛衰記東鑑義經記　木曾義仲　同平盛　薩摩守忠度　紺地錦平　大夫敦盛　同平盛　伊豆守仲綱　赤地錦平　十郎行家　紺地錦平東　畠山重忠　靑地錦盛　長瀨義貞　赤地錦盛　右衞門佐朝俊木曾從弟　同承久記　右の如く相見え候得ば無位無官にても世のおぼへも有之候、たとへば畠山重忠の類は着用仕候事と奉存候、併全くの兵士にては着用不相成候哉、彼實盛は內大臣にかたく申請てゆるされて着用仕候、既に光盛の詞にも侍かと存候得ば錦の直垂を着候と申候へば平士は錦着用不仕と相見え候

建武二年記武者所可存知條々錦直垂蜀錦吳綾金紗金襴、、、類細々警固之時不可着用とみえ申候、足利の制晴の時は錦綾をも着し候とみえ申候、相國寺堂供養記には多織物直垂着用仕候樣相見え申候

重陽にも詩をつくらせ又弓場始には天皇にも御弓矢を奉ればまことは群臣と共に射させ給ふこゝろなるべし、（鎌倉室町の證例は別にしるしぬ）こは唯興遊を催すのみにあらず、かゝる莚席に侍らんには耻みんことの口をしさに常にも怠らずこの道をはげむべければおのづから風俗武に一統すべきなり

いまの馬術馬場のりのみをするは軍事に從ふに益なきことなれど拍子足をだにのりえぬもはぢがましければよく試練すべし、ひたぶるに學ばんもよしなきなるべし

槍劔柔術等は一己の門中にて稽古して衆と會合し他門とかよはして試練する事をゆるさぬもあり、こはわが秘術の他に洩れんことを恐るゝなるべし、されど又他門と試むる流もあり、もとよりひとり〱の立合にて勝負の幽玄ならねば公に會合してまけたるこゝちのあしかるべければしゐて他門とせん事をこのまぬもむべなりけり、また弓矢ははづしたれども見所あるもあり射あつれどもいやしむべきもあり、かの歌合にまけたる歌の撰集に入るたぐひにてかたみにすつべくもあらず、又勝負の仕様もさまざまありてかちまけの必我中否によらざる時もあり、さてははづせるはまたくわがあやまちにてたれをうらむべきふしもなければかならずものゝふの會合して興宴を催さんには弓矢を用ゆるが難なきなるべし

過にしころ彦根中將君御弓の御會をせさせ給ひき、御まろ人は會津中將の君高松侍從の君なりけり、おのれも御かたきにめされにき、御あるじの君は若州小笠原會津殿は信州小笠原高松殿は伊勢の傳にて射させ給へり、げに弓矢の道はたれもこゝろえさせ給ふはことわりなれば御みづからの流々にて射させ給ふはかへりてあはれに尊とくみ奉りし、まことに朝廷の儀式御前にてさへ搢紳家其家説を用ひ給ふを天皇も御覽じゆるし給ふことになん、もとよりひとの國のごと王廷しば〱あらたまり臣家も盛衰のまにまにならば（なカ）家説の傳はるべくもあらず、皇朝神孫臣家も歴代されば家説を用ゆるもむべなるべし、しかるを當世武家の手ぶりたとへば陣法の如き戰國の間吾先祖武畧を以て敵軍を破り其勳功によりて國郡の主となりしに今其封を襲ながら我家傳を用ひずして甲州廢家の傳或越後流を用ひ又先祖に弓射ぬ人も

まの騎射をもそしらはしげにきこゆれどもたゞこゝろにえぬことをいふなり

島津家の犬追物は鎌倉の流なりとぞ、げにむろまちの式とはや、かはれり、おもふに鎌倉に射し手振の全く傳はるべくもあらず、恐らくは好事の士の今案をもて補益せしなるべし、そは正保に上覽ありし記をみてしるべし

細川家の犬追物は天明の比左少將重賢朝臣其臣竹原九右衛門に命ぜられ幽齋公より傳へ給ひし書又竹原が家に傳へし書を校正しかつ島津家の口傳をもとひ聞て再興せられしとぞ、重賢朝臣世を過させ給ひて後治年朝臣齊茲朝臣もいよ／＼その志をつぎたまひてみづからもしば／＼椎田の馬場に行てみたまひこれにかゝづらふ竹原父子齋藤權之助境野嘉十郎太田善九郎等には厚く優賞しもの賜はせ又しるところをも增給ひなどしていよ／＼この道を盛にし給へば今は犬射ぬ人は父の家をもつぎがたきまでの手振になりにけるとぞ、こゝに志方半兵衛といふもの江戸にありし時伊勢氏の書を皆傳して歸りて後犬の式舊記にたがへることあるをもてそのよしを君にもきこへて竹原齋藤撿見五人等と時習館に會合して校正討論すること五年功おはりぬれども伊勢氏の傳をば用ひられず、なほ天明再興の式を今に用ひ給ふとなん、こは今更にあらためかへては衆も疑惑を生じてこの道の怠りになりなんやとふかくおそれたまへるなるべし、風を移し俗をかふるは樂よりよきはなしとか、げに搢紳家は禮樂をもて風俗をおさめ給ふべし、武家は禮樂のみをむねとせば手ぶりみやびに流れて機變に應じがたかるべし、たゞ文武をもて風俗をなさば驕奢しりぞきて儉約行はれ身體强健に勇氣益壯にしておのづから忠信を失ふことなく文質並に備はりなば吉事に從ひ凶變に應ずる共其所を得て狼狽することあるべからず、さはいへど朋友と交り春秋を送る必與遊なくてはあるべからず、今のよ客人を請じては散樂書等を普通の興とす、行義思ふにかゝる折々弓馬を以てし詩歌をこれにつぐべし、さて後にぞ管絃散樂書書の遊こゝろにまかすべし、常世内々は雜戲婬聲專行はるゝとか弊風の甚しき論ずるに及ばず　鎌倉室町の代みなしかり朝廷も往昔は亦おなじ上巳の宴には羽觴を流して詩を作り端午の節は騎射を覽給ひ七夕には相撲をみて宴を賜ふ

後松日記巻之十五

○享保の大君は犬追物を再興し給はんのみこゝろざしおはしましてまだ紀州にものしたまひし時わが先師伊藤幸氏に犬追物の事とはせ給ふによりて其書數巻奉りき、大統をつがせ給へる後もしば〳〵とはせさせ給ひし事侍りしとぞ、（此時の次第別書にくわし）又小笠原氏にも命ぜられ島津家にも正保の例によりて上覧させさせ給ふべく仰言を給はりぬれど島津家には其比いみじきさわりあり小笠原氏は其故實をよくもしり給はぬなめり皆辭し給へるとなん、よりて騎射打毬まり突などをせさせ給へり、（こは故父よりきゝ傳へしなり）そも〳〵流鏑馬笠掛犬追物を馬上の三物といふ、やぶさめ笠掛其益なきにあらざれ共唯さぐりの内をま直にはせて得たる弓手をのみ射ればもはら度にあたりて進退周旋のならはしにあらず、犬追物は犬のにぐるをおひて竪横無礙にはせまはして弓手も馬手もよりあふまにまに射れば馬上のならはしはこれにぞしくはなかるべし、されば鎌倉の世に始りて室町にもさかりに行はれぬる事をこのみよにのみ絶ぬるはくちおしきに享保にかゝるかしこき仰せ言もありけるを其世の弓取のいふかひなくて再興せざりしは罪淺からずとすべし

諸國土着の武士は山野に鳥獸をかりて弓馬を試練すべけれども都にありて奉公のいとまにはかりくらに宿を經むこともならねば專犬笠掛をいにけるなり」

今の世の騎射は其業花美にすゝみて實用すくなし、近比或侯家の藩士に馬上の弓取あり頗る達者にして尋常の及ぶべくもあらじとや、伊勢の別傳とか古傳とかいへども伊勢氏はもと足利家政所の別當職にして禮式雜掌をこそ知給へれ、弓馬の道は小笠原氏の門人なれば伊勢氏に別傳のあるべくもあらず、又其稽古の樣をみるに弓手を次にして馬手をむねとは射るなり、馬をば日々に乘ならしてだく足なり、弓はよはきを好み右手に弓杖をつくには弓を逆にして末筈を突馬上に兩手を用ゆる時は弓をまたぐらにはさみ古傳と稱して古様の深き鞍を用ひず大立上の臑當を着る事を得ず、その射樣げに別傳とみえて古書に何によりたりともおぼへず、かくいひてはこれをもい

様御位署は如御勘考御隱居は堂上に而は致仕と唱官を辭し仕を致め申候譯に御座候間最早實は侍從も越中守樣前官に御座候得共武家に而は官を辭し候事は一向無之既に隱居後も更に官名を唱へ一向に致仕のけぢめもみえ不申候、よつて御官名を御加へ被成候而被仰下候通り御ゟた〻め被成候而不苦候哉と奉存候、既に文恭院樣御贈位の宣命にも故太政大臣と有之故前太政大臣とは無之候、右等の例を以而不苦候哉と相考申候、致仕の譯を以本法に相ゟた〻め申候得ば侍從も受領も御ゟたため無之

散位從四位下丶丶丶

右之通にて宜候、散位は四位以下無官の人相加へ申候文字に御座候、若御入道も被遊候得ば必如此御書可被成事と奉存候、先年最樹院樣御賀の屛風に松平樂翁樣尤御入道に而左少將定信と御ゟた〻め被成候、入道後抔當官の樣に被成御認候事は頗感心不仕候事に御座候

○カウトウ香等　又作鴨頭　酌並記云まんぢうくひ樣の事略年寄たる人は汁にかうとうをも入又事により汁をすふ事も有り

後松日記卷之十四終

柄巻たるは晴の時遠慮仕候間當時狩衣大紋等着用の節は白鮫柄にて巻申さゝる合口用候て尤くるしからざる御儀と奉存候、既に因州侯家にては古來より鮫柄合口の刀被用候樣に承知仕候、當時主人、、、父子御外御譜代方などにも御用有之候、先年大久保加賀守樣御老中勤役中御嫡子安藝守樣御用之事も承及申候

一脇差に仕立平常相用候義は不可然候、必竟今の脇差は全當時の品故矢張當時の手振にならひ製作仕候方宜義と奉存候

古代打刀の製作にて其短きを小サ刀と唱候哉殿中平常不苦候哉

答　古來打刀と申物は格別長きは無之全く片手打の物と相みえ申候、足利の頃に至りて貳尺餘りも有之太刀の代に相用候樣になり候と奉存候、當時の小サ刀用候場合は少し相替候得共體製は同樣に御座候、是を殿中抔に而平日相用候儀は當時の風には相當り申間敷候、當時の大小と申兩刀も國初以前より有之候

別段申上候　白鮫柄の義古物には一向見當り不申候、宗吾大双紙に御柄皮と有之候は卽鮫皮のよし伊勢氏の說に御座候、實に尤も有之候半歟、古書には柄も鞘同樣塵地黑漆抔に仕り又唐木も有之巻たるもみえ候得共菱に卷候はみえ不申、片手卷にまきたるが多く候、安藝國嚴島社藏尊氏公の御物は柄鞘共ちり地螺鈿有之東山年中行事にも柄鞘共梨子地と相みえ申候

○津輕家より問　文恭院樣へ献燈に相認候位署左の通に而宜候哉且又越中守樣には御隱居故御官名如何相認め宜候哉天明度御隱居樣方より御献備の銅燈籠には御官名相見え不申候此後筑前公明石侯御隱居抔方御振合御留守居より問合置候得共未相分り不申候、且年始八朔御昇進に御座候得ば御官名認め候得共御隱居後は認め不申候、乍併右目錄抔とは譯違候義に御座候間御官名認め候而も不苦候哉伺度奉存候

奥州弘前城主　從五位下行大隅守、、、、

奥州弘前前城主　從四位下行侍從兼越中守、、、、

答　御位署書被仰下候通りに而至極宜候御隱居樣

ぎてあづまの手振にせさせ給へるはかねてみけしきとりけるもの丶ありしなるべし、つぎ〳〵の人もみなしかり、いととく事はて丶まかで給ふをもみ奉りてわれも中堂の後よりまかり出ぬ、其時本多豊後守の君立出てなに丶かあらんおきてさせ給ふをみればはんさいの帯さして黒漆の太刀銀裝下襲表袴おめりなし、ゑいまき給はぬはあかぬこ丶ちすれどかばかりの御用意だになくていまことに口おしかるべきとみ奉りしが

○この二とせあまり月毛の逸物をもちけり、ひと日ころもの君の御馬場にて明忠らがのりぬるをみ給ひてげに南鐐ともいひつべきものなりとてほめたまふ、なほこの下には及びがたかるべくともいらへ奉らまほしかりしがみ厩にかけなる馬もありけるをさも聞へざりしは口おしかりし、この月毛足とくしてわが桃尻にもよくたへおもかろければ弱腕にても進退周旋こ丶ろにまかせぬればこれにのりてこそ事にものぞみぬべきものなり

○ある人の説に武家の人はなをしを着ず、さればやしまの大臣宗盛公の直衣をゆりたる時鎧直垂をきて内にまゐらせたると山槐記にもみえしといふ、いと覺束なき事なり、賴朝卿の直衣きたる事あり、其後かま倉足利の將軍家なをしをも小なをしをも着たる例あまたあり、しかるを直衣小直衣など着給ふ事はいまのみよに限れるなどあとなし事いふは罪ふかき事なり

○攝家は從五位上より進む、攝關の子なれば正五位下よりす丶む、淸花は大臣の子といへども從五位下より進むなり、兒の叙位任官の論はさきにしるしにき

○成島司直の君よりとはせ給ひける　一鮫柄合口小サ刀武家にて裝束の節相用不苦候哉同脇差に仕立平常相用可然哉

答　蜷川記伊勢伊勢守貞宗之記蜷川家傳來之書刀の柄の事、御晴の時も卷たるは事により候、武雜記足利家の舊記烏帽子上下の時柄卷たる刀さし申間敷候、常にさし申さず候、自然の事もかけ候時糸にて卷たるはさし可申歟、それも畧儀に而候」宗吾大册子伊勢下總入道貞仍の記刀の柄を糸にても革にても卷事軍陣にての事也、ゑぼし上下の時は不可然」右之通相見え候間足利家の頃は

亀井殿にはまづ通明を奉り置ておのれは濱松侍従の君の御かたにさぶらふ、まだあかつきよりおの〳〵み山につどひ給へどひつじの時ばかりにぞ事はじまりける、午の過る頃侍従殿中堂にまうのぼりたまふ、无文の御冠位袍柳下襲おめりなし　尋常の單表袴おめりなしうさいの帯黒漆のたち烏裝、二水記の説紺地の平緒、ぬひなし　こは上にも書しごとこなたは凶服を着給ふ制なければみこゝろの限りつゝしみてかくはせさせ給ふなり、行義も中堂の御後のかたよりまうのぼる、こは侍従殿たびの總奉行にてものし給へばねもごろに僧家にたのみ聞へ給ひてみせ給ふ也、かのみ内の人々も参る明忠もぐす　次に彦根中將殿古河侍従殿束帯　参り給ふ、次に鯖江侍従殿館林の侍従殿衣冠　さて程過て宮の昇堂をまちたるとぞ　あるじかたよりあないあり、亀井殿池田殿佐竹殿のみ内の人出て人めして短册をあたへぬればとりていとくはしりゆく、こは名にしをふ足輕なるべし　さて右大將殿参り給ふ、これよりさきに中堂内見に参り給ふ、皆鈍色の狩衣差貫、右大將は小なをし　御車代よせぬれば四位の前駈みすをかゝぐ隨身沓をもちてすゝめば五位のごぜ参らす、ゆるらかに　おりて　歩み出給ふをみればむもんの冠纓まきて無文の表の衣鈍色の下襲白單鈍色の表袴はんさいの帯黒漆のたちにび色の平緒諒闇のみさうぞくなり、尻をば隨身弓にかけて御後に歩む、亀井殿出むかへてあないせさせ給ふ、階をのぼらせ給ふ程の御有樣は　わが居る所よりは　みえず、次々のみ使少納言までのぼりて　萬里小路殿柳原殿東坊城殿は尻を自らもちて階下に至りてひく、石井は上達部ならればこゝよりひく、つるばみの袍なり　少内記吉服朱紱袍　召使吉服緑袍　のぼる、おのれも僧のあないによりて中堂のいとおくまりたる所にかくろひ居てみる、　はや宣命よみ給へる程なり、こゑよき人の高う讀み給へばいとよく聞ゆ、いのちかきりありてかやまひすくひがたくとの給ふほどにみな涙おとしぬべし、中にはえゑのびあへずはなうちかみこゑたてゝなき給へるもありしとかや、こはこと更に御あたりちかくさぶらひてふかき御いつくしみをかうぶらせ給へる人々なるべし、さて御位袍をも　納め給ひて　少納言もとの座にかへりつけば右大將の君御經さゝげもちて御前に進み案におきて拜してゑぞき給ふ、このわたりはみすふたへをへだてたればすきかげ誠におぼろげにて心あてにおもへば今ぞ拜し給ふなどみゆ、女院東宮准后のみ使みなかくのごとし、さてのち私の納經あり、こは僧もち出て御まへの案におく右大將たちて膝突につきて居ながら一拜して復座し給ふ、其進退作法事そ

させ給ひ假は五十日に忌給へり、　天皇倚廬に渡御し錫紵を服し給ふ事は日をもて月にかへさせ給へば十三日にて除服し本殿に還御し給へども諒闇一年は心喪して美服を着御し給はず、（无文巻纓御冠黒染平絹の御直衣柑子色の御引袴）五卿以下もまた忌かなり、（地下は凶服を着す、當時の勢ひ及ばざるなるべし）まことは天皇崩御し給ふ時は五畿七道の百姓まで素服を着、（素はあさ布をいふ、黒染にて諸司の小忌の如くぬふなり）かなしみをあげて父母の喪にあへるがごとくせし事なるをはやくより遺詔によりてとゞめさせ給ふを代々の例になりし事はやむ事を得ずして簡便に従はせ給ふなるべし、忌かあれどいまも朝廷に侍らひ給ふかぎりは諒闇のさうぞくを着給ふ事上に抄書せしにて忌るべし、きさいの宮姫宮女房連もおなじ、（紅には柑子色萱草いろをもてかへたり）ことし西城の大君かくれさせ給へり

○うへのみあり様をかけ奉らんはかしこければもらしつ年頃御あたりちかくならせ給へる人々も御いつくしみ深くものし給ひやんごとなくなり給へる御かた〳〵も衣の色かへさせ給ふ事もなく御葬送の夜も例の衣冠にて紅紫の美色も憚り給はず、たゞ纓巻給へるのみやその御忌るしなめり、こは御遺命にて凶服をとゞめさせ給へるともきかず、そのかみ戰國にて昨日は父を失へどもけふも猶いくさに從ひたけき名をもあげつべく喪に居る事なかりし世の名殘にて凶服の制を深くも忌り給はぬが代々の御手ぶりにはなりにたるなるべし、されば私に凶服を着給ふべくもあらねばうへの衣さしぬきはれいのを着給へど御用意深き御かた〴〵は无文の御冠に黒漆の太刀黒ぼねの扇なども給へるも多かりけり、さて正一位の御くらゐを贈らせ給ひ御經まゐらせ給ふ、御使には右大將の君以下くだらせ給ふとか、都は故院の諒闇なればそのさうぞくを着給ふべし、こなたはまだ御はての日さへ過させ給はねばことさらにやつれ給はんがことはりなるべきをつれなくて纓だに巻給はぬはいと〳〵かしこき事都人のみるらんも顔赤むこゝちするは例のいらぬ事をもの思ふ本性と人にはわらはるべけれどこたびの勅使の御あるじのやくには龜井隱岐の守殿をぞさゝれたる、こは實はわが殿の次郎君なればみうちきにはかならずおのれをめさるべければ色よき裝束まゐらせんは片腹いたくてなん

○かくてやよひの十二日にぞ御贈位の御儀式あり、

れはなるべし、後にぞう月朔日のみになされたり、都にてまつりのひと日は必ず白帷をきるもふるきよの名ごりなるべし

○足利家贈官位裝束　園大暦云、延文三年六月四日等持院尊氏公御贈官位御裝束事如勅使御對面之時、最前御着用黑染御狩衣可然候、服者鈍絹狩衣平絹白差貫着用之事候、是は細々出仕之人就簡略五旬以後抔用候五旬之中黑狩衣勿論之由存候

○諒闇裝束束帶　玉葉云、治承五年三月六日今日除服、略同束帶　無文位袍鈍色ノ張裏　鈍色張面表袴赤裏　同色張下襲裏鈍色チメラカサズ　夏ハ縠ナリ下襲表袴中倍アリ皆鈍色　平絹白單赤大口黑漆鞘銀裝細劒無文藍革　單裝束　鈍色平緒班犀帶鶴通天　襪平絹　檜扇如恒　無文卷纓冠　沓裏白平絹」左經記長元九年五月廿五日云、及末剋公卿侍臣參會殿上、其裝束　公卿皆青朽葉下襲青鈍表袴綾袍、冠右府無文冠卷纓、但、、、等鈍色、侍臣皆鈍色、、、、、此外侍臣之中地下諸大夫皆鈍色、爲辨少納言輩同公卿」中右記云、嘉承三年二月十一日列見也、略上卿以下皆諒闇裝束犀角丸鞆帶、略但六位上官中或用巡方帶輩有兩三人是失也」永昌記云、大治四年閏七月十一日略大貳經忠　无文冠卷纓表袴重大口、无文縠袍染位袍色平絹生鼠色下襲、淺紅烏犀帶歟、同色白襪黑履素服之人也、略頃之關白左大臣　輕服卷纓无文也御冠無文位袍染同色表袴鈍色御單烏犀御帶白襪　縠鼠色御下襲例大口里履可尋」玉葉云、安元二年七月廿四日今日右大將裝束、無文薄物繪裡鈍色半臂下襲平絹白張單汗取鈍色表袴紅裏大口紅笏藤如恒、鈍色組平緒其裏鈍色唐綾緣組交黑糸黑漆鞘銀作劒無文青革裝束　白襪等也、无文卷纓冠也」又云、同年十二月五日今日余裝束、無文冠卷纓無文位袍裏鈍色　鈍色平絹下襲裏中倍皆鈍色　同色表袴中倍鈍色裏紅色　平絹袙一重紅大口如例　白襪黑漆鞘銀造劒裝束無文青革也　鈍色平緒班犀帶　嘉承知足院殿令用烏犀給、是依被重堀川院御事給、不似常諒闇每事深有沙汰故歟云々　沓裏押白生絹」天明三年凶服記云、諒闇初日吉書御覽」上卿正親町大納言公明卿冠无文卷纓　袍位袍黑橡无文綾　下襲鈍色チメリナシ　單白平絹不瑩　表袴白平絹裏柑子色チメリナシ　帶班犀　劒黑塗　平緒鈍色無繡　笏、檜扇、帖紙白檀紙　沓、」

光格天皇諒闇束帶冠无文卷纓　袍黑橡无文綾裏鈍色平絹殿上人橡染平絹无裏　下襲鈍色　單白平絹　表袴表鈍色裏淺紅又柑子色　大口表袴ノ裏ニ同ジ　帶烏犀又班犀又水牛鯨モアリ黑塗艶ナシ、トヂ糸白金具銀銅白組　太刀銀裝黑漆藍革裝束　平緒鈍色トシ織無縫有總、或鈍色平絹帖ミ總無　笏櫟　傘袋餝革藍革バカリ　其餘尋常

父母の喪に居る時は縗衣を着かゆをすゝり禮樂もなさず三年恩にむくゆる事ひとの國の敎誰もゑりたる事なれば今はたいふに及ばず、わが朝三年の喪は行ひがたしとや先皇ゑろしめされけん期の喪にとゞめ

文祿天正の頃より衣服のさまも人のたちふるまひも一變したるを國初にも古にかへさせ給はねば足利のよとは手振大にかはれるなり、足利のよまでは烏帽子は元鳥を放たずひたゞれすはふをき合口の腰刀を帶し太刀をはく、よの常に從者にもたす居るに必足をくむ、又拜に合掌禮有、拜するには叉手すべきをこのころ禪家なと崇信したれば佛家の風を學びしなるべしいまはいたゞきをながくそりて月代といふ、月代の名古言にみえしはいまの月代とはかはるなり月代の生たるをむらいとしはなち元鳥を恥ず、また袖なきかた衣を着、このかた衣足利のよよりみえたり、松永彈正がすはふの袖をとりしといふはひが說なり腰には常に二刀を帶す、二刀ともに刺刀にあらず、一刀は長くしのたちの用におなじ、一刀はみぢかし片手打の料なり

○ふるき世には人のもとに文遣すには立文に書て使手づからもちて行たるべし、奏狀さへ筥にはいれず文杖にさしはさみてまゐらす、上表のみ筥にいれ臺にすゆめり、又女のもとなどには木草につけて遣すなり、足利のよよりぞ文筥はみえにき、いまのよはやんごとなき人は女は更なり男もちり地まき畫あるは螺鈿などえもいはずうるはしき筥に入て紫のつつみあり、そをまた黑漆のはこに入たり、このはこは路次の間の用なりおのれ如きもかならず筥一重には入るなり、この

はたとせあまりこなたいとうつくしき紙の袋をもの出したり、さてこれに入れればならぬ樣なりことし公よりおごりをいましめ儉約に從ふべく嚴に制を下し給へり、おもふに紙にふんじぬるもかのふくろにいれんも二たび用ゆべくもあらねばなほ儉約に便なければ東寺の古物をうつして布もてぬひて竹の籤をぞつけたり、こはかたみに名を書かはさん料なれば表は皮のまゝにてつくれり、いまは多くたて文ならねばたけもみぢかくぞぬひける、これをいつの屋の御あるじの君に參らせたればかくなんたはぶれに聞へさせ給ひける「いにしへをたづねて更にあたらしきこれぞ當時のふみふくろなる

○葉山信果より四季衣裝の替る事、袷の小袖きる時節をとひこしたればこは我衣裝記にかき置し事なれば足利家の例をばつばらにかきておくりぬ、さて當みよの制も故父上の和合分類にかき置給へればこもくはしく書て遣しぬ、その序にみれば袷の小袖に麻上下きる時は必のしめの小袖をそのかみは着たるとみえたり、ふるきよのためしをおもへば四月朔日よりは夏の衣がへなれば夏の衣を着べきなればのしめはねりぬきにて經は生糸なれば實に夏きんには便あ

龕前置卓鳩美栄茶湯之儀調之、以赤地金襴張龕故非桐葉幡、同前細川右京兆政元公自正脈院來入佛殿立本尊前淨衣風折竹杖草鞋、上原神六裏打持太刀、其外烏帽子上下、安富又三郎秋庭備中守下略」又云、延德二年正月七日相公一大事在今小補、愚聯輝万松功齋五僧圍病席及七皷御息絶略廿三日若御所被着淨衣略喪主燒香略愚把紼置小公義植之左肩、次置大公義視左肩竹杖無之」後中内記云、延寶八年閏八月八日今夜亥尅　後水尾御葬禮也、奉供人々行列隨身源武矩、中略供奉悉衣冠卷纓着藁沓着竹杖或着狩衣烏帽子」光格天皇御葬送記云、左大臣齊信公二條前内大臣經久公大炊御門一條大納言忠香卿鷲尾大納言隆純卿九條中納言中將幸純卿萬里小路左大辨宰相正房卿風早三位公光卿以上賜素服且喪服卷纓竹杖」又云、花山院右大將家厚卿以下三十四人名略以上舊院伺候賜故院御服並素服衣冠卷纓藁沓竹杖、但散三位吉服衣冠卷纓素服藁沓竹杖依賜布衣被着吉服、上北面名略之院藏人名略之下北面名略之以上吉服衣服卷纓單藁沓賜當色、但於上北面藏人等者賜竹杖」

白木杖　左經記云、長元九年四月十七日天皇後一條崩略同廿二日關白左大臣内大臣略及昇殿舊臣等皆着袍卷纓、着藁沓採白杖歩行」又云同條五月カ十九日今夜御葬之前御使可有歟略關白相府内大臣略各着衣冠卷纓藁沓等、持白木杖行列歩障内略又民部卿右衞門督權中納言略此外諸大夫等不可勝計皆着衣冠藁履等卷纓持白杖」三上大和守景文朝臣返書、御送葬之節杖の事如御尋此度は青竹杖に御座候、舊記多御見及も無之由御尤奉存候、餘り委敷記錄は無之雖然其時々杖賜候儀に御座候、既後櫻町院之節は桐杖一同に賜候、御亡者の御男女により竹桐と替り候趣如御案内、禮記、爲父苴杖々竹也爲母削杖々桐也」如是有之候故當地に而主人父母の違に而竹桐相用來候當時其事に相成申候

○成島司直の君より小紋の小袖着用の例問越し給へるによりて鎌倉足利の世にはなべてきたる事なれば書にもあまたみえたればわが衣裝記に書あつめたるを抄出してものしたりき、其ころはひたゞれ素襖の下に着たれば家の紋をばつけず小紋にそめたり、又素襖などにも家の紋なくて風流なるもんを付たるも多くきたるなり、いまは家の紋付ぬものは出仕などにきぬことになりたり、又小袖も上着と下着をかねたる服にみゆれば是にも家紋必付る事になれり、

蔭纓自下卷不重也」和長卿記云、明應九年九月廿八日有御事以後各卷纓、卷纓事吉事之時者外方江卷凶事之時者内方へ卷是諸家多分之説也、予今度内方へ卷畢、(内方トハ巾子ノ方チ云フ也、)山槐記云吉事凶事共内方卷也、當家近代受中山家説之間如此」愚昧記略又卷纓相違于常時下へ卷之云々、是諸事令異于常儀之由云々、此事有所見歟如何、三條前相公(實任公)云子息公綱朝臣令卷上是令違常儀也、(當家者常事下卷之故也)是偏今案也云々、同在府所爲者也、上下雖相異所存之趣異常儀之條相同者也、二位入道(公賴卿淨證)語云文永度人々大畧下へ卷樣覺悟之異常時歟、但如鷹司博陸(冬平公)記亦無其所見不審」曾祖父公御記云、諒闇服卷纓ノ小卷ヲシタモアリ大樣小卷ナシ、柳小本ヲ以テハサム、左ニハサムモ有右ニハサムモアリ、墨ニテヌリタモアリ白木モアリ黑ヌリタヲ爲善云々、」迎陽記云、貞治三八九還御本殿日也、略殿下御參、内始着亮陰御裝束、御袍略御冠纓卷上殿上人忠賴朝臣(衣冠纓卷下)予(同前)

右滋草拾露及凶服抄等所載

行義考ニ凶事纓ノ卷樣明月記天福元年十月十三日條玉英貞治四年正月二日條等ニ卷纓如常トアリ、又諸書ニ卷纓トノミアルモ尋常ノ如ク卷タルカ、然レドモ和長卿記愚昧記等ノ説ニヨリテ常ニ異ナルヲヨシトスベキカ、又小卷アルハ二重ニナリテ惡シ、明月記ニモ不重也トアリ、常儀ニ(異カ)常ナル時ハ高倉家尋常黑ヌリノ木ヲ以テハサム、シカレバ白木ヲ以テ常ニ右ニアレバ左ニハサムベシ

○竹杖　季瓊日錄云、延德元年三月廿六日自功齊以彥龍告白江之大將軍今日巳刻薨矣、四月朔日御位牌所望之由有乃把御位牌與鷹岡常德院殿一品内相府悅、大居士尊儀九日未明赴北等持略葬禮佛殿右邊安

布黒染を着御被爲在候處武家にては世事簡便にのみ走り居喪の禮も相整不申殘念なる義と奉存候、關東にて着御は如何の御先例にて被爲在候哉布の黒染迄には無御座候共无文の御冠御袍等に相成候はゞと乍恐奉存候、誠に　大御所様　御代には　服色の義は古式に被復候御義も多あらせられ候間自然末々迄も古實に行候、此度は御終焉の御義何かと奉存候得共行義不及力候、併當　上様には格　別御孝心御　深あらせ候由　御葬送新御廟へ御參詣等の節御喪服被遊着御候はゞ　御孝道の　御本意に可被爲叶候半と乍恐いらぬ事を存じつゞけ候、尊君様御賢慮いかゞ御座候哉、、、、

御返事　、、、、然而被仰下候一儀御尤至極感服仕候、乍然不容易儀に付篤と御面談仕度候、明日御宅參上仕御直話承り度候、御差支無御座候哉御報可被仰下候以上

○内藤縫殿頭殿江申遣扣　密々申上候昨日鵜殿甚左衞門様へ衣文御稽古に罷出候間着御の儀何となく御尋申候處御先格通りの御調之由御噂御座候間御指貫の處いかゞと御尋申候へば矢張紫緯白大文の御指貫と申事に付先日早朝被成下候御書面の趣鈍色平緒抔にては不被爲在候哉と申上候處一向御存無御座候先日被仰付候御書面は御本丸方ゑ御通しには相成不申候哉誠に以申上候も恐多候得共大御所様御代には服色の故實相ひらけ繁文の御冠其外古式に被復候儀有之候、此度の儀は御終焉殊に申上候迄も無御座候得共喪の禮は人倫の重じ候所天皇の錫紵迄には無之候とも御美服を被遊着御候御場合には有之間敷何卒御孝道に被爲叶候御装束を奉差上度奉存候、御喪主にて御尋常に候ては御老中其外にて少々用意有之候も却ていかゞの様にも相成可申候、ことに更當年は京都も諒闇中故御贈位御納經の勅使初諒闇装束着用も難計旁いらぬ事を心配仕候は有識者の苦勞性と御一笑可被遊哉併厚御勘考、、、、

○御參詣の着御　寛延四年御扣の由

御冠紙捻御かけを　御袍御尋常御位袍　御衣御暑氣に付御略し被遊候由　御單、御指貫、御襪、御野劍銀作　御一周忌の節より御直衣着御之事

○凶事卷纓之事　明月記、天福元年十月廿日云御葬送　殿上人隆範纓自下卷　已下十五六人堂童子、、、實

こはうるはしからぬ御調度たつもの置たるなめりと思へるに女房のその御屏風のつまにさぶらひてものけ給はる、そはこの次第をみせ奉らんとて姫君をおはしまさせ奉りしなりけり、などかくあさましきおましをば設けにけん、寒きころにしあればあかりさうじたてめぐらしてあらき風の吹通すべくはあらねど人なれぬからねこのつなで などには必あらはなる事の出來ぬべきをみすおろしみ木丁立そへてなどぞおはしますべきに御後見たちのいみじき怠也とつまはじきせらるれど我口入るべき事にしあらねばさも聞えでやみにしか

○ことし天保十二むつき八日濱松侍從の君着させ給ひしかり衣の色目　御狩衣黃木賊　右者先年從院御所青山下野守樣江被下候御狩衣色目前中納言殿被存出今度進上被申候御紋柄者東大寺正倉院三藏御物之內御琵琶箱之內に有之候螺鈿の紋に御座候

九月朔日　西池主水

田口吉之助樣

○幣袋　後撰集云あひかたらひける人のあからさまにこしへまかりけるにぬさ袋などつかはすとて、讀人不知、「我をのみ思ひつるがのこゝなればかへる山にはまどはざらまし、拾遺集云、ものへまかりける人のもとにぬさをむすび袋にいれてつかはすとて、「淺からぬ契むすべる心をばたむけの神ぞしるべかりける、源氏物語若菜上云、宮の御前のかたをしりめにみればれいのごとにおさまらぬけはひどもしていろ〳〵こぼれ出たるみすのつま〳〵すきかげなど春のたむけのぬさ袋にやと覺ゆ御几帳どもしどけなくひきやりつゝ人げちかくよづきて ぞみゆる

○甲冑入革袋　人車記保元三年十月十六日云小松殿御幸御裝束　其西安甲冑弓胡籙各二具甲冑入革袋

○腹卷入桶　今川大冊紙云腹卷を進事、腹卷の桶の蓋に置て參、尊貴の御前に置樣鎧同前桶をも進候一人役人也

○成島邦之丞司直の君江申遣す　、、、扨此節は誠に恐入候風聞仕候而萬一實事にも有之候はゞ凶事卷纓の仕樣問合の者御座候に付別紙相認め申候間入尊覽候且又 舊冬 は仙洞御所 崩御にて 天皇倚廬に渡御錫紵を服御あらせられ候、其後諒闇の御裝束も調進御座候由父帝の御爲には禁中にてさへ如此あさ

なればそのかみの光もそふなるべし、このいひ出定むる事をばやんごとなき天狗達も用ひさせ給ひ又天さかるひなの山々にもこれにしたがふこの葉天狗多かりければ鼻の高くのびらかなる事尋常の天狗の及ぶべくもあらず、實には臆病かはしらねど口さきの勇氣に人のきもをつぶせば甲越者流を河伯のしりのいきともおもはず、腰折歌をよめども歌よみ天狗の仲間にいらず、すべてよの中の天狗達とまじはらず、わか家の風にのりて月のかつらもつかみ折らん勢ひなれ共誰ありてそのはなをひしがんともおもはぬなるべし、たま〳〵文政の頃神田邊の大天狗をしよせ戰ひたれどもはなをひしぎ得ず、その後新堀の正天狗本所の天狗もたゝかひたまへど赤羽天狗一度も不覺をとらねばいよ〳〵はなを高くし羽をのばしてひとり天狗となりにたるなり、さはかくこと〴〵しういへども水天狗の手下なりとや

○駒場野の詞　　ことし駒場野のみかりには彥根中將の君掛川侍從の君龍野侍從の君も御供にさぶらひ給ふとぞ、そのかみ大原野の行幸に太政大臣のつかへまつらせ給ひし例もあればこたび中將殿のさぶらはせ給ふもむべなるにや、さらでもめでたからんみかり野をしらぬひのつくし人はいふかひなくて吹風のつてにのみ聞侍るになん、されどそのわたりのたみ草にたちまじりてはいとよくみ奉るべき便も侍るにやとある君達の御前にてたはぶれに聞え奉りしかばこはおほけなき事をも思ひよるものかなたづね出してひと屋につながせいみじき勘事をかうぶらせめなどの給ふもあり、ひとやまでは何をかはとひやらましたい〳〵しやとの給ふもあり、そを申請てめし預りたらばなか〳〵にあかぬ事もあらじをなどさま〴〵の給ふもさすがなるみの覺へならんかし

駒場野の鶉となりてふしおらん
　かりにだにとも君をこそみめ

みかりする駒場の野邊の民草の
　ねざしまでをば尋ずもがな

○あるやんごとなき御わたりより婚儀の次第を調試すべく仰せごとを給はりぬればまゐりぬ、北面なる殿にて南の方に上段ありみす高やかに上たり、一間ばかりを引入てみす屛風かり初にひきたてゝあり、

などをめしてかうぜさせ給ふ事は嘉保の頃よりぞはじまりけん、さてその堀川の流れたへず御歌の御會はいまもおこなはるれど歌合ははやくより内にてもやんごとなきあたりにてもし給はねばましておのれ等のすべくもあらじかし、この頃臼田秋良七つのうた遊びをつくりておのれにはしがきせよとこふうち見るまゝに先はゝえまれて興ふかくおかしさ限りなかるべくおもほゆ、かくみづからの心よりかうがへ出てこと更めきたる歌合はいづこにきこしめさるゝとも何のつみかはあらんといふ

○紀州一位殿御内村岡某より問の文略之　先年中野石翁殿着料に調進仕候青朽葉紫糸の紋是は縫取と覺申候、（縫取は綺の事なり）同氏抔着用はちと潛上と奉存候得共當時京都にても四位五位の人着用有之候間先不苦哉と奉存候、綾織物の類は猶以相當と奉存候、伊達紀伊守侯道服着用御座候由其外着用の諸侯は鍋島攝津守侯折々着用御座候、冬料は綾夏は紋紗御座候、且又在職の人着用の義西三條裝束抄にも、至極の褻に着用と有之候得共夫は堂上の定にて武家にては晴の時直衣狩衣抔着用仕候事故道服も褻とは難定奉存候、鍋島侯は晴の詩會樂等の時着用有之右の節相手の者は布水干葛袴抔着用仕候、一體足利家の頃より在職の人着用の例も所見御座候得共猶行義は感服不仕候、其頃禪學被行候而佛家になづみ着用仕候と奉存候三光院内府記父子相並候時子憚親の說尤と奉存候、最樹院樣御落餝の後被爲召候は誠に御相當と乍恐奉存候

二月十日

○鼻くらべの追加　　ひとり天狗

赤羽川のわたりにひとりの天狗すみけり、此天狗有職故實をとなへてかみは神武の御代よりこなた下は文政天保にいたりて文武をかけてきわめざる事なしとおもへり、性弓矢をこのみ步射騎とり〴〵射れどもさのみの達者にあらず、風呂たく翁にあないせさせて垣間見したらば必見おとりせぬべけれど常に正天狗たちの御かたきに侍りて射流しととなへてはづすを耻ず、當時の騎射をそしり堂前さし矢を無益と定む、いつも手馬に手綱いらずにて馬術もくちをしからぬなるべし、もとより此天狗はじめて天狗になりしにもあらず、世にゆるされたる代々の天狗

爲めなり、又昇るに東階は右足を先にし西階は左足を先にす、南面東面の階をいふ、御前の方を敬するなり朝夕衣服を着刀を帶し襪履をつく、しか如き曲々に至るまで禮なき事なし、高家貴族といへどもしらざるをよしとも定むべからず國君の禮を學ぶは進退作法によらず其大本をとはせ給ふ事誠に國君の御見識ふかく感服たてまつりぬ、夫禮は國の大經禮にあらざれば貴賤長幼わかちがたく國家を治むる事禮制によらずしてなにを以てかし給はん、若し禮をみだり制を犯して互に尊大をほしゐまゝにせば戰爭しばしも止むべからず、この故に前皇禮を制し給ひ、恒例臨時大小の儀式そなはれり、又諸國に鄉飮酒の禮を設け尊長養老の道をしらしめ給ふ、本朝のいにしへかくのごとし、このことわりは經書のうへにてもしろしめすべければ今はたいふに及ばず、しかあれば國家を治むる事儒を以てたれりと人皆おもふべけれど皇朝と西朝とは風俗かはりて西土のおしへ皇朝に行ひがたき事あり、そは先朝廷の御一姓なるにてしり給ふべし、この論志ゐて御問にあづからればとゞめつ、行義もとよりからぶみを學ばればからをかけてはいひがたしそも〱皇朝に生れて皇朝の古風をしらず律令をだに見ずして政刑併せて異邦にならふを本意とはすべからず、官爵に敍任してその職掌をだにしらずまたよしとすべからず、武家に生れて弓馬の禮法をしらず武器の名稱だにたど〱しくば亦よしとすべからず、たとへば王侯の宴遊に詩歌管絃をせんに絶句をだにつゞけず五常越天樂をだにふきえずばいかゞ、武士の會合に弓馬を以てせんに笠掛圓物をだにえ射ずばいかゞはあらん、公武君臣各其位するところをかうがへて有用の學を專にすべしとは例のおく說なるべくや

○臼田秋良歌遊のはし書　あはれ物部は弓矢の道を專ら學びさては刀槍などをもてあそび犬笠掛に春秋をおくらんは尋常のならはしなるべし、しかあれどわが國ぶりにつたなくして衣の備はなどいひかけられたらんにそのもといふべくもあらでひたにげににげたらんは誠にいふかひなかるべし、かたはら此道をも學びてかゝる時は口とく返ししたらんか心も剛に見ゆべきなり、そも〱左右に方わきて題を賜はり歌よませ給ひ判者籌刺などをめして御前にてかちまけを定め給ふ事は天德の御代よりはじまり、又其定はなくて講師讀師さぶらひこゑよき講頌の人

を始とやせん、神代に伊弉諾尊伊弉册尊左右に旋りて會給ひし時陰神先唱へ給へるを陽神悅給はず改めてめぐり給ひたるを思へば禮のはや神代におこりしとすべし、文武天皇の大寶に令十卷律六卷を撰ばせられしより法令行はれ文物そなはりしかどもなほ古風を傳へて人を拜するにも拍手して四度拜せしを桓武の御宇より唐にならひて拍手をど、め唯再拜にはし給へり、（今の代にいたりても神祇を拜するのみ拍手四拜を用ゆ、是を兩段再拜といふ）律令もと唐に倣ひて撰ばれたれば皇朝の禮制は唐によくあへり、（孝德の御代も文武の御宇も皆唐のよにあたれり）又武家の禮は朝廷の禮より出てもとは同じけれども武家の世久しくなるままに其ならはしよく整ひて今は公武の禮異なる樣になれり、これ武家にて禮を制したるにてもなく時代の勢ひにて搢紳家も常には武家の禮節を用ひ給ふ樣になれり

八幡殿（義家朝臣）武家の禮節を定め又足利のよに今川伊勢小笠原の三家相議して禮法を定めしといふ說並に正史になければ信用しがたし、弓馬の禮法に於ては小笠原氏の預り給ふ處にて足利將軍家代々の師範たり、在京の武士この門にいらざるはなかりき、又儀式の禮法は伊勢氏のしる處にて足利家の禮式ある時はこの氏族かならず參上してつとめられけり

婚禮の式は古事記に大山津見神二女に百取の机代物を持しめて爲婚とみえたり（舊事紀百机の飮食につくる）是をや始めとすべからん、令にも其法を立て嚴に和合奸通を禁せられ西土の六禮にかよへる處もあれど中世のむことりは密儀にしたがへば自ら婬風の樣にみえたり、足利の世より今の婚儀の整たるはかへりて中世の手ぶりよりはまされる事大なりとすべし

日々の禮節は心より出て容を制す卽敬心の外にあらはるれば禮容になるなり、或は容を正して心の怠りを制する事もあるべし、心に謙讓禮敬を思ふといへども其法をしらざれば事に臨みて施しがたく進退度を失ふべし、故に朝庭より再拜舞踏揖磬折練步徐步膝行屈行傍行等の名あり搢紳家よく是を試練す、武家の禮は雙手隻手折手の三禮（この三禮皆後世の名、但足利の頃合掌禮有）膝行膝退廻膝等の作法あり、それ出るに戶によらざるはなく昇るに階によらざるはなかるべし、階を昇るには右足を先にし降るに左足を先にす、（懷中の物を落さざらん

徳大寺大納言殿
薄青綺狩衣文紫袖括白生縒糸蒲萄文綺狩衣文石竹立涌白裏生絹袖括紺絨　麴塵練薄物狩衣文唐花黄生裏袖括香絨花田差貫八藤一モヂリ

日野前大納言殿
青唐紙文紗狩衣文雉子尾襷裏白生袖括紺絨　青丹練薄物狩衣文□生裡袖括白紺絨香長絹狩衣袖括白縒糸　青朽葉差貫文八藤二戻　花田差貫

藤谷中納言殿
薄青練薄物狩衣文雲裏袖括香絨白生　香練薄物狩衣文唐花白生裏袖括紺絨　唐紙練薄物狩衣文小葵黄生裏袖括紺絨　花田差貫

葉室中納言殿

御對顔
御狩衣萌黄織襖紋白鳳凰左右唐花一窠ツキ横八幡神寶之文再興袖括白當帯下重菱御差貫淺黄藤丸　御下袴白生絹　夏扇地紅　太刀革緒來國次

御暇
同上　御狩衣白菊練薄物文立菱裡青　御下袴同上　御差貫同上　御末廣妻紅　御太刀

御能
同上　御狩衣薄色裡白紋東大寺形瑞草花袖括花田絨　御差貫、御下袴白精好　御扇子

御三家廻
御狩衣黄菊表黄文菊裏白袖括薄色厚細　御差貫、御下袴白生絹　御太刀糸巻
中身重代大原實守作

着府
御水干薄色　御差貫薄色八藤

○大村丹後守の君よりの御問　本朝にて禮法と申名何れの時より始り何の爲に起り候哉、當時は其品品によりかく致さねばならぬと極り候樣に相成り候義如何なる故にて始り候哉、假令は婚姻の式を取行ひ候にも其式身分の程ほどにより取行ひ候義は勿論に候得共其式なくては夫婦と成候角無之樣に相成候樣元は何より出候儀に候哉
日々の禮節を以て身を治め候事形に寄て心を制候道理に候哉、心より形を制し候道理に候哉、其所作にかゝわり候根元いづれより出候哉
國君たるものゝ學び候處の禮はあながち進退等のみに拘り候儀にも不相考先大也とするところ何を以て先といたし候哉
答　本朝の禮法は日本紀　孝德天皇大化二年春正月甲子朔賀正禮畢、又同三年四月壬午天皇處小郡宮而定禮法云々、又持統天皇四年に卽位の禮を行はれし

着用の例有之候歟覺悟不仕追て其例見出し候はゞ可申上候、先夫迄は晴の社參には束帶褻の時は狩衣淨衣等御相當に御心得可被成候」

一神拜に着用無之物に承知仕候處武家裝束抄には右の通相見え候處如何の物に御座候哉何ぞ着例にても御座候哉全く内々の事には次第も無之候哉

答　桃華蘂葉直衣條云、社參之時不可着直衣神體は必直衣ニテ現給也ト故殿被仰者也」蛙抄云、於神社憚直衣例、直衣ハ褻衣也、下衣也、白衣之樣也云々、依所憚也、非束帶之時ハ必着衣冠、袍指貫把笏　可參社也、衣冠之外狩衣淨衣又勿論也、」右の通相見え申候神拜に直衣着用不仕事と相見え申候」

一冠直衣　烏帽子直衣　右何れ本儀に相成居り可申哉何等の節冠又烏帽子と定め御座候哉近き處には如何に御座候哉右相當の處相分りかね申候

答　冠直衣普通の儀に御座候、烏帽子直衣は通例の儀には無御座候、先は大臣に限り又大納言の上﨟は着用有之由に御座候、尤下輩の人と參會の時は不苦候、既先年管絃上聽の節公方樣内府樣御烏帽子着御有之候

○雲州望月氏問　一袖判と申物如何樣之時相用候物に候哉出羽守樣御代之内御袖判と申物有之候由

答　袖判と申名目しかと覺不申候、足利家の頃騎射秘抄の卷の跋に　信我者可用此流諱花押有之又足利尊氏將軍○以下欠文本ノマヽ

○小堀遠州消息之寫

覺

一とうけひきくろぬり いとらん　但ひかり色のなき樣にぬりて
一けさん九けんまわり五さがり色せい いとつ 糸の色こん
一越中殿こて色くろぬり　こてのいへうらおもてくりむめこはせ みがきつの
一はいたて是も趣中殿御あつらへに有之色せいしつ
一すねあてせいしつ

以上

右の通いづれも御いそぎへてのて

二月七日　小遠江

かつた又左門殿

○天保十一年參向傳奏衆新調狩衣色目

かに不覺候」故實條々云」煎點式云、糟鷄剪蒟蒻以醬烹者也

○童女のおとなになるあいだの事はさきの日記にものしぬ、さて考ふるに今の世の手ぶりはやんごとなきもわかなみもわらは女にてはなそめたるばかりにてまだわらは姿なり嫁す常の例なり、ふるき代にもある事なれ共おもへばひが事なるべし、父母嫁をゆるせし上は男子は冠し女子は笄して後こそ婚禮をば行ふべきなりされば女御などは必着裳の後に入内し給ふにて知るべし

○諏訪荘右衛門殿傳来文書の内　享保、十一月朔日、進見之日　御裝束、御立烏帽子、御直衣二藍三重襷但冬の御直衣の色は朝鮮にて祝の規式の色に不用色の由に及聞召に付夏の御直衣に而召之、御單、御指貫紫鳥襷 御帶劒御野太刀 御檜扇、御襪、御先立 御太刀御鞘巻 御劒、」十一月三日、賜饗之日、御立烏帽子、御小直衣黄朽葉 御指貫紫鳥襷 御小サ刀、御末廣、御先立 御太刀御鞘巻 御劒」十一月十一日、辭見之日　御裝束、進見之日と御同斷、」十一月十九日、此通留可申由跡部與一郎書付相渡寫置本書返之」

十一月一日、

御太刀　御日記此通　大澤右衛門督 衣冠下襲不帶劒

御劒　御日記ニハ　堀川宮原刑部大輔　同

三日

御太刀　御日記此通　宮原刑部大輔

御劒　同　大澤右衛門督

十一日

御太刀　御日記此通　堀川兵部大輔 衣冠下襲不帶劒

御劒　同　宮原刑部大輔

○尾州藩細井氏問　一直衣神拜着用無之物之由故實あり右故實心得不申候如何之義に候哉武家裝束抄云立烏帽子　直衣　奴袴右は内々御神拜に着用也

答　此武家裝束抄の說は桃花蘂葉蛙抄等に直衣社參に憚る旨に候得共夫をば不知候半歟又神拜に直衣

大極殿東方鵄尾」保元三年卽位記錄云、今度大極殿鵄尾新以金銅鑄」賴業記云、保元三年十二月廿日大極殿鵄尾新以金銅鑄作之」玉海五十四 云實錄、太平興國二年三月戊寅云々可改名太平御覽、戊申上於禁中讀書自巳時至申時始罷、有蒼鸛一作鶴 自上始開卷飛止殿鵄尾逮掩卷而去」義經記、忠信吉野山合戰條云天井へのぼりてみければ東のとびの尾はいまだ燒けざりければせき板をがはとふみはなしとんで出見ければ」百練抄云、延久二年五月五日大極殿鵄尾可用本之由宣下

年中行事畫御齋會

南都招提寺金堂鵄尾之圖畫

○卍字之事　華嚴音義云、案卍字本非是字大周長壽二年主上權制此文著天樞音之爲萬謂吉祥萬德之所集也」纂要云、如來胷臆有大人相形如卍字卍字西域萬字

○糟鷄　庭訓往來云十月之狀 點心者水煎温糟糟鷄鼈羹」尺素往來云、碎蟾糟鷄」條々聞書云人の相伴する條 又まんぢうまゐり候時は藥をひかれ候間糟鷄は出候たし

貫熊皮之行騰シバウチナガニ召―

御レウハ頼朝卿の事に御座候○ラキノテウイノ―不詳○大紋差貫、是は紫八ッ藤の大紋の差ぬきに御座候○シハウチナカニ是は行騰の裾長に着たるを申候鐙の出立に葉摺長に着なし抔と申類に御座候

太平記　加茂競馬之條　看督長十六人　―ウスベハヾキニ亂緒ハキ

ウスベハヾキはいちび脛巾の事歟○亂緒といふは草鞋にて鼻緒に別にわらを六筋添たる也是は形も有之

吉部秘訓抄　弓場始之條　雉雄羽無矢妻羽也――箆頸箆頸はケラ頸ニヤ

雉雄羽也、無文妻羽也、フタツハキ爪―箆頸一寸䏈二分雑本如此有之候、箆頸は御勘考之如くケラ頸の事なるべし

布衣記　調度懸條　衞府之時は、立烏帽子走水干也、色は蒴黄上下同色也、押折之時は折ゑぼうし赤皮の烏帽子懸紙より小結装束はかちんの鎧直垂なり

走水干は袴に水干を着込候を申候○押折は烏帽子を押折着の事に御座候

折烏帽子に紙よりの小結ニ赤皮の烏帽子懸褐衣の直垂に赤皮の紐也、袴も括り入て高く上げ矢を負ひ弓を持事は衞府の時に替るべからず、但尻籠に手皮をさすべからず、其前同じ事なり

紙よりの小結は小ゆひを紙捻にて付たるなり、小結は烏帽子の後にて結もの也、今の烏帽子には元結の上を練くりの糸にて巻てあり、又若年の人は長小結を用る事也○赤皮の紐は皮緒の直垂の胷紐の事に御座候○手皮は矢束の皮の事に候はんと奉存候

衞府は隨身の事と存候

衞府は近衞衞門兵衞の事にて則隨身に出候者に御座候

○鵄尾　康熙字典鵄五音集韻同鴟　倭名類聚抄云居宅具　鵄尾、唐令云宮殿皆四阿施鵄尾、辨色立成云久都賀太」三代實錄云、貞觀十三年十一月廿二日甲午、大鳥一集于神泉苑乾臨殿東鵄尾上」又云、元慶七年六月二十七日白鷺集大極殿西鵄尾」又云、同年八月廿五日、大極殿西鵄尾半折而落焉」日本紀畧云、承平七年十月十八日白鷺集

處殊の外御歡被遊本文に申上候通に付右樣御承知被成可被下候、同人へ御逢之節宜樣御鶴聲奉希候以上

一練貫御小袖之節禁色之御差貫御差袴等之節爲召候而御宜敷御座候哉之儀は京家の例に仕候得共其白綾之御小袖に限り候樣乍恐奉存候、武家の風俗に而は不苦儀にも可有御座候哉併御小袴之方可然候樣奉存候、無地之練貫の御小袖御小袴抔至極可然年の料に可然奉存候、扨又坊官等染服禁色の差貫と奉存候、腰明格子段等は古風には御座候得共若用候由彼等の方に流例も御座候哉相當の事とは不奉存候

一右御裏之儀はゆるしにて尤可然奉存候、又張平絹抔も御宜と乍恐奉存候

〇天皇我詔旨良萬止故從三位喬子女王爾詔倍止勅命乎聞食止宣布生止岐波内則乎守利殺氏波美範乎遺東土一時爾涙乎垂禮西空萬里爾哀乎傳布因氏懇惻乃情乎致志猶毛名聲乃譽乎顯牟止故是以氏從二位爾上賜比贈給布天皇我勅命乎遠聞食止宣

天保十一年二月廿七日

從三位故喬子女王

右可贈從二位

中務四德已備、百行彌明遠聞美譽、近惜令名宜降紫泥之詔式添黃泉之榮、可依前件主者施行

天保十一年二月廿七日

贈從二位消息

上卿　皇太后宮大夫宣堅卿

奉行　忠能朝臣

大内記　忠凞朝臣

〇曾我物語　河津三郎出立之條　野スリツクシヒキガキノマダラノムカバキタブヤカニハキナシ

是は夏毛之行縢にて白く星の有之を申候、秋野摺盡したるは秋の野の氣色を摺物にして其間々に柿色に引染にしたる直垂に夏毛白く斑文のある行縢をはきたるなり

富士御狩之條　御レウノ其日ノ御裝束ニハラキノテウイノフジマツノ風折シタル立帽子――大紋ノ差

ニ在ルモノナリ、スデニ出嫁スルトイヘドモ未ダ財ヲアタヘザルモノハ分ヲ得ベシ、若亡父存日ニ財ヲ與ヘ出家セシムルモノハマタ財ヲ分ツベカラズ、又姑ト云ハ亡父ノ女子嫡庶子ノ姉妹ナリ、諸孫ヨリ稱シテ姑ト云フ、姉妹ト稱スルモ亦亡父ノ女子嫡庶子ノ姉妹ナリ、如何トナレバ義解ニヨルニ孫女ニ及ンデハ祖父ノ遺財ヲ受ケズ、至要抄孫ノ姉妹トスルハ信ズベカラズ

又曰或兄亡或弟亡分法嫡庶ノ差アリ、兄弟共ニ亡スル時ハ嫡庶ヲ論ゼズ、マタ妻妾ヲイハズ、時ニ均分ノ法ヲ立ツ、兄弟ノ存亡ニヨッテ其分法一ナラザルモノハイカン、淺見未得其意

○櫛形窓（當廿日御裝束參勤之節篤と見て歸り候）一曰櫛形穴、右は清涼殿鬼間角柱を夾て一ッ有之候（二ッと印本禁秘抄に有之候得共一ッと奉存候）右は長押の上に有之候哉、又は鴨居の下に御座候哉、上下の處奉伺候、寸法等も奉伺候、連子は無之候哉奉存候

二寸斗

竪一尺三寸斗

廻り土ニテ塗り候
縁ノ木ハ無御座候

此間寸法奉伺候

八本有之

如此横ニナル

如此長押の下に御座候哉

○松岡清左衛門より別紙之通申上に付御越被成外に御切地も上に付御越可被成之處大きく候に付十八日出に御越被成候由其節夢物語并狂詞等も御越被成候旨未承知着次第差上候樣可仕候　水戸樣へ御餞別の品書並小切御差越被成落手仕則差上候處餘程珍敷品之由御沙汰被爲在候右書付之内に練貫小袖之儀大に御發明被遊殊の外御歡被遊候御事御座候、夫に付右練貫御小袖へ禁色御指貫御指袴とも御用被遊候而も御宜敷被爲在間敷哉御序に御尋被成下候樣仕度奉存候、松岡より申上候趣實に御滿足被遊候御樣子に被爲在候

坊官など染服に禁色指貫を用ひたるを御見受被遊候御事も被爲在候、右は如何いたし候もの哉と御沙汰被爲在候、御序に此儀なども心得有之儀に御座候はゞ御聞置被仰下候樣仕度奉存候、清左衛門へ被下物之儀又々御沙汰被爲在候何ぞ考見候樣にとの御事に付少しも無遠慮被　仰下候樣仕度奉存候、私儀存附も先無御座候に付貴所樣迄御談申候樣可仕旨申上置候

尚々松岡清左衛門よりの書面夫々落手仕差上候

後松日記巻之十四

○戸令處分之法　凡應分者家人女婢田宅資財惣計作法、嫡母繼母及嫡子各二分、妾同女子之分、庶子一分、女子減男子之半

亡父嫡妻 嫡母　二分
亡父 ●財主
亡 父後妻 繼母 養母同　二分
妾　半分
庶子　一分
嫡子　二分
女子　半分　嫡子行分女子ハ姉妹ナリ

兄弟亡者子承父分 謂兄弟亡者既曰兄弟卽姉妹之子不在此限也、子承父分者稱子者男子也、卽嫡子之子承嫡子分、庶子之子承庶子分也 養子亦同、其姑姉妹在室者、各減男子之半、謂姑及姉妹乃得諸子之半也 雖己出嫁未經分財者亦同

●財主
亡 姉 ― 子 不得承母之分 外孫
亡 庶兄　一分 ― 子 承父之一分
亡 嫡子　二分　寡妻妾有男不承夫分 ― 子 承父之二分 養子亦同

兄弟倶亡諸子均分

存 庶弟　一分
存 妹　半分　嫡孫行分姉妹ハ卽姑ナリ
亡 庶弟　一分　寡妻妾無男承夫分 ― 女子
●財主
亡 兄 ― 子 子若干各一分
亡 弟 ― 子 子若干各一分
姑　半分
妻妾 有男無男各一分 亡兄弟ノ寡妻妾ナリ

姑姉妹

其姑姉妹在室者各減男子之半、法曹至要抄云案之嫡子行分之時己無姑之分、兄弟倶亡之後諸子行分之日有姑之分、以之謂之稱姑者嫡庶子之姉妹也、卽是諸孫之姑也、稱姉妹者是諸孫之姉妹也、全非財主之姑、嫡庶子之姑也、各減男子之半可得分也
行義考ニ姑姉妹ノ室ニ在ルトハ夫ノ有無ヲ云ハズ、未ダ父ノ家

陣覺悟條々、配膳可覺悟事、諸聞書條々、以上全文有別記

考ふるにこの酒のまする事は第宅にてして後庭上に敷皮しきて腹をばきらせしとみえたり、その次第は以上の書にて分明にしらる、なり

○いまよの手振は介借人後にす、みて短刀をとりて腹きらんとする處をくびをばきるなり、刀は、木刀を用ゆるといふこもゆへよしはある事なれ共くちおしきこ、ちす、また介借の人は首をうち落さぬを故實とすといへり、げに打首の一等をなだめてみづから腹きらせ給ふを情なく首うちおとして五體を不具にせん事は本意なき様なり

こは過にしころ松平ゆけいのうしわりなく悲しうし給へるおの子ごの疱瘡わづらひて失せさせ給へるなげきのあまり心亂れて佐原のなにがしとその妻をきり殺されぬるを公きこしめしゆるさせ給はず、則ゆけいのぬしを松平長門の守の君にめしあづけ給ひつゐにその罪によりて腹きらせ給へり、われもそのころことし四ッになれる女子をうしなひ侍りしかどもとより雄々しからぬ本姓なればにや、人きるまでは心もみだれずまたそゝ力もなかりしがさて人々の腹切故實を問き、たるにもの語せし事をいま書付たるなり

後松日記卷之十三終

子踰城上而出之、（略）乃知妾有罪、何得而縛、自經而死耳、又安康天皇、是時難波吉師日香蚊父子並仕于大草香皇子（略）、卽自刎之死於皇子尸側　しかあれどはらきる事はやゝくだりて爲朝朝臣頼政の卿よりぞ書にはみえにき、こは後のよのためしにしたがひて書しにや、又是より先に專ら腹切しにや、後三年合戰の畫にもみえたれど義經記をおもへば義經朝臣も腹きる樣のたど〳〵しきによりて忠信が京にてせし手振をまねびてものし給へるとみゆればそのよまではまたいとはらきる事のめづらかにてや有けん

又おもふに義經記にいへるごと切口を大にしてはらわたつかみ出しうち散じなどしてかたきのみるめをおどろかすを剛の者のふるまひとて死期のめいぼくと思へるとみえたり、實に死にむかひても勇氣たわまず力おとろへぬはよの常のしわざならねど大丈夫の中々にかゝらんも心おとりせらるる樣なり、ことに至剛なるはみづから首かきおとしもあれど日本紀上にみゆ、太平記義貞自害條云義貞今ハ叶ハジトヤ思ハレケン、拔タル太刀ヲ左ノ手ニ取ワタシ自ラ首ヲカキ切テ深キ泥ノ中ニカクシ其上ニ横リテ伏玉ヒケル　父母よりうけしみを不幸にしてこゝにいたる共名殘なくみづから首はねん事はこゝろよしとはすべからず、さはいへど將士尊卑其品かはれば腹切手振もおのづから次第あるべし、わがごとき數ならぬみは中々に花やかに振舞はんも心の儘なるべし

凡死刑は斬罪絞罪の二等なり、後のよ物部に死を賜ふに切腹の一等を加ふ、はりつけごくもんざいうちくびなど後世の制略すこれは足利の代よりぞはじまりける、このころよの中亂れにみだれてかたきといへども必朝敵逆臣にもあらず、唯合戰のかちまけのうんにひかれてとりことなりしを繩ながらひきいだして首切らんはさすがに情なく忍びがたきなるべし、されば禮儀をまうけみづから腹きらせて消行魂をなぐさめたるなるべし、いまのよにも物部の道を失はずしてやむ事を得ず死を賜ふには檢使をさして其家に向はしめ給へば沐浴し衣服をあらため　上命を奉はり自盡してなを其位を失はしめ給はず、いといとかたじけなき制なりけり

○腹は必十文字にきるべし、はじめより心もとをさしつらぬきたらば死ぬべきにいとやすかるべけれど武士の一刀にしにたるも云甲斐なきなるべし

○切腹之儀　當家弓法集、古實集、故實聞書、軍

勅符
參議從四位上行美濃守藤原朝臣有榮
權守從五位下源朝臣時信等
應警備事
使從五位下中原朝臣賢充
内舍人正六位上和氣朝臣正重
右來廿六日避位傳皇太子當此際會疑驚物聽
仍爲警固彼國差件人等賫木契發遣國宜承知
依例施行勅到奉行
寛文三年正月廿四日
時午一剋

○仙臺の君はむかしより小袖二ッよりうへはめさせ給はず、この頃さむきにたへずして人皆多くきるものをいかゞはせんとの給ひてさる人にとひあはせ給へば公方様もはれなる時は二ッより外は奉らずときこへぬるによりてなをむかしのまゝに二ッ襟にき給ふとぞ（はだをもき給はぬなり）みつ襟は足利のよゝりの制なり、さるうへなき君達のかくふるきよの制を守り給ふは有がたしとはいふも更なり

○足袋をはく事冬も禁制なり、しかるをいまはなべてはくはかぬはかへりていやなきよふにみゆ、これことわりをしらぬゆへなり、姫路の家臣み使にて御城にまうのぼりて九月の十日の後なれば心もつかで御前に足袋はきたりしをいみじうかうじさせ給へり、よく思ひめぐらすべき事なり

○切腹　保元物語爲朝最期（京師本、杉原本、鎌倉本、半井本」）平家物語橋合戰條三位入道」源平盛衰記頼政最期條」義經記忠信最期」太平記吉野城軍村上彥四郎義光」又金崎城落城一宮新田義顯」二川分流記藥師寺與一」又波波部伯耆守細川九郎（已上全文有別記）

考ふるに千早振神代の事はかけ奉らず、神武の帝天の下しろしめし、よりこなた運窮りいきほひつきてあるは劒にふしあるはくびれてみづから死しぬるたぐひ呉竹のよゝに絶ずなん（日本書紀垂仁天皇五年皇后令懷抱皇

知依例勤行勅到奉行、年月日、上卿見畢令內記覽之、次令持內記參弓場殿付藏人令奏之（略）、次內記取硯筥進置大臣前（加入木契或入剣筥、內記二人進、之云云、然而入硯筥之由見式）次大臣執筆各書木契一面、賜伊勢國　賜近江國　賜美濃國、書畢即給內記令割之、內記（預挿著小刀幷拳石於懷中）各自字中央割之、惣六片如故、相合進之於上卿、上卿加入勅符筥給內記內記內記退立小庭、外記插官符於文刺（略）、太政官符　伊勢國司、使官位姓名（五位）、內舍人位姓名、賚勅符一通驛鈴二口（一口五刻、一口三刻）、近衛二人從各一人、右爲固守彼國差件等人給契發遣、國宣承知准固關使依例施行符到奉行、辨位姓名　史位姓名、年月日、上卿見了返給、外記執之立內記北傍、大臣參上於弓場殿令藏人奏覽了返給、讓國時木契六片皆返給、自餘時各一片留御所（右片也、謂當寉右也）上卿還着陣座內記奉勅符筥退出、（木契一片被留御所之時如此、次內記取硯退出）外記奉官符（略）、大臣召內記復奏勅符、天覽畢返給、大臣復座召少納言給之、次召內記給木契、（右片也、直給之）、內記封於一紙進之、大臣書名字（暫置座前）又給木契於內記、（左片也）內記着座、次少納言令主鈴封勅符、（納木函以絲結、以松脂封之）內記同封之、（以紙褁之束結兩端、其中央各注國名）訖內記一人書函上題函上頭書賜其國字押緘之後、書封字其緘下右注驛傳字、左注年月日、其一人書革囊着短籍畢少納言進之、上卿召少納言給紙封之木契少納言給之、卽率主鈴納印取鈴納木契、（納於鈴櫃）自日華門退出、中務輔內記等退出、掃部主殿撤雜具、大臣召內豎參入候小庭、大臣宣左右乃馬乃寮召世、內豎稱唯出召之、左右馬寮允各一人候小庭、（入自敷政門）大臣宣遣固關使等給御馬、允等稱唯退出、大臣又召內豎參入候小庭、大臣宣使爾令候留大夫等召世、內豎出召之、大夫等入自日華門列立於軒廊前、（依位階不依國次）大臣宣參來第一人稱唯進候膝突、（依位次不依國次）大臣授勅符木契仰云其乃國爾罷天其關衞禮、使稱唯還立本所、次次使亦同此訖乃退出、少納言於日華門外召內舍人給官符驛鈴、次大臣召內豎內豎參入、大臣宣左右乃馬乃司兵庫乃司等乃使召世內豎出召之、使等入自日華門外立軒廊南、大臣仰云左右乃馬乃寮兵庫乃寮罷天固衞禮、使等稱唯退、內記撤筥

寛文三年勅符及木契三圖

賜美濃國　驛傳

寛文三年正月廿日

言令納鈴櫃云云、天慶元年例、事了封納、或左邊封了返上後召內記令封之、授少納言仰次可納歟還着本座、略大
臣召內記復奏勅符後喚少納言給之、又召內記給木契、
少納言着座、令主鈴封之、納木函以絲結緘以松脂封之內記着座封之、以紙
裹之束結兩端、其中央各注國名字緘下右注驛傳字左注年月日訖內記一人書函上題、函上頭書賜其國字、押緘之處書封字、其
一人書革囊著短籍畢少納言進之、卽奉主鈴
納印取鈴出自日華門、輔內記等同退出、掃部主殿兩
寮撤雜具、大臣召內竪仰喚左右馬寮、卽允各一人入
自敷政門跪小庭、仰云此間恐脫字喚令候使大夫等、大
夫等入自日華門列立軒廊前、依臈次不依國次云云大臣宣參來
第一人稱唯進候、依位次第不依關次大臣授勅符木契宣云罷其國衞、其關云云
還立本所一一如此畢乃退出、少納言於日華門外召內
舍人給官符驛鈴、次仰內竪令召左右馬兵庫等使、列
立軒廊南如前、大臣仰可警固之由稱唯退出、先是未
奏勅符之間六符警固召仰如恒、或三司警固付本司三
關付國三司召仰官人、三關給內印符、或又及數日國司等申請時召返使
付國幷所司、國々差使進覆奏文、外記覽當日上卿令
開封、見畢參上奏之、給承知官符內印」又云、開關、仰
外記誡所司、召內記仰可作勅符之由、召辨仰可作官
符之由、外記覽內舍人差文奏勅符草奏請書、略少納
言奉勅符取官符着座、目內記覆奏勅符加入木契下給、

目內記給木契、各封書銘畢少納言奉之、略次召內竪
仰云召左右馬寮允等參入、上宣遣開關使等給御馬、
又召內竪仰云喚令候使內舍人等、使等入自日華門立
軒廊前、仰云參來一人參候、給勅符木契仰云罷伊勢
國解鈴鹿關警固一一如之、依關次第召內竪仰云召內竪等、
內竪三人入自日華門候小庭、上宣召左右馬寮兵庫寮
使、三寮允各一人參入令候實否、內竪兩寮上宣早令參入、
勅使等參候陣頭、略使等入自日華門奉木契、奏文返
抄等退出、鈴置陣掖上卿召外記令開封見畢參上奏之、木契
留御所返給奏文等、上卿復座給外記令讀納或木契同返給、就局破
却云云」江家次第云、大臣奉仰豫仰外記令點使人令召候、
又令誡候所司幷雜具等、木契三枚長三寸方一寸函三合、以
上木工寮以檜木作進之於內記、松脂左衞門府進之主鈴作奏
令藏人奏請、柳筥內匠寮進之薰革生絲內藏寮進之以上皆付
主鈴、御馬十二匹左右馬寮各六匹牽進大臣參議着陣略、上卿宣
固護備忘曰司司固衞マツレ、若入夜、者先可問誰曾、諸衞各稱官姓名諸衞同音稱唯退出、次
內記覽勅符草於上卿入筥、勅符符字依令不可有、天慶六年有之其國司
守位姓名、介位姓名等、應警備事、使官位姓名五位、
內舍人位姓名、右明日可傳位皇太子、當此際會疑驚
物聽、仍爲警固彼國差件人等賫木契發遣、國宜承

高一寸三分ヨ　平面一寸四分　橫三面一寸九分

掛目百九十目

日本紀廿五卷孝德天皇大化三年云々、用方之儀は諸國宿々傳馬公用之節右鈴振立候得共驛馬被用急速に被通行候儀と相聞候

○契　日本書紀曰、孝德天皇大化二年春正月甲子朔略凡諸國及關給鈴契、並長官執、無次官執」三代實錄云、天安二年八月廿七日乙卯、略先是二十六日遣使於伊勢近江美濃等國、賚勅符木契警固諸關、散位從五位上藤原朝臣菅雄、外從五位下大秦公宿禰此雄、幷內舍人一人爲伊勢使、從五位上行丹波介坂上大宿禰貞守、散位從五位下毛野朝臣繩主、內舍人一人爲近江使略」又云、同年十一月廿一日戊寅、遣內舍人正七位上藤原朝臣宗行、佐伯宿禰春岑、紀朝臣良津賚勅符木契解諸關警」公式令云、其三關國各給關契（謂其作契之形制者須有別式、卽下條隨身符亦准此也）二枚並長官執、無次官執（謂有鈴與契是以稱並、其長官次官並不在者主典以上亦得執掌）又云凡車駕巡幸京師留守官給鈴契、

略注多少臨時量給」儀式云、固關使儀、當日大臣以下在爲政殿、預點使一人仰左右馬寮令設人馬、（左右御馬若干疋並被鞍候於建禮門外）又仰木工寮令作木契（長三寸方一寸）送於內記、（內記便加檢校納於筥其筥而候之、）卽召內記令作勅符、又仰官史令作官符、大臣手書木契一面云賜某國（舊例書之以大臣名字、承和七年右大臣藤原朝臣改書如上）訖賜內記令中務所析（量字中央而割之）析畢各相合如故、大臣卽令持勅符木契及官符等、（勅符木契納於筥內記持之、官符挿於符書杖外記持之）詣於御所執令奉覽、木契右片使留於御所、（按讓國記文人臣封之授少納言令共於鈴櫃）訖大臣還於本座、略使人等入自日華門北進列立、大臣宣參來第一之人稱唯進跪、大臣自授勅符木契宣云此如一一召授少納言、各一一授官符鈴等訖退出、到宮城便門騎馬鈴發去」北山抄云、固關事、（天位讓位及崩幷上皇皇后崩攝政關白薨時有此事）大臣預點使人仰外記令召候、又令誡候所司並雜具、（木契長三寸方一寸並函木工寮以檜作進、左衞門府進松脂、主鈴作奏文、令藏人奏請、柳筥內匠寮進之、內藏寮進薰革生絲、其木契付內記自餘皆付主鈴、左右馬寮等牽進御馬各六疋）仰內記令作勅符、仰辨官令作官符（式云仰官史而前例如之）略大臣仰內記令奉木契、入硯筥進置大臣前、（或入別筥內記二人奉之云云、然而入家具筥之由見式）大臣執筆書木契云賜其國（一面書之）卽給內記令割、（割字中央持刀並擧右云々）「三關（伊勢鈴鹿近江會坂美濃不破也）料惣六片如故相合奉之、上卿加入勅符筥給內記、略大臣參上令藏人二人奉之覽訖返給、（木契右片留御所、右片者謂當筆右也、但讓國之時返給、令內記封一紙、大臣書名字給少納

隱岐國造家藏驛鈴之圖

筑前國御笠郡坂本村農家所傳

驛

鈴

寺社奉行より御尋に付同造より書上之寫し

裏

鈴

驛

六分ヨ

六分

三分

含中玉

路謂山陽道、其太宰以去卽爲小路也二十四、中路謂東海東山道其自外皆爲小路也十四、小路五匹、使稀之處國司量置、不必須足、略云々其所乘ノ員數ハ公式令ニ出ヅ

傳符ヲ賜フモノハ傳馬ニノル、傳馬ハ郡ニ所養ノ馬ナリ、亦廐牧令云其傳馬毎郡各五皆用官馬、謂以軍團馬充之也、其驛馬亦同也若無者以當處官物市充、通取家富兼丁者付之、令養以供迎送謂國司向任及罪人令乘官馬者皆乘傳馬之類

公事ニ緣テ使スル等ハ其事必期アリ故ニ驛馬ヲ給フ、往還ノ行程令條ニヨルベシ、國司ノ任ニ赴ク等ハ傳馬ニ乘ル、廐牧令義解及延喜式等ニ依國司ハ任重シトイヘドモ行程意ニアルベシ、驛傳ノ輕重之ヲ以テ知ルベシ、親王以下初位以上驗傳馬ヲ給フ、コレ事ニ依テ斟酌シテ或驛馬ヲ給ヒ或傳馬ヲ給フベシ、必併セ給フベカラズ

飛驛ハ其函ニ短册ヲ着テ年月日時尅ヲ注シテ發遣シ鈴ヲ振テ馬ヲ催シ驛路ヲ馳テ其所ニ到ラシム、其京ヲ發スルハ馬部ニモタシメ隨近ノ驛ニ遣ス事儀式以下諸書ニミユ、廐牧令云凡公使須乘驛及傳馬若不足者卽以私馬充云々、然レバ驛馬タラズトイヘドモ傳馬ヲ通ジ取ルコトヲ得ザルベシ

驛子ハ驛馬爲ニ先行ニ者云々、是馬子ノ外ニ前行引導スル者ナリ、傳馬ニ傳子ヲ給ハラザルハ傳馬ハ事理カロキニヨリテナルベシ

或說ニ傳符ハ人ヲ出スナリト云ハ非說ナリ、令條ニ公使及國司等往還之間正丁次丁ヲ役スルコトヲ見ズ、又驛傳馬アリ、イマダ傳人アルヲ知ラズ

禁秘抄云俊實通俊曰件鈴太有興物也、或六角或八角云々、已上上古少納言伺見歟云々、考ニ驛鈴ノ體製史書ニノセズ、伊勢氏ノ驛鈴考ニハ尅數アルヲ以テ常陸國鹿島郡正等寺所藏及下總國葛飾郡吾嬬社所藏ノ二鈴ヲ以テ正物トス、其體人面ヲ模シテ口ニ胴丸ヲフクメリ、恐ラクハ戲物ニ似タリ、天下ノ徵器トスルニ足ラザルカ、亦驛鈴考ニ隱岐國造ガ所藏ノ鈴ハ妄作ノモノトス、イマダ眞物ヲ見ザレバ論ジ難シトイヘドモ其製徵器トスルニタレリ、若橫ノ筋ヲ尅トセバ則五尅ノ鈴ナリ、又筑前國民間所傳ノ鈴ハ三尅ナリ、又飛驛ノ函ノ囊ニ着ルノ文ミユ、上ノ穴モ尤然リ

授囊於少納言退出、少納言令主鈴着訖還授少納言、少納言申云着鈴大臣宣賜其國少納言稱唯、唯唱主鈴名稱唯而進、少納言云賜某國飛驛函給之、主鈴稱唯受之、卽鳴鈴走出、先是左右馬寮官人將馬部一人幷被鞍馬候於閤門外、馬部聞鈴聲卽上馬而待、主鈴先問馬部姓名訖云遣某國飛驛函給閉、馬部稱唯受之復問所詣之驛、答云往自某路詣於某驛分明然後發遣」又云、固關使儀、當日大臣以下在爲政殿、預點使一人仰左右馬寮令設人馬、左右御馬若干疋、並被鞍候於建禮門外、略 主鈴納函於革囊着短籍訖少納言進於大臣、卽引主鈴就櫃納印取鈴、輔內記等退出、大臣召內豎宣喚、左右馬寮稱唯退出、二寮判官已上各一人參入跪於大臣前、大臣宣遣固關使等給御馬若干稱唯退出、大臣又召內豎宣喚令候使大夫等稱唯出喚之、使人等人自日華門北進列立、大臣宣參來第一之人稱唯進跪、大臣自授勅符木契宣云云、如此一一召授少納言各一一授官符鈴等訖退出、到宮城便門驛馬鈴發去」又云驛傳儀、大臣仰內記令作官符、略」一封飛驛　勅符事 若勅符二紙以上跡印縫背　賜其國　封 飛驛月日時刻　右函上封題樣、　賜其國飛驛函、年月日時刻、右短籍封題樣、　案舊勅符勅符年月日時刻之左相並書之云驛鈴一口刻一」北山抄云、固關事、大臣預點使人仰外記令召候、略 內記一人書函上題、一人書革囊着短籍畢少納言進之、卽牽主鈴納印取鈴出自日花門」又云、飛驛事、外記以函入筥奉上卿、卽令外記披、見了參御所令奏聞、略 少納言經軒廊就南廊、此間主鈴暫留日華門外取飛驛使所隨身鈴而相從、先是外記取件鈴納局、臨期主鈴受之、令持司人候件門外、此事不見式及記文、而天慶六年二月二十七日九條右大臣奉太閤仰所定行也 卽以件鈴納辛櫃、取印來置案上如常、略 封訖仰云取鈴 禮 少納言取之 主鈴退立申 申云着鈴、上宣賜某國、少納言稱唯唱主鈴名稱唯就干少納言後、少納言授函、主鈴還立本所、少納言仰云給某國飛驛函給之、主鈴稱唯鳴鈴走出、少納言共出仰事由給使、奏狀給外記」又云、請內印雜事、遣驛傳使幷下驛鈴」江家次第云、固關事、略」太政官符　伊勢國司、使官位姓名 五位 內舍人姓名、賚勅符一通、驛鈴二口 一口五刻、一口三刻、近衞二人從各一人、右爲國守彼國差件人等給契發遣 略」權記云、長保四年四月十日陣定、宇佐使大貳唐物使上下諸使任驛鈴刻勤食馬法事、件事縱不經申請任法可行

考ルニ驛鈴ヲ給フモノハ驛馬ニノル、驛馬ハ諸道ノ驛每ニ所置ノ馬ナリ、廐牧令云凡諸道置驛馬大

雄薩田後等三驛」三代實錄云、天安二年八月廿七日乙卯、文德天皇崩於冷然院親成殿、略大納言正三位兼行右近衞大將民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁、略奉天子神璽寶劒節符鈴印等於皇太子直曹」職員令云、少納言三人、掌奏宣小事謂公式令所謂請進鈴印及賜衣服、如此小事之類是也請進鈴印傳符進付飛驛函鈴兼監官印、謂唯得監視踏印、其印者依律長官執掌也」公式令云、凡給驛傳馬皆依鈴傳符剋數、事速者一日十驛以上、事緩者八驛、還日事緩者六驛以下、謂四驛以上、依文二驛爲差故也親王及一位驛鈴十剋傳符三十剋、三位以上驛鈴八剋傳符二十剋、四位驛鈴六剋傳符十二剋、五位驛鈴五剋傳符十剋、八位以上驛鈴三剋傳符四剋、初位以下驛鈴二剋傳符三剋、皆數外別給驛子一人、謂驛子騎馬爲先行者、凡驛家者人馬必相從、故雖文不云人馬共給也、文云驛子不言傳子、卽明數外亦不可給傳子也其六位以下隨事增減、謂八位以上、其初位以下者別有文故、但此令無四剋鈴、若應增給者卽封其所乘之剋而給不必限數、其驛鈴傳符還到二日之內送納、謂還到於京送納日限、其案唐令使事未畢三間便納所在官司、今於此令既除其文、故知使人在國之間仍合隨身也」又云、凡諸國給鈴者謂其剋數者依式處分也太宰府二十口、謂管內諸國亦國別皆給也三關及陸奥國各四口、大上國三口、中下國二口」延喜太政官式云、凡左右辨官各錄入奏幷請印文書及請進驛鈴傳符等色目、牒送少納言、少納言外記錄入奏請印及請進驛鈴傳符訖之狀牒辨官、其式如左」辨官牒少納言式略某國正稅帳使官位姓名所進若干剋驛鈴一口、某國守位姓名赴任日所給若干剋傳符一枚、右驛鈴一口傳符一枚請進」下某國爲正稅帳使官位姓名事畢還任事一通若干剋驛鈴一口、下某國爲位姓名任守事一通若干剋傳符一枚、民部省下某國爲給官位姓名食封事一通、右三通請內印幷驛鈴一口傳符一枚」又云（此文太政官式無恐衍）凡行幸從駕內印幷驛鈴傳符等皆納漆簾子、主鈴與少納言共預供奉」又主鈴式云、凡行幸從駕內印幷驛鈴傳符等皆納漆簾子主鈴與少納言共預供奉、其駄者左右馬寮充之」內裏儀式、少納言尋常奏式云、皇帝御紫宸殿、略少納言就位奏曰太政官奏久某國某使等乃進禮留若干剋乃鈴若干口若干剋傳符若干枚進止申、勅曰收之稱唯、又云某事爾緣弖某國某人爾給若干剋鈴若干口若干剋傳符若干枚合賜流鈴若干口傳符若干枚爾印賜止奏、勅曰取之稱唯、喚主鈴名主鈴稱唯、少納言退立」儀式云、飛驛儀、當日大臣以下在爲政殿、仰左右馬寮令設人馬、又召內記令作勅符、仰官吏令作制勅官符、略少納言取囊申云、封訖大臣宣取鈴少納言稱唯、轉囊授中務輔引主鈴就櫃納印取鈴卽輔

らが替りのみのになさせ給ふ、下の家つかさ左衛門のかう爲かたをば」狹衣一云、あすよりはじむべき御祈の事など家司職事どもあつめて」落久保物語三云、中の君の御男の左少辨越前守抔も此殿の家司かけたれば」江家次第大臣家大饗云、藏人到中門以家司令奉蘇甘栗等、先家司四位一人達案内、次五位二人相具相向執之」朝野群載七十六歳家司着到天仁三年三月一日庚午大藏大輔主殿頭」山槐記治承四年、春日祭　家司六人」玉蘂嘉禎四年三月十一日加補家司職事　家司忠高朝臣　長明朝臣　師爲　職事　時兼

○狩野勝川殿問　腰刀柄白鮫之事

右古書古書等にも志かとはみえ不申候得共宗吾記等に柄皮と有之候はさめの皮のよし、貞丈抄にみえ申候、太刀の柄にも白鮫かけ候事故子細有之間敷奉存候

同馬尾

是は平家物語盛衰記等にみえ申候證據分明に御座候間尤宜と奉存候

同琴の結

琴の絲にて柄まき候事は腰刀にはみえ不申候得共宗吾記に太刀の柄を卷候事みえ申候、其准據にて是亦不苦奉存候、飛彈國國分寺の古劒にも有之候

同より絲

是は楠正成朝臣菊水の短刀其外京都高家所藏古短刀等又太刀にもみ及申候

○驛鈴　傳符　飛驛　日本書紀云、孝德天皇大化二年正月凡給驛馬傳馬依皆鈴傳符剋數、凡諸國及關給鈴契、並長官執、無次官執」續日本紀云、養老四年三月乙亥、按察使向京及巡行屬國之日乘傳給食、因給常陸國十刻遠江國七刻、伊豆出雲二國鈴各一」又云、同年五月乙亥、給伊豆駿河伯耆國三剋鈴各一」又云、天平四年九月丁卯、依諸道節度使請充驛鈴各二口」又云、天平十七年九月癸酉、天皇不豫、勅平城恭仁留守固守宮中、悉追孫王等詣難波宮遣使取平城宮鈴印」日本後紀云弘仁三年五月乙丑、伊勢國言、傳馬之設唯送新任之司、自外無所乘用、今自桑名郡榎撫驛達尾張國既是水路、而徒置傳馬久成民勞、伏請一從停止永息煩勞、許之」又云、大同三年四月辛巳、驛鈴遺在廊下者自鳴」又云、弘仁三年十月癸丑、略廢常陸國安候河内石橋助川藻島棚島六驛更建小田

毬子拋入毬門、兩三入之後互拒捍爭戰而毬子入畢、次奉行更出毬子一顆、未入盡之方不出之謂之安計滿里、入之者比獲敵將之首、次安計滿里入畢勝負卽決、次打鼓鉦、次負方退出、次勝方隊正以下陣列唱凱歌而還入、鎌倉足利之世操兵以流鏑馬笠掛犬追物、方今吾黨之外無射犬追物等者、唯以打毬爲一助歟

○紀伊一位殿よりとはせ給ふ　裝束地紋圖式右書付の內の問　黃櫨染御袍の義は右御束帶の節の御袍にて申さば臣下の位袍のごとくに存候得共麴塵御袍も同樣に候哉黃櫨染は必御うへの袴麴塵は御指貫に候哉又兩樣共依時宜紅御引袴も被爲召候哉

黃櫨染は御束帶の御袍に御座候間御下は御下襲御表袴に御座候則天皇の御位袍に御座候、中古の書に御位袍とみえ候は此黃櫨の義に御座候麴塵の御袍は當時臨時祭次之度之出御に着御御座候又朝覲行事にも着御有之候義に御座候得共朝覲は御中絕の事故當時は臨時祭の試樂に限り候樣に御座候、右之通御束帶の事故御指貫御引袴着御の義は無御座候

御直衣之時は紅の御引袴に御座候御差貫は五節帳臺試之夜又御蹴鞠被遊候御時着御有之事に御座候併兩事共に絕而無之事故當時御指貫着御之儀は無御座候事に御座候

宮方の半尻は袖括五色之絲にて華鬘を結事に候、然に細長に右同樣袖に華鬘を結び右の肩に小忌の赤紐の如く同樣之絲を下たる圖有之候、是は全誤たる歟、細長には袖括も露も無之圖の方宜哉

御半尻御細長等は幼年の內着用之服故同樣五色の絲にて華幔等結び候事に御座候既右大將樣御童體にて着御の御細長は白紅紫の絲にて鶴結龜結等被付候、是は相國　宣下の時着御有之候又蒴木赤にて結たるも御座候、小忌の赤紐の如く肩にみへ申候は胸紐に御座候、水干細長等は入紐にては無之長紐に御座候、細長は童體の事故誠に幼少の間は色々之結付たるを着用仕候事普通の事に御座候

○本願寺內衆より問　家司けいし家つかさとも、源氏物語若菜上云、御おくりに上達部などあまた參り給ふ、かのけいしのぞみ給ひし大納言もやすからず思ひながらさぶらひ給ふ」紫式部日記上云、宮司殿の家司のさるべきかぎり加階」榮花物語云、關白殿のかみの家司いなばのせんじちかたゞをば、よりあき

屋故三位殿の御說なり、されど女御御入內の時の如き朔平門の外にいたつて臨期に輦車の宣旨を蒙りたる時はいかゞはせん、輦車にうつりのるに不及、牛を放ちたる計にて其車ながら引入るゝ事なり、そは山槐記治承三年十二月二十日酉刻參東宮之間已以還御、略於門外放御牛立榻、藏人右兵衞尉藤原爲成仰輦車次引入御車（不移御輦車）傅被候御車寄、關白被候殿上

○御車寄板之事　　山槐記、治承三年十二月二十日寄御車寢殿南階、予權大夫加公卿列傅被候御車寄、駕車追參入也、御車寄板召大進相伴被懸之」園大曆貞和四年十二月十七日御幸始次第、寢殿南面垂庇御簾晝御座（繧繝二枚加東京茵）如例階間簀子儲打板、其上敷高麗疊一枚、同間左右反燈樓綱、略次寄御車　諸司二分十人役之、四位院司二人御車（開輦戶懸打板、）略予昇打板上褰之

○院中直衣納言以上不憚事　　山槐記治承四年五月廿六日略左府被示云、右府可被假座之由可觸申被憚直衣云々、全不可然、院中如何定之時納言猶着直衣相爲交之例也、於參議者不然事也者、行隆觸此旨於右大臣、仍右大臣着座直衣可無便之由被申、左府被答云不及沙汰事也、今日人々着束帶者、依仁王會也

○濱松の君は當時之執政にして一日萬機事しげくいとまなくおはしますべし、しかあれど文武の道怠り給はず、御みづからも人にもせさせ給ふ、ひと日まかでさせ給へるがいとつかれさせ給ひてひるねし給へるを人も得おどろかし奉らで日も入がたになりぬる頃ふとめさまし給ひてけふなん書課をあやまち給へるとていみじうはぢさせ給ふてから歌一首御侍讀に給はりぬるとぞ、其日は川澄萬治明義なん侍り

讀書常課當嚴儆　　懶睡醒驚斜日映
朽木糞牆堪自誅　　平生豈學宰予行

一日午睡誤書課因以
自警

○或人打毬を張行すといひたるにその次第を書てつかはす、もとより古の打毬とはかはれどもこふまゝに書たるなり

打毬次第　　時尅撾鼓（見騎兵兩三人入門止）次左右隊正卒兵士入自埒門進行毬門之方（埒門卽閉）次撾鉦（三下）兵士陣列、次左方發鯨波、次右方應之、次左右隊正振旄兵士各進而以

長弘中敷畳定

縁青地小文唐錦
弘三寸
裏濃打物
又唐綾用之

永久三年面莚裏平絹唐錦

又云、今案永久三年七月廿一日東三條關白右大臣殿移御被用之色目同前也弘幷長各中數寸法同前也、縁弘三寸四方廻天差之青地小文唐錦裏濃打物

○或人のとふによりて書て遣しける

一刀子短刀剌刀腰刀一物にして異名なり、其製作は鐔なくして合口なれば合口の刀ともいふ、鞘を絲などをもてまけば鞘卷ともいふ、其用は組打にさしころし又押ふせて首をかくものなり、されば鐔ありては組合ながらぬく時ものにさわりてあし、長きも便利よからねば八九寸をよしとすべし

一太刀の長き刀を帶してうちあふ時は是を用ひ合口の短刀をさしそへて組打には是をもちゆ、近頃いにしへぶりを玄たひ長き刀に短刀をさしそゆる人多し、かくて武用にかけたる事もなければあし、ともいふべからず

一主人の居館に宿直する時長き刀をば我休所に置て一刀にて人に應對する時もし非常の事あらんに合刀の短刀にては不用心に似たれどもかゝる時は組留て無爲をいだすべき事專一なり、やむ事を得ざる時こそさしころしもせめ、いちはやく脇差ぬきて切あはんとおもふもよしなし、されば思ひの外短刀さしたるが便利よき時もあるべし、高名不覺は必鐔の有無及の長短にもよるべからず、人々の武道の心掛と武運による事なるべし、もとより夜討强盜の打入たる時などは長き刀をもて出あふべし

一さはいへど二百餘年大小てふとてつばある兩刀を必帶す事なればいまおのれひとり玄たり顏に短刀をさすをよしともすべからず、よくいにしへをたどりいまをかんがみ深く思ひとりて帶すべきなり

一狩衣直垂は更にもいはず、素襖長袴などきんずる程のはれの儀式には必合口の短刀を帶すべし

○輦車の宣旨を蒙りぬれば輦車にのりて宮門を出入する事なり、私第より輦車に乘ていづるもあり又牛車にのりて宮門にいたつて移りのるもありとぞ竹

し、されどわが憶説は直垂のもとは宿直に夜寒をゑのがんれうに綿入たる衣を着て柱によりそひなどして夜をあかせしものなるべし、宿直袋に入てもて出てとのゐさうぞくの上に打着て帯などもせでひたぶるにうちたれきたればひたゞれとはいひしなるべし、そをうちとけたる時は晝も着夜は衾の下にも着たるなり、さればうるはしき夜具とはすべからず、さて武士のもはら是をきる事は物部は宿衛の任なればなるべし

いにしへはむしろを敷てふすまをおほひてぬる事常の例なり、常に毎夜直垂をきたるといふ事證文もみ及ばず、明月記玉海三中口傳にぞうるはしき寢具の様に見ゆれば大かた其頃の事にもありぬべし、源氏物語のうちにもみえず、（三字本ノマヽ）空蟬か人がにゑめるもひたゞれにてはなし、又雅亮抄にもうは敷ふすまの事はあれどひたゞれの事はなし、江次第執聟の條にもみえず、（いま堂上家の婚儀にはふすまを略してひたゞれを用ゆとあり、一條殿近衛殿等の御婚儀次第にあり）いまのよにも京方にては袖付たる夜具をきぬなり、さればひたゞれを夜具の事にせんもよしなきなるべし、狩衣直衣と云は小直衣の事なり

直垂の體製は下衣のさまなり、本朝の表衣は上首（アゲクビ）にて袴の上にきるを例とす、下衣はたりくびにて袴に着こむものなり、されば直垂はかり衣よりもやゝおとれる服とゑるべし

○上莚之事　雅亮装束抄云、そのつちゑきの上につちゐのうちのりになかにうげん一帖なかすみに敷、南枕その上にからあやのおもてにしきのへりさしまはしてわた入たるがうち裏つけたるをゑきてとぢつけたり、これをうはむしろといふなり、そのまくら左右に八もん字にゑこんぢのてのこ几丁をたつ、枕几丁といふなり」三中口傳云、上莚事、白唐綾二幅ヲ面ニシテ濃打タル裏ヲ付テ綿ヲ不久良加仁入テ青地錦ノ縁ノ四方ニ着之、帳臺之内上敷之、四方ヲ所々縫付（閉イ）也」京莚着縁ハ非法式不用晴儀只私今案也」源氏物語夕貌卷云、あけはなるゝまぎれに御車よす、此人をえいだき給ふまじければうはむしろにをしくゝみて惟光のせ奉る」類聚雑要抄云表莚三枚各一枚

縫目付とは家紋を縫目々々に付る事なり、當時の布直垂何れも縫目付なり、菊閉の事をいひたるといふにて志るべし

胸紐の條

大双子に曰裏打は紐も菊閉も常の如く紫革にて素襖の紐よりも少しひろかるべし、同書に素襖の紐はひともんと定りたる事なれば夫より少し廣くすべき也、又義經記静御前の條畠山の出立別して色々しくも出立ず白き大口に白き直垂に紫革の紐つけてとも又布衣記に褐の直垂に赤革の紐なりとも又齋藤助成記にも革緒の直垂といふ、春湊浪話土肥經平が作にも無位の武士は布直垂に緒に革を付たり、又紐付べき様は革を能程にたち切て絲にて縫付るべし、縫目は内に成様に折返して付る也、ひもの圖略す

此紐革付様桂宮御藏物豊臣大閤贈らるゝ古素襖如圖革の光を截て中の廣き處は下え折兩端の細き處を裏へ通して結び置たり古風感ずべし

此中をば下え折て兩はしの細き所にてむすびとむるなり

菊綴の條

又故實記にも縫目を裏よりすくひて付候方も候、又絲にて付候、又そくびにても當代つけ候ともみえたり、裏よりすくひて付るに二様あり、結目のたてに成たると横になりたると也、畫圖略す

桂宮御藏物古素襖一結志たり、小笠原長時朝臣記に雁金を表すとみえたるもこれをいひしなるべし

玉海文治六年御入内之條、臥御其上先着紅御直垂、其上奉御衾、又明月記に聟君直垂同御枕二姫君御小袖其右置云々、又宇治拾遺に利仁將軍の敦賀の家にての事を記せる條綿厚らかに入たる直垂また綿四五寸計入たるなどみえしは夜具の直垂なり、土肥考の頭書安齋翁衣の上に着る直垂といふものあるに紛らはしく臥具をも直垂と名付べき事あるべしとも思はれず、押はかるに衾は袖もなく方なる物にして臥具の本なるに後に袖付綿入などして作り出せしが其形衣の上に着る直垂に似たる故直垂衾とも名付しなるべし、直衣は狩衣に似たればとて狩衣直衣ともいへる類なるべし、常に毎夜用ゆる物なれば衾を畧して直垂とのみ呼ならはせし故其名差別なくなりしにや、以上採要こゝに擧此夜具のひたゞれは今世に夜具と名付る物なり、衾と云は今世にふとんと云もの也

夜具の直垂を別種に志たるはいとよき説なるべ

をえさせんとあなる裏をなんうしなひたりとまうす」兵部卿範輔卿記云、直垂元武士之服也、爲直仕聽之、文門直衣相同也」宣旨部類記曰、天慶度平貞盛聽直垂着」宇津保物語藤原の君曰、さぶらひの人どもははたけつくるとておとゞくゝりあげくれの足駄はきてさい杖つきて布の直衣きて立給へり」
直垂の起原を考ふるに上古武官の着服に襖と云ものあり其製闕腋にして直垂におなじ、是をまたいづれの御時よりやひたゞれとは云初けん其襖を改名付し事はいまださだかに所見あらず
武官の位襖と武士の直垂とは其服制の懸隔する事いふに及ばず、又當時に至りても武官の儀服は必襖をきる事なれば改名ともいふべくもなし、位襖は朝廷の大中少儀の公事に服す、冠を被り半臂下襲等をかさね表袴の上にきるなり、其體製は上首にして尻長し、（襴のなきものは尻を長くす）元日卽位には武禮冠裲襠をきるを禮服といふ、又官によりては桂甲をきるなり、直垂は武士の宿直に夜のみ着たるものなれば褂の裁縫に同じたりくびにて身前後共に短し、全く下衣の體製なれば袴に着こむなり、如此懸隔すれば一口にいふべからず、素襖の襖も襖子の襖より取たるといふが近かるべし、襖子は賤服にして其體直垂に同じ裏有綿も入るなり、（下の條に素襖の條に襖は位襖より出たるとしるせり）
露は元大針小針をさしたる其餘を下遣たるなるべし、しかるを玉蘂云建暦二年三月廿二日宣旨云王臣家雜仕裝束、（中略）懸閉絬停止之とのたまひしより露をのみ下るべく成にけん、其露下ぐべき長さは道照愚草に袖の下三四寸露を結びさげ候と見えたり、便用にはこれを取合むすびてかたにかくるなり（略）
袖絬に差絬籠絬の二種あり、差絬と云は大針小針にさし通したる也、この絬といふは袖の端を折内を通し袖の先にて穴をあけ外に引出して一結してさぐるなり、それを畧して袖先計に付るなり、さし絬は式にて狩衣水干に用ゆ、されど外記史の類又宿老の人はかざりをはぶきてこめくゝりにして肩もぬひこしてきる事なり、（こめくゝりもし事にのぞみてくゝるには安すけれ共俄の時は露をむすびてかたにかくべし、こはかり衣の露をむすびてかけたる事もあり）
首書
縫目付とは切付紋の事なり、又菊閉の事を云たる處もありと圖説に出たり

はまづみぬ古の心地して鳥がなく吾妻のめには打驚かれぬべし、程なく御土器給ふ、その洲濱の臺は森姫君の御城にまうのぼらせ給ひし時大君の給へるを又此の君に給へるなりとぞ、鳥の御あつものなど賜ふ、御酌の女房は小袿のいとうるはしきひとりは濃袴着たり、かゝる御設をもしらで放ち元鳥にうちとけたる衣きてはいとかしこくもはづかしくも顔赤むこゝちすれどいかゞはせん、さて三舟の屋にものせよとの給ふ、こゝには透渡廊をもてつゞけ給へり、御庭の前栽秋の千草は萌過てきくの花のみ今をさかりと匂ひみちたり、簀子に讃岐わらうだしかせ給へて並居ぬ、御くだものを給ふ、こも唐菓子のめなれぬさまにて菊重の紙打敷いまひとつはよの常の御菓子なれど心葉さし給へるもいとえんになつかしげなり、み物語り數々聞へ奉る、此三舟の屋は詩歌管絃をせさせ給ふ御料に造らせ給へれば大井川の昔思ひ出てさはいひ給ふとぞ、かくてはしば〳〵も參れかし歌などもつかうまつれいとよくおしへ聞へんなど御心へだてずの給はす、もとより物部の口をしさは弓矢をとりてならば歩騎いづれの御かたきをもつかうまつるべけれどかゝるかたはいふがひなくて三の舟えらばしとはきこゆべくもあらず、ただかしこき御敎によりてはやまと歌の舟にだにのらまほしうおもひ侍りぬ「大井川三舟浮べしみぬよまで覺ゆ計のけふの樂しさ」「秋深く匂ふみ庭の白菊は君がちとせのかざしなる覽」たそがれ時になりぬれば大殿油參りとうろに火ともさせかゞり火の臺めしてたかせ給ふ、中々に月まち出んよりはえんになつかしきみ前のさまなり、かゝる御あたりにはげにをの、えも朽ぬべけれど又しもなど聞へ奉りてまかでぬるはいと〳〵あかずなん

○木原楯臣直垂抄出並付紙　貞信公記曰、天慶度云征東將軍參議右衞門督藤原朝臣忠文趣東軍、予使時名贈金錢百文及精好綾二端畢、件綾着甲介表料也、色以紅梅一綠一」江談抄云、貞信公御餞ノ直垂トテ右衞門督紅ウスキ直垂着テ東ニゾ下ラレケル」野府別記云、寛和元年召覽彼祖父貞盛朝臣之直垂萠黃爲甲介裏悉損」壬生忠見集云、ある人のひたゞれ

五日去十七日一條院崩、又今朝謠言付菖蒲之人稱有其例、兩京小宅皆採棄其菖蒲云々

○新造亭三箇年間煤拂不可有　東鑑嘉禎二年十二月六日爲大膳大夫奉行召陰陽師等、於御所歲末年始雜事日時勘申之、御煤拂事有相論、文元朝臣申云新造者三箇年之内可有其憚云々、親職晴賢等朝臣云先達者雖無指文皆所記置也、至新造者無煤之故歟、有煤者可拂歟云々、所詮此條無證據、然者無煤拂御沙汰可宜歟之由被仰出之間各不申子細也

○點圖角筆之事　江家次第卷十七御書始條云寬和例晝御座西間供繧繝端帖一枚爲御座、其前立御書案置御注孝經卷紙也、又置點圖角筆等案面推紙、御座西間敷兩面端帖（東面）爲攝政座

○夾笄　西宮記除目直物條云、令進彼年年除目改正、「剌夾笄勾申文」北山鈔除目直物條云、隨直勾勘文（并）申文夾笄召名、（摩一行有空所者又指夾笄云々」）江次第鈔四云、夾管以竹（長三寸）作之以絲結之、或以紙捻結之兩說也」江家次第卷四除目直物云、參議仰入直物年々召名並硯可進由、（略、便用其硯更不召外記硯、只仰可進夾笄由」）山槐記（中山內府忠親公記）云夾笄大外記師元朝臣作之與予也、寸法如此以竹（其色頗黃）作之、長甲方其首少許以細紙捻眞結結之、（清家夾笄頗短或又以絲結之云々」）清少納言枕草紙云、古今をかくしもてわたらせ給ひ（中略）十巻にもなりぬ、さらにふようなりとて御さうしにけうさんしてみとのごもりぬりいとめでたし

角筆は字突なり、竹をもて作る本ありみるべし、短は御料ながきは御侍讀のれうなり、もとは角もてつくれば角筆とはいふなるべし、夾笄はよみたるしるしにさしはさむなり、是も本をみるべし

○九月のはたあまり鍋島攝津守の君のもとにはべりぬ、その日の事を書て大森へ遣しける

しらぬ火のつくし肥前の國蓮池のわたりしらせ給ふ攝津守の君はいにしへを好ませ給ふ事ねもごろにものせさせ給へば御あたり近くなれ奉らまほしけれど打付にさぶらはんもなめげなれば思ひつゝ、年月經侍りぬ、ひと日めしよせ給ふべく大森某が御せうそく傳へぬればいとうれしくて參り侍りぬ、はやく御みすの內ゆるさせ給ふて御前近く候はせ給ふ、君は風折ゑぼうしに朽葉にや有けん文紗の御道服花田の御さし袴着給へり、御ましのあたり御調度抔えもいはずなまめかしうみやびなる

其用途に充がたかるべし、さればなま〳〵の兵學者流者はみし事さへなきをあさゆふ着試み侍らんはいとかたかるべければしゐてあしといひおとして取交へぬもうべなりけらし、ことに未練なるは製作の様をしらぬも多かるべし

○まことはかの東照太神の齒朶の御具足ぞ吾國六十餘州を平治し給ひし御物具なればこれにます製作はヌしもあるべからず、諸侯家にも其世のものぞ傳へ給はん、是をみてもいにしへの忍ばるべければ必體製の高卑をばいひ給ふべからず、しかあれど太平の後二百餘年文物備り官位によりて束帶衣冠狩衣直垂以下をきる人は更にもいはず、吾黨までも必戎衣のみ慶元年間の風をまねぶべくもあらじと思ふなり

以上

○いにし年大鹽平八郎の大阪中を亂妨せし時遠藤但馬の守の君火事羽織の下に腹卷を着給へりとぞ、げにかれら百二百人許おこり立ぬる共君達のうるはしくよろひ給ふべきにもあらず御用意感じ奉るにあまりあり

○或やんごとなき若君の鎧着初をし給ひし時頭巾をかうぶらせ奉りしとぞ、こはその家の兵學博士のしわざなり、つぼ袖の胴着などをや奉りけん、其ほかの御物具も推量るにくちおしきこゝちす、もとより甲越の兩大將は入道なればこそ頭巾道服の類をきて曲彔にこし打かけなどもしたるべし、おひさき遠き若君に法師の手振をさせ奉りしはいと〳〵いまはしからずや、こは兵學者流にもかぎらず一流一家の先生はかくのみ文盲なるものなり

○執聟所三ヶ年不菖蒲哉事　山槐記仁安二年五月四日辛丑藏人右衛門權佐經房示送曰執聟所三ヶ年不葺菖蒲之由有巻說　如何者、答不　知之由了不憚事歟、是越後守時實爲聟仍相尋歟

○法住寺殿御移徙翌年葺菖蒲事　山槐記仁安二年五月四日法住寺殿葺菖蒲、去年十二月御移徙也、新屋三ヶ年不葺之由有閭巷訛言仍所記也、不憚事也

○五月葺菖蒲喪家服者家葺之事　人車記、保元元年五月四日故高陽院白川御所不葺菖蒲是定例也、法性寺故北政所御所葺之由或人來示尤非例也、喪家不葺之服者家葺之定事也」玉海、壽永元年五月五日喪家所之外雖重喪家葺菖蒲也」左經記、長元九年五月

長刀を用ひしとみえたり

○腹卷は狩衣水干の下にきたるものなれば袖籠手などは具せぬものなり、又やんごとなき人宮原などあるはまだあげまきにて軍に從ふ時した、かに鎧きんはにげなくて腹卷に小具足つけて着たるもあるべし

○考ふるに直垂に小具足計きる事はよの常の衣服にたぐふれば褂姿に准ずべし、されば私の陣にゐる時は心の儘にて主將の前には必胴をきて出べし、かぶとは敵にむかふ時のみきるものなり、貴人の前には必ぬぎて出べし　されば後三年合戰の畫にも夜半に資道をめされたる時八幡殿は小具足に太刀持てしん所より出給へり、資道は鎧をきて御前にかしこまりしをみてしるべし、後のよにはかゝる用意もなく小具足計にて人前へ出しもあり

○甲冑の製作は古今得失とりぐ＼なるべし、しかるを兵家の説は最上桶皮の類鐵胴にかぎり故實を好める人は鎧腹卷胴丸をよしとす、吾思ふには古の製作もいまの手振もよく着試み弓をも射槍薙刀太刀打組打をもして進退周旋心にまかせたらばいづれをも用ゆべし、必琴柱ににかわして古今を論ずべからず、さはいへど章服にも禮服朝服直衣宿衣の等級あり褻服にも布衣水干直垂以下の差別あり戎衣も亦一様なるべからず、たとへばやんごとなき若君の鎧着初をし給はんに最上桶皮の類の鐵胴を奉るべくもあらず、又大將軍の出陣あるは凱旋の日いま樣のいやしげなるもの着給ふべくもあらず、實に刀槍をまじゆる時はとまれかくまれ鎧をも腹卷胴丸をも當世具足をも並べ置て時に臨み心にまかせていづれをも着給ふべきことなるべし、おのれもさこそ思ひとりて鎧二領一領は函工大石が製、一領はわが手づくり、胴丸また當世具足をも持て侍るなり、腹卷計ぞいまはなければこも手作りにやすべけんなど思ふなり

○或兵學者流古製の甲冑は不便利なりといふ、行義聞てそは着試み給へりやと問ぬればさもやなかりけん顔打赤めてやみにき、げによしあしを掲焉に定めん事は朝夕着試み馬一疋をだに飼置て何事をもし深くたどりて後こそいひ出め、ゆくりなく心あての説をいひ出てかへりて兵家の敗北せしはこゝろの内ほゝえまれて本製の鎧一領をだに具足し直垂大口までをとゝのへ侍らんにはちゝのこがねを出さゞれば

弘建武に至りてうち物ます〳〵盛になり、山寺の惡僧等は延暦園城更にもいはず歩武者も交れる樣なり、合戰の次第は先陣に進んで名乘るに家門の美名を自稱し、或は敵を罵りことば戰をするもありまづ矢軍をして矢合の鏑とて鏑矢をはじめに射るなり敵を射しらまし備のはしうごき敗軍の機をさつし驅武者馬をはせてかけ破らんとするを歩武者馬のもろひざをなぎなどして歩騎とり〳〵戰ふを第二へんとすべし

足利の末の頃より足輕といふものを陣面に立鐵炮わたりては炮卒を第一の隊とし弓卒を第二の隊とす、炮卒しきりに打合弓卒かはる〳〵進みて兵士鎗を入る、一番鎗二番鎗等の名有突戰して勝負を決す、其手ぶり大に變れるを第三へんとすべし、兵士鎗を入馬をば乘放つべし、但隊長はなほ馬上にありて指揮を要とすべし

○甲越の兩將ことに漢風を學び八陣九地などを信じて陣法をたくみにし專ら破られざらん事を思ふが故に敵軍進み來らざればわが備を崩し地理をはなれてかゝらんはあやぶくてかたみに戰をいどみがたくいたづらに數日をおくる、これ陣法に深入する一僻にしてたゞ兵馬糧蒭を費勞せんは吾好む所にあらず、さはいへど書紀にも陣法の事みゆ、續紀には陣法の博士あり、こは往古の人民淳朴にして軍事をしらざればしば〳〵ならはし給へるなるべし

○甲冑の製作も合戰の手振のかはれるまに〳〵また三篇なりとしるべし、ふるきよはしらず賴よし義家朝臣よりこなた鎌倉のよにいたるまで將士皆鎧を着す、馬の口取の類のみぞ胴丸をきたるなり元弘建武の頃或は鎧を着又は胴丸を着たるべし、尊氏將軍の像鎧を着給へり、太平記にもなべて鎧と見えたれど宗像明神の社藏に尊氏將軍の胴丸あり、又正成朝臣の胴丸も所々にのこれり足利の世にはなべて胴丸なり、結城合戰の畫又細川澄元朝臣像等をみてしるべし、されどやんごとなき人は鎧を着給ひしなるべし元龜天正にいたりては常の衣服もまことにあらぬさまになり果ぬれば直垂にゑぼしきる人などはなくて亂髮に鉢卷し多くは鐵胴をきたるべし

○其調度も又三ぺんとすべし、後三年の頃までは弓矢をむねと用ひ源平の頃は弓矢太刀薙刀並に用ひ太平記のころ打物ます〳〵盛になり槍もやゝ出來たり元龜天正にいたりては弓鐵炮を歩卒の任にし武士は鑓をもてむねとす、されば足利の世までは調度といへば弓矢の事になり、今は道具といへば鎗の事になるなりしかいへど是のみや時世にも移らず、その人の得たる所にして後のよにも內藤家長朝臣は弓矢をもて稱せられ給へり、榊原康政朝臣島左近が如きは

かつらを入たるなり、このかつらを武家にてあまた所ゆへどもこは晴にはとくべきものなり

第六條

印押字の說も理なり、考ふるに文武帝の慶雲元年諸國の印を鑄さしめ給へり、これよりさきに内外印省臺寮司各印ありとすべし、令條を思ひてしるべし又東寺の古文書をみれば私の印もはや天平にみえ、嘉祥二年の劵文には指を以て證としたるもあり、又草名は昌泰天慶のころよりみゆ、東寺古文書にあり、又花押藪にも道風行成匡房卿等の花押みゆ弘安禮節には草名を用ゆる事制を立たり、名字の下に花押書事は平治の頃よりあり、こも花押藪にあり、鎌倉にいたりてはしば〳〵みゆ

後松日記巻之十二終

後松日記巻之十三

○平澤季冬に合戰の三篇を書て遣しける

千早振神代のみいくさは今はたいふに及ばず、書紀軍防令等を思ふに便弓馬者爲騎兵無馬者爲歩兵並當試練云々、又弩石矛稍長槍等を用ひし事見えたれば其手振かはるべし、發弩抛石並に今傳はらず中比經基王貞盛朝臣より、こなた頼義義家の君などことに弓馬に長じ給ひ、その幕下の兵士ひとりもつたなきなく發つところ必羽ぶくらをのむ、遠も近かきも心にまかせ弓手も馬手もはせあふまに〳〵射ておとせば弓矢にしくはなかりしなり、よりて騎兵の隊のみにして歩兵なし是第一へんなり、さはいへど太刀打せぬといふにはあらず、組打もすべし、ことに矢種もつきたる窮兵は太刀打組打をぞすべきなり源平のたゝかひの比もなほ騎戰のみなれどあるは組て勝負をし、またはつよ馬をもてかけ破る、これ少しく弓馬の術のおとれるによりてなるべし、されば其兵の中に歩射の上手あり、爲朝朝臣の類、この御曹司つくしそだちにて馬上の射いささか劣れるとぞ又打物にほこるもあり、莊司重忠の類、平家の侍には尤多かるべし元

別に御諱みゆる事連綿せり、孝謙帝佛に歸依し給ふによりて謚を奉らず、平城帝已來或は皇居或山陵の所を稱して謚を奉らず、嵯峨天皇以後尊號を稱せず、又嵯峨院を造りて院號を稱す、又西院とも稱し奉る人臣も某命など、いふ事ははやう絕て官位姓名を稱するなり、官位姓名に次第あり、令已下の書にみゆ女も玉依姫媛蹈韛五十鈴媛命などいひしを旅子淳和御母嘉智子仁明御母の頃より子の字を通稱する事連綿せり、これらも少名は別にありて弃する日更むるなるべし、しかあれど前にもいひしごと當時は元服以前名字をさだむ皇子は立親王の日さだめ給ふ例なり

闕腋袍は屈伸の爲との說あたれり

第四條

童裝束は童の朝服にて卽制服ともいふべきなり、童殿上とて童子に昇殿をゆるされて宿直せしめ給ふ時は晝はこれ夜は童直衣を服すべし、細長水干等は私第にて服用すべきなり、冠と稱するは禮服冠の事なりとはいかゞあらん、推古帝の冠位を定められしも當色の絁をぬひて元日には髻華を付れ共玉もて餝れるにもあらず、孝德帝の織冠繡紫冠錦冠靑冠等も色と織にてけじめわかち給へるにて玉もて餝れるにもあらず、令條に至りて禮服冠と稱し朝服には頭巾と無下なる字をかゝせ給へり、こは其頃幞頭なども書たれば頭巾共書しならんにまかせて深くしもたどり給はぬなるべし、ふるきよに位を授ふ時其當色の冠を賜ふといふも禮冠にはあらず、いまだ禮服を制せられぬ前の事なればなり、大寶元年冠を賜ふ事を停められて位記にかへられ、同二年にはじめて大納言以上に禮服を着せしめ給ふ、おもふに禮冠は唐朝に效ひ給ひてこと更に造り出し給へるにて皇朝普通の冠とはすべからず、されば天皇の御元服にも冕冠は服し給はず、王公百官元服するにも禮冠はきず、尋常の冠を服用するにてしるべし

同

烏帽は無紋の繒にてぬひて頭に引入たるまでにて纓も弃もなし冠と製同じ共いふべからず

第五條

婦人は髻を垂たれば頭をおほふに及ばず童子も同じ但婦人の禮服には寶髻とて金銀珠玉をもてかざる事みえたれ共今傳はらず、義髻といふものや後の世の

三條院　十一　　今上　十

此間十四代略之

親王之時

嵯峨天皇十四　　淳和天皇十三

文德天皇十六　　光孝天皇十六

此間御十七代略之

靈元院　九　　桃園院　六

諸臣

昭宣公基經公年十六　於東宮　　時平公十六於清涼殿　光孝帝加

貞信公忠平十六　　兼家公十九

賴通公十二　　關白殿八政通公

鎌倉

實朝公十二　　賴經　八

賴嗣　六　　宗尊親王十一

北條時連於幕府十五　　同賴時同上十三

義滿公十一但九歲叙爵十歲正五位下左馬頭　義持公九

義政公十五

第二

元服の禮朝服を一加する事古今王臣の通儀なり、武臣の元服は烏帽子狩衣直垂を着す、又武家の普通なり、東鑑足利家の記錄をみるに若君元服に立烏帽子狩衣を着す、自餘の物部准じてしるべし、烏帽子親といふ名もきこゆる事久し いまはた黄袍の朝衣もこゝろよしとするにたらず、吾おもふには元服は武家の流例によりて烏帽子に狩衣直垂を着し、さて位記宣旨を授ふ日朝服して庭に下りて遙　帝都にむかひて再拜舞踏すべし、こは吾今案の儀禮なれども位記を授ふて位袍をきぬもくちをしかるべし、又拜賀せぬも禮を失ふべければなり

第三條

名字を定むる事、元服を期とすとはことはりなり、ふるきよはしかなり、後の世は元服已前やんごとなきは五六歲さなきは十あまりにてさだむとみえたり、謹て書紀已下を思ふに天皇には尊號あり追謚あり御諱あり御幼名あり、卽神武は在位の景迹を考へて追謚し奉りしなり、釋日本紀に孝謙帝の御宇淡海の御船奉勅御謚を奉りたりといふ　神日本磐余彥天皇とは尊號なり火火出見は御諱也御字は仁賢帝のみにあり、又尊號のみありて御諱なきもあり、こはたゞに御諱を尊號に用ひたるもありまた尊號に御諱をそへて稱するもありとみゆ、聖武帝已來

帽モ皂ノ緌ナリ、其體製モ亦異ナレドモ冠ニ巾子ノ名アリ、是纓ヲ以テ髻ニ結タル形ニ中古ヨリ作リ固メタルナリ、烏帽ハ纓モテ結バザルノミ、何ヲ以テ頭巾ト烏帽トノ別アルベキヤ、院中着御以下烏帽ト稱スルコト何ノ世ヨリ起リタル歟如何、軍陣ニ綏烏帽子ヲキルモ亦同ジ、上天子ヨリ下庶人ニ至ルマデ常ニ科頭ニシテアルベキコトナシ、天子スラ夜モ御髻ヲ放チ玉ハズ庶人軍陣ニ於ヲヤ女モ禮服ニ寶髻アリ、朝服以下寶髻ナシ釵子平額アルノミ、是頭ヲ帽フベキニアラズ、婦容ノ餝トス、寶髻モ頭ヲ帽フ儀ニ非ズシテ餝ノ爲歟、本朝婦人ハ髮ヲ帽フ禮ナク童男亦同ジキ如何

一諱ヲ定メ印形書判ヲ作ルコト當世ノ風ナリ印形ハ諱ヲ用ル事勿論ナリトイヘドモ天皇之璽官符之印上古ヨリ有、今ノ印形ハ則庶人之璽ナリ、天皇璽ハ代代同ジカルベシ、庶人モ亦家々ノ印代々同ジキヲ用ヒテ可ナルベキカ、今常ニ印形ヲ用ユベキ時書判ヲ用ハ中古ノ風ニ叶フベキカ、花押ノ事强テ證據ノ爲ニアラズ名字ヲ草字ニ書クノミ、敬フ人ニハ名字ヲ眞字ニ書花押ニ及バズ、何ノ頃ヨリ起リタルカ如何、古連署ニ花押ノ沙汰ナシ今モ諱ヲ書タランニハ證タルベシ、若文ニ重キ證ヲ載スベクバ家ノ印ヲ用ヒ尋常ニハ重キハ名字ヲ書輕キハ二合花押等ヲ書キテ可ナルベキ歟如何

答　第一條

元服する年齒の論ことはりなれども先蹤をいはざればおぼろげなるによりて古今の大畧をゑるしていよいよまどひなからゑむ、但中古よりの弊風にて二三歲の兒叙位任官する事あり、こは前に吾日記に論じぬればかさねていはず

即位之後

清和天皇十五	陽成天皇十五
朱雀院　十一	圓融院　十四
一條院　十一	後一條院十一
堀河院　十一	鳥羽院　十一
仙洞　九	此間御十八代略之

東宮之時

聖武天皇十四	平城天皇十五
仁明天皇十四	醍醐天皇十三
冷泉院　十五	花山院　十五

何定リアリヤ

一本朝冠ノ制禮服冠頭巾ノ二品アリ禮服冠ハ朝廷ノ大儀ニ限レリ、頭巾ヲ以テ尋常ノ服トス、故ニ朝服ヲ服シ頭巾ヲ加ルヲ以テ元服ノ儀トス、周之禮冠ヲ三加四加ス（緇布冠皮弁爵弁之類）本朝一加ノミ、異邦ノ禮比スベキニアラザレドモ其意周禮モ甘心セズ、思ヘラク本朝ノ一加勝レリト、然レドモ今武家ノ諸侯直垂烏帽子ノ如キヲ以元服最（サイ）トスルハ無念ナリ制服ニ用ユベキ歟、（黄袍束帯）如何

一諱ヲ定ムルコト本朝制ナシ異邦ニハ冠シテ字スト云諱ヲ云ハズ、字ハ他人ヨリ稱スル名姓ノ字ニ伯仲ヲ加フルノミ、周ノ末ヨリシテ自ラ字ノ字ヲ定メ子ノ字ヲ加ヘ又卿ノ字ヲ加フ倶ニ美稱ノ字也、是亦異邦末世ノ風用ルニ足ラズ、今本邦ニ太郎次郎ト稱スルハ伯仲ノ男ト云ガ如シ、異邦ニ勝レリト云ベシ、然シテ諱ヲ定ムルコト和漢其制ヲ聞カズ、童名ハ字ニ非ズ諱ヲ以テ童名ニ代ルナリ、元服ノ時ヲ以テ期トスベキ歟、今高貴ニテ四歳ニテ諱ヲ定メ袴ヲ着シ五歳ニテ元服叙任ス、又諸侯ノ當主ハ幼稚タリトモ諱ヲ定メ童名ニ加フ其謂無キニ似タリ

一元服以前童殿上ニ闕腋ノ束帯ス是武官ノ闕腋ト其裁縫同ジクシテ其意異ナルベシ、武官ハ官衞ナレバ屈伸ノ易カラン爲ナリ、然レバ三位以上ハ武官トイヘドモ縫腋ヲ服ス、童裝束束帯ストイヘドモ朝服ノ制ニ非ズ、位色ニ非ズ、赤色浮織物文小葵下衣濃裝束等皆服制ノ限ニ非ズ、サレバ心ノマヽニ著スベキノ意ナリ、腋ヲ缺クハ亦屈伸ノ爲ニシテ今ノ振袖ト同ジ、是童ノ一制ナリ、朝儀ニ預ラザレバ必シモ殿上ノ服ニアラズ、私亭ニテモ晴ノ時用ヒテ可ナルベキ歟、朝服制服ヲ私亭ニ用ユベキ事前問ニ云ヘリ、童直衣ハ正服ト云フベカラズ、又細長水干等是褻服ナリ、殿上人以下之子父ノ衣制ニ准ジテ綾平絹等雜色ノ闕腋ヲ束帯シテ可ナルベキ歟、上位ニシテ織物ヲ僭スルハ制ノ外ナルベシ如何

一冠ノ名令ニ禮服冠頭巾ノ二品アリ、今ノ冠ハ頭巾也、冠ト稱スルハ冕冠禮冠武禮冠ニ限ルベシ、今ノ冠ハ頭巾ト云ベシ、後世烏帽子ト云モノナリ、立烏帽子風折烏帽子細立折据等其餘モ有ベシ、皆制アリ、上院中ヨリ下庶人ニ至ルナリ、烏帽子トハ黒色ノ絹ヲ以テ頭ヲ帽フノ儀ナリ、頭巾モ皂ノ羅縵ナリ、今ノ烏

來當時ノ式名實相正シクシテ古風ニマサレルコト大ナリ、但一ノ弊風アリ妻ヲ擇ブコト美醜賢愚ヲ諸ハズ一ニ黄金ノ幾許ニヨル、故ニ寵愛嫡妻ニ有ラズシテ妾ニ在リ、其妾ガ身必卑家ヨリ出テ言行婦德ヲ修ムルコト不能閨中自ラ卑風アラン、恐ラクハ所生之男女子亦外戚之卑風ヲ承ケム事ヲ

第二

衣服令ヲ考フルニ朝服ハ朝廷ノ公事服也トアレバ尋常ニハ雜袍布袴モ服用スベシ、（雜袍ハ直衣、布袴ハ差貫、）庶人ニ至テ尋常トイヘドモ制服ヲ服シテ雜色袍布袴ヲ通用セズ、タヾ草鞋ヲ以テ皮履ニカフルノミナリ、シカレバ有位ハ公事ニ預ラズシテ公門ニ入ル時ハ雜袍布袴ヲ服用スルコトヲ聽サル、ナルベシ、（後ニ直衣衣冠ヲキル此ノ例ナリ）婚姻ハ大禮トイヘドモ公事ニ非ザレバ有位ハ雜袍布袴ヲ服用シ无位ハ制服ヲ服スベシ、中古布袴（衣冠催束帶ト云）直衣宿衣ヲキルモ當レリトスベシ

第三

婚禮ニ婦人白衣ヲキルコトハ足利ノ世ヨリハジマル、（婚入童女記以下ニ見ユ）白ハ色ノ本元褐モ亦正色ナレバ成ベシ、（褐ハ藍ノ深キヲ云）又婚ヲ死道ニ比スノ説頗一僻ノ舊俗ナキニモアラヌ樣ナリ、白衣ヲキルコレニヨリシモ知ラズ、但足利將軍家晴ニ白直垂ヲ着用シ玉フ、凡源家白ヲ尙ブコトハ經基王ニハジマル、然レバ其氏族陪臣白ヲイムベキノ理ナキ歟、（衣服令ニモ白黄丹ト有）又堂上家ニハ紫以下祝ニ着ル色雅亮抄等ニアリ、產屋ニ白ヲキルコトハ源氏榮花物語紫式部日記中右記以下所見多シ其例久シキナリ

○又季冬問　冠禮ハ人之爲人所以禮儀ノ始也、衣服ヲ定メ君臣尊卑ヲ分チ禮儀ヲ修ムルノ元也、本朝天皇皇太子ヨリ諸臣庶人ニ至ルマデ其禮具レリ、然而中男正丁ノ制庶人ニ至ルトイヘドモ是尊卑ニ通ズベキ也、中男以上十五歲ニシテ君ニ仕テ忠軍ニ臨ンデ功アルベシ、故ニ成人ノ服ヲ服シ朝ニ事ルナリ、周ノ制天子諸侯十二歲ニシテ冠ス、庶人二十ニシテ冠スル制ナリ、本朝元服ノ年齒不定三歲ノ頃元服スルコト源平ノ頃ヨリ有リ、今モ高貴ニ在テハ五六歲ニシテ元服叙任ス、是ハ父ノ蔭位蔭官ニ因ルトイヘドモ、尤權ニ侈ルノ甚シキ中古ノ弊俗改ラザルナルベシ、今言難シ、當流ニテ十六歲ヲ元服ノ年齒トス最モ叶ヘリ、高貴ニテハ十二三歲ノ如キハ可ナルベシ如

一今世婦人ノ服禮服寶髻ノ如キハ不知、尋常裳唐衣等具レリ武家ニテハ上﨟トイヘドモ服ノ制ナシ、尊者トイヘドモ袴斗ヲ用ユ、其餘諸侯ノ夫人ヨリ庶人ノ妻妾ニ至ルマデ纔ニ小袿ノ如キ綸子紗綾縮緬ノ衣一ツ斗ヲ着テ袴ヲ不着尾籠ノ體ナリ、只々彩繡ヲ以テ其制ヲ分ツトイヘドモ尊卑ノ差ナシ風俗ノ一變歎クベクシテ改ムベカラズ、然バ是ヲ以テ外命婦以下庶人ノ妻妾ノ朝服ニ比スベキナリ、且大禮ニモ其朝服ヲ服スベキハ今皆白ノ衣ヲ用ユルハ何ノ故ナルベキ哉、其正色ノ素ヲ尊ブノ謂カ、色直シト謂フハ雑色ノ燕服ニ代ユルノ儀ナルベシ、出生ノ時母子白衣ヲ用ルモ同ジカルベシ、又思フニ婚儀ニハ多ク左道ヲ用ユル禮アリ、婦人夫家ニ行テ不歸ヲ以テ死道ニ比シ凶服ニ近キニ似タリ、禮云婚禮不賀ト父母ニ繼グコトヲ思フガ故ニ慶賀セザルナリ、凶服ニ比スルモ又其謂無キニアラザルカ、又出生ノ理一ナレバナルベシ、色直ハ吉服ニ代ルナリ、然トイヘドモ　皇子降誕且臣下ノ誕生ニモ古白衣ノ沙汰ヲ聞カズ、婚儀出生共ニ常服ヲ用ルヲ古トシ白衣ヲ用ルハ後世トスベキ歟如何

一今時武家ノ禮タル婚スルニ納徴納聘請期親迎等ノ禮鎌倉ヲ初トスベキカ足利ヲ初トスベキカ淺見ナケレバ不知、何ノ代ヲ鑑スベキ歟如何

答　第一條

結婚ノ制律令ニ見ユ、又西土ニ六禮ヲ設ク、最モ人生ノ重事也、而考フルニ皇朝ノ古神代之風ヲ承テ質ヲ貴ビ文華ヲ以ヒズ蕃國歸化シ王使朝參セシムルニ及テ　天皇古風ノ質ヲ以テ安ズルコト能ハズ更ニ新制ヲ下シテ文華ニ從ハシメ給フ、歴代朝廷益盛ニシテ禮儀文物漸ク具レリ、シカレドモ婚姻ノ如キ私家ノ禮ニ於テハ未ダ新制ヲ下サレズ、ナヲ古風ヲ傳フトイヘドモ專ラ私和奸通スルノミニアラズ、父母ノ許可ヲ待テ而後男先婦家ニ行テ相見ルノ時密儀ニ從テ正禮ヲ設ケズ、或婦ヲ男ノ家ニ相迎之時ハ設正禮、但女子之心父母之家ヲ辭シテ輕ク夫家ニ行クコトヲ難トス故聟取多シテ婦迎ハ稀ナリ、ヨツテ正禮ヲ設クルコト少ナシ、外朝ニ六禮ヲ設クトイヘドモ實ハ牆ヲ踰テ相從フ類無ニアラズ、皇朝婬風ニ近シトイヘドモ實ハ正シキモアリ、爾後豐臣大閤家ニ至テ公ニ申牒シテ婚姻ヲ定ムベク嚴制ヲ下レシヨリ以

ハ朝服ニ非ズ、又宿直衣ニアラズ、位袍ニ下襲ヲ着スル事朝服ノ如ク劔笏如常、然而衣下袴奴袴ヲ着ル事宿衣ノ如シ、是朝服ノ一等ヲ殺ギタル服ナリ、直廬ノ除目ナドニ用ヒラル、服ナリ、私家トイヘドモ大儀ニ用ユベキニアラズ、布袴ハ布ヲ以テ製スルノ名古布ヲ用、今織絹ヲ用ユルハ其名ヲ失ヘルナリ、固ヨリ卑賤ノ服用スベキ料ナリ、婚ハ正服ナリ卑服ヲ服スベキニアラズトイヘドモ露顯ト稱スルハ素婚ノ正禮ニアラズ風流ノ一變シタルガ故ニ正服ヲ用ザルモノカ、若今婚ノ正禮ヲ行ハヾ朝服ヲ服シテ可ナルベキ歟、正史ニ載ザル所是ヲ必トシガタシ如何

一令ニ禮服朝服制服ノ制アリ後世宿直衣布袴以下燕服ニ至テハ擧テ不可數トイヘドモ服製云ベカラズ、禮服ハ公儀ノ服大中小儀ノ差別アリ、朝服ト稱スルハ朝政ニ臨ノ服ナリトイヘドモ敢テ王朝ニ限ルベカラズ、本朝私家ニ朝ノ名ナシ、寢殿ト稱シ武家ニテ主殿ナド稱ス、是則路寢ナリ、家政ヲ聽ク事朝ノ如シ、大禮ヲ受ル時（大饗臨時客ノ類）正服ヲ服ス是朝服ナリ、然レバ令ノ朝服ト云ハ公私ノ朝ニ通ズベキ歟、臣下元服ノ時朝服ス、其日必叙位任官スルガ故ニ王朝ニ列スル服ヲ服スルニ似タリトイヘドモ若叙位ナクンバ黄色ノ制服ヲ服スベシ、朝服制服有位无位ノ差アル而已、令ニ朝廷公事卽服之尋常通得着草鞋家人奴婢橡墨衣トアレバ制服モ無位庶人朝服ナリ、婚儀私家ノ禮トイヘドモ朝服制衣ヲ服シテ難ナカルベキ歟如何

一武家ノ服制一變シテ當代ノ制ヲ用ユベケレバ直垂狩衣大紋布衣素襖是武家ニテ朝服ニ比スベキモノナリ足利ノ代尋常褻ニモ直垂狩衣ヲ服ストイヘドモ又朝服ニ比スベキナシ、束帶衣冠ヲ用ヒザレバナリ、今公ノ大儀ニ束帶直宿衣ヲ用ユ、王朝ノ禮服ニ比スベシ、五位以下トイヘドモ禮服禮冠ヲ用ユル度ナキ故ナリ、束帶衣冠モ元日慶賀ニ服セザレバ尙禮服ヨリ重シトスベシ、束帶ヲ大儀ノ服トシ直宿衣ヲ中儀トスベキ歟、麻上下ハ官家ノ直宿衣ニ比スベシ、繼上下以下論ズルニ便ナシ、陪臣ノ如キ練貫ノ小袖ヲ服スルモノハ素襖、平絹ヲ服スルモノハ長袴、紬布木綿ヲ服スルモノハ半袴ヲ以テ朝服ニ比スベキ制服トスベキ歟、冠婚ノ如キ大禮ニハ公侯ヨリ庶人ニ至ルマデ其朝服ニ比スベキ服ヲ服シテ可ナルベキカ如何

今武家の女緋袴を着す略

武家にても憚りなしといへ共いまは普通に着用せず、やんごとなき家にては必着用あり、過にしとし毛利家に裁縫し奉りし事ありき」

被の事略

慶安の頃丸橋某女の姿に僞て被をとゞめられたりといふ説あり、然れ共野外の忍びありきに用ひんはいまも難なかるべし、城門の出入はならぬなるべし」

女の帶略

帶に夏冬の料かはる事はたゞ當時の風なり論に及ばず」

戎服に禁なき事勿論なり然る鎧直垂

軍防令をみるに幕巳下の戎具はのせたれども甲冑の制はみえず、しかれ共自ら當色あるべきなり、中世に錦直垂石打征矢龍頭鍬形の類禁なし共いひがたかるべし」

戎事に正服あるまじきなり略

陣中にて詔勅等を奉らんには鎧を着し烏帽子を被るべし、又鎧直垂とて別種あるは中世よりの事にして直垂にてもあれ狩衣水干にても常の衣服の上にきる事古風なり、但常の直垂と鎧直垂とはいづれかはやく出來ししらず」

○又季冬問　冠婚ハ禮ノ大者ナリ本朝冠禮ハ具レリ、婚儀ノ如キ后妃入内ノ禮是也、然レドモ后宮ノ身親王大臣ノ女ヲ取ル敵スベキ家ニアラザレバ納徴親迎等ノ禮ナシ臣下ノ禮ニ比スベカラズ、後世入内之儀御消息等ノ沙汰アリ亦親迎ニ似タリトイヘドモ正禮ニ非ズ、下風ノ上ニ及シナルカ畏ケレバ不論、人臣ニ在テ婚儀ノ禮正史ニ不見、中古ニ至テ婿娶ノ露顯ナド稱ス、其儀婚儀ニ似タリトイヘドモ不正ノ禮ナリ、如何トナレバ夫婦家ニ行キ猥リニ閨帳ノ内ニ入テ三宿ヲ過グ而父親會集ス、コレ嫁娶ノ儀ナシ、露顯ト稱スルモ男女奸通シテ婦ノ親夫ノ親始テ知之且許スノ稱ナルベシ、夫親ニ告ズ女許嫁セズ、令條先奸後娶爲妻妾雖會赦猶離之云々、最違令ノ罪重シ淫風ニ近シ、今世武家ノ婚儀六禮ヲ具フ、唯納吉問名ノ二禮ヲ缺ク而已、古ニマサレリト云ベシ、露顯ノ時婦ノ服ハ單打袴衣打衣表衣唐衣裳等是婦ノ朝服ナレバ大禮ニ用ル可ナルベシ、夫ハ布袴ヲ服ス、布袴

きよより表衣はあげくびなりとしるべし、元正帝の養老に天下百姓右襟とみことのりありしもあげ首の左衽をとゞめさせ給へるなるべし
直垂は宿直に寒をふせぐ料に尋常の直衣衣冠の上にうちきて夜をあかせしなり、ふるきふみに衾に具してこの物あり、いまの直垂もその轉じたるなれば體製正服に異にして袙掛のごとし、帶もなくて袴に着こめたり、嚴儀に服用すべきにあらず、さてこれを物部の專らきる事は宿衞に衞府共の必うちきにけるよりなるべし
柳營中儀の服制は古に據る所なければ吾徒のしる所にあらぬなるべし
三代實錄には下衣の制みえたれば首圍や、せばくなりて下衣の露はれみゆればなるべし、下衣に風流の色を用ゆる時は半臂も袙も染てぞきる、又行幸祭使杯は表袴もそむるなり、この草木の花によそへ葉にたぐへて重の色目といふ事も天德のころもはら行はれたれば延喜にはやありしなるべし、もとより前皇のかしこきみよに下されし服制をおかして心のまに／＼風流幽玄をこのみ彈正撿非違使も糺彈をくはへぬはいみじきあやまりなれどもいまはそもゆゝしき故實になりにけるなり、これその時世のいきほひの止事を得ざるにてたまたま女藏人內匠が紅の着にけるを糺しぬれば大空にてる日の色をとよみたるをかへりてめでさせ給ひしにや、撰集にも入られたればいよ／＼いにしへの服制のなごりなくなりにたるもうべなるべし
赤大口は式に中袴とみえたるなり、げに褌に對しては中袴なるべし、赤を用ゆる事書紀景行紀に赤衣褌を給ひし事みゆ、又春日驗記後三年合戰畫等にもしたばかまはみな赤く畫けり、今も單衣大口は更にもいはず、世俗の男女肌衣肌帶には紅を用ゆる事なきにあらず、されば赤は肌衣の古今の通色とすべし、しゐて白を庶幾するに及ばざるべし
○又季冬問　上﨟女房の腰卷といふもの論略
腰卷は卽ち表衣にて肩脫たる體なり、肩脫たるは禮を失ふ樣なれど帶斗にて一向に上衣を着ざるよりはまされりとすべし」

ヲ貴ビ給フ、朝儀ハ色ヲ貴ビ玉フ色ハ赤キヨリ正ナルハナシ、此故ニ凡物紅赤ヲ多ク用ヒ來レリ、若白ヲ正トシ皆是ニ定ントセバ古代深紫ノ位袍已ニ間色ニシテ正ニアラズト云ニ至ル甚シキニ過ルナルベシ

褌ハ其裁縫定カナラズトイヘドモ今ノ奴袴ノ類ナルベシ

天武紀云男子冠圭冠着括袴、是ハクヽリ袴トミエタリ

右

答　皇朝の衣製表衣はあげくびにて下首は垂首なり、たゞの禮服の表衣の垂首なるは唐の服製に效ひ給へるなるべし、されば因准して論じがたきか

おもふに上古は膚をあらはすをことに禮を失ふとす、かつは耻おもひしとみえたり、故に上首にして首をまとひかくす、そのくびかみはいまのごと細くかたきものにてはなくてたゞふたへに折て廣くしてつけたるなるべし、そは備中國吉備津宮の門守の神又東大寺新靺鞨舞の袍古き肖像等にてしらる、續紀にはしば〳〵領を細狭にして胸をあらはす事を嚴に禁止せられし事あり、後世細領になりぬべきいきほひはやこゝにみえたり、又おもふに衣の端は横幅にてみな二倍に折て付たるものなり、下に襴あり袖にはた袖あり、よこにゑりを加へたるなるべし

又禮服は尋常のあげくびの衣を着し（これを小袖といふ、上を大袖といふなり）胸のあたりをかくして其上に唐にならひてたりくびの衣を着す、大儀の章服たれりとすべし紐は結をもて正とし、いれ紐を畧製とすとはさもあるべし、書紀天武帝十三年男女衣服有襴無襴及結紐長紐任意服之云々をもておもへば長き紐を付てむすびて着しも明らけし、いまの水干は即ち長紐の無襴の衣なり、又結紐といふは入紐の事なるべし、古は領と襴とに付たり、（續紀に衽の過る事淺くして行趨の時ひらきやすしとみえたればこの時はいまだ下の紐はなかりしにや）襴に付たるをば下の入紐といふ、六帖に草枕結ぶとせしによひ〳〵はとけざりきやは、下の入紐江家次第内辨細記表衣襴放紐これらはみな襴に付たるひもなり、源氏帚木に紐なども打すてゝといへるは衽の紐なり、禮服にも入紐を付たればしゐて難ずべからず、かゝればふる

ヲ加ヘラレタルコトモアルベシ、直垂ハ無紋狩衣ハ有紋ノコト畢竟袍ヨリ畧シ來レル故ナルベシ、今綺ナド用ヒラル、コトハ僭上ト云ベシ、僧服ハ百濟ヨリ渡來ルモノナレバ　本朝ノ制ト混合スベカラズ、袍ノ裁縫證例紀續紀前ニ委シ

染裝束下襲ハ白ト蘇芳式正ナリ、染裝束ト稱シ色々ヲ用ユルハ中古風流優美ヨリ出タルナルベシ、然レドモ中古以來貴ビ來レルコトナレバ今ハ故實ト定ムベキナリ

朝儀ニ衣服ヲ翫弄スベカラズト云フコト一理アルニ似タレドモ大儀中儀ノ布說禮服朝服褻服ノ差別其他華ヲ貴ビ實ヲ賤シンズルコト人情ニシテ已ニ前九年ノ戰鎧ノ威其品數カゾヘガタキ程ナリ死生ノ際猶如此況一條正曆以來　朝廷益華ヲ貴ビ給フコトナレバ臣下イカデカ傚セザルコトヲ得ンヤ

衣單ニ色目ノ限アルコト必トスベカラズ、是ハ內衣ナレバ何色ヲモ好ニ隨ヒ可用ナリ、但其內衣ナルヲ以テ強ニ華奢ノ色ヲモ不用正色ノ靑黃赤白等ヲ專ニ用ヒシヨリ自故實トナレルナルベシ

半臂ノ色モ大抵右ニ同ジ

斯ハ云モノ、關東ニテ餘リ優美ヲ專トセラレシハ不可然コトナリ、武家ハ武家ノ風アリテ御治世タリトモ亂ヲ忘レザル作法アルベケレバ堂上ナドノヨウニ服餝ヲ以テ誇リ給フベキニハアラズ

表袴　白ヲ正トス、中古色々ヲ用ユルコトミユレドモ華ニ過タルナルベシ、下襲衣單ハ令ノ定メナケレバ前說ノ如シ、表袴ハ已ニ令條白袴トアリ、又續紀ニモ慶雲三年十二月脫脛裳着白袴ノコトアレバ定レル色目ナルニ染袴ヲ用ルハ華ニ過タルナリ、今ノ世ノ制ニ定レルコト定制ハナカルベシ、中古モ染袴ヲ專トセシニハ畢竟風流ヲ盡ス時ノコト、ミユレバ白袴ヲ常ノコト、ハセシナルベシ、朝儀應仁以後別テ廢壞セシコトナレバ自然ト一通ノ朝服ノミニ歸シ風流優美ノ體ニハ其勢及バザルヨリ一定ノ姿トナリシナルベシ

大口赤ヲ用ルコト自然ノ仕來リナリ、依テ赤大口ノ名アリ、總ジテ色ハ赤ヲ正トシ貴トシ貴ブコト周代ヨリノ制ナリ、白ハ素ニシテ色アルハ文ナリ、祭祀ニハ素ヲ貴ビ朝儀ニハ文ヲ貴ブコトモ又周以來ソノ通ナリ、本朝ニテモ大嘗新嘗ノ祭四方拜等ノ具皆素

顯文紗ヲ用ユルヨシ唐裝束ハ論ノ外ナリ、襖合ナド花美ヲ競フ中古ノ失ナルベシ、今ノ制ヲ是トスベキ歟　右請明辨　季冬

答　泰賢播磨殿　衣領　揚クビヲ正トシ垂首ヲ次トス、禮服ハ大儀ニ着スル服ニシテ垂首ナリトイヘドモ令以後用ヒラルヽモノニテ本朝古來ノ制ニモアラズ別種ナルベシ、領曲ノ製長紐結紐等ノ制古代ヨリアリト見エタリ、天武紀十三年閏四月詔男女並衣服者有襴無襴及結紐長紐任意被之、其會集之日着襴衣而着長紐

結紐ハ今首曲ノ鞊ニシテ古歌ノ入紐ト云フモノナルベシ、コノ頃ハ長紐アリテ是ヲ式正トセシトミユ、コレ上首ノ證ナリ

元明紀和銅元年八月衣襟口闊八寸以上一尺以下隨人大小爲之、衣領得雜作、但不得襟口空小衣領細狹、五年閏十二月諸司人等衣被之作、或襟狹小或裾大長、又衽相過甚淺行趨之時易開、如此之服大成無禮嚴宜令所司嚴加禁止」元正紀養老七年八月文武官人雜任以上衣冠建制進退緩惰、或彩綾著裏輕羅致表、或冠纓長垂過越接領、領曲細綾露其胸節、或袴口所括出其踁踝

是ニテ古代ノ衣體考ベシ、襟ヲ大ク廣クアケテ胸ノ邊見エル程ニシテ領マワリノ横幅ヲ廣ク付ケテ飾シナルベシ

以下牽强ノ說　狩衣水干等ハ袍ヨリ來リシニテ褻服トスルモノ故領曲ナリ

直垂以下ハ衣單等下タ衣ノ體ヨリ出來リテ表ノ衣トナレルナルベシ、故ニ垂首ナリ、依テ官家ニテハ狩衣直垂ト次第セラルヽナリ、關東直垂狩衣ト次第セラルヽコトハ別儀ナリ、直垂ハ鎌倉以來武家ノ專用スル處ニシテ其風變ズルコトナク國初ヨリ用ヒ來ラルヽナリ此故ニ、將軍家ヨリ諸大夫ニ至ルマデ一般ニ同服ニシテ但織地ニ精粗アルノミナリ、又官位モ關東ニテノ制一種アリテ　禁廷ノ制トハ引合難キコトナレバ服餝モ是ニ准ズ、官位ノ大意侍從以上ト四品ト諸大夫トノ三等ニ分テ服制ヲ定ラルヽ、侍從以上ハ精好ノ直垂諸大夫ハ布直垂ト定レバ四品ニ着セシムベキ織地ナシ、依テ四品ヲ狩衣定ラレシナルベシ、狩衣直垂等ハ官家褻服ニテ强テ正否ノ差別ナシ、高倉家ナドノ了簡

時季ニ因テ草木ノ榮凋ニ感ジ或ハ公事ノ定儀ニ就テ先蹤ヲ追テ服用ス、其古實ノ書多ク且密ナリト雖モ令式ニ下衣ノ製ナシ、又綾羅ノ禁後世嚴ナリトイヘドモ亦令條上衣ニ准ズレバ五位以上六位以下ノ分制アリ、是其證ナシトイヘドモ自ラ官次ノ榮辱年齒也、唐裝束等ハ違令ナルベシ、今公卿殿上人地下人ノ人情ニ本ヅイテ然ラシムル所ナルベシ、尻ノ長短モ亦然リ、色目ニ於テハ朝ニ臨テ國政ヲ行フニ年齒ノ長少春秋ノ風流ヲ翫公事ニ從ヒ先蹤ニ從フ類何ゾ翫弄ノ意ヲ恣ニスルノ暇アランヤ、二孟ノ旬ニ白重ヲ服スルコト正ヲ忘レザルノ儀甘心スベキ也、然レドモ數百年間由來スル所ノ古實捨ベキニ非ラズ用ユベシ、然而色目ニ於テ下襲ハ表衣ニ近シ尙風流ヲ用ユ、袙單ハ內衣也、他ニミスベキニアラズ、又制ニ憚ルベキニ非ズ、然ルニ雜色ヲ用ルヲ得ズ、赤袙染袙（蘇木薄色）白衣張袙染袙（如黃色）單ハ濃色紅白等年齒ニヨリテ用ユルヨシナレドモ今ハ袙ハ濃紅宿老白ニ限レリ、

一下重ニ雜色風流ヲ用テ內衣ニ制アルニ似タルハ如何

一半臂今世五倍子金濃二藍等ニ限レリ半臂ハ素夏日又闕腋或騎馬ノ時用ルナレバ內衣ヲ顯ハシ透カザランガ爲ニ黑ミタル色ヲ用ルナルベケレバ可ナルベシ、然テ白重ニハ白半臂ヲ用ユ、是ハ彼ノ正儀ノ服ナレバ可ナリ、又餝抄ニハ黑半臂ノ外紅梅蘇芳松重黃紅葉菊山吹柳蘇木青紅葉等ノ雜色風流ヲ用ルヨシ見ユ、半臂ハ外ニ顯ルベキ衣ニテ下重ニ同ジ、內衣ニ對シテ色目ノ論亦同ジ如何但裁縫襴忘緒等古實多端ナリ、令條ニ載セザレバ中古ノ書ヲ信ズベシ

一表袴表白裏紅老者白重ヲ用ル事尤妙也裏ハ顯レザレバ紅ニテモ可ナルベシ、然シテ餝抄ニ蘇木ノ表袴又台記ニ黃織表袴等アリ、表袴モカクノ如シトアレバ下重ノ如ク雜色ヲ用ルコト明シ、然レバ前論ニ同ジ、今世ノ制是ニシテ中古ノ制非ナルニ似タリ、何ノ頃ヨリ今ノ制タルヤ如何

一赤大口令條ノ褌ナルベキヨシ先生ノ明辨アリ聊顯ハレザレバ何色ニテモ可ナルベシ、中古ヨリ紅ニ限リ濃裝束ニハ濃ヲ用ユレドモ餘ノ色ナシ、今已ニ赤大口ト名ヅク因テ儀アリヤ、老者白ヲ用ユ尤可ナルベシ、庶幾ハ老少白ナルベケレ、今ノ制如何

一襪今白練貫ヲ用ユ尤可ナルベシ餝抄ニ唐裝束ニハ

職、七十陽道極耳目不二聰明一跛踦之屬、是以退去避ㇾ賢者所三以長二廉耻一也、懸ㇾ車示ㇾ不ㇾ用也、致ㇾ仕者致二其事於君一君不ㇾ使二自去一者尊二賢者一也、故曲禮大夫七十而致ㇾ仕、王制曰七十致ㇾ政、卿大夫老有二盛德一者留賜二之几杖一不三備二之以二筋力之禮一在ㇾ家者三二分其祿一以ㇾ一與ㇾ之所三以厚ㇾ賢也、人年七十臥非ㇾ人不ㇾ溫適二四方一乘二安車一與二婦人一俱、自尊曰二老夫一曲禮曰大夫致ㇾ仕若不ㇾ得ㇾ謝則必賜二之几杖一王記曰臣致二仕於君一者養ㇾ之以二其祿之半一几杖所三以扶二助衰一也、故王制曰五十杖二於家一六十杖二於鄉一七十杖二於國一八十杖二於朝一臣老歸 年九十君 欲ㇾ有ㇾ問則就二其室一以ㇾ珍從明ㇾ尊ㇾ賢也、故禮祭 義曰八十不ㇾ仕朝二於 君一問就ㇾ之、大夫老婦死以二大夫禮一葬車馬衣服如之何曰盡如ㇾ故也

○平澤季冬問　表衣ノ制位色ノ變袖ノ長短襴ノ餘箇衣禁文等今論ズルニ及バズ、裁縫ニ於テ首圍ト云フアリ垂首ト云アリ首上ヲ正トシ垂首ヲ畧トス、位袍狩衣水干等ノ類以下賤服ニ至ルマデ首圍ヲ正製トス、直垂素襖麻上下等賤服ニ至ルマデ垂首ヲ畧製トス、然シテ禮服ハ服ノ正也、其製首圍ニ非ズ、又僧服ハ釋氏ノ製ナルベキト雖モ亦本朝唐氏ノ製共ニ有ルベシ、今僧家ノ正服ニ首上ノ製有ルヤ不知是彼以テ首上ヲ正製トシガタシ、又垂首ノ製皆胸紐アリ帶ハ紳革帶宛革等製區々ナリトイヘドモ其用相同ジ、禮服ニハ佩玉綬等アリトイヘドモ綬ハ佩印ノ緒也、皆胸紐ニ對スベキ用ニ非ズ、只大紳ヲ以テ衽ヲ結ブ而已也、當代ノ首圍垂首ノ異ナルハ襟ニ輪ノ如キモノヲ作ルト作ラザルト韓ニテ留ルト紐ニテ結ブトノ分也、然レバ紐ヲ以テ結ブヲ正トシ韓ハ簡便ノ用ナレバ畧トシテ可ナルベシ、尤位袍ハ衽ノ製ヲ謂ハズ禮服ノ下正否ヲ比スベキ服ナケレバ强チ裁縫ノ製ヲ論ズベカラズ、狩衣直垂ノ類皆褻服ナリ、然シテ柳營中儀ニ服ス、直垂狩衣布帛ヲ以テ四等ヲ分チ直垂ヲ上官服シ狩衣ヲ下官服ス以テ官位ノ淺深ヲ觀ス位色ノ如シ、何ゾ直垂狩衣ニ尊卑ノ別アランヤ、固ヨリ關東ノ古實其官制家ヨリ出ベシ、裁縫ニ就テ正否アリヤ如何、位袍ヲ今ノ首圍ニ製スルコト年紀證文アルベキヤ如何

一下襲ノ事尻ノ長短色目等古實多シ官位ノ淺深ヲ以テ尻ノ丈尺ヲ定メ年齒ノ長少ニ從テ色ノ濃薄ヲ分チ

脚半裁様
表黒木綿
裏白木綿

七寸八分
七寸三分
一寸一分

この袴は總見院信長公淺井をせめふせ給ひて歸路に江州三石にやどらせ給へる時朽木家使者をまゐらせて尋問し給へる使者は長谷川五右衞門なりその祿に給へるなりとぞあはれ大將軍は錦のひたゝれにても着給ふべきをもと陪臣より出給ひてつゆおごり給ふみ心なきは感ずるにあまりあり、さてこの袴山中にて山かつの專らきるものなり木曾路行侍りける時み侍りければ名をばなにとかいふと問ひたりしにかんさんといふといひきか汗衫は袴の名には覺束なき事也かんさん文字をもとめまほしかりしが山かつなればしらじと思ひてやみぬ寸法雜々にいか袴といふものすなはちこのものなるべしと覺ゆ

○懸車齡　漢書傳四十一、薛廣德字長卿沛郡相人也云々、代貢禹爲長信少府御史大夫云々、及爲三公直言諫爭云々、以歲惡民流與丞相定國大司馬車騎將軍史高倶乞骸骨、皆賜安車駟馬黃金六十斤罷、廣德爲御史大夫凡十月免、東歸沛大守迎之界上、沛以爲榮縣其安車傳子孫、注師古曰縣其所賜安車以示榮幸也、致仕縣車、蓋亦古法、韋孟詩云縣車之義以洎小臣、五車韻瑞縣車注引廣德之故事而已、白虎通德論二卷、致仕、臣七十懸ㇾ車致ㇾ仕者臣以二執ㇾ事趨走一爲ㇾ

前之圖　紐幅九分長九尺七寸五分

前折深サ一、二寸　二、二寸五分　三、三寸

上マヘ取込重ネ一寸五分下マヘ同組テ山ヨリ開テ三寸一分

裏取込一寸五分

惣前幅八寸四分

前表差二十五針

前ノ裏ヒダノ圖

もくせを生ずるなどあが佛のみ尊うとしといふなるは片腹いたけれど夜もや、更ぬればこたびは論せぬなり、但馬術にこ、ろざしふかき人多くして鹿島の神前に斷食してひだるさをこらへたらば其食料を窮民ににぎはしつべし、あはれ馬術にはやくなく共ことしの凶歳にはむべなるべくや（多仲が説大坪道禪鹿島明神の弘前に二七日斷食して奇代の神傳を得たるといふによる）

○宮寺直記問　本朝にて簑用候例

本朝にて簑相用候初は蹝と相分り不申候得共專ら旅行に相用候とみえ申候、既に源順が和名抄には行旅具の部に載せ申候、武家にては貴賤共に相用申候哉北條泰時相用候事東鑑にみえ申候

束帶衣冠の節簑用候哉雨衣用候哉

兩樣の節雨衣の方に御座候みのは相用申間敷候

直垂狩衣大紋の節如何

是も雨衣の方可然候武家の古風は簑の方に御座候

布衣素襖の節如何御座哉伺度候

簑相當に御座候、尤暴風雨にも無之候はゞ手傘計にて相凌可申候

○總見院信長公御袴朽木家臣長谷川玉右衛門所藏

フスベ革　脚半黑木綿

けんで命をかぎりに戰はんに手綱を捨て弓槍をとつて敵にあはんいかでかだく足はうしののらるべきや、又矢衾鎗衾をつくりてまつらんにむたいにかけ破らんにだく足はうしにて打入らるべくや思ふべし、もとより騎兵の隊なきにひとり騎戰すべくもあらねどこも時によりては一騎にてもかけ入るにはよき折もあるべし

弓は常につよ弓をこのみて射べし、さて戰場には少し弱きを用ゆべし、馬上はましてつよ弓かなひがたし、いかにとなれば前後左右進退機變に應じて射出さんに力をきわめてひく程の弓にては自在ならずして或はこぶしをはづし或は引はくらかし失多かるべし、日本無双の弓取と聞え給へる、爲朝の朝臣さへ大庭の景能が馬手にかはしたるをば射そんじ給へるにてしるべし、又常に並々の弓を射て戰場に夫よりよはきを射たらんには裏をもか〻で益なかるべしいま戰場にむかはんとて首途せん時は貴賤老若男女大路にみちて見物すべし、晴なる事いふに及はず、又生て再度歸るべしや、いかゞあるべきなれば生前の美を盡したきものなり、馬は太くたくましきがはやりたるをいかにもしづかにのりうけてかの花形の地道をふませもえ立ばかりの紅のしりがいに白袍かませて歩ませたらんはみるあひ有てこゝちよかるべし、この時だく足斗のる人の馬のくびを長くして鬣垂ゆかんなにのはへかあるべき、又兩陣相對したる時もの見などせんには花やかなる大拍子にて敵陣ちかくのりよせうち廻〳〵みたらんはいさましかるべし、これらは俗情なりとて兵馬はいやしむべけれど俗情は人毎に欲する處にして事に害なくば制するに及ばず

後の世騎戰のすたれたる事も時世の移れるところにしてやむ事を得ざるなり、又騎戰といへども賴義義家朝臣のころと源平の戰とはその手ぶり同じからず、源平の比よりやがて歩戰になるべき機すでにあらはれたり、この序に弓矢刀槍の得失をもいはまほしけれどこの談中にもなくことに實地をふまぬ心あての說をば信用する人もあらじかしとおもへばとゞめつ

多仲が說拍子足をのる事大坪氏より出でいまの馬術古も不及などいふ事又だく足計をのればくせなき馬

へさんは口をしければおのれも又憶説を書付てつかはしけり、冥々騎談もと妙々奇談とて漢學者のうへを評したるあり、又後言一に妙々奇談とは國學者を評したり、夫によりて冥々騎談は出來しとみゆ冥々騎談の兵馬多仲兩士の問答したるをみるにかたみに一僻ありてもはら正論ならず、よりてながき夜のつれ／＼なるまゝに燈のもとに筆をそめてわれも憶説をのぶる也、徂徠の大儒伊勢の博覽林子平已下兵馬がいひし先哲の説はもとこれ文學者なれば馬術には通せず、實事をしらでこゝろあての説なれば用ゆるにたらず、拍子足をさへのり得ずしてたま／＼だく足をのり弓槍をこゝろみたりともなにのかひかはあらん、又多仲はもとより馬のりなれば馭法をむねとして拍子をのり入馬のかく式と、のふものならば戰場にもたへなんとおもひあやまれり、また軍馬を敎ゆるとて弓矢槍刀をとりて一度や二度試みたりともこも亦やくなし、これこそ兵馬がしどけなしと笑へるもことはりなり、せめては日毎に二年三年も稽古したらんにはかたはしこゝろうべきなり、大坪道禪が奇代の神傳を得たるといふ説を信じたるもいと／＼こゝろおさなし、この外談中枝葉までを論ぜば難ずべき事多かるべけれどうるさくてたゞわがおもふ事をいふなり

行義弓馬をこのむ事年久しくして流鏑馬笠掛は更にもいはず犬追物をさへ再興して江戸にて射たる事はおのづからきゝしりたる人もあらんかし、はか／＼しからねどしらぬひのつくしまでも行ていよ／＼この道をきわめぬれば馬上の弓矢はよにこゝろにくきわたりもなきこゝちす、しかあれど戰場の實地をふみたる事なく薄手の一所をだにおひし事もおはせし事なければ軍馬のことこそ兵馬が所謂二舛五合なるべし、師匠にたらぬ人を二升五合といふ、師匠四升音通なりけりされはひとの事をいふにあらず唯わがひとりの進退をいふなり、おもふに決戰の時はかけ足より外にはなし、されば馬はいかにもおもかろき逸物をえらぶべし、常にかけ足をのり入弓手馬手に追まはしかけ折すえきり我手足のはたらく如く進退周旋自在なるべく朝夕ならはし、我もなれて高きに登りひくきに下り禽を追ひ獸をかり或は遠乗などをもしてしたゝかに調練すべし、かくしたため置たらば何時も變に應ぜんにいと安かるべし、さてこのかけ足より外にのらるまじと思ふ事は百萬騎の勢山川もくづるゝばかりおめきさ

候、これにて人を打擲する事の古事あるのよし申ならひしなり

考ふるに蚊屋の名は延喜太神宮式云瀧原宮裝束、絹蚊屋二條、（一條長七尺六寸、廣十二幅、一條長七尺廣二幅、）又云瀧原並宮裝束、正殿絹蚊屋二條、（一條長五尺廣十幅、一條長五尺四寸廣二幅、）太神宮延暦儀式帳云荒祭宮正殿裝束合廿種、御床一具、蚊屋一條、（長七尺六寸弘十二幅）内蚊屋一條、（長七尺弘二幅）又云瀧原宮略蚊屋一條、（長七尺弘二幅）又云瀧原並宮略正殿生絹蚊屋一條（長五尺弘十二幅）天井蚊屋一條（長五尺弘十幅）云々かくふる きよにみえぬれどまたこと書にはさらにみえねば多くは用ひぬなめり、さて蚊をばいかゞはしてかさげつらん、清少納言がいひしごと細ごえに名のり來るいと／＼うるさきものなり、もとより帳のうちにねれば蚊帳なくてもさくるによしあるか又やんごとなきあたりには香をくゆらしなどすればおのづから蚊はすくなきなるべし、さてこそ賤が伏屋にては蚊遣火のみぞ頼なるべけれ、蚊屋を専ら用ゆる事は足利の世よりとみゆ、そは前に書しをみてしるべし、う月に吉日をゑらびまゐらせてひるはおくなるかたにをしよせて下をばうへさまにさほにうちかけおきて夕べに御ふすまむしろなどまゐらせてうちかけたるをおろしてのべてねさせ奉るべし、さて八月によき日して撤したるとみえたり、そのつり様いまはたえてしる人なければ書圖にものするなり、（このつり様はわが考へ出したるにてはなし、さるいなかにてかくつるとていなか人に聞たるなり）

○冥々騎談とて馬術の書あり、その中に軍馬の論あり、武井兵馬と榮性院多仲との討論なり、そをさる人のみよとておこせたればみ侍りぬ、さてたゞにか

後松日記巻之十二

○蚊帳製作并用様　　條々聞書云、御かてふは水色角水引は段子さほ黒うるしかぎ赤銅略女中の御かてふは二ッつられ候、一ッは水ひき角共にあかき段子水色さほ黒うるしかぎめつき、一ッは梅ぞめ水引角共に黒きしゆすさほ黒うるしかぎ赤銅」年中恒例記云、今月中(四月ヲ云)吉日に御蚊帳つり初らる、なり、伊勢同苗兩人參り候てつり初候、毎日のあげおろしは女中上﨟又は同朋の御役にて候七ッ打候得ば必御蚊帳おろし申され候つり始候時三御盃參り候て伊勢同苗頂戴之」貞助雜記云、殿中御蚊帳つり申候事は、蚊出き申時分陰陽頭に申御蚊帳つり申候日時勘文進之候、伊勢兩人下總守貞仍肥前守盛惟參勤ちかき頃は貞遠參勤申也、毎日のあげおろしは女中上らふの御役也、また八月中に撤却の日時陰陽頭に勘文進上の日兩人祗候いたしおろし申て略」貞孝朝臣相傳聞書云、蚊帳の事、四月卄日よりつりはじめ八月卄日までにて候、九月朔日より取置候也」武雜記云、蚊帳のおもしはくろかねを細く打ておかれ候

○蚊帳製作付つり様　　條々聞書云、御かてふは水色角水引は段子さほ黒うるしかぎ赤銅、略女中の御かてふは二ッつられ候、一ッは水ひき角ともにあかき段子水色さほ黒うるしかぎめつき、一ッは梅ぞめ水引角共に黒きしゆすさほ黒うるしかき赤銅」年中恒例記云今月中吉日に御蚊帳つり初らる、なり、伊勢同苗兩人參り候而つり初候、毎日のあげおろしは女中上﨟又は同朋の御役に而候、七ッ打候得ば必御蚊帳おろし申され候つり始候時三御盃參り候て伊勢同苗頂戴之」貞助雜記云殿中御蚊帳つり申候事は蚊いでき申時分陰陽頭に申御蚊帳つり申候日時勘文進之候、伊勢兩人下總守貞仍肥前守盛惟參勤ちかき頃は貞遠參勤申也毎日のあげおろしは女中上らふの御役也、また八月中に撤却の日時陰陽頭勘文進上の日兩人祗候いたしおろし申てひつつりと申て何にてもかり初につられ候而九月中まで引つりにて御座候」貞孝朝臣相傳聞書云蚊帳の事、四月卄日よりつりはじめ八月卄日までにて候、九月朔日より取置候也」武雜記云蚊帳のおもしはくろかねを細く打ておかれ

都而着用有之候、地下の官人攝家宮方の諸大夫社司等者相用候事不相成候、依之武家に而も侍從拜任已前は妻紅の扇紫指貫等着用不相成候既裏打之狩衣は御老中樣方天下之御重任に被爲在候得共未御着用無御座候、誠に郡國を領し天下の藩屛と成候ても侍從拜任以前は攝家宮方の僕從同樣の格式に相見え候何共如何の儀と奉存候

元龜天正の頃より朝廷御廢衰、堂上は尙更之儀に御座候得ば文紗之狩衣一にて夏冬通用被着用候事濟申候處二百年來の太平追々有職故實被行諸事御再興御座候、實は裡打の狩衣も三四十ヶ年以來の再興にて當時は冬單狩衣着用無之樣に相成候、乍然堂上の一辨武家方にては古實被行候事はいらぬ事の樣に被存候と相みえ申候、畢竟關東太平の御德化によりてこそ京都に有職故實も被行候譯に御座候處武家をば地下に比して侍從已上にても裏打狩衣着用不相成抔と被申候儀は不得其意樣に奉存候

右の通申上候以上

この事はやんごとなきあたりよりそゝのかして給ふによりて書てさるかたぐ〵へ奉りしなり

後松日記卷之十一終

府京職兵庫寺之類、既無所管、是爲非相管隷、其太宰向省臺及管
内向太宰並爲解、以外皆爲移、凡被管者不得以移直向他司、皆、
所管所管吏修移向他司其出符亦准此、但追攝罪人者不由所管直
向他司、依律鞫獄官停囚待對問者雖職不相當皆聽直牒追攝故也
職員令云内禮司、正一人掌禁察非違、謂若大臣彈止有非違者内禮不得直禁
即錄所犯申中務省、省更大臣非違者移彈正
彈正之非違者申大臣、各隨其狀遞相糺正也
○御鬢前より參る事　落くほ物語云藏人少將まづ
めすといふめればえ置きあへでふところにさし入れ
て參りたり、御鬢まゐらせ給はんとてなりけり、御
うしろをまゐるとて君もうつぶし我もうつぶしたる
ほどにふところなる文の落ちぬるもえ志らず少將見
つけ給ひてふと取給ひつ御鬢かきはて、
○武家服制君臣不相當哉之事　近來公方樣大納言
樣御小直衣御狩衣着御御座候處侍從以上之御方之如
御先々直垂御着用御座候、右直垂と申候服は古宿直
の者寒氣を凌き候爲に衣服之上に打かけ着用仕候服
にて其後武士抔自ら私之參會に着用仕候より武家の
常服に相成候、勿論畧儀の服に御座候得ば上にても
御直垂着御之節は不苦候、御小直衣御狩衣着御之節
臣下として直垂着用仕候は上下服制混亂仕候樣に乍
恐奉存候、何卒御小直衣等着御之節は侍從以上之御
方々溜詰御老中方高家抔は別て狩衣着用有之候樣仕
度奉存候
但侍從以上之御狩衣は冬は裏打可然候、尤唐綺織
物抔美麗之品は御遠慮有之綾練薄物等之裏打可然
候、夏は矢張文紗之單狩衣にて可有御座候、當時
四品の御方々冬も單狩衣着用御座候得共單は夏の
料に御座候併四品は矢張單狩衣にて侍臣以上裏打
の狩衣にて可然樣奉存候
裏打狩衣之事　公卿は不及申四位五位の堂上冬は
裏打狩衣着用古今普通之事に御座候、當時も一統
着用御座候間證例不及申上候、武家淺官之人着用
之例相國寺堂供養記、次衞府侍十人、古山勘解由
左門尉平滿藤黄狩衣裏青練貫綾袴、紅引倍支　本庄次郎左衞門尉藤
原滿宗狩衣表紫裏青紅練貫、紅衣康富記　公方樣御直衣始　衞府
侍十人　從五位上千秋駿河守持季　從五位下松田上
野介信朝　、、、、、、、、、、、、、、、、
以上六人織狩衣　宮下野修理介敎元　杉原伯耆右
京亮親宗、、、、、、以上四人六位布衣襖袴也
右之通り相見え申候織狩衣とみえ候得ば必裏打に御
座候、足利家の頃は直垂にも裏付くる裏打と稱し申
候右裏打之狩衣爪紅の扇紫指貫等堂上は四位五位も

ど春庭花白濱などの花のかざししてゆうにまひなしかたぬぎて袖うち返したるはなつかしう中々にしたたかなる面きてとびかひ舞たるよりもいみじくなまめかしくてみる人さへあづまの手ぶりにてしぼしをだにきてははづかしういとおしきこゝちす、たそがれ時に事はてぬればおまへにめしてねもごろに仰給ひき、さてのちおもふにさるがくはとまれかくまれこのまひ人はかほのきよらにてあてなるぞいとよき色黒うきたなげにてはうるはしきうへのきぬかざしの花などのにげなくかひなきこゝちす、かの青海波のかゞやき出たるに挿頭のもみぢ散過て貌のにほひにけおされるなどやまことにさあらまほしかりけれ

○移鞍　移鞍といふは移馬に用ゆる鞍にて官馬尋常の鞍具なり、凡公事によつて官の馬牛にのるべきものは奉勅の人まづ本司に申本司則移をつくりて馬寮におくる、さて後馬を出し賜はるべし、移によりてたまはる馬なれば移馬といひその馬に置く料の鞍なれは移鞍とはいふなるべし、されば移といふはふみの名なり、すべて公の文にくさぐさあり、まづ詔書勅書は天皇のみことのり令旨は皇太子の仰言符は太政官及省臺の所管の諸司に下すふみなり、解は諸司の太政官及被管の省臺に奉る處なり、扨移といふはわが司の撿校すべき事にあらざるは移をつくりて他司に附おくるをいふなり、この外位記宣命論奏彈奏啓牒辭等あり、うるさければかゝず、そもそも移馬の名は西宮記にみえ、移鞍の名は倭名抄源氏物語等にみゆれば鞍具の名になりし事もはやくよりの事にしてこれ尋常の鞍なれば公にも私にも専ら用ひらるゝなり、ある説にうつしくらは唐鞍を移せしといひあるは和鞍をうつしたるものともいふ、いと覺束なき説なり、鞍具をもて考ふるに唐めきたるところもものせず、又わがやまとにて和鞍をうつすべくもあらず、もとより模鞍など書たらんには何をかはまねびうつしたりといはんもよしあるべし、いとはかなき説なり、いま書付たるも實しげにはきこゆれども馬寮式にうつしをもて御馬を賜ふといふ事もみえればあかぬ心地す、なを後人の説をまつべし

公式令云移式、
刑部省移式部省
其事云々故移
年月日　　録位姓名
卿位姓
右八省相移式、内外諸司非相管隷者皆爲移（謂假如衞）

置御前建保例、次御遊畢撤管絃具、　參管絃不參歌人退座、次置文臺、(朝餉御硯筥蓋也、藏人入柳筥持參置長押上、一說には蓋を伏て置尋常不然) 次置歌、(先序者進文臺下膝行置、以歌(下字脫歟)方向御所方、次自下次第置之右廻退下、大内儀、一揖退下一說也、普通不然、自簀子參也、後明ハ指笏置歌、隆秀ハ侍中殿一揖、嘉承池上花度召切燈臺後置歌) 次立切燈臺敷菅圓座、(五位役之、讀師講師座二枚也、本自御座左右有掌燈、其上立切燈臺於講師前、或取便宜方掌燈置之公卿座掌燈者先例不然、建保御遊之間依可有便宜有沙汰立之、二所如除目) 次人々進寄、(上臈兩三人又堪能人又爲講、音曲人少々侍臣一兩人進簀子、建保侍臣中無音曲人、仍知家爲家召之) 次讀師正笏參上、(依召參也、殿上人四位五位雖有例、普通不然、淸輔朝臣五位也) 次讀師取歌自下重、(或有下讀師座讀師腋重之、下讀師者御氣色あらず私之心寄人也) 次講師讀之　次讀師撤歌、次講師給御製披置、　講畢自御懷中令取給出也、次御製講師着、(先是本講師退下、或臣下講師通用有例、御製講師は中納言宰相也、通俊說御製文臺下に立土高月一說云々、多は只本文臺也) 次有公卿祿有差、(臣下歌詠合了、御製之時有別祿云々、但白河院宗忠詠合無祿、凡先例未勘之) 次入御或先入御(抑有女歌事は中殿時不可然歟、但有例歟)

○やよひの四日はま松の侍從の君舞樂せさせ給ふ、おのれにもさぶらひてみ侍るべくかねて仰せごとありければ我やどに物まねびする定めの日なりけれどめづらかなる事をみまほしうてまうでぬ、未のころよりはじまる、れいのごと舞臺の四角には柳櫻を結付たり、又樂人の後より班幔ひきみぐらしたり、これさへ吾妻にはめなれずえんなるこゝちす、君も出おはします、まろ人は飯森の君たか田の君達などなり、先振桙、左まさい樂こんしゆ甘州春庭花れう王、右延喜樂新靺鞨林歌白濱納曾利なり、とり〳〵に面白さいはんかたなし、行よしもとよりこのみちをしらねばこの人や上手などみわくべくもあらねどおのづから手づかひ足ぶみ面もちまでいとようぐしてことにみゆるもあり、又いとわかけれど生さきみえてしなが、りにくからぬもあり、けふ昔物語にもいひしこと綾王のきうになるほどもおもしろけれ

河院子日之時（見江記） 宇治殿文臺用螺鈿蒔繪硯蓋之由、見彼記」八雲御抄云、尋常會（内裡仙洞已下萬人會同之、此中或有畧事） 先出御或坐簾中、寛治月宴如此講畢、關白進給御製傳大殿、次人々着座、或本與遊莚者兼候之、次置文臺、或兼置之硯蓋、又別文臺近年多、昔モ有例、代々中殿又月宴以硯蓋也　長元六年二月於白河院子日時宇治殿文臺螺鈿蒔繪 硯筥蓋、 近院御時後京極攝政所」献文臺蒔繪長柄橋或旅所歟枝松ナド有例歟、又用扇、次置歌　有序者先序者次々自下﨟也、次置切燈臺敷菅圓座、次歌人近進堪能人上﨟　公卿　又音曲人、次召講師　四品多者辨官有便、或侍臣上﨟、次讀師取歌重、或下讀師重之、第一人可爲御製讀師、仍或第二人又兼御製讀師有例、或第三人有例、次講歌、次講御製　講師或通用、次人々退下、公所外或四位多五位、序者五位六位也、臨時花宴　康保三年立倚子於庭梅樹下即就花下座、親王公卿移座同樹北邊、奏管絃行盃酌、伊尹朝臣柳花挿王卿、其後延光朝臣執盃各詠和歌」 近衞殿和歌御會儀云（于時關白享保廿一年正月廿八日） 當日公卿殿上人參集、附懷紙於奉行人、御會間中央東京錦御茵二枚敷之、兼立文臺燈臺等（文臺前立切燈臺、有打敷） 刻限主人宮御出座、公卿殿上人出座（奥端相分參議以下次間） 次依主人御氣色讀師人進居文臺左、次奉行人盛懷紙於打亂筥持參置讀師右方、次讀師氣色召講師人、講師人進居文臺中央、次發聲人進居文臺右、次講頌輩群居講師後、次披講畢各復座、先講師次發聲次讀師取調懷紙如初盛打亂筥置文臺復座、次奉行人參進取懷紙退入、次公卿殿上人自下﨟起座、次主人宮御方御起座、此間撤切燈臺御茵等（御座前燈臺更立中央） 次主人宮更御出座（御對座不設御茵） 次公卿殿上人出座如初、先御盃（主人宮御陪膳四位五位殿上人、役送諸大夫） 次素麪（主人宮已下悉居之）箸下、次御銚子奥端同時巡流二献（無加）、次居御、次比禮（便撤素麪） 箸下、次御銚子奥端同時巡流三献（有加）」

中殿御會儀、八雲御抄云中殿會（上古者尋常會唯中殿也、自中古爲晴儀、二條院花有壽色非晴儀仍不入、後冷泉院天喜四年新成櫻花、白川院應德花契多春、堀川院永長竹不改色、崇德院天承松契延齡、建保池月久明、以五ヶ度例定云々） 尅限出御平敷御座、（御直衣張袴東向母屋御簾本に立る、張御裝束同官奏時、但有公卿座） 次依天氣頭召公卿、次公卿自上戶參着、 直衣束帶相交、 次置管絃具、 五位殿上人役之、 主上御所作之時頭取玄象置大臣前、大臣取之

目右府公行公起座參着讀師圓座候天氣、召講師有光朝臣同着圓座、次依天氣召講頌之輩、一位大納言新大納言民部卿式部大輔公種朝臣爲盛朝臣雅清朝臣等也、次讀師召下讀師中山宰相也、奉行兼伺定可仰其人歟、而無其儀之間面々召續之、滿親卿進簀子如詩右府取懷紙給彼卿次第重之、序者一條前關白也、先講之、次自下﨟次第講了、講師有光朝臣退下。次讀師取下懷紙於文臺復本座、次關白依御目參着讀師圓座、依天氣召民部卿、讀了退下歸座、御製披講了講頌人々退下、次關白取下御製懷紙被復座、次自下﨟退出、次入御此間一獻云々、少時又出御御遊始委細見御次第、今日無爲總別珍重云々」淸輔朝臣袋草子云和歌會次第公私同之 先懷愚詠參其所隨便着座、次臨披講期召文臺、先是置講師圓座、當御所中央置之、抄私所置亭主前次召人々歌、各隨次置歌於文臺自下﨟置之 （其儀文臺下近臨之時膝行置之、以歌下向御所或說向上之）次召仰講師、（五位之中召堪能者 私所用位階下﨟、但儀式之時多用四位）（長元六年白河子日時義忠序者勤仕講師○野行幸時左大辨實軌朝臣講師○花見御幸時藏人頭右大辨雅通朝臣爲講師）次歌人應召近參候、（野行幸時土御門右大臣第二人勤仕之」、次讀師進寄文臺下取重置之若位階次第不審召藏人令重之一二座人等散勤仕之（保安二年太政大臣勤仕之」、異本後一條院御時宇治殿爲關白勤仕讀師御幸一座ニテ御座之故ナリ 小野宮右府記見之（其儀取一通開之置文臺兩題之時開端歌許向下於御前、私所向亭主置之、無亭主時向爲席上之珍人同等會遊之時向講師以下﨟爲先、但於僧侶幷女房歌不論貴賤終講之、或人云侍以下歌不置文臺於下講之云々、但近代不然歟）次講師讀上之、（其儀延右足頗及臨讀之專不居圓座唯懸膝行 其音不微一句々々讀切之、但至位署髣髴讀之 讀畢任餘人不詠之、序讀樣同和歌、有兩題之時同題一巡讀了講次歌、雖數十准之、件時更又讀名字、於位署者不可讀歟）次可然人々同音詠之、（但初音不助音、次音可加詠歟、又爲後進人不可進詠之、有序之時堪能人々詠吟秀句、其後詠歌也）次詠三反之又置次歌、作法同前、於題者可讀每題初度許詠之 次臣下歌講之、自簾中被出御製、（其儀取拂臣下歌更居他文臺、非强儀式之時用本文臺）講師又改之四位勤之、更讀題目講之、度數可倍臣下歌、於御製者以文下向吾方云々、嘉保度叶之、講師通俊卿也、 御製出時講師可急退、凡歌畢可急起也、又女房歌諸人歌講畢時出之、有兩題之時一題時出之、嘉保三年三月內裏御會初度御製文臺用御硯筥蓋、野行幸時用楊筥云々、又御製文臺下有高坏儲之由通俊卿所申也、長元六年二月十六日於白

官（付歌）宗仲（笛）安名尊此殿席田鳥破急賀殿急律伊勢海萬歳樂廻忽、此間召圓座一枚切灯臺一基、藏人少納言成宗藏人盛家敷圓座於御座間前、（長押下、）藏人辨時範取打敷幷切灯基立御座間長押上、以御硯筥蓋爲文臺、人々歌次第重之（下﨟爲先、）爰召右大辨基綱朝臣爲講師、中宮大夫爲讀師、參入公卿皆被進歌、但至殿上人有別仰不及重、頭辨師頼朝臣右大辨基綱朝臣頭中將國信令下官四位 權少將 能俊新中將 忠教權中將 顯實四位權少將俊忠藏人 少納言 成宗藏人 辨時範新 少將家政藏人少將宗輔兵衛佐師時藏人上﨟三人（明國仲正宗仲、）臣下歌（講）了撤後御製大殿令講給令置文臺上、治部卿爲講師誠神妙也、及曉更事了、　兩殿下中宮大夫左大將直衣餘人々皆束帶也」永和三年御記云、三月四日壬午今夜禁裏和歌御會始也、出題御子左中納言（松千春友）奉行藏人權右少辨資教參仕人准后（直衣下結）大閤（同）近衞前關白（同）按察（兼綱同）民部卿（實遠衣冠下結）御子左中納言（爲遠直衣下結）兵部卿（長綱同）左大辨宰相（宗泰束帶）三條三位（爲重衣冠下結）殿上人資康朝臣爲敎朝臣資敎雅氏（冠束帶）等也、出御之後公卿次第着座、奧准后大閤民部卿其外皆端座也、御硯蓋雅氏持參之、切燈臺知季持參取替高灯臺如常、次講師圓座雅氏敷之、次讀師圓座知季敷之（御座左右歟、）次奉行資敎置殿上人歌、次公卿自下﨟置歌、讀師按察依准后召着圓座、召資敎爲講師、召爲敦朝臣爲下讀師、講頌人民部卿御子左中納言左大辨宰相二條三位等也、參議散三位一反納言二反關白以上五反也、御製讀師關白講師御子左中納言也、今日准后衾所爛之間兼被付懷紙於奉行、且又宿德之作法云々」通守卿記云、應永十七年八月十九日今日禁裡三席御會也、略 參仕人々直衣衣冠束帶相交者也、今日以議定所爲御會所、御座横敷、左右相分設公卿座、先詩御會了則和歌御會始歟、予尋奉行頭辨（有光朝臣）云先右府可進歟如何、返答不分明、而上首民部卿爲尹卿已着座之間、予同加座末、次右府花山院大納言加着端座、洞院大納言加奧座、詩歌文臺講讀圓座同前、殿上人數少之間自持參、大略於南面妻戶前跪見懷紙、置文臺上退下歟、右廻也依座狹至秀長卿着御前、其餘公卿等不着座之間直退下、式部大夫顧座下見懷紙置文臺、退着之後予於座下見懷紙起座直進（懷紙持樣下方於左右手ウツブク左手ヲ以懷紙取上アチブク）於圓座一尺餘跪膝行（左右一兩度、）直衣衣冠之時不如法歟懷紙下方爲御前置之、逆行經本路復座次第置懷紙、次依御

右かたみに難つけて判者もけち焉にかちまけを定めぬればみだりがはしく幽玄ならぬなるべし、されば後冷泉堀川院の比より和歌の御會といふ事ははじまりける也、よりて清輔朝臣の袋册子にもその次第をのせられ八雲御抄にもみえにき、大かた内宴花宴などの宸宴の儀をうつされ定められたるとみえたり、兼題當坐などいふ事はなくてたゞ題を賜はりて歌をめして講ぜらるゝのみなり

今武家にて行はれんも別にかはるべからず、おまへの儀をうつしてそんざの前にて講ずべし、古より歌のひぢりとはいへども必人麿か影供にせんもくちおしきこゝちす、武家之君達晴なる會には狩衣布、かり衣水干あるは布ひたゝれなど着給ふべし、水干は武家にてむねときるものにて今も弓場始流鏑馬などには必きる事なれば難なきなるべし

おまへのものは折敷衝重などにてあるべし、うるはしく御だいなどはまゐらすべからず、先汁物をたまふべし、汁は鯛鮑にても鳥にてもわかめひきぼしなどにてもしむ月子の日ならばわかなのあつものをすゆべし、さかなは雉足むか子やき楚割むしあわび焼蛸また生ものは鯛鱠すゞきふなこいなどにてもかわらけにもりて居べし、あるは星物とて（俗に一里塚といふ）大きやかに高盛にして持出てめゝがくにとりてもまゐらすべし

このまへの披講の條は中右記嘉保御前の儀以下又清輔朝臣の袋册子八雲御抄等による、後の當坐の次第は日野資枝卿の書又過し日品川のむまやにていまの前大納言殿にとひ奉りてゑるしぬ

證例

中右記嘉保三年三月十一日辛丑云、今夕於御前初有和歌、先兼日被出題、（花契千年、）人々參入之後（戌刻）出御晝御座、依召公卿參入廣庇、（兼敷當圓座、參議座相折如除目時）大殿關白殿中宮大夫（師）左衞門督（公）左大將（忠）新中納言（經）治部卿（通）江中納言（匡）中宮權大夫（能）右兵衞督（雅）皇太后宮權大夫（公定）左大辨（季）、召人藏人參入、御遊物具等可取出者、藏人兩三人置物御厨子管絃具等持參、堪管絃殿上人依召候簀子敷、右大辨基綱朝臣下官中將忠敎朝臣藏人少將宗輔藏人式部丞宗仲、御遊呂左大將（箏）中宮大夫（和琴）皇太后權大夫（拍子）藏人少將宗輔（笙）右大辨基綱（琵琶）下

着る事あり、後世抜巾子といふなり、天祿は六十四代圓融院卽位の年也、延喜をさる事遠からず、しかればはや延喜天暦のころ骨ありしもしらず又額宛といふ名もみえたり、そはまたく骨なり、いまこの冠は骨を紙もてはりてそのうへに絹をたゞにはり付たるなり

○和歌會儀　客人來集、時刻主客着奥端座（各懐紙）次置文臺（尊者前）若入夜置切燈臺、次置懐紙（下﨟爲先）、（先在座取出懐紙少開見而起座、進文臺下膝行置之、懐紙下向尊者方鷁退、復座、若有女房懐紙自簾下押出奉行取之置文臺）次依主人氣色讀師進着文臺傍座、次召講師、講師進文臺前、次講頌人候講師後、次讀師令奉行重懐紙（中下上）、次講師讀之（以下﨟爲先若有女房懐紙終講之）次講頌人同音詠之（一反二反依貴賤）次披講畢講頌人退、次講師復座、次讀師復座、次撤文臺、次置當座題（盛硯蓋）次詠歌人各起座探題入懐中、女房探題、（其儀一同置懐紙）復座（開見復懐中）若有女房詠出之時奉行押入題簾中、次撤題蓋、次署重硯（置奥端上首人前）次供料紙（供上首人）次各逊足思案、此間一獻居衝重或折敷、勸盃二人瓶子一人勸坏奥端上首人、次短冊清書畢付奉行、次奉行取重短冊盛硯蓋進亭主前、次披講或署之、次有管絃興又進兩三獻、次各退出、

考ふるに歌はしき島のやまとの國の手ぶりにしておもふ事を言にうち出うたひたるなり、さればそのかみは文字の數もさだまらずなどいふ事皆人のしれる事なれば今はたいふに及ばず、さて世の中禮儀文物そなはれるまゝに歌のさまもとゝのひてみやびにはなりしなめり、さてわが心にもいみじうおかしと思ひあるはあはれにもきこゆるをば名ごりなくわすれはてんは口をしかるべし公にも其み心やおはしましけん後の世に傳へてもはぢなきをしらばせ奉らせ給ふ、すなはち萬葉集古今集等なり、夫よりこのみちやう〳〵尊とくなりて花になく水鶯にすむ蛙はいとよくうち出めれどこゝろある人の口よりはかなきことのはは耻かましくいふかひなければおのづから父母にとひきゝなどしつべし、後には師を求め題詠をしてひとつのまねびとなりけるは上代の手ぶりとはやゝたがへるなり、中ごろ上手にものせし人多くなりてもはら諷體巧拙を論じぬればつゐに天德にはお前にてそのかちまけをきこしめさせ給へるより院宮にも私の家にもしば〳〵歌合せさせ給へる也、そは左

西海大使吉士長丹

九條家所蔵 淡海公

秦川勝木像

多武峯所蔵
大織冠鎌足公

用明天皇

小野道風

轉法輪寺所蔵
業平朝臣

聖武天皇

石見國高角社
人丸木像

此二不詳

同シリナガ社

菅公

當麻蹶速

野見宿禰

秦川勝

茨田王子

妹子臣

冠を冠と書朝服の冠を頭巾と書て差別を立たれば頭巾には猶ほねなかりし樣に覺ゆ、內藏寮式　御冠羅四疋云々、右織部司所進其料絲從寮行之とありて巾子の料を行ことみえず、又云造御靴料猪毛十兩麻子一斛二斗五升牛皮云々、深紫綾、、、深紫絲、、淺緑絹、、靑砥、、と靴の料悉くのせたれば冠の巾子の料も入べくは或は木又は紙または皮などもあるべきに其事みえねば延喜の頃迄も今の如く堅き骨はなかりしにや、また樂翁侯の集め給ひし十種のうちにも小野道風の像あり、ことに古畫といへり、其像の冠軟に見えて纓を以て髻に結たる姿に見ゆれば考の一ツにはなるべし、しかはあれどむかしのことをもて考れば冠の巾子あることもしりがたし、漢土の事をもて考れば冠の巾子あることもふるくぞあるべき、朱子語類云唐人幞頭初止以紗爲之、後以軟遂斫木作一山子在前云々、又云唐宦官要得似新樣故以鐵線挿帶中、又恐壞其帶以桐木爲一幞頭骨子、常令幞頭高起如新謂之軍容頭云々、唐朝既に骨を入て形をなすに吾朝は三國以來通信ありて唐に至りては其禮並服章をも悉く學び用ひられし事なれば冠の製も唐樣をこそうつされしなるべきことなれば延喜の年號は五代の後梁にかゝりたればこの頃まで冠に骨なき事はあるまじけれど唐樣は禮服冠にして朝服の冠はもと吾朝のものなれば中古までも骨なかりしにやと思ふ淺見いまだ其證をさだかにみねばしばらく君子の說をまたんとてこそ

此御說もすべてことわりに承り侍りぬ、いかにも唐樣は禮服にうつして朝服の冠は皇朝の古製を傳へてひとの國の風をうつさず、延喜の頃までも骨なかりしにきわめ侍るべし、御考のためにふるき世の冠のさま書あつめ奉りぬ、平澤季冬が內會の問答に冠といふは冕冠禮冠、武禮冠等のことにて朝服のは頭巾又幞頭などいへば後世の烏帽子の類にて正冠とは云べからずと申候き、されど推古天皇の十二階孝德天皇の十三階も朝服冠の事にていまだ禮服の制なきよなれば朝服の冠こそ本朝の古冠なりとは定め侍りき、いかにも其實體は烏帽にかよひ候べし○烏帽は無文にて幷纓を具せず、唯うちきたるまでなるべし」　北山抄江次第等天皇御元服之條天祿記を引て北廂に於て能冠巾子を

○冠製問答泰賢君　冠の製古は羅の類にて縫立たるものにして中に骨はなかりしならん後に至りて次第次第に強ばりたるを好み骨をも入る事にはなりつらんと思はるゝなり、かゝる樣は師說をも聞し樣なれどたしかならねば近ごろみ置し文共のうち心覺せし事共を一つ二つ書付て考の端とせり、もとより上古の服章さだかにしらるべきにもあらねば淡海公の撰ばれし令よりこなたぞ據とはなすべき也、令より上つかたの人物服章をば書かんには令條の制に從ふより外はなかるべし、しかれども書紀の內にも間々服章の事も載たれば考の端とはすべし、凡冠といふ事は推古天皇の紀よりみえたり、推古天皇十一年始行冠位、大德小德大仁小仁、(中略)幷十二階、並以當色絁縫之、頂撮總如囊着緣焉、唯元日着髻華(髻華此云于孺)此當色といふは大德位には何色小仁位に何色と定れる色ありて今世の四位以上黑橡五位蘇芳など、いふ如く當色のありしなるべし、たゞ其色いかゞなりけん淺見いまだみるところなし、頂をとり總て囊のごとくするといふをみれば中に骨なきとしらるべきなり、絁は倭名抄に絹の布に似たるものにて倭名あしぎぬとあればこはき質の絹成つらん、夫故に髻華などもつけよかりしならん

この十二階の當色書紀にもみえ侍らずしるよしなく候、されど大臣の紫冠なる事はろなう候はん歟皇極天皇二年冬十月壬子、蘇我大臣蝦蛦緣病不朝、私授紫冠於子入鹿擬大臣位云々、孝德天皇大化三年制七色十三階之冠、織冠大小二階以織爲之、繡爲緣、服用深紫、繡冠大小二階繡爲之、餘准織冠、紫冠大小二階紫爲之、織爲緣、服用淺深、云々別有鐙冠黑絹爲之、冠背張漆羅、以緣與、鈿異其高下、形似蟬云々、小錦冠已上鈿雜金銀爲之、靑冠鈿以銀、黑冠鈿以銅とみえ、推古天皇十九年の紀には豹尾鳥尾等の髻華とみえたり、黑絹の上に漆羅を張かさねて鈿を着ること、推古天皇の十一年より四十四年を經て次第に冠の質強く成たるなるべし、鈿は字書に金華なりとありて今世のかざしと同事なるべし、天武天皇十一年男女始結髮乃着漆紗冠云々、是全く幅漆を用るなれば鐙冠よりもいよ〱强堅になりたるならん、衣服令朝服のうちに皂羅頭巾皂縵頭巾あり、頭巾はすなはちかふりの事也、令の文禮服の

んごとなきもけふはみなみだれてかしこまりなし狹衣物語云、十五日にはわかき人々こゝかしこにむれゐつゝをかしげなるかゆ杖引かくしつゝかたみにうかゞひ又うたれじとよういしたるすまひおもはくどももおの〳〵をかしうみゆるを大將殿は見給ひてまろをあつまりてうてさらばぞたれも子はまうけん誠にしるしある事ならばいたうともねんじてあらんなどの給へばみなうちわらひたるにいとゞ今はさやうなるあぶれものいでくまじげなる世にこそとうちさゝめくもありけり、わか宮ぞちひさきかゆ杖をいとうつくしき御ふところよりひき出てうち奉り給へばうちゑみ給ひてあなうれしや宮のあまりかたじけなくおぼえ給ふにわたくしの子まうけつべかりけりとかひ〴〵しくよろこび申し給ふもをかし、やがて申しとり給ひて引かくして女君のおはする几帳のかみよりやをらのぞき給ふををかしとたれもみ奉りつゝしのびてわらへばあなかま〳〵と手かき給ふを辨のめのとはうれしきながらさすがにあやうげにおぼえてかほうちあかめたるぞをかしかりける」建武年中行事云、十五日、御かゆなどまいるほかことなる事なし、わかき人々つゑにてうちあふ事あり」簾中舊記云、正月御杖の事、御杖と申事は十五日のあしたとくさぎてうおもてにて御覽じ候て後いつもの御所にて上樣はじめまゐらせ候て御女房衆の右の御かたのうへを三づゝそと御うち候、ちとはくをおかれ候て春の野に犬などろくせうゑにかゝれ候とて候

正月十五日のもちかゆの杖ふるきよの書にはみえず、はたうるはしき公事ならねば正しきふみにはのすべくもあらざるなるべし、枕冊子狹衣物語にみゆるをもて考ふれば一條院よりかみにはじまりてこのみよにさかりうちあひ子なきものは子をうみあるはむことりなどすべきしるしにはせしなりけり、さてはやく絶にしかと思へば建武年中行事にみえ簾中舊記にもみえぬれば足利のころまでもうちつゞきたるなるべし、足利のよにはうるはしき祝になりて打あひしとはみえず、又杖のつくり樣もためしありとみゆ、狹衣にもおかしげなるとみえたればいか樣にもみやびにつくり出たるなるべし

餘り文盲に相聞へ可申候

武家鞍具之條　貫鞘一向相辨不申候何の用に御座候
是は力革につらぬき候袋に御座候、裏をばつかり
に致し候

鐙　壺鐙と申候は如何の製に御座候哉鐙馬の輪鐙の
類に御座候哉
壺鐙は輪鐙にては無之候鳩胸之處筒之樣に相成候

此内沓込なり

切付　豹虎等發明仕候、但儀仗の譯にて毛革相用候
哉武家兵仗には葛等を式に用ひ候哉
豹虎兵仗に用ひ候て不苦候、小子も水豹之切付所
持いたし候、軍陣にも用ひ候覺悟に候、葛も尤專
用ひ候

鞍覆　織物發明仕候、當時の毛皮は畧儀に相成申候
哉
儀仗の品に毛皮滑皮無御座候、武家尋常の用にて
毛皮滑皮不苦と存候

○餅粥杖又粥木　枕冊子云、十五日はもちかゆのせくまゐる、かゆの木ひきかくして家のごだち女房などのうかがふをうたれじとよういして常にうしろを心づかひしたるけしきもをかしきにいかにしてけるにかあらんうちあてたるはいみじうけうありとうちわらひたるもいとはえ〴〵し、ねたしとおもひたることわりなり、こぞよりあたらしうかよふむこの君などのうちへまゐるほどをこゝろもとなく取につけて我はとおもひたる女房ののぞきおくの方にたゝずまふを前にゐたる人はこゝろえてわらふをあなかま〳〵とまねきかくれど君みしらずかほにておほどかにてゐたまへり、こゝなるものとり侍らんなどいひよりはしりうちてにぐればあるかぎりわらふ、をとこ君もにくからずあいぎやうづきてゑみたることにおどろかずかほすこしあかみてゐたるもをかし、またかたみにうちてをとこなどをさへぞうつめる、いかなる心にかあらんなきはらだち打つる人をのろひまが〳〵しくいふもをかし、内わたりなどや

アリ、凡輿ハ人ヲ勞シテ用ヰナス、故ニ人臣コレニ駕スコトナシ、車ハ獸ナシテヒカシム故ニ輿ヨリカロシ、馬ハ直ニ背上ニ駕ス、其次ナリトシルベキ也

○いにし年服色畧解とてまづ束帶の畧解を書て板にゑらせて人におくりし、それをみて平澤季冬がとひおこせたる、袍之條　六位七位深縹裡蘇芳夏穀　右は六位已下衫と而已相心得候處冬袷夏單尤甘心仕候且紫緋橡共裏之色表に同じき義に相心得候處縹に蘇芳の裏相用候義御考奉伺候、裏に禁色は有之間敷候得共六七位にて蘇芳を裏に相用候義何の譯に御座候哉但政官淺緋と有之候前行の末に付け讀々(本ノマヽ)かも愚考難及奉伺候

此條縹と認め候は書損にて綠に御座候、六位以下綠衫と申候故ひとへと存誤候、綠衫は夏之料に御座候、冬は裏ある事勿論之事に御座候、扨蘇芳の裏付候事御不審御尤之事に御座候、いかにも表之色にゑたがひ申候事に御座候處當時必すはうに候、いつの頃より如此に候哉後日勘考可得貴意候、田安宗武卿の管見に橡の袍の裏は縹と申御考御座候

袍之條　位階之制御ゑるし無之候得ば矢張單に同じく五位以上綾を用候儀に御座候哉

如御勘考殿上人も綾々用ひ候、尤中古以來如此候半歟彈正式に朝服に綾を用ゆる事を聽すとみえ申候は袍の事にて下衣には用間敷候、三代實錄にも禁色は下衣といへども服用をゆるさすと見え申候得ば古制は袍之類平絹を用ひ候事勿論と見え申候、(三代實錄の禁色色の事には無之候)

輿之條　人臣輿ニ駕ス中古之例也と誠に甘心仕候、是迄轅と稱し候得共矢張車代にて輦車の類と格別の意と相心得候得共其實體は則輿にて有之候得ば如何之儀歟分別不仕候處輿と御ゑるし被成候は實に正名之御說發明仕候、尤中古の御證說も御座候哉又は關東之中古を御稱し被成候哉

此條小子も車代に致し候方難もなく可然共存候得ども其實體輿にて又貴重する處も車代には無之樣に御座候と復考致し輿とゑるし候、臣下の身輿に駕し候は頗る潛上に候得共鎌倉足利家の頃よりはや用ひ來り候、既に當時は如小子等卑賤の者も駕籠にのり人にかゝせ安じ居候流俗に候得ばさして罪も得間敷候、車代に致し候時は津輕家の閉門は

司、夫人及内親王限溫明後涼殿後、命婦三位限兵衞陣、但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衞陣」西宮記云臨時四 輦、太子老親王大臣僧正等依宣旨乘之、女官見彈正式」又云臨時五 親王大臣中老宿人有此恩、女親王女御尙侍每出入藏人經奏聞仰閤門吉上、雖載雜式每度仰 或僧正有蒙宣旨者、從三位菅卿侍讀間聽乘輦至梨下以上者仰有司 仁和二年三月廿五日僧正遍昭聽駕輦車出入宮門者略 正五位上羽栗翼、寶龜初天皇以其年老聽乘小車出入公門云々」台記云、久安六年六月正月廿八日是日三位蒙輦車宣旨退出略 五位諸大夫十二人挽車」和名類聚抄云、輦周禮注云后宮居宮中縱容所乘謂之輦和名天久留滿 爲輕輪人挽所行也」世俗淺深秘抄云、牛車輦車人大畧先聽輦車後聽牛車尋常事也、直聽牛車事執政之外頗不分明、執政家之牛車之人用上東門、自餘之輦用待賢門歟、雖執政之人又用此門例間々存、入待賢門時參春華門仍車立彼門外東邊、或又入自上東門朔平門或用建春門、各於門外下車門腋頗退立之、參八省時入自待賢門於昭訓門壇下下車、有八省於幣物時雖牛車輦車人必令步行也、况又於令奉仕上卿哉、執政人駕牛車往還陽明門藻壁門、此兩門之外依便宜用之常事也、但大臣雖牛車輦車不蒙別仰以前不出入、待賢門依重宣旨用此門也」三中口傳云、輦車儀於待賢門當東西中御門南北 移乘輦車於春花門當東 西土御門南北美福門內內裡辰巳 前下車已上俗儀也、至千僧只今不覺悟、僧侶拜賀之時參從朔平門之樣粗覺悟」自待賢門乘移輦車庇車也號兩眉車、諸司二分着束帶引之 至春花門 里内者於陣外稅移イ所乘車引之下車所、牛車輦車之人於一條西洞院辻下ニイ也、共五十未滿人於門外不下云々」源氏物語桐壺云、てぐるまの宣旨などのたまはせても又入らせ給ひては更にゆるさせたまはず云々」年中行事歌合云、爲邦「雲井にもさはらでかよふてぐるまや君にひかる、ゑるしなるらん」

輦車ノ宣下ニ二等アリ、牛車ヲ聽サルノ人先輦車ノ宣旨ヲ蒙テ宮門ヲ出入スコレ尋常ノ事ナリ、淺深秘抄三中口傳又牛車ヲ聽ルノ人更ニ輦車ノ宣旨ヲ蒙テ閤門ヲ出入スルハ殊ニ重事也、東宮及親王宿老大臣等コノ宣旨ヲ蒙ル、西宮記 又宮人ハ別制ナリ雜式ニ見ユ」輦ハ輪ヲ具シテヒキ行モノナリ、然ルニ供御ノ鳳輦葱花輦ハ輪ナシ卽チ輿ト曰フベキヲ輦ト云、但小野宮年中行事等鳳輿葱華輿トカケルモ

上ヶ首ノ道服ハ鷹司准后殿日野故一位殿着用シ玉フト云々

憚親之儀に候、免許後は不苦候」西三條装束抄云、

道服、地ハ狩衣ノ如シ、出家着用ノ衣ノ如シ、月形ノナキ物也、大臣至極ノ褻ニ用ユ、是ニ立烏帽子ヲ着用ス」故實雑々聞書云、殿中へ編綴などは着出仕無之候、道服などは勿論無之候

○高倉家え尾州藩中門人ゟ問合候答書之寫

束帯之下袙の色濃、萠黄、紅、蘇芳、薄色白等有之候得共引倍支には十五歳以下濃色（但十五以下に而も公卿ならば濃を不用）十六歳以上紅老斗に至て白此外色は無之候、冬用ゆる袙の裏をへきたるにて表を用ゆるの意には候得共引倍支に用色は右之通より外は無之候

引倍支は何色にても打に限り候、地は綾にて文柄は小葵或は浮線綾の丸其外不定有之候、年齢之儀色においては前段之通地は老若綾にて文柄并形狀續文立涌襷菱形窠形圓文等老若差別無之大少居様少年は繁文中年尋常老年遠文但此外續文立涌たすき等も右之意にて次第に形勢大きく調申候事にて御座候、引倍支も此心得を以て御調可然候

六月　　雑掌名

○輦車　職員令云、主殿寮、頭一人掌供御輿輦、（謂轝行曰輿挽行曰輦也」）延喜雑式云、凡乗輦車出入内裏者妃限曹

し候にも及申間敷候、後世たゞの蘇芳染を着し候は却て中古の風よりはまさり候半と奉存候、雜事抄に
五位袍蘇芳染と有之候
五位袍は茜にて染候事本儀に候得共茜草甚すくなく候哉當時あかね染仕候は但州出石泉州堺紀州等此三ヶ所にて染候ばかりの由其内出石にて染候茜本方の由染上は至てくろく年經候程赤み出候て美敷相なり候、當時普通に紅の袍を着し候得共紅は元來位袍の色には無之其上深紅は延喜十八年嚴に禁ぜられ候事に御座候得ば着し候譯無之候、既新古今集に女藏人内匠が車より紅之衣を出したるを撿非違使が糺したる事見え申候、その時大空の歌をよみ出し候得ば殊にめでられ候哉らん集にも入られ候これ中古の弊俗にて風流に進み制度に怠り候故位袍も臣下のまゝにて五位深緋を着し候樣にいたり候は可嘆事にも候半哉併其中古之風も今は故實に相成候得ば當時一位深紫二三位 淺紫四位 深緋五位 淺緋と上古に復し制度を立候事も不相成候得共位袍と稱し候得ば不輕事故人の所存にまかせ 區々に染出 させ 候儀はかつて有之間敷候、いまは四位以上橡に候得ば五位も淺深のさたに及ばず唯緋と稱し雜事抄等の說により深淺無之一色に相成候はよろしと奉存候

十月五日　越前守殿御渡　大目付え渡之覺
此度御大禮の節紫に紛らは敷袍を着用致し候者一兩人相見え候以來五位の袍異制の色目は相用申間敷旨無急度向々え可被達候事
大目付　須田大隅守

○道服　三光院内府記云、道服、色は不定候、大中納言法體之人着用候、俗之時は大納言父子相並候時斟酌故實に候、其故は佛道に入るの心に候、然は

腋ナツクラスヌヒタルモアリ

るもいとよくてかひあるこゝちす、その日あけの袍の中に紫にかよへるをき給へるあり、高倉侍従君もいかゞぞやなどみけしきあしく公にも御ゆるしなきやうなりしか、そはわが志たしかるべき人のてふじて奉りしとき、ぬればいとおしくてさは書て志るよしあるかた／＼へたいまつりしがさせる勘事もなくて又しもきざらんように仰出されけるはいと／＼うれしき事なりけり

○位色の制は推古天皇の十一年にはじまりその後よよの帝あらため定められたり、文武天皇の大寶に位官の制袍の色を定められしより後は大畧あらたまる事はなけれ共大同に淺緑淺縹をとゞめ給ひ或は右大臣内麿に中紫をゆるし給ひしより大同の制や、亂れそめて一條のみよには紫もつくりいろになり小右記には四位か三位の袍を着大記には三位に敍して一位の袍をきたる事見えたり、さて後今のよのごとく四位より上は橡の袍を着し五位は四位の深緋をきる様になりし事は續世繼に見えしをもて志るべし、（こはわが位色考にくわし）深緋は延喜式をおもふに茜に紫草をくわえて染ぬればげに續世繼にくろあけと見えしゝことはりにて黑みをおびたるなるべし、今は茜なくてすはうを用ゆ、くろみたるをきるは中世の風を志たへるなるべし、（すはうの事かざり抄に見ゆ）色あさくして紫にまがへるは古にかなへりともおぼえず、又紅にてそめたるを今はなべて用ゆれどもこも又有まじき事なり、志かいへど五位はもとより淺緋を用ゆべき定なれば志ゐてくろきを好むべきにもあらず、又政官にもあらずして必淺きをきるもよしなし、只尋常のすはうぞめの深くもあらず淺くもなきを用ゆるが古今に通じて罪なきなるべし、紅もやんごとなき色にして袍の色にはきぬ事なし

又書てさるかたに奉置ける、五位袍之事

上古は淺緋と稱し綾一疋に茜大卅斤を以てそめ候を着し申候と相見え申候、中古四位以上橡の袍になり五位は卽深緋にて橡に蘇芳を加へて染たるを着し候哉餝抄に五位有蘇芳氣又四位五位無差別不知古實と有之候、志かれば專ら黑みあるを着たると見え申候、併元來淺緋相當にて既大夫外記史彈正撿非違使尉等は赤衣又朱紱とも唱へ黃に赤みあるを用ひ候程之義に御座候得ば政官ならぬ人も志ゐてくろきを執

つぎはなきが本儀に候

付 裾つぎにはあらず表袴の裾を縫上候つる也、禮客にはあらず畧儀なり

七月十四日　小泉主水

黒川丹後様

考ふるに表袴の下の方によこざまにぬひめありふるくはあし繼といふ、今はひざ繼といふ、（又裾繼ともいふとみゆ）其故よしはしらねど昔よりかくはしたるべし、そは雅亮抄等に見えしをもてしるべし、しかるに小泉氏の廣橋殿にとひ奉りしとて書きおかせたるは誠に黄門卿の仰せ給へる事やいかゞあらん、御料の御袴に縫めなしときこえ給へど山科家の裁縫師高田出雲がきこゆるには必ぬひめありといへばうたがふべからず

げに續後紀に袴の襴ともみえぬれば管見にの給へるごとく横布に加へしもしらず、扨その名殘にて横布ならね共縫目をばつくるなるべし（表衣こも半臂にも襴あれば袴の下に横布あるもむべなるべし、下襲はわきあけなればらんなし、されば襴のれうを尻にはひくなり、位襖狩襖も准じてしるべし）

○ことし九月二日うへは征夷將軍の職をつぎて右をこえて左に轉任し給ひ亞相君は右大將かねさせ給ふ、いといつくしき御儀式なめり、そは父のものし給ふ記にくわしければこゝにはかたはしをだにかゝぬなり、我が君侍從殿もひのさう束し給ひてまうのぼらせ給ふ、れいのごとみうちきのやくにはおのれと通明とをめされける、みかたちさへきよらにものし給ふればあかぬ事なくうつくし、さていまのよの政事し給ふ濱松の侍從の君は何事もたどり深くものし給ふてさうぞくの事をもいとよくしたゝめさせ給ふ、みうちにみうちきのやくにまゐるべく仰せ付置給へるもあまたあれどこたびはことに晴なればおのれにまゐらすべく聞え給ふ、あまたかへさびぬれどせちにの給ひて君にもきこえ傳へさせ給へば御ゆるしかふぶりて君の御さうぞくはてゝも御城に參りて奉りける、御大刀は鹽の山さし出の磯の歌の心をあし手のさまにまかせ給へるなり、紺地のからくみのをこれにもおなじくあし手を縫はせ給へり、めのうの帶いときよらなり、またしくとくにはものし給はねどさすがによの政し給はんにげなからずおもりかなる御有様なりけり、されば御さうぞく奉

おろせこゝにめすぞなどいひておろしたればはしりがひとりわきわれにおほくなどいふこそをかしけれ

考ふるに正月上卯日御杖を奉る事は持統天皇三年にはじまる、邪鬼をおふ祝の杖なり、殺杖といひ又剛卯杖といふ、卯槌の名は正史に見えず、しかれどもふるきよりのならはしにてう杖にそえてもてはやしたるなり、もとより製作の式をも定め給はねば女どちの心にまかせてみやびにつくりて難なきなるべし

○表袴足繼　雅亮裝束抄云、うへの袴　たけ四尺三寸　このなしあしつぎ一尺二寸すその廣さ一尺三寸ひろきがよきなり、こし一丈二尺」裝束裁縫秘抄云、表袴之事長さ一の骨より踵迄の寸法の三ツを折て二ツ分に猶二寸ながし、是は殿上人などによし、御所樣大臣などは殿上人のに今一寸五分長くすべし、又人の腰の高下にもよるべし、廣さは長さの三分一に猶一寸五分まさるべし」大事のことなり小さきのは三分一に猶せましさがりはあし繼五分かゝる程なり足繼は八寸ばかり寸法による、すその口三寸ばかりおとすべし、股の方也、腰の高さ一寸五分長一丈二尺上下年少可計ひだは小ののぞきて可取云々

服色管見云、後の世には表袴の口かへりても、だちのあたりよりはせばけれど古しへはひろかりけるをしるべし、今もあしつぎとて袴の裾をきりてつくなり、いにしへはよこのにてつぎしとみえて袴の襴と記にはみゆめり」續日本後紀云、承和五年三月乙丑散位從四位下池田朝臣春野卒、春野者天應以往之人也、云々天長十年冬將レ有二大嘗會事一天皇欲レ修二禊祓一幸二賀茂河一、春野以二掃部頭一奉二鹵簿陣一、看二諸大夫所レ着當色其裾曳レ地、大咲曰是尋常之裝束非二神事之古體一、便指二自所レ着爲二古體之證一、其裾離レ地差高而袴襴露見矣、諸大夫皆驚云古之儀應二與レ唐同一、後代當レ效レ之、春野衣冠古樣身長六尺餘云々

廣橋殿雜掌小泉直記書狀之寫直記元は竹屋殿雜掌なり

表袴裾繼之事廣橋中納言殿江相伺候處是は山科家に用られ候高倉家には無之候、乍去　主上之御料山科家調進に候得共裾かけは無之候勿論近衞殿にも裾繼なきも被用又々裾繼あるも被用候、普通裾

之事最上與最下同等之儀有之物候」又云、風折、地下諸大夫(布衣並直垂等)醫陰之輩殿上人之中ニモ着用之家々有之世號此折鞘之黨候、(但元服之初至十六歳者雖諸大夫着用立帽子候也)又雖堂上或馬上或鷹狩或蹴鞠等如此之時者必着風折候、又額有稱々品々烏帽子」西三條裝束抄云、此直衣ニ立烏帽子ヲ着用スルナリ、略仙洞ハ右眉攝家等モロ眉諸家十六以前ハモロ眉以後左眉ナリ、壯年立烏帽子老ハ折烏帽子攝家等ハ折ザルコトナリトミエタリ、然ルニ近年宿老之後折之ナリ、諸家ハ十六歳ヨリ是ヲ折清華大臣家ナドハ不可折也、但鷹狩或蹴鞠馬上ナドノ時ハ折烏帽子タルベシ、亦社人如木雜色等立烏帽子ナリ、サレドモ是ハ柳佐比ト稱シテ各別ノモノナリ、又社人如木退紅等ハ暫時モ風折ヲ用ザルコトナリ、凡烏帽子ニ細烏帽子引立烏帽子平禮ナドノカハリアリト見エ侍レドモ近代ハ着用スル人見エ侍ラズ

○卯槌　江家次第御杖云、次絲所進卯槌、(如糸所式者可居机)歟　其料絲卯槌御机組並縫覆敷料十兩二分(白三年一請參河糸)結組料七兩二分、(丹波糸)已上申請納殿藏人取之、結付晝御帳懸角柱(西南柱也)副立細木爲柱、槌末出五尺許可用桃木、又四方可削近代丸也失歟」源氏物語浮舟云、かのわづらはしきこと、あるにおぼしめしあはせつうづちおかしうつれ〴〵なりける人のしわざとみえたり、またぶり山たち花つくりてつらぬきそへたるえだに「まだふりぬ物にはあれど君が爲め深き心にまつとしらなん、枕冊子云、齋院より御文の候はんにはいかでかいそぎあけ侍らざらんと申にげにいととかりけりとておきさせ給へり、御文あけさせ給へれば五寸ばかりなる卯槌二つをうづゑのさまにかしらつゝみなどして山立花ひかげ山すげなどうつくしげにかざりて御文はなしたゞなるやうあらんやはとて御らんずればうづちのかしらつゝみたるちひさきかみに「山とよむをのゝひゞきをたづぬれば祝の杖の音にぞありける、御返しかゝせ給ふ程もいとめでたし」又云、すさまじき物、はかなきくす玉うづちなどもてありくものなどにも猶かならずとらすべし」又云、なをよにめでたき物、正月十日略もゝの木わかだちていとしもとがちにさしいでたる、かたつかたはあをく今かた枝はこくつやゝかにてすはうのやうに見えたるに略うづちの木のよからんきりて

後松日記卷之十一

○列次之事　天皇、太上天皇、皇太后宮、中宮、皇太子、皇子兄弟姉妹降誕ノ次ニヨル、或ハ男ヲ先トシ女ヲ次トス、上古中古例アリ皇女、院皇子、院皇女、女御ハ宮人ナリ、臣下ノ例論ズルニ及バズ、但當時ノ女御准三宮ノ宣下アリ而天保三年マデ皇子ノ下ニ列ス、天保五年以來皇子ノ上ニアリ頗不感心關東、公方樣、大御所樣、右大將樣正二位ヲ以テ爰ニ次グ始无位ニシテ儲嗣ノ時御臺所ノ下ニアリ大御臺樣、御臺樣、御男子樣御庶子ニ至テ殿中殿ヲ稱ス姫君樣」關白、太政大臣、左大臣、右大臣、准后法親王、親王、前關白、前左大臣、前右大臣、內大臣、前內大臣、從一位前大納言、權大納言、前權大納言本座ノ宣下ヲ蒙ルモノ前官トイヘドヰ當官ノ列ニアリ權中納言、前權中納言、參議、前參議、正二位、從二位、正三位、從三位、正四位上藏人頭正四位下、從四位上、從四位下、正五位上、正五位下、從五位上、從五位下、正六位上六位以下位階同ジキモノハ授位ノ先後ニヨラズ年齒ノ老少ヲ以テ序ヲナス正六位下、從六位上、從六位下」關東、御三家日光御神忌御拜之次第御官位ヲ以テ次ヲナス必御三家ヲ先ニセズ御三卿、加賀宰相、加賀中將正四位下タリトイヘドモ諸家正四位上中將ノ上ニ列ス、他家ニ混セズ正四位上中將國持溜詰官位ヲ以テ次ヲ定ム正四位下中將、從四位上中將、從四位上少將、從四位下少將、高家少將、從四位上侍從、從四位下侍從、御老中侍從、京都所司代侍從、帝鑑間侍從、高家侍從、高家從五位下侍從、四品大廣間、御譜第四品、喜連川家、諸大夫頭兩家、城主諸大夫封祿ノ數ヲ以テ序ヲナス封祿同ジキモノハ家督ヲツグ前後ニヨル無城諸大夫

萬石以下ハ大概順トイフモノアリ依テ畧ス

○地獄畫屛風　雲圖抄云、十二月十九日御佛名事、略以地獄變御屛風七帖立七ケ間也、有綱鎭子等、或書云若無件御屛風之時用漢書御屛風」榮花物語さまざまのよろこび云、十二月十九日になりぬれば御佛名とて地ごくゑの御屛風などとり出てしつらふ」枕冊子云、とりもてるもの、御佛名のあしたぢごくゑの御屛風取渡して宮に御らんぜらせ奉給ふ、いみじうゆゝしき事限なし、是見よかしとおほせらるれど更にみ侍らじとてゆゝしさにうへやにかくれふしぬ

○立烏帽子風折烏帽子之事　三光院內府記云、烏帽子之事、立烏帽子ハ堂上着シ地下不着用候、但社官社人雜色如木白丁退紅等皆着用立烏帽子候、如木沓持不着之用風折也但雖立烏帽子佐比各別柳佐比之類也之儀候、惣別

衣あるは狩衣立烏帽子陪膳役送は布かりぎぬに細立なるべし、御まへのものは衝重高坏あるは折敷高坏地敷等もあるべし、机の饗ならばすごもも具すべし（大饗の時は四位の座には兩面の帖をしく、これらの室禮は西宮記已下あるはまさすけ雜要抄等をあはせ考べし）や、下れる武家の室禮ならば（君台觀左右帳の類、相阿能阿等の記錄あり）布直垂に風折か家の折陪膳は素襖なるべし、御まへのものは足打なるべし」夜は燈臺をまゐらすべし燈籠も供すべし、もし脂燭さす時は先を土器にうくべし、こは常にはせぬ事なれど火の事をことにつゝしむ處なれば大嘗會の摸盃にかよはして難なきなるべし、春冬は火桶をおかるべし、火櫃も常の事なり、火を入る時は土器にもりて折敷に居て持出べし、炭ならば手にてさしそへべし、御茶は天目煎茶をまゐらすべし、ひき茶も難なきか、たばこ盆などはろなういま樣のものを用ゆべし、御くだものはうるはしくはみだいのうちにすうべし、べちにまゐらする時は折敷高坏かりそめにははこのふたに入てもまゐらすべし、御けは魚にても鳥にても和布ひきほしなどにても御菜は楚割蒸鮑燒蛸鯛醤干鳥生物には鯉鮭鱒鯛鱸鱠（フナ）追物は菜羹あぶりものたいのやきたる零餘子燒などあがれるよのさまならば厨事類記又足利のよならば進士大草の記錄あまたあるべし、御菓子は松實柏柑子橘、造菓子は梅子桃子餲餬桂心の類、粉熟餅餤伏兎索餅椿餅興米樣のもの、こもふるき書にみえたりやんごとなき人を請じ奉らんには掌客使を遣はして主人も垣下の人々も庭に下りてひかゆべし、三譲等の儀ありて殿に昇り着座あるべし、我より下なる人は先主人着座し家司をしてむかへ入べし、事とある日はろく引出物などもあるべし

後松日記巻之十終

くは勸盃の人いで、勸盃すべし、酒は瓶子に入べし、常の口びろのすゞあるにまかせて用ゆべし、さらぬ折はべちにばんにすえてまゐらすべし、樣器の饗には土瓶を用ゆとみゆれば（三中口傳）いせ瓶子なども難なかるべし、源氏物語には瑠璃の瓶子もみえにき、銚子は足利のよにはもはら用ぬれどもあがれるよにはうちまかせては用ひず、元服着袴等の時主人の料に多くもちゆ、（朝覲にも用び給ふ）ひさげも用ゆることあり、さとの殿につどひたまふ時はうるはしく御臺などはまゐらで籠物折櫃ひわり子などとく出てめゝがらにとりわき折敷にすえなどしてまゐらせんはなか〳〵にいまのよのさまにうちあひていとよくみゆべし、この時しも伊勢瓶子にてあるべし、外居なども出すべし、御供の人には屯食たまはすべし、

こゝら傳へきゝぬるはいと竹のみあそびうた合はな合など樣のえんになまめかしき事のみにして犬笠掛樣のをゝしきわざせさせ給ひし事をきかずあかずくちおしきこゝちす、かまくらのよ室町の時をおもふに將軍家を請じ奉りても私のまどゐにも先弓矢のわざをして後こそ歌をもよみ笛をもふき酒のみ興じあそび給ひき、武家のよならぬひじりの帝のみあそびよりも騎射競馬など御覽ぜし事のなくやははべる、ましていまくちをしくめゝしきわざのみはしたまふらん、いにし一とせ彦根中將の君くさ鹿射させ給ひき御客人は會津中將の君高松侍從の君なりし、おのれも御かたきにめされしが御弓はて、さん樂などうちとけ遊び給ひしはゆゝしくもかしこくもおぼへはべりし、犬追物は馬場もなければ事ゆくまじ、むま射笠掛鬮的丸物などいさせ給はん事はいともやすかるべき、さて後から歌をもやまと歌をもあるは糸竹のしらべなにくれの御遊もみこゝろのまに〳〵したまふべし、かくてぞさすがに藩鎮の重任にあたらせたまひひと日も武を忘れたまはぬかしこさを下が下までも仰ぎ奉り御家の風いやましに吹きつたへてまことに弓矢のほゐにかなはせ給ふべくとは我好める道なれば又しもいひ出たるよときく人うるさくやあらんかし、まことにいにしへのさまに母屋ひさしさうぞきみづし二かい以下の調度立などして（水府公にてありし臨時客の類）やんごとなき人のおましには（三位以上）高麗の帖に褥を敷さらぬには紫端に圓座敷たる時は直衣宿

たはれごとをばゆめしたまはず古のうるはしきみあそびにのみみこゝろをやり給ふはいと／＼かしこき事になん、しかあれど唯めづらかなるをのみめでけうじ給ひてふるきゆへよしをたどり給はず、官位にうちあはぬ事したまはば人のものいひさがなきよの中にいかゞはかたり傳へ侍らん、時うつり事かはりて家居のさまも人のすがたもおまへのもの（膳物をいふ）などこと／＼にかはりはてぬればいまはた難つくまじくせんことはいとかたかるべしとひと日かたりあひぬる時さらば心のかぎりせんにはいかゞはし給ふとせめとはるゝに物語しけるは、みとのはいまあらためつくるべうもあらず、いにしへをこのむもものはらかしこき道をしたひ俗をたゞし國民をやしなふべきためなればやくなき事についへんは大なるあやまりなるべし、さればたゞいよすかけなどして障子屏風様のものいにしへざまにつくり簀子のわたりにはわらうだしき中門の邊に沓などはあらまほしげなり、みさうぞくは鎌倉室町のよともに晴には水干尋常には直垂（室町のよには裏打といふ、事とある日は大帷を重ぬ）其以下はすはうなり、いまもかくのごとくたるべし、もとより狩衣も難なし、烏帽子はかざ折もしくは家の折よはなれたる山莊などにつどひ給ふ時はことに打とけて小袴斗も着たまふべし、御まへのものはことにうるはしくかり衣に立ゑぼうしなど着たまはゞみだい二本ばかりもまゐらすべし、（高坏をいふ、三中口傳に公卿四本殿上人二本）折敷高坏も難なかるべし、（土の高坏に折敷をすゆるをいふ、常に用ゆる事枕册子にみゆ）ある時は衝重または足付たる折敷も用ゆべし、（少し下れるよには大臣は四方上達部三方殿上人足うち叉二方といふ名もみゆ）御飯も御さいもかわらけに盛べし、様器も難なかるべし、（様器は土器のさまに木もてつくれるをいふ、又かわらけの事なりともいふおぼつかなし、源氏物語にはしろかれの様器もみえたり）沉したんの折敷高坏はうるはしく参らすべからず、比曾久の坏は難なかるべし、机の饗も難なし、（公卿高坏の時殿上人机を用ゆる事三中口傳にみゆ）かゝるものはいまのよにはめなれぬさまなれどもしつぽく臺など蕃夷のさまにならはんよりは我國のいにしへ振をまねび給はんはゆめ難なきことなり、赤木の机は納言以上の料なれば黒柿の机朴の木などを用ゆべきなり」懸盤はやんごとなき人の料なればはゞからせ給ふべし、御酒盞御飯の器御菜の坏皆銀器にてきんのはしだいなども用ひたまふべからず、はしだいは耳かわらけを用ゆべし、酒盞もかわらけを用ゆべし、うるはし

うちんの様にして藤にてくみたるものなり、こは別に圖あればこゝにはものせず

○唐織物狩衣付小直衣　　增鑑第十あすか川云、ひまゆく駒のあしにまかせて文永も五年になりぬ、略中宮權亮少將公重實藤の大納言の子からおり物の櫻もえぎのかり衣紅の打衣むらさき匂ひの三ぎぬ紅のひとへさしぬきれいの紫に櫻を白くぬひたり、堀川少將基俊唐織物うら山吹三重のかりぎぬ柳だすきをあをくおれるなかにさくらをいろ／＼におれり略二條中將經俊　略これもからおりもの、さくらもえぎ」　春日社參記云寛正六年九月巳のはじめばかりに一條院にまゐりぬればやがて御出なり、御裝束は菊紅葉などえもいはずこきまぜたり、唐おり物の御小直衣に朽葉のきぬかさねて香の御さしぬきなどきはことなる御さまは筆にもかきのべがたし」西三條裝束抄云、永享元年九月廿二日普廣院將軍春日詣之日、唐織物小直衣萌黃衣縹差貫、略同廿七日若宮祭禮唐織物小直衣紫袙」又云、寛政四年三月十四日將軍家來九月春日詣裝束色目略若宮祭禮之日地黃唐織物小直衣、竪文裏靑生　朽葉衣、生堅文裏同色」淨明珠院抄云、諸家保延五年二月十日兩院雪見御幸、別當白唐織襖、寶治二年十月廿一日上皇宇治御幸、略播磨中將顯方唐織物狩衣略永享元年九月普廣院將軍春日詣、略永豐朝臣唐織物狩衣文龜甲、略政元赤色唐織物一重狩衣」有職抄云、永享元年九月廿三日普廣院將軍春日詣之日若宮祭禮唐織物小直衣」又云、永享四年三月四日同將軍花頂花遊覽之時唐織物小直衣文款冬」又云、寛政四年三月十四日將軍家來九月春日詣裝束色目、略若宮祭禮之日地黃唐織物小直衣

こはことし柳營唐織物御小直衣を着給ひけると聞てかきあつめけるなり、その御小直衣は縹地にて山吹のさきみだれたる御襴には行水のすがた御袖には轡鐙を織出されたるはかの花の霧そふ水を駒とめてかはましとや詠し玉川の歌心なりとぞ、昔にも例少なげなるを天の下しろしめさるゝ上の御裝束にはあざれすぎたる様にわか頑しきこゝろにはおもはるゝなり

○やんごとなき君達の風流をこのみいにしへをまねび給ひて歌よみいと竹のあそび茶の會などしたまふ折／＼いにしへざまにまうけしたまひふるめきてものてうじ參らせ給ひなどし給ふ、まことにいま様の

すだれは三位參議以上掛申候事に御座候、（下すだれの青竹は青末濃、蘇芳竹はすはう末濃）深草少將は、大納言義平卿長子義宣朝臣、弘仁三年三月十二日卒の由深草欣淨寺の說、但榻の事古歌にも聞え申候間車の跡にもたせ候方よろしく御座候はんと存候「おもひきやゑぢのはしがき書つめて百夜も同じまろねせんとは「百夜まであはでいくべき命かはかきもはじめし榻のはし書」

小町雪の夜笠を被り候古實有之候哉右笠はいか樣の形に候哉惣て被り候笠は市女笠にて宜候哉

答　小町のかぶり候笠も市女笠には宜候、市女笠をかぶり衣のすそを取候を壺裝束と唱へ申候、女のかちにてあるき候時は右の體にて御座候

○風鈴（こも宍戸と大和七兵衛よりとひこしたるなり）　君臺觀左右帳記云、風鈴ハ押板ノキハヨリ一コマノケテ天井ノフチニ折カギヲ打テ可懸カヾミ天井モ此心得ニカクベシ」御餝座敷云、風鈴は春の末より夏秋の初まではすだれ緣の上書院のさきにつるべし、又秋の末より冬春の初までは座敷の天井につるべし」書院餝之卷云、風鈴は押形の前天井のふちに懸べし、一こまいほど置て可懸、小座敷迄も可然候、又床の天井にも可懸

○楉案　延喜木工寮式云、楉案（以檜爲之、長五尺三寸、廣三尺四寸」）又臨時祭云宮城四隅疫神祭、楉棚四脚（各高四尺、長三尺五寸」）太神宮儀式帳云、年中三節祭時供給儲備並營作雜器事、結机棚具　上板机玖具

○提燈　蜷川記云、ちやうちんの事かごちやうちん本なり、平生持のちやうちんはこぢつにて候なり」犬追物眞鏡云、ちやうちんは小繩と繩との間も如此をくなり、物色みえばやがてちやうちんをとるべし

考ふるにちやうちんの事ひとの國にはみえたる樣なれどもわが國のふるきよにはきこえず、足利のよにいたりてはじめてみゆ、大概眞鏡の圖にて其製おもひやらる、なり、又京都相國寺所傳豊臣大閤の用ひられしちやうちんはいまのよのはこちや

馬場教習、其歴名移兵部、前節一日同移馬寮、又前節七日車駕幸射殿試閲御馬、訖將監已下惣二十八人便供騎射、當衛判官一人立殿庭奏射手姓名、五日質明各就馬寮騎馬、陣列共進馬場」又云、凡騎射的百二十六枚受木工寮」又云、凡五月六日騎射官人近衛惣十人、六人五寸的、四人六寸的」又兵衛式云、凡五月六日騎射官人兵衛惣六人、五寸的二人、六寸的四人」又木工式云、騎射的五寸徑一尺」西宮記云、五月五日、閉埓門兵部亟錄記衛府藝能、左近先射先懸的少將騎餝馬出自馬出徐行不至一的十丈暫留乃還入改馬餝卽射不射之時如欲出還入 諸衛射了左右近少將已下四十二人兵衛佐已下十二人或十六人 奏事兩大輔 左右馬寮以次引還了雅樂寮建標 去三的南十丈勝負標二柄埓 東西允令持竿史生二人出自治部帰經左衛門 西頭允立三的西南史生一人入埓樹之」江家次第臨時競馬云、次左近的立、近衛十二人率駕丁三人持的的串等、趁自馬出各互立之、延長五年式引弘仁十二年五月五日日記曰時有處分定的相去步數、卽埓東門南去六尺懸第二的、北去十六丈懸第一的、自第一的南去十七丈懸第三的、並十二尺爲丈者 次名奏、次第射訖次的立等退、不撤胡床 次右近的立如左、右近射訖 的立近衛等不列退爲便立帶刀的也、但撤胡床 次帶刀名奏、帶刀射」

○萩のみうち宍戸順平より問おこせたる

鳳輦の形荒增畫樣にて御書ゑるし奉願候但長柄の處出衣其外車の付樣牛の牽候處凡御書ゑるし可被下候

答　鳳輦のと申候は輪も牛も無之人のかき候ものに候、御尋の趣は車の樣にと存候則別紙車の圖爲寫懸御目候、凡天皇御在位の間は車にめし候事無之候、必鳳輦か葱花輦にめし候事に御座候、鳳輦は輿の上に鳳凰の居候のに御座候、葱花輦はネギの花付候にて御座候天子も脫屣の後は牛車にめされ候事尋常の儀に御座候、もし鳳輦の圖御入用に御座候はゞ又々可被仰下候」

檜扇の形同斷

答　檜扇は束帶の時相用候も同樣に御座候、是は御存の御事故不申上候、女官の持候檜扇は袙扇と稱し申候、則別紙畫圖御目にかけ候、是にて委しく相わかり申候」

深草少將百夜車と申候故實有之候哉

答　深草少將百夜車と申候て別には無之候、右樣のゑのびあるきには網代車にてよろしく候車は糸毛 青糸毛 五色糸毛等 紫糸毛 檳榔毛是は檳榔の葉をほそくさきてふきたるをいふ 網代尼眉莒 唐庇 半蔀 凡右の品々に御座候、右深草少將小町の家にかよひ候時乘候は則あじろの筥車にて相當に御座候、尤四位少將に御座候間下簾はかけ不申候、下

九月九日 日本書紀云、天武天皇十四年九月甲辰朔壬子、天皇宴于舊宮安殿之庭、是日皇太子以下至于忍壁皇子、賜布各有差」日本後紀云、嵯峨天皇弘仁二年九月庚子、曲宴前殿、命文人賦詩、其文人五位已上賜被、自餘五位並文人六位已下衣」續日本後紀云、仁明承和二年九月辛亥、天皇御紫宸殿賜菊酎宴於侍從已上、但召非侍從、及諸司綠衫官人堪應詔者並文章生等如常、同賦秋氣搖落効梁元帝體之題、宴訖賜祿」文德實錄云、仁壽元年九月戊寅、以有水災䆉重陽宴、但公卿於近仗下與諸侍臣聊進菊酒、賜祿有差」又云、三年九月丙申重陽宴也、帝不御南殿、勅公卿召侍從文人等賜菊酒一如常儀、但以天下有災不擧音樂」內裏式神泉苑賜宴五位已上、文人預宴賜筆紙、乘舟遷御閣（始瀧殿）奏樂」儀式紫宸殿五位以上及文人預宴大臣進題賜紙筆、吉野國栖奏樂」太政官式神泉苑菊花宴、賜次侍從及文人」中宮式奉菊酒」式部式召文人」大藏式祿法」內膳式」典樂式進茱萸」掃部式鋪設」西宮記大夫文人預宴給紙筆進題探韻献文講文、進茱萸袋安菊花瓶奏女樂賜冰魚給祿」北山抄同西宮記、茱萸袋當御帳母屋柱着之」江次第停節會平座儀

○騎射 續日本紀云、神龜四年五月丙子、天皇御南野榭觀餝騎射」又云、天平七年五月庚申、天皇御北松林覽騎射、入唐廻使及唐人奏唐國新羅樂、挊槍五位已上賜祿有差」又云、〔此文恐クハ類聚國史ナリ〕天長元年三月丁巳、詔曰、略其五月四日者皇太后昇遐之日也、何隣忌景遑忞良遊、五月之節宜從停廢、夫□絕窺覦理資武備、防閑姧宄實屬戎昭、國之大事不可而闕、思欲依舊事以閱人徒、是則居安慮危之道也、卿等宜議奏聞」又云、乙亥公卿覆奏言、玄功播氣群生莫貴乎人、紫極提衡聖德詎加於孝、伏惟皇帝陛下情深罔極事功終身、對凱風以无忘、膽寒泉而永慕、爰臻忌月停此娛遊、凡厥群臣不任悽感、但馬射之道於武尤要、冀北龍駒不調則難馭、山西猨臂資習而增氣、奇哉夫九月九日者所謂重陽也、龍沙廣宴之辰馬臺高賞之序、風至時涼馬肥人暇、古之王者多以茲日有觀馬射、伏望乘此良節以臨射宮、臣等請奉詔付外施行」軍防令云、凡兵士各爲隊伍、便弓馬者謂弓者步射也、馬者騎射也爲騎兵隊、餘爲步兵隊」內裏式云、五月五日觀馬射式、前一日所司供張於武德殿、略騎馬人埒略左近衞先懸的射之、諸衞以次射訖」又云六日觀馬射式、左右近衞左右兵衞等着下儀、騎馬度先射五寸的、次六寸的、或勅內豎爭種々馬藝、次春宮帶刀五六人射五寸的、一二人令試射、訖」、延喜近衞式云、凡騎射人於本府

三月三日　續日本紀、文武天皇大寶元年三月丙子、賜宴親王及群臣於東安殿」又云、聖武天皇神龜五年三月己亥、天皇御鳥池塘宴五位以上賜祿有差、又召文人令賦曲水之詩、各賚絁十疋布十端、內親王以下百官使部以上祿亦有差

五月五日　日本書紀云、推古天皇十九年五月五日藥獵於菟田野、取鷄鳴時集于藤原池上以會明乃往之、粟田細目臣爲前部領、額田部比羅夫連爲後部領、是日諸臣服色皆隨冠色各着髻花、則大德小德並用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾」續日本紀云、聖武天皇神龜四年五月丙子、天皇御南野榭觀餝騎射」又云、天平七年五月庚申、天皇御北松林覽騎射、入唐廻使及唐人奏唐國新羅樂、挊槍五位已上賜祿有差」日本後紀云、桓武天皇延曆十四年五月辛未、御馬埒殿觀騎射」又云、淳和天皇弘仁十四年五月戊午、御紫宸殿宴侍臣、中務奉所司献菖蒲如常、日暮賜祿有差」續日本後紀云、仁明天皇承和九年五月甲午朔乙未、勅、五月五日供節、四衛府六位官人已下裝束除甲冑餝之外不得用金銀及薄泥、五位已上走馬之鞍並馬餝不論新舊聽用金銀、但薄泥不在聽限」三代實錄云、清和天皇貞觀三年五月五日戊寅、天皇御武德殿觀覽騎射、親王以下五位以上貢競走馬」又云、陽成天皇元慶七年五月五日庚午、天皇御武德殿觀四府騎射及五位已上貢馬、喚渤海客徒觀之、賜親王公卿續命縷、伊勢守從五位上安倍朝臣興行引客就座供食、別勅賜大使已下錄事已上續命縷、品官已下菖蒲縵、是日大雨、先是豫勅所司若遇雨致須停節會勿喚客徒改日而行事、掌客使等速引客徒入於宮城、故雨中成禮焉」內裏式（幸武德殿覽騎射走馬、內藥司進菖蒲草典藥寮進人給料、召刀禰賜續命縷參議以上）」儀式（同上）」太政官式（騎射走馬着菖蒲鬘）」兵部式（試練射人著菖蒲鬘親王以下五位以上走馬數）」大藏式（祿法）」內藏式（御膳）」典藥式（進菖蒲）」掃部式（鋪設）」內膳式」近衛式（近衛裝束藥玉料菖蒲艾）」兵衛式（騎射官人裝束）」馬寮式（馬以下）」西宮記（同大裏式）」江次第（同上）」

七月七日　續日本紀云、聖武天皇天平六年七月丙寅、天皇觀相撲戲、是夕徙御南苑命文人賦七夕之詩、賜祿有差」日本後紀云、嵯峨天皇弘仁四年七月丁巳、幸神泉苑觀相撲、命文人賦七夕詩」內裏式（幸神泉苑宴五位以上、觀相撲奏厭舞、又勝方奏亂聲、六位入相撲司）」儀式（內裏觀相撲）」太政官式（七月廿五日幸神泉苑覽相撲）」內膳式」・西宮記（仁壽殿砌下設乞功奠、十六七日相撲召仰、廿五日節、廿七八日節代）」北山抄乞功奠」江次第（召仰（十六七）內取（小廿五）（大廿六）（仁壽殿東庭）召合（南殿大廿八九小廿七八）

○褥 錦餝抄○大滑餝抄諸鞍日記物具抄 ○鐙 輪餝抄諸鞍 舌餝抄踏能云々近代爲○轡 金銅餝抄○鞦 面胸赤滑餝抄諸鞍 朱漆餝抄○八子左右各六筋餝抄、物具○杏葉胸七尻十餝抄物具 ○銀面菖蒲形餝抄諸鞍餝部類物具抄 服○角袋兩耳ノ間ニ被ラシム餝抄諸鞍○頸總オトガヒノ下ニ下ル餝抄服餝諸鞍物具○雲珠サンツノ上ニ置餝抄、諸鞍、服餝、物具 ○由木搦諸鞍○手綱 緂諸鞍 蘇芳緂 青緂餝抄○差縄緂村濃打交餝抄御禊白餝抄 ○引差縄物具 ○尾袋餝抄諸鞍結唐尾 右古物東大寺八幡宮尾州熱田宮等ニ存ス

●和鞍行幸公卿殿上人乘之○鞍縁螺鈿鏡蒔繪黑地餝抄○切付四位上豹五位虎餝抄物具小豹公卿及四位物具 水豹六位物具 葦鹿外記史餝抄、物具 竹豹小豹ヨリマサル物具○手綱 公卿蘇芳緂 四位以下楝緂餝抄物具 櫨緂餝抄轡 鏡水付散物餝抄 ○鐙大滑 壺切付 舌長物具 行幸舌短 御幸舌長餝抄 ○鞦 櫨末濃 畝村濃 小總餝抄連着餝抄物具 楚鞦物具○連着付杏葉餝抄 楚鞦付杏葉餝抄辻子總物具泥障伏輪餝抄尺物具大滑之時不用○差縄 公卿諸 殿上人片餝抄物具○結唐尾餝抄」

●移鞍行幸公卿殿上人及近衛次將隨身等○鞍 平文 打伏輪鉢鞍諸鞍 無文餝抄○表敷 錦餝抄○大滑 左筆餝抄物具 雲龍○轡 平文 金銅餝抄○手綱 蘇芳染絹 伏組餝抄諸鞍○差縄 葦津緒 藤 楝緂 打交餝抄○鞦 平付總諸鞍○由木搦○力革 赤革諸鞍」

●御幸鞍御幸公卿殿上人乘之」○鞍移ノ形外ニ赤銅ヲ打覆輪チカク諸鞍 鞍 銅小諸鞍○表敷錦廣諸鞍○上腹帶諸鞍○力革 包諸鞍○鐙 壺諸鞍○泥障 尺黑諸鞍」

水干鞍褻御幸 淨衣御幸○鞍 如移蒔繪諸鞍○切付 水豹布衣記○表敷 水豹 獅子面布衣○力革 獅子圓布衣○轡 鏡布衣○鐙 鐵木諸鞍 白鐙舌長布衣胸ヨリ鉸具マデ白シ ○鞍○野沓○腹帶 褐 淺黃布○差縄 打交布衣 ○尻懸 糸組畝布衣 押折畝布衣 衞府總布衣○泥障 熊布衣○引差縄 白布衣」

●打鞍覆面濃打裏濃打物具 平文鞍打鞍覆餝抄 織物鞍覆面青顯文紗裡青打絹物具 透鞍覆薄物青文三倍多須支、縫唐花唐鳥物具 虎皮鞍覆 華族輩水干鞍用之物具 鹿皮鞍覆 水干鞍常用之物具 鞭 蒔繪和鞍平文鞍餝 舞人 藤卷餝抄

○五節句例　正月七日、日本書紀景行天皇五十一年春正月壬午朔戊子、招群臣而宴略」又推古天皇廿年正月丁亥、置酒宴群卿」日本後紀仁明天皇承和元年正月戊午、天皇御豐樂殿觀青馬宴群臣叙位云々」内裏式御弓奏叙位、(蕃客)大歌立歌女樂、召刀禰覽青廿一疋、馬吉野國栖獻御贄奏歌笛、全文略之」儀式同上」太政官式叙位書位記」又中務式云賜祿命婦」又式部式叙位儀」又兵部式武官叙位奏御弓」又中宮式牽白馬七疋度殿前」又大藏式祿法」又内膳式雜物」又近衛式青馬鑣裝束」西宮記紫宸殿儀事、豐樂殿儀」北山抄同上」江次第同上、但御弓奏附内侍」

びの爲かきゑるして貴覽にそなへ奉りぬあなかしこ

あなかしこ

答　　　弘田歆平

いまのよの騎射は有德尊君のもはら仰せごとを給りてせさせたまへる事となん、されどいにしへの騎射にすべてたがふまじきにや、軍防令に便弓馬者爲騎兵隊といふも騎射にたえたるものを撰びて騎兵の隊にもちゆるなり、（義解にみゆ）又式をおもふに衞府はおの〳〵本府におゐて敎習せしめ年ごとの五月に天皇武德殿に行幸したまひみづから御覽せさせ給ふ、こは神龜天平よりのためしなり、天長には太后昇遐の月たるをもて端午の節はとゞめさせ給へれど馬射は武の要なり闕如すべからずとて九月あるは四月に御らんず、武德殿の埒の東門南去六尺に第二的をかく、第二的より北去十六丈に（十二尺を丈とす）第一的をかく、又南去十七丈に第三的をかく、北より南にはせて射るなり、的の大サハ一尺五寸本府兼日木工寮にうく、又六日には五寸六寸の小的を射させ給ふ、さて天下の權武家にうつりては朝廷にはかゝる事も絶はて衞府の武藝もなごりなくなりにたるなりやぶさめとて神事にいる事もふるきよに諸社の祭に競馬走馬などつかうまつらせ給ふよりおもひよりたるなるべし、天延には石淸水の流絶ず末のよまでも十列つかうまつらせ給ふべく勅のらせ給ふ、もとより譽田帝をまつり奉らんには十列走馬などぞむべなるべし、思ふに鬼神をまつる事は各其道をもちてすべし、されば佛を禮せんに祝詞をよむべくもあらず、神を祭らんに內經を奏すべくもあらずばかけまくもかしこけれど伊勢の大神宮かものみおやのみづがきには、弓矢をもちておゝしきわざすべくもあらず、（女神を拜する時は劔などもかよはして思ふべし）げにもの、ふが八幡宮に萬の事を祈りかへり申せんには流鏑馬をものするはことわりなるべし、かぶらを用ゆる事もかみ代に專ら射させ給ひし事をまなべるなるべしとおもへば天地の氣にもよらず禍津日の神をさけ奉らんといふ事などは深くしもたどらぬなり、またかさの端をつくろふ御說はさもあるべく思ひ侍りぬ、弓矢をかざす御說もことはりなるべけれど我傳にせぬ事なればゑゐて論せず

○鞍具五種　●唐鞍●（御禊行幸　公卿及節下少納言次第司長官次官」西宮記餝鈔賀茂祭使等　世俗說不）

餝韉毛馬云々、宇槐記康治元用韉毛○鞍（鞍）黑地螺鈿入玉（餝抄　諸鞍日記）　鏡安（餝抄保御禊）

せし體拜にて鞭もてものすべくおもへど鞭は馬うつべき器なるが故に扇を設けむちのかはりといふこゝろにて捨むちの扇と名付しにはあらざるや、扨又先師のおしへし體拜に弓に矢つがひてかざすいやあり しが師のうせたまひし後先達の考へ給ふ事ありて高貴の御座は馬手にありて矢尻向ふにあらざればかざすには及ばざるべし、かざすは中〳〵いやにあらずとさだめ直し給ひて今の後かざすわざはやみぬ、予ひそかに思ふに流鏑馬は神事に行ふ事の初なればよのやぶさめは必贄あり、そは弓手の方にかくればば御贄をいやまふ爲に扇もて惡氣を除き弓矢空ざまにかざしていやつくすにはあらざる歟、贄をいやまふは幣帛をいやまふと同じこゝろなるべし、かざすに及ばざれは笠の端をつくろうにも及ばざるわけならん歟

神事流鏑馬の考　　神事流鏑馬の事弓馬の古書にみゆ、鶴ヶ岡於八幡社地鎌倉將軍家御立願などには必やぶさめ有之事東鑑にみえたり、當將軍家さもとしたる御祝などには必やぶさめあり、予國にても神事流鏑馬の遺風あり、かれ是と考ふるにやぶさめは神事のために設しこと論なし、されど何故といふ事をつばらに記したるものも絶て傳らねばかぶらてふ器の用も忘れず、ひそかに按に凡天地の間に氣といふもの滿てある故生とし生けるものその氣をふくみその氣に養はれざるといふ事なし、又充滿したる天地の氣に濁れるもありてものにわざわひする事すくなからず、よりて人の齋するも濁氣をはらひて清氣を請ん爲なり、是則禍津日の神の所爲をさけ直日の御靈の神氣を請る所歟、かるがゆへに射手その清淨なる神氣に乘じて八ッ目の鏑を打つがひ引設け切て放つ、かれその清々たる矢に神氣つらぬき鳴響きて威風を示す事他の兵器の及ぶ所にあらず、忽ち惡氣退散し清淨の神氣信盛なり、かく玄妙の德をそなへたるものゆへ古今絶る事なく必ことゝある時はこのわざを嚴にして我神國の武德を輝し下庶人にいたるまで穢濁の災をのがれ各其わざを樂しむものか誠にかしこくかたじけなき神傳ならん、そのかみよりかく猛く事よさし給ふ傳のありてそれがまに〳〵人力をつくし奉るが故に早くより神のいさめとはいひ傳ふるなるべし右いやしきかうがへをみづからまな

ふべくたのみかはす事になん、いまもひなにてはけふ必ゑるところより初穗を取て參らする ところあり、ふるきならはしなめり

十月亥の日餅をくひていはふ事其初たしかならず、公事根元抄に延喜式に載せられたるよし書給へれど式にはみえぬようなり、政事要畧に藏人式を引て內藏寮進るよしみえ、又源氏物語あふひの巻にもみえたればげに花山一條のみよには專らきこしめしたるなるべし、ひとの國の書にもこの日餅をくらへば萬病を除くとみえにき、足利家には管領以下をめしてたぶ、つゝみの樣菊ゑのぶなどゑく事もいま禁中にてたまふに同じ、つく〴〵まゐらせたればゑぐれのあめのあし毎になどのたまふも後水尾院年中行事にみゆるもおなじ

こもおもひいづるまに〳〵かきつゞけたるなり

○十字蒸餅異稱　東鑑云建久四年五月十六日辛巳富士野御狩之間將軍家督若君始令射鹿給略屬晚於其所被祭山神矢口等、江間殿令獻餅給、略次召踏馬勢子輩各賜十字被勵列卒云々」又云、同年九月十一日甲戌、江間殿嫡男童形此間在江間、昨日參着、去十七日夘剋於伊豆國射獲小鹿一頭、則令相具之、今日參着、嚴閤備箭祭餅、被申子細之間、略凡含十字之體、及三口之體、各所傳用皆有差別、珍重々々由蒙御感仰、其後勸盃數献」　晋書何曾傳云、何曾略厨膳滋味過王者、每朝見不食大官所設、帝輒命取其食、蒸餅上不拆作十字不食、食日萬錢猶曰無下箸處、行義曰十字名起此

○土佐の弘田某書を送りてやぶさめの說をいふその書

流鏑馬體配の考　流鏑馬の體拜に蝙蝠もて左右と笠の端をつくろひ的をみて扇形にうち入馬をひんまわし扨馳入て足をかゝせ扇もて鹽手をたゝき肩の上より後へ投捨る是を捨鞭のあふぎといふ、いかなるいはれにや流鏑馬の古書全く傳らず先師の口傳もなし、おのれひそかに思ふに扇もてかさの端を左右左とつくらふは射手の穢を拂ふ用にて神にいやつくす事なるべし、今神拜に扇もて左右左と惡氣を拂ふにひとし、扇をなげすつる事は氣色よからんが爲の作意なるべし、はた笠の端をつくらふいやは幣帛をもて左右左と惡氣を除く神拜の故實になぞらへ作り出

武徳殿にて行はる、くすりの官内薬典薬あやめを献り參議以上に續命縷を給ふ、薬玉と云ふこやなほ推古のみくすりがりの御名ごりなめり、足利家にも例の作法にて菖蒲の酒きこしめしあやめの湯に浴し給ふ事もみえにき

七月七日節は聖武天皇の天平七年にはじめて相撲を御覽せさせ又文人に七夕の詩を作らせ給ひてもの賜はせ給ふ、嵯峨帝のみよには神泉苑に行幸し給ひ御宴あり、延喜の頃までは玄かありけるをいつかとゞめさせ給ひけん、かの西宮記以下の儀式のふみには仁壽殿の砌下に乞功奠せさせ給ふ事のみぞみえにける、さてすまひはこの月の末つかたに御覽あり、足利家にてはれいの作法にて乞功奠もあり、また七種の御遊とて笠掛犬追物御歌連歌鞠楊弓御酒宴とをせさせ給ひける時もありけるとぞ七夕笠掛とて七番のかさかけも例有なり

九月九日は重陽の宴といふ、天武天皇の十四年にはじまる、弘仁に五位以上及文人をめす、承和に菊酒を賜ひしよりよゝのためしにて神泉苑に行幸なり菊花をみ菊酒をたび題を献らせ韻を探らしめふみつくらせ給ふ、茱萸嚢を給ひ氷魚をめさせしめ舞妓女樂を奏す、げに瀧殿より御舟うかべて閣にうつらせ給ふほど御心ゆきたる儀式なめるをいかなるにかはやうより紫宸殿にても行はるゝなり、足利家にもきくを前庭にうへさせられ菊酒をきこしめし管領以下のまゐる事例にかはる事なし

この五節句の事は高智の侍従のとはせ給へるによりて書て奉りぬ筆の序にものしぬ

みな月の十六日嘉祥の事ふるき書にはみえず、後水尾院年中行事御湯殿の日記などにぞみえける、そは何にても七種の菓子を供じ又宮々をはじめやんごとなきかた〳〵女房にも給ふとなん、其後御通りとて上達部殿上人をおまへにめして一献あり、足利家には此事なし

八月朔日をたのみといふ事こもふるきよにはきこえず、公事根元抄桃花蘂葉をおもへばげに後嵯峨院の頃よりの事なるべし、足利家の世にはゆゝしき儀式になりて將軍家よりは禁中にもの奉らせ給ひ、また足利家には三職をはじめおのおの數〳〵のもの奉り君よりも御返しあり、このたのみのことばによりて君も臣もものおくりてかたみになをざりならずおも

重陽豊明等折ふしに群臣をめしつどへて宴を賜ふなり、大節には群臣のこりなくめす、小節には五位よりかみの人をめさす 酒饌を供する事なり、されば式よりはじめてふるき書には供の字を用ゆ、あしかゞの時代よりぞ句の字にかへて五節句の名も出來たり、そは正月七日三月三日五月五日七月七日九月九日なり

正月七日は青馬のせちとも叙位の宴ともいふ、景行帝の五十一年に宴を賜ふ事はじまり、聖武帝の天平に位を授ふ事はじまり、青馬を覽給ふ事は仁明天皇の承和元年にはじまりける、ふるきよにはみかど豐樂殿に行幸ありき、中頃より紫宸殿にてぞ行はる、西宮記已下紫宸殿の儀をのせられたり まづ御弓の奏次に叙位の儀あり、けふは刀禰までめさる、刀禰は六位以下をいふ 酒饌を賜ふ、青馬わたる、三七廿一疋 大歌立歌まゐる、吉野國栖人御贄をたてまつる、歌笛を奏す、内敎坊の舞妓舞臺にのぼりて舞を奏す、群臣に祿をたまふ、又ふるきよには外蕃の客人もせちに預る、これをも必ずいつくしみ冠位をあげ給ひ本邦の冠服をば脱がしめ給ひわがみかどの朝服を給ひよろこび奏させ給ふ事になん、又足利のよの武家の禮はさせる事なし、管領御相伴衆國持衆外樣御供衆申次番頭節朔等まゐりて賀し奉り酒坏を賜ふ、別に御みそうづこは供御などまゐらするなり

三月三日けふは曲水のほとりに座をまふけ羽觴を流してとよのあかりする事顯宗帝の元年にはじまり、文武帝の大寶にも東武殿に宴を賜ひ、聖武帝の神龜には鳥池の塘にみゆきして五位以上に宴を賜ひ曲水の詩を賦せしめもの賜はす、これよりよゝのためしとなりけるを平城天皇の大同三年二月辛巳詔して三月は先皇及皇太后登遐の月たるをもてこのせちを停めさせ給ひしより再び行はれ給はぬにや弘仁式儀式延喜式以下のふみにみえず、また足利將軍家にはれいの管領已下參る、又べちに桃花の酒赤飯を參らせ草餅をもきこしめす、闘鷄をも御覽す

五月五日の節は推古帝の十九年に藥を菟田野にかりし給ふ、天智持統のみよには内裏に宴を賜ひ、文武帝初て走馬をみ給ひ、聖武帝よりぞ騎射をば覽給ひける、されど皇帝の御忌月によりてとゞめさせ給ひ、あるは凶年にもしば〳〵とゞめさせ給へれど馬射のみちは武の要なればとてひたぶるにはとゞめさせ給はず、なを後の世までも行はれぬる事になん、

いまものしたる圖の中に信用すべくもあらぬもあれどもらさずものしぬ、そはかたへに筆を加へおきぬ義家朝臣の御物の海老鞘巻てふものは君美朝臣伊勢安齋翁も信用したまへどいかならん、ふるきよのものともみえず大かた足利の末のよにその名のきこへたるによりて好事の人のおもひよりゑがきしにやあらん、されば其物の傳へ來りしゆへよしも藏するところも詳かならぬなり、まことに義家朝臣の用ひ給ひ世の中にも用ひて末のよまでも傳へたらんにはよよのふみに其名のきこへぬことはあるべからず、はたなにばかりのゆへよしあればゑゐてゑびのかたちにつくりなすらんうたがふべし、おもふにいろはくろうるしにてもあれ小尻はゑびのをのごとくならでもきざみさやのうねたちたるが海老の形にかよひたるによりて鞘塗などのいひ出たる名なりけらし、ゑかるをおのづからやんごとなき人もいふ樣にはなりにたるなり、こは心あての說なれどもゑびさやまきのふるきふみにも繪にもみえぬによりて白石のうしも安齋翁もえ口あき給ふべからず、（義家朝臣の肖像にもこれを書たり、この圖ももとより信用するにたらず）福島家に傳ふる正成朝臣の刀かかる製のいにしへにありともおもほへず、もしこのもの古物なりともいにしへの異制にしていま本とするにたらねば論ずるもやくなし、いにしへは脇差とて（懷劔なり、隱劔ともいふ）べちにはあるまじきを刀子のや、長くなりしより別にものせしなり、脇差の名は太平記以下の書にみえたり

○相撲人布曳之事　西宮記相撲云延喜七年八月九日臨時召五番相撲了、略相撲等依召參入、給匹絹有布曳事、料布積平机負方人飮罰酒、同十五年於仁壽殿前召相撲十二人、（左十人、右二人、）仰內藏寮給索餠酒肴、（官人勸盃）有布曳事、各給匹絹宗成加給調布」又云、吏部王記天慶三年閏七月十三日（文字不詳略之）」又云、長保二年八月十二日故按察私記云略左大臣仰左近中將經房朝臣令相撲人等奉仕布曳事、左最手大鹿文時就案東頭跪取布一端進庭中、右最手越智常世又如此到庭中、互各以所持布投遣繩合引之文時得之、次左助手御春時正（得）右助手秦經政、次左凡部元光（得）右紀豐延、次左物部惟延右眞上勝世（得）、次左手宇治部利村（得）右凡時正、次有仰賜祿

○五節句（古御節供、後世作五節句）　節供とは節日に（節日とは元日青馬踏歌端午相撲）

つゞら鞘巻ときこえしは葛もてまきたるなるべし、すべてさやの われじ料に 糸にてもあれ革にてもあれまきたるよりいへる名なり、劒にはこいロ石突のかねの外にあし二所にあり、又とうかねありて 軍旅の料には芝引も、よせ又兵庫ぐさり長覆輪などしたゝかにしたるもあり わるべくもあらず、刀はたゞ鯉口小尻のかねのみなればげにまきざやならずばおぼつかなかるべし、さてこそ中頃よりの製には栗形より帶金まで筒金を入るなり、このつゝ金入たるはさらに われぬべくもあらねば 然ゐて まかんもやくなきによりていにしへの巻たるさまをうつしてきざみてぬりたるなるべし、然かるを伊勢貞丈の說に下緒をもて巻てとむるものなれは鞘巻といふなりとのたまふはいともつたなき說なるべし、足利の世には 尋常には 柄をまかずと あれば さめの皮もてつゝみて目貫を付たるなるべし、軍旅に帶する料には糸か革もて まくと見ゆ、 かゝる時は鞘にも筒金入てそのつゝ金にくり形帶金をよく取付たるはたやすくくり形のかくべうもあらざりけり、長さは刺刀なれば短きが組打にも首掻時もかならず便なり、されば短きは五六寸長きは一尺ばかりなりけるを足利のよにいたりことの外に長うなりたればやがて打あふ料にもたりぬべし、さてこそ組打にびんなくて刀にはあらでうちあふ料なれば一尺餘りのながさにて片手うちにや然にけん、足利のよには常の刀が長うなりたるまゝに、打刀もいよ／＼長うして二尺にもあまれる樣になりたれば、劒はなくても事かけぬなり、然かあれば元龜天正のころよりやう／＼たちはすたれていまのよの長きと短きと一具のもの出來ていにしへの太刀かたなは名殘なく成にたるなり

都豆良佐波麻岐 古事記日本紀　白鞘巻 平家物語盛衰記義經記銀作なるべし　黑鞘巻 平家物語盛衰記曾我物語黑漆鳥銅なるべし　金作 太平記相國寺堂供養記製作は宗吾記大内問答に委し　赤木 義經記曾我物語承久記箱根權現藏曾我時宗陸奧國觀音寺藏千葉常胤　唐木 宗吾記盛衰記隣木飯塚正宗　花梨子地 宗吾記中行事東山殿年中次記錄　沃懸地 宗吾記　蒔繪 小大君家集鹿苑院殿御物　螺鈿 宗吾記藏尊氏公御物嚴島社　鮫鞘 宗吾記宍太記　梅花皮 建武式目追加　熨斗付 裡熨斗付大内問答宗吾記　鉛作 建武二年記同二條河原落書　かうやう鞘 宗吾記　沉地柄 小大君家集蒔繪サヤ　海老鞘巻 酌並記義輝公御元服記　御物作 宗吾記大内問答　普廣院殿富士山御覽刀 宗吾記　馬尾柄 平家物語盛衰記

は大なるまよひにはなれるなり、大貳の三位がこころくらべにとよみ加茂の女がくらべぞわぶるなどはかなへりとすべし、さてほんには十番の競馬をいふべきに後には數多をも少をもかよはしていひしとみえたり、まことは十列の競馬とつゞけていふべきなりけり

○太后稱崩　日本紀云、神后六十九年夏四月丁丑、皇太后(神后)崩於稚櫻宮」續日本紀云、天平勝寶六年七月壬子、太皇大后崩於中宮(謹案太后諱宮子、淡海公女、文武帝夫人、孝謙帝母)」文德實錄云、嘉祥三年五月辛巳、嵯峨太皇太后崩、(謹案后諱嘉智子、橘氏女、稱橘太后、嵯峨帝夫人、仁明帝母)」三代實錄云、貞觀十三年九月廿八日辛丑、地震、太皇太后崩、太皇太后、姓藤原氏、諱順子、贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之女也、仁明天皇儲貳之日聘以入宮、寵遇隆篤生文德天皇、(謹案染殿太后)」皇后崩(上古薨)」日本紀云、垂仁帝三十二年七月己卯、皇后日葉酢媛命薨」又云、景行帝五十二年五月丁未、皇后播磨太郎姫薨」又云、仁德帝三十五年六月、皇后磐之媛命薨於筒城宮」續日本紀云、延曆九年閏三月丙子、是日皇后崩、(桓武后、平城母、良繼女)」日本紀略云、康保元年四月廿九日甲戌、中宮藤原安子崩于主殿寮、(年三十八、皇太子母也　略)五月三日戊寅、早旦右大臣以下參仗座定　行皇后　崩葬官事(村上中宮、冷泉圓融母、師輔公女)」又云、天元二年六月三日庚戌、寅刻皇后藤原媓子崩于堀河院、年三十三(圓融帝后、兼通公女)

○腰刀圖のおくに書付ける　劍には飾劍(代といふもあり)細劍(沉[illegible]螺鈿まき繪等あり)野劍(平さや革緒毛拔形ともいふ)あり、又專ら軍旅に用ゆるには兵庫鏁糸卷等あり、(長覆輪熨斗付にしき包革包等なり)あまたある樣なれどもあるは官位によりあるは冠服にしたがひ用ゆる事なれば其制にしたがふべくもあらず、刀子にいたりて儀仗に用ゆる事なければこゝろのまにまにつくりいだして其體制定らず、たゞふるき書にも嵯峨の帝の弘仁六年十月壬戌親王內親王女御三位以上嫡妻等に蘇芳色象牙刀子をゆるし給ひ、仁明天皇の承和元年十二月壬申には囚獄司の物部に刀緒胡桃染を用ゆべくみことのらせ給ひ、延喜彈正式には五寸以上の刀子は衞府の外帶する事を禁じ又左右近衞衞門兵衞等の刀の緒の色を定めさせ給へりしのみなり、やゝ下りて足利のよには金作の刀を禁じ又中間以下に金銀梅花皮等をとゞめさせ給ひし事みえたるなり、おもふにさやまきてふ名はふるきよに

澪標巻云、から人とをつらなどさうぞくをと、のへかたちをえらびて」大鏡巻六云、粟田殿の三郎前頭中將兼綱のきみ其君の祭の日調じ給へりし車こそいとおかしかりしか、檜網代といふものをはりて駒の（的イ）かたちに色どられたりし、車のよこざまのまどを弓の形にしたてふちをば矢の形にせられたりしさまの興ありしなり、和泉式部の君よまれてはべりき「とをつらの馬ならねども君のれば車もまとに見ゆる物かな、「古今著聞集興言利口云、下野の敦季競馬をつかうまつりけるが十度むなはせをしたりけるを經信大納言見られて不幸のもの、十列かといはれたりける、比興の事なりけり」藻鹽草十列競馬云、「千早振かみのゆふしで引かけてけふはことなる十列の馬、大貳三位集云、「とをつらにたてるなりけり今更にこゝろくらべに我はなりなん

おもふに十列も競馬もおなじ事にて十つらはつらなりてはする事の十つらなればなるべし、されば十番の競馬なり、西宮記に左右十列立とみえて建勝負標、、競馬馳了とみえ又江次第にも次十列北上、、次建標桙、、次員刺出御馬競勝方奏樂とみえたれば馬をくらべ勝まけをあらそふとはあきらかにしるべし、そのかちまけのさだめは標桙の下にて遅速を見て勝方に籌をさし、みなはて、員多くかちたるがまことの勝方なり、しかるを十人くちばみをならべて乘る事なりといひ和泉式部が歌によりて騎射なるべしともいひ又東鑑に十列競馬とあれば別なる事あきらけしなど近藤壽俊山岡俊明伊勢貞丈本多忠憲の朝臣らのくちぐ〱にいひ置給へればいとかしかまし、東鑑に十列競馬とあるは十番の競馬といふ事なるべし、又十人轡をならべて馳するといふはいと〱はかなき説なり、十人にてもあれ百人にてもあれ一度にならびてはせたらんは猶十列にてはなくて一列なりけり、（儀式の書に一行兩行などいふはたてに重行するなり、一列といふはよこに列立するなり、こもかよはしておもふべし、若ひろき馬場にて十人くちばみをならべてはせたらんにはいとみだりがはしくてかちまけもさだかに見えず、籌さす事もならぬなるべし）和泉式部が十列に的とよみしは競馬の後多く騎射いるによりてふかくもたどらでよみあやまれるなるべし、かゝることは女の身にしるべきわざならねばしゐてつみおはすべきにもあらねどゆくりなくいひ出たることのはの後のよに傳はりて

後松日記卷之十

○十列　三代實錄云、元慶八年三月五日丙寅、喚左右馬寮十列細馬於仁壽殿東庭覽之」西宮記云、五月六日幸武德殿、天皇服青色袍、天曆九年移穩座之間改赤色、乘輿欲入埒門之時、左右騎十列立三的」又云、左右十列立略建勝負標、遣勅使雅樂允令立太鼓等、三獻後天皇御東廂、太子以下參議已上草墩座、左右馬允出立、左右近衞府生着胡床、掃部撤殿上床子此間競馬馳了雅樂奏音樂、勝方王卿拜、雅樂官人撤勝負標退還、左右大將奏四府奏、四府射手雜戲帶刀等北渡、左近射五寸次六寸次種々雜藝、將監一一奏將監退三府射已上注略」又云、四月六日騎牽、左右十列騎尻末額錦打懸左馬寮兩面左赤右青魚形等也」江家次第云、臨時競馬、次十列北上、其裝束同五月六日、朱雀院式如之、延喜十八年神泉苑裝束同五月六日之由見御記、延長五年五月六日左近陣日記云左緋細布衣赤錦打懸同色攝腰兩面袴赤袾額繪尻鞘、右紺衣青地錦打懸同色攝腰青地兩面袴緋末額繪尻鞘次立標袢、注略次供御肴、次王卿肴、賜鼓鉦、次毛奏出、次員刺出御馬競、勝方奏樂拜舞、次騎射上、次王卿走馬北上、次左近的立、次名奏、次第射訖次的立等退、次右近的立如左、次帶刀名奏、遣馬出勅使、競訖次還駕、近衞府奏東遊以下舞、以上注略」小右記萬壽元年九月十九日云、巳時上御六條殿從渡御馬場殿、此間駒形蘇芳菲等出舞前庭、未渡御馬場殿前左右十列從埒東西南行、左西右東渡御馬場殿之間群立、三的程事无便、此事乘輿御馬場殿之儀也」明月記云、寬喜元年六月廿三日今年十列（馬長イ）內裏十二騎安嘉門二騎」年中行事秘抄云、八月十五日、天延二年八月十一日丙戌、略又宣、奉勅、石淸水宮八月十五日會、宜仰左右馬寮十列御馬各十疋、自今年永隔年令供奉彼會日、但乘尻者左右近府御馬乘近衞等供奉」東鑑云、建久六年三月十三日止鞍一口、爲手搔會十列之移鞍同寄進之」又云、嘉禎三年八月十六日佐々木七郎左衞門尉氏綱以下衞府爲十列競馬十番役行粧各極花美」又云、寬元二年八月十六日鶴岡馬場之儀也、略十列一番長掃部左衞門尉二番飯高彌次郎衞門尉、三番紀伊次郎左衞門尉、四番大多和新左衞門尉、五番遠江六郎左衞門尉、六番狩野五郎左衞門尉、七番伊勢五郎左衞門尉、八番肥後四郎兵衞尉、九番闕名十番土肥次郎兵衞尉」源氏物語

六日桶はざま　八橋　業平墓　八橋の跡松樹の下にある塔なり、梵字あり應永八年十一月と云字あり、何人の墓なるか　八橋山無量寺　在五自作の觀音の像ありと云々　舞坂に宿す

七日

八日掛川の海野忠兵衞がもとにやどりぬ、この男商家なれども遠江駿河三河の國は東照神君の仰せごとによりて弓射る事をゆるされぬれば此みちの事數々問聞、同じ心の岡田與八も來りて夜ふくるまで物語りしてふしぬ

九日晝後掛川を立て大井川を越て島田にやどりぬ、海野も共に來りぬ、今宵は島田の何がしら二人來りてまた數〳〵のもの語しつ、夜ふけてふしぬ

十日岡部にいたりぬ、海野もまた來りて數〳〵の物語しぬ、げに豐原の時秋かごとく足柄山までも來りぬべきけしきなればいとおしくてひめぬべき事もかくしあへず　おぼろげならぬ　こゝろざしもいそぐ旅路はわづらはしく忍ゐてこゝにはわかれぬ「かくばかり深きこゝろと掛川のかけても人を思はざりけり、うつの山越る時す行者にあひたれど我は京にことつてやらん人もなく又このす行者も見し人にてもあらざれはいそぎて江尻にやどりぬ

十一日雨ふりていたう行わびぬれば沼津にやどりぬ「箱根山あけなば越ん行暮てけふは沼津にやどをかりけり、故鄕ちかうなればいとうれしくてはかなきことの葉もおのづからなん

十二日箱根をこへて小田原にやどりぬ

十三日志ぎたつ澤　西行庵　西行像　建久九年二月十六日寂色紙「つれもなくなりゆく人のことのはにあきよりさきのもみぢなりける、飛鳥雅章卿「あはれさは秋ならねとも忘られけり鳴たつ澤のむかしたづねて、杖、戸塚にやどりぬ

十四日加奈川をすぎぬれば乃木に行あふ、先故鄕の事をきゝてよろこぶ、けふうら〳〵かへりつきぬ

後松日記卷之九　終

ん、なれぬこゝちにはいと〱おそろしかりしが

犬追物手組事

十一十出雲守殿 一疋　　十一十石見守殿 一疋

十一十稻垣大彌太　　十一十江川善平

十十一餌取鯉三郎　　十一 松岡次郎太郎

十一 但馬守殿

檢見　　喚次

但馬守殿

天保四年十月二十四日

廿五日常安橋のやどりを立出で八軒屋といふ處より船にのり淀川をのぼる、清種は廿三日の夜舟にてのぼりにき けふはこゝちいとなやましうたへがたし、日くれてやゝこぎゆく、男山にまうでぬべきによりて橋本にやどりぬ

廿六日なをこゝちなやましければ男山にもまうでず、京にのぼりぬ、高田がもとに行ぬればたれもたれも待聞へて藥など何くれとものしてふしぬ

廿七日かしらいたくむねくるしかりしかば怠りはてぬれどなごり力なきこゝちすればちかきわたり原藤井などへ行てもの語しつ、たそがれすぐる頃かへりぬ

廿八日高倉殿竹屋殿日野殿裏松殿などへ行、前右兵衛佐殿あひたまへり數〱物語し給ふ、かざみの圖唐尾の圖等を給ふ

廿九日北野内野わたりへ行、日くれて裏松殿へまいりいとおもしろきみものがたり多かり

十一月朔日六波羅わたり清水寺高臺寺所々へ參詣

二日みやこを立出づけ上の町まで高田おくる、和田は勢田までおくりぬ、石山寺へまゐる、げに聞しにまさりていとおかしき所なり、まして秋の月みたらましかばこのよにおもひ殘す事はあらじかし、源氏の間などはあらぬ事なめれ藤式部の像 土佐光興畫 賛小室守覺法親王 本書ハ狩野右近筆 賛近衛三藐院 天台四句文ト云 有門空門亦有有亦空門 非有非空門「こゝろだにいかなるみにかかなふらんおもひえれどもおもひえられず」「たれかよにながらへてみん書ためしあとはきへせぬかたみなれども」當山縁起 一二三當山座主杲守僧正四冷泉爲重卿 五三條公條卿 剃髪名號 弘法大師眞蹟 當山中興開基浮祐 表具 後陽成院御寄附石山切ト云フモノナリ 草津にやどりぬ

三日坂の下にやどりぬ、雪ふりてさむき事限りなし

四日雪ふみわけて立出、四日市に宿す

五日桑名を渡り熱田宮に參詣して鳴海に宿す

廿三日きのふ粥川よりとく參りぬべくせうそこしぬればいそぎ行ぬ、但馬守の君まちよろこび給ふ、出雲守の君石見守の君もとくよりわたらせ給ひぬ、又浪華にてよしある人とて二人まゐりぬ、たそがれ時まであかずもの語りしたいまつる名高き所〳〵ふるきもの見し事、久留米の犬追物の事など數〳〵聞へ奉り、肥後の犬をも垣間みし侍りしと聞へ奉れば但馬守の君しかるべきふろ屋やありしかとのたまふ、風ろ屋はなかりしかどたど〳〵しからぬあない侍ればいとよくみて侍りき、さて其射樣などこまかに聞へ奉りしかば犬追物は肥後にのみなん年ごろ射ぬればいかゞはあらんと心に今おぼへしをいとよくみあらはしてきこゆるに心おちゐぬとてよろこび給ふて出雲守殿あす犬射侍らんをいま一日をとせちにとゞめ給ふ、じちはこよひ夜船にのりて都にのぼりぬべく從者にもさ聞へおきぬれど但馬守の君もことばそへさせ給ふればかへさびがたくての給ふまゝにと聞ゆ、あすの事契りおかせ給ふてみな〳〵歸らせ給ふ、われには道も遠きに歸らん事は便なかるべしみそかにこゝにとまりねよろしきそひぶしもなくていとすざましきあるじなめれどなどたはふれ給ふ、夜ふくるまでみ物語り聞へ奉りでふしぬ、いとめづらかなる事なりかし

廿四日但馬守殿に扈從して出雲守殿の鳴野のさとのとのにまゐりぬ、（實は御城の内京ばし口）石見の守の君もおはします、犬追物あり、大久保家のとふつみおや白犬もて軍にいさほしありしかば白犬はことにいつくしみ給ふによりて黑犬黑斑など引かせたまへり、きのふ聞へ置奉りしごと先犬をよくならはし置、射手もその心して射ぬればさらにかたまず、おの〳〵具足し給ふ、君達は皆うら打行よしらは當色のすほふなりけり、（旅のやどりには射手の具足も何れもこゝになければばかりてぞきにける、かゝる事もやとゆがけ斗りは持しかば君達もさすがなりなどのたまふ）れいの行よしけんみして君達射給ふ、十疋はて、われにもいよとて但馬守の御調度御馬をもかさせ給ふ、かしこけれどのりぬ、（杣川とて野飼よりかひたてたまへるむまなり）かくては春の長き日なりともあくまじきに冬の日ははかなくて玄ゐて白犬を射まほしき比にもなりぬれば皆〳〵あかれ歸り給ふ、君達より數〳〵もの給はせたれどかしこまりもきこへあへず、はしりて御城をいでぬ、（酉の刻には御門をとづ、御門と〳〵のあはひに侍りてとぢはてられぬれば公より罪うる事とな

千日鳩尾集古十種に見ゆるにつゆ違ふ事なし、但寶永七年すりしぬればいとうるはしけれどなを古のまゝにてあらんには多くおとりぬ
藤戸先渡之勝利祈請之圖、同先渡之圖、杏葉轡、桃の紋轡、賴朝感狀之寫、鎧修覆添狀、一備前國邑久郡上寺村八幡宮之社中有佐々木盛綱甲冑、、、、、、、、、、、、、、、、寶永七年七月日、日置隼人忠昌、池田刑部太寅、池田主殿長喬、福岡長船か、といんべをへて片上にやどりぬ

十七日片島

十八日むかしの友にはあらねどつれなくてすぎんもなま心にかゝれば高砂の松見に行、尾上寺石の寶殿にもまゐりぬ、尾上のかねはこと〳〵しういへど長府の二宮にありしかねに露たがはずみゆ、かこ河にやどりぬ

十九日明石人麿社一の谷須磨寺所〳〵みめぐりぬ、かゝる名高き所にては中〳〵なることのははにげなければえつゞけず、兵庫にやどりぬ

二十日浪華につきぬ、西の宮江美子のまつりあり、尼ケ崎大坂わたりよりも人多くまゐりぬればそのわたりは人こみてえ行やらぬ程なり、まや山にはさきにのぼりし事あり、冬の日いとみぢかくして書寫山にまうでぬぞまことに口おし

廿一日君のみくら町にものする、板垣の軍太小林石之助が方へ行、軍太にあひて公けにすべき事共してさて玉造の遠藤殿のさとの第粥川がもとへ行あひぬ、又般若寺に行、この大德はいにしへ我都にのぼりし時多く此大德のもとにものして萬の事賴め聞へしかば年ごろのもの語りしてこよひはこゝにとまりぬ

廿二日よべ粥川常安橋のやどりに來ぬれど般若寺にものしつればあはず、去がたき事なれば又粥川がもとに行、その事聞へおきて御城のうち松平山城の守の君にまゐりぬ、水野日向守殿へ行給はんとてはやおはしますところなりし、我來りし事聞へければしばしあひたまへり、いとめづらしき處のたいめなるをちぎる事なくばのどかにも聞ゆべきにほいなきわざなりなど聞へ給ふ、御預りのひしの矢倉みせしめ給ひもの給はせたまへり、さて山村がやどりへゆく〳〵五十嵐も來りて數〳〵あるじしつ、日もはやかたむきぬれば心あわたゞしくて石見の守の君へ行、大脇にたいめしていそぎかへりぬ

り、夕つげて此しまをこぎいづ

寶藏

宮司　別當

行義

宮司は文紗狩衣紫平絹差貫寶藏の鎰を從者に持しめ參る則是を給ふて開かしむ、別當は衣に輪袈裟麻上下着一人袴着七人出座

十一日船路を行、おんでといふ所あり、平入道おとど岩切通し給へる所とぞ

十二日鞆にかゝりぬ

十三日鞆をこぎ出て七里斗りも出ぬるころ風俄かにかはり波あらくなりぬ、いかゞはせんやゝこぎもどりて島にかゝりぬ、船路はいと便なきこゝちすれば福山に船よせさす

十四日福山をたちて矢がけにやどる

十五日行まゝに吉備公のはかあり、又國分寺に詣づ眞言宗なりといふ、吉備津宮このわたりには又なき大社なり、こは山によりてつくれり廊を社々につゞけたり、門守の神過し比楊井がものせし圖おもひ出づ、げにふるくみゆ、又神饌を調するかまいとふしぎありとぞ、祈り奉る事吉なる時はかまのなり給ふこゑ高くおびたゞし凶なるおりは聲すくなし、まことにいちじるしくて中〳〵にはしたなきこゝちもするとぞ、神官拍手すればとみになりやむ、又川あり吉備津川といふ、又一の宮こも大社なり、こよひは岡山に宿かりて片山の彌助がもとに行ぬればあひぬ、夕げ出しもてなす、夜ふくるまで物語してやどりにかへる、片山もおくりぬ、この岡山は百姓商人も刀槍を弄する事をゆるされてその奥儀をきわめぬれば神の御前などに額にものしてあらはしほこるとなん、武をたてたる家の風のいやしき民にも及べるなるべし

十六日宰太寺に參り上寺に行、上寺も觀音なり、かの佐々木の甲冑は八幡宮の神主成合の右仲といふものが藏する所なりけりみ侍りぬ、佐々木盛綱甲冑兜袖

るけき旅しつる事もかつはこのみ社の寶物み奉りたさにて侍り、おぼろげならぬ心のほどをおしはからせ給ひてかの八幡殿小松殿のよろひをだにみせしめ給へ君をはじめ奉りさるべき人〳〵にも聞へおきてまうでにたるをむなしくて歸り侍りなばいみじき面伏にて侍るなどせめ聞ゆればさらば斗らひみんとて別當の房すりの奉行にもねもごろにかたらひてさてみすべしといふ、うれしさいはんかたなし、すりをばしばしやめてかきはらひつくろひてさてあなひす、みくらはれいのあぜくらなりけり、その寶物は、安徳帝御衣、同御鈬、同平胡籙、同矢、同御扇、弘法大師佛具、釋迦牟尼佛像、鞍置馬春日駒ト云弘法大師眞跡紺紙金泥醍醐經、光明后宮法華經三巻、平氏族文書、内相國願文仁安元年二月十八日高倉院御扇白地表金銀砂子フリ交、裏銀シチンスナゴ黑骨五黑要長一尺二寸七分、上ヒロサ一寸七分、要ノ下五寸三分、歌ハ世尊寺天國小脇差丸小尻ウコ柄頭鯉口栗形、帯金角金イカケ、サヤ黑塗大キサミ尊氏將軍刀惣金具赤銅桐ラテン同刀壓地柄ニ胴金アリ行平刀金作ツバアリ銀作黑漆太刀二振、鞘ニ巻繪アリ豊臣大閤刀二腰、柄リウゴ革巻ツバ金フクリン桐金紋國綱糸巻太刀、毛利家寄附太刀、宗近刄、友成刄宗盛公奉納國俊、菊一文字、稲光太刀革包ツバチリ革、柄鮫藍革巻鞘四尺二寸、芝引金其外塗金具柄長サ一尺七寸五分、目貫金トッコ貞宗大長刀、義家朝臣甲冑甲袖千檀鳩尾、惣テ集古十種ニ見ルニ同ジ、其古質感涙難止、緘黄紩ト十種ニ見エメレド唯美絹の様ナリ、但コト〳〵ク切レテヤネノ穴ノキワニノミノコレリ、札ノ塗甚麁ニテ古雅也、地ナシ平札ナリ義光朝臣甲冑胴丸ナリ、新羅殿着胴丸事覺束ナシ、但其物ハ古物也小松内府重盛公甲冑是亦古物ナリ感ニアマリアリ小櫻絨甲冑こも古物なり但脇楯鳩尾板なし大内義隆甲冑尤美麗なり、時代の下れるまにまに其品位のいやしげなるぞ口おしき

凡天の下にふるきよろひの遺れる事はこのみ社の外平城にはあまたありて圖は傳はりぬれど實にはありや都鳥に事とはまほしき樣なり、日御崎の頼朝卿の鎧はいまだみず、くらまの義經あそんの鎧は後にまたすりしぬれば古樣をうしなへり、備前の國上寺八幡の佐々木盛綱のよろひ甲斐の菅田の社楯無の鎧も又しかなり、秩父のみたけ山の重忠のよろひぞげに小松殿のよろひ小櫻おどしのよろひとはおなじ時よのものと見ゆ、みたけ山の紫すそごのよろひくらまほうしの鎧は時代すこし下れり、されば此よろひ共かき出たる時は又なくうれしく中〳〵にこゝろもおさまらず、いまおもへばたと〳〵しきところ〳〵もあれどみずばいかゞ口おしからざらん、いにしへをこのむものはことさらにまうでぬべき所なりけ

大納言典侍
平相國九女

平三位資盛
内藏頭信基
能登守教經

こよひは長府につきて江見がもとにせうそこしぬればとみに來りぬ、はやうより心へだてぬ中らひなればいとうれしくてかたみに數〱物がたりしてふしぬ
五日此ところの一の宮といふはかけまくもかしこき神后の御宮、二の宮といふは住吉明神なり、二の宮は長府より一里あまりもあらんまうでぬ、いと神さびたるみやしろなり、栗山がもとにおとづれぬればこはおもひもかけずとおどろきながらせちにとゞめてあるじす、江見の小平太むかひにきぬれば打つれて江見が家にゆく、夕つかた騎射いて見ずにわかの催しなれどあまたものしたまふ、このみうちの人々は多くみなれたる人なれば故鄕のこゝちしつ、左京の亮の君よりももの給はす

六日長府をたちぬ、江見高濱のうしらおくる、雨みぞれふりてさむさたへがたし、舟木にやどりぬ
七日宮市にやどりぬ
八日朝まだきにとの海といふ所にて「故鄕のそらは匂へるあさなぎにあまの鹽やくけぶり立みゆ、今市にやどりぬ
九日尾形にやどりぬ
十日いつき島にわたる、空はれて海原いと長閑し、海の中に鳥居あり、時しも汐干ぬればちかうよりてみるに外は道風の朝臣內は世尊寺行成卿のか、せたまへるいとめでたし、（集古十種に見えたり）さてみ社にまうづ神樂奏せさす、神官いづ淨衣立烏帽子再拜拍手再拜して鼓をうち御巫四人（うちひとりはわらはめ）出て鈴をふり再拜す、さて客人（マロウド）大明神龍の宮經藏御湯殿大元明神（こは此島にもとよりおはします神にて名もなしとあるはいふ）千疊敷（こは平の大きおとゝのたて給ひしところ、觀音の像あり）ところどころ拜みめぐりて宮司の第に行て寶物みん事をこふにこの比みくらすりのうちにして誰にも〱みせがたし、今しも石見の國のつかさ人なにがしどのにもさへ聞へかへさひ奉りしをといふにむねつぶれてなきぬべきこゝちす、いくそばくの海山をこえては

まうでぬ、樓門の額に敵國降伏の四字あり、神は三座おはしますべし、階三所にあり、聞しにもまされる大宮なり、我拜し奉る時白鳩一羽飛出し樓門の欄に神前にむかひてとまれり、いとふしぎにもかた玄けなし、誠に數ならぬ身ながらも弓矢のみちにかゝづらひてははるけき海山を遠しとおもほへぬこゝろの程を神もあはれみ給ふらんとよろこびの涙とゞめあへず、なを宮崎の松のちとせを數〳〵いのりまゐらせてさて香椎の宮にまゐりぬ、みそぎにたてるあや杉はいまも替らず、護國敎寺の別當にあひてれいのふるきものみまほしうかたらふに豐臣殿下の兵火にかゝりて萬にあらずなりにきとて本意なくおもへる樣なり古鏡數多あり 高力左近大刀集古十種に出 多寶塔軸寛保二年七月十一日み山にてほり出、内に法華經八卷心經金剛經梵經等あり、經文のおくに承曆三年女弟子酒井氏とあり けふはあせ町にやどりぬ

五佛像

仏像四躰

二日宗像明神にまうず、こは田心姫湍津姫市杵島姫をまつり奉りし宮なり、三十六歌仙古法眼畫歌聖讓院宮 仝永眞畫歌持明院家 來國安刀飯田角兵衞奉納 大宮司氏眞鳥頸太刀、來國光金鈕紋ほりすかしあり 宗近小太刀、尊氏將軍胴丸小札一寸四枚上白糸かぶきより下藍革おどし、惣金具ゑりすかしあり、革茶地へり菖蒲甲袖は後世の物 翁の面金が埼(ミサキ)海中より出 等持院殿の甲冑は多々羅が濱合戰の時祈誓したまひ勝利をえ給へる賽(カヘ)り申しに納めたまふとぞ、木屋の瀨にやどりぬ三日小倉にとまりぬ

四日大里をわたりて下の關につきあみだ寺にまうでぬ、倫旨文明長享已下 尊氏公御敎書文和 秀吉公短册、「なみの花散にしあとをこととへば昔ながらにぬる、袖かな、」同御羽織紐紫白打交 御追善御歌帖一 安德帝御劍、敎經朝臣劔身サビ 平家物語二十卷 秀吉公御盞雲の内きりきくさゝ等の繪 火取玉、水取玉、

安德帝

御一代圖

治部卿

帥内侍時忠卿北方

安德帝尊像

平中納言敎盛

新中納言知盛

修理大夫經盛

しらずとなん、立出し時書殘せしに嘉吉四年初春とあればそを忌日とすといふ
池の山　池水にうつろふ紅葉のいろもあめにぬれまさるこゝろす、神殿の額に健磐龍大明神とあり、舞殿は池にむかひてみぎわにあり、あその山の十二社の内をこも黒木の勸請せしなりとぞ、中島に辨天あり此ころ君の仰ごとをうけ給はりて雨請するなりけり、きのふけふそのしるしありとてよろこぶ、かかるもしらで我立出しはあやにくなる事になん、十籠室山權現この社は嘉祿二年十一月星野伯耆守が熊野本宮を勸請し奉りし宮なりとぞ、緣起あり別に書ぬき侍りき、神面古物ナリ　熊野權現の劔長二尺餘樋ありひの中に八幡大菩薩の字あり不動太刀長二尺七寸　神主は氷室源三郎末吉、きの國より供奉し來りて廿七代今は氷室飛鳥といふとぞ名子尾にゆどりぬ
廿一日淨源寺淨土宗　おふせみの山越　妹川村　妹川の瀧くれ竹の中を岩つたひに五丈あまり落らんいとよきながめなり「いか斗妻やこひしき山高みひとりぞ落る妹川のたき、いまは君の仰ごとによりて長安の瀧といふとぞ、敎德寺禪宗　大山祇神社　石なき越　熊野宮この宮にも古き面あり、又棟札あり、ふるきは文字みえず、永享文明の二枚はいとうるはしう書たり、黒木星野の系圖あり、宮司永田信濃守にしばしこひてうつしにき、けふはよし井にやどりぬ
廿二日若宮八幡宮にまうづ、月岡より堀出せし古物見侍りて舟にてかへりにき、すべてさう屋があなひせさせてあるじしてねもごろにするはまことに君の御ひかりによりてなりけり
九月のつごもりにぞ久留米を出立、渡邊のうしをはじめて人々つどひて別れおしみ給ふれば「追物いる人の心しかはらずば又もくるめの名をやたのまん、英俊の君に「はるかには歸りぬるともよ人さへ親子といひし中はわすれじ、今日は太宰府にまうでうみ八幡にもまうず、こは譽田の帝降誕したまひし處なり、誕生水といふは御産湯にひきし水なり、此宮は敏達天皇御代に建立し給ふ、二月十一月の夘の日祭八月十五日放生會十二月十四日の誕生會年に四度ぞ祭は行はる、けふはこゝに宿かりぬ
神無月朔日朝とく立出「行まゝに手向はせましけふといへば神無月にはなりにけれども、筥崎八幡宮に

さうし屋たてたる處にて所のならはしなれば水をばいはひ奉らでやはやむべきなどいふこゑす、はや立出ぬべきに女二人ばかりして水多くくみて待ぬるさまなり、いかゞはすべきあまへてかけられたらんもいふがひなきこゝちすればしばしためらふうち從者にかく從者もまけじとかたみにかけあふ、そのひまにぞたち出ぬ、そも〳〵水をかくる事はむことりよめむかへなどにぞ聞も及びしをさる事にてもなきにいと〳〵らうがはしきならはしになん、鹿子尾のさうやが家にやどりぬ

廿日きのふより雨をやみなくふりて山みちいとくるし、靈巖寺にまうでぬ、この山はめづらかなるさまの岩多し、この寺の大とこにあふてふるきものあらばみまほしうかたらふに開山瑞石和尚のもろこし金山よりゐて來りしものをみせぬ、そはけさにするべき文をほりたる板あり、かたはしすりおきぬ

瑞石和尚書

定法次第

一八時勤行、、、、、、、

一初夜、、、、、、、、、

一甲旦、、、、、、、、、、

一午時、、、、、、、、、、

一放參、、、、、、、、、

一斷酒、、、、、、、、、

一爲倍堂之米、、、、、、

、、、、、、、、、、、

仍爲後定法如斯

時嘉吉二年初春書焉　周瑞

鉢

ワタリ一尺

葉茶壺

大小二ツアリ高サ一尺六分口徑リ三寸上三尺六寸廻リ

瑞石和尚は出羽の人父は前羽州太守逢公大禪定門といふ、いまだその姓尸を詳にせず入唐して金山にあり、歸朝の後此わたりに來りしを黒木の城主勝正がゑゐてとゞめて此寺を建立しておらしめしかど又行脚に出て遂に歸らねば遷化の日をさへ

入たる犬をかりやの前に引ゆきて外をおふ、射あつればすぐに矢ごたへをして馬をおりてけんみの方にむかひて矢所をこたふ、犬數何疋にて一手にや多く射たり、射畢ればかりやの方にむかひて馬を立つらねて後のりながらうち出、扠次の手すぐにうちいる、射形は身通りおしもちり多し、みなくら中にのりながらいるによりておのづから腰高く脇引になるなり、又つゝつけもあり、馬はかけ足にして犬にぐれば十六騎のこらずおひかく、いとよくにぐればげにおもしろげなり、又犬をとるものあり、引出るにはかぎにかけて引いづいと便なり、二手ばかり見てすぐに熊本をたちてこの村にやどりぬ

十五日くるめにかへりつきぬ、うち〳〵みけしき給りぬれば山中見にまかりぬ、九月の十八日にぞくるめをたち出忠見のさう屋があなひにてまづ釜屋宮にまうず、こは牛馬の病をいのるにかならずしるしありとぞ、神木に楠木ありいとめづらかなる大木なり、このみやは川のほとりの高き處にて山川のながめたぐひなし、これよりみな山水のけしきよきがよのつねの事なればくだ〳〵しうはかゝず、津江神社こは日田の津江よりうつし來りし神社なり、丑の日まつるによりてうしの宮ともいふとぞ、いざなぎいざなみ天照大神をいはひ奉りしなりとぞ、北木屋村に黒木家の甲冑ありしを忘れてみざりき、本分よりあなひ出れば又是を具してゆく、劒淵といふ所ありこは黒木家の北のかた身をしづめしがその靈をしづめんとてつるぎをしづめし所とぞ「いかにしてみをばしづめて罪ふかきうき名をこゝにながしそめけん、大淵にやどりぬ、このさう屋がいゑ前には谷川ながれてくもでに橋をわたせり、山のけはひつゞら折を往來する山がつのさまいとめづらかなり「見渡しの橋のくもでによのうくは思ひ入るべき大淵のさと、されど水の音のかしかましきのみや心をすまさんには便りなくおぼゆ

十九日花廻り風穴御手洗湯の瀬日向神山げに聞しもしるく水のながれ岩のたゞずまひまことにたぐひなきところなり、時しも秋なればよろづの木草色そめて山松のみどりなるもとり〴〵にみはやさる「うすらこく紅葉してけり茜さす日向神山は秋ぞみるべき、かそう越平野のさう屋が家にて晝食たうべぬ、

り、たからものは千光國師の拂子鐵鉢古壺印筥四寺垸こは朱ぬりにて底に四寺の字あり、四ッ寺といふは京の建仁寺法勝寺はかたの津の聖福寺とこの千光寺なり、國師この四ヶ寺によせ給ひし垸なりとぞ、雪舟の寒山拾得牧溪の蘭竹の畫蔓陀羅の袈裟こは大夫監物君の妻の喜捨子のおらせ給ひしなりとぞ、又豐臣大閤の給はりし下馬札あり、みなべちにうつしおきぬ、夫より草野におもむく、この村の門に石の柱あり貞永元年の字あり、ひるげなどは英俊の君外居ひらきてあるじし給ふ、塚穴をもみ侍りぬ、さて善導寺にまうで、善導大師圓光大師大紹國師の像をも拜して日くれてぞかへりにき

九月の十日肥後へ出立、こは熊本の犬追物みんとてなりけり、ひごに行には山家通り高瀬通り木葉みちなり、又山みちを行ばちかみちもありとぞ、木葉通りがびんなるとてこれをぞ行、けふは南の關にやどりぬ

十一日熊本につきぬ、あす犬あるべきが先君の御忌日なりとて十四日になりしとぞ

十二日檜垣女のはか（檜垣の女元輔の頃）清正公藤崎八幡六社等へまうでぬ、清正公の社は惣門には發星山といふ額あり、是より石の道あり三四丁み山にのぼる、石の坂一町あまり、本社拜殿いとうつくしくつくれり、本妙院をはじめ寺あまたあり、八幡六社も古様のみやなり、こよひ熊本の城の内をみめぐりぬ、五層の天視つまり〳〵の矢倉石垣の高さなどこまやかに堅固なる事は又たぐひあらましうおぼゆ

十三日あすは犬あるべくけふひと日の事なればあそべもえゆかでやみぬ

十四日犬追物の馬場は田向とて熊本よりすこしはなれたる所なり、とくより行ぬれど巳のみつばかりにや犬射ははじまりぬ、ものかげよりぞかいま見す、〔虎の皮の尻鞘をよませければ海へとて行みな（湊）とう（等）のかはのしり（尻）さやけ（不清）からぬはなみのにごせば〕射手は十六騎檢見は一騎さい〳〵の犬なればうち入まゝになわにはうちよす、けんみも射手の中にまじりていづ、おそう打入たるは足を出してうちよせたるもあり、けんみむちをぬき犬やといひてなわに打入、犬引込は射手矢をはく、犬引逃さう〳〵といへばけんみはなさず、なわにて二疋射て後はなわに引

や、の軒端までいとえんにながめやらる、「千歳川河波かけてひろ前に秋の最中の月ぞさやけき、「河の名のちとせもまもれ秋の月のすめるこゝろは神やしるらん、いとかしこければずしもやらず、この宮のぬし和泉守がもとにせうそこしぬれば川つらの高どのに入れて盃いだしなにくれとものす、月はいよいよ空にさえわたり河風のそゞろさむきにあはれもおかしさもさま〴〵つくせずなん

ふん月の廿あまり八日君のみくらひらかせ給ひて數の御たからものに風入させ給ふをみ侍るべきよし生田のうしみけしき給はりて告こしぬればいとうれしくてまいりぬ、はや二三日ばかりはしらでぞすぎにけり

御料御胴丸澤瀉縅、こはすぎにしころ山下御風が製作せしならん、みしこいちす、御甲巳下古様にたがふところなし　○大乘院殿御料御胴丸紺糸おどし大札、こも又古様なり　○寛明院殿御甲冑二領、其餘四領いづれも當世様　○御保呂義詮將軍の形　○御陣羽織品々あり　○則祐公御劒備前景依作、長二尺五寸、淺黄糸巻長覆輪赤銅惣金具金龍膽チラシ、御鐔鐵金フクリン、御鉏金表ニ釬切ノ二字、裏ニ巴御紋、コノ御鉏ハ則祐公時代ノモノカ、其餘者後代ノ製作ト見エタリ　○國俊刀二尺四寸五分、細櫃ニスシアリ　○行綱刀○正宗短刀八寸五分、裏梵字アリ、裏ホソ櫃　○當麻御鎗　其餘尋常御腰物數品

廿九日　御代々御尊像　法印様　春林院様　但圓心公則祐公ハ後代ノ書○御旗三流内二流ハ上ニ巴御紋下引両、裁縫尋常二幅ナリ、又一流ハ一幅ニテ二尺五六寸、下切サキ菊閉黒革、上ニ八幡大菩薩下ニ引両、地何レモ生絹紙ニテ裏打アリ、紐唐打紫糸打テ後クリソメニシタリ○御陣太鼓○御陣貝○等持院殿假名御教書この外數〳〵のみたからもの御茶の器などはよくもみ侍らず、これらはみないにしへより傳はり給へるにて今もちひさせ給ふものは別にあるなり

八月の十日高良山にまうでぬ、けふも犬の事あれば夕つげて吉田のうしと野田とむちをあげてはせゆく、高良川を渡りいしの鳥居の外にて下馬してかちよりのぼる、坂は十五町ありけり、みやしろにぬかづきよしみがたけの金比羅宮をも拜し奉りぬ、このみ山いとよきながめなり、高良川に名高きもちひあり

同十二日けふも吉田のうしのあないによりてもの見に出ゆく、まづ坂本の千光寺にまうでぬ、當寺の額は後小松院のおほんみ筆龍護山横額にて緣は雲に龍の高彫あり、み山のおくに征西將軍宮の御墓あり、又草野家代々のはか田中吉政のあそんのはかあ

す、みさかなはこちてふいをにかぼちやのにたるゑゐでいなかびて玄なさせ給ふもかつは玄づの身の安からぬ世のさまをおもひやらせ給ふ深きみこゝろばへならんかし、かゝるかしこき御めぐみの露にかゝりては呉竹のみよ長かれといのらぬ民ぐさもあらじ、竹の御茶屋も事そぎてよしある樣につくらせ給ふところ〳〵のとり〳〵なる御こゝろおきてのおもしろさにながき日あかずくらしぬるはあはれにかたじけなく中〳〵にことのはもなくてなん

ふるさとへは月毎に六日と廿一日になんたよりは有けり、七月の六日文つかはすとて、「七夕もあすはあふらん我ばかりはるかに人を思ひやるかな、八月十五夜に水天宮にまうでぬる、その時のことば、鳥がなく吾妻をば春の霞と立わかれて木曾の山みちに殘れる花をながめ、治れるみよにはかけはしのあやうき事もなく、位山の高きをみては身の及びなきをうらみ、田度川の流れをくみてはたらちねの老を養はん事をおもひ、都にのぼりてはやんごとなき上達部うへ人にも所おかずかたみに我國のふるごと聞へ奉り、ある時は加茂の社にまうでゝ神山の葵をかざし、ある時は大井川のわたりせうえうして嵐の山の郭公をきゝ、難波の浦をこぎ出ては浪まくらにあつさを忘れ、みな月の十あまり五日君の玄らせ給ふ筑後國にぞ下りにける、もとよりこゝろざし侍りぬる犬追物は君より仰せごとを給はりむま場などいときよらにつくらさせ給ひ、やんごとなき人々せちにし給ふことなれば誰かはおろかにものし侍らん、よりては數ならぬ我旅のやどりにもとぶらひ給ふ人たえず、門のわたり從者のたちこまぬ時なくおのづからおもたゞしき事のみ多し、されど心のうちには故郷のこひしくおもひ出らる、事多かるにこよひは十五夜なりけり、げにさし出るよりれいの空ともおもほへず更なるこゝちするにひたやごもりにおもひくらして月の顏のみうちまもり二千里の外思ひやらんもなか〳〵にかなしからん、かつはわくらばにつくしに下りにしを後にも玄のばる斗のかげみてしがなとおもふどちひとりふたりかたらひて水天宮にまうでぬ、げにおもひしも玄るく又なき所のさまなり、神のみまへは玉を敷たる樣に河波はまばゆきまで照わたり、むかひの山のたゞずまひあやしきか

る〱うきねして心つくしに我は來にけり（在京日記別册）

○みな月の十あまり五日より久るめにありてなが月のつごもりにぞかへる、旅には立出ける月日はあまた經にけれど犬いるみちをのみなん日ごとに夜ごとに物語りしてあかしくらしこと事もなし、又君の御らんぜさせ給ひし折のごとおもたゞしううれしきふしもありけれどそはべちにものしぬればこゝにはもらしつ、唯老ぼれてつれ〴〵ならん時のおもひ出にもなりぬべくかつは子むまごらがもし旅行事もあらんにはかたはしこゝろえつべき事をかいつくるなり君のおはします御城をば小さゝの城とぞいふなる、此みかきのうちの事はかしこければかゝず、柳原とていとよはなれたるさとのみとのあり、みな月の廿あまり四日みけしき給はりぬればまうで侍りぬ、こはことさらに海山の名高き所をうつしものせられしにはあらでもとよりひろきみそのふをたゞかきはらひつくろはせたまへるが中〱にえんになつかしきなりけり、入ぬるみ門の（鐵炮番所といふ門なり）かたへには梅のはやしの中にちとせの春をかけて囀る鶯のこゑまち聞給はんみとのあり、やゝゆけば秋の田の面はるかに遠うみやらるゝみとのあり、あるは田中の屋こゝには元和二年上棟せし（大坂城落城せし日上棟せしといふ）よし井のさう官の家のはしらひとつうつしたてられたるあり、またさん樂させ給ふ舞臺あり、こゝにて葛水をたまはす、あつさたへがたきにひやゝかにてこゝちよければかしこまりもおかずあまた給はりぬ、馬場はいとながうやぶさめ射んにもたらひたり、鳥のさうしにはあまたの鷹をおかせ給ひてみこゝろのまにまにはなちあはせ給ふらん、（鳥のさうしは二所にあり、三十居ばかりやあらん、鷹あはせ給ふところははい込とて大だめより忍をまきてかもの入やうにしたる所廿五あり、さればよくとらせ給ふ時は百にかも三十ばかりもえ給ふとぞ）かのさがの帝の西院もかくやはありけん月見たまはんおましどころは小森野口のかたへこと更に高うせさせ給へばかげにさわる山のはもあらじかし

君は御すゞみどころにおはしますみまへにめして仰せごと給はり四季のみかりの書をいまのよの上手と聞ゆる名さへ狩野の晴川にかゝせ給へるをみせしめ給ひまたみさうぞくの事とはせ給ふことあり、扨みまへをまかでぬればことさらにいなかだちてつくらせ給へるところあり、こゝにておふみき屯食給は

ぐひなかりけり、「たらちねの老を養なふ瀧なればこは立よりて見るべかりける、「あくばかり汲て志もがなたきの名の老てふ年に我もなりにき、牧田といふみちに出て關ヶ原に出、かの翁も送る、關ヶ原町に高田屋のなにがしといふものあり、こはよく庚午の年の大みいくさの事を志るものなり、數〳〵とひ聞て大谷がはか不破の關屋ざらしときはのはかなどみめぐりてさめが井にやどりぬ
十四日　番場八葉山蓮花寺にまうでぬ、仲時時益已下のはかあり、又過去帳あり、こはおくにものしぬ、ゆふ立してかみなりひらめきたれば守山にやどりぬ
十五日　朝とくたちて三井寺にまうでぬ、江州岩間寺の開帳あり、めづらしき寶物もなし、硯の筥にふるめきたるものあり、山科わたりまで藤ゐ高田出むかひぬればいとうれしくてうちつれて都につきぬ、都にありける比吾妻より、「都にはいまや葵をかざすらん山郭公吾妻にぞなく、といひおこせたるかへしに、「ひきつれてあふひかざゝば郭公かたみにねをもなかましものを、故郷の事なにくれとおもひ出

ける中に立出しあしたまで我ふどころを出ざりしをげにこはまさるらんといひけるふるごともおもひ出られて、「此ごろは誰とやぬらん起ふしに露わすられぬなでしこの花、まことに忘れにけり、志なの路にてやありけん、旅のやどりにてなにがし殿のみうちなにがしと大きやかにもさゝやかにも木にも紙にも書ておしならべたるかたつかたにかいつけける、「まほに名はいはでも志るし吾妻にてちよのふる道志るべするわれ
みな月の朔日　みやこをたちて六日にぞ難波のうらをこぎ出ぬ、兵庫に下りぬるが波高く風あらくてまほにもあらずかたほにもあらずまぎりとか聞も志らぬ事いふ、からうじてなぎさによせぬ、かしらいたくこゝちなやまし、かくてははるけき船路をいかにせましとおもひみだる、暮行まゝに名ごり波あきに月はいとようはれぬ、「旅人のこゝろも志らず津の國の和田のみさきに晴る月かげ、須まの浦あかしの浦あはじ島などきゝしにまさるところどころもこゝちなやましきにはかなきことのはもえいひいでず、とかくしてつくしにつきぬ、「かじ枕なみのよ

る、いかなる袴にやあらん、天文の比はやんごとなき人も着給ひしにや、總見院殿の着給ひしを朽木家のなにがしが今にもち傳へたり、まことにはなにとかいふべからむ、汗衫とは袍にかさねてきるものなれば袴の名には覺束なし、また丸木の小弓を射たる童部のあり、額ゑばしをかさまほしかりしがかゝるひなにはよくいにしへを傳ふるものなりけり、大きやかなる合子に飯たかう盛てゑひぬる事、日ごとに家ごとに同じ、又ゑゐたけのむゑんは平坏にもあまりぬべし、猫間の中納言ならねばあまたたびかへぬれどなをめせといふいとうるさし、女はみないとうつくしうもの〳〵しう力さへありげにてらうたき方はおくれたれば柳が枝にはさかせねど梅のにほひはありぬべしとおもふは所からなるみなしにや、けふ京極長門守の君のみうち横川の健治にあひぬればいとめづらしううれしくてふるさとに文遣しぬ

同十一日　かのいひゑひたるゑなのぢも過ぬれば木曾川のかしかましかりし水の音もはやわすれぬ、位山をはるかにみて、「位山いつか高きに登るべきみわたすさへもはるかなりけり、みたけのむまやに東本願寺殿けふにてなぬかあまりとゞまりてゐたまふとぞ、こは尾張の國三河の國の門徒らがきこへ奉るべきゆへよしありて紙のはた竹のやりもて出て五六萬人あつまりぬるとかおどろ〳〵しうなめげなるべけれどいかゞはしたまわん、われもふしみにやどかるべきがこのさわぎによて大田にゆきぬ

同十二日　大田をたちて行、この川のけしきいはんかたなし、日の本にまたたぐひあるまじうおぼゆ、觀音坂といふ所にて、「佛さへかけはとゞむるみのの國の大田の川を我見ざらめや、養老のたき見るべきによりて大垣にやどりぬ

十三日　大垣をたちて養老の瀧みに行、やゝ遠く道さへゑれねばとかう行なやみぬるにこの所にかへる牛飼の童ならで翁あり、これにかたらひて行、先これが家にやすみぬれば翁せちにものす、小ゆるぎのいそになにくれともとめつべきけはひなりしが山ふかき所なればいかゞはせん、さゝへ一ツに大根のつけたるなどもて行、たきはよのつねのさまにて五丈あまりは落もやすらん、水のきよらなるぞげにた

へなれどひななればつゝまぬなり、されどけふをかぎりにとゞめつべし、松代の小はたにふみつかはして故郷にもことづてやりつ、望月にやどりぬ

同七日　望月の驛のむまいにしへの名高き所ともおもほへず足よはくしてたゆとふ行、蘆田に行て驛の長に怠りをせむれどかひなし、姥捨山をみつべくかねてはおもひ置たれど中〳〵になぐさめかねんも心うければたゞいそぎにいそぎて行く、長窪といふ所あり、山のけはひ水のながれいとえんにして前の千町田には秋のたのみもありぬべくれいのはかなきことといひ出たれどかいつけねば忘れぬ、和田の山こゆる時櫻の花のちりけるを見て、「しなの路も往來はあれどみし人はあらしにちれる山櫻花、雨いたうふり出ぬ、諏訪の下のみ社にまうでぬ、神殿二宇あり七年をへてかはる〳〵遷宮したまふとぞ、本社はかやもてふきて千木かつを木あり、拜殿樓門廻廊皆板屋なり、その前に舞殿あり、いとかう〳〵しうさすがなるみやしろなり、下の諏訪にやどりぬ

同九日　あさまだきに水うみのほとりを過てふじを見て、「けふばかりふじは見ゆなり立まよふうき雲はらへ四方の山風、いつかかへりみるべきとおもへばこれにもなごりはおしまる、けふは灌佛なり、此わたりにては門の柱のひわれ板のはざまなどに山吹を折てさす、なをゆくまゝにつゝじをおりそへたるもあり、又行ばつゝじばかりをさしたるもあり、いかなるならはしにや、藪原にやどりぬ

同九日　かけはしをうちわたりぬる比雨にわかにふり出たればあやしげなる家居にやすらひぬ、わらびのもちひをかしはの葉にもりて出すいとおかし、旅にしあれどしゐの葉にももらざりけり臨川寺にまうでぬ、浦島の子が事などおぼつかなき事のゝしる、ねざめのそばはもとより好める物なればにやたぐひなきこゝちす、義仲のあそんのはかある寺あり、はかはいと木高くふりぬるさくらの木なり、野尻にやどりぬ、けふ遠山の君にはしたなくあひ奉りしが我にもあらぬやつれ姿のなめげなればつれなくてすぎ奉りし、君はしり給ひきや後めたかりし

同十日　このわたりの山がつはみな袴の裾にはゞきを付たるものをきたり、なにとかいふと問へばかるさんといふとぞ、こは伊勢貞助が書しふみにみえた

城の山も時しらずかの子斑に雪ぞのこれる、なを行まゝに榛澤郡岡部村に六彌太忠純のはかあり、けふは本庄にやどりぬ

同五日　けふもあさとく立出て行まゝに高崎をも越てやはたといふ處あり、碓氷川のほとりに床子出し置ぬればこしうちかけてひるげたうべぬ、山のたゝずまひ川のけしきいはんかたなきながめなり、「旅ながら心ぞとまる碓氷川流れて早く水は行とも」又行まゝに春名山のあなたに淺間のたけのみえぬれば、「うき雲の春名の山をみ渡せば淺間がたけもあらはれにけり」妙義山白雲寺にまうでぬ、この山みちに入ぬるころより雲おそろしうたちてかみもなりぬればたゞいそぎにいそげどやゝ遠し、みちしるべする人もなしからうじてまうでつきぬ、ねかづき奉るも心あはたゞし、さてこのみてらの門の前にて坂本へはなに斗かあるべきととへば二里あまりもあるべし此山みちを行給はんに廿五六町がほどは人の家居もなしといふ、日もくれぬべきに雨さへふり出ぬ清種ばかりを具して雨衣もなしこゝろばそさいはんかたなし、せんすべなければぬれ〳〵行に折しも坂本にかへる人に出あひぬ、いと〳〵うれしく力えてこれがしりへにつきてゆく、たそがれすぐるころ關守〔坂本御關所〕のとがめもなくてやどりにつきぬ

同六日　れいのごと朝とく立出て碓井山をこゆ、あづまの都にすみて旅てふ事も久しうたへにたればかかる山みちの有べうもおもほへず、つゞら折登るほどいとくるし、越行まゝに日の光りさへいとけ遠く風ひやゝかにてこのよの外のこゝちぞする、かの貞光がちからを試みし石とていと大きやかなる石あり、よの常の人の四人五人にてはえ動かすべくもあらぬ石なり、又貞光はこの所にすみて諏訪のみ社に日ごとにまうでぬるとぞ、われはあさてばかりにや諏訪には行べき、貞光には多くおとれるみのすこやかさなりけり、「旅衣うすゐの山を越行は夏にしられぬ風のふくなり」輕井澤を過て淺間がたけのけぶりを見て、「名も高き淺間がたけに立煙おちこち人も今はとがめず」すみれさきぬる野邊に雲雀のなくを、「立どまり一夜はねましすみれぐさ咲ぬる野邊にひばりなきつゝ」かゝるはかなきことのはは人わら

ニナドアルハ頗キワメザル所アリト云々○狩衣ニ下襲ノ帶ヲ用ユ凡帶ハ下襲ノ帶ヲ用ユルモノ歟、又衣冠ニ直衣ノ帶ヲ用ユト云説アリ○六波羅密寺東寺ノ大師堂千本釋迦堂甚古風ナリ○御玄猪ハ外様ハ小角アリ又内々番衆ハ小角ナシ是家ニヨルナリ、更ニ勝劣アルニ非ズ、近習ハ内々外様ノ内ヨリ撰ビ被定近習モ小角アリ○御簾ヲ張ラズト云ハ簾ヲ卑ク捲クベキ時柱ノ間ニ押入夾メテモタセ置也ト云々

右裏松殿御説

○竹屋殿 透鞍覆 不限公卿殿上人用ル例アリ、但和鞍之時用ユ尋常ニハ不用歟

○天保四年西園寺殿爲近衞使石淸水八幡宮ヱ御參向之時召具右舍人一人蘇芳上下山吹衣白帶、紅單平禮左馬部一人紺褐衣白袴冠細纓緌堊脛巾紅單裏打紅青單梅ヲ縫雜色六人紅梅上下平禮童二人二藍生絹水干上下友帶紅打出衣青單取物雜色四人萌黄上下白帶山吹衣紅單織青地錦張帽額赤地薔薇錦總角紫下濃造花白梅雪ふりつむ鶯一羽、雪はわたなり催馬樂梅が枝のこゝろ

後松日記卷之八終

後松日記卷之九

○たびの日なみ

四月三日　よべより雨をやみなくふりていで立かぬべきこゝちもせねさどてしもやむべきならねば夜あけて出行、板橋のむまやにておくりに來にける人に別るゝとてかり初にまどゐしてさかづきめぐる程に雨なごりなく晴てくまなき空のうらゝかけさもはるけき旅行こゝろのうちは中〳〵にかきくらしつゝ故鄉にことづてやるにも涙のこぼるればまぎらはしてことずくなに出たつをひと言もなくば名殘なからましと柄短かき筆とり出てきこゆれば下の句はいとほこりかなる樣なれどつゝみもあへず、「七十の親をもおきて旅衣はる〳〵行も我みちのため、申のさがりに桶川にやどりぬ

同四日　けふは朝とく立出でぬ、黑髮山をみて、「雲かゝる高根を誰か撫初てくろ髮山の名をやおふらん、鴻巢をもうちすぎてかたへにはふじの高根かたへには日光山赤木山みゆるところあり、「二荒山赤

卿之息泰通卿近衛使之例ヲ被用傘已下風流皆其時ノ如シ、內藏使風流後深心院殿關白之記所見風流○石清水臨時祭西園寺殿傘催馬樂梅枝心云々○廊ノ窓

櫛形窓

連子ト云

是モ連子横ナリ

○放出　裝束記文ニ放出之トアルハ障子等ヲ放テ庇ニ座ヲ設ケ調度等ヲ置事也、又放出作リト云アリ屋根ハ二重ニナリテ庇ヲ母屋ニ一所ニ取コメテ作リタルヲ云即六角堂之類ナリ○御臺トハ高坏ナリ○汗衫裁縫追而可及沓○厚額透額ハ古額當ト云モノアリ是ヲ用ユルヲ厚額ト云、コノ額アテヲ不用ヲ透額ト云○紫組掛　足利家頃ヨリアリ上鞠ヨリ出ヅ、足利家ノ記ニハ行義モ所見ス抄出シテ可奉ト云○直衣着越ノ事　今ハナシ昔ハアリ、西宮記直衣ノ條ニ舊時ノ袍ヲ以テス○褐衣東寺所傳　身二幅ナリ一幅ノハ不知貴賤ノ略製ナリ○衮宣旨　不覺悟○元結　紫ニカギル神事ノ時白ノ紙捻ナリ老若共ニムラサキナリ○衣ト袙ノ差別三條抄ノ說ヲ用ユ○劍ヲ案ニ安ス主上ノ寶劍ニカギル餘ハタヾ下ニ置クノミ當時不學ノ雅人如此事ヲ問フ太迷惑云々○大褂ヲ着タル例アリ莫大ニ大キナルモノニ非ズ着レバ着ラルベシ○あしつを　和琴ノ緒ニアリ組樣ノ名ナリ○隱階間　階ノ上ニ階覆ノ屋根階アルヲ云、私第ノ製多ク階覆ノ屋根出タルトナリ○隨身ノ弓普通右ニ持ツ○負胡籙　肩ニカクル腰ニトムル兩說○唐車別ニ制アリ賀茂祭ノ車ニテハナシ○女着用ノ細長童子着用ノ細長ニ同ジ○夏扇　一條家ノ料ハ骨丸クシテ細ク又タヽミモセマシ骨ニスカシアリ

右竹屋前武衞殿之口授

○笏ヲ搢ス事ハ左ニカタムク普通ノ說ナリ、又居坐之時下ニ置普通ノ事ナリ、加茂祭近衞使東園殿腰ニサヽルイカヾ是家說歟云々、凡朝廷之禮用家說上代ハナシ一條帝ノ頃ヨリ攝關家ノ說オコリ又源家ノ說モ出タリ、朝廷ニ對シ奉リ太其恐レナキニアラズ但是本朝之風　君臣共ニ歷代之眉目歟云々○放出ツタリノ事　記文ニハ所見ナシ又裝束ノ記文ニ放出之トミユルハ先竹屋ノ說ニテ可然歟、但寢殿ノハナチ出

位色考ヲ一覧ニ呈ズ、實ニ深篤之勘考頗令感服給云々

○答拜　主客一同ニ拜ス　答揖モ同ジ○透廊　柱ノ間壁ナキヲ云○二棟廊　寢殿ト對屋トノ廊二ツアル時一方ハ透渡殿ナリ、一方ノ褻ノ方ヲ二棟ノ廊ト云フ、透廊ニ對シテ云名ナリ○毯代　二色ノ綾織物ニテ紫ト白ノ二色ナリ○撲坏　大嘗新嘗ニ限テ用○ロクタイ紫ロクタイ　不知○ホウセント云石　上手ノ石ト云非ナリ不詳○輦車　先牛車ニ乘テ禁門ノ外ニテ輦車ニ乘替テ入ルナリ牛ヲ放ツニテハナシ又小右記ノ説ハ私第ヨリ輦車ニ乘テ參内スルナリ、コレ尋常ニ非ズ、又輦車ノ製ハ別ニアリ○六位衣冠必襖袴ヲ用ユ　白布　八幅○三重五重織物　當時傳ハラズ○帳　殿上人モ用ユ○帳ノ濱床　皇太子已下攝關家モ濱床ナシ、但當女御ノ御帳濱床ヲ用ラル、コレ殿下一例竹屋殿一例御勘進アルニヨツテ也ト云々、但春日驗記ニ知足院關白ノ病床ノ畫ニ御帳濱床チ畫ケルハ畫工ノ失セルモノカ後日可勘云々○殿上ニ於テ公卿臺盤ニ着ノ時　大臣厚帖　納言薄帖　參議横敷　殿上人ハ兩頭厚帖殿上人薄帖　六位藏人横敷○極﨟﨟退十年ヲ限トス○童女扇楫横目ヲ用ユ○平裝束江次第元會布帶石帶ニテナキヲ云、布帶ヲ用ユルナリ、平胡籙ヲ付タルト云説ハ拙シ○五節　帳臺試常寧殿　御前試清涼殿○平手貝　青貝ノ事ナリ○四足門　柱六本アルヲ云○名字ツクル時ノ書法　武家ノ如シ○唐組手綱付様　御覺悟ナシ○網手綱　同右○簾掛様　私説ノ如シ○女官帖紙　男ニ同ジ、重色目ヲ用兩方ニカザス時一方ハ帖紙ヲ用ユ○大饗差圖　人車記ニ委シ可見合○龍鬢　横ニ筋有莚ナリ黑赤ノ類ナリ不詳○掛盤○折敷高坏○下結　出衣モ同ジク古クヨリミユ○唐鞍ノ唐尾ノ結様賀茂祭ノ時如見物、和鞍ノ唐尾ノ結様追而可及答云々○御幸御輿　手輿ト云物ナリ、俗ニ菊八葉ノ御輿ト云、實ハ四方輿ト云製也、四方輿ノ名ハ舊記ニモ見ユ、牛輿ハ欄ノミ有テ屋根ナキヲ云フ、醍醐ニアルヲ本トシテ南都等ヲ以テ御參考アツテ御新製ト云々○包胡籙　書圖ニハミユレド記文ニハミエズ○母屋庇　床板張様平頭○夾形攝關家ニモ被用○天保四年四月廿一日東園殿爲近衞使御堂御流中御門成通

嘉祥二年劵文

右指末————本

賣人秦忌寸繩子

同五日　賀茂エ行向ヒ見競馬、先森三位亭ニ行三位面會ス、北小路新藏人松永主膳牧采女以下四五人同席一献アリ、須臾シテ井關多門來ル、三位束帶ス、井關ノ讓ニヨッテ予後ニ候ス、新藏人以下高倉殿ノ同門タルニ依テ各見之皆以感心ス、畢テ社頭ニ參ル、左右乘尻幣ヲ以テ拜ス、乘尻ノ裝束如例、競馬十番競ヒ爭フ、サセルコトナシ

同六日　九條殿エ參上ス、信濃小路越前守面會寢殿拜見ス、但シ寢殿之內ハ御調度ヲ被入置依之不拜見、庇以外放出庇塗籠庇東對二棟廊中門廊侍所等拜見ス修學院御庭拜見高田案內ス、比叡の山のふもとにただかりそめにつくれる御山莊なり、げに雲をとなりの山まとなどたぐひなきながめなり、

しばしだにみればたのしき春秋の
御幸やいかにこゝろゆくらん

同八日　竹屋殿ニ拜謁シ聊有識談、晝後高倉殿エ參殿陪從シテ加茂ニ行向、依命予名前駈薄香肩衣青袴月毛馬　次ニ黃門卿香狩衣八藤指貫青馬蘇芳綟手綱紅尻懸　拾遺君比金襖紫平絹指貫月毛馬　次西池主水栗毛　次某鹿毛　今出川ヲ東ヘ鞍馬口通リヲ北ヘ上賀茂エ趣給フ、棧敷ノ後ニテ各下馬、君ハ直ニ棧敷ニ入給フ、稍久シテ競馬ノ馬未牽來ラザルニ依テ先犬追物ヲ見玉フベク仰玉フニ依テ予具足ス、例ノ纐ノ素襖自餘ハ風折直埀也、飛鳥井家ノ古鞠ヲ借テ引牛トシ十疋餘射畢、日漸傾之頃有競馬先足揃予モ依命乘ル、次番ヒ定ル予一番タルベキノ由也固辭ス聽玉ハズ、片手ハ當地第一之乘尻歟既競ヒ馳ス稍標木ヲ過ル之時敵先落馬ス、予モ亦埒門ノ邊ニ至テ落馬ス、復馬ニ乘埒ヲ出ヅ及晚畢賜酒肴今日京家ト弓馬ノ會集ハ奇代ノ珍事也、但競馬ハ武家ニ絕タリトイヘドモ京家社人ニ負タランハ吾一身ノ耻辱ニ非ズ天下ノ武士ノ耻ナランカ、此ニ於テ我心大ニハヤリテ馬馭レトモ我トヾマラズ遂ニ馬ヨリ前ニ落ヌ一笑々々、然レドモ負ケズ是本懐ナリ、竹屋殿ハ當時ノ識達ナリ日々夜々御會讀アリ、コレニヨッテ予モ亦其席ニ侍シテ高談ヲ聞ンコトヲ請フ聽サレズ、曰當時參會之輩淺學ニシテ足下ノ聞クニ益ナシ他日ニ必可談云々、又古今

曰御肩上田表袴ヲ着御前ニ進ム給遺君令起給ヒ先黄柳ノ下襲ヲツケ次青摺ヲ令着有御傳授畢而退出、今日拾遺君白練薄物狩衣文唐草立涌内唐鳥アリ香紋袖括紫平絹差袴

帝京衰弊トイヘドモ美事多シ、但幼稚ノ童子叙位任官スル事差袴ヲ着ス事密々ノ他行肩衣袴ヲ着シ衞家様ノ腰刀ヲ帯シ或ハ散樂ヲ翫ブ事太以不可然

武士藤井伊豫掾献菖蒲輿兼日有約則拜見之、檜葉ヲ屋根トシ菖蒲ヲ束ネ棟トシ根ノ曲レルヲ鵄尾トス、檜ハ東防城殿ニ所請杜ハ今出川殿ヨリ所賜也梅ガ畑ノ供御人所献ナリ裏松殿エ參殿拜謁頗ル才人也、識談綿々移刻

同四日　平明藤井宅ニ行同道今出川殿エ參リ杜ヲ賜ハリ御所ニ參ス、先内侍所ニ菖蒲輿ヲ立ツ簀子ノ欄ニ添テ檻ニ結付、次ニ化德門ヲ入テ東庭ニ出中殿ノ簀子ニタツル事如前、密々昇簀子母屋庇御帳平敷大床子夜御殿四季御屏風鳥居障子石灰壇塵壺昆明池障子落板敷小蔀年中行事長橋切馬道竹臺等拜見ス、實ニ百聞モ不如一見悦ビ比スルニモノナシ、原在明來ル、犬笠掛ノ射手具足ヲ見セシム大ニ感心廣橋殿エ參殿拜謁ス、黄門卿白練薄物狩衣裏黄生、唐紙ナルベシ青朽葉指貫誠ニ麗シキ高貴人ナリ○晝後東寺觀智院ニ參向僧正面會古文書ヲ令見給、天平和銅元慶貞觀已來延喜天曆ニ至テ多クハ劵文田地坪付アリ或牒文等也、凡東寺之文書百合箱ハ加州家ヨリ寄附之内頃日加修覆之由ヲ稱シ二十卷密ニ太田侯ノ一覽ニ入ル、而未寶庫ニ納メズヨリテ今日幸ニ見ルコトヲエタリ、實ニ吾好古之志天之助クル所ナランカ、又觀智院ニ曆應元年立杜上棟次第延慶□年彌一御前御髪生次第一卷魚味初元服次第附記セリ、是ハ吾專要ノ文書也、則僧正ニ請テ借用ス僧正惜ム氣アリ吾不顧

東寺文書

大舍人頭兼原朝臣

天平七年

宜承知依件符到奉行

承和二年四月十五日

少輔從五位下　　正六位上少錄出雲宿禰祐副

アリ招キ呼ブニヨッテ其棧敷ニ行ク、季鷹等一席酒肴
大森ガ所設茶菓季鷹持參アリ翁和歌ヲ詠ス各醉興ニ乘ズ、不飲
酒者ハ翁ト予ト而已、予モ亦和歌ヲ以テ大森ニ謝
ス

おやみなき雨にもぬれず競馬
きほふをみるもりの下かげ

季鷹今年八十四高屐不用杖壯健可感唯耳聰カラザル
ノミ、井關大ニ酒食ヲ設ク珍味アリ神山ノ松茸加茂
川鯉ノ打躬年魚ゴリ樣ノモノナリ、及初更歸

五月朔日足汰乘尻

倭文莊　隼人　宏顯
金津莊　謙一郎大夫元淸　中ノ市次郎
七 安志莊　中下 要人大夫顯英　南ノ藤五郎
四 土田莊　中 日向介志顯　三ノ源四郎
五 福田莊　中 內匠之助大夫才淸　梅ノ久之丞
八 脛長莊　中下 政次郎大夫顯義　岡ノ彦之丞
八 船木莊　中下 熊太郎大夫季一　梅ノ藤七
九 宮川莊　中下 民次郎大夫經一　池ノ喜兵衛
十 淡路莊　下上 政次郎大夫淸濟　池ノ辰次郎
十 出雲莊　下上 陣助大夫保生　南ノ丑之助
五 竹原莊　中 造酒大夫千顯　池ノ與之助
二 正禰宜　中上 安藝介政顯　梅ノ乙吉
二 正祝　中上 左平大夫土顯　梅ノ源之丞
六 權祝　中 木工大夫貨保　中ノ音吉
三 片岡禰宜　中上 駒吉郎大夫保信　梅ノ四郎右衛門
六 片岡祝　中 音三郎大夫經與　梅ノ三四郎
三 貴船禰宜　中上 甲斐介重敬　三ノ又四郎
七 貴船祝　中 乙千代大夫顯比　岡ノ富吉
四 新宮禰宜　中上 齊之介大夫淸信　梅ノ三右衛門

一二ハ番ノ次第、中下ハ馬遲速、梅ノ類ハ地名
則梅ハ梅ガ辻ナリ、其下ハ馬主ノ名但一番左ハ
所司代ノ馬必勝ナリ

同二日　大森三郎兵衛宅ヱ行、昨日之儀ヲ謝シ且彥
七ガ遺物腹巻鞍鐙等一見

同三日　菊三郎同道高倉殿ヘ參殿、淸種入門之式相
濟拾遺君有御逢、又予ニ小忌着用之儀有御推傳卽御
前ニ召シテ心葉日蔭等ヲ付ル事ヲ令傳給ヒ次ニ西池

橋息釆女正年十五纐纈狩衣切鯉、次若州香三倍褌狩衣切鯛各嚴然タリ、就中若州ハ感能言フニ不可及、左小指曲リテ不伸、幼ヨリ眞桒箸ヲ持故ナリト云々又高橋家ニハ切形ノ名目ナシ又細々ノ法ナシ唯大様ヲ定ムルノミト云々、モツトモ美談ナリ、若州曰關東ニ於テ服色等之事被復古儀特至饗饌之事不被用古儀甚遺憾之至也云々、凡禁裏仙洞兩御所ハ御厨子所ノ調スル物ニ非レバ不供供御々々、又濱島德岡等ハ唯其家風ヲマモルノミ敢テ不好古、復古ノ事ハ皆高橋ガ所勘進云々

同廿八日　三上大和守ニ於テ衣文數付アリ暫出席、午後桂宮エ參殿諸大夫出逢賜金二百匹、生島三位松永主膳面會暫往事ヲ談ズ且懷舊之淚垂ル、行義若シテ上京居ルヿ一年而春秋二十ヲ歴テ今年再遊故友多亡纔ニ七世ノ孫ニ逢フガ如シ、鷹司家ハ人臣之長帝王之外舅也、桂宮ハ瓊樹枝頭第二花、昨今之儀吾賤陋之能ベキニアラズ偏ニ君父餘光也

同廿九日　高田同道六角堂空也堂壬生寺六孫王東寺東西本願寺因幡藥師等エ參詣、東寺ノ堂舍大師堂等實ニ古風可感、京中寺院多シトイヘドモ東寺如キモノヲ見ズ、明年弘法大師千年忌アリ堂舍悉加修理、又本願寺ノ勢ハ得テ言フベカラズ、諸國ノ門徒金銀米錢ヲ献ズルコト如山海數フニ或以萬或以千之ヲ旌旗ニ表シテ前庭ニ樹ルモノ幾千旒又献物ヲ置ク假屋アリ、普通ノ金銀ハ不可勝計、黃金各三枚ヲ付ル板十七、七枚或二枚ヲ付タル板十通計黃金六十枚許是改革之慶賀ニ依テ也ト云々、又東本願寺ノ造營ハ王公之宮室モ比スルニタラズ、破戒之比丘如此キニ至ル尤可感可奇、タトヘ天下ヲ並呑ストイヘドモ特ニ制スベカラズ、唯此宗門ノミナランカ

同三十日　大德寺エ參詣、拜春林院殿尊影又方丈及ビ總見院眞珠庵大仙天瑞孤蓬龍光院等ヲ巡見ス、名畫等ノ事文化日記ニアレバ更ニ不注、申剋堤三位殿エ參上拜謁賜美酒佳肴、但無識談甚遺憾也、酉剋過日野殿エ參殿及夜半歸宅、是亦識談少ナシ唯東都權門豪家之上而已

五月朔日　早朝一條殿エ參殿、寢殿拜見雨頻ニ降ル、午刻加茂エ參向西池上田同道、先井關多門宅ニ行ク暫ク休息、而馬場ニ行埒ノ外ニ立テ競馬ノ足汰ヲ見ル、先一匹宛馳畢其遲速ニヨツテ番ヒヲ定ム、毛付既ニ定テ左右競ヒ爭フ十番ナリ、雨不止立ヌル、ノ處大森彥七ガ裔孫三郎兵衛ト云モノアリ知己ナリ、コノ棧敷ニ屋根

同廿三日　高倉家御會日也、依之參殿御會後拾遺君有御逢、其儀如黃門卿而賜酒饌御吸物蛤御肴二種鯛ヒタシ物御膳一汁三菜御燒物鯛也、凡賜此酒饌者非普通之儀於門第太爲眉目云々午後白川御殿爲拜見參向、此殿ハ豐臣大閤伏見桃山之舘ヲ所被移也、其半ハ大佛宮ニ被移云々、實檢ノ間ト稱ス上段アリ、其ツヾケル廊ノ前ニ大サ方二尺餘亦一尺四五寸ノ石三アリ首塚カ、廊ノ板ニ血流ノアトミユ、吉田社春日社等ニ參詣

同廿四日　鷹司殿へ參殿牧禮部出逢、献唐曆一册備中檀紙十枚、兼日所懇願寢殿拜見スベキノヨシ有命某爲案內、

侍所有沓脫立臺盤二脚

緣朱

藏人所　立年中行事障子尾崎故三位之書當家ノ年中行事　右ノ間等ハ何レモ布障子白粉張書ナシ○對屋此對ヨリ中門ノ廊ニ出、中門廊內ハ透廊簀子沓脫アリ外ハ壁窓連子アリ壁ハ各白土中門戶妻戶外ヘヒラク中門ノ間透塀アリ、中門　唐破風　門ノ以西亦透塀アリ、

連子如此

寢殿　五間、母屋三間一丈間、惣テ外格子二枚ニナル、下ハヒキシ上ニツル方ヒロシ階五級、階覆アリ階ニ欄アリ、左右ニ紅梅橘ノ樹ヲウユ、惣テ屋根檜皮丸柱傍立アリ格子ノサシカ子バウニサス、立障子金泥彩色花鳥之書

右寢殿ハ勘仲記ニ所載猪隈殿之亭ヲ被摸云々、賜白匹絹打亂ニ居テ牧禮部授之、其打亂ハ黑漆松喰鶴ヲ蒔ク銀ノ置口青地錦ノ折立アリ每事無不感、夜竹屋殿エ參殿識談數箇條

同廿五日　紫野大德寺等所々エ行向

同廿六日　廣橋殿裏松殿以下エ行向

同廿七日　原在明宅ニ行ク父子在宿美談多シ、在明ハ當時ノ畫工頗古實ニ委シキモノナリ其言傍若無人、予亦之ニ應ズルニ以廣言一笑々々、御厨子所預高橋若狹守第ニ行、今日庖丁ノ稽古アリ、小預大隅阿波介正席風折烏帽子青文紗狩衣淺黃指貫切鯛、次高

同廿一日　賀茂祭也、寅半剋出納亭ニ行向息右近將監同道參禁中、殿上小板敷小庭邊拜見、但東庭之儀不得拜見唯聞管絃之音而已、勅使已下入自月華門牽御馬給祿昨日所拜見御袙ナリ、隨身掛左肩、今日終日從勅使如此而歸出納亭、豐後守同道於路頭見行列、實ニ奇代之壯觀薄祿之公家如此頗所驚目也、服色行列等有別記、而後參社頭見儀式、其儀山城使着胡床使ハ松波山城介資施胡床ノ下有毯代上ニ掛虎代次內藏使着胡床佐竹內藏助重政次內藏史生捧御幣物進出、內藏使起而進安之案上西案次安御幣物於東案一如前各案之下鋪葉薦、幣物ハ以白布裹之次近衞使進立拜殿坤角東西先是暫入休幕解劍次內藏宣命授勅使勅使勅使執副笏昇拜殿升自南階先右足、次勅使再拜非兩段再拜、唯再拜而已、畢搢笏腰以左手挾腰讀宣命紅梅紙、次納御幣物於神前、次社官一人以葵桂加白木小杖捧持進安案上、持空杖退向勅使小揖是返祝詞之由也勅使拍手是奉應神報之儀也云々勅使平伏令捧頭之社官揖而退、次社官一人進取葵桂昇自北階授勅使、次引走馬、七疋馬行、次勅使下殿立宣命返授內藏入休幕帶劍次勅使立允源友時大島前行引廻三同揖而牽退始亦有揖次所司代之馬社官前拜殿巽角西面次陪從進且發物音列立北上西面次舞人進列立北上東面相並昇自北階先奏求子訖下殿、南面跪袒脫而復昇殿、駿河舞畢自下﨟退、次陪從退、次勅使以下以次退出、次未剋進發參上賀茂給、社頭之儀一同下鴨、但勅使不脫劒納宣命於神前、又勅使已下之休所有東一方、走馬十七疋、宣命東遊等於橋殿、右ハ一覽之次第也必可有訛謬也、及暮事畢歸旅宿、但今日白帷麻上下着用、凡預祭者皆如此、今日以後必非着麻帷、唯今日一日而已、四月着白重之遺風也

下賀茂社頭

瑞籬門
幣物案　幣物案
使
此帖勅使下殿之後社官撤之而有片舞
勅使
內藏胡床
山城胡床
陪從　和琴　拍子　笏　篳篥　笛　歌
舞人廻廊
勅使讀宣命
舞人　同　同　同　同　同　同
樓門
陪從休所
勅使休所
舞人休所

同廿二日　無美談唯訪知己而已

詣、御蔭山之神官或祭服差貫淨衣衣冠狩衣又直垂、此間之事更不覺悟、而予亦趣御蔭山神殿二字門內敷滿莚、神殿前各圓座一枚又東西垣下各敷六七枚、參赤山明神又竹內殿、一乘寺宮運參不見此社頭之事有開帳俗物數品

賀茂社頭之圖

三位　三位　四位　五位　四位五位殿上人
各有虎代　傘持沓持　雜色相從
胡床　胡床　胡床
同同同同同同同同同胡床
樓門

同十九日　出納豐後守亭エ行向、加茂祭御幣物今年ハ不調進、賀茂下上エ雖不參向更ニ同道セシムベキノ旨也、竹屋殿ヘ參上之處三條亞相卿依御會讀不拜謁

同二十日
廣橋殿日野高倉殿等エ參殿、於高倉家勅使御祿紅袿拜見表小葵綾紅打裏平絹

勅祿御褂之圖

オメリナシ
オメリナシ
オメリナシ

唯過去の因縁あしき
衣川どの御かい抱あれかしを
菩提のたねとかき殘しり〵
けさ
盛遠との
殘し參候

此書モ眞僞ハシルベカラズ、但盛遠ハ文覺上人當寺中興之開山也、此書ヲ梓ニ上セテ猥リニ參詣ノ人ニ授ヅク且其事狀ヲ說ク、恐ラクハ上人面目ヲ失ハンノミ」地藏院殿語ラレテ曰關東ノ成田山ハ相馬將門叛亂ノ時大師ノ御弟子名忽忘云々當山ノ不動明王ヲ下總國ニ勸請シテ朝敵調伏之法ヲ修セラレタルナリ、ヨツテ神護招提寺ト號スト云々、此事當寺ニ云傳ヘズ、去ルコロ成田山ノ僧參詣シテ語之云云 高雄山ハ峯高クシテ楓樹森々タリ清瀧川ノ流ハ清ク名ニ負フサマナリ、實ニモミツル比オモヒヤラル、マキノ尾トガノ尾ヲメグリ下嵯峨ニイデ釋迦堂清涼寺大覺寺ノ前ヲ過テ野宮、コハ竹藪ノ中ニ有クロ木ノ鳥居ハカナキ小柴ノ大垣モイマハソノヨシ斗ナリ、廣澤ノ池大澤ノ池天龍寺ヲヘメグリテ大井川ニイヅ、渡月橋ヲウチワタリ法輪寺ニマウデヌ、ゲニコノワタリハタグヒアラシノ山ナレドモ立トマルベクモアラネバカヘリ見シツ、過行ホドニ郭公シバシバナク都ニテハマダキカズ、

いかだしはなれもきくらん百千返り
なくやあらしのやまほとゝぎす

小督ノ局ノカクレ家ヲタヅヌレドモ仲國ナラネバニヤエシレズ、マタ川波ヨリ外ニ音タツルモノナシ、想夫戀ナラデ行カフ樵夫ニタヅヌレバイマハシ、垣ノ中ニシコメテ跡モナクナリヌトイフ、日暮テヤ、遠キニ初夜モ過ヌル頃ヤドリニ歸リヌ

十八日 御蔭山ノ神事也、先鴨ノ社頭ニ參リ拜殿ニ於テ勸坏之儀ヲ見ル、敷高麗帖三位二人南面之座四位五位ハ東西兩行相對、西四位東四五位亂位、次着座、各束帶、但五位之內衣冠二人有リ、氏人ハ不束帶云々 童女二人陪膳取杓、垂髮薄青千早錦帶、居折敷ノシ昆布カチグリノヤウナリ居土器、三方一人ハ銚子ヲ取リ一人ハ提子ヲ取ル各三獻、此間之事非古體不感心 杯酌之儀畢而三位降自南階二人相並ビ下ル 自餘降自北階各洗手童女二人北面立、一人ハ懸水一人授紙 次第ニ着胡床、神馬牽進以後還御之儀凡人不得拜見、須臾有神幸、其列次有別記、有道樂且行且奏、三位已下至六位束帶懸裾、社頭ハ皆下ス 帶劍者六位モ懸劔、內一人掛上手、又列外ニ參

後松日記卷之八

○在京日記

四月十六日　午後竹屋殿エ參殿ス小泉直記出逢フ、幸ヒ前武衞殿閑暇ニヨッテ可被爲對面之旨則初テ拜謁ス、白三倍襌文紗狩衣(香縹紬括)紫平絹差貫暫有識談賜菓子、次ニ高倉殿エ參ル獻御扇子料、須臾而黄門卿有御逢、白文紗狩衣八藤固文差貫、近習兩三人(内一人持野劔)(各在御後)雜掌西池主水引出出座、主水松岡次郎太郎上京ニ付御機嫌窺ト披露ス、卿遠路無滯上京目出タウト仰給フ、進御前賜熨斗蚫昆布復本座、時ニ老父ニモ彌堅固ニテト仰有リ雜掌ノ直所ニ於テ賜菓子、且ッ主水語テ曰當年石清水臨時祭之時山科家服穢ニヨッテ青摺摺袴等調進アリト云々、青摺ハ替ル事ナシ赤紐ノ結ビ樣カハリアリ蚫結ビ尋常三段此度ノ料五段ナリ、又摺袴ノ紐紫緂ナリト云々、(尋常ハ萌黄蘇芳緂ナリ)藤井伊豫樣宅エ行向フ談話移刻歸旅宿○南禪寺中金池院ニ東照神君ノ御像アリヨッテ拜センガ爲ニ高田同道參詣スルノ處遲刻ニヨッテ不合期、華頂山祇園社等エ參詣シテ及昏歸寓

同十七日　高雄山神護寺ノ開帳今日迄之由也、ヨッテ參詣高田龜次同道ス、先北野天滿宮ニ參リ次ニ平野社(八姓祖神、社甚古體ナリ)金閣寺(鹿苑院)閣ハ三層ナリ、第一ノ層ニ鹿苑院殿法體ノ木像アリ、コハ書像圖本ニアリ、又閣中ノ金漆イサヽカ剝テ之ヲ藏ス、　等持院足利家代々之肖像先年拜之今度不拜、　龍安寺(鴛鴦寺ト云)龍安寺勝元朝臣之像先年拜之、仁和寺(御室)八十八ケ所(近代造立ス五ケ所マデ拜ス)高雄山神護寺　先地藏院殿ニ謁シ暫談話ス、而靑侍ヲシテ案内セシメ寶物ヲミル數品、就中　十二天屛風(十二天ノ畫像上ニ丸ノ内ニ梵字アリ、ヘリ錦フチ黒塗角少シ丸シ鋲小櫻ク、リ蝶番フチニツボチ三所ニウチ革ニテ結ビ付、表畫ノ方ハフチヨリ少シヒクシ、裏ハ平頭)帙簀三(各卷經數卷竹黒クナリタリ、編糸五色、裏錦文唐花紐紫付籤々ニ第一櫃ノ三字アリ、)弘法大師像(木像ナリ)、文覺上人像、小松內府重盛公像、右大將賴朝卿像、足利義滿公像(法體ニアラズ髭アリ)、以上書像圖本ニ出」和氣氏三代像、盛遠太刀(無柄古物ナリ)、同兜鉢(バカリアリ後世ノ僞物ナリ)、此餘佛像三寶具勝計スベカラズ

袈裟御前遺書

　おもふよを身ひとつにしていかにせん

　あはれ木毎に花のさけるは

○以多治比改丹墀眞人事　續日本後紀天長十年二月庚午、改多治比眞人氏賜姓丹墀眞人

○ある上達部の説に織襖といふは織もの丶狩衣の裏なきをいふとのたまへり、こは心得がたし、襖といふはもとより裏あるものとは雜令の冬は襖夏は衫といふにてしられたり、又文政修學院初度の御幸に廣橋殿の着給へる織襖に裏あり、高倉殿は織襖の單狩衣とかゝれたり、されは必しも裏なしとはさだむべからず

○こもあるやんごと「やと」（衍カ）なき人の説に狩衣は極熱の料にも裏あるべきものなりときこへ給ひしも信じがたし、こは先にもしるしおきぬ、又狩衣は帶なきものにして下がさねの帶を用ゆるが本なりとのたまへるも信ずべからず、雅亮抄に童のとのゐさうぞくの條にかり衣の帶をすとあれば明らかにしるべし

○麹塵の狩衣雖下賤不憚事（是は或人のとふによりて書遣すなり）　西宮記云、臨時四、野行幸、延長六年十月十八日貞公記略鷹飼親王大納言摺衣、自餘麹塵、諸衛府已上褐衣」又云、延長十八年十月十九日幸北野、鵠鷹鷹飼兼茂朝伊衡言行（以上青麹塵雲霰畫褐衣）」文政七年御幸服色云、左將曹藤原武備麹塵布衣」又云下北面親之召具郎等一人麹塵水干」又云、世續右衛門大尉麹塵單布衣

○練薄物狩衣之事　滋野井公麗卿記云正應二年正月六日節分御方違御幸、基兼朝臣練薄物白襖狩衣、正安四年正月五日御幸、（少將）公秀（練薄物白櫻狩衣）徳治三年公躬（練薄物白襖狩衣）　正應四年五月小五月會御幸仲光（白練薄物）說春（香練薄物）

おもふに宸翰裝束抄に練薄物冬斗着用と云ふ説信じがたし、桃花蘂葉に夏冬通用とみえたるはさも有ぬべけれども、もとより練糸なれども薄物なれば夏の料なるを晴ならぬおりは冬も通じて用ゆるなり

後松日記卷之七終

をば憚るべしとはきこへしなり、この禪家の位は我君濟家の檀越におはしませばおのづからきゝしりしなり、よりて洞家の事はしらず

○阿州よりの問　帳臺又納戸構共申候由右は國元居城抔にも上段に有之候、上段には必此構可有御座物に候哉

如御書面上段に有之候、國持大名等國許住居には必可有之候、御府内の第宅表書院には有之間敷奉存候、元來帳臺は帳代にて御帳より出候ものに御座候、御帳は主上皇后を初め奉り親王公卿相用申候、受領等の家には見及不申候故當時の帳臺も四位五位の第宅には遠慮致し候方と奉存候」

上段に違棚付書院床などは素より必可有之候儀に御座候なくても宜御座候哉

納戸構有之上段にも違棚等有之事普通の事に御座候、主人の好みにより無之候ても不苦儀と奉存候」

納戸構は大名方には必表奥共に御座候

前にも認め申候通り殿上人の第宅には表書院には無之方相當と奉存候、尤公卿の御女室家に被爲成候得ば其方の御住居に有之候趣に御座候」

總角は付可申に極り候哉又付不申とも宜御座候哉

總角は必有之候、尤革紐も子細有之間敷候」

納戸構御旗本方には御調に被成候と奉存候

前文如申候得ば御旗本方は無之事勿論に御座候」

右御帳臺の儀先前文の通に御座候得共實は古書を見申候へば平治物語義朝朝臣長田が亭にて被討給ふ條に美濃尾張の習帳臺の構したゝかにしてと見え、又義經記鏡宿にて强盜の條に吉次帳臺に走り入てとみえ、是鏡の宿の長者が第なり　又盛衰記文覺發心の條に左衞門尉渡が家にも帳臺あり、しかれば古は五位六位の時も無位の庄司長者等も帳臺をかまへて寢たるなるべし、晝も打とけては此帳臺にこもり居たるとみえ候、今はこと〴〵しく帳臺とは申候得ども實はそのよしのみにて晴の方より見渡したる處斗それとはみゆるなり

おもふにいにしへよの中しづかならずして强盜などのしきりに行れんにはげに帳臺をしたゝかにかまへてねたらんはやすきこゝちすべきなり、いまはかゝる用意せんよりは南にも北にも東にも西にも出やすくして回錄の時にあたりていづくにも遁れ出たらんがまことにしかるべくおもはるゝなり

がなく吾妻のもの丶ふはうるわしき裃單をきるべくもあらねば時の勢のまに〳〵小袖にぞ風流を盡して染たるなるべし、さてこそ鎌倉の武士がきたるとは書しなりけん、足利の世となりてはや丶小袖の制も出來にけり、（いまは公家の君達さへわかきおさなきは紅梅を着たまふ制あり）扨又白衣といふ字介義解には僧の事にみゆ、男のひたゞれ素襖きぬを白衣といふ事は伊勢貞親が教訓の書にみえたり、いまの世布直垂をきる時は夏は白帷を用ゆべき事は我父の物し給ひし當時裝束抄に委し、素襖の下にも白がよかるべけれど多く染帷子を用ゆる樣なり、當時の制さだかならねば公の事に從ふ時はなを處分をまつべし、凡帷は五月中はあやめの帷とて紺地に染てきる、（驢驢斷餘にみえたり）七月八月はもはら白をきる、いまも七夕とたのむの祝には必白を用ゆ、やごとなき日なれば白を用ゆるは理りなれども餘の日にきぬはあやまりなるべし、さて此夏白を用ゆる事はふるき世よりの事にして白たへの衣さらせるなどもみえ、や丶下りても衣更の日は必白かさねを着、室町の書にも白を本とするよしあまたみえたり」いまの白帷に家の紋付てきれば白の限にはあらじとて常にもきるは無下なる說なり、帷にてもあれ又小袖にもあれ下衣なれば家の紋付べくもあらぬなり、さればいまも公家の侍は紋なきのしめの小袖を着ず、古の遺風とすべし

○林祭酒より位なき人のきる直綴は法體裝束抄をみれば布にてぬふべけれど無下にいやしげなり、絹にてぬふとも難なかるべくやと問はせ給ふに答て曰海人藻芥に絹直綴貴賤共着之云々、されば難なき事あきらけし、色は木蘭黃木賊海松の類を用ゆべし、（こは僧尼令の意をとれり）但香は憚るべしと聞へ奉りしかば立かへり紫衣を被免たる人は紫も着べきや、香はなに故に憚るぞといひおこせ給へるに紫を賜りたる人はもとより紫も用ゆべし、香を憚る事は禪家におゐて西堂黃衣を着す（單寮も亦黃衣をきる歟、禪家の位大和尙是を東堂といふ、則紫衣の長老なり、其次を西堂といふ黃衣を着す、其次を和尙とも前堂とも座元ともいふ、黑衣にして袖と裾に裏あり、五山派にては前堂已上色袈裟をかくる、其次を首座是を後堂といふ、已下皆尋常の黑衣なり、其次藏主沙彌新戒新發意唱食等なるべし）黃衣は香色の衣也、黃にして赤みあり、こは上官のきる朱紱にして則五位の當色淺緋なるべし、恐らくは西堂は五位に准じて此色をきせしめ給ふにや、凡たゞの黃は無位の制服の色なれば憚るべくもあらぬなりけり、されば香

令着紫袈裟、天平七年隨大使多治比眞人廣成還歸、賫經論五千餘卷及諸佛像來、皇朝亦施紫袈裟着之、尊爲僧正、安置內道場」又寶龜四年十一月云、辛酉詔、僧正賻物准從四位、大小僧都准正五位、律師准從五位」延喜內記式云、凡裝束位記式、略五位以上者白紙白褾白帶厚朴軸女亦同、但僧都已上准三位、律師准五位」又治部省式云、凡僧綱賻物者僧正准從四位、大小僧都各准正五位、律師准從五位、並准職事給之」帝王編年記云、延曆十七年九月九日治部省解偁、僧位有五階入位住位滿位法師位大法師位也、准之無位當六位滿位當五位法師位當四位大法師位當三位

僧位の本位に相當する事は前にも論じて又しも書付るはうるさき樣なれどもみ付るまに〳〵抄出したり、但延曆十七年の制日本後紀闕失していま傳らず、類聚國史にも載せざればいかならん、編年記には治部省の解文のみ見えて其解によるべしとの勅報もみえず、又延喜式にみゆる制とも同じからず、又神護景雲に大尼法戒を准從三位大尼法均准從四位賜封戶等は別勅にして定制にあらざるなり

○或人の記に古は公家も武家も貴賤ともに白衣にてありしを鎌倉の武士染小袖とて着初たりとかけり、おぼろげの說なれどもさもやありけん、いそのかみふるきよの事をおもふに小袖てふ名はなくて衣とも袙ともいふ、朝服にきるをば裲といふ、上衣に對しては下衣ともいふ、この衣必白をばきず、日本紀に亦衣あり、又三代實錄延喜式等に禁色は下衣にもゆるさずとあれば當色已下の色をまゝに用ゆるとしるべし、中世にいたりてこの衣單衣の下にべちに小袖てふものをきる、こは冬は寒をふせぎ夏は汗をとりてうるわしき衣をばけがさじ料なり、さてのち袙も單も實を失ひてたゞよそひにのみなりぬればくちおしき際の人は晴なる折も袿はきぬ樣になれり、この小袖もとは人のみるべくもなく衣架にもかけ具さねば唯白の絹もてぬひたるなるべし、このものもとよりべちにぬひ出たるにも非ず、上らうはおのづから袖ひろく下らうはせばく小袖にぬひたるべしさればあがれる世より下衆は男も女も小袖の衣着たるとしるべし、こは必白にてはなきなるべし　これきわめて便なるものなればあまねくよの中にひろごり、まして鳥

系なり、西朝はしかる事を得ず、若當今西王紫を不正の色とし給はゞから人は違勅の論に預るべからず」おもふに前王のかしこきみこゝろにはげに紫はあかずやおぼしたりけん、よの下れるまに〳〵みやびを好む人ごころよりまたなき色とは尊くみたまへるならん、こはかなきこゝろよりいひ出んはおほけなきこゝちす、南北東西に配しその徳によせし事も君臣和合の義をとりし事もいとかしこき説なれども、かゝる事をふかくしもたどらぬが我學のならはしなればいかにとも考へさだめぬなり」太上天皇の服御の赤色は本には赤白の橡といふ綾一疋に黄櫨大九十斤灰三石茜大七斤をもてそむ、深緋は茜に紫草を加へて染む、淺緋は茜のみして染れば皆別々なり、又深緋をくろあけともいふ、淺緋をあかいろとも赤衣ともいふ、朱紱といふもこれなり、朱紱は上官の袍のいろなり、いまの朱紱は黄勝にしてこと色の様なり又あけはあかの轉語ともいひがたし、いにしへよりあけともあかとも通じて唱へ來りしなれども緋をあけといふが本儀なり、歌にも必ずあけとよめり、藤原さねきが藏人よりかうぶり給はりたる夜兼輔朝臣「むば玉のこよひ斗ぞあけ衣あけなば人をとよみ給ひ、小野好古朝臣がうての使にまかりて

二年をへて四位にもならぬ事を源公忠朝臣、「玉くしげ二とせあはぬ君が身をあけながらやはときこえし、返しにも、あけながら年ふることはとあり、大中臣能宣が身まかりて四十九日のうちにかうぶり給はりければ祭主輔親が、墨染にあけの衣をかさねてとよめるにてしるべしと長月の夜のともし火をかゝげて書付しはひがおぼへもあらんかし右已上

○僧位本位相當之事　續日本紀云、天平寶字四年七月庚戌大僧都良辨、少僧都慈訓律師法進等奏曰略若無褒貶何顯善惡、望請制四位十三階以拔三學六宗、就其十三階中三色師位並大法師位准勅授位記式、自外之階准奏授位記式、略叙位節目具列別紙、勅報曰省來表知具示、勸誡緇徒實應利益、分置四級恐致煩勞、故其修行位誦持位唯用一色不爲數名、若有誦經忘却戒行過失者、待衆人知然後改正、但師位等級宜如奏狀」又云天平元年八月又勅唐僧道榮身生本郷心向皇化、遠涉滄波作我法師、加之訓導子虫令献大瑞、宜擬從五位下階仍施緋色袈裟並物、其位祿料一依令條」又天平十八年六月云、僧玄昉死、玄昉俗姓阿刀氏、靈龜二年入唐學問、唐天子尊昉准三品

五位、深緑は六位、淺緑は七位、深縹は八位、淺縹は初位と有て一條院の頃より四位已上五倍子鐵染を用ひらる紫を絶色とせられしは深き謂ある事なるべし、古記を管見する毎に多年此事に心をつくれどもひめて乏るされざるにや素より狭見なれば其說いまだ所見なし、よつて按に南は赤前朱雀といへば君上にとり北は黑後玄武といへば臣下にとり、紫は赤黑相交りて殊に麗色なれば君臣和合の義にとりて臣下の袍の至極の色とはせられしならん歟、扨緋は南の色にとり赤は太上天皇の赤色の御袍と同色なる故一入こく染て緋にせられしもの歟、緋をあけと訓すれば緋も本は赤なり、赤はあかゝ轉語にてカキクケコノ五音通ずればあけといふなるべし緑は東の青左青龍にて兩色共に陽德清明の儀をとられたる事ならん歟、されども考證にすべき文も所見に及ばず、されば甚しき牽强の忘說賢笑を求め御敎訓を希候而已　縹色は未考不申候

答　皇朝に紫をきる事は推古の朝廷よりぞはじまりける、帝の十六年八月壬子唐使をめされし時皇子諸王諸臣錦紫繡織を服用すとみえ、かの十二階の冠位の當色も德は紫にてありけるにや、こはをしはかり事なればさだかにはいひがたし　皇極帝の二年に蘇我大臣が入鹿に私に紫冠を授けて大臣に擬すとみえ、孝德天皇の七色十三階も織冠繡冠は深紫を着し紫冠は淺紫を服させ給へり、文武帝の大寶よりは令條の如くなればくたゞゝしくはかゝず、其後詔してしばゝゝあらためさせ給ひし事あり、又おのづから沿革せし事あり、こは我位色考にくわし凡服色は白を第一として次は黄丹紫蘇芳緋紅黄橡纁蒲萄緑紺縹桑黄楷衣蓁橡墨と次第して當色已下を服用する事をゆるされたり、紫を間色不正とせし事はいまだ所見せず、但心喪輕服の人紫を用ひし事あり、又天皇御元服の時能冠の人必紫袍を着す、嫁娶にも紫を用ゆ、別に論すべし　行義もとより管見にしてましてひとの國の事はさらにしり侍らず、されどいときなき時よみ侍りし論語にかありけん紅紫不以爲褻服といふ注に紅紫は間色不正近婦人女子の服とかみえしとおぼゆれどもはやくより玄冠紫綏あり又金章紫綬等もみえたれば組緒の類には章服にも用ひし事のなきにしもあらぬ色なるべし、唐太宗の貞觀四年詔三品以上服紫四品五品服緋六七品以緑八九品以青せしめ給へりとかきゝぬ、續紀に僧玄昉靈龜二年入唐學問唐天子尊昉准三品着紫袈裟云云、こも貞觀の制をみて明らかにしりぬ　まことは皇朝大寶に服制を下されしもかつは唐に倣はせ給へるにやあらん、されば其理はともかくもまれかくまれ皇朝にては推古天皇よりこなた西朝にては太宗帝より已來紫を間色不正とせんは違詔の罪を得べきものなり、皇朝は神孫皇統一

によこのを加へしなるべし、この名殘にて今は同じ幅なれども必ぬひめをばつくるなりけり、續後紀承和五年三月乙丑散位從四位下池田朝臣春野卒、略此十年冬將有大嘗會事、天皇欲修禊祓幸賀茂河、春野以掃部頭奉鹵簿陣、看諸大夫取着當色其裾曳地、大咲曰是尋常之裝束非神事之古體、便指自所着爲古體之證、其裾離地差高而袴襴露見矣、諸大夫皆警云古之儀制應與唐同、後代當效之、春野衣冠古樣身長六尺餘稠人之中揭焉、而立會集衆人莫不駐眼

○太政大臣道鏡禪師を弓削法皇と西宮記巳下の書にみえよの人の口にもいひ傳ふ、禪師高野帝にちかづき奉り寵遇をかふぶるの餘り帝位にさへのぞみをかけし人なれど太上天皇の祝髮受戒し給ひしに准らへて法皇とすとおもへり大なるひが事なり、又なまさかしき人は片腹いたくくるしがりて筆を加へて法師とせり、これらふるき書をよくみしらぬ故なり、續日本紀天平神護二年十月略太政大臣朕大師爾法王乃位授末都良久止略圓興禪師爾法臣位授末流門基眞禪師爾法參議大律師天止之冠波正四位上乎授氣云々、法王といふは法師の棟梁たらしむるによりてなるべし、法臣といふは法王につぎてたとへば左右の大臣にあたるべし、法參議といふは法事を參りはかるものなるべし、もとより法王といふ事は唯僧侶の長といふ事にて太上天皇の法皇にかけ奉りて思ふはあやまりなり、凡上皇の入道し給ひしを法皇といふは宇多天皇にはじまれり、續紀の比法皇の號はなき事なりけり

○劒笏帶平緒の類は古物を尊み累代傳へしをめいぼくにはし給ふ、甚しきに至りてはふるき笏のくちそんじたるにはのりもてつけ紙などはり平緒のちぎれたるはいとにてぬひつゞりて用ひ給ふ、こは古を好む僻にして識者の失なり、おもふに前王の服制に朽ちきれたるものを用ゆべきの法あるべくや、かつは禮なしといふべし、吾祖先の遺物を尊むはことはりなれども朝參にかたちを失ひたるものを用ゆるはひがごとなりけり

○或人問天保三壬辰九月日小林儀右衞門より問たるなり、小林は漢學者なり　紫色は間色なれば紅紫不以爲褻服と夫子もの玉へり、我朝にてはいにしへより臣下位色の最上定められ、延喜式に深紫は一位、淺紫は二三位、深緋は四位、淺緋は

の大口の袴きる事はおめらしみする料にもあらず、又表袴はらすべき料にもあらず、かみには單衣袙衣下襲の衣等をかさぬれば下にも表袴に下袴かさねてきるなり、されば束帶にも宿衣にもなをうちとけたるおりも必きるものとしるべきなり

○童女の汗衫に表袴をきる時は濃袴はもとより長きものなれば表袴よりあまりて一尺ばかりひくなり、こは別の事なり、（別に論ずべし）男の大口は裁縫秘抄に表袴より三寸ばかり短かしとみえたり、これをもておめらかさしとはあきらかにしりぬべし、凡上にみゆるをもて事たりぬとせば下具はおなじくしてうへにみゆるものにのみ制をたつべけれども數〱かさぬるが威儀の嚴なるになればこそ朝服には半臂下重あり、衣冠にはこれらを具せず、又禮服には袴の上に裳を加ふ、されば下袴をきぬは威儀をかくなるに見せずば着ずともあらなんなどは無下なる說といふべし

○凡下衣をあらはすは無禮の事なればあがれるよにはうへの衣の首上の巾をことの外にひろくして下衣の襟をば見せず下襲の尻もひかず、されば衣服令にも下衣の制はなし、三代實錄にいたりてぞ其制見えたり、世下れるまゝにみやびをこのみて下衣の襟をあらはし下襲の尻をひきなをし衣冠には妻をさへ出せり、今のよとなりては表袴より大口をおめらかせばなほ末にいたりては下襲の尻の下にはだ帶の片結したるあまりをもひく樣になりなんもしらずとは例ににぬ口さがなきかも

○この大口の袴を延喜式年中御服料には中袴とみえたり、こは下にたふさぎの袴あればなるべし、又袷の袴ともいふ、（服色管見に表の袴にあはせきれば合袴といふとみえたり、しかれば源氏行幸卷に落栗の袷袴は）もとは表袴をぞ大口とはいひしなり、（なにゝよりてかいひしならん　こは貞觀式延喜式倭名抄等にてしらる）まことは束帶のもなをし衣冠のもかり衣のも製はおなじかるべきをいまは束帶のは四のにしてみぢかし、さしぬきの下にきるは六幅にしてながく絬の中にたまりてふくよかになる樣にするなり

○表袴を大口ともいへば裾せばにはぬはぬが本儀なり、いま都にては皆裾狹にはぬはぬなりあたれりとすべし、又ひざ次はなにのためにせしかとおもひしに續日本後紀に袴の襴といふ事みえたり、されば別

原某、司及中國已下今按大上國可准寮已上　五位稱大夫」續日本紀、唱考之日、三位卿藤原卿、四位姓藤原朝臣、五位先名後姓藤原某朝臣、給二省下名書樣西宮記江家次第等四位源朝臣某、五位藤原朝臣某、六位紀某、儀式宴會之時喚名、三位以上藤原朝臣、四位某朝臣、五位某、六位藤原某、見參交名等皆同、但三位以上書稱號官名、以外私所稱當時所書記多如此歟、語則可稱稱號官名等　內大臣已上官名某公、三位已上官名某卿、四位五位某朝臣、納言參議稱、一䕃直稱官名權大納言、第二稱姓官名藤大納言源大納言自餘稱稱號官名德大寺大納言花山院大納言　下䕃稱新官名新大納言、六位藏人第一極䕃、第二差次藏人、第三源藏人、第四新藏人、已上名を稱する次第如此、但私所稱已下うるはしき事に稱すべき事にはあらねども筆のついでにかき付しなり

○無位も姓戶を稱せし事なり、そは難波部首子𡿝賣天長四年豐前國人伴直富成承和十一年甲斐國山梨郡人三枝直平麿同　伊賀朝臣道虫貞觀五年伊賀國名張人　かゝるためしをわすれるにやありけん、千葉胤道が小旗に千葉五郎平朝臣胤道とかきたりしが、いま其はた隅田川の邊牛御前にぞ傳はりける

○劒に尻鞘を入る事は車駕に陪從する衞府の官他所に行幸し給ふ時をいふ諸社の祭の使等いるゝ事は常の事なり、但大內の公事にゑたがふ時も用ゆる事は衣服令延喜式等をみるに大儀中儀小儀の服ともにみえ侍らず、もとより鞘をいとふ料なれば晴には用ゆべうもあらぬを中世よりは五位より下つ人はかへりてかいつくろふ時かくる樣にはなれり、西宮記七日宴に白馬陣寮頭助入尻鞘云々、江家次第小朝拜に六位一列無官人不立、武官絲鞋帶劔尻鞘布帶取笏不過雨　又相撲召合にも相撲長左丸尻鞘右魚形とあり〔頭注、江次第元日會云衞府將佐略近衞衞門五位將監尉等卷纓闕腋袍入尻鞘𡿝平胡籙〕山槐記七日宴立敍列之次將入尻鞘云々臨時の舞人は四位もゑりさやを入てまゐり、春日祭の使は必鹿の皮をさすとぞ

○今都にてひのさうぞくする時表袴の下より大口をおめらかしてきるなり、たゞの人は五分斗中少將は一寸ばかり出す事とぞ、我高倉の御流にはさる事はなき事なるにいまはなべて出す事とぞ成にけるとか衞士のなにがしもおめらしみせてこそきしかひもあらめ見せずば着てもあらなんなどいへり、思ふにこ

松後日記巻之七

○童女のおとなになるをふるくは笄すといふ、中世は着裳といふ、いまのよには袖とめまゆはらひ元服ともいふ、（男子の稱よりうつりて元服ともいふともさはいふまじきなり）男の元服には加冠とも引入ともいふを女の笄するには新儀式に結髪といひ、西宮記に結髪又侍中群要に結髪とみゆ、着裳には腰結といふ、いまのよにはまゆをはらふによりて毛抜親といふ、いとくちおしき名なればとて笄役といひてよからんかと問おこせたる人あり、ことわりなれども耳なれねばいかゞあらん、さてこの姫君の晴のおましにいで給ふに刀をもたせ給へり、凡物部の刀劔は不順のものを制する料なり、女の刀はなにゝかせん、守刀とてみな女のもち侍れどもおもへば凶器なり、日本紀には帝をはかり奉りし事さへみえにき、又いにしへの女の必もちしとも聞えず、（守刀の名はあまたみえたれどもみなおとこの料なり）えんにもあらねば武士の女はもちたらんはあしからねど晴の儀にはなくもがなとおもはるゝなり

○女の武術に通じてみづから甲冑を着し槍劔をとり先鋒にすゝみ後殿となり名譽の聞ありしもの神后の御事はかしこければ聞え奉らず巴板額の類後の世にもあまたあるべし、女の上は名譽なれども男にとりてはいかゞならん、あるは妾を馬前にすゝめあるはおばがたすけにかゝりしなど後のよに傳へんは耻がましからずや、皆男のいふかひなきによりてなりけり、おもふに女は唯武術に通せずとも貞烈にして身をはづかしめられんには死をいたすともくひざるをこそ實によしとは云侍らん歟

○稱名事（位署非此限）

（自力）令條、於天皇太上天皇上表、於皇后皇太子上啓、同稱臣妾、對揚稱名（儀制令）臣某言云々、臣某誠惶誠恐頓首頓首謹言（位署亦加臣字）授位任官之日喚辭、三位以上先名後姓藤原某朝臣、四位以下五位已上先姓後名藤原朝臣某、以外、三位以上直稱姓藤原朝臣、右大臣以上稱官名太政大臣、四位先名後姓藤原某朝臣、五位先姓後名藤原朝臣某、六位去姓稱名藤原某、於太政官、三位以上稱大夫大夫、四位稱姓藤原朝臣、五位先名後姓藤原某朝臣、於寮已上、四位稱大夫大夫、五位稱姓藤原朝臣、六位以下稱名藤

者何乎、夫倭語昉於二神而備於平城之朝、有萬葉風有古今調、至詞華千載近體言語大變、盖世殊則俗異俗異則言從變自然之勢也、三十一字之家能知之、故善倭歌者必貴近體也、詩亦然、有有虞歌有國風有漢晋調、至唐宋元明清朝其體大變、亦唯世殊俗異而言語從變自然之勢也、學者能知之故善詩者必云唐明也、獨至國學則不然、唯以西宮北山江家之文爲大小事何也、自三家時至當今已千歳矣、世殊俗異而言語相變豈唯一再哉、乃今之書儀式者必從今之俗而可也、否則漢文歟、何必如彼謂曰爲仰謂申言爲申謂行爲令行給而後可哉、今柳營儀式書必以俗文實當矣、予嘗謂西宮北山江家之文在當時亦猶今之俗文歟、不然則西宮北山江家皆當時鴻儒而其文獨如此陋乎、是必當時之俗文耳、今之縉紳國學家不之問而以爲皇朝之古文、皇朝之古可以則者則律令格式也、律令格式猶是漢文、今喜　皇朝之古而律令格式之文之不率而獨倣西宮北山江家之書者何也、予甚怪之、願先生披予之蒙

源　泰賢

この文章の論をもその比書て奉りしがいまはなにとかかきけんわすれにけり、草もうしなひぬればこゝにはもらしつべし、此君故郷にかへらせ給へばかの律令のふるごとをかたみにいひあはすべき人しなきこゝちして御馬のはなむけしたてまつるとて

いまよりはたれとかたらんいにしへの
あふみ志りにしひとのこゝろを

かくなんきこえ奉りしが

後松日記卷之六終

が四季色目とて小册を梓にものして送りぬ、そはいろめを書てその下にほんの書名を出しぬればいとたよりありて色彙てふものよりもはるかにまさりざまに思ひはべりぬ、その序の初云服色者禮儀之所重、先聖深愼之、略是以蕃客來聘與朝會者脱其服以易朝服其嚴如此云々、この說はいかゞならん、蕃客に本國の服を脱がしめて我朝の服を賜ふ事は朝拜元會等にはみはべらず、七日の宴會に大使已下の客徒に位を授はり次に皇朝の服を賜ふ客徒本國の服を脱て更着我朝服拜舞すとみゆ、是より後朝會に預るごとに我朝服をきるなるべし、こは特に服を更むるにあらず位を授ふによりてなり、されば化外遠方の客をまゝに皇朝の服制に差たがはしむるにはあらぬなりとおもふなり、さてこの序の大意はことわりにはべり、げに古今のすたれたるをばたれもよしとは定むべからず、しかあれどこの書の序にはやむことを得ずして色目をいひて昇平の美事なりとは書しなるべし、今の世となりてはひとつの故實なり、この書の中に書名をのせざるをとふ人あれば書てやりしがそはかれにかき入ぬればこゝにはもらしつ

內裏式七日宴會云、宣制曰、天皇我詔旨止良萬勅御命乎渤海客人衆聞食止宣不、國乃王差某等進度志、天皇我朝廷乎拜奉留事乎矜賜比慈賜比、冠位上賜比治賜久止略式部少輔進叙大使、次丞進叙副使以下、略隨客徒數各取朝服、各到客徒傍北面賜之、客徒受之、略治部玄蕃引客徒出、令脱本國服着我朝服、參入列立如前、卽拜舞、」日本紀天武天皇十四年二月庚辰云大唐人百濟人高麗人幷百四十七人賜爵位

○豐水の君書を給ふ其書にいはく　國學者讎唐山漢學家誹皇朝古今通弊也、松先生獨不然曰皇朝之制度文物皆倣隋唐之法、何讎彼誹此之有焉、此實千歲之格言矣、予聞此言悅不可言、乃以爲自今之後每俱談話於倭於唐取是以徵之則其談亹々以如抽繭不亦樂乎、雖然取徵於倭而不足則徵之於唐、取於唐而不足則徵之於佛、蓋不可通者多焉、國家之禮敬則坐唐則立　國家之服必襲佛則祖儼然朝堂取徵於佛以祖裼而可哉、王公之前取徵於唐以立言而可哉、是其不可通者也、予又有佐今之縉紳國學家之文章、必以西宮記北山鈔江家次第爲率、偶有以漢文語者則非皇朝之古不可以從、夫西宮北山江家之文非倭亦非漢而必率之

の帝王仁にふみまなび給ひ文字といふものよに行はれしよります〳〵朝廷の御光まされるなるべし、しかるをちかきよの國學者は西土をみる事いみじきあだかたきのごとし、これ實にわたくしなり、又儒者は我朝代々の帝のかしこきみこゝろをも文物具り禮儀のたゞしき事をもしらで吾國には道なしと思ひ甚しきにいたりてはみづから東夷などおもへり其罪かろしとすべからず、又國學者は唐を西戎などいふ是も亦禮を失ふものなり、天にふたつの日なければやまとも唐もひとつ國にしてさかひをへだて名をことにするのみなれば人も亦おなじく賢愚はとり〴〵なるをいづれをか尊みいづれをかいやしむべき、唯よの中しづかにして道よく行はるゝをこそ實に貴國とすべければ行義今樣の國學者とはかわりて皇國に次ては唐をも尊み佛をもおとしめず、こも我國ぶりならんかしとおもふなり

○多遲氏用虎杖紋因緣之事　日本紀反正天皇紀云瑞齒別天皇略於是有井、曰瑞井、則汲而洗太子、時多遲花落在于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇云々、これにより多遲氏いたどりを尊みて家の紋にもするなりけり

○封戸人數及稻員之事　續日本紀天平十九年五月戊寅云太政官奏曰封戸人數緣有多少所輸雜物其數不等、是以官位同等所給殊差、於法准量理實不堪、請毎一戸以正丁五六人中男一人爲率、則用鄕別課口二百八十中男五十擬爲定數、其田租者毎一戸以四十束爲限、不合加減奏可之

○阿波侍從君の問　東山殿御餝之記之内　檀便、此名目藏本の御餝之書に見出不申後日に可勘進、けいしやうのくり〳〵、　君臺観左右帳記及小川御所御座敷餝等に桂漿色黑しほりめにあかきかさねのすぢ一二ッあり、又地をあかくぬりたるもあり、地紅のけいしやうといふ奔走なり、地はきうるしなり、又云堆烏けいしやうのくり〳〵にて地のきうるしみえず、地もくろし曲輪にあるものなり、又東山殿御餝記相阿彌云、ほり物をしたるくり〳〵香題の臺に云云、今按けいしやうは堆烏堆朱の類色古書にみえたり、くり〳〵は丸くうつ巻のようにほりたるにもあらん歟、針の袋、治療の針にもあらん歟

○御垣もる衞士の中に伊豫の掾なにがしとか聞へし

物侍り是をまゐらせられてみけしきとりたまへと聞ゆ、其物をみるに足利家頃のものにやあらん、歩戰の專になりて大立揚の益なくなりしよには皆かゝる製を用ひにたらん、いと殊勝の物なり、裏の付様もめづらしき製なりけり、其圖は別にものしたればこゝにはもらしつ、これをかひのかみの君にまゐらせなばよろこびたまはんなれどもしうれく腹たち給へるがにくさにわれはまゐらせじそこよりまゐらせよ尊きかはり得んもうべなりなどいひて臑當はかへしぬ

○僧位と俗位と相當の事、職原抄の卷末にみえしは證文なければ信じがたし、おもふに紫を賜ふは三位に准じ緋をきるものは五位に准ずべし、是いまのよに未發の正說ならんとさきの日記にもかきおきしが、又おもへば位色の專行はれしよに紫緋を賜ふの制ありや淺見しらであかずおもへりしが其證文を得はべりぬ、そは續紀の中なり、はるかに唐帝の聖旨を千歳の今にいたりて暗にしりぬるはつたなき身には又なくうれしくなん

○續日本紀天平十八年六月云僧玄昉死、玄昉俗姓阿刀氏、靈龜二年入唐學問、唐天子尊昉准三品令着紫袈裟、天平七年隨大使多治比眞人廣成還歸、賚經論五千餘卷及諸佛像來、皇朝亦施紫袈裟着之、尊爲僧正安置內道場」この事を秦賢君にきこへ奉りぬればわが國ふりを尊ぶに似ず、唐國の天子のむねにかなへりとてほこりがに見ゆるはいと口おし、まことに例とすべきは續紀天平元年の八年に唐僧道榮を五位に擬て緋の袈裟を給へるをこそすべきなりとのたまへるに又聞へ奉りしは天平元年の例をばゆめしり侍らで西朝にて有初し事とおもへるはれいの淺見のいふがひなさにて御說を承りて深くかしこまりよろこび侍りぬ、しかあればはかなき心におもひ得し事はいよ／＼あやまりならでかく古き書にさだかにあひぬるはいにしへをおもふ心の淺からぬゆへなるべし、さてひとの帝のみこゝろに吾說の自らかよひぬるとてほこりぬるはわが國振を尊むにはにげなしとの給ふは理なれども唐は蕃夷にもあらねばよゝの天皇使を遣してかたみに信を通し又ものならはしなどし給ふ、すでに天皇の御讀書始には孝經をよましめ給ふ、孝經それ吾國の書ならんや、しかのみならず公には大學寮あり、源藤橘には淳和弉學勸學學館等ありてさかりにふみならはし給ふ、凡皇朝のまことに尊き國となりにしことはかつは應神のひぢり

ば臑當の建擧を大にしてふせぎしなりけり、さてひざよろひ出來ても馬にのれば膝口あらはるゝゆへ足利の代までも專ら大立あげをばきしなり、世下れるまゝに騎戰はすたれて刄をまじゆる時にいたりては多くおり立戰ひぬれば膝鎧垂ておのづからひざ口に及びぬれば臑當の建擧やくなくなりしよりいまのよの製にはなりしなるべし、凡甲冑の製も刀劍のたぐひも騎戰のもはらなりしよと步戰のもはらになりしにて數〳〵沿革せしなりけり、　脛ばかりにかねを當てなにの理ありや、ふるき製はとまれかくまれ膝口をあらはにしてまゝに射させもつかせもせんは更にやくあるまじ、龜甲にとぢぬひたるは古樣にはあらねどこもよき革を中に入たるは實には玄かるべくおもはるゝなり、結城合戰の書に、くゝり袴ならで立上書ざる臑當一ッみえたれば立上なきもありしとせんか、もしくは書工の失せるならんか、もとより步卒の料は立上もなく又脛巾ばかりもつくるなり、　いにしへのすねあてには鉸具摺なし、たゞし蒙古の書には見ゆる樣なり、（かくすりといふはすねあての内下の方方貳寸ばかり革をあてたるをいふなり）

ある人の說と書しは津輕甲斐の守の君の說なり、このきみこたび胴丸をつくらせ給ふとてふるきよの製をなにくれと尋ねあきらめさせ給ふ中にこの臑當の說をのたまひ出してほこらせ給へどわが心には理なき樣におもはるればこの圖考を一卷にものしてみせ奉りければことの外に腹立せたまひ、こは用なき物なりとてやき捨たまひつ、やけのこりたる紙のはしをかへして我を誹謗したればかくは玄たりやすからぬことかな艸もあらばまゐらせよさらずばたゞにやはやむべきなどいひおこせ給へど玄ゐて昨じたるにもあらず唯臆說を聞へたるがなにかくるしからんなれば艸はなしとて奉らざりけり、さらばみづからまうでゝあやまりを聞へよといひおこせ給へどいたみ所あるにかこちていまはえ侍らじといひやりしがその後は父君のかたへもおとづれ給はずまけじごゝろ玄うねくてまだやすからずおもひゐ給へるなるべし

ある日函工大石忠次といふもの來て傳へ承りぬれば津輕甲斐の守の君と臑當の立揚の事によりて御なかよからずなりにしとか、こゝに立あげなき臑當の古

しければあやしとおぼしめしけるに女のけはひにてゑのびやかにもの申候はんと申を

○臑當立擧

加賀國江沼郡須輪間村多太社藏
實盛臑當

城州
祇園偶人所用

ある人の說にいにしへの臑當は立上はなくて唯はぎばかりにあてたるなり、又立上のあるは大口はきし時につくるものなりといふ、こは後三年合戰の書に大口はきたる圖にのみ立擧をかきしによりしならん、おもふにふるきよに臑當てふものつくりはじめしときは立上ありやなしやゑるべからず、後三年のころははや建擧ありしとみえたり、いかにとなれば大口の下にはことゞゝくたてあげあるにてゑるべし、くゝり袴のときは立上の下にてくゝれば建擧はくゝりの內にいりてみえぬなり、そをみえねばとて立あげなしとはすべからず、さてくゝり袴の下に建擧あるを用ひぬとはなに、よりてかならん、さらに便なきこともおもほへず、こを足利の代よりは袴をくゝりて後臑當をば着しなり、そは尊氏將軍の書結城合戰の書等を見てゑるべきなり、義貞記に、八幡殿の鎧被着ける次第とてあるも袴をくゝりて後臑當をばあつるなり、げにかくしたらんが便ならんに後三年蒙古襲來の繪等を見ればまさしく立あげの下にてくゝりしとおもはる、圖あまた所にあり、こてもひたゞれの下にもさせばすれあての立あげなくゝりこむるもうべなりけらし よろひの下には必ひたゞれを着て袴はくゝるが尋常なり、されど百萬騎の中には心のまに〳〵直垂の下をばきで大口斗にてうち出たるもあるべし、もとよりこは例ならぬ事なればその料にとてことさらに臑當のたて上作り出ん樣なし、されば立上のありなしを袴によりていふはことわりなき樣なり、　いにしへは膝鎧なけれ

蒙古襲来繪

結城合戦繪

加州家藏
細川澄元朝臣肖像

尾張國熱田地藏院所藏
等持院尊氏公肖像

同但藏未詳

臑當立擧

後三年合戰繪

前九年合戰繪

巻中皆同之無異製

一谷合戰畫

一谷

此圖脛巾ナルカ

一谷

司二人、大聖寺宮甘露寺殿ヨリ針女ノ内ヲ召出々々
此外御茶汲二人小女なり、御兒禁中一人院二人
御末七人、第一おあ茶、第二おあかし、女嬬八人、第一おあ茶
御物仕四人、一﨟右京大夫、二﨟新大夫、三﨟小大夫呉服所とも外平四人
右當時女房補任に載するところなり、此餘采女及女嬬刀自内教坊の舞妓等にいたりて補任に載せざるは詳にせず後日しるしまゐらすべし、但當今朝廷美なる事すくなししゐてこれを聞へたてまつれば至尊のみくらゐかろきに似たる樣なり、さればよくしる事あたはじと已上薄額より已下は泰賢君のとはせたまふまゝにかいて奉りしなりけり

○犬行　延喜左京職式云大路廣十丈、自垣牟至溝邊八尺、垣基三尺、犬行五尺、溝廣各四尺犬行或三尺證文略之」夫木抄雜十三云六帖かきほ、信實朝臣「くづれそふやぶれついぢのいぬはしりふまへどころもなきわが身かな、　築城記云、土居のへいよりうちは武者はしりといふ、外はいぬはしりといふ、塀の繩うちのとき犬はしり一尺五寸をきてしかるべく候、武者はしりは三間ばかり可然候

○犬坊　枕册子云、長谷まうでの條つぼねにゆくほども人のゐなみたるまへを通りゆくはいとうたてあるに犬ふせぎの中を見入れたるこゝちいみじくたうとくなどて月ごろもまうでずすごしつらむとて略犬ふせぎのかた法師よりきていとよく申しはべりぬいくかばかりこもらせたまふべきなどとふ略たゝみなどほうとたておくとみればたゞつぼねにいで、犬ふせぎにすだれをさら〳〵とかくるさまなどぞいみじくしつけたるはやすげなり」　更級日記云、清水にゐてこもりたり略御帳の方の犬坊のうちにあをきおりものゝころもをきて錦をかしらにもかづき足にもはいたる僧の」　明月記、寛喜三年八月十九日云春日詣、立入所非丈六堂儲條志（奈イ）如堂、此堂又安元治承之昔度々來入、其時破壞今度見之新嘗檜皮内外如新造、佛壇立犬禦前栽紫苑不似老翁之舊骨堂舍」又云、天福二年八月二十二日後同參拜、見端立明障子、御墓上置石倉立犬禦云々」　大鏡卷三云、夜かちより御堂にまいりたまひてうれへ申たまひしはとよ、とののおまへは御堂の佛の御前に念誦しておはしますよ、夜いたく更にければ御脇息によりかゝりて少しねぶらせたまへるに犬坊のもとに人のけはひ

尺七寸、四幅、副緋綱二條、各長二丈、綾二破二陪縫之柄長一丈三尺二寸二分（黒漆平文、金銅桶尻、高一寸五分、頂金銅葱花、裡鏡弘四寸六分）骨八支（長各四尺四寸三分、末蕨形金各四枚、長四寸五分、木末幷反張木本蟹爪金八筋、各二寸、本脛巾金八枚）小骨八支、（長二尺四寸二分、木末金銅脛巾金）四角上覆金八筋、（長三尺九寸五分、赤地唐錦、花形四面、縁押赤紫組四條、長各一丈、耳金八）葱花二口、（口四寸二分、高四寸三分、同下臺二枚、徑一尺五分）蓋上以銀薄押窠文、張緒緋丸組八條、（長各八尺、在各志部、總鈴八口、輪一寸四分）緋四組四筋（長各五尺）」外宮正遷　宮御裝束云、紫御蓋一具、方五尺五寸、表笠以紫大文綾、裏緋大文綾張之頂居金銅葱花一重、頂幷四角上覆亦地唐錦、花形押平組之緣、大骨四支、長四尺五寸、各有蕨形、金物本末各有金銅、蟹爪、四角附金銅鈴各一口、結丸緒一丈、爲總角、有末濃總、蕨形有金銅志部、橫骨八支、同本末有金物、有金銅轆轤、並指金柄、長一丈四尺三寸、塗黑漆畫平文有金銅懸金二合、金銅桶尻等打堺附緋綾綱二條、各長二丈五尺、弘六寸五分、納櫃一合、柄納別櫃

おもふに蓋はきぬをもてはりたるかさにて威儀に用ゆるものなり、紫繖屏繖等もおなじく威儀に用ゆるものなるべし、雨をふせぐかさにはあらぬなり、簦傘笠等はまたく雨をしのぐかさなり、又蓋繖には菅もて造れるあり、菅繖菅蓋といふ、大嘗會に供御の菅蓋は頂の下に柄をば加へで柄のさきに鳳を作りて蓋の頂の上に緒を付てこれを鳳の口に含しめてとむるなり

蓋之圖

葱花

赤地錦

葱錦ヲヲホフ

四角垂總付鈴　但鈴ハ令條ニハナシ

頂ノ下ニ轆轤アリ柄ヲ加ヘテ金ヲサスナリ、頂ノ錦ヲアツ鏡トイフナリ

蕨形

○當今女房職員

典侍四人權二人（當時一人）、掌侍四人、命婦二人、大乳人一人、女藏人二人、御差一人、（京都へ尋遣ス）表仕四人、（隱居共四人有之、）供御所二人、（五、小や、）兩人、內侍所刀自五人、（一﨟於齋、四釆女兼ル、）釆女三人、一ノ釆女、二ノ釆女、三ノ釆女（御末ノ上首兼ル、）主殿司一人、內教坊一人、闈

褶　諸臣深縹紗褶　内親王淺綠褶（女王同之）　内命婦淺縹褶

おもふに田安宗武卿の服色管見に我朝に褶とかけるに二つあり、一には比良於比ととなへて今の半臂の襴なり、こゝにあづからねば朝服條にしるしぬ、今一は禮服の具にあり、是神代の裳にて唐には帷裳といふものなり、後のよにむねと裳の字を用ゆこれ却て宜なり云々、げに古事記伊邪那岐命黄泉よりかへりおはしまして日向之橘小門之阿波岐原に到座而禊祓したまふ條に次於投棄御裳云云、又日本紀天照大神の軍立したまふ條に縛裳爲袴とみえたれば神代より裳てふものはありしなりけり、しかるに推古の御宇にいたりて王臣に詔して褶を着せしめたまへるは天皇も皇太子ももとより着御したまへれど王已下は着ざればにやありけん、（こも宗武卿の御説管見別記にあり）さてその製ふるき世のことさだかにしりがたかるべけれど大むねいまの裳にかはるまじくおもはるゝなり、地は無文の薄物にていろは令條によりしなるべし、令よりこなたは禮服に着て朝服には着ねど推古の御宇に詔したまひしは禮服にはあらで常の朝參にきせしめたまへるなり、禮服は文武の御代よりはじまりぬればなりけり、又源氏物語ゆふがほの巻にしびらたつものかごとばかり引かけてとあるも此類なるべくおもはるれど禮服の具にあらねば此條に論せず

○蓋　儀制令云、凡蓋皇太子紫表蘇芳裏頂及四角覆錦垂總、親王紫大纈、一位深綠、三位以上紺、四位縹、四品以上及一位頂角覆錦垂總、二位已下覆錦、（謂唯得覆錦不可垂總、其大納言已上者兼用錦總也）唯大納言已上垂總、並朱裏總用同色、（謂總者聚束也、同色者與表同色也）」　倭名類聚鈔云、華蓋、兼名苑注云華蓋、（和名岐沼加散）黄帝征蚩尤時當（黄イ）帝頭上有五色雲因其形所造也」　延喜太神宮式云、太神宮裝束、蓋二枚、淺紫綾表、緋綾裏、（表各三丈裏加之）頂及角覆錦（枚別所須一丈）垂淺紫組總（枚別所須八兩、但縫料絲臨時斟酌請受以下准此）緋綱四條（二條蓋料、二條菅蓋料、長各二丈）又云度會宮裝束、紫蓋一枚」又主殿寮式云、正月元日燒香史生、（略）左方十一人、一人執梅杖、二人紫繖、三人紫蓋、一人菅繖、三人菅蓋、右准此」　太神宮儀式帳云、新宮遷奉御裝束用物事、紫衣笠二口、（各裏、緋綾）組八條、（赤紫）緋綱四條、（長各二丈、二條衣笠料、二條菅蓋二柄料）又外宮儀式帳云紫蓋一口」　内宮御神寶記云、赤紫綾蓋貳具、（裡緋絹各方五

給へるに成通宰相の中將にはじめてなりてしばしはすきびたひのかぶりにてとやおぼしけんうちにまいり給ひて頭中將の冠をみたまひて額に扇さしかくしてまかり出たまひてやがて厚額になりて おはしけり」 槐記、保延三年正月一日（于時内大臣右大將）初被着厚額冠（年十八）」 殿記、仁安三年正月八日云大納言殿（久我）敎命曰四品之後可着厚額冠、入道殿（中院）仰也、猶着薄額冠人間有之歟雖然不得其意也」 玉葉、治承五年六月二十七日云此日侍從初着諒闇（冠透額也）」 禁秘御抄云、御冠毎月爲納殿沙汰御冠師献之、（畧）薄額也、然而暑天更不叶只半額也、半額トハ厚額ニモ非ズ又透額ニモアラヌナリ」 餝鈔云、冠、年少之人用薄額、近代依有事煩不依年齒用厚額僻事也、（畧）保延三正一槐記云（畧）殿記曰（畧）爲案近年人々僅十二三歳昇四品帶高官仍異于古也、隨年齒可斟酌事歟、薄額苦熱之頃有其煩也、仍不論歳老少近代多用之」 園太暦延文元年三月十八日云良久（公平イ）不啓上（畧）抑冠透額は十五まで用ひ候哉由（畧）透額は無草事候間早速改候人も候歟比興候（畧）」 公清公記、觀應元年正月十六日云（少将定丹〔實時歟〕變中于時十二〔三歟〕歳）冠（透額、半透額云々）」 蛙抄云、透額冠（年少之人用之、公卿四位五位六位同之、天子モ幼主之時着之歟）

おもふに薄額透額之名ふるきよには聞へず、式にもなし、西宮記源氏枕册子等にもみえねば花山一條のみよまではなしとすべし、天仁の帝ことにみやびを好ませたまひ衣服のさまや、かはりて冠烏帽子もかたくなりにたるよりか、るものは出來にけん、そは槐記續世繼を據とす、さてその製いかがならん詳ならず、暑天さらに不叶の意もしらず、園太暦の傍書をもて考ふれば透額と薄額とべちべちの樣なれどもさはあるまじくおもはる、なり、いまのよ用ゆるところ圖の如し

薄額又透額

半透額又半額

○褶　日本紀、推古帝十三年閏七月己未朔、皇太子命諸王諸臣俾着褶」 衣服令曰、皇太子禮服（略）深紫紗褶、（謂褶者所以加袴上、故俗云袴褶也） 親王深緑紗褶、諸王深緑紗

諸司、五位以上執函者（若無五位者臨時催定）就版各置案上、（事見儀式）若不臨軒者辨官告知式部、其函令進辨官、即納中務令進奏」　又中務式云、凡視告朔者前一日置版位大極殿前庭（事見儀式）」　又式部式云、孟月告朔、前一日省置龍尾道以南版位、告朔大夫預習儀式、其日質明省令省掌立漆案於庭中、（事見儀式）乘輿不御之日省掌直立辨官廳前立曹司廳亦同」　又云、諸司申送朔日見參人數、每月朔日（正月三日）諸司惣計見參初位以上長上番上造簿、各令主典申送省、（無位番上亦同、但勘解由使不在送限）其日平旦省掌於門外計列諸司輔已下就座、省掌引諸司入、且稱容止就版位、立定其中一人進申云、司司申久刀禰能數能札進登申、承命曰進之、諸司共稱唯、隨簿多少二三許人分取進置錄傍復本列、錄惣計其簿讀申、輔判命之、錄俱稱唯、丞次命之諸司俱稱唯、自上退出省掌且稱容止」　又云、諸司送五位以上上日、每月一日（正月三日）諸司各計五位以上前月上日造簿、令主典申送省、（太政官上日下符於省、以下諸司皆傚此）令專當史生抄諸司五位以上朝座上日及巡點集會請假等簡置丞座前、其日平旦省掌於門外計列諸司輔已下就座、省掌引諸司入且稱容止就版位、立定其中一人進申云、司司申久五位與利已上能日數能文進登申、承命曰進之、諸司俱稱唯、以簿傳授、在最下一人總取就錄後進之復本列、諸錄分取依次讀申、若有所違者丞勘問申、輔隨判令改、命錄曰返給錄稱唯、命曰參來被勘問者稱唯、進受退出、讀申已訖輔判命之、錄俱稱唯、丞次命之、及省掌引退亦同前儀」　又彈正式云、凡進告朔函時者辨官式部兵部彈正五位已上者立本司廳前、他司五位已上者立東西廳前、諸六位已下立辨官式部廳後

おもふに天武天皇の九月に不告朔とみえたれば是より上つ代よりはじまりけん、儀制令には每朔日朝すとあれば每月朔日に天皇臨軒大納言進奏せしに式にははや孟月斗に成にたり、餘月には式部省におゐて諸司の輔已上を計列て上日等のふみをばよみしとみゆ、げに後のよには元日の御曆氷樣腹赤の奏をはじめて庭に進みて奏する事なくなりにたればまして告朔抔は名をのみ傳ふるなり

〇薄額冠（一名透額）　續世繼物語梅の木の下云、藏人の頭になり給へりしにおとうとにおはせし公行の辨にはじめてなりてあつびたひの冠になし給ひければわれも今は厚額にせんとておなじ樣にてうちに參り

以刀設紙攙三筋、略 次以紙卷左小 本結末以紙攙結一所云々、字書に攙は裁なりとみえたれば紙の細く裁たるなるべし、紙撚はよりたるをこはよらぬなるべし、扨この長かづらに小ひつさきをかくる事は褻の時の樣とおもはる、晴の時はとるべきをかみすぢのみだれぬべければ結びおくものなりけらし

○參河國とふつあふみするがの國にはそのかみ東照宮の藏人元康の君など聞へ奉りし時民町人までも弓いる事をゆるさせ給へりとていまも專ら弓射かけものしてけうずるとなん、そは

弓之事

今度依忠節駿遠參之內不論農工商諸士同樣に兎畢若變儀之砌者中山手寄召連可致加勢者也

藏人元康御書判

永錄三年六月七日

中山庄

天野與惣

鈴木右門三

○告朔　日本紀云、天武天皇五年九月丙寅朔、雨不告朔」　又云、十一月乙丑朔、以新嘗事不告朔」　又云、六年五月壬戌朔、不告朔」　又云、十一月己未朔、雨不告朔」　又云、十二月己丑朔、雪不告朔」　續日本紀云、大寶二年九月戊寅制、諸司告朔文者主典以上送辨官惣納中務省」日本後紀云、桓武天皇延曆十九年夏四月己巳朔、御大極殿視朔一作朝」又云、嵯峨天皇弘仁二年夏四月甲子朔、御大極殿視朔也一作朝」　又云、淳和天皇天長元年夏四月庚辰朔、天皇御大極殿視告朔事」　類聚國史云、仁明天皇承和元年夏四月辛巳朔、天皇御大極殿聽告朔」　儀制令云、凡文武官初位以上每朔日朝、謂朝者朝會也、言尋常之日唯就廳座、至於朔日特於庭會也、各注當司前月公文五位以上送著朝庭案上、謂其被管諸司皆送所管上司、故云五位以上也、若无五位官者預申官令式部臨時差充也、即大納言進奏、若逢雨失容及泥潦並停、謂泥濘也、潦淹也、辨官取公文惣納中務省、謂逢雨及泥潦停告朔之時諸司五位以上以公文送辨官辨官受取納中務省、即納省之後不可更奏、其視告朔之時大納言奏後亦中務受取」延喜太政官式云、凡每月晦日太政官錄參議以上上日少納言來月一日進奏、又錄以下及少納言上日送辨官、辨官惣修符二日下知式部」　又云、凡天皇孟月臨軒視朔、大臣預點殿上侍從四人奏事者二人所司各供其事、其日辨一人執公文函太政官告朔文者辨官勘造入記、即大臣自署姓付辨官令進　率

君にたがふ處すくなくよの常になり行給ふなんくちおしき、今世にほめ奉る君はさいひがひなき事はあるまじけれど先一とせはふぢの衣にやつれ給ひておのづから年月へて後は新令を下し給はんも亦むべならんと我はおもふなり、死にしたがふのみちはあるまじき事なめりとおもひて、さきに日本紀等を抄出し侍りきがおもへばか丶る名殘なき新君達のおはしますをみればかたへはことわりなきにしもあらぬ樣なり、たとへば先君に又なく時めきし者のいたづら人の樣になりて遠侍にさぶらひ權勢を失ひぬれば人にもあなづられかろめられ侍らばおのづから先君の御名をさへみづからけがすに似たるべし、又不孝の新君に、おもねりつかへ奉らんもこ丶ろぎたなし、つゐにはよをうらみがほにてむすぼほれ死なんよりはいさぎよく先君に殉ひ奉らんがいふかひありて見ゆべけれ、か丶れば新君よくおもひめぐらし給ふべきことなり

○犬追物は鎌倉の代よりぞはじまりける、足利の代までは君も臣も專ら稽古せり、織田豐臣の代よりぞ絕果にたり、當御代の正保四年、嶋津家張行し給ひてときの將軍家もみたまひしかど玄ゐて用ひさせ給ふみこ丶ろもなくや御座しけん、又誰も學ぶべしともおもはざりけんまた絕にたり、享保のみよにはみこ丶ろざし御座して嶋津家に仰せごと給へればいまは絕にたるよし聞へ奉り給ひ小笠原平兵衞殿も射る事斗はすべけれども其式詳ならずと聞へ奉りぬればいかゞはし給はん、唯やぶさめ、笠かけ打毬まりつきなどのみぞならはせ給ひける、行義いにしへの道の絕にたる事をかなしみかつは合戰のならはしなにをもてかせん再興せばやとおもへども大義事ゆかずしてむなしく數多の年月をへにけるが、遠藤但馬の守の君おもひた丶せ給ひ去年張行せさせ給ひことしは毛利甲斐守の君張行し給ひしことは別にものし置ぬればそを見てしるべし、まことに絕て久しき事をおこし行ひて子むまごにも傳へんことはいと／＼うれしきことになんありける

○長かづらを餝るには根に大元結をかけ其次に白紅の水引をかけてその下に小ひつさきとて紙を細くたちて折て三處かく、この小ひつさきといふものは江家次第にいへる紙撚にやあらん、諸家子弟元服云次

休息居間などあまた作りつゞくることはなくて唯正殿一宇にあるじはすむなり、この正殿を寢殿といふ、もやの中の間に帳をたて、あるじはぬるなり、ひるは庇に放ち出居客人來りても庇にて對面す、またいやしきはすの子にわらうだ敷てゐるなり、さてそのしん殿に對してつくる屋を對の屋といふ、對には妻妾をすましむ、庭は寢殿も對もひとつゞきに山水の風景をつくりしなり、されば今うるはしき書院に山水をつくる事なにの難かあらんや、凡山水をうつし作る事はいつの代より歟はじまりけん、奈良の京にはありしや淺見しらず、平安遷都の時神泉苑をつくらしめたまひ弘仁の帝しば〳〵幸したまひ或時は櫻花を覽し或時は放隼水禽を撃しめ給ひし、此帝ことに山水を愛させ給ひ嵯峨の院をつくらしめ給ひしかばみ子の信公は北邊の亭をつくり河原の大臣はちかの鹽竈をうつしてつくらせ給へり、夏野の大臣は雙岡に山莊をつくり、忠仁公は染殿の宮をつくれり、皆山水の風景ある所なり、もとは自然の勝地によりて山莊をつくりしがのちにぞ京中にもうつし作る樣に成にたるべし

○四の海おさまりて二百とせにあまりぬれば文武の道ならびにひらけて賢良の君あまたおはしますべし、そが中にこの頃かしかましくほめのゝじる君おはします、その君のみ有樣をきくにげに高きにゐておごり給はず下をあはれみ民をいつくしみ給ふ御きて更にいにしへの明君にも耻給ふまじきみこゝろばへなり、されど今樣にものし給ふがあかぬこゝちす、そのいま樣といふはのどけきこゝろおはしまさできうなるがわろきなり、そは先考の服一年も過さず五十日の暇おはるをまちて先考のよのおきてをあらためそのよに又なく時めきしものはいたづら人の樣になり、又谷のむもれ木の引かへて花やくもあり、すべてふるき名ごりはあながちになき樣にして我才のかしこげさをけち焉にあらはせばこゝろなき人は新君をほめ聞え奉るまゝに先君のあやまりよに流るゝ樣なり、されば我よにならんことをまち遠にやおもひ居にけんと押はからるゝもさはあるまじけれどつみふかげなり、さてこのかしこき新君たちも在ふればやうやくやすきにながれで風流妖艶もにくみ給はず美酒佳肴も亦よしとしたまへばつゐには先

○有襴無襴衣　　日本紀云、天武帝十三年閏四月壬午、又詔曰男女並衣服者有襴無襴及結紐長紐任意服之、其會集之日着襴衣而着長紐、唯男子者有圭冠冠而着括緒褌」　續日本紀云、和銅五年閏十二月辛丑制略又无位朝服自今以後皆着襴黄衣、襴黄一尺二寸以下」　衣服令云、武官禮服略位襖謂無襴之衣也」　延喜兵部省式云、凡武官五位已上朝服皆聽着襴、但立仗日不須」　又彈正式云、凡諸衛府五位以上通着朝服、其着胡簶並立仗之日着位襖、但參議已上不在此例式の文をおもふに參議已上は着胡簶立仗之日着縫腋袍、四位五位は尋常着袍立仗之日着襖、六位已下は尋常にも袍をきる事は得ざるなり、されど衞府ならぬは无位にいたるまで袍を着べし、衣服令无位の制服に黄袍、義解に裁縫體制一如朝服とみゆればなり

○大村上總介の君作庭のみちをあきらめさせ給ひなほ其覺束なきふし〴〵を數〳〵とはせ給ふ中に大内を思ふに大極殿豊樂をはじめ紫宸清涼にも山水の風景はなし、又柳營の白黑の御書院にも木立はあれども山水はなし、私の第にも表書院などいふうるはしき所には作庭はなき樣なり、しからば山水の風景を作る事は居間などの庭につくりて明暮のなぐさめ詩歌詠吟の便りとするものならん歟とある處に押紙して聞へ奉りにきそは八省院豊樂院紫宸殿等は皆群臣百官行立して天皇を拜し奉る處なれば山水の風景を造るべき樣なし離宮におゐては必山水の風景あり、朱雀院神泉苑等なり、柳營のうるはしき殿〳〵も又臣下をめしつどへ給ふ所なれば作庭はなくとも難なかるべし、私第に至りては山水の風景をつくりてあるじも客人もともに相たのしみたるが古代よりのためしなり、されば親王達大臣を初め上達部殿上人も受領はまして財の多かるまに〳〵心のゆく限りつくりしこと〻みえたり、そは唯春の花秋の紅葉のみにあらず夏は釣殿にあつさをわすれ雪のあしたの詠にはさむさもしらずやすぐらん、しかのみならず或時は中島に樂屋をうちて龍頭鷁首の船をうかべて船樂の興を催し、ある時はがく生をひとり島にはなちて詩章の才を試み山水の風景によりてこゝに至り主人百年の壽をたもつ作庭のやむことを得ざるはけだしこの謂なり、さて古はいまのよのごと書院小書院

折居烏帽子等なり、そは折らぬが晴にして折居たるほど略儀になるなり、されば折烏帽子よりは風折平禮は式にきるなり、又もとはくろき絹を用ゆべきに今はみな紙を用ゆるなり

○牙笏、木笏　衣服令云、皇太子禮服、牙笏、親王及諸王諸臣五位已上並略之」　又云、六位深緑衣、七位淺緑衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、並皂縵頭巾、木笏、謂職事」續日本紀云、養老三年二月壬戌、初令天下百姓右襟職事主典已上把笏、其五位以上牙笏、散位亦聽把笏、六位已下木笏」　又云、神護景雲元年三月丙寅、勅自今以後諸勳六等已上身有七位而帶職事者許執牙笏」日本後紀云大同四年五月丙午朔癸酉聽五位已上通用白木笏」　三代實錄、貞觀元年四月二十三日大納言正二位兼行民部陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁薨安仁者略太上天皇嘗從容評議諸國吏之優劣、以爲未若安仁爲信濃介之能後人莫之及、賜牙笏玉帶金魚袋並御衣一襲、有識相賀云此賞是宰相之鴻漸也」　延喜彈正式云、凡五位以上通用牙笏白木笏、前詘後直、六位以下官人用木、前挫後方、」　雅亮裝束抄云わらは殿上人のこと略きるべきしだいにをくべし、おびつの、まろとも五ゐのさくひきおびしたうづしかひあふぎをぐすべし

笏をとる事は養老三年の新令によりて同三年二月にぞはじまりける、そは五位已上は散位も牙のさくをとり六位已下は主典已上に木の笏をとることをゆるされたり、その後式兵の省掌にゆるされ官の官掌にゆるされ二省に准じて餘の省掌にもゆるされ勘解由の使掌諸國の神社の禰宜祝にゆるされし事等くだ／＼しければかゝず、大同に牙笏白木の笏を通用せしめられしよりおのづから四位五位は多く白木を用ひしにやあらん、彈正式の制は國史と同じけれども三代實錄に牙笏玉帶金魚袋を賜ひしを賀して宰相の鴻漸也といひしとみえたり、さて後朝服には木の笏をとることになりいまは五位も六位もけぢめもなく成にたり、まさ亮が頃まではそのけぢめありしとみゆ、實は五位已上のさくと六位已下のさくとはかたちもかはるべけれどいまはその製詳かならねば唯五位已上はふくら柴のいとよくみがきたるを用ひ六位已下は櫟さくらなどの牙にまがふべくもあらぬを用ゆべきなり

て彦根中將の君土佐侍從の君をはじめ諸大夫の人々もひとりふたりは用ひさせ給へり、その半臂は襴はつけずふたあゐのこめにてあるべきを高倉殿の御說なりとて中將殿は三重襷のくろはんぴを着給へり、この君弓矢のみちは更にもいはず有識をも好ませたまひて高倉殿の御弟子なり、この日袍は窠唐草の文黑半臂二藍の下がさね尻をはたちにかけられたり、紅の小葵の打引倍支紅のうちひとへに馬瑙の丸鞆の帶さして忠仁公の御物をうつされたる藤ひしぬひたる唐組の平緒富家殿のもたせ給へる古き笏をもたせ給へり、行義はその日松平石見の守殿の衣文にまゐりて林肥後の守殿のわきあけをもきせ奉り、この中將殿にもさぶらひしが雨いたくふりてうへの御まゐりとまりぬればなにのかひもなかりし

○殿上人半臂之事　延喜彈正式云、凡除禮服並參議已上半臂五位已上幞頭之外不得着羅」又云、凡滅紫色者參議已上聽通用五位已上聽着半臂」餝鈔云半臂、冬禁色之人襴維薄物身濃打、夏大文黑半臂、冬常者不着之、祖裼之時若騎馬之時着之云々、不聽禁色之人冬平絹其色如常、夏縠二藍半臂、（冬濃打 夏二藍）半臂襴以一幅折返而付之也」又云半臂下重如常（禁色之人羅、不然之人濃打）」雅亮裝束抄云、ふゆのはうちはんぴなり、かむだちめうちのくら人などはらのはんぴなり、たゞのしうはうち（くろイ）はんぴなり、なつはかんだちめうちのくら人黑はんぴなり、殿上人已下はうすものゝたがさねのやうに二あゐなり

おもふに延喜式にけしむらさきとみゆるも後のよのこきうちもおなじきなるべし、されば冬はこきうち夏は二あゐのこめをきたるがよきなりけり

○建內記嘉吉元年赤松滿祐朝臣の亭にて將軍家御事ありし時左衞門督なにがしの卿公方の御後にある金覆輪の太刀をもてふせぎ給ひしと有て注に禮太刀也とあり、こは過にしころ鷹司准后殿東に下り給ひてうへにまみえさせ給ひし日もたせ給ひし太刀野太刀のごとき製にてこがね作りなりしがねり革の鍔に金のふくりんをかけられたり、この太刀や內建記にみゆる金覆輪の禮太刀なるべし、軍旅の料には絲か革をもてつかざやを卷なるがそのよの風なれば野太刀を禮太刀とはいはんもむべなるべし

○烏帽子に樣々あり、立烏帽子細立烏帽子平禮風折

子及娶妾（在父母喪生子者皆謂十三月內而懷胎者、若父母未亡以前懷胎雖於服內生者不坐、縱除服以後始生但計胎乃是服內而懷者皆依律得罪、其娶妾者亦准十三月內爲限）兄弟別籍異財者免所居官」戸婚律云、居父母喪而嫁娶者徒二年、離也、（見法曹至要抄）」續日本紀云、天平寶字元年四月辛巳略勅曰國以君爲主、以儲爲固、是以先帝遺詔立道祖王昇爲皇太子、而王諒闇未終陵草未乾、私通侍童無恭先帝、居喪之禮曾不合憂、機密之事皆漏民間、屢敎勑猶無悔情、好用婦言稍多浪戾、忽出春宮夜獨歸舍、云臣爲人拙愚不堪承重、故朕竊計廢此立大炊王、

祖父母父母の喪に居てみづから嫁娶するものは八虐の不孝にして徒二年而てこれをはなつ、名例律に男女みづからせず婚主あつて其禮を行はしめば不孝にはあらざるとは此條にいへる八虐の不孝にはあらざるにて實の孝道にかなふとはすべからず、祖父母父母婚を主らば其命も重くしてやむことを得ざるなり、かゝるときは儀制令云凡祖父母父母患重及在囹圄者（謂患重者不離枕席也、囹圄者繫囚之所也、其依律散禁者非也）不得婚嫁、若祖父母父母有命令成禮不得宴會云々、に准じて其禮をば行ふとも饗宴はすまじきなりけり

○狩衣水干は袴に着こめたるものなり、されば帯なし、もし袴に着こまぬおりは下襲の帯をするなりといふはやごとなき上達部の御説にも聞置たれどおもふにあげ首の物はうへの衣のさまなり、（禮服の袍などのぞきてはたりくびのものうへにきる事なし、圓領なれば胡服のさまなりともいへど本朝は朝服已下みなあけくびなり）其もとよりうへのきぬなるものを袴に着こめたるが本儀とはさだめがたし、枕冊子にくきものかり衣のまへ下ざまにまくりいれてもゐるかし、かゝることはいひかひなきもの、きはにやとおもふにすこしよろしきもの、式部大夫するがのせんじなどいひしがさせしなりとみえたりまして着こめたるはいやしげならずや

○五月八日巖有院殿御法會の時うへ御まうであるべくは雲鶴の御袍をめさせ給べき御催しなりしが雨いたくふりぬればとゞまりぬ、この雲鶴の御文はすぎにし太政大臣に任じさせ給ひし時わがおもひよりてみそかになにがしの君へ聞へ奉りて初て着御ありしなり、その後雲立涌も時によりては用ひさせ給はんとて調ぜさせ給ひ紅葉山御參詣等多く是をめさせ給ひしか念なくおぼへしが

○夏の束帯には半臂を具すべきなり、さきこえ奉り

後松日記卷之六

○いそのかみふるきよにはかさねの色目といふことはなくてうへの衣には當位のいろありてこれを朝廷に用ひ私には衣服令の當色已下のいろをまゝに着たるがざうしきのうへの衣なれば雜色の袍とも雜袍ともいふ、後にはなをしともいふ、又下衣は白く袴も白袴なり、はだには赤きひとへの衣下袴も赤くてや着にけん、更衣に白重をきるは古の遺風なりといふ、されど令條に下衣の制なければ何色を着むも難なし、但禁色は下衣といへども用ゆべからずと三代實錄彈正式等に見えたれば當色已下を用ゆべきなりさてふるきよの色黃丹は紅花支子等をもて染紫は紫草紅は紅花蘇芳はすはうの木しばは柴の枝を煎じて其しるもてそめたるなり、楷衣は蓁信夫などにてすりたるなればたくみにうつくしきにはあらぬなり、しのぶ山すゐは柴もて靑すりなるべし、はぎは萩が花ずりとも見えたれば花葉ともにするべしや、下りて風流優艶の專ら行はる、世より花によそへ葉にたぐへ時により節にそへてかさねのいろ〳〵出來しはおもへばみやびに流れしよのあやまりともいふべけれどひとたび天が下におこなはれぬればいまはいみじき故實になりにたるなりされど公の服制とはおもふべからずよの中みやびにのみなりもてゆくよりかさねのいろあひは有識の人々なにくれとさたすれども前皇のかしこきみこゝろに制せられし位色のみだれたるはいはず、彈正撿非違使も糺彈し侍らぬはいみじき懈怠なり、是は朝廷の威やうやくおとろへ給へれば臣下まゝにふるまひ、有司其職掌をおこたれども怠狀もめさず勘事もかうぶらず、いまのよとなりては高倉山科とて衣文といふ道しりたまへる家出來て朝服已下の事處分し給ふはおこがましくすぢなき樣なれどわれも高倉殿の御弟子の限りなればかくいひのしりては罪えんかしとおもふなり、さはいへどかさねのいろが無下に後のよの事にもあらず、天德の內裏歌合の記宇津保物語等にみえたればはや朱雀村上の御代には專らなりしなるべし、さればひたすらしらざるもくちおしきなるべし

○居父母喪嫁娶事　名例律云、七曰不孝、略居父母喪身自嫁娶若作樂釋服從吉、居父母喪身自嫁娶者謂首從得罪者、若爲坐主婚男女卽非不孝、所以爾者、身自嫁娶者以顯主婚不同八虐故也、其男夫居喪娶妾合免所居一官、女子居喪爲妾得減妻罪二等、並不入不孝」又云、凡祖父母父母老疾無侍委親之官、略在父母喪生

文安四年十一月廿四日　爲太上天皇依後花園院踐祚也

康正二年八月廿九日　崩

陽光院小一條院等非的當之例依而略之

○ことし葉月にしの國にためしすくなき大風ふきしを神風なりと人いふなるいかなるゆへぞと問に我國の圖をうつしてひとの國にもてわたらんとせしを其ふねをふきみだして便なくせしといふ、また我國をおそはんとてあまたのいくさをゐてしらぬさかひまで來りしをふきかへしぬれともいふ、もはら空言なるべし、この風まことにめづらかなる風にて田はみなつくるにかひなくなりはて高きいやしき家をも門をも吹たをし火さへおこりぬれば其ほのほにまぎれて死したるもあり、をしにうたれてしゝたるもあり、又たかしほにひかれて行衞なくなりたるもありとか、ひとつ家のこりなくしゝたるは中〳〵にてそが中にはまだきにおやにわかれて頼かけなくなりたるもあるべし、かなしとおもふみどり子をうしなひてこゝろのやみのはれまなきもありぬべし、秋のともしびをかゝげ盡して終夜ものおもふもあるべし、しかるをあさ草わたりにすみける人の神のめぐみの風なりといふうたをさへよみぬればいかになさけなき神のおはしましてかゝることはありけんとおもへばあいなく恨られ奉るもかしこきことになん、そはとまれかくまれ國ついへず民おとろへずばよしや百萬のいくさをゐておそひくるともゆめおそるゝことはあらじかし

おもひやるいかなる風かしらぬ火の
　つくしの民はなげきすらんと

後松日記巻之五　終

〇院のうへのまことの御ち、をば閑院の宮一品太宰帥の親王ときこえ奉る、院のうへ位につかせたまひて後太上天皇の尊號を奉らるべくとて諸卿とせんぎし給ふに御孝の道なれば誰かはことはりならずとは奏せさせ給はん、ことに承久文安のまさしきためしもあればはやく宣下し給ふべきよし勘文を奉らせ給へり、げに御みづからは帝王のかみなきくらゐにのぼらせ給ひ、御父をば親王にて臣下の列におかせ給はんはことわりなきに其ころ吾妻の大君はまだいとわかくおはしまして左少將定信の朝臣なんよろづまつりごち給ふ、此君才いみじく大和たましゐもおはしまし給へれどいかゞひがこゝろえをせさせたまひしにやびんないことさへ出來しはたれも〳〵しる事なめり、まことに承久文安はまさしきためしなり、又東宮を辭したまひし親王をさへ小一條院ときこえ奉るにこの宮に宣下なきはかたくなしくくちおしきわざなり、はた諸卿の勘文に論じのこせしことあり、そは朝拜の禮をおこなひてみたまへまことの父に尊號を奉り給はず、親王の例にておはしまさば大極殿の階下にあたり龍尾道をや、去て大臣とならび散位の列に行立したまひてわが子を再拜舞踏し給はんはいかゞぞや、帝は高御座におはしましてわが父の地上にふして拜したまふをうけ給はんはそゞろに御なみだもおちぬべきわざなり、いまは朝廷やうやくおとろへて王卿の拜賀をうけ給ふこともたへにたればかゝるすぢなきことあれども人しらずして鳥がなく聲にてやみにたるなり、しかあれど朝賀の禮はもとより行はるべきことなれども大禮のついえにたへずしてすたれたるなれば有も無も理はひとつにして天皇の御父のために禮なきもまた御つみは同じとすべし、かけまくもかしこきことを筆のまに〳〵かき付たるはれいのおほけなさよとおもへばいと〳〵かしこきわざなりけり

後高倉院二品守貞親王

治承三年二月廿八日　誕

建暦二年三月廿六日　出家

承久三年八月十六日　爲太上天皇依後堀河院踐祚也

貞應二年五月十四日　崩四十五

後崇光院　貞成親王

、、、、、、、、　誕

してくひけるはいみじきことならずや、まして中少將をかりの使にたゝしやりてとらせたらましかばとおもふはいとおほけなきこゝろおごりやとほゝえまれし

○門院號之事　續世繼物語、望月云、この堂つちみかどのするにあたれば上東門院と申なり、この後代々の女院の院號かどの名きこえはべり、陽明門もこのえにあたりたればこの例によりてつかせたまへり、郁芳門待賢門などはおほゐのみかどなかのみかどに御所おはしまさねどなぞらへてつかせたまへるとぞきこえはべる、待賢門院の院號さだめはべりけるになぞらへてつかせたまふならばなどさしこえて郁芳門院とはつけたてまつりけるにかなと聞えければあきたかの中納言といひし人このづれうにのこしておかれけるにこそはべるめれと申されけるとかや、さてぞつかせたまひにけるとなむ

○法親王之事　續世繼物語、はら〳〵の御子云、仁和寺に覺行法親王ときこえたまひしは白河院のみこにおはす、御ぐしをろさせたまひてやう〳〵おとなにならせたまふほどにいとかひ〳〵しくおはしければ更に親王の宣旨かぶりたまふとぞ聞え侍し、おほ御むろとておはしまし、は三條院の御子師明親王ときこえたまひしまだちごにおはしましてみこの御名えたまひければ法師の後は親王のせんじかぶり給はずそのみやにつけたてまつりたまひしに御でしのみやわらはにて親王の御名えたまはねども親王の宣旨かぶり給へり、のち二條のおとゞ出家ののちは例なきよしはべりけれども白河院内親王といふこともあれば法親王もなどかなからんとてはじめて法師ののち親王と聞えたまひしなり、かくて後ぞうちつゞきいづくにも出家の後の親王きこえ給める

○女房の名に小路名候名の事はたれも〳〵しれることなれば今はた書におよぶべからず、撰集等に内親王を初め奉り女御更衣尙侍等によび名のなくて式子內親王、、子女王女御、、子など聞ゆるはいかにぞや常には內親王は女一の宮女二の宮姫宮一品のみや二品の宮など聞え奉り女御は弘徽殿の女御麗景殿の女御藤壺梅壺などいひ、尙侍はかんの君などいへば候名も小路名もいらぬなり、さればうるはしくいはんおりはちからなくまことの名をいふなりけり

うつくしくむすびたり、さくらのさきみだれたる
にてふのとびたる、またうめやまぶきなどもあり
けり、あふひのかつらをむすびたるはひとのおく
りしをわれもちしが

○魚綾の事　ますかゞみあすか川云、花山院中將
家長(右大將の御子)魚綾のやまぶきのかり衣やなぎさくらを
ぬひものにしたり」　又云、馬頭たかよし(隆親の子にや)ろく
たいのあかいろのかりぎぬたまのくゝりをいれあを
きぎよ綾のうはぎ」　又云、陵王のわらべに四條大
納言の子(中略)あをき魚綾のはかま」　平治物語源氏勢
揃條云、ちやくし惡源太よしひらは生年十九歲ねり
いろのぎよれうのひたゞれに」　源平盛衰記、俣野
五郎(并)長綱亡條云、平家ノ侍ニ高橋判官長綱ハ練色
ノ魚綾ノ直垂ニ黑絲縅ノ鎧着テ」
おもふにあやにさまぐ\ありとみえたり、和名抄
にも熟線綾長連綾二足綾花文綾平綾等なり、又浮
線綾縮線綾あり、魚綾も其類とみえたり、鎌倉年
中行事にもみえたれば足利のみよのはじめつかた
まではありしとみゆ、またこれをいろの名とする
はあやまりなり、まへに證文みえたればかさねて
はいふに及ばじ

○土佐侍從のわか君よろひの着そめしたまふとて祝
の詞をめさる、につかひをまたせてかいてやりけ
る才のつたなきにとみのことなれば人わらへにやあ
らまし

今月乃吉日爾御鎧着初(太麻比)御兜被(里)初(多蒲比天)盛(仁)猛(支)軍
將(止)成(當滿倍里)天神地祇乃守護(遠)受(多萬比)御壽長久平(介久)御座
(滿之底)大八洲乃藩屏(東)成(太末比)戰(仁波)敵(平)破(利)治世(仁波)百姓(平)
撫育(比太末倍)

○このごろいきるかぎりのおごりをなんきわめけ
る、そはなにばかりのことにやありけん、とゞ雜烹を
くひけるなりけり、もちはいまのよの政したまふ小
田原侍從の君よりあふみの水口の城にます加藤能登
のかんの君におくられしねの子のもちをこの君のた
まへるなり、みそはしなの、飯山の城にます本多豐
後のかむの君のたまへるなり、そか中に鴨を入た
り、こはわが君のかりし給ひしと長門すはうをしら
せたまふ萩少將のかりのかもなり、わか君はちく後
の國しらせたまひて四位の侍從にてものしたまひけ
る、この君たちのみづから狩したまひしものをれう

らに押せば疫神そのいへに入らずと人のをしへたるによて左か、んとおもひて筆をそめしがおもへば留守とは在宿の者をいふなり、主人の他行せるあとにとゞまり守るの義なり、行幸に留守の官をおかるるが如しとおもひて他行しつとかきたりしは用意すごしともいふべくや、我ならぬ人は留守といはゞつれなくて過ぬべきを

○毛松問答に雑袍の名いにしへにみえしを之らで西宮記を引しが、續日本後紀云承和六年七月己丑敕令撿非違使等當色之外着雜色袍、こや雜袍の名のはじめなるべし

○殿上人用巡方帶事付六位　吉續紀云、文永八年二月六日申四品之拜賀所々略、着束帶袍申下左大臣殿略、用巡方帶」御禊行幸服色部類云、寛治記云外記雅仲仲信柚葉色縫腋袍巡方着靴」大記云、寛治四年六月八日（爲房任加賀守）、申慶賀、束帶如例、濃緋袍二藍平絹下襲引裾一尺餘丸友帶、辨官新任轉任之時申慶用巡方者

○僧位と俗位と相當の事正史實錄に見およばず、職原抄の卷末にみえしもさだかならぬ說なり、又延喜に相當せしは錢を賜ふ員數のさだめにて尊卑の制にあらず、おもふにむらさきの衣をゆるしたまふものは三位に准じ緋を賜はるものは五位に准ずべきなり、こは古今未發の正說なめりと我ながらおもはるるはひがごと歟

○結狩衣之事　雅亮裝束抄云、いとゆふむすびかりぎぬ、おさなき人のやなぎさくらむめなどにてきるものなり」　增鏡あすか川云、花山院少將た、すゑは師繼の御子なり、さくらのむすびかりぎぬ之ろきいとにて水をひまなくむすびたるうへに、むめやなぎをそれもむすびてつけたるなまめかしくえむなり

むすびかりぎぬますかゞみにて大かたそのさま之らるべし、かの源平盛衰記に友時參重衡許條この女房と申は故少納言入道信西の孫櫻町中納言成範卿のむすめ中納言のつぼねとぞ申ける、ことし二十一になりたまふ、琵琶ことの上手にて繪書はなむすび歌詠手きびしくかきたまふとみえしもおなじく手もとはつれ〴〵なるなぐさめにいともていろ〳〵のはなどもむすびたるがいとうつくしければかの風流のあまりにかりぎぬにも付しなるべし、わが京にものせしころなにはのなにがしがもとにてみしもいにしへよりつたへしにはあらざめれどいと

衣服調度の事もさせる事にはあらぬがそのよにはいみじきはかせにておはせしなりけり、かくいへばとて我才のすゝみて先生のおくれたるにもあらず、われも明和安永年間に生れたらましかば先生の如き說をいひて今のよの人には笑はれなん、秋草に我先師卜也翁の事をいたくそしりたまへれど卜也の時に生れたまはゞなに斗ことなる事かはあらんなれば卜也翁のつたなくして安齋翁のまされるにもあらず安齋翁のつたなくして我まされるにもあらず我つたなくして後の學者のまされるにもあらずとすべし、されば秋草に卜也をはしたなめそしりしは頗る過失なり、先生の說も十が中に一二はすぢなき說も交れるをと先人をそしるはわろきわざながら秋草の返しに書付たるなり

○大かた文才かしこき人は必わざにおくれたるべし、わざにたへなるものは才はおくれたるべし、いづれをもかねえたらんは誠にかしこきなり、國家の治亂の理をきわめてもわづかに一身のおさまらぬものあり、經籍諸史百家の說をあきらめても今日の小事にまどふものあり、有識故實をしりながらいまにほどこしおこなふことあたはざるものあり、これらはわが欲せざるところなり

○狩衣にぬふものあまたあり、冬の料にはうきおりものかたおりもの二倍織物三重五重のおりもの（三倍五倍）（いまつたはらず）綺唐の綺綾魚綾いとゆふむすぶかりぎぬ、夏の料はこれ等を生の絲もておりてきる、又もんさ顯文紗さう眼ねり薄物などなり、（魚綾いとゆふさう眼等いまつたはらず）四五月八九月は生しのおもてに生しのうらつけてきるなり、或卿の說に極ねちにも裏付たるが本義なりとのたまへど彈正式等に〔以下欠文〕

○薄朝服をきることをゆるされて束帶にさへうらなくてきればひとへかりぎぬもなにの難あらんや

○らちもなきとは放埓不埓の義なるべし、都のことばにらつしもなきといふ﨟次もなきなり、（﨟次ならつしといふなり）﨟次とは﨟の次第なり、﨟は雜令の義解に謂﨟猶年也、年終有﨟故稱年爲﨟云々、位なきはさらにもいはず六位より下つかたは（同階の中長幼のしだいもてするなり、位次を亂るにてはなし、五位より上の同階は授位の前後によることなり）長幼のしだいもてすることとなるにその禮さへなきをらつしもなきとはいふなるべし

○疱瘡のまじなひになにがし留守とかきて門のはし

あり、そが中に下襲附裾といふ條あり、いかゞぞいにしへに裾といふものあるべき下襲といふ名さへ上古は聞えず國史令等にはみえぬなり主殿寮式に下襲袷衣とみえしこそいまの下がさねの據ともすべけれどもそも後を長う引かざりしなり、このことまへの日記にもかき置たりしかの風流幽玄のもはらなりし世より後を長う引たるをば尻とこそ聞えし、無下にちかきよ裾といふなり、かくとも玄らで徴古の中に下襲附裾といま様にのせしは未練といふべし、玄かあれどその方様になりて下襲の名は主殿式にみえたればのせしなり、裾はその尻の事にてはなくて衣の名所なりといはんには下がさねにつけて出せしが失なり、又衣の名所には襟あり袵ありそであり袂などあるに裾をのみ書しはいはれあるまじ、又下がさねの衣と書すは古様なるまじきなり

〇凡この伊勢先生の博達なることは世の玄る所にしていまはためでいはんもやくあるまじ、七十にあまれるまで文机によりゐて春秋をすごしたまへればきわめられずといふことなく、その著述の書はちゞにあまれり、そが中にも武器考證座右書などはあしたゆふべ用にたるものなり、されど今おもへばその世は道いまだひらけざりけん鎧圖甲冑圖軍用記等甚つたなし、先生ふるきよろひをみしことなく又たゞに製作にまじらひしこともおはさざりけん繪をよくかきたまへれば唯筆頭の考勘にして書圖のうへの論なり、軍用記をばさきにわが十あまり四五斗のわかきこゝちにさへ心得がたき事多くてそのうたがはしきを評して一冊とはなし置けり、大的式増補式等を見れば歩射の事もなまじいにておはしけん犬追物式類鏡笠掛全記はよくみゆれどこも馬をはせ弓を引て試られしことはあらざるべし、玄かのみならず條々聞書の抄に高はなをひきとは水はなのたるゝをすゝりこむなりとかき給ひしはいかゞぞや聞さへむさくきたなきこゝちするなり、本書には高はなをひとあるを先生私にきの字を加へ肯説を下して衆をまどはすつみふかきわざなり、水鼻のたるゝをすゝりこまんには音ひくゝとも尾籠ならずやあらん、又武雑記の抄の格子妻戸くるまよせの圖をみればふるきよの殿舍の製も玄らせ給はぬなるべし、されば公家の有識は更にもいはず弓馬の故實も兵器の製も屋舍の制も

はおくに入り外にかくしなどしてかたへはかたつかたによりぬ、ぜじやうなど引きへだて、おはします、略この豊後の介となりのぜじやうのもとによりきて」又藤裏葉の卷云、みちのほどそりはしわた殿にはにしきを乏きあらはなるべき所にはぜじやうをひきいつくしう乏なさせたまへり」江家次第、臨時仁王會云、殿北登廊假敷板敷爲休幕、引高松軟障立大宋屏風敷帖、北一間爲御共人座」雅亮裝東鈔云、たか松のぜんざうをかく、東三條にありしはさが野にかりせし少將をぞかゝれたりし、これをたつることまれのことなり」又云、もや三方にみすをかけておろしたるうへにぜんじやうとてまむのやうなるきぬにたかき松をほんたいにて乏きの木どもを書たり二の、ひとつあるがひろきへりのちいさきいろなるさしまはしたるをみすのうへにひくなり、これに四季の繪をかきたれば春をひんがしに初て引べし、もやのみすのもかうの下のきはにおしあてゝひくべし、もと紉をまむのやうにつけてつなをぐしたれどもつなしてはひくべからず、つなのをばみすとぜんじやうとの中におしかくしてへりの中に小はしの板を入てもかうの乏ものきはにをしあて、はしにとぢつけたるがよきなり、たけみじかくて下のすかむなかへりみにふたつがひに行あいをばはなつきに人のするなり、その儀わろし、ひとへりをひきかさねてひくべし、たゞしきはひろくてぜんじやうはせばくばちがへむことかなはじ、はなつきにもすべし」大饗雜事云、軟障ノ事、面ハ生絹ニ唐繪ヲ書ク、縱樣ハ三尺七寸(カ子ノ定)横ヘハ六幅ナリ、上下左右ニ綾ヲ紫ニ染テ緣ニ付ク其廣ハ六寸八分、(カ子ノ定)白練ノ緒ヲ裏ニ付ク、緣ノ裏ニ紫ノネリ絹ナリ、紫ノ綾(緣ト同ジ)ヲ一寸バカリニ疊ミテ乳ニ付ク其數十也、綱ヲトホスべキ料ナリ、紫ノ練ノ平絹廣サ一寸餘ナルニ布ヲ縫タタミタル綱ニテ張ナリ、綱ノ長サハ一丈二尺、(カ子ノ定)上官ノ座ニ依テ此軟障ヲ或五帖或四帖副御簾テ引之也、今注付タルハ一帖分ナリ

○文書にても調度にても衣服にても夏のころ取いだして濕氣をはらふを都にては蟲拂といふ、こゝにては風入蟲干といふ、令にも曝凉するといふことみえたれば風入といふはよしあるに似たり、此頃伊勢貞丈の翁の撰述の書を取出せしが冠服徵古といふもの

るべし
○まろわかきころ屋制の事を彼是おもひめぐらしぬれど皆すぢなき事なりし、都にのぼりて紫宸清涼のわたり親王達上達部の第をみてぞまことの殿院はかくなるものとあきらめ侍りぬ、さればふるき道まねぶものは必京にのぼりやまとの方などめぐりみるべし、我すへ〲もおやのこゝろのやみにまどひて吾妻にのみとりこめたらばなにのはか〲しきことかはあらん、たとへふな岡鳥邊野のけぶりとなすともふところをはなちてふるきみちはまねばすべきものなりけり
○板屋はむかしは大なる板をよこさまにならべてかつらの様なるものして結付叉木などしておさへたり、また立にならべたるもみゆ、うす板を釘して打付たるはみえず、とぢふきとて長さ二尺ばかり厚五六分ばかりはゞ三寸斗の板もてふくことはいつのよよりか出來し淺見えらず
○たる木はよの常二重なり、紫宸殿は三重なり、叉紫宸殿の軒のすみは短きたる木を用ひず、殿の角の柱より角木まではたる木はなくて板のみなり、よの常とかはれり、叉扇垂木とてえだいにひらかせたるはえん殿などにはみず
○ひと日德島侍從の君より軟障の事とはせ給へりしついでにかきあつむ、
續日本後紀、承和七年九月條云、其形微妙難名、其前懸夾纈軟障、卽有美麗濱、以五色沙成、」延喜掃部寮式云、「元日供奉威儀、略高御座東三間懸軟障、西二間立通障子、西一間並西身屋妻二間懸軟障、並內匠寮立毫、長一丈二尺高七尺許上下張錦」叉内匠寮式云、凡諸節前一日官人率雜工等豊樂殿立軟障臺六基、三基立高御座東三間、一基立西一間、二基立母屋西二間」叉云、凡五月五日節、前一日武德殿構立斗帳叉軟障臺二基、立御座壇以南西二間其神泉苑立斗帳亦同、但軟障十基御帳東西各五基」新儀式云、行神泉苑覽競馬條所司裝束馬場殿、其儀母屋西面五間懸軟障、其前及北面二間立御屏風」倭名類聚鈔云、軟障本朝式云軟障一條」源氏物語須磨の巻云、けふなんかくおぼすことある人はみそぎしたまふべきとなまさかしき人のきこゆればうみづらもゆかしくていでたまふいとおろそかにせんじやうばかりを引めぐらしてこのくににかよひけるおんみやうしめしてはらへせさせ給ふ」叉玉蔓の巻云、人々

○簀子といふは今のよに椽といふものなり、はゞ五六寸の板をもてあいをすかしてはりたるものなり、かの琵琶の撥のおちけることもありしとなん

○沓脱といふは階をつくべき所にてはなくさて昇降しつべき所に厚き板につかはしらを加へて付るなり、廊の邊などにあり、禁中には殿上にもあり

○簾のかけ様まへにもいひしごとひさしのみすはおほひみすとてはしらの外にかくるなり、ひとへりをちがへて晴の方を上がへにすべし、もやのみすは内みすとて柱の内にかくるなり

○障子といふはいまのよにふすまといふもの、ことなり、紙もてあつうはりて繪をかくなり、紫宸殿の御さうじは聖賢の像をかきたる故賢聖の障子といふ、又清涼殿の北の方に立たるあら海のさうじは布もてはりたれば布さうじといふ、又衝立障子をも唯さうじとのみいふ、年中行事昆明池はね馬などみな突立さうじなり

○衝立障子は臺に木をたてはさみてたてる様にしたるが古製なり

○立蔀といふは垣をつくるべき所なれど事あるとき撤せんに垣をこぼたんは便なければ土居を置て間ごとにはしらを立前にいひし格子をたてざまに立たるものなり、一間に二枚づゝなり、格子をくろくぬらず板も木地のまゝにて用ゆべし

○遣戸といふは鴨居と敷居にみぞをほりこれも一間に二枚を立てよこさまに引やれば遣戸とはいふなるべし、殿上にあり、戸の製は格子にかはるべからず、（このみぞに立るさま今のよのごとくみぞ二ツほりてたつるはよのつねなり、みぞひとつに二枚をたつる様あり、柱につく方をあつくしてたつるなり、このせい東寺にあり、柳營もまたかくなりとぞ、猫間さうじといふとか人のいひたる）

○さてこのさうじ格子などにかけがねさしがねなどありて堅めたれば外よりはあけられぬものなり、されば物語にもさうじの尻かためなどみえたり

○格子と蔀とべち／＼なりと人のこゝろえたり、伊勢安齋の翁も板なくてたゞ格子にくみたるばかりが格子にて板をうちたるを蔀といふとかきおきたり、こは大嘗會に草をもてしとみとすとみえたるなどによりてやいひ出らん、京にのぼりし時公のも私のもみしかど板なき格子は見及ばず、げに板なくして夜の風吹通してはたえざるべし、かゝるあとなしごといひいだして人をまどはすはいとつみふかきわざな

所、寢殿西放出設客座、畧西對東廂設外記史座」又云、同承平八年正月四日同記云殿大饗云々、先例東有放出之客亭者主人立南階東腋」江家次第、大將大饗云、寢殿南庇四間西庇三間放出」源氏物語夕霧の卷云、しんでんとおぼしきひんがしのはなちいでに修法のだんぬりて北のひさしにおはすればにしおもてに宮はおはします」又若菜上云、二月の十餘日に朱雀院の姫宮六條ゐんにわたり給ふ、此院にもみこゝろまうけよの常ならずわかな參りしにしの放出に御帳たててそなたの一二のたいわたどのかけて女房の局々までこまかにしつらひみがゝせ給へり」又云、南のおとゞの西の放出におましよそふ屛風かべしろよりはじめてあたらしくしつらはれたり」又云、しん殿のはなち出をれいのしつらひてらてむのいしたてたり

○臺盤所は家司已下のさぶらふところなり、對につづきたるところにあるべし、家によりて政所もあるべし

○紫宸殿の御帳は方一丈清涼殿の御帳は方九尺なれど臣家の帳は八尺なり、壹丈の帳の濱床は壹尺九尺の帳は九寸八尺のは八寸とみえたり、ひと日ある家にまうでたる時御帳の製帷のかけ樣面額のひき樣などくわしうとはれたれどえわきまへで便なきこゝちしてまかでたれば、雅亮雜要抄などを考て八尺の帳を四尺にうつす手づからつくりこゝろみたればくまなくわきまへられし、本上のはか〴〵しからぬ事はくゆともせんなし力をばつくすべきものなりけり

○まさすけに后などのには濱床ありと見えたれば臣家の帳ははま床はなくて大床のうへに地敷二帖を敷てそのうへに土居を置て柱をたつべし、されど春日驗記に殿下の亭の御帳にはま床をかきたればやごとなき人は濱床を具したるべし、又源氏物語に柏木右衞門督が女三宮をゆかの下におろしてと見えたり、もとより內親王などは濱床を具すべきなり

○やねはしん殿もたいも廊も皆檜皮なり、下やは板屋もあるべし、大內は八省院豊樂院をはじめ諸司百寮かはらぶきなり、紫宸清涼后町のわたりは檜皮なり、さてひさし又庇又孫びさしともいふ土びさし簀子沓ぬぎなどありともやはひとつにて棟より下までふきおろしたるものなり、唯柱間にてわくるのみなり

のなり、わたくしの第宅は唯寢殿對の屋のみなれば額かくるに及ぶべからず
○寢殿の中間をば階隱の間といふ、額なければ額の間とはいはぬなり、さてはしかくしの間といへばべちにひと間ある樣なれどさはなし、唯かいの間といふべきはしがくしの間といふとこゝろうべし、李部王記芥川行幸の條に御輿をよせんがために階隱間をつくるとみえしは臨時につくれるなるべし、又年中行事の書に階の間の處三間斗押いだしてつくれるもみえたれどこゝろをまどはすべからず、よのつねの寢殿には別に間はなきなり
○渡廊又渡殿ともいふ殿と殿とにかよふみちなり、透渡廊二棟廊反渡殿などとて其制色々あり、又ゑん殿と東の對とのわた殿の下より遣水を流して池に入るもあり、青龍の水を白虎の方に落すがよしと作庭記に見えしとおぼゆ、又東流にせよともみえし、源氏物語空蟬が第にてわたどのより出たる泉にのぞみて酒のむとみえしもこのやり水のことなるべし、げにあつき日の夕暮など高欄によりていづみにのぞみ酒のみたらんこゝちいかばかりか涼しからん

○打橋といふは幅ひろきあつき板を打渡したるなるべし、春日驗記の書にこのはしみえたり
○馬道といふは殿のうちにあるみちなり、もや五間もしは七間の中の間を馬道にして身屋を二間に隔たるものなり、大内にはあまた所みえたれど私の第には見及ばず、又長橋の清紫のみち切たるところを切馬道といふ、一篇にこゝろうべからず倭名抄には馳度の下狹道の上にみえたればもとは庭上のみち成べし
○塗籠といふは寢殿にても對にても二間ばかりを四めんをかべにて戸は妻戸のごとひらき戸付たるものなり、此内に御衣調度など置、又とりちらしもすべし、今のよにいふ納戸なり、納戸といふこともまさ亮にみえたり
○放出といふは尋常にはもやの帳のうちに居又平敷の座ゟ身屋にありてひさしにはゐぬをふみかき書うつしなどする時ひさしにはしちかくおましゑかせてゐるをいふなり、べちにひとまあるにもあらぬなり、されど西宮記に放出之客亭など、みゆればまどふべし、管見を抄出しぬ見合すべし西宮記吏部記はしん殿の外西ひさしの饗とみゆ、記史の座たいの東ひさしにありてよく聞へたり　西宮記、大臣家大饗云、承平八年正月四日吏部記云畧天慶八年正月五日詣右相公饗

まろう人來りぬといふときひさしに玄とねにてもわらうだにてもさしおき主人の座をも玄きたるほど客人中門より入て玄きたる座につくなり、饗宴行ふときはひさしにても母屋にても新任の饗は、ひさしなり、毎年のはもやなり常のおまし調度などは撤して客人の座には帖を敷その上に圓座をしく、そのまへにすごもを敷て机もしは臺盤をたて饗をすう、その樣雅亮雜要抄等に委し

○女のもとに男のとぶらふ時はうときは簀子に圓座さし置女房ひさしのみすのもとにより來てとりつぐ女君にきこゆ、むつまじきはひさしに玄とね置て女房もやのみすの際よりよりていらへすべし、はらからなどには女君みすちかくいざり出てみづからきこゆ、くだもの酒などはみすの下より押出すなり、祿物などもおなじ、されば女君は更にもいはず女房後達も男にみゆることはなきことなり

○格子といふは方なる木をしげく組て黒くぬり板は白くて裏は格子にはくまで横さまにのみうち付たるものなり是をかも居につりて夜は下しひるはひさしのたる木にうちたるかねにかけてあぐ、しかるを後の代には上下二枚にこしらへて常は上ばかりを上げ事ある時は下をも撤して便宜の所におくなり、されど公はさらにもいはず私のしん殿も二枚にすることはなきなり、室町殿のしん殿は上下二枚にてありけん、下ばかりをとりて出入することをいむなどみえにき

○内格子といふは内へ上るなり、外格子といふは外へ上るなり、そと格子は手づから上んに便なし、さればにや多くは内格子を用ゆ、さて内格子の寢殿はひさしの調度たつる時障らん用意すべし、又内格子のおりは角の一間は必妻戸になるなり、東西面の一間をすべし

○妻戸といふはひらき戸なり、殿の端にある故妻戸とはいふなり、しかるを今は殿の面の中の間につくるなり、その名ゆへなきに似たり、夜など出入せんには格子を上んは便なければ妻戸を用ゆべし、妻戸の製は厚き板もて作りてはしに端ばみとかいふものを入たるまでなり、後のよには中の間につくれば晴なるによりてけしきづけてつくるなり

○額の間とは殿面中央の間をいふ、大内には大極豊樂など内裏には紫宸清凉など院宮殿舍數もしらずあなれば其殿舍の名を額に書てかくるなり、額は竪額にて中はしろくてふちは雲形にしていろどりたるも

七間ひさしは四面おの〱一間なり、東西は五間又七間なれど南北は二間なり、四面とは四方皆かうしにてあるなり壁ならぬをいふ ひさしの外に簀子あり、柱の間は壹丈板敷なり、天井承塵なし、檜皮ぶきなり、母屋ひさしの柱は壇の上に石を置てたつ、簀子の柱は壇の外にたつれば壇は見えぬなり

○母屋の四面にはみすをかく内みすなり、ひさしは多くはおほひみすにて内格子なり、簀子に高欄あり、階にめぐりてつけたるもまた階には付ざるもあり

○階は中央の間につく多くは五級なり、此かいを付たる間を階隱の間といふなり

○身屋の中の間に帳をたつ、帳は別に雛がたあり その側に平敷の座いろ〱の調度等をたつ、圖見合すべし

○さてこの寢殿に對してつくる屋を對屋といふ、東のたい西の對北の對などなり、又いぬゐうしとらにも作るべし、このたいに妻をも妾をもすましむ、よて妻を稱して對の上對の君などいふなり、對の制も寢殿にかはることなし、たいとしん殿には渡廊をつづくるなり

○對より南行に廊あり中門の廊といふ、廊の中に門あり卽中門なり、中門より南を釣殿の廊といふ、其最南に釣殿ありこは池の魚つり又暑をさくるところなり

○中門の外南頭に車宿ありこはみくるまを安ずるところなり、寢殿の階の東西の頭に紅梅たちばななどをうゆべし

○階より南五丈には石も立ず木もうゆべからず、こは拜禮すべきためなり、拜禮とは中門より入て階にあたりて再拜することなり、こは致敬の人年の始又慶申のついでなどに必參入して拜するなり

○池はいかにも水あさく心ひろく堀なすべし、水ふかきはすごくしてわろし、ゆたかにみするがよきなり

○中島には木をもうへ石をも立れど樂屋をまふくる用意すべし、船樂する時はこの中島にがくやを打て龍頭鷁首の船にのりてしまの表にこぎめぐるなり

○まへにもいひしごと大饗臨時客などには中門より入て階にあたりて拜し、尊者已下やごとなきは階より昇り座につくさらぬはわきよりのぼるなり、又つねにはむつまじからぬ人は中門の外にて家司に逢て事のよし聞へて歸るべし、主人たいめすべきときは

實敎等ハ雖卅餘猶着生衣、其頃人老少皆ヲトナシキ裝束ヲ着用、中御門內府(宗能)說曰男裝束惣無生衣不可着云云、仍彼子孫不着之、但亡祖卿藏人少將之時白川院歷覽鳥羽殿東山之日浮文指貫着女郞花生衣、署(首書)寛治之頃猶有男生衣歟」仁安三四廿六殿記曰、大夫殿御敎命曰自五月可着單斗、予申曰因幡少將隆房近日着生衣、被仰曰令着之云云、或人又着張衣常事也、又着生衣云々」同二九廿二同御記曰、殿仰曰九月十三日以後可着練衣、不可着涼衣、八月十五日以後可着生衣九月練衣一重(生單)保元三八廿五院號始御幸、殿上人衣冠多着生衣、或單平絹衣事、以上餝抄

○一重衣之事　餝抄云、但三月(末二月)頗及暑氣者衣一領(重綾衣歟・生單衣平絹以之號一重)自四月一日(春夏モ一重ハ着レドモ此日以後ハ必定用之ナリ)至五月十餘日(近代五月不着衣)用一重衣、、、、、自放生會比至九月九日綾生衣一領、(平絹生單衣也)至九月晦日着之無難、、、、、自九月九日至十五日又如四月張衣一重着之、生モ練モ任意也」雅亮裝束抄云、きぬは一日よりひとへかさねをきてすゞしのひとへなり

○ひたひとへの事　雅亮裝束抄云、ひたひとへはまつりの比より六ゐはきるなり、それもすゞしくばひとかさね常の事なり、五月といふともさむからんには衣をきるべし」餝抄云、自四月一日至五月十餘日(近代五月不着衣)用一重衣

なつの衣の證例ふるきものがたり家記等にみゆめれど今はことしげきによてもらしつ、たゞ雅亮と餝抄とを抄出したるなり、誠に九牛の一毛なるべけれどいまの用はこれにてもたるなり、ことにこの雅亮と餝抄は裝束抄の最たるものなり

○大內の諸院宮の制は裏松固禪入道の撰びたまへる大內裡圖考證にて事たりぬべし、私第の樣ぞしる人少なきこゝちすればはかなきこゝろにおもひえたる事をふでにまかせてかき付圖をそふなり

○親王達上達部のすみたまふ樣ひろさせばさのけぢめはあるべけれどその樣は大概ひとつなるべし、めぐりは築地にて門は東西にあり、(南面のしん殿の定めなり)中の正殿を寢殿といふ、こは主人のすみ住ふ所にて中の間に御帳をたて、夜は寢給ふ故なり、今の樣にておもへば正殿にねたまふはいとふしぎなるべし、むかしはいまのごと數〳〵小殿をつくりつらぬることはなくて唯寢殿對屋のみなり、其寢殿は母屋五間もしは

馬のかんの君にかくしてたてまつりしがいとよきほどに妻のいでたりし」彥根中將殿へはじめてまゐりはべりて衣ぬはせ侍りけるに三條家のを本にしてすべしといひさだめぬ、こは我師家の製もおなじければなり、さてゑりのおめりことの外にひろければよきほどにぬはせはべらんと聞え奉りけれどうけひきたまはず、おめりといふものはよはひのほどにもよることなるにかくのごとひろくしては君よりわかき人はいかゞはすべきなど聞えゑらび奉れどいみじう三條家を信じたまひて我說は用ひたまはざりしかばかたはらいたくなりてむま射の物語もいでしかどいそぎまかでし

○夏衣之事　雅亮裝束抄云、きぬは一日よりひとへがさねをきてすゞしのひとへなり、ひたひとへはまつりの比より六位はきるなり、それもすゞしくばひとかさね常の事なり、五月といふともさむからんには衣をきるべし、祭の御幸などには六位はひきへぎにすゞしのひとへをかさねてきるなり」餝抄云、衣付單、自十月一日至三月晦日尋常三領、練單衣非老者單文綾單衣、但三月末二月頗及暑氣者衣一領重綾衣歟、生單衣平絹、以之號一重又無難、二領三領ノ染衣ニハ下ニ不重白衣時不用白單衣、一重生單衣ハ染衣ニカサヌルコト無憚、尋常定事也、自四月一日春夏モ一重ハ着レドモ此日已後ハ必定用之也至五月十餘日近代五月不着衣用一重衣、壯年之人ハ若鷄冠木薄色、宿老ハ白衣ニ帷ヲカサヌ、至二月末三月着之稱帷重也自五月十日近代四月下旬猶如此至八月十餘日四イ平絹生單衣、保延以後雖衰老次將輩更不着帷、近代皆着之、自放生會比至九月九日綾生衣一領、平絹生單衣也至九月晦日着之無難、其色女郞花朽葉薄色蘇芳薄青黃青裏等也畧自九月九日至十五日又如四月張生一領着之、生モ練モ任意也

○生衣之事　餝抄云、自放生會比至九月九日綾生衣一領、平絹生單衣也至九月晦日着之無難、其色女郞花朽葉蘇芳薄色薄青黃青裏等也、故院御時成菩提院御念佛結願、八月上旬之時壯年之人皆着生衣、晴ニハ猶可着歟」或人衣抄云、文治三年新日吉小五月會、中將忠經少將家經着生衣參、夏始生衣自是始、其後通宗又着之、通具又着之、其後遍滿、古老不知此事偏新儀也」養和元年八月梶井宮受戒、供奉殿上人多着張衣、少々着生衣」治承三年秋左中將泰通朝臣年三十三左少將通資朝臣年二十八共直衣着白張衣、少年所見也雅賢

たどり給はぬなるべし

○やよひのつごもり品川の驛にゆきて日野前大納言殿に見え奉りける時御遊の日衣ひとへは生しを着給ふかねりの織物を着給ふかと問ひ奉りければまたいとさむきこゝちすれば着越すべしとおもふなりとの給ひしが朔日ごろより空いとはれて六日の御遊の日はやゝあつさもようしぬればこの大納言殿も白生單衣に黄の生の織物の衣を着たまへり、よくあないえれるものにとひぬれば練と生と同じ色紋の衣單を二づゝぬはせてもち下り給へるとぞ廣橋殿をはじめその外の人々もさこそありけり、卯月はじめなれば冬の袍を着越すべきなど好事の人のたまへど公家は日毎に冬の袍を着てはべればこそ祭のころまで着こすの法もあるなれ、武家の人ことさらにきるうへの衣を時をたがへて冬のを用ゆることはりはあるまじとまろはおもひはべるなり

○遠藤但馬のかんの君ぞ白生のかとりのひとへ白つつじの衣表は白生の綾文雲立涌裏は薄紅の生なり、我口入し奉りしはこの外にも多く生綾のひとへもはべりき

○彥根中將の君は今樣いろの綺の出し衣紅のうちひとへ薄色のさしぬき下くゝり亂緒なりし、いと〳〵たらひたるうるはしさなりけり

○なをし衣冠に衣を出す事あがれるよにはあるまじ、枕冊子にみえたれば一條のみよのころよりの事にもやとおもひしかど淺深秘抄に貞信公の說に山吹の衣は出し衣にせぬよしみえたり、この說まことならば延喜にはやありしとすべし、そはとまれかくまれ下の衣をあましてみすることは風流優艷のあながちなる失とすべし、されば武家の君達はさらでもありねとおもふはわれれいのかたくなしき本性の說なるか、この衣をいだす樣はまさ亮につぶさなり

○下絬の緒ひくことも出し衣におなじ但そのさままさ亮にはみえず

○出し衣の製に樣々あり、長さは身のたけより五寸斗を長くしてわきをあけたるあり、又わきをばぬひて背を下より二三尺ばかりあけたるもあり、三條家より彥根殿へ調べ贈られしもわきをあけたるなり、おもふにこのふたつの制ともに古樣ならず、たけはさのみは長からでわきも後もぬひふたぎたるがよきなり、これを出し衣にも着こめて用ゆべし、かの但

矢の兵仗になりしことはさらでもとおぼゆれ弓は八張弓のうちに相位弓といへるなりけり

○こたび御車副をはじめて召具せられたりかち衣卷纓緌襖袴帶劔なり、このみくるまそへのさうぞく付樣の事によりてなにがしどのにまゐりけるに久しうまたせたまへりはらだゝしうなりてあら〳〵しうののじりたればあひたり、されどおぼろげにては便なからんとおもへればいとよう敎て歸りにき

○卯月のはじめに柳營にて御遊あるべしとて上達部うへ人かく所のものも下り侍りぬ、こは新任の大饗になずらへられて文政六年の例によりてぞ行はれはべるなり、まことに新任の饗ならばひのさうぞくにてあるべきにたゞそのよしばかりなればにや都の人人はなをし衣冠かく所のものぞ束帶なり、さればこなたにても上達部はなをし四位五位は衣冠を着られたりけり、さてうつぼの衣冠をのみ着つけたれば衣ひとへかさぬる事はしりたまはぬをわが父執政の御方々にかれこれきこえ奉りてつゐにかさねられたりいとうるはしかりし

○こたびは夏になりぬればいかゞはすべきなど問來す人も多かりけり、四月の衣はねりも生もこゝろにまかすとみえたればねり地にても生地にても綾織物または練薄物など用ゆべしひとへはすゞしの絹又は生の單文綾なるべしとこたへ侍りし、しかあれど執政の御かた〳〵は有文の生の衣にひとへはあるにまかせて冬のを用ゆべし、參政の人々は無文の生の衣を着べしとぞいひ合せ定めさせたまへればなべて四位より上は有文五位は無文の生の衣を用ゆる樣になりにたれどもとよりかくいふ制もなきことなれば五位の中にも有文をきし人も多かりけり

○凡武家の風は太平のいまも鼓腹の樂にほこらず專ら軍旅の備をかたふしたまへば兵はひとりも多く扶持せんとおもひたまひ馬は空閑なからんことをせちにおもひたまへば此ついへにたへずして生の單衣一領をだにあたらしう着たまはんもやくなしとにやあるにまかせて冬のを用ひ給へるはいとよくかしこくおもひとり給ひしといふべし、ことに弓馬かせんの道はあきらめさせ給はめ服制の故實まではしらせたまはで薄物のうへの衣に生しのきぬ重ね冬の單のあつかはしきにあせし給はんことはよしなしともゆめ

ゐりて列立し五位のひと〴〵は扈從し奉ることになん、まろは鍋嶋紀伊守の朝臣の衣文を奉りし、よべより雨いみじうふりて御まゐりあるべくもあらねば心にもいれずつけたりけるうへの衣の後のひだうるはしくもあらざりけれどえつくろひもせで出し奉りしを遠藤但馬かんの君みたまひていみじうほめさせ給ひしと聞しはわらはれたらんよりは顔あかむこゝちしたり、この君は才たかくおはしまして又花園の大臣ならねど衣文の道をもよく心得させたまふ武家といへどもかの東の野州の御名殘にてなさけふかうおはしますなるべし

○紀伊のかんの君革裹の劒をはかせたまへり、いとめづらかにて衣冠にはうちあはぬ樣なれど武家なればかゝる事ぞ中〳〵におかしきと但馬の守の君ののたまひしはいとうれしかりし、われも左おもへばこそ佩かせ奉りしか

○やよひ四日うへも内の大臣の君も紅葉山の御宮にまうでさせたまへり、こはこぞのはる太政大臣にのぼらせたまひ内の大臣の君は從一位にすゝみたまへる御よろこびごとなり、早うもまゐりたまふべきを最樹院殿かくれさせたまふて除服の宣下はかうぶらせ給へどなほ御宮にははゞからせたまへるなり、府生をも給へれば御隨身の數そひていと〳〵めでたし、一員にやあらんうへは增山河內のあそん內の大臣の君は森川內膳の朝臣をぞ（此君のさうぞくを我たてまつりけるなり）具せられける、こは庭上の御尻にさぶらひ給ふなり、こも金襴の襖なりしをこたびぞ當色にあらためさせ給へればうるはしく尻つくり下がさねにかさねて三寸ばかりみじかくてかけたるは例より見所侍りき、うちのおとゞの君御隨身の數などぞいま一際及ばせ給はねいち員の衣文のうるはしさや父君の御光にもけたれさせ給はぬなるべしと獨笑せられし、（增山河內の朝臣の衣文はわが弟子武久おやこにて奉りし也）

○御隨身の弓は儀仗にてありけるを寛永のためしとて（日野資勝卿記に見ゆ）兵仗の弓矢にあらためかへさせ給へり、されば胡籙も兵仗に負はすべきなりとおもひてみぎを矢尻にして奉りしが、增山の君も府生番長近衞までにはかにさたありて皆さなりしが、內膳のあそんにはいかなることものたまはざりしいぶかしきことなり、もとより兵仗に奉りしゆへなるにやこの御弓

五尺ばかりなるを

後松日記卷之四終

後松日記卷之五

○凡日記といふは一日二日と日をものしてかくべきをこは日並もかゝねば日記とはいひがたかるべけれど文机のうへにおきて日ごとにみしこときゝことひやりし事などわすれては名ごりなからんを書付るによりてかくはいふなり、されば部もわかたず筆のまに〳〵なり

○春のよろこびをいひだにはてぬむ月の十日ごろ毛利少輔入道殿より康保三年八月十五夜の月宴の夜のさうぞくの事をとはせたまへるによてなをしなるべしときこえ奉りければいみじうなんじさせたまへり、そのことわりを陳じぬるに又ひとの國のことまで引出て勘文をたまへるによりてわれもまた勘文を奉りし、その外わきあけの袍のこと阿保親王のざうのことなどをとはせたまへりしが毛松問答とてべちにものしぬればこゝにはかゝぬなり

○衣更着の八日孝恭院殿の五十回忌の御法あり上もまうでさせ給へれば四位よりかみはさきに御廟にま

同

夫旗者兵家之重器三軍所貴故欲令鬪戰旗先立勝負決降魔退散强敵切亡其方父子爲旗奉行數戰軍兵敎行自在德神通微妙當家面目加之百戰百勝且非武勇甚且非武畧盛只所依八幡大菩薩加護旗旌皆以人心所一也人心既一則勇者獨進事不得怯者獨退事不得依之云劒其一夫勇旗萬人之勇旗不動則諸來敵猶豫疑軍場之勝負此奉行賢不肖有兩人稱分國柱礎者也爲龜鏡如件

元龜貳年辛未九月十日

岩手右衛門大夫殿

○楊井松雄のうし廣尾の野べわけつるかへさにかの野にて折たるとて萩すゝき女郎花きゝやう刈萱などもてきぬ花瓶にさして簀子に置てながめゐたるほどある人きたりて月見には まだいとはやしとろうじていふ（このわたりにては八月十五夜にしこき數十五柿くりまめなど□□にもりてそのかたへに花がめに秋くさいろ〱さしてすの子などにおきて月にたむくるなりけり）いにしへしらぬ人よとかへりて心おとりせらるれどはしたなめむもむらいなればつきなからずいらへしたりし、いまのよには花がめに花さしては床に置又は床ばしらなどにかくれど古は床てふものなければ簀子などに置てながめはべりしなりけり

其證文

古今和歌集云そめ殿のきさきの御まへに花がめにさくらの花をさゝせたまへるをみてよめる　さきのおほいまうち君「としふれはよはひは老ぬしかはあれど花をしみれは物おもひもなし」源氏榊巻云、もみぢはひとり見侍るにゝしきくらう思ひ給ふればなむ略かやうなることを〱まぜたまふを人もあやしとみるらんかしとこゝろつきなうおぼされてかめにさゝせてひさしのはしらのもとにおしやらせたまひつ」清少納言枕册子云、おもしろくさきたるさくらをながくをりておほきなる花がめにさしたるこそをかしけれ、さくらのなほしにいだしうちききてまろうどにてもあれ御せうとの君たちにてもあれそこちかくゐてものなどうちいひたるいとをかし、そのわたりにとりむしのひたひつきいとうつくしうてとびありくいとをかし」又云かうらんのもとにあをきかめの大なるすゑてさくらのいみじうおもしろき枝の

ひ給ふいとことはりとおぼゆ、御帶は有文玉巡方、御横刀の緒は紺地のからくみ黄いと唐鳥のばん繪なり、すゞし營中御遊の日は御ゑぼし直衣にて御衣二ッばかり着たまひし、又内府君にも田安淸水一ッばしの君達へも尾州紀の國水戸の君にも繁文冠異文の袍等をたまひあるはなをしをおくり給ふ、此春敕使にたいめんさせたまひしときはひたゞれに立烏帽子きたまふ、又御すそのやくには位襖をきよと仰せごとありけるは萬たぐひたるみよのかしこさになん

○かく萬にたぐひたるみよなれど大儀の日主は束帶すれど從者は尋常の衣服をき又やごとなき人々もたやすく車代にのることをゆるいたまはぬことなどは本意なきこゝちす

○柳營の御使を賜ふときは使の尊卑をいはずやごとなき人々も門の外まで出むかひてこれをいざなひ殿の上の座に着しめ我ははるかに引さがりて平伏して上旨を奉ることになん、又堂上の禮はさはなし勅使中門の邊に來りて家司に逢てことのよしをいへば家司寢殿にまゐりて勅使參來の由を申主人座をたいのひさし（又しん殿のひさし時の使に從ふ）にしかしむ、主人の座も勅使の座もともに圓座なり、主人いで、座につき勅使をよばしむ勅使まゐりて賜ものあれば主人のまへにおきて座につく敕旨をのぶ主人揖してかしこまりたまふのよしをのたまひ敕使に祿を賜ふ敕使纏頭して階をくだり再拜して還出内裏にまゐる、主人拜をうけずしていりたまふがつねの例とおぼゆ、いかなれば敕使を奉るに禮をおごそかにせざるかその故をしらず

○郡山藩中古文書のうつし

就出陣御使殊兩種贈
賜大悦候仍向犬居及
行登處彼各悉屬本意
候於時宜者可御心易
候委曲山縣源四郎可
申候恐々謹言
（追而其方人數者不及出立候歸陣之節可申宣候）
九月十六日　信玄（花押）
岩手能登守殿

ゑにみえぬれど此ものがたり後のよに書しものなればはじめの證にはしがたし

○上下とは何にても上下そろへたるものを稱すれど唯上下とのみいへは雜色のきる萌黄朽ばなどの上下をいふなり、體製かりぎぬのごとくはかまはくゝりばかまなり　其外は水干の上下などいふ、扨室町のよにては素襖のことをかみ下といふ、いまの上下をばかた衣ばかまといふ、又上下替りたる素襖もかた衣ばかまもあり、又うら付のかた衣袴もあり

○柳營のみさうぞく大神祖已來の御おきてをつゆ改め給はず丁子唐草の御袍冬はつゝじ夏はすはうの御ゑたがさね紅の御ひとへ窠霰の御表袴をわかう盛におはしましても宿德にものし給ふてもおなじことにてはべりし、いまの大君天が下政ごちたまふ御いとまには服制のふるきためしをもかしこき御心にかけさせ給ふれば其みちの博士どもがすゝみきこへ奉ることをもよくあげ用ひさせ給ふれば月々日々にすたれたるをおこしむかしにかへるめでたさを都にはいふもさらなり吾妻にはなにがしらがはかなきこゝろにさへ限りなくうれしとよろこびあへることになん、いにし文政五年左府御轉任の時より御袍は大の遠文を用ひさせたまふ、御下襲も遠文御奴袴は八藤の固織物をぞ用ひさせ給ふ、扨御冠もしげ文を用ひさせ給ふ、こは君もとよりのみこゝろざしにてはべりしか、重文の羅は攝關家にて再興したまひおのおのその文樣ありて他家みな攝關家に申うけて用ゆ、わたくしに用ゆることをゆるさず、かけまくもかしこきみかどさへ加冠の大臣の文樣を用ひさせたまふ、これ朝廷おとろへて藤氏威につのり臣として天下に制をたつるのつみ淺からずといへども今天下にこのるい多くして禁ずるに不及ところなり、されど大君攝關家に請たまはん謂もなければ新に文樣をゑらばせたまひて高倉家に調進させたまひしになん、ことしやよひ太政にあがらせたまふ日は宿德のみさうぞくにて御下重はつゝじなれど宿德つゝじつれのれいなり、かれては柳を調進ずべしと仰せられぬれどやなぎは祝にきぬとて高倉家とゞめさせたまひぬ、このことまへの筆記にかき置ぬ　御袍も御袍はしろの大文の小あふひ　御單もしろの遠一ツ菱　御うへの袴もみなゑろがさねを用ひさせたまふ、夏の御料は青朽葉の御下がさね御袍の御文は雲鶴の遠文こは親王大閤の用ゆる文なり、今人臣の重職とならせ給へばこの文を用

のためしもあらずやといらふ、この人はさる博達の子にてはべればめでたき物がたりもなくやは、あるにいと〳〵にげなまことといへばあて〳〵しうぞきこえたる

○ある人われに觀相のみちはしれりやととふ、もとよりしりたることにはあらねどしらずといらへんもはへなければまづ愛奸臣退忠臣百姓をくるしめ無道を行ひ讒を信じ無罪を罰すこれを亡國の相といふ、婬食をほしいまゝにすこれを亡命の相といふ、おごりをきわめ不用儉約これを亡財の相といふ、賢人をそしり朋友に信あらず女は三從の道をしらずこれを亡身の相といふ、これをつゝしむを吉相といふ、顏のしわほくろ等を論ずるはいともうきたることなり、まろがみきわめし相につゐにむなしかりしことはなかりしとくちにまかせていふ、このとひしおのこ少し短慮なるによりてそこには不和の相ありよく愼むべしといひおきたりしは心のうちほゝゑまれし

○殿の字は清音によむこと、おぼゆ、殿上人殿上殿下など皆すみて稱するなり

○掛莚　申次記錄云、花の御所にては略番頭已下は中の御末よりかけむしろの內へ被參てうら辻の外にて頂戴なり」又云、がけむしろと申は上の御末と中の御末との間に高敷居あり其上よりかけられしなり、莚は貳枚にて候得ども一枚が中をわりてへりをつねのごとくさし候へば小まい四枚になりしなり一間のところにかゝり申なり

かけむしろの製はまへにみえたるにてよくきこへたり、へりはなにをもさすべし、これは軟障などひくべきあらはなるところに下ざまにてむしろを張しがやごとなき御所へもうつりしものならん、いまも越路にてやごとにむしろかけたるとこしの人に聞たる

○莚にさま〴〵あり、廣莚長莚大和莚出雲莚小町莚の類あまたあり、いまだその一品もしらず本意なし

○いまの上下はいつの比よりか出來しと問ふ、松永彈正がはじめしなどいへど證なし、げに元龜天正の亂世にはむねとこれを用ひしとはみゆれど、成氏年中行事伊勢守貞宗記蜷川記のことなり等に見えぬれば室町のはじめにははや着しこと明らかなり、又しづか物語の

のかたへに三十三間堂とていと棟行ながき堂ありあまたの佛像を安置す、この軒の下を射通すべしと能射の者をゑらびて試られしこれぞはじめなり、そはかねて此ことせんとて稽古せしにもあらざりけり、當今は唯いかで人よりまさりて矢數多く射通さんとて十とせもはたとせも此ことをのみを專稽古して的をだに射ずまいて外の道をば何をか學ばん、扨そのとほす矢もいと少さくかろげなればおも鎧の裏かくことはあらじかし

○いまの軍學は太平の後多くは定めし法なればかの素びきの精兵の類多かるべし、むかしは七書に通ずるを以てせり、これに通じて今に用ゆるときに必勝なにのうたがひあらん、又鎗劒柔術等皆太平の後よにひろがりしものなり、足利のよまではなし、さればひとへになきにもあらず、令に弄槍といふことみえ、又兵法といひしはいまの劒術なり、兵士は稽古せしこともありとみゆれど今のよのごとくにはあらざりし、柔術ぞむかしは相撲にてありしをひとのくにより此法つたはりていまはもはらになりたり

○相撲のおこりは誰もしりたることなればいまはたしるすにおよばず、むかしは相撲人とて其人定たれど中ごろは武士皆これをこゝろみて合戰の時組打の用にはせしと盛衰記又太平記等にみゆ伊勢貞親が其子貞宗へ敎訓せしふみにもわかき壯なるをりはよりより相撲を試べしとかきおきし

○烽火のことは令にもみえたれどいまのよのごといろ〳〵のつくりものをあぐる事はまことにむえきのわざなり

○いまのよ水馬とて裸背馬にわれもはだかにてのりて浮ぬ沉ぬわたすことはまことに無益のざうさなり、敵河岸に鏃をそろへてまつらんに我たゞ一騎すはだにてわたりたるともなにをかしいださん、唯千騎も二千騎も一同にうまつよに水をせかせて歩立もわたらんにさらにあやまちあるべからず

○ある人來りてかしこにては親を絞りぬこゝにては子をうちころしぬなどものがたりす、きくも物うければかゝる不孝の子不慈の親わが日本にまことにありともおぼへずはたありともおばすて山の月にはなぐさめかね勝母のさとにはえゆきやらざりしむかし

き裾濃が紅の匂ひなどにおどして（菱縫たゝ木あげまき緘處金物等古法の如く）袖も同いと籠手はまへに書し觀修房の小手大立揚の銀磨の臑當つけ熊はの頰貫はき赤地の錦のひたゞれ（又は青地黄朽葉）兵庫くさりのたちに虎の皮のしりさやかけきりふの矢をさかづら箙にさしておひ白重藤の弓もちて青の馬に紅の厚總かけて打いでたらんはあたりをはらひてみゆべし、されどかゝるいでたちして敵に押付みせたらんはにげなく口をしかるべしよく必勝のいくさに用ゆべしあやうきいくさには用意せんもうべなるべし一敵にうち向ふとき甲冑の着なしにてすき間多くも又なくもなるものなり、射向の袖をさしかざししころをかたぶけて進ばさらに透間あるべからず、又いか樣につゝみたるともそら仰ぎて進ば内甲射られも突れもしつべし、又脇ひき付たるとも弓射たまはん時打あけたぶ〳〵とし太刀を上段にかまへなどせば脇の下突よかるへし

○太刀刀の柄はつようかたうせんがために卷事なるをいまは手だまりの爲とてひしを高くまくわろし、ゆがけをかけては太からぬがよきなりひしありても手たまりにならぬなり、この序にたち刀の故實もいはまほしけれどうるさければかゝず

○いまの韘は的前堂前などに用ゆべし太平の用にして非常の爲にならぬなり、いかにとなれば大ゆびことの外太くかたし是をかけぬれば太刀をも槍をもとりがたし、さればこのゆがけにて稽古するはいらぬことなりもはら非常の用をこゝろがくべし、さはいへどまろもかゝるゆがけにてつねにはゐるなり

○又騎射は小笠原家に（平兵衛殿の御家をいふ）よらずしては射る事ならぬなどこゝろえたる人ありすぢなきことなり、凡武士の弓は皆馬上にてゐることを尋常とこゝろうべし、戰場に向ふに馬にのりて出るものゝ弓射るたび每に下馬することもならぬ故なり、されば國持郡領の家々に彼家によらずして稽古せさせたまふあまたあり、又御寄合組の人々もわたくしに稽古したまふこれよき證據なり

今の騎射は流鏑馬の稽古なり、やぶさめは的とさくりのあはひ無下に近ければそを遠くして射るなり、この外に犬笠掛あり、おの〳〵故實多ければ其道にいりてよく稽古すべし、これら樞要の武術なり

○まへに堂前といひしはこの御代のはじめ京都大佛

らぬ事なれば筆のついでにかき付なり
むかしは兜も籠手臑當も鐵の處は皆うるしもてぬるなり、いまは銹色にするなり、これは後の代信家如きのうるはしき函工よに出來て漆もてぬりかくさんはくちおしとやかゝることおもひよりたるべし
ある人甲冑の製古今いづれか便なりと問ふ、古にも今にも利用とり〴〵あればいづれとも一言には定がたし、古今をかよはして用捨して作り出さば實に利用を得つべしと答ふ、こはとふ人の故實しらぬ人なればおもねりて答ふるなり、今のよの製に便なることは甲の浮張げにしたゝかに打れたらんときひらき少なくやあらん、又表帶のしめ樣おも鎧着たらんにもかたひかれず腰もよくしまりて便なり、いにしへの製にては胴丸にしむる故腰のしまり惡し、されど太刀を帶は難なし、短刀と長き刀と二腰さしてはいよ〳〵惡し、いまよの胴にて利用ならぬは小札にても鐵胴にても段々のあがきなくとぢ付て浮張をし段の數も多ければ喉につまりて惡し、すべて屈伸自由ならずあしく落馬などせば必あやまちあるべし、又小手をわた上に付るは早く着むずる時ひまいるべきなり、又古法なれば陣中にて小具足ばかり着たらん時にわかなるときは、その上に胴を着て直に打出べし、引合のをも繰しめの緒もむすばで難なし、太刀はかれてはきて居べし、くさずりの下に成ても難あるべからずされば馬上ながら着たるためしもあるなり、いまの甲冑は多くは太平の後函工が心に考へ出せしものなればたゞつゝみつゞけて透間なきことをむねとす、これ白引の精兵といふべし、函人いかでか勇士のみちをしらんや、いにしへの胴丸腹卷などといま樣のものとをあはせ用ひたらんには必不覺のことあるべし、たとへばいにしへの腹卷胴丸などの胴たけ短くわた上長くして首のあたりよくすきたらんに喉輪も付ず今の日根野しころの甲着てしころわづかに首にそひて襟のへんまでさがりたるを着たらば首のほね喉の下など射よかるべし、いにしへのしころは大きなる故難なし、肩までも覆ふをゐ首にきなしたらんには更に透間はなきなり、いまのものにて篠臑あてなどはもちひてうべなるべし、若大將などのおもふさま花美にいでたゝんには甲は白星の五枚しころ四方白地板銀なるべし大鍬形うちて草ずりあくまでひろき鎧に裾金物しげくうち弦走は不動の文又は三匹の獅子むらさ

く故必用ゆべし

●膝鎧は中ごろよりのものなれど草摺とすねあてとの間すく故用ゆるもむべなり

●面頰はふるくは多くは用ひず、太平記にその名みえたり、後三年の繪前九年の畵等にもみえたり

●手葢はまへにも云しこと義經朝臣の形を用ゆべし、今のよの指先がねなどあるはことに惡し

●臑當はふるくはみな筒臑あてなり、篠はなし又大立揚はふるくはなしたゞ膝口おほふ斗の大サにしたるなり、されど草摺とすねあてとのあはひすく故大立揚にしたれど膝鎧用る時はなにのおそれかあらん

●半首は內かぶと射さすまじきためなり、水口しり給ふ加藤家に傳し形を用ゆべし

いにしへは大將もさぶらひもよろひをなべて着たり、これ戰場の通服なり、ことにいやしきものは（舟軍の水手のゐる後三年合戰の繪にはたさし着たり）胴丸を着す

●杏葉は肩先きられまじき爲に付しもの歟、ふるきよには胴丸には袖なくて籠手の冠の板と肩上との間すく故大なる杏葉を付たり、（後三年合戰の繪）さて胴丸を人々しき限もきる時より鎧のごと袖をもぐしたるべし、されば杏葉かたにありて不用なる故こはせかくしにはしたり、これより杏葉少さくなりにたるべし（いまのよのは少さし）

●腹巻は水干狩衣などの下にきて夜行野外などにきるものなれば戰場に用ゆる時は鎧胴丸などの籠手袖などかり用ゆ、さればふるきものがたりに腹巻に袖つけてあるは籠手さしてなどみえたり

いにし春上玉付たる兜をえたり、この上玉もふるきよにもありき鞍馬寺の古甲後三年合戰の繪など（缺文）

●鎧の緣革には赤地に五ッ星の革を用ゆ、腹まき胴丸にはさうぶ革を用ゆ、又不動の文の革は甲の眉庇吹返鎧の弦走等に用ゆ、はら卷胴丸にはにげなし

●鎧の札はひらくして大きし上丸し、腹卷胴丸の札は細くして上とがり肉厚し（うるしもて肉をたかくするなり）

●よろひはけさうの板付て鋲もて打付又高彫の金物を伏付たるもあり、はら卷胴丸はけさうの板なくて八相金物にて打付、又古製には伏輪に毛彫したるはなし又伏輪は多一處にて合なり

●裾金物も鎧の外に打たるはにげなし、（鎧にそふ甲已下にはうつべし）又小櫻鋲は鎧に打し例なし、是等のくまぐ\人のえし

のよろひをもはら着しことはこの比までなればなり、太平記などによろひ〳〵とかきし中にもなからは胴丸をきたりけんとおぼゆ、正成朝臣の遺物皆胴丸なればさおもふなり、等持院殿のざうは小具足にて脇楯付たればよろひを着たまひしとみゆ」又太平記の中にも弦走などいふこと見ゆれば鎧なきにはあらぬなり　その甲冑の本とすべきはまへに論し置ぬ、かぶとばかり傳へて本とすへも一ツ二ツあり　袖もその甲冑に具したればべちにいはず、籠手は南都興福寺觀修房につたへし義經朝臣の遺物を本とすべし、金の金物などは心にまかすべし　臑當は加賀國多太社藏及祇園偶人のを用ゆべし、ひざよろひは肥前松浦家所藏こは小札もてあみたるなり、今のいよ佩楯も尾張國地藏院の藏尊氏公の御ざうにかよひて古様なり、喉輪も所々にのこれり今の製作にかはる事なし、頬あては後三年の書にかきし半頬ぞ古様にして又便なるべし

●兜は重忠のかぶとのごとき誠に古様なり、天邊ことの外に太きくげにうつぶきなばいさせもゑつべきこゝちしつゝなりは丸み少なく前後おなじ様なりされどこの甲古様にすゝみていま此ごとくうたせんも本意なきこゝちす、嚴島の義家朝臣の甲などぞいとよし、ゑころも饅頭ゑころとて丸くふくらみたるは古様ならずたゞ札をあみまはし下りたるまでが古様なり、又うら張は多くはせずこはもみゑぼしきる故なり又したるもあり、革をうるしもてはり付たるなり、いまのごとうけばりにすることはなかりき

●胴はいかにも胸板せばくして千檀鳩尾の板は太き成を用ひわき板はひろきが着よきなり、むな板ひろく脇板せばくては屈伸あしく又ひろきむな板に千檀鳩尾の太なるは付がたし、後代の鎧はむな板ひろき故千檀鳩尾無下にちいさくなりたり

●袖は大袖なれどむかしの袖はしゐてひろからず、いまのよの大袖は中ごろよりぞ出來にたる、又壺そでは多くはらまきにそひたり胴丸にも用ひて難なかるべけれどよろひには必用ゆべからず壺そでは冠の板を引かへして上のひろきも下のひろきもあり

●喉輪は今様の具足には不用なり、今の胴は面頬の涎懸にてたるべし、古製の鎧腹まき胴丸には必ず用ゆべし、その故はいまの胴は段の數二段多しよつて胴たけ長ければ喉に近くなるなり、古製は段の數少ければ胴たけも短し、鎧は千檀鳩尾にて胴のあいだながくはかくるれど胴丸はらまきは無下にのどの下あ

にては日本武尊の御物とぞいふ、又一領あり紫すそ濃いろはいとあせたり、重忠のよりは百とせあまりも後のよの物か、草摺にためあり札も少さしかぶともいとぐしたる製なり、又京にありしときくらまにまうで、侍りし時義經朝臣の甲冑をみたり、こはさきに函工岩井某が修覆しぬればなからは古様をうしなへり、びしや門堂の傍に安置せし、此堂近比やけぬればともにやけやはせしおぼつかなし、又法師の所藏鎧二領あり紫の端裾濃なり、御嶽山の紫裾濃よりは少しふるくみゆ、又甲州菅田の社に楯なしの鎧ありこも後の代修覆しぬれば古をうしなひし所多かり、ふるき鎧をみしことは先これにてとゞめぬ、腹巻はいせの神戸をしり給ふ本田家に楠正行の腹巻あり、狩野家に二領あり、こも元弘建武の物とみゆ、胴丸は京都の商家大森三郎兵衛が藏大森盛長が胴丸、（集古十種に大坂商家とみえしは誤なり）又祇園會に所用偶人の胴丸、みしかぎりにてこはこれらぞ誠に古きものにて今の規則とするにたれり、又たゞにはみねど書にうつせしにてみれば嚴島の社藏義家朝臣同藏小松内府の甲冑又小櫻縅の古鎧、日御崎の社藏賴朝朝臣の甲冑、南都興福寺の藏梅の金物の古鎧竹金物古鎧義經朝臣の古鎧（牡丹の金物獅子文の弦走）是寺皆燒失せしか今みることをゆるさず、備前上寺の佐々木盛綱の甲冑これらは皆うたがひなきものなり、腹まき胴丸巳下も數へていはまほしけれどうるさければもらしつ

甲冑の圖世に傳はりしものあまたあれど今桑名をしらせ給ふ久松松平左少將入道殿の撰ばせ給ひし集古十種ほどめでたきはなし、此書出來し後はみな不用になりぬめり、天が下ひなの限までもいたらぬくまなくたづね入させたまへり、さればいづれの社にも寺にも人の家にもかれが遺物ありなど世の人いふとも我しらずこの書にいらぬは多くは僞物とすべし、さて此書にのせられたる中にも疑しき物あり、これかれなどあかし云はんは神のみたから人の調度にあたらきずつくべければ冥慮もいかゞあらん人も腹たたむとかしこければとゞめつ、かゝるめでたき書撰ばせ給はんにその用捨なくひとへにいれさせたまへるはいかなるみこゝろにかあやし

筆のついでに甲冑製作のこと少し論ずべし、まづ甲冑の法式は鎌倉の末までにとゞめぬ、そのゆへは本

てあたゝめて瓶子にうつして用ゆ、晴ならぬをりはたゞにこの銚子を宴の座にもちいで用ゆべし、志かれども元三の 御藥には 瓶子にうつさでてうしを用ゆ、西宮記云供御酒侍醫藥生等溫御酒和合御藥盛銚子、謂蓋擎子覆蓋又江家次第云次供御料酒御銚子有蓋擎子、御盤上居金銅金輪其上居銚子云々これをもて考ふればひさげの銚子やふるかりけん、金輪の上にすえむに長柄にては便なし、又長柄をおもく用ひんには御料の酒をひさげに入むことわりなき故なり、中ごろよりぞ片口の銚子をもはら晴のとき用ゆ、多くは銀もてつくれば銚子片口白など古書にみゆ、ふたありこはつゝみなどすることはなし、又足利の代より兩口の銚子できたり、この兩口のことを安齋翁の說は亂酒の時左右の人に中に居ながらつぐ料に付しなりとぞ、げに亂酒の時は便なるかは志らねどさか手にはつぎにくかるべし、はたかくせしことありとも古書にみえず、されば唯片口にてありしをなにの用ともなくたくみがこゝろまかせて新作せしが兩口相對してみよければよにひろがりしとすべし、もとより首盃切腹人の料につけしにあらぬとはいふも更なれど今この 銚子をかゝる凶事に用ひんには常の口は用ひずさかの口を用ゆべきなり、この兩口の說のごときはいはぬがかしこかるべけれど筆の次に

○むかしも酒のむ人はよく志ばしのほどにものむものなり、大饗には待あぶらとて尊者の來りたまはぬまへに外記史などさけのむ、五節の所とぶらひて有立かはらけとて小飮す、あかずおはんかし

○むかしは盃をさすに空盞をさすことなし、酒を盛てさすなり、されば御盃を賜はりぬれば別盃をめしてさしかへ賜はりておりて拜舞す、北山抄源氏ものがたり等にみゆ

○まろ年ごろ甲冑製作のことに心をかけて侍りし又よく古物をたづねもとめしにあるはふかくくらにこめおきてみる事をゆるさずあるはさかひはるかにして心にまかせず又天が下に多くもあらざりけり、まづみしうちには秩父の御嶽山に傳し畠山重忠の甲冑札はいと大くうるしもたゞぬりたるまでにて地をし肉を付などもせず糸はあかねとみえて六七百の春秋をへぬれどまことにみの時斗のいろなり、兜の天邊はげにうつぶきなば射られもすらん、草摺はためもなく古樣めでたしといふも更なり、こはかのやしろ

闕の威いよ/\さかんにしてつゐに太政の上に列することにはなれり、されど朝參に行立する時は即位朝賀の類なり、小朝拜は此限に非ず、散位の關白は散位の列にたつべし、内辨ならば幸なり又太政大臣はおさ/\參內もせず青馬踏歌の宴にも預からでこれらをみな私第にてみるなり、又野の行幸にも多くは供奉せず、仁和二年昭宣公は供奉したまへり鷹などにかゝづらひては太政の德うすきに似る故なるべし、天皇御元服の加冠は必太政大臣なり、攝關といへども加冠したてまつる事をえずこは有德の撰によるものなり、關白は正官にあらず關東にたとうれば御老中の上座にて御用番をひとりして持たまふ樣なるものなり、これを正官にたいして上下をあらそふははなはだ失錯なり、されば上代はそのさたなかりき

○いまのよ殿上元服とてやごとなき家の子をば御連枝かた已下國持の大名營中にめされ官位を授ひ御諱の字を賜ふ、そのとき元服の禮はせねど官位を授へれば則元服の儀にて難なし冠せで官位に任叙すべきいはれなき故なり、扨いにし年細川左少將うせたまひぬ、つぎのおはせざりければ同姓宇土の中書をやしなひて子としたまひぬ、父の假おはりて御前にめされ加階し侍從に任じたまひぬ、こをまた殿上元服と稱せられぬ、さきに、元服して叙爵し中務少輔に任じたる人のさらに元服すべき樣なし、元服と稱せられずとも御前にめして官位昇進し御諱の字を賜はんになにの難かはあらん、さてこの御まへにて元服することは時平の大臣仁和二年正月二日天皇みづから加冠し給ふ、大臣此とき十六歳その後執柄の若君殿上におゐて元服のれい多し、又新田德壽丸よし野にまゐりて南朝の殿上にて元服したり、この御代のはじめには堀忠俊里見忠義など御前におゐて元服したり

○いにしへの宴饗にはなべて瓶子を用ゆ、いまも節會のごとき公事には同じことなり、古老の說に銚子は酒を煖むるの器なり、されば柄は短くして酒をあたゝめてのち長き柄を短き柄の下にさし入せめかねをつめて鳩のかなものをねぢ入るなりと、實に正字通に釜の小にして有柄有流ものを銚といふとみえぬれば酒を煖むるにいと便なる器なるべし、又倭名抄に酒器とはなけれど溫器なりとあれば古老の說むなしからぬなるべし、酒をあたゝむるに延喜典藥寮式御藥の條に銀の鎗子を以て屠蘇を煖むることあり、倭名抄鐺子の注にも煖酒器なりとあればこれら通じて溫酒の器に用ひて難なかるべし、さてこの銚子に

には授位者限年二十五以上唯以蔭出身者皆限年二十一以上とみえし、まことはかくぞあるべきことなめり

○寬永の頃皇子を養て攝關家の子とせしことあり、見聞ごとに目くれこゝろ亂れぬ、むかしは姫宮さへ臣の家に嫁したまふことは本意なき樣にはせしなり、いまは女王三位にだにのぼらぬ家に都よりはるばる吾妻に下り嫁し給ふことをゆめはづかしともしたまはずよろづするのよにはうたてきことぞ多かる

○養子の制は戸令葬送令等に見ゆれど繼嗣令には嫡子嫡孫庶子をも立れど四位已下は唯嫡子をのみたつること見えて他の子を養ふの法は見えず、子なきはすでに天其家をほろぼす時なりともすべけれど忠臣の門を草ぶかき野原とせんはくちおしからずや、いまの世の法ぞありがたくめでたきなり

○柳營太政大臣に上らせ給ふて後書などみぬ人の關白とはいづれか重しといふ、關白は唯萬機の政をあづかり白すといふことにて內覽の宣旨をかうぶり給へれば萬の政みな關白をへずしては奏することならぬなり、又太政大臣は我德をもて四の海浪しづかに吹風は枝をならさずあまざかるひなのかぎりも化にほこるを以て其任にあたるとす、されば關白とならべていふべくもなし、むかしは攝關をへて太政にのぼる、昭宣公（基經貞觀八年右大臣にて攝政の詔をかうぶり、元慶四年十一月八日內覽の宣旨、同年十二月四日太政に任ず）貞信公（已下年月日略之）謙德公廉義公忠義公御堂宇治知足院法性寺等也、又攝關の職を子弟に讓りて太政大臣にのぼり給ふは御堂の太政大臣其子賴通公にゆづり賴通公又弟敎通公に讓りて太政に任じたまふの類なり、さればむかしより攝關といへども三公の官次によりて着座す、しかるに寬和二年攝政兼家公にいたりてはじめて三公の上に列すべしと宣旨をかうぶりたまふ、（兼家公散位にして攝政たり、又三公の上に列す、これ本官の威おとろへ朝議失せるものなるべし）其後御堂關白寬仁三年攝政を辭して太政にのぼり其子內大臣內覽の宣旨をかうぶりし時太政大臣の下左右の大臣の上に列す、治安元年公季の太政大臣關白の上に列す、九條太政大臣（信長公）承曆四年八月十四日太政に任じ關白の上に列す、同年十月關白左大臣の下に列すべしと宣旨あり、寬和兼家公の例なるべし、保安三年太政大臣（雅實）關白忠通公の上に列す、後世攝

りぬべき時はをしとおもへどせんかたなし、又の條にかうぶりえておりんことちかくならんだに命よりはまさりてをしかるべきことをその御たまはりなど申してまどひけるこそくちをしけれ、昔のくら人はことしの春よりこそなきたちけれ、いまのよにははしりくらべをなんするとぞみえにき、げに緋を着ても紫微宮をいでんことはくちをしからめ

○元服すれど品位を授はらぬはふるき世にもあり、かの黄袍を着て朝參するものなり、則衣服令に制服とあるはこの無位の服をいふ、位なければ高きいやしきおなじけれど親王孫王及公卿の子孫は小葵の綾をあさぎにそめてきる、このあさぎといふ黄のあさきなり、縹のうすきにはあらず四位以下の無位はたゞのひらぎぬを用うべし、親王及孫王等の黄袍なきざる事は位色考にしるせり、黄袍は庶人の無位のきるものなり　さて中比より元服已前童形にて叙爵すること出來たりいとふしぎなる事なり、北山行幸記云わが君は略この月四日はじめて五位のかうぶりたまはり給ふ、これは貞治五年に今の御あるじも御元服よりさきに先かやうにありし御れいとぞうけたまはる、と見ゆるによて諸家の例をみるに凡足利の比よりぞはじまりけん、されど攝關家にてはこの例なし、童にて殿上して元服の日叙爵してかへり昇る古のためしにたがはぬぞめでたし

元服以前叙位任官例

足利義満公 貞治五年十二月七日叙従五位下九歳、同六年十二月三日叙正五位下十歳、同七日任左馬頭、應安元年四月十五日元服十一歳

醍醐昭尹卿 貞享五年二月十四日叙従五位下十歳　元祿五年三月二十六日元服十四歳

轉法輪實綱卿 元亀三年 叙爵十一　同四年十二廿一 元服

西園寺實益卿 永祿四年 叙爵二歳　元亀元年 元服十一歳

徳大寺實淳公 康正二年 叙爵十二歳　同三年 元服十三歳

今出川公彦公 永正四年 叙爵二歳　同十一年 元服九歳

三條西實隆公 長祿二年 叙爵

正親町公兼公 享徳三年 叙爵　寛正三年 元服

正親町三條實福卿 天文九年 叙爵　同十三年 元服

此外諸家之例畧之

○上にかきしごと足利の世より二歳三歳のちご叙爵す當歳もれいありこれなにのいはれぞや、二三歳のちご叙位任官して何の用かはあらん、こは朝廷おとろへて官位皆名のみになりにし故なめり、十にあまりて三四ばかりより任官叙位せんもなんなきか、今

唐御車々副六人冠老懸赤色褐柳單半臂下重朽葉末濃袴黃袙合袴藁脛巾布帶」又云信範記略之」又云元曆信範記略之」又云文應元十廿一信輔卿記關白殿駕車略御車副八人褐衣如例」野槐服色抄云、行啓貞應三正十二唐御車白張御車副平禮可爲褐衣冠之由有沙汰予申止之略　又御禊行啓之時モ御車副褐衣蘇芳ニテ候キ今夜モ若然歟此事又褻時ハ只烏帽子也白張常事也以此由女房申候處强共例ヲ憖被引勘事無之只可然歟トテ被催了、殿上人大夫モ强不斗申大夫ナド斗申歟云々下官令申故ナリ」又云、貞應二八廿二今日中宮可有退出略御車副自後院廳催渡之白張立烏帽子云々」物具裝束抄云、車副事冠緌褐衣襖、袴葉　平禮、白張上下、下袴、亂緒已上如木之時着之　烏帽子コウヘイ　白張上下　藁沓以上細々常如此」

御車副のそうぞく晴の時又は主人の尊卑によりて冠卷纓老掛褐衣あるは平禮白張を着用すと見ゆ

○練はさまぐありと公麗卿の記にもみえたり、又行にもいろいろあり膝行屈行横行傍行鵠行斜行等なり、屈行とは御前ぢかき所にて磬折してゆくをいふなり、なほふかくせん時は膝行なり、横行はよこざまにゆくなり、これを傍行ともいふ、鵠行とはあとに退なり、これを鵠退ともいふ、鵠のあとに飛ぶによりていふなり、逡巡といふもあとにしぞくことなり、斜にゆくことはたとへば東南に行んには東に行て南に折てゆくべきをたゞに東南にむかひて進むをいふなり

○叙位の下名を給ふとき大を以て式部のしるしとすとみえたり、式部は文官を叙し兵部は武官を叙せば文官は多く武官は六府軍團馬寮兵庫の類數少なければ式部の下名大卷なることあきらけし、しかのみならず三位已上は武官も猶式部が叙すれば式部は必大になるべし

○六位の藏人は年齒の老少によらず當參の次第を以て上下をさだむといふは凡朝參行立には太政大臣以下參議已上は官次による自餘の官散位等は位次による同位同階は五位已上は授位の先後による六位以下は年齒の老少によることなるに六位の藏人は當參の次第を用ゆるなり、これは職をおもくするものなるべし、さて極﨟は十年をかぎりて巡爵にあづかることなれど猶奉公せんとおもへば更に末座に加りて新藏人になるなり、第一を極﨟第二を差次第三を姓第四を新藏人といふなり　されどむかしはこのこととなかりしにや枕草子にかうぶりえてお

女藏人内匠、
大空にてる日の色をいさめても
天の下にはたれかすむべき
考ふるに禁色の字は三代實錄延喜彈正式にみえたるが始めならめ、されど衣服令云凡服色白黄丹紫蘇方緋紅黄橡纁蒲萄綠紺縹桑黄揩衣蓁柴橡墨、如此之屬當色以下各兼得服之（謂假令着紫之人兼得服蘇方以下諸色之類、此條包爲男女立制也）かく見えたれば當色以上の色はみな禁色なることしるべし、さて後皇太子の御服黄丹にみだるべき支子染を禁じ、延喜には紅をも禁じたまへり、これらはみな染色の禁なれども西宮記に見えたる禁色雜袍の宣下はまさしくいまの例にておりもの、半臂下襲表袴さしぬきなどをいふなりけり、（西宮左大臣高明公は延喜の帝のみこ、三代實錄彈正式等をさること遠からず）こはこゝろあての說なれどもこの書の中公卿と四位五位と織物无文の制あるをもてしるべし、この禁色宣下を賜ること攝關家は元服の日ゆり給ふ、さらぬ家の子は四位などになりて後にぞゆりさせ給ふなるべし、藏人は六位もゆりてきるなり、よろこびもうしよりまへに宣旨を賜はりてきて出めれ、こやこの職のめいぼく餘官にたぐふべくもなし、さては枕册子にもめでたきものにはいれたるなり、凡色の字を靑赤の色にはあらでもちゆること令式にその例多し、營繕令に凡官私船每年具顯色目、義解に榲樟之類是爲色也、又公式令除附謂免及解黜官位追徵位記皆色別云々、又奴婢當色爲婚云々あるは軍器在庫皆造棚閣色別異別云々の類なり、三代實錄にも禁色は下衣といへども不聽といひて烏犀帶通天帶をもいへり、西宮記には褶衣緋鞦をくはへしにても必染色のみならぬをしるべし、されば四位が紫を着六位があけをきるの類服色令の禁色にしてさて後代は綾織物の下衣袴又三位ならでは白玉帶金魚袋の類六位が通天帶も禁色のかぎりといふべし

○車副裝束之事　御禊行幸服色部類云、寛治時範記云御車副六人着蘇芳褐衣冠黄柳色單下重半臂黄袙靑單末濃袴布帶」又云、江記云殿下御車、略御車副六人着蘇芳褐柳單下襲黄袙靑單靑末濃袴布帶」又云、保安四朝記云殿下御參駕檳榔御車略御車副六人（冠卷纓老懸蘇芳褐衣柳半臂下重黄袙一襲朽葉末濃袴蓁脛巾」）又云、永治二十廿六宇槐云

かくこゝろえず女みづから男の家にすゝみまゐりぬるとおもはゞうち付にさしすぐしたる樣なり、內東宮にまゐるもみけしきありて后町のうち藤壺きりつぼあたりにまゐり住ぬる夜ぞうへはおはしますなりけり、さてまうけの君などうみて後ぞ立后はあるなり

○禁色之事　三代實錄貞觀十二年十二月廿五日云、又內記監物解由狀一准判事、又不聽禁色爲下衣、又聽六位已下着烏犀帶、但有通天文者不在聽限、又着諸禁色皆從破却、但五位以上錄名奏聞、僧尼着禁色仍法苦使、律師已上錄名奏聞」又元慶五年十月十四日云、禁男女着茜紅花交染支子之色、不論淺深無聽服用、以其色涉淺黃丹也」延喜彈正式云、凡禁色者惣從破却、但五位已上並律師已上錄名奏聞、僧尼依法苦使」又云凡諸禁色者惣雖下衣不聽服用」法曹至要抄云、黃丹事、彈正式云、支子染深色可濫黃丹者不聽服用、元慶五年十月十四日宣旨云支子染深色可濫黃丹不得服用、而年來以茜紅交染尤濫其色、自今以後茜若紅交染支子者不論淺深宜加禁制者

案之着件色之時雖禁制重近來之作法或稱欵冬色着用之、或號黃朽葉色着用之、已下男女任意隨望亦無禁制之」

又云紅染事、延長四年十月九日宣旨云紅染深色可禁制之由、去延喜十八年三月十九日給本樣色絹已畢、而年來之間不隨樣色彌好深染、宜重下知從新嘗會以後一切禁遏

案之件色雖被聽禁色之輩依此制尙以不着用、而不賴之類不知憲法姿着用、猶從破却宜處笞三十科決放之」

西宮記臨時一云、諸宣旨、下彈正宣旨、（不奉辨史宣依官符所行也）禁色雜袍敕授、（以上上卿着左衞門陣下之）牛輦車事」又云下撿非違使宣旨、禁色雜袍帶劒（上卿下宣旨）着褶衣ー緋鞦事」餝抄云、半臂、冬禁色之人襴羅、身濃打、夏大文黑半臂、略不聽禁色之人冬平絹其色如常」枕册子云めでたきもの、六位の藏人こそなほめでたけれ、いみじききんだちなれどもえしも着たまはぬ綾織物をこゝろにまかせて着たるあをいろすがたなどいとめでたきなり」新古今和歌集云延喜の御時女藏人內匠白馬節會みはべりけるにくるまより紅の衣をいだしたりけるを撿排違使のたゞさむとしければいひ遣しける、

とは口さがなし舌をぬきてぞこゝちよかるべし
○女は他姓に嫁すといへども夫の姓戸を稱する事なし、我姓戸を稱することはたれもしりたることなれど今のよ下ざまの風衣服の紋など夫の紋を用ゆる樣なればこゝろえたがへるもと筆のついでにかき付るなり、過し文政五年の御叙位の御位記のうつしをみしに御臺樣の御位記は從三位藤原寔子とあり、御簾中樣のは無位喬子女王とありしにてあきらけくしるべし、されどその蔭は高きによる習ひにてたとへば父は大臣にて夫納言なれば父の蔭によるべし、父納言にて夫大臣ならば夫の蔭によるべきなり
○男女婚嫁することは令條に祖父母父母伯叔父姑兄弟外祖父母によりて定むることなり、又先奸後娶爲妻妾雖會赦猶離之とあれどこの嚴制はやうすたれて先みそかに文をかよはし女はたおさ〱返りごともせぬつれなさをうらみこひわたるとし月をかこちさぶらふ女房をかたらひしゐてあひみるあり、又父母にゆるされても猶その禮はなくてみそかにかよひそめたる風情にて三日のあしたぞしうと初てたいめすこれをぞあらはし又露顯ともいふなり、さてのち男の官位もすゝみやんごとなくなりもてゆきて舅の家にゆきかよはんもうるさければ我家によびわたしあるはべちに家居をまうくるもあり、さればはじめより女みづからわれ妻にならんとて男の家にゆきてまみゆることはなかりしなりけり、男こゝろざし深ければよるひる女の家に住わたり内へも參り出入すれどたれもときはの松ならずしてはやも秋風に夜半のことの葉いろかはりゆけばこと方にうつろふもあり、又げにちかおとりしてひとへにみまうくおもふもあるべし、つゐにゆきかふこともたえはてぬるを住まずなりけりかれはてぬるなどいふなり、さてこそいかに久しきは兼家公のまかりたまへるに門をおそくあけぬれば立わづらひぬといふ入給へるに内よりよみていだしたるなり、新玉の年の三とせをまちわびしもあさくはあらざりけらし、さて豊臣氏の世私に婚嫁することを嚴に禁ぜられしよりまことに千歲の令とはなりにけるいみじきことなり、女子は今のあまたのこがねを婚嫁に遣して嫁することなり、こは女の家居をつくらん料なり、女その新造の家にうつりたる日しも男來りてまみゆるなりけり、

りて従四位の下に推叙せられぬ、その文に曰

従去寛政年中依痛引籠雖未本復在
其牀碩學累年既去九月
上皇御幸監和漢典籍不少奉公仍被
推叙事

○堤中務少輔殿も有識口おしからぬ人なめり、ことしやよひ詔書の使にさゝれて吾妻に下り給ひぬ、歸らせ給ふ日別をおくり奉るとて品川の驛にまかりける物語し奉るうち海國兵談はいかゞおもふぞと問はせたまへり、答曰此書の中武士の本體をろんじ血戰を第一にせよといひしはもとよりおなじこゝろにはべり水上の軍に至りては必勝の理をしりはべらず、又その具を調へたるも信用しがたしと聞へぬれば中書の給はく高論々々但長崎の如き樞要の地にかねて大銃を設置むなどの説は尤可なるべしと、又曰尊命のごとく樞要の地にはいかにも其設もあるべし、海岸に石壁を高うして日本國城をつくれといひしは此書中の僻笑ふにたへたりなんぞかく外國をおそれんや、林子平も勇氣はおくれたる人なるべしときこへ奉りてかたみに笑ひぬ、この海國兵談を早くはしらず近頃ぞよみけるなり、もし讀はべらぬさきに此論出來ば詩歌管絃をわざとせらるゝ大宮人と兵書の論にまけなんはいと〳〵似合ぬわざなるべし

○或人有識者といふも伎藝者流にて道を學ずたとへば活花の師範は活花を以て國家も治り候樣に存ずる類にて天下のことは論ずるにたらずといへり、おもふに伎藝者流にて道をしらずといふ其道はいかなるみちぞ、今人として大學論語をよまぬものもあるべからず毛詩尚書もみるなるべし己を正し身をおさめて後萬のことをも學ぶべきなり、さればいかなる伎藝者にても君につかふまつるに忠をつくし父につかふるに孝を以てせばみちをしるものとすべし、もし道を守らず人をころし火を放ち盜をいたせばたちまちにつみせらる、されば天下に道をしらぬものはなきとしるべし、しかるに道をしらぬといふ人ぞまことのみちはしらぬなるべし

本朝政理の書は令十巻なり、其次は格式なり、刑書は律なり、（律は今僅にのこれりそのるゐの書あり）又國史は古の刑政をしるに便あり、これらをしらずして公事服色の故實にも達することを得むや、しかるに活花の師範に比すこ

肩衣袴　同
布衣　親長卿記　東鑑
細長　義政公着袴記
水干　御弓場始次第　義植公御髪置記　義政公着袴記　流鏑馬
長絹　義輝公御元服記　常德院御乗馬初記　薩戒記　故實雜々
小素襖　東山殿年中行事　貞親已來之傳書　細川亭御成記　三好亭御成記
袖細付一重袖細　義輝公御元服記　貞順豹文書　騎馬の次第
十德放チ十德　貞順豹文書　宗吾大双紙　御供古實　出仕之供足半之事　眞犬追物　宗吾一冊　武雜記　諸書　私刀記　用
編綴　故實雜々
道服　故實雜々
八德　蜷川記
袴斗　貞親已來之傳書　義輝公御元服記
白衣　貞親教訓書

已上は過し比編集せし衣裝の記とて、武家の服色を類聚せし中にありしなり

○五山の僧に賜ふ公狀の文

南禪寺住持職事
任先例可被執務
之狀如件
文政八年十二月九日　左大臣御判
古林和尚

○黃檗宗尺牘のうつし

歲序獻新萬邦樂無爲之化
國政溫故億載固太平之基是
仁及春同布惟令與時倶亨
雖方外野人皆悉戴德恩玆
特差弊執事奉賀
儲君殿下千秋恭喜
閣下權衡永保福壽增長至
祝不盡
啓
上　臺下
小笠原近江守賢侯
黃檗妙菴普最和尚

○竹屋前兵衛佐殿は當時の博達なりいにし寛政の頃より足いたみて内へもまゐられず籠居せられぬれどつゐに識達とならせたまへるいみじきことになん、仙洞初度の御幸にもあまたの勘文を奉られし功によ

後松日記卷之四

○こゝろにおもひいづることを筆のまに〳〵書付て一まき二まきにもなりぬればあはれむやくに筆紙をついやすことよとつみうべきこゝちしてはやとゞめはべらんとおもひはてぬれど今はた力いりぬるわざしてももとよりはかぐ〳〵しからぬ本性なればなに斗のことをかし出しはべらん、春のはじめのつくり物語のたぐひ數多の紙筆のついゆることなきにしもあらぬよなれば我ひとり國の寶をとつゝしみおしむも又益なきなれば猶こりずまの波たちかへりことしもかいつくなり

○嶋津中將家より鎌倉足利將軍家の武家の衣服のことをとひ給へるに答奉りぬればいみじうめでさせたまひにけん數のたまものありけりなにとかかきて奉りけんわすれにたれどかんがへいだして筆のついでにかきつく

鎌倉足利の世武家の衣服晴のときは（椀飯弓場始の類）狩衣水干又うら打の直垂に大帷大口を重ね尋常は素ひたゞれ革緒のひたゞれを着し候、（革緒のひたゞれは素襖のことなり）狩衣水干には風折烏帽子直垂素襖には家々の折烏帽子にていづれも刀をたいし太刀を從者にもたせたり、主の供するときは太刀をはく狩場旅行などには必はく、いまの袖なき上下も足利の中比の書にはみえたり、（松永彈正がはじめしといふは非なり）かりきぬ水干は文紗の類冬の料は裏を付、ひたゞれは表は布にてきぬの裏をつく素襖も布なり、（極熱にはゆりて越後布ももちゆ）色紋等は定まらぬなり

武家衣服着例

束帶　義政公大將拜賀記　西三條裝束抄　慈照院殿贈相國記

布袴　西三條裝束抄　武家儀式

衣冠　西三條裝束抄　康富記　室町殿元服昇進拜賀記　逍遙院裝束抄

直衣　西三條裝束抄　義政公着袴記　武家儀式　康富記　義植公御髮置記　東鑑

小直衣　雲井花　逍遙院裝束抄　慈照院殿贈相國記

淨衣　東鑑　義滿公元服記

狩衣　室町殿元服昇進記　義滿公御元服記　康富記　親長卿記　宗吾大双紙　義教公御元服記

直垂　裏打　武家常服證文不及注

素襖　同

此云々〇巳上紅梅」　餝抄首書云、嘉禎三正三臨時客、主人攝政裏紅梅下襲、堅織物浮線綾圓、面白、裏蘇芳、」峯記云、嘉禎三年正月三日臨時客、予著束帶堅文織物、下重、面白裏蘇芳」蛙抄云、仁平二正四臨時客、尊者内大臣唐綾梅下重黑半臂〇巳上梅下重」　中右記云、永久四年正月一日臨時客、殿下紺地櫻下重」長秋記云、天永四年正月十六日太政大臣大饗、治部卿著柳下重」　餝鈔首書云、嘉禎三正三臨時客、菅宰相爲長卿著柳張下重、歲八十歟」、　蛙抄云、仁安二正二臨時客、尊者左大臣經宗黃柳下重」玉葉云、文治三年正月三日臨時客、今日右大將著山吹唐綾下重也」　世俗淺深秘抄云、關白若攝政臨時客時高年中將著白重事者有其例、永久四年關白臨時客日右中將師時著之大納言著之又有例、

同非色殿上人著例櫻蒲萄　柳蘇芳

蛙抄云、永承三三二興福寺供養、左右堂童子五位廿人櫻下重」　治曆三二廿五興福寺供養、左右堂童子各八人之中五位十二人櫻下重」　寶治大嘗會御禊、女御代前駈廿人内五位十二人著櫻下重」　餝抄云、永治元十御禊、女御代前駈五位十六人、巳上柳打下重、先々多用櫻、今度長元例也」、　異本西宮記云、人々裝束臨時祭陪從青摺表袴柳下襲大口」　普通本又云、臨時祭、舞人裝束中略地摺袴蒲萄染下襲合袴」　餝抄云、承安三四十七近衞使、少將隆房薄蘇芳薄物半臂下重、表袴青打、非禁色也」、　又云、仁平元十一廿三臨時祭試樂、舞人隆長、著火色下重黑半臂」、　雅亮裝束抄云、御だうくやう千ぞうなどのだうどうじのそめわけとて左右わかちてやなぎつゝじとてあるやなぎは常のうすやなぎなり」、

後松日記卷之三終

白張立烏帽子もなんなきなるべし、御輿なかく駕輿丁のさうぞくはふるき文にもみゆれど臣下の輿丁は所見なき也

○任官及拜賀之日著色々下襲例 樺櫻 青朽葉 柳 顯文紗赤色

峯記云、暦仁二(元カ)年正月廿三日任大將日、嘉保例大殿令著樺櫻下重之由、略 任大將日、御下重樺櫻尤可然候、嘉保浮文之由見中御門右府記一向不可違彼例候」蛙抄云、康平四年十二月廿日任太政大臣資平資綱卿著柳下重」 又云、寛治二年十二月十五日任相國大納言實季經信中納言後明著柳下重」 又云、弘安八年八月八日任相國、圓光院著柳下重」 又云、仁安三八廿四內府拜賀、中將通親著之顯文紗赤色下重也」、後愚昧記云、應安四年五月七日內府(經顯)拜賀也、下襲常菱遠文青朽葉

同朝庭公事著例 白重 青朽葉 火色 柳 櫻

西宮記、人々裝束云踏歌事、天皇服御直衣王卿如常、青色麴塵袍白下襲半臂、」 又云、殿上賭射 前後射手十人左右著麴塵袍、或前後著位袍別下襲也、其下襲隨時前後各定其色」 餝抄云、火色、臨時客、賭弓、試樂、凡無止事之晴著之、」 又云、長寛元正十八賭弓、或祕記曰左大將火色下襲面裏打之、右大將裏張之」、 又云、天養元正廿一賭弓、宇治左府著櫻張下重、去年朝覲所著之下重也」 又云、保元三六九相撲事始、少將成憲年預 著青朽葉下襲」、 又云、元永元正廿六立后、關白柳下重」、 照念院裝束抄云、岡屋殿御命曰節會著柳下重事不可然、但有例、殿暦曰永久四年正月七日柳下重、今案執柄不列朝廷勿論歟 正治二年正月十六日 親輔卿記曰節會、殿下御參內御束帶濃青張御下重裏濃青面綾張白平絹」、 蛙抄云、保安五正廿九賭弓、內府火色下重

同大饗臨時客等著例 火色 櫻 皆練 柳 紅梅 黃柳 裏梅 山吹 梅 白重

餝抄首書云、嘉禎三年正月三日臨時客、內大臣 火色下重 半臂紺地平緒 中右記云永久四年正月廿二日關白大饗、內大臣 著火色下重」 山槐記云、保元四年正月廿二日關白大饗、內大臣 著火色下重」 峯記云、嘉禎三年正月三日尊者被著火色下重黑半臂紺地平緒○以上火色」 餝抄云、天仁二正一臨時客、殿下皆練下重、黑半臂」、蛙抄云、長承三正二臨時客、尊者左大臣皆練下重黑半臂○已上皆練」 餝鈔云、仁安二正二臨時客、主人攝政紅梅下重面紅梅、裏蘇芳打也、浮文梅散花下、不著半臂」、 世俗淺深秘抄云、紅梅下襲著尋常半臂歟、後二條關白爲內大臣臨時客日如

故にや、横刀の緒もいまは多く二筋にて短をば垂と名づく長きにて結ひたる處へ短をおほひて帶にかふ也、本は必ず一筋にてあるをいまは續平緒などいひてその結ひ様を高倉家にてはことに祕めらるゝと也、おこがましや、二筋にきりたるぞ後のよのたくみにて仕出たるものなれば傳授にても有べき也、關東服御のも二すぢに切てあるとか本意なし

服色の制は朝廷の制にて高倉山科兩家のしるべき事にはあらじ、しかるをたれもその事委しくたどらねばこの兩家にたづねしりたるよりいまは弟子ならねばかゝづらふ事をゆるさずなどいふめり、しかあれば古今を通觀して天下の則とすべき事をこその給ふべきにふるき書などはみで家の説とていとほこりかにもてひがみたる事いひ出んは本意なきわざなり、又官位をえて天下の法令あなる事をみづからはしらで他家にとひ聞もくちおしからずや、高倉家はたゞ尻つくり袖のひだうるはしくする事抔ぞしるべき、山科はひろさせばさ長さみじかさなどぞしるべき、其法令は國史令式諸家の日記西宮まさすけ通方抄などによりてふるきためしをしりたるがよきなり

いまの肩にてかく乘ものはふるきよにはなし、さればうるはしくさうぞくしては車（くるまもはやう絶にたれば車おろし又はこしにぞのるべき、こしも古様ならねど足利のよにはもはら有りし也）又はむまにぞのるべき又前駈扈從は位あるは束帶さらぬは布衣下部は退紅白張なるべきに五位の諸大夫はみづからはひのさうぞくにても召具の者はよのつねのさま也淺ましき事ならずや、都の人のみるめもはづかし、寛永御上洛之供奉には五位の諸大夫の召具も皆布衣白丁にてぞ有し又やごとなきは染裝束を著給へり

いまながへとてのるは腰輿なり、こしにのるは主上は鳳輦ならぬ時又中宮などぞのらせ給へるものなれば臣下の乘るはすぢなき事也、ふるき書に轅とみゆるはうしをかけん料に長う出たる處をいふ、その轅のさきに横にわたしたるをくび木といふ、こは牛のくびにあたる故也、さればがう家のみまやにはむまにならべて牛をも飼はれにたれどさらぬは牛飼ありてかりてぞ用ひにけん、かくなべて車に乘ぬればいま轅かかせんするものに、なにをか著せん抔思ふにびんなし、大かたかけ素襖を用うれど是もふるくはみえず、十德てふものぞ足利のよには用ひし也、又

難あらんや

梅櫻柳などの下襲を染さうぞくなどこゝろえて祭の使などの外晴なる日もきぬとおもふはふるきふみみぬ故なるべし、上達部のいろ〳〵の下がさねきる事はよのつねの事なり、されど上代のやう令條抔を考ればうへのきぬは位によりて定り、うへの袴は玄ろにて下がさねの（上代は汗衫といひしなり）いろはなにの定めもなし、こはうへの衣にかくれて見えねばなりけり、（むかしは下がさねの尻を長く引事はなし）されば制なければ中頃風流優艶をことゝせし世花によそへ葉にたぐへていろ〳〵のかさねのいろ出來て下襲衣などにもはら用ひたり、おもへば花美にあやまてり共いふべけれど今はた深紫淺紫深緋等の位袍を著下襲は尻もなくて袖のひろさに尺八寸計なる古風も用らるべからず、されば中古已來をまねぶの外せんすべなき也、前にもいひしごと下重はうへのきぬにかくれて見えねばいつの帝の詔になにを用ひよいつの令にかく定められしといふ事はなきなりけり、

正月下襲をきる次第あり、元日躑躅二日皆練三日櫻七日柳の下重をきるなりとぞ、いまのよの人下重は、なべて白き表にくろ裏付たるものぞと心得たる多かればかゝる次第もしらずやあらんと筆のついでに書つくなり、

直衣を雜袍といへばなにいろをも用ゆべきにこも又下襲のごといまは冬は櫻夏は二あゐにかぎれり、されどちかく北山行幸に室町殿の若君紅梅のなをしを著給ひしと覺ゆ、櫻二藍に限らば雜袍といふせんなきに似たり、いまも當色以下の（當色は衣服令にみえたり）色を用ひ給はんになにの罪かはあらんや

奴袴の色四位五位もわかきは紫を用ゆべきに關東の君達は侍從ならでは紫をゆるされず、こは地下の諸大夫等が定めなり、（おもふに地下は侍從に任ぜず侍從に任ずる家は公家武家何の勝劣あらんや）いまの筑前の若君の如き大國のあるじにてあまたの藩士をひきゐ給ひながら攝家宮方の郎從の制とおなじきは口をしからずや、我君なども侍從に任じ給はずばかくなめりとおもへばくやしくてなみだぞゞろにながれいでぬ

柳營服御の笏は一位の木也とぞきく、五位已上牙の笏白木の笏を通用すと彈正式にみえぬれば牙もしは白木にてぞあるべきに櫟を用ひさせ給ふはいかなる

を神事之服と申は大に相違之儀に御座候、尤染裝束者下重表袴迄色々に染候儀に御座候、又表袴者普通に而柳櫻山吹抔の御下重御著用者染裝束之限に而者無御座猶更不苦奉存候、右之段者乍恐　御上に而も御委しく被爲入候故不及申上候得共風と書載仕候

桐原兵吉樣　　　　松岡淸助

○こたび柳營宿德のみさうぞくとて御あこめひとへ白かさね御下重は柳を調進せよと高倉どのへ仰せごとありけるに柳はいはひに著ぬいろなりとて調進せられず、さらばこと色にても調進すべしとかさねて仰せられぬれど任太政大臣にはつゝじの下かさねが相當なりとてつゐによのつねのつゝじを調進せられける、柳の下がさねを任太政大臣に著し事は康平に資平資綱卿、寛治に實季俊將卿、弘安に圓光院（基忠公）天承に治部卿雅兼等例ある事なるをしゐてとゞめられしは心得がたし、さて夏の御料には青朽葉を調進せらる、青朽葉もいはひに著ぬよしはかざり抄次將裝束抄等にみえたり、柳をいはひにきぬとて憚り多くば青朽葉もいみぬべきをかれはいみこれはいまずいと／＼いぶかしきさだめなり

こたび任太政大臣の日津山の若君は紅梅のしたがさね我君高智の侍從米澤の侍從二本松の左京大夫の君などはさくら重の下重を著給へり、京家の人さぞ片腹いたくみ給ふらん、されどふるきよのさだめは晴なるおりは必梅櫻裏山吹などきる事にて大饗臨時客などにも數多例有（證文下にしるす）中ごろ兵亂しきりに朝廷おとろへたる時よりつゝじならぬ下がさねは絕てしをいまだ再興し給はぬに武家にせんせられてはくちをしきなるべし、又中頃の書にいろをゆりぬ殿上人はつゝじの外はきぬよし見ゆれど寶治に女御代の前駈永承治曆に堂塔供養の堂童子などいろゆりぬ五位やなぎさくらなど著たり、されば我君達のさくらがさね著給ひし事ゆめ潛上とすべからず

四位五位は誠に人數にもあらず大臣納言の從者にもあるなり、しかるに我君達は大國を領し藩屛となつて三位にだにのぼらずいろをだにゆりぬはいと／＼くちおしき事なり、されど制を犯して織物の下襲表袴著べくもあらず、あとあるまゝにいろ／＼の下襲を著あるにまかせて有文の帶さす事などはなにの

は幾度御異見被成下候共とても御見識とは相違仕
候間不及是非候、如尊命御筆談而已に而は何か角
を生じ候樣に而背本意候、唯來陽得拜謁催一笑
尙御隔意なく被仰候者快然たるべく奉存候頓首
謹言

十二月廿九日　松岡清助

屋代太郎樣

如尊命角を生ずると書たるは別紙に此事有るを
受たるなり

○水戸中納言君のみうち相原うしのもとより文をお
くられて染さうぞくの事をとはる御文は

以手紙致啓上候春寒之節彌御清福珍重奉存候、陳
者寛永御上洛　御參內之日高倉永慶卿より被致調
進御三家方染裝束被召候例に而今春　御轉任之節
同樣染裝束之儀內々被仰達候處水野出羽守殿より
染裝束之儀者神事之服に在之旨高倉家より申候段
を以去十二月中水戸殿江被申上候依之彌神事之服
に限り候は而は染裝束無之哉之境過日京都江も及
文通候處若又會頭之族より出羽守殿衣文者等江差
圖等有之事にも候哉謬誤は正し可申事ながら寛永
と僅之間に而高倉家調べ差別出來も如何敷樣存
候、定而御心得之儀とも存候間其境致承知度此段
及御書通候、いなや御答御申越候樣致度如此御座
候以上

正月十一日

尙々左右繁用御疎遠打過申候、今春は定而高倉
殿も參向被致候半其節は御面會可申存居候

松岡清助樣　桐原兵吉

御染裝束之儀寛永之御例に而今春御轉任之節可被
爲　召之儀御內々被仰達候處水野出羽守樣より染
裝束之儀者神事之服之由高倉家より申來旨御答御
座候に付彌神事之服に限候哉之旨御書面之趣委細
拜見仕候、染裝束者行幸之供奉祭の使等殊なるは
れに著用仕候儀に御座候、神事之服と申儀者決
而有之間敷候、祭の使著用之先例多御座候故神事
の服と差誤仕候哉と相考申候、寛永之御例も御座
候に付今春　御大禮之節御著用被遊候儀少も不苦
儀と奉存候、右に付會頭共より出羽守樣衣文者
等江指圖仕候儀者無御座候

但神事之服と申候者祭服淨衣等之事に而染裝束

松岡清助樣

返りごと

非常の武服のかけしは生命に拘り常の服飾のかけしは禮儀に拘り候得者いづれもかけざる方可然候、但合戰の勝敗は强而甲冑の堅厚にはより申間敷專ら將士の智勇により可申候、又禮儀一日も不用候はゞ天下速に亂れぬべく候

一當時の服飾は上古質素の制には無之中古風流花美の餘波にて尊慮に不應候由如仰袖のひろさも寸を以てはかり候頃はいかにも質素に可有御座候得共當時左樣の服著用仕候はゞ本朝の人共みへ申間敷候、扨又上古にも金銀珠玉を以かざり候事は禮服冠寶髻等不及申上御存知之御儀奉存候、然るに當時禮冠の玉はびいどろになり候得共藝者（酒宴席につらなり三味線ひく者を云）舞子のかんざしには競て珊瑚をつらぬき候はいかゞ思召候哉、とかく當時の風俗儀服は麁に仕平常なにの益なき玩物に花美珍奇を好み候事誠に沙汰の限に御座候、

一諸家共に不如意に相成臣下の祿をも借揚候は平常人君の德を守らず隨意におごり候より起り候儀に而來春などの御大禮にはたとへ花美に過失仕候共大名の貧富にかゝはり候程の事は決而有之間敷御安心可被遊候

一太平打續候得者文のみ隆に相成候は尤不宜候間何卒武威さかむに相成候樣可被遊候、小子等かねて此處に微力をはげまし、流鏑馬笠掛等稽古致させ申候、

一前條にも申上候如くいやしき婦女の笄に玉を貫き美服を好み候は色を主張仕候もの故暫不及沙汰木蘭黃墨染抔可用、僧尼學行も未練俗姓もさだかならずして綾羅錦綺を袈裟衣にぬひ候はいかゞ思召候哉、武を主張に仕候得者こそ乍恐に公方樣を初奉り大國を領し候諸侯も麻の上下などは用候にて可有之候、凡三公卿相の麻の上下著し候事は元龜天正以前は曾而有之間敷候、左候へば方今の服制は誠に質素の限と奉存候

一尊下御見識には武道にかけたる事も御座候得者御近代に御例も無之、御大禮にも服飾をかき候が宜と思召候由私共所存は平常質素に仕候もかやうの時の爲いかにも服飾相とゝのへ度奉存候、此處

主將の德を守り候はゞ可然と奉存候、右大將賴朝卿將軍之宣旨は三浦の義澄甲冑を著し受取申候由武を主張仕候共右樣の先蹤者當時の規則にも相成申間敷候、乍然 夫とても上の 御詮 議に而甲冑を帶し來春之御大禮被行候儀に御座候はば甲冑之故實相糺し度奉存候束帶仕候上者服色之法式精撰仕度奉存候かく昇平うち續き候得者文武共に委しく相成候者勿論之儀に御座候、本文にも申上候通り管絃蹴鞠等之なまめかしき事は相やめ平常はいかにも質素に仕度奉存候、尊慮御同樣に御座候尙拜謁萬々可申上候以上

松岡清助

屋代太郎樣

再書を送りて又異見を述らるゝその狀は

常の服飾を非常の武服に御比被成候ての御辨一應は相聞へ候得共武服は一かけ候ても生命に拘り候常の服飾はかけ候ても生命にはかゝはり不申候、扨又文武左右とは申ながら武家にては武のかち候は强く文のかち候は弱く候、然るに武備にかけ道有ながら文のかち候を憚候にて候今時の服飾はおほけなき事ながら古今を通觀候得者上古質素の制には有まじく中古花美風流衰弊の餘波にて有べく候、乍然今日被行候事故やむ事を得ず用られ候にてあるべくやと推察仕候、いづれにも文にかけみちあるは耻ならず、武にかけ道あるは容易ならざる事と存候、老婆心より申述候事に御座候、

一武家には兎角亂世の遺風にて裝束等間違多く法式に叶候樣に被成度文武全く相備候はゞ昇平の御代の甲斐も在せられ候御儀と思召候由文武全備候はゞ此上もなき事に候得共方今諸家とも不如意に相成借財而已にて取續家柄によりては臣下の祿を借揚などいたし士卒十分のあてがひ不相成候も聞へ候、夫に而は武備全と申にては無御座候に文飾のみ備り候を如何と存候、

一斯昇平打續候上は文武共に委しく相成候事は勿論と被仰下候得共私目には左樣には見え不申、太平打續候へば人々武を忘候て文字のみ委敷相成候樣に存候如何、抑武威を主張いたし候には服飾等の事はかけたるも不苦と被存候は如何思召候哉、今一應御內存承度奉存候頓首

十二月廿一日

屋代太郎

尙々一度は苦かるまじきと存候へ共夫が萬事にひゞき候間一度が大事にて御座候也再拜
東京錦到來仕候はゞ御配分奉賴候頓首
屋代太郞
松岡淸助樣

返りごとは父にかはりてやりける

數年來御懇意被成下候に付御內意被仰下候趣至極御尤之御儀奉畏候、近來武家に而公家之眞似いたし風流好事流行仕候而武備薄く相成り御不安心にも被思召候由如尊命武家に而詩歌管絃蹴鞠等に日を送り武を忘れ候は以の外の儀と奉存候、來春御昇進の節官服之故實相糺し袙等著用仕候は武を忘れ候趣意には曾而御座有間敷、國郡を領し其官位に拜し相當之服相用候儀毛頭公家之眞似仕候譯に者無之と奉存候たとへば鎧の下に籠手臑當佩楯等を著し兜の下には半首帽子甲抔をかさね候如く束帶の下具は下襲袙單等著用仕候者勿論の儀に御座候、布衣白丁等之行列を整候は三軍を將ひ隊伍を列し候も同樣の儀是等之事手薄に御座候はゞ武の備も全からぬ事と相考申候、主人〇〇〇抔は來春初而官服著用仕候、自餘之諸侯も生涯に一兩度之儀何も服飾之故實精撰仕度心底に而是者則上を重じ候心より起り候儀に御座候、剱者累代の品相用申候儀に御座候得者如仰有合之品相用可然候、袙者此度再興と申にも無御座、前々より被用來候家にも御座候得者相用候方可然奉存候、享保明君四足御門被相廢候尊慮之程は實に感服仕罷在候故平常公家之眞似致し管絃上鞠等はいらぬ事と奉存候何卒犬追笠掛等合戰之調練專一に相心懸度奉存候、乍然武家にはとかく亂世之遺風多く裝束にも間違候事御座候に付何卒古法に相叶候樣仕度奉存候、是等之處御勘辨可被下候、文武兼備り候ば乍恐昇平之御代の御甲斐もあらせられ候御儀と、私共卑賤の限りいらぬ事ながら奉存候儀に御座候以上

十二月朔日

尙以私共御存被遊候通り文盲に而政理之損益も不相辨候得共近く今川氏眞の如きは公家の眞似いたし和歌上鞠等に日を送り武を忘れ候而國を失ひ申候、武田四郞勝賴のごときは勇武に失し家を亡し候と奉存候、勝賴も左京大夫抔に任じ

ナレバ用ヒヌヨリ自ラ可忌ナドハ言出ケン、實ニ可忌ハ下重ニ限ラズ用ユマジキニ年ノ初ニ男モ女モ童モ著レバ强テ可忌ニアラヌ成ルベシ

○屋代弘賢のきみは父のふるき友也、ひと日書を送りて裝ぞくの異見をしめさる、實に國家の爲にこゝろを用ひ給ふ事のあつきはいふも更にて武をもはらにせん事は我心もおなじき也さはいへど弘賢のうしは文學にすゝみ給ひて才もまさり手もうるはしう書せ給へり、まろは才もつたなくてはあやしきとりの跡共いふべけれど弓矢をとり馬にむちうち先鋒にすゝみあるは三軍を將ひ令を士卒に下さん事はようすべしとおもふはおこがましき歟、兜はあきの國嚴島の所藏義家朝臣の御物をうつしてあらたに打せたる星兜をもてり、鎧はみづからためしおどせしはじの匂ひなり、その外の物具も心の限とゝのへたればあかぬ事なけれどよき硯もいみじふえもたぬなりけり、されど人のこゝろ面のこと〴〵おなじからずしてまろらは常にはいかにも質素にして非常の用を堅固に備へ大儀には威儀を嚴重にして禮をあつうするが人君の德行なりとおもへり屋代のうしは平常花美風流にたはるゝ事は露とがめ給はで唯大儀に服餝をかくがおごりを制する謂なりとおもひ給へり、こも理なきにはあらねど束帶に袹を著あるにまかせて螺鈿のたち帶事などはこと〴〵しういひたつべき程の事にもあらぬわざなり、そのおこせ給へる文は

愈御安泰被成御勤行奉賀候、然者數年來御懇志之事故內心無伏藏御賴申候、其子細者武家にて公家の眞似いたし候と武備薄く相成候抑　皇國は武威を以萬國に勝候國風に御座候處近來風流好事流行候而武備を忘候人も可有之哉と不安心に存候、然る處來年にも　公儀　に御昇進御座候　に付諸侯方に而も裝束向抔何か新規なる催も可有御座哉と推量いたし候、諸家より問合等も　御座候　砌者有　來に而事濟し樣に御挨拶被成可被下候、或は袹支度可有哉螺鈿の太刀がなくばなど、申風說も聞え候に付申述候事に　御座候、乍恐有德院樣　の四足御門を御改被成都鳥を射留に被仰付箭を貫候儘御進獻被遊候思召を相考候得者、武家は武家の風を主張いたし花美風流なる儀者可成丈流行不申候樣に致し度內存に御座候、拙老碌々の身分に候得共御武運長久を祈候心より如此存候間何卒御同意被下質素を御守被成候樣に被成可被下候、是生涯の御賴に而御座候、御承引可被下哉貴報奉待候頓首

十一月廿六日

玉葉云、安元二年三月四日法皇御賀、中納言資賢 柳綾張下重 參議頼盛 唐綾柳下重 後聞著唐綾袍 俊經 柳張下重 六日左大臣 柳綾張下重裏太薄不異白重物也 隆季 唐綾柳下重 資賢 綾柳張下重 敎盛 唐綾柳下重」人車記云、仁安二年三月八日後白川院御賀後宴、殿下柳御下重」蛙抄云、仁平二年三月七日御賀、關白綾柳下襲薄青裏、今按非染色歟、右舞人柳下重禁色非職皆著之、權中納言經定卿 五十三 柳浮文下重、同八日後宴内大臣柳唐綾下重、又云安元二年三月四日御賀、右舞人柳打下襲權中納言隆季唐綾柳下重、中納言資賢唐綾柳下重、三木敎盛唐綾柳下重

臨時客之日著用例 附黄柳

蛙抄云、嘉禎三年正月三日臨時客、菅宰相爲長卿著張下重 八十歳」又云、仁安二年正月三日臨時客、尊者左大臣 經宗 黄柳下重」餝抄云、仁安二年正月三日臨時客、尊者或秘記曰尊者左大臣 經宗 黄柳下重面薄黄如練色裏濃黄打色、後日平相公 親範 談曰後日尊者被命曰近日可著火色下重之時前有晴宿老之人用此色京極大殿令注給裝束之記如此、故知足院入道殿令與給文固文窠文 京極令著此色給之時令用鴛丸給云々 黑半臂

朝覲及節會旬等之日著例

餝抄云、建長五年正月廿八日朝覲、大納言隆親卿綾柳張下重」又云、天養二年十一月一日朔旦旬、出居侍從右京權大夫顯親朝臣著柳下重、于時記之衰老故歟云々、」又云、永治元年十月十日御禊、女御代前驅五位十六人、已上柳打下重、先々多用櫻、今度長元例也、」照念院裝束抄云、岡屋殿御命曰節會著柳下重事不可然、但有例、殿歷曰永久四年正月七日柳下重、今案執柄不列朝廷勿論歟」正治二年正月十六日親輔卿記曰、節會、殿下御參內、御束帶濃青張御下重裏濃青面綾張白平絹御袙他事如恒

吉事憚例

蛙抄云、天德 安子立后日、師氏卿著柳下重九條殿咎之又云正中三二六尊良親王元服也、關白太政大臣 冬平公 著躑躅下重依爲吉事憚柳下重歟」又云、元應三正一拜禮小朝拜、左大臣著躑躅下重 依元三不令著柳」康永三正一節會、左大臣先公年之節會日雖老後用躑躅下重加之野宮左府安貞記注巨細仍隨其說了

柳ノ下重ヲ慶賀ニ憚ルノ説アレドモ又用ヒシ例多シ、思フニ若年壯年ノ晴ニハ火色皆練櫻山吹等ヲ用ベキ人柳ナドノヲトナシキ色ヲ用ルハニゲナキ

やよひ十あまり八日太政大臣に任じさせ給ふ日柳營に侍りて君達のまうのぼらせ給ふを見奉る、津山の若君は紅梅の御下がさね我君高智の君米澤の君はさくらかさね秋田の君福岡のきみひろ前の君はおなじつゝじなれどこきすはうのうち裏なり、ちがきよにはめなれねどかゝる稀なる御儀式によの常の色にては口おしからめどことはりにみ奉る「梅櫻むかしにかへる衣手の色にもゑるきみよのゆたけさ、まかでさせ給ふ時我君は寅の門わたりにてむまにぞのらせ給へる、月毛の馬に紅のふさゑりがいかけてくろきうへのきぬさくらの下かさねひゐなかしらにとりたりひらてんの劒紅梅地のひらをもろさしなわゆるらかにひかさせ給へるほどえもいはずめでたし、大路には妻子ひきつれてむくつけきまでたちさわぎて見奉るげに處あらそひもしつべき見ものなり、下かさねのいろうへの袴のもん馬くらまでとゝのへたりとこと〳〵しう物語にかきたりしもかくやありけん「引つれてあふひかさしゝそのかみも君がよそひにおもひこそやれ、われらみうちきのやくに侍りてかゝるめい目はあらじかしと思へばうれしくてつたなき言葉もえつゝめぬ也けり

○過し文政五年のたび父君聞え奉らせて宿老の人々柳黄柳の下襲を用ひさせ給へり、さてこたび柳營宿德のみさうぞくとて御下重は柳を調進すべしと仰せごと有けれど柳は祝にきぬ色也とて調進せられぬよし、さは祝にきし例有やととはせ給へるに過にし年いひ出たる事もあれば宗匠家の爲はいかにぞとをもへどえとゞめあへずさなん書て奉りしなり

任太政大臣及太政大臣大饗等之日著柳下重例

蛙鈔云、康平四年十二月廿日任太政大臣、資平資綱卿著柳下重」寛治二年十二月十五日任相國、大納言實季經信中納言俊明「著柳下重」弘安八年八月八日任相國、圓光院著柳下重」長秋記、天永四年正月十六日太政大臣大饗、治部卿著柳下重」

立后之日著用例

蛙抄云、仁安三年三月十五日立后、殿下著柳下重」又云、元永元年正月廿六日立后、關白柳下重」餝抄云、元永元年正月廿六日立后、關白柳下重紺地平緒」

御賀之日著用例

●單はなべて紅のひとへ文の綾を用ゆ、宿德は白くてきる束帶黃のひとへなどきる事はなし、わかきはこきさうぞくなればこくてきる也、

●たちは上達部はかざり劍をうるはしきおりは用ゆ、

●うへ人もさもとある折は螺鈿樋らてん等を用ゆべし

●帶は晴には必巡方を用ゆ、五位已上きの國の白くかゝやける石馬瑙班犀等用ゆる事をゆると彈正式にみえぬればこれら心のまゝに用ゆべし、上達部は玉を用ゆるなり

●宿德のさうぞくとて六十あまりよりは白きひとへに柳の下がさねなどきる折は下がさねうへの袴のおめりほそくすべし、又おめらせずもぬふ也、白重も用ゆれど殿上人の白がさねは祝の折杯はにげなきやうなり

いまはうつぼの衣冠にて常に內へまゐるなり、こは元龜天正の頃世みだれに亂れてかけまくもかしこき帝さへしづご、ろなくおはしましぬれば上達部うへ人もはかぐ\しうもの參らするみさうもなければ麗しく裝束もえせざりし也けり、しかるを衣冠かり衣はした具はなきものぞとこゝろへ束帶にも大帷てふ物一ッをきるはわろき事也、多くはこの元龜天正のすぢなきよの風のこりぬるを公家方にてはふるきふみによりていにしへにかへれど武家にては故實しらぬ人多かりくちおし

○柳營太政大臣に任じさせ給ふべき聞へありしによてかく書付てとはず語をし侍るはその日關東の君達のひのさうぞくせさせ給はんに都の人のみるめもあなればことにかいつくろはせ奉らんとは我もとよりのこゝろざしなり、そが中にもいろ／＼の下襲著を奉らん事は寬永よりこなたちかきためしなければいとかたかべい事なれど（文政五年の左府御轉任の時は老人柳黃柳などを用ひ給へり）わがちゝせちにこの事をの給へればその志を助け奉りてさくらがさねなどおもひよりたれど事なくてまかでさせ給ふをみ奉らねばやすき心もあらざりけらしされどつくば山しげきさはりなくてまかでさせ給ひ津山の若君の紅梅の御下がさね杯はいみじくめでたしと大君もの給ひしなどつたへ聞ぬればいその上ふるきためしを玉くしげ二たびおこしぬるうれしさたぐへんかたなし、その日の事をむつましきどちにいひやるとて

後松日記巻之三

○むかしはいまの小袖てふものはなくて常に下にはひとへの衣下の袴を著て（いまの大口なり）衣を著さしぬきはきてゐるなり、（ことに打とけたるなりは奴袴著てもあるべし）されば衣は冬は綿いれさむからんにはいくつも重ね是をわた衣ともあつ衣とも身いれの衣共いふ、綿いれぬをあはせの衣といふ、夏は引倍支とてうらをとりてきる、わらはは是を衵といふ、束帯にはおとなのきるも衵といふ、かくて客人などきたればこの上に上達部は（三位已上をいふ）なをし殿上人諸大夫はかり衣などを著てたいめす、うちへ參らんにも上達部はなをし殿上人は袍をきるなり、（是を宿直裝束、又衣冠共いふ、）公事にしたがふ時はさしぬきをぬぎてうへの袴を著半臂下襲を著て袍を著尻つくりおびさして劍はきさくを持是を束帯共朝服ともひのさうぞく共いふ、やごとなき人はさせる公事にあらねばさしぬきのうへに下重きて尻つくり帶さしたるを布袴といふ、されば衣ひとへはなをし衣冠かり衣の時さへきるものなればまして束帯にあこめぎぬ著ぬ事はあるまじき事なり、」中頃よりいまの小袖出來てさむきには綿入てひのさうぞくする時も是を下にきるなれば衵は著でも寒がらねばつゐに後のよには衵きぬ人多く成にたりあさましき事なり、ひのさうぞくする時は小袖はみえぬやうにきるがよきなり、三中口傳に衣架に裝束をかくる時はれには小袖を具すべからず、若具する時は下にかけかくすべしとぞみえにき、

●半臂は夏は必きる、冬はわきあけならねばきず、これなか頃よりのさだめなり、

●下襲は冬はつゝじの下がさねとて表は白うらはふしがねにて（こきすはうのよしなり）そめてきるなり、さもとあるおりは柳櫻山吹など殿上人もやごとなきは著べし、むかしは六位も著たり、

●衵はよのつね紅、壯年は萠黄うす色など、わかきはうちあこめ、やごとなき殿上人は小あふひの綾、さらぬはひらぎぬなるべし

●表袴は一日晴にはそめても用うれど令にも白袴とみえぬれば白くて著るが本儀なり、裏は紅のひら緒宿徳も同じ（宿徳の白裝束には白裏もあれど猶紅を用ゆる例多し、）

ても天竺にてもおなじ、さるをなま玄りの漢學者は我國を夷とこころえ又本朝の學者はもろこしを西戎などおもふはいと〳〵はかなし、たゞ月日のてらすところはひとつの大國とおもへ唐の人にも本朝の人にも賢愚はあり又そのたからもとり〴〵あるなり

○むかしはいまの小袖てふものはなくて衣(キヌ)をきたり、是を童は袙といふ、したにはひとへをきてしたのはかまをはくこのひとへはかまは上代よりあかききぬをや用ひにけん、日本紀に赤衣褌などみえし、されば常は青單黃などよはひによりて用うれどひのさうぞくの時は必紅を用うる也、さてこのうへにきぬをきてさしぬきをきてゐるなり、(はかまはきぬも心のまゝなり)きぬは冬はわたいれのきぬ、是をあつきぬとも綿衣ともいふ、さむきころはいくつもきるなり、やう〳〵あたゝかになりぬればあはせの衣、なほあつうなれば引へきとてうらをとりてきる、極ねつにはひとへかさねとて生のひとへにてきる也、さてかくうちとけたる時客人などきたればこのうへになをしをきてたいめす、又常に内へも院へもその外わたくし樣の參會にも行ける也、(忍びたる參會にはかりきぬなり)さて少し晴なる時はこれにしたがさねくわへて尻つくり帶さしたるを布袴といふ、こはさしぬきをきる故の名なり、公事にはさしぬきをぬぎてうへのはかまを著したかさね半臂をきてうへの衣をきるこれをそく帶とも朝服とも朝衣共ひのさうぞく共いふ、くら人はつねにひのさうぞく也、されば朝服も布袴も直衣とのゐ衣も狩衣も下具はみな同じかるべきに、(束帶となほし衣冠とは袙衣の差別あり)しかるに近頃はうつぼの衣冠にて内へもまゐるなればまして狩衣などは皆うつぼにてきる也、あさましともよのつね也、されど公家方にては事とあるおりは召具のさう色さへひとへをかさぬればみづからのさうぞくにはいふもさらなり、
袍は位によりていろ定たり令條の如し、しかるに中頃より四位よりかみはくろを用ゆる也、

後松日記卷之二終

あるべきことはりなり、是をなにのくまなく講釋するは必臆說多かるべきなり、ましてものかたりのうちとけたるはこゝろえがたき事多く有べしとしるべし、さて源氏を見んに實の文盲なるはきり壺の初に女御更衣あまたさぶらひ給ひてと書出したる女御更衣をだにしらぬかぎりは、五十四帖いか計難儀あらん、さすがにわが輩とよのつねとは異なるべし、まへに勅撰の天下に施行すべき令などは、萬人これをみてやすう心得べく書けんは書ぬれどまことは古麻呂を刑部親王淡海公等の才すゝみ給へればにやあらん、はやう內裏におゐて講ぜしめ給ひ、又夏野の大臣等に勅して義解をつくらしめ給へるをおもへば天下の人みるにやすくもあらざりけるなるべし

○律學は露計もしらず、これもよく通ぜんにはちからいるべきに我才の拙さにはいかゞはあらん、さればどざへのつたなくて通じがたしといはんは口をしければ我は律は好まじ、いかにとなれば令を守らんになんぞ律のさたに及ばんやと口へらぬなり、その令もなに計か明らめけん九牛の一毛をもえたどらねどしらぬ人の多かればしたりかほするなりけり

○古事記日本紀に通じ、又萬葉集に通ずるを古學といひて今のよにこと〳〵しげにいふめる、我國のかみよの事しりたるはあしからねどむねと學ぶは益なき事也、その故は我くにも上代は草昧にしてなにの道もわかれず、兄弟夫婦の交をするの類多かり、されば後のよののりとするにたらず、應神帝の御宇に文字を初て用ひられもろ〳〵のふみをも見そのことわりを明らめ、次第にさかりにおこなはれて文武の御よにははや文物そなわり令律をも撰ばれぬればこのみよよりやいまの鑑とするにたりぬべし、凡學文はよをしづめ身をおさむる用なるに草昧なる上代をしたひてなにゝかせん、されどその古風もしりたらんはなほよきなりもはらまなびて文物具りさかりなる事をしらぬはひが事なり

○應神のみかどのみよに西土のふみ本朝にわたりてみち行はれしといはゞあしうこゝろえてもろこしを尊うとしと思はん大なるひが事なり、道は唐にかぎれるみちにはあらじ、日月のてらすところ行はれではえあるまじきものなり、そのみちよく行はれて海內昇平なるが限なく貴きくになり、日本にても唐に

ともに再拜すとあるは則答拜なるべし、凡拜といふは皆庭上にてするものなり、しん殿の庭をつくるに南階より五丈の間石を立べからず拜禮の爲なりと京極黄門の作庭の記にみゆ、神を拜するには兩段再拜とて四度拜するなり、是わが國の古風にや有けん、上代は朝拜にも兩段再拜せしを桓武天皇十八年正月丙午朔朝賀を受る時四拜を減して再拜となし拍手せず渤海國使位に侍る故なりと見えし、その後や蕃客のはべらぬ時もなべて再拜になりにけん、佛を拜するには三禮す、又常は再拜して後に稽顙し凶拜には稽顙して後再拜すと作法故實に見えたり、又元正拜賀之禮は三日之間雨濕なき日を用雨儀なし、その外雨ふる時は殿門などの壇上に列立して拜す、又拜賀をばとゞめて宴をのみ賜ふも常の事なり、

○ふるきよのためしはたとへば元正には大極殿に幸して群臣客徒の拜賀をうけ、豐樂院に遷御して宴を侍臣に賜りける、即位御元服已下にも拜賀の禮はありけり、中頃より元正に拜賀の禮を行れず內裏にめして饗宴せられしよりいまは即位の外は拜賀の禮なくたゞ小朝拜と奏慶に下よりすゝみまゐりて拜舞するのみになりにたり、まして武家にては庭にすゝみて拜する事なし、また禮といふはこの拜賀の事なるをいまのよにはなにの事にも式三獻などたゞ酒をのむ事を禮とも式とも心得たり、是は宴といふものなり、公にては群臣をめしつどふれば宴會といふなり、

○我友なにがしのうし來りてものがたりのついでに此頃源氏ものがたりを見しが實にふるきよのさまめにちかくみるこゝちしことのはのしんにおかしさたぐへんかたなきをいかにぞやよゝに難儀多きふみとはいふらんと、われこたへていはく凡ふみをみるにひとつのこゝろえあり令式のごとき勅撰のうるわしきふみの天下に施行すべきものは非難のあるべくもあらず天下の人見てよく心にあきらめて令に違はざる樣にとは撰ばれけんさるをえあきらめぬはみる人の才拙き故也としるべし、（古きふみをよゝに書うつしあやまりて文をなさざるは力及ばぬわざなり）私撰の書はたとへ西宮北山の如きも天下に施行すべしとて編集せしにあらねば筆のまにまに作者の書損もなきにしもあらざるべし、されば見る人の才つたなきと作者の失錯とかよはして解しがたき事

ニ上ヲバ我妻ニ非ズ帝王ナリ、ナンゾ拜セザラン、女帝ノ子ハ我子ナリ、ナンゾ其下ニ立テコレヲ敬屈スベケンヤ、コレ上代ノ失セルカ、我潜上ノ僻案歟未決、夫ノ王ナクンバ女帝別勅ニ御子ヲ親王ニ立ルハ論ノ限ニ非ズ、別勅ニ非ズ親王ニ立ルノ令ハ不平ナリ、

○致敬之事付禁元日行拜賀之禮　日本書紀云、天武天皇八年正月戊子、詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及百寮者、除兄姊以上親、及己氏長以外莫拜焉、其諸王者、雖母非王姓者莫拜、凡諸臣亦莫拜卑母、雖非正月節復准此、若有犯者隨事罪之、」續日本紀云文武天皇元年閏十二月庚申、禁正月往來行拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原朝庭制決罰之、但聽拜祖兄及氏上者」、儀制令云、凡元日、不得拜親王以下、謂拜賀之禮不及親王以下、其三后及皇太子者、並須拜賀也、唯親戚謂親者、內親也、戚者、外戚也、及家令以下、不在禁限、若非元日有應致敬者、謂假有事不得已、臨時須拜、非謂元日外理必拜、故文稱有應致敬者、即有不應致敬者之辭也、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位、以外任隨私禮、謂假令卑幼五位已上、拜伏尊長六位以下之類也、延喜彈正式云、凡致敬禮者、三位已下拜親王大臣及一位、參議已上唯拜親王大臣、四位拜一位並三位參議已上、五位拜三位并四位參議、六位拜四位、七位拜五位、神祇官祐史拜次官已上、太政官外記拜少納言、左右史拜辨、省臺職坊使寮司判官主典諸衞府監曹尉志太宰監典拜次官已上、助敎直講拜博士、東宮官人拜傅、六位已下拜學士、國介拜守、鎭守監曹拜將軍、官人見本國守、官卑者致敬、位同者不拜、若就國見猶拜、諸司諸國史生及諸衞府府生已下二宮舍人等於判官已上、不論位高卑皆拜、以外任隨私禮、不拘此制、

致敬ノ事天武ノ朝庭ニ初リ令式ニ至テ委シ、西宮記致敬ト題シテ路頭ノ禮ヲシルセリ、又法曹至要抄ニハ令式ヲ引テ末ニ若背此制者可處違令笞四十罪云云路頭禮モ令式等ニ見ユレド不載、

○答拜之事　延喜彈正式云、凡親王大臣及一位二位、於五位以上答拜、於六位已下不須、五位已上於六位已下答拜、低頭高下亦同上」源氏物語寄生卷云よろこびに所々ありき給ひて此宮にも參り給へり、いとくるしうし給へばこなたにおはします程なりければやがてまいりたまへり、僧などさぶらひていとびんなきかたにとおどろき給ひてあざやかなる御なをし御下がさねなどたてまつりひきつくろひておりてたうのはいし給ふ

答拜といふは拜する人きたりて先殿に向つて拜せんとする時主人も下りてこれにこたへて拜するなるべし、大饗の時尊者來ぬれば主人も下りて主客

女則人等にわたすなるべし、常夏の巻にみえしは女御のおほつぼをとる事なり、貞觀式には他行に清器をからひつに入れてもたしめひすまし等供奉すとみゆ、上代のいまと異なる事おもひの外なり、

○女帝子　繼嗣令云、凡皇兄弟皇子皆爲親王、女帝子亦同、（謂據嫁四世以上所生、何者案下條爲五世王不得娶親王故也）日本紀齊明天皇紀云、天豐財重日足姬天皇、初適於橘豐日天皇之孫高向王、而生漢皇子、後適於息長足日廣額天皇、而生二男一女、二年立爲皇后、見息長足日廣額天皇紀、十三年冬十月息長足日廣額天皇崩、明年正月、皇后卽天皇位、

北川繁根曰女帝之子先輩不審ストイヘドモ日本紀齊明天皇ノ漢皇子ヲ以テ證トス、高向王子ニ王ノ字ヲ用、漢皇子ニ皇ノ字ヲ用、是ヲ以テ明白ナリト、コノ說撿按保己一石原正明等モ甚感服スト云、予思フニ漢皇子既ニ女帝ノ子ノ先蹤タリトイヘドモ親王ニ立ルノ令ハナホ不審ナリ、イカニトナレバ凡八ノ子タルモノハ父ニ從フモノナリ、齊明帝ノ先帝孝德天皇大化元年八月庚子ノ制ニ良男良女共所生子配其父云云然則諸王ノ子ナリ、ナンゾ親王トスルニタランヤ若是ヲ立テ親王トセバ其父ヲ（女帝ノ夫ナリ）イカヾハセン父ヲステ母ニ從ハシメ女帝朕ヒトリノ御子ナリトノ玉バ女帝ノ私ナリ、又其御子父ナキニ似タリ、ナンゾ天下ニ父ナキ子アランヤ人倫ノ道爰ニミダリヌベシ、又己親王トナリ父ノ王ヲ尊バズンバ孝道コレヨリ廢レヌベシ、思フニ若其人ナクシテ諸王ニ嫁シタル皇女ヲ位ニ卽奉ンニハ夫婦母子ノ親ヲ絕テ（夫婦離スルノ法アリ、母子親ヲ斷ツノ法ナシ、然バ女帝ハ母ナリ免ルベカラズ、又諸王モ父ナリ亦免ルベカラ又父ノ蔭アリ、母ノ蔭ニヨルヿヲシラズ、）更ニ帝位ニ卽奉ラバモトノ夫ノ王朝參ニ行立シテ我妻ノ帝位ニ上レルヲ拜舞シテ恐レミ仕奉ルトモ難トスベカラズ、齊明帝ノ如キ高向王ヲ棄テ孝德帝ノ皇后トナリ、帝崩ジテ後卽位スアルベキ次第ナリ、タヾ高向王ヲ憐ムベシ、或人曰令ニ配遇セシ王ヲ論ゼヌハ夫ノ王見存セルヲ離シテ位ニ卽べキニ非ラズ、王既ニ薨後卽位シ生シ子ヲ親王トスルモノナリト、予又思フニ既ニ嫁セシ上ハ夫ノ存亡理一也唯繼嗣令ノ如キハ我ハ母ノ子ナリ女帝ノ子ナリト稱シ親王ニ立テ父ノ王ト遙ニ位ヲ同セズ又父ノ王ハ我妻ヲ拜シ我子ニ稽顙スルモノナリ、（我妻トイヘドモ既ニ離シテ帝位

むる事日本の古風なり、されどあしきのかぎりなればはや垂仁の御宇に是をとゞめ土物にかへられぬれどなを古風をすてぬもや有けん、孝徳天皇また嚴制を下したまひぬ、されど信濃國には夫死すれば妻を殉しむる事ありき後のよまでもたち刀をば死にしたがへる事なればこゝかしこよりふるき鉾をほり出さんもむべなりけり

○花文綾　倭名類鈔云野王曰綾音凌、和名阿夜、綾有熟線綾、長連綾、二足綾、花文綾平綾等名似綺而細者也、」源氏物語野分巻云、なにゝかあらんさまぐゝなるもの、いろどものいときよらなればかやうなるかたは南のうへにもおとらずかしとおぼす、御なはしけもんれうをこの頃つみ出したる花してはかなうそめいで給へるいとあらまほしきいろしたり」

花文　枕草子云へいだんといふものを二つならべてつゝみたるなりけり、そへたるたて文にけもんのやうにかきて進上へいだん一つゝみ例によりて進上如件少納言にとて月日かきて

花文紗、又題文紗　けもんさ　又けんもさ　雅亮装束抄云、けもんさはわかきをさなきおとないろこそかはれ常にきるものなり」又云あをいろからあやけもんさふせんれうにてもうすいろうらこきうらを付て晴にきるものなり」又云うすものけんもさにおなじやうの物なればいろおとなもわかきもこゝろにあり

○清器　貞觀儀式云、（本ノママ欠字）　倭名類聚鈔云、槭廁、説文云槭音威和名比廁也、國語云廁音投行清厠也」又云、褻器周禮注云褻器褻音思列反謂二清器虎子之屬一也今按俗語虎子於保都保、清器師乃波古」源氏物語常夏巻云、なにかそはことぐゝしう思ひ給へてまじらひ侍らばこそ所せからめ、おほみおほつぼとりにもつかうまつり侍なんと聞え給へばえねんじ給はでうちわらひ給ひてにつかはしからぬやくなゝり」雅亮装束抄云大饗の條そんざのやすみ所とて外記史の座のそばなどびんぎの所一けんにみすかけまはしてかうらいのたゝみ一帖をしきて大臣のそんざのおりはおほつぼを置大納言のにはいたにあなをしるなり

ふるきよのしん殿のさし圖をみるにかはやといふはみえず、されど必下屋などにつゞきてあるべし、なくてはいかゞはせん、又主人などはおほつぼしのはこを用ひて近習の女房とり傳へてひすまし長（ヲサ）

○槍之事 我君れうし給ふ筑後國にてほこを堀出しぬ、その圖を送りてわが說をこふに書てやりけるなり いそのかみふるきよには長刀てふものなどはなくてたゞ矛とつるぎ刀子の三くさなりけらし、されば日本紀神代の上卷に天之瓊矛又茅纏の矟、同下卷に廣矛、崇神紀に黑矛、皇極紀に長槍、天武紀に長矛、又垂仁神后履仲紀に矛の名見え、又崇神紀に弄槍などみゆ、古事記已下の古書にあまたみゆれどうるさければもらしつ そのほこの製あがれるよの事なればをしてもしりがたし、しかあれどしゐておもふに其製ひとつならず、先かたき木をけづりてそのはしをとくしたるあり、軍防令云凡衛士者略 即令當府敎習弓馬用刀弄槍、謂弄者玩也、槍者木兩頭銳者卽戈之屬也、 又古事記景行記云詔倭建命略而遣之時、給比比羅木之八尋矛、故受命罷行云云、」又かねもて鉾をつくりて竿につけたるはよのつねなり、いくさに用ひしも威儀に用ひしも同じさまにていくさに用ゆるは鐵もてつくり銳にすべし、儀仗に用ゆるは銳にせず平頭にして金銅などもあるべし、儀制令云凡儀戈者、謂平頭戟也、用之威儀故曰儀戈、 百練鈔云安貞二年七月六日、安樂寺言上、去嘉祿元年五月比豐後國津江山住人等於彼峯作畠之間堀出金銅鉾二枚事云云 金銅は銅に金箔をやき附たるなり、儀仗なり、うたがふべからず この儀戈を朝庭の公事に用ゆる事は大儀之日 元日卽位蕃客の使表を受るをいふ 中儀之日 元日宴會、正月七日、十七日大射、十一月新嘗會饗を蕃客に賜ふをいふ、 近衛の將外衛の督佐器仗をたてしめ幟付たる殳をとると延喜式貞觀式等に見ゆ、北山抄に中將は紫の幟少將は緋の幟と見ゆれば大將は紫のひれとしるべし、式にひれの色をのせぬは服色によるものなるべし 又踐祚大嘗會に數の戈をたつまた伊勢大神宮には廿四竿と式にあれば大小の社におのおの多少の桙あるべし、又私には蓋を用ゆる時戈をもたしむ、太政大臣は四竿左右の大臣二竿大納言は一竿と儀制令にみえたり、この堀出せし矛は神寶にやありけん、私の料にやあらん、銅矛なれば威儀の料としるべし、矛のもとに穴あるは幟を付む料なり、上代の矛は大長にしてもはら人を突傷らんには利少なくや有けん、中頃より手鉾といふもの出來て用ひたり、建武の頃より長き竿の槍をやりと名付て用ゆ、是は遠に及びてつきやるの心なるべし、本は長竿の槍などいふべし、元龜天正の頃よりは武士のむねと用ゆるものとなりぬ、されば足利のよまでは調度といへば弓矢の事なりし、いまは道具といふは鎗の事なり、死にしたがへて寶を藏め近習の男女を埋

るつかたちひさきわらはみどりのうすなるつゝみ文のおほきやかなるにちひさきひげこを小松に付たるまたすぐ〳〵しきたて文とりそへてあぶなくはしりまゐる、略この籠はかねをつくりていろどりたるこなりけり、松もいとようにてつくりたるえだぞこよとゑみていひつゞくれば」枕草子なまめかしきもの、ひげこのをかしうそめたる五えふの枝につけたる

ひげこといふは竹をもて籠に作りてあまりを長くのこし置也、そのこれるたけがひげのごとくにみゆればさはいふなるべし、大久保なにがし君のしり給ふ所下總のくに望陀の郡なにとかの村より年ごとにこの君に奉るは太サ四五寸計高さは二三寸ばかりの籠につくりてその竹のあまりを一尺二三寸計のこしそが中に田作ふきのとう様のものをいれて中をとりつかねて水引もて結て奉る、さるいなかにてつくれるなればなにのなまめかしきふしもなけれどふるめかしげ也、また常陸の國みのわたにてこれも年ごとに黄門公に奉るは大なる鯉を一ッづゝ入る料なれば丸く長くつくりて雨はしにひげをあましたりいとめづらしくいなかはかたくななる事多かれど又よくいにしへのおきてをまもりてかゝる事ののこれるはみやこにもまされるなるべし、さてふるきふみにこもの折櫃などいふはこのひげこなどをいふ也、されどいにしへのこはみなひげあるにはあらじひげなきがよのつねなればべちにひげこの名もある也、またかねをもて作りいろ〳〵にたけを染などする事もかみに見えたり、

○書の名をひやう紙にかくに歌書は左のはしによせてかくべし、もの語は中にかくといひ傳へ書にもみえたり、そのゆへいかにぞとおもふに左のはしによせてかくは卷物の遺風なり、さればうたの書にかぎらずよろづのふみみなもとは卷ものなればいまはさうしのさまにものしたれど左のはしによせて書卷の一卷の二などいふ、ものかたりはもとより冊子にていともてとぢてひらなるものなれば中にかくなり、さてひやう紙とは卷物のそで紙にて延喜式には褾紙と書けるをいまはうは紙とはかく也、これもことわりなれど古の據あるはしりたらんもあしからじ

書にかゝせまほしく思ふがいづれかよからんいまはしからぬ所をといふに書て遣しける、

左 源氏の君かとりのなをしはなだのさしぬききて月毛の馬にのり維光など二三人いづれもかりきぬ太刀持も有べし仕丁一二人

中 十三夜の月さやかにあかしの海原はるぐ\と晴わたり淡路島みゆべし

右 おかべの宿松かげにまきの戸けしきばかりあけてかたへに三昧堂あるべし

中 六條院の體廣太にしてみはしに近き紅梅ほのかに咲初て早春のけしき

左 庭にわらはめ兩三人かさみこきはかまうき紋のうへの袴きて小松ひき殿中には女房兩三人北のおとゞよりひげこを小松に付て鶯の枝にゐたるをおこせたる圖

右 此の御殿に明石の上ながめたる圖、梅の折枝にてふとり飛ちがひたる小袿にこき衣かさねたるべし

中 住吉の社に源氏賽申する圖、神だからさゝげ東遊などすべし

左 源氏の行裝いと毛のくるますはうすそごの下すだれ童隨身十人赤色の小葵の文のわきあけむらさきの續龜甲のさしぬきさけひづらむらさき村濃の元結革緒のたちみつかきからみし右近のさうよし清など本文によるべし

右 あかしの上なぎさ近く寄たる圖、住吉の浦のけしき

中 二條院のしん殿みすにあふひをかくべし

左 むらさきのうへ髮そぎの圖

右 中門にくるまさしよせ供のまちたる圖

中 紫宸殿の花宴左近のさくらさかりにて王卿文人青色の袍をきて南庭につらなりたる圖

左 春の夜のおぼろなるに弘徽殿の三の戸口を源氏うかゞひたる圖

右 後朝弘徽殿の御あがれを維光がみたる圖

○鬚籠 源氏物語初音の卷云、北のおとゞよりわざとがましくしあつめたるひげこどもわりごなど奉れ給へり、えならぬ五葉の枝にうつれる鶯も思ふこゝろあらんかし、「年月をまつにひかれてふる人にけふうぐひすのはつね聞せよ」又浮舟卷云、ひ

如此舊俗一皆悉斷或本云、無藏金銀錦綾五綵、又曰、凡自諸臣及至于民、不得用金銀、」職員令曰彈正臺、尹一人、掌肅淸風俗、謂(略)人居此地習以成性謂之俗焉、假令信濃國俗夫死者卽以婦爲殉、」　寛文三年御日記云、五月十三日殉死は古より不義無益之事也といましむるといへ共被仰出無之候故近年追腹之者餘多在之、向後左樣之存念有之者江者其主人常々可申含於殉死仕者亡主之不覺悟落度たるべし、跡目之息には不令押留者不屆に可被思召者也、」武家諸法度云殉死禁更加嚴制所也、或植徒黨或加結誓約忘行非義敢犯憲法類一切可嚴禁之事、寶永七年庚寅四月十五日

○淸水式部君の御たちへまゐり侍る時夏直衣の皆具の事をとはせ給へるに書て奉りける、

御冠 御かけな紙捻　直衣衣冠にきぬひとへをかさぬる時は必紙捻の御懸緒がよろしく候、むらさきの組かけはうつぼの衣冠には不苦候得共晴にはあしく候、既おとゝせ柳營御遊之時御老中方より懸緒之事御尋御座候紙捻が宜旨御答申上候處侍從已上の甲斐なき心地するなり、若傳奏衆組かけを用る人あるべき歟左あらば此方にても可用内々廣橋殿江尋可申樣との事によりて則相うかゞひ申候處衣單かさね候時は紙捻相當の事なれば下官も紙捻を用ゆ、甘露寺も冷泉も如其可爲候、但九條の流にてはいつも組かけを用ゆる故綾小路におゐては可用組懸歟、九條殿は却而組懸は不被用門流之者如此之由返答に付皆紙よりに被定候、此度之義は公事により候事故猶更組懸に而可有御座候、

御直衣　濃二藍三重たすきのこめ織

御衣　ひへきの御衣と申御うら無し、御地生しのをりもの、御いろは時につけたるもの御文は御心次第

御單　尋常に同じ

御奴袴　もろ紫の鳥たすきすゞしの織物うらは生しの平絹、但この夏さしぬき關東にて著例有之まじく候、それは未關東にて晴之儀、夏無之故に御座候、此度は必夏の御さしぬき可然候、

御下袴　すゞしの平絹

御劒　れいの革緒

御夏扇　時につけたるかさねの色冷しげなる書

御帖紙

○ある人來りて源氏物語の中のこゝろを三幅一對の

置物御厨子

○禁殉付禁藏寶

日本書紀云垂仁天皇二十八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彥命薨、十一月丙申朔丁酉、葬倭彥命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛臰之、犬烏聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔群卿曰、夫以生所愛、令殉亡者、是甚傷矣、其雖古風之、非良何從、自今以後、議之止殉、」又云三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命一云日葉酢根命也薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之葬奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則遣使者、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法則、天皇於是大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心、則其土物、始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物謂埴輪、亦立名立物也、仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、卽任土部職、因改本姓謂土部臣、是土部連等主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也、」又孝德天皇紀云大化二年三月甲申、詔曰、朕聞、西土之君戒其民曰、古之葬者因高爲墓、不封不樹、棺槨足以朽骨、衣衿足以朽完而已、故吾營此丘墟不食之地、欲使易代之後不知其所、無藏金銀銅鐵、一以瓦器合古塗車蒭靈之義、棺漆際會、奠三過飯、含無以珠玉、無施珠襦玉柙、諸愚俗所爲也、略凡人死亡之時、若經自殉、或絞人殉、及强殉亡人之馬、或爲亡人藏寶於墓、或爲亡人斷髮刺股而誄、

ひを置て香壺筥藥筥造紙筥枕筥等を置事なり、さて厨子の用は扉の中にはうるわしき古の書をも書かはす文をもいれ薄様みちの國紙などを入てこしには硯箱などの手近き調度を置もの也、又ふみ抔入まじき物を置のみのは置物のみづしとて扉なく三層の厨子なり、まへにいひし壺厨子は書を納るによき也、戸のうちにこし有、二層のも三層のも有とみゆ、長秋

二階御厨子

記天永四年正月一日天皇御元服條云西御屛風東面雙立三尺五寸蒔繪螺鈿壺厨子二脚、（桐竹鳳、）北厨子中有三層上層置紫檀地御脇息横伏之寸法不叶也、南御厨子中有二層上層置御冠筥一合、（取反臺足中置是寸分不叶故也、入御筥冠、）下層置平硯筥一合硯龜筆墨入之と見えたり、又棚厨子といふは別なり、棚厨子は食物を置づしなり、

壺厨子

ひあかつきのへだてなくまつはしぬればかれもいみじうしたひつ、母めのとよりも我をのみなんこひける、やう／＼冬になりもて行はかの髮置の祝いにしへには聞へねどいまは高きいやしきする事なればとて吾子が衣などは更にもいはず從者のたう色をさへぬひ出しさて髮親には誰をかせまし人がらも才もさいわひもくちおしからぬものをと思ふに萬にたらひたるはかたき事也、その定もうち／＼彼をなど思ひよりて當日の儀は當流の說を露たがはず用ゆべけれどさて俗文に書付んもくちをしさに京家の風をまねびて書なしたり、さてその日をまちける程かの疱瘡わづらひてこたびはさりをもと賴しかど又しもかひなく見なしつるはいかゞはこゝちもまどはざらんつきせずあはれにかなしう淚のひる間もなし、その髮置のあらましごともかひなくなりぬれどこの書付しものをさへむなしくなさんもなごりなきこゝちすれば筆のついでにものすなり、

髮置之儀　當日早旦裝餝寢室設兒座於西第二間南面扶翼者座於兒座後、吉時兒子出著座扶翼相從著座、次執鬘者出自艮廊戸南行西折斜進著座而一拜兒子答拜、次兒子向吉方、次居白髮鬘、次居打亂、次居泔坏、次執鬘者進兒前執白髮鬘膝行自兒後少左被之頂則扶翼進捧持之執鬘者取櫛梳三度膝退向兒祝曰令月乃令日爾新髮遠生初給天盛美岐童體止成給倍利月月日日爾彌增爾生長利猛支物部止成給比父母爾仕奉利給比髮乃白久成奈牟末天壽奈賀久平計久座滿世止申訖少揖復座扶翼膝行安白髮鬘於臺、次徹泔坏、次徹打亂、次撤白髮鬘、次執鬘者一拜退兒子答拜還入扶翼相從

○厨子壺厨子、二階御厨子、置物御厨子、　厨子又みづしといふ體製三種あり、倭名類聚抄云器皿部　厨子辨色立成云竪櫃竪立也、臣庚反上聲之重、　厨子別名也といへるは中頃壺厨子といふものなるべし、上代のづしは皆この製なりけるを中頃より二階のみづし多く用ひられしによりて壺厨子の名は起れる成べし、二階のみづしの製は雜要抄に悉し、さて厨子の名延喜式にはみぬ樣也、淸冷抄西宮記北山抄江次第宇津保源氏榮花の物語等には數多所に見えぬ、多は二階の厨子成べし、常に淸冷殿に日記御厨子置物御厨子鸞繪御厨子あり、日記御厨子は二代の御記を延喜村上入らる、置物御厨子は玄象鈴鹿笛筥等を置かる、私樣にも寢殿に帳の傍に厨子一よろ

衣袴 入道是を用ゆべし、絹は貴人用ゆ、布は貴賤を通用す、いろはすみぞめこきうすはよはひによる、大帷をかされ袴をはきけさをかく、大納言以上の入道は香袈裟、三位已上は直綴に白生大口殿上人已下布大口を用ゆと法體裝束抄にみえたり

道服 しかるべき入道著すべし、體製衣のごとくたゞ月形なきのみなり、はれの時は袴を著すべし、

十德 體製松田丹後守貞秀が著しを用ゆべし、室町の代に犬追物見物の人素襖のうへにこれをきて烏帽子懷にいれもし臨時に射手に加る時十德をぬぎてゑぼしを著しとみえたればしゐて入道の服にもあらねど其製入道の料にいとよし、いまのくすしのきるは無下なり、

眞衣（マコロモ） 近きよのものなれど公より冷泉等覺入道に賜ひし事あれば堂上には中々賞翫せらるべき歟、されどいやしきものきるともなんあるべからず

被服 是もふるきよにはきこへずあげくびにしたるがよきなり

背親 宮方著し給ふ、されど據はなきものなり、

編綴 いまのくすしのきる也

羽織 高館草紙には打かけとみゆ、入道の服にはあらねど入道のきぬ事はなしいつもきる、

居衣 是は伊勢の元居がきしとて一たびみし事あり、是は據はなきものなり、

○ある人來りて剃髮する次第はいかゞぞと問ふにこたへ曰凡剃髮する事は佛家の風にして我國のひとのすがたにあらねば佛法によらずして隨意に入道する事はなきことなり、若戒師を請して祝髮入道するは儀式もあるべし、そは戒師の敎に隨ふがよき也、ここに今案をしるすはふるきもの語などによりて心あてに書たるなり

落餝入道之儀　先裝束寢殿置納法服辛櫃設換服所、時刻主人戒師出著母屋座、先是戒師來臨之儀宜隨便宜、次落餝 此儀可隨戒師之進退 次更著法服、次拜西方拜戒師、次受戒、此間之儀悉皆可從戒師之敎、次供饌之制、精進物御𥫩或淺香折敷又黑木机等歟宜隨時處分 或供點心令喫茶宜從便又隨宗門、次執戒師被物、次賜從僧等布施物、次各纒頭罷出、次新入道還入、

○吾嫡男を多治麿といふ、文政四年十月廿三日にむまれ同六年正月十四日疱瘡わずらひてうせぬ、此日君の太郎君もうせ給へり 光月照光童子といふ、又同胞に二男生れぬ、兄を市松といふ、こは福島金吾が幼名なり、この人の勇武にあえよとてつけしなり、弟を次房といふ、此房といふ名は足利の末つかたよく稱せしと覺ゆ 次房は二七夜にうせぬ、隨心得生童子といふ、うちつゞきいみじきめみぬれば市松を又なくあはれにおもひてあらき風にもあてじとせし程にやう〳〵三とせになりぬれば夏の頃よりあゆみものなどうちいふけはひいとさとうかしこけなれば親のこゝろいかでかやみにまどはざらん、みぬ程はときの間も覺束なうあした夕べよ

此也、同く〻りたる菊を十二月まで被置申候也、三所の内松に御太刀被下同朋役之、」年中常例記云、九月九日、御對面已下同前、夜に入りてきくにわたを御きせ候、」貞助雑記云、重陽にきせわたと申事御座候哉御庭にきくをうへて菊のうへに綿を置候、其綿も五色にそめる御庭の者役之多分御對面所のまへの御庭に仕候也

菊に綿をおほふ事後撰集をもておもへばふるきわざなり、八日の夕かけて綿をおほひあた〻めてあすのせちにとく咲ゑめんとの料なり、六帖にまだきさかりのそてよくきこへたり、さて後著せわたとはなづけて常のためしにはなりにたるべし、いまも後水尾院の年中行事のごとくなるべし

○いまの入道は佛法に歸依して持戒勤行せんがために遁世するにはあらじ、君に奉仕するこ〻ろはなくてきのふもけふもあすもあさてもこ〻ろのま〻に遊びたはふれんと思ひ致仕せしものなれば墨染木蘭などはきてうつくしうめづらかなる衣服をきんとおもふ故いにしへに聞へぬ服の出來しはよくもなき事なり、高きもいやしきもまことに出家したらんものは其寺門の服制にしたがひ其法服を用ゆべし、法皇を初奉りていやしき民のかぎりまでもみなしかなり、花山の帝うるはしく法服を著給ひし事は榮花にみゆ、又源氏物語朱雀院も又しかなり、鹿苑院義滿公はうるはしき法服常は裘代著給ひし事はわが裘代考にのせたり、さて遠藤武者盛遠熊谷直實の如きはまことの佛弟子なり、細川頼之朝臣宇都宮朝綱同景綱太田持資等みな裳付衣にけさをかけたり、平相國は常に素絹をき給ひしとみゆ、又致仕すといへ共落餝せず唯佛弟子となり齋戒勤行するものは尋常の衣服にけさをかくべし、萬里小路藤房卿はひたゞれにけさをかく、蜷川親元多賀高忠はすはうにけさをかく、又應永二年於室町殿儀法執行の時四辻前大納言中山前大納言入道は狩衣さしぬきに香袈裟をかけしとみゆ、又たとへ致仕すといへ共佛法に歸依せずば落餝するに及ばず衣服もあらたむべからず、もし落餝せるものは心のうちには佛に歸依せずともおもてに禮佛誦經して道服さしぬき直綴白袴黒のひたゞれなどを著すべし、凡致仕しては朝庭の公事に預る事なければ冠を著朝服する事はなしとしるべし

袍衣法服ともいふ、袍に裳をきるなり、是は法中の朝服なり、但平袈裟衲袈裟等のしなあり、

鈍色衣冠直衣にあたる、晴にはうへの袴、略儀はさしぬき、

裘代大納言以上の入道ゆりてきる、是も衣冠直衣にあたる、裘代はあや織物を用ゆ、

素絹是は褻の服なり、絹といへど今は精好などをそめてきる、

直綴是はまことの尋常の服なり已上はまたく官僧の服製なり、

曰、九月九日はあかつきがたより雨すこしふりてきくの露もこちたくそぼちおほひたるわたなどもいたくぬれうつしのかももてはやされたる、つとめてはやみにたれど猶くもりてやゝもすればふりおちぬべく見えたるもおかし、」紫式部日記云、九日きくのわたを兵衛のおもとのもてきてこれとのゝうへのとりわきていとようおいのごひすて給へとの給はせつるとあれば「きくの露わくる計に袖ぬれて花のあるじにちよはゆづらん、とてかへし奉らんとする程に」後撰和歌集云、となりにすみ侍りける時九月八日い勢が家のきくにわたをきせにつかはしたりければまたのあした折てかへすとて伊勢「數ならず君がよはひをのばへつゝなだたる宿の露とならなん、」新勅撰和歌集云、九月九日從一位倫子菊のわたをたまひて老のごひすてよと侍りければ紫式部、「菊の露わかゆばかりに袖ふれて花のあるじに千よはゆづらん、新撰六帖云、「垣ねなるきくのきせ綿けさみればまだきさかりの花さきにけり、忠見集云、九月九日きくにわたかづけたる「よろづよも人のわかゆるきくの上にまゆをひろげて露をまつかな、後水尾院年中行事云、九月八日内藏頭きくわたを獻ず、女中方のさたとして菊の花に作りて院女院御所々々女中にたぶ、后のおはします時は后の御料とてすこしこふたに作りて菊の枝におほひてをしきに居て御障子の内におく、内侍ひとへぎぬきてもてまゐる常の御所の西庭に菊をうゆ大黑これを役す、（菊綿陰陽師大黑此事勤なり）、下行あり夕方常の御所にてこぶあはにて一獻まゐる、其後西のすの子に出おはしまして砌の下にうへたる菊に綿をおほはる、綿（包紙あり）陪膳の人もて參る、一人の料白三輪赤三輪黃三輪都合九輪也、主上院女院中宮親王などは小きくとかいひてきくの花のうへにゑべのやうに小りんあり、白きには黃赤きにはゑろ黃なるには赤をするなり、女中も次第に持參しておほふ也、綿きせはてゝ包紙はきくのもとに殘し置、次の人包紙を其上に重ね、各かくの如しはてゝ後又一人の料を折敷にすへてきくのもとに置て內々小ばんの衆めす各こぞりておほふ也、」年中恒例記云、九月八日、今夕菊を御庭にうゑ申也、三所者役也、今夜きくに五色の綿をきせらるゝなり、御藏より參るを中らふ衆こしらへ被申候て如

後松日記卷之二

○當色といふに二の樣あり、衣服令云、凡服色者白黄丹紫蘇芳緋紅黄橡纁蒲萄綠紺縹桑黄揩衣蓁柴橡墨如此之屬當色以下各兼得服之といへるは當位の色といふ事にて皇太子は黄丹已下親王及一位王臣は紫已下のいろはまゝに用ゆる事を得其當色より上の色は用ゆる事を聽ざる令なり、さて又榮花物語初花卷上東門院御產條に、御湯殿は酉のときとぞ、あるそのぎしきあり樣えいひつゞけず火ともして宮の下部どもみどりのきぬのうへに白きたうぞきともにてみゆまいる」、又紫式部日記云、御ゆ殿は酉のときとか火ともして宮のしもべみどりのきぬの上にしろきたうじきゝて御ゆまいる」とみゆ、又餝抄云、小忌條仁平元十一廿五秘記曰臨時祭舞人隆長（少將）青摺私調之、當色頸紙不合期故也、又摺袴條云仁平元十一廿五或秘記曰舞人隆長摺袴（當色津賀利組私儲之）濃袴（私儲之、當色袴麁惡之故也、）云云（此類あまたみゆれどうるさければのせず）是はまたく公物をいふなり公物を下し賜るに不相當のものを賜ふべきにはあらず、必相當の（橡墨紺）衣を賜るによて、當色とはいひけるを中頃よりは、色のさたに及ばず公物をさしていふなりけり、位ある人は位色とも位袍ともいひてもとより高き身なれば公物をかり用ゆべきにはあらず、位なきいやしきものは私にはえそなふまじければ公より臨期にかし給ふるなり、さてつゐにかりものゝ名になりにたるべし、いまも下部はみな當色をきるなりけり、（紺黑の衣相當のいろ也、自餘の色はあしゝ、）

○位なきものを雜色といふべし當位の位なき故なり

○白丁とはたゞの丁也仕丁は少し上品なり、正丁も白丁に同じ、さて職掌によりて食丁樵丁などいふ也、令に兼丁といふは人數のあまりあるなり

○膳部とは庖丁人の事なるにいまは饗饌の事とおもふは非也、

○菊の花に綿をおほふ事　年中行事云、九月九日書司獻菊花事、早旦書司女官立鷺足圓机二脚於御座間孫廂、（各其下敷小筵）其居大花瓶各一口差菊花（以綿掩花上）臨昏撤之、」源氏物語幻の卷云、九月になりて九日わたおほひたる菊を御覽じて「もろともにおきゐしきくのあさ露もひとりたもとにかゝる秋かな、」枕草子

し事なるに中ごろよりぞ半臂下襲袍衣ひとへはきれど襖子は見えず（思ふに襖子は夜衣にあたるべし）はや絶にしかとおもへば和泉式部が襖かりし事あれば傳らぬにもあらざりけり、そは古今著聞集に和泉式部忍びて稲荷へ參りけるに田中明神の程にて時雨のしけるにいかゞすべきと思ひけるに田かりける童のあをといふものをかりてきてまいりにけり、下向の程にはれにければ此あををかへしとらせてけり、さて次日式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに大やかなる童の文もちてたゝずみければあれは何者ぞといへば此御ふみまいらせ候はんといひてさし置たるをひろげて見れば「時雨するいなりの山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてき、と書たりけり、式部あわれと思ひて此わらはをよびておくへといひてよび入けるとなん」と見えたり

○汗衫　倭名類聚抄に、汗衫、唐令云諸給時服夏則汗衫一領（衫音所衛反衣名也）童めの上衣にもあれどそれは後のよの事なり、上りたるよには汗衫といふは後の世の下襲なりとぞ、宗武卿の御説に延喜縫殿寮式の年中御服料の中に下襲を載べき所に汗衫ありて下襲なし、且小右記に故殿の御禮に云應和四年十四日賭射云々左近府生佐伯眞茂重服奉仕射手其裝束等常の朝服淺鈍色半臂柳色汗衫鈍色表袴襪也と載られしも同じく下襲にあたれりと云々、思ふに下重とは衣の一種の名にはおぼろげなる名なり、まことは汗衫などいふべし、又童めのかたみの製推盧抄にくわし

後松日記巻之一終

儀式、天皇御元服に皇帝着空頂黒幘、服缺服御衣、出着於御座、略此間有御元服之事 俄頃皇帝着朝衣出南面而坐」、この闕衣といふ縫腋の束帶なり 又西宮記、御元服に時剋天皇御南殿北廂理髪了着空頂黒幘、略 服闕腋袍、出着御冠座」、北山抄元次第等御元服の條これに同じ略す 江家次第、二孟旬儀云幼主時垂鬟頬闕腋袍」、又雅亮裝束抄に、わらは殿上人のこと、わきあけのさうぞくもの、ぐ常のごとし、又とのゐさうぞくといふはつねのいくはんなり、さしぬきしたのはかまつねのごとし、そのうへにわきあけのをきてかりぎぬのをびをするなり、又おとこになるあひだのこと略 さうぞくはまづわらはさうぞくにてもなをしにてもきておとこになりてかへりいりてそくたいをしていで、はいしてのちもとのざにつきてまへのものはまゐらするなりと見ゆればあきらけし、わらはさうぞくといふは前にも見えたるわきあけなり、そくたいをしてとは縫腋のそく帶也 今のよの元服してわき付の小袖をきるもこのこゝろばへなるか、又襖と云はうらあるなり、下襖子の條見合すべし されば雑令に春は布衫冬は襖とみえたり、袍といふもうらはあるべきに延喜の頃薄朝服をゆるされしに夏はうらなくてきにけん、これにならひて位襖もなつはうらを取しとしるべし、さてひとへにても襖とはいふなり、又襖のしりの長きは縫腋の襴の料をしりにくわへたればなりけり、

○襖子といふは下襲のきぬの名なり、うらをつけてわたをもいれたるなり、されば夏はきず冬のみきる、宗武卿の御説襖子は體製位襖のごとくにて上にきるをば襖といひ、下にかさぬるを襖子といふのみなりとみえたり、實にうへにきる襖の如くなめれどあげくびにてはなくて、わきは尙あきたるなるべし、あげ領にてはなきといふはよりどころなけれど今のよの半臂下がされなどのたりくびを見てこゝろあさくおしはかりしなり この名續日本後紀、嘉祥二年十月庚寅、藥師寺僧等繕寫藥師經、中略 施僧等御被及襖子」、延喜彈正臺式、凡庶人以上不得襖子重著」、同縫殿寮式、年中御服、春季、正月料二月三日又同 中略 襖子十領 藍四領、蒲萄六領、十一月一領、十二月二領、並用白、 料白絹十三疋四丈、別一疋二丈二尺 又正月齋會衆僧法服、襖子二領 蒲萄表帛裏別三丈四尺 綿四屯、」同大藏省式入諸蕃使、柂師挾杪水手長及水手等 各給帷頭巾巾子腰帶貲布黃衫着綿帛襖子袴及汗衫褌貲布半臂 其渤海新羅水手等時當熱序者停綿襖子袴宜給細布袴 略」倭名類聚抄に、襖子、唐令云諸給時服冬則白襖子一領 襖音烏老反襖子阿乎之 されば必冬は襖子をかさね

かるべし

○いまのよ金的と名付て金の紙にてはりたるちいさき的を神社に奉る事あり、もと射揚的とて草鹿丸など射てさてこのまとを射揚にいる事なるにいまは神社にいてあぐる事ぞとこゝろへぬるはひが事なれど兎にも角にもむかしにみえぬ事なれば論じても益なき成べし

○鹵簿　宮衛令云、凡鹵簿内不得横入 謂鹵簿者鹵楯也、簿文籍也、言簿列楯鹵口爲部隊也、横入者截陳以横入也」北山抄大嘗御禊云、先兩三日長官奏鹵簿圖、前後次官各作之、先一日次官參藏人所返給」江家次第大嘗御禊云、次鹵簿次第行列至京極」、康熙字典云、鹵簿漢官儀天子車駕次第謂之鹵簿、兵衛以甲盾居外爲前導皆著之簿故曰鹵簿、又通櫓大盾也、前漢項籍傳、流血漂鹵、註鹵盾也、左思呉都賦于鹵殳鋋

○硯に文字かく事を嫌ふ事源氏はし姫の巻に姫君御硯をやをら引よせて手習のやうにかきまぜ給ふをこれに書き給へすゞりにはかきつけざなりとてかみたてまつり給へばはぢらひて書き給ふ、いかでかくすだちけるぞと思ふにもうき水鳥のちぎりをそしる、よからねどそのをりはあはれなりけり

○襖位襖　襖はわきあけ衣の名なり、袍は縫腋の衣の名なり、袍襖の二字をもて有襴無襴を明らかにする也、いかにとなれば續日本紀云、寳龜元年九月壬戌令旨、又先着袍衣以匹爲限、天下服用不聞狹窄、比來任意競好寛大、至于裁袍更加半匹、袍襖亦齊不辨表裏、習而成俗爲費良深、自今已後不得更然」、衣服令武官禮服に牙笏位襖義解に謂無襴之衣」、又日本後紀、弘仁五年夏四月丙申、武官五位已上聽朝服襖通著」又延喜彈正臺式凡諸衞府五位已上通着朝服、其着胡籙并立伏之日着位襖、但參議已下不在此例」、されば衞府の六位已下は必わきあけをきて四位五位は襖袍を通用し三位已上は襖をば着ず袍をのみきると見えたり、今もこの定なり、桃花蘂葉に云羽林の闕腋公卿已後縫腋、帯弓箭蒔繪 又雜令に、凡官戸奴婢三歳已上毎年給衣服、春布衫袴衫裙各一具、冬襖袴襦裙各一具下略、」と見ゆるをもて考ればいやしき限りはゑふならぬもわきあけをきると見えたり、しかあれどこれはよの常の定にて大儀已下うるはしく儀服を着んずるときは令にも式にも襖と見えたれば三位已上もなをわきあけをきるべし、又童體は貴もいやしきもわきあけをきるなり、新

芳色象牙の刀子を聽すと見えしは象牙もて柄さやを作りしなるべし、又同じき條に五位已上飾刀をゆるす、六位已下金銀をもてかざれる刀子を用ゆと見えたり、されどかゝる上よの事もいまに學ぶにたらず、又ゐふならぬひとは五寸已上の刀を用ゆる事を得ずと延喜式にみえたり、世やゝくだりて常になをしとのゐすがたにてもてかくしてさしさぶらひなどは太刀に刀をさしそふるよになりてやさま〳〵の製も出來にけん、（武家もむかしは太刀に刀を帯るは遠所に行歟、あるは狩場夜行などの時とみえたり、ひるは太刀をば従者にもたせ従者をばぐせぬものか志かも用心の時は太刀に刀をさしたりとみゆ）されば劒にはかけていはんもかしこけれ、公にも草なぎのつるぎを初てくさぐさの名劒あり令式已下に製作の法もあれど刀にはたゞ弘仁の制のみなり、なにをもて公家方の刀の製としつべきもなけれど小大君が家集にみえたる蒔繪のさやに沉地柄をさしたるなどをや先公家方の製ともすべし、くろさやまき白さやまき赤木柄などや源平の武士どもが用ひにけん、銀作は建武の頃流せ布しとみゆ、足利のよになりてや誠に花美を好みつくりにけん、金作梅花皮さやを禁じたり、又御物つくりとて將軍家の用ひ給ひしは柄はさめさやはなし、地かな具赤銅目貫はつぶきり金やき付とか普光院殿富士御覽にさゝせ給ひしはくりかた二疋獅子帯かぬは一疋獅子さやはきり金と青具の石たゝみなりしとぞ、刺刀なれば上れるよには五六寸計も有しをやゝ長くなり八九寸一尺あまりになれり、足利のよには一尺八寸計なるもありしとぞ（貞親教訓書にみゆ、建武の頃太刀はやりしと見ゆればはやこのころより一尺二三寸は有にけん、足利のよになりていよ〳〵太刀を好み一尺七八寸にもいたりにけれどなをこゝろあるものは八九寸のを用ひしとか）その一尺七八寸もあるは、またく打刀をかねん料なるべし、されど誠のさすかには八九寸をむかしも今もよしとすべし、是は組打にやす〳〵拔んがためなりけり

○香取神寶の黑漆鞘も異様なり、海老さやまきよりはまされるこゝちすれど一種の古物と心得べき也、

○伊勢家傳來の逆つら鞘は誠のさ かつらにはあらじ、又古樣ともおもほへず、海老さやまきのたぐひ成べし

○根合とはいかなる事ぞととふに是は榮花物語にあやめの根をあはせし事あればその事なるべし、左右にかたわきて判者をさだめかちまけをあらそふなり、歌合艶書合扇合花合前栽合などのたぐひいと多

つねの事にはあらじ、大和物語に見えしも源氏物語にみえしも山中のたづきなきところ或は草のはらなどにての事なり、さてこのあふりは延喜式倭名抄等にみえて古くもあれども専用ゆるは公家の事なり、武家にて用ゆるはことなる晴又随兵などに好事に用ゆ、（東鑑相國寺堂供養記等に見ゆ）戰場にも狩場にも犬笠掛にも用ゆる事なし、（足利のよには鐙摺と云物を用ひし事あり）又あふりの益なき事は水を渡るに必あし、、あたらしきなどはよろひきてはましてのりたるこゝちもあしきなるべし、まへに公家にてもはら用ゆと書ぬれどまことは唐くらには屧脊斗にてあふりはなし、うつしくらにもさゝず御幸鞍已下にさすとみえたり

あふりを敷事、大和物がたりに云いとおかしげなりければぬすみてかきいだきて馬にうちのせてにげていにけりいとあさましうおそろしう思ひけり、日くれて立田山にやどりぬ草の中にあふりをときしきてふせり」源氏物語浮舟巻云山がつのかきねのおどろむぐらのかげにあふりといふ物を敷きておろしたてまつる

○いまよの中に海老鞘巻と云ことのあり、つかさやゑびのどうに似てきざみあかきうるしもてぬりゑろかねにてゑびの尾に似せて金具をつけたり、義家朝臣の御物に有けるとぞいふ、又此あそんの御物とて圖も流布したり、おもふに此御物何方に傳來せしといふ事さだかならず、ゑびさやまきの名は酌弄記に見えぬれどいか様にこしらへぬると云事もなし、さきのよの學者これをあながちに信じぬれどまろはうけひかず、いかにとなればふるき書にも文にもかゝる製は未所見せず、古物も見ずたゞふべき物だになし、又海老さやまきの名もきざみにてさへあればゑびのとふによそへらるゝゆへ金具をゑびの尾に似せず又黒染にてもなをゑびさやまきといひてかなるべし、よしこの物じつに義家あそんの物にもせよ、あながちにことやうなればふるきをたづねていまにまなびつべき様には用ひがたきとゑるべし凡てさやまきの製上りたるよにつゞらさやまきときこへしは長さは五六寸斗なるをうるしもてうるはしくぬる事などはなくてたゞ柄さやをゑりけづりて二枚をあはせてつゞらもてまきたるなるべし、又弘仁六年十月壬戌勅ありて親王内親王女御及三位已上の嫡妾竝子蘇

候、綟染取染引両豹文梅綾抔通じて用ひ候、地は堂上にては平絹をも用候、武家は布に限候

當時用候紫縮緬之手綱は古實に叶候哉之事

縮緬は古へ無之故論ずる迄も無之候、惣紫は畧儀に相當候、式定と心得押なべて用ひ候は僻事に候、紫綟染候はゞ聊か增に可有之候

軍陣之手綱も布を用ひ候哉

軍陣も尤布にて候、常は七尺五寸軍陣は八尺をよりて用る由舊記所見候、又二筋をより合或はくさりを入たる事も及見候

○鞍覆は敷皮に用る故毛皮を本式とする由及見候彌其通り候哉、織物抔をも用候哉之事

鞍覆を敷皮に用事未所見候、毛皮を本式とすると云說も覺束なし延喜彈正左馬寮歟式に曰凡行幸御馬鞍深紫綾一條二幅長八尺又彈正式曰凡大臣已上覆鞍者用淺紫、參議已上深緋、諸王五位以上綠色、諸臣黃色、六位已上不得用之と見ゆれば上りたる世には綾絹をもて作れるなり、扨後の世に豹虎の皮鹿の皮の滑革抔を用ゆれば武家にては毛皮滑革を用ひ公家は綾平絹を本式とすと心ゆべし、又透鞍覆と云は顯文紗もてつくるをいふ、又足利比毛氈の鞍覆を殊の外に貴みてゆるしなければ用ひし本ノマヽれぬ事なりきかし、

○弓之握を卷事、白木の弓は中之三卷は間を明て卷拵弓は間を明けず卷事古への法なるに今は白木の弓もたやすくすき握をば被用ぬとぞ何某とやらん歟平澤英信に握卷てとこひぬれば古へのごとく中の三卷をば間を明けて卷て取せぬればこはなぞかくは卷し、すき握は公の四隅の射手にあらねば被用ぬ物をと云ひけるとぞ、げに今はたやすく被用ねばかくいふもことはりなれば平澤がまきしもあやまりにはあらじ、過にし頃藤井要右衛門のうしがはまの御どのの御弓場にてこゝろみかけられし時すき握に一具鞢の右鞢を用ひられぬれば奉行の君よりいかなる事にてかかる物を用るぞと尋させ給ひぬれば、まろが家より弓禮の免許をえて用ひぬるとこたへられしとぞ、すき握は四隅の射手に限らば限てもありなん、一具鞢をいましめたらましかば、何をさしてかたがひにはむかはん、いとおこがしまき制度なりかし

○又泥障を敷皮に用ゆる事ありやと問ふに是はよの

きる、しろき張ひとへしろきあせとりをきる也、かむだちめ殿上人五位六位外記史きる也、ゑふはきず、かむ連めも無紋なり、かとりといふものをうるはしくきるなり、十月一日もきる、ねりたるきぬさやくとはりたるなり、したがさねにうらあり」餝抄云、但更衣之日不論老少皆所用也」右白重更衣之日は貴賤老少用候故古歌にもよくみえ申候、半臂下襲衣單等白練を用ひ袍は尋常の通にて宜候、練は無紋のうす絹の事に候、但衣がへの一日にかぎり候は中頃の説にてふるくは夏は用ひる歟、清少納言が草子にすさまじきものに八月の白かさねといふ事みえ申候、是は八月頃の少し風ひやゝかに成たるに白かさねは時過て似つかはしからずみえ候と申事に候、是にて被仰越候歌の心よくわかり可申候、又宿老人又冬も着用の例有之候へ共此條に預からざる事故不申候

○淨衣

上皇將軍已下下賤之神官も被着用候事白布粉張如狩衣に今少し短に裁縫致し宜候肩一寸縫こしはた袖はおく袖より一寸おとし袖括こめくゝり白生の絲まる組（又白生の絹五分斗にたゝみさし括にするとも云）

袴上に同じ、常の狩袴の如くたち縫べし、

六幅にて裾くゝりなり

すそをひねらず、たち切たる儘の事に候哉

如仰ひねらずたち切たる儘にて候但はづれざるやうにのりにて留候が宜候

白生のよつくみ是は白絲の打ひもに候や

如仰白生の絲四ッ打にてよろしく候

露ばかり入なり、此段不解

是は裝束雜事抄の文にてむかしはこめくゝりにしたるを今は略して先に斗付候を露斗と書たるにて御座候今も本式のこめぐくりにいたし候方宜候」

袴、さしぬきとは仕立違候哉

指貫の如く裾にくゝりを入候前後六幅にてよろしく御座候

右之外中啓持候哉、小サ刀相用候哉

如仰中啓小サ刀等相用可申候

○手綱之事染樣に高下之差別有之候哉、地は布本式に候哉

公卿は蘇芳緂殿上人四位五位棟緂六位は紺緂を用る之由所見候、武家にては染樣之高下之制は無之

テ兩宣旨但其故ヲ不存候流例ト奉存候
○告使と申は關東御任官に限たる役に候哉、内裏にても有之儀に候哉
關東に限り可申候、則小舍人にて昇進之事を本家に告候にて御座候、此事當御代に始り候哉、高倉家相尋申候處如左之由答有之候、尙又廣橋殿えも相伺候一位殿御答は今少已前より有之哉と御物語有之候、管見未分明に無之候
○御大禮之節御袍の下に緋を召一入花やかにも爲見候由風聞候、下襲に緋を被召たるなど申者も在之、定て御單之袖裏より見透たるにて可有之哉と相考候此事如何
如御勘考御單之袖に御座候御下重は矢張つゝじにて御座候表は白の臥蝶の遠文うら菱の遠文御衣は御着用無御座候
○高倉家御衣文之儀は其形計にて實は從後房着御にて被爲出たるにて可有之いかゞ
如御本文御内々にて御衣掛之御小性衆奉爲着出御
高倉家は御袖之邊に手を被添候よし承及候
○御袍遠大紋に改候由文柄は何之文に候哉、且是迄はいかゞ御袍紋に候哉
丁子唐草にて御座候則御紋様うつし奉差上候
○内府様御袍如何
御文は是迄之通並通に丁子唐草に葵御紋入に御座候
○御簾中様御唱いかゞ
矢張御簾中様と相唱候事と相見え候、未何之仰渡も無之候此事實は御評議も有と京都へも御問合有之候得共京都にては皆姫君之名を稱し何君と申候得ば的例無之又堂上方も別段面白き考も無之と相見え申候
○あし手といふはちらし書の名にて澤邊のあしの生茂りなびきたる樣に書たる也、水手といふは行水のすがたに横さまにちらしたるなり　いまのよの木立たていし藤花樣落花樣などもこのあし手水手よりや思ひよりけん、さてこの手といふ訓はあしの樣みづの樣といふ事にて後のさまをうしろ手などいふにおなじこゝろなりけり
○更衣之日着白重事　雅亮裝束抄云、四月一日しらがさねとてしろきうすものをはんぴしたがさねに

納言之列名御書レ日訖送二太政官一大外記書レ之乎
　如御本文大納言之列名以下大外記ノ所書御座候」
所レ謂御書レ日者譬文政五年二月六日之書二六日一歟、
蓋或押二印章於年號之上一歟
文政五年二月　日
　如是有之處ヘ六之字ヲ御書ニテ御座候」
制附外施行謹言
　年號月日
制可
　月日辰時中務
又　　　　大錄
　　　　　少錄
　　　　　少錄
年號月日
　如是位記ノ寫ニ相見エ申候」
依レ令太政官中自二大臣一至二納言一一列可二位署一而有二
請奉制之文一、今所二施行一位記納言別在レ上記二年月日一
在二制可之字一或與レ古例違歟
　內記位記式如當時ニ御座候據式日事ト奉存候」
納言覆奏而書レ可則大臣列名之前歟、蓋大臣位署之後
無二奏覽事一如何
　如御本文奉存候」
大中辨雖レ有下署二文案一之事上今大外記之次署二辨姓
名一何故ゾ、蓋以下式部少錄年月迄辨書レ之乎然則書レ
可之後歟
　大外記ノ傍ニ辨姓名ヲ記シ候ハ辨檢察ヲ加ヘタル
　シルシト奉存候、辨書寫致候事ハ無之候」
○宣旨　蓋所レ經二中務太政官等一事可レ均二位記一而
獨署二上卿與外記而已一如何
　中務太政官ニカ、ワラズ上卿着伏座タルトキ職事
　來テ仰ノ詞ヲ仰ス、上卿外記ヲ召テ仰詞外記之ヲ
　奉テ宣旨ヲ造リ本家ニ告候事ニ御座候」
口宣案、達柳營歟否
　陳宣下ニテ上卿直ニ外ニ仰セ候故口宣ニ及ビ不
　申、但叙位之方ハ消息宣下ニ御座候得バ定テ口宣
　ヲ以テ位記ヲ造候事ト奉存候、コノ口宣ヲ柳營ニ
　參リ候事承不申候」
牛車宣旨所辨傳宣修理奉所上卿宣奉敕外記奉有二通
其別如何
　外記ト史ト宣旨兩通之レヲ兩宣旨ト唱ヘ申事ニ依

已上外記認之乎

御本文之通りに御座候」

左中辨名

關白位朝臣

太政大臣

左右內大臣位朝臣

朱闕一ノ所多闕ノ字アリ降
柳營ノ位記者頗異他乎
矢張闕ノ字有之候落字いたし差上候哉
柳營ノ御位記モ異ナルコ無御座候

式部卿輔位姓名

參議位姓名

告某人

制書如レ右符ノ到ラハ奉行セヨ

符ト云則制書之外別有符乎

奉行之字對誰而言リ

此位記ノ外別ニ官符有之其官符ヲロテ諸司ニ告知ラセ位田口下ノ事ヲ奉行セヨトノコト奉存候、則式部ノ官人ニ對シテ之事ニ御座候當時ハ官符ノ事ハ無之ト奉存候」

式部權少輔

大錄

少錄

已上三行闕官乎

公式令詔書式ニハ大輔少輔ニ至ル迄中務ノ字ヲ加ヘ、勅書式ニハ大輔已下ノ字ヲ畧ス、義解詔書ト勅書ニ輕重ノ差別ナリト見エ候、是ヲ以テ按ハ、此所ニ至テ覆奏スルコトモナケレバ畧シタル事ト奉存候」

位記ノ了令內裏式等ヲ以テ案上卿奉レ勅令內記書レ之、參議已上或內侍奏レ之、當今之赴附藏人歟御畫レ日訖參議一人召二中務輔一人一賜レ之、中務省以下有二御畫日書一爲レ案更寫二一通一印署、印署ハ則位記中三ヶ所ノ印章ヲ云歟送二太政官一大納言覆奏書レ可訖留爲レ案、又寫二一通一施行

依レ右初令二內記一書則所レ謂中務以下叙人之德行於二中務省一可二勘定一之書未レ賜二中務省一以前內記既書レ之乎

延喜內記式ニ執硯紙宮昇殿上書位記ト見エ候得バ於殿上書事ト奉存候、但臨時ノ位記中納言以上奉勅使於宣陽殿及陳邊令書云々、然レバ今度御大禮ハ臨時ノ叙位ニ御坐候得バ宣陽殿ハ當時無之候ニ付陣ノ邊ニテ書候テ式ニ協ヒ可申奉存候、扨其草ヲ中務省送リ候式ニ見エ申候」

所二御畫レ日一之制書至二中務少輔姓名行一而已乎、已下

度候

答寶永六年七月五日加賀守殿御渡被成候御書付當
春ゟ熨斗目着候分七夕八朔白帷子着用可仕候、尤
熨斗目着用不仕分は白帷子着用候

帷子本式の色目は何にて候哉の事

帷子の色は七夕八朔にかぎらず白を本式に用候旨
舊記に相見候へ共當時白は七夕八朔に限るゆへ花
色を式に相用可然候

○熨斗目の腰をこと色にして筋格子など織たるは
いかなる故ぞととふに、是は段の物の小袖の遺風
抔と普通にいへど昔は素襖を多くきれば小袖はすは
うのももだちよりみゆる斗なり、さるによりてこ
しを樣々にうつくしうしたる也けり、いまののし
め是より起るとしるべし、もとよりだんの物の遺風
といふてもよし、又無地なるよりはすこし古風なり
けり

○泰賢の君のとひ　　中務有某上功德宜加崇爵、式
旌殊可依前件主者施行、右主者指誰乎

主者ハ猶有司ト云ガ如クト奉存候畢竟此段詔旨ニ
御座候得バ執リ行ヘト廣ク見候間宜ト奉存候」

年　月　日

中務卿已下輔　宣

奉

行

已上內記認之乎

如御本文御座候」

大納言

中納言等言

制-書如シレ右請奉ソ

制、附ニシレ外施行ハン謹言セシス

朱點ノ意味乎

御朱點ノ意ニ相違無御座候杜史抄ノ訓如墨御座候」

年　月　日

制可

二字勅書乎

可之一字と奉存候」

月日辰時　　大外記官位姓名奉

此四字何故ゾ

月日辰時古來如是御座候辰時二字ニテトキト訓申
候」

たぐへても甚拙し、先執政の任をかまくらにては執權といふ、足利の初は執事といふ、三代以來管領といふ、今の世には老中と云、老はもとより尊稱なれど執政の職名にはならず、又禪家に長老などいふ號あれば坊主けたちておぼゆ、次にはわかき年寄抔誠にめづらかなる名なり、かう樣の事を都人がこゝろへておとしめいふいと〳〵口おし、されど海のいろくづ山の木の葉までも大八洲のうちに御めぐみにかからぬものなく執政の職も名はともあれよく其任をつとめさせ給ふて四の海しづかにおさまれるよのめでたきは上代にも更にかゝるためしなし、藤氏の大臣達の親族の好みを忘れ權をあらそひ朝廷を蔑如にし給ひしとはいかにぞやともに論ずべからずなどいひかへせばなを東夷がまけじ心の口ごはさよなどわらふいとにくし

○やよひの御遊の事書たるを見てきこへける、冠直衣といふは中頃よりは相聞へ申候へ共直衣には冠相用ひ候事にて烏帽子を用ひ候は格別高貴の人の作法に御座候、今度兩上樣御烏帽子を御用御座候は格段の御事と奉存候、其意味少し御書加有之候ても可然哉、源氏花の宴に皆人はうへの衣なるにあざれたる皇親姿とて直衣布袴着用の類よりもなをめでたき御ひかりと愚案に奉存候、畢竟直衣と申候へば、冠にて中頃ゑぼし着用事出來せしよりゑぼし直衣と申名目も見え候、それに對して冠直衣ともとなへ候と奉存候

　當時烏帽子直衣大臣の外第一の納言に限着用有之候

○鬢幅　江家次第諸家子元服條云、次左右令梳卷本結、以梳曳鬢幅」又云、次以櫛曳邊幅」雅亮裝束抄云、みゝのうしろの髮を耳のうしろかくるほどに、びんふくをふくらかにけうらにひきてみみをかくすべし

○鬢頬　二樣有之候、常のみづらとさげみづらとにて御座候さげみづらには村濃の元結相用申とおぼへ申候　江家次第二孟旬儀云幼主時垂鬢頬闕腋袍」、源氏物語桐壺卷云、みづらゆひ給へるつらつき」又みをつくしの卷云、みづらゆひて紫すそごの元ゆひ」雅亮裝束抄云、みづらをゆふ事略」又云、とのゐさうぞくにはさげみづらとてゆふ也略

○青山信睿が問　白帷着用の事公邊の御定承知仕

○又次郎がとふに風折ゑぼし常は將軍家右折を用ひ諸家左折を用ゆ陣中にては將軍家左折諸家右折を用ゆると見えたりといふ、まろがいわくさる事見及び侍らず、たゞし盛衰記にゑぼしおりが左折を賴朝卿に奉り右折を陪從の士に遣したると見えしを證とせらる、や、それはまさしく陣中の事にもあらずといへば盛衰記の外の書にもみえじ、武家名目に抄錄せし抔いふかいかなる書とも聞へず又とひきわめもせず云さしてやみぬ

○朝拜の禮は孝德天皇の御宇に初り文武の御宇に蕃客列に加り幢幡をたて大寶に禮服を着聖武御宇に冕服を服御し給ひ其禮大に備りし也、是は國史にもみえ又類聚儀式にもくわしく書たれど筆の序に又書たり

○禮服はひとへに唐土の服とおもへど左にあらず神代に裳衣袴履等あり、冠に玉をかざる事もあり玉を佩る事も有けり、ゑかるになまさかしき人が冠は推古御宇に初りしなど思ふおろかなる事なり

○官當一品已下三位已上以一官當徒三年、五位已上以一官當徒二年、六位已下以一官當徒一年是也

免所居官　先解退所居之一官

免官　先解退所居之官位勳位

除名　官位勳位悉除課役從本色

○雛遊を六かしげに論ずれどいまのよ女子がね、樣事とて少さき男女のかたち調度などつくりて賓主の禮を厚うしくさ〴〵の饗饌を供し、また父母に仕へ子をうつくしみなどする則是ひゐなあそびなり、若紫に少納言が十にあまりたる人のとひしも能その世にあへり、ね、樣事などか、る拙きことのはは引直すべきものなり

○東は夷なりと都人がおとしめぬるいと片はらいたけれど誠にかみよの夷の風ものこりける、そが中に文盲なる事ぞ口おしきなり、東叡山に向ひたるみちのひろさは唐土にもか、る大路は有まじと思ふみち小路といふ、餘りにひろければかみに廣の字をそへてよぶ廣小[路脫カ]といふはいとめづらかなる熟字なり、ことにやよ、の幕府の宗廟をまもりて一品法親王天台貫首の君のおはします御山に向ひ天が下しろしめし武家の棟梁たる柳營のまうでさせ給ふみちを小路とは何事ぞや、又執政の任を初て職名も鎌倉室町家に

局を尋る曲を再興あり、其仲國が衣服説々あるをいかに思ふぞと云おこせ給ふに彈正少弼仲國宿侍せしをめして仰事給はり寮の御馬にのり馬部吉上を召具してさが野に趣きたれば宿衣必定なり、盛衰記にかり衣とあれどなんぞ宿直に狩衣を用意して着かへてんや、又自の僕從もなし家にかへりしともみえず、盛衰記誤としるべしとて尋常の衣冠にて彈正にてあれば花やかならぬ衣に黄なるひとへ青鈍の奴袴などなるべし、むちはぬりむち半靴にて馬具はうつしの具にてあるべしとこたへ奉りき、長門本平家物語には藏人と見えしかとおぼへ侍れどこの書いま藏書になければ貞かに聞へ奉らじと書しるして使のあくびのまたいでこぬほどにやりぬ

○高智侍從の君より父君に後花園院は後崇光院貞成親王の御子なる、紹運錄に後小松院第二皇子として稱光院の御讓をうけさせ給ふと云たるは誤なる歟ととひ給ふに皇年代記に後花園院は後小松院第二皇子實は後崇光院の御子とみゆれば後小松院の御養にならせ給ふて御卽位有りしなりと答させ奉りぬ

○八月二日溫故堂に行ぬ、撿挍保己一は去年の秋はかなく成ていまは次郎とてまだわかきがあとをつぎて柳營の仰ごとをも承り仕へまつるなりけり、屋代弘賢のうしもきたりてあひぬ、弘賢のいはく直衣の冬は白の表に紫の裏つくる事になりたるはいつの頃よりかととはる、まろがいはく直衣はもとより雜袍といへば當色已下の色を用ゆる事なるに中頃より櫻の外は用ひぬ樣なれど北山行幸記にわか君紅梅の御直衣を着給ひし事のあれば足利の頃までは玉さかにはこと色を用ひし事有としるべし、今も英雄の人異色を用ひたらんに誰かはとがめんといへば又夏の直衣に二藍縹に限れるもいづれの頃よりかと問ふに夏は直衣にもかぎらず多く二藍縹を用ゆる事なれば上れるよにも是を用ひし也と答ふ

○又とふ二重折といふはいかやうなるものぞと是は六角の折にて臺を二重にしたる也、當流にては二重臺ともいへり、又二重姫折二重と斗もいひてくひ料にはあらで祝のとき備物などに用ゆるなりといへば又禁中にても用ゆる歟と問ふ禁中に用ひし事はみえず、また武家のものにて室町の書には多く見えたりと答ふ

つて敵をふせぐに一矢の用に代べからず、暴病沉痾に是を煎じて服する共命を救ふべからず、然則用ゆる處何事ぞや、名高き劒故有武具抔は武道の威光にもなる事なれば有こそめでたけれ、それさへあまりに玩べば武道の本意をうしなふべし、しらぬ昔のふる反古いつのよに何にけがれたるともしれぬ茶わん茶壺に若干の黄金をつひやし求るは無益といふもさらなりといへるは誠にむべなり、我つく〳〵と思ふに此茶湯といふは身をおさむる爲にも國を治る道にもあらじ文にもあらじ武にもあらじ只世をのがれしもの、つれ〳〵のせんかたなさにひとへに飲食をむさぼるも口おしけれ、か、る事をおもひよりて修行鍛練すると名つれ〳〵をなぐさめ飲食をする成べし、されど是をも能用ゆるときは家をと、のへ國もおさむるはしともならんか、先ふるくけがらはしくきたなげなる物を用ゆるはおこりを（以下缺字）所以と思ひ、奇物まがれる物を用ゆるは腹黑くねぢけたる人をもきらはず用ゆる所以と思ひ、自分茶をたて陪膳するは賢人になれ心隔てず道をろんじ政理をだんじ諫をきかん所以と思ひ、酒に長ぜず絲竹の興をなさぬは色をいましめ其身を堅固ならしむ所以とおもひ、流々もなく傳授口決もなくて調度雜用に黄金を費やさずは有ても害なきもの成べきに東山殿のたはれごゝろより能阿彌相阿彌是につぎ紹鷗利休等が出しよりいよ〳〵奇物を翫びけがれたる古物を尊び直きはすて、まがれるを好み國の費をいとわず禮をいやしうして道を論ぜず諫を聞ず是を學ぶに文武の道をおこたらしめ奢をおこすの中だちとなれば中々なきにはしかぬ道とは成にける、されど群飲佚遊にうつし心をうしなひて月日を送らんにはまさりぬべきか

○源平盛衰記に與一が裝束に高角反たる甲と云事あり反たるにはあらず打たる也、かんなにてうの字をその字にあやまりしか片かなにてウとソとあやまりしか、さて後文字にてかきたればことの外のあやまりとは成にける、高角は本より反たるものなれば別に反たるといふに及べからず、是は論ずるまでもなき事なれど安齋の翁を初て反たると心得たれば筆の序にかきたるなり

○松浦靜山侯の御とひにかの白拍子に仲國が小督の

二重はるひくらの前輪にてむすぶべし、さてあをりはかけぬがよけれどいまはかけてはすまじとみゆればニ重のはるひをはしの下にて取ちがへたらばあをりの外よりかけて切付の穴へ通しむすぶがよきなり、切付はつゞらにて有べしなどいろ〳〵物語しぬればいみじうよろこびて歸りぬ

○衣を六位もきるかととひぬればなどかきぬ事のあしかるべきぞとおもへど證據なくてはと思ひて雅亮布衣記など書ぬきてみせにき

○檳榔毛の車は、檳榔の葉をこまかにさきてふくなり、西宮記云、檳榔毛、太上天皇已下四位已上通用、非參議不立榻(近代無乘用之人)」餝鈔云、檳榔廂、保延二三四大殿春日詣、直衣冠檳榔(有半蔀廂)」桃華蘂葉云、檳榔庇(有庇)太閤之時乘之、此車知足院殿長承頃始而廻意巧令造給、眉ハ常ノ眉ノ角入タル也、凡家太政大臣之時或用之、眉如唐棟故是ヲモ號尼眉云々」是は信州松代よりとひきたりて書ぬきてやりしなり、凡車の事は我輿車類聚にくわし

○茶は佛家に多く用ひたる物なるべし、嵯峨の帝に獻り初しも僧なり、季御讀經にひく事もあればなり、日本後紀云、弘仁六年四月癸亥幸近江國滋賀韓崎便過崇福寺大僧都永忠護命法師等率衆僧奉迎門外皇帝降輿升堂禮佛更過梵釋寺停輿賦詩皇太弟及群臣奉和者衆大僧都永忠手自煎茶奉御施御被、これ本朝の書にみえし初なり、されば茶は煎じてそのしるを飲事なるに中頃より挽茶とて粉にして湯に和して飲事にはなりぬ、鎌倉の頃よりぞやうやくもてはやされ、元弘の頃ははや茶の會とて思ふどちあつまりてあるじみづからたてゝかたみに飲かはし室町のよにいたり東山殿よりぞやゝ其式そなはり元龜天正の比、紹鷗宗易等が出て流々などもわかりにけん、されば季御讀經をのぞきては公の儀式にも私の禮にも茶を用ゆる事なし、是は鎌倉右大臣を初めて禪門にこゝろを傾しより茶を立居に付てのみ侍る事には成にけん、室町の書には茶の宮仕の法見えたり

○貝原篤信が和事始に茶湯とていときたなげなる古ものふる反古を愛して千貫万貫にかふ是まことに何の爲ぞ凶年飢歳に逢て是を以寒士貧民を救ふといへ共一掬の米にしかざるべし、兵役軍陣に望て是をも

たきものにもせしなれば侍従黒方（此二くさは承和の帝の御いましめにて男子に不傳といふ）梅花、荷葉、落葉、拾遺、補闕、薫衣香などさま／＼の法あり、さるに足利の頃は女は薫物を用ひぬれど男は沉をたくべしといへり、今は匂ひ袋を用ゆ管便にしたがふ成べし、是室まちの末にはみえたり

○馬の毛に青といふ名あり黒の毛をいふ、いつの頃よりいかなる故にかことの外の誤なり、月毛をいふが本儀なるべし、む月七日の白馬の節會をあを馬のせち會といふ、白きが中には青の色をおびたればかの黒きいろにいかでか青色のかよひて見ゆべき、鹿を馬といふにおさ／＼にたりけり

○ふるき物語に組打しとき草摺をたゝみあげ柄もこぶしもとふれ／＼と突たりけると書たるにて合口とは能しられたり、鍔有ては此ことはあたらずこゝろを用ひて見るときはこの一ことにてつばのなき事しらるれば實に書はこゝろを用て見るべきもの也

○馬手刺はふるくはなし、是は腰刀長くなりて鍔もそひぬれば敵と組で拔かんとする物の具にさわりてぬけがたし、からうじてぬきても長ければさしにくし、よりて馬手刺は出來にけるなり、むかしの八九寸のこし刀にてつばもなくば別に馬手刺用ゆるに及ばず、又軍旅には太刀は小太刀に長太刀二ふりもはく事も有なり、又大兵に小兵のもの組打ならざる事もなし、たとへ組しかるゝとも氣早く刀をぬきてさしたらんには必勝利を得べし、組しきておさへてくびをかゝんとせば力の强弱によるべし、又大兵のもの小兵のものとくまんにかひつかみてなぐるまではなくとも取ておさへもせずきたなくこしの刀のぬかるべきか、われもとより小兵なれどなをくみ打の勝負もすべしとはおもふなり

○或人きたりて日光御参詣の時みづからも主の供して参りぬべきが、こし刀はいかゞすべき、長き刀は鬼丸の製か蟇はたいらでよき成べしと思ふなどいふに誠に面白き事也、打刀はいかにも革也がよかるべし、腰刀は革にてもいとにても柄をまくが軍旅の製なり、さて制なり、さて馬具は鏡鞍鏡鐙などの類あれどこと更につくるにはひまいりぬべし、尻懸は紅の布の厚總又は辻ふさなるべし、（色は淺黄山吹などもよし）手綱は布にて棟緂紺緂のたぐひはるひも同じだんにて

卷を書たり、さればこよひは十五夜なりけりといふことはみえたりといふ（夕顔の巻にも此ことばあり）是も正史實錄になければ無やくの論なり用ひがたし、きり壺をはじめとこゝろうべしと加茂の眞淵が說也、實にもと覺ゆれば筆のつゐでに書付ぬ、季吟が湖月抄も世俗の說によれるなるべし、眞淵が說はたくましうぞおぼゆる

○此もの語は物語の中にもことにめでたきものなればよゝの章にももてはやし給し、此源氏みぬ歌よみは口おしき事なりといひ傳へたり、されば此ことの注抄よゝに出來て五の車にもみちぬべし、そが中には用ひがたき說もありて中〳〵人の心をまどはしかへりてさまたげなるもあり、是は唯歌よみ又は才あるものが萬葉集古今集あるは史記漢書のひとの國のふみ般若經など佛の心までもかよはして見れば附會の說の多なるべし、（夕顔の宿を二階づくりとし、葵の巻のかみきこめたるを紙子の事などいふはわらはへもしりぬべきなどのあやまりなれば中〳〵論にも及ばず）此書を實に解さん公の宮殿私の寢殿對屋の樣恒例臨時の公事神事佛事官位昇進の次第職掌衣服調度の色體制又延喜天曆よりの時政風俗をしりさて明らかには解すべきなり、先宮殿の制をしらんに拾芥鈔の如きにてはやみのよにわづかにほしの光を賴が如し、衣服の體制をしらんに裝束圖式の如きにては又しかなり口おしき事ならずや、太陽の光に深き谷の底山のかひまでもくまなくみるが如くには有職の者ならでは有べからず、有職の者が深くことのはの心をたどりしらば誠にあきらけしとはいふべきなり、さいへばわが事のやうなれどまろはいまだことのはの心をしらず、されど中々の歌よみはなをこそ覺束なけれ

○沉をたく事いにしへも有御卽位に蘭奢待をたくの類なり、されど源氏物語などに香といふはたきもの也、此頃はもはら是を用ひしとみえたり、是を入る小さき壺を香壺といふ、香壺を入るはこを香壺のはことといふ、後のよに香合と云物もまことは香壺の轉語なるべし、合は何にてもせよふた有物の數に一合二合とはいへど香合といふて香筥の事にも成べからず又薫物をたくあとにて沉をたくべからずと室町の世の書に見えたり

○上にもいひしごとむかしは男も女も香とてたき物を衣にもあふぎたゝむかみやうの物にもしめ置そら

びてさてかしこくもあるかなかゝるはかなき事までをくまなくも心とゞめて置るゝはいとめでたき事なりといふ、この人は源氏枕草紙まことにまくらにして人にもおしへ聞ゆる人なるにうけはりたる書にもあらず、さすがにねたく思ふらんと押はからるゝもいとこゝちよし、常にしらでは口おしきをとはれて耻かしき事多かれどたまさかにかゝるおかしき事も有なりけり、〔江家次第御杖條云、次テ糸所進卯槌、御机組並縫覆敷料十両二分〕源氏物語浮舟巻云、わか君の御まへにとてうづちまいらせ給ふ畧うづちおかしうつれ〴〵なりける人のしわざと見えたり、またぶりに山立花つくりてつらぬきそへたるえだに

まだふりぬ物にはあれど君がため
ふかき心にまつとしらなん

枕草子云、御文あけさせたまへれば五寸ばかりなるうづち二つをうづゑのさまにかしらつゝみなどして山たちばなひかげ山すげなどうつくしげにかざりて御文はなし、たゞなるやうあらんやはとて御らんずればうづちのかしらつゝみたるちひさき紙に

山とよむをのゝひゞきをたづぬれば
いはひの枝の音にぞ有ける

又云、む月十日略もゝの木わかだちていとしもとがちにさし出たる、かたつかたは青く、いまかたえはこくつやゝかにてすはうのやうに見えたるに略木のもとにたちてわれによき木きりていでなどこふに略卯槌の木のよからんきりておろせこゝにめすぞなどいひておろしたればはしりがひとりわき、我に多くなどいふこそをかしけれ、略はしりきてこふにまてなどいへば木のもとによりてひきゆるがすにあやふがりてさるのやうにかいつきてをるもをかし

○源氏物語は藤式部が作なれどまことは式部がちゝが書置し又なにがしが筆を加へしこれが清書せしなどいへど共に正史實録になき事なれば無やくの論なり、唯式部が書とこゝろうべし、女の用意をくまぐまでいとこまかにのこりなく書しはなどか男のわざなるべき、又石山の觀音にいのりて八月十五夜の月湖にてりしをみて物語の趣向そらにうかびたれば御經を申しおろしそのうらに先須磨明石の兩

うつくしき色を用ゆる王法にそむき佛敎にたがふつみ深しとはいふも更なり、たとへいまの世其制なしとも父母より受たる髪をさへそりて天性のかざりをはぶきぬる身が女にもまさりてうつくしうさう束するはいと〱あさましき事也、唯すみぞめの衣にやつれたらんが佛のみちにかなひぬべき、さはいへど學行未練の比丘貴僧は頭のまろなる故をもしらで貴服は好みぬべし、さするに知識ともをぼゆるは和尙の位にあがらん事をねがひむらさきあけの衣に金襴錦のけさをきん事を思ふはいかにぞや武士にははるかにおとりにける心ばへなり

○兒の髪を生す事　源氏物語薄雲の卷云、いとうつくしげにてまへにゐ給へるを見給ふにおろかには思ひがたかりける人のすぐせかなとおもほす、この春より生すみぐしあまそぎのほどにてゆう〱とめでたくつらつきまみのかほれる程などいへばさらなり（按明石のひめ君なり、みをつくし三月に生れて薄くものまきは三ッになり給ふ、三歳の春髪を生せしとしるべし」）義植公御髪置記云、應仁元年十一月云々、（按公文正元年に生れ此時二歳なり）簾中備忘鈔云髪置二歳三歳にてあり、誕生の後日をゑらびてちごのかみはそる事也、今は六日たれといふが六日にかぎらず

○或人とふていはく曾我の兄弟を十郎と稱し弟を五郎といふはいかなる故ぞとおもふに曾我物語に元服して繼父の稱をつぎて十郎祐成と云と云々、又宮王は父母の命に隨はず密に時政が第にゆきて元服す時政我が子也と稱して即元服をくわふ五郎時宗といふとみゆ、しかれば兄弟の次を專らわる（本ノマヽ）なるべし、又此兄弟世をしのぶものなれば證とするにたらず後世唯其次第をまもり稱すべきものなり

○鵈の字は何の書に出たるがふるきぞと林祭酒の君よりとはせ給ふ、延喜式を書ぬきて奉りぬ

○む月の初ある人きたりて卯槌はいかやうにつくる物ぞ屋代弘賢がうしの說に長さ三寸方一寸にしてたてに穴をうがち糸をつらぬきたるはひとの國の制にて本朝のふるき制とはおぼへずといふにまことに弘賢うしの說はひとの國の正月剛卯金刀の事にて革帶にそへて帶するもの也、本朝のうづちは桃の枝のまたふりに山立花うつくしうつくりてかしらおかしうつゝみたらばよかるべし、源氏物語枕草子に見えたりとて取出して見せぬればいみじうよろこ

是はうるわしき折の事なれば平頭の鋒なれどさらぬ時は誠の利きほこを用ゆる事も有なん歟、さいへど所見なし、又むかしは私に兵具をたくわふ事禁制なればうるわしき時の頭のほこにかぎるかも實にいま柳營の御連枝また島津伊達その外家々によりて四本三本二本壹本のけぢめあれば古の儀戈にひとしうおのづからおぼへたり、又元龜の頃警固に數の長柄を持せし事有

○いにしへは弓矢を調度といふいまはやりを道具と云、伊勢安齋の翁がなを後の世には鐵砲などやこのたぐひに成なんとてわらひにきとか

○ふるき書に武士はあからさまにも北おもてに座すべからず、北はにぐるといふ字なればきらふなりといへるをわかきとききゝ侍りしかど常に北に向ひたればとて武士の家に生れその數にもかずまへられんものがにくる樣やは有べきとて心にもこめずよみ侍りしが、さる事によりて此頃ぞまことにその理なる事をしれりける、我身はさらにもいはず弓たちかたな北に向ふべからず、萬の事北を用ゆべからず、きたのたゝりをなすにはあらず、唯ひねもすよもすがら心をはげます也

○僧尼服之事　僧尼令云、凡僧尼聽着木蘭青碧皂黄及壞色等衣謂木蘭者黄橡也、青碧者碧亦青色也、壞色者失錯常色漫壞非全者也餘色及綾羅綿綺並不得服用、違者十日苦使、輙著俗衣者謂衣冠並着也、縱不並着犯其一者亦須依佛法論也百日苦使」三代實錄云、貞觀十六年九月十四日己亥、撿非違使起請五條、略其三應僧尼法服不用綾羅錦綺等違法之色事、按僧尼令云僧尼聽木蘭青碧皂黄及壞色衣、餘色又綾羅錦綺兼不得服用、又佛以足履木履袚服錦綺爲魔化比丘、而今或檀越等好以綾羅錦綺及諸美麗色充其布施法服、貧者耻不及富者競益其華不顧家之有無、殊費寧知國之損耗、今以爲世尊遺法付屬國王、國王制宜安存緇侶、而違佛敎乖王法不顧其非甚無謂矣、但佛弟子等無有私蓄、唯以檀越之施得爲衣食之資、既有嚫施何不納受、然則違法之罪尤在施者、夫淸其流者先當澄其源、故使等思議未加糺彈、望請頒示天下曉喩諸人、然後若有違法布施者不論施受必加科責」僧尼の服制いにしへは上の如くなれど今用ひられねばしゐて論ずるもむやくの樣なれど顯密の二宗を初て念佛宗等に至るまで綾にしきをもて袈裟ころもにぬひ縮線綾のうへのはかま固文のさしぬきその素絹といふもいみじく

後松日記卷之一

松岡行義

○當家弓法集に弓を見るやう先ふかく斟酌すべしかたく見よとあらばと書てその見樣を書たり、其故をいかにぞと人のとふにつけておもへば弓てふものはもの、ふの第一の調度にて弓折つるきれあるは矢種つきぬればむかしの武士は自害をしけるに哉弓をもて敵をほろぼし鬼をもおどしけるなり、精兵といふもつよ弓の手垂をぞいふめる、されば弓を見れば其人の器量おのづからゑらるればふかくいましめけるなるべし、八島にて義經朝臣が命にかけて弓をとりけるもむべ成けり、いまのよには、やりつるぎを第一にして弓をば次の品にすれば人の器量弓にはよらぬ世に成ぬれば弓法の文こゝろえがたしむかしをはかりてみるべきなり、精兵と云は矢束よく引て弓勢のよきとし二疊三疊をあびを一間づゝ置て立是をかけず射通ひといふと見えたり

○鑓てふものは上代のほこなり、矛の名は日本紀古事記を初て令已下の書にあまたみえたり、儀仗も兵仗もあり、さて下れる世に手鋒てふもの有、これはいまの鑓のごと兵仗のみに用ゆ、此柄を長く鋒も大にして建武の頃よりぞやりとは名付けん、太平記三井寺合戦又藤井寺合戦等所々に見ゆ、世俗の説に和田新發意源秀がはじめしと云は證據なしさはいへどことの外に長くはなし、むろ町將軍家の代よりやうやく長くなりて元龜の頃貳間餘の柄も出來しならん、大内問答に小やりの名見えたれば長やりありし事明かなり、豐臣太閤織田家につかへられし時やりの長短損益を論ぜられし事有とぞ世俗に云つたへたる是を専ら用ゆるより十文字鉤鑓鎌鑓片鎌出來き是を用ゆるに鑓衾横鑓上鑓下鑓一番鑓二番鑓などいふ名も出來しなりけり、さて鑓てふ訓は柄を長して遠くまでつきやるの心にて字も金のへんに遣の字を合て用ゆるなり、ひとの國の文字にてはなし

○此鑓てふものをいにしへのはかし弓矢のこと持せて召具する事は應仁の頃よりとぞ、家中竹馬記云士岐伊豆守利綱の記永正の頃鑓を持する事御出仕などの御供には無爲の時は見えず、但持すまじき法も有べからず、應仁の後多分持なり一本たるべし、是等みな馬上のあとなり云々、また上れるよにかゝるためしもあるなり、儀制令云凡儀戈者謂平頭戟也、用之威儀故曰儀戈、即是不可獨用、必於用蓋之時乃並用耳太政大臣四竿、左右大臣各二竿、大納言一竿云々、

後松日記目錄 終

卷之十七

卷之十八

卷之十五

卷之十六(原本无今作之)

卷之十四

卷之十二

卷之十三

卷之六

後松日記目錄

卷之一

九月九日髮葛子圖

伊勢桑名

翁麻呂寫眞

○桑名わたりにてはひいな草をかづら草といふとぞ

○追加姫瓜節供、髪葛子節供

今伊勢桑名わたりの俗に女童のことばに八月朔日を姫瓜の節供ととなへひめ瓜に顔を畫がきべにおしろいをいろどりて頭とし、つけ木又竹の筒などを身とし紙又絹などの衣服をきせてひいな人形につくり棚にする酒赤飯などをそなへてまつる、又九月九日をかづら子の節供ととなへひいな草つみてちひさく男女の頭をつくりこれも棚にするおなじごとく物そなへてまつるとぞ、前にもいへるごとく瓜に顏かく事は清少納言の草紙に見えひいな草つむ事は源三位頼政卿の父源仲正が歌によめればいと〳〵ふるき事なり、按にこれらはいにしへ質朴なりし世に天兒(アマガツ)、母子(ハウコ)などの畧儀とし贖物のこゝろばへにてまつれる古俗のなごりなるべし（○これらをこそひいなまつりともいふべけれ今の上巳のひいなはかへす〴〵もいにしへに似ず）

○和名鈔を見るに今のかもじを古へはかづらといへれば、かづらこの節供と云もふるきとなへならまし、後のひいなは此かづら子の事のうつれるにはあらずや○江戸ちかき地にても、ひいな草つみてひいなつくる事はすれど、物そなへてまつる事はせず

○此事は伊勢の桑名の翁麻呂ぬしのもとよりいひおこせたり、此卷をかきをへたるのちなれどいにしへの質素のなごりを見るべきものなれば、いささか考へをくはへてかきのせつ、前の條に合せ見るべし

攝陽郡談卷十六に云「姫瓜住吉郡遠里小野の田圃に作り所々の市店に出す多は堺道にあり大さ鵞の卵のごとく色きはめて白くもとめて人の面を書がきて幼童の翫とすあひだに黄色なるもあり黄白ともに美麗すぐれて艷き形を以て號レ之」といへり、此書は元祿十四年印行せりこれらもそのころおほくひめうりのひいなをもてあそびたる證也前のひめうりのくだりに引もらせれば筆のついでにこゝに擧

八月朔日姫瓜雛圖

地ゴフン

三寸二分

松雲庵藏

○蟲のたれ絹の追考

和歌分類巻七衣の部「蟲のたれ衣　御集「身をしりて鳴にもあらぬはかなさは露にかけけるむしのたれ衣後柏原院」とあり、柏玉集巻四秋歌上蟲「露にかける蟲の衣よ」とあり、三玉集類題秋部蟲「露にかけける蟲の哀さ」とあり、おもふに「衣よ」と「哀さ」と字の形の似たるにていづれか一方あやまてるなるべしなにゝまれ此御製は蟲のたれきぬの御歌にはあらずむしのたれきぬとせしは和歌分類のあやまり也おもひまがふべからず〔蟲襖は色の名なり、雅亮装束抄巻三に見ゆ、襖は青の借字なるべし、和訓栞に玉むしをいふにやといへり、似たる名なればかきいでゝおきつ〕

○打出小槌追考

宇都保物語としかげの巻上俊蔭波斯國にいたり阿修羅があづかれる寶の木を乞ることをいへる所に「この木の上中下かみなかのしなは大福徳の木なり一すんをもちてむなしきつちをたゝくに一万恒河沙のたからわきいづべき木なり」とありこれ打出の小づちに似たる事也〔寶物集平家物語盛衰記酉陽雑俎續集等は先板の巻に引けり〕

骨董集上編下之巻後終

ちやせん髪のかんがへ別にあり中編にいだすべし

江山堂所藏

○そのころのひいなはみなかくのごとくちひさくて質素なりき、ひいなはもとちひさき義なればおほきなるは名義にたがへり

○信濃羽子板

此古制佐久郡の邊にのこりて今につくるとぞ質素にしておのづから古雅也

前

後

○帶のむすびめはうせたりそのまゝうつしつ

京山人百樹所藏

おもてうら辨じがたし地に胡粉をぬり繪はかたにほり墨にてすりこみたるものと見ゆ丹草のしる蘇枋などにていろどれりいかにも粗糙なるもの也曲尺をもてはかるに總長九寸七分あつさ一分五リンばかりありいにしへの質素を見るべき物也

遊云々獨樂廻拍毬(テマリ)石子云々」これらも正月もてあそべるふるき證也　尺素往來文明の比の物也に云「面々偶御會合之次圍碁將碁雙六下貽(ヲリノコシ)楊弓手鞠等終日可ニ張行申ー候」かゝれば室町家のころまでも會して手まりをつくことありしなるべし○これらよりのちのものに見えたるはみなもらしつ

○これは前にいだせるあみ笠をきりぬきたる圖とおなじ屛風の繪なり、さきにもいへるごとく寛永正保のころのものなるべし

京山百樹摹

東鑑の事ばを注せるものに手鞠を手毬に作り手毬會は打毬の事也といへるはわろし、異制庭訓に、手鞠、鞠打とありて二種の物とせるにて手鞠會は打毬にあらざることいちじろし

此古書を見て手鞠をつくはもと蹴鞠よりうつれるわざなるよしを考へ思ふべし東鑑に手鞠會とあるもこれにおもひあはすべしさきにもいへるごとく今も田舍にては五人十人會しててまりをつくとぞ

○天和貞享の比の雛人形

○眞面目をうつす大さ圖のごとし○井原西鶴が遺稿を元祿八年印行せる俗つれ〴〵といふものあり、四のまきに、美女のすがたをゑがけりそのさま此ひいなにいさゝかもたがはず、その繪のかたはらに、かきて云「しめつけ島田、かみさきもあともおなじたけにして、まん中にひらもとゆひをかくる」又云「ふきまへがみ、くぢらのひれのまがりたるものを入てかみのうごかぬやうにす」、又云「ふきびん云々」といへるも此ひいなのさまによくあへれば、これを天和貞享のころのものとさだむ、西鶴がさうしかけるは、おほかたそのころなれば也、かゝれば此ひいなのかみは、しめつけ島田ふきまへがみふきびんといへるゆひぶりとしるべし〔貞享四年より今文化十年まで百廿七年をへたり〕

られす

平治物語巻上叡山物語の段に云「先一の箱の修禪定の具足の中に勢手鞠許して音有物あり云々」又巻下惡源太爲レ雷事の段に云「只今手鞠許の物巽の方より飛つるは云々」かく手まりを物にたとへていへれば當時はこれをもはらもてあそびしならん東鑑巻二十六貞應二年の條に云「正月二日於二若君御方一有二手鞠御會一」〔案ずるにこゝに若君とあるは將軍頼經卿なり此の時六歳になりたまへり〕「四月十三日若君出二御南庭一有二手鞠會一」「同月廿八日若君出二御西御壺一有二例手鞠會一」かゝれば正月手まりをもてあそぶ事いとふるし　辨内侍日記巻上寛元五年三月廿三日の條に云「皆御所へ御まゐり有殿よりかへでのえだに手まりを付てまゐらせさせ給ひたるを云々」増鏡第五うちの、雪の條に云「みかどをさなくおはしませばはかなき御あそびわざよりほかのいとなみなし攝政殿さへわかくものし給へばよるひるさふらひたまひて〔明月記嘉祿三年十一月十九日の條に手鞠を連歌のかけ物にせられたる事見えたり〕女房のなかにまじりつゝらんご貝おほひてまりへんつぎなどやうの事どもをおもひ〳〵にしつゝ日をくらし給へば云々」案ずるに、かくいへるは建長の初め後深草院七八歳の御時なるべし沙石集弘安二年撰巻二に云「禪鞠とて坐禪の時眠をさまさんがために頂におく手鞠のやうなる物を」又巻八に云「或人の女腹中に大なる手鞠のほどにて石の如く堅物有云々」太平記巻廿三の十丁右に「空より毬の如なる物光て叢の中へぞ落たりける」流布の印本の訓はおぼつかなきもおほかれど、太平記音義の毬の訓もてまりとあればこれ古本の訓なるべし異制庭訓正月七日の消息に云「手鞠、鞠打、是可レ被二張行一也」遊學往來巻上正月の童遊びの名目に「少性之

○これは文祿慶長のころの繪なるべし時代の考へ別にありむかしはかくのごとく手鞠をつくに立てつきたりきわらはのひざつきてつくはちからのとゞかぬゆゑなるべし

當時の畫を見るにみなかくのごとく袖口せまし慶安二年の印本尤之双紙上巻にみじかき物袖ふくりんとあるはこれならん

○此二ツもあんどんなるべし

これいにしへ行灯をさげありきたるたしかなる證也今茶人のもちふる露地あんどんといふものに古制ののこれるをこれにて志るべし

○胡鬼板、胡鬼子、毬杖再考

年中定例記 正月十一日御對面の次第云々の條に云「又今日比丘尼御所之御參中略御所々々御みやげはこきいたこきのこ匂貝已下御ー樣へも同前」又正月の條に「今日御毬杖二、玉二金、まゐる也」とあり、これは應仁以後室町家の事をかける舊記也當時はやくかみざまにても正月羽子板毬杖を祝儀の物とし給ひしをこれにて志るべし○匂貝のかんがへは別にあり中編に志るすべし○撮壤集下巻遊樂名附遊樂具といへる條に「毬打、玉、樂」とありこれは享德三年の書也、定例記よりすこしふるし

○手鞠

今の世に正月女のわらはのもてあそぶ手鞠のはじめ詳ならず冠辭考巻七玾比麼利苑玖波の注釋に「是によれば今も手まりつくにひふみよ云々といへるは古き世よりのことなるべき也（天智紀にあるは蹴まり也それよりも上つ代には手まりのみこそありつらめ）とあるはうけがたし古事記傳巻二十七にも右の說を擧てうけられぬよしをいひ「毬をつくと云こともおぼつかなし」といへり、醒案ずるに手まりは蹴鞠よりうつれるわざなるべし志かおもはる、ことはちかきむかし寛永正保のころの繪に四人立むかひてまりをつくさまをかけり、下にいだせるを見るべし、今も田舍にては正月五人十人立むかひてつくとぞき、けるこれ古俗の殘れるならん、東かゞみに手鞠會とあるもそれに符合せるがごとし、又今手まりをつくにひふみとかぞふるはもと一二よりいでたるわざなるべし〔一二をつく事、盛衰記巻三十四にみゆ中編石などりの條にくはしくいふべし〕手まりを蹴まりよりさきのものとせる冠辭考の說はとにかくにうけ

出二售各色華燈一中略豪家富室則有二料絲魚魫一云々」とあれば、魚魫灯は豪富にあらざれば得がたきほどの高價の物なるべし、寶貨辨疑百家名書の中に収めたりに魚魫を載て價低きものは成レ器難レ得とあるにてもおもひやるべし、爾雅巻十釋魚の條下に魚枕の事詳也、本草綱目巻四十四魚魫の條下に諸魚の腦骨を魫といふとあれば、古へ此に渡りきし魫灯を此にて魚腦の灯爐とも挑灯ともとなへしなるべし、升菴外集巻九十六に云「江有二青魚一其色正青云々、枕如二琥珀一可二以籠燈一」河南通志巻十三に云「青魚出二濟源一形似レ鯉而背青色又頭中骨煮拍レ之可二以製一レ器」とあれば、魚魫灯は青魚のかしらのほねを煮てやはらげ打ひらめて灯のおほひにつくれるものならん、琥珀のごとしとあればすきとほりてうつくしきものにこそあらめ、秋の夜長物語に、ほたるを入てともし火にかへたるよしをかけるもすきとほれるものなればなるべし、林逸節用器財門に「魚腦石之玉ハリ二」桂川地藏記弘治二年撰上巻に「此外魚腦樫槐象牙引壺頗黎巵瑠璃壺云々」とつゞけいへるにても魚腦はすなはち魚魫にて寶貨なるよしを玄るべし○淮南子巻三天文訓に云「月虚而魚腦減」これは月の十六日以後は、魚のあぶらの減ずるをいへり、魚魫とは別なり　王羲之鞹茶帖書記洞詮巻五十一に収めたりに云「石首鯗食レ之消レ瓜成レ水此魚腦中有レ石如二棊子一」これは魚魫なれどもいしもちと云魚の頭に石あるたぐひにて器につくるべきものにはあらず

○古畫行灯挑灯

いにしへ挑灯ととなへたるは此たぐひのものなるべし

ちやうちんには提灯の字あたれり、走衆故實天文永祿のころの事をかけり「日くれて御ちやうちんまいり候へば金鞭をとり手にさげて參候也」塵塚物語天文廿一年撰卷五雷の事をいへる所に「おちたる所を見れどちやうちん鞠の勢なる火のころびはしるのみにて外はみえず唯くらき斗也」とあり、これは籠ちやうちんにはあらで丸き形のたゞむちやうちんときこゆ、天文の比たゞむちやうちんもありしにや　これらを先板の卷の提灯の條に合せ見るべし

明の王圻が三才圖會器用十二の卷に所載提灯なり、先板の卷にいだせる籠ちやうちんは此唐制のこゝにうつれるにぞあるべき〔先板の卷に唐土にたゝむちやうちんなしといへれどたてにたゝむちやうちんあり、但し紙ばかりにはあらず絹をはれり〕

○行燈再考

行灯はもと提ありく爲に制れる物にて家内にするゝおくは後の事也といふ證を又見いで、しるす、山伏道葬送行列次第杏花園藏本といふ古き書に「上略次導師　先達持檜杖次馬次捧物次左右行燈次棺云々」無緣雙紙卷四尊宿茶毘之次第といへる條に「一番幡四流左右　僧持二番行灯四箇左右行者持云々」これら室町家のころの葬式なるべし、鎌倉年中行事の行列に、續松一丁行灯ひとつもたせべしとあるを、これらに合せ考ふれば、行灯は今のちやうちんのごとく、提ありきしにうたがひなし　累解脫物語下卷に「いつのほどより集りけんてん手に行灯ともしつれ村中の者ども稻麻竹葦と並居たるが云々」とあり、此物がたりは元祿三年の印本也そのころまでも田舍にてはもはら行灯をさげありきしなるべし、先板の卷に引る嵐雪がしゆもく町の發句と同時也合せ考ふべし

○ぎよなうのちやうちんの再考

先板の卷に秋の夜長物語を引て、ぎよなうのちやうちんとあるは魚綾の誤にて綾をはりたる挑灯ならんといひしはおしあてのひがことなりき、古印本はぎよなうのちやうちんと假名にかけれど後に古寫本を見れば「魚腦の燈爐」とありこれたしかなる證なり、灯爐とありては挑灯の證にはしがたくといふべけれど上にいへるごとくもと挑灯と灯爐はひとつ物なれば古印本にちやうちんとあるも後のさかしらにはあらざるべし○さて魚腦の挑灯といへるは唐國の魚魫灯の事也、明の田汝成が西湖志餘卷二十に「燈市

器飾、但五月五日諸衛府甲冑之飾不ﾚ在二制限一」（かゝれば、當時五月五日にかぎりて、衛府の甲冑に、薄、泥を、もちひられしと見えたり、端午の菖蒲かぶとに、薄をおすは此遺事歟、）辨内侍日記（下巻）建長四年五月五日の條に云「女房たちにしやうぶかぶとせさせ花ども［　］あやめかつらかけはけしきほどに云々辨内侍「黒髮のあやめはなきをひたひなるかぶとは［　］と人や見るらん、」

○案ずるに建長四年（建長四年より今文化十年まで凡五百六十二年なり菖蒲かぶとのふるきをおもふべし）は後深草院御年十の御時也、増かゞみを見るに、此帝につきそひ奉りしは、辨内侍少將内侍など也、それらの女房たちに、菖蒲かぶとときせて興ぜさせ給ひしなるべし○先板の巻にしやうぶかぶとのふるきあかしに、園大暦文和四年のくだりを引つれど、此日記に、建長四年はやく此物あればいよ〳〵ふるし、建長四年は、文和四年よりおよそ百餘年さきなり○増かゞみのかぶとの花の事は、すでに先板の巻にひけり、こゝに合せ見るべし

○板風呂、湯錢、風呂屋

今物語に、ある僧いたふろと云物に入し事見えたり、その文を考ふるに戸ある物ときこゆ此物語は信實朝臣（文治、承久の比の人なり）のかゝれたる物也、風呂といふ名はふるき事と見えたり、なほふるき物にありもやすらん○日蓮御書錄内（巻三十九）四條金吾におくられし書に「御弟共には常に不便の由有べし常に湯錢ざうりのあたひなんど有べし」とあり、かくいはれしは文永三年也當時はやく錢湯風呂ありしなるべし、たゞしこれは寺にたてたる風呂にや、太平記（巻三十五）延文五年の所に「今度の亂は併畠山入道の所行也と落書にもし歌にも讀湯屋風呂の女童部までももてあつかひければ云々」これは京都の事をいへり、當時はやく京都の町に風呂屋ありて、湯女などもありしやうにきこゆ

○提燈再考

朝野群載（巻四）應德二年十月卅日法定院佛聖供二灯油料一狀に云「安二置佛像一之前無二挑灯柱一云々」（こゝに挑灯とあるは灯爐なるべけれど、かくふるき物に此字面あるはめづらし、下學集、壒嚢抄等には挑灯の字をちやうちんとよめり）壒嚢鈔（文安三年撰巻三第八條）「灯呂をアンドン、チヤウチンなんど云文字如何、答挑灯と書てチヤウチンとよみ、行灯をアンドンとよむ、皆唐音歟行の字をアンとよむ事行在行者等也」（かくいへるにて、此書をつくれる文安のころは灯呂をさしてあんどんとも、ちやうちんともいへるをしるべし）唐話纂要（巻五）「挑燈（ツリドウロウ）」とあれば、ちやうちんはもと灯爐をさしていへる唐音のこゝにうつれるなり今の

ひいな遊びの古きあかしとなおもひそ、通證のかきざまのまぎらはしさにおどろかしおくなり

○海老上臈

今わらはのたはふれに鰕の目を頭とし紙の衣裳をきせひいなにつくりて海老上臈とてもてあそぶこれ寛文のころはやくありしわざにや

寛文十二年の誹諧三ッ物に「うら白や海老上臈のすがたがさね　正長

○腰鼓兄弟

世説補巻十九輕詆下注に「南史曰、沈懐之三子淡深沖名譽有二優劣一世號爲二腰皷兄弟一」抄撮巻四に「唐禮樂志、腰鼓廣頭而纖腰腰鼓兄弟蓋言二伯季優仲劣一也」かくいへるは三人の兄弟名譽にまさりおとりあり伯と季の子はまさり、仲の子はおとれるゆゑに腰鼓兄弟といへりとなり、腰鼓のかたちは上にいだせる圖のごとく兩頭はひろく腰はほそきものなればなり、和名抄にリウゴは細腰鼓のごとしといへるをこれらにもおもひ合すべし、陀羅尼集經巻第十三の四十紙右に、乾闥婆の細腰鼓あり草稿には全文をしるしおけれどこゝに餘紙なければはぶきつ

○おかべ、豆腐田樂、豆腐上物

豆腐を壁といへることのふるきよしは先板の巻にいへどそこに引もらせるを擧、七十一番職人歌合豆腐賣の月の歌に「ふるさとはかべのとたえにならとうふしろきは月のそむけざりけり、上臈名事、女房ことばといへる條に「とうふしろ物ともかべとも」とあり、此記は東山殿のころの事をかけるものなれば右のしよくにん歌合とおなじころなり○宗長手記下巻大永六年十二月の條に云「夜も更爐邊ひざをならべ田樂たうふの盃たびかさなりて云々」上巻にも「爐邊六七人あつまりて、田樂の鹽噌のついで云々」とあれば、豆腐の田樂もふるきものなり、大永六年より今文化十年まで凡二百八十八年也　○俗説に、豆腐皮をゆばといふは訛言なり、本名はうば也其いろ黄にて皺あるが姥の面皮に似たるゆゑの名なりといへるはみだりごとなり、異制庭訓往來に、豆腐上物とあるこそ本名なるべけれ、豆腐をつくるにうへにうかむ皮なればさはいへるならん畧てとうふのうはといひ音便にはもじを濁りてうばといへるよりおこれる俗説なるべし、ゆばといふもうとゆと横にかよへばはなはだしき訛にもあらず

○菖蒲胄再考

延喜式巻四十一彈正式云「凡金銀薄泥不レ得レ爲二服用幷雜

○寛永のころの畫中に此圖ありきもの丶文様リウゴなり

○子日の雛遊　贖物の比比奈

宇都保物語（くらびらきの巻の下に）犬宮（女子なり）うまれ給ひて正月二度めの子日百日にあたれるをいはひ給へる時ひいな遊びに糸毛の車又箔おける車を箔おける牛にひかせてひいなの人をのせ金銀の箔おける破子又馬などちひさくつくりてその馬にひいなの人のせなどして子日の遊びのさまをまねびて宮たちをなぐさめ給ひし事見えたり今の世の女のわらはちひさき乗物にひいなの人のせてかきありくなどこれに似たりいにしへも今もわらは遊びはかはらず（○國ゆづりの巻の下にもひいな遊びの事見うれどさのみはとてもらしつ○ついでに云、詞花堂主人ゆつほを考へたゞされたる王琴と云物印行せり見るべし）

○江家次第（巻十七）立太子の條に、阿末加津にならべて比比奈の名見えたり

案ずるにこゝにいへる比比奈は今の伽婢子（トキハウコ）のたぐひにて贖物の人形なるべければもてあそびものにあらぬもふるくひゝなといへる證とし今の世の上巳のひいなは祓具の遺意なるをこれらにてもしるべし、此書は延久以後の儀式をかゝれたるものなればいと〳〵ふるしこれにしたがへば比比奈のかなもふるし

○或古記に「慶長三年三月七日みの日の御はらひとて御人ぎやうあがり候きぬめさせ候て御まくらもとにおかる、八日きのふの御人形とりに參る」とあり、これは巳日のはらへつもの丶人形也かゝれば今の世のごとく上巳を期としてひいなをもて遊ぶ事は慶長以後の事なるべし、但しそのきざしはこゝに見えたり、日本紀通證巻十に「日次記曰上巳雛遊云々」とあるは、黒川氏の日次紀事のえうをとりてかける也、東見記下巻に二百廿冊ありといへる日次記のことばとおもひまがへて上巳の

るはリウゴなり、伊呂波字類抄、林逸節用、運歩色葉集等にも輪鼓の名見えたれば近古までももはらもてあそべるものにこそあらめ

○糸より車にリウゴといふものありかたち圖のごとし輪鼓よりいでたるふるき名なるべし

腰鼓圖 明の王圻が三才圖會巻三器用三に載たり

○和名抄にりうごは其形細腰鼓の如しといへるはこのつゞみのかたちに似たりといへる也東海道名所記巻四に云「庄野云々この宿の名物たわらのやき米也その俵のなりは大さにぎりこぶしほど也青き緒にてあみたる小俵也なかを又青き緒にてつよく乄めたれば倫子の形に似たり云々」萬治の比かくいへれば當時までもりうごはありしものにや

○刀の柄に一種かくのごとくなかのくびれたるを今もリウゴ柄といふ

かしらはこれにかぎらず

端午の菖蒲がたなに此柄あり

馬をかくのごときかたちに乗るをリウゴを乗るといふも中のくびれるがリウゴのかたちに似ればなるべし

室町家のころの見聞諸家紋といふものにかくのごとき紋を載て號ニ輪鼓引領ーとあり、太平記の粒子引兩はこれなるべし左右ふとく中ほそきゆゑに乄かいへるならん參考粒子引兩の下に異本を引て作ニ三引兩ーとありりうご引兩は中の一すぢほそく三ッびきりやうは三すぢともに同じふとさなればまがひやするべし

○今かくのごとくかたちをチキリと云リウゴとは別なり混ずべからず、榺の本形はかくのごとし、機をおるに經をまく木なりちきりにつきて考へ別にあり中編にいだすべし、

○かくゝさゝの物に其名をおはせたるにて古へ輪鼓をもて遊ぶわざのいたく行はれたるを知べし

くびれて前後のかたちあるゆゑに蟻といふと答、難じて云前後あるものを蟻といふべくは輪子(リウゴ)等をも蟻と云べし」といへること見えたり、こは蟻の腰のほそきを輪鼓にたとへたるなり、野守鏡（永仁三年にかけるものなり）上巻に云「りうごをまはすと風情をめぐらすとは其義おなじき事にて侍り、りうごはよくまはせば心と縄のうへにうかれたちてなげあぐれどもおちず、いまだよくもまはらぬさきになげあぐればふり〳〵としておつるがごとく、歌も未いたらざる心をまはさんとすれば詞のなはにかゝらずして風情のりうごおつる事にて侍り云々」太平記（巻十）鎌倉兵火事付云々條に云「爰に誰とは不レ知、軋子引兩の笠符付たる武者五十餘騎云々」壒囊鈔（文安三年作巻一第五十二條）小兒の翫物の中に輪子の名目見えたり、同書（同巻第六十五條）幕紋の名目の中に「輪子（又輪鼓）」とあり

〇これらを參考するに伎藝にもわらは遊びにももちひて絲のうへにまはせしもの也、いかにしてかまはしけんその所爲は志りがたしそのかたちは今の小つゞみの桏(ドウ)に似たるもの也、七十一番職人歌合の放下の著物に かくのごときもやうあ

紡車(イトヨリクルマ)

くだをさしいとをまきたるところ

これをつむといふ長さ曲尺九寸ばかりはがねにてつくる、和名抄鍋

これをリウゴといふかたち輪鼓に似てしかも絲をかけてめぐらすもの也

此いとをしらべと云リウゴにかくるいとなればなるべし

くはしきはかくのごとし

リウゴをこゝへさしいれていとをかけつむをめぐらす料とす

いとわた

○男又尼などの著たるはたれたるきぬすべてみじかし住吉をどりの笠は此遺風か
諸國年中行事大成巻五に「此物今京師御蔭祭いなり祭の行列のうちにあり」といへり

菅虎三摹

○旅行の體なりこれは從者の男と見ゆ

○此二人は女なり○くみひもをたれざるも古畫にあり

續世繼にむしたれたるはざまよりや見えけんとあるをこの繪にあはせ考ふべし〔山家集下「みくまのゝむなしきことはあらじかしむしたれいたのはこぶあゆみは」此むしたれいたの考へ別にありことながければ中編にくはしくいはまし〕組ひもをたれたるはかざりにもしすそをかゝぐる料にもせしなるべしむしのたれきぬむすびあげてといへる歌のことばもこれにて考ふべし、夫木の歌は此繪をもて解すべしこの繪は夫木の歌をもて解すべし、このたぐひは古書にあらざればおもひえがたし

○再案ずるに新撰六帖第五帖戀ものへだてたる「むしたるゝあづまをとめがすきかげになごりおほくてゆきわかれぬる、衣笠ー大臣」かくよまれしは京のぼりなどする吾妻女のむしのたれぎぬきたるがきぬはすきとほれどかほのあらはに見えぬをなごりをしうおもひながらゆきわかれたりとなるべし物へだてたるといへる戀の題なればなりか、れば此歌も旅の道中のさま也此古書によくあへるをおもふべし又はぶきてむしとのみいひしも此歌にてあきらけし

○輪鼓

輪鼓(リウゴ)はいとふるき翫具也、倭名鈔巻四雜藝具に云「輪鼓、本朝相撲記云輪鼓二人諸雜藝之中弄ニ輪鼓一之者二人也、今案此物所レ出未レ詳但其形如ニ細腰鼓一而輪ニ轉於絲上一故以名レ之」新猿樂記、品玉輪鼓八玉、とつゞけいだせり、沙石集巻五蟻蜹の問答に「なにゆゑに蟻を蟻となづくるそのこゝろいかんと問、中は

野をゆくに蛭などをさけん料にせし物也、そのゆゑに蟲の垂絹とはいへる也、古書に所見おほかり下にいだせる古圖を見て、夫木の歌の心を考へ蛇のきぬにあらざるをおもふべし、又續世繼巻十しきしまのうちき、の條に、大臣家のつかへ人小大進といへる女熊野まゐりしてかへる道中の事をいへる所に云「よどのわたりにやみゆきなどのよそひのやうにみちもえさりあへぬことのありけるがけふまん所の京にいでたまふといひてよそにはものともおもはぬことのいひしらず見えけるほどにむしたれたるはざまよりやみえけんふみをかきて京より御ふみとてあるをみれば大臣殿の御つかひにはあらでおもひかけぬすぢのふみなりけり云々」こゝに、むしたれたるはざまよりや見えけん、とあるは蟲のたれきぬを著たるあひだより、顔のすこし見えたるにて、それと人に見つけられたる也、これは小大進がくま野まゐりの、旅よそひのさまをいへるなりけり、これらによりて考ふれば、蟲のたれぎぬはもと蟲をさけん料なれど、おほくは旅の具にもちひ、風塵をさけ寒氣をふせぎ、又は面をかくす料にもせしなるべし

○伊呂波字類鈔巻五雜物の部に「緜ムシ女笠也」とあり　字鏡集巻十六に緜「力佳反徒侯反」かくのごとくありて訓なし一本シウと音をつけたるあり　緜の字右の二書にあれば誤字ともおもはれず、されど說文はさら也玉篇、慧琳音義、龍龕手鑑、字彙、正字通、康熙字典、品字箋、和玉篇〔緜の字見のこせる字書どもを追て捜索すべし〕等を捜索すれど見えざれば字義はしりがたけれど、字類鈔にムシと訓じ女笠也とあるを考ふれば、蟲のたれきぬのことにはあらぬかとおぼゆ、林逸節用集食服門に「緼ムシ　帔ムシ」かくのごとくいだせり緼は枲カラムシ麻の一種のことにて別也、帔は玉篇に「在肩背也」とありて、かづき、うちかけなどと訓ずべき字なれば此字を借てムシと訓ぜしも蟲のたれきぬのことかとおぼゆ、續世繼にむしたれたるとあるをこれらに合せ考ふれば畧きてむしとのみもいへるにやあらん

○宇津保物語流布の印本、樓ノ上ノ上ノ四に「うまにのりたるをとこわらは四人むしたれたる人きて云々」とあり、先哲の校本を見るにむしたれたるとあるはぐしつれたるのあやまりとせりむしのたれぎぬにまがふことばなれば童蒙のためにおどろかしおくなり

蟲の垂絹の古圖

○此外古畫に所見おほし

條五代記ひらかな本巻十　天正十八年の條に云「扨又松原大明神の宮のまへ通町十町ほどは毎日市立て七座の棚〔七座の店庭訓に見ゆ事は古抄につばら也〕をかまへ與力する物手買ふりうりとて百の賣物に千の買物有て群集す」又云「町人は小屋をかけ諸國津々浦々の名物を持來て賣買市をなす或は見世棚をかまへ唐土高麗の珍物京堺の絹布をうるもあり云々」

新市に一の棚をかざると云こと狂言記巻四 栫賣の詞巻五 かつこはうろくの詞、その外狂言におほかり、續狂言記巻一 河原新市と云狂言に「けふは河原の太ん市でござるいつものごとく酒をうりにまゐらふとぞんじます中畧 まゐるほどにこれでござるこゝもとにみせを出しませふ」とあれば、みせとのみいふも近俗にあらず

清水物語慶長中作 寛永十五年刻　上巻に云「四條五條の辻に、こま物みせとてたなひとつにいろ〳〵さま〴〵の物を取あつめておき、人の用次第にうるもの、候」

貞德文集松の屋藏本　下巻に云「料紙商賣付而見世棚可然在所も尋候云々」此文集は寛永のはじめ作れり書中に考ふる所あり慶安三年印行せり　これらを上の古圖に合せ見ていにしへの見世棚のさまを考へおもふべし

○商賣往來にも見世棚の名見えたれば近き世までもしかとなへたるならん今もしかとなふる地あらんもしりがたし右の往來は元祿以後の物なり考證別にあり

○上の古圖を考ふるに當時は看板水引のれんなどはなく長のれんのみありしなるべし長のれんに三つたちばな玉、子もちすぢをかきのれんかけたるうへに海老をかけるは今の目じるしのもとにて今たちばな屋たま屋えび屋などいふはもと目じるしよりいでたる名なるべし軒の下にちりよけとおぼしき物をかけたり今の水引のれんはこれよりいでゝもとはちりよけならん

○蟲のたれ絹

夫木抄九の巻夏部三　正三位季能卿夏草の歌に「草ふかみむしのたれきぬ結びあげてとほりわづらふ夏の旅人、此歌のむしのたれきぬは、夫木抄のうちの難義の一つなり、詞林拾葉巻三に右の歌を注して云「蛇のきぬゝぎたるを蟲の垂絹と云也夏野行旅人草中の道をいぶせくおもふ心なるべし」といへるはひがことなり、異名分類抄も此說によれるにや、巻三にむしのたれきぬを蛇のぬけがらの異名とせり、これ一時の失なるべし〔井空集四の巻にも右の夫木の歌を擧て蟲の垂絹蛇のきぬぬぎたるを云とあり、詞林拾葉といづれかさきにあやまちけん〕

○醒案ずるにむしのたれきぬといへるは、かたびらの絹を笠にぬひつけたるを頭より身におほひて山

○これは鏡わりと云繪巻に載る所京四條の町の見せ棚のさまなり此繪巻の時代つまびらかならざれどもおほかた文安寶德の頃の物とおもはる、考へありことばながければもらしつ外百番のうちの松山かゞみのうたひは此繪巻のことばがきに似たる所ありこれを文安寶德の物と定むるときは今文化十年まで凡三百六七十年をへたる古書なり當時の町家のさまを今目のまへに見るこゝちす

○中古見世棚と稱へし證は、庭訓往來に云「市町者通ニ辻子小路ニ令レ構ニ見世棚ニ絹布之類贄菓子有ニ賣買之便ニ之様可レ被ニ相計ニ也」一時軒隨筆巻二に「庭訓は玄惠法印元弘四年正月廿一日書之」とあれば見世棚といへるも古事也下學集文安元年撰上巻に見世棚の名見えたり、勸進聖判職人歌合天文六年よりすこしさきの物なり考へ別にあり鳥賣の花の歌に「春は又ところも花の千本に見せおくたなの鳥のいろ〳〵」此歌にて見せ棚の名義あきらかなり奇異雜談集天文中の作也考へ別にあり巻二に云「家ぬしは婦人にして夫なし一二年ひとりやもめなりつねに茶屋の本座に居て茶をうるおもてにいたをもつてかりに棚をつりて胡瓜五六を出してうる」醒云今も八百屋は棚をまうけ瓜茄子のたぐひをならべてうるこれに似たり運歩色葉集天文十六十七のあひだの撰也巻四に見世棚の名をいだせり、北

○紀長谷雄の草子福富の草子などにも見せだなの圖あれどこれほどにくはしからず
○販婦がかしらに物いたゞきてうりありきしもふるき風なり
○笠持る女のはきものは七十一番職人盡に見えたる板金剛か、
○福富の草子の見世棚圖にものれんに三ッたちばなをかけり

賣レ物舍也」晋の崔豹が古今注上之卷に云「店所三以置レ貨鬻二之物一也」とあり、此字義によりてたなとも見せとも讀也

○さて商人の物賣ところを棚といへる古き證は、宇都保物語第四藤原君の卷流布本第七たかもとの御子の商ひし給ふ事をいへる所に云「こゝはみづし所寢殿のきたのかた、かしらしろき女ひとり水くむ、めのわらはひとりをものほりつかまつる、これはて、たなに女をりつゝ物うる中略むな車にいをしほつみてもてきたり、あづかりどもよみとりてたなにすゑてうる」といへり

此事は、くぼのすさび上卷にもはやく見いでゝかきおけり○うつほの時代は詳ならざれども源氏よりさきの物といへれば棚にすゑてものうるはいと〱ふるきわざなり

土左日記諸本みな「やまざきの小櫃のゑも云々」とあれど、爲家卿本卜幽が附注本には「やまざきのたなる小櫃のゑも云々」とあるを梔園主人はやく見いで、土佐日記考證にかゝれたり、これも棚をかまへてものうれる事のふるき證なり、

此日記は貫之ぬし承平五年の紀行なればいと〱ふるき物也、承平五年より今文化十年までおよそ八百七十九年なり

見世棚古圖

○わらはの竹馬にのれるさまなり竹馬の事は先板の卷にいへりこれをあはせ見るべし
○牛車のつくりざま今と異なり

道もまけじとこれらをにらみ給ふ、たとへば人の目くらべをするやうにたがひにまた、きもせずはたとにらまへてぞ候ける云々」日蓮御書錄内報恩抄の上に云「慈覺、知證と日蓮とが傳教大師の御事に不審申は親に値ての年あらそひ天に値奉ての目くらべにては候へども云々」（建治二年七月二十一日とあり）太平記（巻十四）建武二年十二月十一日箱根竹下合戰の條に云「加樣に目くらべして鎌倉に集り居ては叶まじ云々」異制庭訓往來正月七日の消息の中に、遊戲の名目をならべて「目比、頸引、膝挾云々」（といへり、此書は貞和二年の作ならんとおぼゆる證ありて考へ別にあり）これらを見わたしてにらみくらといふ事のもとのふるきをしるべし、此事は先板の巻にもいへれどくはしからざればふた、びいふ

○宿世燒

異制庭訓遊戲の名目をならべいへるうちに「宿世結宿世燒」といへる名目あり、宿世結は先板の巻にもいへるごとく今の世の縁結也、さて宿世燒の事を考ふるに、增補越後名寄（著作堂藏）巻三十二に云「正月十五日左義長の燃殘りの木を宅の爐中に燒其火にて縁結の餻燒と云事を童部共なす餋の脹れやうに品形を稱じて興ず云々」といへり、これ宿世燒の遺意にはあらざるか縁結のもち燒と稱ふるにてさもやとおぼゆ

異制庭訓を貞和二年の撰と決むるときは今文化十年までおよそ四百六十八年をへたる古書也、えんむすびのもとのふるきをしるべし

○見世棚

今の世に商人の物賣所をたなとも見世ともいふ、いにしへは家の端に棚閣（タナ）をまうけ其上に萬の賣物をおきならべて賣れるゆゑにたなといふ名おこれり、その棚はうり物をすゑおき往來の人に見せて賣らんためにかまふる物なれば中古は見世棚ともいへり、後の世にはそれを下畧して見世とのみもいひき、下に出せる古圖を見て古への見世棚のさまをしるべし、今餅屋の出し臺といふ物などは見せ棚のなごりともいふべし（からくにはなべてみせ棚なり、唐の繪に町家のさまをかけるものあり見てしるべし）今も京都に魚の棚、衣の棚、江戸にあまだな、十軒だな、などいふ名殘れり、町家の軒下を棚下といふも古言の殘れる也○店の字をたなともみせともよむは義訓也、和名鈔（巻十）居宅類に云「四聲字苑云、店云々坐

すゞめといひけり、福富の草紙上巻の詞書に「見ちすがらめなしどちのきのすゞめあそぶわらはべの手さしゆびさして笑ふ云々」とあり、
好古小録上巻に「福富草紙二巻 畫工及書者姓名不㆑傳」とありて時代詳ならず、今詞書を案ずるにめらく\／\とやきすてつせじやう歟障だつもの〔竹取上めら\／\とやけぬ〕〔歟障古書に多く見ゆ〕などやうの古き詞づかひのなかに屁をゐどころ、腹をおなか、放屁をおなら、小袖をべべ、などいへる詞のまじれるにておほかた室町家の中ごろの物とおぼゆ、繪にも又しかおぼゆる證あり
○又一休和尚の水鏡に「目なしどち\／\こゐについてましませ」といへる文あり水鏡註目無草上巻に「どちどちとはたづぬることばなり」といへり
○又目かくしといへる名も古き物に見ゆ酒食飯イ論の詞書に云「よろづの祝あそびにも酒のなきにはけうもなし、兕師玄な玉のくるひまでさけをのまねば玄らげたりすまふ目かくしちからもちひだるくなりてはかひもなし云々」といへり、
此繪巻も室町家の此の物なり、作者は詳ならずあるひは一條禪閤の御作なりといへり

○新續犬つくば集萬治三年撰寛文七年刻
巻十二「雪の中やめなしどち\／\おにあざみ　吉綱
巻二十「冬の木々や目なしどち\／\雪の中　柳枝
これ万治寛文のころまでもめなしどちと云名ののこれりしあかしなり
○かれこれを考ふるにめなしどちのきのすゞめといへるは小兒目をつゝみてうちむれ遊ぶさま目の無雀のごとしと云義なるべし、めんないちどりと云も目の無い千鳥の義なるべし、雀も千鳥も打むれて遊ぶものなり、和訓栞に無目乳兒捕の義成べしといへるはおだやかならず○漢籍どもに、此の目かくしに似たる事あまた見えて名目もおほかれど、藝苑日渉巻五におほく擧て今はめづらしげもなければもらしつ

○目比　。。。。

今童の戯れにするにらみくらと云事もふるし、いにしへは目くらべといひけり、長門本平家物語巻九治承四年〔治承四年より今文化十年まで凡六百三十四年なり〕清盛入道福原に在て夢にされかうべとにらみあはれける事をいへる所に「入

武清撫摹

江山堂藏

此男の上に著たる物は今の羽織とは異なり此考へ別にあり袴は黄土にても彩色せりおもふに烒革のはかまなるべし革袴を著たる事はふるき物に所見おほし

○かくれあそび

宇都保物語初秋の巻に云「草のなかに笛の音のし侍るをたづねてなむ（朱雀院なり同御詞）うへ草笛をこそはふきけれ（かれまさなり同詞）大將かくれあそびをやし侍らんと聞え給へば云々」榮花物語つぼみばなの巻、長和三年の條に云「をとこぎみはいみじうおもひきこえ給へれどなほいとこゝろつきなくともすれば御かくれあそびのほどもわらはげたるこゝちしてそれをあかぬことにぞおぼされたる」とあり、これらにかくれ遊びとあるは今云かくれんぼなるべし、たび〳〵いふことなれどわらは遊びにはとにかくにふるき事のこれり

書言字考に白地藏の三字をかくれあそびと訓せるは白地にかくる、かりそめの遊びといふ義ならん

○寛文の比はこれをかくれごともいへり、古今夷曲集（寛文五年撰）序文に「おさあいをあひや手打川水の阿（ア）曏（ワク）いな舟の掉頭（カブリ）々々土佐の手々甲、大和の元興寺隱期（カクレゴ）などやうの事をもてつらねかいちらす云々」とあり

物類稱呼（安永四年撰）卷五に「かくれんぼ出雲にてかくれんごと云 相撲にてかくれかんゑやうと云 鎌倉にてはかくれんぼと云仙臺にてはかくれかじかといふ」（醒云鰌は石間にかくるゝものなればならん）かゝればかくれんぼはかくれ子の轉語かくれ子はかくれ遊びの遺言なるべし

○目なしどち軒の雀

今の世の童遊びに目かくし、或はめんないちどりといふ事あり、それを室町家の比はめなしどちのきの

比比丘女圖

これ今あづまにて子をとろ子とろといふわらは遊びの原なり、比丘比丘尼といふを音便にてひふくめといへり前にもいへるごとく惠心院の僧都よりはじまれりとなればいと〳〵ふるき事なり、日本法華驗記下の卷に云「僧都迨二春秋七十六一以二寛仁元年六月十日寅時一刻一永遷化矣」とあり、此書は僧都の滅後わづかに二十

○これは古畫にあらず三國傳記の文のおもむきをしらさんとて今あらたにつくりいでたる圖なり

一柳齋筆

五六年をすぎて長久中に撰せる物なれば證とするにたれり、續本朝往生傳十一丁元亨釋書卷四ノ二十丁にも僧都の傳を載て入滅の年月日ならびに享年これにおなじ、寛仁元年より今文化十年までおよそ七百九十七年なり、

○又鬼わたしとて兒をとらふるまねびするわらは遊びも此ひふくめの一變にや、そのゆゑに鬼といふ名のあるならん、物類稱呼卷五に云、「江戸にて鬼わたしと云を東國及び出雲邊肥の長崎にて鬼ごとと云奥仙臺にておに〳〵と云常陸にて鬼のさらと云」といへり

○もろこしにても月令廣義卷五の打鬼戲はこゝにいふ繩鬼なり、通雅卷三十五の替鬼摸鰕は目かくしのたぐひにてともに鬼といふ名あり和漢あひ似たる事なり

○編笠を切ぬきたる古圖

これは古き屛風の繪のうちにありゑがける風俗をもて時代を考ふるにおほかた寛永正保の比のものと見ゆ上にいだせるおくにかぶきの圖中のあみ笠に合せ見るべし

古き事なり、古へは比比丘女（ヒフクメ）といへり、その原は惠心僧都經文の意をとり、地藏菩薩罪人をうばひ取給ふを獄卒取かへさんとする體をまなび地藏の法樂にせられしより始れりといへり、三國傳記八巻第二十六條に云「童部の戯に、比比丘女といふ事は惠心僧都閻羅天子故志王經を見て其心を得て始させ給ひけり、夫地藏菩薩は中有迷津の方便閻王廳庭の利益等在レ之先中有迷津の利益者獄卒罪人を引卒して還時戒問樹と云木の本に地藏菩薩罪人を乞給中略獄卒無レ力奉レ與レ之又無縁の衆生をば中略押奪取給也時に獄卒等罪人を取返さんと云可取々々比丘比丘尼優婆塞優婆夷と云、此時地藏菩薩云上見頗梨（ハリノカヾミ）鏡、下見頗梨鏡と、〔原本は眞片かなにかけり詞づかひもじづかひのこゝろえぬもあれどそのまゝにうつして私意を用ひず〕云意は淨頗梨鏡に浮る罪業の衆生也と云とも若又一善もや有らん頗梨鏡の上をも能々見よと云義也、爰を以て僧都地藏の悲願を感悦の餘りに般若院の地藏の前に參りて此經を被レ講後兒共童部を多集て地藏與二獄卒一取ん不被取とする所を地藏法樂の爲に兩方へ衆を分て學び踊り給けり、始は取つく比丘比丘尼優婆塞優婆夷と云けるを能も不知童部共早く云んとする程に取てウ、ヒフクメと云ける也、是深き意有て薩埵の內證に稱故（カナフ）に地藏の法樂には是を取んとすされば吉野の天河の辨才天の御前にて老耄白髮の山臥に至るまでも面々にヒフクメをして法樂す是本地藏菩薩にて御座故也」

かゝれば童遊びの子とろ〳〵は、此比々丘女よりいでし事なり此書は永享三年になれるものなればいとふるし永享三年より今文化十年までおよそ三百八十三年なりとにかくに童の遊びにはふるき事のこれりしかもその原をたづぬればいはれある事ぞおほかる

鹽尻十九巻に云「和州天川辨才天の祭夜に入て小兒をあつめ並べて歩行せしむ鬼形の出立したる民を幕內に置て走り出てかの小兒をとらんとするを法師も小兒も同音に文を唱へてこれを追ふ是また鬼走りの變風か、或云彼唱所の文は閻羅天子經の文なり辨天の本地を地藏薩埵と唱ふ、彼經に此行法ありといへり

かくいへるは今より凡百年ばかり前なり、今も此祭ありやたづぬべし〇鹽尻は、巻のついでのさだまらぬ物なれどもおのれが見し巻のついでをしばらくしるしおきつ、

糸縷權三郎女形の始りなりとあり、此いとより權三郎といへるはかの傳介がいとよりをつたへたる者歟、これらをおもふに糸縷といへるはむかし名高くあらしさるがうにこそありけめ

○酸漿を吹ならす事

今の世に女童のほゝづきを吹ならすはいとふるき事なり、榮花物語第八はつ花の卷寛弘五年の所に「宮は〔こゝに宮とあるは一條院の后上東門院なり〕うへの御つぼねにおはします云云、たゞいまの御年はたちばかりにこそおはしませどいとわかうぞおはしますめりさらになほいと心もとなきまでさゝやかせ給へり云云、御色しろくうるはしうほゝづき（酸漿）などをふき（吹）ふくらめてすゑたらんやうにぞ見えさせ給ふ」とあり、當時ほゝづきをふきならす事のありければこそ、ふきふくらめてとはかきけめ、いにしへは宮中やんごとなきわたりにもこれをもてあそばれしにや、寛弘五年より今文化十年まで、およそ八百六年なり、かゝる證なくてはさしもふるからんとはおもひもよらぬわざなり、

源氏物語野分の卷、玉かつらのさまをいへる所に「ほゝづき（酸漿）とかいふめるやうに、ふくらかにて髮のかゝれるひまく、うつくしうおぼゆ」とあり、こゝには吹とはなけれど榮花物語のことばにおもむきは似たり

枕草紙異本に「おほきにてよき物ほゝづき」とありほゝづきは食物にもあらず、見てなぐさむ物にもあらねば、吹ならす料ならずは、大きにてよき物とはいふまじくや○此こと流布の本にはなかりしかとおぼゆ本草綱目卷十六酸漿の條下主治に云「食之除熱治黃病尤益小兒」附方に云「酸漿實丸治婦人胎熱難產」かゝれば婦人小兒のほゝづきを口にふくむはよしある事ぞかし

○小兒をあやすにバアといふこと

古今著聞集卷十七佐異部、ばけ物に兒をとられたる事をいへる條に「門をこと〴〵しくたゝくものあり云云（ばけ物の詞）うしなへる子とらせんあけよといふなほおそろしくあけずさるほどに家の軒にあまた聲してばあとわらひて云云」とみえたりばあといへるは大にわらふ聲なり、今小兒にむかひてバアといふは大にわらふこゑをまねびてあやすこゝろばへなるべし

○比比丘女

今童遊びに子とろ〳〵といふ事をすめり、これいと

○そゞろ物語に、くにが父小村三右衞門とあり、東海道名所記に、くにが夫狂言師三十郎とありて父も夫も三もじを名につきたれば、それを後にきゝひがめて名古屋山三郎に混しにや、名古屋山三郎あるひは三左衞門ともいひ、いづれかさだかならず、たゞしくにと同時の人なる事は論なし、くにはもと遊女なるよしなれば、かれをもこれをも夫となへしかそはしるべからず

歌舞妓事始巻一に云「文祿年中伏見へ於國を召れ歌舞妓を踊らせ御見物ありし時水晶の珠數を襟にかけて舞たるを御覽なされ水晶は見苦じとおほせられて御具足の上に御かけなされたる珊瑚樹のじゆずを下し置れ於國が舞を御覽なされ御感涙を催されて云云」これは寶曆十二年の印本にて、無下に近き物なれども、念珠を首にかけたるよしをいへるは下の古畫によくあへれば古説をつたへてさはいへるならん、此事は古き物にも見えしとなん

○かく諸書を參考するに、すべて下の古畫にいとよくあへれば慶長中にありけるくにがかぶきのさまを今目のまへに見るがごとくおもはれて、しらぬむかしのしのばしくいとめづらかなり、あみ笠をきりぬきて目をのみあらはしゝなどは、ことに質朴の古風を見るにたれり、とにかくにいにしへのすがたをしらんには、ふるき繪にしく物あらじかし

日本後紀八之巻十九葉に云、桓武天皇延曆十八年秋七月癸卯朔云云「己酉停ニ伊勢齋宮新嘗會一但以ニ歌舞伎一供ニ九月祭一」〔類聚國史卷四、神祇部四、伊勢齋宮の條にも此事を載させたまへり、又日本紀畧卷六にも見ゆ、類聚國史の歌舞伎は松屋主人はやく見出て俳諧歌論にかゝれたり〕かゝれば歌舞伎といへるはいと／＼ふるく神事によべる名なりき、くにはもと女巫なれば神樂を一變して歌舞伎と名づけしも、よしあることぞかし

○くにがかぶきは曲舞女（クセマヒ）の變風ならんとおもはるることを、古書どもに見あたりて考ふる所あれど、文ながければしるさず、おのが雜劇考にくはしくしるさまし

○糸縷といへるさるがう

東海道名所記に「三十郎が狂言傳介が糸よりとて京中これにうかされて見物するほどに云云」とあるを、今案ずるに歌舞妓事始巻二に云「昔辻々に出せる札の文にいはく、從ニ五月八日一於ニ北野一名古屋山左衞門在所糸捻女之所作成レ之一覽念望之人須ニ來見一、。。如此板に書て辻々に出せしなり」とあるにて、いとよりといへるは在所女のいとをよる體をまねびたるさるがうとしられたり○右の傳介をかぶき傳介ともおもひまがふべからず、かぶき傳介ははるかに後、正德享保のころの人なり

又同書巻一歌舞妓物眞似名代のつらに糸捻權三郎と云名見えたり、また誹諧師紀逸がたそかれの日記に、

お字な字のやうにみゆれどもいかにおくにゝ申候とよむべし

右の繪の詞書

にまうけ傳助といふものをかたらひて三條縄手の東のかた祇園の町のうしろに舞臺をたてさまぐ\に舞をどる三十郎が狂言傳助が糸よりとて（醒云いとよりの考へ次にいふべし）京中これにうかされて見物するほどに六條の傾城町より佐渡島といふもの（醒云、そのころ物語に、佐渡島正吉とあり、かぶき女の太夫なり）四條川原に舞臺をたてけいせい數多出して舞をどらせけり云云」

此二書にいへる文も、すべて下の古書によく符合す○京童の作者は中川喜雲なり、沒年詳ならずとあり、誹諧家譜に、貞室門喜雲中川氏云云、家書京童部同後編あり、許六が歷代滑稽傳に、雛屋立圃は畫を能す、京童と云名所記自畫也とあり、元祿十五年印本團水が花見車卷二に、立圃寛文九年九月晦日卒すとあり、誹諧家譜には、寛文十二年三月十七日沒す年七十一とあり、いづれか是なるをしらざれども、慶長中くにがかぶきのさかりなるころ、立圃はおほかた十五六歲にてありしなるべし、作者喜雲が沒年はつばらならねど、その繪をかける立圃が年齡をもておせば喜雲もくにがかぶきを見聞してかけることばにぞあるべき、東海道名所記は淺井了意が作なり、鎌倉志首卷引書目六のうちに、東海道名所記淺井松雪とあるはこれなり、元祿六年印本犬張子卷一、義端が序の文に、了意大德晩年におよびて筆力ますぐ\老健なり、元祿四年寂せられしとありて行年はつばらならねど、おほかた慶長につづきたる元和寛永のころの生れなるべければ、これもくにがかぶきの事をしたしくきゝてかけることばなるべし、世をおほくへだてゝのちにかけるものとはおなじからず、されば右の二書はともに明證とするにたれり、○和事始卷之一白拍子の條に、くにがかぶきの事をいへるは野槌の說により、みづからの聞傳へをまじへてかきたりと見ゆれど、これは天和三年の著述にて、慶長を去る事およそ八十年ばかり後の物なれば證としがたし、又雍州府志卷八に、なごや三左衛門が事をいへれどその說うけがたし、山州名跡志卷四、和漢三才圖會卷十六などにも哥舞妓の始りをしるせれどおろそかなり

十郎なるべし、

○かくのごとくすべてみな古書に符合するをもて、此圖の眞なるをおぼえしるべし、

○見物の人男女ともにかづきものして、おもてをあらはさず、人目をしのぶ體なり、か丶る物見するをはづればなるべし、むかしの質直の風俗をこれらにてもしるべし、前にもいへるごとく、あみ笠をきりぬきたるはことさらに質朴なり、

○此繪を見れば、慶長年中より、今文化十年まで、およそ二百十餘年のむかしの質素の風俗、目のまへにうかみて、うつ丶にその世を見るこ丶ちせり、とにかくふるき物こそなつかしけれ、

○野槌に、くにがかぶきは、元朝の天魔舞に似たりといはれしは、腰にやうらくのごとき物をたれたるをいはれしなれば、此繪にいとよくあへり、

○かぶろ髮にて僧衣を着、ぬり笠をもてるは、くにがねんぶつをどりの體なるべし、

○東海道名所記にぬり笠にくれなゐのこしみのをまとひ鳧鐘をくびにかけて云云、といへるに符合す、たゞしこゝに亾がけるは、玉佩に似たるものなれども、こしみのをたれたる事もありしなるべし、足袋はむらさきにいろどれり、先板の卷にいへる、むらさきたびこれなり、京童に佛號をとなへ鉦をならし念佛をどりせし、といへるもこゝによくあへり、

○こゝに念珠をくびにかけたる男はくにが夫三

又、そゞろ物語に、髮をみじかく切りをりわげにゆひさやまきをさす、といへるにもよくあへり、又京童に、刀をよこたへ男の裝束にてかぶきすといへるにもたがはず、

○念珠をくびにかけたるは歌舞妓事始の說にあへり、そとはの紋つけたるもめづらし、組糸の帶は先板の卷にいへる、なごや帶なり、ふくめんもふるき手ぶりなり、

○羅山先生文集に男は女服を服しとあるをおもへば、此女に扮したるはくにがをうと三十郎なるべし、かづらひもをむすぶことのふるきふりなるよしは前にいへるがごとし、

○慶長年中の繪於國歌舞妓圖

○此繪に三絃なし、東海道名所記に「その時は三味線はなかりき」といへるに符合す、

○うちはをもちへうたんをおびたるは同書に見えたる傳介がさるがうする體なるべし、へうたんをおぶる事のふるきは、先板の卷にもいへるがごとし、

○倚子に尻かけたるはくにが男に扮したる體なるべし、

羅山先生文集に、女は男服を服し髮を斷て男の髻となし刀をよこたへ嚢をおぶ、とあるに符合す、

原本梅龍園藏
摸本著作堂藏

女相共且歌且踊此今之歌舞妓也出雲國淫婦九二者始爲レ之列國都鄙皆習レ之云云」一 此文下にうつしいだせる古畫によくあへるを見るべし 野槌 下之巻ノ五 に云「龍飛紀略第一云、元順宗至正十三年 中略 元主毎二遊宴一以二官女十八一按レ舞名爲二天魔舞一首垂レ髪數辮戴二象牙冠一身被二纓絡一云云、近年出雲巫京に來て、僧衣をきて鉦をうち佛號を唱へて始は念佛おどりといひしにその後男の裝束し刀を横へ歌舞す俗にかぶきと名づく、世の風俗如此衰ぬるよと惺窩と物語せしに胡元の天魔舞は今のかぶきによく似て覺え侍ると申されき」 かくあるは國が腰にやうらくのごとき物をたれたるを元朝の天魔舞にやうらくをかうふりたるに似たりといはれたることばなり、野槌のかなの自序に、かのとのとりのとしの秋とあるは元和七年にあたれり 惺窩先生は元和五年に卒せられたればその前慶長中くにがかぶきを目のまへに見てかくものがたられし事なるべければ、明證とするにたれり、俗説辨巻三十三にも元氏掖庭記を引て天魔舞の事を載たり そゞろ物語 寛永十八年印本杏花園藏 に云「慶長のころほひ出雲の國に小村三右衛門といふ人のむすめにくにといひてかたちゆうに心ざまやさしき遊女候ひしが 中略 此遊女男舞かぶきと名付てかみをみじかく切折わげに結さや巻を指きたのつしまのかみと名付今やうをうたひふぢよのほまれ世にこえ顔色無双にして袖をひるがへすよそほひを見る人心をまどはせりそれを見しよりこのかた諸國の遊女そのかたちをまなび一座の役者をそろへ舞臺を立おき笛たいこつゞみを打ならしねずみ戸を立て是を諸人に見せける云云」 かくいへるも下の古畫によくあへり ○此物語の巻首にいはく「江戸町のかたはらにきよぢうする、三五あんぼくさん入道が、見聞し事を書あつめたる草紙五十二册あり、云云、愚老舊友なれば此文を披見するに、そゞろ物語二十册には、世のわらひぐさ狂言綺語をしるしたり云云、我是をひろひ出し一册にうつし取てすなはちそゞろ物語と名付はんべりぬ」とありて、奥がきに「寛永十八辛巳曆三月中旬開板」とあれば、此物語の作者は慶長の時をへて、くにがかぶきをまのあたりに見し人なるべければこれも又明證とするにたれり 京童 明曆四年印本 巻一に云「そもそもかぶきといふは出雲神子の舞をまなびそめし也このみこ佛號をとなへ鉦をならし念佛おどりせし後又刀をよこたへ男の裝束にて歌舞すそれをかぶきといひなしきたれるなり云云」東海道名所記 萬治年中印本 巻六に云「むかし〳〵京に歌舞妓のはじまりしは出雲神子におくにといへるもの五條のひがしの橋づめにてやゝ子をどりといふ事をいたせりその後北野の社の東に舞臺をこしらへ念佛をどりに歌をまじへぬり笠にくれなゐのこしみのをまとひ皀鐘を首にかけて笛つゞみに拍子を合せてをどりけりその時は三味線はなかりきかくて三十郎といへる狂言師を夫

としもとふりあげ後妻の髪を手にからまいて打やうつの山の夢うつゝともわかざるうき世に云云」これも生靈なり又三山の謠に「みれば餘所にもねたましき花のうはなりうたんとてかつらのたちえを折持て中略ねたさもねたしうはなりを打ちらしうちちらす云云」

これはかつらことといへる女の死靈なり、かゝれば近むかしの怪談の草紙などに、うはなり打を生りやう死りやうのしわざとせるはこれらのうたひいできてのちのつくり事なるべし○ふるき誹諧の發句つけ句なども、うたひにもとづきて怨靈の事とせるがおほかり、そのうちをんりやうにかゝはらずうはなり打の證とすべき句どもを左に擧

崑山集 慶安四撰明暦二刻

きぬの妻のうはなり打か槌の音　友三

沙金袋 明暦萬治ノ比

嫁が萩のうはなりかうつ春の雨　正定

鋸屑 明暦ノ比

稲妻のうはなりうちかはたく神　貞晨

新續犬つくば集 萬治三撰寛文七刻

前句　きよ水坂の辻にまつ袖

附句　かつたいにうはなり打をあつらへて　貞徳

これはかつたいに棒打といふことわざをふくめたるつけ句なり

林逸節用集 明應撰 言辭部嫐打、書言字考嫐毆

下に摸しいだせる古畫をいとめづらかにおぼえてかく考ふるところをいさゝかかきいでゝおきつるなり、およそ二百年以來かかる風俗のあらたまりたるはいとめでたき事ならずや、

【追加】望一千句 靜廬藏本「勸進のひしやくふりあげ打うたれ」といふ前句に「熊野比丘尼のもてる後妻」とつけたりこれらもうはなり打の一證とすべし、誹諧家譜を見るに杉田勾當望一は寛永七年六月二日沒せり行年八十三なりきこれにゑたがへば天文十九年の生れ也いまだうはなり打のたえざる時なるべし此外うはなり打を怨靈のことにせる句はふるきものにあまた見えたりあげてかぞふべからず又寛永十八年帆亭德元が著せる誹諧初學抄戀の詞にうはなり打をいだせり（編者云、此追加は巻末に出たれど便宜の爲に此に出す）

○於國歌舞妓古圖考

下に摸しいだせる古畫の原本に附たる考へがきに國女慶長年中あづまに下りて歌舞妓踊をせし事或古記に見えたり、當時目のまへに見しさまをかける繪なるべしといへるはさもあるべし今按ずるに羅山先生文集 巻五十六 に云「今之歌舞妓非二古之歌舞妓一也、若二教坊梨園及小蠻樊素之流一所謂古之歌舞妓也、男服二女服一女服二男服一斷レ髪爲二男髻一横レ刀佩レ嚢云云、男

此女前妻なるべし和名抄前妻和名毛止豆女
一名云古奈美

○むかし〳〵物語に臺所より打入といへることば此圖にあへり、
同書又いはく「昔はさうたう打に二度三度たのまれぬ女はなし七十年ばかり以前八十歲ばがりの老婆ありしがわれら若きじぶんさうたう打に十六度たのまれ出しなどと語し」といへり享保十八年かくいへるによりて年歷を考ふるにおよそ永祿元龜のころまでもありし事にや　あらん　○貞室が　玉海集に「しもをとこのすり木もてわかなはやしければ「うはなりかわかなもたゝく手摺小木、此發句山の井にも見ゆ、摺木もて若菜を打をうはなり打にたとへたるも此圖にあへり

古畫後妻打圖

此女後妻なるべし
かしらにむすびたるはかづらひもといふものなり、これふろきさまを糸がけるあかしなりさる樂の能の女のいで立にかづらひもをかくろはふろきふりなり、上古には女男ともにかしらのかざりに蔓草をかけしを髪葛といへりかづらひもはその遺風なり

○うはなり打を見にあつまれろ人のさまなり

○追加望一後千句に「う　はなりをうてろ姿のおそろしや、といへろ前句に「あらぬなげきをすり小木のさき、と付たりこれも此圖にすり小木をもてろさまをかけろによくあへり、此千句は慶長元和の比の作なればふろし、

法師、治承二年〔治承二年より今文化十年まで凡そ六百三十六年也〕の春、再度舊里に歸りて後にかける物なり、此書にいへるおもむきにては、うはなり打はいとふるきわざなりけん

源平盛衰記卷一に云「村上帝の御宇左中將兼家と云人あり北方を三人持たれば異名には三妻錐(ミツメギリ)と申けり、或時此三人の北方一所に寄合て妬色顯れて打合取合髮かなぐり衣引破りなんどして見苦しかりければ、中將は穴六借(アナムツカシ)とて宿所を捨て出給ぬ取さふる者もなくて二三日まで組合て息つき居たり、二人の打合は常の事也まして三人なれば誰を敵共なく向ふを敵と打合けるこそ咲しけれ云云」かくいへる文を、寶物集にあはせ考ふるに、二人の打合は常の事なりといへるは、うはなり打の事をいへるにうたがひなし、寶物集と此書と、時代もおほかたおなじころなり、しかも二書ともに村上帝の御時の事をいへり、しかればうはなり打はいよ〱ふるし 狂歌咄(曾呂里狂歌咄と云は後の名なり、寛文十二年印本)卷二に云「敎月上人とてたふときひじり國々をめぐり修行しけるが筑紫のある里かたに女房のうはなりうちをなむしけるを見てよみける「世の中に女の心すぐならば女牛の角やぢやう木ならまし」」○但し此書は無下に後の物なればたしかなる證にはしがたしといふべけれど、敎月は古き人なり、沙石集卷五「三井寺に、敎月房とて中比碩學有けり云云」、とあり此書は無住法師弘安六年(弘安六年より今文化十年までおよそ五百三十一年なり)にかきをはれるものなり 三國傳記卷十一第三條「三井寺に、敎月坊法橋と云人あり、如法經を書寫すること四十度云云」此書は、永享三年の著述なり、沙石集に、中比碩學とあるにて、古き人なるをしるべし、右のうはなり打の歌は、此敎月のよめるにや、歌のしらべもふるくきこゆ、これらも證のひとつに思ひ合すべし○承久のみだれに歌をよみて命たすかりし、淸水寺の住侶は、東鑑(卷二十五)敬月 續拾遺集(卷七)歌作者部類 京月淸水寺の僧とあり、承久記(下卷)古本きやう月、印本鏡月に作れり、右の敎月とは別人なり、又狂歌に名たかかりし曉月御坊も別人なり、これら名のとなへのおなじきをもておもひ混ずべからず

葵上の謡に「あら恨めしや今は打ではかなひ候まじあら淺ましや六條の御息所ほどのおん身にてうはなり打のおん振廻いかでさる事の候べき唯おぼしめし留り候へいやいかにいふとも今は打ではかなふまじと枕に立よりちやうと打ば」(此文を考ふるに、貴き御身にて下ざまの女のごとく、うはなり打をし給ふは、あらまじき事なり、といふ義にきこゆれば、うたひをつくりし室町家のころまでもうはなり打とて、かの相當打のごとき事ありしなるべし、さるから能にもしもとにて打さまをせるならん、うたひには當時ありし事をまじへてつくれるもあればなり、此うたひは生靈なり)又鐵輪の謡に「いで〱命をとらん〱

し、ほらを吹ありく云々」とあり、これらを見わたすにすべて下の古書にいとよくあへり今はすたれにたる事なればめづらし

○冑人形の事は先板の巻にもいへり元禄のころはすでにかくのごとく、冑と人形と別の物になれり人形の制の質素を見るべし、其角が五元集に、「さみだれや傘につる小人形、といひしも、此繪とおなじ時代なれば此人形の事なるべし、そのころを目のまへに見るこゝちして、すゞろにめづらし

○後妻打古考圖

うはなりとは後妻をいへる古言なり、〔古事記、白檮原宮段、宇波那理、大和物語下巻又檜垣嫗集にうはなりこなみと云ること見ゆ、こなみとは前妻を云る古言なり〕和名鈔後妻〔和名宇波奈利〕新撰字鏡嫌〔宇波奈利〕日本紀〔巻二十三〕嫉妬の二字をうはなりねたみと訓り、昔々物語を見るに、室町家の比のならはしにや相當打といへる事ありしとなん、うはなり打ともいひけるよし、妻を離別して後の妻をむかふるに、其しかたによりて前の妻したしき女どもをたのみ相當打を催しまづ前に後の妻の方へ使ひをつかはして、某の日某の時相當打にゆくべきよしをいひやり其日にいたれば前妻をはじめとしてしたがふ女どもおの〳〵しなひやうのものをもちて後の妻の方へゆき臺所より入て打まはる、後の妻の方にもしたしき女をたのみおきてうたれじとよういす、さてたがひにあらそふ時前妻後妻の媒妁せし者の妻と待女郎になりし女と双方の中にいりあつかひなだめてかへらすなり、たがひに男をまじふる事はせざりしとなん〔以上撮要〕

○さて相當打の名はいまだ外の書には見あたらずうはなり打の名はふるき物に見えたり

寶物集巻二に云「村上帝の宣耀殿の女御芳子と小一條左大臣の御娘打戯れておはしますを、覗て御覽じけるが餘に妬思けるほどに九條右大臣師輔の女御を土器の破にて打給ひけるとぞ聞えし、さて御兄の殿原、一條殿伊尹堀河殿兼通三條殿兼家三人ながら御かしこまりに成給ひにけりとこそは聞えしか増てあやしの下子どもの後妻打とかやをして髪をかなぐり取組引組するは理にぞ侍るべき云云」

○此書は俊寛等ともに硫黄島にありし平判官康頼

○端午の頭巾袈裟小人形

今より凡そ百二三十年前延寶天和貞享元祿の比は五月五日男兒紙にて造れる頭巾袈裟を着、山伏の體に出立て遊びし事ありき、日次紀事（延寶の書）五月五日の條に云「以二柳木一作二大小刀一是謂二菖蒲刀一男兒横二之於腰一著二頭巾一傚二山伏體一云云」雍州府志（貞享三刻巻之七）「小川人家端午所レ用木刀或謂二菖蒲刀一云々、又木長刀木甲冑山伏之頭巾袈裟幷藥玉等物賣レ之云々」―むかし〳〵物語（享保十八年の書）「六七十年以前までは五月の初、ときん、すゞかけ、ほら（螺）、菖蒲刀をうりてありく、それを子供求て五月四日に子供しやうぶにて鉢巻し、ときんをかふり、たすきをかけ、菖蒲刀をさ

○元祿年中の印本大和耕作繪抄巻二に所載の圖なり

まきの屋藏本

○むかし端午にをのわらは紙にてつくりたるときんけさをかけて遊びたる體なり

にして杖もてさしをしへつゝ、繪解に節をつけて平家などをかたるやうに琵琶に合せてかたれるにやとおぼゆ、杖頭に雉の尾つけたるはしば〳〵さししめすに繪卷の破そこねざるため歟比丘尼の繪ときも是等のうつりけるにや

古書勸進比丘尼繪解圖

按ずるに今よりおよそ百八十年ばかり前寛永中にかける繪なるべし、頭を白き布にてまきたるはふるきふり也、七十一番職人盡の繪を合せ見るべし

此小びくにの手に持るはびんざらなり

手に持てるはぢごくの繪卷なるべし

○俳諧夜錦（狂歌堂藏本）「仙臺比丘尼坂といふ處にて「びくに坂繪をもかけたる時鳥　松山玖也」とありこれびくにの繪ときをいへる句なり、夜錦は寛文五年の撰なり（編者云、俳諧夜錦の文卷末追加の條に出てたれど便宜の爲に此に出す）

○端午の茅卷馬

著聞集（卷十九）草木部に云「泰覺法印五月五日人の許へ菖蒲をつかはすとてよみ侍りける「わりなくぞあやめのふちを心ざすちまき（茅卷）馬をやひきいだすとて」（先板に引る散木集のちまき馬の連歌の條をならばせ見るべし）今按ずるに泰覺法印は八十二代後鳥羽院の御時文治建久の比の人なり、當時五月五日茅もて馬を作りし事ありしなるべし、日本歳時記（貞享五刻卷之四）に「むかしは端午に菰の葉にて馬をつくりしが近年はたえたり」といへるは右の茅卷馬のなごりなるべし○漢土に五月五日、艾にてちひさき虎をつくりて、頭にいたゞく事あり、それを艾虎といへり、漢籍にあまた見えたり和漢相似たる事なり

骨董集上編下之卷後

○勸進比丘尼繪解

下にいだせる古書その風體をもて時代を考ふるに寛永の比かけるものにて勸進比丘尼の繪解する體にぞあるべき、東海道名所記（淺井了意作 萬治中印本）巻二に云「いつのころか比丘尼の伊勢熊野にまうで、行をつとめしに、その弟子みな伊勢熊野にまいるこの故に熊野比丘尼と名づく、其中に聲よく歌をうたひけるあまのありてうたふて勸進しけりその弟子また歌をうたひけり、また熊野の繪と名づけて地ごく極樂すべて六道のあり様を繪にかきて繪ときをいたしおくふかくおはします女房達は寺にまうで談義なんどもきく事なければ後世をしらぬ人のために比丘尼はゆるされてぶつほうをもすゝめたりけるなり、いつの間にかとなへうしなふてくま野伊勢にはまいれども行をもせず（中略）繪ときをもしらず歌をかんようとす云々」とあり、かゝれば昔の勸進比丘尼は地獄極樂の繪巻をひらき人にさしをしへ繪解して佛法をすゝめたりき、下の古書の體を見るに寛永の比にいたりてはそれを畧し、かの繪巻は手に持てる斗りにて比丘尼二人むかひ居て繪解の言に節をつけて拍子とりてうたひしにやとおぼゆ、日次紀事（延寶、貞享のあひだに作れり）二月の條に「倭俗彼岸中專作二佛事一民間請二熊野比丘尼一使レ說二極樂地獄圖一是謂レ掲レ畫云々」とあれば延寶貞享の比までも其なごりはありけんかし（○豔道通鑑に「歌びくに、むかしはわきはさみし文匣にまき物入て、ぢごくの繪說し、血の池のけがれをいませ、不產女の哀を泣するわざをし云々」といへり、今說經祭文と云ものに、不產女ぢごく血の池ぢごくなどとてあるも繪解のなごりなるべし、血の池ぢごく物語をよむに、血盆經（僞經なるはさらなり）に目蓮羽州追陽縣に到り、血盆池地獄の中に、女人許多種の罪を受るを見て、悲哀して獄主と問答の事あるにもとづきて、いともをさなく作りたる物ながら、文はおのづからふるめいたる所あればなり、又今地ごく繪を杖の頭にかけて、鈴をならし、地藏和讚をとなへて勸進するも、この遺意にやあらん）勸進聖判職人歌合（天文六年以前の物といへり）に、繪解といふ者ありその圖を見るに俗體にて烏帽子小素襖を著琵琶をいだき杖さきに雉の尾をつけたるを持、おのれがまへに書巻の如き物をおけり、繪解の花の歌に「見所や繪よりもまさる花の紐とかうとかじは我まゝにして、　同述懷の歌に「繪をかたり琵琶ひきてふる我世こそうきめ見えたるめくらなりけれ、判の詞を考ふるに古き軍物語のさまなどを書巻

さてこれはいと古き事なり枕ノ草紙に「うつくしきもの瓜ふりにかきたるちごのかほ」と見え、抄に「姫瓜の事なるべし」とあるにて古きを知べし、清少納言此草紙に長徳長保の比の事をかけりとなれば今文化十年より凡八百餘年の前はやくありし事也、それが近き世までも殘れるはめづらし、和泉式部集（異本）「ほかなるはらからのもとにいとにくさげなる瓜の人のかほのかたになりたるにかきつけて「もし我を戀しくならばこれをみよつける心のくせもたがはず」（これは瓜に人の顔かきたるにはあらで瓜のおのづから人の顔に似たるなれど因にかきいでつ）

〇ひいな草

今の世の女童ひいな草を採て雛の髪をゆひ紙の衣服を着せなどして平日の玩具とす、これもいと古き事なり、丹後守爲忠朝臣家百首、契久戀、源仲正「おもふとはつみ（今の俗言ノツメルト云ニ通ハズ）ゑらせてきひいなくさわらは遊びのてたはふれより

按るに、仲正は源三位頼政卿の父にて、堀河院の比の歌人なれば今文化十年よりおよそ七百二三十年ばかり前わらはのひいな草つみてもて遊びたる事のありし證とするにたれり、これらをもて思ふにいにしへの民の童のひいな遊びは彼ひめ瓜此ひいな草のたぐひにてありしなるべし、古代は童のもて遊び物とて別につくりて賣事まれなりしゆゑに前に出せる竹馬のたぐひにて、自然に生ずる物を用ふ、今も田舍の童は野山におのづから生て食料にもならざる物をとりてもて遊ぶゆゑにつひえなくてよし

〇筆のついでにゑるす、貞享三年著婦人養草（一巻）「船にのるものは雛一對をもちて海上をわたるに風波のうれひをのがるゝといふ事いかなるゆゑといふ事は未ㇾ考」貞享四年刻年中風俗考「案るにひいなをば井をほりやねふき柱立などにも立用ひて祝するものなれば云々」享保十四年印行女用花鳥文章「ひいな云々井の内に入て清水をもいのる」など見えたり

骨董集上編下之巻前終

折敷方三寸三分高サ五分

椀高サ一寸一分餘わたり一寸五分かれざしをもてはかれり

京都青李庵藏

○後の雛

後の雛の事古き物にいまだ見あたらず、元祿以後の事なるべし、滑稽雜談正徳三年撰 卷十七に云「後の雛 九月九日 和國の女兒ひな遊びをなす事古き物語にも出たり、上巳の節に據あるよし三月の部に記す、今又九月九日に賞する女兒多し云々 俳諧是を名付て後の雛とす其上巳に對して謂る也」晉子十七回享保八年刻「乘物の歩みすくなき後の雛」といへる附合の句あり、されば正徳享保の比はすでにありし事也、今も京大坂などにはあるよしなれど三月の如くするにはあらず雛を一ッ二ッ出してかたばかりなりそれもなべてにはあらずとなん、吾山が朱むらさきに、いづみの堺にもあるよし見えたり○播州室の邊には八朔にひなを立る所ありと或人いへり其實否はしらず

○姫瓜の雛

姫瓜は漢名を金鵞蛋といふ形鵞の卵に似たればなり元祿の前後女兒これを雛につくりて平日にもて遊びたることありき、雍州府志貞享三刻卷之六「姫瓜は九條の田間より出、其大さ如レ梨其色至て白し故に姫を以て之を稱ず、女兒斯瓜を求め少莖を留め白粉を其面に傅(ヌリ)、墨を以て鬢髮眉目口鼻を書き水引を以て其莖を結び提携て玩具とす」和漢三才圖會卷百「按に姫瓜云々、小兒之を取て眼鼻口の狀を書き以て翫とす故に俗姫瓜と名く」以上二書ともに漢文今かながきとす五元集拾遺「干瓜やおしろいしても黑き顏」漬瓜の志わみて鹽のうきたるをおしろいにたとへしながら、當時瓜におしろいぬりてもて遊ぶことのありしをふくめたる、其角が例のくちつきなるべし○

○天和貞享の比菱川師宣がかける年中行事の印本に此圖あり

道具をかざり草餅をひなのほかいに入醴を錫に入小蛤等を澤山に節句の禮とてひなを乘物にのせ樽ほかい持せて親類へ悉くつかはす是成人の時嫁入して世帶持の稽古なり當分のあそびにあらず云々」かくいへること此圖によくあへり、むかしひなのつかひといひしは是也こは中の品よりかみざまにありしことなるべし、むかしは雛にあまざけをもちひたり今もゐなかには此節句にあまざけをつくりていはふなり、たゞし本朝食鑑元祿八年撰同十年刻「白酒云々、倭俗三月三日爲節物供雛祭」とあれば そのかみも白酒をも用ひたり

俳諧日本國元祿十六年印行

前句　奥深き疊の上のありがたさ

付句　雛のつかひの酒の弱足　　布名

○雛椀折敷圖

椀は挽物の木地なり折敷は片木のすこしあつきものにて粗糙につくれりこれも木地なり丹綠青にて松竹の繪あり京師には明和安永の比までありしよし繪びつとおなじく古き物にこそあらめ質素にてかへりて雅致あり

○醒按るに此繪びつに櫻と菊をかけるは三月のひなと九月の後のひなとをかねたる繪なるべしこれ近世の制なればならむ

○享保の比の土雛圖

すべて土をもてつくり燒て、胡粉、丹、緑青などにていろどり、おのづから古色あり、およそ享保前後の

男女とも高さ曲尺五寸餘かんふりの巾子はかけて失たり

緑青

ゴフン

丹

太刀をさす料の穴也

物と見ゆ深草やきにもやあらん、むかしの質素を見るにたれり

今も深草にて土の内裏びなをつくる田舍にはそれをもちふとぞ

ロクシヤウ

丹

尚志堂所藏

今も田舍には女子生れてはじめての三月の節句に、江戸の今戸燒の土びな（土のあれさまと云）をおくりて祝ふよしとにかくに古俗は田舍にのこれり奧州の田家も土びなをもちふとなん

○雛使圖

むかし／＼物語（あるひは往物語と云）已に云「昔は三月云々、女は雛遊とてひなをかざり食事をそなへいろ／＼の器諸

按るにかくのごとく這子紙びいなどを物に立かけておきしゆゑに立雛ひな立などいひし歟、今もひなを立るといふ言のこれりすべて物をすゑおくをたつるとはいへどそれとは別なるべし

○享保十七年印本　女中風俗玉鏡に載る圖也、當時はかくのごとくわづかに一段をまうけたり

此ゑびつの上にゑやくしありいひびつにもちひしゆゑ也

○寛延二年印本　雛遊の記に載る繪びつの圖

かくの如くゑびつを雛の飯びつにもちひたり

諸國奇遊談（寛政十一年刻）に繪櫃の事をいへる所に「今も洛北の村里には三月の節句などには必用ふ予が幼時（寶暦のころか）までは都にても用ひしゆゑ二月の末には賣ありきしことなるに今はたえて見當らず今圖するは遠國又洛北の今の形をこゝにゑるす」といひて此圖を出せり

嵐雪が其袋（元祿三年撰）かしくが句「山崎の櫃買てこよ雛あそび、續猿蓑槐市が句「雀子や姊にもらひし雛の櫃、などもいへり、雍州府志巻七「正月兒女所用毬杖、羽子幷板、上巳所用板櫃云々」とも見えたり○正德三年印行の物に「商人には桃の節句をかけての繪びつ云々」といへるは二月の末よりひなの繪櫃賣と云者ありきしをいへり○土左日記（下巻）十六日けふようさつかたみやこへのぼるついでにみればやまざきの小櫃のゑも、まがりのおほちのかたもかはらざりけりうりひとのこゝろをぞしらぬとぞいふなる

○元祿元年印本　女用訓蒙圖彙に載る繪櫃の圖

抄に云「やまざきの小櫃のゑとは、任國におもむき給ふ時（貫之ぬし也）見置給へる物どもなるべし、ちひさきひつに繪をかきし、在家の寶物なるべし、或說に云、小ひつの繪、ちひさき櫃に繪をかきて、わらはべのもて遊びにうるにや」醒云かゝれば小兒の繪びつをもて遊ぶ事ふるし

○元祿十年印本　鳥居清信がかける繪のうちに此圖あり

○唐國の鏤人

文昌雜錄巻三四丁云「唐歳時節物云々三月三日則有ニ鏤人一云々」とあり歳時節物とは年中行事にもちふる物といふがごとし名物六帖に、鏤人をひなまつりと譯されたりか、れば三月三日の雛唐土には唐の時すでにあり文昌雜錄は、宋の龐元英が撰なれば古書なり○靜廬子云、諸書に人勝をひなと譯したれどもあたらず、人勝は婦女の頭のかざり也

○雛繪櫃

寛永より元祿のあひだの繪どもを參考するに當時の雛遊はいたく質素なりき、たゞ坐上に敷物してすゑ置のみにて壇をもうくることなし、雍州府志貞享三刻巻七倭俗以レ紙作ニ小偶人夫婦之形一是謂ニ雛壹對一其外大人小兒之形各造レ之女子並ニ置坐上一云々」といへり、これらにても知るべし、たゞし其角が五元集に「段のひな清水坂を一目かな」といへる發句もあればたま〳〵段をもうけたるもありし歟、享保にいたりて一段をもうけたる圖あり下にあらはすが如し○さて當時ひなの繪櫃といへる物あり、その圖を見るに飯櫃形の曲物にて蓋は方なり祝ひの繪あり、江戸芝神明の御祭に賣ちぎ櫃といふ物に似たり、一雪が鋸屑明暦中撰正業が句「ひな鶴の繪びつを祝ふ三日哉」、

○貞享五年印本日本歳時記に載る雛遊の圖

當時のひな遊びはかくの如く段をまうけすたゞ座上に敷物してすゑおくのみなりこれらにてもむかしの質素を思ふべし

ず、此書は天文十三年に續がきし給ひしよし奥書に見えたれば、上巳の雛は天文の比もいまだなかりしなるべし、無言抄に「雛、人形の事也」とのみありて季をさだめず雛也此書は天正七年より二とせあまりにこれを記すとあれば天正の比もいまだ三月三日にさだまらざりしか、御傘にも雛を雛とす、増山の井（寛文三年印行）三月三日の條に云「ひいな遊こそ慥なる期もあらねば打まかせては雛なるべし云々、但聊あひしらひあらば此比の俗にまかせて今日の事にも成ぬべし云々」とあり、是等を合せ考るに三月三日を期とせしはとほからぬ事なるべし天正以後の事歟○三月上の巳の日水邊に祓する事和漢ともに古し、源氏物語須磨の巻に、源氏須磨へ左遷の時三月の朔日巳の日にて、浦邊に出陰陽師をめして祓せさせ給ひ舟にこと〴〵しき人形をのせて流させ給ひし事見え、加茂保憲女集に「おほぬさにかきなでながすあまがつはいくその人のふちをみるらん」などもいへれば上巳の祓に天兒〔あまがつの考へ別にあり〕を水に流せし事もありしなるべし、後世に三月上巳を雛遊の期とせしは是等の遺意にて天兒母子（ハウコ）等の贖物に酒食を供じもろ〳〵の凶事を是におはせおのれおのれが身を祝ひしがや、古の雛遊びの方にうつりてつひに今の如くにはなれるなるべし、國朝佳節錄三月三日兒女制ニ紙人一爲レ翫者贖物之義乃祓具也云々」といへり然則原潔身の神事によりて起りたれば今の世には雛遊といはで雛祭と稱るも緣なきにはあらざりけり〔下にしるす江次第のことばをこゝに合せ見るべし〕

○古へのひいな遊びはたはふれのみなり、今のはたはふれの遊びわざにあらず女は高きいやしき嫁しては夫にしたがひ男は外ををさめ女は内ををさむるものなれば、幼時より嫁して夫につかふるわざ家業の事もひいな遊びにてそのまねびをなし、手馴ならはしむるを本意とすめれば、民の童はことに飯かしくわざまでもこれに手馴家内むつまじき體をまねび質素をむねとして美巧をこのむまじきことぞかし、今の世の女兒の男女のかたちをつくりて夫婦ごと又奴婢のさまなどなして遊べるぞかへりて中昔のひいな遊びにもかよひ伊勢の小米びなにもかよへりといふべき

佐宜といふは前にいふ神宮にて雛に着せる衣服を岐宜と名付しは此岐佐宜の中の佐を畧していふ詞なり云々」といへるは古事記の手間山本の段の岐佐宜のことなるべけれど ひがこと也、 岐佐宜の訓はきさげなりきさぎにはあらず（古事記には宜をみなげの假字に用ふ） 岐佐宜といふは貝などを研し削ることにて今の言にこそげるといふにおなじ（此事古事記傳十之巻十八丁につまびらかなり） されば雛遊の記の説はいみじきひがことぞ今も伊勢の山田あたりにて孩兒にいろどりし物を見せてき丶き丶とをしへ又は端午の幟などを見せて幟き丶〳〵といふ言殘りうつくしき衣服をき丶め丶ともいふよしき丶といふはすべてうつくしき物をさしていふ言かその言義は知がたし

伊勢小米雛圖

男雛

男ひなはすそをまへへをる

前

男ひなうしろ

女雛

女ひなはひざをまへへをりてすそを後へをる

前

女ひなうしろ

ひきのばしたる全體男女ともにかくのごとし

伊勢山田の人年八十餘の老女幼き時此ひなをつくりてもてあそびたるをおぼえ居て人にをしへてつくらせたるを得てこ丶に圖し出しつ○大サ五六分ばかり全體紙なり頭は男女ともに紙ひねりなり

○三月三日の雛遊

古代のひいな遊びは平日の玩なりし事は前にいへるが如し、三月三日を期とせしはいづれの比歟詳ならず、塵添𡋽囊鈔（文安三年著）巻之一に五節供の事をしるすといへども三月の節供の處に雛の事見えざれば文安の比はいまだ上巳の雛はなかりしなるべし、又拾芥抄上之巻に、歳時部を立給ひたれば上巳の雛見えず（これも𡋽囊抄とおなじ比の書也） 世諺問答に、民間の年中行事童遊の事までを載給ひたれど、三月三日の條に桃の酒よもぎの餅雛合などのみにて ひな遊びの事は見え

○同背圖

たもとうしろへなりかへしたり

○伊勢の小米雛

雛遊の記（全一冊寛延二年印行）「伊勢の神宮には昔より女子のもて遊び草に小米ひいなとてちひさき男女の人形を作り岐宜（ギギ）とて衣服を着せ家臺の上に居置て夫婦むつましき粧ひをなして遊ぶと聞侍る云々、」と見えたり、おのれ此事を伊勢山田の某氏にとひしに、伊勢山田あたりに古へより傳へて女兒平日の雛遊びに小米雛とて五六分許の紙びなを造りその衣服にするものをき、といひ、巾一寸許長さ二寸許のちひさき鳥の子などの紙に丹青もて文樣をいろどり或は行成紙などをちひさく裁て用ひ、或はちひさき紅絹のきれなどを添て衣領つきをと、のふるものあり、さて鳥の子などの巾ひろき一ひらの紙に坐敷客間居間臺所など家のさし圖をかき小米びな夫婦或は婢女奴僕などもつくりてそのさし圖の所々に粘してつけ置人家平日のさまむつまじき體をまねびて常のもて遊びにしたるよし、今より八十年許前（享保の末にあたる）までは此事ありしが、今はたえて小米びなといふ名をだにしれる人稀なり年八十餘の老人にあらではしらずとぞ答られける、童のもて遊びも古はかく質素にてありしなり、源氏の紫のうへのひいな遊びに、ちひさき屋形をつくりひいなをしするゑてもて遊び給ひしことなどおもひあはすれば此小米びなは古の民の童のひいな遊びにて、それが享保の末までも傳りしなるべし、ひいなはもとちひさき義なれば小米びなはよしある事ぞかし○右の雛遊の記に又云「神代の時云々、岐佐宜（ギサギ）といふものを作り給ふとぞ此岐

時得庵所蔵

○同背圖

裾を長くひくこれはたゝみよせたる所をうつせり

裾のへり緋もんざや

同女雛圖

高サ三寸三分

○今の世に一種かほの丸きひなあり此遺制なるべし

そでくち紅絹

袴紅絹

たもとうしろへをりかへしたり

按るにむろまち家の比はひな遊びいまだ三月三日にさだまらざる時なればこれは上ざまの常のもて遊びにしたるひななるべし

○紙に鶴亀松竹の繪をかき丹青にいろどりかくのごとく折たたみてうしろにたてかけておくとぞこれ衣服のこゝろなるべし

寫山樓所藏

女雛

黄

クロキ糸

五シキノ糸ヲマク

○高さ曲尺一尺二寸ばかり、黒き糸にてまきたるは髮の毛のこゝろなるべし五色の糸にてまきたる所は衣領のこゝろなるべし

○男びなはくろき糸をうへまでまかず女びなはうへまでまくこれをもて男女をわかてり

○大小異同精疎もあるべし

四國のうちに此古製のこれるよしつくりざま意外にしておのづからふるく雅致ある物也これも又珍重すべし

○室町家の比の雛圖

室町家の比のひいななるよしたしかなる傳來のゆゑよしあれどこゝにはもらしつ

かんふりはつくりつけにてありしがかけて失しとぞ高さかれざし三寸五分餘

白ひら絹

から衣なれにしつまをうちかへし
わが衣たがひになすよしもがな

又

なつ衣たつやとぞ見るちはやふる
かみをひとへにたのむみなれば

按るにかくよまれしは此日記の作者東三條攝政兼家公の室道綱卿の母なり、公の寵おとろへたるをなげきて是等の歌あり、こゝにひいな衣といへるは今雛形といふがごとくちひさき衣服なるべしそれを三ツ縫て下前に右の歌を二首づゝかきつけて女神に進たるなり、今の世の女の童粟島の御神を女神なりとして、紙雛、ひいな形、袖形、又は浮世袋、くゝり猿など縫て進るはこれらの遺意にやあらんとにかくにわらはべのする業には古き事ぞおほかる○粟島の御神少彦名命は高皇産靈尊の指間より漏堕給ひしほどのちひさき御かたちなれば雛をたてまつるもよしなきにはあらざりけり

源氏物語若紫の巻にむらさきのうへのさまをいへる所に「ひいなあそびにもゑかい給ふにも源氏のきみをつくりいで、きよらなるきぬきせかしづき給ふ」とあり、紫のうへは此とき十歳ばかり也かくいへるは紫のうへ手づからひいなつくり給ひしやうにきこゆ、これを上にかきもらせれば筆のついでにこゝにかきいでつ

○古製雛圖

此圖おのれが得たる摸本と眞物とたがふところありとある人いへりゆゑにはぶきつ他日眞物をえてうつし出すべし

○古製雛又一種

黄
男雛
白木
五シキノ糸ヲマク
黒塗ニテクロクヌル
クロキ糸

なをしすへたるやうにちいさくうつくしげにて居給へるを云々」とりかへばや上の巻に云「たゞいとはづかしとのみおぼして御丁のうちにのみうづもれいりつゝ、ゑかき、ひいなあそび、かひおほひなどし給を云々」増鏡第四三神山の條に仁治二年四條院八十六代帝御年十一にて御元服し給ひ故攝政敎實公の姫君九歳になり給ふが女御にまゐり給ふ御ぎしきの事をいへる所に「女御もまだかくちひさうおはすればひいなあそびのやうにぞ見えさせ給ひける云々」源氏をかきし比より仁治の年までをかぞふれば、およそ二百三四十年ばかり後なれど、當時のひな遊びもおなじさまとおもはるこれらの文どもをおもひわたしていにしへのひいなあそびのさまをしるべし

○雛の調度

紫式部日記上巻上東門院、皇子を産給ひし事をいへる條に「わか宮の御まかなひは―納言の君ひんがしにまゐりすへたりちひさき御だい御さらども御はしのだい、すはまなどもひいな遊びのぐと見ゆ」かくいへるは、御誕生のわか宮にすゑ奉る、御臺のたぐひをちひさくつくりたるが、ひいな遊びの具のやうに見えしといへる也、これひな遊びの具に、ちひさき膳椀島臺やうの物の、ふるくありし證なり枕草紙、すぎにしかたこひしきものかれたるあふひひいなあそびのてうど」また、うつくしきものの條に「ひいなのてうど」とも見えたり濱松中納言物語二の巻に云「つごもりがたに姫君三になり給ひければ、御袴着にゑんでんにうつし奉り給ふ云々、ひんがしおもてに姫君の御方はこと更ちひさき御調度どもにてひなあそびのやうにゑつらひて云々」これはうつぼにつゞきたる古書といへり○右の古書どもを見わたすに、ひいな人形も、その調度も、うつくしきものにたとへたり、そのかみのひいなは、宮中やんごとなきわたりの御遊びなれば、うつくしく造りしなるべし、いにしへの民の童のひいな遊びは、下にいへる小米びな、ひめ瓜、ひいな草のたぐひにて質素なりき

○ひいな衣

かげろふの日記下の巻に云、けふ(天延二年五月四日也)かゝるあめにもさはらで、おなじところなる人ものへまうでつさはることもなきにとおもひて、いでたれば、あるもの女かみにはきぬぬひてたてまつるこそよかンなれ、さしたまへとよりきてさゝめけばいでこゝろみんかしとてかとりのひいなきぬみつぬひたり、ゑたがひどんにかうぞかきたりけるはいかなる心ばへにかありけんかみぞゑるらんかし

ゑろたへのころもはかみにゆづりてむへだてぬ中にかへしなすべく

たま又歟

〇此物語の中にひいなの事なほあれどおなじおもむきなればもらしつ

〇古書どもに見えし雛遊くさ〴〵

宇都保物語樓上卷下「ゐてのぼり給てきんとりよせてたてまつり給へば、ひいなにきかせんいづらとの給へば、わらひ給てこゝに侍るとて御まへにさしすゑ給へり云々」犬宮は、なかたゞの御むすめ也、此卷にては六歳になり給へり、御母は朱雀院の女一宮也 同卷又云「宮、大將をばものともみ給はでかの犬宮どあけくれひいなあそびをおきふしゑ給を云々」こゝに宮とあるは犬みやの御母女一宮也、大將とあるはなかたゞをいへり 同卷又云「雪山つくらせ給てひいなあそびなどもろともにしてみせたてまつり給云々」こゝは冬のひな遊び也、なかたゞの母京極のうへは、としかげのむすめ也、此とき孫の犬みやに琴をしへ給ふとて、なかたゞと一所におはしまして、犬みやのあそび相手となり、もろともにひいな遊びして見せ給ふことをいへり〇くらびらきの卷のひな遊は下にあぐべし 榮花物語第八はつ花の卷、寛弘五年の所に云「またこひめぎみはこゝのつ十ばかりにていみじううつくしうひいなのやうにてこなたかなたまぎれあるかせ給ふ」〇第十四あさみどりの卷に寛仁二年の春御堂關白道長公の御子中將長家卿御年十五ばかりにて御かたちいとうつくしくよき御聟のほどにおはするに侍從中納言行成卿のひめ君御年十二ばかりなるを奉らばやとさるべきたよりして御堂殿の御けしきをうかゞひもをし給へれば御堂殿の御詞に「ひいなあそびのやうにておかしからん」とのたまひしこと見えたり、今もちひさき夫婦を一對のひなのやうなりといふ、是に似たり 〇第十九御裳着の卷、治安三年の條に「大みやのおまへひめみや一品宮年十一を見たてまつらせ給いみじううつくしげに御ぐしのかゝりたるほどなべてならずめでたう見えさせ給ふ、ひいななどをつくりたてたるはおかしげなれどたをやかならねばくちをしゑはめでたうかきたれどものいはずうごかねばかひなしこれはひいなともゑとも見えさせ給ふ物から云々」〇第廿八若水の卷に云「わかぎみのみすのうちよりいで給を見れば中略御ぐしのいとふさやかにてかたわたりすぎておはすひいななどにぞにさせ給へる」狹衣卷三中 諸ともにそひふし給ひてひいなもち給へりや、はち給はでこなたにあそびたまはゞいみじくつくりて奉りてんかし、わか宮のおほく持給へるあそび物ども取て奉らん云々」狹衣大將、御子七歳に成給ふひめ君をいつくしみ給ふ所に、かくいへり、をさなきを愛せるさま、今とかはらざるを見るべし 同書卷四下 おなじ姫君此時十一歳か大内へ參り給へる御ありさまをいへる所に云「ひい

時正月八日也源氏紫のうへもろともに也紅葉賀の巻、をとこ君は（源氏十八歳也、あるひは十九歳）てうはいにまゐり給とて（正月元日朝拜に参内し給ふ也）さしのぞき給へり（紫のうへのおはします方を也　紫のうへ此時十一歳ばかり也）けふよりはおとなしく成給へりやとてうちゑみ給へるいとめでたうあいぎやうづき給へり、いつしかひいなをしすゑてそゝきゐ給へり（紫のうへひいなをあつかふさま也）三尺のみづしひとよろひにしな〴〵しつらひすゑて又ちひさきやどもをつくりあつめて奉給へるを（ひいなの屋形を也）所せきまであそびひろげ給へり、なやらふとていぬきがこれをこぼち侍にければ（犬君といへる女のわらはがひなのやかたをこぼちしを源氏につげ給ふ也）つくろひはべるぞとていとだいじとおぼいたり、げにいとこころなき人のしわざにも侍かないまつくろはせはべらんけふはこといみしてな、い給そとて（正月一日なればなり）出給ふけしきいと所せきを（源氏参内に出給ふ従者など多きなり）人々（侍ふ女房たちをいふ）はしにいで、みたてまつれば、姫君（紫のうへなり）もたちいで、みたてまつり給てひいなの中の源氏のきみつくろひたて、内にまゐらせなどし給（源氏によそへたるひなをもて参内のまねびし給ふ也）ことしだにおとなびさせ給へとをにあまりぬる人はひいなあそびはいみはべるものを云々」（此時紫のうへ十一ばかりなれば、めのとの少納言が詞に、十よりうへの人はひいな遊びはせぬものなりと、紫のうへの年よりをさなきをいさめまをしゝ也○かくいへるを見れば、古代のひいな遊びのさまを今目のまへに見るこゝちす、今の世の女の児のつれのあそびに、ひなさま事、まゝ事などゝて、紙びなをつくり、これは某、かれは某など名をつけて、人によそへ、人家むつましき體をまねびもて遊ぶにつゆたがはざる也、今のやよひのひな遊びはかへりていにしへに似ず）をとめの巻、けどほくなりにたるをさなこゝちに思ふことなきにしあらねばはかなき花紅葉につけてもひいなあそびのつゐせうをもねんごろにまつはれありきて云々」（かくいへるは夕霧の君と雲井の鴈の姫君と十よりさきにひな遊びし給ひしことをいへり）野分の巻、ひいなの殿はいかゞおはすらんととひ給へば人々わらひてあふぎのかぜだにまゐればいみじきことにおぼいたるをほと〳〵しくこそ吹みだり侍りにしか、此御とのあつかひにわびにて侍りなどかたる」（かくいへるは、野分のあらく吹たる翌朝、源氏のおん子夕霧の君、明石の姫君の方へゆふべの野分のみまひして、ひめ君のもてあそび給ふひなの殿などもくづれてかととひ給ふ也、あかしのひめ君此時七歳ばかりか）夕霧の巻、君達の（雲井の鴈の御子ども也）あはてあそびひいなつくりすゑてあそび給云々」（野分の巻は、八月ここも八月のすゑ也）あげまきの巻、しろき御ぞどものなよびかなるにふすまをおしやりてなかに身もなきひいなをふせたらんこゝちして云々」（かくいへるは、宇治の大姫君の、やまひにやせおとろへ給ふさまをひなにたとへたる也○すゑつむ花、もみぢの賀のひな遊は正月也、のわきのは八月夕ぎりのは八月の末也、古のひな遊はかく常なりしをおもふべし）

なとかくをいぶからん人もやと筆のついでにかきいでつ、

○雛遊のはじめ

書紀巻五　崇神天皇十年九月童謡に「比賣那素寐殊望（ヒメナソビスモ）」古事記には此句なし といへる詞あり、釋日本紀巻二十四にこれを釋して云「私記曰、爲二兒女之遊一今案比比奈遊也」とあるをもてこれをひいな遊びのもと、するはひがことなり、古事記傳巻二十三　比賣那素寐は契冲が媛遊なりと云るさもあるべし、媛遊とは天皇の美女を集へて宴などし給ふを云るなるべし」か、れば比賣那素寐はひいな遊ひの事にはあらず○又ひな遊は三十一代敏達天皇二年厩戸皇子聖徳太子也の幼くおはしましける時に始れりと云説近き世の物にあまた見ゆれどこは或僞書にまどひたる説なればとるにもたらぬひがことなり、されば雛遊の始詳ならず

○雛社雛合

齋宮女御集〔齋宮女御集、中務集の古本を見るに、こいに引本といさゝか異同ありおほむねはたがはず〕うちにおはせし時ひいな遊びに神の御もとにまうづる女にをとこまでおひて物いひかはす「そのかみはさしも思はでこしかども思ふことこそことになりぬれ、女かへし「神代よりおもふことだにある物をあたらおもひにいかゞなるらん、おなじひな社の前の河に紅葉ちる所にて「風さへや神のあたりをはらふらんはやきせゝにもちるもみぢばを」按るに、これはひな遊に、ちひさく神やしろをつくりひいな人形に、神まうでのまねびせさせ給ひしならん 中務集、中宮のひいなあはせにかはらのかたすはまにつくりひいなのくるまの○かた七月七日ィ〔按るに雛の車の形歟ひいなの車うつほの物語に見ゆ〕なぬか「たなばたもけふはあふせときく物をかはとばかりやみてかへりなん、れいけいでんの女御中宮にたてまつれたまふひいなのもにあしでにて「しら波にそひてぞ秋は立ぬらしみぎはのあしもそよといはなん」按るに、これは七月のひな遊なり、すはまは今の世に島臺と云物のたぐひ也、それにひいな人形をしすゑてひいな合せに出されしなるべし○又按に齋宮女御は、寛和元年五十歳にてうせ給へり、中務は天元中源順ぬしと同時の女也、されば天元寛和の前ひな遊びのありしはあきらけし、齋宮の女御の御年をもておしあてにおもふに、天暦の比ははやくひな遊びの事ありしなるべし、天暦元年より今文化十年にいたり、およそ八百六十餘年におよべり（此年暦哥仙傳を考ふ）

○源氏物語の雛遊

〔釋日本紀にひける私記に比比奈遊とあるを證とせん時は、天暦のさきはやくありていよ〳〵古きわざなるべし〕

末摘花の巻例のもろともにひいなあそびし給」に按る此

るは、詩歌をしいか、四時をしいじ、女房をにようばうといふたぐひにて、ひもじを引ていふなれば假字はひいなとかくべきを、ゐとかけるはたがへり、物の雛形といふもちひさく物したるよしの名なり」かゝれば雛の假字いづれとも決がたし

雛の假字の事（原書には、上編下の前巻目錄の次にありたれど、便宜の爲にこゝに出す）日本靈異記上巻ニ雛ヲヒナノコト訓リ可考

契沖雛記に、ひゝはひゝと聞ゆるこゑ、なは鳴かといへり、古言梯も此説によれるにや鳥の子のひゝと鳴音もて名づくるなるべしといへり、又或説に宇津保物語藤原君の巻に、巣をいでゝねぐらもしらぬひな鳥もなぞやくれゆくひよとなくらん、とあるにてひよともひゝともなくものゆゑにひゝなといふことわりしらるといへり、玉かつま巻十の説はこれらにしたがへり、ふるくひゐなといへるはひもじをひきていふなればかなはひいなとかくべきをゐとかけるはたがへりとこいへり、おのれ此説によりてしばらくひいなのかなをもちふれども、釋日本紀巻二比賣那素寐（ヒメナソビ）の釋に引る私記のことばに、比比奈遊（ヒヒナアソビ）とあり、江家次第巻十四立太子の條にも、比比奈とかける古例あればひゝなとかくもわろきにはあらざるべしされどひゝと鳴義とさだむるときはひゝなは本なり、ひなどいふは畧言にて末なるに鳥の子をひな、ひな鳥などはいへれどひひなと物にかけるをいまだ見あたらずふるきものにも人形のたぐひすべてちひさくつくれる物のみをひひなとかけるは末を本とせるに似たり、又人形のたぐひをひなとつゞめていへるもふるき物にはすくなし、たまく齋宮女御集巻下に、ひな社とあれど契沖師の挍本を見れば古本にはひゝなやしろとあるよしにてひきなほしたり、又御堂關白御集のことばがきにたかまつのきみの御もとよりひなやまゐらせ給ふとてとあれど、下の詞がきには、わかみやの御ひゝなやに云々、とあれば上にひなやとあるはおぼつかなくぞおぼゆる、かく末を本にせるにてひゝなのかなにもうたがひなきにあらず又ひゝとなく義とせる説をやぶりて、和名鈔に、比奈とあるを本の名とせんときは玉かつまの説のごとく、ひもじをひきていふなればひいなのかなならまし、おのれがおろかなるこころにはいづれをよしともさだめがたし、なほたしかなる證のいでくるをまちてあきらめてん今おほくはひゝなのかなをもちふればおのれがしばらくひい

さぎちやうに燒よしなれば火燒棒の義ならんとある人いへりさもあらん歟）これもかゆ杖の遺風也右に引年中故事要言に云、美濃にて削掛といふものに似たり○これにつきて正月十五日軒につるけづりかけと云もの、考へ別にあり中編に載すべし

「此あたりより上の方をぞみといふ木の實にてそむるべにのごとく見ごと也

「菊のはなのごとし

○けづりてちゞみたるが糸をよりたるやうに見ゆ
○柳をけづりかけてかくのごとくに制る長さおよそ曲尺三尺あるひは一尺四五寸なるもあり長短さだまらず

○お乳母日傘といふ諺

今の世いやしき者の人にほこるにお乳母日傘にてそだちたる者ぞといふ諺あり、昔は乳母をめしつかふほどのしかるべき者の兒には日傘をさしかけさせたるゆゑにさはいふめり、そのからかさは丹青もてさまざまの繪をかきし也ことに菱川が繪におほく見えて延寶天和貞享の比もはらもちひたりこれ近き世までもありしが今はたえて諺にのみのこれり

お乳母日傘といふ諺のもと

これは今よりおよそ百七八十年ばかり前寛永のころの繪也昔の民の女の質素の風は今の田舍の女におのづからのこれるを此古圖にてしるべし

洞齋摸摹

承應明暦の比までは女の髮かくのごとくむすびたるのみにてたわもびんもいださずくしかうがいなどもさゝざりきたわといふは今いふたぼのことぞ

○ひゝなの名義　ひいなの假字

和名鈔、雛和名比奈　契冲雜記雛ヒ、ナヒ、はひ、と聞ゆるころ、なは鳴か」醒云これは鳥の子のひなの名の義をいへり　玉かつま卷十人の形をちひさく作りてわらはのもてあそぶ物を物語ぶみどもにひゐなといへり、これはちひさくつくれるを鳥のひなになずらへていへる名にて字も雛とかきき今の世の人もひなといふをふるくひゐなとしもいへ

とを求る祝ことばならん」これらもみなかゆ杖の遺意なるべし○さて下に圖を出すは、北越にて祝木となづけいにしへより傳へて今に造る杖なり、勝軍木又勝の木ともいふ或は胡桃木にて造り春初男兒ある方へおくりつかはすを餅花と、もに一ッ所に掛置小正月にいたりて男兒これをたづさへて新婦ある家にゆき新婦の腰を打まねびをして子を孕まじなひとし又祝とす、彼地の方言に正月十四十五十六日をさして小正月といふよし所によりて祝棒とも削掛ともいふとぞ、これ全く古代のかゆ杖の遺俗なり、日次紀事、婦人養草にいへるはすなはち是なり、勝軍木と云は白膠木のことゝぞ

和訓栞かゆづゑの條に云「むかしは諸國にても新婦を迎へし正月にはよめた、きと稱今いせの神宮あたりにもあり云々」

祝木圖

こゝに圖するは、北越にいにしへよりつたへて今につくる物なり、あるひはお祝棒、また削掛ともいふとぞ惣長さ曲尺一尺六寸ばかり、ぬりでの木くるみの木などにてつくる、墨、丹、草のしるなどにて鶴龜松竹たからづくしの繪あり

木をけづりかけてかくのごとくうちにてくゝる

此あひだ四寸餘

此あひだ八寸ばかり

簾中舊記正月御つえの事といへる條に「十五日のあしたとくさぎつてうおもてにて御覽じ候てのちいつもの御所にて一樣はじめ〳〵て御女房衆の右の御かたのうへを三づ、そと御うち候その御杖にあたり候が御めんぼくにて候ちとはくをおかれ候て春の野のいぬなどろくしやうゑにか、れ候にて候」

かくいへるは東山殿のころの事也かゆ杖の遺風このころはすでに正しき嘉例のやうになりしとおぼゆ杖に犬をゑがきしは犬は子をおほくもちしかも安產なるものなればなるべし犬張子を產屋におくとおなじこ、ろばへならん右の北越の祝木に繪をかくもこれらのなごりなるべし

○ほいたけ棒の圖あるひははうたけ棒又祝儀棒ともいふとぞ

これは羽州にいにしへよりつたへて造る杖也毎年正月十五日道祖神のまつりとて男のわらはこれをもつを祝儀とすむかしは女の腰を打しとぞ(羽州にてさぎちやうを鎌倉と云、ほいたけ棒を

うちわびぬ心くらべのつえなれば
月みて明す名こそおしけれ　下の卷、建長三年正月十五日の條にも、かゆ杖の事見えたれどおなじさまにて、ことに文長ければもらしつ、此日記は枕草紙、さごろもよりおよそ二百年ばかり後の物なれど、かゆ杖の事當時もおなじさま也　これらをおもひわたして古代粥杖打たるさまを知るべし○後の世の物に見えしは下紐四の卷「十五日粥の杖にて打古事可レ勘禁中今も粥枝にて女房をうてば男子を生ずとてうつ也越前などにはことぐ\しきとなり本文は不レ知也」天正十八年かくいへり日本歳時記貞享五刻卷之二正月十五日の條に云「今日粥杖とて松枝柴などにて女の腰をうてば子をうむまじなひとて今もする事なり、但今は小兒の戲事となりて云々北國には松の枝を五色にいろどりてそれにて女を打所あり西國には棒にて女をうつ所あり云々、日次紀事追加云信飛三等の國に於ては漆樛木を以て其長サ一尺二寸許に切上下より削掛て先の方に左卷形或は柳櫻花の如き物を紙にて切粘して松煙を以て是を燻べ其形を取除ば其摸樣白殘ク る是を號て御祝棒と云、新婦ある家毎に入て新婦の腰を打兒童の戲也云云」此記は延寶貞享のあひだの著述なりこゝにいへる御祝棒の造ざま明朝までもきこえけるにや、日本風土記卷之二、時令の條に云「元宵正月十五日を云云々但街道郷村兒童年及二十五十八九已上一者各取二柳枝一去レ皮彫二成木刀一杖を木刀と聞あやまりしか以レ皮復外纏二于刀上一用レ火燒黑去レ皮以分二黑白之花一此説右の日次紀事追加の説に符合す名曰二荷花蘭密コバラミ一子孕の義なり再取二荊棘之條一插供二香火神前一次集各童手執二木刀一隊二鬧于途一凡有レ婚久無レ子之婦將二木刀一遍身打レ之口念二荷花蘭密一必使二此婦當年有レ孕生一レ男云々」と見えたり、これは明人此方の事を聞傳へて、かきたる書なり○ついでにいはん、全浙兵制、日本風土記を、一書の名とするはひがこと也、二書の名なるよし梅園日記に辨ぜられたり婦人養草バイ貞享三年著卷之一粥杖の事を志るして云「今も北國の方には枚の木とて雷盆槌スルコギのごとくなる丸木に鶴龜松竹寶づくしの繪を彩色幼男どもいまだ產せぬ新婦を打祝ふ事あり」書言字考粥杖北越人謂二之枚木一」年中風俗考貞享四年印本上の卷正月十五日の所に云「だいのこの事大の子と云義也陰相を作りて童のもてあそびとして女を祝して大のをのこ子を持たまへと云義也」年中故事要言享保三年印本卷二に云「美濃國淶宮の村には正月十五日に新に杖を削て其削屑の縷の如くなるを杖の頭に殘て名て削掛といふ是にて女を笞て大の男十三人といへり然ども其義を知る者なし是も男子を生こ

木の子をつくばね、又こぎのこといふも玩具の羽子に形の似たるゆゑの名也、叡山にはたからまんといふとぞ、

渚の松よみ人しらず「はねのごとはやくはおちでこぎのこの月はこよひのそらにすめ〳〵」

增山井寛文三年刻　さぎちやうばねと云名見えたりその義は未考

○粥の木　粥杖　祝木　ほいたけ棒

正月十五日粥を燒たる木を削りて杖とし子もたぬ女の後を打ば男子を産といふこれい正月也と古き俗なり卯杖とは別也思ひまがふべからず　枕草紙巻一「十五日はもちかゆのせくまいるかゆの木ひきかくして家のごたち女房などのうかゞふをうたれじとよういしてつねにうしろを心づかひしたるけしきもおかしきにいかにしてけるにかあらんうちあてたるはいみしうけうありとうちわらひたるもいとはへ〳〵しねたしと思ひたることはり也云云」狹衣巻上四の正月ニナリシ也「年もかへりぬれば大將殿の御かたには云々、十五日にはわかきひと〳〵こゝかしこにむれゐつゝおかしげ成かゆつえ引かくしつゝかたみにうかゞひ又うたれじとよういしたるすまひ、おもはくども、をの〳〵おかしう見ゆるを大將殿は見給ひて、まろをあつまりてうてさらばぞたれも子はまうけん誠にしるしある事ならば、いとふイタウ歟ともねんじてコラヘテ也あらんなどの給へばみな打わらひたるに云々」辨内侍日記上の巻寶治三年也　正月十五日云々、まことやけふは人うつひぞかし、いかゞしてたばかるべきなどいひて、出給むみちにていかにもうつべし、いづかたよりかいで給はんをしらねばあしこゝに人をたゝせんとて云々、しやうじのかくれに少將辨など醍云、增かゞみを考るに、寶治三年は後深草院御年七つ也、辨内侍少將内侍は帝につきそひ奉る女房也　うかゞひしかどもあかつきまで出給はず云々、くしがたよりのぞけば殿上のかべにうしろよういしてゐたまへり權ー納言殿也かくしてしけむもねたし、なにとまれつえに粥杖也かきつけてくしがたよりさしいださばやなどさま〳〵あらますほどに夜もあけがたに成ぬいかにもかなはずつひにあぶらのかうぢの門のかたよりいで給ぬと聞もかぎりなくねたくてしろきうすやうにかきてつえさきにはさみてをひつきて權ー納言殿に也　つかはしける少將内侍

○羽子板

正月女兒のもてあそぶ羽子板の始詳ならず、按るに下學集「羽子板(ハゴイタ/コギイタ)正月用之」(かくのごとく兩がなをつけたり前にたびくいへるごとく、下學集は文安元年の書なれば、羽子板は、今文化十年よりおよそ三百七十年ばかり前はやくありし物也、その前はいづれの比よりありし歟つばらならず)壒囊鈔(巻六第七條)爆竹の條に、羽子板と云名のみ載たり(これは前にいへるごとく文安三年の書也)世諺問答(天文十三年の書)上の巻に「問て云、をさなきわらはのこぎのことゝいひてつき侍るはいかなる事ぞや、答、これはをさなきもの、蚊にくはれぬまじなひ事なり秋のはじめに蜻蛉といふ虫出きては蚊をとりくふ物なり、こぎのことゝいふは木蓮子などをとんぼうがしらにしてはねをつけたりこれを板にてつきあぐればおつる時とんぼうがへりのやうなり、さて蚊をおそれしめんためにこぎのことてつき侍るなり」林逸節用集(明應の書)「羽子板(ハゴイタ)、胡鬼板(コギイタ)、ーー子」とあり、日次紀事(延寶四年の書)正月の條に云「男兒擊二毬杖一玩二弓矢一女子動二羽子木板一弄二絲毬一云々」又十二月市中の賣物をならべいへる處に「毬及毬杖部里々々(ブリブリ)羽古義板(ハゴキイタ)」とあれば胡鬼板に作るは借字にて羽子木板の上畧歟、羽子のこを胡鬼の子といふも板の方にひかれたる名歟ともおもはるれど、下學集以下の古書に羽子板胡鬼板とあれば後の日次紀事を證としては決がたし、なほ古書をたづぬべし○さて私可多咄(萬治二年印本四の巻に)田舍人京のぼりして公卿の持給ふ笏を見て羽子板にやあらんといひし笑話を載たり、これによりて古制の羽子板は笏に似たらん今のは笏にまがふべき形にあらずとおもひしに三春羽子板といふを見るにいかにも笏に似たれば其古制のなごりなるをしれり、下に出す圖を見るべし

羽子板古制

これ奥州三春に、いにしへより傳へたる古制なるよし制作質素にしておのづから古雅なり、裏には立波に鶴をいかにも粗糙にゑがきたり、木地に胡粉をぬり、墨、丹、緑青等にていろどれり

三寸一分

二寸九分

此所木地みゆる

九分

曲尺五寸八分

形かくのごとくほそ長し

あつさ一分五りン

○比叡山日光山その外諸州の高山に、おほくある

貞享五年印行日本歳時記

玉はかくとりはなちて手にもちたり

○ぶりぶりをもて遊ぶ古圖をかくあつめ見るにみな紐をつけて地を引く體なり

明暦四年印行京童

明暦の比印行一休はなし

これも玉を手にもちたり

萬治三年印行世諺問答

此圖を以て毬杖とぶりぶりとの別なるを知るべし、世諺問答は天文の古書なれども此繪は上木の時當時のさまをかきたるべければ萬治の比の證とするにたがふべからず

たまうつところ

磟碡は長さ三尺ばかり大小等からず或は木或は石をもてつくり畜力を用て田疇の土を打水陸通じて用ゆ之となれば馬杷のごとく牛馬の尻につけてもちふる

磟毒圖

明王圻が三才圖會器用十一の巻に此圖を載たり、和漢三才圖會には磟毒の圖をいださず但巻八十八夷果五斂子の條に碌碡田器也本朝田家未見之といへり

物なるべし○ぶり〳〵の制作を考るに兩脇につけたる戸車の如きものは元地をひく料の車にてありしなるべしかゝるを後に毬杖にならひその車をとり放ちて投る玉としぶり〳〵の紐を持てふりめぐらし椎のかはりとして玉を打とめしゆゑに毬杖とおなじ物のやうになりし歟、左にあらはす明暦萬治の比の古圖を見て推當にさおもへり前にいへるごとく今は年始の祝のおくり物にするのみ何の所用もなきものとなれり左に出す圖をもて考へおもふべし

ぶり〳〵の圖

これ今京師にて所造の物なり木を八角にけづりおもてに尉と姥うらに鶴と松を丹青にて畫けりき丸物は木地の挽物也柄は竹をわりてもちふ古制は柄なし大小ひとしからず精麁もあらん

曲尺にはかりてぶり〳〵の長さ五寸餘柄の長さ四寸許

今制毬杖圖

椎より柄の端までさしわたし曲尺一尺八寸許土をつかね紙を剪胡粉丹綠青等にていろどり粗糙につくりたる物なり

滑稽雜談卷之一に云「當代は古來の模樣に變じて二三歳の幼兒に少き毬打を紙上又は薄板に貼し鶴龜松竹など造て云々」といへるはすなはち是也、此書は正德三年和漢三才圖會と同時の撰也當時かくいへれば正德の前すでに今の此制になりしなるべし

これ京師の人は目なれてめづらしからぬ物なれども昔より東國にはなきものなればこゝに其眞をうつし出しつゝつぎにいだすぶり〴〵の圖も又さなり

毬杖の椎の柄也

毬杖の玉のなごり也

尉と姥の人形也うしろに立しは年德神なりといふ

毬杖の椎のなごり也

きて小兒の目をなぐさむるのみ也次の年の正月は男兒にはぶり〴〵をおくり女兒には飾花をおくる（醒云がざり花といふもの寶暦以前はありしが今はたえてなきよしつぎの巻にくはしくいふべし）三年めにいたりては是等のおくり物をせず小兒三歳をかぎりとする也但此事なべてするにはあらず古俗をまもる者の稀にする事也」といへり、されば毬杖ぶり〴〵ともに今は何の所用もなくたゞ年始の祝のかざり物となりし也

○ぶり〴〵

ぶり〴〵の名は古き書にいまだ見あたらず近き昔造り始たる物なるべし、毬杖と同物とするはひがこと也、元來別物也、本草啓蒙（巻廿七）に云「碌碡は田器なり形瓜の如にして六稜あり兩頭に索ありて土上をひきて地面を平にする具なり、三才圖會授時通考等に圖を載す本邦正月兒戲のぶり〴〵はこの形に象るなり」醒云、今此説によりて按に正月男兒にぶり〴〵をもてあそばせしは年始に農業のまねびをさせ農事をすゝむる意なるべし、古書を見るにぶり〴〵に紐をつけて地上をひく體をおほく書けり是田畑の地面を平にするのまねびならん、明王圻が三才圖會を考るに、

問答天文十三年の書上之卷に云「もろこしのむかし黄帝といふ御門ましく〳〵き中略蚩尤が身分をづたづたにわかちてひとつものこさじのはかり事に正月にはかのまなこの中の人見をぬきて木丁の玉にしてうつことにせり云々」かくかゝれしも、十節錄の説によりたまひしならん中山傳信錄六巻女子於ニ歳初一皆擊レ毬爲レ戲」とあるも此方の毬杖のうつりたるにや壒囊鈔文安三年の書巻六第六條に及打に作り世諺問答に木丁に作るは共に借字也

○盛衰記、義經記ともに毬杖の玉を入道の頭になずらへたれば當時のは玉の形のおほきなる物にてありしなるべし、後の世のは左に圖するが如く毬杖といへるは椎の形したる杖也玉といへるは片木を平にけづりて玉のかたちにつくりたる物なり

○打やうは、そのあひだおよそ十間あるひは十二三間をへだてそのなかばの地上にすぢをひきてかぎりとし男兒双方にわかれてかの玉を地上になげめぐらすを、一方より椎もてうちとむる也、とめえずしてかぎりのすぢよりさきへ玉のめぐり越たるをなげたる方の勝とし打とむるかたの負とすあるひはうちとめてかぎりのすぢより玉をこさせざればとめたるかたの勝とし玉をなげたるかたの負とす双方かはる〴〵かくすめりこれを毬杖の玉打といひしとぞ今も京師には玉打といひてそのなごりあるよしなれど昔のごとく毬杖の椎はもちひず竹づゑ竹は、きのたぐひにて玉を打とむるのみとぞ

寛文六年印本訓蒙圖彙所載

近古制毬杖圖

和漢三才圖會巻十七嬉戲部にも如此古制の圖を出して云「按毬打之遊戲和漢共其來尙矣近世惟小兒爲レ戲毎正月與ニ破魔弓一同弄レ之猶近年不レ用レ之故本式毬杖見者希」此書を編し時正德三年かくいへれば古制は當時すら見る者希にて今の制のごとくになりしなるべしさるから今の制はおほむね元祿以後の物とおもはる

○京なる青李庵主人云、今京師の俗に小兒男女ともに生れて初の正月母方の親里などより左の圖今制のごとき毬杖をおくりて祝儀とす是何の所用もなくたゞするお

○打毬樂之圖

此外に舞人二人おなじ裝束してたてり今これを略

詞花堂摸藏

毬レ之取レ眼射レ之云々毬杖是也云々以二彼例一漢土年始用二件事一國中無二凶事一仍日本國學二其例一年始打二毬杖一云し（日本歲時記に、此事たしかならず、且古き文にも見えず、附會の說なるべしといへり）徒然草（下之卷四十四段）「さぎちやうは正月に打たるぎちやうを眞言院より神泉苑へ出して燒あぐるなり云云」遊學往來（玄惠法印作）改年初月遊宴毬打云々」なども見えたり、袖中抄の作者顯昭は後鳥羽院の御時の人なり當時すでに年始に毬杖を打しとなれば正月の遊びにするもふるき事なり

○宇都保物語祭使卷に云、「うまゆみ（騎射）はて、とねり（舍人）どもこま（駒）かたわきてまひあそぶあるじのおとゞ（大臣）おほいなる玉をとねりどものなかになげいだし給ふとねりどもきう杖をもちてあそびてうちかちてはまひあそぶ云々」今の本にきう杖をきう帳に作るはあやまれり○按ずるにこれは四月ばかりのことにて まさよりの 亭にて ありしこと也舍人ども打毬樂のさまをうつしあそぶこと、きこゆこれ玩具の毬杖のいでくべききざし也、されば玩具の毬杖は打毬より直にうつりしにはあらで打毬樂の玉を打をまねびたるより起りしなるべしそのゆゑに毬杖の玉といひ玉打ともいひしならん、打毬は鞠にて玉の形にはあらざればなり近古の毬杖の玉もまつたく玉の形也、寬文六年の訓蒙圖彙に載る圖下に出すを見て考へおもふべし○いにしへは騎射の後にはかならず打毬樂を奏しけるにや、源氏物語螢の卷に、五月五日の節會に騎射競馬をおこなはれて後に打毬樂落蹲（五月也）などの舞樂ありしこと見えたり、花鳥餘情六日武德殿の騎射はて、唐人の裝束にて馬にのりて毬子をはしらしむるを打毬と云其時奏する樂を打毬樂と云也」とあり

○後の世の物に見えしは下學集（文安元年の書）「毬杖（正月所用之也）世諺

骨董集上編下之卷前

○毬杖

正月男童のもて遊ぶ毬杖は元打毬の變風なるべし、打毬は馬上に武事をならはす業にて和漢共に其來る事ひさし此方の打毬を考るに、萬葉集卷六古注に「神龜四年正月數王子及諸臣子等集於春日野而作打毬之樂云々」とあり、神龜は聖武天皇の年號なり古きをおもふべし但し書紀、續紀、後紀缺本等に打毬の事見えず續日本後紀卷三承和元年五月の條に云「戊午按るに八日なり天皇仁明帝御武德殿令四衞府馳中盡種々馬藝及打毬之態」和名鈔雜藝類に云「打毬萬利宇知劉向別錄云打毬昔黃帝所造本因兵勢而爲之、同書雜藝具に云「毬杖打毬曲杖也」とあれば毬杖はもと毬を打杖の名なり○唐土には黃帝の時始るといへれどたしかならず、事物紀原卷三宋朝會要を引て云「毬杖非古蓋唐世尙之以資玩樂」かゝれば唐の時盛んなり聖武天皇の御時は唐の玄宗の時にあたれば打毬のおこなはれし和漢同時といふべし○唐の僖宗殊にこれを好めり、僖宗帝は御國の貞觀仁和の比にあたれり○遼にこれを善撃者ありけり遼史卷百十一姦臣傳下に「耶律塔不也、以善擊鞠幸於上凡馳騁鞠不離杖」と見えたり、淵鑑類函卷三百三十一巧藝部八に、打毬の古事ならびに詩篇歌等をあまた載たれどさのみはわづらはしければこゝに擧ず○さて打毬より變じ別れて毬杖と稱る一種の玩具になりしはいづれの比にか詳ならず、其きざしは宇都保物語に見えたり下にしるすべし中比の物に見えしは源平盛衰記卷二十四に云「法師の首を造て毬打の玉を打が如く杖を以てあち打こち打蹴たり踏たり樣々にしけり、大衆見共態と此玉なに物ぞと問ば是は當時世に聞え給ふ太政入道の首也と答」平家物語卷十二文覺上人隱岐國へ流されける時、後鳥羽院を毬打の冠者こそやすからねとのゝしりたることをいへる所に「此君あまりに毬打の玉をあいせさせ給ふ間、文覺かやうにあく口申けるなり」とあり、義經記卷之一牛若きぶねまうでの段に云「ふところよりぎつちやうの玉のやう成物をとり出し木のえだにかけひとつをばしげもりがくびと名付一ッをば清盛がくびとてかけられけるが云々」袖中抄釋顯昭撰十之卷たまきはるの條に云「十節錄黃帝云々、取蚩尤頭

かんなにやはらげかきたり、そはなが〳〵しきことばにひかれてふでのつひえせじと、またをうなわらはべのめやすからんがためにもとのわざなり、されどことばのいとみじかきをば、そのまゝにあげてかたへにかんなをつく、

一なかむかしよりこなたのふみには、かんなてにをはのたがへるはもとよりにて、そがうへにうつしひがめけんとおもはるゝふし〴〵さへ見えたるを、さながらあげて、いさゝかもじをひきなほせることなし、そはなか〳〵にさかしらわざくはへて、ふるきすがたうしなはんをおそるればなり、

一おのれざえうすく、まなびのらうのあさきをもかへりみずて、おふけなくおもひくはだてしわざなれば、かうがへのまだしきもおほからんを、そは見ん人のさとししらせたまはんにはあらためなほしてん、またことばのつゞりざまとゝのほらず、ふんでとるだにしどろもどろなれば、かなもじてにをはづかひのあやまりこゝらなるを、こは事實のさはりともなるまじきわざとて、おもゆるやかに見すぐし給ひてよ、

一このまきに先板といふは、さきにあらはし、上中のふたまきをさせるなり、またこのおほむねがきは、かみのまきのはじめにかきつくべきを、そのをりふみあきびとがいそぎにとりまぎれてもらしたり、三善爲康朝臣の後拾遺往生傳にかみしものまきにおの〳〵みづからのはしがきくはへられしを、まねばんとにはあらねど、しばらくこゝにしるして、この集またくゑりをへたらん日、かみのまきのはじめにはうつしてん、

文化十二年乙亥九月二十五日

醒齋

おほむね

一おのれはやくより、ふみよむごとに、いにしへをかうがへんよしあることゞもぬきいで丶、かきつめおけるが、なにくれとかずそひて、いまはかはごのうちもらうがはしきまでにぞなりにたる、さるをいたづらに白魚のすみかにせられんもほいなければ、これかれかうがへたゞしていくばくのまきとはなしつ、か丶るかたにこ丶ろをよせたるもとのねざしは、質朴なるいにしへのありさまをまねび、衣服、飲食、調度やうのものまでも、身のほどにすぎたることなせそ、といへのめこらにをしへさとさんとてしつるを、またおなじすじのことこのむ人にも見せまほしうおもひなりて、こたみゑりまきにさへとりなせしは、いと／＼えうなきわざにこそ、

一およそ正史實錄のふみは、おほやけごとをむねとして、わたくしざまのいさ丶けきことにはか丶はらぬものなれば、ふるき代のたみの手ぶりなどかうがへんたよりとなるべきはすくなし、ものがたりさうしのたぐひは、そらごとつくりいでたるものから、をりにふれしありさまいへるは、まのあたりそのころのことゞもうち見るばかりにあかしとすべきがおほし、またいとちかき世のことなどにいたりては、舞謠のことば、連歌俳諧のふみはさらなり、むげにはかなきたはぶれかきたるさうしさへ、かうがへのたよりにそなふべきをばひきいでつ、

一ふるきふみのなかに、いとこ丶ろえがたきがあなるも、ふるき繪にひきあはせてつばらにおもひとかる丶こともおほし、をとこ女のすがた、きぬ調度やうのものまで、うつ丶にいにしへをしるはふるき繪にしくはなし、か丶ればふでづかひのよさあしさをろうせず、たゞにそのますがたをうつしてかうがへのたよりとせり、

一ひきもちひたるふみの名の下に、そのつくりいでたる、またいたにゑりたるとしをしるせしは、わづらはしきに丶たれど、これによりてもの丶時代のかうがへあかしとすべければなり、

一からくにぶみはさらなり、こ丶のふみにもからざまにものせしをば、そのえうのことばをとりて、

一鋸屑　一其袋　一續猿蓑
一土左日記　一日本歲時記　一女用訓蒙圖彙
一諸國奇遊談　一昔々物語　一本朝食鑑
一滑稽雜談　一五元集拾遺　一朱むらさき
一和漢三才圖會　一春曙抄　一異本和泉式部集
一丹後守爲忠家百首　一婦人養草　一年中風俗考
一女用花鳥文章　一江家次第　一日本紀通證　以上五十四種

帖は大に畧文にして異同ありゆゑにこれをたゞす
此外に再考あまたあれどもことぐくはしるしがたし
以上後帙二冊來乙亥春發行

○前帙二卷の引書、おほくははかなき草紙繪物語のたぐひなれど近古物には、そらごとのうちにもまことしき事まじるめれば、當時を考るたつきなきにしもあらず、さはあれ識者の看にあつべきものならねば、その書目を擧ず

○後帙二卷は、もはら古書を引つれど、いとおほかれば、これもことぐく書目を擧るにいとまあらず、わづかに毬杖ぶりぐ粥杖雛遊考の引書を左に擧て、前帙二卷と趣の異なるをしらしむ、但書籍の年序にかゝはらず、引用ゆる次にしたがひてしるせり

▲毬杖ぶりぐの考引書

一萬葉集　一續日本後紀　一和名鈔
一事物紀原　一遼史　一うつほの物語
一源平盛衰記　一平家物語　一義經記
一袖中抄　一日本歳時記　一つれぐ草
一遊學往來　一訓蒙圖彙　一源氏物語
一下學集　一世諺問答　一中山傳信錄
一壒囊鈔　一和漢三才圖會　一滑稽雜談
一本草啓蒙　一三才圖會　一年中定例記以上十四種

▲粥杖考引書

一淸少納言草紙　一狹衣　一辨内侍日記
一增鏡　一下紐　一日本歳時記
一日次紀事　一日本風土記　一婦人養草
一年中故事要言　一和訓栞　一簾中舊記以上十二種

▲雛遊考引書

一和名鈔　一契冲雜記　一玉かつま
一日本紀　一釋日本紀　一厚顏抄
一古事記傳　一齋宮女御集　一中務集
一源氏物語　一うつほの物語　一榮花物語
一狹衣　一とりかへばや　一增鏡
一紫式部日記　一淸少納言草紙　一濱松中納言物語
一かけろふの日記　一雛遊記　一古事記
一壒囊鈔　一拾芥抄　一世諺問答
一無言抄　一御傘　一增山の井
一加茂保憲女集　一國朝佳節錄　一文昌雜錄
一名物六帖　一雍州府志　一五元集

いすの藥むれのまもり喝食すがた兒すかたやすらひ花のまつり小玉打のうは帶（五）端午の茅卷馬艾虎に似たり（六）端午の頭巾篠懸小人形おなじき古圖其角が發句の解（七）端午のかざり花五月まもりと云物の古圖（八）ほうさい念佛の古圖幷に考へ（九）後妻打考同古圖うはなり打は寶物集その外古書に見えていとふるし（十）比比丘女遊童の子とろとろの原（十一）酸漿を吹ならす事今よりおよそ八百年ばかり前はやくありし證（十二）小兒をおどすにばあといふことの考（十三）かくれ遊び白地藏今云かくれご又云かくれんぼう（十四）手鞠考（十五）たなばたの牛馬（十六）上古中古近古の女の髮の風某むすび某わげといふ名義の考へくさ〴〵おの〳〵古圖ありたわをよこなまりでたぼといひ形によりてつとゝ云ことの考へ（十七）中古近古の編笠の考同古圖くさ〴〵其角が富士のおぼろの發句の解（十八）ひんだの踊掛踊伊勢踊をどり船たなばた踊などの考同古圖くさ〴〵（十九）椀久塚牛おろし坂椀久寄進手水鉢の圖（廿）お國哥舞妓の古圖幷考念佛をどり傳助が絲よりといへるさるがうくせ舞女かしはでといへるうたひもの（廿一）いしなどりいしなご今云手玉のもと

▲再考標目

前帙二冊の條々に考へのたがへるありたらはざるあり引もらせるを後に見いでたるもおほかれば再考くさ〴〵あるを後帙の卷のをはりに附る標目左のごとし

（一）紺屋の白袴再考此ことわざ勸進聖判職人歌合に見ゆればいよ〳〵ふるし（二）竹馬再考（三）菖蒲冑再考園太曆より前辨內侍日記に見ゆればいよ〳〵ふるし（四）粉の看板再考凸かくのごとくなかだかの形につくることのもとを考ふ（五）錢湯風呂再考湯錢といふことろふし日蓮御書に見ゆそぞろ物語の錢湯風呂をから風呂ならんといひしはわろし引もらせる物もなほあり（六）石榴風呂鏡磨再考諸書に證をおほく見いでたりかたばみ草にてかゞみをとぐ證にも引もらせるものなほあり（七）伊勢の風呂吹再考引もらせる物おほかり（八）くみ帶再考衣服令義解諸王諸臣の禮服の下に條帶の名見えて條帶とは絲を辮たるなりとあれば貴人の用ひ給ひしはいと〳〵ふるし（九）豆腐をかべといふ言上﨟名事七十一番職人盡にも見ゆ（十）提灯行灯再考壒嚢鈔その外引もらせるものなほあり（十一）ぎよなうのちやうちん再考前の考にぎよなうは魚綾のあやまりにて綾をはりたるちやうちんならんといひしがよくおもへばおだやかならずゆゑにふたゝび考ふ（十二）蠟燭再考諸書を引てつばらにいへり（十三）伏編笠名義考證なほあり（十四）桔梗笠淺葱椀貞德文集新續犬つくば集等を引もらせり（十五）浮世御坐再考和訓栞にうきゐは浮繭なるを世にうきよとよべりといへるはいかゞあらん（十六）魚を斗々と云言の再考魚をとゝといふこと毛詩の注又夫木抄に考る所あり（十七）硯蓋再考今昔物語に硯蓋に肴物の交菓子をもりたる事見ゆしかれども民間にてこれを用ゆるは寶永以後の事なるべし但式正のものにあらずとはいひがたき證ありその外古書にすゞり蓋手筥の蓋などに物のせたる事をあまた見いでゝ此條に擧（十八）衝重食籠再考ついかされの名義前の考へおだやかならず又食籠の圖東山殿御飾記君臺觀仙傳抄等にあるによりて再考あり（十九）異制庭訓年歷考此書中に天龍寺の名あるによりてよくおもへば前に庭訓往來より前の物ならんといひしはわろしゆゑにふたゝび諸書を參考して年歷をたゞす（二十）無木といへる物の再考十訓抄壒嚢鈔等に見えたる无木籠のことなるを前に擊壤のことならんといひしはわろしふたゝび考へたゞせり（廿一）二の再考前にいしなどりのたぐひなるべしといひしはわろし弄丸のたぐひなり長門本平家物語を引て再び考ふ（廿二）根本雜事再考此經の本名は根本說一切有部毗奈耶雜事と云卷第十六に獼猴投レ果の事ありて佛與レ天受の語なし義楚六

と云事あり云々」榮花物語玉のうてなの巻に「御厨子所のかたを見れば云々、又たもとあげたるほうしばらのつき〴〵しき五六人ちひろのもとにゐなみておもの、ことにいそぐめり」新撰字鏡に爐の字の訓、火呂とあればちひろは地爐といふが如し、とにかくに近き世の庭竈は地火爐ついでの遺風なるべし唐土の煖爐會にも似たり

○地火爐の事此外にもなほあるべけれどよくもたづねず見あたりたるまゝにかきいで、おきつる也

○右に引る中古近古の書どもには假字のこゝろえぬもおほかれど、そのまゝにしるしてつゆわたくし意をもちひず、古書のすがたを失ふにしのびざればなり、又字音はおのれがいへる言にも假字のたがへるぞおほかる、いかにせん他にあつらへてかゝせつれば、これをあらたむるにいとまあらず又字をかきあやまてるもおほかるべし、○是等のおもむきなほことわるべきことおほく、凡例につばらなれどいまだ板に雕とゝのはず、書賈前帙二巻をとく世に弘てんとていたくいそぎねればやむことを得ず後帙の巻首に載べくおもへり見む人次の正しからざるをないぶかりそ

〇火燵幷地爐火再考追加

嫁迎記よめいり（嫁入夜）のよいしやうの事といへる條に「こそでのだい（小袖臺）には、こたつのやうなる物にて候、くろくぬり候て、かな物などあるものにて候」とあり、これは東山殿のころの事をかける古記なれば、當時はやくこたつといふ物のありし證とすべし、これによりておもへば、文明以後にいできし物とも決がたし、唐ざまにならひ脚爐にて足をあたゝめしは、東山殿のころより以前なるべし、前に摹しいだせる窓のをしへてふふるき繪巻の圖も東山殿のころより以前のさまをゑがけるならん、宗長手記下巻大永六年十月の條に「ある夜、爐火しどろなる火榻（コダツ）し、ねぶりかかりて、紙子に火のつくをもしらず、おどろきて、云云」又同七年十二月の條に「このあかつき、火榻にあしさしならべて、云々」とあり、元來火榻の字にかなはつけざれども、火榻の二字をこたつとよむべき例は、明應の撰也といふ林逸節用集に、火燵（こたつ）、脚榻（きやたつ）、（此きやたつと云物は、今ふみつぎ、又ふみ臺と云物のたぐひなり。）とかなをつけたれば音便にて火をことよみ榻をたつとよむ、當時の讀くせなるべければ、火榻の字をもこたつと讀べき也

〇さて右の書に「爐火しどろなる火榻し」とあるを考るに、當時こたつといへるは、今云こたつやぐらの事ときこゆ、今爐火をこたつと云はいにしへにたがへり、嫁迎記に「こたつのやうなるもの」とあるも今の言にていはゞ、こたつやぐらのやうなる物といふ義ならん、いにしへの通例のこたつは、今のよりはひくゝ、ありしなるべし、寛永のころ別に高こたつといへる物ぞ、今のこたつやぐらなるべき、さるからやぐらと云名をおひしこと前にいへるがごとくならん、今も信州のこたつは、うへを板にてはりつめすこしあひだをすかして火氣をもらす、高さは通例よりひくきよし、それぞ古制のなごりなるべき、格子をつくるは後ならん

印本今昔物語一巻忠明云々の條に「忠明いはく火爐（コダツ）の灰をおほく取集め云々」とあれど、舊本には火爐の字なし印本にあるは後のさかしら也、印本のみを見てこたつの名はふるしとなおもひまがひそ

〇前の火燵の考への因に地火爐の事をいへるに引もらせるをこゝに擧

續古事談一巻「一條院の御時臺盤所にて地火爐ついで

るべし今は庭にて焼火するのみなり

○長崎柱餅幷幸木

世間胸算用卷之四に、長崎の年の暮の事をいへる條に「餅は其家〳〵の嘉例にまかせてつきける柱もちとて仕舞に一うす大こく柱にうちつけて置正月十五日の左義長のときこれをあぶりて祝ひける云々、庭に幸ひ木とて横わたしにして鰤いりこ串貝鳫鳧雉子、あるひは鹽鯛赤いわし昆布鱈鰹牛蒡大根、三ケ日につかふほどの料理のもの此木につりさげて竈をにぎはゝせ、すでに大晦日の夜に入れば物もらひども顔あかくして土でつくりしゑびす大こく、又荒鹽臺にのせ當年の惠方の海より潮が參つたと家〳〵をいはひまはりけるは船つき第一の所ゆゑぞかし云云」と見えたり、これ元祿年中の事也、長崎の人に問しに此柱餅の遺風今もあり餅を延命袋の形につくりて大黒柱に打つけて置春にいたりておのづから落るをまちてあぶりくらふとぞ

○宗祇の蚊帳

今俗に見えをいふといふたぐひ虚言して自誇事を百七八十年前の諺に宗祇の蚊帳といひたるよし宗祇法師とおなじ蚊帳に寐たりと虚言して誇し者ありしより世の諺になりしとなん

崑山集慶安四年撰明暦二年刻　一度三井寺にて面白紹—の御物語どもを聞し事をおもひ出て

おなじかやにねしは則けふ義哉　貞德

是は世の諺に實なく余情之事を宗祇のかやといふ事あればそれを故事に用ひはべる

以上右の集に見えたり此諺元祿の比までもいひ傳へけるにや　西鶴なごりの友元祿十二年刻卷之四云「ある時旅宿にて山家かよひする商人集りて今宵は七月七日星もあふ夜の天の川かさゝぎのわたせるはしといふは烏口箸をくはへあふて其上を星のわたる事ぞと子細語ればいづれも手を打てそなたは下におかれぬ人もしは公家のおとし子かといへば我はいやしき身なれど一とせ連歌師の宗祇法師諸國を修行し給ふ時人の緣はしれぬものなり東海道岡部の宿にて相宿同じ蚊帳にねたといふ昔物語をかし云々」と見えたり昔宗祇法師をふかくたふとみしことこれにて知るべし、如此人情今もある事也めづらしくをかしき諺なればかきいで、おきつるなり

骨董集上編中之卷終

○ちまき馬　きうり牛

散木集に、をさなきちごのちまき馬をもちたるをみて　承源法師

つくる人もなしと聞えしかば

「ちまき馬はくびからきはぞにたりける（ツクバ集にさきぞとあり）

「きうりの牛はひきちからなし

かくいへる連歌あり、今按るにちまき馬は茅にて造りたる馬也、きうり牛は胡瓜にて造りたる牛也、こはちまき馬を千牧の馬にかよはせ胡瓜牛を木賣の牛にかよはせたる秀句也、今世聖靈會に茄或は瓜茄子にて牛馬を造りて手向るは是等のなごりにやあらん、散木集は俊頼朝臣の集也、俊頼朝臣は、鳥羽院の御宇天仁の比の人なればいとふるし（天仁元年より今文化十年にいたりておよそ七百六年におよべり）或はおもふに今信濃常陸下總などの國々にて茄にてちひさき馬をつくりて七夕に手向ることあるよしかの茅巻の馬胡瓜の牛は元七夕に手向たるものにやとおぼゆ、牛は殊に七夕に縁あればなり、おなじ七月なればそれがうつりて靈棚に手向る事になりし歟靈棚に手向るが前にて七夕に手向るが後か、とまれかくまれ古き事なり

○奈良の庭竈

世間胸算用（元祿五年印本）巻之四に云、正月奈良中の家〳〵に庭いろりとて釜かけて燒火して庭に敷物してその家内旦那も下人もひとつに樂居して不斷の居間は明置て所のならはしとて輪に入たる丸餅を庭火にて燒喰もいやしからず云々」と見えたり、これにて昔の庭竈のさま考へおもふべしこれ前にいふ地火爐の遺風なるべし

○元祿二年の句　高き家にのぼりて見ればの御製のありがたきを今もなほ

叡慮にて賑ふ民や庭竈　芭蕉

五元集拾遺

庭竈牛も雜煮を居りけり　其角

是等の句もあれば庭竈は奈良のみにかぎるべからず蓋奈良が其原にやあらん

○江戸吉原に今も正月庭の燒火といふ事あり、これにさま〴〵附會の說をいへども實は庭竈の遺風なるべし、昔おこなひし樣を聞に奈良の庭竈のおこなひにかはらず元吉原の比より傳へたる古きならはしな

なり、おのれ二十四五年前童話の出所をたづねてかきとゞめたるもの童話考と名づけて一冊あり、いまだ考の足ざる所あれば年ひさしくひめおきぬ、さて隱笠隱蓑は古歌にもあまたよみたれども打出の小槌の事をしるしたるものすくなし、しかれども平家物語祇園女御の段に「是ぞ誠の鬼とおぼゆる手にもちたるものはきこゆる打出の小づちなるべし云々」（盛衰記卷之廿六にも打出の小槌の事見えたり是と同談）と見えたれば古くいひ傳へたる事なるべし、又康頼の寶物集卷之一に云「されば人の寶には打出の小槌といふ物こそ能寶にて侍りけれ廣野に出て居よからん家や面白からん妻男や遣能からん從者馬牛食物衣物なんど心に任て打出してあらんこそ（中略）能侍べけれと云に又人傍より指出て云樣は打出の小槌は目出度寶にて有ども口惜事は物を打出して樂くて居たる程に鐘の聲をだに聞つれば打出したる物皆こそ〳〵と失る事の侍るなりされば目出度て居たるとは思へども左樣の時は廣き野中に只獨裸にて居たらんこそ淺增かるべけれ（中略）昔より隱蓑の少將と申す物語も有增敷事を作て侍るとこそ承はれ云々」と見えたり、是則酉陽雜俎續集の、旁色が得たる金椎子と和漢相似たる談也（狹衣に、かくれみの〻中納言やおはすらんといふことあり、寶物集に、かくれみの〻少將の物語といふ事あれば、かくれみのといへる物語ふるくありしなるべし、今傳はらず）○又猿蟹合戰と云童話の原とおぼしき事あり、義楚六帖（二十四）云、根本雜事に云有二隱人一在二果樹下一坐被二獼猴擲一レ果破レ額忍レ之不レ報後有二獵者一與レ仙人爲レ友來在二樹下一坐擲如レ前獵者怒射レ之致レ死佛與二天受一」かく見えたり、〔佛與天受ノ四字語ヲナサズ追テ根本雜事ヲ可考但シ天授ハ提婆達多ヲ云名義集ニ見ユ〕按に猿蟹合戰の話は、此果樹を根として枝葉をそへたるならん、童話の原をたづぬるに多くは佛說より出たり或は國史物語ぶみにより或は漢土の故事にもとづきたるもあり、よしなしごと、いへどもよく其理を分解するときは兒女勸懲の一助なきにしもあらず、もとこゝろある人の作り出したるものなるべし、虎關和尚の異制庭訓は今文化十年より凡五百年前の書なれば、祖父祖母の童話のふるきをおもふべし、五百年前の童話唯童の口ずさみにつたふるのみにて今に殘れるは不思議といふべし、なほ愚考あれども他日童話考を刻すべき志あればこゝにはもらしつ

らず童遊の原をたづぬれば古き事いとおほかりなほよく考へて追書すべし

○辨疑書目錄に、異制庭訓は玄惠法印作元遊學往來と同本也といへるは誤也、元祿五年板の書籍目錄に、虎關作とあるが正しかるべし、其故は遊學往來は玄惠の作也、寛文二年印本とす、其文異制庭訓と異なればなり、或人云異制庭訓といへるは本名にはあらざるべし、玄惠の庭訓往來世におこなはれて後の名なるべき歟、玄かれども本名つたはらざれば玄か稱べしといへり

○源平盛衰記（巻之三十四）鼓判官石四ツを持て一二を突といふこと見えたり、石子のたぐひなるべし、小大君家集俊頼朝臣の散木集等に、石なごりの歌見えたり、童遊の考これのみに盡ず別錄すべきこゝろざしあればこゝにはもらしつ

○挊游　無木

遊學往來、少性之遊、鞨鼓、編木摺（ハヤシモノ）、礫礔、獨樂廻、拍毬、石子、挊遊（シタラ）、無木（ムキ）一打、小白物、竹馬、草鷄、小車等遊戲爲ㇾ本、諸學從ㇾ斯怠、終成二無能者一云云」と見えたり、此挊遊といふこと挊は俗の弄の字にてもてあそぶと訓字なれば字義によりては解しがたし、今按るに伊勢の御神事に玄たらうち（設楽撃）といふ事あり、手をたゝきて謳歌する事となん此名目童遊にうつり手をたゝいてうたうたふ戲を挊遊といふなるべし○無木といふは擊壤（ゲタウチ）の事なるべし、東海道にてはもぎといふよし東國にてめつきといふはめき也つをそへてつよくいふなり、むきといひ、もぎといひ、めきといふ、むとめともと音相通なり、かくのごとき形のちひさき木を地に立おなじ形の木を持て打つくる戲なり、是唐土にも古くありし事なり、三才圖會に云「以ㇾ木爲ㇾ壤前廣後銳長一尺四寸闊三寸其形如ㇾ履臘節少童以爲ㇾ戲將ㇾ戲先側二一壤於地一遙於二三四十步一以二手中壤一擿ㇾ之中者爲ㇾ上」（又見于風土記）此方東國にてめきといふ戲これにかはらず和漢おなじ戲也、和漢三才圖會に擊壤にげたうちと假字をつけたり、遊學往來の無木は是なるべし

○打出小槌　猿蟹合戰

異制庭訓に祖父祖母之物語とあるは、むかし〳〵ちちとばゞとありけりといふ發語をとりて名目にしたるものなるべければ童の昔ばなしはいとふるきこと

崎等の題目踊の圖なるべし、肩に懸たるたすきは丹前帶といふもの也、松の葉（元祿十六年板）巻之一三絃鳥組の歌に「京では一條柳屋が娘四ッ割帶をたすきにかけていかにも腰がしなやかな」といへるは則是なる

（山東庵所藏）

べしこれははじめて三絃の本手組といふものを作り出せし時の歌なれば寛永の時代にあたれり少女ひたひ髮をたれ髮をむすびはちまきをしたる體も古きふりなり寛永元年より今文化十年にいたりておよそ百九十年におよべり

○祖父祖母之物語

異制庭訓遊戲の事をいへる條に「振鞬、石子、礫打、竹馬馳、編木摺、文字結、（イニ文字詰とありなほ可考）文字書、書占、何曾、宿世結、宿世燒、祖父祖母之物語、目比、頸引、膝挾、指引、腕推、指抓」かくならべ出せり、今按に毬皷擲石は和名鈔に見えたれば古き事勿論なり又西行の歌に「石などの玉の落來るほどなきにすぐる月日はかはりやはする」とよめるはこれ今云手玉也、文字結は花結のたぐひ歟、書占は歌占のたぐひ歟、宿世結は今云緣結なるべし、祖父祖母之物語は今童のぢゞばゞのむかしばなしといふもの是なるべし目比は今云にらみくらべ也、長門本平家物語に見えたれば古きことなり、前にもいふ如く異制庭訓は元亨釋書の作者虎關和尙の作にて庭訓往來より前の書なれば其來ること尙しといふべしこれのみにあ

せり是又萬治寛文の比丸づくしの文様のおこなはれたる一證也

地緋綸子、紋紗綾形、總文様丸のうちにいろは四十八文字、幷に一二三の數字をぬへり丸の處は白く染ぬき文字は黑紫萠黃等の色糸をもてぬへり丸のめぐりのふちは金糸をもてぬへり丸に大小異同ありとぞ

丸盡文様雛形二種

寛文六年印本　新撰雛形所載　瓢水子淺井了意の序あり

ちわるさま

ゑとのまるまひぢりめん

同書所載

右の卓圖と此雛形と符合するをもてそのかみの流行をしるべし

ちくろべま

大小のまるまひぢりめん

○天和貞享の比の印本女重寶記といふ物の一の巻に「友禪染の丸づくし云々」とありこれも一證とすべし

○題目踊圖蒔繪香合

總て沃掛地なり蓋の面に此蒔繪あり大さ圖の如し、按るに是寛永時代の古器なり洛北修學寺村或は松が

れたるならん○貞享三年の印本に、老女の事をいへる條に「苧桶のそこより紅の織紐付し紫の革たび一足つぎ〳〵の珠數袋云々、西鶴織留（貞享の比の著述也正徳二年印本）卷之一に、ある老女おのれが若き時の事を語る條に「我等もふだんは花色染のもめんきる物に紬の帶一筋にて姿を作りよめ取振舞の時も淺黃にちらし菊の絹の物しゆちんの帶紫の革足袋にて花をやりしに云云」とあれば貞享にいたりては紫足袋をはくものなかりしならん、我衣に足袋の事をいへる條に「寛文の比まで女は紫革などにてこしらへ筒長し白革淺黃革もあり紐はしろしゆすしろりんずにいたし一足にて一年も二年もきれるまで用ひたり天和の比より木綿の畦さしの足袋はやる云々」今彼是を參考するに紫足袋は天文の比より寛永慶安の比までおこなはれて延寶天和の比にすたれたるならん、翁草卷之五に、昔は男女ともに革足袋を用ゆ明暦の後革の價高くなりて木綿足袋を用ゆ」といへりしかれどもねづみ物語（寛永廿年印本）富る者の事をいへる條に「高麗ざしの木綿たびおとがひ頭巾で顔かくし云々」とあれば寛永の比も木綿足袋なきにはあらず

○丸づくしの文樣

慶安より萬治寛文の比女の衣服に丸盡しの文樣おこなはれたり

山の井（慶安元年刻）

秋の野のにしきの露や丸づくし

崑山集（慶安四年撰明暦二年刻）

花〳〵にうつる日影や丸づくし　安明

新續犬筑波集

影うつる田毎の月や丸づくし　品芝

これらの句を證とすべし

萬治寛文の比を盛に經たる江戸三浦屋の名妓薄雲身まかりし後其著なれたる小袖を卓圍（ウチシキ）につくりて出生の地信州鼠宿の或寺に寄附したるが今にあるよし或人其文樣を二ツ臨して予にあたへたるを左にあらは

○寛永正保の比の古畫なり鼓弓の古製を見るべし胴丸く弓短小にして今と大に異なり和漢三才圖會に鼓弓始於南蠻とみえたり此圖の古製變絃に近し

○紫革足袋

和名鈔今按、野人以二鹿皮一爲二半靴一名曰二多鼻(タビ)一、宜レ用二此單皮(タビ)二字一乎」とあれば足袋は革にて製るが元なり、昔(應仁前後をさす)は貴賤男女すべて革足袋を用ひたり文祿の比の古書を見るに小櫻の紋ある革足袋をはきたる男子あり紫革の足袋は女子にかぎれり、室町殿日記十之卷、長一の奥方に用ひらる丶品々を申こせし註文のうちに「一むらさきたび　十足」と見えたりこれ天文の比也當時はれき〴〵の婦人も紫革の足袋をはきたりと見ゆ、獨語に云「我之たしき者の中に慶長元和の比生れたるもの男にも女にも有て寛永のころを年の盛にて經たりといふに男は冬革のうちかけ革の袴を美服とし女は紫の革の襪子(タビ)をはくをよきけはひとせりといふその襪子は我をさなき時(天和の比までをさす)ものこりてありしなり云々」と見ゆ、又尤之双紙(慶安二年印本)上之卷に、紫の物の品〴〵をいへる條に「童一人ありけるが紫鹿子の小袖きてうす紫のく丶し帶紫たびをはきにけり云々」か丶れば寛永慶安のころは紫足袋をもはら用ひたりと見ゆ、都風俗鑑(延寶九年)(板杏花園藏本)卷之二に云「足袋は白革にして紫たびをはくものはとつと氣のとほらぬ御方也云々、あかし物語(一名女五經延寶九年板)に云「たびは白なめしよしむらさきはむさし」とあれば延寶の比にいたりては紫足袋や、すた

永正保の比の古圖也永祿より寛永にいたりてわづかに六十餘年なれば古製を存じ今と大異也いづれの比にか古近江といへる名匠出て今の形につくりかへたりとぞ○鼓弓の古製も左に出すを見るべし○元はうたひものを主とし三線はあしらひのみにて今のごとくひく手のゑげきものにはあらざるよしそのゆゑにか撥のかたちも今と異なり元琵琶法師の手よりいでしとなればさもあるべし

○寛永正保の頃の古畫なり三線の古製を見るべし、美少年の男子の體也

○海老尾の形琵琶に似たり今と大異なり

萬治年間印本東海道名所記所載

萬治の比もかくのごとき形なり

寛永の頃の古畫のうちを撮要して摸出せり○根緒さきに鐶をつけたりこれも今と異也盲人は撥に糸をつけて此鐶にむすびつけて用ひしといふ、昔の質朴をおもふべし

撥の形はゞせまく今と大に異也後にはゞひろくなりて古製の撥は無用の物となりしゆゑに婦女挿枝のかはりにして頭にさしたりといふ説ありさもあるべし

鉢、などに盛たるはまれ〳〵あるのみ今の硯蓋といふものはいと近年比造出したるものにや古き繪に見えず○元祿十七年の印本の繪に重箱ありて硯蓋なし、卵子酒寶永六年作享保七年板の繪に硯蓋ありて重箱も交りてあり、自笑の草紙寶永七年板の繪には硯蓋のみありて重箱なしこれより後西川祐信がかける印本の繪などをあまた見るに硯蓋のみありて重箱はなしこれ等をもておもふに重箱に肴を盛ことは元祿の末にすたれて硯蓋に盛ことは寶永年中に始りしとおもはる但硯箱の蓋に菓などを載たる事は古き記錄或は歌集などに見えたり、山の井慶安元年印本卷之五に新黑谷の花見の事をいへる條に「あやなる硯箱やうの物のふたにくだものいれ青きひとりにたきもの、えならぬくゆらせたり云々」といへるもふるき物語ふみの體をうつせるものとおぼゆ近世好事の者古へ菓を盛たるにもとづきて硯箱の蓋に肴を盛しが始となりてつひに一種の器物になりしなるべし、されば硯蓋は式正に用ゆる器にあらす今民家にて正月屠蘇酒の肴を重箱に盛は寶永以前の古風の殘れるなり

三疋猿支考撰、上梓の年號なし按るに寶永の比なるべし著作堂藏本

附合の句菊の香に菓子とりませて硯蓋　蘭　小

硯蓋に菓子を盛たる事近は此に見えたり、本朝諸士百家記寶永五年印本卷之五「云々なんど、とりつくろひての饗應、硯蓋に干菓子うづたかくもりて、結のしふさやかにけはふたるは云々」こゝにもかくいへり硯蓋に干菓子を盛しはいにしへ菓を盛しなごりにやとまれかくまれ肴を盛一種の器物となりしは寶永以後の事なるべし今さま〴〵の形に造かへて硯蓋と稱るは原をうしなへるなり

○二足三文

今物の價の安きを二足三文といふ諺は元金剛の價より出たり、きのふはけふの物語刻梓の年號なしといへども寛永の書とさだむべき證あり杏花園藏本下之卷に「こんごう（金剛）は二そく三文するものを云々」といへる狂歌を載たり金剛は草履のたぐひなり、藺金剛、藁金剛、板金剛種々あり

○三線鼓弓の古製

松の葉元祿十六年板に、永祿の比琉球より蛇皮（ジャビ）二絃の樂器を渡す、泉州堺の琵琶法師中小路といふ者一絃をまして三絃にせしを世にさみせんと呼寛永にいたりて盛におこなはれたるよし見えたり左に摸出せるは寛

上縹色幷に赤白の漆を以て花鳥を書云々」原書漢文今かなかきとすこれにて其製作を知るべし、二代男 貞享元年印本 巻之四に富る者の事をいへる條に「京から手懸をおきて物の靜なる向ひ島に下屋敷二百人前の淺黄椀三町ばかり牡丹畠をこしらへ我うちの自由は花車に乘てありき鼻も人にかませ肰(サカヤキ)も夢見て居てそらせ云々」かくいへれば淺黄椀は下品の器にはあらざるべし、俳諧糸屑 元祿七年印本 にも淺黄椀を出せれば當時もはらに用ひたる器なるべし

晋子十七回 淡々著 享保八年刻

前句　子にふんどしをたのむまで生　竿秋

附句　名にも似ず好きこそ出れ淺黄椀　雪點

御伽名題紙衣 元文三年印本 巻之二に淺黄椀の事見えたれば元文の比までもありしもの歟今はたえて名だに聞えずなりぬこれのみならず昔もはら用ひたる器の今すたれてなきものいとおほし

○重箱　硯蓋

或書に重箱は慶長年中重ある食籠にもとづきて始て製造す」といへるはうけがたし、今按るに重箱は衙重の遺製なるべし衙重の制うつりて緣高となり緣高の足をとりて重るを重箱といふなるべし古重箱に肴物を組入松の折枝などかざれるもの衙重に肴物を組入る飾を畧せるものとおぼゆ衙重も終にはかさねおけるからついかさねの號あるならん但食籠の號は重箱より少しふるかるべし 古制の食籠はいかなる物ぞ籠にあみたるもの歟 下學集 文安 に、衙重、緣高、食籠」の名を出して重箱を出さず、尺素往來 文明 に、食籠見えて重箱の名見えざればしかおもへり右の或書に重箱は慶長年中始てつくりしといへるをうけがたきゆゑは既に文龜本の饅頭屋節用に重箱の名目見えたればなりなほふるくは能の狂言の、菊の花といふに「時にこしもとが、先盃を持て出ました、なんでも一ッたべふと存じてゐましたれば、つつとわきへもつていきました、又其次に結構なまき繪の重箱に色々の肴を入て持て出ました云々」といふことあり、又鈍根草といふ狂言に「宿坊から重の內が參りました」といふことあり能の狂言のふるきことは前にもたび〳〵いふ如し、さて寬永の比より元祿の比までの古書或は印本の繪などを參考するに酒宴に肴を盛器はすべて重箱なり松檜草花などのかいしきをして盛たり、食籠、

京山摸寫

○因に云一代男天和二年印本詞花堂藏本　巻之三に寺泊の傀儡の家のさまをいへる條に「屏風の押繪を見れば花かたげて吉野參りの人形、板木押の弘法大師、鼠の嫁入、鎌倉團右衛門多門庄左衛門が連奴これみな大津追分にてかきしものぞかし、見るに都なつかしく思ふ云々」かゝれば天和の比は戯子繪ヤクシヤヱをもかきしなるべし

○又五ヶ濃津の草紙刻板の年號詳ならずといへども案るに天和貞享の比なるべし　巻之四に「龍虎梅竹左字に書たる枕屏風、追分繪の奴が露の命を、君にくれべいと赤き丹にて書たる所を見て云々」とあり、是等を按に今に昔を失はざるものは大津繪なり佛繪のみ昔を失ふ　ぬり笠きたる女の藤の花かたげたるも古きふりなり、塗笠の條を考ふべし又うぶ着の箔紋、くひそめ椀の鶴龜、羽子板のとのさまかみさまの繪も昔をうしなはず

○淺葱椀

昔淺葱椀といふ物あり、尤之双紙慶安二年印本　巻之上に青き物の品〳〵をいへる條に「ろく〳〵しやうの繪のあし打、せいしつのわん、あさぎごき御器云々」と見えたれば慶安の比既ありし物なり、雍州府志貞享元年著同三年上梓　土產門に云「二條の南北新町所製」縹椀アサギワンといふ、黒漆の

繪にかくも木にきざめるも彌陀は彌陀

未來のことはかつてたのまぬ

○又享保十一年竹田出雲が作せし伊勢平氏年々鑑といふ淨瑠璃に大津繪の十三佛といふことも見えたれば寶永の比までもかの佛繪を用ひ享保の比までも世に散在せしものなるべけれど今はたえて見ることなし、たま〳〵或人の藏せるを摸して左にあらはせり但今も大津に佛繪なきにはあらざれども昔のとはいたくたがへり

大津繪佛像縮圖 總長曲尺一尺七寸 廣七寸五分强

頭と兩手は、木にほりて印し、外は筆にてかきたり、ころも淡墨、輪後光蓮華坐ともに丹、蓮華あゐ、

芝峯軒所藏

一枚の紙に上下、中、一文字、風帶、の形を彩色にしわけて掛軸にしたるものなり

同三尊來迎佛 ころも黃土、輪後光丹、蓮華丹緣靑雲朱墨、寸尺おほむね前におなじ、

尙志堂藏

右の諸士百家記に見えたる鼠闢とかやが狂歌せし三尊佛も此たぐひなるべし

○元祿三年印本　東海道分間繪圖所載

大谷の所に、佛繪いろ〳〵有としるせり、芭蕉の大津繪の句は元祿四年なれば、これわづかに一年さきの板行なり、當時のおもかげ目のまへにうかびてすゞろに珍らし

奧書に云

作者　遠近道印

繪師　菱川吉兵衞

元祿三年庚午孟春吉旦

俳諧絲屑 元祿七年印本 戀之部に「憂世狂、憂世名」といふ名目を出せり是等をもて證とすべし、なほ案るに昔はすべて當世樣をさして浮世といひしなるべしこれも古き事にや能の狂言のきんじむことといふに舅のいへる言に「やいくわじや婿どのはうきよ人じやによつて云々」といふことありこれ當世人といふが如し、岩佐氏を浮世又兵衞といひしも當世樣の人物を書きたるゆゑならん、又案るに貞享の比かける物の本に、浮世笠あり雍州府志 貞享元年 に、浮世御座あり、江戸室町の横町を浮世小路といふも昔浮世笠、浮世御座などをもはらに賣しゆゑの名にはあらずや、今も其たぐひの商人あればなり

○魚板の古製

文明時代の酒食論といふ書卷又寛永時代の繪に此魚板見えたりこれ式正のものにはあらざるべけれども魚板の一種の古製を見るべし今も京都の舊家にはまれにはあるよし好事の人文臺などにしてもたるもありとぞ又甲州の民家には今もこれを用るよし表にて魚類を切裏にて菜類を切る便利よきものとぞ聞ける

○大津繪の佛像

大津繪の筆のはじめは何佛

元祿四年芭蕉粟津の無名庵にありし時正月四日にかく口すさめるにて思ふに古は佛像を書くを專とせしを知るべし當時は大津繪の佛を持佛に掛る者おほくありしゆゑにおのづから佛繪のかたおこなはれ戲畫はかたはらになせしなるべしされはこそ當時左のごとき句どもありけれ

俳諧日本國 元祿十六年印本 杏花園藏本

前句 （暮てぽつ〳〵薪割家　土山

附句 追分の繪佛に後世を打任せ　林

前句不知 大津繪に廻向してゆく鉢たゝき　一雕

本朝諸士百家記 寶永五年印本 卷之八に云、大坂長町七丁目に團扇屋善三郎といふ者あり此者の裏店に鼠關とかやいへる七十有餘の老法師あり 中略 間半ばかりの棚を釣て大津繪の三尊をかけ一首の讃に

元祿の比の繪に此圖あり

此二人美少年の男子の體なり

○浮世袋再考

沙金袋 山本西武撰 明暦萬治の比刻

底たゝく浮世袋や年の暮　要西

此句をもてふたゝび考るに浮世袋は幐（キンチヤク）のたぐひなるべし、秋齋間語に云「昔太刀につけし火打袋を三角に縫ゆゑに紙子に火打の名あり」此説によれば三角に縫たる火打袋もありしにや浮世袋も三角に縫たる火打袋の遺制にて浮世ぐるひする輩これをもはらおびたるゆゑにしか名づけたるならん、卯子酒 寶永六年著 巻之三に、昔九軒町の繁昌したる事をいへる條に、禿が浮世巾着といふ物をおびたるよしをしるせり、

これも浮世袋と同物にて後にはしかも稱しなるべし

紫　紫

○昔遊女の家の布簾に浮世袋をつけしといふは此圖のごとくのふれんの縫留に紫革にて三角の形の物をつけたるが浮世袋の形に似たるゆゑこれをもしかいひしなるべし古書にもかくの如きのふれんをゑがきたるがあるよし堺の乳守にては近き世までものふれんの縫留に紫革をつけしとなん

○本朝俗諺志（延享四年印本）巻之二に云「今傾城町の暖簾に紫の乳を付ること乳守の外になし云々」と見えたれば延享の比までもしかりしなるべし

○又童女の針業をならふためにみづからぬひてもてあそびものとしあるひは粟島の神に手向る三角のものをうき世ふくろといふも其形の似たればなるべし

○又遊女にたはふるゝを浮世ぐるひといひしは慶安明暦元祿の比までもしかありし歟、吾吟我集 慶安二年未得著 序の文に「あき人のよき衣著てうき世ぐるひの小歌ずきをいはゞ雪佛の水遊びしたらんが如し云々」と見えたり

新續犬筑波

七夕　つまむかふ舟路はうき世ぐるひかな　正信

ふこと見えたり又編目の細密なるを目狹と稱すいはゆる伊勢編笠なり、

和漢三才圖會に見えたりこれは男子の笠なり

○桔梗笠

犬子草寛永十年刻

野遊びや花すり衣桔梗笠　德元

毛吹草正保四年刻

さく花のしべをやしめ緒桔梗笠　吉政

玉海集明暦二年刻

花ならで雨にひらくや桔梗笠　喜雅

口眞似草明暦二年刻

花いけの耳をかくすや桔梗笠　作者不知

物忘草明暦三年刻

野遊びや踊ありかば桔梗笠　蝶々子

夜錦集寛文五年撰　以上六部狂歌堂藏本

露ふかし蓑きてかよへ桔梗笠　作者不知

右の如くふるき俳諧の句集に桔梗笠といへる句おほかれば當時おこなはれたる笠ならむとはおもひぬれどいかなる形のものともしらざりしに左の古圖を得て其形を知ぬ、又山の井慶安元年刻著作堂藏本にも「桔梗笠といふあれば花の顔かくせども人目忍ぶの草かくれなる心をもいひなし云々」と見えたり○今も羽州秋田船越天王の船祭に左の圖の如き笠をかぶるよし桔梗笠のなごりなるべし

桔梗笠古圖

貞享の比の繪に此圖あり大神樂打の體なり

天和貞享の比の幼遊の繪巻のうちに此圖を載たり笠は、青、黄、赤一間おきにいろどれり

大神樂打の少年の體なり

○七車集元祿八年撰

前句　花にちる吉野の町の片下り　琴風

付句　氣まゝ頭巾の春の交加　キ角

○反故堂所藏延寶時代の雛の小屏風の繪に此圖あり

○延寶の比はあみ笠ぬり笠あさくなりたれどもかくのごとく笠の下にきどく頭巾といふものをかふりておもてをかくせり

○貞享四年印本武道傳來記に載る圖

○文つかひの女きどく頭巾をかふりたる體なり

○元祿二年印本本朝櫻陰比事所載

○元祿中はぬり笠すたれて常にかくのごときすげ笠をきたり

○天和四年印本菱川師宣の繪に此圖あり當時かくのごとく綿にて頭面をつゝみしは中年の女又老女におほく見えたり

○物類稱呼に綿帽子江戸にてゝぼそといひ堺にてこきん綿といふ肥後にてゝぼそといふは腰帶の事なりといへり、醒々云これ製作の形によれる名なり

○又ある物に紫のてぼそといふ事見えたり菱川の繪などに少年の女紫のほうかふりしたる體を多くゑがけり是なるべしされば綿にもかぎらずはゞのせまきをさして手細といふなるべし腰帶を手細といふもはゞのせまき謂ならんはゞせまき布を細布といふたぐひなるべし

○大和名所鑑所レ載

天和貞享元祿の比の女の編笠の形は寛文延寶の比とはいたく變れるを見るべし當時此あみ笠をかふりたるはおほくはふり袖の少女なり菱川の繪にあまた見えたりゆゑにこれを小女郎手といひて男子もかふれり又一文字といへるは形によれる名なりまへさがりにかづきて面の見えざるやうにするをすべて伏編笠といへり、紫一本に、知る人の見ることもやとて熊谷笠をふせてかふりとい

いやなるとりなり云々」とあれば當時は塗笠紫足袋共にすたれて古風になりしとおぼゆ、同書に、水口の八兵衛ざしの木地のつゞら笠に千すぢこよりの紙紐を付たるを當世樣にいへり○安永の比、昔にかへりてつゞら笠をかふりしがほどなくすたれたり

俳諧日本國 元祿十六年印本

附合の句 丸盆に塗笠きせるきらず買 堺 友重

是等も當時塗笠のおとろへたる一證なり、松の葉 元祿十六年印本 ぬり笠といへる端歌に「おかた、ぬり笠、七ねんはやい、すけ笠にかへておめしやれさ、あふみの笠は、いよこの、さいたさ、なりは(形)ようて、びやくらいきようでさ」これ當時のぬり笠は老女のかふる物になりて若き女は菅笠をもはらにかふりたる一證なり

花見車 元祿十五年印本 松蘿舘藏本

初花やふくめんしたる女子の目 朱拙

和漢三才圖會、塗笠 用二薄片板一紙張レ之漆黑色出二於京師及大坂一」、同書、越前國土産之部、塗笠出二於戸ノ子一」

我衣、古老の物語を聞書したる物なり曳尾庵藏本 に云「小兒の塗笠は小ぶりにして內に菊牡丹梅椿水仙桔梗燕子花等を書たり紅あさぎの紐を引通しうへにて結ぶ云ふ」

○寛文二年印本江戸名所記所載

○石だゝみのもやうふるきものなり孔雀樓筆記に昔の女服に石たゝみうろこ形の小袖地無小袖等ありしことをしるせり

同書所載

○當時は塗笠編笠ともに深し女のはち卷するは古きことにて昔の禮儀なり

貞享の比の繪に此圖あり

○これをきどく頭巾といひあるひはきまゝ頭巾ともいへり

○其角が五元集に

[illegible]目ばかりなきまゝ頭巾の浮世かな

ひならん

○女の編笠　塗笠

婦女の編笠塗笠をかふりしはいと古きことなり古き繪巻などにあまた見えたり近古も女は面をあらはすを耻とし道を行に深き笠を戴き又は覆面などしたり賤の女も面をあらはにして歩行はまれなり寛文の比までは女の編笠塗笠いと深くて少しも面をあらはす事なし、寛文二年の印本江戸名所記などの繪を見ても考へおもふべし、獨語に云、江戸の婦女外に出るに昔はきまゝとて黒き絹にて頭面をつゝみ目ばかりをあらはしけるが其後綿にて頭面をつゝみしは寶永のころまでえかなりき」といへり、禮の內則、女子出レ門必擁ニ蔽其面ニ」といへるにおのづからかなへり、

毛吹草、維舟撰正保四年刻

花笠をぬり笠となすかすみかな　元弘

崑山集、慶安四年、令德撰、明曆二年刻

紫の覆面したる貌(カホ)よばな　良保

按るに此句は紫の手ぼそをかふりたる體をいへるなるべし手ぼそのこと下にしるす

幕つくし、延寶六年刻

附合の句

ふくめんぬり笠しぐれの秋　松意

按るに此句はぬり笠の下にきどく頭巾をかふりたる體をいへるなるべし下にあらはす延寶時代の繪に符合す

二代男貞享元年印本巻之五に云「四十七八なる嬶がよごれたる露草色の布子にむかしぬり笠にくわんぜこよりの緒を付てふるき綿帽子に寺の禮扇を持そへ云々」と見えたれば貞享の比より塗笠はやゝすたれたる歟、女用訓蒙圖彙元祿元年印本巻之四に「人の心のいろ深きわけある衣紋伊達姿眞野の菅笠かゝへ帯追風あたりに芬々たりこれなん都女郎云々」かゝれば元祿のはじめは菅笠をもはらかふりたるならん

其袋、嵐雪撰、元祿三年刻

菅笠や男若弱たる花の山　百里

當時は男の菅笠かふりたるは似合しからざりし歟、俗つれ〴〵元祿八年印本巻之四に「四十四五なる女のむかしを今に兵庫曲おかしげに淺黄にうこん裏の下着云々紫革足袋にもえぎの紐をつけぬり笠にめつきのくわんをうたせていたゞきなしに赤いしめ緒よろづ

ソハツカヘスル女トミヘ
タリ下女ハカミヲサゲズ
ソハツカヘテイハカミヲ
サゲルトイヘトモカ
ツラハカケタリ

主人ノテイ今云
カツキテイノモノヲキ
タルカウ㈢キタルハ大
ウチキノテイトミヘタリ
市女笠ハカミノソコ子
サルタメカ

秋齋間語所載亨祿二年古畫、亨祿二年は今文化十年よりおよそ二百八十五年の昔なり當時の女の風體いたくたがへり此圖密畫にあらざれども其おほむねを見るべし

こゝに片假名にてしるせることは秋齋間語のまゝを摹したるなり

○寛永時代の古畫に此圖を載たり

京山摸寫

此笠一種の古製を見るべし

朱

○杏花園藏本寛文二年印本要石に所載

○詞花堂藏本天和四年印本菱川の繪に此圖あり

○鳥羽僧正などの繪巻に市女笠のごとき笠のめぐりにはば廣く長き布を縫つけたるあり又ふるき繪まきに身のたけほどに長きものを笠にぬひつけたるもありこれらは山中を行に蛭をさくる爲なりとぞ

老女ノ体之

○これ等の古圖を參考するに、寛永寛文天和の比までもかしらに布をたれてそのうへに笠をかぶれりこれ右にあらはす亨祿の比の遺風なるべし、老女は寒氣をふせぎ、若き女は面をかくす料なるべし、笠の下にきどく頭巾をかぶりしとおなじたぐ

たるは後に上木したる時のしわざなるべし、貞徳の御傘にも行燈(アンドン)とかなをつけたり

玄峰集　伏見鐘木町炬松ふつて野邊を行もけふ爰もとの古風なるべし

行燈で來る夜おくる夜五月雨　嵐雪

かくいへれば鐘木町ふるくは續松を用ひ元祿の比は行燈にておくりむかひせしなるべし、翁草卷の五に云、古老の物語に今の世にある調度いにしへより皆ある事のやうに思へども左にあらず行燈など、いふものあれども今の如く蜘手を中に釣は近き事なり昔は路次行燈の如く底板に灯臺を置たるを遠州といふ丸行燈いできそれより角なる行燈にも灯臺を中に釣事始れり云々」此說の如く行燈の古製は今茶人の用る廬地行燈といふ物を見て知るべし其製作持歩くに便よしされば元家内にすゑ置ために造出したるものにはあらざるべし、遵生八牋に有レ柄曰ニ行燈一用以秉レ燭とあり、唐土の行燈は此方の挑灯のたぐひなり

元祿二年印本本朝櫻陰比事所載圖

○今茶人の用る露地行燈といふものこれに似たり

當時近きあたりをありくにはかくの如き行燈を用ひたり今も諸國に行灯を夜行に用ゆる所おほくありとぞ二十四五年前おのれ上野に旅行せしとき一の宮の邊にて夜行に行燈を用ゆるを見たり京都にてはときによりこれをともして軒につるることありと聞ぬ

○笠の下に布を垂

秋齋間語寶曆三年印本卷之二に享祿二年の古書を載たり左の如し今案るに主人の女は被衣やうのもの、うへに市女笠を着たりそばつかひの女下女は手ぬぐひのごとき一ひらの布を頭にたれて其うへに笠をかぶりたり、職人歌合の女の頭にまく布とは別なるべし

一向ノ下女ノテイナルヘシ袋ヲモタスルハ古風ノヿ之

○元祿十五年印本諸藝大平記に此圖あり

○當時かくの如く棒をさしこみたる箱挑灯もまれ／＼ありこれは今あるものにかはらず

○寶永五年印本諸士百家記に此圖あり

○當時かくの如き挑灯も用ひたり

○萬治四年印本むさしあぶみに載る圖

○行燈

行燈の始詳ならず、下學集文安、燈籠行燈、桃燈かくならべ出し鎌倉年中行事亨德に、行列に續松行燈を持せられたること見えたり、按るに行燈は元家内にすゑ置物にあらず續松は便あしきゆゑに灯火におほひして風をふせぎ持ありく爲に造出したるものなるべし然則字義にもあへり民家は端近く風はやきゆゑに灯火におほひあるが便よければ後に燈臺にかへて用ひたるにやあらん、さて永正御撰何曾のうちに御僧の寮に物わすれしたりといふをあんどん（行灯）と解何曾あり、御僧の寮は庵也物わすれは鈍也さればあんどんといふが古言なるべし、下學集に行燈（アントウ）とかなをつけ

雪のふる道羽州の民家のさまをいへる條に、雪の降そふにつけて、こもりなれば、つれ〴〵もせむかたなきまゝ、見なるものをゑにかきてなぐさむ云々、大路をたづさふるともし火は、まろくひらなる板に、ほそき木をふたつたてさまにつくり、それにまたひとつ横につくりそへて、さげありくたよりとし、おほひをば籠にて造り、紙を はりてもて ありくなり、たゝみもちうるはまれ〳〵あり、

○寛文七年印本水鳥記所載

○當時はかくの如く棒のなき箱挑灯をもちゆ

○寛文六年印本訓蒙圖彙所載

○今俗にぶら挑灯といふものに似たり

○元祿五年印本胸算用所載

○すゑおくには此柄を穴にさしこみてちゃまぬやうにせしかともおもはるれど此棒をさしこみたる圖を見れば製作別なり

○延寶の比より元祿の末までかくのごとく柄のつきたる箱挑灯をもちゆ當時の繪にあまた見えたり今其一二をあぐるのみ

○西鶴大鑑貞享四年板巻之一に杖挑灯といふ名見えたり是なるべし

○元祿八年印本姿繪百人一首所載

袋巻之一挑灯の類をいへる條に「馬ちやうちん 細書に鯨の弓をかくる」かくの如く見えたり、これをもて按に今弓張挑灯といふものは馬上挑灯といふ本名にて元は武家方に始まりしものなるべし、享保以前の繪に此挑灯所見なし享保以後にもはらおこなはるゝものなるべし挑灯といふものいできてより今の弓張挑灯ほど便利よきはなしこれにかぎらずもろ〳〵の器物昔にくらべて今のまされる物おほかり唐土には今もたゝむ挑灯なしと聞唐紙は性よわきゆゑに挑灯傘の類紙をもて製ことあたはず實に御國の紙は萬國にたぐひなき至寶なり

○因に云蠟燭の事は、令義解主殿寮に油火爲燈蠟火爲燭」と見えたれば其來る尙し和名鈔にも見えたり、文祿の比異國より渡りて後此に製し始むといへるは不稽の說なり、

羽州松脂蠟燭圖

笹の葉に松脂をつつみて蠟燭のかはりとし次に圖を出せる籠挑灯の竹の筒に立て火をともすなり

羽州籠挑燈圖

羽州にて今にこれを用ゆこれ天正以前の挑灯の古製を見るべき物なり形の異同大小もあるべしこゝには予が得たるものと雪のふる道に載るものを臨いだせりかゝる古製の今にのこれるはめづらし

○總高曲尺二尺一寸餘籠高一尺二寸餘すべて表に紙を粘て用ゆ

○籠を上へあげて火をともすやうにつくる臺の板に竹の筒を立て右の松やにらうそくを立る料とす

雪のふる道載る圖

挑灯二つばかりづゝ、結付馬負にも一人に一つづゝ、續松もたせ云々、とありか、れば當時の挑灯はもはら軍用にもちひたる歟、（元龜）三（天正）十九 或古説に、永祿天正の比は、籠挑灯も今世のごとくたゝむ挑灯もありしなりといへり」、（文祿）四（慶長）十九 好古日錄に、俗に云箱挑灯は――の時始て制す上下を藤葛を以編たり板を用るは慶長以後の事と云天正已前の挑灯は籠に紙を粘して用ゆ」醒々云 左にあらはす古制を見るべし 此説に右の古説を合せ考ればたゝむ挑灯は天正以後の物なるべし、（元和）九（寛永）廿（正保）四（慶安）四 吾吟我集慶安二年未得著「君がふくほうづきなりの挑灯に身をつりがねの片思ひかな」といへる狂歌あれば既に當時ほうづき挑灯といふものあり、（承應）三（明暦）三 むさしあぶみといふ草紙の繪を見るに、長き竹のさきに丸き挑灯をつけて持たり今の高挑灯のたぐひなり手挑灯は見えず、（萬治）三（寛文）十二 訓蒙圖彙寛文六年印本 に丸き挑灯に柄をつけたるあり今ぶら挑灯といふもの、如し、水鳥記寛文七年印本 の繪に棒のなき箱挑灯あり、俳諧夜錦集寛文五年「乾坤の箱挑灯かそらの月 保友」か、る句もあれば、當時は箱挑灯をもはら用ひたるべし、（延寶）八 延寶六年板菱川繪本に、箱挑灯に柄をつけたるものあり、當時よりもはらこれを用ひたりと見ゆ、隱蓑延寶五年印本 附合の句に「おもひの煙ふところ挑灯」と見えたれば當時は懷中挑灯もありしなるべしさて當時高挑灯には丸きを用ひたることあまた見ゆれど提ありく提灯には見あたらず但神事葬送などには丸きを用る事あまた見えたり、（天和）三（貞享）四（元祿）十六 當時の印本の草紙の繪を參考するに延寶より元祿の末までもはら柄のつきたる箱挑灯を用ひたり棒をさしこみたる箱挑灯もまれにあり、雍州府志貞享元年「文匣幷挑灯之類悉張二脱之一」とあり、一代男貞享三年印本 卷之四民家の婚禮の圖に柄のつきたる箱挑灯を持て行體をかければ式正にも用ひたるべし、（寶永）七 柄のつきたる箱提灯はたゝまざればすゑ置ことならず不便なるものなればや、すたれたるにや當時より棒をさしこみたる箱挑灯のみを用ひたり（正德）五 和漢三才圖會に棒をさしこみたる箱挑灯を出せり、（享保）廿 西川祐信の繪本其外當時の繪を見るにもはら棒をさしこみたる箱挑灯を用ひたり、さて享保十七年の印本萬金産業

を入てともしたりその光かすかなるに此ちご（梅若なり）きんしや（金紗）のすいかん（水干）なよやかにうちしほれたるていにて見る人もやとかゝりのもと（垣）にやすらひたれば亂てかゝる青柳のいとゞいふばかりなきさまに見えたるにりつし（律師）いつしか心たよ〳〵しくてある身ともおぼえず童ちやうちんをさそう（紗窓）の軒に懸て書院の戸をほと〳〵とたゝきて云々」醒々云こゝにちやうちんの名目見えたり此物語は玄惠法印の作といへば其來ること久しといふべし、按るにぎょなふは魚綾の誤にや綾の字音りようなるをれふと作又れふに誤りしならんれとれとまぎれやすき字なればなり、魚綾は綾の名なり唐制の挑灯にならひて制たるに綾をはりたるならんしかるときは螢の光もすきとほるべし當時は唐制にならへるものどもおほかり蓋もとは佛具にやありけんなほ考ふべし當時挑灯の名目はあれども常に用る物にはあるべからず、おなじ玄惠の作の庭訓往來に、挑灯の名見えざればしかおもへりなほ諸書を參考するに（文安）五〔年號の下に、數字をしるすは、年號のつゞきたる年數をしらんためなり〕下學集に、燈籠、行燈、挑燈とならべ出せりこれ籠挑灯なるべし（さきにもいふごとく下學集は文安元年の書なり）（寶德）三

七十一番職人歌合に、たち君を見る男續松（タイマツ）を持たれば當時も挑燈を用る事まれなりし歟、（亨德）三鎌倉年中行事管領のもとへ御參の行列の事をいへる條に「續松二丁行燈一もたせべし」とありて挑燈のことなければ當時もはらにはもちひざりし歟、（康正）二（長祿）三（寛正）六（文正）一（應仁）二（文明）十八尺素往來に、挑燈の名目見えざれば文明以前は用る事まれなりし歟、（長亨）二（延德）三（明應）九（文龜）三饅頭屋節用に、挑燈の名目見えたり此時代すべて籠挑燈なるべし（此節用集は、さきにもいふごとく文龜中の書なれば、證とすべし）（永正）十七（大永）七或古記大永三年の條に「門にちやうちん二ッかくる」といふこと見えたり（亨祿）四（天文）廿三穴太記天文十九年の條に「中間に挑灯をともさせたるばかりにて忍びやかに出し奉る云々」とありこれは葬送に用ひたるなり、北條五代記（片かな本寛文二年刻）卷之八に天文年中挑灯の指物を用ひたる事見えたり、（弘治）三（永祿）十二當時は既に挑燈をもちゆる事おほくなりしにや、甲陽軍鑑卷之一永祿元年の令に「不斷不ㇾ可ㇾ燃二挑灯一」とあり、又卷之十下、永祿六年の條軍用のことをいへる所に「小荷駄馬一疋に

ら櫓の號はいできしならん

○文明以前火燵なき時代火鉢にて足をあたゝむる體なり窓のなしへといふふるき繪卷に載たり

詞花堂藏

○かばやき　おかべ

鰻鱺(ウナギ)の樺燒は其燒たる色紅黑にして樺の皮に似たるゆゑの名なりと諸書にいへるは不稽の説なり、新猿樂記に、香疾(カバヤキ)大根といふ名見えたりこはかうばしき香の疾く他の鼻に入の謂なるべければ鰻鱺の香疾はよく相當したる名なり、鰻鱺を燒るほど香疾ものは又あるべからずかばやきの訓に樺燒の字を當てさて樺の皮に似たりといふ説をばまうけたるべしはふりに羽織の字を當てさまざま不稽の説をいへるたぐひならん 新猿樂記は、藤原明衡の作なり、後三條院東宮の御時、明衡白髪なる由の歌あれば、今文化十年まで、凡七百五六十年前の人なり、古きをおもふべし。 ○今女の言に豆腐をおかべといふもふるき言なり、饅頭屋節用 文龜本 衣食部に「白壁豆腐」かくの如く見えたり、又海人藻芥に、飯は供御、酒は九獻、餅はかちん、味噌をばむし、鹽はしろもの、豆腐はかべ、素麪はほそもの、松茸はまつ、鯉はこもじ、鮒はふもじ云々」と見えたれば今大和ことばといふものは凡三百二三十年前既にとなへたる異名なり 海人藻芥は長亨二年の奧書あれば文龜より少し前なり

○挑燈

挑燈のはじめ詳ならず、古今夷曲集客人の歸るさ送る挑燈はまうしつけねどいでし月影　定家卿」とあれども此歌古書に所見なければ證としがたし秋の夜長物語後堀河院の御宇に西山のけいかい(桂海)律師といへる人三井寺の梅若といへる兒を戀同寺の或坊にかくれ居たるに此兒其坊へしのび行ことをかける條に云「ふけ行かねのつくづくと月の西にめぐるまでまちかねたる所にからかき(韓垣)のと(戸)を人のあくるおとするに書院の杉障子より遙に見いだしたるにれいの童 梅若に仕ふるわらはなり さきに立てぎよなふのちやうちんに螢・

井了意作元禄十一年刻巻之二に「天正年中越前敦賀に金銀ゆたかに持たる商人一人の男子を持たるありけり其隣に住有徳なる商人の娘を娶て妻にさすべき約をなしてそのしるしにとて眞紅の鞶帶を娘におくりつかはしたることをかきたり、按にこれは原、剪燈新話の金鳳釵記を翻案したるつくり物語なれども金鳳釵を眞紅鞶帶につくりかへて天正年中のことゝしたるは當時此帶をもはら用ひたる事寛文の比までもいひつたへたるゆゑなるべければ一證に備へり

○火燵

火燵といふものは近古いできたるものなり火燵のなき以前は物に尻かけて火鉢にて足を煖たるよし古き繪巻に其體をゑがけるありめづらしき圖なれば左に摹出せり、下學集文安火燵の名目見えず、尺素往來に、竹爐生レ炭木床置レ衾可レ備ニ風雪之迫一候」とありて火燵のこと見えざれば文安文明の頃までは火燵といふものなかりしなるべし、饅頭屋節用文亀中刻詞花堂藏本「火燵(コダツ)火踏(コダツ)」かくのごとく見えたりこれをもて按にいよく火燵は文明以後にいできしものなるべし○今も唐土には此方の火燵の如く爐上に棙(ワク)をすゑて衣を覆ことはせざるにや、清俗紀聞に、冬は手爐を用ひ極寒中など手足冷る時は脚爐に火を入て灰を覆ひ椅子の前或は睡床の前に置て足を其上に置て溫る云云、地爐石爐といひて此方の巨燵の樣に地に爐を搆て置く事ありこれは南方溫暖の土地には用ひず」と見えたり、行厨集、煖レ手者曰ニ手爐一煖レ足者曰ニ足爐一」清俗紀聞にいへる脚爐は是なるべし○或は按に火燵は地火爐のなごりならん歟、地火爐は宇治拾遺に見えたり、又奥州後三年記に、永保の比陸奥に、地火爐ついで、といふ事ありしことを記せればいとふるきものなり此地火爐の制うつりて火爐(ユルリ)となり火爐におほひの棙をつくり出てそをやぐらといひしなるべし櫓と名づけしをもておもへば戰國の時の制にやあらん芝居の櫓の形に似たるゆゑの名にはあらざるべし

○寛永二十年印本ねずみ物語杏花園藏本に富る者の事をいへる條に「冬は置火に高ごたつ段子の蒲團を打かけて云々」と見えたり

○又寛永より明暦の頃の俳諧の句に、高火燵といへることおほかり、おほひの棙を高くつくれるか

男女の帯糸さなだのことなり女帯は總(フサ)つき幅四寸ぐらゐ男帯は幅二寸五分ぐらゐ尤糸さなだといふは只一枚におりたるものなり名古屋織といふは袋打なりいづれも夏帯なり」とあるにて古名はのこりながら古制にたがへるを知るべし

○再按に竹齋物語寛永中の書なりに云、折ふし上人うちにましく\てそれにさふらへたゞ今まかり出てとて出たたれける玄やうぞくははなやかにこそ見えにけれはだにはひざやのおはせをめし上には鹿子のきははくに紫小袖をめすまゝに御衣はひぢりめん帯は天下にかくれなき二條通の百足屋が上人さまの御帯とて取わけ心をつくしつゝ玄んくの帯の八ッ打に金玄やをませてぞめされける云々」かくいへるも組帯のことなるべし、これは或上人の裝束をいへる條なれども鹿子のきは箔の紫小袖といへるをもておもふに當時の女の裝束になずらへたる戯作なるべし玄かれども今も——の僧丸帯をもて式正のものとするよしなれば紃組の帯に僧家までも用ひしならん既に利休の像を畵くにも紃組の上帯を道服の上に帯せり此竹齋物語は寛永十一十二十三年の比に作りたるものなるべし考證あれどもこゝにはもらしつ御伽婢子寛文六年瓢水子淺

名古屋帯古圖

按るにこれ寛永以前の古畵なり當時の童女はかくの如ききり髮おほしゆゑに禿といふ名あり

曳尾庵所藏

なごや帯といふこれなり

紫たび

○衣服は縫箔にて紫革の足袋をはきたり二百年前の古風眼前にあるが如し

○此時代の繪をあまた見るに婦女の衣服はすべて身はゞ廣くうしろにまはるほどなり帯のはゞせまければおのづからすそのひらくをいとふゆゑなるべし威儀のたゞしかりしをおもふべし

骨董集上編中之巻

○名古屋帯

文祿前後より寛永の比までの古書を見るに男女ともに絲を紃(マルウチ)にし縄に似たる兩はしに總をつけたるをいくへともなくまはして帯にしたる體あまた見えたり其色は白あり紅あり青黄赤などをまじへて彩色したるもあり、按るに是いはゆる名古屋帯なるべし、昔肥前の名古屋にて唐糸をもて組たるゆゑに名古屋帯ともいひ又組帯ともいひしと或人いへり、和名鈔腰帯類云「繃帯 和名、加良久美 織レ絲爲レ帶也」とあり加良久美は韓組にて名古屋帯は此韓組帯の遺制にやあらん又源氏梅枝の巻に「だんのからくみのひも」といふことみえたりこれは巻物の紐をいへり、和名鈔服玩具云「四聲字苑、綵青而黄也」かゝれば文祿前後の古書に青黄赤などにいろどりたる組帯あるは是則綵のからくみの帯なるべき歟、一代男天和二年印本二之巻に云「小鹽山の名木落花らうぜき今ひとしほとをしまる、一といふ男達其比は捕手居合はやりて世の風俗も糸鬢にしてくりさげ二すぢ懸の髻上髭(モトユヒ)のこして袖下九寸たらず、染分の組帯、せかいらげの長脇指こゝぞとおもふ人大形は是王城に住人の有様今にくらべて昔を捨るぞかし北野に詣で、梅をちらし大谷に行て藤をへし折鳥部山の煙とは五ふくつぎの吸(キ)竪筒(セルツ)小者にへうたん毛巾着ひなびたることにぞありける云々」此文昔繪を見るこゝちす こゝに其比といへるは慶長元和の比をさしていへり此一代男は西鶴の作なり此人は寛永十九年の生れなれば幼時聞おきたることをかきたるべければ證するにたれり、さてこゝにいへる染分の組帯も綵のからくみの帯のなごり歟當時は男だてなども組帯をむすびたるにやあらん、同書五之巻に筑前柳町の事をいへる處に組帯屋といふ名目見えたり當時は筑前にても組帯を制したるならん○さて紃の名古屋帯は便利ならざるゆゑに寛永以後はやゝすたれたるにや貞享より享保の比の草紙どもに往々見えたる、組帯、名古屋織の帯、糸打の平帯、名古屋打の房帯、などいへるものは寛永以前の古制の如き丸打にはあらで平打にて今云糸さなだの類なり、万金産業袋享保十七年印本巻之四に云「名古屋織

に手向る三角の袋めく物は則浮世袋なることを知りぬこれいはゆる謳歌の說をとるおこなる考と我ながらをかし、粟島の神を女神と謬るより童女針業に達する願をかけて浮世袋を手向るにやあらん

○初雪の句

初雪や犬の足跡梅の花と云句は何人のいひいだしたるにか童もくちすさむ句也五元集（をのかれ鶏合の巻）云、雞去書二竹葉一、是は五山派の僧雪の聯句に犬走生二梅花一といへる對なり云々」

右の聯句にもとづく歟或は暗合したる歟

○燈籠踊の古圖

都歳時記（序に延寶二年とあり）卷之四に云、長谷岩藏花苑にては六字の念佛にふしを付さまざまの花をかざり巧をつくしたる四角なる灯籠を戴てをどるいづれも肝にいりたるびとふしきはめて品ある事都にもはぢずおもしろし此所にて氏神の前より踊はじめ其年みまかりたる亡者ある家に行て夜更までをどりありくなりかくばかり例年にもよほしたる事なれば由來なきにしもあらじなれどたしかに知者なしとかや云々」日次紀事に云、洛北岩倉花園、兩村少年の女子、各大灯籠を戴、八幡の社前に聚て男子大皷を撃笛を吹、踊を勸む、是を灯籠踊といふ、所レ戴二頭上一の灯籠、踊る女子の家々、春初よりこれを造り、互に其作る所の模樣を秘す」（原書漢文今かなきとす）右に模しあらはすは其古圖なり

骨董集上編上之卷終

節用恍惚子の三字をおぼこと訓ず、字書をみるに恍惚の字義は今いふおぼこの義にはあたらざる歟こはおのれが推當言にておぼつなけれどふとおもひよせたるまゝにかきいでゝおきつるなり

○駒形の螢

江戸雀延寶五年印本　十之巻淺草駒形堂の條に云「此堂は二間四面南向なり云々爰に信力を催す人は此川にこりを取て淺草へ參ると也ことに船つきにして出船入船のありさまは遠浦の歸帆とや申さん九夏三伏のあつき比は風すゞやかに吹おとしとびかふ螢水にうつり勝景かぎりなき所なり」とあり、繪を見るに堂のかたはらに樹木ある躰をかけり、又江戸名所記寛文二年板の駒形堂の圖を見るに木立蘩(コダチクサムラ)などありて螢もをるべき躰也

焦尾琴元祿十四年板　こまかたに舟をよせて　其角

此碑では江を哀まぬ螢哉

かくいへるも眼前の體なるべし、今は所せきまで人家立つゞきて螢に化すべき草だになし、わづかに百餘年を經て繁華の地となりぬ○元祿六年駒形に、殺生禁斷の碑立今なほ存せり、右の句意を考るに哀江頭は杜子美が七言古詩の題也、哀江の字義をとり、此碑立ては此川のうをのかなしむことはあるまじといへるこゝろならん、螢の光に碑文をてらすを車胤が故事などにも、おもひよせたる歟

○浮世袋

或人古老の說なりとて語て云幼女子針業をならふ始に浮世袋といふ物をみづから縫て玩物とす絹を三角に縫綿を入れて袋めかして上の角に糸をつくる何の用なき物なれども唯針業をならふ爲にするなり昔は遊女にたはふるゝを浮世ぐるひといひし也あそびの家の前に柳を二本植て橫手を結暖簾(ノウレン)を掛これにあそびの名をかき其下にかの袋めく物をみづから縫てつけしなりこれを浮世袋といひならはしたるなりといへり五人娘貞享三年板　巻之二に、浮世ぐるひといふことあれば貞享の比までもいひたることばなるべし、又巻之三浮世笠といふあり、一代女貞享三年板　浮世髻、卯子酒序に寶永六年とあり　浮世巾著などいふ名目見えたりおなじ類ならん、粟島といふ踊歌の文に、それ針、くゝり猿、うき世袋、雛形、とならべいふにて今粟島の神

彩色にして享保のはじめ比よりこれを賣幼童の翫びとして京師大坂諸國にわたるこれ又江戸一ッの產となりて江戸繪といふ」とあれば左に摸し出する享保の比の紅繪賣の圖なるべし（板行の一枚繪のはじまり延寶天和と決れば今文化十年にいたりておよそ百三十餘年を經たりふるきをしるべし）

○釜磨幷猫の蚤取

西鶴織留三之卷に云、すぎし年の師走に竈の上塗を仕にまはるを手まはしのよき事と思ひしに又ことしの暮には達者なる男が釜みがきにありきける大釜五文其外は大小によらず二文づゝ也云々手前に人をもたぬ者は勝手よし云々又五十ばかりの男風呂敷をかたにかけて猫の蚤を取ましよと聲立てまはりける隱居がたの手白三毛をかはゆがらるゝ人とれとて頼まれけるに一疋三文づゝに極め名譽に取けるまづ猫に湯をかけて洗ひぬれ身を其まゝ狼の皮につゝみてしばし抱けるうちに蚤どもぬれたる所をうたてがりみな狼の皮にうつりけるを大道へふるひ捨ける是程の事にもそもそも何として分別仕出し身過の種とはなりぬ云々」（猫の蚤とりといふ者ありしといひつたふるはこれなり）

右の織留は西鶴の遺稿を正德二年刻せるなり、門人團水の序に、半書遺して過し酉の葉月に此世を去ぬといへるは元祿六年也、右の書中に元祿二年とあるにて時代をしらん

舞あふき（元祿十七年板）の序に云、大坂の西鶴が咄にちひさい風呂敷つゝみをせなかにかけて猫の蚤とろ〳〵といひて、口過する者ありと語られし云々」（とみえたれば此事をこなはれずわづかにしてやみたるならん）

○おぼこといふことば

御伽婢子は天倪（アマガツ）の略制なり小兒のかたはらに置邪祟をおはする形代なり、雍州府志（天和二年撰）土產門に云、白絹を以て人形を造り內に糟糠を充外白粉を施す是を御伽母子といふ此偶人（ニンギヤウ）元大小母子の形を造る始母子人形と稱す今人形の字を略して之をいふ云々」（原書漢文今かなかきとす）かゝれば母子をはうこと引ていひはとほと通音なればほうこともいふなるべし、さて人老耄て小兒の如くになりたるを二度おぼこといふ女子の幼氣なるをおぼこ娘といふ鯥の子をおぼこといふたぐひすべて幼をおぼことといふこれ右の伽人形より出たることばにて御婢子をつゞめたることばにやとおもはるゝかるときは淸ていふべきことばなり、合類

繪は坊主小兵衛をゑがけるなど其始なるべし當時は丹緑青などにてまだらに彩色したり菱川師宣古山師重等これを畫けり元祿のはじめより丹黄汁にて彩色すこれを丹繪といふ元祿のするつころより鳥居清信其子清倍(キヨマス)等これを畫けり寶永正德に至り近藤清春出たり紅繪と云は享保のはじめ創意ものなり墨に膠を引て光澤を出したるゆゑに漆繪ともいへり奥村政信もはらこれをゑがけり、近代世事談享保十九年板云、淺草御門同朋町何某といふ者板行の浮世繪役者繪を紅

臙脂繪賣圖 これは享保のころの一枚摺の板行繪なり

曉雲齋藏

耳垢取古圖

亡友大朝此圖を摸して予にあたふ按にこれ元祿なかばの繪なるべし

へうたんをおぶるこどふるきふりなり

英氏畫譜にも耳垢取の圖あれども草畫にて微細ならずおもむきは此圖に異なることなし

江戸鹿子（貞享四年板）「耳垢取、神田紺屋町三丁目長官」とありおなじ比京にもあり、京羽二重（貞享二年板）耳垢取、唐人越九兵衞」とあり、初音草噺大鑑（元祿十一年板）巻之五に「京と江戸ゆき、すぐなる通町の辻〳〵をみればあるひは齒ぬき耳の療治云々老人養草（正德六年板）に云、近來京師の辻〳〵に耳垢取とて紅毛人のかたちに似せて云々とあれば元祿の末正德の比までもありしなるべし

五元集拾遺

　觀音で耳をほらせてほとぎす　其角

此句も耳垢取のことをいへるなるべし

一代男後日（刻板の年號なし按に西鶴が廿五年の追善といふことあれば享保二年の板なるべし）二之巻に云「松浦潟平戸といふ所にわづかなる草の屋をかりて云々髮を惣なでつけにして長崎一官と名をつき都ではやる耳の療治人の似せをして京の一官顏して云云」かゝれば當時京に一官といふ耳の垢取ありしならん

○臙脂繪賣

按に板行の一枚繪は延寶天和の比始れる歟朝比奈と鬼の首引土佐淨瑠璃の繪鼠の嫁入の繪の類也芝居の

これ古き屏風の下張より出たり書風おのづからふるしやくな
きすさびなれど筆のついでにうつし出しつ

享保年中印本江戸名
所百人一首之繪

○目黒餅花

昔目黒不動尊の門前にてごふくの餅といふを賣もとはお福の餅なるを呉服のもちとあやまれりとある物にしるせるはひがことならん愚按するにこは御服のもちなるべしものくふことを中比はぶくすといへり神佛に日每にものを供ずるを日服といへるも中古より後のことばにみゆかのもちももと不動尊に供じたるものなれば御服といひしなるべし後に忌服の服と同字なるを忌て御福といひかへ福を得てかへるこゝろにてみやげにももとめしならん昔淺草の茶屋今云二十軒茶屋にてごふくの茶まゐれまゐれとよび入しも觀音に供ずる茶といふこゝろにて御服の茶といふことならん又昔かの不動尊の境內に犬おほくありしといふ

江戸八百韵延寶六年板

前句　ちやうらかす風よりつての瀧の音　青雲

附句　目黒の原の犬がとびつく　來雪

延寶の時これらの句あり寶永忠信物語寶永二年板目黒の事をいへる條に「ゆめをさませし粟もちや木每に花の呉服もち云々」とみえたり木每に花といへるをもて考るに今目黒のもち花といふ物はむかし御服のもちを木の枝にさして供じたるなごりにやとおぼゆ江戸砂子增補に云目黒不動にて飯櫃に白餅を入てごふくのもちめせと賣これもふるき事なり參詣のともがら此餅を買て犬にあたふる也云々」このこと享保のすゑまでもありしにや近藤助五郎淸春がかきたる江戸名所百人一首の繪草紙にその圖あり摸して上にあらはせり

○耳の垢取

説うたかばし左に摸し出す圖のごとく延寶の比までは辻賣なり米をよねといふ米まんぢうと云も米のまんぢうと云義にて女の名によりてよびたるにはあらざるべし常のまんぢうは麪にてつくれば也紫の一本天和二年に聖天町にてよねまんぢうを商ふ根本は鶴屋といふ菓子屋也

　根本はふもとの鶴やうみぬらんよねまんぢうはたまごなりけり　遺佚

か、ればはやく天和の比は居店にて賣たるならん江戸鹿子貞享四年印本「米饅頭屋淺草金龍山ふもとや同所鶴屋」とあり

江戸咄先板は故郷歸江戸咄と題す後増補元祿七年の本あり　巻之五に、眞土山云々爰の山の麓のよねまんぢうにて江戸中にかくれなき名物也云々ひと、せはやり小うたに、金龍山で同道しよもどりがひもじかよねまんぢうとうたふたり云云當時よれまんぢうのおこなはれたるを見つべし

享保の比の板江戸八景の繪本に金龍山聖天に二王門ありてひめぢ屋といふよれまんぢうの店あり近き世までも其なごりありしなるべし

延寶六年板菱川の繪本に此辻賣の圖あり

江戸鹿子眞土山の條に、坂の登口又聖天町の門前も左右ともに茶屋なり此麓屋伊勢屋の饅頭は名物なりとてよねまんぢうとよぶ云々」とあれば伊勢屋といへるもありしならん

これは昔よれまんぢうを入たる紙袋なり右に引貞享板江戸鹿子に見ゆるふもとやなるべし

鏡磨古圖

畫風をもて考ふに此繪は貞享元祿のはじめのころゑがきたらんと見ゆれど元祿三年板人倫訓蒙圖彙に鏡磨にはすゞがれのじやりといふに水銀を合て砥の粉をまじへ梅酢にてとぐ也とあれば當時は石榴は用ざるべし古畫にもとづきてかけるにや

因に云鶴岡職人盡歌合かゞみ磨の戀の歌に「露ふかきかたばみ草をたもとにてしぼりかくればおもかげもなし」かゝれば昔酢醬草の酢をもちひてかゞみを磨たることもありしならん

垢を搔者風呂に入者の身上に息を吹かけて垢をかくなりしかすれば息を吹かけたる所にうるほひ出て垢よく落るなり口にて拍子をとり息を吹かけつゝ垢をかくに上手下手ありて興あることなりそのゆゑに垢をかく者を稱へて風呂吹といふ今も伊勢には此事ありと語りぬ、此物語甲陽軍鑑に伊勢風呂とあるによくあへり然則伊勢の風呂吹ふるきことなりかのそゞろ物語にいへるも錢湯の名はありながら今の湯風呂にはあらでから風呂なるべし、彼是を參考するに昔の風呂はおほくはから風呂にてありしならん下帶(フドシ)をして入にもから風呂は便宜なるべし、內證鑑に、ちらしを汲といふことあり、かゝり湯のことをちらしといひしなり○さて大根を熱く蒸て煙の立ほどなるを大根の風呂吹といふも息を吹かけてくらふさまかの風呂吹に似るゆゑならん

○金龍山米饅頭

或說に江戸の名物米饅頭の根元は淺草聖天金龍山の麓鶴屋なり慶安の比此家の娘におよねといへるあり此女始てこれを製すおよねがまんぢうといへり」此

繪にも鏡磨のかたはらに石榴をおきたる所をかけり
此歌合は文安寶德のころにつくりしものといへば因
きたること久し

守武獨吟千句　天文九年吟慶安五年刻

前句　じやくろなりけりいのちなりけり

附句　かゞみとぎさ夜の中山けふこえて

かゝれば天文の比も石榴を用たるべし是等をもて案
に今江戸の錢湯に石榴口といふ名目あるは石榴風呂

七十一番職人
盡鏡磨圖

文安寶德は今文化十年よりおよそ三百六十餘年の昔なり

ざくろ

のなごりなるべし然則石榴口は石榴風呂より出たる
名目にてざくろ風呂は鏡磨より出たる名目なりかゝ
るやくなきことも參考してよく考ふればおもしろし

○伊勢の風呂吹

甲陽軍鑑巻之九下　天文十四年の條に云「風呂はいづれの
國にも候へども伊勢風呂と申子細は伊勢の國衆ほ
ど熱風呂を好て能吹申さるゝに付て上中下ともに熱
風呂をすく在郷まで大方村一ッに風呂一ッづゝ候
てすでに夫(ブ)あらしこまでも風呂ふくすべを存候はあ
つき風呂すくゆゑかと見え申候ぬるき風呂に入つけ
たる人は熱風呂少もこたゆることならざるごとくに
云々」本朝諸士百家記寶永五年印本　巻之三壻入に舅の方に
て風呂を立てもてなす事をいへる條に「廣蓋にゆか
た風呂敷かき替の下帯取調、上手の吹手一兩人あ
ひ催して風呂へ入ね云々」自笑内證鑑寶永七年印本　巻之五
大坂道頓堀の風呂屋の事をいへる條に「此風呂へ入
相の比より來り吹てふかれてざつとあがり場に坐し
て云々」と見ゆれば寶永の比まで風呂を吹といふこ
とありしなるべし伊勢人の物語を聞に風呂を吹とい
ふは空風呂にあることなりこれを伊勢小風呂といふ

○此婦人の髪いと長し

○婦人の髪の結ふり大異なるを見るべし

○男女ともにはち巻をすることふるきふりなり

なる事をと工夫せしに万事元手なければ取つく島もなきに小舟に居風呂(スヱフロ)をこしらへ碇をおろしたる大船のあたりを漕ありき一人三錢の極めこれは心安き事かな舟宿まであがりて湯ばかりにも入れず出來合を喰ば相應のとゞけ入事にておのづから堪忍して船中にくらす所へ仕出し居風呂こそ重寶なれともとの錢をまうく云々」とあれば行水船よりおもひつきて居風呂船をこしらへ居風呂船より今の湯船といふものいできしなるべし

○石榴風呂 附 鏡磨

醒睡笑 元和九年作 萬治元年板 二之巻に云、いづれもおなじことなるをつねにたくをば風呂といひたてあけの戸なきを柘榴風呂とはなんぞいふやかゞみいるとのこゝろなり」醒々云かくいへるは庾詞(ナゾ)なり屈み入といふを鏡鑄といふにとりなしたるなり昔は鏡を磨に石榴の實の酢を用たるゆゑなり今は梅の酢をもちゆ

七十一番職人盡歌合　かゞみとぎの月の歌に

水かねやざくろのすますかげなれや
かゞみと見ゆる月のおもては

すきゆゑにや風呂に入毎に髪をあらひしなり、風呂入する者亂髮なるはこのゆゑなり、美歎石は五味子なり、さねかつらともびなんかつらともいふ

半入獨吟集延寶四年とあり序に
前句 風呂の煙も霧にふかめそ
附句 打拂ふ露もまだひぬ洗髮

これらも一證とすべし

寛永正保は、今こゝに文化十年よりおよそ百七十年の昔なり

其二

○此圖は右の錢湯風呂に入て歸る躰なり

○奴僕の頭髮のさま今と異なり

○此奴僕のもてるはいはゆる風呂敷なり當時は風呂の敷物なり物をつゝむ料となりても風呂敷の名目殘れり

○男女の亂髮は右にいふごとくあらひ髮なり

當時は、常には煙管をたづさふる事あれどもみづから懷中せず、遊行の折はたづさふる事あれどもみづから懷中せず、奴僕にもたせたるゆゑに丈いと長し、きせるの頭雁の首に似たるゆゑに雁首の名目殘れり、火皿いと大きし、一代男卷之二、寛永の比の風躰をいへるくだりに、五ふくつぎのきせるとあるは是なるべし

○古老云、寛永の比の婦女の帶は廣さわづかに鯨尺の二寸ばかり紙を心として綿などいるゝことなし

○古老又云、昔の婦人は髮おほく長きをたけにあまるなどいひてほめたり」かくいへること此圖によくあへり

○行水船居風呂船

日本永代藏刻梓の年號なしといへども按に貞享の時代なるべし四之卷に、江戸の事をいへる條に或人船つきの自由さする行水船といふものを仕始て利を得たる事をゑるせり、義理櫻刻板の年號なし畫風を見るに寶永正德の比ならん一之卷に和泉の堺の事をいへる條に「六左衞門もと商人の子なれば何がな身すぎに

し江戸はんじやうのはじめ天正十九卯年の夏の比かとよ伊勢與市といひしもの錢瓶橋のほとりにせんたう風呂を一ッ立る風呂錢は永樂一錢なり皆人めづらしき物哉とて入給ひぬされども其比は風呂ふたんれんの人あまた有てあらあつの湯の雫や息がつまりて物もいはれず煙にて目もあかれぬなど、云て風呂の口に立ふさがりぬる風呂をこのみしが今は町毎に風呂ありびた十五錢廿錢づ、にて入也云々（これにて江戸の淺湯の始り古きことをしるべし）

○風呂犢鼻褌

左にあらはす寛永正保の比の錢湯の古圖を見るに犢鼻褌をむすびたるま、風呂入する體をゑがけりこは畫工の心を用たる繪そらごとにやと疑おもひしに志からず昔は民家のいやしき者も風呂に入にかならずふどしをはなつことなし、一代男（天和二年板）三代男（貞享三年板）等のうちにある錢湯風呂の圖を見るに皆ふどしをむすびて風呂入する體をゑがけり、棠大門屋敷（寶永二年印本）一之巻に下帶して風呂入する事をいへり、御前獨狂言（寶永二年印本）五之巻に、或人酒に醉風呂犢鼻褌をときて風呂入せしをあるまじきこと、て笑たることを志るせりこれ寶永の比まで風呂ふどしといふものありて常のふどしにむすびかへて風呂いり志たる證なり（按るにふどしを湯具といふもさるゆゑにやあらん湯具といふより女は湯もじともいひしなるべし湯卷といふはふどしのたぐひにあらずうちあがりたる御方の湯殿に仕ふる者の身におほふ物なり）

寛永正保時代錢湯風呂古圖

當時は、男女ともに鬢付油を用る者まれにて美軟石にて毛をつけしなり、ほこりか、りてよごれや

し弓射れといふを湯入といふにはんじさせたる類ながら更に雅なり

白粉師看板圖

元祿三年板人倫訓蒙圖彙に見えたり

○豆腐の紅葉

堺鑑天和三年印本下之卷に「紅葉豆腐の事何國にも豆腐はあれども別して當津のを勝たりと古人より云傳り紅葉と云名を加たることは堺の櫻鯛にもおとらぬ味なればとてかくいへるとぞ花に對する紅葉の緣なるべし又或人の云此豆腐を人のかふやうにと祝て付たる名ともいへり買様と紅葉と音便成ゆゑ歟今豆腐の上に紅葉を印す詞に就て形を顯なるべし買用も通てよし」かゝれば今豆腐に紅葉の形を印する事堺の紅葉豆腐に始れるなり紅葉を買様に取なすは幼氣なれど昔は此類おほかりこれいはゆる名詮にてとなへのよきをもて祝とするなり

○因に云古老の說に南天といふ木は本名南天燭なり、手水鉢の下に植食物のかいしきなどにするは諸毒を解する爲なり、鏡の下に敷又は裏に鑄付などするは、南天を難轉に取なして難を轉ずるといふ意にてする禁厭なりといへり、紅葉を買様に取なすも此たぐひなるべし、能の狂言鱸庖丁といふに、深草の土器になんてんぢくのかひしきをするといふ事あり、前にもいふごとく能の狂言は古きことなり

○ころばずといふ下踏

文祿より寛永のあひだの古書を見るにちひさき瓢簞(ヘウタン)を火打袋或は印籠巾著の根付とし又は瓢簞ばかりをもおびたる躰をおほくゑがけり傳て云瓢簞をおぶるは轉ざる禁厭なりとこれによりておもふに江戸の名物にころばずといふ下踏あり其下踏に瓢簞の形を印するも原彼禁厭の爲にする事なるゆゑにころばずといふ名をおはせけるにやとおもはることはおのれが推當言なれどふとおもひよりたるまゝにかき出つ

○江戸錢湯風呂の始

寛永十八年印本そゞろ物語杏花園藏本に云「見しはむか

右にいふ私可多咄といふ草紙のうちに此繪あり、是則元和年中今の大門通に吉原ありし時のさまなり、今文化十年にいたりておよそ二百年に近き昔なり〇ふり袖のみじかきはいはゆる六尺袖なり、衣服のゆきいとみじかし〇下男はみな茶筅髪なり昔質素の風體見るべし、
右に引もちゆる二代男のうちにもかくのごとき圖あれどもおなじおもむきなれば摸し出さず

〇因に云元龜の比は高祿の武士の妻女も乘物に乘事なく、嫁入の時も麻のかづきを著て負木といふものに、尻かけてうしろさまに負れてゆきけるよし古老の說あり、當時の質素の風あそび等にも殘りたるなるべし

〇元吉原今の地にうつりしは明曆三年なり、私可多咄は、萬治二年の板にて元吉原の時を去ことわづかに二年なれば證とするにたれり

〇髭男

見聞軍抄慶長十九年印本に云「見しは昔關東にて髭男をばもてにくてい髭男といひてほむるゆゑに諸侍髭を願ひ給へりほう髭をば鍾馗髭とて諸人好む鬼髭左右へわかれなど、古記にあるは此髭の事なりあごさきの髭をば天神髭とて武家にはさのみ好みたまはず云云」かくいへる詞のはしに當時の風體見つべし古書を見るに髭なき男子はまれなり昔は髭うすき者は假髯をさへゑたりとぞ聞ける西鶴大鑑にも髯男のことみえたり

〇魚を呼て斗々といふ

饅頭屋節用集に云、和國兒女、呼レ魚曰ニ斗々一、類說云、南朝人、呼レ食爲レ頭、呼レ魚爲レ斗也」と見ゆかかれば魚類をとゝといふはふるき詞なり泉の堺の魚屋に斗々屋といふ家號あるも此ゆゑならん

右節用集は林逸の作なり辨疑書目錄植字書目の部に節用集眞書本二册文龜本とあり其後慶長二年の印本ありふるきを知べし倭訓栞とゝ、兒女の語に魚をいふは芝峯類說に南朝呼魚爲斗々見えたり韃靼語也といへり」と見えたり

〇粉の看板

おしろいの事、和名抄粉 和名之路妓毛能 と見ゆ、長明四季物語に、春のきたるやうにおぼえて云々空のけしきよべみしにはかはりてはなだのかみにおしろいつけたるやうに所々ゑろうみなされ云々」とあればおしろいといふも古き稱なり、さて元祿の比おしろいの看板に白鷺をゑがきたる事あり左にあらはす圖の如し、按にこれゑろきものといふはんじ物なるべし錢湯風呂屋に木もて箭をつくり出して目じるしと

のうかれめは葭原といふ所にすむ也 中略 此處の遊君は雨ふる時あるは道あしきにはろくろなはなどおびにしたる奴のせなかに負てゆきかふありさまいと興あれば見んとせしまにはや宿の門に入ぬればたれやらんよみ侍る「つゝ井筒井づゝにかけしろくろ縄負にけらしな身も見ざるまに、あとよりかふろは肩ぐまにてきたるに全盛ちかくみゆる子なればこれかれにもとつきて遊女かへし「くらべこしふりわけがみの肩ぐまは君ならずしてたれかあぐべき、となんよみしと也、異本洞房語園 享保五年ノ記 に云、元和年中元よし原の比雨のふる時は遊女ども揚屋へ通ふに下男どもにおはれて行けりおはれ樣は六尺は縄をもて帶とし雨の手をうしろにてくみあふ遊女はながき小袖にて足をつゝみもすそを長くたれて雨の膝を六尺の手のうへにのせて臂をはり衣紋かいつくろひて後より長柄の傘をさしかけさせたる體なか〱品よく見えし」といへり其古圖を摸して左にあらはせり、貞享元年板二代男 詞花堂藏本 一之卷に、江戸三野の薄雲が揚屋入のさまをかきたる條に云「紫立たる曙はうすぐもさまのおむかひにもんつきの傘角助がさし掛肩で風きつてちらしぬる粧は玉雨枝なき白梅落と詩人などの詠むべき所也角助が背中に乘うつり給ふありさまは如來よしみつにおはれおん身よりの光り云々」とあれば吉原今の地にうつりて後も負れて揚屋入したる事ありし歟

万治弐己亥年季秋吉日

かくの如き奥書あり、

に人形をつくりするゑたるゆゑにしかいひしを後に冑と人形と別の物になりて人形ばかりをも冑人形といひ畧して冑とばかりもいひたるなるべし然則右の隨筆に冑の花は冑のうへに紙にて人形をつくりするゑなどするといへる說によく合冑人形は冑の花の遺制なることと疑なからん冑人形といふ義もこれにてあきらかなり左に摸しあらはす圖を見て考へおもふべし、日本歳時記卷之四端午の菖蒲冑、太刀の事をいへる條に「此事むかしは厚き紙に人形をほり付薄き板を冑の形にこしらへ或は菰の葉にて馬を作り或は木を長刀のごとくにけづりなどして戶外に立侍りしが近年は風俗美巧をこのみて木をもつて人馬の形をきざみまたはりこにして彩色をほどこし或は甲冑をきせ劍戟をもたせ戰鬪の勢ひをなさしめて戶外に立侍る是を冑といふ云々」とあり按に紙に人形をほり付板を冑の形にこしらへるといへるは昔の冑人形の質素のさまなるべし貞享の時昔といへるはいづれの比をさすにか

○園太曆文和四年五月五日の條に菖蒲甲の事見ゆれば此名目もふるき事なり、文和は九十九代後光嚴帝の御宇なり

○因に云山乃井（慶安元年印本）誹諧糸屑（元祿七年印本）等五月五日の條に、菖蒲刀、菖蒲のぼりなどにならばせて削懸の甲と云名目を出せり、木を削かけて冑の形に作りたる物歟

冑人形圖二種

貞享五年板
日本歳時記卷之四に此圖あり
右の書にいへる如く人形をあつき紙にほりぬきて麁相につくりたるものとぞ

人形丹

此圖は延寶天和の時代の繪のうちにあり草畫にて微細ならずといへども考證のひとつに摸しいだせり

○舊吉原の雨中のさま

萬治二年印本私可多咄（杏花園藏本）に云、むかし〳〵江戶

そびをすべきかはこゝにいへる竹馬も今のごとき竹馬とはおもはれず古代のごとき生竹歟

○蝙蝠羽織圖

此繪筆者は詳ならずといへども書風を以て時代を考るに寛永正保の比の古書にやあらん其時代の繪に合せみてしかいへればおほむねはたがふべからずとおもはる

杏花園藏

慶安二年の印本尤之双紙上之巻にみじかき物の品品をいへる條下に「袖ふくりんかはぼりはおり云云」とあれば蝙蝠羽織といふことふるし此繪の羽おりのみじかきは當時の蝙蝠羽織なるべしこれを寛永正保の繪と決(サダ)むれば今文化十年よりおよそ百七十年ほど前のむかしぶりなり、袴の文様は、田字草なり、これ本草綱目の蘋(ウキクサ)なり、今は花かつみといふ

○冑人形

増鏡うちの、雪の條に「五月五日所〲より御かぶとの花くす玉など色〲におほくまゐれり云々」とあり、かくいへるは八十八代　後深草院位につかせ給ひていとけなくおはしまし、建長三年辛亥五月五日の事なり南畝叢書に載る某の随筆に右の増鏡の文を引て云「冑花は紙をもて冑をつくり其上にさまざまの花をかたどりあるひは紙にて人形をつくりすゑなどしてわらはべのもてあそびにするとなり今の端午の菖蒲冑は此遺制なるべし」といへりおのれ此說によりふとこゝろつきて日本歳時記(貞享五年印本)のうちの繪を見るに冑の上に人形をつくりすゑたる圖ありこれをもておもふに冑人形といふ名目は原(モト)冑の上

ふことあり左にあらはす古圖の如く生竹を馬にして馳くらべする事にや異制庭訓は虎關和尚の作なればふるきことなり、下學集騎竹之年（指了角之童子云竹馬之年也）とあり騎竹といへるも竹に騎戲る、の謂なるべし狂書苑（安永四年印本）に百鬼夜行の古書を縮し出せり其うちに此圖あり戲書なれども當時の竹馬のさまをみる便にはすべし好古小錄に本朝書史を合考るに百鬼夜行は明德の比の古書なり明德は今こゝに文化十年よりおよそ四百二十餘年の昔なり駒の頭の形につくる竹馬もふるくありし物なるべし

百鬼夜行は、すべて戲畫の怪物なれば竹馬に足をかきたるなどはそらごとなるべし唯そのおほむねをみんのみ

唐山の古銅器に童兒竹馬を持たる形を鑄たるあり銅色宋時代の物といふ鑒定あるよしその臨本を得て竹馬のみをこゝにうつしいだせりこれを宋の宣和年間の物とさだむるときは本朝鳥羽院の保安の比にあたれり保安より今文化十年にいたりておよそ六百九十餘年なり古きをしるべし兒五歳にして鳩車の樂あり七歳にして竹馬の歡ありと鳩車に對していへれば唐山のは此圖の如き竹馬ならん彼是を參へ考るに生竹を馬にするは日本樣ならん駒の頭につくるは唐樣ならん中昔よりこのかた彼も是もありしなるべし

○昔人の質朴

一代女（貞享三年印本）一之卷に云、此四十年跡までは女子十八九までも竹馬に乘て門に遊び男の子もさだまつて廿五にて元服せしにかくもせわしく變る世や云々

按るにこゝに四十年跡といへるは正保の比にあたれり正保は今文化十年よりおよそ百六十七年ほど前なり當時の人情は質朴にて小黠（ナマサカシ）からざるゆゑにかく幼氣なることおほかり今十八九の女子さるあ

の常に打掛を著などは往古の威儀のなごりなるべし

○竹馬

唐山の竹馬の戯は後漢の時すでにあればいとふるし御國の古代の竹馬は唐山の竹馬とは異なり葉のつきたる生竹に繩を結びて手綱としこれにまたがりて走るを竹馬の戯といふ竹馬の友といへるは則是なり左に摸し出せる古圖を見るべし今の世のごとく駒の頭の形につくりたる物にはあらず、袋草紙雜談の條に云、壬生忠見幼童之時内裏より有レ召無二乘物一とて難レ參之由を申然ば竹馬に乘りて可レ參之由有二御定一仍進二此歌一「竹馬はふしがちにしていとよわし今夕かげにのりてまゐらん、夫木抄、「竹馬を杖にも今はたのむかなわらは遊びをおもひいでつゝ、西行、新撰六帖五、むかしをこふ、「竹馬におきふしなれしそのかみのよゝはふれども忘れやはする、九條三位入道知家、右の古歌を考るに或はふしがちにしてといひ或は杖ともたのむといひ或はふしなれしといふすべて左にあらはす古圖の生竹に乘たはふるゝによくあへり、異制庭訓遊戲の事をならべいへる條に、竹馬馳とい

古代竹馬圖

此圖は元祿十三年の印本圓光大師傳のうちより摹出せりこれは正和年中の古畫を摹して刻したるよしなれば因きたること久し正和年中ば今文化十年よりおよそ五百餘年のとほき昔なりふるきをおもふべし

五百年の昔のわらは遊の情今とかはらざるを見るべし

骨董集上編上之巻

江戸　醒々　輯

○好事の心得

日本永代藏（刻梓の年號なしといへども案るに貞享の時代なるべし）云、むかし連歌師の宗祇法師の此所に（泉州堺をさしていへり）ましく〳〵歌道のはやりし時まづしき木藥屋にすける人ありてあるじの句前の時胡椒をかひに來る人あり坐中へことはりを申て一兩かけて三文うけとり心ゑづかに一句を思案して付けるをさりとはやさしきこゝろざしと宗祇殊外にほめ給ふとなり云々」とありおもふに風雅を好も此志なくては家産を破る基とならんなりはひを疎にしては風雅を好むかひはあるべからずこれは人のゑりたる話ながら宗祇のほめられしといへるがめづらしく且わらはべのこゝろえにもとかきいでつ

○昔の威儀附紺屋の白袴

昔はゑづの男女も威儀をつくろふをもつはらとす威儀をつくろふといふはかたちよそほひを正ゑうする事なり、七十一番職人盡歌合（文安寶德の時代）の繪にすべて匠人商人みな小素襖を著女は頭を布にて巻上の衣をはふりて著又はつぼ折て著たる體をゑがけるをもて考へ知べし能の狂言は室町殿の御代其時にのぞみてめづらかにおかしき事を作りいだせしなりと古老の說あれば其出立も當時の風體なるべしされば女にいでたつに白き布にて頭をつゝみ雨のはしを右左に結たれてこれをゆぼうしといふ掛衣をつぼ折て著さまも職人盡の繪によくあへれば也今よりおよそ四百年ほど前の民の女の風體は能狂言のいでたちを見ておほむねを知べし、南留別志巻之二に云、田舍の女は木綿のひとへなる物を帶したる上にきるを禮服とす古の小袿などののこれるなるべし又はち巻をするを禮儀とす職人歌合などの繪にも能の狂言にもかゝるすがたありたみの女の裝束なるべし」とあり田舍人は老實なるゆゑに古風を失はず昔の威儀のはしおのづから殘れり○紺屋の白袴といふ諺今もいへりこれふるき諺なり、山乃井（慶安元年印本）巻之四に「わらにふる雪や紺かき白袴」といふ句あり、崑山集（慶安四年撰明暦二年刻）にも此句を載て貞德の句とあればふるき事なり案に當時の紺屋は常に袴をきたるゆゑに此諺もありしならん今の世盲人猿まはしなどの常に袴をきると遊女

○上編前後二帙の引書、およそ三百五十餘種あり、書目をあぐるにいとまあらず、
○引書の卷のついでをゑるすは、つたなきに似たれども、孫引せざる證とす、孫引はことにつたなく、あかしとするにもたしかならざればなり、卷のついでをしるさゞるは、一冊の物、字書のたぐひ、伊呂波つけにせるもの、たぐひなり、寫本の卷はついでのさだまらぬがおほかれど、おのが見し本の卷のついでをゑばらくゑるしおきつ、

骨董集上編目錄終

下之卷本

下之卷末

骨董集上編目録

上之巻

中之巻

醒々老人積年所著小說九百、不讓虞初、世態情實無所不通、稗史野乘無所不窺、若夫椎輪大輅、質不勝文、名物混淆、觚哉不觚、老人有感於此、參伍今昨、指摘誣僞、著爲一書、名骨董集、鄉儒先生或嘲之云、此瑣々者、何足以辨矣、吁、大舜好察邇言、孔聖數誦童謠、孟子知齊東野語、班氏稱街談巷議、後世如田叔禾委巷叢談、胡元瑞莊嶽委譚、皆是物也、骨董々々、非何氏樓下物也必矣、比彼不知而作之者、移的就箭、掩耳盜鈴、則大有逕庭矣、余與老人同一癖、不得不爲之一解嘲也、文化癸酉冬日、杏園主人書于緇帷之林下、

このふみはしもはやく板にゑりて世にほとこほらせたるまき〳〵はさらにもいはず寫しまきなるも五のまきより十五のまきにいたるまでは人人におほせてなか〳〵きせしめさてみまかり給へる弘化三とせの十月までになほつぎ〳〵に翁みづから書くはへ或は押紙などしてさらにたゞし給へりしとなむまた十六のまきよりつぎ〳〵のは中書はをへにたれど押紙などのおほからぬをおもへばまたくはたゞしあへ給はざりしなるべし二十のまきなるはまたいとかたなりなる卷どものあまたあるが中よりや〳〵ことわりかなひて聞ゆるをのみぬきいでてかくものしつるなりただし十六のまきなる皇胤紹運錄本名由來考、參考源平盛衰記のこと十七のまきなる菊の事十八のまきなる鵜鴿考をかたまの木のこと十九のまきなるあまのさかて稻負鳥めとにけつり花つくもかみの事などはまたくたゞしをへ給ひしうちのなるをさきに世におこなはれたるかのすり卷のつらにならひてものせしからにかくはついでのまがひつるなりけりいとおもひのほかなるさかしらなりやこたび其原本をかりえて寫さしめつるついでにそのよしことわらまほしくてひと言かいそふるになむ

明治十三年八月　　大澤清臣

伴信友ぬしのものせし比古婆衣廿卷のうちゑり卷となれる四卷をばおきてのこりの卷十六卷はいまだかたなりなるもあるを吾が友大澤清臣その草稿をかり得てうつせるをさながらこひえつ

明治十三年八月　　黑川眞賴

此書據黑川博士所藏本令寫之

も葉つきたり、裏いさゝか白みたり、此葉に因て生る蟲あり、本草和名にヌデノキノムシ（字は樗雞と書くなり）といへり、その蟲の着たる處を俗にふしと云（齒黑めする鐵汁に和はせ用るものなり）本草和名傳抄（康賴撰）に五倍子、美々不之生二膚葉上一（藻鹽草の和名の部にも五倍子みゝふしとあり）とあるが雅名なるべし（かれ、ふしの木ともいへるなり）さて東遊歌に［　　］とあるも此萬葉の歌［　　］さて此木の方言尾張上總わたりにてはノデ、上野信濃わたりにてはオッカド、三河わたりにてはふしの木、若狹わたりにてはユルダ（ヌルデの訛なり）奥の津輕にてはゴマノキといへりとぞ、なほ國々にして異なる名あるべし（撞鐘の鉤木には多く此木を用ふるなり、そは木質ねばくしてたはむことなく、又いかにしてもをるゝ事なしとぞ、又或人漢籍に掌樹といへるも同種にて、たはめむとすればかへりて反張せんとする勢ある木なりと見えたりといへり、されば堪へ勝の義にてかつの木といへるにもやあらん、さて和名抄に穀とあるは異なり）

○續日本紀の中なる年代暦といふもの、ことに續日本紀大寶元年三月甲午（廿一日）の下に、依二新令一改二制官名位號一云々、合十二等、始停レ賜レ冠易以二位記一、語在二年代暦一○同紀八月丁未（七日）先レ是遣二大倭國忍海郡人、三田首五瀬於對馬島一冶二成黃金一云々、又贈右大臣大伴宿禰御行首遣二五瀬冶レ金、因賜二大臣子封百戶田四十町一（註年代暦曰於後五瀬之詐欺發露、知贈右大臣爲五瀬所誤也）とある分書は後人の傍書を分書せる事疑なし、上文に語在二年代暦一とあるも後人の傍書なるを落字と見誤りて、はやく本文に書入たるものなるべし、年代暦の上の註字はもと傍書の又傍などに書そへたりし字なるべし、紀中事在二別式一など記されたる事あれど、年代暦など云ものにゆづりて然記さるべきにあらず、五瀬が詐欺發露の事など記せる由みえたるをおもへば史外に年代暦と云る古書ありて御世々々の事を記せる一種の書なりけむ、さて又すべて此續紀にをり〳〵分註あるは多くは傍書と見えたり、一二卷はことに多し

比古婆衣二十の卷終

（也カ）老者爲人形、亦呼爲靈楓、至今越巫有得之者、以彫刻鬼神可致靈翼、據此則白膠木之爲楓不可疑、而楓和名加豆羅、有勝軍木之義、又名加倍弖、倭歌往々幷稱奴流弖可倍弖、以當其丹葉亦相近耳なほ因に考ふるに崇峻紀の廐戸皇子、物部守屋大連を滅さんとて軍爲たまふ條の文に、皇子等軍與群臣衆怯弱、三四回却還、是時廐戸皇子云々、乃斮取白膠木疾作四天王像、置於頂髮而發誓言（白膠木此云農利泥）今若使我勝敵云々、蘇我馬子大臣又發誓言云々、誅大連幷其子等、これを太子傳には委しく記して、皇軍恐怖三廻却還云々、乃命軍允秦造川勝、取白膠木刻作四天王像、置於頂髮（一云擎立軍鉾）而發願曰、今使我勝敵云々、大臣又發願如此云々、川勝斬大連頭云々とあり、これによりて按ふに白膠木と書るはすなはちカツノキにて、そは太子の謀ごちてカツノキ（すなはち白膠木なり）といふ名を軍に勝てふ事に言ほぎて言靈の幸はふべくとりなして四天王の像を作りて云々して佛がみの稜威を託り、又川勝を軍允として其事らまかなはしめたまへるも川勝の名の勝てふ事をさへに言ほぎにとりて我此軍に勝ば云々と詔ひて太子の御方を勇め勵ませ給へるなるべし（太子の謀事、大臣の賊事、察ひ知るべし、穴賢）後の世の武士どもの習俗にも彼時の太子の古事によれりとて白膠木を勝木とも將軍木とも稱て軍の器に用ふ、林逸が節用集に、白膠木、注に勝軍木也、護魔乳木用之、又天文の頃作たる運步色葉集に白膠木、勝軍木とあり、また鉢卷云々、內書四天之名、以勝軍木漆などいへるこれなり○甲斐人山本氏云、己が國の土俗に年始の齋の餅食ふにカツノキもて箸に製りてくふ、その箸を藏めおきて事ある時懷に入もてれば勝負ある事には必勝つと云なれて然する人ありといへり、これらおもひ合すべし、然るを書紀のそこの文に、白膠木此云農利泥と注されたるはカツノキとよむべき意を得られずしてヌリデと云へる方の名をもて注されたるにや、又後人の書加にてもあるべし（書紀の文は、後人の文飾を加へ、また書加事ある事、別に論あり）また因に按にヌリデと稱ふ義は谷川士清が考に、白膠木は白膠ありて塗べきものなれば名とせるなり、老たる鷹にぬるでのうるしをたれて羽をつぐと云ふ事有といへりと云へり、さる事也、ヌリデ、ヌルデ、ヌデ同音なり、釋日本紀に私記白膠靈木也、故修法之壇取此木乳（ヤニ）塗用とあり、乳とは此木より出る白膠をいへるなり、おもひ合すべし、さて此木葉は胡桃に似て、さてたてのしべに

りにさる名の木有やと問ひ試たりしに、吾伊豆國また相摸わたりの田舍にかつの木と云ふものありて云々可頭の頭は濁音か、仙覺は清音によみて、木をカツ事とす、されどそれにはさしもかゝはるべきにあならずと語るにつけて相摸人に逢ひて問ひ試るに、眞に然いふ木ありとてやがて便につけて取寄て見せけるを見るにめづらしげもなきぬるでの木白膠にてぞありける、さて相摸には此木所々におほくありて彼此の神の祠にて焚上とて庭燎燃事ある時にはむねと此木を燒くならひ也、これを燒けばはしりはためきよく燃ゆる木也、僧徒の護魔といふ事を修ふときにも多く此木を焚く、故護魔木ともいふといへりこは素より神事の庭燎などに用ひたるに習ひたるなり、釋日本紀に、私記白膠靈木也、故修法之壇取此木乳塗用といふ事も見えたりそののちなほ諸國の人に問試るに甲斐また陸奥の一闕わたりにてもぬるでをかつの木といふとぞ、さて上にいへる諸國いづこも其國の俗として春の始の祝事にこの木を斬取て用ふることありといへりその各國處々にて異なれど、祈年の意にて用ふるわざときこゆ、くはしく聞もちたれど、事長ければこゝには記さず、これらに付て考へよれる事のあれば別に記すべしさて按に此をカツノキといへるもいにしへの雅名なるを、一名をヌリデまたヌルデなどいへる方の名のみ世にあまねくなれる也、そは崇峻紀に、白膠木此云二

農利泥ヌリデ一とあるを、和名抄に樗、陸詞切、韻云樗、勅居反、和名沼天、惡木也、辨色立成云、白膠木和名同上中有白膠者也中の字より以下六字印本には脫たり、又本草和名に、樗雞云々、奴天乃岐乃牟之と見え類聚名義抄又伊呂波字類抄には、樗ヌルデノ木、ヌデなど見えてヌリデといふがもとにてヌデともいへるなるべし古より樗、また白膠木等の字を專書ならへり、然るを新撰字鏡には樗加知乃木と譯り、こは決く可頭乃木にてカツ、カチ通はせいはんはもとより難なけれど、カツノキといへるは東國の方言にて、カチノキといへるや雅しからんヌリデ古よりヌリデに樗字を用たる事、上に引たるがごとし同木なる慥マサしき證とすべきなり、又佛書最勝王經に、香藥白膠、楞嚴經に、諸香木中有二白膠一、とあるはから書本草に楓香脂名二白膠一、とあるなどは同類の木にて香木ときこゆ、ヌリデは香木にはあらず、或人云ヌリデは漢名樗にあらず木草なる鹽麩樹なりといへりさもあるべし、此木の實漆樹に似たるが白脂出て實の見えぬばかりに着けり、其狀も味も燒鹽の如し、故武藏の田舍にては鹽の木といへりすべてものゝ名は、眞漢字に當れるや否をもて論らふは、古書に付て事實を識るには疏し、古書の字づかひの例を考へ、眞のものに證して識るべきなり、□□□□□白膠香、五月斫樹爲坎、十月採脂云々、已上出兼名苑、カツラ□□□□或書に未聞鹽麩木有白膠木名、考本草、楓香脂、名白膠香、金光明經、謂其香爲須薩折羅婆香、軒轅本紀曰、黃帝殺蚩尤於黎山之丘、擲其械于大荒之山中、化爲楓木之林、述異記曰、南中有楓子、鬼木之

るは、字鏡集に、莩アシノナカゴ、古板節用集には、莩アシナカゴとあるぞ、その名なるべき　さて此アシツヽをよめる歌も詞にいまだよくもたづねざれば多くは見あたらねど夫木集また新撰六帖に正三位知家、「けふもこずうきにかゝるてふあしつゝのうすきや人の契なるらん、このあしつゝのうすきとよみ給へるも蘆の皮として　六帖に、「あしつのゝおひ出しときに天地と人のしなはさたまりにけり、異本に初句なにあしつゝのきこゆるなり　とあるは誤り也、さてはかつてきこえざる歌なるをおもひ惑ふべからず　なほ此もの、名ふるき書どもに見あらはしたるうへに、なにはがたよしやあしやおもひ定むべし

貫之朝臣の手なりといふ堤中納言集兼輔卿也には、へだてたるところありとうらみけるをんなに、「なにはがたかりつむあしのふししげみ、ひとよもきみをわれやへだつる、とあり世にある兼輔集にはこの歌みえず　三四の句の異なるはいづれをか後によみなほし給へるなるべし後撰集の撰者の改められたるかともおもはるれど、件の集にみえたるおだやかなるを、さらにあしつゝと改らるべきにあらず、みづから改給へるなるべし

○久毛韋多知久母

古事記倭建命の御歌に、波斯祁夜斯和岐幣能加多用久毛韋多知久母、按に久毛韋多知久母は雲居起來もなり、雲の居起來るよの意なりべし、雲と句て、居起來もとよむ萬葉集七巻に、由槻我高仁雲居立良志ともよめり　さて居とは動くべきもの、動かずして在るやうの詞にて、こゝは雲の居ながら徐に起て此方へ來る狀をしかよみ給へるなるべし萬葉集三巻、十一巻、十七巻等に、雲居たなびくとよめるは、雲の居たるさまなり、又十五巻に、うらまよりこぎてわたれば、わぎもこに淡路の島は、ゆふされば久毛爲可久里奴、又同巻に、いへ島は久毛爲に見えぬ、などよめるは遠く向伏て、雲の居るあたりに見ゆる由なり、こは雲の居るを體言にいへるなり、後世雲居とよめるは、この意なり　土佐日記に、舟を引つゝのぼれども川に水なければゐざりにのみゐざる、とあるも舟の艤ながら徐に行る由にて　高橋氏文に、船遇潮涸天渚上爾居奴、和名抄に、艤俗云爲流、船著沙不行也、色葉字類抄に、艤フネヰル　人の膝行も同義なるに　源氏物語に、ゐさり出る、拾遺集の歌に、かたゐさりするみとり子ともよめり、和名抄に臀井佐良比と訓るも、ゐざりを延たる言なり　命の倭の御家の其方の空をふりさけてみそなはすに、心ありげに雲の居起來るよとをりからの御嘆の御意を述給へる御歌と通ゆ傳の說と異なり

○かつの木

萬葉集十四巻なる相摸歌に、あしかりのわをかけ山の可頭乃木（カツノキ）の云々、此可頭乃木といへるもの詳ならず、集の注釋に仙覺が說るもいかにぞやおもはれて年ごろ心にこめたりけるに此比伊豆國人に其國わた

をわれやへたつる、奥義抄に、あしつゝとは葦のよの中にうすやうのやうにてあるかはなり、うすき（異本にかはなりうすきの七字なし）ものなり云々とあり（僻案抄には、あしのよのなかにうすやうのやうなるものあり）此說によりて谷川士清がいはく此歌前漢書王莽傳に、臣莽上與二陛下一有二葭莩之故一、師古注に葭蘆也、莩者其筩裏白皮也、言其輕薄而附着也、故以爲レ喩、とあるによりてよめるなり、また葭莩之親（これも前漢書中山靖王傳に、今群臣非有葭莩之親鳴毛之重、師古注に、葭蘆也、莩者其筩中白皮至薄者也）といふ事あるよしいへるはめづらしき考ながら、あしづゝを葭莩なりといへるはくはしからず（女にやり給へる返事の歌に、戀の情もてさるくるしき漢國の故事を詠て遺りたまふべくもあられど、さる本文をおもひでよりなほしてよみたまふまじきにはあらず）按ふにあしつゝは葦の節（ヨ）ごとにうすき皮のまつひ着たるがあるをいへる名にして、葦の節のつゝといふ義なるべし（冬がれになれば多くはぬけてとぶものなり）そは和名抄に、篾、竹乃加波、竹皮也とあるを字鏡集に篾、カハタケ、タケノカハ、タケノツゝ、と譯り（類聚名義抄には、タケノカハ、アシカハとあり）カハタケ（和名抄に、箬竹、加波計）多といへるもよのつねのとは種かはりて、常に皮あるよしの名なるべし、さればタケノカハもタケノツゝも、ともに竹皮の名にしてアシツゝすなはち葦の皮なる證とすべし、おのれ既（サキ）には顯昭法橋の袖中抄

に此歌を注して、蘆管なり、あしのつゝのことなり（通本竹のつゝのことなりとあるはあやまりなるべし）玄かればこの歌考二後撰一證本はひとよも君にとあり」といへるにつきて竹にまれ蘆にまれ兩節の間をヨともツゝともいへればアシツゝも蘆の節間をツゝといへるなり、散木集に、「くれ竹のつゝをのみ見るせはしさによもこのふしはあらしとそおもふ、と見え、新撰字鏡に節云々、竹筒也、竹乃與、又竹乃豆豆（和名抄に、兩節間俗云與）類聚名義抄に節无レ節竹、竹ノツツ、竹ノヨなど見え、醫心方に以二葦管一吹レ之とある、葦管にアシツゝ、又大麻子、大豆分等葦筩中內レ之とある葦筩にアシノツゝと譯をさしたればかたぐおもひ合すべくおもひしは非ず（さては兼輔朝臣の歌の四の句に、ひとへといへるも叶はず、下に引く知家卿の歌にもかなはず、又袖中抄に、ひとよも君にとある本ありといへるは、節間をいへりとせんには、詞叶ひてきこゆれど、さては一首の意詞とゝのはず、ひとへといへるぞよく叶へる）竹などの節間をツゝといふは、もと管などの如き中の空なる器につきていふ名なるが、至（モハ）ら竹などを切て用ふ上に竹の筒などいへるから轉ひては生植るうへにも玄か云へるなり（非筒などいへるものゝツゝも、義は同じ、さて竹の兩節間を、もとはヨといふなるを、轉りては節をもヨといひて、そはまぎらはしきをもおもふべし）名の同じきによりて既く古人もおもひ混へられつるなるべし（かのいはゆる蘆のよの中のうすやうのやうなるかはといへ

ろ、緒になるまでにきみをしまたむ、とよめるは蓮の破れこぼれて、糸ばかりになりたるを云へれば、フといはで緒とはいへるなり紀伊國報恩寺の至德三年の檢帳に、薦十二枚內六枚六フ、六枚四フなど記せるなほありこれ也高館草子といふものに、十二ふかけたるあみ笠といへるも菅藺などを笠に編たる緒の數をいへるなるを、おもひあはすべしさて七編菅とは菅の疊薦などを製るに七ふ六ふ四ふなどいふあるが中に七ふといふは其幅の廣きをいふ稱にて、そは菅の葉の長きを選用ふめれば、そのかみ菅の長く生たるをば、玄か疊薦などに製る料にするうへより稱へて七編菅といひ習たるものなるべし、さて塵添壒囊抄一卷に擧たる歌に、「陸奥のとふのすがごもな、ふには君を玄なしてみふにわれねむ、といふ歌あり此歌の意はそのかみ普ナベて七編の菅薦は廣くて夜床に佳き品とは玄たるを、陸奥より出せるには十編に製りて殊に幅廣きがあるは佳品なるを堤中納言物語よしなしことの卷に、女の師にしける僧の物借にやらんとて書たる文の詞の中に、かたのゝはらにあるすがこもにまれたゞあらんをかし給へ、とふのすがこもなたまひそ、といへるもとふなるは佳品なれば、その心づかひしたるなり其を敷設てその七編には夫を安く令レ寢て餘る三編に女の吾寢むといへるなり、なべては七編の薦に夫婦二人寢るだに安きを、今陸奥の十編の菅薦を敷てその七編に夫を安く寢せて己は云々といへるに、女の深き情をこめたるいひ玄らずいとあはれに聞ゆ、これらおもひあはせて七相菅といへる趣を知るべく、はた因にとふの菅ごもなどよめる意詞をも知るべき也和歌童蒙抄(範兼作)に、「みちのくのとふのすがごもなゝふにはきみをみなして(袖中抄の寫本には、やどしとあり、又同印本には、しなしとあり)みふにわれれん、古今廿にあり(今本になし)かの國にとふの郡といふ所のあれば、それにつきてとふのすがごもとよみて、やがてふのとをあるにとりなせるとぞきこえたる、たゞとふあるこもといはゞ、みちの國にかぎらずあるべし、八雲御抄に、とふのすがごも、是は菰の事なり、十ふあみたる也、されど疊によむもくるしからず、金葉集冬部に、經信、「水とりのつらゝの枕ひまもなしうべさへけらしとふのすがごも」、新古今集羇旅部に、橘爲仲、「見し人もとふの浦風おとせぬにつれなくすめる秋の夜の月」、七つふのさいみかたびら冬もきて、袖中抄に、□□綺語抄には、とふとはとふあみたるを云ふといへり、又みちのくにてもつくろは、此ひろきこもの□□にあるなめり□□童蒙抄綺語抄などに、みちのくに、とふの郡よりとふあみたるものいでくるよしいへる心えられず□□の郡の中にまたくとふの郡なし「　」後頼、山家嵐歌、「あらしのみたえぬ深山にすむたみはいくへかしけるとふのつかなみ」つかなみとてわらをあみてしく也、わらくみあらしきれこかきともいふ、田舎にてねこかきといふむしろはわらもてくみたり

○あしつ、

後撰集戀二に、おのれをおもひへたてたる心ありといふ女の此詞書慶長本に、われを思ひへだつる心ありとかたりけるひとのもとへ、とあり(後撰集古寫片假字本にワレヲ(オ脫)モヒヘダテダルコ、ロナドイヒワタリケル人ノモトヘツカハシケル兼□□ナニハカタカリツムアシノアシツ、モヒトヘモキミニワレヤヘタツル)返りごとにつかはしける、兼輔朝臣、「なにはかたかりつむ異本につむをたるとありあしのあしつ、のひとへも君

ニモテフサムツナヘニスベシ」とよむべし、この一章はもはら古語のまゝときこゆ

○於與豆禮言考文政五年年十二月、答于大平翁之問

於與豆禮言といふ言、萬葉集に七首ばかりあるみなオヨヅレ（十七巻に、於餘豆禮、その外は逆言とかけり）とタハコト（十七巻に、多婆許登とかけり、その外は枉言とあり、枉は狂の語なりと鈴屋翁いはれたり）とつらねて云ひ、又光仁紀宣命なるも同じ、天智紀なるも禁ニ斷誣妄妖僞一とありていづこもく\タハコトとつらね云へり、これらの歌また文の意をつらく\考るに不祥(サガナキ)あとなし言を誰云ふとなく連々に云ひあへるを云へる詞ときこゆ、言の意は及連言にてその本誰云出せるともなくこゝよりかしこへ及び連れて虚言をあまねく云ひあへる由なるべし、萬葉集に逆言とかける逆は迕違などの意をとれるなり（しひて字義になづむべからず）さて及とい ふ言の本はオヨにてオヨビ、オヨブなど活く言なり、天智紀に大野、及椽二城とある及椽の古訓にヲヨキ引合とあるヲはオの誤寫にて二字を引合てオヨキと訓むべき趣なり、これオヨに及字を塡たる例なり、また水上を浮び行をオヨグといふも水を凌ぎて彼方へ及ばむとするより云へる詞なるべし、遍照僧正家集に馬にのりて物にまかりし道に、女郎花の見えしを及ひて折しほどに馬より落て云々とあるごとくこなたよりかなたへいたるを及ぶと云へり（今俚言に及びごしなどいへり）又今川貞世の作る鹿苑院殿嚴島詣記に、備前國よもき島といふ處になりぬ、いく藥とらましものをよもき島およぶばかりに漕わたるかな、（しかるに天武紀に、有人登宮東岳妖言而自刎死之、とある妖言を、オヨツレコトシテと訓るは誤にて、こは物狂はしく妖しき言を云て、みづから刎て死たる趣なるべし、又按ふにこゝの文の下に、脱字ありとおもはるゝに合せておもへば、この文にも誤寫か脱字のあるにてもあるべし「オヨツレ言は老痴言（オイドレ）言なるべし」）

○七相菅

萬葉集三巻の長歌に、木綿手次可比奈爾懸而、在天佐佐羅能小野之、七相菅(ナヽフスゲ)手取持而、久堅乃天川原爾、出立而潔身而麻之乎云々、按に七相はアフの訓を借たるにて、さてはナ、アフなるを其ナアのナと約まる方の言にとりてナヽフとよむべく書たるなり、さてナヽフスゲとは七編菅なり、フとは疊薦莚などの類を編たる緒をいふ、萬葉集十一巻に、たゝみごもへだてあむ數云々とよめるその編たる緒の數をもて幾千(イク)フと云ふ、フとは萬葉集十四巻に、まこもをの、ふのみ近くて云々とよめるフにて（十一巻に、ひとりぬとこも朽めやも綾むし

まほし、又同書に奥城奥槨とも書るはいづれにもよまるべきなり但し和名抄に、棺を比止岐と訓るは、死者を藏むるもの丶かぎりをヒトキと云るなり、又累れ〳〵し棺槻をミキといふは、御キなり、孝徳紀には棺槨、また棺をたゞにキと訓り、同巻に轜車をキクルマと訓て、ヒトキといはでたゞにキとのみもいふは、其事のうへにてはぶきていへるなり、萬葉集に奥槨とかけるも、槨をキにあてたり神樂歌に「おきつきにすめ神たちをいはひこし心はいまそ樂しかりける、とあるオキツキは神を祭れる社をいへるにて、あなかしこさすところはことなれど、しかいへる言の義はもはら同じ今の人情には、神をいはひ祭れる所をば、オキツキと申さん事、死者の墓所にもいふとの差別なくて、いとあるまじきことゝ思はるれど、其は墓所をつれ云ならへる上の心ならひなればなり、神のます山をも、たゞの山をも山といひ、神のます森をも田居中なる森をも共に森といひて、差別なきたぐひなりさて家とオクツキの別は、萬葉集九巻過二葦屋處女墓一時作る長歌に磐搆作家矣、天雲のそきへのきはみ、此道を行人ごとに、ゆきよりていたち歎かひ、惑人者ねにも泣つゝ、語つぎしぬひつきこし、處女らが奥津城所、吾さへに見れば悲しもいにしへおもへば、この家は奥津城所といへるにて辨ふべし

棄戸、訓注に此云二須多杯一、字の如く棄戸の意にてこの戸を一本、また類聚國史の一本、舊事紀、元々集などに尸とあるは誤なり、訓注の杯は、此戸にあたる訓なればなり、さて棄戸の字は、漢語のあつべき字なきによりて、例の訓義に借字をものせられたるなり尸を棄る戸の由なり、さて戸はもと竈をいふ稱ながら人家には必竈のあるものなるゆゑやがて人家をもいふ民戸幾烟といふもその意なり伊閇の閇もそれなるべしたゞし伊義は考へずさて戸字をかくは漢國にて民家を戸といふが故に此方にてもはら民家を閇といふに此字を用ておのづから家の意にも用ふるなり、古事記傳卅九巻に波夫流といふ言を解て波夫流は放棄遣る意の言なり、死人を葬ると云も家より出しやりて野山に放らかす意にて言の本は同じと云れたる葬るの意にて家より出して放棄る家の由なり、さるは人家にはあらざれど死者を置處なるをもて家に比へて然いふべきなり、今語にていはゞ棄家と云べきをスタベと云るは通音の轉語なるべし棄松、棄子などいふは、松を棄子を棄るなり、こゝは棄るものを置家にてうらうへなり、棄處といはんが如しオキツスタベと連語して遠き棄家と云義なり萬葉集八巻に、之多敝乃使とよめるも、スタベノ使ならんか、若狹にて兒童、また里人など、棄ることをステルとも、シテルともいひ、又ステンと云を、スチヨともシチヨともいへり、スタベをシタベともいふべきなり、さらばシタへの使は、スタベより泉路を往來する使のあるよしにて、さはいへるなり將臥之具は、永和本に毛艮布沙无曾奈倍と訓を書そへたり、古の一私記の訓ざまなるべし、從ふべし、「マキハウツシキアヲヒトグサノオキツスタヘ

〔以下朱書〕
○萬九葦屋處女云々、うなひをとめの奥城を云々、ミサヽキノキモ必コノ城也土上ヘ云々シテツカチカマヘタル也イハカマヘツクレルツカナ
道邊近磐搆作冢矣云々、奥城所われさへに見れば悲しも古へおもへば　サヽキハサヽヘ城カ御ハカニフル、コヲサヽヘ禁ムル義ナルベシ、童蒙頌韻ニ支ツレ〳〵段卅七身の後に金をして北斗をさゝふト云ヘルハ白文ニ身後堆レ金柱ニ北斗ニト云ヘル句ニテ柱ヲサヽフトヨメル也、字書ニ支ハ持也マタ柱ハ持也トアリ通用○萬十六竹取翁いにしへの狹狹寸爲我哉、
鈴屋云、さゝきしは壯年ノトキサカリニソヽメキサワギシコトキコユト云フ

〔以下墨書〕
○今昔物語卅一巻に、今昔元明天皇ノ失給ヘリケル時陵取ラムガ爲ニ大織冠ノ御一男定惠和尚ト申ケル人ヲ差シテ大和國ヘ遣シケリ、然レバ吉野ノ郡藏橋山ノ峯多武峯ノ岸重レルガ後ニ峯有リ、前ニ七ノ谷向テ有リ、定惠和尚此ヲ見給ヒテ哀レ微妙カルベキ止事无キ地カナ、但シ天皇ノ御墓所ニテハ左右ハ下レリ□ノ人不有シ前々モ狹キニ依テ不取サリケル也ケリトテ不取ナリヌ、然テ其麓ニ戌亥ノ方ニ廣キ所有リ其ヲ取ツ、輕寺ノ南也、此レ元明天皇ノ檜前ノ陵地也、石ノ鬼形共ヲ迴ノ池邊陵ノ墓様ニ立テ微妙ク造レル石ナド外ニハ勝レタリ」トアリ
但此事實ハ誤アリ、陵ト墓トノ言ヅカヒヲトルベキナリ
（淸臣按、此押紙ノ朱書ハ信友翁ノ事ナルベク、墨書ハ信近ノ書入ナラン）

○奥津棄戸

奥津の奥ハオクとも通はしいひてもと此處より放たる處をいふ言なり、古事記、萬葉集そのなかにも奥字をオクともオキとも訓べく通はして用たり（室内にても路程にても同じ、さてなべて野山にはオクといひ、海川にはオキといへど、信濃の山里人は山にもオキといふとぞ）津は例の辭なり、かくてオクツキハ奥ツ域なり、こゝにいふ[オキ]キは墓所を標たる搆をいへり（孝徳紀に、皇國の墓の大なるを、西土の墓にならひて移し玉へる詔にすら、王以上之墓者云々）但し奥津某と津といふ辭を加たるは奥津島などいふ如くオキツ某といひてオクツ某と云る例はをさ〳〵きこえぬをおもへばオキツキと云ぞ正しかるべきを、萬葉集十八巻には於久都奇と書り、然も云なれたるなるべし（天智紀に、丘墓をオクツキと訓り、なほあり）同書に奥津城と書るは奥津島などの例にオキツキと訓

又童蒙抄にうぐひすを百舌といはんからにも、ちどりといふべきにあらず これまで袖中抄 といへり、これはやくより百舌鳥をうぐひすともよめることのありし證なり、少納言がころはやく百舌鳥をしかよみたる說のありけるによりて、陵地の事はよくも考ずしてたゞかたへのよしにすがりて、陵の地名をもうぐひすとよみたるもの、ありけるによりたるものなること決し、さて其陵は仁德天皇の陵地を書紀及諸陵式に百舌鳥耳原、反正天皇のを諸陵式に百舌鳥耳原とありて和泉國大鳥郡の地名なり、その百舌鳥を古事記に毛受と記されたるにて其唱さだかなり○柏原陵、桓武天皇の御なりまぎれなし○あめのみさゝぎは聖武天皇の御なるべし、其は東大寺要錄 嘉承元年に其寺の舊記を書集たるものなり 本願章第一に、天璽國押開豐櫻彥天皇者、當伽藍之本願、勝寶感神聖武皇帝、俗號天帝是也と記せり 御名の唱はアマツシルシクニオシハルキトヨサクラなるべし天帝はアメノミカド 俗號とはことさらに當時然稱なれたりしなるべし、古今集戀四に、梓弓ひき野のつゝら末つひに歌の古注に、或人のいはく天のみかどのあふみの釆女に給ひけるとなんといへるも聖武天皇の御事なるべし 但し件の歌は、聖武天皇の御にはあるべからず、其考はこゝに盡すべくもあらず、今こゝに引けるは、古人の一說によりて、かの稱號の證にひけるなり その稱號によりて聖武天皇の御をあめの陵と申たりしなるべし、さて此天皇の陵は續日本紀に佐保山、諸陵式に佐保山南とあり

○蜻蛉日記康保四年五月廿四月村上天皇崩給へる御事をいひて其頃の事を云る文に、みさゝきやなにやときくにときめき給へる人々いかにとおもひやりきこゆるにあはれなり、やう／＼日ころになりて御葬の事おはりてなり 貞觀殿の御方 登子、いかになどきこえけるついでに、「世中をはかなきものとみさゝきのうもるゝ山になげくらんやぞ、此歌はかなきは墓なきに兼たる詞にて葬奉れる御墓を無きもの、如くうづみて御丘山の如くものしてみさゝきの域内に置奉れるをいかになげき給ふらむぞと云るなり、かくて件の歌のさし次に御返事いと悲しげにて、「おくれじとうきみさゝぎに思ひいる心はしでの山にや有らむ、とよませ給へるは夫君におくれまゐらせじとみさゝきの域内に思ひ入給ふよしなり、かくて御丘を山といふによせて、死での山とのたまへるにて、其山よりみさゝきの内に入給はんとおもほせるよしなり

古事記傳十七巻八十四丁に御陵は美波加と訓べし云々（此下文に、なほ美佐々記の事は、下巻なる佐々紀山君の注に云べしと注されたれど、其考は後におもひ直してすてられたるよし、他處に注されたり）と注されたり、まことにさる事なり、なほおもふにまづ波加といふは萬葉集玉小琴に（萬葉集四十七丁）秋の田の穂田の刈婆加とよめるは田中道麻呂が説を舉て美濃尾張にて田を植るにも刈るにも其外にも一はか二はかなどいふ事ありそれなりと委しく注されたるさる事なり（谷川が栞に、東國にて稲を苅に一はか二はかと云ことありといへり、俗にはかのゆくゆかぬといふも、これより出たる詞なるべし）稲にまれ草にまれ同集に又秋の田の吾苅婆可、また草苅婆可になどよめるも同じ、もと土地を涯りても在（アリ）のするうへに稱ふ詞ときこえたり、かくて加は在處（カ）、住處（スミカ）などの處なるべし（但し波の義はいまだ考ず）伊勢物語にいづくをはかともおぼえざりければなどいへるごときはかも行止るべき所をいへるにてもとは同言なるべく、はか無しといへるはかも其義よりいでて轉れる詞なるべし（和名抄に、唐韻云黐所以黏鳥也（和名毛知）挾所以捕鳥也、漢語抄云波加、とみえたる波加も、鳥の集止るべく構へたるものなれば、これも同意におつめり）かくて葬處を波加といふもその葬藏めたる所をいへるなり（某の葬所といふ意なり）菅家萬葉集下巻に、五十人童葬處（ハカト）砥人將來と書給へる葬處の字の意おのづから此證とすべし（天皇の御をみはかと申せる例は、源氏物語須磨巻に、院御はかとあり、そのかみの稱呼證とすべし、古よりの唱なるべし）さてみさゝぎは、谷川士清が和訓栞に御狭々城なるべしといへり、狭々はいかがあらむ、城の義はさる事にて御葬所めぐりの外兆域をいふ稱なるべし、諸國の中に古さまの墓のあるをみさゝぎと稱ひ來れるにきはめて天皇の御にはあるべからぬがきこゆるはみだりに稱へるにはあらで古は天皇のならでも良人の墓の外、兆域あるをみさゝぎと稱きたれるなるべし、墓は天皇にも凡人にも通はしいへるも思ひ合すべし

○枕草子にみさゝぎは鶯のみさゝぎ、柏原の陵、あめのみさゝぎ、この鶯のみさゝぎは百舌鳥野陵をさかしらにうぐひすのみさゝぎとよめるものによりて其名をかしくおぼえて書のせたるものなるべし、其さかしらよみせる事は後の物ながら顯昭の袖中抄も、ち鳥の論の下に、月令五月中第六日鵙始鳴、第十二日反舌無レ聲云々、此反舌は鶯也、而るを反舌はもずとまうす人あり、しかれば鵙はじめて鳴くといひてほどなくこゑなしといふべからず、而を易通卦驗曰、反舌者百舌鳥也、能反二覆其舌一隨二百鳥之音一云々、反舌をば月令にうぐひすとよめり云々、

は大祓詞に荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會とあるこれなり、つは海路を海つ路なども云へる如く例多き辭なり、神代紀に彦火火出見尊、憂苦甚深行吟ニ海畔ニ逢ニ鹽土老翁ニ老翁問曰云々、同一書に彦火火出見尊云々、行至ニ海邊ニ彷徨嗟嘆、時有ニ一長老ニ忽然而至、自稱ニ鹽土老翁ニ乃問之曰云云、また一書に弟往ニ海邊ニ低徊愁吟時云々、有ニ鹽土老翁ニ來云々、また一書に弟愁吟在ニ海邊ニ時遇ニ鹽筒老翁ニ老翁問曰云々、對曰云々、老翁曰勿ニ復憂ニ吾將計レ之、計曰海神所レ乘駿馬者八尋鰐也、是竪ニ其鰭背ニ而在ニ橘之小戸ニ吾當與ニ彼者ニ共策、乃將ニ火折尊ニ共往而見之、是時鰐魚策之曰云々と記されたり、こは往昔鹽路の事を云々と老人の貌にて命に教まつりしから鹽津路の老翁といへるを紀には其方の稱のみをとりて記されたるものなるべし、さて神武紀に天皇の御言に、抑又聞ニ於鹽土老翁ニ曰、東有ニ美國ニ云々、其中亦有下乘ニ天磐船ニ飛降者上とある鹽土老翁も決く同神なるべし、こは天皇いまだ高千穗宮に坐し、時の事なり、この宮地は今の大隅國なるべしと古事記傳十八卷にいはれたり、さても此神の主はき給へりし笠沙國に遠からぬ地なれば彼此の事情殊に由縁ありてきこゆ（邇々藝命の御天降の時より、神武天皇の御世の當時までいたく迴遠なる年經たるをもて、同神にはあらじかとおもはんは、後世の意なり、此ころはいまだ神代にわたれる時なれば疑ひなし）

○秋しべ

しべは和名抄に蘂をよみて中心をいへれど、こまかにいへば花心の梅櫻などのごとくほそく立たるをいへる名にて、なべて花心をいへる名にはあらず、すべて艸などの蘂のすじ立たるもの、又稻藁のほそき處、又は草の藺などのごときほそやかに立のぼるものをもいへり、菊には花瓣の細く管のごときを今もしべともいへり、菊はなべての花とは異にて花瓣ほそく重なりたるものにて中心もあざやかならず（たま〱あるもしべたちてあらず）かれ花びらをしべといへるにて其しべの重なり咲て愛たきをもて秋しべと云へるなるべし、秋とは其時をいへるなり、さて此詞は東福寺の聖一國師の陶元亮が詩を（本ノマヽ）採菊東籬下とよめる由見えたり（此事何にあるか）聖一の私訓か、それよりさきにありしことか知るべからず、いづれも名義は右のごとくなるべし

○陵

玉篇に弓無レ緣也、又字彙に弓末象骨爲レ之、又爾雅、弓有レ緣者、謂二之弓一、無レ緣者、謂二之弭一、孫炎曰、緣謂二繳束而漆一レ之、これよりうつりてはじきやる事をもいへるなり、此詞の本末をよくしるべきなり、さて右の歌の都良波可馬は弦はげめなり、はなづらはけて野はなしにせよなどあり、ハグルとは懸る事なり

○鹽椎神

古事記に、於是其弟（日子穗穗手見命なり）泣患居海邊之時鹽椎神來問曰云々見相議者也、火遠理命の御父邇邇藝命吾田の長屋の笠沙御碕に大宮敷坐せり、こは今の薩摩國吾田郡の邊なるべし（以上古事記傳の説）されば此海邊とあるも今の薩摩もしくは日向あたりなるべし○神代紀皇孫天降の下に、到二於吾田長屋笠狹之碕一矣、其地有一人自號二事勝國勝長狹一、皇孫問曰國在耶以不、對曰此焉有レ國請任レ意遊之、故皇孫就而留住時彼國有二美人一名曰二鹿葦津姬一（亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬）云々、一書に此時の事を乃召二國主事勝國勝長狹一而訪之、對曰是有レ國也取捨隨勅、時皇孫因立二宮殿一是焉遊息後遊二幸海濱一見二一美人一、皇孫問曰汝是誰之子耶、對曰妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬云々、また一云に到二于吾田笠狹之御碕一、遂登二長屋之竹島一、乃巡二覽其地一者、彼有レ人焉名曰二事勝國勝長狹一、天孫因問之曰此誰國歟、對曰是長狹所住之國也、然今乃奉二上天孫一矣、天孫又問曰其於秀起浪穗之上、起二八尋殿一而手玉玲瓏織紝之少女者是誰之女子耶、答曰大山祇神之女等、大號二磐長姬一、少號二木花開耶姬一云々、また一書に到二於吾田長屋笠狹之御碕一時、彼處有二一神一名曰二事勝國勝長狹一、故天孫問二其神一曰國在耶、對曰在也因曰隨レ勅奉矣、故天孫留二住彼處一、其事勝國勝神者是伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁とあり、此一書に亦名鹽土老翁とあるに據て考るに事勝國勝神、鹽土老翁同神なれば海神の段に鹽椎神とあるは決く此事勝國勝長狹神の事にて則邇々藝命天降の時己が主はき住たりし笠沙國を奉れりし神なり、なほ忠心もて御子の火遠理命の海邊に出て患給へるを傷み奉りて綿津見神之宮に到りまして云々と申て其海の御路をも敎へ奉り御船作りて幸まさせ奉れるから（此神、伊弉冉尊の御子なれば、ことに皇孫の御子に忠なりしもことわりなり）此功を稱へて潮つ路神とも申せしなるべし、潮つ路

のなり（鑓字太平記に始て見ゆ、下學集その他中世の書どもに、次々多く用ひたり、尺素往來には遣刀と書り）此器の古く聞えたるは建武二年三井寺合戰の時、寺方の城の三方の出矢間（ダシヤマ）より鑓長刀をさし出して突たる事きこえ、又貞和四年住吉の合戰に阿間了願と云へる法師武者、柄の長さ一丈ばかりなる鑓を馬上に執たる事など聞えたり（太平記○南都興福寺なる寶藏院に傳ふる鎌鑓の術は、此了願の傳へたるを、天正の頃寶藏院の住持、覺禪房法印胤榮といへるが受傳へて、代々此術を相續りと、享保の頃神田白龍子といふ人の著せる、雜話筆記に見えた）り雜々拾遺（藤原行定著、天正慶長の頃の人なるべしといへり）敏達天皇の（本ノマヽ）――其後のものどもには手鑓（奇異雜談）長鑓（應仁別記）鈎鑓（北條三代記）鎌鑓（北條五代記光源院殿記）十文字鑓（室町殿日記、江陽屋形年譜）など見えたるを始め、又其後々の近き世々次々に其利用ある手術を考て種々の製樣も出來たり、そも〳〵此鑓の利用は原矛（モト）より始りて武士の家に世々其業を習ひ戰の場には最便利よき專（ムネ）とある兵器として用ふ例となり來しままに武士の軍に戰するを何の兵器にまれなべて鑓と稱ひ鑓を合す、鑓を始むなど云ひ、或は軍場の働きざまに先がけするを一番鑓、それに次ぐを二番鑓など稱ひ、或は横鑓、鑓衾などいひ、又近年の軍には長柄の鑓を數多列ね隊伍軍卒に執せ、徒に長柄と呼て弓鐵炮と同じさまに配り設て要とある物とする例にさへなりて（武士の家にて時の狀によりては、鑓の事を道具ともいへるは、古弓矢を調度といへる意ばえに同じ）いやます〳〵兵器の寶となれり

○はじく　はぐ

萬葉集十四卷の陸奥歌に、みちのくのあたゝらま弓波自伎於伎氐（ハジキオキテ）、西良思馬伎那波都良波可馬可毛（セラシメキナバツラハガメカモ）、畧解に弦をはづし置てそらしめおきなば弦はげ難かるべしと云ふを、かく東言にいへるなり、きなばはおきなばを畧けり、彎る心は夫をゆるべおかば末遂にかなはじとおもふなりといへり、字鏡に弰、弓波自久、此弰字玉篇に弓弛貌とあり、色葉字類抄、又詩經には弰をハヅとよめり、又色葉字類抄に弛ハヅス、離ハツスなどもあり（枕册子に、もとすけが後といはるゝ君しもやこよひの歌にはづれてはをる）和名抄に旝（以之波之岐）建㆓大木㆒置㆓石其上㆒發㆑機以投㆑敵也、こは機をはづして石をなぐるなり、又彈㆑冠も冠をはづすなり、彈指をツマハジキといふも爪と爪とをかけてはづすより云ふ、字書に鼓㆑爪曰㆑彈、又鼓㆑琴曰㆑彈㆑琴とあるも引かけてはづすかたよりいへり、さてハジクは古言にて、ハヅスは後なり、古事記訶志比宮の卷なる弭㆑弓を其記の傳に弓をハヅシとよまれたれど弓をハジキテとよむべきなり、弭は

にて、矛ともすべきものなるべくきこえ、又巴戟天といふ字をおもへば、戟材に由ありてきこゆ、本草學せる人の說に、今俗に比比頁木といふは、漢名枸骨といふに當れり、その一名を剛穀といふといへり、しかれば杠谷の通音なるべきかともおもはるれど、物實に合はざれば、其はおのづから相似たるなるべし、今しひて按ふに、なべて木矛の料にするものに、樫木の類なるものありて、そを比々頁岐としも云へるは、矛に作りて他の身を疼かすものなるによりて、木矛をヒヽラ木の矛ともいひ、打まかせては其矛に用る木なるによりて、其木を比々頁岐といへるならむか、漢名の字は合がたきが多き例なればなづむべからず、今の比々頁木は葉に刺ありて、人の身に觸るれば疼らぐものなるによりて然いへるにて、別物なるべし、此木字に柊字を書くは疼に从へて皇國にて製れるにもやあらむ、漢字にも見えたれど、椎の一種をいひ、またたゞに木名と注して、その物實詳ならず、然るに壒嚢抄武具字の中に、サイボウといふに柊棒と書るは、比々頁岐といふ名によりて書ならひたるにて、古實に由ありてきこゆ、さてさい棒といへるは、ふるくは義經記にみえ、太平記に八尺餘のかなさい棒といふもみえたり、さい棒とは先棒にて、棒の先を尖に造りたる由なるべし（さい椎は頭を大にものしたる由ときこゆ）さて又木名に負せたる比々頁木は、今の俗追儺の夜門にさすものにて、土左日記に九重の門のしりくへなはのなよしのかしら、ひゝら木（通本ひらゝ木）とあるものなり、されど此木は、矛竿などになるべきものにあらず、まして長八尋などいふがあるべくもあらず　既く神武天皇の御世種々の神寶を作らしめ給へる時に手置帆負、彦狹知二神の孫に負せて矛又其竿を造らしめたもふ、其子孫分れて讚岐に在て毎年の調庸の外に矛八百竿を奉り（古語拾遺）又同國より桙木千二百四十竿、毎年十一月以前進納（延喜式臨時祭の條）と云ふ事も見え、又紀伊國に分れたる忌部も大嘗祭の時一丈八尺の戟八竿奉れる例ときこえたり（儀式大嘗祭儀）　さて竿とはいはゆる矛の柄にて（古は矛若干竿といへり、上に引たる崇神紀、又下に延喜式の文を引くがごとし、儀式大嘗祭儀にも戟八竿とあり、此後の書にも見えたり）木矛の料をもかねたるものにしていにしへ桙削といへる伎の聞えたるも（續日本紀）木矛を作りまた矛の柄をも作れるなるべし、さて其木矛には、竿の本末ともに鋭く削りたるもありしときこゆ（軍防令に、弄槍云々義解に、槍者木兩頭鋭者也）延喜兵部式に木槍一百八十竿、長一丈一尺とあり、又同大神宮式に神寶桙二十四竿、長各一丈二寸、鋒金八寸五分、廣一寸五分、徑一寸四分、本金長二寸八分、徑一寸四分、本末塗ニ金漆一（さて四時祭式祈年祭の奠物に、案上官幣の神に、槍鋒一竿、案下官幣の神には、槍鋒一口と載せたる一竿は、柄を備へたるを云ひ、一口は、鋒のみなるを云へり、三善清行朝臣の異見十二條の中、神祇官にて祈年月次の祭物を、諸社の祝部に頒奉進るゝに、祝部が怠りある狀を論へる中に、拔棄鉾柄唯取鋒といへるは、かの一竿といへるかたのなり、さて式中此外にも槍鋒に一竿一口と差別して載られたり、この槍鋒は二字にて保古とよむべし、槍の鋒刃のみにはあらず、儀仗には鋒刃の形をも木にて製れるがあり、それに對へて鋒刃を薄金をもて造れるを、金矛といへる事もきこゆ、年中行事秘抄等に見えたり、又菅見記に、天仁元年の江記御禊の式を載て、節旗云々件旗上三股鉾如山字とあるものは威儀の製にて眞の武器にはあらず）　さて鑓といふものは、中世の世々に戰の庭にて便利善き事を考へて古より在來し手鉾の柄を細く長くし、鋒刃をも小さくしたるものなり、也利と云ふ由は手鉾よりも遠く突遣る義にて字をも更に鑓と製りたるも

但日本紀には文飾りて記されたり、さて此八尋矛、伊勢神宮に納るか、倭姫命世記に見ゆ 又神功皇后新羅國を征給へるとき御みづから杖給へる御矛を執て御軍を勵まし給ひ彼國歸順ければその御矛を新羅王の門に樹置て後葉ノチノヨの印とし給へり 日本紀 これ神代の古實にて平國の將軍としては必矛を杖たまひしなりけり 軍防令に、大將出征、皆授節刀とあり、こは唐國の制を擬び給へるにて、古實にあらず かくのごとく軍將の稜威を示すべき兵器なれば嚴矛とも稱ふなるべし 舒明紀、又大中臣本系帳、大職冠公傳 故軍士も矛を執て戰ふ事古の例にて 古書どもにあまた見ゆ 其制造は種々聞えたり、或は三刄矛 武烈紀 長槍 皇極紀、天武紀には長矛、東鑑に長槍刀 手鉾 和名抄等 或は鎌鎗、鯰尾槍 共に三代實錄 など云へる製も聞えたり 古事記崇神段に、宇陁墨坂神に赤色楯矛、大坂神に黒色楯矛を奉りて祭り給ふ事みゆ、此事を日本紀には神の御誨にて、赤盾八枚赤矛八竿黑盾八枚黑矛八竿とあり、又神功紀に、立大三輪社以奉刀矛、裏祭令の集解の古記に、□□頁刀持戈云々、入内供奉、延喜式に、花槍、百練抄に、金銅鉾など修飾をもて稱へるもあり、古語拾遺に、著鐸之矛とあるを、神代紀には茅纒矛と記されて、こは神樂乃採物に用ひたるなり、神代卷に、大御國の別號、千足國と稱ふに冠て、細矛といへるは、美好き戈を稱へたる言なりとぞ、枕詞に玉桙といふ多萬は、もと物を愛で稱ふる言なり、古事記にみえたる天日矛が玉津寶の例いと多し、珠玉にかぎりたる名とのみおもふべからず 今つら〳〵古實を稽るに上古の矛の中には鋒刄無くて竿 古は柄を竿といへり、下にいふべし の先を尖に造りたる木矛にて、所謂比々羅木之八尋矛も長き木矛と聞えたり、出雲風土記島根郡生馬郷の下に八尋鉾長依日子命とある八尋鉾は長と云ふにかけたる枕詞なり 上に論へる廣矛におもひ合すべし、古は長きを專としたるなるべし、さて大寶二年正月、造宮職獻杠谷樹長八尋(杠谷樹俗曰比々良木)同年四月、秦忌寸廣庭、獻杠谷樹八尋桙根、遣使者奉伊勢大神宮、といへる事續日本紀に見えたり 又同書秋鹿郡多太郷の條に、衝桙等乎而留比古命、國巡行坐時云々とみえたる御名も桙を杖けば等乎トヲ々々と撓む由にて桙を杖て國巡行し給へる御功業を稱へたる御名なるべし 等乎といへるにて、桙の長きさまおのづからきこえたり 後の和泉國風土記大鳥郡の條に、古老傳言、昔素佐烏尊御子、衝桙等乎而留比古命、巡二行此國一詔云々ともみえたり、又播磨風土記に、爾保都比賣命の新羅の國の事を教し給へる御言に、比々良木八尋桙根、底不附國とのたまへるは桙杖を國の底幸行して治め給ふまでもあらぬ弱國ぞとなり 本草和名草部に、黄芩一名云々、一名虹勝云々、和名比々良岐、一名波比之波、字鏡に、巴戟天比々良木、杠谷樹上同とみえ、和名抄木類に、本草云黄芩、和名比々良木、楊氏漢語抄云、杠谷樹(杠音江、和名上同)一云巴戟天とみえ、本草和名草部に、巴戟天云々、和名也末比々良岐、和名抄にも草類に、本草云巴戟天、和名夜末比々良木、本草和名傳抄草部にも、巴戟天味辛甘微溫无毒、和名也末比比良支、二八月採根陰干、また黄芩云々、和名比々良支云々、後附の和名に、波比之波とあり、などあるは比比良岐と云ふもの、草にも木にもあるにより、かく混らはしきなり、されど續日本紀に杠谷樹を當たまへるは、實にあたれりや否はしられど、古き事なり、さて杠谷樹の事を本草學せる人に問あはするに、漢籍に見あたらずといへり、なほたづぬべし、楊氏方言に杠を旌旗竿と注へるをおもへば、杠谷樹もこのもの

雜五に、六條左大臣身まかりてのち播磨國にくだり侍りけるにたかさごのほとにて、こゝは高砂となんいふとある人いひ侍りければ、むかしを思ひいづる事やありけむよみ侍りける、源相方朝臣、「高砂とたかくないひそむかしき、しをのへのしらへまつそ戀しき、古今集の序に高さご住吉の松もあひおいのやうにおぼえ（こは上にあげたる自らの、いたづらによにふるものとたかさこの松もわれをやともとみるらん、の詞をとれるか）

山は彌圓なり、彌々に圓なる象によりて云ふ名なるべし（マはマル、マトカなどのマなり）乎はもの、あるが中に細きやうなるを云ふ詞にて山丘などの横はりほそく見ゆる上より云ふなるべし、絲に乎といひ鳥獸の尾のさまなどをおもふべし禰は高くめにたつばかりの處を云ふ詞ときこゆ、屋上を也禰といふ禰も同じかるべし、これらを根とかくはわろし（根本の根とはかへさまなるがごとくなれども、理をはなれて見たる上より云ふときは、山上、山の根ともいふべきこゝろばへあり）多計は長なり、木草の中にてすく〳〵と高く目立たるを竹といふと同意にて山の中にての多計なる由なるべし

○矛鏟根原

矛の始は神代に伊弉諾、伊弉冉二柱大神、天神等の命を受け天瓊矛を賜はりて大御國を造固給へる事神典（古事記、日本紀等）に記されたり、されど此は幽玄（フカ）き由緒ある事にてたやすければ姑おきぬ、天にして天照大神の石屋隱の時讃岐國の忌部の祖、手置帆負命、紀伊國の忌部の祖、彥狹知命二神矛盾を作りたる事見え（古語拾遺）其後大己貴神みづから廣矛を杖き（廣矛は、尋矛にて長き由なるべし、下にいふ比々羅木八尋矛、おもひ合すべし）暴神を治め國中を平け給ひけるが皇孫瓊々杵尊天下領しめすとして天降坐す時、大御國を避まつるとき、彼國平の矛を用て國を治め給はゞ天下必平安からむと奏して授奉たまへり（日本紀）さて此神の別名を八千矛神と申も（古事記、日本紀、萬葉集）廣矛もて國平ませし武威の八千々に坐し由なるべし、天慶六年日本紀竟宴に、得二大己貴命一矢田部宿禰公望、國平し鉾の鋒より傳へくる恩賴（ミタマノフユ）は今日ぞ喜しき、又常陸風土記に經津主大神の事を葦原中津國を巡行し給ひける時、嚴杖甲戈楯劔をもち給へる事あり、景行天皇の御世皇太子日本武尊を東國征伐の大將軍として下し給ふ時比々羅木八尋矛を賜ひ（古事記、日本紀に見えたり）、

又山ならねど打はへて陵き處をも所のさまによりては岡と云へりと聞ゆ、神代紀の舊訓に丘陵をヲとよめり、播磨なる高砂も海邊に近き砂ある丘陵なりとぞ山足の引はへたる處を、平と云ふと思はむは疎なり　新撰六帖に光俊朝臣の歌に、「須磨明石浦の見わたしちかけれとあゆみくるしきたかいさこかな、とよみ給へるがみえたるを證とすべし此歌の結句、印本たかすなごかなとあり、今一寫本によれり、按ふに高砂と書るを、なべてよみなれたるごとく、たかさごとはよみがたきしらべなるによりて、おしあてにたかすなごとよみて、かなに書たる本もありしなるべし、夫木抄に載たるも、たかすなことあるは、くだりの本のまゝにより載たるものなるべし　但し和名抄に、砂聲類云、砂水中細礫也、和名以左古、又須奈古とみえたるごとく、以左古、須奈古ともに同物なれば水中細礫と擧られたるは漢字の本文にて、訓のうへには水中の字に泥むべきにあらず　いづれにても同意ながら此歌は高砂といふ地名を陰におもひてよまれたりときこゆれば、一本にたかいさごとある方をとりて證せるなり、さて乎加といふも加は例の處の義にて同言なり、しかるを萬葉集に、峯、嶺寺の字を乎とよむべく書たるが有によりて紛らはしきを因に辨ふべし、まづ山に彌といふは美彌と云ふは、彌に美の稱言を添たるなり、信濃にては乎彌ともいへりとぞ　いはゆる乎の中にて高き處をいふ名なり　その乎の中にて低くたわみたる處多和なり　多計嶽とは山々の在が中に殊に勝れ

て尖く高き處をいへり、故所によりて多計をば彌と云べければ彌に峯、嶺などの字を用ひたるなり、然れば彌を多計とは云ふべからず、此差別をよく辨ふべし、但し大江匡房卿の、「高砂のをのへの櫻咲にけり外山の霞たゝずもあらなむ　此歌、後拾遺集春上に載られて、詞書に（上略）はるかに山ざくらをのぞむといふ心をよめるとあり　とよまれたる高砂は高き山としてよまれたり、こは轉りたる上の詞か又はひがころえし給へるにもあるべし、古今集雑上に、よみ人しらず、「かくしつゝ世をやつくさん高さごのをのへにたてる松ならなくに、又藤原興風、「誰をかもしる人にせむ高砂の松もむかしの友ならなくに、拾遺集雑上に天暦御時名ある處を御屏風にかゝせ給ひて、人々にうた奉らせ給ひけるに、たかさごを忠見、「をのへなる松の梢はうちなびき浪のこゑにそ風も吹ける、また同集に、つかさ給はらでなげき侍けるころ人のさうしかゝせ侍りけるをりにかきつけ侍りける貫之、「いたつらによにふるものと高砂の松もわれをや友と見るらむ、また同雑戀に、これも貫之の歌に、「ひとりして世をしつくさは高砂の松のときはもかひなかりけり、地名によめるは後拾遺集

べし、又中心の丸木を杌とも云へば此器を眞魚杌と云ふべきなり、かくて其拆竹に數多の年魚を着け足らはしたるは眞に拆竹の撓々と稱ふべきさまにていと古風に見ゆるにおもひ合すれば此古事の尾鰭鱸もかゝるさまに拆竹の撓むばかりに眞魚杌に着て獻れる由なるべし（眞魚咋の咋は、例の借字なり、古事記遠飛鳥宮の巻の歌に、初瀬の川の、上つ瀬に齋杙を打、下つ瀬に眞杙を打、齋杙には鏡を懸け、眞杙には眞玉をかけ、とあるも神祭の時、物を獻るさまときこえたり、又伊勢氏に傳はれる笠掛てふ射儀の聞書に、その笠掛の時神に贄獻る事あり、そは木の枝に魚鳥などを掛て奉る例なる由を記して、然て鱸など可然時は是も一懸、魚のあぎより口へ細繩を懸て引通し、同く懸べしとみえ、また予が産土の若狹の邊鄙にては、今も懸魚とて木の杌などに魚を懸て、山神に奉る所彼此にあるなど、合せ稽れば、古魚鳥などを神に獻るには、杌に懸けて奉る例なるを、魚を多く奉らむ料に、杌に拆竹をそへたるにて、其もとの意もて杌とは云ふなるべし、さて眞魚を獻る由を申とて、其を着る器の名もて、眞魚杌とは云まじきがごとくなれど、其は種々の幣物を串に着て神に奉るを、やがて玉串と云ふ事のごとく、がゝる言ざま古も今も例ある事なり、さて彼秋山祭にいはゆる麻卒奈に昆布、熨斗、蝮、生姜を一種づゝ彼年魚と同じさまにつけて奉れり、そは眞魚杌に准へたるにやあらむ、又按ふに古は魚にかぎらず、かの拆竹に着て獻る例ありて、魚を着たるを眞魚杌と云ひ、昆布を着たるを昆布杌などやうに云ひけむも知るべからず）さて天眞魚咋の天は例の天上の物の樣を摸して稱へたるなり、獻らむとは然々して獻らむと申せるなり（二荒山の神の大己貴神に生して、眞魚杌奉る例なるは、此段の古實を傳へたる祭式なるべくおもはれて、いとめでたくいと尊しかし）

○高砂の尾上

按ふに高砂の岡の上なり、歌に古今集秋上に、是貞の王の家の歌合によめる、藤原敏行朝臣「秋萩の花さきにけり高砂のをのへの鹿は今や鳴らむ、後撰集春中に、花山にて道俗酒たうべけるをりに、素性法師「山守はいはゞいはなむ高砂の尾上のさくらをりてかざさむ、と見えたるなどや古からむ、奥義抄に此素性の歌を擧て、これは播磨國の高砂にはあらず山の一名をばたかさごといふなり、をのへとは山の尾の上と云なり、ひえの山にてよめる歌なりとあり、なほこまかにおもふに催馬樂歌高砂に、多可左古乃、左伊左古乃（本には左伊左々古乃と書たる左の疊字は詠ふ節なり、仁智要錄、又古箏の譜、梁塵愚案抄等に、さいさこのとあり、故、左伊左古乃と書て引り）太加左己乃、乎乃戸爾太天留之良多末太萬川波支、太萬也名支、とある左伊左古の左は助辭にて砂なり、そは高砂の伊左古と複たる詠詞にて再高砂のと詠返す由にて記せるなり、さて高砂といふは山にまれ丘にまれ砂の多く目に立て高きを云ふ名なり、乎乃戸とは岡の上なり（尾上と書るは、假て書るなり）岡を乎と譯むは字書に、山脊也と云へる義によれるにて當れり、高短をいはず山脊を乎と云へり、

といはる、からミタマフリと云ひ、又フルヒの本語フルなるをひ、ふ、へと活用く辭フユともいへるによりてルとユとは殊に親しき音なりミタマノフユと云へるなるべし、さて奥義抄に云曾丹歌に、「いとまなみかひなき身さへいそぐかなみたまの冬とむへも云ひけり曾丹は、曾根好忠なり歳の終に亡魂を祭りて恩徳を報るなり、よて御魂の冬といふ、所謂荷前祭也といはれたるはいかゞあらむ、但むかしは年の終に荷前使を立て定まれる陵墓に幣帛を奉られ又なべても年終に祖々の靈まつりする例なりければ詞花集に、是も好忠の歌に、「たまゝつる年の終になりにけりけふもや人に逢むとすらむ、又後拾遺集哀傷部に、和泉式部、十二月晦日の歌に、「なき人のくる夜と聞けど君もなし我すむ里やたまなしの里、かげろふ日記、十二月卅日の事をいへる條に、みたまなど見るにも、例のつきせぬことにおぼゝれてぞはてにける、枕草紙子に、ゆづり葉の事を、なべての月ごろはつゆきこえぬものゝ、しはすのつごもりにしもときめきて、なき人のくひものにもしくにやとあはれなるに、又よはひのぶるはがためのぐにもして、つかひとめるはいかなるにか、つれ〳〵草に、なき人のくる夜とて玉まつるわざは、此ころ都にはなきを、東のかたには猶する事にて有しこそあはれなりしか、報恩經に、除夜亡魂來る事見ゆ、さて又貞治五年、年中行事歌合に、孟蘭盆（七月十五日）けふとてや内藏の司の備ふらむ、たまゝつるてふ七月なかばに、二條良基公の此歌の判詞に、孟蘭盆の事は佛弟子目連母の生所を見て悲しみしにや、經文に侍るとかや、玉祭ると侍るはなき人に手向する心にや、玉のありかなど申、源氏物語にも、たま殿など云へるもみな亡者の在所にて侍るにや、鎭魂祭と申事の侍るは、あらぬ事にて侍るなり、それは人魂をしづむる祭にて侍るにこそ　其祭をミタマノフユといへりし由なり、そは祖々の靈のふゆかゞふらむとする意なり清輔朝臣のフユを、冬の事と心得られたるは誤なり

○眞名咋

古事記神代卷なる天之眞魚咋の事は、下野國河内郡二荒山神社の秋山祭の獻物の中に思ひ合さる、ものあり己前に二荒山神社の神官、中里詮篤が家に宿りつるほど、秋山祭の時に遭て、其祭儀を親しく拜み見たりき、總て此神社の祭式、古風なる事多かる中に、九月の秋山祭、十月の御田主祭は、ことさらに祭主を立てゝ、いと嚴重に齋清まはりて仕奉れる事なるが、秋山祭には種々古風の獻物いと多に置足はして祭り奉る狀いひしらずめでたく尊し、さて此神社を後世には宇都宮大明神とも申し、其鎭坐す地をもやがて宇都宮と呼へり、祭神は大己貴命に坐す、崇神天皇の御世、皇子豐城入彦命、東國を治坐すとて、今二荒山といふに連きたる白峰と云ふ山に、始て祭祀給ひつるを、後に今の地に遷し奉りて、なほ舊のまゝに二荒山神社と稱し奉れり、神名帳に、河内郡二荒山神社、名神大と載られたるは此神社に坐すとぞ　其は四方一尺五寸許づゝもあるらむ厚き板を基として長二尺五寸餘なる丸木を中心に建て拆竹を縱横に疎々とわたして上張に廣く造り、上面をも拆竹もて同じさまにして處々絲にて結ひかためたり、さて其拆竹に御贄の年魚の大なるを撰りて隙もなく絲もて結ひ着て獻れり古式如此して二十基獻る例なるを、年魚の多からぬ年は三基ばかり獻りて、其外は小籠に盛れて二十基の數に備ふるなり、さて其年魚は、同國同郡なる衣川を贄所と定めて、梁うちて取て奉る古例なり　さて其器の名を麻牟奈と云傳へたり牟は鼻音にンといふこは東語の訛言にて眞魚の義なる

式古本にも鎭魂祭をオホムタマフリと訓るは古語なり、又上に引たる令集解に鎭魂祭につきて問二布利之由一とあるも、ミタマフリといへる證なり オホムはオホミの言便なり、式印本にもしか訓、またミタマシヅメ、またオホムタマ、ツリとも訓を施たるは、後の世の別の唱なり 正しくはオホミタマフリと唱ふべし、職員令の鎭魂の義解に、謂鎭安也、人陽氣曰レ魂、魂運也、言招二離遊之運魂一、鎭二身體之中府一、故曰二鎭魂一、ある運は轉また動の義ある字にて運魂とは魂は固此方より彼方へ轉り動く德用を備たる義を解る文なるべし 鎭安也、魂運也、と云へる義、字書に見あたらず、鎭魂の義を新に解れたりときこゆ さらば卽上に說へる震ふ由なり、然るに其運魂は身體の中府に鎭坐れるものなるが、いかなる神の爲にや時として其位を離遊るときは 萬葉集十一巻に、こゝろそらなり土はふめども、源氏物語葵巻に、物おもふ人のたましひは、げにあくかるるものになん、小大君集に、大納言朝光の歌に、「なくなればなけのあはれもいはるゝをさはこゝろみにあくかれぬたま、十訓抄に、和泉式部が男かれ〳〵になりける比、貴舟に詣たりけるに、螢の飛を見て、「物おもへば澤の螢も我身よりあくかれ出る魂かとそ見る 身體の惱の出來また魂の德用弱くなるめればその離遊れ在らむを招復して中府に太く安鎭め坐く方なる義なり、年中行事秘抄に載たる鎭魂歌にミタマカリ、タマカリマシ、カミハ、イマゾキマセル、タマバコモチテ云々、後にタマカヘシスナヤと唱ふは卽この意なり 顯宗紀なる室壽の御詞に、築立柱者此家長御心之鎭也、また萬葉集二卷の歌に、眞木柱太心は有しかど此吾心鎭めかねつも、など見えたるによりても、古意をおもひ證すべし、洞物語俊蔭巻に、兼政がさきにあひたりし女の子をうみたるが、ともに洞に住たるをゆくりなく見出て、歸りて再訪ひけるほどの志をいふ詞に、此日比のほどだに魂の鎭まるかたなく思ひいられつるを かく魂を鎭坐くが卽魂の威の活き震ふ基なればなり、さればタマフリといふは用なり、タマシヅメといふは體にて其行ふ旨は全く同じ 江次第に鎭魂の方を行ふ間、女官藏人開御衣筥振動華とあるは、元來は御體に向ひ奉りて奉仕方なるを御中府に鎭め奠給ひて、御體を震ひ給ふ事なりけむを、後には御衣を下して御體に代へ給ふによりて、しかして奉仕れるなるべし、所謂十寶を合せて一二云々と云て、ゆら〳〵と布瑠部と教導給ふも、御魂の威の震ひ給ふべき神ながらなる呪術にて、幽き理ある事なるべし、かの集解に問布利之由といへる答に古記を引出たるも其意なるべし、 舊事紀にもその同じ古事を記して、是則所謂布瑠之本矣とあるも據ありて記せるものとこそきこゆれ、上に說へる鎭魂歌の後に、タマカヘシスナヤと唱ふるを、あなかしこ西戎風の死者の招魂となおもひまがへそ、さてかの古記に記せる天神の教導に、若有痛所者云々、如此爲者死人反生矣とあれば、御體に御惱坐す時に行ひ給ふべきはもとよりの事ながら、恙なくおはし坐す時にも行ひ奉仕しめ給へるのみ例となりて、反りて御惱坐す時に行はせ給へる事の都ても聞えざるは、天神の大慈愛にも乖ていとも慷慨はしくくちをしき御事なりかし、なめしけれど神の道を承尊信ひ能く神習はむと爲る族は、ほど〳〵につけて魂布利の方を行はま欲しき事にこそ、 なほ鎭魂の事は別に考記したる書あり、さて後醍醐天皇日中行事に、日毎のせうこんの御祭、今は定まれる事なり、とあるせうこんは招魂にて、こは鎭魂にはあらず、陰陽家にて別に招魂祭とて爲る方なるべし、撮壤集に、外典陰陽部に、招魂祭と見えたる此なるべし、これよりも古書にも有しと覺ゆれど今おもひ出ず さて其フルヒの約りてフリ

某といふりに、意なるがなほあり此これ魂にフルフフルヒ、フリ、フルといへる其意ばえさへに相同じきをも思ふべし白居易が新樂府昆明春水滿の篇の句に、注思波とあるを古寫本の訓に、ミフユノナミチソ、クとよめるミフユはミタマノフユと云ふを略きたる言なるべし天武紀に、招魂をミタマフリ、延喜四時祭式に、鎭魂祭をオホムタマフリとよめるも古言にて天皇の御魂の威震り給ふべく奉仕る由の稱とこそおもはるれなほ下に云はむを待べしそはまづ職員令集解に、問鎭魂祭云々、答云々、問ニ布利之由一、答古記云一本古事記云とあるは誤なり饒速日命降レ自レ天時、天神授ニ瑞寶十種一、息津鏡一、部津鏡一、八握劒一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品之物比禮一、教導導字、今の字書どもに見あたらず、類聚名義抄に、音道イフ、マウス、難字記にも、マウスと譯り、導とかける本のあるは中々に誤なり若有ニ痛所一者、合ニ茲十寶一一二三四五六七八九十ヒトフタミヨイツムユナ・ヤコ・ノタリヤ此數の字の唱ざまは年中行事秘抄によれり、いまだ知らぬ仁への爲におどろかしおくなり云而布瑠部、由々良々止布瑠ユラユラトフル部、如此爲者、死人反生矣此古記、何てふ書にや、いと正しき傳なるべし、こは古事記に、邇藝速日命參赴白於天神御子、聞天神御子天降坐故、追參降來、卽獻天津瑞以仕奉也、とある天津瑞物の中にして、皇孫の御子の繼繼、御體の御惱なく御坐まさしめ奉らむとて、天神の授敎導て天降し給へるなるべし、さて舊事紀(五卷天神本紀)にも此事を記たれど、私言を加へたるがうへに、文もよろしからず、年中行事秘抄には、其文を全く引れたり、又彼紀(五卷天神本紀)に、天神御祖詔以天璽瑞寶十種、授饒速日尊云々、また宇麻志麻治命、以天神御祖授饒速日尊天璽瑞寶、奉獻於天孫云々などあるは、古傳なるべききこゆるに、私文飾りて悉は信がたし、さて宇麻志麻治命は饒速日命の子なりとあるは後の御世に鎭魂祭とて行はる事の本なりそは儀式、江次第、年中行事秘抄、またこゝに引たる職員令集解などの彼祭の條を見るべし、又舊事紀五卷天神本紀にも見えたれど、私言交りたれば用意して見るべきなりさて其事行はれし事の史に見えたるは天武紀に、十四年十一月丙寅云々、是日爲ニ天皇一招魂之とあるぞ始なるべきおのれ始おもひけるは、この招魂は佛法に去識還來、又金剛安立などとて、死者の魂を招き還す方ありて、敎王經など云ふ經に見えたりとぞ、又徒然草に眞言書の中によぶこ鳥なく時、招魂の法を行ふ次第ありといへる事あれば、こは死者の爲にはあらじ、漢國の禮記の檀弓喪大記などいへる篇に見えたる招魂は、死者の魂を招復す例の表を餝らふ禮事のみときこゆれば、かしこきや現御體に行ひ奉るべくもあらず、しかれば此招魂之とある以前、十月庚辰遣百濟僧法藏優婆塞益田直金鍾於美濃令煎白朮(ヲケラ)と見え、その十一月丙寅法藏法師金鍾獻白朮煎、是日爲天皇招魂之とあるをおもふに、白朮は本草に、朮草者山之精也、結陰陽之精氣服之令人長生、絕穀致神仙、神農本經に、朮作煎餌久服延年不飢、仙經に、又能除惡氣弭災沴など云へるごとき藥草なるをもて、佛ざまの招魂の方に取添て、法藏寺が媚て奉仕れるにやとおもひしかど、是日云云と事別て記されたればさにはあらず、白朮は長生の藥なりと云ふによりて、招魂の日の節にあひて獻らしめたまへるなり後に神祇令に、中冬寅日鎭魂祭、また職員令に、神祇伯掌ニ鎭魂一とあるこれなり按にかの天武天皇の十四年十一月丙寅は、癸卯朔にて、廿四日第二寅日に當れり、鎭魂祭のこの令に載られたるを始、後々も同じさまに寅日に行はるゝをもておもふに、かの天武天皇の十四年に招魂行はれしより、御世々々行はるゝ例となりしなり、鎭魂の字に改たまへるは、大寶元年に令を定記さしめ給へる時よりの事なるべし、むべ招魂と書ては死者にする招魂のごとくきこえてゆゝしかしさて彼天武紀なる招魂をミタマフリと訓み又延喜

比古婆衣二十の卷

〇美多萬乃布由、又美多萬布利といふ事の考

日本紀神代上卷に、蒙恩賴を古くミタマノフユヲカカフレリとよめるをはじめ印本フユをフヱとあるは誤なり、永和本に美陀萬乃不由乎とあり、古本の訓もフユとあり、下に引く文どもみなミタマノフユとあり垂仁紀に、賴二聖帝之神靈一景行紀に、賴二天皇之神靈一、また賴二皇靈之威一、神功紀に、賴二皇祖之靈一通本ノの字なしまた蒙二神祇之靈一、武烈紀に、賴二皇天翼戴一、欽明紀に、賴二可畏天皇之靈一、名義抄に、賴、カウフルミタマノフユ、曾丹集曾根好忠に、「いとまなみかひなき身さへいそぐかなみたまのふゆとむべもいひけり、天慶六年日本紀意宴に、矢田部公望宿禰の得二大己貴大神一よめる歌に、「國平しほこのさきよりつたへくる美太末農扶由はけふぞうれしき、など見えたり按ふにミタマは靈を尊びたる辭、フユはフルフの義にて神の靈の威震ひてことさらに幸ひ給ふを辱なみ稱へてミタマノフユと云へるなり天皇の御魂に申すも、凡人の魂に云ふも同じ意ばへなり、今は神の靈につきていふフユ、フル、同言なる證は古事記明宮の卷の歌に、大雀佩せる大刀本つるぎ末布由、とよめる布由は布留と同言にて大刀を揮る狀をえかよみなせるなり布由、布留、同言なるよしは鈴屋翁の其記の傳に委しく論はれたるがごとし、なほいはゞ本つるぎ末ふゆとよめる本末は、たゞ歌詞の章のみ、さて刃あるものの柲（ツカ）をフルと云ひ、又刀をいく振といふも、フルより出たる詞ときこゆ、又大和國の石上の布留てふ地名も、其處の神宮の靈劔に由緣ありて負へるなるべしまた神靈にフルと云へる事は神の出行に供奉るを、振奉、布理出奉など古記どもに見えたり、そは多くは神輿につきていへるごとくきこゆめれど言のもとは神靈の威震ひ給へるよしを畏み稱へたるなり、大鏡に、春日の大神の事を云々と云ひて文に、帝此京にうつらしめ給ひては又ちかくふり奉りて大原野と申しなほも近くとて又ふり奉りて吉田と申て おはしますめり、この吉田の明神は山蔭の中納言のふり給へるぞかし、なども見えたり後世の行列にフルと云ふ言のあるも、威震ふ意あり、又フルマヒと云ふも、フルを活かせたる詞にて、安康紀に、威儀をよめるなどかなひてきこゆ萬葉集三卷大伴家持宿禰の歌に、丈夫之心振起、劔刀腰爾取佩、梓弓靫取負而、天地與彌遠長爾、萬代爾如此毛欲得、憑有之皇子乃御門乃云々、とよめる心振起も心震ひ起にてフリはフルヒの約たるなり今俗にも心をふるひおこすなどいひ、又威をふるふなどもいへり、また雅言にふりさけ、ふりはへなどいふフリも、ことさらに心のふるふよしなり、此ほかふり

の下に、褷褷、淋滲、皆毛羽始生貌也、豆々介、また今東人の言に物の今少にて滿足ざる事をつゝしきといへるも決て古言なり、貞治五年藤原永綱の裝束寸法口傳抄に、淨衣を狩衣よりつゝしくすべしともあり、これかれかむがへ合て歌の體裁を按ふに、百年に一とせたらぬつゝといへるを、つゝも髮にいひかけて意は百年に一年もたらはぬといふばかりに、いたく老てつゝものごとき髮をたれ亂したる老嫗の云々とよみなしたるものときこゆ

源氏物語手習の巻に、浮舟の髮のうるはしきに對へて云へる老尼の詞に、一年たらぬつくも髮多かる所にて、目もあやにいみじき天人の天くだれるを見たらむやうに思ふも云々とあるも本はこれもつゝも髮とありしを、此物語の歌のあやまりのあまねく世に口なれたるまゝに、後の人の書加へたるにか、又此歌と同じさまにはやくより書誤りたるにてもあるべし、增鏡に、彼世繼がうまごとかいひしつくも髮の物語も、人のもてあつかひぐさになれるは、云々とあるは、またはるかに後の文なれば論ふまでもあらず、さてつくもとあやまれるも、もとよりさる名の草のあるによりて、世々の人々其あやまれるに意つかで經に來しものなるべし、おのれ既におもへりしは、和名抄に江蒲草、和名豆久毛とある久の字は、豆の疊字の誤りにて、舊は豆々毛なりけむ、此餘にも同じ例の誤りの見ゆれば准ふべく、はた漢籍の物名などに、此方の詞をもて譯せるが、必しもあたらざるは常なれば、江蒲草に豆々毛のあたれりや否はさのみ正すべくもあらじとおもひしに、彼抄よりも以前に撰たる和名本草に、江蒲草都久毛と見え、また類聚名義抄にも江蒲草ツクモとあれば、此考はあたり難く、素より別種なりけり、序にいふ親房卿の洞津考に、日別命の子に都々藻別と云ふ名をのせられたり、ツヽモによしある御名にや、延暦の太神宮儀式帳に、伊勢國に都久毛島とあるを、或寫本に、都々毛島と書り、もしこれ正しからば、都々藻別の名も由ありげなり、されどなべての本ども都久毛とあれば異るにや、なほ都久毛の事は別にいふべし、東鑑九文治五年八月廿一日の下に、經松山道到津久毛橋給なども見えたり、さて付喪神記といふ古き繪巻の詞書に、陰陽雜記に曰、器物百年をへて化して、精靈を得てより人の心を誑かす、これを付喪神と號すといへり云々、百年に一年たらぬ付喪神の災難にあはじとなど見え、又泣不動緣起と云ふ畫卷に、安倍晴明付喪神を祭る處ありとぞ、こは陰陽家より出たる附會の說なり、論ふにもたらず

比古婆衣十九の巻終

らで、しか〳〵などいふつゞはたちも十九二十といへる言なり 十九にかぎりてつゞといふにはあらず、こは二十を地として其二十に滿足らはぬほどをいへる詞つかひなり、俗言に物の滿足らはざるを、ツヽ一ハイといへるをおもひ合すべし、さて又美濃國野上里の南に、ツヽヤの池といふがありて、其ツヽヤといふに廿字を當て書來れりとぞ、此はいはゆるツヽヤはタチといふ諺の詞によりて書ならへるものなるべし 故地名などに九字十九字などを塡て書ならべるがあり

大和國吉野郡なるつゝをといふ里の名を、九尾とかくも九字をつに當て、らは添て唱ふべく書ならへるなるべし、但し漢文に、九折、互折、盤折、緘繚など書るを、古訓にツヽラチリとよみ來れるは、坂路のいくつも折れたるをいふ言にて、葛籠織の義なるべければ、九尾も九折によれる書ざまなるべし、ともいふべけれど、そはものとほきこゝちす、又越前國敦賀郡に筒と云所のありしを、むかしの文書に、其地より出せる布を九十布とかきたるものあり、かゝるさまに書ける例、猶みおよびたれどいまおもひ出ず、又俗に九十九と書て、つくもとよむは、此歌の百年に一とせたらぬ云々とよめる意をとりて、戯書に書ならへるものなるべし、然るに今十字二十字をつゝとよめる事のなりなりきこゆるは、意得たがひたるもの也、中古武家の射儀に、十といふ事あり、小笠原持長の大的體拜記に、射手方の文字とて記されたる中に、中外十(アタリハヅレツヽ)一(ヒダリ)(カチマヘ)二(ミギ)(マケウシロ)など訓をさしたり、又同人の射法私記に、御的恩賞の事、十三ヶ年云々、恩賞を蒙るなり(中古の射義の中付、十の矢數の中ッには、圈をつけ、外レには黑圈を付て、其下に八九十などと中りの矢數を記す例也、此十をもツヅとよむ例なるをおもふべし)とあるは禮射のとき、十を三ヶ年爲たるものは恩賞を蒙る儀也、又同書に、十の射手を撰して云々とあるは、かの御的恩賞に預りたるをいへりときこゆ、又騎射に、五度の十といへるは諸矢もて五度馳て悉中たるを云、なほ他の書どもを參考るに、此定なるをおもふべし、そは十の矢を皆ツヾケて中たる義にて、ツヅてふ言に十の字を書たるなるべし、それより轉りて十にまれ二十にまれ定めたる矢の數を皆中たるをツヾといふめり、人の稱號に廿木をツヾキと唱ふがあるも、さる所緣有て書なれたるなるべし、さてツヾクも本はツヾなるべし、地名に綴喜又ツヾル(リ、ルと活用)をツヾクル、これも(クリ、クルと活用)をおもふべし、文選に、十をツヾと訓るは、上にいへる射手方文字の唱を心得がてなるさかしらわざなり、かくて此ツヾクなどのツヾも、元ツヽの活用にてツヽシキをつなぐ意にて、ツヾケ、ツヾクなどいへるなるべし、かの地名の綴喜を、古事記高津宮の巻に、筒木(清濁今は異なれども、もとは清めるなるべし)とも書れば言の本末を考へておもひまがふべからず

また新撰字鏡に玄孫をツヽコとあるは父母よりいはば子孫曾孫玄孫と繼々に脈きの隔りて親みのやゝ玄遠く足らはぬ子なるよしの儀なるべし、またつゝむ、つゝ恚む、つゝまやか、つゝしる、などいへるつゝも物事を滿て足らはせざる義ときこえたり 右に引たる詞どもいさゝかづつ意のことなるが如くなれども、その義はひとつにおつめり、能く考べし 和名抄に淋滲

入ニ白鹽於土器一奉供と見えたり今もこれに違はず、古老口實傳、御鹽湯本縁事桃柏鹽三種水合爲湯也、以榊葉枝等拂灑之といふは桃柏の邪氣を避るといふより轉たる後の世のわざなるべし

○百年にひとゝせたらぬつくも髮云々

信友按に此歌のつくも髮といふにつきてつくもといへるもの、事を種々考たる説多かれど皆かなへりともきこえず、然るに近き比おのれがおもひ證したるやう○舊はつゝも髮なりけるをつくもと書誤りてさる本の世には廣ごり傳はれるなるべし 假字の疊字をくに誤れる例いとおほし、己が持たる古き寫本に、つゝもとあれど、つくともつつとも見ゆれば證とはなし難し、明月記に、寛喜三年八月七日、徒然餘、余自一昨日染盲目之筆書伊勢物語其字如鬼、と記されたり、按に定家卿七十歳になり給へり、同卿の天福の本ときこえたるは、わづかに中間一年隔たれば、しか年老くづほれ給ひて、又別に寫されたるにはあらで、其を天福元年に書華給へるなるべし、件の本を傳寫したらむには誤も出來つべし、海人藻芥に、定家卿といふ名人の手跡以外の悪筆なり、然れども明月記といふ名譽の記錄皆自筆也といへり、但し定家卿の手を經ざる本にもつくも髮とありと或人いへり、これまことならばはやくよりの誤なるべし、すべて此物語諸本不同なり、纔々に改削せるものなり、又眞字本に、椠蛛神とあれど、この眞字本の事は玉かつまに論あり、古き證とはなしがたくなむ　そは己が産土若狭國の海につゝもといへる藻ありて浦人どもの采りて菜とするものなり、すなはち今の俗年始の齋物にするほだはらといふもの是なり 今國人のむれ〳〵しききはほだはらといへど、浦人などはもはらつゝもといへり、決く古言なり、上田秋成の説に、若狭國の海につくもといへるものあるよし云へれど、國中に曾てさる名のものあることなし　さて其さまはなべての人も知る如く一ふさの長さは二三尺ばかりにもなりて莖も枝もいとほそく連なりて髮を垂亂したる如く海中にある時は色黑くいさゝか黃ばみたるが其暴乾たるは薄く黃に變るなり 葉はいと小さくて目にたつばかりもあらず、實も同じ色にていと小く丸し　そはいかにも老嫗の髮のたれみだれたるに譬へつべきものなればつゝも髮といへるなるべし いはゆるほだはらは、漢籍本草綱目に、海藻生海島上黑色如亂髮、また馬尾藻とも稱て近海諸地采取亦作海菜と見え、又外臺秘要に、馬尾海藻ともあるものこれなりといへり、和名本草には、海藻を之末毛、一名爾岐女、一云於古、また和名抄にも爾岐女とあるはいかゞあらん、萬葉集に馬尾藻（ナノリソ）和名抄に神馬藻ナノリソとあるもほだはらの事也、といへり、このナノリソといへるにつきては己別に考あり　さて此歌を釋むには、つゝも髮のつゝは百年といふへいひかけたる言なればまづ其つゝといふ言に意をとめて釋くべき也、つゝとは何にまれ物事の未少し滿足らはざるやうの事をいへる言なり手業の足りとゝのはざるを手づつと言へるをおもふべし 此言、紫式部日記又無名抄などに見えたり、宇治拾遺に、口てづつとあるは、手づつと云るより轉りて、口語の足りとゝのはざるをいへる詞ときこえたり　又若き人の年齡のほどをつゞはたちばかりといひ、成人氣なき人をつゞやはたちの身にもあ

し俗にシホハユキともいふ、さて波由支は辭にて、マハユキ、オモハユキ、などの類なるべし

○布久利都岐

倭名抄に唐韻云、〓音遲、俗云布久利都岐馬腹下聲也、布久利は同書に針灸經云陰囊俗云布久利とあり今俗に云キンなり都岐とは同書張揖云䃅蜒灘天二音之多都岐舌不正也とある都岐に同じ、之多都岐とは今も俗に云詞にて舌のことに柔輭にして物言ふと上齶に切りて餘韻ならぬをいふ、しかればツキは切鳴るやうのことを言ふ詞にて陰囊の兩胯に切りて鳴よしにて俗に云きむなり唐韻に、腹下聲といへるは、とらへ處もなき疎なる注ざまなり、さて又和名抄に、嘔吐を倍止都久と見え、又噦を惠豆支といふも、惠は吐むとする聲にて、たゞ吐くことをいふにはあらず、切り鳴るよりいへり、又息を都久といふも、聲ある上より云へる詞にて、詞のもとは同義なりと聞ゆ、今鄙言に、ウソチック、アクタイチックのツクも、もと同義か　さて此鳴りは實は何處の鳴にかしるべからねど耳目の及ぶところをもて布久利都岐といへるものなり、此言古本に聲を點たるに據りて久を清みて布久利都岐とことごとく上聲に唱ふべきなり、陰囊はもと袋と同義の詞にてふくらみたる義の詞なるべし

○鹽湯

大神宮儀式帳解廿一卷に、　卽大神宮司卜食定弖糸遠令㆓編定㆒、御調櫃入弖鹽湯持弖清弖御調倉進納畢、鹽湯は堅鹽を湯に和て其物をそゝぎ清むるなり、鹽を用るは伊佐奈伎命檍原にて身滌ませしによるならむ

信友云、鹽を用る由は海にて身滌し、また潮水にて物を滌き清むるに便りなき時鹽に代へてものするなるべし、然らはたゞ鹽水にてあるべきを湯を用るは鹽を燒て製りたるものなればその火の穢あらむ事の知られねば、清火にて沸したる湯に和して鹽を清むるなるべし

儀式大嘗祭條九月中旬云々、下旬至京齋場宮人並國司持㆓麻平鹽湯㆒迎㆓南門㆒灑㆓御稻並雜物㆒訖、中宮式三月潔齋云々、宮主供㆓奉御祓㆒御麻幷鹽湯案一前解除調度如常春宮式四月上申、奉平野祭幣云々、至㆓神院外㆒東宮下駕神祇官迎供㆓神麻㆒灑㆓鹽湯㆒至神院以下信友補

信友云、儀式大嘗祭中に神祇官中臣一人、率㆓神部等㆒持㆓祓麻㆒鹽湯灑潔、供㆓神物並雜物㆒訖と見えたり

とあり、本宮にてはこゝに見ゆるを初め江次第公卿勅使祭、内人二人灑㆓鹽湯㆒獻㆓大麻㆒、また年中行事二月九日祈年祭云々御鹽湯小土器入白鹽以榊枝獻之勅幣中興記、正保四年九月十五日云々、於㆓同御門之内㆒灑㆓御鹽湯㆒長重父子

其獸肉を忌む事は其血氣を穢とするにて其白骨にいたりては鹿の胛をト問の物實とするを始め角皮など何くれの調度に用ひ延喜臨時祭式神供の中（四隅疫神祭、畿内堺十處疫神祭、蕃客送堺神祭、障神祭）に牛皮熊皮鹿皮猪皮あり、其餘にも鎭新宮地祭、鹿皮、羅城御贖、なほありまた獸肉などにて製造し膠もて墨に調へて神名をさへに書くをこれらをなじる者のあらむはかたくなゝり

臨時祭式に、凡甲處有穢云々、皆爲穢云々、其觸ニ死葬ニ之人、雖レ非ニ神事月ニ不レ得レ參ニ着諸司并諸衞陣及侍從事等ニとあるに拾芥抄此文に引續て、但馬牛犬穢者當ニ齋月ニ忌レ之とあり、此十一字は後世の加筆なる事決く式の本などにも見えず

○鹽尻

岐蘇の驛路鹽尻より越ゆる間の山に鹽尻峠といふあり（共に信濃國小縣郡）その峠より諏訪の水海一目に見おろさるゝが空よく晴たる日は其東南の方とおぼゆ、山の峽にあたりて海づらに富士の高ねはるかにちひさく見ゆ、かの鹽尻てふものを海邊にてまさめに見たらむこゝちしてめづらしさいはむかたなし、この峠をしもしほじりといへるは伊勢物語にいはゆるなりは云云といへるをおもひてむかしたれしのみやび人が名づけそめたりけむが（源平盛衰記に、白鳥川原を打出て、しほじりざまへあゆませ行とあるも、此地ときこゆ、）轉りて驛の名にもおひたるなるべし

追加

古今序法に云（應永丙戌仲秋上旬作、了譽記之とあり、全七册）富士山に多の名ある中にしほじり山と云、云々海士の鹽たるゝに砂をたれはて、後打こぼす沙をしほじりとなん云、彼山其しほじりのすがたに似たり、故にしほじり山といふ、き、を憚りしほり山と云、伊勢物語に彼山は云々なりはしほじりのやうになんありける云々とあり、はやくかゝる考のありしを心とゞめたる人のなかりしにや、近世となりて天野信景（サネカゲ）の心つきたりしよし今はめづらしげもなきがごとくになりつるなり、さてもとしほりじりといへるよしなるをおもへば潮をしほりたる砂の堆き處を尻としてしほり尻といへるなり、さればしほ尻とはしほり尻の略かりたる言なり、これによりてなほおもへば志保てふ言も志保利の約れる詞、宇志保は其志保のいまだ海にあるよしにてもとは鹽たれむ用ある時にいふ詞なるべし其鹽の味あるさまより、志波々由支ともいふなるべ

花はその心なるべしといへり、然ることなるべし また小大君集に、女御たちのおほひつぼねにさぶらひける時の御佛名のまたの夜まゐりたるに人々あつまりいてとくまゐれとせむれば何事ならむと思ふにけづり花を庭にさしたりけるに雪のかゝりたるをよめとありければ 一本に、よめとなりけりこゝろもえず 年つまば誰かは雪をはらひあへむ菊のうへとも云ばしこそみめ、又新續古今集俳諧歌に、ひえの山にかたわ きイ けてけづり花しける事侍るにかたきの方にをみなべしをつくりたりけるを人々もてあそびければねたくてむすびつけける、僧都觀教「草も木もほとけになるといふなれどをみなへしこそうたかはれけれ、などありかゝる風情をもおもひ合すればたはむれに削り花を作らせてもてあそび給へりしにてもあるべし

○穢多

今の世に穢多と云ふ輩の者上代にきこえず、延喜臨時祭式に、凡鴨御祖社南邊者雖レ在二四至之外一濫僧屠者等不レ得二居住一、和名抄に、屠兒、楊氏漢語抄云、屠訓二保布流一屠兒和名、惠止利屠二牛馬肉一取二鷹鷄餌一之義也殺レ生及屠二牛馬肉一取賣者也、七十一番の職人歌合の繪にゑたありて獸皮を製する處を畫り いたかと番へり 歌に、人なから如是畜生ぞ馬牛のかはらのもの、月見てもなそ「しのび妻た、すむ宵のかどの犬ゑたにわかれの人をとがむる、歌林樸拾樕遺に、川原ものといふ穢多の云々などみえたり 會津にて川の者、山の者などいふ賤民一種ありて村をなせり、これ古の俘囚なるべしと、其國人なる佐藤忠滿いへり そは食料にする鳥すらその屠るに血あへたるはきたなき物なるを、獸はことにきたなく見ゆるものなれば良人はさらなり大かたの人も庖厨にて屠るに堪へず、又其皮などを剝ぎ制りて用ゆるにつきては其を業とする賤者のおのづから出來るなり 漢國にも屠兒と云ふ者のありしをおもふべし かくてやうやうに獸肉を深き穢とする習俗となりこしまにまに屠者は深く其穢にふるゝものなるによりて同火をいとひますます賤しみてつひにその子孫の八十續に至るまで人としもあらぬ者のごとあへしらふ事となりたるなり、彼等が遠祖をたづねなば氏姓正しき族のいかほどもあるべきを今はいかにしても良民となる事かなはざる例となりていともあはれむべき事なり、かくいへばとて今の世にしてかれきたなしとしていとはざらむは獸肉の穢を厭はざると同じ趣に道に違へり、たゞ其古今の差別をのべ明らむべきものなり、さて

もつくり、又これがくぎにさしなどするなり、されば草の處にこの歌侍りとあり、信友云、書の說は例の無稽なり、されど草の處にありといへゐは、よき心づきなり、こは撰者もこころえかねて、書として其題へ入れられたりけむ 按に、こは公事根源御佛名、十二月十九日けふより廿一日まで三ケ日なり或は一夜も例あり云々、佛前に香花などをそなふ云々、出居のまへに大櫃にをり松せきす云々、初夜中夜後夜おの〱御導師かはる、さしあぶら藏人是をつとむ云々、佛名の御導師は昔はよもすがらとなへければ延喜の御代などは夜御殿にて和琴をかきあはせ給ひけるとかや、云々とあり此を遂行はれたる朝によべ用たりし削花を東宮にもまゐらせられたるをもてあそび給ひて馬途の戸に挿たるなるべし、政事要畧、延喜十三年十二月廿一日御佛名の事を記して、廿一日竟夜云々以二導師雲晴一任二權律師一、次折二削花一爲二侍臣挿一、右大臣折二一枝一奉二天皇一云、雲乃內乃山乃路仁雲晴天皇雲晴か名をよみ入れ給へり發流花乃散由毛無、卽被仰云、此夜轉付雲晴法師云、言爲花乎折天八歸 道仁見天迷八山乃白雲延喜式圖書式、御佛名裝束の條に、金銅花瓶二口、菊削花二枚、左右近衛各進一枚、寮受供之と見えたり按に花なき時なれば削花を作りたるなるべし、新古今集雜上に佛名のあしたけづり花を御らんじて、朱雀院御製「時過て霜に枯にし花なれとけふはむかしの心ちこそすれ、花山院おりゐ給ひて又の年御佛名にけづり花につけて申侍ける、前大納言公任「ほともなくさめぬる夢のうちなれとそのよにゝたる花の色かな、新千載集冬部に、佛名の菊の花を御覧じてよませ給ひける、冷泉院御製「秋ならて霜夜にみゆるきくの花時すぎにたるこゝちこそすれ、とよませ給へるを此菊の削花なり木を削りかけて菊の花を作れるなるべし、朝忠集に朱雀院のみかど院にならせ給ひて御佛名のあしたにけづり花をさして御あそびのをりに「年ことに梅は折れともいかなれはけふをる袖の露もかはらぬ、とあるもかの削花を院に奉られたるなるべしおもひ合すべし、かくて其等の時の削花餘れるを馬途にさしおけるを興ある事として人人に歌よませ給へる時康秀にめされしなるべし、但し詞書に二條の后春宮のみやすん所と申ける時にとあれば春宮にての事のごとく聞ゆれど御息所のそを見給ひて歌めしたまへるものとすべし、さらずは春宮坊にていづこにまれ馬途に何ぞの時のたはむれに削花をさしおけるを見給へりとしてもすべての考には害なし契冲云、眞言門の經軌に、花のなき頃は雜色の綵帛を花に作りて供養すべきよしあまた見えたり、佛名の削

枕草紙に云、細殿の遣り戸いとゝうおしあけたれば御湯殿のめだうよりおりてくる、殿上人のなえたるなをしさしぬきのいたうほころびたれば、いろ〳〵のきぬどものこぼれ出たるを、おし入れなどして、北の陣のかたさまにあゆみ行に、やり戸のまへをすぐとて、えいをひきくして、かほにふたぎてすきぬ

朝餉壺　簀子　御湯殿　妻戸　馬道　西北渡殿　後涼殿北庇　北廂　格子　戸

るもおかし、こは大鏡に、長徳元年五月二日關白宣旨粟田殿なり中略殿上よりはえ出させ給はで御湯殿の馬道の戸口に御前をめして云々、北の陣より出させ給ふ伊勢物語に、むかし男後涼殿のはざまをわたりたれば、あるやむごとなき人の局より、わすれ草をしのぶ草とやいふとて出させ給へりければ、たまはりて云々とある、はざまも右の馬道なり、建武年中行事、日中行事など、御湯殿のはざま、水左記に、御湯殿間、山槐記に、後涼殿東簀子下御湯殿介など、なほ記錄どもに多かり

大饗次第作者未詳に、康平三年七月十七日記云東三條云々東三條殿大饗の時の事なり東御車宿馬道東爲二史生座一とあるを同書に六條右府記を引て、康和二年七月十七日東三條大饗也、西軒廊東砌引二塞一色細幔一、爲二軒廊馬途間一、用二幔門西一小門なるべし信友云、馬道の同書に此度の事を、康平三年七月十七日記云東三條云々、東御車宿馬道東爲二史生座一とあるも右府記に、馬途と書れたるも同東三條の第なれば同處ときこゆ、又同じ度の大饗の事を記されたる爲隆記を引て、西中門北廊上にいはゆる西軒廊なるべし西戸八帖、設二諸大夫座一、同廊馬途北遣戸八帖、設二尊者前驅座一とある馬途も同處にて決く馬道の事なり、榮花物語疑の卷道長公御堂（法成寺）をつくらせ給ふ處の文に、そなたをば北面とめたうをあけて、道をと、のへつくらせ給ひて、らうわたどの數多くつくらせ給ふ、また同卷に、三昧堂を淨妙寺建させ給ひ、なかにめたうをあけて、拾二人の僧をすませ給ふ云々、さて歌の詞書なるめどは、春宮坊の馬途の門の戸などに、削花を挿したりけるをよませ給へるなり奥義抄物名に、めとにけづり花させりけるを、めとは草の名なり、著なり、これにてけづり花を

（元服の下）自寢殿西透廊馬道令下御、同記（久安三年丁卯祇園社中の事を檢注の）（に）文西廊馬道巽柱、江次第八（七月相撲ノ條）云、御厨子所候於明義門內（或候承香殿北廂馬道之西）云々（自承香殿馬道、經仁壽殿北簀子鋪參入云々）雲圖抄（五節の次第の處）裏書に、次馬道御出入大師局（殿下同入給、他公卿徘徊馬道邊、隨所々便宜或上藕一兩參入云々）榮華物語暮待星の巻に、承香殿のめむど（た小本）うより通りてのぼらせ給ふ平家物語長門本十四巻に主上をば時忠公（卿長門本）いだき奉て雪の御所のめんと（た長門本）うに立給ふ、百練抄五に延久二年己酉四月九日寅剋奉還石淸水宮西第三御體乍帳奉移東馬道云云、兵範記、保元三年戊寅三月廿二日石淸水臨時祭也云々（主上淸凉殿孫庇、南第三間出御、公卿著馬道北座西上北面）藏人頭右中將公光朝臣依召出殿上上戸、候于年中行事障子北邊、奉仰下南壁下、經公卿座後並長橋馬道、渡東庭自吳竹西（兩カ）至于瀧口戸下、召使卽歸渡（經吳竹東）出仙華門明義西門了、此間使率舞人陪從參進云々、雲圖抄（石淸水臨時祭）裏書曰、次立挿頭花、藏人取之立長橋馬道西妻（此時の事を江次第六、立挿頭華臺、注に藏人取之立長橋東端といへり、本文馬道西妻とあるも長橋東端とあると同所にて、記しざまの異なるのみなり）江次第十（一月賀茂臨時祭）曰、次立挿頭華、注に結藁爲臺、差之藏人取之、立長橋馬道西妻（また次安螺坏銅盞銅盞上重螺坏、藏人徒手取之、安長橋馬道西妻、注に挿頭華在南螺坏在北云々）などあるこれなり（この處などの如き馬道を切馬道ともいへれど、多くはたゞ馬道とのみいへり、今昔物語に延喜の御代云々、三月中旬霖雨多によつて、南殿のはざまは殊更くらきに、公忠辨ひそかに長橋より拔足してのぼりつゝ、南殿の北の腋戸のもとに至て、聲もせずうかゞひけり、とあるはざまも馬道の事なり）けづり花は此挿頭華にてそのかみけづり花を用られしなるべし（けつり花の事は下にいふべし）

裏松固禪入道の大內裡圖考證に、據年中行事畫除目圖所考定長橋北面溝圖

（信友云此馬道は打橋にてこれを徹して道とせしこと長秋記天永四年正月元日の下に見えて考證に引れたり上に引たる今昔物語に長橋よりのぼりてとあるも打橋にのぼりたるなり）

仙花門
長橋
馬道
長橋
南殿
板鋪
石橋
東庭
南殿北面壇
河竹架
御溝
空柱
東簀子
孫庇
薄板鋪

心やたよるらむ森のこかぜも吹まさるなり、こは因におもひ出たれば引出つ

○めとにけつり花

古今集物名に二條の后、春宮のみやすむ所と申ける時にめとにけつり花させりけるをよませ給ひける

花の木にあらさらめとも咲にけり
ふりにしこのみなるときもがな
文屋康秀

按にめどは馬途にてなべて馬道といふこれなり道はダウなり、途はミチといふ方にかよはしていふ さてその馬道のありさまをまづあきらめて後この歌のことをとくべし、さて其馬道の事は和名抄に辨色立成云、馬道俗音米多字 向レ堂之道也 信友考るに、下の第三條の徑路の注に、容牛馬道とある四字こゝにあるべきにあらず、此四字馬道の注のこゝにまがひ入たるものならむか、しからば馬道向堂容牛馬之道也、とありけるか既くより寫しまがへたるか、いづれの本も異なる事なければ、此考いかゞあらむ 源氏などの物語にあまた見えて、宮中またさるべき人の第宅にもありて正堂の端の庇、長橋渡殿などいふ處の中間を庭中に通ふべき閑道を設け、尋常は内より戸鎖て事あるとき開けて出入し物をも出納る、料にかまへたるものときこえたり、さてこの馬道、物語ぶみなどにもめだうと書たれど又馬途ともいへるこれなり但しその作りざまは品々あるべし、下に云ふべし其證は大鏡伊尹のおとゞのことを云へる條に、帝馬をいみじう興ぜさせ給ひければこうらう殿のめだうよりとほさせ給ひて朝餉のつぼにひきおろさせ給ひて云々、台記仁平元年十一月十一日の條に長元九年二月十日春日祭使發向、參内の儀を載られたる下に、主上出二御晝御座一、頭朝隆朝臣奉レ仰召レ使、使進二長橋代一釣殿馬道北板上也、豫鋪菅圓座東西舞人陪從、經二馬道一立二釣殿東砌邊一、陪從發二留聲一云々、陪從退出之後、餝二人馬一手振牽レ馬、自二馬道一牽入一二廻庭中一之後、自二本路一牽出之間、朝隆朝臣取二御袙一賜レ使、云云、源氏物語桐壺の巻に、御つぼねはきり壺なるも、あまたの御かたがたをすきさせ給ひつゝ、ひまなき御まへわたりに、人の御こゝろをつくし給ふも、げにことわりと見えたり云々、うちはし、わた殿、こゝかしこのみちにあやしきわざをしつゝ云々、又あるときは、えさらぬ馬道のとをさしこめ、こなたかなと心をあはせ、はしたなめわくらはせ給ふ時もおほかり云々馬道の戸をさしこめといへるこれなり小右記に、寛仁三年己未七月廿七日相撲召合の下南殿出御也、此間降雨、仍太第自二承香殿馬道一北行、自二片庇一西行、通二弘徽殿一、母后御座仍宮司以下留片庇下本朝世記十四卷に久安六年乙丑十二月朔日宇小六條殿一宮御

の園並韓神祭儀の下に、神祇官率ニ御巫物忌神部等一歌舞、卽調ニ神樂於兩神殿前一云々、供ニ進朝神樂一料酒一缶云々、延喜の四時祭式にも、同神祭の下にも、五色帛各三尺、朝神樂料など見えたり、さて同式に霹靂神祭三座、坐ニ山城國愛宕郡神樂岡西北一とある神樂岡は文德實錄齊衡三年六月の下に、加具樂岡白川地とみゆ、但し印本には加具を賀の一字とし、岡を囲と書るは誤なり、また三代實錄天安二年十一月の下に、神樂岡世々の書にも見えたる處にて今もかぐらの岡といへり、類聚國史卅三卷に、延暦十三年十一月戊寅、遊ニ獵于康樂岡一此文は日本後紀よりとりたまひつらめど、此年間の條、本紀闕て今世に傳らずと記されたる康樂岡も決く同地なるを康樂と書たるに相證して神樂をカグラとよめる事明かなりカフの字音をカグに用ひ、樂をラに用ひたる事、古書に例多し又神樂歌古本に、神樂遊仕時云々とある神樂遊もかみあそびとは訓むべからず、必かぐらあそびとよむべく、はたこれによりて同書に、今一處神樂とあるをも准へてかぐらと訓むべきなり、これらをおもひ合せて上に引出たる古語拾遺、又儀式、四時祭式などの神樂もカグラとよむべき事准へて知るべし萬葉集書たらむ頃も、神樂と書てカグラと唱たらむも知るべからず、そのかみより字音の成語もありしなるべし、さて神樂の字訓の古き書に見えたるは、類聚名義抄に、神樂カクラとあり、又色葉字類抄にも、神樂カクラ、又闋樂カグラとあるは、按に說文に、闋事已閉門也、又曰息也、玉篇には止也、終也と註せり、續日本紀寶龜元年三月の下に、歌垣供奉れる事を記されて云々、歌數闋訖とも作れたり、然ば原はカクラノチハリとありしが、字の脫たるなりさて假字にて書たるものには貫之集の詞書に、うちの御屛風のれうのうたなつかぐら、六帖の題に、かぐら、忠見集に水のほとりかぐらする「水上のこゝろ流れて行水にいとゞなごしのこゝろおもしろ二の句、古本にこゝら流れて云、また結句、かぐらをぞするなどあり、さてカグラと云ふは神樂の義にてカミを音便にカウといふを又轉してカグといひ、ラは樂の字音にて上にいへるがごとし、催馬樂のラも同じ石川樂などいへるごとく言と字音とを連ねたる成語なり、さて其は神に奉る樂の義なるべし、しかるにたゞひとつ古今集にかみあそびとあるを證としてカグラといふはむげに後世の稱なるがごとくおもはむはひとむきなるべし、されば古書どもに神樂とあるカグラと訓むぞなほ當時の稱には叶ふべき

されど古今集なる神あそびは、まことに古語ときこえ、上に擧たる延喜式に、園韓神祭儀に、神樂とあるを、北山抄には神遊とあり、そのかみなほカミアソビともいへりしなり、又體源抄に、宇治殿東三條にて神樂し給ひけるに云々、多時助又家風を傳へたるものなり云々と云へる條に、時助が子、助忠これを傳へて、殊に堪能なりければ、堀河天皇階下にしてうけならひ給ひて、常にこの神遊ありけりともあり、いま雅言にはしかならひいふべきなり、さて神あそびとは、あそびして神に奉る由なるべし、赤染集に、まうでつきてみれば（熱田の宮なり）いと神さびおもしろき所のさまなり、あそびして奉るに、風にたぐひてもの丶音どもいとおかし、「ふえの音に神の

なくに、又百鳥とよめるは同五巻に「梅の花今さかりなりも、とりの聲のこほしき春來たるらし、など詠り上のも、ちとりなくなる春はの歌の顯昭古今集註に一説を擧て惣て百千の鳥と云なり春は諸鳥のやはらぎ鳴ゆゑなりといへるに對へり顯注密勘なるも大意同じ　百千鳥は鳥のあまた打むれたるをいひて百鳥千鳥の意なり、また百鳥といへるも千鳥といへるも同意にて其差別あることとなし百をモ、チともいへるによりて、其意ならんともおもはるれどこちたし、百鳥とも千鳥ともいへるをおもへば、百鳥千鳥といへる意と辨むかたおだやかなりかし　水邊なる千鳥とは異なり此鳥も、あまたむれ居るものなるゆゑに、千鳥といへるなり　また百千鳥を鶯なりといふ舊説あるを定家卿の愚勘に非レ鶯とも難ニ一決一とあり、定家卿の拾遺愚草雜下に、建久六年正月叙位にともに加階したるあした左衞門督隆房卿「くれ竹に木傳ふ鳥の枝うつりうれしききふしとともにこそしれ、返し、「百千鳥木傳ふ竹のよのほどにともにふみ見しふしそうれしき、とよみ給ひしは鶯としてよみ給へるにていかゞなり

こは三月の頃公事ながら事なくて殿にさぶらふ事ある定の時、三日　文みる事も叶はざれば、いねむらじとのすさみに何をか三つ考てんとおもひおこして、そらに考出たるを、其のちひとわたり本つふみとともに挍へ合せて記したるなり、その後は思ひすてたればよくも考ず

○迦倶良考

古書に神樂と書たるをカミアソビと訓べきよし古今集にかみあそびのうたとあるに據りて縣居翁、鈴屋翁の既に委しく辨へ説はれたるはまことにさる事にて古意もてよまばしか云ふべきことわりながら古よりカグラといへる成語も證ありてきこゆるを今試に論はむとす、其はまづ字に古く神樂と書たるは萬葉集中にさゝなみと云ふを戯書に神樂聲浪また神樂浪、神樂波など書たり又樂浪とも書けるは、漸に字を省けるものなり、又續日本紀和銅五年八月の下に、樂浪河内といふ人の姓名見えたり、この樂浪もサヽナミなるべし、また和名抄但馬の郷名に、樂前、佐々乃久萬ともあり、古くより用ひ熟れたる書ざまなり、さて然書る意は、神に奉る樂には必小竹葉を手種にとりて、打振つゝ歌ひ儛ひたりときこゆれば、其小竹葉のさやぐ聲をおもひよせて書けるか、又樂して神をいさめ奉るにサヽとはやす言のありしによれるにもやあらむ、今の俗のうたふ歌にも然囃す事あり、そはとまれかくまれ、サヽとよむべきために神樂と書ける事は決し　されどしか神樂と書てそのかみいかに唱たりけむ其は今知りがたければ姑く論はず、神樂をカグラとよむべきは古語拾遺に、猿女君氏供ニ神樂之事一と記し、儀式

露ならぬいなおほせ鳥の涙さへさもひちまさる秋の袖かな　　知　家

はやはこべ門田の（夫木抄には、かり田とあり）面の駒のあしいなおほせ鳥の聲いそくなり　　信　實

此歌をこゝろえひがめて馬なゝと云へるなり、夫木に、刈田とある方よろしくきこゆ、兼盛朝臣のからくしていそきかりつむ山田かな云々とよめるに思ひ合すべし

なにそこは（夫木抄には、なにそこのとあり）いなおほせ鳥の名のみしてかりほす民そあしたゆく來る

光　俊

夫木抄　九十九首の歌中

かきほなる菊のしけみにかくろへていなおほせ鳥のこゑのけちかさ

こはきせきれいにて叶へり

このゆふへいなおほせ鳥も聲たて、秋うらかなしあさちふの庭　　爲　兼　卿

春の田はいなおほせ鳥にすみかへでけさわかかとに鶯のなく　　後九條内大臣

同抄　建長八年百首歌合

わか門につくる山田のほにつきていなおほせ鳥のこゑすたくなり　　行　家　卿

判者知家卿云、穂につきてと侍る詞いらなくすべもなし、いなおほせ鳥を雀といふ事の侍るとかや、たしかならぬ下説なりと云々。

○百千鳥

古今集春上に題しらず（よみ人しらず）百千鳥さへつる春は物ことにあらたまれとも我そふりゆく（この歌の二句、顯昭古今集の註に、なくなる春はとあり）また萬葉集十六巻に「吾門の榎實もりはむ百千鳥千鳥は來れと君そ來まさぬ、貫之集、「百千鳥こつたひちらす櫻花いづれの春かきつゝ見さらむ、後拾遺集春下に、藤原長能「聲絶すさへつれ野べの百千鳥のこりすくなき春にやはあらぬ、源氏物語若菜の上巻に、あさほらけのたゝならぬ空に百千鳥の聲もいとうらゝかなり、また御法の巻に、百千鳥のさへづるも笛の音におとらぬこゝちして云々、又千鳥ともよめるは上に引たる百千鳥の歌に並ひて萬葉集十六巻に、「吾門に千鳥しばなくおきよ／＼我一夜つま人に知らるな（これ百千鳥も千鳥も同じき一つのかむがへなり）また十一巻に、「明ぬべく千鳥しばなく白妙の君か手枕いまたあか

せ鳥のおとなふもさま〴〵さまかはりたるこゝちして心ぼそげなり

秋ふかき頃稲葉の風吹そよぎ、かのせきれいの清亮に來なく田家のさま見るがごとし

堀河百首に　田家　　藤原仲實朝臣

秋田刈るおしねのひたははへたれと
　稲負鳥の來なくなるかな

此歌主の綺語抄に、稲負鳥は庭たゝきなりとあれば此歌庭たゝきをよめる事論なし、次に引二首も同度の歌人のなれば仲實主と同意にてよみ給へるなるべし、但し俊頼朝臣も同度の歌人なるに上に引たる無名抄の説にてはおもひさだめられざりつるなり

同　同題にて　　藤原顯仲朝臣

我かくる門田のひたにおとろきて
　稲負鳥の立やさわがむ

稲負鳥は稲をはむ鳥ならねばかれをおどろかさむとて我かけたる引板（ヒタ）ならねど雀などをおどろかすによりて稲負鳥も立さわぐならむが本意ならぬよしなり、此度藤原師時朝臣の同題の歌に「むれてくる田中の宿のいな雀我ひくひたに立さわくなり、とよまれたるは雀をおどろかさむ料にひたをかけたるよしなりおもひ合すべし（同百首橋の題にて、藤原公實卿、「板倉の橋をは誰もわたれとも稲負鳥そ過がてにする、按に三句印本に、わたるともとあるは誤寫なり、鶺鴒の橋上を行返るさまをよめるのみなり、ことごとしく板倉の橋とよみ出られたれど、何のよせも風情もなき歌とぞきこゆる、此歌おのれ既には、いもせの道にかけて戀の情をよみ給へるにやとおもひよれる事のありしかど、橋の題にてよみ給へれば、さる意にはあるべからず、又此歌につきて、稲負鳥は馬なりといへる説もありとぞ、そは論ふにもたらぬたはごとなり）

古くも猶あるべけれどおぼえず、この頃より後の人の歌もあれどそは心得ひがめたるがありときこゆれば引も出さず、夫木抄に、「我門につくる山田の穂につきて稲負鳥の聲すたくなり、とよめるは雀なりといへる説によれるにて論ふにたらず、（本ノマヽ欠文）に為實卿の歌に、「かきほなる菊のしげみにかたへへて稲負鳥の聲すだくなり、これはせきれいか、たゞ何となくしらずよみか、また

新撰六帖　いなおほせ鳥の題にて　　家　良

霜ふかき朝けの風のさむけきになくや門田のいなおほせ鳥

為　家（定家卿子）

露けさもおのか涙か秋の田のいなおほせ鳥はなかすもあらなん

證あるをすて、順朝臣にのみへつらふべきものかは、順ぬしの説にはひとつも誤なしとおもへるにや、かへすぐ〻をさなし（そは倭名抄をよく見ればあやまり給へる事なほあり）

大中臣能宣集に、九月ゐなかの家の稲をとるに狩する人まうで來たる女ども侍り

かりにとて我宿のへに來る人は
いなおほせ鳥にあはむとやおもふ

按に、こは繪題にて賤の女の戯れて狩人によみかけたるさまなり、歌の意裏に稲負鳥はとつきをしへ鳥ともいひて夫婦の道によしある鳥なるをもて女のおのれが事にとりなして狩のついでに吾家に立寄てわれにあはむとし給ふにや、そは心あさきふるまひなりとかこちたる意ときこゆ、狩にとては鳥狩にといへるにて、かりといひ稲負鳥といふに、鳥狩と稲を刈と兩様に云ひかなへ、また假の意をもにほはせて一首をと〻のへたり

平兼盛集に、九月田かる處に翁あり

からくしていそぎかりつる山田かな
稲負鳥のうしろめたさに

これも繪題の歌ときこゆ、下の句稲をおこたりて刈おくれたらむには稲負鳥のとがめおもはむ事の安からねばとなり（又稲を貢せ取と云ふ名の意にとりて、たはぶれたるにか）上句はきこえたるがごとし

あしひきの山田もるすごあすまでと
稲負鳥をおふも手たゆし

これも繪題なるべし、二の句は山田守る賤子なり、萬葉集によめる歌詞なり（夫木抄に、寂蓮、山田もるすこかいほりのうた〻ねに云々）一首の意は稲を刈おくれて明日は刈とらむとおもひ居るに稲負鳥の來なき催すがうるさく其を追ふ手のたゆきよしなり

和泉式部集に

逢ふ事をいなおほせ鳥のをしへずは
人は戀路にまとはましやは

通本四句人をとあり、無名抄には人を戀路にまとはさらましとあり、古今集榮雅抄に四句を人はとあるそよろしかるべき、此歌の稲負鳥はとつきをしへ鳥の事にて鶺鴒なる事論なし、一首の意かくれたることなし

狭衣に（大貳三位作なりとぞ、三位は紫式部腹にて、右衛門佐藤原宣孝の女なり、後一條院の御乳母となれり）稲葉の風も耳ちかくは聞ならひ給はず、いなおほ

按に、鶺鴒は上に云へるごとく夜も鳴わたるものなればかくよめるなり、但し此歌はしか〴〵のつとめてよみてやりたるなるべければ實に夜中に稻負鳥の鳴を聞てよめるにはあらざるべし、歌の意はかのとつきをしへ鳥といふ古事に庭た丶きともいふさまをも裏にふくみて、君がた丶くとおもひけるかな、と深く待戀し情を戯れか丶りてのべたるなり 此俊子は、同物語の中、又他書どもに合せ考るに、延長四年亭子院の六十の御賀の頃、世ざかりにて右馬允藤原千兼に逢ひ、つひに實の妻となれり

倭名抄に 源順朝臣作、此主、延喜十一年に生れ給へり、俊子に少しおくれて、生れ給へるなるべし、 萬葉集云、稻負鳥、其讀以奈於保世度里(イナオホセトリ)とありて 按に、萬葉集に稻負鳥の名見えず、上に引たるごとく、新撰萬葉集に見えたれば、こは新撰の字脫たるなるべし、されど奥義抄にも、此倭名抄を引て、いなおほせとりと言て、萬葉集を引文に出したればとあれば、旣くより新撰の字脫たりしなり 鶺鴒とは別に擧られたり 上に引たるがごとし さて序に、若ニ本文未レ詳、則直擧ニ云々一、或擧ニ類聚國史、萬葉集、三代式等所レ用之假字一、水獸有ニ葦麻之名一、山鳥有ニ稻負之名一、云々是也、と謂はれたるはいかゞ、水獸と山鳥と對へたる文飾にふと誤給へるにか、此朝臣の集に九月小鷹狩の所 夫木抄には屏風とあり 里遠み暮なは野邊にとまるへしいなおほせ鳥に宿やからまし、とよまれたるをおもへば稻負鳥をむねと野にある鳥の如くによみなされたりときこゆ、しかるを和名抄の序に漢名のしられぬよしにて山鳥と書き又本文にも鶺鴒と別に擧られたるは此書かき給へる頃はいまだおもひえられざりつるを後に鶺鴒なる事をおもひさだめて歌にもよみ給へるなるべし、さて此歌は稻負鳥に宿やからましとはとつきをしへ鳥の一名としてよまれたりときこゆ、此主の後寂蓮法師の歌に、「をみなへしおほかる野邊の庭た丶きさかなき事な人にをしへそ、とよめるにもおもひ合すべし、此歌は夫木集に見えたり、さて鶺鴒は上に云へるごとくむねと水邊田などによりくる鳥ながら野にもたえて來らざるにはあらねば歌ざまによりてさもよむべきなり 經國集に、仲雄王の和和少輔、鶺鴒賦に、就河畔之青草、託孤棲於茂裏、また菅清人の同和賦に、就醫蒼之安禪生雛 しかるを上に引たるごとく順が和名抄にはにはた丶きをば云々、又別に稻負鳥と書て云々、こと鳥と見えたり順知らざらむやは云云、順がわきまへざらむ事を今の世に定めがたしといはれたるはをさなし、順朝臣そのかみの博識人にはあれど和名抄書給へる頃はいまだ知り給はざりつるなるべし、又そはつひに知り給はざりつとて外に

のなり、鳴聲いと高やかに清亮(サヤ)めきたり、稲を刈取たるあとの田面へはことに多く來るものなり そのころ民家の庭などへも來るものなる事は、庭くなきの下に云ふがごとし、合せ考ふべし さて稲負鳥としもいふは此鳥の來鳴く頃稲を刈る候なるをかれに促されていそぎ刈收る義にて民どもの名づけたる名なるべし 郭公の田植るころ來なくをもて、しでの田長といひ、又勸農の鳥などもいへるこゝろばへなり、すべて鳥蟲などの名にかかるこゝろばへにて名づけたりと聞ゆる事なほあり 僻案抄に記されたる安藝國人の此鳥の來りなく時田より稲を負て家々にはこびおけば申なり、といへりと記されたるにいとよく符ひたり、又玉篇に鴿鵖鴿也とあるを古訓にムギマキトリと見え今も遠江わたり其ほかの國にてもしかいふ處ありとぞ、其はなべては稲を刈收むる頃には麥を蒔或は刈田を耕へして蒔もするものなれば其候に來るよしもて名づけたるをおもひ合すべし、さて古く稲負鳥をよめる歌又書どもに見あたりたるを擧て證すべし 凡其歌も、又其書作る人の世の次第を考て記せり

古今集秋上　題しらず　よみ人知らず

我門にいなおほせ鳥のなくなへに
けさふく風に鴈は來にけり

按に、此歌六帖に人麻呂の歌として、初句我宿にとあり、顯注密勘の古本になくからにとあり、集に載らるゝ時撰者の意もて宿を門と改られたるにもやあらむ、貫之朝臣の土佐日記に阿倍仲麻呂朝臣の青海原ふりさけみればといふ歌を擧られたるに同主のむねと預り給へる古今には天の原とあり、この外古歌をそこゝ改て撰集に載られたる事例多し

同秋下　是貞親王の家の歌合のうた　壬生忠峯

山田もる秋のかりいほにおく露は
いなおほせ鳥の涙なりけり

按に、此歌新撰萬葉集上卷に結の句涙那留部之とあり、さて詩には稼田上ヒ此秋登、秔稻青ヒ 一本離ヒ 九種同、皷腹堯年今亦鼓、農夫扣レ角舊謳通、とありて稲負鳥の事なし、しかるに一說にこの詩に扣角とあるなるべし、稲負鳥は牛なりといへるはいとをさなし

大和物語云、俊子千兼を待ける夜來ざりければ 夫木抄にも同じ

小夜ふけて稲負鳥の鳴けるを
君かたゝくとおもひけるかな

云ふものを負ひて入るなり仍號レ之、定家卿の説とは、僻案抄の庭たゝきなりといへる説を、正説とすべしとのたまへるなり ○忌部正通の神代口決貞治年中著 に鶺鴒を又云稲負鳥と云へり ○古今榮雅抄にも飛鳥井雅親卿 全く定家卿の證説に據給へるさまに注されて、さて稲負鳥は庭た、きなり黄鶺鴒を云へり又爲家卿の定家卿の子 秋の田のいなおほせ鳥のこかれ羽に木葉異本に梢もよほす山風そふく、異本、露や染らむ といふ歌をあげて、あまとぶや夫木、秋の田のとあり 稲負鳥のこかれはの紅葉の色をいそきかほなる、此こかれ羽につきてよまれけるにや、又家隆卿の、「我戀は稲負鳥のなくなへに涙や落る鴇(タウ)のこかれは、といふ歌を擧て 稲負鳥を鴇として讀まれたるやと、やうにも説はれたるは誤なり、大原三吟と云ふものに、たうの事を宗祇が説に、此鳥は鳴聲明らかならず、思ひにしづむ鳥なり、しかる間其思ひに羽こかれ候なり、貫之歌にとて、山高みすその、夕日かゝやきてうへ田にうかふ鴇のこかれ羽、といふを引出たり、此歌貫之のなりといへるは信がたけれど、古歌なるべし もみぢの色は黄葉こそ本にてあれば庭た、きにも黄色の羽あれば相違なしと説はれたり此榮雅抄は文を約めて引たり、さて家隆卿の歌の鴇を稲負の義ならむと云はれたる説あれど、そは誤なり、鴇の事は因に下に云べし 件の黄鶺鴒なりといはれたるは定家卿の證文などにつきて正し給へる當時の正説なるべし、さてその引歌の稲負鳥のこがれ羽とは黄鶺鴒の羽の黄なるを焦レ羽といひそを木枯葉といふにとりなしてもみぢにかけてよみなしたる歌とこそ聞えたれ但家隆卿の、鴇のこがればの歌の鴇を、稲負の義ならむとやうに云はれたる説あれどこは誤なり、鴇は鴇字の皇國にて書なれたる古體にて、なほ鴇とも、鵇とも書て、鴾と通用の字なり、和名抄に、鴾異名を紅鶴、又桃花鳥と擧て、豆木と訓り、異本どもには鴾を鴇鵇と作たるもあり、それより古きものには、新撰字鏡には、鴇鵰二字、豆支、又云太宇とあり、類聚名義抄に鴇をツキともタウ、タヲ、字鏡集に、鴾をもタヲ、ツキとよみ、玉篇の鴾字を、古訓にツキと訓り、なほ古字訓の書どもにも同じさまに見えたり、今の世にては、豆木を多くは登伎といふめり、或國人の言にタウといへるをもきゝたる事ありき、さて豆木に、鴾の字を塡て、其字音にタウとも呼ならへるなり、タヲとは、芭蕉をハセヲといふごとく皇國詞にとゝのへたるなり、難字記に、鴇をタホとあるは又轉れる詞なるべし、さて件の歌の意は、稲負鳥のこかれ羽といふ事のあるに、それがなく涙に背てや、鴇の羽の焦たりといふを表にして我戀ふるを否といふ人のあるを、慕ひこがるゝ情にとりなしてよみ給へるなり、さて砂石集に、彼入道(まへに東入道とあり)そのかみ毘沙門堂の連歌の座にありけるが、うす紅になれる空かな、と云句難句にて、多くかへりて興もなかりけるに、あまとぶやいなおふせ鳥のかげ見えて、花下の十念房ありけるが、あまとふやとうち出たりければ、あはつき候ぬるはと、心はやくいひけるとなん、と云へり、こはかの家隆卿のこがればの歌などをあしくこゝろえて、さかしらに鴇なりとして薄紅とよめるなり、此砂石集は、弘安二年の頃、僧無住が記にて、家隆卿の薨給へる嘉禎三年より、四十年ばかり後に記せる書なり 今件の古説どもに據りて己が見聞たる處をうちあはせて考ふるに上に云ふごとく鶺鴒は常ある鳥ながら黄鶺鴒はことに秋の末稲穗の赤らむころは大空を夜も鳴わたり、むねと田邊、堰手、澤邊などに細魚、小蟲などを求り食むも

給はざりしなりなほ下に云べし但彼古歌にてはにはたゝきとこそは見え侍れど順がわきまへざらむ事を今の世に定がたし信友云、かく證しあるをすてゝ、かへす〴〵順ぬしをのみ信れたるはをさなし、さて以上奥義抄の文なり、今按に此順ぬしの倭名抄は、考得られざりしなり、其説は下に云ふべし云々たゞいなおほせ鳥とて秋來て夜の田に鳴鳥にこそ侍らめこは顯昭が地の文なり、顯昭の古今集注、顯注密勘なる顯昭の注は、此袖中抄の説よりはあらくて、異なる事なければ引かず○定家卿の古今集密勘に愚意今按には猶庭たゝきにやと思ひ侍れど無二差證一と記されたるは後に記し給へるなるべし同卿の僻案抄に、此鳥さま〴〵に清輔朝臣等の人々の上に引たる清輔朝臣、顯昭法橋などの説を、さし給へるなるべし説をかきて事きらざるべし、此歌雁は來にけりといふに古今集なる我門にの歌の事なり鴈といふ説は有べからず、時のけしき秋風涼しくなりゆくに庭たゝきなれ來りておとろへゆく秋草の中におり居て色も聲もめづらしきころ初鴈の聞ゆる當時ある事なれば常の人の内庭などに馴こぬ鳥を遠く求め出さでいはまほしからむ人は鳳とも鸞とも心にまかせていひなすべしたがひに知るべからず、近年ある好士、安藝國にまかりけるに宿所より立出たりけるに庭たゝきのおりゐて鳴けるを女の有けるが見ていなおほせ鳥よと云ひけるを聞て、など此鳥をいなおほせ鳥とは云ふぞと問ければ、此鳥來りなく時、田より稲を負て家々にはこびおけば申なりといひけり、國々の田舍人はかやうの事をやす〳〵と云ひ出すをかしく聞ゆ、此事聞て後に安藝國に通ふ人にとへば同じさまに聞たる由を申すなり谷川士清が謂ふ、伊豆國三島、又安藝國にて鶺鴒を神鳥なりとて、捕る事をせずと云り大和河内などにもあまねく申よし聞ゆ、ひとへにおしていはんよりは國々の土民の説用ゆべくや、人の心にしたがふべしとあり細川幽齋ぬしの古今集聞書のいなおほせ鳥の條に、故入道殿(幽齋の師は、三光院實枝公なり、此公の事なるべし)の申侍りしは、安藝の國よりのぼりたる下女の、にはたゝきを見ていなおほせ鳥は京にもありけるといひければ、などさはなづくるぞといひければ、安藝の國にはあの鳥いできぬればいれをかりてかづきはこべば、いなおほせ鳥と申なりといひければ、此義を存するよし申き、ふるき説にて侍るなりと記されたるは、僻案抄の説と専ら同じきを、安藝の國よりのぼりたる下女の云々とある趣は異なり、暗記のたがひなるか、又その後入道殿も同じ趣に聞たまひたりしにてもあるべし○順徳院天皇の八雲御抄にのたまはく、鶺鴒はいなおほせ鳥といふ異説にすゞめを稲負鳥といふ非説なり、大和物語云さよふけていなおほせ鳥のなくといふ庭たゝきの條如何、庭たゝきはよるなどはなかぬか云々按に、庭たゝき夜も鳴く鳥なり、下に云ふべし但定家卿説可正説、いなおほせ鳥かの鳥なく時人の家々に稲と

出す

○稲負鳥

袖中抄に、「我門にいなおほせ鳥のなくなへにけふふく風に秋はきにけり」、顯昭云、いなおほせ鳥とは古くとかくいひたれどたしかに見えたる事なし、秋の田になくよしをよめりさる鳥侍るにこそ、是は古今讀人不知歌なり又古今にある歌は雅貞親王家の歌合忠峯の詠なり「山田もる秋のかりほにおく露はいなおほせ鳥の涙なりけり、此歌は菅家萬葉集にもいれり第五句は涙なるらし和語抄に云山田に夜や曉などに鳴鳥なり 信友云、こはいかなる鳥ともしらで、たゞ歌につきていへるのみなり 綺語抄云 此書八雲御抄に、仲實の著されたる由記し給へり、藤原仲實朝臣は、堀河百首の歌人にて、俊頼などへ同時代なり いなおほせ鳥は庭たゝきなり 信友云、此説かなへり、其よしは下に辨ふべし 無名抄云 八雲御抄に、俊頼の著されたる由記し給へり、今世にある無名抄は、鴨長明抄にて、もとより此説ある事なし、已いまだ俊頼の無名抄を見ず 稲負鳥とは知れる人なし庭たゝきといへる鳥なめりといへる人あり 信友云、此考よろしきをこまかに云はざるはくちをし おしはかりの事なめり、此庭たゝきといへる鳥はとつきをしへ鳥とぞ申なる、それにつきて心ある歌、「逢事をいなおほせ鳥のをしへすは人を戀路にまとはさらまし 和泉式部集の歌なり、下に引て論ふべし 此歌を彼鳥の名に思ひあはするなめり 信友云、いかにもおもひ合すべき證なるを、みづからの何の説もなくて、たゞうけ引給はざりつるはいかが 雀と申人あれど雀は常にある鳥なれば今始ておどろくべき事にもあらず 信友云、此説しかり 奥義抄云 顯昭法橋の兄、清輔朝臣の作 古歌にさまぐ\によめり或は秋の田にむれはむ鳥なり 信友云、此歌いかなる歌にや、しらずよみによみたるなるべし 或は秋たちてくるよしあり 信友云、こはさもよむべきことなり、下にいふに考合すべし 俊子歌には、「さよふけていなおほせ鳥の鳴けるを君かたゝくと思ひけるかな 信友云、此歌下にくはしくさたすべし 又あふ事ををしふともあり 信友云、こはとつきをしへ鳥の意ばへときこゆればかなへり、さて奥義抄今本書には、さよふけての歌につゞきて、又古歌云、「逢事をいなおほせ鳥のをしへずは人を戀路にまとはましやは、と歌をあげたり、五の句の詞異なる處あり、さてこれより下文袖中抄印本誤字多し、今寫本と奥義抄とに參考へて糺して引り これにつきては庭たゝきと申人もあれど 信友云、此説よろし 本草和名兼名苑など云ふ書こそは萬の物の異名かたちをさへあらはしたるに見えたる事もなし、又順が和名には、にはたゝきをば鶺鴒、又鶺鴒などかきて注には日本私記云、とつきをしへとりとかけり又別に稲負鳥とかきて注に其よみいなおほせとりと書て萬葉集をひき文に出したればこと鳥と見えたり、順しらざらむやは 信友云、こは順の知り

ケテといふべきをサカテといへるにてそは酒代をサカテ、酒杯をサカツキといへる類にて例いと多し、さて天のさかてはいかに拍にか知るべからねど古の禮儀には何事にも手うつならはしなりければ避手もたゞ尋常の禮儀のごとくに手拍たる事なるべし天といへるは天上より傳はれるならはしなるべし、外にもかくさまにいへる例あり、すべて天某といへるにもくさ〴〵の差別あり、別にいふべし伊勢物語にむかし男ありけり、女をとかくいふこと年月日經にけり云々、秋風吹たちなむとき必逢むといへりけり、さて秋まつころほひにこゝかしこより其人のもとへいなむすなりとてくせち出きにけり、さりければ此女のせうと俄に迎に來たりければ此女かへでの初もみぢをひろはせて歌をよみて書付ておこせたり、「秋かけていひしながらもあらなくに木の葉ふりしくえにこそ有けれ、と書おきてかしこより人おこせばこれをやれとていぬ云々、いにし所も忘らず、かの男はあまのさかてをうちてなむのろひをる、むくつけき事人ののろひごとはおふものにやあらむ、おはぬものにやあらむ、今こそは見めとぞいふなる云々、按にこは秋は必逢むと約りおきつる女の云々せるによりて男深くいきどほりけ

れどもせむかたなく今はその女の心にまかせておのれは想を絶ちて避る意もて避手うちし趣ときこゆのろひをるより以下の文は、しかさかて打つゝも女を恨む心のふかきにえたへで、詛ひごとを爲るさまなり、此のろひごとは詛ひ事か、詛ひ言か、しりがたしこはかの事代主神のさかて拍給ひしも既くよりの禮儀にて、さる古の禮儀のなごりのかつかつ傳はれるを此時のさまにしたがひてさか手うちしものとぞきこゆる、今の世の俗に我居たる座を起て人を請むとするに居たる跡を手掌もてたゝくも我座を人に避け讓る意なりむかしは手拍たるにやあらむ又商人どち物の價をあらかひて後つひに買ふ人の乞ふまゝに賣り與ふるとて手拍つ事をするも、買ふ人に避け與ふる意なり此時、買ふ人もそれに和て手拍つなり又物いさかひしたる人どち中直りといふ事を爲る時に手拍つも、もとはかたきの怒をさけてそれが心にまかせ和むるかたの人の爲るわざなるをなべてはかたみに手拍つなる、こはおのづからしかあるべきいきほひなりかし、これら事、別なるがごとくなれど人に避けゆづる時にも手拍つならはしのかつ〴〵殘れるものなるべし天のさかてをよめる歌これかれ見えたれど、みな伊勢物語によりてよめるのみにして、古意を得てよめりときこゆるは見あたらず、故その歌どもは引きも

比古婆衣十九の巻

○あまのさかて

古事記に遣二天鳥船神一徵二來八重事代主神一而問賜之時、語二其父大神一言恐之此國者立二奉天神之御子一卽蹈二傾其船一而、天逆手矣於二青柴垣一打成而隱也、とある逆手は借字にて避手の義なり、神代紀に我父宜奉避、吾亦不可違、因於海中造二八重蒼柴籬一蹈二船枻一避之、とあるをもおもひ合すべし避をサリとよまむはくはしからず ○舊事紀の此條の文は、神代紀と古事記とをとり合せ作りと見ゆるに、蹈船枻而天之逆手打而青柴垣打成隱云々とあるは、古事記に、天逆手矣於青柴垣打成而云々とあるとは、文とゝのひてきこえたり、もしくは古事記の原本に、天之逆手打而於青柴垣隱也などやうに有しが、後の本に誤寫せしにもやあらむ そは事代主神の御父、大國主神の領給へる此御國を皇孫命に避獻るとして其禮儀に手拍給へるなるべし、此古事を出雲國造神賀詞に、天夷鳥命、介布都怒志命手副天、天降遣天云々、國作之大神乎毛媚鎮天、大八嶋國現事顯事令事避支、こは云々して大國主神に、大八島國の現事顯事の事を避しめ給へる由なり、先輩の說くはしからず、本文の詞よく〳〵味ふべし、孝德天皇紀二年の處に、有爲妻被嫌離者特由慚愧所腦强爲事瑕之婢(事瑕此云居騰作柯)云々、如此等類愚俗所染今悉除斷勿使復爲とある事瑕も、妻たるものゝ夫の家の事を行はで、避たるを憎みて事避の婢と名け、苦使たる由なるとおもひ合すべし(瑕は避の義はみえねど、博雅に瑕裂也とありて名義抄にサクとあり、谷川士淸の日本紀通證に、事瑕之婢瑕疵也詩義瑕猶過也、言鬻身爲婢以贖其罪也、萬葉集曰兩妻例云、有妻更娶者徒一年、女家杖一百離之)又萬葉集七巻に、殊放者奧從酒嘗湊自、邊著經時爾可放鬼香、こは海上を男と女と舟に乘あひてしたしかりしが、其船邊に著て別れむとする時に、男のよめる歌ときこゆ(題寄船とあり)このコトサケも、上に云へると同意なり、又十三巻にも、愛十羽の松原、少子ども率わ出見む、琴酒者國丹放嘗、別避宅仁離南、あめつちの神しうらめし、草枕この旅の氣に、妻應離哉、同反歌に、草枕此旅の氣に妻放、家路思へば生けるすべなし、又神代紀黃泉段の一書に、伊弉冉尊恥恨之曰云々、伊弉諾尊亦慙焉、因將出返、于時不直默歸而盟之曰、族離、又曰、不負於族乃所唾之神號曰速玉之男、次掃之神號泉津事斛之男、(通本、斛を解とあるは誤なり、別に考あり)とあるも女神男神族離給ふとて、掃ひ給ふ時に生りませる神にて、その事に就て貢せ奉りし名なるべくきこゆ(この意によく叶へり)男神より掃ひ離け給ふ方につきて事斛之男と申し、古の事瑕之婢は女よりさけたるなり とあるをもおもひ合せて其時手拍給へる由なることを辨ふべし、さて古事談二六條顯季源義光所領相論の條顯季の詞に上略云々に侍れば欲レ奉レ避也とて不日に書二避文一取二具劵契一與二義光一了云々、東寺に藏る延喜の古文書に所領を人に讓り與ふる書を避狀と書るもの見えたり、曆應三年の文書に當寺學衆避狀云々とあり、又東鑑にはそれにサケフミと假名をさしたり 又去文と書る處もあり、これも准へてサケフミとよむべし、去もつかひざまによりてはサケとよむべきなり 言も意も似通ひて聞ゆ、さらばサ

花のかほと同じくた、へて云へるなるべし

〇かきつはたの事

和名本草（深江輔仁撰）に由跋、和名加岐都波奈（カキツバナ）と見え、名義類聚抄（菅原是善卿の撰なりといふ古本なり）には由跋、カヽツバナ、カヽツバタ（片假字書なりヽはキの古體也）と兩樣に訓を施られたり、又常陸風土記（延長の奏進）久慈郡の下鏡山の條に所レ有土色如二青紺一用レ畫麗レ之俗云二阿乎爾或加支川爾一とある青紺はいはゆる紺青なるべし、加支川爾といへるは其土色のかきつばたの花の色に似たる由なり、これらに據りて考ふるに此もの、名もとはかきつといへるものなるを（今挿花家の俗もカキツといへり、古言の轉り傳はれるかまた俗言のかへりて古言にかなへるか）其花をさしてかきつ花といへるなり、又かきつばたともいへるはたははなり、はたとはなと通はしいへる例は日本紀に、裸伴阿箇播娜我等母（アカハダカトモ）とあるを舊事紀に赤花とあるも既くしか書る古書のありしをとれるものなるべし、そはとまれ那と娜とは同韵のしたしき音なれば通はせてもいふべき也、萬葉集七卷に墨吉の淺澤小野の垣津幡衣に摺着けきん日しらずも、とあるもかきつの花の事なるべし、又大同類聚方の藥品に加支津とあるものもこれなるべし

比古婆衣十八の卷終

はなしといへり、なほこのもの、ことを考るに古今集戀五に典侍藤原直子、假名にはなほい子とかけり 海人の刈藻にすむ蟲のわれからとねをこそなかめ世をばうらみじ 此歌六帖に、われからと題ありて、歌主は内侍のすけきよい子とかなに書たり、此ぬしは作者部類に、五條后姪とあり、五條后と申奉るは、藤原冬嗣公の女、順子、仁明天皇の后にませり、さてこの歌よりふるくわれからをよめる歌いまだ見あたらず こを伊勢物語に二條后のとせるは物語書の趣向なりさて歌にねをこそなかめとは此蟲音をなくものにはあらざれどわれからと身を苦しめてかなしきよし歌人の情をよそへてよめるなり かゝる例歌に多し 同物語に、「こひわひぬあまのかるもにやどるてふわれから身をもくたきつるかな、さて此むしをよみたる歌の物に見あたりたるひとつふたつ、六帖によみ人しられず われからの題の下に、沖つ波打よする藻にいをなして 通本三句、いほりしてとあるは誤なるべし、今古本によりて引つ ゆくへさためぬわれからそうき 通本、われからそとは 君は猶うらみられけり海人の刈藻にすむ蟲の名をわすれつゝ 此歌拾遺集戀部に、閑院に大君の歌とし、二の句、君をなほ恨みつるかなとあり、さてこはわれからといふをかくしてよめり 又齋宮女御 歌仙傳に、式部卿重明親王の御女、徽子、天暦元年入内 御集に、「しらなくにわする、ものはおほつかな藻にすむ蟲の名にこそありけれ、御返し、「わするらむ藻にすむむしの名をとは、かひもあるそとあまは告まし 此二首ともにわれからをかくしてよみ給へり、さて御返しのかひもあるそとは、忘具をかくしてよみ給へるなり 拾遺集戀五に題しらず、「あまのかるもにすむむしの名をきけはた、われからのつらさなりけり、など見えたりわれからてふ名の義、またむしの有さまなどなほもおもひあはせらるれば引出つ

○かほとり　かほ花

北村久備考、かほ鳥は一つの鳥の名にあらず百鳥の愛すべきものをいへるよしは先哲既に說畢りぬといへり、今按にかほ花といふも同じことにてすべて香氣あるもの、かくうるはしき花鳥と稱美したる詞なるべし、朝顏といふは朝咲てうるはしきをた、へ夕顏は夕べにさきてめでたきをいへるなり、稱へいふとては國にもかふむらせて鹽氣のみかほれる國ともよみたり、萬葉集三卷に容鳥(カホ)能間鳴數鳴、六卷に貌鳥(カホ)者間鳴數鳴、十卷に朝井代爾來鳴果鳥(カホ)、また八卷に容花などあり、また人の顏をかほばせといふは和名抄に云、顏面 加保波世 人の身にてはまづ容貌の美を稱するには首をもて第一とす、故にかほ鳥、かほ

しくなりぬ、また一巻につがの木のいやつぎ〳〵に、また十九巻にち、のみのち、のみことなどよめるど同じ例なり、さてそのスルガてふ舊地は富士川の下方の川邊に在しなるべく考たる事は、古駿河鄕と稱し處今慥ならず、又駿河郡と建(サダ)められたりし界域も慥ならねど今駿東郡とて富士郡の東にあるは古の駿河郡を東西と兩に割たれたる東の方なるべければ駿西郡はそれに接續きて西の方、今の富士郡の南の方かけて富士川の下流も其部內にて其處に舊のスルガてふ地は在しを又後に駿西郡を停て富士郡に合られたるなるべし、故舊スルガと云ひし地は今の富士郡の富士川の下流の川邊なりけむとはいへるなり、なほその國人によく訪ひ尋ねてさだむべし

右の考ははやくいさ、かおもひよりてのみありしをきのふ駿河人のしひてこひとへるによりてかたなりながらやがて書つゞりて見せたるしたがきなり

文政九年丙戌かみな月二十七日　信友稿

○われから

われからてふ蟲の事は、八雲御抄蟲部に藻にすむむしなり（これは古今集に、もにすむ蟲とあると同じければくはしからず）鈴屋翁の玉かつまに記されつれどおのれがすでに見たりしさま又名の意などをなほもいはむとす、若狹の海にわれからといへる蟲はそのさま海老の類の少さきものに海糖魚(アミ)といふもの、あるがそれに似て長さ二分又三四分ばかり、海藻の色していさ、か黃ばみたるもあり、和布また海菜などの中にをるものなり、そは海人のことさらにとるにはあらねど藻とともに刈あげられてわれからと命死ぬものなるが故にわれからともみづからともいふと浦人の翁がいへり、風葉和歌集に、しのびたる女にあふきに書て見せ侍りける、はつねの雲井の關白、「われからとたく藻のけふり袖なれてたえぬおもひに身をこかすかな、とあるものわれからの藻とともに刈あげられて身をこがすよしよめるにいと打あひてきこゆるかし、さてそのわれからの和布などにつきて乾たるはいと少さくなりてうす赤きも黃ばみたるもありて目にたつばかりのものにあらず、かれ浦人の諺にみづからくはぬ僧

なるなり、又それと同色の花さきて木の大きくならざるがあり其實も如此なれど長からずまろくかたまりたるごとき形をなすなり、かくて白花咲くは男木にて、薄紅帶色なるは女木にて實を結ぶなり、さて又辛夷は三月中旬花さき櫻とともに葉落るなりと云へり、しかれば日向なるは冬落る事なしと云花の形もいたく違へれば同じ物とはおもはれず、しかれば日向なるは辛夷の一種とすべし

攝州灘吉田氏の被贈乎加多麻の圖（此事一宵話ニ見ユモト薩摩屋久島ノ品）

外皮大ニ開ケ果裂タル所ナリ

〇駿河國名義

和名抄に駿河國駿河郡駿河郷あり、今按ふに舊はスルガてふ一處の地名の例の漸々に廣ごりて郷名となり又郡名にも定められ竟に國名にも負せ定められたるものなるべし、さて其スルガてふ舊の地は富士川の下つかたの川邊に在しなるべし（此考は下に云ふべし）名義は此川世に名たゝる大なる荒川にてともすれば水かさ益り漲りて岸波立て川邊ゆすり流るゝが殊にその甚しきわたりをユスルガといへるをユスの約りておのづからスルガと呼びならへるものなるべし、さてユスルとはすべて鳴響むやうの事を云ふ言にて、そを水につきていへる例は萬葉集七卷に大海之磯本由須理立波之（同卷に、大海之水底豐三立波之、また十一卷に、四長鳥居名山響爾行水乃云々、此歌を六帖に、おな山ゆすり云々とよめり、トヨムとおほかた同意の言なり、さて響爾の爾は、瀰の篇の脱たるなり、）とよめるこれなり（沐浴泔などの字をゆするとよむも、本の義は同じけれど、轉りたる言にて、異義のごとくなれり、事長ければこゝにはいはず）カは處にて例多き言なるがことに當國には白須加、横須加、大須加、など云へる地名多しおもひ合すべし（但しこれらのスカは渚處の義か）萬葉集三卷に打緣流駿河能國、また廿卷駿河防人歌に宇知江須流須流河乃禰良波、とよめるヨスルもエスルもユスルの轉りたる言なり、ヨエともにユに親しき音にて打鳴響と同言なるを重ねて枕辭とせるにて、萬葉集十一卷にはまひさぎひさ

すてむもさすがにて書添おくになむ

文政七年八月十日夜下草稿なほ考べし

追記

文政十丁亥年七月内藤廣庭話云、武州豐島郡四谷十二叢祠（熊野十二社共）地の西南の池の南丘陵雜木林中にあり、又同所の村中にも二株あり其形狀枝葉ともに梨に似て實はこと／＼く草の穗の如く枝の最末に生れり、蔕なくして顆根相連續たり（兵庫なるは短蔕ありて枝につけるもあり）實白し漸熟して皮二つにわれて實あらはる、、熟するに隨て外皮大に開け果落るなり、騂黑色となり柚子を干したるに似たり（外皮兵庫のよりは薄し）果紅の肉は白くして核をつゝむ其果多くは二ッづゝ累れり、これをわるに白綿の如き糸を引て此糸二筋實の外へ出て皮の中へ通り核をはさむ、核は西瓜の核に似て大きさも色も相似たり果一つなるは白綿糸一筋あり、果肉の氣味甘酸微苦やゝ橘柚に似て香も似たりと云へり
天保八丁酉年四月内藤廣庭又話云、此實なれる木をよく／＼正せるに辛夷（こぶし）なり、但しなべて多かるこぶしは花白し其白花さく木には實を結ぶことなしその花いさゝか薄紅のにほひある色なる木に此實は

武州四谷野生辛夷圖

白キ綿ノコトキ筋皮ノ中ヘツヾク
三ッ入
白
朱
ウス、ミ
スミ
赭スミ

び、七日七夜の御神拜と云へるも、かの俚諺に此歌などをとりそへて、おろ／＼につゞりたる詞とぞ聞えたる、又中昔の俗諺に、伊勢や日向の物語といへる事もおもひ合すべし、さて又此歌によめるひもろぎは、神に獻る御食物をいへり、その委しきよしは別にいへるものあり

これかれおもひ合てをかたまは高千穗にありてふ木なることを知るべし

おのれさきにおもひけらく、をかたまは岡タマにて岡に生たるタマノ木の事なるべしタマは橡樟の類にてタモ、タブ、タビ、タボなども云ふ木なり江の島にても、タモをタマとも云へり、玉のごとき實なるなりと云へり、魚などをすくふ小手の類に、タマといふをタモといふごとく通はしていふ名なり、この木諸國にてくさ／＼方言ありときこゆ　實は圓きがいくつも集り結りて其色は赤と濃紫なるとが二種あり、此實の形の玉に似たるによりてタマノ木といへるなるべし、此木國々の中にはもはら岡上などに多く殖並めたるをも見あたりたれば岡タマの木ともいふべし松躑躅などを、岡まつ岡つゝじ、山まつ山つゝじ、などいふたぐひなり　大同類聚方木部に多萬加波、一名加良加萬、味大爾辛甘久香之、十月或波正月採レ皮日爾乾而用とあり、加波は皮にてこれタマノ木なるべし一名を加良多萬といふも、唐玉の義なるべし、此タマノ木、漢名は何といふぞとさる道の事識人に試みとふに、其橡樟と云ふもの丶類にて、くさ／＼あり、葉の云々花のしか／＼、實の云々それが眞の名は、何がしくれがし、和名は、なにがしくれがし、又しか／＼なるは、しか／＼とこちたく云ふを心とゞめてよく／＼きけば、徒漢籍に書たる其木の形狀を、おほよそにおしあてゝいへるにて、かれにもこれにも實にみな相當れりともきこえず、すべて近世彼ともがらのわれ賢く譯せる事は、大かたさる考も多からめ、そを假令ば、人の容貌のあるやうをものに書つけて、其に據りて實に其人を求むるが如きことわりなれば、さるべきことなり、されど漢風の醫のともがらは、其藥を採り撰ばむには、要とある品々は、つとめてよく明らむべき事なるべき、然らぬ人は漢名はとてもかくても有ぬべし、今いふタマノ木はむかしより御國にてはいかなる漢字をや用ひなれたりけむ欕の字を作りて用ひたらむとおもはるゝ事は下に云ふべし

又飛鳥井雅親入道榮雅の古今集抄一名古今秘密抄にをかたまに欕字を用ひ給へり、字書どもを考ふるに此字植木の名とは見えず、おもふに既くタマノ木に宛て靈字タマとよむを借りて木偏に合せてこなたにて更に製れる字なるををかたまにあて、用ひられたるなるべし、松永貞德が歌林樸樕拾遺に、一説に岡の玉の木なりといへりとあるは今己がいへるタマノ木の事か、さだかならぬ云ひざまなれど意は岡に生たるタマノ木ならんといへりと聞ゆれば、これらをもおもひ合せてタマノ木の事なるべくおもひたりしかど、まさしく日向に其名の木あるがうへにかの竟宴の歌などにもおもひ合さるゝ事のあれば、さきの考はわろからんとおもひなりぬ、されどすでに志たがきをものし置たりつるを

これかの友則、勝臣の朝臣たちの歌によみ入れられたりしをかたまの木なるべし、さて又かの國人の神世より有來し故ある木なりと云ひ傳るは高千穗嶺は皇孫尊の天降まし、神世の古跡にして其山に生る希物なるが故に云ひ傳へたるものなるべし、其ををかたまとしもいへるは實の圓く玉のごとくにして赤きによりて赤玉といへるを訛りてをか玉と云へるか、又はみづ〳〵しきを稱へてわかたまと云へるが轉へる言なるか、いづれにも實の玉に似たるよしなるべし、さて此木さばかり世の希物ならむには物名にとり出む事の似つかぬこゝちせらるゝにあはせてなほ考るにそのかみ日向の國司などの希しみ持歸りてもてはやせるをかの歌ぬしたちの見て興じて其名を題にとりてよまれたるなるべし（勝臣は、元慶七年阿波權掾に任され、友則は、寛平九年土佐掾、延喜四年大内記に任されたるよし、古今集目錄に見えたり、此二人おほよそ仁和寛平の頃、世を同じくせられたる人なるべし、古今集の撰者たちも、大かた同じ世の人なるべければ、そのをかたまの木は知られたるべきを、後の世となりて、其ものゝ希なるによりて、しれがたき事となれるなるべし、又おもふに、友則は、土佐掾、勝臣は、阿波權掾なりしかば、其國々より日向へ便りて、ともにをかたまを得て見られたらむもしるべからず）さて右の二歌の外に此木をよみたるは詞林採要抄に日本紀竟宴歌とて、

玉かしはをかたまの木のかゝみ葉に神のひもろきそなへつるかな、といふを載たり此歌本妙寺本の元慶延喜天慶等の竟宴歌には見えず其より後の度のなるべし、此歌熟くとゝのへりとはきこえぬを今其意を推量て按るに竟宴の時の頌題に太玉命を得て窟戸隱の時の招事に御幣に賢木に玉鏡等を取繫てものせる趣をよめるなるべし、さらば此歌主そのかみ日向の國人などの俚談に高千穗峯を高天原とたがへ窟戸隱の時の御幣の賢木は此をかたまの木なりと云へるを據にしてよまれたるなるべし（上古の事跡を、かゝるさまに誤り傳へたる事も、むかしより、これかれ少からず）歌の趣はをか玉の木の鏡葉をかしはとして（かしはとは、もと飯などを炊く時、便よき木葉を鋪き、又食物を盛る料につきて稱ふ名なり、鏡葉とは木葉のみづみづしく、つやめきたるをいへるなるべし、おのれ既に壁塗人の塗たる土を、光澤めかさむ料に、つばきの葉の、みづ〳〵しきを撰り採りて、そをかゞみ葉と云へるを聞たる事ありき）それに供物を備へて神に獻りたりしがめでたき由にて、それにかのをか玉の賢木に玉と鏡とを取繫たりしといふ故事をもおもひよせて玉と鏡との詞をならべてはたらかせとゝのへたる心用ひにぞあるべき（猿樂の弓八幡といふ謠詞に、天の岩戸の神遊び、むれゐて諷ふや榊葉の、青にぎてしらにぎて、云々今も道あるまつりごと、あまねしや　ひもろぎの、をかたまの木の枝に、金の鈴を結ひつけて、ちはやぶる神あそ

野の瀧にうかひ出るあわをかたまのきゆとみゆらむ、同墨滅歌に、藤原勝臣、「かけりてもなにをかたまのきても見むからはほのほとなりにしものを 此うたは、いまゝしき意詞にて、物名の部などに入るべきにあらねば、この集撰定の時、墨滅して除かれたるなるべし 此木の事むかしよりさだかならず 諸説あれど論ふにもたらればあぐるにたへず こゝに享保の頃日向國臼杵郡延岡の城主源牧野貞通朝臣の領じ給へる國内、高千穂山に生るをかたまの木の摸圖に、事書をそへてやごとなき御あたりへ奉られたりと云へる寫に、安永の末伊勢貞丈主も其圖を寫てなほみづから日向人に問て物に記しおかれたる趣をとりすべてこゝに記す、臼杵郡高千穂山にをかたまといふ木生ひ出づ此木神代より有て故ある木なりと云ひ傳ふ、此木の名、所によりて訛りてをたゝまの木ともいへり常葉木にして葉は世に青木といふものに似たり 貞丈ぬしの古今集三木考に、其摸圖を見るに、葉は山茶花に似たりといはれたるは、未事書を見られざりしほどの推量言なり 正月に花さく紫色にて蘂は黄なり、實は三つ四つ五つ集り結れるが、十月の頃に至りて外皮開けてもちの木の實のごとき丸く赤き實顯はれ出ていと美し、此本を他地に移し殖るにいさゝかも穢たる地には生たつ事なし、また寒氣をいとひ霜雪に遭へば枯るとぞ、さて又此木山中他木のごとく多くはあらず、故國人も其名だに知らぬもの多し、又薩摩の嶋々の中にもたまゝ此類の木生ふる處ありとぞ 近頃尾張人牧墨仙と云人の著せる一宵談といふ書に、薩摩の鬼界、屋久、兀了（トカラ）等の島に、をかたまの木ありとて、其屋久島より攝津國人の得たるは、紫瓣黃蘂、實は橘柚の類と聞る由見えたり、瓣蘂等は同じくきこゆれど、實のさまの事たがひて聞ゆるは、聞傳の誤なるべし

○玄るよし玄てかりにいにけり

むかしをとこ、うひかうむりしてならの京、春日の里に玄るよしして、かりにいにけり云々、をとこのきたりけるかり衣のすそをきりて、歌をかきてやる云々、按に玄るよししては知れる由緣ある人の在りとていへるなり（しるよしして」を、眞名本知由爲と作り）文の意は、春日の里に知れる由緣ある人の在りといひて、そこを便りに宿りて鷹狩せんとて出立たるとなり（領所あるによりて云々といろへは叶はず、末にいふと合せて見るべし）その證は此物語の中にも、むかしをとこつの國うはらの郡あしやの里に玄るよし玄て（眞名本に、所知在而と作るをもおもふべし）いきてすみけり云々、此をとこなま宮つかへ玄ければ、それをたよりにてゑふのすけともあつまりきにけり、このをとこのこのかみもゑふのかみなりけり、その家のまへの海のほとりにあそびありきて云々、還へり來る道とほくて云々、やどりの方を見やれば云々、家にかへり來ぬ、その夜みなみの風ふきて なごり いと高し、つとめて 其家の子ども出てうき みるの 波によせられたるをひろひて、いへの内へもてきぬ云々、とあるを考合すに此文の意、あしやの里に知れる由緒ある人の在とて行て住けり、其宿りは海邊なるいやしき浦人の家なるが、男なま宮仕へをして ければ それを便りに云云の人どものあつまり來れるよしなり、そも〳〵此蘆屋の里かの 男の領所 ならんには さる浦人などの如きいやしき家を宿りとせる由に書べきものかは、またすべて のさまも 其さとを領れる主のあへしらひとは通えずかし、又むかしをとこつの國に玄る所ありけるに、あにおとゝ友だちひきゐてなにはのかたにいきけり、 とあるは 相知れる 人の居る 所のありけるにと云ふ意なり、いまも他國に相知れる人の在る 所をさして 知れる 所のありといふなり、こは正しく相知れる人の家を其處へと心ざしおきてさて難波の方へ行たる由なり（堤中納言物語、おもはぬかたにとまりする少將の巻に、大納言の姫君二人物し給ひ云々、いとこゝろぼそくおはせしに、右大將の御子の少將、しるよしありていとせちにきこえわたり給ひしかど云々、とあるしるよしありては、こは正しく知れる由緒ある人といへるなり） これら合せ考て辨ふべし、さてかりにいにけりは鷹狩すとて行たる由なり（假にとおもふはわろし） さは末に狩衣のすそをきりて云々、とあるをも思ひ合すべし（狩衣は、必狩の時ならでも着ることなれども、こゝは文をかけ合せて書るものなり）・

○をかたまの木

古今集物名に、をかたまの木紀友則、「みよしの、吉

河苔と云ふものに當れりや否や、其はいかにもあれさるもの他國にもありやなしや、なほよく尋ねてさだむべきものにこそ

かく記しをへて後、紀伊君の御侍長澤伴雄此考を見てわが產土の紀伊國にて件の若狹にて云々といへるともはら同じさまに清川の底に生ひ出る藻にかはなぐさと云ふがあり、里人どもなべては、とこともぬめともいへり、但し葉の形狀萱葉の如くにはあらず海藻の青海苔といふものに似たりといへり、和名抄に漢名の水苔、河苔を當られたるは此物なるべければこれぞ祝詞に見えたる眞の川菜なるべき若狹なるは同じ類の藻ながら異種なるべく思ひさだめつ

○がのの詞主客の差

がのの詞、すべて彼此主客の差によりていふ言、が。はかなたの上へなりにあるさまをかれを主としてこなたよりいふ、の。は其をこなた主となりてかれをさしていふなり、松がえ、梅がえなどいふは松の枝梅の枝のかれがあるさまをいひてかれを主とし、梅の枝松の枝といふは其梅の枝松の枝をこなたより見て客としていふ、又某が云ふとは其人のかなたにて云へる上をかれを主として此方よりいふ、某のいふとは其を此方よりさして客としていふ、雁が音、田鶴が音は雁また鶴のかれが鳴く上をこなたより云ひてかれを主とし、雁の聲田鶴の聲はこなたより聞て彼を客として云ふ、甲斐が嶺富士の嶺の類すべてさすもの、主客によりて彼を主として云ふときはが。といひ、こなたを主となりていふ時はのといふ故、君が代もわが世もなどつゞけていふも一つは君を主とし一つは吾主となりて共に君が吾がといへり、なべては某がいふといふときはなめしきが如く某のいふといへば敬ふ意におもはるゝ、某がいふといへば彼がいひてあるをよそより聞く意ある故其意疎くおのづからなめしき意のごとく、某のいふといへばこなた主となりて其心親しくおのづから敬ふ意のごときなり、されども君が世君が心などいふは又かなたを主として云ふがかへりて尊み敬ふ意となるなり、さればその對するものにより又そのときのさま、事のさまによりて自らその情ばへによりていひ別てる事にていとこまかなる味ある詞づかひときこゆ

にかけわたすさま、蜘手はその縱橫を斜にいくたびもかけわたすさまなり、されぱおほやうに十文字を蜘手とはいふべく蜘手の形容したるを十文字と云ふべからぬはもとよりなり、これらも思ひ合せてくもでといふ事のさまをわきまへ知るべし、さて又古本今昔物語集に此條の物語の趣をのせて、其ヲ八橋ト云ナル樣ハ、河ノ水出テ蜘手也ケレバ、橋ヲ八ッ渡ケルニ依テ、八橋トハ云ケル也、とあるによれば此處むかし河水の滂溢れ堤などのきれて水の蜘手に流るゝ樣になりたりけるを、よくも修らひあえずして、やがて其流れに橋をわたしたりけるが八つありしにより地名ともなれるなるべし、然らばもとは水出て川の蜘手なればとありけるを、その水出てを水せくと書誤たる本のつたはりたるものなるべし

○川菜

鎭火祭祝詞に川菜とあるものは和名抄の水菜部に水苔、辨色立成云（下徒來切、和名、加波奈）一名河苔、亦作レ菭、草生二水中一綠色也と見え（此抄の文、印本脫字多し、今古本に據る）古今集物名題にかはなくさとあるも同じ物なるべし、しかれども其はいかなる物にかなべて世には詳ならぬを、この頃若狹の遠敷郡日笠の里人に因ありて正月の七種は何々を用ふるにかと尋けるに己が里わたりにては必しも定めたる事はあらず、雪間をもとめて菜となるべきものを採りて薄粥に雜て食ふ例なるが菁松、薺、川菜は雪中にもかならずあるものなれば此三種はおのづから定まれるものゝごとし（七種とゝのはざる時は、件の三種のみものすることもあり、さて七日の曉起にその菜どもを爼に置て、菜刀もて剉むに、七種薺、疾う戸の鷄のわたらぬさきな、となりかへし唱へはやしつゝ、其調子に剉む例なりとぞ、さてこれにつけておもふにも、公事に用ひらるゝ若菜の、古書どもにとりどりにきこゆるは、必しもその品は定らず、おほかたあるにまかせられしゆゑなるべし）と語るにつきてその川菜と稱ふはいかなる物にかと問ふに、其は一名を川苣と稱ふものにて苣の葉に似て薄く綠の色して美しきが、淸き谷川の水底に生ひ出て流れに打靡きて常とはにあるものなり、尋常はことさらに採食ふことはせざれど七種の菜にはいつもまづこのものを求るならひなりと答へき、按ふにその川菜と云へるもの然る淸き谷川の水底に生ひて常とはにあらむには由ありて鎭火の神事の料に用ひたりけむこと、いと似つきてぞきこゆる（漢國にて屋に菱藻を畫きて、火災の壓とすといへるも、おのづから似たりけなり）かくてその川菜は和名抄に載たる漢名を水苔また

也、今も山里には常あるさまなるをおもふべしかれ按ふに水せく川のくもでなれば云々通本に、水ゆく川のとあるはいかゞ、眞名本に、水堰洲之とあるよろし、もとは假字に水せくとありしを、ゆくと誤りたる本の世にひろごれるものなるべし、せくとはなべては水を防止るやうの事にいへれど、もとは何にまれひろく通るべき所を、狹ばくして通す事なり、關も往來の人を徑にあふらさず、其所のみ通すべきかまへにしたるよりいへる號なり、類聚名義抄に、關の訓セキトウスとあるをおもふべし、また井堰といへるも、川水などをおの〳〵田地へひかん料に、尋常流るゝ水筋を防止て田地へ通すやうの意なり、されば せくためにとどむる事をもすなる故に、言の轉ひては防止ることをもせくといへる也、此ことばのもとの意をえてよといへるは川にまれ澤にまれ、その水をこなたかなたへひきわけたる井堰の川を越ん料にかけたる橋の目近く八つありたるによりて八橋といへるがやがて地の名ともなりたるよしなり今攝津國大坂に四ツ橋とてある狀をもおもひ通すべしなほいはゞ平家物語の成親卿を捕こめたる事の文に、くもでゆひたる中にとりこめて太平記の大塔宮を捕こめ奉れる所の文にもかくありといへるは木にまれ竹にまれやりちがへて結ひわたしたる囹圄のさまをいへるなり、今もさるさまにしたるものをくもでといへり

燈臺などのくもでこれなり、また初瀨寺の緣起にろくろ引くちかびのつなのゆきかへりくもてにものをおもふころかな、とあるよしあるものにいへり、こはろくろのつなのとゞまるべきために、木耳ふたつやりちがへたるものある、それをくもでといへりと聞ゆ、又上に引たる奧義抄に、所謂橋柱にちがへてうちたるものを、今も蜘手といへれど、此八橋の歌、また詞書なるくもでは、夫れをいへるにはあらじとやうに、清輔朝臣のいはれつるはさる事なり、×かくの如き形を蜘手といふ事は、薩戒記重陽の見參の挿杖の事を、侍從一通縱、非侍從幷祿法蜘手挿之とあり、そは康富記に其圖をのせたるに

次侍從見參
祿法
非侍從見參

とあるにて明なり、もとは蜘の手の如くなるをいふが、物によりて×かくさまなるをもいへる也、さて上に引たる蜘手あやふき八橋をとよめるは、橋をあやぶくわたれるよしにて、一首の緣語なり、おもひ混ふべからず、又後撰集戀一に、「打わたしなかきこゝろは八橋のくもてに おもふ事 はたえせじ、俊頼家集に、「なみたてる松のしつ枝をくもてにて霞わたれる天のはしたて、などあるはかの橋柱のくもてといへるものゝ如くきこゆれど、これらは伊勢物語の文にすがりてよまれつるものとききこえて、よみふせられたりともおぼえず、かゝる口づきの歌猶あれどひきもいでず軍物語書どもに軍兵のひとりだちて多くの讎にむかひて勇みたゝかふ容子を、蜘手十文字にかけ破りて云々又蜘手かく繩十文字、又蜘手輪違十文字などもありなどいへる十文字は縱橫

もておやふき八橋を夕くれかけてわたりかねぬる、
廿二日八橋をいでて行云々とある 玉葉集旅部に、安嘉門院四條三河國八橋を通るとてと詞書ありて、此歌を收られたり 此人は正和のころの人なるにしかよめるは其比は再八橋のかゝりたりし趣なり 但し橋は已にたえたりしかど、阿佛はさはしらずて、夜道なればしかよめるにやあらん 赤染衞門集に此人大江爲基三河になりてくだりしに云々 守になりたる由なり、此書例多し くだるべきほどもちかくなりぬるを云々、「人しれず袖はぬれつゝわかるともたえしとぞおもふ八橋の水、返し 赤染衞門なり「八橋のくもての水のわかれなはとひわたりつることやまたれん、さてその八橋といふ所今東海道の驛路三河國知立(チリウ)と岡崎との間に八橋といへるあたりぞ古の跡ところなるべき 今八橋山無量寺といふ寺ありて、そこにいさゝかなる池にかきつばたをうゑおほせたるは後のしわざにて、古の八橋のかゝりたる川は、はやくあせたるなるべし さてくもてとは清輔朝臣の奥義抄に、後撰集なる、「うちわたし長き心は八橋のくもてにおもふ事は絶せじ、とある歌をあげて八橋のくもでとよむことは橋にはくもでといひて柱にちかへて打たるもの、あればかくよむなりとあるものにはかゝれて侍れども、伊勢物語には三河國八橋といふ處にいたたりぬ、そこを八橋といふ事は水のくもでにて橋をやつ渡せるによりていふなりと書り、さればくもでといふもの、橋にある故にいふにはあらずときこえぬ、其故ならばまことにいづれの橋にもよみてむ、やつはしにしもよむこれにかなへり、水のくもでなるとあるは、とかくながれたるにこそ、さてものをとかくおもふによせてくもでにおもふとはよめるなりとあり、猶按に大和物語或本に、見し人はいかに忘れざりけるにか、もし男などにぐしてきたるにやなど、くもでにおもひみだるゝほどに、といへるもとかくにおもふよしなり、又後撰に「おひすがふ谷の梢をくもでにてちらぬ花ふむきそのかけはし、くもでとは何にまれ蜘の手をひらき居る形容を比諭たる詞なり、後拾遺集戀三に題しらず馬内侍、「くもてさへかきたえにけるさゝかにの命を今は何にかけまし なべて蟲には足といへど、蜘は糸をはり設くるとて、足もてあやどりつくるものなる故、此蟲にとりては手といひつべきものなり、足といふものを、さのみことわらんは、古意にはあらじ そは大かたをたとへたるにて必しも正しく八方にわかれたるをいへるのみにはあらず、狹衣に山よりおつる水をおの〳〵竹の樋ども蜘手にまかせやりつゝ云々とあるは一すぢの山水を竹の筧もてかなたこなたへひきわけたるさまをいへる

九月云々百濟造ニ丈六佛像ヿ製ニ願文ニ曰、蓋聞造ニ丈六佛ニ功德甚大、今敬造以ニ此功德ニ願天皇獲ニ勝善之德ヿ天皇所レ用彌移居國（ミヤケ）（百濟自ら國を云へり、皇國の屯倉の國なる由なり）俱蒙ニ福祐ヿ又願普天之下一切衆生皆蒙ニ解脱ニ故造レ之矣、とある甚大を古訓にオキロナリとよめるも全文の意を得て幽深の義もてよめるなり（左傍の或訓にオホイナリとよめるは、字にすがりたる訓にて精しからず）おもひ合せてその意を知るべし（近世の書に、頤字にまがへて解頤をオギロチトクと訓み、また頤と同義の頷字にさへおよぼして、頷玉をオギロノタマとよめるが見ゆるは、誤を襲れたるなるべし）

文政十亥年正月

○上手　下手

上手、下手、後漢書に上手工巧など見えたる漢語なり、手を豆（ヅ）と呼ふは佛名の千手をセンズとも呼ひ、珠數をジュズ、員數をキンズといふ類なり、源氏物語にもの、上手などいへるこれなり、しかるにそれにむかへて下手と書てヘタと云ふ詞のあるは古き書にあるにやおもひ出ず近き世の俗語なるべし、そは谷川士清の和訓栞に下手を訓むヘタは海邊をヘタと云ふより出て淵の深きに對して淺き義なりといへるはさることなるべし、今俗言に物の至りふかきことを淵を越えたりといひ、至りなく淺きを磯といふ、その磯といふと同意にて上手に對へてヘタといひ、字もそれに對へて下手の字を書こと、なれるものなるべし

○八橋

此件は古今集羇旅部に見えたるとは異なる處あり但し集には三河國八橋といふ所にいたれりけるに、その川のほとりにかきつばたいとおもしろくさけりけるを見て、木の蔭におりゐて云々、八橋といひけるは水せく川のくもでなれば橋を八つ渡せるによりて八はしとなんいひけるといふ由緣は見えねば、水せく川の蜘手なれば云々はもしくは物語の作者の附會說にもやあらんとおもひしかど、古今六帖に「戀せんとなれる三河の八橋の蜘手にものをおもふころかな（こは古き歌ときこえたり）ともあれば此地名の由緣は正しかるべし、さて更科日記に（常陸介菅原孝標の女の旅の日記なり）八橋は名のみして橋のかたもなくなにの見所もなし云々、こは長元九年の頃の事なるが此頃已に八橋は絶たりし由なり、然るに安嘉門院四條の（藤原爲家卿の後妻、爲相卿の母なり）十六夜日記（所謂阿佛道記なり）には八橋にとどまらんといふ（この八橋は地名也、なほ下にいふべし）くらさにはしも見えずなりぬ、「さ、かにのく

サといへるはアフナのアの同韻よりナに轉りて、上をナフといへるより、下のナは同韻のサに轉びたるもの也○ナツサは、ナフザのフの同韻よりツに轉りたる也、但しこは納所をナツシヨ、納得をナツトクといふ如く、言の促りたるなるべし○ナムサは、ナフサのフの同韻にて、ムに轉ひたるものにして、納戸をナムドといへる如きの轉び也○アフサ、アフナなどのアをナといへるは同韻の轉びにて、姉をナネ（神代紀）ナニガシをアニガシ（源氏物語紅葉賀巻）といへる例なり、繩を綱と云ふナフもとはアハスなり、萬葉にみつあひの糸とあり、是アとナとかよへる例なり　本の言の義は似合ふさまなるべし、そは上にもいへる如くかの隨分の字を塡たる意ありて大むね其身の分に隨ふやうの事をいへる言　俗言にいふ身分相應、又似合ふといはんが如き意　として、さてその事情の狀によりて辨ふるときはいづこもく\よく通ゆるかし　危き事をアブナキと云ふもアフナナキにて、身のほどに無き義なるべき事、上にいへるがごとし　そもく\此考よ、まなびあさくさとりつたなきが、書よむついでに心とゞめて、いはゆるあふなく\思ひえたるを、こたび書つゝしりたる也、あまれりやたらずや、よき人よくさだめて

子五月五日

○おぎろ

周易の繫辭傳に、聖人有ニ以見ニ天下之賾一而擬ニ諸其形容一云々、言ニ天下之至賾一而不レ可レ惡とある賾字を古訓オギロとあり、此言いかなる意にかと或人の問へるにもよほされて考るに、その繫辭の疏に賾謂ニ幽深難一レ見と謂へるを古訓にオギロ　またフカシ　と見え、色葉字類抄字鏡集にも賾をオギロナリとよめり、按ふに此字をオギロとよめるは謂ゆる幽深難レ見といへる義に當たる古言にて萬葉集廿巻家持宿禰の長歌に、濱に出でて海原見れば、白波の八重をるがうへに、云々そきだくも於藝呂奈伎かも、こきばくもゆたけきかも云々、とよめる於藝呂これなり、言の義オキは際限なく幽深きさまを云ふ言と聞ゆ、海に瀛と云ふも此言より出たるなるべし　オキツ某と云ふも皆その瀛中につきて云へり、さて古は川にも野にもオキと云へる事あり、其は際限なき由に云へるなり、また奥といふは似たる言ながら、野山にまれ道にまれ家にまれ其ほかひろく用ふ言なるが、いづれもその極ある上にて深きを云言なり、故、口（クチ）に對へて云へり、但しまたたま奥某と云ふべきを、オキ某と云へりときこゆるはあり、奥津某といふを、奥津某とも書る類は、奥を通音にオキとも云ふにつきて借用ひたるものにして、たゞにオキをオクとも云へる事は、をさく\古書に見あたらず、言の相似たるによりて混ふべからず　かくて口は助語にて山の峯をネロ、家をイヘロなど云ひ或は兄をセロ、妹をイモロ、兒をコロなども云ふ類の語格なり、さらば於伎呂といふべきを伎を濁音に於藝呂とよみなれたるは呂に連ねて云ふときは然云ひなれたるものなるべし、欽明紀に六年

アフサマといへる言なるべし、そは萬葉八卷に、さをしかの萩にぬきおける露の白珠、相佐和（アフサワ）に誰の人かも手に卷むちふ、とあるアフサワは、アフサマにて、ワとマと同韻にて通ふ例は、浦回（ウラワ）をうらまともいへるが如し、さて其サワもサマも約りてはサといはる、から、いづれより轉りてもアフサといひ、又其サとナと通ふ音にてアフナ（またナフサともナッサともナムサともいへるよしは下にいはむ、そこと照し辨ふべし）ともいへるにてアフサワ、アフナ同言なるべし、歌の意は云々の露の白玉の美麗く可怜きをアフサワに（身の分に隨ひて似合しきの意、アフナアフナの言として意は同じ）誰人か手に纏んといふぞ（萩の花見に婦人の行たるよしなきゝて、かくよめりときこゆ）その人の偲ばしきよさいへるなり（此アフサワをオホサカと同じ言なりといひ、またアハツケキ意といひ、又そしりたる意にとける說は非じ）また十一卷に、やましろの來背（クセ）の若子が欲しといふ余を、相狹丸（アフサワコ）吾を欲しといふ山代のくせ、とある相狹丸も（ニは、てにをはなり）同じ歌の意は山城なる來背の若子がアフサワに（上にとける意と同じ）己を欲しといへる事のふさはしく嬉しき由の意なり、さて此歌は彼あふな／＼思ひはすべし云々の歌と對へ見るに、かれはになき戀していきどほれる意、これは似あひたる男の己を欲しといへるを悅べるにて表裏の情なり（然るを久世の若子が似なき戀するを、あざけりたるよしにとける說は、かなへりともおもはれず）思ひ合せてアフナ／＼てふ原の言の意をさとるべし（アフナ／＼と疊ていへるは、切にいへるなり）さてそのアフナ／＼の轉ひてはナフサ／＼ともナッサ／＼ともナムサ／＼などもいへり、類聚名義抄、色波字類抄、平他字類抄等に隨分の字訓ナフサ／＼と見え、朗詠集（管絃の部白居易）古訓本に隨分（通本ナフサイと訓を付たるは、をいと誤りたるなり）／＼管絃還自足等閑篇詠被二人知一とあり（上に引たる源氏物語胡蝶卷に、あふな／＼なをざりごとを打出給ふべきにあらずといへると、此隨分管絃云々、等閑篇詠は云々の文と詞のかけ合おのづから相似たり、もしくは此朗詠の文に口なれて書たる詞にもやあらむかし）後醍醐天皇の宸筆の御本に、かの朗詠集なる隨分にナフサ／＼、ナッナ／＼と兩訓をあそばせりとぞ、その隨分を白氏文集の古訓にはナッサ／＼とあり、又古き節用集の姓氏に隨分附をナッサッケと唱を點たり、又今常陸國に隨分付村と書てナムサッケムラと唱ふがありとぞ（隨分付氏も此地より出たる人の氏にもや有らん）このナッサ、ナムサもアフナより復轉ひたる言にてもとは上に論へるアフサワ（アフサマともいふべし）といへる言より出たるものなるが、くさ／＼に轉用ておの／＼別なる言の如くきこえていとまぎらはしくはなりたれど（アフサマ、アフサワのサマもサワも約りてサとなれり、又アフサといへるが本語にて、ワは徒にそはりたる言にてもあるべし、さて其アフサのサはナと同韻にて、アフナといへるなり○ナフ

もひはすべきなり、尊き卑き別のあるにわが卑き身にて尊き人を思ひ戀ふるは苦しきもの也と云へるなり、又アフナキと云ふは似無きなり末に云べし、此詞歌によみたるは末物に見あたらず書どもに見えたるは源氏物語胡蝶巻に、すべて女の物つゝみせず心のまゝにもの、あはれもしりがほつくり、おかしきことをも見しらなんそのつもりあぢきなかるべきを、宮大將はあふな〳〵なほざりごとをうち出給ふべきにもあらず兵部卿の宮と鬚黒大將と玉葛に情かけ給ふを、玉葛の諾ひきたまはぬ時の文にて、宮大將はなるほど身の隨分につけて、實なる情ありて、等閑言に打出て言ひ給ふべき人におらずと、源氏の君のいさめたまへるよしの文と通ゆ蜻蛉日記に右大將道綱のまだ童なる時、弓をよく射給ひし事を書る下賭かたきは右兵衛源中將なんある、あふな〳〵射ふせられぬとて云々分に隨ひて似合しく物し給へるよしなり宇治拾遺物語十一卷あをつれの君の事をいへる下に堀河殿の殿上人にておはしけるが、あふな〳〵立てゆくうしろでを見て忘れてあのあをつねまるはいづち行ぞとの給ひてけりこのあふな〳〵も、その人の平常の容儀の隨分をいへりときこゆ、源さてこれらのあふな〳〵は、ふかく心をいれたる意にて、俗言にセイ一パイといふがごとし、隨分の意の一しほ深きなり氏物語桐壺巻に、御心につくべき御あそびをし、あふな〳〵おぼしいたづく云々、處女巻に右大將民部卿などのあふな〳〵かはらけとり給へるをあさま

しうとがめ出つゝ云々、紅葉賀巻に、うちにもかゝる人ありときこしめして、いとをしくおとゞの思ひなげかるなる、こともげに物げなかりしほどを、あふな〳〵かく物したる心を、さばかりのことたどらぬほどにはあらじを、などかなさけなくはもてなさらんとのたまはすれど云々、宿木巻に、かくあふなあふな思ひこゝろざしてとしへ給ひぬる云々また手習巻に、浮船の事をいへる尼君の詞に、かぎりと見えながらも、かくていきたるわざなりけりなど、あふな〳〵なく〳〵のたまへば、猶此詞、竹川、早蕨の巻などにも見えたり○又眞木柱巻に、近江の君、人々の中をおしわけて出ぬ給ふ、あなうたてや、こはなぞとびきいろれど、いとさがなげににらみてはりゐたれば、わづらはしくてあふなき事やのたまひ出んとつきかはすに云々、御幸巻に、きけばかれもおとりはらなりとあふなげにのたまへば、などあるあふなげは似無げにて危き事を、アブナキといふ詞太平記などにも見えて、少し轉びたるにて、似合しからぬやうの意、俗に似合ぬといふが如し、上のあふな〳〵の下にいへる說と考合すべしなど見えたるあふな〳〵みな同言なり事の狀によりて、すこしづつ意のかはれる事は上にいひき、下にもいふべし、さて貞德が歌林樸樕に、あふな〳〵やう〳〵と云義なり、又あらうや〳〵と云義もあり、是宗祇の說なり、丸案に、是例のつかひ太刀歟、只常に伊勢物語にて沙汰する如く、懇にと云ふ心なり、定家卿ふの字に濁をさゝる、しかればあぶな〳〵とよむべし、懇の心をあふなと云ふべき義なし、あふなきと云詞こそ懇にはよく叶侍る、あやふき事をばそさうに人のえせぬもの也、唱ても濁たるは聞よきを、末代耳いやしくて結句あしきやうにおもひて淸てよみ來れり、定家卿聲をさしたる事なれば、向後はふの字濁りてよみ侍べし、聞なれたらばあふな〳〵一段をごなるべし、といへるは己が說に近しなほ此言の原を考るに

さて然名づけたる意ばえは神代紀の一書に陽神先唱曰ニ美哉善少女一、遂將ニ合交一、而不レ知ニ其術一、時有ニ鶺鴒一飛來搖ニ其首尾一、二神見而學レ之卽得ニ交道一とある古事に自ら符ひてかへすがへすもいと愛たくなむ、しかるを神代の古事によりてしか名づけたりと思はんはいとこちたし、今山城わたりの兒童のなべて鶺鴒の事を尾びこ鳥といへりと或人いへり、これらもおもひ合てよく〳〵味ひさとるべし、さて此鳥の尾よのつねの鳥どもに比らべてはいと長く其尾を臀とともに上下して搖すものなるを、紀に搖ニ其首尾一と記されたれど此鳥尾と同じさまに首を搖くものにあらず、そは漢籍毛詩衍義程氏云、脊令首尾相應と見えたるをおもへば漢國何そのふみの文に據りて潤飾たまへるにぞあるべき、神代卷此文の搖字印本の古訓にタヽクとあるは其實きこえたるを首尾を搖とよみては鳥のさまにも事の實にもかなはずなむ

○あふな〳〵

伊勢物語にむかし男身はいやしくていとになき人を（になきは似げなきの義、言はぬをいはなくといへる如き詞づかひときこゆ、眞字本に、最高人の字を塡たるこゝの詞にはたかたかなひたれど偏なり、さて紀氏六帖に、既に此歌をのせて、題ににな くおもひとあり）おもひかけたりけり、すこしも（此も字、通本になし、異本眞字本にあり）たのみぬべきさまにやありけん、ふしておもひおきておもひわびてよめる、「あふな〳〵おもひはすべしなぞへなくたかきいやしきくるしかりけり（初句通本、おふな〳〵、またおほな〳〵とかけるが多し、古筆どもも多くはあふな〳〵とあるが上に、細川幽齋主の此物語の闕疑本に、天福の本にはあふな〳〵と聲をさせり、たとひ此家の自筆の本たりとも、しやうをば後人のさす事もあるべければ、必聲を信すべきにあらず、先あふな〳〵とよみ來れりと見え（天福は定家卿世に存せるほどなり）はた詞の義もきこゆれば、あふな〳〵と書る方によりて、此論ひはする也○三句、なぞへなくを、一本には、にげもなく、一本また六帖の通本にも、なのめなくとあれど、古本どもまた六帖の古本にも、なぞへなくとあるぞよろしかるべき、さてなぞへなくは、ナスラヘナクといふも同言にて、こゝは尊きと卑しきとの比等からぬをいふ、下の句と相むかへて悟るべし、萬葉集七卷に、磐だゝみかしこき山と知りつゝも、吾は戀ふるか同等不有爾、とみえたるは、山を貴人に譬へて、卑きものゝ戀の情を述たるにて、おのづからおなじ意ばへの歌なり、これら一首の意にあづかることなるが故に、ひとわたりかくことわれるのみ）むかしもかゝる事は世のことわりにや有けん、按に此歌詞のあふな〳〵は眞字本に隨分の字を塡たる意にて身の分に隨ふやうの事をいへる言にて常言ふ似合ふ似合しきなどと云意なり、色波字類抄に似ノレリ、ニタリとも云アフとも云、モノニアフ也とあり、似字をアフとよめるにつきても此歌のあふな〳〵云々を六帖に似なき思と題を書たるにもおもひ合すべし、此歌にとりては身の分に隨ふやうに似合たるお

志に、脊令俗呼雪姑、其色蒼白似雪、詩緝に、鄭氏（鄭氏箋にあらず、孔穎達が疏の說なり）以爲水鳥宜在水中、在原則失其常處、故飛鳴以求其類非也、今雪姑非水中之鳥、若失其常處而飛鳴以求其類、凡鳥皆然、何獨脊令哉、信友云、漢風に水中鳥とせむことは、いかゞあらむしられど、せぐろは、河邊に居る鳥にて、汀をあさりて、細魚などをあさり食ふなり、黄せきれいは、上に云ごとく河邊にも居れど、もはら田澤などに多し庭タヽキ、庭クナキ、などいふ義は庭に來たりてかの臀尾を上下に搖かすを地にたゝくさまに見なして名づけたるなるべし、夫木抄に庭叩を題にて、寂蓮「をみなへしおほかる野邊の庭たゝきさかなきことな人にをしへそ、定家卿「さらぬたに霜かれはつる草の葉をまつ打はらふ庭たゝきかな、源仲正集に、「賤の女かいなほこなくるからさをに打そへてくる庭たゝきかな（和名抄に、陸詞切韻、連枷打穀具也、釋名云、枷、加也、加杖於柄頭、所以撾穗出穀也、或曰羅枷三枝而用之、和名加良佐乎、いなほこは、その竿の杵に反轉きて、穗を撾つものをいへるなるべし）さて賤女が庭にありて連枷もて穗を撾を庭たゝきに云ひかけたるなり（經國集に、菅清人鶺鴒賦に、下集金門之內、頡頏玉階之前ともいへり）源氏物語明石巻にまくなきつくらせてさしおかせてけり、古の抄物どもにまくなきとはまたゝきをいふ、瞬字なり、和名抄に爾雅集注云、蠛蠓小蟲亂飛也、磑則天風春則天雨、日本紀私記云、蠛末久奈木と見えたる蠛は小蟲の亂飛て目に入らむとするに塞て目を久奈具よしにて負せたる名なり、日本書紀允恭巻、闘鷄國造が乘馬ながら酒見皇女に曰せる言に、壓乞戸母、其蘭一莖焉、皇后則採二一根蘭一與二於乘レ馬者一、因以問曰何用求レ蘭耶、乘レ馬人者對曰行レ山撥レ蠛也（蠛此云摩愚那岐）とあるをもおもひ合すべし、さて男女の交接ふ時男の行ひをも久奈具と云へり、靈異記婚合之時とある婚をクナカヒ又婚二吾妻一の婚をもクナガヒヌとよみ古事談に人に妻をくながれてなどいへり（今も西國の俗に、しかいふ所もありとぞ）ニハクナギと云ふは庭に來居りて、臀尾を搖く狀もて名づけたるなり、石クナギと云ふは川邊の砂上或は岩上にありて云々するをもて名づけたるなり（クナギ、クナグなど活く格の言なり、クナガヒは、クナギのキを延たる言なり）さて上に云へるごとくむねと脊黑鶺鴒のもはら川邊に居り黄鶺鴒の庭にもより來るものなるをもて按へば、黄鶺鴒をニハクナギ、背黑を石クナギとぞ、別ち云める、又ニハクナブリと云ふクナブリはクナギブリのキの約まりたるにて意は同じ（これに准へて石クナブリとも云ふべきを、然云へる事は未物に見あたらず）古人のさかしたゞぬ眞心より、然名づけたるはいとめでたし、漢國の俗語に男根の事を鶺子と云へる事見ゆ、おのづから意はえ相似たり、

葉字類抄に剉、挫、劉等の字をッ、クとよめり本語ッ、にてキクなど活く辭なり、此鳥の名に負せたるは、かのクナグといふと同じ意ばえなり、夫木抄に都々鳥、寂蓮、これもまたさすがに物ぞあはれなる片山蔭のつゝ鳥の聲、豆々那波世鳥は、ッ、は上に云へるッ、にて豆々那波令鳥の義ときこゆ（つゝは、つゝなひ、つつなふ、など活詞なるべし）止豆岐袁志倍鳥といふと同じ意ばえなり、麻奈婆（ハシ）志良は、學問（マナビハシ）にて伊邪那岐命の交合の術を學給ふ間となりたる由縁なり、婆之といふは何にまれこゝとかしこと通ふ間にたつやうの事をいふ詞なり（橋柱なども此意なり、ハシヒトに、間人と書く間もこの意なり）今の世に妻どひの事執るを波志となるとやうにいふ波志これなり（姓ノ間人も、もとは媒人の由ならむとおもはるゝことあれど、こゝにはいはず）良は、たゞ助辭にて猿をマシラといふ類の詞なり、古事記朝倉宮の巻に天皇歌曰、毛々志紀能淤富美夜比登波云々、麻那婆志良袁由岐阿閇、爾波須受米宇受麻理韋弖云々との給へり、さて此鳥なべて二種あり其一種は脊黑く腹白く頸の下には黑き文ありこれを脊黑といふ此名は運歩集にも載たり、もはら河邊にをりて汀の細魚をあざりてくふ鳥なる事人みな知るがごとし、此鳥河邊の礫石或は岩上などに止り居て尾を搖すさまをもて石タタキとも石タナギともいへるなり、クナグとはタ、クと大かた同言ながらタ、クは打意あり、クナグは打にはあらでわざと上より下へ動かすやうの狀をいふ詞ときこゆ、今一種は脊黑く青みあり頸より腹かけてすべて黃なり此黃脊令はつねにもまれ〳〵には居れども秋の末つかたになればいづこよりか多くなき渡り來て稻をかりたる田面に居或は澤邊など求りて細魚、蟲などを食み又民家の庭などへも來るものにて鳴聲いと高く淸めきたり（毛詩小旻（二之五）小宛の詩の四章に云、題彼脊令載飛載鳴、（こは周幽王の事を云へる詩にて、毛萇傳に、脊令不能自舍、君子有取節爾、鄭玄箋に云、則飛斯鳴翼也、口也不有止息、朱注云、視彼脊令、則且飛而且鳴矣、旣日斯邁、則汝亦月斯往矣、言當努力不可暇逸取禍、恐不及相救恤也、云々、小雅鹿鳴（二之一）常棣三章（この詩は小序に、閔管蔡之失道故作曰、と見えたり周公旦の詩也といへり）、脊令在原兄弟急難、傳に、脊令雝渠也、飛則鳴、行則搖不能自舍耳、急難言兄弟之相救於急難、箋云、雝渠水鳥而今在原、失其常處則鳴、求其類天性也、於兄弟之急難、（孔穎達疏に、正義曰、脊令者、水鳥當居於水、今乃在於高原之上、失其常處、以喩人當居平安之世、今在於急難之中、亦失其常處也、衍義程氏云、脊令首尾相應（皇國の脊令は、尾をこそ搖せ、首と應ずる事なし）急難之際、兄弟相應如是也（丘氏も、朱注も其趣みな同じ）漢書東方朔傳云、碎如鶺令飛且鳴、云々、また毛詩名物解に、脊令、和名トツキヲシヘトリ云々、脊令の事を、孔穎達が疏に、陸璣云、大如鷃雀、長脚長尾尖啄、背上青灰色（皇國なるは黑し）腹下白頸下黑如連錢、故社陽人謂之連錢、是也、物類相感應

比古婆衣十八の巻

○鶺鴒考

本草和名に鶺鴒貌以鶏而色白云々天鴒云々貌以鷄色以鴒而高飛作聲出崔禹 一名連錢、一名鶺鵊、一名錢母鳥已上出兼名苑和名爾波久奈布利色葉字類抄に、天鸎、注云々を引て、ニハクナフリと、あり、これと同じ、鶺鴒の訓も同じ 字鏡集に鴒ニハクナフリ 名義抄に鷿鶬ニハクナフリ、トツキヲシヘトリ 亦鶺鴒をもしかよめり、和名抄に鶺鴒、崔禹錫食經鶺鴒云々或作鶺鴒、和名爾波久奈布利、日本紀私記曰、止豆木乎布利 一名錢母頸下有錢文、但今印本と古本と中西本參考して擧たり、自字色葉字類抄に據りて補ふ、聲點は中西本に據れり之閉止里貌似鷰而白、高飛作聲者也、本草和名傳抄に鶺鴒、禹錫註見之似鴨、仁波太々支、醫心方に鶺鴒、和名爾波久奈布利此漢名あたらずといへり 字類抄も同じ本草和名に鶺鴒肉、一名舍利、一名吉良、一名黄金已上三名出兼名苑一名戸鳩出古今注、とありて和名なし、但古今注今本戸字作鳭 又日本紀私記に鶺鴒、止豆岐萬奈比止利、又云止豆岐乎志倍止利、字鏡集に鴫、萬奈柱本に彌左古、また萬奈柱とあり、其は異鳥の一説をもとれるなり、さて鴫をよめるは本草和名傳抄に（醫心方同じ）鶺鴒を、仁波太々支とよみて似鴨とあり 鵠、萬奈柱本に加利、又萬奈柱とあり、これも上に云ふと同じ 鷄、豆々萬奈柱上に引たる本草和名に、此字ありて符へり、字鏡集には、鶺を豆々萬奈柱とあり、夫木集に、都々鳥、節用集にも同じ 古事記朝倉宮の巻に載たる大御歌に麻那婆志良袁由岐阿閉とあり、玉篇古板本に鸎イシタタキ 鶺イシクナギ、亦トツキオシヘトリともよめり 鴒イシタ、キ、イシクナギ、亦ニハクナフリ、トツギオシヘドリ、ムキマキドリともよめり 難字記に鵆ニハクナブリ鴒ニハクナブリ鸎石クナギ、鸎本に、鸎とあるは寫誤なり、玉篇によりて改む 新韻集に鴿、鶺鴒イシクナキ、イナオホセトリ、ツ、ナふセトリ 運歩集に鴒セグロ また鴒鸎鴒也、ヒウ、此訓は誤寫なるべし、家隆卿の鴒のこがればと、訓給ふる誤をうけて、タウと訓たるを、タをヒと書誤たるなるべし さて神代紀上一書、鶺鴒の訓古本とも同じ トツキトリ、トツキヲシヘトリ、ツ、マナバシラ袖中抄、日本紀公望注云、鶺鴒、師説つゝまなはしら、或説とつきをしへとり、又説には、くなふり、安氏説、つゝなはせとりとあり ツ、ナハセトリ八雲御抄にも、日本紀には、ツゝナハセトリ、又トツキヲシヘトリとあり イナヲセトリおほせと書べきを、たゞ打聞のまじるしにかゝるさまにかくこと、古書のかなに例多し ツ、トリ、ニハクナフリなどありて、止豆岐袁志倍鳥、止豆岐萬奈比止利、止豆岐鳥といふ名の義は日本紀一書曰、云云、遂將合交而、不ㇾ知二其術一、時有鶺鴒飛來、搖二其首尾一二神見而、學之卽得二交道一とある古事によりて負せたる名にてかくれたることなし、豆々鳥、豆々萬奈柱といふ義を按ふに豆々はツ、クのツ、にて突きたゝくやうの詞にて、萬葉集十六巻に小螺を云々、石もち都追伎破夫利云々、色

ば、藤色の袴に比喩たる名なるべし（世に土筆の花箭をはかまといひ、又稲茎の箭をも然いふを准へおもふべし、さてこの藤袴の名義は、はやく谷川士清のいへるがおほかた同じ趣ときこゆれど、跡にしてきこえがたければ、さらにかくはいふなり）新撰萬葉集上卷に、何人鹿來手脱係芝藤袴秋毎來野邊緒匂婆須（詩に秋來野外莫人家、藤袴綿懸玉樹柯云々、さて此歌古今集に、是貞親王家の歌合によめる敏行、四の句來る秋毎に）などよめるはたゞ袴といへる詞によせてよみなせるなり、さて又上に引出たる六帖に件のふぢばかまの唱和の御歌の外にも、ふぢばかまをよめる歌三首を載て題にはらにと書るは蘭の字音をなだらめたることばなり、源氏物語藤袴卷（宰相中將の蘭の花を玉葛君に奉る文）にらにの花のいとおもしろきをもたまへりけるをみすのへりよりさし入れて云々、といひて歌には、「おなし野の露にやつるゝ藤はかまあはれはかけよかことはかりも」とよめり、そのかみ平言にはなべてらにといひしなるべし、かくて今世に玩ぶ蘭は漢名を漳蘭建蘭など云ひ其ほかにも異名多しとぞ、また延喜式に載られたる雜菜に蘭（幾把）とあるは本草和名菜類に蘭葦草（葦は蔓の古體なり）和名阿良良岐とあるものにて和名抄には葷蒜類に蘭葶とみえて和名同じ漢名或は蘭葱ともいふとぞ（この阿良良岐の岐は葱なるべし）允恭紀に闘鶏國造が圃なる蘭を乞て山行に蠛を撥はむと云へる事の見えたるはこれにて其葷を蠛の恐る、なるべし、新撰字鏡には蒜を訓り、また和名抄葷蒜類に辛夷其子可噉之、和名也末阿良々岐、一云古布之波之加美といふが見えたり、其を木曾の山里人はたゞに阿良々岐といふとぞ、また字鏡に蒜を家阿良々岐と訓り蒜は上に引たる蒜と同字にてこれも阿良々支なるを辛夷に對へて家あら、ぎとも云へるにて也末都以毛（薯蕷）以倍都以毛（芋）など對へいへる例に同じかるべし

比古婆衣十七の卷終

分ちてかくれなし、又源氏物語匂宮巻に老をわする る菊におとろへゆくふぢばかまと云へり、其ほか昔 より世々の歌にも多くよみ來りて今にいたるまて まぎれなきをそのかみいかなれば菊をしも然はよま せ給ひけむと年ごろいぶかしがりつるに、此頃類 聚國史のいさゝかばかり存る寫本を見たるに走書に ものせる中に件の挿菊の菊字を艸手に㒸とかけるを ふと蘭の艸體の㒸と見なしたりけるによりて意つ きて考るに、件の菊字舊は蘭なりけるを其艸體を見 まがへてはやくより菊と書誤たる本の今世に遺り 傳はれるものなること決し擬本の日本後紀に、件の文を載て蘭とあるも同じ誤寫本に據れるものなり○かく記せる後に岡部翁の大和物語の頭注を見るに、其本書にかの御歌を載たるところに、件の類聚國史の文を擧て蘭は菊字の寫誤なるべしとはやくいはれたりき かくてぞ唱和の御歌辭もよくかなひ て事も無くきこえ又和歌六帖に此唱和の御歌をら にの題に載たるにもかなひてぞきこゆるかし此御歌六帖第六、らにの題の下に、さがのみかどの坊にて、「みな人のその香にゝほふ藤ばかま君が御爲とたをりたるけふ、」ならのみかど、「折人の心のまゝにふぢばかまむべも色こく咲て見えけり、」と載て次にふぢばかまの歌五首、次に別に菊の歌どもを載たり、さて此御歌を大和物語にはならのみかど位におはしましける時、嵯峨のみかどは坊におはしましてよみて奉り給ひける、「皆人の其香にめつる藤ばかま君のみためと手折つるけふ、」みかど御かへし、「をる人の心にかよ(なイ)ふふぢばかまむべ色ことににほひたりけり、」又袋草紙には、奈良帝長谷におはしましける時、嵯峨坊におはするに奉給ふ、「皆人のそのかにめづるふぢばかま君がためにとけふぞをりつる、」御返し、「をる人の心のまゝに藤ばかまうべ色深くにほひたりけり、」と載て蘭歌無疑大同帝歌也、嵯峨帝坊時之故也といへり、又續後拾遺集には、秋上にみこのみやと申けるとき、内に奉らせ給うける、嵯峨院御製、「皆人のその香にうつる藤ばかま君がためにとたをりつるかな、」御返し平城御製、「折人の心にまがふ藤ばかまうべ色ふかくにほひけるかな、」と載られたり、御歌詞の異なるところあるは、とりどりに傳あやまられたるなり、類聚國史に載られたるを是とすべし

さて菊花宴は菊の考の中に論へ る如く前の九日に行ひ賜ひたりき、此度二十一日はなに となく神泉苑に幸し給ひけるをりから蘭（フヂバカマ）の開馥る を興給ひて侍ふ人々の挿にせさせ給ひたるなるべし大和物語に、故式部卿の宮に三條の右のおとゞこと上達部などるゐして參り給ひて、碁うち御あそびなどし給ひて夜ふけぬれば、これかれゑひてものがたりし、かづけものなどせらる、女郎花をかざし給ひて右のおとゞ、「女郎花折る手にかゝる白露は昔のけふにあらぬ涙か、」となんありけるとみえたるも、似たるおもむきなり、式部卿宮とは敦慶親王、右大臣は藤原定方公、延長二年右大臣に任され給へり

さて右の御歌をはじめ藤ばかまの花を歌どもに 香をめでたるよしよみなれたり、しかるに此花小家 の垣内などにうつし植たるはさばかりかぐはしき はをさをさあらぬを、野原などにおのづからところ 得て生ひ廣ごりて咲るはなつかしきかをりあるもの なり、又それが名をふぢばかまとしも云ふよしは、 此ものの小花群聚咲て瓣は白みたる淡紫なるがその一 蕚の筩（ツヽ）は殊にうるはしき紫色にて瓣の下に著きたれ

り件の文詞歌どもによりて證考るに八日に菊花に綿を覆ひ置て九日に其綿もておもてをのごひて若がへらむとせるはかなき祝事にて其はかの彭祖などの故事をおもひてのわざなるべし北邊成元が歌嚢といふ書に、紀事曰菊綿傳言、今日唱門師會大黑、參禁裡菊種花於常御殿之前、明朝宮女等取綿使蒙陛下菊花、是謂菊綿、又稱衣綿也、傳云菊綿挿小兒之衣領之內、無疾病、故節後須賜之と引載たり、此紀事といふ書、おのれいまだ見およばず、何れの時書たるものなるにか、さて件の文に今日といへるは七日、明朝といへるは八日の事なるべし、挿小兒之衣領之内云々は、節後の事をいへるなり、九日に面を拭ふ事のみえざるは省たるにか、また其書記せるころは既に廢たりしにもやあらん　また建長八年歌合に　行家卿、「色々に菊のわたぎぬ染かけてまだきうつろふ花とこそ見れ」とあるをおもへば、菊花の色に合へて染綿をも用ひておほふ例なりしときこえたり新撰六帖に、信實朝臣　かきねなる菊のきせわたけさみればまだき盛の花咲にけりとよみ給へるは、九日に菊花のかづく〲咲そめたるに綿をおほひたるによりて、盛のごとく見ゆるよしによみなし給へるなり、上に擧たる行家卿の歌にまだきうつろふ花とこそ見れとよみ給へるは、きせ綿せるによりて眞の花のいきほひなきさまをよみ給へるなり、又永久四年百首に、九月九日を題にて源忠房朝臣、いくへともいさしら菊をえこそみれ綿おきながらたてるあしたは」此はきせ綿によりて花の彌重一重のけぢめの知られざるよしときこゆ　今も品貴き御あたりにて白赤黃の綿をもてしかものし給ふとぞ或說に、九日の菊を見むとて雨露をふせぐ料に、前日より綿をおほふなりといへるは、古實にたがへり

○菊と藤袴とまぎらはしくきこゆる事の論

類聚國史第三十一天皇行幸部に云、大同二年九月乙巳日廿一幸神泉苑琴歌間奏四位已上共挿菊花、于時皇太弟嵯峨天皇頌歌云、美那比等乃曾能可邇米豆留布知波賀麻（フヂバカマ）岐美能於保母能多乎利太流祁布、上平城天皇和之曰袁理比度能己々呂能麻丹眞布智波賀麻（フヂバカマ）宇倍伊呂布賀久爾保比多理介利、群臣倶稱萬歲此文日本後紀のなるべけれど、此年の卷、今缺て傳はらず　件の文に挿菊花云々とありて御歌に布智波賀麻とよませ給へる事いと意得がたし、布智波賀麻は萬葉集山上憶良詠秋野花歌二首の中に、芽之花（ハギガハナ）乎花（ヲバナ）葛花（クズバナ）瞿麥之花（ナデシコノハナ）姫部志（ヲミナベシ）、又藤袴朝貌之花とよみあはせたるものにて本草和名に蘭草一名水香一名煎澤草、一名蘭香、一名都梁香草一名蘭澤香草、一名蕙薰、和名不知波加末と注せるこれなり、和名抄にも兼名苑云蘭一名蕙和名本草云、布知波加麻新撰萬葉集別用藤袴二字香草也とあり李時珍が本草綱目の蘭草の條に、諸家說異同甚多、時珍曰、朱子離騷辨證云、古之香草必花葉倶香而燥濕不變、故可刈佩今之蘭蕙但花香而葉乃無氣、必非古人所指といへり　菊の考の中にも引たる懷風藻に、霑レ蘭白露未レ催レ臭、菊丹霞自有レ芳、また菅家文草重陽後朝の詩句に、蘭爲レ送レ秋深紫結、菊依レ臨レ水淺草凝、また田氏家集重陽後節の詩句にも、蘭佩始應鳴紫玉、菊粧猶未綻黃袍、など殊さらに菊と蘭と相對へて其花色をさへに

とせられたるはいぶかし、いづれかまがひあるべし、又此菊合の歌を古今集に載られたるに、左八番なるをば詞書に其由をしるし、左二番右七番十番の歌には其よしをいはざるはいかなるこゝろしらひなるにか、又そが中の七番にはかたといふことだになくて、仙宮にてありし事のごとくきこゆるはことにいかゞ、今世に傳はれる本どもにうつしおとせるにや

○九月九日に菊にきせ綿する事のふるく書に見あたりたるは、伊勢家集に九月八日となりより菊に綿おほひにおこせたりけるあしたに、ほりてやるとて（お綿ほひながら根こぢておくりたる由なり）「數知らず君がよはひをのばへつゝ名たゝる宿の露とならなむ」、返し、まさたゞ、「露だにもなたゝる宿の菊ならば花のあるじやいくよなるらん」、とみえたり（後撰集には、隣にすみ侍りける時九月八日伊勢が家の菊に綿を着せにつかはしたりければ、又の朝とりてかへすとて、伊勢、數しらず云々露となるらん、返し藤原雅正歌云々と載られたり）伊勢は宇多天皇にめされて皇子生たてまつれる人なり此歌は宮仕しりぞきて里ずみせるほどのなるべし、上に論へるごとく寛平のころより、もはら菊をもてはやされたりときこゆれば綿おほふ事も同じ頃よりぞ始給ひたりけむ、然ればそのかみいまだ世にあまねくするわざにはあらざりけんを、伊勢が家の菊に宮びてものせるを雅正ぬしのうかがひ知りて綿おほひにつかはしたるなるべし、貫之集に九月九日おいたる女菊しておもてのごひたる、「けふまでに我を思へばきくのうへ露は千とせの玉にざりける」とみえたるもおほかた伊勢とあひおひのころよまれたるなるべし、又紫式部日記（寛弘五年の下）に九日菊のわたを兵衞のおもとのもて來てこれ殿の上のとりわきていとようおいのごひすてたまへとのたまはせつるとあれば、「菊の露わくるばかりに袖ぬれて花のあるじにちよはゆづらむ（新勅撰集には九月九日從一位倫子、菊の綿をたまひて、老のごひすてよと侍ければ、紫式部、菊の露わかゆばかりに袖ふれて花のあるじに千世をゆづらん」として載られたり、又源氏物語幻巻に九月になりて九日わたおほひたる菊を御らむじて云々）中務集に九月九日菊の綿にておもてのごふ女、「おいにける身にはしるしも白菊の露の名たてになりぬべきかな」などみえ（加茂保憲女集に、あえよとて菊の白露のごへどもすぎにし齢かへらざりけり）また枕册子に九月九日の曉より雨すこしふりて菊の露もこちたくそぼち、おほひたる綿などいたくぬれうつしの香も（うつしの香とは薫物のをうつしたるなるべし）もてはやされたる、つとめてはやみにたれどなほ曇りてや、もすればふりおちぬべくみえたるもをかしといへり（辨内侍日記、寛元四年のところに、九月八日中宮の御方より菊のきせ綿賜はりたるが、ことにうつくしきを朝餉の御壺の菊にきせて、夜のまの露もいかゞとおぼえ侍りしに、九日のあしたまことに咲たるやうにみもわたされて、おもしろく侍りしかば、九重やけふ九日の菊なれば心のまゝにさかせてぞ見る」なども見えた）

ばもていづるにところせければおしあはせて
ひとつになるべく(すイ)かまへてわりてそをつぎて(けイ)
ひとたびにおしあはせていださんとかまへた
るを左方の一もとづゝ出すにおどろきてたび
たびにいだしければあはせはてたればいとお
もしろき所ひとつなれどあはするほどはわれ
ていとかたはなり

占手

山ふかみいり(くイ)にしみこそいたつらに
　きくのにほひに色つきにけれ

二番

のむからにおや子の中もわかれ(にイ)すと
　きく谷みつをひきてなりけり

三番

いまはとてくるまかけてしには(はなイ)なれは
　にほふ草葉もおひしけりけり

四番

皇のよろつ代までにまさゝくさ
　たまひしたねをうゑしきくなり

五番

菊の水よはひをのへすあらませは
　さともあらさすけふあらましや

六番

かくはかり雲の上たかく(までにイ)のぼれゝは
　かけるとりたにあらしとぞおもふ

七番○古今集素性仙宮に菊をわけて人のいたれるをよめる

ぬれてほす山路のきくの露のまに
　いつか千とせを我はへにけん(いかてかわれはちよをへぬらんイ)

八

秋はてゝ冬はとなりに成ぬれと
　あかねは(きくイ)はなそにほひくはふる

九番

萬代をきくのたねとやまきそめて
　花みることにいのりきにけん

十番○古今集友則きくの花のもとにて人のひとまてるかたをよめる

花見つゝ人待ときはしろたへの
　そてかとのみそあやまたれける

今按るに此菊合の歌人たちの名詳ならす、この中に撰集に入られたる歌五首ありて其見あたりたるは、其よし注せるがごとし、なほ見おとせるもありなんか、さて此左方の二番と右方の十番の歌を、古今集にのせてともに友則がなり

におもてをかざさせてもたせたり、いま九本
をばすはまをつくりてぞしたるそのすはまの
さまは思ひやるべし、面白き所の名をつけつ
つきくにはゆひつけたり

占手　山城皆瀬菊

うちつけにみなせはにほひまされるは
　をる人からの花のかけかも

二番　嵯峨（廣イ）大澤池菊是よりすはま○古今集友則　大澤の池のかたに菊うゑたるをよめる

一もと丶おもひしきくを大澤の（古 ばな 廣イ）
　いけのそこにもたれかうゑけむ

三番　紫野菊○新拾遺集よみ人しらす寛平御時菊合に紫野の菊をよめる

名にしおへは花さへにほふむらさきの
　一もときくに置るはつ霜

四番　大井戸難瀬菊しろかれをよりて瀧におとしたり、ひと日ようさりおつれどこゑもせず

たきつせはた丶けふはかり音なせそ（なイ　するイ）
　きく人もなき思ひもそます

五番　攝津國田蓑島菊すはまに植たる菊の下に女の袖をかさにきて貝ひろふかたしたり

たみのをもいまはもとめし立かへり
　花の雫にぬれむとおもへは

六番　奈良佐保河菊

千鳥なくさほの河へ（原イ）をとめくれは
　水底きよくさける花（菊イ）かな

七番　和泉吹居濱菊

けふ／＼と霜おきまさる冬はた丶
　花うつろふとうらみにゆかむ

八番　紀伊國吹上濱菊○古今集菅原朝臣寛平の御時せられける菊合にすはまをつくりて菊の花うゑたりけるにくはへたりける歌吹上のかたに菊うゑたりけるをよめる

秋かせのふきあけにたてる白きくは
　花かあらぬか浪のよするか

九番　伊勢國網代濱菊

磯にさくあしろのきくを鹽ひには
　たまとそとらんなみの下草

十番　逢阪關川菊

この花にはなつきぬらしせきかはの
　たえすもみよとをれる菊の葉

右方これも殿上童ちご藤原重時あはの守ひろ
しげがむすこかねてきくどもおふすべきすは
まをいとおほきにつくりてひとつにうゑたれ

とゆゑにとよめるはそのかみうちまかせて一もとぎくとも呼なれたるがうへに武藏野にかけたればわざと菊といはずして、それときこゆべくよみなせるにて興ある歌とぞきこえたる、此歌舊說のごとく染くさに用ふる紫草とせむはあまりにつぎなし、ことに武藏は紫草多き國にて延喜の民部式交易の中にも紫草三千三百斤と見えて、他の國々よりもこよなく多きをその武藏野にかけて紫の一葉故にとはいふべくもあらざるをや、萬葉集の歌に、「紫を草と分く分く臥鹿の野を別にして情は同じ」とみえたるぞまことに野なる紫草を賞るこゝろばえなる、さて後の歌に紫にゆかりといふは一もと菊のむさしのに緣あるよしを興してよみならへるにて、もはらかの古今集なる一歌のみをおやとせるにはあらざりけんを

六帖紫の題下に、作者しられぬ歌に、「しられどもむさしのといへばかこたれぬよしやさこそは紫のゆゑ」といふがみえたり、按ふにこは題詠にはあらで人のまじらひの中によみたる歌ときこえたれば、本意はきこえがたけれど、詞のうへはむさしのといへば、やがて紫の事とさとらるゝよときこえたり、これ紫は武藏野に名たゝるものなればなり、又伊勢物語四十一段に、むかし女はらからふたりありけり云々、むらさきの色こきときはめもはるに、野なる草木ぞわかれざりける、むさしのゝ心なるべしとみえたり、此むさしの云々は、かのむらさきの一もとゆゑにの歌をおもひ出て、ふと後人の注のごとく書入たるを、本文にうつしつたへたるものなるべし、上の文をみるに、さらに此歌によれる意はあらず、さて此歌古今集雜上に、妻のおとうともちて侍りける人に、うへのきぬをおくるとてよみてやりける、業平朝臣、「紫の色こきときはめもはるに野なる草木ぞわかれざりける」とみえたり、物語には此ことを例のあやなしこしらへて書なしたるものなるべし、六帖にも業平がなりとして紫の題下にのせ、下句、野なる草木もあはれなりけりとあり

意をばおもひわかざりし人のたゞかの一首にすがりて、紫草の事なりとこゝろえてよめるもありけるをしらずよみにはかなくよみならへるもあるなるべし

附說

寛平菊合

菊の事を論へる因に寛平菊合卷を見るに、いづれの本もとり〳〵に誤寫の多かるを群書類從に、以甲斐權守季鷹藏本書寫以百花庵宗固屋代弘賢藏本校合畢とて載たるに、さらに飛鳥井雅章卿眞筆本また異本二つをかむがへ併せてきはめて誤寫ならむとおもはるゝかたをすて、又いづれともさだめがたきを傍に書そへてこゝに載す、かくてもなほつたなげなる歌のきこゆるはいとあやしきまでになむ

寛平菊合

題　菊

左方占手の菊は殿上童立君を女につくりて花

きのひともとぎくとよめるは、もと武藏野に紫菊のうるはしきが一もと生ひ出たりけるを、そのかみ世の希物として移し植繼たるを武藏野の一もと菊と稱ひ、たゞに一もとぎくとも呼ぶがありけるなるべし、寛平の御時の菊合の歌に紫野を題にて、「名にしおへば花さへにほふむらさきの一もときくにおけるはつ霜」と紫野によせてよめるをも思ひ合すべし然て其寛平の御世を始にて相繼てたび〳〵菊合せられける事書どもに見え（本考に引しるせる延喜十三年の御記に、令新菊花十本分三番相爭勝負賭としるさせ給へる新菊花とは、希しき花どもを撰ばせたまへるなり）またそれよりや、前の御世の頃より菊をめではやせる歌の多くきこえ來れるをおもふにそのかみすでにむさしの、一もと菊といふ一種のありけるを世にめでたりけん事おして知るべし（今も世にめではやせる草木の希品を、然る意ばえに名づけたるがあるにもおもひあはすべし）かくてかのよろづ世にこその歌の意は、この紫の一本菊はめでたく立榮えて萬世經べきことを、もとの緣の武藏野のはてなきがごとくおもふべきものぞとなるべし（歌のうへは一もとといふに萬世をかけ合せたるなり、さて此集の歌、普通本には、「むらさきの一もと菊に萬世を武藏野にこそたのむべらなれ」とあり、かくては此菊宴賜はれる尙侍の一もと菊にあえて、萬世をはてなくたのみ給ふべきものぞといへる意ときこゆ、さてかく歌趣のことなるは、いつれか後によみ改め給へるなり、いづれにてもこの考にはさまたげなし）これも同集に、

十月ふたつあるとしのおまへのきくの宴に、「かみなづきふたつある年のしぐれにはひともとぎくぞいろまさりける（ふたつあると一もととかけあはせたるなり、歌の意は、花の紫なるが時雨にあひて、さらに色のまさりたるよしなり、上に注せる兼輔卿の紫の一もときくの歌の次に、「きくのはなをりてはとらじはつ霜のおきながらこそ色はまさらめ」とみえたるも同意なり、此歌新古今集に、延喜十四年尙侍藤原滿子に菊宴たまはせけるときと詞書して、二句手折ては見じ、終句色まさりけれとあり）また躬恒集に「ひともとの菊にはあれど露霜ぞわけてことゞゝ色はそむらし（これもいはゆる紫の一もと菊なるを、歌詞にかくよみなせるなり、歌の意は、紫の花の中に濃薄があるは、露霜の別きて染るなるべしといへるなり）續後撰集冬部に圓融院に一本菊奉るとて、尙侍藤原灌子朝臣、「しぐれつゝ時ふりにける花なれど雲ゐにうつる色はかはらず（禁闕を紫微宮と稱ふによりて、紫庭紫門などもいへば、花色の紫なるをそへて雲ゐにうつるとよめるなり、夫木抄に、「むらさきの庭の春風のどかにて花にかすめる雲のうへかな」とよめる菊もみえたり）辨乳母集に、「春秋のちくさの花の色はみなひともと菊にうつろひにけり（白菊はさらなり、黃なるもなにもつひには紫だちたる色にうつろひゆくを、みなひとつ一本菊のごとくにうつろひぬるまといへるなり）などよめる一もと菊もみな紫なるよしにきこゆ、はたおもひ合すべし（古今集秋下に、大澤の池のかたに菊うゑたるをよめる、友則、「一もとゝ思ひし菊を大澤の池の底にも誰かうゑけむ」、これも寛平の菊合の歌なり、一もとぎくを希物としてかくよみなせりときこゆ、重之集古本に、一もと菊をひなけに植て大將殿の仰ごとにて、「置露にまかせつゝみし菊の花よにもをしまずなりにけるかな」、又拾遺集物名に、ひともと菊、あだなりとひともとひくる云々、これらはこともなけれど見あたりたるまゝに）されば古今集に紫の一も

當時衣服の染色などにつきて深黄なるを稱へる名なるべしすべて染色にはさる趣なる名ある事例多しされど季綱往來と云ふ書、今世にある事を聞ず、件の上文を見ざれば慥にはいひがたけれど、いづれにも承和菊の色の一證とすべし、さて季綱は本朝續文粋の撰者、藤原季綱朝臣なるべし、朝野群載にも此ぬしの文見えたり、古事談に、參河前司季綱旃檀紫檀の別をことわれる說みえたるも此人なるべし、書籍目錄に季綱切韻とみえたるも此ぬしのなるべし、尊卑分脈藤原貞嗣の流に、從四位上大學頭とみえて、堀河天皇の御世の頃の人ときこえたり かくて件の歌にてこらさとよめるは照濃（テリコ）さの義にてかの非緋非款冬といへるにおもひ合すべし 其はうちある黄菊の中にも緋みの匂てうるはしきを、仁明天皇の殊に賞給ひたりしによりて然る色したるを後に承和菊と呼ならへるにぞあるべき かのそがきくの色なる河といへるも、たゞに黄なる由にはあらで、黄河の濁の色の深きをたとへたる詞なるべし、今の俗に河の洪水になりていたく濁りたるを、赤濁といふこれなり、又鴨長明の四季物語九月の段に、菊は其名くさ〴〵あれど、そがひにたてるそが菊など、てこらけき色は、帝の御目とまる御ことよといへり、さて件の詞は、かの拾遺集なる歌詞によりていへるなるべきを、池邊そがひと云へるは然書る本のありけるにや、もしくは暗記の說なるにか、さて上に論へるごとく古は白菊の多かりしときこゆる中に、殊に然る色なるがいできたるを、帝のめで給ひたりしなるべし さて承和をそがと唱ふは承の字音ショウの約まりソウなるをソとも云へるなり、江家次第の古本の假名に承和にソウ禾承香殿の承香にソキヤウとあり 三十六人集の中なる仲文集の詞書にある承香殿を、古寫本に所行殿と書るがあるも、ソギヤウの音を假借たるにて、これも承をソと唱へたる證とすべし また和をガといふは轉れる音にて清和院をセガヰと呼ぶ例に同じ、袖中抄に此歌のそが菊をうるはしくそわ菊とかける本もありといへり、いづれにても有るべし かよはして呼へるなるべし さて此歌の古く鄙びたる口つきにきこゆるはもしくはいにしへ大嘗會の時に奏まつれる國風の歌にもやありけん、定家卿の拾遺愚草に、「きしのまゝしげみさえだの露わけて袖をかたみのそが菊の花、」夫木抄に五條爲實卿、「われさらばしめゆひたてんをかのべに人もすさめぬそが菊の花、」とみえたる歌どもはかの拾遺集なるに據りてめづらしくよみ給へるのみなるべし

○また古今集雜歌に題しらず讀人知らず、「紫の一もとゆゑに武藏野の草はみながらあはれとぞ見る 此歌六帖紫の題下に、讀人なし、下句、草はなべてもなつかしきかなと見ゆ 此紫の一もととよめるは紫菊なるべし、其は貫之朝臣の手なりと云へる堤中納言集 兼輔卿のなり に、こないしのかみのすみたまひけるとき、ふぢつぼにてきくの宴せさせたまひけるに、「むらさきのひともとぎくはよろづよをむさしのにこそおもふべらなれ 此歌普通の兼輔集なるとは異なるところあり、下に論ふべし とあるによりて證考へたるなり、さて此歌一わたりにては其意きこえがたきをつら〳〵おし考るにまづ其むらさ

いたるまで漢名にのみ呼來れるものとこそおもはるれ塩嚢抄に、菊は音なり、訓を用ひぬ字なり云々、されば東福寺開山聖一國師、重陽の佛事の時、名匠の事なれば大衆は不及中本家候人以下群を成して耳を傾る所に云々、あきしべの花を北のまがきにうゑてのんど〳〵として南の山を見るぞとよ、とせられけり、當座の感嘆なのめならず云々、菊を北籬植優然見南山といふ古詩なりけりと云へり、但し此詩句文選に、陶潜が作にて、採菊東籬下云々とあり、北のまがきにうゑてといへるは、聖一の暗記の誤か、又は傳聞の誤なるべし、聖一は弘安三年七十九にて死りたる人なり、そのかみ菊の和名世にあまれからざりつるに、聖一の當座に秋しべの花と稱へるを感たる趣なり、但し此秋しべを印本にはアキ草と書り、今或校本と平維章が和學辨に禪僧の語なりとて載たるに依れり、宗碩が藻鹽草に、あさぢふもまじる草葉もかるゝまで野に殘りけり秋しべの花」これ古きものにあり、或說に菊を秋しべとよむと云々といへり、この秋しべ印本には秋しくとみゆるを、今按本に正しく書るによりて引つ、元祿のころ槇島昭武の撰べる書言字考にも、菊をアキシベとよみて載たり、さて秘藏抄と云ふ書に、さはひこめ置く我宿のませのうちにかはらよもぎはうたゝかれけり」と云ふ歌を擧て、注にさはひこめとは霜をいふなり、かはらよもぎとは菊をいふ云々といへり、此書躬恒の撰べるものなりと云へど、いと後世人のみだりに作れる書なればとるにたらず、そのほか能因歌枕、莫傳抄、藏玉集、もしほ草など云ふものに載たる菊の異名多かれど、これ又みだりなる說なればとるにたらずさて和名抄に菊の和名を注せる處に、俗云本音重とあり、こは菊の字音を重く唱ふる由なり俗云とは云々の和名はあれどなべて俗にはあまねく菊と稱へる趣なりそのかみ既に歌にも菊とのみよめれば、鄙言(サガ)のよしにはあらず醫心方菊の和名の列に、岐久と如此去る聲の朱圏をさしたり、これ雅言の唱にていはゆる本音重これなり都がた人は今も然呼へり[illegible]

〇因に云ふ拾遺集雜秋部によみ人しらず「かのみゆる池邊にたてるそが菊のしげみさえたの色のてこらさ」とあるこのそが菊といへるもの諸說區にしてさだかならず、今按るに後葉和歌集の序に此序の作者藤原爲經入道寂超は、崇德天皇近衞天皇の御世のころの人なりそがぎくのいろなる河一たびすみて云々此詞通本には誤字あるを、安藤爲章の年山紀聞に、伏見宮御本に依りて訂せるによれりといへるはもろこしの黄河と稱へる河の五百年に一度淸むと云へる諺によりて作れる文にして、かの河水の黄なる由をたとへてそが菊のいろなるといへるなり、また定家卿の記しおかれつる三代集間事といふ書に件の歌を擧て淸輔朝臣說に仁明天皇好黄菊給仍號承和菊(ソガギク)とありとのたまへるにも合へり奥義抄に、そが菊とは黄菊なり、承和の帝はよろづのもの、黄なる花をめで給ひて菊も黄なるを愛し給ひけるなり、されば承和菊とは黄なるをいふとみゆしかるに顯昭法橋の袖中抄にも同じさまにさだせる中に、季綱往來と云ふ書を引て非レ緋非二款冬一可レ云二承和色一歟云々と云へる文を引たり、此文にては黄にいさゝか緋の匂ひたるにて今俗にかばといふ色にちかきを承和色と云へる由なるべし、但し件の文はうちまかせて菊の色の事をいへりとはきこえず、

良於波岐とあるは河原草蒿の義ときこゆれど菊はもはら河原に生ふるものにあらざれば然云ふべき由なし、同書に白蒿を加波良與毛岐また之呂與毛岐とあるぞかなひてはきこゆる、故按ふに本草和名に加波良於波岐とあるは字鏡に辛與毛支とあると同義にてもとは加良於波岐なりけるを、はやくより誤りて波字を衍し書たる本の世には弘りたるなるべし、然るに和名抄にも、菊和名加波良與毛木、一云可波良於波岐とあるは此書本草和名に據りて載されたるが多ければ、この一云とある可波良於波岐はかの寫誤ある本によりて加良與毛木と云ふにさへ准へて波字を加へられたるにやあらむ、同書に茵陣蒿和名比岐與毛木今俗是謂加波良與毛岐とも見え今俗云々の十字、印本には脱たり、或本にあるをとりてひけり　また白蒿和名之路與毛木一云加波良與毛岐この和名、本草和名なると同じ　今按菊又有此和名見上文此和名とは、加波良與毛岐と云ふなさせり　と疑を遺されたり、又醫心方本草部はもはら本草和名に據りて書されたりとみゆるがこれも菊を加波良於波岐とあり、和名抄と同じ誤とすべし、但しこの加波良を加良の誤寫ならむとせる考はもはら加良といふになづみたる强說ならむか、さらば

此考はすて、其義は得ざれど本のまゝにて或名としてあるべし、然てもすべての考にはさまたげなし、そも〳〵上世はよろづおほらかなりければ草本などの人目とほくはたさせるふしなきものははか〴〵しき名の無きが多かりけむを、草はことにしな多かれば今もさだかに名のきこえざるがあるをもて、いにしへをおもひやるべし、かくて漢風の醫方を用ふる世となりて醫のかの國の本草などいふ書に據りて藥品を採用るにつけては漢名に和名を考へ當て、ものすべきわざなればもはら其こなたの本名を糺しはた書にも書しるしおかむにはもとよりはか〴〵しき名のきこえざるをさすがに漢名を以て呼ぶべきわざならねば、あらたにこなたの言もて名を着たりけむとおもはるゝがあり、又漢名の彼にも此にも同じ和名ある、或は當たる和名の此書と彼書と齟齬たるなど混らはしきもあるは世々に人々のこゝろ〴〵にさだめたるがかれもこれも傳はれるが故なるべし、故さる類の和名は世にあまねからざりつるから今は知れる人もなく漢名にのみ呼べり、菊の和名もさるたぐひにて世にあまねからざりつるから古より今に

給ひつる翌の廿三日の事なりけり、菊を植たりけるさまおもひ合すべし、又枕草紙に、七日の若菜を人の六日にもてさわぎ、とりちらしなどするに、見も知らぬ草を子どもの持て來たるを、何とかこれをば云ふといへど、とみにもいはず、いざなどこれかれ見あはせて、みゝな草となんいふ、といふもの、あればむべなりけり、聞かぬかほなるはなど笑ふに、又おかしげなる菊の生たるをもて來れば、摘めど猶みゝな草こそつれなけれ、あまたしあれば菊もまじれり、と云へる菊も前栽などより子どもの摘來れるにて、野に出てものせるさまにはあらず、さて又古歌どもに多く白菊をよみ又うちまかせて白きものとしてよみ、又殘菊のうつろひて色のかはれるを、またさらにめづるよしによめるも白菊をいへるなり、古の菊はなべて白きが多かりしにこそ、漢國の花史左編といふ書に、菊の品類を擧たる中に、新羅一名倭菊、千葉純白也といひ、其を群芳譜に、標韵高雅非尋常比といへるも白菊なり、はやく宋の崇寧のころ、劉蒙が著せる菊譜にも然いへりとぞ、崇寧はわが康和のころに當れり、其は皇國にて生ひいだしたる白菊の麗しきを、新羅に移し植たりけるが、また漢土にも渡りたるにか、又こなたにてしら菊といふを、其品の名として新羅と言るにてもあるべし　然るに權大納言藤原長家卿集に「雲の上に菊ほりうゑて甲斐の國つるの郡をうつしてぞ見る、左注に甲斐國風土記云鶴郡有二菊花山一流水洗レ菊飲二其水一人壽如レ鶴云々とあり 夫木抄にも載たり 此風土記は延長に勘進れる本なるべし 長家卿は康平七年六十歳にて薨給へり 其はもはら菊を賞る世となりて後の事にて都留郡の山に菊の生たる所を見出、めづらしみて菊花山と呼ならへるにあはせて漢國の彭祖が古事に據りて南陽酈郡有菊潭飲其水者皆壽など云へるに郡名の都留を鶴に牽强言して造り出たる説とこそきこえたれ 丹波嗣長宿禰の奥書ある假年要抄と云ふ醫書に、我朝甲州鶴郡多菊、土民依食其土毛保年齢と云へるは、此風土記によりて云へる説なり 此甲斐國なるをおきては風土記どもに菊を載たる事さらになし 延喜の典藥寮式、諸國進年料雜藥條に、甲斐國黃菊花十兩とありて、此ほかに菊花を進る國多からぬをおもへば、そのかみ今の世のごとくあまねく多からざりしにこそ、躬恒集に、菊の花さきたる所に、よるとまりて人々見る、「菊の花秋の野ながらうつろはゝ夜ふかき色をこよひみましや」とみえたるは畫にかけるかたをよめるにて、まことに野なるを見てよめる歌とはきこえず　さて菊に皇國言の名とりどりに聞ゆれど、そはみな後に名づけたるものなり、其はまづ新撰字鏡に菊花辛與毛支(カラヨモギ)とあるは菊を蓬蒿(ヨモギ)の類としてもとから國より出たる義にてさる名を作り當たるものなり、同書に蘭呂居反、平蓬類也、蒿也、伊波與牟支、又加良與毛支、また茵陳蒿、加良宇波支なども見え延喜式古寫本に茵陳蒿の假字カラヨモキまたカラオハキともあり右の名どもにつきたる中の與牟支は與毛岐の通音なり、さて宇波支は萬葉集の歌にも見えて本草和名傳抄また延喜式古寫本に薺蒿をよみ、於波支は本草和名に草蒿に當たり、みな與毛支の類にてその加良某と名づけたるはこれもから種なるをもて云へるにて、義はおのづから同じかるべし よめがはぎも、與毛岐の類なれば、よめかうはぎにて、言の約れるなるべし、又よめなとも云へり、此は漢名鶏兒腸草にあたれりとある人いへり しかるに本草和名に菊花を加波

なるべし、かくて延暦大同の御世賞給ひたる菊は天武天皇の御世に獻れる種の蕃たるもあるべく又其後に獻りたるもありけむかし、かくて大同に重陽の菊花宴を興させ給へる後は永く恒例の公事となれるあはせて延喜の太政官式に、凡九月九日御神泉苑賜菊花宴於侍臣已上及文人と見えたる、令の節日に載られざるは、大寶の頃は比年停廢給ひたりし間なればなるべし、延喜の式は、既に大同二年に再興したまへる後なればなるべし、又建久の内宮年中行事に、九月九日御節供進云々、件菊花菊御薗勤也と見えたるに、延曆の兩宮の儀式帳に載せざりつるは、これも其停給へるほどの式なればなるべし、もはら漢風の行事とはいへど、むれ〳〵しき事として行ひ給へるから、大神宮にも供進らしめ給へるなるべし六帖に「ながつきのこゝぬかことにもいしきのやそうちひとのわかゆてふ菊」といふ歌もみえたりて世々にもてあそぶこと、なれるなるべし上に擧たる菊の歌ども人々移し植に繼て、古き人のには、古今集秋下に、人の前栽にきくにむすびつけて植ける歌、在原業平朝臣「うゑしうへば秋なきときやさかざらむ花こそちらめ根さへかれめや、此歌主元慶四年まで世におはしゝ人なり、此ほか菊をうつし植たる由の歌、又大内にて菊合せさせ給ひける事は、寛平の頃よりおほくきこえそめて、人々の歌集どもにも見えたり、かくて其菊合のさまは、寛平の菊合の巻に、題菊、左方、占手の菊は、殿上童に立君を女につくりて、花に面をかざゝせてもたせたり、いま九本をば洲濱を造つてぞしたる、其洲濱のさまは思ひやるべし、面白き所の名をつけりゝ菊には結ひつけたり、占手、山城皆瀬菊、二番、嵯峨廣澤池菊、是よりはすはま、三番、紫野菊、四番、大井戸難瀬菊、しろかねをよりて瀧に落したり、ひと日ようさりおつれども聲もせず、五番、攝津國田蓑島菊、すはまに植たる菊の下に、女の袖をかさにきて貝ひろふかたしたり、六番、奈良棹河菊、七番、和泉吹居濱菊、八番、紀伊國吹上濱菊、九番、伊勢國網代濱菊、十番、逢坂關川菊、右方、これも殿上童ちご藤原重時、あはの守ひろしげがむすこ、かねて菊どもおふすべき洲濱をいとおほきにつくりて、ひとつに植たれば、もて出るにところせければ、おしあはせてひとつになるべくかまへて、わりてそをつぎて、ひとたびにおしあはせて、出さんとかまへたるを、左方の一もとづつ出すにおどろきて、たび〳〵に出しければ、あはせはてたれば、いとおもしろき所ひとつなれど、あはするほどはわれていとかたはなり、とありて左右の歌あり、又著聞集に、延喜十三年十月三日御記云、仰侍臣令新菊花十本分三番相爭勝負賭、以申時番方領花參入、一番入自仙華門、二番入自瀧口、次第進花立庭中、一番種花以洲濱形、二番栽火桶、各藏人所二人、取立御前、左衞門督藤原朝臣候御前、傳作勝負、十番勝方籠中拜舞、選進菊中各四本栽西方小庭とあり、新菊花とは希しき花どもを撰ばせ給へるなり、かくて此時各歌を奉れり、その名所には、水無瀨、廣澤、紫野、大井戸難瀬、田蓑島、佐保川、吹貝、伊勢網代濱、相坂關川等を用ひたる由みえたり、菊此名所ども、もはら寛平の度の題に同じ、さて後世の歌どもに、菊を野山海川など名所によみ合たるがあるは實景にはあらで、件の菊合の歌のごとく、たゞ作設て歌の趣をなせるものなり、又これも著聞集に、宇多天皇昌泰元年九月十一日、大井川に行幸のとき、貫之の奉れる序詞に、あはれわが君の御世長月のこゝぬかときのふいひて、のこれる菊みたまはむ、又暮ぬべき秋をゝしみ給はむとて云々、大井の川邊にみゆきし給へば云々、きくの花の岸にのこれるを空なる星とおどろき云々と見え、又新古今集冬部に、延喜の御時大井河に行幸侍りける日、坂上是則「かげさへに今はと菊のうつろふは波の底にも霜やおくらん、などよめる大井川の邊の菊は、自然に生ひたるにはあらで、行幸のためにことさらによそほひうゑおきたりしものなるを、序詞には、わざと興あるさまに、殘れる菊などいへるにぞあるべき、大和物語に、亭子の帝石山につれにまうで給ひけり、國のつかさ、民つかれ國ほろびぬべしとなんわぶると聞しめして、こと國々の御庄などにおほせてとのたまへりければ、國々よりもて運びて御儲をつかうまつりて詣で給ひけり、近江の守いかに聞しめしたるにかあらむとなげきおそれて、又むげにさてすぐし奉りてむやとて、かへらせ給ふ打出の濱に、よのつねならずめでたきかり屋どもをつくりて、菊の花のいとおもしろきをうゑて、御儲仕ふまつれりけり、と見えたり、この御幸は躬恒集なる和泉にて云々とよめる歌の詞書にて考るに、延喜十七年九月廿二日、石山にものし

至忍壁皇子賜布各有差とみえたり、これ九月九日にて此時いはゆる菊花の豊明聞召給へるなり これより前の史どもにはこの事見えず 然るに翌る朱鳥元年九月戊戌朔丙午九日此日に當りて天皇崩り給へるによりて忌避て後々までも停られつるを玄か詔へるなり、かくて天武天皇の此節日をものし始給へる事は、そのかみから人の菊を獻りて漢籍に見えたる彭祖が菊を服て長壽せし古事のあるがうへに九月九日に菊花酒を飲めば災を避(マヌカ)け壽を延といひて節日とせる由などを述しけるによりて、うち〳〵まねびもし給ひけむを今年に至りて始て其日を節として公事の菊花宴せさせ給へるなるべし 本朝通記といへる書に、仁徳天皇七十三年始自唐獻菊種と云へり、古書どもに見當らざる説なり、信がたし さて又懷風藻に、天武天皇の皇子境部王秋夜宴山池と題る詩に、對レ峯傾二菊酒一といへる句見え、また藤原朝臣宇合、秋日於左僕射長王宅宴詩に、帝里烟雲乘季月王家山水送秋光霑蘭白露未レ催レ臭泛レ菊丹霞自有レ芳云々、田中朝臣淨足、晩秋於長王宅宴詩に、巖前菊花芳、また安倍朝臣廣庭秋日於長王宅宴新羅客詩に、傾斯浮菊酒願慰轉蓬憂などいへる句あり、長王とは天武天皇には御孫高市皇子の御子長屋王に坐す 其を漢ざまに長王と作るなり、同書題目には長屋王と書り この王だちみな菊を植て翫び、はた菊酒をもて宴し給へる趣なり 同書中、此ほかに菊をよめる詩ある事なし 其は天皇の平におはしましけるほどよりの事なるべしおもひ合すべし、かくて九日の菊花宴を始てせさせ給へる事は天皇其ころ既に御惱の事おはしましけるによりていかで平愈給ひて御壽長く坐させ奉らむと奏し行ひたるにぞ有るべき、其はこれも同じ十四年紀に今年九月九日の宴の事は上に擧たり 十月庚辰遣二百濟僧法藏優婆塞益田直金鍾於美濃一令レ煎二白朮一、十一月丙寅法藏法師金鍾獻二白朮煎一是日爲二天皇一招魂之とみえたり、これも漢籍に見えたる朮を服へば長生して神仙に致るなどいへる説によりて法藏等が奏勸奉れるなるべし 後の世の事ながら、惟宗時俊の作れる醫家千字文に、求仙服朮と云ふ句ありて、自注に本草曰、朮草者山之精也、結陰陽之精氣、服之令人長生、絶穀致神仙といへり 准へておもひ合すべきなり、また是日招魂せさせ給へるが御世御世の例となりて十一月の寅日に鎮魂祭行させ給へるにも合ひてきこゆるなり 書紀を按るに、この年ころ天皇の御惱の愈たまはむ事を神佛に御祈の事あり、また御卜ありければ、草薙劔の御祟なる由卜合奏せるによりて、即日熱田社に遷置せ給へる事なども見えたれど、つひにさはやぎたまはざりき さて萬葉集に菊をよめる歌のなきはその歌主だちの頃いまだ世に多からざるによりてよめる歌を得ざりし

類聚國史第七十五歲時部六旬宴に桓武天皇延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣皇帝曰己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利會之奴倍岐阿多羅蘇乃香乎とあるぞ始なる此文日本後紀のなるべけれど、當年の四月以下の巻、今缺て傳はらず、さてこれより古くは續古今集賀部に、九月ばかり菊の花を、聖武天皇、百しきにうつろひわたる菊の花にほひぞまさる萬世の秋」と載られたれど、此御歌さらに當時の風とはきこえがたし、きはめて後の世の人のなるを、かたじけなくも御製としも謬傳へたる説のありけるを、撰者の疎にして正しあへられざりつるにぞあるべき、さて菊に皇國言の名もとりぐ\きこゆれど、みな後に名づけたるものときこえたり、其は下に論ふべしさて件の御歌に菊を漢名の字音によませたまへるは此草もと、から國より獻れるものなるを漢名のまゝに呼來れるがゆゑなるべし、もとより皇國のものにして其名あらむには御歌詞にじも漢名を用ひ給ふべきにあらず國花集に、貞元進士花艶谷が選たる國花合記集を引て、皇國の物名を漢字音にて譯し記したるを載たる中に、菊を著古と書り、皇國言に久と云ふを、かの國にて譯し記せるに、古字を用ひたるなり、此書のほかにも然る例多し、貞元進士と稱へる貞元は、唐の德宗が世の年號にて、其元年は皇朝の延暦四年なり、そのかみ既に菊を字音に呼べる事件の御製詞に符へり然考たることはまづ此もの、事を諸國の人々に尋問ひ合するに、まれには人目とほきおくまりたる山谷野原などに生ふる處あり、英は大きなるところ又小さき處もありときこゆれど葩はいづれも疎なり色は黄なるとたまたま白きと薄紅きがあるのみにて世にあるごとき美たき色香はあらず秋のちくさの一くさにてとりわきてめづべき花のさまにはあらずとぞ俗野菊と呼ぶとは異なり、道興准后の回國雑記文明十八年九月九日の條に、野を分つくして山にいたりけるに、菊いとおもしろく咲て感緒きはまりなしと記し給へるはいかなりけむ、重陽の節にあひて見あたり給へるによりてことぐ\しく然は記されたりげなり、さて其菊見給へる處は、下總國葛飾郡鳥喰村を經て下野の安蘇郡なる佐野へ出給ふほどの山路に當りてきこゆ古も然ぞありけむ故世に見はやす人もあらざりければはかぐ\しき名もなかりけるを上に云へるごとくから國より其美はしきを持て參りて菊と申て獻りけるをたまく\皇國言に似てき、あしからねばやがて其漢名のまゝに呼來れるなるべし、かくて其から國より獻れる頃は天武天皇の御世ならむかとおもはるゝ由あり、其は類聚國史第七十四歳時部に平城天皇大同二年九月癸巳九日幸神泉苑詔曰云々、九月九日者菊花豐樂聞召日爾在止毛忌避所有爾依氐比年之間停支止奈毛聞行須然時節止云物者不可虛擲止自昔云來留事毛在仁依弖奈毛此乃豐樂聞食之始賜布故是以御酒食倍惠良支退止之弖奈毛酒幣乃大物賜久止宣と見えたる九月九日の例をこれより上御代の史どもによりて按るに、日本書紀に天武天皇十四年九月庚辰朔壬子宴舊宮岡本宮なり安殿之庭是日皇太子以下

き家がらの者をいふ號なり、この苟愚舍は世にしられたる甲斐國の德本にもやあらむ此人の傳世に傳はらず甲斐國のある武士の子なりしが世のさわぎをさけて醫となり丹波家の醫道をよく受傳へて名たゝるくすりしなりと世にはいひ傳ふるなり、なほしれる人に尋ぬべし

○普通本は原本にもあるごとく丹波長平の本を和氣某の（さきにもいふ如く、其名の明字の下裁切れて知りがたし）寫して醫心方の和名などを書加へたるものなり其よしはあら〳〵よみ考へて上條に云ふがごとし

○上に論ふごとく此書原本定りたる題名なきがごとし、かれ卷々に康頼和名撰とあるにもとづき又かの和氣本に和名傳鈔と題し奥にも和名鈔といへるなどによりて今本草の二字を加へて本草和名傳鈔といふ、和名抄といひては順朝臣の和名鈔など、紛らはしく又本草といはでは事たらぬこゝちすれば、輔仁ぬしの本草和名といへるに准らへ和氣本の題名によれるなるべし（和氣本には、和名傳鈔と表題し、また加筆本には、卷末に和名鈔大尾としるせり、醫家にては本草といはで、たゞに然いひてもありなめども、丹家本草和名鈔など題してしかるべし）

○續後撰集の雜部に本草を見侍りて丹波經長

をしへおくそのことのはをしるべにてよもの草木の心をぞわく」とあり、經長は丹波系圖に康頼より九世孫典藥頭經基二男にて官位昇殿右兵衛府生施藥院使典藥頭兵庫頭正四位下とありこは此書の事にはあらねどめづらしければ因にしるす

すべて上にいへる此書のあらまし又傳來の序を心にしめ置て此書を見るべし、猶こまかに論ふべき事もあれどわづらはしければ具にはいはず、はたこはおのれこの鈔を寫しうつさせつゝ、ひとわたり見て論へることなればたがへる事もまた考への及ばぬ說も多かるべし、いとまなくてさのみはえせず後に見む人もあらばよく訂正したまへよ、おのれもまた事のついでにおもひ得たらむには書加へもすべしかゝる正しき古書の後つひにすたらむ事をあたらしみて、此ころ風のこゝちにてさしこもりたるつれづれにみかよかのいとまにものしをへたるは文化十三年三月九日の夜なりまた後に天保十一年霜月十五日再び考を加ふ

○菊

菊をよめる歌萬葉集には見えず、古書に見えたるは

○苟愚舍云々以下終までは苟愚舍と稱へる人の自己が事をいひて明德元年十一月（此月は改元の前なれば合はず、十一は七の誤なるべし）此和名を寫せる由を記せるなり、また皆康曆年中從師而傳和名一通此一卷加之といへる康曆は明德より十年あまり前の年にて其比師より此類の和名書たるを傳へられたりしを、此和名傳鈔に書加へたる由を立かへりて云へるにて、記しざまの拙きなるべし、然れば上にも論へる如く此苟愚舍の書加へたる和名も交れるなり、また丹波長平丹波長家丹波弘家集々と書るは醫道傳來の統を云へるなり丹波系圖に支流長平まで載せて其子孫を記さず、おもふに長平の子長家その子弘家なるべしまた今傳處云々とは苟愚舍が智信より醫道を傳はりて此和名をも傳はりたる由にて上に師といへるは此智信が事と聞えたり、また千金翼方本草有名未用一百九十六味以下終までも苟愚舍が書添たるなるべし、本篇の末に千金翼方本草並諸方注以寫之云々一百九十味云々とある卅六字は、これも苟愚舍の書るにてこは頭書などにせるが本文に纔入れるなり、末の千金翼方云々の文に合せ見て知るべし、いつこも〳〵書ざまの拙劣くて聞えがたきを其意えらひしてこれらの外にも猶よく考ふべし、かくて今おのが挍合せる本又其書入たる事どもをも見合せて後に訂正すべし、いかで心あひの醫師の有てゆづりて正さまほしくこそ

○或人の云古人のことに醫とある人のかゝる拙き書かくべきものかはといへれど、古人とても文のつたなきは多かるべし、ことに醫は其師の傳を守りてその如くさくえり又いたづらに漢籍よむ事のなかりし人も多かりしと見ゆ、その說長ければこゝには盡さず

○此原本は奥書を見るに長平ぬしの寫されたる本もて繼々に傳はりて（原本の跋文には、長平の署名のなきは、全脫たるにて通本にあるぞ眞なるべき）鎌倉の建長寺なる智信のうけ傳へたる趣なり、さて明德元年に寫し又康曆年中云々とあるは智信の書たる文の如く見ゆ（この智信の世にありし頃など後に考ふべし）又苟愚舍所生甲斐國志村之總領之末子也奥州合戰零落之終云々とあるは、甲斐國人某が寫し傳はれるよしなり、苟愚舍はいはゆる家號なるべし總領は日本紀にもみえて古へありし職名なり、ちかき世までも其名目遺りて田舍にありし事ものに見えたり、其處の長たちたる古

が五つばかりは片假字もて書るを本原はみな眞字假字もて書たり加筆本も元は眞假字なりしを寫すに便よきまゝに片假字に書しものなり（加筆本和名の書ざま、眞字假字、片假字互に異なるところもあり、これらことごとく按へ書加へむことは、わづらはしければみながらはものせず）こはかゝるすぢの古書をうつせるものには例多し

○此鈔の題名の事、加筆本いづれも卷首に題名なし、普通の加筆本は今樣の表紙の外題に康賴本草と書るは近世人のわざなるべし、和氣本は上にいへるごとく古寫本にて表紙に和名傳抄と書て下傍に丹家累代秘本と書付たり又其和氣本も普通の加筆本もともに奧書に右和名鈔康賴卿撰抄當家爲秘本云々、卷末に和名鈔之大尾とあり、また原本はこれも今やうの表紙の外題に和名本草とあれどこは書ぬしのわざと見ゆ、この原本も卷首に題名はなくて採藥時節第一とあり此六字加筆本にはなし但しこの第一とあるのみにて第二以下はなし、おもふにこは採藥時節等のためにむねと書たるものなるべし、その時節等の事の闕たるはいまだ考へざりしなるべし、菜部上品集の末に論曰凡藥皆須採之有時日云々といへる事見えたり、さて此書はくさ〴〵の事を記せる醫書どもの中の一種にてその第一なるよしの標なるべし、なほ考ふべきなり、卷末にも和名鈔といふ事はなし

○此書の發端に本草類編選云々より三行諸本ともに下文闕たりと見ゆ、四行の康賴の名署の兼字の下原本にはこれも闕たるを加筆本ともに云々とあるは後人の兼官と氏姓を次々に言加へたるものなるべし、よく讀見て考へ知るべし、又醫傳記錄云より述五行豈平（以下闕）までの文いと拙劣し（誤字もありと見ゆ）その醫道にとりての意の可否はおのれはしらず、卷末の文どもの丹波長平の書りと見えたるに合せ見るに此人の書るにやとおぼし、さてその發端の文に康賴和名撰と書るは康賴主の自ら署されたる如くにも見ゆれど、そは記しざまの拙きにて撰者の名を書顯はせる意なるべし、又原本卷末の私云より（加筆本、此上に、右和名抄康賴卿撰抄當家爲秘本とあるは、別行の加筆なるを連ね書たるものなるべし）是醫師之內傳歟とある次に、加筆本丹波長平とあり、原本になきは決めて寫し脫せるにて以上は長平の書添たる文とみえたり、長平は丹波氏系圖を考ふるに康賴宿禰より十三代の裔に當る、支流權侍醫季博の子にて從五位下と見えたり

の或人の云へるに今京なる小森集は丹波氏にて典藥頭の門地なるがその家にふるき藏書目錄一通あり、それに和名傳鈔をのせり、心蓮院へ貸したるよしを書添てあるを見たりといへり、和氣本の跋に於栂尾心蓮院殿云々とあるに由ありて聞ゆ、この心蓮院はむかし栂尾にありて仁和寺に隷たる寺にてからの倭の書籍どもいと多く藏りしといひ傳ふ、今は廢て其寺の號のみ仁和寺に遺れりとぞ 多門院日記にもこの寺の書の事見えたり、後に抄出て書加ふべし

○此鈔の和名おほかた醫心方と同じくて又異なるもあり、又醫心方なるよりは後の音便にうつりたる言も見ゆればさきには康賴主の撰には非らじやとも思ひしかど、よく按へば當時既に音便の詞づかひ又上古とは訛りたる詞づかひのありもすべきをただその物名を尋ぬるのみのわざなれば、さのみ正しあへず其時の詞のまゝに先記されたるものあるべきなり、かくて此鈔と醫心方といづれか先に出來たりけむそはしらねど醫心方は永觀二年に撰みて奏進られし由は尊卑分脈の彼ぬしの傳にみえたれば精撰とすべし、しかれば此鈔はとるべきにあらずと人おもふべけれど醫心方は本草内藥八百五十種第三卷とある一冊に本草の和名を載せたるにてそは深江輔仁ぬしの本草和名を抄してたゞに藥物の本名を標して和名を記し、粗その藥物の出所を記したるものなり、いま本草和名と比校するにいさゝか異なる處あるは互に傳寫の誤れるなり、されば醫心方なる本草の和名は康賴ぬしの自撰にはあらずこの鈔は康賴の自撰なれば醫心方なると違へる和名のあるは疑ふべきにあらず 草木などの物の名を、正しく漢字にあつる事は、難きわざなり、此事は別に考說あり 古しへ今によく考へわたして古名を辨ふる證とすべきなり 但し加筆本の跋に、醫心方の和名書加ふといへれど、なほ疎なるも見えたり○因に云、本草和名の刊本よく訂されたりといへど、なほこの加筆本に據りて訂すべき處いさゝか見えたり、又色葉字類抄に載たる物名の中に、本草和名より抄き出たるがあり、これをも按へ合せて訂すべき處あり また假字用格の古言に乖へるもあれど、これも上に論へるが如く物の名を尋ぬるまでのわざなれば、當時の俚言また世の訛言のまゝに記してさのみ正しあへざりしにもあるべく、又諸本互に假字用格また假字文字の差へるをおもへば寫手の何心なく口語のまゝに物して書違へたるもあるべし、これもさる方の古書の寫本には例ある事なり、假字の差誤は傍證に據りて訂すべし、たま加筆本の和名十

術通神靈、褒譽溢天下、永觀二年十一月廿八日、以醫心方三十卷撰進公家○信友按に、和氣氏系圖瑞策の譜に、曰通仙軒又號驢庵、正親町院云々、賜家傳醫心方三十卷ともあり、號重より丹波家の醫道を兼ぬる事、此系譜に見えたり 和氣明—重明—典藥頭—忠明—改宿禰賜朝臣—雅忠正四位下典藥頭施藥院この子孫に雅康雅繼あり、またたま〳〵順の和名抄また玉篇の中の動植字訓も見えまた末の書に見あたらぬ和名をも載せたり、これらの中にかの康暦年中從師而傳和名一通此一卷加之といへる加筆もあるべし、其外後に書入たらむとおもはる、文もありこれらの加筆の通本には纔入りたるはもと和氣本を寫し傳へたるものながら其本の跋を逸せるによりてたゞに本文のごと見ゆるから、記しさまの疑はしく見ゆるを今和氣本の跋文にて本書と加筆本との差別かくは知られたり、其は今此寫し出せる原本へ朱もてわかち書入たる加筆本の文をよくよみ辨へて知るべし もし寫し傳へむ仁あらば、其意して□などして別ちてよ かくていづれの本も寫し誤り脱字など互にあるを按へ合せて見る時は、おほかた正しくなりたりげなり、又その原本も加筆本も和名の古に符ひて證となるべくはためづらしき名ども、少からず、其物の名どもは既に下書をはじめ置つる動植名彙の中に書収れつ、さてかくものせるはおのれ醫の道にたづさはらされど草木動物などの古名を尋ぬるためかつは醫のかゝる道におよぶまで心を用ふる仁の用にもなりぬべく思ひてなりけり

○いはゆる和氣本は、おのれ京に在ける時ある人の介て某の秘本を借得て寫せるなり其は古製の帖本にて斐紙を用ひて表紙も同じ紙にて、和名傳抄丹家累代秘本と題し、卷尾に右和名傳鈔者丹家累代雖レ爲二秘本一當家亦用レ之矣、予重而於二栂尾心蓮院殿一丹家之諸鈔一覽之砌、醫心方和名書加恐可レ備二證本一者也、唯授二一人一不レ可レ出二戸外一云々、和氣末葉明とありて其明字の下を裁去たり、又卷の端に印を捺たるを墨もて塗抹したりそを思ひ合するに和氣氏の名の明字の下に字ありてそれが上かけて印の捺してありしを奸しき故ありて裁去りしものなるべし、おほよそ三百年にもあまれる本なるべくや、今按にその明集とありしは和氣系圖に、 明成—茂成—尙成—明重— 典藥頭(中略)始准武家醫爲法師之體、法名宗鑑、實者丹波重長適子、豫知醫術、達才養而爲子、自是和氏兼丹家之醫道(下略)○信友云、和氣本の奥書に、丹家累代雖爲秘本、當家亦用之云々、和氣末葉明□とあるに考へ合すべし —利長 從五位上、刑部少輔、法名道三、實明重弟子、以醫術之精發雖有子爲養子、醫書之諸抄等多出、永正四正五卒 —明親—明英—明親 祖父と同名いかが、考へ訂すべし と系りてしるせり、か

比古婆衣十七の巻

○本草和名傳抄の論

此書康頼本草とてたま〳〵世にあるがその本とも誤字多くまた疑はしき事も少からず、されど草木鳥けだものなどの名のふるく正しくきこゆるは必古書なるべくおもはるゝにつけて、その端末の文によりて考ふるに丹波康頼宿禰の書おかれしものを其裔丹波長平ぬしの寫して前後に文を加へたるを、明德元年にうつして康曆年中從師而傳ニ和名一通一此一巻加レ之と跋文に記せり、かくて其書の古寫の一本に和名傳鈔丹家累代秘本と題して跋文中に、於栂尾心蓮院殿丹家之諸抄一覽之砌、醫心方和名書加恐可備證本者也云々と記して和氣某の名署あり（此本の事下に委しく論ふべし、今こゝに和氣本と稱ふは、これなり）こは上にいへる康曆の加筆本に又和氣氏の人の醫心方なる和名をも書加へたるものなり（醫心方も康頼宿禰の撰たるものなり）そは此書の凡ての體裁の大概草木鳥獸などの漢名を標て其條下にまづ氣味能毒をしるし、次に和名（巻の始には和名云々とあり、後には和云々と記せるは、和名といふを省きたるものなり、そのいはゆる和名のなきにも、和の字を書て空位あり、こはもと其和名のしらるゝ毎に、書添むとのかまへなりしなるべし）さて採藥の用を云々と書て又さらに和名を再びしるせり、その和名は上にいへる如く後人の書加へたるものなるべくおもはるれど猶おぼつかなく思はるゝかたあれば、ただに見過したりつるを此比異本ひとつを見る事を得たり、則上にいへる普通本に挍へ見るに既におもひしもしるくかの各條の末の和名はた疑がはしかりつる文はひとつもある事なし、故さらにめでたくおもひなりてやがて書寫して原本としさて通本を挍へて悉く朱もて書わかち、又其字の異なるも傍に書加へてよみ見るに、後人の書加へたるものなる事疑なし、さて其を書加へたるやう醫心方なる和名はもとよりにて私云とて書加へたる事もあり、そが中に雅私ともあればこはもしくは丹波雅忠宿禰の書入られたるものにやあらむ（このぬしの良醫なりし由は、古書どもに見えてきこえたかし）さて丹波氏系圖に（尊卑分脈所載、以古寫本挍而取之、以群書類聚本批挍）

後漢靈帝─正王─石秋王─阿智王─高貴王─（始而爲本朝來客、住當國獮多倍、號都賀使主○信友按に、當國は丹波國なり、これ古系のまゝの文ときこゆ、群書類聚本には丹波國と書り）─志努直─（於本朝出生、住丹波國、賜坂上姓）─駒子─弓末─首名─孝子─大國─康頼─（針博士、醫博士、左衛門佐、從五位上、醫始而賜丹波宿禰姓、住丹波國矢田部、）

引一者可レ及二難義一之條、益可レ被二思儲一也、於二身上事一者宜レ任二天命一之間、付二善惡一不二驚動一以二一命一欲レ報二　先朝一許也、然而此方及二難義一者、天下靜謐無レ所レ期歟、且新主偏令レ憑二坂東安全一給、親王又御在國、付レ彼付レ此一身荷擔也、爲レ之如何、如二聖德太子御記文一者可レ被レ開二御運一之條、尙今年凶徒滅亡雖レ無レ所レ疑今見二此邊之體一危如二累卵一短慮令二迷惑一候也、且何樣被レ存乎、奥方吉事重疊雖レ令レ悅耳、府中未レ入二掌握一歟、發向猶令二遲引一者此方事頗以不レ重、當時凶徒之體、其勢不レ幾、雖三少々有二戮力者一何無二對治之道一哉、然而自二去年一連々雖レ令レ申被レ加二斟酌一之上、不レ能二再往之懇請一以任二運命一相二持時節一老心之辛苦可レ被レ察者也、奥邊事爲二催促一重遣二使節一以二便宜一染二短筆一而已、悉之

三月廿八日　（花押）

結城修理權大夫館

○今此結城文書どもを通考し、又古記どもにも併考るに、古の文書にいはゆる先朝とは後醍醐天皇、新主とは後村上天皇、親王とは守永親王の御事なり、さて花押は親房卿のなり、宛名の結城修理權大夫は親朝なり、年頃は興國二三年の間にて相合へり

と見えたり、いはゆる聖德太子御記文とはまさしくかの未來記をたのみどころとして云ひ遣したるおもむきなり、そのかみなべての人心には佛敎をたのむ慣なりけるにあはせて正成主寺僧をかたらひ然る作文をものしてこれかれの御方に示し置き心機を勵ましめ給へるなり（但し其は親房卿とも心を合せて謀らはれたるにか、またこの卿もその記文の趣を受てたのみとしたまへるにか、知るべからず）此ほかにもこの主の軍術には今世の一わたりの心にはいかにぞやとおもはる、ばかりなる事もうち交りてきこゆるはよく〳〵其時世の情を察りて行ひたまひしものなるべし、そも〳〵此ぬしのみさを正しく賢德のおはして軍の道にもかしこかりつる事は世々に稱へ來れるにもなほあまりあるばかりなるべし、又名和長年主の船上にてたてたる忠義のみさをのいさをしさ、はた稱へ盡すべくもあらずかし

比古婆衣十六の卷終

とに禮儀し給ひければ盛嗣なく〳〵罷出ぬ、入道殿に此由こま〴〵と申ければ力および給はずその後大臣は出家し給ひて後生菩提の御つとめより外他事なかりけるほどにつひに八月一日（治承三年）に葬じ給ひけり生年四十三云々（平家物語には、大臣熊野へ參り下向して、いくばくの日數を經ずして、病付て失給ひけるにこそ、げにもとおもひ知られけれ）そも〳〵此公の賢德は當昔より世々に稱へまゐらせてかくれなきをあはれ然ばかりきもよわくめゝしくなりて世を盡し異國までに大皇國の大臣の恥を遺し給ひつるはいともあさましくいふがひなき御事なりかし

○楠正成天王寺未來記披見の事

太平記（六卷正成天王寺未來記披見事の下）に元弘二年八月三日楠兵衞正成住吉に參詣し翌日天王寺に詣で、寺僧に對面して云へる言にまことやらむ傳承れば上宮太子の當初百王治天の安危を勘て日本一州の未來記を書置せたまひて候なる拜見不苦候はゞ今の時に當り候はむ卷許、一見仕候はゞやと云ければ宿老の寺僧答へていふ云々、以ニ別儀ニ密に見參に入候べしとて卽秘府の銀鑰を開て金軸の書一卷を取出せり、正成悅て則是を披覽するに不思議の記文一段あり其文に云

當ニ人王九十五代ニ天下一亂而主不レ安、此時東魚來呑ニ四海ニ日沒ニ西天ニ三百七十餘箇日、西鳥來食ニ東魚ニ其後海內歸レ一、三年如ニ獼猴ニ者搖ニ天下ニ三十餘年大凶變歸ニ一元ニ云々

正成不思議に覺えて能々思案して此文を考るに云云、文の心を明に勘に天下の反覆久しからじと憑しく覺えければ金作太刀一振此老僧に與へて此書をば本の秘府に納させけり不思議なりし讖文なり、と見えたる未來記の事信がたきことはいふまでもあらぬをこは正成主の兵を勵まさむための計策なりどいふ說もあれどあまりにつたなげにきこゆれば此は例の記者の興あるべく造言して添たるにかとおもひたりつるに然らずまことに官軍の兵どもを勵ましかつは朝敵までもきゝ傳へて叛心復さしめむ計策にぞありける、其は結城家文書の中（この書は、陸奥白河の結城上野介藤原宗廣入道道忠と稱ひし人の遠孫、白河某が家に藏傳へたる、宗廣をはじめ一族等の、南朝の天皇に仕奉り、軍事に關る書翰どもを數通寫したるものなり、その白河氏はいま出羽の秋田に居住りとぞ）北畠准后親房卿より結城親朝に贈たまへる書翰に

此邊爲ニ御方ニ城々、至レ今者隨分存ニ無二之忠ニ令ニ堪忍ニ神妙々、但以ニ奧方之戮力ニ爲レ所レ期猶可ニ延

がめて君達のめされたる御帷子淨衣にうつりていまいましくおぼえ候めしかへらるべしとぞ申ける、ついでをもつて證誠殿の御前にて御念誦の時御うしろにてりひかりし事ありのまゝに申ければ大臣うちなみだぐみ給ひて重盛權現に申入る、むねありき御納受あるにこそ其淨衣ぬぎあらたむべからずとてこれより又よろこびの奉幣あり、人々あやしとは思ひけれどもその御心をばしらず下向の後いくほどなくて後に惡瘡の出來給ひたれどもつや〳〵療治も祈誓もなかりけりと見えたり、其夢の事はさばかりおもひ逼り給えるあまりの夢にてもありぬべきを其をなほざりに人に語り給ふべきにあらず、おもふに此趣をはやく兼康にもかたらひあはせ置て夢に託けて人々に意をつけさせおのづから清盛公の耳にもきこえよしかしの御心しらひにこそはありけめ、さるほどにます〳〵おもひせまりて五月に公達を率具して熊野詣し給ひけるも同じ心しらひにてかつは父入道の心をなごめて天下安全ならしめたまへさらずは重盛が運命をしゞめて來世を助けたまへとやうに祈念し給へるなるべし、さばかり心を盡し給へどはやくより賴朝の爲に平氏の黨こと〴〵く亡滅され源氏の代りて權を執る世とならむ事をまだきに覺りて此日本に心を留めずもろこしに名たゝる寺僧を賴みにて己獨の後世を助からむとしていまだ其事も發覺れず己が存生中に育王寺に黃金を施入し給ひしなりけり、さて惡瘡のいできたるもかくて其主の薨たまへる事は盛衰記上に擧たる熊野詣の事のさし次、大臣所勞の事の條に小松殿のいたはり日々にしたがつて賴みなき由きこえければ入道殿より盛嗣を使にて仰せられけるは云々、內府は病の床にふして世にわびしげにおはしけるが入道殿に最後の對面のよし思はれけるにや人に扶け起されて烏帽子直垂にて盛嗣に出あひ返事申されたり、云々今度の勞かた〴〵存ずるむねあるによつてことに醫療を加へず、其故は重盛去ぬる五月に熊野參詣して權現に申うくるむね侍りき、嚴重の瑞相等ありしうへ今此勞をうけ御納受の故と存ず、神慮の御はからひ凡夫の是非におよばざる歟その頃宋國より良醫の參渡り來てあれば、彼を召して療させ給へとありけるに、我國の恥なりとていなみ給へる詞あり、文長ければ略きつ云々かれにつけこれにつけ其事あるべからざるよしを申べしとて、年來のさぶらひにむかひ給ひてこ

臣あやしと思しけり夜半の參上不審なりもし我みつる夢などを見て驚き語らむとて來りたるにやと御前に召れ何事ぞと尋給へば兼康かしこまつて夢物語申す、大臣の見給へる夢に少しもちがはず、さればこそと涙ぐみ給ひてよし〳〵忘想にこそかやうの事披露におよばざれといましめのたまひけり、か、りければ一門の後榮頼みなし今生の諸事思ひすて、偏に後世の事を祈り申さむとぞ思ひ立給ひける、同じき年五月に小松大臣宿願なりとて公達引具し奉り本宮につき給ひて證誠殿の御前に再拜し敬白せられけるは云々平家物語三の巻に、是年五月十二日、辻風の事をいひて、次の醫師問答の事の條に、同じき夏の頃、小松の大臣はかやうの事どもに、よろづ心ぼそくや思はれけむ、其頃熊野參詣の事ありけり、本宮證誠殿の御前にて、しづかに法施まゐらせて、終夜敬白せられけるは云々、以下大旨同じ父相國禪門の體、惡逆無道にしてや、もすれば君を惱まし奉る、重盛其長子としてしきりに諫をいたすといへども身不肖にしてあへて服膺せず、其ふるまいを見るに一期の榮花なほ危ふし枝葉連續して親をあらはし名を揚げむ事難し此時にあたつて重盛いやしくもおもへり、なまじひにへつらふて世に浮沈せむ事あへて良臣孝子の法にあらず、しかじ名をのがれ身を退て今生の名望を抛て來世の菩提を求めむには、たゞし凡夫の薄地是非に迷ふが故になほいまだ志をほしいまゝにせず願くは權現金剛童子子孫の繁榮絶ずして事へて朝廷に交るべくは入道の惡心をやはらげて天下安全をえせしめ給へ、もし榮耀一期を限り後昆恥におよぶべくは重盛が運命をしゞめ來世の苦輪をたすけ給へ、兩箇の愚願ひとへに冥助をあふぐと肝膽をくだきて祈念再拜し給ふにも云々、筑後守貞能御供に候ひけるが見奉りけるこそあやしけれ、大臣の御後より燈爐の火のごとくにあかく光りたる物の俄にたち、輝きてはばつと消えぱつと燃あがりなどしけり、あし事やらむよき事やらんと胸うちさわぎ思ひけれども人にも語らず左右なく大臣にも申さず、御よろこびの道になり給ひ音無の王子に詣で給ひたりけるに清淨寂莫の御身の上に磐石空より崩れか、るとぞ大臣うつゝに見給ひける、岩田川に着き給ひて夏の事なりければ川の端に涼み給ふ權亮少將以下君達二三人川の水に浴したはぶれて上り給へり、うすきあをの帷子を下に着給へるが淨衣にすきとほりて諒闇の色のごとくに見えければ貞能これを見と

事也云々、秀義心中驚騒之外無レ他、不レ能ニ委細談話ニ歸畢云々、十一日定綱爲ニ父秀義使ニ参ニ着北條ニ、景親申狀具以上啓之處、仰云斯年四月以來丹府動レ中者也、依表ニ素意ニ之間可レ遣レ召之處参上、尤可レ有ニ優賞ニ、亦秀義最前告申、太以神妙也云々など見えて頼朝治承四年四月の令旨に依りて平氏を亡さむと企られたりときこゆるに重盛公この前年治承三年三月育王山黄金施入狀に、一列ニ大物ニ雖ニ一族皆輔ニ弼日域衰世ニ、源朝振ニ鋒劍於東夷ニ飛ニ大白於北狄ニ、然間云々と云はれたる源朝は源頼朝の匿名なる事著るければ是時より前に既く頼朝のたゞならぬ氣勢を聞きいま平氏權威を執るとはいへどよろづに正しからず天下の怨を受たるをりからなれば遠からず頼朝東國に起りて源氏の黨、もはら從ひ付べき機勢をまだきに察るよしあれど清盛公さらにさとられずしば〱諫言したまへど納られず、ます〱暴逆の行ひのみ募りければかくては平氏の滅亡れむ事の近きにあるべく測知れどもいかにともすべきやうなく思ひせまりたまひけむ、さるは盛衰記（十一巻、小松殿夢、同じく熊野詣の事の條）に治承三年三月の頃（かの施入狀と年月同じ）小松内府夢み給ひけるは伊豆國三島大明神へ詣給ひたりけるに橋を渡りて門のうちへ入給ふに門よりは外右の脇に法師のかうべをきりかけてこがねの鎖をもつて大きなる木を堀たて、三つはなづなにつなぎつけたり、大臣思ひ給ひけるは都にて聞しには二所三島と申てさしもものいみし給ひて死人にちかづきたるものをだに日數を隔て、参るとこそ聞しに不思議なりとおぼえて御寶殿の御前に参りて見給へば人多く居並びたり、其中に宿老とおぼしき人に問給ふやうは門前にかゝりたるはいかなるもの、くびにて侍るぞ、又此明神は死人をばいみ給はずやとのたまへば、僧こたへていはくあれは當時の將軍平家太政入道といふもの、くびなり、當國の流人源の兵衛佐頼朝この社に参りて千夜通夜して祈り申むねありき、その御納受によつて備前國吉備津宮におほせて入道を討してかけたるくびなりと見て夢さめ給ひぬ、恐ろしあさましと思召し胸さわぎ心迷して身體に汗流れて此一門の亡びむずるにやと心ぼそく思ひ給ひけるところに妹尾太郎兼康、をりふし六波羅にふしたりけるが夜半ばかりに小松殿に参り案内を申入る、大

兩をば汝に得さす三千兩をば宋朝へ渡し一千兩をばいわう山の僧に引、二千兩をば御かどへ參らせて田代をいわう山へ申よせて重盛が後世とぶらはすべしとぞのたまひける、めうてん是を給はつて萬里のへむらうをしのぎ大宋國へぞわたりける、育王山の方丈佛照禪師徳光にあひ奉つて此由申ければ隨喜感歎してやがて千兩をばいわう山の僧に引二千兩をば御門へ參らせて小松殿の申されつるやうをつぶさに奏聞せられければ御門大きに感じ思し召て五百町の田代を育王山へぞよせられける、されば日本の大臣平の朝臣重盛公の後生善所と祈る事今にありとぞ承はる云々といへり、盛衰記なるとのたがひは上に擧たるその文の下に注して論ひつれどなほ此全文をも見合すべし

○今按ふるに吾妻鏡治承四年四月九日の下に源頼政子仲綱等を相具し高倉宮の御所に參り前右兵衞佐頼朝以下の源氏等を催し平氏を亡して宮を皇位に即奉らむと勸めまゐらせ令旨を得たる由を記し、同廿七日その宮の令旨頼朝の北條の舘に到來せる由みえ五月廿六日頼政等宇治の合戰に敗死し宮も討れたまひ六月十九日散位康信が使者北條に來りて今度宮の令旨を請たる源氏等を追討の沙汰ある由を注進す、廿四日頼朝平氏追討の事書をもて使を立て累代の家人を催さる、廿七日三浦義澄千葉胤頼等北條の舘に參向し日來番役に依て京都に祗候せるが去月中旬の頃下向せむとするに宇治合戰によりて延引せりといふに頼朝兩人に對面して閑談時を移す他人不ㇾ聞ㇾ之と見え、八月四日山木兼隆を討て軍を起す色を顯す、九日佐々木秀義相摸國より來て云、今日大庭三郎景親招二秀義一談云、景親在京之時（是月二日の下に、相摸國住人大庭三郎景親以下、依去五月合戰事令在京之東士等多以下着云々）對二面上總介忠清一之間、忠清披二一封書狀一令ㇾ讀二聽于景親一、是長田入道狀也、其詞云、北條四郎比企掃部允等、爲二前武衞大將軍一欲ㇾ顯二叛逆之志一者、讀終忠清云、斯事絶二常篇一、高倉宮御事之後、諸國源氏安否可二糺行一之沙汰最中此狀到着、定有二子細一歟、早可ㇾ覽二相國禪閤一之狀也云々、景親答云、北條者已爲二彼縁者一之間、不ㇾ知二其意一、掃部允者早世者也、者景親聞ㇾ之以降意潛周章、與二貴客一有二年來芳約一之故也、仍今又漏二脫之一、賢息佐々木太郎等被ㇾ候二于武衞御方一歟、尤可ㇾ有二用意一

に見えたるは源平盛衰記十一巻、育王山に金を送らるゝ事の條に重盛公の事を我朝の三寶に財寶をなげうち給ふのみにあらず異國の佛佗にも志をぞはこび給ひける、奥州知行のとき氣仙郡より千三百兩の金をまゐらせたりけるを妙典といふ唐人の筑紫にありけるを召して妙典は施入狀に、自筆法華妙典一部とあるを、こゝに人名とせるは、そのかみ經の名と聞混へたるものなり、平家物語には、鎭西よりめうてむといふせんどうをめしのぼせとあり、但しせんどうは、とうじんと書るを、寫訛りたるにはあらぬか百兩の金を賜ひて仰けるは千二百兩の金を大唐へ渡すべし、其内二百兩をば育王山の衆徒に與へ千兩をば帝に奉りて當山に小堂を建立して供米所を寄進せられ重盛が菩提をとぶらふてたまはるべしと申べきとて平家物語に、金三千五百兩めしよせて云々、五百兩は汝に得さす、三千兩を宋朝へ渡し、一千兩をば育王山の僧に引、二千兩をば御かどへ參らせて、田代を育王山へ申よせて云々といり、施入狀、また返牒にも、黄金三千兩とあるに合ひ、又上に擧たる文安二年の周乘が記にも見えたるも同じ檜木ざいもく一艘こぎわたすべき由を下知し給ひければ妙典うけたまはつて平家物語に、此時を安元の春の頃といへるは、治承の年號を聞誤りたるなり、施入狀に治承三年三月廿三日とありざいもく砂金取具して事故なく渡唐して二百兩を僧衆に施して千兩を帝に獻じて事の子細を奏しければ帝そのふかき志を隨喜して一塵の贈物なほもつてもだしがたし況や千金の重寶をやとてすなはち檜木のざいもくをもつてほうきやうづくりの御堂を建て、五百町の供米田を此田數返牒と合ひ、平家物語も同じ、かの育王山へぞ寄せられける、これによつて當山の禪侶其志の眞實なる事を感じて平家物語に、育王山の方丈佛照禪師德光にあひ奉つて此由申ければ、隨喜感歎して云々といへり、この僧の事は上に擧たる佛照が頌偈、また周乘が記文に委しく見えたり始には息災の祈誓ゑけるが薨じ給ひぬと聞て後は大日本國武州太守平重盛神座と過去帳に入られて返牒の尾に、南無日本大將重盛奉入育王山過去帳畢よみあげ奉りとぶらふなることそあはれなれ、此大臣のうせ給ひぬるは平家の運盡ぬるのみにあらず世のため人のためにもあしかるべし入道のよこがみをやぶり給ふをもなほしなだめられしかばこそおだしくてもありつるにこはあさましき事かなとぞ上下なげきける云々、平家物語三巻金渡の事の條には大臣またいかなる善根をもして後世吊はればやと思はれけるが我朝にはいかなる大善根をしおいたりとも子孫相續て重盛が後世吊はむ事有がたし、他國にいかなる善根をもして後世吊らはれんとて安元の春の頃鎭西よりめうてむといふせんどうをめしのぼせ人をはるかにのけて對面あり、金三千五百兩めしよせて汝は聞ゆる大正直の者なればとて五百

此一軸者、宋朝徑山萬壽禪寺佛照德光禪師之墨跡也、昔日高倉院之御宇、平氏朝臣小松内大臣重盛公、爲レ求二菩提於宋朝之徑山一被レ贈二黃金三千兩一、一者爲二吾朝天長地久一、一者平氏爲二靈魂祠堂一也、誠日域之名譽、至二後代一欲レ揭二扶桑之威光於萬里之宋一之有二厚志一被レ施二入徑山佛照德光禪師並千餘人之衆僧黃金千兩一、相殘而二千兩者被レ奉二天子一、然間帝王御感不レ斜、被レ寄二附五百町之田代於徑山一也、我朝之美譽無レ如レ之、其時佛照德光爲二住持一如レ此作二頌偈一以被レ贈二和國之相公内大臣一、其以後鹿苑相公秘レ之、至二東山慈照院相公一相二傳之一、自二慈照相公一細川持賢少年之時有二御寵愛一、被レ贈二此一軸於持賢公一、持賢發二大誓願一、爲二普廣院菩提所一、嘉吉三年當寺御建立也、然故可レ有二當寺御寄進一旨被二仰下一、則裏判被レ書也、日本無双重寶、永代之家珍、寺中不レ出云々

文安二年三月吉辰　　周乗

細川賴春　賴之　賴元　滿元　持之此持之之弟持賢典廐之始也

恕軒より聞書○信友云此は坦齋が聞書せる由なり

金渡しの墨跡七言の絶句詩ありて　　花押

紙中高一尺横一尺四寸五分

其後鮫子曰今は御物に上候共申傳候

かく記せるをさきに寫し置るによりて併考るにこの佛照が頌偈の正瑛云々の書はかの育王山の返牒に具ておこせたるものなり正瑛は重盛公に法名を授て呼へるなるべし　さて重盛公の施入狀は、治承三年三月廿三日とあるに其年の八月朔日に薨たまひたれば存生のほどに返牒の來るべきにあらず返牒に年月の無きは、寫脱せるにもやあらむ　いかにしても翌の四年に及びて返牒は渡り來れるなるべきに書どもを按ふるに、その四年の四月に源賴政高倉宮を勸めまゐらせて事ありけるを始にて賴朝伊豆國に軍を起し平家はあはてふためきてあるをりからなるがうへに重盛公はすでになくなりたまひたりければ妙典が返牒を持歸り來れりとももてはやさるべくもあらず、いとつきなかるべれは返牒どもは今ゑばしにて誰しかの人の手に預りて施入狀の案とともにもたりけるを、後に其施入狀の案と返牒とは放失て寫のみ殘れるものなるべく頌偈の一通は眞書の存生るを後に鹿苑院殿の御物となりたるが今世に遺り傳はれるなり、其相傳の次第は周乘が記文に見え其後のあるさまは坦齋が聞書にて知られたり、さて其金渡の事の書

治承三年三月廿三日　　正二位內大臣平重盛

返牒

大日本國大將上柱國所レ被レ奉レ獻ニ阿育王山ニ之金泥大乘妙典一部拾卷、並黃金三千兩、逕在レ斯矣、[illegible]獻ニ上御門ニ之處、田數五百町寄ニ施當寺ニ畢、自筆妙典經佛前安ニ置之ニ、經王是現世安穩、後生善處眞文也、田數又則今世當來、供佛施僧新田也、就レ中當寺者、阿育大王殺ニ八萬四千人ニ之後、一時作ニ八萬四千基七寶塔婆ニ、奉レ請ニ釋尊ニ爲ニ夫人ニ供ニ養之ニ、使ニ賓頭盧尊者ニ被レ投ニ三州ニ、其塔婆內安ニ置佛舍利ニ被レ投ニ明州中間ニ、仍其塔婆施ニ放七色之光ニ、照ニ唐土一天下ニ、于時佛滅千一百歲後、漢明帝時彼七寶塔上造ニ覆新寺ニ、自號ニ其名於阿育王山ニ以降、漢家無双靈驗所、禪宗繁昌道場也、然間奉レ祈ニ唐帝本命元辰ニ加藍（本ノマヽ）山庄也、二千人禪侶等、朝祈レ保ニ天帝億代之遐年ニ、夕能到ニ國家靜謐之精誠ニ者也、撰ニ如是之殊勝靈場ニ、所レ被レ寄ニ進佛經並黃金ニ、君臣賢哉、隔レ海波濤漫々、雖レ爲ニ他國外京之臣ニ、運ニ心於阿育王山之月ニ、卜ニ將來頓證菩提之道ニ、予聞富餘ニ金銀珠玉ニ人々雖レ有レ之、未レ聞下投ニ黃金於異朝ニ期ニ當來作ニ佛人上、昔須達上人者、四十里敷レ金、其地建ニ祇園精舍ニ奉レ獻レ佛、其志與下今和朝上柱國飛ニ黃金於阿育山ニ萌上菩提不退之道ニ、其心豈違期哉、雖レ異ニ上代末代漢土日域界ニ、潔心之至、無二之志、同レ昔（本書此昔字の下三四字空て一行を畢て佛照を平出に書り、若は本書の讀難りしにや）佛照良臣淸淨懇誠垂ニ納受ニ、當寺禪侶等者謹請ニ其施物ニ、奉レ祈下日本安穩太平君二世所中仰求上矣、仍佛照禪師所ニ請取ニ如レ右南無日本大將重盛奉レ入ニ育王山過去帳ニ畢

肥後細川家藏

○江戸の人檜山坦齋か筆錄の中に（この坦齋古き書畫を好きて、善く其鑑定をせしが近ごろ死れり、それがさるすぢの事どもを記しおける書數十卷あり）

正瑛求頌要修行
日用應須痛着鞭
會得个中端的意
從敎日午打三更
佛照老僧　華押

印

紙中（竪九寸四分、横一尺五寸二分）表具細川三齋好（一文字風帶紺地紗金、中シケ絹薄淺黃、上下北絹花色、軸黑塗撥）內箱桐（銘書、拜領）金渡（三齋手跡之由○信友云拜領とは三齋主の秀吉公より賜はりたる由なり）

菅家文艸　本朝文粹　性靈集　三善淸行意見封事
新撰朗詠集　萬葉集　後撰和歌集　拾遺和歌集
金葉和歌集　詞花和歌集、千載和歌集、新古今和歌集
新勅撰和歌集　續古今和歌集　玉葉和歌集
新拾遺和歌集　伊勢物語　大和物語　淸輔袋草子
山家集　徒然艸　鴨長明方丈記　作者部類
體源抄　撰集抄　壒囊抄　古事談
續古事談　十訓抄　古今著聞集　今昔物語
南都巡禮記　金渡墨跡因緣　寶物集　沙石集
鴨長明發心集　元亨釋書　續往生傳　翻譯名義集
叡岳要記　天台座主記　仁和寺諸堂記
東大寺別當次第　東寺長者補任　僧官補任
僧綱補任　東大寺續要錄　醍醐雜事記　諸門跡譜
日本長曆　貞觀政要　魏徵碑文

通計百十六部（今計ふるに、百十四部見ゆ、二部は寫脫せるものなるべし）

かくて全部四十八卷の首每に常陽水戶府魯齋今井弘濟將興甫考訂、著軒內藤貞顯仲徵甫、砥齋栗山平坦叔甫重校と署せり保元平治の物語太平記の參考とともに光圀卿の命によりて著せるものなるべし、その保元平治の物語太平記ははやく彫本にせられていとめでたきを、この盛衰記のおくれてあるはいとくちをし

○小松內府育王山金渡しの事

おのれ今京に住てあるに豐前小倉の藩士西田直養が大坂に在て言かよはしけるたよりに育王山過去帳、織鷹集、琉球文と表書して其文どもを集て永正よりやや後の頃僧徒のかき集めおけりと見ゆる古寫本を贈りおこせたり其中に育王山過去帳といへるは世にいはゆる小松內府のもろこし育王山へ金渡の贈答の文なり、今その文をこゝに寫して其事の證を擧げまた當時のさまを考合せて私に論はむとす、

育王山黃金施入之狀

奉ニ書寫一自筆法華妙典一部十卷、懇志黃金三千兩
右伏以、正二位內大臣平重盛、恭投ニ昧身於阿育王山之盤石一、所レ卜ニ當來頓證一、爰居弟子一列ニ大物一、雖三一族皆輔ニ弼日域衰世一、源朝振ニ鋒劍於東夷一、飛ニ大白於北狄一、然間奉レ施ニ入件佛經並黃金於異朝之育王山一、卜ニ居菩提之場一、勵ニ細微一勿レ忽ニ緖子志一而已、仰願以ニ此大望一、剋ニ愚名之跡於永代一、開ニ短慮之旨於後年一、仍實ニ錄之一、在三鴻慈任ニ垂覽一矣

諸本有二闕本一則注レ之、而題下其卷所レ與二參考一異本數上、
一、印本者、所レ行二于世一所謂一方本也、
一、八坂本者、城元所レ傳、所謂城方本也、
一、一本者、不レ知二所出一世之所レ秘亦異本也、今以二一本一稱之、
一、鎌倉本者、問注所、上野介三善康豊、所二自書一者、得二之于鎌倉一、
一、長門本者、長門赤間關、阿彌陀寺、所レ藏本也、
一、如白本者、江戸處士、溫井桐陰、所レ藏本也、卷尾書曰、以下如白所二手書一之本上寫レ之、因稱二如白本一、
一、伊藤本者、伊藤友嵩、所レ藏本也、
一、佐野本者、佐野在綱、所レ藏本也、
一、南都本者、於二南都一得レ之、此本、自二第二一至二第五一闕、
一、南都異本者、亦於二南都一得レ之、此本唯存二第十卷一、
一、東寺本者、東寺執行法印、權大僧都榮增、所レ藏本也、此本唯存二第八第十第十一第十二一、

、右凡例の末のかたに印本者云々、以下は上に以二平家物語十一部一參互考訂云々といへる本どもの事をいへるなり〔眞字本、文安四年卯月五日支秀執筆〕

、引用書目

舊事本紀　日本書紀　續日本紀　日本後紀纂
續日本後紀　文德實錄　三代實錄　扶桑略記
日本紀畧　愚管抄　百錬鈔　神皇正統記
歷代皇紀　一代要記　皇帝紀抄　帝王編年記
皇年代畧記　皇代記　女院小傳　後宮畧傳
貴女抄　齋院記　和漢合符　和漢合運
水鏡　大鏡　大鏡裏書　今鏡
榮華物語　將門記　保元物語　平治物語
東鑑　保歷間記　太平記　永享記
小右記　水左記　中右記　台記
山槐記　玉海　吉記　明月記
園大曆　安元御賀記　延喜式　公事根源
職原抄　公卿補任　職事補任　辨官補任
朝野群載　姓氏錄　皇胤紹運錄　尊卑分脈
石淸水祠官系譜　常陸國正宗寺所藏系圖
小松寺舊記　一宮記　神書鈔　熊野略記

一書、名曰二平家物語一、相共評論者、三十四人、由レ是觀レ之、撰者蓋非二一人一也、今不レ可二考究一矣、

一、本書與二諸本一異者、不レ論二章句多寡一、或直分二注其下一、或別標二出圈外一、只要二便覽一也、又編次先後者、注二本書一云二某本載一在二某事上某事下一、其不レ妨二實蹟一者不レ在二此例一、如下理義確的關二係事實一者上、雖二小異一必採レ之、而作者夸飾摸二寫情景一、文藻詞華無レ益二于事一者、雖二大異一不レ採、

一、諸本大同而間有レ異者、則直曰二平家諸本並云一、而至二其異所一、則註二其下一云下某本云上某、以表二其異一、

一、本書有下分二一事一爲二二段三段一、或以二前段尾事一置二後段首一、或以二後段首事一、置中前段尾上者、今訂レ之注二其下一、云下舊別揭爲二幾段一、或舊在中某段首某段尾上、

一、本書援二引故事一、以資二文華一者、今悉除レ之、而注二其下一、云レ除二某故事一、至二本朝事實一、雖二故事一亦存焉、又有下擧二或說一低二一字一書者上、今屬二本文一、而注云下自レ某至レ某舊低二一字一書上、若有二衍文誤字一、則直削レ之、而注云二某舊誤作一レ某、

一、本書、諸本、公卿、姓名、敍任、官階、及年月、支干、互有二異同一者、則質二諸公卿補任及諸實錄一、而注云二某本非某本是一、或諸本皆誤者、直云レ當レ作レ某、而引二實錄一證レ之、

一、本書諸本、或有下以二其人所レ歷官職一、前後混稱者上、又有下追二稱極官一者上、如レ此之類、不レ係二事實一者、不二必考證一、

一、本書、所レ載人物、不レ論二文武貴賤一、於二初出之所一、注二其世系名諱一、而取二諸諸氏系圖、及家傳系譜一、然或卑賤無二家譜一、或無二名諱一者、或有二家譜一、而附會矛盾、難二信用一者、不レ在二此例一、又有下後載二其人系圖一者上、初出之所置而不レ注、

一、所レ行二于世一諸系圖外、彰考舘所レ藏、有二諸氏系譜數部一、而一々揭二其名一、頗涉二繁宂一、故有レ所二引用一、則並稱二某氏系圖一、而不レ標二書名一、

一、古記實錄、干二涉于本書一者、莫レ不二悉載一、而斷レ章摘レ句、祛レ華拾レ實、唯抽二事實一、擧二綱要一耳、

一、每卷題下注云下起二某年某月一、至中某年某月上、以便二捷考一、記レ事之次、擧二其結末一、遂及二數年後之事一者間有レ之、如レ此之類、畧而不レ錄、惟標二本年月一、且

たるを文治三年に撰定の千載集雜中に題知らず法印慈圓として載られたるは法印にて在しほどの歌にていまだ座主僧正に補されざりし頃の歌なり、こは世にきこえたかき歌にしてそのかみ世に歌讀といはるゝ人々のごとき作歌のたぐひにはあらずはやくよりさばかりあつき志ありて此抄も書しるされけむとさへおもひ合せらるゝなり、さて又此書に記せるそのかみのありさま又其世にありて論へる趣のげにさることゝ、ことわりにきこゆるに佛敎に依りていへる說どもの少からぬはあかぬこゝちせらるれど記者のもとよりたてたる道なれば難むべきにあらず、もはら皇朝の御稜威の衰たまひて世の亂れゆくを慷慨悲しめるあまりの眞心より一向に志をいだして論へる事どもの懇切なる趣をよく讀あぢはふればほとほと涙もおちぬかし、そもそも此書おのれが見たるはいづれの本ども、誤字脫字とりどり少からずとほりて通えがたきところの多かるを年ごろ心にかけてあまたの本どもを挍合たるに今はおほかたとほりてよみ得べくなりにたるをいかでなほよく正して彫本にもせさせて世にたやすく傳ふべくものせむまめ人もがなと心ひとつにおもふばかりになむ

弘化三正廿一信友七十四歲注了

○參考源平盛衰記

凡例

一、源平盛衰記、不レ詳ニ何人所一レ撰、其所レ記年代事實、大抵與ニ平家物語一相類、而同異詳略、互有ニ得失一、蓋平家物語一本、而異ニ其名一爾、比ニ校諸本一、質ニ諸實錄一、次序本末、整而詳者、皆不レ及ニ盛衰記一、故以ニ盛衰記一立爲ニ本書一、以ニ平家物語十一部一參互考訂、補ニ闕漏一正ニ紕繆一、逐レ段注記以便ニ覽者一、

一、平家物語、撰人姓名、亦傳者不レ一、卜部兼好、徒然艸云、後鳥羽帝朝、信濃前司行長、有レ故遁レ世、後作ニ平家物語十二卷一、葉室系圖云、藤原時長、平家物語作者之第一也、羅山林子以謂、時長所レ撰、蓋盛衰記、而行長所レ作、乃平家物語也、日件錄、載ニ瞽者最一語一云、昔菅原爲長卿、作ニ平家物語一、留ニ在播磨國一、後世性佛者、被ニ之音曲一、而歌詠焉、又載ニ瞽者薰一語一云、如ニ將士戰略一、惡七兵衛景清記レ之、而爲長卿、捃摭集錄、玄惠法印、裁製爲ニ

山の座主にて有ける何も皆辭してけれは云々慈圓僧正座主辭したる事をば頼朝も大に恨みおこせり以上など記せり、件の文どもを一わたりに讀見てはいかにも慈圓みづからの言にあらざれば此書の記者と云べきにはあらざれど、此書一部の趣意に右に抄出せる文の前後の言どもに意をつけてつら〳〵によみあぢはふるにもとより此書に注せる論ひは古よりの御代の沿革の御政をさだし、當代におよびていとおふけなき事どもなれば、わざと記者の名をあらはさずおもふ意を何くれと述て慷慨をあらはせる書なり、それにあはせては僧正のおのれが事をもいはまほしき事をば他人の言として、記せるものなり、されど其中にはおぼえずとりはづして他人より云へるにはあらでみづからの言ときこゆる事もおのづから交れりそは本書をかへすぐ〳〵よくよみあぢはひて悟るべし、さて此書記者の名を顯はさゞれど僧正の注せるものなる事の世に知らる、由ありて云傳たるによりて古き書籍目錄にも慈鎭和尚抄と定めて注せるものなるは決し、たゞし此書本編六卷附錄一卷合せて七卷あるを書籍目錄に六卷とあるは附錄なき本によりて擧たるなり今も附錄無き本もあり、但し其はもとはありけるを寫し殘せるにか又闕たるにてもあるべしいづれにも本篇二の卷皇帝年代記順德の下の末に承久二年十月の頃記之了、後見人此趣にて可書繼也、最冣尤大切歟、於別記者不能外見と云ひ又本編中附錄に云べしといへることのすなはち此附錄に見えたり別記といへるも附錄といへるも同書の事ときこえたり於別記者不能外見と云へればもとより附錄別記なりの具せざる本もあるべきなり今は附錄を具して全部七卷として見べきなり、さて又此僧正の歌どもを尊圓親王の集めて拾玉集と題たまへる書の歌の中に僧正の作名をもて書おけるままに載られたるが數多あり、其は桑門時貞、學生安成、我立杣門人、三部傳法阿奢梨、北山樵客、禪林朽木、志賀都逸民、正法金剛、流轉比丘往生、如法師丸、西山隱士信光など見えたるこれなり、此愚管抄にみづからの事をも記して他人の作に擬らへたる心ばえをかたへにおもひ合すべし、又其拾玉集に日吉社法樂百首とて載られたる歌の中に、「おほけなくうき世の民におほふかな我立杣に墨染の袖、とみえ

師の御修法をはじめられたりける修中にこの變はありけり云々、さて其雨はれて後は犯分遠くさりて此大事の變つひに消てけり云々、其修法はことに叡感有て勸賞など行れけり、また建久元年のころ崇德院の御靈の仲國法師が妻に詫（ツカ）せたまへりと云事のありけるくだりに云、さかしく慈圓僧正は院（後鳥羽）ことに賴み思食したりければにや大相國賴實卿のもとへ一通の文を書てやりたり云々と申たりけるをやがて院きこしめして我もさ思ふ、めでたく申たるものかなとて云々、僧正又申けるやうは云々と申されたりければいみじく申たりとて云々、また法勝寺の九重塔の上に雷落て火付て燒にけり云々、しるし有なむとおぼえむ法、參りて行へと慈圓僧正に仰られたりければ云々（葉上といふ僧を僧正に任されたる事をいひてなり）大師號なんど云ふめざましきこと有ければ慈圓僧正申とゞめてけり、又承元四年慧星の出たる條に慈圓僧正など熾盛光法行ひなどして出ずなりたれど云々、七の卷に當時法性寺殿（忠通公）の子にてのこりたる信圓前大僧正、上なる人のにほひにもなりぬべきにこそ、又云僧中には山には青蓮院座主の後はいさゝかもにほふべき人なし、うせて後六十年に多くあまりぬ云々、この慈圓僧正の座主になりしまでは山には昔よりかぞへよく攝籙の家の人の座主になりたるは飯室の僧正尋禪と仁源、行玄、承圓とたゞ四人とこそは申しか、當時は山ばかりにだに一の人の子一度にならび出來て十人にも餘りぬらん、又云天台座主には慈圓、實全、眞性、承圓、公圓と五人あんめり、又云慈圓大僧正弟（信圓僧正の弟）にて山には殘りたるにや、さればこはいかにすべき世にか侍らむ云々、今は臨終正念にてとくとく頓死をし侍りなばやとのみこそおぼゆる、また二の卷皇帝年代記順德の條の末座主のところに慈圓三度の還補また四度の還補を載て云、此座主の間に前大僧正慈圓の四度までなりてかく辭しける事こそ心得がたくあさましきやうなれ、かう辭し申人をば上よりもいかになしたびけるにか又下にもかう辭し申べくばいかにして又なり〳〵せられけるにか、いかにも〳〵是はやう有べく事なり、かやうの事は山門の佛法、王法と相對する佛法のまゝと見え侍るとあらはに覺ゆれば山門の事を此奧に一帖書あらはし侍るなり云々、六の卷に九條殿の弟（九條兼實公の弟慈圓）

月九日還補、（四度）建保二年六月十日辭、（六十歳）嘉祿元年九月廿五日入滅、（七十一歳）嘉禎三年三月八日諡ニ慈鎮ニ（天台座主記尊卑分脈、僧綱補任等に見ゆ）と見えたる人にて此書かきしるせるころを考るに本書七の巻に神武より承久までのことを詮をとりて心にうかぶにしたがひて書つゞけ侍りぬ（承久は順徳院の御世）六の巻にことし承久までの世の政云々同巻にいま百王の十六代のこりたるほど云々又云百王を數ふるにいま十六代はのこれりといひ（百王まで十六代のこれりとは、順徳院の神武天皇より八十四代に當らせたまへるをもていへり）一の巻の首漢家年代の末に承久二年注レ之、二の巻皇帝年代記順徳院の條の末に承久二年十月の頃記レ之了、後見之人此趣にて可ニ書繼一也最略尤大切歟とありてまた今上と擧て諱懷成、承久三年（辛巳）四月廿日（甲戌）受禪（四歳）云々（○九條の廢帝と申す御事なり）次にまた今上と擧て諱茂仁、承久三年（辛巳）七月九日（辛卯）受禪（十歳○後堀川院の御事なり）云々とありて貞應二年（元年壬午）四月十三日（○この日承久四年を貞應と改元の由なり）その下文に貞應二年の五月十四日の事また同三年（○是年十一月廿日元仁と改元あり）六月十三日關東武士將軍度々後見、義時朝臣死去了、同十七日夕、息男武藏守泰時下ニ向關東一畢、同十九日舍弟相摸守時房同下向了と注し、さし繼の文に此皇代年代の外に（この皇帝年代記の外になり）神武より去々年に至るまで（此にいへる貞應三年より去々年は、承久四年にて貞應改元の年に當れり）世の移り行道理の一通りを書りといへり、しかれば此書承久二年より書はじめて貞應三年（十一月廿日天仁と改元）に注畢たる書なり（僧正是年七十歳に當り、翌る嘉祿元年九月廿五日入滅）但し承久に至るまでの事を注せる由なるに貞應三年におよべるは詮とある事の趣をとぢめたるものなり、（なほ下にいふべし）さて或人の考に、此書の作者慈鎮とあるは慈圓僧正の論なるに本書中に慈圓の事あまた處見えたるに他人の書たる趣にてみづから書たる文法にあらず、然れば慈圓の作にはあらずといへるは一わたり然ることながら、なほ慈圓僧正のなるべき由を論ひ定むべし、まづ其慈圓の事の本書に見えたるは六の巻に山の座主慈圓僧正と云ふ人在けるは九條殿（忠通公の二男兼實公なり）の弟なりうけられぬことなれどまめやかの歌よみにて有ければ攝政（良經公）と同じ身なる人にて必參り候へと御氣色もありければ常に候けり院（後鳥羽）の御持僧には昔よりたぐひなく賴み思食たる人と聞えき、同巻にこの春三星合とて大事なる天變の有ける司天の輩大におぢ申けるにその間慈圓五辻と云てしばしありける御所にて取つくろひたる藥

皇の系圖なるべし、その系圖は今廢て世に傳はらず（釋日本紀に載たる帝皇系圖これにて、後人の加筆せるものならむかとおもはるゝ由あり、なをよく考定たらむには別に記すべし）また寛平四年に菅原贈太政大臣類聚國史を奏上り給へるを史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷と菅家御傳記に見えたり、此帝王系圖は日本紀に具たる系圖一卷に文德天皇に至り給ふまでの系圖を新に書加へて二卷とし合せて三卷とし給へるものなるべし（類聚國史は、日本紀より文德實錄までの五國史を類聚し給へる書なるべし、其委しき說は別にいへり）また釋日本紀に引れたる上宮記、王子枝別記といへる書天皇の譜系を記せる書とめでたくきこゆるにこれも今廢て傳はらず（古事記、日本紀には、御世の首ごとにとりすべて御子たちの御名を載られたれど、みな其御母に係て記されたれば、總ての御子たちの次序は詳ならず、續紀より繼々の史どもには、いかなればかすべて御子たちをだに載られず）とり〳〵にあたらしくかなしきわざになむあるを今の世にはこの宣胤卿のいたつきて增補し給へる帝皇系圖ばかりそなはりたるはあるべからず、いとめでたくたふとき御功にぞありける、さるは其こと請求給へる義尙朝臣もさばかり亂れにみだれたる世のなかのありさまにあはせては殊にめでたく有がたき御志にてなほそのほかにもたゞならぬ御心ばせどものきこえ給へるはおほかた足利の將軍の世々の中には前にも後にもたぐひすくなき君にこそはおはし、か、かくて此系圖はさばかりめでたき書とはいへどなほ漏れたる事も謬說ども、少からず、保己一が標注もめでたきわざながらなほ十がひとつばかりなるべきをいかで正しき古書どもに據りて又さらに訂改めたらむにはます〳〵尊くめでたき書となりなむものを、とおほけなく老が世までかひなきこゝろがまへのみしてありけるを、おのづからにもこゝろあひにはたさむ人のあらましかば、と、あいなだのみにおもひをるぞはかなきや

○讀愚管抄

此書本朝書籍目錄雜抄部に愚管抄六卷、慈鎭和尙抄と見えたるこれなり（此書附錄一卷あり、合せて七卷、今世にあるこの目錄に六卷と載たるは、その附錄の離れて在りし本によりて然は記せるなり、其附錄の事は下にいふべし）

慈鎭は法性寺關白太政大臣藤原忠通公六男、養和元年十一月六日敘二法印一、（廿七歲）元曆元年十二月護持僧、建久三年十一月廿九日天台座主任二權僧正一、同七年十一月廿五日辭、建仁元年二月十八日還補、（二度）同三年二月十八日不レ經二正官一大僧正、建曆二年正月十六日還補、（三度）同三年正月十一日辭、同年十一

官至左大臣とあり大日本史に、尊卑分脈とて引給へるすなはち此書なり巻末に天正十九年梵舜とありてかの紹運錄の奥書と同年なるをおもへば駿府記に梵舜の慶長十六年に進藤原系圖一巻また十九年に諸家系圖七冊進上之と見えたるは今いはゆる皇胤紹運錄一巻諸家系圖を兩度に進られたるを然記せるものなるべし紹運錄は諸家系圖と記せる中におしこめていへるなるべし、さてその系圖はもとより巻の第幾を分たれざれば、したゝめざまによりて冊數の今本とはたがひあるべきなり、又いはゆる本朝皇胤紹運錄の名も、此時に題られたるにもやあらむ、又慶長十六年に、藤原系圖一巻進られたるは、今印本の第五巻なる本を、取わけて進られたるなるべしさて今印本紹運錄と共に十四巻あるは書商人の十四巻の系圖といふこれなりかの駿府記に見えたる藤原系圖一巻また諸家系圖七巻とある本書を合せて一部とし十四巻に分ちたるものなるべし、さて其印本誤字多きを塙保己一が群書類從にその帝皇系譜をなほ本朝皇胤紹運錄と題して後陽成院までの系譜を訂し載て跋に右皇胤紹運錄流布印本頗多誤脫、今以古寫二本校正之、且新加標註以備考證といへり又後水尾院より今上までの系譜をも、相續て正しく記せり、されどいまだ板には彫り續かずいと〱いさをしきわざになむありける、然るにいかなればにか此書の本名を削りて紹運錄と稱へるを採り又撰者署名の跋をも刪り後人の加筆と本書の差別を辨へざりしはいとくちをし、そも〱天皇の系譜を記されたる書の舊く書に見えたるは推古紀二十八年の下に是歳皇太子厩戸皇子島大臣蘇我馬子なり共議之錄天皇記、及國記、臣、連、伴造、國造、百八十部、幷公民等本紀と見え皇極紀四年の下に、蘇我臣蝦夷等、臨誅悉燒天皇記國記珍寶、船史惠尺卽疾取所燒國記奉中大兄、と見えたれば、天皇記をば燒たりけむ古事記序に天皇天武朕聞諸家之所賫帝紀及本辭、既違正實多加虛僞、云々故惟撰錄帝紀討覈舊辭削僞定實欲流後葉云々卽勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭、また欽明記二年の下皇子等を記されたる條の下の分書に帝王本紀多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀以意刊改、傳寫既多遂致舛雜、前後失次兄弟參差、今則考覈古今歸其眞正、一往難識者且依一撰而注詳其異、他皆效此云々など見えたり件の文は因に此に注されたるにて、紀中の凡例と心得べきなり件の天皇紀また帝紀、帝皇日繼、帝王本紀などいへる書はもはら天皇の系譜を記されたりけむ、なほ前々にもありしなるべし、すべて世に傳はらず國記本辭などいへるは、おほかた國史のさまに、御世々々の事記せる書なりしなるべしかくて養老四年日本紀奏上られたる時に紀三十卷、系圖一卷と續紀に見えたり系圖とは天

政行朝臣、江州遼遠、使者往反難治之間、求二便宜一之處、清三位入道常威依レ召明日可レ參二江州一云々、仍今日遣二彼宿所一了、と記し給へるこれなり将軍義尚、長亨元年九月より、佐々木六角高頼を征に、江州鈎里の陣營におはするほどのことなりさて此書上件の如く長亨二年百四代後土御門院天皇の御世十二月清書し給へる書なるに其より後の後陽成院天皇百八代までの皇統を載せ寛永年中までの皇胤を載せたるは後人の繼々に書增たるものなる事著し、かくてその長亨二年三月清書周備せる書として年紀もて今本に對て事實を訂し考るに、卿の清書本には後土御門院の御事を當今と記し奉りて應永十二年十二月七日還二幸土御門殿本皇居一と云に止り以下は後人の加筆後柏原院の御事を皇太子など記し奉りて文明十二年十二月廿日御元服に止り以下は後人の加筆その御連枝は皇女比丘尼保安寺とある御方に止りたるなるべし以下は後人加筆かくて後土御門院の御連枝皇女安禪寺の譜又後柏原院の御連枝尊傳法親王の譜等に當今とあるは後土御門院の御事なれば、清書本のままなりこれも後人の御諡に書改むべきを漏らせるなり又後奈良院の御連枝皇女比丘尼大聖寺の譜の今上は後奈良院の御事なりこは其御世の人の加筆なり、また後土御門院の御譜の中に明應九九廿八云々と云より已下、また後柏原院の御譜明應二正六云々と云より以下、又後柏原院の御連枝皇女比丘尼安禪寺と記されたる以下もともに後人の繼々に書加たるものなり熟く訂したらむにはなほあるべし、さて此書の本名は上に擧たる如く卿の奥書にも日記にも系圖と記し給へり、然るに普通印本には卷首にも奥書にも本朝帝皇系譜と書るは後人のわざなるべし、又本朝皇胤紹運錄といふ名は外簽に書るのみにて卷中に見えず後人類名の多くて混らはしきが故に別名を作りたるものなるべし日本史にも此名をもて引書に標給ひ、世にもあまねく然云ならひたれば、今更あらためていはむは、なか〳〵なるものそこなひなりかくて印本の奥書に天正十九年辛卯十月十日梵舜在判とあるに駿府記に云慶長十六年九月十六日吉田神龍院梵舜吉田卜部兼右朝臣の弟兼親の法名なり進二藤原系圖一卷一云々、十九年十一月六日、今日吉田神龍院諸家系圖七冊進二上之一と在を合考るに今流布の印本皇胤紹運錄一卷諸家系圖合て十四卷を一部とす、その皇胤紹運錄と云へるは上に辨へたる如く宣胤卿の撰給へる帝皇系圖なり、諸家系譜といふは第一卷の始に編纂本朝尊卑分脈圖とあり是その本名にて特進亞槐藤公定撰家號洞院、後稱中園、

と呼來れるをおもへばこれも鬼室氏の人の墓なるべく王子と書るは上に擧て論へるごとくこれも鬼室氏の私の崇稱なるべし、むかし此村を王子村と呼しといふは此墓碑の顯に建て在し時の名なるべき事決し、また墓碑銘の王子の上に父字を五つ書るは王子といへるが上祖五世の魂を相共に鎭め在らせむの意にてものせるなるべし上祖五世の名を記さゞるは、亡者の姓名だに記さゞるあはせて、此墓造れる子等の意なりしか、または亡者の遺言にてもありしなるべしこれら鬼室集斯に由縁ありてきこゆれば因に書そへつ

弘化三年丙午九月稿　伴信友

比古婆衣十五の巻終

比古婆衣十六の巻

○皇胤紹運錄本名由來考

今世に本朝皇胤紹運錄といへる書は、長亭二年足利將軍義尙朝臣の求によりて中御門藤原宣胤卿旣く在來れる帝皇系圖を增補して淸書を畢へ給ひ、翌三年三月十二日近江へ義尙朝臣のもとに遣はしたる中書の本なるを本朝紹運錄とも稱ふは後人のわざなるべく、また長亭二年より後の事は後人の續々に書加たるものなり、其は普通印本奥書に本云、右帝皇系圖、自二室町殿一被書之時中書也、但小書等以二他本一書レ之、未レ終二書寫之功一、時長亭二曆季冬淸書、翌年季春中旬進之、亞相藤原宣胤とありてその書主の宣胤卿記に長亭二年十二月二日辛卯、晴晩陰、自二室町殿一被レ仰帝皇系圖、日々書寫無二他事一、晩二階堂政行朝臣狀自二江州一到來、彼御系圖朱引事也、申二遣經師良椿二之處申二子細一、また同三年の記に三月十日己巳、晴、去年自二室町殿一書寫事被レ仰帝皇系圖、朱曳等周備之間、早可二披露一之由、以二書狀一遣二二階堂

山中に古びたる石碑あり、正面に鬼室王女その下に施主國房敬白右の旁に朱鳥三年戊子三月十七日と彫りたるがありとぞ（この碑苔生して文字見えがたかりしを、前に日野の大蓮寺の住僧がとかくはからひて、讀たる趣なりとぞ）今推考るにこは鬼室集斯が女のありしが是も同じ朱鳥三年戊子三月十七日父に先だちて死たるを此處に葬りたる傳のありけるを國房もかの美成氏が室徒株の人にて志をいたして其碑を建たるなるべし、鬼室王といへるは集斯が事を氏人の私にあがめ呼へる唱なりしなるべし、さて此碑建たる年頃は施主と書きまた國房といふ名のさまなどをおもふにいと古きものとはおもはれず

此碑の在るわたり伊勢の國境にて、鈴鹿山に續きて鬼神の住たりといふ、又三重岩屋、鬼神瀧などいふ處ありて、いにしへ鬼神の住たる山なり、と里人の云ひ傳ふとぞ、鈴鹿山に山賊の多かりし事、中昔の書どもにこれかれ見え、又鬼神の住て暴行たりし由を、世に語り傳ふるも上にいへる天智天皇の御世に、二郡に居住たまひし許多の百濟人の裔どもの中に惡者どもが梟帥となりて、黨をあつめ山中を巣居として、鬼室氏を鬼神のごとく言擧して、其わたりにて暴行たりしにもやありけむ

○又これも蒲生郡小坊塚村（コボシツカ）に鬼塚といふがあり、むかし王子の塚あるによりて王子村と呼ひしをいつの頃いかなる人にか其塚を壞ち埋みたりし後壞塚村と呼けるを又訛りてこぼし塚村と呼て字には小坊塚村と書こと、なれり、さて其壞埋みたる上に大石三つ置たる處鬼塚なりと里人云ひ傳へたりとぞ（今按に、太平記天正本三十卷、追罰直義として尊氏下向近江と云へる條に、五郎左衞門高秀を大將として、二百餘騎を差向、蒲生小倉の一族どもを案内者にて、惡事高丸がこぼち塚を後に當て陣を張ると見えたり、そのかみ惡事高丸が此塚を壞ちたり、といふ說の世にあまれかりしなり、されば其壞ちたりし事の、古きこともしるべし）さて此わたり仙臺君の併せ知食す地なるが近き年頃淀君の其塚を尋たまふ由ありとて仙臺君に請ことわりて人々立あひてかの塚の上の大石を取除て土を堀て尋るに五六尺ばかり下に竪凡六尺許幅凡二尺五寸許の墓碑あり、よく洗磨きて見るに上の方に地藏と見ゆる佛像を彫りて其下に

父
父　父　父　王　子　墓
父

と彫たるが在るを見て摹しとりてもとのごとく埋みて大石をも前の如く居置たりとぞ、今推考るに鬼塚

大錦下ニ授ニ佐平餘自信沙宅紹明ニ、法官大輔以ニ小錦下ニ四年紀に集斯に授小錦下とあれば、この下は中か上かの誤寫なるべし授ニ鬼室集斯ニ學職頭○學職頭は後の令制の大學頭の比にて、漢學に堪たるが故任たまひたるなるべし以ニ大山下ニ授ニムム鬼室集信ニ解藥○この鬼室集信は、集斯が同姓の近族ときこえたり○齊明七年紀の尾の本注に、或本云、辛酉年百濟佐平福信所獻唐俘一百六口居于近江國墾田、と本紀の證として存注其決といひて注せり、辛酉て齊明七年なり、墾田は、和名抄栗本郡治田とある處なるべし、さは齊明天皇は御世の七年七月崩たまひたれば、唐俘を近江に居れたるは、天智天皇の御世におよびての事なるべし、此天皇さばかり西戎人どもを數多近江國に安置たまひたるは、いかなる御事にや、七年紀に、三月己卯遷都于近江、是時天下百姓不願遷都諷諫者多童謠亦多、日々夜々失火處多とみえたり、この遷都は殊に例なき國がらといひ、とみにものしたまふべくもあらず、御世の始より思ほしかけたまへる御事なりしなるべし〔淸臣按、此遷都ハ殊ニ例ナキ國ガラト云ハレタルハ不審ナリ、其ハ成務天皇ノオハシマシヽ、志賀高穴穗宮モアレバ、例ナキ國ガラトハ云ヒ難キニアラズヤ、此ハ訂正ノト、カザリシナルベシ〕

○朱鳥三年戊子は書紀の年紀にては持統天皇の二年戊子に當りて年號はあらず、この墓碑に記せるは前の天武天皇の御世の終の年を朱鳥元年と建たまへるをその年號も年次も改めずしてなほ持統天皇の御世かけて用ひたまへる當時のまゝに記せるなり、此事懷忠が考説に愚管抄皇年代畧記を證として云へるがごとし、但しおのれは右のほかの古書どもにも相證して委しき考あり其は前に著はせる長柄山風に附錄せる年號論の中にいへり、其論説長ければこゝにはいはず

○十一月八日殂　西宮の祭事を今も室徒株十七家の者年番に神主となりて毎年十一月八日に行ふはこの集斯が殂りし月日にものせるなり、殂は字書に殂とも作て死也と注へり集斯が事の見えたる、天智紀の四年よりこの朱鳥三年まで二十四年懷忠がかの掛物に添て墓碑銘を目安く書て與へたるには殂を殞とかきたりとぞ、殞も字書に歿也と注へり正目に刻字の趣を見れば然は見ゆるにや何れにも死の義なる事決し○庶孫美成造　庶孫にて墓を造れるは集斯が嫡子庶子は既に死て庶孫の美成が世嗣にて在しなるべし美成が鬼室姓を書ざるは、墓誌に鬼室集斯と書て、己を庶孫と書たれば省けるなるべし、さて上に擧たる鬼室集信、もしくは集斯が庶子にて、美成は其れが子にてもやありけむ　さて西宮の祭事に預る室徒株十七家は鬼室氏の徒の由にてともに集斯が族徒なるが故に然稱び來りて祭事に預れるなるべし株とは俗に、家筋、家柄などに通はし云ふ稱なり西宮なる元祿の石燈籠に室徒中と書りといふこれなり、又小野村の近きわたりに美成氏の人ありといへるは美成が裔なるべしこは西宮の祭事には預らざるか尋べし、但し農民などには居所を別にして、世を經るほどには、昔の故ある事にも預らざる事となりゆけるもまゝある事なり○また因に聞く蒲生郡日野より東の方三里ばかりの

に考説を書きたるを一幅の掛物として小野村の長に與へ置りとぞ懐忠がいたづきあはれむべし、懐忠字は主税、近江の蒲生郡仁正寺といふ所におはする、市橋殿の御内人なりとぞ、おのれ京にありて、此ごろ近江の綿向神社由來幷附録と題せるふるび損れたる書一册を購ひ得たり、その社家の舊記どもを記し整ふる時、此人の輔けたる由なども見えたる、寛政十一年自筆の跋文ありて、いと懇切なる意見えたり、今件りの文どもを見て、殊に感ふかし、此書いかにしてか、はふれ出たりけむ、尋訪て返し得させまほしくおもひなり

○おのれ又さらに尋あはするに小野村は小野を古乃と唱ふ蒲生郡日野より艮の方一里ばかりにあり、丹後の宮津の君の倂せ領す處なり此村地舊は西明寺村の部内なりしが、天正四年に分れたりとぞその村の西宮と稱ふ祠の不動ともいふ、其由は下にいふべし境内林中茂草の中に、此碑の埋れたるがごとくにて在りしを懐忠が尋て顯はしたるなりその後、文化六年四月十二日、宮津の君、此所の奉行等を墓處に詣しめたまひける、其時奉行某が詩に、湖邊一道櫻溪源、探府初知小野邨、撮土爲丘墳奇跡、塵苔封石字餘痕、何人好事徵前史、幾客長歌吊遠魂、唯恠千年雨露底、依然得見姓名存、と作りて書たるを、これも村長が藏りとぞさてその西宮の祭神は百濟人鬼室集斯なり古は封戸一烟ありしと云傳へて今に封戸屋敷といふ處の名のみ存れり、正長二年乙酉八月廿四日日尺一道人名荊榮、菅原氏、唐橋在豐叔父不動明王を本地佛として祭始たる故、今なべては不動とはいへど集斯を祭れる事は村民の記に遺りかつ〴〵も云傳たり、毎年十一月八日をもて例祭の日とす、また此村に室徒株と稱ふ農民十七家ありて西宮祠の事に預り毎年に代る〴〵神主となりて神事を行ふこれ往古よりの例なり、さて其西宮の境内に尋常の石燈籠一基あり奉寄進室徒中元祿四辛未年五月吉日と彫りたるがありその室徒これなり、また近郷に美成を氏に稱ふ農民あり、又この村の石子山に火燒岨といふ處あり、こはいにしへ百濟人大篝を燒て妙見菩薩に獻りし跡なりと云傳ふとぞ、此ほかの事は懐忠が文どもに記せるがごとし

○信友今按るに鬼室集斯が事は書紀天智卷に四年春二月云々、是月勘㆓校百濟國官位階級㆒、以㆓佐平福信之功㆒、福信既に其國のため皇朝の御爲に功あり、二年紀に百濟主福信謀反心あり、と疑ひて殺せる由見えたり授㆓鬼室姓なり集斯小錦下㆒、本注に曰、其本位達率○按に集斯は福信が子か又弟なるべし、福信殺されたるによりて其亂を避て參來れるを、福信が功を賞て其本國の官位の階級を勘校て、皇朝より小錦下の位を授たまへるなり復以㆓百濟男女四百四人㆒居㆓于近江國神前郡㆒、八年の條に以㆓佐平餘自信佐平鬼室集斯は本位達率なりけるを、既に皇朝にて小錦下に叙されたれば、この佐平は衍字か、又此下に人名の脱たるなるべし鬼室集斯等男女七百四人㆒遷㆓居近江國蒲生郡㆒、これ悉百濟より逋來れるなり、前の四年紀に、百濟百姓男女を居于近江國神前郡、ともみえたるに、今度の蒲生郡はその隣郡なり、さて集斯が墓の蒲生郡に在るは、其居地に葬りたるなるべし十年紀正月條に是月以㆓

右庶孫美成造

正面　鬼室集斯墓

左　朱鳥三年戊子十一月八日殂

懷忠が詩序考說に云

祭鬼室集斯墓詩并序

百濟學士之投二化于我一而任用也、前有二和邇吉師一、後有二鬼室集斯一、而吉師之於二河內一也、人盡知焉、唯集斯之在二淡海一絕無二識者一、人之遇否、物之顯晦雖二命也乎一亦可二慨歎一而已、集斯墓碣見二在于奥津保小野村一、石泐字湮、異說紛々、村井古巖嘗觀三其存二繫牲之形一以爲二儒士之碣一焉、而碣面僅見二田一、之字畫一而不レ可レ識二其爲一レ誰也、一日余與二菅祖白奥村菅麻呂等一展掃方讀二得朱鳥之字一、因攷二之國史一、或疑三田一其爲二鬼室之殘畫一、近我　君侯將レ修二郡志一、召レ余語及二于此一、乃迎二碣于公館一、摩揩數次始見二鬼室集斯墓五字歷々然一、於レ是自信二意量不一レ謬、今還二諸本處一、奠以二酒脯一、且賦二一絕一以代二祭文一、

歸化蕃人迹自明、碑苔剷去捧二瓶罍一、幽魂有レ識當二怡悅一、翰苑更稱二千載名一、

文化三年丙寅二月二十九日　西生懷忠敬白再拜

小錦下學職頭百濟鬼室集斯墓在二近江國蒲生郡奥津保小野村一

日本書紀云天智天皇四年、授二鬼室集斯小錦下一、八年以二佐平餘自信、佐平鬼室集斯等男女七百餘人一、遷二近江國蒲生郡一、十年鬼室集斯註學職頭是也、碣高一尺六寸、八面、面上二寸七分、下三寸二分、頂正中隆起、自上下五寸許存二結縛之痕一、蓋表二繫牲之形一云、石泐文字不レ鮮、唯秋日曛映時視隱然見二數字一、余暇日與二二三子一展掃摩揩數次始能得レ讀焉、而碣中有二朱鳥三年字一、朱鳥无二三年一、卽持統天皇二年也、按レ史朱鳥元年天武天皇崩、皇后稱制、明年爲二稱制元年一、四年皇后卽二天皇位一、是爲二持統天皇元年一也、然則其稱制之間爲二朱鳥一也必矣、愚管抄、皇代畧記亦云、天武天皇崩後七年猶存二朱鳥號一、併記以備レ考、

集斯墓者在二小野村西明王寺林一、多認爲二人魚塚一、人魚塚者別在二村東聖德谷南一、兒輩擲レ石禳レ禍、太子傳曰、人魚者是爲二國禍一、蓋據レ此

文化三年丙寅春二月　西生懷忠

懷忠この墓碑銘を揩りてその上に件の詩序を書き下

を擧て祭神米正韻にかく注へり志止支、また和名抄に祭祀具に漢語抄云粢餅と擧て祭餅也之度岐と注せるはともに字の正義にあらず偏たる注しざまにていかゞ、古は粢を美たきものとしてもはら神にも獻る例なりしとはきこゆれど神に獻る料の餅の名にはあらざるものをや、毛詩に以ニ我齊明與ニ我犧羊一以社以方とある齊明を古訓にシトギとよめるは注に齊音咨與レ粢同、稷曰ニ明粢一此言ニ齊明ニ便レ文以協レ韻耳と注へるに依れる文義の上のよみざまなれば難べきにあらずかし

〔清臣按、上にみえたる米餅搗の訓は、まことにいはれたる考なるものから、この鏩着大使主のよみにあひかなひて通えざるをあかずおぼゆるまゝに、ある日わが友栗田寛にこの事をかたりしに、われもさこそおもへとて、後にやゝ考て語りけるは、合類大節用集に、鏨タカネ剪鐵具とみえ、和名抄調度部下の鍛冶具の條に鑽、陸詞切韻云鑽、徐感反上聲之重、漢語抄云太加爾、剪鐵器也、また伊呂波字類抄にも、鑽タカ子剪鐵器也などみえたれば、これらの訓によりて鏩着の二字をタガネツキとよみつべくや、かゝらば米餅搗のよみにもかなふべくおもふよしあり、わが水戸近邊の農家にては、屑米にて搗たる餅をタガネモチといへばなりといへり、この說によりておのれ猶考るに、類聚名義集にも鏩、塹ユ、タガネ（塹の下にユがくかけるは音の字の省畧なり）と訓をさしたるがうへに、內山眞龍が遠江風土記敷智郡曾許乃御立神社の條に、祭日九月九日、諸村奉造御酒御多賀爾、下注に以水練米粉、村民曰於多賀爾、としるせり、この風土記は近世のものなれど、村民のかくものして仕奉り來れるは、古式の存れるなるべければ、いまこれによりて米餅搗をもタガ子ツキとよみて難なかるべくや、但しおのが舊里なるにしの京あたりにては、粺米の粉を水にて練て、雞卵の大さににぎりかためて神にそなふるをシトギとよび來れり、さればシトギもタガ子も品目は同じくて、唱のかはれるものなることを知るべし○因にいふ日本紀三の卷に、天皇又因祈之曰、吾今當以八十平瓮無水造飴、云々の造飴、飴卽自成とみえたるタガネも、文字は異なれど上にいへると同じ物にて、和名抄飲食部酥蜜類の條に飴、說文云飴、音怡、和名阿女、米蘖煎也、とみえたるものと文字のおなじきになづみてなおもひまがへそ〕

○鬼室集斯墓碑考

或人云、近き年頃近江の日野の近きわたりに朱鳥三年戊子と書たる鬼室集斯の墓碑顯はれたりと聞およべり、そこの考に朱鳥は天武天皇の御世の末年に建られたる年號なるをなほ持統天皇の御世かけて用ひられたりといはれつる、叉ひとつの證ともなるべきにやと云へるにつけてその近江わたりに由縁ある人々かれこれにたよりて尋あはするに、まづその墓碑銘を搨りたると其わたりに西生懷忠といふ人のその碑見顯はしたる由記せる詩序、また考說二通の寫を得たり、さてその墓碑石堅さまに八角に削造りて正面とその左右の面に銘ありといへるが石泐損ねて字畫鮮ならざれど字體を考て讀得たるところ左にしるすがごとし

よりの世數も合へり、但し餻饕の字いま在る字書どもにはいまだ見およばざれど餈字の首の次の通音の斯字を取て饕また餻とも作る一體なるべし見在る漢國の字書どもに見えて、彼國には廢たりと見ゆる字の、斯方にて古く書輯たる字書、また古書どもに見其は字書どもに飯を餅と作き、餌を夾また飴とも作き、餉を餡、餃を饍など作き或は粄を集韻に屑米餅亦作粭餅といひ、說文に粢稻餅與レ餈同と見え篇海に[米欠]與粢同、といへるも、次偏を省きて、[米欠]と作きて粢の通字とせるなるべしまた粫を粆、粰を粠、糧を粮、糖を糛また糙と作るごとき例數知らず多し、故鋪は餻の訛、饕は其を饕と作る體の訛と訂して之度宜都幾とよみて米餅搗使主の事ならむとは云へるなり
○因に云ふ粢餅制ること今世にあまねからず、故かれこれ尋考ふるに諸國の邊土の中にはさるもの制る由きこゆるが中に往年下野にものせるとき國人林眞由美かたりけらく武藏の多摩郡府中なる六所大明神の社家に隷たる宮大工棟梁と云ふ舊家の職人ありて古より神社を造る古實を傳へたりとてなにくれと語れる中に神社を新に造りて上棟の時粢餅を搗きて神に獻る儀式ありと云ふにつきて其制ざまを尋ぬるにまづ精けたる粳米粉を水にてほろ〳〵となるばかりに和合せて臼へ入れて手杵にて父母ある女子三人して搗くなりこれを粢搗といふ其時古風なる歌をうたふこれを粢歌といへり、かくてしば〳〵搗くほどに漸に糊て餅となれるを鷄卵の平みたるごとき形にものして土器に盛りて屋上に備置て神に獻り祭事を行ふ例なりと云へりと語りき舌病に、漢名鷄口瘡と云ふを、斯方にて舌しとぎといふも、舌の白く膿たちたるが、粢餅に似たる由ときこえたり、但し粢の形は、必しも定まれるにはあらじ、古樣の太刀の制に、粢鍔と云ふがあるも、此ものの形に似たる由なるべし眞田美また云此國の烏山わたりの里人粳米の事を之度宜と云へり、こはむかし粢餅をもはら美きものとせるより轉りたる方言なるべしといへり、宇治拾遺物語に狐の託たる女の事をいへる語におのれはたたりのもの丶氣にても侍らずうかれてまかり通る狐なり、塚屋に子どもなど侍るがものをほしがりつればかやうの所には食物ちろぼふものぞかしとてまうで來つるなり、しとぎほしたべてまかりなむといへばしときをせさせて一折敷とらせたれば少し食ひてあなむまや〳〵といふ、此女のしとぎほしかりければそら物つきてかく云ふとにくみあへり云々と云ふこと見えたり、さて又此物の事を字鏡に糈糈の二字

せしめたまへるなるべし、又五年正月戊寅高麗遣二前部能婁等一進レ調、六月戊戌高麗前部能婁等罷歸、十月己未高麗遣二臣乙相、奄鄒等一進調、注に大使臣乙相奄鄒副使達相遁一二一位玄武若等と見えたるはもとより皇國に臣服奉りたりけれど百濟新羅に事ありけるにあはせて貢調を闕たれば今般は殊更にものして調を奉れる趣なり、また六年二月戊午合下葬天豐財重日足姫天皇與二間人皇后一於小市岡上陵上、是日以二皇孫大田皇女一葬二於陵前之墓一、高麗百濟新羅皆奉二哀於御路一とみえたり、この新羅人の參來れる事前文に載られざれど既に參來居りて高麗百濟と相共に哀仕奉れるなり、また七年九月癸巳新羅遣二沙喙吸飡金東嚴等一進レ調と見えたりかくて七年十月大唐大將軍英公打二滅高麗一とあるに十年正月丁未高麗遣二上部大相可婁等一進レ調とあるも百濟と同じさまに唐より鎮將などを置て舊のごとく貢調を獻りたるなり、然れば天智天皇の御世の初より韓國の世の亂はとりどりに甚しかりつれど御世の十年ばかりが間にかへりて唐國までも稜威のおよびて三の韓の國々はともに古への例のまゝに貢調を獻る事とはなりにしなり

文政元年五月十六日稿　　信友

○姓氏錄に米餅搗と書る人名の訓、また粢の事

姓氏錄左京皇別下に小野朝臣、大春日朝臣同祖、大春日朝臣、出自孝昭天皇皇子、天足彦國押人命也、と上に見ゆ彦姥津命五世孫、米餅搗大使主命之後也、また山城國皇別和邇部、小野朝臣同祖、天足彦國押人命六世孫、米餅搗大使主命後云々、また左京皇別下櫟井臣、和邇部同祖、彦姥津命彦姥津命は、羽束首の譜に、天帶彦國押人命男とあり五世孫、米餅春大使主命之後也、と見えたる米餅搗の名、之度宜都幾とよむべし、之度宜は粳米屑を水にて搗きて蒸して餅とせるを云ふ名なり、和名抄に粢餅、之度岐類聚名義抄に、粢、トシギ新撰字鏡に糈、志止支とよみ糈は、集韻等の字書に、祭神米と見えたり、字鏡に此字を訓る由は、下に論ふべし說文に粢稻餅、與レ餈同、釋名に餈漬也、蒸二燥屑一使二相潤漬一餅レ之也、と云へるこれなり、内膳式年料に、納志登伎料の筥四合かくて又姓氏錄未定雜姓右京に中臣臣、觀松彦香殖稻天皇諡孝昭皇子、天足彦國押人命七世孫、鐖着大使主之後也、と見えたる印本にはたゞ着大使主とあり、寫本どもを合考るに、字の脫たるなり鐖着を一本に鏨着とも書たるは鐖は鐁の訛、鏨はその鐁の偏を首に置て鏨と作るを訛れるにて同字なるべければいづれにても之度宜とよみて米餅搗大使主の事なるべし、然ては國押人命

船師初至者與二大唐船師一合戰、日本不レ利而退大唐堅レ陣而守、己酉廿八日云々更率二日本亂レ伍中軍之卒一進伐二大唐堅陣之軍一、大唐便自二左右一夾レ船繞戰、須臾之際官軍敗續赴レ水溺死者衆、艫舳不レ得二廻旋一、朴市田來津（此人の氏姓は上に秦造とあるに、又上にもこゝにも朴市とあるは、居地などによりて氏の如くにも呼たるなるべし）仰レ天而誓切レ齒而嗔殺二數十人一於レ焉戰死、是時百濟王豐璋與二數人一乘レ船逃二去高麗一、九月辛亥朔丁巳七日百濟州柔城始降二於唐一云々、甲戌廿四日日本船師及佐平余自信ムム弁國民等至二氐禮城一明日發レ船始向二日本一と見えたり、かくはありけれどいくほどもなく舊のごとく三韓ともに參來て調を進り、又因て唐國よりも使を奉れる趣はまづ同紀三年五月甲子百濟鎭將劉仁願遣二朝散大夫郭務悰等一進二表函與一獻物一云々、十二月乙酉郭務悰等罷歸と見えたり、こは百濟豐璋王その國を棄て逃去たる後の事にて唐より劉仁願を百濟鎭將と云ふにして置たるが、もとより郭務悰を遣して表に具て物を獻れるなり、さてその郭務悰も唐國人ときこゆそは下に云ふべし、又百濟鎭將がわたくしに皇國に使を奉るべきにあらず唐王が皇朝の稜威を畏み憚り皇國の情狀を覘はむとて然はせさせたるものなり、次に四年九月壬辰唐國遣二朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等一注に等謂右戎衞郎將上柱國□□百濟將軍朝散大夫上柱國郭務悰凡二百五十四人、七月二十八日到二對馬一、九月二十日至二筑紫一、二十二日進二表函一焉と見えたるは唐高宗が麟德二年に奉遣る使なり、そも／＼前に百濟に遣したる御軍は其國を救て新羅を伐むとせさせたまへるを唐より新羅を援て御軍に手向ひ奉れるに將軍等え堪ずして引て還りたるに、いくほどもなく上に擧たるごとく去年は唐より置たる百濟鎭將より表信物を獻らしめ、今年また唐王より專使を奉遣て表を上れるは、もはら稜威を畏みかの御軍に手向たりし事を謝奉る意を顯しかつは皇國の情狀を窺はむとせるなり、また去年百濟鎭將が使として參來れる郭務悰今年は百濟將軍となりて使人具に來れるをおもへば、これも唐人なるが皇國の導者となりて來れるなり、さてその十二月云々是月劉德高等罷歸、是歲遣二小錦□守君大石等於大唐一云々、註に等謂二大山下坂合部連石積、大乙下岐彌吉士針間一盖送二唐使人一乎と見えたり、こは彼國の禮に酬たまひかつこなたよりもその消息を見

葉集に、績麻をうみをとよめるによりて、其郊名にはうみをのうを省きてみをともいふべければ、績麻の海邊の由ならむか、さらば下文に績麻郊とある郊字無くてあるべきこゝちせらるれど、其は地を主として云へる文としてあるべし、かくもおもはるゝをすてがたくて注しおきつ、さて又和名抄なる諸國の郷名に、績麻と書て伊勢なるを乎宇美、信濃に二處あるをばともに、乎美と唱を注せるに據るときは、かの本文の績麻も、乎宇美、乎美など唱むべければ、此説はたちがたし、さて此績麻の績字を、萬葉集、和名抄にみな續と書き、餘の古書どもにも多くは然書たり、それも義ある事なるべし、此は因にいふ 陀烏邏賦俱能理歌理鵝の二句は上にいへる言をうちかへして云へるなり○甲子騰和與騰　甲子の子は與の草字の訛にて 諸本みな子と書り、釋紀にもかく書て太子與吾也、私記曰義不逆語不勞酬也云々、太子者諸子之長也、故云甲之子也、和與者語也とありて、私記の本にも甲子とありし趣なれば、はやくより訛寫せるなるべし 彼よと吾よとなるべし萬葉集四巻に汝乎與吾乎人曾離奈流とよめる言ざまに似たり○美烏能陛陀烏邏賦俱能理歌理鵝　またくうちかへしていへる言ながらこの上の句の彼よと吾よといへるにかけて彼と吾との軍にその御救の軍の終に敗績れぬべき前表に合せたる由ときこえたり、又紀に此時の官軍百濟の白村江にて唐軍と船軍せる狀を、云々官軍敗績赴レ水溺死者衆、艫舳不レ得二廻旋一と記されたる趣にも合せてきこゆるなりあなゆゝし○この童謠に係れる後の事は齊明紀に七年春正月壬寅御船西征始就二海路一云々、三月庚申御船還至二于娜大津一居二于磐瀬行宮一、天皇改二此名一曰二長津一云々五月癸卯天皇遷二居于朝倉橘廣庭宮一云々、七月丁巳天皇崩二于朝倉宮一八月甲子朔皇太子天智奉從二天皇喪一還至二磐瀬宮一云々、天智紀の首同年の七月に係て皇太子天智遷二居于長津宮一稍聽二水表之軍政一、八月遣二前將軍大華下阿曇比邏夫連ムム等一救二百濟一云々、九月皇太子御二長津宮一以二織冠一授二於百濟王子豐璋一云々、乃遣二大山下狹井連檳榔、小山下秦造田來津一、率二軍五千餘一衞二送本鄕一云々、元年五月大將軍大華下阿曇比邏夫連等率二船師一百七十艘一送二豐璋等百濟國一宣勅以二豐璋一使レ繼二其位一云々、二年二月云々、佐平福信上二送唐俘續守言等一、三月遣二前將軍上毛君稚子ムム一率二二萬七千人一伐中新羅上、夏五月癸酉朔犬上君闕名馳告二兵事於高麗一、高麗にこの兵事に關れる事、紀にみえず 八月壬午朔甲午十三日新羅以三百濟王斬二己良將一 良將とは福信が忠誠なりしを云ふ、此事上文に見えたり 謀三直入レ國先取二州柔一、於レ是百濟知二賊所一レ計謂二諸將一曰、今聞大日本國之救將廬原君臣率二健兒萬餘一正當二越レ海而至一、願諸將軍等應二預圖一レ之、我欲三自往待二饗白村江一、戊戌十七日賊將至二於州柔一繞二其王城一、大唐軍將率二戰船一百七十艘一陣二列於白村江一、戊申廿七日日本

造レ船已訖挽二至績麻郊一之時、其船夜中無レ故艫舳相反、衆知二終敗一云々有二童謡一曰

摩比邏矩　摩は眞にて例の添たる言、比邏矩は發船する事を云り、萬葉集十五巻に安佐妣良伎こぎてし來れば又十七巻に珠洲の海に安佐比良伎して漕くればなどなほ多し、また臨時祭式に開二遣唐舶居一祭とある開も（漢文にはあらじ）發船の事なり○都能倶例豆例　綱繰連なり、都能は都奈の奈を能にかよはして都能と云へるにて例は古事記（仁徳巻）に御綱柏、造酒司式大嘗會供奉料に三津野柏、大神宮儀式帳（九月祭條）に三角柏など見えたり、能と奈と通はしいへる事は萬葉集東歌にはことに例多し、倶例の例も理と通はしいへるにてこれも例多し、水脈船の綱を繰連て大船を挽さまなり○於社幣　百濟を救たまはむ料の軍船なれば仇を壓塞の義なり、萬葉集二十巻に筑紫の國は仇まもる於佐倍の城ぞと云々とよめり、但しその於佐倍とこの於社幣とは征と守るとの差はあれど壓塞の言の意は同じ、軍物語などにもある言なり（神武紀に、天皇を天壓神と申せるは、天神御子と言擧して、軍士を率て大和へ上り幸し、敵どもを討破りたまふ御勢の、一向に物を壓すが如くなる故に、恐畏て稱へ奉れるなり、軍物語に押寄るなどいへる、押も一向に壓意なり、壓塞は壓と禦防とを兼たる如き意あり、心得分くべし）　さて此句を釋紀に於能幣陀乎（十一十二十四十三十五）と書て私記曰飜云二於能陀幣乎一、謂二小野田一也とあれば（飜云の説は論ふにも足らざれど）そのかみ於社幣を於能幣と書る本もありしなり、されど今存る諸本どもに然書るは見えざるがうへに、さては讀解べき意も得ざればとらず○陀乎邏賦倶　陀乎邏はたをりなり、山のたわみたる所を太乎利と云へること萬葉集また字鏡などに見えたり、賦倶は傾ぶくなどの例の活用にて此は船の波に搖られ撓み傾ぶく由にてかの艫舳相反れる恠にあたりてきこゆ、なほ尾句の下にいふを合せ見るべし○能理歌理鵜　乘碇の約りたる言にて船在る碇をいふ○美和陀騰能理歌　眞海門乘がにて舟子をいへりときこゆ、歌字は紀中清音に用ひたる例なるがうへに上句にも下句にも能理歌理鵜とあれば鵜は之の意のがならむにはこゝも鵜字なるべきを清音の歌を書たれば此釋かなひがたきがごとくなれど此紀に採載られたる本書にもかのおほしきまゝに書たるに據りたるにや、さらでも紀中假字の清濁はかならず定まりたりと見えざるもあれば難なかるべくや○美鳥能陛陀鳥邏賦倶能理歌理鵜

美鳥能陛は水脈の上なり（また本文に、船を挽至績麻郊とあるは駿河の地名ときこゆ、唱は萬

一より六十四までの數字を細字に書添たり、其は釋紀に載たる公望私記の說に摩（二）比（三）羅（四）矩（五）都（一）能（六）（私記曰翻云都摩比羅矩能、妻開也）云々、羅（六三）賦（六四）倶（六二）能（六一）理（六〇）歌（五九）理（五八）鵜（五七）（私記曰翻云鵜理歌理能倶羅賦鳩鳩之喰也、再三讀前句也）とあるを採りて注せるものなり合せ見て知べし（板本をおきては、餘の本どもに、此數字書添たるは見およばず）さるはあるが中にも此童謠は意詞幽遠にしていかにしても讀解がたきあまりに其詞の文字どもを置換へうち飜しよみて意を解むと強てものせるを、そのおき換たる文字の次第をめやすくよむべき標に數字を旁に注せるなり、然るにさきの大人たちも此歌はゆゝしき事のたとへなるゆゑに文字の次第を書みだせりとして猶かの私記の飜云の說に倣ひてまたさらに文字を置かへ或は省き棄などして讀解れたるは心得がたし、いかにゆゝしき事なりとも文字の次第を書混して記さるべきにあらず、もしゆゝしき事なりとして憚られむにはこの事よりもいたくゆゝしき事どもはいと多かるものをや、かへすぐも心得がたきことなり、さはいへどかの大人たちすら讀わびられたりつるを今おのれがをぢなきさとりもて文字のまゝに讀解む事はかたしともかたきわざながら、たゞこゝろやりのすさびにものせるなり

齊明紀に六年九月癸卯（五日）百濟遣達率（闕名）沙彌覺從等來奏曰、今年七月新羅特力作勢、不親隣、引構唐人、傾覆百濟、君臣摠俘、畧無噍類、於是云々福信等鳩集同國共保王城云々と見えたるを始にて冬十月百濟佐平鬼室福信遣佐平貴智等、來獻唐俘一百餘人云々、又乞師請救幷乞王子余豐璋曰、唐人率我蝥賊來蕩搖我彊場、覆我社稷、俘我君臣、百濟王義慈ム　ム凡五拾餘人、於秋七月十三日、爲蘇將軍所捉而送去唐國云々、而百濟國遙賴天皇護念更鳩集以成邦、方今謹願百濟國遣侍天朝豐璋將爲國王云々、詔曰乞師請救聞之古昔、扶危繼絕著自恒典、百濟國窮來歸我、以本邦喪亂靡依靡告、枕戈嘗膽必存極救、遠來表啓志有難奪、可分命將軍百道倶前、雲會雷動倶集沙喙、翦其鯨鯢紓彼倒懸、宜有司具爲與之以禮發遣、十二月丁卯朔甲寅天皇幸于難波宮、天皇方隨福信所乞之意（前年九月の下に見ゆ）思幸筑紫將遣救軍、而初幸斯備諸軍器、是歲欲爲百濟將伐新羅、乃勅駿河國

く事は後の歌書などにこそは書なれて見えたれ古きものには見えざれど、げに其文字の義にて海面に見えて何ものゝ燃とも知られぬ火といへる意なるべし、又近き年頃より筑後柳川わたりの海にも不知火顯はれ初たりとぞ、この事文化の末とおぼゆ、その柳川人西原晁樹が書の中にくはしくいひおこせたるにて知りぬ、ものに志るしおきてむとおもひつゝおこたりつる間にいづこにかおき混らわしけむ後に見出したらむときに書加ふべし、國圖を撿ふるに柳川も八代宇土などの北に連ける地にて同じ海面なれば肥後の方より見ゆる光物の廣ごりおよびたるなるべし、過し文政十一年の八月□日西國わたり暴風吹ける時肥前の長崎の流海におびたゞしき熛いできて空よりも飛下り飛散りておそろしき事ありきときけり、これも不知火のたぐひのものゝ陸に近く寄り來りしなるべし、さて西國ならでも不知火の如く聞ゆる光物の顯はるゝ處ある由諸國の事記せるものゝ中に見たれどよくもおぼえず、陸奥の岩城郡何がしの海上にも火顯はれて川を上り赤井山の麓にてあまたに分れ散りて後消失する事ありこれを赤井の龍燈といへりとさきに其國の事知れる人のかたれるをきゝつれど例のこまかにはおぼえず、漢籍本草綱目の火部の中にも不知火に似たる事きこえ其外の書どもにも見當りたれどこれも見過しつ、紅毛籍にもさるさまの火の見ゆるところある由記せりと其國籍よむ人いへり、いとよのつねならぬものにはあれどさして恠みうたがふべきものにはあらじかし

○齊明紀童謠推釋

齊明紀なる童謠はさきの先生たちの釋あれどなほいかにぞやおもはるゝを此頃五月雨降りつゞき、いささかこゝちさへそこなへるつれづれにおのれも志てみむとおもひおこしてなむ、そも〳〵古書に記せる童謠どもを見るに神憑の語のごとく語路慥に貫通ざるもありて其意はた幽遠なればおほゝしくて、うちきゝにもやがて悟りがたくして、まさしく聽とめがたかるべければ其を書記さむにもおほゝしきことぞ多かりけむ、さればまづ當時の事實をよく辨知りおきて、さてなむ其言の意をさぐりあぢはひて其事の表なりし意に合へて、おほらかに釋き心得べきわざにぞあるべき、さて此童謠板本に文字の旁に

土の濱邊より澳の海原に見ゆとさきに國人長瀨眞幸かたりき、今國圖を按ふるに天皇葦北浦より發船し給ひて東北ざまに八代のかたへ幸して、云々の事ありし海路もかなひてきこゆ○天皇の火光を覽そなはして御船泊給ひつといへる豐村火邑などいへる地名今詳ならずとさきに眞幸いへりき、今按ふるに和名抄八代郡に豐福鄕みえ、兵部式に豐向驛とあるも福といふが見えたるはこれならむか、又火邑も和名抄同郡に肥伊鄕とみえたる所これにて伊字は地名を二字に作く例の書ざまなるべし、今八代郡に氷川といふ川ありとぞ其わたりの邑なりしなるべし○肥後の不知火はつねにもをりをり見ゆれど七月八月の頃闇夜にはおほかた見ゆ、七月の盡の日はことに多く顯はるとて人々こぞりて見ものにするならひとなれり、まことはついたち頃も同じほどの事ときこゆ、さはいへど風波あらき時はあらはれず、つねはさらなりと、これも眞幸かたりき、なほきゝたる事ありつれど年經て今は忘れつゝ、長久保玄珠の製れる輿地全圖に其事を記して、海面時有レ火、累々相連、聚散動止、蓋陰火といへり、おもふにおほかた夜光るものは晝は日の光にけおされて光らず月も日の光をうけて照るといへば、なほ其光にもたへでひからぬものなるをおもへば不知火も同じことわりにて闇にのみ顯はるゝが、みそかついたちなどいふ日のころはことに月のふかくこもりて其光の氣のおよばぬ頃なれば光の多く見ゆるなるべし、さて此もの肥前の藤津郡大浦竹崎などいふわたりの澳にも見ゆる由或紀行の書に見えたり、肥後に對ひたる地なれば同じもの、其處よりも見ゆるにやあらむ、又豐前の企救郡門司わたりの海上にもさるさまなる火光みゆる事ありと或船人語れりされどくはしき事はきかず、此事輿地全圖には海上時現二火光一、聚散飛動、初二火出レ自レ山、合二空中一如レ戰而落レ海、又歸レ山、名曰二不知火一と注せり、さてそれらの光物を筑紫にて不知火といひ來れるをはやく萬葉集に筑紫にかけたる枕詞としてよめる歌三首みえたり、さるはむかしより筑紫に名だかきめづらしきものとして世のくちずさびにもしたればなりけり、但しそのしらぬひを萬葉集には斯良農比、之良奴日、白縫などかけり不知火とか

内なりしがや、後に肥國には屬しにやあらむ、肥前は筑前筑後と地接きて此三國は面一にも取つべき國形にて肥後とは清く離れたればなり、されど此らは上代の事さだかには辨へがたしたゞ試みに驚しおくのみなり、さて日向の域も北方半國ばかりはもとは此肥國の内なりけんを（肥後と日向とは面一に取つべき地形なり）や、後に分れて一國にはなれるなりと注はれたるはさることなり（但し記に肥國といへるは、後の名を古にめぐらして語り傳へたる文なり）かくてなほ考るに上代に火國といへるは今の肥後の方なるべき由いはれたるは、まことにさることにてうごきなくきこゆるに、その肥後と離れたる域を肥前といふ由のおぼつかなく、さるにあはせてはいさゝかたゞよはしくおもはるゝにつきて、なほ國圖を按ふるに肥後は東の國岬より島傳ひに天草といふ大島を界、肥前ばその天草の北面より二三里ばかりに海を隔て、島原といふ域より北東ざまに肥後の西面より筑後の西方かけて流海（イリウミ）をへだて、曲り對ひて筑後の西方に隣れり、上代には今の肥後の方ざまを火國といひ後に今の肥前の方かけて火國に屬られたりしを又後に今のごとく前後に分たれたるものなるべし（平陸よりいへば、肥後の北の方筑後に隣りて、その筑後を隔て、肥前なれば、肥前肥後、もと合せて一國なりつる由いへる風土記の說、こゝろへがたくきこゆれど、かく肥後の東の國岬より便れば一國とせられたりしことさらにうたがはしからず）風土記に見えたる火國の故事の地の、みな肥後のかたにのみあるは其國の名にも號られたる故事の本土なればなり、肥前の風土記に其國内ならぬ肥後の故事を記せるは本土の國號の緣由を顯はさむために記せるなり、かくては記傳にいはれたる鈴屋大人の考まことによく當れりといふべし○肥後の隈本人中島廣足云、その國の風土記に見えたる八代郡の白髮山いづことも詳ならざりつるを、慶長の比その郡中田代村に袈裟市とて盲のありけるが人に書せたるなるべし、それが覺書といふもの、其あたりの里の民家の梁上に秘置たりけるを近頃取出したる其書中に、むかし火の降りたりしといへる山は今の八代の種山の内に白髮山といふ山なりと記しおけりと語れり、その國人だに詳に知らずなりつる山名の知られたるがめづらしければ書そへつ○上に引たる肥前風土記に景行天皇の故事に從二葦北火流浦一發船、幸二於火國一、度レ海之間云々、と見えたる火流浦はそのかみ不知火を火流といひて、それによれる浦の名なるべし、不知火は今も葦北八代宇

よくも勘へずしてかの景行天皇の火光により給へる故事におもひ合せたるなほざり説なりけり、さて又其景行天皇の故事の趣になほおもひ合せ奉らる、事は日本後紀に延暦十八年五月丙辰、前遣渤海使外従五位下内藏宿禰加茂麻呂等言、歸郷之日、海中夜暗、東西掣曳、不識所著、于時有火光、尋逐其光、忽到島濱、訪之是隱岐國智夫郡、其處無有人居、或云、比奈麻治比賣神常有靈驗、商賈之輩、漂宕海中、必揚火光、頼之得全者不可勝數、神之祐助、良可喜報、伏望奉預幣例、許之と見えたり 神名帳に、知夫郡比奈麻治比賣神社みゆ、承和五年十月此神に始て従五位下を授けられ、貞観十三年閏八月に正五位下、元慶二年五月正五位上を授給へる事、三代實録に見えたり、或諸國の事記せる書に、此社今も知夫郡島前にありて、恒には火焼權現と稱す、船人暗夜に暴風に遭て行方にまどへる時、此神に祈れば、忽火を顯はして、海路を導き給へりといへり、或人云、もろこし籍傳子といふ書に、管寧自遼東歸也、海中遇暴風船皆沒、唯寧乘船自若、時夜風晦冥、船人盡惑莫知所泊、望見有火輙赴之得島、島無居人、又無火燼、行人咸異焉、以爲神火之祐也、といへる事見えたり、かゝる趣なる事なほかの國ぶみに多かりといへり 海路にてさる趣なることのありしことはむかしよりきこえ來り、いまの世にもさることのありし由船人のまのあたり語れるをもまた人傳にもこれかれとまさしくきけることなり、きゝしりてある人なほ多かるべし

○因に云肥前肥後もと一國なりし由風土記に相共に記して肥前なるは健緒組の古事をいへる文に連ねて後分兩國爲前後といへり、肥後なるも然ありけむを今本書世に傳はらざれば知られず、かくてその二國に分たれし事は他書どもには見えず、さてその前後の國號の古く書に見えたるは神功紀に火前國松浦縣、推古紀に肥後國葦北津と記されたり、但しこは後の號を古にめぐらしていへる傳によりて書されたらむも知られねど日本紀撰記されたる養老の頃よりはやく前後に分たれたりし事は著し、かくて此火國のもとは古事記大八島成出の章に、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、毎面有名、故云々肥國謂建日向日豐久士比泥別云々とみえ其文の傳に上に筑紫島を有面四と云て肥國を其一に取れり、然るに國圖を考るに肥前と肥後とは海の隔りて地接かず正しく二に分れたれば面一ッには取がたき國形なり、故考るに書紀又風土記などの火國の故事は地名に依るに皆肥後國の地なり、然れば肥國といひしは初はたゞ肥後方のみにて肥前の地は本は筑紫國の

得レ著レ崖、天皇下レ詔曰、何謂邑也、國人奏言、此是火國八代郡火邑、（此邑字今本脱たり、肥後風土記によりて補へつ）但不レ知二火主一、于レ時天皇詔二群臣一曰、今此燎火非二是人火一、所三以號二火國一知二其爾由一と見えて始て國名を定給へる由にはあらず、（知所以然、また知其爾由と書る文に意を着べし）其は前に崇神天皇の火國と號給へる事をば知食つれどその事の由をばいまだよくも尋ね給はで、そのかみ火國と號給ひしは如此る神火の事の由によりて號給ひつらむとをりにあひてふとなほざりに詔ひたりしなるべし、さるを書紀に云々故名二其國一曰二火國一と記されたるはそのかみその御なほざり言にすがりてまがひたる謬説のありけるを正しあへずして其説によられたるものなるべき事上に擧て論らひたるごとく崇神天皇の御世に國名を定給ひたると景行天皇の火光を覽そなはして云々と詔給へると兩度の差別兩國の風土記の傳相併に合ひていと明らかなり、然るに又肥後の海に不知火といふもの、光るをかの景行天皇の幸の時の火光これなりといへる説のきこゆるは心得がたし、さるはまづ此不知火の事は古事記傳に此火の事國人の説に云肥後國の海に松ばせの澳と云ところに龍燈と云て今もあり、年毎の七月の末より八月ごろまで見ゆるうちに八月朔日の夜は殊に多く宇土のあたりの山よりよく見わたさるゝ也、其さま世に挑燈と云物の大さに見ゆる火初には一ッ二ッあらはれて其やうやくに分れて數多くなりゆきてさかりなるほどは幾千萬ともしられず、大かた海上竪横三四里がほどおしなべてみな火になるなり、風ふけば火すくなく雨ふる夜は見えず、さて其火のもゆる時に其海を往來船を遠く見渡せば火中を行と見ゆるを船にてはさらに火見ゆる事なくたゞつねの如くなりとぞと注されたり（但し記傳には、景行天皇の云々の時の火光を、いはゆる不知火なりとしていはれたれど、おのれが説は異にて、こゝにいへるがごとし）おのれもなほ國人に問ひたづね或道記に記せるをも見たるに、たがひにすこしづゝのかはりあれど（いつも〳〵同じさまにのみはあらで、時により少づゝの異なる事もあるべく、又見る人の心から、異さまに見なしたるもありぬべきなり）おほかたはたがひなくきこゆ、いづれにもこの不知火は澳の方に見ゆる光にて澳より陸に就て見ゆるものにあらざれば書紀また兩國の風土記に見えたる景行天皇の御船中にてみそなはし給へる趣の火光にはさらに合はず、（上に擧たる件の證文どもをよくよみあぢはひて知るべし）しかれば不知火はたゞ海面の光物にて別事なるを

天皇勅二肥君等祖健緒組一、遣レ誅二彼賊衆一、健緒組奉勅到來、皆悉誅夷、便巡二國裏一、兼察二消息一、乃到二八代郡白髮山一、日晩止宿、其夜虚空有レ火自然而燎、稍々降下著二燒此山一、健緒組見レ之大懷二驚恠一、行事既畢參二上朝廷一、陳二行狀一奏言、云々、天皇下詔曰、剪二拂賊徒一、頗無二西眷一、海上之勳誰人比レ之、又火從レ空下燒レ山亦恠、火下之國、可レ名二火國一とみえ、又肥前風土記にも此事を記して肥前國者、本與二肥後國一合爲二一國一、昔者磯城瑞籬宮御宇御間城天皇（崇神天皇の御名）之世、肥後國益城郡朝來名峰、有二土蜘蛛打猴（肥後風土記によるに、此間に頸猴の二字脱たるなり）二人一、帥二衆徒一百餘人一、拒二捍皇命一不二肯降伏一、朝廷勅遣三肥君等祖健緒組一伐レ之、於レ茲健緒組奉レ勅、悉誅二滅之一、兼巡二國裏一、觀二察消息一、到二於八代郡白髮山一、日晩止レ峰、其夜虚空有レ火、自然燎、稍々降下就二此山一燎之、時健緒組見而驚恠、參二上朝廷一奏言、臣辱被二聖命一、遠誅二西戎一、不レ霑二刀刃一、梟賊自滅、自レ非二威靈一何得二然之一、更擧二燎火之狀一奏聞、天皇勅曰、所レ奏之事所レ未二曾聞一、火下之國可レ謂二火國一、即擧二健緒組之勳一、賜二姓名一曰二火君健緒組一、便遣レ治二此國一、因レ火（火は之字の誤なるべし）曰二火國一、後分二兩國一而爲二前後一、

とも見えたるにて明かなり然るに書紀景行天皇十八年の下に、五月壬辰朔、從二葦北一發船到二火國一、於レ是日沒也、夜冥不レ知レ着レ岸、遙視二火光一、天皇詔二挾杪者一曰二直指火處一、因指火往之、即得レ著レ岸、天皇問二其火光處一曰何謂邑一也、國人對曰二是八代縣豐村一、亦尋二其火一是誰人之火也、然不レ得レ主、茲知レ非二人火一、故名二其國一曰二火國一、と見えて此時に國名を定給へる由に記されたるは謬傳に依られたるなり、さるは此故事も上に擧たる肥後風土記の文に連ねて又景行天皇誅二球磨噌唹（クマソヲ）一、兼巡二狩諸國一、云々、幸二於火國一、渡レ海之間日沒、夜暗不レ知レ所レ着、忽有二火光一、遙視二行前一、天皇勅二棹人一曰、行前火見直指而往隨レ勅往之、果得レ著レ崖、即勅曰火燎之處、此號二何界一、所レ燎之火、亦爲二何火一、土人奏言、此是火國八代郡火邑、但未レ審二火由一、于レ時詔二群臣一曰、燎之火非二俗火一也、火國之由、知レ所二以然一と記し肥前風土記にも又上文に連ねて又纏向日代宮御宇大足彥天皇、（景行天皇の御名）誅二球磨贈於一而巡二狩筑紫國一之時、從二葦北火流浦一發船、幸二於火國一、度レ海之間日沒、夜冥不レ知レ所レ着、忽有二火光一、遙視二行前一、天皇勅二棹人一曰、直指二火處一、應レ勅而往、果

はからるゝなり

かくおもひとりてさきにしるしおきつるに、ことし天保七年の四月出羽の秋田人高階貞房、その國平鹿郡八澤木村に坐す波宇志別神社の鳥居の外に遠からぬ所の土中より、ゆくりなく人の掘出たるを得たりとて持來てくれたるを見るに、石にて作れる劔頭のさましたるもの、下は缺たるが一枚、また其身にもやあらむとおもはるゝもの、頭は缺たるが一枚あり其さまかくの如し

頭丸シ

三寸五分○黴色ニシテ少シ青ミアリ

石質キハメテ堅シコレヲ撃ツニ金鐵ノ聲アリ

七寸○黴色少シ赤ミアリ

此アタリ圍一寸八分許全体ヒラミアリ

二枚の石質異なりと見ゆれどいまだよくも見さだめず、いづれにもその二枚を連ね見ればかの石椎ともいふべき物のさましたらむがごと思はるゝはしひたりやあらずや

○かく記しおける後ことし天保十四年八月水戸君の御侍西野宣明水戸にものしたる時、その常陸國久慈郡小林郷太田村なる稲荷社地よりむかし掘出したるを社司の藏るを見て其ほどに合せて書き摹し來れりとてくれたるを見るに、上にいへる八澤木より出たる石器といとよく似てもはら同物と知られたり、今その圖を縮寫してこゝに添へつ

宣明に問ふに、光圀卿の此器の記文に、石質は予が得たると大かた同じくきこゆ、非石非金とかいせ給へりとぞ、又尾は予が得たるよりは尖なるかたなり、もとは突もすべくかまへたるものなるべしと云へり、おのれ考ふるに、柄といふべきところの短きは、握みたる掌中の便りにのみ儲けたるものなるべし

首丸シ

此間七分余

此間三分許

首尾一尺八寸余

中階圍二寸弱全躰少ヒラミアリ

○火國名號、景行天皇の御船火國に着たる故事、また不知火

肥前肥後の本名を火國と云る由縁は肥後風土記に、肥後國者本與二肥前國一合爲二一國一、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峰有二土蜘蛛一、名曰二打猨頸猨一、二人率二徒衆百八十餘人一、蔭二於峰頂一、常逆二皇命一不レ肯降服一、

甘美韓日狹は御寶主になされ鸕濡渟は始て此國造となされたるなり、また出雲國造系圖に天穗日命より十世孫に毛呂須命（神寶をめしに御使に遣されたる武諸隅なり）其子飯入根（止屋淵にて兄振根に殺されたり、弟甘美韓日狹は御寶主になされたり）其子宇迦都久奴命と次第て振根（毛呂須命の長子飯入根が兄）を統に入れざるは誅せられたればなりこれら旁證とすべし

○久夫都々伊、伊斯都々伊

古事記神武天皇段八十建を誅給ふ條に、毎レ人佩レ刀誨ニ其膳夫等一曰、聞レ歌之者一時共斬、故明レ將レ打ニ其土雲一之歌曰、意佐加能云々、久夫都々伊、伊斯都都伊母知、宇知弖斯夜麻牟云々

此久夫都々伊、伊斯都々伊の說古事記傳十五卷の七十七張、十九卷卅七張に見えて久夫都々伊は記の上文に頭椎之大刀と見え、書紀には頭槌劍と書て訓注に頭槌は箇輔豆智とあるを證として久夫都々伊の久夫は箇輔と相通へる同言なり、都々伊は豆智を歌調に延て云なせるなるべき由いへるなどみないはれたる說ときこゆる中に頭椎と石椎を一物とし、また椎は書紀の私記纂疏この說によりて劒頭の形によれる名としその劒頭を石もて椎の如く作れるものなるべくいへるはいかゞ、其はまづ石もて劒頭の然製らるべきにあらず、よしやしか製りなしたらむにも其を用ふになにの便りよき事のあらめやは（私記纂疏の說は、槌字にすがりたる强說なり、但し古代のものに、劒頭のふくらかにいさゝか反りたるが見えたるは、柄を執りしばる便よからんためなるべければ、槌に譬ふべき形にはあらず、傳に谷川氏の劒の頭石にて槌の形に似たるを、土中より堀出せりといふを見たりといへる由いはれたるは、身ごめに石にて作れるものなりつるか、其語りざまのおもむき甚心得がたし）故つらく考ふるに頭椎といふは劒頭の椎の形によりたる由にはあらで、ほかに其義あるべけれどいま考ふべきよしなければしばらく上古の大刀の一種と心得てありぬべし、かくて石椎は頭椎とは別にて石もて作れる刀の類にて大刀に佩添て事の狀によりては人を打きたむる具なりしなるべし土雲など征せ給はんにはふさはしかるべし、さるは中むかし足利家將軍のころ刄引とておほかた短刀のさまして柄ごめに鐵もて刄も無く鍔もなくうちひらめたるもの、ありて走衆などいふもの刀に差添、或は携をりて前を逐ひ非違の人を戒めきたむるものとせりときこゆる事、其世の書どもに見えて其器もまれに世に傳はれり、近世の十手といふ物もそれより轉りたるものと見えたり、是ら上代の石椎におのづから似たるべくめぐらしておし

藻息津藻、朝羽振風こそ依せめ、夕羽振波こそ來寄れ、浪之共彼より此より、玉藻なす依宿し妹を云々、とよめるは事の趣は異なれど玉藻の風波の羽振に動搖くさまをいへる古言の趣熟くあぢはひておもひ合すべし○甘美　これも韓日狹を呼ふ言なり○御神底寶御寶主　御神は出雲大神之なり、底寶は鈴屋大人の說に寶の至極といふなりすべて物の至り極まる所を底といふと云はれたるがごとし、御寶主は御寶の大人なり、これまで振根が神寶を主りたるにかはりて甘美韓日狹に御寶主となりて仕へ奉るべしと云へるなりこゝにて句をきりて見るべし○山河之水泳御魂は止屋淵にて殺されて水泳てある飯入根のわが御魂をなり○靜挂は上にいへる鏡に飯入根の御魂を鎭めかけて祭れよとなり上の鏡押羽振へめぐらして心得べし○甘美　また韓日狹を呼べるなり○御神底寶御寶主也は初の詞を又打かへしていへる言ながら、やがて韓日狹が事をさしてかくいへるなり、かくて終の也は上文に言之とあるにかけ合て置たる文字にて云々トイヘリと訓付べき意に見てあるべし、こは小兒に神託の詞ゆゑことにさだかには聞とりがたかりしなるべし、そを語り繼たるを後に記し傳へたるものにしあれば事實につきてその心しらひしてあぢはひさとるべきなり、さて紀件の神託の詞に續きて、是非レ似ニ小兒之言一、若有ニ託言一乎、於レ是皇太子奏ニ于天皇一、則勅之使レ祭とあるはすなはち託言のごとく甘美韓日狹を御寶主として出雲大神を祭らせたまひ、且飯入根が水泳御魂をも鏡に鎭めかけて祭らせたまへるなるべし、其は神名式に出雲國神門郡に鹽冶神社、鹽冶比古神社、鹽冶比古由彌能神社ありこの社はやく風土記に鹽冶鄕の下に載たり三社ともに今も鹽冶鄕にありとぞもしくはこれらの中の社にもやあらむ、又このほか式には載せられざるが風土記には同鄕になほ四社ありそれらの中にてもあらむか、又神名式に河內國石川郡美具久留御玉神社といふがありて姓氏錄河內國神別に出雲臣あるも由ありてきこえ、また神名式丹波國桑田郡に出雲神社名神大あり日本紀畧には出雲大神と書り、此國氷の上人氷香戶邊が兒に託言ありしも由ありてきこゆ、なほよく考べし、また按るに國造本紀に出雲國造瑞籬朝崇神天皇の御世以ニ天穗日命十一世孫宇迦都久怒一定ニ賜國造一とあれば

也とも注へるに依れるなり、さてたねといふ名義は田根にて田のもと、なるもの、由なるべし（稲實を田實と云ふにもおもひ合すべし）又神代紀に水田種子をタナツモノとよめるもタネツモノなるを稲船などのごとく連語にはネをナに轉し云ふ例の言なり、又天智紀（元年）に百濟に賜へる物の中に稲種三千斛とある稲種をタナシネとよめるタナも種なり、シネは其用ふるさまによりて稲にも米にも轉しいふ言なり（寛平熱田緣起に、稲種命といふ人名見えたり、此稲種も准らへてタナシネと唱べきにや、さて又夫木抄俊頼朝臣の歌に「秋苅しむろのをしれをおもひ出て春をたなゐに種をかしける」とよめるをしれは小稲なり、たなゐは種井なり、種をかすは上に論へる種を井水に漬す由なり、歌主は後世人なれど、おのづからみな古語のさまに合ひてきこゆ）然るに後世に草木の實の核をなべて種といふは稲實にいふ種より轉りたるなり、（ひとつ心をたれとしてなどいひ、父の血脈を子に受たるを誰の胤などいへるたぐひ、みな稲實の種より轉れるなり）また天武紀（十年八月）に所レ遣二多禰島一使人等貢二多禰國圖一、其國去レ京五千餘里、居二筑紫南海中一、其國粳稲常豐一殖兩收とあるも粳稲常豐云々と言へる趣によりて多禰國と稱へるなるべく（後世に種子島と書くこれなり）又出雲風土記飯石郡の下に多禰鄕者所レ造二天下一大神大穴持命與二須久奈比古命一巡二行天下一時稲種墮二此處一故云レ種、神龜三年改二字多禰一と云へるをもおもひ合すべし、さてこゝに眞種と云へる眞は稱言にてその眞種を甘美韓日狹の名の甘美といふに係て稱言におきて、徒に甘美と親しみて喚へる意ときこえたり（今の世にも親兄の子弟を召び、睦まじき友どち呼かはすにも、名を呼さす心ばえもおのづから似てきこゆ、さて又甘美韓日狹の名は、甘美乾飯と係たる稱言なり、此人の事を姓氏錄土師宿禰、凡河内忌寸等の譜に、天穗日命の孫に、可美乾飯根命、出雲風土記にもかく書るにても知るべし、又兄の飯入根といへるも飯に由れる名ときこえたり）さて又姓氏錄、中臣習宜朝臣の譜にみえたる味瓊杵田命を天孫本紀物部の系に味饒田命と書るがごとく、甘美を饒田の稲に係て稱へたる名なるべく、萬葉集に仙柘枝（ツミノエ）歌の左注に或云吉野人味稲與二柘枝仙媛一歌也この味稲を懷風藻の詩に美稲とも書るは甘美を稲に係て稱へたる由の名なるべしこれはた通はしておもひあはすべし○鏡押羽振は飯入根が己が魂を鏡に徙してゆら／＼と打振動して祭れと云へる意にて下の水泳御魂靜挂といへるに係て心得べし、さるは此託言の首に玉萋鎮石と云へるに合せおもふに飯入根が屍の玉萋の中に沈漬て波にゆられて在る狀を表して祭られむとの意なるべし（ある邊鄙にて人に殺されたる者の、怨魂を和鎮たる祠の祭事に、その殺されたる狀をまねびする處あり、と既に二所ばかりの事を聞たりき、うけばりたる事にはあらねど、ほのかにおもひあはさるゝ趣の無きにしもあらず）また萬葉集二卷（人麻呂が石見國より妻に別れて上り來る時の長歌）に、石見の海云々海邊を指て和多豆の荒磯の上にか、青なる玉

比古婆衣十五の卷

○崇神紀なる小兒の神託の詞

崇神紀に六十年七月癸酉(十四日)詔に太古武日照命(天菩比命の子)の天より將來(モチ)れる神寶を出雲大神宮に藏めたり、これを見ま欲(シ)と詔たまひて武諸隅を遣はしてめしたまふ、此時出雲振根神寶を主れりしが筑紫に行て家に在らず其弟飯入根皇命を奉り神寶を弟甘美韓日狹と子鸕濡渟とに附けて上る(因に云、類聚國史に、天長七年三月乙巳皇帝御大極殿、覽出雲國國造出雲臣豐持所獻五種神寶兼所出雜物、還宮授豐持從六位下、といふこと見えたり)後に振根還り來りて其由を聞て己が還を待ずして奉れる事を深く恨怒り年月を經れども懷止ず、飯入根を殺さむとおもひて或日甘美韓日狹を欺きて止屋淵(出雲國にあり)に萋多く生たるを見むとていざなひゆきて淵水淸冷なりとてすゝめ共に川浴して陸に上る處にて刀をもて弟飯入根を擊殺せり(此とき、時人の歌あり、此歌古事記には、倭建命の出雲建を誅したまへる時の歌とす、こは記紀いづれか誤なるべし、こゝに擧る傳はその歌にはかゝはらず、其歌の事にはおもふよしもあれど、こゝには論はず)こゝに甘美韓日狹、鸕濡渟等朝廷に參りて曲に訴奏ければ振根は誅されぬ、故出雲臣等(族なり)此事を畏て不レ祭ニ大神ニ而有間時、丹波氷上人氷香戸邊、皇太子活目尊の御許に參りて啓けらく(以上本文をめやすく擧記せり)己子有ニ小兒ー而自然言之、玉萋鎭石出雲人祭、眞種之甘美、鏡押羽振、甘美、御神底寶御寶主、山河之水泳御魂靜挂、甘美、御神底寶御寶主、この神託の詞は飯入根が靈神の小兒に託て弟甘美韓日狹を呼ていへる意の詞と通えたり○玉萋鎭石出雲人祭は飯入根が兄振根にいざなはれて止屋の淵に玉萋見にゆきて(書紀此段の訓注に萋此云毛とあり、又萬葉集に、珠藻苅麻須、玉藻苅手名、なほあり)川浴して振根に殺されてその淵の萋の中に沈漬(シヅキ)て在る由なり、其しづきを鎭石と云へるは延たる詞にて行をゆかし佩をはかしなどいふ例に同じくて詞の本は物の水に沈み漬てあるが見ゆる由にて萬葉集十九卷に底きよく之都久いしをも又十一卷に淡海海沈白玉などなほ多し同十八卷に海行者美都久屍とある美都久も水漬にておほかた同じほどの詞ときこえたるにおもひ合すべし、出雲人祭とは(出雲人をの意にて)則己が魂を祭れとほのかにいへるなり○眞種之甘美　眞種はまたねとよむべし、まづ此種といふはもと稻實を田に生し植るうへに云ふ言なり種字をたねとよみ來れるも字書に蓺也植也と注ひ又禾

たりけんといふ由は續紀に元正天皇の養老七年十月丁卯詔に、今年九月七日得ニ左京人紀朝臣家所レ獻白龜一、仍下ニ所司一勘ニ撿圖諜一奏稱、孝經援神契曰、天子孝則天龍降地龜出、熊氏瑞應圖曰、王者不レ偏不レ黨尊ニ用耆老一不レ失ニ故舊一德澤流洽則靈龜出、是知ニ天地靈貺國家大瑞一云々とありて翌年二月甲午聖武天皇受禪卽位の時の詔詞に先帝(元正)の詔の趣を詔給ふ大命に去年九月天地貺大瑞物顯來(理)云々、今神龜二字御世乃年名止定氐改ニ養老八年一爲ニ神龜元年一而、天日嗣高御座食國天下之業乎、吾子美麻斯王爾授賜讓賜止詔云々とあれば專白龜の瑞によりて改元し給へるなり(年號を改て御世を讓り給へるなり) 今推按ふるに此時は白龜と改給ひたりけるが再び議ありて其年の内に神龜と換へ給へるなるべし、そは唐六典に大瑞、上瑞、中瑞、下瑞と云へる品ある中にも白龜はあらず、大瑞に神龜といふあり、延喜の治部省式祥瑞の條にその種種の物を載られたるも同じ定なるを、そのかみにめぐらしおもふに白龜にては正しく大瑞に合へりといふ證もあらざるを諱てことさらなる改元とはなくてその證文に合へて神龜と換へられたるを(續後紀に承和十五年太宰府より白龜を獻りける時公卿の賀表に、孝經援神契云、王者德澤洽則神龜來、孝道行則地龜出、熊氏瑞應圖云、王者云云德澤流洽則靈龜出、後魏書云、冀州獻白龜云々之瑞、依據圖諜實合大瑞と奏せるを受たまひて嘉祥と改元し給へる由詔詞に見えたれど、白龜を大瑞と定たる證文を援たるには非ず) 史には其換へられたる上もて記されて詔詞をも改めて載せられたるものなるべし(三代格に載たる格文も、史には後に撰改て載られたる處これかみえ、また東大寺に藏たる古文書どもの中に在る、天平勝寶九歲三月廿五日中務卿宣命に、前の廿日の宣命の趣を宣なほしたまへるがごとき意みえたり、前の廿日の宣命は續紀に載られたれど、この廿五日のは載られず、故ありて除かれたるなるべし、これらの趣にも准へおもふべし、さて此後に、續紀に、光仁天皇卽位の時の詔に、肥後國人の二度白龜を獻れるを合大瑞と歡ばせ給ひて、寶龜と改元の事あれど、此は前の神龜の例によりてたゞ大瑞ととりなし給へるなるべし、さて此白龜を獻れる兩度の月日を詔詞に、初度は今年八月五日とあり、稱德天皇崩給へる翌日に當れり、次の度は同月十七日とあり、然ばかりほどもなき諒闇の中に出たるものを、大瑞に合へて歡給ひ、年號と定給ひたるは、事々しき禮のみちにはいとつきなき御言なるべし、さてまた年内に二度改元の例は、續紀に、聖武天皇の御世改天平廿一年四月丁未爲天平感寶元年とみえて、同年七月甲午天平勝寶と改元の事を記されたれど、後なるは孝謙天皇卽位によりて改給へるにて、ことさらなる改元なり)

そも〳〵から籍に皇國の事を記せるに誤れる事も謏說もいと多かる例ながら、中には斯方の書どもにはみえざる事の彼國籍にしも記し置るがありて、考の證とすべき事もまれ〳〵にはあるを、此年號の白龜も其たぐひなるべくやと意とまりてかくは考へたるなりけり

比古婆衣十四の巻終

人來貢二方物一云々、眞人好讀二經史一解レ屬レ文云々、開元始又遣使來朝、因請二儒士授一レ經、詔二四門助敎趙玄默一就二鴻臚寺一敎之、乃遺二玄默闊幅布一以爲二束脩之禮一、題云白龜元年調布、人亦疑三其僞二此題一云云、其偏使朝臣仲滿慕二中國之風一因不レ去改二姓名一爲二朝衡一云々と載たるを新唐書（宋歐陽修宋祁等撰、明文徵明が舊唐書の敍に、此書の事を論ひて曰、其事則增於前其文則省於舊といへり、前とは舊唐書をさしていへるなり）日本傳には長安元年其王文武立、改元曰二大寶一遣二朝臣眞人粟田一貢二方物一云々、眞人好レ學能屬レ文云々、文武死、子阿用立死（阿用は、元明天皇の御名の阿閇を誤れるなり）子聖武立、改元曰二白龜一開元初粟田復朝、請下從二諸儒一授上レ經、詔二四門助敎趙玄默一即二鴻臚寺一爲レ師、献二大幅布一爲レ贄云々といへり（貢方物など作るは、己國を主とせる文法にて、まことはたゞ大御使をつかはしたるなり）さてまづ舊唐書に長安三年朝臣眞人の渡唐の事を記せるは續紀を撿ふるに粟田朝臣眞人大寶二年五月の頃遣唐使にて船出してまかり渡りたる時の事にて、そは彼國の長安二年に當れゝど年明てその都には至りたるべければ三年に係て記せるなるべし（その三年は、皇朝の大寶三年にて其七月都に歸上れり）然るに舊唐書に開元始又遣使來朝といひ、新唐書にも粟田復朝と記せり、紀を撿るに粟田眞人再遣唐使に差されたる事なし靈龜二年に遣唐使多治比眞人縣守等に從ひて罷渡れる下道朝臣眞備、安倍朝臣仲麻呂、彼國に留學し眞備は天平七年に歸朝せり、舊唐書に其偏使朝臣仲滿云々不レ去といへるもまさしく此度に合へり（仲麻呂は彼國に留りて卒たり）靈龜二年は開元四年に當ればいはゆる開元始は決く此度の事なるを、縣守の骨（カバネ）の眞人なるを、前の粟田眞人の名にまがへて同人のごとくこゝろえ眞備の儒士に從ひて留學せる事をも其眞人といふに係て傳へ誤れるものなり、かくて其玄默に贄れる布に白龜元年調布と題せるは眞備留學の間上國の商船などの其年の調布を持渡りたるを得て贈れるなるべし（眞備在唐大凡二十年、その留學中神龜二年より歸朝の前年天平六年まで、十年の間の事に當れり、さて調布の事は、賦役令に曰、凡調絹絁布兩端具注國郡里戸主姓名年月日各以國印印之、學令に曰、凡學生云云初入學皆行束脩之禮於其師各布一端云々）しかるを人亦疑三其僞二此題一と云へるは其布の制の唐國の物とさしも異ならざりけるによりて竊に此國の布を得て眞備が本國の年號を題せるにかと疑ひたる由なり、さてその白龜の年號は新唐書に聖武立改元曰二白龜一とあるに符ひてきこゆるをもて相證してかくは論へるなり、さてその年號の神龜をはじめは白龜と定られ

病を治す術をクス丶といへること、天文の比醫竹田法眼の著せる脈初心抄に病狀をさだして云々なるはくすしがたしと三ところみえたり、これ古言にてそのかみ醫などは常云ひなれたる言にて醫心方の古本に醫所不能治とある文の醫字にクシテと假字をさしたるもクスシテと訓べき由を示せるなり常云ひならへる言の、字を省きても書るは古書に例多し、醫心方にも、窒にフサカテ、悪心にコヽクシキと、假字をさしたる類なほ多かり□年の印本の古文前集なる子膽が綠筠軒詩の訓に、人瘦尚可レ肥、俗士不レ可レ醫(クスシ)、又明曆三年の印本の僧龍舒が淨土文の訓に藥者只能醫レ病不レ能レ醫レ命とみえたるも古訓の存れるなり、これらによりて推考るにこはいはゆる佐行四段の活クスサン、クスシ、クス丶、クスセと活していふべき言なり

○クスリ藥は上にいはゆるクスシ、クス丶など云ふ佐行四段の活詞を良行四段にも話して佐行四段活のワタシ、サトシなどを、良行四段活に、ワタリ、サトリなどいふ格にクスラン、クスリ、クスル、クスレ、などいふかたの言より病をクス丶物を例の用言を體言に轉して、クスリとはいへるなるべし、前に吾友藤林誠之がもてる、古板本の文字訓の書をみたるに、療字をクスルとよめり、これ古言なるべく、めづらしくおぼえて、抄出て寫おきつれど、其書名を記おかでわすれてければ、さらにかの誠之に尋あはするに、其書名はやく書商に他書ととり易て、今はもたらず、書名も忘れにたりといへば、うけばりたる證にはいひがたし

○クスリシ、クスシ醫は同言なり、まづクスリシは佛足石に久須理師はつねのもあれどまらひとの今の久須理師たふとかりけり法華經に、佛爲醫王、遺經敎に、我如良醫、知病不說藥など云へるごとき意ときこゆとみえたり、藥をもて病を治すことをする者をいふ、師は土師、鑄物師などいふシにて其事を爲、其物を造りなどする者をいふ稱にて爲の意なり師字の義にはあらずまたクスシとも云ふは和名抄に說文云、醫治レ病工也、和名久須之、クスリシと同言にてクスリのりを略きていへるにて本草和名に、石斛の和名、須久奈比古乃久須禰と注し、一名以波久須利とみえたるをおもへば、久須禰の久須も、久須利の利を略きたるなるべし、又藥玉をクスタマともいへり土師をハジ、鑄物師をイモジといふと同例なり

○クス丶などのクスのス、清濁さだかならず佛足石歌・和名抄ともに字の清濁の別なしクスシ醫はクズシともいふ人あれど藥をクズリとはいはざればクス丶もクスシもスは清みていふ言と心得べし

○年號白龜

聖武天皇の御世の年號の神龜ははじめは白龜と定られたりけるを後に換られたりときこゆる事あり、其は舊唐書出自唐吳兢柳芳、五代劉昫爲今書倭傳に長安三年其大臣朝臣眞

相賣女子葛野眞咋女」と書る專もタクメにて、女子も對へたる自稱なるべし さて又抄の一本また畧本の校本に專を嫥と作き、また同本の一校本に專女と擧載てともに注にはなほ專と書るは世に專を太宇女に當て書ならへる上にてり字を加へても書き、また偏に添へて作り書く事もありけるにあはせて刀自を負と作く例のごとし 後人の私にものせるなるべし、そは狐をタウメともいふを長承元年の中右記に專女また嫥女と通はして書たまひ、百練抄にも專女と書き、新猿樂記にも伊賀嫥と書るなどをもて知るべし 源氏東屋の河海抄に、白狐を專女御前といふこと見え、また僞書ながら伊勢の外宮の古書どもにも專女と書り、但し說文に嫥壹也、一曰嫥、嫥卽專義と注せるは、音通によりて同義にも用ひたるめれど、皇國にてさるものどほき字を用ふべきにあらず、こはおのづから相似たるなり さて又その太宇女といふは大かた專字の義にて老女の家内事をもはらまかなふ者をいへる稱なるが、そのもはらの古語のタウメ 雅しくはタクメ といふかたの詞の義もて呼なれたるものなるべし、なほ件の條下今按の說を讀あぢはひて推知るべし、かくて女にたうめといへることの古書に見えたるは土佐日記におきな人ひとりたうめひとり云々、下文には淡路のたうめとありおきな人とならべいへる趣老女をいへりときこえたり本書を見て考知るべし 但しことのさまによりては、老女ならぬ女に相も轉しいへること、上に論へる刀自の例に似たることもありけむ、此稱、書どもに多く見あたらねば、こはたゞ准へて云へるなり 又狐をタウメといへる事中世より以下の書どもに見えたり 中右記、百練抄に見えたるは、因に上に引出たりき さるはかれが形勢を老女にたとへたるにてそはもと女童などのあらはに彼が名を呼ふ事を懼て呼ならへるなるべし、源氏物語東屋卷に辨尼が薫大將のために媒せむといへる詞に、近きほどに御ふみなど見せさせたまへかし、ふりはへさかしらめきて心しらひのやうにおもはれ侍らむも、いまさらにいがたうめにやつゝ、ましくてなむときこゆ、といへる趣をもおもひ合すべし 河海抄の件の詞の注に、伊賀伊勢にては白狐をたうめ御前といふ、はとしるされたり、尼が詞に、伊賀專女といへるは、狐の人をたぶらかす意を、おのれがうへになずらへて、さればみていへるおもむきなり、上にも引出たるがごとく、新猿樂記に、伊賀嫥といへり、しかいふ諺のありしなるべし、おもひ合すべし、このほか古書どもに、タウメを狐にかけていへること多かれど、こゝにはもらしつ、さてまた、おのれさきに、ある田舍の、狐を夜のおばさまといへるをきゝたる事ありき、たうめといへるこゝろに相似たり さてそのタウメの本語はタクメなるべき事上にいへるがごどし 古事記傳に、伊斯許理度賣命の名義を解れたる條に、和名抄に、今呼老女爲太宇女とあるは、この度賣の轉れるにはあらじかといはれたれど、太宇女の本語は太久女なるべく、さらでも古言は然は轉るまじき例なれば、從ひがたくおぼゆ、さはいへどこれも其言の義をいまだ考得ず

○病を久須々といふ言の論

メヨとあるはすなはち件の私記の訓を用ひたるものなり、さて其タウメは抄に今按專訓毛波良、專一之義也、太宇女者毛波良之古語也、と注されたるかごとし、但し紀中件の景行紀の外には神武紀に非ニ敢自專一者一、舒明紀に是遣詔也專誰人聆焉、また豈非四專タクメ此ところにはかく兩かたに訓り由ニ蘇我臣之輿一行佛法ニ應神紀に天皇遣ニ專タウメ使一以徵ニ髪長媛一、また分注に以ニ其父功一專ニ于任那一、繼體紀に筑紫以西汝制レ之專行ニ賞罰一、欽明紀に專擅ニ日本府政一、用明紀に誰得ニ恣情一專言ニ奉仁一、皇極紀に蘇我臣專擅ニ國政一、孝德紀に廼者我民貧絶專由レ營レ墓、天武紀に專捕ニ赤烏一者賜ニ爵五級一紀釋にも、この專をタクメと訓て、左傍にミツカラと注して、私記曰、專、又説美川加良と注せり、こゝにタクメとよめるは、私記の本訓なる事、おのづから知られたりなどみなタクメと訓てたゞ一ところ左傍にタウメとも注せるをおもふに本語はタクメなるを私記の上件の文にはそのかみ言便にクをなだらめてタウメとも言へるかたにつきて注せるなり、色葉字類抄にも專字の讀タウメと注せり、さてまた抄に專字の讀の證に專領の二字の讀を引合せて太宇女平佐女與と擧られたる領字の讀平佐女歟は贅にてかへりてまぎらはしきをよくも訂しあへられざりしなり、しかれば、此平佐女の訓には拘らずして、義を得べきなりさて此一條の注意を推考ふるに老女を太宇女と云ふ稱を載らるべきにその太宇女の訓に漢字を當たる例無く世俗に傍の字訓を借りて專字を用ひ來れるまゝに其專字を擧て一條に立られたるなり、其はこの抄の序中に若ニ本文未レ詳則直擧ニ辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記一、或擧ニ云々三代式等所レ用之假字一、水獸有ニ葦鹿之名一、山鳥有ニ稻負鳥之號一、野草之中女郎花、海苔之類於期菜等、是也云々、或復有下俗人知ニ其訛謬一不レ能ニ改易一者上、鮏訛爲レ鮭云々、用ニ云々等一是也、若レ此之類、注加ニ今按一、聊明ニ故老之説一、略述ニ閭巷之談一、總而謂レ之欲下近ニ於俗一便ニ於事一臨ニ忽忘一如上指レ掌、不レ欲下異レ名別レ號義深旨廣有上煩ニ于披覽一焉、と記されたる例の内と意得べし、さて注文に今呼ニ老女一爲ニ太宇女一故次ニ於負一耳とはこの太宇を、略本に專と作り、さては擧出せる專字の訓ざま、二かたにわたりてきこえがたければとらず、略本に繼と作り、こはいづれにてもあるべけれど、おとりてきこゆ上條に負をあげて今按俗人謂ニ老女一爲レ負云々と注されたるは老女の稱なるに太宇女といふもまた老女の稱なるをもて一條として並べ擧られたるが故に負に次て擧注せりといふ意ときこえたり上にも引出たる嘉祥四年の劵文の署名に、賣人專葛野飯負女」

ふに、とぬしとは云ふべくもおもはれず、また戸主の義ならむには、家刀自、家の刀自など、家といふことを添ふべきにはあらざるめれば、件の説は隨ひがたし、然はいへど、おのれもその義は按ひ得ず また御膳に仕奉る女官を刀自と稱ふもともより女は食饌の事を執行ふものなれば其職に長々しきを然呼ならへるなるべく類聚符宣抄に載たる弘仁八年六月廿三日の宣旨に有下稱二妃某姓色刀自一之辭上、自今以後宜三除レ姓只稱二妃色刀自一と見えたるは妃は御膳を直に仕奉るべき品なるをもて當時刀自といふ辭を加へて稱しなるべし 此度その姓を呼ことを除かしめたまへるは、親しく思ほしめせる御慮ばえなりしなるべし かくとりどりに呼なせる中よりまた轉りては己が女子にも呼ひ、また尊卑をいはず某刀自、某刀自女など名に連ね、また地名などに連ねても稱ひ、或は徒に刀自、刀自女などを名とせるもあり、またたゞ老女をあがまへても呼ひ 事情によりては女を卑しめてもいへり さらぬもともがらの中にて長しきをも稱へり、又まれまれには女神の御名に加へて某大刀自神、某刀自神などゝ申せるもありて 又物の號に呼へる事もきこえたり なほこまかにいはむには其玄なありてきこゆれど准へて知るべし かくいふを一わたり今の世のたべての人ごゝろには、然ては稱呼のしなきはやかならず、いとまぎらはしくみだりなるごときこゆめれど、古の風俗はよろづ大らかにしてこちたからず、うちいふ言も時宜に合せて、眞情のまゝにいへりときこえて、人どちの稱呼もきはやかならざれど、おのづから各々のほどにかなひてまぎれなく、いひしらず實ふかくきこゆるおもむきあり、故漢國のごとく一字に當てゝは、よくは當りがたきことわりなり、そは此刀自のみにはあらず、よろづの言も一むきに漢字に當りがたきが多かることを准へてしるべし、さて立かへりて猶いはゞ、この刀自などいふ稱こそ、今の世にいはぬ言なれば、まぎらはしくはきこゆなれ、幾美といふ言は、天皇を申奉るはさらにて、ほどほどにおのれおのれが仕はるゝ主にも稱ひ、時宜によりては父母をはじめ、上族にも兄弟姉妹妻子などにもいひ、又君とある人より臣にもいひ、又たゞに貴賤の男女に相かよはしてもいひ、或は遊女をさへにうちまかせてきみともいへり、おほよそ人倫の間に事情のさまによりて、幾美といはざるはなきがごとくなれど、いさゝかもまぎれあることなく、この外にもさるこゝろざまにいへる稱呼おほかるに、今の俗稱にもさる言ひざま、はたすくなからぬを准へおもひめぐらして、古人の實ふかき意詞をあぢはひさとるべきなり、漢國にしても、もてつけたる禮義の上こそはあれ、まことはおほかたこゝに論へるがごとき意ざまなりとぞきこえたる、そはとまれかくまれ

また貟の次の條に、專、日本紀私記云 私記の二字、印本諸本脱たり、今一本と天文本に依り、またなべての例によりて加ふ 專領二字讀 太宇女乎佐女與、與字寳生院本に依りて補ふ 今按、專訓毛波良 專一之義也、太宇女(タウメ)者、毛波良(モハラ)之古語也、今呼二老女一爲二太宇女一、故次二於貟一耳

こは書紀景行天皇卷に五十六年秋八月、詔二御諸別王一曰、汝父彥狹島王、不レ得レ向二任所一而早薨、故汝專二領東國一、是以御諸別王、承二天皇命一、且欲レ成二父業一則行治レ之、早得二善政一云々と記されたるその專領の二字の訓にて今の印本の古訓にもタウメヲサ

と書るがあり、かく本文には飯刀自と書き四至の下と署名には飯𦣝とも書るは刀自の二字を合せ作るにていま麻呂を麿とも作くと同例の書ざまなり、さてしか麿と作くもいと古き事にて東大寺に藏る古佛經などの飜紙の背面に遺れる大寶天平の年間の公文に麿また麿など作るが見えまた戸主を戸と作るもをり〳〵見えたり、又東寺古文書の中に承和十年延喜九年の劵文にも戸主を戸〈其世ごろの假字文書には、へぬしと書り、その唱の證とすべし〉戸口を戸と作るも見えたりこれらも同例の古の一つの書ざまにて此ほかにもなほ例あり、但し刀自の二字を合せたらむには𦣝と書べきを自字の斜畫を省きて𦣝とも作るはもとよりことそぎたるわざなればおのづから然は書ならへるなり〈おのれさきに若狹國にて得たる、其國内の神名帳の古本の寫に、國津大𦣝明神と書て、クンツオホトジと片假字をもさしたり此𦣝は戸自を合せたるにてかくも作きならへるなり〉さてまた抄に刀自を老女の稱として𦣝字を當られたるはもとより古訓に據られたるものにしておほかたはかなひたれど能くは當りがたき由あるを一わたり辨ふべし、さるは古書どもを合せ考ふるに刀自はもともはら家内の事とる長しき婦(オトナ)を呼ふ稱ときこえたり、さて其稱の古きものに見えたるは

河内國西琳寺舊記に載たる船氏墓誌銅牌銘に安理故能刀自〈此墓誌、天智天皇七年のものなる由文中に見ゆ、さて其文は、惟船氏故王後首者、是船氏中祖王智仁首兒、那沛故首之子也云々、共婦安理故能刀自同墓、其大兄刀羅古首之墓並作墓也云々とあり、今按るに、男子に某首といひ、婦に某能刀自といへるは、ともに子孫より云ふ尊稱なり、當時の稱呼のさま推して知るべし、但し件の文に安理故能刀自、とことさらに能字を加へて書き、此ほかにも古書に、某能刀自と書るがあるをおもへば、いにしへは某能刀自と稱へる例なりけむとおもはるれど、かたへの名どもを考ふるに、必しも然のみはあらで、其名の唱へがらにてひとむきに定まれるごとくにはあらざりしなるべし〉允恭紀に戸母の訓注に覩自(トジ)と見え〈此事二年紀に、忍坂大中姫いまだ皇后に立たまはざりつるさきに、隨母在家、獨遊苑中時、闘雞國造從傍徑行乘馬而莅籬謂皇后嘲之曰、能作園乎汝者也、且曰壓手戸母、其蘭一莖焉、皇后則採一根蘭、與於乘馬者因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蠛也、時皇后結之意裏乘馬者辭无禮、卽謂之曰首也、余不忘云々とあり、國造が戸母と呼へるに對へて、首也とのたまへるなり、なほ本文を見て事情あぢはひ知るべし、また船氏の墓誌の文の戸母と首の稱と、互に併考ふべし〉萬葉集六卷の歌に、妣刀自(ハヽトジ)〈此歌父公爾吾者眞名子叙、妣刀自爾吾者愛兒叙云々とよめり、父ぎみ母とじと對へたる詞なり〉また家刀自〈天平勝寶四年僧惠行が書寫せる報恩經の跋文に、右以長門國司日置山守家刀自三首那、爲父母敬寫奉如件、上野國山名村なる神龜三年に、三家兒等が建たる碑に、爲七世父母現在父母現在侍家刀自、他田君日頭刀自、ムム如是智識結而天地誓願仕奉石文など書り、源氏物語に、いへとうじと云へるも、家刀自を延ていへるなり〉靈異記に家室の訓注に伊戸乃止之(イヘノトジ)、遊仙窟の文の主人母を古訓にイヘトジとよめるなどこれなり〈或說に、刀自は、戸主の約れるなりといへれど、上にも注せるごとく、古文書に、戸主を假字にへぬしと書るが見えたるに准へ

また漢書注に爲レ負の下に耳字あるを抄の諸本みな脱たり是をも補ふべし古語云より漢書云々注引之といへるまでの文意は、漢書に見えたる武負が名の事を、顔師古が注に、劉向が列女傳に載たる曲沃負が名を證として、此則古語謂老母爲負耳、と云へるを引かれたる由なり、文調はずして、いとまぎらはしき注されざまなり、さて別本には、漢書以下爲目歟まで二十九字無し、上文に列女傳云、古語謂云々とあるは列女傳の文にはあらず、漢書の注なれば、いかにしても其由を云る文なくては通えず、はやく寫漏せるものなり　さてその負字の漢國の古書に見えたるは史記の陳平が世家に富人有二張負一とある注に索隱曰、按負是婦人老宿之稱、猶二武負之類一也、然此張負、既稱二富人一、或恐是丈夫耳、と見えまた周勃が世家に許負と云ふ者の事を注に索隱曰、應劭云、負河内温人老嫗也、姚氏按楚漢春秋、高祖封レ負爲二鳴雌亭侯一是知三婦人亦有二封邑一など見えたり　此許負がうへに准ふれば、富人張負といへるも婦人には非じとも説ひがたかるべくや、さて又正字通に、負娼婦通用の字なる由を注せるは、一説にて、件の説どもとは異なり　なほあるべしまた皇國の古書に用ひたるは、萬葉集十六巻所聞多禰乃云長歌に、目豆兒乃負云々、身女こゝに豆の假字脱たるなるべし兒乃負、負女、神主稲負女など書り、これらの負みな刀自と訓むべし、又三川國内神明名帳に西堂賁天神、東堂賁天神と書るが見ゆこの賁は大負を合字に作るなり但し一本には貧と作り、それも例ある書ざまなり、然作く由は下に云ふべし　さて抄の文に今按俗人謂老女爲レ召、字從レ目也、今訛以レ貝爲レ目歟と注されたる義は俗に老女を度之と謂ふをいま字に目に從て召と書くは訛なるべし正しくは貝に從て負と書べきことわりなりといはれたるなり、但し爲目の目字印本諸本ともに自と書り一本に目とあるに隨ふべし自字にてはさらに通えざる文なり　さて件の俗用二刀自二字一者訛也の九字印本一本にも脱たり今異本によりて補ふ此文の意は今俗に負を訛りて召と書だにあるをその召字を裂て刀自の二字に書くは又そのうへの訛なりといはれたるなり、然れども件の按に召を負の誤なりとせられたるはあまりに負字になづみて考のおよばれざりしものなり、さるは刀自はもとより假字書にて古書どもに數しらず見え又召と書るは其刀自の二字を合せたる古の書樣なり東寺に藏る古文書どもの中に嘉祥四年二月廿七日山城國葛野郡高田郷長が解の賣二買家地一立劵文に合地貳佰歩云々、四至限、東葛野飯召女地云々、「右得二左京三條一坊戸主葛野宮繼戸口同姓飯刀自女款狀一云ク云々、仍勒二沽買一云々、「賣人專(タクメ)葛野飯召女」相賣女子葛野眞咋女」

信近云、新羅眞徳女主勝曼ノ年號ニ太和ノ年號アリト、穂井田忠友イヘリ、猶糺シテ本書改ムベキ由記シオカレタリ、今朝鮮史畧ヲ見ルニ、新羅主始改ニ元太和一後行ニ永徽年號一トアリテ、唐太宗ノ貞觀年間ニアタレリ、永徽ハ唐ノ高宗ノ年號ニテ、後ニ永徽ノ年號ヲ用ヒシ也、然レバ太和ハヤハリ新羅ノ年號ナリ、マタ菁州ヲ康州ト改メタルハ、其後景徳王ノ代ニテ、唐ノ玄宗ノ代天寶年中也、サレバ康州ト改メザル以前ニテ菁州トアルモ時代合ヘリ、天寶ハ十五年ニテ至徳ト改元ユヱ、資治通鑑ニ記セルト合ヘリ、注ニ記サレタル如ク、承和ノ牒狀ニ菁州トカケルハ、康州ト改メタル後本名復シタルニテモアルベシ、又新羅眞興王ノ代梁ノ元帝承聖年間、新羅王舍ニ新宮一爲ニ皇龍寺一鑄ニ丈六佛一トアリ然レバ考説ノゴトクイヨ〳〵朝鮮ノモノナル事決ナシ」

○貟專考

和名類聚抄人倫部老幼類に、貟 俗作刀自 劉向列女傳云、古語謂ニ老母一爲レ貟耳、漢書王媼武貟注引レ之、今按俗人謂ニ老女一爲レ貟、字從レ目也、今訛以レ貝爲レ目歟 今按和名度之、俗用刀自二字者訛也

貟は漢國の字書どもを考るに正しくは負と書べき字樣と見えたれど彼國にて書るなべての書どもには多く貟と書き皇國にしてもなべて然書來れり 故今も然書けり さて此注の劉向列女傳云とあるより引之までの文いとまぎらはしき注されざまなるがうへに本ども互に誤寫脱字さへありて意得がたきを今まづ印本を主として異本どもをもて校訂し又たちかへりて其引書に據りて正し辨ふべし、さて件の文は漢書高祖本紀にその高祖が事を云へる文に常從ニ王媼武貟一貰レ酒、時飲醉臥 件の文は史記の高祖本紀を採れるなり とある注に如淳曰武姓也、俗謂ニ老大母一爲ニ阿貟一、師古曰劉向列女傳云、魏曲沃貟者、魏大夫如耳之母也、此則古語謂ニ老母一爲レ貟耳、王溫王家之媼也、武貟武家之母也、貰賒也とあるを引れたるなり然るを今現在る抄の本どもに漢書五娼武貟位引之、と書る五娼は王媼の誤寫、位は注字の誤寫にて抄の原本には漢書王媼武貟注引レ之と注されたりけむ事決ければ訂正し改むべし、また古語の下異本二部に謂字あり松永貞徳の歌林樸樕に引たるも同じ漢書の注にも合へれば補ふべし、

在りてつねに潮氣のかをりにあひて年經たるがゆゑにいたく鏽て銘は陽文ながらよのつねのごとく墨もて搨うつしがたし、故料紙を水にてよく打こみ置て乾きて後剝ぎとりて字痕をたづねてよく本字に見合せてまめやかに墨もて塡たりといふを前に敦賀人より得て寫しおけるを今この事書志るすにあはせておもしろくおぼゆるかたあればさすがに紛れ失せなむことのあたらしくてちなみにこゝに寫し添へ、又此ごろ其鐘の圖かきたるをも得たるをこれをもともにかきそへつ

鐘全圖

高自懸頭三尺八寸許、廻六尺九寸五分許、懸頭獸形面有一孔、身上方四面有乳起、數各九、合三十六

鐘銘拓本

太和七年三月　日菁州蓮池寺
鐘成内節傳合入金七百十三廷
古金四百九十八廷加八金百十廷
成典和上　惠門法師　緣忝懇法師
上坐　則忠法師　都乃法昧法師
鄉村主　三長及手　朱雀吠柔
作報舍　宝清軍師　龍碎軍師
史六、（錆厚クラ字ノ有无慥ナラス）三忠舍知　行道舍知
成博士　安海哀大舍　哀忍大舍
節州抗　皇龍寺　覺明和上
畢

〔近年舶來ノ紀元編ニ、朝鮮史畧ヲ引テ、新羅眞徳女主勝曼ノ年號ニ太和トアリテ、唐貞觀十九年トアリ〕巳上穗井田忠友勘出也、予史畧ニテ見オトシタルカ、本書吟味シテ書改ベシ、天保十五年正六

萬比咩神社にて神功皇后を稱へ祭れりといへり、此社地にいと古き鐘ありて銘に太和七年三月日菁州蓮池寺鏡成云々とあり太和は唐の文宗が年號にてわが皇朝仁明天皇の御世に當れり、もろこしの鐘のいかなる由にて此所にあるにかといぶかしかりつるに延享のころ若狹の儒士稻葉正義が此鐘の記を見るに常宮の社僧の傳記なりとて慶長二年丁酉春二月二十九日刑部少輔大谷吉隆承二關白豐臣公之命一以納二于此靈社一と記せり吉隆そのかみ敦賀を領れり又云く蓋所二傳聞一者、文武皇帝大寶三年癸卯、造二立神宮一以祭二神功皇后之靈一禁二防北狄一、鎭二護北海一、故其後異域之兵船浮二來此北津一、已畏二此神之威德一而退去也、是以豐臣公討二三韓一之日、得二異域之鐘一納二于茲宮一良有レ以也といへり（但し異域兵船浮來此北津と云へるは、土俗の說に、古蒙古の寇船此津に來りける時、氣比神の靈驗ありて、敗歸れりといへるしどけなき說玄なるによれるなり、此事正しき書どもには見えたることなし）かれば此鐘唐人の持渡れるものにはあらでもと朝鮮のものなりけり、さて其鐘銘に太和七年に成れる由誌せるは其國の例として唐の世の太和の年號を用ひたるなり、菁州は續後紀承和三年十二月丁酉の條に載られたる新羅國より奉れる牒狀に菁州と書るに當れり（資治通鑑に、陳の世至德二年、新羅さらに九州を置て、菁州を康州と改たる由記したれど、この承和三年は、唐の太和九年を開成と改たる年にあたりて、至德二年より二百四十年あまり後のその國の牒狀に、菁州と書たれば、通鑑に康州と改たる由記せるは合はず、但し其康州と改たる後、本名に復して、又菁州と改たるにてもあるべし）朝鮮史略に菁州卽今北青と注へるはこの菁州の事なるべし、今其國圖を檢るに北青府は永安道に在り慶尙道釜山浦の西南に當りて同じ北の海邊に沿ひたる地にて舊の新羅の部內とみえたればよく合へり、かくて其鐘を秀吉公の此神社に獻られたる由は加藤清正記、鍋島家記、鎭西要略を併考ふるに秀吉公朝鮮征の度、文祿元年七月清正主北道の青州にて敵軍に遇ひ大に戰捷てその將留東司を虜り進て兀良哈まで討入り旋るさにも又青州を通りて、もと松前人後藤某がさきに此地に漂着て住つきて在けるを召びて次郎と名つけて譯者とせるがいはくこの青州よりいとよく天晴たる時は未申の方に當りて皇國の富士山みゆと語りたりし由みえたり、此とき清正主、勝のすさびに此鐘を取來りて秀吉公に覽せまゐらせ慰め奉らむとて內地に渡して奉りしを秀吉公玄かぐの御意ざしにて吉隆におふせて常宮に獻られたりしものなるべし、さて彼鐘もとより舊きものなるがうへに海邊に

無禮の罪ありて客館に置れず直に放還されたりときこゆ丹後は若狹に隣りて越前とも同じ北の海に沿へる國なり、これらを除ては國史どもに見えざれど其來着たる地の事をば記されざりしにもやあらむこれらもおもひ合すべし若狹の遠敷郡泊山の外面の海中に、唐船島といへる高峻き巖島あり、むかし唐船の來りて船繫せし島なりといひ傳へたり、又同國にて記傳へたる若狹國守護職次第といふ書に、應永十五年六月、南蕃の船小濱津に來り、黑象、山鳥、孔雀、鸚鵡等を將軍義持公に奉り、同十五年六月にも又來れる由くはしく記せり、これらは足利家政申の時にて、御世のさま古とは異なりしなり、因に云、秀吉公朝鮮伐の時、戎人らが賊を載來れる船、小濱津に著たる由にてその送狀を小濱の商人の家に持傳へたるがあり、こは難風にあひて漂着たりしなるべしさてまた今敦賀津に唐人橋といへる橋あり、山城の東寺のわたり鴻臚館の舊址なりといふ處の南の方にも唐橋町といふ處あり唐人橋といへるも江相公の詩題に松原の蕃客館に係て鴻臚南門といへるにも似かよひたる名にて由ありてきこゆるを旁の證とはすべきなり上に云へるほかに、はやく北海に外國船の參來りし事は、崇神天皇の御世、意富加羅國王の子、都怒我阿羅斯等、はじめ穴門に來りけるが、故ありて北海より廻りて、笥比浦に着きたりし事、垂仁紀の一說に見えたり、こは今の敦賀津に當れり又敦賀津より櫛川の松原に入る口の傍なる今濱村に正法寺といふ古寺の在るに古の鴻臚館の物なりしと云傳へたるからめきたる古き紙障子四枚三枚は損れてありと聞て敦賀人に誂へて其圖をみるにかくのごとし

竪六尺許橫三尺許用材厚太

土人の一説にこの障子は天正の頃大谷吉隆が營れる敦賀城の居宅の具なり、慶長五年吉隆滅亡て城を破却せる時家材を壞取たるものなりとて今も坊家の用材に存れるが在ると同じ類の物なりといへり、然らば此障子もと松原館の廢物にて存りたるを城營るとき取用ひたりしをその城破却の時正法寺の物とせるから然二かたに語り傳へたるものなるべし

○附て云、かの松原より北に續きたる海邊沓浦といふ地に常宮といへる神社あり式に載られたる天八百

邊より古の靺鞨あたりを倂せたる北の國なれば海路の便にまかせて多く北海の國々に參渡り來れるが故にかた〴〵然る時のために都に近き敦賀津の松原に客舘を儲置れたりしものなるべし、はやく欽明紀に高麗國の使の漂ひて越國に着けるを山城國相樂郡に舘を起て、轉置れたる事見え、また續紀に天平寶字二年九月小野朝臣田守等至レ自二渤海一渤海大使云々楊景慶已下廿三人隨二田守一來朝、便於二越前國一安置とみえ其處より奈良都に召上て翌年二月暇たびて單使を差て送還さしめたまへる事みえたり此時も越前より發船せるなるべし、また天平寶字六年十月朔、正六位上伊吉連益麻呂等至レ自二渤海一、其國使云云王信福已下二十三人、相隨來朝、於二越前國加賀郡一安置供給とみえ明年二月歸らしめ給へり、又寶龜四年六月丙辰能登國言、渤海國使烏須弗等、乘二船一艘一來二着部下一、差レ使勘問云々、戊午遣レ使宣二告渤海使烏須弗一曰云々、又渤海使取二此道一來朝者承前禁斷、自今以後宜下依二舊例一從二筑紫道一來朝上とも見えたり北海路を來る事は既に禁斷給ひたりし由なるに便に任せて北國に參渡り來れる趣なり、この後海路の便につけて愁訴たることのありてさらに御許のありけるにか、この後延暦廿三年六月甲午勅に比年渤海國使來着多在二能登國一、停宿之處不レ可二疎陋一、宜三早造二客院一と類聚國史に見え、また弘仁十四年十一月壬申加賀國言三上渤海國入覲使一百一十人到着狀一、天長元年二月壬午詔に天皇我詔旨良麻止宣大命乎、渤海國乃使等云々、此般波見賜比治不レ賜奴云々、便風遠待天本國爾退還止云々宣、四月丙申覽二越前國所レ進渤海國信物幷大使貞泰等別貢物一云々一と日本紀略にみえ、續後紀に嘉祥元年十二月渤海國使能登國に參渡來れるを翌年四月京に召上て鴻臚舘に置れたること見え、三代實錄に元慶七年十二月渤海國使加賀國に著岸せるをこれも翌年四月召上て鴻臚舘に置れたること見えたりこれらはいまだ松原舘を置れざりし時なるべし、また紀畧に延長七年二月渤海國入朝使英諸大夫裴璆、着二丹後國竹野郡大津濱一、今年二月進二怠狀一、扶桑畧記に延長八年四月朔日、唐客稱二東丹國使一着二丹後國一云々、須レ進二過狀一仰二下丹後國一とみえたり、唐客とはそのかみの俗稱にてまことは渤海國使なりき、さて此兩度は

此事百練抄にもみえたり　二年閏七月十九日、唐人獻二鵝羊一、九月六日定二大宋國商客朱仁聰事一、また十一月八日、下二法家一令レ勘二大宋國商客朱仁聰罪名一　百練抄に、此罪名云々の事を十一日の條に載せて、裡書に小右記云、若狹守兼隆爲大宋國客仁聰等被凌礫云々、然者依此事被勘罪名歟、年紀相違歟といへり、小右記に此事永延三年の下にみえたればかくいへるにて、其疑然ることなり、されどなほよく考るに、永延三年は、この長德元年より六年の前なるが、其度朱仁聰が船若狹に着て、國守を凌礫したる事のありしを記されたるにて、其が放還されて再この長德元年にも來りしを、紀略に記せるものなるべし　三年九月八日、返二給去年唐人所レ獻鵞羊一　此後の事紀略に見えず、仁聰なほも無禮ことありて此度も放還されたりしなるべし　と見えたる度も松原館に移されたるなるべきこと推て知るべし、又扶桑集に江相公の詩題に奉レ和下裴使主到二松原一後、讀二予鴻臚南門臨別口號一、追見二答和之什一、また渤海裴大使、到二越州一後見レ寄二長句一、欣感之至、押以二本韻一とみえたるも渤海使を松原館に置れたる時の事なりしなるべし　但し此は何時のときなりけむ、いまだ書どもに考あたらず、江相公は大江匡衡の稱なり、此ぬしの齡を考るに、天元四年三十歳、長和元年六十一歳にて卒られたり、おほかた其間の事なりしなるべし　又本朝無題詩に遊二長州臨海館一藤原通憲云々、於二長門壇一逗留重賦二六韻一、釋蓮禪落帆停レ棹暫客與、臨海館長門館名也邊望渺焉云々とみえたる臨海館も和名抄には臨海樓と載られたるに合ひてこれも蕃客の館なるべきはたおもひ合すべし　櫛川なる松林も海濱にて山海の眺望怜ければ霧景とも稱へつべき處なり　又雜式に見えたる松原客館を氣比神宮司に檢校せさせ給ふ事は此國の府は丹生郡に在りて客館の在所と遙に隔りたりけるが敦賀の氣比神宮は大社にて宮司をも置れたりけるが此社松原に近くて便よろしき故なるべし、なほおもふに式に氣比神社七座と載られたるを社傳に其御名どもを申せる中に混らはしくきこゆるもあれど仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三柱坐まし、又建内宿禰をも祭れる事は混ひあるまじくきこゆるにつきて仲哀紀にみえたる故事を考るに皇后氣比の行宮より御船發して仲哀天皇に長門に參り逢給ひ天皇崩給ひて後神誨によりて幸して韓國を征伐ことむけ給ひ其時應神天皇は胎中に坐まし武内宿禰は御供に仕奉られたるなどおもひ合すれば此神宮の司に蕃客館を檢校せさせたまへるはかた〴〵因緣ありてきこゆ、さて氣比神宮司は續紀に寶龜七年九月始置二越前國氣比神宮司一とみえ符宣抄なる天曆四年の官符には氣比大神宮司とみえたり、さてまた此越前わたりは北海なれば西蕃國々より指して參渡來べき船路にはあらざれどともすれば漂流來り又渤海は舊の高麗國の北

どもにはみあたらず其地の眺望によりて霽景樓と號たるにか、または蕃客の興したる詩句などによりて號たるにてもあるべし（此號たらむ趣は下にいふべし）さてその樓の在けむ處は今敦賀津に接續たる櫛川村に屬る海濱に櫛川の松原（マツバラ）と呼び、たゞに松原ともいひて二百四五十丈に七百丈ばかりの松原あり（敦賀津より西北松原の口におよぶまで十町許）このわたり延喜の兵部式に載られたる越前國松原驛にて（續日本紀、天平神護二年二月甲子の下に、宜令募運近江國近郡稻穀五萬斛貯納於松原倉、とみえたるもこの地なるべし）雜式に、凡越前國松原客館、令下二氣比神宮司一檢校上とみえたるはその松原驛に蕃客のために館を儲置れ其館の樓を霽景樓と稱へりしなるべし其證は扶桑略記に延喜御記を引て延喜十九年十一月十八日大納言藤原朝臣、令下尹文奏中自二若狹守尹衡許一告來渤海客徒來着之由上、一日客徒牒狀云、當二丹生浦海中一浮居云々、而無二着岸一之由云々、廿五日右大臣奏乙渤海客事所二定行一事、可下遷二若狹一安中置越前上（丹生浦は、三方郡の北の山に沿たる海邊の港にて、山の岬の海を回れば直に敦賀津に向へり）及可レ令レ入レ京事甲云々、十二月廿四日右大臣、令下二邦基朝臣一奏中若狹國申遷二送越前國松原驛館一客徒一百五人、幷隨身雜物等解文上、客狀中云、選二送松原驛館一而閉二封門戶一、行事官人等無レ人、況敷設薪炭更無二儲備一者、仰宜下令三切責二越前國一急令中安置供給上者云々、廿年庚辰二月廿二日、遣二官使於越前國一、賜二渤海客時服一（朝野群載に載たる是日の右辨官符に、下近江國、右衞門府生正六位上國造恒世云々、爲賜渤海客舍時服、差使者依知秦興相今日發遣於越前國云々、差件人等至宍太驛家令勤護送云云）七月八日唐客可レ入レ京云々（渤海人の事なり）六月廿八日（此時の事）仰、遁留渤海人等、准二大同五年例一越前國安置（なほ彼此と件の日次の中に見えたり、さて件の大同五年例とみえたるは、日本紀略に、大同五年五月庚申、渤海使首領高多佛、脫身留越前國、安置越中國給食云云と見えたる度の事に當れり）と見えたる松原驛館なるべき事決し（雜式に、松原客館とみえたるこれにて、其館驛內にありし事、此文にて知られたり）これより前に日本紀略に弘仁十四年十一月壬申、加賀國言二上渤海國入覲使一百一人到着之狀一、翌る天長元年四月丙申、覽二越前國所レ進渤海國信物、並大使貞泰等別貢物一、又契丹大猲二口、𤡬子二口在前進之（此度の事、日本後紀今缺て傳はらず、紀略には、後紀の文を略きて記せるものなり）と見えたるも渤海使船はじめ加賀國に着たりけるを越前國松原館に移らしめ此處より信物を獻らしめられたりしなるべきこと准て知るべし（五月戊辰、此使人を退還らしめ給へる詔詞も、紀略に見えたり）又日本紀畧に長德元年九月六日、若狹國言上、唐人（下文に大宋國商客といへるこれなり）七十四人、到二着當國一可レ移二越前國一之由有二其定一

和名抄居宅類に（中西本又古本二部に據る）觀釋名云（音貫嵯峨在栖霞觀）於上觀望也と記され三善爲康朝臣の後拾遺往生傳なる清和天皇の御傳に讓位後の御事に係て元慶四年七月廿二日自二水尾一遷二幸嵯峨栖霞觀一（朝野群載に、兼明親王の嵯峨の山亭起請の文に、東棲霞觀、西雄藏山云々）ともみえたるこれにて洞淸樓は此觀に屬たる樓なり次に文珠樓を在二天台山一と云へるは天台山は比叡山の別稱にて日本紀略そのほかの書どもにも見えたり、文珠樓のことは紀略に康保三年十月廿八日夜、天台山總持院、講堂、鐘樓、文珠樓、四王院、延命院、常行堂、僧房卅宇有レ火とみえ後拾遺往生傳の僧正良源傳に比叡山の事をいへる文の中に山上文珠樓者慈覺大師之建立也、文珠所レ乘師子足下之土者、五臺山文珠所レ乘師子之跡土也、而高樓已燒灰燼多積、和尚移二文珠樓之跡一云々と記せるこれにて康保三年に其樓は燒亡たりしなり、さて件の樓は慈覺が建立たるものながら殊なる勅願の趣ありて修理などせさせ給へる事のありて公家ざまの書にもみえたるによりて諸樓の中に加へて記せるもの、ありけるをとりて載られたるものなるべし、又臨海樓を在二長門國一と記されたるは本朝無題詩にも藤原通憲朝臣の遊二長州臨海館一詩あり（詩句は下に擧べし）かく外國の三樓の次に霽景樓を載て在二越前國一と記されたるは事符ひてきこゆるがうへに下にいふごとく其證どものあるにあはせて然書る武谷本は舊本のまゝに寫傳へたるにて其外の本どもはやくより寫し脫せるかたの傳はれるにぞあるべき、但し宮中に霽景樓といふがあるに外國の驛館にも同じ名號のありけむことといかにぞやとおもはるれど和名抄に豐樂殿（豐樂院正殿名也）本名二乾臨閣一後以二乾臨閣一爲二神泉苑正殿名一之時、以二豐樂一爲二此殿名一耳とみえたるを拾芥抄に、豐樂殿、匡遠本云、豐樂院正殿元名二乾臨閣一、而與二神泉苑一同名也、仍改レ之謂二之中臺一（一本に西臺）といへることみえまた宮中に栖霞樓といふがあるに、上にいへるごとく嵯峨に栖霞觀といふがありしなど准へおもはるゝがうへにこは外國の越前なる驛館に蕃客のために儲置れたる樓なるべければ國守などの意にて宮中なる樓名にこゝろつかで（史書どもをよみ考ふるに、延暦十三年十月遷都ありて、明十四年閏七月、大風にて大内裏の官舍破れたるを始にて、たびたび門樓官舍の破倒などせる事見えて、門樓などの中には再修せられざるもありしにやときこえ、又その破壞の所々を記し漏されたりけむとおもはるゝもあれば、宮中なる霽景樓も壞れなどせるを、再修せられざりつるから、おのづから其名を遺忘たるにてもあるべし、さてこの霽景樓、栖霞樓など、宮城の製を記せるもの、外に、史書

り、おのれ年ごろ此書の異本を得るごとに校寫せる本どもを數ふるに鈴屋翁、荒木田久老神主、堤朝風の校本、內山眞多豆が校合の注本、そのほか異本十八本におよべり又いさゝか考證とすべきことゞもを何くれと書入おきつればよく校へ訂したらむにはおほかた善本となりぬべくおもはるれどいまだえはたさで年老ぬ、されどこれかれの人々にも借し寫させたれば、今ゆくさきそれかたへの助となりてつひには善本のいでくるよもありぬべくやとあひなだのみにおもはれてなむ

天保十三年七月十八日　　信友

○霽景樓

和名抄居宅類の樓條に辨色立成云、樓（和名太加止乃）一云（和名）呂蒼龍樓（在龍尾道東）白虎樓（在龍尾道西）棲鳳樓（在應天門東）翔鸞樓（在應天門西）棲霞樓（在豐樂殿西北）洞淸樓（在西霞觀）文珠樓（在天台山）臨海樓（在長門國）と記し次に霽景樓と連ね記してこの一樓のみ其在所を註さず（但し諸本樓の條首に、施藥樓、崇親樓、造紙樓、乳牛樓、悲田樓を載たるは錯訛れるにて、伊勢國山田人中西氏の藏る古寫本の中の一本に、件の五樓を某々院と書て、上なる院の條に載たるが正しければ、いま其本に據る）然るに若狹人板屋市助といふが記しおける書に一年但馬へ城崎に溫泉浴行ける時武谷某がもてる和名抄の古寫本を見たるに霽景樓の下に在㆓越前國㆒と注せり、然れば其霽景樓の在し地は今越前敦賀郡なる櫛川松原にて扶桑略記に見えたる渤海の客を置きたる越前の松原驛館これなるべしといへるはまことにいはれたる考なり、然るに其考說疎漏にしてつくさゞること多かれば今その說にもとづきてさらに考ふるに霽景樓と稱へるは大內裏の樓號にありて拾芥抄宮城部に栖霞樓左豐樂殿東北二閣五間、霽景樓右同殿西北二閣五間と見え（三善爲康朝臣の掌中曆にも如此みえたり）同書豐樂殿指圖にも其ごとくに見えたれば（此指圖印本どもに脫たりこは古本に依る）霽景樓を在㆓越前國㆒と記さるべきにあらずと一わたりにてはたれも然おもふべきことわりながらなほつら〳〵考ふるにまづ此和名抄の居宅類の下に載られたる殿舍堂院樓房坊などの名號は在が中より僅ばかり拔出たるにて其名號どもを悉擧たるにはあらず、此樓の條なるも僅に九樓の名號を載られたるに蒼龍より栖霞までの五樓は宮城の樓にて次に洞淸より霽景までの四樓は外國なるを連ね記されたるなり、さて其外國の樓なる證はまづ洞淸樓を在㆓栖霞觀㆒といへる洞淸樓は宮城の中の樓にきこえたることなく栖霞觀は

かりけるにより刊除かれたりしものなるべし然れど序文の氏數なば本のまゝにて改ざるはおのづからのいきほひなるべし續後紀に、承和四年六月己巳散位正六位上八多眞人淸雄言、姓氏錄所ㇾ載始祖、錯謬非ㇾ實、私門之大患也、詔令ㇾ刊二改之一とあるをも准へおもふべしこの八多眞人、今本は刊改られたるかたの本と見ゆる由、古事記傳卅四巻に論はれたるがごとし、又姓氏錄は、弘仁五年に、萬多親王等の撰て奉進られたる書なるに、日本紀畧に、弘仁十年四月庚戌、勘本系使、中務卿萬多親王、中納言藤原緒嗣等奏曰、云々伏據舊記、刊定訛謬者許之といへる事みえたり、撰進の後かくほども無きに、かゝることもありしはたおもふべし　さて又現在本、諸本みな巻首にのみ題名ある中におのれが見たるところたゞ二本と松下見林の刊本にのみ題名の下に抄字あるはその抄本なることを知りたる人の書加へたるかたの本の傳はれるなりもとより抄字の在たらむには、其を刪りて寫たる本のあるべきに非ず、はやく見林の刊本の跋にも、惟憾其所存者、抄書而非完本也と云へり、おのれ前に新撰字鏡の天治元年に寫せる奥書ありて、法隆寺一切經の黑印捺したる古本の摹を得て、現在本に對校みるに、其天治本は本書にて、現在本はもはら字注を捨て、訓をのみ抄出したるものなるに、題名の下に抄と書る本は、ひとつもあることなし、これをも准へおもふべしまた一本題名の下に目錄と書る本あるは、譜の疎略に見ゆるところのあるによりて巻首にただ題名第幾巻といふことを記さず、終ごとにのみ右第幾巻と書るも、なべての書の例と異なり　此書を上らるる表文に凡一千一百八十二氏並ㇾ目三十一巻と見え序にも凡一千一百八十二氏惣爲二三十巻一云々其諸姓目列二於別巻一といへるをもていはゆる別巻の目錄ならむとおもひてさかしらに書添たるものなり、かく二さまに書添たるもあるをもてもとより題名のみ書たるものなることますます疑なし、さて其抄本の出來たる由を推量るに本書は大部にして書寫に堪がたく撿るにも煩はしきによりて史官などのはからひて譜文を簡約便よくものして官用に備たりしが世には弘まりたるものなるべし文の調ひて通えがたきところの多きは決くこの故なり又第一より第十の巻まで譜文の末にところ〴〵日本紀合、日本紀不ㇾ合、日本紀不ㇾ見、日本紀漏、など注しまた續日本紀を擧て然注せるがあり其を二紀に考合するにいと疎にしてその合ひ合はざるの違ひさへあり、又十一巻より已下はその合否を注せる事なし此は後人の二紀をいささか讀てわたくしに書入さしたるものにして原書の文にあらずなほいはゞ、本編の序中に、有諸姓漏本系而載古記則抄古記以寫附、本系之與古記違則據古記以刪定、また、臣等奉勅謹加研精捃摭群言沙汰金礫云々、除新系之塗說撮通古之折中といへれば、古記に合不合を、本編に記しつぐべきにはあらざるをや　然るに諸本みなその書入あるをおもへばもとは其書入ありしひとつの本を昔より彼此次々に寫し傳ふるほど互に誤脫などの違ありておのづから多くの異本どものいできたるな

辨ふべし、其はまづこゝに擧たる多米宿禰の一件を現在本と批校見て知らる、事は上に論へるがごとくなるがうへに東大寺要錄に嘉承元年に記せる書なり大中臣事云云姓氏錄第十一云、神護景雲三年、右大臣中臣朝臣清麻呂加二賜大字一、厥後延暦十六年定成等四十八人同加二賜大字一、同十七年船長等卅七人加二賜大字一、自餘猶留爲二中臣朝臣一、と引載たるに現在本第十一には藤原朝臣の次に大中臣朝臣、藤原朝臣同祖とばかり抄略て書けるをもて今本の抄本なる事其證明かなり顯昭法橋の古今集注の序部に、山邊宿禰赤人は、姓氏錄云、垂仁天皇之後也、裔孫正六位上山邊大老人、已上敦隆作萬葉目錄に有と注し、建武四年元盛が著はせる、作者部類歌仙事の條にも、萬葉目錄藤原敦隆引姓氏錄山邊宿禰赤人垂仁天皇後也、裔孫正六位上山邊大老人、云々と見えたり、又應永十三年に了譽が注せる古今序注には、たゞに姓氏錄云とて、件の文を載たるは、敦隆の説をたのみてなほざりに書載たるものにして、こは姓氏錄には無き事なるを、敦隆の謾説せるなり、其はまづ赤人は、古書には萬葉集にのみ見えて悉山部宿禰と書り、しかるに古今集の漢文序に、山邊と作るは謬なる事を知らで、姓氏錄に、山邊公のありて、垂仁天皇の後なるによりて、強てもてつけたる謾説なるを、顯昭の疎にて引用ひたるを、又次々に受つたへたる訛なり、惑ふべからずさてこの因に云、三代實錄に貞觀十四年八月十三日左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主以下同姓六人の名今畧けり等賜二姓朝臣一、氏主父宿禰富依天長三年賜二姓家原連一之日、富依修レ解偁、富依先、出レ自二後漢光武皇帝一也、氏主今言曰先出レ自二宣化天皇第二皇子一、延暦十八年進二本系一之日、以二後漢光武皇帝一爲レ祖者誤也、父子所レ稱、始稱之所レ出、先後不レ同、未レ知二誰是一矣、但姓氏錄所レ記、可レ謂レ得二實正一焉、とみえたれど現在本に家原の氏はあらず又仁和三年七月十七日の下に丈部谷直忠直ムム合九人賜二姓春淵朝臣一忠直自言、大日本根子彦國牽天皇之後、與二安倍朝臣一同レ祖也、今撿二姓氏錄一、安倍朝臣之別、无二丈部谷直一、但後漢孝靈皇帝後、坂上大宿禰等之氏族、有二姓丈部谷直者一也と見えたれどこれも現在本に見えず、故考るに姓氏錄序に氏數の事を凡一千一百八十二氏と記されたるを現在の諸本に載たる姓氏を對校へて互に脱たるを採り加へて合せ數ふれば一千一百七十七氏あれどなほ五氏足らざるは諸本ともに寫脱せるなりしかれば件の二氏もたま〳〵其五氏の中にありたるが脱たるならむとも論ふべけれど序に見えたる氏數の數字、諸本みな同じくて異なる事なし、但し卷首毎に總べ注せる氏數は、諸本異同ありて本編の氏數に合ざるもあるはその數字の誤寫なりしひたらむこゝちすればなほつら〳〵按ふるに、件の貞觀仁和の度に正されたる家原丈部谷直の二氏、後に更にその祖を正し姓氏錄の錯謬著明

（十）四世孫小長田、稚足彦天皇諡成務御世、仕ニ奉大炊寮一御飯香美、特賜ニ嘉名一負ニ朕御多米一

四世孫、成務天皇の御世に仕奉れる小長田が、神代にきこえたる日鷲命の四世の孫なることあるべくも非ず成務天皇は神武天皇より十三代四の上に十字の脱たるなるべければ今加へつ、此ほかの事はこれも本系帳の證にとりていへるがごとし

六世孫三枝連男、倭古連之後□天渟中原（瀛）眞人天皇諡天武御世、改賜ニ宿禰姓一

三枝連男、　三枝はミツエとよみてあるべし男は子なり○倭古連之後□天渟中原（瀛）眞人天皇諡天武御世、改賜ニ宿禰姓一、　倭古はワコと訓てあるべしさてこの倭古連之後の下に名のあるべきところなり脱たるなるべし天武天皇の大御名眞人の上に瀛字脱たりいま補へつ天武紀に天渟中原瀛眞人天皇と書されたり渟中此云農難姓はカバネとよむべしこの姓を改賜へる事は同紀十三年の條に十二月己卯田目連賜レ姓曰ニ宿禰一とみえたるこれなり但し此時多米連の同族悉宿禰を賜へるにはあらず姓氏錄に宿禰ニ世連三姓みえたり

姓氏錄抄本に載たる本、多米姓

右京神別上に多米宿禰同神上に神御魂命とあるを以て同神と書るなり五世孫、天日鷲命之後、成務天皇御世、仕ニ奉大炊寮一、御飯香美、特賜ニ嘉名一上に擧たる本書の文に挍合見て省略ける趣を知るべし

左京神別中に多米連、多米宿禰同祖、神魂命五世孫、天日和志命之後、成務天皇御世、仕ニ奉炊職一賜ニ多米連一也こは小長田が後ながら、天武天皇の御世に、宿禰姓を賜はらざりし族の後なり

攝津國神別に多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也これも宿禰を賜はらざりし族なり、神名式に、攝津國住吉郡多米神社あり、此族の小長田命を祀れる社なるべし、いづれにも由あり

大和國神別に多米宿禰同神上に神魂命とあり二十二世孫、日鷲命よりは十七世孫意保止命之後也

河內國神別に多米連、神魂命兒、天石都倭居命之後也これも宿禰を賜はらざりし族なり○此多米の氏人の古書に見あたりたるは、續紀、延曆七年六月の下に、外正八位上多米連福雄授外從五位下、類聚國史、天長七年四月の下に、大和國女孺多米宿禰當刀自女、三代實錄、貞觀二年二月十六日に大外記正六位上多米宿禰弟益、齋會の行事司に任され、同年十一月、外從五位下に叙され三年正月散位從五位下多米宿禰弟益爲山城介同十一年二月爲下野權介とみえ、仁和三年五月の下に、先是大炊寮助巳下爲寮宰（一本掌）多米貞成所告云々と見えたり、又本朝世紀稿本、寛和二年の下に、少史多米國定、正曆元年の下には、權少外記とみゆ、長保元年の下に、右大史多米國平、伊呂波字類抄姓氏部に、多米自國平四位之時爲朝臣

○因に姓氏錄の今現在本は抄本なることの證を擧て

その酒を神に奉り、吾命の贖物にして、命長からむ事を祈禱て、中臣に祝詞申さしむるは誰が爲ぞ、幸く在りて汝に逢むためなるぞ、と眞情を述たるにて、命を延べむために神に祈禱て贖事せる趣は同じ古意なり、又垂仁紀に、殉死の事を止め給ひて、雖古風之非良何從、と見えたるは命贖とは表裏にて共に古人の眞情の行なり　かくて是に賜ニ天皇御命贖之政一といへるはいはゆる御命贖の人等に係る政を委任賜へるなり○掌以仕奉也、　大歆御田御命贖の三事を掌りて也（この三事ともに御壽の事に係れり）　小長田命の子孫大炊職を始め此三事をも總て世々相繼て仕奉りけむを古書どもにいまだ見あたらず、たゞ三代實錄仁和三年五月廿一日の下に先レ是大炊寮助已下爲ニ寮宰一（一本に宰を掌と作り）　多米貞成所レ告ニ云々一といへることと見えたりたまたま多米の氏人のこの寮宰なりしにかしらず

同氏系圖云、志賀高穴太宮御宇、若帶（彥）天皇御世、以レ米入ニ大籠一而獻ニ天皇一也、因改ニ令宗一賜ニ多米連姓一、尒時天皇御命贖乃人乎四方國造等獻支　大御命の帶の下に彥字脫たり今補ひつ、すべての文は上の本系帳の文に併せて相證して說たるがごとし

姓氏錄云、多米宿禰、出レ自ニ神魂命五世孫天日鷲命一也

こゝに擧たる姓氏錄はその本書にて今世に在る姓氏錄は本書の譜を省略たる抄本なり、（此文と、下に擧る抄本の文と、引合て知るべし、此ほかにも證あるを因に下に論ふべし）　さてその抄本に此多米宿禰は右京神別上に載たり○神魂命は古事記の首に天地初發之時、於高天原、成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神とみえ書紀神代卷の一書に高皇產靈尊、次神皇產靈尊、皇產靈此云ニ美武須毗一と載られたる神に坐しませり、さてその武須毗に魂字を當てゝ書るは出雲風土記また姓氏錄の此なる餘にもあまたところ見え延喜祝詞式又そのほかの古書どもに高御魂、神魂など作るは例なり○五世孫天日鷲命　姓氏錄抄本、右京神別にも如此あり又右京神別に多米連、神魂命五世孫、天日和志命之後と見えたり（左京神別多米連の譜も同じ）　日鷲命は神代紀上石窟閉の一書に粟國忌部遠祖天日鷲神、古語拾遺神世の事を云へる下に天大玉命所レ率神名曰ニ天日鷲命一と見えたり　（國造本紀の首に、盤余尊、發自日向、赴倭國、東征之時、云々、乃遣粟忌部首祖天日鷲命、使見之、云々といひ、また伊勢國造橿原朝以天降天牟久奴命孫天日鷲命、勅定賜國造、と記せるは疑はし、度會系譜の一本に、天村雲命孫、天波與命子、天日別命、一名天日鷲命、又名天日起命とあるは件の國造本紀を牽合せて作れる僞說とぞきこえたる）

がらそのかみ多米姓を賜はらで本氏のまゝにて在し族の氏なるべし上に召氏人等云々、特被詔勅小長田命云云、被詔定多米連也とみえたれば同族悉多米姓を賜へりともきこえず

尒時賜二大歙政一亦任二御田之職一（賜）二天皇御命贖之政一掌以仕奉也

大歙政、こゝに大歙といへるは其時の御飯の事に係ていへるなり政は師說奉仕事にて天皇の勅命を奉りて其職を仕奉るを云ふといはれたるがごとし委きことは古事記傳十八巻に見えたり賜とは其政を行へと委任ね賜へる也○亦任二御田之職一、その時大歙の稲を採たる田を始殊さらに國々處々の良田を選びて神饗に獻り天皇の御饌に獻るべき料の御飯田を定めさせ給ひてその御田の職に任給ひたるなるべし上にいへるごとく姓氏錄に、仕奉大炊寮また任奉炊職とも見えたるは、是時より前に仕奉れる趣にきこえたれば其を改てなべての諸國の屯田司に任たまへるにはあらずさて又こゝにこの小長田命の名義をおしはかり言すべし其は神代紀一書に保食神の體より陸田種子水田種子の生りし事の條に、天照大神喜之曰云々、卽以二其稲種一始殖二于天之狹田及長田一、其秋垂穎八握莫莫然甚快也とみえたる狹田の狹は、借字にて眞に通ふ意の佐、長は長五百秋などの長にてともに田を稱へたる名なるべし後の歌ながら夫木集賀部に、源俊兼、かぞふれば數も知られず君が世は長田につくる長彦の稲また一書に神吾田鹿葦津姬以二卜定田號一曰二狹名田一、以二其田稲一釀二天甜酒一嘗之とみえたる狹名田も狹長田にて狹田長田をひとつに小長田といへる名なるべし長中などを、長奈とのみ云へること古言に例ありこのぬし大飯の事をはじめ御田之職となりて勤しく仕奉れるを稱へて小長田と呼べるなるべし前名はしられず、後名をもて前のことを語るは、古傳說のつれなり、但し命と呼へるは、其子孫などの稱言なりもしくはこれも多米と同じ趣に賜はりたる嘉名にてもやありけむ多米の小長田と連れ呼たらむにははえありてめでたかるべし○賜二天皇御命贖之政一こゝなる賜字本どもに無し一本に一字空たり、上文の例に依るに原本蠹損などのありて缺たりしものなるべき事決ければ補ひつ、また命字諸本脫たり系圖に依りてこれも補ひつ、さて此天皇御命贖の事は系圖に天皇御命贖乃人乎四方國造等獻支といへるによりて考るに上古の慣に天皇の御命長く坐まさしめ奉るべきために神に祈禱て凡人の命をしゞめて贖ひ奉る行のありて其御命の贖人を諸國の國造等の獻りたりしなり萬葉集十七巻に、大伴家持の造酒歌、中臣の太祝詞いひ祓へ、安賀布命は誰が爲に汝、とみえて歌の意は、いま新に酒を造りて身滌祓して、

て、其中にて一部づつと定め、さてその卜田の稻を拔穗使の預にて採るを、撰子稻といふとぞ、上古殊さらに佳稻を選採りし古言の遺れるにやあらむ○卽垂レ詔偁、　垂字漢文の書ざまなれどしばらくクダシテとよみてあるべし尋常の漢籍訓のごとく、タレテとよまむはあまりにつきなし○甚有香美平服聞食、　甚字すこし穩ならぬこゝちすれどイトとよみてあるべし一本には、其と書たるはことに訓がたし有香は佳米は飯に炊てはいひしらぬ香あるものなればなり美はウマシとよみてトノリタマヒキとよみつくべし姓氏錄には此八字を御飯香美と作り○平服聞食、　服字これも穩ならぬこゝちす、いづれにもタヒラケクキコシメセリとよむべきところなりもしくは服用の義をおもひて、加へて書るにてもあらむか大嘗祭祝詞に天津御食乃長御食能遠御食登云々、千秋五百秋爾平久安久聞食天このほか祝詞に多き言なり故巨召ニ小長田命ー者特賜ニ嘉名ー朕御多米負賜、被レ詔ニ定多米連ー也

巨字一本臣と作り、いづれにてもよみがたし、召の訛なるべし、命の下一本者字あり、いま無き本に從ふ○嘉名はホメナとよむべし字彙に嘉褒也喜也○朕御多米負賜、　この六字分書にせる本あるはわろし一本又姓氏錄に本文とせるぞよき、さて多米とは古に凡て飲食のことさらに淸く美味かぎりなるをいへる稱ときこえたり、其故は儀式の大嘗祭儀に辨大夫入レ自ニ儀鸞門ー就レ版跪奏ニ兩國悠紀主基のなり所レ獻多米都物色目ーとありて其詞に御酒、倉代、缶物、多米都物雜菓子飯など見えまた大多米津酒、大多米酒波、多米米、大多米院などもみえ延喜大嘗祭式にも多米米、多明酒、多米酒屋、多米料理屋など大嘗祭のところにのみ多く出て他には一も見えざるをもて知るべし故この時國郡に獻りたまふべき米を選びて御飯を炊ぎて奉れるに聞しめし嘗みたまひてこれぞ朕が神に獻るべき御多米なると深く歡賞詔たまへる御言をすなはち嘉名に負せ給ひ又氏をも改て多米連と詔定め賜ひたるなりさてこの氏に改賜へる事を系圖に云々、因改ニ令宗ー賜ニ多米連姓ーと云へり令宗の氏人書どもにいまだ見あたらざれど伊呂波字類抄與部姓氏の下に令宗ヨシムネと訓み名字のヨシの下にも令字を載たりまた拾芥抄に載たる姓戶錄にも載て同じ訓假字をさしたりまた姓名錄抄の朝臣部に令宗みえ姓氏錄抄の後附不レ載ニ姓氏錄ー姓として載たる中にも令宗ありこれら小長田命の族な

土記行方郡の大生里の下に古老曰倭武天皇坐二相鹿丘前宮一此時膳炊屋舍稱二立浦濱一云々、取二大炊之義一名二大生村一といへり○已不二聞食一　聞食は古事記に聞二看大嘗一などあるこれにて貴人の物食ひたまふ事を崇まへて云言なりこゝにては食ひたまはざるなり、已は言のもとは盡の意なれどまた盡ものせむとして爲ざるにいへり此は下の不二聞食一に係る故に聞食さして止給へる意ときこえたり、さて此時供奉れる大飯は大歆に奉らるべき米を炊きて御嘗に進御れるが香味の佳らざるによりて神饌に奉らむ事を恐畏みたまへるなり此の文に仍召氏人等令作御飯云々、とあるをおもふべし、尋常の御飯きこしめさでおはしますべきにあらず　此時の事を系圖に以レ米入二大籠一而獻二天皇一也また此下文に仕奉御飯甚有レ香美平服聞食といへるにてその米を選びたまへる由知られたり

仍召二氏人等一令レ作二御飯一特被二詔勅一小長田命、作二備御飯一進御之日、米吉聞食、卽垂レ詔偁、仕奉御飯、甚有レ香美平服聞食

氏人はこの多米の氏人のことながら小長田命に多米氏を賜へることは下に見えたるごとくこの氏人等を召たる後の事なればこゝに氏人等といへるはその本の氏を令宗と稱へる時の事に當れりその令宗氏のことは次に擧くる系圖に見えたり○小長田命云々　小長田命の名の唱はサナガタなるべし其考は下に云ふべしさて氏人等の中にて是人特に詔を奉りて御飯を作備てすべて飲食を調ふるを古言に津久留といへり進御れるなり系圖に以レ米入二大籠一而獻二天皇一と見えたるを合せてその御飯獻りたるさまを知るべし○米吉聞食　午字は決く訛なり上にも云へるごとく系圖に以レ米入二大籠一而獻二天皇一と云へるをおもふに午は米の誤寫なるべし米を選びて御飯炊き奉れるをきこしめして米佳しと褒賞たまへるなり、さて如此聞しめし嘗み給ひてすなはち其米もて大歆に供獻り給ひたりしなるべし、但し上に云へるごとくそのかみ國大歆は天下諸國の民どもの貢れる新稻をもて饗し給ふ由ながら其あるが中に殊さらに佳米は選ばしめ給へるなり大嘗の時悠紀主基の國郡を卜定て其處の新稻を用ひらるゝは此御世よりはるかに後のことにて天武五年紀にみえたるぞ始なるべき此事中昔より悠紀は近江國、主基は丹波國と備中國と交替に宛られ、郡は一國に二郡づつ定置

比古婆衣十四の巻

○多米宿禰本系帳考附新撰姓氏錄本編抄本考

此は政事要略第二十六卷年中行事十一月部に多米宿禰本系帳同氏系圖の文、また姓氏錄なる同氏の文を引載たるがいと希らしくめでたき古事なるをいま其三條を表章していさゝか考說を注し、またその引載たる姓氏錄は本編にて現在本は抄本なることをも因に併せ辨へてかくはしるしこゝろみたるなりなほよく考へさだめてむ

多米宿禰本系帳云、天皇御躬爲二國(大)歆一、然之時供二御大飯一已不二聞食一、

天皇　漢樣の御諡成務天皇の御事なり系圖に志賀高穴太宮御宇若帶天皇御世姓氏錄にも稚足彥天皇(諡成務)御世云々とある時の事に相合へり古事記に若帶日子天皇坐二近淡海之志賀高穴穗宮一治二天下一也系圖、若帶の下に彥字脫たるか又はぶきて唱奉れるにてもあるべし書紀を今考奉るに景行天皇の皇子に坐ませりその大御父天皇御世の五十八年二月近江の志賀高穴穗宮に幸行ましける間六十年十一月に崩給ひ此天皇やがて其宮に坐まして天下治しめし御世の六十年六月に崩給ひき○爲二國(大)歆一　歆字は爾閇とよむべし其は說文に神食レ氣也、字彙に神饗レ氣、前漢書郊祀志の師古注に嘗謂二歆饗一また爾雅釋天に秋祭曰レ嘗饗は集韻に、祭而神歆之也、鄭玄が詩の箋に、饗之言受而福之など注へる意義に依りて大爾閇、神爾閇などの爾閇に爾閇は新饗の約りたるにて、新稻をもて饗するをいふ名なり嘗字いはゆる秋祭曰嘗借りて書ると同趣にこの字を借れるなり、かくてこゝに國歆と書るは下に大歆とあるをおもへばこゝも大歆なるを大字を寫脫せるなるべければいま補へて國乃大爾閇とよむべし、すなはち朝家の大嘗なり、然るを國大歆としもいへるは天下の諸國の民どもの貢れる新稻を以て神に饗し給ふ由なり古事記、仲哀段に、國之大祓とみえたる國の意に准へて心得べし○然之時供二御大飯一已不二聞食一姓氏錄多米宿禰譜に、稚足彥天皇御世仕二奉大炊寮一云々また多米連譜にも仕奉炊職云々とみえたるに相合へり、此時既にこの氏人大炊寮に仕奉りて在しなり其趣下にも見えたり、さて大飯は御飯と云ふも同じ此下には然いへりまた大炊寮は大飯の寮なり、和名抄に於保爲乃豆加佐とある爲は決く比の謬なり、常陸風

りて總て五十郡を載たり、また享保の頃、陸奥仙臺の人の著はせる奥羽觀迹聞老志に挍合するに、こは踈にして郡數分明ならず、今予が聞傳たる所は、國内の領主だちの政の掟にて郡を分增し、或は昔の郡の一名を呼などせられたりげなるも聞えて、いとまぎらはしきを、其委曲なる事はいまだ聞も定めず、さて又上に擧たる延喜式、和名抄、拾芥抄、及因に引出たる書どもの外に、旣く國史に見えて後に聞えざる郡名に、丹取、富田、讃馬などあり、なほ見おとしたるもあるべし、後の書どもに又異なる鄕名どもの見えたるや、すべて字の用ざまの異なるなどは擧るに堪ず、因に云出羽國の郡は上に云へる如く、民部式等に載たる十一郡は、いづれも異なる事なきを、節用集には其十一郡の餘に由理仙乏の二を增して十三郡載たり、今の公帳には、其内出羽郡なくて十二郡あり、但し由理を由利、仙乏を仙北と書り、これを玄珠の輿地圖に合せ見るに、其内仙北河邊なく、檜原豊島の二郡ありて郡數は同じ、かく異なるはこれも陸奥と同じ趣にぞあるべき

比古婆衣十三の卷終

一部六郡のなごりなゐべし、然るに節用集に、當國管十二郡と擧て、民部式、和名抄、拾芥抄等に載たる十一郡の外に、由理仙乏の二郡を増て郡名十三を載たり、本書に管十二郡と作る二は三の誤なり、さていはゆる由理仙乏の内一郡は、かの平家物語に十二郡といへる中の一郡なるべけれど、今考ふべき由なし、かくて其仙乏郡は吾妻鏡に山北と書たり、仙福と書るも其なるべし、由利郡は當國飽海郡福浦なる一宮兩所明神の社に藏たる、正平十三年の寄進狀に由利郡小石郷と書りとぞ、然るに今件の由利仙乏二郡は在りて出羽郡は在らず、十二郡なるは早く廢たるなり

然らばかの講者のいへる六郡九部の制の事は國人の古傳說をき、て云へるにやあらむ、さてまた上に云るごとく太平記に書記せるころまでは五十四郡なりしと聞ゆるを、その後足利將軍家の御政申の始より後々はいかなりけん其程の郡數を備へて記せるものの書どもに見及ばず殊にはなはだしき亂世となりたりし間にいかに沿革て混ひたりけん今の公帳には上に改記せる五十四郡の中に色摩、長岡、新田、小田以上四郡は式和名抄節用集に見えたり比内、阿曾沼、高野、大名門、郡載、階上、稻我、金原以上八郡は節用集に見えたり合せて十二郡無く、さて稗貫と云ふがあり陸奧の結城家の古文書の中に、建武の頃其國內の軍事の注進狀に、稗貫出羽權守一族等宗者云々と見えたる稗貫は、この地名と聞えたり但し其は稗縫の訛れるにて上に引たる如く節用集に縫を繼に書誤れり吾妻鏡に稗拔と書るこれなり印本には拔を枝と書誤りて假字はなほヒエヌキと書り同書に部貫郡とあるも稗貫のまた訛れる言のまゝに記せるにて其かみ既に然も唱たりしなり、また磐前をば盤前と書り、さて田村、河沼、磐手、九戶、二戶、三戶、北檜葉の八郡あり又もとより在きたれる白河宇多のほかに別にまた白川宇多の二郡あり同唱にて白河白川の二郡同字にて宇多二郡あるなり合せて五十二郡なり、さて今の公帳は

陸奧五十二郡

菊多　白川　磐前　磐城　檜葉　標葉　行方
宇多　白河　石川　岩瀨　田村　安達　安積
會津　大沼　耶麻　河沼　和賀　紫波　稗貫
岩手　鹿角　閉伊　九戶　二戶　三戶　北
刈田　伊具　黑川　賀美　玉造　志田　亘理
名取　宮城　登米　牡鹿　桃生　本吉　氣仙
磐井　膽澤　江刺　津輕　伊達　信夫　柴田
宇多　遠田　栗原

かくの如く唱をも點して注されたり

水戶の儒士、長久保玄珠の寬政の頃製れる輿地圖に載たる、當國の郡名を此五十二郡に合見るに、石川、白川、宇多の三郡無く、別に階上郡あ

漸に蠶食て領せりたる趣なり、有一萬餘之村云々、基衡者果福軼父管領兩國、又三十三年也、復夭亡、秀衡得父讓繼絕興廢蒙將軍宣旨、以降官祿越父祖榮耀及子弟、亦送三十年卒去已上三代九十九年之間云々と見え三代とは、清衡、その子基衡、その子秀衡が世までをさしていへるなり、秀衡は、文治三年十月廿九日に卒れり、さて其三代の世數を云へる言に據れば、九十五年なるを九十九年と書る九字は、五の誤字か、またもとより豐前介が暗記の誤なりしか、または記者の疎なりしにても有べし其武則が事は奥州後三年記に此記の畫卷に、貞和三年比叡山東塔南谷の僧の衆議にて、此記の畫圖をかゝしめたる由、玄慧法印の序あり、其かみは早くより在來りし書と聞えたり永保の頃奥六郡がうちに清原眞衡といふものあり荒河太郎武貞が子鎮守府將軍武則が孫なり眞衡が一家はもと出羽の國山の住人なり康平の頃ほひ源頼義貞任宗任をうちし時、武則一萬餘人の勢を具して御方にくはゝれるによりて武則が子孫六郡の主となれり、それより先には貞任宗任が先祖六郡の主にてはありけるなりと見え、其貞任等が事は陸奥話記に六箇之司有安倍頼良者是同忠良子也、父祖忠頼東夷酋長威名大振部落皆服、横行六郡劫畧人民子孫尤滋蔓代々驕奢誰人敢不能制之永承之頃太守藤原朝臣登任發數千兵攻之云々と見えたり、貞任宗任はその頼良が子なり頼良後に

頼時と改めたりさて其事ありける永承は後冷泉天皇の御世なり、其かみうちまかせて六郡といへりと聞ゆるはかの吾妻鏡の講者の說へるが如く六郡を九郡としたりし中の一部なるべく其は早くより六部三十六郡と定められたりけるを續紀に、養老二年五月割陸奥國之石城、標葉、行方、宇多、亘理、常陸國之菊田六郡、置石城國と見え、民部式を始め書どもに件の六郡を載たり、その後國を廢て陸奥の部内爲られたる趣見え、國を廢給へるとならば舊の如く菊田をば常陸に還隸らるべきを、然はあらで餘あるまで大なる奥に加へられたるをおもふに、此頃早く六郡一部の制ありしにもやあらん、さて右に引たる續紀の文、普通本には誤脫あるを今古本に依りてひけり後に平家物語記せる後鳥羽天皇の御世の頃はすでに九部五十四郡と定められたりけむさるはきはめたる廣き國なるが故に並ての諸國とはおのづから別なる制のありしなるべく、また其後漸くに村落のいでき廣ごれるに合せて其郡をも部をも增改られたるにやあらむ上に引る如くはやく和名抄なる郡名の下に國分ム郡、今分爲ム若干郡とも見えたり、すべて此國の御政の古き書どもに見えたる御世々々の趣に、心をつけておもひやるべし、古書には續紀に延暦四年の下に、名取以南一十四郡、三代格大同五年の太政官符に、黑川以北奥郡などいへる唱も見えたり、又陸奥の結城家の建武の頃の古文に、其國の事を記せる中に、奥郡、奥方、奥邊、中郡、中奥、東方、西方、南部、北郡などいへる地方も見えたり、また上にいへる如く出羽ももとは十一郡なりけるを、平家物語に十二郡と云へるは、是も陸奥と同じ國がらなれば、後に陸奥と同じく二部十二郡と定られたるなべし、慶長七年佐竹義宣朝臣に、常陸の所領を轉て秋田六郡を賜へり、と其頃記せる書に見えたり、其六郡といふは秋田、河邊、山本、仙北、平鹿、雄勝にて今も秋田六郡といふとぞ、むかしの

書紀、齊明四年津刈蝦夷亦見津輕郡領○運　●宇多式○和○拾○吾　●伊具式○和○拾　●本吉　●石川運　●大沼和、注白河郡下云、國分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡　●色摩（イカマ）式○和○拾　●稻我運○滿田出雲所錄蒲生氏鄕記云、稻川郡者蓋是乎○切、我作義蓋誤　●斯波（シバ）後紀云、弘仁二年正月置斯波郡、下文或作子波○民部式脫、神名式在○拾云、不入式本○吾、作志波爲奧六郡之一　●磐前　●金原運○結城家右文書、在元弘四年以和知四郎重秀補陸奧國金原保內羽尾村地頭代職下文　●新田（ニヒタ）式○和○拾　●伊達（ダッテ）兵部式伊達驛、神名式色痲郡伊達神社○和、安達郡鄕名、又磐瀨郡信夫郡下共注云、國分爲伊達郡○吾　●閉伊續紀、靈龜元年十月閉村建郡家○切、一云糟部○吾、糟部郡　●氣仙（ケセ）式○和○○拾○吾又作華山

さて又節用集に陸奧の下に市城宮室不可勝計と注せるは此ほかの諸國に例なき注ざまなり、然るは其かみ清衡基衡秀衡泰衡等が相續きたる榮耀全盛の間に其國の在狀を玄るせるものなる事著し（吾妻鏡に、文治五年泰衡を討亡せる度の條々に、清衡より泰衡が世にいたるまで、陸奧より出羽かけて國郡を掠領し、居館をはじめ、屋舍堂塔など夥しきさまに結構へて莊嚴めしくものしたる趣見えたり、市城宮室云々とは、かゝるさまをいへるなるべし本書を見て知るべし）按ふに其世の頃に書せる諸國の郡名を寫傳へたるもの、ありけるを林逸がまた寫しのせたるにぞ有べき（吾妻鏡文治五年九月四日の下に、二品令求奧州羽州兩國省帳田文巳下文書給、而平泉館炎上之時燒失云々、難知食其巨細被尋古老之處奧州住人豐前介實俊、並弟橘藤吾實昌、中存古實之由之間、被召出令問子細給、仍件兄弟暗注進兩國繪圖、辨定諸郡劵契鄕里田畠山野河海、悉見此中也、注漏餘目三所之外、更無犯失、殊蒙御感仰則可被召仕之由云々といへる事も見えたり）但し吾妻鏡に節用集に見えざる郡名の見えたるは、後に郡を置かへられたるかまた別名なるもあるべし（日本後紀に、弘仁二年正月丙午於陸奧國置和我稗縫斯波三郡と載られたるに、ともに民部式に載られず、但し斯波は神名式に見えたれば式の今本に脫たるなるべき事上に論へるが如し、かくて件の三郡ともに、和名抄には無くて拾芥抄に見ゆ、上に引たるがごとし、又吾妻鏡の奧六郡といへる中にもあり、但し和賀稗抜志波と書り、節用集にも件の三郡あり、但し稗縫を稗繼と書あやまれり、此稗縫後に訛りて稗貫と云へり、其由は下に云べし、さてその稗貫和賀斯波の三郡今も在りて下に擧るがごとし）

さて其五十四郡につきてめづらしき一說あり、新井君美主の筆記に先師木下順庵（名は貞幹）の話にさきに吾妻鏡を講せし人の云く陸奧はむかし六郡づつ一部として六々三十六郡なりしが後に六九五十四郡となりたりしなり、泰衡を奧六郡の主といひしももとは其一部六郡を領したりしが故の稱なりしといへりと語れる由記されたり、今此說に據りて按るに吾妻鏡文治五年泰衡征伐の事を記せる九月廿三日の下に豐前介（此人上に奧州住人名は實俊とみゆ）爲案內者候御供申云、淸衡繼父武貞（注に號荒河太郎、鎭守府將軍武則子）卒去後、傳領奧六郡（注に、伊澤和賀江刺稗拔志波岩手）去康和年中移江刺豐田館於岩井郡平泉爲宿館歷卅二年（印本二を三に誤れり）卒而兩國（注に陸奧出羽○書どもに見えたる事跡につきて考るに、奧六郡より出羽の國內に及びて、）

に畠山次郎重忠賜葛岡郡是狹少之地也と見えたる葛岡は上に擧たる諸書に見えざる郷なり今葛岡村と云ふが玉造郡に在りて重忠の館址も在りとぞ、かくて栗原三迫は今栗原郡に三迫といふ地ありと云へばそのかみ葛岡郡は玉造栗原兩郡の間にありて狹少の郡なりしなるべし然るは五十四郡の外に秀衡が權置たりし郡にてぞありけむ天文の頃記せりとみゆる運歩色葉集に、五十四郡とて郷名をのせたるに、和名抄の郡名の外に、揞羽（揞は標の誤）外濱、津輕、金原、石川、高野、稻我、磐渉（磐瀬の誤）を入れて郡名四十四あり、但し外濱を載たるはいかゞなり、其はもと名たゝる所なれば津輕の下などに書そへたるを見て、誤て郡名に加へたるものなるべし、かくて上の件の外に、十一郡の名を脱せるなり、いま此おのれが見たる本は、なべて誤脱多けれど他本を見ざればえ訂さず、又延暦廿四年二月改定と記せる國圖に、各國の郡數を記して奥州五十四郡出羽十二郡とあり、此圖下鴨社に藏るを賀茂祐之の寫せる由記せり、されど此は延暦の頃記せるものにはあらず、後人のさかしらわざに舊めかしく作れるものなる事著ければとらず　さて今上件に考合せたる所をもて節用集の郡名を訂すときは五十四郡の名かくのごとし但し郡名節用集の次第に依て記し、さて其郡名の下に、延喜式、和名抄、拾芥抄に載たるを註し、又三書に載せずして國史また他書に見えたるを注す、また吾妻鏡に此郡名多く見えたれど慥に郡と云へるをのみとり注して證とす、されど猶見おとしたるもあるべけれど、さのみはえたえず、さて又郡名の證とせる引書は、始に擧たるをおきては、略きてその頭字のみを注す

白河民部式川作河○和名抄、同而注其下云、國分爲高野郡、今分爲大沼川沼二郡、會津風土記云、今分以下九字當在會津郡下○拾芥抄　●黒河式○和○拾　●磐瀬式○和、當郡信夫郡下共注云、國分爲伊達郡、會津向氏云、當郡注當在安達郡、不然地勢懸隔於理不合○拾○運歩色葉集誤作磐渉　●宮城府式○和○拾○吾妻鏡云、多賀國府按和名抄多賀者宮城郡之郷也　●會津式○和○拾　●耶麻式○和○拾○今俗呼那麻　●小田式○和○拾　●安積式○和○拾　●安達式○和○拾　●柴田式○和○拾○吾　●刈田（カツタ）式○和○拾○吾　●遠田式○和○拾　●名取式○和○拾　●信夫式○和當郡磐瀬郡下、共注云國分爲伊達郡○拾　●菊田又田〔脱字歟〕式○和○拾　●標葉（シネハ）式○和○拾○運、誤標字作揞羽　●阿曾沼　●行方式○和○拾　●磐井式○和○拾○本書混磐手今訂○吾作岩井　●磐手拾云、不入式本○吾、爲奥六郡之一　●和賀後紀云、弘仁二年正月置和賀郡○拾○陸奥話記、賀作我○吾、爲奥六郡之一　●比内吾○切要集一云、贄部〔切要集ハ切用集ノ誤寫ニハアラヌカ〕○吾、或云肥内郡贄柵　●稗縫後紀云、弘仁二年正月置稗縫郡○拾云、不入式本○吾、作稗拔爲奥六郡之一、又作部貫說見下　●高野和、白河郡下云、國分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡○拾云、不入式本○運　●曰理（ワタリ）理或作利○式○和○拾　●玉造式○和○拾○吾　●大名門（オホナド）　●賀美式○和○　●志多多或作太○式○和○拾　●栗原式○和○拾〔續紀神護景雲元年十月乙巳置陸奥國栗原郡、本是伊治城也〕　●江刺刺或作差○式○和○拾○吾、爲奥六郡之一○今用江字　●膽澤式○和○拾○吾、作伊澤爲奥六郡之一　●長岡式○和○拾○吾　●登米（トヨメ）式○和○拾　●桃生式○和○拾　●牡鹿式○和○拾　●郡載切用集、節用集、別本、共載作栽、栽不見字書、人國記作栽、栽與載通用蓋是　●鹿角（カトノ）　●階上續紀云、延暦四年四月云々、置多賀階上二郡　●津輕

寫にやあらむ、されど節用集なる假字は、誤れるもさかしらなるも交ればたのみ難し、なほ國人などに問ひて考定むべし また江刺を江判又刺と書り判は古刺字を多く刾又判とも書る例なるを判と寫誤れるはつね多し、刺と字の異なるにはあらざるを又刺と注せるは踈なり、その江判と書たるによりてエハンと假字さしたるはことにさかしらなり今訂して江刺とすべしむかしより在來れる郡なり、さて其江刺の次にまた江差と書るは誤りて重複なりそは江刺の下に又江差など書ざまを注せるが混ひたるなり、吾妻鏡にも江刺柄刺柄差なども通はして書り江差と書るかたを除くべし、今公帳にも江刺と書り、また杜鹿は牡鹿の重復なるその牡を杜と誤りたるに據りてこれもまたさかしらにツカと假字さしたるものなり、かくて其江差と杜鹿を削りまた上に云へる如く磐手を補ふときは五十四郡全く備はれり 磐城郡は、養老元年に石城國を置給へる時其國に入られ、其後當國に還し隷られたる趣續紀に見え、民部式等の三書にも載せて今もかくれなきを、此一郡のみ節用集に載せず、五十四郡に漏れたるは上に擧たる和名抄に無き郡名の中に、一名を呼て入たりしが今其と知られぬにか、又此郡當國の中にしては、小郡なるをおもへば、其かみ隣郡の部内なりしにもやあらむ、但し吾妻鏡文治五年泰衡征伐の條に、常陸下總國兩國勇士等、經字太行方、廻岩城岩崎、渡遇隈河湊可參會也と見えたれば、岩城も郡名のごとくきこゆれど、此外に郡名と大名の地と並べ記せる例あれば必ず郡名とも定がだし、和名抄此郡に磐城鄉見え、今も岩城平とて大名の地あんなり かくて又會津人大竹政文の手記の中に切用集といふ書に、陸奥五十四郡と擧て郡名を載たるに拾芥抄なる四十郡の餘に阿曾沼、此内一名贄部郡栽、鹿角、階上、津輕、本吉、石川、稲義、金原、磐前、伊達、閉伊一名糟部の十三郡ありといへり、しかれば總て五十三郡となるなり、これを補へて五十四郡とすべし、大名門を脫したるものなり、これを節用集に挍へ合するに、かくて考ふるに節用集に河内とある郡いづれの書にも見えず、こは切用集に比内とある郡なるを比と河の草體を誤りて變寫せるものなり節用集にカハチと假字つけたるは、例の誤字によりたるさかしら也 吾妻鏡に比内郡と見えたる是なり又肥内とも書り さて稲義は節用集に見えたる稲我に當りて聞ゆされど兩名ともに此他の書に見あたらねばいづれ正しからむ姑く節用集に隨ひてあるべし、さて又吾妻鏡文治五年泰衡征伐の事の中に、八月廿日卯刻に二品令レ赴二玉造郡一給則圍泰衡多加波々城給之處、泰衡兼去城逃亡自殘留郎從等、束手歸降此上者出葛岡郡、赴平泉給云々、明る廿一日の條に追泰衡令向岩井郡平泉給、而泰衡郎從於栗原三迫等搆要害云々、奉防失利云々被誅云々、また九月廿日の下

る原本なるにか、然らずば其を直に寫せる本なるべし、いづれにまれ件の年月は、逸が自ら識せるものなる事しるければ此書を撰れる頃推はかりつべし、かくて世に節用集とて種々あるは、皆これに本づきて作れるものなり、それらの中に見えたる郡名には、後に其世の唱に叶へて書改めたるにやと思はるゝもあり、すべて誤脱などありて紛はしければもはら證にとり難し諸國の郡名を載たる中に陸奥奥州大管五十四郡東西六十日昔與出羽一國市城宮室不可勝計云々大々上國也と擧て、和名抄に載たる三十六郡の中の耶麻を那麻と誤りナマと假字付たるもわろし、此郡名は和名抄の唱に山と註し、源重之集に、みちのくにやまの郡といふ所にて云々、歌にもやまの郡とよめり、今も正しくは然呼ぶを、賤しききはのもの、中には、耶麻と作てナマとも云ふとぞ、然れば林逸が寫せる本書にも既にしか訛れるかたによりて記したりけむもしらず、參河の郡の寶飫は、和名抄の唱に穗とあるを、後世には寶飯と作てホイと呼り、猶諸國の地名の中にも然る例ありまた新田を葛田と擧て其下に葛又作新とあるは新田とある方ぞ正しき葛田と書るは、和名抄に刈田の唱を葛太と註し、今もカッタと呼ぶと聞ゆれば、刈田の一の書さまにて、刈田の下などに註せるを新田とまがひたるものなる事決しまた盤井をば磐手の手字の左傍に井字を書加へ、また下にも又井の二字を註せり、こは一本に磐手は無くて磐井とあるを見て然は註したるものなり、今按るに其は二本互に磐井と磐手とを脱せるにて原本には磐井磐手二郡ともに載たりしなるべし、磐井は民部式和名抄拾芥抄にも見えたり、さて磐手は件の三書にもみえず但し拾芥抄には別に奥四道といへる郡名の中にも見え、吾妻鏡に秀衡等が領れりし奥六郡と稱へる郡名の中にも註したれば六郡の事は下に論ふべしそれをも引て考定て磐井と磐手とを採り分て二郡とす、また大沼を大治と書誤りタイヂと假字つけたるは、とにさかしらなりさて磐城は無くて餘に阿曾沼、磐手、和賀、河内、稗繼、高野、大名門、金原、伊達、稲我、斯波、磐前、郡載、鹿角、階上、津輕、本吉、石川、閇伊、江差、牡鹿の二十一郡有て總て五十六郡の名を載たり、今つら〳〵訂し案ふるにまづ稗繼は稗縫の誤なりヒエツギと假字さしたるは誤字に據りたるさかしらなり此郡名の事下に辨ふべし又群載グンギは他書に見あたらず今もきこえぬ郡名なり、節用集別本には林逸にもとづきて作れるものなり郡栽と作てこれもグンギと假字をさしたり切用集といふ書にも玄か作りとぞ此切用集の事は下に云ふべし栽は字書ごもに見えず栽の近似誤とするときは載と同音なり、人國記といふ書に陸奥國の風俗を論へる中に五十四郡の內云々牡鹿郡栽鹿角階上津輕宇多郡之人は云々と記せり、此書むげに近世のものに非ず應永のころよりや後に記せる書なるべし、栽字を書たるが穩なるに倣ひかつ此郡名の傍證として玄ばらくグンサイとよみてあるべしグンギとよめるに依る時は、載栽栽ともに義の誤

皇民無擾、誠望便乗時機遂置一國、式樹司宰永鎮百姓、奏可之、於是始置出羽國と記されて、其本國を詳に記されず、又同年十月割陸奥國最上置賜二郡隷出羽國とあり、國造本紀出羽國造の下に、和銅五年割陸奥越後二國始置此國也、拾芥抄にも同年に、始割陸奥二郡置之と記せるは、上に引たる續紀の九月と十月と、兩度の事をひとつにまがへたる傳へなりかくて其後郡を割ち建られたる事史に見えて、民部式和名抄拾芥抄ともに十一郡見えたり、かゝれば出羽國を置れたる始より十二郡ありしにはあらず、此は物語を書ける頃の郡數をもて國を分たれたりし昔を語れる詞なり、林逸が節用集に、管十二郡と記して、郡名は十三載たり後に又一郡増されたりしなり、此事はなほ下にいふべし又義經記此書其時にいたく遠からぬ頃作るものと見えたり、古寫本には判官物語と題せり義經吉次のぶたかに逢給へるところの文に、これござんなれ聞ゆるこがねあき人吉次と云ふなり奥州の案内者やらん彼に問はゞやと思しめして、みちのくといふはいかほどのひろき國ぞと問給へば大過の國にて候ふ常陸の國とみちのくにとのさかひ、きんたの關と申て出羽と奥州とのさかひをいなむせきと申す、其中五十四郡と申ければ云々、又神皇正統記後醍醐天皇下、にも頼朝の時までも文治の頃にや奥の泰衡を追討しにみづから向ふ事ありしに平の重忠が先陣にて其功すぐれたりければ五十四郡の中いづくをも望むべかりけるに長岡の郡此重忠云々の事、吾妻鏡に委く記て葛岡郡と書り、其文は下に引べしとてきはめたる少き所を望み賜りけると記されまた太平記奥州下向勢云々事の下に奥州の住人結城道忠入道が言に、國の差圖を見るに奥州五十四郡恰も日本半國に及べりと云へる事も見えたりそも〱此國はこよなき大國にてむかしは蝦夷と呼びてともすれば皇朝にも背き奉れるもの、住める地も多かりけるが、やうやくに治給ふに合せて郡を割て國を建或は廢め給ひ、ことに郡などを改め建給へる事の多かりし趣は史どもに見えたれど猶記し漏されたる事もありてその委曲事は知りがたし、かくて五十四郡の名も具にしるせる正しき書なければ知るべき由なしたゞ林逸が節用集に此書の作者は、寛文十一年の印本の本朝書籍目錄の外錄、源氏物語註書類のところに、林逸五十四卷、逍遙院殿ヨリノ傳ニテ、饅頭屋宗二作、宗二南都人林和靖之後也ト云、節用集も此人の作也と見えたり、世に饅頭屋本の節用集と稱へるこれなり、さてその林逸が事は、奈良の饅頭屋鹽瀬氏の家傳を聞くに、家祖は林淨因とてもろこし宋世の林和靖か後なるが、曆應四年建仁寺の僧榮西がもろこしに渡て歸る時に伴ひ歸來て、奈良に住て饅頭を製りて業とせり、氏を林字の訓に從ひて、波也志と稱ひ、後に家號を鹽瀬とも號び、字を宗二と云へり、林逸は其が孫にてまた字を宗二と云ひ、號を方正齋と稱へり、逸は名なり、歌物語の好にて、西三條逍遙院實隆公、また牡丹花肖栢に從ひて學びたりとぞ、今も其子孫家業を相續て奈良に住來れりとぞ、こゝに家傳と云ふは其が家の事を聞書せるものに見えたるをとりすべて云へるなり、さてかの林逸抄の奥書の中に、所聞于牡丹花肖栢也、また後人の奥書に、此聞書宗二方正齋之抄云々と見えたり、肖栢が世に在りし頃をもて推考るに、逸はおほよそ文明より明應の頃は世に在りけんともはるゝに、尾崎雅嘉が群書一覧に、此節用集の古寫本を得て藏り、巻末に明應五年五月三日と記して花押ありといへり、其は逸が著せ

るに、まづ延喜の民部式に延長五年撰上陸奥國大管　白河　磐瀬　會津　耶麻　安積　安達　信夫　刈田（カツタ）　柴田　名取　菊田　磐城　標葉（シネハ）　行方（ナメカタ）　宇多　伊具　曰理（ワタリ）　宮城　黒川　賀美　色麻　玉造　志田　栗原　磐井　江刺　膽澤　長岡　新田　小田　遠田　登米（トヨメ）　桃生　氣仙　牡鹿　とありて郡名三十五を載られたり、然るに同じ神名式に斯波郡といふがありて民部式に見えざるは今世に傳はれる本に脱たるにて、まことは其斯波を入れて三十六郡在りしなるべき事決し和名抄に、標葉の唱志波とあれば其ならむかとふとはおもはるれど、神名式に標葉をも別に載られたれば、それにはあらず、標葉は國造本紀に染羽國とある地と聞ゆれば、抄の唱も本書には志女波と書たるを、女字を寫脱せる者なり、今は志禰波と呼ぶとぞ、志女波は訛れる也かくて和名抄郡名部に載たるは管三十六と擧てすなはち郡名三十六をのせたり、その三十五郡は民部式に見えたるとともはら同じき中に斯波は無くて末に大沼あり但し郷名の部に擧たる郡名には、件の大沼を耶麻として重出し、其下に記せる郷名、また上なる耶麻郡の下の郷名も、共に分注郷名等を錯亂へ、また脱字誤字もありと見えたり、其考は別に論へり、さてまた和名抄に載たる國郡郷名は延喜式より後に注せるものにして、もとより順朝臣の載られたるにはあらで、後人の加へ收れたるものなるべし、其考説長ければこゝにはいはず又白河郡の下に國分爲二高野郡一今分爲二大沼河沼二郡一とし、國分爲云々とは、國の掟にて白河郡の内を分て高野郡とし、その後又高野郡の内を分て河沼郡とし、又管内の大沼郡へも加へたる由ときこゆまた磐瀬郡と信夫郡と二郡の下にともに國分爲伊達郡と注せり磐瀬信夫二郡の内を分ちて伊達郡を建たる由なり、但し今の國圖を按るに、磐瀬郡を分て伊達郡とせむ事、地理協ひがたし磐瀬の下に註せるは衍文ならむか、されど地續きなれど、地勢の便宜によりて一郡とせりと聞ゆるが、まれ／＼他國にも例ありければ、必ずしも衍文ならむとは思ひさだめかねつ、よく國人に問ひ合せてさだむべし然ればいはゆる國分爲云々とある高野河沼伊達三郡を合せては四十郡なり、拾芥抄にも三十六郡と擧てこれも三十五郡の名は民部式と同じくて末に和我通本和を知に誤り一郡を載せ、さて別に稗縫通本稗を蘇に誤り、和我に連れて書けり斯波通本斯を欺に誤り磐手高野を載せて奥四道已上四郡不入式本式本とは、延喜式にはあらず、此郡名記せる當時の公式を云るなりと注して惣て四十郡あり和名抄なる國分爲云々、とあると郡名と異なれど郡數は同じ然かるに陸奥五十四郡と云る事のものに見あたりたるはまづ平家物語阿古屋松の段に出羽みちのくにもむかしは六十六郡が一國なりしを十二郡をさきわかちてのち出羽國をば立られしと云り、こは陸奥を五十四郡としていへる詞なり此物語の作者信濃前司行長は後鳥羽天皇の御世の頃の人なりそのかみはやくより五十四郡なりし事證とすべし但し續紀には和銅五年九月己丑、太政官議奏曰、建國辟疆、武功所貴、設官撫民、文教所崇、其北道蝦狄遠憑阻險、實縱狂心屢驚邊境、自官軍雷擊凶賊霧消、狄部晏然、

は然るべき人の子など三四人うみて侍りしかど、この身のあやしきにや皆法師になしつゝ、云々おほかた見る世も侍らずたゞやしなひて侍る五節命婦とて侍し内わたりの事も語り世の事もくらからず申て琴のつまならしなどしてきかせ侍るも、齡をのぶるこゝちし侍りし、はやくかくれ侍りて又とのもりのみやつこなるをのこの侍るも、うひかうぶりせさせ侍しまで養ひたて、此春日のさとにわすれずまうでくるが朝きよめ御垣の内につかうまつるにつけてこの世の事もきゝ侍り、みなもとを知りぬれば末のながれきくにくまれ侍り やしなひ子の五節命婦、主殿の下部などの語れる事も、きゝもちたるおもむきにて、末の流れ聞に酌るゝといひなせり 世繼が申おける萬壽五年なり 世繼鶴の林の巻に、萬壽五年までしるしたるを云へり、其萬壽五年は長元と改給へる年なり ことしは嘉應二年かのえとらなれば、もゝとせあまりよそぢの春秋にみとせばかりや過ぎ侍りぬらむ その萬壽五年より嘉應二年庚寅まで百四十三年 世はとつぎあまり三つぎにやならせ給ふらんとぞおぼえ侍る 後一條より高倉の帝まで十三代 其をり萬壽五年にことしなりと申たれば 世繼の鶴の林の巻に、道長公の薨後の世のさまをいひつゞけて、かくて萬壽五年になりぬ、ことしはあたらし車みえず云云、といへるをさしていへり かの後一條のみかど世をたもたせ給ふ事廿年おはしまし、かば、萬壽五年の後いま十かへりの春秋はのこり侍らむ 此帝在位廿年なりければ、其御世の萬壽五年より後は十年御世を知しめしたりとなり、但し此帝長元九年に崩給へる事は、此書にものせて、其は萬壽五年より九年にあたれるを、十かへりの春秋はのこり侍らんといへるは、一年のたがひあり、こは年數をかぞへ誤れるにか、又わざとおほらかに云へるにてもあるべし 神武天皇より六十八代にあたらせ給へり其御世より申侍らむとて 序畢○すなはちその後一條院の御世より記し始むるよしなり 雲井巻名後一條の帝とは云々と書始たり、これらの詞によりて世繼の上篇は鶴の林にてとゞまりたる事しるし、またそれに繼て此書を作りて續世繼といへる事もともに明なり 上件に擧たる序文に、萬壽五年と三ところあるは、活字本又異本にもみな二年とあり、近ごろ得たる古寫本に、はじめは二年とかき、次々なる二ところは五年とあり、今こゝにわきまへたる如く五年とする時はこと〴〵くかなへれば、五年と有る方ぞ本書の正文なるを、はじめに二年とあるにひかれて、次々なるをさかしらに改めたるか、又おのづから次々に寫誤れる本の多く世にひろまれるにか、いづれにも誤なる事しるければこゝに訂してとれり、さて又上に引出たる世繼も、此續世繼も異本どもに校へてよしとおもはるゝ方の文に訂して引出たれど、いと異ならぬはわづらはしくてひとつ〴〵にことわらで有り、普通の本と異なるところありとて見む人なあやしみそ

○陸奥郡數考稿

陸奥國の郡數の書どもに見えたるところまち〳〵なるが、中にも五十四郡と云へるは今の世にも稱ひならへれどいつばかり何々の郡なりけん詳ならぬを今これかれの書どもに見えたるをとりあつめて考ふ

長壽の相ありしと趣をいひて、さて小やかにうるはしければ小鑑とやいはんと云へるにて、陰には此書にしるせる御世の大鑑にも續たれど、御代の間も年數も少なければ、小鑑ともいふべくやと卑しめていへりときこゆ、そは大鑑は、文德天皇より此書に書始めたる後一條院の御世まで十四代百七十五年がほどの事を載せ、此書は後一條院より高食院まで十三代百六十七年ばかりの事を記したればなり

よに人の見けうずる事かたり出されたる人のむまごにてこそおはすなれ、いとあはれにはづかしくこそ侍れよに人の見興する事語り出されたる人とは、世繼の書の事なるを、嫗が祖父の世繼といひしが著はしたるおもむきにとりなして、さては其世繼といひし人の孫なるにこそ、とめでおどろきたるさまに書なせるなり、嫗が前に世繼が子を學生なりしといひおのれそれが子なりと語りたれば、世繼が孫にこそといへるなり

式部君たれが事にかとへば以上序者の詞紫式部とぞ世には申なるべしといふに以上嫗の詞それは名たかくおはする人ぞかし源氏といふめでたき物語つゞり出して世にたぐひなき人におはすれば、いかばかりの事ともかき〻もち給へらんうれしき道にもあひきこえたるかな、むかしの風も吹つたへ給ふらん然るべきことの葉をも傳へ給へといへば以上序者の詞〇こゝにて式部といへるは、紫式部なる事を知りて、さては聞ゆる才女に仕へたりしなれば、多くの事どもを聞もちたるもの識りなるべし、祖父世繼の家風もつたへたるべければ、かた〴〵世繼の語りおける後の御世々々の事どもを、つたへきかまほしといへるにてこれ續世繼を作れる發意をふくみたり

かた〴〵うけ給はる事多かりしかども物語どもにみな侍らんといへば以上嫗の詞〇物語どもとは前の世繼の書をさしていへるなり

その後の事こそゆかしけれといふに以上序者の詞〇その世繼に記せる御世より、後々の事のきかまほしきといへるなり、其は世繼の上篇鶴の林の巻に、後一條院の長元々年までの事を記しとゞめたれば、それに繼て此續世繼を記せる趣をあらはせるなり、但し世繼は御堂殿の榮えを專と記せるが、後一條院の御世のころは殊にみさかりにおはし〻時なれば、其かたざまの事のみ多く記して、ほかの事は疎なる事も見え、かつは其御世の事も書さしたれば、立かへりて後一條院の御世の始より、さらに書初めたるものなり、下に世繼が申おける萬壽五年より云々といへるより、下文をこゝにめぐらして明にきこえたり、なほくはしく考るに、此書すべらきの巻に、御世々々の事を記終へて、次に藤波の巻に、世繼は入道おほきおとゞの御さかえ申さむとて、其御事こまかに申たれば、其後より申べけれど、みなかみあらはれればながれのおぼつかなければ、まづ入道おとゞの御ありさま、おろ〳〵申傳ふべきなり、入道前太政大臣道長のおとゞは云々と書出して、其子の次々の御さかえを記せり、さてその世繼は入道御さかえ申さんとて、其御事こまかに申たれば とは、世繼が物語に寓せてすなはち世繼の書の事をいへるにて、其書の作意も此言にあらはれ、又後より申べけれどみなかみあらはれれば云々といひて、さて後一條院の御世より書はじめたるにても、世繼の上篇鶴の林の巻にてとゞまれる事の、おのづから明らかにきこえたり、かくておもへば此續世繼しるせる頃は、いまだ世繼の下篇はいできざりしにか、又いできてはありけれどいまだ世にひろまらざりしにても有るべし、其書ありたらむには、かくは云まじきものなるをや、さてみながみあらはれれば云々といへるは、道長公のうへにかけていへる詞ながら、上にいへる後一條院の御世に立かへりて書初めたるも同じ意ばえなる事、めぐらして察るべきなり、下文にもみなもとを知りぬれば、末の流れ聞くにくまれ侍りといへり

ちかき世の事はおのづから傳へき〻侍ればおろ〳〵としのつもりに申侍らん嫗が長壽して見聞せる事を語らむといへるにて、すなはち此書に記せることどもなり

若く侍りしむかし

高倉院までありしなめりと云へる是なり、作者某の大臣の名いまだ考得ず 愚管抄の序に、人代となりて神武天皇の御後云々、八十四代にもなりにける中に保元の亂出來て、後の事もまた世繼の物がたりと申ものも書繼たる人なし、少々ありとかやうけ給はれども、いまだ見侍らず、といへる世繼が物語とはすなはち榮花物語上下全篇をさしていへりときこえ、書繼たる書の事を少々ありとかやうけ給はれども云々とは、此續世繼の事を聞およべるにもやあらむ、また別にさる書のありしにもあるべし、さてこの續世繼は榮花物語とは文法ことにて女の書るものとは見えず さてまた此書を續世繼としもいへるは世繼榮花物語の一名に續て記せるよしなる事また今鏡とも稱ふべきよし此書の序に見えたり、然るに其序文寓言してほのかに書ながしたればうちよみには聞え難きを今其本文のむねとあるところ〴〵を擧て目安く其詞の下に小書して釋註すべし、さて其序の嫗の詞にいはくおほぢ祖父は云々、名は世繼と申しきおのづからもきかせ給ふらむ口にまかせて申しける物語とゞまりて侍るめり こは寓言にて、書の名の世繼を此祖父が名としてすなはち此書の作者にあてたるものなり、猶次々にいふを考合すべし 云、この女をも若くては宮づかへなどせさせ侍りておやに侍りしはなま學生にて云 おやとは嫗か父なり、この女とは嫗が己が事をいへるなり からのうたやまとの歌などよくつゞり給ひしかばこしのくにのつかさにおはし御むすめに式部の君と申し、人の 越前守爲時の女、紫式部が事あるを、わざと式部の君とのみいひて下文にてあらはすべき文なり 上東門院の后の宮とまうし、時御母の鷹司殿にさぶらひ給ひし局にあやめと申してまうで侍りしを 嫗が若き時紫式部に仕へたりし由なり 五月にむまれたるかと問はせ給ひしかば 式部の問なり 五日になむむまれ侍りける あやめといへる名は、五月五日に生れたりといふにかなへて、まうけたるなり 母の志賀のかたにまかりけるに舟にてむまれ侍りけると申すに 以上嫗の詞 さては五月五日舟のうち波のうへにこそあなれ午の時にやむまれたると侍りしかば 以上式部の問 しかほどに侍りけるとぞおやは申侍りしなど申せば 以上嫗か答 もゝたびねりたるあかゝねなゝりとていにしへをかゞみ、今をかゞみるなどいふ事にてあるにいにしへもあまりなり、今鏡とやいはましまださく〳〵しげなるほどよりも、としもつもらずみめもさゝやかなるにこかゞみとやつけなましなどの給ひしとかたれば 以上式部か詞を嫗が語れるなり○もゝたびれりたるとは、百錬鏡といへるをかく云ひなせるなり、白氏文集新樂府の百錬鏡の詩に、百錬鏡鎔範非常、規日辰處々靈且祇、江心波上舟中鑄、五月五日日午時云々、太宗常以人爲鏡、鑑古鑑今不鑑容といへる詩句によりて此書を今鏡と名づくべきまうけに、然はいひなせるものなり、其は五月五日午時江上の舟中にて生れたりと云ひ、式部が其意を得て女の名を今鏡と呼ばんといへる由をもて、やがて此書の題名とせるなり、またをさく〳〵しげなるほどよりもとしもつもらずみめもさゝやかなるに、こかゞみとやつけなましとは、女の幹了しきにあはせて年も積らずとは、若き時より

たることゞ〳〵くあたれり、さる事と聞ゆれば衛門がなりと云へる説は信がたし（作者考、文長ければこゝには引も出ず、本書につきて見るべし）そも〳〵この物語の書ざまもとより宮仕せる女房の書たるさまにものして宮中の御みそかごとうち〳〵のいさゝけごと女房のことゞひざま、きぬの色目などよろづいとこまやかに書つゞけたるおもむき、いかにも御前近く仕奉れる女房ならではたえて知るまじき事どもなるがうへに、人々の心中を思ひやりて云へる心ばえのたをやぎてあはれふかげなる文詞のくだ〳〵しきなどすべていとめゝしきを思ふにも、きはめて男子のあらたに撰びて書とゝのへたる物には非でもはら其御世々の御前ちかく侍らへる女房の書記せる日記またこれかれが見聞せる事どもをおのがじし私に書記せる日記のたぐひの多かりけるをとりあつめて書つゞれるものなるべし（此物語の初花の巻の文は、おほかた紫式部日記をもて記せりと見えたり、ゝ文外にもなほありぬべけれどいまだよくもたづねあへず、さて又つぼみ花の巻に、村上の御時の事につきておほきなるさうしに四つにゑにかゝせ給ひて詞は佐理の兵部卿のむすめのきみと、延幹の君とに書せ給ひて云々と云る事見え、又歌合の巻に其日のぎしきありさま、女のしるす事ならればしるさずともいへり、又殿上花見巻に、わかき人いどみかはし扇をさしかくしつゝなみさぶらふといへるも御堂殿の出來給へる所にて、女房だちのありさまをいへる詞なるに、わかき女房だちのよしをばいはでうちまかせてわかき人といへるにて、おのづから女の記せるものなる事著し、かゝる意ばえに記せる所猶あり）今の世にてすら詳にしらるゝ其世々の事實どもを缺て記さゞる所のいと多く、又年だての覺束なき書ざまなるところのまじれるなどを思ふに、もとより御世々の事を書つらねむの心にはあらで、たゞ然る女房達の記しおける日記などにのみよりて書つらね作りとゝのへたるが故なるべし

○續世繼は一名を今鏡といふ、すべらぎの巻といふを上中下三巻として後一條院より高倉院の御世に及ぶまでの事を記して、其御世を當代と申し天皇を當今と記せり、其御世のほどに記せる書なる事しるし、さて其にそへて次にふぢなみの巻上中下三巻あり藤原道長公御子孫の事どもを記せり、次に村上の源氏の巻ありて次なる御子だちの巻といふに其源氏の御子だちの事を記せり（世繼の趣は、此巻にて畢れりといふべし）次に昔がたりうちぎきの巻此二巻には昔の物語どもを記せり合せて十巻とす、其巻々の中に段をわかちて一段ごとに名あり三十三段あり、書籍目錄に今鏡十巻自後一條至高倉と錄し、增鏡の序になにがしのおとゞの書給へりとき、侍りし、今鏡には後一條より

抄に貞信公の御子に小野宮九條殿とておはすめり、此事どもは世繼のかみの卷にこま〴〵と書たれば云々ともいへり、（かみの卷を通行本にかゞみの卷とかけるは誤なり、さる卷の名はある事なし、故一本によりて訂して引り）貞信公の御子の事は上篇月の宴の卷にこまかに見えたり、件の文どもに上の卷に云々といへるにて上下篇のわかちある事おのづから明なり、なほ續世繼の序にいへる趣によりて其證ます〳〵さだかなり、其は下に別に論ふべし、こゝに見合せて知るべし、さて此上下篇を合せて四十卷を一部とせるもふるきことなり、そは增鏡の序に、世繼とか四十帖のさうしに延喜より堀川の先帝まではすこしこまやかなる云々といひ、本朝書籍目錄に世繼四十卷、自宇多天皇至堀川院御宇載君臣事藤爲業作と記せり、但しその延喜よりといひまた宇多天皇よりと記せるは卷の發端に其二御世の事より云ひ出せるによりてこま〴〵にさは云へるなめれど、事實は村上天皇の御世より記せる書なり、さてその作者は書籍目錄に記せる如く藤原爲業朝臣なるべし、尊卑分脈にも藤原冬嗣公流に爲業伊豆加賀等守皇太后宮大進從五位下出家法名寂然世繼作者とあり、父は木工頭爲忠（保延二年卒）兄を爲盛弟を賴業といふ兄弟三人有和漢才と見えたり、作者部類五位の部にも藤爲業木工頭爲忠子淡路守法名寂然至保延五年と載せり崇德院の御世の頃みさかりなりし人ときこえたり、但し爲業の作るは上篇か下篇かしられねどまづは上篇なるべし、さて此書の印本目錄の奥に本云斯榮花物語赤染衛門述作なり云々と記し、抄出本目錄の下にも赤染衛門記之とありて其奥に衛門が傳を記せり、又書籍目錄印本に榮花物語四十帖赤染衛門次に世繼四十卷自宇多天皇云々と並べ載たれど古寫本異本にはその榮花物語の條無し、印本なるは後人その世繼と書る傍に一說を書添たるを本條に書加たる事決し（この他にも印本誤寫脱字攙入などあり）安藤爲章の榮花物語作者考に、赤染衛門は此物語のをはり寬治六年まで存生せば百二三十歲なるべしさるぼけ人の記錄せん事疑はしとて衛門が世に在し年頃をくはしく考へ證を引て論へり、されど己が考たる如く此書上下篇の別ありと見るときは上篇は衛門下篇は爲業朝臣の書るならんともいふべけれど同人の論に右の條にも文詞につきても衛門が書せるものにあらざるよしかず〳〵辨へ

といのりてうたせ給ひしに（御堂殿のなり） 其火一どに出て此二十よねんいまに消えず（此文の寛弘二年、本どもに寛仁三年と書るは誤なり、今古寫本また日本記畧によりて訂て取れり、本朝文粋に爲左大臣供養淨妙寺願文に、寛弘二年乙巳十月十九日と記され、大鏡裏書にも寛弘二年十月御堂殿於木幡淨妙寺被始修法華三昧願文とあるにも符へり）といへる二十よねんは二十四年にて（印本に廿餘年とかけるはひが書なり） 鶴の林の巻に書とゞめたる萬壽五年までの年毎にかなへて然書なせるものなり、これをも證とすべしかくて下篇の首三十一段（今下篇といひながら、かく巻の次第を上篇よりつゞられていへるは、今本の次第のまゝにめやすく云へるなり、下に云ふも同じ） 殿上の花見の巻にはなほ長元元年（萬壽五年改元） の淨妙寺觀音堂の供養御堂殿の御はての事、そのほかしるすべき事ののこりたるべきを其事どもは記さずして巻の始に入道殿（道長公） うせさせ給ひにしかども關白殿（頼通公） 内大臣（教通公） 女院（一條院后彰子道長公女上東門院） 中宮（後一條院后威子道長公第三女） あまたの殿ばらおはしませばいとめでたし云々、と書出てまづ榮花のなごりをあらはせり、かくて同二年の事をさへにしるさずして三年に及びて（なほ後一條院御世なり） 十二月十四日に女一宮の（章子後一條院皇女道長公の女威子の御腹） 御裳着の事よりはじめて記せるは筆のはじめにものすばかりのめでたき事のなかりしが故なるべし、さて四十段紫野の巻に寛治四年（堀河院御世） の春大納言忠實卿（道長公曾孫） 春日祭の上卿したまへる事までを記しとゞめたり、上につぎ〳〵わきまへたる如く後に書繼たるものなる事決ければ其別を立ていま下篇とは云なり、猶その證とすべきはすなはち其下篇の始三十一段殿上花見の巻に、高松殿の御はらには道長公の子云々など申ておとこ三人おはしますなり姫君は右衛門のかうのうへにてものし給ふ、かみの巻にしるしたればあたらしくも申たてずといひ（高松殿の御腹のとのだちの事、上篇ところ〴〵に見えたり、こゝにかみの巻にしるしたれば、あたらしくも申たてずと云へるも下篇の詞なり、心をつくすべし） 又三十六段根合の巻に、また五節出させ給ふ（道長公の孫頼通公の子關白師實公） このたびはたゞいとうるはしくて云々 御心ばへさへあかぬ事なく御さえなどおはしまし、よろづにすぐれさせ給へるを榮花のかみの巻には殿の（頼通公） 御子おはしまさずと申たるに、かくさま〴〵とめでたく世のかためとならせ給ふべき一の人だちいで おはしましける ものを（こは上篇十二段玉の村菊の巻に、大納言頼通卿の弟左衛門督教通朝臣の子の生れ給へる事をいへるところに、大納言殿にはうらやましくきこしめすべし、と有るをさして云へる詞なり、さて此文に師實公の事を榮花のかみの巻には云々と申たるに、かくさま〴〵とめでたく世のかためとならせ給ふべき一の人だちいでおはしましけるものを云々、といへるにても榮花物語の下篇を繼しるせる意ばえのおのづからきこえてめでたき書ざまなり） といへるをも證とすべし、又愚管

繼と云へるかたの多くきこえたるに、今己が見きたるかぎりの本みな榮花物語と題せり、但しすべてこの類の書の題名古き本どもに褾紙の外題こそはあれ、卷中にかけるはをさ〳〵ある事なく印本も多くは其例にものして此書の印本どもにも卷中には書さず外題にのみものしたり、たゞ後に作り添たる目錄の首とその尾に記せる本の奥書に榮花物語とあるのみなり、さておのれが見たる古寫本といへるも二百年ばかりあなたのならむと見ゆるが卷の中には卷の名もなくてこれも外題にのみ榮花物語と書て卷の名を題せり、第幾をも標さゞれば他に見合すべき本なくはたやすく卷の次もしらるまじきなり（因に云、うつぼ物語の卷次の混あるも、原本のかゝるさまなりしが、褾紙の損壞などありて詳ならざりしを、とりあつめたるが故なるべし）さて今ある印本も明暦二年の刻板なればそれと同じ頃寫せる一本なるべし、いづれにも此書の印本はやくより世にひろまれるにあはせて近き世には其かたの名のみよびならふ事となれるから、古本の寫などにも其かたの名をものしたるもあるべし今は世繼といひてはふとは聞しらぬ人もあるめり、かくて今此書に上篇下篇の差別ありといふ由は三十段鶴の林の卷の末に、萬壽四年十二月四日に御堂殿薨給ひしのちの事どもをあくる五年の（後一條院の御世）二月の頃かけて上下の人々のなげき世のありさまをいひつゞけて文につき〳〵のありさまどももまたあるべし、みき、給ふらむ人々かきつゞき給へかしといひとぢめて又さらに筆をおこして御堂の百體の觀音阿彌陀堂にぞやどり居させ給ふめる云々、あるじさらせ給へる御堂急がせ給ひ御はてにやがて供養とぞおぼしめしたる書さしたる如くに筆をとゞめて一篇を終へたるなり（かく云さして意詞のにほひをのこせるは、かゝる書のひとつの書ざまにて、あはれ深くきこゆるなり）かくてぞ榮花物語と名づけたる意もかなひてぞ聞ゆるかし、此鶴の林の卷の名は御堂殿葬送の時忠命內供が「けぶりたえ雪ふりしける鳥邊野は鶴の林のこゝちこそすれ、とよめる歌によれり鶴林は釋迦の死たる所なりと佛書に見えたり、この事にて筆を絕めたる事作者の佛道によりたるふかき意用ひときこえたり、これ上にもいへる大鏡に附たる目錄に此卷までを記せるにかなへり、又十五段疑の卷に、御堂の供養寛弘二年十月十九日より云々三昧の燎火を消たずかゝげつくべくは此火いちどにとく出べし

篇三十六段根合卷に、榮花のかみの卷といへるも上篇の名をいへるなり、さて又一名を世繼としもいふよしはまづ世繼とはもと御世々々の事を繼々に語るうへの詞なるを其を書しるせる書どものなべての名にもいへり、五代帝王物語の發端に神代より代々の君のめでたき御事どもは國史世繼家々の記に委しく見えて云々といへる是なり、大鏡また續世繼の序に其物語せる人の名を世繼といへるは世繼の書の作者の寓名としたるものなり、おもひあはすべし大鏡の事を中古歌仙三十六人傳に、世繼物語壒嚢抄には世繼の大鏡ともいへりかくてその世繼といふを此書の名とせるはそのかみ六國史新國史をおきては新國史は、宇多天皇醍醐天皇の二御世まで撰成し書ときこゆ、別に考ありいまだ世繼を記せる書のともしかりけんから、おほらかに然は名づけたるなるべし　さて此書の名をふるきものに世繼といへるは上に擧たる如く大鏡に世繼名とて三十段までの卷の目錄をのせたるは上篇なり、愚管抄に世繼のかみの卷といへるは初段月宴の卷に出たる事をいへり此事は、なほ下に論ふべし、さて愚管抄は後堀川院の御世、貞應二年の頃記せる書なり、慈圓僧正がなりといへるは誤なりまた十訓抄に隆家大納言は云々、花山法皇を射奉る間兄弟ともに流罪せられ給ひけり云々、これら委しくは世繼にみゆと云へるは上に擧たる百錬抄に子細見榮花物語と記せる條の事にて、その第四段みはてぬ夢の卷に見え十訓抄は、延長四年に記せるよし序にみゆ、是も後深草院の御世なり袖中抄に世繼の第十二卷を玉のむら菊の卷と名づくと云へるも卷次全く合へり、これらともに上篇の卷々なり袖中抄の作者顯昭法橋は、後深草院の御世の頃より後宇多院の頃までみさかりなりし人なり、上にいへる如く後深草院の御世の頃著せる百錬抄には榮花物語といへれば、此ころすでに兩名ともによべりし事著し又續世繼の序に寓名せる世繼も上にいへる如く世繼といへる語によれ、ど是も裏には此書の上篇に當てたるなり、藤波の卷に世繼は入道おほきおとゞ道長公の御榮えを申さんとて云々といへるはまさに上篇にあたれり、また增鏡の序本朝書籍目錄等に世繼といへるは上下篇四十卷をすべていへり其由は下にくはしく論ふべし、但し書籍目錄印本に、世繼と榮花物語と別にして並べ載たるは誤なり、其由も下に云べし袋草子に、或人云如レ云二世繼物語一、萬葉集は高野御時諸兄大臣奉之撰云々拾芥畧要抄にも、京極中納言入道抄云、世繼物語云、萬葉集高野御時諸兄大臣奉之云々と記せり、こは月宴の卷に見えたる事なり清輔朝臣のころすでに物語と添ても稱へりしなり徒然草に、前中書王、九條太政大臣、花園左大臣みなぞう絶給はむ事をねがひ給へり云々、世繼の翁の物語にいへりと云へり、こは續世繼に記せる事なるを然いへるは兼好の暗記の誤りか、またおほらかに云へるにてもあるべし　さて此書の名右に擧たる如く古くは世

に後一條院の萬壽五年までの事を記せり此年七月十五日に、長元元年と改られたり、されど本書には改元の事をいはず、されば此書の事をいへるものにも萬壽五年、とのみいへればきゝやすかるべく、しばらくかくはしるせるなり今あらたにこれを上篇と稱ふべし、さて三十一段殿上の花見の巻に同御世長元の頃より四十段紫野の巻に堀川院の寛治四年の頃までの事を記し終たるまでは後に書繼たるものなり今下篇と云べし、かくてその上篇は此上下編の差別ある事は下に辨へ云ふべし大鏡に世繼名もて一月宴云々、三十つるのはやしと書とゞめたるこれなりこの世繼の名なき本もありさて其は件の御世々々の事を記せる中に御堂關白道長公の榮花のありさまをもはら細にものして、萬壽四年後一條院御世御堂殿薨じ給ひあくる五年の春になりて其のちの世のありさま又淨妙寺いはゆる御堂なりにて觀音の供養御堂殿の周閡のもよほしの事までにおよびて書とゞめたり、さて榮花物語とも名づけたる意は十一段つぼみ花の巻に、東宮のむまれ給へりしを殿のおまへの初孫にて榮花の初花ときこえたる云々、又この土御門殿に道長公の第いくそたび行幸ありてあまたのきさきいていらせ給ひぬらむと世のあえものに聞えつべき殿なり是を勝地といふなりけり、これを榮花とはいふにこそはあめれ、とあやしのものどものしもをかぎれるしなども、よろこびゑみさかえたり、十五段疑の巻に、たゞこの殿のおまへの御榮花のみこそひらけそめさせ給ひにしより後千歳の春の霞秋の露にもたちかくされず風も動きなくなりて枝をならさねば、かをりまさり、よに有がたくめでたき事うどんげのごとく水に生ひたる蓮のよにすぐれてにほひたる花はならびなきがごとしと次第いへるにて記者の意もちひを知るべし大鏡の首章に、世繼が言に御堂殿の事をしかの如ぐに入道殿の御さかえを申さむとおもふほどに云々、又後一條天皇の條に入道殿下の御榮花もなにゝよりてひらけ給ふぞとおもへば、まづ御門后の御ありさまを申なりと見えたり、そのかみ御堂殿の甚しく時めき給へる御ありさまにつけて榮花といふ事を世のくちあそびにしたるなるべし、日本紀畧に、寛弘二年十月十九日左大臣供養木幡淨妙寺三昧堂准御齋會、今日始三昧、左大臣於佛前取火打、誓言云、若依此物我子孫相繼可施榮花者、此火一度可付也、一度付之、衆人莫不感嘆と記せり、此誓言榮花物語にしるせる所は此ことなるを、如此記せるは當時語言のまゝに榮華を云々と記せる物なるべきはた思合すべしかくて此書名を榮花物語といへる事のふるく物に見あたりたるは、百錬抄長德二年正月十六日の條に、內大臣權中納言隆家於恒德公一條亭奉射華山院、自註に子細見榮花物語といへり百錬抄は、後深草院の御世に作れる書なり件の子細は第四段見はてぬ夢、第五段うら〳〵のわかれの巻に見えたり、また下

多紀郡大山庄田之狀云々、彼庄地之内圖帳註公田七坪三百八歩十九坪四段七十二歩之外依ㇾ員註ニ寺田一已了、無ㇾ有ニ他妨ニ云々と書て、守源朝臣を始め介掾目の連署あり當時既に圖帳の在し事は、玉海に安元三年四月廿八日内裏燒亡の條に、民部省圖帳倉不燒亡と見え、職原抄民部省條に又有圖帳國郡傍爾載以明白謂之民部圖帳、百錬抄に嘉祿二年盜人切穿民部省文庫盜取文書諸國圖帳少々紛失と見え、又延應二年四月廿日平戸記に、參大殿而渡御攝政殿云々仍卽參以大内記信房入見參之次、申民部省文庫破壞間事、是先日圖帳可濕損之間可渡外記文殿爲其被仰之故也、召ニ文預友兼一相尋子細之所逐年破壞性入之石勿論及五月雨而所殘之圖帳、雖一通不可全然之由所申也、仍申件事也、仰云猶被仰合人々可被左右云云、又民部省町皆以爲權門押領之間逐年凌夷之子細此次被申了といへる事見えたり、二條良基公の足利義滿公に撰て進りたまへる百寮訓要に民部省此省は諸國の事を司るなり、國々の年貢なども此省にて沙汰しける也民部省圖帳とて日本國の指圖境などを定たる文の數百卷此省には昔より傳はりて日本國の重寶にて侍りしなり、近頃うせて侍るにやいたく見及び侍らず諸國の境相論などの時は此圖帳にて考へられしかば明鏡にてぞ侍りしと見え、本朝書籍目錄に民部省圖帳と載て卷數を記さゞるは詳ならざりしなるべし、今按るに親房卿の職原抄に上に引る如く圖帳の事を記されたるは舊式を記されたる物にしてそのかみ圖帳の全くは在ざりしなるべし、其は同ぬしの書遺し給へる伊勢國洞津(アノツ)の考書に安濃社のほとりに安濃塚とて侍り是は國の圖帳して民のつかさに參らせしに牓示の塚とのみ書のせぬ、今尋るに其形ばかりもなしと書れたるは古の圖帳の遺れるを見て然曰へるなるべくまた古の圖帳に在し所の當時廢れたりし事をも證すべきなり、其より後には上に引たる如く百寮訓要に圖帳の事を近頃は失て侍るにや甚く見及ぶべからずと二條良基公の書給へるは當時はやく圖帳は絶たりしにこそ

○榮花物語　續世繼

榮花物語一名を世繼（また世繼物語）ともいふ、本書は第一段月宴卷に村上天皇の御世より始て第三十段鶴林の卷

紹巴の奥書あり、さて此奥書の趣にては、こゝに論へる四國の如き大和の風土記もあるべく、また山城大和の名所記もあるべきを、そはいまだ見ず當國宍師大明神の事を宗祇が至寶抄に風土記云とて引たる文、また名張郡の名の所由を風土記曰とて引たるも、全く此伊賀風土記の文を採れりまた伊賀史に跋に云、應或人之需、撰伊勢伊賀兩國史、蓋抄出於國史及諸家之記文、或復先年就任在于伊勢時、搜求寺社之諸記者相併記之、故雖未全其始終唯欢眼之所覃而已、後人補其不足正其謬則幸甚、天永庚寅（元年なり）十二月大江廣房、その奥書に伊賀伊勢兩國史者、信乃守橘直幹（主計頭橘以綱男、爲大江匡房卿子、改廣房而天永二年遷本姓）所撰也、借得新大納言本而遂書、永享七載藤尹賢書、また素聞有世伊賀伊勢兩史、不慮從京都求出伊賀史令書寫畢、文明二年十一月權大納言 伊賀の國號の事に付て風土記者雖出自其國之言野史之類乎とて論はれたるも、此風土記を斥せり、また島原山の祭神の下にも此風土記の說を擧たればむげに近き世にさかしら人の作れるものならぬ事は知られたり世に國名風土記とて、國名の所由のみを假字にて書たる物あり、また其を眞名にて書たるもあり、假字なるぞ元書と見えたる、さて此書むげに近き世に書たる物ならず、卜部家より出たるものなりとみゆる事あり、中には古書によりて書たるも有れど、大かた國名の由緒をさかしらに造りこしらへたる謏說にて、さらに據るべきものにあらず

○また彼惣國風土記にたぐひて元亨二年十二月下吏日下民部省史生源忠勝 史生秦行宗とある圖帳の殘篇九國ばかり少づつ存りて其記ざま惣國風土記に似て見ゆれば同じ物ならむかと思はる、事の有て、同國郡なる所のあるに引合せて讀試るに合へるも違へるもあれどこれも惣國と同趣に僞作れるものにして、さらに圖帳と云べき趣にもあらざるを是も前にはまどひたりき此等の圖帳をも似閑が萬葉緯に集載て、序に圖帳之内至鳥羽後鳥羽兩代之事則非古代之圖帳明矣と云るはなほまどへるなり、さてまことの民部省圖帳いかなる體裁のものなるにか其殘篇はさらなり書どもに引載たる文をだにいまだ見あたらず、又その圖帳といふ名も令式などにも見及ばず又いづれの御世にいでき始たるにやそれも考へざれど、書紀孝徳卷大化二年八月の下に、宜観國々壃堺或書或圖、持來奉示、國縣之名來時將定、職員令民部省の職掌に、道橋津濟渠池山川藪澤とあるを義解に唯據地圖知其形界至於撿勘不更闕涉也など見えたるぞ圖帳の原始成べく、續紀天平十年八月辛卯令天下諸國造國郡圖進と見え後紀延曆十五年八月己卯勅、諸國地圖事蹟疎畧加以年序已久口字闕逸宜更令作之など見えたるは其圖を正し改させたまへるなるべし、さて其圖帳の事の古く物に見あたりたるは東寺に藏る古文書の中に、延喜十五年十月廿二日丹波國牒東寺傳法供家

秘置矣、記卷數亦可珍賞焉といへり與古書合符節といへど、然る事はさらに見えず、ふと疎に見て然はいへるなり、また此風土記の加賀國の卷の奥に、右之風土記者加賀國之水帳也、尤爲官人爲其用以官本令校合畢、嘉慶二年二月下旬、左中將元隆とありて、その水帳を小帳と書ける本もあるを、新井君美主の加賀人室直清がり答られたる書に、その風土記の事を小帳とある本によりて民部省大藏省などの中に在し小帳と云ものなるを、後人の風土記と心得たるものなるべしと云はれたるはいかゞ、官の諸帳に大帳といふはあれど、小帳と云ふはさらにきこえたる事なし、此ゐしも此風土記どもをよくも見ずして、ふと然るなほざりことせられたるなるべし余わかゝりし頃古書を好む意にはかられて本文をばよくも讀考へずしてたゞまづこれ作らせ給ひたりけん頃などを考へてよく採撰ひて考に備ふべき書なるべくおもひて、まづ試におろ〳〵下書めくものを書すさびおきつるを、年經て後に取出し見ておもへばあらぬ強言してありけりとおもひなりぬ、其頃中山信名は古の制度どもを委しく心得たれば此事かたらひたるに其古にあらぬ事どもを明らめて僞書なるよしを論へるによりていよゝ前の考に强説せる誤をさとりてわれながらあさましく背に汗あゆばかり恥かしくてなむ、さて又それより先に彼下書を平田篤胤に見せかたらひたるに、玄ばしとて持去きて寫しおきたりとて己にも知らせず古史徵の開題記にとり載て板本にさへものしたりき、すべてかたなりなる考書などは謾に人に借しては見すまじきもの也とはかねて思ひながら心ゆるびてけりと悔れどもかひなし、自閑がかの與古書合符節と書るも後には悔たりけむかし、さて又所謂風土記どもの中に山城伊賀尾張のはたゞ風土記と題して惣國とはあらず、但し山城伊勢に總國と書たる本も見えたれど、其はさかしらに加へたりと見ゆ其書ざまなべての總國とあるとは異にていさゝか其國の事記せる古き書に據り、おろ〳〵古傳説をもとりて記せるものなるべく聞ゆればよく選びとりてもの、考に備ふべし但し伊勢は二通ありて、一通は例の總國にて、文法もそれと同じ、こゝに論ふは其を除きて、いま一通の本をいふ、さて又總國伊勢風土記抄と題して桑名郡の部ばかりをあらぬ異本どもを擧げ挍へ、又古書どもを引て註せる中にも、僞作れる文ありていと謾なる妄説なるを、これもさきにはまどはされたりきさはいへど古の風土記になずらふべくもあらぬ後世の私しに作れるものなればよく其心玄らひすべきなり、さて此は何の頃いかなる人のものせるにか考得ざれど其四國の中の風土記をむかしの書どもに引記せるを今おのれが見およびたるは、卜部兼倶卿の神名帳頭註同姓兼見見本の二十二社註式に、山城國風土記云とて引たる伊奈利社來由の文全く此風土記を採られたり、また伊賀名所記といふ書に此書一册あり、卷尾に山城大和伊賀三國之風土記地圖等之內、並歌林記錄抄物等盡挍之爲三卷畢、陽月齋永閑判と有て、

そのかみ早く風土記の絕たる國々もありし事推して知るべくかの延長三年の官符に風土記を勘進せさせ給へる事狀もまた推して察るべし清公卿の尾張介に任されたる大同元年よりこの延長三年まで中間百十六年を歷たり

○右に論へる風土記にはあらで世に總國風土記といふが散々になりてあるを余が蒐集て見たるは二十七國ばかりぞある新井君美ぬしの筆記には三十國ばかりの殘篇を見られつるよし見えたり悉殘缺たる卷々にしていづれの卷もいたく蟲喰また破壞たる由にものしてひとつも全きはあらず、然る中に駿河のみ一國の諸郡備はりたれどこれも又蟲喰などして缺たる所多し、さて其風土記どもなべては卷端に日本總國風土記第若干某國某郡と記し、一郡每に卷を分ち或は一國を一卷とせるもあり、大概は鄕庄等の下に公穀假粟、神社の下に圭田、寺の下に寄田など稱ふ名目をもて其稅數またそれらの地量を記しまた其土產の物などとりどりに記せり、さて其賦稅の名目田地の量稱などにもいとあやしき稱あり、又神社の創建祭神の名寺院の開基の由などをも記せり然ある中に諸國區にして同例ならず、又地名地理も古に合へるが無きにしもあらねど、古にも後にも合はざる謾なる事どもを玄どけなく書なせる偽書なり、さはいへどいと稀には其國の古傳說を記せるものに依りて書交へたりげにおもはるゝ事あれどなべて謾說せる中に見えたればたやすく信がたきをよくよく選びとりて旁の考には備ふべし、さておほかた其本どもの奥書に殘篇なる由をことわりて文和の年間中原師行の名を記したる本を始にて、其後には嘉慶文龜大永弘治天正などの年月を記して寫せる人人の名を識せるがあり、又さばかり昔の年號はなくて寬文萬治のころ寫せる由記せる本もあり、さて又同じ國郡の殘篇の文の別本にて二通あるもあり、かにかくにもと偽書なればたやすく信まじき書にぞ有ける多門院日記に、天正十八年七月廿九日日本國の郡里指圖繪に書き海山川里寺社田數以下悉註すべき由御下知云々、禁中に可被籠置之用云々と見えたるは、此風土記に由ありて聞ゆれども、偽書の辨は暫く置て、そ天正十八年より前々に此風土記の殘篇を寫せる由、奥書せる本の多かるにも合ず、又そのかみの亂世にさばかりの國の圖籍を選定て進りたるべくも思はれず、下知ばかりにて事止たりしなるべし、いづれにも此風土記にはあらずかし然るをはやく今井似閑が萬葉緯に此風土記どもを採集めて今所書記風土記殘篇十四帖、並民部省圖帳殘篇二帖者荷辻柳陰之恩惠所摸寫也、傳聞從林氏之書樓出、近世引用此書雖未見及而與古書合符節、則非僞書必矣、誰家文苑所

太理とあるを思ふに、此記は當昔この金太理といふ人所の老として作るならむ其はまづ其記せる事實ども當時新に記せる舊聞も有べけれど大概は舊より當國に記し傳たる書のありて此時其をいさゝか修ひ勘へて造れるにて細思枝葉裁定詞源云々とは源よりの傳詞の枝葉とある繁多き文をば裁定めて公より命せ給へる趣に記し成せる由なるべし、其は意宇郡なる國引の古事を記せる文の類は決めて天平の頃の文に非ず、かの履中天皇の御世に國史を置て記させ給へる時などよりもなほ舊く書傳へたりけんとさへに思はるゝは、古文章を採て載たるなるべくそれに反りて安來郷の下なる語臣猪麻呂が古事は、始に淨御原天皇御世甲戌七月といひ終に自爾時至于今日經六十歳とあれば舊く聞傳たる事を天平五年に肇めて記せる物なるべきを思ひ合せて曉るべし 文の狀も國引の古事の文とはいたく異にして新しく見えたり さて普通の本に右の文の上に字を下て得而難可誤といふ五字一行あり 一本には小字に書きまた此五字なき本もあり 此は後人の此の文の意を得がてに得而難レ可レ讀と傍書したるがまた後人の讀を誤にあやまりて固有の文と思ひ混へて一行に記せる物なりと云るは誠に然る說等なり 上件論へる說どもを委曲に讀辨へて古風土記なる事どもを考へ通し古事記日本記に洩たる傳を摭ひ採りて其闕たるを補ふべきもの也かし さてまた江李部集に 大江匡房卿の詩集 冬日於州廟賦詩小序に、昔西曹始祖菅原京兆行縣邑以作風土記 作の字一本に注とあり、さてこの次きの文に、今東曹末儒江侍郎思卿貢以興學校院 と云へる文見えたり、いまその風土記の事を考るにまづ其西曹云々とは尊卑分脈の菅原清公卿の傳に建文章院西曹司始祖也と見えたり是にて 大學寮に東西二曹あり、東曹の始祖は大江維時卿なりと物に見えて菅江二家其曹主たり 菅京兆とも云へるは乃ち清公卿の菅原氏にて京職の官に任されたるをいへる文なり、行縣邑作風土記とは任國中其國に有來れる風土記の絕たるを慨て部内の縣邑を巡視て舊事を探求め古老に尋問などして更に風土記を作れる由なるべし 作の字を注と書ける本にても難なし さて其國はいづくなりけん詳ならねどいま考るに尾張國なりしなるべし、然考たる證は續日本後紀に見えたる此主の傳に、大同元年任尾張介不用刑罰施劉寬之治、弘仁三年秩滿 中間五年を歷 入京補左京亮とある時に合ひて聞ゆるをもて知るべし 此後の外官は、式部少輔の時大同七年に兼阿波守、九年に朝儀の改制に關りその後彈正大弼に任されてありし時、天長元年出爲播磨權守不異左貶、時人憂之、二年八月公卿議奏國之元老不合遠離、更使入都、兼文章博士、三年三月亦遷彈正大弼兼任信濃守、復轉左京大夫文章博士如故、承和二年兼但馬守、侍讀後漢書、六年正月云々、老病羸弱行步多艱、九年十月丁丑薨時年七十三と見えて任國に下られたりとは聞えず これより

と記さしめ給へる物にして、古事を證す便となること少からず、いとも珍重く貴き籍なるが中にはいかにぞや思はるゝ事のをり〳〵無にしも非ず、然れど其は既くより誤り傳へたる事も有げに見え、また當時のさかしら說も稀々には有げに見ゆれば熟く見て撰び取べきなり

抑風土記は古老の舊聞を專と記さしめ給へる物なる由は上に引る和銅六年五月の詔命に古老相傳舊聞異事載ニ于史籍一言上と見え、其を奉りて記し進れる常陸風土記の發端に、常陸國司解申古老相傳舊聞事問國郡舊事古老答曰云々（上に引たる和銅六年の詔命の文を承たるなり、心を着て見るべし）と書出たるを始め記中に古老曰云々と書る所あまたあり（但し此記は國司の撰たる趣に作たり）また出雲風土記の發端に、老、細思枝葉、裁定詞源、亦山野濱浦之處、鳥獸之棲、魚貝海菜之類、良繁多悉不陳、然不獲止粗擧梗槩、以成記趣とあるは此記を上るべき詔命を當國の國司の奉りて其下宰に掌らせ古老等に命せて記させたる書なるが故に其老人等が言もて老と自稱へるなり、上に擧たる延長三年に風土記を召れたる官符に、探求郡內尋問古老早速言上とあるも和銅の舊章に准據たまへりと見ゆるをも思ひ合すべし

古は國々に國老郡老府老庄老古老一老など稱ふ長のありしと見えたり、そは東寺に秘藏たる古文書どもを見し中に、承平二年丹波國多紀郡司解狀の連署に、國老多紀臣國老日量公と記し、同年近江國蒲生郡安吉鄕字土田庄田地劵抄色目之事とある文書に、以前の立劵文に署名を載たる中に、郡老從七位上佐々木山公房雄と見え、應德五年伊勢國大國庄の文書の連署に庄老と云もあり、是等の稱なほあり、此外應永十八年の田劵に國名は破れて見えざれど其連署に一老とあり、弘安元年の文書に若狹國太良庄百姓藤井宗氏古老百姓眞利眞安など記せるもありき、また筑前國宇佐八幡宮に藏たる元亨二年の文書の寫を見しに、連署に府老監代紀朝臣とあり、こは太宰府の府老なるべし此等にも思ひ合せて老とは記の作者等が自稱なりと知らる、さて今世にも將軍家の御政申行給ふあたりの御事は更なり、大名衆の政申す職に家老といひ老といふがあり、また市にも驛にも年寄宿老など稱ふがあり、また國によりては郡または村にも年寄と稱ふがあるは上古より老人は能く物事を識り行ふものなるにより親み尊びて其分々の長と倚賴たるから、自然に老と云が職の稱の如くなりて某老といふ稱の出來たりと覺らるゝなり、なべて古世は人の心深く厚くして若人は賢立ずして何事も老人を貴び物問ひ習ひたりし風俗なること、書等に見えたる故實に考へ合せて熟々辨へ曉るべし、然るを後には老たる若きをいはず賢ぶるが長だちて事執る事もある俗とはなりにたれど、然すがに今も其なごり覺ていと尊き御國がらなりかし、漢國にてもいと上古には國老などいひて老人を尊む意ばえの無にしもあらざりしかど素より賢しだつ國がらなりければ、代々に官を建替へ事々しき名を付て賢々しく持成せるまに〳〵、ます〳〵世は亂れに亂れたりき、皇國にしても彼國の唐の世の官を擬び建め給ひしかど實はもはら其建給へるやうには非ずて、終に今の御世の樣に成來しは、彌益に古に復る御國風の所思ていとも尊し、こは因にいさゝか論へるなり

さて此老細思枝葉云々の文の說につきて平田篤胤が云、終文に天平五年二月卅日勘造秋鹿郡人神宅臣金

し、文のさま出雲のよりも後れて見ゆれば延長三年（延長三年の官符の事は下にいふべし）に召上たまへる記ならむかと思はるれど延喜十四年四月三善清行朝臣の異見封事（本朝文粋に載たり）に臣去寛平五年任ニ備中介一彼國下道郡有ニ邇磨郷一、爰見ニ彼國風土記一云々とて引たる備中風土記の體を按るに（此文二十二社註式古本にも引たり、なほ此國の風土記とて萬葉集抄二十二社註式の異本、諸社根元記等に引たる文のあるも同じ體裁に見えたり）肥前豐後のよりも稍後ざまに見ゆるすら寛平の頃既に在し書なれば肥前豐後なるは元よりにて共に延長のあなたより在來し風土記なるべし（寛平五年より延長三年まで三十餘年なり）さて其外古書等に引たる諸國の風土記の文の體裁を考るに常陸出雲のなど、同じ趣に見ゆるがあり、また肥前豐後のなど、等じほどと見ゆるも有り、また彼備中のなるが如き書ざまなるも有と思はれて區々なるが如くみゆ（其文少づつなれば貫して論へるにはあらず、其大凡を推考へて言ふなり）また釋日本紀に筑紫風土記曰とて肥後の閼宗の事、筑前の芋湄野の事の文を引たる（今一つ御津柏の事の文を引たり、此は何れの國なるにか未だ考へず）又筑前宗像社記に、西海道風土記曰とて身形郡の名の所由を記せる文ありて古文と見ゆ、此等も上に論へる風土記なるを五畿七道に帙を分たる方の名を取れるなるべし、總て風土記

は各國にて記せる書にして撰者も各別なれば必しも文法は等かるまじき理なり、然れば何れを何時のと慥に知べからねど上に論へる風土記どもは決く延長より已前に成たる物なる事は違ふまじくぞ所思ゆる」さて延長に風土記召れし事を朝野群載に載せる延長三年十二月十四日の太政官符に、五畿七道諸國司應三早速勘ニ進風土記ニ事、右如レ聞諸國可レ有ニ風土記文一今被ニ左大臣宣一偁、宜下仰ニ國宰一令上勘ニ進之一若無底探ニ求郡内一尋ニ問古老一早速言上者、諸國承知依レ宣不レ得ニ遲延一符到奉行とあり（この符文類聚符宣抄にも載たり）此符の旨は諸國に前に進れりし風土記の案文有べきを今度そを覆勘て進るべし、もしそれ無底（ナク）は更に郡内を探ね求め古老に尋問て更に撰記して上るべしとなり（上に引たる和銅六年の詔命に、古老相傳舊聞異事載于史籍言上とあると、此官符に尋問古老云々とあると同旨にて、國々の古傳を專と記さしめ給へる事知るべし）此官符に應て前に進れりし風土記の案を更に勘進れる國々の多かるべく、また新に古老の舊聞を探求めて上れるも有べけれど、古書どもに引てわづかに遺れるは其差別知るべからず（本朝書籍目録に、風土記記諸土地本縁と載たり、此等の類の風土記なるべし）故古き風土記の趣を取り總て考るに、各國にして舊より聞傳へたる古老の說を專

比古婆衣十三の巻

○風土記考 附總國風土記、民部省圖帳

今世に遺れる諸國の風土記にいと古く珍重(メデタ)きとまた後なるとがあるを、今己が見たる限を以て其大概を論ひ定め試むとす、然るは大抵の人は風土記といへば延長の年頃に成れる物とのみ思ふ由なれど然有ず其より古く次々に出來たる物なり、其はまづはやく風土記を召れたりし事は續日本紀に、和銅六年五月甲子制畿內七道諸國郡鄉名著ニ好字一令レ作ニ風土記一(此五字見本どもに脫たり今扶桑略記濫觴抄に依て補ふ)其郡內所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具錄ニ色目一及土地沃塉山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事載ニ于史籍一言上とあるを奉て進れる記これなるべし、其は仙覺が萬葉集抄に大和國宇智郡の事を說て和銅六年令レ註ニ進風土記一之時任ニ太政官下之旨ニ定ニ二字ニ用ニ好字ニ也と云るを思ひ合せて辨ふべし(和漢合運に、和銅五年の格に作風土記と記せるは、此六年の事なるを一年違へて書誤れるものなるべし、さてこの合運は僧圓智吉田光由が、慶長十六年の頃撰集たる書なり) 此和銅の度に註進れる風土記の今世に逸れるは、常陸風土記ぞ其が中の一篇なるべき(文を略ける所ありて全くはあらず、さて今傳はれる本に題名なきは、脫たるかまた原より無りしにや) 其は此風土記の發端に、常陸國司解申古老相傳舊聞事、問ニ國郡舊事一古老答曰云々(記中に古老曰云々と記せる所あまたあり)と書出たるは全く和銅の詔命の文を擧たる文なること著く、又白壁郡とあるは式和名抄等にも載たる眞壁郡なり、こは續紀延曆四年の詔に先帝御名及云々、自今以後宜ニ並改避一於レ是改ニ姓白髮部一爲ニ眞髮部一云々とあるによりて思ふに此度白壁を眞壁と改られたるなるべし、然れば此記延曆四年より以前に書たるものならむ事決しこれも和銅の度に注進れるならむと論へる證とすべし、また郡に隷て里と書たるも慥き證とぞ思はる、(出雲風土記に、鄉字者依靈龜元年式改里爲鄉とあるに依ていふ) また出雲風土記は天平五年二月卅日勘造とあればかの和銅六年より二十年ばかりの後に進れる物なり、此は和銅の詔命によりて進りし後故ありて再勘へて進れる記なるべし(また釋紀に引たる土佐國風土記に、高野天皇寶字八年云々と記せる文あり、此は出雲風土記を勘進せる天平五年より三十年後のことなり、また萬葉集抄に引たる筑前風土記に、當奈羅朝天平四年歲次壬申とあるも彼天平五年の前年にて間近きが上に、當奈羅朝とあれば今の京となりての文なり、此等同時に出來たる記ならんか、是も萬葉集抄に引たる備中國風土記に、奈良朝廷以天平六年甲戌とあればまた其後に出來たる記なること決し) また肥前豐後のは大概出雲のと同じ體裁なれば同じ頃に進れる物なるべ

するを、或は中務卿の奏すこともあるを、親王その卿となりておはす時の例を注されたるなり、然るは大舎人寮は中務省の被官なれば、中務卿の掌りて奏すこともありしにて、かの加注に、大舎人寮記文に、親王若任ニ寮頭ー者云々とみえたるこれなり、（大舎人寮にて、中務卿を寮頭と云へるは、そのかみの稱呼なりしなるべし、親王を大舎人頭などの卑官に任されたることはあらず）かくて考ふれば、親王省卿にておはす時、恒例の奏詞に進禮樂久と申すを、進樂久に替へ、進樂久を進禮樂久に替へ、或は恐の詞のあるを省き、無きを加へなどしてたゞその奏詞の差別にて、御身の品をあらはしたまへるなり、さてその進禮樂久としもいへるはこれらのほかにはきこえぬことばなり、其は進樂久といふをのどめて、禮音を助へて文なせるにて、別なる意のあるにあらず、また詞を活用したるにもあらず、たゞそのかみの一つの詞づかひとぞきこえたるそも〳〵古の祝詞、壽詞、詔詞、奏詞、語詞などのたぐひ、おのづから其ふり〳〵の詞づかひの文ありて、なべての歌詞物語の文詞などの例にのみ拘はりて、ひたぶるにさだすべきにはあらざるべし

比古婆衣巻の十二終

いへる壽詞あり、朝野群載にみえたるも、章曲は同じ體にて、男踏歌二首、女踏歌七首ありて、章曲の首ごとに、別に漢ざまの壽詞あげて、章句の尾ごとにも、また萬春樂、千春樂、天人感呼、聖主億千齡などいふ壽詞あり、いやましに漢文に轉れるなり、又河海抄初音卷の條に、萬春樂、踏歌曲催馬樂多氏之外不傳也、とて載られたるも、同趣なる漢文なり、やまと歌うたふ踏歌のときも、其漢文の壽詞を唱へたりしにこそ

○進樂久　進禮樂久と云詞の論

さきに弘仁內裏式の異本を校合する時、朝儀の奏詞に、進樂久といふを、進禮樂久とも云ひて、其差別ありげなるは、いかなるにかとおもひつゝ、さてすぐしつるに、此ごろ然るかたの書よむ次に、見あたりたる條々の同詞を併せみて考ふるに、まづその內裏式に、此書諸本互に誤脫あり、いま滋野井家本を大塚嘉樹が寫して異本どもを校へ合せたる本と、別に二本、また藤原貞幹が諸本を校て、印本にせるとを校訂して採れり　元正受朝賀式の條に、中務省率二陰陽寮一云々、立二庭中一、退出、輔已上一人留奏、其詞曰、中務省奏久、陰陽寮乃仕奉流禮某年七耀御暦進禮樂久平恐美恐美毛申賜止奏、無勅答、若親王任卿者以進禮樂久乎恐美恐美毛詞替進樂久乎、他皆效之と見え、貞觀儀式元日御豐樂院儀の條に載られたるも全同じ、この儀式も、諸本とりどりに誤寫多きを、前に下田師古等、公命を奉りて校訂せる本を、蚊田御風、また村井義古が重訂せる本に、中山家本を校訂して採れり　また內裏式に、正月上卯日獻二御杖一式に、大舍人寮先入奏進、其詞曰、大舍人寮奏久、正月乃上卯日乃御杖供奉且進禮樂久平申給止波久奏、若親王奏、以進禮樂久平替進樂久

○此條の末の加注に、案大舍人寮記文、親王若任寮頭者、奏辭進字下加恐美恐美毛之詞と注せり、こは異例を注せるなり、此ほかにも如此さまなる加注あり、さて此加注は、本書の末に、天長十年に裏旨を稟て、增損を加へたる由みえたる時に加へられたるにか、また後人のなるにか、いづれにも古人の注なり

も、本文は全く同じくて分注に、若親王奏以二進禮樂久平詞一代二進樂久平詞一、又其下加二恐美恐毛之詞一とみえ、また正月七日儀の條に、內舍人入レ自二逢春門一云々、奏云、御弓進牟止兵部省官姓名等、大輔已上候レ門止申、勅曰喚之、內舍人稱唯出喚、卿稱唯錄已上云々、入レ自二逢春門一云々、卿若大輔一人獨留云々、奏曰兵部省奏、兵庫寮乃供奉禮留正月七日乃御弓、又種々矢獻良久申給止波久申、若親王任卿者奏詞云太天萬都禮良久平などみえたり、さて上のくだりの分注に、若親王任レ卿者云々とあるは、內裏式、儀式の元正の條なるは、親王中務卿に任されておはす時の事をいひ儀式の七日儀の條なるは、兵部卿にておはす時をいへるにて、それらの省の卿にておはすときは、詞を替て云々と奏したまふ由なり、また內裏式、儀式の上卯日儀の條に、若親王奏云々とあるも、親王任レ卿者云々とあると同義にて、本條に見えたるごとく、恒は大舍人寮の官人の奏詞

或はあられまじり、と宣命譜にはよめり、と記し給へり、この宣命譜のよみざまいと意得がたきを、その

踏歌差圖

折目内

版

按書殿

折目内

南殿

據江家次第山田以文試製

書今世に傳はらざれば考ふべきよしなし、杜史抄に、政事要略百六云、此卷闕て今世につたはらず參議從四位上守宮內卿兼尾張守滋野朝臣貞主、造ニ宣命譜ー奏問とみえたり、仁和寺宮本の書籍目錄に、宣命譜一卷貞主朝臣は、淳和仁明の天皇の御世の頃の人なり、仁和寺宮本の書籍目錄に、秘府略千卷、天長八年撰集古今書籍、滋野貞主作之云々、貞主于時東宮學士因幡介、與諸儒撰集、また日本紀竟宴和歌の首に、承和十年日本紀の講者に、參議從四位上滋野朝臣貞主とみえたり、漢學にきこえたかき人ながら、皇國の古學にも心よせありし人ときこえたり當時いまだ片假字、草假字などの世にあまねくは行はれざりつる時なりければ、件の訓は眞字もて注して、阿良禮波志里と書たりけむを、その波字を艸の手にはなど書たるを滿を艸にまと書くに見錯へて寫せる本によりたまへるにぞあるべき、古書といへど然る訛り例あることなりしかるに西宮抄踏歌の條の首書に、宣命譜、安良禮末之利云々、と書る本あり、こは後人の宣命譜を見て書るにはあらで、公事根源の御說によりて、書加へたるものなるべし、さらずはいかにしてもあられまじりとはいふべきにあらず、又かの私記には、俗曰ニ阿良禮走ーと云へれど、宣命譜にも然其よみを注せれば、雅しき稱なるを、そのかみ公事にも踏歌と字音にいふ例となりつるにあはせて、俗曰とはいへるなり、榮華源氏の物語などにも、たうかとのみ書るをおもふべし、また今改云ニ萬歲樂ー是古語之遺也、とは公望宿禰の頃は既に萬年阿良禮といふを改て、たゞ萬歲樂といへり、されどそは前に萬年といへる古語のなごりなりと說へるなり阿良禮阿良禮と囃すが、禮儀にはつきなく聞なさるゝによりて、改させ給へるなるべし、類聚國史にみえたる延曆十四年の度の踏歌には、詩の七言絶句の體なる章曲を三首載られて、一首の尾ごとに、新京樂、平安樂土、萬年春など

此神歌堅可レ秘レ之、他家不レ可レ見レ之

今按るに、此は公事に行はるゝ、踏歌の趣を、いさゝかまねびつくりて、氏神の祭に行へるものにして、上のくだりの詞どもは、事吹と囊持の所作のうへを記せるものなるべし、またシュンケは、踏歌に歌頭といふに似たるものなるべし、（シュンケと云ふ由はしられず○この囊持の一ッ二ッ云々と數ふるは、李部王記に、囊の唱一十百千萬億等數云々、とあるに依りて考合するに、鎭魂祭に行ふ鎭魂の故實に據りたる延壽の祝事なるべし、その鎭魂祭の故實は、別に稽へ記せるものあり）上に擧たる證文どもに、いさゝか考合すべき趣のきこゆれば書そへつ

なほほかの書にもあるべし、いまだよくもたづねず

○あらればしり

釋日本紀（持統巻述義）踏歌の注に、私記曰、（釋にこゝに私記といへるは、新國史にみえたる延喜四年講日本紀の時、紀傳博士矢田部公望宿禰の、尙復と爲されたる時の私記なり、故延喜公望私記とも云へるところあり、日本紀竟宴和歌の前に、延喜四年講、六年宴紀傳博士矢田部公望ともみゆ）今俗、曰二阿良禮走一、師說（公望宿禰の師の說）此歌曲之終重稱二萬年阿良禮一、今改云二萬歲樂一、是古語之遺也、（西宮抄踏歌の條の旁書に、古語云アラレハシリト讀云々、是禪閤仰せ）この阿良禮走といふ由を考るに、阿良禮は歌曲の囃聲にて、今の俗の鄙謠の終かたに、阿良禮也、阿良禮也と重ねて囃し、又阿良禮也、許良禮也などやうにも囃す阿良禮也これなるべし、（阿良禮の、禮の節をいさゝか延ればおのづから合音のやうに、禮ト也といはるゝなり、唱試て悟るべし）走とは、歌曲之終、重稱二萬年阿良禮一と說へる由にて、歌曲の終に、萬年阿良禮、萬年阿良禮、と重ねてをりかへし囃しつゝ、早足に退入(イル)趣(サマ)を興じて、阿良禮走と稱へるなるべし、（持統紀踏歌の古訓には、たゞアラレとあり、さも稱へりしなるべし）練足之事と題せる書（練歩次第など云ふ書を引き、又古說どもを集て、練足の作法を記せる古書なり）の中に、霰走先右ノ足ヲサット出シテ、踵ヲ踏立テ、一拍子ニ沓サキヲ下ス、右ヲ踏定テ、左ヲ如レ右進シムル也、或ハ超練ト云、霰走モ早練モ、同練ノ同名也、と見えたり、此は踏歌の時、早足にものするさまに、早く練る由ときこえたる、はたおもひあはすべし、さて又踏歌のさまは、江家次第踏歌の下に、舞姬出、樂前大夫（帶レ劔者）前行、當二校書殿南端一、東向立、舞妓分自二殿南一進當二校書殿南端一東折（夾二馳道一）分進レ南、更北還作二大輪右廻一一匝、又分二左右一南行更折自レ內北進、了退留二校書殿東庭一東向立舞唱レ歌、了退入、（此段の旁注に、西宮抄、四十人至版位下折南行、更還北行踏舞三迊、了如元退）と見えたるにて大方おもひやるべし、さて又公事根源に、踏歌節會をばあらればしりのとよのあかりとも申にや、

の君もよそ人と見たまはねば御目とまりけり云々、みなおなじごとかづけ綿する中に、綿のさまもにほひことに、らう／＼しうしない給ひて云々

○竹川　そのとしかへりて、をとこどうかせられけり、殿上のわか人どもの中に、もの、上手おほかるころほひなり、其中にもすぐれたるをえらせ給ひて、此四位の侍従（薫）右の歌頭なり、かの藏人の少將（夕霧子）樂人の數のうちにありけり、十四日の月のはなやかにくもりなきに、御前より出て冷泉院にまゐる、女御も此みやすどころも、うへに御つぼねして見給ふ云々」、にほひもなくみぐるしきわた花もかざす人がらに見わかれて、さまも聲もいとをかしくぞありける、竹川うたひて、みはしのもとにふみよるほど云々」、月は夜深うなるまゝに、はしたなうすみのぼりて、いかに見給ふらんとのみおぼゆれば、ふむそらもなうただよひありきて云々」、ばんすんらくを御くちずさびにし給ひつゝ、御息所の御方にわたらせ給へれば云云」、

○賢木（諒闇はてなり）　年もかはりぬれば、内わたりはなやかに内宴踏歌など聞たまふも、とののみあはれにて云々

○司中公文抄云、（伊勢太神宮司家古記）十五日氏神離宮院踏家神事云々

バンスイラク、センシウラク、ヘイアンニ、スコシヅヽ、トミヲシテ、サヨヲフルマデ、ト三ドマサス、ツギニ「シンネン、アラタマンテ、タカラノ、御ワウデンニ、マ井リキタリテ、シロカネノタルキヲカケ、コガネヲモテ、ココノヘト、フキタテマツリタル御ワウデント、ヲガミタテマツルカナヤ、ワウ／＼（今按ふるに、ワウ／＼はいはゆる稱唯にて、オオ／＼の訛唱なるべし）「シユンケアテイハク、「フクロモチ／＼ト申「フクロモチイハク、ヨトモヨトモト申「シユンケイハク、百千萬アソウギノ御タカラモノ、ヨミアケテタテマツレ、「フクロモチ、シユンケノマヘニ、スヽミイデヽ、ヒダリノヒザヲツチニツキテ、ミギノヒザヲタテヽ、ミギノ手ヲカリギヌノタモトヨリイダシテ、フクロヲツチニウチテアソブ、「一ッ二ッ三ッ七ッ十ヲ、百千萬アソウギノ御タカラモノ、カゾヘタテマツルト申、「シユンケノイハク、宮河ヤアナタコナタノ、ハシヅメナル、ハナゾノニ、トミコソフレヤ、チヨヲヘルマデト三ド申、

人二人裏〆面料トス●熨斗嚢持●歌頭六人●歌掌已下舞人、同日夜若有二男踏歌一云々●綿花白杖
○源氏物語中踏歌の事の文詞
○末摘花巻　正月朔日のほど過てことし男踏歌あるべければ
○初音巻　ことしはをとこ踏歌あり、うちより朱雀院にまゐりて、つぎに此院にまゐる、道のほど遠くて夜の明方になりにけり、月のくもりなくすみまさりて云々、殿上人なども、ものゝ上手多かるころほひにて、笛の音もいとおもしろくふきたてゝ云々」、朱雀院きさいの宮の御かたなどめぐりけるほどに、夜もやう〳〵あけゆけば云々、青色のなえばめるに、しらがさねの色あひ、何のかざりかは見ゆる、かざしのわたは、にほひもなきものなれど、所からにやおもしろく、心ゆき命のぶるほどなり云々」、ほのぼのと明行に、雪や、ちりてそゞろさむきに、竹川うたひてかよれる姿、なづかしき聲々の、繪にも書とめがたからむこそくちをしけれ、いづれも〳〵おとらぬ袖口どもこぼれ出たるこちたさ云々と見わたさる、あやしく心ゆく見ものにぞありける、さるはかうこじの世ばなれたるさま、ことぶきのみだりがはしき、をこめきたることとも、こと〳〵しくとりなしたる、中々なにばかりのおもしろかるべきひやうしも聞えぬものを、例の綿かづきわたりてまかでぬ云々、みづからのあざればみたるかたくなしさは云云とおぼしたり、ばんすらく御くちずさびにのたまひて云々
（高巾子　言吹　拍子　源氏　萬春樂）
○眞木柱　をとこだうかありければ云々、宮は（東宮）またわかくおはしませど、すべていと今めかし、御前中宮の御方朱雀院に参りて、（踏歌のめぐり参るによりてなり）夜いたう更にければ、六條院にはこのたびは所せしとてはぶき給ふ、朱雀院より歸りまゐりて、春宮の御かた〴〵にめぐるほどに夜明ぬ、ほの〴〵とをかしき朝ぼらけに、いたく醉みだれたるさまして、竹川うたひけるほどを見れば、うちの大殿の君だちは四五人ばかり、殿上人の中に聲すぐれかたち清げにて、打つゞきたまへるいとめでたし、わらはなる八郎君は、むかひばらにていみじうかしづき給ふが、いとうつくしうて、大將どのゝ太郎君と立ならびたるを、かん

霑湛露歸休德、天人感日暖春天仰戴陽、願以嘉辰常樂事、天人感千々億歳奉明王、萬春樂事吹云々、この云々は、事吹の壽詞を省きたるなるべし、さて事吹と稱ふもの、言壽して仕奉るさまは、下に擧るごとく、初音巻に、ことぶきのみだりがはしき、をこめきたることを、こと〴〵しくとりなしたる、なか〳〵に何ばかりのおもしろかるべき、拍子もきこえぬものを、例の綿かづき、わたりてまかでぬといへるにておもひやるべし新元嘗樂、淡海三船撰

○江談抄に云、嘉辰令月歡無極、萬歳千秋樂未央、謝偃任雜言詩、此詩踏歌詩也、古塔尾銘、有ニ萬歳千秋樂未央字一、今按件文見ニ唐神州三寶感通錄上一、件錄云、仁壽二年正月後、分ニ布舍利五十三列一、至ニ四月八日一、同年時下其列如レ左云々、其中梨列塔地下尾文、千秋樂云々、件錄唐麟德元年終南山釋氏所レ撰也云々、因ニ此等文一、踏歌起源從レ唐初

○釋日本紀持統卷述義に、踏歌、私記曰、今俗曰ニ阿良禮走一、師說此歌曲之終重稱ニ萬年阿良禮一、今改云ニ萬歳樂一、是古語之遺也、この阿良禮走といふよしは、別に下に考記せり

○河海抄初音巻踏歌の注に云、新年の祝詞なり、歌頭以下相引て、月花門より入て、右近陣の前に列立、天皇出御、清涼殿の孫庇に御倚子を立て御座とす、內藏寮祿の綿をつみたる机をかきて、殿前にたつ、王卿めしによりて南の簀子に着座、御厨子所酒肴を供す、踏歌の人やうやくすゝみて、南殿の西頭より調子を奏して、仙花門より入て、東庭に列立、周旋三度の後、言吹御前にすゝみて祝詞を奏し、歌曲を奏す、舞人等東西の階よりのぼる、內侍二人相分て、綿をとりて踏歌の人々にかづく、其後所々に踏歌、曉に及て歸參、歌頭舞人等の座を殿中に儲られて、各祿を給はりて退出

○同抄同巻かざしの綿の注に云、かざしの綿、踏歌人以レ綿造レ花着ニ冠額一號ニ高巾子一也

○西宮記人々裝束部、踏歌條云、天皇服御直衣、王卿如レ例供奉着ニ青色無文麴塵闕腋一、白下襲、半臂肩イ石帶、扇綿花白杖、高巾子、言吹振六位以レ綿裹レ面、近代不褁童子絲鞋、召人諸衞府垂纓、不レ帶ニ劔笏一、被レ聽ニ禁色一者用ニ無文一、主典以下本位袍淺沓、諸衞府垂纓○同書踏歌事條女踏歌なり抄出●八日之定ニ踏歌之事一●召ニ大藏省木工寮官人等一、仰下來十四日可レ打ニ七丈幄於中院一之由上●召ニ修理職一令三內匠寮作ニ歌頭以下舞人以上之杖一調樂之間假以梋作之●召ニ御巾子造一仰可レ奉ニ高巾子二口一又召ニ內藏寮一仰下可レ奉ニ高巾子料冠絹一之狀上●肩綿●信濃布一丈囊●同布六尺書所ヲツカハシテ小舍

萬春樂、萬春樂、萬春樂

我皇延祚億千齡 天人感呼　人霑湛露歸依德 萬春樂

日暖春天仰載陽 天人感呼　願以佳辰常樂事 天人感呼

千千億歲奉明王 萬春樂

女踏歌章曲七首

明明聖主億千齡 千春樂

無事無爲唯賞豫 千春樂　凝流端拱任群賢 千春樂

綱疎刑措還千古 天人感呼　治定功成大平年 天人感呼

明明聖主億千齡 天人感呼

深仁潛及三泉下 天人感呼　鴻德遐充六合中 天人感呼

悅以紀民民悅服 天人感呼　一行闕

明明聖主億千齡 天人感呼

上月韶光早千春 天人感呼　階前細草綠初新 天人感呼

南山雪盡春峯遠 天人感呼　北闕煙生瑞氣淳 天人感呼

明明聖主億千齡 千春樂

君王曉卷流蘇帳 千春樂　春日芳菲遺興催 千春樂

曉光偏着青樓柳 天人感呼　寒色金舞玉砌梅 天人感呼

自此以下爲レ破

明明聖主億千齡 天人感呼

宮女春眠常嬾起 天人感呼　被催中使繪粧成 天人感呼

雲鬟尙恨無新樣 天人感呼　霧殿還嫌色不輕 聖主億千齡

明明聖主億千齡 千春樂

春歌淸響傳金屋 千春樂　雙踏佳聲繞玉堂 千春樂

借問曲中何憶有 天人感呼　仙齡寶祚與天長 聖主億千齡

早年愛光華 千春樂

春遊不知厭　暮景落朱顏

猶惜韶光短　徘徊不欲還 聖主億千齡

以レ此爲レ急

○師光朝臣年中行事踏歌條に云、歌詞七言也、如二絕句詩一以二平聲韻字一爲レ韻、年中行事秘抄にも如此あり○下に擧る河海抄の說に依るに、歌詞はみな字音に唱ひたるものなるべし

○河海抄竹川卷ばんすんらくを御口ずさびにし給ひつゝの注に云、萬春樂踏歌曲催馬樂多氏之外不得之ばんすんらく一段、かくわうえんそう、おくせんねん二段、くゑんせいくゑうぞ、ねんくわうれい三段、

○踏歌の歌に、我家、此殿、萬春樂、納蘇利この四曲をうたふ、みな呂なり、多氏の秘說なり、末に至りて有二事吹一、我皇延一祚億千齡、萬春樂 元一正慶一序年光麗、天人感○此歌詞二句の假字は、上に見えたる草假字がきをうつし當たるなり、但しこの初句の尾の齡字のところねんとあり○この壽詞、朝野群載には、みな天人感呼とあり、後に呼字を省きたるにか 延一曆佳一朝帝化一昌、萬春樂 百一辟陪一筵華幄內、天人感 千般作一樂紫震一場、天人感

清弘稱唯、綿處唱一十百千萬億等數少退、言吹、左權中將伊衡左歌頭、右權中將實賴右歌頭、出北戸參中宮弘徽殿、次飛香舍、(王公座南椽)次承香殿、(右大殿女御)次東宮、踏歌參御前、左右大臣有障、共不參宿所、故不踏」

○延喜彈正式云、凡京都踏歌一切禁斷

○河海抄(末摘花卷注)に云、踏歌式新儀式云、高巾子冠、(自所麴塵)給之正月十四日打熨斗、囊持襖着位袍」、當夜歌頭以下相率(白袍、下襲)集中院、暫而自月花門參入、行列右近陣前庭、時刻出御御座、(清涼殿孫庇南四間、平文御倚子)內藏寮舁祿綿机立前庭、(南第四間、)王卿依召參上、(簀子南第三間菅圓座、人多及南廊小板敷)賜酒肴王卿、御厨子所供御酒、踏歌人進、南殿西頭始奏調子訖入仙花門列立庭上、踏歌周旋、(三反)後列立御前、言吹進出當綿案立奏祝詞、畢喚囊持二聲囊持稱唯進而計綿數奏、絹鴨曲、次奏此殿訖着座列立間、掃部寮當御階南邊一許丈立床子爲歌頭以下舞人以上座(相對北爲上)仁壽殿西階南邊立床子爲管絃者座南廊小板敷東邊西面東上敷疊竝机、爲打熨斗、囊持座、又有諸司二分吹管者同着之、同壁下北面西上敷疊爲殿上侍臣座、內藏寮舁四尺臺盤三基立舞人以上座八尺臺盤一基立管絃者座、臺盤皆辨備肴饌、次王卿已下取勸盃侍臣所雜色以下行酒、三四巡後管絃更調子唱竹河曲即起座列立如前歌四唱之後舞人已上雙舞進而上東階、內侍二人相分被綿、且舞且還(女藏人二人持入綿匣候內侍後)但彈琴者以下男藏人二人傳取御簾中於庭中被之、及曉奏我家曲、退出自北廊戸」、其後踏歌所々、歸參、御座如初、歌頭舞人賜座於庭中(相對西爲上)管絃者座在橫切(北上西面)打熨斗、囊持座在南、(西上北面爲薦座)出御之後公卿先候簀子歌頭以下依召參入着座賜酒饌、此間奏管絃數巡之後賜祿有差事了退出、歌頭支子染袙各一領、踏掌、打熨斗、囊持絹一匹、內藏寮立高机積綿一百屯

○朝野群載(第二十一樂章部)

踏歌秘曲

踏歌章曲二首

萬春樂、萬春樂、萬春樂

我皇延祚億千齡(萬春樂)

延曆佳朝帝化昌(萬春樂)

千般作樂紫震場(天人感呼)

○目錄に踏歌章曲男女とあり

元正慶序年光麗(萬春樂)

百辟陪筵花幄內(天人感呼)

合せて四十八人なるに當りてきこゆるに、二人多きは後に女藏人を二人增されたるなるべし。また國史どもに宮人踏歌と記されたるも、この妓女に當れり（中略）天皇著御帳中倚子、（中略）坊家別當奏圖、（中略注に云、別當少將於階下授之云々、先披見後乍令持杖挿之云々○北山抄云、內教坊別當進舞妓奏、披見後取文杖挿之參上、是踏歌指圖也）樂前大夫二人（帶劍者）舞妓出（傍書に、西宮抄四十人至版位下折南行、更還北行舞踏、三迊了如元退）前行當校書殿南端東行立舞、妓分自殿南進當校書殿南端東折夾馳道分進南、更北還作大輪右廻一迊、又分左右南行更折自內北進、了退留校書殿東庭東向唱歌（首書に云、近代不及唱歌○唱歌、一本に立舞と作り）了退入、（踏歌雨儀は、三代實錄元慶七年正月十六日の度に、宮人踏歌於殿上以雪落地濕也とみえ、此次第にも雨儀の裝束など載られて、首書に妓女踏歌舞於南庭如七日女樂、外廻輪轉南方從欄、見吏部王記）後參三宮

○大后御記云、（河海抄末摘花巻男踏歌の注）延喜七年正月十四日、をとこだうかありて、わたかづけの藏人（四人）大うへわたりおはします云々

○延喜十三年正月十四日（丁巳）御記曰、（河海抄上に同じ）此夜有踏歌事、晚頭風雪、及戌刻雪晴、亥一刻踏歌人等參入於右近陣前、理管絃、此時卽意子中務卿親王、常陸大守親王、大納言藤原朝臣、權中納言藤原朝臣參議仲平朝臣、定方朝臣等、侍簀子敷、舞人等進至竹架東頭列立、先奏調子、次萬春樂、漸進南北惣三度、訖當御前分立、言吹祝詞、囊持計綿、卽奏絹鴨曲、次奏此殿曲、此間內藏寮立臺盤呉竹東邊、掃部立床子、奏歌人行着床子、公卿等下殿行酒、三四巡後管絃更調子歌竹河曲、便地列庭中、內侍藏人等持被綿、訖着階座、歌頭已下舞童以上（雙舞進上）階給綿、（彈琴已下樂人等、令男藏人自後給之）畢歌我家曲退出、于時子一刻自瀧口到東宮息所曹子踏歌、（弘徽殿）次尙侍曹子（飛香舍）次承香殿息所曹子、（麗景殿）次克明親王直盧、（昭陽舍）次參入東宮、寅四刻還參入內裏、候右近陣前、召之東庭（掃部給平敷坐）給酒肴、令奏絃歌、三四曲後給祿、歌頭舞人等給褂、訖召人藏人所人等給襖子、雅樂物師等給匹絹、卽入內、歌舞人等退出、于時卯三刻、同十七年、廿年同之

○西宮記云、（河海抄上に同じ）延喜十三年正月十四日、踏歌參所々、尙侍幷一親王宿所等、（此文今本首書に見えたり）

○李部王記云、（河海抄上に同じ）延長七年踏歌人裝束、垂纓冠、麴塵闕腋袍、白下襲、着深沓、持白杖、以立加列、前官挿脹劍振靴高巾子着綿面、童子二人在舞人列、（右衞門督兒今阿子、故貞辨字菖蒲町）（本ノマヽ）其裝束如舞人、着花加兩鬢、房爲着絲鞋、左少將行扶進中間綿臺東供喚囊持二聲、

みえたり、委しき事は年立のところに論へり次に醍醐天皇延喜三年、同七年に十四日男踏歌こゝより正月といふを省きて日次のみをもていへり同十三年十四日に男踏歌、十五日に女踏歌、同十七年十四日男踏歌、十九年十六日女踏歌、廿年十四日男踏歌、延長六年十六日女踏歌、七年十四日男踏歌、朱雀天皇承平四年十四日男踏歌、天慶四年十四日に男踏歌、十六日に女踏歌、同五年、六年うちつゞきて十四日に男踏歌、九年十六日女踏歌、村上天皇天暦元年、同二年、同三年十六日女踏歌、同九年論奏ありて踏歌を止め給ひ、冷泉天皇安和二年より舊のごとく十六日に女踏歌行はれ、圓融天皇御世天祿二年より天元五年まで十六日女踏歌、永觀元年十四日に男踏歌、十六日に女踏歌行はれ、此後十四日の男踏歌は行はれず、十六日の女踏歌のみ行はれけるが三條天皇長和元年におよびて又踏歌を止め給ひ、後一條天皇寛仁元年よりまた舊に復し給へる由にて十六日の女踏歌行はれけるが、世の亂によりて永正十六年のころより絕て行はれず、大御世治りて後女踏歌のおもかげばかりをせさせ給ふとぞ

踏歌之事類抄出

○弘仁內裏式、正月十六日踏歌式云、早旦天皇御二豐樂殿一賜二宴次侍從已上一云々、宮人踏歌出レ自二青綺門一五位二人分頭在レ前、差進經二左近仗東頭一南進、更西折當二殿中階南一進、當二顯陽堂南階一于レ時大夫東去七許丈北面立、踏歌者踏分卽升二着顯陽堂坐一踏歌者欲レ還起坐、卽進引還如レ初云々、卽宣制云天皇我詔旨良萬止宣不大命乎衆諸聞食止宣云々、更宣云今日波正月望日乃豐樂聞食須日尓在故是以踏歌見御酒食閇惠良伎退止爲弖奈御物給久止宣云々、中務輔以上唱レ名賜レ綿各有レ差云々、所司獻二祿餘於殿上一卽內侍令下二女史一賜中踏歌者上各有レ差、若有二蕃客一云々令下二客徒一奏中其國樂上訖宮人踏歌出レ自二青綺門一如レ上、踏歌者東向之時大夫進而引還如レ常

儀式に載られたるも、もはら同じ、內裏儀式にはいと簡に載られたり

○江家次第踏歌條抄出中務立レ標、並置二宣命版一、中略坊家妓女坊家は內敎坊なり裝束依二請奏一給レ之、中略坊家妓女外、中宮春宮妓女客二人催レ之、女藏人奉仕、本注に云、內裏女藏人四人必奉仕○首書に云、內裏女藏人自殿西戶下、中宮春宮女藏人自御膳宿出加列踏歌○妓女の員は、此下文舞妓の傍書に、西宮抄四十人云々とあり、延喜中宮式に、正月十六日踏歌妓女四十六人祿料云々、とみえたるは、この坊家妓女四十人に中宮春宮妓女合四人、と奉仕の女藏人四人、

萬壽元年、二年踏歌みえず
○萬壽三年十六日踏歌　○四年十六日踏歌
長元元年踏歌みえず
○長元二年十六日踏歌　○三年十六日踏歌
○四年十六日踏歌　○五年十六日踏歌
○六年十六日踏歌　○七年十六日踏歌
八年、九年踏歌見えず
この後のものには百練抄後三條天皇御代の條事の末に、後冷泉後三條兩代之間、不レ被レ行ニ踏歌節會一、依ニ後朱雀院御忌月一也（後朱雀院、寛德二年正月十八日崩給へり）と記せること見え、本朝世紀稿（缺卷缺文多し、此書の事は別に考辨へたるものあり）の中に康和五年、天養元年、久安元年、三年、四年、五年、仁平元年、二年の十六日の度々にもたゞ踏歌と記し、また其後には禮儀類典に玉海に記されたる仁安三年の度より、宣胤卿記なる永正十五年正月十六日の條に去年者三節會再興、當年元日許也、といへるまで諸家の記錄どもに見えたるかぎり輯載られたるを見るに、みなたゞ踏歌と稱て其記しざまはとり／＼疎略にて詳ならぬが多かれどいと事そぎたる女踏歌とみえきこえて男踏歌の趣にきこゆるは一度もあらず

○此踏歌行はれたる始より御世々々に行はれたる趣を今かく次第記してとりすべて考ふるに、もともろこしの國の唐の世に踏歌とてものせるまさなき遊態を擬びて、天武天皇三年正月朔日男女無別闇夜に踏歌せさせ給へるに始りて持統天皇七年正月十六日漢人等に踏歌せさせ給ひ、八年正月十七日に漢人、十九日に唐人に踏歌せさせ給ひ、其後聖武天皇天平元年、同二年正月十四日に男踏歌あり、同十四年正月十六日に少年童女の踏歌あり、又其後光仁天皇寶龜五年正月十六日女踏歌男踏歌あり、次に桓武天皇延曆十四年正月十六日平安新京にて女踏歌あり、同十八年正月十六日踏歌とあり（此時蕃客あり前後の例によるに女踏歌なるべし）その後、嵯峨天皇の弘仁六年、同十一年、同十三年ともに正月十六日女踏歌あり（三度ともに蕃客あり）此十三年の度より（この十二年正月廿日に成たる內裏式に正月十六日踏歌式に宮人踏歌とあり）光孝天皇の御世に至まで每年の恒例として正月十六日に女踏歌あり、此後の御世は國史あらざればいま彼此の書どもに見およびたるうへをもて考るに、宇多天皇寛平元年正月十四日に男踏歌を始行ひ給ひ（但しこは承平の舊風に依り給へる由）

二年踏歌見えず
○一條天皇
○永延元年十六日踏歌　○二年十六日踏歌
○永祚元年十六日踏歌
正暦元年二年三年踏歌見えず
○正暦四年十六日踏歌　○五年十六日踏歌
○長德元年十六日女踏歌　○二年十六日女踏歌
○三年十六日女踏歌　○四年十六日踏歌
○長保元年十六日女踏歌
二年三年四年踏歌見えず
○五年十六日女踏歌　紀略にはたゞ踏歌とあるを本朝世紀稿によりて女字を加ふ
○寛弘元年十六日踏歌　○二年十六日女踏歌
源氏物語の末摘花卷に、ことしをとこだうかあるべければ、又初音卷に、今年は男踏歌あり內より朱雀院にまゐりて云々、眞木柱卷に男踏歌ありければ、竹川卷に其としかへりて男踏歌せられけりなどいへり、まづ此物語作れる時世は紫女七論にこまかに考へて長保の末寛弘の始の頃までにいできたるものなるべきよし說へるはさることにて、そのかみ男踏歌は行はれざる御世なりけるを、朱雀天皇の御世の頃のさまにとりなして今年は男踏歌あり、ことしをとこだうかあるべければなどいへる趣の心しらひをかしくきこえたり
○三年十六日踏歌　○四年十六日踏歌
○五年十六日女踏歌　○六年十六日女踏歌
○七年十六日女踏歌　○八年十六日女踏歌
○三條天皇
長和元年、二年、三年、四年、五年踏歌無し、上に引たるごとく行成卿抄に天曆云々、安和云々、長和又止と見えたるは、この長和元年より止られたるに當れり
○後一條天皇
○長和六年十六日女踏歌
是年四月十三日寛仁と改元ありかの行成卿抄に長和又止同六年以後復舊とあるに當れり
○二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌
四年、治安元年、踏歌見えず
○治安二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌

とみえたればかた〴〵この十四日には男踏歌なりけむ事決し

○五年十四日男踏歌　○六年十四日男踏歌

○九年十六日女踏歌

○村上天皇

○天暦元年十六日女踏歌　○二年十六日女踏歌

○三年十六日女踏歌

四年より十年まで紀略闕たり

年中行事抄踏歌の條に、行成卿抄云、天暦九年論奏止レ之、安和詔依レ舊行レ之、長和又止、同六年以後復レ舊（行成卿は長和六年より十一年の後、萬壽四年に薨給ひたれば、此卿の在世の間に舊に復されしなり）また師遠年中行事にも、十六日踏歌事依ニ天暦九年十二月十三日論奏一止レ之今亦有レ之（中原師遠朝臣は大治五年に卒）紀略に、康保元年（天暦十一年改元）より四年まで、冷泉天皇の安和元年踏歌見えず、行成卿抄と合へり

○冷泉天皇

○安和二年十六日女踏歌行成卿抄に安和詔依レ舊行之とある是年に當れり

○圓融天皇

天祿元年踏歌見えず

○天祿二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌

○天延元年十六日女踏歌　○二年十六日女踏歌

○三年十六日女踏歌　○貞元元年十六日女踏歌

○二年十六日女踏歌　○天元元年十六日女踏歌

○二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌

○四年十六日女踏歌　○五年十六日女踏歌

○六年（補）（十四日男踏歌十六日女踏歌）河海抄（初音巻男踏歌注）に云、天元六年正月十四日有ニ男踏歌一（中略）今度以後男踏歌絶而無レ之とみえたり、是年四月永觀と改元あり」此後男踏歌の事書どもに見えず、弘安八年に記せる中原師冬朝臣の年中行事に、正月十四日男踏歌事近代不レ被レ行といへるは此行事記せる近き御代の事にはあらで前の御代には行はれたりつれど、其後行はれずなりし由をおほよそにいへる史家の俗文なり、然る書ざまほかにも例多し

○華山天皇

○寛和元年十六日女踏歌

して推察られたり

○醍醐天皇

延喜三年十四日男踏歌 河海抄初音巻男踏歌注 に云正月十四日男踏歌也、其儀新儀式以下に見えたり今在る新儀式、此儀式のあたり缺たり

(補)七年十四日男踏歌 河海抄初音巻男踏歌注 に云 大后御記云延喜七年 正月十四日をとこだうかありて云々

十三年(補)十四日男踏歌十六日女踏歌 十四日は河海抄初音巻男踏歌注 に云延喜十三年 正月十四日丁巳御記曰此夜有二踏歌事一中略 踏歌人等參入中略 歌頭已下舞童以上以舞進上レ階下略 擧注して同十七年廿年同レ之とみえたり、また李部王記をも例に引て延長七年踏歌人裝束中略 童子二人在二舞人列一 其裝束如二舞人一とみえたり、此十三年の度に舞童とあるも童子にて舞人の列にありしなり、相證して男踏歌なりしこと知られたり

十七年十四日男踏歌 上に引たるごとく河海抄に同十七年廿年同レ之とあるに合へり

十九年十六日女踏歌 去年男踏歌あり、十三年に十四日に男踏歌十六日に女踏歌あり、また前の例に依りて推考るにも此度の十六日は女踏歌なりしなるべし

(補)廿年十四日男踏歌 上に引たるごとく河海抄に延喜十三年の男踏歌を擧て十七年廿年同レ之とあるによりて補ふ

○廿二年十四日男踏歌十六日女踏歌

○延長六年十六日女踏歌 たゞ踏歌とあれど例に依るに女踏歌なりしなるべし、延長五年に定給へる延喜式の中宮式にも正月十六日の踏歌妓女四十六人祿料云々と載られたり

(補)七年十四日男踏歌 河海抄初音巻男踏歌注 に、李部王記延長七年踏歌人裝束云々、童子二人在二舞人列一其裝束如二舞人一云々

○朱雀天皇

〔頭注紀畧承平二年七月十四日夕仰瀧口武士腰袒相撲入夜命近臣蹈歌、太后臨覽到曉賜祿〕

○承平四年十四日男踏歌

○天慶四年(補)十四日男踏歌十六日女踏歌 西宮記に、是年に十四日踏歌とあり已前の例といひ十六日に女踏歌

ま在る卷々の中にてみえたるかぎり、踏歌の事を年立に擧しるし、又他書に見えたるをも、年立に並へ載て、その引書を注して、ともに考證せる由をしるす○本書日次の下に干支を記したれど、こゝにはいたづらなれば省けり、又他書に依て補へたるには、こゝには、(補)かく目じるしして分ち、例證によりて補へたる字には、その右旁に○を點したり、

○宇多天皇

(補)仁和五年十四日男踏歌○是年四月改元寛平

年中行事抄に云、仁和五年正月十四日踏歌記云、議者多稱踏歌者新年之祝詞累代之遺美也、歌頌以延ニ寳祚ニ言吹以祈ニ豐年ニ、豈啻縱ニ樂遊於管弦ニ惜ニ時節於風景ニ而已哉、宜下依ニ承和故實ニ以作中每歲長規上と見え此文年中行事秘抄にも載て故實を事實と作り年中行事抄に、廣相卿傳云仁和五年蒙レ勅造ニ撰踏歌記一卷ニ、件記仁壽以後四代中絶不レ行今年尋ニ承和舊風ニ始ニ行之ニと見えたるを廣相卿は橘卿なり、秘抄に引たるは踏歌記の文なり、この抄に引たるは廣相卿傳なる踏歌記を造撰れる由の文なり併考るにこの踏歌記造撰る仁和五年は宇多天皇即位より二年にて、是四月に寛平と改元あり、仁壽以後四代中絶とは仁壽は文德天皇の御世なり、以後四代中絶とは淸和陽成光孝の御世に當代を係けて四代におよぶまで此踏歌の事の中絶て行はれざりし由なり、承和の故實に依りまた舊風を尋ぎとも云へるは仁明天皇の御世の承和年中に行はれたりし踏歌の式を尋ぎて、今年仁和五年より始て長く每歲に行ひ給はむと勅ありける由なり、然るに上の年立に記せるごとく嵯峨天皇の弘仁十二年の內裏式に正月十六日踏歌式を定めて載給ひ恒例として女踏歌行はれ儀式內裏儀式も同じ光孝天皇の御世に及まで絶えず行はれたればその恒例の踏歌を仁壽以後四代中絶とは云ふべきにあらず、故つら〳〵推考ふるに承和年中別詔によりて正月十四日に男踏歌奏させて御覽したることのありけるが聖武天皇御世、天平元年正月十四日男踏歌ありし事、上の年立に記せるがごとし、此例に依り給ひたりしなるべしその後其男踏歌は絶て行はれざりしをもて興して今年より始行はるゝ由なるべし、さて其承和に行はれたる男踏歌の事を續紀に載られざるは別詔ありて內々の御遊なりければ續紀修撰の時議ありて載られざりつるなるべし、後の事ながら延喜中宮式に正月十六日踏歌妓女四十六人祿料細屯綿六百屯と載て男料を載られざるは元來踏歌を女の奏る事と定て男の奏るは別詔に依るが故なるべきを相證

○淳和天皇

天長二年庚申　爲諒闇無視踏歌

四年戊寅　聖體不豫不御紫震殿云々、觀踏歌、此時の詔詞に、比來寒風尒不當給御坐爾依之、今日乃豐樂里如常久不聞食、然毛常毋見留踏歌見太刀爲（こゝの上に字の脱誤あるべし）退止爲弖奈毛、御物賜波久止宣とみえて、今度は常も見留の御言を加へられたり

七年辛卯踏歌　八年乙卯踏歌

○仁明天皇

承和四年庚辰踏歌　五年乙亥踏歌

六年己巳踏歌　七年癸巳踏歌

九年辛亥踏歌　十一年己亥踏歌

十二年癸亥踏歌　十三年戊午踏歌

十四年癸丑踏歌　十五年丁丑踏歌

嘉祥三年乙未踏歌

○文德天皇

仁壽二年癸未踏歌如舊儀　三年丁未踏歌如常

天安三年十六日停踏歌之節諒闇也

○此度より踏歌之節と記されたる處あり、前に大同二年の詔に、正月七日十六日の二節とあり

○淸和天皇　此御世より光孝天皇の御世に至まで、三代實錄のごとく、日の下に干支を記されたれど、こゝには干支を署きて擧ぐ

貞觀二年十六日踏歌節也如常儀　三年十六日踏歌

四年十六日踏歌節也如常儀　五年十六日踏歌之節也

六年十六日踏歌　七年十六日踏歌

八年十六日宮人踏歌　九年十六日宮人踏歌

十年十六日宮人踏歌　十一年十六日宮人踏歌

十二年十六日宮人踏歌　十三年十六日宮人踏歌

十四年十六日停踏歌之節　十五年十六日停踏歌之節

十六年十六日宮人踏歌　十七年十六日宮人踏歌

十八年十六日宮人踏歌

○陽成天皇

十九年十六日宮人踏歌○是年四月改元元慶　元慶二年十六日宮人踏歌

三年十六日宮媛踏歌　四年十六日宮人踏歌

六年十六日宮人踏歌　七年十六日宮人踏歌

八年十六日宮人踏歌

○光孝天皇

九年十六日宮人踏歌○是年二月改元仁和

仁和二年十六日宮人踏歌　三年十六日宮人踏歌

○日本紀略抄出

こはもはら國史に差繼たる書なるによりて擧たるなり、此書諸本互に脫文誤寫あるを挍へ合せて訂して採れゝど、素より記しさまに精粗あり、又缺たる卷もありて、御代いも相續かされば、かた〳〵とほしては知られざれど、

傳帝宅新成最可㆑憐、郊野道平千里望山河擅㆑美四周連、新京樂平安樂土萬年春」冲襟乃眷八方中、不㆑日爰開億載宮、壯麗裁㆑規傳㆓不朽㆒、平安作㆑號驗㆓无窮㆒、新年樂平安樂土萬年春」新年正月北辰來、滿宇韶光幾處開、麗質佳人伴㆓春色㆒分行連㆑袂舞㆓皇垓㆒、新年樂平安樂土萬年春」卑高泳㆑澤洽㆓歡情㆒、中外含㆑和滿㆓頌聲㆒、今日新京太平樂、年年長奉我皇庭、新京樂平安樂土萬年春（此樂章後の御世の例に擬らへておもへば、字音に唱へたりしなるべし、また一首の結句の尾ごとなる三句は、かの唐の則天紀に、踏歌萬歲樂とみえたると同趣なる祝辭なり、此後の御世の樂章の前後にもかゝる趣なる祝辭あり）五位以上賜㆑物有㆑差と見えたり、第二章句に麗質佳人伴㆓春色㆒分行連㆑袂舞㆓皇垓㆒といへるをもておもふに此度は女踏歌なりしなり、さて此踏歌は前年の十月平安の新京に遷幸したまへる御賀に行ひたまひたるなるべし（朝野群載に載たる男踏歌の樂章に、延曆佳朝帝化昌とみえたるは、此度の事をさして稱へるなり、但し其は男踏歌の樂章ながら、たゞこの延曆の時の踏歌の昌なりつる事を讚美たるにて、男女の差別までにおよべるにはあらず）

●十五年己酉　●十六年癸卯

●十七年丁酉

十八年辛酉踏歌（續紀に云、宴群臣幷渤海客奉樂別奏踏歌○前後の例に依りて考ふるに、女踏歌なるべし）

●二十年己酉　●廿一年戊辰

●廿三年壬辰　●廿四年丙戌

○平城天皇

大同二年十一月停㆓正月七日十六日二節㆒」といふ稱こゝに始て見ゆ

○嵯峨天皇

●弘仁三年乙亥　●四年庚午

●五年甲子　六年戊子踏歌蕃客あり

●七年壬午　八年丙子

九年庚子　十年乙未

十一年己丑踏歌蕃客あり

十三年戊申踏歌蕃客あり　○是前年正月廿日に成たる內裡式に、正月十六日の踏歌式に、宮人踏歌とあり、又蕃客ある時の式もみえたり、又宣命の詞に、今日波正月望日乃豐樂聞食須日爾在故是以踏歌見、御酒食閇惠良伎退止爲弖奈毛御物給久止宣、また此式の分注に、延曆以往踏歌訖云々、大同年中此節停廢、弘仁年中更中興、但絲引榛楷、群臣踏歌並停之といへること見えたり、こは內裏儀式、また儀式等にも註されたり、また件の三式に、宮人踏歌とあれば、もとより女踏歌を式とせられたりしなり（後宮職員令に、宮人、義解に謂婦人仕官者之惣號也）但し分注に、群臣踏歌停之とあるをおもへば、以前には官人の踏歌訖て、群臣の中より興に乘て踏歌せる事のありしを、停め給へるなるべし

えたるに同じ、さて件の文に連れて、又賜宴天下有位人并諸司史生於是六位以下人等鼓琴歌曰、新年始迹何久志社供奉良米萬代摩提丹、宴訖賜祿有差とある歌を此時の踏歌の歌とこゝろえて記せる書どものあるは誤なり、又賜宴云云、於是六位以下人等鼓琴歌曰、とありて踏歌とは別事なるをや

○孝謙天皇 類聚國史、此御世を載られず

續紀云、天平勝寶三年三月庚子 十六日なり 云々踏歌、歌頭女孺忍海伊太須、錦部河內、並授二從五位下一とあり女踏歌なり○同四年四月乙酉盧舍那大佛開眼によりて東大寺に行幸の時、王臣諸氏種々の歌舞を奏せる中に踏歌あり

○大炊天皇 此御世も類聚國史に載られず

續紀云、天平寶字二年正月乙酉 十八日なり 高麗使等に位祿を賜ひ、又饗二五位已上及蕃客并主典以上於朝堂一、作二女樂於舞臺一、奏二內敎坊踏歌於庭一 十六日を是日に延て行はせたまへるにか ○同七年正月庚申 十八日なり 帝御二閤門一饗二五位以上及蕃客 高麗使なり 文武百官主典已上朝堂一、作二云々等樂一、奏二內敎坊踏歌一、客主 客主は、蕃客と官人となり 主典以上次レ之、賜下供二奉踏歌一百官人及高麗蕃客綿上有レ差 これも十六日を延て行はせたまへるにか こは內敎坊の女踏歌の次に蕃客、次に百官の主典以上に踏歌せさせ給へるなり

○稱德天皇 この重祚の御世も類聚國史に載られず

類聚三代格天平神護二年正月十四日の官符に云、禁二斷兩京畿內踏歌一事、右被二右大臣今月十四日宣一偁、奉レ勅今聞里中踏歌承前禁斷、而不レ從二提搦一、猶有二濫行一、嚴加二禁斷一、不レ得二更然一、若有二強犯者一、追捕申上と見えたり、當時はやくより踏歌する事の京中畿內の諸國にもおよびて濫行のありしにこそ

○光仁天皇 類聚國史、光字を廣と作り、當初しか稱へ奉られしにや

●寶龜二年 甲戌

五年 丙辰(補)女踏歌 (補)男踏歌 續紀に、踏歌の事を記されず○師光年中行事云、女孺卌人分頭奏踏歌五位已上奏踏歌

●六年 庚戌　●八年 己巳

●九年 癸亥　●十年 丁巳

○桓武天皇

●延曆二年 癸巳　●三年 戊子

●十二年 乙未　●十三年 庚寅

●十四年 乙酉(補)女踏歌 類聚國史に、延曆十四年正月乙酉 十六日なり 宴二侍臣一奏二踏歌一曰、山城顯樂舊來

ろを、いろこゝには、其御代に係たる年立と、その十六日に當れる干支とを擧寫せるなり、さて此類聚國史に、國史どもの本文に、十六日宴を記して、踏歌の事を記されざるをも、おしこめて悉この踏歌の部に載られたるは、いかなるにか、今その本文に、踏歌の事を記されざるをば、年號の上に●を點し、踏歌と記されたるには、その年立の下に、たゞ踏歌と記し、それ仕奉れる男女の差別の勘へ知らるゝは、その男女の字を書加へて、右傍に小さく○を施せり、さて又考證して論ふべき事のあるをば、それ〴〵の年立の下に注し、また他書に見えて國史に見えざるを補擧げて（補）の印をもて分ちて、其下にその本書を引注し、又異時に踏歌せさせ給へることの國史に見えたるをば、年次の中間に別に低て記し添へつ

●五年乙卯　●朱鳥元年丁巳

○持統天皇

●三年己巳　●六年壬午

七年丙午 漢人等踏歌 書紀云、丙午十六日なり 漢人等奏踏歌

●八年庚子

○書紀云、正月辛丑十七日なり 漢人奏踏歌 ○同月癸卯十九日 唐人奏踏歌 この二度に、考合すれば、七年の度に漢人等と記されたるは、唐人と等に奏させたまへるにか

●九年乙未　●十年己未

●十一年癸丑

○文武天皇

●五年庚寅　●大寶二年癸未

○元明天皇

●和銅三年丁卯　●八年己亥

○元正天皇 類聚國史、この御世を載られず、今按るに、續日本紀に、此御世元日の宴ありて、十六日のはあらず

○聖武天皇

（補）天平元年 十四日 男踏歌 河海抄末摘花巻男踏歌注に、聖武天皇天平元年正月十四日、始有男踏歌、中年行事秘抄に、此文を載て男字脱たり、又拾芥抄踏歌節會の注にも、天平元年正月十四日始之とあり、但し件の注文、印本には明日射禮とある注下に書つゞけ、元年を二年と書るは誂なり、今古本に據る この事續日本紀には見えず、

天平二年辛丑 男踏歌 續紀に、天平二年正月辛丑十六日なり 天皇御大安殿、宴五位已上、晩頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行、引入宮裏、以賜酒食、因令探短籍云々、とあるは 此さし續の文に、踏歌に關れる事にはあらざるを、類聚國史には因に載られたり

●十二年癸卯　●十三年戊戌

十四年壬戌 少年童女踏歌 續紀に、天平十四年正月壬戌十六日なり 天皇御大安殿、宴群臣、酒酣奏五節田舞、訖更令少年童女踏歌、少年童女云、朝野僉載に、少年少婦と見とは幼少き男女を雜へてなり

この中間に、一花冠一巾帔皆萬錢、裝束一妓女皆至三百貫の十九字あり秘笈本、少年を萬年と作り、また此中間に、衣服花釵媚子亦稱是の九字あり於二燈輪下一踏歌三日三夜秘笈本三日夜歡樂之極未ニ始有ニ之也秘笈本、也字無しといふ文を引載たり年中行事秘抄にも、正月十五六日月明時、京中士女踏歌云々、見朝野僉載、右詩云、天上姮娥遙解意、偏教月向踏歌明、注曰、月夜者美人踏歌誇張ともしるせり、また書言故事注に、昔長安少婦千餘人、於燈毬下踏歌三日、といへるも正月の時の事なるべし、四時調攝牋に、唐觀燈、士人作踏歌唱之歌曰、長安少女踏春陽、卓氏藻林に、唐樂府詞李白が詩に、忽聞岸上踏歌聲など見えたり、司馬光が通鑑の唐則天紀に、默啜使閻知微招諭趙州、知微與虜連手蹋歌萬歲樂於城下、將軍陳令英在城上謂曰、尙書位任非輕、乃爲虜蹋歌、獨無慙乎、注に蹋歌者連手而歌、蹋地以爲節といへる事もみえたり、然ばかり唐世に盛なりつる風俗を、天武天皇の聞食およびて其踏歌のさまを擬移して、それ爲させて御覽し給ひたりしなるべし、但し元日の闇夜にせさせ給へるは、唐にて望月の頃する例なるを、元日にせさせ給へるによりて、月夜に對へて闇夜と記せる文なるべし、持統天皇には漢人唐人に仰せて、やがて其國風のごとくせさせ給ひたりしなるべし、但し漢人等はもと漢人の胤にて、其國人にはあらざれど、本國の漢世の頃の踏歌を傳へたりける由を聞食して、其せさせて御覽し(史記樂書に、漢家祀太一、以昏時祠到明、今人正月望月夜遊觀燈、是其遺迹といへるを見えたり)唐人は上にいへるごとく、既に歸化たりし唐人どもの族、またその御世に歸化來り居れるもありけむを、その黨類等に仰せつけ給ひたりしなるべし、さてその漢人の踏歌を正月十六日にせさせ給へるも、かの僉載にみえたる正月十五六七日夜不閉京城門云云、踏歌三日三夜とみえたる、中の十六日にせさせ給へるなり、唐人の十九日なりしも十五日に定給ひたりけるが、障る事などのありて日を延給ひたりしにもやありけむ、是より後の御世々々、正月十六日と定めて踏歌せさせて御覽し遂に恒例の公事となりぬる趣は、下に擧記すがごとし(但し十四日に男踏歌せさせ給ひたる事もありしかど、別なる趣にて、恒例とはせさせ給はざりき、その度々は、これも下に共に擧しるすがごとし)然れば踏歌は、もと唐世のまさなき風俗を擬び移されたるものにして、乞巧典などに等しき御遊事になむありける、(年中行事抄、同秘抄等に引載たる、橘廣相卿の作られたる仁和五年の踏歌記の文に、議者多稱、踏歌者新年之祝詞、累代之遺美也、歌頌以延寶祚、言吹以祈豐年、豈啻縱樂遊於管絃、惜時節於風景而已哉といへるは、由もなき虛稱なり、又色葉字類抄に、踏歌長輪曆云正月十五日踏歌意何、當除將來之凶兼祈年中之吉、故從唐五帝之時起也、顓頊氏治天下之時也、といへるは殊にしどけなき俗說なり、さてまた貞治五年年中行事歌合に、二條關白基良公の踏歌の旨趣詞に、おほかた京洛の遊士の、聲よくもの歌ふを召て、年始の祝詞を作りて、舞をまはせられけるなり、されば十四日十六日は月の頃なれば、明月に踏歌曲御覽しけるなるべし、云云と記されたり、一條兼良公の公事根源にも、件の文をもて記されたる事あれど、ともにおほゝしき記されざまにて、すべて事の證には心得がたき趣なり)但しもとは詩をやがて唐音のまゝに唱ひてものする例なりときこゆるに、後に催馬樂などをも歌ひ又こなたざまなる囃言などをそへなどしておのづからみやびたるてぶりに轉化りておもしろき樂わざとなりしものなるべし、その行はれたりしおもむきは古書どもを證考へて、次々に記せるがごとし

踏歌年立

○天武天皇

三年正月朔男女無別闇夜踏歌此時の事は、上に本文を擧記せるがごとし

○類聚國史十二第七歲時部正月十六日踏歌之條所載、本書には御代を標て、某年正月干支云々、と載られたるは、みな十六日宴を、國史どもの本文のまゝに記されたた

比古婆衣十二の巻

○踏歌考

踏歌といふ事を奏させ給へる事の書に見えたる始は、伊呂波字類抄に本朝事始云事始は、通憲入道藏書目録に、本朝事始二局、また本朝書籍目録雑抄部にも載たり天武天皇三年正月朔、拜ニ朝大極殿一詔男女无レ別闘夜有ニ踏歌事一と見えたり年中行事抄、年中行事秘抄、河海抄、江次第等にもかく記し、濫觴抄にも此趣に記せり、但し正月の下の朔字無き本どもゝありて定がたし、又公事根源踏歌節會の條にも、天武天皇三年正月に大極殿に渡御なりて、男女別つ事なく闘夜踏歌の事あり、と記されたるも件の説に據り給へるなり此事書紀には見えざれど古傳説なりしなるべし、史には其後持統紀に七年正月丙午十六日なり云々、是日漢人等奏ニ踏歌一、八年正月辛丑十七日なり漢人奏ニ踏歌一、癸卯十九日なり唐人奏ニ踏歌一と見えたり漢人は雄略紀十六年十月の下に詔聚ニ漢部一定ニ其伴造者一賜レ姓曰レ直とみえたる漢部の族なるべし、續紀卷卅八に坂上大忌寸苅田麻呂等上レ表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫阿智王之後、漢祚遷レ魏阿智王因ニ神牛敎一出行ニ帶方一云々卽携ニ女弟迁興德及七姓氏一歸化來朝云々、於是阿智王奏請曰臣舊居在ニ於帶方一人民男女皆有ニ才藝一近者寓ニ於百濟高麗之間一云々、其人男女擧落隨レ使盡來永爲ニ公民一積レ年累レ代以至ニ于今一今在ニ諸國一漢人亦是其後也と云へる事見えたり、唐人とはこの踏歌せさせ給へる翌々の丁巳に以ニ務廣肆等位一授ニ大唐七人與ニ肅愼二人一とみえたる屬、またはやく歸化たりしその國人の族どもにてそのかみもろこしは、唐の世兩に分れて、中宗が世は嗣世、武后か世は長壽と號へる年ごろに當れりその漢人唐人に仰せて其が本國風の踏歌を奏させて覽はし給ひたるなるべし、そは年中行事抄此書上下二卷あり、作者は詳ならざれど、中原の師遠、師元、師光師冬の主たちの年中行事と、大むね同じ記さまなり、外記職中原家の記録なるべきこと決し踏歌の條の引勘に、朝野僉載云此書今世に在ことを聞かず、漢國にも絶たりげにきこえて、說郛唐代叢書、そのほか何くれの叢書に收れたるもみな缺本にて此に引たる文見えず、然るに寶顏堂秘笈と云へる叢書の中に、此書六卷收れたる中の第三卷に、此文在りとて、北靜廬が抄して見せたるを、この文に挍見るに、かへりて彼かたに寫誤れりと見ゆるがあり、また彼にありて此に無き文のあるは、略きたるものと見えたり、めづらしくおほゆれば、今其異なる文を悉擧て分注す唐先天二年睿宗が世の末、皇朝の和銅六年に當れり、秘笈本に、唐字を睿宗と作り正月十五十六十七日夜秘笈本、十七日の三字無し不レ閉ニ京城門一於ニ安福門外一作レ燈高廿丈不閉云々六字、秘笈本、於京師の三字とす、また燈を燈輪と作り、下文に合へり衣以ニ錦繡一飾以ニ金銀一秘笈本、繡を綺とし、飾を飾とし、銀を玉と作り然ニ五萬盞燈一秘笈本、然を燃と作り望レ之如ニ花樹一秘笈本、望を簇と作り宮妓千餘秘笈本、宮女千數衣ニ羅綺一曳ニ錦繡一輝ニ珠翠一施ニ香粉一秘笈本、

らはしなりその約りたる詞にほそちといへるなるべし和名抄に、熟瓜を和名保曾知俗用熟瓜二字、或説極熟蔕落之義也とみえたる、人の臍も菓蓏の蔕も、もとは同義なれば保曾知といふもまた同義なり、さて今世の言に臍を保曾とも保叙ともいひて曾の清濁一かたならず、むかしはなべて曾と清む音に云ひしなるべし、歌のいひかけのことばなどは清濁にかゝはらざる例あれど、此歌にては保叙知とよみては細乳を兼てはきゝとりがたければ、かたく〳〵保曾知と清む音によめりと意得べしかくてほそちにつけてあえすとは今世に臍蔕の落たるとき臍に母の乳汁を塗る方あるをおもへば世間に、よろづの傷に乳汁を塗て愈す方あり、この方神代より爲しことゝきこゆること古事記大穴牟遲神手間山の戹の下にみえたりそのかみ然爲る方を乳あえといへるなるべしさて其あえはあゆ、あゆる、あゆれと活きて乳汁血などの出るにいふ言にて乳にいへるは枕草紙すさまじきもの、段に乳あえずなりぬる乳母乳の出ずなりたるよしなりと見えたるこれなりそのほか古書に血あえたり、血あゆ、汗あゆるなどこれかれみえたり、萬葉集十八卷橘をよめる歌に、安由流實は云々とみえ、八卷に安要奴がに花咲にけり、十卷にみ草の花の阿要奴がに、などよめるも安要といふ言を活かしたるなり、さて其阿要といふ言の意は肥後人中島廣足が云、己が國わたりにて菓の落るをアユルといひ、人の竿などして搗落すをアヤスと云へり、萬葉に安由流實は云々とよめるは、橘の落るをいひ、又阿要奴がに花さきにけりといへるは落ぬべく花咲にけりの意なり、み草の花にいへるも同じ、さて又汗血などの垂落るをアユルといひ、雨のほろ〳〵と降下るをもアユルといひ、又物の高きところより落るをツチアユルと云へり、玄々集に馬内侍いしなどりの石を中宮に奉りける人に代りて、「すめらぎのしりへの庭の石ぞこれおもふこゝろありあゆるまでとれ、」とみえたるあゆるも落る意なり、また乳あゆるなどいへるも乳汁の出ることにて垂落る意なり、これらの言肥後ばかりならず九州のうちはおほかたいふ言にて、古言の遺れるなり、しかるに萬葉集略解に土佐人は菓などの熟することをアユルといふ由に注せり、菓熟すればかならず落る故轉してはさもいふめれど、もとの意は落ることなりといへるはさることなり、なほ案るに此言アヤスともいふは、醫心方古本に令汗不可汗、また千金方古今に不須汗など訓をさしたり、今肥後にてアヤスとも云といへるはこれにて、自よりものするにはアユをアヤと通はして別に活かしていふ格の詞にて、洞物語に、血をさしあやしてなどいへるこれなり、其はアヤサン、アヤシ、アヤス、アヤセと活く詞にて、燃エモユなどいふ詞をモヤシモヤスなどいひ、冷エヒユなどをヒヤシヒヤスなどサシスセと活かして云ふと同格の詞づかひなりその乳あゆるを臍に塗る方に轉して體言に乳あえといふを上に乳といへるによりて徒にあえすすは爲るの意なりといへるなるべし、一首の意はかけ歌に答へて漢籍よみの博士の家の乳母にはしかおもほさむはさることなめれど日本魂だに賢くは乳智を兼ぬはほそくとも臍蔕落に塗るばかりの乳母の用には足りぬべきものぞといへるなるべし

〔眞云あえすといへる詞のときさま更にきこえずなほあるべし〕

比古婆衣十一の巻終

内野の道の苦しさこそさばかりはとおぼゆれど、春は雪ふかく秋は霧まよふしばふのうへ、冬は神がきとほき雪の中など誠にさはる陰なき大甞畠はるかに見わたされて心のすごきをり〳〵も侍るらむ、右歌云々いかさま左の菜うりのすがたまさるべきにやなどいへるにて明らかなり、さるをなさうとしもいへるはそのかみ都ちかき里の賤女が賣詞に、單に菜とのみはよびがたきにあはせて草の音を添へて菜さうとよびならひたるなるべし（または菜さふらふといふを下をいひ滅ちて、菜ざふときこゆるを、やがてその菜のことゝし、そを賣る女を菜さふ賣といひならひたるにてもあるべし、七十一番職人合の畫の、もの賣の詞にも菜さふらふと書るが見えたり、さる樂の詞にも云々さふらふといふべきを、云々さふといへる例あり、しからばなさぶと書べきをなさうと書て假字のたがへるは、此比の書などのうへにはさだすべきにあらず、さて又このなさうをなべての本どもに誤て、なさら、なささ、など書き菜さくと書たるところさへあるを、こゝには古本又一本などひきあはせて正しとりて論へるなり、また其ほかのことばも同じくたゞして引けり、さて又谷川士淸が和訓栞に、上に擧たる上野歌のくゝだちをりはやしとよめる言につきて、若狹にてくゝだちや〳〵折はやしや〳〵と呼賣は、莖立は根本より採たるをいひ、をりはやしは中ほどより又生たるをいふとぞといへり、こは予が故鄕の國の事なるに然呼て賣ことはさらにて、さる言もきゝしらず、さらに國人どもに問たづぬるにみな知らずといへり、さるはうきたる事にはあらざめるをいとしも遠からぬほどにおほかた然いふ言のたえたるなるべし、こはなさふといへるなどゝはことにてたゞしき古言なるを諸國にもこれと同じ例に古言の近世になりてたえたるがありぬべし、あたらしきこそなりかし）

○ほそちにつけてあえすとよめる歌詞

後拾遺集誹諧部に、めのとせむとてまうでたりける女の乳のほそく侍りければよみ侍りける、大江匡衡朝臣「はかなくも思ひけるかなちもなくて博士の家の乳母せむとは」、返し赤染衛門「さもあらばあれやまとごゝろしかしこくばほそちにつけてあえすはかりぞ（この返歌のあえすを、印本にあらずとあるは意得がたし寫誤なるべし、こゝには一本によれり）とみえたる衛門が返歌の四五の句のきこえがたきをおし考ふるに、こはまづ衛門匡衡ぬしの妻となりて後開胎のころ、乳母の來りけるにしか〳〵なりければ夫主の戯笑歌よめるをその乳母に代りてよめる返歌ときこえたり（尊卑分脈に匡衡の子に擧孝母赤染衛門とみゆ）かくてかけ歌に、ちもなくてとよみ返歌にほそちといへるもともに乳に智をかねたるなり（乳に智をかねてよめる例は夫木抄に、其中衆生悉是吾子といへる經文を題にて、西行が歌に「ちもなくていわけなきこのあはれみはこののりみてぞおもひしらるゝ」とみえたるも同じ、但し印本に二の句いわけなき身のと書るは、こをみと誤れる本によりて身字に書なしたる誤なり、今古寫本によりて訂して擧げつ）但しこの返歌は衛門が乳母に代りてよめるなりさてその返歌の下句のほそちは臍蔕（ホツチ）落に細乳（ホツチ）を兼、それに又智の乏きをも兼たるにて其は産兒の胞衣を斷りて後臍蔕の落るを今世にほそおちともいへば（其をほその緒の落るといひ、またすべるなどいふは言忌する俗のな

どく飛にたとへて物のほどなき事をいへり（投るは和名抄に遠射を登保奈介とあり）とて委しく論はれたるがごとし、なほ考ふるに綏靖紀に神渟名川耳尊突開其戸、神八井耳命則手脚戰慄不能放矢、時神渟名川耳尊掣取其兄所持弓矢射手硏耳命、一發（ヒトサニ）中胸再發（フタサニ）中背遂殺之、天武紀に射中一箭（ヒトサ）など見えたるよみざまを考合すべし、和名抄に戲射郭璞方言注云、平題者今之戲箭也と擧て、今按戲射世間云佐以多天（サイタテ）是乎、平題見征戰具（同書に、平題箭楊雄方言云、鏃不鋭者謂之平題箭、和名以太都岐、郭璞曰、題猶頭也、今戲射箭也又的矢也）とある佐以多天も箭射立（サイタテ）の義にてさる射ざまのありけむはた考合すべし（但し冠辭考妻こもるの條に、武烈紀につまごもる鳴佐褒をすぎ、萬葉にあらしをの伊平佐たばさみたちむかひ、などある鳴佐平佐は小箭なりとてこまかに論はれたるもさることながら、こは射て遣るべき矢といふ意にうつしたる言ときこえたり、又或人の考に、萬葉集十三卷に、葦邊往雁之翅乎見別公之佩具之投箭之所思、また十九卷に梓弓須惠布理於許之投矢毛知千尋射和多之とある投箭投矢も舊訓ナゲヤとよみたれど、共になぐさとよみてかの投左とあるに同じといへるばめづらしけれど、おのれが考のごとくサは矢を射遣るかたにつきて云ふ本語とするときは二首ともに舊訓のまゝにてもあるべし）敵と戰ふ事をいくさといふは（谷川士淸が和訓栞に、日本紀に射をいくさとよめり、射合箭の義、軍も此義にやといへるは互に射合ふ義といへる意ときこえたり、おのれがおもふところは上にいへるがごとくなればこなたより射くはす箭といふ意なり）古はむねと弓にて射とらむとしたりければそれにもうつしていふを後には戰ふ事にのみいふこと、なりしものなるべし

○職人歌合にみえたるなさうといふもの

勸進聖判職人歌合書卷十六番の左歌書に、なさう賣と書て女の桶に草葉とみゆるものを入れて戴きたるさまをゑがきて花を題にてよめる歌に、「春霞にくく立ぬる花の影にうるやなさうもこゝろあらなん、」又三十二番にふたゝび述懷を題にて、「さだめおく宿もなさうの朝夕にかよふ内野の道の苦しさ」ともみえたり、此なさうといへるもののいかなるにかと心とまりて考ふるに、和名抄園菜類に蕓、唐韻云音豐、蔓菁苗也、和名久々太知（ククタチ）、俗用莖立二字とみえたる久久太知にて、十六番の左歌の二句によみいれたるも是にて、萬葉集上野國歌に、「かみつけ野左野（サヌ）の九九多知（ククタチ）をりはやしあれは待むゑ今年來ずとも」とよめるこれなり（今の俗言に、蔓菁の類の莖のやゝ生ひ立つ狀につきてくゝだちといへり、むかしは蔓菁の苗の莖立たるをうちまかせてくゝだちといへるなり、今の俗にも蔓菁の鹽漬にしたるを菜莖ともたゞに莖ともいへり）其は十六番の歌の判詞に右雁料理（この番の右歌は鳥賣、「かへらすは花にとまるもあき人のうろ雁がれはこゝろなきもの」）得左句々多智（クヽタチ）添氣味此番可爲持といひ、又三十二番の判詞に左歌、さだめおく宿もなさうの朝ゆふにといへるなだらかに侍り、かよふ

したる人ありしときこゆ、其はひとりして持ばかりなる歩楯にて板を鐵もて張たるによりて射通したる人のありしなるべし 唯的臣祖盾人宿禰射二鐵的一通焉、時高麗客等見之畏二其射之勝巧一共起以拜朝、明日美盾人宿禰而賜レ名曰二的戸田宿禰一とある令射をイクハシム（またイクハサシム）とよむべく假字つけたるをこの一段の文の趣によくよみあはせて意得べし、さて其はイクハスといふが本語にてイクヒ、イクフと活して云ふ言ときこえたり、されど言の義は詳ならぬをしひて考ふるに矢を射食すにて目當の物に矢の通貫るを其もの、受て食ひ入る、こゝろばえに云ふ言のごとくきこゆ（木工の言に質の木を鑿てこなたより木をさし入るゝを、し食すまた切食すなどいひ、そのほかにもさるこゝろばえにいふ言あり、また扉などにハメといひ又ハシバメなどいふハメも、令食の義にてこれも似たるこゝろばえの言のごとくきこゆ、）漢籍に矢のよく物に通貫きたるを飲レ羽といふもおのづからその意似たり、孝徳紀に三年春正月壬寅射於朝庭とある射をイクフとよめるは、かの目當の方より食ふ義、イクヒスともよめるはイクヒの業を此方より爲る由なるべし、但し此時の射はたゞの的射にて中りを試みて矢の通貫るを主とはせざりつらめど、言のうへにも轉して云べきなり、いづれにも射くはすといふは矢の通貫るをいふ言ときこえたり、的をイクハといふももとは上に擧たる仁德紀に鐵を的として射クハスうへより云ふ名にて盾人が射藝の勝巧たるを美て的戸田宿禰といふ姓を賜ひ（戸田ば本氏にてさらに的を複て賜へるなるべし）子孫も的臣にて在りしなり（仁德紀に、的臣祖盾人宿禰姓氏錄に的臣見ゆ）さてこの氏の的をイクハとよめる事は上に擧たるが如く仁德紀の文の古訓に見え（欽明紀の分注に、百濟本記云、遣召烏胡跛臣蓋的臣、新撰字鏡に的人姓由久波とあるなどは、ともに通音に訛れる也）和名抄（射藝具）に射梁以久波止古路、世間云阿無豆知とみえたる以久波これなり、射は中を主とするはもとよりの事ながら堅き物を通すをもて最とする藝なれば（今の世にいふ堅物射）以久波止古路といふをそのかみ世間には阿無豆知と云ふとなり（中昔の書に山形また山ともみゆ）今アヅチといふこれなり、さて又その射の試をいくさといへりときこゆ、そは持統紀に觀レ射、また射、また築二習レ射所一（的場なるべし、和名抄にいはゆる以久波止古路は的懸るあづちなり）天武紀に習レ射また觀レ射などよめるこれなり、このイクサはイクヒサにてサは矢の事ながら其射遣るかたにつきていふ名なるべし、さてその矢をさといへることは岡部翁の冠辭考に、萬葉第十三に投左乃遠離居而とあるを投る箭の遠く飛を人の離れてあるにいひかけたり、又歌にさをなぐる間とよむもこの投る箭の

籍帳、同四年の藥師寺佛足石の碑の歌等に見えたり、但し件の書どもに止のほかに訓假字は見えざれど、もとよりいとも多からぬ字數の中なればおのづから無きなるべし、またそのかみ止の訓假字のみなべて世に用ひ習ひたりしにてこれより後の世つぎつぎに訓假字の多くなりたるにてもあるべし、萬葉集より此集に寶龜延曆の比の人までの歌見えたるに、古今集の序によりて考ふるに、平城天皇の御世の頃作れる書なるべし、そはもはらそのかみ在來れる歌集どもをとりあつめたるものと見えて、書ざまとりどりの風ありて中には歌主の書置るまゝなるも、そのゝち後人の書集たるまゝなるもあるべし、又もとより書傳へたりし歌を撰者の字をば心のまゝに書たる、或は打聞に書たるなども多かりぬべし、然る中には止の字のほかにも訓假字を多く用ひて書たるがあり、又音假字のみをもて數首書たる中に、訓假字のたゞ一ツ二ツ交れるもあり、今それらの歌どもをえり分ていつばかり書たるものぞとはさだめ難ければ、此集をばしばらく佛足石の歌などより後へまはして論へるなり後々の書どもには續日本紀以下の史新撰字鏡延喜式本草和名類聚和名抄など訓假字多く交れる中に止字を漸に殊に多く用る事となり來し也、片假字にトと書き草假字にとと書くも共に止字に據りて製れる者なり、さて古事記日本書紀の歌訓注等の假字に止字なきはもとより字音の假字のみ定て用ひられたればなるべし但し書紀允恭卷の歌に迹津の二字あれど迹は釋紀に邇とあり津は古事記に波とみえて其義も叶へればともに轉寫の誤なりされば今も記紀などに擬ひたる正しき假字書せむには止字は用ふまじ

きなり漢籍全浙兵制の中なる日本風土記に、おのが漢字に當て皇國言を譯注せるが多し、此書明世嘉靖の頃集成せるものなり、もとより正しからざる其國音の漸に轉び訛りたる世の字音もて聽もならはぬ正音の皇國言をうちきゝに譯せるものなれば、古く皇國に用ひ來れる字音もてさだすべくもあらぬ書ざまながら、皇國言の登といふに止字を當て譯せるがたゞ二ところばかり見えたり、此書なべては止字を皇國の知津等の言に當て注せるは然もきゝなし書なしたるべきを、いかに訛て登の音に當たるにか此書のほかにもはやく皇國言を譯注せる書どもの多かれど止字を登に當たるはあらず、おもふにこの書なるはそのかみ皇國の通事などの吾國の言を示すに、かれが國の字音もて書て與へける中に、もとより書なれたる止字をふと交へ書たりけるを寫し傳へたるにぞあるべき、こはさきにうちかたぶかれたる事のありしを思ひ出て今ちなみに書そへつ

○いくさといふ言

いくさと云ふ言のもとは、古言に弓射て矢の物を通すかたにつきて射くはすといひ、又矢を射遣るかたにつきてさと云ひ、さて其わざをこゝろみるをいくさと云ひ其試の目當とするものをいくはといへり、さてそのいくさといふを仇と戰ふ事に轉してもいふを後世にはその戰ふ事をのみいくさと云ふ言となりしものなるべし、さてその物を通すかたにつきて射くはすといへる證は仁德紀にこゝに引く書紀の文の假字古訓を證とせるが故にわきて其假字の旁に目じるしをつく下に引くも同じ十二年秋七月辛未朔癸酉高麗國貢鐵盾鐵的、八月庚子朔己酉饗高麗客於朝是日集群臣及百寮、令ㇾ射（イクハ）㆓高麗所ㇾ獻之鐵盾的㆒諸人不得通的盾をば通

るべといふ詞の意を兼てよみなしたりと通ゆ、しからば名たゝる物がたりの歌詞のおのづから祖となりて後によるべと云ひならはしたるにてもありぬべし、たとへば呼子鳥ももとはよびこ鳥といへる證のみゆるに歌には誰よぶこ鳥などいひかけたるが多きによりてそれが詞の祖となりてつひによぶこ鳥と云なれたらんとおもはるゝ事あると同例とすべきにや（そのよぶこ鳥の事は別にくはしく考たるものあり）和泉式部の歌は源氏物語作れる頃の人のなるに、それにもよるべとあれば此考かなひがたしともいふべけれど此歌のよるべも便意を兼たりともきこゆめり、さらでもりとるの草がなはつゞけさまにかくときはつねに相誤るもじなれば書誤れるにもあるべく、また後の人の源氏によりてあやまりならむとおもひて書改めたるにてもあるべし、しかればよりべといふが本名にて其水を體見の水ともいひて其水に影をうつして占問しまた神水ともいひてその水を飲て誓盟をもせしなるべし

○止字を登の假字に用ふる事

止字を登の假字に用ひたるは趾字の偏を省き書ならひたるにて伎を支、憶を意と書るなどゝ同例なるべし、然らば趾は趾迹などの字に通はしてアトともトとも訓みてそのトの訓を假用ひたるにて女三江などの訓を用ふるも同例なり、但し趾字うちまかせて然訓べき義はあらざれど新撰字鏡に趾足後也足乃宇良とよめるがごとき義を轉してアトとも訓べきなり天台三部經音義にアトと訓めるも古き訓ざまにてアトすなはちトと同じ言なり、かくて跡迹の字をかよはして登に用ひたる事はまづ日本書紀に迹見池、迹見驛と書されたるはともに大和の地名なるを萬葉集の題詞に跡見莊、歌に跡見乃岳邊と書りこは地名にて假字の例にはあらざれどなべてはアトと訓むをトと訓るも古き例なり、さて萬葉集に件の跡見のほかに跡迹を登の訓假字に數處用ひたりその趾字の偏を省きて止と書て登の訓假字に用ひたるにぞあるべき（或説に止字はトメトムなど活かしてよむ言にて、本語はトの一言なり、然れば止字をトに用ふるは正訓なりといへりとぞ、其はもと人の音聲の一音ごとにそなはれる意をさとりおきて、よろづの言を解むとするともがらの、言魂の道とか名づけたる私のさだめにて、さらに古言の意にかなはず何の證もなく傍例もなき臆説ときこゆれば論ふに足らず）かくて止字の假字の古く書に見あたりたるは常陸風土記（この風土記は、元明天皇の御世に撰進れる書なるべし、其考は別に記せり）天平十九年に記せる法隆寺大安寺等の縁起並流記資財帳天平勝寶年間の東大寺奴婢

いへれど、初句の神水にの詞此集の印本こそはあれ、かれこれの古本どもには澤水に又河水になどありて、いづれにてもことをなくきこゆれば此考はたちがたし一わたりにて然ることのごとくきこゆめれば論らへるなり、かくて按ふにかたみとはいはゆる神水に占問ふ人の體を臨し見る義にてよりへの水の別稱なるを彼湔器の水を夫（ヲトコ）のかたみとせる意を兼てよめるにやあらむ、さてまた上に引たる奥義抄なる説又歌どもをひき合せて考るに神さびてこよりへにたまる雨水の云々（此歌の二句袖中抄に、ふるえにたまるとせるを上に論らへるごとく正していふ）又よるべにたまる水といひける（和泉式部）などよめるをおもへば、瓶よりは神社の御前の大庭に居ゑ置て雨水もたまるものときこえたり、また著聞集に鳥羽法皇の女房に小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に御衣一重うせたりけるをおひて北野にこもりて祭文かきてまもられけるに、三日といふに神水をうちこぼしたりければ撿非違使これに過たる失やあるべきいで給へと申けるを云々とみえたり、此神水は奥義抄神社に瓶を置て云々神水とてこれをのむなりといへるこれなるべし、しかれば社の内外いづれにも例のままに置く事のありしなるべし、軍物語などに神前にて神水を飲て誓盟せし事のみえたるも此神水のなごりなるべし、さて其神水にて占問するには其水にのぞみて己影をうづして占ふる方のありしなるべし其は上に引たる歌どもの中にさもこそはよるへの水にみくさゐめ云々（源氏）よるへにたまるあま水のみくさゐるまで妹を見ぬかも（奥義抄）又たえぬるか影だに見えばとふべきに（占問ひすべきになり）かたみの水はみくさゐにけり（道綱母）などよめるをおもへば水草ゐては影のうつらで占問ふわざの爲がたき意をふくみてよめりときこゆるをもて考へ知るべし、さてしかして占問するに神の水によりまして示給ふ瓶なるが故に、よるべといひ其水をよりへの水といへるにて上に擧たる袖中抄の顯昭が說の文にはみなよりへとあるをとりてその意もて解けるは然ることなり、神の憑る瓶の由なるをよるべとはいはでよりべとしもいへるはすべて物名などには用言を體言に呼べる例にて、神依板、寄占、依坐、依來の巫などいふごとくいかにもよりへといふべきことわりなり然るを源氏物語にさもこそはよるべの水に影たえめ云々とよめるは便義のよ

たまふ事なり、よりきと巫を申も神のつきてものおほせらるゝ者なり（よりきとは神の憑來ます由の稱なるべし）されはよりべの水といふも此瓶の水に神の立より給ふを神水とてのみつれば有事無事の徴にあらはるゝ心なり、又物つきをよりましといふも同じ心なり、又寄占と書てよりうらとよめり神のより給ふうらにこそ、又萬葉に神より板にする杉といふ歌あり、さやうの心にこそ「かみなひの神より板にする杉の思ひもすきす戀の玄けきに」、又源氏の歌に云「神かけて君はあらかふ誰かさはよるべにたまる水といひけむ（此歌は上に引出せるごとく和泉式部がなるを源氏にといへるは誤なり）此歌に付てよるべの水と申人もあり、又古歌云「神さひてふるえにたまるあま水のみくさゐるまていもをみぬかな」、此歌に付てふるえの水と申人もあり、ふるえにたまるあま水といへば雨などのふり入てたまる水にこそ（此ふるえとかけるはよるべの僻書なる事既に論へるがごとくなればこのふるえの説はうへなひかたし）あま水は天水の心にてもありぬべし、故左京兆は（左京大夫顯輔卿の事なるべし）よりべの水とぞ侍しこの水の事を委しく知りてよりべと云ふことの義をたたう紙に書て顯昭にあづけて隆縁と申僧にいかにと云ふことぞと尋られしかば、その申義京兆の義にあひて侍しかば感じて絹とり出て纏頭にせられしかば名利きはまりぬとこそ歡びたまへりしか（これまでにて一段の文なり）奥義抄に云是は神社に瓶を置て云々（糺の社などに今もあり上に引たる文と同じ）今云これもよりべといふ名をば玄やくせねば承りし事にて注し申なり（以上袖中抄の文）といへり、かく奥義抄の説を擧てよりべといふ名をば釋せねばといへるをおもへばその抄の原本には神さびてよりへにたまる云々とありしことときこえたり、かくて契冲の源註拾遺の説に道綱の母の歌に、「たえぬるか影だに見えばとふへきにかたみの水はみくさゐにけり」、（此歌新古今集に見えて、詞書に入道攝政久しくまうでこざりけるころ霞かきて出ける泔器の水いれながら侍りけるを見てとあり、こは蜻蛉日記よりとりて載られたるなり）かたみの水とは占をうらかたとも云それをたゞかたとのみもいへば神の玄るしのあらはるゝ心にてよるべの水といふに同じきか、とふべきにといへるは占ひによれり、又云中務家集に、「神水に影のかたふく山吹は蛙の聲をあはれとやきく」これもよるべの水の上に山吹のさきかゝりて打なびきて影のみゆるを蛙の聲をあはれなりとて山吹により給へる神の他念なく打かたぶきて聞給ふにやとよめるかと見ゆと

盟誓て證さんと申紏の社の御前なるよるべにたまれる水のごとく、吾心のしたにごりて有し事をつゝみてあるごとく誰かさはいひ出しつるぞ、其はきみたちにこそありけれいとうたてしければ、しひても紏すべきものぞとよみたりときこゆ、但しこはかたみにさればみてよみかはせる歌なれば、詞書にも心をいれて當時の世の有さまを推量りてわきまふべきなり、しかるを夫木集に稲荷の祭見けるに人のもとより遣はしける歌の返事とて、神かけての歌一首をのせたり、詞書とゝのはずして歌の意何事ともさとりがたし、さて此因に云、すべて事ありてよめる歌は、當人當世當事の在り樣の知られざれば實に歌主の意のきゝしらるまじき事の多かるべきことわりなれば、歌によりてはもはらその意しらひあるべきわざなるを、大かた物語の歌などはたれも其意してときなれつれど、さらぬ歌はその心なくてとかむとするもあるめり、心用ひすべきわざなりかし、されば今とける歌の意もあたれりやあたらじやいかゞあらむ、なほ後にも考ふべし

又源氏の葵上の歌とて引れたる歌今本になし、そのかみの本にはゑかありしにや、けだし暗記の誤にや今本幻巻に「さもこそはよるべの水にみくさゐめけふのかざしよ名さへ忘るゝ」とみえて同し趣なり

こは賀茂祭のころ中將の君の源氏にむかひてよめる歌なり、其文詞にあふひをかたはらに置たりけるをとり給ひて、いかにとかや此名こそわすれにけれとの給へば、さもこそは云々とはぢらひてきこゆ、げにいとおしくて大かたは思ひすてゝし世なれども、あふひは猶やつみをかすべきなどひとりばかりはおぼしはなたぬけしきなりとあり、中將の君の歌の意は、源氏の葵をとりて云々とのたまへるを聞て、さこそはわがよるべとたのみたりし昔の御契りとはかはりて、加茂の社の御前のよるべにたまる水にみくさゐるごとく、心にごりてぞおはすらめ、さればけふのそのかざしにしたまふべきあふ日といふ草の名をさへにわすれ給ふ事もことわりなり、とかこちてよめるを源氏の其意をいたはりて、歌に大かたの世ごゝろはおもひすてゝしあれどおほきみにあはまほしき心はすてがたしと云ふ意を、陽には葵を摘採る事に云なして、陰には婚まほしき意をへりくだりて罪犯すべきとよみなし給へりときこゆ、さて上に擧たる神かけての歌主和泉式部は源氏物語の作者紫式部と大かた同じ頃の婦人なり

又嘉應二年十月住吉社歌合に社頭月といふ題にて清輔朝臣「月影はさえにけらしな神垣やよるべの水につらゝゐるまで」この歌を判者俊成卿の難め給へる詞の中に、よるへといふ事は源氏の物語にもかもの祭の日にさもこそはよるへの水にみくさゐめとよめるを見たまへし、さらでは古き歌にも候はんか見及侍らず此水をおろおろうけたまはるに譬ばいづれの社にも侍らめど云云、歌主の陳の詞に、よるへの水はいづれの社にも侍るにこそ又歌によめる事源氏のみにあらず和泉式部集などは御らんぜざりけるにや、和泉式部集とは上に引たる神かけて云々の歌の事をいへるなり云々とあり、又袖中抄には、よりへの水と擧て、「さもこそはよりへの水にかけたえめかけし葵をわするべしやは」の歌を出してこは上に引出たるごとく源氏物語のなるに、そのよるべをよりべとして擧たるはそのかみしか書る本のありしによれるなり顯昭云清輔は顯輔の子顯昭も顯輔の猶子なり、袖中抄はむねと清輔の奥義抄を引て今案を加へたる書にて、此よりべの水の條にも奥義抄の説をことごとく引たり、但しよるべをよりべといへることの論は、下にいふべしよりべの水とは神社に瓶を置たるにたまれる水なり、其瓶をよりへと云ふは神にはよりと云ふ事あり、託宣とは神の人の口によりてつきの

の二首にもことさらに羽がひとよみ、つばさとよみ給へなるどをおもへばこの鳥翼廣く大なるが、また飛事の徐(ユルヤカ)にて目にたつものなればなるべし、頓阿の草庵集に夏月「かさゝぎの峯飛こゆるほどもなし外山に明る短夜の月」とよめるはかの新撰萬葉の歌を本としてよめりときこゆ吉田敏成此考をよく見て云、件の新撰萬葉集に見えたる鵲はなほから國のなるべし、千里の句題に鵲飛云々といへる意をよめるにて、笠鷺のかたにはあらじ、夫木抄の中務卿のみこ、新拾遺集なる御製などは、かの新撰萬葉集にすがりてよませたまへるにて、羽がひつばさなどよみいれ給へるにたゞ一首をあやなせる虚詞なるべければ、鵲にまれ笠鷺にまれ其姿をおもひとらむ證にはたちがたかるべし、但し千里の鵲にとりなしてよまれたりといへるは然る事なりと論へり、此説おだやかなるべくや

○よりべの水

清輔朝臣の奥義抄に「神さひてよりべにたまるあま水のみくさゐるまでいもを見ぬかも」といふ歌をあげて云按に、此歌今ある本に神さびのと書るは誤なり、袖中抄に古歌云、神さひてふるえにたまる云々いもを見ぬかな、と載たるフルエはヨをフに誤り、リをルに誤り、又へを音便にエのごとく唱ふにひかれて僻書せるにて、よりへの誤なること著ければ、もはら同歌なるに初句を神さびてと書るは此歌のかたぞ言とゝのひてきこえ、又二句奥義抄今本によるへと書たれど、袖中抄によりべとして引るによりてともにいま訂して書りこれは神社に瓶を置てそれなる水を無き事などおひたるものは、神水とてこれをのむなり、糺の社などに今もあり和泉式部の歌にも「神かけてきみはあらがふたれかさはよるへにたまる水といひけむ家集また夫木抄には結句、水といひけるとあり、此歌の事は下に論ふべし又源氏の葵のうへの歌にいふ「さもこそはよるべの水にかげたえめかけし葵を忘るべしやは」これらもかの瓶の水をよめるなりと云へり、今按にその和泉式部が歌は家集に稲荷祭見しにかたはらなるくるしききさまのちまきなどとりいれてまろが車にとりいれしとき、むのぶの少將、くら人の少將いひけると聞しを一日まつり見るとてまつりは加茂祭也車のまへをすぐるほどゆふかけて注一本にゆふみてとりいれさせし「いなりにもいはるときくしなき事をけふぞたゞすの神にまかする」返し、なにごと、ゑらぬ人にはゆふたすきなにかたゞすの神にかゝらむ」といひたればみてぐらのやうにかみをしてかきてやる「神かけてきみはあらかふたれかさはよるへにたまる水といひける」とあり

此引たる家集の詞書、また歌の意一わたりにてはきこえかたし、今その大意をとほして試にとかば、式部が藤原公信朝臣の爲に無き事負ひたりしを、賀茂祭の日にかの人々を見かけて今日こそ折にあれ、君たちのいひふらし給へる事の有りや無しやは御名にも負せる糺の神にまかせて盟て證すべしとよみかけたるなり、それにこたへたる歌に、それなき事ならむにはさてあらなむ、糺の神に盟ひ給はん事はあるべくもおぼえぬものをと返し歌よみいれたるに、又對てわが神かけて申にもなほあらがひ給ふ人たちかな、今わが無き事を

こそいはまほしけれ、なぐろは馬毛の尾黒を田の小畔に云かけ、さてその小畔にたてる青さぎ毛の駒とよみなされたるなり、吾妻鏡馬の毛付にあをさぎかすげといふがみえ、庭訓往來馬毛色に青鵲とあるも其色なるべし、玉篇の古訓に鵲カサヽキアチ馬ともあり　さて又かさゝぎと呼ふ義は壒囊抄鵲事と標たる下の問言にかささぎとはみの毛の頭にある鷺歟 答に鵲は毛極長云々、成尋阿闍梨の在唐記に云、云々、播磨風土記に云、云々といへり、この答の文は全く上に引たりき、かくて此答は鵲と云ふ鳥はみの毛の頭にある鷺かといへる問につきて、鵲の事を辨へて答へたるのみの文なり といへるはすなはち青鷺の事にて、これを世にかさゝぎとも云ふに鵲をもかさゝぎといふがまぎらはしくて問たる趣なり、さて鷺はいづれも冠毛あるものなるが青鷺は殊に大に總になりて目にたちて見ゆるものなれば、云々といひて問たるなり、かくて其冠毛の大なるが笠を着たるさまに見なさるゝものなれば笠鷺といへるにぞあるべき 上に引出たる歌に「雨ふればみの毛の上に露おちてあさき川瀬にたてる笠鷺」又ひかたに來ゐるみと鷺をあさりに出る海人かとぞ見るとよめるをも思ひ合すべし なほ此ものをよみたりとおもはるゝ歌の古くきこえたるは、新撰萬葉集夏歌に鵲之(カサヽギノ)嶺飛越手鳴往者夏之夜度月曾隱留(ミネトビコエテナキユケバナツノヨワタルツキゾカクルル) 鵲は借字なり 此歌六帖に、夏月またかさゝぎの題の下、二ところに載てともによみ人を去るさず 但しそのかさゝぎの題の下に今一首、夜やさむき衣やうすきかさゝきの云々の歌あり、其は上に注せるがごとく鵲の事なるを此歌とともに擧たるは疎なり 後撰集には夏部に題去らずよみ人知らずとて載られたり 此歌の二の句新撰萬葉集の印本或本に、嶺飛越斗とあり、一本に斗を手と書き六帖後撰集にも飛こえてとあれば訂して引り、しかるに夫木抄に鵲飛山月曙と云ふ句題にて、大江千里「かさゝぎの峯飛こえて鳴ゆけばみ山かくるゝ月かとぞ見る」と載たり、赤人集といふものにも然かき載たれど此集は後人のよくも正さずして書あつめたるものとみえて、さらに赤人のころの口つきならぬ歌どもいと多く、又後世の歌主のさだかに知られたるも載たれば信がたし、此歌も赤人の口つきならぬことしるければ千里の歌といへるぞ正しかるべき、但し此歌下句きこえがたし、決て傳寫の誤なるべし、さて又此句題の鵲といへるものまさめにみるべきものならねばこれも笠鷺にとりなしてよめるなり、其は同人の寛平六年の句題和歌に瀕暮烏鵲飛「雲まどひ夕の雨もおつる江にからすもさぎもしをれてぞゆく」とあり、これは烏と鵲とを二種として鵲をかさゝぎにあてゝよまむとせるに言あまれば、せんかたなくてたゞさぎとよまれたるなるべし、但し笠鷺をさぎとのみはいひもすべけれど、鵲をたゞさきと云べきよしなければ、これも鵲を笠鷺にとりなしてよまれたる證とすべきなり、おのれさきに夫木抄なる、み山かくるゝ月かとぞみる、といへる下の句によりて青鷺は夏の半ころより秋の始つかた、まれ〳〵夜中にその羽の光る事ありてその光りながら飛行を見たる事もありき、しかれば其光りて飛行さまを月に見なしたる趣ならむかと思て考出たる説のありしかど、よく思へばしひごとゝおもひなりぬ 又その後の歌には夫木抄に夏月中務卿のみこ「かさゝぎのおのが羽かひの山こえてなくねも涼し短夜の月」とみえ 初二の句萬葉集に大鳥の羽易の山とよめるときこゆまくら詞よりかゝれる詞をとりなし給へり 新拾遺集雜上に後鳥羽院御製「夏山の嶺とびこゆるかさゝぎのつばさにかゝる在明の月」とよませ給へり、さて上に擧たる「かさゝぎの嶺とび越てなき往けば夏の夜わたる月ぞ隱るゝ」とよみなせるにこ

サギなど、よめり馬の毛色に青鷺と云ふがあるを、玄恵法印の庭訓往來に青鵠とかけるはアヲサギとよむべくかけるなるべしこれ等おもひ合すべし、此鷺いづくにもあるものにて羽色薄黒きに蒼きにほひあり、毛冠の毛ふさに生たり、もはら水門洲崎或は水田などに、夜晝下り立居るものなりかの夕月に云々、さむき洲崎にたてるかさゝぎのすがたも所からはいとおかしく見ゆるに云々といへるありさまいとよくうちあひて、まさめに見るがごとくきこゆかし鳥獸に立るといふはことに脚の長きあしたづのたてるをいふ例にて、鳥にはもはら鶴鷺などにいへり、川邊、入江にたてる白鷺などこれなり、鵲はしかいふべきすがたにあらぬをもおもふべしさて件の浮船巻の文は朗詠集にも載られたる張讀が閑居賦の、蒼茫霧雨之霽初寒汀鷺立と云へる句を、例のとりなほしたる文なるべくきこゆしからば鷺をかさゝぎに換たる趣いと／＼おもしろし、其さまを見知りたらむ人はおもひしるべし、さて此浮船の文を河海抄にかの朗詠集の句を擧て、すさきにたてるさぎとかける古本もあり、此句のこゝろによらば誠に可然歟、能因歌枕にも烏をかさゝぎといふとあり云々、たま／＼さぎとある本もあれば用捨可在人心乎とあれど、いはゆるさぎとある方の本は決てかさの字の脱たるか、又朗詠の句にかなへんとてさかしらせるものなるべし、なほすべての考を見わたして知るべし夫木抄に嘉元元年百首入道前太政大臣藤原實兼公「見渡せばしらすにたてるかささぎをさしてぞくたす宇治の川舟」とあるもかの浮船の文によりてよみ給へりときこゆ、又同抄寂蓮法師の歌に「霜氷る洲崎にたてるみとさぎのすがたさむけき朝ぼらけかな」とよめるも浮船の文によれるか、二三四の句は全く本文を摘りてたゞ別名もてみとさぎとよみかへたりときこゆ夕月夜を朝ぼらけとして一首によみとゝのへたるたくみおもしろし此ほかかさゝぎをよめる歌は同抄立春の歌に秀能「今朝よりは澤邊の氷とけぬらむはるかせ一本はるかにかよふかさゝきの聲青鷺の聲はいとけさやかに一聲二聲なきすつるが遠く聞には興あるものなり、よのつれの白鷺のは、きゝのよろしからぬものなり他阿上人の大鏡集に「雨ふれば蓑毛の上に露おちてあさき川瀬にたてる笠鷺」など見えたり、なほあるべし太田道灌の平安紀行に洲崎にかさゝぎのたてりければ「あさぼらけ霞うながす川さきに波とみるまでたてる白鷺」と書るはかさゝぎしら鷺同じものゝごとくきこゆれど、詞書と歌と名をかへて書るべくもあらず、故推量に本書には洲崎にさぎの云云とありけるを其にもじを脱せる本の傍に、後人のにかと書添たるを又後人の本文に書攙へたれば、洲崎にかささきのと云ふ詞となりてとゝのはぬから、さかしらにさもじを加へて洲崎にかさゝぎのと書なせるものなるべし、此考くだくだしけれどしかすがにやみがたくてなむ又僧澄月が歌枕名寄末勘國部に笠鷺川と云ふを擧て「かさゝきの川風たちぬたなばたの紅葉のとばり波やかくらむ」と云ふ歌を引たり、これもかのかさゝきによれる川の名なるべきを星會の鵲にとりてよみ合せたるなりみとさぎとよめる歌上に擧たるほかに、夫木抄に忠良「霜むすぶ入江のまこもうらがれてたつみとさぎの聲もさむけし」、正三位知家「入汐のひかたに來ゐるみとさぎをあさりに出るあまかとぞみる」、又あをさぎとよめるはこれも同書に寄馬毛戀後頼卿「ひまもあらばをぐろにたてるあをさぎのこま／＼と

よみなれたるは此鵲の事ながら、そは漢國の諺に七月七日の夕星曾と云ふ事を、淮南子に牽牛織女二星會夜也烏鵲銀河來舒翼橋渡織女など云へるごとき寓言によりて詩によみ文に作りなどして戯ればみもてはやせるをこなたにてもはやくよりまねびよめるものにしてまさしく其鵲を見てよめる歌はさらにきこえたる事なし、萬葉集に七夕星會の趣をよめる歌あまた載たれど鵲をよみ入たるはひとつもある事なし、今の京となりて後の歌人のよみそめてそれならはしとなりたるなるべし星會の寓言の趣より轉りて、常にも天の事を云ふとては天漢烏鵲橋などの事をいひ、又轉しては禁中公主の家などの事などにも准へ稱へる事詩人などの常なるを、こなたにもそをまねびて然る意ばえにとりなして鵲をよめる歌もきこえ、又さらぬも詩句などによりて鵲をよめる歌もあり、此らの心しらひして見るべきなり、さて其鵲をよめる歌の古くものに見あたりたるは、古今六帖に人麻呂「かさゝぎのはれに霜ふり寒き衣を獨やわが寢む君待かれて」といふがみえ、新古今集に大伴家持「かささぎのわたせる橋におく霜の白きをみれば夜ぞふけにける」此歌家持家集といふものにもみえて、また「かささぎの橋つくるより天の川水もひなゝむ河わたりせむ」「鵲のつばさにかけてわたす橋またもこぼれぬ心あるらし」と云ふをも載たり、これらの歌眞に人麻呂家持主のなるにやおぼつかなけれど、もし眞のならむには萬葉集に載たる頃の作者のなりけり、又六帖にかさゝぎの題に「夜やさむき衣やうすき鵲の行逢のはしに霜やおくらむ」とよみ人志られぬ歌もあり、さて又古今集にはかさゝぎをよめる歌一首もある事なし、大和物語に壬生忠岑の歌に「鵲のわたせる橋の霜の上をよはにふみわけことさらにこそ」こは古今集撰者の歌なり、これらよりもふるくよめる歌主ありやいまだあまれくも考得ず、そはありもあらずもすべての説にさまたげなし、又八雲御抄に載させ給へる「月きよみ梢をめぐるかさゝぎのよるべもしらぬ身をいかにせむ」といへる歌は、曹操が短歌行に、月明星稀烏鵲南飛、繞樹三匝無枝可依といへる文をよみたりときこえ、夫木抄に後頼朝臣「ます鏡うらづたひするかさゝぎの心かるさのほどを見るかなとあるは遊仙窟の鏡の詩に、月下時驚鵲云々、注に吳均詠鏡詩曰、願爲飛鵲鏡翩々照離別とある句などによりて作れりときこゆ、此ほか詩句などによりてかゝるさまによめる歌なほあり、准へて知るべし、さて新撰字鏡に嘖烏鳴、又加左々支鳴と注せり、嘖は字書どもに鳥鳴と注して烏鵲にかぎりたるにはあらぬを、そのかみ詩文などのさしあたりたる訓ざまなりしなるべきを、うちまかせたる訓として注せるは疎なりといふべし、此字注紛はしければ因に辨へおきつ　さていま一種かさゝぎといふがありそはまづ源氏物語浮船卷に、夕づくよにすこしはしちかくふしてながめ出し給へり云々、山のかたはかすみへだて、さむき洲崎にたてるかささぎのすがたも所からはいとおかしく見ゆるに宇治橋のはるぐ〵と見わたさるゝに云々とあるかさゝぎこれなりこをかのから國よりわたれる鵲とせむはいとつきなし其は鷺の類に蒼鷺とてあるが〔蒼鷺は湊鷺の約にて水門鷺の義なるべし〕今の世になべてあをさぎといふもの、又の名とこそおもはるれそは和名抄に蒼鷺崔禹錫食經云、鷺又有一種(ミトサギ)相似而小、色蒼黒並有水湖之間、漢語抄云蒼鷺美止佐木とあるこれなり、類聚名義抄に鵁水鳥アヲサギ、字鏡集に鵁カササギ、ミホサギ、ニホサギ、鴽、カササギ、撮壤集に蒼鵁カサ、ギ、古き節用集に鶬胡ミトサギ、アヲ

の話を併て說へるなり、さて書紀にまたその後は天武天皇十四年五月新羅王の獻物の中にも鵲二隻と見えたり其が名は本草和名抄等に鵲は和名加佐々木と訓るものこれなり、さて其はもと皇華言もて負せたる名にはあらで新羅の國言もて呼びならへるものになんありける、其はもろこし宋世に孫穆と云へるが朝鮮國の事を記せる鷄林類事と云書にその國語どもを載たる中に、鵲曰喝則寄（カツソキ）と註せりしかるに朝鮮の崔世珍が著せる訓蒙字會と云書に（此書明の嘉靖六年に著せる由序にみゆ皇朝の享祿元年なり）漢字の鵲をおのが朝鮮にて呼名に當て諺文字もて加佐とよむべく注せり（字會鵲字の下に諺文にて、가차작と注せりこれを諺文の例に據りて讀むに、가は加、차は佐なり、此二字引合て加佐とよむべし、さて其下なる작は志也久なり、鵲字の音を注せるなり、）然るに新井君美主の書されたるものに今の朝鮮語に鵲を加之と云へりと云はれたるは、かの加左とやうに云へるだみ言を然きゝなしたる說なるべし いはゆる喝則寄の畧言なるべし、しかれば鵲を加佐々木と云ふはもと韓言の名なるをそのかみ磐金が新羅より持歸りてその國言に加佐々木と呼ぶ由奏して獻りけるが今に其名の傳はれるものなりけり、かくて此鳥の事のふるき書に見えたるは壒嚢抄に鵲は尾極長嘴短、水邊にはすまず山木にすむ一名飛駁といへり、天川のかさゝぎの橋と云ふも是なり全白鷺の類に非ず、烏鵲橋列浪往來など申を誤て黑きものにこそ云ひ習はしたれ冬至日巢つくり初めて春子をうむものなり（自注に云 見毛詩箋）成尋阿闍梨の在唐記に云、見鵶鵲似烏頗小腹白背黑羽白斑也といへり、鵶鵲は烏鵲也（中略）播磨國風土記に引佐郡船引山と云ふ此山有鵲鳥世俗云韓國烏栖枯木穴春見之夏不見と云へり、此國にもあるものにこそ」と記せり、件の風土記の外にまさしく鵲のありし趣を記せるものいまだ見あたらず世の希ものなりけらし（日本紀略に、貞元元年二月廿九日但馬國言上、出石大社内烏鵲集會古老曰國内第一靈社也烏鵲蚊虻不入云仍有占トとみえたるはたゞ烏を烏鵲と文なし書るなるべし）さてその鵲の形狀は漢籍本草綱目に李時珍が曰、鵲烏屬也大如鴉而長尾尖嘴黑爪綠背白腹尾翮黑白駁雜上下飛鳴云々、段成式云鵲有隱巢木如梁云々などあり、此鵲の形狀なるもの近世西國の方所所にいできてなべては朝鮮烏と呼びまた所によりて高麗烏唐烏とも呼び（これらの名、播磨風土記に韓國烏といへるにおのづから合へり）或は褐烏など呼べり（そは尾長鳥の類と見えてやゝ大きく、頭背黑く褐色のにほひありて肩のあたりに白羽あり、翅は黑く綠みて光あり、尾は同じ色して身よりも長くて星あり、又いさゝか羽色の異なるもあり、烏に雜りて居る處もありとぞ、世に捕養て翫ぶ人もあるなり）もとから國より渡り來れるが漸に蕃息たるなりと語り傳ふとぞ、これいはゆる漢國の鵲にてこなたにては古より韓言に呼び傳へたる加佐佐木なるべし、かくて古歌どもにもはらかさゝぎと

ておのれにも同じやうにとてとりつたへけると
き、篤胤かたりけるは考説の中のきつにはめなむ
の條をよみて、かの翁にぬしの考とて記されたる
きつのことはもとおのれが心つきて信友にかたれ
るに、信友それにつきて考たる説にてさきにとり
つたへて見せたる草稿に記せる趣にはあらずや、
さるをぬしの始て考出たるごとく記されたるはた
がへるに似たりといひければ、さりけり〳〵され
どきつのことはなほおのれもかの國人に尋ね合
せて書記すとてもとよりうべなる説なりとおもひ
たるが、己が心のあるじのごとくなりて考主のこ
とをわすれてかく記せるは誤なりき、さはいへ
ど今はかく彫本にものしてやむ事なきあたりに
もまゐらせたれば書も改がたければ、おもひのど
めて信友にもよくつたへてよといはれつとかたり
き、そも〳〵學の道は大なるすぢも小なることも
ただ世に明ならむ事をおもふおほやけわざなれ
ば、たれかれと考主をあらそふべきにあらず、こ
とにかゝるいさゝけ事の考説などはさらなり、さ
ればさて有なむを、かの翁の考説とて記されたる
はおのれが草稿にて疎にていひたらぬこゝちせ
らるれど、かの翁の考説にゆだねて草稿をかいや
りすてむもさすがにて、こたびもの、ついでに其
草稿をもとり出していさゝか文をあらためて人に
あつらへて書とゝのへたるなり、忘れたりかの翁
よりさきに文化のはじめつかた此草稿を藤井高尙
にも見せたりけるが、こはありのくだりいひて吾
説を約めて伊勢物語新釋といふに書のせて同十二
年に板本にしたり、これも己が考説をはぶきたる
ところありてなほあかぬこゝちせらるればかた
がたさらにものしつるなりなほよく考へさだむ
べし

○かさゝぎといふ鳥に二種ある事

かさゝぎと云ふ鳥に二種あり、まづ其一種はもと韓
國の產にて漢國にて鵲といへるものにてその皇華(ミクニ)に
渡り來し始は、日本書紀に推古天皇の御世六年夏四
月難波吉師磐金至自新羅而獻鵲二隻、乃俾養於難
波杜因巣枝而產之と見え其杜は難波の古圖に玉作村の邊に鵲森と載せる處あり、今も其わたりに當れる處に森あり、小社ありて森宮といへり、むかし其邊に本願寺某上人偶居の事きこえたり、天正八年のころ本願寺織田信長公と軍して和睦の後、紀伊國に退きて在ける寺を鵲森御堂とて今も在とぞ、むかしの地名をうつして呼べるなるべし、こは難波人と紀人

よ、またの夜よりはしか宵鳴はせさせじとなり古今和歌六帖に「夏の夜のこもちがらすのたからかに夜ぶかく鳴て君をやりつる」とよめるこゝろばえ、おもひ合すべし、舊說にきつにはめなんは狐に食せむとなりといへれど、女情にいと入なれぬ夜の神なる、狐にしも夜の明くるをまちてその鷄を食せむとおもひいふべきにはあらざるをや、夫木抄に「人も見ばあなしらぐ〵し老狐いとどもひろのまじらひなせそ」古事記八千矛神の沼河比賣を婚にいでましゝ時の御歌に、阿遠夜麻邇奴延波那伎佐怒都登理岐藝斯波登與牟爾波都登理迦祁波那久宇禮多久母那久那留登理加許能登理母宇知夜米許世泥、この終の句打腦めむと乞望ふ意なりと鈴屋翁いはれたり、又和泉式部集に、とりのこゑにはかられていそぎいでてにくかりつれば、ころしつとてはねにふみをつけて給へれば「いかゞとはわれこそおもへあさな〳〵猶きかせつるとりをころせば」これら男女の間はかへさまながらおのづから似たるこゝろばえなり此歌も上にみえたるくはこゝにもとよめると同じくひなびたる女の口つきに眞情のあらはれていとあはれにぞ聞ゆるかし

○此歌の初句奥義抄に我宿のとあり、當時然書たる本もありしなるべし、夜も明ばといへるよりは情あさくおとりてきこゆ、二の句きつにを或書に此書名忘れたり花鳥物語に、きつねはめなてとありと云へり、こはねはにの誤か、又さかしらにしか書たるにもあるべし、いづれにもこのところにては狐とはいふべきにあらず、又はめなんは諸本のごとくはめなでにてははめずしてといふ詞の意にきこえて古語の例にかなひがたく古今集に「見るめなき我身をうらとしられぱやかれなであまの足たゆくくる」、伊勢集に、見もはてゞ空にきえなでかぎりなく、竹取物語の文に、ぬれたるきぬをだにぬきかへなでなむたちまうで來つる、此ほかなほ多かりさてはもと、のひがたくおもはるゝに、奥義抄の一本にもはめなんと書るがみえ、眞名本に爲食と書るもはめなんといふ假字に塡たる書ざまなるがうへに、おのが見たる一本の中に、はめなんと書り、義かなひてきこゆればはめなんとあるを正しからむとして採れるなり、古の假字のさま上の字より連ね書るにんとてとはことにまぎらはしく見ゆれば、はやくより書誤れるかたの本の多きなるべし但さばかり古き寫卷にもあらざれば、その本書は普通のごとくはめなんと連ね書りけるを、其んをてと見誤れるわざならむもしらず、然あらむにはこれもむかし誤りけむ趣を、かへさまにおもひ准ふべし屋代弘賢主のもたれたる古筆の本にははめな手と書りとぞ、こは牟を草の手に牟と書けるを手の草書に見なしてあやまりたるにもやあらむ

○おのれさきに伊勢物語の中に見えたる事どもこれかれ考そめたる下書のありつるを、あるふる翁のきゝおよびて平田篤胤を中人にて乞へるまゝに見せたる中に、件のきつにはめなむの說もありつるを其をかへして後二年ばかり經て、文化十年にかの翁伊勢物語の異本どもを校へ合せ奥にいさゝか考說を書加へて板本にしたるを、篤胤におくり

キッといひて人家の門に居置て、常の用ひ水とするところあり、老人に問ふに此キッむかしはおほかた家毎に門に居置くならひなりつるが、近きころやうやく大瓶などを用ふる事となり又其をだに置かぬ家も多くなりて、今はキッある家はまれなれば其名だに知らぬ人はたおほかめりといへり、これ古き東語にてきつにはめなんの歌はもしくは鶏をそのキッてふ器の水中にうちはめむといへるにはあらじかといへりおのれ又後に、秋田人高階貞房に問ふにもはら篤胤の云へるに同じ、猶その後おくの國人に問ひ試るに有り無し知りしらずとり／＼なる中に、所によりては尋常のごとく板にて合せ造れるをキッといふともいへり、キッは木櫃の約りたる言なるべし、キもヒも共にイの韻ある言なれば、ヒを省きていはむ事ことに例多し、板にて造れるをいふは名の轉れるなり、予さきに下野の二荒路にても家の門に板にて造れる水槽を居置たるを見あたりて、其名をとふに水ためにてさふらふといらへて、はかばかしき名はきこえざりきこはいと希しき説なるにつきてなほ考ふるに、今も鶏の宵鳴するを凶みてしかさせじとするにはその鶏の腹をしば／＼水に漬し冷せばその事止むものなりまた雌鶏の卵を孚さむとて塒に在を、止させむとするにも然すれば止むるものなり、そは腹の熱をさます術なりとぞ、宵鳴を止むるも同じことわりなるべし女その鶏のまたしも宵鳴せむことを惡嫌て明旦きつの水に打沒入むといへるなり水などにハメ、ハムルなどいふは、今の世の俗言のごとくきこゆれどさにあらず、萬葉十七に、鶯の鳴く闇谷に宇知波米底云々、土佐日記に船中の事を記せる文に、ゆくりなく風ふきて、こげどもく／＼しりへしぞきにしぞきて、ほと／＼うちはめつべし云々、鏡をたいまつるとて海にうちはめつれば云々などなほありさてくたかけは腐鶏にてクタの夕清むこゑによむべしその鶏をいたく惡み罵たる言にてくたはくさるといふとおほかた同じほどの事を通はしいへる詞にて、宇治拾遺物語に男の詞に、ものもおぼえぬくさり女といへるもくたり女といはむに同じいひざまなるを、このくだかけと云へるにおもひ合すべし、さてそのクタとクサと通はしたる例は、まづクタは萬葉集にうの花を令腐霖雨のなどみえて、くた腐字を書り、此詞後の世にもきこえたる詞なり、また萬葉集に豐後のくたみ山を朽網山と書るは、朽字をくたに用ひたるにて風土記にはその地名のくたみを球覃と書て、もとは臭泉といへるを訛りたる由みえたり、くさの意はことなれどこれもくさとくたとかよはしいへる例なり、又繼體紀に爛をクタルまたタヾルと兩かたに訓り、このクタルもクサルと通はしたる古言にてクタリ、クタルなど活く詞ときこえたり、但しくたすといへる詞の中には損なふ意に轉したりときこゆるもあり、此詞の委しき考は別にいふべし、さて奥義抄くたかけの條に、此くたはくつといへるにてくつにはとりとよめるにやとみえたり、くつ文きゝとりがたし、おもふにくつは原本にくちと書たるを、くとまがへて誤寫せるにはあらざるか、しからば朽の意なるべければおのれが考よりもいとはやくいはれたるを舊説にそのくつを塵芥の意にとりていへる説はうけがたし、又壒嚢抄にくたかけの事を、常ニ鬧ク處ハ狐ニクラハレテ、クツ庭鳥トイフ云々、又證本ニハ、クロカケト書タリ、烏鶏ナリト云々異説區ナルベシ」といひ、また近き頃百濟鶏なりなどいへる説もきこゆれど、論ふにも足らずしこほとゝぎすなどいへると同趣なるいひざまなり萬葉集八巻十巻などにしかよめるが見えたりせなをやりつるは夫を歸し遣りつるなり、一首の意は、夜明なばキッの水にうち入なまし腐鶏よ汝が宵鳴したるを曉がたぞとおもひてまだ夜ふかきに夫を歸しやりつるがくやしく悲しき

るを或本に、宇麻勢胡之に云々、十二巻に「柾楉越(マセゴシ)に麥はむ駒の詈らゆれど猶し戀らく忍ひかねつ、とある柾楉も舊訓マセとあるを改てウマセとよみて馬柵をもウマセとよむべきよしいはれたれどいかが、マセはマセガキともいひて楉又竹などにてかりそめにする墻を云へり、今もなべて畠などにゆひまはす垣これなり、マセは馬塞の義なるべし見忘抄に載たる、寛治八年前大判事藤原有眞の勘答の文中に、假令鄕內有作田云々、作人等爲防牛馬自然拵垣於四面云々、また康和三年範政の勘答の文中に、鄕內作田垣內穢若爲一曲者云々、爲防放畜逆拵垣之間、自然數十町被棧柵之內非必一曲云々といへる事見えたり、一曲の曲は字書に局と通用とす、此勘文中に一局と書るところも見えたれば通はし用ひたるにて、局は田法に若干坪といふ坪と又通はして書ならひたりしなるべし、さて件の爲防放畜逆拵垣といへるは、馬塞の義に合ひ被棧柵之內とはその垣の內の方よりいへる言なり、是にて馬塞とかの馬柵との義おのづからその差別きこえたり、かくて和名抄に釋名云籬以柴作之(一本に竹垣藩籬)言疎離也、和名末加岐一云末世とあるは馬塞のごとくかりそめなる垣をも、なべて末世とも末加岐とも轉しいふうへの名もて注されたるものなり、未加岐は馬垣の義ときこえたり、萬葉集にマガキを前垣と書るは借字の略訓にて、六帖に山賤のかきほにかこふませ垣の云々、などかりそめなる垣をもいふはつれなり其マセ垣越しに麥はむ駒の云々とよめるなり十四巻の宇麻勢胡之と云へるウマセも同言なり、また久敝越にといへる久敝はいま東語に垣をクネとも云ふと同言にて、もと同歌の首句をクベともウマセとも二さまによみ傳へたるものなるべし、これにて馬柵と宇麻勢との差別もさだかなるがごとくおもはる、を字書どもに、柵は編竪木爲欄と注ひ、また埒は封道也又堤也などみえて、埒はもと土もて封居たる處をいへりときこえ、皇國にて埒といふは、上に辨へたるごとくチリに當りて楉竹などもて作れるをいへば、埒よりも柵とかけるかた字の本義にはちかく合ふべしなほ人々にもかたらひあはせておもひさだむべし(馬射式沿革の考、伊勢物語由來の考可書入)

○きつにはめなんくたかけ

むかし男みちの國にすゞろに行いたりにけり、そこなる女、京の人はめづらかにやおぼえけむせちに思へる心なん有ける、さてかの女「なかく\に戀にしなずはくはこにもなるべかりけりたまのをばかり、歌さへぞひなびたりける、さすがにあはれとやおもひけんいきてねにけり、夜ふかく出にければ女「夜もあけばきつにはめなんくたかけのまだきになきてせなをやりつる

按にこは雞の宵鳴といふ事したるを、まことの曉がたぞと心得て男の歸りたる跡にて詠たる趣の歌なり夜ふかく出にければとある文にかけ合せておもふべしかくて歌の二句の、きつにはめなんといへる言は、平田篤胤が話におのれが生土の出羽の秋田わたりにて太き丸木を鑿て作れる水槽を

をりたれば、ひをりの日とは云なりとぞ、秦の兼方は申けれども、あらてつがひの日も引をれりおぼつかなしと見え、又今鏡高倉院天皇の御世に記せる書とみゆ、清輔ぬしの老の世頃なりしきしまの打聞の巻にいづれのとしにか侍りけん右近馬場のひをりの日にやありけん中略ひをりといふ事はおぼつかなき事に侍るとかや、兼方はまてつがひと申侍けるとかや、匡房中納言の江次第とかやにも此事は見え侍るとぞき、侍し」としるせり、今江次第の諸本を見るに、ひをりの日といふことみえずはやくより件の文をよみ誤てそのかみさる虚言せる人もありしにこそ、さてまたいはゆる右近の馬場の日とは、其馬場にて馬射を行ふ日といふ意にてそのかみ然云なれたりしなるべし今も馬を乗習は寸日を定めおきて、其日を某處の馬場の日ともいふがごとし、左近も准へておもふべし但し儀式國史等を併考るに業平朝臣の頃ははやくより五月五日六日天皇武徳殿に幸して、内馬場にて馬射を覧はし給ふ式なりけれど、御世々其式行はれし事の史に載られたるはいと稀なるをおもへば、右近馬場にて代行はる、例なりしときこえたり、然れば右近の馬場のといへるは上に擧たる今昔物語集によれば六日の式を右近馬場にて代へ行はれし眞手結の時の事に當れりこの馬射行はれし趣古と後との沿革ありてきこゆる事どもは別に論ふべし

附考

萬葉集四卷聖武天皇海上女王に賜へる御歌に「赤駒之越馬柵乃緘結師妹情者疑毛奈思此馬柵を鈴屋翁のウマセと訓れたるを、略解にも用ひたり、さて女王の御和歌に「梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御幸乎聞之好毛、この四の御句を岡部翁の說に幸は事の字の誤にてみことゝ訓べし、御言なりといはれたりとみえたる馬柵は舊訓のごとくウマヲリとよむべし、またヲリとも云べし、後に字音にて埒と云へるものなるべしさて本のごとく赤駒之越とよみてはウマヲリにてもウマセにても御歌の意通えがたし、之は不の誤又之は本のまゝにて其下に不字脫たるかにてコサヌとよむべし、一首の御意は赤駒の集中たゞ馬と云べきを赤駒とよめる例多し、こは毛色の美しきをめでて詞をかざりたるなり越えがたき埒の標結しごとく女王の奥まりおはしまして外に出給ふ事のなければ疑ひ思ほす事なしとなり越る馬柵とよみては、すべての意きこえず、さて人の行の取締なきを放埒と云ふを、下學集に人不順法度如生馬放埒也と注し、また書の名は忘れたり、中昔の俗語に野競馬など云ふ言のきこえたるもともに柵なき場を、馬を乗はしらかすにたとへたる意なるを、此馬柵の御歌の御意に反さまに及ぼして心得べきなり。しかるを本居翁の說に十四卷東歌に「久敝こしに麥はむ駒のはつ〳〵に逢見し子らしあやにかなしも、とあ

大將車立レ北、其南出車及共人次第立並也中略是元永例也、凡見物之輩車馬成レ市皆副ニ下手埒方ニ下手は、埒の東をいへるに當りて、いはゆるをりの日向ひに立てたる車は、この見物之輩車馬成市と記されたるにあたれり　秉燭以前事訖歸來と記されたるこれなり、こは業平朝臣の頃とははるかに後の事ながら、そのかみなほむかしのありさまに異ならざりしときこえたり今昔物語集の、右近馬場殿上人種合語の中に、いさゝか思ひ合さるゝ事のみえたるを書ぬきて、なほ考に備ふ、其語中に云、右近ノ馬場ノ大臣屋ニ各渡リヌ云々、大臣屋ノ前ニ埒ヨリ東ニ南北向樣ニ、錦ノ平張ヲ卯酉ニ長ク立テ、同錦ノ幔ヲ引廻シテ其内ニ種合ノ物共ヲ悉取置タリ云々、殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ左ハ南右ハ北ニ別レテ皆着並ヌ、埒ヨリ西ニハ其レモ南北ニ向樣ニ勝負ノ舞ノ料ニ錦ノ平張ヲ立テ、其内ニ樂器ヲ儲ケ舞人樂人等各居タリ、其喬々ニハ京中ノ上中下見物ニ市ヲ成シタリ、女車立不敢ヌ所ナシ、其中ニ關白殿忍テ女車ノ樣ニテ埒ヨリ東ノ方屋ノ面ノ喬ニ立テゝ御覽ジケリ　かくて又年中行事の畫の中なる右近府眞手結卷の畫の此考に主とあるところをぬき出て縮めてこゝに寫出せり、併せ考へて證とすべし

さて奥義抄に此書の撰者藤原清輔朝臣は、治承元年七十四にて卒られたる人なり　右近の馬場のひをりの日まゆみのまて結の日なり五月五日なり右近の眞手結は六日なり、五日は左近のなるをふと誤られたるなり　此日はかちのしりをひき

年中行事右近眞手結卷にゐがけるさま

繪中字の上に圈を施たるは本書に書るまゝを寫せる標なり、そのほかなるはおのれが注せるなり

二夜松

北野社

西

殿

此處に幄の座のさまを畫けり

此あたりに車數乘立列れたるさまを畫けり

北

南

馬場末ノ方

的

此東西ノ垣ノ如キモノ埒ニテイハユルらちナリ

馬場南北行

騎射人ヲ南行ニ西ケリ

東

艮

的この外に南北に一隻づつ合せて三隻かけたり其處毎に樹一株づつあり的かくる處の標にかれて植たりしものなるべし

的より南に物見車數乘立列れたりしゐしらぬの歌よみたる女車此處に立てたりしなるべし

かしからぬことぞ、はやくすぎよとてゆきもてゆけば云々、といへることもみえたり、（こは左近の荒手結の時の事ながら右近のときも同じかるべければ、そのかみのさま准へておもひ合すべし、さてその左近の中將を刊本等に右近中將と書るは誤寫なる事著し、今他本によりて訂して引り）さてまた業平朝臣の事は、三代實錄に業平體貌閑麗放縱不拘略有才學善作和歌とみえ、元慶元年（古今集目錄に正月とあり）爲右近衞權中將明年兼相摸權守後遷兼美濃守とありて同四年五月廿八日卒年五十六と見えたり（才學の上の有字、諸本無とあり、古今集目錄に引たるもしか書たれど略無才學といふ文辭のあるべくもあらず、はやくより書誤りたりしものなるべし、然るに大永四年五月廿五日の奧書ある卜部兼夏宿禰の寫されたるこの卷の抄本の校字に、有とあるが正しくきこゆればそれに依るべし、さて此兼夏宿禰の抄本の事は別に考訂して記せるものあり）伊勢物語に中將なりけるをとこといひてみずもあらずの歌よめるは、右近衞權中將になされたる元慶元年より同四年まで歲は五十三より五十六までのほどの事に當れり、さて右近の馬場の眞手番の時のありさまの書どもに見あたりて件の考の證とすべきは、仁安二年五月六日の山槐記（中山內大臣藤原忠親公記）に今日右近騎射眞手結也、任大將初度大將有二見物事一也、可レ奉二相伴一之由先日內府（忠親公の兄花山院忠雅公なり、永萬二年八月廿七日右大將、仁安二年二月十一日內大臣大將如元、と尊卑分脈にみゆ）有レ仰仍未刻（出車の頃、次に引く玉海にも未刻計とあり、此騎射夕づきてものせるが古よりの例なりしなるべし、かの夕陽の日向におもひ合すべし）參二花山院一（自注に云、召取八條院判官代賴成車乘之下略）頃之令レ出給（この間の自注略）次予車次三位中將車（自注に云、他人車也檜網代）次前兵衞佐賴實車、次皇大后宮亮賴輔車、次五品行雅車、次家司職事等車（中略）至二于馬場一（自注に云、爲取次將祿也、則基等也）埒西去二乙殿屋一十四五許丈立二御車一（自注に、頗向艮立榻解鞦（午のなり）於馬場末令下簾給令上馬給、予以下隨之○この馬場は南北行にて北より馬を上げ、北を馬場末といへるなり、證とすべし）去二御車一五六許丈立二予車一、其南次第又立連、家司職事等下レ車列居、與二予車一之間束帶職事等在二此所一臨二可レ取レ祿之期一向二乙殿屋一、少將泰通朝臣可レ着云々、遲參之間依二大將仰一始行（中略）此間泰通朝臣參着不レ申二案內一、只於二御車西邊一下レ車經二幄西方一入二乙殿舍一了（下略）また治承四年五月六日の玉海（月輪攝政兼實公記）に、此日近府（右近衞府なり）眞手結也、未刻計大將爲二見物一向二馬場一乘二藤宰相定能卿車一、依レ爲二密々儀一先例召二人車一也、元永召二宮內卿忠長朝臣車一（自注に云卽御同車○此間本文中略）大將着二冠直衣一與二侍從良經一同車（中略）女院女房、及余女房、頗以見物、出車五兩（自注に云、一車左中將泰通朝臣、二車左馬權頭宗雅、三車左少將兼宗、四車右兵衞權佐盛光、五車右衞門佐隆雅、一兩別共侍各二人、衞府內舍人瀧口上日衆等相扶、女院侍中衞府不足仍余侍兩三倍加之）各出二衫袖一殿上人已下君達諸大夫等連レ車扈從、又大將共侍三人路頭行列、先出車、次大將車、次殿上人等車、次諸大夫車、到二馬場一副二上手埒一（上手とは埒の西をいへるに當れり）立二並車一此時

にてはあるなり、右近馬庭の邊に云々とは すなはち北野に當りその松の生たる由にて、千本といふ所の今もあるなど、右近馬場の地の證とすべし、又年中行事秘抄施米之事の條に、東手は於愛宕寺給之、北手於右近馬場給之、西手於右兵衞馬場給之と見えたる、北手もかなひてきこゆ、かくてまた年中行事古書右近眞手結の處に北野社一夜松を書きて、その名稱を注して馬場を畫るさま、すべての方角件の説に合へり、其畫は下に寫し出さむを見て知るべし、又下に引く山槐記玉海今昔物語集の稱合の語の中にも、おのづから其方角知られたり、それをも考合すべし 百練抄に寛和二年三月十日左近馬場可改南北行之由宣下とある事を、年中行事秘抄にも載たるに、ともにその左近を右近と書る本もあれど、其は本朝世紀の稿本に收たる史官記に、寛和二年三月七日乙亥停左近馬場東西改南北行、同三月十日云々此日被定下左近馬場改南北行並云々可有宣旨と見え、上の件に辨へたる考證にも合はざれば、右近と書る かたの本は 誤なり、但し伊呂波字類抄宇部に、右近馬場花山院御宇寛和年中被置之と記せるは、既く何れの書なるにかこれも左を右と寫誤れる書により、又寛和の度の改行の事を始て置れたる由にこゝろえひがめたるなり、かたへのみよみ見て思ひまどふべからず 柵の東方の車中に夕日さす頃のまことによくかなひてきこえたり、女の返歌におもひのみこそしるべなりけれとよめるもおもひを日によみかけたるはたおもひ合すべし 古今集の戀歌に、「夏蟲の身をいたづらになすこともひとつおもひによりてなりけり、とよめるもおもひを火によみかけたるなり さて此事を今昔物語集に 此物語記されたる宇治大納言隆國卿は、叙爵侍從の後、長元七年參議に任し歷任して權大納言に至り、承保四年辭仕同四年七月薨給へり、享年はいまだ考へず 今ハ昔右近ノ馬場ニ五月六日弓行ハレケルニ在原業平ト云人中將ニテ有ケレバ大臣屋（オトヾヤ）ニ着タリケルニ、女車大臣屋近ク立テ物見ル有リ、風ノ少シ吹ケルニ下簾ノ被吹上タリケルヲリ女ノ顏ノ不穩ラズ見エタリケレバ、業平ノ中將小舍人童ヲ以テカク云ヒ遣リケリ、ミスモアラスミモセヌ人ノコヒシキハ云々ト、女ノ返、シルシラズ云々トゾ有ケル」とあり、但し此傳は柵の日向ひに立てたりける車に女のかほの見えたる由にはあらで、下簾の風に吹上られたるをり女のかほの見えたる由に記せるは、女の返歌におもひのみこそしるべなりけれとよめるにかなはざれば誤れる傳なり、さて件のことの外にも伊勢物語に出たる事どもを書載られたるにところ〴〵異なる處のありて、それによるべきことゞも、あるはそのかみの伊勢物語にはしか書たる本もありけるにや、又別に書傳へたるもの、ありしにてもあるべし、いづれにまれなほ此今昔物語集の趣を相照して見るときはいよゝ、其時のさま明なり 源氏物語葵卷に、五月五日の賀茂祭にかけてむまばのおとゞのほどにたてわづらひてと見えたるを、河海抄にむまばのおとゞは左近の馬場の宿屋なり、花鳥餘情に乙殿屋とて左右近の馬場にあり、五月の騎射の時中少將着座するところなり、賀茂の大内の時は北陣はてゝ一條を東へとほるに依て、左右の乙殿のほどをわたるなり、また枕草紙に五月五日清少納言が賀茂へ行く處の文に、むまばといふ所にて人多くさわぐ、なにごとするぞとゝへばてつがひにてまゆみいるなり、しばし御らんじておはしませとて車とゞめたり、左近の中將みなつき給へりといへど、さる人も見えず、六位などのたちさまよへばゆ

車にと云ふ詞を加へ又その上にも詞を補へて右近の馬場の日をりのひむかひにたてたりける車にと書ととのへられたりけるを、後に立かへりてその詞書によりて此物語をも直したりし本どもの今の世には傳はれるものなるべし、此ほか古今集なる歌の詞書の伊勢物語と同じさまなるがあるをばたがひに其こゝろしらひして見るべきなり、さて右近の馬場の日とは五月六日の眞手番(マテヅカヒ)の時の事なるべし此日の事は下にいふべしをりはその馬場の柵にて埒ともいふものこれなるべし埒のさまは、衛門府式に凡內馬場埒料楉二百四十荷、葛二十荷とみえたるに准らへて、下に載する右近馬場の繪に見えたる埒におもひ合すべし但しなべては人にまれ鳥獸にまれ捕り籠めおく處はをりといへど古き字書どもには檻柙穽升などの字を訓りそはもと其ものを放れざらしめむ爲に造れるもの、名ときこゆれば、馬場にて馬を逸ざらしめむ料に標構(シメカマ)へたる垣をもをりとは云べきなり伊呂波字類抄に境をヲリと訓るも義通へり相撲集に男とよみかはせる歌の中に、「はなれにしこまのをりにも我ならぬ人をばえこそなつけざりけれ返し、「はなるれどあらぶるこまのなきものを君が心はなつきしもせじ、又その返し、「ひきかへてなつけむこまの綱たえにいかゞ野がひの人はみるべき、」とみゆ、さて此歌どもに馬のなつかぬよしをよめるは野より牽來りたる駒を乘るに、人に馴かざるをいへり、古記どもに片馴付の駒といへるは、いまだ片なりにてよくなつかざるほどをいへるにおもひあはすべしとよめるをりも馬場の埒をいへるにて男のうへを馬のをりを放れたるにたとへたりときこゆるにおもひ合すべし人の放縱にふるまふを、放埒といへること中むかしの記どもにみえ、今もいふ語なり、下學集にこの語を載て、人不順法度如生馬放埒と註せり、相撲のこの歌もしくはこの放埒の意をよめるにはあらぬか、いづれにも似たるこゝろばえとぞきこえたる萬葉集に赤駒之越馬柵乃緘結師妹情者疑毛奈思とある馬柵を舊訓にウマヲリとよめるも古の名なるべき、はたおもひ合すべしこの馬柵をウマセと訓る說は非じ此歌のことは下に論ふべしさて柵の日向ひに立たりける車に云々とは柵に添ひて日の射す方に向ひてたてたる車なるが故に日向ひといへる言は、萬葉集に高北之八十一隣之宮爾日向爾、このほか古書どもに見えたる言なり日を負ひたる方より見れば下簾の內へ日光の射しとほりて女の容貌の髣髴に見え透たるよしなり源平盛衰記に、松殿基房公の狼藉に逢給ふ事を云る文に、三條表に女房の車あり夕陽の影に車のうちすぎてくもりなく見透るにえぼし着たるものゝ乘たりけり、といへる下簾に夕日のさしとほりたるさま似たるおもむきなり右近の馬場は南北行なれば右近馬場の事は、吾友內藤廣庭云、河海抄に一條大宮也と見えて北野天神宮の南東にいま北野の馬場とて存る、南北行の馬場これに當れり、拾芥抄に一條京極末號右近衛馬場と記されたるは謬傳なりといへり、此廣庭は今の都の古の條路のありかた大內裏のありさまを年ごろ博く古書古圖によく考合せて、前に然るかたの事を考證せる何がしの書をさへに訂補へるまめ人なり、おのれなほ考ふるに、扶桑略記に載たる天曆九年三月十二日天滿天神託宣記に、右近乃馬庭古曾興宴乃地南禮、我彼乃馬庭乃邊仁移居牟、但至亙牟所仁八可生松と宣へる由註せり、此記みながらは信みがたくきこゆることもあれど、古說

業平の宿紙にて手づから書る伊勢物語、朱雀院の塗籠にありけると申めり、ともみゆ　只右近の馬場の日むかひにたてりける女のかほの下すだれよりほのかに見えければとぞ書けりける、されば日をりの日とは書あやまてるにやとしるされたり　顯昭法橋の袖中抄に、童蒙抄なる件の文を引載たり、但し其は諸本ともに脱字あり　然るに今の世に朱雀院塗籠御本の寫とて傳はれる本には、件の文今ある本どもとまたく同じ、範兼卿の見て引給へる本とは別なり、さてその朱雀院なりける御本　拾芥抄に朱雀院は累代後院、或號四條後院とあり、朱雀院天皇の御物とさだめては心得べからず　まことに業平朝臣の手なりけるにか　業平朝臣の世の末より、範兼卿の世ざかりまでは、凡二百五十年ばかりの後にて、さばかり遠きむかしのものならず、ことに御物の書にてさへありければ眞筆の混もあらざりけむ　そはいかにまれそのかみ後院に置れたりつる御本にて古き一本なり、そも〳〵此物語にはまことに異なる本どものありてとり〴〵にみえきたれるは、この本書のいまだ草本にてありけるほどこれかれに寫傳へたるが世にひろごりたるもあるべく、又後人のとりなほして寫しつたへたるもあるなるべし　すべて古書どもの中に、異本どものあるは此故なるべし、古歌に此と彼と詞の異なるがあるも、いづれか後によみ改たるなるべきをも准へておもひやるべし、また歌の撰集に、その主の家集などの詞書の趣はさらにて、歌をさへに改めて入られたるもみえたり、　さて此異本どもの事は、はやく定家卿自筆本の奥書に、合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之說不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞花言葉而已、戸部尙書判と記されたり、この本は世にいはゆる若狹武田本なり　さて伊勢物語を讀てつら〳〵かむがふるに此原書は業平朝臣のおもふこゝろありて、身のおこなひを放縱にしてわざと有しことも、あらまじごとをも心のおもむくまに〳〵みづからかき記されたる歌集のごときもののありけむを、後人の詞を加へ或は改めなどし　古今集の序に、業平朝臣の歌を其こゝろあまりありて詞たらず、しぼめる花の色なくてにほひのこれるがごとし、とさだめられたり、詞がきのさまもしかありけらし　又さらに業平朝臣より後の人の古歌をさへにとりて詞がきをまねびてつくりそへなどしておもしろかるべく作りなしたるものなるべし、また古今集に業平朝臣の歌には多く詞書をこまかに長く記されたるがこの物語とおほかた同文なるは其原書の歌集よりとり載られつるが故なるべし　業平朝臣の卒給へる元慶四年より、古今集を撰び奉れる延喜五年までわづかに二十五年なり　然らば此右近馬場の歌もその集よりとりて載られたりつらむを、其は童蒙抄に記されたる塗籠御本の伊勢物語のごとくしるしてありけむを　今世に業平朝臣集とてあるは、後人の書集たるものなることしるければ、こゝに論ふにたらず　さては上に車といへる事なくてうちつけに下すだれより云々とては詞たらざるがごとくきこゆれば上に

院とも見えたり、然るに三世に當り給へる後龜山院は、院號を申て天皇と稱し奉られざるは、此御世に芳野を出させ給ひ、北朝後小松院に御讓位の儀を以て御世をつくし給ひたりければ、なべての院號に稱し奉れるなるべし〇古書どもを考ふるに、御謚ならで其ましく〵ける都の地名をもて稱し奉れるがあり、舒明天皇を岳本天皇また高市天皇とも稱し奉り、又陵地名をもて聖武天皇を佐保天皇、桓武天皇を柏原天皇、仁明天皇を深草天皇、文德天皇を田村天皇、光孝天皇を小松天皇と稱し奉れるが如き例なほあり、又宇多天皇讓位後朱雀院に坐ましけるによりて朱雀院天皇と稱し、又白河院讓位後常に鳥羽宮に坐まし、また六條宮にもおはし坐しけるによりて鳥羽院とも、六條天皇とも稱し奉れり、これらはみなたゞそのかみの唱へならはしなり　さて又なべて某院と申奉るを某院天皇とも申し、院を申さで某天皇と稱せる事をふるき書どもにをりく〵見えたり、そもそも御謚のさまのかくとりぐ〵に沿革來ぬる中に現御世に由緣ありし地名御在所などにより又その例に准へて稱へ奉らるゝは、あなかしこかへりて古へ樣にもかよふ趣ありてめでたき御ためしなるべきにや もろこし人といへど、秦王政が制に太古有號毋謚、中古有號死而以行爲謚　則是子議父、臣議君也、甚無謂朕不取矣、自今以來除謚法、朕爲始皇帝、後世以計數、二世三世至于萬世傳之無窮といへる事、史記の秦始皇本紀に見えたり、謂れあることなり　此らの事どもかの傳の考說に加へて心得おくべきなり

比古婆衣十の巻終

比古婆衣十一の巻

○右近の馬場のひをりの日とよみきたれること の論

伊勢物語にむかし右近のうまばのひ、をりのひむかひにたてたりける車に女のかほのしたすだれよりほのかに見えければ、中將なりけるをとこのよみてやりける、「見ずもあらずみもせぬ人の戀しくは 一本こひしきは あやなくけふやながめくらさむ、かへし、「しるしらぬ 一本しるしらず 何かあやなくわきていはんおもひのみこそしるべなりけれ、のちはたれとしりけりこのことを古今集には右近のうまばのひをりの日むかひにたてりける車の下すだれより女のかほのほのかに見えければよみてつかはしける在原なりひらの朝臣云々、かへしよみ人しらず云々とありて、歌はともに同じ、いま按ふるに藤原範兼卿 範兼卿は、保延五年三月五日卒、五十四と尊卑分脈に見えたり の和歌童蒙抄にひをりのひとは古き疑ひなり云々、業平がてづからかみ屋紙に書ける伊勢物語の朱雀院の塗籠にありけるには 壒囊抄に紙屋紙を宿紙とも云ふ由論へる條に

同例なり、同三年六月の詔詞には聖武天皇と稱奉りたまへり、かくて延暦の御世におよびて前の文武聖武の御謚を例として上御代々の天皇に漢様の御謚を撰定め玄めて奉り給ひ、はた後の御代々にも同例に奉るべく令たまへるによりて公式令にも然新に加へられたるにぞあるべき其は延暦十六年に撰成せる續日本紀の文中に、漢ざまの御謚をもて載されたるをもて證とすべし、これをおもへば卷の首ごとに天皇の御名を標たる下の旁に御謚を註せるも、もとよりのわざなるべし、但し書紀に然註せるは後人のわざなること、上に論へるがごとし、さて延暦の後には大同二年に奉りたる古語拾遺に、神武天皇と記し、弘仁五年に奉進れたる新撰姓氏録序に、天皇を御謚もて書し本文にも御謚を用ひ、或は御名の下に御謚を分註せり、さてまた漢ざまの御謚を、もとは尊號と稱したまへりときこゆ、其は續紀大炊天皇卷に敬依舊典追上尊號策稱勝寶感神聖武皇帝、謚稱天璽國押開豐櫻彦尊と見えて、漢ざまなるを追上尊號といひ、皇國の例のままなるを謚と記されたり、又同紀元明天皇讓位の後の遺詔に、朕崩之後宜云々謚號稱其國其郡朝廷馭宇天皇流傳後世、と見えたるは陵の碑文に、大倭國添上郡平城宮馭宇八洲太上天皇と誌されたるに當れり、此はなべて前の天皇を稱し奉る上古よりの例なるを、ことさらにかく謚號と記されたり　かくてその御謚重祚には其二度の御世に別て御謚を二號(フタツ)奉られたり、天豊財重日足姫天皇の御謚前の御世の間を皇極後を齋明と申し奉る、又高野姫天皇の前の間を孝謙後を稱德と申奉る、但し此天皇は前の御世の讓位の時尊號を寶字稱德孝謙皇帝と奉られたりきその尊號の寶字は其御世の年號なり、稱德孝謙の二稱を分ちて二度の御世の御謚に別用ひられたるなり、又大炊天皇は淡路に廢されさせ給へるによりて淡路廢帝と申て御世繼には立給ひ後に御墓を陵と稱し守戸をも置れたれど御謚は奉られず　この後御世の中に、崇德、順德、後鳥羽、土御門の天皇も遠國遠島に廢されさせ給ひたりしかど、御謚あり　さて其漢ざまの御謚は桓武天皇までにて次の御世の平城天皇を御始にて光孝天皇は除き奉りては多くは讓位給へる後の大宮所の地名平城また御在所の院號嵯峨、淳和、清和、陽成、冷泉など　寺號圓融、花山など　或は陵の地名宇多、醍醐、村上など　又御意にかなひて時々幸坐ましたりし別宮鳥羽六條なるをもて御謚とせられ（頭註、伊勢集詞書に陽成院の帝の御七十の賀にてとあるは御在世の天慶元年に當れり時の上皇をしか申せるまゝに後の御名にも申奉れり）　又後には何となく上のくだりの例に擬へられたる名號を用ひ給ひ、或は前の御謚の同號を用ひて後の字加へられたるもあり後一條御はじめなり　但しさる御中にまれにはたちかへりて、上代の如く漢ざまなるもあり安德、順德など　さて又冷泉院より後はなべて某院と申して某天皇と稱し奉らざる例のごとくなりたるに、安德天皇のみ天皇と稱し奉るは西海に沈て崩給ひ陵もあらざれば院と稱すべき由縁なきによりてなるべし　但し南朝三御世の中、後醍醐、後村上を天皇と稱し奉るは、御世のさまにあはせて殊なる御こゝろばえましましての御事なりしなるべし、北朝にて記せるものには、後醍醐

始釋二奠於國學一興二隆儒教一大寶元會之儀文物大備と賛し給へるがごとき御世にて新律令をも撰定めたまへりき、そもそもこの天皇（文武）御齢十四にて御代を受繼給ひ十二年御世知召してわづかに廿五にて崩り給ひぬ、そのほどにさる御政の行はれつるは時の大臣藤原不比等公などを始てこれかれの臣等の甚しく輔成し給へるなるべしさるにあはせて次の御代元明天皇の御時この天皇（文武）に特にはじめて漢樣の御謚を奉られたるにぞあるべき（不比等公は、元正天皇の御世養老四年八月三日甍じ給ひ、同月十日文忠公と謚賜ひたる事、尊卑分脈の傳また公卿輔任等に見えたり、此公謙足大臣の嗣子にて、眞は天智天皇の御子なりければ、殊に重みし給ひかたがた文武の漢樣の御謚に准ひて、かつても例なき謚號を文忠としも賜ひたりしなるべし、因におもひあはすべし、さて此不比等公の眞の血脈の事は、委く考て別に記せるものあり）上に引たるごとく、義解に云々爲レ文云々爲レ武之類也と擧て文武と稱ふを謚法の例として注されたるも、撰者の心しらひありてのわざなりしなるべし、なほ其謚とすべき事は伊福部臣德足比賣の墓誌に（安永三年因幡國法美郡府中と云處にて堀出せる也）藤原大宮御宇大行天皇（大行の字右の方へよせて小さく書たり）御世慶雲四年歲次丁未春二月二十五日從七位下被レ賜仕奉和銅元年歲次戊申秋七月一日卒云々、故謹錄レ錍和銅三年十一月十三日己未と記せる大行天皇は文武天皇の御事なるを、しか大行としも稱せるは漢國にて王の死て謚せぬ間の稱なるを其頃まねばせ給へるにて（漢書音義曰禮有大行人小行人主謚號、官韋昭曰大行者不反之辭天子崩未有謚號故稱大行などみえたり）其は此天皇慶雲四年六月辛巳（十五日）に崩給ひたるに始て漢樣の御謚を奉らるべき御定ありて諒闇はて、後奉らるゝまでは大行天皇と稱し奉るべく御おきてありけるによれるものなるべし、故德足比賣のみまかれる和銅元年七月は元明天皇いまだ諒闇に坐ましていまだその御謚奉られざりつる間なりければ、當時の御稱をもてしか記せるものなるべし（また、和銅三年十一月に錍に錄せる時の文とみる時は、漢風の三年の御喪の御こゝろばえに據りて其日數はて、後御謚奉らるべき定なりけむ、そはいづれにてもあるべし、さて皇國の古禮の御謚は崩たまへる年の十一月十二日丙午に奉り給ひき）萬葉集（一の卷）に大行天皇幸二于難波宮一時歌、また大行天皇幸二于吉野宮一時歌と書る既に岡部翁の考おかれつるごとく文武天皇の御事なるを、これもかの御謚奉られざるほどに記おけるまゝの文なるを其まゝに書集めたるものなるべし、おもひ合すべし（持統紀三年五月責新羅使詔書に、大行天皇と書しめ給へるは、前の天皇（天武）崩給ひて三年にあたれる年なり、此頃いまだ漢ざまの御謚あらざれど、から國に賜へる漢文の詔書なるが故に、漢國風の文に作しめたまへるなり、こゝに論へるとおもひ混ふべからず）その後には天平寶字二年八月文武天皇の大御子豐櫻彥天皇に勝寶感神聖武皇帝と漢ざまの御謚奉られたるも

言通秀卿の議詞を載られて、凡謚法事起於周道遠及日域者歟、神武以來至文武四十二代者、是淡海□公所製已幽合也、其後儀式依平日之徳行謚號或以後院御所證成追號、有山陵之由緒有庵號之遺詔、彼是非一者乎云々、また勸修寺中(前大)言納敎秀卿の議詞に如爲長卿記者元明天皇勅命以其國其郡可爲謚號之由分明也云々と記されたるこれなり、此敎秀卿の議は、續紀養老五年十月元明天皇讓位後の遺詔に、謚號稱其國其郡朝廷馭宇天皇流傳後世とみえたる趣を述給へるなり、さて件の記の文は、已が京にて見たる公家さまの御本の寫なりといふを書ぬきおけるなり、淡海公とある海字の下蠹食とおぼしく、一字間空きたるによりて考ふるに、原本には其の空たるところに三の字ありて、次に船の字のありけむを三の字より船の字の偏かけて蠹食たりけるを、その三の字を闕きて船の字の旁のみ寫たりつる本を、後に又寫せる人のさかしらに淡海公と引合せて寫せる本の世には多きなるべし、さてまた淡海公は養老四年八月三日に薨給ひ、日本紀は同年五月廿日に奏上られたる書なるに、御謚を記されざるをも證とすべし、但し卷々の首の大御名の下旁に小字に、某天皇と御謚を注し、一本には謚某天皇と注せるもあるは、後人の加筆と見えたり、本文に御謚を記されたる事はひとつもある事なし

然るに既く公式令の平出の例を擧られたる中に、天皇謚と載られて義解に、謂謚者累㆓生時之行迹㆒爲㆓死後之稱號㆒即經㆓緯天地㆒爲㆑文撥㆑亂反㆑正爲㆑武之類也、とありそも〳〵律令の書は天智天皇の御世に創て製り給ひたりけるを文武天皇の大寶元年に大に改定給ひ又元正天皇の養老二年に亦修(ツク)り更められたるが、今現に行る律令これなり、しかるに今引出たる公式令の天皇謚とある條は養老に定加へ給へりとしても延曆よりは六十年にも餘る前の事なれば、桓武天皇の御世に撰定めしめ給へりと云ふ說は通りがたくきこゆるを、猶よく考るに續日本紀に延曆十年三月丙寅(十二日)、刪㆓定律令廿四條㆒辨㆓輕重之舛錯㆒矯㆓首尾之差違㆒至㆑是上(下イ)㆑詔始用之とある中に、かの公式令なる天皇謚とある條も此とき新に加へられて今より後の天皇だちにもさる謚を奉るべく令め置せ給へるにて、今現行ところの令は其本の傳はれるにぞあるべき(本朝書籍目錄に、刪定律令問答といふを載たり、延曆の時のなるべし、今世に在る事をきかず)但し延曆より前に、既に漢ざまの御謚を奉られし事は、淡海御船眞人の、天平勝寶三年十一月に撰める由序せる懷風藻に、文武天皇と題て御詩を載たり、序文に作者六十四人具題㆓姓名㆒並顯㆓爵里㆒冠㆓篇首㆒と記したれば、此御謚は素より然題記したりしなり(また序文に、神后征坎品帝乘乾と作る神后も、神功皇后と申は謚かとおもへど、品陀天皇を品帝と申して對へ記せるを思へば、神后はたゞ稱へ奉れる文にて、御謚によれるにはあらず)さて其天平勝寶三年は孝謙天皇の御世にて御船眞人は廿五の齡にていまだ姓を賜はらざりし時に當れり、故按に文武天皇は天縱寬仁慍不㆑形㆑色博渉㆓經史㆒と續日本紀に載られたるが此御世また更に漢風興り行れて、大日本史に方㆓帝之時㆒淳朴未㆑散而文明漸開譬猶㆓春化之新敷陽曦之將㆑中、

垣人として課役を免し代々其事にのみ供奉るべく定置せ給ひつる黨類の在けるをもて遊部もその類なりと云へるなるべし○穴云遊部並從ニ別式一謂給不之狀也これより別條なり穴は說者の氏を略稱せるなり、此集解中あまた見えたり（姓氏錄に、穴師穴太部の氏見えたり、他にもなほあるべし）遊部並從ニ別式一は令の本文なり、謂給不之狀也は其別式といへるは給不之狀也と注へるなり、但しこの給不字よみ得ず、しひて考るに二字タマモノ、アリナシと訓べき意ならむか○遊部、謂令釋云隔ニ幽顯境一鎮ニ凶癘魂一之氏也謂百姓之中有レ人鎮ニ凶癘魂一是人之氏也事細在ニ古私記一　此令釋云の文は上に釋云とて擧たる文なり、謂より以下は穴の說なり百姓之中有レ人云々とはいま百姓の中に凶癘の魂を鎮る者あり是人の氏を遊部と云へり、其事の細しき事は古私記に在りとなり古私記とは上に古記云遊部云々と云へる文これなり○又其人好爲レ鎮ニ凶癘魂一　上に百姓之中有レ人云々といへる人のことをたちかへりて又いへるなり、さて此遊部の事この令條をおきてはいづれの古書にも見えたる事なきはそは大喪の時殯所に供奉るのみにて、書に記すばかりの事の無きが故なるべし○故終身无レ事免ニ課役一任レ意遊行故云ニ遊部一終身課役无ニ差科一故謂ニ之終身勿レ事　義解に遊部者終身勿レ事故云ニ遊部一也と謂へるを解けるなり、くだ／＼しき文ながらきこえはする也、また遊部の殯所に供奉る事を停められたるは三代格に見えたる延暦十六年四月二十三日の太政官符に、應レ停ニ土師宿禰等預ニ凶儀一事云々、夫喪禮之事人情所レ惡、專定ニ一氏一爲ニ其職掌一於レ事論レ之實爲レ不レ穩、臣等伏望永從停止縱有ニ吉凶一同ニ於諸氏一其殯宮御膳誄人長、及年終奉幣諸陵使者普擇ニ所司及左右大舍人雜色人等一充レ之、伏聽ニ天裁一謹以申聞者奏聞既訖云々、自今以後永爲ニ恒例一と見えたる時よりの事なりしなるべし

○古事記傳漢樣御謚附考

記傳（神武天皇段）に天皇の漢樣の御謚の事を論はれたる中に、此事の始は桓武天皇の御世延暦四年七月までのほどに淡海御船眞人に命て神武より光仁までの御謚を撰定め給ひけむとて其謚どもを擧て說はれたるはまことにさる事なり（但し親長卿記に、淡海公不比等に勅して定めしめ給へる由あるは、委曲も考へざる浮たる說なりと論れたる、その記の文は、文明三年院號定の別記に、二月後文德院と申御謚を後花園院と改給へる時、中院大納）

をかく稱びて比自支和氣に代りて例のまゝに殯所の事にのみ供奉る氏人とせさせ給へるなり、君とは古書どもを考合するに上に論へる比自支和氣の和氣と同じさまに上古は稻置縣主のごとく諸國の內に長だちたる宰の稱なるを、これも氏に係て唱へる例なり、この遊部はさばかりの宰だちたる身にはあらぬさまなれど、王の列といひ殯所によく供奉りし功勞を賞給ひて並ての君に擬へ賜ひたりしなるべし、さてかく詔へるまゝに其氏人の繼々其族の遊部にて在しなり、喪葬令に遊部義解に終レ身勿レ事故云ニ遊部ニまたこの下に擧たる令釋に終レ身无レ事免ニ課役ニ任レ意遊行故云ニ遊部ニと見えたる是なり○但此條遊部謂野中古市人歌垣之類是也　此條遊部謂云々とはこの喪葬令に遊部といへるは今所謂云々是也といへるなり今字脫たるこゝちす（無くてもきこえはすめり）野中古市人云々、此はこの令釋注せる人の頃野中古市の人に歌垣といへる部の在りて歌垣召す時のみ供奉りて（此歌垣の事下にいふべし）課役を免されて在りけるを遊部は其が類なりと比て注へるなり、今考ふるに其野中古市は和名抄に河內國丹比郡野中（乃奈加）鄕、古市郡古市（不留知）鄕と見えたる地これにて歌垣と云へるは續紀に神護景雲四年二月庚申（稱德天皇御世平城の都に坐しませり、天皇是年八月四日崩給ひ十月朔日光仁天皇即位ありて寶龜元年と改元あり）車駕行ニ幸由義宮ニ云々、辛卯葛井、船、津、文、武生、藏六氏男女二百三十人供ニ奉歌垣ニ其服並着ニ靑摺細布衣ニ垂ニ紅長紐ニ男女相並分レ列徐進歌曰、乎止賣良爾乎止古多智蘇比布美奈良須、爾詩乃美夜古波（同紀）與呂豆與乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛伎與久佐夜氣志波可多我波、知止世乎萬知天須賣流可波可母、毎レ歌曲折擧レ袂爲レ節、其餘四首並是古詩不ニ復煩載ニ時詔ニ五位已上內舍人及女孺ニ亦引ニ其歌垣中ニ歌數閟、訖河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏ニ和儛ニ賜ニ六氏歌垣人商布二千段綿五百屯ニと見えたる時に定められたる黨類の代々に傳はりて在りしなるべし其は同紀を撿ふるに（是より先聖武天皇天平六年二月癸巳朔平城宮の朱雀門に御して歌垣を覽し給へり）此時行幸ありし由義宮は河內國弓削の地に基きて宮所を定め給へる別宮なり（件の歌垣の歌に、爾詩乃美夜古といへるは、此前年この宮所を西京と號給へるによれり、河內は大和の西に當れり、また波可多我波は、此行幸の時博多川に臨幸して宴遊し給へる事も見えたり、この川今もさだかに在りとぞ）此時歌垣供奉れる六氏はその河內なる野中古市の人どもなりけるが其を愛賞給へるあまり、それが中にその事に堪たるものを選りて歌

爾時諸國求二其氏人一或人曰圓目王娶二比自岐和氣女一爲レ妻是王可レ問云、　比自岐和氣の下に女字脱たり上文により補ふべし○仍召問答曰然也　召問は御世繼ませる成務天皇の召て問はしめ給へるなり答云は圓目王の也○召二其妻一問答云我氏死絶妾一人在耳卽指二負其事一　比自岐和氣の氏の人（この氏といへる事上にいへるが如し）殯所の其事に供奉れと差課せ給へるなり○女申云女既死絶て己一人存りと申に依て卽その圓目王の妻に者不レ便二負レ兵供奉一仍以二其事一移二其夫圓目王一　女の身にては例のまゝに兵を負て供奉がたしとて請奏して其事を夫の圓目王に移し讓りたるなり、負レ兵とは上に禰義負レ刀並持レ戈余比者捧二酒食一並佩レ刀並入レ內供奉と見えたるこれにてこゝに負レ兵といへるは刀に戈をも兼ていへるなり○卽其夫代二其妻一而供二奉其事一　その夫圓目王妻の比自岐和氣氏に代りて殯所の事に供奉りたるなり、唯し前々は禰義余比二人して供奉りし例なるを此度は圓目王一人にて供奉れる趣なるは既に氏人の廢たりしによりて止事得ず二職を總て供奉れるなるべし○依レ此和平給也、圓目王の然供奉れるによりて御魂の暴び和平給ひたりしなり○爾時詔自二今日一以後手足毛成二八束毛一遊詔也故名二遊部君一是也　この故名遊部君と云ふまでは古の記文にて是也より以下は令釋の地の文なり、さてこの詔は成務天皇のなり自二今日一以後は大御父天皇の御葬の事畢りて圓目王殯所を罷るときの詔詞ときこえたり、手足毛成二八束毛一と詔へる八束毛は八拳鬚と云へる八拳と同じく彌掬毛（イヤツカゲ）にて手足の毛の總に生ひて掬みよするばかりになりたる形狀につけて齡ざかり過たる男夫を稱ふ古語と通えたり（但し舊說に八拳鬚の八拳を七拳脛、八握劍、九握劍、十拳劍などの例に物を握みて四指並びたる間をもて、八拳と量れる趣に解たれど、諾ひがたし、そも〳〵此八拳鬚の事は古事記神代段に須佐之男命を八拳鬚至于心前云々と見え、垂仁段に本牟知和氣御子をも然稱せるを書紀には既三十髯鬚八掬云々と記され、出雲風土記仁多郡條に阿遲須伎高日子根命御須髯八握至于生云々など見えたる中に、至于心前としも云へるは、髯の胸前に至らむにはおほかた其人の手して四拳ばかりにて至るべし、八拳ならむには小腹にも至るべし、然る長髯も稀にはありもすべけれど件の文どもを考ふるにすべて三十ばかりの人の壯なる形狀を云へる古語にて、たゞ髭髯頬毛ともの總に生たるを八掬鬚とはいへるなるべし、高日子根命の御須髯には八握至于生ともいへるをもおもふべし、なほいはゞ古事記神代段に新巢之凝烟之八拳垂摩弖燒擧といへるも、凝烟のふさ〳〵と多く垂るさまをいへるにて長を主といへるにはあらず、これをも思ひ合すべし）ここにかく詔へるはその久しく供奉りし功勞を賞め惠み給ひて（上に云へるごとく殯宮に供奉れることおほよそ二十三月餘なりしなるべし）終身遊びて在れと詔へるなり、故名二遊部君一とは圓目王の族の氏

昔泊瀬はことに廣き大名の地にて萬葉集の歌に泊瀬の國とよめり、和名抄に長谷あり城上郡の鄕 山邊は其部内にありて又其内に道と稱へる處のありて小野は其所にありけるによりて道小野と名つけたまへるなるべし、既く二陵もその山邊の道の勾之岡の上にあるを、山邊の道の上ともいへるなり、故こゝには景行天皇の御事を陵所の地の大名をもて、長谷天皇と稱し奉れるなり後の事ながら、聖武天皇を佐保天皇と稱し、桓武天皇を柏原天皇、仁明天皇を深草天皇と稱し奉れるなどなを例あり さて崩の事は、此天皇紀に六十年冬十一月乙酉朔辛卯七日天皇崩ニ於高穴穗宮ニ五十八年春二月幸近江居志賀三歳是謂高穴穗宮 時年一百六歳この享年垂仁紀三十七年に立爲皇太子、時年二十一とあるに合はず、紹運錄に百四十三歳とあるは合へり、古事記には壹佰參拾漆歳とあり 御葬の事は成務紀に二年冬十一月癸酉朔壬午十日葬ニ倭國山邊道上陵ニと見えたり、近江より遷し葬り奉れるなり、其間大凡二十三月あまりを歴給へる殯宮は志賀にぞ作られたりけむ、圓目王の仕奉れるも其處の殯所なるべし 清臣按、長谷天皇は、雄略天皇を稱し奉れるなることゝ、垂仁天皇の御事を生目天皇と稱し奉れるが如し、さるを景行天皇を稱し奉れるよしにいはれたるは、雄略天皇にては生目天皇の孼子とみえたる圓目王に御時代のかなはざるからに、あひかなひて通ゆる方に強て說をなせるものなり、いにしへ長谷の地の廣かりしはさることなれど、この御陵のおはします山邊之道上あたりかけておよびしにはあらず、其は中間に大物主神の鎭りませる大神の地あり、また倭迹々日百襲姫命を葬りまつれる大市の地あり、これらみなふるくより聞え來れる地なりしからに、後には和名抄に大神（於保無和）大市（於保以智）とみえたる鄕名にもなれはなり、かくの如き地理なれば、景行天皇の御ことを陵地の大名もてさは稱し奉るべきことわりなきことあきらかならずや、かれ長谷天皇は、雄略天皇を稱し奉れるものなること決く、圓目王は、生目天皇の遠孫にましませるを、其傳說のまかひて令釋の傳への如く誤れるものなること疑なかるべくこそ ○依レ槃ニ比自支和氣ニ七日七夜不レ奉ニ御食ニ 槃字一本に擊また一本に繫と作りいづれにても讀がたし互に寫誤たるものなる事決し、然はいへどもと何の字なりけむ考得ず今しばらくしひて文義を推考るに下に見えたる比自岐和氣氏の女の言に我氏死絶云々と見えたるによりて廢字の誤ならむとして比自支和氣廢タルニ依リテ七日七夜ノ御食ヲ奉ラザリキとよむべし、漢文さまには字の置ざま錯へれどかゝる書ざまの交れるは古書に例あり長谷天皇を殯宮に遷し奉れる時比自支和氣の氏人の死絶たりしに依りてその死絶たりし由は下文にみゆ 前々の例のまゝに、奉るべき七日七夜の御食を奉らざりし由ときこえたり殯宮に遷し奉れる日より、七日七夜御食を奉る例なりしなるべし、天武紀に朱鳥元年九月九日に天皇崩給ひ、廿四日に殯于南庭云々、是日肇進奠と見えたり、此時も例のまゝに遊部が供へ奉りたりしなるべし ○依レ此阿良備多麻比岐 件の御食を奉らざるによりて御魂の怒暴び給へるなりこの天皇性のはなはだ猛勇き德ましゝける御事古事記書紀に見え給へり ○

るべし後の事ながら太平記に五尺六寸六尺三寸七尺三寸などいへる大太刀に見え古き軍書に長き刀を脊負たるも見えたり、余此は酒食を捧持て尋常の刀を佩て並に殯所の宮内に入て供奉るなるべし、さてその禰義といふは御魂に禱言申す由にて神に供奉る禰宜と同意の名なるべし、余此は儀式祈年祭儀に史復二本座一中臣領レ幣畢一伯命云縦（ヨシ）と見えたるごとく下ざまより云々といふを受て縦と答ふる例右のほかにも公事の儀式を記せる書どもに見え、諸家の名記どもの中には余此など假字に書たるもあり（俗に聞届た、承知致たなどいふが如き意なり）かくいふが古の禮辭なりときこゆ、さてこの余此といへるは禰義が御魂に禱言奏畢ると、余此は御魂の御心を奉たまはりて縦と云ふがおほかたの例なるによりて然は名に呼たるなるべし〇唯禰義等申辭者輙不レ使レ知レ人也　禰義等とは余此を兼て云へるなり輙不レ使レ知レ人は幽顯の境に隔て申す秘辭なればなり〇後及二於長谷天皇崩時一而　長谷天皇は景行天皇の御事を陵所をもて稱し奉れるなり、しか考奉れる由はまづ崇神天皇の陵を古事記に山邊道之勾之岡上と見えたるを書紀には山邊道上陵と見え諸陵式には其地を在二大和國城上郡一と見えまた景行天皇の陵も古事記に山邊之道上陵、書紀に倭國山邊道上陵とありてこれも諸陵式に大和國城上郡と見えて二陵同地なるを古事記傳（二十三の巻）に其地の事を古書どもに證考へてこの山邊といふは大和國山邊郡の南の方より城上郡へかけて廣き地名にて二陵の在るあたりは城上郡に属る地なるべし、されば此御陵の山邊も隣の郡名の山邊ともとはひとつなりけり、さて道之勾之岡は道は長谷の方より山城國の方へ往ふ大道にて（此筋今の世にも大道なり）勾之岡といふは其大道の曲る所に在る故の名なるべしといはれたるによりて（蒲生秀實が著せる山陵志に、崇神陵云々、陵旁澁谷村即山邊古道而西距今道四町餘、景行陵乃其北相並云々、二陵並但書山邊道上而不言其孰南北也、然今以南者定爲崇神則北是爲景行可知矣、且景行御名忍代而北陵呼爲忍代山即古遺言也、云々陵旁柳本村北曰勾岡按今呼爲向山、蓋以勾向字形近似遂謬爾、隣平釜口ともいへり）なほ考るに雄略紀に践祚の年の十一月に設二壇於泊瀬朝倉一卽二天皇位一遂定レ宮焉と見え、六年二月天皇遊二乎泊瀬小野一觀二山野之體勢一慨然興レ感歌曰云々、於レ是名二小野一曰二道小野一と見えたるは、此野泊瀬の部内にてたゞ小野と呼來れるを此時感賞たまひて野の名なきをあかず思ほして其所の地名をもて道小野と名つけ給へるなるべし、さるは當

でき給ひたる故に、陰に生母に屬て劣しめ置給ひ皇子の列には數まへられざりつるによりて、書どもには記し傳へざりしなるべし、こゝには其長り給ひて後皇子なる由の顯はれ給へるによりて（その由は下に見えたり）王と稱し傳へたるなるべし、學字はものどほき書さまながら其由を明さむとてこゝろえらひして書るものなるべし、さて又御名の圓目は豆夫羅咩と唱べし、圓のよみは履仲紀に圓大使主（圓此云豆夫羅）なほ例あり、俗に目の圓く大きなるを豆夫羅目といふ人あり御父の大御名の活目は御目の大に潤澤めきて御眼光の甚しきを稱へ奉れるなるべし、俗に然るさまに目の潤澤めきたるを活々とえたる眼ざしなりといへり此王も御父に肖て目のただならず圓なる目にておはしたるによりて稱へたる名にやありけむ○娶ニ伊賀比自支和氣之女ニ爲レ妻也、（支の字、こゝなるも下なるも、友と書る本あるは、古書に支を友犮など作る例あるを、友字に書誤れるなり、下には岐とも書り）又伊賀は國名なりこの國名の古くきこえたるは內宮儀式帳に載たる天照大御神鎭坐國求の古文の垂仁天皇の御世に係れる條に伊賀國造見えたり（古事記に垂仁天皇の皇子に伊賀帶日子命と申すも見え給へり）持統紀に伊賀郡もありて和名抄にも載たり、比自支は伊賀風土記に（此風土記には出雲常陸など、同度のにはあらざれど、古き書にてはある也、これらの風土記の事は別ニ考記せり）伊賀郡の下に比自岐里、神鳳抄に伊賀國比志岐御薗見えたり（神名式に、伊賀郡比自岐神社あり、この國人の記せる伊賀考といふ書に、此神社比自岐森村に在て、つれには大森明神と稱へりと記せり、國人云近きころ國君の領地の村名を二字に書べく定給へるによりて、比自岐森を枅森と書ことゝなりぬといへり）この地名に依れる氏也、和氣は古事記景行段に七十七王者悉別ニ賜國々之國造亦和氣及稻置縣主ニ也（景行紀に七十餘子、皆封國郡各如其國故當今時謂諸國之別者、卽其別王之苗裔也）と見えたる和氣にて、これを古書どもに考合するに上古の制に諸國の內に長だちたる宰の稱なるを氏に係て比自支和氣と唱へるなり、この氏の人の女を娶りたるなり○凡天皇崩時者比自支和氣等到ニ殯所ニ而供ニ奉其事ニ　これより立かへりて比自支和氣が上古より供奉り來れる例を述へる語なり、さてこゝに比自支和氣等と云ひ、下に取ニ其氏二人ニ云々と見えたれば其同族のなほ數人ありしなり○仍取ニ其二人ニ名稱ニ禰義余此ニ也　取ニ其二人ニとは比自支和氣等の中ニ二人を撰採りて也○禰義者負レ刀並持レ戈余此者持ニ酒食ニ並[佩]レ刀並入レ內供奉也　酒食の上の持の字は捧の訛、また刀の上には佩字の脱たるにて捧ニ酒食ニ並佩レ刀云々なるべしさて禰義が負レ刀とは殊に長き刀を脊に負ひたるな

をいへる古言にて、俗に筋目家筋などいふ意ときこゆ、さて其血統を別て何の氏、くれの氏と名づくること、なれるにて、そのなづけたるうへをのみ氏といふと意得むは、本末たがへるなるべし〇終レ身勿レ事故云二遊部一 この事下に見ゆ〇古記云 この下文に在二古私記一といへるは、この古記の事なり、古人の令の私記ときこえたり（またこの下にも、他巻にも古記といふを引たり、こゝに引たると同書なるにか、また異なる古記なるにか知られず）直本の世にありし元慶の比、古記古私記などいへればそのかみ百年にも餘れる前に記せる書なるべし、然らばおほよそ寶龜の比より前の書にて、令義解の首に載たる應レ撰二定令律問答私記一事とある天長三年の官符に（此文荷田在滿本に、類聚國史三代格の官符を以て批校せるによりて、官符とさだめつ、おのれが見たる二書どもには缺たり）載られたる明法博士の解文に、令律修撰の事を述て自レ爾以來諸博士等相承敎授、文略義隱情理難レ通、卽無レ不レ由二先儒舊說一、而彼舊說或爲二問答一、或爲二私記一互作二異同一未レ詳二誰作一と見えたる私記の類にてありしなるべし（上に見えたる令釋も、いはゆる舊說問答の書の類ときこゆ）〇遊部者在二大倭國高市郡一 續日本紀に、天平九年十二月丙寅改二大倭國一爲二大養德國一、同十九年三月辛卯改二大養德國一依レ舊爲二大倭國一、天平寶字二年己巳の日の詔詞よりぞはじめて大和國と書されたる、これより後はみな大和と書されたり、この古記上にいへるごとく寶龜以前の書なるべくをもはるゝに、こゝに大倭國と書るも合へり、高市郡は天武紀に見え和名抄に大和國の郡名に高市多介知また同郡に遊部鄕あり、この遊部の居住りし地名よりはじまりて鄕名となれるなるべし（藻鹽草に、笛吹の社の神は音にきく遊の岡や行かへるらむといふ歌ぞ載たり、今高市郡笛吹村に遊ノ岡と云所ありとぞ、由ありてきこゆ）〇生目天皇之苗裔也 生目天皇は垂仁天皇の大御名なり、古事記に伊玖米入日子伊沙知命、また伊久米天皇と見え、書紀にも活目入彥五十狹茅天皇また活目天皇と記されたり〇所二以負二遊部一者 遊部と名に負たる謂はなり〇生目天皇之孼圓目王 上に遊部は活目天皇之苗裔也と云へる由來を明せるなり、孼は說文に庶子也、又通論に妾隷子曰レ孼々之言蘖也、有レ罪之女沒二入於公一得レ幸而有二所生一、若二木既伐而生一レ枿故於レ文从二子辟一爲レ孼々臯也など注へるごとき義に依て書るなるべし、美於登之陀爾と讀べし（蜻蛉日記に王の御おとしだれ）さて此圓目王古事記書紀紹運錄そのほかいづれの書にも見えず、按ふにこの王ことに卑しき腹にい

故名ニ遊部君一レ是也、但此條遊部謂野中古市人歌垣之類是也（中略）穴云遊部並從ニ別式一謂給不之狀遊部謂令釋云隔ニ幽顯境一鎮ニ凶癘魂一之氏也、謂百姓之中有レ人鎮ニ凶癘魂一是人之氏也、事細在ニ古私記一又其人好爲レ鎮ニ凶癘魂一故終身无レ事免ニ課役一任レ意遊行故云ニ遊部一終身課役无ニ差科一故謂ニ之終身勿レ事

令集解は本朝書籍目錄に律集解三十卷令集解三十卷ともに惟宗直本撰とあり（諸本ともに惟宗の二字脱たりいま一本に據る）直本は三代實錄に元慶七年十二月廿五日秦宿禰永原秦公直宗秦忌寸永宗同越雄秦公直本等男女十九人賜ニ姓惟宗朝臣一と見えたる中の一人なり　この集解令繼嗣軍防倉庫醫疾關市捕亡獄雜の八令の部缺たり、律集解は絶たるにか今世に在る事をきかず、さて此書もとよりうるはしく撰注せるものにあらず、多くは諸說を打聞に記せる如き私記どもを書集たりと見えたるが、中には文ざまのつたなく調はざるところあり、事の次第も前後いりくみ、又は同じ事のいたづらに重りなどしてしどけなきものながら、さすがに古書なれば令意を讀辨へむに助となるべきはさる事にて、又引載たる古記の文またそのかみの傳說その世にありし事のさまなどの、他書に見えざる希らしき古事の稀々見えたる中に、此遊部の古事はことにめづらしければ、こゝに抄出して其意を明し、いさゝか考を加へたるなり

○釋云　令釋なり、下の穴云の條に令釋云とて此なる文を擧たり書籍目錄に令釋七卷（撰者を記さず）と見えたるこれなるべし、いまこゝに中略と書るは遊部の事にあづからぬ事なるが故に略けるなり○隔ニ幽顯境一　幽顯は神代紀に幽事顯露事と見えたる趣にて舒明紀に幽顯とあるこれなり、隔ニ幽顯境一とは幽と顯との境に隔ての意なり○鎮ニ凶癘魂一之氏也　凶癘魂は漢籍に鬼癘などいへるごとく（癘は漢籍に四時氣不和之疾也、疫氣也、惡氣也、殺也、爲災也など注せり）死者の魂の癘暴ぶるをいへるにて其暴を和平め鎮むる方を知れる氏の人なる由なり、下に圓目王の妻の言に我氏絶云々といへる氏もこれなり（凶癘魂を鎮むる事は、下件に見えたる比自支和氣、また遊部の古實によりて推考ふるに、此はいと上古の道になむありける、今その由を論はんとするに、いはゆる下のくだりに見えたる天皇の御上にかけて申さむはかしこければ、凡人のうへをもていふべし、そも〳〵人の死て軀を離遊たる魂、すなはち神にて其運用の異しく奇しき事、さらに言に述べつくす事あたはず、在りと思へば無きがごとく、無しとおもへばありて、素より神にて坐ませる神たちの御所爲に、いたく異ならざる趣あり、其は上古より以來の正しき史書どもに載えたる事どもの本末を、よく考合せ近世にまさしく見え聞えたる事の蹤に徵してつら〳〵考ふるに人魂の癘氣にて世間の凶災起り、或は愛しかるべき子孫といへど、其が身に來格りておのづから凶禍となる事もあるを、顯には然とはえ悟らで其魂を和平め鎮むる事をせであるぞ多かりぬべき、さればこの幽顯の境ある趣を辨へ悟りて、貴き卑き身のほど〳〵につけて、よく謹て其こゝろづかひすべき事なるべし、さて此幽顯の趣はさかしき人々の智もて測定めたる理にのみ拘泥み、或ははらぐろき佛者の妄說にすがりたる人のさくじり心には、めゝしくたど〳〵しき說のごときこゆめれど、さばれ云へばえに、いはればはらのふくるればぞかし）　さて其氏としも云へるは、もと宇遲といふは人のうへの血統

天皇を申奉ることの天皇御世知食る間は平安宮に坐まし讓位の後平城宮に坐まして崩給へるによりてかく申奉れるなり○天推國高彥尊、前の天皇たちの御名に推某某推と申すがかれこれ聞え給へるもさせることもなくたゞ御威稜を稱へ奉れる言なるべくきこえたり（神武紀に天皇の御威稜を畏みて天壓神と稱せる事みえたり）其ほかもたゞ佳き言をもて稱奉れるなるべし○承和の度の條事に上ニ太上天皇誄謚ニ誄曰とあるは謚上らるゝかたを主とせられし趣にきこゆ○讓國而御坐志　延暦の度には坐まし、平安の新京の宮號を申し（次の御代嵯峨天皇に前たちて崩給へる）此天皇には不易と定給ひたりけむ平安宮に坐ましけるをいにしへ度々遷都ありし御代々々の例に准へて同じ平安の宮號をも繼々に申奉るべきにあらざればかく宮號を省きて申されざりしなるべし○御名の事乎前の二度は御名事とありて上に論へるがごとし○恐美恐母　こゝなるも下なるも前のには恐牟恐母とありてこれも既に論へり○天地止共長久日月止共遠久　前の二度は天地乃共長久日月乃共遠久とあるにあはせてはや後さまにきこゆ○天高讓彌遠尊、日嗣をめでたく讓たまひてなほ御世を彌遠長に守幸はへ給ふべく稱へ奉れるなるべし

○遊部

喪葬令云凡親王一品云々、（云々は、親王一品より大納言三位までの葬具等の事を載られたるを略きたる也）以外葬具及遊部並從ニ別式ニ、同葬具遊部下の義解云、謂葬具者帷帳之屬也遊部者終身勿レ事故云ニ遊部ニ、同令集解云釋云（中略）遊部隔ニ幽顯境ニ鎭ニ凶癘魂ニ之氏也、終レ身勿レ事、故云ニ遊部ニ、古記云遊部者在ニ大倭國高市郡ニ生目天皇之苗裔也、所ニ以負ニ遊部ニ者生目天皇之孽圓目王娶ニ伊賀比自支和氣之女ニ爲レ妻也、凡天皇崩時者比自支和氣等到ニ殯所ニ而供ニ奉其事ニ、仍取ニ其氏二人ニ名稱ニ禰義（ネギ）余比（ヨシ）ニ也、禰義者負レ刀並持レ戈、余比者捧ニ酒食ニ並佩レ刀並入レ內供奉也、唯禰義等申辭者輙不レ使レ知レ人也、後及ニ於長谷天皇崩時ニ依レ廢ニ比自支和氣ニ七日七夜不レ奉ニ御氣ニ依レ之阿良備多麻比岐爾時諸國求ニ其氏人ニ、或人曰圓目王娶ニ比自岐和氣女ニ爲レ妻是王可レ問云、仍召問答曰然也、召ニ其妻ニ問答云我氏死絶妾一人在耳卽差ニ負其事ニ女申云女者不レ便ニ負レ兵供奉ニ仍以ニ其事ニ移ニ其夫圓目王ニ、卽其夫代ニ其妻ニ而供ニ奉其事ニ依レ此和平給也、爾時詔自ニ今日ニ以後手足毛成ニ八束毛ニ遊詔也、

奉レ誄ニ日嗣一と見え持統紀に奉レ誄ニ皇祖等之騰極一（古云日嗣）也次第一とも見えたるは、遠御祖より日嗣の次第に崩坐る御まで御代々々の天皇だちの御名を稱す例なりけるを、こゝには其をことそぎてたゞ御名事とのみ申せるにか又はこゝの詞の云々誄白臣末とまをして日嗣の次第の御名を申せるをその御名の事は記されざるにてもあるべし、さてこの御名事遠とあるを承和の度には御名の事平とあり、いづれにてもあるべけれど御名事遠と體言に申せるや古風なるべき○恐牟恐母　この詞此なる下文にも又天長の度の二ところなるもみな恐牟恐母とあり下の恐母も上の辭に效ひて引合て恐牟恐牟母とよむべし、承和度なるは二ところともに恐美恐母とありかくさまなる恐詞は祝詞策命文などになべて恐美々々毛、或は恐美恐母など作る例なるに、文德實錄なる齊衡二年九月壬子八幡大菩薩に申さしめ給へる策命に三ところ、同三年五月丙寅佐保山陵の策命に二處、十一月辛酉後田原山陵の策命に一處、畏牟々々毛ともあるをおもへばかく云ふも古の一ッの詞つかひなりしなり（但し佐保山陵の時の中の一處、牟字二ッ後田原山陵の時のに一ところある牟字、二ッを美と作る本もあるは、なか〳〵にさかしらなり）なべての語格に拘泥てあながちに論ふべきにあらずかし○臣末は、也都古良末とよむべし、舒明紀に臣等顯宗紀なる室壽の御詞の後に云々御裔僕是也（弘計尊の御詞なから億計尊と共に僕との給へる也）とよめるこれなり臣等といふに麻を助たる言なり、さて首の畏哉よりこの臣末まで一段にて（上に云へる如く、かく申て日嗣の次第の御名を稱す例なりしにやありけむ）こゝにて臣末と申が誄の例なりしなるべし（次段なるも同し）○またの畏哉より一段なり○日本根子天皇、こは當代の天皇を申す例の稱なるを殯宮にしてもなほ然申し奉れるは眞情なり（初段の誄に、平安宮爾御座志天皇と過去し辭もて申し、こゝに當代に申す稱もて申奉れるいと感ふかし）○所白は麻乎須登古呂、將去御謚は毛天由伎萬佐牟美那とか、毛天伊傳萬佐牟美那とか讀べし、思ひ定めかねつ、但し謚字近世にはオクリナとよめど古書どもには見あたらざれば美那と讀てあるなり○日本根子皇統彌照尊、安萬都比都藝伊也天良須乃美古登と唱へ奉れるなるべし、此天皇平安都を殊さらに嚴重めしく美しく創建て遷御まし萬づ華飾たる御政を制給へるを稱奉れるなるべし、御謚の上に日本根子と申せるもなほ生時を忘れざる眞情にて是も亦感ふかし○天長の誄に、讓レ國而平城宮爾御座志皇は平城

にさることにぞありける、さはありけれどかの三つの誄詞もさすがに古のなごりなれば左に擧記してかれこれいさゝか解きこゝろむ

日本後紀に延暦廿五年三月辛巳桓武天皇崩給ひ四月甲午朔の下に云々奉レ誄曰

畏哉平安宮爾御座志天皇乃天都日嗣乃御名事遠恐牟恐母誄白臣末(ヤツコラマ)」畏哉日本根子天皇乃天地乃共長久日月乃共遠久所白將去御謚止稱白久日本根子彌照尊止稱白久止恐牟恐母誄白臣末（こは誄詞類聚國史にも載られたり釋日本紀にも日本後記卷第十三曰とて引載たり（印本後字脫たり）但し、類聚國史に一とこゐ臣末を臣等と書るあるは訛なり、釋紀印本には脫字闕字あり、今古寫本に依て訂して云ふ）

類聚國史に天長元年秋七月甲寅平城太上天皇崩丙辰奉レ誄曰

畏哉讓レ國而平城宮爾御坐志天皇乃天都日嗣乃御名事遠恐牟恐母誄曰臣末」、畏哉日本根子天皇乃天地乃共長久日月乃共遠久所白將去御謚止稱白久日本根子天推國高彥尊止稱白久止恐牟恐母誄白臣末（釋紀に、日本後紀延暦の度の祝詞に連ねて同第卅二曰とて載たり、但し稱白久止の四字脫たり、後紀是年の卷闕て今世に傳はらず）

續日本後紀に承和七年五月癸未淳和天皇崩の時同月甲申云々上太上天皇誄謚誄曰

畏哉讓レ國而御坐志天皇乃天津日嗣乃御名乃事乎恐美恐母誄白臣末」畏哉日本根子天皇乃天地止共長久日月止共遠久所白將往御謚止稱白久日本根子天高讓彌遠尊止稱白久止恐美恐母誄白臣末（上ハ臣末の末字印本來に誤り一本等に訛れり、下の臣末印本に脫たり、また讓を印本に壞に誤れり、みな一本に依りて訂せり）

右延暦天長承和三度の誄全同例の文にて承和の度なるはいさゝか辭の異なることあり、今延暦の度なるを主として天長承和の度の別なる文は或は相對へ或は其誄の次第に別て說ふべし○平安宮　類聚國史に延暦十三年十月辛酉車駕遷二于新京一、日本紀畧に十一月丁丑詔曰云々山勢實合前聞云々、此國山河襟帶自然作レ城因二此形勢一可レ制二新號一宜下改二山背國一爲中山城國上、又子來之民謳歌之輩異口同辭號曰二平安京一云々（今按に、延暦十□年□□造營の古文書に捺たる印文に、造平安宮城職之印と見えたれば、遷都より前造宮の始より平安と號は定まへるなり、詔詞に謳歌之輩の號曰平安京とのたまへるは、平安と號給へるが貝しき由を民ども賀ぎ歡べる趣の文飾なるべし）この都名の平安を多比良と唱ふる古證は、類聚國史に、弘仁四年四月甲辰幸二皇太子第南池一命二文人一賦レ詩右大臣從二位藤原朝臣園人上レ歌曰、祁布能比乃(ケフノヒノ)伊介能保度理爾保止度伎須多比良波知與止那久波企都夜(イケノホトリニホトトギスタヒラハチヨトナクハキツヤ)と見えたり、多比良は都名をよみ給へるなり（遷都より是年まで十五年）○天津日嗣乃御名事遠　皇極紀なる誄に

ろよしにて、大日本史にもしか記し奉れゝど、そはあらぬひがことにて、實は首と申奉れりしなりと、吾師谷森翁の考へあかされたるものあり」天璽國押開豐櫻彥天皇と申奉れるは、御謚ときこえ給へど、その御謚上られたる事も誄のことも史に見えざるは漏されたるにか、又大炊天皇稱德天皇には異なる御世のさまなるにあはせておのづから然る御事もなかりしなるべし仁明の御世嵯峨天皇崩の御時より誄の事も御謚上りたまへる事も史どもに見えず、廢給へるなるべし續後紀淳和天皇の遺詔に、予聞人沒精魂歸天、而空存冢墓、鬼物憑焉終乃爲祟長貽後累、今宜碎骨爲粉散之山中と詔へるによりて、崩の後火に化し奉り御骨を碎きて大原野の西山の嶺上に散し奉りて陵を作られず、また前の御世知食し嵯峨天皇は、この天皇におくれて崩り給ひけるが、遺詔によりて殊に薄く葬りてこれも陵を作られず、故諸陵式に其二陵を載られず、かかる御ありさまなりけるにあはせて嵯峨天皇の崩の時より誄の事も御謚の事も廢給ひたりしなるべしさて文武天皇の時より誄して始て御謚上り給へるは、說文に誄謚也、禮記曾子問に孔子曰云云賤不レ誄レ貴幼不レ誄レ長禮也、何晏注に累ニ擧其平生實行一爲レ誄而定ニ其謚一以稱レ之也といへる如き說によりて漢風を擬して御謚號を作りて上られたるべし持統天皇より前に御謚を上られたる事なし、書紀神功卷に六十九年崩云々、是日追皇太后曰氣長足姬尊とあるを、鈴屋翁の說に此御名を後謚の如く記されたれども然らず、御弟をも息長日子と申ししかば、此も生時よりの御名なりしこと著し、彼息長日子の例をもて思へば、此姬尊も本は息長日女命と申ゝを、崩坐て後に足日女とは加稱へ申せるにやあらむと云はれつるは、然ることにて、もとは御弟と相對たる御名なりしを、後世に御身の尊き品を示さむために足と云ふ稱辭を加へて申し奉るべく定られたるにて、漢風の謚號とは別なる御事なりしなるべしそもく天皇だちの崩ませる時誄し奉れることは上に擧たる如く推古紀をはじめてをりをり載されたれど、まことはいと上代よりの事なりけむをその度々の事の傳はらざりつるによりて紀には載されざりつるなるべし、臣だちに誄賜ひしことはさらなりかの孝德紀に爲ニ亡人一云々誄とあるをおもへば、古は貴人のみならず下ざまゝで誄せしこと著し、鈴屋翁の詔詞解に、書紀に誄の事を記されたるさまを見れば其儀式又其詞さまぐの事有しと覺ゆ、誄ニ其事一々々とある其詞どもいかなるさまのことどもなりけむ其文いとゆかし能不レ能とあるを思へば其詞を作るも讀もたやすからざりしほどしられていかにめでたくあはれなりけむ、其儀式も詞も絕て世に傳はらずいとくあたらしきことなり、誄とて記されたるはたゞ延曆廿五年桓武天皇崩の時云々、また天長元年平城天皇の時の此二つ類聚國史に見え、さては續後紀に承和七年淳和天皇崩の時の一つ見えたると合せて三つのみなるを、其文みな件の延曆の度のと全同じことにてこれらはかのくさぐさの事を申しゝ古のとはこよなくことそぎてたゞ形ばかりとこそきこえたれ」、といはれたるはまこと

四位上當麻眞人知德率二誄人一奉レ誄、諡曰二倭根子豐祖父天皇一、即日火二葬於飛鳥岡一（臣だちには、同紀養老元年三月癸卯左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、帝深悼惜焉爲之罷朝、詔遣式部卿正三位長屋王左大辨從四位上多治比眞人三宅麻呂就第吊賻之、幷贈從一位、右少辨從五位上上毛野朝臣廣人爲太政官之誄、式部少輔正五位下穗積朝臣老爲五位已上之誄、兵部大輔正六位上當麻眞人東人爲六位己上誄）天平勝寶六年七月壬子太皇大后（藤原宮子）崩の條事に、八月丁卯正四位下安宿王率二誄人一奉レ誄、諡曰二千尋葛藤高知天宮姬之尊一、是日火二葬於佐保山陵一」、天應元年十二月丁未光仁天皇崩の條事に、同二年正月己未正三位藤原朝臣小黑麻呂率二誄人一奉レ誄上二尊諡一曰二天宗高紹天皇一」、延曆八年十二月乙未桓武天皇の大御母尊皇大后（高野新笠姬）崩の條事に、同九年正月辛亥中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂率二誄人一奉レ誄、上レ諡曰二天高知日子之子姬尊一、壬子葬二於大枝山陵一」、同年閏三月丙子桓武天皇の皇后（藤原乙牟漏）崩の條事に、甲午參議左大辨正四位上紀朝臣古佐美率二誄人一奉レ誄、諡曰二天之高藤廣宗照姬之尊一、是日葬二於長岡山陵一（類聚三代格に、延曆十六年四月廿三日の太政官符應停土師宿禰等預凶儀事の論奏に、其殯宮御膳誄人長云々、普擇所司及云々等充之云々者、奏聞既訖といへる事も見えたり）日本後紀延曆二十五年三月辛巳（是年五月大同と改元あり）桓武天皇崩給へる條事に、四月甲午朔中納言正三位藤原朝臣內麻呂參議從三位坂上大宿禰田村麻呂侍從從四位下中臣王侍從從四位下大庭王參議從四位下藤原朝臣諸嗣權中納言從三位藤原朝臣乙叡參議從三位紀朝臣勝長散位從四位上五百枝王參議正四位下藤原朝臣繩主從四位下秋篠朝臣安人等一奉レ誄曰云々（この誄詞は下に別に擧ぐべし）と見えて御諡を日本根子皇統彌照尊と上り給へり、（四月庚子葬于山城國紀伊郡柏原山陵）類聚國史に、天長元年七月甲寅平城太上天皇崩己未葬二於楊梅陵一丙辰奉レ誄曰云々し（この誄詞も下に擧ぐべし、さて此條を釋日本紀に、日本後紀第卅二曰とて引載たり、今其卷は闕て世に傳はらず）御諡を天推國高彥尊と上り給へり」、續日本後紀承和七年五月癸未淳和天皇崩給へる條事に、同月甲申令三參議從四位下刑部卿安倍朝臣安仁上二後太上天皇誄諡一、誄曰云々（この誄詞も下に擧ぐべし）御諡を日本根子高讓彌遠尊と上り給へり（同月戊子奉葬於山城國乙訓郡物集村御骨碎粉散大原野西山嶺上、これ遺詔に依りてなり、皇年代私記皇代記に火葬し奉りて御骨を云々と記せり、諸陵式に此天皇の山陵を載られず）さて右に擧たる如く文武の御世持統天皇崩の時例のまゝに誄奉り始て御諡を上り給ひ、相繼て文武（元明元正聖武大炊稱德の天皇たちをおきて）光仁桓武平城（嵯峨天皇は仁明天皇の御世に崩たまへり）淳和の天皇までにおよびて（但し、その御代の中間に御諡上られたる事の史に見え給はざる元明天皇を、日本根子天津御代豐國成姬天皇と稱奉れるは、成姬と申御名に云々と加へ奉れる御諡ときこえ、元正天皇の日本根子高瑞淨足姬天皇は、足姬と申に云々と加へ奉れる御諡ときこえ、聖武天皇の御名は美麻斯ときこえ給へるに〔清臣按、聖武天皇の御名は美麻斯と申奉れ

しめ給へる誄は、續日本紀天平神護二年正月甲子の詔に淡海乃大津宮仁天下所知行之天皇我御世爾奉仕末之藤原大臣復後乃藤原大臣爾賜天在留志乃比己止乃書爾勅天在久「子孫乃淨久明支心乎以天朝庭爾奉侍波牟必治賜牟其繼方絶不賜」止勅天在我故爾今藤原長手朝臣爾右大臣之官授賜止勅天皇御命乎諸聞食止宣と見えたり、子孫乃云々は天智天皇の御世に鎌足公不比等公に勅給ひたる誄詞を志乃比古止の書に載られたる文の由なり（政事要略に載たる高橋氏文に、景行天皇の御世に係て記して云、六雁命七十二年秋八月受病同月薨也、時天皇聞食而大悲給、准親王式而賜葬也於是宣命使遣藤河別命武男心命等宣命云、天皇加大御言良末止宣波久、王子六獵命不思保佐々流外爾卒上太利止聞食迷之、夜晝爾悲愁給比川々、大坐須天皇乃御世乃間波乎爾之天、相見曾奈波佐牟止思保須間爾、別由介利、然今思食須所波、十一月乃新嘗乃祭毛、膳職乃御膳乃事毛、六雁命乃勞始成流所奈利、是以六雁命乃御魂乎、膳職爾伊波比奉天、春秋乃永世乃、神財止仕奉志迷牟、子孫等乎波、長世乃膳職乃長止毛、上總國乃長止毛、淡國乃長止毛定天、餘氏波萬介太麻波天、乎佐女太麻波牟、若之膳臣等乃不繼在、朕加王子等乎志天、他氏乃人等乎相交天波、亂良志女之、和加佐乃國波、六雁命爾永久子孫等可遠世乃國家止爲止定天授介賜天支、此事波世々爾之耳利違傍之、此志乎知太比天吉久膳職乃內毛外毛、護利太比天、家患乃事等毛无久、在志女給太戸度奈毛、思食止宣太麻不、天皇乃大御命良麻乎、虛川御魂毛聞太戸止申止宣太麻不、と見えたるも、もはら誄詞ときこえたり考合すべし、なほ此詔詞の意は既に高橋氏文考注に說へり）さて其後々は、續紀に大寶二年七月壬辰左大臣正二位多治比眞人島薨詔遣右少辨從五位下波多朝臣廣足治部少輔從五位下大宅朝臣金弓等監護

喪事、又遣三品刑部親王正三位石上朝臣麻呂就第而弔賻之、正五位下路眞人大人爲公卿之誄、從七位下下毛野朝臣石代爲百官之誄、大臣宣化天皇之玄孫多治比王之子也、と見えたり、これにて天皇だち臣だちに上古の例のまゝに誄せる趣おほかた推考ふべし、さて志乃比詞に書紀より始て誄字を當用られたるは周禮春官大祝に作六辭以通上下親疎遠近云々、六曰誄、註に謂積累生時德行以錫之命主爲其辭也、また論語に誄曰禱爾于上下神祇、疏に累功德以求福（釋名に誄累也累列其事而稱之）何晏註に誄者哀死而述其行之辭也と云へるごとき意に依りたるめれど、全合へるにはあらずと知るべし、さて其後天皇には誄して謚號を奉り給へり、續紀に大寶二年十二月甲寅持統天皇崩給へる條事に辛酉殯于西殿同三年十二月癸酉從四位上當麻眞人智德率諸王諸臣奉誄太上天皇、謚曰大倭根子天之廣野日女尊是日火葬於飛鳥岡壬午合葬於大內山陵（臣たちには同紀に、慶雲二年七月丙申大納言正三位紀朝臣麻呂薨近江朝御使大夫贈正三位大人之子也、とあるに公卿補任に此文に續て、帝深悼惜特賜葬儀、遣中納言正四位下高向朝臣麻呂宣命と見えたり、こは續紀の文なるが、今ある本どもに無きは脫たるなるべし、さてこの宣命も誄詞なりしなるべし）慶雲四年六月辛未文武天皇崩給へる條事に、十一月丙午從

屋大連に逆を惡む由ありて謂り給へる語に、逆類無禮矣於殯庭誄曰、不荒朝廷淨如鏡面臣治平奉仕とも見えたり、漢文にはしるされたれど誄詞の趣はおもひやるべし、又孝德紀大化二年の下に凡人死亡之時云々、或爲亡人斷髮剌股而誄如此、舊俗一皆悉斷といへること見えたり、上古より賤民も誄する習俗のありけるを此時斷髮剌股ことを禁めたまへるなり舒明紀に、十三年冬十月己丑朔丁酉天皇崩於百濟宮、丙午殯於宮北、是謂百濟宮大殯、是時東宮開別皇子年十六而誄之」、皇極紀に、元年十二月甲午初發息長足日廣額天皇喪舒明天皇前年十月崩給へり是日小德巨勢臣德太代大派皇子而誄、次小德粟田臣細目代輕皇子而誄、次小德大伴連馬飼代大臣而誄、乙未息長山田公奉誄日嗣」東宮開別皇子は前年十月に誄し給へること上に擧たるが如し天武紀に、朱鳥元年九月丙午天皇病遂不差崩于正宮云々辛酉殯於南庭云々、甲子云々、是日肇進奠卽誄之第一大海宿禰蒭蒲誄壬生事、次淨大肆伊勢王誄諸王事、次直大參縣犬養宿禰大伴總誄宮內事、次淨廣肆河內王誄左右大舍人事、次直大參當麻眞人國見誄左右兵衞事、次直大肆采女朝臣筑羅誄內命婦事、次直廣肆紀朝臣眞人誄膳職事、乙丑諸僧尼亦哭於殯庭、是日直大參布勢朝臣御主人誄太政官事、次直廣參石上朝臣麻呂誄法官事、次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誄理官事、次直廣參大伴宿禰安麻呂誄大藏事、次直大肆藤原朝臣大島誄兵政官事、丙寅僧尼亦發哀是日直廣肆阿倍久努朝臣麻呂誄刑官事、次直廣肆紀朝臣弓張誄民官事、次直廣肆穗積朝臣虫麻呂誄諸國司事、次大隅阿多隼人及倭河內馬飼部造各誄之、丁卯僧尼發哀之是日百濟王良虞代百濟王善光而誄之、次國々造等隨參赴各誄之仍奏種々歌舞、持統紀の天武天皇崩給へる條事に、元年春正月丙寅朔皇太子率公卿百寮人適殯宮而慟哭焉、納言布勢朝臣御主人誄之禮也誄畢衆庶發哀云々、於是奉膳紀朝臣眞人等奉奠云々樂官奉樂、三月己卯十五日丹比眞人麻呂誄之禮也、五月乙酉廿三日隼人大隅阿多魁帥各領己衆互進誄焉、三月己卯廿二日以華縵進于殯宮藤原朝臣大島誄焉、八月丙申十日嘗于殯宮而慟哭焉於是大伴宿禰安麻呂誄焉、十一月戊午四日皇太子率公卿百寮人等與諸蕃賓客適殯宮而慟哭焉於是奉奠奏楯節舞諸臣各擧己先祖等所仕狀遞進誄焉、己未蝦夷百九十餘人負荷調賦而誄焉、乙丑布勢朝臣御主人大伴宿禰御行遞進誄直廣肆當麻眞人智德奉誄皇祖等之騰極古云日嗣也次第禮也畢葬于大內陵、これにて上古の天皇たちに誄奉れる趣おほかた推考べし、又臣等に誄詔ら

條の下文にもこのみかどの源氏にならせ給ふ事も知らぬにや、王侍從と申けりと見えたれば この下文諸本に脱たるを、裏書を書入たる一寫本によりて引出つ 源氏と書る本に依るべきをいかなればからいしものと書る本のあるにかと考ふるに、舊本に源氏を草假字もてくゑんじと書るにて 古書には然かける例也。 其體をゑくゑとやうに古ざまになだらめ書るをそのしを者字の草體なりと見誤りて、からいししとよみ誤りてはやくよりしか書なせる本のいできたるものなるべし、すべて古書をよく讀まむにはあまたの本どもを校合せてよまざれば辨へがたき事の多かるものぞかし

比古婆衣九の巻終

比古婆衣十の巻

○誄詞

志乃備詞(シノビゴト)は人の身まかりたるとき其人を慕(シノ)びて其靈に告ふ詞にて上古よりの禮儀なり、書紀よりはじめて誄字を當て、用ひきたれるこれなり 古によりて正しくいはむには、志奴比詞といふべきを、今はや、後ざまに志乃備詞といひてあるべし、書紀の誄字にはシヌヒコト、シノヒコトと二ざまに訓をさしたり 續日本紀なる天平神護二年正月の詔詞に、志乃比己止乃書にとて其詞もいさゝか見えたるをおもへばそのかみ世々の誄詞を記せる書ありしなり、さて誄の事の書に見えたるは書紀推古卷に、二十年二月庚午改ニ葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵一是日誄ニ於輕街一第一阿部内臣鳥誄ニ天皇之命一則奠レ靈明器明衣之類萬五千種也、第二諸皇子等以ニ次第一各誄之、第三中臣宮地連烏摩侶誄ニ大臣之辭一第四大臣引ニ率八腹臣等一便以ニ境部臣摩理勢一令レ誄ニ氏姓之本一矣、時人云摩理勢烏摩侶二人能誄唯鳥臣不レ能レ誄也 書紀に、是より前敏達紀に八月天皇崩の條に、是時起殯宮於廣瀨馬子宿禰大臣佩刀而誄、物部弓削守屋大連听然而咲曰、如中獵箭之雀鳥焉、次弓削守屋大連手足搖震而誄焉、馬子宿禰大臣咲曰可懸鈴矣と見えたり、そのかみ其儀の嚴重なりけむこともおもひやるべし、又同時穴穗部皇子三輪君逆が事を馬子宿禰守

八衢佐行變格

紐鏡斷言第八段

易為　カヘセン　カヘシ　カヘス　カヘスル　カヘスレ　（カヘセリ　カヘセル　カヘセレ）

カヘニセン　カヘニシ　カヘニス　カヘニスル　カヘニスレ　（カヘニセリ　カヘニセル　カヘニセレ）

カヘンセン　カヘンジ　カヘンズ　カヘンズル　カヘンズレ　（カヘンゼリ　カヘンゼル　カヘンゼレ）

ニを音便にンといふ時は鼻音に引れて濁音にいはる、なり

右カへの上にウケを加へ云ふも同じければ圖にはあらはさず

○又いふ漢文訓に字音をてにをはにて受てよむはつねの事なるが字音を活かして用(ツカ)ふには彼いはゆる變格中のセ、シ、スの三言と紐鏡のセリ、セル、セレの三言のみにて皆為(ス)の言の活きにてこれも同格なり

漢字活の格

愛為　セン　シ　ス　スル　スレ　（セリ　セル　セレ）

敬、奏、制、拜などすべて悉此格なり

論為　ゼン　ジ　ズ　ズレ　（ゼリ　ゼル　ゼレ）

怨、念、觀、贊などすべて鼻聲の韻字は悉其韻に引れてセ、シ、スを濁音にいへり

八衢に死を奈行變格にな、に、ぬ、ぬる、ぬれ、ぬの活詞とし秘(ヒメ)を麻行下二段活詞にめむ、むる、むれの活として示されたるはもとより皇國言にて其活詞なり漢字もたま〳〵死のシの音なる、秘のヒの音なるを、字音にてよむときは死セン、死シ、死ス、秘セン、秘シ、秘スなど此格によむなり

○又此外に字音を活していへるがあり裝束の束のクを活かして加行四段にそうぞき、そうぞくなどいひ又執念を同四段の活にしうねき、しうねくなどいへること物語書の類にみえたりなほあるべし、これらふるき詞とはいへどあまりにおほどかなるいひざまにて雅しき詞づかひにはあらじかし

○からいしもの

大鏡亭子の帝(字多)の條に天皇の御事を元慶八年甲辰四月十三日からいしものになり給ふ御歳十八云々とみえたり、このからいしものいかなることにかと考ふるに此書よのつねの刻本又活字本のほかにも、とりどり寫本どものあるが中に件のからいしものを寫本二つには源氏と書るがあり、その年月日源氏になり給へる事は紹運錄そのほかの書どもにも見えこの

ウケガヘといふべき語格なれど此は萬葉集に春日有羽買山とあるを大鳥羽易乃山（鶴の翅と云かけたるなり）とも書て、易買ともに通はしてカヒの借字に用ひたるをおもふに、もとより買も易る意の言ときこえたれば、易を買ふ意にも轉してウケガヒともいへるなるべし（今の世にもなべてウケガハム、ウケガヒ、ウケガフ、ウケガヘと活く格にいへり物語ぶみなどにもありとおぼゆれどおもひ出ず、なほたづぬべし）

古訓證例

●肯　カヘス　カヘニス　（カヘンズ）易　ウケガフ 易

●（不肯受　ウケカヘズ　受　ウケガヘニセズ　易　（カヘニセズ　易

莫肯　（ウケガヘンセズ　（カヘンセス　カヘズ

活用格

○易　ヘ　フ　フル　フレ

○買　ハム　ヒ　フ　ヘ

此ちなみに考ふるに件の易スのスは上に論へるごとく、爲の意にて其は詞八衢佐行變格の活詞なり、但しその本書に變格の事を此詞のさま一やうならずさまざまなる中にする、おはする、此二つのみ正しくこゝの活詞にてそのほかは爲といふ詞をそへていへるが、やがて一の詞の如くになれるなりと云はれたり此考によりてなほこまかにおもふに此變格の活詞はすべてみな爲といふが本語にてスル、スレと活き（スルはカナ、マデ、ニ、ヲ、ヨリとうけスレはバ、ド、ドモとうく）又第四音のせに轉しては此格のセンと紐鏡第八段の斷る、言のセリ、セル、セレと活き又第二音のシに轉しては變格の中のシの格となるなり（テ、ケリ、ケン、ツル、シ、ツ、キ、ナバ、ヌル、シカとうくまた散木集に「かたちこそ人にすぐれめ何となく心とすることもなかしかりけり」とよめるはシを體言としてスを用言とせるにて有りとある、さきとさくなどいへると同じたぐひの又の格なり）さてまた件の變格の斷書（コトハリ）におはするといふをも正しくこゝの活詞にて云々といはれたれど、おのれがおもふところは　おはするは　もとおほます（大坐なり）の約りておはすといふを其おはを體とし（セ）ておは爲、おは爲（シ）、おは爲（ス）と活しいふ詞となれるにてこれも同格なるべし（紐鏡、八衢などに變格といはれたるは變といふべきにはあらず、なべての格と別なれば別格などいはまほし）

肯の訓詞の活を八衢、紐鏡の格によりて圖にあらはすときはかくのごとし

まは類聚名義抄に肯ウケカヘまたムベナフ、不肯カヘズまたイナブ、莫肯カヘズ、不肯受ウケカヘズ伊呂波字類抄に肯カヘンスまたウケカフ、日本書紀に肯をカヘス不肯をカヘンセスなどよみ壒囊抄に肯をカヘンスとよめり可（ユルス）也と云へり今件の訓ざまを併考ふるにカヘス、カヘニス、ウケカヘス、ウケカヘニスなど云ふが本語の訓ざまなりさて其かへは易にて彼方より請ふ意のあるを納受可（ウケユル）して此方の意と易へに爲と云ふかごとき意にて、ウケカフは受易ふにて諾ふといふにちかき意の言ときこえたり然れば肯字をカヘスとよめるは易爲なり欲す、盡す、舊すなどの活と同じ又名義抄に販また貰の字をもカヘスとよめり字書に販は賤買貴賣也、貰は小罰以財曰贖也などみえたるを、易るかたの意にとりて訓るにて同言なり不肯受をウケカヘズとよめるは受易へずなり宇治拾遺物語にむかし東大寺に上座法師のいみじくたのしきありけり、つゆばかりも人に物與ふる事をせず慳貪に罪深く見えければ其時聖寶僧正の若き僧にておはしけるが此上座の物をしむ罪のあさましきにとてわざとあらがひをせられけり、御房何事したらむに大衆に大僧供ひかんといひければ上座思ふやう物あらがひしてもし負たらんに僧供ひかんも由なし、さりながら衆中にてかくいふことを何とも答ざらんもくちをしと思ひてかれかへすまじき事を思ひめぐらしていふやう云々とみえたるかへすこれ渠が易爲まじき事となりなり、よみあぢはひて知るべし、また莫肯をカヘズとよめるは不易の意なり江談抄に否不替（イナカヘジ）と稱ふ筌の名義の談に唐人賣レ之千石買云、伊奈加倍志砥云介禮波以レ之爲レ名云々とみえたるは買はむといふに易へじと答へたるなり、また拾遺集雜戀に「はし鷹のとかへる山の椎柴のはかへはすとも君はかへせしとよめるも易へ爲じにてともに同意の言なりさて又カヘンス、カヘンセズなどのンは、いはゆるカヘニス、カヘニセズのニを音便にいへるなりンの音の下のセスなどは音便に濁りて唱ふるがおのづからのさだまりにてサキニスをサキンズ、サキニセズをサキンゼズといふに同じ然るに今の俗習のごとくガヘンズ、ガヘンゼズなどカを濁るは訛なり、正しくはカヘニスまたカヘスともよみ音便にはカヘンズとよみ、不肯をばカヘニセズ又カヘンゼズなどよむべきなりかく訓て肯字義にはもはら熟くは當はずとも訓語の意はかくぞあるべき、さて又落窪物語にけふは御忌日なるものをなにかうけがひあらむとみえたるうけがひは肯字の意なれば

たひかへたるにて伊奈乎佐乃は伊奈乎可母の寫誤か、また誤りたるものなるべしといへる說もきこゆれど、上に引出たるがごとく舊本六帖にいなをさのかひの云々とありといへばもとより然うたひたる歌なる事明なり、かくて考るに伊奈乎佐は加比といふ言の枕辭なるべし、さて其伊奈乎佐は稻筬にて稻實を扱き取る具をいふなるべし其は稻を刈乾して後連枷もて穗を撾て穀を取り、なを遺れるをば櫛歯を上になしたるさまに竹串または鐵串を立並て莖を通して扱き取る器を連枷を用ひずして刈たる穗のまゝにて扱とる處もありいなこき又いなぐしなど云へるものこれなるべし、そは織具の筬は和名抄に筬 乎佐織具也歯の間を絲を通してものする由の名なるべきにものを治むるといふも亂れ滞りたるを通す意、又人のうへに上たちてものする人を長といふも、もとは同義の稱なるべく、また外國人の言語を通はすものを譯者といふも、これももとは同義なるべきを　おもひ合するに稻筬とは云ふべきなり、かくて其稻筬には頴の多く止まり附くものなれば加比といふ詞の枕辭として其國の甲斐といふ名にかけて云ひなれたる諺なるべく常陸風土記に、風俗諺云とて、衣袖漬國、霰零香島之國など見え、內宮儀式帳に、味酒鈴鹿國、五百枝刺竹田國などみえたるも、その國々の人の稱へて云へる風俗の諺ときこゆるにもおもひ合すべし　風俗歌にはことに似つきてぞきこゆるかし、さて又介古呂毛は意得がたきをしひて考るに褻衣(ケゴロモ)なるべし、然らば四月のころ山里人の着馴らせる夏衣の白きをとり出て乾せるをいへるにて「春過て夏來たるらし白栲の衣ほしたり天のかぐ山」とよませ給へるゝ同じ趣ときこゆ、又佐良須天川久利は手作の布の水にひたしてものしたるを干曝せるにてこともなし、一章の意は、それらのものゝ、ともに山上に白く見ゆるを雪なるにかと見なしたる趣なり上にあげたる萬葉の常陸歌は、雪を布とみなしたるにて、此歌とはうらうへなり但し此風俗の歌詞尋常のごとくと、のへる歌にはあらざれど、なべて風俗歌の中には意詞のと、のひをこまかにさだすべきにもあらぬもある例なれば、此歌もそのこゝろしらひしてこゝろみにかくはよみとけるなり

○肯字の訓詞　（肯古字肎）

漢文の肯字をガヘンズ、不肯をガヘンゼズと訓來りたれども其言漢文の訓をおきては見えたる事なく又其言の意もさだかならぬを、いかなるにかと考るに、まづその肯字は毛詩邶風に惠然肯來、注に肯可也と見え說文に肯骨間肉と見えて原肉(モト)に从へたる字義を轉用ひて心中に受可(ウケユルス)意と通えたり、さて其訓ざ

もひ合すべし、さて又顯忠公の額白の馬を好み給ひたるは然る毛の馬は主の爲に凶き由云ひて忌惡へる習俗なれば價の賤かるべきを儉約の甚しき意よりその厭ひなく額白を好みて飼給へるなるべし、所謂毛づるめにいとよく似つきて聞えたり（太平御覽馬部に、白額入口名楡曰寫、一名的盧、奴乘里死、主乘棄市、また安驥集に、的盧如入口有禍也、須防圖象馬經曰、新篇集成等書曰的盧白點入口者、一名愈雁、或作俞臂、不利主、大凶馬也、○宇治拾遺物語に、伏見修理大夫のもとへ殿上人廿人ばかりおしよせけるに云々、各戯れて出ける、廐にくろ馬の額少し白きを廿四たてたりけり云々、各此馬に移の鞍おきて乘せて返しにけり云々、つとめてさても昨日いみじくしたるものかなと云ひて、いざ又おしよせむといひて又廿人おしよせたれば云々、廐を見れば黑栗毛なる馬をぞ廿四までたてたりける、これも額白かりけり、大かたかばかりの人はなかりけり云々、これは宇治殿の御子におはしけりとあるは、上に額少し白きとあればいはゆる的盧にはあらで、戴星と聞えたり、こは客を善く會釋ふとして然馬をもめでたく揃へ給へるにて、顯忠公の飼給へる額白とは異なり）さて七日の節に覽し給ふあを馬は上に考へて云へるごとく、いにしへは放飼の馬なるが多かるべければその毛深くて髦なども垂れ連れるさまを、みな青驄の毛づるめとむかしの狀をめづらかによみいだし給へるものなるべし（此歌主信實朝臣の才の事は上に云へり、おもひ合すべし）

文政十年正月十日

○風俗歌の加比加禰（カヒカネ）

風俗加比加禰の歌に、加比加禰仁之呂支波由支加也（カヒカネニシロキハユキカヤ）

伊奈乎佐乃加比乃介古呂毛也佐良須天川久利（イナヲサノカヒノケコロモヤサラステツクリ）也佐良須天川久利（ヤサラステツクリ）（今引音を省きて寫せり、二ところの天川久利通本川を不と作り、一本その結句の不を川と作き、古き箏譜に二ところともに、ツと作けるがうへに、下に引くがごとく、六帖にも此本歌をのせて、てつくりとみえたれば、それらに據りてかく正して書つ）此伊奈乎佐と云へる言ほかにきこえたることとなくいかなることにかと考るに、まづ此歌は夫木抄布の題に六帖五を引てよみ人しらず、「をちかたにしろきはなにぞいなをさのかひのてこながさらすてつくり（此歌六帖諸本にみえず、はやくより寫脫せるものなるべし、袖中抄十五卷かひのけころもの條に、六帖云とて此歌をのせたるに、一二句は同じくて三句よりいなおそかしかひのくなのさらすてつくり、おのれがみたる諸本みなかくあれどきはめて誤寫ときこゆればとらず）とみえてもと甲斐の國歌なるを大歌所の風俗歌に入らる、とて詞をあらためられたるところのいできたるが、また其國にてさも歌ひたるにてもあるべし（但し句の終なる也は囃詞なり）しかるに萬葉集十四卷の東歌の中の常陸國歌に、筑波禰爾由伎可母布良留伊奈乎可母加奈思吉兒呂我爾努保佐流可母（此歌意は、略解に、ふらるは所零の東語、いなをかもは、否よ然はあらぬよなり、かなしきは愛しむ意なり、にぬは布なり、ほさるは所干の東語なり、もとは雪なるを、布とみなしてよめりといへり、袖中抄に此萬葉の歌を引出て三句をいなてかもとよみて、考論へる說あれど諾ひがたし、さて又いなをかもといふ詞は、四卷相聞部に、人麻呂あひみては千歳やいぬる伊奈乎加母あれやしかもふきみ待がてに、此歌十一卷にも載り）とみえたる歌の趣に似たれば風俗なるは此歌をう

左馬寮白馬四匹事爲美濃國衙役任先例早可令下知給之由内々可申旨候也恐々謹言

正月七日　　親衛、

大政殿

といへる案を載られたり（康富記に、應永の度に四匹とあると馬數相同じ）さて此牒に正月と記し又申文に正月七日とあるはすなはち節會の當日なればかくては事調ふべきにあらず（式には青馬二十四自十一月一日至正月七日二寮半分飼之）此は上に辨へたるがごとく式に諸國に仰て放飼國飼の青馬を貢らしめ給ひたりし時の例に據りて、たゞ形ばかりにものせられたりしなるべし（牒に左馬寮とあれど、當時既に左馬寮は廢て右馬寮ばかりなりし事書に見えたり）かの二寮の奏文を古例のまゝに書來れるがごとくにはあらざれどしかすかになべての文詞はおほかた古例に據れるものなるべし（上に放飼國飼の馬を貢らしめ給ひたる事を論ひたるに考合すべし）

○因に上に引出たる信實朝臣の歌に、青鷺のけづるめとよみ給へる、けづるめと云ふ馬は、いかなるにか詳ならぬを、いさゝか考たる趣のあるを試に説ふべし、此けづるめと云へることは古事談（臣節條）に富小路右大臣（顯忠）時平御子也以儉約爲事（中略）又出仕之時全無前駈只車後如形被相具云々、大饗之日小野宮殿爲尊者殿キタナゲナリ無由所ニ來ニケリトオボシケル程ニ車宿ニ毛ツルメナル馬二匹引立之（此書惣て片假字書にて、毛ツルメナルと書るを、一本には毛ツルメアルとかけり）皆額白云々、尊者自幕隙見之令咲給云々、額白馬ヲ無術令好給ケリと見えたり、このほかにはいまだ他書に見あたらざる詞なり、今此談によりて按るに毛づるめとは放飼の馬の毛深く髦なども長く垂り連なりてこぢたき状を云へるなるべし（慈圓僧正の拾玉集に、東路や毛ふかき馬にくつかけて我むかばきもおぼれがちなる」とよめるも馬の毛の長さに行縢の毛も沒むばかりなる由なり）然るは此公儉約の甚しきあまり馬の飼丁などをも備へ給はず梳刷もせさせで放飼の馬のごとく毛深かりつるを誘れる詞とぞ聞えたる（けづるめのけづるは、毛連の義なるべし、伊勢貞丈主の説に、馬の毛につるふちといふは連駮にて、駮の連り續ける義なるべしといはれたるがごとく、ツルツラ通はし云へる例なほ多かり、めと云ふ意はいまだ考得ず、馬ならむかともおもはるれど穩ならぬこゝちす、さて一本に毛ツルメアル馬とあるも聞えはすれど、なほ毛ツルメナルとある方よろしかるべし、曾我物語に、一匹持たる馬をだに毛なだらかにかはずと云へる詞みゆ、祐成等が家賤しくよろづに乏しくて、馬の毛をだに刷けざりつる趣をいへるなり）帥記に（承暦五年正月二日）臨時客の事を記されたる中に自東牽毛馬とあるも主人の禮無くてよくも毛を刷けざるを引出物にせられたるを難め給へるなり（今の俗にも、乘馬の料に牧より牽出たるまゝにて、毛深きを毛馬と云へり、さて帥記に牽毛馬とみえたるは、小右記寛仁三年臨時客の條に、酒闌有引出物、馬一匹瘦殊甚、似輕尊者と記されたるに似たる趣なり）お

左右允、次白馬七匹、次左右屬、次白馬七匹、次左右助、次右白馬陣度畢、次白馬經殿上前無名門明義門仙華門度御前自瀧口出などあるをもて知べし 三代實錄に、貞觀十四年正月壬申朔天皇不受朝賀、以太皇太后崩心喪未畢也、七日戊寅天皇不御紫宸殿以停節會也、召左右馬寮青馬各七匹於內殿前覽之、青馬及瀧人並不裝飾と見えたるは、云々の御故によりてことそきて兩寮より、たゞ七匹づゝかたばかりに奉らしめて臂はしたまひたりしなり 又署名の下に、貢葦毛と書けるは 公事根源に、今日の毛づけの奏にも、皆あし毛とばかりありと記し給へるは此事なり 貢とはこの節の料に貢れる由なるべし其は馬寮式に凡青馬二十匹 二十の下に一の字脫たるべき事上に論へるがごとし 自十一月一日至正月七日二寮半分飼之 一匹互飼 其料日秣米五升大豆二升燈油二合奏聞請受、國飼以正稅充之と見えて、此節に用らる、青馬は寮の御馬の中にその毛色なるが有らむには用ひたるべけれど然ばかりと、のふべきにあらざれば、むねと放飼の馬を選びて貢らしめ其足らざれば國飼の馬を貢らしめて二寮に分ちて飼せ給へるなり 然るは國飼は云々充之と分ち定られたるをもてむねとは放飼を用ひられたりけむことを知るべし 同式に凡諸節云々、應用國飼御馬者斟量頒數奏聞、乃下官符令進唯牧放飼馬者寮移當國國郞令牧子牽送 但攝津國鳥養牧豐島牧不移當國寮直放繫 とあるをもおもひ合すべし 永亨五年観音寺相國記正月條に、左馬寮より美濃國衙に七匹の白馬を進濟すべき由牒送の文案を載せられたり、こは件の式に據りたる後世の新式なるべし、下に其文を擧て論ふべし、こゝにめぐらして考合すべし さて此式の馬數後の御世々々に漸減されたり上にも引たるごとく江家次第白馬節會條に御馬本必二十一匹也云々とあり、本必云々とあれば當時既に馬數を減されたりし事知るべし、延久五年大府記に正月七日節會無御出云々入夜馬寮持參白馬十匹於南庭御覽之とも見えたり 江家次第は、大江匡房卿の作にて延久以後禮儀也と桃蘂葉に曰へり、さて其江家次第には上に引たるごとく七匹づゝ三次度る由載せられたれど、そは舊式を載せられたるなり かくて足利家の政申の末の世となりては朝廷ますます衰微給ひてよろづの儀式も廢れ行此白馬乃數もいたく減されたり、これも康富記に應永廿九年の度に白馬四匹渡南庭とみえ、又永亨五年観音寺相國記正月七日の條に

左馬寮牒　　美濃國衙

欲被早速進濟馬四匹事

使

牒件馬今年正月七日白馬料也任式數早速可被進濟之狀牒送如件候也衙寮狀依件濟□□□□有限不可延怠故牒

永亨五年正月　　頭藤原朝臣

正五位下行權頭源朝臣

從五位上頭安倍朝臣

御監正二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣

と載たり（文安四年正月七日の條にも、右馬寮の奏に白馬合壹拾壹匹と載て、件の二通と全同例乃文なり）上にも論へるごとく奏文に合白馬某于匹と書て毛付にはなほ葦毛と書て青馬を用られたりし時の例のまゝに書きたれるものなり（此康富記の頃は既によろづの公事も略きて行はれたりければまことは、此白馬の數も減されたりけれど奏文は例のまゝにものしたりしなり、さてその馬數を減されたる事は下に擧ぐべし）さて件奏文の趣を考るにまづ江家次第白馬節會條に、御馬本必二十一匹也（此次第を書れたる頃は、既に馬數を減されたりしによりて、本必云々と記されたるなり）毎年左右寮（左右の馬寮なり）各十匹進之其殘一馬稱之餘馬隔年兩寮互進之と見えたり左右の馬寮各奏文を奉りて其馬を進る例にて件の奏文これなり（治安四年小右記白馬節會の下に先左奏持來云々、次持來右奏云々この次第家記どもに多く見ゆ）かくて延喜馬寮式に凡青馬二十四匹自十一月一日至正月七日二寮半分飼之（一匹互飼）とあるは此節會の料の馬の事なり、然るに見本に青馬二十匹とあるは符はず、分書に一匹互飼とあるはいはゆる餘馬の事としてよく通ゆ、本儀二十一匹なる事は上に引たるがごとくはやく寛平御記にも載させ給へるをや、しかれば式の本書には二十一匹と在けるを一字を寫脱せる本の世には傳はれるものなりけり、さて白馬奏左奏書樣右奏書樣各別也とは左右の馬寮の奏文の書樣に別なるところのある由なり、其は件の右馬寮の奏文書樣の發端に合白馬壹拾壹匹と書るは其一寮より出すところの馬數なり、但し此はかの隔年に餘馬を進る年の書樣にて同度（オナジトキ）に左馬寮は餘馬を出さぬ年なればかならず合壹拾匹と書例にて左右の奏の書樣を各別也といへるは此事なるべし（康富記に、壹拾壹匹と書るかたをのみ載たるは、餘馬を進る方の文を擧れば餘馬無きかたは准へて知らるれば略けるものなり）また署名の上旁に、一七、二七、三七と注せる事は一二三は馬を三次に引出す次第にて七とは其一次に左右の兩寮より合て馬を七匹づゝ引出す由なり、其は弘仁內裏式に左右馬寮引青馬入自延明門云々、度殿庭近衛分配前後每七匹前後寮官人分陣云々、出自延秋門訖、儀式に左右馬寮牽青馬入自延政門云々、其行列也左近衛左右各五人前行、左右馬寮頭次之、青馬七匹在中次之、左右寮允左右各一人次之、青馬七匹在中次之、左右寮屬左右各一人次之、青馬七匹在中次之、左右寮助左右各一人次之、右近衛左右各五人次之とみえ、江家次第に左右馬頭度、次白馬七匹、次

末と訓り、こは下に擧るごとく白馬奏の毛付には、故實のまゝに葦毛と書て奉る例なるをきゝて、又其をも雅名なりとこゝろえたるなるべし、しかるにその一本には、安平支馬と書添たり、此一本書添は、康頼宿禰の曾孫雅忠朝臣の醫心方に據りてのわざなるべくおもはるゝ事あり、すべて此書の事は別に考記せるものあり、こゝには盡しがたし、また洞物語俊蔭卷に觀音の乘りて出たりといへる白馬を、一本あを馬とかけるもさかしらなりさて上に辨へたるごとく葦毛馬を白馬に更用ひ給ふ事となりても其白馬ノ奏の毛付にはなほ故實のまゝに葦毛と注して進る例なり、今因に其奏文を寫して又一わたり辨ふべし、嘉吉四年中原康富記正月六日の條に

右馬寮謹奏

合白馬壹拾壹匹

一七　頭卜部朝臣兼敏　貢葦毛

權頭源朝臣氏尙　貢葦毛

權助

二七　頭卜部朝臣兼敏　貢葦毛

權頭源朝臣氏尙　貢葦毛

權助

三七　頭卜部朝臣兼敏　貢葦毛

權頭源朝臣氏尙　貢葦毛

助

權助

右依例如件謹言

嘉吉四年正月七日

正五位下行權頭源朝臣氏尙

從五位下守頭卜部朝臣兼敏

御監正二位行大納言兼右近衞大將藤原朝臣實照

此白馬奏左奏書樣、右奏書樣各別也、雖見舊本猶尋申淸外史第之間返報如此仍書調遣之

また享德四年正月七日の條にも

右馬寮謹奏

合白馬壹拾壹匹

一七　頭安倍朝臣有淳　貢葦毛

權頭源朝臣氏尙　貢葦毛

權助藤原朝臣永賢　貢葦毛

二七　權頭源朝臣氏尙　貢葦毛

權助藤原朝臣永賢　貢葦毛

頭安倍朝臣有淳　貢葦毛

三七　權助藤原朝臣永賢　貢葦毛

頭安倍朝臣有淳　貢葦毛

權頭源朝臣氏尙　貢葦毛

享德四年正月七日從五位下權助藤原朝臣

見二白馬一卽年中邪氣遠去不レ來（公事根源河海抄等にも此文を引れたり）など云るかたの說にさらに據り給へるものなるべし、さて又上に引出たるごとく新撰六帖信實朝臣の歌に、「見渡せばみな青さぎの毛つるめを引つゞけたる馬寮かな、とよまれたるをおもへば當時青鷺毛の馬を（上に云へるごとく青馬なり）用ひられたるがごとく聞えたり、此新撰六帖の奥書に信實朝臣の歌は寛元元年（後嵯峨天皇の御世）十一月廿四日より明る年の正月十三日までによみ畢給へる由見えたれば其頃は昔のごとく復青馬を觀給ふ事となりけむと既にはおもひしかどよくおもへばさにはあるべからずと、その頃すでに朝威いたく衰へ給ひ武家の陪臣北條が專私に政を執行ひて公家のよろづの儀式も廢、さあらぬもたゞ形ばかり行はせ給ひ白馬をも事省きて觀給ひし趣其頃の家記どもにもみえて儀式などを古に復して行はるべき時粧（ヨソサマ）にあらずしかればたゞ六帖のあを馬といふ題によりてむかしの青馬なりし時のさまをよみ給へりとぞ聞えたる

此六帖題、あを馬の歌主五人の中に、爲家卿、「くれ竹の青葉の色の駒なべてよゝのためしを雲ゐにぞひく、知家卿、「霞しく春の色なる青馬をたれ引わたす今日は來にけり、とこれも青馬によみなされたり、衣笠内大臣又光俊朝臣の歌は、たゞあを馬とよみ給へるのみにて、そのよせもなければ引におよばず、さて又この五人の歌主の中の信實朝臣を、或は行家朝臣と云ふ說あれど、此六帖題のあを馬の歌、其外のも夫木抄に信實朝臣として載たり、かくてその夫木抄を書集めたる藤原長清は、此六帖題をよみ給へる爲家卿の子、爲相卿と世を同じくしたる人ときこえて、其世に近き人なればそを證として信實といへるを正說とすべし、なほ其外にも證あれど、こゝにはいはず、因に論ふ、此新撰六帖といへる歌書は、古今六帖の題にて五人の人々歌よみて、互に點つけ給へる集なれば、新撰とは云ふべくもあらず、いと後人の賢たる名なるべし、撰の字なくば聞ゆべし

おもふに信實朝臣は歌に文章によくものし給ひける上に書の道にも勝れて古樣の圖を書出し、また眼前のもの、似畫をも能く書給ひし由書どもに見えたるをおもへば古き青馬節の圖などを見おき其故實をも辨へて人々とよみ連ぬる中にて一ふしきゝ所あるべく、さる方に力を入れてわざと希らしくよみ出し給へるべし

けづるめと云へる詞いとめづらし、其は下に云ふべし、さて公事根源に白馬節會の根源を述られたる趣は、青とも白とも葦毛ともきこえて、おほゝしき記されざまなり、本文を見て知るべし、或書に白馬を青馬といふは、甚く白きものは青みて見ゆるによりて、其白きを賞て青馬と云ふと云へるは、古言の趣をも又此式の故實をも稽へざる杜撰說なり、續日本紀に、神護景雲二年九月青馬の髮尾の白きを獻けるを、顧野王符瑞圖を引て、青馬白髮尾者神馬也云々とて、大瑞なりと定ありし事みえたり、白き馬ならむには尾髮の白きを希らしとすべきにあらぬをもおもふべし、しかるに丹波康頼宿禰の永觀二年に奏進れりといへる醫心方藥品の條に、白馬を安平支馬と訓るはいかゞなり、當時儀式に用ひらるゝ白馬を言にはアヲ馬と呼ふによりて、其を雅名とおもひ誤られたるなるべし、醫心方に載たる藥品のいはゆる和名は、大かた深江輔仁ぬしの本草和名に據りて書たるものとみゆるに、其本草和名には、白馬の和名を擧られざるによりても、醫心方なるは康頼宿禰の新に當られたる事決し、しかるに本草和名傳抄には、白馬を安之計宇

漏されたるにぞあるべき　或人此考をきゝて、貫之ぬしの白馬節會の事をおもひ出て、たゞ波の白きのみぞ見ゆると云はれたるは、いと事舊りたる例に慣れたる口つきにて、その近き世に更れる事とはおもはれずといへれど、そは何の證もなき空考へなり、近き世の事なりとてなどか思ひ出ることの無かるべき、彼日記の七日の件の文のさし次に、人の家の池と名ある所より鮎はなくて鮒よりはじめて、川の藻、海の藻、こと物も長櫃に荷ひつゞけておこせたり、若菜ぞ今日と知らせたる歌あり、其歌あさぢふの野邊にしあれば水もなき、池につみつる若菜なりけり、いとおかしかし、この池と云ふは所の名なり、よき人の男につきて下りて住けるなりともあり、七日の若菜の事は、大外記中原師光朝臣の年中行事に、醍醐天皇延喜十八年正月七日辛巳、後院進七種若菜とみえて、これぞ此事のはじめときこえたれば、これも其世には近き事なるを、かく事なれていはれたるものをや　故延長の末よりの事なるべしとは云ふなり、又平兼盛朝臣集にあをうまを題にて、「降雪に色もかはらて引ものをたれあをうまと名つけそめけむ」と云ふ歌みえたり、此ぬし天暦年中越前權守に任され從五位上駿河守まで進みて正暦元年に卒り給へり貫之朝臣には凡三四十年ばかり後れて壯なりし人なるべし　此ぬし其世に名たゝる歌よみなるが、漢才さへありて、ざれたるふるまびし給へる事書に見えたり、此歌青馬を白馬に更られたる事の、古實に違へるを裏に誘られたりげに聞ゆ、さて又土佐日記は、わざとさればましくしるされたる文の多かるにあはせておもふに、彼青馬などおもへどかひなし、たゞ涙の白きのみ見ゆるとしるされたるも、青馬を白馬に更へられたる上をおもひて、さればみたることばなるべし、かひなしといへるも兼たる意ありげなり　さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたり所謂白馬奏白馬節會などこれなり、されど白馬と書ても詞にはなほ舊のまゝにアヲウマと唱ふ例なり　かく更られつゝも昔の唱を輙く改られざるなど、おのづから御國の重厚き風の失せはてざるなり

かくてしか白馬と書たる事の書に見えたる始は（西宮記七日節會條左右御監白馬奏とある方始なるべし）日本紀略　此書六國史より後の御世の事は、外記日記の類の史官の舊記より抄出して、書たるものと見ゆ　村上天皇の天暦元年正月七日癸巳白馬宴と書るを始にて次々皆白馬と書き其外の書どももまた家々の記どもにも延喜より後のものには皆白馬と書て青馬と書るはをさ〳〵ある事なし　但し拾芥抄に、建禮門云青馬陣とあるは、そのかみ古書に記せるままを引載られたるか、又たゞ古名の遺れるにてもあるべし、又慈昭院關白次第に載られたる雜例に、有故無節會時、被行白馬御覽例、長保二左右大將於弓場殿白馬奏、付藏人奏之、青馬經南庭並御前如恒例不飾馬云々、是貞觀十四年の例也とあれば、青馬を覽給へるがごとくきこゆれど、上文には白馬御覽、白馬奏と書り、此貞觀十四年の度の事は、三代實錄に召左右馬寮青馬各七匹於内殿前覽之、青馬及擁人並不裝飾と見えて、こは天皇心喪の中の事を載られたる異例なるを、其本文に青馬とあるによりて然書るにか、又詞にはアヲウマと云ふ例なれば、口語のまゝにふと然書るにもあるべし、かの長保二年の度の事は、紀略にも載て白馬と書り、又その長保の前後の家記どもを見るに、青馬と書るは一も見あたらず、たゞ治安四年の小右記正月七日白馬節會の下に、余不還昇於軒廊催青馬奏、先左奏持來云々、次持來右奏と記されたるが見えたれど、そは青馬乃奏文奉禮と仰する例の詞をもて記されたるなるべし、件の節會の條の地の文には白馬と書きたり、又古本催馬樂の曲名には、青馬と書たるを撮壤抄には白馬と改て書り　さて然白馬に更給へる謂は、年中行事秘抄に正月七日白馬事、十節記云馬性以㆑白爲㆑本天有㆓白龍㆒地有㆓白馬㆒是日

くて其葦毛と葦花毛との差別は拾遺集に廉義公の家の紙書にあを馬あるところに葦の花毛の馬あるところ、惠慶法師、「難波江の葦の花毛のましれるは津の國飼の駒にやあるらむ、とよめるをもても知るべし あを馬は上に云へるごとく葦毛なり、其を難波江の葦といひて青馬とし、さて其葦の花の色したる駒の交りて在るは、攝津の國飼の馬にやあらむとよみなせるなり、延喜馬寮式に、國飼御馬、攝津國十四とあり、さて此歌初句の難波江は、畫といふ事を裏によみかけたりときこえたり、然ては衣惠の言違ひたれど、當時既に然るたぐひの訛ある歌まれ／＼きこえたり、但し其意ならずとも、歌の意詞は異なる事なし、さて和名抄に、辨色立成云、桃花馬葦花毛馬之紅色者也と云も見えたり さて今俗に青毛といふを 黒毛の潤澤にて青みたちて見ゆ 古は黒みどりと云へり、和名抄に唐韻云騢青驪馬今之鐵驄馬也、漢語抄云鐵驄馬久路美度利能宇麻とある是なり、順朝臣家馬毛名歌合に何葉葦毛綠乃青と題を別にして歌あり、此題には皆毛色の上に序語をおかれたる例ながら此綠乃青の綠は序語に毛色を兼たるにて青驪馬の事ときこえたり 其由はその歌合の注にいへり、こゝを長ければこゝにはつくしがたし、さて又或人の説に、青馬と云ふは、萬葉集の歌に水鳥の鴨の羽の色のとよめるをおもへば、いはゆる青驪にして今も青毛といふ色ならむと云へれど、其は空考にて古意にあらず、此歌の初句二句は、たゞ青と云はむ料の序辭なり、さて黒毛は雄略紀に、甲斐黑駒、御歌に柯彼能矩廬古磨（カヒノクロコマ）とよませ給へり、和名抄に毛詩注云、驪純黑馬也、漢語抄云、驪馬黑毛馬也とあり、黑毛いにしへは知らず、今は世にいと多からぬものなり これかれ考合て知るべし 内宮儀式帳、月讀瀧原宮等の神財の中に、青毛土馬一匹とあるを、荒木田經雅神主の解に、延暦の後の大神宮の古記どもを引たるに、鴾斑毛、鵯毛、黒斑毛などの毛色にものせる由みえたり、近世のその神財の圖を見るに、連錢葦毛畫たり、上にわきまへたるがごとく葦毛すなはち青毛にて、連錢もまた葦毛なれば、儀式帳に青毛と注せると違へるにはあらず 然るを後の御世となりて青馬を白馬に更て覽し給ふ事となれり、其は醍醐天皇の御世延長の末つ方よりの事なるべし然稽へたる由は延喜五年八月詔ありて延長五年十二月に撰集して奏進られたる延喜式に正月七日青馬云々、また青馬二十匹自十一月一日至正月七日半分飼之とあるに紀貫之朝臣の延長八年正月土佐守に任されて彼國に下り 京を發たまへる日頃は詳ならず 任畢て上京の時の土佐日記承平五年正月七日の條に 此土佐の任の年立は、かの日記の古本の奥書の歌の端詞に、古今集目錄に載たる傳を合考て云へり 今日はあをむまなどおもへどかひなし、たゞ波のしろきのみぞ見ゆると書れたるをおもへば延長八年の頃には其儀の名目にはなを青馬と唱へながら既に白き馬を換用ひ給ひたりし事決し、然るに延喜式撰ばるゝ時既に白馬を用ひられたらむには其馬をさして青馬と書るべき謂なし 寛平御記にも、禮記に據りて以青馬七匹云云と記し給へる事上に引たるがごとし かれば延長六年七年八年の三年が間にぞ更へられたりけむ、さらずば延喜の末つ方より更られたりけるを式撰集の間既に舊式を載おかれたるまゝにて訂し

戀といふ題にて「ひまもあらばをぐろにたてるあをさぎのこま〳〵とこそいはまほしけれ、とよみ給へるあをさぎも同じ馬の毛色にて をぐろは、馬毛の尾黑を田の小畔にいひかけ、又青鷺毛の駒といはむとて、あをさぎのこま〳〵といひかけて、よみとゝのへ給へるなり、吾妻鏡にも青鷺毛、又あをさぎかすげといふも見えたり、庭訓往來に馬の毛色を擧たる中に青鵲とあるも、あをさぎとよむべし、玉篇鵲字の古訓にカサヽギ、アヲ馬と見えたり、カサヽギハ青鷺の又の名なり、但鵲字に當たるは違へり、鵲もカサヽギとは訓めど、そは又別種にて別に考しるせるものあり そは蒼鷺の羽色に似たる由なり 和名抄に、漢語抄云蒼鷺美止佐木とあるこれなり しかれば今俗に水青といへるぞ當るべき、すべて鳥獸の羽毛の色に蒼といふは草木の葉などのごとき青色にはあらず鵐に蒼鵐あをじとも云あを犬 古今著聞集に、おを毛なる犬と見ゆ 鹿の類に安平之々 本草和名傳抄に、麃を阿平之々と訓り、奥の今なべてはカモシヽと云ふ獸にて、國にては今も然いへりとぞ、もろこしにて蒼鼠といふも、かれが老たる毛色の蒼きをいふなるべし、などいふ類の色をおほかたに稱へり、然るを又葦毛としも云ふは上に引たるごとく和名抄に葵騅は青白如葵色也今按葵者蘆初生也俗云葦毛是也とあり、案ふにその如葵色と云へるに據りて葦毛ともいへる也 こはもと漢名によりて呼へる名と聞えたり、さる類諸物の名に例あり、さらでは物遠き名づけさまなり、さて又古今著聞集に、大津馬の雨の降りたる日粟田口の大道を通りけるに、道あしくてしろき馬のどろがたになりたりけるを見て、緣溪法印よみ侍りける、白馬はどろかたにこそなりにけれつちあしげとやいふべかるらむ」とみえたり、白馬にどろのかゝりたるが、雨後にかわきたる色あひ、この歌のよみざまにもおもひ合すべし、さて件の文のしろき馬のとあるを、印本又一本などに、あしげなる馬と書るは、後人のさかしらに書かへたるものなり、然ては歌の意詞さらにきこえがたし、故古本によりて訂して引り かくて今の俗になべて葦毛と呼ぶ毛色をば昔は葦花毛と稱へり、これも和名抄に說文の騘青白雜毛馬也と云へるを擧て、漢語抄云騘青馬也 一本に青騘也 黃騘馬葦花毛馬也、日本紀私記云騘馬美太良乎乃宇萬とあり、美太良乎とは亂青の約たるにて青に白が雜れる義にてこれも葦毛の類ときこえたり、新撰字鏡には騘驄同、倉江反、馬青白色、又青色、阿乎支馬 萬葉集に、騘馬之面高ふさにと書る騘馬も、アヲウマとよむべく書りとみゆ また和名抄に連錢を俗云連錢葦毛是也などもみえたり 但し連錢は、葦毛馬の齒を積むにしたがひて漸に圓き斑の肩尻に出くるにて、生質たる毛色にはあらず、 さて葦花毛としも云へるは青に白が雜りて葦葉に其花の白きが散かゝりたるに似たるを以て、稱けたるなるべし、上にいへる如く美太良乎といふも亂青なるべく聞ゆると互に思ひ合すべし 但し葦花毛ならむには、漢名には白驄と云ふべし、黃字にては當りがたしともいふべけれど、惣て鳥獸の色などは、尋常の染色彩色などのごとく鮮明ならねば、人の心々に大かたに見なしたるものなり、殊に漢籍に謂へる動物の色などは、注者の意々にて異なるがあれば、其意しらひして辨ふべきなり さて源平盛衰記などに、青葦毛とみえたるは其色の深きをいひ、白葦毛といへるはたゞ葦毛の尋常なるよりは淺きをいへるなるべし、今もしか云ふなりか

辰朔甲戌七日幸豊樂殿以覽青馬助陽氣也、賜宴群臣如常と實錄に載られ相次て淸和陽成光孝の三代の實錄にも恒例として廢えず載られたり、これによりて稽るに仁明天皇の御世に停られたる事も有けれど嘉祥二年より舊に復して又恒例を爲給ひけるが、上に云へるごとく明る三年は天皇仁明不念ましけるによりて行はれず遂に崩給ひ文德天皇御世を嗣ましく〱て明る仁壽元年の正月は諒闇に坐ましければ行ひ給はず、その明る二年に其式を相繼て行はれたるなり、故其事を載らる丶御世の始なれば覽青馬助陽氣也と其覽給ふ謂を記して賜宴群臣如常と言分て記され此日賜宴の事は、舊儀にて青馬を覽給ふにつきての事にはあらずそれよりうち連續て行はれたる事を年々載られたるをもて知るべし、さて其青馬を覽し給ふ事は右にいへるごとくかの助陽氣也の謂にて、江家次第白馬節の裡書に御馬本數二十一匹、禮記曰以青馬七匹然而用二十一匹者三七之義也、三陽之義七日之義之由見寛平御記公事根源に馬は陽の獸なり、青は春の色なり、是によりて正月七日に青馬を見れば、邪氣をのぞくといふ本文侍るなり云々、禮記に春を東郊にむかへて青馬七匹を用ふるとあり、七は少陽の數、正月は少陽の月なり云々、今の節會には三七廿一匹をひかるゝなり、是三陽にかたどり七は七日にあつるよし、寛平の御記にのせられたり

年中行事秘抄に帝王世記云高辛氏之子以正月七日恒登崗命青衣人、令列青馬七匹調青陽之氣馬者主陽青者主春崗者萬物之始人主之居、七者七曜之徵陽氣之溫始也など見えたる漢國の風俗により給へるものなりけり、さてその青馬は儀式の青馬儀の條の宣命に、常毛見留青岐馬見太萬閇退止爲亘奈毛云々、弘仁內裏式內裏儀式延喜式等に載られたるも同じくて萬葉集に青駒之足搔乎速　古本催馬樂に青馬歌に、安平の末云々、又洞物語俊蔭卷に、鞍置たる青き馬いできておどりありきていなゝくそは或は葦毛とも云ふ毛色とぞきこえたる、和名抄に爾雅注云菼騅今按菼者䕾初生也、吐敢反、俗云葦毛是也青白如菼色也とある毛色にて白馬毛付奏文にも葦毛と書例なるをもおもふべし其文は下に引べし、公事根源に、今日の毛付の奏にも、皆葦毛とばかりありと記されたり、然るに其文に引つゞけて、是白馬をもとゝせる故なりと記されたるは、いかにともきこえがたき文なり、もしくは見本此處に文の脱たるにや、さて其白馬の事は下に云ふべしさてその青といひ葦毛ともいふ毛色を、又或は青鷺毛ともいへり、其は新撰六帖の歌にあを馬を題にて右京權大夫源信實朝臣、「見渡せばみなあをさぎのけつるめを引つゝけたるうま司かな、とよまれたるをもて知るべし此歌夫木抄に、六帖題白馬節會、信實朝臣四句引つられたるとあり、さて此歌につきてその時世の事、又因にけづるめといへる馬の事は下に說ふべし、さて又古今六帖のあをうまの題には、かの家持卿の水鳥の鴨の羽の青馬をの歌、一首のみのせたり夫木抄にのせたる俊賴朝臣の寄馬毛

り、はなはだしき眞情なりかしや　此餘の事は傳にいとよく解おかれたれば前後を見合せて此ときの事狀をおもひやりたてまつるべし

○七日の青馬白馬

正月七日青馬を御覽し給ふ事は、萬葉集に水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布かぎりなしとは、命の限り無きよしを賀ぎたるなり右一首爲七日侍宴、右中辨大伴宿禰家持預作此歌、但依仁王會事却以六日於內裏召諸卿等賜酒、肆宴給祿因斯不奏とあるぞ書にみえたる始なる、こは前に天平二年春正月三日初子の日なり召侍從竪子王臣等令侍於內裏之東屋垣下、卽賜玉箒宴云々、應詔旨各陳心緒作歌賦詩、始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎云々、右一首右中辨大伴宿禰家持作云々とあるさし次に載たれば、此卷の例に依るに聖武天皇の御世天平二年正月七日の事なり、此事これより前に始給へるにか其は詳ならず、又其後相續て行はれしにやそれも考るところなけれど、うけばりたる恆例にはあらざりしにや、色葉字類抄に本朝事始を引て光仁天王寶龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上、已而內廳宴進青御馬兵部省進五位已上裝馬とあり、河梅抄にも此文を引て是青馬始也と注されたり、此事續日本紀には載られざれど舊記の文ときこえて實に此事の恆例として行はるゝ事となりたる始にぞあるべき進青御馬とあるをおもへば、其もと馬寮より青毛の御馬を出して、覽しめ奉りたるが恆例となりたるなるべし、なほ下に云ふと考合すべしされど此後の御代々々に行はれたる事は續日本紀日本後紀等には載られずして弘仁內裡式弘仁十二年正月廿日撰上正月七日の會式に引青馬式を載られたり、水鏡に弘仁二年正月七日はじめて青馬をみそなはし給ひきと見え、紹運錄嵯峨天皇の御譜に弘仁二始覽青馬と見えたるをおもへば中間廢られたりつるを、此時再興し給へるをかくは記せるものなり師遠朝臣の年中行事にも、嵯峨天皇弘仁二年正月七日始御覽白馬とあり、但し白馬と書るは後世のうへをもて云へるなり、その白馬の事は下に辨べし國史には續日本後紀より始て載られて仁明天皇の御世承和元年正月壬子朔戊午七日なり御豐樂殿觀青馬宴群臣と見えたるぞ始なる公事根源に、此時を始めごとく記されたるは疎なり此後三年をおきて同五年より七年まで行はれ又中間八年をおきて嘉祥二年に行はれ、同三年には行はれず、但此正月の頃は天皇不念ミヤマヒし給へり三月廿一日崩給ひき次に仁壽元年の正月は既に文德天皇の御世となりて諒闇のほどなり、明る二年正月戊

したりしなるべし、さてその蠶はもと百濟より持參れる種にて尋常なるとは希らしく大きなりけむ、今も朝鮮には大なるがありとぞ姓氏錄左京諸蕃に、太秦宿禰秦始皇帝三世孫孝武王之後也、男功滿王足仲彥(謚仲哀)天皇八年來朝、男融通王(一云弓月王)譽田(謚應神)天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化云々、大鷦鷯(謚仁德)天皇御世以百二十七縣秦民分置諸郡、卽使養蠶織絹貢之と見え、三代實錄に、仁和三年七月時原朝臣春風自言、先祖出自秦始皇十一世孫功滿王也、帶仲彥天皇十四年歸化入朝、奉獻珍寶蠶種等とみえたるも、卽功滿王が事にて、其は韓國より參來れるなれば、その獻れる蠶種も韓のなるべし、これをもおもひ合すべし しかれば其蠶のよのつねなるとは異に大なりけむには、蛾も又大なるべければ鳥になると云ひなしたるはことに言のよせあり上代は、すべて草木鳥蟲などの差別も大らかに呼びならひて、飛蟲も大なるをば登利とも稱ひたりけむ、枕草紙におもしろく咲たる櫻を長く折て、大きなる花瓶にさしたるこそおかしけれ云々、其わたりにとりむしのひたひつきいとうつくしくてとびありく、いとおかし、といへるとりむしは決て蝶をいへるにて古意の言なり、又源氏物語玉鬘卷に、梅のをり枝にてふとり飛ちがひ云々、紫式部日記にも秋の草むらにてふとりなど云々などもいへり、又新撰字鏡に鷰また鳦の字を豆波比良古、また蛺蝶等の字を加波比良古とよめり、今も出羽の國内にては蝶をたゞに比良古とのみ云ふ處ありとぞ、比良古とはかろくひら〳〵と飛ぶさまに依れる名なるべきを、燕にも蝶にも負せたるをもおもひ合すべし さて然奏すを天皇の聞食して此は大后に逢せまほしくおもひてこしらへ奏す事ならむとは察しめしつらめど、陽にはさらぬみけしきにてさらば其虫を朕も見に行むと詔ひつれど陰には大后に逢給はまほしくおぼしてなるべしさきに鳥山をおくり給へる御歌、口子臣につけて大后にたてまつらしめ給へる御歌、また奴理能美が家に入まして大后によみかけ給へる御歌に、云々汝が言へせこそ來入り參來れとよみ給へる、又其ほかの御歌どもにすべての御行をおもひあはせてかくは推はかり奉れるなり、書紀には此時の事を乘輿詣于筒城宮喚皇后云々、遂不奉見乃車駕還宮、天皇於是恨皇后大忿、而猶有戀志と載されたり、さて書紀に據りて考るに天皇此時御齡五十にあまり給へり また其奴理能美己所養之三種虫といへる三種はかの蠶の匐へると繭をつくりたると蛾になりたるとを交へたるをいへり、其は上に變三種の奇虫と云へる言によりてやがて體言のごとくに云へる文なり、さて獻於大后とは天皇奴理能美が家に入ます期に、彼三種の虫を何となく大后の御前へ出して天皇の今此家に入來坐せるは此蠶を希らしと聞召て見そなはし給はむとてなり、よきをりからなればいかで御情を和めて逢はせ給へかしなど御中とり奏して獻りおきて、其を天皇の見におはしておのづから大后に逢見たまふべくはからひたるなり、爾天皇御立其大后所坐殿戶歌曰云々こゝにして天皇大后に御歌をよみかけたまへるなりかげろふ日記に、兼家公倫寧の女にすみ給ひて、又他女に通ひ給ふをいたく嫉妬みたるふるまひ多かる中にも、石山寺にこもり居て家に歸らざりつるを、兼家公みづから二度までむかへにものしてなごめ給へる事を、女の自ら記せる趣、此大后の御事にこゝろばえよく似たり、いにしへは貴人にもかゝる心ばえなる行ひありし事、このほかにもかれこれものに見えた

を大后の聞食ていたく嫉妬み怒り思ほす御情のすさびに、紀伊國の行幸より大宮には還給はず山城の筒木なる韓人奴理能美が家に入り逗まりて坐ましけるを、天皇舍人鳥山また丸邇臣口子を遣はし宥め給ひけれども大后御情とけ給はざりつるによりて、口子臣その妹口比賣また奴理能美三人議りけるやう（この時口子臣は、既に御使に遣はされて大后の坐ます奴理能美が家にあり、口比賣は既に大后に仕奉りて御供にあり）天皇この奴理能美が家に入來まして大親自大后に御逢まして御情をとりて宥め給はゞいかでかくつれなくてのみ坐しますべき、然れども其由天皇に勸め奉らむこともさすがなれば、何ぞの事に託けてこの奴理能美が家に入りますべく謀らひ奉るべきを、其はいかにせばよけむと相議り定めて、人を難波の大宮に奉りて大后の山城に逗り座せる所以は奴理能美が所養虫の云々かく希しきが在るを看そなはしに入り坐るにこそあれ、別なる御意は坐まさずと奏上たるなり、さて此虫は蠶の事なるを希らしげに言ひなしたるものなり、その一度は爲匐虫と云へるは蠶はもとより匐虫なるをまづかく云おきてさて一度は爲殼（カヒゴと、コを濁音によむべし、類聚名義抄に、濁點をさしたり）と云へるは蠶の繭(マユ)をつくりて其中に籠れるものなるが、その繭の形の白く丸くて鳥の殼に似て見ゆるを然云ひなせるなり、また一度は爲飛鳥とは此虫繭をつくり畢て最後に羽の生ひて蛾と化りて繭を脱て飛ものなるをもていへり（和名抄に、蛾蠶作飛蟲也比々流とあるものなり、其形蝶に似たり、今俗にはやがて蝶に化るとも云へり）さて其一度爲云々、云々と三度重ねて云へるはしか變りゆく由に次第て希らしげに曲言る詞なり輕く心得て見るべし（正しく云はむには、まづ其蟲の元の形を云おきてさて一度爲云々、云々といふべきを、かくおほどかに謀言せる古人のこゝろばえなかなかにをかし）さて如此奏せるは天皇の聞食してそれ希しとおぼして大親自も奴理能美が家に入まして見そなはし給はむには、おのづから大后に御逢ますべく計ひ置て御中とりもち奉らむとの意しらひとぞきこえたる（本文に三人議といへるは、かく謀り奉らむと議たるなり、さてかく謀り奏せる事は、もはら虛言にはあらず、たゞ蠶のあるさまを希怪しげに申なして、御なかとり和し奉らむとおもひよせたるにて、古人のいとれもころなる眞情の云ひしらずあはれなり、今の世にも夫婦の中の疎くなれるをとり和すには、さる意しらひしてはからふ事のあるならひなり）さて奴理能美は此條の上文に筒木韓人とありて、もと百濟の國人なり、姓氏錄の諸蕃に調連百濟國奴理使主之後也、譽田天皇御世歸化（奴理使主が事なり）孫阿久太、男彌和云々、彌和弘計天皇御世蠶織絁絹之樣、仍賜調首姓と見えたるによりておもふに、既く奴理能美が時よりよく蠶養

し又並ての皇后たち皇子等の中の陵を擧て、遠陵の例に收て荷前奉らるゝ事となされたるは、かの天長元年の度より始りたらむとおもはるゝ由あれど姑く論はず又其後元慶元年十二月十三日勅定毎年獻荷前幣十陵五墓云々、同八年十二月廿日定毎年獻荷前幣十陵五墓云々と、これも同紀に見えたり、又其後の御代々々にも廢置ありて延喜式の頃は十陵八墓なり諸陵式に見えたりすべて諸陵の祭の事、まゝ陵墓に近遠を別たれたる事のもとは、漢國の制に據り給へるなるべき趣など師の古事記傳二十卷に注はれたるをも併せ考ふべし、猶おもふに上に云へるごとく荷前使の動すれば闕怠て其事の遂がたかりしをわび給へる御心しらひもかつはありけむかしかくて後々はたゞ近陵にのみ荷前の幣とてかたばかり奉られて遠陵に奉られたる事はものにも見えず上に說へるごとく、もとは荷前の奉幣のために、近陵墓を定られたるを後には陵に申給ふ事ある時は、いつも近陵にのみものし給へる事となりしときこゆ、年中行事秘抄に、獻年終荷前幣使今不憚念誦、小浴可宜云々、雖似神事頗渉不淨、仍不行他神事といへることも見えたり、此事西宮記にも見えたれど、此文約なればとりて引りかくて後保元平治の頃の朝家の內亂より起りて朝政漸に衰へ給ひ神事も廢れ行にあはせて亂世となりければ、荷前の奉幣の事も正しくは行はれがたくつひには其おもかげだにも殘らず廢て久しくなりぬとぞ觀應元年十一月の園大暦に、荷前次官無之云々、頭辨仲房朝臣入來云々、無次官可被行歟、將又停止歟、可爲何樣哉云々、予申云荷前停止曾不及承事也云々、後聞次官遂不出來云々、仍遂不被行、また後醍醐天皇御製年中行事荷前條に、此ごろ行はれぬ事なれども、面影ばかり殘りたりと遊ばされたり、此書の奧書に後醍醐天皇製作也云々、觀應三年暫歸正平七年被行一統之政務時分、被淸書上件四卷云々とあり、世には建武年中行事と云ふめり、兼好が徒然草の四季の章に、荷前の使たつなどぞ、あはれにやむごとなき事どもしげく、春のいそぎに取かされてもよほし行はるゝさまぞいみじきやといへるは、後醍醐天皇よりやゝ前の御世のさまをもていへりときこゆ、貞治五年の歌合また一條兼良公の公事根源などに、荷前祭の事をあげられたるは、當時既に廢たりけれど、たゞ其古式を載られたるものなり天照太御神また山陵に鎭坐す御代々々の天皇の大神靈のいかにおもほすらむいとも畏き御事なるべし、しかるに時の來ぬれば天下かくめでたく、おだひに治まりとゝのひて廢たる神事も漸にもておこさせ給ふにあはせて、この荷前の御祭事もはた古にかへされむ時の來ぬらむかし

○變三色奇虫

古事記仁德天皇の段に上略其大后石之日賣命甚多嫉妬中略於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人議而令奏天皇云、大后幸行所以者奴理能美之所養虫、一度爲匐虫一度爲殼一度爲飛鳥有變三色之奇虫、看行此虫而入幸耳更無異心、如此奏時天皇詔然者吾思奇異故欲見行、自大宮上幸行入坐奴理能美之家時、其奴理能美已所養之三種虫獻於大后、爾天皇御立其大后所座殿戶歌曰云云、此件は天皇八田若郎女を婚給へる事

るぞ始なる、これ荷前の幣を獻らるゝに差を別ちて十陵四墓を近陵近墓と定られたるにて其を除きては悉遠陵遠墓也今年八月清和天皇御齡わづかに九歲にて卽位し給ひ、藤原良房大臣當代の御外祖父にして、攝政の時の事なりければ、此公の御心より出たる政申しなりけり、さて此時の十陵は天智天皇、光仁天皇、桓武天皇、平城天皇、仁明天皇、文德天皇、また施基皇子、早良親王、桓武の母后高野氏、と后藤原氏となり、四墓は、藤原不比等公、文德の外祖父藤原冬嗣公、また外祖母藤原氏、當代の外祖母源潔姬なり、荷前の幣を墓に進らるゝ事は、此時よりや始りつらむ、さて此後近墓に廢置ありて、其數を增し給ひけるが、多くは天皇の外戚の藤原氏なりき、これをおもへば上に論へる藤原の祖神、春日大原野枚岡の神だちに荷前奉らるゝ事も此御世のころより始りたる事なるべく推はからるゝなり、又これも同じ御世春日大原野の神社にはじめて齋女を奉り給へり、そは三代實錄に、貞觀十七年六月八日遣從四位下行左馬頭藤原朝臣秀道於春日神社奉幣、兼禱欲奉齋女以祈甘雨也、告文曰、近來經日陟旬天雨澤不降之天百姓農業枯損奴倍之、仍玆卜求爾、皇大神齋女不奉爾依天致此災賜倍利止卜申世利、是非故意、今必卜定天令奉仕牟云云、遣左衞門佐從五位上藤原朝臣利基於山城國大原野神社、其禱同春日社告文云々、准春日神社、また十一月四日藤原朝臣意佳子爲春日大原野齋女（二社兼給へるなり）以前齋女藤原朝臣可多子遭喪也、意佳子中納言兼右近衞大將行皇太后宮大夫藤原朝臣良世女也と見えたるこれなり、そのかみの藤原氏の權勢これをもおもひ合すべし（清臣按、此時の四墓の一は不比等公のにはあらず、鎌足公の多武峰墓なる事三代實錄また類聚符宣抄にみえたる詔書などにてあきらかなり、不比等公の葬所に、公卿補任に火葬佐保山椎崗とみえたるが上に、朝野群載三の卷にみえたる永承二年の告文にも佐保山椎崗廟とみえ、養和元年七月二十日の玉海にも可立多武峰椎崗等告文使云々、また文治四年正月十九日の條にも、此日立二墓使多武峰家司業實朝臣椎崗職事對馬守親光也（中略）余着束帶於庭中拜之、（先奉拜春日依有所思也、次拜多武峰、次拜椎崗也）次乍立庭中座召使々賜告文各進發了と記し給へるなどにて、其地の異所なる事おのづからしるきにあらずや、されば鎌足公の墓は多武峰、不比等公の墓は椎崗なることをわきまふべし、但し諸陵式に多武峰墓の條に、贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣とみえたる贈官位淡海公の事などは別に委しく記せるものあればこゝにはいはず」さて然則定められたる事は早く續日本後紀に仁明天皇の御世承和七年五月辛巳淳和太上天皇の遺詔に、歲竟分綵號曰荷前、論之幽明有煩無益、玆須停狀必達朝家云々、予聞人沒精魂歸天而空存冢墓鬼物憑焉終乃爲祟、長貽後累今宜碎骨爲粉散之山中と詔へる御意に根ざしたりこはそもいかなる御意ぞもや、いとも慨はしき御事にこそはありけれ、さて遺詔のごとく崩まして後火に化し奉り、御骨を碎きて大原野の西山嶺上に散し奉りて、陵を作られず、又此天皇の御兄と坐て前の御世知食し嵯峨天皇は、此天皇におくれて崩り給ひけるが、遺詔によりて殊に薄く葬り奉りて、これも陵を作られず、故諸陵式に其二陵をば載られず、されば、いはゆる遠陵にも收れ奉らざれば荷前幣をも奉られざるなりさてその淳和天皇の御世天長元年に天智天皇を始て八陵に殊さらに參議以上云々の人を荷前使に差給へる事上に引たるごとく、符宣抄に見えたれば、右の八陵の外は劣しめてあへしらひ給へる事著し、此例に據て天安二年に十陵四墓の御定も出來たるなり、但し其陵に遠近を別たれたるは幣を奉らるゝ狀に輕重を定給へるにて、全荷前幣を停給へるにはあらざれど、去か遠陵と云ふ事を定て輕しめ事省き給へるはかの八陵の例に、件の遺詔の趣もおのづから加はりたる御計らひなるべ

前物山陵使とも稱へる事宣旨文に見えて、其は因に上に引るがごとし、此ほか荷前の幣を奉らるゝ事の式どもは、諸陵式、大藏式、中務式、內藏式等に見え、また班幣の時の儀は、儀式又西宮記政事要略等に見えたり

抑かく諸陵に近遠を別定めて祭儀に差別ある事、又臣等の墓をしも陵と等し並に祭らるゝ事は上代よりの制にはあらで、古は御代々々の天皇の諸陵はことごとく御使を差て同し等にぞ祭り給ひけむを、やゝ後の御世となりては其陵によりて御使人の等をば別定られたり、そは符宣抄に載たる弘仁四年十二月十五日の宣旨文に、承前之例供奉荷前使五位已上外記所定、今被右大臣宣自今以後中務省點定永爲恒例者、但三位已上外記申上可點、また天長元年十二月十六日の宣旨文に、山階後田原大枝柏原長岡後大枝楊梅石作等山陵、獻荷前使宜差參議以上若非參議用三位以上、また獻荷前物山陵使五位已上六位已下云云など見えたるをおもふべし、又續日本紀に承和八年五月壬申神功皇后の陵に申給ふ詔詞に、頃日涉句天不雨佐流波、如有祟天止河卜求禮波山陵爾奉遣流例貢之物闕怠禮流崇見由香椎廟毛同爲祟賜倍理登卜申勢理驚而尋撿爾所司申久自去年以往兩年間荷前乃使輙久陵戶人爾付奉遣志與里不必供致毛在介無疑布可止止申今恐畏天將來波不令然之弖貞令進致武香椎廟毛爾當遣專使謝申武止差參議從四位上和氣朝臣眞綱謝申狀乎平久聞食天云々と見えたるも、此陵後の制にては遠陵の中に坐すを當時は未だ諸陵に近遠の差別あることなく荷前使を立給ひたりし事の證なり　同紀に同十年四月己卯、使云々奉謝楯列北南二山陵、去三月十八日有奇異搜撿圖錄有二楯列山陵、北則神功皇后之陵、南則成務天皇之陵、世人相傳以南陵爲神功皇后之陵、依之口傳每有神功皇后之祟、空謝成務天皇之陵、今日改奉神功皇后之陵といふ事見えたり、上にも引たる諸陵式に遠陵の事を、頒幣日差各陵墓預人奉、但神功皇后陵差寮主典以上奉とあるは、前々陵を誤りて崇ありし事を、なほも畏み給ひて後に此陵をも遠陵とは定られつれど、別に諸陵寮の主典以上を御使に差して幣を奉らるゝ事となされたりしものなるべし、さて又荷前使の闕怠ありし事は、件の度より既く在來しなり、其は符宣抄に載たる承和二年十二月九日の宣旨文に、應勘責侍從非侍從闕荷前使事、右去弘仁十三年二月五日、右大臣宣奉勅荷前使五位已上侍從次侍從闕怠、件使自今以後解侍從任、非侍從者宜奪位祿者、今被右大臣宣偁、宣旨之興其責已重、而頃年之間猶致違闕奉公之義豈合如此、宜自今以後闕事之輩不論侍從非侍從、一切莫預正月七日節會共引前後之宣以令懲將來者と見え、其後にもます／＼闕怠人多く、はた其事に預る人さへに怠りけるによりて、度々勘責給へる事の宣旨文も多く載たり、さて其後の御世々々いや增に闕怠ありし狀、古人の家記どもに見えたり、抑さる重き御事の御使に差遣はさるゝ事を、辱しともおもひたらで闕怠を致し、又其怠をわび給ひて實に罪なひ給ふ事の緩かりしなど、其事の根ざしを深くおもへば、あなかしこ謂ある事と察らるれど、しばらくこゝに論はず

扨陵墓に近遠を定めて荷前の幣を奉らるゝ事は、三代實錄に淸和天皇の御世の始め天安二年十二月九日詔定十陵四墓獻年終荷前之幣云々　其陵墓を載られたり　と見えた

ノトリとよめり、こは地名にはあらず、荷を執持丁（ヨボロ）の事ときこゆ、件の荷持田村も荷持（ノトリ）に因縁ありたる名なるべし、釋紀に韓國の荷山をノムレとよめり、ムレは山の韓語なり、又似るを古言に乃流とも云へり、通音なり 木を許、火を保とも云ふごとく第二の音を第五音に轉して木末（コズヱ）、木の葉、木枕、炎（ホノホ）、㷔（ホクソ）、䄂（ホムラ）など云ふごとく 成語の上につけて云ふ時に例ある言なり今世には乃邪伎（ノサキ）と唱ひなれたるめれど乃佐伎と佐を清みて唱ふ稱なるべくおぼゆ かくて又荷前を年竟に諸山陵に奉らる、例は、職員令に諸陵司正一人掌祭陵靈云々、義解に謂十二月奉荷前幣是也とあり、こは決て上代よりの制なるべし續日本後紀承和七年五月、淳和天皇の遺詔に、歲竟分綵號曰荷前、しかるに清輔朝臣の奥義抄に、みたまのふゆと云ふは、亡人の恩德を報ずとて、年の果には是を祭るなり、下人はみたま祭と申なり、公家には荷前祭と云ふとあるは疎なり、又皇年代略記持統天皇段裡書に、荷前事初此代云々といへり、こは諸陵に荷前幣を奉らるゝ事の始を云へりときこゆれど、證文詳ならず猶考べし 延喜式に據て稽るに太政官式に凡季冬獻幣於諸山陵及墓諸山陵とは、御代々々の天皇、また皇后皇子等の中の陵をこめて云へり、墓とは有功臣等を選びて定られたる由みゆ皆用當年調物この當年調物とあるは、荷前なり、下に引く大藏式の文に考合すべし 中務省預擇大神祭十二月上卯日なり 後立春前吉日十二月丑日以前申送太政官云々、諸陵式に凡每年十二月奉幣諸陵及墓其陵別五色帛各三尺庸布一段一丈四尺倭文三尺木綿四兩麻一斤以上、諸陵に遠近を別定られたるが中の遠陵になり 近陵別五色帛各一丈絁一匹絲一絇調布一端倭文一丈木綿十三兩麻三斤五兩裏料薦五尺黑葛三兩、遠墓及近墓幣各同遠陵例其別貢幣物色目見内藏式など見え、其幣物は大藏式に十二月供諸陵幣其物納調之日別收正倉儀式にも此趣見えたり、これ調の荷前を取分て正倉に收置る由なり供幣數見諸陵式既に上に引たりとありて其幣物の事を同式に荷前物とも云へり、さて諸陵墓に近遠を別定められて諸陵式に見ゆ遠陵をば輕く近陵をば重くもてなし給へり此遠近は、陵の在所の由にはあらず、荷前祭の輕重の式を別たれむためときこえたり、猶此事の始りたる時の事などは下に云ふべし まづ遠陵には諸陵式に頒幣日差各陵墓預人奉、但神功皇后陵差寮主典諸陵寮の屬なり 已上奉と見え儀式に、參議官率使者等參來云々、治部大藏兩輔率諸陵寮屬以上進就座、省掌然使者等（神功皇后陵寮屬以上一人、自餘各陵墓預人）列于庭中云々、大藏取幣授使者、即受退とあり、使者とはいはゆる各陵墓の預人なり 近陵には太政官式に至時刻天皇御建禮門前幄禮拜奉班云々に、政事要略に、清涼記を引てこの時諸衛不稱警蹕と見え、さて公卿以下を御使に差して幣を獻出し給ふ其幣物は遠陵のとはこよなく多きが上に幣物の色目は上に引たるがごとし 別貢の幣物をさへに獻られていと重くし給へり別貢とは、調荷前にはあらぬ由なり、こは内藏寮より供ることにて、其色目は内藏式に見えたり 中務式に凡十二月奉諸陵幣者云々、其別貢幣者臨幸便所奉送とあり年中行事秘抄荷前下に弘仁式を引て、天皇御便殿禮拜奉班幣とあるは、此別貢幣を奉らるゝ式をのみ引べきにあらず、そのかみは並て便殿にて班幣ありしにや さて其御使を同式に荷前使と稱へり此式よりもはやく續日本後紀なる承和八年の詔詞にも、荷前の使とあり、さて又獻荷

女とよみかはしたる歌の中に、東人之荷向篋乃荷之緒爾毛、妹情爾乘爾家流香聞とよめるがみえたり、禪師は天智天皇の御世の人なり、さてこの歌に東人之云々と打出たる意は古より東人は殊に勇悍つよくて人に劣らじ後れじと一向に思ひ入てものする風俗なりけるによりて、朝廷に獻る調庸物も他國よりは早く荷前奉らむといつも一向に思ひ入りてうち競ひて都に參上る殊さらなる國俗なりけるが世の諺とぞなりたりけむ 萬葉集廿卷大伴家持卿歌に、天皇の云々、聞食四方國爾波、比等佐波爾美知弖波安禮杼、登利我奈久安豆麻乎能故波、伊田牟可比加幣里見世受弖、伊佐美多流多家吉軍卒等云々、續日本紀天平神護三年十月朔の詔詞に東人波常爾云久額爾箭方波立止毛背爾波箭方不立止云天君乎一心乎以天護物曾云々などみえたり 故歌には其趣によりてことさらに東人の荷前の箱にたとへて其荷前の箱の荷緒のごとく、吾は誰よりも早く戀そめて妹がうへの事の吾情に乘りてえましも離る、事無くてあるはと云へるなり、さて荷前と云ふ由は職員令に諸陵司正一人、注に祭陵靈、義解に謂十一月奉荷前幣是也、政事要略に件の文を擧て基案義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故曰荷前とあるぞよろしき 此基案云々の文は、令集解の文ときこえたり、此餘にも集解の文をかくさまに引たる處あり、此文予が見たる集解に無きは、既く脱たるものなり、此文江家次第荷前定の首書にも引たり、さて此文、上に引たる延喜講書私記に、調庸荷前先祭神祇云々といへるにもひき合せて心得べし

荷前とは 前と書くは借字なり、上に引たる萬葉集に荷向と書ける向も借字なり 荷の先にて早物といはむがごとし 仙覺の萬葉集注釋に、のさきとはにのさきと云ふなり、はつほともいふおなじことなりといへり、但しはつほとは、もと稻の早穗より轉りたる言なるを、こゝにはその轉へるうへの言もて釋けるにて、實は荷前と早穗と同物にはあらず 四方の國々より進る御調物の荷の先に早く到來れるをまづ神に奉られむ料に取分たるを云ふ稱なり 今の世、商物を運ぶ馬の荷先を取ると云ふ事をする所ありて、其を駄別とも云へりと既に聞たる事ありき、荷前と云ふ意に似かよひたる詞なり 先とは内宮儀式帳に赤引生絲四十斤、注に神郡度會郡調先絲とあり、調先絲とは荷前絲といふがごとし、同宮年中行事に、赤良引荷前御調絲ともあり又外宮儀式帳に織乃大御衣二匹云々、此は度會郡調先絲織奉また養蠶之絲先乎神宮並云々奉進 今外宮の初贄に奉る熨鰒を、熨先の鰒と云ふとぞ など云へる先これなり、また同書に佃奉拔穗乃御田稻乎 先穗乎波拔穗爾拔弖云々とある先穗も初穗の事なるにおもひ合すべし 先穗をハツホともよむべけれど、なべて此帳の字づかひの體の易らかなるに、かの糸先と書るにもおもひ合すれば、先をハツとよむべきがごとき、物遠き書ざまとはおもはれず さて荷前の荷を乃と唱ふ事は神功紀に肥前國の荷持田村を荷持此云能登利と注る例にて 色葉字類抄に、荷持を

さて又十一月相嘗祭の時その預り給ふ神々に調庸の荷前を幣物に奉り給へるなり、其は度會延經神主の大神宮式の首書に、延喜講書私記云調庸荷前先祭神祇號相嘗祭、後奉山陵號荷前也、諸國雜物爲充國用と引載たり この私記古書に引たる文なるべけれど、おのれいまだ其本書を見およばず、この首書なべてうきたる引書のみえざるがうへに、谷川士清の和訓栞にも私記を引て、此文の首尾をいさゝか省きて注せるに據れるなり この相嘗祭に荷前奉らるゝ事も式には載られざれども、決く正しき舊式なるべし、但し其文のとゝのひてきこえがたき處あるは誤寫あるにか さらば相嘗祭の上なる號字は、奉の誤にて、諸國の上に然而などの字、脱たるならむか 又私記のなほざり書にて素より文のとゝのはざりしにてもあるべし、今此文意を推考るに諸國の調庸の荷前を取て 相嘗祭の 時の 幣物に 奉り 相嘗祭の事のものに見えたるは、天武紀五年十月丁酉の下に見え、神祇令に、仲冬上卯日祭らるゝ例として載られ、延喜四時祭式には、七十一座の神たちを定めて祭らるゝ例として、其神名をも載られたり 其後山陵に奉らるゝを荷前幣と云ふ 此事は下に云べし 此等の料の荷前を取分おきて殘る調庸の雜の物を天皇の御物として國用に充給ふ由なり、さて伊勢二宮にしても各の封戶の御調の荷前を其神宮に 其攝社の中にも 獻る例なり、其は大神宮式に九月神嘗祭 但朝廷幣數在内藏式 大神宮云々、調荷前絹一百十三匹一丈二尺五色幣料絹 以下今數目を略きて引り 門幌料絹絲綿布木綿麻腊熬海鼠堅魚鰒鹽油海藻 已上諸國封戶荷前 とあり此は既く延暦の内宮儀式帳月例九月の條に供奉太神宮處々神戶荷前物と標て、件の種々を載たるに同じ 但し其種々の數量大神宮式と異なるもあるは、後に改られたるものなり、さて外宮の荷前も、大神宮式にも、儀式帳にも見えて同じ趣なり、 扨その荷前は、内宮儀式帳に、國々所所之調荷前雜物等納外幣殿踰年爾宜給之、と見ゆ 扨是にて神々に奉り給ふ荷前の品々のおほよそを知べく、尙又右に引たる大神宮式に調荷前絹云々、諸國封戶調荷前など見え、儀式帳には神戶荷前物云々、國々所々之調荷前雜物等、また調荷前絲荷前御調絲荷前御綿などみえ符宣抄に載たる天長元年の宣旨文に獻荷前物山陵使などあるにも思ひ合せて知べきなり 相嘗祭の時奉らるゝ荷前の品々は、何ならむ知がたし、四時祭式に、相嘗祭神七十一座に奉らるゝ料物を載られたる品々、調布庸布絹木綿堅魚腊海藻鹽は何れの社にも必奉らる、又絲綿凝海藻鮑など社によりて奉られさまもあり、これら皆荷前物なるにや、又かの私記に調庸荷前といへるに就きて おもへば、調布庸布とあるのみ荷前物ならむか考定がたし、さて山陵に奉らるゝ荷前物の色目は、下に引くがごとし、或說に荷前とは新稻をはじめ、其年の貢物をまづ取て山陵に奉らるゝ事なりと云へるは委からず、新稻をば初穗拔穗など稱ひて、穗ながら神に奉り、或は酒に釀り、また御食に調へなどして奉る古例なり、稻の初穗を荷前と云へる事は有事なし さてまた荷前といふことの古くものにみえたるは萬葉集二卷に、久米禪師が石川郎

比古婆衣九の巻

○荷前

荷前(ノサキ)とは諸國の御調の絹布の類をはじめ、くさ〴〵の中の最物(ハツモノ)を撰びて取分置て其をまづ天照大御神宮に奉り給ひ、又相嘗に預り給ふ神たちの幣物にも奉り給ひ、また御世々々の山陵に奉り給ひさて其殘を天皇の受納領す御事になむありける、其は延喜祝詞式二月祈年祭の時の祝詞中に、辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久皇大神能見霽志坐四方國者云々、青海原者棹柁不干大海爾舟滿都々氣氐自陸往道者荷緒縛堅氐云々、長道無間久立都々氣氐云々、皇大御神能寄奉波荷前者皇大御神能大前爾如横山打積置氐殘乎波平聞看云々とあり、こは天下の四方の國々より獻る御調物は其もと皇祖天照大御神の依し賜へるなればまづ其荷の前を取置て大御神に奉り給ひ、殘を天皇の受納領しめす由にて其を辭別て申て奉らせ給へるは、まことに然あるべき義にぞありける、但し荷前物は其年の九月神嘗祭に伊勢二宮に奉り給ひ又十一月の相嘗祭の時その預り給ふ神々に奉り給ひ又十二月に山陵に奉り給ふ例なる事下に擧るがごとし、しかるに其年を踰てこの二月祈年祭の時にも又さらに奉り給へるなり、さて其祭の時の幣物は四時祭式奠幣案上神とある條に載られたる品目に當りて大神宮と度會宮には各加馬一匹とみえて別て荷前物なる由は注されざれど、祝詞には古式のまゝに其由を申さしめ給ひたりしなるべし 此辭別の荷前奉らるゝ由の祝詞は、内宮にのみ申さしめ給ひて、外宮にもきこえず、其餘尊重き神等へも奉らるゝ由はきこえざるを、春日大原野枚岡の神たち、また平野神には殊に祝詞申て荷前奉らるゝ例なり、そは春日祭の祝詞に、四方能國能獻禮留御調能荷前取置氐云云、獻流云云、大原野枚岡准之と見え、また平野祭の祝詞にもしかあり、まづ春日大原野枚岡は同神にて、臣列藤原氏の祖神なり、中にも大原野神は官帳にも載られず、按ふに春日等の神たちをしか内宮と同じさまに祝詞申て、荷前奉らるゝ事は、決て上代よりの制にてはあるべからず、其は中葉より藤原氏の家門繁榮て天皇の外戚となり給へるが多かりければ、朝家にても其氏の祖神なれば、殊に重し給ひ、伊勢にも亞ぐばかりにあへしらひ給ひ、又其同神と坐す大原野枚岡の神たちをも、准へて重く祭給ふ事となりたる後の事にこそあるべけれ、さて其神等に荷前奉らるゝ事は、淸和天皇の御世より始まりつらむとおもはるゝ事あり、下に云ふべし、さて平野神たちは桓武天皇の御後の諸王諸臣たちの、由緣ありて氏神のごとく重し給ひたりければ、これも春日に准へて祭り給ふ事となりたる謂はれありければ、同等の御あへしらひに預りたまへるものなるべし、さて此平野の神たちのいはれの委しき事は、蕃神考にくはしく論へり

く、こゝらの古書を廣く集め世に隱れたりける珍書どもをさへに數多索出し貯へて人に讀せて誦うかへ校訂して是彼のめでたき古書どもを次々に搨本となし、又百枚に足らぬばかりの書どもを千二百七十餘部とり集て羣書類從と號たるを六百三十卷あまり搨本になして世に現はし猶其に遺せるを又前にもまさるばかり續編とすべくものして、ㇱたかまへの目錄は既く搨本にして世に出せり、又古書どもを參へ考へて書整へたる書とも、何くれと見え聞えてとり〴〵めでたき中に此史料はしも上に論へる新國史本朝世紀にもたち勝りたらむと思はる、ばかりにて殊に大きなる功になむ在ける、かの世紀を著し始たる信西主の世盛りの頃より六百五十年計の後の世にして盲にてさへあるが年頃力を盡せる勞の思ひやられてめでの餘にほと〳〵淚も落ぬ計になむ常に思はれぬる、さて彼の史料は宇多の帝の御世を首にて次々の事記を書調へ近き御世にも及べくㇱたかまへして己がなからむ後の事までも能認め置て過にし文政五年の七月九日八十あまりにてみまかりぬとぞ、あはれ其始をきけば尋常のよろばひ盲にて在つるが、書學びの道に志深く力を出せる勳しみによりて其徒のよき階に進みつひに其長とある職檢校といふにさへなされて世を盡せるは、古より類なき大人とこそはありけれ

比古婆衣八の卷終

通憲冒姓高階氏、至子俊憲等悉復本姓、然無題詩及仁和寺書籍目錄書藤原通憲、據此則通憲既復本姓也今從之歴事鳥羽崇德近衞三朝敍正五位下任日向守系圖平治物語通憲善相法云々、天養元年遂任少納言無何薙髮更名圓空又改信西台記○尊卑分脈を按るに、通憲ぬしは左大臣藤原武智麻呂公の裔、文章生實兼の長男、母信濃守源有房女、或云下野守有家女、或說云若狹守通宗女、前齋院女房達諸道才人也、通九流八家、長門守高階經敏養爲子、改姓依入他家、不遂儒業不經儒官、但子孫皆依歸本姓注當流とあり、當流とは藤原南家流をいへり、世紀稿本に、康治二年正月三日高階通憲敍正五位下、既院判官代也、また天養元年二月七日政、少納言高階通憲、源長俊拜任後始從事とありて、すでに正月六日敍位議あり、其時任れたるなるべし、又同年七月廿二日辛未、今日少納言藤原通憲出家三十九、件人拜任少納言之後改高階復本姓藤原、依氏神崇云々、多年素懷云々、久安四年六月十八日の條に、入道少納言藤原通憲等依仰勘申子細、抑通憲非儒士又非公卿、今關朝議依稽古力歟と云事もあり、云々、平治元年云々謂其妻曰、天變既如此汝告之兒輩、乃策馬犇于大和田原云々、走過石堂山復見星變歎曰此忠臣代君受災之象、今君弱臣彊忠臣代君者其將在我乎云云、乃穴地自瘞用竹筒通氣息云々、出雲前司源光泰牽兵索通憲所在獲奴鞫問得實、乃就堀其所通憲氣息未絕遂斬其首狥之都市梟獄門愚管抄、平治物語、按愚管抄爲信西自刺胸死、未知執是○尊卑分脈の傳に、平治元年十二月十三日右衞門督信賴亂逆事見天變兼知彼災端入大和國多原山自害、先被堀埋土中入棺不死之前被埋也、同月十五日伊賀守光保尋出此所注進、依信賴卿即堀出骸斬首渡大路被梟獄門了とあり、此文印本錯亂たり、一本によりて訂したる處かくの如し、愚管抄平治物語の兩說を合て此傳に符へり、しかれば此系譜の傳ぞ正しかるべき、上に引たる世紀稿本に、出家の時三十九とあるをもて推考るに沒年五十四歲なり云々通憲宏才博覽諳練典故曉天文台記愚管抄今鏡古事談云々、所著有本朝世紀法曹類林日本紀注二卷唯心院關白秘鈔仁和寺書籍目錄○書籍目錄に法曹類林二百三十卷（印本には七百三十卷）藤原通憲撰、法曹勘文類聚通憲加今案とあり、此書缺本纔に世に遺れり、予が得たるは第百九十二寺務執行、第二百公務八、第二百廿六公務卅四、此三卷のみなり、百九十二と二百卷は既に群書類從に收めたり、云々、贊曰藤原賴長藤原通憲皆以經濟之學自許、而世傳通憲善相、故髠首免禍、此叢說之繆妄而其實出於挾才憤世耳、一旦柄用擧廢典尋墜緒井々然有可觀、施於政事紀綱稍振、豈賴長之所能企及哉、然其怙寵弄權矜伐智能、則與賴長无以異也、保元屬上皇者佯定竄流定處死刑、其心術可知矣、賴長固不足論通憲德不勝才不免君子之譏惜哉」

己此考をものせる折しも瞽者職檢校塙保己一が公ざまにも聞えあげて纂創たりと云ふ史料の首、宇多天皇の御世の事記を得て見るに、數多の古書どもの中より其御世に係れる事を抄出て紀年日次に書載たり宇多天皇の紀十六卷あり、醍醐天皇の記は、讀終へず其引據の正しく考證の明確なる事、誠に史料とすべきいとめでたき書になむ有ける、そも〳〵此檢校は幼なき頃よりの盲にて白黑の色のけぢめだに心に知らぬ身として怪しく書を好て人に讀せ聞ては頓て暗にうかべて忘る、事な

の表題を書ざる本なるべし、其は上にも引出たる袋草子の追考に、國後抄の事をいびて、件書に延喜御書所預紀貫之、撰進古今集以之可爲指南處云々といへるに、今の日本紀略、醍醐卷、延喜五年四月の下に、十八日御書所預紀貫之、撰進古今集一部廿卷とあるに合ひて、袋草子の本文の古今集撰進の月日の論にも合ひ、又件の追考のさし次に、同書云同七年七月七日七條皇后崩といへるに、今の紀略同年月日に、皇太夫人藤原溫子崩年卅六號七條皇后、とあるにも合へるにはた證とすべし、さてその國後抄の表題なき本をいはゆる日本紀略に合せて一部のごとくせるがありけるを、同書と心得て日本紀略の表題をおよぼしたる本もいできたりしものなるべし、さてその國史後の卷々を打まかせて日本紀略といへるは、大日本史の引書に見えたり、それより前の書どもにはいまだ見あたらず、さてこの考あまりにさくじりたるにか、おのれすら思ひ定めざれど、しかすがにすてもやらでなむ

さて其を置ては藏人記と云ふを引たる處もあり、又諸家の日記の類を採りて書連ねたるところ又其文を抄出して載たりと見ゆる中に、江記左記大内記長光私記私字を省きて書る所もあり權大納言伊通卿記頭中將新宰相中將とも經宗記侍從大納言成通卿記侍從中納言記とも助正記以隆記など書名を擧たるもあり、又系圖とて引たる文もあり、又史官の記と見ゆる中に通憲の事を載たる文有り下の此主の傳の下に引出し注すべし其は本書のまゝに書寫して採入たる者なればあやしむべきにあらず、又首に本文の事件を約めて目錄の如く標たる卷あり、其は修撰の時目安からむ料に書さし置れたるにやと見ゆされどこは後人のわざにてもあらむか、されど蟲喰ある所を缺て寫せる所のあるをおもへば、いづれにも古くよりありしものにてはあるなり

さて又今存る世紀はもと滋野井家にて寫置れつる本を寫傳へたるが世に弘まれる者なるべし、然思はる由は、滋野井家の祖九條師輔公又その六代の裔三條實行公、その嫡男公敎公其二男滋野井實國卿等の名の輔行敎國等の字を諱て—と作るをもて知べし但し其の—傍に某と字を書添たる處のあるは、後人のわざなり、又まれ〳〵件の字どもを諱まずして書る處もあるは、とりはづせるにか、又後人の書改めたるもあるべし、さて實國卿の裔は、嫡男公時卿、承久元年薨、次に實宣卿安貞二年薨、次に公光卿建長七年薨、次に實冬卿乾元二年薨、次に冬季卿正安四年薨云々、今に家門を傳へ給へり

かくて今その本朝世紀稿本二部をもて相補ひて一本とし、寫誤を校訂して又他本をも置て其を人々に課せて寫さしめ自ら讀合せて後程をはからひて十四卷とす、私には木朝世紀稿本と云べし、文字の蟲喰にて缺たるや或は破裂て知られざる處は何れの本も相同じ、其は上にいへる如く原書の一本なるを彼此に寫傳へたるが故なり、又既くより誤字脫字有けむと見ゆる處も多かれど一字も私に改めたる事はあらず、猶此後缺たる卷を得たらむには寫補ひ又好き異本を見たらむには校へ訂してむ

通憲主の傳は大日本史曰藤原賴長公の傳と合せ記されたれどそは今省きて引けり藤原通憲文章博士實兼子也長門守高階經敏子養之○平治物語○系圖曰

於大后御在所召範家仰曰、近代殿上日記絶不書、自今以後後任舊可令書番日記 と云ふ事をも記されたり、思ふに頼長公は漢才に長給ひたりけるが、通憲を師として專ら經濟の學を學び給へる由書どもに見え、台記にも其趣往々見えたるに併せて察ふに件の日記どもの事は内々通憲主の申請はれたるによりて外記に仰せ給ひ、所謂史官記をも出さしめ給へるにや有けむ 通憲主は少納言に任されて兩局の上官なれば、外記の私の記錄のあるさまをもよく知られたりしなるべし、又既にいへるごとく、此世紀は内内申請ひて撰始られけむ事をも、こゝに思ひ合すべし 又是も台記に、久安二年五月相具國史後抄參院使顯遠奏之、先日可御覽之由被仰仍持參、良源僧正不逢一條院御時事見此補任 時於山上法皇被仰逢一條院御時之事、座主同之、余申不逢之由 仰云國史後抄尤神妙、僧正逢一條院御時事昨日被仰辭事也云々といふ事をも記されたり、其國史後抄は道憲藏書目錄に國後抄十六卷とみえ、書籍目錄帝紀部にも國後抄十六卷 印本には卷數缺たり 自仁和至堀川院敦基抄 自仁和とは、仁和三年字多天皇踐祚より始たる由なるべし、仁和三年八月廿六日光孝天皇の崩までは、三代實錄に記されたり、さて此撰者敦基朝臣は、尊卑分脈に、藤原明衡朝臣の二男、文章博士大内記を歴て、正四位下右京大夫に至、堀河院の御世嘉承元年卒六十二歳とみえたり、當代の事まで記されたりしなり とある書にて、清輔朝臣の袋草紙首書追考に、

世ニ國後抄ト云物アリ自延喜至堀河院國史後事記之、件書ニ云々と記して少引注されたる事見えたるもこれにて 書籍目錄に、自仁和と注せるは國史後と稱へるに合へるを、此袋草紙に自延喜と云へるは、ふと誤られたるなるべきこと決し これをも世記に取收れたるにか又後にものせむのしたかまへのみせられつるにてもあるべし 書籍目錄通本堀川院の次に、後嵯峨院とあるは攙入なり、其二帝の間十代を隔りたるを、然連注すべき由なきがうへに、台記に記されたる久安は、後嵯峨天皇の御世より百年ばかり前の事なるをや、故今古本に無きに據る、さて此國後抄とあるは、國の下に史字脱たるにやと思はるゝに、二の目錄にもしかありて、書籍目錄同部に、國後要抄二卷、中御門右府抄とあるも、其書の抄錄ときこえ、袋草紙にも國後抄と見えたれば脱たるにはあらず、唱便に史字を省きても稱へるまゝに載たるものなり、他書にもさる例まゝあり、さて其國史後抄、今世にありとだにきかず、せめて考ふるに、世に日本紀略とてある書、文武天皇元年より、中間宇多天皇の御世闕て、後一條院の長元九年五月十九日までであるを、日野家本、伊勢林崎本に原名無しとぞ、又おのれが見たる金澤文庫の國史後の闕本、また一本の國史後の卷々にのみ表題無きがあり、又表題を書る卷と、書ざる卷と交れるもありて、とり〳〵なるによりてつら〳〵考ふるに、此書舊は神代より陽成天皇の御世までは、六國史を抄略して記せるものなるが、文武天皇の上の御世の卷々の闕たるにて、書籍目錄の一本に日本紀略と載たる本これなるべし、但しその目錄板本には日本史略と擧て、異本に日本紀略、また日本史記略ともありと旁注せり、今はその紀略とあるかたを正しとして論へるなり、さて其題名はもはら日本紀といふを、六國史におよぼして日本紀の抄略の由ときこえたり、かくて今其國史の後の醍醐天皇より、後一條院の御世まであるは、上に論へる國後抄にて、いはゆる日本紀略とは別にて、國史の後の宇多天皇より、堀川院の御世までありけるが、首の宇多天皇の卷と後朱雀院より、堀川院までの卷々の闕たるにて、その國後抄

別は未だ考得ず、さて又略記の右に引たる外にも外記記また外記日記とて引たる處ありて其中に一本に外記記とあるを又一本には外記日記と書たる本もあり、其記體の同じ趣なるを思ふに正しくは外記日記と云ふを言省きて外記記とも云へるなるべし、（政事要略に、外記日記云、（件の記文年付無所見）今日信乃諸牧御馬五十四牽進、と擧て其次第を記し、次に天慶四年九月十三日の例を載たるは、世紀の史官記中の文を抄畧して記せるなり、なほさる趣なる證みゆれど、あまりにわづらはしければいはず）さて外記局の日記文書等は、朝家の重き記錄なるにはやく亡せたるぞ多かりけむ、日本紀畧に天延三年（圓融天皇の御世）十二月二十一日今夜外記局文書自然燒失、可謂物恠、後朝奏之可令轉讀金剛般若經者と見えたり（文書とは、日記をもこめていへるなるべし、自然燒失といへるは、いとつきなくきこえて疑はしき災なりけり、其を物怪として佛經を轉讀せさせ給へるは、あやしき御政にこそはありしか、）藤原頼長公の台記久安三年（近衛天皇の御世）六月十七日の下に、在仗座之間云々、召大外記師安朝臣於軾仰曰、近代外記日記不書後世何以知朝家之事、自今日後記之可無闕怠、師安言曰上古當直史生記之、中古以來依無俸祿不直、是以六位外記書之、至于故織部正通景書之、其後絕不書、仰曰雖須令史生書其俸祿非上卿之力所及、任中古之例可令六位外記書之也、師安答曰是募最末外記之役令書之如何

仰曰善矣とありて（世記同日の下に、內大臣殿參仗座云々とあるは、此時の事なれど、件の外記日記の事は載せず、さて內大臣殿は頼長なり）（頼長公なり）召大外記中原朝臣師長被仰曰、去年外記日記六位外記等令注歟、早可尋沙汰者、仁平元年十月廿日の條に左大臣（頼長公久安五年七月廿八日左大臣に成たまへり）仰大外記師業云、自久安三年以後（上に引たる久安三年六月十七日の台記の文考合すべし）到今年十月外記日記可令注進、限以來月十六日若期日以前不書進者、於常職輩者可召籠陣、到叙爵之人者付使部三人可責伏、兼又可搦從者兩三人者と見えたり（此後の事はみえず、さて此に引る久安五年五月七日、仁平元年十月廿日の頃は、台記缺て傳はらぬを、此世紀の文によりてかくまでは知られたり）然れば當昔既に外記日記を記さゞりしなりけり、そは所謂依無俸祿云々といへる趣にて廢めたるにては有べけれど、外記とあるもの記錄なくてはあるべからぬわざなれば實は廢て記さゞるにはあらで、私により〳〵書記たるもの、在ぞしにけむ（其を頼長公の內々知りて責り給へるを、外記も嘘ところありて滯りたりしものと聞ゆ）これかれ考合するに世紀に史官記と云へるは外記日記を始すべて然るかたの記を云るにて、專ら其等の記に據りて集たるものなり、史官記と標さゞる卷も大かた同じ事なるべし、さて又上に引たる久安三年六月十七日台記の文の續に、

の草稿なるが故也、又其書中巻首に史官記と標たるがあり（其を表帋の裡に書たる本もあり、又是に有て彼になきもあり、又そをなべて書ざる本もあり、無きは寫脱せるにてあるぞ本のまゝなるべき）史官とは外記と史との兩局を惣ても稱へる例なれば其等の記なる事決し、そは其史官記とある巻中天慶四年八月六日の下に、太政大臣云々被獻辭攝政之表、寫件表案續加局表巻己了、仍更不載其文、同十一日の下に有令給太政大臣辭攝政表勅答之事、上卿召大外記橘直幹令作勅答、其文在局表巻、仍更不載日記、又九月十日の下に官符四通具旨在長案、又太宰言上狀者詳載官符在長（表カ）案、仍更不注本解案文於日記、又云々事在別日記など云事見え、又同五年四月十日の下に、上卿召權少外記多治文正仰云、可奉停止五月五日節行幸神泉苑年々日記者、文正卽奉覽仁和五年日記並年々行幸日記と見えて、別に再同年の二月より五月までの記の殘缺あり、其は此年頃の別記の載るを得て史官記に洩たる事件を抄出して副たる者也 其はまづ本篇には三月の記の始缺て詳ならねど十五日より全文あり、別記は二月の條の始缺て廿六日より文全く三月四月五月の日件を僅に記せるを前の史官記の文に校るに別記の三月四日の記文に史官記の三月日缺て知られぬ記文の中に僅に同件ならんと見えて、下文の異に見ゆるがたゞ一處あるのみにて其外に同件の事一ッもある事なく、また別記の日の干支又人々の官位又事の記しざまなどをも史官記と相同じく見ゆるをもて、思ふに是も史官の又一ッの別記の上に採れる記事に洩たる條々を抄出て載たる者也（但し其別記の四月の條の日の干支を推考ふるに、閏三月の條なるを、首の文の缺て何の月とも知られねを、後人たゞ一わたりの月次によりて四月と定めて書添へたるものなり、故今訂して閏三月とすべし、かく訂す時は別記には二月三月閏三月五月の記あり、然るに其閏三月四日丁亥の陰晴の合ざるは、いづれか一方後日に記す時におぼえ違へたるものなるべし、古き日記どもを引合せみるに、さる差ひは折々ある例なり）又久安二年十月にも侍從中納言記を採りて重記せる處あり、其は同月の事件の前條に洩れたるを抄出て載たるなり、又天慶元年八月十二日また九月二日の下の記文、扶桑略記に外記記曰とて載たる文と全く同じ（引合て見るべし、但し其畧記の文、二條共に天慶二年の條に收たるは謬なり、其は日の干支にて明なり、畧記に件の外記記曰の四字無き本もあるは省きて寫せる本なり、然る例餘にもあり、）さて其天慶元年の巻は外記記の文なるべきを其記體史官記と同じさまに見ゆれば、史官記と云へるも外記記の一名ならむか、又史官記と云へる中に外記記もこめたるにか其差

稿の殘缺本なる事決し、さて今己が集得たる處の卷卷の目錄を擧ぐ

承平五年（五月六月）　天慶元年（自七月）　同　二年（自四月）
天慶四年（自七月）　同　五年（自三月至六月）　同　八年（自七月）
寛和二年（自正月至六月）　正暦元年（自七月）　同　四年（自七月）
正暦五年（自正月至六月）　長德元年（自七月）　長保元年（自二月至六月）
長保四年（自八月至十一月）　同　五年（自正月至六月）　治暦四年
寛治元年（自七月）　康和元年　同　五年
康治元年　同　二年　天養元年
久安元年　同　二年　同　三年
久安四年（自正月至閏六月）　同　五年　同　六年（自七月）
仁平元年　同　二年　同　三年

かくのごとし（平維章が和學辨に、本朝世紀は希代の珍書なり、六國史に並べて七國史といひてもなさ〳〵劣るまじきと思はる、予が見たる本は三十卷あり、近年東都にて寫させ給ひしは四十六卷ありといふといへり、今おのれが見たる本どもとりどりに分ちて卷數等しからず、近藤守重の記せる物に、此書四十六卷の年紀を載たり、己が集たるも全く同じ、さて又和學辨に世紀の事を六國史にならべて七國史といひてもなさ〳〵おとるまじきと思はるといへるは讃めすぐしたるなり、さらに六國史に比ぶべき書にはあらずかし、さて世に本朝世紀とて康和元年三月より十二月までと、同五年の部を合せて一卷とせるが別にあるは、右に擧たる中の一本也、群書類從に本朝世紀殘編とて收れたるもこれなり）但し藏書目錄には承平天慶天養久安の年號のみえて其餘の年號は字缺て知るべからず、はた餘にも字の脫たりげに思はるゝ處もありて今考ふべき由なければ、年號を擧たる部の局數に准へて推察るに歷代全く調ひたらむには、猶局數の多かるべきを合て五十餘局なるをおもへば、いまだ歷代の記錄全く整はざりつるものなるべし、かくて藏書目錄には近くは久安までの年號まで見えたるを殘缺本には次の仁平の部まで存るは、かの缺字の所々其仁平の字在りしにか、又藏書目錄注せる頃は久安までものせられたりけるを其後仁平の記錄を得て書繼たるが程なく保元の朝家の甚しき亂出來、うちつゞきて平治の故あるに及びて其十二月十五日信西命失はれたれば功卒へられざりつるを、其草稿の世に遺り傳れるものなるべし、今世に現在本は便にまかせて合せも分ちも玄たるものなれば、卷數はとり〴〵にて定まらず、年紀を整へてさたすべきなり、さて卷首に折々本朝世紀と題したれど卷の第幾を記さず、又尾に本朝世紀第と書さして幾字を空たる卷もあり、さるはたゞ世々の記錄どもを年紀して蒐輯め續々の修撰の料に備へたるのみ

紀郡當宗氏神祭幣帛使、國司一人專當其事使食藁等並用國正稅永爲恒例、當宗社天皇外祖母之氏神也

此文師光朝臣年中行事にも載たり、此書もはら秘抄によりて記されたりと見えたり、互に誤字あるを挍合見て訂して採れり、さて此文諸神記神名帳頭注にも引たれど、中間國司云々の廿一字を略けり、さて又秘抄の件の文の上に、寛平御記云仁和五年四月十四日乙亥朕外祖母當宗氏神在河内國志紀郡自今年可祭始之狀仰畢とあり、此御記の文を諸神記神名帳頭注には新國史曰とて引り、されば新國史には、此御記の文を全く載たる者也、但し秘抄等に世紀を引て寛平五年とせるは誤なり、是年の四月に戊辰の日はあらず、御記に仁和五年四月十四日乙亥云々、自今年可祭始之狀仰畢と記し給へるに、其月の七日戊辰に當りて其祭始給へる事の由相合へれば、寛平は仁和の誤なる事明確なり、さるは秘抄の撰者世紀の年立をふと前後に記誤りたるものなるを、師光年中行事諸神記等には其誤を受て記せる者也、世俗淺深秘抄にも自仁和五年被祭之云々、大概見寛平御記歟とあるをも證とすべし、然るに世紀に四月七日始て幣帛使を奉遣し給へる由云々と見えたるに、御記に十四日の條に云々と記させ給へるは、後に其事をおもほし出て自今年云々と記置せ給へるなるべし、さるを公事根源に、仁和五年四月十四日に祭を始め行はるとあるは御記に依りて記されたる者ながら十四日に云々と記されたるは疎なり

かくて醍醐天皇の世紀も共に新國史に據りて相續て撰すべき志なりしかど功卒られざりしなるべし其原づける新國史も、延喜十四年廿一年の部は缺たりし事其藏書目錄に注せるがごとしさて次の朱雀天皇の御代承平より後は新國史朱雀天皇の紀の草案の有けむ事は上に考て論へる如くなるを得られざりしなるべし更に修撰すべき志にてまづ御代々の記錄どもを集めて草稿としたるが今缺ながらも世に遺り傳はれる本朝世紀にて、則藏書目錄に本朝世紀承平一結十三局同紀天慶一結十五局本朝世紀□□十三局本朝世紀一結天養一局久安五局本朝世紀□□一結七局合五十一局とある是也但し群書類從に收たる本に、天養五局久安三局とあるは決めて誤なり、其は下に擧る世紀の現在本の卷數に證し知るべし但し目錄に載たる局數今數ふるに五十四局也塙本にては五十六局なり、共に合五十一局とあるには少餘れゝど其はいづれか數字に寫誤あるべし、又局數の上年號の有るべき例の處字の缺て空たるは舊本蟲喰などぞ有なりけむ今考べき由なし、又局數の下にも空たる處ありて字の缺たりけに思はるれどそれも考ふべき由なしこは此世紀の處のみにあらず、なべて然る處をりく見えたるを保己一本は大かたうるはしく書續けたりとみゆさて寛平後の世紀の文は、日本紀略古寫本醍醐天皇の紀の頭書に、本朝世紀云醍醐天皇仁和元年正月一日丁巳降誕、たゞこれのみ見あたりたり、醍醐天皇の御世の始に見えたる文を抄き出て注せるものなるべし、かくて今己が得たる本朝世紀の殘缺四部ありて互に異同あり、されど熟く比校みるにもと皆同書なるが年頃彼此に寫傳ふる程缺たる卷の出來はた文字の差誤も多く出來たる者也けり、故今其本どもを合せ挍へ相補ひて見る時は彼藏書目錄に注せる承平より以降の草

此一結の中に寛平に次て延喜十年までの部有るべきに右に定め云へるごとく寛平の部を三局とする時は、延喜の十箇年の間たゞ一局に當れり、さては局數いたく少したとひ三局を延喜の其間とせむにも次に一結十局自延喜十一年至同廿二年但十四年廿一年兩年缺とある（延喜の二十箇年の間の）局數とはいたく少なきを思へば、かの四ヶ局とあるはもと十四ヶ局と有しが十の字の脱たるなるべし（故上の引書にも圈内に十の字を補へつ）さて右の二代の草本の中宇多天皇の紀は此目錄記せる後に抄出の功畢へて三十卷とせる也、玉海に上帙七卷とあるも件の目錄に七ヶ局世紀上帙とあるに合へり（但し、玉海に上帙七卷云々と記されたる後に、次の卷々の事見えざれば、惣ての卷數は知られねど、目錄に世紀上帙、次に同二帙と見えたれば、上帙二帙三帙と分ちて三十卷を四五帙にも分たれけむ、）扨其宇多天皇の紀も玉海に記されたる趣にてはそのかみ世には弘まらざりけむ其後も猶遍くは弘まらずて有けむを、古書にいと希々に此書を引たるが見ゆるは其全本にはあらで纔に缺逸る本の在しに據れるが故なるべし、然るに今は其缺逸本だに廢たるに世に有る事を聞かずいと口惜しき事也、さて今己が見及びたる所の古書に引たる其記の文は、御産部類記に云、本朝世紀云寛平五年四月二日庚午、爲皇太子天皇御南殿、百寮侍列其儀如例、册文曰、天皇詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等聞衆食止宣、朕即位以降年月漸積奴其間一二皇子生長口然而頃年五穀不登爾志天百姓疲弊多留爾依天可有煩支事波不行賜志弖思賜恤賜渡毛隨法爾可有支政止志天敦仁親王乎立天皇太子爾定賜布此位波不得已志天口置賜止毛諸事波從儉約志弖坊可品官雜色口口不據舊例志天隨宜就便弖治賜任賜布事乎信天百官人等仕奉禮止宣勅乎衆聞食止宣、册立了皇太子拜覲天皇賜御裝束一具幷櫻色合褂一雙、又參覲中宮賜白綾褂一襲蒲桃染褂御衣一重、また同日任坊司等大納言正三位兼行左近衞大將民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有爲皇太子傅、中納言兼右近衞大將從三位藤原朝臣時平爲春宮大夫、參議從四位下守左大辨兼行式部權大輔勘解由長官菅原朝臣道眞爲亮、正五位下守右近衞權中將藤原朝臣敏行爲大進、從五位下守右衞門佐藤原朝臣定國爲少進、右大史從六位下壬生忌寸望村爲大屬並本官如故、また十日戊寅奉遣使者於山陵令告立皇太子由、

年中行事秘抄當宗祭の下に本朝世紀云寛平（この寛平は仁和の誤なり、其由は下に辨へ注すべし）五年四月七日戊辰是日始奉遣河内國志

數舊は三十卷と有しを三を二に寫誤たるものなり、其由は下に云ふべし、治承三年十月十一日玉海月輪關白兼實公の日記に、大外記師尚來下略余仰本朝世紀可進借之由申可持參之旨、件文信西法師作之寛平一代國史云々、而給師元朝臣令書寫之、傳在師尚之許他人一切不持云云、仍所尋召也、また同十四日同記に大外記師尚持參本朝世紀上帙七卷七卷を一本に十卷とあるは誤なり其證は下に擧て論ふべし信西法師所抄出也と見えたり、此書當時いと稀なりし事知べし信西は、少納言藤原通憲剃髪の後の法名也、寛平一代國史とは、宇多天皇の御代の國史なる由なり、桃華蘂葉にも然ありて上に引たるが如し、師尚は、系圖を按ふるに中原師元朝臣の子也、給師元朝臣令書寫云々とは、既に御本を父師元に借下し給ひて書寫したりしを藏傳へたる由なり、後に正中元年花園天皇の御記の卷尾に凡今年所讀本朝書並記錄とて、六國史の次に本朝世紀令律云云と記置せ給へる本朝世紀は、前に師元朝臣に借下されたりし御本なりしなるべし今按此本朝世紀は六國史に續きて御世々々の史をものせむと思ひ起て撰始たる書なるが〔宇槐記仁平元年五月卅日條信西法師良久交語法師曰、奉法皇密詔自去年冬制作國史自宇陀御代至于堀川院以續三代實錄云々〕此ぬし和漢の才學あるが上に、經濟の志有けるが、然るすぢにて殊に君寵に逢たる由、書どもにみえたり、内々請奉りて撰始られたるにもやありけむ其は上に考證せるごとく既に新國史の草案は在しかどはやく缺たる卷々もあるがうへに、あかぬ處の有けるに依て其草案の存る限りは其に據りて改删せむとしてなほ古記どもを抄出してまづ宇多天皇の紀を三十卷に書整へ卒りたるものなるべし玉海に、信西法師所抄出也と記されたるを思へば、國史の體裁に全く成文修撰の功を遂たる書とは聞えず醍醐天皇より後の御世々々の紀は、其草稿のしたがまへに記錄どもを蒐集てまづ年紀を次第置たるまゝにて、いまだ中書にも及ばれざるほど故ありて廢たる者なるべし、しか考たる由は通憲主の自の藏書目錄に通憲藏書目錄と題して一卷あり、今群書類從の中なる本と一寫本と二部を合せ見てこゝに訂してとれり新國史一結七ヶ局世紀ノ上帙一結十一ヶ局同二帙一結九ヶ局仁和寛平一結四ヶ局寛平延喜一結十局自延喜十一年至同廿二年但十四年廿一年兩年缺一結八ヶ局自延長元年至同八年と載たり、これ宇多天皇醍醐天皇の二代は新國史を本書として始に新國史一結と記し、次々に徒に一結と書るも新國史の事なるを省きたるなり、一結とある下に若干局と注せるは世紀の草本の卷數なり、局は卷の古字なり世紀を撰べる草本の目錄なる事著し、朱雀天皇の御代の部をのせざるは其本を得られざりつるなるべし、さて目錄に載たる世紀の草本惣て四十九局の内仁和寛平とある部三結合て廿七局但し仁和は三年八月廿六日宇多天皇踐祚より四年までとすべし又一結四ヶ局寛平延喜とある内寛平の部三局とする時は宇多天皇の紀三十局なり、桃華蘂葉に寛平一代之國史了三十卷也といへるに合へり、但し次に自延喜十一年云々とあれば

て其體裁に倣ひてその前後の御代々々の時歴を撰次と、のへたるものなるべし延暦寺の事を記せる山家要略記は、扶桑明月集といふ書を引て大江匡房記、匡房在世之時、號朧月集、後改名明月集と分注して大比叡明神の事をいさゝか記せり、其は佛に牽合せたる妄説ながら、はやく然る説のおこなはれたる世なりければ僞書ならむとも定がたし、いづれにも古書に引て名の似かよひて混らはしければわきまへつ、さてその山家要略記は、天台沙門顯眞撰とあり、文治六年に座主に任されたる僧なりさてその扶桑畧記は書籍目錄に三十卷阿奢梨皇圓抄とあり皇圓は、尊卑分脈に、藤原氏粟田關白道兼公流、重兼朝臣の子に山阿奢梨皇圓とみえたり、元亨釋書源空傳に投功德皇圓剃落受戒云々とみえたるを、便蒙に皇圓の父祖を右に引たるごとく擧て、上台山師杉生皇覺名響三塔住功德院爲衆開講、有史才、撰扶桑略記三十卷嘗發願爲遠州笠原櫻池之水主、依持長壽而待龍華會也、具見源空廣傳、州民至今盛饌祭之、世人所多知也といへり第三十卷に堀河天皇を今上皇帝と擧て一本に、堀河天皇と擧たるは後人のわざなる事決し、さて皇圓の世に在りしほどを彼是に考合するに、此頃壯年なりけむとおもはる寛治八年三月二日までの事を記せり是年十二月十五日改元嘉保此書世に在る本ども缺たる卷々の多かるを近き頃弘文院にていできたる印本に神功皇后の卷の首は缺て半ばかりよりあるを始として後の御世々々の卷どもを缺ながらも多く輯られたりこの印本の成れる後に、第廿陽成天皇卷近頃世に出たり、彫らせて補へられまほし其外に世に神武天皇より神功皇后までの卷の抄本あり弘文院印本の中にも聖武天皇以下の記の抄本ありしかれば皇圓の撰次てたる扶桑略記は神武天皇より堀河天皇まで七十三代の記なる事著し濫觴抄に、扶桑記とて引たるも此書なり、其外にも然書るもの見あたりつとおぼゆれど、いまおもひ出ず然るに近き頃尾崎雅嘉が群書一覽におのれが見たる本なりとて載たる目錄に右の寛治八年の後中間缺ありて崇德、近衞、後白河、二條、六條、高倉の天皇の御世々々又缺ありて後鳥羽天皇の建久二年まで記せるよし見えたり寛治八年より建久二年まで九十八年是は皇圓の撰ならぬ事は云ふまでもあらねどそれもし正しき書ならむには、これも亦後人の續撰しものなり、しからば今井似閑が萬葉緯に伊勢兵亂記に載たる北畠家の系譜の親房卿の譜に、著書四部元々集、扶桑略記、神皇正統記、職原抄と見えたりと云へり、此傳正しからば其は親房卿の續撰給ひしものなるべし、さて又上の件の考のごとくならむには扶桑略記の中宇多天皇の御代より一條天皇の長德まではおほかた扶桑集の文なるべきに、上に引出たる新國史の文の一條もあることなし引書の目にもみえずそのかみ新國史の世に乏しかりし證ともすべきなり

〇本朝世紀考附、史官記國史後抄

本朝世紀の事を考るに、桃華蘂葉に本朝世紀信西法師作寛平一代の國史丁三十卷也、また本朝書籍目錄帝紀部に、本朝世紀二十卷藤原通憲撰と載り、但し此卷

京にて或人の秘藏る古寫本を借て寫たるなり、其注に引たる書どもの中には、今世に在としもきこえぬ書をも引たり、されど其中には疑はしき事も交りてきこゆれば、信がたきものながら、近世に僞り作出たる類とひとしなみには見すぐしがたくて、ある中に新國史とて引たる文、右に擧たるがごとし、しかるに其文の趣こゝに論ふ新國史にはあらず、然れば僞作れる文ならむとすべけれど、しかすがに新國史を引る由にてかく似げなき文を作り出べくもおもはれず、故しひて案ふに、天永元年大江廣房朝臣が撰ばれたる伊賀史、伊勢史とて其國々の事蹟記せるがありて、その伊勢史を此風土記抄に所引たるが、徒に史とのみもいへるなどおもひ合するに、もし其伊勢史に續て作れる新伊勢史といふがありけむを、其國の事を注すうへなれば、國名を省きて新國史と呼べるにてもあらむか、其はとまれ今論ひ定めたる勅撰の新國史のならむとおもひまがふべからず

○附て云、いにしへ扶桑集と云へる書のありてこれも三代實錄に續て宇多天皇の御世より始て八代の時歷を記せるものなりけるを後に其御代の前後の事どもを書と、のへたるが今世に傳はれる扶桑略記ならむかとおもはる、事あり、其はまづ江談に此書大江匡房卿の談話を、藏人實兼の打聞に記せるものなる趣、續世繼敷島の打聞の卷に見えたり、そのかみの俗文にてとゝのはぬ書ざま多かり、其こころしてよむべし扶桑集長德年中所レ撰也云々、時歷二八代一歟、さて其扶桑集今世に在る事をきかず故いま件の江談の文意を按ふに、長德年中に今上の天皇以上八代の時歷を撰記せる書なりと談れる由ときこえたり、さてその今上の帝は一條天皇に坐ませり、此御世以上八代は宇多天皇の御代に當れり、其前代光孝天皇までは三代實錄に記されてすでに國史備りたれば、其に續ぎて宇多、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山の天皇だちの七代に、その今上の一條天皇の御世の長德までかけて八代の時歷を記せる書なる事決し江談に、八代歟とある歟字はむかしの俗文に、謙辭のごとく助ていへる例の辭にて、疑辭にはあらず、また八代の八字を九と作る本あるは寫誤なり、八と九と互に誤れる事例多し、もし九とある本を正しとせば、談者の暗記の謬か又記者の誤とすべし○書籍目錄詩家部に、扶桑集十六卷、紀齊名撰とあるは皇國人の作れる詩集にて、嘉吉元年九月十四日萬里小路時房公記に、扶桑集八册十六卷全部也、代百卅匹自長橋局被行之と見えたる、これにて全部今世に絕て僅に一册ばかり遺れるを、群書類從に收たるこれなり、釋信阿が倭漢朗詠集註に、仁流秋津洲之外云々の序詞の註に、扶桑集を引て其一章の注とせり、明衡往來に樂府扶桑集隨命奉借云々とみえたるも、此書ときこえたり、混はしければ證し辨へつさて又慶長十九年京要法寺より公方さまに獻りたる御本に扶桑集と題したる缺本三卷あり、第幾はなくて一卷は仁和帝に起り仁和帝は宇多天皇の御事なり一卷は村上帝に起り一卷は一條帝に起れりとぞ、これかの八代の中の帝の御代に當りたれば件の考は符へり、然るに其三卷今世に傳はれる扶桑略記とおほかた異なる事なくて又其扶桑集と共に普通の扶桑略記の缺本廿一之二の卷と廿四之八の卷と廿五の卷と三卷惣て六卷を一帙としてその簽題には扶桑集とありとぞ、然れば扶桑略記はかの扶桑集にもとづき

新儀式に云、新國史云、修國史事、修國史隔三四代修之先定其人修畢奏進之後、頒下所司に　按此文年月を載ざれど宇多天皇の御世の御定なるべき事既にいへるがごとし

仁安二年大倭神社注進狀に云、新國史曰、寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社各位一階、官符云、大和國大和大國魂神奉授正一位、また丹生川上神社下にも新國史曰云々　文上に同じ　官符曰、大和國丹生川上雨師神奉授從二位　是年七月三日宇多天皇讓位給ひ、醍醐天皇踐祚し給へる御世の事なり、さて件の官符曰云々は新國史の文にはあらず、此神社に下されたる官符の文ときこゆれど、しばらく本書のまゝに連れ書す

釋日本紀　卜部兼方宿禰著　に云新國史曰延喜四年八月廿一日壬子是日於宜陽殿東庇令初講日本紀也、前下野守藤原朝臣春海爲博士、紀傳學士矢田部公望、明經生葛井清監等爲尙復、公卿辨大夫咸以會矣、特召大舍人頭惟良宿禰高尙、文章博士三善朝臣清行、式部大輔藤原朝臣菅根、大内記三統宿禰理平、式部丞大江千古、民部少丞藤原佐高、少内記藤原博文等、令預講座焉

なほ餘書どもの中に見あたりたらむには書加ふべし　政事要略に、六國史また類聚國史等の文を引たるに並て、徒に國史とのみ云へるが多き中に、六國史の後醍醐天皇の御世の延長年中の事をも、國史云とて載たる文あるは、新國史の文ならむか、なほよく考ふべし、又東大寺要錄十卷に、續日本紀より三代實錄までの四史の部を分て寺門の事に係れる文を抄出し次に新記二十卷と標て仁和五年四月二十六日より、康保三年までの文を抄出て載たり、これ宇多天皇より村上天皇の御世までの事なり、おほかた件の四世の間の記なるべし、文體もうるはしき國史のごとくにはあらず、こはもしくは新國史の草案などに、村上天皇の御世まで書續たるものにはあらざるか、此要錄をおきては他書に引たるをだにいまだ見あたらず、さて件の要錄は、奥書に長承三年八月十日東大寺僧觀嚴集之と識せり、かくて又今世に新國史とてあるを、おのれが見たる本二部あり一本は扶桑略記なる宇多天皇の御世の記を全く拔出せるのみのものにて、論ふにも足らぬ僞託書なり、いま一本は、日本新國史卷第十二諸國祥瑞妖災之部とある一卷を得たり、宇多天皇より後冷泉院の御世までの云々の事を載たり、こは或公家ざまのひめ藏め給へるが世にもれたるものにて、もとより此一卷のみありとぞ、是は類聚國史に續ぎてものせむとて、日記家記などの中より抄出し類聚したるものゝごとく見ゆ、但し其記せる事どもの眞僞はいまだよくも考正さゞれど、江次第古本押紙に（中院通秀卿記に、文明三年二月一日自曉天雨降、遣人於前右府許城南也、是江次第首書裏書等事也と見えたり、もしくは此卿のものしたまへるにか）、新國史卷十二曰とて、天德四年九月禁闕囘祿云々の一條を記せるが見え、また天明のころ、裏松固禪主の撰ばれたる皇居年表に、新國史と標て貞元元年五月十一日、天元元年九月卜五日の事を載られたる條々も、共にその日本新國史に見えたり、然古本の押紙にも引注し、又きこゆる博識人の固禪ぬしも採り給へるなどをおもへば、うきたる事記せる書にはあらざるべし、さて其書を新國史としも稱へるは類聚國史に續べく新にものせる由の名なるべし、そは古書どもに類聚國史を徒に國史とのみ云へる例あればなるべけれど、にげなき題名なりかし、又伊勢風土記抄といふものに、伊勢の國號の謂を云へる文の注に、新國史所引風土記とて、字の異なるを挍へ加へたるが二所、又桑名郡の條の注に、中右記載桑名蝶魚人以王餘魚曰鰈字歟云、今按新國史有參議蝶魚桑名直云々、夫是歟、また同郡中村山の條の注に、新國史曰、中村山在於桑那郡、每年秋九月中子小上鳴動、是神示祭時也祭之以申樂、今土俗言試樂謬也と注せり、此風土記抄は已さきに

寮俄なる炎上の災ありて度ごとに何くれとあまた燒亡たる由、記録どもに見えたり、それらの時にぞかの草案の國史も燒亡たりけむ符宣抄に、安和二年の度までの直撰國史所の宣旨文を載たり、その安和二年より此初度の火災の貞元元年まで八年なりさらでも其さわぎに紛失などしたりけむを續日本紀の修撰の時、日本紀所にて舊案中、寶字元年紀全亡て存らざりし事、日本後紀に載たる延暦十六年の表文とみえたり、事なき御世すら然る事のありしなり其後更にもておこして撰國史所を置る、事もなくておのづから其業の廢たるものなるべし繼々の御世のさまを推考へて察るべしさてまた書籍目録に新國史を大江朝綱撰と一人の名を擧たるは、村上天皇の御世此ぬしの別當の時天暦八年六月符宣抄によるに、二十九日撰國史所別當になされ、天德元年十二月二十八日卒去成たる四十卷の草本に時の上首たるが故に姓名を載られたりしなるべし、また或清愼公撰とあるは同御世此公總裁になされ給へりし後の事にて、朱雀天皇の紀には此公の名を載たりけむ、さらずともいまだ草案にて全部此公のあづかり給ひたれば然も云べきなり、かくて此國史右に云へるごとく草案の在りしのみにてうけばりて奏進に及ばずして亡たるが故なるべし、かの新儀式に見えたる撰國史所の一條をおきては公ざまにて用ひ給ひたりし事をさく〳〵聞えたる事なく世にも普は廣まらざりけむ

正中元年の花園院天皇の御記に、凡當年所讀本朝書幷記録とて六國史の次に本朝世紀、令、律、古事記、古語拾遺、次に記録どもを序て載給ひつれど、新國史をばのせたまはず、又桃華蘂葉（文明十二年一條兼良公著）に文德實録、三代實録を載て共に卷數紀年の自盡、撰者の名を注し、次に新國史を擧て宇多天皇已來之事也とのみ記して卷數撰者を注されざるは、本書をば見給はざりしなるべし、同公の作り給へる尺素往來にも、此書名を國史に連載せられたり古書どもにも新國史の文を引たるはいと〳〵希なるがうへに其文もたゞ少ばかりなるは、そのかみはやく全書は亡失て抄本のわづかに遺り傳はりたるを採れるものなるべし、さる中にも朱雀天皇の御世の事を引たるは見あたらず、通憲藏書目録にも缺たるをおもへばはやくよりことに世に稀なりけむ、かくて古書どもに引載たる新國史の文を予が見あたりたるをこゝにあげしるす

源氏物語の花鳥餘情一條兼良公文明四年著若菜卷上の部に云、新國史云仁和四年八月十七日、於二新造西山御願寺一行二先帝周忌御齋會一宇多天皇の御世の事なり、按に西山御願寺は仁和寺なり、先帝とは光孝天皇の御事なり

諸神記卜部氏の記また神名帳頭注卜部兼倶卿撰當宗神社之下に云、新國史曰、仁和五年四月乙亥詔、朕之外祖母當宗氏神社、在二河内國一、自二今年一始可レ祭之狀仰畢宇多天皇の御世なり」

大日本史宇多天皇紀に云寛平元年九月廿四日修二御八講於嘉祥寺一四日註に云宸筆御八講記引新國史○此宸筆御八講何御世のなるにかいまだ其本書を見ず

この公はよに殊なる才德おはしけるがうへに、時にあひていさをしき御ありさまにておはしゝ事のありしかば、かゝろおしはかり說はするなりかくて其御定のまゝに國史撰ばしめ給はむとして朱雀天皇の御世承平六年より業創めせさせ給ひ此年ごろは上に引たる符宣抄なる宣旨文に據りていふ前史三代實錄に續ぎて宇多天皇、醍醐天皇二御代の國史をあらかじめ撰ばしめ給ひ、また續々其定に撰ばしめていはゆる三四代を隔たる後の御世に當りて修定して出し進らしめ、所司にも頒下さるべくまた其後々も廢ず其定に爲させ給はむとのいともめでたき御おきてなりしなるべし、しかるに上に擧たるごとく拾芥略要抄に新國史五十卷村上御時小野宮殿奉レ仰被レ撰レ之云々、或號二續三代實錄一自二新國史一後、諸家記錄相並出來、目錄在レ別と見えたるは此公村上天皇の御世の始は、左大臣にておはし、康保四年太政大臣に任され、同五年關白に補され、圓融院の御時天祿元年攝政に爲されて其年薨たまへり朱雀天皇の次の御代村上天皇の御時におよびて淸愼公に勅ありて此撰國史の總裁となされ、前に詔ありし宇多天皇醍醐天皇二代の史に續ぎて前代朱雀天皇の史をも修撰べき旨重て勅ありけるによりてそれより其修撰の三代の史を續三代實錄とも號ひたるなるべし上に注せるごとく、天慶二年の頃より十餘年ばかり撰國史所の別當を闕れたりとみえて、天曆八年に大江朝綱朝臣を別當に擧げ給へり、これをおもへば、その天曆八年の頃淸愼公を總裁としてさらに修撰の業を勵ましめ給ひ、中間闕たりつる別當をも興し宛給ひたるにぞあるべきまた自二新國史一後、諸家記錄相並出來、目錄在レ別といへる由を考るに上にいへるごとく三代の事記せる新國史に續たる後の記錄は百練抄なるべし此書今現在本第一第二卷は缺て第三卷冷泉天皇の御世安和元年十月より存り、按ふにその第一卷に村上天皇の御世第二卷には同御世より冷泉天皇の御世かけて安和元年九月まで載たるにこそはありけめ、しかればその新國史の宇多天皇より朱雀天皇の御世まで三代の史なる事ます〳〵明なり、かくて此書いまだ修撰の功を畢へず奏進におよばざる草案なればうけばりて續三代實錄とも稱はで始よりのまゝに新國史と稱へりしなるべし、かくて書籍目錄に新國史四十卷と載たるは、宇多天皇、醍醐天皇二代の記を寫し傳へたるかたの本の卷數なるべく、又通憲藏書目錄に新國史を載せ年紀を注して、宇多天皇、醍醐天皇の二代に止りたるを同本にて、拾芥抄に五十卷とあるは後に勅ありて朱雀天皇の御代の記を合せたる本の卷數にぞあるべき、かくて圓融天皇の御世に及びて貞元元丙子年天元三庚辰年、同五壬午年と相しきりて禁裏より火起りて宮殿諸

被ニ右大臣宣一偁、式部少輔橘朝臣雅文所レ申國史、隨ニ被請申一宜レ令ニ出見一見了之後全可ニ返収者一といへる宣旨文をも載たり、此はかの國史の草案を請申によりて許し見せしめ給へるなるべし、かくて此國史草案は成たりしかど删定修撰の功を畢へず奏進に及ばずして廢たるが故に、いまだ前史に例へる題名もあらずたゞ新國史とのみ呼びてありつるを其草案を寫傳へたるにてぞありけむ、かくて百練抄貞永元年十月二日の下に、於ニ前關白里第一被レ定ニ讓位事一依ニ應德例一也、權中納言定家、注ニ出寛平史一今度依レ可レ追ニ彼例一也とある寛平史はその新國史の草案の宇多天皇紀を云へるなるべし、また諸神記、神名帳頭注等に新國史曰仁和五年四月乙亥、詔朕之外祖母當宗氏神社、在ニ河内國一自ニ今年一始可レ祭之狀、仰畢とあるはさらに史の文體にあらず、年中行事秘抄に寛平御記云仁和五年四月十四日乙亥云々と全件の文を載たるをおもへば新國史には御記の文のまゝに採り載せていまだ文を成へざりしものなる事決なし、これをもても其草案にて廢たりし證とすべきなり次に引く新儀式に見えたる新國史云々、修國史事云々の文も、史の文體には成はぬところあるをも思ひ合すべし、然るに下に擧る釋日本紀に引たる新國史の、初講日本紀の文は成ひて見ゆ、こはもとより然記しとゝのへたるもの、ありけるを採りて書載たるものなるべし

そも〳〵此國史修撰の業の創又其功畢へずして廢たりける謂を考るに、まづ新儀式に新國史云修ニ國史一事修ニ國史一隔ニ三四代一修レ之先定ニ其人一修畢奏ニ進之一後須レ下ニ所司一と見えたり此事定給へる年頃をば載ざれど宇多天皇の御世に定させ給へるなるべし、其は此御世に三代實錄清和、陽成、光孝の三代を撰ぶべき由詔ありて其人を定め給ひたりき、其頃因に向後の修國史の事をも云々と定めおきてさせ給へるなるべし三代實錄は、次の醍醐天皇の御世におよびて功畢へて奏進られたり、此史撰ばしめ給へる事の由はその序文にくはしくみえたり、さて又序に、撰者の中源能有公の事を云へる年頃につきて推考ふるに、此修撰の詔ありしは寛平の始つかたの事ときこゆ、さて符宣抄に、撰國史所の宣旨を聚載たる首に、陽成天皇の御世元慶四年十二月十六日、史生上毛野有統、件人宜令直撰國史所と見えたるは、前に元慶二年十二月文德實錄成りて奏進れるに續て、清和天皇の御世の史をも撰べく、前に詔ありて撰者を定られつるに、此時撰者の中の闕替に直られたるが、其修撰の功畢ずして廢たるなるべし、さるを宇多天皇の御世に、その清和天皇の御代をはじめとして、三代實錄を撰べく詔ありしなるべし○菅原陳經朝臣の勘作の菅家御傳記に、寛平四年五月十日、類聚國史奏上、先是道眞奉勅修撰至是功成、史二百卷、目二卷、系圖三卷とみえたり、此公三代實錄の撰者に預り給へり、其修撰の詔ありけるも、おほかた此年頃の事なるべき事、上にいへるがごとし、御世のさまにつきてつら〳〵推考ふるに、類聚國史の撰も上件の國史撰修の事ども、もとは此公のうち〳〵奏し給へる事のありけるにねざし給へるにやあらむ、又醍醐天皇の御世に、延喜格式を撰ばせ給へるをさへに、もとのねざしのおしはかられてなむ、

醍醐二代の史を修撰ぶべく事始給ひける草案四十巻ありて其を新國史といへり、次の御代村上天皇の御時に及びて前代朱雀天皇の史をも續ぎ撰ぶべき由重て詔ありけるによりて又撰繼て三代の紀を合て五十卷とす、これよりその草案の新國史を續三代實錄ともいへるなるべし、しかるにその史どもいまだ草案にして修撰の功を竟へず既に定置せ給ひける奏進の期に及ばぬほどに事ありて其草案みなうせたりけむを、さきにその草案を寫せる本のありてたまたま世にも遺り傳はりたりしものとこそおもはるれ、かく考たる由は類聚符宣抄の撰國史所の部に載たる宣旨文に、朱雀天皇の御世承平六年十一月廿九日大納言藤原恒佐卿、中納言平伊望卿を爲㆓撰國史所別當㆒同日に右少辨大江朝綱朝臣を宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒とみえ（書籍目錄に、新國史を此朝綱朝臣の撰とせる事上に引たるがごとし猶下にも論ふべし）同七年十二月廿二日に史生□善友、滋賀相國、天慶八年九月廿八日に史生奈癸元雄、左史生勝良成、上藤枝を宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒とみえ、村上天皇の御世には天曆二年六月廿二日に史生秦部安平、同七年六月十三日に史生美努眞香を宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒同八年六月廿九日に參議備前守大江朝綱朝臣を宜㆑爲㆓撰國史所別當㆒、（前に承平六年此別當と爲されし恒佐卿は同七年右大臣になされ、天慶元年薨じ給ひ伊望卿は承平七年大納言に爲され、天慶二年十一月十六日薨給ひき、此天曆八年迄十四年が間別當を闕れたりしにか、この抄にその間別當に爲されたる宣旨文見えず、省けるにてもあるべし）同十年三月九日大外記御船宿禰傳說を如㆑舊宜㆑直㆓撰國史所㆒、（傳說宿禰の前に、直撰國史所の事此抄には見えず、下にも然る例あり、省けるなるべし）同年七月十一日に少監物平季明、越前權少掾清原仲海等を能登守藤原朝臣利博、故左少史笠雅望之替宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒天德元年十二月廿八日參議大江維時朝臣を大江朝臣朝綱卒去之替宜㆑爲㆓撰國史所別當㆒、橘忠幹朝臣を宜㆑直㆓撰國史所㆒應和三年二月十三日に備後權介菅乃正統朝臣、右少史井原連扶を宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒、康保元年八月廿八日に史生額田良秀を美努眞香任㆓備中權大目㆒之替宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒同五年三月七日に史生肥田維延、左史生大石清廉等を宜㆑令㆑直㆓撰國史所㆒とみえ、冷泉天皇の御世におよびて安和元年八月廿二日に大主鈴秦春樹を宜㆑直㆓撰國史所㆒同二年二月十三日に史生日置卿明を額田良秀任㆓讃岐權大目㆒之替宜㆑直㆓撰國史所㆒と云ふまで連ね載たり、さて其康保五年三月七日云々の次に同年四月廿六日大外記菅乃正統朝臣の奉にて

比古婆衣八の巻

○新國史考附扶桑集扶桑略記

新國史と云ふ書の事、古き書目錄に見え、またまれまれ古書どもに其文を引たるも見えたるに今其書の世に在りとだにきこえぬは、いとくちをしきわざになむありける、其はいかなる書なりけむとせめて考るにまづ本朝書籍目錄に此書奥書に、以禁裏御本令書寫了、次に以仁和寺宮本書之、普光院被尋之時注文云々、又次に此抄入道大納言實冬卿密々所借賜之本也、永正二年八月四日寫之師名在判とあり、但し以禁裏御本云々の九字印本には無きを古寫本に在るに據る、さて此目錄仁和寺宮の本をもて寫たる由なるを世に仁和寺書籍目錄と稱ふは誤なり、嘉吉元年三月十二日建內記に、本朝書籍目錄內、人々所在注進分、今日內々奏聞、付親長申入了、五月四日の同記に、本朝書籍事可被尋園城寺之由以參會申聖護院と見えたるは此目錄の事なるべし、師名主の此目錄寫されたる永正二年よりは六十餘年以前の事なり新國史十本四十卷、或號續三代實錄大江朝綱撰古寫本に十本の字なし、又一本に四十四卷とあり、四字は衍なるべし、其由は下に云へる考にて知べし、大江字も一本にあるをとれり、綱字印本に繩とあれど、一本また系圖其外の書どもにもみな綱と書るに隨ふ或淸愼公撰、自仁和至延喜と載たり、今按ふに自仁和とは宇多天皇の御世をさして云へり、但し仁和は光孝天皇の年號にて其三年八月廿三日天皇崩給へりそれまでの事は三代實錄に載られたりさて宇多天皇踐祚ありて尙仁和の年號を用ひさせ給ひその五年四月廿七日に寬平と改給ひつれど、其御世の始の年號をもて爰に自二仁和一といへるなりかく考定たる證は下に明なりなべては光孝天皇を仁和の帝と稱し宇多天皇をば寬平の帝と稱しならひつれど、こゝに云へるは異なり、おもひまがふべからず、また至二延喜一とは延喜は醍醐天皇の御世の始よりの年號にて後に延長と改られつれど、後世延喜帝と稱し奉れる例にて此天皇の御世をいへるなり、大江朝綱朝臣は少納言玉淵朝臣の三男にて辨官などをへて參議正四位下までになりて天德元年十二月廿八日七十一にて卒られぬ、世に後江相公と稱ふる文人なり帷宗允亮の政事要略天曆五年十月五日の文に、左大辨大江朝綱と記せる下に、幄下第一博士也と注せり淸愼公は小野宮關白藤原實賴公の謚なり、また拾芥略要抄天正の頃撰べる書と見ゆ、たゞに拾芥抄とも稱ふには新國史五十卷村上御時小野宮殿奉レ仰被レ撰レ之云、或號二續三代實錄一、自二新國史一後、諸家記錄相並出來、目錄在別とみえたり、今件の二書に據りてなほその證をとりて考たる趣をまづとりすべていはゞ、宇多天皇の御世の御定によりて朱雀天皇の御時撰國史所を置れて其別當撰者を定給ひ、前史三代實錄に續て宇多、

鹿屢往二野島一與レ妾相愛无レ比既而牡鹿來宿二嫡所一明旦牡鹿語二其嫡一云、今夜夢吾背仁雪零止於都見支又曰二都須須紀一草生止多利見支此夢何祥、其嫡惡二夫復向一レ妾可レ往乃詐相之曰、背上生レ草者矢射二背上一之祥也又雪零白鹽塗レ宍之祥汝渡二淡路野島一者必遇二船人一射二死海中一謹勿二復往一、其牡鹿不レ勝二感戀一復渡二野島一海中遇二逢行船一終爲二射死一故名二此野一曰二夢野一（天平十九年の法隆寺流記に、攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地東限彌奈刀川南限加須加多池西限河内寺山北限伊米野）俗諺云刀我野爾立留眞牡鹿母夢相乃麻爾麻爾と記せり少異なるところはあれどその事の委しき傳なり

○驛起稻（此驛起稻ノ事或ヤムコトナキワタリヨリ取調テヨトアルニヨレリ己ガ常心トシテ有筋ニハ非ザリキ）

續日本紀云、大寶二年二月丙辰諸國大租驛起稻及義倉幷兵器數文始送二于辨官一、和銅二年六月乙巳令三諸國進二驛起稻帳一、天平元年四月癸亥勅爲レ造二山陽道諸國驛家一、充二驛起稻五萬束一（天平六年出雲國計會帳八月條云九日進上驛起稻出擧帳壹卷）天平十一年六月戊寅令三諸驛起稻咸悉混二合正稅一○今按るに件の驛起稻は驛田の稻の事にて、驛稻といふもおほかた同じ名目ながら其別ありときこゆ、まづ其驛田の事は田令に、凡驛田皆隨レ近給大路四町中路三町小路二町とみえ、同令の集解に驛田の事を古記云不レ輸レ租朱云以二驛戸人一可レ作者といへるこれなり、東大寺なる古文書の背面に遺れる天平十二年十一月廿日の解の遠江國濱名郡の輸租帳の堪田の内に參町驛起田と見えたるは（前年混合正稅とおきて給へるに合ひ）件の驛田の中路三町とあるに合ひてきこゆ」、かくて驛起稻と云由は、字書に起猶發また擧也平擧體也といへる義にて驛田の稻を收穫して租法の如く平擧せる上をいふ名目なるべし（但し大寶元年二月紀に、驛起稻と見えたるは大寶令前よりの名目なり、令は其年の八月に撰定せられたり）後紀に弘仁二年二月壬午敕常陸國去レ京遙遠貢調脚夫路粮多レ費、去靈龜年守從四位上石川朝臣難波麻呂始置二稻五萬束一、每年出擧以レ利充レ粮曰二郡發稻一其用度者載レ帳言上云々と見えたる郡發稻も同じ意義なるべく通ゆ、おもひ合すべし、また驛稻といふは、廐牧令に諸道置二驛馬一云々、若馬有二闕失一者卽以二驛稻一市替と見え、その驛稻は義解に謂二驛田之收穫一と見えたり（同令驛傳馬の條にも、驛稻を用ふること見えたり）驛起稻の中より其用に宛る上にては驛稻といへる例なりしなるべし（驛田を置るゝ制は、もとは漢國の制に據られたるなるべければ、驛起稻驛稻などいふも彼國の例に倣へる名目なるべけれど、其證文はいまだ考へず、通典には、諸驛封田皆隨近給、每馬一匹給地四十步、驛側有牧馬之處、匹各減五畝、其傳送馬每馬給田二十畝、と見えたり）

比古婆衣七の巻終

とてしばし人の家に來逗(トヾマ)りてありけるがあるじどものかたりするをかたはらにてきゝをりつるに、さきに紀伊國熊野にものせし時山路をふみまよひてからくして谷蔭なるさゝやかなる一家を見つけてたのみてやどりぬ獵人の家なりけり、初夜過るころ若き男の鐵炮を持たるが歸り來て今日は大鹿に逢ひつれどえ射とらざりつるこそくちをしかりしがとつぶやくを、父と見ゆる翁の其はちがへせられためりとうちいひてあるに耳とまりて、そのちがへとはいかなる事をするにかと問ふに、鹿の獵人に遭たる時此方に向きて前足をやりちがへてつき立て見おこせてある事をするをちがへをすといふなり、かれが然爲て立向へるときはいかによく爲た、めねらひてもいつも射はづしはべるなり、但し若き鹿は然ることせず大なる老鹿にはおり〳〵さることしはべりとこたへたりとて何とかや古歌を誦して鹿のちがへをすといふ事これにて知られたりといへり、さるはいかなる歌のあるにかと問ふに、かのあらちをの云々の歌なるべしといへばさりけり〳〵といひてさてかたりけるは、おのれが里わたりの山里人の山深く入らむとするにはまづその山口に向ひ左の足を上にやりちがへつき立て心をふとくもちて入るなり、爲かすれば山中にて災に遭ふことなし、また山入ならでもことさらなる事ありてものへゆくときも然するならひありといへり、あやしくめづらしき事なり、さてかのちがへの歌を夢違の歌といへるは相夢(ユメアハセ)に凶を吉に轉ふるやうのことをちがふるといふに（金葉集に寐ぬる夜のかべさわがしく見えしかどわがちがふればことなかりけり、と見えたるなどこれなり、かべとは夢のことをいへる歌詞なり）其を鹿のちがへをするにそへて、兎餓野の鹿の相夢の古事にとり合せて作れる歌と聞えたり、其は書紀仁德卷に佐伯部が鹿を殺せる由を記されたる因に、俗曰昔有二一人一往二兎餓一宿二于野中一時二鹿臥レ傍將レ及二鷄鳴一牡鹿謂二牝鹿一曰吾今夜夢之白霜多降之覆二吾身一是何祥焉、牝鹿答曰汝之出行必爲レ人見レ射而死、卽以二白鹽一塗二其身一如二霜素一之應也、時宿人心裏異レ之未レ及二昧爽一有二獵人一以射二牡鹿一而殺、是以時人諺曰鳴牡鹿矣隨相夢也と見えたるこれなり（但し拾芥抄に見えたる夢誦に、から國のそののみたけに云々といへるは、佛説の鹿野苑のことにとりあはせてつくりかへたりときこゆ）此事攝津國風土記に、雄伴郡有二夢野一父老相傳云昔者刀我野有二牡鹿一其嫡牡鹿居二此野一其妾牝鹿居二淡路國野島一彼牡

われるなり高野の奥の山中にて、老僧の用ひたりけむさまおもひやらる、おもしろきいひざま也、さて宇治拾遺物語に、舎人下野武正が雨風甚しかりける時、法性寺殿にて簑笠など着て殿舎の壊を防ぎけるさまをいへる文に、かせ杖をつきて走りまはりておこなふなりけり、といへる事も見えたり、又同書に、經頼といふ相撲がさまをあしだはきてまたぶり杖といふものつきて云云、といへるも、かせ杖の事ときこゆ、そのかみさもいひしなるべし　かくてはかせ杖といふはもと鹿角にたとへたる名なるが後に其杖の形の替りてもなほもとの名をいふ由もおぼつかなからず、たちかへりて鹿をかせぎともかせとも呼ぶ由をもおしはかられてなむ、さて鹿をかせぎといへることの古く書に見えたるは書紀の景行卷推古卷の古訓に白鹿をシロキカセキとみゆ私記などの訓なるべし、色葉字類抄にも、鹿、カセキ カノシ、赤染衞門集に云々上に引出たり宇治拾遺物語に、天笠に身の色は五色にて角の色は白き鹿ありけり深山にのみすみて人に知らさず云々、其山に又鳥あり此かせぎを友として過す云々、國の后夢に見給ふやう大なるかせぎあり身の色は五色にて角白し云々はかなき物語ながら、鹿とかせぎとかよはして書たるはめづらし　承安二年三月十九日清輔朝臣尙齒會記に、後朝感㆓昨日事㆒送㆓一首㆒とて辨阿奢梨の歌に、「鶴の髮かしづくことはいにしへのかせぎの苑のふることぞこれ、とよめるを返しには、「鶴のはねかきつくろひしうれしさはしかありけりな鹿の苑にも、とよめりこれもかせぎと、しかとを贈答によめり、さて鹿の苑も、かせぎの苑も佛書にいへる鹿野苑にかなへてよめるなり、この歌著聞集にも見えたり　新撰六帖に爲家卿、「山深くおこなふ道のかは衣よものかせぎもきてなれにけり、玉葉集に西行、「山ふかみなる、かせぎのけぢかきに世にとほざかるほどぞしらる、鴨長明が方丈記に、峰のかせぎの近くなれたるにつけても、世にとほざかるほどをしる、と書るは、此歌詞のいとよく似たり、長明は西行に少しおくれたる世の人なるが、もし此歌詞を用ひたらむには、ふかくめでたるが故なるべけれど、そのがみさばかり世に口なれたる古き歌にしもあらざるを、歌ぬしを云はざるは口をし加茂保憲女集に、み山吹あげおろす風のおとの朝ゆふべにかなしきはかせぎの聲にいるときにこたふるがごときこゆれば云々、なほあれどさのみやは

○鹿のちがへ

袋草紙に吉備大臣夢違の誦文の歌とて、「あらちをのかる矢のさきに立る鹿もちがへをすればちがふとぞきく」、拾芥抄に夢誦とて、「から國のその、みたけに鳴鹿もちがへをすればゆるされにけり、といふ歌見えたり、いかなる事をよめるにかと年頃いぶかしくおもひつるに、この武藏の多摩郡松原村阿伎留神社の神主阿留多伎貞樹がおのれがもとに來かよひて物かたらふちなみに語りけらく、前年吾里へ筑紫人某が歌などこのめるおもむきにて諸國をめぐるなり

なべて横木をものする例なりつるから横首杖を併せて加世都惠とは訓めるなり、其は伴大納言の畫巻にかく畫けるが見えたるこれなり（この外古畫どもにこれかれ見えたり）平家物語（大塔建立の段）に清盛高野へのぼり大たふを拜み奥の院へ參られけるにいづくより來るともなく老僧の白髪なるが眉には霜をたれひたひに波をたゝみかせ杖のふたまたなるにすがつて出來給へり、といへるはそのかみなべてはいはゆる横首杖を用ふる事となりぬれど、名をばなほかせ杖といひならへるから（今もかせ杖といへり俗にいふ鐘木杖なり）こゝの語言には老僧のさまをこまかにいはむとてわざとかせ杖のふたまたなるにとこと

又日吉山王利生記文永の末建治の比の畫に

枯木一と見え、書紀に其戴角類二枯樹末一と記されたるは、古の斐(アヤ)なせるめでたき語書ときこえて然枯木にたとへたる古言の拵にたとへたるにもおのづからかよひてきこゆ、これも又思ひ合すべし、また著聞集に、豊前國住人太郎入道といふもの男なりけるとき常に猿を射けり或日山を過るに大猿ありければ木におひのぼせて射たりけるほどに、かせぎにいでけり、すでにおちんとしけるが何とやらん物を木のまたに置やうにするを見ければ、子猿なりけるをおのが疵をおひて地に落むとすれば子猿を負ひたるを助けんとて木のまたにすてむとしけるなり、と見えたり、こゝにいへるかせぎは冬枯などせる木末のさまのこれも拵を數枚も集め置るさまにたとへたる名にてそのかみの言なりしなるべし かせぎにいでにけりといへるは、常盤木の梢の葉がくれより、枯木の木末に出あらはれたるよしときこゆ 下文に木のまたに云々といへるは、其かせぎといへる枯木の岐の事ときこえたり、然れば其かせぎといへるは織具のかせぎに似たる由の名にて鹿をいふかたには由なき言ながら相めぐりておのづから同義の言におつるなり、さて又赤染衛門集に法輪にこもりたりしに曉に蔀をおしあぐる人の鹿のいと近くありけるかなといひしに、「朝ぼらけ蔀をあぐと見えつるはかせぎの近く立てるなりけり、とよめる歌見えたり、こを蔀を上るには杈(マタ)椏(ブリ)の棹もてものすめれば其を目馴れたりけるにたまたま山寺にやどりて朝ぼらけに近く鹿の立るがそれが角の目にたちて見えたるを、人の蔀をあぐとてかの棹もちて立てりと見えつる由によみなせるなり その棹の名をも、かせぎといひたるにもやあらん、いづれにもところからにあはせておもしろくよめる歌なり、さて又然るさましたる棹を俗に俣棹といふ、またサンマタともいふは杈椏俣の訛れるなるべし近世の兵杖に刺俣といふがあるは杈首俣の義なるべし かくておもへば鹿をかせぎといふはもとは牡鹿の角のさまによりていへる又の名なるを、ことのさまによりてはたゞおしなべて鹿を呼ぶ言ともなれるなるべし、またかせ杖といふは木杖の尾に岐あるをいへり、和名抄僧房具に、鹿杖漢語抄云鹿杖加世都惠、また行旅具にも、横首杖、唐韻云跂横首杖也、注に漢語抄云跂加世都惠一云二鹿杖一と見えたる鹿杖これ也、杖の尾の岐あるを鹿角にたとへたる名なり 然杖尾に岐あれば、老人などの輔にはことに便りよくかまへたるなり 横首杖は杖の首に鐘木の如く横木あるをいへば 俗になべては鐘木杖といふ 鹿杖とは別なるを同物の如くにも注し載られたるは鹿杖の首には

りぬべきをなほたづぬべし、さて今の世のかせはおほかた同じさまにて誰も知れる如くなるを上にいへる如く其古ざまなるを考ればことにしたしくおもひなさるゝなり、そは伊勢二所皇大神宮の神寶の圖に見えてかくのごとし

御桛 二枚は金銅 一枚は銀銅

莖長九寸六分

平三分半
厚二分半

手長五寸八分弘四分半

今按るに、この神寶の御桛大神宮式に、「金銅賀世比二枚、長各九寸六分、手長五寸八分とみゆ、長曆宮符に注せるも同じ、此圖の寸法も又同じ、寬正宮符には、莖長九寸七分、手長六寸七分、方三分半、手厚二分半、手弘四分半とみゆ、此圖と少違へり（但し式宮符ともに莖の平厚また手の弘は注されず」

春日驗記九の卷初段

かくて鹿の一名をかせぎといふは、もとは大なる牡鹿のさゝげたる角を右に摹たるさまの桛の莖のごとく見なして山野人などのたとへ呼べるあだ名の一名となれるものなるべし萬葉集に、夏野行く牡鹿の角の束の間も云々とよめるは、鹿はおほかた常は角の高やかに目にたちて見なれたるが、夏の始に落かはる若角の短きほどは、まださらに目につきてみゆるを、短きたとへにいひ出て束の間といはむ序とせるなり、これもまたおもひ合すべし今も周防の山里の中には鹿を加世ともいふ所ありと國人いへり諸國の中にも然いふ所あるべし、和訓栞に、鹿をかせぎと云は、角の體桛に似たるよりの名ありといへれど云々といひて、諾はずして別に說あれど、其說はおのれはかへりて諾はず、はやく桛によれる由の說のありしにこそ、されど其くはしき說を聞ざればさらに己が說を立ていへるなりまた古事記雄略天皇の御世の段に綿之蚊屋野多ニ猪鹿ニ云々指擧角者如ニ

叉鹿をかせぎともいふよしは、牡鹿の角を織機具の桛(カセ)の如く見なしてたとへたるなるべし但し今の世になべて用ふ桛はさばかりたとへつべくもあらぬを其古ざまなるをおもひてかくはいへるなり、さるにあはせてはこゝにいはむもことぐ〵しくてつきなけれど、いにしへの桛の事をもわきまへがてらいふべし、其はまづ古語拾遺に、御歳神の所爲を記せる文に發レ怒以レ蝗放二其田一苗葉忽枯損似二篠竹一云々とありて、其を大地主神の占へ給へるに御歳神の告給へる言に宜下以二麻柄一作レ桛桛上レ之と見えたり、桛は新撰字鏡に、桛力棟反加世比とみえたるこれなり、但し挊と作るは誤寫なるかまた略體なるべし、延暦大神宮儀式帳に金銅加世比、また金桛銀桛などみえ、大神宮式にも金銅加世比、祝詞式には金桛と作り、大神宮の神寶圖にも此具ありて御桛と書せり、文永の遷宮記の神寶の中に絲一桛巻レ絲器也と注せり そのほか、大神宮の書どもに桛と書るいと多し、さてこの桛の字なべての漢籍には見えず、たゞ五韻類聚に俗弄字と注せりとぞ、弄は𠪚棟切と字書どもに見えたれば、字鏡に力棟反とあるに合ひて同音なり、然るに弄字を字書どもに考ふるに、加世比と訓むべき義ある事なし、字體につきて製造の義を推考れば、手に从ひ上下に从ひたれば、加世の義ある字なるを、はやく彼國には其義を注せる書の絕て、皇國に其義の訓の傳はれるなるべし、然おもはるゝが他の字にも例あり、又加世比とよむべき料に、皇國にて新に製れる字なるが、おのづから彼國に在來れるにて義は異なるを字鏡にはかしこの字音と、こなたの讀詞とを交へ注せるにてもあるべし、しかおもはるゝもまた他字のうへに例あり、それらの例どもはこゝに論ふにたへず かくて加世比といふ義はもと加世不と云ふ言にて手業などに上下にをりかへしてものする事をいふ言なるを、この具は然して絲を巻く器なるが故にその加世比といふ言を活かして加世比といへるなるべし 桛ふ、桛ひなど活く言にて、ものを篩ふ器をふるひ、拂ふものをはらひ、扱ふものをすくひ、などいふ例の詞なるべし 然らばいはゆる宜以桛桛之とある文は、カセヒヲモテカセヘとよむべきなり、さるは麻柄にて作れる桛をもて稻の苗葉をしばしば上下にものして蝗を拂へよと神の敎給ひたりし由ときこえたり この加世比といふ言、また桛字を用言によむべきところに書る例は、他書どもに見およばざれど、これかれをかよはしてかくはおもひとれるなり、俗に人の勤み働きてものすることをかせぐといひ、然爲るうへをかせぎといふ、此言撰集抄にも見えたり、此字には桛とも稼とも書ならへり、此加世不より轉訛れる言にもやあらむ 又加世比を加世ともいへり萬葉集十六の四十五丁にをとめらが績麻繫云鹿脊之山とよめる山は 績麻をかくる桛といひ下して序とせるなり、またたゞに鹿脊山とよめる歌も見ゆ 山城國相樂郡に在りて其を類聚國史に桛山とあり、今もなべてはかせといふ、さきにいづれの國のなりけむ田舎女のかせぎといふを聞たることありきしかいふ所あ

る意ときこえたり或人此説をきゝていふ、鹿をすがるといふよしはいはれたり、されど萬葉集の歌に蜾蠃をもて女の形容にたとへたるは、腰の細きを愛賞たる例なり、この古今集なるすがるを女の己がうへをいへりとする時は、みづからの形容をほこらしく、蜾蠃にたとへたるになりてつきなきにはあらずやといふに、答へけらく、さまでいはむはかたくななるべし、此歌にては其形容をめづるうへにはかゝはらず、鹿はことにつま戀して鳴かはすものなれば、其心ばえにてよめるなり、なほふかくおもひやりていはゞ、女のおのれ牝鹿のこゝろばえになりてよめるにやとさへにもきゝなさるゝなり、さてはいふべき事なし、但し牝鹿は鳴かぬものなりときけばそれが心ばえになりてよめるにやといへる説はいかにぞやといふに、それもまたかたくななるべし、すべて歌のうへには心なき草木すら心ありてことゝふさまにとりなしてよむはつれなり、ことに牡鹿も牝鹿のごとくにこそは高かられど、秋になりては牝を戀ふとて音にたてゝ鳴ものなり、獵人の鹿笛すなはちその牝鹿の聲をまなびたるものなり、吉田兼好が徒然草に、をみなのはけるあしだにてつくれる笛には、秋の鹿かならずよるといへり、と云へるこれなり、今もさる心ばえにものして其笛つくることあるよしを、さきに獵人のかたるをきゝたりき、然ればその秋の萩原をふかくおもひやりて牝鹿の聲と聞なせるも難なかるべくや

かくてなほ思ふに鹿をすがるといふは牝鹿は殊にたをやぎたればもとは牝鹿をいふ一名なりけるを後には牝牡にわたりて呼ぶことゝなれるにても有べし、さて鹿をすがるとよめる歌は、康和太郎百首に野を題にて大江匡房卿「すがるふす野中の草や深からむ行かふ人の笠の見えぬは、夫木集に原上鹿俊頼卿、「秋くればしめぢか原に咲そむる萩のはつえにすがるなくなり、按察大納言長方卿集に、「すがるふす栗栖の小野の絲すゝきまそほのいろに露やおくらむ、慈鎮和尚の拾玉集に、「奥山にかきこもりなむ後はさはすがるまじらや友となるべき、」なほあるべし或人の説に、萬葉集に春之在者酢輕成野之雀公鳥保等穗跡妹爾不相來爾家里、とある歌の酢輕成の成は、原本には鳴と書たりけむを、鳴も成も共にうちまかせては奈留とよむにひかれて、成と書あやまてるにて、舊はすがる鳴く野のとよむべく書りしなるべし、古今集なるすがるなく秋の萩原と讀るもこれにて、蜾蠃は春より秋かけて野にすだく蟲なれば、春にも秋にもありといへりとぞ、こはいみじき强説にて論ふるにもたらねど、ちなみにいさゝかいはまほしき事のあればこゝに云べし、此歌の意は、加藤千蔭が此集の畧解に、蜾蠃の事を云々といひて、春巣を借て生る故にすがると云なるべし、ほとゝぎすも鶯の巣を借て生たてれば、さかのすがるの如くといふ意にてすがるなすとはいへるなるべし、さて集中野にほとゝぎすをよめること多し、上はほと〳〵といはん序にて、殆妹に逢べきを逢ずして年月を過し來にけりといふなりと、翁いはれき、されど二の句穩ならず、誤字あらんかといへり、眞淵翁の説は、おほかた然ることゝきこゆるを、二の句穩ならず云々といへるは、考の及ばざりしなるべし、をのれが思ふ所は、翁の説本書にはいかに注されたりけむ、畧解の文跡にてよくはきこえがたきを、件の翁の説によりてなほいはゞ、まづ二の句をすがるなすとよみきりて、野のほとゝぎすとつられよみて意得べし、さるは春さればといふは、春になればといふ意の言なるに、ほとゝぎすの鶯の巣を借りて卵生むは、おほかた春の暮より夏かけての事なれば、首句の春さればほとゝぎすの事にはあづからず、此歌よめる時節をいへるなり、一首のおもむきははやくものいひける女を、男の春になりてたびたび訪ふにたほくはたがひて家にあらず、しばしかたらふまだになく、日頃經てやうやくにうとくなりて逢ずなりぬるを、ほとゝぎすの鶯の巣をかりて子を生みにゆくにたとへて、女のほか心のいできて他夫のもとに行て在るにこそと、れたく思ふよしなるべし、さては事もなくをかしくはあれ深き歌とぞきこえたる

鹿をすがるといふよしは鹿はあるがなかに長高く瘦弱たるが立てるさまの腰のことに細くみゆるものなれば蜾蠃の腰の細きに譬へて野山に近き里人などの目馴たるまゝに、あだ名にすがると呼たるがおのづから世にもあまねき一名となれるものなるべし 山里人云 鹿は肩胸のかたは強くて腰の弱きものなり、狩すとて鹿柵に追入れ或は雪になづみたるを腰のつがひをつよく打てばありくことえせずなるものなりといへり 舊説に、若き鹿なりともいへるはかれが若きほどは殊にひわづに瘦ばみたれば其たとへゑたゑくきこゆ、もとはかれが若きをいへるをなべてのうへにおよぼして呼ぶ事となれるにてもあるべし、然るは岡部翁の冠辭考に、萬葉集に腰細之須輕娘女之其姿之端正爾云々こは卷十六にも飛翔爲輕如來腰細丹とよみ雄畧紀に蜾蠃 此云須我臝 と有て常には似我蜂（シガ）といへり、此蜂ことに腰ほそければ女の腰の細きに譬へていへるなり、他の國の何がしの王の好みけん如く女は腰の細きをほむめり、自注にこのすがるは他の國にても細腰蜂といへり身細く色黑し雌なく子なし土して房を作り桑蟲をおひ來て房に置てまじなひて七日ふればおのが子となるといひ傳へし如く今も見ること有なり、さてかく他し巢にて生たつ故に巢借蟲（スガル）とはいふなるべしといはれつる如く、人にすら然譬へていへるをおもふべし、なほいはゞ俊頼卿の散木集に、ひきがへの牛の事のほかにちいさくやせてえひかざりしかばいぼうしりとつけて笑ふほどに云々、くび細くいぼうしりゑて立直れ云々と見えたるいぼうしりは、蟷螂（イボムシリ）の轉語にて今俗にかまきりといふ蟲の頸のあたりの細きにたとへたるなり 新猿樂記に、蟷蜋舞之頸筋といへるも、其蟲の姿のまねびして頸のさまもその氣はひするをいへるなるべし、さてこの蟲の名いひぼむしりといふを、いぼむしり、いぼしり、いぼうしりなど轉稱へり これ蟷蜋の形を以て牛にたとへたるなり、又一條兼良公の尺素往來の文詞に蟷蜋廿四進之候と書せ給へる蟷蜋は馬の瘦さらぼへるをたとへたるあだ名なり 但し此文にては、卑下の詞に用ひ給へるなり そのかみ瘦馬を蟷蜋といへりしこと知られたり 今若狹にて鄙言に瘦馬をおとしめてタウロギといへり蟷蜋を訛れる言と聞ゆ かく牛をも馬をも蟷蜋にたとへたるを蜾蠃のたとへに准へて思ひ合すべし、かくて古今集なる歌の意は、女の男にわかるとてよめるおもむきにて女のおのがうへを鹿によそへていまかく萩の咲たる野を朝立てゆくきみになくなく別るゝが歸りをばいつとさだめてか待つべき、そはいとほど遠き事なるべきを其ほどをいかにしてかは堪ふべきといへ

攝津國の分配に干鯛あり、又運歩色葉集に五種削物蛸鰻蚫鰹干鯛也○本文延喜式の干鯛某式と書べし）さて干鯛は腹より頤ごめに頭までさきひらきておし平めて干したるものなり、むかしよりしかぞしたりけむさて海人の鯛を得て磯邊にてしかものしたるを磯干鯛といへるなるべし、今播磨國にて濱干鯛といふもそれなりとぞ、かくて件の歌はその干鯛の頭の左右にありて背向に寢ふせるが如くなるにたとへてよみなしたるものときこえたり、但し四の句ひねりふすとも又ひねりふせどもとある本どもによる時は一首の意よくとゝのひても聞えぬを、享德の寫本にひねりふしてはとあるぞかなひてはきこゆる、さて二の句のかたねぶりは片眠なるべし、一本にかたおもひとあるもきこえはすめり、夫木抄に建保三年歌合知家、「さても又猶あふ事はかたし貝ならひふしてもかひやなからむ、」と見えたるは似たるおもむきの歌なり、又信實朝臣集の歌に、「此よははまだふけなくに老らくのかたねふりするともしひのもと、此かたねぶりは俗に居眠といふさまにて傍人にうちそむきて眠れる趣ときこえてこゝに論へるとは少し異なれど言の意ばえは同じかるべし（或人の説にいそひたひは、礒額にて冠の縁をいふ名なり、ひれりふすとは、うちかたぶきてもの思ふすがたなりといへれど、冠の縁をば礒といひ、いたゞきをば額といふ例にて、別に礒額といふ冠のあるべくもあらず、たとひ冠にさる名ありともさては一首の意さらにきこえ難ければうべなひがたし）

○鹿をすがる又かせぎともいふ由

鹿の一名をすがるといふ由は顯昭法橋の袖中抄すがるの條に無名抄綺語抄奥義抄童蒙抄等にみな鹿をいふといへり、或は若き鹿ともいへりさそりをも鹿をもともにすがると申にこそといへるは然ることなり（八雲御抄にも此説を用ひさせ給へり、但し上の件の人々の説の中には、いと妄りにて信がたき説も多かれば、傍證なくては輙く從ひ難し）然るに蜂にも蜾蠃（一名さそり）といふがあるに混はしく聞ゆるから近世の人の中にはかへりて鹿の一名なる事を疑ひて、古今集の歌に、すがるなくとあるを古人の鹿の事なりと心得ひがめたる謬なりといへる説のきこゆれど、其古今集なるをばいかなるものぞと慥にわきまへたる說はいまだきかず、今おのれがおもふ所はなほ上の件の舊説に隨ふべし、かくて鹿をすがるといへる事の物に見えたるはかの古今集なる離別の歌に（よみ人しらず）すがるなく秋の萩原朝たちて旅行人をいつとかまたむ、」と見えたるぞはじめなる、さて

底にみつわくむ影もむかしのともならなくに、夫木抄に賀茂重保、「かも山の谷のみたらしむすふまにみつわくむまて見ゆる影かな、よみ人しらず、「つかへませしらかの髪をゆふにしてみもすそ川のみつわくむまて、新葉集に老後述懐従三位國量、「うきことにさらてもゝろきわか涙みつわくむ身と袖ぬらしつゝ、左大將家百首歌合に老戀、「いひわたるわか年なみもはつせ川うつれる影もみつわさしつゝ」風葉和歌集作物語どもの歌を集めたるものにて文永八年に選たるよし序文にみゆわかのうらの歌合よしあしさだむべきよし申侍りけるを、狂言綺語のあやまちひるがへしがたくやといひ侍るとて此詞は物語の地の文によりて選者の作りたるなり西の海のあまかひ西海は物語の名あまかひは歌主の名なりみつわさすしほひにあさるあまかひはおもひもよらすわかのうら波、」なをあるべし、さてこれらの歌の中には既にその言の意をば得ずしてたゞむかしの歌文などの言にのみすがりてその意をふかくもたづねずたゞ老人の容子なりとのみ心得たるにやよくよみとゝのへたりときこえざるもあり、されど猶後の考のたつきにもと見あたりたるかぎりはこゝに擧おきつ、さて又こゝに引出たる書ども草假字にみつわみつはなどわとはを此本かの本とり〴〵に書傳へて定らぬを、今考たる趣によりてみなみつわとさだめて書り、そも〳〵此みつわくむと云へる言の義さだかならず昔よりとり〴〵の説あれどいづれかなへりともきこえざれば、いかにせむさてありぬべきをさきにおろ〳〵考出て書さしたるもの、ありてふとある人にかたらひたりつるに、此ごろに及て其説よくきかまほしいかで書つらねてよとこへるにもよほされてやがてかくものしたるなり、かくてつらつらに考ればこれも猶しひごとならめどわが心にすらあさましく思ひなりぬれど更にまたの考のいでくべくもあらざれば取りもとらずも見む人の心にこそとすなはちかの人がりおくりたるこはその下書なり

○いそひたひ

金葉集戀よみ人しらず、「逢ふ事はかたねふりなるいそひたひひねりふしてはかひやなからむ、按にいそひたひは磯干鯛なるべし、干鯛は延喜式にも見えたり（侍中群要に、御厨子所例書を引て、延木十一年の官符にて定られたる六箇國日次御贄の目録の中、

ひ、また男のかけ歌に、「夏の日のもゆる思ひのわびしさに水乞鳥のねをのみぞなく、返し、「いたづらにたまる涙のみつならばこれして消てといはまじものを、とよめるかけ歌の水乞鳥は女をミツと名づけたるによりてミツ戀鳥といふにかけ返しのたまる涙のみつならばのみつも水にミツを乗たるなり、但し後世の歌詞の云ひかけには清濁にかゝはらずしてよめる例もまれ〳〵にはあれど件のミツコヒ鳥を女の名のミツにかけてミヅコヒ鳥とよみてはあまりに口づつにてつきなきが上に、返しにたまる涙のみつならばとよめるも水にミツを兼て應へたるにて其意とほりて聞ゆるをたゞ涙の水とのみするときはいと拙劣く成て聞え難き、はた思ひ合すべし 萬葉集には、水といふに美都とも美豆とも二かたに書り、此集は清濁定ならぬ書ざまも交れゝば證としがたし、すべて言の清濁は素より其差別ありて意も異事となれるもあるは、すべて言の根本の清音なることは今さら論ふまでもあられど、連聲言便などによりて自然濁音をも交へて云習れ來つる言のありけるを、又其言を合せていできたる言もありぬべく、又本言の延約によりておのづから濁音に云習れたるもありときこゆるを、そは人の口つきにもよるわざなれば、古より必しも一定ならぬも雜りたりけむ、その委しき說は別にしろせるものあり 故雅しくは美都和佐須と都を清て唱ふべし 上に引たる如く、類聚名義抄にミツ禾サ爪と、ツに濁聲の點をさしたるは、そのかみ既に今世の如くなべてミヅと云ひならへるかたに依れるものなるべし

かくてみつわぐむ、又みつわさすといへる詞の上に擧たるほかに、書どもに見あたりたるは源重之集に、繪に女いし井に水くむとてさしのぞき影見る、「年をへてすめる泉の影見ればみつわくむまで老ぞしにける 此歌後拾遺集に收られて、端詞に冷泉院の東宮と申ける時、女の石井に水くみたるかた繪に書たるをよめとおほせごと侍りければとありて、歌は同じ、後拾遺集一本に二の句すめる清水のとあり 源氏物語夕貌巻に、これみつか父の朝臣のめのとにて侍りしもののみつわくみて住侍る也 年老たる尼の事を云へる文なり 濱松中納言物語に、「月影のうかべるみつわくむまでにあはれいくよをながめきぬらむ、俊頼卿の散木奇歌集に、「秋までもいかゝはまたん飛鳥井のみつわくむまてなれる身なれは、又七夕の歌に、「老ぬれはたなはたつめにことよせて鳥もわたらぬみつわをそくむ 顯昭法橋の此集の七夕の歌注に、みつわくむとはおいぬるをいふなり、みつわさすともいふ、支離と書けり、七日の朝にはいまだとりもわたらぬさきに水をとるといへり、萬葉集には、みつわなすともよめりといへり、但し萬葉集の歌は、水沫奈須微命母栲縄能云々とある水沫を然よめるなれど、このほかにも水沫と書たる歌ありて、みなミナワとよむべきなり、みつわの證とすべきにあらず誤なり、松永貞德の歌林樸樕拾遺に、此歌を解て云七月七日曉とりのいまだ鳴ざる時、井花水を取て仙藥を調る事あり、それをたよりによせて老人は短夜もねられず鳥のいまだ鳴ざるさきより起てみつわぐみて居ると云事なりといへり、醫心方古寫本に、井花水にトリノ禾タラヌアツと訓をさしたるにも相合へり、貞德の說然るべし 新後撰集に鴨長明、「いかにせむ鏡の

狛のわたりにいそちばかり侍りきなどいへる形容をおもひやりてかむがへ合すべし、さて此言を漢字に當たるは類聚名義抄古本仁治二年に寫せる本を、建長三年に寫したる支離をミツ禾サ爪と訓めり此字訓色葉字類抄にも載せたり、又顯昭法橋の散木奇歌集の注に、みつわくむ、みつわさす、ともに支離とかけりといへり大江匡房卿の續本朝往生傳に、抄門增賀云々、兼詠和歌曰、水輪指矢曾千餘之老乃波久良希之骨爾逢爾介留哉、とあるを印本に、支離八十有餘之老乃波海月之骨爾逢爾計留鉇と作き、尾張國眞福寺に藏る建長五年の古寫本には二樣ともに並載たり、多武峯畧記跋に建久八年歳次丁巳閏六月十二日於多武峯南院撿挍靜胤撰之に載たる增賀上人傳にも長保五年六月八日未時詠二和歌一曰、支離八十餘之老乃浪海月之骨爾逢仁計流鉇と書せり、件の歌にもみつわさすに支離を當て書るなり、然るに古本今昔物語集にも此歌を載て美豆波左須夜曾知阿末利乃於比乃奈美久良介乃保禰爾阿布曾宇禮志伎と書り、美豆波と書るは記者の疎なりしなり近き頃、或人件の今昔物語集の歌の書ざまに據りて美豆波といふを正しとして解る説あれど、本書三句に老を於比と書るも假字違へるを、ひそかに於以と書直しおきて美豆波と書る方をのみとらへて證とせるは、いかがなるがうへに其解説もはやく谷川士清の和訓栞にいへる兒歯の説に、もはら同じくてさらに諾がたしかくて支離の字は漢籍莊子に見えて注に身體無二收拾一之貌と云へり、この字義をおほよそに得てミヅワサスと云ふ言に譯せるなりこれをも合せ考て言の義の證とすべきなり、かくて今考たるごとく三句の義ならむにはミツワとツを清音にこそ唱ふべけれ、ミヅワといへるにはかなひ難しといひおもふ人もあるべけれど、此言かの檜垣嫗がよめる歌詞を始にてそれより後の歌どもにもおほくは水にいひかけたるは、古はもはら水をミツと清みて云へりしなるべし、然考たる由は今もその肥後の水島を其島人はさらにて其わたりの土人もなべて彌都島と清音にいひ、その所のほかにも又他の筑紫の國々の中にも水を清みていふ所ありと肥後の熊本人木原楯臣いへり、古言の遺れるなるべし、然るは古事記に彌都波能賣神神代記に罔象の訓注彌菟破迺迷とみえたるは水神の御名なれば彌都瀰菟など書るは決て水の義なるべきに然清音の字を用ひられたるをもて證とすべく、又伊勢集の首に伊勢に男の文をおこせたりけるに返事せざりける由をいへるところに、こゝらの年月になりぬれどなどか見つとだにのたまはぬと云ひければたゞ見つとのみぞいひたりける、それより此女をミツとぞつけたりけるとい

むひがきのごといひけり、いみじうあはれがり給ひてよばすれど、はぢてこでかくなんいへりける、「ぬば玉のわが黒髪は白川のみづわくむまでなりにけるかな、といへり、こは大貳の事のさまたがひ歌詞も又異なるところあるは傳の誤れるなるべし　さて此みつわぐむをみつわさすともいひて同言なり、言の意は後撰集正義に諸説を擧られたる中に或老人云、みつわくむと云事老人のかゞまり居るかたちなり左右の膝立てやとしたる貌なり、まさに三輪ありとみゆと載られたるのみぞかなひたりげにきこゆれど、なほきこえ難き處あるを、その老人の説に據りてつら〳〵考ふるに、みつわぐむは三勾ぐむの義にてそは老に極りて腰の二重に勾まりたるが上に膝もまた折れ勾みたる容貌をみつわといへるなるべし　わとは、打まかせては圓きものを云ふ言ながら、轉りては物を二にも三にも勾めたるをもいふべし　夫木抄に載たる源仲正朝臣の歌に、「かまともるみつわのおみないほりよりはひいての小田に早苗とる見よ　老勾まりて歩行もしがたき嫗によみかけたる趣なり、さてハヒイデは、門より舍屋内に入までの間をはひいり、又はひりと云へる反對にて舍屋内より門へ出る間にいへりときこゆ　とたゞにみつわとよまれたるをもおもふべし、古事記に倭建命の御言に吾足如三重勾而甚疲とあるも御足の腫れたるを譬へ給へるにて、體狀はことなれど三重としも詔へるに此三勾と云へるおもむきのおのづから似通ひてきこゆ、さて腰の二重に

なるとは今の世にもいふ言にて夫木抄の歌に、「おいらくの腰二重なる身なれとも卯杖をつきて若菜をそつむ、大鏡に、此媄いといたう老てふたへにてゐたりなどもみえたり、然二重といへるなどにつけても身體の三に析れかゞみたる形容を三勾と云けむ事おもひ合すべし　此頃下總の佐倉わたりの民の老たるが、ものがたりせる言の中に、おのれ年老たれどいまだ足腰の三に折るゝばかりにもあらずといへり、これいにしへの言のさまの殘れるにて、三勾ぐむの言の意とおなじ　さてみつわくむみつわくみとは、しか三勾になれるをさし交たるごとき狀に甚しく云へる詞なるべし、又みつわさす又みつわさしと云ふは、さすは氣ざし根ざしなどいふさしとおほかた同じ意にて殆みつわともいふべくなりたる形容をいへるなるべし　みつわくむは、既にしか成極まりたるうへの形容をいへるなり、檜垣嫗が家集においにきはまりて云々、と云ひて歌にみつわくむとよめるをもおもふべし　鴨長明抄に、道因法師が事を九十ばかりになりて耳などもおぼろなりけるにや會の時はことさら講師の座のきはにわけ寄りてわきもとにつとそひ居てみつわさせるすがたに耳をかたぶけつゝ他事なくきゝけるけしきなど等閑の事とは見えざりき、又續世繼の序の文に、みつわさしたる女の杖にかゝりたるが云々もとは都に、もゝとせあまり侍りてそのゝち山城の

種のむさし鐙と云ふものにやあらん、實錄とはさらにおもはれど、盛衰記のもこの輪鐙に乘たるが、遠目には本考のむさしあふみとも見まがへたるにか、またはわがいへる一種のむさしあぶみを、そのまゝ住處のよせあれば、ひき出たるにかと二やうにおもふも、その尾につきて例のおしはかりになむ。木原楯臣」

所藏の名等も忘れたり

○みつわくむ　みつわさす

みづわくむといふ詞のふるき書に見えたるは檜垣嫗の歌なるぞ始なるべき、其は清輔朝臣の袋草紙に肥後國遊君檜垣老後落魄者也家集云おいにきはまりて此おいに云々の詞、袋草紙普通本に脫たるを、一本によりて取れり、このほかにも本どもに互に寫誤あり、又この文を後撰集正義に清輔卿記に云とて引れたるにも、またいさゝか異なる處あり、これかれ挍へて、其よしとおもはるゝかたに據りて訂して引りすみ所もなくなりて手づから水くむほどになりて桶ひきさげて出るにしも、國のかみ神拜に正義に引れたるには神詣にとあり出給ふ道にさしあひたればめざとなるもの見つけていかでかかくはと見とがむればかみ何ぞと問ければ名高き檜垣なりと人の云けるをきゝてよびいづれば、はづかしけれどかくれ所もなきに思ひ佗て桶さしをきてゐればいかでなどかくは成しぞとあるに、老はてゝかしらの髮も白川のみづはくむまでなりにけるかな、白河は件の所にある河の名なり、如二後撰一大貳興範にあひて詠と云々と見えたり此文今世にある檜垣嫗家集なるは寫誤ありと見えたれば、袋草紙に引れたるをとれり、さて其家集にはおいにきはめてすみかもなくなりて、手づから水くむきはになりて、桶をひきさげて出るにしも、國のかみしばし出らるゝ道にさしあひて、めかどなるもの見つけてなどかくはなど見とがむるに、名高きひがきなりと人のいへば、はたかくるゝによびいづ、はづかしけれどかくれ所もなくて桶をきしにおきてゐたれば、いかでなどかくはありしぞあはれなどあれば、思わびて歌二句、かしらの髮はとあり

後撰集雜三には、つくしの白川といふ所に住侍りけるにまへより大貳藤原興範朝臣のまかりたるついでに水たべんとてうちよりてこひ侍りければ、水をもて出てよみ侍りけるひがきの嫗、「年ふればわが黑髮も白川のみづはくむまでなりにけるかな、として載られたり五の句、普通本には老にけるかなとあれど、今は正義に擧られたるに據れり、さて家集に國のかみといへるは、この大貳の事をいへるなるべし、又家集の詞書の趣、歌詞の此集と異なるところあるは、撰者のとり直されたるものなるべし、さて大和物語にも此件の事を記して云、筑紫にありける繪垣の御といひけるは、いとらうありてをかしくて世をへけるものになむありける、年月かくてありわたりけるを、純友がさわぎにあひて家もやけ亡び、ものゝぐもみなとられはてゝ、いといみじうなりにけり、かゝりともしらで野大貳好古、うてのつかひにくだり給ひて、それが家の有しわたりをたづねてひがきのごといひけむ人に、いかであはん、いづくにかすむらんとのたまへば、このわたりになむすみ侍りしなど、ともなる人もいひけり、あはれかゝるさわぎに、いかに成にけん尋てしがなとのたまひけるほどに、かしら白きおうなの水くめるなんまへより、あやしきやうなる家に入ける、ある人ありてこれな

餘鞍准レ之この鞍も馬具をすべて稱へり　とあるに據りて考るに、當昔鐙靼と云へるは牛皮の單なるを長三尺廣一寸五分ばかり造りて鐙を懸るものなり　其は鐙靼の料の皮一條の廣三寸とあるを、竪に截ちて二條として左右の鐙靼とすべきなり　力革はその鐙靼に鐙をかけて踏むに、其單なる皮の力の堪へずして斷えむ事を恐れて其表に復一條の同じ皮の廣一寸五分ばかりなるを同じ樣に造りて鐙靼に重ね懸て力を助るものなるが故に力革と云ふなるべし　其は力革料の皮の廣一寸五分なるを截ちて二條とす、さて此鞍具の作工單七十一人の中靼一人とあるは、鐙靼逆靼をかれていへるなり○同式の件の前條に、造御鞍一具料の中には牛革四條各長四尺已下二尺四寸已上廣三寸已下一寸已上鐙靼并力革料と載りて、寸尺を一に定られざるは、御體に合へて造る故なるべく、又革四條とあるは、御物なるが故に鐙靼力革をば別に一雙づゝ儲を造り置る定りにて、其料もこもれるなるべし、さて又御物の方には牛革と革字を用ひ凡てのには皮字を書れたるは、御物には革を用ひられ、凡ては熟ざる毛皮にて造りたるなるべし、式中皮革の字の用ひざま其差別ありと通ゆ　保元物語半井本に源爲朝の弓射たるさまを記せる文に、景義が膝節を片手切に射切鐙の力革みづを皮馬の折骨二つを射切馬のあなたへ徹りて門柱にぞ立たりけると云へるをもて相證して明なり　但し此事を京師本杉原本には、景義が妻手の膝節片手切にふつと射切て鐙の力革、みづをがれ、馬のをりぼれ五枚、さつときれて矢は後へ洞つて大地に立と記し、義經記に、長崎太郎が女手の鐙の草摺半枚かけて膝の口鐙のみづをがれ、馬のをりぼれ五枚、かけて切付たりと記せるも同じ趣ながら、力皮の事をばいはでみづをがれといへるは力皮ごめになほ尖くいへる文なり　かくて後の世の製は多くは簡きて鐙靼と逆靼とを相兼て革を二重に縫合せて用ふる事となりて、そをもはら力革と稱ひならへり　後世は下さまといへど、いはゆる力革に革を用ふる事となりたり、中昔よりの書どもに、赤革の力革、白滑の力革、或は色糸縫力革など稱へる事も見えたり、鎌倉年中行事に、公方樣云々、播磨皮の白き力革金具摺をば黑皮にてくけらる、管領同奉公衆諸大名云々、播磨皮白き力革金具摺色皮にてくけらるなども見えたり、金具摺とは力革に別にふくらかに縫たる革を付て、鐙の鉸具頭を覆ふものにて、今いふ巾着皮の類なるべし、古は鐙靼の表に力革を懸たる故、鉸具も其裏になりて直に脚に當る事無きを、後の製になりては鉸具脚に當る故にしか鉸具摺を付添る事とはなりたるなり、さて又治承四年五月四日玉海に、右近府荒手結の騎射物具の條に、鞍廿具橋鐙黑漆熊皮切付有力革無下鞍とみえたり、有力革とは、そのかみなまめきたる儀式の時には、みづをばかりをも用ひたりけむを、さては騎射には危ぶければ、力革をもかけたるが故に、ことさらに有力革とことわり記されたるなり、また無下鞍とは、下鞍は儀式などの裝にはうるはしけれど、騎射には無きが鞍下輕くてよかるべきなり、この二種の有無につきてかたみにおもひ合すれば、ます〳〵おぼつかなからず　故今の世には鐙靼と力革との差別まぎらはしくなりたるものとこそおもはるれ

〔本文に引れたる重忠がむさしあぶみに乘たると、又こゝに引れたる南向茶話にむさしあぶみ云々、といへるによりておもふに、安齋翁の鐙の品類をあげて、こはいづくいかなる工がなりこれによりてかゝるさまもいできぬなどゝ、あまたかきつとへられたる一卷あり、（題はあらされば私に鐙品類とす）、此卷のしりへに、畠山重忠がなりとてかゝる唐鞍たつ鐙をのせられたり、これ則一

上總鞦も盛衰記にはじめて見えたり　そのかみ武藏に鐙工の多かりけるが、おのづから名高くなりたるものなるべし、伊勢物語は古より世人のあまねく知れるものなるにそれにむさし鐙とあるに耳なれてことにその名の高くなりたるにあはせて、旅行などに用ふるむさし鐙の名はつひにかくれゆきはた其を用ふる事も漸に絶たるが、たまたま片田舎に其名とともに用ひさまの遺れるにぞあるべき　盛衰記に、重忠は祖より武藏の住人なる由上條にいひ、此下文にも武藏へ歸りたる由記せり、其國産の名高きをおもひて記者の文をかざりて武藏鐙と書たるものなり、打見にそれと見ゆばかり異なる造りざまの鐙には非ざるべし、すべて軍物語にいへる兵器などの色目は、其書記せる時のものをもて文のかざりとせるが多ければ、其心しらひして見るべきなり、今擧たる此重忠の軍裝の上文に、赤地の錦の直垂に火威の甲に、蝶のすそ金物をぞ打たりける、白星の冑に廿四差たる鵠の羽のやなぐひ筈高に取てつけ、紅の縨懸薄緑と云太刀の三尺五寸なるに、虎の皮の尻鞘入てぞ帶たりける、青葦毛の馬に中は金覆輪、耳は白覆輪の鞍を置といへるが如きこれなり、さて今江戸に武藏鐙といふ鐙工ありて、それが家の系譜なりとてはかなく記たる書あり、今そのしるせるおもむきはとりすべていはば、古武藏國足立郡浦和宿の近郷芝村と云ふ所に武藏鐙と云ふ鐙工ありき、三四百年ばかり代々其業を繼て住たりけるが、寛正年中同郡箕田村に移り住けり、其頃金子重郎家忠が裔に金子助左衛門家昌といふが其弟子となりて武藏鐙作る事を業とす、此家昌天正十年に沒といひて其子孫代々其業を繼ぎて今に至れりとて其名を系り記せり、家祖の事は信がたきがうへに寛正のころ家昌といへるが、その鐙工の弟子となりて天正十年に沒といへるはことに信がたし、いはゆる寛正年中より天正十年までは百二十年ばかり經たれば、年歴のほどかなはざるものをや、されど此鐙工の流を武藏鐙と稱ひ繼ぎ來れる事はさも有べし、沼田光兼の鞍工の口傳書といふものに、武藏鐙は幅狹く形すぼく、如何にも木厚なり柳葉深し大かた美頭がねすかしぬくなり云々、貞泰はむさし鐙の少し手薄きものなりと見えたり、鞍鐙工記に據りて按るに、光兼は伊勢貞泰が弟子なり、貞泰は延德より永正の頃まで其を業とせる由見えたり、また寛延の頃著たる南向茶話といふ書に、武藏の高麗郡の事をいへる條に、此郡の人々の物語に所の鎭守高麗の神と號ず、彼國より持來れる所の兵器を以て神寶とする由承及候、又武藏鐙の事伊勢物語の歌にも相見え候、承傳候處上古鐙の製は兩方へ相續き中華の鐙の製に似たり、當國よりたゞ今相用候を製し出せり、其故に歌にも片おもひなる意ありと云其鐙製作の工人代々傳り近代胄を製作せし早乙女と申たる此末葉にて候由、近き頃までも其住邊には其末葉有之候と古老の物語也、と記せり、今按に此高麗郡は續日本紀に、靈龜二年五月以駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國高麗人千七百九十九人遷武藏國始置高麗郡焉と見えたれば、鎭守を高麗神と稱び彼國より持來れる兵器を神寶とせりといへるは然もありぬべし、さてしか高麗人のみ集り居れる郷なれば、馬具などもから風にものして鐙も其風のさまをこそ製りも出しけめ、されどさるからざまなるは漸に行はれざる世となるまゝに尋常の鐙を製り出せる事となりぬるを、かへさまに意得たがへたる傳説なるべし、但し歌にも片おもひなる意ありなどいへるは、論ふにもたらぬ謾説にて、さらに東田舎の傳説とはおもはれず、近き世に誹諧人など云へる輩のさいまくれごとしてきかせたるをまことゝおもひて語傳へたるものとぞきこえたる　しかれば伊勢物語等に見えたるむさしあぶみと混におもふべからず

因に云みづを皮と力皮の差別を考ふるに、和名抄に楊氏漢語抄云鐙靻美豆平下音祖一云鞍靳音斤去聲また楊氏漢語抄云逆靻知賀良加波一云逆靳と見えたり、そを馬寮式造ニ女鞍一具ニ料の中にこゝに鞍とあるは馬具を總て稱へり牛皮一條長三尺廣三寸鐙靻料」牛皮一條長三尺廣一寸五分力革料」云々

古摸鐙鞓

鉸具　鐙ある或ニ川をつひとといふ

さんの但しミつを金　ともつをさんかといふ

鐙鞓（ミツヲ）

穴（ミツ）

今案むさし鐙概摸

䌫翁の志ふくめたるむさし鐙の摸

してよのつれの修行僧どもの回國するに等しきさまにものし給びたりければ、驛馬などをやとひてむさしあぶみかけて乘給ひたりけるが、野の名に打あひたるがをかしとて興じ給へるにや、但しその旅行し給へるは文明十九年の事なり、そのかみなほさだかにむさし鐙といふものを用ひたりつるにか、いさゝかおぼつかなきここちす、たゞむさし野のよせによみ給へるにてもあるべければ、うけばりたる證にはとりがたし、また石山緣起當麻曼陀羅緣起の古畫卷に、田舍人のものへ行さまにて馬に乘たるところをかきたるに尋常の鞍置て繩をわなに垂て足踏とし、差繩を手綱にとりたる狀を畫きたり、こは今も田舍にて荷鞍置たるにも、又肌脊にても、繩鐙といひてさる趣にものするなり、されど遠き旅行などにはさては足たゆくなりて休まりがたかるめるを、おのれがいふむさしあぶみは今の世にから尻とて乘るごとく、鞍橋に尻うたげて足を馬の脊みれの前ざまにさしのべて、かこに踏入て乘たるべければかの畫どもに見えたる繩鐙とはことなり

附考

新猿樂記庭訓往來などに上總鞦武藏鐙など雙べ記せる武藏鐙は尋常の鐙なり、そは武藏にて作れる名產にて源平盛衰記（小坪合戰の下）に畠山重忠が軍裝を言擧して青葦毛の馬に云々、もえ立ばかりの厚ぶさのしりがいかけむさし鐙に重藤の弓のまむ中取てあゆませ出づ、と書たるもそれなり（民部式交易雜物の中、このほか式中に、件の二品を載られず、）

其むさし鐙のごとく君はいづれの馬に乗給へばにか約（チギ）りし鐙を蹈違へ給へる事よと云へるにて、裏の意は蹈に書を兼て男の逢ふべき期を書にて約り置つるに違へたるを怨みたるなるべし（大江千里句題和歌の追加に、あづまにまかる人に鐙をやるとて、「あづまぢにへだてはつともむさしあふみふみたがふなと思ひてぞやる」、と見えたる歌も似たるこゝろばえにきこゆ、又加茂保憲女集に、たなばたの契れる月日を侍て云々、むさしあぶみはじめはうつしひとはおのが心のみじかきをもちて千とせとちぎり數しらぬ言の葉をかはせば云々、と見えたり、此集すべて文詞つたなげにて何事とも通えがたき所少からぬが、此むさしあぶみ云々は殊にきこえがたきを、しひておしはかるに、かのあまたにかくるむさしあぶみとよめる意に似たりげにもきこゆれど、全くとほりてもきこえがたし、又伊勢物語のむさし鐙の段をふまへたる文詞なるにか、なほ考ふべし）かくて伊勢物語に、むかし武藏なる男京なる女のもとにきこゆれば恥かしきこえねばくるしと書てうはがきにむさしあぶみとのみかきてやりてのちおともせずなりにければ、京より女、むさしあぶみさすがにかけてたのむにはとはぬもつらしとふもうるさし云々、と云へるそのむさしあぶみとうはがきせる意は男東國にさすらひて武藏田舍に旅住して鄙びて在る由を國の名に言かよひて しかも 鄙びたる むさしあぶみを とりいで、さてあぶみといふに逢身といふ意をもふくめてされば みたるなり、 かくて後男音信もせずなりにければ女の方より云々と歌をよみかけたるなり、歌の意は、さきにむさしあぶみと書ておこせ給ひつるが其むさし鐙と云ふは尋常なるとは異樣にてさすがばかりをかけてのるものなれば危ふくおもはる、を、夫が心も其ごとくに危ふくはおもはるれどさすがに末かけてたのむ心にはとはれねばつらく、又とはれなばなか〳〵に例のまめならぬ心きはの見えなどしてうるさき事のいでくめればかにかくに物おもひのせらる、よとさきに男の書に聞ゆれば恥かしきこえねばくるしといへるにあらかひたるにて、歌の趣はかのむさしあぶみといひおこせたるを據にして深き情をふくめてたくみによみなしたるものとぞきこえたる（此歌につけたる文に、とあるを見てなむたへがたきこゝちしける、とへばいふ、とはればうらむむさしあぶみかゝるをりにや人はしぬらむ、とあり此男の返歌の、むさしあぶみは始よりの贈答の趣によりてむさし鐙をおのれが事として、さて鐙の縁もてかゝるといひかけたるなり）これかれおもひ合せてむさし鐙のさまをおしはかり知るべし

なをこの一章をつら〳〵によみあぢはふべし、また聖護院道興准后の回國雜記に、武藏野に出て云々、此野より歸るとて馬上にて或同行に申かけける乘駒に、むさし鐙をかけぬればさすがに名ある野にもなづまずとよみ給へり准后の此度の旅行は、いたくやつ

也此間云加古、と見ゆ、加古は鉸具の字音より轉れる言なるべし、今さて後の鐙の製は鉸具を鐙の頭に作り屬て其處を鉸具頭と云ふ、訛りてかく頭とも云ふ、又高頭ともいふを今訛りてたこ頭とも云へり、又今世馬に乘て進むる術に鐙にて敲つをかくを入る、かくを當つなど云ふ鉸具より出たる言なり、又奥の南部わたりの馬飼等は、鐙の事をすべてかことといふとぞ、さて鉸具頭に屬たるからくりの釘をさすがといふは革の穴へ挿入て鬪る義なるべく、又の名をみづを金ともいふはかの鐙靼の穴へ挿入るゝ義なるべし、保元物語京師本杉原本に、爲朝の弓射たる趣を記して、景義が妻手の膝節片手切にふつと射切て鐙のみつをがれ、馬のをりぼれ五枚さつときれて矢は後へ洞つて大地に立、義經記に、權守兼房討死の條に、長崎太郎が女手の鐙の草摺半枚かけて膝の口鐙のみづをがれ、馬のをりぼれ五枚かけて切付たりなど見えたるこれなり、さて又みづをとは鐙のさすがを挿入べき穴の在るによりたる名なり、又運歩色葉集に、小笠原宗信の記を引て鐙名所とて擧たる中に、かことは上の丸き所、さすがとは分革入所の金と見え、又小笠原家記の大雙紙といふ書に、水尾金の下をばかくと云なり云々、又高頭をもかくといふなり、みどうがれ同じ事なり、今はびどうがれ、びじよがゐなどいふなり云々、鐙の力革かくるところを今みどうがれといへど、是はわろし、さすがといふが善しなど見えたり、これらは後世樣の鐙につきて云へる事ながら、猶古を考ふる證ともすべければ因に引出て注せるなり

むさし鐙は上にいへるごとく旅行などの料にて尋常の鐙とは樣かはりてかの鉸具の屬たる鐙靼のいたく短き樣なるものをつくりて、尋常の鐙の頭に掛るべき處の折れ逆りて在る處へ足を蹈懸くべく製りてさて太き繩にまれ當胸などの如き糸の組にまれ前の鞍橋（クラボネ）の左より右の鞍橋へかの田舍翁がせし如く馬の胸前をさし廻し結ひかためてそれに彼足踏を懸て足を踏入て在るべくしたるごときものなりけむ、拾玉集加茂法樂百首雜に、「東路や毛深き馬に沓かけて我行膝もおほれかちなる、とある歌も今云ふごとき製の足踏に沓をふみかけて乘れる由と聞ゆ尋常の鐙ならむには、さはよむべきにあらず また夫木抄に載たる文永四年歌合に爲家卿の歌に、かこ川を題にて、「旅人の駒うち渡すむさし鐙た、名そかくる加古の川波、とよみ給へる考合さる、事あり、此歌の意を按ふに旅人の馬にて加古川を渡るを見るにむさし鐙を懸たり、そは尋常の鐙ならねば名は鐙といへど實は鉸具の革なれば所の名に打あひて加古の川波をかけたりと云ひなすべきものぞとざればみてよみ給へりと聞え、また同書に六帖題にて、「打わたす宮の瀨川の瀨をはやみむさしあふみはさすかぬれつゝ、と云ふ歌見えてこれも旅のさまをよめりと聞ゆるに、むさし鐙はさすがの濡るよしよめるをもおもひ合すべし、又六帖に因香内侍の歌に 作者部類に、典侍藤因香朝臣 藤氏系譜内大臣高藤女貞觀平人「さためなくあまたにかくるむさしあふみいかにのれはかふみはたかふる、といふ歌見えたり、此歌の意はむさしあぶみは驛に儲置ていづれの馬の料とも定なくあまたに懸るものなるが 上に引注せる廐牧令の文をもおもひ合すべし

とは異にて、こゝにいへる鞍鐙のおもむきに製りたるものなりけむ名義むさしとは胸さしの約まれる言なるべし、國造本紀に國名の武藏を胸刺と書るもおのづから似かよひてきこゆさしはさすの用言にて繩もて馬を御むる上に云ふ言なり古書どもに馬具に差繩といへるもの見え、今の世にも常用ふるものなり兵家に六指繩とて當胸の絕たらむ時の儲にする繩のあるも胸さしの義なるべし〔廣臣云このむさし鐙の御考ことにめづらしく可奉從御說にて上にも申せる如く朝鮮鐙のさまのある所のかはるまでなりと思ひ侍りてその御說のおむかしさに一日小林仲弘に物語けるにいとうよろこびていへるはおのれつねに旅行ごとに海道にて三度飛脚といふいやしきものが荷から尻の上にまたがりて右の鞍つぼ穴の傍に細引をつなぎ馬の胸の前より又左の鞍つぼの穴にむすびつけて其細引に兩足をかけて馬上にねぶり行るさまを見るになれたる事とは云ながら聊もあやうき事なしつね馬にのりてねぶり行んと思ふにつねの鐙にては足にちから入てねぶりがたし遠行する時などはかの朝鮮鐙と云ものを皮して作り馬上にねぶり行んと思ふにいまだ製せす此說を承るにます／＼其事をしれりと答へきされば御說の旅行料にて尋常の鐙とは様かはれりとの御考ことにをかしく承りはべりぬされば御說の如くむさしあぶみのむさしは國のむさしにてはなく胸刺の御考ことによろしかるべし〕さてしか考出たる事は古歌どもに據りて證とすべくおもはる、推はかり說のあるをそはまづ古樣の鐙の事を辨へ置て次々に說ふべし、古の鐙の樣は鐙靼とて單の皮一條の片方の端に鉸具を屬け片方の末には穴を穿て鉸具のさすがを挿すべく造りたるを其穴の在る方を馬副として鞍の由木の孔の外より通し鐙の頭の輪へ引懸け上ざまに引上げて鉸具にて閼むるなり、但しその鐙靼の下の穴より上のかたへ一寸ばかり隔て穴二ッ三ッばかり穿たるは乘人の脚に叶へて延べも縮もすべきためなり、かくて其鐙靼の上に又逆靼とて單皮一條を懸て助とす後世には、此鐙靼逆靼相兼て革を二重に縫合せ用ふる事となりて、其を力革といふ事となれるなり、此事はなほ下にいふべしさて其鉸具といふは鐙靼に屬けたる金具の惣名にてみづを金といふ、其下の方に釘をからくりに作り屬けたる者ありてさすがといふこれなり、其さすがをみづをの穴へ挿入て鐙の落ざる樣に閼むる者なるを和名抄鞍馬具に、逆靼知賀良加波また鐙靼美豆乎、保元物語一本にみつを皮ともいへるこれなり、鉸具は和名抄に腰帶及鞍具以銅屬革

給ひたりし趣をしか〳〵と記しおけり、貞樹も前年都に上りてある公家さまにまみえまつりける時かの御鏡の事しか〳〵と問ひまゐらせけるに誠に然なりとの給ひき、然ればかの卿の鈴の形のマユに似たりとの給へるにあはせておもへばマユもサナギも同じ形なればそれすなはち古にいはゆるサナギにて蠶の巢は其に似たるによりて名づけたるもの成べしといへり、まことにいわれたる證正しき考にて古のサナギの形かくてぞ明らかなるあなめでた

○むさしあふみ

文政五年の八月下野の那須へゆあみむとて出立ける道のほどの事なりけり、すでにその國にいたりて大田原のすぐより北ざまにわかれ小道に入りて毛野のはたちと云ふわたりを過て高林といふ里にて馬をやとひてからじりと云にのる、そは荷鞍おきたる上にあらごも敷きたるなり、もとより鐙なければ足をば脊みぬの左右へさげてぞある、ぬかり道ところどころありてあがきあぶなすに下げたる足いとたゆくて苦しかりければ口とれる翁のなゝそぢばかりにみゆるにかくといへばさあんべいむさしあふみかけて參らせむといふをいかにするにかと思ふに、ありあふ藁繩を二あひによりあはせて前の鞍ぼねの下ざまにつきたる竪木の右のつめにゆひつけて少し間をおきてむすびとめてさて當胸（ムナガイ）の上ざまの胸さきをさし廻してまた同じおもむきにわなをむすびて左のくらぼねの竪木のつめにゆひかためて、いざたまへ此あぶみに足を入れてふみひらきてよとおしふ、あぶみとは彼のむすびたるわなをいふなりけり、すなはちしかするにいとよし、さてかくするをなぞむさしあぶみとはいふとあなぐりとへばうたてむかしからいへばこそさはいへおれらがなんちふ事かしるべいとこときりてたゞそお〳〵と馬のみ追ひてふたゝびものをだにもいはざりき、そも〳〵むさし鐙は伊勢物語に始て見えて誰も耳なれてはあれどいかなる鐙ぞといふ事は諸説さま〴〵聞えてさだかならぬを此翁がせし事に心とまりてつら〳〵考ふるに、いにしへむさしあぶみといへるに旅路などに行々馬をやとひて荷鞍に乘るときかの翁がせし如く馬の胸さきをさし廻してものする足踏なるべし 廐牧令に、凡諸道須置驛者每三十里置一驛云云、乘具及簑笠等各准所置馬數備之、義解に驛長替代之日馬及鞍具鈌闕並徵前人云々、とある乘具の鞍鐙などは尋常なる

も記せるはうち見たる上より記せるによりて其物實の異なるが如くきこゆるなるべし、かくて其矛には佐奈伎を十口着け賢木には鈴十口を着て佐奈伎の鳴を助る料としたるにて 式の此祭の料物に鈴十口、佐奈伎十口とあるこれなり、然るにそのむれとある矛と賢木を件の式に載られざるは、御巫の自調へて持參る例なりしにか、いづれにも故あることなるべし これすなはちかの着レ鐸之矛の遺式にぞあるべき、然ればあらゆる須受の中にも佐奈伎は天上より傳はれる製のものなるべきを今その形樣だに知られずなりぬるはいとあたらしき事になむありける 佐那伎の伎の清濁、古語拾遺延喜式ともに假字の清濁を分たず書されたれば詳ならず、しばらく清て唱ふべし、さて或人鈴屋翁に鈴のおこりはいかに、又佐那伎は鈴の事歟と問へる答書に鈴のおこり未詳、まづは古語拾遺石屋戸段に鐵鐸の事見えたり、これや始ならむ、さて其古名を佐那伎と云よし記せるは心得ず、鐸は古事記雄畧段の大御歌に奴弖とみえ、又仁德紀に須受とあり、佐奈伎と云物は何にも見えず、故おもふに古語拾遺に著鐸之矛とあるをサナキノホコとよめり、然れば佐奈伎は鐸を着たる矛の名なるを廣成心得あやまりて鐸の古名の由記せるにや、キナキノホコと云ふよしは、ササナギを畧けるなるべし、サヽは鈴と同く鳴る音を云ひ、ナキは草薙などの薙にて鐸を着たる矛もて物を薙けばサヽと鳴る故にサナキの矛と云ふにやと說れたるは、いまだ熟くも考へ得られざりつるほどの說なるべし、また雄畧段とあるは、書紀の顯宗卷に見えたる事なるをこは暗記の誤なり、さて佐那伎と云ふ名は或人の亮鳴の義にて、さやなりと云ふ畧言なりとて釋る說あれど、かなへりともきこえず、然はいへどおのれも未考得す

追つぎて云ふ

武藏國多摩郡阿伎留郷なる松原に坐す阿伎留神社の神司阿留多伎貞樹件の考を見て云く、己が郷わたりにて蠶の繭をつくり畢て其內に別に薄く皮の如き巢を囊につくりて籠りてあるものをサナギといふ、其は繭糸を引きとりて後栢實の形に似て黃ばみ黑み乾び遺りみゆるものこれなり 繭つくり畢て後、絲を引とらずして日を經ればサナギの內に蛆生りて、それが蛾と化りてサナギを脫け繭を嚙破り出て卵を物に產附おきて死去るなり かくて又おのれが祖父貞利が記おけるものゝ中に、享保のころ正親町公通卿江戶にものし給へる時御館に參りてまみえ奉りて物問ひ參らせける時、己が仕奉る神寶の中にいと明き鏡の如くなるもの、巡（メグリ）に孔八ツあくがあり、いかなるものなるにかと問まゐらせければ其見まほしと宣へるまに〳〵やがて立歸りて持參りけるを見給ひて、あなめでたこは大宮內になにがしの御鏡と申すが在るをおのづから其と同じ造りざまなる物なり、巡なるは鈴を着たる孔なり、宮中なるは其鈴よのつねなるとは異ざまにて金を薄く打延て金珠を含て包みたるものにていはゞ繭の形に似たるが、御鏡の巡りに着たり、さて其を鳥居形の臺に寄せ懸置るゝなりおもき御物なればたやすからぬことながら此神寶のために示し給ふ由にてなほこまかにの

別なりしとぞきこえたる、しか考たる由は字彙に鐸大鈴也金鐸 金鈴金舌軍法用レ之木鐸 金鈴木舌文敎用レ之と注しまた鈴字をば似レ鍾而小又有下爲二圓形一者上半裂切出レ聲鋼二銅珠於內一以鳴レ之といへり、漢國にてなべて鈴といへるはおほかた皇國の今の尋常の須受に似たるべく鐸は大きにして裂（サケメ）切間に舌を下て鳴しむるものを云へりと聞えたり、かくて古事記顯宗天皇の段に鐸懸二大殿戸一云々引二鳴其鐸一云々と書され、大御歌に奴弖由良久母（ヌテユラクモ）とあり（例に依るに、奴弖の弖は淸音によむべし）此事を書紀には繩端懸レ鐸云々則鳴レ之天皇遥聞二鐸聲一歌曰云々、奴底喩羅倶慕與（ヌテユラクモヨ）云々と書されたり（例によるに底も淸音）其は記の傳に鐸は奴理氐と訓べし、字鏡に鋠奴利氐（自注に鋠字は心得ず）政事要畧に鐸和訓逢手などあり鈴の大なるを云り鐸字說文に大鈴也と云へるに當れり（自注に、須受は總名にて、其中に大なるを奴理弖とは云なり、故古書に須受をば鈴を書き、奴理弖をば鐸と書て鈴とは書ず）又御歌の奴弖由良久母は鐸瑲々もなり、奴弖は奴理弖の理を省ける名なりと說はれたるが如し、なほいはゞ上に引たる書紀の鐸字の古訓にヌリテ左傍にスゞと見え、類聚名義抄に鐸ヌリテ、オホ爪々と訓みまた垂仁紀なる鐸石別命の鐸石を古訓にヌテシ左傍にヌリテイハともよめり、古く鐸字をヌテともよめりこれらをも證とすべし（但御名はヌテシとよむべきなり、さて式に河內國に鐸比古神社、鐸比賣神社あり、此唱いま詳ならず、また但馬國に佐嚢神社あり、此唱も今詳ならねど、色葉字類抄にサナキと訓り、鐸に由あるにか、これら後の考の料に注しそへつ）また崇峻紀に白膠木此云二奴利泥一とあるを和名抄には沼天（ヌテ）とよめり、須受に云ふ奴理弖を奴弖とも云ふと同例なり、今これかれ考合するに佐那伎は奴利氐とは異なる鈴の一種にて鉄をもて大キに爲りたるものなる、を古語拾遺には鐸字を當用ひて銕鐸とも書るなるべし（また古くより然書傳たる書のありけるに據れるにてもあるべし）また鎭魂祭の料物に鈴とあるは、尋常の須受にて、佐奈伎とあるはすなはち古語拾遺に鐸と書て古語佐那伎といへると同物なるべき事決し（然るに、式に鐸字を用ひずして假字書にせられたるは、其物のよくも當りがたく外に當べき字の無かりしなるべし、和名抄に陸詞切韵云鈴似鐘小、揚氏漢語抄云鈴子須々、三禮圖云鐸今鈴其匡以銅爲之とありて、鐸字の訓は注されず）江次第及其傍注兵範記等に鎭魂祭の式を記されたる中に、付レ鈴賢木と見えたるをそのほかの古記どもに合せ考るに御巫その賢木をもて宇氣槽を衝く法あり、然るを薩戒記に引載られたる深山御記には御巫以二桙柄一合二琴笛音一突二槽上一とあるを合せおもふにかの賢木を矛に持添へて宇氣槽を衝く例なりしなるべし、然るに記錄どもに賢木とも桙と

川邊を廻り腰なづむ雪をも蹴はらゝかしてものし給ひ、或は角鷹をさへに遣はして兎狐などを踐起して捕らせ給へば上中下のこゝろもおのづからを、しくおもしろくてげにふさはしきもの、ふの八十とものをその御遊びわざとなむなれりける、鷹經の御序に放鷹の用を贊げて云々との給ひつる趣の後の世のさまにあはせては、なほなまめきておもひたまへらるるはそのかみさるべき御世のさまなりしかばなるべし

こはこの頃ある人の來りて新修鷹經の注をものすとてかたらひあはするにもよほされてひとつふたつ考へあはせたる事のちなみにうちおもへるすさびなり

比古婆衣六の巻終

比古婆衣七の巻

○鐸考

古語拾遺石窟の段に、令下二手置帆負彦狹知二神一云々鎌作中御笠及矛盾上令下三天目一箇神一作中雜刀斧及鐵鐸上（古語佐那伎）其物既備云々、又令下三天鈿女命一云々手持中着レ鐸之矛上而於二石窟戸前一覆二誓槽（ウケ）一云々、相與歌舞と見えたる佐那伎と云ふもの、事を考ふるに延喜四時祭式の鎭魂祭の料物の中に鈴二十口佐奈伎二十口と並載られたるものこれなり、さてその鎭魂祭はこれも古語拾遺に凡鎭魂之儀天鈿女命之遺跡と見えて件の時の例に因れる神事にて佐奈伎をも用ふるによりて載られたるものなり、然るに古事記日本書紀をはじめ古書どもに鐸字を奴利氐に當て用ひたるをおもへば佐奈伎は奴利氐の一名なるにかとおもはるれど然にはあらず、古事記に佐久々斯呂伊須受とあるを傳に古の鈴には種々の形樣ありしとおぼしとて考へ注されたるは然る說にて（本書を見て知るべし）佐奈伎も奴利氐も古の須受の類ながら形樣の異なるにあはせて名も

めて誤寫なるべし、おもふに越前權守の下は大伴宿禰友足とありけるを寫誤れるものなるべし、然おもはるゝ由はまづその大伴の二字は此本書に虫喰などのありて知られざれば其字を空おきたりつるを轉寫の人の心えらひなくて直に書連ねたるものなるべし、自示は宿禰の字の虫喰などのあきてさだかならざりつるを偏傍の見ゆる限りおろ／＼摹しおけるを後に本行に書連ねたるか、又は宿禰の字畫を省き書るにてもあるべし毎にうるさきまで書馴たる字には、然るさまに物すること、他に例あり久は友字の横畫を脱せるなり、迷は足字を草體に足と書るを迷と見あやまりたるものなるべし、さて其友足は後紀に弘仁六年七月丙午朔授二正六位上大伴宿禰友足從五位下一と見え同日右兵衞佐に爲されたる事見えたり、此人次々に官位進みて此位署のごとくなされたりしなるべし後紀は、弘仁七年より以下缺て傳はらざれば、其官途を詳に考ふべきよしなしそも／＼放鷹の遊は、書紀に仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕二異鳥一獻二天皇一曰、臣每張レ網捕レ鳥、未三曾得二是鳥之類一、故奇而獻之、天皇召二酒君一百濟人なり示レ鳥曰、是何鳥矣、酒君對言、此鳥之類多在二百濟一、得馴而能從レ人亦捷飛之掠二諸鳥一、百濟俗號二此鳥一曰二倶知一是今時鷹也○和名抄に鷹蔣魴切韵云鷙鷹鶴總名也和名太加、今按古語云倶知、兩字急讀屈、百濟俗號鷹也、見日本紀私記と注されたり、今按に書紀に應神天皇の皇子に隼總別皇子と申すがおはせり、古事記にも見えて速總別命と書り、仁德天皇の御弟なり此御名は隼に由緣ありし御名なるべし、古事記仁德天皇の御歌に、此皇子の事を「高行也波夜夫佐和氣能云々とよませ給へり、しかれば御父應神天皇の御世すでに隼と號けたる鷙は、人に知られて在りしなり、然れば此時阿弭古は異鳥なりとおもひて獻れるは、和名抄鷹條に、漢語抄云犬鷹於保太加と注されたる鷙にて、今も然いへるこれなるべし、さて件の和名抄の文印本には脫たり、他本どもに依りて引り乃授二酒君一令二養馴一、未二幾時一而得馴、酒君則以二韋緡一着二其足一、以二小鈴一着二其尾一、居二腕上一獻二天皇一是日九月朔日なり幸二百舌野一而遊獵時雌雉多起雉は翼重げにてわづかに遲く飛ものなるが雌雉はことに遲し乃放レ鷹令レ捕獲二數十雉一、是月甫定二鷹甘部一、故時人號二其養鷹之處一曰二鷹甘邑一と見えたるが始にて、御世々々の帝のおもしろき御遊わざとせさせ給ひ、又良人ものするならひなりつるに、後の御世のありさまにしたがひてもはら武士のむねとある人にうつりて小鷹狩はこともなし、はか／＼しく翔りだにえせずて草ぶしする雉鶉などをば、犬をやりて、追出し、列卒と、のへて履立てしめ舊江にすだく葦鴨はことにもあらず、天飛ぶ鳫、雲居行鶴をさへにかたきとはしてはすらをあともひたて、馬よりも徒よりも野越え山越え畔をつたひ

り、こは大炊天皇の御製ながら孝謙天皇讓位給ひながらなほ御政をいろひ給ひみだりに道鏡を寵用ひ給ふ事の甚しき頃なりつるがその乙亥の日より八日に當れる日に天皇を廢し給ひてやがて重祚し給へるをおもひ奉れば、主鷹司を廢て云々し給へるは孝謙天皇の御はからひなりけむ事疑なし、次に光仁天皇の御世御遊獵の事史どもに見えず（御年六十二にて即位し給ひ、七十三年にて崩たまひぬ）次に桓武天皇の御世には度々野の御遊獵の事史どもに記されたり、御鷹獵せさせ給ひしなるべし、然ればこの御世に舊に復して放生司を廢て主鷹司を置せ給ひたるなるべし、次にこの嵯峨天皇の御世に及びて野の御遊獵の事度々史どもに見え弘仁九年に此鷹經をも撰ばせ給へるなり（主鷹の正令史の名署あるをもてすぐに其司を復置れたりし事證なり）かくて同十一年より主鷹司鷹飼二十人、犬三十牙食料、毎月宛二彼司一云々といへる事三代實錄元慶七年七月五日の勅詞に見えたり（令後主鷹司に預れる事の書に見あたりたるは、續記に神龜三年八月壬戌定鷹戸十戸と見えたり、然るに職員令集解に古記云、鷹養戸十七戸、倭、川内、津、右經年毎丁役爲品部免調役と見えて、鷹戸の増してきこゆるは神龜の後の制なるべし、又淳和天皇の御世承和九年七月丁未放棄主鷹司鷹犬及籠中小島と續後記に見えたるは、嵯峨天皇譲位の後崩給ひて御殯のほどの事なりき）○署名の人々の事歷おほかた日本後紀に載られたりけむを當時の年ごろの巻缺て傳はらざればよくは考難けれどこれかれ考合するに巨勢朝臣馬垂は類聚國史に弘仁十年正月丙戌正六位上巨勢朝臣馬垂（垂を乗と書る本あり誤なり）に從五位下を授られたる事みゆ、上野公祖繼は弘仁十三年十一月丁巳正六位上より從五位下に叙されたる事これも同書に見えたり、二品式部卿親王は桓武天皇の皇子葛原親王の御事なり、公卿補任類聚國史を併考るに弘仁元年式部卿、三年兼太宰帥、七年授二一品一と見えたり、冬嗣公の官位は公卿補任を考るに當時かくのごとし、良峯朝臣安世は弘仁五年正月七日從四位下に叙されたること公卿補任に見え、大野朝臣直雄は弘仁元年從四位下の事、類聚國史にみゆ、安倍朝臣男笠、諸本男を易に作るは誤寫なり後紀中處々に男笠と書て弘仁三年の下に從四位下と見えたり、安倍朝臣雄能麻呂は弘仁八年に從四位下に叙されたる事、類聚國史に見えたり、但しかく見出したる中には當時の位階に當らぬもあれど年序によりて位階の次第を推考れば違ひあるまじくおぼゆ、官はもとより史に記し漏されたりげに見ゆるも交れり（然はいへど、官位ともにおのれが見おとせるもありぬべし）かくて最下の列に白示久迷と書る姓名讀がたしきは

たりとて弘仁九年に新修鷹經を鷹所へ出さる別當親王大臣連署して是を天下に弘行せらると記し給へるこれなり、さて件の卷尾の文の内裏の二字諸本脱たり、水戸御本に據りて補ふ、奉の字本どもに拳また擧と作るは誤なり一本によりて訂せり、さて賜レ自二内裏一の下の奉は原本には別行に馬垂の位署の上に書て奉正從六位下云々と署名の列に書たるを混へて連ね書るものなり（別當二品云々と署されたるに同じ）奉は件の内裏より賜へる鷹經の旨を主鷹司の官人の奉る由なり、かくて正は主鷹正にてすなはち馬垂なり、第二列の令史は主鷹令史祖繼なり、帝この道を翫好ませ給へるによりて漢國の鷹經どもに據らせ給ひ（御序文の中に見えたり）又その道の人にも正し合せて大みづから此書を撰たまへるなり、さはあれどかゝるはしたなきことをあらはに御製なりと申すべきにあらざれば次に（一段引はなちて）別當をはじめ名署し給へる君だちはもとより鷹所の曹司に預り給へるによりて此書を下し賜ひ主鷹司の用に備ふべく勅せさせ給へるを弘仁九年五月廿二日賜自内裏と記して下されたるを（嵯峨野物語に、此鷹經を天下に弘行せらると記されたるはいかが、そのかみ凡人の鷹狩する事は禁め給へる事格文どもに見えたり）正馬垂、令史祖繼等の奉れる由をものせるなり（專其職掌に關る文書には、主官の名を除きて分官の名のみ書く例多し、こゝも其例に書るなり）二品式部卿親王以下は鷹曹司を掌りて（嵯峨野物語に、大内には鷹の曹司といふ所に鷹を數連つなぎおかる曹司とは局の儀なり）其事を下し行ひ給へるによりて奥に別當をはじめ某々と名署し給へるなるべし、件の人々の中に阿倍男笠朝臣は類聚國史に、天長三年五月丁卯卒云々、性質素無二才學一、歴二職内外一、不レ聞二善惡一、調レ鷹之道冠二絶衆倫一、また安倍雄能麻呂朝臣天長三年八月丁酉卒云々、初以レ調レ鷹得レ達、無二他才學一、品秩顯要一身之幸也と見えたる人だちなりき（法曹至要抄に、弘仁八年九月己酉の宣旨を載て中納言藤原朝臣冬嗣宣、奉勅、飼鷹者頃年禁斷已久、而今諸人無有公檢、乖制盜養、但仰看督長、嚴令禁察云々、所持之鷹皆進内裏と見えたり、此鷹經を撰給へる前年なり、又大和物語に、ならの帝の御時陸奥國磐手の郡より獻れる鷹いとよき鷹にて、帝いとになくおぼして鷹飼のつかさの大納言に、かの鷹を預け置せ給ふに、大納言あやまりてそらし給へり云々と見えたり）さてまた鷹飼の職は、職員令（兵部省の被管）に主鷹司、正一人、注に掌下調二習鷹犬一事上、令史一人、使部六人、直丁一人、鷹戸、（印本正の次に佑一人と書るは衍なり、諸本ともに無く、集解の本文にもなく、官位令にも無し）又位階は官位令に主鷹正は從六位下階、主鷹令史は少初位下階に當て載られたり（此書の署名を、令條に考ふるに、正馬垂の官位は相當、令史祖繼は正七位上なるが故に行字を加へたるにて合へり）さて令後、續紀に天平寶字八年十月乙亥廢二主鷹司一置二放生司一と見えた

損摩剝ながらよまる、を臨本空踉にしたるもあり、今いさゝか缺畫を塡補て寫せり、そは字體よりも用を主とするが故なり又古本字樣の古體なるを臨本には普通に書なしたる處多かれど一々訂正にたへず、たゞ其奇古なるをのみ訂寫して他の古書に證し見るべき便とす今塋もて滅して直したればうち見には其訂せる處明ならず、又第七葉の左に大和室生寺の印一つ捺たり朱色滅てわづかに油色にまじりてはつ〳〵見ゆるを今朱もて臨摹せり、さてまた古本の標紙に外典書籍目錄室生寺とありまた目錄の後に大宋平王宛云々七緯云々一葉片面九行に記せり臨本には省きたるを今摹し加へつ（天保二年五月八日追記）

○新修鷹經

新修鷹經は嵯峨天皇の御製なるをいまだ其由を記せるものを見ず、さて其御製なる由はまづ其御序に夫鷹者俊鳥也云々故孫行人喩二忠猛於前一、支道林（道字諸本遁と作るは誤なり、今水戸御本によりて訂せり）賞二神俊於後一、朕每務隙不レ廢二翫好一、愛下其隨二指授一以應レ機任二馴擾一以効上レ力、豈同下魯侯之鶂徒費二稻粱一、衞君之鶴空御中華軒上哉、若二乃妖壽快性一、寔有二相法一、調養療治非レ無二厥術一、所以掛二一酌古今一、隨レ類甄別、懼三覽レ之者未レ詳、重復示以二圖像一、勒成二三卷一、名曰二新修鷹經一、斯事雖レ細、可二以喩一レ大、凡厥來者得以觀焉と記し給へり、かくて本文の卷尾に

弘仁九年五月廿二日

賜レ自二
內裏一奉

正從六位下兼行備前權掾勳六等巨勢朝臣馬垂

正七位上行令史兼美作大目上野公祖繼等

別當二品行式部卿親王

中納言兼左近衞大將從三位行春宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣冬嗣

參議左衞門督從四位下兼守右大辨行近江守良峯朝臣安世

從四位下行越前守勳五等大野朝臣直雄

從四位下行美濃權守安倍朝臣男笠

右兵衞督從四位下安倍朝臣雄能麻呂

右近衞中將從四位下兼左中辨越前權守白示久迷

かく署せり、二條良基公の嵯峨野物語に鷹の事を何くれと記されたる中に新修鷹經も弘仁に鷹所に出されたる文なり云々、また嵯峨天皇ことに好ませ給ひ

と同じ、其中に琴操の作者蔡佁喈とあり今本その蔡字蠧損あり喈字を諧とあり又琴法の作者今本越逭耶梨とあるを趙耶梨とあり件の字の差いづれよけむいまだ考へず〔革暦勘文元應三年大外記中原朝臣師緒朝臣勘文中易緯十卷中曾無此文此外有緯哉否雖勘現在書目錄亦無所見〕さて此朝臣の時世事歴は大日本史に藤原佐世式部卿宇合之裔父菅雄民部大輔佐世初爲攝政基經家司、貞觀中對策及第、藤原氏獻レ策始二於佐世一江談抄擧二文章得業生一補二越前大掾一、十四年與二大學頭巨勢文雄一燕二饗勃海使於鴻臚館一、元慶中敘從五位下爲二彈正弼民部少輔一陽成帝始讀二御注孝經一佐世爲二都講一既而進二從五位上一爲二右少辨一、八年遷二大學頭一奏貸二新錢三十貫於左右京職一以二其子錢一充二大學寮學生菜資一、仁和元年奏令云凡學生公私有二禮事一令レ觀二儀式一、又承和十二年宣旨云車駕行幸之日官人引二文章生等一陪從然則朝堂之儀公私之禮節會宴享之日巡狩遊獵之時必須下率二學生一縱觀陪從上而察レ本無二幕幔一臨レ幸多闕諸司例給二二張一領二四百之生徒一非二兩幕之可一レ容望四張以爲二儲備一從之、二年爲二左少辨一遷二式部少輔一三代實錄寛平三年任二陸奧守一兼二大藏少輔一續文粹藤原敦光狀至二從四位下右大辨一、朝野群載昌泰元年卒子文貞對策及第至二文章博士式部大輔正五位上一子後生亦獻レ策爲二文章博士一系圖子孫相繼業レ儒世稱二式家一云々と見えたり、かくて今此書の位署を以て考るに寛平の頃此書を撰たるものなり、但上野權介と爲されたる事はいまだ他書に見あたらず、さて此本誤字少からずされどおほかたは推量りによむべくさらぬは他書どもに考合せても知らるべきなり、又書名の下に間卷數を寫脫せるところあり又某家と題せる下の卷數目錄と合ざるがあり、こはいづれか寫誤れるものなり

文化十三年十二月

此本は己さきに室生寺古本の臨本を得て信近に命せて寫させおけるをこの頃其眞古本を見る事を得たり、すべて經亮のいへるが如し校合するに既に寫したりし本は第三葉の左第四葉の右又第九葉の左第十葉の右おの〳〵其片葉を脫せり、さるははじめ古本を臨せる時二葉づゝ虫食濕溢の爲に粘着合たるが二處ありしを知らで其まゝ寫せるから脫たるものなりけり、かくて臨本に寫脫せる字また寫しあやまれる字ありそは今寫し加へまた寫し訂せり又眞本に蠧

錄河海抄に日本見在書目錄藤原佐世撰大和室生等の印ある古本粘葉一冊書肆が買得せしを見るに五六百年前の古本なり、日本國見在書目錄正五位下行陸奥守兼上野權介藤原佐世奉勅撰とありて部門を立て書目あり、佐世は藤氏の儒士にて宇多醍醐の朝の人なり希代の書なり予寫おかざりしは遺恨なり、といへるを見ていと見まほしくて都がた人にあつらへて年ころたづね求るほど、こたびからくして臨寫本を得て見るにそのかみ世にありし漢籍どもの目錄なりけりいといふかひなきこゝちせらるれどさすがにいにしへのものなれば手のすぢもじのかたちなどさへにこれかれなつかしきかたのなきにしもあらねば、やがて信近に命せてうつさせつ

此書の事書どもに見あたりたるは運歩色葉集（天文十六七年間所撰）幾之部に、記典日本儒道自二吉備大臣一始也或目在二十八ケ條、漢書百卅卷、史記八十卷或百卷、後漢書九十二卷或百卅卷已上三史、文選卅卷、注文選八十卷、魏志卅卷、呉志廿卷、蜀志十五卷、陳書卅卷、隋書八十五卷、唐書二百卷、齊書五十卷、高祖實錄廿卷、貞觀政要十卷、群書治要五十卷、北史九十卷、南史八十卷、修文韓覽三百六十卷、韓花廿卷、說苑初學記廿卷、文集七十二卷、文粹十四卷、帝範二卷、注範二卷、百詠二卷、朗詠二卷、蒙求一卷、唱和集（卷數脫たるか）唐韻一卷、宋韻一卷（已上）經家書、毛詩廿卷、尚書十三卷、禮記廿卷、左傳卅卷、周易十卷（已上五經）周禮十二卷、儀禮十七卷、（已上七經）公羊傳十二卷、穀梁傳十二卷（已上九經）孝經一卷已上十一經、老子經二卷、莊子經廿三卷（已上經家書）記傳法華算道書凡大唐書數十二萬餘卷也、亦云佛經者達二術道一者也則算道之書也（陸奥守藤原佐世注文也）と云へるは此書に依りていへるなり、又國名風土記（此書作者詳ならず卜部家の作れるものと見ゆ）の奥入に見在書目錄云、合四十家始レ自二易家一至二總集家一所在一萬八千八百廿卷或七千九百六十二卷、凡大唐文書數十二萬餘卷也、陸奥守藤原佐世注文也、本云于時至德元年（甲子）九月望書之とあり、此所在卷數今本に脫たり（因に云清乾隆中に開創四庫全書之館と稱ふを作りて集る所の書一萬三千七百二十五種と云へり）また源氏物語若菜下卷の河海抄に樂家廿三部二百七卷藤原佐世撰とあり、此書目にあるを引給へるものなり（在書目錄云とあるべき无きは脫たるなるべし）婦人養草と云書に、藤原佐世日本見在書目錄を撰す樂書二十三部二百七卷と擧て十二部の目錄卷數撰者を載たり、全く此本

かりの老の齡にて此書を書寫し給む事疑なきにはあらねどいとすこやかなる本性におはしたらむにはたえてあるまじきわざにはあらぬを、公夏卿は清水谷權大納言藤原實久卿の男なり、橋本權中納言藤原公國卿の後絕たりじを、此ぬしをもて其家を繼興さしめ給へり、權大納言までに至永正十七年三月六十七歳にて出家し給へるよし見えたるに依りて推考るに應永九年より五十年の後亨德二年の生に當り給へば時世さらに合がたし、然るを應永九年に書る一部の書をかの二卿の筆跡なりとしもいへるはきはめたる謬説にて、かの道風朝臣の手の朗詠集のむかしがたりにひとしといふべし、そはもと劣なき監定家などのなほざり説を信て奥書をさへにものせるはなか〳〵なるものそこなひにてかたはらいたきわざなり、かくて此本は永和二年に云云と奥書せる女房の寫し書の本を應永九年に寫畢たるものにしてめでたき本なり、筆者に詳ならずとすべきなり、さて此增鏡の撰者慥なる書に見あたらず俗には一條冬良公の撰なりと言傳ふめれど公卿補任を按るに公は永正十一年三月廿七日五十一歳にて薨給へれば、永和二年よりは八十餘年應永九年よりは六十餘年の後に當りて寛正五年に生れ給ひたるべければ時世さらに合はざれば信べからず水鏡の古本に、永正九年公の奥書あるがありて、上に擧たるが如し、增鏡も公の寫給へるよし名題ある本のありけるを見て、ふと心得ひがめたる人の說のひろごりたるにはあらざるかさて此書を撰給へる頃はかの古本の奥書に記せる永和二年は此書に書とぢめたる正慶二年の後四十八年に當れり、その間に出來たる書なる事は決し、かくてなほ考るに此書の終のくめのさら山の卷に正慶二年後醍醐天皇隱岐國より還幸の事まで書て「むかしたにしつむ恨を隱岐の海に波立歸る今ぞかしこき、といひ、又大塔宮還俗して將軍の宣旨を蒙り給ひ四條中納言隆資卿の剃髮して身を隱し給ひしも髮を生し給へるよしをいひて、「黑染の色をもかへつつき草のうつれはかはる花の衣に、といふ歌にて筆を絕めたる趣、すなはち其御世にありつる人の心しらひして書るものと見えたり、北朝と定まりて後書たらむには云々の事にて筆をとゞむべきにあらず、なほその御世のころのなべての文のざまにも意をつけて熟くよみあぢはひて悟るべきなり

○見在書目錄を寫して奥に書つけたる梅宮の神主橋本經亮が梅窓筆記に云、日本見在書目

なほのたまへなどすかせば 此つくもかみの物語はいまだしらず、彼世繼が孫が物語といへば大鏡に次て其後の世繼の書なりしなるべし、つくもかみとは伊勢物語に、百年にひとゝせたらぬつくも髪とあるによりて、九十九になれる老女の物語を書とゞめたる趣にものせるなるべし、されど大鏡に次て水鏡あれば、其中間に缺たる御世のなければ大鏡の中に八九十年ばかりこなたの事のもれたるがありしを、補ひたる書にもや有けむ、こはつくも髪と云にてかくは推量りたるなり 老女詞に、いざたゞおろ〳〵見及びしものどもは水鏡といふにや神武天皇の御世よりいとあらゝかに記せり 水鏡は、神武天皇より仁明天皇までの事をげにいとあらゝかに記せり その次には大鏡文德の古しへより後一條の御門まで侍しにや 大鏡の事は、前に事わけて考記せるがごとし 又世繼とか四十帖のさうしには延喜より堀河の先帝まではすこしこまやかなる この世繼とは、榮花物語ともいふ、此書の事もこと別て前に考記せるがごとし 又なにがしのおとゞの書給へりとき、侍りし今鏡には、後一條より高倉院までありしなめり 今鏡は、一名續世繼といふ、これも事別て前に記せり まことやいや世繼は隆信朝臣の後鳥羽院の御くらゐの御ほどまでをしるしたりとぞ見え侍りし 書籍目錄に、彌世繼二卷とあり、此書今世にある事をきかず、絶たるにや、隆信朝臣は作者部類四位の部に、藤原隆信 長門守爲經子至壽永二年正治二御 百首詠之とありて、千載集を始にて十一代の作者なり、時代よく合へり此主なるべし 其後の事なむいとおぼつかなくなりにけり、おぼへ給へらむ所々にてもの給へ云々などかたらへば、老女詞そのかみの事はいみじうたど〳〵しければ云々、たえ〳〵にすこしなむ云々、かの古きことばにはなぞらへ給ふまじうなんとて 古き詞とは上に云る世繼の書どもなり およそおろかなる心やみえむます鏡古き姿にたちはおよばで云々、問者さらば今のたまはむ事をもまた書記して 此書記せるが增鏡なり かの昔のおもかげにひとしからむとこそはおぼすめれといらへて、今もまた昔をかけばます鏡ふりぬる世々のあとにかさねむ

或人の藏てる增鏡古寫本の奥書に

永和二年卯月十五日

この本女房のうつしかきにて侍を、其まゝうつし侍る程に如法ふしんなることゞも侍りいとゞ僻書もおほく侍らん、よき本をたづねてしづかになをし侍べし（應永九年六月三日うつしおはりぬ）

書ぬしその本をもて活字本に比校せる奥書に、古本分三二卷一上卷小倉大納言實名卿中下二卷橋本大納言公夏公眞跡也云二筆者一云二奥書一世所レ傳者可レ疑、と記せり、今按るに件の筆者のさだめいと疑はし、そは公卿補任を按るに上卷を書給へりといへる實名卿は 小倉權中納言藤原公脩卿の男、前名は季保權大納言までに至 奥書に見えたる應永九年に八十八歳にて出家し九十歳にて薨給へり、さば

一位源雅行卿女とある御事なり雅行卿は、尊卑分脈仁和御後に、庭田大納言源重賢卿男正二位權大納言までに至り給へり南御所とは、大慈光院の別號と聞えたり、妙善院殿とは母儀の法名にもやあらむ〔清臣按、妙善院殿は尊卑分脈に藤内麻呂公の流政光公の譜に男女あまたを擧記せるが中に、女子從一位富子贈相國義政公室義凞公母號妙善院とみえたる御方なれば、大慈光院宮の母儀の法名ならざる事しるし、また予もこの古本水鏡の寫し卷をもたり、それには妙菩院殿と記したれど、後深心院關白藤道嗣公記に妙善院殿云々と記し給へるがあまた見えて、この校本の奥書也、分脈にみえたるみな同じ御方なれば、妙菩院は妙善院の寫誤なる事もまたあきらけし〕卿掌侍の父基綱卿は公卿補任を按るに參議藤原昌家卿男にて從二位中納言までになりて永正元年四月廿三日於二飛州一卒六十四法名常心と見えたり、古槐の槐は三公の異稱ながら打まかせては太政大臣の自稱とし給へる例にて古槐としも稱へるは前太政大臣の異稱ときこえたり、かくて永正九年に前太政大臣にておはしゝは公卿補任に藤原政平公藤原冬良公の二方なり、冬良公は一條禪閤兼良公の二男にて兄敎房公の嗣となりて關白に至り給ひ永正十一年三月廿七日五十一にて薨給へり、後妙花寺と號す此公も父公の御ゆかりに博學有識のきこえおはするにあはせておもふにいはゆる古槐散木とは冬良公の卑下の自稱なるべし散木は、莊子に樗櫟散木といへる文ありて無用の材といふ意なり右に見えたる人々みな永正九年の世に打あひて聞ゆれば此奥書眞に正しき證文とすべきなり

○增鏡

これも序文は寓言なり、大意は或女の二月十五日嵯峨の清涼寺に詣て老尼に逢てそれがむかし語を打聞に記せる趣なり、さて今その問答の言の要を擧てその意を明す、問者の言にさてもいくつにかなり給ふ老女答いざよくも我ながら思ひ給へわかれぬほどになむ百とせにもこよなくあまり侍りぬらむ百とせにもこよなく餘りといへるは、この書後鳥羽院の御世の始より正慶二年後醍醐天皇隱岐國より還幸の事まで百五十年間のことを記せるをもて、其年のほどに合へていへるなり問者詞にかの雲林院の菩提講に參りあへりし翁の言の葉をこそ假名の日本紀にはすめれ大鏡の序に、おほやけの世繼翁といへるをさしていへり又かの世繼がむまごとかいひしつくもがみの物語も、人のもてあつかひぐさになれるは御ありさまのやうなる人にこそ侍りけめ、

世盛の頃より萬壽まで百三十年餘に當れり、賀茂長明の無名抄に古人云假字に物書く事は歌の序は古今假名序をもと丶す日記は大鏡のことさまをならふといひ徒然草に世繼翁の物語壒囊抄に世繼の大鏡といへるも是なり

○水鏡

應永卅三年十一月十六日薩戒記に、下二賜震筆水鏡一帖於予一此抄中山內大臣殿御作也正本紛失而今賜二此御本一頗家寶也可レ秘云々○本朝書籍目錄に、水鏡三卷自二神武一至二仁明一中山內府抄と記せり、この中山內大臣殿と申は忠親公なり公卿補任を按るに建久二年正二位內大臣同五年出家法名靜和同六年三月十二日薨六十五歳と見えたり

此書は大鏡にもとづきて其より上つ御世神武天皇より仁明天皇の御世までの事を記されたり、序文は寓言にて大意は七十三になれる尼の長谷寺に詣で通夜せるに年頃卅四五ばかりなる修行者が去々年の秋葛城山にて仙人に逢けるが萬壽の頃世繼の翁が文德天皇の御世嘉祥三年までの事は語り置たれば、それより上つ御世々々の事をとて語れる由を聞もちて又語れるを、尼が打聞に書付たる趣なり（尼が齡を殊更に七十三と云るは由ありげなれど、よくも考ず、しひて按に、作者忠親公の年ならむかとおもへど此公の享年公卿補任に六十五歳とあるに合はず、尊卑分脈には享年を記されざれば考正すべき由なし、補任の諸本數字互に相誤れるを思へば六は七の誤にて、享年七十五歳ならむには七十三のとき書給へるにや、又序の七十三は六十三の誤ならんか、此書もなべて數字其外にも諸本異同あれば、かくも思はるゝなり、又修行者の卅四五を一本には廿四五とあり、こは其齡の人に書て與へ給へるを、反さまにそれが仙人に聞たる由として、又かへさまにおのれ其仙人となりて語れる趣を下にふくみて寓言せられたるにもやあらん、いづれにも此書の年立にあづかる事とはきこえず）又卷尾にたゞ若くよりかやうの事の心にしみならひて行ひのひまにもすてがたければ我ひとり見むとて書つけ侍りぬ、大鏡の卷も凡夫のしわざなれば佛の大圓鏡智のかゞみにもよもおよび侍らじ、これももし大鏡に思ひよそへ侍らば其かたち正しく見えずともなどか水鏡のほどは侍らざらむとてなむと書修め給へり

古寫本奧書に

校本云　此水鏡申二請大慈光院（南御所）御本一（妙善院殿御物也）借二卿掌侍（古中納言基綱卿女）筆一令二書寫一可二秘藏一也

永正第九後四月十六日　古槐散木判

件の奧書を按ふに大慈光院は紹運錄に後柏原院天皇の皇女に比丘尼大慈光院諱覺有母贈從二位源子贈從

てのみおもひまどひてあるほど、からくして他本を得てよみ合せて見ればしか〳〵とあるたゞ一もじ二もじのうへにてこともなくさだかにきこえたるはいとうれしく心ゆくわざにて、いさごの中にて玉ひろひたらむはなにならじとさへにおもはる、かし、まことやこゝにはいはでもあるべき事をちなみにすゞろごとしてけり

〇大鏡

此書撰者の名を顯はさず序文に匿名を作り寓言して作意を述たるものにしてふと見ては通えがたきをつら〳〵讀考るに文德天皇より今の帝までを十四代と云ひまた嘉祥三年庚午の歲より今歲までは（文德天皇一の御世）百七十六年ばかりにやなりぬらむといひ又仁壽三年雲林院の菩提講に翁の物語せるを記せる由みえたるは撰者の言にて後一條院の御世いはゆる萬壽三年にて其年までの事を述作りと通えて則本文に合へり（又神武天皇より當代まで六十八代といへるも後一條院の御世に當れり）さて其序文の趣をとりすべていはゞ後一條院の御世萬壽三年雲林院の菩提講に翁二人老女一人參り會て文德天皇の嘉祥三年より今年まで帝は十四代年は百七十六年がほどの事を語合ひし由にとりなして書るものなり、さて又其翁一人は時の母后宮の召使おほやけの世繼といふ（世繼とは、もと御世御世の事を語ろうへの詞なるを、こゝなるは其を寓名とせるなり、氏のおほやけは朝家の事なるをかくしてかりにいへるなり、なほ此世繼といふ由の事どもは榮花物語の一名を世繼といふ條にいふべし）貞觀十八年正月十五日の生にて今年百五十歲になれりと稱ひ（年曆を推算ふるに、百五十一年に當るをおほらかにいへる趣なり、さらずは一の字諸本に脫たるか）いま一人の翁は貞信公藏人少將の時小舍人童にて大犬丸といひけるが、元服して夏山の繁樹といひて今年百四十歲になれりと稱ひて此二人の翁の語合ひたる趣を傍なる考女の打ぎゝに書付たるさまにものせるなり、さて其世繼が語に神世また神武天皇より後中間の事は耳とほければたゞ近きほどより申さむといひ、又水鏡序に萬壽の頃ほひ世繼ど申しゝさがしき翁（大鏡におほやけの世繼といへるこれなり）文德天皇より後つかたの事はくらからずきはやかにかきたる由うけ給はる云々、かの嘉祥三年よりさきの事をおろ〳〵申すべしと見えたる萬壽の頃ほひ云々といへるも此大鏡の事なり、されば水鏡はこの書をみて後にこの書にならひて立かへりて前の御世を記せるものなること明なり、さて水鏡の作者中山忠親公は建久六年三月十二日六十五歲にて薨給へり此公の

を新に修撰ひて二卷とし合せて三卷とし給へるものなるべし、然るに今世にある類聚國史に三代實錄の文ある事疑はし、三代實錄は延喜元年八月二日奏進の書にて類聚國史の奏上におくれたる事九年なりしかのみならず道眞公ははじめ三代實錄の撰者となされておはしけるが、延喜元年正月廿五日左降せられ給ひて業を遂給はざりつるよし其序にも記されたるが如し（御傳記にも、三代實錄預編集不遂其業と見えたり）さかればいかにしても類聚國史に三代實錄の文あるべき理なし、故按ふに今世にある類聚國史なる三代實錄の文は後に他人の書加へたる本なるにか、又後人の六國史をもて更に撰たるにてもあるべし、なほおもふに今本の首に神代紀上下卷の全く副ひたるは類聚の要にもかなはずいたづらなるが如し、其は何となく一部の如く副ひて在ける本の世に弘まれるものなるべし（延喜式の首に、歴運記のあるたぐひなるべし、上に擧たるが如く御傳記にも史二百卷目二卷帝王系圖三卷とありて神代紀の事はきこえず）いかにまれ今本は道眞公の修撰ひて奏上り給へるまゝの本にはあるべからず、さはいへど古き修撰の書にて便よき書なるを今世には多く散ほひ佚せて全からぬはいとあたらしき事なり、今は其遺れる本どもをとり集めて他本どもとよく校合せてもはら六國史に校へ讀て國史の誤字脱文を訂す料に用ふべき書にてはあるなり（日本後紀の全く世に在し時記せる書なれば、ことに其ほどの文を撰採るべし、早く日本逸史にもはら採載たれど原本の誤字を訂しあへざりしも少からず、又見殘せる本どもなるは漏たり）但し今世にある類聚國史の中に國史に無き事どもを記せる卷交れり（おのれがみたるは卷十二漁獵卷五十二別勅神階といへる部あり、猶あるべし）いと慢說を書つらねたるものなり、こは類聚國史といへる題名の意をだにわすれたるえせもの、僞作りて本書の缺卷の第幾を假りて加へたるものなる事著るければ論ふにもたらず、然るに近き頃仙石政和ぬし正しき其遺本を撰びて六十一卷とりあつめ他本どもを校正して楷本にはからひて世に弘められつるはめでたきわざになむありけり、されどなほひろく他本どもに校べ見れば又訂さまほしき文のなきにしもあらず、もろこしのなにがしが校レ書如二風葉塵埃一隨掃隨有といへるはまことにさる事にていとわづらはしく堪がたきわざながら、すべて古書は然ものしてよまざればその事實をあやまることのあるならひなりこと、ありてことさらに心をいれてよむ書の中に、おぼつかなき文のありてかしらいたきまでしば〳〵うちかたふかれ

たりし本なるを永正大永の頃逍遙院實隆公の寫給へる本なり（此公天文六年十月八十三歳にて薨給へり）或寫本に兼夏宿禰の名題あるがありて大方この京本とことならず見ゆるがあるは、もと此本を寫たるなるべきを異なる處もあるは互に轉寫の間の差誤なるべし、さて又諸本共に本文中を省略して云々と書る所又叙位の條を畧きて叙位若干人と書る處のあるが此京本もなべて諸本と同じき中にまれ〳〵諸本に畧きたるが此京本にあり、又京本に畧きたるが諸本に在るもあり或は京本に叙位の條又さらぬ文をも畧きて云々と書て其を抹して更に其傍或は別紙に其全文を擧たる所をり〳〵あり、其は始は畧きて寫たれど亦全く寫べく思ひなりての所爲と見ゆ、今校合の間に考ふるに此京本は今世に行はる、印本を始諸本の原本にして他の本どもと異なる所のあるは彼此寫し傳ふるほどに又省畧したるが故なるべし、かくて今在る印本寛文十三年松下見林の跋に以爲二三十年來（推量るに正保の頃より以來の事ときこゆ）世有ニ寫書之商一藏ニ本朝群書一筆耕以爲レ養好レ事者就求レ之商人所レ寫不ニ精詳一云々、遂聚ニ數本一或證ニ類聚國史及諸書一補ニ其闕一正ニ其誤一下ニ雌黃一者不レ可ニ枚擧一云々、といへる事も見えたり、かくて今ある諸本どもに本文を畧きて云々と書たる所の文を古書共に引たるが遺りてあるべきをおさ〳〵見あたらぬをおもへば既くより全本は世に希なりしにや、但し扶桑畧記第廿卷（此卷弘文院印本にも闕たるを、近頃或秘本を借りて寫得たり）元慶四年八月卅日辛亥菅原是善卿薨の條の傳をのせたり、こは三代實錄の今本に云々と書る處の文なり、其は畧記光孝天皇の卷の終に以上三代實錄五十卷抄記レ之とあれば（但し他書をも引加へたれど、此は他の文をいへるなり、本書の引注を見わきまへて知るべし）三代實錄の文なる事疑なし、故己が本に書補へつ、なほ後々古書どもの中にて見あたりたらむには書補へてむ

〇類聚國史

類聚國史修撰の事は菅家御傳記（嘉承元年菅原陳經朝臣勘作）に寛平四年五月十日類聚國史奏上先レ是道眞奉レ勅修撰至レ是功成史二百卷目二卷帝王系圖三卷（菅家文草に、みづから聖主命小臣分類舊史、と書されたるこれなり、また本朝書籍目錄に、類聚國史二百卷菅原御撰）と見えたり、日本紀續日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄の五國史を類聚して修撰給へるなるべし、又帝王系圖三卷は日本紀に副たる系圖一卷に（續紀に、日本紀を奏上られたる事を載られて紀三十卷系圖一卷とあり、系圖とは天皇系圖なるべし、此系圖今世に傳はらず）文武天皇より文德天皇までの系圖

本の奥書にして第五第十一第十五第十八の卷々の奥には正和元年とありて皆抄出と書きて其中に神祇權大副卜部兼夏と題名せる卷あり、此一部みな兼夏宿禰の抄出本なる事决し、但し第一卷の奥に延文元年丙申六月兼豐宿禰修二補之一神祇大副卜部兼豐、」とありて（此事下に云べし）次に一部重修補缺卷書加了正三位行侍從卜部朝臣とあるは兼熈朝臣のことなり（後愚昧記に、永德二年正月十三日神祇權大副卜部朝臣兼熈吉田神主也、彼一流尸賜朝臣）また第七卷の奥に至德三年十月一日抄了從三位神祇大副卜部朝臣兼熈」とあり、此主は兼夏宿禰には孫兼豐宿禰の子なり此卷の欲たりしを此時に寫加へられたるものなるべし、又第一第二第五第六第七第十一第十四第卅二第卅四第卅五第卅七第卅九の卷々の奥書には延文元年丙申六月修補（但し第四十四卷には六月三日修補）とありて正四位上神祇大副卜部兼豐の名題あり（正和元年より四十五年に當れり）此主は兼夏宿禰の子なり、又第五十卷の尾に貞治二年八月三日加二一見一挍合當家之祉本不レ可レ出二閫外一矣とあるは兼豐宿禰の他本を校合せられたる由なり、然るに其中第二卷の奥に延文元年丙申六月日修二補之一（第五十卷の奥に、貞治二年云々とある年より七年）神祇大副卜部兼豐抄了判とあり、抄の字きこえがたし、こは決く校字を寫誂れるものなり、又第一卷の奥に一見了兼被二抄出一了從三位行神祇權大副卜部兼名とあるは此卿一部を通覽してこは祖たちの兼て被二抄出一たる本なりとの意にや又兼夏宿禰被二抄出一了とありしを字を脱せるにてもあるべし、又第一卷の奥に永正十二年九月廿二日於二燈下一書寫了第二卷の奥に永正十二年十月四日書寫了第五卷の奥に永正十二年十一月四日書寫了判逍遙院とあるを始にて一部中廿一卷より次々書寫の年號を記して第四十七卷の奥に大永四年二月卅日了と云まであり（第五卷の奥に記されたる永正十二年より此年まで十年）一部の奥書如此ありて毎卷に年號をば記されざれど、通考るに一部同人の寫せる本なり（正和元年より大永四年まで百六十年あまり）さて又第五卷の奥に逍遙院とあるは三條西内大臣實隆公の法號なり、判とある下に此法號を書たるは自らの書給へるには有べからず後に寫せる人の此公のなりと知る由ありて加筆せるなるべし、さて又すべて毎卷に奥書の備はらざるは元より然ありける歟又轉寫の間に寫おとせるにもあるべし、かくて今通考たる趣をとりすべていはゞ此本は卜部兼夏宿禰の抄出本にて兼豐兼熈の主たちの傳領せられ

の三代相傳と云へるをおしのぼせて考れば、大凡六條高倉の頃の本なるべきを其頃すでに全からざるを思へば其よりや丶前の御代保元平治などの甚しき亂世の頃ほひにかの二令は失たりけるを、史官の人などの惜みて集解三代格要畧等の中より抄出し書集て補ひ置たるものなるべし、但し件の三書今世に在るは缺本なるにかの抄出の文みな在り三書全本ならむにはなほその餘の逸文もあるべきに僅に倉庫令の文たゞ一條のみ今在る三書に見えざるを思へば、かの三書も同じ亂世に缺失てそのかみ大かた今の世に傳れるばかり殘りたりしものなるべし、然るに後の書に法曹至要抄と貴嶺問答に倉庫令の文を唯レ一條づつ引たるは既く要畧に載たれば其より又轉し引たるものなるべし、又關市令義解も吉田某が刻板本には缺たるを其後世に出たり、然るに明和六年尾張人神村正鄰の關市令の考に初條の凡行人云々の一件を論ひて、參ニ諸職員令公式令集解所レ存者ニ有ニ不レ可レ解者六ニ焉疑斷簡之餘爲ニ後人攙入ニ也云々、と辨へてさて今竊擧ニ集解所レ存者ニ以備ニ校讎ニ云とて訂し載たるはあたれる事なりと、既くおもひをりつるに但し條數の合はざる事を辨へざりつるはふと考へもらせるなり今白文本をみるに件の初條正鄰の考訂せる文と全く同じ、正鄰の考まことにめでたし、是をおもふにも書はよく訂してよむべきわざなりかし、さて此白文本をもて予が藏る義解の校本に批校するに本注と義解の文のまぎれ明なり、又すべて字をつ丶しみ寫して誤字脫字などはおさ〳〵見えずいとまれなる好き寫なり、又句讀の點正しく口・口句點口・口讀點かくの如し、又てにをはの訓例云々ナランニハ云々セヨなどつとめて令する詞を用たるなど、その外他本の訓例にまされること多し、かへす〴〵もめでたき本なるをかた木にものして世に弘めてしがなど心のうちにはおもひをり

○三代實錄

三代實錄は印本を始予が得て比校せる諸本みな原は卜部兼夏宿禰の省畧の抄本にして全部の本あるを見ず、今其抄畧せる趣を辨ふべし、さるは佐藤忠滿が或人の京にて得たる本をもて寫傳たるを借りて批校し其京本の奥書を通考するにまづ第一卷の奥書の首に、本云 安貞三二十 五書了校ニ他本ニ了天福二十一二」第二卷の奥に本云安貞三二十校了」、とあるは原

豐公一階、以レ供下奉撰二日本紀一所上也 以類聚國史四本挍訂

○令義解及令集解三代格政事要畧缺本考

此ごろ小山田與淸の購得たる令を借りて檢るに本注ありて義解なし、かくて今其本をもて己が藏る本に比校書傍るにつきてしばらく白文本といふ、さて此本反古の背紙に寫したるものなるが其中に慶長の頃萩原兼從朝臣のならむとさだかにみゆる日記の草稿あり、しかればもと此朝臣の家本なるべくはた寫せる頃もおしはかりつべし、さて白文本に載るところ倉庫醫疾の二令は全文にあらず三代格令集解政事要畧等に載たる文を抄錄せるものにて、近年尾張人河村氏の抄錄して印本にせると合せ見るにその次第こそは異なれ文は全同くして倉庫令の文たゞ一條多きのみなり、さて今此白文本の奥書どもを合せ考るに、大外記淸原敎隆三代相傳の本を以て正元元年より文永二年までの程に金澤侍所北條越後守平實時 法名稱名寺 に傳へたる本なり、但しその中第五巻は少外記淸原俊隆の文永二年閏四月に書寫せる本なり、俊隆は敎隆の子にて關東評定衆となりし人なり、御本日記附注 近藤守重撰 に令義解七巻慶長十九年八月菊亭右大臣晴季公より駿河の御所へ進らせられたる御本なり、其中第一巻の中職員令缺第二巻の中神祇令僧尼令缺第八巻廐牧倉庫醫疾の三令缺第九巻の中假寧喪葬捕亡の三令缺たり、金澤文庫本の寫なり、第一巻の末に正嘉二年五月十日相傳秘說奉レ授二越州使君尊閤一了前三河守淸原とあり、第六巻の末に文應元年八月十六日云々とあり 今本書の文をとりすべて引り 件の御本の奥書白文本の奥書と全く同じ但し御本第一巻の奥書の文は白文本には見えざれど事の趣年號の次第もかなへれば其奥書は白文本に寫しおとせるものなる事決し、しかれば白文本は御本の原書金澤本のさばかり缺ざりしほどに既に世に出たりしを其義解を省きて寫傳たるものなりけり、かくて此本敎隆三代相傳の本と云へれば祖父より傳はりたる本もすでに彼二令缺たりけるを古書どもより抄出して加へおけりしものなり、さてかの二令の文を引載たる政事要畧の撰者惟宗允亮は一條院の頃の人なれば其頃は全かりしなり、集解は要畧に引たれば古き事論なし、かくて要畧より後の書どもにかの二令の文を引たる事の見えざるを思へば早く世に廢たるなるべし其はかの敎隆

非帝制、敕語開聲敎、理歸勸懲、總而書之、以備故實、勒成一十四卷、繫於前史之末、其目如左、臣等學謝研精、詞慙質辨、奉詔淹歲、伏深戰兢、有敕藏于秘府、以三本挍訂

日本後記卷第五曰、延暦十六年二月己巳先是重敕從四位下行民部大輔兼左兵衞督皇太子學士菅野朝臣眞道從五位上守右少辨兼行右兵衞佐丹波守秋篠朝臣安人、外從五位下行大外記兼常陸少掾中科宿禰巨都雄等、撰續日本紀、至是而成、上表曰、臣聞三墳五典上代之風存焉、左言右事、中葉之迹著焉、自茲厥後世有史官、善雖小而必書、惡雖微而無隱、咸能徽烈絢緗、垂百王之龜鏡、炳戒照簡、作千祀之指南、伏惟天皇陛下、德光四乳、道契八眉、握明鏡以總萬機、懷神珠以臨九域、遂使仁被渤海之北、貊種歸心、威振日河之東、毛狄屏息、化前代之未化、臣往帝之不臣、自非魏々威德、孰能與於此也、既而負扆餘間、留神國典、爰敕眞道等、詮次其事、奉揚先業、夫自寶字二年至延暦十年、卌四年廿卷、前年勒成奏上、但初起文武天皇元年歲次丁酉、盡寶字元年丁酉、總六十一年、所有舊案卅卷、語多米鹽、事亦疎漏、前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足刑部卿從四位下淡海眞人三船、刑部大輔從五位上當麻眞人永嗣等、分帙修撰、以繼前記、而因循舊案、竟无刊正、其所上者、唯廿九卷而已、寶字元年之紀、全亡不存、臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補緝缺文、雅論英猷、義關貽謀者、總而載之、細語常事、理非書策者、並從略諸、凡所刊削廿卷、并前九十五年卌卷、始自草稿、迄于斷筆、七年於茲、緗素總畢、其目如別、庶飛英騰茂與二儀而垂風、彰善癉惡、傳萬葉而作鑑、臣等輕以管窺、裁成國史、牽愚歷稔、伏增戰兢、謹以奉進、歸之策符、是日詔曰、天皇詔旨良麻止敕久、菅野眞道朝臣等三人、前日本紀與利以來未修繼在留久年乃御世々々乃行事乎勘搜修成弖續日本紀卅卷進留勞勤美擧美奈毛所念行須故是以冠位擧賜治賜波久敕御命乎聞食止宣、從四位下菅野朝臣眞道授正四位下、從五位上秋篠朝臣安人正五位上、外從五位下中科宿禰巨都雄從五位下、癸酉太政官史生從七位下安部宿禰笠主、式部史生賀茂縣主立長叙位二階、中務史生大初位下勝繼成、民部史生大初位下別公淸成、式部史生無位雀部

ければ、上表には其名を載されど此廿卷の首毎には右大臣從二位兼行皇太子傅中衞大將臣藤原朝臣繼繩等奉勅撰と名題して進れり、さて然ばかり總裁て去年の秋まで世におはし、繼繩公の事を、一言だに表に云はれざりつるはいかなるにかいと足ずぞきこゆる、さて又今度の件の撰者だちの外に、太政官史生安部宿禰笠主、式部史生賀茂縣主立長、中務史生勝繼成、民部史生別公清成、式部史生雀部豊公この撰日本紀所に仕奉れり幷せたる卷數なりさてこの紀前々に撰たるはたゞ國史とのみ稱ていまだ題號定まらず前の延暦十三年の度の表文に、八月癸丑云々等奉勅修國史成詣闕拜表曰云々、有勅藏秘府此度修撰整て上れる四十卷の史をもて續日本紀とは着られたるなりけり、そは日本後紀に延暦十六年二月己巳先レ是重勅ニ云々等一撰ニ續日本紀一至レ是而成上表曰云々、是日詔曰天皇詔旨良麻止勅久菅野眞道等三人前日本紀與利以來未ニ修繼一在留久年乃御世々々乃行事乎勘搜修成弖續日本紀卌卷進留勞乎勤美譽美奈毛所念行須云々とあるをもて知るべし

證文

類聚國史卷第百四十七文部下國史條曰、延暦十三年八月癸丑右大臣從二位兼行皇太子傅中衞大將藤原朝臣繼繩等、奉レ勅修ニ國史一成、詣レ闕拜表曰、臣聞、黃軒御レ暦、沮誦攝ニ其史官一、有周闢レ基、伯陽司ニ其筆削一、故墳典斯闡、歩驟之蹤可レ尋、載籍聿興、勸沮之議允備、曁下平班馬迭レ趣、述ニ實錄於西京一、范謝分レ門、騁中宏詞於東漢上、莫レ不下表レ言旌レ事、播ニ百王之通猷一、昭レ德塞レ違、垂中千祀之炤光上、史籍之用蓋大矣哉、伏惟聖朝紹運騰レ極、貫ニ三才一而君臨、就レ日均レ明、掩ニ八州一而光宅、遠安邇肅、文軌所ニ以大同一、歲稔時和、幽顯於焉禔レ福、可レ謂下英聲冠ニ於胥陛一、懿德跨ニ於勛華一者上焉、而負扆高居、凝旒廣慮、修ニ國史之墜業一、補ニ帝典之缺文一、爰命三臣與ニ正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衞佐伊豫守臣菅野朝臣眞道、少納言從五位下兼侍從守右兵衞佐行丹波介臣秋篠朝臣安人等一、銓ニ次其事一、以繼ニ先典一、若夫襲レ山肇レ基以降、淨御原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之畧、前史著粲然可レ知、降自ニ文武天皇一、訖ニ于聖武皇帝一、記註不レ昧、餘烈存焉、但起レ自ニ寶字一、至ニ于寶龜一、廢帝受レ禪、韞ニ遺風於簡策一、南朝登レ祚、闕ニ茂實於徒誦一、是以故中納言從三位兼兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉レ詔編輯、合成ニ廿卷一、唯存ニ案牘一、類無ニ綱紀一、臣等更奉ニ天敕一、重以討論、芟ニ其蕪穢一、以撮ニ機要一、摭ニ其遺逸一、以補ニ闕漏一、刊ニ彼此之技梧一、矯ニ首尾之差違一、至レ如ニ時節恒事一、各有司存、一切詔詞、非レ可レ爲レ訓、觸レ類而長、其例已多、今之所レ修、並所レ不レ取、若其蕃國入レ朝、

四巻といへるは寶龜八年までの紀なりけるを次に記す延暦十年の度の勅によりて件の二巻をも撰繼しめ給へるものなり、猶この次の延暦十六年の撰の條に論はむを合考て知るべし

また次に同御世延暦の十年に菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣中科巨都雄宿禰に重て詔ありて（この詔ありけるを延暦十年と定めたる證は下に云べし）前朝（光仁天皇）名足等に修撰せさせ給ひたりし文武天皇より孝謙天皇（寶字元年）までの紀（三十巻）をもて因二循舊案一竟無二刊正一とて改撰せさせ給へり、但し其中に寶字元年紀（孝謙天皇の御世の末年）一巻全亡たりけるを新に補撰しまた光仁天皇の寶龜九年より今年（すなはち延暦十年）までの史を新に修撰せしめらる、同十六年二月己巳功成て奏進れり其時の表文に、捜二故實於司存一詢二前聞於舊老一綴二叙殘簡一補二緝缺文一雅論英猷關二貽謀一者總而載レ之、細語常事理非二書策一者並從レ畧レ諸、凡所二刊削一廿巻並レ前九十五年卅巻始自二草創一迄二斷筆一七二年於茲一（當年より七年前、すなはち延暦十年なり、彼年修撰の詔ありしなり）緇素總畢、といへるこれなり、謂ゆる所刊削廿巻とは文武天皇元年より孝謙天皇の御世の盡（カギリ）寶字元年（實は孝謙天皇讓位し給へる同二年七月）まで今度改撰して奏進る由なり、並レ前九十五年とは既に（延暦十三年）撰進たりし大炊天皇の寶字二年（踐祚の八月）より光仁天皇の寶龜八年の紀に同九年より今般の撰の事詔ありつる延暦十年までを盡に新に繼撰て功畢たるにて、此度の表文に自二寶字二年一至二延暦十年一卅四年廿巻前年勅成奏上とある廿巻これなり、但し其中寶字二年（大炊天皇）より寶龜八年（光仁天皇）までの紀は既に延暦十三年に成て獻りし事上に擧たるが如くなるをこゝには其をおしこめて云へる文なり、故その年數を幷せて九十五年とは云へるなり、但しその文武天皇の元年より延暦十年までの年數實は百一年なるを然云へるは延暦の元年までを算へたるものなり、然るは當世の窮無き趣に心しらひしたる文法なり、さて卅巻といへる巻數は上に云へる文武天皇の元年より孝謙天皇の寶字元年までの紀二十巻に（この第一巻より第廿巻までは、眞道安人巨都雄の撰にて、巻首毎に從四位下行民部大輔兼左兵衞督皇太子學士臣菅野眞道等奉勅撰とあり）大炊天皇の寶字二年より延暦十年まで二十巻を（此は、既くより繼繩公の相續きて預給へる紀にて、その中第廿一巻大炊天皇の寶字二年より寶龜八年までの紀、十四巻は既に延暦十三年に繼繩公眞道安人等の撰上れるなり、また第卅五巻同天皇の寶龜九年より第卅六巻天應元年までの二巻、また第卅七巻桓武天皇の延暦元年より第四十巻の同十年に畢までの四巻、合て六巻は今度延暦十六年眞道安人巨都雄等の新に撰上れるなり、」但しこの前年七月十六日繼繩公薨玉ひたり

て見むとす

この紀撰始めさせ給ひし事は光仁天皇の御世（年は詳ならず）石川朝臣名足上毛野公大川等に詔ありてまづ大炊天皇の御世の始寶字二年より當代の寶龜八年までの國史（この寶龜を八年までと定めたる證は下に説ふべし）二十巻修して奏上られき、但しその寶字二年より前の御世の史は日本紀に相繼て文武天皇より聖武天皇の御世までの史のあり來れるを其は記註不レ昧餘烈存焉とて此度更に修撰の詔はあらざりき、〔延暦ニ早良ノ文ヲ改タルヿ紀略に其文アルヿ穂井田子ノ説可書入、反正十四〕次にまた同天皇の御世（これも年詳ならす）石川朝臣名足淡海眞人三船當麻眞人長嗣等に勅ありて前に在來れる文武天皇元年丁酉より孝謙天皇の寶字元年丁酉まで六十一年の紀舊案三十巻語多ニ米鹽ニ事亦疎漏とて更に其を修撰しめ給へり、但し此はさきに記註不レ昧餘烈存焉と謂へる文武天皇より聖武天皇までの紀に、別に孝謙天皇の天平寶字元年までの紀を合せていへるなり、かくて其修撰の功を畢て三十巻に整て奏進りけるを前紀（日本紀）に繼たる史とさだめ給ひけり

又次に桓武天皇の御世延暦の始つかた、前朝に（光仁天皇）石川名足上毛野大川等の撰上られたりし大炊天皇の寶字二年戊戌より光仁天皇の寶龜八年丁巳までの史（二十巻）唯存ニ案牘ニ類無ニ綱紀ニとて、更に右大臣藤原繼繩公菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣に改撰べき旨詔ありて同十三年八月癸丑功成て奏上られたり其上表いはく、臣等更奉ニ天勅ニ重以討論芟ニ其蕪穢ニ以撮ニ機要ニ摭ニ其遺逸ニ以補ニ闕漏ニ刊ニ彼此之枝梧ニ矯ニ首尾之差違ニ至レ如ニ時節恒事ニ各有司存一切詔詞非レ可レ爲レ訓、觸レ類而長ニ其例ニ已多今之所レ修並所レ不レ取、若ニ其蕃國入朝ニ非ニ常制ニ敕語開ニ聲敎ニ理歸ニ勸懲ニ總而書レ之以備ニ故實ニ勒成ニ一十四巻ニ繫ニ前史之末ニと奏して上れるを有レ敕藏ニ秘府ニと見えたり、かくて右の表文に繫ニ於前史之末ニといへるは前朝（光仁天皇）に名足等に撰ばしめ給へりし文武天皇より孝謙天皇までの史に繫繼らる、由なり、然るに今續日本紀をもて按るに大炊天皇の寶字二年八月より（稱德天皇の御世を經て）光仁天皇の御世の盡（天應元年）までは十六巻ありて（廿一の巻より卅六の巻までとす）表文に一十四巻といへるとは二巻餘りて巻毎に藤原朝臣繼繩等奉勅撰とあり、さてその餘れる二巻は（卅五卅六の巻にて）寶龜九年（十年十一年）より天應元年までの紀なり、然ればかの一十

たるは、いかなる論義にやありけむ、そのかみ聞たるの人ありやなしや其説を書傳へたる書はいまだ見あたらず、

比古婆衣五の巻終

比古婆衣六の巻

○撰續日本紀次第考

續日本紀の撰は元正天皇の御世養老四年に日本紀を撰上られしより聖武孝謙大炊稱德の天皇だちの四世五十餘年を經て後光仁天皇の御世に事創給ひたりけるを、度々改撰補修ありて竟に桓武天皇の延曆十六年に迄(イタ)りて功遂りて奏上れる史になむ有ける、其は類聚國史(百四十七の巻)に載られたる延曆十三年八月癸丑(此條日本後紀缺て今傳はらず)右大臣藤原繼縄公菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣等勅を奉りて國史を修して奏上れる表文、また日本後紀なる同十六年二月己巳菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣中科巨都雄宿禰等に重て勅ありて續日本紀を撰て奏進れる時の表文に據りて相照して考知らるゝを、もとより其表文の作ざまいたく漢文にまつはれたるが上に其次第いりくみてひとわたりよみ見ては貫りて通えがたきを、其二度の表文をよみ辨へむねとある趣を採り備へて其意を述へまたその撰と、のへしめ給へりし次第を目安く書しるし

も挍合せて訂してひけり定家卿の天福二年三月二日と奥書したまへる後撰集を爲家卿の本には法名を署して桑門融覺とあり傳領して書添給へる文に萬壽按察大納言之筆定爲ニ證本ー歟之由致レ信詩ニ出彼本ー挍合色紙紗表紙二十卷也無ニ殊珍事ー近代說々相異事等以レ朱注レ之とありて、彼本の異なる處を抄出て記されたる中にさゝさめのとし或抄云此大納言筆上に萬壽按察大納言之筆と記されたる大納言と同人にて、行成卿の事なり、萬壽は年號なり、此卿その萬壽四年に薨たまへり眞字に丁年と被レ書眞字とは、假字に對へてなべての漢字をいふ例なり、楷書を眞とも云ふとは別なり於ニ此本ーは全無レ異レ他假字七字也爲家卿のみづから尋出て見給へる此行成卿の本には、さくさめのとしと假字にて書て全他本に異なる事なしとなり七字にと記されたる或抄云の丁年の事は、右に引たる顯昭法橋の袖中抄の說なるべし、爲家卿の見給へるは同筆ながら別本なりし事みづからも然云はれたるが如し、三代集間の事に後撰集の事を書寫握翫人于時行成卿相並多被書此書云々とも見え僻案抄なる後撰の歌また此正義等に大納言本とて所々に引れたるも行成卿本なり紫式部日記寛弘五年の事ときこゆる條に、古今、後撰集、拾遺抄その部どもは五帖につくりつゝ、侍從の中納言（行成卿也）と延幹とおの〳〵草紙ひとつに四貫を充てつゝ書せ給へりと、いへる事も見えたりそのかみ此卿の書たまへる本のなほ數ありし事おもひ合すべし、さてその行成卿の筆にとぢを丁年と書き給へりといへるは刀自を草手につゑ（自）とやうに書給ひたりけるをつゑ（丁年）と見誤りて書寫たる本の誤なり行成卿の眞蹟なりといへる古今集の零紙の摹書を見るに、なべてなだらかなる草假字の中に、まれ〳〵眞字の草を書交へ、又みながら眞字假字を草にて書給へるが一首あり、そのほか古人の歌書たるにさる例あり上にも引たる如く正義に淸輔卿云行成卿刀自と書れたりと匡房卿かたりしと記されたるをもて證とすべし袖中抄に、無名抄には行成大納言の書たりける後撰には、ていのとしといへる文字を刀自とかゝれたりけるにあはせて、匡房中納言申しゝは云々、此續の文もともに既に上に引て記せり然るに三代集間の事さくさめのとしの條に、淸輔朝臣所レ注追考と書之中に十年にて死由歟と疑云云と記されたるは、既にかのつゑ（刀自）を十年の草體にすゑ（十年）とも見誤りたるを人の說などをきゝてさる强說はせられつらめど、後に匡房卿の正しく讀得て談られたるを聞て刀自とある事を知りたまへるなり夫木抄卅五知家卿の歌に、「我せこに年の數をもあらはさて猶わかゆてふさくとめのとし」とよみ給へるは刀自を年の事としたる說によられたるなれば、こゝに論ふにたらずこれによりても草手を人々の見誤りたりけむ事推て察るべし、さて此さくさめのとじ又あとうがたりと云へる言をはやくよりとり〴〵に解る說あれど論ふにも足らぬはすべて引も出ず、但し童蒙抄に此さくさめのとじの事を四條大納言公任卿の和歌論義に此事云きかせむ人もがなと記し給へるよし見え

にあとうがたりの心をとりてとは書るなり、あとうがたりはあとがたりとも云ひて互に知れる事をあらはに云はず他の事を言かけて擬へて其事と悟らする俗なるが、其を悟り得ざる時は後にて説り聞する由にてさは云なるべし、定家卿の天福本の後撰集の奥に、爲家卿の行成卿の筆の本に校へて此本の事は、下に云ふべし三代集間之事にもあとうかたりを、あとがたり被書と記し給へり或本あとかたりと書とあり此言洞物語藤原君巻にさて物がたらひも打聞えんか知れるどちこそあとうがたりもすなれ、と見えたりこれも普通本にはあとがたりとあるされば アトウのウはたゞ助て云ふ辭にて、しり言をしりうごと、しりぎたなしをしりうぎたなしなど云ふ例の詞なり上に引たる如く、舊説になぞ〳〵がたりといふ事かとあるは、意はいさゝか似たれど別なり此あとうかたりの意ばへをとり如此申すとて、佐草女の古諺をもて女の母のおもふ心を歌によみて男のもとに云ひ遣りたるなるべしその佐草女の古言は、そのかみあまねく世人の知れる事にて、歌は其の趣に合へてめづらしくよみなしたるなるべけど、その諺今詳ならねば其趣をこまかに知るべき由なし、さて件のあとうがたりのこゝろをとりていへる詞の事を、袖中抄に童蒙抄にはふたりの心をとりてと書り云々、或本にはあづまうたの心をとりてとかけり、或本にはあづまうたの心をとりてと書り、或本にはあづまがたりの心とありき、あとうがたりはあづまがたりと同心なり、ふたりの心とかけるぞ女男の心をはからへるとはおもへどさる本もいと見えぬうへに心もげにともきこえずといへり

さて又このとしと云るに異説あるをこゝに辨ふべし、まづ袖中抄さくさめのとじの條に云々、又行成卿の書れたりける後撰には此歌の終の七字を丁年とぞかゝれたりけると或書にはかけり、丁年は若くさかりなる心なり、さればさくさめのとしもその心歟といひたれどしうとめのわかくさかりなりといはんことはいかゞときこゆ、又丁年をば或は廿或は六十と云ふ事もあれば六十に付て老たる心歟、或は年とよむべしといへり、丁歳をば強圉といふ、綺語抄には赤奮若歳云々、丑歳名也、或物には丙寅歳云々、或作噩歳歟、酉歳名也今按にかの女かやうの才學ありて其年を考へよむべからずとおもへど、行成卿の書れたりけるぞあやしきに無名抄には行成大納言の書れたりける後撰集には、はてのとしといふ文字を刀自と書れたりけるにあはせて匡房中納言の申ししはさくさめとはしうとめの異名なりとぞ申し、、さればかの歌のはてのとしといへることは、年にはあらで刀自にてありけるなめりとぞきこゆる云々、されば行成卿の書様も已以相違あれば慥ならぬ事歟といへり無名抄とは、俊頼卿の抄なり、さて袖中抄の件の文は印本字の誤あり、今異本に挍へ無名抄の文は本書に

など有しが脱たるなるべし、恭紀に戸母此云觀自とあり、允能因歌枕にも、さくさめはしうとめなりと云へりと注されたり、顯昭法橋の袖中抄にも、さくさめとは能因歌枕にはしうとめを云ふなりといへり、それのみならず古き髓腦どもにもかくなんいへりとあり、さて八雲御抄にさくさめしうとめを云なり、匡房說の由俊頼抄にありと記させ給へり、俊頼抄とは今世に俊頼無名抄とも徒に無名抄ともいへるこれなり　今按に松永貞德が歌林樸樕拾遺にさくさめの條　出雲の國造公事につきて上京の時に語られし稻田姫の歌とて、「日もくれぬさくさめの戸をはやとちよ心のやみに我まとはすな、後撰の歌は此を本歌とせるにや、戸の義なるを刀自にいひかへたるなりと云はれたりと云へり谷川士淸が和訓栞に、貞德か說にとて此文を擧て此神詠の事は佐草記に委く見えたりといへり、其佐草記は己いまだ見ず、さて此歌林樸樕世に普ねからぬ書なるが、いづれも脱誤錯亂など有て全きを見ず、今引たる文の脱たる本もあり　雲州樋河上天淵記大永三年に著たる書也　素盞嗚尊稻田姫を得て大蛇を避むとしたまふことの下に、素盞嗚尊先欲レ隱ニ此女一、去者七里構ニ八重墻於佐草里一隱ニ女於其中一、于時始詠ニ三十一文字和歌一曰八雲起云々、稻田姫乃八重墻大明神是也と見えたるも共におなじ古諺なるべきにおもひ合するに　出雲風土記に、意宇郡大草鄕云々、須佐乃乎命御子靑幡佐久佐日古命坐故云大草、とありて佐久佐社と云ふを載たり、文德實錄に靑幡佐草壯丁命、三代實錄に左草神神名、式に佐久佐神社と載られたるも同神なり、今大草鄕に佐草村ありて此神社在り、俗には八重垣大明神と稱すと國人談へり、同風土記に、大原郡斐伊鄕高麻山云々、古老傳云神須佐能袁命御子靑幡佐草命是山上、麻蒔初故云高麻山、即此山峰坐其御魂也といへることも見えたり、さて件の稻田姫の事の二說正史に記されたるとは異なるところある傳にて、殊に稻田姫の歌といへるは信がたけれど、もとは古傳に依りていできたる出雲の國俗の古諺ときこえたり　此後撰の歌は件の古諺によりてよめるものなるべし、正義にしうとめ平懷の事にて侍らば詞にあとうがたりの心をとりてとは書べくもおぼえず、すこし常になきことなればあとうがたりとはいへるにやと云はれたるは然る事にて、其は我女に竊びて通へる男のもとに母のよみておくれる歌なればわざと實を隱し佐草女の古諺に據りて女を佐草女に擬へ、母はみづからそれが家の刀自に託へてしかよみなしたるものなり　なほおもふに、サクサメは嚔をクサメとも云ふを、サクサメともいへるにかけてよめるなるべし、今俗にクサメを女童などはハクサメとも云へり、共に鼻鳴る聲をもて然はいひなせるなり、さてクサメといふ言いとふるき書には見およばれど、徒然草に老たる尼の行つれけるが、道すがらくさめくさめといひもて行きければ云々、拾芥抄に嚏時頌、クサメノトキノ事云々など見えたり、はやくよりうちとけ言などには然もいひけむ、さて嚏せるを待人の來べき表とする事は古諺にて、萬葉集に「眉根搔き鼻鳴紐解け待りや何日かも見むと戀來し我を、答歌に「今日なれは鼻し鼻し鳴眉痒み想ひし事は君にしありける、とよめるこれなり、女の母のくさめしつゝ待てるよしの意をもかねてよめるにもあらん（出て行人をといめんよしなきに隣の方に鼻も鳴ぬかな、枕草紙「したりかほなるもの」正月一日さいそに鼻ひたる人）　かくて其歌平常の懷ひを述たるとはことにて一わたり打聞てはいかなる事とも通えがたきによりて、詞

母、「今こむと云ひしはかりを命にて待にけぬへしさくさめのとし、むこ「かすならぬ身のみものうくおもほえてまたる、までになりにけるかな、

さくさめのとしと云へる事、舊說とりぐきこゆれどいづれもいかにぞやおもはる、につけて、をりものに見えたる說どもを書ぬきおきていさ、か考めけるものありけるを、或さくじり人の書つゞりて見せてよとしひてせむるになまくに筆をとりて書つく

後撰集正義に奥書に、嘉元二年九月下旬受庭訓畢、去乾元元年之頃、自正月十八日及三月晦、古今後撰之兩集受庭訓畢、雖然猶受說、桑門昇蓮在判、元應元年十月重書畢、とあり、此昇蓮と云へる人の本名詳ならず、按に書中に庭訓或は師說とある說どもを、他書に考合するに、大かた後成卿定家卿等の說なり、然れば彼卿の子孫の家說とおもはるゝにつけて、奥書の年號によりて考るに、爲世卿の家說を昇蓮が受て書記せるものなり、さて其昇蓮は尊卑分脈に宇津宮貞綱入道昇蓮と云人ありて、曾祖父賴綱入道蓮生より、父景綱入道蓮瑜まで代々撰集に入たる作者なり、其上賴綱の女は爲家卿の室爲氏卿爲教卿の母なり、かゝる因緣にや右の外にも宇津宮の族に歌人多きなどをおもふに、時代もかなひてきこゆれば、決て此宇津宮昇蓮なるべし、舊說どものあるが中に、此正義には大方とゝのへて記したれば、主と此書を引て論へり、さて又右に引たる尊卑分脈の貞綱入道昇蓮を印本には蓮昇と作るは誤なり師說云さくさめの刀自諸人一同の說しうとめの名の由金吾も申されければ、さてこそはあらめ、但し讚岐入道顯綱朝臣の說とてむすめ伊豫三位申けるは異說あり定家卿の三代集間之事とて記されたる書にも、庭訓に云々とて今此件に記す如く記されて、少年の昔外祖母示含云、親父讚岐入道顯綱朝臣、受其母辨乳母之說、是極秘說也、近世無知人とあり、さてこゝに庭訓と云はれたるは父俊成卿の說なり、さて又右の外祖母と云は伊豫三位兼子堀川院御乳母と注せり、さくさめのとしといふは早蕨、早苗など申早字の心なり、若草、初草の草、未通女、たをやめ、初瀬女、河內女の女もじなり、故にさくさめのとしは早草女のとしにて待に消ぬべしとよめる歟三代集間之事には、此文に引つゞけてあぢきなき事をおもひて、待に消ぬべし早草女の年とよめるなり、此說後撰第一秘事也、無知人云々、又さくさめの年待に消ぬべしといへば、あとうかたりの心と書云々、又清輔朝臣所注追考と書之中に、十年にて死由歟と疑、彼推量與此秘說相叶可謂有興、と記されて、とじを年の事と心得給へるはいかゞあらむ、さておのれが考は下にいふべししうとめ平懐の事にて侍らば詞にあとうがたりの心をとりてとは書べしともおぼえず、すこし常に無きことなればやあとうがたりとは云へる、あとうがたりとはなぞ／＼がたりといふ事歟、拾遺集枕草紙にはなぞ／＼がたりと書たり以上本書の文、誤字脫字ありて讀とゝのへ難きを、異本どもに挍へ訂し、又此說は定家卿の僻案抄また三代集之間事にも載られて、全く同說なれば、なほ其本どもにも挍合せて詞のとゝのひてきこゆる方につきて訂して引り、さて此より下文は正義の地の文なり清輔卿云行成卿刀自と書れたりと匡房卿かたりし、さくさめはしうとめの異名なり、とじは非レ年刀自なり、此ゑうとめ刀自にて有けるなるべし、或云さくさめのとじはしうとめなり日本紀に見えたり今按に日本紀に、さくさめのとじと云へる事なし、此は日本紀とある上に刀自は

ろなり　かくて又後にはかれが住む國を、えぞといふこと、なりにたり、さるはもと陸奥の鼻音かけたる舌だみ言にえびすをえびそといひけむが約りたるものなるべし夫木抄に、清輔朝臣、いしぶみや津輕のをちにありときくえぞ世の中をおもひはなれぬ、慈圓僧正の拾玉集に、頼朝卿によみておくれる歌、おもふこといなみちのくのえぞいはぬつほの石ぶみかきつくされは、このかへし歌、新古今集に、みちのくのいはてしのふはえぞしらぬかきつくしてよつほのいしぶみ、西行の山家集に、いたけもるあまみか時になりにけりえぞか千島をかすみこめたり、夫木抄に、爲家卿「こさふかは曇りもそする陸奥のえぞにはみせし秋の夜の月、そのかみ世にあまねく口なれてしか歌にもよむばかりになりたりしにこそ、さて此えその國を島々かけてみづから安以乃と稱へりとぞ　さて又かの歌の義は愛瀰詩烏毘儺利は、かの大倭なる八十梟帥が黨のえみしを一人なり、荒木田久老翁の說にひとりをひたりといふは類聚三代格に見えたる額田國造今足を類聚國史に今人と書り、一人はひと足二人はまた足にて此ほかみな同じかるべしといへるはさることとなり、人數の詳ならぬをいくたり幾人なりといふにてたりの義ます〱明なり、神代紀に唯弟獨見御をタヾイロトヒタリメセリとよめるもまた證とすべし、今も若狹の奥まりたるあたりの里の中に一人をひたりといへる所あり（廣臣も、一人をヒタリといと賤しきがいへるをきゝし事ありて、記し置つる拔書をさぐり見るにみえず、尾張の名古屋なる東山のものか、また讃岐國にものしつることありしが其道中の事か、今其所を云がたし）古言の遺れるなり、毛々那比は百合の約まりたるにて吳の藍をくれなゐといふごとき例の言なるべし、和名抄讃岐の香川郡の鄕名に百相、毛々奈美とみえたるも同じ約語なるを、比を美に通はしたる唱なり神なびを神なみといふ例に同じ　かくて百合の合とはもの、かたきに對ひて合手などいふ合是にて、相撲合、鷄合などいふも合〻合なり、えみしはいちはやく猛勇く暴くて、かれ一人は尋常人百人の合手に當ると諺にはいひならはしつれど漢語に、一人當千といふこゝろばえにおなじ　天皇の御稜威蒙れる猛皇軍人に恐れて手對ひもえせで誅れつることよといへるなるべし但し毛々那比苦云々を、記傳に蝦夷一人は百人に當ると世人は云なれどもなりといはれつれど、おのれが思ひとれるところはかくの如し

○さくさめのとし　あとうかたり

後撰集第十八卷雜四に、人の聟の今まうでこんと云ひてまかりにけるが、ふみをおこする人ありと聞て正義には、ふみかよはす所の人あなりと聞てとあり　久しうまうでこざりければあとうがたりの爲家卿の奥書の朱注に、行成卿の筆の本にはあとがたりと有りとあり、此本の事は下にいふべし　心をとりてかくなむ申けるといひ遣はしける女の

たゞ愛瀰詩を夷也といひ、夷狄八十梟師也とこともなくいはれたるは穏にておのづから此説に合へり（そのほか土雲熊襲などいへる類のものをも、或は愛瀰詩ともいひけむこと、准へおもはるゝなり）さてまたえぞが島より陸奥に渡り來て暴行ぶる黨類をも愛瀰詩といへるなるべし、しかるに大倭なるは（そのほかにもありけむも）はやくなごりなく滅亡せたりしかば、おのづから陸奥わたりなるをのみ呼ふ名となりてやがてそれが本郷の號にもおふせてえみしの國と稱ふ事とはなりしなるべし（但し上代には、その愛瀰詩の本郷あることをばしらで、たゞ其種類を然呼びてありつるを、後にその本郷の知られたるなるべし）かくてそのえみしを蝦夷とかくは、古事記景行段にはじめて見えたり、そははやくより蝦字の訓を借りて夷字に加へて書くこと、定められたりつるものなるべし（蝦は、本草倭名また倭名抄にも衣比と訓たれど、古は衣美ともいひしなるべし、蛇をもそれらの書どもに倍美とよみたれど、後のものには倍毘とみえて今もしか云へり、美と比とはことに親しく通ふ音にて、さる例ほかにも多かり、さて又漢ぶみ唐書などに蝦夷と書るは、もと皇國より書て示せたるを用ひたるなり、しかるにえぞ人は長鬚の多き故に蝦に比へたるにて、えびをえみとかよはしていへるなりといへる説、はやくよりきこえたれど、蝦夷國の事記せる書どもに、そのえぞ人の形容をいへる肖像に見えたる、またまさめに其人を見たる人の、かたれるをきくにも、鬚は多けれどいたくは長からず、上鬚はさながらにてあれば、口は覆はれて見えず、眉は一連なるが如くにて、毛ふかく生たり、總て身に毛多しとぞ、唐書に鬚長四尺許と云へるは、長きをことさらにえらびて示せ給へるなるべし、されば敏達紀また他古書どもに、毛人と書きたるは、さることにて、宋史日本傳に、僧奝然が宋國に行たりける時、皇國の事を語れる中に、國之東境接海島夷人居、身面有毛と云たる由記せるこれなり、永觀のころの事なりき、また萬葉集に、こちたみといふ言に、毛人髮と書たるはたおもひ合すべし、蝦はたれも知るごとく、目下に長き角のごときものゝ二つあるのみにて、鬚のごときものゝさばかり多かるものにあらず、さて其角のごときものをなべては鬚といふめれど、鎌倉にては角といふとぞ、其を古は鰭といへりときこゆ、儀式に海老鰭槽、宮内式に鰕鰭槽などみえたる、器の寸法を宮主秘事口傳に、延慶二年の記を引て、卜部兼夏宿禰の説に、長一尺二寸五分、廣四寸餘、或説長二尺餘云々とみえたり、その槽の左右の手の長きを鰕の鰭に比へたるなるべし、いかにしても、えぞ人の顔を譬ふべきにはあらざるを、蝦字に泥みたる强説とこそきこえたれ、さはいへどえみしといふ義はいまだ考へず）後に衣毘須ともいふは衣美志の轉語にて（昆布は、もはらえぞの海にて採りて出すものなるを、本草倭名などに衣比須女といへるこれなり、また芍藥を衣美須久須利とよめるを、字鏡に衣比須草和名抄に衣比須久須利（印本には、新抄本草云とて此名みえたり、そは本草倭名の事なるに、上に引たるごとく、その本書とは違へり、故古本にその引書なきに據りていふ）ともみえたれば、はじめはえみしを轉して衣美須といひ、又衣毘須とも轉しいふ事となれるなり、また書紀に蝦夷をエヒシと訓をさしたるところもあり、さて右のほかに本草倭名などに、茯また決明を衣比須久佐、地楡を衣比須禰にあてゝよめるも衣毘須に由ある名なるべし）其を蠻夷戎狄などの字の訓とし又陸奥人東人などのいやしくあら〳〵しくもの情なきともがらにもうつして呼び（袖中抄に、「陸奥のえびすのみより出す血のこと氏なれやあはぬ戀かな、と見えたる歌は、陸奥なる蝦夷がことをよめるなり、堤中納言物語逢坂越えぬ權中納言段に、心深けにきこえつゞけ給ふことゞもは、おくのえびすも思ひ知りぬべし、といへる詞もみゆ、又伊勢物語にも女かぎりなくめでたしとおもへど、さるさがなきえびす所をみてはいかゞはせむは、といへるは、陸奥のひなびたる所のおもむきをいへるなり、源氏物語東屋巻に、えびすめきたる人をのみ見ならひて、狹衣にあらきえびすもなきぬべきさまなり、などいへるはたゞあら〳〵しくひなびたる田舎人をいへ

ぎにおほく見えたれど、上代陸奥、出羽、越の國々などに在し蝦夷のありさまを論ひ辨へたる説のきこえざりつるを、鈴屋大人の古事記傳に景行天皇の巻にその蝦夷の事のはじめて見えたるところに委曲にわきまへ注されたるは、まことに然ることなるをそのえみしと名づけたるもの、ことは別におのれが考たるよしあるを論はむとす、さるはまづ日本書紀神武巻（戊午年十月）に、大倭の國見丘にて八十梟帥を誅たまひまた道臣命に勅して其餘黨をうたせ給へる時皇軍密旨を奉てうたへる歌二首の中に、「愛瀰詩烏毗囊利毛毛 那比苔比苔 破易倍廼 毛多牟伽比毛勢儒、とみえたる愛瀰詩は八十梟帥等をさしていへる稱なり、然るを古事記には生尾土雲八十建としるされたり、そのもの、種類形容ありさまの異なること、記の其條の傳に注されたるがごとし、然るに傳の同じくだりに件の歌を擧て愛瀰詩を云々とは八十梟帥等の猛勇き事を蝦夷に比へて云りと注はれたるはいかゞあらむ、おのれがおもふところはいはゆる蝦夷はこの御世よりはるかに後の景行天皇の御世よりきこえそめて、古事記、書紀にみえたり、その蝦夷は記傳に注はれたるがごとくいはゆるえぞの島人にて素より皇國人とは形容も情もなにも同じからず種類の甚く異なるものなるが、そのかみ越、陸奥のはてつかたのいまだ皇化のいたらざりしところに參渡り來入り居れる黨類が暴行たりしなり（其説のくはしきことは、記傳を見て辨ふべし）さて其蝦夷の事を景行紀（四十年）に、天皇持ニ斧鉞一以授ニ日本武尊一曰云々、其東夷之中蝦夷尤强勇云々、往古以來未レ染ニ王化一云々とみえたれば、いとはやくより渡り來れりとはきこゆれど神武天皇の大倭に入まして八十梟帥等を誅たせ給へる頃、蝦夷等はいまだ渡來居りつる事はあるべからず、よしすでに來居りつとも天皇西國より幸してはじめて大倭に入ましていまだ大宮所だに定め給はざりつる御許に、さばかり歌にも歌はしめ給ふばかりかれが在狀のさだかにきこゆべき御世のさまにあらず（歌詞に、えみしを云々人はいへどもとは、云々と世人の諺にいへどもの意なり、なほ下に其詞を解きて云ふべし）しかれば愛瀰詩といふは、もとよりものの情もなすわざも異にて猛勇く暴行ぶる類のものを呼ぶ上代の稱にて、件の歌詞の愛瀰詩は件の大倭の八十梟帥（古事記にいはゆる生尾土雲八十建）をさしていへるなるべし、釋紀のこの歌の注になにの論もなくて

へるは桑の類ときこゆれど此名古き他書に見えざれば證し辨ふべくもあらねど、いかにしても桔梗の一名なるべくはおもはれず（今の世に、あら桑と云ふは桑の中に木も大きく成りて、實も大なる一種を云へり）又阿佐加保と訓たれど桔梗の花は咲そめたるころは夕かたよりつぼみてあしたに朝日の影をうけてひらき、や、日をへては夜晝とほして三日四日も過ぐばかり萎まであるものなれば、ことさらに朝顔と云ふべき義さらにある事なければ決て誤なり（和訓栞に、字鏡の此訓にすがりて古は泛くよびしなるべしと云へるは疎なり）そも〳〵此字鏡は昌泰の頃撰たる字書にて今世に流布れるは漢字の訓あるをのみ抄出たるものなり、しかすがに古き書にしてめづらしき訓言ども、多く見えたれば古を考るにはいとめでたき書ながら、中には其訓の漢字の義には叶がたく聞ゆるが少からず、今殘缺る本書を見るに字注の義と訓と相叶はざるもみゆるは序に云へるが如く彼此の書どもを混へ集めて記せるものなるが故に糺しあへざりしも交れるなり、然る中に、草部に般學を於爾和良比、土陰學を保志和良比、孔公學を水不々支、禹餘粮を宇支草、陽起石を波々久利、金牙を阿志乃豆乃、石英を由阿不支、白礬石を加波奈彌と訓り、これら其ものざねは本草なる玉石類にして名の草名なるはあまりなる誤あり、桔梗を重複て載せまた加良久波阿佐加保など訓るも同例の誤にて其は今存る字鏡の原本に錯亂のありけるをさかしらにとゝのひげに書寫せるが世に傳れるにか、また字鏡を撰べる時本づける書の混ひ亂れたる、或は誤寫などの有けるを糺しあへずして取れるもあるべきなり、字鏡の自序の中に於二字之中一或有二東倭音訓一是諸書私記之字也、或有二西漢音訓一是數疏字書之文也云々、大槩此趣者以二數字書及私記等文一集混雜造者也云々、曩暗之意、部文之內、精不二捜辨一若有下等閑可二見用一者上後覺達者、普加二諸糺一以流二布於後代云々と云へる懇なる撰者の意を得て（但し、本草綱目桔梗の條に、蘇頌が說を擧て、夏開小花紫碧色、頗似牽牛花といへり、人の私記などに桔梗の花色を牽牛花に似たる由記せるものゝありけるを、わろく書たるによりてふとよみあやまりてとれるにも有るべし、さらでもかゝるさまにものする草稿は、繼々に書加へなどするものなれば、年經て書とゝのふるときになりて、われながらたど〳〵しくなりて書あやまる事も有るものなり、ことにさる大部なる書をひとりして新に撰ばむには、誤も出來べきなり）よく讀みよく糺して古學の助書とはすべきなり

○えみし

近世に蝦夷國の事記せる書また地圖など彼此つぎつ

た同書にひろがほの事を旋花一名鼓子花、四五月開花、田野塍塹皆生、また至秋開花如白牽牛花、花紛紅色などいへり　昔も人里に生繼たるは殊にうるはしかりけむ其はもと野なるを移してよく養ひたてたるにて、其が種の漸に弘ごりて亦とり／＼に異なる品の出來たれるなるべく（近き年頃、朝顏をさま／＼に巧み養ひていと異ざまなるを、種々咲せ出せり、これをも思ひ合すべし）又外國より來れるもあるべきなり、さて憶良臣の歌はいづくの野なりけむふと目路に見あたりたる花どもをよみとゝのへられたるなるべし、但し上に云へるごとく朝顏はまれにならでは野に無きものなればもしくは野中の賤の家の垣ねなどよりあくがれ出て咲たるか、又其種のこぼれたるが里近き野原にも生たりけむを道の行手の花どもに見ならべてかぞへ入れられたるにてもあるべし（其はもと人里に生たるものなれば、野花の數に入べきにあらずなど云はむは、かたくなし、此歌野に生ふる秋草の花は、何よけむなどことさらにおもひめぐらして、詠みならべたるにはあらず、心得わくべし）六帖に、「戀しくはみかたの原に出て見よまだ朝がほの花はさくやと、と有るは野原によめり（此歌作者さだかならざれど、古き歌にて、相聞に女のよみたりときこゆ、みかたの原は、若狹國三方郡三方郷ありて三方村といふもあり、三方湖も其地にあり、萬葉集に、「若狹なる三方の海の濱清みいゆきかへらむ見れとあかぬかも、とよめるところなり、みかたの原其わたりの野なるべし、此は己が生土の國なれば其わたりの里人に問ひ聞つるに、今も湖邊に遠からぬ草原にも、をり／＼朝がほのあるを見あたれりといへり、此歌は其わたりの里人のよめるにて、萬葉集にいはゆる國歌なるべきにや）さてこれも萬葉集に、朝果朝露負咲雖云暮陰社咲益家禮、とよめるがあり、此歌一わたりにてはいと意得がたきを己が案には秋の半過ぬる朝けの風のさむき頃朝日にそむきたる垣ねの木蔭などに露深く蒼める朝がほは、朝間開く事得ず夕日さす頃になりて咲き出る事のありて希志く（メヅラ）見なさるゝものなり、此歌は然るさまにて咲るを見てよみたるなるべし（おのれ既に庭の朝顏の然りけるを見て、此歌の意をおもひ得たりき）さてあさがほを漢名に當たるは、本草和名に牽牛子、陶景注云、此出二於田舍一凡人取レ之牽レ牛易レ藥、故以名レ之、和名阿佐加保（和名抄も同じ）古今集物名には其漢名のまゝにけにごしと呼て、「うちつけにこしとや花の色をみむおく白つゆの染るはかりを、とやがて其花のおもむきをよめり（こしは濃しなり）然るに新撰字鏡に、桔梗加良久波、又云阿佐加保と載せ、また本草木名の下にも桔梗阿佐加保、又云岡止々支、とかく二所に擧たり、岡止々支と云へるは叶へるを（本草和名草部に、桔梗和名阿利乃比布岐、一名乎加止々岐、和名抄にも草類に載て阿里乃比布木とのみあり）加良久波また阿佐加保としも訓るはいかにぞや、まづ桔梗は本草に草部に載たるを本草木名の下に擧たるは誤なり、加良久波と云

奪衣婆、二名ニ懸衣翁、婆鬼警ニ盜業、折ニ兩手指、翁鬼惡ニ無義、逼ニ頭足一所、尋ニ初開男、負ニ其女人、牛頭鐵棒挾ニ二人肩、追ニ渡疾瀨、などいへる別都頓宜壽はほとゝぎす、死天山はしでのやま、葬頭河はさうづがはなり、所レ渡有レ三とはみつせ川をいひ、尋ニ初開男ニ云々などもふるき物語どもなどに見えたる事にてその外も皆世中にいひならへる說によりて作りたるものなり、さるをかへりて世にいひならへるは此經より出たるものと心得たる人もあるはいみじきたがひなり、つくりたる名どものさまも事のさまもあらたにものしたるさまにはあらず世の說をとれるほどしるきものをや、といはれたるは然ることなり、なほいはゞ死天山といへるも鷗鷚をしでのたをさといふにとりあはせ險坂尋レ杖路石願レ鞋と書るも、沓直(クツテ)の說によりてほとゝぎすの事にひゞかして作りたるものとぞきこえたる袖中抄に、寂蓮入道はほとゝぎすしでの山より來といふ事は、髓に經の說なり、地藏本願經歟、地藏十輪經歟、地藏陀羅尼經歟に見えだるよし申けり、可考之といへり、さるは寂蓮が暗記にて經名は違ひたれど、かの十王經の說の事ときこえたり、そのかみはやく在來し僞書なりけるを、髓なる經說と心得たりけるはをさなし

○朝顏

あさがほとは、朝とく咲出る花の貌のいとうるはしきが日毎に新しく咲かはりて其朝がほのことにめでたきを稱へたる名にぞあるべき、それが類にて晝間のみ咲くを晝顏といひ、また夕さり白く咲出て黃昏時に花のかほの目にたちて見ゆるを夕顏と云ふなど、おのづから相對へておもふべし大和物語に、「垣ほなる君が朝顏みてしがな歸りて後はものや思ふと、といへる歌みえたり、又枕草子の草の花はといへる條に、夕がほは花のかたち、あさがほに似ていひつゞけたるに、いとをかしかりぬべき花のすがたにて、にくき實のありさまこそいとくちをしけれかくて朝顏の名のきこえたるは萬葉集なる歌に見えたるぞはじめなる、其中に山上臣憶良詠ニ秋野花ニ歌二首「秋野爾咲有花乎指折可伎數者七種花、また「芽之花乎花葛花瞿麥之花姬部志又藤袴朝貌之花、とよめり、然るに此歌をおきて朝顏を野によみたるはをさ〳〵きこえず、此ものなべては人里にのみ生ひ繼て野に生ひたるはいと見あたらぬが如くなればいかならむと云ひ思ふ人もありぬべけれど、土地によりてまれには野原河原などに蔓ひわたりてあるなり、されど今の世に玩ぶが如きとり〴〵にうつくしきはあらずなべては淺葱の色したるがいとまれには白きもあり此は己も見、また田舍人にもたづね聞たる趣なり漢籍には、李時珍が本草綱目牽牛の條に、宋蘇頌が圖經本草を引て七月生花、微紅帶碧色、似鼓子花、時珍云、處々野生尤多といへり、ま

でを、人の死て行途に死出の山と云ふがありと云へる俗諺にかなへて、かの「しての山こえて來つらむほとゝきす云々古今集に、こゝちそこなへりける頃、あひしりて侍ける人のとはでこゝちおこたりて後とぶらへりければ、よみてつかはしける、兵衛「しての山ふもとをみてそ歸にしつらき人よりまつこえしとてなどよみなせる事としもなりたるにて此歌、伊勢集に載たる日記に、生みたてまつれる皇子の八歳にてうせ給ひける事を記して、下文にかへる年の五月に、時鳥の鳴を聞てひとりこちけるとあり、さて此歌は、かの「やまとに鳴てか來らむほとゝきす汝かなくことになき人おもほゆ、とよめると、おのづから同じこゝろばえなりよみの國鳥とも云へるも其意によりて名づけたるものなり天祿元年源爲憲朝臣の撰れたる口遊と云ふ書に、與美津止利、和加々支毛止爾奈支徒奈利、比止美奈支々津由久多末毛安良志、謂之鵼鳴時歌とあり、此歌奥義抄拾芥抄にもみえたり、鵼は深山に栖鳥なれば、今の京わたりに來て鳴べきにあらねば、さる諺のあるべくも非ず、おもふに徒然草に喚子鳥を鵼なりと云へると同說にて、實はかの眞言書にいはゆる喚子鳥鳴時の招魂法を行ふときの咒歌なるべし

○またこのちなみにいふ、奥義抄にほとゝぎすの一名をくつて鳥といふ由を載て鵙といふ鳥のほとゝぎすの沓の料をとりてかくれにければそれ尋ぬとてよびありくより此名ありとみえ、綺語抄にも同說を擧てくつてたばらんとなくとみえたり、寛平御時后宮歌合の夏の歌に、「ほとゝきす鳴つる夏の山邊にはくつて出さぬ人やすむらん、とよめるは此歌合の讀人、貫之友則など十三人の名みえたれど、歌ごとには讀人をしるさず、此歌も讀人みえず、さて此歌を菅家萬葉集夏部に、「郭公鳴立夏之山邊庭沓直不輸人哉住濫、と書て載られたり、奥義抄には、結句人やあるらむとみゆ其よしにてそのかみはやくより女童などのいひならへる俗の諺なりしなり、さて本居宣長翁の玉勝間に云、よに十王經といふものあり、佛說地藏菩薩發心因緣十王經と題號したりそのいへることどもみなむげにつたなきいつはりごとのみなり、ざるはもろこしにても僞經といふが多くあるをこれはさにもあらずたゞ皇國人の作れるものなり、其文の中に一切衆生、臨二命終時一閻魔法王遣二閻魔卒一、一名二奪魂鬼一、二名二奪精鬼一、三名二縛魄鬼一、卽縛二三魂一、至二門關樹下一、樹有二荊棘一、宛如二鋒刄一、二鳥栖掌、一名二無常鳥一、二名二拔目鳥一、我汝舊里、化成二鷗鸞一、示二怪語一、鳴二別都頓宜壽一、我汝舊里、化成二烏鳥一、示二怪語一、鳴二阿和薩加一、爾時知否、亡人答曰、都不覺知云々、然通二樹門一、閻魔王國、塊二死出山南門一、亡人重過、兩莖相逼、破レ膝割レ膚、折レ骨漏レ髓、死天重死、故言二死天一、從レ此向三入死山一、險坂尋レ杖、路石願レ鞋云々、死天冥塗間、五百與繕那云々、葬頭河曲、於二初江邊一、官廳相連承所、渡二前大河一、卽是葬頭見渡有橋渡、官前有二大樹一、名二衣領樹一、影住二二鬼一、一名二亡人名奈河津、所レ渡有レ三、一山水瀨、二江深淵、三

を擧て敎長卿云、時鳥をばよみのくに鳥と云ふ事の侍ればうせにし人の宿へやかよふさらばかけてねにのみなくと告よとよめり、私云以下顯昭の說ほとゝぎすはしでの山より來ればしでのたをさとは云ふといへり、伊勢が歌にも「しての山こえて來つらむ云々とよめりなどみえたり、これらの說いりほかにて通えがたければ一わたり證し辨ふべし、そはまづほとゝぎすの別名をしでのたをさと云へる證は、伊勢物語に「ほとゝきすなか鳴く里のあまたあれは云々と男のいへりけるに、女の「名のみたつしてのたをさは云々とよめる由書たるにてしるし、名の義は袖中抄にしづのたをさと云ふなりといへれど、しづをしでといはむ事いかにぞや別義あるべけれどいまだ考へず、たをさは田長の意にて然る事なるべし、さてその田長といふは古は里每に田長といふを定めてそれがもはら農事を勸めたりしなるべし詩の豳風の七月云々の首章に、田畯至喜といへる田畯を、古訓タヅカヒとあり、おのれさきに都に在りけるとき、見たる或人の藏本に、訓點をいさゝか朱もて書添たる中に、件の田畯云々のもとの訓の傍に、タチサキタテヨロコビヌと書たるを見たりき、こは博士の家などに傳へたる訓ざまなるべし、田畯は注に田大夫勸農之官也と見えたれば、それに叶へたる古き訓なるべくやかの「いくはくの田を作れはかほとゝきすしてのたをさを朝なくよふ、とよめるはほとゝぎすの盛に鳴五月にはもはら田殖る頃なれば、かれが啼こゑをしでのたをさときゝなして名づけたるなりかれが鳴を、ほとゝぎすと聞なしたると同じおもむきにて、聞なしがらの異なるなり榮華物語の歌に、「早苗殖るをりにしも鳴時鳥しての田をさとむへもいふなり、安法法師集に此僧は寛和の頃の人なりほとゝぎすさつきなくをきゝて「たをさして田長してなりゑひにけらしな五月雨にたちゐみたれてなくほとゝきす、などよめるをも思ひ合すべし枕草紙に見えたる田歌に、「ほとゝぎすはおれよかやつよおれなきてぞわれは田に立つ、といへるも又おもひ合すべし、さてほとゝぎすを時鳥と書は、漢名にはあらず、皇國にてはやくより書なれきたるなり、其は田殖る時をたがへず來なく意なるべし、古きものに見えたりたるは、明衡往來の文中に見えたり、此作者明衡朝臣は、後朱雀、後冷泉天皇の御世の頃の人なり、其頃はやくより世に普く書なれたりけむ　また勸農の鳥といへるもしでの田をさといふと同じ意にて、かの本草綱目に、杜鵑を春暮卽鳴夜鳴達レ旦云々、至レ夏尤甚、晝夜不レ止、其聲哀切、田家候レ之以興二農事一と云へるにもおのづからかなへる名なり、常磐の物語といふものに載たる田歌に、「田うゑや田うゑよさをとめ五月ののうをはやむるはくわんのうの鳥ほとゝぎす云々、五月ののうはさかんなりといへるこれなり、さてまた杜鵑をもろこしにて蜀魂と云へる說によりて、しでのたをさのし

常縁の古今集傳授箱内切紙と云ふものに、呼子鳥を、かつほう〳〵と鳴鳥の事なりとみえ、岡部翁の萬葉集考に、呼子鳥はかつほう鳥、又かんこ鳥とも云ふ鳥なりと說はれたるも同說ときこゆ、こは昔より諸說のあるが中には然るべく聞ゆれど、させる證もなきが上に、萬葉集の歌によめる鳥のおもむきに合ひてもきこえず、此鳥は或本草學とてする物識人の云、漢名を鳲鳩と稱ふ類のものにて、和名山鳩といふものなり、深山に栖むものにて、をりをり山かたづきたる里へは出來るものなりといへり、又田沼善一は、その鳥の事本草家の說くばしからず、居る處も深山にかぎらす、外山にも又常の森にも居るものにて、江戸近きわたりにも、日暮里、西原、曹子谷、早稻田などの邊にてあまたたび鳴を聞り、其鳴聲かくこうともきこゆ、漢名布穀、また郭公と云が是にあたるべし、その布穀と云は夏の初のころなくものなれば、穀實を布種べき時にあたる意の名なるべし、漢國にて郭公といへるもその聲によれる稱と聞ゆ、さて山鳩は鳩の中の一種にて、別種の鳥にあらず、かのかつこう鳥の如く夏の初のみなく者にあらず、むれと秋のころ鳴ものなりと云へり、さて又多武峯少將物語に、「山路知る鳥に吾身をなしてしか君かくこふと鳴てつぐべし、とみえたるはかのかくこうと鳴聲に、それが名の郭公をも兼てたくみによめる趣ときこゆ、めづらしきよみざまなり、但し郭公の公字はコウの音にて、戀ふとは別なれど、此物語などの上にては難むべきにあらず、是もかの鳥をとる賤しきものゝ物語を、又つてにきゝたる由なりか、る事はあまりにねもごろに物とはむとして賤しきもの、物語をとひつむればうるさがりて問ふまに〳〵さる事も侍り、さもいひ侍りなどいらふる事も常あるならひなれば件の說のみにてはたのみがたし、萬葉によめる歌のさま、めづらしものとはおもはれずかしと論へるは然ることとなり

附考

〇しでのたをさ

ほとゝぎすの一名をしでのたをさと云ふ由は、範兼卿の和歌童蒙抄、淸輔朝臣の袋草紙、仲實朝臣の綺語抄などを殆、はやくものに見えてかくれなきを然名づけたる義は顯照法橋の袖中抄十一に、古今集俳諧歌部に藤原敏行朝臣の「いくはくの田をつくれはかほときすしてのたをさをあさな〳〵よふ、とある歌を擧てしでのたをさとはしづのたをさといふなり、ほとゝぎすは勸農の鳥とて過時不熟となくといへり、時すぎば實のらじと云ふ義なりそれがほとゝぎすとなくとは聞ゆといへり云々但し過時不熟となく云々の說は、強說なり、ほとゝぎすといふ名の義は、本條に注せるがごとし、さて此引文に云々と、ものせるはよしもなき說なれば省けるなり催馬樂歌に云、「妹か門夫なか門行過かねてやわが行かばひぢ笠の雨もや降らむしでたをさ雨やどり笠やどりやどりしてまからむしでたをさ云々、伊勢歌集云、「しての山こえて來つらむほとゝきす戀しき人のうへかたらなむ、とよめり此歌古今集に載られて、二句こえてや來つるとありされはしでの山より來る事はむかしより申けりときこゆと云ひ以上袖中抄又同人の古今集注に、「なき人の宿にかよはゝほとゝきすかけてねにのみ鳴とつけなむ、と云ふ歌

さてその强言せるよりどころは萬葉集の長歌の中に奴延鳥ののどよびをればとよめるがみえ、又ぬえ鳥をぬえこ鳥とみえたる詞などによりておもひよりたるものなるべし、源爲憲主の口遊に、與美津止利和加々支毛止爾奈支徒奈利、比止美奈支々津由久多末毛安良志、謂二之鶉鳴時歌一と見えたるも、かの喚子鳥鳴く時招魂の法を行ふときの一種の呪歌にて、與美津止利とは黄泉つ鳥なり、ほとゝぎすをしでのたをさといへるにもかよひてすなはち喚子鳥の事に當りてきこゆるを鶉鳴時歌とせるは後のさかしら說の傳によりて注されたるものなり、さて口遊は天祿元年に撰ばれたる由序に記されたればそのかみすでに喚子鳥を鶉とせる事知られたり、かくて此呪歌奥義抄拾芥抄にもみえてもはら口遊に記されたると同じ、さて又藻鹽草にほとゝぎすの一名を玉迎鳥と注せるも招魂の由にてむかしよりいひ傳はり來つる名なるべしこれをもおもひ合すべし 元亨二年四月廿六日花園天皇御記に、今日郭公滿耳、朕於隱所聞之、世俗近古以來惡之、可祈禱之由女房等諷諫(中略)是併愚迷之至也と記させ給へる事みゆ、隱所とは御厠の事なるべし、こは荊楚歲時記に、杜鵑云々登厠聞之不祥、といへるもろこしの俗忌によりてきさる說もいできたりしものなるべし 又下學集文安元年撰に日本呼二王孫一曰二喚子鳥一者也と注へり、こは漢國にて猿の一名を王孫と云へる由柳氏と云ふ書に載たりとぞ、なほ他書にもあるべし、むかしの歌讀人の秘說に喚子鳥は猿の異名なりと云へる事きこえたり其をまた秘めてわざとその異名をもて王孫と書るもの、ありけるを下學集に引たるものなり、かくてその王孫の字にすがりて王だちをさして云ふともまた良人なりともいへる說のきこゆるは咲ふにたへず、松永貞德の抄に 貞德は天正文祿のころの人なり 呼子鳥の事をさだせる中に櫻井基佐心敬法印に逢ひて大原に行て夜話の雙紙一帖あり、其中に猿をもよみ、山鳥、山つぐみ、うぐひす、ほとゝぎすをもよめり、歌によりてかはりある由記せり 上に論へるごとく、今京よりこなたの歌は心のひきぐ〵知らずよみによめるが故に、しかとりぐ〵に聞ゆるなり ほとゝぎすをもよめりと云へるは己が說に合ひてきこゆれど、こはとりぐ〵に聞ゆるが中に然も聞ゆる歌のあるによれる推量說にてまことに其證ありて定たる說にはあらず、又萬葉集類林に見牛云春の末終夜人を呼やうに鳴て鳥の大きさ鵲鳩にひとしく薄がき色にて青く羽先黃なる鳥を、鳥をとるいやしき者、よぶこ鳥といへりとなりと云へる、まことめきてきこゆれど 信友云、此鳥は東

然云ふべきことわりなり詞ノ八衢にいはゆる四段の活詞にて、呼ぶ聲を、ヨビ聲、侘ぶる人をワビ人、醉ふ人をヱヒ人、などいふもこれなり、さて上に擧たる萬葉集の歌どもの中にも、「やまとには鳴てかくらむよびこ鳥きさの中山よびそこゆなる」「こたへぬになよびとよめそよびこ鳥佐保の山邊をのぼりくだりに、」とよむときは詞のつゞきがらことによくととのひてきこゆるをもおもふべし しかるを歌詞の縁にて誰よぶこ鳥など體言に轉してもよめるによりておのづからヨブコ鳥と云ふがもとよりの名のごとくなりたるにぞあるべき萬葉集に、「きなきわたるはたれ呼子鳥と書るは、歌主の意はいかなりけむ知るべからねど、たれよぶこ鳥なるべし、されどたれよびこ鳥にても聞えぬにはあらず 和名抄に與不古止利と讀れたるは、其轉れるかたの當時の歌詞によりて載られたるなるべし類聚名義抄に喚子鳥ヨブコトリとあるも同じ

〇むかし人の呼子鳥をさだせる說どものあまた聞えたれどうけがたき說は書もとゞめず、多くは忘れにたれど其が中にいさゝか書とゞめ置つるをこゝに擧て論ひてむ、徒然草に兼好法師著、土肥經平此書の文どもをよみ考へて建武延元のころ書るものなりといへり、然るべくきこゆ 喚子鳥は春のものとばかりいひていかなる鳥ともさだかに記せるものなし、或眞言の書の中によぶこ鳥喃く時招魂の法を行ふ次第ありこれは鵺なり、萬葉集の長歌に「霞たつ長き春日のなどつゞけたりこは一巻に出て、「霞たつ長き春日の晩にけるわづきもしらずむらきもの心をいたみ、奴要子鳥うら嘆をれば云々、とよめる歌なり ぬえ鳥も喚子鳥のことざまにかよひてきこゆと云へり此兼好の考說は信がたし、其は下に論ふべし さてその眞言書によぶこ鳥と云へるもほとゝぎすなるべし、其は漢國にて杜鵑を蜀魂、不如歸など稱ふは蜀帝が他國にて死たりけるがその魂の杜鵑に化成て不如歸と啼て歸りたりと云へる說に據りて喚子鳥と云ふ名を、死人の魂を喚歸すよしにて招魂とてする法のあるによりてそれよぶといふ言の縁あるをもてとり交へ萬葉十巻に、大伴旅人卿の妻の身まかりたる時石上堅魚の歌に、「倭には鳴てか來らむほとゝきす汝か啼ことに亡人おもほゆ、」とよめるもかの蜀魂の說によりてよめりときこゆ、上に擧たる同集に、「やまとには鳴てか來らむ呼兒鳥きさの中山呼ひそ越ゆなる、」とよめると上句はまたく相同じくて、たゞほとゝぎすと、呼兒鳥と稱の別なるのみなり、誦みあぢはふべし又ほとゝぎすをしでのたをさともいへるを佛道に冥途と云へるにことつけて人の死て行途に死出の山といふがありといひなせるにも縁あれば、かたがたさる說を附會たるものとぞきこえたるしでのたをさといふ由は下に附へて論ふべし そはもと大和わたりなる僧の喚子鳥と云ふがほとゝぎすの別名なる事をなべて人の知れる世に作り出たる招魂の法なりしなるべし、然るに兼好が其喚子鳥を鵺なりといへるはそのかみはやくより喚子鳥の知られずなりしによりて眞言家にてその喚子鳥といふは鵼の事なりとさかしらに强言せる傳をきゝていへるなるべし、

しつまれは人よふこ鳥聲もまきれすなどある呼子鳥のさま萬葉集なるとは別にきこゆるをおもふべし、俊頼卿の散木集に、花がつみといへる事をある人のよみけるをいかにいふことぞと尋ければ、よくもしらぬことをしりがほにいふときこえければ、心のうちにおもひける「鳴のゐる玉江におふる花かつみかつよみなから知らぬなりけり、とあるをもてもそのかみのさまおもひやるべし、かゝるさまの歌をしらずよみせる人今京となりて後はなほふるくもをり〳〵きこえたり、また夫木抄に定家卿の歌とて松葉集に引たり、普通の本には脱たり「陸奥のそとの濱なるよふこ鳥なくなる聲はうとふやすかた、とあるなどはあまりに甚しき事になむ有ける但し此卿の古今集密勘、僻案抄その外の書どもにも、よぶこ鳥の事をさだし給へる事見及ばず、さて又此卿のなりといへるそとの濱の歌の他には、拾遺愚草員外に「あしぶきのこやてふかたに宿からん人よふこ鳥こゑもひまなし」とよみ給へるが見ゆさて又此鳥の名をヨブコドリと呼びならひたれど、もとは字鏡集に注せるごとくヨビコドリなるべし、名の義はまづほとゝぎすと云ふは其鳴聲を然きゝなして名づけたるものなり故それが鳴くを名告ともいへり萬葉集に「あかときに名のりなくなるほとゝきすいやめつらしくおもほゆるかも」「うの花の咲くにしなけはほとゝきすいやめつらしも名のりなくなへ」枕草子に、夕暮のほどにほとゝぎすのなのりてわたるも云頃、江談抄に云、戸部談曰郭公云々、昔人宅之樹蔭造巣生子漸生長之々云々、保止々岐須止鳴去了、續世繼に、ほとゝぎすの子をそれと知らで飼けるよしを記して、子のやう〳〵おとなしくなりてほとゝぎすと啼ければ云々、源平盛衰記に、昔忠平中將の扇に書たりける郭公鳥扇をひらくごとに、ほとゝぎすとは啼けるなり、など見ゆ、此ほかにも書どもに見えたり、又ほとゝぎすをしてのたをさといふも、かれが鳴聲を然きゝなして名づけたるなり、此考は因に下に云べしかくてほとゝぎすの友などを喚戀ふごとく晝夜鳴きわたるをもて喚戀の義にて別名をヨビコ鳥とも云へるなるべし、顯昭の古今集注に鶯、郭公、雁、鶴は我名を鳴なり、されば名のるとも又友を喚ぶともいはる、なりといへり、己が件の説もおのづから相通へり今鳥を捕る料に、飼置て鳴する招鳥を、よび鳥といふも、似たるいひざまなり萬葉集一卷十四丁に幸㆓于吉野宮㆒時、弓削皇子贈㆓與額田王㆒歌「いにしへに戀ふる鳥かも弓弦葉の御井の上より鳴わたりゆくほとゝぎすを、たゞ古に戀ふる鳥とよみたまへり、古にはいにしへをなり次に額田王奉和歌「古に戀ふらむ鳥は霍公鳥けたしやなきしわか戀ること、此ほか古を戀ひ妻をよび戀ふる趣によめる歌なほ多し、後世はさらなり近き頃、世に弘まれる大同類聚方と題せる醫書に、古比須一名保度々支寸とある古比須も、由ありてきこゆ、但し此書まことに大同のなる事は信がたけれど、古書に依りて書りとみゆる事も少からねば、かたへの證に引注しつさて字鏡集にヨビコトリとみえたる名は、世に小鳥を捕る媒鳥をヨビ鳥といふも友鳥を呼ばしむる由の名なるに同じ、すべてヨビヨブなど活用く例の詞をば物名にはヨビ某といふ例なれば

の歌の詞書を論へるにも合せおもふべし然るに、寛平御時后宮歌合の夏歌二十番の中によみ人みえずながめつゝ人まつをりによふこ鳥いつかたへとかたちかへりなく、と夏季にさだめてよめるはめづらしこれより後の歌に、ほとゝぎすををちかへりなく由によめるが、かれこれきこゆる中に源氏（花散里巻）に「をちかへりえぞしのばれぬほとゝぎすほのかたらひし宿の垣ねに、とよめるおのづから似たる趣にきこゆるは、こゝろのなしにやさてまた後撰集の天暦四年撰者たりし高名の順朝臣の和名抄に、萬葉集云喚子鳥其讀與不古止利とのみ註してなべての例の漢名を擧られざりつるはいかなる鳥ぞとはえさだめあへられざりつるなり清輔朝臣、顯昭法橋等の著されたる勘の書どもにも、此鳥の事におよばれつるは、詳ならざりしが故なるべししかるを上にいへるごとく世々に人々のこのみよめるにあはせてこはいかなる鳥ならむとおもふ心つきて、人々とりどりにおしはかりにさだめてよめりときこゆ、そは上に擧たる後撰集なる列樹宿禰の歌の詞書に「呼子鳥を聞て云々、又中務集に、村上先帝の御時の屏風に國々所々の名をかゝせ給ひてと端書して名所の歌十首しるせる中に、もる山を題にて「人めのみもる山になく呼子鳥忍びに誰をまつねなるらむ末の句一本にしのびにたれをなくれなるらむとみえたるを、能宣朝臣集にも山にてよぶこ鳥のなき侍るを、とはし書して件の歌の末をしのびに誰かあひそめにけむとしてしるせるは、もと中務のなるをまがへて能宣朝臣のなりといへるにつきて後人さかしらに詞書をつくりて集に書加へたりしものなるべし、夫木抄に、能宣「人めもる山になくなるよぶことりしのびにたれかあひこたふへき、とみえたるはまことに此ぬしのなるべきを中務の歌によく似たるによりてまがへたるにもやあらむ惠慶法師集作者部類に云寛和頃人に「紅葉見てかへらむ方もおほえぬを呼子鳥さへなく山路かな此は秋によめり、さて此歌を夫木抄十五巻に載て詞書に、もみぢによぶこ鳥のやどりたるをと書り、集にはたゞ鳥とあるを、歌詞にあはせてよぶこ鳥と書なせるものなるべし源賢法眼集に尊卑分脈作者部類等に源滿仲男よるよぶこ鳥を聞て「あとたえて人もかよはぬ山里に何よもすから呼子鳥ぞも、又後拾遺集に、法輪寺に道念法師の侍けるとぶらひにまかりわたるによぶこ鳥のなき侍りければよめる、法圓法師作者部類に長保頃人「我ひとりきくものならは呼子鳥ふた聲まではなかせざらまし、康資王母家集に尊卑分脈を案るに、白河院の頃の人なるべし物おもひ亂たるによぶこ鳥のなくを「世の中をなぞやといふもよふこ鳥わかなく聲をこたふとやきく、仁和寺覺性法親王集に諸門跡譜に嘉應元年寂四十二歳ありまへおはする道によぶこ鳥の鳴ければ「山路ゆく我をとゝめて呼子鳥いふことなしに谷をすくなりまた同集に、閑宵呼子鳥といふを題にて、「さよ更て隣のおとの

意詞に縁ありてよめる例なるが中に、伊勢物語に「ほとゝぎすながなく里のあまたあれはなほうとまれぬおもふものから、といへり、此女けしきをとりて「名のみたつしてのたをさは今そなく菴あまたとうとまれぬれは、時は五月になんありける、男返し「いほり多きしてのたをさは猶たのむわかすむ里に聲したえすは、とあり、かくほとゝぎすをよめる歌のこたへに、しでのたをさとよめるにて、その別名なること明らけし、是をも准へおもふべし、かくて今京となりて後やうやくに其ほとゝぎすの別名なる事をしらずなりゆきつゝも、歌よむ料には古歌の詞にすがりて喚といふ言の縁に此鳥をよみたるがをかしげにきこゆればまこといかなる鳥ぞとはよくも知らで人々このみてよみ來れるにぞあるべき、さるは古今集に、題知らずよみ人しらず「遠近のたつきも知らぬ山中におほつかなくもよふこ鳥かな、といへる歌を春上の部、柳の次、もゝち鳥云々の歌の下におきて歸雁梅花などの歌を次々に載られたれば春の始つかたを節と定られたるおもむきなり、さて其集の撰者とありし躬恒の歌には「よふこ鳥春のむなしく過行けは心ほそなる音をもなく哉「年ことになけとしるしもなきものを暮行春をなに呼子鳥、貫之の新撰和歌集春の歌によみ人を載せず「年毎に鳴ても何そよふこ鳥よふにとまれる花ならなくに、延喜十三年三月十三日の亭子院歌合に、季春の題にて興風「あかすして過行春をよふこ鳥よひかへしつゝ來てもつけなむ　躬恒集に、「聲きけは老のまさるに人にくゝ來つゝのみなくよふこ鳥哉、貫之集に、「いつしかも越えてむと思ふ足引の山になくなるよふこ鳥かな、これらの歌は季なしどみえたるこれなり、これら萬葉に呼子鳥をよめる趣とはいたく異なり誦みくらべてあぢはひ知るべし、もはら春のものとしてよめるは萬葉集に此鳥の歌の春の部に見えたる方をのみ見てひとむきにしたがひたる物なるべし、但し後撰集春部に、よぶこ鳥を聞てとなりの家におくり侍りける、春道列樹「我宿の花になゝきそよふこ鳥よふかひありて君もこなくに、この歌ぬしは歌仙傳を按ふるに延喜の頃の人なり詞書の趣にてはまさしくよぶこ鳥を知てよまれたりと聞ゆれど、すべて撰集の歌の詞書は新に作り或は書あらため歌詞をさへに改て載られたるもある例にて、其は歌ぬしの家集と違へるにても知らるゝを今世に傳はれる後撰集は撰のいまだかたなりなるところも交れる中にことに詞書はよくも書とゝのへられざりし本と見えたるに、此詞書のおもむきもよくとゝのひてはきこえざるをおもへば歌にあはせて撰者の新に作られたるにもあるべければ、まさしく其鳥を知りてよまれたる證とはおもはれず　なほ下の惠慶法師

に「旦霧八重山越えてほとゝきすうの花邊から鳴て越え來ぬ、とよめる歌あり（此旦霧も八重の枕詞なるべし）又霧は霞の寫誤にてもあるべしいづれにも上句同じさまなるをおもひ合すべし、このほかに萬葉集中にみえたる喚子鳥をよめる歌どもを擧てほとゝぎすをよめる歌の同じ趣にきこゆるをいはゞ「やまとには鳴てか來らむ呼兒鳥きさの中山よびそこゆなる、とよめるに「やまとには鳴てか來らむほとゝきすなかなくことになき人おもほゆ、とある歌上句相同じ（此やまとには云々の二首の意は、なほ下に徒然草の説につけて論ふべし）又「わかこゝたしぬはくしらにほとゝきすいつへの山を鳴かこゆらむ、とよめる下句の趣相似たり、又九巻（十三丁）に「瀧の上のみ舟の山ゆあきつへに來鳴わたるはたれよふこ鳥、といふに「ほとゝきす鳴渡りぬと告れとも吾は聞繼かす花は過つゝ、「木のくれの夕やみなるにほとゝきすいつくを家と鳴わたるらむ、とよめる「こたえぬになよひとよめそ喚子鳥佐保の山邊をのほりくたりに（此歌は上にも擧たりき）とよめるに「筑波峯に吾行けりせはほとゝきす山ひことよめ鳴ましやそれ「うれたきやしこほとゝきす今こそは聲のかるかに來鳴とよまめ「戀死なは戀も死ねとやほとゝきすもの思ふときに來鳴とよむる、などよみたる（このほかに、ほとゝぎすの鳴とよむよしよめる歌、なほ多し）十巻（七丁）に「朝霧にしぬゝにぬれて喚子鳥み舟の山ゆなきわたる見ゆ、とあるに「きゝつやと君か問はせる霍公鳥しぬゝに沾れて此ゆ鳴渡る、とよめるなどいづれも呼子鳥ほとゝぎす相換へて歌の趣かなひて聞え、又同巻（六丁）に「わかせこをなこせの山のよぶこ鳥きみよびかへせ夜のふけぬとに、とあるもほとゝぎすなるを、たゞ呼と云ふ言に關てよめりときこゆるなどおもひあはすべし、さて又上に擧たる萬葉集に載たる呼子鳥の歌九首の中八首の地名を按ふるに大和にてよめる歌なり、たゞあさ霞八重山越ての一首のみ地名なけれどもこれを前後の歌によりて考るに、決めて大和にての歌ときこえたり、故察ふにいにしへ大和わたりにてほとゝぎすの別名を呼子鳥とも稱へるにて世にあまねき名にはあらざりけむ、さて萬葉集に呼子鳥をよめるは多くは喚といふ言に縁ありてよめりときこゆるをおもへば打まかせてはほとゝぎすと云べきを歌の趣向をとゝのへむとてことさらに別名もて呼子鳥とよめるにもやあらむ（古歌どもに、ほとゝぎすの別名をもてしてのたなさとよめるも、其

と春にかけてもよめり　はた佐保の山邊も所かなひてきこゆこは例よりも早くほとゝぎす（すなはち呼子鳥）の多く來鳴て響みたるよしなり（八の巻廿五丁に、大伴清繩「みな人の待しうの花ちりぬともなくほとゝきすわれわすれめや、とよめるはうの花の散りぬれど、ほとゝぎすの來なかぬを猶まちこひてわすれぬ由なり、こは例よりもことに遅かりし趣なり）かくて郎女の歌の意は、戀情を述たるにてよのつね人を思ひむすぼゝれたる時に呼子鳥を聞ば其人の戀しくなりて苦しく聞なさるゝものなれど、かねて三月の頃われを喚むと契りたりしをりに近づきてあればその聲のなつかしきとなるべし、さて此鳥のなくを聞に苦しきといへるはすなはち同じ郎女の歌に同巻廿四丁「何しかもこゝはく戀るほとゝきすなく聲きけは戀こそまされ、八巻廿六丁「ほとゝきすいたくな啼きそひとりゐていの寐られえに聞けは苦しも、とよめるに是も八巻十四丁なる鏡女王の「神なひのいはせの森の喚子鳥いたくな鳴そ吾戀まさる、とよみ給へるなど思ひ合せ、はたほとゝぎす呼子鳥同物なるべき證ともすべきなり（十五の巻卌八丁に「戀死なば戀も死れとや郭公ものおもふときに來なきとよむる、八の巻廿二丁に、「ほとゝきす無かる國にも行てしが其なく聲をきけはくるしも、十の巻廿丁に「うれたきやしこほとゝきす今こそは聲のかるかにきなきとよまめなど、此鳥の鳴を厭ふ情の歌猶あり）又十巻六丁に「春日なる羽買の山ゆ佐保のうちへなき行くなるはたれ喚子鳥、「こたへぬになよびとよめそ喚子鳥佐保の山邊をのほりくたりに、といふ二首を並べのせたり、契沖云これは上の歌の作者おし返してよめり二首にてかやうによむ事集中に多しといへり、この歌春雑歌詠鳥とある下に十三首ある中に交れりこのほかにも喚子鳥の歌あり、其は下に擧べし、これらはもと暮春によめるによりて春歌の中にありしをそのまゝ春の部に收れたるものなるべし、又十巻十九丁に「あさ霞八重山こえて喚孤鳥吟や汝か來る宿もあらなくに、此歌夏雑歌詠鳥とある下に廿七首ある中の五首めにありて、このほか廿六首は悉く霍公鳥をよめる歌なるにこの喚孤鳥の歌の交れるはもとより同物なればほとゝぎすの歌の中に載たりけむ、すべて萬葉集は人々の歌集又人々の歌を書あつめ置たるものゝありけるをそのまゝ書のせたるも多くて、古今集を始繼々の撰集などのごとく題の次第などをこまかに撰定めたるものならねば、其こゝろして見るべきなり、しかるを此歌は春の部に收るべきを誤てこゝに入たるなりと云へる説あるはかへりて疎なるべし、さて此歌の朝霞は八重といへる枕詞なりかくてその廿六首の中廿三丁

とも、遊行女婦土師「二上の山にこもれるほとゝぎすいまもなかぬかきみにきかせむ、又家持卿「をりあかしこよひはのまむほとゝぎすあけむあしたは鳴わたらむぞ、二日應立夏節故謂之明日將喧也、能登臣乙美「あすよりはつきてきこえむほとゝぎすひと夜のうらにこひわたるかも、などあり又十九の巻に四月立し日よりおきつゝうち慕ひ待てと來なかぬほとゝきすかも、又長歌に「四月したては夜こもりになくほとゝきす云々此ほか集中ほとゝぎすの鳴を四月を節とせる意によめりときこゆる歌なほあり、後の世はさらなり古今集よみ人しらずの歌に、「五月まつ山ほとゝきすうちはふき今もなかなむこぞのふるこゑ、「いつのまに五月來ぬらんあし引の山ほとゝきす今ぞなくなる、とよめるなどは五月を節とせるおもむきなり、因に云、或説にほとゝぎすに時鳥と書るは、夏の來る時を知りてなく鳥なる義にて、皇國にて制りたる字なりと云へり、然ることなるべし、しかるに朗詠集の信阿が注に、郭公の事を郭國公裵所憶家泣而爲時鳥乃以爲名焉と記せるは、漢籍に見えたる説とはきこゆれど、爲時鳥とは皇國の通用の字をもてほとゝぎすとよむべく書るなり、又文選に、時鳥多好音とあるを、注に時鳥春鳴之鳥といへりこはもはら春を時として鳴く鳥をすべ稱へるにてほとゝぎすにはあらずされど上にも云へる如く實は春の末、夏の始つかたより鳴始るものなるが、國によりて東南の山かたづける所などにては三月の始つかたより鳴そむる事もありともろこし唐の世の詩、李渉が竹枝詞に、十二峯頭月欲低、空舲灘上子規啼、孤舟一夜東歸客、泣向春風憶建溪また竇常が香山館聽子規といふ題にて、楚塞餘春聽漸稀、斷猿今夜讓沽衣、雲埋老樹空山裏、髣髴千聲一度飛など春に作り、是ら暖國にてよめりときこゆ

しかるに同集八巻十九丁に、大伴坂上郎女、「よのつねにきくは苦しき喚子鳥こゑなつかしき時にはなりぬ、右一首三月朔日佐保宅作とみえたる喚子鳥すなはちほとゝぎすの事なるべく聞ゆ、佐保は奈良より東の方に在る山なり、郎女の父大友安麻呂卿の宅佐保に在し由集中にみえたり、さて此歌上に擧たる三月三十日家持卿の越中にてほとゝぎすのことを、「たまくしげ二山上になくとりの聲のこひしき時は來にけり、とよまれたると三句以下同じ趣なるをも思ひ合すべし四巻四十一丁安部宿禰年足の歌に、「佐保度り吾家の上に鳴鳥の聲なつかしきはしき妻のこ、とよめる鳴鳥もほとゝぎすにて、すなはちよぶ子鳥ときこゆ但し郎女の歌は三月朔日のなれば時たがひたれど、こは例年よりは暖にて夏のけはひの催したるに興ヒカれて喚子鳥すなはちほとゝぎすの來鳴くべき頃になりぬるよといへる意なり、右一首は三月朔日云々と注せるも其意を明すべく書加へられたるものなるべし拾遺集に春かけてきかむともこそおもひしか山ほとゝきすおそく鳴らむ又八巻廿四丁に家持卿、「うの花もいまたさかねば開かぬになりほとゝぎす佐保の山邊を來鳴きとよもす、此歌一二の句の趣三月の事ときこえほとゝきすは、夏の首より鳴き、うの花も夏のはじめより開くものなるを、例として對へてかくよめるなり、四月を卯月と云ふも溲疏の花さく月の義なりと、既くより云へり、萬葉集春相聞に「春さればうの花くたし吾越し妹か垣間はあれにけるかも、

かりあなたに書るものとみゆるがありて、奥の白紙に、貞享三年此本を人に與へたる由他筆にて記せり、後に又一本を見る、こはさばかり古からぬ寫にて、奥書はあらず、二本ともに誤寫ぁれど、かたみにあはせみればおほかたたがひなくみゆ鶗ヨブコドリと訓り、鶗を廣韻に鶗鴂鳥とみえ、楊雄反騒に恐ニ鶗鴂之將レ鳴兮、故先百草爲レ不レ芳、注に師古曰鶗鴂鳥一名子規一名杜鵑、常以ニ立夏ニ鳴、鳴則衆芳皆歇農事興といへり、これらによりてなほその證とすべき事どもを考るに、まづ杜鵑を漢國にて三月鳴といひ又春暮卽鳴云云、至レ夏尤甚、或は以ニ立夏ニ鳴などいへるは皇國にてもおほかた同じ趣なり但し國のありかたによりて鳥どもの鳴そむる節はもはら同じからぬものなる事は人みなしれるがごとし漢國も然るべしされど、ほとゝぎすは暮春より鳴そむる事もあれど、もはらは夏のものなれば立夏といふ節より鳴始るとぞ云ひならはしたる、しか云ふも古よりの諺なり、さるは萬葉集十七卷卅三丁に大伴家持卿越中守に任りて其にてよめる歌に、立夏既經ニ累日ニ而由末レ聞ニ霍公鳥喧ニ因作ニ恨歌ニ二首、「あしひきの山も近きをほとゝぎす月立つまでになにか來鳴ぬ「たまに貫くはな橘をともしみしこの吾里に來鳴かずあるらし此萬葉集の歌ども、今日安く草假字に眞字を交へて書り、下なるも同じ霍公鳥者立夏之日來鳴必定、又越中風土希レ有ニ橙橘ニ也、因レ此大伴宿禰家持感ニ發於懐ニ聊裁ニ此歌ニ三月二十九日」〇此霍公鳥云々の注、一わたり見ては後人の加筆のごとくにも見ゆれど、此卷は首より年月日をも、次で、書たれば後人の書るにはあらず、家持卿のみづからうちとけ書にものしおかれつるまゝに、寫傳たるものなるべし、他巻にも例あり、さて上に引たる歌の端詞の立夏云々の下に、四月とあるは通えがたきを、拾穗本に無きぞよき、かくて件の下注に霍公鳥者立夏之日來鳴必定云々、三月二十九日、とあるに合せて歌の意を考ふるに、首なるは月日をよめば今日は三月二十九日、大(大本ノマゝ)にもなりぬ、既に立夏の節になりて日を經つ、また明後日は四月の月たつ日なるをなどほとゝぎすの今日まで來鳴ぬぞ、大和にしてはかく遲き事は無りつるものをと、霍公鳥を恨むる情を述られたるなり、此卿の歌に「月よめはいまた冬なりしかすかに霞たなひく春立ぬとか、とよまれたるは遲速のたがひなれど、同じ口氣にて猶かゝる意ざまの歌あり、しかるを略解につきたつまでには三月のうちに四月の節に入たるをいふなり、故に立夏とことわれりといへるはおろそかなるべし、又次の歌はほとゝぎすは花橘を慕ひ來るものなるが、此國には其れ希きによりて此郷に來鳴ぬなるべしとの意ときこえたり次に二上山賦一首此山者在射水郡也「たまくしげ二上山に鳴く鳥の聲のこひしきときは來にけりなくとりとはほとゝぎすなり右三月三十日依レ興作レ之大伴宿禰家持これも越中にて、歌主のみづから書れたるものときこゆ、下なるも同じ、さて此次に同卿の四月十六日夜裏遙聞霍公鳥喧述懐歌一首云々とあり又同卿の歌十九卷十七丁に二十四日應ニ立夏四月節ニ也、因レ此二十三日之暮、忽思ニ霍公鳥曉喧聲ニ作歌とて二首あり、二十三日二十四日はともに三月のなり、又十八卷十三丁に四月一日掾久米朝臣廣繩之舘宴歌四首とありて、家持卿「うの花のさく月立ぬほとゝきす來鳴とよめよふくみたり

比古婆衣五の巻

○喚子鳥

よぶこ鳥いかなる鳥なるにか詳ならず、昔よりさまざまのさだ聞ゆれどそれしからむともおもはれず、然るに萬葉集に呼子鳥をよめる歌どものいづれもほとゝぎすと同じ趣にきこゆれば、もしくはいにしへ大和わたりにてほとゝぎすの一名なりけるが今京となりて後漸にそのものざねをしらずなりゆきて、たゞ古歌にのみすがりてまねびよむ事となりこしをしかすがにしらずてはとさかしらにおしあてごとして、世々にとり〴〵の說どものいできたるにはあらざるかとおもひよりてありつるに、此ころ字鏡集と云へる古き字訓の書を見て其證を得たり、げにおもひなりぬるをおのれひとりのこゝろやりに書つゞりてみむとす字鏡集は、奧書に寛元三年四月二日小河法印乘澄示云、朱點東宮切韻墨點唐玉篇也、（下略）とあり、漢字の古訓どもを集めて片假名もて注したるが中に、東宮切韻玉篇等に載たる訓には、朱墨を別ちて音の上下を點したる由なり、今世に寫傳たる本には其墨點いさゝかはあれど、その位も誤がちにて、はた多くは寫脫せり、此書撰たる世詳ならず、今京となりて延喜より後のものなる事は著けれど、其訓は希らしき言も多かり、舊く書傳たるものに據れるぞ多かりぬべきさるは其字鏡集に鵑杜鵑也三月鳴ヨビコドリ、また塢ヨビコドリと注せり、按に鵑は杜鵑とも稱て本草綱目時珍注に、蜀人見鵑而思杜宇、故呼杜鵑、說者遂謂杜宇化鵑誤矣なべてホトヽギスと訓來れる字なり、色葉字類抄、又本草和名傳抄の後附に、杜鵑ホトヽキス、難字記又玉篇の古訓等に鵑ホトヽギス、三月鳴とは瑤囊抄に異名志を引て、鶗鴃一名杜鵑至二三月一鳴晝夜不止と見え廣韻に、鶗鴃子規也臨海異物志に、鶗鴃韻會に、鶗鴃子規也、新撰字鏡に鶗鳩、保止々支須一名田鵑春三月鳴晝夜不レ止、格物論に杜鵑三四月間、夜鳴達レ旦、本草綱目に、時珍云杜鵑云々、春暮卽鳴、夜鳴達旦云々至レ夏尤甚晝夜不レ止、其聲哀切、田家候レ之以興二農事一などある類の說の本文に據りて注せるものなるべし文華秀麗集に、杜鵑啼序春將闌また塢は集韻に、塢動五切、音杜、塢鵑鳥名也、玉篇にも塢徒古切、塢鵑鳥名とあるを、古訓にホトヽギスとあり、しかれば鵑も塢も同物にて共にホトヽギスに當てよみなれ來つるに、その二字をともにヨビコドリと訓るは舊訓を傳へ注せるにて、呼子鳥則ほとゝぎすの別名なるべき事推して知るべし、又其より後のものとは見ゆれど字要集といふ書に此は世に節用集などいふものゝごとく、門部を分ちて伊呂波の頭字によりて、言語物名の訓を載たり、撰べる頃も撰者も詳ならず、近頃古き寫本をみるに、おほよそ二百年ば

のますかゞみうれしきことをうつしてぞ見る」、次に、命とて官位をます鏡年の始に見るぞうれしき」とあり、けふよりはの歌は後頼朝臣の永久四年の百首の中の元日題の歌なり、こは後に加へたるなるべし、また命とての歌は、いと拙きよみざまなり、これも又後に加へたるものなるべし、天地の歌はおほとかにて古き言壽歌ときこえたり　と見えたる歌これにて、歌の意は年の始に袋を縫ひて一年の幸を入る、よしの壽言するがそのかみの風俗なりしなるべし　今の俗に、女子の春の縫始とて袋を縫ひて歳德神の備物にすることのあるも、その遺風なるべし、さて此わざは正しき故實にはあらで、陰陽家などのつくり出したることなるべし　狹衣に、今姫君の事をいへるところに、持たまへる扇のうちおかれたるが手習せられたるは手づからのしわざにやとゆかしう取見給へば、まだはかぐ\しうもつゞかぬもじどものいとをさなくあさましきさまなるは、何と見とくべうもあらぬをせちにまもればあめつちを袋に縫ひてとあるは母代（シロ）がならはしきこえたる壽言なめりといへるもこれなり、また天延三年の一條大納言家歌合に、いしなどりの題の右歌に、あめつちの袋の數しおほかればおもふことなき今日にもあるかな　かの誦歌をもと、してよめるなり　これをもおもひあはすべし、又相模集に箱根の社に百首歌奉れる中に、さいはひといふ題にて、天地の神のひろめむさいはひを袋にうけてかへりてしがな」　結句かへりにしかなと書る本あるは、きこえがたし、今一本による、さて箱根の僧の此歌どもの返しのごとくよめる歌どもの中に、此歌にかけあはせて、さいはひを朝日にそへて今よりは都のかたにやらむとぞおもふ　とよめるも同じ風俗のありけるによりてよめりときこえたり、かくて日記にいへる趣は兼家公の通ひたまふことの夜がれがちなるにあはせて今年は三十日三十夜をわか許に入れむと戯にいひかへたるにてその歌は、天地を袋に縫ひて月毎の三十日三十夜を我もとに入れむ」とやうに書て道綱朝臣のをさなかりつるにもたせて夫公（セギミ）の許につかはしたるを上のことばにゆづりてさながら書てといひてその歌をしるさゞるはおもしろくあやなせる書ざまなり、さてそのかへし歌をしるすとて今年は五月ふたつあればなるべし、としごとにあまれる戀か君がためうるふ月をばおくにやあるらむ　通暦もて推考ふるに是年五月に閏あり　とは、かけ歌にあらがひて一年の内に閏月を置てその一月は逢はじとするならむとの意によみなしたまへるなり、さていはひそじつとは祝ひ損じつにて公のあらがひにまけていふべき詞もなきを祝ひ損じつと思ふとざればみて書とゞめたる、これもまたおもしろし

比古婆衣四の巻終

二句印本かけちの小野と作るは、たをけと誤たるなり、此歌もと新撰六帖の葛の題にてよみ給へるなり、然るにその六帖の印本に二句かけろふ小野にと書るは、蜻蛉小野とかけるを後人のうちまかせたるよみざまに、假字に書なせる誤なり、一本にかけちの小野とあるは、夫木抄と同じ誤なり、又一本にかけちの外にと書るは、その誤をうけたるがうへに、をのをほかと訛り其を眞字にて外と書なせる誤なり、然れば夫木抄の一本に見えたるごとくもとはみよし野のかたちの小野にとよみ給へること決し　新續古今集戀一に源範政今川民部大輔この集撰ばれたる永享の頃の人なり　一目見しかたちの小野に刈草のつかの　まもなど忘れざらなむ」など見えたるは上に擧たる萬葉十二巻なる蜻の小野爾刈草之の歌にもとづきてその蜻をカタチと點したる本によりて二三の句をさへにとりてよまれたり上に擧たる萬葉に玉蜻たゞ一目見し人ゆゑに、玉蜻ほのかにみえて云々などよめる趣にもおのづからかよへりときこゆれば、たれも顯昭の論へると同じむかしの一本にて、蜻をカタチともよめるまたの證とすべきなり

○天地を袋に縫ひて云々といへる事

蜻蛉日記安和二年のくだりに、かくはかなながら年立かへる朝になりにけり年頃あやしく世の人のする言忌などもせぬ所なればや、かうはあらむと心おきていさり出るまゝにいづちこゝに人々今年だにいかに言忌して世の中こゝろみむといふをきゝてはらからとおぼしき人、まだ臥ながらものきこゆ、あめつちを袋にぬひてと誦するにいとをかしくなりてさらに身には三十日三十夜は我もとにといはむと云へば、前なる人々笑ひていと思ふやうなることにも侍るかな、同じくはこれをかゝせ給ひて殿兼家公にやは奉らせ給はぬといふにふしたりつる人も起ていとよきことなりてん卦の惠方にも勝らむなど、わらふわらふ云へばさながら書てちひさき人道綱して奉れたれば、此頃時の人にて世の中の人までいみじく多く參りこみたり内へもとくとていとさわがしげなりけれど、かくぞある、今年は五月ふたつあればなるべし、年毎にあまれる戀か君かためうるふ月をばおくにやあるらむ」とあればいはひそじつと思ふ」此くだりにあめつちをふくろにぬひてと誦したりといへること耳にとまりていかなる事にかと考るに、こは當時女がたの年の始に誦する言壽歌の詞なりとぞきこえたる、然るは女房私記といふ書に卷首に九條政所樣の遊し候寫なり、公方樣仰によりて伊勢守殿へ御傳へなりとみえ、奥に伊勢祐和都にて寫し得て承秋門院の典侍石井局が校正を受たる由記せり、承秋門院は、東山院天皇の后宮にて享保五年に崩ましき禁中樣女中御祝の次第、正月御鏡のもちひ祝ふ時の歌とて三首ある末に、天地を袋に縫ひて幸を入れてもたればおもふことなし」とありて右の歌ども三べんよむべし但しこの歌の上にけふよりは我をもちひ

る意ときこえたり 但しこの秋津羽の袖は羅の衣としてもきこえぬにはあらざるめれど、さてはえなくきこゆ、萬葉十三巻廿六丁長歌に、まそ鏡に蜻領巾負並持てとよめるは、略解にいへるごとく古圖に見えたる鏡の具の比禮のうすものにて、蜻蛉羽の形したるものを云へるなるべし

○上に引出たる醫心方また本草和名傳抄に注せる蜻蛉の一名を加太千(カタチ)と云へることは、そのほかの書どもに見あたらず今の世に然いふところもあるにか、さらに聞およばざる名なるを、袖中抄三巻にかたちの小野の事を論へる説によりてその證を考出たるを例の因に云ふべし、そは件の抄のかたちの小野の條に、萬葉十二巻廿四丁に、「三吉野之、蜻乃小野爾刈草之念亂而宿夜四曾多」とある歌を、草假字に、みよし野の蜻の小野にかるかやの、云々とうつし書て顯昭云、蜻をばあきづとよむなり然れば此歌をばあきつの小野とよむべしかたちの小野は旁そのいはれなし云々といひて 蜻字をかたちとよまむことはいづれにもいはれ無きことなりといへるなり 同集一巻十八丁なる長歌の吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾とある句を、これも草假字に書て證として俊頼朝臣の歌云、みよし野のかたちの小野の女郎花たはれて露に心おかるな」是はかたちの小野と點じたる本に付てよめるなり 是はかの三吉野之蜻乃小野とある、蜻字をカタチと點じたる本によりてよみ給へるなりと云へるなり、さて顯昭は仙覺よりおよそ五十年ばかり前の人なれば、こゝに論へる萬葉の點は仙覺より前の人のよみざまなり 萬葉のよみはやうやうなるを能々見定て可詠也、一説に付てよみつればひがごとになる也、かげろふのをのとよみたどることもありそれもいはれずといへり そのかみ萬葉に樣々のよみを付たる本どもの在しこと此説にて知られたり しかればそのかみ萬葉の一本に件の蜻の小野の蜻字をカタチ カゲロフとも とよめるがありしなり、然るに顯昭其を蜻蛉の一名なることを知らざりつるから其いはれなしといひて考説たゞよはしくてたちがたきを、今その蜻の一名なることを知れるうへは其よみざまの可否はしばらくおきて然よめりしいはれはさだかにきこえたり 契冲の勝地吐懷編形の小野の條の、伴蒿蹊が首書の説に、雄略帝あきつ野にての御歌(上略)虻かきつき、其虻をあきづはや囓ひ、昆ふ蟲も大君に仕奉ふ、汝が形は置かむと詔ふ御言により、もしは一名形の小野ともいひけるにやといへるはすてがたき説なり、これによりて考るに此時の事を紀に、四年八月戊申行幸吉野宮庚戌幸于河上小野云々、虻疾飛來嚼天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來齧蟲將去、天皇嘉厥有心詔群臣曰、爲朕讃蜻蛉歌賦之、群臣莫能敢賦者天皇乃口號曰とありて、御歌を載られて因讃蜻蛉名此地爲蜻蛉野とあり、しか讃たまふあまり其處に蜻蜓の形を象どりて塚を作らせなどせさせ給ひたりけむ、さるは神武紀に天皇腋上嗛間丘に登りて國狀を廻望まして蜻蛉の臀呫せるがごとしと詔給ひたりし、國形の事をもかつはおもほしよらせたまへるにもあるべし、然らばその蜻蛉の形を置れたりしによりて其野の一名を形の小野とも呼び、つひにその蟲の名にも負せてカタチといへるにもやあらむ さて又かの俊頼朝臣より後の歌に夫木抄野の部に衣笠内大臣、みよし野のかたちの小野にはふ蔦のしたのうらみは知る人もなし

ちかふを、ありとみて手にはとられずみればまた行へもしらずきえしかげろふ、あるかなきかとれいのひとりごち給ふとかやといへるこれなり但しこの歌の意、裏には日影に見ゆる陽炎のこの蟲の名にも、そのさまにも相かよふ趣にほのかによみといのへて、さて歌にひきつゞけてあるかなきかと、れいの獨ごちの詞にその心ばえをしらせてとかやと地の文に書とぢめたるいひしらずたくみに妙なることばとぞきこえたる、和歌六帖に、世の中と思ひしものをかけろふのあるかなきかの世にこそありけれ」こはもはら陽炎によせてよめるなり、金葉集に懷尋、いつをいつと思ひたゆみてかけろふのかけろふほとの世をいかにせむ」とよめる三句のかけろふは、陽炎をいひ四句なるは日のくもりて蔭になりて見えずなりぬるをいへり後の歌どもにもはら世のはかなき事にそへてよみなれたるにあはせていはゆる黑きとうばうの小さきをのみいふことのごとくになれるなるべし

○蟲のかぎろふの古名を阿岐豆（アキヅ）といへり、書紀神武卷の末に、皇輿巡幸因登㆓腋上嗛間丘㆒廻㆓望國狀㆒曰、云云、雖㆓内木綿之眞迮國㆒猶如㆓蜻蛉之臀呫㆒焉、由㆑是始有㆓秋津洲之號㆒とみえ、古事記雄略段に、天皇坐呉床爾蝈咋御腕、即蜻蛉來咋其蝈而飛云々、此時御歌よませ給ひける其御歌詞に、多古牟良爾阿牟加岐都岐曾能阿牟袁阿岐豆波夜具比加久能碁登那爾淤波牟登蘇良美都夜麻登能久爾袁阿岐豆志麻登布この御歌書紀には異なるところあれど、阿岐豆の事は同じ、一本云々と細注なるは全同じなどみえてくだりの二書ともに阿岐豆に蜻蛉の字を當て記されたり、萬葉にも蜻蛉の宮、蜻島此は長歌にて下の句に玉蜻云々と一首の中に同字を二かたによむべく書り蜻野、蜻領巾など書き又蜓野とも書り、陸奥出羽にては今も阿岐豆また阿計豆ともいふところありとぞ

○またそのあきづのことのごとくきこえてさにはあらじとおもはる、古言のきこゆるを因にわきまふべし、秋津葉爾爾寶敝流衣、吾は着じ君に奉者夜も着るがね萬十卷五十八丁相聞寄衣　前人の說に此秋津葉は蜻蛉の羽のうるはしきをにほふといへりと云へれど、蜻蛉の羽は羅にこそはたとへつべけれ、にほふとはいふべきにあらず、おのれがおもふところは秋津葉は字の如く秋の葉にて秋の木葉のもみぢたるさまにうるはしく染たる衣といへるなるべし後のことながら飾抄などいふ書にみえたる衣の色あひに、紅紅葉、黃紅葉、青紅葉、モヂリ紅葉、蝦手紅葉、紅葉重、櫨紅葉などみえたるを、又そのくさぐさをすべてたゞ紅葉ともいへりときこえ、またさる色あひのかれこれの書どもにも、とりどり見えたるをもかたへにおもひ合すべし　萬葉十七卷卅四丁に安吉乃葉乃爾保幣流等伎爾また十九卷廿六丁　秋葉之爾保比爾照在惜身之また同卷　秋葉能黃色時爾とよめるに證して意得べし秋津葉の津は、乃に通ふ辭にて秋の葉を體言にいへるなり、また秋葉と書るをアキツバともよむべきなり　かくておもへば同集三卷卅七丁に、「秋津羽之袖ふる妹を玉くしげおくにおもふを見たまへ吾君」とよめるも、秋津葉に染たるうるはしき衣の袖をといへ

たるを陽炎にたとへさせたまへるなり河内國人伴林光平が云く、埴生坂より難波までの見わたしおほよそ二里餘り隔りたるべけれど、河内の方は土地高ければ近く見下さるといへり、頓阿の草庵集に蟲名十を物名に、あふてうきは雲にかげろふ在明の風身にしみてかへるさの道」とよめる二三の句、在明の月影のさえて雲にうつろへるさまを、雲にかげろふといへるなり、相模家集に「いなづまのいそがしきをみて、いなづまはてらさぬ宵もなかりけりいづらほのかに見えしかげろふ」とよめるも、須臾見えかくれするほどのことながら其かぎろひのごと見ゆるさまは似たる趣なりけむ、冠辭考にこの御歌の迦藝漏肥を、火影のきらめくをいふ言なりとして、春の空に見ゆるはその火影のかぎろひに譬へたるものなるよしに注されたるを、古事記傳にも其說に隨ひて炫火なりと說はれつれど、おのれがおもふところはかくのごとし

○往影乃月文經往者玉蜻日文累念鴨 萬十三卷九丁長歌

こは玉蜻をたゞカギロフとよみて陽炎をカギロフともいへるにあはせて書るにか、又蜻をカギロフともいへるにあはせて書るにか、いづれにも春の日影の陽炎に借て書るなり、陽炎のもゆる空の日といふ意にて日にかけたるまくら辭なり陽炎は日影にうつろひて見ゆるものなり往影のといひて月のまくら辭とせるに對へて知るべし但しこの歌玉蜻を諸本玉限と書たれど、先輩の說に限は蜻を草の手より見誤りて、寫し傳たるものなるべし、と云へるに隨ひて訂して書たるなり、それひがことならむには本のまゝに玉限と書てもその一名の意を得てカギロヒとよむべく戲書のさまに書りともすべければ、よみざまにはさまたげなし

○かぎろふをかげろふといへることは、倭名抄にみえて上にいへるがごとくなるに、中むかしよりカゲロフといふはもはら一くさのものにのみうつして呼ことのごとくなりて今におよべり、和歌童蒙抄に藤原範兼卿の著されたる書なり、このぬし鳥羽崇德の御世の頃みさかりにおはしゝ人なりかげろふのことを黑きとうばうのちひさきやうなるものなりと見えたるごとく蜻蜓を林逸節用集新韻集に、トハウ、本草和名傳抄に、止ム波字、又加計呂不、運歩集撮壤集に、トンハウとよみ、壒囊抄に蜻蛉といふは大小のとんばうの惣名なりといへり今なべてとんばうといふもの、中の一種に殊に細く小くして黑きが秋の半ごろよりいで來て中空に飛ちがふときはいと微にひらひらと見ゆるが、しばしのほどに飛去るものなり、此もの晝はをさ〳〵見えこず朝蔭夕暮などに出來るものこれなり江戸にて兒童などは、かれつけとんばうといふなり兼好が徒然草に、世間のはかなき譬にかげろふの夕べをまち云云といへるが如く、兒童の捕りて蟲屋に入れ置くを見るにとかくするほどに死ぬるものなり新撰六帖に、かけろふ、衣笠内大臣、夕くれの軒のかげろふ見るまゝにあはれさためもなき世なりけり」左大弁光俊、あはれなり山おろしふくゆふぐれになき數まさる軒のかげろふ源氏物語蜻蛉卷薫君のうへの事をいへるところひつゞけながめ給ふ夕暮上に薫君のさまをいへる文に東の高欄におしかゝりて夕かげになるにつく〳〵と思まゝに花のひもとく御前の草むらを見わたし給ひものゝみあはれなるに、中に就いて腸を斷ふるは秋の天といふことをいとしのびやかに誦しづゝ居給へりといへるに遠からぬ頃の文なりかげろふのものはかなげに飛

の多く中天を微に飛ちがふさまを陽炎にたとへてカギロヒといひまたカギロともいひ、其をまたカギルとも轉しいへるにてカゲロフといふもカギロヒを轉していへるなるべし（日影に見ゆる陽炎を後世にカゲロフといふも同じ）さてその日影につきていふカギロヒの萬葉にみえたる歌どもをこれも目やすく左に擧しるす

○蜻火之、燎留春部（萬十卷七丁○この歌今さらに雪降らめやも蜻火のもゆる春へとなりにしものを）
もゆとは、火はさらなり日影によりて氣の起ちて見ゆるをもいへるなり、草の生ひたついきほひのさまにさへ云へり、蜻は借字なり

○炎乃春爾之成者（萬六卷四十二丁）
炎字を書るはカギロヒを陽炎と書馴たるうへより陽字を畧けるなり（歌のうへにておのづから然ときこえたり）陽炎のもゆる春になればなり

○東野炎立所見而（萬一卷廿二丁）
朝日影には殊に陽炎の起つものなり、野はさらなりさて此下句反見爲者月西渡とあり、西方をかへり見れば曉明の月のなほ入らである趣にて廣野に旅寢したるさまにきこゆる歌なり、上句の炎を曙の光なりといへる説あれどいかゞ

○蜻火之燎流荒野爾（萬二卷三十八丁長歌）
廣野は殊に陽炎の起つものなり、此歌にもカギロに蜻字を假借たり

○香切火之燎流荒野爾（同卷四十丁同歌或本）
こはカギロヒをカギルヒと轉しいへるにて上にいへるごとく蟲の名に通はしいへると同例なり

○蜻蜓火之心所燎管（萬九卷三十四丁長歌）
カギロに蜻蜓のよみを借り用ひたるなり、陽炎のもゆとかけたるまくら辭なり

○迦藝漏肥能毛由流伊幣牟良（古事記履仲天皇御歌）
此は履仲天皇難波大宮にて大嘗せさせ給へる時御酒に沈酔ひて御眠ませるほど弟墨江中王天皇を弑せ奉らむとして大宮に火を着給へるを阿智臣さながら御馬に乘せまつりて倭國へ逃れいでまさしめ奉りける間、夜に入りて河內國埴生坂に至まして難波の大宮の方を遙に見やらせ給ふになほ火氣の見えたりければ、埴生坂眹が立見れば迦藝漏肥のもゆる家むら妻が家のあたり」とよませ給へる御歌これなり、さてかくよませ給へるは難波の火氣の遙に見ゆるに（俗にいふ雲燒なり）山氣などの臨ろひてみえ

し、但し垣をカギに用たるは借字の訓言の清音を濁音に借用ひたるにて集中に例あり、また萬葉二卷に蜻火(カギロヒ)と書るを或本に香切火(カギルヒ)と書るも同例に通はしいへる證とすべしかぎろひの事は下に別にいふべし

(三)多萬可岐留波呂可爾美綠弖伊邇師古由惠邇 此は靈異記上卷第二緣にみえて、一二の句こひをみなわがへにおちぬとあり、三句已下(一)(二)と同じ

(四)玉蜻蛉、髣髴所見而別去者萬八卷三十四丁

萬九卷三十七丁に蜻蜓火と書て蜻蜓をカギロに當て書り互に證とすべし

(五)蛛蜻、髣髴谷裳不見思者萬二卷三十九丁

以上五首蜻蛉の中空を飛さまによりて髣髴また遙になどいへるなり、まくら辭ながら其さま下の詞まで應きたり

(六)玉蜻、夕去來者萬十卷五丁

(七)玉限、夕去來者萬一卷廿一上長歌

右二首蜻と限と同言なる證上にいへるがごとし蜻蜓は夕になれば蚊などを食はむとして多く中空を飛めぐるものなれば然いへるにて夕さりにかけたるまくら辭なり

(八)玉限、石垣淵乃隱而耀萬十一卷十三丁

(九)玉蜻、石垣淵之隱庭萬十一卷三十二丁

(十)玉蜻、磐垣淵之隱のみ戀つゝ在るに萬二卷卅七丁

以上三首蜻は水上に集(スダ)きて萍などに下りつゝ飛めぐるものなるを此は磐垣の淵に在るうへを云ひて人目の遠きに譬へたるなり 漢籍埤雅に蝍蛉飲露、六足四翼、其翹輕薄如蟬、晝取蚊䖟食之、遇雨即多好集水上款飛、一名蜻蛉

(十一)玉蜻、直一目耳視之人故爾萬十卷五十九丁

こは蜻の空中を須臾の間に飛過たるさまに譬へたるなり

右對合せみて、カギロフ、カギロ、カギルまた玉カギルといふも同名を轉し呼へるなるべきことを知るべし

さて此蟲をカギロフといふ義は、春の日影によりて見ゆるカギロヒにたとへたる名なるべし、さてそのカギロヒといふは廣野などにて春の日に影ろひて中天に起昇る氣の見ゆるをいふ名にて萬葉集に、「かぎろひのもゆる荒野かぎろひのもゆる春べ」など見えて漢名陽炎遊絲野馬などいへるこれに當れり、後世にかげろふといふこれなり 寬平御時后宮歌合に、「夏の月光なしますす照ときは流るゝ水にかけろふぞたつ」とよめるは月影の流水に臨れる趣を甚しくいはむとて巧てよめるにて陽炎の實景にはあらず さて此蟲

とす、其はまづ本草和名に蜻蛉一名諸乘、一名胡蜇、一名蝍蛉、一名狐梨、一名阜螽、一名青亭、一名胡黎、小而黄一名赤卒小而赤一名絳騮、一名赤衣使者、一名赤弁丈人、一名青蜓、一名蟗蟉和名加岐呂布とみえ加岐呂布の岐濁音によむべし、其は下に擧る古事記に迦藝漏肥とあるに准へて決むべし、さて此本草の漢名和名ともに伊呂波字類抄にも引載たり萬葉に陽炎を蜻蜓火蜻火など火字を加へて作るをおもへば、そのかみ加岐呂布を加岐呂また加岐流ともいひ、そが中の一種に玉加岐呂といふがありて其を玉加岐流とも呼へりと知られたり、然るに倭名抄に蜻蛉本草云蜻蛉一名胡蜇和名加介呂布釋藥性云一名蝍蛉、兼名苑云、虰蛵一名胡蝶蜻蛉是也と注されたるは加岐呂布といふは古名にて當時なべて加介呂布といへるにあはせて注されたるなるべし、醫心方には加岐呂布又加太千、又加介呂布と注されたり、壒囊抄にも蜻蛉といふは大小のとんばうの惣名なりと云へり、さて萬葉に玉蜻蜓玉蜻など書るは、タマカギロとよみて今俗にヤンマと呼ぶものなるべし倭名抄に、胡黎一名胡離、蜻蛉之小而黄也、和名木惠無波また赤卒、一名絳騮蜻蛉之小而赤也、和名阿加惠無波とみえて加介呂布の中に呼別てる名を注されたり、此二種本草和名にはなべて加岐呂布とよめること上に擧記せるがことし、袖中抄にはあきつとは蜻なり、ゑむばなりといへり、さて今の俗にとんぼうの大なるをヤンマといふは惠無波を訛れるにて、其を大なるかたの名に呼ならへるなり、さて其類の中に鬼ヤンマ、牛ヤンマ、車ヤンマなど國々にてとり〴〵にわかち呼ぶ名あり玉とは頭の大なる目ごめにあるが、透徹りて玉のごとく目にたちて見ゆる故に玉カギロと呼たるなるべしこの蟲大なるも小さきも頭目の貌はおほかた等しけれどいはゆるヤンマの目は殊に目にたちて見ゆるものなり、俚言に物の狀を譬へてヤンマの目の如しといへることのあるにも思ひ合せらるゝなり、博物志に五月五日埋蜻蜓頭于西向戸下、埋至三日不食則化成青眞珠といへるは、頭目の貌によりてこと〴〵しくいひなせる俚談なるべくきこゆ、兒童のヤムマの頭を撮取て青玉なりといひて弄ぶことをするなど思ひ合せらるゝかしかくてその萬葉に見えたる歌ともを左に目やすくならべ擧て證し論ふべし、但し歌詞の頭に數の字を注せるは互に見合せなどして考ふべき便とせるなり

(一)玉蜻、髣髴所見而、往兒故爾　萬十二卷廿七丁〇一二の句、朝影にわが身はなりぬ

(五)(六)(九)(十)(十一)の歌に、蜻字を用ひたり、萬葉二卷十卷に陽炎を蜻火、九卷に蜻蜓火と書て蜻蜻蜓ともにカギロに當て、用ひたり、そは下に擧るを互に見あはせて證とすべし

(二)玉垣入風所見而、去兒故爾　萬十一卷五丁(一)と同歌を復載たるにて、玉蜻を玉垣入と轉し呼へるのみ異なり

(三)に多萬可岐留(七)(八)に玉限と書るによりて相證してこの玉垣入をタマカギルとよむべ

誦、妙則妙矣、豈是朝廷之儀哉、是以經籍之文故老之說、可用朝家雜拋閑巻之類、勒成一卷、々中分門、々中載曲凡十九門三百七十八曲、名曰口遊、敢上賢郞、其詞或歌欲令令郞耽於心也、其體或直欲令令郞近於俗也、願爲此卷於掌底之玩常爲其文於口中之遊、惣而言之爲小郞而作不爲他人而作之也、（下略）于時天祿元年冬十二月廿七日僕夫源爲憲序とあり、奥書に于時弘長三年二月五日於山田亭愚息行文書寫之、少少加愚筆畢と記せり、序に左親衞相公殿下といへるは左親衞は左大將、相公は大臣の唐名、殿下は攝政關白の稱呼なり、序末の歲月の時に當れる其官位の人を公卿補任尊卑分脈の藤原系圖等に據りて考ふるに、攝政從二位右大將兼左大將藤原朝臣伊尹公謚謙德公なり、第一郞は系圖を按るに右兵衞佐從四位上親賢朝臣に當れり　此本書古筆とはいへど誤寫脱字蟲損など多く、この誦歌はた然あるを誤字は本書に臨せる字體の趣をよく見合せ、又其轉訛を推考へ彼此考訂してこゝに擧げ本書の誤脱などを其字下に分注して後の考に備ふ、かくて其歌詞を考るになほ其意とゝのひてもきこえざれどもとよりかゝる歌など作らむ事はいと難きわざなれば其心しらひしておほかたによみときてあるべし、さて此をいま太爲爾歌といふは伊呂波歌といふに倣ひてなり、

書籍門 序に巻中分門門中載曲凡十九門三百七十八曲名曰口遊

九雜曲 九はいはゆる三百七十八曲の中の第幾なり曲字本書には省略てゝを作り 中畧

畧誦 この二字本書の凡ての例に依るにこの誦歌の上にかく別行に書べき目なるを本書誦歌の上行の上頭の分注の左行の上頭に攙へ書たるは誤なり

太爲爾伊天 太字本書大と書り 奈徒武和禮遠曾 奈徒武三字を本書奈從戒と書り 支美女須止 本書美を差と書き止を立と書り 安佐利於比由久 利字本書利を刹と書り於音字本書に脱たるを、今こゝに補へて七言の句に調へ、その詞を考へてしばらく比字の上に補ふ 也末之呂乃 本書之を乙と作り 宇知惠倍留古良 倍字本書信と作り 毛波保世與 与字本書蟲食ありて、乙かくのごとし、与をとと書る畫の殘れるなり 衣不禰加計奴 禰字本書祢と書り 「謂之借名文字」この六字分注なり、之借二字本書之供と書り

今案世俗誦ニ阿女都千保之曾羅也方ニ 阿字本書蟲食あれど、字體髣髴にみゆ、羅也萬の三字を本書里女也と作り、草變の轉訛なり 訛説也 說本書説を説と作り 此誦爲レ勝 世俗にあめつちほしそらやま云々といへる誦文あれど、この太爲爾伊天云々の誦勝れりといへるなり

太爲爾伊天は田井に出でなり、奈徒武和禮遠曾は菜摘む我をそなり、支美女須止は君召すとなり、安佐利於比由久は求り追ひ行くなり、也末之呂乃宇知惠倍留古良は山城のうち 宇知の地名を兼ぬ 醉へる子等なり、毛波保世與は藻干せよ、衣不禰加計奴はえ船繫けぬにて、えは船を曳く聲なるを囃詞のごとく加へて詞をとゝのへたりときこゆ、一首の意はさだかにとほりてもきこえざれど爲憲ぬしの論はれたるがごとくあめつちの文にはいさゝか勝れりといふべし

○玉蜻考

萬葉集の歌に玉蜻蜓玉蜻珠蜻など書るを前の人々カギロヒとよみ來れゝど 蜻蛉をカギロヒといへること古書どもに見あたらず おのれはタマカギロとよむべくおもへるよしあるをいはむ

けこけの歌、本に、このはもる云々あらしと思ふをとあれどをもじはえださむみの歌の尾にあるがうへに、結句の意もとほりてきこえず、さるはあらしこそふけの寫誤なるべし、かく正すときは全文の詞に合へり　ひといぬうへすゑゆわさるおふせよえのえをなれゐてか、れば順集と文の次第の異なると、又連語の異なるところもありとは見ゆれど、もと同文なること知るべし、洞物語（國禪巻）に仲忠の書て孫王に奉れる御手本の書ざまをいへるところに春の詩夏の詩あめつちとみえたるも此あめつちの文の事なるべし（但しこの物語本どもあめつちの下に、その字一つ衍れり、或校本になきぞよき、本書をよくよみわきまへて知べし）此物語は天德の頃作たるものなりとみゆれば順ぬしのみさかりにおはし、頃なり（一華堂切臨が源義辨引抄に、此物語を源順ぬしの作なりといへり、據ある説なるにか）天祿元年に源爲憲朝臣の著されたる口遊の四十七音の誦歌を載られて（其詞は、たゐにいでなつむわれをぞきみめすと云と、長歌のさまによみたるものなり、この歌は別に下に注すべし）今按世俗誦二阿女都千保之曾羅也萬一訛説也、此誦爲レ勝と見えたるもこれなり（この口遊しるされたる天祿元年は、順ぬし六十歲の時に當れり、いはゆるたゐにの誦歌も、そのかみ此あめつちの文といもに世に行はれたりしことしるべし）又加茂保憲女集に（相模と同じ頃の人なり）よばひ星のいとまなくわたる雲路のあした夕なれずならねば、うきこともならはずいまはすまじといふ空もなく、まれに逢ふ曉の涙をおとしたる露をあつめてうつぶしぶみをかきはじめけるよりなむ、あめつちほしそらといひけるもとにはしける、といへるもまたこれなり（但し此集の文かきざまゝ、拙なげにてとほりてきこえがたきところ多し、こゝにはあめつちの文の事をいへるをとれり）かたみに證とすべし、そもそも此あめつちの文は千字文などいふもののさまにならひて作れるものにしてあめつち（天地）よりくもきり（雲霧）といへる迄は事もなきをむろ（室）こけ（苔）ひと（人）いぬ（犬）うへ（上）すゑ（末）と聯らねたるいとせむかたなげなり、その次なるゆわさるより以下はなに事ともきこえがたし、しひてもてつけてよまばよみもしつべけれどあまりにかたはにつたなきを上に引出たるがごとくはやく口遊にもそれに載られたる誦歌に比べては劣さまに論はれたりき、然るにそのかみさばかり世々に唱へなれたりけむことこそあやしけれ

○太爲爾歌考

太爲爾歌は、四十七音を詞にとゝのへて長歌のさまに誦むべく作れるものなるを源爲憲朝臣の口遊の中の書籍門に載られたり（この口遊の本書は、尾張國大須の眞福寺に藏る弘長三年の古寫本を摹して前に影本とせるなり、卷首に口遊序、竊以左親衞相公殿下第一小郎（小名松雄君）年初七歲天性聰敏（中畧）今年秋以門下書生爲師讀李嶠百廿詠矣（中畧）然猶誦習之餘或有遊戲、々々之裏間有歌謠、蓋是年少之所致也、彼韓櫓帶刀之歌、優則優矣、終非吏幹之備也、難渡内豎之

ふ事なり（あめつちくもきり云々といふ歌のよしにはあらず、いろは歌とはことなり、いろは歌は昔の今様といへる歌風なり、委しき事は既に假字本末に論へり）かくて又相模集に云（花山一條の御世のころの人）あるところに庚申の夜あめつちをかみしもにてよむとてよませし十六首

春

あさみどり春めづらしくひとしほに
　花のいろますくれなゐのあめ

つきもせぬ子の日の千世を君がため
　まつひきつれむ春の山みち

ほかよりはのどけき宿の庭ざくら
　風のこゝろもそらによぐらし

そのかたとゆくへしらるゝ春ならば
　鬮するゐてまし春日野のはら

夏

やどちかき卯の花かげは波なれや
　おもひやらるゝ雪のしらはま

かたらはゞをしみなはてそ時鳥
　きゝながらだにあかぬこゑをば

みしまえの玉江のまこも夏がりに
　しげくゆきかふをちこちのふね

たぎつせによどむときなくみそぎせむ
　みぎは涼しきけふのなごしに

秋　歌闕

冬

むしのねも秋すぎぬれば草むらに
　こりゐる露の霜むすぶころ

このはもる時雨ばかりのふるさとは
　軒のいたまもあらしと思ふを（こそ）（け歟）

えこそねゝ冬の夜ふかくねざめして
　さえまさるかな袖のこほりの

えださむみつもれる雪のきえせねば
　冬と見るかな花のときはを

今按るにあめつちの文を歌の首尾にするゐてよまむには二十三首に一言餘れり、相模は其中三十二言を得てよめるが今本に秋歌四首缺て十二首あるなり此ほかは他人のよみたりしなるべし（順集なるあめつちの歌の詞書に、有忠朝臣と藤六と二人してよまれたる由みえたり）かくて其十二首の首尾の音を書つらね上に擧たる順集なる全文にあて、其は字を圍みて別ちみるにかくのごとし

あめつちほしそらやまかはみねたに［くもきり］缺四首むろこ

云々と書るは戯におのが名をかくして、わざとしか書るざれわざにて、公任卿の金玉集に、柿本末成また清輔朝臣の袋草紙に柿本躬貫など匿名をしるされたるも、おのづから似たる心ばえなり、さるを三十六人集にはまことの人丸がなりとこゝろえて收たるものなり、さて其ほかに此ぬしの歌の撰集に見えたるは、新拾遺集戀部に、人に對面せんといひおくり侍しかへりことばなくて、小石をおくりければ、「あふことのなぎさにひろふ石なれや見ればなみたのまづかゝるらむ」といふがひとつ見えたり、俳諧部には入れられざれど、これも心ばえはざれてきこえたり、又宇治拾遺物語に、今はむかし藤六といふ歌よみありけり、げすの家に入て人もなかりけるをり見つけて入にけり、鍋にある煮物をすくひ喰ひけるほどに、家あるじの女云々あなうたてや藤六にこそいましけれ、さらば歌よみ給へといひければ、むかしより阿彌陀ほどけの誓にてにゆるものをばすくふとぞしる」とこそよみたりけれ、又袋草紙に、昔は獄前栽菊云云、藤六輔相(中納言長良の孫也)過獄前于時囚獄一人走出て抱之入獄門内云、朝歌合アル之由承之爲題此菊可令詠一首云々、輔相卽詠云、「人や植しおのれやおひし菊の花しもとにうつる色のいたさよ」、四人感歎シテ免之云々、などみえたり、今推考るに此人放縦に身をはふらかしてめでたき家門の人ながら官も賜はらず藤氏のたゞの六位なるよしにてみづから藤六と名のりて、異さまなる行してざれ歌などよみて世をつくしたりしなるべし、仁和寺本の書籍目錄の人々傳の部に、藤六一巻と見えたるも此人のなるべし、いはゆるあめつちの歌よめる心ばえおしはかりつべし

かくてもとの歌にはあめつちの文を一もじづゝ、次第のまゝに歌毎の起句の上にするゑてよみたりけるを、順ぬしそれに競ひてさらに其もじを起句の上と結句の下とにするゑて四季と思戀の六題に分ちてよみ給へるなり然しひてよまれたるが故に、歌ざまとゝのはずかたはなり、三十六人集の古本に載たる此ぬしの集に、雙六番の歌これは有忠がよみはじめたるによみつぐとて雙六盤の界の形に歌詞を書つられて竪横より廻らしてよみとゝのふると、次に田畦形のごとき趣に書なしてめぐらしよむべくものせるがあり、これらもみなしひてよまれたるが故に、ぬしの尋常の歌口には似ずともに其こゝろしらひしてよむべきなり、さて其二歌めづらしければちなみに下に書そふべしさて件の歌の次第のまゝに起句の上のもじを結句の下のもじも書つらね見るにかくのごとし

あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろ
こけひといぬうへするゑゆわさるおふせよえのえを
なれゐて

然るに戀部えの位にえもいはで云々、おふる松がえと有て次にのこりなく云々、その次に又えもせかぬ云々山はつくばねとありて四十七音の外にえもじの歌一首あまれり、相模集なる此あめつちをよめる歌にも然る次第に見えたるがうへに其歌どもは、下に書載てあげつらふべし。此順集の歌の題の下に、四十八首ともあれば全文にえもじ二つあるに合へり、さるはいかなることにかさらに心得がたし、しひてたすけていはゞもしくはあめつちほしそらといふごとく二音づゝとゝのへて四音を一句として唱へむには四十七音にては一音足らざれば其句をとゝのへむとしてえ音を一つ助へて唱へなれたるにもやあらむ、かへすがへす心得がたきことなり、さて又端書にあめつちの歌と書るはあめつちと稱ふ文を首と尾とにするゑてよめる歌とい

ものおもふ時はなみだとぞ見る

思ひをもこひ（戀）をもせゞ（じのイ）にみそぎ（身滌）すと

ひとかた（人形）なでてはらへ（祓）てはおゝ（稱唯）

吹風につけても人を思ふには

あまつそらにも有やとぞ思ふ

せ（瀨）をふち（淵）にさみだれ川の成ゆくは

みをさへ（身(水脈)纔）うみに思ひこそなせ（まイ）

芳野河そこのいは波いはでのみ

くるしや人を立居こふるよ（いはて　おもふイ）

戀

えもいはで戀のみだるゝ心かな

いつとやいは（岩）におふ（生）るまつ（松）がえ

殘りなくおつる涙は露けきを

いづら結びし草むらの野の

えもせかぬ涙の川のはてく\や

しひて戀しき山はつくはえ（ゐるイ）

をぐら山おぼつかなくもあひみぬか

なゝしろばかり戀しき物を（本ノマヽ）

なきたむる涙は袖にみつしほの

ひるまにだにもあひみてしがな（なイ）

れうし（獵師）にもあらぬ我こそ逢ことの

ともし（照射）のまつのもえ（燃）こがれぬれ

ゐてもこひふしてもこふるかひもなく

影あさましくみえぬ山の井（ゆるイ）

照月ももるゝ板間のあはぬよは

ぬれこそわたれかへすころも手

今まづ件の端詞の意を按ふるに、そのかみ四十七音を物事の言にとりのべてあめつち云々と唱ふる文のありて其發端の言をとりてあめつちと稱ふがありけるを、もとその文によりて藤原有忠朝臣と藤六と二人して歌によまれたりけるに順朝臣其返しに此歌をよみ給へるよしなり この集の末に、雙六番の歌これも有忠がよみはじめたろによみつぐとて異體の歌十四首あり、このあめつちの歌よみ給へるに似たる趣なり、その歌のことは下に云ふべし、さて有忠朝臣の名は諸本假字にて書るに本願寺本に有忠と書ろに依りて考ろに、尊卑分脈閑院家の流に、恒佐天慶元年五月薨六十その四男に有忠左馬頭從四位上歌人とみえたり、また藤六は、同書に權中納言藤原長良卿には孫、弘經朝臣の三男に輔相、無官號藤六歌人とみえ、作者部類六位部に、藤輔相號藤六とみえたり、拾遺集物名部にこのぬしの歌卅七首載られたり、悉俳諧のざれたる同じ口つきなり、其中に三十六人集の首に人丸集とてある中に、柿本人丸あからさまに京近き所にあるやむごとなき所にたてまつりけるとなんと詞書して、六十餘國の名を物名に俳諧めきたるさまに、これも同じ口つきによめる中の、大和の歌を載せられたり、しかれば件の諸國の歌みな輔相がなるを、詞書に柿本人丸

昨日こそゆきて見ぬほどいつのまに
　うつろひぬらんのべの秋萩
りうたうも名のみなりけり秋の野の
　千草の花のかにはおとれり
結ひおきししら露を見る物ならば
　よるひかるてふ玉もなにせむ
ろもかぢも船もかよはぬ銀河
　たなばたわたるほどやいくひろ
木のはのみふりしく秋は道をなみ
　わたりぞわぶる山川のそこ
今朝みればうつろひにけり女郎花
　われにまかせて秋ははやゆけ

冬

日をさむみ氷もとけぬ池水や
　うへはつれなくふかきわがこひ
とへといひし人はありやと雪分て
　たづねきつるぞ三輪の山本
いづみともいさやしら波たちぬれて
　したなる草にかけるくものい

ぬることに衣をかへす冬の夜に
　夢にだにやは君が見えこぬ
うちわたしまつあじろ木のいとひをの
　たえてよらぬはなぞやこゝろう
へびゆみのはれるにもあらでちる花は
　雪かと山にいる人にとへ
すみかまのもえこそまされ冬さむみ
　ひとりおもひのよるはいもねず
ゑごひする君がはしたかしもがれの
　野にはなちそはやくてにする

思

夕さればいとゞわびしき大井川
　かゞり火なれやきえかへりもゆ
わすれずもおもほゆるかな朝な〳〵
　しくろかみのねくたれのたわ
さゝかにのいをだにやすくねぬころは
　夢にも君にあひみぬがうき
るり草の葉におく露の玉をさへ

春

あらさじとうちかへすらんをやま田の
　苗代水にぬれてつくるあ（畦）
めもはるに雪まもあをくなりにけり
　今日こそ野邊（のイ）に若なつみてめ
つくは山さける櫻の匂ひをば
　いりてをらねとよそながらみつ
千くさにもほころふ花の匂ひかな
　いづら青柳ぬひし絲すぢ
ほのぼのと明石の濱を見わたせば
　春の波わけいづる船のほ（帆）
しづくさへ梅の花かさしるきかな
　雨にぬれじときてやかくれし
そら寒み結びし氷うちとけて
　いまやゆくらむ春のたのみぞ
ら（蘭）にもかれきく（菊）もかれにし秋（冬）の野（夜イ）の
　もえにけるかなさほの山づら（小山田のはらイ）

夏

山も野も夏草しげく成にけり
　などかまだしきやどのかるかや
待人も見えぬは夏も白雪や
　猶ふりしけるこしのしらやま
かた戀に身をやきつゝも夏蟲の
　あはれわびしき物をおもふか
はつかにも思ひかけてはゆふだすき
　賀茂の河波立よらじやは
身をつめば物思ふらし郭公
　なきのみまどふ五月雨のやみ
ねをふかみまたあらはれぬあやめ草
　人を戀ぢにえこそはなれね
たれによりいのるせゞにもあらなくに
　あさくいひなすおほぬさにはた
庭みればやほたで（八穗蓼）おひて荒にけり
　からくしてだに君がとはぬに

秋

呉竹のよさむに今はなりぬとや
　かりそめふしに衣かたしく
最上河いな舟のみはかよはずて
　おり（下）のぼり（上）なほさわぐあしかも（蘆鴨）

とかしこくをかしがりたまひて使に祿給へりけり、伊勢集の首の日記文に前栽のをかしかりければ、洞物語後蔭卷に、をかしうおもしろしなどなほあり、これらの後のふみには數しらずおほくつかふ詞となれり

○安米都知誦文考

ある遠き國人の源順朝臣家集に、あめつちの歌といふがあるはもとあめつちほしそら云々と音のかぎりをつくしと、のへたる古文のありしことしるく、其はめでたきことばなりときこゆる由をくはしく考出たる說あり、そこにはいかにか見つるといひおこせたるにおのれ既にかの集をよみ見たる時は一すぢたてたるかたのあかしにせむとおもへる時にてなべての歌どもに心いれざりければ、そのあめつちの歌いかなることならむとまではたづねも見ずて歌ぬしのなべての歌に似ず、いかなればさばかりつたなげなるにかとのみおもひてうち過ぐしにき、しかるに後に假字本末といふ書記せる因に、うつぼ物語に手本の書ざまをいへるところに詩にならべてあめつちといへることの見えたるはもしくはそのかみさる誦文のありしにやときこゆるかたもあるにあはせてかの集のあめつちの歌の事の心にうかびつれど傍の事なれば後にこそとさしおきたりつるがいつしかうち忘れてありけり、其考說いとみまほし、いかでとく見せてよと答やりつるが年月經にたれどおともせぬに老らくのまちどほにおぼえてかの集とり出し見てかれこれ考合するに、いはまほしきことのいでくるまに〳〵かくは書記し試みつ、後にかの人の考をみてもし同じからむには此考は捨つべしかれよくば隨ふべし、又かたみにえらびあはせたらむにはとゝのひたる考ともなるべくや、とまれかくまれ例のこゝろやりのすさびにこそ

天保十二年正月廿七日

源順朝臣家集云 此集三十六人集(また歌仙家集ともいふ)なるもたゞ在る刊本寫本もともに互に異なる詞あり、又誤字脫字のあるを今校へ合せて誤としるきはよきなとり、いづれともさだめがたきは右旁に書そへ、又左旁にはまゝ眞字を書そへて讀やすからしむ

あめつちの歌　四十八首

返

もと藤原の有忠の朝臣藤六なむよめるかへしなり

彼　上　此

かれはかみのかぎりにそのもじをすゑたり、これ

下　季　分

はしもにもすゑ、ときをもわかちてよめる

妻ニ語中に、可咲キ事共語リ奉リケル次ニ平中がなり云々大臣心ノ内ニハ可咲クナム思ヒ給ヒケル國經大納言の事をなりと見えたるは上の可咲は感賞る意のをかしくにて、下なるは侮弄る意のをかしくなり、かく同字同言をならべ用ひても事の趣によりておのづから混ひなくわかれきこゆるをもても知るべきなり眞名伊勢物語にも妹乃最可咲有乎見而とかけり、此書は假字違もある書ながらさすがに古きかきざまも少かられば、かたへの證とすべし、さて又靈異記の序に、後生賢者幸勿嗤と書て、訓注に幸チカシクモとしるせるも幸字を侮弄る意に叶へてよめるなり又蜻蛉日記に、みちのくに、をかしかりける所々を繪にかきてもてのぼりて見せ給ひければ、「みちのくの ちかの島にて見ましかばいかにつゝしのをかしからまし」と岡にいひかけてよめるも感賞る意のをかしなり但し此日記なる歌に、乾く池河伯に兼てよめる謬もみえたれど、さばかりとがむべきにあらず、なべての雅しきによりて證とすべしまた曾根好忠集にも、にほはねどほゝゑむ梅の花をこそ我もをかしと折てながむれ」と載たるに此集の首の詞に花のゑめるをみれば誰もをかしと見るらめど人はかしこきかほをつくり我ははかなき言をのこしおきて云云、といへるは件の歌と同趣の詞にてともに感賞る意のをかしにて 其をゑむにかけ あはせたる なり、さてゑむは心にめで、をかしとおもふあまりに顔に

あらはれてにこやかなるをいふ、續紀淡路廢帝卷に記されたる藤原仲麻呂を褒賞たまひて押勝と名を改賜ひ姓中に惠美二字を加へて 藤原惠美と賜へる事を水鏡にゑみといふ姓も御覽するたびにゑましくおぼすとてたまはするとぞ申あひたりしとみえたる惠美これにて、其ゑむあまりに聲を出すをわらふといふを其ゑむも わらふも侮弄る かたに轉してもいへるなり、故咲字をヲカシともヱムともワラフとも通はして訓來れるなり可咲を平加之とよめるは上に擧たるがごとし、又笑は名義抄にヱムともワラフともよみ、字鏡に和良不とよみて今も然訓きたれりしかるを今の俗には侮弄る意のかたにのみをかしといひわらふもおほくはさるかたにいふめれば まぎらはしくきこゆるなり、さるはかなしといふももと心にしみて懇切におもふ意の言なるを轉して悲哀むかたにのみいひ、をしむはもと深く愛する意の言なるを惜むかたにのみいふがごとき例に同じ、しかれば感賞る意のをかしも、かの可咲の假字によりて平加之とさだむべし、まことや感賞る意にをかしといへる言の古きものに見あたりたるは伊勢物語にいもうとのいとをかしげなりけるを見をりて、又聲はをかしうてぞあはれに歌ひける、又い

轉してもいふ言ときこゆるを、感賞る意にいふかたの言の假字の古書にみえざるによりてはやく或説に侮弄る意のをかしは古書に可咲を阿奈乎加之と書るを證とすべし、感賞るかたにいふはおむかしの畧語なるべければおかしとさだむべしといへるはいはれたる説のごときこゆれど、よくおもへば其説とほりがたきかたありてかたふかるゝに、後に又ある人の説に其は侮弄る意にをかしといふがもとにて感賞る意にも轉じていふ言なりといへるぞおほむねは然ることゝきこゆれど、其説おろそかにしてただよはしきを、今おのれがおもひとれる趣をさらにわきまへむとす、さるは侮弄る意にをかしといふは感賞る意より轉れる言ながら假字の證あるに因みてかへさまに其言に據りて論ふべし、さてその侮弄る意にいへるをかしは新撰字鏡に可咲見レ醜貌、阿奈乎加之、また釋日本紀に、神武紀に兄猾等を討給ひたる條に皇軍大悦仰天而咲因歌曰とある歌詞の中に、阿々(アヽ)時夜塢(シヤヲ)とあるを、公望私記を引て阿阿咲聲也、時夜塢猶レ言ニ乎加志一と注せり、歌詞の意を釋けるは當れりともきこえざれど(其説は別に云ふべし)本文の咲とあるにつきて乎加之と釋ける言はしかすがに古にて字鏡の訓と相符へり(字鏡は、寬平四年に撰たる書なり、公望私記は延喜のなり)また類聚名義抄には可咲をたゞにヲカシとよみまた咥々然をもしかよめり(此名義抄なる訓言假字づかひの違ひをさ〳〵あらず、旁證には備ふべし、すべて此書の事は本書の考に注へり)咥は詩に咥其笑矣話文に咥大笑也他の字書どもにはたゞに笑也笑貌也など注へるによれる訓ざまなり(遊仙窟に、咥々然低頭而笑とよめり咥は咥字の古體なり)さて咲は笑と同字にて唐韻に欣也(欣は説文に笑喜也)喜也(喜は釋古に喜樂也、玉篇に悦也)增韻に喜而解顔啓齒也又嗤也(嗤は玉篇に笑貌)哂也(哂は、正韻に微笑一曰大笑)と注へり、又詩に顧我則笑とあるを毛傳に侮之也なども注へり、もとは喜而解顔といへる趣の言より侮弄る意にも轉れりときこゆるを其意を得て皇國言にとりてもおのづからおほかたさる言づかひなるにあはせて乎加之と訓るなるべし、今昔物語集(廿二の巻第三語)に房前公の事を此大臣ヲバ亦可咲門ト申ス亦河内ノ大臣ト申ケリ、其レハ河内國澁河ノ郡[　]ノ郷ト云所ニ山居ヲ作リテ微妙ク可咲クシテ往給ヒケレバ也(眞字の傍の訓假字は本書にはあらず、全篇をよみわたして其意を得て例によりて訓るなり、さて此公は天平九年五十七歳にて薨たまへり)と見えたる可咲は感賞る意の言にて同書中然書るがなほあり([　]に檜皮葺の屋いとをかしげに作らせてとみえたるも同じ言づかひなり)また同書(同巻)時平大臣取ニ國經大納言

○續日本紀の中なる古き錯亂の文

國史は印本はさらにて諸本互に誤字脱文あれば其諸本どもを校合せて訂してよむべきわざなる中に、日の干支にも次の混ひ多かるを、ふとよみては心づかぬものなれば、長暦通暦などにも引合せて正して讀べきなり、故己年ごろ藏てる印本をもとゝして異本とだにいへば校書し人のものせるも借寫してやまず、さるはたゞ其國史の異本のみならず他の古書どもにも考合せて訂すべくおもひおきて、おふけなきわざながらいかでよく訂して校異などいふ趣なるものをだに書記して見むとこゝろざしてありふるほどに、むなしく年老てくちをしくこそ、此ごろ或人續紀の中にて日の干支の疑しき處をいさゝか書出していかに校正せるにかといへる中に更に書注して見せたる一くだり

續日本紀（巻九印本二十一張左二行）神龜元年三月の下に、庚申定二諸流配處遠近程一伊豆安房常陸佐渡隱岐土佐六國爲レ遠諏訪伊豫爲レ中、越前安藝爲レ近とあるは六月の下にあるべきがこゝに混入たるなり、其はまづ是月の初に、庚申朔天皇幸芳野とありて次々に甲子（五日）辛己（廿二日）壬午（廿三日）の條事を記て次に亦件の庚申の文あり、上に庚申朔ありて再庚申あるべきにあらず今此干支の混を考むとして拾芥抄（下本巻）に遣流人國々伊豆安房云々と、件の紀の流配處の遠近の十國を載て神龜元年六月三日定とあるによりてこの月日を此紀の六月に索るに（同巻廿三張左六行）諸本庚巳云々とある日を日本紀畧に庚寅と作り、庚巳の干支配偶すべき理なきがうへに是月戊子朔にて庚寅すなはち三日に當れば、拾芥抄に六月三日定と見えたるが此流配處の條事に全符合へり、然れば紀に三月庚申として載られたるは六月の庚寅の條に在べきが庚寅を庚申と誤りて三月の條に錯ひて入たるなり、但しこの條事續紀の諸本はさらにて類聚國史（八十七）又紀畧にも三月庚申に係て載たるをおもへばいと既くより干支を誤りて三月の下に錯ひ入たりつるを、拾芥抄には他の正書格文などより採りて載たりけむがおのづから此錯を訂す證となり、かつその六月の庚巳とあるは庚寅の訛なる傍證とさへになれるなり

○をかしといふ言の論

をかしといふはもと感賞（メヅ）る意の言なるを侮弄（アナヅ）る意に

螢とぶなり」露のこぼるゝに螢の光をそへて、數のまさる由によみなし給へるなり又千載集夏部に藤原定通朝臣、燒すてし古野の小野の眞葛原玉まくばかりなりにけるかな」春燒すてし葛の生ひ出て、夏野に繁くなりて、かの玉播くばかりになりたる由なり六帖にないがしろ、又あいおもはぬの題に重れ載て、ともによみ人なし秋萩に玉まく葛のうるさく〳〵我をな戀そあひも思はず」萩の花に葛の延びかゝりなどしてあるが、其露の亂れかゝるさまに喩へてよみなせるなりなども見えたり、これらも又おもひ合すべし、後拾遺集に惠慶法師、あさぢ原玉まく葛のうら風のうらかなしかる秋はきにけり」建禮門院右京大夫集に、前なる垣ほにくずはひかゝり小篠うちなびくに、山里は玉まく葛のうらみにて小さゝが原に秋の初風」、新千載集に、定家卿、ちぎりおけ玉まく葛に風ふかばうらみもはてし春のかりがね」などみえたるはたゞ詞をよそほひて葛の名のごとくよめりときこゆ、また相模集にをたままく此をたまくり、と書る本のあるは、きはめて誤寫なり葛のうら葉にあらねどもかへらぬ野邊はなしとこそきけ」とよめるも同じ、をたままくとよめるはめづらし、さて又此詞のふるくきこえたるは順集に前栽合の歌の判歌に、こなたしもなびきおとれる花すゝき玉まく葛のまくるなるべし」これもうちまかせて葛に玉まくと云なれたる詞をとりてまくるといふよせによまれたりときこゆればそのかみはやくよりいひなれたる詞なりしなるべし

○そやし豆

拾遺集物名部高岳相如歎に、そやし豆と見えたるはいかなるものなるにかと人のいふにもよほされてうちつけに考へたるやう、今の世にもやし豆といふものなるべしそをそやし豆といふよしは今の世の詞に人を褒て悅はせむとして其を事々しく言擧するをほめそやすといひ、其ほか人のしかせむとする事を强てすゝむるやうの事をそやしたつるなどもいふめり、今の世に豆をよのつねのごとく蒔く事はせでしひて萠やして食料とするをもやし豆といふを、むかしはそやし豆といへるなるべし古書にそやすといふ言見あたられど、此そやし豆といふ意にあはせておもへば、さとび言にはあらざるめり、字鏡集に殟字の訓ソヤシとあり、此字說文に一曰心悶とも注へり、字鏡集の類の字訓書には、漢籍に施たる訓詞を拾ひ出て載たるが見えて、其はもとよりの字義によりて定たる訓にはあらで、姑く其書の文義に叶へて訓る詞もあれば、うちまかせて字義に當らざるもあり、この殟字も其類にて心中の熱け動くごときおもむきの訓ざまにもやありけむ、しからば此そやし豆といふそやしともとは同語なるべし但し萠しむるをもやすともいふべければひゆるをひやす、あゆるをあやす、いゆるをいやすなどいふ例なりもやし豆といふもわろからじ

るせるにあはせて思ふにいはゆる白うるりとは、かの法師の愚に癡たるを誹謗れるにて其は漢語に不慧なるものを白癡ともいふを白うるりといひなせりときこえたり、さて其うるりといへるは神代紀に癡騃を干婁該（ウルケ）と訓る字書に癡を不慧也、また神愚不足也など注し、騃は癡也と注せりと同言の轉れるなり俗言におろかなるもの丶狀をうろりうろ〳〵、うろつくなどいひ、又うろたゆなどもいへり、和名抄に細魚字留里古とみえたる魚は一寸許なる小魚にてあまた群り浮連りて川の汀に沿ひて遡るものなるが、いとおろかげにて人に怕れ驚くことなきを童子などのたやすく漉捕てもてあそびにもするものなり、其の名をうるりこといへるも癡たるよしの名なるべきはたおもひ合すべし若狹にてはうろりこともいへりさてかの法師を盛親が然名付たりけるをその意を得ざる人の白うるりとは何なる物ぞと問へるを、やがて其人をも倂せ誹謗て然る物を我もしらずもしあらましかば云云とされぱみたるまさな言とぞきこえたる、但し盛親もし世にありてこの辨說を聞たらましかばまたさらにえせ口をひ丶らかしてむかし

〇玉まく葛

玉まく葛といふは玉を播くよしにていふ詞なるべし、葛は野などにひろく延び蔓りて在るが其葉はよく風にしたがひて裏の見ゆばかりさわぎ飜るものにて、歌にも其趣によめるはつねなり、されば其葛原におきわたしたる露のいさ丶かも風吹けばおしなべてその露の亂れこぼる丶が、玉を播きちらすごとく見ゆるによりて其を葛の葉の玉をまくといひならへるを歌詞には打まかせて玉まく葛とよみならへるものなるべしまくといふ詞は、蜻蛉日記に、水まかせなどせさせしかど色つける葉のなづみてたてるを見れば云々、中むかしの書ともに米をうちまきといへるも、兇衛にまく米をいへるにて、榮花物語蓄花巻に加持參りうちまきしさわぐ、源氏物語横笛巻に、うちまきちらしなどしてと見えたるなどこれなり、前の人々の説に玉を纏たる狀によりてとり〳〵にいへるは强說ときこゆまづその露の亂れこぼる丶を玉まくといへる證は月清集に後京極良經公おく露をはらひて見れば淺茅原玉まく庭となりにけるかな」又加茂保憲女集に、かる鷹に玉まきすぐる五月雨をせちにも人におもふべきかなこは鷹を刈みだしてあるに、雨の降りかゝれるを、玉を播くさまに見なしたる趣なりなどよめるこれなり、さて葛によめる歌は新後撰集秋部後宇多天皇の御製に、おきもあへずみだれにけりなしら露の玉まく葛に秋風ぞ吹く」とよませ給へる趣これなり後撰集に、文屋朝康、白露に風の吹しく秋の野はつらぬきとめぬ王ぞちりける」とよめるおもむきなり又千五百番歌合に、後京極殿良經公眞葛原玉まく數やまさるらむ葉におく露に

あまがづき出る玉もにも云々、あしまこし舟ならねどもあふことの云々、朝夕にあまのかるもは何なれや云々、丈に此御歌あり、四首ともにあまがつにょせて海人のうへにとりなし、又藻に裳をかねなどしてしひてよみ給へるにて、この御歌はただ海邊にて鹽の藻鹽草を燒く煙に寄へて戀の情をよみ給へるなり但し海を除きて潮水の滿干ある干潟にて汐をやくべきにあらざれば、初句は某の浦になどおかるべきを、海人といふ言の縁によりてまてかたのいはれはよくもたづね給はで、をかしかるべき詞をもとめいで、よみつゞけ給へるなるべければ、ふかくさだし申べきにあらず、此ほか夫木抄に家隆卿、伊勢のうみの海人のまてかたまてしばしうらみに波のひまはなくとも」為家卿、とへかしな海人のまてかたさのみやはまつに命のながらへもせじ」、行能卿、いせのうみあまのまてかた行かへりくみほす汐のまなく戀つゝ」新六帖に、衣笠内府、いせのうみの海人のまてかたかきつめていくたびおなじもしほたるらむ」と見えたる歌どちは、たゞまてかたを待てといふ縁語にとりて馬蛤を捕る趣にはおよばざるよみざまなるがうへに、行能卿衣笠内府の潮汲み藻鹽たるゝ業をよみあはせ給へるはいとつきなし、さるはかの女御の御歌を例にせられたるにかいづれにも干潟にてものする趣によみ給へるは實事にはおなひがたかるべし

○白うるり

ある人いふ徒然草に盛親僧都が事をいへる條に、或法師を見て白うるりといふ名をつけたりけり、とは何物ぞと人の問ひければさるものを我も知らず、もしあらましかば此僧の顏に似てむとぞいひけるとしるせり、この白うるりといふものゝことそかの冊子の中の難義なりとてさだかなる注を見ず、いかならむといふにおのれその注どもはいかなりけむもとよりまさむごとゝして見すぐしておぼえざれば又我もしらずとたはふれつゝも、此問にもよほされてすなはちに件の條をひらきみるにまづその盛親が人がらをいへる中に無雙人に勝れて云々、世をかろく思ひたるくせものにてよろづ自由にしておほかた人にしたがふ事なしなどさま〴〵放縱なる行狀せる由をし

潟の出來ばかり潮干る事のあらざれば、海人のことさらに馬蛤とることはせずといへり、されど此歌よめるはいまだ丹後に下らざりつる前の事にて、まことに其海を見たるうへにてよめるにはあらず、たゞ花波里の繪によりて與謝海をおもひやりて馬蛤潟に言よせてよめる歌なれば、馬蛤潟のありなしにはかゝはらでたゞそのする業の趣の證とすべきなり、さて此歌上句はこともなし、下句は里名のはななみを波の花無みといふに兼て干潟のさまをいひ、又波の花なきにあはせて折や取けむと縁語をかけ合せてたくみによみなせるなり　まくかたとしてはさらにきこえずかし

奥義抄云、あまは潮燒くとては潮干の潟のすなごをとりてすゝぎ集めて其しるを垂れて燒くなり、さて又其すなごをばもとの方にまき〳〵するを海人のまくかたとはいふなり、潮干の間に急きていとなめばいとまなきことによせていとまなくてひさしくとはざりける身をなむ恨むるとよめるなり

定家卿の三代集間事抄に、庭訓に父俊成卿のなり先年參崇德院之時以女房內々仰云、淸輔所獻之和歌雜抄此物得失如何一見可申中略あまのまくかたと書て未勘と注、作事也、所習之說までかた也、海人沙中に見馬蛤忩搜取之尤無暇事也、仍詠之と承と申、淸輔後日傳聞此事貽意趣云々と記されたり此事かの六百番の歌合に、顯昭のまくかたの歌の俊成卿の判詞の中にもいはれたり、さてこの俊成卿の馬蛤の說はおろそかながらこともなし　この

まくかたの說の妄なるよしは上にまでかたといふよしをわきまへたるにておのづから明なればさらに論ふまでもあらず、かの淸輔ぬしのみならずむかしの名たゝる歌人だちの中にもさるたぐひの臆說せられたることとかれこれの書どもに見えて少からず

齋宮女御集云、まくかたに海人のかきつむ藻鹽草烟はいかにたつぞとや君」私云顯昭のなりまてかたといふはまてとるともきこえたり、まくかたといふは何をまくともきこえず又汐たるともやくともいはねば何事ともきこえずや、此女御の歌ぞしほやくとはきこえたる、但證本を見るべし

まくかたと書たりしは、そのかみの誤寫本なり、此女御集今ある本ども初句みなまてかたとあり證本とすべし本抄この御歌の結句、一本にたづぞとかきみ、又一本にたつやたゝずやと書るがあり、六百番歌合の俊成卿の判詞には、まてかたにかきつむ海人のもしほ草、結句だつぞとや君、夫木抄にも此御歌を載てまでがたに云々、結句はたちぬとやきみ、一本にたちぬとやきくとあり、さて齋宮女御と申すは村上天皇の女御徽子女王の御事にて、寛和元年五十七にて卒給へりさて此御歌は御集に后の宮よりあまがつを、これをかたみに見給へとて奉れ給はるを返し給ふとて、裳などきせ給ひてその裳に蘆手にて浪間より

蚶は今いふ赤貝なり　いとまなみとは其干潟におりたちて海潮のさし來ぬ間にと忙がはしく求りものするさまをいへるなり

さればきはめていとまなくうるさきことにてあればまてかたいとまなみとはよめるにや、まてとるともいはぬぞ心得ねど、まくかたと云ふ義も砂まくともいはねばそれは同じことなり、和泉式部歌云、與謝の海の海人のあまたのまてかたにをりやとるらむ波の花なみ」但し此後撰の歌おぼつかなし、てとくと書たがへつべし、この式部歌もまくかたをまてかたと書なしたるやらんも知りがたし、龜鏡集といふ文は伊勢の室山の入道が撰なり、以此歌入馬蛤歌甲蟲類也或人云まてかたといふに付てまく形といふはいはれず、まて潟と可書なり、彼入道伊勢海の邊にて能知案内歟

六百番歌合、十五番寄海士戀の左方、顯昭の歌に、もしほやく海士のまくかたならねども戀のせめきもいとなかりけり」とよめるに右方よりあまのまてかたまくかたと云說あり、これはいかやうに定られたるにか顯昭陳云、まくかたと存して詠せるなりとていへる說あり、俊成卿の判にまくかたといふは僻說なる由いはれたり、その難陳判の詞長くさせる解說なければ引しるさず顯昭此歌よめる時まではまくかたといふ說を是と心得たりつるがこの抄には後に其說を更めてまてがたといふをよしとせる趣に記せり、然るに此いとまなきよしの說は上の釋の趣にもかなはずせむかたなげなり又まくかたといへる說もなほすてかたげにて其に拘はれる說はさらによしなき强說なり、其由は次々下にいふべし、和泉式部の歌は今存る家集にも見えて繪に花波といふ所を書たるに、と詞書して歌は諸本ともにもはら同じ一首の意は與謝の海のはな、みの干潟に海人等の居るは波のたち來ぬほどに馬蛤をとるなるべしと見やりたる趣によみと、のへたるなり與謝の海は、丹後のなり、式部丹後守保昌に具して其任國に下りたる事、金葉集玉葉集の詞書に見え、又家集にもそのことみえたれど、此歌は家集の歌の次、また歌の趣をおもふにもいまだ丹後に下らざりつる前によめりときこえ、また丹後に下る時の歌につられて人のかへりごとにとて、花波の里としきけばものうきに君ひきわたせ天のはし立」とよめる歌もみえたり、今こゝに論へる歌に與謝海の馬蛤潟に花波をよみ合せたる趣をおもふに、花波は與謝の海邊の里ときこえたり、さて此歌につきて國人に尋合するに、花波里は與謝の海邊なりと語り傳ふれど今その處詳ならず、又與謝海は北海にて干

集の正義にもまてかたと書り

汐の干たる潟にて馬蛤を捕るには馬蛤かりといふかねの先細きを二岐に造りて竹をつかに細うしてすげて持てまづ鍬にて砂の上を曳けば、馬蛤の穴より汁を吐出せばそこに馬蛤かりをさし入れて引出してとり〳〵すといへり、また鍬ならねど上手はふぐせに（土堀子）ても砂を掻けば汁をば吐出すといへり、春秋冬とるとぞ申す夏は馬蛤横さまになりてあれば捕らず、馬蛤はおほやう穴に竪さまにあるなり

まては本草和名に馬刀一名馬蛤云々、和名末天乃加比、また和名抄に馬蛤唐韻云蜌（音樫、辨色立成云、萬天）蚌屬也、本草云馬刀一名馬蛤（和名上同）おのれ前に伊勢紀伊周防豊後豊前肥後などの國人に馬蛤とるさまを尋問ひけるにみな此抄の上のくだりにいへる趣と異なることなきを、なほ其かたれる趣をとりあつめていはむまづその馬蛤の形狀は兩殼合ひて細き竹筒の如く首尾少し細く平みたり長さ三四寸より五六寸なるもあり色は淡黑にいさゝか黄赤を包たり、殼の首尾通りて内に細身あり其身の頭に巾のごとく見ゆるもの、中に口ありて殼外に出入す此もの海中にありて潮干るときは頭を上にして竪さまに沙中に引入てあるを、海人どもその干潟におりたちてそれが引入りたる沙上に小さき穴の見ゆるを求て輕歩し寄りて白鹽を穴中に入るれば殼を搖し頭を出し沫汁を吹出すを候ひて小鍬鏟（カナベラ）などをもて急く堀出してとるなり足音高ければ驚きて沙中に深く引入りてとりがたきものなりとぞ（或人此說を聞て云、今この武藏の砂村わたりの洲崎にて、三月の汐干の頃干潟におりたちて貝ひろひの遊して見るに、その海邊の里の子などのあそびがてら馬蛤とるさまもはら同じ、安房上總下總などにても然すときけりといへり）然ればこれまでの件の文はもはら今の世にものするさまとおなじきを、このさし次の文にさればきはめていとまなきことにてあればまてかたいとまなみとはよめるにや云々といへる說はいかゞ、おのれがおもふところはこの下文に或人の伊勢の室山入道の龜鏡集によりて馬蛤潟なりといへるは然なことにて其はいづこにまれ海士どものもはら馬蛤を求りとる時の干潟になりたるを馬蛤潟と云ひならへるにて（出羽の象潟を、延喜式に蚶方と書り、後拾遺集に、出羽國に退りてきさ潟といふ處にて能因法師、世中はかくても經けりきさ潟の海人の苫屋の苫宿にして」もはら海人の蚶をとる潟なる由にてつひに名に負たるにはあらぬか、倭姫命世紀に載せたる古文に、阿佐加加多附佐乎阿佐留とあるも皆鹿潟に蚶を求るなるべし、事のさまかたへにおもひ合すべし、）

るにて、注に今薩摩國也とあるは後にその戍柵を廢め戍卒を置る、さまも替られたるによりて舊の薩摩の名に復されたりける御世になりて此紀を撰されたるが故に今薩摩國也とことわり記されたるなるべしさはいへど跡にて混らはしき記されざまなり拾芥抄改名所々部に薩摩國元唱更國といへるこれなりいはゆる唱更國に戍卒を置れたる前の年大寶元年の八月に、律令の撰定成りたる由續紀に見えたれど、いまだ普く遵行るべくもあらざれば、此時の唱更は令制の太宰府の被接とある守邊の防人とはもはら同じかるべからず、さて唱更はそのかみ字音のまゝに唱たりしなるべし、防人を佐幾毋利といふは、主と異國の守に備へ給へれば海邊の崎々を守る義の稱なるべきを、唱更は隼人の發の守なれば佐幾毋利と稱ふべきにあらずさて其戍柵を廢め給ひ國名をも舊に復されたる證は、同紀に養老元年四月甲午天皇御ニ西朝一、大隅薩摩二國隼人等奏ニ風俗歌舞ニ授レ位賜レ祿各有レ差とみえて唱更柵を建られたる大寶二年より十六年是より先に二國の隼人等の暴戾たる輩はこと〴〵く平伏たる趣なり、故いはゆる唱更の柵を廢給ひ既に令制も漸調ひて防人も備はりたるなるべしそれにあはせて國名をも舊の薩摩に復されたりしなるべし、然るは大隅薩摩二國隼人等云々とたちかへりて薩摩の國名を記され、此後唱更國と記されたることはあることなくみな薩摩國と記されたるをもても知るべし

○あまのまてかた

古歌に、あまのまてかたとよめるに諸說あり、そこにはいかにおもふと或人の語らひ出たるにもよほされて考るにまてかたは馬蛤潟にて、汐干の潟にて馬蛤貝を捕るによれる言にて袖中抄に釋ける說はまことにいはれたれどいますこしたゞよはしきところありてきこえ、又まくかたといへる說のあるにつきてまどへる說をも記せるは、なか〳〵に僻ことなるをいま其抄の本文を擧てその條々にことわり記す、但し抄の書ざま假字がちにてふとはよみなづまる、かたもあれば其言をあかしがてら眞字に換へて書るもあり

袖中抄第六卷あまのまてかたの條に云、伊勢の海の海人のまてかたいとまなみながらへにける身をぞ恨むる」顯昭云あまのまてかたとは、海人の馬蛤といふ貝つものとることなり、あまのまくかたと書る本もあれど多本にまてと書たればそれにつきて釋すべし

伊勢の海の云々、この歌後撰集戀部に見えて題書に心にもあらで久しくとはざりける人のもとにつかはしける源英明朝臣とあり、今在る諸本又後撰

比古婆衣四の巻

○唱更國

續日本紀に大寶二年十月丁酉先レ是征ニ薩摩隼人一時禱ニ祈太宰所部神九處一實頼ニ神威一遂平ニ荒賊一爰奉ニ幣帛一以賽ニ其禱一焉、唱更國司等（今薩摩國也）言於ニ國內要害之地一建レ柵置レ戍守レ之許焉とみえたる唱更の名の事由いまだ詳なる說をきかず、古事記傳に隼人の別稱のごとく說はれたるもなほ穩當ならぬこゝちせられつるに、此ごろふと史記の中に見あたりたる事のあるに據りて考たる說のいできたるを試にいふべし、さるは其史記の吳王濞傳に漢文帝の時濞が封國に在て反心ある狀を云へる下に其居國以ニ銅鹽一故百姓無レ賦、卒踐更輙與ニ平賈一とあるを正義に踐更若ニ今唱更行更一者也言民自著ニ卒更一有ニ三品一有ニ卒更一有ニ踐更一有ニ過更一古者正卒無常人皆當レ迭レ之、是爲ニ卒更一貧者欲レ雇レ更錢者次直者出レ錢雇レ之月二千、是爲ニ踐更一天下人皆直ニ戍レ邊三日一亦各爲レ更、律所謂繇戍也雖ニ丞相子一亦在ニ戍レ邊之調一不レ可ニ人々自行三日戍一不レ行者出ニ錢三百一入レ官官給ニ戍者一是爲ニ過更一此漢初因ニ秦法一而行レ之後、改爲レ謫、乃戍レ邊一歲といへり、今その大意を考るに史記にいはゆる踐更は漢世の制に邊塞の戍卒をいふ稱にて、唐世の制に唱更行更などいふとおほかた同じ趣なる戍卒の稱なりといへるなり、こなたの唱更もその唐制に准へて擬びたまへる戍卒の稱なりとぞきこえたる、然るは上に擧たる續紀に大寶二年十月云々と載されたる前に八月丙申朔薩摩多褹（二國なり、同紀和銅二年六月の下に、薩摩多褹兩國司と見ゆ）隔レ化逆命於レ是發レ兵征討、遂校レ戶置レ吏、九月戊寅討ニ薩摩隼人一軍士授レ勳有レ差とみえて（此二件を併考るに、此時逆命たるは二國の隼人なるが薩摩なるを征討たれば、多褹なるは畏れて自伏たりときこえたり）十月におよびて上に擧たるがごとく唱更國司等（今薩摩國也）言於ニ國內要害之地一建レ柵置レ戍守レ之許焉と載られたるは、薩摩國の要害の地に隼人を守る押の柵を建て、戍卒を置むと奏せるを許し給へるなり、この時その柵を建て戍卒を置れたるにかの唐制の唱更の稱を擬びて薩摩を唱更國と改められたるを（正義は、唐張守節が開元二十年に著せる書にて、それに今の唱更といへるは此戍柵を置れたる大寶二年より三十年ばかり後に當れゝば、時世もよく符へり）こゝには國司の稱におよぼしたるうへをもてかく記された

る草とも知がたく花狀たゝらめにはさらに合はず、もしくは細辛の事ならむかと考ふるに古今ともに然る名きこえず又菜として食ふべきものにもあらず、又玉小櫛にいはれたるたゝらべといふものいかなるものにか知らず、おのれさきに多々良女をたづねとて本草の道にくはしき人々にたづね問ひたるに、本草毒草部に載たる石龍芮本草和名に、之々乃比多比久佐、一名布加都美といへるもの諸國の方言くさ〲ある中にタヽラメ、タラベ、タヽナヘ、タヽベ、タヽラヒ、タヽロベ、タヽライなどとり〲にいへり、いづれ本の名なるにか知らず此方言の中に、タヽラメ、タヽヘともいへるを、本考のたゝらめ、たゝべ相通はして呼ぶ考の傍證とはすべきなり　此もの秋冬より溝瀆また水田などの中に生出て二三月の頃五瓣の黄花開くものなり、また濕草部にみえたる鱧腸本草和名に宇末岐多之をもタヽラビといふ所あり此は春末夏初つかたに生出て夏のなかば枝項ごとに白き碎瓣なる花さくものなりこれらをおきては似かよひたる名の木草をしらずといへりき、この二種花色あかからずまた食料とすべきものにあらざれば本考にあげつらへる多々良比賣にも多々良女にもあらざること明なり

また云かのたゝらめの花のこと云々といふにつらねて三笠の山のをとめをばすて、と歌ひ給へるはかのたゝらめとは別なる風俗の歌なるをとりまじへてうたひ給へるなるべし、命婦が御つゞしり歌といへるはしか他の歌をもとりあはせ給へるをいへりときこゆつゝ志り歌とは、一二句づゝきり〳〵にほかの歌をもとりまじへて歌ふよしにて、篝木巻に、陸もよしなどつゞしりうたふほどに、といへるも催馬樂の飛鳥井の陸もよしの句など、そのほかにもよりまじへて歌へる間にといふ意なるべし、さて此つゝ志るといふ言の意は、別にくはしく論へり　さはいへどその本歌はいまだ考得ず、然うたひ給へる意をおしはかるに三笠の山のをとめとは常陸宮の姫君の隱語にとり給へるなり、其は春日明神はもと常陸國よりふり奉りて大和の三笠山に祭はじめたるよしむかしの書どもに見えたれば、本歌の詞にその意をうつしてかの姫君をいとひ給へる下心をふくめてたはぶれたまへる趣なるべし

比古婆衣三の巻終

太々良古支、比與也（比與也は囃言なり）太禮加波多平利之得錢子末歌に、和禮古曾波見禮波也字禮太左太平利古之加也得錢子也多々良古支比與也太平利已之加也得錢子云々と見えたる、太々良古支と女官の下臈などの太々良米を扱くことをやくとせる稱のごとくに呼べるを、然歌にもうたひなせるなるべし、齋宮女御集に、内にて御まへの藤をなむ忍びてこく人ありときかせたまひてといへることも見えたり、これをもかたへの證とすべきにや今の俗に梅花の蕾を鹽漬にして食の酊酒の肴などにすることあり、馥氣ありてめでたきものなりしかるに其を漬て後尋常の花の白きはや、黄ばみゆくを紅梅はほころばむとせる蕾のほどは殊に紅きものなるが、さながら色あせずしていと美麗きものなるをおもふに岐蘇の驛路の民家にて、此ものをうるはしく調して賣るも、むかしの製の遣れるにやあらむそのかみあるが中にわきて紅梅をものして奉る例なりしなるべく、また此梅むかしより字音に紅梅と呼でもてはやし來れるを歌にさへこをばいとよみきたれり御饌に奉るにもなほ然申さむは、さすがにつきなければさらになまめかしく多々良比賣と申して奉りきたれるを、やがて式にも其名もて載られたりしものなるべし然名づけたりけむ意は、考得ず、強ひておもへば、多々良とは紅梅の蕾のあかきを、器に盛たるをたゝらの熾の色におもひよせたるにはあらぬか、但しこゝにいふたゝらは、今の俗に爐といふものゝ類にて、踏鞴のみにはあらず、壒嚢抄に、大嘗會の火桶元三の御藥溫むるたゝらなどは、世の始りの物なりしが、冷泉院の御時燒たりといへりと記せるたゝらこれなり、色葉字類抄に、鑪をタヽラとよめり、鑪は爐と同字なり、字書に火狀と注せり、さてたゝらの熾の色に云々とおもはるゝことの、搔練の紅きを火色といひなれたるも、いさゝかかよふこゝちす、比賣はこの花の蕾のうるはしくなまめかしきによりて、たゝへも忍つべし、此はせめて試にいふのみさるをうちまかせて紅梅の一名のごとくに呼ことゝもなりてたゝらめともいひ、又たゝへと急ていふことゝもなりしなるべし、かくておもへば源氏君のかのたゝうめの花のごと云々と歌ひ給へる後に、またかの姫君のもとにおはしてかへるさに二條院へ紫君のもとにおはして例の姫君の鼻の色につけたるたはぶれごととして立いで給ふところの詞に、はしがくしのもとの紅梅いとゝくさく花にていろつきにけりくれなゐのはなぞあやなくうとまる、梅の立枝はなつかしけれどいでやとあひなくうちうめかれ給ふとみえたるも、さきにたゝらめの花の色と歌ひたまひしにこの紅梅をみて歌よみし給へる趣のひゞきあひてぞきこゆるかし、そへて云新撰字鏡に、莘所巾反長也衆也姓也駪也聚也多多良女とみえたるものこゝにあげつらへるたゝらめのことなるべくおもはるれど、件の字注は他義なれば其ものざねを考ふべき由なしこの字鏡、今なべて世に在本は、原書を抄書せるものにて、字注と訓と合がたきが多く、又他字の訓の錯入たるもあり、近ごろ原書の闕本世に出たれど、此莘字の在べき部はなほ缺たれば正しがたし正字通に、莘草生山澤如蒲黄葉如茶とみえたれど、何な

れ其ものさねをしらざればさらに考ふるにまづかの
たゝらめの花の色のこと、うたひたまへるは、政事
要略六十七に載たる衞門府風俗歌に、多々良女乃花乃
如加以禰利好牟夜滅紫乃色好牟夜と見えたる歌をう
たひ給へるそのこゝろは、かの常陸の君の鼻のあか
きにそへ給へるにて下文の命婦が詞にさむき霜あさ
にかいねりこのめる色あひや見えつらむ 寒き朝鼻の赤らむさまをふくみていへるなり 御つゝしり歌のいとをかしきといへるに相照
へて其こゝろばえみえきこえたれば、多々良女の
花は紅色なること著し 河海抄のこゝの注に、搔練は兩面ふくさばりにて、中重なし紅の色なりと志るされたるはひとむきなり、搔練は絹を練りたるをいふ名にて、色の事にはあらず、こは既く伊勢貞丈主の委しき考あり さて
滅紫は縫殿式の染法に、深紫紫草卅斤 淺紫紫草五斤 に次て深
滅紫綾一疋紫草八斤酢一升灰一石薪百二十斤中滅紫
綾一疋紫草八斤酢八合灰七斗薪九十斤淺滅紫絲一絇
紫草一斤灰一升薪三斤とみえて この淺滅紫には、綾とは無くて絲とあるは、此は服色には用られざりしなるべし、さて又この滅紫、式の古本に、ヘシムラサキと假字をさしたり 紫草の分量を三
等に減じて淺く染る法なれば薄紅に似たる色なるべ
し、多々良女の花にならべて歌へるをおもへばその
花の色に似て淺きなるべし、さはいへど其多々良
女いかなるものなるにかとこゝろにかゝりつるに、

此比源順朝臣歌集の古本の寫をみるに 此は富士谷成章が歌仙家集の校本の中に見えたり 田の條里の形に歌四十五首を廻らしよむべく
書と、のへられつる中の歌に、をり〳〵ににほふた
たべのうめなればをしめどかひな花のにほひや」と
みえたり 但し單行の此集の一本には、いはゆる四十五首をなべての歌と一列に書り、其は群書類從に收たるに、たゝべをたしへと書るは疊字をわろく書たるか、又は彫工の失にてもあるべし、さる誤このほかにも多く見えたり、又三句うめなれや 今
考ふるにこのたゝべはたゝらめの急りたるにて、紅
梅のことなるべし 此歌に、にほふとよみ給へるは、香ににほふよしなり、紅梅の香をめでたる歌は、和泉式部集に、梅櫻いづれおもしろきと人のいふに、櫻より色はさこそは深からめ香さへことなりくれなゐの梅」さてまた此もの、ほかにたゝらめといふ草を、たゝべともいふがあり、通はしいふ例とすべし、其は下に別に辨ふべし そは内膳式に
みえたる多々良比賣も同物にて、漬年料雜菜の條漬
春菜料の中に多々良比賣花搗三斗 料鹽三斗 と載られたる
これなるべし、さてその多々良比賣花とあるは紅梅
の花にて搗とはそを搗とりて鹽漬にして奉る料なる
べし 搗はカチとよむべし、カツとは稻麥などの穗を、連枷などにて撃おとすをいふ言ながら、式などに菁根搗韮搗などみえたるは、葉莖より斷離りたるにも轉しいへるにて、和名抄に、本朝月令云滑海藻、阿良女、俗用荒布末、滑海藻、加知女、俗用搗布搗末之義也と注されたるも、荒布の末をちぎりたるにて、其を搗布といふ、此多々良比賣の花の搗といへるも、紅梅の蕾を枝より扱きちぎりとりたるをいふ稱とぞきこえたる、また神樂歌得錢子の本歌に、得錢子加（得錢子は、得選子なるべし、江家次第に、得選御厨子所女宮於釆女中選其人故得名）彌也名留也志毛由不比波平（志毛は、志來の唱訛にて注連結ふ檜葉か）太禮加波太平利志得錢子也、

かるは千載集戀に左兵衞督隆房朝臣、戀死なばうかれむたまよしばしだにわが思ふ人のつまにとゞまれ（上に引出たる澤の螢も、わが身よりあくがれ出るたまかとぞ見る、とよめるにむかへて、殊にけちめよく聞ゆ）六百番歌合に、季經卿、うかれめのうかれてありく旅枕すみつきかたき戀もするかな」など見えたるこれなり、詞には源氏葵卷に、ひとふしにうしとうかれにしこころしづまりがたうおぼさる、けにや、狹衣に、あさましくおぼしうかれたりし心もすこしなほりて云々、また君の御心のうかれまどひてつゆばかりこころとゞめ給ふ人もおくて云々（天武紀六年の詔に九浮浪人送其本土）なども見ゆ、このうかるといふ詞は、上にいへるごとくあくがれたるうへをいふことばながら事のさまによりてはあくがれたると互にかよひて同じ意のごとくにもきこゆるからまぎらはしきを（色葉字類抄に、浮宕をアクガルとよみ、又宕な浮宕也と注してウカル、ウカフなど訓るも、このまぎれなり、さて宕は正字通に與蕩通と注せり）もとの詞の差別をかくわきまふるときはおのづからそのこゝろもおぢはひ知らるゝなるべし

○たゝらめの花

源氏物語末摘花卷に（源氏君の常陸宮の姫君の事にかけて）たゝうめの花の色のこと、三笠の山のをとめをばすて、とうたひすさびて出給ひぬるを、なほ命婦はいとをかしと思ふこゝろしらぬ人々、なぞ御ひとりゑみはとゝがめあへりあらずさむき霜あさにかいねりこのめるはなの色あひや見えつらむ御つゞしり歌のいとをかしきといへば、あながちなる御事かな此中ににほへるはなもなかめり云々

玉の小櫛に件のたゝうめの花のとあるを論ひて、これはたゝらめの花のと有しを此名きゝなれぬ故にらをうの誤ならむと思ひてさかしらに改めつるなるべし、たゝらめを梅とかへてうたふべきよしもなきうへにたゝといふことも穩ならざるをや、注にたゝらめの花といふはたゞむめの花といへるを書誤れるなるべしとあるはいみじきひがごとなり、新撰字鏡に莘太々良女と見え、內膳式には多々良比賣花と見え、後の書どもにはたゝらべともあり、風俗歌花鳥に引給へるとして、注されたるたゝうめはたゝらめなるべしと說はれたる、まことに然ることなり（但しウとラとはいとよく似て、つれ書訛る字なれば、さかしらに改たらむとおしはかりさだむべきにはあらざるべし）されど字鏡に太々良女、式に多々良比賣とみえ後の書どもにたゝらへといへるもののいかなるものとも注されず、おの

るゝ件の歌によりたりときこえ、きぬ〴〵といへることのさまもおのづからよく聞えたり

○あくがる

あくがるといふはうかるとおほかた同じ言のごとくきこゆれど、その差別ありてきこゆ、まづあくがるとは何にまれその在所を離れ出るをいひ（言の義は在所離なるべし、然いふ由はアは在の約まりなり、クは萬葉集にいづくといふ言に何處何所何方など書てクといふに處所方などの字を當たるによりで心得べく、カレは同集に離字を用たるにて其意を知るべし、但し此言の義ははやく荒木田久老翁のいへる說にもきこえたるを其は疎なるかたあればさらにかくはいへるなり）うかるはあくがれ出てうきたゞよへるがごとくさだまりなくてあるさまをいへりときこゆ、さてそのあくがるといへる詞萬葉集などの古歌には見えず古今集春に素性法師、いつまでか野邊に心のあくがれむ花しちらずば千世も經ぬべし」貫之集に、思ひあまり戀しきときは宿かれてあくがれぬべきこゝちこそすれ」と見えたるなどや古かるべき、さてその詞のこゝろのきこえやすきをこれかれ擧ていはば伊勢集に、月影の軒のあまりにさしいりてなほわがこゝろあくがらしつゝ」源重之集に、花も散り鶯の音もくれ行かばわが山里はあくがれなまし」後拾遺集神祇に和泉式部、ものおもへば澤の螢も我身よりあくがれ出るたまかとぞ見る」源氏柏木巻に、まとひそめにしたましひの身にもかへらずなりにしをかの院の内にあくがれありかばむすびとゞめたまへよ、箒木巻の歌に、なきたまぞいとゞ悲しきねしとこのあくがれがたき心ならむに（この巻の詞にも云々、あくがれまかりありくになどその他の巻にもなほあり）千載集に俊賴朝臣、梅が香はおのが垣ねをあくがれてまやのあまりにひまもとむなり」六百番歌合に有家卿、住なるゝとこを雲雀のあくがれてゆくへもしらぬくもに入ぬる」など見えたるをもて知るべし（類聚名義抄に、憧字を往來也と注してアクガルと訓り、往來也とは易の感卦に憧々往來とみえたる由なるべし、說文に憧意不定也と注せり、是らの義もて心ゆらひして當たる訓ときこゆ）又そのあくがるをあこがるとかよはしてもいへり、續後拾遺集秋下に藤原行房朝臣、わだのはら八十島かけてすむ月にあこがれいづる秋の船人」とみえたるなどこれなり（印本にあくがれと書るは訛なり、こは大永寬永の古寫本に依る、此外にも例あり、さて又上に擧たる憧字をも林逸が節用集にはあこがるゝとよめり）詞には箒木巻に、わつらはしげに思ひまつはすけしき見えましかばかくもあこがらさゞらまし（上に引たるごとく此巻の歌にはあくかれとよみ詞にはあくがれ、あこがれ、まじへて用ひたり）若菜上巻に、吾身をさしもあるまじきさまにあこがらし給ふ云々、なほあり、他の物語どもにも見えたり、かくて又う

むしろといふ言の義はことに考ふべきかたへの證だにもなきを、せめてかむがふるにもとは敷物の筵と同義にかよふ言ならむかとおもはるゝこと有り然るはその筵といふものはもと草を束ねて一重に編みて敷物に作れるをいふ名なり 皆むしろ薦筵稲むしろなどいふたぐひこれなり さて其むしろをいく重もかさねて安く居るべくものしたるを疊といふ 神代よりきこえ來れる八重疊といふは、むしろを殊に厚く重ねたるを稱ふ名なり、八重は例の彌重なり、後世に疊といふはそを便宜く製れるものながらなほ名の遺れるなり かくてむしろは地上にまれ板敷簀にまれかりそめに座を設くる時に引敷くものなれば、やがてその敷物の名にもうつしていへるにもやあらむ たゝみのむしろといふは、むしろをわづかに二重三重ばかりとぢかさねたるをいふ名にて、其を御座ともいふはむしろ敷の座の中に貴人の御座處に敷く由なるべし、今の俗間にはなべて御座といひまた薄縁とも呼ぶものゝあるは、其なごりなるべし、さてこのむしろたゝみの差別は古書どもにみえたる趣をとりすべてくはしきことは別に志るせるものあり なほおもふに小馬命婦集に、たゝみの中よりきり／＼ずのさ月ばかりにいできたれば、きり／＼すむしろいかにかおもふらんたゝみの中に秋は來にけり」といへるはむしろはかりそめなるものなれば蟲も安からずおもひて疊のなかを むしろをたゝみ重れたる中なり おのが秋として住みたりと見えてこゝに出來れる事よといふ意にて、二句のむしろといふに本語のかりそめなる意のむしろといふ詞をもたせたりときこゆ 但しこの歌の四句うらみの中にと書る本ありこれをとりていはゞ蟲の床下に住て筵の裏を見てありし意ともきこゆれど、さては歌ざまおとりてきこゆれば今群書類從本によりて引出つ、さはいへどもこの歌の三句におもふらんといひ結句に秋は來にけりといひすてたるなど、意詞とゝのひてもきこえがたけれど今詞書によりて歌主の意をおしはかりてかくはいふなり そも／＼この考は年ころおぼつかなくおもひわたりつるを此比ある人のいかにおもふと請問へるにもよほされたるによりて殊更に考たるなり、甚しきしひごとには非るかと我だに思ひ、たゆたはるゝをたゞに知られずとてあらむよりはと考こゝろみたるよしをかくは書しるしつ、なほ後によく考定むべし

○きぬ／＼

此詞はあがりたる世にはきこえたることなし、古今集 戀三よみ人しらず の歌に、しのゝめのほがら／＼とあけゆけばおのがきぬ／＼なるぞ悲しき 定家卿の此集の顯注密勘に擧られたる顯昭本に、結句をきるぞ悲しきとあるは、おとりてきこゆ、今在る全部の顯昭の注本には、この歌みえず とよめるが見えて情ふかくめでたきをおやとして男女相寢して別るゝ期のことをうちまかせていふ詞のごとくにもなりたるものなるべし、源氏浮船巻に、風の音もいとあらましく霜深き曉におのがきぬ／＼もひやゝかになりたることゝちして御馬に乗り給ふほど云々といへ

つたの川を渡るかち人」夫木抄に載たるは誤あり　とよめるは霞の中に立田川のみゆるを霞のみをと見なしたる趣と聞え、また同歌台祝部成茂宿禰、水上や岸の柳のふかみどり霞のみをのしるしなりけり」師兼卿千首に、すみの江の松や霞のみをつくし深き淺きもほどは見えつゝ」などみえたるは、霞の海のごとく見ゆる心ばえにて柳松を澪標にとりなしたる作意ときこえたり、但し上のくだりのごとく雲霞などにみをといへるは歌詞にて萬葉集七卷の詠天歌に、天の海に雲の波たち月の船星の林にこぎかくる見ゆ」とみえたる詞などに擬ひたるごとき詞なるべくきこゆれど、其天の海の歌すらあまり巧に過て卑しげにてこのもしからずきこゆるは、おのれがこゝろぐせなるべし

○寧字をむしろと訓む論

漢籍の訓に寧字をむしろとよみなれたるは類聚名義抄其ほか古き字訓の書どもに見え、無寧無乃をも共に同訓によみきたりて古語なるべきをなべての古書歌書などにいまだ見およばざれば其詞の意考ふべき由なし此詞中昔僧徒の書る法語などいふたぐひの假字書にはみえたれど、漢籍よみの書ざまなればとるに足らず　故かへさまながらしばらく漢文の字義によりて考ふるに、論語に禮與其奢寧儉、また與其媚奥媚竈などよめるたぐひの寧字は、說文に願詞也と注へるをおきては詳なる釋あるを見ず　書紀神代上卷に、寧可以口吐之物敢養我乎、とよみたれど此ところの寧は胡字に通ふ義にて、ナニゾモ、ナゾモ、ナンゾなどよむべき格のところなるを、ムシロとよめるは疎なり、いはゆる僧徒の假字法語にもこの訛言みえたり　今それらの文義によりて推考ふるに寧は正中からぬものごとのあるが中につきて彼にくらべては此が少許さるゝかたありとかりそめにさだするほどのところに用ひたる意の辭と通ゆるを、古の博士たちの然る意に叶ふべき言を釋びてこゝろしらひしてさだめたる訓詞の傳はれるものなるべしめでたき古言の古事記書紀萬葉集、或は宣命祝詞などの中にたゞ一つ二つ見えたるを近き世におよびては古學するともがらはさらにて、さらぬきはの人さへに用ひあふ言もあるめり、むしろといふ詞もたまたま漢籍よみのかたにのみ遺り傳はりてさるかたにはたれもたれもこともなくよみなれたれど文義こそはあれ言の義のさだかならぬはくちをしきこゝちぞする、但し皇國には寧字のごときこちたき意の言ばもとよりあらざりつらめど、おほかた其意にちかき言をえらびてこゝろしらひして當たりしものなるべし、豈蓋などの詞も古言にて、萬葉集の歌詞の中にいと希には見えたれど他の古書どもにはをさ〳〵見えず、もはら漢ぶみよみのかたに遺れるが本語の意にはまたく合ひがたきにも准へおもふべし　また無寧も無乃も、寧とは意の異なるおもむきあれどおほかたにおよぼして寧と同じ訓を當たりしものなるべし　於と於乎と、嗚呼などを、ともにア、とよみ、縱と縱饒と縱使などを、並にタトヒとよむなどもとり〴〵其意はことなるあぢはひあるを、同じよみによむにも准らへつべしかくて其

川流水尾の湍をはやみゐで越す波の音のさやけさ」又武庫川の水尾急嘉毛の辭脱たるなるべし赤駒の足がくそゝぎにぬれにけるかも、十二巻に神山の山下とよみ行水の水尾し絶えずば後もわが妻、又長歌の句中にあすかの川の水尾速み生ひためがたき石枕苔むすまでに云々、又廿巻長歌に堀江より美乎さかのぼる楫の音の云々、堀江こぐ伊豆手の船の可治都久米久米は夫爾の寫訛にて可治都夫爾なるべし、同集十八巻に、かぢの音の都波具都婆具爾とよめるにもおもひ合すべし、其は楫に觸れて水の鳴を都夫とも都婆具ともきゝなしていへるにて、古事記に海水之都夫多都時とある都夫これなり、後の歌に岩間の水のつぶ〳〵と、軒の玉水つぶ〳〵となどもよめり、此事こゝにいはでもあるべきをこの引歌のちなみに考出たるをしばらくこゝに書つけつ 後の歌には伊勢集に、山川の音にのみきくもゝしきをみはやながら見るよしもがな」源氏物語須磨巻に、逢ふせなき涙の川にしづみしや流るゝみをのはじめなりけむ」狹衣に、落たぎつ涙のみをははやけれど過にしがたにかへりやはする」などよせてよめるもきこゆ、又和歌六帖に貫之、春たちて風や吹とくけふみれば瀧のみをより玉ぞ散ける」と見えたるは瀧川の氷の春風に解けそめて一すぢ流るゝが、ことに速くて石などに觸れて飛ちる趣をよめるなり、夫木抄雜に行家、水上は瀧のみをにてはやければ布引川の末ぞ氷れる」准へて知るべし、又古今集に雜題志らずよみ人も天の川雲のみをにてはやければ光とゞめず月ぞ流るゝ」と見えたるはたゞあふぎ見たるところの大空を天川と見なして浮雲の風にしたがひて行くを水脈に見なしてそれにつれて月のとゞまらず流れかたぶくおもむきにこしらへてよめりときこえたり、然るに夫水抄に大藏卿有家、夕立の雲のみをよりつたひきて軒端におつる瀧の白玉とよみ給へるは雨雲のことに一すぢ風に吹ながされて見ゆるを川水のみをにたとへられたりときこえ、又定家卿、天の川八十瀬も知らぬ五月雨におもふも深き雲のみをかな」又爲家卿、天の川雲のみをなる五月雨にとだえもしらぬかさゝぎの橋」などよみ給へるはかの古今集なる詞にもとづきてよみ給へるものなるべし嘉元御百首に權大納言局、あとたえて人も渡らず五月雨の雲のみをなる峯のかけはし 又土御門院御集に、冬の日は雲のみをにてはやければながるゝ年のしがらみもがな」とよませ給へるは是も風のはやくて浮雲の一すぢ流れ行く如くに見ゆるを水のみをにたとへ、冬日の短く過行くによそへさせ給へるなるべし、寛喜四年石淸水若宮歌合に賴氏朝臣、朝まだき霞のみをもしら波のた

○みを

みをは海にまれ川にまれ渡り行く水路をいふ名なり、其はまづ玄蕃式に蕃客來朝て難波津に到る時迎船を遣はして國使に宣しめ賜ふ大命に、參上來留客等參近奴登攝津國守等聞著氏水脈母敎導賜牟登宣隨迎賜波久登宣とみえたる水脈これなり、雜式に太宰貢雜物船到緣海國、澪引令知泊處とみえたる澪引は船にて水脈を敎導く事にて、和名抄に水脈船美乎比岐能布禰とみえたるこれなり其は水の深さ淺さ暗礁のありなしなどを知りよろづにつけて水路の便宜をわきまへて泊處に到りまた發船してさして行く澳（オキ）べまで出る水路を敎導く船をいへり、萬葉集十五卷長歌に御津の濱びに大船にま楫しゞぬきから國に渡り行かむとたゞむかふ敏馬（ミヌマ）をさして潮待ちて美乎妣伎ゆけば澳へには云々、廿卷に四方の國より奉る貢の船は堀江より美乎妣伎しつゝ朝なぎに楫ひき上り云々とみえ、又十八卷に堀江より水乎妣吉しつゝ朝なぎに楫ひき上り云々、又堀江より水乎妣吉しつゝ御船さすしづをのともは下男の徒者なり川の瀨申せ瀨とは川を竪にも横にも渡り行べきところをいふ名なり澪引して御船路よく仕奉れといふ意なりさて此歌は御船以綱手泝江遊宴之日作也と附注せりなど見えたるこれなり、又その水脈に標本を立置て表準とするをみをつくしといふ水脈つ杙（クシ）の義なるべし、雜式に凡難波津頭海中立澪標若舊標朽折者搜求拔去色葉字類抄に此式文を引て澪標ミチツクシとみえたる澪標これにて貫之ぬしの土佐日記に、六日みをつくしのもとよりいで、難波の津につきて河尻に入ると見えたるこれなり、古きものには萬葉集十四卷遠江歌に遠つあふみいなさ細江乃水平都久思あれをたのめてあさましものを澪標の在る處は水の深からむと思へるに、かく心の淺きは人だのめなるよしの譬喩歌なり、源氏物語みをつくしの卷に源氏のきみの歌にみをつくしこふるしるしにこゝまでもめぐりあひけるえには深し」などよめるも澪標のおもむきをよみとゝのへたり、さて万葉集十九卷に水咫衡石、心盡而云々と書る歌のみをつくしは、たゞ序の詞にてこゝの說には由なけれど、然書る意を推かむがふるに咫字は字書どもに中婦人手長八寸謂之咫、周尺也、またたゞ八寸曰咫と注せるをおもふに、周世に咫といへるは今の尺のことにて、その分量は今尺の八寸に當る由ときこゆるを、なべての說に周世に八寸のことを咫といへりとのみ心得たるは疎なるべし、こぢたきかの國風とはいへど、寸ごとに名をつけたる字ある事はきこえざるに、八寸にのみ咫字のあるべきにはあらざるをや、しかれば水咫と書るもそのこゝろしらびして水尺の義を假り通はして澪標にて潮の滿干を量て水の淺深を察るかたにつきて用ひたるものなるべし、衡石はたゞ訓を假借りて連ね書たるなりなど見えたり、今も諸國の中にはその水脈つ杙を立置るところありてみをじるし、又みを木、みをぐし、みを杭などもいふとぞ、さて又本語のまゝにたゞにみをといへるは萬葉集七卷に、泊瀨

流而上曰泝洄（洄一本には回と作り）也行宇加夫、又於與久（久一本支と書り）とあり字書どもに考るに爾雅に逆流而上曰泝洄順流下曰泝游と見え、字彙に溯（字鏡に載たるは遡と書り此躰今の字書に見及ばず古躰なるべし）また游順流下也など云へるをおもひ合するにも於與具の於與は及ぶのオヨとおほかた同意にて所謂逆流はさることにて川を横ぎりて渡るにも又流に沿てもいかにまれ水を淩ぎて此より彼へ及び行く意の言なるべし（天智紀に、大野及椽二城とある及椽を舊訓にチヨキ引合とあるチはオの訛にて、キとよむべき由なり、このオヨに及字を塡たる二字を合せてオヨをもおもふべし、又於餘豆禮言も及連言の意ならむか、其は別に考あり）於布須は言の意は、まだ考ざれど上に引たる書どもに據りて按ふに、川浴すとてたゞ水に浮びて遊ぶ藝をいへりときこゆ、然るを後世にはなべて於與具とのみ云なれて於布須とはいはぬ事となり來れるものなるべし（源氏物語手習巻に、池におよぐいをや、山にしなく鹿をだに云々といへり、今も田舎人の言に魚の向ざまへさして行をおよぐと云ひ、浮沈などして立巡りをるをあそぶといへるを聞けり、此およぐといへるは古言にてあそぶと云へるが於布須の意に近し）游字などをオヨグとよめるは實は精しからねど然る訓ざまは古すら多かり○不令泛の令字印本合とあるは訛寫なり一本によりて訂すべし○滃々汎の三字印本に滃々沉と書るは訛寫なりこれも一本によりて訂すべし（印本のまゝにては其義さらに通えず）字書に滃は水疾聲、また波下などみえ汎は浮貌とみえて此の文義にかなへるがうへに印本の假字に三字引合せてトクスミヤカニウキオドリツヽとあるにも合へり、これも古訓の假字は正しく遺れるなり、そも〳〵國史どもの今在る印本どもはいづれも誤多きを他本どもに校合せてよく訂して板にも彫らせおかまほしく人もわれもおもひわたる中に、日本書紀の印本の（此印本といふは寛文九年己酉正月書賈武村昌常山本常知八尾友春等が名署あり）訓假字の中には上の件に論へるごときめでたき古言も存り、又假字によりておのづから本文を訂すべき證とすべきことなどもあるはいにしへの私記どもの說又博士たちの訓ざまを書加へたるにてよく選びとりて用ふべきことのすくなからぬを印本にはその片假字を寫誤り又本文の字旁に施くべき位を差へたるところなどもあり、又彫工の彫りたがへたりと見ゆるところはたすくなからぬがうへにあまたの年經ぬるまゝに刻字の缺損ねて鮮明ならずなりぬるはいとあたらしき事なり、いかでまづ今の印本を訂し、訓假字をば舊本のまゝにてかしらを加へずよく訂して彫改めさせ永く世に傳へまほしきことにこそ

かくて今の印本かの築而の假字にタエテとあるを細密に見ればテの字の上畫の三角なるがごとく見ゆるは彫工の削り遺せるものと見えたり、しかれば印本の彫下の本文の字ハ既に誤たりけれど假字はなほむかしのまゝにタエ厂とありしものなること疑なし厂はマの古體にて紀中にもをり〳〵用ひたり然れば今此處の文を訂正して是時有兩處之斷間乃壞之難塞とするときは其義明なり此假字の誤の因に云ふ、神功紀に則到新羅時隨船潮浪遠逮國中とある、隨船潮浪の假字のマナ、カいかにとも讀がたきを其條の一云の文中に件の事を隨船浪と書て、フナ、ミと假字をさしたり、然ればかのマナ、カは、もとフナ、アと書るをフを厂と見誤りてマ字に移しまたアをカと誤たるものなり、アはミの古體なり、應永卅五年に寫せる奥書ある私記にも隨船潮浪布奈々美とあり、但し此誤既くよりの事とみえて釋紀にも印本と同じく誤たり、すべて印本の假字にさる誤いと多きを准へて正し辨ふべきなり○また衫子取全匏兩箇臨于難塞水、卽取兩箇匏投於水中請之曰云々、また六十七年紀にも於備中國川島河派有大虬云々、於是笠臣祖縣守云々臨派淵以三全匏投水曰云々、汝沈是瓠云々とある全匏の舊訓ともにオフシヒサゴとあり、其オフシは和名抄雜藝類に文選云拍浮拍打也普伯反、今按俗云於布須是也また類聚名義抄にも拍浮オフスとある於布須と同言にて其は水上に浮ぶ藝を云ひてオフシ、オフスと活く言と通えたり、故水に浮ぶ料に用ふる匏をオフシヒサゴと云へるにて、今浮ふくべといふものこれなるべし、から籍晉書に、拍浮酒船中また列子の林注に游拍浮者也、また淮南子百人抗浮注に浮瓠也、埤雅に匏云古者佩以渡水とあるなどみえたるにもおもひ合すべし、かくて全匏としも書けるは漢名はいまだ見あたらねど匏の類の種々あるが中に今も水に浮ぶ料にはなべて俗にふくべと呼びて形狀の圓に長く太細なる處なきを用ふるが便よければ、古も必然る狀なるをぞ用ひたりけむ、されば其かみ尋常に水斟器とし或は酒など入るゝ器とする類の太細ある匏とは殊にて、狀の全き義にて其物實をこまかに傳へむとて然は書れたりけむ故下文には全字をば省きて徒に匏とのみ書れたるなるべし、六十七年紀なるも同じ、さて又この於布須と云へる言右に擧たるほかにはいまだ書に見およばず言の義もおもひ得ず於與具と同言ならむかともおもはるれど和名抄拍浮のところにも於與岐など云べき正き訓をば擧ずして俗云於布須とのみ載られたるはいかなるにか、今按ふに於與具と於布須とはもとは別なかむか、於與具は新撰字鏡に泝浙一本に泝と作り懣等の字を書して同桑古反去逆

りて池中に沈みて在つるなるべしこれはたおもひ合すべし 上に引たるごとく、文德實錄に建御名方冨神前八坂刀賣命神祝云々と見えたれば、相殿の八坂刀賣神も祝も別てありしなり、さて又件の銅印の事は度會延經神主の神名帳考證に、近世に云々とみえ其印字の摹は藤貞幹が金石遺文また何がしの君の集古十種の中にも見えて諏訪社藏とあるこれなり 然ればとて南方刀美神の后神なるべくさだめおもはむはたやすし、然らぬ女神の由ありて主神の前(ミマヘ)取持坐して祭られ給へるにてもあるべければ推定めがたし、今上諏訪に上諏訪社 上社ともいふ 下諏訪にも下諏訪社 下社ともいふ ありて倂に二座の神を祭りて一座は南方刀美神と申せど今一座の神名は詳ならず 其一座はいはゆる前八坂刀賣神に坐せる事上に辨へたるがごとし いづれ式内の社なるにか定かならずとぞ、今推考るに上古より仕奉り來れる大宮司の大祝と云ふが古より上社の方に住着きて在りといへば、その上社ぞ本社にて下社は諏訪の地を上下と別てる後に上諏訪なる本社より移して下諏訪にも別に祭來れるにぞあるべき 上にいへる賣神祝印の下諏訪の千尋池より出たるを證として下社を本社たらむと論ひもすべけれど、さばかり輕からぬ祝の印の池中に在べきにあらず、むかし奸ましき人の偷いだしわざと持來りてその池にうちはめたりしにてもありぬべければ、其印の出たる池の地をもて證とはなしがたし、又或說に上社は南方刀美神下社は八坂刀賣神なりと定いへるはみだりなり、式に南方刀美神社二座と載られたれば八坂刀賣神の社の別に在るべきにはあらぬものをや、因に云帳に水內郡健御名方富命彥神別神社名神大とあるは、彥は孫の借字にて健御名方富命の孫神にて別神と申すが御名なるべし、如此さまに唱ふる神號の例は、帳に常陸國新治郡鴨大神御子神主玉神社とあるなど是なり、持統紀に五年八月己亥朔辛酉遣使者祭龍田風神信濃須波水內等神とある須波は南方刀美神、水內は建御名方富命孫神別神なるべし、古事記傳十四卷に說はれたるこの諏訪社の考はいかにぞやおもはるゝ其は文德實錄に見えたる神名の誤寫を訂しあへられざりつるによりてなるべし

○仁德紀中筑而の字また全匏

仁德紀十一年冬十月云々、將防北河之澇以築田茨堤是時有兩處之築而乃壞之難塞、時天皇夢有神誨之曰武藏人强頸河內人茨田連衫子二人以祭河伯必獲塞、則覓二人得之因爰强頸泣悲之沒水而死、乃其堤成焉、唯衫子取全匏(オフシヒサゴ)兩箇臨于難塞水乃取兩箇匏投於水中請之曰、河神祟之以吾爲幣是以今吾來也、必欲得我者沈是匏而不令泛、則吾知眞神入水中若不得沈匏者自知僞神、何徒亡吾身於是飄風忽起引匏沒水、匏轉浪上而不沈則瀺々汎以遠流是以衫子雖不死其堤且成也、是因衫子之幹其身非亡耳、故時人號其兩處曰强頸斷間衫子斷間也、件の文中の築而の二字讀がたきをよく按るに斷間の寫訛なり、其は斷間を原本に𢇍間といふ趣になだらめて書るを筑而と見なして寫訛たるうへにまた筑を築と混寫たるものなるべし 上文に築字あり 下文に强頸斷間衫子斷間とあるこれに當れり、

健御名方富命前八坂刀賣神從五位下、（一神なり、其由は下に辨へ論ふべし）文德實錄に、嘉祥三年十月信濃國建御名方富命神（建字諸本脫たり、類聚國史に據りて補ふ、名字印本に脫たり二寫本また類聚國史によりて補へつ）建御名方富命前八坂刀賣命神並加從五位上（二神なりこれも下にいふべし）仁壽元年十月進信濃國建御名方富命前八坂刀賣命等（前八の二字印本彥及と作るは訛なり、今二寫本又類聚國史に據りて正せり）兩大神階加從三位、同三年八月後三位建御名方富神前八坂刀賣命神祝（此神名印本建御名方八坂前富神と書て誤多し、今二寫本に據りて正せり、さてこゝなるは二神なり）預於把笏、三代實錄に、貞觀元年正月奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命神從二位從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位、（二神なり）同年二月奉授信濃國從二位勳八等建御名方富命神正二位正三位建御名方富命前八坂刀賣命神從二位、（これも二神なり）同九年三月信濃國正二位勳八等建御名方富神進階從一位從二位建御名方富命前八坂刀目命神（目字印本自と誤れり今二寫本に依る）正二位（これも二神なり）と見えて南方刀美神一柱を申すときには神と稱ひ八坂刀賣神一柱を申すときには上に南方刀美命前と稱ひ（命といひて神といはずさて南方刀美も建御名方富と書るも同神名なれば、此をはじめにて下にも南方刀美と定めて書り）また二柱を並べては共に命と申して下に兩大神と稱へるをおもふに南方刀美神は主神にて前八坂刀賣神は相殿にて前としも稱へるは南方刀美神の前の神の由なり、故南方刀美命前八坂刀賣神と稱ひて別てるなり（但し仁壽三年の度の下にのみ二神名の書ざま前後の例のごとくならざれども二神なることは慥にきこえたれば難なし）かくてぞ二神に進階の次も全く合へるかし、さて前とは古事記にみえたる天照大御神の思兼神取持前事爲政と詔へる趣にて南方刀美神の前の事取持たまふ由緣ありて相殿に祭られたるが故に南方刀美命前八坂刀賣神とは申せるなるべし、さてこの前を崇めては美萬閉（ミマヘ）と云べし（此ほかすべて主神ありて相殿に祭らるゝ神も同じ趣なるべきを、他の神に然稱せる事のきこえざるは、然言別きていはでもあるべきを、此神社におきてははやくより稱し來れるまゝに、官にても用ひ給ひたりしなるべし、帳に主神の餘の神を前と記されたるも此由なり、又古事記に墨江三前大神など云へる例の前は崇言にて、其神座の前といふ意にて貴人をさしておまへと稱ひ、今世に御前とも云ふがごとくにて異なり、さて一社に坐す主神の餘の相殿の神を前といふよしは古事記傳十二卷に注されたる說なるを、今それにもとづきてかくは考たるなり、此に其本說と差へるところあるは己が考なり、本書に合せ見て知るべし）さて此八坂刀賣と申す御名の刀賣は書紀に石凝姥此云伊之居梨度咩と見え、字書に姥老母也と注ひ、女名に古事記に春日建國勝戶賣、沙本大闇見戶賣（サホノオホクラミトメ）、志理都紀斗賣（シリツキトメ）など稱へたる例の御名にて女神に坐すなるべし、前に下諏訪の千尋池の中より出たる古銅印文に賣神祝印とあり、賣神は女神にて八坂刀賣神祝の印のむかし事あ

書紀などに武字を書るも同じ、かくて其兄弟の名の味、建といふに内の宿禰と引合せて呼へるなり、古事記仁徳天皇の御歌に建内宿禰の事を宇知能阿曾とよみ給ひ神功紀に見えたる熊之凝が御軍人に向ひて唱へる歌にも于地能阿曾といへるをも證とすべし（阿曾は朝臣の省かりたる言なるよし傳に委しく説はれたるがごとし）さてその内とは古事記の傳に建内宿禰の内は味師内の内と一ッにて共に居地名にて大和國有智郡これなり、神名帳有智神社諸陵式有智陵なども此郡にあり萬葉一に内の大野とよめるも此處なり、兄弟共に此地にぞ居住れけむ云々と云はれたるがごとし（此地文武紀元明紀にも宇知郡と見え、萬葉集にいはゆる内の大野も仙覺が抄に大和國宇智郡之野也、和銅六年令註進風土記之時、任太政官下之旨定二字用好字也とも注せり、假寧令の集解に、古記云葛上葛下内等郡云々とある内もこの郡名なり）古事記に孝元天皇の娶給へる内色許男命の妹内色許賣命の内もこの内の地名を負たるなるべし（天孫本紀に大矢口宿禰の子に欝色雄命欝色謎命とあるも、此兄妹の事を聞ゆ、然るは内を古は宇都とも云る例多ければ然もいへりしなるべし、但しその内之といへる之を省きたる上より宇都志古と引合ても唱へるものなるべし）その内色許男命の女伊賀迦色許賣命を娶して比古布都押之信命を生し給ひ、其子味師内宿禰次に建内宿禰なり相徵して内の地名を負へる由を知るべきなり

○倭日向武日向彦八綱田

垂仁天皇五年紀に、皇后の御兄狹穗彦王謀反し給へるに依りて八綱田を將軍として擊しめ給ふ、王師を興して戰ひ遂に皇后皇子を率て城に籠りて堅く拒きて降り給はず故八綱田火を放て其城を焚き皇子を取返し奉る、王は皇后と共に城中にて薨給ひて事平きぬる由を載て、天皇於是美將軍八綱田之功號其名謂倭日向武日向彦八綱田也（倭の字書紀に脱たり、舊事紀また姓氏錄によりて補ふ、さて此時の事古事記に委しく載られたる中に、書紀と異なる趣も見え八綱田が名は記されず）と記されたる其美名の義を考るに、日向は舊訓のごとくヒムケとよむべし其は城に火を向けて功を立たるを褒めたまへるなり、倭は世に比等なき由にて後世に天下一日本一など稱ふこゝろばえなるべし（外國に對へて云ふ意にはあらず）武はタケシといふべき語勢なり彦は例の男子の美稱にて本名の八綱田に引合せて唱ふべく命せ給ひたりしたるべし

○南方刀美神社二座考

神名帳に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座（名神大）とあるいま一座は八坂刀賣神に坐せり、今その證をいはむ續日本後紀に承和九年五月奉授信濃國諏訪郡無位勳八等南方刀美神從五位下、同年十月奉授信濃國無位

とをタケリタケルなど活して云ふ言の上もて稱とせるなり、字鏡に誇擧言也伊比保己留(イヒホコル)、又云太介留(タケル)類聚名義抄に嗷哮等の字をタケルとよめるも元は猛勇き意にてこゝに云ふと同言なるを擧言して猛勇々々しく言ふ方より云ふ一方の訓にとりて注せるものなり、今の俗にもタケリ起チ云々など云ふこれなり、かくて又此命の又名倭男具那と申せる倭も倭國におきて勝れ給へる由にてかく申す御名義は古事記傳に說はれたるがごとし、さて景行紀四十三年此命の崩給へる處に日本武尊化白鳥云々、因欲錄功名卽定武部也と見えたる武部を古訓にタケルベとあり、又出雲風土記に出雲郡健部郷所以號健部者、纏向檜代宮御宇天皇勅不忘朕御子倭健命御名、健部定給爾時神門臣古稱健部定給、卽健部臣等自古至今猶居此處故云健部、また姓氏錄に建部公云々日本武尊之後也など見えたる建部もみな多祁流倍と呼べるなるべし、かくて諸國に健部(建部とも)云ふ地の多きは出雲風土記に見えたる趣にて健部の住居るによりて負へる名なるべし、此地名和名抄にも多く見えたる中に伊勢國安濃郡建部太介無倍と唱を記せり、こは多祁流倍の流を音便に無と云へるにて書紀にタケルベとよめるにもおもひ合せて證とすべきなり、(今建部と云ふ地名も氏もなべてタケベと云ふめれどそはタケムベのムを省きて云なれたるなり、氏にはタテベとも唱ふが聞ゆるは字に泥たるさかしらなり、但し續紀に延暦三年十一月建部朝臣人上等が奏言に始祖息速別皇子云々、胤子意富賀斯武藝超倫足示後代、是以長谷且倉朝廷改賜建部君とみえたるは武藝を賞て負せ給へるにて建の意は同じともいふべけど、こはたゞに武き藝に關たる稱なればタケベなるべし、もし此建部に依れる地名ならむには准へて呼別つべきなり)

因に云此尊の御事を常陸また阿波の風土記に倭健天皇と書るはこの尊その國々を征に出ましけるときいと勇猛くおはしましける御稜威を畏敬み奉るあまりに國人ども倭健の天皇と稱へ奉りしを、そのかみの語言のまゝに書記せるものなるべし、今の世諸國の邊鄙にて其地の領主の宰人の巡察などに出たるを朴直なる賤民どもが殿樣と稱て崇へ拜むがあるめり、准ふべきにはあらざれどいさゝか其こゝろざまの似たるを上古にめぐらして推て察るべし

○建內宿禰の名の唱

建內宿禰の名は兄を味師內宿禰と稱へる味師に對へたる美稱にて、多祁志宇智宿禰(タケシウチノ)と稱ひしなるべし、其はまづ古事記に兄の名を味師とあるを書紀には甘美と書き姓氏錄には味と一字に書るをおもふに宇麻志の志は甘美の活言なる事著し、弟の名も同じさまに相對へて多祁志と唱へるに建字を當て書るなり、

（かたち多く見えたり）これら思ひ合せて宇那てふ言の義を知るべし、かくて今この考說をとりすべていはゞ、此神の御形體短少く童子のごとくおはすよしをもて御名に申せるにはあらず上にいふごとく少は大穴牟遲の大に對へて相亞ますの義、宇那は御形體の短少く童子のごとくおはす由なるに彥那と申稱辭を引合せて唱奉れるにて然稱すがかへりて大なる功德の坐ます趣を讃顯はし奉る義にもやあらむ（今の世にも短小き男のいさをしきを男はちいさけれど云々とかへりてその短小き由を言擧して譽むる意に相似たり味ひ考べし）

○倭建命の御名乃唱

倭建命乃御名ヤマトタケルと稱し奉たりしなるべし、其は古事記に此命熊襲建兄弟を殺し給ふ時（建は健字の偏を省けるにて古書に例多きよし傳に辨へられたるがごとし）弟建が言に於西方除吾二人無建强人、然於大倭國益吾二人而建男者坐祁理、是以吾獻御名自今以後應稱倭建御子云々、故自其時稱御名謂倭建命云々（かくて還上ます時に、入坐出雲國慾殺其出雲建而云云とありて、その出雲建を打殺給ひ其時の御歌に、伊豆毛多祁流とよみ給へる事もみえたり、さて又件の熊襲建等が事は書紀の傳も大旨はおなじ）と見えたるによりて知られたりかくてその建が稱申せる言の義は今此西方の國々に吾等二人に並ぶ建き者は無きに大倭國には猶勝りて建き男は在しけり、故御名を獻りて今より以後倭建御子と稱へ奉らむと申せるにて裏の意は己等二人に勝れる建き人は世間に在らじとみづからおもひあがりたりけるが、今皇子のこよなき武力に堪ざる事を悟り畏りて皇子は眞に大倭の建と稱し奉るべきなりと鄙びたる眞心にところ避りて負けなくも褒め稱へ奉れるなり（この建が言に於大倭國と云へるは大宮所の國名ながら、此國名のおのづから皇國の惣號となれるごとく如此云へるが、やがて天下の建に坐せりと云ふ意なり、さてそは軍物語に日本一の剛の者と云ふが卽天下にならびなき剛もの、意なるに相似たり）さて彼が殺され奉る今はの期に然ばかり眞心に稱へ申せるを憐に欣感く聞し認て、やがて御名と爲たまへるなり（後の事ながら陸奥話記に、義家驍勇絶倫騎射如神、冒白刃突重圍出賊左右云々、夷人靡走敢無當者、夷人立號曰八幡太郎と見えたるものおのづから似たる心ばえなり）さて此皇子の御名書紀に日本武また餘古書どもに倭武とも書きてその武字は例にタケまたタケシなどこそは訓めタケルとはよむまじきがごと思ふ人もあるべけれど、書紀に梟帥と書るを旣く古事記に建字を用ひられたるにも准へしるべくまた猛字も武字と同じ義としてつねにタケまたタケシなどよめど書紀に五十猛神と書るなどおもひ合すべし、さて又タケルてふ稱の義は記傳に威勢ありて猛き者を云ふ稱なりと說はれたるがごとし、なほ述はゞ猛勇きこ

これらの謠はそのかみ既に剝壞たるところのありつるを、とり／＼に强てよみなして書寫せるが三通在りつるを、ともに寫載たるものなり、この要錄は嘉承元年に寺家の舊記どもを書集たる書ながら件の八卷なる碑文はその別卷にて彼此比較捕闕拾落成一卷了といへる中にありて、その記せる年頃ば知られざれど仁治二年に寫せる由奥書せる本なれば、その舊き寫なること推察るべくまたいま世にある碑文の拓本はさかしら人の要錄なる文を訂し改めてものしたる物なることも著明なり

○少名毘古那神御名義

少名毘古那神の御名の義にひとつの考あるを試に説はむとす、少名は少童子(スクウナ)にて少は須久那志(スクナシ)の須久なり、字も少を須久に當たるにて那志那伎と活かし云ふ詞なり但し書紀には少彦名、萬葉集には少彦名と書て少の字をも須久那に當ても書りさてその須久はもと大に對へたる小き意の言にはあれど此御名にては大に亞ぐ義ありて書紀の私記に昔稱皇子名大兄、又稱近臣爲少名也宿禰之義取於少兄也とみえ、又官職の大少に大を於保伊、少を須奈伊と云へる意に同じ於保伊須奈伊の伊は、伎の音便なり、但し須奈伊は須久奈伎の省言なり此神天神の御任によりて大穴牟遲神と兄弟のごと相並て云々の大功坐しましけるによりて大と少ともて稱へまつれるなるべし大穴牟遲神は兄の如く、少名毘古那神は弟のごとく、相亞て國作などの大功を立たまひしこと古事記書紀等を始、古書どもに見えたるがごとし名は宇那の宇の省かりたるなり上に須久の久に宇の勻あるによりて引合て唱ふる時は、おのづから下の字の省かるゝ言のいきはひにて例多し其は童子を宇奈爲といふ宇奈にて此神の形體いと短小く坐して此事古事記書紀等に見えたり小童のごとく見えたまへるによりてしかく稱せるものなるべし、さてその宇奈は和名抄に髫髮和名宇奈爲、俗用垂髮二字、謂童子垂髮也、まな字鏡に髡髮至肩垂貌也、宇奈井、など見えたる宇奈これにて童子の髮を肩のあたりまでつゝらかし居るを宇奈久といふより凡て童子を宇奈爲と稱へりと聞ゆ宇奈爲の爲は集かいまだ思ひ定めず萬葉集十六卷に宇奈雅流珠(ウナゲルタマ)のとよめるも然るさまに頭の飾の珠をうなぎ垂る由なるべし、古事記書紀に見えたる神代の歌におとたなばたの宇那賀世流玉のみすまる云々とあるも同じウナガセルは、ウナゲルを延たる詞なり、魚の宇那藝も髮のウナギ垂たる形の似たるによりてなづけたるにもあらむ、さて頭後を宇奈之といふも髮のうなぎかゝるあたりなるをもて云ふなるべし、ウナヅク、ウナダルなどいふウナは、項に據りていひなせる言と通ゆ、又童子をメザシといふもおほかた宇奈爲と同じ髮のさまながら、めざしは面の方に垂たる額髮の餘のほと／＼目にさし入るばかりなるをいふ稱なるべし、古畫にもさる

となりて仕奉りし姿をおもひやるべし
◯かくしるしおける後に奈良の坊長西村知氏この考を見て云ふ、すべての考どもはいはれたり御陵の碑いま見るところ石質殊れて堅硬かるべく推はからるれど、年經たるがうへに久しく土中に埋れたりし故にや石面いたく舊び剝落てさだかならず、表面の上方に碁局のごとき堺のわづかに見ゆるのみにて、文字は一雙だに見えずとてすなはちにあるかたちを圖て見せたるかくのごとししかるに今世にこの碑文の拓本のあるはいと疑はし此碑面の剝落ざりし前のむかしの世にさばかり鮮明に臨(ウツ)したりしもの、世に傳はるべくもおもはれずといへり、これによりて再考ふるに東大寺要錄 八の巻雜事章 に奈保山太上天皇山陵碑文 養老五年十一月七日崩と標て 畧圖三通寫載たり 別一通には元明天皇佐保山陵碑文馬腦石高三尺許とあり

大倭國御谷郡平城
之宮馭岑八側
太上天皇之陵是其
所也
養老五年歳次辛酉
冬十二月癸酉揆十
三日乙酉葬

馬腦石鐫之碑高三尺許廣二尺許厚一尺許案之隨御陵町歟彼碑文之地也則東西十町南北八町歟

此別の二通は堺中に文字ばかり寫載たりさてその三通を比校るにともに初行に御谷郡と作るは添上郡の譌なり、又こゝに寫出せるかたの二行に岑と作るを別の二通には夸と作り共に宇字の譌なり、又三共に側とかけるは洲字の譌なり これらかの擬文にも然改作るはよろしきを七行の乙酉を已酉と作るはわろし また六行に揆とかけるを別の二通には撥また撥と作り、此は是月癸酉朔なれば朔字の譌なるべし かの擬文にも朔と改作り、但し唐韻集韻等に撥芟草也と注し、戰國策の注に葬具とありとぞ、上に注せるごとく此天皇の遺詔に、藏寳山雍良岑造竈火葬、莫改他處云々、丘體無鑿就山作竈、芟棘開場卽爲葬處と見えたるに由ありげにも聞ゆる字なり

其狗人の像がくのごとし

立像長二尺六寸許

按ふにこはそのかみ朝廷の大儀に隼人の狗吠して奉仕るときには狗の假面を被る例なりけるからやがて其像を石に摸して陵域に殉置しめ給へるものなるべし、今昔物語集の巻卅一に此天皇の陵の事をいへるところに石ノ鬼形共ヲ廻ニ地邊ニ陵ヲ墓様ニ立テ微妙ク造レル石ナド外ニハ勝レリとみえたるこれなり、但し鬼形といへるは見たる人の跡なりしか又傳聞の誤なるべきこと決し、さて今遺れる立像の上に北字あるはそのかみ陵域の四面にそれと同じ狀なるを建られてその方位を標したりけむを後に東西南の三基は亡せたるなるべく、踞像も舊四基ありて四隅に建られたりけむが二基は亡せたりしなるべし、そは隼人の宮墻を衞れる意にて陵の四方四隅に建られたりしものにぞあるべき、しかるを昔七基ありけるによりて今も七匹狐としも呼ならへることは八基の中一基ははやく亡せて七基存りし世の傳說なるべし、そも〱此天皇の遺詔に陵の作りざま又その陵に刻字の碑を立べきよしなど前の御世々々に例なき事どもを詔ひおきてさせ給へる事續日本紀に見え、すなはち其陵碑も今に存るに准へておもひ奉るに續紀養老五年十月丁亥、太上天皇詔曰云々朕崩之後宜於大和國添上郡藏寶山雍良岑造竈火葬、莫改他處、諡號稱其國其郡朝廷馭宇天皇、流傳後世庚寅詔曰云々、卑儉是順仍丘體無鑿就山作竈、芟棘開場、卽爲葬處、又其地者皆殖常葉之樹卽立刻字之碑、十二月己卯太上天皇崩于平城宮中安殿葬於大和國添上郡楢山陵と見えたり、いはゆるその刻字碑は往年山陵の南方の崩れたる時、顯出たるを今奈良坂善城寺の春日祠の側に移置り、土人なべては佐保姫影向石といふとぞ、かくて其碑文を摺寫せるものなりといふが世にあるを見るに、大倭國添上郡平城之宮馭宇八洲太上天皇之陵是其所也、養老五年歳次辛酉冬十二月癸酉朔十三日己酉葬と、縦横界の中に一字づゝ誌されたり、東大寺要錄に、奈保山太上天皇山陵碑文養老五年十一月七日崩、馬腦石鐫之碑高三尺許廣二尺許厚一尺許と記して、石の形を畫きて其文を寫載たるに、字も碑石の方量も全く合へり、但し己酉は續紀また要錄によるに乙酉なるべきを臨誤りたるものなること決し、また要錄なるは文字の違ひたるところあり、其は讀誤りて寫したりしものなる事著しければ論ふまでもあらず、さて此の天皇の陵地續紀の今在る本に椎山と書き、一本に稚山ともあるは共に誤寫なり、諸陵式に奈保山東陵平城宮御宇元明天皇在大和國添上郡とみえ、上に引たるごとく要錄にも奈保山と記たれば椎稚など書るは楢の誤寫なること決ければ、上にも訂して書るなり、さてその奈保山陵を要錄に佐保山陵とも書き、又上に擧たる續紀の詔詞に藏寶山雍良岑云々ともみえたり、其わたり佐保といふが大名の地ときこゆればなべて佐保山とも呼しなるべし、今土人の佐保姫影向石と呼も舊の在處の地名によりていひならひたりしものなるべし、さて其陵矢田原村より西六町ばかりにありて土人王塚と呼び其わたりの字を大奈閑と呼とぞ、此犬石も遺詔によりて立られたりしものなるべし、されば此犬石の像を見てそのかみ隼人の狗人

其群官初入發吠、また凡遠徙レ駕行者宮人二人史生二人率ニ大衣一人番上隼人四人及今來隼人十人ニ供奉、其駕經ニ國界及山川道路之曲ニ今來隼人爲吠、また行幸經宿者隼人發吠但近幸不吠など見えたるこれなり（長和元年小右記十一月廿二日大嘗の條に、隼人不發吠聲諸卿一兩相催纔吠、不似例聲とみえたるは古實の尊き由をわすれて、なべての儀式の嚴重めしきに似づかぬから恥がましくおもひたりしなるべし、後の御世にはこの吠聲を發す式は癈もぞしけむ）かくてその隼人の狗人となりて仕奉りし狀のおもひやらる、證あるをこゝにいはむとす、其は大和國添上郡奈保山の元明天皇の陵（土人王塚といへり）今そのわたりの字を大奈閉山といふ其陵邊に建てたる犬石と呼ぶもの三基あり、みな自然なる石の面を平らげて狗頭の人形を陰穿（エリ）たり頭は狗の假面なるべし、身中みな貫き裝束て狗の狀を表せりと見ゆもとは朱をさしたりと見えてところ〳〵に剝げ遺れりとぞ、其狗人一枚は立像にて楚とおぼしきものを杖けり上に北字あり、二枚は踞像なり此も手のさま楚を持たらむとは見ゆれど慥ならず石の長立像なるとは短し、此狗石昔は七基ありしとて土人大奈閉の七匹狐とも呼びならへるをいつのころにか四基は亡て今三基存れりといふを、おのれ既く其像の圖を得

後にその立像を摺うつしたるをも得て藏り狐としもいへるは其形を然見なしたる里俗のさかしらなり

みぞろが池のあたりより奉れること定まれる古實なりといへり、こゝにいわしのはさみものといへるは當時既にいわしをなよしに代へて用ふる格となりたりしなるべし、さて此事を追儺の條にしるせるは長明もまことのもとの古實をばよくも辨へ知らざりけむかし　塵嚢抄に、節分の夜大豆を打事の因縁なりと、佛說ざまなるいと孟浪なることゞもをいへる中に、英會路池の端の穴に、藍婆惣王といふ鬼の在けるを、其穴を封して大豆を熬て其鬼の目を打盲し、又聞鼻といふ鬼の人を食はむとするをば鯡を炙串と名付て家々の門にさす由を記せり、この附會說を捨てそのかみ世に行はれたりつる追儺のさま、上に引出たる書どもの傍證とすべし、さてこの塵嚢抄は文安三年に僧行譽がしるせる書なり　さて又ひゝらぎのほことへるをおもへばいにしへ杜谷樹の八尋矛ときこえたるものに擬へて其木を矛形に削りて立る例なりしにもやありけむ　ひゝらぎの矛の事は、己別に考ありこゝにはつくしがたし　さてもひゝらぐといふ言によれる意ならむ、といへる考はうごきなし、近むかしよりの世の風俗に春の節分の前夜儺すとて鰯とひゝらぎの枝を葉ごめに門戸に挿すも上に論へるごとく元日の賀儀の儲を大晦にものせることの春の節分に儺ふ事となれるにつれて混にうつり來しものなるべし　春の節分の前夜大内にて追儺の豆うちせさせ給へること、文龜四年の元長卿記に見およびたり、そのかみ既く古の式は廢れ華りたりしなり　かくておもふに今こゝに論へるしりくめ繩、なよしの頭、ひゝらぎを供進る事延喜式などに見えざれど上に引出たるごとく四季物語に、かにもりの司の例としてつかふまつれり云々とみえたれば、古より掃部司の供進れる例なりけるを式には載られざりつるなり、式には諸司の供奉るよろづの科條を載らるとはいへどそのかみの在狀によりては省ぎて載られざる事もありとおもはるゝがあれば、これもそのたぐひなるべし

○隼人の狗吠

神代紀海神宮の段に火酢芹命の伏事のことを一書云、云云、乃伏罪曰吾已過矣、從レ今以往吾子孫八十連屬恒當レ爲ニ汝俳人ニ　一云狗人　請哀之云云、於是兄知ニ弟有ニ神德ニ遂以伏ニ事其弟ニ、是以火酢芹命苗裔諸隼人等至今不レ離ニ天皇宮墻之傍ニ代ニ吠狗ニ而奉仕者也とみえたる隼人の狗吠の故實は、隼人司式に凡今(イマ)來(キ)隼人令大衣習吠左發本聲右發末聲、惣大聲十遍小聲一遍、訖一人更發細聲二遍と見えて其供奉事は同式に、凡元日卽位及蕃客入朝等儀に云云今來隼人發吠聲三節　蕃客入朝不在吠限○なべての儀式の漢樣なるが多かる中にこの發吠聲仕奉る儀の似つかぬによりて蕃客入朝の時は停られたりしなるべし　また凡踐祚大嘗日分陣應天門內左右

端出之縄讀與注連同と載されたるはこゝに論へる神事に混らはしくきこゆるを辨ふべし、今其顏氏家訓を撿るに、偏傍之書、死有歸煞、子孫逃竄莫肯在家、畫瓦書符作猒勝、喪出日門前燃火戸外列灰祓送家鬼章斷注連、凡如此比不近有情、乃儒雅罪人、彈議所當加也、とみえたり、抄に注連章斷と反さまに載されたるは注連を主として反讀の次にものせられたるなり、いま件の本文の章斷注連を和名抄の訓によまむには之利久倍奈波ヲモテ之度太智スとよむべし（字書に章表也、また注灌也といへる義なるべし）其は喪出の日縄を灌ぎ清めて戸口に曳連ねて家鬼の歸入らむことを表斷つ猒術なるべし、然るを注連を書紀の端出之縄に當て又章斷を之度太智とよめるは、後戸斷（シリトダチ）にて鬼を歸入らしめじと後戸を斷つ由とききこえて（この言、章斷の字によりて新に作りたる訓にはあらで、もとよりの古言なるべけれど、他書どもには見あたらず、又私記に端出之縄讀與注連同と註されたれど、書紀の訓は斯梨倶梅儺波とあり、同言ながら倍と梅の差あるを然いはれたるは疎なり）おのづから似たる趣なり、しかるに江家次第追儺の條の裏書に、唐志唱十二神名、次逐惡鬼索於室中而毆疫鬼云々、と見えたるはたゞ唐國の追儺の文を引しるせるにて、皇朝にてものせらるゝ式の

引摭にはあらず、件の索於室中といへる索は葦索にて和名抄注連の上に蔡邕獨斷云懸葦索於門戸以禦凶也、阿之乃奈波（アシノナハ）といへるこれにて、そのかみ陰陽家にて唐國風によりて此ものを用ふることのありけるにあはせて注連の類として並載られたりけむこと決し、しりくめ縄と同物なりと混へおもふべからず、又いにしへ地堺または他人を寄せじと構ふるところなどなにしめ縄亘し趣の古歌どもにみえたるも自他の隔をなせるにて、そのこゝろばえはた同じかるべし、又しめ縄をたゞにしめともいひて標字を當て用ふるは其しめを延て堺の表記とする義にて、古語に志めし野、家をしめおきてなどいへるはそのしめを活かしてもいへるなるべし、但ししめ、しむ、しむるなど活かしていへる例はいまだ見あたらず、こは猶考ふべし、また鴨長明が四季物語十二月の條に、追儺の夜は云々いわしのはさみもの、ひゝらぎのほこはなやらふ家にはも、しきならでもあることなれども、あとに大内には、かにもりの司の例としてつかふまつれり云々、ひゝらぎはわが神の社（下鴨の攝社に比良木社あり、社邊に柊多く在りて神木なりといへり、なほ此社の事は予が書著せる瀬見小川に云へり）或は

ていひあへる由ときこえたりしりくめ繩のことは、下に論ふべし　さてひひらぎとしもいふは、葉さきの刺の人の身に觸るれば疼痛ぐ由にて名にも負せたるべければ、口女の鉤のために喉のひゝらぎたるによそへたる例にて、其は火々出見尊の海神宮に幸してかの失ひ給ひし鉤を得て上國に還幸まし、賀儀なるべし、隼人式に見えたる隼人の威儀に須ふる楯に、鉤形を畫く例なるも、隼人は火酢芹命の苗裔なれば、元祖の徵鉤の事によりて辛苦られて自伏給へる故實を表せるなるべしわが古郷の若狹國にて、童部どち他の物をとりて餘物をもて償ふをきゝ入れぬとき、拭いても否々洗うてもいやく、故の針もどせと唱ひ慣へり、世人不債失針此其緣也、かの鉤を徵り給ひし古諺とぞきこえたる、とあるには背きたる凶語ながら、然る神世の古事の童部の口に傳はりたるいとめづらし　神代紀に此時の古事によりて隼人等が狗人となりて宮門を衞りべし此狗人の事は下に別にいふまた俳優して仕奉る例となりし由のみえたるにもおもひ合すべし但し此に論へる餘の事どもは、古事記傳十七卷火照命奉仕段に、とりすべて論ひ注されたり參考ふべし●●●●さて又上に引て論へる土佐日記にみえたる宮門のしりくめ繩は、追儺の料ならむといへる、そのしりくめ繩ひく緣由は外より內に入れじと隔をなして曳亘す繩にて、もと高天原にて天照大御神の石室にさし隱坐ましけるを招出し奉りて御後よりその石室戸に曳亘して此より內に勿かへり入ましそ、と奏し行ひたるよし神典にみえたる神事にて、後世にしめ繩といふもこれにて然いふは言の約りたるなり、鈴屋翁の說に古事記傳八の卷しりくめなはと今いふしめ繩なり、しりは藁の本をいひ、くめはこめにて藁のしりを斷去ずてさながらこめ置たる繩なり、書紀に端出之繩と作て此云斯梨倶梅儺波とあるにて知べし、端出とは斷ざる藁のしりの出たる由にて卽後世のしめ繩の狀なり、といはれたるがごとしさてそを追儺にものせらるゝことは陰陽寮式追儺祭文に見えたる意にて、宮內の疫鬼を追ひ出して歸入らしめざる神事なるべし、但し追儺は唐國の風俗をまねたる神事ながら皇國風を交へられたるなり、祭文も唐語と皇朝の祝詞ざまとを告る例なるもおもひ合すべし、かくて此繩を神境神社に曳亘すももとは其神の坐す所に隔をなして邪神を入らしめざる神事なるべきを、たゞ不淨を忌避る術とのみひとむきに心得むは故實には疎かるべし、しかるに和名抄祭祀具に、注連顏氏家訓云、注連章斷師說注連、之利久倍奈波、章斷之度太知、日本紀私記云、

口女の事をいへるかたの傳說を考るに古事記には口女のこと見えずまづ件の赤女卽赤鯛魚也、口女卽鯔也の十二字並ての文例に似ず、もしくは後人の注の攙りたるならむか、然るにても古本どもにもありて古き說なることと疑ければとるべし、さて鯔は本艸和名に鯔似レ鮸或人云、鮸を和名抄に阿米に當られたるは誤なり、鮸はミともミコヒとも云ふに當れり和名抄に鰠、文字集略云 鰠鯉屬也、漢語抄云美とあり、鮸を阿米に當て別物とせられたるは、誤なるべしといへり而大頭出ニ崔禹一和名奈與之また和名抄に孫愐切韻云、鯔魚名也、遊仙窟云東海鯔條、鯔讀奈與之、靈異記にも鯔の訓を名吉と注せり、本艸綱目に鯔生ニ江河淺水中一似レ鯉身圓頭偏骨軟性喜レ食レ泥と云へり、俗に菩良(ボラ)また伊勢鯉ともいへり、川に生れて海にも入りてすむものなるが川に在るほどこそはあれ海に入りてはいかに餌誘ひてもさらに鈎呑ふ事なく、もとより尋常の魚どものごとくはかぐ〱しく餌を食ふことなしとぞ腹內なべての魚どもとは異やうにて銜(モノハミ)だちたるもの、中には、たゞ泥或は水苔のごときもの、み多し此魚延喜式諸國の進御、また御饌の料などにもすべく載られず、其ほか古書どもにも然る例見えたることなしはやく野必大といふ人の著はせる本朝食鑑に、鯔魚江海處々有之、小者江河淺水中亦生云々、狀圓頭扁、背黑肛白、性喜食泥而未聞含餌者、故不能釣之、若構池通潮以畜之者貪餌云云、俗所謂夕食鯔化爲塊是也といへり○因に赤女のことを考ふるに鯔の類に目と唇の朱らみたるがあるをシクチといへり、江戸わたりにてはメナダといふ、永久四年百首に、俊頼卿、しくち曳くあこの濱屋に云々とよみ給へるこれなり、出羽の秋田わたりにはて鯔をシロメといひ、しくちをアカメといふ、シロメの腹內に鰊の滿て在るをとり、干かためたるを唐墨といふ、アカメには鰊あらずとその國人かたれり、このアカメといへる決て古名の遺れるなるべし、但し紀に赤鯛魚也と書るは漢名に當たるなれど、その當否はおぼつかなし、さてしくちといふは口女の口の朱きよしにて朱口と云が約まりたる古きさとびごとにもあらむ、いづれにも口といふ言由ありてきこゆ さてまた此魚をなよしといふは名吉の義にて運步集に名吉又伊勢鯉かの不レ得レ預ニ天孫之饌一、卽以ニ口女魚一所ニ以不一ニ進御一者、此其緣也、とある古事を忌々しみて此を食料とするうへに言忌して名吉と呼かへたるものなるべし出羽の秋田わたりにてはミヤウケチともいふとぞ、名吉と書く字音の訛れるなり土左日記元日の條に、今日は都のみぞおもひやらるゝ、こゝのへのみかどのしりくめ縄のなよしの頭、ひゝらぎらいかにとぞいひあへる、とあるはそのかみかの口女の喉の鈎のために痛み疼(ヒヾラ)きたる古事によりて元日にかの魚の頭と杠谷樹(ヒヽラギ)を宮門に挿れたりしなるべし、但しいはゆるみかどのしりくめ縄は卅日の夜の追儺の料にて、なよしの頭ひゝらぎは年始の賀儀なるを卅日の夜より宮門にものせるを元日に見なれたりしさまをおもひいで

威雄走神云々とあり此石屋事を下文に、逆塞上天安河之水而、塞道居故他神不得行云々とあれば、これも尋常の家にはあらずこの石屋は傳にも、こは實に石もて構へたる屋にぞあらむと云はれたり其ころ慮ふ由ありてことに石屋にこもりて河水を塞湛へて道路を絶て在しなり、あなあしこ、こは大御神の御に准ふべきにはあらざれど石屋に籠れる趣のかつはおもひ合はせら、なり、かくてまた天武天皇紀に朱鳥元年正月己未十八日朝庭大餔是日御御窟殿前而倡優等賜祿有差、亦歌人等賜袍袴とみえたる御窟殿は天石窟に擬へて上古より大宮の中に造置せたまへるにて、いと上世よりの例なりしなるべし既に谷川士淸の書紀通證に、按御窟殿蓋天石窟之遺象と云へりかくて大御神の天石屋を出たまひつるめでたき吉事の故事の例に因て、倡優歌人等を召集へてその御窟殿の前にて神遊の態供奉しめ給ひたるにてこれも古よりの例なりしなるべしこの御窟殿、いと上古世より大宮の中に造られし例なりけむを、此御世に至りて始て載られたるは、前の御世々々には記さるばかりの事の、傳はらざりければおのづからきこえざりつるを、此紀撰び給へる頃にしては遠からぬ御世の事なれば、云々の事をも擧て載たまへるものなるべし、さて此時の宮は大和國飛鳥淨御原なりき又同年七月の條に宮中御窟院とあるも決くかの御窟殿の事なるべしもし院は殿の誤寫にてあらぬか、さでも同所の事は通えたり、いづれにも院はトノとよむべしこれらも思ひあはせて天石窟の趣をもおもひ辨ふべく、はたその故實に因りたまひて古大宮中に御窟殿とて在し舊制をも察るべきなり御窟院とある書紀の文は、七月丙寅選淨行者七十人以出家、乃設齋於宮中御窟院云々とあり、この設齋せさせ給へる事の由は、紀中を按るに今年五月の頃より、天皇御病にわづらひたまひければ、其さわやぎ給はむことを乞禱給へるなるべきを、神代の重き由ある御窟院にして、しか佛事を行はしめ給へるならむには、あなかしこ大なる大御過なるべし、此ほかにも然る佛ざまの御祈事行はしめ給へる事多く見えたる中に、僧正僧都等參赴宮中而悔過矣、また請百僧讀金光明經於宮中など、宮中にて佛事せさせ給へる事なほみえたり、さりけれど其驗はおはしまさで、同年九月丙午崩給ひにき、さていはゆる此御窟殿、御窟院、この後の史にもまた餘書どもにもさらに見えたることなきは、はやく絶たるにこそ、この次の御代持統天皇の八年十二月遷都ありて、大和の藤原宮に遷幸坐き、この時よりや停廢られたりけむ、さて古事紀傳四十三卷新室の解に、この御窟殿御窟院の御窟をミムロとよみて塗籠たる殿なるべしと說はれつれど、己がおもひとれるところはこゝに論へるがごとし

○口女

神代紀海神宮の段に、火々出見尊御兄火酢芹命の鈎を失ひ給へる由を海神のきゝて魚どもを集て覓得たる事を載られたる一書の中に、海神召赤女口女問之時、口女自口出鈎以奉焉、赤女卽赤鯛魚也、口女卽鯔魚也、また一書に亦云、口女有口疾卽急召至探其口、所失之鈎立得、於是海神制曰、儞口女從今以往不得呑餌、又不得預天孫之饌、卽以口女魚所以不進御者此其緣也とみえたる、

比古婆衣三の巻

○天石屋

古事記天石屋段の傳に天石屋戸は必しも實の岩窟には非じ信友云、此の傳に石屋戸の戸を石屋の戸の事として說れたるに、文にはなべて石屋の事を石屋戸と書れたり、書寫の誤なるべし石とはたゞ堅固を云るにて天之石位、天之石靫、天磐船などの類にてたゞ尋常の殿をかく云るなるべし、書紀に瓊々杵尊の天降坐處にも引開天磐戸とあるも、よのつねの殿戸をかく云り、書紀に岩窟とある文字に拘るべからずと說はれたり、今按にこは實の石屋にて尋常の殿とは別に在る石窟殿なるべし其は故ありて既く結構置かせ給へるなるべし、さて傳の注に、天之石位、などのほかに豐石窓櫛石窓などの石も、みな堅固を云るなるを、或說にこれらの石は祝と云ふことなりと云は非なる由いはれつれど、よくおもふに堅固義としては穩ならず、これらの石も齋の義にて齋位齋眞門の義としてかなふべし、石靭石船などの石も、それなるべし其は神代紀に入ニ于天石窟一閉ニ磐戸一而、幽居焉、一書にも入ニ于天石窟一而閉ニ籠磐戸一焉、また居ニ于天石窟一閉ニ其磐戸一などいづれの傳もみな石窟磐戸(イハヤイハト)と對へ書れたるがうへに、上に天石窟と書て閉其磐戸とも其の字をさへに書れたる處のあるをもおもふべし萬葉集に、大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾世將歷、また久米能若子我伊座家留、三穗乃石室者云々、次に常磐成石室者今毛安里家禮騰云々、次に石室戸爾立在松樹云々とある石室も石屋にて、石室戸とは石室の戸口なり、和名抄に、說文云窟土屋也、野王按掘地爲窟也といへる本文を擧て、和名伊波夜と訓るは疎なり、土屋ならば無呂也、都知無呂などぞ云ふべき、色葉字類抄には窟を石窟也と注してイハヤと訓めり、さる字注もありしにこそ、類聚名義抄にも窟をイハヤまたイハムロともよめりまた神代紀の一書に以レ鏡入ニ其石窟一者觸レ戸小瑕其瑕今猶存とあるにても、其幽居たまへる處の石戸の石なりしこと著ければ、其窟なることおのづから明なり神代紀の一書に、天手力雄神侍磐戸側則引開之者云々とみえたるも、磐戸を引開むために、殊に手力の優たる神を選び充たるにて、即其神の名にも負ひたるなり、萬葉集に、石戸破手力毛欲得とみえたる歌詞をもおもひ合すべしかくて世間常闇となりしは石窟殿に幽居坐るによりて大御光の其石窟に韜障られて世に照明らざりしなり記に細開天石屋戸而內告者、因吾隱坐而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以云々、出坐之時高天原及葦原中國自得照明とあり、神代紀なる傳どもゝみな此趣なり、尋常の殿に幽居坐して大みづから大御光を止め給へるによりて、世間の闇かりたるにはあらず、さて其石窟は地上に造構へられたるか穴を掘て造られたるにか其は知るべからず記に以尻久米繩控度其御後方、白言從此內不得還入神代紀なるも同じ趣なりとあるも尋常の殿ならむにはこゝより內に勿(ナ)還り入坐しそとは奏上べきにはあるべからぬものをや、熟々におもひ合せ奉るべきことにこそ、かくて天上にして石屋の事のきこえたるは、記に坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神神代紀には天石窟所住神稜

父信友世にありしとき鈴屋翁の教をうけて明くれ古學のすぢの考なと何くれとかきおけるもの、多くあなるか其年の冬身まかりし後遠きあたりよりも見せてよといひおこせたる人々少からすされとみつから書る本のみにてみちのほとおほつかなくまた添もしけつりもして中書のま、なるはわきて押紙なとの入みたれてちりうせむこともやあらんとおもへはよみやすきさまに書あらためて人のもとめにもかなへなむとおもひわたれとおのれいとまなき身にてきのふけふと過にしを此頃京人鈴川清瀾父のかきおける書共の中にこの比古婆衣は巻數も多かれはまつこれを始にて繼々に板にゑりてむさらはおなし志の人々のうつしもすへきいたつきはふきなむといへりされと父世にありしときも考ともの中板にゑりてをそゝのかしつる人もありしかいへるやうすくれたる人のものせるはなにかいはむおのれらかおろかなる才にてはけふはよしと思ひをりしもあすはさもあらすおほゆることおほくてもの、考なと生のかきりさためうへきことならねはたやすく人にみすへきにもあらすされとまたかうかへとものうちをかしとみむ人もあらはそはうれしきことならんと常に人にもいひおのれにもいひしことなれはひたすら人に見せしとのこゝろおきてにはあらしとおもひつれとそか中にも此ふみは中書の儘にて清く書とゝのへおけるにもあらねはましてなき父の心にはたかひやせむとおもへとた、ひとつのなかかきのみなるをあやまちてはふらかさはいかゝはせむなほいたにゑりおきなは世にながく殘りもすへくよきあしきはみむ人々の心にこそあらめとおもひさためていまは清瀾かもとめにまかせてかくはものしつるなりけり

弘化四とせといふとしの霜月

伴信近しるす

而、不知晝夜之相代とも、天下恒闇無復晝夜之殊ともみえて、ふたたび世にあるべきことかは、あゝかし准へおもふべきにあらずかし然るはかたみに別なる神社の祝を合葬る事を、神の厭惡給へる故ありて然る怪氣の起たりしなるべし其を阿豆那比之罪と云へるは、阿豆那比は相宇豆那比の言便、罪は大祓の詞などにいふ意にて、此はもはら神の厭ひ惡み給へる都美なるべし、かの社記に都奈合とあるも、都奈比とよみて、阿豆那比の阿を省ける語言なりしなるべしさてむかしも然ることのありしを老父の聞傳へて在つるが云云と申せるによりて、すなはちその傳説にしたがひて墓處を異にして埋まさせ給ひたりければやがて怪氣も去て日暉尋常のごとく炳燦わたることゝなりし趣なり、しかればこは一處の神異にて日蝕にはあらず、もとより天日にあづかれる事にはあらざりし事明なるものをや水鏡平城天皇の段に、此帝位につきたまへる日、御弟の神野親王（嵯峨天皇）を、東宮にたてさせたまひたりしを、帝すてたてまつらむの御心まし〳〵ければ、冬嗣の大臣東宮傅にておはしけるが、かゝる御事こそ侍れと告申されしかば、東宮おぢ恐れたまひて、いかゞせむずるとのたまはせしかば、冬嗣この事すでにけふあすにきはまり侍るべきにこそ、人の力のおよぶべきにあらず、父帝のみさゝきに祈り申させたまふべしと申たまひしかば、東宮日の御さうぞくたてまつりて、庭におりさせおはしまして、遙に柏原の陵の方を拜して、あめしづくと泣きうれへ祈り申させたまひしに、にはかにけぶり世の中にみちて夜のごとくになりにしかば、帝大に驚きおのゝかせたまひて、御占ありしに、柏原天皇の御祟と申しゝかば、帝おそれさせたまひて、陵の方を拜したまひ、此事を悔申させたまひしかば、三日ありて、けぶりやう〳〵きえ、天もとのごとく晴れにけり、と見えたるも、かの阿豆那比之罪にはあらねど御陵に坐ます御靈の祟ませる趣の、相似たることなりけり

比古婆衣二の卷終

一統の御政に復さむとせさせ給へる御事始の頃にて、其より前の甚しき世の亂にあはせて暦博士の測量定めたる月蝕の非考なるか、又は蝕分の頒暦とはたがひてきはめたる薄蝕なるべきことを他に測り知れるもの、ありけるによりて、亮禪をかたひきて月蝕の御祈をそゝのかし奉れるもの、ありて亮禪が法驗にて月蝕は祈止たりと欺き奉れるものなりけむこと决し、さるは件の舊記に載たる同年の八月二條河原の落書に、此頃都ニハヤル物、夜討强盜謀綸旨、召人早馬虛騷動、生頸還俗自由出家、俄大名迷者、追從讒人禪律僧、下克上スル成出物、云云、賢者ガホナル傳奏ハ、我モ〳〵トミユレドモ、巧ナリケル詐ハ、ヲロカナルニヤ劣ルラン、云云、譜第非成ノ差別ナク、自由狼藉世界也、云云、天下一統メヅラシヤ、御代ニ生レテサマ〴〵ノ、事ヲミキクゾ不思義トモ、京童ノロズサミ、十分ノ一ヲモラスナリともみえたる當時の御世のさまはたおもひ合すべし、又阿豆那比(アツナヒ)の罪によりて云云の事は、神功紀攝政元年二月の條にみえたることにて皇后故ありて忍熊王を攻給ふとて紀伊國に幸し小竹宮に遷坐せる時の文に、適ニ是時ニ也晝暗如レ夜、已經ニ多日ニ時人曰ニ常夜行ニ之也、皇后問ニ紀直祖豐耳ニ曰是怪何由矣、時有ニ一老父ニ曰傳聞如レ是恠謂ニ阿豆那比之罪ニ也、問何謂也、對曰二社祝者共合葬歟、因以令レ推ニ問巷里ニ有ニ一人ニ曰ニ小竹祝ニ與ニ天野祝ニ共爲ニ善友ニ、小竹祝逢病而死之天野祝哭泣曰吾也生爲ニ交友ニ何死之無レ同レ穴乎則伏ニ屍側ニ而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開レ墓視之實也、故更改ニ棺櫬ニ各異レ處以埋之、則日暉炳爍日夜有レ別と記されたるこれなり 此事紀伊國天野社記に、品太天皇、天都社國都社山門川海門定賜時爾、伊刀郡佐夜久乃宮大座時爾、爲雲雲口在時止、時爾雞毛不鳴伎、故爾時爾、常爾冥爾在止知奴、占相依此事、然間諸人等召集弖問爾、不得知事、但國造豐耳占相弖申弖牟止、伊刀村君等祖、兄地弟地二人申伎召上時參向來、德神陰明一町明而、參上來坐伎、然即奈爾奈爾在止天皇問賜伎、即申久、都奈合爾在止申伎、即奈蘇都奈合止問賜伎、即天野乃祝止、神野乃祝止、二人同心在弖死祁利止、死止母生止母同棺柿入牟止云伎止、即豐耳占相申伎、とみえたり、希らしき古文ながら誤字ありてよみがたきところあり、書紀といさゝか殊なるところあれど是一の古傳なり、併考ふべし

こは多日日に蝕ありて天下常闇になれるにはあらず、其時皇后のおはしましける紀伊國わたりにて數日怪しき雲霧などの深く起塞りて日光を隔て、晝も夜のごとく暗かりつる由なり かけまくもかしこけれど、天照大御神の天石屋戸隱りの御時の事は、古事記に、高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往、と記され、書紀の文には、故六合之內常闇

日蝕にこそはありつれ、然るをかの釋書には寛平九年の日蝕無かりつるによれる御修法を昌泰元年の實の日蝕の時の事として聖寶が祈によりて蝕の止みたりし由に、云ひなせる說のはやくありけるを正しあへずして採載たるものなり釋書の撰者師錬はなべての僧にはこよなくて、みづから虛言せぬ人とおもはるれば、かくさたするなりまた道助法親王の御事は、その御傳に建保一本に平治と書るは誤なり六年六月廿六日丙寅より大炊殿にて仁王經の御修法し給ひつる事を記して、七月四日癸酉御結願中略修中有二日蝕一御祈請書雖レ不レ被レ載二彼御祈之由一至二六月晦日一通暦によりて日の干支をもて推勘ふるに、六月小七月庚午の朔の蝕なり、晦日と書るは疎なりしなり一向可レ有二御祈請一之由被レ申二國々一、而朔日早旦天晴四方不レ見レ雲至レ巳始陰雲氤氳大雨滂沱、未刻天晴蝕惣不レ現法驗揭焉、叡感是甚下略とあり、こは仁王經御修法中に別に日蝕によりて災あらむ事を懼れ給ひて更に其前日に詔ありて其御祈をもせさせ給へるなり蝕の前日に、被申國々とあるは、翌の朔の蝕の刻までにはあらず、後に此詔を承知りたるも、蝕によりたる災無からしめむ御祈せさせ給はむとなりかくてその日蝕の刻におよびて陰雲起り大雨の降いで、日の見えざるによりて蝕も見えざりつるを、法驗なりとして叡感ましく〳〵しなりもとより日蝕を止めたまはむの御祈にはあらで蝕のみゆるを忌ませ給ふあまり、雲霧などの覆ひて、まさめに見えざるべくものせさせ給へるものぞしかれば件の兩度の事は法驗によりて蝕の止みたりしにはあらざる事明なり、新後撰集に、春のころ月蝕を祈りて思ひつゞけける法印能海、かすむだに心づくしの春の月くもれといのるよはもありけり」とよめるを准へてもさとるべし、縱やむかしの汝だちの徒の書たるものに祈の法驗によりて蝕の止みたる由記せるがありなむにも、その垣内ならで少しくもの、こころわきまへたらむもの、其を實とおもふべきものかは、但し建武年間の舊記に、建武元三十六日月蝕事、」被二綸旨一偁月蝕天雖レ泛二青玻瓈之色一月不レ掩二黑水精之容一三才之和融也、一朝之光華也法驗所レ露叡感無レ端者綸旨如レ此悉之、謹狀」三月十七日右少辨藤長」師僧正御房、」同十八日被レ捧二請文一云、」月蝕不二正現一事」片雲雖レ盡二碧漢一望月不レ蝕蒼天併酬二金輪之德化一消二玉鏡之災變一者歟、尙以二羊質一拜二鳳輪一生前之面目老後之大慶也加二脣吻一宜令奏達々恐々謹言」三月十八日」權僧正亮禪、」左辨官、」と記せること見えたり、此は後醍醐天皇去年武家北條が徒を討亡し給ひ絕て久しかりつる公家

ぬが見えきこえなどせるにつけて祥災を占候ひもてさわぎ給ひける御世には、さる事の度々出來て世の禍災も多くきこゆるは然る世の人心にまじこりであらぶる神の御所爲なるぞ多かりけん、其御世々々の史籍どもに心をとめてよみあぢはひさて近き御世になりてさるかたにをさ〳〵かゝはり給はざればかへりて世間の安けく穏なるに驗み比べてさとるべし、ひとり〳〵のうへにとりても此おもむきをわきまへさとりふとくをゝしく心を鎭て尋常ならぬ事に遭たりとて肝弱におぢまどひてことさらなる殃を招くまじきことなりかし、」或僧此説を讀見ていふ、吾が佛門にていにしへ聖寶僧正また道助法親王勅によりて日蝕を祈り止め給へる法驗の事正しき書に見えたり、又日本紀に阿豆那比の罪といふ事によりて天下常暗になりたる由みえたるも數日日蝕せるにか又は天日の歩を停めて隱れたるなるべし、佛力神力の妙なる事は凡慮をもて測知るべからず定理の推歩のみになづみて論ふべきにあらず、いかにと詰問れるに書つけて答けらく、佛力の事は予が信ざる道なればしばらくいはじ、

神力の妙なる事はいふもさらなり、但し今汝の證とせる事はみな事實に違へりまづその聖寶僧正の事佛書には元亨釋書資治表に寛平十年云云九月朔聖寶祈二日蝕一自注に、九月朔日有レ食之詔二沙門聖寶一祈焉天晴不レ虧勅賜二御衣一とみえたり、されど年號の記しざまたがへり、いま論ふべき事あればまづ正しわきまふべし、其は寛平十年は八月十九日に昌泰と改元ありければ九月は其元年に係て記すべきをなほ寛平と記せるは疎なり、かくて此時の聖寶が事は扶桑畧記に寛平御記を引て寛平九年九月一日癸酉太政官奏、可レ有二日蝕一而日不レ蝕律師聖寶（東大寺要錄を案ふるに今年齡七十）御修法終罷二歸山一召給二衾一條一と載たるこれなり（醍醐寺雜事記殘編に上文缺て可有日蝕而不日蝕、因律師聖寶修法、終罷歸山、召給衾一條（延喜御記文）と記せり、下文を考ふるに此時に當れり）然るは司暦の過にて日蝕無かりつるを天變なりと驚きおもほしてあからさまに其御祈の御修法せさせ給へるなり、日本紀畧に、此日の條に日蝕諸司廢務とのみ載たるはあらかじめ當日の儀をしるせる記錄を採り載たるにて其差誤なりし事はしるさでありしが故なるべし、かくて同書に翌昌泰元年九月一日戊戌日有レ蝕之と記せるぞ實の

たるは此御世より始て漢國の暦を用ひ給ひけるによりてかねて蝕をも推考てかの國風をまねびて書記め置つるふみの遺りたりけるを、彼國の史に例ひてものせられたるなるべし（但し漢國の史に月蝕を記せる例は見えたる事なきに、書紀に皇極二年五月乙丑と、天武九年十一月丁亥とのみ、たゞ二度の月蝕を載られたり、件の二度ともに十六日なり）儀制令に凡大陽虧有司預奏皇帝不レ視事百官各守二本司一不レ理レ務過レ時乃罷とあるも漢國風をまねび給へるなり（かの春秋に鼓川牲于社といへる趣などをまねび給はざりつるは、しかすがに神事を重くし給ひて、漢風を用ひ給はざりしなるべし）また禁秘御抄には、日月蝕主上當二日月曜一時御愼殊重（御注略）不レ然年非レ輕、天子殊不レ當二其光一、雖二蝕以前以後一不レ當二其光一、日月惟同以レ席裹二廻御殿一如二供御一不レ當二其光一日蝕未レ明前月蝕未レ暮（月不出前）人々可二參籠一御持僧或他僧奉レ仕二御修法一其上於二御殿一有二御讀經一（中略）有二出居堂童子一引二廻席一之上内引二軟障一外席所衆引レ之内藏人引レ之（中略）又曰、凡日月蝕月内猶不レ聞二音樂一又止二行幸警蹕一（下略）と記させ給へり（此順德院の御世の頃は、すでに月蝕をさへにかく忌給へることゝなりたりしなり）これらの事の起は陰陽家佛家などの讒説せるを信り給ひたりしなるべし、吾妻鏡に文治六年六月十四日丁酉二位家渡二御小山兵衛尉朝政之家一云云、今夜依二月食一（丑刻）令二止宿一給、また元久元年九月十五日甲戌將軍家其夜自地入二相州御亭一云云、今夜依レ爲二月蝕一不意亦御逗留といへる事も見えたり、（西行が山家集に、月蝕を題にて歌よみけるに、いむといひて影にあたらぬこよひしも、われて月みる名やたちぬらむ）そも〳〵日月の蝕を忌む事はもとより古傳にあらず何の故實もなきいとはかなきならはしなるものからその光の翳るゝを見て忌忌しげにおもはるゝもなべての人の眞情なればなほかたの世のならひのまゝに事によりてはその日其夜を避てものするもよかるべきなり、さて因に論ふ書紀中推古天皇の御世より始まりて所謂天變地妖を載られて漸に多かるは、上にいへるごとく此御世よりもはら漢風の暦を用ひ始給へるにつけて彼國風として天地の間に在とありて行はるゝ物事はすべて人の智もて其理を測り定めたるが如くにのみあるべくものせる心ならひに、をり〳〵世の常に異なる事の行るときはいとこちたく云擧て吉凶を古候ひ、かにかくに定め論ひなどする俗なれば史どもにも記せる例なるを皇國にしてもそれにならひ給へる世となりたるが故なり、そも〳〵天變地妖などいへる事をはじめ萬物事につけて世の常なら

又天武九年十一月壬申朔日蝕之とみえたる所にはハエタリと訓り、是ぞ其ハエといへる言の書に見えたる始なるべき、さて其蝕をハエといへるは日月の光映の翳る、を忌て反さまに映と云なしたるにて死を奈保留、病を夜須美、葦を與志など云ふと同じ例なるべし、但し映の意ならむには假字ハエなるべきを此に擧たる推古紀などにハヱと作るかたは誤寫にて、天武紀にハエと書るぞよろしかるべき（すべて書紀の假字は、古の私紀どもに據れりとみえて、古言のめでたきがあれど、假字づかひの違ひたるも交れるは、後人の作ひがめたるものなり、其言の義を考へて訂し用るべきなり）さて推古紀なる日有蝕盡之をハヱツキタルコアリと訓るは、ハヱを蝕の名として其ハヱの殘りなくか、りたる由なり、但しこは字にすがりて訓る詞なればよくは當らず、字をはなれてはノコリナクハエタリなど訓むべきなり、或人此説をききて因に問ふ天地定位りたる後は今の定のごとくかならず日月の蝕あるべきを上世はいまださる理を窺測り知るべきに非ざれば、人皆のいかに怪み畏れたりけむそは既くより賢々しく物の理を測りごつ漢人すらなほ古くは天の變異として畏れたりげにきこえたり、然るに書紀のいと上御代の卷々に一度も此事を記されずして推古天皇の御世に及て載始められたるはいかならむ、答けらく後世のごとく天學推步の術明かになりたる上の意のみになりておもへばいはれたるがごとし、然れど說れたるごとく天地定位たる後はかならず蝕ありぬべければ世々の人皆おのづから見知りをりてさらに怪しとも畏しともおもふべきにあらず、またことさらに蝕の事をいふ名もなくてぞあり經にけむ（上古の人はおほらかなりければ、後の世にあわせては、おのづから詞もすくなく、また無用に物に名つくる事などは、をさ／＼あるべからず、古意を得て悟るべし）今の世にてもいと邊土なるものなどには然おもひとりてあるも多かめり、其はいづれの國にても上世にはなべてしか思ひてありけむを、漢國にては世を治る謀に天變なりとして畏れがほに神祭などして人をおもむけむともしたりけるが（漢籍に古く書に記せるは、春秋の始隱公三年に、二月己巳日有食之と書たるを始にて度々に記せり、其中に文公十五年六月辛丑朔日有食之、鼓用牲于社と書せる下、左氏傳に、日有食之、天子不擧、伐鼓于社、諸侯用幣于社、伐鼓于朝以昭事神、訓民事君、示有等威古之道也）後に推步の術もて豫て窺測り知る世となりても猶むかしの例に因准て史にも書載る例となれりとぞきこえたる（漢國にては、後漢の世の末より日月の蝕を推考る法始りて、漸に精密くなれりとぞ）皇國にても推古天皇の紀より始て日蝕ををり／＼載られ

ありける此前年よりの世の亂のさま、本書そのほかの書どもにみえたりまた百練抄に、壽永三年正月朔日辛卯節會不ㇾ進ニ腹赤贄ー依ニ西國賊亂ー也とも見えたり壽永二年七月平氏黨安德天皇を擁奉りて、都を出、西國に赴たる事、諸書に見えたるがごとし、中にも玉海に、平氏去八月廿八日入鎭西放火以外云云、肥後國住人菊池、豐國住人臼木、御方等未歸服とみえたり、そのかみ肥後國わたりの亂おもひやるべし、かくて都には上皇の御計ひとして、八月廿日に尊成王を帝と定給ひつれど、西國より恒例の獻物などすべきにあらず御世のさまを思ひやるに此頃より廢たりしなるべし上にいへる西行が歌よみたるは、これよりやゝ前の事ときこゆ建武年中行事には、元日節會云云七曜御暦腹赤の奏など古は庭にすゝみて奏しけるとかやと記されたり此仁倍魚の形狀は、この考書註せる時、既にかき添まほしくおもひつれど、たやすからぬわざなれば、さてありつるほど、讃岐の高松殿の御さふらひ、寺井肇、この考説を見て云けらく、巳か國にては、此魚の少さきほどをニベと云ひ大なるを底ニベといひて、稀には八九尺一丈ばかりなるもあり、其は少さなるとは異にて、海底にのみありて、浮くことをせぬによりて、わきて然いへるなりといへり、さていま予が此魚の事を、たづねとへる心をしりて國に歸りて後、ものゝ象よくかき寫す人にあつらへて、其底ニベの形狀を、書せておこせたるを、すなはち、こゝにそへたるなり、かくて後、紀伊國君の御内人、長澤伴雄、この江戸にものして、しば／＼來かよひて、ものかたらふに、あるとき此書のかたはらにありけるをとりて、手まさぐりに、ふと此圖のところにひらきあたりて、此は鱒の魚なるにかといへるに、ほゝゑまれて、さは景行天皇の御世の吉備の朝勝の後、ぬしこそはありけれといひて、さて本文をも見せたりき、おもしろかりつればそのことをもかきとへつ

仁倍魚之形狀　藤爲恭寫之

仁倍の魚をいまもにべさにきみか世の
　長渚の海人のたてまつらなん

○月日の蝕をはえといふ由

近き頃となりて古事しのぶともがら日月の蝕といふことになれるを、古はハヱといへりと心えて文などにもものすめり、されど和名抄にも蝕字の下に和名を載られず、其餘古き書どもの訓にもをさをさ見あたらず、たゞ書紀の古訓に推古三十六年三月丁未朔戊申日有ニ蝕盡ー之とある蝕盡をハヱツキタルヿと訓み、舒明八年正月壬辰朔日蝕之とある蝕はハヱタリと訓み次に、九年三月乙酉朔丙戌之、とあるところの訓も同し皇極二年五月乙丑十六日月有蝕之とある蝕字もハヱタルヿとよみ、

事なり、此氏文彼此の書に引たれど、畧きたる文あれば、本朝月令に引て全きをとれりさて此氏文の文古書どもに引てなほ存るを、採り集めて別に考へ注せるものあり さて又官曹事類にみえたる筑後よりも腹赤獻れる縁は、今其國の風土記世に傳はらず、史どもにも記されたる事なければ考ふべき由なし、また其國に語り傳へたる古事もあらずとぞ、いま地理に據りはた筑後肥後の國人に尋問けるに肥後の長洲と筑後の三池三池は古の御木と相隣りて海濱たゞちに連續て遠からず漁人も多く住て長渚わたりの漁人と入雜りて網をおろす處なりといへり、然れば其ほどの海中にての事なるべければ筑後のかたにても其國の事に係けて風土記にも誌して奏上たりしなるべし風土記の原書は元明天皇の和銅六年の制によりて進れるものなるべし、此事おのれ別に考注せるものあり 但し此時御船を長渚濱に泊給ひたりければおのづから其古事の迹はもはら肥後國に遺りて世にも語り傳へたるべきを、御贄の魚はなほ兩國より隔年に獻らしめ給ひたりしにぞあるべき、されど他書どもに筑後より獻れる事のみみえざるをおもへば故ありてはやく停められしなるべし 源平盛衰記に、はらかの奏とは魚なり、天智天皇のいまだ位につき給はざりける時、君は乞食の相おはしますと申ければ云云、西國の御修行あり、筑後の江の崎、こさしまと云處を通らせ給ひけるに云云、網ひく漁人に召れて、御つかれやめさせ給ひわれ位につきなば、必供御に召れむと思召れ、其名を御尋ありければ、鰚とぞ奏し申ける云云、といへるは、はなはだしき謬り說なれど、筑後の事をいへるは、片はし古說の遺れりしをとり交へたるにやあらむ、件の地名などなほ考ふべし さてかの故事によりて天平十五年に此魚を始て獻れる度、其あるが中に大きなるを取り選びて、たゞ一隻獻りたるが、御代々の例となりたりしなるべし かの西行が歌の詞書に、腹赤と申す魚の釣をば、十月一日におろすなり、十二月に引あげて京へはのぼせ侍る、その鉤の繩はるかに遠く引わたして、云云といへるも、大魚を釣るさまときこえ、また十二月に京に獻る料に、十月朔日より釣はじむる例ときこゆるも九尺九寸ばかりなる大きなるは、獲易からざるがゆゑに、然はやくより釣はじむる例なりしなるべし さるは其を進るときの申詞に腹赤一隻長若干尺と寸法を申す例なるは、其魚の大なる由を稱へたりときこゆるに太宰府の解文には必九尺九寸と注す例なりときこゆるは天平の始の度の寸法の例によれるにて大魚などの長を量るに、九尺九寸ならむにも、一丈に量り足らはしはしぬべきを、然ことたらはぬ寸法を言たて、御世々々のめでたきためしにとりなして、漢國にて九々の數を盡無き理に說あへるを、例にさへせられたるは、太宰府の官人の、解文に記して、御世を賀ぎ奉りたるを、受給ひたりしなるべし 實は然しも寸法は合はずともあるが中に勝れて大なるを選り出て進りたりしにぞあるべき、かくて源平盛衰記に、治承五年正月一日あらたまの年立かへりたれども內裡には東國の兵革南都の火災によつて朝拜なし、節會ばかり行はれけれども主上出御もなし舞樂も奏せず吉野の國栖も參らず、はらかの奏も無かりけり、たまゝ行はれける事も、みなくかたのごとくにぞ

天皇の筑紫の熊襲征に幸せる時節を日本書紀に考ふるに、御世の十八年四月三日筑紫夷守（今の筑前國）より熊縣（今の肥後國球磨郡）に到り給ひ十一日海路より葦北（今肥後國葦北郡）に泊給ひ五月朔日其處より發船して火國八代縣（今の肥後國八代郡）に到り、（肥前に渡り給ひて）六月三日高木縣（今肥前國高來郡）より玉杵名邑（今肥後國玉名郡）に渡り給ひ（首に擧たるが如く、風土記に玉名郡長渚濱云云、還駕之時泊御船於濱と見え、また肥前風土記高來郡の下に、昔者纒向日代宮御宇天皇、在肥後國玉名郡長須濱之行宮覽此郡山曰、彼山形似於別島、屬陸之山歟別在之島歟、朕欲知之仍勅神大野宿禰看之、征到此郡、爰有人迎來曰、云云と見えたるは、まさに此時の事に符合へり、いま國圖を見て案ふるに、高來郡は海中にさし出て、溫泉嶽といへる大山ありて、長渚濱に對ひたるが、遙に別島のごとく見ゆるなるべし、其山の見ゆるさまにつきて考たらむには、行宮の舊蹟も探ね知らるべきなり、さて又西行のはらか釣る大わたさきとよめるは、高來の海中にさし出たる岬わたりの海路にての事なりしなるべし、さて今地理を按るに、此處より陸路をものし給へるなるべし、○肥後の隈本人中島廣足この腹赤い考說を見て、諾ひて、さて件の風土記の古蹟を證して云ひおこせけらく、彼山形似於別島云云、と詔ひたるは高來郡溫泉山なり、この山下四面海に至り、みな田地にて鄉村あり、但し西の方の海中に纔に緯十町ばかり經二里ばかり高き岡のごとくにて、陸に續きたるが長渚わたりよりは、海上十四五里ばかり離りたれば、かすめる時はさらにて、海のにはのおもむきによりては、別島のごと見ゆれば、さは御覽はしたりしなり、さて今長渚の海邊を五里ばかり南に、伊倉と云ふところあり、其處を丹倍津ともいへり、然るは古名にて、爾倍魚の故事に由ありて、負ひたるなるべしまた長渚に四王寺宮と稱へる神社あり、景行天皇の皇子四柱を合せ祀り奉ると云傳えたり、但し其御名は詳ならず、また長渚の濱邊を南へ三里ばかりに、女石と云ふところに、女石神社あり、景行天皇を祀り奉れりと云ふ其處に天皇の御腰居たまひたりしと語繼ぎ來たれる石あり、件の二社は、風土記に見えたる行幸の時の舊蹟につけて祀り奉れるなるべしと云へり、これにつきてなほおもひ奉るに、四王子宮は其時四柱の皇子を率て幸したりけむ、其御子たちを由ありて、祀り奉れるなるべし、また女石は上に注せる行宮の舊蹟にはあらざるか、さて女石としも云ふは、天皇の御腰居の石を御石と稱へるを訛れるにて、其を地名にも呼び、やがて御社の號にも稱しならひたるにやあらむ）十六日阿蘇國（今肥後國阿蘇郡阿蘇鄉）に到給ひ、七月四日筑紫後國御木（筑後國三毛郡今の三池郡、また三池といふ大名の地もあり）に到り高田の行宮に入御座し七日八女縣（今筑後國上妻郡わたり）に到り八月的邑（今筑後國生葉郡）に到り御座し、明る十九年九月廿日日向國高屋の行宮に還座ましき、しかればかの風土記に記せる玉名郡長渚濱の故事は、十八年六月三日の頃の事に當れり、そのころ其魚の小さなるが長渚の海の渡中にて御船に隨ひて希異までにべさに游き綿亘りてどよみ來りしなるべし、上に引たるごとく本草綱目に石首魚の事を小者名ニ踏水ー（踏字書に踐、騶追）也其次名ニ春來ー、また毎歲四月來レ自ニ海洋ー綿ニ亘數里ー其聲如レ雷といへるは漢土の事ながら似てきこゆるをはたおもひ合すべし（延曆十九年に注せる高橋氏文に、景行天皇御世の五十三年、上總國に安房浮島宮に行幸の時、磐鹿六獦命大后の詔を奉りて、異島を尋捕むとして安房の浦より船に乘て、海中に出て還る時の事を記して、顧舳魚多追來、即磐鹿六獦命、以角弭之弓當遊魚之中、即著弭而出、忽獲數隻仍名曰頑魚、此今諺曰堅魚云云、船遇潮涸天渚上爾居奴、堀出止爲爾、得八尺白蛤一貝、磐鹿六獦命、捧件二種之物獻於大后、云云、乘輿從御獦還御入座時爾、爲供奉、云云、大后奏之者磐鹿六獦命所獻之物也、即歎給比譽賜天勅久、此者磐鹿六獦命獨我○○波非矣、斯天座神乃行賜倍流物也、云云、といへり、此古事に相似たる

く申てむつかしく侍るなり、そのこゝろをよめる、はらかつるおほわたざきのうけ縄に心かけつゝ、過むとぞおもふ」肥後わたりの海路にての事ときこえたり（おほわたざきは大海岬なり、此集中に西行筑紫に下りし事みえたり）又此魚を節會の御饌に供りしさまは、年中行事歌合に、良基公の腹赤贄の歌の旨趣詞に右歌は筑紫より腹赤の魚とて奉れり昔は節會の御饌などにもやがて供しけるとかや、腹赤の食樣とてくひさしたるを皆取渡して食けりいとおもぎらはしき樣にぞ侍ると書し給へり（公事根源に記されたるも同じ、又壒嚢鈔にもしかいへり）節會の御饌とは、其を獻れる元日すなはち御饌に調して供へ奉り群臣にも賜ひたるなるべし、又くひさしたるを皆取渡して食けりとはわざと大魚なるさまをあらはして大䏶（オホサラギ）などに盛りて賜へるを屠り食ひて次々に取渡して食ふ例なりしにぞありけむ、内膳式年料貢物を載られて右諸國所レ貢並依二前件一仍收二贄殿一擬二供御一但腹赤魚收二司家一とみえたればそのかみ尋常の供御には奉らぬ事となりたりしなり、かくて此魚を尋常の饌に用たる事のものに見あたりたるは、仁平二年正月廿六日の台記の大饗の儀を記されたる中に、蘇一盃菓々腹赤一盃菓々白絹面鯉鱠一盃盛二樣器一敷二鏡葉一重二敷濱木綿一と見えたり、また盤外の第三には並二居雉鯉鱒鯛一とありて鱒をば別に記されたり、上にも論ひたるごとく腹赤と鱒と同物ならぬ證とすべし、また江次第の執レ聟事の條の供膳に、第二臺居二乾物五盃生物五坏一（是腹赤切）也とみえたり此儀すべて供膳の品物を載られざるに腹赤のみ注されたるはこの物はかならず備ふる例なりしが故なるべし（さるは夫婦の際に腹赤といふ名詮もて賀たるなるべし、また切也とは、かの腹赤の贄を賜ふときくひさしたるを、とりわたして食ふ由をもておもふに、尋常とは殊に大切に料理れるなるべし、（今俗に魚の切身また切目ともいえり）こゝに切也と注されたるも、大切にものする由ときこえたり、さるは此時夫婦睦ましく腹赤をとりわたして、おもぎらひなく食ふ、こゝろしらひの例なりしなるべし）又河海抄に内膳自二青瑣門一供二御歯固具一云云或説無二鹿宍一有二腹赤一ともみえたり、かくてたちかへりて風土記に記せる趣をこまかに考ふるに、御船左右游魚多之棹人吉備朝勝以レ鉤釣レ之多有レ所レ獲といひ、又詔に俗見二多物一即云二爾倍佐爾一（爾倍佐は當時筑紫わたりの俗言なりしなるべし、下の爾は辭なるべし、神武紀に甚、敏達紀に饒と有を、ともにニヘサニと訓るは讀主の殊更に件の古言を求てものせるなるべし、此外にはさらにきこえぬ詞なるをや）今所レ獻魚甚多有可レ謂二爾倍魚一詔給へる趣などをおもふに當時釣りて獻りし爾倍魚は大魚とはきこえず此魚の小さきが（今肥後にていふ赤グチ）夏の頃多かりときこゆるによりてかの景行

ければもはら其事に係て風土記には記せるなり、さて又腹赤御贄を平城天皇の御世に停給へること、日本後紀に、大同元年五月己卯停レ獻ニ諸國雜贄腹赤魚木蓮子等一以息ニ民肩一也とみえ、さし次給へる嵯峨天皇の御世に舊に復し給ひて弘仁の內裏式に其儀を載られたり、かくて其を進るさまはその內裏式元正受ニ群臣朝賀一式の條、宮內省氷樣進るところの文に、省丞以下史生以上相分與ニ主水司官人以下一共執ニ氷樣一又與ニ太宰使一同執ニ腹赤御贄一省輔相扶入レ自ニ同門一建春門なり共安ニ庭中一退出一人留就レ位奏曰、宮內省申久主水司乃今年收多流氷合若干處云云供奉禮流事又太宰府乃進禮流腹赤乃御贄一隻長若干尺進樂久乎申賜等申無勅答訖退出、即膳部水部等入レ自ニ承秋門一取ニ氷樣腹赤御贄一退出とみえたり、三代實錄に元慶二年春正月丁酉朔天皇不レ受ニ朝賀一澍レ雨降レ雪也七曜曆藏氷樣腹赤魚等所司付ニ內侍一奏といへることとみゆ此式延喜宮內省式にも載られたり江次第に腹赤奏、若違期不參七日奏之かくて件の申詞に、腹赤の御贄一隻長若干尺といへるは上に引たるごとく太宰府解文寸法長九尺九寸とありと見え年中行事抄、また師遠朝臣年中行事裡書に記せる寸法も同じ長九尺九寸なるを定れる寸法として其を一

隻太宰府の解文を具へて進れる例なりしと聞えたり申詞に、長若干尺とあれば、もとより寸法の定りたる事はあらで、每度にその寸法を記せる例なりけむともおもはるれど、上に引たる三部の書に載たる解文、みな九尺九寸なるをおもへば、もとより寸法は然定まりたりけれど府の解文によりて申す例なるが故に、式には若干尺と書されたるものなるべし、さて源平盛衰記に、筑紫よりはらかの使の上るこそ、かい道十五日とは聞えしか、と云ること見えたり、此魚さばかり遠き筑紫より進れゝば、鹽漬にて奉りしなるべし○清原元輔集に、大貳くにのり、正月にはらかといふものおこせて侍りしに、美吉野も若菜つむらん、まきもこの、檜はらかすみて日頃へぬれば、筑紫より御贄獻る便に贈りたるなるべし然ればその腹赤の御贄には上に辨へたる爾倍の殊に大きなるを選びて進りたりし者なりけり、但し爾倍を腹赤と云るはかの詔ありし後の世の肥後わたりの方言の別名なるを心ぎたなきを腹黑と云にむかへて腹赤と呼ふが心の明きよしにきこえてをかしきかたもあれば申すまゝに受給ひたるにもやあらむ、そはいかにまれ詔もて負せ給へる爾倍魚の名を廢給へるはその古事を賞て慕び給へるには似げなくいとくちをし、さて其を御贄の料に釣けるさまは西行法師が山家集雜部に、はらかと申いをのつりをば十月一日におろすなりしはすに引あげて京へはのぼせ侍る、そのつりの繩はるかに遠く引わたしてとほる舟の其繩にあたりぬるをばかこちかゝりてがうけがまし

伊之毛知みな別魚のごとくきこゆるなり、今引合せて考ふれば上に辨へたるがことく漢名和名ともに相合ひて同物なる事明なるをやすべて魚鳥よろづの物の形狀を云へるに、其人のこゝろごころに見なしたるゝもむきのとりぐ＼にて、はた精しきと踈きもありなどして、おのづから異なるがごときこゆるもあり、又は同じものにても種々異なるもあり、また諸國の中にては、もとより形狀のこゝとかしこともはら同じからぬもあり、又いかにしてもその形狀を眼前に見るごとくには、言にも述がたく、書もつくしがたきものもあり、漢籍に本草などいふもの、ことさらに精しく記さむとかまへたる書にすら、上件に云へるごとく、とりぐ＼まち＼／にして詳ならぬぞおほかる、今皇國の物を漢名に當注せるものによりて考さだむるには、ことにそのこゝろ志らひすべき也 但し鮪字いま見在る漢の字書どもには見えず、既くかの國にては廢たるなるべし上に引たるごとく、古書どもに其字音を注したれば、皇國にて製れる字にてはあるべからず かくて今肥後の長洲の腹赤村わたりにて鯛の一種にて殊に赤きがあるを腹赤なりと呼ていにしへ御贄に奉りしものこれなりといふと國人いへり、おのれさきにその國人の其魚を生ながら似せ畫に書たるを見たるにもはら件の談のごとく見えて腹は白く彩たり、あはれ御贄獻る事の廢て久しく年經るほどにかつ＼／名のみつたはりてまことのものざねをわすれゆきたりける後の世になりてなまざかしき漁翁などのみだりにさる強言はし出したるにこそ、さていはゆる爾倍魚を腹赤と申て御贄に獻る縁は上に擧たるごとく肥後風土記に見えたる景行天皇球磨噌唹を誅て還駕ときの云云の故事に依りて、上に引たる如く官曹事類に天平十五年正月四日始供と見え、江次第抄にも天平十五年正月十四日官曹事類には四日とあり、いづれか誤寫なるべし 太宰府進レ之毎年可レ供之由被レ定と記されたり公事根源に記されたるも同じ、此事續日本紀には載られずそのはじめは、時の太宰師などの、かの故事をおもひて、獻られたりしなるべし、然らば正月七日に青馬を覽給ふ事の始のごとく、もとは內々にものしたまへるを、恒例とせさせ給へるなるべしさて其青馬の事は別に考注せるものあり かくて官曹事類に、腹赤魚筑後肥後二國所レ出委見ニ兩國風土記ーとあるは、肥後は然る事ながら筑後よりも獻る緣は、今其風土記の文絕て知べき由なし、されどこれも又同書に供ニ腹赤魚ー事始レ自ニ大足彥天皇御代ー歟、肥後風土記於ニ長渚濱ー云云とみえ此外の書どもにも同じ趣に記せるを、風土記に長渚濱の條に載たるをおもへば筑後は長渚に近く隣りたればそのわたりの海上にてぞ其魚をば獲たりけむ此事なほ下にも云べし 故兩國より獻れるを太宰府の解文を具へて朝廷に進る例となりしにて延喜內膳式の年料太宰府の別貢に腹赤魚筑後肥後兩國所ニ進出ー其數隨レ得と載られたる是なり、但し肥後の長渚の濱は其時天皇の御船泊給へる地なり

魚仁倍といふものなり按ふに今器を粘る料に、獸皮を煮て製りたるを、たゞ爾倍といひ、爾倍魚の鰾膠をば殊に魚爾倍といふ、然るは獸皮にて製れるを専ら用ふるさ事となりたるが故にて、もとは爾倍魚によりたる名なるべしてその爾倍の小なるほどを石もちと云へり、又別に鏡鯛といふものに似たるニベといふがあり、其は七八寸より大なるは見ず脂少きものなり、またかの仁倍の小さなるをいふ石もちに似て腹白くこれも頭中に白き石のごときものありて長さ一尺に過ざるをも石もちといへり、此は常に食ふ魚にて脂も少なし人あまねく知れるがごとし心得わくべしと云へり、今按ふに爾倍を腹赤といふは字のごとく腹の赤き由なり、撮壤集には鮠ハラアカと本語のまゝによめり、さて又かの故事をおもひて肥後の國人に問ひ合せたるに、爾倍はかの魚商人の語れると全ら同じされど其大なるは今いと多からずその小なるほどなべては七八寸ばかり一二尺におよべるをグチとも赤グチとも云ふ夏時ことに多しといへり、鱒魚に似たりやと問ふに其れが小さきはうち見にはいさゝか似たりとも云べし但し鱒にあはせては圓きかたにて鯉に似てや、ひらみたりといへり、またいふ小魚にてなべて世に石もちといへるをば白グチといふ形の相似たるによりて腹の赤と白きをもて呼分つなめりと云へり、これ腹赤の一名を久知といへるに合へり筑前人貝原篤信の大和本草に、石首魚下品也、夏月味美也、頭に碁石のごとくなる小石二あり、西土にてはグチと云、小なるをクチといふ、大きなるを鮸といふ、ニベは四五尺六七尺あり、赤色なり、鱗大なり、腸中なる白きを膠とする事本草に見えたり、これをニベといふと云へり、件の文中少しきこえがたきところもあれど、きこえたる物識の筑紫人の說にてさへあるがうへに、おほかた相合ひてきこゆれば引そへつまた本草綱目に、石首魚、石頭魚、鮸魚、江魚、黃花魚、甘平無レ毒合ニ蓴菜一作レ羹開レ胃益レ氣、臨海異物志曰、石首魚、出レ水能鳴夜有レ光頭中有レ骨如ニ棊子一、時珍云、其形如ニ白魚一劉翰曰、頭昂大者長六七尺扁身弱骨細鱗黃色如レ金首有ニ白石二枚一瑩潔如レ玉云云、腹中白鰾可レ作レ膠、臨海異物志、小者名ニ踏水一其次名ニ春來一、田九成遊覽志曰、每歲四月來レ自ニ海洋一綿ニ亙數里一其聲如レ雷と云へるも合ひてきこゆ、又同書に臨海異物志を引て以レ鯼爲ニ石首魚一非也とあるは一說なり、和名抄には字指云鯼頭中有レ石故名ニ石首魚一也とある說を取載られたるなり、さて上に引たる書どもに鮠、鮸、鯼、石首魚など別物のごとくとりぐ\に記して混らはしきはそのものざねをばよくも正さずしてたゞそのかみ既く在來し和名の書どもを取集めてものせるが故におのづから爾倍、腹赤、久知、

釣レ之其名曰二鱒魚一麻須○中原師光朝臣の年中行事にも如此記せり、但ノ棹字を漁と作り、上に引たる書どもに、皆棹とあれば誤とすべし、さて棹人はカヂトリとよむべし、和名抄に檣工を然よめりとあるも、もはら上に擧たる書どもに記せると全く同說なるを其名曰二鱒魚一とあるは決て傳寫の誤なり、今風土記の說に據りて考ふるに、官曹事類の本書には釣レ之の下に不レ知二其名一曰似二鱒魚一麻須などありけむを麻須と小字に書るは鱒字の訓を注せる也はやく寫誤多き抄本などの世に傳はりたるに據りて引たるものなるべし、貞治五年の年中行事歌合に、右腹赤贊初春の千世のためしの長濱につれる腹赤も我君のため、判者申云云二條關白良基公の旨趣詞に右歌は筑紫國宇土郡長濱にて筑紫國宇土郡とは、とゝのはぬ記されざまなるがうへにこれも郡名違ひ又長渚濱を、歌にさへ長濱とよまれたるは、ともに誤給へるなり、さて今も長洲濱は玉名郡にありて、其處に腹赤村といふもありて、むかし腹赤御贄獻りし里なりといひ傳ふとぞ此魚を釣りて奉りけるを年毎の節會に供すべきよし定おかれたるなり、云云、はらかとは鱒の魚の事なりとも記されたり、然腹赤を鱒の魚の事とせられたるはもと上に論へる官曹事類の誤寫本の文に據りて誤給へるなり一條關白兼良公の江次第抄に、腹赤鱒魚也、云云、景行天皇御宇、於筑紫宇土郡長濱釣得獻之、云云、公事根源に記されたるも同じ、すべて公事根源に記されたる事の、件の年中行事の旨趣詞と異ならぬが多をおもへば、此腹赤の事も、もはら良基公の御說によりて誤給へるものなるべし、さて又台記に載られたる大饗の饌に、腹赤と鱒と別に記されたるをもても、同魚ならぬ證とすべし、其台記の文は下に引べし

かくてその腹赤の本名の爾倍魚なる事は、上に論へるごとく混れ無けれど、なほ書どもを併せ考ふるにまづ和名抄に、鯇魚辨色立成云鯇魚音宣波良可、今按所出未詳、本朝式用腹赤二字○訓字の旁に朱點を施したるは、聲の平上去を示せるなり、和名抄いづれの本にもかく聲を施したるは無きを、今伊勢國山田人中西氏の藏てる古寫本にあるを採れり類聚名義抄にも鯇音宣ハラカ未詳鯇魚同新撰字鏡にも鯇波良加○天台六十卷音義、また源平盛衰記にも然訓りとみえ撮壤集には鯇ハラアカと訓り、爾倍は字鏡に鮸石首魚也爾戸、名義抄には石首魚をニヘクチと二名に訓み、和名抄には鮸唐韻云鮸音免、辨色立成云鮸仁倍、一云久智魚名也とこれも二名を載られて、鮸は新撰字鏡に爾戸上に擧たるがごとし同書に字指云鮸音聽和名伊之毛知其頭中有レ石故名二石首魚一也字類抄に記せるも同じと載られたり、今彼此を通はしおもふに爾倍を腹赤と稱ふほかに、久知、伊之毛知といふも別名なりけり、さて爾倍はおのれはやく魚市の場に見あたりたる事もありつれどよくも心をとめざりしかば、さらにまめやかなる魚商人どもにつきてよく尋問ふに、爾倍といふは大魚にてなべて長さ六七尺ばかりなりまれ〳〵にはなほ大なるもありと聞けり、鱗黄に黑みて光あり尾に岐なし鰾丹色を帶て赤し捕りてやゝ日を經るほどに黄ばみもし、また日を曆れば、白みもするものなり腴は白し頭中に白き石のごときもの二枚あり、此魚の鰾を干堅めたるが

比古婆衣二の卷

○腹赤

年のはじめに獻る腹赤の御贄は、肥後風土記に（釋日本紀に引たるに據る）玉名郡長渚濱（在郡西）昔者大足彦天皇（景行天皇の大御名）誅二球磨噌唹一還駕之時泊二御船於濱一云云、又御船左右游魚多之棹人吉備朝勝以レ鉤釣レ之多有レ所レ獲、即獻二天皇一、勅曰所レ獻之魚此爲何魚、朝勝見奏下申未レ解二其名一正似中鱒魚上耳、歷御覽曰俗見二多物一卽云二爾倍佐（ニベサ）爾一今所レ獻魚甚多有可レ謂二爾倍魚一、今謂二爾倍魚一其緣也とみえたる故實によりて聖武天皇の御世その爾倍魚の別名を腹赤と申て獻りそめたるなり、其は中原師遠朝臣の年中行事正月元日の條の裡書に、奏二腹赤贄一事、腹赤尺寸九尺九寸載二太宰府解文一、本朝月令曰昔大足彦天皇誅二球麻噌唹一還駕之時於二肥後國玉名郡長渚濱一釣二此魚一矣、帝問二左右一吉備國朝勝見之未レ知二其名一云云帝曰今俗見二多物一卽云二爾倍左爾一云云、事見二月令第一一と見え（この第一の卷今缺て傳はらず）また年中行事抄（此書上下二卷あり、記者詳ならず外記の記しおける書とみゆ）正月元日の條に、

宮內省奏二腹赤贄一事、魚長九尺九寸太宰府解文載二寸法一、官曹事類云（此書今世に在る事をきかず、本朝書籍目錄政要部に、官曹事類目錄三十卷、延曆廿二年二月十三日（こゝに撰の字など脫たるなるべし）類聚符宣抄に、延喜十四年九月十日、勘解由使請、被下宣旨借行雜書事、官曹事類卅卷、云云、とみゆ、承久の頃記せる愚管抄に、官曹事類とかやいふ書もあむなれど、持たる人もなきとかや、蓮華王院の寶藏にはおかれたりときこゆれど、取出してみむといふことだにもなしといへり、惟宗允亮朝臣の政事要略殘缺二十七卷ある中に、此書を引て古符案云養老五年云云のたゞ一條引たり、允亮朝臣は一條院天皇の御世の頃の人なり、はやくより全本は世に有がたくて、抄書などの世には傳はりたりけむ）腹赤魚筑後肥後二國所レ出（天平十五年正月四日始供）委見二兩國風土記一、また色葉字類抄（波部）に鮪（ハラカ）腹赤（同、國俗用之、出本朝式太宰府解文寸法長九尺九寸云云）大足彦天皇誅二球磨噌唹一還駕之時於二肥後國玉名郡長渚濱一釣二此魚一、帝問二左右一吉備國朝勝見レ之、未レ知二其名一云云、帝曰今俗見二多物一卽云二爾倍佐爾一云云、などみえたるをかの風土記の文に徵して並せ考るに、爾倍魚と稱ふは景行天皇の負せ給へる名、腹赤といふは其魚の別名なること著く、また件の故事によりて聖武天皇の御世天平十五年正月四日に獻らせ始めたまひたる事も知られたり、然るに年中行事秘抄（奧書に、永仁之頃被書始之處自然被閣之畢、嘉曆令終寫功者也、云云）奏二腹赤贄一事の條に、官曹事類云、供二腹赤魚一事始レ自二昔大足彦天皇御代一歟、肥後風土記於二長渚濱一棹人

ろ行ときこえたり、さるはそのかみ、王の蒐狩の禮の狀を賦たる詩にて上章に、吉日維戊、既伯既禱、云云とある註に、戊剛日也、伯馬祖也、謂天駟房星之神、といひて、以下章推之是日也、其戊辰歟、といひ又此章の註に、庚午亦剛日也、差擇齊其足也、云云、戊辰之日既禱矣越三日庚午、遂擇其馬而乘之、云云、唐孔穎達が疏に、必用午日者干辰午爲馬故也、などいへり、この説のごとくならむには、豫て庚午日に馬を差ぶべく定めおきて、其三日前の戊辰日に、馬祖を禱る式とせりときこえたり、志かれば周世すでに十二肖の説ありしなり、しからば佛説にいへるは、漢國の僧が、おのが國の説を附會たる妄説なるべし　さるを皇國にて鼠牛などの義にかなへてよみを定め用ふる事となれりしはいつの頃よりか始りけむ、萬葉集天平寶字二年正月三日戊子の肆宴の時詔を奉てよめる大伴家持卿の歌に始春乃波都禰とみえたるは初子なり、また同集に卯字を宇の借字に用たるも支のよみによれるなり、又申をマシの借字に用ひたりそのかみ支のよみにマシと唱ひけるを後にサルと唱ふること、なりぬるにや、但しもとよりサルとよみたりけるをわざと轉してマシに當て、書くまじきにもあらざれば、さだめては論ひがたけれど申を猴に當たるよみなることは著し、然れば初子の歌よめる天平寶字のころ十二支のよみははやく定まりて此歌よみ給へる天平寶字二年は、唐肅宗が世の二年に當れり世に普き唱とはなりたりし事明なりその十二支のよみをそなへてものに見えたるは、中納言兼輔卿集に、四隅を物名歌に、ひつじさる、いぬゐ、うしとら、たつみ、とよみたまへり、ね、う、うま、とり、は次第にて推して知られたり　さてその十二類の中に鼠をネ、兎をウ、蛇をミとよむは、なべてはいはざる言のごとくなれど和名抄に、鼠禰須美とよめるに、また鼱鼩小鼠也乃良禰などみえ野鼠なり　又兎を宇佐木とよめるに兎字を古事記その外の古書どもに宇の借字に用ひたればしか單言にもいへりしなるべし、蛇をミといへる例はいまだみあたらざれど和名抄などに蛇倍美とよめるに准へておもへばさもいひけむ　雞は古事記の歌詞に、爾波都登理とみえたれど、又爾波登理とも、たゞ登利ともいふは古も今もつねなり　但ししか單言なるかたをことさらに選びて用ひたり、げにきこゆるは十二支の名を連唱ふる音便のよからむために定めたりしにやあらむ、かくておもへば干支をとり用ひ始給へるはじめつかたの御世には鼠牛などいへる説によれるよみをば用ひ給ふべくもあらざるめれば、干支ともに字音にて唱ふる例なりけるを後に皇國言もて唱ふべくそのよみを定めて世に行はしめ給ひたりしにぞあるべき

比古婆衣一の巻終

黠、卯酉爲二日月二門一二肖皆一竅、兎舐二雄毛一則孕感而不レ交也、雞合踏而無レ形交而不レ感也、辰巳陽起而變化龍爲レ盛蛇次レ之、故龍蛇配二辰巳一龍蛇者變化之物也、戌亥陰斂而持守狗爲レ盛猪次レ之故狗猪配二戌亥一狗猪者鎭靜之物也、或云皆取二不全之物一配二肖屬一者非也庶物萬類豈特十二哉、況無二義理一不レ足レ信也明矣、また宋の洪蒝が暘谷謾錄には、子鼠、丑牛、寅虎、卯兎、辰龍、巳蛇、午馬、未羊、申猴、酉雞、戌犬、亥猪、爲二十二相一焉、前輩未レ有下明レ所二以取レ義者上今曩日見二家璩公選一云、子寅辰午戌俱陽故取二相屬之奇數一以爲レ名、鼠五指虎五指龍五指馬單蹄猴五指狗五指、丑卯巳未酉亥俱陰故取二相屬之偶數一以爲レ名、牛四爪兎兩唇蛇兩舌羊四爪雞四爪猪四爪、其說極有レ理などいへることも見えたり、此ほかにもとり〳〵にさるこちたきをさなき强說どものなほきこえたり、しかるにその說のもとは佛書の大集經虚空目分淨目品に、此世界諸菩薩等或作二種々天人畜生之像一於二閻浮提一敎化、如二是種類衆生一若下爲二人天一調中伏衆生上是乃不レ爲レ難、若下爲二畜生一調中伏衆生上是乃爲レ難、閻浮提外東方海中有二瑠理山一、其山有レ窟是昔菩薩所レ住之處、有二一毒蛇一在レ中而住、復有二一窟一中有二一馬一、復有二一窟一中有二一羊一、南方海中有二玻瓈山一、其山有レ窟有二一獼猴一、復有二一窟一中有二一雞一、復有二一窟一中有二一犬一、西方海中有二一銀山一、中有二一窟一中有二一猪一、復有二一窟一中有二一鼠一、復有二一窟一中有二一牛一、北方海中有二一金山一、中有二一窟一中有二一獅子一、復有二一窟一中有二一龍一、是十二獸晝夜常三行閻浮提內一人天恭敬功德成就、已於二諸佛所一發二深重願一、一日一夜常令下二一獸一遊一行敎化上餘十一獸安住修レ慈周而復始、七月一日鼠初遊行以二聲聞乘一敎二化一切鼠身衆生一令下離二惡業一勸中修善事上、如レ是次第十三日鼠復還行、如レ是乃至盡二十二月一至二十二歲一亦復如レ是といへり（此本文いと長きを祖庭字范に約めて引るを取れり、さてこれらのほかの經の中にも此說ありて、十二獸名を用て歲月日を紀せる由見えたりとぞ）また十二緣生祥瑞經に、若復有レ人審諦觀二察十二緣生一了二達善惡憂喜得失一應下書二轉輪一圖寫分別上謂下從二無明一乃至老死月日分位次第羅列鼠牛虎（但し上に引たる大集經には、虎を獅子といへり、七佛神咒經なるもおなじ）兎龍蛇馬羊猴犬豕十二相狀本形轉輪上云云、などいへることも見えたり、かゝる佛說に據りて僧徒の牽合せたる妄說なるべし（但し詩經小雅に、吉日庚午、既差我馬、云云、と見えたるは、午に十二肖の馬を當たるに依れ

説加上説にはいかにはからひてもいづれの説にも合はず、これも一種の妄説に依りていへりときこゆ

○附干支唱考

干支は、もともろこしの國にて暦を造る法にてはた年月日を定むる料に設たる名目なるを、やがて日次を稱ぶ目にも用ひ但し尙書益稷篇に、辛壬癸甲云云とあるを、四日也と注せり、當昔日次を十干にて稱びたりときこゆ殷の世三十代の王の名の下に、かならず十干を一字づつ著る例とせりと見えたるは、おの〳〵生日の干を取れるにやありけむ、又いと上古には干ばかりを用ひて、支は後に作り加へて、用ふることゝせしにはあらざるかとおもふ趣あれど、いまだ考さだめざればいはず後に年に係ても稱ぶことゝなりたるなるべしかの國の古書どもの紀年に、干支をかけて呼べる例の、をさ〳〵きこえざる事、本考にいへるがごとし暦には月次にも干支をかけてものすれど平常に某の干支月といはざるはたおもひ合さるゝなり、さて干支の義のとは皇極內篇に、十爲㆑干十二爲㆑支十干者五行有㆓陰陽㆒也十二支者六氣有㆓剛柔㆒也といへるほどのことなるべし、其を皇國言にうつして十干の甲乙などをキノエ、キノトなど唱ふは、木ノ兄木ノ弟の義なりとはやくよりいひきたれるはさることゝきこゆるを十干のよみの古くものに見あたりたるは、中納言兼輔卿集の物名の歌にみえたり、きのえなどのえを悉衣の假字に當てよみ給へり、さて此よみのさだまれるは、十二支とともにはやくよりさだめられたりけむ、その十二支のよみのことは下に論ふべし

十二支の子丑寅卯などを、ネ、ウシ、トラ、ウなどよみて鼠牛虎兎などに當て稱び用ふるは俗に酉字をひよみのとりと云ひなれたるは古きものいひざまのかたへ遺れるなり、淸輔朝臣の童蒙抄に日よみのうま、顯昭法師の袖中抄に日よみのさるなどみえそれより後の書どもにも、然る定にいへる例ありみな准へ知るべし、いかなる由にかと年ごろ心にかゝりて事のついでにから籍どもの中にて見當りたるは後漢の王充が論衡言毒篇に、天下有㆑路畏㆑入㆓南海㆒鴆鳥生㆓於南㆒人飯㆑鴆死、辰爲㆑龍、巳爲㆑蛇、辰巳之位在㆓東南㆒龍有㆑毒蛇有㆑螫云云といへり、當時はやくより十二支肖屬の說ありし趣なり此書和帝が世永元八年の頃著せるものと見えたりまた明の陳眉公が太平淸話に、十二支所屬北周時已有㆑之宇文護之母與㆑護書曰昔在㆓武用鎮㆒生㆓汝兄弟㆒大者爲㆑鼠次者屬㆑兎汝身屬㆑蛇又陸長源以㆓舊德㆒爲㆓宣武行軍司馬㆒韓愈巡官同㆑事唐の德宗の頃或譏㆓年輩相遠㆒愈曰大蟲大蟲は虎の異名なり老鼠倶爲㆓十二相屬㆒何恠之在といへること見え、宋の王逵が蠡海集に、十二肖屬子爲㆓陰極㆒幽潛隱晦以㆑鼠配㆑之鼠藏㆑迹、午爲㆓陽極㆒顯易剛健以㆑馬配㆑之馬快行、丑爲㆑陰俯而慈愛以㆑牛配㆑之牛舐㆑犢、未爲㆑陽仰而秉㆑禮以㆑羊配㆑之羊跪乳、寅爲㆓三陽㆒陽勝則暴以㆑虎配㆑之虎性暴、申爲㆓三陰㆒陰勝則黠以㆑猴配㆑之猴性

(寛)男神人皇氏治世九十二萬一千六百年
(文)(運)(祿)(合)百億萬歲
○泥土煮尊
沙土煮尊
(寛)男神陰神
(運)運數二百億萬歲
(文)(祿)(合)二百億萬歲
○大戸道尊
大戸邊尊
(寛)男神女神　五龍氏　治世二十三萬四百年
(運)運數二百億萬歲
(文)(祿)(合)二百億萬歲
○面足尊
惶根尊
(寛)男神女神　治世五萬七千六百年
(運)運數二百億萬歲
(文)(祿)(合)二百億萬歲
○伊弉諾尊
伊弉册尊
(寛)男神女神　神農氏

(運)一代二神治二萬三千歲謂二天地循環變化常住神代一
(文)(祿)(合)二萬三千四十歲
○天照太神
(寛)治世九千四百廿八萬四千年
(運)治天二十五萬歲自甲子至癸丑
(文)(合)二十五萬歲
(應)(祿)五千廿八萬七千六百七年
○忍穗耳尊
(寛)治世八十八萬三千九百廿九年
(運)治天三十萬歲自二甲寅一至二癸巳一右二代尊神治
三十萬年之内十萬年之時迦葉佛出世
(祿)五千二十八萬七千六百七年
(文)(合)三十萬歲

この外に雲州樋河天淵記に、暦數二百三十四萬四千六百五十年昔といへる下の自注に自二天照皇太神即位甲寅一今至二大永三年癸未一也といへる妄説あり、いま神武天皇即位辛酉より大永三年まで二千百二十三年を耗して算ふるに、いはゆる神世は二百三十四萬二千四百七十六年となれり、然るに上に擧たる原

云三年とあるは二年の寫誤にて原説と同じかるべしさるは次の二世も原説と同じければなり然らば原説の三世の歴數と全同じければ自乙酉とすべきを甲午といへるは合はずただ漫に記せるものなり此は論ふべくもあらぬ事ながらなほ其みだりなる趣をあらはさむとていふなり

右(正)(口)(應)(運)なる年數字轉寫の誤あるべし

○彦火々出見尊　○僞妄原説

(佛)(元)(倭)(編)(籙)(東)(口)(皇)(壒)(應)(運)(寛)(文)(文明)(祿)(合)六十三萬七千八百九十二年○但(運)云自丁亥至戊午第四代尊神治六十三萬七千八百九十二年之內七萬三千八百三十七戊申歳盤古王生

(正)六十三萬七千八百九十三年

(文)六十三萬七千八百九十〇年

右(正)(文)これも寫誤なるべし

○鸕鷀草葺不合尊

○僞妄原説

(佛)(元)(倭)(編)(籙)(東)(皇)(壒)(運)(文)(文明)(祿)(合)八十二萬六千四十二年○但(運)云自己未至丁未右三代謂下化現量神代

(正)(口)八十三萬六千四十三年

(應)八十二萬六千四十〇年

(寛)八十三萬五千六百七十六年

右(正)(應)(寛)も寫誤ありとみゆ

右僞妄三神世歴年。原説合一百七十九萬二千四百七十六年

○加上神世歴年 僞妄原説不定

○國常立尊

(寛)男神天皇氏治世五萬四千年

(運)是神无名云云右第一代謂無量無邊无始无終不變常住神代

○國狹槌尊

(寛)男神地皇氏治世三萬二千六百年

(運)在天元氣水德神云云人賢元靈神運數百億萬歳

(文)(祿)(合)百億萬歳

○豐斟渟尊

る意巧の推察らるゝなり、さるは例の神佛を習合せる最澄空海などの徒の所爲にはあらざるか、とまれかくまれかへすぐ\もかの書紀の天祖降跡の年歴にゆめまどふまじきことなりかし（阿蘭陀譯官志筑忠雄が記せるものに、かの國籍をよみ考ふるに、西洋の國、國の開基より、享和元年辛酉まで、年歴凡六千二百四十八年なるが、故ありて、その三千九百四十八年を革め元年として、西洋の諸國正朔を同にす、すなはちいま、辛酉の年はかれが一千八百零一年といふに當れり、といへり、もとより賤しき夷國の傳説おぼつかなき事ながら、もろこしの上古の荒唐説のごとくにはきこえず）かくて又上に論ひ辨へたる三神の御世の上世にかけて國常立尊を始にて天照太神忍穂耳尊までにおよぼして御世御世の歴年を加上して記せるがあり、さるはかの一百七十九萬云云、年にてもなほ及がたき許多の年數のきこゆるに競ひたるわざなるべし、但しそは元亨釋書正統紀などにも載られざれば其ころよりも後に加上したる説とみえたり、あまりにかしこくあまりにあさましき僞妄説にこそはありけれ（されど此歴年も、下に目安く記すべし）上に論へる神世の年歴の僞妄説記せる書どものいま見當りたるかぎりを目安く記す

○僞妄神世歴年説所見書目錄　並切字例

(佛)佛法和漢年代暦（觀應元年校本）　(元)元亨釋書（東福寺僧師練、元亨二年撰上）

(倭)倭姫世記（外宮記錄皇字沙汰文永仁四年陳狀以此書稱神宮祕記）

(正)神皇正統（北畠親房卿興國元年撰上）　(口)神代卷口訣（忌部正通貞治年中撰）

(編)帝王編年記（正安年中撰）　(簾)簾中抄（藤原資隆朝臣元暦年中撰按至元德二年後人增補）

(東)東寺年代記（止永亨八年）　(皇)皇代記

(文明)文明本王代記（本書至文明年中）　(壒)壒嚢鈔（觀勝寺僧行譽文安二年撰）

右三神世歴年所レ記者十一部

(合)倭漢合運圖（要法寺僧圓智吉田光由同撰本書至慶長十六年）

(運)日本運上錄（本書至天正年中）　(寛)寛正本天神祇王代記（本書至寛正年中）

(應)應安本年代記（本書至應安年中）　(文)文正本年代記（本書至文正年中）

(祿)文祿本年代記（止文祿五年）

右三神世歴年加上所レ合二記一者六部

○僞妄三神世歴年

○瓊々杵尊

○僞妄原説

(佛)(元)(倭)(編)(簾)(東)(皇)(壒)(寛)(文)(文明)三十一萬八千五百四十二年

(正)(口)三十萬八千五百三十三年

(應)三十一萬八千五百四十一年

(運)三十一萬八千五百四十三年○自二甲午一至二丙戌一此神初而降二化下界一○この(運)の年數云

しますと記し給へり、これそのかみはやく僧徒の作りおける僞妄說をうけ給へるものなること著し（此書ぬしの卿の、さばかりめでたき御心おきてのおはしましながら、かゝる妄說をまことゝおもほしたりけるは、あまりにあさましく、くちをしき御ことにこそはありしか）又壒嚢鈔に、地神五代事、第一天照太神第二正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊已上二神天上御座シテ未此國不ニ栖給ハト云云、第三天津彥々火瓊々杵尊治ニ天下ヲ給事三十一萬八千五百四十二年後奉レ葬ニ日向可愛山陵ニ者也此一十七萬六千八百六十三年當テ震旦盤古首王持レ國元年也其治一萬八千歲ト云云、同一十九萬四千八百六十三年ニ當テ天皇氏元年タリ十三人治ニ天下ヲ事各一萬八千歲已上廿三萬四千歲ト云云、第四彥火々出見尊治ニ天下ヲ給事六十三萬七千八百九十二年奉レ葬ニ日向高屋山陵ニト云云、此十一萬三百廿一年當地皇氏元年タリ十一人治ニ天下ヲ事各一萬一千歲合十二萬一千歲也、同廿三萬三百廿一年當テ人皇氏元年タリ六十五代治ニ天下ヲ事四萬五千六百年ト云、第五彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊治ニ天下ヲ給事八十三萬六千四十二年也奉レ葬ニ日向吾平山陵ニ云云、此尊ノ御世八十一萬四千餘歲後漢朝三皇五帝等代持ケル也又八十三萬五千六百七十六年當テ天竺釋迦佛出生給ヘリ震旦周興テ一百六年第四代昭王廿六年甲寅歲當ル也、其ヨリ二百八十九年有テ庚申ニ當レル歲此神隱レ御座ス」といひ、又三皇事、大昊是虙犧氏ト云氏風姓也八卦此代始レリ子孫十五代合一萬七千七百八十七年天下持テリ、此元年ハ葺不合尊八十一萬四千百三十四年合ト云云、儒書伏犧氏ヨリ上ヲバ慥不レ曰ヲヤ、但異書記ニ渾沌未分形チ天地人初メヲ云ルハ又本朝神代體似タリトナン、又廣雅漢土開闢ヨリ獲麟ニ至マデ二百七十六萬歲ト註セリ獲麟トハ孔子在世魯哀公十四年也炎帝是ヲ神農氏ト云、云云、子孫八代合テ五百二十年天下ヲ持テリ黃帝是有熊氏ト云、云云、一百年天下ヲ持チ給ヘリ云云、」また五帝事、少昊是金天氏ト云、云云、天下ヲ治給フ事八十四年一百歲御座シキ此御門ノ元年ハ葺不合尊ノ八十三萬二千九百三十一年に合へり云云」また三王事といへる下に、夏殷周ヲ三王ト云也此元年ハ日本不葺合尊八十三萬四千四百三十二年ニ當レル也といひ、又周武王が元年ヲ葺不合尊八十三萬五千五百七十七年に當れりなども記せり（此壒嚢抄は文安二年の頃、觀勝寺の僧、行譽の記せる書なり）これらの說によりてもその妄說作出せ

後輕淸物は天となり重濁物は地となり中和の氣は人となる是を三才と云(是までは我國初りていへるにかはらざるなり)其はじめの君盤古氏天下を治る事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續て九十一代一百八萬二千七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七百六十年(是一說なり實には明ならず)しからば盤古のはじめは此尊の御世の末つかたに當るべきにやといひ、次に萱不合尊の條に、此神の御代七十萬餘年の程にやもろこしの三皇の初め伏犧と云王あり、次に神農氏軒轅氏三代あはせて五萬八千四百四十二年(一說には一萬六千八百二十七年、然らば此尊の八十萬餘の年にあたるなり、親經中納言、新古今集の序に、伏犧皇德の基して、四十萬年といへりいづれの說によれるにか、覺束なき事なり)其後に少昊氏顓頊氏高辛氏陶唐氏(堯也)有虞氏(舜也)と云五帝あり合て四百一年、其次に夏殷周の三代あり夏には十七主四百三十二年、殷には三十主六百二十九年、周の世となりて第四代の主を昭王と云き其二十六年甲寅の年までは周おこりて一百二十年この年は萱不合尊の八十三萬五千六百六十七年にあたれり、今年天竺に釋迦佛出生しまします同じき八十三萬五千七百五十三年に佛御年八十にて入滅し給けり、もろこしには昭王の子穆王の五十三年壬申にあたれり其後二百八十九年ありて庚申にあたるとし此神かくれさせまし〳〵つ、すべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり、是より上つかたを地神五代とは申也、二代は天上にとゞまり給下三代は西州の宮にておほくの年をおくりまします、神代の事なれば其行迹たしかならず、萱不合尊八十三萬餘年まし〳〵しに其御子磐余彥尊の御世より俄に人皇の代となりて曆數もみじかくなりにける事うたがふ人も有べきにや、されど神道の事おしてはかりがたし誠に盤長姫詛けるまゝ、壽命も短くなりしかば神のふるまひにもかはり頓て人の代となりぬるにや、天竺の說のごとく次第ありて減じたりとはみえず、又百王ましますべしと申めり十十の百にはあらざるべし、窮なきを百といへり百官百姓など云にてしるべきなり、むかし皇祖天照大神天孫尊にみことのりせし寶祚を隆當與二天壤一無レ窮とあり、天地もむかしにかはらず日月も光をあらためずいはむや三種の神器世に現在し給へり、窮あるべからざるは我國を傳る寶祚也、あふぎてたうとみ奉るべきは日嗣をうけ給ふ皇になんおは

瓊々杵尊の降臨といへるは乙酉年に當れり、」さてまた暦運記の説の年數一百七十九萬云云、七十餘歳といへるは、そのもとづける書に七十の下の字の滅損ねなどして明ならざりしによりて餘と書るなるべし、さばかりの許多の數の知られたらむにわづかに十年にもたらぬばかりの間の小數の傳説の缺べきにあらざるべければさだかに數を書べきわざなるべくおぼゆ、されどもとより僞造の説なればその作れる人の心にてわざとおぼめかしたるこゝろしらひして作りたりしにてもあるべし、しからば釋書に明神の語とせるごとき説は件の云云餘年といへる説によりて其をさらに三代の御世ごとに配當てたる説を作れる人のその配當の年數を合せて云云、六年とさだかに記せるかたの説によれるものとすべし、かの元亨釋書王臣篇に神世云云七十餘歳と書るは暦運記かまたそのもとづける書によりて記せるにて、白山明神の傳に三代の饗國の年數を記せるぞ佛法和漢年代暦に云へる惣數にも合ひて僞妄説とはいへど、其原説とこそはきこえたれ皇和通暦に、上古暦法と立たる説に自天祖降臨甲申、距神武天皇東征歳在甲寅、積一百七十九萬二千四百七十一、距卽位歳次辛酉、積一百七十九萬二千四百七十八算上といへるは、かの書紀に云云七十餘歳、とある餘歳のさだかならざるにあはせて、しか算へたるものなり、さるは書紀に記されたる暦法の後に傳はれる暦法と、異なる由に心づかで、神代の年數の妄説をさへに信て、知吾邦神聖開基自有若天授民之敎、といへるにこそはありしなるべけれ かくて然る僞妄説作り出せる意は北畠親房卿の神皇正統記此書は櫻雲記に興國元年に作りて、常陸より吉野へ獻せられたる由みえたり、興國元年は、北朝暦應三年に當る 瓊々杵尊の條に此尊天下を治め給ふ事三十萬八千五百三十三年此年暦三十一萬八千五百四十二年、とあるべきを、はやく傳へ寫すとて誤れるなるべし、此ほかの年暦はみな他の書どもなると全同じ、猶下の僞妄神世歴年の目安を見て知るべし といへり、是よりさき天上にとゞまります神だちの御事は年序知りがたきにや天地わかれしより以來の事幾年を經たりといふ事見えたる文なし、抑天竺の説に人壽無量なりしが八萬四千歳になり、それより百年に一年を減して百二十歳の時或は百歳とも 釋迦佛出給ふといへる此佛の出世は鸕鷀草葺不合尊の末さまの事なれば神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にあたる、是より上へかぞふべきなり 百年に一年をまして是をはかるに此瓊々杵尊の初めつかたは迦葉と云佛の出給ひける時にや當り侍らん、人壽二萬歳の時この佛は出給ひけりとぞと云ひ引書の分注は其自注なり、下なるも然なり 次に彦火々出見尊の條に、此尊天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十二年といへり、震旦の世はじめていへるに萬物混然としてあひはなれず是を混沌と云、其

紀にはじめて見えたる干支をよすがに、いはゆる一百七十九萬云云の年曆を作りて、かの歷運紀のごとき說もいできたりしものなるべし、さるは僧師錬の撰べる元亨釋書（王臣篇）に神世一百七十九萬二千四百七十餘歲といひて歷運記と全く同じ年數にいへるに、白山明神傳には明神の語なりとて我是伊弉諾尊也云云天津彥火瓊々杵尊受ニ祖天祖太神勅一降ニ治此國一始爲ニ地居一饗レ國三十一萬八千五百四十二年、生ニ彥火々出見尊一饗レ國六十三萬七千八百九十二年、生ニ彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊一饗レ國八十三萬六千四十二年云云、神武天皇者鸕鷀草葺不合尊第四子也在位七十六歲天皇年四十六始登ニ皇位一辛酉年也と記せり、神語に託けたるは僧徒の例にて今更論ふにもたらざれど件の年歷を立たる說は、はやくよりありきたれるをもて神語にも託たる說のそのかみ古くよりきこえ來れるを、師錬が釋書に採り載たるものなり（元亨釋書を讀見るに、師錬は僧ながら、最澄空海などの黨の類にはあらず、心正しき人にて、わたくしに僞說などすべき人とはおもはれず、書中に載たる事ども、みな前錄により、又傳聞のまゝに記せりときこゆ、虛誕妄說の選なくものせるはかたはらいたけれど、そは其道に拘泥るが故なれば、難むべきに非ず）いま件の三代の饗國の年數を合計ふるに、一百七十九萬二千四百七十六年なり、佛法和漢年代曆にも三代の世數を同じくしるして天祖（天津彥々火瓊々杵）至ニ葺不合尊一百七十九萬二千四百七十六年と記して全く相同じ（此年代曆はおのれ前に京に在し時、東寺觀智院に藏るを寫得たり、注に和漢年代、兩國年曆雖異說多、正依貞元釋教目錄、兼抄諸家和漢年代記矣、と記し卷尾に、觀應元年四月廿五日挍諸本畢、とあり、こは書寫の時の年月と見えたる古卷なりき）しかるに寬正本天神祇王代記に天祖天降以來至ニ神武天皇一合一百七十九萬二千四百七十九年と記せるは、これも天祖天降より三代の事なるを至ニ神武天皇一としも書るは此天皇の御代におよぶまでといふ意にて、これも年代曆元亨釋書などにいへると、もはら同說の年數なるべきを、云云七十九年とあるは九は六の寫誤なるべし（此書たゞ一本見たるのみにて、いまだ他本を校へず）しかれば此書にしるせるも又同說なり、またそのほか古き年代記の類また古書どもにみえたる三代の年數を合せ計ふるに、みなかの惣年數に合へり（其は下に目安くしるして論ふべし）但し此歷年の說を作れるにもと三代の御世ごとに當て、歷年を作りたるを惣たる年數なるにか、また三代惣たる歷年を作りたるがありしを、後に三代に配當てたるにか、その本末は推考ふべき由なし、かくてこの惣年數を書紀の年紀によりて神武天皇卽位辛酉年の前年庚申より遡算れば

るのみなるをさへに、書紀には載られざりつるはたおもひ合べし　さて其年數を記せるもののこゝのほかに書にみえたるは延喜式の首に添たる歴運記の題名の下方に今名公卿記と注せり、此書いかなりし由にて式に添たるにか、諸本ともにあり、たゞ出雲君の校へられたる中の一本に無きがありとぞ首章に按本紀紀一本には記と書り等諸書昔者天津彥火瓊々杵尊始從レ降二始王西土一あまりに拙省き文なりもしくは誤字あるにか　次彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊　總三代經二一百七十九萬二千四百七十餘歲一竝時世邈遠事迹神異具二于舊記一更不二煩述一云云といひて帝世に漢地の年代を引合記して至二今上弘仁二年辛卯一云云といへり、すべて年暦をも其年に限りてしるせり文も拙劣く記しざまもとゝのはぬ書にてそのかみのころの他の書どもには似つかず、まことに其御世の書なるにかおぼつかなきこゝちせらるれど、此書はもとより記者の拙劣かりしにてもあるべし、いづれにも古きものとはみえたり、さはいへどもしそのかみの實の書ならむには、日本後紀にその弘仁二年より二年前大同二年四月の勅に、倭漢惣歴帝譜圖天御中主尊標爲二始祖一至レ如二魯王吳王高麗王漢高祖命等一按二其後裔一倭漢雜糅敢垢二天宗一愚民迷執輙謂二實錄一宜二諸司官人等所レ藏皆進一若有二挾レ情隱匿乖一レ旨不レ進者一事覺之曰必處二重科一と見えたる倭漢惣歴帝譜圖の類の書の說によれるにもやあらむ歴運記に伏羲氏以前、天皇以還、年代綿邈、史無詳錄、按帝系譜等諸書、總曆八代九百六十八萬餘歲、既非經史未爲實錄、聊復存之以廣異同といへることもありいづれにもおもひ合すべし、かくて書紀に傍書したりけむかの年數は此歴運記の說をとれるにか然らずは同說記せる他書によりてものせるなるべし、そも〳〵然ばかり邈に遠き神世の年數をものせる事は漢國にて三皇五帝などいへる世の年記をさかしらごとしてとり〴〵に定たる荒唐說どものあるにあはせては漢の司馬遷が史記には、いはゆる五帝より記して、年紀もなにも詳に記さざるを、唐の司馬貞諸書に依て、三皇本紀を作り補ひ、又一說によりて、天皇氏地皇人皇の世數をいへるを合計ふるに、八萬千六百歲ばかりときこえ、其後五龍氏などいへる十七氏の世あれど、年紀詳ならずといひおきて、別に春秋緯を引て、自開闢至獲麟までの年數、云云といへるを、いま神武天皇即位辛酉までにあて、計ふれば、三百二十七萬五千九百二十歲ばかりに當れり、さて此三皇の事を、注に蜀の譙周が古史考、晉の皇甫謐が帝王世紀の二說を採れるものなるべき由いへり、そのほか竹書紀年などいふたぐひのものにも、さる趣なる年代の事みえ、皇國にても帝王編年記、その外古き年代記の類に、もろこしの然る年數をとり〴〵にいへるも、本かの國の書どもによれるものと見えたり、いにしへそれらのほかにも、さる類の年代を謾に記せる、もろこし書のこれかれ渡り來りたりしに依れるが、其本書の今絕たるもあるべきなり　皇國の神代の殊なる趣をわすれてたゞ國初のかれよりはいたく後れておとりざまにきこゆるを、あかぬ事に競ひおもひてかの國のあるが中の一說に合へたるか、またたゞ其說に競ひたるにてもあるべし、神武

より天下に頒行し給ひいはゆる中古暦なり、是年もろこしは隋の文帝が世仁壽四年にて元嘉暦を用ひたりけむを、元圭が考に、其暦法ならずといへば、そのかみ百濟の改法なりしなるべし又皇極天皇二年癸卯より暦法を改め給ひいはゆる晩古暦なり、但しこれも又百濟改暦の法なりしか、又はこなたにて改させ給へるか、考ふべき由なし、もろこしは唐の太宗が世の貞觀十七年にて、なほ元嘉暦を用ひたりけむ持統天皇五年より元嘉暦を用ひ給ひ元嘉は劉宋の文帝が世の年號なり、允恭天皇の御世に當れり文武天皇元年より儀鳳暦を用ひたりしなり儀鳳は唐の高宗が世の年號にて、天武天皇の御世に當れり、さて此後の改暦の事もくはしく通暦に記したれど、こゝにはいたづらなれば云はずさて又神武紀の首章に天皇云云謂二諸兄及子等一曰下文の例に依るに、子字の上に皇字脱たるなるべし彦火瓊々杵尊闢二天關一披二雲路一駈二仙蹕一闢仙の二字印本誤れり今古本に訂して擧以戾止是時運屬二鴻荒一時鍾二草昧一故蒙以養レ正治二此西偏一皇祖乃神乃聖積レ慶重レ暉多歷二年所一自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲而遼邈之地猶未レ霑二於王澤一王字印本玉に誤れり今古本に據るとある文中の自天祖云云の二十三字、印本そのほかの本どもにも多く本文に書連ねたるを契沖荷田春麻呂等の校本に細字とあり、故意をつけてよく讀考ふるにまづ通本のごとくにてよみ連ぬれば多歷年所自天祖降跡の九字其意重りていたづらにきこゆ、しかればその二十三字を細字に書て本文とせざる本は正しきかたながら猶それも誤にてもとは後人の傍書なりけるを注のごとく書入たる本なるべく、通本は其傍書をみて脱文を書加へたるものなりと心得誤りてやがて本文に書攙へたるものなるべき事相照して知るべきなり、紀中このほか然るたぐひの混ひ彼此みえたり崇神六十五年紀に、七月任那國遣蘇那曷叱知令朝貢、と見えたるに、次の垂仁二年紀に、是年任那人蘇那曷叱智請之欲歸于國、蓋先皇之世來朝未還歟、云云とある蓋以下の十字は、後人前紀を踈に見すぐして、旁書せるが本文に攙入たるものなること決し、かゝるたぐひの混ひなほあり校本どもを見ておもひ合すべし、しかれば其二十三字をば攙入文として削りて正本とすべし、さてその天祖降跡より云云といへる年數のことを論はむにまづ皇國にて暦日を用始給ひたりし趣は上に論へるがごとくなれば、神武天皇より上世に遡りて年紀を造らむにはいく億兆とかいふらむ年數もいでくめれどまことにはそのかみ皇孫尊の天降坐し年よりいくとせといふばかりさだかに傳はるべき世のさまにあらず、故天皇の御言にも是時運屬二鴻荒一、時鍾二草昧一云云、多歷二年所一、と詔へるに立かへりてさらに自天祖降跡云云と年歷を詔べきにはあらざるものをや、かへす〴〵もおもひまどふべからず釋日本紀に、此暦年の事を注されざるは、もとより其事の攙入ざる本なりしにや、さて正しき古典に、神代の御世の年數を記せることは、をさ〳〵みえず、古事記に、日子穗穗手見命の御事を、坐高千穗宮、伍百捌拾歲、とたゞ一くだりに記された

持統天皇の御世におよびて（政事要略に右官史記云、太上天皇（持統）元年正月頒暦諸司、とみえたるは、前の頒暦の例の外に、別に諸司ごとに暦を頒賜ふ事を始給へる由なるべし、この事書紀には見えず、さて此右官史記は持統天皇の御世の事を、太上天皇元年と記せるをおもへば、文武天皇の御世の右大史の記なるべし）紀に四年（庚寅）十一月甲申勅始行二元嘉暦與一儀鳳暦一とみえたり（中根元圭の皇和通暦に、件の兩暦を推算して、この御世の五年より元嘉暦を用ひ給ひ、文武天皇元年より、儀鳳暦を用ひ給ひしものなりといへり、此元圭といへるは、暦道に卓れて精しき人ときこゆれば、きはめて然ることなりしなるべし）かくて皇和通暦に、持統天皇遡至二神武天皇一歳月支干昭然可レ見、而推二諸異邦諸暦一率多二牴牾一、伏稽崇神天皇時遠荒不レ奉二正朔一遣二六師一討レ之載有二明文一則知三吾邦神聖開レ基自有二若レ天授レ民之敎一焉世多二憾一暦古杳邈湮滅不レ傳也、今特因二史籍支干朔望之所一レ在推而求レ之則其法具存矣、蓋千三百有餘年間三更二斗憲一、神武天皇東征甲寅以至二仁德天皇十年壬午一凡九百八十九年、一法今號曰二上古暦一、同十一年癸未以至二皇極天皇元年壬寅一凡三百二十年、一法今號曰二中古暦一、同二年癸卯以至二持統天皇五年辛卯一凡四十九年、一法今號曰二晩古暦一、といひて持統天皇以前不レ知レ用二何暦一則又不レ知レ用二何建一といへり（此考説の中に、晩古暦を至持統天皇五年辛卯といへるは意得がたし、さるは四年庚寅の十一月に、勅始行云云暦、とみえたるは、改暦せさせ給ふ詔にて、翌る五年正月より其暦を頒行ひ給ひたりしなるべければ、至四年庚寅凡四十八年、と書べきを、ふと書錯りたりとみゆ、又いはゆる上古中古晩古の三暦を、神聖開基若天授民之敎、といへるは、そのかみの國史を熟く讀て、世のさまを稽へわきまへざりつるが故に、暦法の異なるに惑ひ、書紀の崇神天皇の御世に、遠荒不奉正朔、と記されたる、此紀の例の漢文の潤飾の正朔の語に泥めるにて、かたはらいたき説なり）さてこの推算暦法によりて今おのれが考に當て推考ふるにおほよそ神功皇后の御世のころより（そのかみ韓國にて、はやくよりもろこしざまの暦を用ひたりとは決く聞ゆれど、その國にてさらに作れるにか、又もろこしより得て用ひたるにか、神功皇后の御世のはじめつかたは、もろこしは後漢の獻帝が世のころにて、はやく夏の定めの如く、今の正月を正月として在こしなり）仁德天皇の十年壬午まで百濟の暦日を用ひ給ひ、そのほど其國人などに命せて其暦法によりて上世に遡て年紀を製らしめ置てさて韓國御征のはじめより御政にあづかることゞもをもはら記さしめ給ひ、又上古より語繼來れる古事をもかつ〴〵記さしめ給ひたりしなるべし（これまでいはゆる上古暦の間なり）かくて仁德十一年癸未よりは（もろこしは西晉の明帝が世に當れり）かの國にて改たりけむ暦日を用ひ給へるほど上にも論へる如く欽明天皇の御世におよびて百濟より暦博士をめさげて其趣をきこしめしその暦法を習はし試みてこなたにて暦本作らしめ給んとせさせ給ひたりけんが業ならでやみたりしに、推古天皇の御世の十年にさらに玉陳に命せて百濟僧觀勒に暦法を習はしめ給ひ業成てければ始てその暦本を作らしめ給ひ、十二年甲子

を治め給ふ御政には備はらぬかたもありぬべきを、さらに其韓人の情を知召して治め給はむには、便よきかたもあるべく又かの國より奏せる事などをも記しおかしめ給ふべくそのほかよろづに便よかるべければその文字の義をもこなたにて知召し、なべて便よからむかたには、こなたの事にかけてもかつゞ〳〵用ひさせ給ひたるべく、この文字の皇國にうつり來り、其を普く世に用ふる事となり、つひにもろこし籍を召上げて、其國風の事を學びとらせ給ひつる趣の本末の考は、中外經緯傳に論へりまたかの國にて用ひ來れる年月日次の定を知召さずては、八十艘の調貢船の往還などを正さるべき便よろしかるまじく、はたこなたにてもさる定あらむにかれとこなたとしるしあはするに便よきわざなればかたゞ〳〵かの國にて用ふる暦の一年一月の日數の定などを年々に召上て用ひ給ひたりしなるべしもろこしにて外の國々を懷けなどしておのが國の暦を授け用ひさせて、其を正朔を授くなどいひて、わが臣國なりと稱ひて、われたけく誇りをるとは、いたくしな殊にて、そのかみ皇國にしては、ことに暦といふべき事をしたゞめて用ひ給へることはあらず、おのづから其定ありて、よろづにたゞひたりつれど、から國を治め給ふとして、かの國にて用ひ居れる正朔を獻らしめて、取用ひ給ひたりしことわりなりさてその欽明天皇の御世におよびてはその暦をまたく用ひ給はむとして其道の博士を召上て常に交替仕奉るべく詔ひつけ給ひ、暦法の書をも奉らしめ其趣を聞召し臣たちの中をゑらびてかつがつ學ばせ給ひたりしなるべし、かくて敏達天皇用明天皇崇峻天皇の御世を歷て推古天皇の御世におよびて紀に、十年冬十月百濟僧觀勒來之仍貢二暦本及天文地理書一云云書一也是時云云、陽胡史祖玉陳習二暦法一大友村主高聰學二天文遁甲一云云皆學以成レ業とみえたり、かくて同十二年より其暦を用ひ給ひ始て天下に頒行はせ給ひたりしなり、其は政事要略廿五卷に儒傳云、以二小治田朝十二年歳次甲子正月戊戌朔一始用二暦日一伊呂波字類抄に引載たる本朝事始にも如此いへりとみえたる是なり、書紀には是日に始賜二冠位於諸臣一各有レ差と見えて始用二暦日一の事みえず、かゝる重事を記洩さるべきにはあらざめるを既く寫脱せる本の今の世に傳はれるものなるべしさて又今も法隆寺に在る釋迦佛光後銘文に、法興元卅一年、歳次辛巳、十二月云云、明年二月廿一日癸酉、云云、とある辛巳年は、推古天皇二十九年に當り、また其下文に癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像、と記せる癸未年は、同三十一年に當りて、此佛像を造りて、すなはち彫りたる文なり、かの始て暦日を用ひ給へる十二年より、二十年の後に當れり、そのかみ既に暦日を用ひ給ひ、年にも日にも、干支を當て行ひ給ひたりし證とすべし、然るに伊豫風土記に載たる、大分速見湯の碑文に、法興六年歳在丙辰、とみえたるは、同天皇の四年に當れば、此は彼暦日を用始め給へる十二年より、十二年前なれど、此は後に定めたまへる暦日を遡せて作るものとすべし、さていはゆる法興は年號ながら、後の御世のとは其趣同じからず、すべて上古の年號年立の事は、長柄山風の附錄年號論の中にいへり、互に考合すべし其のち

にてまことにさることとなるべければさらにいふべくもあらず、漢ぶみ魏志東夷傳に、倭人云云とて皇國の事を記せる中に魏略を引て其俗不㆑知㆓正歳四節㆒但記㆓春耕秋收㆒爲㆓年紀㆒といへるは、おのが國の如くこまかに暦日を定むる事のなかりつる趣をき、およびて記せるにておほかた合へり（魏志の撰者、晉陳壽は、應神天皇の御世廿八年に當れる年五十六にて死たる人なり、魏略は前に在來し書なる事著し、もろこし後漢の世のころより、皇國人のわたくしに彼國に渡り、かの國人も渡り來りし事中外經緯傳に辨へ記せるがごとし）又眞暦考に、月次のさだまりつるはいづれの御世よりともさだかには知りがたけれども暦をもちひそめ給へりし比よりははるかに古の事とは思わるれば、もしくは難波高津宮の御世（仁德）のころにもやありけむ、また甲子といふ事を用ひはじめられしも同じ御代などよりの事ならむか、かくてあまたの御世〳〵を經て後に暦をもちひはじめ給ひけるよりぞ月次の月と天の月に因る月とをひとつにあはせて、いくかの日いくかの日といふ日次も一年一月の日數もみなきはやかに定まりてよろづ今の如くにはなれりけると論ひ、又もろこしの國のこよみの皇國に渡り來つるは、まづ師木島宮の御世（欽明）の十四年に暦博士また暦本をたてまつれと百濟國に勅ありて同十五年に暦博士固德王保孫といへる人まうで來つる事見えたり、これや始なりけむ、されどいまだ世には行はれざりしを又小治田宮（推古）の御世の十年に百濟の僧觀勒といふがまうで來て、暦本を獻りしを陽胡史の祖玉陳といふ人この僧に暦法をならひて事なれりとは見えたれども、此時もまさしくこれを用ひて世におこなひはじめ給へりし事は見えず、政事要略に、此御世の十二年正月朔より始て、暦日を用ひ給ひしよし見えたりさもあるべしといはれたり、これにつきてなほ考ふるに、件の欽明紀十四年の度には六月遣㆓內臣㆒使㆓於百濟㆒云云、別勅醫博士易博士暦博士等宜㆘依㆑番上下㆒令㆘㆓上件色人㆒正當相代㆖、年月宜㆘付㆓還使㆒相代㆖、又卜書暦本種々藥物可㆓上送㆒、とみえたるをよくおもふにはやく神功皇后の韓國を征給ひ其國の御政せさせ給ふにあはせては、かの國にて用ふる文字をも朝廷にて知食し彼が奉れる書どもを讀しめ給ひ、またこなたよりも詔詞書せて賜ふべく、又上古よりありこしまゝにて神ながらなるおほらかなる御政のみにては新しく臣服來れるこちたき韓國人

れざるはもろこしの例によられたるなるべきを 日次ももろこしの例に干支もて記されたり、但し三代實錄にのみ日數の日次を書て、干支を記されたり 書紀にのみしか大歳干支を記されたるは肇めて御世御世の年立干支を定られたるが故なるべし、但しもろこしの史書どもにしか年に係て大歳干支とかけるはをさ〳〵見あたらぬ例なり、繼體紀二十五年の條の注に百濟本記を引載て其文云、大歳辛亥三月云云と注されたるによりておもへば、其はもと韓國のなべての書ざまにて、この百濟本記などの例に據られたりしにもやあらむ、かくて書紀にその大歳干支を元年の條下に記されたるなべての例なるにまれにはそれと異なる記されざまのあるをいかなるにかと考ふるに、さるはなべてならぬ御世の事のさまによりて大歳を記されたりとぞ見えたる、其はまづ神武紀に卽位より前に始めて大歳甲寅と記されたるは上に論へるが如し、又綏靖紀に卽位元年の前年に于時也大歳己卯とあるはさきに神武天皇崩給ひて後手研耳命の御上につきてしか〳〵の御事ありける三年が間を空位のごと記されたる中の事にかけて干支を擧て其年を示はされたるなるべし 但し紀中なべて是年也大歳と記されたる例なるに、こゝにのみ于時也大歳と書されたるはこゝろしらひの文なるにか また紀中なべて御世の始毎に元年と標られたる例なるに、神功紀に首章の末に是年也大歳辛巳卽爲₌攝政元年₋と記されたるは皇后應神天皇の攝政にておはしましける差別をあらはされたるなるべし、然るにその御世六十九年皇后崩たまへる條事の末にもまた是年也大歳己丑 明年應神天皇の元年にも例のごとく大歳庚寅 としるされたるはこれもなべてならぬ攝政の御世なりし差別をあらはされたるなるべし、そのほかには天武紀二年の條事の末に、是年也大歳癸酉とみえたり、こはもと大友天皇の紀元年に大歳壬申天武紀元年に大歳癸酉と記されたりつるが故ありて後に改削して大友紀元年を除きて天武紀の元年と定られたりけむとき、もとの元年紀の條の大歳を削り遺し元年と改られたる條に記さるべき大歳をわすれたるものなるべし 此考は長柄山風にくはしく論へり、こゝにはつくし難し さて又皇國にて漢法の暦日を用ひ始給ひしさまをおし考ふるに、まづいにしへ暦といふもの、なかりし世に年月日といへりしはおのづからおほらかなるさだまりありて事た、ひたりしものなるべし、其は先師の眞暦考にくはしくいはれたるが如く

まりすらもはら後のごとくにはあらざるべきことわりなるに、件の甲寅戊午辛酉甲子の年に當りて御所爲の合へるさまにきこゆるはもろこしの暦法を用ひらる、御世となりてそれより上つかたの事どもは暦によりたる年月を當て書記せるもの、、やうやくにいできたりけむをはるかに遠き御世の古傳説は近くさだかなる御世よりかつぐ〱推のぼせて神武天皇の御上におしおよびてはそのかみの御所爲の次第にあわせて件の四干支を當てもろこしの星運の說に合せて年紀をと、のへられつるものなるべし、但しそは日本紀を撰ばるとてあらたに然ものせられたるにか（續紀元明天皇の養老五年二月の詔に、世諺云歲在申年常有事故、比如所言云云、と詔へることみえたり、此前年日本紀奏進ありき、そのかみはやくより歲につけて、吉凶などさだむる說のありて、世諺にもいふばかりなりし御世のさまはたおもひ合すべしさてかく考出たることは、淸行朝臣の、革命革令の星運の說を主張して、神武天皇の御世の趣に牽合せられたる說によりて、已ばかへりて上古の年紀を定られたりけむ趣を推考へたるなり）またはやくより史などの然年紀を作りて當たる書のありしにてもあるべし、さるははやく神功皇后の御時よりかつぐ〱漢文字を用ひ給ひ（此事中外經緯傳に論へり）年次月日などをば、もろこしざまの韓國の正朔を取用ひ給ひたるめれば（此事は下に云ふべし）其定に書記せるものもありけむを、古事記にはその御世のころはさらなり、うけばりてもろこしざまの暦を行はせ給へる推古天皇の御世まで記さしめ給へるに年紀月日に係てきはやかに記せる事の、ひとつも見えたることなきは天武天皇の大御慮にふかくおもほす趣ありて、みながら年紀月日をも記させ給はざりつるなるべし（古事記序に天皇詔之、朕聞諸家之所賷帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、とみえたるは既に前世の事を年紀月次などを推量りて、定め記せる書のありけるをも、既違正實、多加虛僞とのたまへる中のひとつにて、よろづにおほらかに記させ給ふべき御心しらひなりしかばなるべし、されどもろこし書に比べては、あまりにはがなげにてあかぬ事におもはるべき世のさまなれば、さらに日本紀を撰ばしめ給ひ、もろこし書にきそひて、ことさらに年紀月日をも定め當て、知らるゝかぎりはくはしく訂して、よろづに委しく記し給へるものなるべし、）　さて又書紀に、なべて天皇元年の條事の末のごとくに是年也大歲干支（是年を、仁賢紀にのみ是歲とあるは、例に違へり訛なるべし、敏達紀の一本に、是歲と訛れるにも、おもひ合すべしまだ書紀に大歲太歲と大、太の字とりぐ〱に書て、諸本もまたとりぐ〱にて定がたけれど、こはもと漢國にて、星運といふことをさだするに、大歲といへる語に當りてきこゆれば、しばらく大の字にさだめ書て引つ）と記されたる例なるにつきて考ふるに、まづもろこしの古書、春秋、史記、漢書、三國志などいふ類の編年の史また尙書などに紀年に干支を配當て記せるはをさ〱見えず（日次はみな干支もて記せり）皇國にても書紀を除きては次々の史どもにも、年にあて、干支を記さ

○日本紀年暦考

上古の暦日のおもむきは眞暦考にいはれたるまことにさる事なるべきに、日本紀に記されたるにもろこし風の年紀暦日はいかにして定められけむとつらつら考ふるに、そはまづ革暦部類に載たる昌泰四年辛酉二月二十二日三善清行朝臣の勘奏に、請三改レ元應二天道一之狀一今年當二大變革命年一事云云易緯云辛酉爲二革命一甲子爲二革令一云云、詩諱云十周參聚氣生三神明一戊午革運辛酉革命甲子革令注云云云謹按易緯以二辛酉一爲二蔀首一詩緯以二戊午一爲二蔀首一然而本朝自二神武天皇一以來皆以二辛酉一爲二一蔀大變之首一此事在二口口未出之前一天道口口自然符契一然則雖レ有二兩說一猶可レ從二易緯一也云云今依二緯說一勘二合倭漢舊記一神倭磐余彦天皇從二筑紫日向宮一親帥二船師一東征討二滅諸賊一初營二帝宅於畝火東南地橿原宮一辛酉春正月卽位是爲二元年一四年甲子春二月詔曰諸虜已平海內無レ事可三以郊二祀卽立二靈畤於鳥見山中一謹按二日本紀一神武天皇此本朝人皇之首也然則此辛酉可レ爲二一蔀革命之首一又本朝立レ時下レ詔之初在二同天皇四年甲子之年一宜レ爲二革令之證文一、といひてなほ革命革令の說どもを擧げなほ又皇國史と漢史にみえたる辛酉と甲子の年の變事を牽合せて云云といひて改元あらむ事を奏されたることとみえたり（此勘奏によりて是年七月十五日延喜と改元あり）さるはいと信がたき說ながらもろこしにて舊くより然る說をたて、いひさわげるものもありしなり（革暦部類に、元應三年辛酉年、大外記中原師緒朝臣の勘文に、清行朝臣の勘文に、易緯云とある文を擧て、就之按之、易緯十卷中曾無此文、云云粗考曲籍五經曆算、引易說有此文、同曆記經歟、といひて、その說を難めたる說あり、然れば清行朝臣の易緯といはれたるは、五經曆算を引たがへられたる誤なるべし、いづれにてももろこしのふるき一說にてはあるなり、）今其論說につきてさらに按ふるに、神武記の首章に東征として幸ませる事を記して始て年の干支を擧て是年也大歲甲寅と記し、これより干支を擧て年紀を記されたり、さてその甲寅の干支ももろこしにて爾雅に、十干先レ甲十二支先レ寅曰二攝提格一、淮南子に、天維建レ元常以レ寅始也、三五曆記に、歲起二攝提一元氣肇始有二神人一號二天皇一といへる趣の說に合へるに似たり、又同記戊午年に、御兄五瀨命軍中に薨給ひまた饒速日命長髓彥を殺して歸順ひ奉りたる由記されたる事どもはいはゆる革運年ともいはゞいふべきに似たり、故つら〳〵考ふるにそのかみもろこしにて作りたる干支を世に用ひられたることのあるべくもあらず、年次月次日次の定

義は、帝王本紀は古書にて、古字の多くありて、讀がたき處の有を、此を撰集め籍作る人々、しひ讀にして、今用ふる字に遷易記して、舛れるが有を、そを後々の人の習ひ讀みもてゆくに、義通えがたきに依て、誤字ならむなど思ひて、私の意もて刊改たるを其を傳へ寫せること、既に多く遂に甚しき舛り雜をなして、御世つぎの前後の次第を失し、兄弟の列の參差へる事とさへなりぬ、故今は古今に考覈して、誤を去り舊の直正に歸して、此紀を撰み記せり、されど一往に識がたきは、且一書によりて、撰び採りて本文に載し、其異なる由をば、註に詳にす、此處の他すべて此紀の前後ともに、此效と知べしと云る意ときこえたり、さてまた古字とは、漢の古字なり、そは彼漢國の國風として製れる字の、次々に體變り、或は更に各々私に製り增し、或は廢え、また字の訓義もとり〴〵に用ひなどして、いと煩はしく謾なり、そは今に傳はる古書等にも、彼國の字書にすら、後の物には、見えざる古字の多かるをもて、當時の多有古字云云、といへるをも思ひ合すべし、さて此註卷の初つかたに有るべきを此處にしも有は、有が中にこゝなる一書の文は、殊に多きによりて前後をかれて、因に凡ての例を記されたりと聞えたり、註に一書曰、一書云、一云、又云ともあり、又その一書の中に、亦云、一云、といへる文もあり、など有は、依レ一撰而注詳二其異一と記されたる異傳にて、神代紀にも其例にて三様に書れたり三様に記されつる事は、只何となき筆すさびには非ずて、決めて裏に心しらひとて、其差別を書分られつる物なるべし、但し天武紀二年の下に、一云、云云、とある一處のみはいかゞ、此は必一本云とあるべき處なり、本字の脫たるものなるべしさて其一本云とある例のをは下にいふべしさて又髻華山蔭の追加に、吉田兼倶卿の抄にいはく、流通の本には一書を如註の細字に書之ぞ、吾祖兼延曰、此一書は天上天下海中の神の語なり、與正文不可優劣也、故家本には一字さげて大字に書之ぞといへり、件のごとくなれば、一書を大書にしたるは卜部家の本よりおこれるなり、兼延は一條天皇の御世の頃の人なれども、其家本の世にあまねくなれるははるかに後のことなり、兼倶卿のころなほ流通の本は細字に書りとあればなり、といはれたるがごとしさはあれど、なほその三様の細字に殘れるもあり、さて兼倶卿の抄とは神代卷抄なり、さて又類聚國史なる神代紀の三様ともにみな細字に書るは、いはゆる流通の本なるべし、しかるに神代紀印本諸本延喜本の一書の、大書細字互に同じからぬところあるをおもへば、卜部家の本ならぬも、大書を細字に書るにて、其は細字は、書くにも讀むにも煩はしきをいとひて、書寫す人の心々にものせるが故に、本によりて互に異なるがあるなるべし、此餘に某者云云也是謂云云、今云云云、亦名云云、此云云云などある訓註は原よりの紀の文にて、其餘は多くは後人の加筆なるべし舊本云、一本云、或本云、或云、別本云、などゝあるは、本書にしか記さるべきに非ず、極めて後人の、異本を校合て書入れたりと見ゆ、中には、和銅上奏の本もあるべし、又加筆の本文に攙入たりと見ゆる處もあり神代紀なるは、山蔭に論はれたり、其論ひざまによりて、全部を辨べし、さて神代紀には書名を顯はして引たる文なきを神功記より以下は引書の名を出たる處あり、其引書には日本舊記伊吉連博德書譜第百濟記百濟本記百濟新撰高麗沙門道顯日本世紀など見えたるこれなり、すべて書名を顯して注さるゝ例に非ざればこれも後人の加筆なること決し神功紀の文中に、漢籍魏志を引たるのみにて、年紀をしたる處あるは、後人のわざなること論ふまでもなくまた傍書に、從新羅至社稷、淸本爲疏、猶可見他本、と書たる類の處もこれかれ有りて、いはゆる疏の本文に攙たりとおもはるゝ處もあり、其を一一に云むはいと煩はしければ言ず此心しらひして見ば大旨の考は違はじか

又下に平假字もて、其歌の事實を、日本紀によりて御國詞に書る中には、今の日本書紀の文義とは異にして、打あはぬ事の見ゆるは、其原の文今本と異なるが有しに據たるにや、又そを作る人の本文を讀そこれて、さかしらわざせしにも有べし、さてその平假字もて書ることは、後に別人の書入たる物なることは決し、合せ見て知るべしまたかの幾齋が見たる異本を印本に挍ふるに文字の異同少からず、中にも印本の景行紀の二十五年の一章二十七年二月壬子の一條異本に無く印本應神紀九年の一章異本に無く印本四十年の一章異本十四年二月の上にあり、またその異本天智紀に大友皇子受禪の事など、なほありといへり、當時、とみに抄記せるまゝにて、いとみだりがはしければ、後に書とゝのへて見すべし、といひおこせたりけるが、いくほどもなく、とみに江戸に歸ることゝなりて、そのゝちことしげくて在經るほどに、幾齋は年老て身まかりたりとぞ、その書とゝのへたるものを、見ずてやみぬるぞくちをしきや今其大友皇子受禪の事見えたりといへるをもて推考るに、其本に大友紀もありしなるべし、さて大友天皇受禪卽位のことは明證あるをもて既に水戶光圀卿大日本史を撰給ひて大友天皇紀を立て皇統に定奉りたまひき己はたおふけなけれど、その紀に盡されざることゞもを採集めて考ふるに、日本紀の原本には壬申年を大友天皇紀に立られたるを後に改删て其壬申年を天武天皇の元年とし、其につけて天智天武持統三代の紀の中の文をも改られたるところのありしなるべく推知られたり、但し其改删られたる時は考定むべきよしなけれど弘仁より前の事とは知られたり今延喜式の首に加へたる、弘仁二年につくれる暦運記に、大友天皇を御代に載奉らず件の幾齋が見たりし異本は、いまだ大友紀を除かれざりしかたの本なるべし、さていまかく論へることの考說はことしげければこゝには述がたし、其は既に大友天皇の御上に係れる事どもを書集めたる長柄山風にくはしく論へる中なる此事の說の大旨をとりすべていへるなり、此外異本どもを挍合るに、異なる處のあるは是も繼々にいさゝかづゝ改たる事の有しなり、はやく淸輔朝臣の奥義抄に、日本紀も本々あひたがへる事あればいづれと定がたしと云はれたるもかゝる違のありしなり、さてまた欽明天皇紀二年の處御子たちの御名を記されたる分註に、一書云云々と有て、其下文に、帝王本紀多有二古字一、撰集之人屢經二遷易一、後人習讀以レ意刊改、傳寫既多、遂致二舛雜一、前後失レ次、兄弟參差、今則考二覈古今一、歸二其眞正一、一往難レ識者且依レ一撰、而注二詳其異一、他皆效レ此、と注されたるに依て案ふに此文この紀の凡例として見べし、其はまづ帝王本紀とは、古事記序に見たる、帝紀の類なるべく、書籍目録に、卷數は記されど、帝王本紀とあるは、其か否か知らず、文

合へり　公卿辨大夫咸以會云云と見えたるは、すなはち其本をもて講せたまひしなるべし よく事狀を思ひわたして、辨ふべし、 また天慶六年の竟宴歌の橋直幹の序に、上起混沌下別人神始於辛酉之元 神武天皇紀の始に是年大歳甲寅とあれど、辛酉年と云は、卽位の元年をさせり、 終於壬寅之歳 今の日本書紀三十卷、持統天皇の十一年丁酉八月乙丑に、禪天皇位於皇太子、と云まであり、壬寅は、大寶二年にて、持統天皇崩御の年にて、續日本紀に記されたり、舊は持統天皇崩御の頃の事まで記されたるを、續日本紀に讓りて、後に削られたるなるべし、されど、此序の下文に、自天孫云云神倭云云、洎于持統禪讓之際 とある文によれば、紀の今文の終りと同じきにやとも通ゆれど、正に終於壬寅之歳と書たれば、持統天皇崩御までの事を書たるにて、禪讓云云の文は、書ざまの拙きにや、また支干の違ざまの今本とは異なりしにもあるべし 惣三十卷云云、自彼天孫云云神倭云云上 この天孫云云も、上起混沌とは、遙に後の事なれども、かく云るは文なり、神倭云云は、神武天皇の御事を一つ擧て云へるなり、 洎于持統禪讓之際傳以洪基文武謳歌之初受其曆數 こは持統天皇の、文武天皇に御位を讓り給へる事を云る文と聞ゆれど、上に論へる壬寅の支干の事は相符はず、 乃是四十二帝之興衰者纖微必錄一千餘年之治亂者旨要無遺、とある支干、また御世繼の數も今本と異なり 神武天皇より、持統天皇まで四十一代なるを、こゝに四十二帝とあるニは一の誤寫なるべし、此書肥後本をおきて、他本を見ざれば、訂すべきよしなし、また本のまゝにて論はゞ、飯豐青皇女をも、皇代に立られたるによれるものなり、其は扶桑略記、水鏡、紹運錄、などに、和銅上奏の日本紀に、此皇女を、皇代に入奉りてある由見えたり、此序書ける時の紀には、なほ此皇女を皇代に立られたりけるを、後に除き奉りて、今本のごとく記されたるにてもあるべし、類聚國史に、延曆十三年八月癸丑、藤原繼繩公等勅を奉りて、日本紀に續たる國史を修撰びて、(こは續日本紀の前修本なり、其由は別に撰續日本紀次第考にいへり) 奏上られたる時の表文に、若夫襲山肇基以降、淨御原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之略前史著粲然可知、とあるをふと見ては、當時の日本紀には皇孫尊の天降坐る時より、天武天皇の御世まで載られたりけむとおもはるれど、然らず、件の下文に、神代草昧之功往帝庇民之略、といへると照應たる文にて、皇孫等の天降坐まして以降、天武天皇の御世に至りて、大に皇業を恢弘め給ひたりし由を、贊美奉れる文にて、日本紀に載られたる、神代の始より天皇紀の終を云へるにはあらず、おもひ泥むべからず　また同じ竟宴歌の中に、得聖德太子從四位下行大中辨藤原朝臣師尹、佐支珥保敷〔サキニホフ〕、波奈乎者〔ハナチバ〕於幾弖〔オキテ〕、登與止美己〔トヨトミコ〕、萬津爾者見萬須〔マツニハミマス〕、伊呂那賀利〔イロナカリ〕介里〔ケリ〕、と有りて平假字の詞書にはるもゝのはなのあしたにちゝのみこ太子ともろともにそのにあそびたまふにみことひてのたまはく云太子こたへたまはくもゝのはなはしばらくのものまつのはゝひさしきなりゆゑにおもしろしとのたまへりとあり、此歌によめる太子の事蹟今世に傳はれる日本書紀に見えず、太子傳曆に、三年甲子春三月桃花之且云云とあるに符り、天慶六年の頃の日本紀には此事蹟の文有しこと知べし 天慶六年は延喜四年より四十年の後なり 然れば天慶の後にも改させられし事の有けるが其御本の今に播これるなることと疑なし 竟宴歌序、また端詞の漢文なるは更なり、歌も眞假字もて記せるを、其歌の左に平假字にうつし、

書に延喜四年勅月畫日」從五位下守右少辨藤原朝臣清貫」右大史正六位上兼行算博士阿保朝臣巨賢奉行」位祿官符文等毎枚別在之と記せり、此文解りがたきをつらく〳〵讀考ふるに此はそのかみ日本紀再修の詔ありて其業成りて奏進れる本案のまたの草案本これなるべし、さて年號の下に勅月畫日と在るは其案どもの奥に令條の例に准へて奏進の年月日を題せるがいまだ其月の定まらざるほどなりければ、月次の數の字位を空て月字を書き日字の上は例のまゝに日次の數の字位を空けて書おきたるほど、本案を奉りて勅畫ありて後此草案にしるしおける月日の上の數字を書加ふることを遺れて、たゞその傍に勅畫としるしおけるを後に轉寫せる人の月日の二字の上の空たるを見て字の闕たりとおもひ傍に書る勅畫の二字をその脫字なりと意得てかの二字の空たる位に書換へたりしものなるべしいはゆる勅畫の大概は、詔書勅書勅符等の案の奥に、年月を書き、日字の上を空けて書て奉上れるを、御覽して、宸筆にて、日次の數字を畫きて返下し給ふ、これを御畫日と申し、其を覆奏し奉る式のありて、返下し給ふ時、年號の上旁に可字を畫せ給ふを、可御畫と申し、論奏には聞字を畫せ給ふを、聞御畫と申す、公式令禁祕御抄など併せ見て知るべし、さて然宸筆を加へ給ふを、すべて勅畫とも御畫とも申せること、記錄どもに見えたり、此日本紀奉勅の再修案も、くだりの奏案に准へて奏上し、勅畫の後、更に再修本を奏進りたりしものなるべし〇かく註せる後に西宮抄を見るに、御畫事詔書勅書及勅符並用二畫日一詔書勅書等覆奏文並書レ可論奏及諸衞擬舍人奏並畫レ聞 復任無聞 皇太子令旨用二畫日一 公式令今按公式令勅旨式無二御畫日一又覆奏不レ可レ畫レ可而舊例有レ之此依二年中行事文一歟是就二何所レ注一歟但大唐六典發日勅如二詔書一有二御畫一用二黃紙一勅旨式如二本朝一然本朝不レ制二此式一何依二彼六典一乎延喜天暦之間度々有二此難一或不レ給二御畫一勅符或又無二御畫一而前例有レ之未レ知二其意一と見えたり、かたへに考合すべし、また奉行とは再修の事をくだりの二人して奉行せられたりしなるべし、また位祿官符文云云とは再修本の寫手の人々の祿物は紙數の功程に應へて賜へるが其官符は別に在りといふ由をかりそめに記しおける當時官家通用の俗文なるべし、さて此本は彼長良公のいたく嘆きて近者文一臣請レ詔數增三補之二云云と記し給へる本をまた更に潤飾はせ給へるなるべし、釋紀に引たる新國史に延喜四年八月廿一日壬子是日於二宜陽殿東廂一令三初講二日本紀一前下野守藤原朝臣春海爲二博士一紀傳學士矢田部公望明經生葛井清監等爲二尙復一紀略に、八月九日、大學寮差進日本紀尙復廿一日講日本紀と見えたり、此度に

圖一卷副たる古寫本を見せて、此は既に西國人に賣たるをしか〳〵にて預りをれりと云をしばしとて、あながちに借もて歸りてあらあら讀あはせたることありき、かの異本裏書の文は押紙にて在るを、寫しおきたりしを、往年經亮に與へたるこれなり、と書つけておこせたりき、さはありけれど、幾齋がり訪らひてなほよく問尋むと思ひわたるほどに、急に殿にさもらひて江戸に歸る事となりて立のいそぎに、とはで止ぬるぞ口をしかりける、さて又いはゆる古寫本の日本書紀のことも、因に問ひたりけるが、その答の趣は、下に擧て此本論の一證とす そも〳〵長良公の行狀は文德實錄に載されていと〳〵實やかなる仁におはしければ、彼裏書に記されたる事をも痛嘆せられけむ事宜なり、近者文臣請レ詔と云より案二千古之實一可レ不レ痛哉と云までの文に眼を著て辨ふべし 文德實錄に、齊衡三年秋七月癸卯、權中納言兼左衞門督從二位藤原朝臣長良薨、贈太政大臣正一位冬嗣之長子也、志行高潔寬仁有度、弘仁十三年爲內舍人、仁明天皇在儲宮時、晨昏侍坐、花時月夜戲席射場天皇每許以交歡之恩、長良逾修冠帶不敢和狎、天長元年二月敍從五位下、二年二月爲侍從、十年二月爲左兵衞權佐、三月轉爲左衞門佐、太子踐祚之日敍正五位下、承和三年正月敍從四位下、云云、天皇晏駕之後、哀泣不絕如父母、初斷噉肉求冥助也、仁壽元年十一月敍從二位、四年八月爲權中納言薨時五十五、長良兄弟之間友愛、天至接士大夫常以寬容、人無貴賤慕而仰之、後至于元慶元年追贈正一位左大臣、三年重贈太政大臣、有子六人、第三子基經、今攝政右大臣也、基經幼少之日敬愛異於諸子、古人有言知子不如父誠哉、とあるもて其仁體を見るべし、さて彼裏書を書給へる承和甲寅は元年にて公の三十五歲の時に當れり、 又其後延喜四年に日本紀再修の事有しと知らるゝことあり、其は醍醐理性院に藏傳へたる本これなり、其本神代の下卷ただ一帖存るをおのれ前に文化の中ごろ京に在ける時或人の摹して祕藏るを借得て見たるに 本書粘葉次第紙にものして、兩面に書りとぞ、其摹本を見るに、いたく書ひがめたる字多く、また一書の文を細書したるは、古さまなるが、又其細書の半より、本書のさまにかきつられ、或は一書を本書にかき交へなどして、いとみだりなれど、しかすがに字體は古樣なり、古筆に目かどなる人は、書體といひ紙品といひ、今より四百年ばかり前に寫せる本なるべしと云へりとぞ、又片假字にてところ〳〵訓をさしたり、其訓ざまも印本他本などゝ異なるも見ゆれど、つたなげにて採るべくおもはるるはいと希なるがうへに、これもいたく書ひがめたるが多かり、さて此假字は、後に別人の書たるものなりと、かのめかど人のいへりとぞ、 卷首に普通本のごとく日本書紀第二神代下とありて其行の下にひきはなちて是曰二祇世一（クニツカミノミヨト）と書き 假名もかくのごとし、さて此文に准へおもふに第一卷には、この例に是曰神世とありしなるべし 尾の卷名の下に、これも同じさまに神祇世代下と書終めたり これも准へおもふに第一卷には神祇世代上と在しなるべし、さてその神祇世代とは、第一二卷神代の部を別ちたる稱なるべし但し其神祇下卷を、今ある神代下卷の諸本ともに挍べ見るに、一二字ばかりの異なるところ少はあれど、今の印本と、類聚國史に添たる神代紀、又これ、かれの本どもの異なると、合ひ合はざるは、おほかた同じほどのたがひあるのみにて、さしも異なることとなければ、他の卷々はいかなりけむ、今知るべきよしなし、 かくてその全文は今ある本どもに挍べ見るに然しも異ならねど其はもはら再修せる文は他卷にありて此卷には再修すべき事の少かりつるが故なるべし、首尾の卷名の下に祇世神祇世代など書るが異なるとまた奥書の文にて再修本なるべき事推して知られたり、さて其奥

に非ざる事は更にもいはず文の改ざまに依ては其事も意もおのづから古の傳の趣とは違へる事もあり、或はいかなる由とも聞えがたく成ぬる節さへをりをりに交りなどして、大かた上世の意はうづもれ果て世に知る人なくなむ成れりける此を物に譬へていはゞ彼古傳書のやうは人の像を寫しかくに顔やうは更にもいはず形姿衣の色あやまで其形のまゝに物したるが如くにて、古の有形は目の前に見るが如くになむ有けるを此書紀は世人の好みに合へむとてその古く寫せる狀をば變て見る目おかしくと書成たれば其人には似もつかであらぬ漢人の貌形になれるが如し、抑人の像をうつすは繪を玩ばむとには非ざればいかに見る目はおかしきも其人に似ざらむは甚ほいなき事ならずや、然書改たるを見てばいかでか其人の眞の形は知らるべからむ、世々の物しり人たゞ其繪の狀のおかしきにのみ心を留めて古の形には似てやあらむ似ずでや有らむとは尋もしらぬはいかなりける心ぞや、また古き世のは繪もうち見るにはうはべの筆きえて見所なきが如くなれども今一たび能見れば　の世人の及がたき所の有を、たゞ今様の上手めき花やぎたる方にのみ人は目を留むるが如くいにしへ文いにしへ意の世にめでたき事をば知らずしてひたぶるにその漢めきたる事をのみめであへるも又いかなりける心ぞや、」と有に感おどろきて是いと論はれたる說なり實にも日本紀は古の實を文餝り失へりと見ゆる事の多かるは次々に文餝を加たる物には非じかと思ひしも灼く、これかれ其證を得たり、其はまづ若槻幾齋と云人の見たりし古寫本の日本紀の押紙に、裏書云日本紀三十卷崇道盡敬皇帝所㆑撰也（舍人親王は、大炊天皇の御父に坐しかば、彼天皇の天平寶字三年六月に、崇道盡敬天皇と諡し給へる故に、かく記されたるものなり、）近者、文臣請㆑詔數增㆓補之㆒合㆓叡旨㆒永歛㆓秘符㆒、嗟呼欲㆑取㆓一時之寵㆒輙案㆓千古之實㆒可㆑不㆑痛哉、愚竊寫㆓原書㆒藏㆓之函底㆒、若是證㆓乎來世㆒幸矣承和甲寅左衞門佐藤原長良謹記、と有しといへり（此事は、前に京人橋本經亮の自書記しおける、橘窓自語と云ものを見たりしに、若槻元三郞が物語に、むかし浪華にて所見の日本紀の裏書に、日本紀異本裏書云とて件の文を寫載たり、甚めでたく思ひて其若槻氏いづくいかなる人なるにか、尋問はまほしく年頃思ひわたりつるに、過にし文化十年の四月、ゆくりなく殿にさもらひて、京に上りて在つるほど、若槻幾齋といふ翁の朱熹流の儒者にはあると云がもとに、我友山本勝從か物學びに行と聞て、かの若槻といへるに心づきて、よくたづれきけば、幾齋が壯き時は元三郎といひしとぞ、やがて勝從を中人にてかの經亮が書おける文を書寫して問はするに、今は五十年ばかりのむかし、難波に物學びに往て在ける間、書商人が日本書紀の系

ゆる、台記に、久安四年四月廿三日、季房朝臣來話大日本紀事と記されて、大字を添たるは珍し、此は私に尊みてのわざなることと決し、然るに此紀延喜四年本また其後の古寫本、今世にある慶長四年の國賢の跋ある印本など、おのれが見聞たる限の本ども、皆書字あるは上にいはゆる弘仁の頃より始りて、後に題名とも爲たるものなりけり〱然れども、上に云るごとく書どもには日本紀と書たるが、いと多きは、原よりの名の、世に普きによれる物なり、永正奥書本の本朝書籍目錄にも、日本紀三十卷とあり承和元年に、藤原長良朝臣の奥書し給へる本に、日本紀とあるぞ原の御典の名なるべき、此本の事は、末に委くいふべし、さて朝野群載に載せる、承和三年十二月記たる、廣隆寺緣起に、謹撿日本書紀とあるは、例の文人の作爲なりかし、なほいはゞ此紀原より書紀と題せる物ならば繼々に令撰られし史ども、、續日本書紀、日本後書紀など稱ふべきを、然有ぬを以ても證とすべきなり、さて書紀といへる由は、釋紀に師說依レ注二日本國帝王事一謂二之日本書紀一、又曰師說宋太子詹事范蔚宗撰二後漢書一之時、敘二帝王事一謂二之書紀一敘二臣下事一謂二之書例傳一、然則書紀之文依此歟云云とある義なるべし然るを、尾張人、河村氏の得たりといふ古本には、たゞに書紀とのみ題せしとか、其實ならば、昔のさかしら人の私わざなるべし、さて鈴屋翁の、日本書紀と云はうけばらぬ名なる由を論ひて、書紀と稱られたるは、眞にいはれたることながら、そのかみうけばりて有とある書は

おほかたから書にて、漢書唐書など云るに倣ひて、何となく日本紀と、公にて名づけ給へる物なるべきを、今私に何とかせむ、日本文德天皇實錄、日本三代實錄とさへ題られたるをや、さて彼河村氏の得たりといへる本の、書紀と題したるを、甚くめづる人のあるは、鈴屋翁の論におどろかされて、中々に原の書名を辨へざる誤なり、もし省きて言むには、元正天皇紀に、一品舍人親王奉勅修二日本紀一云云、奏二上紀三十卷系圖一卷一とあるに據りて、唯に紀とのみは云ひもすべきなり、されど見在本に、日本書紀と題したれば、省きては書紀とばかり云むも、難むべき事にはあらず、鈴屋翁の髻華山蔭に、書紀は古書の有が中にいとも尊く珍重たくやごとなき御典になむ有を、さるに取ては古學の爲にはしも不足ことはた小緣ならずなむ有ける、然言ふ故はまづ古事しるす史はおほかた古の傳說を失はず過たずして後の世に傳へむためなり、されば其史ども古きは上代の事を記せるやう唯その有形のまゝにして潤色添たる事なく文の章はた自然に具はりていと美たくなむ有めりしを、此書紀の作ざまは然る古傳書には依ながら當時の世中の好みに叶へて悉く漢史風に改めて詞にその方の潤色の多有のみならず、事にさへ意にさへ其潤色を加へなど凡て萬づをいかで漢めきたらむと力られたるほどに、なべての詞の古

比古婆衣一の巻

伴信友稿

○日本書紀考

日本書紀、もとは日本紀と題られたるを、おほよそ弘仁の年中より、文人たちの書字を加へて、日本書紀とも稱へるより起りて、遂に題名となりしと見えたり、然るは續日本紀に、養老四年云云舍人親王奉勅修日本紀と有を始め、六國史は更なり、右書どもには、悉く書字なきを、釋日本紀に引たる、この紀の弘仁私記序に始めて日本書紀と見えたり、日本後紀に、弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十四人講日本紀散位從五位下多朝臣人長執講とあり此時の人長の私記なり、永正奥書本の書籍目錄に、弘仁四年私記三卷、多朝臣人長撰とあり、また此紀の竟宴歌の本に、延喜六年天慶六年の度ともに日本紀竟宴各分史得云云幷序と書き出して これより前、元慶六年の度も、日本紀竟宴云云とありて、此竟宴歌の書序文はなし、其序文には、ともに日本書紀と書り、此竟宴歌の書は、契沖が宗尊親王の眞跡なりといふを、肥後國熊本にて臨摸し來れるを、元祿十三年に、今井似閑に與へたる自筆本による、普通の寫本には、延喜六年の序文には、書字脫たり、これら決く、文人の潤色作爲なるを、始めに日本紀竟宴と書出たるは、舊名に依れるなるべし、文章のいたく漢ざまなるをも思ふべし、さて延喜六年の序の作者は、三統宿禰理平なり、又朝野群載に載たる承和三年に記せる廣隆寺緣起、釋日本紀に引たる延喜講記にも、日本書紀と見えたり、萬葉集中に、日本紀また日本書紀ともあれど、後人の勘文と見えたれば、論ふべきにあらず さて上に擧たる弘仁より前の書どもには、續日本紀なるはさらにて本朝月令に引たる、高橋氏文に載たる、延曆十一年三月十八日の太政官符に、日本紀と見え、日本後紀に、延曆十六年二月の下、また弘仁三年六月の下にも、日本紀とあり、但し同紀大同元年七月の下に、是日勅命據日本書紀云云とあるは、後人の加筆か今他本なければ按べき由なし、古語拾遺卜部家傳來の奥書ある古本の奥に、此文を引たるにも書字あるは此本に據れるものなるべし、又按ふに後紀は、承和七年に奏進られて、弘仁より廿餘年後に撰れたる書なれば、當時の名目もて記されたりしにもあるべし、さて又後紀の延曆十六年二月の下なるは、續日本紀を撰はじめ給へる時の詔詞にて、前日本紀とあり、こは續日本紀に對へたる文なり、さて其次の文に其續日本紀の事をさへに、單に日本紀とあり、古書どもに續日本紀より以下の國史どもを、すべて日本紀と云ること例あり、大神宮諸雜事記天平神護二年神宮燒亡條に、日本紀二部と見えたり、此記いと古く撰たるものならねど、もはら古記どもを書集たる書と見えたれば、當時題名の一證とすべし此後の古き書どもにも、日本紀と書るは甚多く、日本書紀と書るはをさ〱有ことなきをもて、日本紀といへるが原よりの名なる事を知べくぞおぼ

（原本ニ目錄ナシ今便利ノ爲ニ之ヲ作リテ附ス）

比古婆衣目錄終

卷之十四

卷之十五

卷之十六

卷之十七

卷之十八

卷之十九

比古婆衣目錄

以上

百家說林續編中卷

目錄

百家說林

續編中

百家說林

續編中